No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無	特に無	大変重要な問題だと感じた。平成19年夏頃	特に無
2	地方庁	その他(社会保険事務局)		早期の解決につながることとしては旧台帳を全てオープンにすること。 この期に及んで未だに930依頼をしなければならない現状がおかしい。 そして、旧台帳に記載されている事業所名称を手がかりに事業所整理記号まで入力処理を行うこと。 そうすれば「宙に浮いた記録」については一層のスピードアップが図れるものと思う。	平成9年に基礎年金番号制度がスタートしたときに当時の現場職員の中に早期の記録統合が必要であったという認識をもった職員が全国にどれだけいただろうか。 最終的には「年金裁定請求時に統合すれば。」という認識であったと思う。 事前に十分な検証(想定される状況を検証する)がなされないまま基礎年金番号制度がスタートしたことで現場も相当混乱したことは事実である。 また、930(旧台帳)にしても、基礎年金番号制度導入時に全てオープンにし、本腰を入れて庁全体が一丸となって記録収録をしていればここまでの混乱にはならなかったであろうと考える。	まず第一としてやはり「三層構造」を避けて通ることは出来ないだろう。 社会保険業務センターを含めた庁全体が基礎年金番号制度導入時にもっと先を見据えた形で記録統合を進めるためにはどうすればいいのかを真剣に議論し、現場の声を聞いたうえであらゆる方策を実施していれば5000万件にもならなかったであろうと考えられる。 さかのぼればきりが無いが、いずれにせよ、当時の一定以上の役職にいた方々がもっと認識をして、十分な準備をした上で基礎年金番号を実施していれば、と考えると悔やまれる。 今も当時も庁の方々は第一線である社会保険事務所職員の声をもっと聞いていろんな施策を打ち出していただきたかったと思う。
3	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	人員を増やして、集中的に処理できる体制を作る必要がある。	社会全体の問題と認識しています。 また、過去の記録について管理できていなかったと思ったのは、 平成19年頃でした。	一つ一つ丁寧に解決していきたいと思っている。 しかしながら、恒常的な人員不足のため、今の体制では困難と考えられる。
4	地方庁	地方社会保険事務局 課長級以上		現在実施している種々の取組みをできるだけ早期に完了すること。	年金記録問題は早期に解決すべき重要な問題であると認識し、マスコミ等で大きく取り上げられてから知りました。	
5	地方庁	その他(社会保険事務局)				
6	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		時間をかけて、1件ずつ解明していくしかないと思う。	平成9年の基礎年金番号付番の頃。	
7	地方庁	社会保険事務所課長級以上		長妻大臣が言っておられる人・モノ・金はどうしても必要と感じております。 非常勤職員で対応することにも限界があり、記録問題に対する個人個人の意識もモチベーションを維持するにも難しくなっていると思います。 予算あってのことですので、困難なことは十分認識しておりますが、あくまでも根本的な解決として考えるのであれば、職員の大幅な増が必要なのではないのでしょうか。	個人個人の問題ということではなく、社会保険庁という体制が長年の間で問題の積み重ねにより、このような問題となったと思います。厚生労働省及び社会保険庁全体での問題として認識するようになったのは平成19年に全国の社会保険事務所で行った名寄せ作業で実感しました。	現場の職員として、相手のお客様に理解していただくため、丁寧に対応することを心がけております。この積み重ねが結果として信頼回復に結びつくのではないでしょうか。近道は無いものと感じております。反省点とは少し違うことになるかもしれませんが、現場では残念ながら理屈が通らないお客様の苦情が多く、組織全体で苦情に対するマニュアルや研修がほとんどされていないことが今後にとっても不安点の1つです。民間企業では苦情に対する研修等がしっかりできていると耳にしております。本庁でも真剣に取り組んでいただきますよう、お願いします。
8	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	ほとんど報道された内容である	お一人ずつ、地道に、かつ確実に記録の整備をしていくしかないのではないか	一連の問題が明るみに出た時点。まさか未統合の記録が5千万件もあるとは知らなかった。	窓口や電話で相談のあった方々について、丁寧に記録の確認を行った。統合機からオンラインの切り替え時の対応が、もう少し慎重に行っていれば、違っていたのではないか。
9	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	地道に定期便を活用した記録の統合作業を続けることではないでしょうか？	番号重複者は過去の厚生年金制度上においては本人が転職時に正しく申告しない限り必ず生じます。 基礎年金番号の導入以前から重複が判明した方の年金番号はその都度重複取り消し作業を行っていました。 これを年金記録問題というならば制度発足以降常につきまとってきた事柄ですし、その責任を社会保険庁の職員に押しつける風潮は未だに納得出来ません。 記録の不備については社会保険庁のミスと言えますが、重複した年金番号の交付そのものは行政側のミスだけではなく、申告を怠った国民と、重複を防止する法律としなかった立法府の問題の側面もあると思います。 平成9年時点で基礎年金番号を導入した時点で、他の年金番号の照会作業を行いましたが、5000万件の未統合記録があると知ったのは長妻議員の質問趣意書に対する政府答弁により一般に知られたところであり多くの職員も同じだったと思います。地方レベルでは全国で集計された数字は知らされませんので把握しようがなかった、という思いを持っています。	未統合記録の年金記録相談対応については、ねんきんあんしんダイアルでの24時間電話オペレーター業務、年金相談センターでのあんしんダイアル夜間電話オペレーター、休日の年金記録相談、平日の社会事務所における年金記録相談、外部で会場を設けた年金記録相談に従事し、一人でも多くのお客様の不安を解消するよう努めました。また現在も休日返上で年金記録調査に従事しています。 相談に出ていた平成19年、20年を振り返りますと、多くのお客様が、一部の議員の指摘と偏ったマスメディアの報道を真に受けられて自分の年金記録が消され、またあたかも改竄されたと思いこまれた状態で相談に見えられていました。結果、そのことに対する説明に多くの時間を費やすこととなり、来場されたお客様を長時間お待たせすることになり非常に申し訳なく思いました。 消えた年金と騒がれたことによって国民全体の年金制度への関心が高まったことは評価できると思います。 反省点は制度自体の見直しが抜本的に行われずに今日まで至ったことに尽きるのではないのでしょうか？ 私は不本意ながら日本年金機構には従事いたしませんが、これからの業務に携われる皆さんの奮闘に期待します。
10	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	ありません。	解決するには、1件1件確認するしか方法はないと考えます。	年金請求時点で、詳しく調査すれば確認できると考えていました。	カタカナでのコンピュータ登録が間違っていたと考えています。 (漢字登録すべきでした。)
11	地方庁	地方社会保険事務局 課長級以上	特に新たなものはありません。	昭和17年6月からの過去70年近い記録の管理を一足飛びに解決することは難しいと実感しています。特別便、黄色便と立て続けにコンピュータによる力任せの大量な発送は業者委託と併せ何とかしのいでできうる部分でした。 問題は、ご本人からの回答をどのように処理していくかであって、これは力任せでできるしごとではなく、人の力による丁寧な対応に尽きると思います。 と同時に、調査するための武器としてのシステム改善が必要です。 例えば、特別便がスタートしたときから「漢字氏名索引」があったなら、080によるマイクロ索引のスピードが今のように遅かったならば、もう少し対応が早く済んだのだろうと思います。 また、事業所検索システムが当時からあれば、こんな残件数を抱えなくても済んだのではないかと思います。 今、記録を捜す人達の中で、判明は良くて2割位というのが経験者の感触です。裏返せば8割は記録のない方であって、調査業務の圧倒的多数は記録なしの方々のためにあるのが実態です。ここはマスコミの煽りによる影響が大きい部分であり、「記録があれば儲けもの」といった方も正直言っておられます。 解決に近道はありません。丁寧に対応する以外に方法はないと思います。	無年金の方、生まれた国に帰った方、既に亡くなられた方もおられ、全ての記録が基礎番に結びつくことはあり得ないと漠然とは思っていました。 また、転職を繰り返してこられた方は記憶も曖昧で、ご本人の記憶だけでは無理があること分かっていても、過去の年金裁定請求時や年金相談においてはご本人に積極的に教示することはできないとされていました。 と同時に、多くの方は氏名索引のシステムが無い頃に年金決定されていることも事実です。 5，000万件と聞いたときは驚きでしたが、色々な要素が集合した結果であったと思います。残念だったのは、業務センターにおいてコンピュータ入力の際にパンチャーが自動入力によって、本来3101であるものを勝手に100と機会を固定していたとTV放映で知ったときです。 時代と言ってしまえばそれまでですが、当時は今のようなコンピュータがあったわけではなく、多くは手作業での管理であり、絶対に間違いは無かったと言い切れる自信はないと思います。	
12	地方庁	地方社会保険事務局 課長級以上	特に思い当たりません。	制度ごとに原因が何であるかを検証して対策を立てる必要がある。 例えば国民年金で言えば市町村に問題があるのか、社会保険に問題があるのか、都市部だけのの問題なのか、地方でも問題があるのか、一部の県の問題なのかきちんと検証の上、それぞれ実態に応じた対策を講じる必要がある。	複数の手帳を所持している者がいるとはことは認識していましたが、まさか5000万件も統合されていないとは思いもつきませんでした。	省庁間の連携が重要 総背番号制の導入 重要な記録に対する希薄な管理意識 責任を痛感しています。
13	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			・自治体との業務棲み分けのあいまいさ(書類の保存責任や報告義務など)と、相互の連絡不足などが根幹にあるのではないかと思います。 ・また、時代ごとに制度が違ったり、特例ルールなどがあまりにも多いことなどが、年金記録を複雑化させてしまっていて、保存データの形態が制度に追いついていないように感じました。 ・私は併任で現部署に来ており、この問題を詳しく知ったのは、今年度に着任してからです。	まずは、これから予定されている統合機の電子画像化後に突合処理で対応するしかないと思います。
14	本庁	その他(本庁)	特にありません。	本庁と地方庁とが連絡を密に取り合い、現場の声を強く反映するような政策を考えていく必要があると思います。	社会保険庁全体として、最後先で解決に取り組まなければならないと認識していました。 新聞等に5000万件の報道がされたときに初めて強く自覚した記憶があります。	記録は当然正確に反映されているもの、という認識が甘かったかと思います。今後は更に入念なチェックが必要かと考えます。
15	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
16	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金特別便の未提出者がまだ相当数いると思います。特に高齢者、受給者に多いと思うので、今回地方自治体に協力を依頼されていますが、再度 ローラー作戦を行った方がいいと思います。 また、名寄せ対象者で未提出もしくは問題なしで提出された方についても 再度接触を図ることが重要だと思います。	以前から市町村の保有している国民年金台帳と社会保険庁で保有しているデータにおいて納付記録が合致していないことがあるということは担当者から聞いていました。 厚生年金の標準報酬月額に不一致があることは今回の事例で初めて認識しましたが、原因の所在が不明確なので社会保険庁または社会保険事務所の責任とは限りませんが、早急に善処することが必要であると思います。 ただし、証拠書類の有無だけで判断することは難しいという理由で相手方の 一方的な言い分で左右されると少し危険な気がします。	標準報酬の改竄問題が発生した時に該当すると思われる受給者本人と面談しましたが、高齢者は特に記憶にない場合が多く、当時の時勢などを用いて 思い出しやすい状況を作ることで対応しました。 問題点としては、オンライン切り替え時にもっと確認しておけばよかったのではという部分と提出してきた相手方の失念と思われる部分があると思いますが、 それでも社会保険事務所において書類審査をもっと丁寧にしておけば防ぐことができたのではと思います。
17	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			入庁したときに、記録班に従事していた。 コンピュータ記録には、収録時の統合事故の補正処理がなされなかったケースが存在し、収録もれとなる場合があるが、原票・名簿は保存されているため、相談や年金請求時には正しく補正されるものと思っていた。	年金記録の問題は、社会保険庁の職員の一部が、記録の重要性を認識せずに処理してきたことが原因と思います。職員の大多数はキチンと処理してきたことと思いますが、一部ののいい加減な処理が全ての不信感を招いたのだと思います。業務処理や機械処理においては、ミスや事故は必ず発生します。それを予め想定し、ミスや事故に対する対処方法(事後フォロー)を事前に用意してあれば、これほどの問題にはならなかったのだと思います。 また、職員の教育が不徹底だと思います。職員の一人一人が業務に対する責任感を持つことが一番大切ではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
18	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	—	—	社会保険庁で仕事をして数か月ですが、記録問題の存在は、報道等で知りました。 どんなに素晴らしい制度を作っても、運用がきちんとなされないと制度そのもの・まじめに働いている職員全体への信頼も失い、そしてその信頼を回復するのは非常に困難であることを痛感し	—
19	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	消えた年金の逆のケースとして、国民年金旧法時代の5年年金、10年年金にすでに他の年金の受給権を得ていた者が加入して、年金の二重受給している事例。 当時は、国民年金と他制度の重複加入の確認が取れないためこのような事例があったと聞いている。 受給者はすでに死亡しているケースがほとんどと思われるが、ねんきん特別便等により判明しているケースはあると思われる。	過去の記録整理については地道に行うしかないと考える。 今後同じ過ちを繰り返さないためには、厚生年金から国民年金への移行等の制度間移行時に時間的なロスがないような制度に改善することが必要と考える。	短期間の事業所勤務を繰り返しているような者に対して、手帳番号が複数払い出されている事実は相当前から知っていた。記録の統合は年金裁定請求時等何らかのきっかけがなければ進んでいなかったことから、短期間の統合漏れがあり得るだろうことは、年金給付課を担当していた平成元年頃には感じていた。 その後、基礎年金番号が導入されても記録の統合がなかなか進まないことや、制度間の資格記録が反映されないことは問題だと感じた。	年金給付担当時は、年金記録の空白がある年金裁定請求者に対して照会を行い、できるだけ記録漏れがないよう対応したつもりである。 反省点としては、基礎年金番号導入時にもっと徹底した統合の努力が必要だったと考える。
20	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		信頼回復のため、お客様に対し丁寧に対応することを継続していくことだと考えます。	転職により年金手帳が複数存在する場合があることについては、社会保険事務所出向時(平成9年頃)に知りました。	国民一人一人への働きかけをもっとすべきだったと考えます。
21	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません	わかりません	大変な問題と認識。4年位前のマスコミ報道で知りました。	業務として対応しました。年金記録問題の根幹は、制度の問題であると思いますので基本的な制度をわかり易いものにすべきだった思います。
22	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	大盛の業務量だと思われますので、もっと人を投入したほうがいいのではないかと思います。	ニュースで問題になった頃だと思います。	組織で情報管理を重視すべきだったんだと思います。
23	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	何をもって解決とすべきなのかを考える必要があると思いますが、具体的な方策は見出せません。 ただ大胆な割り切った方策は、逆に今後の年金制度改革への国民の信頼を損ねることになるのではないかという心配はあります。	資格取得時の審査と処理に限界がある以上、記録問題が発生し続けることは採用当初から認識できました。 在職時に重複取消の手続ができていなくても最終的には裁定請求時には解決するのだろうと考えていました。	資格取得時に年金手帳の添付の徹底と重複取消届出の重要性については事業所の担当者や被保険者に対してかなり説明していたつもりです。 基礎年金番号導入以降は記録の統合が進むものだと考えていましたが、結果として捗っていないことは反省すべき点であると思います。
24	本庁	その他(本庁)		現在も行われているように、国民一人一人への確認のお願いを地道に図ること。	実際の納付と記録が異なることは、保険事故が生じた後の一人一人の生活に大きく影響するため、大変な問題だと思います。問題の存在を知ったのは、マスコミなどで報道されるようになって	対応する部署に配属されたことがありません。
25	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			平成19年に知りました。 当時、社会保険事務所(現場)に配属されており、お客様と直接対応する毎日であったため、大変な事態であることを肌で感じ、一刻も早い解決を図らなければならないものとの認識で仕事に取り組んできました。	お客様1人1人の信頼を回復させるため、基本に帰り、年金の知識を身につけるとともに、懇切丁寧な対応に努めた。 また、ねんきん特別便の大量発送に起因した社会保険事務所窓口の混乱時においては、常に社会保険事務所全体を通じて効率的な業務スタイルの構築に努めた。 年金記録問題の反省点として、 基本的なことを基本通り行えなかったことが原因。 制度改正が多く複雑な年金制度を理解した知識のある職員を増やし、相談体制を確立することが重要と考えます。
26	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。		解決すべき問題と認識しています。 新聞等の報道により知った。	簡単に解決出来る問題では無いため、確実に正確に解決すべき問題
27	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		最後の1人まで、年金記録を照合させる事が望ましいですが、年金記録問題に投入している費用は、国民の税金であるため、記録が不十分で年金が支給されない方の救済措置も含めて、方針転換をそろそろ行う時期に来ているのではないかと思います。	マスコミや国会議員に騒がれ始めてからです。	反省点は、管理が不十分だったこと。これに尽きると思います。また、国民の生活資金になる重要な財産という考えの欠如も反省点だと思います。
28	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		・大変大きな問題だと認識している。記録の統合等については、採用時から認識していたが、時間をかけて処理を行えば処理できることと思っていた。	・対応が後手後手になったことから、各種批判等が多かった。 ・長期計画の下で、確実に取り組むべきであった。
29	地方庁	その他(社会保険事務所)	ほとんどの年金問題が世間一般に知れ渡っていないと思われます。	CM等を流して、年金問題にもっと関心を持ってもらえる様、広報すべきと考えます。	年金問題は社会保険庁の怠慢に起因するものが殆どと思っていましたが、そればかりが原因ではないとわかった。 問題の存在については、入庁(平成17年4月)してから半年くらいで、なんとなくわかってきた気がしました。	やはり、一刻も早く広報すべきと思いました。 問題を明らかにするのが遅すぎだと思います。 問題は隠さずに、すぐに公表すべきです。
30	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思いつきません。	今のままでいいと思います。	マスコミで取り上げられて初めて知りました。 大きな問題だとは思いますが、社会も昔はそのような風潮だったのかな、とも思うので、これから挽回するしかないです。	今、働いているのは自分なので、過去がどうであろうと真摯に勉強して対応するのが当然であると思います。 記録管理についての、責任感の薄さ・管理意識の低さが原因です。少しの緩みが大きな過ちになるので、動きやすいほうになびかずに法令遵守をすればいいと思います。
31	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	もはや社会保険庁のみでの記録調査(特に本人照会)には限界がある。 協力できる公的機関には積極的に協力依頼をすべきではないかと思われる。	採用当時(昭和64年1月)より厚生年金と国民年金の手帳番号が別々に設定されていることおよび厚生年金被保険者の住所登録がされていないことに疑問を持ってました。 やはりオンライン化がされた時点で基礎年金番号制度を導入していれば、問題の拡大を防げていたのではないでしょうか？	制度に対しては残念ながら自分は何も出来る立場でなかったので、対応しようがありません。 しかし年金相談の現場においては、複数の番号があると思われる方については 詳しく聞き取りをするなど番号の一本化に努力してきましたが現実的にこの問題の深刻さ、そして20年以上勤務していることを考えると自分にも責任はあると思います。(聞き取りの方法など完璧ではなかったと思います)
32	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録を検索するシステムがいまだ満足な水準にないこと。	予算。 社会的関心がなければ難しい。	過去から現在に至るまでの、保険者・被保険者双方の複合的な問題の積み重ね。	出会った1件1件に対し、本来あるべき姿に近づくように努力している。
33	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	単純なケースは臨時的なアルバイト等でも対応が可能ですが、やはり最後は専門的な知識を有する多数の職員投入が必要になってくると思います。	私運組織全体を左右する非常に大きな問題と認識していました。 また、メディア等の報道と同時期にそのような問題があることを知りました。	事務所としての体制に従い対応をしてきました。 問題の内容の詳細について、現場の一職員までになかなか伝わらず対応に苦慮しました。
34	地方庁	その他(社会保険事務所)			現在のように記録問題が社会現象となったときは自分は入庁一年目ということもあり、なにかいきなり噴出したものであると感じた記憶がありました。 時間がたつにつれて社会保険庁として積み重なって起こった問題であると認識するようになりました。	記録に関する問題については特別便や期間照会にあたって正確かつ迅速に対処できるよう積極的に調査を行いました。 またこのような問題が起きないように事務所内での処理誤り等を上部にあげ、同時に誤りを正すことを最優先に行っております。 問題についての反省点としては、社会保険庁と事務所間に壁というか別組織の認識が少なからずあるということと、とにかく職員の意識の低さがあったということです。
35	地方庁	その他(社会保険事務所)				
36	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・特にありません。	・まだ開かれていない力セットのオープンやまだWM上に登録されていない統台帳記録を早急に反映させる。	・過去記録調査の担当者になってからです。平成18年から19年ごろです。基礎年金番号に統合されていない記録や未整備の記録多く、将来受給手続き時にトラブルが予想され、社会保険制度の信頼にかかわる問題だと思いました。	・WM上での調査だけでなく、統台帳(名簿)での調査や、手がかりが足りない時には本人に聞き取りを行ない、おざなりな調査にならないように心がけました。
37	地方庁	その他(社会保険事務局)		不正受給等を考慮すれば、これまで実施してきている方法が良いと思います。 ただ、第三者委員会の判断基準については、幹旋の割合ありきではないと思います。	基礎年金番号導入時点で、付番と手番登録作業が行われて、未登録手番は死亡者が大多数だと思っていました。 また、現存者でも、年金請求時点で職歴を確認しているはずで、その時点で未登録手番は解消されると思っていました。 約5000万件という具体的な数字は報道で初めて聞きましたが、これほど多いとは思っていませんでした。	現在、記録問題の対策チームに所属しておりますが、与えられた仕事に精一杯努力したいと考えています。 情報管理部門に所属していた期間に、この記録問題の認識が無かったのは、「実数は少数で、死亡者が大半だ」と思っていたことに反省しています。
38	地方庁	社会保険事務所課長級以上		体制強化だと思われますが、現時点での職員の人員・人材、支援体制では限界があると思います。通常業務とは切り離して考える必要があるのではないでしょうか。第三者委員会へ移行する案件も今後増加する一方と考えられるため、それにかかる体制強化も必要と思われます。		
39	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	社会保険庁が知らしめていると考えているものと、世間一般が知っていると考えていることとの間には隔たりがあると思います。 遅切な広報を実施する必要があります。あわせて、庁内(機構内)への広報が必要です。	機構とは別組織で、集中して対応すべき。 場所は東京にこだわる必要はない。		
40	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		年金記録問題を知ったのは18～19年頃に新聞等で騒がれたときです。実際に業務に携わっていて実感したのは「真相は謎である」ということです。記録がおかしいと主張する人の中には明らかに本人の勘違いなど矛盾したことを言う人が数多くいます。しかしその一方で領収書を持っているケースなど記録が間違っているケースもあります。実際のところどうなのか判別つかないケースが多すぎるのです。しかし、真相はどうであれ国民に不安を与えてるということはまぎれもない事実であるということは受け止めていました。	電話や窓口で数々の対応しましたが、本人が勘違いしているようなケースについては制度面などを細かく説明するようにしました。それ以外の場合は残っている記録を一つずつあたっていく以外に手はありませんでした。 反省点としては年金制度が複雑であるという背景ももちろんあったとは思いますが、記録漏れが起こりうる管理システムになっていたということが大きく影響しているのではないかと思います。
41	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知らない	現状の政府の方針でやむを得ないと考える。	由々しき問題だと認識した。 公表があった時点で知った。	対応できる部署に所属していなかったため、傍観するのみであった。 問題点の掘り下げ、調査の遅れが、より混乱を招いたのではないかと思われる。
42	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金制度の根幹に係わる重大な問題と認識していました。その問題が存在することを知ったのは、平成18年ごろです。	お客様の不安を少しでも解消するよう対応しました。反省点としては、記録管理を徹底出来なかった点が挙げられると考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
43	地方庁	その他(社会保険事務所)			厚生年金の記録の調査にたずさわると、氏名の読み方、生年月日が少しでも違うと、記録が出てこないので、調べる職員によっても、場合によっては回答の内容が違ってくるケースもあると思われます。私は平成3年から、在籍してますが、当初からそう感じていました。	長年の培ってきた経験と勘がないと、難しいと思います。今、全職員は必死に頑張っていますが、昔の台帳や、WM上の記録など、記録の管理がなっていないこと、これは昔からの体制・・に問題があり、それを今、現職員に全てを求めても限界があります。データーの管理をしっかりした上でないと、年金記録問題の解決は難しいです。
44	本庁	社会保険事務所課長級以上				
45	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
46	本庁	その他(本庁)		政治判断による一括整理。	全容の解明が不可能な問題であると認識。時期は新聞で騒がれだしたころ。	お客さまに対して、問題の原因を丁寧に説明した。反省点は、限られた人数・時間で記録を整理せざるを得なかったところ。また、企業の実態に合わない適用基準を強行したこと。
47	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特別便・定期便以外で画期できな解決策はないのではないか。ひとつひとつのお客さまからの期間調査依頼や窓口での説明責任を果たしていく、ことが地道なようで一番の解決策だと現場経験から考える。	年金問題の存在を知ったのは、報道で大きくとりだたされてから。お客様の、問題発覚から特別便対応までの、接客時の反応からしても、大変深刻な問題だと認識する。また、問題が根底が昭和の時代まで潤ってしまうものであり、受給者の方々も年齢を重ねてしまうので、解決には確実性は必要だがともに早急性も求められる厳しい問題であるとも認識する。	主に事務所の窓口で対応することが多かったので、一件一件の特別便対応をしっかり行うようにし、期間調査を受けるときは、探すときにすばやく行えるよう出来る限り情報を引き出すよう心がけた。基礎番号制度になってから、幾つもの番号が一人の人に重複されることはほとんどないとは考えるが、再発を防止するために、各種取得届けにおいて、安易に基礎番号欄が空欄の書類を受付ないようにし、事業所や個人に対して、年金番号の重要性を伝達していくことも、地道ではあるが、現場でできる解決策の一つであると考える。
48	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に承知していない。	現在、実施されている各対策を確実に実施することが、先決であり、その中で発生した問題等を分析し、着実に解消させることが必要と思います。 しかしながら、年金記録等は非常に多くの記録量とその記録の形成にあたっては、時代時代の社会状況等、行政機関(社会保険庁、市町村等)、事業主、被保険者等の記録に関する義務・認識の違い等により、多種多様な形で記録されているのではないかと感じており、この解決には、多くの時間と体制の確保、そして法的な救済等がなければ解消できないと思います。	将来受給するである年金の受給額を決定するうえでの大事な記録であると認識しておりました。 現在、承知しているような問題を現実的に知り得たのは、主として報道等によるのがきっかけです。	一つ一つの記録が将来の年金額、そして個々人の人生設計を左右する大きな影響力を持っているものであることを再認識し、的確にかつ将来において確実に証明できる措置が、確立されておらず、個人情報等をはじめ、記録管理の重要性に対する意識が社会的にも十分に認知形成されていなかった面が、多分にあるのではないかと思っております。 私個人としては、記録の補正等確認作業についての協力要請については、休日等可能な限り参加させていただくなど、解消の一助となるべく対応してまいりました。 このようなことから、過去の記録の補正等については、的確に対処し解消を図り、今後の記録については、確実に管理するとともに、確実な届出が提出されるスキームの構築が必要と思いま
49	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職場全員が最優先課題として取り組み、そのためのチームを通常業務の課以外に作る。通常業務もあわせてとなると、非常に効率が悪くなる。 また、業務センター一箇所で行っている再裁定をもう一箇所増やして行う。 記録調査については、画像化やDB化が進められているので、全国は無理でも、ブロック単位での集約をし、現在回答が遅れている所のカバーをする。	県内ではありえない話で、他県でのみ発生している事象と思っていた。全県調査の結果後に知った。	一度落ちてしまった信用はなかなか回復できないが、今までのことを真摯に受け止め、これからの事業に一生懸命取り組んで行く。何がなんでも頑張るしかない。 不正免除にしても、報酬改ざんにしても自分たちの目先の利益(収納率アップ)を優先したために起こったことで、法律に基づいての仕事であるとことが見失われていたように思う。全ては法律で
50	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		知りませんでした。 年金記録問題を知ったのは、年金記録問題として取り上げられました3年程前(H19年)と記憶しております。	どう対応すればよいのかわかりませんでした。 次々と知らなかった年金記録問題が明らかになり、もっと早くから対応すべきであったと思います。
51	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員の地元で積極的に活動できる職場環境の確立	本来本人の記録として存在している記録が、本人の記録として登録されていない。 平成18年6月頃	実際、相当以前の記録が多く、本人自身の記憶でも不明確な部分が多いので対応も困難である。
52	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今までと同様に、最優先課題として、人員を増やしながら対応していくしかないと思います。	平成19年の春頃に新聞等で公になった時に知りました。 重大な問題であると思いました。	庁や事務局としての方針や指示に基づいて、その時、自分が出来ること(窓口応対やコールセンター派遣など)を懸命に行いました。 反省点としては、制度的な問題(基礎番がなく、制度毎に番号が違った時代が長かったことなど)が挙げられると思います。
53	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	職員を多く期間調査センターに配置すべき	年金特別便が発送されて露呈したが、職員であれば、 期間調査申し出が増え、混乱することは認識していたと思う。 記録を機械化したときの入力ミス等、過去の仕事の流れに 問題があったと思う。	年金関連の部署では、なかったので、他の事務所、期間調査センターに業務支援の要請があった時に参加した。 特別便が発送されたころは、確かに社会保険事務所はパンク状態だった。 しかしながら、期間調査センターのように集約して払い出し簿やマイクロ名簿を各県1箇所に集めることは事前準備のときにできなかったか。 事前は無理でも、もう少し早く立ち上げるべきでなかったか。 職員一人一人、もちろん仕事がある。業務支援で何回か支援する形では効率できでなかった。 もお少し定員増強を早くして、職員配置すべきと思っていた。
54	本庁	その他(本庁)	仕事のやり方の問題かもしれませんが、職員毎に業務量が違いすぎると思います。あまり知られていないようですが、再裁定そのものを担当する職員よりも、再裁定によって新たに発生した業務(記録統合・受給者の疑義照会・確定申告)に携わる職員の業務量の方がかなり多いはずです。大変な思いをしている職員にあまり日が当らないのはもったいないと思います。	無し	入庁してすぐ。絶対いつか余所から叩かれる話だなと思ってました。	何もしてません。周りの職員に聞いてみましたが、そういうものだということ位しか言われませんでした。これからの組織の在り方として職員の日々の業務に関する疑問に組織として応じる機会があると良いと思います。
55	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		本人の年金にかかわることなので、重要な問題だと思います。 そのような問題が存在することを知ったのは、よく覚えていませんが、今の年金記録問題より前だったと思います。	受給権者が年金の手続きをする際に、十分に履歴の確認を行ってきました。 (氏名索引、本人の聞き取り等) この問題については、以前の年金の制度が、加入ごとに手番を払い出すしくみであり、本人も手帳を無くしたりして分からなくなるケースが多いと思われるので、一人に一つの番号で、国で管理できていれば良かったのではないかと思われます。
56	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	当面、専門スタッフを配置する。	当時のシステム上ある程度やむなし。平成19年始めごろ。	特になし
57	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点において、未だに「宙に浮いている」年金記録の特定を早急に行い、 統合、再裁定などを速やかに行う必要があると考えています。	全事務所体制で早急に解決しなければならない問題と認識していました。 年金記録問題の存在は「宙に浮いた5000万件」についての各種報道がなされ 始めた時点で知ることとなりました。	窓口等でお客様からの問い合わせに対して「宙に浮いた」記録が見つかった場合には速やかに統合等を行うように心がけてきました。
58	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
59	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金特別便の回答について早急に対応をしていくしかない思います。	基礎年金番号が導入される際に、それまで、国民年金、厚生年金、船員年金それぞれが違う番号を使われていましたが、いざ基礎年金番号となった時に番号の統合を後回しにして、在職中の番号だけを優先して処理を進めていけば、こういう問題が発生してくるのではないかとは思って	その当時は、基礎年金番号関係の取り扱いが少ない部署にいたため、疑問に思っていても行動に移すことはできないでいました。もう少し全体での話し合い等をして問題提起などができていれば少しは違ってきていたのではないか思います。
60	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	年金記録問題の解決には、民間的に言えば、経営資源(人、物、金)を 集中投下して、期限を設定して解決に取り組むべきと思います。 現実にその方向にあると思いますが、現場組織(年金事務所等)とは別に、記録問題解決に特化した組織を設け、そこで集中的に解決に向けた活動を行うことが必要であると思います。	本年2月に社会保険庁に民間企業より、転職したが、以前より、マスコミ報道などで知っていました。 当時は、民間企業に勤める一国民として、社会保険庁の管理体制、システム、職員のモチベーション等に非常に疑問を持っておりました。	現在、社会保険事務所に勤務をさせて頂き、現場職員の仕事に対するもちメーションの高さ、記録問題に対する解決する、解決したいという意識の高さを 感じています。これは、マスコミ、国民の皆様からの厳しい指摘や記録問題発生以後の社会保険庁改革などの成果であると思います。 今後は、記録問題解決に向けた意識の徹底、風土としての醸成も継続する必要がありますが、(7)でも述べましたが、組織、仕組みを早急に立ち上げて、集中的に取り組んでいくことが必要と
61	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	ただ、人を厚い入れればいいという訳ではなく、根が深いの部分は、どうしても知識のある人間の対応が求められます。しかし、その知識のある方達はここ数年で多く退職しています。時間を区切られてしまうと浅い対応しかできなくなってしまいますので、あまり時間にとらわれない形でやっていければと思います。 該当は高齢者が多いので、むずかしいとは思いますが。あとは、今開発中の記録検索表示システムの早い段階での稼働ができればと思います。	とても根が深い問題だと思います。社会保険事務所に来て、期間調査事務を担当していた時に初めて思いました。	本人からの申請に頼らず、こちらからなんらかの形でアプローチできればとは思いましたが、厚生年金の記録は住所登録もなく、後追いは不可能なので実際はやりようがないのだろうと思いました。今さらですが、高齢者がもらう給付なのにあまりに本人に頼りすぎている制度そのものに問題があったと考えます。
62	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らないです。	長妻大臣のもとがんばって解決する。	新聞報道で初めて知りました。(社保庁に入庁してまだ年数がたっていなかったため)大変な問題だと思います。	がんばってお客様目線で解決するしかないと思います。 また、すべての方に満足していただける回答というのはできないと思います。 (実際にかけてない方も大勢いると思います)ので、政治的判断が必要となってくると思います。 また、現時点で考えたとき、紙台帳からオンライン化したときに完璧に記録を引き継ぐ必要があったのではないか、台帳を捨てるよう指示したのは誰なのかを責任追及する必要があると思います。(もしくは、紙台帳からオンライン化したときのプロセスをくわしく開示する) また、記録が判明したことにより年金額がさがる方への対応(救済策)もとっていただけるとたすかります。遺族年金、障害年金受給者の方等。
63	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	私が記憶しているだけでも、4人の方が、昔、名前や生年月日を偽って事業所に勤務していたと申し出されました。1件1件やっていってもまずそういう方達には統合することは困難である。一定期間の公示方法をとりもっと広く多くの人に見てらうことも必要ではないかと思う。当然なりすまし等不安材料はありますが、紙台帳との突合よりも効果はあると思う。	年金給付課にいる時に、裁定時に統合する記録が多いことは認識していましたが、未統合の記録の総数までは知らなかったため、ここまでの大きな問題とは認識していませんでした。	1人1人の方の記録を細かく聞いて、記録照会してもらうこと。しかし機械ですぐに見つからなかった場合、まず見つかることはなかった。現状、多くの記録が見つかっているのを踏まえると、どうして今までスルーされてきたのか、その体制(やり方)に問題があったのではと思います。
64	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	最終的なビジョンが示されていないのでわかりません。 どのようにしなければならないのか、 そういったものが全く見えないです。	明るみになるまで問題として認識はありませんでした。 記録に関しては裁定時に確認するものと 教わっていました。	お客様の不安を解消しようと思いました。 よくも悪くも年金というものに関心をもっていただけたと思い。 制度についても詳細に説明をおこないました。 フォローを考えない実行がすべての原因だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
65	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	報道されているもの以外知りません。	被保険者であった方、被保険者の方、お一人、お一人の職歴をお尋ねして、現在、庁が保管している記録と突合し、相違していれば、原因究明し、訂正等を行うしかないと思います。	庁内の通知、新聞で年金記録問題を知りました。大変なことだと思いました。	年金記録問題が発生した以降、直接、記録業務に携わっていません。しかし、現在、監察官として、新たな年金記録問題が発生しないよう、事務局、事務所等の職員の方々へ指導してきました。
66	地方庁	その他(社会保険事務局)		人件費をかけて調査し、一人ひとりに説明していくか、一律救済していく。	まだ入社したばかりのため、考える余裕がなかった。	上司と相談しながら、適切な対応を心がけた。
67	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	ありません。	年金記録問題に業務上直接関わったことがないため、詳しいことはよく分かりませんが、 ○将来に向けて同様の事態が生じないよう万全を期する。 ○過去の問題については、とにかくこつこつと取り組み続ける。 という姿勢を守っていくしかないと思います。	社会保険行政に対する信頼を揺るがす深刻な問題と認識しています。 問題を知ったのは、マスコミ、国会等で議論になった頃からです。	業務上関わりがなかったため、対応しようとしたことは特にありません。 年金記録問題等を通じて、社会保険庁の①ガバナンスの悪さ、②お客様志向の欠如といった問題点があったことが明らかになったと思います。日本年金機構は、この反省に立って、同じことを繰り返さず、国民に愛される組織として発展して欲しいと思います。
68	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	無し。	ある程度柔軟な基準に基づき、迅速に対応することも大切である。 (新聞でも報道されているが) しかしながら、きちんと保険料を納めている方が納得できる基準でないといけないだろう。 虚偽の申告をした者に対するペナルティは厳重に考案したうえで、柔軟な対応ということになると思う。(告発等ペナルティを課すことは考案しているというのは新聞でみたが、厳罰が必要。) 正直者ばかをみるの制度になってしまってはいけない。そのことを強く心に留めながら業務をしてきているつもりである。	報道で知った。(記録を扱う部署にいたことはないので。) したがって、報道のとおりの問題であるという認識でいる。	業務センターで期間追加の様式127号をできる限り迅速に処理していた。 早く支払いに反映させるべきであるという一心で行っていた。 反省点かどうかはわからないが、やはり、節目節目で記録の確認用紙を本人に送付し、それを返送してもらい、管理していくことがもっと早くから必要であったのではないかと思う。
69	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	未統合者は速やかな統合が必要です。 不明・被保険者死亡者については引き続き遺族等への入念調査と台帳と突合が必要です。 遺族の確認ができないが可能性の高いものについては、統合できるような法改正が必要です。	機械化されていなかった頃の管理の不備と機械化移行時の移行処理の不備が問題です。 責任の所在の不明確さが問題です。 申請主義の弊害が考えられます(被保険者の手続きが煩雑)。 (特に厚年)被保険者記録を名前と生年月日のみで管理していたことが問題です。 知ったのは平成19年4月ごろ。長妻大臣の質疑です。	組織の人間として、誠意を持って接客をしました。 報道をそのまま理解して来ているお客様には、できる限りわかりやすく対応するよう心がけました。 記録照会業務については、必ずあるものだという考えで調査に臨みました。 事務処理の点検・突合のあまさがあったと考えられるので、マニュアル化して組織的なミスとならないようなチェック体制が必要です。 台帳の管理については、機械化された現在では以前より重要なものではなくなっておりますが、特に厚生年金では得喪や報酬など事業所との相互に確認を徹底するような説明やが必要です。
70	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	受給者原簿とオンライン記録及びマイクロ記録の突合をする。 年金給付裁定時にオンライン記録とマイクロ記録を突合する。	国民年金保険料納付記録と本人の申立が相違している事例が度々あった(昭和57年頃)ので、将来は大きな問題になると思っていた。	上司に報告した。 年金特別便又は年金定期便のような本人あての通知を、法律施行と同時に事業実施項目の一つとして政策的に実施すべきであった。
71	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にない		(どのような問題と認識していたか) 古い紙台帳で管理されている記録がコンピューターに収録されていない問題と認識していた。 (知ったのはいつ頃か) 以前からそのような記録があり得ることは知っていたが、年金請求時に精査(調査)されるものと思っていた。	(どのように対応しようとしたか) 直接の担当部署にいなかったため、対応していない。 (反省点) 紙で管理していた時代の誤りがヒューマンエラーとして発生することはある程度やむを得ない。コンピューターに収録していない記録や収録時に不完全な記録のまま収録(氏名なしなど)したことが、反省点と考えている。
72	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	特になし。	本来、記録もれなどあってはならないものだと認識していたが、仕事を始めた昭和55年ころから、年金手帳には検認印があるのに、マスターに記録がない事象を目の当たりにして、「こんなことがあるんだ」と思ったのが最初でした。	証拠書類にもとづいて、直ちに記録を訂正するとともに、本来あってはならないことが現実にあるということを認識して仕事を進めていた。 しかしながら、年金問題が表面化するまでは「証拠書類」が無い場合、たとえ身内の記録であっても「申し訳ないが記録追加することはできない」とお断りしていた。 今考えてみると、十何年も前の領収証等をすべてお持ちの方などごく僅かであり、役所のデータが正しいという前提で対応をしていたことは、反省すべき点であったと思います。
73	地方庁	社会保険事務所長	ありません	年金記録問題については厚生年金・国民年金等紙に記録し管理していたため記載した事項が判読できない等人為的な要因も多くある、また、予算規模により管理ができなかったものもあると思われる。特効薬はなく申出のあった者に対し地道に調査を行うしかないのではないか。	記録が統合されていないと年金請求時点で本人から聴取を聞き取り確認することになり対応時間の多くかかるし、なによりも年金額が少なくなるまたは年金がもらえないこととなり、老後の生活設計ができなくなる。 平成9年1月から基礎年金番号を導入し基礎年金番号に年金手番を統合してきていたので将来的には解消するものと思っていた。	照会のあった者については懇切丁寧に対応し記録調査を実施した。 被保険者記録の管理は一番重要な事項なのに予算がないからしない、できなかったでは被保険者に対しお詫びできない。何が重要なのかを判断して事業を行わなければ、今後組織が変わっても国民の信頼はないと思う。
74	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現状、色々な方法で浮いた記録の付け合わせを実施し、その結果を基に本人と思われる方に確認のお知らせ等を送付し勧奨している。ただ、特別便・定期便などとあわせて件数が膨大になるため、事後処理を一部外部委託しているが回答まで時間がかかっているため、場合によってはもっと体制を拡充する必要があるのかもしれないと思う。 また、浮いている記録は補正が必要なことが多く、一次的に補正処理を行う社会保険事務所の人員配置を十分なものにする必要があると思う(私が出向していた2年前は、他課からの応援が常態化しており、他課の業務に支障がでることもあった)。	もともと各制度ごとに手番が払いだされていたため、1人が複数の記録を持っていることは知っていたし当然だと思っていたが、年金支給に反映されていない浮いた記録があることは、一連の報道があってから知った。	事務所にいた時はできるだけ窓口対応応援にでて1件でも多く対応・処理するように心がけた。 問題点としては、紙台帳管理から電子記録を起こす時にずさんな処理がなされたのではないかと思われる記録が見られるので、その時にもっとしっかりとした検査体制で処理を行うべきであったとも思うが、その時の諸事情が分からないので、一概には言えないと思う。
75	地方庁	その他(社会保険事務所)	本人の記録と思われる記録について統合により、年金額が下がる方の年金記録は本人のものでない処理がされていて、残り続けると思います。	処理状況を登録できるシステムが無い限り、何度でも本人宛、家族宛に通知が出続けると思われます。記録問題の解決には、もっと時間がかかると思われます。	基礎年金番号が導入された時期に、記録を一つにすることが難しい問題と感じた。	基礎年金番号導入時にもっと確認作業を進めるべきだったと思います。
76	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		時間がかかっても、紙台帳記録ととオンライン上の記録の突合をする。	一人で複数の厚生年金番号をもっていたり、登録されている氏名のフリガナが違っていたりしていることは、昭和63年頃から、年金の請求時の相談時や、厚生年金取得届出受付時に気がついていました。	その都度、記録を統合整理したり、訂正したりしてきましたが、ご本人からのアクション、回答が不可欠であり、平成9年の基礎番号導入時もそれは変わりませんでした。 年金相談に対応する職員の年金に対する知識等の力量の差も大きく、年金請求の際に申し出があっても、きちんと対応できない職員もいたのではないでしょうか。年金請求は、それまで長い間加入していた年金の記録を確認する最後の機会であるはずが、その請求時の確認作業がきちんとできていないがために年金記録問題が、なおさら大きくなってしまったのだと感じます。
77	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	現在実施されている対応を確実に、かつ迅速に行うこと。	将来を見据えての対応ができていなかったことと認識した。お客様の目線に立っていなかったのではないか。 平成19年頃存在することを知った。	一つ一つ確実に正しい年金記録にしていくことを心掛けた。 記録一つ一つの重要性をしっかりと認識していなかった事が反省点である。 (重複付番、確実な入力等)
78	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	記録に対する回答及び裁定業務は、どうしても年金業務に精通した人の力が必要となってくると思いますが、最後は政治的判断が不可欠である。長引かせることは、国民にとっても職員にとっても良くないと思います。	年金記録については、被保険者に対して年金番号を交付し、国は年金番号で全てを管理できているという認識のもとで、自分自身仕事をしてきました。 問題に対する報道は、年金記録のすべてを否定されている感があり、非常に残念でなりません。 記録問題というよりも年金制度そのものの問題ではないかと感じています。	私たちは現場に立ち、相談、調査、回答、裁定業務に全所体制で臨んでいますが、その業務量の多さに限界を感じています。 政治的な判断が必要と考えます。
79	地方庁	社会保険事務所長	特になし		平成19年に表面化するまで問題意識がなかった。 当然に、届出に基づいた適正処理(取得や喪失等処理、新番払出、重複取消処理、氏名変更や訂正処理、生年月日訂正処理など)を心がけ実行してきた。そのため、ここまで多数の不明記録が存在することが信じられなかった。	例えば、事業所から取得届の提出があり年金手帳の番号が空白になっているような場合、あまりにも安易に新規手帳の払出を行ってきたのではないか。事業所が手帳を持っていないといえば安易にそれを信用し新番を払出すといった受身な体質がここまで大きく問題化させたのではないか。もっと積極的に事業所や個人に対し、広報や催促を行い、重複した手帳の払出を防ぐ努力が足りなかったのではないか。提出されたものを単にそのまま処理するという安易な事務処理、考えが軽軽していたと思わざるを得ない。
80	地方庁	地方社会保険事務局長	特にありません。	特にありません。	○1人の方が複数の手帳記号番号を持っていることは、認識していた。これについては年金の裁定請求する時点で統合して裁定が決定されることから問題はないものと理解していた。 ○「宙に浮いた5，000万件」が存在していることに驚いている。業務センターの記録管理が、これまで内部の者も知らないような管理方法であったことに関係者として残念である。 ○このような状況にあることを知ったのは、国会審議で問題になった時期に初めて認識した。	○事務局の責任者として、現在、記録の調査や再裁定の事務処理を最優先に組織を上げて取り組んでいるが、高齢者に対して過去の記録を調査する困難性があり、マンパワーが少なすぎる。 ○戦前、戦後の記録の管理方法が紙台帳管理から電子機器を活用した管理方法への変遷、制度毎に異なる番号管理、同一制度内でも人によっては複数の番号を所有していた等の制度的な問題があったことも原因としてある。 ○基礎年金番号の導入時期に1人方が複数の番号を所有している事実がありながら、記録整備に係る予算措置を確保できなかったことが反省点ではないか。(法律改正関連でないことから要求すること事態がタブーであったと反省している。) また、これまで加入期間や標準報酬月額等の情報を国民にフィードバックしてきていない制度的な問題も原因で、今回の定期便やこれからの年金通帳は早期に実施していく必要がある。 ○今回、記録問題が国会で問題になり、国民が関心を持つようになったことから、その影響ですんなりと予算が措置され、整備が図れることはいい機会でもあると考えている。今後、年金制度の見直しが民主党政権下で検討されていくものと考えるが、記録問題を完全に解決していないと、次のステップに進まない。日本年金機構の定員で平常業務と平行しながらの記録問題対応

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
81	本庁	その他(本庁)	存じません。	起こってしまったことは事象(問題)については、本来適正に処理されるべきラインに則って早急に解決しなければなりません。 方策を述べるほど知識がないため、私が力になれることはありません。	年金記録問題が騒がれ始めたときは本省に出向しており、また職歴も浅かったため、そのような問題が存在していること自体知りませんでした。(知ったのはマスコミ報道です。)	本省に出向していたこと、現在においては経理課に配属されていることから、直接年金記録問題の解決に携わったことはありません。 この問題と一括りで考えるのではなく、将来を考えて行動しないといけません。 自分がその時たまたまよろしくない状況の中、よろしくない部署に配属された場合、その場しのぎの仕事しかしないと思います。その時よれば、その時難を逃れられればよいと考えてしまうと思います。 その結果、その問題は永久に解決しないどころか、膨らんでしまい、いつか破裂します。 具体的な反省点、案などは、挙げることはできませんが、基本的には先(ゴール)があるわけですから、その先の過程の中で、処理(解決)しないといけない問題と解決できなくても影響がでない問題(いわゆる先送りというものです。先送り自体が必ずしも悪になるとは思いません。)があると思います。その判断を誤らず、責任を明確にした上で、適正に処理していけばよいのではな
82	本庁	その他(本庁)	特に存じません。	まず年金問題の全貌を全職員が把握をするべき。 また現在顕在化している問題(記録問題)に対しては、過去の記録を統合し、 年金の再裁定後の早急に行うべきと思う。	初めは、ただ基礎年金番号に手番が統合されていない為に起こった今後対応 していけば良い問題と思いました。ただその後仕事をしていくにあたってそもそも 記録が無い人もいる為、非常に重大な問題だと認識しました。 問題としては平成17年頃から認識しておりましたが、強く意識するようになった のは現場の仕事に関わった平成19年頃です。	早急に記録を判明するよう努力し、再裁定処理を行った。 この問題点の反省点としては、基礎年金番号導入時に手番を早急に統合し ようとせず、年金裁定時に統合すれば良いと言う意識にあったと思う。 また手番についても個人でいくつも持っている事例もあり、手番についても一 人一番号とかにするべきだったと思う。あと記録統合についてもあくまで本人の 申し出に任せ積極的に総合処理を行わなかったのも反省点と考えられる。
83	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	今のやり方で粛々とやるしかないと思う。		
84	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	コンピュータ記録と紙台帳の全件突合せについては、コンピュータ記録がその後更新されていることもあり、膨大な労力とお金をかける割に、その成果について疑問を感じる。 対象を受給者に絞り、加入者については、年金受給時における確認を徹底すればよいのではないかと考える。	コンピュータ技術が低かったころや、オンライン化に伴う移行時において、記録の不整合が存在することは認識していた。それについては、年金請求時にご本人同意の上で、確認され、整備されるものと考えていた。	膨大な記録を、どう正確に、かつ、効率的に長期にわたって管理していくかということは、社会保険庁の歴史の中で恒久的な課題であったと認識している。 標準報酬問題などは別として、オンライン化以降は、記録の管理面については、解決が図られたものと考えていた。 基礎年金番号導入時においても、ご本人に確認をお願いするなど、予算の範囲で努力は行ってきたはずであり、一定数については、反応・回答がないなど、限界があると考える。 後で遡って、調査することや記録を訂正することは、膨大な労力とコストを伴うものであり、やはり、入口での正確性を担保することが第一であると考える。
85	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			ここ2、3年に社会問題化した後であり、現在のマスコミ、国会での審議等で情報を得た。	庁内での問題に関する情報共有等により円滑な対策策定・推進に努めているところである。
86	本庁	その他(本庁)	特になし。		最初は記録問題が分かるまでは、ここまで大規模な問題だという認識は当時はなかった。 年金手帳番号から基礎年金番号へ統一を図った時に統一され漏れている 記録があるので、それについては留意して記録を見なければいけないと思っていた。 それにしては多いな、と不思議には思っていた。 はっきり記録問題がある、となってからはいろいろ昔の話を聞いた上で思ったのが、既に年金手帳を持っている人が再就職の際に年金手帳を提示できないが、 本人も、事業所も、社会保険事務所も手続きを早く進めるために既にある年金手帳の番号を確認してそれに記録をつなげる行為をなったため、 どんどん同じ人物に対して別の番号が作られてしまったのだと思った。 別に番号を作った時点ではとりあえずは体裁が整うため、本人も、事業所も、社会保険事務所も、それで満足してしまっていたのが問題だと思う。 記録の統合漏れがあるとしっかり認識したのは地方出向をして事務所に勤務していた時。	記録問題への対応の仕方は、記録問題が分かる以前からお客さんに対して年金記録を確認してもらう ことは行っていたので、話をするうえで、その記録の統合漏れもありうる前提で 話をし、本人にもしっかり確認をしてもらうようにしていた。 記録問題があると分かってからもそれは変わらないが、記録の探し出し方などは個人によって知識の偏りがあったりするので、そこを意識し、詳しい人にアドバイスを得たりしながら、窓口にきたお客さんに対しては、できるだけその場で記録を見つけることができるように対応していた。 問題についての反省点としては、各地方事務所で、記録の統合漏れがあるとして分かっていても事務所、事務局レベルで動いたとしても、全国的に統一された動きがとれないと、この問題は解消されないと思う。 なので、現在行っているように、本庁が音頭をとって一斉に記録の統合漏れの解消作業をもっと早く行えればよかったと思う。
87	地方庁	その他(社会保険事務局)			正直にいって、報道等で取り上げられるまではこのような問題が存在することは知りませんでした。 話を聞くまでは、記録の統合もれ程度と思っておりましたが、これだけ酷いものとは認識しておりませんでした。	出来る限りお客様目線に立ち、記録の回復が出来るよう努力を行っていきたいと思いましたが、業務経験が浅い私にとっては、記録回復に伴い過去の記録の経緯などが不明の場合があり、容易に調査が出来ないように感じられる点があります。 様々なケースが網羅された全国統一の調査基準(マニュアル)の策定が必要ではないかと考え
88	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
89	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		記録確認をきめ細かく実行する。	保険料の納付記録等が適切に記録されていない。 平成19年に国会で問題が取り上げられたころ。	問題に直接対応できる職務でないが、業務迷行にあたり、事務所職員の業務を優先に考えて業務を行った。 個人の大切な記録を軽く考えていたと思う。
90	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去の記録で確認できない力セットのままの記録が多数あるので、それを、オープンする。時間はかかるが、1つ1つ本人からの照会票をもとに、調査をおこない確認していくしかないと思う。	社会保険庁で記録しているものと本人の記憶している記録の違い。	本人の話を聞き現在の記録とどこが違うのかを調べるようにしていた。本人の言っていることが矛盾している場合は記録とのつながり等を確認しながら説明をした。
91	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			平成2～3年に社会保険事務所で年金手帳の再交付業務を担当していた際、申し出の職歴に該当する被保険者記録が見あたらないことがまま存在したこと。	女性の場合は職種によって年齢を偽って働いていたことを知り、生年月日の年を2～5年の範囲で検索するなどの対応がとれた。 当時は現在のように繁忙な状況ではなかったため、このような丁寧な対応が可能であったが、現在のように欠員があり、常時繁忙な状態であれば時間をかけた処理は困難かと思う。 また、サービススタンダード等により一定の時間以内に処理を行う必要性も高まっていることも相まって、1件の処理に時間がかけられなくなっているかもしれない。
92	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	古い(昭和20年代～昭和30年代)厚生年金被保険者原簿について、紙が破れていたり、インクが水でにじんで字が判読できない状態のものがあった。	その当時の最善の方法で記録していたものと考えられ、今となっては解決の方法が思いつきません。 ただ、受給者が死亡していくことを考えれば解決を急ぐ必要があるのは事実ですが、急くあまりに短期間の事例を一律救済するやり方は誤っていると思いますので、現在の第3者委員会がベストと思います。	被保険者原簿が破れて記録が不明となった被保険者にとっては、財産権の侵害という大きな問題と認識しています。また、その存在を知ったのは、加入記録照会の業務に携わった平成5年ころです。	被保険者原簿が破れて記録が不明となった事例では、対応できませんでした。 昭和20年代の届出方法や記録方法については、当時の最善の方法で記録していたと思います。 ただ、記録問題の中でも、事業主からの届出誤り(退職日と資格喪失日の関係)も多数存在しており、届出誤りかどうかは現状でもご本人からの申出に頼るしかなく、社会保険側では確認の方法が無いのが現状であることから、年金通帳は有効な手段と考えます。
93	地方庁	その他(社会保険事務所)		専門部署を設け、一括集中処理する。	端末で確認できる以外の記録があるとは思わなかった。 マスコミ等で騒がれるようになってから。	お客様の意見を聞いて、お客様の言われる記録があると仮定して調べる。
94	地方庁	社会保険事務所長	特になし	昔の事業所名称や所在地が詳しい方の協力が必要	年金給付(裁定業務)を担当していた当時(20年くらい前)、年金手帳を何冊も持参されるお客様が比較的多く、ご本人の記録を確認する作業に時間を要した。	基礎年金番号以前は、制度間で手番が払い出されており、早期に基礎年金番号に統合する必要があった。
95	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	システム上のデータベースから、不具合のある可能性が高いデータを特定する方策を考えることが肝要だと考えます。 ただし、元々は紙台帳からデータベース化された記録については、紙台帳の個人記録の確認・補正作業と言う特性上、まとめて大量処理をすることは不可能であり、また、原則として一件毎に個別の対応が求められることから、十分な予算措置を取った上で、作業の体制を拡充することが肝要であると考えます。	上記、紙台帳記録のシステム化の精度については、システム構築の歴史(当時のコンピューターの性能等)を考慮すると、完全データ化できていないものがあることはやむを得ないことであると思いますが、納めた保険料に対する給付を適正に受けられないのは、非常に大きな問題であり、皆さんに、ご自身の記録をきちんと確認してもらって、正しく給付を受けてもらいたいと考えていました。 問題を知ったのは、記録問題が騒がれるようになってからです。	この記録問題が騒がれ始めた頃、ちょうど地方出向しており社会保険調査官と徴収の仕事をさせていただきました。 窓口に来られる方は、「健康保険制度の利用」に関することや、「保険料をなるべく安く抑えたい」という思いが強い方が多いのと同時に、叱咤激励、いろいろなお言葉や思いを残されていきました。 その皆様に教えられながら、与えられた役職としては、将来の年金のことを踏まえ、目先にとらわれないよう指導する等、対応させていただくよう心がけておりました。 また、業務センターに戻ってからは、年金特別便の作成・送付業務に携わらせていただきました。 このような時期に、このような大きなプロジェクトに携わらせていただけることは、そうあるものではないと思います。自分でも完璧にできたとは思ってはいませんし、よくお叱りも受けたところではありますが、皆様に記録を確認していただく大切なお手紙をお届けするため、自分のできる限り、微力ながら最大限の努力をさせていただきました。 この問題点の反省点としては、根本的な組織「体制」にあったように思います。よく「3階層」等と言われていしたが、本庁幹部・本庁組織・地方庁組織の意識共有ができず、仕事に対する「温度差」が出ていたように感じます。 当庁は非常に大きな組織であるため、その弱点が出てしまった状態であり非常に残念でなりませ

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
96	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	個々人の記録については、その方々の職歴を把握することが重要であり、個々人が積極的に年金相談をすることが必須と考えます。 社会保険庁は、これらの方々に対し、丁寧に対応することと考えます。 ただ、真面目に年金保険を納付してきた人、保険料を払ってこなかった人、未加入だった人が存在するので、解決を急ぐあまりモラルハザードを起こさないようにすることが大事と思います。	大変な問題と考えています。 問題となってからです。	相談者等の一人ひとりに丁寧に対応することしかないと思います。 被保険者の年金に対する意識を高めるような広報等が足らなかったのではないかと考えます。 年金を受給するような年齢になって、初めて年金に対する意識が発生するようなところがあると感じる。若年者は特に年金に対する意識が薄い。年金に対する国民の意識形成が十分ではなかったのではないかと思う。
97	地方庁	その他(社会保険事務局)	問題についてはあまり分かりません。	問題があれば、解決すべき最善策を検討する。	平成18年度の冬頃、世間全体で年金記録問題が発生したときに知りました。 年金記録が消えているということについては、大変な問題であり、被保険者の方の記録を取り戻してあげるのが最優先事項だと認識しています。	「ねんきん特別便」の送付の際、年金窓口において対応しましたが、まず、被保険者の立場に立って話を聞き、記録が消えたという期間を取り戻せるよう何度も過去を思い出していただくような対応をした。 この年金記録問題についての反省点については、紙台帳からオンラインシステムに切替が始ま
98	本庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	・過去の記録管理の正確性の欠如 ・職員のコンプライアンスの欠如 ・年金記録問題発覚後	・記録回復に向けて原票、名簿等と突合し正しい記録への回復作業 ・膨大な作業量及び昔の雑跡等のため完璧に処理されたとは言い難い
99	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない。	非常に大量ですが、最終的には1件1件確認し、整理していく。	老後の生活設計の柱としての年金で、その計算の基礎となる年金記録の管理が不適切なんであり、大変な問題と認識。メディアに報道されるようになって初めて知った。	受給者、受給権者、被保険者に対し、なるべく過去の記憶を思い出せるように誘導し、ちょっとでも思い出すことがあればなるべく調査に回す。もっと早い時期から本人と思われるデータを開示
100	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	新たに年金記録の判明したにもかかわらず、記録追加に伴い、年金額が下がったり、加給年金や振替加算の関係で受給者にとって不利になる場合があるので、苦情の原因になる可能性がある。	年金に加入中で、まだ支給開始になっていない人については、そのまま記録追加を行い、すでに受給中のものについては、本人の意向により、記録追加をしないこととする、措置が必要ではないかと考える。		
101	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	特になし。	[redacted] 問題としての認識は薄かったと思います。 いずれ年金請求の際にとりこまれるだろうと思っていました。	認識不足で手をあげて問題化はしていませんでしたが、これは、もっと早い時期に庁全体の取組として、待つ姿勢ではなく、現在取り組みのこちら側からでる取組が必要だったと思います。
102	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			記録問題の大半は基礎年金番号導入時からの統合もれではないかと認識し、 問題となったのは、当時の入力ミスに関しては社会保険庁の問題意識の低さからなる記録の扱いの軽さ、支給年齢までは問題とならないという安易な考え、 また、国民の意識の低さ。さらに国民年金の扱いに関しては市区町村職員についても社会保険庁職員同様に意識の低さ。 本人の記憶漏れ等に関しては、個人の意識の低さ、扱いの軽さ、 また、その責任が不明確のため、それら詳細を伝えきれず社会保険庁の責任としたマスコミの報道、及び政争にされたもの と考えていた。 未統合記録が存在することは、基礎年金番号導入時に認識したが、それが問題である(入力ミス、オンライン記録に無い等)ことを知ったのは、平成19年頃。	年金記録を大切な納付記録であると考え、より慎重に扱うようにした。
103	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	地道に作業を続ける	平成19年5月頃 基礎年金番号に未統合の手番が多数存在するという認識 当初は記録が消えたとは思っていませんでした ただずさんな年金記録の管理があったことは事実であり、適切に管理しこなかったことは大きな問題と思っています	被保険者の利益のためでなく、組織として収納率をあげる、納付率をあげることばかりが重要視され、まったく被保険者の立場にたって仕事をしてこなっかたこと 法令遵守意識の欠如 いままで当たり前と思って行っていたことが、ほんとに正しいか確認しながら仕事している。コンプライアンスカードを携帯し、常に意識して仕事をしている。
104	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	現在の取り組みを着実に進めていくことしかないと思います。 また、圧倒的に不足している人員の大幅増(正職員)が必要と考えます。	記録問題に関係する業務に携わったのは、昭和56年～58年頃に厚生年金の裁定を担当しただけなのですが、当時は、年金に対する理解も低く、手帳記号番号を複数もっている方も非常に多く、古い記録の確認は、年金受給の際に行うものという意識でした。この問題を認識したのは、統合されていない5000万件の記録が明らかになって頃です。	コンピュータが発達していなかなかで、年金記録を個人毎にきちんと管理するには、被保険者の協力が必要となりますが、当時、被保険者の多くは、受給者も少なかったことから、年金を身近に感じられず、年金は遠い将来のことという意識で、手帳を複数所持するなど年金制度に対する理解も低かったと思います。年金制度の理解を深める努力が不足していたのかもしれません。
105	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません	過去の紙による記録を、現在の電子媒体に変換することに対して、性急な対応をしており、整合性の無い誤った記録に変換してしまうことが危惧されます。 今後、このことが新たな記録問題として数年後に発生する恐れがあります。 このことから、曖昧な記録を時間をかけて確実な調査を行った上で、登録していただきたい。 地方には、年金を長期に担当していた職員が高齢ですが、現職にアドバイスを行いながら確実な記録の補正を行っており、これらの方々のスキルをもっと活用することを考えていただきたい。 特に、現在では考えられないような勤務体系の職種であった船保や炭鉱関係、また事業所名称が屋号の時代はOBの知識がまだまだ必要とされています。	地方では、厚生年金の記録については、確実な記録と認識しています。 巡達後の登録の段階での問題であります。 また、国民年金の記録は市町村の記録の管理、社会保険への伝達の問題でありますが、いずれの記録も確認段階でチェック機能が無かった。 庁全体で認識が甘かったこと、システムの不完全さ、基礎年金創設時の予算を削られたことなど(当時の大蔵省を含む)政府全体の問題でもあった。 記録の曖昧さを知ったのは、問題が起きたときです。 しかし、その後業務センター勤務経験したOBは当初から危惧していたと話しており、地方と本庁の情報の疎遠を感じた。	自分自身の記録に置き換えて、お客様へ対応した。 反省点は前問の回答に記入した。 その他にシステムの早期刷新をお願いしたい。
106	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			実際にモノを見たことはないので、詳しくは知りませんが、文字化けした電子記録や、古くて読めなくなった紙の記録といった認識です。 また、古い記録ほど分からないということを考えれば、市町村職員等に問題があったのではないかという認識です。 年金記録問題ということを知ったのは、社会保険庁に異動してきた平成20年7月です。	
107	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
108	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	未統合の記録があることは知っていたが、その数が5000万件にものぼるということは、19年5月、報道で大々的に取り上げられるまでは知らなかった。 年金給付課で裁定請求書の審査をする際に、他県で受付し回送されたものは、本人への確認が不十分なものが多かった。受付た事務所に確認するも「本人からの申し出がないものについては確認していない」との回答。そのため、私からご本人に電話連絡し、記憶の掘り起こしを行ったところ、48月の厚生年金期間が本人のものと判明した。受付事務所によって対応が違うことに恐ろしさを感じた。	自分は、裁定請求書の審査の際、記録の取りこぼしがないように注意した。裁定請求書を受け付ける際の対応に、担当者によってばらつきがあるのも問題のひとつだったのではないか。
109	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	現在行われている方策を着実に実行することだと考えます。	昨年4月に採用されましたが、その時点ではすでに世間一般では大きな社会問題となっていました。 その時点では、問題解決に全力で社会保険庁は取り組んでいるものの、なかなか終息しないなという認識でした。	私は、庁一筋で仕事をしてきた職員とは違うので、その経験や視点を生かしながら、自分の置かれた立場の中で、微力ですが精一杯努めてきたところです。 現時点では、まだまだ年金問題は収束の方向とまではいえないので、引き続き努力する所存です。
110	地方庁	社会保険事務所課長級以上	分かりません。	窓口や一般業務と切り離し、集中して記録の整備を進めた方が効率的だと思います。	今思えば、国民年金の業務を担当していたとき、保険料を納付したはずなのに未納になっていると、お客様が窓口にお見えになったことがあり、先輩に相談したところ、納付した証拠(領収書等)が必要であると教えられたので、当時問題であるとの認識はなかった。この様な問題になり当時から問題があったのだと思いました。また、基礎年金番号導入時に、事務所の窓口は大混乱で、考える暇もありませんでした。	日常業務での保険料の取扱い等を今までにも増して注意を払うようになりました。また、窓口・電話等の相談に対してお客様の話をより一問聞き取り、出来得る限り調査を行いました。また、当時担当されていた方の処理方法や記録統合時における徹底したチェックが欠けていたと思います。
111	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	旧台帳とオンライン記録を全て突合すること。	平成19年当時は事務所の年金相談窓口に在籍していたので、問題発覚と同時に、お客様が殺到しました。 不安を煽るような報道のされ方だったので、全く問題のない方にまで、ご心労をおかけしてしまい、申し訳なく思っていました。	窓口にいらっしゃるお客様には、納得のいくまで説明するよう心がけました。 ただ、窓口でオンライン記録とマイクロを突合していると、オンライン入力のミスが 散見されたので、入力ミスは少なくないのでは、と不安になりました。 当時の入力ミスでこのような結果が起きたので、当たり前ですが、作業にはミス のないよう努めなければならないと思いました。
112	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	複数の手帳番号保有による基礎年金番号への未統合記録の存在は知っていたが、ここまで根深く深刻な問題であるとは報道や国会で取り上げられたことで初めて知った。	現時点では、考えうる限りの方策は取っていると思うが、やはり対象が高齢者、既に死亡している者、申し出等をしない無関心な者などであることを考えると、完全解決は事実上無理であると思う。 役所サイドの努力は続けつつ、年金記録回復委員会が提案している調査の簡略化や一定条件	(1)と同じ。	個人的に対応した(出来た)ことはなかった。 反省点としては、過去において紙媒体からオンライン端末への移管が適切でなかったこと、裁定時確認で良しとする記録管理の不適切な考え方、安易な新番号の払出など、組織としての記録管理の重要性の認識の欠落が大きな原因であったと思う。
113	本庁	その他(本庁)	今年10月に採用されたばかりなので、特にありません。	この問題で、最終的に利害に直接かかわるのは国民一人一人であることが、意外に理解されていないような気がしてなりません。特に年金XX便への回答の状況をみるとそれを感じます。年金記録の公開とあわせて、この点を強く広報して「自分自身の老後の生活費」の問題として認識して頂くことが、必要ではないかと思います。責任の所在の問題は別として、現実的問題の早期解	新入がえらそうですみませんが、社保庁の基本的な方針(現場裁定主義)・事務処理の問題点と、(意外にも)国民の年金制度への無関心さが、一気に露呈したのではないかと感じます。問題自体は、報道され始めたころからずっと関心を持っていました。	庁内では毎日の課題に対応するので精一杯ですが、国民の一人としては、少なくとも自分と家族の年金記録をきちんと把握しておこうと思うようになりました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
114	地方庁	地方社会保険事務局長	「世間一般に知られている」とはどの範囲までか判断が難しいところですが「未統合の5，000万件」「報酬等の遡及訂正事業」「厚生年金基金記録との不整合」「職員による不正行為(職員家族の時効後の保険料収納)」といった以外の社会保険庁職員の不作為・不正行為による問題の存在は認識しておりません。	国民より公的年金制度及び新組織(日本年金機構)に対する信頼を回復する(得る)ためにも、多種に亘る年金記録問題(未統合5，000万件(定期便、受給者報酬便等への対応)、厚年基金記録との不整合等等)を一日も早くの解決(解明)するために次の方策を講じるべきと考えます。 ①各作業の都道府県単位の集約化 (現時点において集約済み) ②調査(作業)要員の機動的・集中的な配置 (年金記録問題対応に精通した多くの職員を各作業の進捗状況に応じ機動的・集中的に配置し作業の正確性・迅速性を確保する) ③各作業(解明状況)の進捗状況の定期的な公表 (国民に対して取組み状況を包み隠さず定期的にお知らせする)	年金記録問題をどのような問題と認識したか 社会保険庁組織(職員)に対する信頼の失墜のみならず、公的年金制度に対する国民から信頼を失い、国民年金制度の未加入・保険料未納問題といった空洞化をさらに進行させ、しいては、保険制度としての公的年金制度が崩壊(保険方式から税方式へ)ことととなると懸念した。 また、基礎年金制度導入以前の職種によるバラバラな公的年金制度といわゆる「裁定主義(待ちの姿勢)」が未統合の5，000万件を存在させた要因であり、そのような制度(バラバラな制度・裁定主義)であることを国民の皆さまに詳しくお伝え(お知らせ)するべきであったと認識しています。 年金記録問題の存在を認識した時期 平成10年頃に運輸・交通関係の適用事業所の「偽装全喪問題」が社会問題化された時期(厚生年金を脱退したが保険料負担の関係から国民年金は未加入(あるいは未納)となることで、将来、無年金者となる懸念)	職員に対する公的年金制度の仕組みの教育 なぜ、各制度が創設され、なぜ制度改正が行われたのかを再教育し、国民の皆さまへに対ししっかりとした説明ができるような職員に育て上げるとに努めた。 年金記録問題に対する反省点 社会保険庁組織の構造問題 よりゆう「三階構造」のみならず、地方庁においては「保険課」「国民年金課」という「二層構造」が存在していた時期においては、それぞれの階における職員の公的年金制度に対する理解度に大きな格差があった。 (保険課＝厚生年金保険と船員保険を理解していればことが足りた) (国民年金課＝国民年金を理解していればことが足りた) そのような二階構造の下、国民の皆さまに対する公的年金制度の周知活動がバラバラに実施されてきたこともあり、わかりずらい公的年金制度という意識を国民の皆さまに植え付けてしまったと考えます。 国民から新組織に対して信頼を寄せていただくためにも、年金記録問題の一日も早い解明(解決)を果たすことと、社会保険庁(新組織)の唯一の商品である「公的年金制度」を全職員が熟知し、全職員が商品の説明をお客さまである国民の皆さまに正確に説明でき、商品に対する安心を持っていただけることができるようしていくことが重要と考え。今後も努めて行きたいと思っているところです。
115	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない	今後始まる紐台帳或いは国民年金の市町村名簿との突合せを迅速・適格に行い、これに伴う再裁定及び記録訂正を最優先に取組むことが肝心である。	宙に浮いた年金記録が5000万件あると知った時に、「やっぱり」と思った。というのは、当県には温泉ホテル街が多数あるが、ホテルの仲居が偽名・偽生年月日で雇用されていると、当時年金相談した仲居さんから聞きました。本人も該当者で年金手帳を7～8冊持っていました。その頃から、将来こういった被保険者の方々が、受給年齢に達して年金請求に来たときに、大変こまるだろうな思った。 また、払い出し簿の確認調査があったが、たまたま担当した払い出し簿の氏名に「〇〇220」とあり「〇〇ふむまる」とよみがなが付してあった。極端な例かもしれないが、この被保険者期間は生涯行き場のないものだと思った。 私ども保険者の確認ミスも多分にあると思うし、適用事業所に対する適正な届出周知指導が不足もあったと思うし、とりわけ一番大きいのは将来の年金額に影響してくるという認識がなかった	この年金記録問題が少しでも早く解決するために、諮詢査の迅速終了に努力した。また、事務所の再裁定遡及・特別便の回答について支援を行った。 年金への信頼回復を旗印に種々の施策がされたが、現場のマンパワー以上のパワーが必要となり、殆どのものが遅れ遅れとなったことから、小出しとは言わないが、現場の現状と連携しながら対応していかないと、最終的には年金受給者及び被保険者の皆様に迷惑がかかることとなる。
116	地方庁	地方社会保険事務局長	存じておりません。	—	平成9年に基礎年金番号が導入された頃、「他に手帳記号番号はありませんか」と、かなり広報されたと記憶しているが、その周知が足りなかったんだな、と認識した。 未統合の年金記録が5千万件もあることは、平成19年5月の国会で取り上げられるまで知らなかった。 その他の記録問題も同じ状況である。	[redacted]「あなたの年金記録をもう一度チェックさせてください」のチラシを配布した。 本当に真摯な思いで、一人ひとりに配布した。 反省点としては、基礎年金番号導入時に、もっと予算を使い、チラシ配りや、「ねんきん特別便」等を行うべきであった。 したがって、制度改正等が行われた場合は、ある程度の予算を使い、広報、周知徹底を行うべきである。
117	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	他の業務より最優先し、多人数でこの問題に取り組む。	存在を知ったのは、マスコミ等で報道されてから。 また、その事実を知って、非常に驚いた。	報道された当時、ちょうど年金給付課に所属していたので、多くの問い合わせ・苦情等受けた。 できるだけわかりやすく・丁寧に対応するよう心掛けた。 また、この問題の反省点については、個人記録等を機械化した当時の対応・処理等の方法や組織全体の体制に原因があったのだと思っています。
118	地方庁	その他(社会保険事務局)				
119	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	粛々と進めるしかないと思います。 しかし、作業人員等(組織内融通でなく)はしっかり確保が必要かと思います。	新聞等で報道されだしてしばらくしてからだと思います。	対応については、当時、医療の担当部署に配属されていたため、特段の対応はできません。 問題点については、組織内部におけるチェック体制の不備が最大の問題であったと思います。 そのほかには、(保険料の取り扱いに関する)法整備の不備などが考えられると思います。
120	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	「年金記録適正化実施行程表」及び「年金記録問題のこれまでの取り組みと今後の道筋」を着実に実施していくことが肝要と考えます。	国民年金記録については、定期的に市町村との記録を照合する中で、同一の記録となるべきですが、一致しない記録が永年の中で発生していたものと考えます。	国民皆年金になるまでの歴史、それぞれの制度における記録管理の方法が一元的にできるものではなかったことから、記録問題の発生は必然性があったものと考えます。
121	本庁	その他(本庁)	なし	なし	年金記録問題は、過去の年金記録が誰のものか分からなくなってしまったり、あるはずの記録がなかったりすることであると認識しています。 この問題の存在を知ったのは、大学生の頃で新聞に年金記録問題が取り上げられた時です。	今後は年金記録を確実に管理するため、オンラインシステムを活用するとともに、定期便により本人にも年金記録の確認をしてもらうので、そういった管理基盤を理解するとともに、仕事をするうえでシンプルに物事を考えながら仕事をするよう心がけています。 年金記録問題の反省点は、現時点からみれば情報の管理体制が十分でなかったのではないかと思います。
122	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	現場では、オンラインシステムに登録となっていない記録の照会について、旧台帳等により確認作業をしておりますが、働いていたことだけで厚生年金加入をしていたとの主張をする方が多いところである。基礎年金番号に登録されていない未統合記録を解消するには、個人からの情報が正確に申出してもらうことが必至である。市町村協力による名寄せも有効な手段と思われるが完全に解決するとは思えない。	未統合となっている記録については、基礎年金番号設定時点では、大量の未統合記録が存在し、過去記録を本人照会し確認をしてきたところである。このような取り組みをしているにもかかわらず、回答率は少なく苦心したことが記憶にあります。このようなことから、本人との記録を確認できるのは年金請求時点が唯一の接点となっておりました。	社会保険委員に対して、講習会等の開催都度、従業員に過去の記録を確認していただくようお願いをしてきた。
123	地方庁	その他(社会保険事務局)	保険料を納付した記憶は定かでない方が、一応調べてほしいという記録照会が大半であり、結果はその多くが記録がないという回答が多い。これは、この問題に乗じた国民の行動に他ならないが年金を増やしたいがための「念のため期間照会」が数多く見受けられる。	職員はこれまでの取り組みをマンパワーで継続して行うしかないと考えますが、その他、マスコミ等の前向きな協力も不可欠ではないかと思います。	銀行に預けた預金を行員の不始末で預金額がわからなくなったのと同様の重要な問題 マスコミで大きく取り上げだした頃に、ことの重大性を認識した。	相談者には、記録は存在するという気持ちで接した。 職員のモラルの欠如も原因と考えられる。
124	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	〇厚生年金加入記録の統合について 旅館の接待業などに従事してきた方々の中には、雇用条件等から氏名や年齢(生年月日)なども偽って勤めてきた方もいます。 しかも、条件のよい勤務先へ短期間で次から次と変わる方の場合は、ひとりで何十もの年金手帳(旧厚生年金保険番号)を発行されているケースもあります。このような記録をどのように一人の年金記録として統合していくのか問題であると思います。 世間一般に知られていない問題ではないかもしれませんが、思っていることを記載しました。	〇勤務先が変わる度に氏名や生年月日が変わり、本人ですら記憶がない状況であるとしたら、一人の年金記録として統合することは非常に困難であると思います。 このような年金記録のある方が多ければ多いほど、未統合のまま誰の記録か判明しないものが残ります。問題解決の方策としては、本人の記憶をたどるしかないのかもしれません。	年金記録問題が問い質される以前については、年金記録の統合、補正を行うのは、本人が年金裁定請求時に社会保険事務所の窓口に来所された時などに本人からの聴取等に基づき、行うことが通例とされてきました。 前例踏襲といった何も疑わず行ってきたことが大きな原因ではないでしょうか。 当事者として内側からしか見ていなかったため、問題であることさえ認識していなかったというのが本当かもしれません。ですから、この年金記録問題が問い質され始めてから、今まで思いもよらない問題が多々あると認識しました。	前例踏襲を改め、この年金記録問題を解決するため、あらゆる調査、作業に全力で取り組んできました。 また、年金受給者、被保険者の方々の年金記録に係る相談、照会などについても、綿密な調査するとともに、納得のいく説明に心がけてきました。 知らず知らずに前例に従ってしまうという役所体質が抜け切らないところもありますので、常に問題意識を認識していかなければならないと思います。
125	地方庁	その他(社会保険事務局)	紙台帳がすべて正しく記載されているとは思われない。転記誤りが多数ある可能性がある。	紙台帳の記録の正しさを証明するのは、当時の証拠書類がないため困難と思われる。		

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
126	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に承知していません。	本来事業を進めつつ、記録問題に取り組んでいくのは非常に厳しい。 庁としてというよりも、政府としての対応が決められれば、それに従ってやって行かなければならないが、どういうやり方で進めるにせよ、記録問題については、 専任の体制を組まなければやっていけないと思う。 一方で、記録問題最優先のため、本来業務がお座なりになってしまっているのが現実。これでは、数年後には、そのつけが回ってくると思う。 従って、あくまで個人的な意見として、無理は承知で言わせていただければ、記録問題対応のための体制・人員は、すべて別枠で対応する。 また、どこが最終目標なのかがわからないというのは、つらい話。表面的には分かっていても、現実としては違っているように感じる。問題が続発したり、政権が変わったりと、やむを得ない要素が多々あるとは思うが・・・。	『大変な問題、重要な問題』としか言いようがありません。 いつ頃問題を知ったか、ということについては、報道や調査等が行われたことにより承知したというのが、正直なところです。	『あなたはどのように対応しようとしましたか。』という質問の趣旨がわかりません。 どのように回答すればいいかわかりませんが、強いて挙げれば、自分で担当することになった場合は、しっかりとやるということです。
127	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	制度・事務処理方法の抜本的な見直しが必要と考える。 記録問題は事務処理のいずれかの段階の誤りが長年放置され続け、累積してきたものが、まとめて多くの国民の知るところとなった事象と考えているが、一度起こってしまった誤りを時間をおいて明らかにするのは莫大なコストがかかるうえ、その問題解決のために労力をかけすぎ新たな誤りを生産し続けるのでは解決はおぼつかないと考える。 また、ヒューマンエラーの発生を職員への意識啓発・教育によって抑止するようにするのは当然ではあるが、そもそも事務処理方法がミスを誘発しやすいものであるなら、その効果も限られたものになってしまう。 事務処理方法を見直すにしても、複雑多岐にわたる制度によりさまざまな制約を受けるなかでは、見直すにしてもやはり限界がある。 生産コストを下げるために、製品の構造そのものを見直すように、民間の事務処理手法や現場の意見を制度にフィードバックし、新たなる事務処理誤りがそもそも発生しづらい環境を構築したうえで過去の記録に取り掛からなければ、再度「年金記録問題」は起こると考える。 まず、現在の事務処理は「ミスを起こしにくいもの」になっているかの検証が第一と考える。	「年金記録問題」というものの定義にもよるが、これほど大規模な範囲で問題が潜在していたと知ったのは、新聞報道等がさかんにされるようになってから。	自分の職務として行う事務処理が、全体の中でどのような位置づけであるかを再度把握しなおし、仮に事務処理を誤った場合の影響について想定を行い、より慎重にチェックを行うようにした。また、事務処理方法を打ち合わせるときにも、そのような視点で主張するようにした。 反省点としては、被保険者個人に対し、ご自身の記録の内容についてよりこまめに連絡をして、社会保険庁と被保険者の相互チェックシステムをもっと早く構築しておくべきであったと考える。
128	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	市区町村の支援を得て、ローラー作戦で1件1件つぶしていく。	特別便以降。	国民年金事務を市町村から国に移管したこと。
129	地方庁	その他(社会保険事務所)				
130	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金特別便の回答を終了させるために、不十分な(間違った)調査をし、その上間違った回答が半分程度あること。	年金特別便について20年受付分を20年12月まで、21年受付分を21年3月までに終了させる方針を転換する。その上で、特別便調査・回答を担当している職員が特別便の調査・回答ができない職員に対して定期的に課ごとに職員を集めて調査・回答の方法をレクチャーし、調査から回答までできるようにすることによって回答する人数を増やし年金特別便を1件でも多く回答するよ	国民年金の収納率アップのための不正免除、不在者登録と同じことを繰り返すと認識していた。	
131	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	残存している記録を整理の上、可能な限り統合作業を進めいていく。また、不可能な事案等については、種類分けをし、永続的に管理する。	オンライン登録もれがあることは認識していたが、全体的なデータはなかったことから、極まれな事例と認識していた。ここまで多く存在することは知らなかった。	出来得る限り、未統合記録を解消していく。記録管理する立場としての意識があまりに低く、10年程度の台帳記載方式というツールにも非常に問題があるし、被保険者にももっと記録の大切さを認識させておくべきだった。また、発覚後の対応もわかりずらく、迅速に対応することのみを念頭においての作業であり、混乱を招き、更なる不信感を与えたケースも少なくなかった。高齢者問のことを考えればスピード感は大切だが、逆に高齢者だからこそ非常にまじめに考え、不安を抱えて来所するケースも多々あった。同じ人に2回も3回も同じようなことをお願いすることはムダといわれても仕方がない。スタート段階でもっと入念に計画を立て、専門分野のスタッフを集め
132	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	社保内では知られてることだとは思いますが、ご本人が就職に有利なように、あるいは他の理由により、別の姓名・生年月日を使用している場合があること。 また、受給者の場合、年金の裁定手続き時に「あなたの記録ではありませんか」と聞いても、配偶者に知られることが嫌で否定したまま手続きを行い、今になって記録がもれている、と申し出があること。 ご質問の意味とは違うかも分かりませんが、 国民年金の場合、夫婦二人分は支払えない、二人分を中途半端に納めて両者とも受給権がないよりは、ということで夫あるいは妻の分だけ納付していることが多々ありますが、これを「それ			
133	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		オンライン上にすべての記録(紙台帳等)を整備し、検索できるようにすることが、最優先と考える。	年金記録について、同一人でありながら、年金番号を複数持っている者が、大勢いることは、社会保険に勤務した当初から知っていたが、年金請求時に、本人が、申し出れば、特に問題はないと思っていた、また、年金は請求してはじめて受給できるものと、教えられてきたこともあり、請求しなかった期間があるとすれば、本人の責任であると思っていた。	年金請求等の窓口で、年金加入期間については、基礎番に入っている期間以外にないか、聞き取り、また、オンライン上で氏名索引(特に旧姓)をして他に記録が出てこないかの確認を徹底している。 反省点としては、年金加入時に過去に年金へ加入したことがあるかの確認を徹底すれば、少しは、記録もれといった問題は解消できていたと思うし、すべての国民に共通して年金に対する意
134	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	既に明らかにされている工程表等に従って、地道に進めるしかないのではないでしょうか。	いつ頃と特定できません。紙ベースのものをコンピュータに移し変える際にかなりの間違いがあるのでないかと思っていましたが、当時の機器の性能等を考慮するとある程度は已む得ないと考えます。	年金給付を担当していた当時は、年金裁定請求時にご本人の記載する職歴と保有するデータとの突合せを特に丹念に行い、空白期間がどうなっていたのかをご本人の記憶をたどりながら、漏れがないように努めました。 もっと早くから、人員、経費等を投入すべきでした。
135	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
136	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思い当たらない。		持ち主の判明していない手番が多数あることは認識していた。 いつ頃からかは分からない。	資格取得届等の処理時に疑重複手番の確認。 社会保険庁の記録の管理に問題があったと思う。
137	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特に知りません。	市町村を始めとして、全行政機関の協力を得て取り組んでいくことではないかと思います。	年金記録(厚生年金)被保険者台帳及び厚生年金被保険者記号番号個票が昭和17年以降に作成され、これをを使用して被保険者の記録を調査・確認する作業を行った時、年代により紙が劣化していたりして確認できないものがあった。 昭和59年に事務所年金係長として年金手帳の再交付業務に携わっていた頃でした。	課内で、話をしたと思いますが、上司に相談してこれ以上の劣化を防ぐ手立てなどを提案したことはありません。 マスターを業務に使用して保存用としてバックアップを作成、保存していなかったことが反省すべきことかと思います。
138	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	完全に解決することは不可能と考えられる為、本人(又は家族)様からの申し立てによほどの矛盾がなければ認める方向で進めるしかないと思います。	被保険者の方が保険料を払ったのに給付を受けられないことは保険者として大きな責任があると考えていた。	年金問題に対しては窓口応援等に積極的に参加し、出来るだけ相談に丁寧に応じることを心がけました。 年金記録問題は保険料が徴収されてから給付されるまで長い期間を要することになるため、解決が後回しにされたり、認識が甘かったことが最大の問題と思います。制度やシステムの問題があったにせよ問題認識があれば被害がここまで大きくなることはなかったと考えています。
139	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	人員をもっと投入すべきです。	社会保険庁のこれまでのやり方の問題が表裏された問題と認識していました。 過去記録の整備が必要なことは、平成9年の基礎年金番号を導入した時点からあることは承知していましたが、これほどの問題認識はありませんでした。	・これまでの認識を改め、お一人お一人の記録をキチンと確認する必要があると認識しました。 ・地方庁に在籍していた期間は、記録問題を真摯に受け止め、自ら対応にあたることを心がけ、また、部下職員は勿論、オービーや地方自治体、関係機関、関係団体のご協力をお願いして、できる限りお一人お一人に対応するようにしました。 ・組織としても職員個々人としても、社会保険庁内部の理論で進めてきて、年金制度を運営する立場として、長期的な記録の管理が必要な事業であるにもかかわらず、その意識が足りなかった点、また、国民の目線に立った仕事のやり方をしてこなかった点、コンプライアンスやガバナンスの意識が欠如していた点、などの反省点が挙げられると思います。
140	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	厚年同月得喪後に厚年加入した場合や他の被用者年金と重複して加入できない分の保険料については、還付すべき保険料が事業主からの請求がなければ還付されない仕組みのため多くの被保険者に還付されていない。(個人での保険料還付請求が認められていないため)本来おかしいのでは。	今までの記録の整備も大切であるが今後の記録を正確に管理していくことが重要。現在の入力方法では必ずパンチミスは発生する。ハローワークのように届出書をOCR化し届出内容を本人宛に通知し、確認頂くなどが必要と考える。	記録不備があることは、潜在的に認識していたが、問題として認識したのは国会で論議された頃から。	運営部企画課でまさに記録問題に携わってきましたが、政治主導で時間的制約の中で行われた施策は、準備期間も短く国民の立場に立ったお知らせができていなかったと思う。システム構築に時間がかけられずにスタート日が先行し充分な検証が行われないまま発送され、お知らせ内容に混乱を招くような内容があったことなど。
141	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	引続き確認作業を地道に行うのみ。	平成18年頃知りました。それまでは、問題があると認識していなかった。	社会保険庁の指示のとおり。以前より記録確認の取り組みを十分行うべきだった。
142	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現時点で残っている紙台帳等をすべてデータ化したうえで、オンラインで確認できるよう、定期便、窓口相談等により統合していくしかないと思われる。	年金記録問題は年金制度を根本から揺るがす問題であると認識している。 年金手帳を複数持っている人が多数いることは認識していたが、その他の問題については、マスコミ等を通じ知った。	個人としての対応については、窓口で記録の相談に来所した方々に対し、丁寧な対応をするとともに、可能な限り記録を探し、統合した。 年金記録問題については、年金制度の根幹である記録管理に対する意識の低さが反省点として挙げられる。
143	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	専門部門の職員をふやすこと	認識はしていませんでした。期間照会業務を担当していましたが、そのときは 本人よりの申し出によるものでいたので、申し出がある場合のみ調査して回答していました。反対にそのときは本人の意思なしに調査することはありませんでした。記録問題については、新聞報道されたころです。	期間照会担当業務のころに、新聞報道やテレビ報道がありましたので、 期間照会を窓口で申し込みされた方で、回答を交付された方については、再度確認しほかに記録があると思われる場合は本人へ連絡をして、もれがないように処理していきました。反省点としては当時の処理が基礎年金番号制でなかったためとおもいます。
144	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現在の取組方策を着実に実行していくことが重要であると考えます。	年金記録はコンピューターで厳密に管理されたものであるため、このような問題が生じるとは考えられませんでした。当時の報道等により存在を知りました。	非常に膨大な作業であるので、優先順位を付けて効率的に対応していくことが重要であると考えます。
145	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	専門に取り扱う部署をきちんと設立して対応すべきである。	統合できていない記録がこんなにもあるとは思っていなかった。 平成19年に騒がれだしてから知った。	特別便の回答を提出していただくよう窓口又は電話で対応した。 平成9年の基礎年金番号の導入時に徹底的に統合に向けた対応をとるべきだったと思います。
146	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	人員が少ないと思います。もっと多くの人を雇いこの問題にあたるべきだと思います。	非常にひどい問題だと思います。ただ一人一つの年金番号ではなかったので、当然起こる問題なのではないでしょうか。 自分自身が知った時期は世間一般に知られると同時だと思います。	早く問題を解決したいとは思いました。ただ、通常業務をして、この問題にあたるにはやはり人員が少ないと思います。 やるなら徹底的に人員を増やし専属でこの仕事にあたらないと、進まないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
147	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	記録問題を解決するには最終的には一軒一軒職員が個人宅に訪問し、これで間違いがないかの再確認までが必要だと考えますが、社会保険庁だけでは限界があるため、全国の地方自治体などの協力を得ながら、問題を解決し、今後、同じような過ちが起こらないような対策も講じる	平成19年頃に記録問題が報じられるようになり、様々な事案があることを知りました。当初は誰もがこのような大きな問題になると認識していなかったのではないでしょうか。	一度失った信頼はなかなか回復することはできません。職員一人一人が真面目に業務に取り組み、汗を流すことにより、その結果として、国民の皆さんが判断し、信頼もついてくると考えています。
148	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知られていない問題は存じあげません。	簡単には終わらないと思う。 粛々と地道にやっていくしかないと思う。	裁定請求時に調査し、本人記録をその時点で全て見つけられるものだと思っていた。いまは、そう思わないけども。 どこかの倉庫に紙台帳が眠っていたなど、そのうような問題を知ったのは、新聞報道で騒がれるようになってから。	紙台帳と照合し、本人と思われる記録が発見された際には、こちらからアプローチが必要と思った。 本人からの申出待ちといったような、待ちの姿勢がだめだと思う。
149	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	人手を増やして、記録統合作業を最優先するべきだと思います。	年金記録問題については、平成19年に認識しました。	特にございません。
150	地方庁	社会保険事務所長			平成19年6月頃、知りました。 最初は、基礎年金番号に登録されていない記録なので、裁定請求時等 年金相談時において、統合することで大きな問題に発展するとは、認識していませんでした。	一件一件丁寧に処理すること。
151	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	引き続き、ねんきん特別便に対する回答をいただいていない方、特に本人のものと思われる記録を有する方に対し、訪問して確認するなどの対応をしていく必要がある。	平成9年1月に基礎年金番号による一本化をはかったものの、国民年金・厚生年金の手番が統合されていない方が多数おり、その手番が宙に浮いた形になっている。さらには、厚生年金の手番が誤った名前のよみや生年月日で登録されているものも多く、本人のものと確定することが難しくなっている。 この問題を意識するようになったのは、約5年前ごろかと思う。国会議員の国民年金未納問題が発覚したころと認識している。	特に、未統合の手番をもつ方の記録の確認、統合処理について、迅速、丁寧な対応をした。また、お客様からの厚生年金の期間照会について、フリガナ、 生年月日が違って登録されているケースを踏まえ、本人の記録を探す努力をした。 これについては、基礎年金番号に一本化したものの、事実上一本化するための丁寧な作業が不足していたと思われる。また、厚生年金の手番の登録が氏名と生年月日のみとなっており、住所などのデータがないため、本人のものと確定しずらい。その管理の方法に問題があったのではないか。反省点としてあげられる。
152	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	生命保険会社について、本人が知らぬ間に、不審な資格取得届が提出されていたというケースが少なからずありました。 本人は生命保険会社主催の研修会等に出席しただけであり、勧めてもいないのに、いつの間にその人達の資格取得届が提出されており、2ヶ月程で資格喪失届が提出されているというものでした。 こうした厚年期間については、本人たちも認めてはいませんので、結果として宙に浮いたままで残るのではないかと思われます。 宙に浮いたままの年金記録をフルイに掛ければ、特定の生命保険会社が浮かんでくると思いま	現在、行っている作業を早急に勧めることだと思います。	認識は全くありませんでした。	国・社会保険庁・市町村・事業所が、「年金」というものを真剣に考えて来なかった結果であり、また、あまりにも年金知識のない多数の人たちが関わり過ぎた結果だと思います。
153	地方庁	その他(社会保険事務所)				年金記録問題で社会保険庁に対する不信感が高まってからは、相談者の方々に対しては、親切・丁寧に対応するとともに、相談者の利便を図るために、相談者が来訪するのを待っているのではなく、地区公民館や適用事業所にこちらから積極的に出向いて年金相談等を実施したり信頼回復に努めました。 個人情報の保護、法令等の理解、疑問が生じた場合自己判断をせず相談する等のコンプライア
154	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の旧台帳記録について、オンラインに収録されていない記録がいまだにたくさんあると思われる。	庁にある旧台帳記録を、早期にオンライン収録すべきと思う。	平成19年に国会で指摘をうけた後に、未統合の手番記録のほかに、コンピューターに収録されていない記録もたくさんあることがわかり、問題の深刻さを徐々に認識した。一刻も早く記録を判明すべく、組織の全力をかけて取り組むべき問題であると考えた。	自分のできうる限り、ひとりでも多くの方の年金記録を整理すべく、誠意を持って対応させていただきたいと考えた。 件数が膨大であったこともあり、当初調査や年金の再決定までに時間がかかりすぎ、お客様にご迷惑をおかけしたことが反省すべき点と思われる。
155	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	地方庁では、これ以上の問題は考えられない。	1. 厚生年金被保険者記録の事業所整理番号の登録と、事業所名を被保険者ファイルに表示する。 (事業所整理番号が登録されていないため、具体的な情報提供が困難。確認作業に支障をきたしている。) 2. フォローアップ等で、ご本人から「訂正なし」のご回答をいただいた場合の、表示をオンライン上、明確にする。 (ご本人に何度も照会が行われており、作業の効率が図られていない。) 3. 厚生年金の場合、記録を統合することにより、年金額が減額される場合があるが、特例的に統合期間について、増額の措置をとる。 (未統合記録の解消に繋がる。) 4. 未統合記録のうち、死亡等が確認された場合、記録画面に表示する。 (いわゆる5000万件の整理。統合不要の表示)	従来から、お一人で複数の年金手帳をお持ちの方がお見えになることは、承知していた。 資格届提出や年金請求時にご本人の職歴を確認することにより、記録の整備が可能と考えていた。また、基礎年金番号導入時には、市町村も含め、年金手帳の確認を行い、記録統合に務めることにより、記録統合が図られると認識していた。 統合されていない記録が存在していることは、認識していたが、5000万件などという存在は、今回、改めて知りえた問題である。	記録統合については、以前から、お客様と接するたびに、職歴などをお聞きし記録整備に努めてきた。 特に、基礎年金番号導入時には、市町村にお客様から、年金手帳記号番号に聞き取りをお願いし、記録統合に務めてきた。 反省点としては、基礎年金番号導入以前からも、一人一番号を周知させ、加入時における番号払い出しを慎重に行うことではなかったか。 加入届の記載(氏名、生年月日等)の確認を厳格に行うべきではなかったか。 基礎年金番号導入時に、徹底的に統合処理を行うべきではなかったか。
156	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	がんばる。	入庁直後に騒がれたので、上記の問いに答えられる経験はありません。	とにかくがんばる。
157	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	時間はかかると思うが、1件1件を調査・確認していくしかないと思います。	昭和59年に事務所に配属となり、健保・厚年を担当し、機械化されるまで原票管理で、当時記録は庁に進達していた状況でしたから、多少の入力誤り等はあると思っていましたし、制度ごとに手帳番号を払い出していましたから、基礎年金番号が導入されても、統合されていない記録が多数あるとは思っていましたが、過去の記録がこのように状況にあるとは、新聞報道等がされ	特別便でお知らせした内容と、被保険者の申し出に基づく記録の確認を、あるいは窓口にこられたお客様の申し出に基づく調査・確認を行い、処理していくしかないと思っています。 機械化される時点で、今と同じ状況になったかもしれませんが、しっかりと過去の記録を整備しておけばよかったのではないかと思います。
158	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	漏れている年金記録については、被保険者、年金受給者の方々に漏れている年金について今一度確認していただき、期間照会いただいている分については早急に回答することが不可欠だと思います。 マイクロ化されているものについても、県ごとに違っていたりするのでどのようにマイクロ化されて	大変なことだと思いました。なえ、このようなことが起きるのだろうとも思いました。 私が、存在を知ったのはマスコミなどで報道の始まった頃です。	特別便等での回答については、窓口に来所頂いた際はできる限りその場で回答できるように、心がけました。 基礎年金番号発足時に、キチンと登録が必要だということの周知ができていなかったのも一つの要因だと思います。
159	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		可能なかぎり年金記録の整備をしなければならない	一般的な年金記録問題としての認識。 世間一般に騒がれるようになったとき。	年金受給者からの回答、期間照会をとおして、できうる限り正確な記録の整備に努めた。 被保険者の記録が、事業主を通じて、社会保険庁へ届出され、登録・管理される一連の過程のどの時点で誤りがあったのか検証し、そのどの過程でもチェック体制の確立が必要とおもわれ
160	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	過去の経過のわかる経験者を中心にして、十分な期間と専門職員を配置して、通常業務と切り離して進める。	国民年金の業務期間長かったためがそれほど大きな問題と認識していなかった。	年金記録問題を解決するためには、能大な予算がかかるため、社会保険庁単独の予算では解決しなく、国として取り組む課題とする方法しかなかったのではないか
161	地方庁	社会保険事務所長	ありません		未統合記録が存在するのは過去の経緯から当然発生することとなったと思います。ただ、それを解決する手段を講じるのが遅すぎた。それは、地方の現場では、たとえ声に出してもおそらくすばやく対応され解決に至るのは難しかく、本省、本庁で早期に問題提起し対応策を講じていただきたい問題と認識しています。宙に浮いた年金記録があるのは、数十年前から当然知っています。 未適用事業所が存在することも承知していましたので、未加入者が存在することもあるのは以前	年金受給者の皆様には、大変ご迷惑をお掛けしたことは申し訳なく正しい年金額をお支払することが急務であるとは理解しています。同時にあわてると他人の記録を統合したり、減額となり損をする方もあるかもしれませんので特に冷静に確認するよう心がけました。反省点として、今のやり方は、場当たり的で1人の方に複数の照会が行ってお叱りを受けたこともあります。お年寄りには失礼ですが残り時間も少なく一刻を争うのは承知していますが、じっくりと全てを突合してから効率的に動きたかった。
162	地方庁	社会保険事務所課長級以上	私が入庁した当時は原票という紙媒体を社会保険庁に進達していたが、符号化された事業所整理記号、番号、年金手帳番号のみで個人データを送付していたため、符号化誤り、手帳番号の記載誤り、また不鮮明からの判読不能等原票からのデータ入力時には不正確さが常につきまとっていた。不一致があれば事故リストとして定期的に送付されてきたが、本人特定できない記録は調査不能で削除され、次事業所の取得記録と重複する場合は前事業所の喪失年月日をその日に訂正して補正されてきた。 しかし、事故リストで調査対象にあがるものもおそらく一部で、大半は、他人であろうが何であろうがパンチャーの入力通りに記録として追加されているはずである。	すでに計画されている通り、紙台帳との突合しかない。	昭和の時代は紙台帳で管理されており、当時はそれで仕方がなかったと思う。しかし、記録をデータ入力した後、大変だったかもしれないが、各所に確認のため、フィードバックするべきだった。 平成15年調査課長となったとき、あまりに氏名入力もれ、事業所整理記号誤り等が多く、見つけるたびに補正入力はしてはきたが、その程度では焼け石に水。 組織としての対応が必要だとは思っていた。	
163	地方庁	その他(社会保険事務所)				
164	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			基本的には年金記録問題が存在している認識はありませんでした。ただし、手番(年金手帳番号)を複数所持し、基礎年金番号へ統合されていないケースがあることは認識していました。存在を知ったのは、基礎年金番号が実施された平成9年前後です。	この当時、社会保険事務所の業務課に所属していたことから、管内全市町村において事業所説明会を実施して周知徹底するとともに、その後も機会あるごとに周知していました。また、手番が判明した場合、年金手帳の手番へ「基礎年金番号へ統合済み」と表示して経過を明らかにしていました。反省点については、社会保険庁(業務センター)での記録管理のずさんさを認識していないまま、事業所、被保険者への対応を行なってきたことです。
165	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し。	旧台帳・名簿等には同一人が転職を繰り返した際に、被保険者が新規の資格取得と申し出たことによる年金番号の重複払出分がある。 これらの記録は記録照会時の職歴により記録統合が進められているところであるが、「統合済みの記録は統合完結分として区分して管理するべき」ではないか。 全国ベースでは同一氏名・生年月日の者が多数存在していることから、単一の記録を複数の同一氏名・生年月日の者に統合する事故を防止する必要がある。	昭和55年から58年当時の「社会保険オンラインシステムの後期計画」において、業務処理面の基本構想・基本設計(案)の段階では、旧台帳・名簿で当時被保険者である者については、被保険者に照会・確認を行い、当該者の年金記録や脱退手当金支給記録及び健康保険の給付記録が残されている旧台帳・名簿がある旨の表示をオンラインデータとして保有し、記録照会業務等の際に確認して登録する記録連携方式を検討させられた経験があり、当時も記録統合漏れが発生する可能性は残ると認識していた。 しかしながら、当時のコンピューターの演算処理速度、記憶媒体の容量及び 当該データへのヒット率等をコストパフォマンスで勘案した結果、旧の記録との連携システムの導入を諦めて、個別対応での記録検索・照会方式が採用された。	(8)以降のシステム開発の方針として、システムの拡張性・汎用性も挙げられていたことから、旧台帳・名簿との連携システムの開発も図られるものと考えていたが、その後の年金受給者の急激な増加、頻繁な年金額改定等の法改正等への対処を先行せざるを得ない状況が続き、自分自身もこれを実現するための部署への配属が無かったこともあり、具体的に動きをすることがなかったことは反省している。
166	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	職員全員で解決するという共通の認識(当然ブロック本部、本部もふくめて)が必要。それには何をもって「解決した」というのか、最高到達点(目標)の定義をまず一番最初に設定し、それに向けて全員でどういう方法で取り組み、いつまでに完了するのか明確にする。	いろいろな諸事情が重なった複雑な問題。民主党が騒ぎ始めてから知った。	窓口、電話等お客様と話す時できるだけ丁寧にどうしてこういう事になったのか説明するよう心がけた。反省点は漫然とした仕事をずっとしてきた事。組織としての目標がなかった事。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
167	地方庁	社会保険事務所長	特になし。	限られた期間内に解決させるためにはマンパワーは相当数必要と考えるが、相当古い記録の照合を実施することから、現時点の記録との不一致において、単純に判断できる事例は少ないと思料される。 よって、業務に長けた職員を配置し、かつ、適切な指揮命令系統を構築しておかなくてはならないと考える。	相互扶助の精神を広く訴えてきた手前、年金記録問題の発生は、国民の年金制度に対する信頼が大きく損なわれたと思った。過去と比べ、社会環境や雇用形態など現在とは大きく変化してきているなか、その変化の時々において、様々な角度からの見直しが必要であったと思われる。 このような記録問題の発生を知ったのは、平成18年以降である。	職員定数が削減される中、最優先事項として記録問題の解消を目指した。しかし、年金制度発足以降の古い経過や知識が少ない中での作業は、かなり困難を極めている。 対象者が全年齢階層に渡ることから、優先順位を付けざるを得なかったが、処理要員や処理方法の統一が遅れたことが、遅延の大きな要因と思われる。 記録問題の原因が複数あり、かつ、小出しに現れてきたことも大きな遅延要因と思う。 政治情勢による指揮命令系統の混乱は致し方ないことと考えるが、より高所にたった問題点の正確な把握と、解決イメージを職員共有できなかったことが反省点である。
168	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。		・システムの変更に伴うこと（1人に複数の年金番号を発行し、その整理がされなかった。年金の再取得時に生年月日が報告されていなかった。） ・紙による記録送付時における記載誤り。 ・年金記録にかかる担当になったとき。	早い時期における年金番号及び年金記録のシステム上の整理が必要であった。
169	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にない。		マスコミで取り上げられてから、知った。業務を行っているときは、記録問題は発生していない。	記録の回復に努める。特別便等の業務に、誠心誠意取り組んだ。 反省点としては、被保険者（労働者や年金加入者）への年金記録の情報提供がなされるべきであった。そうすれば、この問題は発生していない。
170	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	マスメディア情報や社会保険庁内に周知されてくる情報以外は知りません。	「世間一般に知られていない問題」を知りませんし、私は、職務としては年金記録問題に取り組んだことはありませんので、考えはありません。	私は、社会保険庁に在籍しているすべての期間について、職務としては福祉施設の整理合理化に取り組んだだけで、年金記録問題に取り組んだことはありませんので、部外者のような認識しかありません。 なお、その部外者のような認識では、年金記録の取扱いの事務は、戸籍事務のように後々まで一個人に寄り添う大事な事務で、過去の不備（以前の担当者の手違いといった過失や、違法性を認識しつつ操作した悪質なものも含めて、すべての「事実と相違したもの」）が帳消しにならないので、特に大変な業務であり、適正な人数を配置しておかないといけない事務だと思います。	特にありません。
171	地方庁	その他（社会保険事務所）		一件一件時間をかけて調査をする。	このように漏れや間違いがたくさんあるとは思っていませんでした。 2年ぐらい前の新聞等の報道で知りました。	一件でも多く正常な記録に戻るように旧台帳等の突合作業を行いました。 入力後のチェックが足りなかったのではないかと思います。
172	地方庁	その他（社会保険事務局）				
173	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				制度間で各々の番号取得をしていたこと、届出の際の必要事項の記入相違など、その時その時での確認はしていたと思いますが確認できる部分の限界もあったのではないかと推測します。記録にかかる情報の交換等ができていればと思う部分があります。
174	地方庁	その他（社会保険事務所）	世間一般に知られている以外は、知りません。	現在の未統合の記録について、一件一件確認することが、時間はかかりますが、解決の一番の方策と考えます。	年金給付課に在籍していた時に未統合の年金番号があることを認識しました。採用されてからすぐに問題があることを知りました。	年金給付課として、年金受給の手続きに来られたお客様に対して、短期間勤務やアルバイト等にかかわらず加入記録があるかどうかを確認しました。 また、被保険者に対しては、年金記録が必ずしも全て登録されている訳ではない事を伝え、ご自身の年金記録を確認していただくよう取り組みました。
175	地方庁	その他（社会保険事務局）		地道に一件、一件調査していくしかないと思う。	職場に入ったとき（平成元年）に、昔の記録を調査する課があり、コンピューター化されてあったのに、なんで紙台帳を調査しているのかなと漠然と思っていた。 後に年金給付課のときに、年金請求の際、統合しなければいけない記録が多くあり、その当時は年金請求時に確認をすればいいという認識だった。なかには、コンピューターにきちんと収録されてない記録（カセット）等もあり、なんで収録してないのかと思っていた。	特に対応することはなかった。取扱要領にも、このような場合にはこうしなさいということも書いてあったので、そのとおりにやっていた。 反省点として、コンピューター化の時に正確に収録していなかったこと、基礎年金番号導入の際に記録統合を徹底してやっていなかったことが挙げられる。
176	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	納めているのに、保険料を払った記録のない被害者を救済することは、第一の問題だと考えております。しかし、新聞で報道されているような基準緩和策では、モラルハザードになる危険がありますので、本人の申立でも結構ですが、少し詳細な記述を求める必要があるように思います。 現場では、「国民年金を払ったと主張されたお客様が、実は国民健康保険の保険料と勘違いされていた。」などといった思い込みが多いのも現実です。刑事告発も検討とありますが、「善意の思い込み」にどう対処するのかの対策も必要だと思います。	認識していませんでした。	社会保険職場の一員として認識が足りなかったと反省しております。
177	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		報道等でさわがれだしてから知った。	
178	地方庁	その他（社会保険事務局）			未統合の記録に関しては、ずっと取り組んできた課題だと思っていましたし、最終的な解決には、多方面からの協力が必ず必要になると考えていました。	社会保険庁だけでは解決できないので社会全体を味方につけなければならないということは意識していました。 同時に、問題を先取りして自ら解決というよりは、常に後手に回ったという感じを常に抱いてはいました。
179	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません。	この問題の解決に向けた近道は無い。 本人（道族）に対して、1件1件ていねいに対応していくしかないと思う。	年金給付課に所属していた頃に感じたことですが、基礎年金番号導入前の手番時代に、安易に新規番号を払い出していながら、請求主義を盾として、年金請求時に職歴を記憶していないのは本人責任とすることに違和感を持っていた。	言い訳となりますが、その当時は(8)で述べた方法が正しい仕事の仕方と教育されており、違和感を持つこと、また、それを声に出すことが組織にそぐわないと異端児扱いされそうで特別な対応は行っていなかった。 年金制度発足時から、基礎年金番号管理出来ていれば、この問題は無かった。 少なくとも新規番号を払い出す前に、職歴について本人への聴き取りを実施していればここまでひどい結果とならなかったと思う。
180	地方庁	その他（社会保険事務局）		地道に現在取り組んでいる期間調査や再裁定処理を進めて行くのみだと考える。	平成18年4月に採用されて通常の業務を進めていく上で、記録漏れなどがあることを知った。実際に納付した保険料が受給額に正しく反映されていないのはたしかに大きな問題であり、一刻も早くこの問題を解決する必要がある。ただこれだけ長期間に渡っての膨大な量の情報を管理することが、今ほどコンピュータが発達していなかった当時の状況から見ると困難であったことも事実であり、記録漏れが発生したこと自体はある程度やむを得ない部分はあると思う。	国民にご迷惑をおかけしていることは事実なので、窓口や電話対応の際には謝罪しご納得いただけるように今後の手続き等の説明を行ってきた。年金問題がここまで大きくなってしまったのは基礎年金番号導入以後に積極的に問題解決に向けての対策をとらなかったことにあると思う。
181	地方庁	その他（社会保険事務局）	旧台帳カセットオープンが進んでいないこと。	人数をかけて旧台帳記録と番号払出記録によりオンラインデータ作成を急ぐこと。	漠然と昭和20年ごろなど昔の記録に間違いやもれが多い。今の調査課に配属になったとき（平成18年ごろ）に知ることとなった。	まずは与えられた業務を的確、丁寧にこなし、まちがいのない調査、記録整備をこころがけた。 記録問題がおこるということは確実にわかっていたはずなのに、ここまで国民に認知されていなかったのが最大の問題。早期に記録の確認を徹底するべきだった。また職員もオンライン上の年金記録を過信していたのではないかと思う。
182	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	なし。	当初は未統合の記録があるとの認識程度しかもっていませんでした。	ひとりひとりの方に丁寧・正確に対応していくことを心がけていますが、組織全体としてもっと早くこのことに取り組むべきであったと思います。
183	地方庁	その他（社会保険事務所）	カセットオープンされていない記録が未だ相当数あると思われ、そのような記録に対し名寄せ・氏名索引等を行っても記録判明に結びつかないと思われます。	早急に全カセットオープンを行った後に再度名寄せを行う必要があると考えます。	前記も含め相談窓口等で本人記録照合を行っても、その時点では物理的に結びつかない記録が発生することとなり、結果本人申立てに頼る部分が発生してしまうことに不合理を感じました。 問題の存在については、平成19年末頃からより詳しく認識するようになりました。	窓口相談時にお客様に記憶をできるだけひきだすよう努力しました。反省点としては、制度発足当初～機械化にむけ適切な予算措置をはかり、各段階できちっとした管理体制をとっておくべきであったと考えます。
184	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現時点では世間一般で知られている事しか知らない。	現時点で、いくつかの方法で問題解決に取組んでいる事を一つ一つこなしていくしかない。	年金記録については、年金請求時に確認(申請主義)すればそれでよいという考え方が強く人の身になって考えていなかった。 当時(約22年前)の職務で、年金記録問題が問題だとすれば、それは私が社会保険に勤めるようになったときから、記録調査をする課が存在していたため大なり小なりそれ以前から年金記録問題が発生していたのではかと考えられる。	今まで社会保険で得た、知識・経験で一人でも多くの方の記録が発見されるように調査した。 手書きの時代から急速なIT時代となりその対応の遅れ。 手書きの時代、名前にフリカナがふられてなかったためにいい加減な読み方をしていた。 社会保険庁に収録されていたカセットを早期に開けなかったことなど。 年金請求が申請主義であること。
185	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません	お客様個々人に記録を確認いただくことが最善であり、ねんきん定期便が有効な方法と考えます。		
186	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	無し。	すべての職員が、問題を認識し、記録等に関しては、全国の職員が、どこの都道府県の情報でも、すべて見ることができるようにするべき。 また、各県等に記録照会をしなければならないということは、それだけ時間をかけることになり、無駄な時間が発生する。 WM検索についても、もっと簡単な利用方法や検索方法、ほしい情報の抽出方法なども周知してもらいたい。 厚年記録についても、未だに「カセット解除処理」が必要なのでしょうか。	記録自体が欠落していることや納付したのに納付になっていない等大きな問題であるが、自分自身仕事に携わってきて、ここまで記録内容に不備な点が噴出してくるとは思わなかった。今は、全員の方の記録を整備することが一番大事なことと思う。 問題が存在することについては、平成19年。 ただ、年金給付課で仕事をしている時に、国民年金の記録と厚生年金の記録に不整合があり、（喪失日と取得日が重複している等）記録の整備依頼などで漠然と感じていた。	法令遵守が第一。仕事では内容の細かな確認とチェック。 佐賀では、昭和56年に前期のオンライン化が入り、その後全国的に完全オンライン化されたが、この時に、過去の記録についてもすべて確認する必要があったのではと、今になれば思ってしまう。それと国民年金と厚生年金の記録の相互の情報連絡が必要であった。 また、平成9年に基礎年金番号導入されたときに、被保険者の方への他の年金番号の問い合わせは、単にお知らせ的なものであったので、もっと戦権的な番号の統合が必要であったのではないか。 国民年金資格取得が届出制ということ問題だと思う。 生年月日の違いや氏名の違いなど、特に昔の記録にあるが、もっと年金に関する届出についても市役所等に出生届や住民登録をすることと同等の認識を持っていただくようにすることや年金
187	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	他には思い浮かびません。	年金記録問題の解決については、根気よくスピーディーに、尚且つ、誠意を持って行うしか方法は無いと思います。既に行われてるとは思いますが、5千万件のうちの未解決分が、どのような事例が多いのか分析し、それに対した対策が必要かと思います。例えば、以前に炭鉱にお勤めだった方は、名前を変えたり、生年月日をごまかしたりしていたということを窓口相談等でお聞きしたことがあります。これまで、「旧姓によるお知らせ」がありましたが、このようなことが無いかどうかの広報をしたらどうでしょうか。	未統合の記録が存在するのは、疑重複リスト等で適用の仕事を始めた平成2年ごろから気づいていましたが、件数がこれほどあることは今回の年金記録問題がクローズアップされた時です。 非常に驚いたというのが正直な気持ちです。	その時も事業所等に疑重複リストを送付などしてやっていたつもりですが、気持ちの中には将来、年金請求の際に統合できるという甘い考えがあったように思います。私が従事したのはコンピューター管理なってからのことですが、コンピューター管理前からすべての職員が、もっと緊張感を持ってすべきだったと思います。
188	地方庁	その他（社会保険事務所）				
189	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		本人からの申し立てにより記録を確認するのは時間がかかりすぎるので、台帳等から記録補正を全件行ってから、記録の照合を行ったほうが早く処理・対応できると思う。	機械化に際して、記録の単なる入力誤り。 年金記録問題が表面化したとき。	原票や台帳を確認する。 特別便の発送を全記録補正後に発送したら、当初の事務所に来客があふれかえることはなかったのでは。また、発送内容を相手側に立った視点で記載するようにすれば、混乱しなかったので

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
190	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		平成5年ごろ年金給付課に配属となった際に、氏名登録のない記録が多数あることを知りました。また、氏名、生年月日が相違しているものが多数あることを知りました。 記録問題については、早期に改善されるべき問題であると認識しています。	私としては、できる限り記録が統合できるように調査等を行いました。 反省点としては、基礎年金番号導入時等に社会保険庁が所持していた原票等を統合する作業を行う、また、システムを改善するなどし処理スピードを上げる等の効率的な対応をとるべきであったと考えます。 社会保険庁の職員が絶対的に悪い訳ではなく、これを放置した庁、厚生労働省にも多大な責任があると思います。
191	地方庁	その他(社会保険事務所)		アルバイトよりも経験豊富な正規職員を増やして、センター等で一括して調査を行うほうがよいと思う。	過去の職員のずさんな記録管理問題と認識していた。過去の記録(手書)のWMの記録のずさんさは、入社した当初より期間調査等でなんとなくは知っていた。	期間調査はじっくり記録を調べるようにしていた。本人の年金に結びつく記録だからこそ、きちんと調査しなければいけないところ、12月中に終わらせるなどと無茶なスケジュールを提示された結果、処理スピードや並を優先しているため、肝心の調査がおざなりになってしまうような気がする。
192	地方庁	社会保険事務所課長級以上		即効性のある対策は思い浮かびません。 オンライン未収録記録については庁で進めていただくとして、お客様からのご照会には、マンパワーで一件一件処理していくしかないと思います。	未収録手番が存在することは、入庁当時から認識していたが、裁定請求時やお客様からの照会で確認することができると思っており、ここまで膨大な件数が存在するとは思っていなかった。 その後、H9年に基礎年金番号が導入された際に記録確認の返信用ハガキが用いられたが回収率が悪く、当時から、もっとPRや督促したほうが良いと思っていた。	申請主義の上に胡坐をかいていた感は否めませんし、見てみぬ振りをしようという気も全くありませんでしたが、結果としてそうだったのかも知れません。 やはり、最大の問題は、「年金記録は国民の皆様のもの」という意識が薄かったためではないでしょうか。「お金」なら意識は全く違ったと思いますが・・・ 今後は意識改革をさらに高めるとともに、様々な機会を利用して、もっともっと制度PRを実施し、内部及び外部から、年金制度の重要性を認識させる必要があると思いますし、まず、自分たちができることから、そういう風にしていかなければならないと思います。 広報についても、何でもかんでも全国一律というのではなく、必要とあらば、以前のように地域性・独自性を生かした広報も必要ではないでしょうか。
193	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金裁定請求書を受付する際、未統合の記録が多く存在し、その時点で期間照会を預かる等していたため、60歳になる前に記録整備できないか、という思いがあった。 この問題を知ったのは平成19年4月～5月。報道により知った。	毎日が電話や来客者の対応に追われ、その段階ではこう対応したいという考えはなかった。 年金受給者、年金受給に近い方から未統合の記録整備を完璧におこなっていくというような取り組み、記録課を各事務所つくり専門に業務がおこなえればよかったと思う。
194	地方庁	地方社会保険事務局長			問題意識というよりも、当時は年金請求時に調査・確認・完了するもとした組織決定がなされていたかと思います。小生は一介の事務員でしたので定かではないですが聞き及んでいました。 また、そのような決定の背景には予算(お金)が絡んでいます。つまり、今現在のような仕法は執りえなかったのです。先ず庁予算にて査定、大蔵省で査定と予算化は程遠いものでした。よって、記録確認作業を行いたくても行えなかったものと思料します。 年金基礎番号の払出し時点です。また、知ったのではなく、想像した(出来た)のです。	自分の対応としては、部外者でしたので何も出来ませんでした。 ただ、いえる事は保険庁という組織として少数意見を取り上げようとする姿勢が希薄であると思います。自分としても声を大にして提唱すればよかったのではないかと反省しています。
195	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	紙台帳の早期にオンラインに照射されること。	全ての記録がオンラインに収録されているとこの問題が騒がれる前は思っておりましたが、紙台帳で管理されている記録があれだけあると知りませんでした。 また、知った時期は世間で騒がれるようになった時期とほぼ同じ時期です。	社会保険庁においての管理も不十分であったことは認められますが、被保険者の方も偽名などを使って就職されていると聞いたことがあり、100%解明することは難しいと思います。 また、会社の担当者の届出ミスもありますが、このようなことをもう少し発信できないものでしょう
196	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	亡くなってしまう人がいることを考えると迅速な処理が必要であるが、期限の設定に無理があると、ずさんであるといわれた処理の上に更にずさんな処理の上塗りをする恐れがあると思う。	当初は、ここまで大問題になるとは思っていなかった。ずさんな処理が行われていたことに気きつつ、急激な業務量の増大や度重なる法改正に、システムも人も追いつかなかったことが大きな原因と思われる。	職員が扱っているものは不特定多数の者の長期にわたるもので、個々の記録の重要性についての認識が十分にできていなかったと思う。 その割には、社会保険庁の管理している記録を完璧なものとし、被保険者等お客様の根拠のない申し出には耳を傾けることをしてこなかった。 年金記録問題を機に、反省し、一人一人、一つ一つの記録を大切に、お客様に対し誠心誠意で対応しているところです。
197	地方庁	その他(社会保険事務局)		民間委託、謝金職員の増員ではなく、正規職員の増員。	マスコミ等で騒がれてから知るようになりました。社会保険庁の信用喪失、組織の解体(＝無職)につながる問題であると認識。	被保険者の立場に立ち、思いやりをもって対応することを心がけました。
198	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	全組織をあげて解決に取り組む	国民が将来の生活に対する不安を持ち、信頼を著しく失った。 問題の存在を初めて知ったのは、マスコミが年金記録問題を取り上げたとき。	紙台帳との突合作業等、事務局一丸となって取り組んできた。そのことに自分も積極的に参加したと思う。 年金受給に関する知識について、これまで携わってきた業務の関係上、すべての職員が詳しいわけではないため、与えられた作業等をおこなうにあたって、スムーズに進まない場面も出てきた。職員一人一人が、ある程度の知識を持つことが大事だと思った。
199	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	年金記録問題は国民に対して、大きな問題になると思っていました。年金記録問題を知ったのは、入庁したすぐに知りました。平成10年6月くらいだったと思います。	対応については、出来る限り、本人と思われる手番は統合する努力はしました。 反省点は入庁したときから思いましたが、仕方ない感じが組織的に漂っていましたし、国民が分からないのが悪いという感じでもありました。 組合も強かったですし、組織的に対応を見直す必要があると思いますが、制度的にも問題があったと思います。 制度が複雑過ぎますし、国民年金の未納者が多い現状では、年金記録問題が解決しても正直今後の運営が難しい気がします。
200	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	わからない	第一に解決しなければ問題だと認識しています。	請求主義が原因と思います。
201	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	特にありません。	平成21年4月より期限付きの採用で、現職に着任した為、年金記録問題は着任前に認識し、消えた記録問題の解決に携われればと思い現在に至っています。	当問題は、人為的な問題もありますが、コンピュータ化したときの仕掛け(移行方法、体制等)にも問題があったと思います。 まずは、コンピュータ上の記録整理が第一でありますが、全体システムの整合性等の見直しも必要では無いかと考えます。
202	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
203	地方庁	社会保険事務所課長級以上		ねんきん特別便等によりいただいた記録照会を早期に回答し、基礎年金番号に統合されていない記録の早期の解明が必要と考えます。	基礎年金番号導入時に統合の作業が不完全であった事に起因していると思いますが、これは、古いオンライン化されていない記録が多く存在した事、被保険者記録の氏名・生年月日などが正しくデータ化されておらず、氏名検索などで発見できない状態にあった事が原因であるものが多く存在すると思います。 このような問題が存在することを知ったのは平成19年6月頃です。	ねんきん特別便等による記録照会について、丁寧な対応を心掛けました。 被保険者記録の統合を「年金裁定時」までに行えば良いという考え方で、先送りしていた事が反省すべき点として挙げられると思います。
204	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	氏名や住基などによる突合できる記録以外にカセット記録についても早期に登録を完了し本人にむすびつける。	期間調査の業務の折、いずれ本人に記録は結びついてゆくものと思っていましたが、平成19年に問題化されには、膨大な量があることを知りました。	平成3年にはじめて年金給付課に異動し期間照会の業務をしました。当時でも本人記録に結びつけることの大変さと大切な業務であることを実感し、この先この記録を請求することで解消されると思ってきました。この年金記録問題が発生したときは、期間照会の業務が一気に加速され本人に結びつき年金受給につながるので、調査に当たっては、できる限り自分思っているノウハウを生かし回答できるようつとめてきました。まだ、解明されていない方もいるので、原票を保管している事務所とセンター記録課が連携をとってカセット保存部分をはやく記録化し本人に結びつける努力をしてゆくべきと思います。 実際その当時に業務をしていたのではないのですが紙からオンラインになったときなど、業務の反省すべきところはあるとおもいます。お客様からの声を聞きながら早期の解決に向け対応して
205	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特記することは特にありません。	今以上に期間照会回答作業の人員増をはかり、その作業レベル向上に向けた取り組みとして、これまで期間照会業務に携わってきた現職・OB職員の経験を活かした応援体制確立を図ることが有効な方法とも考えます。	年金番号証(カード)、年金手帳を重複して所持していた被保険者や、被保険者であった方が多くいた事は事実であり、特に業務課長当時(平成11年頃)以降、このような状況にまでなることの予測はつかなかったが、一人ひとりの方々の年金加入期間が正しくつながっていくのか、心配はしていた。 私個人の認識としましても、一人ひとりの方々が正しい期間が確実につながり、将来無年金にならないよう、正しく年金を受けていただきたいという使命感は持っていました。	算定基礎届け講習会や、事業所新規適用事務講習会、その他の事務説明会、各種研修会等において、講師をする機会が多くありましたが、その際においては、将来無年金にならないように被保険者期間の関係や年金番号の重複所持については、注意して説明をしてきたと思っています。 反省点については、これまでに、この年金記録問題として日本中に不安を与えることにまでなったこと。私としては、十分な年金記録に関係する取り組みを実践してきたのかと思うと、努力が足りなかったのかと、反省させられます。 今さらではありますが、過去の早い時期から、専属の年金記録係り、或いは独立した課の体制ができていたらと思います。
206	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じておりません。	10年単位の長いスパンで、粘り強く対応するしかないと思います。 また、ただ単に人をつぎ込めば良いのではなく、実際に事務を経験している人が集中して作業にあたることが重要だと思います。 (素人が多数作業にあたっても、つぎ込んだ人数に見合った成果が得られないのではと思います。)	未統合手番の問題のように、基礎年金番号に登録されていない手番が多数あることについては、平成15年の採用当時より認識しておりました。	未統合手番に係る対応については、記録の統合処理を行う旨案内を行いましたが、一方で記録がなくなることはないので、裁定請求の時にしっかり整備すれば良いと認識しておりました。 今考えてみれば、年金の番号は一人一つであり、このような認識の積み重ねが今般の問題につながったものであると反省しております。
207	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	一定期間内に完了させるためには、適切な人員配置が必要と考える。	組織の抱える問題であると認識していた。 問題の存在を認識したのは、マスコミで騒ぎ出した頃。	自分にできることをしようと思った。 【反省点】 手作業の時代から、機械化の時代と移りかわってきたことによって、ミス等は減っていると思う。しかし、現在においても、機械化(システム化)が可能であるにもかかわらず、手作業に頼っていることが多々ある。今後、ミス等をさらに少なくするためにも、適宜、適切なシステム化が実施できる状況(予算・人員)を確立すべき。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
208	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	OBへの意見聴取等を行う。	基礎年金番号が導入される前は、制度ごとに年金手帳が交付されていること、被保険者本人の都合(再就職先に前職を知られたくない等)により、複数の年金手帳を保有していることが多かった。これらについては、本人からの申し出により年金請求時までに記録整備が行われるものと認識していました。	現在、特別便や定期便により、被保険者本人等に記録確認を求める方法が行われております。特別便等により照会があった際に個別に対応していくことが必要だと思います。 反省点としては、特に基礎年金番号導入後において、他に年金手帳番号を保有している場合には遂次、重複取消届の提出を徹底すべきだったと思います。
209	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	年金記録問題の解消については、個別に、1件1件対応していくしかないと思う	年金記録問題が取りざたされた以降に認識した	年金記録問題が取りざたされたときは、地方事務局に在籍していたので、事務局・事務所が一体となって、信頼回復に向けた対応を行ってきたと思っている。
210	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	紙台帳記録やカセット記録をオンライン化し、WM検索時にヒットする情報を増やし、事務スピードアップと確実性を増す必要があると思います。	昭和60年4月に社会保険庁に採用され、その頃はまた厚生年金記録は紙台帳での管理で、平成元年頃から現在の機械管理に移り変わりました。 平成4年頃に「厚生年金期間の期間照会業務」に携わっていましたが、紙台帳記録の確認は、本人の記憶と実際の記録とに相違があり、また、現在のように検索システムが進んでいませんでしたので、困難を極めました。当時の技術で可能な限り管理方法と確認作業を行っていたと認識していました。 機械化が進むにつれ、WMでの検索に対してヒットする情報が徐々に増えていき、先輩が「最近は機械でわかる記録がだんだん増えてきてたなあ」と言っていたのを覚えています。 昨今の消えた年金問題で、過去の管理方法の問題を指摘されるまでは、大きな問題と考えておりませんでした。	年金の裁定請求時に加入履を確認すればよいというスタンスで業務が行われていたことや、紙台帳記録のオンライン化が送れたため、確認を要する件数が増大してしまったと思います。 期間照会業務に携わっていた時は、記録の確認の最終作業で、同じ生年月日の人のマイクロフィルムデータを、索引簿もとに性別を関係なく全件チェックしていましたが相当時間がかかりました。 厚生年金手帳に職歴記入欄がありましたが、本人の覚え書き程度であり、ほとんど活用されていませんでした。国民年金手帳のように取得日、喪失日の記入がその都度行われ、事業所名、記号の記載を行っておれば、記録漏れは減少できたと思います。 資格取得の手続時に、氏名、生年月日が本人の申出どおりに管理され、偽名や生年月日を偽っていた場合は、後から偽っていたと言われても、本人のものと特定できないこともありました。 今、論議されいる納税者番号制など、全制度共通の番号の設定が必要だと考えています。 標準報酬月額制度は、データ管理や保険料計算において優れたものですが、その算定方法が
211	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		以前は厚生年金加入事業所に勤めたときは厚生年金年金手帳を添付していましたが、「過去に厚生年金に加入したことがない」と事業主から届出がされれば、新規に厚生年金番号を払い出していた。その後、厚生年金手帳が見つかった場合は重複取消届を提出して統一していた。 過去に厚生年金に加入していたかどうかは届出に頼って確認ができなかった。 結果、複数の厚生年金番号が払い出された方がそのままの状態が起きた。	当時は、事業主に採用したときは必ず厚生年金手帳の添付を呼び掛けた。 また、重複届の提出についても広報を行ってきた。 問題としては、当時はコンピューターがなかったので事務所で過去に厚生年金加入していたかどうか把握できなかったので、事業主からの届出で処理するしかなかった。 また、基礎年金番号導入前ですので、過去に厚生年金加入したことがない申出があれば、過去に厚生年金手帳が払出されている方でも確認ができなかった。 昔と現在のコンピューター化が進んだ時代で比較するのは難しい。
212	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	遡及喪失については、過去には添付書類等の添付の必要もなく、事業主が届け出れば確認せずに、処理をしていたと聞いたことがある。 この場合、喪失年月日がおかしい等照会の対応は大変困難となる。 また、当時の事業主が実際に届出をしていれば別であるが、労務担当の職員等が届出を行った場合は、事業主すら承知していない場合もある。	当時の届書類が存在しないことから、事業主サイドからの証拠等の提供がない限り、確認できない。 解決策は、現在、生存している事業主、被保険者の証言と、国保への加入状況、その他納税、労働保険加入状況を見て、判断するしかなく、判断基準を明確に定め、基準に沿った処理をするしかない。 現在、現場では人でも少なく、明確な判断基準も無いため苦労していると思う。 また、機構本部で専門の設置が予定されており、この基準作りと、併せて、判断が難しい案件を専門的に処理するチームを設置する方法がよいと思う。	この問題は、法的に曖昧な規定ぶりと性善説に立った解釈により長年にわたり続けられてきたものであり、算定基礎届や、事業所調査等限られた人数で完全な処理を求めること自体困難であったと思慮する。 このような全国的に波及している問題と認識したのは平成19年頃だと記憶している。 当時は、地方で免除問題で対応に苦慮していたころであるが、期間漏れや期間重複による再裁定の遡及件数があることから、国年、厚年の期間重複、期間漏れがなぜこのように多いのか疑問に思い、職員と話をしたところ、過去においては、事業主の申し出のみで喪失処理をしていたということを聞いたため、 問題も多いのではないかと思った。	喪失届については、喪失を確認できる書類の添付と、その確認を確実に行うよう口頭で指示したと記憶している。 ・反省点 過去においては実態の確認義務が明確に指示されておらず、今となっては、この点が甘かったと言わざるを得ないのではないか。 性善説に立つことなく、明確な事務処理手順を定める必要がある。
213	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	思い当たりません。	記録管理方法を抜本的に見直す必要があると思います。 たとえば、届出は全てマークシート方式にする等、職員や委託業者など複数の人達が関係することなく、ダイレクトに記録反映できる手続きが望まれます。 また、今後の記録管理を確実なものとしていくためには、ハード・ソフトの両面から長期的に揺るがないシステムの構築と、わかりやすい年金制度への移行が急務と考えます。	記録管理の歴史の流れの中で、多くの人たちの手を介してデータ化されていることを知り、人災の要素も少なからずあるであろうと認識しました。マスコミ報道で大きく取り上げられ、事務所への相談者が激増し始めた頃に意識したと思います。	出来る限り紙台帳等現物に遡り確認するしかないと思いました。 記録管理の歴史の中で、手書き当時の癖字や旧字による台帳をデータ化する際に無理があったように感じます。短期給付に比べ、長期給付の記録管理の難しさを痛感しています。
214	地方庁	その他(社会保険事務所)				
215	地方庁	その他(社会保険事務所)				
216	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録を整理する際に、間違いが無い事務処理を行うよりも、締切日までに間に合わせようとした結果起きた問題	まず、締切日ありきではなく、正確に必要な日数と人員をあらかじめ計算し、その計算を元に必要日数を要求するべき。
217	地方庁	その他(社会保険事務所)	1. 法人事業所は強制加入でありながら届出主義を採っており、未適用事業所が多数存在する。 2. パート等の適用条件が認知されておらず未加入者が存在する。	1 法人設立条件に社会保険適用を採り入れればよいと思われる。 2. 適用条件を明確にし、調査による確認を容易にすることが必要と思われる。 例給与が一定金額以上支給されていれば、(二以上を含め)すべて適用する。 適用対象となる勤務時間数・日数等を定める。	・年金請求受付時等においてWMに登録されておらず、旧原票・旧台帳等の確認が必要となるケースが多数存在していることは認識していた。 ・機械化切換以前から知っていた。	・相談等で受けた事案について事務所として確認できることの徹底をした。 ・機械化切換にあたっての作業が計画(準備)・予算・体制も含め不足していた点があったのではないかと思う。 現場としては切換時において締め切り期日等を含め厳しかった。
218	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金記録に詳しい(年金記録調査を担当したことがある職員など)を集めて調査を集中的に行う。またWMの検索機能の強化が必要と思う。	最重要課題だが解決までには膨大な時間がかかるので終わりが見えない問題。 5000万件の未統合があるのを知ったのはマスコミ報道で知った。	まずは押し寄せてくる来客者の対応に追われ、それ以外のことが手につかなかった。来客が落ち着いてからは記録の調査を丁寧に行い、ご納得いただける回答つくりに励んだ。 問題点としては、まず初期の制度が悪かった(手帳番号を何個も払い出していた)ことや職員の怠慢、現在の問題はWMでの検索機能が悪すぎること。
219	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	特別便・定期便等により地道な突き合わせ作業しかないのでは	基礎年金番号へ統合前だったと思いますが、一人の被保険者で10冊の年金手帳(手番は全て別)を持っていて、年金手帳番号重複取消届を出された方がいました。 当時は複数の年金手帳番号をお持ちの方は決して少なくありませんでしたから、基礎年金番号導入後、全ての方の記録が統合されたかどうかという点では疑問がありました。	当時、何かの説明会や研修会で上記事例を話した記憶はあります。 周知広報が足りなかったのかと思います。
220	地方庁	社会保険事務所長		船員保険を含む未収録記録をオンライに収録すること。人員の確保	社会保険庁において未収録記録があることから、長官が仙台東社保において対話をした際に職員から早期整備の申し入れが行われた。	年金請求受付時において本人より勤務状況の聞き取りとオンライン記録の空白期間について確認を行っていた。生年月日が丸められいたことは昨年のマスコミ報道で知り、対応現場として社会保険庁に対し失望と怒りをもった。その後の記録補正についても業務センターの処理の遅れ、庁の言い訳のための報告により現場の作業増大、期間の短さ、信頼感の無い当時の局長の発
221	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし。	現在行っている、ねんきん定期便の活用。	年金制度が時代とともに変遷していく中での問題。 厚生年金、国民年金、基礎年金番号等、発足した時期が違うため、このような問題が生じた。 国民一人に対し、一つの番号が付番できるような、制度であれば、問題は生じない。	年金制度の問題が大きく、個人で解決できる問題ではないと考えます。
222	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	残存する資料(市区町村等含む)を一つずつ点検していくしかないと思います。 しかし、集中して処理するにしても、日常業務をこなしながら、労使協定等の制約を受けながらの処理は困難を極めるのではないかと考えますが、とにかく一日も早く問題解決をして、国民のみ皆様に信頼していただけるようにしなければいけません。 となれば、専門の部所と人員を設けていくしかないのではないかと思います。	それぞれの問題で時代背景等が違いますので一概には言えませんが、少なくとも違法性の認識というのはなかった思います。私たちも業務には真剣に取り組んできたつもりです。 問題の違法性を認識したのは、それぞれ報道がされた時期だと思います。	とにかく一日も早く問題が解決し、年金と私たちの信頼を取り戻したいと考えそれぞれの対応に取り組んできましたが、次から次とまったく自分の知らない事項も現れ情けなさとむなしさが自分を包んでしまった時期もありました。しかし、とにかく一つずつ丁寧に(二度手間にならないように)という心で取り組んできました。 年金制度という重要で均一なサービスを提供しなければいけない事業運営が、地方事務官制度という独特な時代遅れの制度のなかで行われてきたことが大きく、早めの見直しが必要であった
223	地方庁	その他(社会保険事務所)		期間調査に更に人員を集中し回答を早める。また、特別便、定期便未回答者に対して提出のお願いを徹底的におこなう。	報道されてから	ひとつひとつの窓口対応を今まで以上に丁寧に心掛けた。
224	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ベテラン職員を投入する。	入社が平成20年なので、社会的問題となっていた。	全力投球。 上からの声よりも、現場の声を聴いて有意義な取り組みをしてほしかった。
225	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者名簿の書き換えが何度か行われており、その際に転記されなかった被保険者が少なからず存在する。	一律に判断基準を決めることは困難なので、ケースバイケースで判断する(せざるをえない)	今までわかっていたのに放置してきたつけがまわってきているのが現状だと思います。 問題が存在するのに気づいたのは採用後まもなくです。	払い出し個票を見て「氏名」「生年月日」「性別」だけでも登録しておこうとしました。 今まで積極的に解決しようとする意識が職員に欠如していたと思います。
226	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。		統合されていない記録が多く存在することは、以前から(国民年金の窓口等でお客様の対応を行っていた時期)認識していた。また、基礎年金番号を付番して、本人に通知した際に、「他に番号を所有していないか」の調査も行われたが、今ほど聞心がなく未回答の方々が多く、今日の「年金問題」につながったと思っている。	国民年金の窓口等でお客様と対応する際に、国民年金に空白の期間があれば、厚生年金に加入していなかったかどうかを確認していた。平成9年の本人通知時以外に、手番調査は行われていないと記憶しています。反省点としては、自分が受身だったことと、もっと何回か手番調査を実施しておけば良かったと思っている。
227	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金の5年年金受給者の国民年金加入期間中に厚生年金の加入期間が1ヶ月でもみつかったらどうなるでしょうか?障害基礎年金請求時に3号被保険者期間中の厚生年金の加入期間がみつかりました。3号特例をもってしても事後納付あつかいとなるため障害年金受給に必要な納付要件を満たしません。(当方、いろいろ説明のうえ)「この記録があなたの記録だと不利になるから(障害年金がもらえなくなるから)別人の記録とゆうことにしときなさい。」(請求者)「そうですか、ではそのようにお願いします。」とゆう事でめでた<障害基礎年金の受給者になられました。さて、"別人の記録とゆう事にした記録"は本人の記録ですがこの場合どうなるのでしょうか?	窓口はもちろん年金担当経験者は上記の様なケースが日常茶飯事的に発生している事を知っています。当然社会保険庁もこの事を承知の上で、見て見ぬ振りをしてきたわけですから、今さら「どのような方策を・・・」と言われましても困りますねえ。結論:策はない!!それとも片っ端から年金受給権の取消、年金額の減額訂正をして年金担当経験者を全員「クビ」にしますか!?	年金記録問題は特に問題とは捉えていませんでしたし、現在も問題とは思っていません。なぜなら、初めて年金記録等の整備を担当した時(昭和62年頃)から毎日のように記録の不備を確認していたからです。ある時別人の記録で年金を受給されているケースがあり上司(先輩だったか?)に報告した際、「そんなのよくあるよ」と一蹴されました。その時から"年金記録に不備あり"で仕事に挑んできましたから私にとっては何の問題でのありませんでした。そんなことより、今頃になってわざとらしく「年金記録問題」などと騒いでいる政府と社会保険庁の姿勢が問題なのでは・・・。結論:昔から「年金記録問題」を知らない社会保険庁職員はいない!!	私は年金に関しては常に"年金記録に不備あり"で仕事に挑んできましたから私にとっては何の問題でのありませんでした。現場に対し一事が万事無責任、たしかに現場の責任は重いが、全ての責任を現場に負わせるのではなく、組織全体として責任を負い、的確な指示をするべきだ。結論:カセット記録をすぐに全部オンライン化する。
228	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		長年にわたる年金制度の中で積もった問題であり、解決には時間が係るものと認識しました。 基礎年金番号への統合が十分ではないと感じたときです。	年金記録問題の早期に解消することに全力を挙げて努力する他にはないと考えています。
229	地方庁	その他(社会保険事務局)		迅速に手番記録を統合し速やかに年金の支給をするため作業の人員を増やすべき。現在の職員数では努力しろの一言では無理があると思います。	四年前、年金給付課に在籍し、年金請求者の記録の確認をしていた時にかなりの手番が本人未確認のまま存在していることは知っていた。	基礎年金番号がスタートした時にもっと手番記録を慎重に扱うべきだった。事務所窓口でも相談時に本人の職歴をよく確認し相違する場合は手番があるのでは?と考え氏名検索や事業所名からの検索するべきだった。 私、自身ももっと慎重な応対をすべきだったと反省しています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
230	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	年金記録は終戦の時代から始まり、紙台帳、原票、オンラインと変遷があります。現定員の中で短期間に全て確認をするのは無理があったと思う。紙台帳の擦り切れたものを解読するのは不可能である。ご本人の記憶も曖昧となってはどうしてみようもないのが現実だと思う。そもそも年金制度は【生きている人を生かす制度】の精神であるので、そのラインにしたがってある程度調査が進んだところで、終結とし、新制度を構築したほうがよい。	厚生年金においては、会社に勤めていても社会保険加入を拒み、短時間勤務をする人もおり、必ず記録が漏れなどあるとはかぎらないし、退職後、国民年金に加入しない人も多い。歳入金は毎月、突合するし、会社の保険料請求も毎月合わせていた。年金記録問題というよりは「期間調査」という意識が強かった。業務センターでの作業内容は報道で初めて知った。	過去記録に対するお問い合わせには、調査を行い、納得するまで説明した。社会保険の仕事は人で成り立っていると思う。ねんきんどくべつ便の対応の時は、手順もなく、情報もなくお客様にたいへんな迷惑をおかけしてしまったと思う。通常の仕事と臨時業務の並列はなりたたない。第二の年金問題になりかねないので、「人」を育てる観点が大事だと思う。また、少人数で地域住民を相手にするため、極力、手作業が入らないシステムが必要だと思う。例をあげれば、いまだに国民年金第3号資格確認では、相手方の年齢、年金加入履歴を1件1件確認しなければならない点
231	地方庁	社会保険事務所課長級以上		多くの人員(経験者)を投入してジンカイ戦術しかありません。	古い記録の厚年021－1をしたときに「氏名を始め何も入力されていないデータがある」と思っていた。H5頃？ 紙台帳もボロボロでこれらの記録がWMに反映されているのだろうかとも思ってはいた。 これについては、大臣と同じ思いですが、「人」を投入してすべての紙台帳をWMに落としこむ作業をするべきです。	記録問題発覚後も「優先課題」といいながら、「あれしろ」「これしろ」とトップから言われる。 「優先課題」であれば、他の業務は「必要最小限」として、対応しないと何もかも中途半端になっている。
232	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に対応するしかないと思う。	制度不備の問題だと思った。ここ数年のところ。	制度の問題なので、静観した。全国の事務所などで対応できる以上の来訪者があり、そのときの対応や待ち時間で必要以上の不満抱かれたのが反省点だと思う。
233	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	特別便、定期便、窓口対応等で膨々と対応するより他にない。過去の記録誤りについては、本人も記憶なく、また死亡者も多いため、完全な解決は残念ながら不可能。それを解ってのアンケートでしょうが、現在の事務処理を確実に行い、これ以上間違いを起こさないようにするしかない。	大変な事になったと感じた。記録が間違っている人、記録が間違っていない人までが多数事務所を訪れ、あふれかえった状況。18年度には、実体験として果てしなく続く苦しみのように感じた。	食の道底と感じながらも、長時間待つ来訪者の立場にたって対応した。 年金記録のお知らせについて、解りにくいという意見、批判をたくさん頂戴した。
234	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に、ありません。	社会保険庁で保管・管理している記録を可能な限り該当者にお知らせし、お客様からの問い合わせに対しては、一つ一つ国民の目線で丁寧に対応をする。	基礎年金番号に統合されている記録があることは、以前より承知していたが裁定請求時等本人の申出により明らかになっているものと思っていた。平成19年に5000万件の報道がされた時は、件数の多さに驚いた。	庁通知に則り被保険者記録照会の回答や年金特別便の対応に積極的に係わった。被保険者の情報を庁のみで管理していたことが結果的に基礎年金番号に未統合の件数を増加させたことになったと思います。もっと早くに被保険者情報を本人にお知らせし、積極的に未統合件数の減少を図るべきであった。
235	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	領収済通知書の未着ということがありました。これによって、納付記録となっていないことがあるのではないでしょうか。実態はわかりません。	質問の意図が明確でないように思います。 年金記録問題としては、各種の項目あるところ、一番大きなものは、未統合記録の問題と思います。 第一義的には、年金加入記録回答票の回答を早く処理すること、かなり無駄があるでしょうが、この際カッセト記録をすべて聞いてみることも必要と考えます。	社会保険事務所において、年金相談を担当していた際に、氏名の入っていない記録があること、基礎年金番号創設以降は、未統合記録があることも認識していました。だだ、その時期は、基本的に年金請求時や期間照会によって確認するしかないと考えていました。 一方で、基礎年金番号創設の時期は、猛烈に年金記録統合の件数があったことも事実ですし、過去記録整備を行っていましたから、これらによっても確認が進むであろうと考えていました。いずれにしても、日々の業務において大きな問題意識はなかったと思います。 平成19年又に駅でのチラシ配付を行い、その頃に5000万件の未統合記録がについて認識したところです。	「ねんきん安心ダイヤル」や「ねんきん特別便」などについて対応しました。 過去、社会保険事務所で年金専門官を担当したときに、各地区で事業所説明会を行い、また、年金手帳を大切にしてほしいとの広報活動をケーブルテレビによって行うなどしていました。年金手帳に関する指導が不足していたのではないかと考えます。 また、基礎年金番号創設時に、氏名の入っていない年金記録があり、これでは氏名検索ができず、この際にその補正を行うべきではないかとの意見を上申したことがあります。今、思うと、その点についてもっと強烈に意見を出すべきであったと思います。 ただし、その意見が盛り上がったとしても、当時の状況では、年金請求時に確認するので、その予算はつかないという可能性が高かったのではないでしょうか。 もう一つの反省点として、年金制度の運営には国民の協力、理解が必要であり、年金制度の仕組みなどについて被保険者や事業主を指導することが不足していたと思います。一時、社会保険業務センターの事業で、「年金研修」があり(前掲広報はそれによるもの)、このような事業の「継続的」な取組が組織的に必要であったと考えます。
236	地方庁	その他(社会保険事務局)				
237	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にございません。	ねんきん特別便が届かなかった方、届いても回答がなかった方への電話、訪問等による徹底した確認作業を行う。	社会保険庁、被保険者、事業主、市町村等、事業に関わる者の事務処理ミスや認識不足等が結果的に様々な年金記録のもれや誤りを発生させた人為的なものと考えます。問題の存在を知ったのは今回の記録問題の発生でした。	長年、社会保険業務に携わってきましたが、多くの記録誤りがあることに正直驚きました。振り返れば、年金記録が1人ひとりの大切な個人情報という考えが希薄だったと思います。ただ業務処理する対象という認識ではなかったかと反省しています。この間、窓口相談、記録確認・調査等に全職員が総出かりで解決へ向けた取組みを展開すべく、体制作りや関係機関への要請行動等を推進してきました。また、電話による照会・確認を担当する等具体的な取組みにも参加しまし
238	地方庁	その他(社会保険事務所)		わかりやすい年金制度、各個人が簡易に年金の試算等ができる制度、システムの構築を望みます。	未統合の手善を基礎年金番号導入時に順番に統合作業を行っていたら、ここまで問題は大きくならなかったのではないか。	年金相談にみえるお客さまには真なな態度で接し納得していただいたことも多くありました。 反省点・・・もっと早い時点でこの問題に取り組んでいたならば、年金受給者、 被保険者とも迷惑がかからなかったと思う。
239	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	集中的に取り組み早期に決着する	問題があるとは認識していませんでした。マスコミ報道をされてからです。	特別な対応はしていません。年金番号の設定の際にCDコードを入れると誤りは非常に少ないと思います。
240	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし		1S59年の基礎番号導入時から基礎年金番号に未統合の手善があることはあくまでご本人からの申出の協力を得ないとできないことであるが、庁として積極的に統合していこうという姿勢及び地方職員の協力意欲が乏しかったこと。その結果、仕方なく年金請求時に確認すればよいと安易に考えていた。 2コンピュータ時代になったことから古い記録こそ優先して機械登録すべきなのにされていなかったことはH19まで知らなかった。 3S51年ころコンピュータでは氏名が空欄や生年月日が一部相違していることがあることは知っていたが後で正しく登録されるんだろうと安易に考えていた。 4オンライ上の記録の正確性の疑問はS59年に国民年金の納付記録(検認)報告を社保の台帳に消し込み作業する際に複数チェックがされていなく絶対確実に処理がなされたということの保証はないと感じたが、日々の処理作業の流れに埋没してしまった。 5記録問題が報道されて初めて事実に基づかない処理がなされたことを知ったが役員の場合は	基本的には本庁からの指示がない限り対応が取れなく、全ての事柄に改善していこうという積極的な意欲が乏しかった。 また、ある時点における到達点がどこまで来ているかは年金記録の管理面では一切されなく、適用状況とか保険料収納状況に備った事業評価であったこと。業務監察においてもそのような視点でのチェックがなされなかったことは本庁自体が問題意識していなかったことであり、本庁機能が質的にも量的にも不十分であったことに尽きる。 社保システムは独自システムであり導入時は時代の先端を歩んでいるということで全国から視察に行ったことにあぐらをかいていたんではないか。汎用性に欠ける欠点を克服して経済的で効率の良い技術革新に即したシステム変更への先を読む力量に問題があったのではないか。 地方からシステム面での改善要望が多々挙げられていたが総じて費用対効果をみて検討するであり、手作業で対応せざるを得なく機械への信頼性を向上させることの視点がきわめて乏しかったのではないか。
241	地方庁	その他(社会保険事務局)	期間調査等について、受付後、調査が進まず滞留しているものが相当数ある	・調査に従事する人員を大幅に増強する ・時間を掛けて粘り強く取り組みを進めていく	・年金制度発足以来の問題 ・記録のオンラインデータ化や基礎年金番号の導入によって、宙に浮いた年金記録が明確化した ・入庁後すぐに(平成10年頃)問題の存在を認識	【自分の対応】 ・各種届書の処理時や、窓口対応時などに、別手番を持っている場合は積極的に記録の統合処理をおこなってきた 【反省点】 ・庁が記録の整備、保管に十分な措置、予算、人員を確保しなかった ・庁が記録の保存を軽視していた(国年普通台帳の廃棄、市町村保有台帳を突合せず廃棄を指示など) ・基礎年金番号導入後、記録の確認、整理、統合に対する取り組みが遅かった
242	地方庁	社会保険事務所長	現在は特にありません。		問題点は以下の通り 1.厚生年金に対して世間の認識が薄かったことによる厚生年金手帳番号の多重複の発生と防止対策の遅れ。 2計画性の無い基礎年金番号制度の実施 3.厚生年金の被保険者記録は愛知では原票で管理し、厚生年金番号と記録を切り離して庁に進達していたが、常に御入力がありリストで調査をしていた。	3.については、係長当時、常に会議の場において「進達の番号が御入力されている」と発言し続けたが、具体的改善は見られなかった。 一係長の立場は声を大にして発言しても聞き入れてもらえなかったかもしれない。 しかし、他の業務であったが、一時期改善の姿勢を庁が見せていた時期もあり喜んでいたが、いつの間にかその姿勢も消えた。 当時は今のようなシステムにもなっておらず、会議にて庁への要望をあげるしかなかった。 他に手立てはないかと考えてもいたが、当時ではどうにもならなかった。
243	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	年金記録問題は、人員を増やして処理されたほうが良いと思います。	具体的にはわかりません	窓口相談において、お客様対応おわれていました。
244	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	今の事務処理を継続する。	非常に重大な問題であり、早急に解決すべきと認識している。 テレビのニュースではじめて知った。時期は忘れた。	職務上何もできなかった。 過去の事務処理を振り返り、問題点を洗い出し、その上で進めていくべきだった。
245	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	調査人員を増加し、また専用の調査場所を確保して、集中および効率的に処理すべきと思います。	大きな問題とは、認識していませんでした。 知ったのは、マスコミ報道があってからです。	勤務時間(残業時間)を増やして、早期に対応しようと行動しました。 早期解決は、大前提ですが、設定した期限に間に合わせるための、人員およびシステムの構築が、不足していたと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
246	地方庁	その他(社会保険事務局)	呆れるほどに漢字が読めておらずとんでもないフリガナ登録をしている手帳番号がたくさんある。また、昔の台帳の文字が汚すぎて読めない、保存状態が悪いなど、台帳の問題で記録を見つけられないことも相当あると思います。 それから、厚生年金加入記録を調べるときにも、会社が通営する店舗の屋号しかお客様が覚えておらず、本社名がわからず調査が手詰まりになることが非常に多いです。 あと、裁定訂正について、「平成9年以前に亡くなった、基礎年金番号を持っていなかった方の未払い分」の処理がまったくできていないのに、「裁定訂正には平均3ヶ月」などというのは、フェアでないと思います。「処理が完結したもの」で統計をとると確かにそうなるのでしょう(比較的簡単なものは怒涛のように訂正されていますから…)が、どれだけの「手付かず」が残っているかを公表していますか。 「こういう事情で処理できていないものが○件あり、お待たせしているものでは最長は○年いまだに処理ができていません」という公表をもしなければ、「都合の悪いことを隠匿している」と言われかねない、と思うのですが。	特に昔の手帳番号に関して、ひとつの氏名登録について複数の読み方候補を登録できるようにすればよいのでは。真っ当な読み方から、真っ当な誤読、とんでもない誤読まで。漢字登録や生年月日登録も同様に、台帳で判読の難しい部分については「6月17日または6月19日」等複数の候補を登録できるようにすればよいのでは。 また、「昭和○年×月生まれの『田中さん』」や、「昭和○年△月生まれで兵庫県在住で、下の名前が『ひろゆき』さん」など、「氏-名」に限らず、いろいろな条件で検索できるようにしたほうが、読みにくい苗字あるいは読みにくい名前の方の記録を調べるうえで有効ではないでしょうか。 厚生年金(事業所)記録については過去のものについてできるだけ、また、これからのものについては全て本社名、よく使われる通称、店舗の屋号、親会社・子会社の関係等の補足情報も登録できるようにすればよいと思います。 裁定訂正の手付かず分については、早く「どう片をつけるか」方針を出してくれればよいと思います。	起こるべくして起こった問題、起こるのが遅すぎた問題、この機に一気に方をつけなければならない問題と思っていました。 このような問題があると知ったのは年金給付業務に携わって、「即」です。 お客様が持ってこられた手帳の番号をたたいてみれば氏名登録がでたらめ、など、目を疑う事象はすぐに経験するところとなりました。	せめて自分の対応するお客様について記録の見逃しがないよう、氏名検索においても考えられる限りの読み方を試してみたり、生年月日の幅を広げたりして調べて差し上げる、また、ご記憶のある職歴については何でもお問い合わせしてみてください、と期間照会を推奨するくらいのことしかできていません。 (しかしすべての検索を事務として残すようになってからは、あまりに突飛な読み方は検索するのを敬遠するようになってしまっているのも事実です。ですので、お客様が持ってこられた手帳番号の氏名登録が想像を絶する氏名登録であった場合、「こんな誤登録まで掬おうとすれば、私はどこまで発想を広げて検索をかけなければならないのか…」と愕然とします。) 反省すべき点としては、 まず、記録問題が起こったこと自体についてのものとして 「現場で起こっていることを上層部に伝えて対応を要請しようという下部組織の意欲のなさ」 「何事にも「安くて早い」を第一条件にすえる委託業者の選定」 「制度やシステム的にどのような問題が生じるかということについての上層部の想像力の欠如、報告書だけ相手にして机上の数学で「一般的な」国民生活をデザインする厚生省の姿勢」 「組織全体が、上層部のえらい人たちはもちろんのこと、地方の人間でさえ『偽っても公務員』として、まったく他人事のように国民年金・厚生年金・船員保険を扱ってきたこと(お客様の目線・考え方の欠如)」 「導入当時は最新鋭だがあっというまに時代に取り残されたコンピュータシステム(そしてつぎはぎによるシステム更新)」 などでしょうか。 それから、記録問題が起こってからの庁(政府)のいろいろな対応についての反省点は、 「もっと早くに業務センターの裁定訂正業務体制を充実させるべき」 「社会保障制度という国家の根幹にかかわる事態なのに、その対応に充てられた人員も予算もきわめて限定的であったこと(現職員に際罰的な過労と心労を強いる「だけ」で解決する問題か?もちろん、それを強いることも「国民の期待に応える」という意味で必要なのだろうが、これによって去っていった罪の無い若い職員はたくさんいる)」 「事務を急いだあまり特別便送付においてトラブルがあったこと」 「庁(業務センター)に集まった膨大な特別便、散々ため込んだ挙句結局事務所に丸投げ。結果
247	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	[redacted]徳山地区の昔の状況(通称の事業所名と登記上の事業所名の相違、実際の所在地と登記上の住所の相違など)について知識がないため、お客様の要望に対応しきれない(実際には年金記録があるかもしれないが、たどり着けない)状況にあります。 私の場合、岡山市内、津山市内の事業所であれば、長年の経験から的確に加入記録の確認ができると思います。 ある程度、地元の職員、OB職員による調査が重要だと判断します。	基礎年金番号に統合されていない年金手帳番号が存在することが年金記録問題とするならば、転職時(種別変更時)や年金の請求時に記録を再確認することとなるため、自然淘汰的に解消される認識していました。 平成8年頃に期間照会の業務に携わっており、未統合の記録が多数存在していることは認識していました。	マイクロ記録を1件づつ確認することが、非常に根気の要る仕事であり、とても大変だったことから、WMへの記録収録を上司に進言したことを覚えています。 現時点で考えれば、年金記録と住民票上の現住所を含んだ記録をリンクして管理していれば、大きな手がかりになり、記録解明が進んだと思います。
248	地方庁	社会保険事務所課長級以上	事象とすれば既に報道されている事柄以上のことは承知しておりません。 ただし、その原因についてはあまりにも社会保険庁だけが悪者にされていることに違和感を覚えます。少なくとも厚生年金給みは事業所(事業主)、被保険者側に起因する事象もかなり多いと感じますが、ほとんど報道されることがないのが残念です。	特段の方策はないと考えています。他の年金記録問題と同様に一つずつ解決していくしかないのでしょう。今更原因を庁の外に求めたところで事態は変わりませんので。	複数の手帳を所持している人がいて、しかも特段珍しい現象ではないと認識したのは採用されて数年後です。(私は昭和59年度採用です。) 厚生年金に加入したと本人が主張しているにもかかわらず、その記録が見つからないという事象があるということを知ったのはそれからさらに数年後です。また、そのような事象を起こしうる原因(複数の手帳発行)を認識したのは業務課に配属された平成7年度からです。しかし、その翌年度には基礎年金番号が導入されたので、この問題は段階的に解消されるとの認識に変わりました。 国民年金の納付記録の本人記憶との相違は、まれにそのような相談を受けたことはありますが、いつからそのことを認知していたかは憶えておりません。 しかし、上述した事象はすべて「認識」はしていましたが、今日的な意味で「問題」と捕らえたことはありませんでした。なぜなら、今では全否定されていますが、申請主義、益関主義であったからです。領収書や年金手帳を保管していない被保険者に最終的な責があるという考え方でしたので、事象は認知していましたが問題と捉えることはありませんでした。問題として認識するようになったのは、このたびの年金記録問題以降です。「宙に浮いた」5000万件も、件数こそ知りま	職場内の価値観・常識がめまぐるしく変化しましたので対応に苦慮しましたが、即応すべく努力しました。 私はその時々の決まりごと、職場内での事務処理上のセオリーに忠実に従っておりましたし、社僅な事務を行ったことはありませんので、個人レベルであれば反省すべき点は一切ありません。 社会保険庁という組織としての反省点は、紙媒体で管理されている記録や未統合の記録整備をもっと進めるべきであったと思います。ただし、基礎年金番号を導入し、超長期的な計画ではあったものの無為無策であったわけではないですし、今日の問題の原因にいわゆる三層構造や労組の問題をあげるのは問題の本質を見誤っていると思います。(逆に年金記録問題発覚後の解決に向けた対応時に三層構造が原因で進まないということはあったと思います。)
249	地方庁	その他(社会保険事務局)			入社したとき。 先生に、年金の番号は基礎年金番号とは別の番号を持っている人がたくさんいますよ、あなたのご両親もその一人だと思いますよ、と言われたことがあります。実際、統合されておりませんでした。 これはどうしたらいいのか最初はよく分かりませんでした。こんなものなのかと思ってしまうほど何も誰も問題にはしていませんでした。	番号の中に入っていない記録を見つけ出すことをしない人がいるとおもいます。 たとえば、大阪の払い出しの番号を持っているのに、大阪の事業所の記録が一つも入っていないのは完全な記録ではないです。 そのことにも注意を払って、単に浮いているを言われている記録ばかりに注目していたのでは解決しません。 私自身はそういうことに気をつけながら記録の調査をしていきました。
250	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	粛々と取り組みます。	マスコミに取り上げられるまで知りませんでした。 平成19年頃です。	マンパワーが必要であり、可能な限り業務支援を行いました。 平成9年の基礎年金番号の導入時に他手番の統合をもっと積極的にアピールするべきだったのではないか。
251	地方庁	その他(社会保険事務所)			H19頃より年金記録問題を知る。 過去の記録管理のまずさが今明るみに出たものと認識。	記録問題を解決できるのは現に今年金の仕事をしている 我々職員でしかないので、1件でも多く解決できるよう、法令遵守に 基づき組織で記録問題解決にあたった。 反省点としては、記録問題解決への人材、仕事内容のシフトが うまくいかず、時間がかかっている点と思われる。
252	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在作業しています記録の見直ししかないと思われます。	オンライン以前の過去の紙データは本人の申出により調査確認するものと思っていました。また、国会またはマスコミ等により年金記録問題として知りました。	年金記録問題の解決に向けて庁から示されました作業について、記録調査および補正、窓口、電話によるフォローアップ等をしてきました。また反省点としては、オンライン化と並行して過去記録のデータ化作業をするべきであったと考えます。
253	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	解決には、今度こそミスを犯さないために一人ひとりの記録を丁寧に、確認、調査してかなければなりません。要する時間が多く必要です。ただ、国民の方々には長く待っていただくわけにはいかない事情がありますので、マンパワーを短期間に確保するしかないとおもいます。また、記録調査はある程度のコツというか、経験も必要かと思われますので、OBの活用も欠かせないと思います。	基礎年金番号が導入されたころに、未統合記録がたくさんあるなととは、感じていました。早いうちに本人照合作業をする必要があると感じていました。	自ら、具体的に対応しなかったことは反省すべき点と思っています。
254	地方庁	地方社会保険事務局長		国民の皆様の信頼回復に向けて、問題解決に係る業務並に相応しい実施体制を確保し、詳細な実施計画を策定して、確実に解消していく。 解消作業の進捗状況等については、政府が責任を持って、正確な内容を国民の皆様に情報提供する。	事業主、被保険者及び受給権者からの届出の漏れや届出内容の誤り、社会保険サイドの事務処理誤り等に起因して発生した潜在的な問題であると認識していた。 年金の裁定業務を担当していた昭和53年当時、年金手帳番号の複数所持や被保険者等からの届出漏れ等により、オンラインに収録されていない記録があった。	当時は、裁定請求書の職歴とオンライン記録が異なる場合は、直接本人に詳細な職歴等を確認するなど記録の確認調査を徹底的に行って、正しい年金の裁定処理を行っていた。 正確な年金記録は、最終的には被保険者又は年金受給権者ご本人のみが把握しているものであり、潜在的な問題を早期に発見し、訂正するためには、早くから基礎年金番号を導入し、「ねんきん定期便」等を活用した記録確認を早期に実施すべきであった。 5000万件の未統合記録などの年金記録問題について、心象能大かつ不正確な内容のマスコミ報道や一部評論家による論調等により、正確な内容を国民の皆様に伝えられず、無用な混乱を発生させたところもあったのではないかと考えている。
255	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	記録解明がむずかしいものもあり、その対応として画一的な判断基準が必要であると思います。	長い歴史による問題であり、問題解決の難しさを痛感しておりました。 平成17年9月に年金給付課に在籍してからです。	過去の取扱いルールに沿って対応しました。 制度の複雑さ、各県ばらばらの対応等が反省点だと思います。
256	地方庁	その他(社会保険事務局)		解決への近道はなく、記録の判明に向けて粛々と作業を続けていくことに尽きると考えています。	将来の年金権を揺るがす切実な問題。 これまでは年金の裁定請求された際に、手番を統合していくことにより解消されていくことだと認識しており、このような問題が存在することを知ったのは、マスコミ報道されるようになってからです。	お客様の立場に立って親身に対応することを心掛けました。 電算化する際にデータ入力に関する管理チェック機能がきちんと働いていなかったと思われることが、この問題の一因だと考えます。 このほかにも、事業主の未届や偽った届出等を未然に防ぐ体制が確立されていないことにも原因があると思います。
257	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	記録問題解決には、一件一件丁寧に調査していくしかないと思いますが、既になくなっている方もいることから全ての調査が終了することは困難だと思います。最終的には、政治的な判断も必要ではないでしょうか。	平成9年1月に基礎年金番号制度になったときに、基礎年金番号以外の他手番の有無等について、照会ハガキを送付したが全て回答があったわけではなく、その後も継続的に照会していたと思いますが、未統合の手番が解消できたわけではないと思います。継続的に照会していけばいずれ未統合の手番は減少するとは感じていましたが、件数も含めて年金記録問題が存在することを含めて認識したのは平成19年に入ってからだと記憶しています。	お客様に対しては、相手の話を良く聞いてオンライン記録を説明し記録について調査しました。 記録問題の反省点としては、国民年金と厚生年金でそれぞれ記録を管理していたことが最大の原因であると考えます。また、厚生年金だけでも複数の番号を持っている方もいることから資格取得時の手帳番号の存在についての確認が不十分であったと思います。
258	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般に知られていることのみ存じています	一件一件丁寧にそして迅速に戸別訪問もしながら対応することが必要と考えます	過去において、本人の間違い、都合で誤った届出をされた、会社からの届出不備、私たち社会保険事務所での事務処理誤りがあったと考えています	お客様、被保険者、年金受給者に対応したごとで気をつけたことは、時間がかかることを少しでも理解していただき、少しでも早く決定し支払いができるように努力するとはなしました。 届出の方法、用紙の変更、事務処理のチェック体制を改善したほうがいいと考えます
259	地方庁	その他(社会保険事務所)			15年頃から未納問題等が問題視され始めていましたが、その頃は庶務課に所属しており、問題意識は薄かったと思います。その後、国民年金課に異動となり、記録問題に触れる機会は多くなりましたが、当初は平成9年の基礎年金番号への統合もれとして、年金請求時に確認すれば良いと認識しており、特に問題があるとは思っていませんでした。未統合の数が発表されたとき、受給者の手番が多数統合されていないことに驚きました。今の年金記録問題が表面化して初めて、機会登録上の記録と実際の納付記録が異なるなど重大な問題があると認識しました。	年金請求時に年金記録の確認をすれば良いとの姿勢が、問題があった場合発見が遅れてしまい、被保険者に迷惑をかけ、年金不信へつながってしまったものだと思います。年金記録問題が起こってからは、年金記録問題以外で来所された方にも、窓口で記録の確認を行うようにしています。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
260	地方庁	その他(社会保険事務局)		特別便のような被保険者と国の双方で記録を確認することが、今後も必要と思います。解決には時間を要すると思われ、即効性のある手段は現状無いのではないでしょうか。	国があたかも不正を行なっているかのように報道され、ショックを受けました。 この問題は記録の確認を定期的に行なわなかったことにより生じたものと考えます。年金記録問題と認識したのは19年頃です。窓口は混乱し、正常な状況ではありませんでした。すべての年金記録に問題があるように報じられ、受けてである被保険者・受給者も要らぬ作業を強いられたのではないでしょうか？	コツコツと記録の検索を進める以外、道はないのではないでしょうか。 多くに方々の大量の記録を検索する作業は容易ではありませんし、ある程度熟知した経験も必要かと思います。多くの予算(経費)を注ぎ込んでも、即効性のある結果は得られないのではないでしょうか。既に起きてしまった問題はキチント回答し、今後は記録を相互で確認する必要があると思います。
261	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		年金は国民全体の老後の大切な収入元であるため、重要な問題であると認識している	お客様に対して、今現在できる範囲で誠心誠意対応していかなければならない。 また、問題は今ではなく、過去の年金システム、時代背景もあると思うが、職員個人の責任、危機管理が足りなかったと思われる。
262	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
263	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	後客時において丁寧に応対するとともに、社会保険事務所において調査中のねんきん特別便や定期便は、迅速に回答するようこころがける。	年金記録問題の存在は、マスコミによる報道により、平成19年頃に知った。それ以前は、問題にすらなっていなかったと思う。年金記録については、年金受給の手続き時までに解決していると思っていた。厚生年金の記録については、期間調査の申出ができるが、国民年金の記録については、調査用紙すらなく、領収書が提示できなければ、納付記録を訂正していなかったと思う。	正直なところ、自己責任の部分はあると思っていたため、お客様の立場に立った対応はできていなかった。こういった意識を改めるべきであったと思う。
264	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	問題が大きくて、具体的な方策は思いつきません。	記録の保存が大雑把だと思っていた。昭和56年ごろ	先にも述べたとおり、問題が大きくて対処のしようがなかった。現場では反省点を挙げるような余裕はない。
265	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	政治的判断。	年金記録に不備があり、十分な管理確認がされていなかったと 認識しています。 平成18年頃からです。	年金記録照会相談、確認作業などに積極的に対応しました。 年金記録管理は、全国的なものであることから記録管理の統一化 や保管、内容など個人の一生に関わる事項に対してその認識が、 不十分でありました。
266	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし。	個人個人の年金記録については、現在のねんきん特別便及び定期便の回答の対応を急ぐとともに、早期に個人を特定した検索システムの構築をする必要がある。 また、22年1月以降、年金機構へと組織が変わっても年金記録問題は引き続き対応を要することから更なる人員の確保が必要である。	年金請求時に記録の整備を行うことについては、あまりにも整備を要する記録が多かったことから、もっと以前に整備する必要があるのではないかと疑問視していた。	到底、個人として対応できるものでなく、遅くとも基礎年金番号が導入された時点で記録整備に対し国として対応を図るべきであったと考える。
267	地方庁	その他(社会保険事務所)		問題の解決に向けては答えはでません。 ただし、今後起きないように制度等をしっかりしなければと思います。	なぜ、今になってという思いです。 そもそも基礎年金番号開始時に大々的な広報等しなかったために今に至っているのではないのでしょうか	対応については、本人からの申し出を聞き未統合の番号が無いか等を確認することです。 反省点は、 ・年金請求時の期間確認不十分 ・オンライン前に無条件と思われるほど一人に対して年金番号を払い出した ・紙台帳、マイクロ整備がしっかり行われていなかった。 ・年金制度の周知不足 ・制度のわかりにくさ 等、きりがないほど挙げられると思います。
268	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在進めている一つ一つの記録の調査を完了させるしかないのではないかと思います。		特別便、年金記録確認のお知らせ、厚年旧台帳(1,466万件)のお知らせ、定期便等と矢継ぎ早の調査では、職場は混乱するし、被保険者や受給者の方々も混乱しています。 記録問題が大きくなり、大慌てでの対応となったためとは思いますが、もう少しじっくり取り組んでいかないと、結局おろそかな調査で終わってしまい記録問題の全面解決にはならないのではないかと思います。 何十年もかけて蓄積された問題を短時間で解決するのは、非常に難しいです。
269	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	地道に時間と人手をかけていくしかないと思います。 ただ、経費をかけられないのはわかるが、急場しのぎのバイトを多く使うのは、仕事の質の面で不安でもある。	年金記録に入力誤り等があることには、入庁当初から気づいていた。	人が入力処理をする以上、誤りは避けられないので、年金定期便のようなものか、処理結果の通知が必要だと感じていたが、一人でどうなるものでもないと思っていた。 反省点としては、なんらかの形で上申すべきだった、ということになるが、上申したとしても、当時の社会保険庁や厚生省が解決に動いたはず、とは思えない。
270	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		基礎年金番号の導入に計画性がなかったのではと思います。	手帳番号の重複者等、個人個人の記録整備を実施した上で基礎年金番号の導入を図るべきだったのでは思います。
271	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	業務センターだけでなく、事務所の人も一時的にでも増やす。	社会保険庁だけのことでなく、年金制度そのものの国民の信様の信頼を失ったと思いました。 すみません、国会で議論となった時です。	本来業務だけでなく、年金問題に係る臨時業務に積極的に携わろうとしました。 調査等に長時間要している点です。
272	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	社会保険業務を経験した職員を増員するべき。 年金記録問題解決に向けた業務を所掌する専門の課を設置し、集中して対応するべき。 平成22年1月以降に設置される年金記録課がその業務を専門に対応する課になると期待していたが、課長も課員も不在の課では集中して対応できない。 結局、片手間になってしまい、平常業務とのバランスもあり効率的ではないと思います。	複数の手番を有する人の記録整備は困難であろうと認識していたが、これほど複雑(旧台帳の存在、オンライン化の際の入力誤り等)な記録管理になっているとは認識していなかった。	オンライン化の際に氏名のフリガナを本人に確認していなかった点は大きな反省点であると考えます。
273	地方庁	社会保険事務所課長級以上		1月以降人員が削減される中、民間からの採用や、事務補助員の補充では対応しきれないと危惧している。本当のプロが育つ環境にあるのか疑問がある。 大幅な人員異動をともなうため、新組織へ移行してもしばらくは業務がスムーズに動かないものと思われる。 あれもこれも進めるのは物理的に無理。限られた人員で、記録問題の解決を最優先とするならば、強制徴収などは同時に進めるべきではないと考える。必要性が理解できない報告ものも増加している。年金委員制度なども、まったく機能しておらず、メリットがないため廃止すべき。 集中して業務にあたれる環境整備が必要ではないでしょうか。 また、お客さまの協力も必要。年金制度をもっとわかりやすいものにすべき。併せて年金教育の充実も重要。	仕事をはじめた当初から、携わってきた業務ごとに「危険だな」と感じることはあった。 しかしながら、システム的に解決できない問題や、行政だけで解決できない問題と、なかばあきらめていたのが現状。 これまでがそうであったように、年金請求の際に1件ずつ解決されていくものだと考えており、これほど問題が大きいとは思っていなかった。	自分が対応したお客さまには不利益を与えないよう慎重に対応してきた。 また、不十分ではあるが、気付いたことは積極的に問題提起し、周りの職員への周知・指導を行ってきた。 もっと早くから、全職員が、強く危機意識をもちつつ、お客さま目線で業務についていればよかったと反省している。 また、どんな組織も同じかと思われるが、現場と本庁の温度差が大きすぎるのも原因。
274	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		特に問題とはおもっておらず、年金請求時あるいは、年金相談時に対応するしか方法はなかった。5000万件の報道があってから知りました。	窓口、電話等、照会を受けた方については、記録については、特に以前より意識を高めて対応した。また、社会保険庁から送付されたデータについても、積極的かつ慎重に取り組んだ。 突然の、多数の来客者、電話対応におわれ、職員のスキル、体制が整わず、疑問点について、事務局、社会保険庁へ相談するも忙しいと拒否されることもあった。もっと以前から、しっかりと体制を整えたうえで、取り組むべきことだったと思う。
275	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	1件ずつ対応するしかないと思う。 過去の記録確認においては、歴号と法人名、旧町名等の個人レベルでの知識により判明度合いが変わってくるので、対応職員は地元の職員がベスト。 また、地元の高年齢者の雇用によりその情報を得ることも有効と思います。	基礎年金番号導入後、年金給付課を経験し手番統合がされていないこと、複数の手番持ちの方の多い状況により認識しましたが、機械化されていない記録等の存在は承知していなかった。	年金裁定時に確認の徹底、配偶者記録についても確認可能な手番記録については電話照会等により全件確認し、記録整備を行った。 反省点は、基礎年金番号導入時点での手番確認、統合作業をの徹底しておくべきであった。また、時代背景が違うとはいえ過去の記録管理のずさんさに当事者ながら目を疑うことが多くある。
276	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	近年2～3年ころから認識していました。	年金特別便支援など積極的に取り組みを行いました。
277	地方庁	その他(社会保険事務局)	名前の入っていない年金記録の名前を入力する作業をした際。同時に名前の入っていない年金記録の補正や訂正を行ったが、早急な作業であったため、記録の補正・訂正誤りが生じていないか非常に心配している。 補正・訂正が必要な記録のうち、その一部は高度な検討が必要な分があったかと思うが、あの作業以降どうなったのか、心配している。	業務に精通した者によるマンパワーを使って、地道にやっていくしかないと考える。信頼回復のため、早急な作業が必要なことは十分に理解しているが、あまり、解決を急ぐと新たな年金記録問題が生じてこないか心配している。	解決しなければならない問題と認識していました。年金記録の補正・訂正作業に始まり、年金特別便対応、年金記録照会作業、再裁定作業と歴史に記録問題解決のため業務を進めてきました。 年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミ等の報道で大きく取り上げられるようになってからです。それ以前にも、未統合の手番の統合作業についての計画・事務処理文書は見たことはあったが、マスコミ等で取り上げられているような問題によるものを含む内容のものであるとは思ってもいなかった。	(8)で書いた内容と重なる部分もあるが、問題解決のため、年金を支払った人の当然の権利を確保するため、毎日懸命に業務を進めてきました。 反省点は、年金特別便の記録の表示方法(特に共済記録のある方)や送付方法、窓口での対応方法について、事前にもっと多くの人から意見を聞き検討を重ねることはできなかったのかという事です。また、問題が生じた後も、マスコミ等を使って注意点についての積極的な広報をしたり、体制や対応の早期見直しといったことが、できたのではないかと考えることです。 そのあたりが充分でなかったため、私たち現場で働く職員が対応に苦慮したりして多くの負担がかかることになったこと。年金特別便を送付された皆さんに多くの戸惑いや不便や不満を与えてしまうことになってしまったことが残念です。
278	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録問題解決を最優先の課題として考え、全所体制を確立し、後回しできる業務については後回しとし、一日も早く問題解決に向け努力が必要であると考えます。	最優先課題としてとらえております。	通常業務に加え、ねんきん特別便処理に対しても、積極的に対応しています。
279	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	謝金職員や賃金職員ではなく、 正規の職員の増員。	統台帳から機械管理に移ったときに、データ移行がうまくできていなかった。 新聞報道等のころより。	事務処理の応援にたずさわった。 正規職員の不足による、対応不足。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
280	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金制度最大の問題と思った。 はっきり覚えていない。	複数での確認、読み合わせが1番重要と記録問題だけではなく、慎重に対応した。 本来何十年もの記録を紙媒体で管理することに無理があったと思う。 また、時代の変化に制度の改正等追いつけなかったと思う。反面、何十年もの先を見据えた改正ができず、その場しのぎ的な改正があったりしたと思う。 過去の過ちを正すのはもちろん必要と思うが、それ以上に、今後このような問題が起きないよう、誤った処理がされないよう考え対応していくべきだと思う。 効率化、合理化といった関係で業務の集約、定員の見直し等してきたところであるが、届書の受理、確認にきちんとした対応と、流れ作業的な処理ではなく確認しながら慎重に処理していかなければ、同様の問題はなくならないと思う。長い時間を預かる制度のため、単純に早さ、予算的な問題で終わらせてはいけないと思う。 また、制度が複雑になりすぎ、実態と法律が合わず解釈等に迷うことが多々ある。わかりやすく、細やかな内容で通知し、誰もが同じ回答、処理ができるようになればと思う。 なお、、最近は頻繁に人事異動があり、どの分野も中途半端に終わっている気がする。担当業務をある程度専門化し、腰をすえた仕事になれば、知識や経験を活かし、自信を持ってお客様と対応できると思う。 現場では、確実に正確な処理を目指し、「お客様」という認識で対応する意識改革はできていると思われます。日本の将来をどうすべきかといった広い視野で年金制度を考え、改正されることを望んでいます。
281	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	地道に一つ一つ解決していくしか方法は無いと思いますが、国民は早急な解消を求めているので、時間をかけた事務処理は出来ない。 更なる記録確認の条件の緩和をずるしかないのでは。	記録問題として世間的に騒ぎだした時	当時は、地方に赴任していたので、割り当てられた不都合記録を効率的に処理するにはどうすればいいか検討した。 記録確認作業を行う人員不足と事務処理に際しての統一的な指示の徹底不足。
282	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	時間をかけて、丁寧に調べるしかない。	問題を知ったのは平成19年頃です。 生活にかかわる問題なので第一優先課題と考えていました。	記録を丁寧に調べました。 基礎年金番号を、もっと早く導入しなかったことと、その時に、統合処理をしっかりしなかったこ
283	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	現在、取り組んでいる期間照会業務を迅速、着実に実施し一件一件処理することが大事であると考えます。	平成18年ごろに未統合記録の件数が公表され、非常に難しいと思いましたが、解決しなければならない問題だと思いました。 平成18年ごろだと思います。	最優先の業務と考え、来訪される方が不安を抱かないよう対応しました。 基礎年金番号を導入したときに、統合処理を促進させておくべきであったと考えます。
284	地方庁	その他(社会保険事務所)	、特にありません。	現在とっている方法のほか思い当たりません。 ただ、記録調査を進めていく上で、古い年金記録の、お勤め先の記号などが、早くわかる方法があると、よいと思います。	平成14年以前より国民年金業務課に在籍しておりまして、そのときに、厚生年金の期間照会はあるのに、国民年金の記録調査の用紙はなぜないのだろうと思っていました。 また、納付記録について、ご本人様から疑義があった場合に、市町村の台帳と社会保険の旧台帳を突合するという作業を、日常的に行っておりましたので、平成14年に機関委任事務が廃止された際、市町村台帳を破棄してよいという形になったということについては疑問を感じておりました。、	国民年金の市町村台帳の破棄については、事務所で働く現場の職員の意見を聞く機会があれば、行われなかったのかもしれないと思われます。 機関委任事務の廃止の時期については、育児休業中だったため、もしかしたら、そういう機会はあったのかもしれないけれど、しらなかっただけかもしれません。 基礎年金番号制度が導入されて5年後、平成19年に年金記録問題が顕在化されるまで、5年という時期を考えると、あの市町村台帳があれば、救われた記録もあったのかなあとは思われます。
285	地方庁	その他(社会保険事務所)		具体的な方策など皆無である。 ただコツコツと片付けていくしかない。 放えて言うならば、無知な上級職員・政治家主導では解決不可能。 彼等は現場の意見を真摯に受け止めるべき。 年金制度は世間(現場を知らぬ者)が考える以上に複雑であり、多くの問題を孕んでいる。 早期解決を目指すのならば、経験豊富な職員を引き続き新組織にて雇用するべき。素人を雇用したところで、処理が遅延するだけ。	年金制度自体が、実際の運営を全く考慮せずに制度設計されていることが最も大きな問題である。 『記録問題』と騒がれているが、制度自体の問題と認識している。 また、過去の記録管理が杜撰であった点は否めないが、それが原因の全てではない。被保険者自身の責任(手帳類を安易に紛失・職歴の失念等)も大きい。何よりも年金制度を自らの選挙道具としてきた代議士、それを放置した国民全体の責任と考えている。	
286	地方庁	本庁課長・室長・企画官以上	承知していない。	体系的かつ計画的な対応を職員一人一人が十分課題認識し、確実に対応していくほかないと思います。	記録データの正確性の欠如、入力チェックの甘さ、ガバナンスの欠如(決裁ルートのあいまいさ)の問題と認識。平成19年7月ぐらい。	現行システムではかなりの部分少なくとも運用上での対処はできていると思われる。それについて職員一人一人への意識徹底が必要であったが、担当者が日々の業務等に追われ、またそれをしっかりと確認するチェック機構の確立ができていなかったのではないか。
287	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	集中業務として他の業務を止めてでも、全職員で取り組まなければ終わりが見えない。 また、現存の職員が退職・分限免職されるなかで、頭数をそろえるだけで質が伴わなければ時間はさらにかかると思われます。	過去の年金番号の付番処理があまりにずさんです。また、基礎年金番号ができた後の統合処理についても、いままで何もされていない。	こうした問題が生じてしまった以上、年金番号の管理について今以上に細かな対応をすべき。
288	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に、承知していない。	紙台帳記録とコンピュータ記録との突合せ作業が急がれると思います。	年金記録等に係る業務経験は、これまで余りありませんので、特に問題意識はありませんでした。また、旧台帳記録及び紙台帳(原票も含む)記録の不備等による年金記録問題が存在することについては、年金記録問題がマスコミ等で報じられるようになってから知りました。(平成19年ごろ)	昨年7月から本年9月まで庶務・年金給付課長として、社会保険事務所において「ねんきん特別便」等の窓口対応をさせていただき、様々なケースがありましたが、特に、年金記録の「もれや誤り」が記録の管理や登録に起因するケースについては、お客様には、大変申し訳ない気持ちでいっぱいでした。対応策としては、一つ一つの記録を、コンピュータ記録及び旧台帳記録並びに紙台帳(原票も含む)記録等と突合せながら記録整備する以外ないと思い対応しました。また、反省点として、基本的な記録の管理方法及びお客様が年金請求された時に、年金記録は最終的に確認すればよいという意識が組織全体にあったと思います。
289	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員確保。特にOBの再雇用。	ちょっとした入力誤り程度の認識であった。約10年程前に知った。	対応しようとは思わなかった。数十年前より問題点の把握はされていたと思われるが長年放置してきたんだと思う。当初から対応しておけばここまで問題にならなかったと思う。
290	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今までどおりに1件1件照会をかけていくしかないと思います。	基礎年金番号が導入されてからも手番を持っている人が多いことは感じていましたし、国民年金のマイクロと機械の記録が合わない人がまれにいましたが特殊なケースであると思っていました。数万件にも及ぶ未統合の記録の存在や、さらにはコンピューターにデータ化されていない記録まであることを知ったのは年金記録問題が取り上げられた時期からになります。	当時の担当課で、お客様からの申し出に基づき照会をかけ、またどうしてそう思われたのかなど丁寧に調査して回答していました。 ただ、自分自身がが当時から現在までどのような処理の過程でそのような問題が生まれたのか、またどこまで調査すれば完璧といえるのか、わからないままでした。 機械化を進める際に複雑な処理を後回しにしてしまったり、一部の人しか年金記録問題があることを認識していなかったことや、厚生年金の住所管理をしていないなど後々のことを考えずに処理をすすめてしまったことが記録問題の問題だと思います。 年金記録を回復(確認)するためにとった手段も見切り発車的で、法律の整備、またそれに対応できるシステム、事務所・業務センターの処理体制等がないまま行われてしまったことが反省点としてあげられると思います。
291	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録ではないかもしれませんが、70歳以上被用者年金にかかる事務処理が今後問題になってくると考えます。 昭和12年4月2日生まれ以降の70歳以上の被用者には、社会保険の適用事業所に勤務している際、被用者年金該当届を提出することとなっています。今現在、70歳以上の健康保険資格取得届などあった時には、提出指示できますが、健康保険組合等加入事業所には指示できないため、届出漏れが確認できないところが現状です。 今後、昭和12年4月2日生まれの方が75歳以上になった際、新たに75歳以上で資格取得に相当する場合や、事業所内でその一人しか給料支払い者がいなかった場合、新規適用するにしても被保険者となる人はいないため、新規適用されず、社会保険の適用事業所とならないため、被用者年金該当届を提出することができないので、同じ給料をもらっているのに、年金が全額支給される者と減額される者がでてくるという問題になるとおもわれます。 当事務所では75歳以上の被保険者のみのため適用事業所全喪届と提出させていないが、他事務所では受付している話も聞きますので、今後問題になってくると思われます。	事業所への今以上の広報。 事業所新規適用届、全喪届基準の見直し。 結局は、70歳被用者年金制度自体の見直しがなければ解決しないと思われます。	過去の自分が疑問に感じていたこと等制度上やむおえない等考え問題意識としてとらえていなかったことが、よくなかったと深く反省しています。 平成9年基礎年金番号制度に変わったときから疑問に感じていました。	基礎年金番号に統合されていない記録の年金手帳等確認した際は、積極的に統合処理しました。基礎年金番号通知書を発送した当時の返信用はがきを現在の特別便のように全員に提出させるようにし、未提出の者には督促等するべきであったと考えます。
292	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	マンパワーが必要である。 今まで以上に人員を増員し、記録の付け合せ等を実施する必要がある。 しかし、職員数にも限界があり、新人では時間がかかる事から、OB等を活用し、調査を進めることが必要ではないかと思う。	過去の記録がWMに全て入っていないことは知っていたが、膨大な件数に昇るとまでは知らなかった。 年金を納めた方々が不利益を被る問題である。 この問題の存在を知ったのは、当初の報道によるものと思われる。	記録を確認する方々に対し、その人に応じた相談や記録調査を心がけた。 しかし、マンパワーの問題から、現業を持ちながらの対応は限界があった。 また、過去の業務方法など情報が少なく、台帳確認などに時間を要した。
293	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくになし	住所不定者や無関心者や死亡者などの年金記録が残っているうちの大部分を占めていると思われ、統合可能なものと統合不可能なものに分類し、不可能なものはあきらめるしかないと思います。時間をかけても判別無理なものもあるでしょうし、、時間がかかりすぎても判別はなお難しくなることから、どこかで区切るしかないと思います。	裁定請求時には必ず戸籍の名前から旧姓・現在名を氏名索引の上、他記録がないか確認はしており、できる限りの統合処理をしてきた。ふたを開けてみると実際老若かかわらずいろんな世代の方について他記録があり、驚きました。また、業務センターに各都道府県の紙台帳記録が残っていたのも、年金記録問題が生じてから初めて知りました。知らないことも結構あったことに	引継ぎ不足や問題点があることに対して気付かず、そのまま事務処理をしていった結果がこういう問題につながったのだと思う。また、庁・センター・局・事務所という縦割行政で問題点をあげることができず、若いときから風通しが悪くもどかしく思っていましたので、職員のなんでも相談室のような部署を作れば、問題点を解決してよりよい機構が築かれるのではないかと思います。
294	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録問題とは認識していなかったが、平成10年に採用後は、基礎番号導入後で、手帳を複数お持ちの方は順次統合作業を行ってきました。しかし、何万件が未統合になっているのか等現場職員が知る機会があまりにも少なく、現在のように職員も認識せずに、熱心に記録統合作業は進めていなかったのではないかと思います。 もっと基礎番号導入時に現在行っている様な態勢(特別便・定期便等)が整っていればここまでの問題に発展しなかったのではと思いました。	反省点は(8)のとおりです。早急な解決は必要であると思いますが、問題が問題を生まない為にも、誤った統合や説明等をすることなく、解決を目指すべきだと思います。 それと職員への周知を早くしてほしいです。新聞など報道が先走ってるような気がします。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
295	地方庁	その他(社会保険事務所)		国が保存している国民の皆様の記録を再点検し、記録の整備を進める。 記録なしのものでも、本人の申し出、その他の人の証言をもとに、申し出た本人が納得いくような調査を進める。	「以前の記録がない。」「記録が誤っている。」などの話は、10年ほど前に聞いたことがあるが、国が保存している記録に間違いがあるはずがない。という絶対的なものがあり、申し出られた方の勘違いなのではないか。と特に気にとめることもなかった。 数年ほど前から、テレビや新聞で年金記録問題が取り上げられるようになり、実際に誤りが指摘され、問題の重大さを認識するようになった。	国民一人ひとりの申し出に、親身になって耳を傾け、記録に誤りがあるなら、きめ細やかで迅速な対応をしなければいけないと思った。 国が行っていることに、絶対誤りがない。という意識を捨てなければいけない。 誤りが判明した時点で、原因究明と正確な記録の補正を行っていれば、ここまで大きな問題になっていなかったと思う。
296	地方庁	その他(社会保険事務局)		増員だけでなく、人員の育成が必要。	過去の記録も管理はできていると思っていたので、確認に時間はかかっても全て解決できると認識していました。 報道と同時期だと思います。	制度が複雑でわかりづらいので、被保険者への説明はわかりやすい言葉で行い、お互いに勘違いなどが無いように対応しようと思った。 記録の管理を2重3重に行っていれば、ここまで大きな問題にはなっていないと思う。管理体制を強化する必要がある。
297	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し	政治的解決。 人員的なものについては、日本年金機構の採用者だけではなく、OBや厚生労働省、地方厚生局及びけんぽ協会に行ったものなども含めて対応をすべきである。	古い時代の暗部。 記録問題が公になってから。	組織の一員として解決に努力をしている。 しかし、社会保険庁にかかわった人間はすべて対応をしていくべきである。すでに地方厚生局やけんぽ協会に行った者を記録問題に投入していないことについて、一刻も早い問題の解決を望むというのであれば反省すべきである。
298	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	記録を整備するための人員を増やす。	あってはならないことであり、年金加入者の生活に影響する問題だと認識していました。問題が存在することを知ったのは、年金の仕事をしていて、年金相談時に記録不備があるようなことがあったときです。	年金加入者にたいして、記録確認もれのないようにすることや、記録問題に関して申し訳ない気持ちで対応しようとしました。問題の反省点としては、コンピュータ化するときに整備を完全に行っていなかったことが挙げられます。
299	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	ある程度の広報も必要だと感じる。	国民の皆様が最優先に求めていることであり、一刻も早く解決すべき問題だと認識していた。	迅速に、正確に、わかりやすく(回答票の作成)、対応するよう心掛けた。この問題の原因として、一番は紙台帳からの切替作業がいい加減すぎたこと、次に共通の年金番号が当初はなかったことだと思う。
300	地方庁	その他(社会保険事務所)		事務所等によって異なっていると思われますが、全事務所体制が実行できていない気がします。この問題が自分達のことだと思っている方が少ないと感じます。(私の所属事務所だけしか分かりませんが)未処理等はあるので、やるしかないと考えますので一日一人何件とノルマを設定しないとやる人はやる、やらない人はやらないような気がします。(どの課も忙しいのは同じだと思います。)あと、それを仕切れるリーダーが必要かと考えました。 まず今の未回答のもの、未処理のものをなくすことが一番先に解決しなくてはならないことかと思います。	とても重要で人の生活に関わる問題であり、根深く時間がかかる問題と認識していました。 平成19年10月頃です。	一人ひとりの申し出に、親身になって耳を傾け、記録に誤りがあるなら、きめ細やかで迅速な対応をしなければいけないと思った。 国が行っていることに、絶対誤りがない。という意識を捨てなければいけない。 誤りが判明した時点で、原因究明と正確な記録の補正を行っていれば、ここまで大きな問題になっていなかったと思う。
301	地方庁	その他(社会保険事務局)		・年金記録問題に関する専属的なチームを設立し年金実務経験者を中心とした十分な人員を確保する。可能なら、現社会保険庁職員のうち半数ほどを年金記録問題解決のために確保が必要だと思います。各都道府県及び業務センターの作業進捗状況に併せて人員シフトを柔軟に行える体制が必要。	平成15年頃、厚年の記録補正業務を担当しており、被保険者、年金受給権者の方々からの照会に基づいて過去記録整備に従事していましたが、数十年前のあいまいな記憶しか手がかりがないお客様もいれば、非常に正確な記憶をお持ちの方もいました。丸一日以上マイクロ原票を探しても見つからないときは他人事に思えず残念な思いをしており、また、そのように記憶が確かなのに記録が見つからない方へ、あとになって「記録がありません」とお答えするしかないことがそもそも問題だと思っていました。既に判明している未統合の手番の統合作業に関しては、正直な思いとしてはそれほど重大に受け止めていませんでした。しかしその当時から、氏名・生年月日未登録の手番記録や他人の記録が混在している記録などがあまりに多く、平成15年当時、それを認識していたので、問題の存在を知ったのはその時期といえると思います。 社会保険庁が原因となっている部分はもちろん否定できませんが、国として国民の皆様方へそれをはっきりお伝えせず、漫然と日常業務の片手間のように認識していたことは大変重い誤りだと思っていました。国会の場で年金記録問題が発表されるもっと前から、この問題関する専属的な業務チームを作っておくべきではなかったか、と、今になって思っています。	一人ひとりの対応であれば、社会保険庁職員として使命感を強くもって、記録問題の解決にもっと努力するしかないと思います。 しかし個人レベル、あるいは部所ごとでの取組みには限界があり、記録問題解決のために社会保険庁の業務体制を思い切って全面見直しし、年金記録問題解決に向けて十分な人員を確保できていないことが問題だと思います。
302	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録問題解消が最優先課題として取組むようにいわれていましたが、現業と並行して行うのには無理があります。集中して年金記録問題解消に向けた業務が出来るような環境づくりが必要かと思います。	問題解決は最優先して解消すべき問題であると思っていました。問題の存在は江角まき子さんの未納報道から始まるマスコミ報道からです。	ねんきん特別便の送付により、来訪者が増加しました。現業は最低限に抑えてまずは混雑時の解消に努めました。 対応が後手後手に回ったことが反省点です。お客様をお待たせする結果となりました。
303	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民一人ひとりの記録を丁寧に確認しないといけないので非常に手間がかかる作業であるため、やはり一定以上の知識を持った者を大量に動員しておこなうしかないのではと思われる。	社会保険庁としての管理責任はもちろんあるが、やはり非常に長期間にわたる期間を管理しないといけないため、その時代時代の管理方法の違いや、当時の考え方により発生してしまったと考える。	お客様一人ひとり丁寧かつ迅速に記録を確認し、お客様に納得いくような回答をだすよう努めた。 お客様の記録を管理する組織としての責任をとるべく、記録調査を行い新たに年金記録が発見された方については年金の再裁定を行っているが、なかなか支給されないという苦情が多発している。限られた人員のなかで高度な知識を要求される業務に集中させるのには限界があると思うがさらに迅速さがもとめられていると思う。
304	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	シンプルに一つづつ解決するだけ。	していない。	昔がいい加減すぎた。当時のOB連は、知らん顔をして入庁まもない若い職員が日々、汲々と業務に邁進する姿には頭が下がる。
305	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段無し		年金請求時には職歴等確認できていると考えていた。 平成18年頃(年金記録問題が出出した頃)	再度の加入記録確認を行い、漏れが解消するよう努めた。 まず基本的に、年金手帳は、例えれば運転免許証と同等の貴重品としてすべての方が保持すべきと思う。 就職・退職のその時点その時点での年月日の記録を年金手帳に記録し、その時その時に固知確認をするべきであったか。
306	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	N/A	今年(平成21年)2月に入庁したが、そのときに年金記録問題の概要を知った。 それまでは、報道されている知識しかなかった。	(8)の理由から、特定の問題に対して何らかの対応することはなかった。
307	地方庁	社会保険事務所課長級以上		事業所名簿(紙台帳)のしっかり系統たてての整備をする。 経験のある人を集め、時間をかけて1件づつ処理をするしかないと思います。	もっとしっかり整理された記録が、保存されているものと思っていました。 ずっと以前から、「事故リスト」が事務所に送付され、記録の整備をしていましたが、オンライン化になる少し前から、送付がなくなりましたが。今思えばあの頃にもう少し先の読める人材がいたらと思います。	事務所としては、1件づつ、解決していくしか方法はありません。そのように 対応したと思います。 とくべつ便にしても、もっとしっかり検討をかさねてから始めるべきではなかったでしょうか。政争の道具に使われ、見切り発車をしてしまったのが、最大の失敗 と考えます。
308	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	一番は人員をかけて集中的に取り組む。 謝金・賃金職員以外にも国家公務員の職員等を支援に活用するなど。	国民の皆様の大切な記録がしっかり管理されていると思っていたので、信用を失ってしまう大きな問題であり、記録の回復・信頼の回復に全力で努めていかなければいけないと思いました。 この問題の存在については世間一般に知られる時期に知りました。	とにかく国民の皆様の意見や話を真摯に受け止めて、浮いた記録等がないか出来る限りの確認をするようにしました。 基礎年金番号制度が出来る以前の複数の番号保持や、オンラインへの移行作業時の番号、氏名、生年月日等の未確認が大きな原因ではないかと思います。やはり相互チェック等の確認作業等が非常に重要であると考えます。
309	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		各年金制度ごとに年金手帳記号番号が払出されていたことや、事業所や市町村及び社会保険事務所における年金記号番号の確認不足により、同一人物に複数の年金記号番号が払い出されてしまったことにより、年金記録が分散されてしまっており、本人も年金加入していた記憶を忘れたりして、未統合の記録が多数発生することになった。(年金業務に携わった頃)	当時は本人に事前連絡をするという概念(意識)がなかったので、最終的に年金請求時に統合すれば良いという認識であったが、定期的に本人にお知らせする仕組みがあれば、ここまでの混乱はなかったのではないかと思われる。
310	地方庁	その他(社会保険事務局)			社会保険事務所のこれからのお客様の信用にかかわる問題 世間やマスコミで話題になったころ。	微力ながら一件でも多く記録が正しい状態になるよう、慎重に作業するように心がけた。
311	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	最後の一人まで解決することは、至難なことだと思いますが、可能な限り最善を尽くしたいと思っています。 まず、旧台帳の関係でありますが、オンライン上でカセットに収納されており氏名及び加入期間が表示されていないものが多数存在しています。これでは、本人記録の照合はとても出来ないと思います。旧台帳関係は当然高齢者ばかりですから、早期の対策を取るべきと思います。 次に未統合の記録から追跡するのはいかがでしょうか。未統合の記録で勤務先がわかりますので、まだ現存している事業所であれば、従業員の記録が保管されている可能性があります。事業所へ本人の情報提供を呼びかければ、住所等が判明し、そこからアプローチする方法も考えられるのではないでしょうか。また、加入期間が短期の方は比較的地方からの出稼ぎ労働者が多く、同郷から複数で勤務されているので、未統合年番の前後の年番から持ち主が特定できることも考えられるので、受給者及び被保険者への情報提供も併せて呼びかけるべきと思います。各事務所で払い出した年金番号の未統合リストを送付して対応してはいかがでしょうか。	基礎年金番号導入前に年金相談窓口を担当していたことがあります。窓口に裁定請求された方については、過去の勤務状況を確認しながら年金請求していただいていました。しかしながら、当所の地域がら、短期間の出稼ぎ労働が多く本人も加入していたことの記憶があいまいであり、また、被保険者の氏名の登録があやまっているケースも多々あり苦労しました。この当時のシステムで最善の方策でおこなっても請求もれはあるだろうとの認識はありました。それに加え、年金請求を金融機関の担当者にお願いするケースも多くあったので請求漏れが多くなったことも事実だとおもいます。	その当時の対応としては、年金請求時によく聞き取りをすることと、金融機関の担当者には請求の勤務状況を詳細に確認してくださいとの対応を取っていた。 それ以上のことは当事者として対応できなかったと思う。
312	本庁	その他(本庁)	なし	問題毎に短期(一年以内)、長期(一年以上)に分けて処理対応していくこと	年金制度に対する不信	誠意ある対応
313	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現時点では知らない。	100パーセントの解決は難しいと思うのである一定の線引きを行って、記録の 修正や年金の支給をしていくしかないと思う。 その後に国民の背番号制などを実施していき管理をするしかないと思う。	記録の統合、訂正等については、業務センターで管理されているので時間はかかるが整理はできるものと認識していた。 平成18年の年金問題が出始めたころより知った。	記録問題については、できるだけ個人の記録が見つかるように検索、調査をしようと対応した。 国での記録管理システムの遅れや、制度を各人へ周知する広報の薄さがこのような問題を出したと思う。
314	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない。	地道に直していくしかない。	国会で問題となったとき。	知らなかったのでどうしようもない。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
315	地方庁	その他(社会保険事務局)		○厚生年金記録整備関係について記録の確認作業において、例えば、マイクロ化された厚生年金被保険者台帳の編集が、順番が逆になっているものが存在しており、適用事業所の先頭頁にて加入事業所の判断をする場合、誤った判断をしてしまう。そのために、WM上の名簿が、違う記号で整理されている。また、事業所整理記号を、全喪によって使用しなくなった記号を、再度、別事業所に使用しているケースがあるので、別事業所で同一記号番号が存在することになり、正しい整備が出来ない。事業所索引簿の事業所名と、被保険者名簿(旧、紙台帳)の先頭頁の事業所関係表示の事業所名と、職歴審査照会回答票(事業所情報)の事業所名が全て相違している場合があるので、正しい事業名の特定ができない。等々様々な問題を抱えたまま、その情報を元に記録調査整備を行っている。問題点について再点検し、記録整備方法の注意点として整理すべきであろう。○国民年金記録整備関係についてマイクロの被保険者台帳の表示等が、全国的に統一されていないこともあり、納付等の表示について誤った判断がされていることが考えられる。注意点について整理すべきであろう。	問題の認識は、公表されてからです。	記録整備については、前から予算化の話はあったことと思うが、当方が今一歩踏む込んでこなかったこと、世間の理解の無さの結果に尽きる。その結果による、様々な改革は、真の改革になっていないものがあることが、遺憾である。
316	地方庁	その他(社会保険事務所)			名前の入っていない厚生年金記録が存在することは知っていたが、持ち主不明の記録であろう、という程度の認識であった。時期は不明。	対応の方法は分からなかった。記録を整備するよう担当課に知らせるべきであった。
317	本庁	その他(本庁)	存じません	職員一人一人が常以上の努力でもって、お客様からの不満がないよう通常業務を行っていくこと、また、そのモチベーションを維持する方策を採ること	年金記録問題については、これまで触れられずにいたために悪化・肥大した、通常業務におけるミスの積み重なりと認識していました。 また、存在を知ったのは平成18年ごろと記憶しています。	事務処理要領から一歩も逸れない事務を行うよう努めました。 反省点としては、早期解決に重点を置きすぎたのではないかと考えております。
318	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	住所登録がされていない厚生年金記録の基礎年金番号への統合について、年金請求時に統合するという扱いについて問題を感じていた。 最初から個人を特定できるように住所の登録をすべきだったのではないかと考えました。 基礎年金制度発足前の平成8年頃	事務取扱上対応ができませんでした。 初期から住所登録することで記録調査が捗ったと考えます。
319	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	今の方策で、被保険者の方個々にあたっていくしかないと思います。	年金記録問題として取り上げられる頃に知りましたが、それまでは被保険者の方の職歴(プライベートの履歴)が頼りと認識しておりました。	少しでも、被保険者の方の職歴の「覚えのヒント」になるよう努めたいと思います。
320	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。		・年金記録は、裁定請求時に調整できるものと認識。 ・問題化したと認識し始めたのは、報道を通じて。(出向中時)	・裁定請求時にできるだけ相談に乗り、丁寧に説明していくのが最良と思料。 また、出向時では、直接対応できなかったので、如何ともしがたい状況だった。 ・反省点・・・裁定請求の請求主義は、国民の立場からすれば、行政サービスとしては不足していた部分は否めない。現状のような積極的な情報提供は必要であるし、裁定請求前に年金記録の整備を積極的に行う構えがなかった。
321	本庁	本庁部長級以上	年金記録問題については、これまで、基礎年金番号に統合されていない5000万件の記録の解明・統合問題への対応、厚生年金保険被保険者等旧台帳に係る1466万件の問題への対応、保険料納付の資料がないが納付したとのお申立てへの対応、標準報酬月額に係る不適切な訂正処理の問題への対応等として、ねんきん特別便や各種のお知らせによる記録のご確認、記録の内容に着目した解明、総務省第三者委員会による対応、年金定期便等による標準報酬月額等のご確認、8.5億件の突合に向けた年金情報総合管理・照合システムの構築等を進めてきております。また、民主党の予備的調査への対応など今後措置していく必要がある現状ですが、これまでの間、国民の皆さまからさまざまなご意見やご指摘が多数寄せられている中で、当職の知る限り、年金記録に関し「世間一般に知られていない問題」があるというようには思っておりません。	年金記録問題への取組を開始してから2年余りが経過しているが、未統合記録でいえば昭和20年代～40年代の記録が多いこと等から、依然として解明作業が続いている状況にあります。しかし、なお行うべき課題は存在しております。具体的には、①未統合記録の解明については、ねんきん特別便や今月から送付を開始する受給者便等を含む各種のお知らせに対する回答のお願いと未回答の方々から回答を頂くこと(特に名寄せ便)、各種の記録解明作業の更なる推進(旧姓情報や払い出し漏等に基づく確認)、更に年金情報総合管理・照合システムによる突合等更なる解明の努力に注力すること、②保険料納付の資料がない方々の記録については、第三者委員会のこれまでのあっせん事例を踏まえた合理的で迅速な記録回復措置の策定・実施、③これまでの取組の検証も兼ねた各種サンプル調査による実態把握、④再裁定等事務処理期間の短縮及び手続きの簡略化等です。また、①②の取組みによる解明状況をにらみつつ、一定の時点でインターネットを含む適切な情報媒体による未統合記録に関する開示(セキュリティー・プライバシーには十分配慮の上で)を行い、これと年金情報総合管理・照合システムを組み合わせての解明を引き続き粘り強く行うことが求められると考えます。	年金記録問題については、平成19年2月から6月の間に行われた国会審議等において重要な審議対象となったことからそのような問題があることや問題自体の奥深さを知りましたが、まだその時点では5000万件の未統合記録の具体的な中身については十分な情報がなかったように承知しております。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向きで閉鎖的で国民目線を欠いた長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に深刻な問題であり早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。それから間もない[redacted]人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、今日に至っております。	(8)でも述べました通り、年金記録問題については、平成19年春の国会審議等において問題の深刻さを知りましたが、その時点では5000万件の未統合記録の中身については正確な情報はありませんでした。しかし、この問題についても、社会保険庁の内向き閉鎖的な長年にわたる問題体質が深くかかわっていることは間違いないと思うと同時に早急に手立てを講じなければならないとの考えを持ちました。 それから間もない[redacted]人事異動により現在の職に就くこととなり、それ以降、対策のメニューづくりや具体化、対策の実施スケジュールや実施体制を検討・実施し、今日に至っております。 この問題について、とりわけ5000万件の未統合記録が発生した原因等については、総務省の年金記録問題検証委員会報告書等にありますように、いくつもの要因が複合しておりますが、長期間にわたって個人個人にとって大切な記録を一つ一つ丁寧に取り扱うことの使命感が組織全体として維持できなかった体質的な問題とともに、膨大な記録を取り扱うことに伴って一定確率で不可避的に発生するヒューマンエラーを予測しこれを記知し是正するシステム的な取組みが欠けていたこと、つまりプロジェクト管理の考え方が貫かれていなかったことが原因と考えます。具体的には、紙台帳からパンチカード方式へ、そして磁気媒体へ、更にオンライン処理へと変遷してきた記録媒体や記録処理の方式変更時におけるファイル創生時の確認において取組が不十分であったこととともに、日頃の業務送行についても、不可避的に発生する「ヒヤリ・ハット事例」の収集・集約とそれに基づく業務改善への努力が十分になされてこなかったことが指摘できます。 社会保険庁は平成16年7月から民間長官である村瀬長官を中心とした改革に着手し、職員の意識改革、効率性の高いな業務を目指す改革等に取組、一定程度の改善があるものと考えます。しかし、上に述べたような過去の取組不足を重要な教訓として再発防止を行うな観点から、現時点で可能な限りの解明への取組を行うことはもとより、日本年金機構への移行を契機として、職員の使命感を高く保つための取組みを絶えず行うとともに、ヒューマンエラーを前提とした誤処理
322	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		短期間に全ての記録を照合することは無理があるので、年金定期便等を活用しつつも、最終的には裁定の際に確認すればいいと考えます。	入庁以来、過去からの年金の記録は必ずしも全てにおいて正確ではないものと認識していました。制限された職員数や予算の中で、適正な行政運営だと認識していました。	与えられた業務の中で最大限の業務の適正化に努めました。特段の反省点はありませんが、今後は決められた方針に従い、業務に励みたいと思います。
323	地方庁	社会保険事務所課長級以上	新聞、テレビ等の報道を見ている限り、そのような問題はない。むしろ、私が知らないことがまだあるのではないかと思う。	解決には時間がかかるとは思うし、なかなか国民の皆様の信頼を回復することも難しいと思うが、できるだけスピードアップを心がけ、誠意を持ってこの問題の解決に当たることだと思う。特効薬はないと思う。 また、何を持って解決とするかがわからないため、まず、明確なゴールを国民の皆様、職員へ示し理解を得ることが必要だと思う。	ひとくちに年金記録問題と言っても、複数の手帳記号番号を持っている人と保険料を納めたのに未納となっているケース等区分けする必要があると思うが、複数の手帳記号番号が未統合となっているケースは、この問題が大きくなる前から知っていた。(年金請求時に統合されるので、特に大騒ぎする必要はないと考えていた) また、保険料を納付したにもかかわらず、未納となっているケースはについては、年金記録問題としてクローズアップされて認識するようになった。	当時は、正直なところ、たくさんの来訪者等を如何に捌いていくかということばかり考えていたような気がします。 同時期に集中する来訪者の対応に苦心したことから、同じ時期に集中することのないようにしなければならない。それが、被保険者等のためにもなると思う。また、全体的にバタバタしているようであったため、冷静さを失わないよう対応する必要があると思う。(特別便の発送スケジュール、記載内容も含めて)
324	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
325	地方庁	その他(社会保険事務局)		被保険者に自身の記録を詳細に認識してもらう。 新規重複付番を発生させない。	未統合手番があることを知ったのは勤務2年目平成13年国民年金課に配属されたときです。 当時そのことについて問題視していませんでした。	問題視していなかったこと、それ故に積極的に解決しようとする意識がなかったことです。
326	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特別な事例等も含めたとしても、特に存じ上げません。	消えた年金について。 船員保険で昭和15年、労働者保険で昭和17年、厚生年金で昭和19年の制度開始。手書きされ、汚損が進んで(場合によっては戦災にて消失)いる記録です。コンピューター管理されている現在と同様に完璧な結を求められているように感じていますが、業務センターの統合機、機械収録記録、地方記録とをいかに突合しても、全件解明はどう考えても不可能です。一定の時期を持って調査終了とし、「誰のものかわからない記録」については別個管理して完結とするしかないように思います。 消された年金について。 この例は当事者(行政、事業主、事業主代理人(社会保険労務士)、被保険者)の利害関係が時空を遡って複雑にからんでいます。制度の不備を突いたものであるといえ、虚偽申告等社会保険の「年金保険」のみでの対応では今後も派生しうる事例です。納税者番号等による国税・医療保険・失業保険とをリンクさせるしか解決とはならないと考えます。	基礎年金番号導入時、すでに複数の番号を持っている者に対する対応(番号統合の方策)が何も示されていない事に非常に大きな不安を感じました。あくまで申し出によること」とされていたので、今後、何時、どのように統合を行っていくのか不安はありました。	現場で出来ることはただ一つ。相談や調査で判明した複数番号所持者について、一件一件こつこつと統合処理を行うだけでした。 現場からは問題提起がされていたようにも記憶していますが、皆でまとまって、もっと大きな声で提起できていたらと反省しています。
327	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ない。	現在実施されている取り組みが効果的と思われる。	昭和58年頃、紙の被保険者原票を進達した際に、誤って記載された手帳番号が進達されたこと。(オンラインに記録が登録できない、または他人の記録として登録されてしまう。)	業務センターから「事故リスト」が事務所に送付されていたが、当時はこの処理についてあまり積極的に行われていなかった。
328	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	この年金記録問題が多きく取り上げられ知った。	正しい記録にするよう誠心誠意対応しなければならないと思いました。
329	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	特になし	本人が領収書を持っているにもかかわらず、社会保険庁にデータがないこと。 昭和58年ごろ	個人の力では全件チェックは到底難しいので、被保険者が提示したときのみ記録の補正を行っていた。
330	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録の確認は、機械を使って行うことはできず、どうしても人間の目による確認が必要と考えます。 長い期間がかかるが、多数の年金業務に精通した人間(社保庁OBや厚生労働省職員)により、一件一件確認していくことしか方法はないと考えます。 しかしながら、この問題に長い時間をかけることが不可能であれば、政治の判断により一律に救済を行うことも必要ではないかと考えます。	未統合の年金記録が存在することは入庁(平成15年4月)後早い時期に知りました。ただし、対象者に社会保険庁業務センターが照会票を送付したり、国民年金、厚生年金の資格取得届処理時に添付された年金手帳により統合し、最終的には年金の裁定時に統合を行うことで次第に解決していくと考えていました。 それ以外の問題については、大きくマスコミに取り上げられ、多くの国民に周知されるようになったのは現大臣による国会での追及により初めて知りました。	記録問題解決を行うことを専任とする担当部署を作成してこなかったこと、記録問題について国民へ周知することに多くの力を注いでこなかったこと、国民一人一人の年金は大事なものという意識が薄い状態を放置したこと、などが反省すべき点であると考えます。
331	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	行政としてできることはほぼ手がけているのではないか、と思います。 しいて言えば、「人手不足」が遅滞遅延の要因となっている部分もあるかと思いますので、対応にあたる要員の頭数を増やしたらいかがかと思います。	過去における次の要素が相乗して起きた問題。 ・行政の確認不足と事務誤り ・「申請主義」という法の整理 ・年金の手続き等に関する行政側の周知不足と国民側の関心の薄さ いわゆる「年金問題」を認識したのは、平成19年の春頃です。	「行政の怠慢」と非難される面を反省しつつも、法の整理として「申請主義」であった(現行もですが・・)ところにジレンマを感じるのが正直な気持ちです。 現在の部署は、システム開発関係の業務を行なっているので、被保険者が自己の年金記録状態や申請の権利等を「見落とさない」仕様とすることを念頭において業務にあたるようにました。
332	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし			

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
333	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後の記録管理の徹底 過去分の記録は現状のねんきん特別便等の方法が最善と思われる。	加入者は社保庁を信用し、年金記録は正確把握されていると信用していたところ、このような問題が発生し、加入者に対しての裏切り行為をしていたこと。 当然年金額にも影響し、加入者の生活に直結する問題と認識しています。 報道で年金問題が騒がれたころ。 5000万件という膨大な件数であったことが印象にあります。	記録問題以外の相談者にも説明を行い、記録確認をさせてもらった。 実際に数件は記録整備となった。 過去の記録管理方法が情報不足であるため、現時点で確認作業を行うのも限度があると思います。 反省点 過去の記録管理方法が充分ではなかたったこと。 現時点の記録管理は必要な情報があるため特に問題ないが、記録を管理する者の意識が肝心
334	地方庁	社会保険事務所長	民間採用職員なので、皆様のように根本的な問題はわかりませんが、国民年金で昔は生年月日を丸めて記載した話を聞きました。(番号管理中心であったため生年月日が重要視されていなかったため？) 記録問題対応の中で脱退手当金の取り扱いの通知文が不思議です。 記録の記入箇所が正規欄で日付が入って明確に判断できなければ未支給扱いとなる点です。黒に近くても、黒でなくては全て白の結論は弱者救済的には理解できるように思えますが、正規に記載されている方は支給済みになり。不平等感をぬぐえません。(多くの記載は、正しいと思うほうが実感です) なんとなく気になって、余計な記載をして申し訳ありません。	過去に、年金業務に係った自治体職員を始め、広く国民からも確認していけば良いと思います。	過去の記録を回復することも非常に重要だあるが、これからの年金をどのようにしていくかということも、非常に重要であると思います。この観点から見ると、年金のより必要とされている方を早期に対応し、すでに死亡されていたり生活に困窮されてない方は、将来のためご寄付いただくように国民の同意を得た上ほうが得策だと思います。多額の費用を要して、全てを究明することに対する事が、本当の国民の願いなのか大いに疑問に感じるところです。 問題としては、非常に重要であることは変わりがありませんが、どこかで一線を引かないといけない問題であると認識しています。 年金記録問題について、認識したのは平成19年頃です。(民間採用)	第三者的な意見になり申し訳ありませんが、問題が出た時点でもっと早く正確な情報のもと、対応していなかった点が一番だと思います。その場しのぎに近い形で対応しようとして、問題を深刻化させていると思います。 記録の管理も、今と違って統合帳で国民全てを管理しようとしたやり方や、国民の理解・認識も少ない中、年金行政を推し進めていた点が本質的な問題であると思います。ここは、素直に国民にも理解を得て記録問題の幕のおろし方を早急につめていく必要を感じます。
335	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の皆様の記録を扱う仕事に従事している以上、記録に不十分な点がある等、年金記録問題は非常に重要なことであると認識していました。国民の皆様にとって、納めた年金がきちんと反映されていない部分があれば、それをお預かりしている私たちが責任を十分に担っていないことになります。 問題が存在することを知ったのは、各報道が取り上げた時期です。	業務取扱要領等事務取扱を再度確認し、より正確な業務処理を行うよう努めました。また、再度相手の立場にたった仕事がどういうものかということを考えて、年金記録に関する説明を行うように努めました。 時間が経過したり、勤務した会社が数多くあれば、お客様も忘れている場合があります。年金に加入していたかどうか等その記憶を呼び起こす方法・手段に工夫すべき点があったのではないかと反省する点があります。
336	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	明らかに偽りの申し立てであると思われる事案を除いて、統一的な要領等に基づいて、原則的には[ご本人の申し立て]を認めることとする。 今回の記録問題によって、ご本人の責に期さない理由(別人記録の混入、基金記録の漏れ等)により現在受給中の年金に減額等が生じる方には返納の減免等の措置を講じる。	年金記録を管理する過程において、紙台帳からコンピュータ管理への移行が的確に行われていなかったことや、年金記録問題が発生するまでの、記録統合に係る取り組みが十分ではなかったことによるものと認識しています。 未統合手番(記録)の存在は以前より知っていたが、その件数が5千万件に上るなどの具体的なことは今回の記録問題発生によって知りました。	未統合記録が判明したお客様の年金記録整備を迅速に行うよう、自分の出来る範囲ではありますが努力をしました。 また、裁定請求書処理の際に「名寄せ」等により未統合記録の発見に努めることにより、その解消を図りました。 (8)でも記入しましたが、5千万件もの未統合記録の解消に向けた取り組みが組織全体として十分にできていなかったこと。 また、これらの問題が公表されていなかったことは反省すべき点だと考えます。
337	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	「ねんきん特別便」等の未回答者あるいは、本人の記録である可能性が高い者に対する取組みとして、外部委託も含め戸別訪問により実施できないものでしょうか。	私は、年金給付課の経験はありませんが、年金請求時、お客様の職歴等確認のうえ、年金裁定を行っており、お客様が記憶がなければそのまま(未統合)になってしまい、基礎年金番号に統合できないままになっていることは、基礎年金導入後は承知してましたが、報道により、5000万件あるとは、正直驚きました。	窓口においては、待ち時間の短縮を図るため、臨時窓口の開設。年金記録問題関係書類(期間照会)については、早期に未処理解消を図るため、全職員により、回答作業を実施。20年度になってから、記録問題に係る予算措置がされたが、もう少し、早い時期に予算措置がされれば、お客様に待たせることなく回答できたのではないかと思います。
338	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い浮かばない。	職員一人一人が組織全体の問題と考え国民の皆様のために真摯に取り組んでいくことが大切であり解決に向ける方法の一つと考える。	年金制度が複数に分かれていることで、制度ごとで記録がわかれていること。又健康保険と厚生年金がセットになっており厚年再加入にもかかむらず、新規 で番号を払出している。 又以前は、事業所の記号が収録されていなかった点に問題があったと考える。約5年程前から	当然のことですが、窓口対応の際には必ず旧姓を聞き取り旧姓を含めた疑重複確認をしており職歴についても、絶えず確認をしている。各職員の確認が不十分で、あったと思われます。又制度当初共通で使える番号での制度設計が 必要であったと思われる。
339	地方庁	その他(社会保険事務所)			入庁したころには、年金請求の際に年金記録を統合すると教わっていたため、基礎年金番号に登録されていない記録があることはやむを得ないものであると考えていた。WMに収録されていない記録があることは年金記録問題がマスコミでとりあげられてから知った。	来所されたお客様に対しては、記録等の確認は必ずするようにしていた。 年金請求の際ではなく、それ以前にしっかりと本人記録を特定する必要があったと思っている。
340	地方庁	その他(社会保険事務所)			テレビの報道で知りまいした。	回答に時間がかかっている事
341	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	現在行っている確認作業を出来るだけ早く完了させる。		
342	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。社会保険職員であっても一国民であることにはかわりません。これまでもそうであったように、報道等ではじめて知る、といった状況です。	社会保険の組織としての不祥事と、制度上の不可避な問題点とは別の問題としての理解が必要であると思います。何をもって解決というのか、基礎年金番号導入以前に亡くなられた方の記録は、数字の上では宙に浮いたものとして 残りますが、制度上それが本来の形態と思われます。また、消えた年金、消された年金といわれているものの多くが、上記制度導入の際に別番号所持の回答をされていないケースであることなど、ただ、すべて社会保険の不祥事・怠慢で片付けたとしても、国民の年金制度に対する理解・意識がかわらなければ、何の解決にもならないと思います。	(7)のとおり。平成14年10月に採用されて数ヶ月。	多くの職員がそうであると思いますが、年金制度についての疑問や不明な点を少しでも解消できれば、信頼を回復できればと日々の応対や問い合わせに励んでいます。組織である以上、長年の問題点の積み重ねや一部の不祥事について、批判を受け止め改善しなくてはならないのは当然ですが、いわれのない誹謗・中傷により、現場は心身ともに壊れていく状況です。年金制度は貯金でも投資でもなく、世代間相互扶助の意識が根付いてなければ成り立ちません。今後、国民の納得する制度の確立を望みます。
343	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
344	本庁	地方社会保険事務局課長級以上				
345	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	とりあえず、名簿、払出簿の全件調査	今回の報道があるまで、特に意識をしていなかった。	でき得る限りの入念な調査をする。 早い段階で、払出簿、名簿のデータベースを作成していれば、 記録の判明までの時間が短縮できたと思います。
346	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	今後、加入者自身による定期的な記録確認が必要と思います。	年金記録問題が、新聞等に掲載されたとき	誠意をもって、対応しようと思いました。
347	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	処理の迅速化をもっと図れるようにすべき。 中でも業務センター、大都市部での処理が遅い。 そのために地方での被保険者に対する回答が遅くなる、 というのが現状です。 しかも、こちらから回答が遅いものについて照会しても、 たいていは原義を紛失してしまっているかで、 再送付を指示されます。 届く書類が膨大なのは想像がつきますが、 管理がいい加減すぎます。 必要な人員の増強と 送付された照会書等については 責任を持って管理するように努めてほしいです。	就職した当初、 オンライン上の被保険者記録が かなりいい加減なものだということに驚いたので、 いずれは問題になるだろう、と思っていました。	オンライン上の記録については信用せず おかしいと思ったものについては 必ず、他庁照会、原票確認をするようにしていました。 事務の効率化も大事ですが、 被保険者の立場に立った丁寧な処理を心がけること、 その意識に欠けているのではないでしょうか。
348	地方庁	その他(社会保険事務局)	今知られていること以上はわかりません。	現在残っている記録に基づいて本人確認を行っていく。	重要な問題と認識していました。	一人ひとりの記録をできる限り見つけるように努力した。
349	地方庁	その他(社会保険事務所)	・加入記録の漏れに関して・・・以下(7)(8)(9)のおいて同様 年金定期便や特別便送付等の調査対象者以外にも年金受給権もしくは、脱退手当金に該当するお客様がいる。 平成9年基礎年金番号導入時に60歳以上の裏失者でなおかつ無年金者への調査が漏いたため、お客様からの申出及び社会保険庁からのアタックがない限り、年金受給権及び脱退手当金等の請求が可能お客様をそのままにしている現状。	年金定期便や特別便送付等の調査対象者を無年金者を含めた調査対象者の拡大が必要。	加入記録の漏れに関してはお客様本人の申請に基づく性善説にて業務を行っていました。当時の年金請求時の受付担当者の確認不足が起因していると思われる。 資格取得の年金手帳新規払出時に記録漏れが発生することがあると思い、起こりうる問題と考えておりました。今回の年金問題以前から記録漏れ等の再裁定処理がありましたので、今回改めて知った訳ではありません。 ただ、保険料の挿取？や標準報酬月額の操作？などは今回の報道などで知りえました。	当時は資格取得の年金手帳新規払出時には「年金手帳の疑重複のお知らせ」をお客様本人に送付することが決められておりました。現時点でみれば基礎年金番号が導入されたことにより解決されたと考えております。
350	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在、様々な勧奨等をおこなっていることから、特段、思いつくものはありません。(今後、基金、共済関係も整備されていくと思うので・・・)	現在行っている方法で、地道にやっていくしかないと思います。 お客様(被保険者等)のお力をお借りするしかないと思います。	正直に言って、これほど記録が、オンラインシステムにもれている(名前か抜けているもの等も含む)とは、想像もしていませんでした。 統合されない年金記録(死亡された方・ご本人から申し出のないもの等)があることは、採用当初から承知していましたが、これほどの件数・内容がわかったのは、今回の年金記録問題が発覚した平成19年5月以降です。	最大限、お申し出の記録を調査してきたつもりです。現在も同じ考えです。 現在、とても気になるのは、今年の8月末から、事業所名簿検索システムにより他庁分も、申し出のあった社保で調査することとなりましたが、 ご本人からの申し出には、会社名が通称名であったりして、他庁では確実な調査ができない場合があると思います。 調査を急ぐあまり、存在する記録を見逃してしまう恐れがあるのでは危惧しています。
351	地方庁	社会保険事務所課長級以上		通常業務を抱えていない係で、丁寧にマイクロ等の付け合せをしてみる。	機械化になる前のことは在職していなかったため、なぜ、この問題が起きたか原因がわからなかった。今ならこれくらいできて当たり前と思えることが、当時はどうだったのだろう。	当時を知るであろうと思われるOBに聞いたりした。 地方とセンターで分けた処理がまずかったのか？

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
352	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	基礎年金番号管理ファイルの本人基本記録の収録方法があいまい	全体的に整理する必要がある	時代々での記録管理方法が変遷しており、全ての記録を最新媒体にしていなこと、年金の請求時に本人申立てで全てを集める処理方法等だったことで、本へお知らせの契機で多々あることと認識していました。	本人に確認してもらうこと。 従前が概ね年金請求時まで本人も自身の記録を知りえない制度であった。 特別便、定期便への回答を処理することで解決されると思う。
353	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	ある一定の政治的決着も必要かと思料いたします。(費用対効果)	かつての無責任な、本省・本庁・地方庁の事業実施に絡み 職員団体の横暴・恣意的な怠業によるところが大きいと思料いたします。 所謂三層構造プラス職員団体の暴走が主要なる要因と思料いたします。 業務外閲覧、不正免除事件にしても「こんなことがあるのか？！」耳を疑いたくなる不祥事が続出した中での記録問題。 報道されるまで全く存在を知りませんでした。	当時は特ち人数300人を超える事務所にて調査課長と併せ 記録問題PTのリーダーとして寝食を忘れ、お客様の相談にあたりました。 一日一答。一人でもいいから納得して喜んでお帰りいただこう、としか 考えていませんでした。 恐らくは、私が入庁する以前からこの問題は一部の職員がご存知だったはず。 悲しいかな、三層構造が「早期発見・早期治療」を遅らせてしまった、と言うことが、率直な意見であります。 落ちるところまで行ったのだから、後は上昇、信頼回復あるのみ。
354	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題についてはあまり認識しておりませんでした。	私は適用徴収課で約一年程、勤務しております。今問題になっております年金記録問題を改善するために日々窓口にて会社の方からのお届け書を注意深く確認し、また会社の方の確認も怠らないよう努力しております。正確なお届け書が国民の皆様の将来の年金に反映すると思うと、とても責任感が重い仕事です。しかし、現時点での年金記録は訂正など出来ますが、時間が経ってからの年金記録に関しては正確に記憶されてない方が多いと思います。 日々、窓口対応として、電話対応として、お客様からの質問に対して忠実に正確なお答えが出来るよう又お客様にも正確にご納得頂けるように努力しなければいけないと思います。お客さんの立場に立った物の見方、考え方、言い方をお客様に伝することができれば、お客さんも腹を立てないと思うし、親身になって相談に乗ってくれると感じて頂けるはずです。国民の皆様と日本年金機構の間には大きな壁があると思いますので、ゆっくりと取り除くことが出来るように努めていくこ
355	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道にひとつづつとりくんでいきたい。	解決すべき問題であると認識しています。	時間の許す限り取り組みました。
356	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無	時間を掛けてじっくりと対応していく。	マスコミの報道により知ることが多かった。国民会員にかかわる重大な問題だと認識している。	早期解決に向けできる限りのことを行ってきた。システムの開発を行時間の短縮が課題だと思う。
357	地方庁	その他(社会保険事務所)		現実的には困難と思われるが、システム自体を変える必要があると考える。 そのことにより、事務処理スピードが上がり、お客様からのクレーム等が減る。	年金業務に携わったとき、気づいた。この問題は上段で示したとおり、システムの老朽化によるものと考える。	お客様の話を真摯に受け止め迅速に行動するよう努めた。
358	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		採用された直後に始まった基礎年金番号制度により、いずれはすべての記録が統合整理され解決されると思っていました。	各種届出があった際、また、年金相談があった際、可能な限り本人確認し、記録を整備してきました。将来的には業務センターを中心に何らかの勧奨があると思っていましたが、それが具体的に進まなかったのが原因のひとつかと考えています。
359	地方庁	本庁部長級以上				
360	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	人数を増やして対応するしか方法はないと思います。	このような問題が起きるとは、まったく予想もつきませんでした。新聞等で報道されてからです。	お客様をお待たせしないで、少しでも早く対応するよう時間の許す限り、積極的に窓口支援をしました。文書ひとつにしても一般のお客様の立場に立った文書が送付されていない。なぜ、年代層の違う100人くらいの人の意見をお聞きして、その7割くらいが理解できるような文書を作成できないか。お叱りを受けるのは、現場である。もっと現場の職員の立場を考えて社会保険庁は文書等を発出するべきである。国民の声を一般の方から上げていただいても、回答すらない。改善すること反省点は社会保険庁にある。私も含めて、全国の社会保険事務所で働く職員は皆、社会保険マンとして誇りを持って一生懸命仕事をして来た。こんな形で社会保険庁が廃止になるの
361	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	人員(専門職)を大幅に増員し、集中的に行う必要がある。	オンライン機械化されたので、いずれ完全収録されるものと思っていた。 オンライン化されWMで記録確認ができるようになった頃だと思う。	当時の取扱要領等に乗っ取って事務処理をしており、それ以上の対応は考えなかった。 オンライン化したとき、現在の特別便や定期便と同様のお知らせを受給者・被保険者に行うべきであったと思う。 また、完全収録が終わらないうちは一部被保険者台帳や被保険者原票等を廃棄するべきではなかったと思う。 脱退手当金の支払請求書・支払決議書は永久保存とするべきであったと思う。
362	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	該当無し。	厚生年金記録については、現在の特別便及び定期便による照会への回答を地道に継続していくこと。また、紙台帳との突合を早期に実施していくことが必要。国民年金については、庁及び市町村データの精度は高いと思われる。現在、実施している電子映像化を着実に実施していくこと。 いずれにしても、庁保有データの精度をあげることがなによりも必要。	基礎年金番号導入前は、厚生年金の重複がかなりあり事業所及び被保険者に照会していた。 基礎年金番号導入後は、重複を見逃して新規番号払出することは極端に減ったと認識していた。昭和62年から平成1年頃、過去の重複分について裁定請求時にすべてを統合するのは困難なケースもあると思っていた。	(7)と重複するが、業務課に在籍した当時、重複の可能性のある被保険者については、可能な限り事業所及び被保険者に職歴の確認を行っていた。また、社会保険委員の研修会等で説明を実施していた。その当時、本庁をはじめ各部署で重複払出を可能な限り防止する措置を講ずるべきであった。 基礎年金導入後、被保険者に対して何度も通知を実施していたにもかかわらず、結果的に回答率が低かったことが、今般の年金記録問題につながっている。統合が予定よりも進捗しなかったことに対する現場への指導も少なかったと思う。さらに、マスコミも含めた広報が不足したことが
363	地方庁	その他(社会保険事務所)				
364	地方庁	社会保険事務所長	勤務が2ヶ月のため情報はありません。	民間のやり方しかわかりませんが、運営そのものも現業と切り離し、リソースの集中が得策と考えます。 理由: 1)現業も非常に大切ですので、現場に年金問題の実務を落とした場合、現場がどちらかに偏った運営が生じる可能性もあり、その場合どちらかへの影響が懸念されるため。 現実に事業によっては取り残されている業務も見受けられる。 2)業務センターの機能が不十分に感じます。センターとして中心的役割が不十分では・・・。 センターの処理能力・効率が事務所の負荷になっているように思います。	民間からの10月からの勤務のため、無回答とさせていただきます。	■現時点の反省点 ・組織としての問題点は依然として未解決と思います。 現状の対応で見受けられる、 1)誤りや不正の処罰を重くする 2)所長に責任を取らせる(判を押させる) 3)単に現状の報告を求め追印を押させる。 4)現場の状況を無視した指示・命令を連発。(あたかも天の声) 5)現場の都合より本部の都合を最優先(結果的にお客様後先にならない) 6)その他・・・・。 理由としては以下になります。 1)上記の対応は不正や誤りの本質的な解決、撲滅になんら貢献しません。 2)また、3)などは本部が当事者としての解決に取り組んでいる姿勢とは言いがたいと思います。 3)2)などは、所長に責任を負わせるにも方法が稚拙。マネジメントの方法論を指導すべき。 4)4)、5)は日常茶飯事。事務所のロードマップや計画はまったく成り立たない。計画的な改善や効率アップに取り組むことは困難。 そもそも、本部に計画的なスケージュール管理があれば、現状のような現場の 混乱や指示待ち体質は改善されていいはずと思います。 ■本件については別途プロジェクト等により長期的視野にたった取り組みを提案したいと思います。
365	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。		問題が報道されてから働きはじめましたので、報道にてこの問題は知りました。 社会保険庁にも被保険者にも責任のある問題だと思います。 一方を責めることのできない問題だと思います。 ただ、この記録を訂正することができるのは社会保険庁しかないから、 これまで同様努力するしかない問題なのだと思います。	直接相談に乗ることのできない立場ですので、むずかしいですが、 問い合わせてこられた方が何を知りたいのか、聞き出せるように心がけています。 反省点はわかりません。
366	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にないと思います。	未統合記録をあらためて抽出し、厚生労働省各組織で業遷している情報を共有し、可能性の高い方に自治体など公的機関を通じて情報提供する。 また、可能な限りの自治体で持つ情報とも突合し、可能性の高い方の抽出を行う。	基礎年金番号が始まった当時、いずれは本人からの申し出があり、統合されていくものと考えていた。ただ、今回の報道で初めて具体的な件数を知り、当時の認識の甘さを痛感した。	特別便にて記録をお送りした際には、窓口・電話などでお客様の立場に立った応対、また記録の確認を心がけた。 これまでの問題点として考えることは、時代に即した適正な記録管理を怠ったこと、旧態然とした管理のまま現在に至り、個人の記録の重要性について悪い意味での馴れがあり結果的にぞんざいな扱いであったこと。また、基礎年金番号を付番することとした当時、記録統合をについて大体的に啓蒙し、統合を促し、未統合記録については今回行った特別便のような形で案内、勧奨
367	地方庁	その他(社会保険事務局)				
368	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度や記録管理の方法や被保険者の認識等、いくつかの要因による問題だと思う。 入庁まもなく疑問に思うことはあった。	制度の問題もあると思うので個人単位での対応はあまりできなかったと思う。 被保険者本人に任せている部分が多かったのが手続き漏れや誤解の原因ではないかと思うので、加入漏れ等がない仕組みづくりと年金知識を深めるような広報が必要だと思う。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
369	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	まずは、現在滞留してる期間照会をエキスパートを揃えてでも一気に処理することが先決かと思います。その後、このような事を二度とまねかないように職員の仕事に対する姿勢、スキルをあげていかないといけないと思います。	知ったのは、報道されてからで正直考えられないことが起きてるって感じでした。	対応するにも膨大な数、つまらないミスにびっくりしました。厚年関係は携わったことがなく簡単な業務を確実にこなす事しかできませんでした。国民年金の方については、開始が遅すぎのように思います。旧台帳等で準備に時間を要したと思いますが。限られた人数での対応を余儀なくされたと思いますが、組織全体の問題ととらえ信頼を回復していかないといけないと思います。 反省点は、(7)の回答と同じになりますが、仕事に対する姿勢、スキル不足が積み重なった結果だと思います。
370	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		人海戦術に併せて、他省庁・各共済組合への協力を依頼していくしかないかと思います。	記録が相違している原因には幾多の事例があることから、大変困難であると考えるとともに、どこかの時点で整備を行わなければならない避けて通れない問題であると認識していました。 問題の存在することを知ったのは、平成19年に報道がされた頃です。	基本的に、それまでの「記録がない」ことを前提に考えるのではなく、「記録がある」ことを前提に考えて、記録照会等に対応しました。 紙管理で記録を長期に渡り管理することを簡単に(市町村への記録廃棄指示含め)考えたことや、誤りを発見するチエック体制の甘さがあったかと思います。
371	地方庁	社会保険事務所課長級以上		職員の仕事に対する意識改革をするしかない。	最初の頃は、テレビ・新聞等で国民が興味本位で、年金記録の調査を申し立てているだけだと思っておりましたが、実際、年金記録の調査等を行ってみると、あまりにもずさんな記録管理及び年金の裁定を行っていたか分かりました。 このことは、職員一人ひとりが、真剣に被保険者の年金記録を考えていなかったことだと思いま	過去の、年金裁定の受付は、本人の申し出がないと、こちら側が情報をもっていても、救援しなったことが大きな問題であると思う。 こんごでは、においは本人が年金請求時に本人がすべての記録に納得いくまで調査してから、書類を受け取ること。
372	地方庁	その他(本庁)	特になし。	申立がよほど不自然でない限り、記録の訂正を認めていいと思います。	最初はとくに意識していませんでした。 年金記録問題については平成18年くらいに知りました。	相手の言い分をよく聞くように努めました。 年金記録問題については、国民のお金を預かるという認識が低かったことが反省すべき点だと考えております。
373	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	現時点にて実施している業務を丁寧に行うことが一番と思っております。	平成19年に認識いたしました。 未統合5，000万件問題もさることながら、年金記録問題が勃発したことを契機として、適用事業所に勤務していながら、健保・厚年に未加入であった方や、勤務開始よりも遅れて取得届が提出となった方々に対し、勤務と厚生年金の加入状況が同一でないことも問題であったと認識いた	5000万件の未統合問題は、現在の取組を継続すべきと思っております。また、今後において、事業所調査や、未適用事業所に対する取組の強化が必要と思われます。 なお、反省点としては、適用のあり方に対し、より強固な指導を行わなかったこと、及び時間を多く使用して調査を行うべきであったこと等が挙げられると思われます。
374	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。		年金記録の問題が存在するのは入庁して5年くらいたって国民年金業務担当課に配属になっていたときにマイクロ記録とオンライン記録が相違していたりすることが存在することを知った。その後もたまに記録がおかしいものがあったときにはその都度補正したりしていたが、正直ごくわずかなものだと思っておりそんなに重大な問題とは思っていなかったので記録がおかしければ分かった時点で直していけばよいという感覚もあった。しかし全国的にも同様のことは起こっているのだろうから記録の突合せや年金番号の統合などをどこかできちんと庁全体の作業としてしなければならないのではという気持ちは持っていた。	問題意識は持っていたが過去の記録のことに関しては特に具体的には対応しようとはしなかった。今から思うともっと現場からも声をあげて庁全体の問題としてにして、もっと早く取り組むべきであったと思う。例えば平成9年に基礎年金番号ができたが、その時点で統合作業に取り組んではいたものの不十分であったと思う。そのころからでも時間をかけてもっと真剣に記録の統合や間違った記録の確認などに取り組むべきであったと思う。
375	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		基礎年金番号に未統合の番号がたくさん存在する問題との意識で、認識したのは基礎年金番号が始まった平成9年頃です。	旧制度から移く各制度ごとの加入のしくみが整理されなかった結果だと思う。法整備の問題だと思う。
376	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	平成9年1月1日前に死亡した被保険者等については、遺族年金に該当せず、手番のまま残っているもの"ある。また、遺族年金の被保険者記録及び厚生年金、船員保険の記録が混在している年金受給者の被保険者記録について、一部手番の統合処理をしないで記録補正処理で年金裁定されているものがある。 国民年金については、転居先不明等で保険料の納入記録もなく、資格取得時からそのまま放置されている記録もある。	記録補正処理で年金裁定されている者については、統合処理を行うと年金額に変更が生じるため、記録の統合処理は困難と思慮する。一定年齢以上の記録は、別管理し、必要に応じていつでも確認できるようにしたらどうか。	基礎年金が導入されたときに基番統合すべきと思った。 また、職場を転々としている被保険者については、手番を沢山持っている者が多くいたので被保険者指導が必要と感じてはいたが、オンラインシステムが導入されるまで、確認することは困難であった。	(8)の回答と同じ
377	地方庁	その他(社会保険事務局)	特記事項なし。	平成22年1月から新機構として業務が開始となるが、かなりの定数減となるため、これまでのように全所体制で臨むことは、本来業務をおこないながら並行して年金記録を調査することになるので、全体的に業務の進捗が鈍化し、サービス低下に繋がるのではないかと懸念します。年金記録の調査部署は別組織として特化し、文書通知や来所を促す方式ではなく、これまで以上に頻繁に出向き調査をおこない、本人様およびご家族の方や事業主の方々と接触の機会を図ることが、早期解決に繋がると考えます。	これまで年金給付課に3回所属したが、新規裁定(老齢・遺族)時の記録確認の際に複数の手帳番号が存在することは、平成6年当時から認識していた。 当時の認識としては、適用事業所等に加入の際に本人が複数の手帳の存在を提示しない限りは、氏名及び生年月日相違等の理由により、本人記録であることの判断は困難であると思っていたが、年金裁定時に戸籍等の記載内容を確認することで、正しい氏名(含旧氏名)・振り仮名や生年月日を確認することが可能であるため、急ぐ必要はないと思っていた。	基礎年金番号制が導入された平成9年1月以降は、順次名寄せなどの調査が進捗しており、死亡者を除く年金記録の統合は実現可能と認識していたことから、年金相談(窓口・電話)の際に丁寧に聞き取りをおこなっていた。 しかし、聞き取りの過程で、本人様が事業所名称や加入期間について、不鮮明な記憶に留まった場合は、本人記録と認定することが困難であったため、 未確認記録として残ってしまう結果を招いてしまったことが反省点として挙げられる。
378	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者名簿等自体、火災や事故などによって消失している。	現行どおり第三者委員会であっせんし、記録認定の手順でよいと思うが。明らかに当人の記録と思われるもの(払出が本人申出の事業所と一致するも、被保険者名簿がなく確認できない等)などについてはもう少し手続きを簡素にできないものかと思われる。(期間調査→本人あて回答→回答を待って第三者委員会へ申込ではなく本人の申出等により社会保険事務所段階での認定など)また帳簿等の老朽化が進んでいるため、電子画面などで保存するだけでなく転記などの作	年金記録は国の機関の保有するものであるので、不備等あってはならないもの、解決すべきものと認識しています。問題を知ったのは平成17年頃厚生年金記録を調査する課に配属されてから、WMの画面で不備の記録を見てこんなものがあるのか、と驚いた。	一つ一つ地道に記録を整備していくしかない、と思った。また当然のことながら永年保存の記録などは大事に管理していくべきだと思った。また当事務所に関して言えば昭和36年頃の通算通則法等で年金記録が通算できるようになったころから被保険者名簿より被保険者原票に代わっており、見やすいし昭和36年以降原票の紛失等ほぼ見受けられないことから、法制度改正の前後で記録保管について意識の差があったのでは、とも思われた。
379	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。		2008年4月に民間から採用のため、2006年頃新聞報道等を通じて、年金記録問題の存在を知った。	[redacted]年金特別便への回答および再裁定の促進を最優先課題として全所体制で取り組んできた。 基礎年金番号導入時に全被保険者に確認のハガキを出したが、回答率が50%以下であったと聞いている。この時に問題を先送りせず、回答を求める努力を継続すべきであったと思う。問題を先送りすれば、回復に要する労力はどんどん大きくなるものである。
380	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし		基礎年金番号を導入した時は、厚年・国年と番号を持っている人がたくさんいたので統合するのは大変だという印象はもっていました。それ以外の記録がこんなに多くあるのはTV，新聞で報道されるようになってからであります。	窓口相談の経験や、ねんきん関係の業務にあまりついたことがなかったので、個人的にどう解決するかということは、あまり考えたことがなかたです。 いまから思えば、庁の方で長期計画で毎年、毎月単位でコツコツとデータを配信して事務所で調査をしていればもう少し早く解決したのではないかと思います。
381	地方庁	その他(社会保険事務局)		過去の記録になればなるほど、本人が死亡していたり、記憶が曖昧だったりして困難ではありますが、全職員が一丸となって、当たるほかないと思います。また、救済措置を法的に作り、対応することも必要だと考えます。なお、その際には公平性を保つ方法を考える必要があると思います。 また、窓口対応をしていると、制度自体がない時期に加入していたと言う方等もいらっしゃいます。制度に対する説明等を窓口は当然のことながら、マスコミ等を使った周知をより行うことも大	年金給付課に在籍していたときに、裁定請求者がいう記録が見つからない場合があるとき、基礎年金番号に登録されていない手帳番号がかなりあることを知ったとき、広い意味ではこのような問題があると知りました。個人的には、届出主義である以上仕方ない問題であると教えられていましたが、もっと広報するとかマスコミを使うとかないかできないのかなと思っていました。	その当時の処理手順にのっとり処理を行っていましたが、できる限りの照会、確認業務は行っていたつもりです。現時点としては、社会保険組織だけの問題としてではなく、国家レベルで基礎年金番号設立時等にしっかり対応しておくべきだったのではないかと思います。自分が、社会保険職場で働き始めたのは、基礎年金番号設立以降なので当時の様子ははっきり言ってよくわかりませんが、全てが解決できていなかったにせよ件数自体はかなり違ったのではないかと思います。
382	地方庁	社会保険事務所長	記録が判明することにより、年金額が減額となる場合が見受けられます。例えば、旧法受給者は、1年以上の期間が無ければ通産できません。国民年金を全期間納付している者が数ヶ月の厚生年金期間が判明すると国民年金と重複している期間は該民年金保険料を返付し年金も減額となります。また厚生年金期間は数ヶ月のため年金に反映しません。こうような者についての救済措置は無いのでしょうか。	新法のように1年未満であっても受給できるよう改正できなのでしょうか。	基礎年金番号となった時点で、厚生年金番号、国民年金番号を統合されていない者が宙に浮いた年金問題と思っていましたが、現実には氏名、生年月日等の入力間違いなども多数見受けられています。 厚生年金で古い記録については、入社即加入となっていないケースがあります。本人の申し出より数ヶ月中には1年以上も後に資格取得となっていることもありました。最近では、事業所担当者等に説明会などを通じてお話をしておりますが、30年も40年も前は試用期間後の取得があった	普段より、入力後のチェックを確実に行うこと、また事業所からの届出の指導確認を確実に行うことを日本年金機構に移行後も全職員が責任を持って確実に行うことが大切と思います。
383	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	過去の事例を十分に草握し、熟練した職員により効率的な記録補整を行う。	請求時に確認するものと引継ぎされていた。 原票のマイクロ化の際に記録のもれ、誤りの例があった。	請求者等の申請に基づき、記録補整については慎重に行った。 オンラインの切り替え時に十分整備ができていなかった。
384	地方庁	社会保険事務所課長級以上			問題を意識することはなかった。 平成18年の国民年金免除問題に端を発して以来。	個人として対応できる問題ではない、という意味から本庁の通知に基づき、通知どおりに確実に対応するという方針。 問題となっている時期(年代)当時の職員に、管理意識がなかった。即ち、20年後あるいは40年後にその当時管理している記録に基づいて年金を支払うという意識がなかった。
385	本庁	その他(本庁)		オンライン記録と紙台帳の突合せ作業を行い、全ての記録をオンラインに収録する。	・年金受給者及び年金保険料納付者にとって、大変重要な問題 ・平成18年頃	・社会保険事務所からの問合せ等の依頼に対して、迅速に対応をした。
386	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題といっても、それまでは漠然とした認識しかなく、私が、平成20年4月、民間より任期付任用職員として着任した初日に、正に混沌とする現場を目の当たりにして、初めて状況を認識したというのが正直なところです。	適用課係員として業務遂行する中で、将来的に年金問題になりかねない事案等には特に細心の注意を払うよう心がけ、事業主および事業所の事務担当者の方には、その旨積足説明をして、ご理解とご協力をお願いするよう私なりに努めました。 特に資格取得時の届出等は、事業所の実務担当者と被保険者本人間の相互認識度も低く、目先の保険証交付だけを急がれ、被保険者の正しい取得年月日、正しい報酬月額、正しい氏名(旧字等の戸籍上の漢字)、正しい住所等に対しての詳細確認の必要性をあまり感じておられない実務担当者の方々も少なくないという印象があります。また、試用期間や見習い期間は当然に保険加入をする必要がないという誤認をしておられる事業主の方もまだまだ少なくないという
387	地方庁	社会保険事務所課長級以上		今後の記録については、ご本人への通知を定期的に行なうことなどにより問題発生は防止できるものと思われるが、過去の記録の確認については、記録の解明を進めながら、内容に通じた職員による訪問も含めた、対象となるご本人への確認作業を地道に行なうしかないのではないか。(事務所での通常業務とは別に、対応する職員の配置が必要)	厚生年金期間の期間照会により、厚生年金保険手帳記号番号を複数保有している方が存在しることは認識していた。また、オンラインに収録されている記録の中でも氏名等の基本記録が欠落しているものも多く見受けられ、、カセット収録により記録自体が確認できないものもあるなど、年金の裁定請求時にご本人への聞き取りや氏名検索による確認だけでは対応し切れていないとは思っていた。	加入記録のうちの未加入となっている期間について、ご本人への聞き取りを詳細に行なうようにに心がけていた。また、記録の調査の段階で、対象者に附随して基本記録の欠落などが確認できたときには出来うる範囲で補正等は行なった。 問題点としては、基本記録が欠落している記録やカセット収録となっている記録への対応が非常に不十分であり、基礎年金番号導入時に伴い統合作業を行なうことを考えれば、不備のある記録の整備を先んじて行なうべきであったと思う。(そこに関しては、被保険者の方々に対して難度もお手数をおかけしているのではないか)
388	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	ひとつずつ解消していくほかにないものと考えます。	平成9年4月に採用された際、記録調査業務に携わっていた時期があり、オンラインに収録されていない記録があることは認識しましたが、周囲の方と話をしても、これが正常な状態なのだと考えていました。	採用直後ということもあり深く考えることが出来ず、オンラインに全ての記録があって当然であることに気付くことが出来なかったことを今になって反省しています。
389	地方庁	その他(社会保険事務局)			紙台帳からオンライン化したときに、ふりがなを確認せずに登録したり入力誤りがあったことにより、氏名索引等で記録が出てこなくなっていた。 問題の存在については、TV報道等で知った。	相談時に様々な読み方による氏名索引を試みていたが、台帳からオンラインに登録されて無い記録については、台帳で調査するしかなかった。 反省点としてはチェック機能が無かったこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
390	地方庁	社会保険事務所課長級以上		1件ずつ地道に確認、統合作業すること。そのためには、金と人をつけること。		
391	地方庁	社会保険事務所課長級以上		・地方としては、定員も少なく限界ギリギリでこの問題に対して優先的にとりくんでいるところです。 ・なんとか、人員増にはならないものでしょうか。	・事務所に入りたての頃、適用課において、手帳(手番)を数冊おもちの方がおられ不思議な感じがした。 ・平成の最初の頃。	・自分から来訪者(お客様)に対し、接してきたつもりである。 ・件数に対し、応対する職員が少なすぎる。 ・名簿の知らない職員も少ない。 ・名簿の時代から、年金番号について、一本化するべきであった。
392	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・ありません。	・年金記録問題を処理する部門を一定の人員を配置して設置する。 ・人員については、現職者・OB等の業務に精通した方を確保し配置する。	・平成9年に実施された基礎年金番号の導入による年金記録の未統合分を解消すれば、年金記録問題は解決すると考えていた。 ・上記以外の諸々の問題(旧台帳等)があることについては、平成19年6月以降のマスコミ報道等によって知りました。	・問題が発覚した当初は事務所にお客様が殺到したため、いかに不安を解消するかを考えて対応をしました。 ・当初からマスコミの報道が先行し、対応が後手に回ってしまった感が否めません。こちら側からも、もっと積極的に主張すべきところは主張していくべきだったのではと思います。
393	地方庁	その他(社会保険事務局)		統一化した業務処理ソフト(諸会議等で議題にされていない末端職員が処理している通知等の発行などの事務処理を網羅したもの)を作成活用し、専門知識を有する者によるチームを作成し、当該業務のみ執行できる体制。 その他、業務の色分け(現状では建前が優先し、あれもこれもで記録問題第1優先となっていない)	政府全体の公務全てを揺るがす大きな問題と認識 基礎年金番号が導入された時点	積極的に基番統合への推進した また、問題表面化後も、各種ソフトを作成し、事務処理の効率化を図り、マンパワーの創設に努力した。 来訪者に対しては上記対応を図れたが、その他の方に対して、当方から積極的なアプローチを起こせなかった。
394	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	制度発足から現在に至るまで、かなりの年数が経過しているため、ここにきて、1～2年の間で完全に記録をきれいにするのは無理であると思います。 長期的な計画のもとに、今回は誤りのないようじっくりと時間をかけて取り組みをする姿勢が大事である。 国民にも時間をかけて取り組むため、理解いただくよう広報すべき。	基礎年金番号に統合されていない手番が多数存在あるため、調査の上統合処理を行う。 基礎年金番号制度導入(平成9年)当時から、このような問題は認識していたが、最終的に自分が年金を受け取る時期までに統合が完了すれば問題はないと考えていた。	反省点・・昔から今までの積み重ねの結果。 いいかげんなその場良かれの仕事をしていたことの結果だと思う。
395	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません		国民の皆様の大事な年金記録を長きに渡り、杜撰な管理をし、多大なる損害と不信を招いてしまったと考えています。平成12年に健保適用課に配属になり、未統合の記録があるのを知りました。窓口で年金手帳等から確認できれば統合していました。何万件という膨大な数であり、大変な問題であると認識したのは報道等からです。	お客様からの苦情、不信、質問等、一つ一つからですが私のできうる限り丁寧に、速やかに対応し、解決しようと試みました。 反省点として、当然職員一人一人の問題意識の無さがありますが、組織の閉塞さからくる問題への危機意識の無さがあります。そういった土壌に、制度の複雑さに対応しきれていない機器類、制度そのものの複雑さ、社会制度の急速な変化が加わり、この大問題へとなったと思います。今後、誰もが誰かがやってくれるという意識から抜け出すことが必要であると思います。
396	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間で言われている年金記録問題とはやや異なることかもしれないが、以下に掲げるものも年金記録問題であると認識しているため、報告する。 ①厚年喪失日と国年取得日に齟齬が生じていることがある たとえば、厚年被保険者の退職日が11月30日なら厚年資格喪失日は12月1日になるが、資格喪失届に11月30日喪失と記入されていると、その通りに処理されてしまうことがある。市区町村役場の窓口で手続きを行なう際に、脱退連絡票や離職票等に基づいて国年1号種別変更手続きを行なうと、当然12月1日国年1号取得と処理される。これにより、一月分空白ができてしまうことになり、場合によっては満額の基礎年金を受け取れない事態が生じる。以前新聞等で「空の1日」などと報じられていたことがあったが、いまだにこういった事態が発生していることから、ここに報告するものである。 ②国年1号適用漏れ者の職権適用から漏れている者がいる これも今現在問題視されていることなのかもしれないが、社会保険事務所においていずれの年金制度にも加入していない者を国年1号に職権適用をする際、各市区町村へ対象者の住所を確認しているところであるが、管轄外の住所へすでに転出してしまっている者については職権適用を行なうことはなく、届出勧奨などそれ以上の追跡をすることもない。これによって、長期間に渡り年金制度未加入となっている者が少なからず存在する。 ③記録訂正が必要な者の訂正処理をしていない 手番登録(205)、基礎番重複取消(204)、疑重複調査結果登録(203)の処理をした後、国年の資格記録を訂正すべき者が出ることがあるが、その記録訂正をしなかったがために資格記録	①について 国年取得処理時に「未加入期間があります」といった警告メッセージが出力されるので、その警告メッセージをもらさず印字しておき、それに基づいて実際に被保険者が退職した日を調査する。 ②について 管轄外へ転出した者については、転出先の社保へ情報提供を行なう。基礎番住所も2104で訂正する。 ③について 203、204、205などの処理を行なった際は、必ず基礎番020の処理区分005(統合年金記録)画面で資格記録の確認を行い、必要であれば記録補正を依頼する。	年金記録問題の存在は、採用3年目の平成19年に国会等で取りざたされるようになってから知った。当初は過去の事務処理ミスであると認識していたが、事務の経験を積むにつれ、過去あったことが今起こらないという保証はなく、現実に今も起こっている問題であると認識するようになった。	過去と同じミスを繰り返してはならない、また新たな年金記録問題につながるような事務処理はしてはならないと考え、積極的に被保険者へ働きかけようとした。 年金記録問題については、届出主義による受身の態度や、資格記録は年金裁定請求時に補正すればよいという態度が記録問題を大きく膨らませてしまったと考えられる。保険者から積極的に働きかけるという態度が足りなかった。
397	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		年金裁定を担当しているが、ねんきん特別便があったにもかかわらず、年金請求者に他手番がある者が多数おり、年金加入者の手番統合が進んでいないと思われるので、他手番有と思われる人には、再度回答を求める通知を送付する。	年金給付担当になった10年ほど前に、年金請求時に本人が思い出せない記録がたくさんあることを知った。	年金記録については、本人の申請すべきことで仕方ないと思っていた。 若い時なら思い出せたかも知れない記録でも、年金請求時には、長時間たってしまって思い出せないことがあり本人の責任ではないと思うようになった。
398	本庁	その他(本庁)	ありません。	システム等の改修によって面一的に記録を統合することは不可能と考えられるため、対応人数を増やし、一件一件正確に処理する必要があります。その上で、作業の効率化及び処理期間の短縮のために、システム改修や本庁地方庁間の連携の強化を目指していくべきだと考えています。	未統合な期間が多数存在しその期間のせいで無年金の人など、不利益を受けている人がいるということ、また記録の保管等の杜撰さが問題であったと認識していました。 記録問題を認識したのた、世間で知られるようになったのと同時期です。	とにかく最初は、早く多く処理をするという方針であったようなので、作業依頼できたものは早く処理するように勧めました。 反省点としては、やはり当初は期限が設定されていたこともあり、一件一件を細かく見ることができていなかったのではないかと考えています。
399	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。		早く是正すべきもの。平成19年1月ころ?(TVにて)	1件1件のお申し立てについて丁寧に調査回答すること。事業主からの届出制が元凶と思います。未加入問題や報酬相違に関して全て本人の知らないところで届出、処理が進んでいるため、後になって本人の記憶と相違する結果になっている。この問題は現在も進行しており、このままいけば今後も記録問題は解決しないものと思われます。
400	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	今していることしか考え付かない。	基礎年金番号ができたときは、その人が年金受給するまでに登録すればいいと簡単に思っていた。また、転職して手帳番号を複数持つ人がそんなに普通にいるとは思ってなかった。自分の両親など周りの年配者をみても、会社勤めとは一つの会社に入れば定年退職までなのが、大半の人と思っていた。それに、若い頃だったので、「自分の勤めたところを覚えていない」という感覚も信じられなかった。浮いた年金といわれ、来客が殺到して初めてこんなに普通に手帳番号がそ	今までの「申出主義」の考えをやめた。
401	地方庁	その他(社会保険事務局)				
402	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			個人に2つ以上の基礎年金番号が付番されているケースが多いのは、平成8年頃業務センターから個人宛に複数の手帳番号を保有している人は回答して下さい、ということで送付した文書に回答していない人が多いのだろう、と考えていました。 この問題が存在することを知ったのは支払に配属された平成9年頃だと思います。	個人で複数の基礎年金番号を保有している人については、社会保険庁の調査だけで100%統合することは困難であり、対応方法としては、年金裁定請求時に本人との面談に時間をかけて丁寧に記録を統合するほかないのではないかと考えていました。 現時点でみた場合、国民年金保険料の個別納付督励等の際に、保険料納付の話だけではなく、複数の手帳を保持しているかどうかを確認するなどの対応がとれたのではないか、とも思いま
403	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			新聞等マスコミで知るまで認識はありませんでした。	新聞等から推測すると、急に発生したというより間違った業務遂行の長い積み重ねでおきているもので、個人としてできることは日々の業務を実直に行う ことと考えています。
404	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		原票で管理していた時代しか知らないので、当時は原票を業務センターへ進達していたので、特にこのような問題が発生するとは思いませんでした。	ねんきん特別便の対応に出来る限り全力を尽くしています。
405	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	今後大量に人材を投入し、問題の解決を図るとしているが、記録の確認作業は決して単純作業ではない。知識と経験を持った職員がいてこそはかどる仕事である。 記録問題は社会保険庁の責任であり、それ自体は間違いのないことであるが、過去からの積み重ねで起きた問題を、現職の職員が償う(サービス残業を強いられている)状況が、正しい状態であるのか十分に検討してほしい。 大量の人材を投入すること自体が間違いであるとは言わないが、少人数であっても正規職員の増員を図り、人材の育成を行うことが、問題解決の近道ではないか。	私が認識しているのは、基礎年金番号制度が始まったときに、記録の統合は年金裁定請求までに完了すればよいと言われていた。 担当課にいなかったせいもあるが、それ以外の問題を認識したことはなかった。	現場の職員としては目の前の仕事に全力で取り組んでいくということだけである。 ただ、今後対国民(お客様)に年金制度(サービス)を自身を持って説明するためには、国として信頼のおける制度作りを目指してほしい。 現在の国民年金保険料等の納付率の低下は、決して年金記録問題だけを原因とするものではないと思う。現場が適切なサービスを提供しているにもかかわらず、納付率等が向上しないとなれば、それは現場の努力でどうにかなる次元をこえているのではないか。
406	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		退職者の活用と厚労省転任職員の転任の一時凍結し、スキルのある職員をその処理にあて、解決のスピードを上げる	基礎年金番号符番の際、複数の年金番号をもつ方が多くいることを知った。	自分の持っている知識やスキルを生かしその解決にあたっている。 20年度受付の特別便処理に苦慮している。 組織の認識として業務センターに滞留していた特別便の早期を軽視したことが反省として残る。
407	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録問題の解決に向けて職員が一丸となって業務処理を行うことは当然のことですが、国民の皆様の申出が必要となっています。 特別便・定期便の回答をしていただいていない国民の皆様からどうやって回答(申し出)をいただけるのかという問題があります。 中には、社会保険庁の不信、ねんきんへの不信で送付物すら開封していただけていない場合もあると思います。テレビ等の広報を行い、その際に厚生労働大臣が話をするなど、インパクトのある広報をしてはどうでしょうか。	国民の皆様が納付された貴重な記録がもれていた。非常に重大な問題だと認識しています。 この記録問題の報道等が始まったときです。	窓口・電話等で照会があったときは、親切・丁寧に対応し、そのうえで何とか記録が見つかるよう些細なことでも思い出してもらうように対応しようと思いました。 「国民の皆様から預かっている記録だ」という認識が薄かったと思います。当時、きちっと管理されていない点があったのではと思います。
408	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	有りません。		時期は忘れましたが、20代の頃に、先輩から「年金の決定をするときに、年金記録の調査を行うから、それまでは、記録の不備があると相談を受けても、気にしなくとも良い」と言われていました。	年金問題が表面化するまで、問題意識を持っていませんでした。本当に認識が甘かったと思います。
409	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
410	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		基礎年金番号と手帳番号の統合がすすんでいないのは以前より感じていました。ただ最終的に年金の請求を行う際に記録の確認は必ず行うので、そのときに確認すればよいと考えていました。	「年金記録は後日ではなく、今現時点で的確に把握していかなければならない」と意識を変えてお客様に対応しました。職員全員にこの意識が乏しかったことは大いなる反省点であると思います。
411	地方庁	その他(社会保険事務所)			自分の年金記録が自分のものとして記録されていない、間違った名前・生年月日等で登録されているが為に結びついていない記録がある事が年金記録に関する問題だと認識しています。 2～3年前(入社前)に、ニュース等で知りました。	必ず記録の空いている箇所は何処かお勤めでなかったか等、確認してお話するようにしています。 記録登録時の単純な入力ミスとチェック体制の甘さが反省点だと思います。
412	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	業務に精通した職員を振る活用すべき。処分を受けたからといって、優秀な職員を多数採用しないのは、国民にとって大きな損失。	早急に解決すべきことではあるが、十分時間を掛けて調査する必要もある。期限を決めて出来るものではない。存在を知ったのは、もんだいがとりあげられてから。	調査業務に力を注いだ。
413	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	一件一件紙台帳等との確認や市町村との照合が必要。	5千万件の記録誤りが報道されたときに知ったが、全てが誤りや消えたとは考えられないが、解決するのは相当時間や手間がかかることであり、全件の解決は無理ではないかと思う。	問題のある記録の、原簿との確認や市町村との照合 記録のコンピューターへの切り替え時の確認不足、本庁から地方への適切な指示・確認不足、市町村への不適切な指示・確認不足。
414	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	作業人員の確保。	採用された頃(10年程前)から年金相談業務において、本人が申告する記録が見つからないことが多々有り、全てが本人の記憶違いと思えず、特に古い記録に関しては疑問の思いがあった。	当時のおいては、WM及び紙台帳により確認するしか方法が無く、その記録を信じるしか無かった。
415	本庁	その他(本庁)	知りません	不明	分かりません	異業務なので不明です
416	地方庁	本庁部長級以上			平成18年ごろ国民年金保険料課に在任中、マイクロにはあるが、WM上存在しない記録が、本人からの照会のとおり存在したことで、マスコミ報道のとおり、記録が一部管理されていないものがあることを認識しました。	国年にしても厚年にしても、地方から東京に進達していながら収録されていない記録が現在すべて判明しているのかが疑問。当時の処理についてさらなる検証が必要と思われます。
417	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	すべての紙台帳(被保険者名簿、旧台帳等)記録をWM上の記録との突合。 WMに収録されていない記録は、すべて収録し、オンラインの記録がまず信用するに値するものとする。	一番は大きいのは紙台帳からの不完全なオンライン化。 年金給付課に配属された平成16年ころ。	年金裁定にあたっては、氏名の読み方を変えたり、生年月日の幅を持たせたりしてWMにある本人記録は漏らさないように努めた。 オンライン時にすべての記録を収録しなかったこと。 収録されていても名前の読みや生年月日に注意が払われていないこと。 古い記録は事業所整理記号が省略されてしまったこと。 また以上の問題があるにもかかわらず、オンライン上の検索がかなり制限されていたこと。
418	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		基礎年金番号制度が発足するまでは、それまで一人の被保険者が複数番号を持っていることが普通の状態であり(特に厚年国年両制度に加入歴あれば)、また、基礎年金番号ができてから手番登録を本人の申請時に統合していっていたため、徐々に登録されて手番は年々少なくなっていると認識していました。 誰の番号とも判明していない番号が約5000万件あるというマスコミ報道で知りました。	問題が存在するという話になる前から、窓口対応等にて職歴が確認できれば積極的に手番登録をやってきました。 本人が会社名を覚えていないと本人と確定しなかった事や、裁定時に行えば良いという考え方、申請主義、制度発足時から厚年記録に住所を登録していなかった事や厚年と国年で違う番号を取っていたこと等、オンライン移行時の入力チェックの不備等が反省点であると考えます。
419	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		ご本人への照会、回答をもってお一人ずつ解決していく意外に無いと思います。 回答拒否者等がおられることも事実であり、保険者の努力義務は必要ですが、全ての方の記録の解決は困難です。	当時は、年金の裁定請求提出時に最終調査を行うと認識していました。過去の記録の進達で不明のものがあるようなことは聞いていました。 しかし、年金記録が正常な方がほとんどです。一部の不明者についてのマスコミ等の報道にも問題があり、国民の皆様の不安をあおったことも事実だと思います。	(7)のとおりです。 年金記録問題は全て社会保険庁に責任があるか。制度発足時の労働者年金手帳、厚生年金被保険者証や現在の年金手帳の注意事項(最初の手帳番号基礎年金番号が一生涯続く)の認識が被保険者・受給者に無かったことも要因にはあると思います。
420	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	他になし	作業場所と人の確保により実施して行くこと、及び今後このような問題が起きないようなシステムの構築、制度改正が必要と思われる。	年金記録は必ず見つかるものと考えていました。年金記録問題がクローズアップされてさまざまな問題があることを知りました。	お客様に丁寧に対応し、ご意見をお聞きすることに努めました。 記録問題は様々な要因で起きたものと思われますが、年金制度の改正と年金記録を管理するシステムとが、上手く機能していなかった点もひとつの要因だと考えれれます。
421	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	どのような記録をオンラインに載せていなかったのかと言う社会保険庁側の問題と年金の加入の推移、時代背景などについて、マスコミなどを通じ、わかりかすく説明する必要があると感じています。	問題が発生するまで、自分自身で良く記録について深い知識はありませんでした。 新聞やテレビなどで問題を知りました。	お客様の記録を懸命に探しました。 昔の記録の収録が完全で無い事が一番の問題だと思います。
422	地方庁	その他(社会保険事務所)		ねんきん定期便により、加入履歴を定期的に各個人に確認していただくことで、今後の記録漏れはなくなると思います。 今までどおり、過去の分については地道に期間照会していくことだと思います。	基礎年金番号導入によるもので、厚年と国年の未統合によるもので、すぐ統合できるものと認識しておりました。 本人の職歴申し出と氏名検索だけでは確認できないものがこれほど多いこと、職歴が分からない・思い出せない人の存在についても、記録問題が起こってから知りました。	紙台帳からコンピューターへのデータ移管時の登録誤りや台帳紛失が第一の問題点だと思います。 厚生年金については、取得時の年金番号の登録において新規付番しないこと。いままで保険証の発行を急ぐあまり年金番号の確認がおろそかになっていたと思います。 国民年金については、以前は地区一市町一社保と納付記録の伝達があったことや、転居に伴い納付記録の登録がうまく台帳管理できていなかったこと。現在はコンピューターによる管理で問題解消につながっていると思います。 国民年金の第三号制度についても、各個人からの届出制から事業主への届出の義務化へと変わりましたが、各個人および事業主の制度理解不足により、届出がもれてしまったりすることがあると思います。
423	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁組織全体での、厚生年金・国民年金記録の甘い管理体制の問題と考えます。 今回の記録問題時点で知りました。	お客様に対してお一人お一人お話をしながら、その方の履歴を一緒に追いました。 組織の運営をしっかり管理出来る体制を、組織全体で構築出来ていればと反省します。
424	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在、世間一般に知られている問題以外には特になし。	国家プロジェクトとして各関係機関にも協力していただく必要があると思います。	解決(改善)すべき問題であると認識しています。入庁まもなくして「期間照会」業務があることから「期間もれ」の可能性があると知りました。	年金番号の付番方法に問題があったと思います。
425	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	今までの処理の流れを換えず、人員を増やして取り組んでいくか、あとは政治判断をしていくかどちらかだと思います。 私自身、ここまで積み上げてきた流れをこのまま実行した方がいいと思います。	平成19年6月ぐらいより、記録関係で相談等にあたりましたが、その当時ここまで大きな問題になるとは予想もしておりませんでした。 担当する中で、年金が生活の中で大きなウエイトをしめていることと、我々の担当している仕事の重要性を改めて認識しました。	ご本人様が納得していただくまで粘り強く対応してきました。 しかし、調査回答の際、記録が判明しなかった場合には、ご本人様には納得いかない部分はあったと思います。 反省点としまして、やはり日本の年金納付期間及び免除期間を合わせて25年という期間が長すぎたのだと思われます。 諸外国と比べても、日本の25年というのは長いと思われます。 今後、無年金及び低年金の議論も行われるようになっていますが、国民の方は少しでも年金が支給されるように願っていることと思います。 ただし、これまでこつこつ収めてこられた方もいますので、簡単にはいかないと思います。
426	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			厚生年金保険の記録において、太平洋戦争時に空襲により原簿等が焼失してしまい、確認の取れないものもあると聞きます。 ねんきん特別便の対応を行っていた時。	今回、2年の期間をもって全ての記録を整備するとされておりますが、上記のようなこともあり、困難な作業を行うには時間が少なすぎると思います。 記録を作成、管理するものとして責任として、短期間で形不だけの整備作業ではなく、徹底的に記録の確認、整備作業を行わなければならないと思います。
427	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
428	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	・社会保険の事務処理について知識のある者(OBを含む)の人的投入。 ・必ずしも手番全てを判明させなくてもよい。(高齢者や障害者等もおり不可能)	国会で取り上げられ、事務所に来訪者が殺到したとき記録問題の存在を知った。	来訪者に対しては、丁寧に対応し、不安を抱かせないようにした。
429	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	一件一件を完了していくしかないと思います。各事務所において、特別便チームを立ち上げて、年金記録問題のみの対応者を作る必要がある。事務所では本来業務を遂行しながらであるため、目に見える成果が現れないと思う。	総合相談室に在籍しているため、お客様と直接対応のため大変な問題と認識わしていたが、マスコミ報道が一方的であり、社保庁からの受給者・厚生年金加入者に対しての説明の機会がなく大変残念に思った。国民年金未納問題が発生した後です。	お様客様に対して、誠意をもって相談者が納得されるまで説明・調査に努めた。 制度に問題があると思う。厚生年金と国民年金の各々の番号制度
430	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	窓口での年金相談などあらゆる機会において、引き続きお客様の身になって話を聞き、丁寧に対応していくことが必要と考えます。 また、これらの問題は一朝一夕に解決できるものではありませんが、問題の解決に向けて真摯に取り組むことより、お客様の信頼を回復することができると思います。	年金の記号番号の統合もれについては、かなり以前よりあったことは認識していましたが、年金請求時に解決しているものと思っており、これほどの件数が未統合となっていることや台帳からオンラインへの記録の変換がいいかげんだったこと、標準報酬の改ざんなどについては、この問題が公けになってから知りました。	以前は年金給付にかかる課所に配属されたことがなく、上記の問題については正直どこか他人事のように考えていました。 もっと早く、地方からこれらの問題について中央(社会保険庁)に上げていれば、これほどの問題とならずに解決していたのではないかと思います。 また当時は、私を含め職員がお客様の身になっての丁寧な対応が不足していたのではないかと思います。
431	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。		H19年頃の各種報道をきっかけに知った。それまでは、これほど膨大な件数の記録が所有者不明となっているこは把握していなかった。記録改ざん等も実際に担当部門に配属したことが無かったので、その事実も知らなかった。 未統合の手番については知っており、本人確認090等の徹底をマニュアルや上司の指導により実施していた。	マニュアルや上司の指導により、年金相談時には年金記録の本人確認(090等)を入念に実施していた。それでも確認がとれない場合は、期間照会申出書の提出を促し、さらなる調査を進めるようにしていた。 新規採用後からマニュアルに基づき業務を行ってきたが、なぜそういう処理方法になっているのか、マニュアル通りに処理を進めないとどういったことが起こるのか等、常に問題意識を持って仕事ができたかというと、日々の業務におわれ、問題意識を強く持つことが足りなかったのではないかと思っている。 又、経験の浅い職員故、思ったこと、感じたことを、自信を持って責任者(上司、所長等)にその都度伝えることもできなかった。
432	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	受給者等の記録については、現在、行っているように徹底的な過去記録(紙台帳)等の調査・突合等を行い、現役加入者の記録については、本人への通知等での確認はもちろん、通知を送られても確認しない人等もいるので、各種届書の審査・確認・調査・処理チェック等へ十分な人員を配置し、忙しさ等に流されることなくしっかり行えるような体制が必要であると考えます。	年金受給額に影響を及ぼす重大な問題で、年金記録問題が存在することは、世間一般に報道され始めたころ。	年金記録を正確に管理し、正しく年金をお支払いするという使命・責任感がもちろんなかったわけではないが、年金問題が発覚する以前は意識が今よりも薄かったのではないかと思う。
433	地方庁	社会保険事務所長	分からない	現状は、一般業務を行いながらこの問題に取り組んでおり、事業と問題の解決が共倒れになっている。解決策は、専科と十分な職員数の手当てである。	大変な問題であると認識していました。年金記録問題が公にされてから。	適用業務の適正な事務処理に配慮しました。システムの一元化が必要ではないかと思われます。入力頻度は、照謄頻度に比例していくものと思われます。
434	地方庁	社会保険事務所課長級以上				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
435	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	「裁定時確認主義」を一瞬で否定された以上、これまでのあらゆる処理が「問題」となると可能性があると考えますが、具体的には思い当たりません。	最も古いのは、戦前昭和15年から、複数の制度がそれぞれ難度となく変遷を繰り返し、事務処理方法も当時から比べると劇的に変化しており、残念ながら、100%の解決は無理だと言わざるを得ません。それは(6)のとおり、裁定請求のときに本人との突合を行なって正確性を期する、これを前提にあらゆることが組み立てられてるためです。 (厚生年金については限定的に言えば)今でこそ「年金」がメインになっていますが、以前は健康保険が主役であり、すみやかに被保険者証を発行することが、事業所側も被保険者側も行政も第一目的となっており、年金記録は(当たり前のことですが)副次的になっていたのもであって、受付や処理も性善説で行なっていました。 上記の経過を現在の価値観で、全て否定的に捉えられている現時点においては、庁側が現在の記録を「このように点検しました」、「解決しました」と言っても、(具体的なものではなく、あくまで感覚的なものですが・・・)処理の限界を自ら認識していること、また、マスコミ等が否定的意見を発し続ける限り、世論に「決着した」と認識していただくことは困難です。 今後は、資格取得時に戸籍謄(抄)本または住民票を添付させる(確認できなければもちろん被保険者証を発行しない)、届書は全て保管しておく、届書・請求書には届出者・請求者を確認できる証明書類を添付させ、写しを保管する、厚生年金は専任事務員のいる一定規模の事業所のみを加入させるなど、「社会保障」の理念をかなぐり捨てるくらいの覚悟をしないといつまでたっても、行政側がいくら注意しても同じ問題を繰り返し、また時が経って反論できない状況が出来して	オンラインに収録されていない記録があることは、年金記録に携わった者は認識していたはずであり、オンラインの導入経過をある程度知っている者には、いわゆる5000万件と報じられたときに、(決して少ない数字でないことは分かりますが)歴史のある制度としてみた場合に、この数字が多いのか、少ないのか判断できませんでした。 ただ、この問題点の指摘に対し、世論を納得させるだけの反論・説明をしていただけない状況を異様に感じていました。	個人で対応できるレベルではなかったと認識しています。 制度そのものを固定化(変えない)、簡素化する以外根本的な解決策はないと考えます。
436	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	やはりある程度は時間を要するところはあると思います。ですから、現在年金を受給している方を再優先して記録の回復に努めるべきと考えます。訪問などのもっと行うことしかありません。その意味でも情報提供において、市町村の協力を得ていく必要があります。また、年金特別便や定期便も送付されてはいますがまだ若い方を中心に関心が低いのが現状だと思います。この部分は年金教育等の取り組みを続けていくことが重要です。 短期的に実行可能な速攻性のある対策と、長期的な年金教育といった事業をうまくミックスしていくことが重要と考えています。	最優先の課題ととらえていました。また、これほどの件数の記録が年金に結びつかないで存在していたことに正直驚きました。年金請求時に20歳から受給までの記録をきちんと確認し少しでも未加入などの記録があれば現在のようにキチンと確認していれば防ぐことができたと残念に思いました。 存在を知ったのは、一般的に問題が世の中に明らかになったのと同じ時期でした。	率先して、お客様の対応を行いました。具体的には特別便が送付されてからは毎日、特別便の窓口対応を行いました。また、入念照会等も率先して対応を行いました。 年金記録問題は、年金受給している方とこれから受給する方とでは、おかれているステージが違っていると思います。特別便の送付時期など受給者優先してはいましたが、マスコミ等の報道が過熱していたため優先的に受給者の方の対応ができなかった点。
437	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	すべてのことに言えることですが、その業務だけに集中できる人員及び経費は必要であると考えられます。この部分を通常業務と切り離してどれだけ投入できるか。また、年金に精通した方々も必要不可欠なので、どれだけ含めて投入できるかが大きいと考えられます。的確に整理していくためには、これに併せて時間もかかる点をご理解していただきたいと思います。(中期的展望は必要)	基礎年金番号導入後、手番の年金手帳をお持ちの方がいることを業務課担当の時に感じました。	対応できる範囲で手番を確認し、統合処理に結びつけるようにしていました。 基礎年金番号導入時に、手番記録等(複数手番・基番)の統合処理を被保険者等に周知広報し、中期的な期間で整備していればと思います。 また、今後においても必ず問題になるようなことは、その都度時間が掛かっても適正に整備していくことが必要であり、そのことを確実に継続していくことだと思います。
438	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	不明	人任せにはできないが、知識がないことも怖いと思った。 自分自身のことなので、無関心でいることは良くないと思った。 2～3年前に新聞などで知った。	相手に立場にたち、対応するよう心掛けた。
439	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	コンピュータに未収録の記録を登録し、確認調査の迅速化を図ること。	統合されていない年金記録については、裁定請求時に確認調査することになっているとの情報で認識していた。 平成18年頃、マスコミ等で取り上げる様になってからです。	最優先課題として部下に記録調査及び回答処理を指示し、自らも積極的に行ってきました。また、対象者がすでに高齢な方が多いため、出来るだけ早期に期間照会に対する回答が必要と考えました。 年金記録は、国民一人一人で色々なケースがあるため、年金制度別の年金番号から制度共通の基礎年金番号への移行を早期に進めていれば良かったこと。 また、年金記録管理に、住所管理を含めていれば本人確認が取りやすいと思いました。 年金制度(適用・保険料・給付等)の説明を、国民一人一人に周知することの必要性を強く感じ、そのためには、複雑でなく解りやすい制度にしていくことが重要であると考えます。
440	地方庁	社会保険事務所長	世間一般に知られていないような問題は、存じていない。	現在、社会保険庁で進められている年金記録解明に向けた各種の取り組みを遅滞なく進めていく以外、方法は無いのではないかと思っている。 厚生年金は戦争中に出来た制度であるがゆえに、持ち主の判明できない記録も相当残るとは思うが、一つ一つ地道に進めるほかは無いと思っている。	年金の記録については、事業所を辞わるたびに年金手帳を交付されている人も多く見受けていたこともあり、老齢年金を請求するときに過去の年金記録を整理する中で、適正な年金受給が可能であると思っていた。 しかしながら、ねんきん特別便を送付し、お客様から年金記録の漏れが指摘され、確認作業を行うなかで裁定請求時に多くの記録が年金に反映されないまま決定されていることが分かった。	お客様からの年金記録の確認請求については、該当者が高齢であることから丁寧にかつ迅速に対応するように努めましたし、指導してきた。 特に、他庁へ照会するようなケースについては、時間がかかりすぎる傾向があったので、再照会等こまめに対応してきた。 また、確認作業を行うなかで、さまざまな読み方で氏名が記録されていることが分かり、慎重に確認を行ったところである。 年金記録については、基礎年金制度が導入された時点で手持ちの手番の確認を行ってはいるものの、取り組みが薄かったのではないかと思う。 年金記録は社会保険庁の宝であるとの認識が重要ではなかったかと思っている。
441	地方庁	その他(社会保険事務局)			問題を知ったのは、マスコミ等における報道がなされてからです。	一人ひとりに誠実な対応が必要であると思いましたので、窓口では丁寧に対応しました。 なぜ今まで解決に向けて対応しなかったのか疑問です。 現在、在籍している職員にも当時の担当者だった者がいるはずなので、放置してきた責任は大きいはずです。
442	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し	厚生年金記録については、紙台帳との突合せを実施し、氏名等の洗い出しを行う。 国民年金記録については、市町村の名簿が無い状態では確認が取れないので、短い未納は認めることとする。	事業所は各支店等で適用されていた社が多かったので、年金手帳を提示しない取得届もあったと認識はしていた。年金手帳番号不一致事故リストの処理に時間が掛かったと記憶しているし、一致しない番号もあった。その後、本庁でどのような処理がされたのかは、把握していない。 昭和52年の入庁後、1から2年後位と思います。	年金手帳の添付は出来るだけ求めたが、各支店等からの郵送が遅れている等の理由により、全て添付とはならなかった。氏名、生年月日等以外にも本人を特定できる本籍等を加えるべきだったと思います。本人が偽名等で入社した場合に整合性は取れない面もありますが、必要であったと考えています。
443	地方庁	その他(社会保険事務所)		とにかく早期解決。解決のために何が必要か分析しそこに原資を集中投下する。様々な問題があるのだとは思いますが解明までの手順をできるだけシンプルに。まだこの仕事に携わって日は浅いですが複雑になりすぎていると思うことが少なからずあります。	入庁したときには世間で誰もが知っているという状況でした。保険料を払ったにもかかわらず、記録に反映されておらず、年金を受け取れないという方にとっては非常に残酷で許しがたい事だと思います。	ほんの少ししかこの件に携わっておりませんが、記録の再調査を訴える手続等も同封されていることもあり、それは身につまされる内容のものもしくは制度不信のものが殆どでした。やはりできるだけ早く相手の立場になって対応することだと思いました。
444	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現在も行っていることではあるが、判明した記録はこちらから積極的に知らせていくこと。また、年金の記録は本人の確認行為が不可欠なため、定期便の充実、及びその周知を徹底することが重要である。	社会保険制度の根幹を揺るがす大きな問題。 基礎年金番号に統合されていない記録があるということは知っていたが 5000万件以上の記録が未統合であるということは知らなかった。 そのことを知ったのはマスコミで報道されたとき(平成19年頃)。	現場職員として、1件でも多く統合できるようお客様に丁寧に説明し、場合によっては個別訪問を行い確認作業をすすめた。また、1日でも早く正しい年金が支給されるよう迅速に再裁定の進達事務を行った。 反省点としては、基礎年金番号を導入した際に、今回行った特別便、定期便のように、本人で記録を確認できる通知を送付すべきであったことがあげられる。
445	地方庁	その他(社会保険事務局)	無です	無のため無です	マスコミが騒いだときです	対応に追われ考える余裕がありませんでした
446	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	年金制度を運営管理する社会保険庁に改ざんなどの不正があったことは、国民の信頼を著しく損ねる結果となり、組織のあり方も問われる大きな問題だと認識しております。報道なり問題が公になるまでは、改ざんなどの不正があることは知りませんでした。	年金裁定時に記録確認が不十分で統合されなかった記録が多数あり、本来より少ない年金を受け取ることとなられた受給者の方が多数おられることをふまえて、裁定請求書を受理するときには、記録確認を十分注意して受理するよう心がけています。ご本人の記録がすべて統合されているかどうか、統合されていなければ期間調査を受理するという当然の相談体制がなされていなかったのではと思われます。また、職員一人ひとりの国民の皆様の大切な年金記録を管理しているという意識が平均として、低かったのではないかと思います。
447	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金被保険者台帳のオンライン切替時に丸特台帳と特切台帳のみを保存し、他の台帳を廃棄した。そのためマイクロ保存台帳が一部しか存在せず、記録が不明なものがあるのではないか。	市町村の台帳を確認するしかないが、平成14年の改正時に、廃棄した市町村も多いので難しいことになっている。	厚生年金関係について浮いた記録がこれほど多いとは正直知らなかった。 この問題を認識したのは平成18年頃でした。	上記(6)の切替時に全台帳を保存するよう意見を上げたものの、もう少し強くアピールすべきでした。 また、年金相談時に自分自身は過去の記録を根掘り葉掘り聴き取ったつもりですが、他の職員
448	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	もっと人数を増やしてする	報道された時	紙台帳から機械管理に変わる時にもっと厳しくチェックしていれば、この問題も起こらなかったと思う。
449	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金手帳は大切なものなのに、その重要性が認識されていなかったこと(転職のたびに再交付や再付番されている人が多い)。 基礎年金番号導入時。 氏名登録が無い記録や生年月日の丸めが多数存在していたこと。平成11年頃。	疑重複調査の件数を減らすため、健保厚年の資格取得届を受け付けるときには必ず他手番が無いかを確認し、手番があった場合は本人に確認のうえ統合していた。 すべての事務所が同じようにしていたら、もう少し早く未統合記録が減らせたのではないかと思う。 期間照会等で判明する度に記録補正を行った。大量のデータを短期間で処理しなければならな
450	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在実施している「ねんきん特別便」の未回答の方への対応をできる限りやっていくこと。また、「ねんきん定期便」に対する回答を促していくこと。など広く国民の皆様の協力をいただきながら解決していくしかないと思います。	1. 一人の方に複数の年金番号(国民年金・厚生年金)が付いていることがあって、本人の記録かどうかわからない記録が存在すること。 2. 社会保険庁のコンピュータに記録されている記録と実際の記録の違いが存在すること。 1. については、基礎年金番号制度が始まった後に、年金相談の対応等をしているなかで、認識していた。 2. については、年金記録問題が明らかになり始めた平成16年頃から特に認識するようになっ	年金の裁定請求等の相談を受けた際には、できる限り丁寧に戸籍等の確認をするように対応してきた。 反省点として挙げられることは、もっと早く「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」等のようなことを実施すべきではなかったかということ、もっときめ細かくコンピュータの記録と実際の記録の突合せを行うことのできるようなシステム的なものを作ることはできなかったのか、というようなことがあります。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
451	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金裁定請求直前の問題 昭和62年4月	年金裁定請求前の期間照会 当時は基礎年金番号がなく転勤の都度、事業所からの届書によって番号がいくつも払い出された方や、WMの氏名も漢字登録ができなかった点
452	地方庁	その他(社会保険事務所)	期間照会には知識と経験(コツ)が必要とされます。経験者が退職していくなか、正しく調べるのは難しい考えることがあります。	期間照会に携わる人数が少ない。人数を増やして対応をしていくべきだ。	年金記録問題については、マスコミで言い始めるまで大きな問題だと認識していなかった。問題の存在についての認識は、マスコミで取り上げられた頃からです。	国民に対して、誠実に対応することと少しでも早く期間照会の回答をお届けすることが大事であると考えています。人数を増やし特別便・定期便の回答を早急に進めることが大切と考えます。
453	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	厚生年金保険でWM上の表示がカセット状態のままになっている記録の対応がどのようになっているのかはっきりしません。何らかの対応はされていると思うのですが・・。認識不足ならすみません。	1件1件誠意をもって対応していくしかないと思います。	まだ紙台帳で仕事をしていた時代に手帳番号の記載がなく新規で番号を払い出していましたが、本当に番号を持っていないのか疑問に思うことは多々ありました。しかし当時は確認する方法もなく速やかに処理することが優先されていたと思います。ただ、これほどの件数が存在していたとは驚きでした。 同一人の記録が、番号の違いによりわかれているというのは、頭ではわかっていましたが、管理の仕方(厚年記録に住所がない)もあり本人の申し出がない限り確認できなかったと思います。	基礎年金番号が付番された当初は、年金の請求時までに統合すればよいと考えていましたが、いろいろなお知らせを出すために速やかに統合をするように改めました。 国民の年金に対する関心が薄かったこと-PR不足。 職員は先のことだからと丁寧な取り扱いをしなかった。
454	地方庁	地方社会保険事務局長	特にありません。	最終的な記録の確認には個々の被保険者、受給者の協力を得る必要があると考えます。既に実施されている、特別便や定期便において送達不能、未回答、未統合記録がある疑いのある者からの訂正不要の回答・・があって案件について更なる調査が必要かと思います。	厚生年金の裁定業務を担当していた頃、紙台帳が保管されており、マスター(厚年資格システムにおける被保険者記録原簿)に統合されていない記録が存在していたことを認識した(昭和56年頃)。 厚生年金の給付システムにおいて、資格記録ファイルとは別に裁定原簿中に、年金額の計算基礎となる被保険者記録(「給付記録」と称していたと記憶しております。)を保持しており、二重管理となっていたこと、更に、そのため、資格記録と給付記録の間において記録の相違が発生しう	社会保険のコンピューターシステムが整備されていく過渡的な時期であること、予算の制約もあることから、将来の課題として整備される必要があるとは認識していた記憶があります。
455	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		こんなに大きな問題という認識はなかった。多少の不突合はあるが年金請求時確認できていると思っていた。新聞報道などで18年くらいから。	
456	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	税賃事務所に勤めるまで、年金問題に関して全く何も知らなかったので、このような問題を抱えている方の多さに驚きました。 ご高齢の方に若い頃の記録を確認したり、それに伴う事務処理等、解決までに時間を要す問題だと思いました。	納めていたはずの保険料や記録が消えていることに対して、不安に思っている方やお怒りになられている方が多いので、年金のシステム、記録のもれに対する処理にかかるお時間、支払い時期等、ご理解いただけるよう丁寧に説明をさせていただきました。 記録が見つかってからの処理にかかる時間が長すぎることが反省点だと思います。
457	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	全職員で取り組む以外ない。	国民の方々の年金制度への不安感と社会保険庁への不信感を与えてしまった。 平成18年の終わりか平成19年の初めごろ。	記録を管理する、そして年金をお支払いする責任を持っている当事者として、いかに不安を払拭して信頼回復をしていく必要があることから、前面に出て対応してきたつもりである。 長い期間ではあるが、その管理方法やチェック体制が十分でなかったたこと。
458	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去記録の整備を早急に行う。	以前記録整備の業務に携わっていた時は(平成8年頃)記録が抜けているのはほんのごく一部だと思っていたが、テレビ等で消えた年金問題が浮上してから年金払出簿の古い記録がほとんど未入力である事を知りとても驚いた。それと同時に過去に期間確認で記録無しとして回答した事が誤っていなかったかとても心配になった。	期間確認をする場合には、多方面から調査し慎重に行う。また各個人にも保険料納付を意識してもらう意味で年金定期便は有効だと思う。
459	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①過去に窓口に来られたお客様で手帳(厚生年金被保険者証)持参で生年月日訂正で昭和15年生まれから大正15年生まれへ訂正があった。聞くと事業所に入社する際年齢制限がありごまかして入った。との内容や事情があり氏名を騙って入社したなど。手帳等があれば本人とできるが、手帳がなく会社名もわからず本人がその当時の場所へ行っても会社がなく調査しようにもできない事例もあった。 ②生活保護を受給している方で福祉事務所から年金優がないなら脱退手当金をもらって保護費と相殺をするのでもらうようにと指導されている。もっと探せば年金優を有するものや今後、受給要件緩和がされれば年金権発生もと説明するも生活保護がいいのですぐ支給してください。などの申し出有り。 ③窓口に来られるお客様はもう漏れはない。といわれるが氏名索引すると多くの方が漏れている。 ④路上生活者も多く郵便自体本人の手元に行っていないのでは。	①住所で会社名が探せるシステムがあればよい。 ②特になし。 ③黄色便の随時発送。 ④及び⑤福祉事務所など関係各所と密接に連携する。	あってはならないこと。ずさん。10年ぐらい前から期間照会担当者から名簿から既裸への入力漏れや誤りがあると知らされる。	お客様の記憶を呼び覚ますよう対応している、 税務署などと違いその方の人生を入社から死亡に至るまで見る唯一の省庁であるとの自覚を職員全体で共有すべきである。 また、名簿から僕裁へ移す際の2重3重のチェック体制の不備があったと思います。 期間照会はこの問題が出る以前から多くの方から照会(お届け)を受付けていたが、名簿を入念に調査できる人数の配置が行われていなかったと思います。
460	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	今、行われている事で、昔の台帳等の中身を全てコンピューター画像化にして管理しまうことが一番だと思う。	年金記録問題が明るみになるまで、知らなかった。	現時点で、出来るだけのことをするしかないと思い、年金記録の窓口対応、記録調査を行った。 国民の大切な保険料納付記録は、毎年最低1回は、本人が確認できるようにしなければならないと思いました。
461	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			重大な問題と認識しています。	年金問題の関係は出来る限り優先的に処理を行い、且つ、経常業務に影響は与えないように努めました。
462	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	これまで実施してきました「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」の事務処理の中で、全国の記録管理がいかにバラバラであることに愕慄しましたが、世間一般に知られていない問題が鳥取県に存在していることは無いと思います。	今、行われている「事業仕分け」の結果等から判断して、8割5千万件の紙台帳との突合より、庁保有の記録の中で、「未統合」の者を市区町村別にリストアップして、一件ずつ人界戦術で解決していくべきではないでしょうか。 自治体首長の中には、地域住民のためにと協力を申して出ていただいているところもあるが、庁は出来ないといわれているが、やるべきことの方策のひとつとして、取り組んでいただきたかったです。	前任地県では、局長指示で、「第一番」として認識をして、職員一同取り組んできました。 紙台帳の時代を経験してきた職員として、マイクロ化されるときに、「ふり仮名」は誰が責任を持つて対応するのだろうかと考えたことがありますが、マスメディア報道のような実態があったとするならば残念ですが、当時の状況からすれば、 「起こるべきことが起きた」といっても過言ではなかったのかなと思います。 しかし、これほどの問題が発生するとは思いませんでしたし、予算的措置が原因でも対応が遅すぎると思っています。	立場上、一件一件を丁寧に対応して、速やかに対処してきましたし、お客様のご意見には真摯に受け止めるよう職員一同対応するように心がけてきました。 反省点として、コンピューターを誤った判断で信頼してきすぎたのではないでしょうか。このことは今後も起こりうると思いますが、日本語は申請者の意思でどのような読み方、漢字でも登録できた時代もあり、生年月日もしかり、「規則」 は無かったものと同じだった長い時代背景があり、「ふり仮名」化をするときに、ご本人確認が必要だったのでは。 しかし、当時は、住所は管理していなかったし、その後の「住所地」、「居所」さえも厳格に規定せず実施してきた経過があり、補正には、個人番号を早急に設定し、他制度も強行に統一し、ひとりは一人として管理していく以外にはないと思っています。 つまり、国民総背番号制の導入が遅れたことが大きな原因であると思います。 後は、罪を犯した職員と管理していなかった管理者を処分することが、よりいっそうの法令遵守につながることになるのではないのでしょうか。
463	地方庁	その他(社会保険事務所)	全般に処理に時間がかかっていますが、特に船員保険の処理が遅れている(船員保険の期間照会回答までに1年半以上かかる)ことが気になります。	民主党は職員を増やすといっておられますが、制度の知らない方を雇っても教えるのに時間と労力がかかるので、年金制度に精通している方、労務士よりもOBや今まで謝金職員などで処理をしてこられた方を中心にしたほうがいいと考えます。	昔から年金制度そのもの・職員だけでなく事業所や被保険者にも問題があると思っていました。5年ほど前にテレビなどで騒がれだしてからはっきりと自覚しました。 年金記録問題は生涯受け取る金額に関わるので大変なことであり、早期の問題解決と意識改革が必要であると感じていました。	特別便が始まったとき、事務所にある書類については窓口・調査・統合・見込みなど毎日残業し(残業代はあまりつきませんでしたが)率先して処理を行っていました。ただ、処理をしていたのは当時の総合相談室・業務課・年金給付課などの一部の職員だけでした。[redacted]全職員で行っていたならばもっと早期に解決していたことがたくさんあると思っています。 現在は妊娠し体調の問題があるため残業してまでの処理はできてませんが、まだまだ判明していない記録があるのはわかっていますので、引続き全職員での努力が必要であると思っていま
464	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	問題の解決を早急に行なえるような方策をとらなければと考えています。	国民の信頼を裏切ることとなり、信頼回復に向けて、職員が一丸となって努力する必要があると、認識しています。 問題が存在することを知ったのは、新聞等で報道されだしてからです。	記録問題対応の窓口相談等で、誠意をもって対応するよう心掛けました。 精一杯の努力はしたつもりですが、お客様にもっと理解しやすい資料があればと思いました。
465	地方庁	その他(社会保険事務局)				
466	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の第3号被保険者記録を持つ者について、特別便や定期便で自身の記録のみを確認する段階では記録正常となる方の中にも、実際には配偶者の厚生年金等の記録と照合すると、配偶者の厚生年金期間に空白があること等により、第3号被保険者資格取得届が未届の期間が存在するケースがあります。 配偶者が政府管掌健康保険であった場合は、当時の扶養状況が確認できるものの、配偶者が健康保険組合等であった場合、何年も遡った届出をしようとしても、当時の扶養状況について健康保険組合に書類が残っていない等の理由から証明が受けられない。証明に変わる添付書類(源泉徴収票等)も残っていないことにより、第3号被保険者特例届が提出できないため、未納期間となり将来の受給額に影響してしまう。	日々の届出や勧奨の際に、配偶者記録を含めた記録確認をし、届出もれ者にはそのつど届出を行ってもらうよう勧奨する。 本人の記録のみを照会しても届出漏れがあるかどうか気がつかないため、広報等で訴えるよりもこちらの方から個々の方について届出勧奨を早急に行う必要があると思います。 または、第3号被保険者の届出について、相当期間にさかのぼるものは健康保険組合の証明やそれに代わる添付書類が無くても本人からの申立書等により特例的に認めるような法的救済措置をとってもいいのではないでしょうか。	平成11年ごろに年金相談の担当となった時に、基礎年金番号になる以前の記録については、複数の手帳番号を持っておられるケースはたくさんあるという認識はありましたが、基本的に確認出来次第現在の基礎年金番号に登録し、年金請求の時点ではすべての記録があるか本人に確認の上請求していただき、年金をお支払いしているという認識でした。 中には、生年月日が誤っていたり、旧姓での加入記録等について、本人が加入していたことを忘れているケースもあり、十分な確認が必要と考えていました。	年金請求にかかる記録確認では、必ず氏名索引し、本人の申し出の記録が確認出来ない場合は、生年月日の相違を含めて検索し、それでも出てこないケースは期間調査を行う等の対応をしていましたが、被保険者については今後基本的に年金受給までには統合するものという認識であり、未統合記録の存在についてそのことが問題だという意識があまりなかったことは反省すべき点だったと思います。
467	地方庁	その他(社会保険事務所)				
468	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	特になし	未統合記録の存在 平成19年度当初	記録確認と相談体制の充実 解明・統合の推進
469	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	現在取り組んでいる対応方針と対策に基づき、地道に進めていくしかないのではと考えます。	平成9年より、不備と思われる年番や手番記録の補正は都度行われていたので、すでにかなり整備は進んでいるものと思っていました。報道があるまで件数や規模がここまで大きいということは知りませんでした。	庁(政府)の対応方針を常に意識しながら、やれるべきことをやろうと思って仕事に取り組みました。 現時点でみた場合、例えばねんきん特別便の対応など、突発かつ突貫的な対応が多く、今思うと計画的・効率的ではなかったものもあったと思いますが、このような点が反省点として挙げられ
470	地方庁	地方社会保険事務局長	特になし	地元出身の社保オービーをその者の都合がつく日の出勤という勤務形態で雇用し、協力を仰ぐ。	・受給者又は被保険者の信頼回復が一番であることから、早急な問題解決が必要であるとの認識・新聞報道	・問題を早急に解消するべく、明確に事業に優先順位を付し、全事務所とも 全署体制で、課の垣根を越えた事務処理体制とした。・反省点としては、処理すべき全体像が示されておらず、したがって、事務所の職員等のモチベーションが上がってこなかったこと。
471	地方庁	その他(社会保険事務局)		現行の方法でいくしかないと思う。	失礼な言い方かもわからないが、以前は個人の問題と認識していた。ただ、判明しない記録については申し訳ないと感じていた。その後、「年金記録問題」として喧伝されだしてからは当然のことと思いもしたし、従前の態度に対して罪の意識が芽生えはじめた。	現在社会保険事務所の窓口対応者ではないので過去形になってしまうのは甚だ残念だが、請求者の方々にできるだけ誠実に答えようと努めた。だが、社会保険事務所等に赴任となり窓口で対応することとなった場合はこの気持ちを忘れずに臨もうと思う。 反省点については、(個人的な問題となるが)誠実に対応したとしても対応し切れなかった時に補完する方策を取らなかったことに尽きると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
472	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	対策としては、特効薬なく、現在進めている特別便や定期便により記録を統合していくしかないと思慮する。偽名や生年月日を偽って就職された方も多くいると思われ100%の解決は困難。 年金記録の判明により年金額が増減する人への支給にあったって、見込額を試算し再裁定申出書受理しており、概算払い後、年金額調整できる法整備を行ってもらえれば、差額支払いの遅延に関する苦情は少なくなるのではないでしょうか。	基礎年金番号が導入されたとき未統合となる年金記録がかなり発生すると思った。当時はいくら広報しても「年金をもらうとき統合すればよい」と思っていた国民の方が多かったと思う。勤務先や住所が変わるたびに新しい年金手帳(番号)を交付されるケースが数多くあり、今般の未統合年金記録はかなりの割合で生じると思っていた。	基礎年金制度が導入されたとき、問題提起されていたはず。その時点で、年金記録の統合作業に力を注いでいれば、未統合問題については、もっと遡ったものになっていたと思う。 上記のことを踏まえ、年金手帳を複数お持ちの方へ記録の統合について指導するよう努めてきました。
473	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	記録問題に対応する職員(経験のある職員)の数を増やす。経験がないと記録の対応は難しい。	年金記録問題と世間で騒がれるようになって初めて問題であると認識した。	お客様の声を真摯にうけとめ、申し立てている記録は、必ず出てくるとの思いで、記録の検索や記録の整備につとめた。 他人事のように、事務処理をしていたため。 現在でも、重複付番されていることがよくある。届書の委託等事務処理のながれ上、しかたがない点もあるのだろうが・・・。
474	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	被保険者からの年金加入記録の照会における被保険者の記録の徹底調査とそれに伴う人員の強化。	記録問題の実情を詳しく知ったのは採用されてからです。	真摯に対応するべきだと思っております。
475	地方庁	その他(社会保険事務所)			単純に別の手帳番号が基礎年金番号に登録がされていないだけであり、裁定請求時に解決できれば良い問題と考えていました。 平成12年に社会保険事務所に採用された際に記録調査の部署に配属されましたので、採用後のすぐに記録が整備されていない方がいることは知っていました。ただ少数、一部であり、マスコミにより5000万件の記録が統合されていないと報道されるようになり、その数の多さに驚きまし	裁定請求時に解決すればいいという考えは間違っていました。早急に対応すべき問題であり、保険料を納めているのに、納付記録に反映されず、年金を受給するときまでには訂正しますでは、国民に不安を与えてしまう。また何十年も経過した後に、記録を訂正するために会社名を聞いたり、領収書・源泉徴収票を求めることになり、もっと早く対応できていればと反省しています。
476	地方庁	その他(社会保険事務局)	自分も庁の記録管理がここまでずさんなものとは考えていなかった。地方現場ではこの膨大な中央の管理ミス等の対応に直接お客様と接し陳謝対応に追われ、なのに現場の定員は異常なまでに削られ、サービス低下は必至であり、職責も全うし難い状況にある事を理解してほしい。職員も育たず、圧倒的に人員が不足の状態にある。	現場正職員、予算の厚い増強、増加による対応しかないのでは?また中央も現場の対応状況、流れをしっかり理解した上で支持協力体制を整えること。機構となってもその国民の信用評価は結局現場が直結しておりこれが反映するものであるから、信用回復を得るためにもまた後進育成のためにも現場に十分な人員を配置するしかないと考える。	正直今回の問題勃発までは この問題認識しておりませんでした。当然ここまで根深いことも知らず歯痒としかいいようがありません。	今は膨大な業務を自分のできる限り全うしていくことしかありません。ただ誰が考えても先人の残して行った負の遺産が大きすぎること、現場での不要と思われる業務(たとえば報告物)の増加、加えて予算、人員削減、無理な外注化等あげればきりがありません。ただこのままでは先の目途どころか解決の糸口さえもみつかりません。ただ今はやるべき事をやるのみです。現状では難しいかもしれませんが住民サービス向上、信用回復と今後の機構存続のためにも現場正職員の増加増強対応しか対応策はないと考えます。
477	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	粘り強く、誠心誠意対応していく。	このような問題が判明し、年金記録問題については最重要事項であると思っていました。なお、これまでは、一人で複数の手番を持っているような方について、最終的には、年金の請求時に、統合されていない手番について、本人の申出等により統合作業をするものと思っていました。 マスコミが取り上げるようになった頃からです。	年金給付の仕事に携わったことはなかったが、健康保険、厚生年金保険の資格担当時には、年金手帳を確認し、手番が統合されていなかった場合には、統合作業を実施するよう心掛けた。 年金番号は、一人一番号ということの周知徹底が不足していた。 (基礎年金導入前には、国民年金、厚生年金で一人一番号)
478	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。			
479	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ない。	お客様の協力を得ての地道な作業の積み重ねしかない。 (しかし、お客様の老齢、死亡、思い込みにより問題の完全解決は不可能。)	最初は、マスコミの誇大報道。その後記録保管の不徹底を確認。 3年前の国民年金担当時。	国民年金の区役所の記録が破棄されていたこと。特殊台帳(マイクロ)の不鮮明により、対応不能であった。 国民年金創設当時からの市区町村への法定委託の曖昧。社会保険事務所での未納記録の経過保管の不備。 また、社会保険事務所「所」であったため、税務署「署」基準監督署「署」との違いによる事業所の官庁への対応格差。縦割り行政が原因。 官庁から非公務員組織への変更により、ますます事業所の対応変化が今後の問題点。
480	地方庁	その他(社会保険事務所)	お客様からご指摘頂いている内容に、一日でも早く回答が出来るよう、日々業務に励んでおり、目の前の案件に全力で取り組んでいく事が、国民の皆様へお詫しを請う手段と思いやってまいりました。ご質問のような内容を考えた事がなかった事が問題なのかもしれません。	国民の皆様の立場に立ち、真摯に取組以外にないと考えます。	国民の皆様に多大なるご迷惑をお掛けした事は間違いの事実であり、社会保険行政に携わった職員として卑直にお詫びを申し上げ、早急に調査回答をしなければならない問題であると認識しております。 5000万件の未統合の手帳番号があるとマスコミ等が報道した時です。	未統合の手番が判明したお客様には、早急に統合処理を行ない再裁定処理が出来るように書類を担当課へ渡しました。記録が判明できないお客様には、お客様が納得いただけるよう、丁寧に対応させて頂いたと思っております。 ゆりかごから墓場までではありませんが、全国民の方に関係する役所は社会保険だけであると思います。まだ現在のようなコンピューターがなかった時代から、超長期に渡り、国民の皆様の記録を管理させて頂いていたつもりが、このような問題になった事は残念であり、悔しい思いをしました。過程がどうであれ、結果が全てであると判断される現在の世の中では、強い者が勝つのではなく、勝った者が強いのですから、社会保険行政の現状から、反省点をと問われるのであれば、全てです、と言わざるを得ません。
481	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上		記録整備を優先 カセット解除処理 事故リスト(要裁定者リストの整理等) 警告リスト等の再出力及び点検	記録管理が正確になっていない。	負の財産を引き継がないよう記録整備や申出書等の早期処理・遡及管理 処理体制の整備で精通した職員が圧倒的に少ない、現人員でこなせない。
482	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	厚年は難しいが、国民年金の納付記録については、ご本人の申出を疑うようなことはしないほうがいいと思うので、具体的な納付方法等の記載があるものは記録を訂正していく。	年金記録問題を問題として思うようになったのは、世間で騒がれた時。それまでは、みんなが年金請求の際にもれなく全部記録を一つにしているものだと思っていた。記録が未統合のまま年金受給している方がたくさんおられるというのをその時実感し、大変なことだと思った。 今までそういう実態を知らなかったということ、未統合の記録があるということ、納付記録等もきちんと反映していない方がいるということに対して問題意識がなかったことが問題だったと思う。	採用が平成11年で健保厚年の適用でしたが、そのときから年金手帳に記録統合済の表示がなければできる限りその場で統合処理を行っていた。年金記録問題が世間に広まって、それ以降は、当時国民年金の係でしたが、別の用事で窓口に来られた方に対しても記録が正しいかを確認してもらうようにしていた。 平成9年基礎年金番号導入の際に、手番の回答がない方に対して督促を行っていたかどうかは分かりませんが、もっと全員に回答を出してもらうような仕掛けをしていればよかったと思います。 基礎年金番号導入後に、未統合件数を減らすという職員の意識が足らなかったのかな、と思
483	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	いたずらに被保険者に不安感(不信感)を植えつけることなく、引き続き粘り強く対応を進めていくしかないと思います。	一人の人が、制度ごとに複数の番号を所有していることは好ましくないと考えていた。採用後、適用担当課に配属されしばらくたってから(昭和54年頃)	基礎年金番号導入後、過去記録の調査等が実施され相当数の番号重複は解消されたが、その時点でシステム開発等も含めて積極的な対応をとる必要があったと思う。結果的に保険者の責任は大きいが、事業主・被保険者にも半分程度の責任はあると思う。
484	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	数々の問題がありますが、基本的には一つずつ存在する資料で確認していくしか方法はないと思います。ただし、60年以上の長期にわたる記録の不備については、完全に解決することは困難であると思います。本人に記憶のないものや名前、生年月日など不正確な届出とその後の誤った事務処理などにより特定困難な記録が多々あり、そこの部分はどうしても残ってしまうと思います。その点を踏まえて、出来る限りの突合調査を進めていくしか方法はないと思います。	いわゆる5000万件の記録の未整備などは、新聞報道で初めて知りました。次から次へと新しい記録問題が出てきたので、ビックリしたというのが正直な感想です。25年以上前に国民年金業務を担当していた当時(紙台帳でした)、市町村との記録の不一致が散見され、補正していたことが思いだされましたが、ここまで記録の漏れが多くあるとは思いもよりませんでした。	お客様からの記録相談にはより丁寧に応じ、色々なケースを想定してお調べするようになりました。基礎年金番号の導入をもっと早く行っていれば、少なくとも国年、厚年の手番を統一していれば、オンライン化した以降の20数年間における、かなりの部分の記録の漏れを防げたのではないかと思います。
485	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	社会保険庁の記録にもとづいて年金記録を送付して、お客さまからの回答をいただく現在システムの続行。 厚生年金は厚生年金基金と記録を照合・国民年金は市町村の記録と照合 をする。	新聞報道で、知ったたので3年前くらいからです。	問題意識をふまえて、どう対応したかについての回答はですが、年金記録は、調査をしなければ整備できないし憶測で記録整備できません。 年金記録問題が起こったときは、指示があったとおり記録整備に着手しただけです。 反省点ですが、該当する仕事に直接関与していませんのでわかりません。 総務省の国民年金の第三者のあっせん内容を見て考えると国民年金は、市区町村で手続き・納付事務があったため役場で受け付けたものが社会保険庁に伝達されていなかったことがわかります。当時から役場と社会保険事務所間で正確な情報交換が必要だったと思いますが。
486	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	基礎年金番号に未統合の記録の公開と再裁定待ちの受給者に対する見込み額計算による概算払いなどの思い切った方策も必要だと考えます。	基礎年金番号に未統合の年金番号を持つ者は、本人の申出主義の仕組みから、全体の1割程度はいるのではと思っていましたが、そのほとんどが、年金請求時に統合されていくものと認識していました。平成19年6月頃、「宙に浮いた5000万件」と報道されたことで大きな問題であることを認識しました。	特別便の対応時には、出来る限り丁寧な対応を心がけ、相談者の記憶を呼び起こすよう努力しました。反省点としては、制度発足時から加入記録が年金手帳にすべて記載される仕組みとすべきだったと考えます。遅くとも基礎年金番号導入時には、記載する仕組みに改めるべきでした。また、現在の定期便のような加入記録を本人に通知する仕組みを早期に導入すべきだった
487	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	社会保険に精通した者が業務にあたることが重要だと考えますので、OB職員や分限処分予定となっている職員についても業務にあたって頂くことが、早期解決に向けて効果的ではないかと考えます。	年金記録の管理について、職員自身、これまでも真剣に業務にあたっていたと思うのですが、実際の納付と管理している記録が合っていないということ等が明らかになり、管理が不十分であったことと、国民の皆様に不信感を抱かせてしまったことが問題ではないかと考えます。 自分がこの問題を認識したのは、妻能人の納付記録の疑い見が起きた頃だと思います。	これまで以上に、お客様の対応をする際には、正確・丁寧な応対を心掛けると共に、情報漏洩しないよう、身の回りにも気を配って参りました。 また、反省点としては、お客様への応対に対する意識や情報管理に対する意識が不足していたものと考えます。
488	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題解決のため、システム改善、人件費に予算を組む	宙にういた記録が5000万件あるとテレビ報道されたとき	過去の事務に不正確なものがあった。 国民に年金記録を確認してもらう必要があった。
489	地方庁	その他(社会保険事務局)	【国民年金免除承認期間中に1号・2号・1号となった場合の記録について】 現在、長官告示によって免除承認期間が7月から翌年6月までとなっていますが、一旦終期まで承認している免除期間中に、2号→1号となった場合、本来であれば1号再取得の場合、先に承認された免除結果が生かされるべきですが、現行システムにおいては不可能で、被保険者へは、1号以降の納付書が発行されるシステムになっております。収納支援システムを利用して、当該被保険者を抽出し、出来る限り免除記録を追加するよう努力していますが、後追いとなることから、全被保険者を網羅することは難しい状況です。 免除については、将来お受け取りいただく年金額にも反映しますし、今後、第二の年金記録問題に発展するのではないかと危惧しております。	免除承認期間中に2号→1号となった場合、先の免除記録が1号入力時に自動的に反映されるようなシステムを構築して頂きたいと思います。	入庁時に配属された「社会保険適用課」において、年金番号があるにもかかわらず年金手帳を持っていないことから、年金番号が不明な方がかなりおられることを知りました。また、WMでは手帳番号における住所管理をしていなかったことから、同一人物であるかどうかの確認を行う際には、本人申し立てによる職歴のみが判断材料であり、限りなく本人のものと思われる手帳番号でも、基礎年金番号に統合出来かねる記録が多くあり、不安に思うことがありました。 ただ、この点については、現時点においては統合ができなくても、年金請求の際には、記録をあらためて再確認することから、将来的には統合されるものだと考えていた部分もあり、現在のような「年金記録問題」に発展するとは思っていませんでした。	入庁が平成9年4月で、基礎年金番号導入時期だったことから、資格取得届や年金手帳再交付など、お客様の基礎年金番号にかかわる処理の際には、必ず未統合の手帳番号がないかどうかを確認するようにしていました。また、基礎年金番号を検索する際も、重複付番をすることのないよう、事務担当者を通じて被保険者へ職歴を詳細に確認するよう、課内で徹底していました。 ただ、当時は、被保険者の職歴をこちら側から積極的に情報提供することができなかったことから、当該被保険者のものと思われる手帳番号を統合することができなかったケースもありました。 この問題の反省点として、まずは、手帳番号について被保険者の住所管理を行っていなかったこと、統台帳でのみ管理されている年金記録が大量にあったことが大きな反省点であると考えます。オンライン導入時に、統台帳記録も全てオンライン化すべきだったと思います。
490	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	ひとつひとつ地道に該当者記録を探していくしか、ないのかなと思う。 自動統合でもしない限り(別人に統合してしまう可能性があるので危険)。 記録整備班を各事務所に引き続き置き、増強することもいいと思います。	本人が会社名を言わないと統合できず、こちらから会社名を言ってはいけなかったため、未統合が存在していることは分かった。それらはどうなるのかな、とはおぼろげに思ったが、本人が思い出したときに、再裁定はできるし、1ヶ月や2ヶ月といった短期間がほとんどであると思っていた。	名前が変わったことがないかなど、できるだけ詳しく聞き取りをして、未統合をなくす様にした。 記録を確認するのが年金受給がはじまる60才の時点までに確認すればいい、というスタンスではいけなかったと思う。生年月日違いや、名前の入力ミスなどいろんな間違いがあるなかで、本人記録を見つけ出していくのはそうとうな時間と労力がいる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
491	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。		申請のなかった年金手帳、年金記録で、本人確認されていない記録が、たくさんあり、基礎に統合されていないので、浮いているといわれている。 このことが問題として大きく取り上げられたころ、申請主義を反省するよう大臣メッセージがあったときに、認識した。	特別便により、回答をいただき、本人確認統合していくことに地道に取り組むことだった。 期間調査に時間がかかり、また、再勧定にも時間がかかっている。 今後の記録の収録では、基礎が重複している方もいるので、定期便や、重複リストの対応が大事であると思う。
492	地方庁	社会保険事務所課長級以上			国民の信頼を損なうほどの大きな問題であると思いました。 平成18年か19年頃だと思います。	できるだけ詳しくお客様から当時の事業所名や旧姓等を聴取する等の対応をしました。 紙台帳をマイクロ化する時の転記誤りが原因と考えられるため相互チェックを徹底させる必要があったと考える。 年金手帳記号番号が複数払い出されている方が多数存在していることから番号管理ができていなかったと考える。
493	地方庁	社会保険事務所課長級以上		事務所長がリーダーシップをとることが重要である。	件数も限定的ですぐに解決できると思っていた。新聞、テレビの報道で知った。	庁からの通知、事務連絡等をこなすのが精一杯であった。当初から「ねんきん定期便」を出しておけば「ねんきん特別便は必要なかったのではないか。
494	地方庁	その他(社会保険事務所)				
495	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		過去から引き継がれた、社会保険の負の遺産。 存在を知ったのは、報道がなされた頃。	休職中であったため、自己対応はできなかった。 反省点としては、国民への対応が十分でなかったのではないかと思われる。年金定期便の活用等、今後の決め細やかな対応が国民の信頼回復につながると思われる。
496	地方庁	社会保険事務所長	ありません		現在一般的にいわれている年金記録問題については、①行政側の瑕疵によるもの、②事業所の瑕疵によるもの、③被保険者個人の瑕疵や思い違いによるものに大別することが出来ると思います。 しかしながら、これらが一色他にされて報道されたことにより、社会保険庁の杜撰な管理といわれる所以であったと思います。 ①としては紙台帳からコンピュータに切り替えが行われたときのエラーリストの補正(厚生年金は昭和56年～58年頃、国民年金は昭和58年～60年頃と記憶しています)が不十分であった。 ②としては、労働保険の資格喪失年月日と厚生年金の資格喪失年月日と混同して届出してたり、また、正確な資格取得日(就職日)や月額変更年月日を届けていない。年金手帳を事業所が預かっていたことから、新しい番号を取得したり、退職時に返還していなかったりしていたことが上げられると思います。 ③としては職歴を隠すために就職するたびに年金番号の払出を受けていたこと、また、国民年金については市区町村への届出であったことから、国民年金と国民健康保険の届出をする窓口が同じであったところが多かったことから、国民健康保険の手続きと保険料の納付に関する記憶が混同している場合が多かったものと思われる。	自分自身では手作業者や手処理についてはケアレスミスがおきやすいことから注意やチェックを欠かさないよう努力してきた。 手作業の場合は短時間に大量の処理や時間切れに追われることがミスを犯す元であると思うので、事務所や事務センターにおける入力をいかに減らすかがこの問題を解決する鍵であると思います。 また、結果通知、告知書やそのたの通知等についてもいかに人間の手を経ないかが、ご送付等の防止対策や効率化につながると思います。
497	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		半年前に勤務になったため、当時の記録問題はTVを通じて知る。	上記と同様当時の詳細はわからないが、どのような事情があったにせよ、国民に迷惑をかけているのは事実であるし、現場職員の不適正な部分ももちろんあったと思うが、それ以上に制度設計、運営そのものに問題があったのではないかと考える。
498	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	年金記録問題の解決に向けて、最優先事項として対応しているが、機構へ移行後も職員をはじめOBの方にもご協力いただき、関係者一丸となって迅速かつ確実に解消していく。	・年金は国民お一人お一人の老後の生活基盤であり、現役世代がお年寄りを支えていく世代間扶養の仕組みをとっており、保険料をご負担いただいている勤労世代の国民の皆様にっ制度不信を招かないか危惧していました。 コンピュータもない戦前・戦後の時代から現在に至るまでの国民の皆様の年金記録を扱っていることの重要性と難しさを実感すると同時に、我々が解決していかねばならないと考えております。・年金記録問題の存在を知ったのは、マスコミ等で表面化した頃です。	国民の皆様お一人お一人の立場にたった対応を心がけました。 国民の皆様にとって老後の生活基盤を支えている年金を取り扱っているという責任と自覚が組織として希薄であったのでないかと感じています。
499	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	・スピード感を持って、処理に当たることは重要なことと考えます。 この観点から、これまで多角的な作業を同時に遂行してきたため、現場においては、各作業の内容を十分に把握整理できず、ただ、流れに任せているという感がぬぐえません。 今後は、これまでの作業のフォロー作業へと移行していくことになると思われますが、1つ1つを着実に消していくという考え方へ転換していくひつ異様があるのではないかと考えます。 過去の度重なる法改等が行われたごとに亀み、過去の制度又は現在殆ど適用されない制度等、古い制度に対する知識が豊富な人材については、(定年)退職後においても、何らかの形で残ってもらうなど、人的財産の確保に努めるべきだと考えます。	(恥ずかしながら)一連の報道等で明るみになるまで認識はありませんでした。	厚年の払出(逆運)に関して言えば、生年月日が丸めて処理されていたという事例がありましたが、これらについては、その殆どが昭和40年代の初期に限られていることから、社会保険庁発足後の繁忙期によるものではないかと考えます。 当時、これらの処理が遅れていることの情報が何処まで共有されていたかが原因と思いますが、万事について情報の共有化が必要と考えます。
500	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	年金記録に整理し、整合性を持たせるためには、今まで行ってきた本来業務の時系列に沿った解決への事務処理が行われるべきです。古い記録の不明が多く事務が停滞している。 そのためカセット記録をオープンし、旧台帳記録でオンライン化できるものは登録を早急に進める必要があります。	当初は個々の事務処理誤りと考えていました。しかし、年金記録問題に対応する中であまりに大量な記録誤りから、記録管理への認識の甘さによる失敗と思います。 問題を知ったのはマスコミ報道からです。	国民、被保険者に謝罪する意味から、年金記録問題に誠実に対応したいと思います。また遅まきながら年金記録など、記録を管理することの重要性を再認識しました。 現状は、外部からの批判を受け、対応にスピードを重視するあまり、処理順序を誤っています。 内部で判明していた時点で、充分な対応策をとっていればと考えます。
501	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金問題は、被保険者は当然ながら、自身の記録が管理されているものという認識を持ちながら実際には、記録が洩れていたこと(加入期間に反映されていない)に対して非常に強い憤りを含めた不信感並びに不安感を国民全体に与えたものであり、生活に直結する問題であるため非常に大きな問題であると考えております。 このような問題となることを認識した時期については、被保険者記録(オンラインに収録されている記録)に関わる業務をし始めた頃(10数年前)からだと思います。	私自身としましては、記録の不備等(オンライン記録の欠如)が判明したものについては、記録のもれ等が無いように携わってきたものについては全て整備してきたつもりでおります。 この問題は、「手作業による台帳等への登載における確認不足(担当者任せ)」および「確実なオンラインへの収録ができなかったこと(収録エラー等が確実に補正しきれなかったこと)」が主な要因であり、これからも当然ですが、正確なオンラインデータへの登録がまず第一にしなければならないと考えております。 記録の改ざん問題等にあたっては、職員の意識も当然ながら決裁者がしっかり管理を行っていれば発生しなかったことだと思います。 基本的に、内部の業務をしっかりしておくことで、記録漏れ等があったとしても事業主の届出もれとなりますので、全事業所(被保険者)への確実な調査を行える体制を整え1件1件確実に実施していくことで解消されると思います。 また、マスコミ等より、職員の怠慢等が言われておりますが、その当時より携わる職員が不足していたことも要因の一つとも考えられます。(4月や賞与支払月や算定基礎届出時には一時に膨大な書類を処理しなければならない状況だったかと思います。) いずれにしても、管理全般がうまくいかず、現場の状況が把握されていなかったことが要因であり、まずは、しっかりした管理体制を整えてしっかり事業を進めていくべきと考えております。
502	地方庁	その他(社会保険事務局)	新聞報道等以外ではありません。	国民の生活に直結する重大な問題として、4年間という期間内において全職員を挙げて集中して取り組む以外にはないと考えます。 しかし件数が膨大であるため、結果をすぐに出すことは難しいため、調査過程・方法を逐次公表しながら、進捗状況を国民の皆様に示すことが必要と考えます。	年金制度に対する国民の皆様の信頼を大きく損ねることとなってしまい、信頼を回復するためにも私たちが最優先事項として取り組まねばならない問題として認識しておりました。 免除問題や5000万件の記録の問題については、新聞報道等にて知りました。	自身の出来うる限り各事務所への応援への参加や積極的に電話対応を行いました。 総務課に在籍していることもあり、間接的に事務所や職員への業務軽減となるよう努めてきました。 これまで庶務、総務業務に携わってきたため、相談に対応するにあたり経験や知識の不足がど
503	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知りません。	一件、一件の時間がかかっても丁寧に対処する。	こんなにたくさんあるとは思いませんでした。 新聞、週刊誌等の報道により知りました。	一件、一件丁寧に対応しました。 基礎年金を導入したときの政策がもっとしっかりした対応がとれていればここまで混乱しなかったと思います。
504	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			老後の所得保障に影響する大きな問題だと感じた。3～4年前	基礎年金番号が導入された時点で未統合部分がかなり発生すると思っていたが、裁定請求時に確認はできるのでそんなにリスクはないと思っていた。 国民年金の台帳の記録処理について、チェックがルーズでダブルチェックなどの対応は必要で
505	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		国民年金の古い記録については、現在実施している特殊台帳の洗い直しで整理ができると考える。オンライン後の記録については職員による不法な行為 による納付記録の追加処理さえなければ問題はないと思う。 厚生年金保険の記録について、期間の漏れについては今回の特別便の送付による照会で対応できると考えるが、標準報酬月額については、等級の大幅な変更記録は把握できるものの、整合性の確認は、1事業所における従業員報酬変更の割合と当時の事業所の滞納実績を確認できれば、整理しやすいのではと思います。	基礎年金番号制度以前の記録については、年金受給相談をしているときに1人で何冊もの年金手帳を交付されていた人もあり、確認に苦労した記憶があり、本人の記憶だよりである。 事業所に就職する際に会社をいくつも転職していると就職しにくいため、職歴を隠していたケースも多く会社も過去の職歴についても履歴書に記載されていない部分は確認できないため、記録はあっても年金に反映できないものがあることは認識していたが、作為的な報酬操作の存在は知らなかった。今回の報道で知った。	年金相談時での、年金加入記録の空白期間などの職歴確認と記録が判明した場合の年金への反映(当時5年)されることの説明を相談者にしてきた。 この問題については、厚生年金保険と国民年金手帳が当時異なり、また厚生年金保険の手帳が何冊も交付できる体制に問題があったと考える。 ただ、当時すべての国民に1つの年金番号とすることが政治的に困難な情勢であったことはある程度理解している。 今の作業については、受給者・被保険者に対し、一斉に対応したことについては、窓口の混乱と職員の人員不足を招き、受給者、50歳以上、40歳以上など段階的な解消計画を示し、実施した方が今受給している方への年金への反映も早くスムーズにできたのではと思う。
506	地方庁	その他(社会保険事務所)		現行どおりでよい。確実に前進していると思われる。 ただし、第三者委員会案件については、納付記録がある人と、記録がない人と整合性があるように取り扱わなければならない。 ごね得はよくない。	社会保険庁の問題解決能力と指導力の低さと放置体質。(本庁、地方庁全体) 残念ながら、平成18年春報道で知りました。	本庁の指示通りに業務を行うことだけでした。また、面談、電話対応する際には、まずお客様の話をすべて聞くことからはじめ、話し終えてから本題に入るように心がけていました。話を途中で遮って事務的に進めると帰って時間もかかり、何度も来所(電話)されることに繋がります。 はじめの対応がすべてと考えていました。 指示がよく変わることも問題解決への障害となり、指示通知の差し替えの多さにも、かなり混乱させられました。業務センターに支援で出張しましたが、毎週メンバーが変わるのに打ち合わせ(情報の共有)をしないことにかなり驚きました。「情報の共有が重要です。」

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
507	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	ご本人の記憶による調査には限界があるため、現行どおり今後は未統合記録の突合調査が主になるものと考えています。	厚生年金適用担当課へ配属されたとき(平成14年ごろ)に未統合記録等が多々あることを知りました。 当時は裁定請求時に本人の記録は確認が取れるものと考えていました。 標準報酬の不遡及の遡及訂正問題についてはメディアでの報道ではじめて知りました。 当時も今も年金制度が崩壊するような大問題だと認識しています。	ご本人の記憶に頼った調査には限界があり、未統合はやむなしといった風潮があったものと思います。責任感の欠如について深く反省するべき点だと考えます。
508	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
509	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁として一人一人が誠実に解決していかなければならない問題と考えていた。具体的に問題が存在することを知ったのは、テレビ等で放送されてからだと記憶しています。	年金問題の窓口対応では、率先して窓口に出るよう心がけていた。反省点は資料が大量であったため、事前にすべてには目を通すことができなかった。
510	地方庁	社会保険事務所課長級以上	旧台帳カセットがオープンしていないのは、この設問に対する解答となるでしょうか？個人的には、旧台帳カセット全件、既にオープンしてしかるべきと考えていました。	カセットをオープンすれば済むことだと思いますが、既に進行している？のでしょうか？	大変な問題だと一連の新聞報道で認識した。	本来の持ち主に全記録が結びつくことを願い、できることは努力したつもり。 もっと早く、本人に加入記録を通知するシステムを作るべきだった。
511	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人の方の年金制度の資格取得にアルファベットではなく、日本語のカタカナに直して手続きするため、外国人の方の未統合年金番号が存在する。アルファベット等外国言語に対応するように、現在の社会保険オンラインシステムを改善する必要がある。	未統合記録について、結婚前の旧姓記録がまだ多数存在するため、旧姓記録との突合作業を重点的にすすめるべきだと考える。	問題を知ったのは、平成19年頃。いわゆる、世間で騒がれ始めたくらい。	提起問題の発生時、年金業務の現場に就いていなかったため、自分の知識があまりにも不足していたことが第一の反省点である。それで、自分なりの対応策をかんがえることができなかった。その後、ねんきん特別便等で過去の記録を調査していくうちに、社会保険庁としての記録の管理体制、オンラインシステムの不整備で、調査の効率化がなかなか見こめなかった。現在でも、オンライン化されていない過去の記録が存在し、オンライン調査が未だ十分にできる体制ではないので、早急に改善が求められる。
512	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		旧台帳・旧々台帳の記号の整理。	年金相談を担当するようになってから。	請求・記録照会の相談時には、詳しく職歴等を聴取した。原票・名簿の進達時の切り替え(管理)が出来ていなかった。
513	地方庁	社会保険事務所長	特になし。	今進めている施策、今後予定している施策を着実に実施していくことが解決に向けての早道である。	年金裁定請求のときに、確認することによって解決する者と認識していた。私が社会保険事務所に就職した35年前当時は、紙原票で記録の管理を行っており、資格を喪失すると原票の上部の記録記載部分を業務センターに進達し、パンチャーが記録の入力を行っていた。その際今のようにベリファイ(2度内による確認)入力はされていなかったのではないか。事業所からの資格取得届においても、振り仮名の欄はなかったと記憶している。振り仮名を記載するようになっても、事業所の事務担当者の思い込みで振り仮名を振っていることもあり、年金手帳も事業所を変わるたびに、新規で作成していることも珍しくない時代であった。また、本人が生年月日を変えたり、氏名を変えたりすることも自由にできたので今日の記録問題が発生しても不思議ではない。	年金記録については、先輩たちも決して疎かにしていたとは思っていない。その時々(時代)のもっとも良い方法で記録管理していたものと思っている。現在の記録管理方法と以前の方法を比べれば確かに問題はあると思うが、その時代にあった方法で行っていたのではないか。しかし、資格取得時に戸籍謄本等を添付させ、氏名・生年月日を確認し、原票に記載していれば、結びつかない記録は大幅に減少していたと思われる。年齢を偽って働いたり、氏名を変えて働いたりした人も珍しくない時代で、年金のことは先のことと理解が乏しい時代背景もあるのではないか。
514	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	私は、世間一般に知られている問題以外知りません。	本人の申立による調査しか出来ないと思います。 ただ、本人の申立だけで認めることに対しては、疑問が残ります。	受給者・被保険者の方に対しては、過去の出来事とは言え、申し訳ないと思います。 国会等で話題になり、知ることが出来ました。	受給者・被保険者の方の年金記録漏れが早く、特定され、年金額に跳ね返れば良いと思いました。
515	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		早期全面解決	早期基礎年金番号への統合。	機会があることに統合への届出処理の指導。 期保険者への広報PRが、やや不足していたように感じる。
516	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	正規職員の増加	根本は、三previous庁が問題。連携がなさすぎる。	事務局に伝えるしかない。 本庁等の対応が、後手後手になっている。
517	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題を知ったのは、新規採用者研修を終えた頃(平成19年5月)です。早急に解決し、皆様に安心していただけるようにしなければならないと思いました。	電話応対や窓口の応援にでることで、お客様に応対させていただきました。 ねんきん特別便を開始してからも、旧台帳、共済記録、漢字カナ、住基ネットとの突合など、各種の書類が発送されており、お客様からは「わかりづらい」「以前回答したはずだ」というご意見を多くいただきました。ねんきん特別便を送付することで早急に対処したとはいえますが、もう少し記録の整備等をしてから開始したほうが良かったのではないかと思います。
518	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		平成20年8月より社会保険事務所に勤務し、現在育休職員の代替ですが、平成20年8月以前から年金問題が騒がれている事は報道等で知っていましたが、一部の方々の事だと思っていました。 また、まだ年金を受給していない被保険者の方が、基礎年金番号に今までの記録が統合されていない事だと思っていました。 しかし現場で、大量の再裁定の受付を見てびっくりしました。 正直、なぜ受給権発生の時点で分からなかったのかと・・・	当時の記録管理がどの様に行われていたのかは全くわかりませんので、正直何が問題かわかりません。 せっかく年金手帳というものがありますが、基礎年金番号だけを証明するだけで何の役にもなっていない様に感じます。 当時は特に、パソコンなどない時代ですから年金手帳の有効活用が必要だったのではないでしょうか？ 現在でも、年金手帳の存在すら知らない若者が多いと思います。もっと手帳が大事な物になるような活用方法が必要だと思います。
519	地方庁	その他(社会保険事務所)			あってはならない問題で恥ずべき問題と認識しています。知ったのは、入社してからです。	法令遵守の認識が欠けていたと思う。これからは念頭において事務処理を行っていきたい。
520	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	全件の徹底調査が原則であると考えますが、その全容があまりにも膨大かつ複雑であると思われますので、現実的な選択として、ある程度のところで政治判断して収拾していただく必要もあるのではないかと考えます。	平成19年の5、6月頃だったと思いますが、マスコミ報道を通じてはじめて知りました。それまでは、このような大きな問題があるとの認識はありませんでした。	マスコミ報道に呼応して、急激かつ大量に増加するお客様対応と業務処理を前にして、考える間もなく指示されるまま、必死に与えられた業務を行ってきました。 この問題は、過去からの長い積み重ねの結果としてあるのですから、反省点は、問題の先送りや隠蔽を続け、その時々に解決してこなかったことだと考えます。
521	地方庁	地方社会保険事務局長	特に、ありません。	現在進めている対応策を、ひとつひとつ粘り強くやるしか、方法はないと思います。	年金制度に、大変重要な年金記録が、宙に浮いた状態でたくさん存在していることに気きました。できるだけはやく一人ひとりの大切な記録をさがしだし、基礎年金番号につなげていく必要があると思いましたた。この問題が存在することをしったのは、平成19年ごろです。	社会保険庁としての年金記録問題解決のために、実施されたさまざまな対応策に積極的に取り組みました。年金記録問題の電話相談の対応や年金定期便の回答後のフォローアップなど、実施体制を整備しながら対応しました。 現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかについては、その時代その時代に課題としてさまざまな年金制度の改正や新しい事務処理方式などをとりいれ、それらの運用にたずさわってきているが、現在なら、効率的にできることであっても、当時は、大変な苦労を重ねて実施していたことを思えば、十分な体制と時間的な余裕がなかったことに起因しているのではないだろうかと思います。たとえば、手書きの旧字体でなおかつ草書体で書かれている文字は、旧字体、草書体の知らない戦後生まれの私たちには、大変解読するには、難しいものです。届書から、台帳など紙に書かれている文字の転記作業や入力作業は、その件数、その経過年数などからみると膨大な数量であり、一つ一つ正確にやろうとしても、すくなからず必ずミスが発生します。現在なら、予算が認められて体制を整えてできていますが、当時は、正確にやるための十分な体制や予算が認められなかったと考える。しかし、小さなミスが積もり積もって、将来においてこのように大問題化することを当時においても、容易に想像することは、可能だったのではないか。このようなことに関しての、問題点として議論して対策を打つような、個々の事務処理から何が将来大きな問題となるのをを見つける真摯な態度が足りなかったのかもしれない。
522	地方庁	その他(社会保険事務局)		一件づつ着実確実に処理をすることだと思います。	問題を初めて知ったのはマスコミで取り上げられてからで重大な問題と認識しました。	これまでと同様に1件づつ更に着実・確実な処理をするように対応しました。年金記録問題は長期間にわたる不確実な処理の積み重ねが原因と思われますので解決には確実な処理が求められると思います。
523	地方庁	その他(社会保険事務局)		時間がかかると思うが、一件一件正確に記録の解明をして整備していくしかないのでは。	大変重大な問題で本来あってはならないことであると認識している。 マスコミ等で大きく報道され始めた頃にこの問題を知った。	自分ができること、やれることであれば、積極的に処理に携わった。今後もそのように対応していきたい。 反省点は、組織のガバナンスの欠如。
524	地方庁	その他(社会保険事務所)	別になし。	人、金、物をつぎ込んで、解決できる。	別に、重要な問題とは、思わなかった。入社して、1年くらい。	何もしなかった。金のかかる仕事は、偉い人が考えるべき。
525	地方庁	その他(社会保険事務所)		解決できる問題なのかどうか分からない。	年金給付課で裁定請求書を受付するようになったときに知った。 本人にきちんと記録を確認して、裁定していたので、宙に浮いている番号がそんなにあるとは思ってなかった。TVの報道で知った。	1人にいくつもの番号を払い出していたことが、反省点だと思う。同じ番号で加入していれば、こんなにも宙に浮くことはなかったはず。また、裁定請求時にもう少しきちんと記録を確認していればよかったと思う。
526	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	大幅な人員増と充分な予算をかけて対応することが必要、休日出勤や残業での対応は職員を疲弊させ、間違いも多くなり、組織としてはマイナスであると思います。	平成6年ごろに期間照会業務を担当していて、未統合の記録やきちんと整備されていない記録が多数あることは認識していました。	当時はお客様からの期間照会や年金の請求があってから整備するものと教えられていたので、特に対応する必要はないと考えていましたし全国的に何件あるかなどは想像もしていませんでした。職員一人一人、また組織として年金記録の整備についての認識が大変甘かったと思いま
527	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		大変信じがたい問題だと思った。在籍前。	信頼回復に努めようと努力した。
528	地方庁	その他(社会保険事務所)			2年ぐらい前から言われ始めて知った。 記録がこんなにずさんに管理されているとは、職員なのに知らなかった。	まずは記録を誰のものか特定させないといけないと思う。時間はかかるが。 反省点は、年金受給の手続きをしてもらう時に、もっと記録の確認をすべきだったと思う。
529	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特記なし	政治と密接に関係があり、適切な方策は事務的解決には限界がある。 かといって、仮に政治的な解決が図られたとしても、年金制度の信頼回復にはならないと思う。 年金記録管理の経過(歴史)原点の説明が不足しており、過去の政治のつけでもある。 フルペンション納付した被保険者とのバランスを考慮しなければならず、過去の未納分の解決策についてそれが、後世に禍根、汚点をならないように願いたい。 方策は政治決着で。	平成9年の基礎番施行にあたり、以後、年番との統合について100%近く行ってきた。 戦後の雛歴まで聞いて、一人ひとり複数の年番を時間かけて索引することは、物理的に不可能であった。 当時は期間照会書の提出指導をしながら、基礎番との統合を行い、最終的には、本人の裁定請求の段階で整理することができるのではないかとの認識。	問題意識の対応ではなく、現場は本庁の指示の下で行ってきた。統合できない番号が存在増加することは危惧していた。 国民視点の意識の欠落(当時の公務員全体を含め)と当時のコンピュータ能力の更新(予算手立て？)基礎番施行時の統合PR不足、国民の年金制度への関心が不足(広報不足？)などが考えられます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
530	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		年金記録問題以外に年金制度を世間に対して、もっと大々的に広報やPRが必要と考えます。	認識していなかった。平成19年5月頃に初めて知った。	お客様に対して丁寧に説明して理解を得ようと対応した。反省点としては、基礎年金番号制度ができた、平成9年の時にもっと大々的に広報するべきだったと考えます。
531	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金給付課在籍時、年金記録の収録状況があまりにもひどいことに気付き、いづれか大きな問題に発展するのではないかという予測はしていた。	裁定請求書を確認の上、記録補正、統合処理、裁定処理、完結の手順で処理をすすめてきたが、窓口の聞き取りですべて判明しているものとして、更なる調査等は行わなかった。その当時は裁定センター、電話センターがなく、3ヶ月分くらい書類が滞留しており、処理を早く終わらせることで精一杯だったせいもあるかもしれない。
532	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録問題を解明する組織(相談窓口も含む)を年金事務所とは別に設置すること。 過去の記録判明を優先することも重要ですが、過去の年金記録で窓口等に 相談に来られるお客様は相談時間も長くなることから、一般の年金請求のお客様と分けて相談できる体制が必要と思われます。	年金記録については、年金保険の被保険者の方がご自身の年金を請求する時点で、社会保険事務所の窓口で過去の年金記録等を確認し、複数の年金手番がある方も請求時点で記録統合して裁定請求をするものと思っていました。 年金受給者の多くの方に未統合の年金記録があることは、「消えた年金」等がマスコミで騒ぎになった頃初めて知ったと思います。	ねんきん特別便について全所で対応しましたが、職員等の数が足りず長時間お待たせするなどお客様にご不便、ご不満をかけたことが反省すべき点だと思います。
533	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳記録(カセット記録)のWM未収録。	WMへの早期収録。	年金裁定請求時の確認もれ、記録不備、旧台帳の膨大な量、基礎年金番号導入時の対応不備などのさまざまな事情が重なった問題と認識。また、裁定請求時の記録確認の徹底以外に記録もれを意識する機会はなかったといえるのではないか。さらに、記録確認の基本が本人から言われるまで動かないし動けない意識であったといえる。記録を確認していると収録誤りが多々見受けられる。また一番記録統合の遅れを招いたのは、WMに収録されていない旧台帳記録などが存在することにより基礎年金番号導入しても旧台帳関係はまったく触れていなかったのではないか。 採用当時から記録誤りなどは時々あったが、大きなポイントは基礎年金番号導入時と年金給付課配属時に問題意識が出てきた。	しかしながら、声を上げて問題提起を唱えることはなかった。意識レベルとしては単なる入力誤り、旧台帳は照会しないとわからないといった程度で考えていた。やはり基礎年金番号導入時に徹底して記録確認を行うべきではなかったか。
534	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	わかりません。	マスコミ等で騒がれるようになってから。	フォローアップ調査や記録問題の電話調査等において係を超えて対応してきた。 国民年金においては、市町村と社保における記録の二重管理に問題があったと思われます。 厚生年金においては、資格取得時、本人からの虚偽の申請、及び担当者の 生年月日等の誤りが無いよう、将来的には住民基本台帳の番号等を利用する等の工夫が必要。
535	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	教示することは見つからない。	「問題解決に向けてどう方策を取れば良いと考えているか」に対する返答は、正直図惑うところです。まずは、本庁での解決策を示し、それに対しどう考えるか。あるいは別の方策があればその考えを‥と求めるべきではないのか。 特別便、定期便、受給者への報酬のお知らせ等やつき早に国民に送付していますが、まずは、未統合記録5，095万件を整理すべきだと思う。フォローアップに困難を極めているが、この記録を解決して国民に公表するのが最優先と考える。また、再裁定処理も早期に処理すべきである。 年金記録問題解決のため、全てを同時並行で進めること、早期にやろうとすることに疑問がある。	採用当時は健康保険証を早期に交付するよう上司から指示され、生年月日から厚生年金の手番が重複になるだろうとは理解していたが、年金は先のことだから保険証の交付を優先しろ、受給権発生時に整理すれば問題はないと言われていた。突く考えず組織に流された。時代背景からも将来の年金よりも目先の現金収入と考える国民が多数であった気がする。この年齢になり反省しきりである。 不適正な免除処理問題、職員による偽装全衰・月額報酬の遡及訂正等、一部の職員が関与したこと、倫理の欠如、あるいは記録管理の甘さ等から社会保険庁組織を廃止解体に追いやる結果となり情けない。 ただ、地方採用の職員の大半は本庁からの通知や指示を受け業務に取組んできた。オンライン導入までは、年金記録は本庁へ送達していた。この問題が起き本庁の記録管理の甘さには納	特別便で記録に相違ありと申し立てた者の記録を、土日出勤し確認する日々の連続でした。この一年は県内の記録整理の進捗管理。 事業所検索システムを早期に導入すればよかったなと‥‥。 また、我々の担当している業務は政権をも交代しかねる責任のある仕事なのだと真摯に反省。 国民の信頼なくして公務の仕事は成り立たないこと。 政治家、事業主、国民と社会保険庁職員すべて反省すべきではないかと‥
536	地方庁	その他(社会保険事務所)	口座振替ができなかった場合翌月に再度振替をすることになるが、付加保険料の納付申出をしている場合は付加保険料込みで引き落としがされる。また、現年度の納付期限経過後の付加保険料に関してはリストから手作業で付加部分のみを還付することになるが、納付期限経過後の付加納付者でもリストに載ってこないことがある。	人数と金と時間をかけるしかない。 数十年にわたって放置されていた問題をそう簡単に解決できるはずがない。 不公平感を出さないためにも、安直な解決法をとるべきではないと考える。	・年金記録問題をどのような問題と認識していたか。 長年にわたる社会保険庁という組織の欠点が浮かび上がった。 申請主義に基づいた被保険者視点の欠如が招いた問題。 ・問題を知ったのはいつか。 本人からの申立により過去の年金記録が統合されるというシステムを知ったのは平成18年度の中頃だったと思う。	上からの指示に従った。 まったくひどいものだった。 反省点としては、問題発覚時に早急に残存資料の電子化をすべきであった。 縦覧を一件ずつ人の目でやるなど非効率的なことこの上ない。 間に合わせの対応のため、ずいぶんと時間を無駄に使ったように思われる。
537	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	対応人員を増やす。	整備されていない記録がこんなにあるのか驚きだった。	申請に基づき、統台帳等一つずつ調べ整備した。年金請求の際に記録を整備するのではなく、もっと前から、個人ごとの記録を確認する必要があった。
538	地方庁	その他(社会保険事務所)				
539	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	ありません	制度・システム上起こるべくして起こったもの。	末端の職員が解決・是正できるような問題ではありません。 対外的には大変ご迷惑をおかける意識は多分にありますが、反省すべきなのは当時の幹部の方々ではないでしょうか？
540	地方庁	社会保険事務所課長級以上			国民年金の旧台帳(紙台帳)のマイクロ化について、それまで未納がなかった被保険者を対象としていなかったことで、平成12年当時	当時本庁から予算範囲ということで全体は無理であったようなことを聞き仕方ないと思った。
541	地方庁	その他(社会保険事務局)	私たちの世代では、昭和時代の年金番号付番等は全く認識しておらず、逆にどうしてこのような形となったか知りたいものです。 当時としては最善の方法であったのかもしれませんが、現若手職員にとっては苦痛でしかないと思われます。質問の回答にはなっておりませんが、その当時の職員へアンケート範囲を広げて実施するべきです。	既に死亡している者、また偽名や虚偽の生年月日の申請をしていた者については、最後の1人まで探し出すことは不可能ですし、またフォローアップの調査時にも感じたのですが、こちらでは本人であろうと思っていても、本人が拒否をしたり又、配偶者などが「絶対ありえない」等と回答が返ってくる。こうした問題等を解決する方策は、自分自身考えられない。	それこそ報道がなされて知ったくらいです。また、年金記録問題を取り上げられたとき、「消えた年金」等の報道が先行し、自分の記録が消えたと思われた方が多くいらっしゃいました。そういう時は、断固として報道規制をするべきであり、政治の道具に使われるようなことがあってはなりません。 政治家は保身のための一つの武器かもしれませんが、私たち現場にとっては、お客様と直に話をし、罵倒され、世間体も気にしだし、1人間として扱いを受けられなくなる状況にまできています。 このようなことが、いつまで続くのか。逆に私たちが聞きたいくらいです。	お客様に親切に納得していただくまで根気強く説明するほかありませんでした。多くは、「たったそんなことか」とか「年金記録が消えたわけじゃないとね」とかの返答でした。 しかし、本人と限定できない記録はまだ多数あり、これを限界まで探し出す以外はないと思います。 また、厚年記録の報酬改ざんについては、申立人の当時の状況や納付状況を、もっと慎重に審議し結論を出すべきだと思います。 私自身、事務所の徴収課で勤務しておりましたが、滞納事業所の代表者は保険料が払えないので、どうにかして欲しい。厚生年金を脱退させて欲しい。等多く聞いてきました。それでも、滞納者に対しては不可能である旨伝え、そのまま財産を差し押さえることをおこなってきており、そうされてきた代表者が反旗を翻してきた形も多くあるのではないでしょうか。 (8)にも記載しましたが、年金記録問題は、政治の道具で使われるものではありませんし、報道についても正しく伝えることを考えていくべきだと思います。 最後に、今回のアンケートとしての回答では不十分だとは思いますが、平成になって採用された人間としては何が何やらで、ここ数年過ごしてきております。職場の同僚、先並、後並が次々退職し、病休になり、自分の係では数年前まで4から5人で行っていた仕事を、現在1人でせざるを得ない状況です。職場環境の整備についても行っていかないと、次々に解決するまで時間がか
542	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件一件丁寧にかつ迅速に最優先課題として取り組むほかないと思います。	平成6年に入庁し、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入される以前より(健保厚年適用課に配属された平成7年4月頃より)、一人の被保険者が多数の手帳記号番号を保有していることは認識していました。しかしながら、氏名、生年月日、職歴等による検索ですぐに他手番が発見されるものと思い、重要視していない面があったと思います。	当時は年金請求時に統合すればよいとの認識があり、お客様には年金手帳及び厚生年金被保険者証を紛失しないように注意喚起するにとどまっていました。 基礎年金番号導入時にも他手番があると回答されなかった方があまりにも多いながらも、氏名索引にてすぐに発見されるとの思い込みがあったものと思います。 まず、コンピューター導入時にしっかり手番を確認する必要があったと思いますし、基礎年金番号導入時にはさらにその必要があったと考えます。 根底には年金請求時に統合すればよいという考え方があり、もっとも反省すべき点であったと考えます。
543	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	年金記録問題にかかわらず、『年金』をもう少しわかりやすく、かつ、広報に力を入れるべきじゃないかなと思います。	臨時的任用職員として勤務させていただいた約2年前くらいに、社会保険庁と、一般の方の考え方等が温度差が激しいがためにおきた問題でもあるなぁとまず最初に認識しました。	年金に携わる仕事が初めてのためできることが限られていましたが、特別便の回答作成時に、先並の指示を受けながら、できる限り一般の方にもわかりやすい表現で回答するように心がけました。
544	地方庁	その他(社会保険事務所)				
545	地方庁	その他(社会保険事務所)	ない。		基礎年金番号に統合しなければならない未統合記録が存在するという問題と認識している。 知った時期について、未統合記録の存在については以前より知っていたが、年金受給者にも未統合記録が存在するという問題は今回の取り組みにおいて知った。	あらゆる機会において、未統合記録の基礎年金番号への統合に努めた。 未統合記録について裁定請求時に統合するという一部先延ばしになってしまった対応は、裁定請求の受付事務が、年金記録の確認から始まり、時間がかかるものとなっており、国民へのサービス面で反省すべき点と思います。
546	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号制度を導入する以前から、制度毎で重複する手帳番号を持っていた被保険者等はたくさんいた。このことを解消せずに基礎年金番号制度の導入をした場合、未統合の年金記録がもっと増加することはわかっていたこと。基礎年金番号制度導入直前、自県ではテレビやラジオの情報番組等を活用して何度かPRに努めたが、それにも限界があったことは明白である。	年金記録問題で来訪の被保険者等一人ひとりに対して、未統合の理由を制度上の問題及び事務処理(手作業から機械処理等)の変化などを含めて説明してきたつもりである。 社会保険庁(国)としては、年金記録問題が噴出した時からでも、これらの理由を根気よく繰り返し説明するべきであったと思う。そうすれば、少しはこの問題に対する理解が得られたのではないかと感じている。
547	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にないと思う		いわゆる宙にういた年金記録の統合及びオンラインシステム上の記録と台帳記録との不整合の訂正 記録問題が起きる以前から	紙台帳からオンライン記録への移行がうまくいっていないのは記録を見れば判っていたので、台帳との突合を行っていた。また厚生年金は氏名検索等を行い、請求者等に聞き取りを行っていた。 オンラインシステムへの移行の際にすべての記録が検索できると思っていたがそうではなかったことと、紙台帳からの移行の際に記録不備が多かったこと。 また、現時点で見れば記録整備が膨大すぎて、人員不足から整備が遅れていること。もう少し組
548	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。			

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
549	地方庁	社会保険事務所課長級以上		国民年金の立場で言えば、機械化後の年金番号払出日をWMで確認できるようにしてほしい。払出簿がない時期は、届出時には時効で払えなかったとか、免除はできなかったとかの回答が出しにくい。	年金裁定手続きに来たお客様に他にも勤めていたと言われた場合。その場で見つけられず不便だと思っていた。反対にヒントを言っても思い出せない場合、統合する訳にもいかずで困った。 存在する事を感じたのは、年金相談をするようになってから(15年前)	その当時は、期間調査の申出書を出してもらった。 厚生年金に関しては、氏名登録、カセットから出す、の処理をもっと前にやっておいてほしかった。
550	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	○年金とくべつ便・定期便が未着の被保険者の方について、確実なフォローアップを図り、まず、ご自身の年金記録を確認していただくことです。	○被保険者の得喪、報酬の間違い等はあってはならない問題と認識します。 ○平成18年、年金記録問題がクローズアップされた頃です。	○年金とくべつ便・定期便によりご自身の年金記録を確認していただき、 疑問点や確認事項の照会について親切・丁寧に対応することです。 ○昭和30年以前は、年金給付まではいたらないので、被保険者の年金記録を安易に考えて業務にあたっていたのではないのか。手管理から ら機械管理移行時については被保険者記録の重大性の認識、また、 業務処理の重複チェックに欠けていたのではないのか。
551	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	調査に当たる専門知識を持った職員の流出を抑える。 今回の記録問題によって、ご本人の責任でない理由(別人記録の混入、厚年基金記録の漏れ等)により、現在受給中の年金に減額等が生じる方には返納の減免等の措置を講じる。	長い歴史を有するがゆえに起こった問題だと考えます。 基礎年金番号導入後、統合作業の進捗状況が芳しくないことは知っていましたが、年金手帳さえ本人が保管していれば、最終年金請求時には統合)されるはずなので、大問題となるような事象ではないと思っていました。ただ、年金記録問題として報道されるまで、あれほど多くオンラインに収録されていない記録があるとは全く知りませんでした。	(対応してきたこと) 窓口等で未統合手番であることが判明したときは、ご本人に説明のうえ、その都度統合処理をしていました。また、窓口でのお客様との会話の中で加入記録のことについて尋ねられたときは、記録を示し、もれている期間があればその場で氏名索引をし、それでも見つからないような場合は期間照会をしていただくよう誘導していました。年金裁定業務に携わっているときは、必ず氏名索引(名寄せ)を行い、未統合記録の発見に努め、その解消を図りました。 (反省点) 過去において年金制度を国民に浸透させる努力が組織として足りなかったのではと考えます。基本的に届出制度を採る以上、国民一人ひとりが認識して行動してもらう必要があるにもかかわらず、浸透していないことをいいことに、さらに制度を複雑にし、また都合が悪いことは公表しなかったことは問題だと考えます。
552	地方庁	その他(社会保険事務所)	第3号特例期間の届出漏れ	健康保険被扶養者情報との突合せを行い、未届出者の救済を行う。	紙台帳からコンピュータ記録に移行する際の入力誤り、また年金記録に係る事務処理において重要である認識が薄かったことにより発生したものであるとの認識している。 平成9年1月の基礎年金番号付番時において、国民の方に手番調査回答ハガキを送付したとき、手番統合事務が大量であると感じていた。	個人個人の年金記録について、当人が納得いく迄で話しを聞き、適正な記録を染き、正確な年金を受けていただきたいことを念頭に、事務処理を対応しようとした。 しかしながら、年金記録に係る知識のある職員数が少なく、事務補助員のみ増員しても、判断できる職員を増加させなくてはいけないと思う。
553	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にございません	・できることとできないことを明確にしてできることに集中して対応すべきかと思います。 ・全明細の突合はできればよいのですが、前職の経験でもあえて本名を隠し、偽名で働いたり、適用事業所にいてもあえて保険に入らなかったりという方のいるという話をきいたことがあります。最近では就職の時の本人確認なども厳格になりつつありますが、会社もそこまでしないで採用していた時代が長かったように思います。 ・会社の設立・廃業も多いので全明細の突合は無理な部分も多いようには感じます。	[redacted]既に公になっていました。 民間に勤務していたころ、毎月保険料が長年にわたり天引きされているが、どのような仕組みになっているのか疑問を感じておりました。 このことが、社会保険労務士資格を取得しようとした大きな動機であり、そのために、社会保険庁に[redacted]就職することにつながっております。 時期的には、基礎年金番号ができたころです。	・年金機構の設立に向けて業務を行っていますが、社会保険庁の経験は浅く対応等はございません。 それ以前は民間の立場でしたので、特に対応はございません。
554	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	国民に、年金制度についてわかりやすく説明することが必要。	年金記録は将来にわたって正確に管理すべきである。 平成17年頃だと思います。	休日も含め信頼回復のため年金相談等の対応を行った。現在も記録問題に取り組んでいます。
555	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	外部着信電話の完全全面委託により(年金ダイアルのように他の課の電話も)、職員による人海戦術で解決。	期間調査担当時の手番の多さ、WMの氏名の無記入データ。	当時は期間調査を受け付けた時点で統合などが別での届出で再度の提出になっていたが、返信用の封筒と届出用紙を同封して回答書を送った。 機械化データ移行時の確認不足。度重なる制度の改正による制度の不明瞭。
556	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。		特に問題としての認識はマスコミ報道等あるまでありませんでした。	過去の実勤により、年金給付課を経験しているものが多い事務所は、比較的全所体制により乗り越えられたと思います。 今後、年金給付の勉強会を随時行っていければよいと思います。
557	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	問い合わせや照会に、一つ一つ丁寧に対応する。	当初は手番等が基礎年金番号に一本化されていないことだと思いました。 その後、報道等で記録そのものに問題があったりすることがあることを知りました。	今まで通り、一つ一つ丁寧に対応していくしかないと思いました。 問題に取り組んでいく中で、過去に法律等が改正されるごとに様々な事務処理が行われましたが、その処理がもう少し丁寧にされていれば‥と感じました。
558	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1件1件地道に解決していくしかないと思います。中途半端にすれば問題は解決しません。人員を増やして早急に対応すべきと考えます。	私が採用された当時から、一人で複数の手番を持っている者がいることが分かり、厚生年金では住所も管理されていないため特定が困難であった。 法律、通知上住所管理することとはされていなかったため仕方のないことだと考えていた。 平成17年に給付を担当した際、厚年の標準報酬が誤ってWM収録されていた者について、時効特例法もなかったため、本庁に照会するも5年以上は遡及支払はできないとなった事例があり、当庁の不手際についても救済できないことが不満であった。	現在は基礎年金番号により、住所、配偶者情報等本人を特定する要素があり、とても改善されていると思う。 時効特例法も受給者の立場にたった法であると感じている。 事業所や被保険者に対して制度周知が徹底されていなかったのではないかと考える。事業所から年金手帳が本人に渡されていなかったり、本人も加入の事実を知らなかったり。 記録問題によりそのような問題が解決に向かっているのではないでしょうか。 これからも大変だと思いますが、解決に向けてがんばっていきましょう。
559	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
560	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	序も事務所に押し付けるだけでなく、もう少し誠意のある態度を見せてほしい。また、第三者委員会を担当していますが、事業所の届出もれがほとんどです。 それらの間違いも事務所のせいと言われるのは府に落ちません。 私たちは、一生懸命記録問題の解決に向けて毎日調査しております。 簡単に記録に対して申立をした人の主張を認めるということではなく、しっかりと原因を見極めたいです。	庶務が長かったので最近知りました。	ひとつひとつ調査をして整理していかなければならない。 テレビで言われているように安易に認めるようであれば、問題の解決にはならない。
561	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	①旧法時代は、国民年金・厚生年金が別々で決定されていたために、記録のダブりについてきちんと整備されていませんでした。 新たに、記録が判明した場合、記録を統合して再裁定を行わなくてはなりません。そこで、記録重複が判明した場合、国民年金が遡付になり、場合によっては「老齢」から「通老」になってしまう場合があります。 これは、明らかに社会保険庁の瑕疵ですが、それでも返納をさせています。 おかしくないですか‥ ②旧厚生年金老齢を再裁定をおこなう場合、過去に配偶者がいた場合に、死亡した配偶者まで基礎年金番号を登録しないといけません、もうすでに死亡してしまっている配偶者等は、なんらかの方法で番号を探るべきではないでしょうか‥‥ ③平成7年4月以前の退職改定については、本人が届出しないと改定がされないですが、一般の方々が知る余地はないと思います。 会社が届け出れば、それにより終了だと思っていると思います。 何も通知をしていなかった社会保険庁、しかし、退職改定等は5年で時効になってしまい、時効分は支払いをしてくれません。 こういう制度的なものこそ、時効を取り払うべきだと思います。 ④まだ、いまだにカセット記録として開いていないものが大量にあります。 ほかにもたくさんありますが、かききれません。	①については既得権の保証 ②についてはシステムの改善 ③については時効特例の対象 ④については「カセット記録」の解除	過去のOBたちの手抜き処理 業務センターの手抜き処理	お客様には謝り、早急に対応
562	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	年金記録経験のある人物を集めて一つ一つ解明していくしかないと思います。	過去の負の遺産だと感じていました。 採用されてから3年後くらいです。	私のかかわった案件はすべて解決しようとしました。 個人個人の対応ではとても追いつかない問題であり、お金と人を集中して早期に対応する必要があったと思われます。
563	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	非常勤ではなく職員の数を増やし、流れ作業の仕事をやめて1人のお客様の専任の調査官をもうけ、最初から最後まで面倒を見るようにした方がよい。	平成9年に統合できなかった人が、記録問題の大半を占めていると思っていたが、消えた年金問題や、報酬訂正問題は報道ではじめて知った。	年金請求時や厚生年金の取得時にきちんと社保と本人と会社の確認をしなかったことと、年金手帳の記載が本人まかせだったのが悪かったと思います。
564	地方庁	その他(社会保険事務局)				
565	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	収録されていない記録について早急に入力していただき、台帳の突合が必要と思われます。	本人の請求もれや、思い出せずにいた記録又は、死亡者の記録等だと最初は思っていましたが、報道がされ事実が出てきたときに初めて収録されていない記録等があるのを知りました。	国民の皆様に対して申し訳なく思い誠切丁寧な窓口を心掛け、早急に解決できるよう調査をしましたが、現時点においても記録の収録がされていない記録がかなりあり早急にもれている記録の補正が必要と思われます。
566	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	業務センターにある旧台帳を、きちんとWMに反映させれば、少しでも記録を見つけやすいし、時間がかからないと思います。	各制度ごとに手番がふられていたので、手番の統合もれと思っていました。世間一般に知れた時に、知りました。	国民年金については、旧台帳と照らし合わせ、WMの記録と突合をし誤った記録等は、補正をしました。厚生年金については、お客様が申し出をされた記録を参考に、台帳検索を行いできる限り探しました。台帳はちゃんと存在するのに、WMにきちんと反映されていないことが反省点だと
567	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	これまで媒体等で報道されたこと以外は分かりませんが、 私たちが若いころは、市町村長が保険料を徴収し、社会保険係りへ検認報告しており、事務所としては年に一度だったでしょうか市町村からの保険料収納一覧表により、社保台帳にゴム印で消しこみをしていたが、2重3重のチェック体制が徹底されていなかったのではと思っています。	お互いが、意識を共有して、さらなるチェック体制の確立を図ることが必要だと思う。	ここ5年くらい前に記録問題について意識するようになった。	お互いがこの問題を意識し、さらには共有しながらやっていくしかないのかなと思っています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
568	地方庁	その他(社会保険事務局)		政治は、国家プロジェクトと称し、2年間で集中的に行い解決すると言っているが、そもそも件数が膨大な上に、総動員するほどの人員がいるわけでもないので、解決に2年という根拠はわからないが、2年と言わず、じっくり腰を据えて地道にあたるしかないと思う。問題解決に近道は存在しないことをもっと政治家に知ってほしい。	在籍後しばらくは、この問題に対する認識はあまりなかった。 そのような問題が存在することを知ったのは、テレビや新聞・雑誌等で"消えた年金"などと報道されるようになった昨年夏ぐらいから。(具体的な件数等の数字が出たのもこの頃だと思う。)	やはり、お客様である被保険者の方々と、当事者である職員との間に問題意識の差が大きいと思われるので、すべての職員がこの問題についての共通認識を持てなかったのが一番の反省点ではなかろうかと思う。(仕事している分野でそれぞれ異なるとは思うが・・・)
569	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特段ありませんが、お客様が窓口で話されることは自分の経験を踏まえた話であることから、出来るだけ詳細を聞き取り、お客様と一緒に考えるようにしています。			
570	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られているかどうかは分かりませんが、基礎年金番号導入以前は資格取得届時に厚生年金手帳番号を記入しない事業所が多く、社会保険事務所から照会しても、手帳番号や職歴を回答される場合はほとんど無かった。年金記録整備よりも健康保険証の早期交付を事業所・被保険者から求められた。また被保険者の偽名使用、通称名使用、年齢サバ読みも短期間加入者ほど多く、統合は困難であった。	現在においては基礎年金番号による住所管理のため改善されている。	採用当時のことしか分かりませんが、加入者の年金に対する意識が低く、行政も受動的対応しかなかったため、起こるべくして起こった問題と考える。	採用当時から新番払い出しにおける事業所照会を行なっていたし、再裁定件数が多いため問題意識をもって取り組んできた。 しかし事業所担当者はプライバシーの保護を理由に記録統合に消極的であったし、被保険者に連絡しても「忘れた」の一言で済まされた。反省点は特にないが、「裁定時に記録整備を行なう」とか「本人申し立てにより整備を行なう」等の受身的行政は残念でならない。
571	地方庁	社会保険事務所長	いままでの調査の中で出てきていると思う。	もっと丁寧で、慎重な取り扱いが必要であった。	年金記録の重要性に対しての認識が足りない。特に平成18年の免除問題のとき。	たとえ私たちにとっては膨大な量の年金記録であっても、被保険者個人にとっては、その記録が全てであることを強く認識することが必要である。
572	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在かかえている届出を、早急に処理していくことしか思いつきません。	年金制度への不信感を払拭するためにも、最優先で解決する必要がある問題と考えています。 年金記録問題については、よく覚えていませんが平成19年5月ごろに年金記録問題が取り上げられたころに知りました。	窓口へ来所されたお客様には、ご自身の加入記録をしっかり確認していただき索引、調査依頼等で記録調査を行ってきました。また、年金受給者の方は、記録が判明した場合、再裁定の進達を迅速できるよう心がけてきました。反省点として調査を受けてから回答までに時間を要するケースも多く(他庁照会等により)被保険者や受給者に心配をかけたことが反省点だと思いま
573	地方庁	その他(社会保険事務局)	標準報酬月額の変遷漏れ 厚生年金の二ヶ所加入の未補正	全国的には、補正処理をすぐする。また窓口段階で発見した場合は、補正処理または補正依頼するようなマニュアルの作成が必要。	現在、取り組むべき最重要課題である。 事務所で年金給付の仕事をしていたとき(平成17年ごろ)	窓口で補正が必要な場合については、すぐ処理したり、配偶者の分については、文書で社会保険事務所へ届出するよう案内したりしていました。 反省点は、台帳管理していたこと、番号を一人一番号に統一していなかったこと。あと、年金制度について給付も含め、職員全員が熟知していなかったことがむうとおもわれる。(人事もふくめて専門職化していた)
574	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	坦々と処理していくしかない。	重要な問題だとは認識していず、今回の記録問題で初めて気づいた。	1件づつ確認作業をしながら整理していった。記録問題担当のプロジェクトチームを事務請段階でも最初から きちっと体制を組むべきではなかったか。
575	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られている問題以外に何も存知あげておりません。	具体的な打開策はわかりませんが、お客様の申し立てを真摯に受け止めて、社会保険庁が有する紙台帳やマイクロフイルム等の資料および本人が持っている資料等から綿密に調査して回答をおこなうことが国民の信頼を回復することにつながっていくとおもいます。	年金の請求時に相談窓口等でお客様自身の年金記録ついて確認作業を完了しているものだと認識していたため、いわゆる「消えた年金」問題が報道慢開等でとりあげられるまでは全く知りませんでした。	窓口で年金請求手続きを承った際にはお客様本人に年金加入記録を確認してもらい、現氏名および旧氏名での氏名検索をおこなったうえで本人記録であると判明した手番については統合処理をおこなうよう努めていました。旧台帳の存在等を知らなかった当時においては、できる限りの対応をしていたとおもっています。
576	地方庁	その他(社会保険事務所)				
577	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	謝金職員や賃金職員の増員は感謝するが、法律改正が多すぎて職員じゃないとできない仕事(複雑な再裁定等)があり、職員を減にすると報告物から電話対応、窓口対応、賃金職員さんたちからの質問回答、など現場の事務所は、いつ壊れてもおかしくない状況が続いています。 この正規職員人員で、果たしてやって行けるのか非常に危惧されます。 もっと、正規職員を増やし、謝金職員のスキルアップを図らないと謝金さんがどんどん辞めていく事態になったとき、教える人が苦労します。	年金記録問題については、そもそも平成9年1月1日に基礎番号制を導入したときに、もっとしっかりした広報なり、今やっているような特別便のようなことをすべきではなかったのかと考えます。 今記録が統合されていないとか、不適正遡及訂正など問題になっているが、そのときにしっかりした体制をとっていなかったしわ寄せが来ていると考えます。 年金を請求したときに、申し出た記録と突合せすれば良いと言う考えが、今日の問題になっているものと思います。 問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたかという質問の意味が分かりません。マスコミから騒がれだした、平成19年6月ですと回答すべきなんでしょうか。	対応については、一度にやってしまおうとしたがために、電話、来訪者の数の多さにどうすることもできず、ただひたすらお詫びするだけでした。対応人員を増やすわけでもなく、待ち時間は、3～4時間が当たり前、事務所に入りきれず外で待つ人もいる。おまけに土・日全部開庁した時期もありました。 交代で出ればと言いますが、管理職はそういうわけにも行かず、全部出ていました。 反省点としては、通知を出せば、必ず電話なり窓口が混むことが分かっていながら、人員の措置をせず待ち時間増につながり、苦情になってしまう。後の手立てを考えてほしかったと思います。
578	本庁	本庁部長級以上	ありません。	予算、人員を確保の上で全力で、集中的な取り組みを進め、できるだけ早い時期に問題解決の出口を示せるようにすることが必要と考えます。	[redacted]年金記録問題に取り組む後会は、ありませんでした。検証委員会等で詳細な分析が既に行われていますが、やはり、保険庁や厚生労働省全体として記録管理の重要性への認識に欠けていたことが根本問題であったと考えます。	
579	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	昭和初期の機械が全く無かった時代のものを調べるわけなので、時間とヒトをかけるしかない。通知を見る限り、年金減額になると統合に弱腰になっている。そのような曖昧な通知を出すのであれば、減額はしない通知にした方が、記録統合で二の足を踏まなくなる。	平成5年ごろに他庁照会をした際、空袋で台帳がないとの回答があった。他にも記録が無い者が存在するのではと思った。	記録が無い以上、追加処理することが出来ず照会者にその旨説明し、時間がかかったが納得いただいた。 反省点としては、空袋や火事で消失したもの、冠水等で読めなくなったものなど、事業所台帳はあるが被保険者名簿がないものの一覧が全国で共有できたら、無駄なOBO届や他庁照会をすることが避けられるのではないか。
580	地方庁	その他(社会保険事務所)	ない。	やみくもに人員を増やして、数をこなすことは更に年金記録問題を引き起こす可能性を多分に含んでいる。 職員OB等のノウハウを集約し、特に担当となる職員のスキルをアップさせる必要がある。	認識していなかった。 問題の存在は、批判を浴びるようになってから知った。	銀行預金の残高がないとか少ないと同じことと思っている。 本人の記録に結びつけるための調査をできる限り行うとともに 年金記録問題のようなことが発生しないように 今現在目の前にある事務処理等を適正に行いたいと思っている。 反省点は、被保険者、受給者はあまりにも膨大な数だが、 その一人一人の大切な年金記録であるという意識が低かったこと。
581	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・特にありません。	特効薬があるとは思っていません。手作業時代の「個性的な文字」「判読不明の文字」「カセット記録」「改滅した台帳」など、最終的に、人が一件一件見ていかなければできないと考えています。ただ、その中で、電子的な作業で正確に判断できるものがあれば、活用すべきと思っています。	・基礎年金が導入されたときに、かなりの整理ができていたものと思っていましたので、このような事態になるとは考えていなかったのが事実で、報道等で大問題であると騒がれたときからです。 ・(7)で記入したように、紙台帳時代に「読めない」あるいは「読みにくい」または「達筆すぎて判らない」といったことがありましたので、これもひとつの問題であったと、今は思っています。	・現在は紙台帳ではないので、「読めない、判りにくい」といったことはありませんが、「変換誤り」「入力誤り」がいつまでも起こると思います。それに対する対策、くれぐれも複数の確認を行う等、最大限行う必要があると思っています。
582	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし			
583	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成17年の入庁時に、古い紙台帳の扱われ方が酷く、また判読不能の文字もあり年金の記録に関して誤謬脱漏が多くあるものと考えた。	来るべき紙台帳の調査に備え保存を行おうとした。 組織の反省点としては、通常業務に忙殺され、長期給付の姿を見失っていた事を思う。
584	地方庁	その他(社会保険事務所)	私の知りえる範囲で新たな問題等はございません。以下余白		私は、平成元年2月採用ですが、基礎年金番号制度の導入平成9年1月以前は、資格取得時に年金手帳が無い方などは、年金記号・番号が未記入で、しかも被保険者の住所の記入欄もなく、同姓同名、同一性年月日であっても新規で年金手帳を払い出さなければいけない状況でした。 また、本人様からの年金記録に関して照会があった際は、私ども職員の方から厚生年金の事業所名称や国民年金での住所を教えてはいけないとの事でしたので、ご本人様が、思い出せない、、又は記憶にないなどの場合には重複取消や統合などに至らないケースもありました。 基礎年金番号制になってからは、かなり改善されてきたとは感じます。 私がこのような問題を知ったのは平成19年のマスコミ報道によってです。 社会保険庁の保有している台帳などでかなりの件数が持ち主不明なのには驚きました。以下余	基礎年金番号制になってからは、具体的には、平成15～16年ごろに業務適用課に配属されてからは、資格取得時に本人の年金番号と疑われ番号がある場合には、事業所事務担当者に問い合わせをし、確認作業をきっちり行いました。安易に新規で別の年金番号を払い出さないよう努めました。 当時の台帳の記載方法なども丁寧に記載し、複数の職員で確認を行ったりコンピュータ化する際にも、もっと確認作業をすべきだったのではとおもいます。 また、標準報酬の改訂問題についても事業所からの添付書類の徹底と極端な改定に関しては、相互のチェックの徹底も必要ではなかったのではと思います。また、改収率のみがかなり重視される風潮があったように思いますが、当然、適正な事務処理の方が最優先されるべきだと思い
585	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない。	・台帳とのデータ突合 ・住基データ(検索可能にし)との厚年手番データとの突合 ・特別便の徹底調査	・年金請求時の請求者申し出により、記録統合することで大丈夫であると考えた。 ・ニュース等の報道により知った。	・特別便に係るお客様に対し、可能な限り聞き取りを行うことにより、WM検索、調査を行う。 ・可能な限りの範囲で名簿等を調査する。 ・働いている事業所を忘れてしまう。ねんきん手帳を紛失してしまうということを前提に、個人に記録管理を委ねるだけでなく、公的な観点で記録を管理し、被保険者が確認できるシステムを構築するべきであった。(例えば、住基に基番を登録し、本人がいつでも自分の基番を確認できるよう
586	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の払い出し漏には当時の住所の記入がないものが多いので市町村で台帳がないと本人と確定ができない。	市町村の台帳で確認する	大切な問題。印紙をやめる頃に文書で市町村にある台帳を廃棄してよいという文書が出たときこれはまずい方向に行っていると思いました。	照会があった市町村には何かあるかもしれないから絶対捨てるなと言いました。 反省点はなんでそのような文書が出てきたのかが不思議です。ただ、その当時の詳しい状況がわかりません。
587	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	本人からの確認しか考えられない。	オンラインによる記録が不備と思われていた。昭和63年当時から、年金請求時に本人より確認し年金決定をするので、その時に記録補正をおこなうので、確認できない記録はそのままではないと説明された。当時は厚生年金加入時に本人が職歴を隠すため(タクシー・通送会社等)新規手番にて加入があり申し出がないかぎり新規の取り扱いとなり将来不利益になると考えていましたが、基礎年金番号が導入され平成9年以降は一人一年金となり解消された。その他石川県は温泉街があり芸名・生年月日の偽り等があり将来の年金について不備があると考えられたが確認できず現状もあり、社会保険での登録誤りだけでもなく本人の認識も今よりはなかった。	窓口では年金制度を説明し、年金問題を対応したが、あくまで本人が理解しないかぎり申し出しないと確認もできず苦虫した。反省点については基礎年金番号導入時に、今の様な調査をもっとするべきでした。
588	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	人員を確保し、細かい調査をする	受給内容が大きく変わることなので、大変な問題だと思う。	基礎番導入時の扱いが適当すぎる
589	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		記録の管理が十分でない為に発生した問題だと認識していました。	とくべつ便の回答においてなるべく相手にわかりやすい回答をするように努めました。ただ職員一人一人やり方が違うので統一性に欠けるとも思いました。
590	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	旧台帳の整備と、名寄せ有の人への勧奨、最終的には電話督励、戸別訪問も必要かと思います。	記録が無くなったのではなく、未統合の状態であるという認識。存在することを知ったのは入庁(H17)して半年後くらいかとおもいます。	未統合が判明した時点ですぐに統合処理すること。また、諸手続き時に氏名検索を徹底し、他の記録がないか突合すること。 60歳年金請求時に統合すればいいという安易な考えが反省点として挙げられる。60歳時点で本人がどれだけ覚えているか・・・。
591	地方庁	社会保険事務所長	昭和40年代の厚生年金払出簿、または健康保険原票の作成において、決裁の過程で再チェックがされていたものの、あまりにも達筆・略字により判読不能の文字があった。 40年後の今、照会の記録調査により、一部上記記載の担当者がわかる事から確認するもご本人も判断できず調査不能のものがある。	当時の届書が現存していなく、対応策は思い当たらない。 書家・ペン字・ボールペン時等、略字に明るい方から判断していただく策は取れないか。	平成19年の浮いた年金記録5,095万件が出てきたときに、最終的に年金相談時に判明すると思っていました。また、その内相当数が亡くなられた方のはずと認識しておりました。事実、当時毎年150万件ほどが判明しており、新たな予算、または人的負担を要するものではなく時間である程度解決すると思っていました。	上記の認識では国民の理解は得られないと再認識、職員を挙げて特別便・定期便・もろもろの記録問題に対応はしましたが、山形県的に短時間に解決するためには職員数が不足し、パソコンまたは周辺ソフトが整備不足で思うように対応できなかった。
592	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	年金記録に精通した人材の育成と確保及び膨大な処理件数をこなす人員確保だと思います。	転職するたびに新たな番号を払い出したり、加入制度を変わるたびに番号を払い出すことがありましたから、一人が複数の番号を持ち未統合記録は当然あると思っていました。それらについては、年金請求時に整理するものと思っていました。	膨大な件数があるため、時間(年数)はかかるが根気よくやり続けるしかないと思っています。基礎年金番号の早期導入と取得時の本人の氏名・ふりがな・生年月日等のデータの確認の徹底が重要であったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
593	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
594	地方庁	社会保険事務所課長級以上		性善説を基準に対処しますか？性悪説を基準にしますか？ 本来問われるべき、制度不備、問題の先送りといった政治レベル、立法レベルで解決すべき事項を放置しておいて、「問題の解決」に係る責任と労苦を、これまでのとおり末端の現場におきますか？ 国家公務員という資格を事実上懲罰処置として「剥奪される」者に対し、この設問は愚問と考えます。	昭和54年4月に新規採用され、「業務第3課」に配属されたとき、当時の上司(係長)が厚生年金番号の新規払出を安易におこなう行為に対して、厳しく対処(事業所に対しても)していたことを記憶しています。 当然、その上司に指導を受けていた自分も、安易な新規払出は「記録不備につながる」「遡及しての月額変更等には理由を確認し慎重に対処せよ」といったことを厳しく教えられました。	年金記録に係る諸問題が今日、このような問題に発展することになることは予測できたことであり、自分自身としては避けて通ることができない問題と認識していました。ただし、国民の皆様の信頼を得るためには、もう少し穏やかかつ丁寧に「時間をかけて」対処し、解決するべきと考えていました。 制度発足時から約60年間にわたり放置されてきた問題を、2．3年で解決しようとすることに無理があります。むしろ、無用の混乱と制度不信を招き問題解決の方法を複雑にしてしまいました。今後も混乱は継続することになると考えます。 例えは適切ではないと思いますが、年金記録問題は国家間の戦争と同じようなものと考えます。解決するべき問題をできる限り細分化し、単純化することで、作業効率を上げ、現場と後方の意思疎通を図りやすくすること。戦力は集中投入し、一度決めた方針を安易に変えないこと。そして「指揮官は常に先頭に立つ(オールウェイズ・オン・デッキ)」。以上は、少ない犠牲で大きな戦果をあげるもっとも効率的な方法です。 自分自身、体力の続く限り仕事をし続けました。平成19年12月から20年3月まで、事務所に居なかった日は大晦日と元旦だけ、今年の11月はすべての休日に出勤しました。結果は･･･体に深刻なダメージを負っています。このことが最大の反省点でしょうか。
595	地方庁	社会保険事務所長	なし			
596	本庁	その他(本庁)	特になし	なし	国家組織の重大な問題と認識しておりました。 地方分権により、国民年金保険料の徴収方法が低下してしまい未納者数をふやしてしまったのではいのか。 マスコミ等により取り上げてから。	戦前の官僚の年金意識が今現在の認識とかけ離れているため、今回の政権交代を期に全面的に年金制度を改善していく必要があるのではないでしょうか。 今後、少子高齢化が急速に起こることから国民の期待を裏切らない制度にしていく必要があると思います。 やはり、地方分権を期に国民年金を地区町村から分離してしまったことは保険料徴収能力の低下につながっているのではないかと思います。
597	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者名簿がすべて残されていない。(焼失や廃棄等があると思われる)	旧台帳(カセット)記録を早急に収録し、名寄せ作業を実施すること。	カセット記録については、業務センターで随時収録していると聞いていたのであれほどの件数が残っているとは知らなかった。 オンラインになる前の国民年金の記録は、毎年市町村と突合していたと聞いていたので不突合はほとんどないと思っていた。 記録問題については、平成18年の報道等で5千万件の浮いた記録があると聞いたが、最初は無年金者や死亡者の記録と思っていた。しかし、実際は多数の現存者の記録が含まれていたことを知り非常に驚いた。	氏名なし記録の補正や特別便の対応にあたった。 この問題の反省点としては、確認が不十分であったこと。たとえば進達漏れ、入力漏れ、事故リストの補正もれなど、本来、十分確認すべきところがされていなかったのが大きな原因ではないかと思われる。また、記録の補正をある程度行ってから特別便は送付するべきであったと思う(時間はあまりなかったが)。
598	地方庁	社会保険事務所課長級以上		今後は、被保険者等へ年金確認通知等を送付することにより、今まで無関心であった、年金制度への関心を深めていくことが、このような問題をなくすことの一つの方策ではないかと考えます。	被保険者・受給者の皆様にはご迷惑をかけ言うまでもなく、この年金記録問題について、早急に確認作業を行い記録への統合を行い信頼回復に努めなければと認識しています。また、このような問題を知ったのは今回のねんきん記録問題が出てきてからです。	お客様の申し出に対して、十分な確認作業を行い対応するよう心がけてきました。事業主への通知のみではなく、ご本人への通知を毎年ではなく何年かに一度行っていればと考えいています。
599	地方庁	その他(社会保険事務所)			個人の将来に関わる重要なことであり、国民のみなさまに大変なご迷惑をお掛けしていると認識しています。 年金記録問題は、何十年も前からあったのではと考えますが、私が知ったのは、7～8年くらい前です。	被保険者の記録1つ1つに洩れがないか確認を重ね、お客様の立場になった目線でお客様の対応を心掛けるべきと考えます。 職員の仕事に対する姿勢が、安易な処理などにに繋がり、このような問題に発展していったと考えます。
600	地方庁	社会保険事務所長	ありません	現時点であれば、現在実施している方法でよい	現在のような記録問題について、明確に認識はしていなかったが、年金給付課に所属していたときには、申し立てされた年金記録の確認を、十分に把握、確認できない事例が存在することは認識していた。(ただし、未加入により確認ができないのか、記録整備が不十分なために生じたのかは認識できなかった。)	(8)を踏まえての、特段の対応は行わなかった。また、反省点は、事業の実施者たる社会保険庁、また届出義務を課せられた事業主、加入者たる被保険者、それぞれが問題を有していて今回の事象となっていると考える。
601	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	国民年金特殊台帳の2次審査に関わったが、納付があった場合、台帳の記録は処理されているが、未進達の記録が見受けられた。 なお、この記録は現在補正を行っているところ。	現在、行っている事項及び今後予定の紙台帳等との突合を行うしかないのでは。 証拠書類がないものは、社会保険で判断しないで(今までやってきたことの否定につながる)、第三者委員会の判断にゆだねたほうが良い。	基礎年金番号に登録されていない記録は、庁の指導により裁定請求時に確認できるものと思っていた。 5000万件については、マスコミ報道で知った。	処理結果の確認の徹底がされていなかったと思う。 また、よくはわからないが、オンライン以前に本庁から送付される事故リストの処理が完全にされていたのかと思う。 現在はそのために、複数人によるチェックを行っている。
602	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		基本的には、オンラインが整備される以前の過去記録の問題ととらえ、OBの方々の全面協力を求める。 いわゆる事務所回答に時間を費やしている問題について、いかに時間を短縮できるかを検証し、効率的に物や人を注ぎ込む事である。	紙台帳による過去記録の不整備や杜撰な管理、将来的に膨大な記録を管理することを前提とした記録管理整備体制の立ち遅れに問題があると認識した。 具体的な年金記録問題の存在と認識したのは平成19年6月。	紙台帳の過去記録の管理を経験していなかったため、記録の表示の仕方、 見方を確認し、当時の納付記録等を確認する際に見落とさないように心がけた。 年金記録の膨大な管理について、限られた人員で、チェック機能も働かない 第三者の監査も入らない組織で容認されてきた組織としての管理問題が 指摘されるべきと思う。
603	地方庁	その他(社会保険事務局)			社会保険庁の最重要問題として取り組む必要性があると思いました。 新聞報道で騒がれてから知りました。	多くの方の不明の記録が判明出来るように、郵送で回答書を提出していただいた方については少しでも可能性のある記録があった場合、電話や文書にて必ず確認するようにしていました。連絡が取れない方については訪問をし所在が確認出来るよう努めていました。 高齢の方の記録が多いので、本人確認が取れないケースが多数あった。本人確認できない限り不明の記録として取り扱うほかないのが、どうにかならないものかと思ってました。
604	地方庁	その他(社会保険事務所)				
605	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	未解明記録については、必ずご本人に確認していただくこと。 委託も含め、人員を増員して対応することが必要。	社会保険庁職員全員、社会保険庁及び厚生労働省全体の責任としてとらえている。 年金記録問題を初めて知ったのは、報道された平成19年5月です。	平常業務を後回しにし、記録問題を最優先に取り組んだ。 反省点は、 管理体制が全くできていなかったこと。 記録を登録する際にチェック機能が働かなかったこと。 国の責任のもとに、必ず記録を結び付けなければならない。
606	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在は、特別便等により、記録の確認をしてもらうことが、大切なことである。	数年前から、オンライン上の被保険者記録回答票において、氏名がないもの、生年月日が確認できないもの、性別が不明なもの、資格記録が途中でなくなっているもの、脱退手当金の金額と期間が不一致なものなど、不備な記録が多数存在していることを知った。	特別便等が始まるまでは、ご本人からの申し立てによる職歴等とオンライン上の記録の突合を行い、記録のないものは調査を行うことであった。 年金記録については、昭和17年以降、地方での紙台帳での管理、中央での集約、戦争で地方に分散、風水害による記録の消失、同一人に対する多数の番号払出等、オンラインシステムで管理されるまでは、その管理方法が不十分であり、バックアップのシステムもなかったと思われる。
607	地方庁	その他(社会保険事務局)		申し出に基づき、地道に一つ一つ記録を探していくしかないと思います。 専門のスタッフをもっと増やし、集中的にすすめていくべきかと思います。	個人の年金にかかわる重要な問題だと認識していました。 3年くらいまえからかと思います。	ずっと健康保険の担当なので、自分から直接対応することはなかったです。 個人の年金にかかわる問題なので、もっと早急に解決していかなければならないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
608	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金を裁定するにあたる職員間の能力が経験により大きな格差があること。 ケースによって誤った裁定のまま最終審査を通過してしまうリスクをはらんでいると考えます。	すべての部署において、たとえ短時間であっても担当部署配属時、または定期的に担当者間の知識レベルの底上げと注意点の共有を目的とした、研修およびディスカッションを行うべきであると考えます。	日本の年金問題について、私は平成18年頃より、次世代に向けての一括情報管理方法、方針の確立が重要課題であると認識しておりました。	対応はできておりません。 反省点としては、宙に浮いた年金問題はが発生する要因は比較的容易に想定できた事と思います。国民皆年金発足当初より、一人一年金番号を交付すべきであったと考えます。 また、年に一度、加入者から領収した社会保険料(項目別にしたもの)をたとえば、年末調整時、もしくは確定申告時に個々に提示できる仕組みがあればある程度の危機管理対策となる可能性があったかと思います。
609	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	当時の経験者の知識を集約し、どのような運用をしていたかを取りまとめて整理し、全国一律の(運用状況により都道府県によって相違があっても可)事務処理要領を作成する等。	戦災で消失した記録や保存状態が悪く読み取れない台帳があることは採用されてすぐに知っていました。	個人の職員では解決できないと思っていました。
610	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			だれのものなのか、はっきりしない記録が存在することは、以前から知っていました。そのことにより、不利益をこうむる人がでてくると認識していた。	年金裁定請求時ということではなく、定期的に時期をきめて記録の確認をこまめにすべきだったのではないかとおもいます。
611	地方庁	その他(社会保険事務局)				
612	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	大臣がきちんと謝ればいいんじゃないですか。解決なんかする訳ないでしょ。馬鹿じゃないんですか。最後の一件まで判明するなんてありえないことぐらいあなた方もご存知のはずです。現実的な対応をすればいいだけの話ですよね。	コンピューター管理のない時代からすべての記録を100%正しく残しておくことなんてできるわけがない。マイクロの字なんて読めない字が山ほどある。被保険者が名前や生年月日を偽って働くことも山ほどある。生命保険会社が名前だけ借りて適用していることも山ほどある。問題が起きたときにきちんと対応しなかった政府と官僚の馬鹿たちの責任ではないでしょうか。 記録が無いなんてことはかなり以前からわかっていることです。	残る人たちでがんばってください。付き合いきれません。
613	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		基礎年金番号の導入の際に、統合が1割程度しか完了していないと当時聞いた時に、地方においてはこのような問題の発生を予測する声が出ていたが、そういった声が反映されることはなかった。 また、社会保険事務所においては、年金相談の際に年金記録を検索して積極的に知らせることを行っていなかった。これは「成りすまし」を防ぐために取っていた事故防止対策であり、このことが年金記録問題の中でもサービスが悪いと取り上げられるとは思ってもいなかった。	年金記録問題が浮上してからは、どのように親切に対応しても責められるばかりで、じっと耐えて言情を聞いているしかなかった。 三重構造となった組織内の考え方のずれが一番の原因であり、地方からの声がどの程度の上の方の耳に届いていたのか考えさせられる。
614	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にはありません。	年金記録問題の早期解決を図るには、人員増を含めた体制整備の確立と継続した進捗管理が必要と考えます。	私は、社会保険庁に入庁し、年金を審査決定する係に最初に配属されました。 事務処理を進めるうえで、年金の請求者(お客様)が記載された職歴と管理していた年金記録との不突合部分に関し、調査に時間を要す、あるいは調査した結果、記録が判明しないという状況もあり、年金番号を複数もっている人などが、将来的に不利にならなければいいがという思いと、一つの番号で管理した方がいいのにという感覚はありました。	年金手帳、年金番号の大切さについて、広報活動を行いました。 制度加入者(お客様)にどれほど理解していただいているかといった点検・分析まではしていませんが、組織としての広報努力が不足していたのかもしれません。 今となっては組織として弁解の余地はないと思いますが、記録統合等に係る施策を、組織としてもっと早い時点で能動的に取り組む必要があったと思います。
615	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		一般職のとき、国民年金業務課にて資格関係に従事していましたが、基礎年金番号導入前ということもあり、厚生年金と国民年金の記録の整合性のなさに疑問をもっていました。機関委任事務における市町村との連携不足、国民年金制度の関心の低さ、当時はやはり国民年金加入者は自営業者や学生が多かったように感じられますし、最終的に年金請求時に記録を確認し裁定するのだから、といった流れもあったかのもしれません。その後、年金給付課に配属され、年金制度に対する理解を深めていくうちに、記録の不備により受給権がない、既受給者からの返納といったケースを目の当たりにすることとなり、改めて記録の整備を進めることが急務と感じるよう	年金給付の相談窓口における記録の整備、裁定請求書審査時の戦歴確認を可能な限り実施してきました。しかしながら、当時は期間照会における調査の精度が低かったように感じられ、また「役所のすることだから間違いはないだろう」と信頼されていた部分も大きく、本当の意味での「年金記録問題」解決の意識は薄かったのではと感じております。
616	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	わかりません。	通常業務と並行しての作業になるため、人を増員することと、過去に経験がある退職したOBの活用が不可欠だと思います。(問題解決には、事務経験は必要だから)	年金は将来の老後や遺族、障害等給付をうけるため必要不可欠の制度であり、記録の不備はあってはならないことだと認識しています。世間でいわれている件数があると知ったのは、平成18年10月ごろです。	記録問題発生当時、社会保険事務所に在籍していたが、窓口対応および記録照会については、早急に回答するよう対応しました。記録問題についての反省点は、事務処理後のチェック不足が最大の原因だと考えられる。
617	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に知りません。が、業務センターで実際再裁定を行っている現場では比較的簡単な再裁定は処理が進むが、複雑な再裁定(諸変更入力を含む)については処理が大分遅れている状況は聞いています。	現在行っている方法で、お金と人数をかけてやるしかないと思います。	本来であればあってはならないことだと思います。中には受給者(被保険者)側の意識が薄かったことも要因かとは思いますが、それ以前に記録を管理する側がずさんすぎたのではないかと思います。 この問題をいつ知りえたのは定かではありませんが、マスコミ報道がされはじめたころだと思い	以前在籍していた業務部では、記録訂正による裁定のやり直し。時効特例による支払いについてできる限り速やかに処理するよう尽力しました。 反省点としては、年金受給開始までは時間がある。そのときに補正すればよいといったその時点で問題とせず、先送りにしてしまったことに問題があったと思います。
618	地方庁	社会保険事務所課長級以上		・多数の専任スタッフを投入し、人海戦術で取り組むべきだと思います。		
619	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	現在行っている作業を地道にやるしかない。	年金給付課に在籍時、WMの記録のいいかげんさに驚きました。OBがそれまで、いかにいいかげんな仕事をしていたのか、ということに尽きます。正直起こるべくして起きたなという認識でした。 今回の一連の年金記録問題については、全職員が、マスコミに取りざたされる前に、存在を認識しているはずです。というより、あのいいかげんなWMの記録(名前がなかったり、事業所整理記号	問題の根が深すぎて個人レベルでの対応は不可能かと思われます。 現時点での反省点は、昔から続いている、おそらく一般企業では考えられない、いい加減な仕事のやり方について、誰も異議を唱えなかったこと。又は、異議を唱えた者がいたとしても、意見を聞き入れてこなかったこと。
620	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	大量に人員を投入し人海戦術で行うしかないと思いますが、知識のない人を多く投入しても意味がないので、大々的に現場を経験したOB職員に応援を求めたらいいと思います。	紙台帳とオンライの記録が違うことがあることは入庁時から知っていました。窓口や期間調査をしている人間ならみな気づいていたと思います。それを調べるとなると途方もなく大事になるので解決不可能な問題であると思っていました。	現在期間調査担当部門に配属されているので、記録を探すことに誠心誠意努力しています。反省点としてはもっと前から紙台帳の記録を少しずつでも照合していればよかったのにと思います。
621	地方庁	その他(社会保険事務局)			初めて社会保険庁に入省したときに、年金記録問題は国を挙げての第一課題と認識いたしました。	今年入省したばかりですので、まだまだ勉強不足でしたが、国民の皆様の疑問に回答できるよう、日々勉強に励んでおります。 外部から来たので業務内容が大変難しかったです。研修制度がなかったので自己流で勉強するしかなかったので大変でした。自己流なので不安な点もありましたが、なるべく職員の方々に聞くようにしておりましたが、研修は最初に実施してほしかったです。民間企業でも始めて職務に就任する際は初めに研修があるので、年金記録問題、その他の業務に関して間違った説明をお客様にしてはいけないので、業務を確実に遂行するために研修制度を実施してほしかったです。
622	地方庁	その他(社会保険事務局)			当初は単に手番が基礎年金番号に統合されていない事象であると認識していました。それほど単純なものではないと知ったのは、旧台帳の調査等を行うようになってからです。時期としては、平成19年頃だ思います。	年金記録問題に係る記録調査については、やるからにはできる限り被保険者及び受給者の記録を正確なものにしようという姿勢で対応しました。また、現時点で結果としてみた場合、制度設計が場当たり的なものであったことがこの問題の反省点であると思われます。
623	地方庁	その他(社会保険事務所)	これだけ年金記録が問題になっているというのに、法体系が国民年金法と厚生年金法というところ。ここが変わっていない。 その場しのぎの対応に終始し、いまはこうだから、これでいいのだ、とだれも言わず、ごめんなさいに終始したところ。クローズアップ現代に厚生労働省の事務次官が出演したときも、ごめんなさいで終始した。現場は何も悪いことをしていないのだ。国民年金不正免除問題についても、むしろ、免除手続きを怠っている被保険者の代筆をたくさんしただけである。といえば、それはそれでよいことなのかもしれない。それを一方的な攻撃により、「不正」にしてしまったところが問題だ。	年金記録問題の対応が諸悪の根源のように吹聴されているが、そういうものではないことを、アピールしていくいい機会がやってきた。自分も、そのうち、ブログを立ち上げて、年金記録問題は、「問題」ではなく、現在の法体系上、当たり前に生じる事象であることを是非主張したい。	年金記録問題の本質は実動屋でもなんでも、年金は届出主義。知らないと損をするのが当たり前という感覚だった。それが、いつのまにか、年金は社会保険事務所が全部管理しているからそこのサービスが悪い。はたらいている人が悪いという攻撃となった。しかし、法律がそもそも年金というのが届出によるものであるという、強制というよりも実に「ゆるい」ものを制度の前提にしている。本当に、ねんきんをばっちりやろうとすると、もっと権限が必要になり、それは実に公権力の濫用につながる危険がある。	社会保険の法体系が民法を土台にしている以上、公権力とはなじまないものであり、さらなる改良が今後進んでいくと思う。私たち、仕事をしている人はベストを尽くしている。 ただ、社会保障法体系だって、まだまだできて100年だ。人類の歴史から見れば、これしきのこと、起きて当たり前である。経済が上向きのときは、関心があたらなかったが、経済が悪くなり、これだけ、国の動向が期待されているときに、年金、しっかりしてくれというのはごく当たり前のことである。反省することといえば、私が採用になった平成7年当時、職場にはパソコンがなかった。できるだけワープロでやるという流れが主流であった。ウインドウズ95がでたころも、新しくパソコンの画面で台帳をみれる機械はウインドウズ3．1だった。これが「ゆるい」法律ゆえの「ゆるい」運用であり、平成14年度以降の機関委任事務廃止以降、組織がぼろぼろになっていった所以であろう。 組織論としては、様々語られるが、どこの役所もこんなものなのに、世の中のトレンドに年金が
624	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	件数が膨大であり、現在の社保庁の人員等ではルーチン業務を行いながらスピーディーな回答はでき得ない。「国家プロジェクト」で取り組むならば、たとえば、年金記録問題は社保庁(機構)と切り離し総務省管轄等で行うなどの対策が必要と思われる。	5，000万件の「消えた年金」のニュースに初めて接したとき、「記録の統合は少しずつ早めてきていることだし、それでいいではないか」と思った。六十歳になって年金を請求するときには記録の統合をするので、それでいいではないかと」‥。しかし、その後事態が進む中で、自分が「届出・請求主義」の考えの中にどっぷり浸りきっていたことをイヤというほど自覚させられた。	お客様の目線で考え、「丁寧な調査かつ迅速性を持ってご回答することに努めた。私たちの仕事がサービス業であることを職員一同が再認識して、お客様目線で、「親方日の丸」的、旧態前の考えを変えていかなければならないと思います。しかしながら、年金記録問題は、件数が膨大であり、現在の社保庁の人員等ではルーチン業務を行いながらスピーディーな回答はでき得ない。「国家プロジェクト」で取り組むならば、たとえば、年金記録問題は社保庁(機構)と切り離し総務省管轄等で行うなどの対策が必要と思われる。
625	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	早急に名簿を整備した上で、WMによるカセットのオープン(930)が不可欠と考える。全国でカセットオープンしていない年金記録を確認することができる。 年金相談も早く対応することが出来る。	年金記録は、業務センターにより、正確な記録が収納されていると認識していました。 また、標準報酬の問題についても、収納率を上げるために行われていたことは知らなかった。 年金記録の問題は、マスコミで報道されだしたころと思います。	年金記録の整備を早急におこなっていくように、またWMのカセット記録オープンについて補正を行っていくようにした。 旧名簿・旧台帳の保管の不備。業務センターでのWM入力のさいの不備。
626	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		紙台帳との照合など現状において考えうるすべての調査を実行し、最終的にはお客様の合意をもって記録問題の解決とするしかないと考える。	旧台帳記録に氏名の誤字や生年月日の相違がある事はわかっていたが、その数は通常の事務処理過程における事務処理誤り程度と認識していた。システム上統合されずに放置されたままの記録などの存在は知らなかったし、記録問題が発生するまで聞いたこともなかった。	お客様一人ひとりの記録について、丁寧に調査・回答することを第一義とし、お客様の主張される記録が存在するとの考えから記録確認を行うようになった。今まではオンライン上管理されている記録がすべてであり、絶対的であるとの認識のもと記録確認をおこなっていたが間違いであったし反省しなければならないと思う。
627	地方庁	社会保険事務所課長級以上	戦争のため遠船関係等外国人(朝鮮・中国ほか)を強制的に就労させ、被保険者名簿に多数記載があるが、はたして本名、年齢は正確なものであるのか？通称名や年齢のごまかしは日常茶飯事で行われていたのではないのか？疑問である。	全てを解決できる方策はないと思うが、現在宙に浮いた年金記録を公開してみてはどうだろう。事業所名・期間・氏名・生年月日を公開し、自己の記録と申し出ていただき、その申出内容を審査し確からしければ、認定する。複数の者が申し出た場合も審査を行い、一番確からしい方の記録とする。なお、後日虚偽等が発覚した場合は、公表するとともに支払った年金の数倍の返納を行うなど厳しい罰則を設ける。	年金手帳を複数持っておられる方が存在することは、平成9年の基礎年金創設の時期ですが、年金給付課で裁定業務に携わる時、職歴と年金記録が相違している場合、期間照会や氏名・生年月日検索等により本人の申立と合致する業務は、大変な業務でした。当時、基礎年金番号通知の回答を業務センターで整理していくとのことだったと記憶していますが、年齢別に整理をしていって多様に記憶しています。 年金請求の際、必ず本人に年金記録の確認を行っていただき請求書を受け取っていましたが、ハードコピーの打ち出し内容は一般の方、特に高齢の方には見にくかったのではないかと思います。また、60歳ごろに若いときの職歴を全て覚えてる方はあまりいない(特に職業・住所を変更されている方)のではないかと思っていました。	事業所調査を行う業務の時(平成15年以降)、当該事業所の被保険者及び被扶養配偶者の年金記録を事前調査(氏名索引「090」)し、総合調査終了後、事前調査した新たな事番の可能性がある方にたいして、確認を行っていただき、本人のものであれば、手番統合を行っていただくよう返信用封筒を渡して手番の減少に努めました。ただし、本来業務でなかったため、調査件数の増加のため途中で中止せざる終えませんでした。今思えば、もっと声を上げておけばよかったとも考えます。 基番創設(平成9年)時に徹底的に手番統合を行っていれば、ある一定量は解消したのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
628	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		最初は単純な未統合記録があるだけかと思っていた。それが平成19年5月ごろ。その後、特別便などで調査を行うようになってから記録がもれていることや氏名の読み仮名が間違えて収録されているなど数多くの不備な記録があることがわかった。平成19年8月ごろから。	こちらが把握している記録などでは極力事業所名や所在地などをこちらから告げてご本人の記憶を呼び戻してもらうように対応した。相手から申し出のあった場合には申し出の会社以外でも本人の事業所名称が似ている事業所などでは記録がないかなど検索するようにしていた。 問題点 紙台帳からオンライン記録に収録するときに国民年金の普通台帳とよばれるものを処分してしまったこと。 戦時中や時間の経過などで厚生年金の名簿についても存在していなかったり破れてしまって確認できないところがあったりすることなど。
629	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題について、認識していなかった。 テレビ、新聞等で知った。	
630	地方庁	その他(社会保険事務所)		やみくもに人員を増やしても、効果は上がらない。 当時(紙台帳管理をしていた頃)を知る人を雇い入れるべきではないかと思います。	正直、未統合の記録がここまで多いとは思わなかった。 時間が経つにつれ、オンライン化するときの事務処理の甘さがこの状況を生み出している。紙台帳時代、フリがなをつけていればこういうことの大半は防げた。 この問題が存在することを知ったのは、マスコミ等の報道により知った。	可能な限り、移動年金相談や年金相談窓口で過去の記録を思い出していただくよう、お客様へ働きかけた。 本人は「会社勤め」していたとは言っても、実際に「社保適用」になっていない場合が多く、法人登記＝社会保険適用ではなかったことが混乱の原因の1つではないかと思う。 過熱する報道に対し、弁解ではないが社保庁として正しい情報を国民に知らせてほしかった。 (記録は「消えている」訳ではなく、「統合されていない」ものが大半である。オンライン上には存在
631	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		年金記録問題は大変重要なこととして、早期に正しいものにすることが大切と思いました。 年金記録問題の存在を知ったのは、問題が発生した平成19年でした。	特別便による記録の回答や記録照会に基づいて、早期に回答を行うようにしてきました。 記録の管理は長期間にわたるものであり、大事なものであるため、管理者として、すべての記録をオンラインにデータ化することと記録に関するものは何でも保管しておくこと、またオンラインでの検索方法を多様化することでより正確に記録確認が出来たと考えます。 記録の確認においては、同一の方に何度も照会を差し上げてしまい、迷惑をかけてしまっているため、こちらの全記録をすべて再確認して、最終確認の形で本人照会ができれば、一度の確認で出来たのではないかと考えます。
632	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	12月中に3月末まで受付した分を終了させるということだが、もう少し時間をかけてじっくり調査すべきである。	・年金請求時に本人が申請を忘れていた。 ・基礎年金番号導入時の統合もれ。等が、主な原因だと思っていた。 しかし、実際に作業をしてみると手書きのため、字が汚くて特定できないものや記入ミス、記録の管理体制が良くなかった部分も大いにある。 この問題が存在することを知ったのは、特別便の作業をはじめてから。	本人の申し立てに対し、記録を確認できない場合であっても、検索の範囲を広げるなどして(氏名の読み、生年月日など)調査した。 問題点は過去における記録の管理体制。
633	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	事務所職員はもちろんのこと、定期便専用ダイヤルの対応者に年金記録管理の歴史を教育し、対応の質を高めること。	基礎年金番号設定時や裁定請求書の提出時に、ご本人様からの申告漏れが原因の大半と認識していたが、後に番号の中に入っている記録自体に間違いが多いと知り、社会保険庁側の責任を痛感した。問題の存在を知ったのは、世間で騒ぎ出された頃と同時期。	特別便などの問い合わせに真摯に答えようと対応した。問題点は、紙台帳管理時代のチェック体制の甘さだと思われる。
634	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	不明	平成19年6月に5000万件の問題が出て、数の多さに驚いた。 5000万件あるというのは事実であり、持ち主を探すのは当然のことであり、大変な問題だと思った。	名寄せをする前に、中途半端な年金記録(名前がないものや、取得から途中まで又は途中から喪失までの記録)の整備に当たったが、原票時代を思い出して、色々可能性を考え、統合作業をした。 問題点は色々あると思う。自分が若いころは、業務センターから事故リストが送られてきて、それで記録の補正や訂正をした。前記のような記録はもっと以前から整備は可能であったと考える、なぜやらなかったのか。又基礎番を導入したときに、それ以外の手番の調査を徹底的にやるべきであった(未回等がかなりあったと聞いている)。年金請求時に社会保険事務所の窓口で、どこ
635	地方庁	社会保険事務所長		現在実施している特別便・定期便にて、ご本人の記録を確認していただき迅速に調査を行うことです。 紙とオンラインの記録の突合も早急に完結すること。	本人がいつでも確認できる機会が設けられていなかったため、修正ができない時期に誤りが判明するような不完全な制度となってしまっていた。 個々の事例は以前からも発生しており、法的な改善(誤りが発生する余地が無い制度)が必要であると考えていた。	事故となった場合は、その時期にある制度の範囲内で解決するように対応していました。 迅速な制度改正が必要であった。 お客様からの苦情を制度改正に生かしきれなかった。
636	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在行っている方策を続ける。	報道されるのと同じ頃に知りました。 最後のお一人まで記録回復しないといけない問題と思います。	マニュアルにそって正確に対応しようとしました。
637	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	ただ人を増やすのではなく、年金に精通した方々の力をお借りすることだと思います。	年金問題を知ったのは報道で、正直驚って驚きました。	既に端末が導入されてからの入庁である私は、紙台帳を目にした事はあっても、紙台帳と端末で記録が相違しているなど考えもしませんでした。端末に入っている記録が全てであり、「宙に浮いた年金」も、基礎番導入以前の、旧姓使用による未統合分だと思っていました。ですが、現実には台帳と端末で記録が相違しているものや、端末に記録すらはいっていないものなど、なぜ？？？と思う内容ばかり・・・。今はただただ正しい記録にし、自信をもってこの記録が正しいと言える状態にすることではないかと思いますが、年金記録問題以降、精通した職員の数も不足し、なかなか困難な状態です。この問題を解決する為には、ただ人数が増えればよいというわけではなく、精通した方の力が必要不可欠と思います。
638	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	職員全員がこの記録問題を共有し、一丸となって対応する。	基礎年金番号導入により、国民ひとり一人に付番されているものと認識していた。 平成18年頃	窓口において、基礎年金番号等の記載がない場合、その確認を行い、その判明に努めた。 特別便等提出のあった者に対し、その調査に時間がかかり回答が遅くなった、速やかに回答すべきと思います。
639	地方庁	社会保険事務所課長級以上		期間調査や再裁定については、熟練職員のマンパワーが最大の方策だと思います。 また、紙台帳等との突合を徹底的に行った場合、年金額が減額される方に対する、救済措置が必要だと思います。本人は忘れていた記録を統合して、年金額が減額になる場合、対応が大変難しいと思います。	加入していた年金記録は、照会時や年金請求時には、ほとんど確認できると考えていました。 しかし、記録問題が表立ってきた頃から、これだけ大勢の受給者、被保険者の方々の記録がもれていたことに、正直驚きました。 また、古い記録の管理等が非常にお粗末だったことを認識しました。	窓口や電話での対応では、できるだけ安心していただけるような対応を意識しています。 例えば、窓口で期間照会相談の場合、こちらが調査した記録や方法を出来るだけ詳しく説明しています。 記録問題の反省としては、一番は記録管理がずさんだったことだと思いますが、加入届等が届け出主義であることも原因であると思います。 記録がもれていると申出をされている方でも、その当時は会社や本人からの加入届が提出されていない場合も相当あると思います。社会保険庁の広報や指導がなかったのが原因かもしれま
640	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	文書による勧奨や、電話・戸別訪問による確認には限界があるので、すでに名古屋市等でしていただいたような市町村の協力が不可欠だと思います。	健保・厚年の資格取得届の基礎年金番号が空欄で届出されることは現在においても多々あるので、基礎年金番号が導入される以前は一人に複数の番号が払い出されることはたくさんあっただろうとは記録問題としてとりあげられる前から認識はしていました。	記録問題としてとりあげられる以前より、基礎年金番号と統合されていない手番を持つ人が多くいるだろうとは認識していましたが、年金請求時に統合されているものと思っていたので、受給者に対して未統合の手番がこれほどあったことには衝撃を受けました。自分自身も裁定請求時に確認するので複数番号をもっていても問題はたいしてないのではないかと思っていましたが、いわゆる申請主義といわれる姿勢に問題があったと思いますし、反省しています。
641	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	国民年金においては、年金番号からマイクロと市町村台帳が検索できれば、今よりスムーズに、早く、正確に記録を補正できると思います。	お客様が、年金を裁定請求された際に記録を確認していたので、大きな問題として認識してませんでした。	年金の記録はお客様の財産であるので、細心の注意を払い、丁寧に迅速に記録を管理しなければならなかったと思います。 今後も、年金記録はお客様の大切な財産であることを肝に銘じ、お客様の立場に立って、業務を遂行しなければならないと思います。 1日も早く、正しい年金記録に訂正し、お客様が安心できるよう全力を尽くします。
642	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。		オンライン完成以降は記録が正しく整備されていると考えていたし、国会等で取り上げられ初めて認識した。	特別便をはじめとする記録問題を最優先に対応した。 記録の管理状況やオンライン移行の過程など、本庁において行なわれていたことは地方庁にいた職員は知る由もなかった。収録されていない記録、不整合の記録がこのように存在していたのなら、オンライン完成以降、早い時期にすべてを明らかにし、要員確保を図りながら名寄せ作業等を始めていたなら、今の状況を招くことはなかったのではと考えている。
643	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在派遣職員等の増員によって対応しておりますが、正確に迅速に問題を解決していくためには長期的に業務に従事できる人間の増員が不可欠だと思う。 また、問題解決にむけた迅速な対応の必要性は充分に認識しておりますが、正確に解決していくためには、いつまでに受け付けた書類を必ずいつまでに回答するといった期限を設けてしまうと時間に追われ丁寧に事務を行っていてもあせりからまた同じように年金問題が起こってしまうのではないかと不安である。	採用が基礎年金番号導入後だったにも関わらず、なぜ一人の人にいくつも番号があるのか不思議だった。 記録のオンライン化や基礎年金番号導入時にきちんと記録の見直しを行っていればここまで大きな問題にはならなかったと思う。	事務所では疑義後の処理など丁寧な事務を心掛けていました。 組織としての反省点は膨大なデータを管理している部署があるのであれば、 未統合記録の件数公表や、記録補正・訂正の勧奨などを積極的に行わず 全て本人の申し立てによる処理しかおこなわなかった点だと思う。
644	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	個々の事案を一件づつ地道に片付けていくしかないと思う。	余りにも管理がずさんであると思う。はっきりは覚えていない。	一件づつ慎重に解決していくしかない。 管理に問題があると思った。
645	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	[解明すべき記録]平成19年に事務所において「ねんきん特別便」のお客様対応をしている時、①採用時に、採用年齢未満で生年月日を偽って勤務事業所に届けたていた人。②名前が嫌いで、異なる名前を勤務事業所に届けたていた人。など、架空の年金記録が管理されているケースがあった。	[解明すべき記録]架空の年金記録が管理されている場合、本人の記憶をたどっていくことが必須条件となり、「名寄せ特別便」のフォローアップ対象者を追うことが解明に繋がる。 特別便で多くの記録が解明されつつあるが、前記のとおり予測もしない行為のため終盤に差し掛かって行き詰る状況もある。拙速をさけ関係機関の協力をいただくなど時間がかかっても解明していく努力が必要である。	平成10年頃、当時、磁気カードのみでWMの操作ができる状態であった。職員の中には、磁気カードを放置して他の業務を行う職員がいた。これは、個人記録の管理上問題が発生すると感じた。	平成11年頃、システム運用管理研修が行われ、磁気カードのみでWMの操作ができる状態であったので、磁気カードのみでの個人記録の管理は、現場の管理だけでは危険であること。ID－パスワードを設定できるよう進言したが、当時の社会保険業務センターの回答は今後検討するで終わってしまった。 現場の建設的な意見を聴いていただければ、「覗き見事案」や「コンピュータの不正使用」ももう少し減らせていたと思う。 年金記録問題に限らず、法令通知にしても、上部機関は現場の建設的な意見を真摯に受け止めて対策を速やかに講ずると共に、現場は建設的・効果的な意見を発信していくことが組織の活性化にとって重要であると思慮します。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
646	地方庁	地方社会保険事務局長		国民の皆様に対する全職員の責任感、解決しなければならないという取組みの意欲・意思が重要と思います。また、手法において特効薬的なものはなく、地道に取り組むことと思います。 事務所職員が他の平常業をこなしながら行うのではなく、この問題解決に必要な現有情報を早急に一元的にシステム管理し、一箇所で集中的に取り組む必要があると思います。非常勤職員の手当てはされているものの、中心となる職員はもともと無い中での取組みであり、職員の意欲の持続や平常業務に対する影響、サービスの向上に対する影響が懸念されます。	年金記録問題は、国民の皆様さんに先ずはお詫びをし、全職員が組織を挙げて解決に向けて取り組むことについて理解をいただかなければならないこと、この問題にはお一人お一人のご協力が不可欠であることの理解をいただく必要があること、また、年金記録への信頼、事業運営への信頼を得るためにはこの問題の解決が不可欠であると認識しています。 また、この問題の発生は、制度の複雑さ、記録を作成する組織が市町村、事業所、社会保険事務所、業務センターと輻輳するなかで、膨大な記録を作成、チェック・確認、管理する仕組みが、人員、予算面等で十分でなかったこと、基礎年金番号の導入時、コンピュータ管理へ切り替え時の膨大な作業が正確でなかったこと等様々な要因が複合的に重なり発生した問題であると思います。また、職員意識には、年金裁定の際に本人に確認するのその時点で補正が出来るとの思いはあった思いますが、決して記録が不正確でも良いと思っていた職員はいなかったと考えます。	この問題の取組みのスタート時から事務局の管理者として推進する立場にありましたが、関係団体との会合等機会あるごとに、お詫びと取組みについての理解をいただくことに努めてきました。 また、内部的には、自ら率先して取り組むこと、職員のモチベーションを高めること、平常業務との優先度を的確に判断指示すること、県全体で組織内の事務量を平準化すること、処理計画を明確し進捗管理を徹底すること等に心がけてきました。 また、年金記録は、作成時点で確認等を徹底し正確な記録を管理することことが重要であり、記録問題の処理に当たっても新たな記録問題を発生させないことの重要性を訴えてきました。 反省点としては、もっと早い時期から組織内の業務量を平準化を図るべきであったと考えています。
647	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無し		必ず解決が必要な問題。 テレビ、新聞等で。 基本スタンスとして申請主義をとっていた関係で、年金請求時点での整理と考えていた。	解決に向け努力した。
648	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	全国の旧台帳記録等がオンラインで、できるだけ瞬時に検索できれば早期解決ができるのでは？	裁定請求の時点で本人が申し出すれば解決できるものと認識していた。	裁定請求時にできるだけ本人から過去記録について聞き取りしていた。
649	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在の取り組みを遅滞なく速やかに行うべきと考えます。	年金の裁定請求時にすべての確認が行われるので大きな問題はないと考えてていました。しかし、マスコミなどで大きく取り上げられるようになり、問題なのではと感じるようになりました。	年金特別便の対応に全力を挙げて取り組みました。また、特別便の発送については一時期に集中したため、大変な混乱が発生しました。発送時期を工夫すれば混乱は少なくできたのではないかと思います。
650	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	どこまでやったら解決なのでしょうか？未判明の記録がゼロになることですか？私たちが今後も引き続き加入記録の調査確認を行っていくことが一番の方策ではないでしょうか。 あとは、基礎年金番号導入前の共済期間をとにかく早急に統合、収録していただくこと。	年金制度への加入、保険料の納付、年金受給といった一人ひとりの長期にわたる記録を管理する保険者として、記録の不備はあってはいけないこと。 マイクロとWM記録との不整合についていえば、10年ほど前。	誤りがあったものについては、補正をしていく。 反省点は、基礎年金番号導入時に本人からの他手番の回答をしっかりともらっておくべきであった。導入前の共済記録は退職している記録も含めすべて提供してもらうべきであった。 被保険者のかた、事業所のかたに加入記録に対しての周知をもっと前から行う必要があった。
651	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	お客様よりご照会いただいた職歴等について誠意をもって調査を行い、判明した記録について速やかに給付に結びつけることを積み重ねていくしかないと考えている。	WM上の記録と台帳記録が相違している場合があること、台帳保管状況が各県ごとに異なる(天災、戦禍による亡失ほか)があり、記録によっては調査不能となりうることから、解決が極めて困難な問題と認識している。	お客様からの職歴の申し立てについて、誠意をもって聞き取りを行い、調査を行うこと、調査の結果判明しない職歴については、必要に応じて第三者委員会への申し立てが可能であることを説明し、一人でも多くの方の救済につながるよう対応した。 職歴の聞き取りのなかで、40年以上前の記憶をたどり、立証資料を求めることはお客様に多大な労力を強いることから、5年～10年毎に納付記録をお知らせする体制がもっと早くに構築できていれば、記録の確認作業もスムーズにできたのではないかと考える。
652	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	まじめに本当に年金を支払った国民の皆様が、不利益を受ける事のないように対応していく事。 一件一件検証していく必要もあるかと思います。	国民年金の仕事をしている時に、基礎年金番号に手帳番号の登録作業はしていましたが、まさか未統合の手帳番号がこれほどあるとは驚きでした。	当時の市町村役場の年金担当と協力して、手帳番号の統合処理を進めていました。 各社会保険事務所では、未統合の件数がどの程度あるのかは把握出来ませんでした。 基礎年金番号制度を導入してからの、計画的な手番統合作業が必要だったのでは(例えば、当時手帳番号統合目標数設定及び、統合進捗率管理等公表など)
653	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	すべての紙台帳の記録をデータ化し、検索可能とする事。(厚年、国年共通) また、事務所の分割及び市区町村の合併等に伴い、課所符号の変更等があったり、記号の二重払い出しがあったりと事業所検索に支障があるため、整理記号等の整備を先に行うべきと考えます。(厚年)	期間照会等で氏名収録の無いデータや、カセット解除が必要な記録が存在していることは、知ってはいたが、公表された5千万件も存在するとは思いもしなかった。 年金給付課に平成17年4月に移動となり、その際に知ることとなった。	現場では、全体のデータを見れるわけではないので、照会のあった記録を1件1件丁寧に調査していくよう心がけました。 現在の様な、コンピューター管理の時代が来ることを紙台帳時代に予測することは不可能であったと思われます。 紙台帳の記録をデータ化する事は困難であったとも考えますが、データ化した際、不備記録となった記録の存在を知っていたいたのであれば、放置せず、少しずつでも整備していけばここまでの問題にはならなかったと思います。 「対応の遅さ」と「請求主義の考え方」を反省点と考えます。
654	地方庁	その他(社会保険事務局)			私が就職した平成10年当時は、基礎年金番号導入前の年金記録は、年金裁定時点で正しく統合していくものだと認識していたため、このように「消えた年金」という表現で一般の方々が不安にかられるようになるとは思いもよらなかったです。ただし、マスコミで大きく取り上げられるようになって、実際に紙台帳からのデータ化の段階で不備があったりしたことや、標準報酬を引き下げる等の不適切な処理を行ったりしたという深刻な事例があることを知りました。	自分が直接関わったことではないとはいえ、国民の皆さんから厳しいご意見をいただく日々が続きました。すぐには解決できない問題も、まずはその方のお気持ちを受け止めることを重要視し、十分にお話を聞いて、せめて対応について重ねて不愉快なおもいをさせることのないようにしました。一職員としてできることには限りがありますが、このような対応でまず信頼回復に努めつつ、大きな組織としては早急に有効な対策を考えていくしかないと思います。ひとつひとつの年金記録を、人生を左右するものとしてもっと重くとらえる…ということに尽きると思います。
655	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	法による一律救済と不正者の厳罰化	NTTデータのシステムの欠陥よるものが大部分と思われるオンライン初期稼働時点よりカタカナで同姓同名が多いと聞いた	居所生年月日等履歴を功徳聞いた。基礎番号導入時の履歴等調査確認で手番の統合をすべきであった10年かかってもいまならすでに解決している。
656	地方庁	その他(社会保険事務所)				
657	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	持ち主のわからない記録を1件でも少なくし、正当な年金額の需給に結び付けられるようにしなければならない。そのため、市町村などにも協力を要請し不明な記録の判明を進める。	紙台帳時代のずさんな記録管理等により、持ち主不明の記録が放置されてきた。よって、実際に受け取れるはずの年金額より低額になってしまっている受給者が多く存在しており、その救さえ特定できない状況になっている。この問題を知ったのは、現に報道により明るみに出た平成19	個々人の記録に限らず、機械管理ではなく手管理のものについては、だれが見てもわかりやすいものとするよう心がけた。記録問題に関してはうすうす気づいている人もいたはずなので、手遅れになるまで放置せず、その場その場で問題が解決できるような姿勢が大切であると思う。
658	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		[redacted]作業内容を知っている経験者を異動させないでください。	行政と政治家・国民の意識の違い。 年金手番の統合は進めていたし、裁定請求時にきちんと整備すれば良いものと理解していました。 問題を知ったのはマスコミで騒がれてからです。	年金問題が世間に広まってからの最初の仕事は社会保険事務所へ出向したときの仕事でしたので、丁寧に説明することを心がけました。 反省点は国民への説明不足だと思います。
659	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし	年金記録問題に関する政府の閣僚会議で示された取り組みを，工程表に沿って確実に実施していくこと。	この年金記録問題を知ったのは、18年から19年にかけて問題が明らかになった時です。	国民の信頼回復に向けて、おかれた立場の中で対応してきました。来訪された国民の皆さんへ制度の説明、記録の確認和丁寧に行い、誤りがあれば申し出を受付、早急な記録の整備回復に努めてきました。 反省点としては、複雑な年金制度を熟知した職員の不足でした。現在でも臨時職員を投入して作業をしておりますがすぐに対応できるものではありません。今後、日本年金機構に移行しても熟知した職員の措置をしていくことが必要と思います。
660	地方庁	その他(社会保険事務局)		時間がかかろうとも、全職員にて一つ一つ確実に解消していくしかないと思う。	宙に浮いた年金記録については、地方の職員は全く認識しておらずマスコミで騒がれだして知らされた者がほとんど。本庁がそういった記録に対してもっと早く対応していればこんな大事にはならなかった。地方の職員で年金機構へは行けず分限免職になる方がたくさんいるが、年金記録問題の根源である本庁の職員も責任をとってほしい気持ちである。	私も年金機構や厚生局には行けない入間であるが、それに臆らず現在でも懸命に微力ながら記録問題解消に努めている。しかしそれもあと一ヶ月。二十数年、社会保険業務に対し真面目に精一杯やってきたつもりだが、こんな最後になるとは非常に残念である。今後年金機構がどうなろうと私の知るところではないが、時間がかかろうとも国民のために一つでも多く記録解明に努めて
661	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員増加	国民年金担当時、マイクロ、画面、市町村記録の不一致等が多々あり、紙台帳からの移行時、チェック機能があまり機能していなかったのではと感じました。それらは請求時にチェックし、ちゃんと受給できるものと考えていました。 これらが年金記録問題だと感じたのはマスコミ等で騒がれてからです。	特別便対応窓口で、記録漏れのないよう、できる限りの調査をし、本人の記録に結びつけた。 来所したお客様で、基礎年金番号導入時にちゃんと来所し、番号をすべて見つけてもらい、画面もすべて持参しているのに、特別便では未統合であるかたが救済おられました。 当時、統合をしっかりやっていなかったことも一因となっていると思います。
662	地方庁	社会保険事務所長	特に、ございません。	国家事業と位置づけて引き続き全国民に理解を求めながら 1件1件と記録解明に向けて着実に行う方法しかないと考えます。	平常業務を止めてまで最優先課題と認識して記録問題の滞留解消 に向けて積極的に取り組んできました。 この問題を知りましたのは平成19年5月頃、新聞・国会での場面等 により知りました。	上記のとおり、滞留解消に向けて、この間、積極的に取り組んで参り ました。事務所では平成20年度事業実績のサービススタンダード部門 において年金給付の裁定請求書における処理進捗率および記録問題 の記録に結び付くものの再裁定の処理進達における進捗率において、 社会保険庁長官表彰を受賞いたしました。 また、現時点で見た場合において記録問題についての反省点としては 短期間と言った取組めみに職員が削減の中でスケジュール的にまた、 解消に向けた計画性に限界があると考えます。
663	地方庁	その他(社会保険事務局)	文字の読めない古い台帳がたくさんあること。		基礎年金番号制度開始時の手番統合にかかる案内不足と認識。 加入証書や、年金手帳の紛失等が多く、被保険者に対しての年金の重要性の周知不足と思っ	記録照会票を提出されるお客様の記録を、聞き取り等行いながら探す。 初めて年金手帳の交付をする方に紛失しないよう注意を促すなど。の対応。
664	地方庁	その他(社会保険事務局)			すでに社会保険で年金業務等に従事するようになった時には、WM上に登録されている被保険者の記録は不透明なものが多くありました。昔には厚生年金、国民年金、船員保険などそれぞれで年金番号が発行され、当時はそれぞれ1つずつ発行するはずでしたが、被保険者の方は事業所に就職されるたびに年金手帳を持参されなかったり、なくされたりしてそのたびに新しい番号を交付していたようです。基礎年金番号が発足した当時に全国民がもしくは国を挙げてしっかりと一本化していれば少しはなんとかなったのではないかと思いますが、年金をもらうまでに記録を統合していればいいという安易な考えていたため、バラバラになっていた年金がマスコミに大々	自分が出来ることといえば、年金を受給される方、年金の相談に来られた方の記録を見つけ出してあげるということしかありません。ただ今やっていることと同じで、名前の違う読み方や事業署名から検索をかけるなど、本人の記録を見つけるためには当たり前の事なので、それをそのまま続けています。 問題点としてあげることがあるならば、やはり機械管理になる時のデータ移行の不手際や、昔紙台帳で管理していたことに原因はあると思います。やはり人の手で字を書く上では読めなかったりすることがとても多くありますし、全国を統一してデータをまとめるには紙台帳では難しいもので

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
665	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	早期に被保険者名簿等を画像化し、WMに照写できるようシステムを構築すること。	ここ数年から非常に重要な問題と認識する。	できるだけ早く申出人あて回答しようと努力している。 ただし、年末に向けての大事な時期に払出簿、被保険者名簿の画像化作業が重なり、回答作業が困難を極めた。 過去の被保険者台帳が難読なものが目立ち、記録確認作業に時間がかかる。 必要な予算を投じ、コンピューター化し、今の「ねんきん定期便」のような事業がもっと早くできていれば早期に解決できたのではないか？ 結果、あまりにも現場(事務所)に負担をかけすぎ。
666	地方庁	その他(社会保険事務所)			6、7年前に国民年金のCMに起用されていた江角まきこさんの年金未納問題から始まり、さまざまな国会議員の未納問題が騒がれてすぐに、年金記録の個人情報が漏洩されていることを知りました。 国民の大切な年金情報がこのような形で、漏洩されていることにすごく驚きと落胆したのを覚えています。 このようなことは、絶対にあってはならないことで、職員一人一人が、責任を持って、個人情報の	国民一人一人の大切な年金記録を扱っていることを、常に自覚し、業務に取り組む考えです。 個人情報の保護の徹底と大切な年金記録を正確に扱っていくことが大事なことだと思います。 お客さまの満足度100%を目指し、親切、丁寧に今後もお客様と対応していく所存です。 反省点としては、お客さまの大切な年金記録情報を扱っているとの一人一人の認識不足が挙げられると思います。
667	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		お客様の人生に係わってくる重大なことなので一刻も早く解決をしなければならない。	窓口で対応する際、時間をかけて探し漏れがないよう徹底的に調べるよう努めた。反省点は、記録を一つにまとめないといけないということを、もっと大々的に周知するべきだったと思います。
668	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金の被保険者記録がオンライン化されていない頃には、被保険者記録の照会に対して調査し回答処理をしていましたが、その際に本人からキチンとした申立がなければ記録が見つからないなど、調査の方法にも職員の経験や知識が必要であることも認識していました。	年金記録が見つからないものに対しては、お客様からの記録照会の申出には、出来る限り当時の事業所に関係する内容等を記載し照会していただく必要があると思います。 年金手帳番号の記録が、全てデータ管理されオンラインで確認できることを望みます。	年金記録問題は、記録管理の歴史的、構造的な要因で、基礎年金番号制度では手帳番号の統合がされていないなど、国民一人ひとりの記録管理が不十分であることを問題と認識していました。社会保険庁の管理する年金記録をお客様にオレンジ便で送付されようとしたときに問題意識	年金記録の定期便が送付される以前に、社会保険庁での記録照会に対し対応がとれるようデータ管理を行ったうえで通知すべきであったこと。また、一斉に通知するのでなく、年齢別等の通知方法で長期間かけて対応すべきであったと考えられます。
669	地方庁	社会保険事務所長	特になし。	示されている「年金記録適正化実施工程表」及び「年金記録問題のこれまでの取組と今後の進筋」等に基づいた方策によればよい。	業務処理取扱要領(現在いわれているマニュアル)等に基づき業務を進めてきており、正しいことをしていたとの自負心もあって、平成19年の記録問題が公表されまでは、存在自体知らなかった。 ましてや、社会保険大学校倉庫に大量の記録が山積みになっていたなどの報道があったときは、がっかりした。	記録もれの方については、少しでも早く救済すべきであると考えるとともに、年金制度への信頼が寄せられるよう、すべての国民の皆様に安心してもらいたいと、与えられた取組を職員とともに昼夜対応した。 コンピュータシステムが古く、記録管理方法等の改善が遅れたことが一番の原因であると思う。 日々のシステム開発が必要であったと考えるし、システム改善に伴う、業務処理方法の改善が必要であったとも考える。 なお、特に、国民年金の領収書所持者にかかる記録なしが多数見つかったことは、あってはならないことだと考える。
670	地方庁	その他(社会保険事務所)	第3号特例納付届出に関し、実際、被扶養者と思われない期間(雇用保険をもらっている等)でも、申し立てするだけで、納付済み期間として認められる。	マニュアルをしっかりさせる。(業務の定型化を図る。全職員、同じ対応ができる体制をつくっていく。) また、トラブル発生時にスムーズに責任者に引継ぎができる体制をつくっていく。	お客様の申請漏れで年金問題が発生しているものと思っておりました。10年位前からそういった問題が存在していたこと知っていました。	アカウンタビリティを果たす。隠蔽をすることなく、誠実にお客様に対応をしていく。
671	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度が複雑なため、ねんきんシステムがわかりづらい。 2007年頃	制度の複雑さもありますが、基本的な情報(氏名のよみ、生年月日の間違い)の管理が正確でなく管理できない状態。 制度の簡素化と、一人一人の情報を生まれたときから管理していき、所得、納税情報など必要な項目は網羅したほうがよいと思う。
672	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	現状の方法ですべての加入庁が完了するわけではないが(高齢者・死亡者についてはかなり困難))再度判明してない記録については、ある時期(たとえば平成22年4月時点)において年齢別に抽出し再調査をする。	組織全体の問題であるがあまりにも過去の記録管理がずさんである。 ただし、昭和20年代、30年代においては今ほどコンピュータが整備されていたわけではないので難しい問題ではある。1人1人の記録を80年、90年も管理する官庁はほかにはないしかなり前からこうなることが先送りになってきたことは問題あり。	1人1人の加入記録が正確に管理され、受給年齢に到達したら迅速に支給されるよう又、すでに受給されている方については、記録を再調査し増額改定対象者については最新定が早急に処理されるよう心がけた。 もっと早くから、たとえば基礎年金番号導入時(平成9年時)にもう少し重きを置いて調査をしていればこれだけの件数にはならなかったのではないか。
673	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に思い当たる点はありません。	マイクロフィルムと被保険者原票・台帳との突合だと思いますが、当時は朱書きがあったり、スタンプ印が薄かったりで判読不可能なものも発生すると思います。	被保険者原票の返還後、不備のために事故リストとして返戻されたものが長期間保留されていた記憶があります。昭和50年(採用後5年経過)頃であったと思います。	軽微なものは再進達したようですが、調査を要するものは滞留したまま大分時間経過後に再進達したと思います。係長クラスが担当したと思いますが自分としても余裕がなく目の前の業務にあたっていました。当時の社会保険の全体の流れ・システムを理解できていなかったことが反省点であり、事故リストの重要性を認識できませんでした。
674	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		いろんな問題を同時進行していくのではなく、一つ一つ順番に整理解決していくことが望ましいのではないか。 担当がはっきりせず、一つ一つが中途半端に進められている。解決しなければならない事項を整理しそれ解決するには、まず何を先に整理補正しなければいけないのかを考えていかないと今までのように山が過ぎたあとでの対応となってしまっている。	このような、未整備の記録が存在することについては、記録問題が大きくなってから。	もっと早い時期に本庁と地方での記録の管理、整備状況をお互いに認識できていれば、もっと違った対処法ができていたのではないかと思われる。
675	地方庁	その他(社会保険事務局)	もしかしてまだあるのかもしれませんが個人的に知りません。	アルバイトや派遣業者に頼るのではなく。責任あるものに過去の年金記録の管理の変遷や制度に精通した人材を個人の能力に頼るのではなく組織的に育てることだとおもいます。あと人が足りないと思います。	採用され15年ほどになりますが、年金給付の業務にかかわったときおかしな記録がたまに見られたので氷山の一角とはおもっていましたし、そんなものだと思っていました。 複数手帳番号の未統合に関してはそれが、当たり前であり年金裁定時に統合されればよいものと、なんとなく上司等から教わった記憶があります。 また裁定の本人記録の確認に関して本人の記録かどうか疑わしいものに関してはこちらから進んでお客さまにヒントを出さないような指導を受けていた気がします。	すくなくとも一人にたいして複数番号がある状態は避けるように心がけていました。年金番号を乱発したのは大きな原因だと思います。 もともと厚生省社会保険庁は保険料徴収や医療保険部門を重視したため年金記録や支給に関して人材や部署の扱いが軽かったのではないでしょうか。 また記録の不備や未統合が多いことは十分わかっていたのにその場しのぎの対応しかしてこなかったつけだと思います。
676	地方庁	その他(社会保険事務所)	把握していません。	するべきことはすべてやったうえで誠心誠意対応していくしかない。	基礎年金番号導入後、重複取り消し処理をしていけば解消されていくものと思っていた。 その後、ねんきん特別便が年金受給者等に発送され始めてから年金記録問題が存在することを知った。	新規適用事業所説明会、社会保険委員研修会等において重複して番号をとらないよう説明してきた。また、窓口確認、事業所調査時においても指導してきた。 反省点としては、基礎年金番号導入以降の広報が不足していたと思う。繰り返し工夫しながら広報していくべきだったと思う。
677	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	申し訳無いのですが、特にございません。	現在、作業のノウハウを持つ委託業者に随意契約で引き続き作業を委託させその代わり委託業者の作業人員を増員させる事が早期の問題解決に必要な方策であると私は考えております。 それは、毎年の入れにより新しい業者になれば、作業に慣れるまでには相当の時間を要し、その結果、事業の進む具合が遅く、国民からの信頼を回復する事は遠い事になると想像出来るからです。 上記方策が取れないのであれば、作業職員の人数の目を向けて、現在の倍とは言わないまでも増員を行い作業する事が、もう一つの方策であると私は考えております。	本人からの申請行為が無いと記録の発見も統合も出来ないのが大前提であるとはいえ、国民全体の由々しき問題であると認識しています。 早期の解決をと思いますが、慎重に作業しなければ別人に加入記録を統合する事にもなるため、どうしても時間が掛かるのがジレンマです。 この問題を知ったのは、入庁してからすぐです。職員の横領とかは新聞報道で知ってましたが、まさかと思っており、単なる噂と思っていました。	本人が記憶している事は概ね真実であり、何とか本人の主張する加入記録を探してあげ、現在の加入記録に統合させてあげたいとの思いで事務所照会等を行い作業しております。 この問題については、元々本人等の申請行為により加入記録の追加や修正等を行うことなので、紙台帳からのパンチの際に打ち間違い等あったにも関わらず社保庁側から国民の皆さんに加入記録確認のお願いを行わずほっておいた点が反省点として挙げられると私は考えています。 当時、保険料の納付した領収書や給料明細を残していただくようお知らせをして、現在のねんきん定期便等を実施する事で本人の記憶も証拠も残っており、途方も無い件数にならず修正であれば素早く対応出来たのではなかったのではないでしょうか。
678	地方庁	その他(社会保険事務所)	管理がずさんだった自分達も悪いが、当事者が数十年前の事を覚えていないのは当たり前のこと。 その上で、納めていないのに納めたと明らかにウソをつくお客様も多く、対応に苦慮した。	明らかにおかしいものはおかしいと説明しても、全く理解を得られず。最後は相手が感情的になって身の危険を感じたことも多々あった。 第三者委員会等の認定基準を緩めるようなことはせず、基本的に証拠を固め、毅然と対応したほうが公平性が保たれて良いと思う。		
679	地方庁	その他(社会保険事務所)				解決する側の当組織の人材育成がなされていない。 知識を身につけようとしている途中で人事異動が多くあることや、組織として解決するための人材育成の体制が整っていないため、解決できるレベルに達している人材がいない。 解決するためには、個人レベルに頼るのではなく、組織として、人材を徹底的に育成していくことが優先だと思われます。 実際に謝金職員や賃金職員の中にも豊富な知識を持った人材がいるので、、役職等にこだわらず、本当に解決する姿勢があるならば、その知識ある人間を教育係として、職員等を教育していくべきだと思われます。 知識の少ない人間が多くいても無駄なだけであり、知識の向上を個人レベルに頼っていることは、早期解決はできないと思われます。
680	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金を統合することにより年金額が減額になることもありうること。	通知類に年金額の算出方法をわかりやすく表示すること。	紙から機械化した際のパンチャー入力のチェック不足。平成9年時の基礎年金番号制度の見切り発車。未統合の年金記録は採用された当時からみかけましたが、本人確認ができない記録であるとして特に問題意識はありませんでした。	想定できる限りの氏名の読み方をかえ、氏名検索を行ったり、他庁照会を行う等で可能な限り調べるほかありませんでした。反省しても過去の行いは変えることができないので、記録統合に全力で取り組む以外にないと思われます。
681	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	特に在りません	大変なことであると認識している。この問題が発生したときから	1件1件丁寧にこなしていくしかないと思った。統一した事務処理が無かったことによることもあるかと思われる。
682	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	のこっている台帳と突合 すべての台帳記録を機械に入れる。	昔の記録が問題である。 最近	資格調査をするときは、時間をかけて調べる。 昔の記録・台帳がない。 年金番号をとるのが20歳でなく、出生のとき戸籍と同時で、一生変わらない番号であれば1人が何枚も番号をもつことがなかった。
683	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	定期便等での確認	年金記録問題報道が噴出したときから(これ以前に年金業務に携わっていない)	特別便等の申出に対し誠心誠意をもって対応した

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
684	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に考えあたることはありません	増員と、旧台帳等の正確なデータ化	最重要課題と認識しています。 統合されていない記録があることがはっきりしたのが、基礎年金番号が導入された平成9年1月。	国民の方々を不安にさせてことに対して、反省し、安心いていただける様説明をしました。 ねんきん特別便を急いで送りすぎたと思います。 もっと、計画的に実施していたら、国民の方々に新たな不安を与えることはなかったと思います。
685	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	解決に向けて、これまでも社会保険庁としては時の政権に相談し、やれることはやってきたと思います。引き続き現政権にも相談の上、しっかりと対応していく必要がありますが、私が思いつく具体的な解決策はございません。	年金記録問題の存在を知ったのが、本省に出向中のときでして、消えた年金が国会で話題になって、ことの重要性を認識したところ。	人事配置上年金記録問題に携われていなかったため、特に対応は行っていません。 反省点としては、 記録処理を担当していた現場の責任が大きいが、さかのぼること地方事務官制度以前からの組織体制が問題であって、本庁が地方庁をコントロールできない体質であったこと(オンライン化闘争や地方事務官問題の解決が長期化したことなどにより、現場職員のコンプライアンスの意識が欠如した。)が考えられます。
686	地方庁	地方社会保険事務局長	古い記録の中には、記録管理システムで管理する被保険者記録と年金給付システムで管理する年金裁定の元となった加入記録について相違しているものが存在している。 年金給付システムで管理している記録の補正はしたが、記録管理システムの被保険者記録の補正が行われていなかったものが存在している。	ねんきん特別便、ねんきん定期便により被保険者及び年金受給者に年金加入記録の確認をお願いしているところであり、本人からの「訂正あり」の回答があったものについて、その確認作業を早く進め、終わらせることが必要であると考える。 そのことにより、基礎年金番号への未登録の5000万件の記録やオンライン記録と台帳や被保険者名簿等の記録の相違等について解消が図られることとなると考えている。 市町村や社会保険事務所で保管している台帳や保保険者名簿の電子画像化作業により作成されたたデータを活用して、年金記録の確認を求められたものについての認作業が進むものと考える。 基本的には、現在確認作業を進めている路線を継続することと考えているが、名簿とオンライン記録の全件突合せについては、求められる効果が得られないのではないかと思う。	年金記録は長い歴史の中で、また、機械化を進めてきた中で生じた問題であると思っている。その時代その時代でできる限りのことは行ってきたところであるが、当時の社会情勢、経費、労働組合等との関係等長い歴史の中で生じてきたものである。 そのため、年金の裁定請求の時期において、職歴等により年金加入記録の確認等を行わざるを得ない。年金手帳の記号番号を複数もっている方については、早い(若い)段階で年金記号番号の重複取り消し等の手続きをとっていただく必要があると思っていた。 現場での勤務がなかったことから、具体的な年金記録問題については、平成19年6月の年金機構法案の審議の時期以降です。 オンライン記録に収録されていないマイクロフィルムで管理されている1466万件や、オンライン記録に入力された紙で保管されている旧台帳についてその経緯等について担当課長として携わってきた。	社会保険業務センターの記録管理の担当課長として、記録の補正依頼についてはできる限り早急に回答できるような体制をつくるよう努力はしてきたと思っている。 年金記録問題については、過去からの経緯もあるが、業務の機械化に係る労働組合との間のさまざまな取り扱い等の取り決めや年金記録の確認については、年金裁定請求時において記録の最終的な統合等を行えばよいという待ちの姿勢があったことなどによるものと思っている。 なお、年金記録問題が政党間での争いの道具に使われたことが余計この問題を複雑にしたと考えている。また、それをマスコミが大きくとりあげたことにより、誤っていない方の記録まで全て確認することとなり、当初の計画と比べても相当拡大し混乱を招いている結果となっていると思っている。
687	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度の問題もあるが、被保険者の届出もれ等の問題もあるため、全国民の協力を得て解決していく問題であると認識していた。3年ぐらい前に知りました。	電話、来客の対応を親切・丁寧にすること。事務処理を正確に行うこと。 国民の協力が得られていないことが反省点と思われます。
688	地方庁	社会保険事務所課長級以上		正しい記録の確認を継続して、行うこと。 また、確認結果の確認が早くできるようにする。	以前より、お客様の申し立てが記録と一致しないことはあったが、正しい記録の確認方法には限界があると感じていた。	全所体制での電話や窓口に積極的に対応し、新しく記録が登録されたことから、先入観を持たず、また、お客様に記憶がないこともあるため、親切・丁寧な対応を心がけた。 記録の管理には、お客様自身にその都度、確認していただくことが必要。
689	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	なし	平成19年に、宙に浮いた年金記録が5000万件存在すると発表され、年金記録がかなりずさんな処理をされていることが判ったが、戦前からの記録や基礎年金による統合までの経過を考えるとある程度の記録訂正はでてくるかと思われたが、それをはるかにうわまわる5000万件という数字だった。 それは、庁が管理する年金記録を厳しくチェックしなかったことが大きな要因だが、年金請求が申請主義だということで、おうように構えていたこともあったと考えられる。	対応 自己の事務分掌の仕事を行いながら下記の対応を行った。 ねんきん特別便にかかる各社保での窓口対応の応援を行った。 「ねんきんあんしんダイヤル」にて電話対応を行った。(10日間) 反省点 社会保険庁は、基礎年金にかかる記録統合のおり、徹底的に記録照合を行うべきであった。 最新のコンピューターを導入して持ち主のわからない記録の照合や統合を行い、倍額できる年金記録を構築するべきであった。
690	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
691	地方庁	その他(社会保険事務所)	特記事項なし	特記事項なし	知らなかった。2年程前に知った。	個人で動ける状態ではないので、指示通りにと思った。歴史が永遠ぎるので 加入期間漏れの詳細について職員も知らなかったと思う。基礎番号の時しっかりやっておけば。
692	地方庁	社会保険事務所課長級以上	別にない。	今でも、回答までに1年近くかかっている。処理の遅れは、定員不足だと思われる。	最初は、無年金者のみが対象だと考えていた。平成19年の中頃。	ただ、回答の件数を増やすことのみを考えていた。もっときめ細かな調査ができたと思う。
693	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在着手している調査・統合作業を地道にやり遂げること。	基礎年金番号と制度毎手帳記号番号の統合作業に時間を要すること、 及び特に厚生年金保険における複数の手帳記号番号の発行の問題、との認識しておりました。 納付記録そのものの消失や標準報酬記録の改訂については、平成19年以降の一連の報道で知りました。	届書等、年金記録に関する行政文書の永年、少なくとも100年間は保存すること。保険料時効の2年間といった短期間で廃棄し続けたことが、 問題解決に対する最大の障害と考えます。
694	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間はかかると思いますが、1人1人の記録を調べることだと思います。	年金記録の問題ですが、このことでお客様に対して将来の年金受給に対する不安を与え保険料を払わないということを招いているのではないかと社会保険全体の問題に発展しているような気	信頼を失っていることは確かなので、お客様からのご相談・お問い合わせには親身になって接するように心がけていることと、確認作業を怠らないようにしています。
695	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	国民の皆様の信頼を回復するため、個人個人が与えられた仕事を全うにこなし、責任を待って、事務処理にあたることだと思います。	問題を知ったのは、3年程前の消えた5000万件の話題が、マスコミに報道されたときです。 このとき私は総務課にいたので直接かかわることは少なく、事務所の応援・市町村での年金相談・東京の「ねんきんあんしんダイヤル」と支援をたくさんしました。 私が入庁した5年前は事務所に人が並ぶことが少なかったのですが、このときは全く違う光景で、窓口にはお客様がたくさんいて、1時間待ちが当然のようになっているのを見て、国民の皆様の不安の多さに驚きました。 と同時に、この問題は職員全員が一丸にならないと解決できない大きな問題であると認識しました。	(8)の回答のようにこの3年間ずっと総務課のため、事務所への支援等を積極的に行い、土日の開庁などは多数出勤し、少しでも問題解決につながるよう努力しました。 この問題における反省点は、基礎年金番号ができるまで、1人にいくつもの番号を払い出しをしていたこと等の制度的な問題と、台帳とWMの記録が相違していていること等の人為的な問題の2つがあげられると思います。 制度に関しては、基礎年金番号導入により、1人1つの番号となり、解決しましたが、人為的な問題は、1人1人の意識にもかかわってくると思います。しかし、私が入庁した5年前よりは、自分も含めた職員全員が責任の重さを考えるようになりました。これにより、少しでも早く年金制度の信頼回復ができるのではないかと考えます。
696	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	下時点で思いあたりませんが、ほかにもないかを問題意識を持って考えていきたいと思います。	記録問題の解決にあたっての調査及び整備については、各都道府県ごとに名簿の記載の仕方など事情が違う為、実際にその都道府県で従事した者のほうが、効率的にできると考えられるので、問題解決までは広域配転を最小限にすべきではないかと思います。	統合のされていない年金については、再就職時には必ず被保険者証または年金手帳を会社に提出しなければならないということが、被保険者証または年金手帳にも表示されていたにも関わらず、提出していないものが一部あるかもしれない可能性がある思っていた。 最近になって、新聞報道などにより具体的にこのような問題の存在を知りました。	問題の認識が最近のですが、通常の業務を維持しつつ、一刻も早い問題の解決の為、今までの業務の経験を活かしていきたと思っています。 平成9年の基礎年金番号の設定よりも前のオンライン化(昭和62年頃だとおもいますが)にあたって名簿をマイクロ化する時にきっちり整理するように本庁が判断すべきであったと思います。
697	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	専門家の方の意見を取り入れ、記録の調査を地道に進めるべきだと考えます。	平成19年当時です。	行政文書関係書類を、きちんと管理のうえ永年保存にすること。
698	地方庁	その他(社会保険事務局)				
699	地方庁	その他(社会保険事務所)				
700	地方庁	社会保険事務所長	とくにない	地道に一つ一つ丁寧に調査していくこと	マスコミで騒がれた時知った	入力した後の確認行為を正確に行うことが大事だと考える。
701	地方庁	その他(社会保険事務局)	発表、報道されていることしか把握しておりません。	当方に落ち度がある以上、申し立てがあったものについて一律に救済するしかないと思います。それでも、既に亡くなられている方の記録等解決できない部分が残ってしまうと思います。	国民年金担当課に在籍していた際に、「昔のこの期間について、国民年金を納付したはずだか未納扱いとなっている。」との来客が何度かありましたが、当時は本人に勘違いだろうと思い、そのように対応しておりました。その後報道等により(平成19年の夏頃だったと思います。)、宙に浮いた記録等の存在を知りました。	記録について、本人と納得がいくまで話し合うよう心掛けました。この問題の反省点としては、平成9年の基礎年金番号導入時に徹底して、記録統合に努めるべきだったと思います。完璧ではないかもしれませんが、ここまで皆様に迷惑をかけることにならなかったと思います。当時、組合(職員)の権利意識が強すぎたこと、責任感の無さが事態を招いたと思います。
702	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			期間照会業務の担当をしたことがあるが、記録整備(オンライン化)がまだまだであり、名前、生年月日に確認して記録を追加していた記憶がある。(平成2年頃)受給権が発生する前に記録整備が必要であったと思います。	当時、組織全体として取組むべきでしたが、なにもできなかった。 いまでこそ、「年金」について、いろいろなところで話題となっていますが、以前から国民に対して年金に関心をもってもらう必要があったと思います。
703	地方庁	その他(社会保険事務局)		旧台帳・旧旧台帳の整理、記号化が必要と思われる。	オンライン上の記録、原票、名簿の個人毎の管理が長期間必要なことから、確実な管理が必要であったと思われます。 被保険者・事業主からの問合せの際。	被保険者・事業主からの問合せの際に、個人の記録管理の特定事務を確実に行うよう対応しました。 基礎年金番号導入時に広く継続して周知が必要であったと思われます。
704	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金受給の際に本人確認により記録を統合するものだと簡単に考えていた。年金記録問題が勃発するまで問題意識はなかった。	これだけの件数があるとは、想像していなかった。当時の記録の管理の杜撰さが災いをもたらしている。年金番号払い出しは一人一番号制を徹底し、記録の確認を毎年実施しておけばよかっ
705	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		ねんきん特別便や定期便の回答をしているかどうか、まだ、新たに、埋もれた記録が無いか、お客様が来所された際は、必ず、質問する。カセット照会しないとWMに記録が出力されないと言われている記録を、早急にWMに出力する。	[redacted] 年金受給者や被保険者の方の記録が、本人の申出以外に存在しているとは考えたこともなかったことです。氏名索引や読み替えで索引すると判明する記録がありましたので、年金の請求時等には、窓口相談対応者は、必ず、氏名索引や読み替えや、事業所名を聞いて、期間照会申出書を受理するなどの対応をしていました。ですから、5000万件が宙に浮いているとの報道に非常に驚き、大変なことだと感じました。大切なお客様の記録ですから、本人と判明した記録はすべて、寄せて、早急に解決しなければいけないと思いまし	氏名索引や読み替えや事業所名からの索引等に、もっと時間をかけて、本人から聞き取りをするようにしました。本人の記録が、数十年後に、本人の年金の土台になり、その人の生活を担うお金となることを、機械化する前から、職員は自覚していたのだろうかと思いました。記録の管理が悪いと思いました。
706	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	問題解決に向けて、適正な事務処理の実行	年金記録問題が発生した時点で、本人特定とする規定、また情報提供の整理が複雑であった。	規定どおりに実施したが、被保険者(受給者)に対して、理解が得られたのかは不明である。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
707	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	時間をかけて、1件1件丁寧に調査していく。	職員が、何も知らないうちに、年金記録がWMに入っていなかった。そのような指示を決定したのは、どういう経緯であったかを、被保険者・受給者のみならず、職員も詳しくは知らされていない。予算の関係でのことと、おおよそは察してはいるが、ただ職員が悪いという非難をあびるのは、納得がいかない。職員は、本庁から指示されたことを実直に遂行していたと認識している。	実際に、WM上入力されていない年金記録があることは、事実なので、1件でも判明させて、正しい年金を速やかに支払うことが最優先であると考える。
708	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金知識のある職員を増員し、年金記録を調査する。	年金受給者の過去の記録が漏れている又は、外の人の記録が自分の記録に登録されている。21年夏ごろ。	現状の職務に専念することで精一杯で、特別便に関しては、なかなか処理できませんでした。
709	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		平成9年に採用され、適用課に配属されたが、そのとき取得届の処理において疑重複調査者が出てきても強制付番処理をし、新たな基礎年金番号を払い出し、疑重複調査を行わなかった。同じ課の先輩にこの処理について尋ねると年金請求の時点で記録整備が行われるから今はこの処理でよいとの回答だった。(現時点では疑重複調査は行われている) 年金記録問題、未統合手番が多数存在するということを知ったのは公に報道され始めてからだが、前記のような処理もこの問題を生じさせた一端だと思う。	問題発生後、特別便によるお客様対応において、年金受給者でも未統合手番が沢山あるのにまず、驚いた。請求時点で記録が整備されるにしても、以前は本人申し出で統合するのみだったので、何十年も前の記録だと本人は覚えていないことが多い。そのため、こちらからも何らかのきっかけを与え、思い出す手助けをしなければならない、また、上記の処理ではその時できることを後回しにすることになるので、その時できることはその時に、何かが判明したら判明した時点に対応しなければならないと思った。
710	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		基礎年金番号制度が開始されたときに手番の統合が行われていなかった・ 当時の記録管理が手作業のためにもれ、間違いがあった、これらのために 起こった問題と認識しています。 私が知ったのは平成14年頃です。	反省点として、平成9年の基礎年金番号制度開始のときに徹底した処理が 必要だったのではないかと考えています。また、開始時の基礎年金番号通知書とその説明文書も被保険者の方にはわかりにくかったのではないかと思います。事実、特別便で窓口・電話対応をするときに「何をすればいいのかよくわからなかった」という意見を何度か聞きました。なので対応するときにはできるだけ専門的・難しい言葉遣いをやめて説明対応しようとしました。
711	地方庁	社会保険事務所長	無	①現在行っている記録確認を確実に行うことですが、年金記録と本人が申し出ている記録が相違している場合は、本人の申し出を信じ、本人の申し出に基づき記録を訂正する。本人が虚偽の申し出をし判明した場合は罰則規定を設け、年金の回収等を行う旨説明する。 多くの職員が、お客様との対応で心身を悪い退職をしていく所を接してきており、これ以上そのような場面に遭遇したくありません。 ②複雑な年金制度の改正 度重なる制度改正により、お客様に説明する際理解いただけないことが多々あります。適用事業所の適用拡大時期の説明も同様です。職員も制度改正の遡歴を熟知していないことによる説明誤りも発生します。 複雑になりすぎた年金制度を見直しすることにより、今後、同様の問題は起きないと思います。	オンライン導入以前の紙による記録進達の極一部が入力もれしていたことと認識していた。この問題の存在は、報道によりはじめて知りました。庁からの文書は報道以降に来たと認識しています。	お客様対応時はこれまでの経験を活かし、制度改正時期などに留意しながら記録確認・検索を行い、また氏名索引・事業所名称索引についても複数の読み方で検索するなどきめ細かい対応をしてきました。現在は全ての事業所等が検索することが可能ですからシステムの改善は功を奏していると思います。 反省としては、本庁と地方の意思疎通が不足していたのではないかと思います。人事交流により本庁と地方の一体感が作れたのではないかと。保険庁に入庁した時は多くの先輩が地方経験者でしたがその後、諸般の事情で人事交流が少なくなり、本庁と地方の間に大きな壁が出来てしまったことが、今回の年金記録問題を大きくしたのではないかと思います。
712	地方庁	その他(社会保険事務局)		特別便の回答の早期解決と新規年金請求時の氏名索引及び職歴確認の徹底。	国民の皆様の信用を落としてしまった重大な問題です。 基礎年金番号導入時の時、担当の業務課員の話を聞いて未統合の厚生年金手番が非常に大量にあること(あるらしい)を知りました。	年金給付部門におりましたので、新規裁定時に職歴の確認を徹底し隙間があるような方の場合は、特に入念に確認しておりました。特に窓口での対話ですと本人と直接話せる絶好の機会ですので旧姓、読み方の違い等基本ではありますが確実に010，090するようにしておりました。 反省点としては、昔の厚年の新規取得時(払い出し時)のエラーメッセージ(同一生年月日、同一氏名での→たしか出たと思います)の確認不足に尽きると思います。どうせ年金裁定時に整理されるので乱発しても平気的な後ろ任せな感覚が反省点かもしれません。現在は基礎番号導入で解決してるような気はしますが…。
713	地方庁	その他(社会保険事務局)	最初に入省(入庁)した時には、事務所に知り合いがいれば納付期間が不足していてもゴム印(納付記録)を押して受給させたり、障害年金を給付していることが「時折」おこなわれていた、といった話は聞きました。 しかしながら、恥なるわざなのか、実際にされていたのか、誰がしていたのか、など、詳しい話は聞くことがありませんでした。 市町村が国民年金事務を窓口でおこなっていた時代は、いくつかの市町村で「公印にて印鑑セット」を購入し、免除の申請書に次々押していた事例はずっと(市町村からの引き上げ時まで)続いていました。 本人にとっては「免除になって年金に結びつくから良いことなのだ」と当時の上司も市町村も堂々と言っていました。 免除対象者に送るハガキも、免除者に送る通知も、本人に(勝手に)免除していたことがばれるので「引き抜くように」との指示が口頭引きつぎであり、まだ働き初めて1年目～2年目程度の私は「この組織はそんなところなのか」としか思いませんでした。(当時の課長・課員は全員知っていた話です) 上司に一度だけ疑問を投げかけたことがありましたら「そんなことを言っていては社会保険で生きていけない。やめるか。(見なかったことにするか、辞表を書くか)」と(この件以外でも)何度となく脅され(口調はおだやかながらも)たことはありました。 そういうことを言っていた上司は、なにくわぬ顔をして幹部になり、やがて退職。残された職員だけが負担をかぶる(非難をされ、処分をうける)というのは正直疑問に思う部分です。	たしかに、本人にとって「未納で残しておくよりは免除にするほうがメリットがある」というのは事実であり、過去の(現在残っていない)書類を「本人の直筆かどうか」を確認することも不可能であり、かかわった市町村の職員などから覚えている範囲の聞き取りをおこなうしかないと思います。 が、実際に忘れている人も多いでしょうし、知っていても処分を恐れて発言しない人もいるでしょうから、真相究明には困難が予想されると思います。 なお、市町村ではあくまで「同和対策」の一環としておこなわれていたような記憶があります。(10年以上前のことですから、私自身記憶があいまいですが)	年金番号を複数持っている人がたくさん存在し、「一人一番号」という認識が国民にも職員の側にもなかったため、年金請求時において番号が残されてしまう、という事例は過去に知っていましたし、年金記録問題というのはそういった問題で、待ち主さえ見つかればすぐに解決するものかと当初は思っていました。 しかしながら、社会保険事務所の管理の問題のみならず、古い記録の台帳が残っていない、消失している、氏名が違う、生年月日が違う(これは、記録管理する側の問題とともに、本人が甲年齢を偽って「就職しているような」ケースもあり、簡単にはいかない問題であると感じました。 期間調査班で、実際に調査をしてみると、手書きの時代から機械化になった際に「1」と「7」の間違いや「0」と「6」、それだけでなく名前の読み間違い、漢字の写し間違いなど、さまざまなケースが存在することがわかりました。	氏名・生年月日で本人を特定していくにあたって、生年月日を1と7の相違で調べることや、名前の読み方をいろいろ変えて調べるなど、できる限り一人でも多くの方に本人記録が判明するように努力しています。 問題点でもあり、反省点の重要なことのひとつは、「昭和20年代、30年代にはコンピュータもなかった」時代であることです。 全ての書類が手書きで管理され、まだ新幹線もなく串もほとんどない時代に、敏宕に後世(後年)まで書類や情報を管理する、という発想がなかったのではないかと思います。(私自身、生まれる前の話ですから想像でしかありませんが) 今後は、社会保障カードのような「生まれたときから番号を設定し、データの漏れ落ちのないように」すれば、こういった問題はおきませんが、逆にプライバシーの管理等の問題が同時におこってくるため、ベストな方法というのは難しいと思います。 現在の「申請主義」をとっている以上は、本人・事業所が書類を提出してこない限りわからないという状態のため、記録を管理する側も、気をつけなければならないのは当然のことながら、本人にも「自分の記録は自分で守る」という意識を若い頃から見につけていく必要があるのでは、と思います。 加えて、非常に大事な事なのですが受給者のみならず日本国民に「サイン・署名の重大さ」の再認識が必要であると思います。 年金請求にあたっては、「上記のとおり相違ありません」という署名・捺印を求めています。 そこで、本人が合意している以上(強制的に社保職員が押させたわけではないもの)、本人も、もっと責任をもち、以降のクレームは受け付けない姿勢も大事です。現に、銀行・保険会社・旅行会社など、「まともな会社」ではそういった約束・規約にもとづいて、上記のとおり相違ない旨、署名・捺印をさせ、それ以降は「本人が合意した」ものとみなされ、裁判をしても、よほど特殊事情がない限り会社の非が認められることはありません。 今回の年金問題の多く(受給者の場合)も、本人は「以上、相違ない」と署名・捺印をしている以
714	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	現在とりくんでいる事を進めていくしかない。	自分の年金について、関心のなさの問題。以前から。	本人に関心を持ってもらうよう努力した。
715	地方庁	その他(社会保険事務所)			国の社会福祉の信用を根底から揺るがす大変な問題で、担当業務を超えて全職員が一致団結して取り組まなくてはいけない問題だと認識しています。入庁した当初から年金詐き見問題等でマスコミ報道により存在を知り、[redacted]厚生年金記録の記録調査を担当することで、加速度的に増大する照会により、問題の深刻さを実感しました。	できるだけ早く多くの方に照会の回答をお送りできるように、担当者段階で自分が考えられる限りで色々と方法を考えて記録照会業務に対応しました。 問題が大きくなりすぎてから、ヒト・モノを投入することで、対応が後手後手にまわり、国民の皆さんの不信により拍車をかけたように思います。 またねんきん特別便で社会保険庁で管理していない、共済組合の記録照会にも網を設け、対応しようとしたことから、より多くの混乱が生じて、結果的に回答により多くの時間を頂戴することになった点にみられるように、対策対応が不明確なままで事務を行ったことがより多くの混乱を招いた点として反省点としてあげられると思います。
716	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金の請求者については、後に再裁定とならないように請求時点で記録の確認をもれなく徹底する。 被保険者については、特別便の回答をしていない人に継続して照会。	年金制度の周知不足と社会保険庁の記録管理に対する責任感の弱さの問題。 「年金記録問題」として社会的な問題になっていることを知ったのは、報道などで取り上げられてから。	年金請求者の記録はもれなく確認する。請求者から特に申し出がなくても、氏名索引等で確認。 年金制度の周知徹底をはからないまま、記録の統合を被保険者からの回答に委ねてしまったのが問題。また、記録統合が進んでいない状態を放置していた社会保険庁の姿勢が問題。
717	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	再取得の手続きの際に年金手帳を原則添付させる。失くした等の理由で番号が不明な場合、本人や会社事務担当者に連絡が取れないことや連絡が取れても本人達の協力を得られないことも多々あり番号の特定が困難なことがある。原則手帳を添付の上での手続きであれば一つの番号で管理できるので記録が漏れることはない。	大きな問題であることは認識していたが、本人のものと思われる統合されていない番号については裁定請求時や一般的な相談の際に必ず確認しているが、そのような記録はほとんどが短期間の加入記録であるため会社名や過去の住所地を思い出して頂くことは非常に困難であった。本人であっても覚えていない過去の記憶を家族が把握していることはほぼなく年金手帳さえきちんと管理されていればと思うことが度々あった。 平成19年頃。	古い記憶を思い出して頂くために時間をかけ丁寧に対応した。 基礎年金番号が導入されたときに手帳番号との統合が必要な旨の広報をもっと大々的に行うべきだったと思う。
718	地方庁	その他(社会保険事務所)		多並、また年金記録漏れの該当者の方の多くが、高齢者のこともあるため 委託、また雇用により人員を確保し、早期また堅実に記録を判明させていくことが望ましいと考えます。	報道にて年金記録問題がとりあげられた時に知りました。	相談対応できるよう問題の成り立ちなど確認し、わかりやすく説明できるよう努め、窓口・電話等また事務処理を積極的に対応しようとしました。 反省点として、過去の紙台帳の記入の仕方・劣化、また保管状態など。 また、年金についての制度理解に向けた広報などができていなかったのではと思います。
719	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		浮いている年金記録については、受給のさいに統合されて減っていくと思いあまり問題意識がありませんでした。保険料のことについても、受給の時に本人に確認してるので、今になって、記録に納得していないかたが、多くいることにおどろきました。大きな問題として認識したのは、マスコミ等で騒がれるようになってからです。	お客様の立場にたって、記録が違っていることを前提に照会等を行うに対応しました。また、制度について、正しく理解していない方も多いので、窓口等では、できるだけ詳しく、漏れのないように説明することを心がけています。 基礎番が導入される前の厚生年金の記録に住所のデータがないなど将来を考えていない事務処理が問題だと思います。また、法律も複雑で、変わることも多いので、きちんと周知をしてもらうように広報も大切だとおもいます。
720	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	過去にやった案件であるので、実際にその当時に携わっていたOBに無償でやらせるなどの事が必要。	この問題が世間一般で騒がれた時に知った。 社会保険行政における第一の優先案件だと思う。	埼玉においては、期間確認事務センターが機能していない。この状態を放置していた、もしくは対応が遅かったのが問題だと思う。
721	地方庁	その他(社会保険事務所)		P→D→C→Aサイクルによる	マスコミ報道同様	筆舌に難し

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
722	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	現時点で考えられる可能な手段については全てを使いできるだけ速く処理をしたい。本人確認の特定が一番難しいと思われるが電話や面談によって解決できるのであれば時間と経費及び人手については必要なだけ充てるべき。文書では回答をしない人はいつまでたっても前進しない為。	年金の請求の時点で本人職歴の確認を行った場合に端末上で判明しない事が何割かある事は認識していた。ただ各県に照会のうえで判明しない物はおそらく該当無しと思い込んでいた。基礎年金番号ができた時点でかなり手番を統合したが未統合がある事は認識していた。基本的には調査を行えば分かると思っていたが年金手帳を紛失したり氏名が変更になったり住所を変更している場合は難しく報道等により改めて認識をした。標準報酬の不一致については事業所側の事務処理ミスもあると思うし総合調査可能件数が物理的に限られてくることも問題だと思う。国民年金については市町村等の記録も関係あるし本人の思い込みもあるので判断が難しいと思	窓口や電話対応時に判明した手番等の整備は抜かりなく行ってきた。また必要な手続きを取るようにしてきた。この問題はこれまで先送りにしてきた部分が大きいと思う。将来を考えた場合現時点でできる事はやり遂げなければならないと思う。
723	地方庁	その他(社会保険事務局)				
724	地方庁	その他(社会保険事務所)	公表されている事以外知りません。	記録問題については、埋もれた記録の掘り起こし作業が必要と思われるが、その作業案を末端職員まで示して意見を聞いてほしい。職員の知恵をもっと活用すれば、よりいい案が出てくると思う。	昔、事故リスト処理として整備していたもので終わっていたと思っていたので、まったく知らなかった。問題発覚まで不突合記録を職員に知らせなかったのは道徳に思う。	5000万件発覚以降は、当時、年金相談室にいたので積極的にお客様と共に記録の掘り起こしを行った。 反省点は、本当の意味で職員の知恵を結集して問題にあたっていないことだと思います。
725	地方庁	地方社会保険事務局長	なし		年金記録の管理は、基礎年金番号が導入される以前は、厚生年金・国民年金別々に管理されていたところであり、同一人が複数の年金番号を持っている状況は認識していた。また、基礎年金番号導入後もいくらかの重複払い出しが発生していたとも認識していた。 しかし、これらの記録は年金請求時に本人の職歴等の申請を確認することで基本的な通算ができるものと認識。	上記の確認作業は大変大きな業務でもあり、できるだけ年金請求前に確認を進めることが望ましいと考えていた。58歳通知等がその事前確認の1つとして導入したものと認識している。 現在、ねんきん定期便で本人に記録確認をしてもらっているが、もっと早い段階から、節目の年齢(40歳・50歳等)で本人確認を行って来ればよかったと考える。
726	地方庁	その他(社会保険事務局)			PCの存在しない時代からの記録を管理しているため、正しくデータベース化をしないかぎり解決しない問題であると認識していた。	山梨の甲府事務所にいる間、払出簿のデータ化を試みたが、職員1人とバイト1人で片手間で行うくらいしかできなかった。 現在、画像化等のデータ化が進められていることはお客様に対応する1職員としてはかなり問題解決に役立つと思います。 膨大な情報を管理するなかで、必要なデータ化等を進めてこなかったことが問題を拡大したのではないでしょうか。
727	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		平成8年頃	過去の記録に対する点検と補正の不足が考えられる。
728	地方庁	社会保険事務所長		社会保険庁が保存している記録の照合を、こつこつと一人ひとりと付き合わせること。ただ、高齢者がいるので短期間で完了させる必要があると思う。 しかし、一律に認める(記録回復)ような方策は反対である。いつの時点でも記録が判明すれば時効特例法で年金をさかのぼって支給すること。 あらゆる行政機関を巻き込んで早急に完結すること。 共済組合等との突合せも実施すること。 お客様からの声がストレートにつながる担当部署が必要ではないか。	いつからかの記憶はないが、かなり以前から、社会保険庁が保有する記録の相違がある事例はあった。しかし、制度設立後どのような経過で現在のオンライン記録を保有しているかもわからず、また、掘り返して照合が可能とも思えず「レアケースの積み重なり」ぐらいの認識であった。 保有の記録も今のようには整理されておらず、記録が判明しなくてあきらめていただいた方も多々あった。それしかできない、仕方がないと思っていた。(一事務所職員がおかしいと言っても組織は動きません。) 統合漏れや、標準報酬の引き下げについては、被保険者の責もあり、届出主義の制度も社会保険庁の姿勢も、裁定請求の時に職歴を確認すれば良いと言う風潮であった。	一人ひとりに接触を図り、記憶を呼び起こしてもらうよう個々に対応した。しかし既に亡くなっている方、認知症の方、不審者に思って相手にしない方等すべての方に確認するのは不可能である。 現場では、お客様から直接苦情等を聞くが、上部機関に上げてもそれは制度のことだからと取り合ってもらえないことが多い。制度の不満も聞いていたいただかないとお客様の不満の持っていきようがないし、より良い制度にもならない。 いずれにしても、過去の記録の管理方法が適切でなかったこと、年金制度が複雑なこと等が問題である。そして、社会保険庁が年金記録問題を認識するのが遅すぎた。
729	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	不正免状等これまでに問題となった事例以外にありません。		ある意味数字を求められる部署においては合法なのかとあまり問題にしていなかった。ただ、保険料を支払っていない事業主に対し、給料の支払いもない状況が長く続き、老後、高額な年金決定されるのは問題があると認識していた。また、従業員に対する報酬の改ざんは、行っていなかったと認識していたが、元滋賀県の徴収課長の内部告発から全国的にあったという結果に愕	所属長や業務監察等において、数字が高い部署は誉められ、前年を下回る部署は厳しく追及されるなど、自県を含め社会保険庁全体が数字を意識していたと思う。また、他の事務所や他県が数字を上げている取り組みがあった場合には、その手法が検討もあまりせずすぐに実行に移されていたように思われ慎重な対応が必要でなかった。
730	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録、年金制度について、職員はお客様へ十分な説明を行い、職員とお客様の双方で理解し合うことが解決への糸口であると考えます。	記録が正常でないと将来年金を受け取る際、受給額が減少することなど生じることからも重要な問題であると認識していました。 年金記録問題が存在することを知ったのは平成19年6月頃です。	お客様の申出、社会保険庁の調査に基づき、記録整備に努めました。 反省点として、受給手続を行う際に記録整備をするのではなく、被保険者として年金についての認識を強く持っていただき、間違いがあれば常時記録整備をしていくことが必要であったと考え
731	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	古くからの地域事情に詳しい方や旧宇体の扱に詳しい方等知識を持っている方をサポーターという形で、協力いただける範囲(日数・時間)での雇用を行なう。新たに全くの素人を一から育てていくよりも効率が良い。 また、当時実務を担当していたOBは貴重なノウハウを持っており、実際に実務に携わることにより様々な当時の事情や台帳固有の規則や法則、個々人の癖など思い出すこともあると考えられるため、積極的にOBにご協力いただける環境づくりが必要であると思う。 今後残っていくのは、複雑で難解な記録と思われるため、単に人海戦術のみでは解決できない状況に陥る可能性が大きいと思うため、今のうちから上記のような対策をとることも一考に値す	やるべき事をきちんとしていなかったことが原因と考える。 当たり前のことを当たり前にすることが重要、基本中の基本がなっていなかったと思う。 問題の存在は、はっきりとは認識していないが、新聞報道等で騒がれ初めてからと思う。	上記同様、「当たり前のことを当たり前にする」これを常日頃実践している。 行政機関の職員として、法律を守りそれを実行行く立場にある者が、法律・規則の範囲を超えた解釈を行なったり、慣例等で業務を行なうことで成り立っていた部分があることが原因とも思う。
732	地方庁	社会保険事務所課長級以上			未統合記録が約500万件存在する事が報道された頃。	年金特別便を持参し来訪するお客様に対し、過去のお勤め先を思い出していただくよう対応しました。
733	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の問題についての問題は、ほとんど出尽くしたと思います。	基本的には、年金記録の信頼回復に向けた現在の取り組み(定期便で記録を確認→異議があれば社会保険事務所へ確認→社会保険事務所の回答内容に不服なら第三者委員会へ)を地道に行っていく以外にないと思います。一度失った信頼は、誠実な対応を地道にしていくことでしか回復できません。 個人的には第三者委員会のあっせん内容は尊重していきたいですが、一部新聞や報道機関で元第三者委員会委員の社会保険労士等の意見が掲載されており、「認めすぎじゃないか」「個人的には不可」等の記事を見かけたことがあります。 責任ある立場の人を選出して、責任ある判断においてあっせん内容を決定していると思いますが、上記のような発言が事実なら、まじめに納付している人との不公平が生じ、新たな年金不安	勤務して半年くらいたってから、未統合の記録の問題はよくあるといわれたことがある。あまり件数はなく、団塊世代の時期が過ぎた未統合の記録はなくなると思ってたし、全体的にそのくらいしか未統合の記録はないだろうと先輩職員等の話の雰囲気して、そのように感じていた。 ただ、最終的に裁定請求のときに確認すればよいというように受身的な発想ではなく、現在の定期便のように2、3年に一回でもいいから記録を本人宛に送付したほうがよいとは思っていた。	たとえば、国民年金の免除手続や納付案内等の手続において窓口来所されたときなど、年金の受給要件等の確認を求められることはよくあるので、窓口で対応した方には一度全記録をお出しして確認してもらうという作業を、相手の都合が許す限りしてもらったました。 今までこの問題について、社会保険庁の職員のほとんどが認識していなかったとは思わない。(とくに社会保険事務所職員に関しては) しかし、社会保険庁組織全体としてそれぞれ個々が抱えている問題意識を吸い上げ対応する取り組みが足りなかったと思う。せめて、もう少し早く積極的に取組んでいれば、ここまで大きな問題とはならなかったのではないか。
734	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	同上	複数の番号があること等については、老齢年金裁定時に徐々に解消 されていくものと考えていました。 平成14年度(採用2年目)の頃です。	申請のあった期間調査等については、できる限り丁寧に台帳等の確認を 行おうとしました。 採用2年目だったということもあり、それ以上の対応は考えていませんでした。 現時点で考えても、当時の職務裁量を鑑みると、積極的に問題提起を できたとは考えらません。 逆に、年金制度発足から現在まで、現状の年金記録問題に至った経緯 を知りたいと思います。 深く考えなかったこと、知らなかったことが反省点とは言えると思いますので、 調査結果については是非お教え願いたいと思います。
735	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
736	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に新たな問題は思い当たりません。	住民基本台帳(住所履歴)、雇用保険データ、保険組合などの加入データーなど一体化することによる年金番号の特定と現役加入者の手続きの際の利用。但し、居所不明者もいることから全面解決は不可能と思われます。一律救済に関しましては、国民年金未納者に対し、催告する業務をしたことがあるため、正直納めていない人に支払われる可能性があることから抵抗を感じます。	基礎年金導入が平成9年のため年金記録はもともと整理されていないものであると認識していました。なぜ、あの時点で、全ての方の年金記録が完璧であると言い、問題化させたことについて疑問に思います。しかるべき立場のある方から説明を充分に行っていただきたかったです。記録に関する取り組みは、加入者の年金記録は再加入時か、どうにもならないときは、年金請求時に整理するものと考えていました。(現に再加入の手続き時に氏名索引を行い、会社や本人に確認を取っていましたが、会社や本人に照会をかけても拒否されることもありました。)そして本人から疑問が生じた時、若しくは請求時において、本人の記録と一致しないときには、期間照会で調査して正しい年金を受けていただくという流れとなっていました。また、業務センターでの記録	各種届出・請求時にお客様の自身の年金記録の確認の徹底に勤めました。庁での年金の記録管理だけでなく、お客様自身で自分の記録の確認の必要性を感じました。お互いに記録に関して責任を持つことが大事だと思います。またこのような結果に至ったことについて、管理者の方々は現場の意見を無視しないで聞くこと、現場では意見を上げることが重要であると考えます。
737	地方庁	社会保険事務所長	なし	できるだけ早急に未統合記録のすべてを解明し、国民の皆様の記録照会には真摯に対応するという基本姿勢で、根気強くやっていくしかない。	未統合記録については、基礎年金番号導入時やその後も随時に調査を行っています。また、年金裁定請求時には必ず職歴を確認していましたから、未統合記録が5,000万件と知った時には驚きました。	大きな問題となる以前は考えてもいなかったことでした。記録問題への対応が最優先となった時には事務所の次長として、全所体制での窓口当番制や担当課の枠を超えた照会票を処理するための専任チームの創設を画策しました。 [redacted] 現時点でみた場合の反省点としては、記録管理方法のずさんさと国民の皆様へのPR不足でしょう。 記録管理については、オンラインへの切替え時の処理方法や未だに収録されていない記録が相当数存在していること等、説明ができません。 また、「消えた年金」等、インパクトのある文句で問題提起すれば、多くの国民の皆様が記録の確
738	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	記録問題を専任におこなう人員の更なる増強。 新たな対策を講じる際の現場への研修、周知不足の解消。	厚生年金については、事業主からの届出のみで処理、決定がなされることから 被保険者に情報が届きにくいことが問題と認識していた。 また、基礎年金番号制度が平成9年に初めて導入されたこともあって、統合の処理が進んでおらず、その中で手番のままの記録が放置されていたのが問題だと思います。	来訪者の記録相談時などには意識的に未統合手番がないかを確認した。 年金記録問題が発覚するまでは、オンラインに反映されていない記録の存在 など知らなかったため、上記の対応ではどうすることもできなかったと今は思うが、 年金をもらう時に記録確認をすればいい、といった雰囲気が職場には少なからずあったと思うので、それがもっと早く改善されていれば、と思います。
739	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	旧台帳全てをSOLSへデータ化。	社会保険のデータに誤りはなく、物的証拠がないと訂正できないものと考えていました。また、年金は請求行為により受給するものであり本人からの申立て(照会)により統合、調査、確認をするものと考えていました。 期間照会、過去記録の整備等により相当前の事となりますが、大きな問題ではないと認識していました。	行政としての事業運営(事務処理)ではなく、お客様の立場に立っての行動が必要と反省しています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
740	地方庁	その他(社会保険事務所)	存知上げません。古い記録が埋もれていることをはじめて知りました。	古い記録・法律に詳しい方々の支援が必要と考えます。	今までにないショッキングな出来事だと思いました。記録問題で騒がれた平成19年ごろからです。	相談時に本人に記録提供をして、間違いないかどうか確認していただいています。ねんきん定期便も始まっているので、いつでも本人が記録確認できるような体制が前から整っていればよかったのではと思っています。
741	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	新聞等報道により	ひとつでも解決に結びつけるよう話をよく聞き、対応できたか？ そのときは、真剣に慎重に対応できたか？ 常に一人で処理せず、確認しながら、処理していたか？ 経験豊富な方の指導を仰ぎながら処理できれば、といつも不安を抱えて業務に取り組んでいたと思っています。経験の共有化を図り、更なるレベルアップのために研修等の充実が大切です。 職員のチームワークや仕事に対する誇りと 取り戻し、時々起こるお客様のパワーハラスメント対策も実施していただきたい。窓口の職員が安心して業務が遂行できる職場環境を早急に整えることが大切と思います。
742	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	人と時間をかけて一つ一つ確認作業を行うしか無いと思う。	紙台帳の管理からオンライン化するときにデータがキチンと切り替わったかなどの確認作業が行われていたのか。また、市町村との突合での漏れや間違いが無かったか。平成9年の基礎年金番号導入時での手番のままの記録を統合するのに、裁定請求時点でも間に合うというような考え方があったと思う。	まだ、未統合の番号を待っている人への働きかけを行う。記録を管理する中で、昔の厚生年金等の管理では事業所名・期間・生年月日等でしか管理されておらず、住所等も必要ではなかったかと思われる。国民年金でも昔の記録は期間と氏名・生年月日しかないものが多く住所管理も必要だったと思われる。
743	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上			・年金記録は被保険者等に対し年金を支給する際の元となる重要な記録であり、適正に管理することが大事であると認識している。 一昨年来からマスコミ等の報道で知り、現在、事務所、事務局において記録問題の早期解決に向け取り組んでいる状況であります。	・これまでの年金記録の対応を踏まえ、引き続き親切・丁寧な対応を行うとともに、被保険者等にも届出・収め忘れ等がないよう指導しながら適正な処理を行っていくことが大事である。
744	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありませんが、期間調査にあたり、被保険者記録の台帳を火事等で消失している事務所がある問題等は、世間にも知らされているのでしょうか。	期間調査業務の早期処理。	平成4年ごろ、会社が変わるたびに、厚生年金手帳を作成しておられるお客様がおられて、重複取消の手続きいただいたしたとき、他にもいろんなケースがありそうだと感じたことがあります。また、窓口での老齢厚生年金請求にあたり、同一氏名等の手番があるため、お客様に確認したところ、「昔のことだから、会社の名前等は思い出せない。」とよく言われました。当方からヒントを与えても、わからないと言われて、そのまま手番の状態で残っていたものもあると思います。これ	厚生年金保険年金手帳番号については受給されるまで一つの番号を使用することをお伝えしました。また、窓口確認にて自分の職歴を思い出せなかったお客様については、職歴等について思い出されたときには、必ず改めてご相談いただくよう案内しました。厚生年金手帳の新規交付にあたり、事業所より資格取得届出時において、被保険者となられる方が古い手帳番号をお持ちで無いかを確実に確認することを厳しく周知徹底できていたらと思います。
745	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員全員での対応となったら、本来の業務にまで支障をきたし、結果的にどちらにもとっても、中途半端になりかねない。しかも、記録については、やはり年金給付への内容につながり現在においては、新法はもちろん旧法やいろいろな経過措置などの複雑な制度も熟知していなければスムーズな対応をすることが出来ないと思います。より専門的に特別なチームを設けて集中することが必要ではないかと思います。	受給者にとっては一日も早い対応をし、スムーズに支払いをすべきであり、マスコミ等で取上げられたことで知りました。それまでは、受給時には確認出来ているものと思っていました。	ここに至るまでも職員全体での対応を行っていましたが、自分に与えられた分は遅延することなくお客さまに連絡をとり迅速な対応をとりました。全員で一律に分担させても、全員が完全に出来ることが難しいため、すぐに対応出来た方と、結局手付かずに時間がかかってしまった方との差が大きかったと感じました。 地方、事務所、職員によって対応にかかる時間が異なることはお客さまにとっても道憫なことであろうと感じています。
746	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			国民年金、厚生年金の記録をオンライン化する際の記録誤りがあった。具体的な時期は思い出せないが、ご本人からの記録照会や裁定請求の際に別人の記録が入っていたことがあったり、喪失記録や算定基礎届、月額変更届のもれがあったように記憶している。	オンライン記録に不備が判明した都度、台帳や原票で確認を行ったうえで記録を補正する。当時は、判明した時点で補正する方法しかなかったと思う。オンライン化した時点でねんきん特別便のような形でご本人に記録をお知らせしていれば、もっと早く誤りに気付いたのかもしれない。 それより、紙台帳からオンライン記録へ切り替えた際、誤りがないかチェックができていれば(完璧であれば)、現在判明しているような記録もれや誤りはなかったのではないか。 また、万一の記録の誤りや確認の必要が生じた場合に備えて、オンライン化する前の国民年金台帳や厚生年金・健康保険原票は廃棄せず、全台帳を保存またはマイクロ化しておく必要があったと思う。 それから、年金手帳には、交付年月日や届出年月日、納付済期間等を記入するようになっておらず、また、住所変更履歴や「国民年金の記録」「厚生年金保険の記録」のページはご本人が覚え書きとして記入するようになっていたが、実際にはほとんど活用がされていなかった。ご本人でなく、市町村役場あるいは事業所や社会保険事務所で手続きする際に必ず提出させて記入をすることを徹底していれば、ご本人も年金手帳の大切さを自覚することにもつながるし、あらためてねんきん特別便(年金通帳？)などをお送りする必要なく、各人で手続きした都度加入記録の
747	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ご本人の可能性のある、基礎年金番号に未登録の手帳番号について、最大限わかりやすい表示にてお知らせしていくこと。また新聞広告等で、まだとくべつ便の返事が、いただけていない方に対しては、返事をいただくよう広報を、頻繁に行なう。	認識しているのは、平成19年ごろ報道が、活発にされるようになってからです。 それまでは、未統合や氏名未収録等が、よくあるなとわ思っていましたが、あまり深く考えたことは、なかったです。	報道等で社会問題となってからは、窓口や電話等でお問い合わせいただいた、お客様に対して、特に記録漏れや間違いがないか念頭に置きながら説明を心がけてきました。ただそれまでの間は必ずしも積極的に説明できていなかったのが、反省点です。
748	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	過去の加入についての申し立て、現在行っているシステム及び台帳による記録の突合結果を被保険者等に照会して回答いただく方法以外に方策はありません。	管理している記録に持ち主が判明しないものがあるとの認識はありませんでした。 問題が存在することを知ったのは、平成19年6月頃です。	より多くの記録が判明するよう適正かつ丁寧な対応を心がけました。 反省点としては、不備記録(氏名・生年月日等)に対する強い問題意識と手番から基礎年金番号への統合処理に時間をかけるべきであったと思います。さらに申請に基づく記録を管理しているため、早期に被保険者等へご自身の記録確認を行う措置を講ずるべきであったと思います。
749	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	専門的な知識を必要とする点において、職員の対応が不可欠であり、非常勤職員の増員のみでは無理がある。正規職員の増員ないしは、正規職員を年金記録業務にシフトした後の体制整備(事業縮小・一時停止もやむをえない)でしか出来ないと考える。	基礎年金番号制度が導入された時、現存者と受給者にのみ基礎年金番号を付番したことで、60才から64才の国民年金保険料納付終了者(基礎年金受給待機者)や60才未満の加入漏れ者には基礎年金番号が付番されなかった。この時に基礎年金番号は年金制度に加入したことがある方全員に付番されていたこと、また導入時に現存者でなく、過去に加入したことのある制度の喪失者手帳番号は基礎年金番号に統合されていないこととなっていた。この統合されていない手帳番号は、老齢年金の裁定請求時や本人より手帳が2冊(国民年金・厚生年金)あるとの申出があった時を契機として基礎年金番号に統合、また同時に基礎年金番号となっていない手帳番号の照会票を確かな業務センターから送付して本人からの申出により統合処理を進めてい	反省点はどこまで本気で照会・統合処理に取り組んでいたからだと考える。基礎年金番号導入からの手順(最終、裁定請求時に本人よりの基礎年金番号以外の手帳番号があるとの申出により統合を終える)は間違っていないので、基礎年金番号導入前に、安易に過去に同制度に加入したことがあるにもかかわらずその方に対して新たな手帳番号を払い出していることが全てだと思う。この点は自分の採用前の話になるので想像でしかわからない。
750	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	名寄せや住基台帳との照合が済んでいないものについて、早急に照合等を実施して、これまで行って来たように本人と思われる方へお知らせしたり、フォローアップを行う(市区町村の協力も得て行う)などにより、本人確認を地道に行う以外ないと思います。	昭和57年ごろ、新規取得による年金手帳の発行時等における本人確認をする添付書類の義務付けがなく、氏名や生年月日訂正が頻繁に行われていたことが問題だと思っていました。 また、問題ということではなく単なる疑問ですが、社会保険業務センターの電算係で、各地の社会保険事務所から進達されてきた国民年金の記録を紙テープから変換していたころは、記録が正しく変換されているか確認はどのようにして行われているのかわかりませんでした。 審査係に在籍しているときは、厚生年金の古い記録の年金請求があると紙台帳の保管室でその記録台帳を探して給付記録に収録していましたが、膨大な紙台帳があり、全ての紙台帳が年金請求により収録されたとは思えないのですが。 (昭和51年～昭和55年ごろのことです。)	そのころは、添付書類の義務付けがされれば訂正が少なくなると思っていました。 反省点にはならないと思いますが、早期の社会保障番号の導入や住民基本台帳カードとの年金手帳の統合など、本人確認が容易にでき、ご本人が自分の記録をいつでも確認できる方法を確立すべきと思います。
751	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	議員・大臣の方でさえも年金制度の歴史的経過を知らずに、いろいろと発言されています。基礎年金番号制度ができる前は厚生年金の住所管理をしていなかったことなど、最初につくったしくみから本人確認がむずかしいことについては、外部の人たちは全然理解してもらえていません。最初は誰かが責任を持って説明されると思っていましたが、いまになっても誰も言われていません。「ひとりのこらず」どころか多くの記録が、宙にういたままになることは社会保険の人間なら全員がわかっていることと思います。それについて正直に発言することは勇気がいることと思いますが、今のままだとずっと「努力が足りない」といわれ続けるとおもわれます。	厚生年金の記録照会の係に異動したとき、戦中・戦後のあたりの記録が数多く単独でのこっていました。。	時間の空いた時間に氏名検索をして、年金受給者のなかでいないかみたりして実態をつかもうとしましたが、あまりのも多い件数で一人の努力では「焼け石に水」のような気持ちになりました。
752	地方庁	社会保険事務所課長級以上		厚生年金については、旧台帳との突合、国民年金については、旧台帳と市町村がまだ提供していない台帳との突合が必要と思います。	年金受給者や現存の被保険者の方々に多大な損失とご迷惑をおかけしている問題と考えました。今回の年金記録問題が発覚してから知りました。	年金特別便の窓口対応の時から、問題を起こした社会保険庁の一員として反省しお詫びをしながら、お客様が納得行かれるように対応をしてきました。厚生年金の記録が紙台帳で進達されていた頃の、その記録を、お客様の大切な年金記録であることを十分に認識して取り扱っていなかったところがあったのではないかと考えます。
753	地方庁	その他(社会保険事務所)	全国オンライン化時点の記録切り替え時点での各県での事故記録の補正が完全になされたかの検証が不足	現在の記録補正体勢の強化	上記(6)同様	地方が地方事務官で中央との連携が十分でなかった。
754	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い浮かびません。	思い浮かびません。	正直なところ、起こしてはならないものですが、どんなに注意を払ってもヒューマンエラーは起こりうるものだから、ヒューマンエラーの一環程度にしか当初は認識していませんでした。 国民年金手帳に検認印または領収証があるのに、WM上未納になっている、といった申し立ては平成15年の夏に初めて受けたように思います。 また、老齢裁定請求を事務分掌で扱っていた際に、それこそ「宙に浮いた年金記録」、手番の状態のままになった各制度の手帳記号番号があることは平成15年夏に認識したように思います。 平成15年4月新規採用ですので、かなり早い時期で認識したように思います。	それこそ「申請主義」になってしまいますが、申し出がない限り記録を勝手にいじる訳にはいきませんので、「申し出があれば・・」程度の対応でした。 正直、ヒューマンエラーの一環程度にしか認識していませんでしたので、その認識自体が大きな反省点だと思います。
755	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		厚生年金番号等が複数払い出されている被保険者がおり、相談時等に確認作業に時間を費やしていたが、記録の整備はできないと思っていました。 平成11年に給付課において記録の状況を知りました。	相談者からの情報に基づき調査をしていました。 問題点はいろいろ考えられますが、内部の問題としては年金記録は長期に渡り管理することへの意識が足りなかったこと、収納率の向上が常に至上命令で相談業務がおろそかにされがちだったこと。また、過去においては紙ベースの記録管理であり複数の記号番号払出が確認でなかったこと。 被保険者については、特に若年者の年金に対する関心が少なかったことと、事業所、被保険者
756	地方庁	その他(社会保険事務局)	3号記録に誤りがある状態で、記録の提供を行っている。 (配偶者が被用者年金の資格を喪失しているにもかかわらず、種別変更等の届の提出がない場合等)	システムによりチェックをかけ、記録提供時に何らかのメッセージを出力するか、職権で3号喪失処理を行う必要があると思われる。	平成19年3月より、年金給付課に配属になり、年金の請求時等に記録の確認を行うが、本人のモノである可能性が高い場合であっても、一定以上の情報を提供できないため、特定できない記録が存在することについては認識があった。	本人の記録の可能性が高いモノについては、より時間をかけ何とか思い出していただこうと年金相談に時間をかけた。 定期的な記録提供を行わなかったことが、根本的な問題であったと思われる。
757	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人海戦術でとにかく早く解決させる	組織の体質により、生じるべくして生じた問題 世間で話題になり始めたとき	改善すべき組織の体質を職員一人ひとりが直視しなかったため起こった

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
758	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	・引き続き名寄せを行なっていく。 ・旧姓を照会し、それによる名寄せを行なう。	・昭和50年代に厚生年金の資格取得を担当していた当時、手帳番号の新規払出が日常的に行なわれており、将来、本人の記録と特定できるのか心配をしていた。 ・昭和60年代にオンライン化されてから、厚生年金の資格記録に氏名、生年月日のもれているものが多くみられので、この記録を今後特定できるのかと不安であった。	・記録の管理については、社会保険庁からの指示によって行なっていたため、現場の事務所から、意見や提言をあげるような状況になかった。 ・社会保険庁は、記録管理に対する認識が低すぎた。 ・現場の声を吸い上げる体制が必要と思うが、ここ数年はすべからくトップダウンである。
759	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていない問題は、ないと思います。	提出された記録の調査を、早期に進めることが第一と考えます。 また、今だ統合されていない手番について、持ち主と思われる方へ、再度通知を差し上げるしかないと思います。	最優先で解決すべき問題であると認識していました。 平成19年6月に問題が発生した時は、基礎年金番号導入時の年金記録の統合が、国民の皆様によく理解されないまま、今日に至った結果と思いましたが、1466万件の旧台帳については、こうした台帳があることすら知らず、通知を見て驚きました。	年金記録問題の早期解決に向け、最大限の努力をしてきたつもりです。 特に、来訪された方の待ち時間を短縮するため、窓口の増設等には苦慮しました。 反省点としましては、旧台帳・住基ネット・漢字カナ・氏名変更履歴等を整備した上で、ねんきん特別便を発出した方が良かったとのではないかと思います。 何度もお越しいただくことなく、一度回答したにもかかわらず、再度通知が来て記録に反映されていないということで、お叱りを頂戴しました。
760	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	これまで取り組んできたように地道な努力を積み重ねていくしかないと思う。	問題発生後に採用になったが、とても重大な問題であると感じた。	自分に出来ることは何かを考え、少しでも解決に向かうよう支援等行った。
761	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		年金制度の複雑さや周知の不足により、年金番号を複数所持していることもあったと思う。 社会保険事務所に採用されたのは、船員保険課でした。その時に、会社に就職するたびに、年金手帳の交付を受け、一人で何冊も年金手帳を持参してきた被保険者からの相談を受けたことがあった時。	年金相談の時には、氏名索引等により年金記録の確認を行うようにしていました。
762	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	日本年金機構の事業運営を必要最小限にとどめ、業務に精通した正規職員1名につき、10～20名の派遣職員等を配置し、集中的に解消を図る。	基礎年金番号に統合されない記録が多く存在することは認識していたが、未統合記録が5000万件と、これほど大量に存在するとは認識していなかった。	基礎年金番号が導入されたとき、未統合の手帳記号番号をお持ちの方に手続きを呼びかけたが、届出の無かった者に対する引き続いての対応がなされなかった点が反省点として上げられ
763	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	紙台帳とコンピューター記録の突合が完了した状況でお送りしている定期便等の回答票のもれがあるとお答えいただいた方の記録を今までどおり地道に 確認して行くしかないのではと思います。		
764	地方庁	その他(社会保険事務局)		毎年の年金定期便時において、厚生年金適用事業所等に勤務したことが 有るか無いか及びその当時の旧姓等記載して頂く(今の年金定期便通知と同様)しかないと思われます。	旧姓の名前及び勤務事業所が厚生年金適用事業所であったか無かったかについては、勤務していた当時、本人が覚えていたはずなのだが、本人が覚えていないであろう事は認識していました。	本人のその勤務当時の事業所が厚生年金適用事業所であったか無かったを被保険者台帳、及び被保険者原票で調査追跡するほかないと思われます。
765	地方庁	社会保険事務所長	なし		宙に浮いた年金のひとつの例として 平成5年に期間照会担当の頃に紙台帳により管理には不安を感じていた。	その当時、できるかぎりの回答に努力した。 現時点で思うことは昭和30年代頃までの紙台帳による管理はその当時としてはしかたなかったものと思われます。 今現在職員が一生懸命取り組んでいくしか方法はないと思われます。
766	地方庁	その他(社会保険事務所)			支払ったのに、記録が残っていないというのはゆゆしき問題だと思った。 問題を知ったのは、報道等による。	記録の入力などの確認作業を正確に努めた。 ただ、今回の誰のものかわからない問題点として最終的に給付の際、名前を戸籍等で確認するのであれば、厚生年金加入届けの際も戸籍等を必須の添付書類とすべきと思われる。
767	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	特別立法(納付または免除をさかのぼって受給権を満たすまで認める)	平成9年1月実施の基礎年金番号の導入の際に大学校研修で未統合の記録(いわゆる宙に浮いた年金記録)が相当数あることを知らされた。	上記に記載した問題への対応は業務センターが5年～10年かけて解決するといっていたが到底無理だとそのときから思っていた。理由としては、必ず市町村の住民基本情報及び所得情報等及び事務所の記録情報(台帳など)が必要不可欠であり今すぐ協力依頼をしないと時間がたつにつれてますます困難になっていくと思った。 今考えればその時点(平成9年)で問題提起を行い国を挙げて対応を図るよう要請すべきだったと反省している。 (今回の日本年金機構移行についても、社会保険庁・市町村・適用事業所などの事務処理システム自体が追いついていない状況でのスタートに大きな危惧を持っている)
768	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ない。	現在の作業を粘り強く続けていくしかないと思っているが、一定の取組後のゴール地点を示していただければ職員の士気は増すと思われる。	昭和47年前後に国民年金、厚生年金保険、船員保険の三制度共通の年金手帳番号制度が導入され、その後平成9年に基礎年金番号が導入されたが、基礎年金番号通知と合わせて他に年金手帳番号がある方の統合がなかなか進まなかったので心配はしていたが、被保険者、受給者の方々が種々の手続きの際に氏名索引等により解消できると考えていたため、5,000万件もの未統合記録があることは平成18年度にこの問題が起きるまで知らなかった。	社会保険事務所でのお客様対応の際は、他に年金手帳番号がないか必ずお尋ねし、合わせて氏名索引等も行い、他の手番が判明した際にはその場で処理票を作成し統合するように常に心がけていた。 今思えば、平成9年に基礎年金番号が導入された際に記録管理システムの再構築と、年金記録について今と同じような徹底的解明が行われていれば今回の問題は起きなかったと思料する。 過去の地方事務監察においても事業面を中心とした監察が主で、年金記録管理について指導を受けたことはなかったと記憶している。 私自身としては、一人について複数の番号が付番される制度とそれを統合しコンピューター管理に移す時点でもっと熟慮できなかったのだろうかという素朴な疑問が湧いてくる。それが記録問題の最大の原因ではないだろうか。
769	地方庁	その他(社会保険事務所)	現問題点以外は知らない。	専門知識を備えた正職員を増員すること。 現在のようにアルバイトが増員されても早期解決にはつながらない。 正職員数を削減した結果、複雑な処理ができる職員が減少してしまった。	入社した以降は適正に処理されていたので、報道があってから知った。	事務所勤務だったので、日々のお客様対応に追われていたが、一人ひとりに対し丁寧な対応を心掛けた。 ここ数年マスコミ報道が過熱し、正確な情報が国民に届いてなかったの感じる。その関係で記録正常者の苦情等が集中し、事務所自体がパンク状態に陥り、事務所本来の機能が発揮できなかった。 本庁としては、加熱するマスコミ報道を抑えてほしかった。 記録問題に関しては、コンピュータ移管時に正職員の増員ではなく、アルバイト対応だったのが処理誤りの増加につながったと思う。 今回も、アルバイトの増員で対応しているが、再度同じ問題が発生するのではないかと危惧している。 年金記録管理については記録管理に対するモラルの低さ、また、事業所の届出誤などのチェック機能が完全ではなかった。また、制度に沿ったオンラインシステムの構築が不完全であり、手
770	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	早急にカセットをフルオープンにし、旧台帳も端末機から閲覧できるようになれば早いと思います。また、疑い手番の電話による確認を外注していけば限られた職員の負担を軽くすることが出来ると考えます。	機械管理への移行時の段取りが悪いことによる不具合。事業主・被保険者の年金制度の無知・無関心からくる届出書の不備。また制度周知をなった社会保険庁の認識の甘さ。業務課(適用課)に配属された頃(平成9年当時)からある程度は知っていました。(取得届入力時の疑い手番	目の前のお客様の切実な思いに応えるよう窓口における対応には細心の注意を払ってきた。裁定請求時における記録の確認不足が受給者に関しては大きな反省点。080の導入が遅すぎたのも一因。現役世代については基礎年金番号導入時の広報不足。
771	地方庁	その他(社会保険事務所)		最後の一人まで解決すべき。そのための方策については考えつかない。	当初は、申請主義であったと認識しており、請求時にこれで間違いないと確認されたうえで決定していたので、もれていたことに関して行政の責任はあまり感じていなかった。また、ここまで未統合の記録があると思わなかった。記録問題が騒がれてから、国民の目線で考えるようになり、重大な問題であると思うようになった。	お客様の立場になり、記録の解明に努めているが、判明しない場合の方が多く、理解と納得が得られない。また、回答に時間を要し、お叱りを受けることもしばしばある。
772	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
773	地方庁	その他(社会保険事務局)				
774	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現在本庁が示している対策を着実に実行していくことが解決への近道だと思います。	基礎年金番号への未統合年金記録は、納付相談や年金請求相談時に、処理すれば特に問題は無いと理解してました。 未統合記録の持ち主の中には、死亡者や無年金者なども存在するはずなので、解決は簡単でないと認識してました。 未統合記録については、基礎年金番号制度導入時から存在する事を知ってました。	特に個人として対策をとることはありませんでした。 基礎年金番号制度導入後、集中的に統合処理に取り組まなかった事と、 その進捗状況を国民の方へ情報公開してなかった事が反省点です。
775	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		年金制度の信頼を無くしてしまう重大な問題。 平成19年頃?	特別便や再裁定業務について全所体制でのぞんだ。 各制度の重複を年金請求までにすれば大丈夫と、基礎番導入以降も記録統合に積極敵に行わなかったつけが今回ってきている。 オンラインでなかった時であってもきちんと他の加入期間が無いか確認していたのか不明。
776	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金と厚生年金の間があいている場合(国民年金未加入の場合)、被保険者が窓口に来られた時にその間の1号取得届を取り未加入期間を国民年金で埋めるようにしていました。第三者委員会等で過去に遡りその間の納付が認められるというニュースを見て、果たしてあのときの処理が正しかったのかどうかと思うことがあります。 同様に、窓口には、夫に言うと年金などかけなくてよいと叱られるとの理由で妻だけ窓口納付をしていらっしゃる例が多数ありました。そのような方の夫も納付が認められているのではないだろうかと思うことがあります。	記録の管理の問題だけでなくさまざまな理由で年金をかけていらっしゃらない方がいらっしゃいます。より慎重な認定基準が必要であると思います。	年金の記録はWMで照会できるもの、マイクロで確認できるもの、各事務所にある台帳や索引簿で確認できるものがすべてであると思っていました。誰のものかも分からない記録があるとは年金記録問題が表に出るまでは知りませんでした。	確かにずさんな管理であると憤りを感じることもありましたが、パソコンもない時代に記録を管理することの大変さもあったのだと理解するようにしました。 記録を単なる記録として扱わないこと、お客様の人生の履歴・財産をお預かりしているという気持ちを持つことでだと思います。そうすれば人様のものを勝手に操作するようなことはできないと思います。また、なくしたり、修正したりできないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
777	地方庁	その他(社会保険事務局)		まだカセットが開いていない未整備の記録の整備が必要かと思います。 社会保険庁で開けられるカセット記録は早急に開いていただき、不明な記録については各社会保険事務局等と連携おとり整備を早急にすべきと思います		厚生年金記録が未整備であること。特に昭和30年代までの期間については、機械で見て事業所名等が判明できない加入期間が多く見られた。 いつからはじめられたのか知りませんが、各社会保険事務所にある厚生年金記録をフイルムに撮り、社会保険庁で整理を行い、不備な記録については、再度、各社会保険事務所に記録確認を行い記録整備をされていたと思いますが、いま見ていますと記録の不整備が見られます。最初の頃の記録整備が大切ではなかったかと思います。
778	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	即効性のある問題解決策は考えにくいと思われます。 いまも行っている社会保険労務士・市区長村への協力をいただきつつ、紙台帳等の電子画像化や検索データ作成のシステム構築を早急に進め、突合作業を効率的に実地していくしかないと考えます。 もちろんわれわれ職員が一日でも早く問題解決となるよう全力をもって取り組むことは当然です。	マスコミ等の報道により年金記録問題が広く知られるようになり、過去のシステムにも問題はありましたが、一番の原因は職員の対応に問題があったために発生したものであると考えておりました。 つまりわれわれが行っている日々の業務の行き違いや説明不足の積み重ねがこのような問題を引き起こすきっかけにもなりうると痛感いたしました。	年金記録問題の対象者には高齢の方々がたくさんいらっしゃいますので、特に年金受給者の方々については、なにより迅速におこなわなければならないと思います。 しかし迅速さはもちろんのことですが、処理を急ぐあまり再び間違いがあっては、余計に時間を要することになってしまいます。 将来の国民の生活に関わる重要な問題ですので、迅速さに加え正確・確実に業務を進めていくことがなにより重要だと考えます。
779	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	集約化と人材(派遣等ではなく実務経験者で自分で判断できる職員)の確保。	新聞等の報道が先行していたので報道等を見聞きして知った。	出来るかぎり正確に調べた。その結果回答までの時間が長期化してしまった。
780	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	現在取り組んでる年金記録問題については、記録確認作業に時間がかかっているため、社会保険事務所の記録確認チーム及び地方第三者委員会の体制強化を図ったほうがよいと思う。 年金加入記録等を定期的にチェックするため、ねんきん定期便の対応はよいと思う。アメリカなどは、前から通知するなどサービスを行っていた。 また、すべての国民の住民基本台帳に基礎年金番号を表示し、国民年金や厚生年金の加入手続きをする際は、必ず住民基本台帳を添付させ、一人一番号制を徹底することを要望します。	私自身は採用時より、個人の大切な年金加入記録を長期間管理するため、「一時が万事、万事が一時」という姿勢で取り組んできました。 年金記録問題は、旧台帳からオンラインに切り替える際に生じているものが大部分であり、切り替え時のチェックが十分でなかったと思う。 また、帳票入力後のチェックも十分でなかったと思う。年金の裁定請求時点で確認して整備している流れになっていることが問題。	私たち職場に起こっている問題として、国民からの信頼を取りもどすため真正面から取り組まなくてはならない。 国民に年金記録を通知し、それを確認していただく。納得がいかないものは社会保険事務所での十分な確認、地方第三者委員会での周辺事情の調査を行っていくことが重要。 私は、[redacted]地方第三者委員会に在籍していましたのでそこど培ったノウハウなどを生かし、年金記録問題に取り組む決意です。
781	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		残り1ヵ月であるが、国民からの信頼回復を実現させるには、職員が全力を挙げて1件1件取組んでいくしかない。早期解決に向けてはマンパワーも必要であり、機構設立以降も同様の取組みが必要と考える。	マスコミで「宙に浮いた年金記録」と騒がれ、件数が発表されるまでは、最低でも年金を請求するまでの間に、年金記録を整理(統合)する必要があると認識していた。	相談者はもちろんであるが、知り合いの者に対しても過去の年金記録がきちんと整理(統合)されているか確認するよう依頼した。 基礎年金番号が導入された平成9年1月の時点において、複数の年金手帳番号を有している方に対し、記録を統合するための届出(申し出)を周知・徹底しなかったことが大きな反省点であったと考える。
782	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	現在知られている問題以上のことは知りません。	今のところ、記録業務に精通している人を集中的に配置することや、年金特別便の回答がない方への再度のアプローチ程度しか思いつきません。(特に既に年金を受給している方へ政府公報やマスコミを通じてアプローチする)	基礎年金番号導入以降、生年月日の古い方から順に記録の統合が進んできているものと考えていました。未だに5000万件の記録が未統合であることを知ったのは、現大臣が国会で質問した19年2月頃です。被保険者はもちろんのこと、年金受給者の方で記録が抜けている方や記録が判明しないために無年金となっておられる方にとっては、生活の基礎をおびやかす大きな問題だと思います。	問題を認識した当時は、直接、被保険者、受給者の方々に関わる業務ではありませんでしたが、業務センターのコールセンターの業務には2回ほど参加しました。 この問題の原因は、基礎年金番号導入前に安易に年金番号を二重に払い出していたことだと思います。1ヶ月の年金記録でも被保険者、受給者の方から見ると、老後生活の基礎である年金の額に反映される大事な記録であるという認識が足りなかったことだと考えます。
783	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	複数の番号を持っている方は、ねんきん定期便等によって確実に統合すること。また、現在番号がひとつの方についても、定期便等記録をお知らせすることによって引き続き記録の重要性について認識していただくことが重要であると考えます。そのように認識していただくためにも、テレビCM等を活用した広報が重要であると考えます。	年金制度の根幹を揺るがす問題であると認識しておりました。また、報道によりその問題を知りました。	ねんきん特別便等の対応を親切丁寧に行うようにしました。 反省点としては、正確に紙台帳からコンピューターに記録を移管することができなかったかどうか。基礎年金番号を実施した際、もう少し積極的に記録を統合することができなかったかどうか。基礎年金番号をもう少し早く実施することができなかったかどうか。
784	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	正職員、非常勤職員、全職員が解決していくんだという気持ちで臨む必要がある。	このように大問題になると思っていなかった。 時期はマスコミに出てきた頃で、明確な日付は覚えていません。	夜遅くまで残業したり、土曜日に出勤したりして、期間調査とかその回答をしていました。 あれだけ大量の事務処理を今の人材の数でやるのは、時間が相当かかっていつまでたっても追いつかないと思いました。 OBとかを大量にアルバイトとして雇って調査にあたらせても良いのではないかと思いました。 とにかく人が少なすぎです。
785	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません	調査を徹底的に行ったうえで不正がおこなわれないようシステムの改善をすればよいのではないかと考えます。	年金番号を複数もっていて統合されていないため個人の正確な記録が反映されていない問題と認識していました。大きな問題として知ったのは新聞やテレビ等マスコミで報道された頃でした。	国民年金の記録で未統合になっている状態について疑重複調査をしましたが対応が不十分でした。
786	地方庁	社会保険事務所課長級以上		調査担当者を増やすしかない	平成19年頃 過去の職員の手抜き工事が原因である	平常業務以外に一日中窓口の応援を行った 受給者の記録について年金原簿のデータで作成したことや、共済期間の記録等について誤解を招く記録を送付したことにより余計に混乱した。
787	地方庁	その他(社会保険事務所)				
788	地方庁	社会保険事務所課長級以上	新聞等の報道などの情報しかわからない。	ねんきん特別便と特別便の活用にて解消。	この問題が報道し始めた頃、はじめて知った。複雑であると思った。	現在は、ねんきん定期便などを活用して1つ1つ解消している状態。反省点としては、各法における年金制度全体の複雑さがあると考える。窓口に来所されるお客様にご説明してもよくよく複雑で困惑されている。(報酬月額の決定方法・資格取得・喪失の関係・月変・算定基礎など)簡素化した仕組みの構築が必要と考える。
789	地方庁	地方社会保険事務局長	これまで知られている以外に、特別の事情等は、承知していない。	基本的には、政府(厚労省)方針に従って行動する。 更に、今後、考えられる方策として、年金記録問題解決の終着点は、国民が国民自身の年金記録に対して納得すればいいことであると考えれるので、「ねんきん定期便」に、本人承諾書("年金加入記録に相違ありません"という本人自筆署名入り)の提出を求める。(死亡者等についての整理が必要)	[redacted]当時は老齢等年金の裁定処理に4～6ヶ月を要していたと記憶している。その際に、年金請求者が記入する職歴と年金記録の不整合期間について、寸分違わない調査をすると、調査期間が長期となり、年金請求者の一刻も早い年金決定の要請に応えられない状況を踏まえ、記録不整合分で時間を要する分は、後日、再裁定の対応としたことが、今日の問題の一因となっているものと認識する。しかしながら、当時における認識としては、何よりもスピードが重視されていたため、今日のような問題の認識は希薄であった思う。 なお、今日のような問題の存在("宙に浮いた5千万件の年金記録")を認識したのは、平成19年5月の国会審議を発端にしたマスコミ報道があってからである。	今日の問題を認識した平成19年5月以後の対応 ①[redacted]管理者の立場であり、職員に対して、法令遵守・業務処理の適正化・情報管理等の重要性について、随時、指導を実施した。 ②[redacted]大学校で研修する研修生に対し、講義をとおし法令遵守・業務処理の適正化・情報管理等の重要性等について指導した。また、業務センターにおける再裁定処理に従事した。 ③[redacted]現場における"ねんきん記録問題への対応"について、管内の事務所・職員を統括し、年金記録問題対応の実施計画どおりに対応したものと認識する。 現時点で、今回の問題からの反省点としては、国民から負託されている業務への対応は、何をおいても、法令に基づいた適正な業務処理の執行に尽きるものと考えます。
790	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在、社会保険に勤めているものは、自分の仕事とともに記録整備の仕事をかなりの時間をかけて取り組んでいます。 このまま、進めていけばいいと思います。	いくつも年金手番があることが一番の問題だと思っていますが、年金に対する考え方から来る問題だとおもっています。昔は今ほど年金に関心がなかったと思います。ですから、被保険者も事務をする社会保険事務所の者も年金手番を比較的簡単に払い出していたと思います。その問題を重要な問題として意識したのは、マスコミで騒がれだしてからです。それまでは、年金請求時に記憶を整理してもらって統合すれば整理できると思っていました。	いまは平成9年より基礎年金番号ができたので、いくつもの年金番号を持つことはほとんどなくなったと思います。 被保険者や受給者の方と対応するときは、ご本人の記録を確認(特に未加入期間について)しています。
791	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
792	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	マンパワーの更なる投入	受給権の確保についての問題だと認識していました。 平成17年頃。	被保険者へ十分な聞き取りをして、厚生年金記録のもれがないように確認しました。 基礎年金番号導入の遅れ。
793	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	強力なリーダーシップのもと、職員が年金問題を最優先の仕事として、他の業務を一時ストップしても早期に決着させるべきである。	年金制度、社会保険行政の信頼をなくす大きな問題と認識しました。平成19年頃。	実際に事務所等で年金相談をする際は親切丁寧を心がけ相談に当たっていましたが、年金制度の複雑さ等の関係からお客様の年金に対する知識が乏しいと感じます。 もっと単純で分かりやすい制度に改め、マスコミ等を利用した広報等を実施するなど年金を身近なものとして認識していただくような方法が必要と考えます。
794	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはありません。	今行っている年金記録問題業務を確実に、対応をしていくことが必要と考えます。	日常の業務では、特に問題と感じたことはあまりありませんでしたが、この問題が起きてから、気にするようになりました。	基礎年金番号導入時点において、年金手帳の統合処理を確実に行うべきではあったが、当時の人員不足・予算不足等にて放置をしてきたことについては、反省すべきことではあります。そのため、未統合の年金番号が5000万件に膨れ上がってしまったと考えます。記録問題が起こってからは、お客様へは真摯に対応をいたしました。
795	地方庁	その他(社会保険事務所)		1年近く待っていただいている方々の為にも人数をふやして早急に回答することが一番の策だと考えます。又、お一人の方が何回も提出されていますので重複回答を勤送しないようにまとめれる場合はまとめて1度の回答で完了するようにどこかで一元管理できれば良いと思われますが。東京の回答と各事務所の回答と2～3回回答をもらって微妙に回答内容が違った場合かえって不信感を与えてしまうとおもいますので。	すみませんが、平成21年2月からの勤務となりますので、報道での知識しかありません。	早急に回答をしています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
796	地方庁	社会保険事務所長	特に承知しておりません。	過去の年金記録問題については、ねんきん特別便を送付して回答をいただき、その回答に対して社会保険庁が調査を行って統合されていない年金記録を基礎年金番号に統合したことによって、かなりの割合で解決できたのではないかと思われます。未解決の部分については、今後も継続して解決に向けて努力していくとともに、今後、このような年金記録の不備を起こさないよう、年金記録をきちんと管理し、国民の皆様にねんきん定期便(あるいは年金通帳)でお知らせすることにより、ご自分の年金記録を定期的に確認していただくことが一番重要なことではないかと思います。 人的資源や予算には限りがありますので、過去の年金記録については、一定の解決ができた時点で対策を縮小し、将来に向けた年金記録対策や、厚生年金保険の未適用事業所問題、厚生年金保険や国民年金の収納率向上へ人的資源や予算を振り向けるべきではないかと考えます。 また、新聞報道によれば、「保険料納付の空白期間が1回だけで2年以内」であれば一律に記録を訂正するとありますが、安易に記録を訂正することはかえって年金記録の信頼性を失うことになるのではないかと危惧しますので、慎重な対応が必要ではないかと考えます。	基礎年金番号ができる以前は、厚生年金と国民年金は別々の年金番号でしたし、また、会社を転職するたびに別の厚生年金の年金番号をもらう人もいましたので、一人の人が複数の年金番号を持っているのはごく当たり前でした。過去のすべての年金番号を保存していたら年金記録の漏れはないのですが、ひとつでも過去の年金番号がわからなければ、年金を請求するときにその期間が抜け落ちる可能性は高いと思われます。 私自身は、社会保険事務所に勤務し始めた昭和50年代頃から、そういう認識は持っていました。年金記録は社会保険事務所へ照会すればわかるのですが、年金を請求するときになるまで、自分の年金記録がどうなっているのか無関心の人が多いのが不思議でした。マスコミ等にもこの問題が取り上げられることは一度もありませんでした。私自身も、基礎年金番号に統合されていない年金番号が5千万件もあると聞いて、その多さにびっくりしました。 厚生年金保険は、給与から源泉徴収されて、事業所から社会保険事務所に納入されます。被保険者が直接、国に納付する制度ではないので、事業所がきちんと手続きをしていれば問題はないのですが、中小零細企業も多く、事業所の担当者も様々ですので、加入すべき人が加入していなかったり、間違った保険料を控除していることも多かったです。社会保険事務所(国)が、ねんきん定期便のような方法で、定期的に、納めていただいた保険料について被保険者にお知らせすれば、現在のように大きな問題にはならなかったと思われます。 国税の脱税は、マスコミ等に大きく取り上げられ、社会的に大きな制裁を受けますが、社会保険の未加入についてはそのようなことはなく、告発もされていません。社会的風潮として、安易に事業所の社会保険未加入を黙認していることは、年金制度の崩壊につながると危惧します。	私自身は、年金記録関係の部署に勤務したとき、年金加入期間の照会文書についてきちんと調べたり、年金請求の時点で、記録に漏れがないかどうか、ご本人に確認を行い、漏れがないように対応してきました。 (反省点) 年金記録問題は、年金制度(仕組)の問題が大きかったと思います。基礎年金番号制度の導入と年金記録の定期的なお知らせ、この2つのシステムが公的年金制度の発足当初からなされていたら、大きな問題にはならなかったと思います。厚生省や社会保険庁本庁において、年金制度設計(記録管理)の基本的な認識が欠け落ちていたことが一番の問題だと思っています。また、厚生年金の記録の届出について、カナ氏名と住所の届出が当初からなされていなかったことも問題点として挙げられます。 事業所の側の問題点としては、雇用するときに、厚生年金手帳を持っているかどうかの確認がおろそかだったり、戸籍に記載された氏名や生年月日を確認して資格取得の届出がきちんとされていたかどうかが挙げられます。 社会保険事務所の問題点としては、資格取得届が提出されたとき、届書に厚生年金番号が記載されていなかったら、安易に新しい年金番号を払い出すのではなく、事業所に照会して、ご本人の経歴等を確認して過去に厚生年金に加入していたのかどうかを確認していたか、提出された資格取得届や算定基礎届の入力が正確にされていたかどうか、また、年金の請求の際に、ご本人に漏れがないかどうかきちんと確認していたかどうか、が反省点として挙げられます。 マスコミ等は、このような問題点を正確に把握せず、全部、社会保険庁が悪いというキャンペー
797	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		ありません	
798	地方庁	その他(社会保険事務局)	①国民年金において、生年月日が昭和16年4月1日以前の方(老齢基礎年金加入年数の短縮規定に該当する方)が、老齢基礎年金加入年数到達後の期間について、未納・全額免除・納付と様々に対応が分かれており、納付をした人が事実上損をしていること。 ②古い時代の資格取得届の方法により、保険料の誤還付や資格取得日の誤りが多く発生していること。(例1:厚生年金の資格取得日・喪失日が証明書でなく口頭の申出によることがあったため、実際の得喪とずれが生じ、保険料の誤還付が発生する。例2:婚姻した女性の強制加入期間を婚姻日の認識誤りで任意加入期間とあやまったため、保険料の誤還付が発生する。 ③納付記録変換処理を行う際、マイクロ等による記録確認を十分行わなかったため、マイクロの記録とWMの記録に齟齬が発生していることがある。 ④本領収書発行時点で回収すべき仮領収書・保険料預り証が回収されず、2つを別の納付と思いこんで保険料の2重納付を主張する場合がある。 ⑤年度途中の住所移動により、転出先に住所移動年度の保険料納付状況が正確に伝達されず未納となっている場合がある。	①現時点では60歳までは強制加入者として保険料納付義務があり、納付者を特別扱いすることはできない。法律上の決まりとして説明により納得いただくように最善を尽くすしかないと思います。480月を越える任意加入期間の保険料還付のような方策が決定されれば、その施策に従って迅速な対応を行っていくよう努力するべきと考えます。 ②誤還付については、調査段階で不自然な還付と思われるものは戸籍の取寄せなど徹底した調査を行い、誤還付として納付記録の追加ができる事案を見逃さないよう常に意識して調査を行っていく必要があると考えます。 ③これから納付記録変換処理を行う必要があるものは記録の確認を十分に行ってから記録変換を行う。万一確認によっても不明で記録変換が必要なものについては、個別に上層部に疑義をあげ慎重に対応を協議すべきと考えます。 ④⑤可能な限りの調査を行い、明確な理由をもって回答が行える調査を実施することでフォローしていくしかないと思います。	年金制度の信頼を根幹から揺るがず問題と認識しています。実際に調査活動に従事して、記録の矛盾が想像より遥かに多かったことに驚きながら調査を行っています。 記録問題は、採用になって7・8ヶ月後ぐらい(平成18年の初夏)に窓口で領収書を持参された相談者の方の記録がWMと異なっているのを担当したのが初めてになります。市役所に赴いて実際に記録確認を行ったりし、記録の矛盾が実在することに驚いた記憶があります。	日々たくさんの調査依頼をお預かりして調査していますが、提出された方からは真摯な調査を期待されているので、可能な限り詳細な調査と、提出された方がわかりやすい回答作成を第一に日々の業務にあたっています。 特別便・定期便にチラシとして同封することで防ぎえた軽微な内容についての調査依頼が数多く寄せられている為、本来調査が必要な依頼に集中してあたることができない面があります。(例①昭和36年4月以前に取得日がある期間の納付の主張・20歳前期間の国民年金納付・昭和61年3月以前の第3号など。例②:特別支給の老齢厚生年金・老齢厚生年金受給者の特別便で、給付システムから情報を採ったため、60歳以降の厚生年金加入や国民年金の任意加入期間が記載されておらず、特別便としての調査依頼や窓口・電話でのクレームが数多く寄せられています。)
799	地方庁	その他(社会保険事務所)	滞納事業所が滞納のまま倒産しても、納付されたものとして年金受給できる点。 新規適用事業所の即滞納が多い点。	国税徴収法により滞納処ができることによって、担保されているとはいえ、滞納処分に努力することは、勿論必要ですが、財産がなく処分不能の場合、従業員はともかく、役員に関しては、公平性の観点から滞納分に応じて、年金受給額を減らすことを検討してはどうでしょうか。 また、新規に法人を立ち上げた場合、一定期間は保険料を低く設定するなど 工夫、配慮が必要ではないか。保険料負担が重く、育つ企業も育たないと思います。	期間照会業務や、年金給付業務を経験していなかったので、裁定時に洗いざらい整理するものと思っていた。(知らなかった) 知ったのは、世間が騒ぎ出したときです。	業務を担当していなかったので、その当時は対応しようがなかった。 しかし、年金記録管理形態に時代背景(機械の発展等)もあるので、一概に怠慢などと、簡単には言い切れない面もあると思う。 しかし各人の業務経験に偏りがあると思う。 即戦力が求められすぎて、それに対する、人事異動の問題、本人の自己研修など足りなかったことは多いと思います。(私自身も自己研鑽に励んだとは言い難いですが・・・)
800	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に知りません。	国民の立場に立って申し立てを十分に汲み取り、記録訂正に関し公正な判断を示すことが重要である。	宙に浮いた年金記録、消えた年金記録の問題は、社会保険庁、市町村による行政ミスや制度の欠陥から発生したものと認識しています。 平成19年1月頃です。	年金記録問題については、加入者、受給者全員が本来受け取ることができるはずの年金を全額間違いなく受け取ることができることを旨とし、信頼を確立する。 基礎年金番号導入時(平成9年1月)の徹底した取り組み及び確認が必要ではなかったのかと思
801	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	本人から照会があった記録以外にも、疑わしい記録がある場合については、本人に必ず連絡を取り、確認をしていく必要があると思います。 また、照会に対して迅速に対応できるよう記録問題に人員を増やし、専門的に記録問題を解決する必要があると思います。	平成19年ごろに宙に浮いた年金という年金記録問題が出てきましたが、平成17年ごろに年金給付課に配属になってから、基礎年金番号に登録されていない年金手番をお持ちの方がいらっしゃることは知っていましたが、その時には、時間のあるときや、年金受給の手続きの際に統合の手続きをしてもらえばよいと思っていました。 しかし、年金記録問題が明るみになってからは、受給者であってもなくても、手番を持っているとわかった時点で、手番統合を行うべきであったと感じました。	手番があるとわかったお客様に対しては、統合のための用紙をお渡しし、提出をお願いしています。番号がわからないお客様に対しては、相談の際になるべく記録を見つけることができるよう、WMや台帳を確認し記録を探しますが、それでも見つからない場合は、記録照会回答表を記入し提出していただいています。 反省点としては、一番に、統台帳からコンピュータに記録を移す時にもっと慎重にするべきであったと思います。検索して出てきた氏名を見ると、絶対にこんな風には読まないというようなカタカナで氏名が登録されていたりします。 次に、年金受給者に対しては、年金請求手続きの際に、本人に対して履歴の確認をもっとするべきであったということ、氏名検索して記録を探す場合でも、名前の読み方や生年月日でもっと検索するべきであったと考えます。 受給者でない方については、手番があると判明した時点で、統合手続きをお願いしなければならなかったと考えています。
802	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	一件一件、確実に調べていき少しでも減らすようにしなければならないと考えています。 皆様に対しては、継続して周知していくことが大切だとおもいます。	このような問題があることは、問題発覚時の報道でしりました。	日々の処理の中で正確に処理していくことはもちろん、事後のチェックも含めて間違いを起こさないことが必要とおもいます。 毎日、いろいろなパターンの処理がありますが、やはりその業務に精通することが必要になるかとおもいます。そのためにも職員のスキルアップが必要で人事移動などでその点、配慮は必要と
803	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		平成16年からの、社会保険庁の問題の解決を図るべく、組織改革を実施しようとした矢先のできごとで、改革が一時ストップ若しくは逆行してしまった出来事と感じています。また、この問題が、現在の政権交代の大きな引き金になったと思います。 私個人としましては、今までの仕事、存在意義、価値観等が全て否定され、生活が一転した出来事でした。良い意味で言えば、自分自身、自分の仕事を見つめなおす機会でした。	私個人としては、批判を電話で良く受けることがあるのですが、ただ、只管、お客様のご意見をお聞きして、謝罪することしかできませんでした。 そして、職員の全員がそのような気持ちを持っているのではなく、また、これを機に改革、改善していくことを説明するしかありませんでした。仕事への意識としては、とにかくミス・誤りがないようという感覚ななりました。 反省点としては、組織としての歯止めが効かなかったことにあると思います。誰かが、「それは間違えだ」と、気付いて声を挙げていれば、今と状況も違ったものになっていたのではないかと思います。
804	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	該当する問題がないため対応する方策はなし。	年金制度が発足して以来、長年にわたり生じた様々な問題が輻輳して生じたもの。 平成17年に国民年金の業務に携わることとなった際に、問題の存在について自覚した。	国民(相談者)の立場に立ち話を聞くこと。信頼を回復するため、紳士に対応し誠実に業務を行うこととした。 年金相談においても、制度の理解に努めるため、背景にある法律等の知識を習得しより一層の理解が得られるように努めた。 これまでは本庁からのトップダウンの構造であったが、地方(現場)の意見を軽視していたと感じる。今後は本庁と地方(現場)が意見を交わし一体となり、国民に向かって運営すること。 全てのもの(国民、職員、国等)が年金に対して高い関心を持ち、積極的に携わっていくこと。 職員は、国民本位という意識を常に忘れず、その場しのぎとならないよう将来をも見据え責任をもった業務を行う。
805	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	事務集約方式によるメリット・デメリットがあると思われるが、1件毎にかたずけなくてはならない。	本人の加入履歴であり、年金請求時に確認するので、その時点でなければわからない。 報酬等については、テレビ放映とかで知ったが、時期は覚えていません。	担当になれば、毅然とした対応をしようとした。 当時の担当者も大変だったのでしょうが、事業主の社会的責任の希薄もあったと思われる。
806	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	事務所内で、記録の整理や回答の事務を行う専門の職員数が少ないように思います。記録整理・回答の補助としてアルバイトの方は多くおられますが、最終的にチェックを行ったりアルバイト職員ができない事後処理を行う職員は今以上に必要と感じております。	今年1月からの臨時任用ですので、わかりません。	今年1月からの臨時任用ですので、わかりません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
807	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在、職場では、過去の年金問題に注力し過ぎであり、現存の事業所や被保険者についての、調査・審査・徴収対策がなおざりにされているように感じる。 このような状況は、近い将来、また同じような年金問題が発生する下地になるのではないだろうか。 過去の年金問題を解決するのは、きわめて重要であるが、今の仕事を完全にした上でのことではないか。	基本的には、1件1件丁寧に対応していくしかないと思う。 問題の解決が早ければ良いのは当然であるが、無理な締め切りなどを設けず、やっていくしかない。	平成8～13年当事、年金給付課で老齢厚生年金の審査を複数の事務所で担当したが、その頃より、機械化されていない被保険者記録の数々や、加入期間・報酬・氏名等の基本情報が誤って収録された年金記録を見るにつけ、いずれ問題になるのではないかと思っていた。	老齢年金の裁定請求時を、最後のチャンスと捉え、可能な限り正確な審査を行うよう、努力していた。ただし、現在のように調査を行う手段が無い状況下では、請求者から申し出てもらわなければ、調査しようがないケースも多く、当事の自分の対応が完全であったとは思っていない。 平成9年に基礎年金番号が導入されたときに、全体的な調査まで行わなくとも、全ての紙台帳のデータ化し、調査する手段を整備しておくべきであったと考える。また、平成9年当事から少しずつでも調査をすすめておけば、年金問題ははるかに小さく、収束していたのではないだろうか。
808	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	特にありません	採用されたとき。未統合手帳番号が無数にある。	システムの不備。
809	地方庁	その他(社会保険事務局)			ただ単に現時点では手番となっているだけで、年金の請求時や転職時などを契機にそのうち基礎番に統合されるものなので、たいした問題ではないと思っていた。 実情をはじめて知ったのは5000万件が騒がれてから。	事務センターに籍を置いているため、現場への応援体制が組まれてからこの問題に対応した(している)。 社保庁発足以前より記録不備が指摘されており、将来が危惧されていたことが今ではわかっている。その時点で適切な対応策が模索されていたならば、後年になってこのような混乱を招く事態を回避できたはずである。
810	地方庁	その他(社会保険事務局)		今、年金の請求をされて来ている方の記録については、受付の段階で記録を洩らすことなく処理することを前提に、これ以上、宙に浮いた年金記録を作らないことがまずひとつ。 その他圧倒的多数の年金記録については、やはり個別に対応していく他はないと思います。 ご本人からのアプローチだけではなく、こちらからの積極的なアクションで該当者を地道に探し出していくことになると思います。 昔のことなので、できれば当時のOBの方々の協力が得られればいいのではないでしょうか。	年金請求の際に、あくまでも本人の申し出主義を貫く形をとっていたようです。別人の記録を収録することのほうが大きな過ちとなる意識の方が強かったかと思います。 採用されてからまだまもなくこの問題が持ち上げられました。	実際自分がお客様と接しだしたのは、この問題後が初めてでしたので、なぜ、このような宙に浮いた記録が続々出てくることになるのか理解に苦しむところはありました。お客様の申し出された期間の他にも昔の記憶を思い出していただけるよう対応したつもりです。 すべての原因がそうであるとは思いませんが、当時の対応のずさんさを指摘されても仕方が無いのでは、と思うところもあります。 また、こういったように大きく取り上げられることによって、国民一人ひとりが年金についての知識を少しでも持っていただけたのではないかとも思います。
811	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特記事項はありません。	平素の業務として、期間照会については丁寧に対応することと、国民年金被保険者台帳の内容整備については誤りなく行うことしかないと考えます。 また、全体として、現存する紙媒体の年金記録の保存・管理を徹底し、磁気媒体の年金記録及びマイクロ保存の年金記録との突合を短期間に、かつ、確実に行うしかないと考えます。	年金記録問題が国会で取り上げられた際に、このような問題があることを認識した次第です。 年金制度は国民生活に密着したものであり、これを抜きにしては考えることはできません。 したがって、年金記録問題は生活基盤を脅かす非常に重要な問題であります。	ねんきん特別便への国民の皆様からの照会については、真摯に対応させていただいております。 また、国民年金被保険者台帳の整備等については、誤りがないよう慎重に事務処理を行っております。 マイクロフィルムでの記録管理や磁気媒体での記録管理を通信して、紙媒体の記録管理を蔑ろにして丁寧に行わなかったことにより、年金記録を散逸させてしまったこと。
812	地方庁	その他(社会保険事務局)				
813	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し	特に無し	基礎年金制度導入前は、年金受給時若しくは記録確認申出時に職歴や住所歴によりその方々の記録を確実に整理して差し上げることで十分対応できると思っていました。導入後においては、記録を一本に統合する意味を理解し、接する機会のたびに記録統合のご案内や処理を進めていました。 しかし、記録管理そのものが問題があるという認識はありませんでした。記録管理が不十分であるという前提では、年金記録等の相談に関して自信を持って対応することはできないからです。 年金記録問題として取りだたされた時点で、宙に浮いた年金記録については、なかなか進まない統合処理を危惧していましたから認識はありましたが、記録改ざんや記録がない、基本項目や	基礎年金制度導入後は、とにかく記録を統合することを現場業務の中で常に意識した対応を行っていました。なかなか進まないことについては、本庁から順次送付される記録照会の送付と連携して時間は掛かるかもしれないが地道に進めて行くしかないと理解していました。 記録の管理ということが一番重要であると考えます。日々更新される年金記録を身近に確認してもらう仕組みを作り、保険者と被保険者相互の確認により管理していくことが大切だと思います。 よって、以前のように一方が主体的に管理する仕組みは今日の記録問題の再燃になると思います。
814	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	人員を増やす。 正しい年金の知識がないことによる照会が多いので、制度の広報・啓発に努める。	自己の年金記録や手続きに関心を持つ機会のひとつとして認識した。 2,3年前。	
815	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にない	地道に来訪するお客様に対応していくこと、未提出者について、積極的に働きかけをしていくしかないと考えます。	年金相談窓口で年金請求の相談にあたれば、基礎年金番号へ統合されていない手帳番号が多数あることは、気づいていたと思います。	年金の請求前の相談時点で、統合処理をするように努めましたが、全体の感じとしては、年金請求時点で統合すればよいという考え方があった点が反省点としてあげられると思います。
816	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		問題の存在を知ったのは、世間で騒がれるようになってからです。 大変なことだと思いました。 一つ一つの問題と正面から真直ぐに向き合い、解決していかなくてはならない、 と思っています。	丁寧に対応しているつもりです。 各人の仕事を持ちつつ、かなりの時間を特別便の対応に割いており、 真剣に対応しているので、特に今は反省点は考えられません。
817	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		全所体制で実施しているところですが、年金問題解決への道のりは21年3月 受付分までねんきん特別便についてある程度目途がたったのですが、年金問題 全体としては事業半ばと思います。 予算措置として謝金等職員を投入して問題解決に向け日々努力をしていますが、謝金の数に対する職員の数が限られている現状では、年金記録に対するノウハウを持っておられるOB職員の活用が問題解決に繋がると考えます。 OB職員の勤務形態を柔軟な形態であれば応募も今以上に在るのではと考えます。(OB職員の方の話では毎日フルタイムは厳しいとの声も聞いており)応募者(OB職員)との応談により勤務しやすい時間設定が望ましい。 記録問題に対応する職員は記録問題解決まで部所変更しない等	認識したのは、年金記録の業務目的外閲覧に始まり、国民年金の不正免除等が発生しそなことが社会保険の職場で行われていたのかと法令順守違反等として認識。 また、宙に浮いた年金記録については、現場としては庁に対して記録進達をしたものが、そのままWMに反映するものと考えていましたが、平成19年度に旧名簿との突合するに生年月日特に日にちがまるめてあることに特に驚きました (1日～9日は1日10～19日は10日20～30日は20日と全く本人の記録とは別物になっている事実をしりませんでした特定の年度にかかるものですが)	一にも二にも法令順守の徹底が必要 国民年金の免除問題、漏及全廃、遡及月変等については安易な方法による事業目標の為に行われことなど、到底一般社会で許されるものでなく、国民の信頼を裏切る、このような行為を私たち反省しなければなりません。 宙に浮いた年金問題に関しては国民の信頼回復のためにも入念照会等は勿論のこと、記録に誤り、訂正があると回答した者への迅速かつ誠実な取組をしなければなりません。
818	地方庁	その他(社会保険事務局)	1. 厚生年金の加給年金受給者の配偶者が加入期間20年以上の退職共済年金を受給し始めても、加給年金は手続きしないと支給停止にならない。したがって、過払いが発生し後日加給年金の返納が生じる。 2. 厚生年金の加給年金、国民年金の振替加算について、配偶者状態表示を入力しておかないと、受給資格が発生しても、勧奨の案内が行かない。したがって、本来受給できる年金が受給できていない受給者が多数いると思われる。	1. 2ともにシステムを改善したうえ、国民年金、厚生年金、共済年金を一元化して、記録を運動させることが必要と思われる。	社会保険オンラインシステムに反映している記録は完全な記録だと認識していたので、年金記録問題で反映されていない記録が多数あるとは全く思わなかった。よって、年金記録問題が存在することを知ったのは、平成19年5月頃である。	納得のいくまで調査し、私自身が調査できる範囲まで調べたうえで、その時点までで対応した。 納得がいかなければ、再調査、第三者委員会への申出を案内した。 反省点は、社会保険オンラインシステムに統合機の記録が完全に反映されていないこと、その統合機が識別不能なものがあるということが解決を困難なものとしていると思われる。
819	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	一例ですが、カセットの収録記録を解除するシステムの構築	社会保険庁、市町村の行政ミス及び制度の一部の欠陥と認識しております。 社会保険庁が公表した時点頃。	年金相談等を通じて回復の必要な方への誠意ある対応を心がけた。
820	地方庁	その他(社会保険事務所)				
821	地方庁	その他(社会保険事務所)				
822	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録問題の解決については、人員の投入が、必要であるが、専門的知識が、必要なので、年金機構に採用されない職員も含めて人員を投入すべきである。	年金記録問題は、過去の記録整備の不備とオンライン導入時の切り替え時 の誤りや、基礎年金番号設定時の被保険者からの回答漏れ等が、からんで発生したものと認識している。記録問題が、存在していると知ったのは、平成17年頃であった。	年金相談に、来訪されたときは、客の申し立てた期間について捜すことに努力しました。反省点としては、客の申し出待ちの姿勢出、積極的に記録問題に取り組むという視点が、弱かった。、
823	地方庁	その他(社会保険事務所)				
824	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道等の情報以上のことはわかりません。	当事者双方において証拠書類が存在せず、オンラインの情報のみしかないケースが多く、お互いに立証することが困難なケースが多くあります。 そのため、政治的判断によらなければ解決は難しいと思われますが、その際には公平性を保つ必要があると思われます。	重大な問題であり、かつ解決が難しい問題だと思いました。 オンラインの情報が誤りがあることは想定できなかったため、問題が存在することを知ったのは、報道等で広まった時期であると思います。	お客様の話を頭ごなしに否定することなくしっかり聴き、不信感をなくすよう心がけました。 問題が大きくなったのは、最初の段階で有効な対策を取れなかったため、必要以上に不安をあおることとなり、実際に記録問題の影響がほとんどないような方にまで心配をさせることとなったと思います。
825	地方庁	社会保険事務所課長級以上	愛媛県では無いと思います。	厚生年金で言えば、早く力セット解除を進めるべきだと思っています。 今だに多数解除できていないものがあります。	記録もれがあるというのは、日常のオンライン入力・照会の際に記録をみていれば、誰でも分かっていた事だと思います。 期間漏れによる再裁定処理が過去から引き続き行われており、採用2～3年目から問題意識としてはありました。	オンライン導入後は、年金相談また窓口での各種相談時には、常に「058」・「090」の氏名索引により、番号の重複整理また基礎年金番号への整理に対応してきました。 愛媛県は良いということでもありませんが、自治労との組織的な問題だったのではないでしょうか。
826	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に他にはありません	高齢者の方が多い中、回答や処理を至急にさせていただくことは必要ですが、他人の記録を誤って登録してしまうなどの事故がこれ以上ないよう、これ以上受給者の方々の信頼を失うことはならないと思います。スピードばかりを求められるのは間違っていると思います。	基礎年金番号以外の年金手帳番号について、誰のものでもない記録が存在することは知っていたが、年金記録問題が出てくると同時にそのことの重大さに気がつきました。	年金裁定請求の際に請求者の公的年金制度加入記録について確認いただくので、すでに受給中の方についてはそのほとんどの方に年金記録もれはないと思っていました。しかし、年金記録問題がでてきて、もうすでにお亡くなりになっているかたや、入院中で確認(照会)がとれない方も多数あるということを知り、申し訳なく思いました。私たち一人一人がいま目の前にある業務を毎日こなして、失った信頼を回復していかなければならないと思います。
827	地方庁	その他(社会保険事務所)			収録されている加入記録が不完全であることを、知ってると知らないでは大違いになる。年金給付課在籍のとき。	過去の分はどうにもできない、これからの分だけは法憲して進める。労働組合との馴れ合い、機械化導入の際のずさんな対応
828	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	新聞報道されているような、一律1年以内なら納付と認める等安易な解決策は、かえって国民の信頼を失いかねないと考えます。 社会保険OB、市町の協力を得て一つ一つ解決していくことが重要だと考えます。	厚生年金については、直接担当はしていなかったが、国民年金の事務を進める側からみれが、事業所を替わるたびに新たな番号が払いだされる状況に疑問を抱いた。 健康保険の加入時に本人確認を行うのため住民票等の添付がなされていないため、氏名(読み仮名等)・生年月日等に不一致が見られた。	当時は年金に関心が薄く、健康保険証の払い出しに重点が置かれたていたように思えた。 今回の問題は基礎年金番号を導入した時点で当然起こりうることであり、対応が遅れたのが主因と思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
829	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	内部職員の活発な意見及び外部のお客様の意見を上部組織から良く理解し、末端の組織まで統一感を持って迅速に反映できるような組織づくりが必要。	国家や社会の重大な問題。テレビや新聞等で報道されるにいたり、何十年も前からあったことを、遅まきながら認識した。	できるだけ誠実になおかつ迅速にお客様には対応できたと思っています。ただ慎重な問題のため、やや迅速さが足りなかった点が反省点として挙げられると思います。また、過去の経過を踏まえた社会保険の歴史を検証することも、今後は必要かと思います。
830	地方庁	その他(社会保険事務所)		必要な人員を確保した上で、徹底した調査を行うほかにないと考える。	正直なところ、新聞等で大きく報道されるまで、あまり認識がなかった。	特別便にかかる窓口、電話では、謝罪の上ご本人に記録を確認して頂くよう話をした。年金記録問題が大きく取り上げられるまで、問題意識の認識が不足していたことが反省点だと思う。
831	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題だけではなく、年金の仕組みや制度について、もっと国民の理解を深めるような周知活動が必要だと思います。 また、事業所における事務手続の指導や調査を徹底しなければ、第二の記録問題に発展してしまう可能性があると考えます。	平成9年当時の基礎年金番号導入時の周知不足や国民の年金に対する理解不足だと思います。 私自身、実際、このお仕事に従事する前は何もわかりませんでした。 報道等では、常時社会保険サイドの不備ばかりが取りざたされていて、とても残念です。	年金特別便や定期便の照会等で、できるだけわかりやすく回答すること。
832	地方庁	その他(社会保険事務所)		カセット記録を全てオープンにする。事業所記号、保険番号、標準報酬も収録したうえで。		
833	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		オンライン導入時から被保険者氏名や事業所名称、記録内容に多くの不備があり、それをほぼ全員が認識しているにもかかわらず、年金裁定していた。 この職場に入ってから問題があることは、自分も含め多くの人が認識していたと思われる。	庁組織全体が問題に気づいていたと思うが、一個人や事務所内ではどうすることもできなかった。 少なからず庁には問題提起していたが、当時(今も含めて)、現場の意見を黙殺していたことが
834	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	年金記録問題については、現在実施をしている、本人、配偶者及び家族による確認を確実に行うこと。 また、確認未了分については職員等による実地調査を行うこと。	大変な問題であると認識しました。 年金記録問題が発生した時点です。	ねんきん特別便の入念調査において、電話、文書による確認作業、また、記録の内容等が不明なものについては電話等により確認の実施を行った。 年金記録(厚年・国年)については、WMの情報が正確であると思っていました。記録管理における入力処理等があまりにも杜撰であると思いました。
835	地方庁	社会保険事務所課長級以上		記録の整備と各省庁・市町村との連携。	記録問題については、マスコミで取り上げられるようになった時点で認識。	記録漏れのあるお客様に対し、過去の記録を思い出すよう多くの情報を提供するよう対応。 記録問題は、基礎年金番号導入時の国民に対する周知が徹底されていないこと、記録の補正が不十分であったことが挙げられる。
836	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。国民年金は、保険料納付について市町村との突合を行なっていると聞いておりました。厚生年金保険は、年金記録はWM上の記録だけであり、また、それが正しいと思っておりました。遡及訂正は、事業主などの役員が、事業の業績で取締役会等を開催して役員報酬を減としているケースがあると考えておりました。なお、このケースで鹿児島県は、月額変更届に加 締役会の議事録を添付する取り扱いになってい	まず、国民の信頼を回復するうえで、最優先課題として取り組む必要があると考えます。現在行なっている色々な角度(住基ネットワーク、漢字カナ、払出簿等)からの郵送方式、今取り組もうとしている市町村情報によることに加え、最終的には、把握している住所へ戸別訪問を行なわざるを た。 多くなお客様とお話をしていますが、死亡した夫の記録で、結 ご本人が会社名を覚えていらっしゃらない場合は、判定書に その対応に苦慮しております。他人の記録を統合することが 判断の幅を安易に広げて、統合するような対策はありえないと	年金の元となる大切な記録、土台となるところの加入記録ですから、大変な問題、年金制度への信頼をなくす問題であると認識していました。 女性の旧姓での記録や再就職のたびに新しい年金番号を払い出した場合などは、平成3年からの社会保険事務所の業務課、年金給付課でこれは問題があると考えたことはありました。 また、平成9年1月の基礎年金番号制度が始まったときに、多くの統合されない年金手帳番号があることを知りました。	国民の皆様がこの問題で混乱され、社会保険事務所の窓口へ殺到されましたが、ご納得いただくよう誠意を持って対応しました。 女性の旧姓での記録や再就職のたびに新しい年金番号を払い出した場合などは、年金請求の際に解決できると甘い認識であったことは事実です。 基礎年金番号制度が平成9年1月に始まりましたが、もっと早く対応すべきであったと考えます。 これを機会に年金手帳番号の重複払い出しに特に注意して業務を行なっていたと思います。
837	地方庁	地方社会保険事務局長	承知しておりません		・年金記録問題を認識したのは、未統合記録が5千万件あると公表された時。 ・基礎年金番号導入時にきちんと対処すべきであったものと考えていた。 ・年金制度にとって、記録管理は生命線であり、それが十分になされていなかったことは、公的年金制度所管庁としてあってはならないことであり、記録の適正化と管理の徹底を必ずやり遂げるべきものと考えている。	・全体の行程表に則って、適正に記録問題対応業務が進められるよう、体制の整備や進捗の管理に取組んで来た。 ・多くの国民の皆さんに関わる問題であることと、極めて杜撰な実態であったため、早急な対応が必要なため問題が発覚する度に次々と手が打たれたが、それらは、ある意味場当たり的に行われたとも言え、国民の皆様にかえって不安や混乱を来たしたのではないかと思う。年金記録問題の解決の為には、全体計画を十分に練り上げ、体制の整備も図りつつ、国民の皆さんの中に不安や混乱が起こらないように取組みを進めるべきであった。
838	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	現状の対策で良いと思う。	庁全体で取り組むべき問題。 問題認識は入局前(20年8月入局のため(任期付任用職員))	できる範囲で対応した。(特殊台帳と、オンライン記録の突合など) 自分の業務とのバランスをとるのが難しく、中途半端になってしまった。
839	地方庁	その他(社会保険事務所)			最も重要で、最も迅速に対応すべき問題。 平成19年	お客様への窓口対応、記録調査に積極的に取り組んだ。 過去の年金制度について、もっと知識を蓄えておく必要があった。 そうしておけば、もっとお客様によりスムーズに理解していただけたし、回答も早くできたと思う。
840	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		新聞報道等があるまで、年金記録問題を認識してませんでした。	制度上の問題が大きいと思います。
841	地方庁	社会保険事務所長	特になし	早急な処理では、間違いを生じる危険があり、多少の時間はやむをえないものとして処理することが重要と考える。	信頼を失う重要な案件であるとの認識を持っている(もっていた) 報道をされた時に存在を知った。	正確な記録訂正に心がけることが肝要であるとの認識で、より慎重さを求めた。 結果を求め急ぎすぎのように感じる。 十分な検証を重ねた後でもよかったのでは。
842	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	未統合番号者の特定作業を進めるため、再度の広報や文書送付をはじめ、再度の取組が必要と思われる。	①当時、市町村台帳と事務所台帳を定期的に突合作業でのオンライン化への切り替え作業を行ったが、手作業であったため、記録が完全に移行できなかったことが原因。 ②平成9年1月での基礎年金番号導入の際、広報が不足していたため、同制度で2つ以上番号を持っていた人が、予想以上に多く存在していた。(会社加入時に手帳をもっていなければ、新規番号発行での対応が多かったのではないか) 上記について、被保険者からの期間照会等により、そうした記録があることがわかったが、知った時期は基礎年金番号導入ごが多かったと記憶している。	ねんきん特別便への対応を最優先に行い、未統合番号の解消に努めた。 基礎年金番号を導入する際、広報や未統合番号への対応も本人任せでなく、取り組むべきであったと反省する。
843	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所名を調べるため、年金番号の払出確認を事務センター等へ電話で依頼して事業所記号が判明したとしても、その都度事業所記号の補正を行っていないので、その記録について何度か照会があった場合に、また同様の依頼を行って確認しなければならない。	将来的に、年金通帳の導入等により、いつでも年金記録を確認していただけるようにするためには、全ての事業所名称が表示されるように整備する必要があると思います。 ただ、紙台帳・名簿によっては破損等により判読不能なものがありますので、そういった記録をどうするかが課題であると考えます。	平成13年4月から3年9ヶ月間、年金相談業務に従事していましたが、未統合の年金手帳番号が多数存在すること、また、事業所記号・名称が表示登録されていない記録が多いことを知り、このまま放置していて将来的に大丈夫なのか、不安に思っていました。	他の職員と同様に、その都度、職歴確認・手帳番号の払出確認を行うことで対応してきましたが、もっと早く、きちんと記録を整理するように直訴すべきであったと後悔しています。
844	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	名寄せ作業や期間調査により、基礎年金番号に未だ統合されていない年金手帳番号を本人の基礎年金番号に結びつける作業を早く確実に行う必要があると思います。	年金は多くの人にとって老後の主な生活保障であり、また多くの人が国の年金記録管理を信頼していたため、国民の方々に社会保険庁だけでなく年金制度そのものへの不安と不信を抱かせたと思います。 年金記録問題の存在は、国会で取り上げられてから知りました。	国民の方々が社会保険庁の記録管理に対して不信感を抱いているため窓口等で誠意のある対応を心がけました。 この問題については基礎年金番号導入時に記録確認や調査により手番統合をしっかり行っていれば、ここまで大きな問題にはならなかったと思います。
845	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	コンピューターが発達する以前の時代で疑重複の確認が困難だった時代 に複数番号を被保険者に払い出してしまうという、当時の技術的な問題。 および基礎年金番号導入に関して制度的に避けられなかった問題だと 認識していた。(新規採用平成10年ごろ)	相談時に氏名検索(旧姓やフリガナをかえたりして)を行ない本人記録と思われる記録が抽出された場合は確認をとろうとした。 1466万件等のことをしらなかったため、氏名検索で抽出される手番がなかった場合には、積極的に本人への熱心な職歴確認まではおこなわなかったことが反省点である。
846	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		過去の年金記録が基礎年金番号に統合されずに、誰の記録か分からずに宙 にういている問題と、過去の納付記録が消えてしまっている問題、報酬月額が改ざんされている問題 マスコミが騒ぎ出した頃知りました。	お客様には、真摯に対応して話を聞こうと思いました。 反省点は、宙に浮いた記録の解決のため、その事実を公表して早い段階で国民に年金記録の確認など、自分自身の年金に対する自覚を促す広報がもっと必要だったと思います。 紙台帳のコンピューター化を早める必要があったと思います。
847	地方庁	その他(社会保険事務所)				
848	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金事務所の裁定請求書受理時の、記録確認のさらなる徹底。 広報などによる、年金問題への注意喚起。 期間照会の回答のさらなる迅速化。(職員の研修強化。パソコンによる、進捗管理の詳細化。(グラフなどを用い、視覚化する。)	お客様の受給額が納付している保険料を正しく反映していないことが多数ある問題と認識。社会保険庁、日本年金機構において、不可避な問題。 問題であると認識したのは、年金記録問題が多く報道されたころから。未統合手帳番号についての存在は、入庁時から認識していた。	ねんきん特別便の対応については、窓口において、一人でも多くのお客様を応対し、正確かつ迅速な回答ができるように、尽力した。 裁定時に記録を確認すればよい、という受身な考えが良くなかった。 年金については、能動的に、お客様に情報を提供しようとする姿勢が必要であったが、それが足りなかった。
849	地方庁	その他(社会保険事務所)				
850	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
851	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金保険制度の適用年月日(昭和17年6月1日～、昭和19年10月1日～)は、世間一般の人はあまりご存知なかったと思う。	解決はしないと思う。しかし、ただ処理していくのみ。	氏名が収録されていなくて、氏名検索に引っかからなかった年金記録が多数あることに驚いた。 それを知ったのは、平成19年10月以降のことである。カセットオープンされていない記録も多数あり、業務センターに依頼してもなかなか開かないことにもどかしさを感じていた。	業務センターが動いてくれないことには、何も地方ではできないことが多い。ただただ唐々と淡々と処理していくのみ。要はやる気と根気である。それが足りない職員やOBがいる。 と、言ったところでどうにもならない。自分は自分で取り組むのみ。
852	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	一つ一つ地道に対応していくことだと思います。	国民の皆様に迷惑をかけたと思っています。 新聞報道等があってから。	窓口対応をしっかりやろうと思った。 もう少しじっくり対応できればよっかたと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
853	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は、早急に解決し、年金受給者に対しては、適正な金額を支払うべき問題と認識しております。年金記録問題については、報道等によって知る事になったので、時期については数年前です。	私は、きちんと調査し、調査漏れが無いようにと心がけて対応しようと努めています。 早急に解決しようとするのは当然ですが、期限を決めて取り組むことについては、賛成しかねます。スピードを求める事で、どうしても誰に記録を調べてしまう面が出てきてしまう懸念があるためです。人員を大幅増するなど、きちんと調査出来る体制を取る必要があると考えます。また、調査については専任の方がきちんと調査すべきです。職員皆で調査にあたると、個々の調査においてばらつきが出てきてしまう為、避けた方が良いと考えます。
854	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし			
855	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	過去の年金制度について、精通した人材の確保を行い、記録の統合処理、記録の整備を行う。人材確保が困難な場合については、職員とのホットラインにてその都度確認が取れるような体制が取れればと思います。	直接、年金記録問題に接触した時期については、年金の免除問題が発生したころです。	法令順守のルールに基づいて事務処理を行いました。 マニュアルに基づいた適正な処理を行っていれば、防げた問題だと思います。
856	地方庁	その他(社会保険事務所)	存知あげません。		存在はお仕事にかかわる前(世間的に問題となった時期)に知りました。しかし、その時は私自身年齢も年齢ですし、全く自分には関係ないものと感じていました。実際長く厚生年金に加入、給与天引きもされておりました。退職してから時間ができたので社会保険事務所に問い合わせした際も「まだお若いですからね。。」という言葉もありました。その際確認していただき、私個人の記録も問題ありませんでしたので受給者の方は大変であろう、といった認識に過ぎませんでした。 その後事務所で勤めを始め身近な問題、深刻な問題として感じ始めました。	対応として、適用課に在籍していた時は、事業所の提出書類に関して、今後問題が生じないか、チェックをし、多少でも気にかかる点があれば上司に伺いをたてて処理していました。 現在は国年に在籍しておりますがより個人により密接であるシビアな業務となっておりますので一層の注意をはらっております。 反省点としては、巷でいわれるような社会保険庁側にも問題があったかもしれませんが、国民側にも人任せ、意識の低さがあったのではないかとも思われます。実際、私ならこの状態のままでは、いないだろうし、何か相談なり行動をするのではないか、と思ったりするような事例が多種存在します。
857	地方庁	地方社会保険事務局長	知りません。	長い歴史と何度もの制度改正の中で生じた問題を含む記録問題を解決するには、ある程度の妥協点(目標)を見つけて進めて行くことが必要ではないかと思います。 (理由) ・過去に遡って何が正しいか証明することはできないため。 ・厚年であれば本人が事業所に申し出た名前、生年月日が違うケース、事業所が間違ったケースや本人が知らない間に事業所が届出している、又はその逆など届け出制のため元の記録に問題がある場合がある。 ・国年の場合は、納めた、納めないの世界で証拠がなければ言った者勝ち。 など、すべて本人の申出を認めたら正しく加入又は納めた人との公平性を保つ必要があると思	・記録問題のなかでも色々な問題がありますが、同一人で番号がいくつもあるのは今までの制度の中では当たり前のように発生していた。(紙台帳の時代は完全な防止は不可能) また、転記ミスについては、人間のやることなので仕方がない部分もあるかと思っていた。(当然誰も自分はミスはしていないと思っていると思いますが、どんな組織・仕事でもミスは起こると思います。) ・記録の改ざんは、あくまで個人的なもの、個別ケースと考えています。	戦前からの続いた過去の問題でもあるが、現在問題となっているので現職にいる自分たちが、今できることを精一杯やって解決に向け努力をすることが必要と考えました。 しかし、現在年金を受給されている方とか高齢の方等については早急に取り組む必要があると思いますが、被保険者の方の分は量が多すぎるため短期間で取り組むのは問題があったのではと思っている。(政府の決定なので仕方がないが、その結果、窓口や電話の混乱、対応する職員の不足、疲弊した職員の退職や相当数の肉体的・精神的障害が発生した。) 個人的意見としてですが、きちんと説明すれば優先順位を付けて取り組むことについて国民の理解が得られたと思います。
858	地方庁	社会保険事務所課長級以上	_	全ての年金加入記録が判明できるよう、誠心誠意努力してまいります。 コンピューターシステムの向上は基より、該当者と思われる方にお手紙を差し上げ、回答のない方には、戸別訪問等を実施する。また、政府広告や新聞折込を行い、お手紙をお送りした方へ回答を促す。迅速かつ地道な対応が必要と思われる。	過去の記録の中には、事業所の届出誤りやオンライン切り替え時と思われるの氏名の読み方や生年月日の誤りがありました。年金給付課に配属され、年金裁定業務を行った際に知ったと思います。	年金裁定時には、請求者から申し出のあった年金加入履歴について、オンラインで確認できないものについては、氏名索引や台帳確認や他庁への記録照会等も行ってきました。また、必ず氏名索引を行い、請求書への記入漏れがないかを請求者に確認し、受給もれがないよう努めてきました。 過去の記録管理が不十分であったと思います。現在のようなコンピューターシステムがないわけなので、2重3重の記録管理が必要であったのではないかと、考えます。
859	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	専門職の特化したチームで対処。他の仕事を持って記録問題も出来ない。	名前と生年月日で検索すれば、探せると思っていた。入ったときに先輩から聞いたと思う。	検索の仕方が分からなかったので、教えてもらった。検索の仕方をよく知っているのとでは、違いがあるので、日ごろの仕事もしなくて、専門職で対応したよかったと思う。検索システムと人が足らなかった。
860	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金の保険料納付記録のオンラインへの収録もれがあった。 存在するのを知ったのは、国民年金特殊台帳の突合が始まってからです。	オンライン移行時に確実な収録・突合が行われていれば、今回のように受給者の方々にご迷惑がかからなかったと思います。
861	地方庁	その他(社会保険事務所)	20歳時点の国民年金加入手続きでの前納希望者や、60歳以後の任意加入の申し出が、誕生日によって受付できる期間に差異が生じている。	加入はあくまで誕生日からとしても、申し出は月単位で受付できるように変更すべき。	社会保険事務所員の職業意識に欠ける職務と、年金制度の理解が及ばない被保険者の無知が合わさった結果。 職員のマニュアルに則っていない実務、及び法に抵触する行為、ならびに被保険者の知らないための未届け、及び昔のことのための勘違いなどの問題であると思います。 TVのニュースが報道される度に、そのような事実を知りました。	現在、コンプライアンスとして徹底している職員の意識問題、及び被保険者側に知らなかったとならないような制度説明が反省点であろうと考えます。
862	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし			
863	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現時点においても様々な取り組みの内容が示されています。これを確実に着実に実行することが、解決への道筋と考えます。	年金給付関係業務へ携わった期間が短かかったので、問題との認識を持ったのは、報道にて大きく取り上げられるようになってからです。	この問題に対して、多くのお客様の来訪・電話相談があり、この様な事態を引き起こしたお詫びと、丁寧な説明、もれや間違いに対する記録の復旧と、自分なりに全力で取り組みました。 反省点としては、担当外の業務だからといって、知らないということではなく、社会保険業務全般に対して、お客様中心の視点や法律の適正な執行、といった点に問題がないか、常にアンテナを張り巡らせていなければならないと考えます。
864	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	社会保険庁の怠慢、約3年前位	記録調査する、社会保険庁の事務処理が正確にされなかったこと。
865	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	確実に処理を進めるためには、記録問題解消に向けたプロジェクトチームの設置が必要です。 延期しても影響が少ない事業をカットして、その余剰人員を記録問題関連事務を行うプロジェクトチームを設置することが解決の近道であると考えます。 当事務所においては、平成21年7月にプロジェクトチームを立ち上げ、期間照会事務を行っております。	年金記録問題の発生原因として、 ①基礎年金番号設定までの間、年金加入記録をそれぞれの年金制度の一つの記号番号に収録しなければならないということの周知・広報が不十分であった。 ②年金請求時の加入期間確認が十分ではなかった。 ③ご本人の記憶を頼り過ぎた。 であると、考えられます。 特定できない加入記録が膨大にあると判明するまでは、問題意識はまったくなく、平成18年に発生した頃に初めて認識しました。	受身の立場でしかなく、示された事業内容を懸命に対応するしかないと考えました。 年金加入期間の管理を徹底していく、当たり前の認識を持てなかったことが大きな反省点として挙げられます。
866	地方庁	その他(社会保険事務所)		組織から職員個々人に対する徹底力の強化と、経費の投入。	19年10月採用なので、すでに年金記録問題が発生しており、まず後先して 解決しなければならない問題として認識しておりました。	記録の調査・訂正にあたり、さらなる事故発生を招かないよう行動しました。 また、問題が発生した時点で即処理せずに、先送りしたことが原因だったと考えています。
867	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	問題の解決は相当時間が必要と思います。 今までの経過が長すぎること、件数が膨大であること、日常の業務が多くあるため、その問題だけを早期解決していくことは、現在の状況ではかなり難しい と思われます。 解決に向けてということであれば、まずは経験ある職員をその業務に特化してあたらせていくことが必要と思います。	以前からこのような問題が出ることは職員間の中では予想がついておりました。 基礎年金番号制度が始まる前に手番をいくつも持っている人が多くいましたので、そういう人についての対応がその当時何もなされていなかったと思います。	その当時は、できるだけ他に手番を持っていないか確認するのが精一杯でした。そこまでしかできなかったことが自分としての反省点だったと思います。 この問題は、一個人としての問題ではなく、国及び組織が率先して問題解決に向けて、職員全員が意識を持って取り組んでいかなければならないと思います。
868	地方庁	その他(社会保険事務局)	紙媒体の被保険者名簿(オンライン処理になる前)で、同系列の事業所等に転勤等をしている人が、(届出の誤りか記入の誤りかはわからないが)年金番号を1桁記入が誤っているケースがかなり多く見受けられたと思います。 本人の申し出をもとに、探し当てたケースをかなり見ています。	時間はかかると思いますが、別の媒体に紙媒体の名簿等を収録して(パンチの業者を雇ったりして)、現在のオンラインシステムに機械的な突合をかけてみて、不一致などころが出たらそこを調査すれば、紙媒体の名簿等の収録は時間がかかりますが、突合には時間がかからないのではないかと思います。	基礎年金番号への未統合については、窓口で手帳持参や雛型確認出来たときにはその場で統合処理をしていたので、(手元に番号等がわかるものがあって)最終的に年金の受給までに統合が終わっていれば大きな問題は無いと認識していました。	雛型確認または本人が未統合の番号を所持しているというケースでなければ、氏名検索等でフリガナ・生年月日が一致しても統合は出来ないため、必ず雛型確認はしていました。場合によってはマイクロフィルムを確認し、字の一致等も見てから統合の処理をしていました。
869	地方庁	その他(社会保険事務所)		長年の積み重ねにより生じた問題ではあるが、早急に対応が必要であると考える。少しずつでもこつこつと確実に解消していかなければならない。数が大きい分、対応する人の数も増やすこと、増やした人に対しては、年金制度や過去の年金記録管理の方法についても周知を図る事が	機械化が進んでいるとはいえ、元は人の手で管理していたもの。人為的ミスがまったくないというのはありえない。しかし、数がこのように多いと、元の管理がしっかりと行われていなかったのも事実。	過去の誤りは、判明した時点で対応している自分たちが責任を持って対応しなければならない。反省点は、対応する私たち一人ひとりの意識をどう高めていくかだと考える。
870	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。			
871	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録の統合できる可能性のある方には、文書通知等のご案内はかなり行いましたので、訪問調査を行なうことや、未統合記録のある事業所に未統合記録者の住所等履歴があるかを調査協力してもらう。市町村と連携して調査を行なうなどの方策が有効と思われる。	基礎年金番号制度ができるまでは、国民年金と厚生年金が別の番号で払い出されていたので、基礎年金番号に整備されていない番号があることは認識していました。 しかしこれ程多くの記録が統合されていないことは報道されるまで知りませんでした。	経重複の可能性がある場合は、可能な限り確認を行なった。国民年金、厚生年金ともに、加入申請が行なわれた時に年金番号の保持者かどうかの確認が甘く、安易に年金番号を払出し過ぎたと思います。
872	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に目新しい問題ではないと思うが 氏名の読み方が違ったまま登録(記載)されていたり、生年月日間違いなどは、意外と知られていないように思われる。 特に女性の旧姓の訂正がなされていないものは多く散見される。	こちらも今までも取られている方策であるが 相談に来られたお客様は、ご自分の過去(離婚歴など)を知られたくない(と思われる)ので、積極的にお話いただけないが、職員・相談員はそのようなことを奇異や好奇の目で見ることは決してなく、かつ、記録を一つでも誠心誠意結びつけることに全力を尽くしていることを、もう少し周知徹底し、ご理解をいただけるように広報していく。 もっと分かりやすくストレートな表現も必要。まわりくどい説明は不要。	少しでも早く記録の統合ができればよいということと、お客様にとっては場合によっては死活問題にもなりかねないことなので、大変重大な問題と認識しています。 問題の存在はマスコミで騒ぎになってから知りました。(平成21年4月からの勤務なので)	お客様の記録を拝見するときは、少しでも可能性のあるものを見つけられるよう細心の注意を払いました。 職員は、慣れと疲れの両方が悪く作用することがあり、問題解決してないと感じることが時にある。
873	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		ありません。	
874	地方庁	社会保険事務所課長級以上	1記録の追加や、補正により減額されるケースがあることや、旧法において国民年金と厚生年金が重複加入していても整理されることなく決定している事例のあること等、一般に周知されていない部分があると思います。 2生活保護関係の情報提供に際して、念のため特別便の回答状況を確認すると未回答の方が多く見られます。	1記録を正しくするという意味合いでは、すべてを確認して整理のうえ、減額を お願いすることとなります。 しかし、減額、又は受給権自体がなかったという結果になった場合、高齢者に与える影響は大きいものがあります。理解を求めるための広報と、何らかの救済策が必要かと思います。 2生活保護管轄部署の協力を得て、記録回答表の提出をお願いしたらどうでしょうか。	年金給付を担当したのは平成14年4月が初めてでした。記録の確認については、相談時によく聴取して調べるようにしておりましたが、お申し出がない場合等、記録の漏れがある可能性はあるのではないかと思っておりました。	年金記録の整理については、本人申し立てを重視し、事務所側から会社名を教えてはいけないとされていました。 恥ずかしながら、そういう決まりなら仕方がないのかなと思っておりました。 早く問題意識を持つべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
875	地方庁	その他(社会保険事務局)	新たな事象は承知していない。	無。	年金記録問題が発生し、社会保険に対する国民の信頼が失墜していることを日々の業務を通じ感じている。 現在、信頼回復に向け事業の最優先課題として、組織を挙げて取り組んでいる。 社会保険の管理しているデーターは膨大な量であり、ある程度の入力等においてのミスは予想できるが、このような年金記録問題が存在することについては「消えた五千万件の報道により初	年金記録問題の発生時、事務局の総務課に在職しており、事務局の支援体制、各社会保険事務所の窓口体制の整備及び年金記録確認作業の事務局での集中管理を行い、効率的な組織体制の構築を図った。 今回の年金記録問題を踏まえ、更なる業務処理マニュアルに添った処理と相互チェックの徹底が必要である。
876	地方庁	その他(社会保険事務所)		・台帳や名簿の電子画像化を早急にすすめ、検索可能とする。特に旧台帳記録を持つ方から回答処理を進めなければならないところ、年金手帳番号を入力してもWMで記録が展開されていないなど、いまだ処理がすすまない要因がある。 ・記録調査のために、調査に当たる者は、年金の歴史・社会保険事務所の変遷・事業所記号や国年手帳番号の払出の成り立ちなどの知識を持たないと人数を増やすだけでは簡単に解決しない。各県の特色などのノウハウを出して 調査手順のマニュアルを作成する。 ・今後において、被保険者記録の誤りが発生しないよう入力等処理の誤りの徹底防止、虚偽の届出・保険料の滞納等悪質な事業所に対する罰則の強化によりお客様の記録が適正に管理される環境が必要	・「届出主義」のもとに、同一人に対して複数の年金番号が存在していることを入庁して知りましたが、現在のように住所の管理がなされていない番号を検索することは物理的にも厳しかったです。	・新規で年金番号を払出する際に他の番号の確認を入念に、疑重複年金番号は早期に解消するように ・年金請求受付時点に他の記録が無いかの確認をもっと行えばよかったと考えます。
877	地方庁	その他(社会保険事務所)				
878	地方庁	社会保険事務所長	特に知っていることはありません。	人員の増員を図りながら、体制強化等により事務処理を集中的・計画的に実施する	裁定請求時に明らかにすればよいとの考え方を問題提起したものと認識していた。 問題が存在することは、5,000万件の問題がマスコミに取り上げられるまで知らなかったし、まして氏名のない記録があるとは思っていなかった。	社会保険方式である以上、記録が正しいのは当然のことであり、過去の記録は将来に繋がる大事な記録であることを認識させられ、積極的に年金記録問題に対応していると思います。 被保険者が年金の裁定時までに年金記録の訂正等を行うことで対処できると考えていた点が反省点の一つだと思います。
879	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	4月繁忙時の厚年取得届を処理する際に疑重複表示を無視し、あらたに基礎年金番号を付番したことにより、記録が統合されずにいわゆる宙に浮いた期間が生じていたことを記憶していま	現在、実施している名寄せ等により地道に解決していくことだと考えます。		
880	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	職員で対応すべきだが、数が不足しているので、謝金職員等を大量に雇用し人海戦術、といった現在の方法以外にはないのでは。	当時は裁定請求時に整理すれば良いものと考えており、問題とは認識していなかった。	現時点でみるとその時点、時点で対応すべきであったと反省している。
881	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません	注に浮いた約5千万件の記録の統合は、現在取組んでいる作業を地道に続けるしかないと思われますが、問題の全面解決は困難と考えます。 また、いわゆる消えた年金記録の回復については、保険料を真面目に納めた方との公平などを考えると、現在の第三者委員会が取組んできた基準で進めるべきと思います。	基礎年金番号制度の発足前に、一人でいくつもの手番を持っている方が多く存在していることは予想されましたが、年金の請求時に解消されると考えていました。 しかし、約5，000万件もの記録が注に浮いていたとは、問題が表面化するまで知りませんでした。	問題の解決に向け、本庁からの作業指示に従い、できるだけ速やかに作業の完結に取組んできました。 また、この問題の反省点は色々とあると考えますが、問題の記録が相当古い記録であることから、当時の記録管理の方法に相当な問題点があったものと思われます。(記録管理・記録統合について、当時から真剣に取組むべきであったと思われます)
882	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		「年金記録問題」の定義とは基礎年金番号化となって、12年間が経過しているところですが、その番号にこれまでも随時判明した時点で統一してきましたが、それでも未だ未決定の部分があり、それ等を一部先取りをした形で「・・・問題」としたものと感じます。 記録に対して多々問題もあるかと思います。機械化となる時期の不完全と思われる準備期間のうちに手管理(紙台帳)を機械化にした部分と不十分な形で行ったもの(氏名なし、生年月日不明、記号なし、住所なし、等)等、これ等については、機械化になって早々に疑問には思いました。	「年金記録問題」としてからの時期については、役職についてからの時期になるので、その立場に立って積極的にやってきたつもりです。 この2年間での反省点としては、大きな点では地方局としてできることは、お客様対応しか出来ません。 出来るとしたなら、早期問題解決には100%で来るはずも無く長期となることを覚悟して、随時お客様との相対したときに掘り下げて聞き出して期間の整合性を確認・統合をしていくことになると思います。年金を受給する時期になって初めて来所する等が多いのではないでしょうか。 日本年金機構となっては、長期化には疑問に思います。「足」で早期解決に向けなければならないと思います。それに必要な人員と費用が必要ではないでしょうか。待ちの姿勢、文章だけでは「お客様」は来ないと思います。
883	地方庁	社会保険事務所課長級以上			平成18年頃	手番のまま放置されている記号番号を基礎年金番号に統合するよう聞き取りを重ね対処した。
884	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	絶対的にマンパワー不足であり任用職員等が増えてスキルが低いのでマイクロ検索等(検索にもコツが必要)もなかなかできない状態。なので、まずは増員しかないと思われる。	最初は基礎年金番号を付番後、記録確認として世代毎に通知をだしていた頃認識した、ただし、これ程最悪の状態とは認識していなかった。	どのように対応しましたか。ではなく庁の対応の遅れのおかげで、手順が確立しないまま被保険者、受給権者の対応におわれていた。お客様の記録を見つける様に日々努力をしているつもりです。あきらかに当時の庁のオンラインに移行に対する意識の欠如にほかならないと思います。そのため現場が混乱し、今日に至っていると思います。
885	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	知識のある人間が少なすぎるので、処理能力及びスピードが減退しているように思う。 機構に不採用になった人達の継続勤務等検討してもらえる事が一番の方策だと思います。	年金記録問題はあってはならないことだと思います。 問題が存在するのを知ったのはマスコミで騒がれ出したころです。	年金記録の調査及び相談を1件でも多く処理していこうと取り組んできましたし、現在も取り組んでいます。 組織全体の人が過去の時代からきっちりした取り組みを行ってこなかった事が大きな反省点だと思います。
886	地方庁	社会保険事務所長	世間一般に知られている以外にはないと思える。	問題解決に向けては、現在の社会保険庁職員が一丸になって取り組むこと(OBも)と、厚生労働省に記録問題担当部署を1月以降も残し日本年金機構とともに取り組んでいくこと。他の官公庁にも協力をお願いし(法整備のうえで)、取り組んでいくこと。厚生労働省の一部署として、地方厚生局内に年金記録問題対応部署を設け、大人数で対応に当たっていくこと。 ただし、現在の未解明記録の中には、農林共済や私学共済に移管した記録が不備のまま(取得が存在しないで途中記録から移管までの記録が残っているもの、また移管しているにもかかわらずそのままになっているもの等)数百万件残っているものと思えるため、その分について早めに対応をお願いいたしたい。	適用業務に携わったとき(昭和60年代)や年金給付業務に携わったとき(平成8年頃)に、一人の者がいくつもの年金番号を所有していることが分かり、現在の年金問題はいずれ起こるだろうという気がしていました。ですが、当時は被保険者本人や事業所担当者も年金に対する意識が薄く、年金手帳等をいくつも持っていても大丈夫だとの誤った認識が多く、広報・周知を図っても理解を得られませんでした。 当時の方策としては、膨大な量から、被保険者等からの年金請求時にすべてを確認し対応していくしかありませんでした。	年金給付業務に携わっているときは、窓口でお客様から情報を聞きだすために親身になって相談に応じておりました。たとえば、年金記録で厚生年金の記録が空いている部分があれば、この会社とこの会社の間は何処かに勤めていませんでしたか等を聞き出しを行うとともに、WM上で調べられるもの(090,020110等)はすべて出力しヒントを与えるなど解決に向け努力していました。 また、適用業務に携わっているときは、担当者と話す機会があれば、一人一年金番号になるよう会社でも従業員に徹底してもらうよう依頼を行っていました。 当時のシステムでは出てこなかった部分(記録)が現在のシステムになっていれば、また、当時やそれ以前に全国の窓口の相談担当者全員が、お客様の立場になって対応していれば、少しでも現在の状況が変わっていたかもしれません。
887	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	不明な年金記録について、その所在を明らかにするために地道な作業を続けるしかないと思います。	一人の被保険者が複数の年金手帳記号番号を持っているケースが多数あり、氏名の読み方や生年月日の違いにより、別人として認識される恐れがあるということを昭和58年頃から認識していた。	年金裁定請求時や年金相談時の際、被保険者本人に過去の履歴を確認して、年金記録との照合を実施していた。 なお、年金記録問題については、基礎年金導入時(平成9年)に住所管理が可能になった時点で、速やかに被保険者及び受給者の方々に対して、ご本人の年金記録に関する確認通知を送付すべきであったと思います。 また、現在のコンピュータによる記録管理の時代の前に、手作業による管理があったために記録が不確かな可能性がある事実や、年金手帳記号番号が重複払出しされていた事実を公表して、国民の皆様の年金記録に対する関心を高める必要があったと思います。
888	地方庁	その他(社会保険事務所)				
889	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無し		お客様からの照会でオンライン化されていても、WMで検索できない記録が判明したとき。(昭和59年ごろ)	お客様に丹念に職歴を聞き出し、管轄分についてはマイクロフィルムや統合帳を活用して記録を追跡していた。 他事務所管轄分について、不明確な情報では、完全に追跡できなかった。
890	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	厚生年金保険法と国民年金法の違いがあったため月が重複しているケースで重複した記録を訂正(厚年優先)しないでそのまま裁定していた場合があったと聞いていた。 基礎番号が吸入される前年かその前に監査課において、選択の漏れにより二重に給付されている者の一覧を作成のうえ決裁を行っていたが、決裁が途中で止まる。 その後の基礎番号吸入で判明されるが全てかどうかは分からない。 選択届けが本人からの届出によるため遡及して選択処理を行っていない場合があると聞いてりるが、どのようなケースかは支払いでないので分からない。 また、共済年金においても遡及しない場合があると聞いている。 損害賠償金と年金との調整規定(求償係)において、損害額から公的年金(厚生年金保険、国民年金等)が控除(損益相殺)された場合は、その控除(損益相殺)額については相手方に求償(回収)するようになっている。 しかし、訴訟案件は和解となる場合が多いが、その和解調書には損害額のみが書かれているため控除(損益相殺)が分からない場合がある。 そうすると、年金受給者は控除(損益相殺)された上に年金が調整(停止)される場合もある。 また、母子手当と年金との調整規定では遺族年金が支給される場合は母子手当ては支給されないが、交通事故の交渉は長引くため遺族年金を仮払い(交渉終了後に遡及して年金を停止する)している。 損害賠償金受領後に遡及して年金を停止するが、母子手当ては遡及して支払われない。 よって、その間(最長2年)は遺族年金及び母子手当金とも支給されない。 しかし、今の制度(請求主義であり請求は遡及しない)では問題なしとなる。	現状(重複記録の整備、選択漏れの有無)が分からない。 併給の調査を行う。 母子手当と年金との調整規定については、遡及して母子手当てが支給されるように制度改正を行う。 母子手当てを先に支払う。 自賠責保険は当事者(年金受給権者側)が90%の過失でも死亡(最大3000万円)の場合で、半額が出る。 出ない場合は、当事者(年金受給権者側)の過失が100%(センターラインオーバー等)と証明された場合である。	社会保険事務所での報酬変更は知らなかった。 新聞等の報道で知る。 宙に浮いた記録の問題については、 厚生年金の裁定(審査)において新たに判明した手帳番号が旧台帳の場合は、資格記録として登録するように記憶しているが定かでない。 しかし、本来は資格記録として登録するところを給付記録が出来るために登録していない者も見受けられた。 私は資格係で当時の膨大な旧台帳(紙)をオンライン記録に取り込む作業を半年行っていたので資格記録に登録するのは当たり前と考えていたが、このような問題となるとは20歳くらいの当時では考えられなかった。	特になし。
891	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られていること意外は、知りません。	必要な人員を投入して、ひとつひとつ解決していくしかない。	単に、WMの画面上から消えているだけで、台帳はきちんと保存されているだろうから、調べれば問題解決するだろうと思っていました。 年金記録問題については、世間で報道されて初めて知りました。	ねんきん特別便時には、率先して来客者の対応にあたりました。 今でこそ、WMで記録を見れるようになりましたが、年金定期便のように定期的に年金加入記録を本人にお知らせしていくことが重要です。
892	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	新聞報道等があったとき、知りました。	窓口等で積極的に対応し、かなりの残業をした。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
893	地方庁	社会保険事務所課長級以上		○年金問題の早期の解決に向けては、やはり地方庁における現場の状況を勘案した人員配置を行なうべきであると考えます。 年金記録問題が浮上してから二年半が経過しますが、この間職員は本来業務をおこないつつ、懸命に年金記録問題への解決に向けた取り組みを実施してきました。 しかし圧倒的な人員不足により事業計画で定められた目標への到達が遅れている現状であり、現場ではあれも、これもというような厳しい実態が垣間見られます。 やはり、大幅な人員をかけて早期に着手できる体制整備が望ましいと考えます。	○基礎年金番号制度が導入された平成9年に先駆より、未統合の昔の記録が多く残存していることを聞かされておりましたが、その対応については行なわないのかなという感じでした。 実際、平成19年に年金記録問題が大きく報道され、また現場にも多数の方が訪れるようになり事態の深刻さがひしひしと伝わったようなところです。 しかしながら、この問題は最後の一件の未統合記録を統合するまで終わらないと認識しております。	○社会保険庁の組織の一員として、また現場で業務に携わってきた経験からも積極的に取り組むべき課題自分では認識しておりました。 また若い職員のことを思えば、OBのかたの応援は不可欠であったにも関わらず、足並みが揃わなかった感もあり、今後は大きな問題が生じた際の応援体制の早期の確立は組織としては不可欠であると考えます。
894	地方庁	その他(社会保険事務所)		引き継ぐ年金機構だけではなく、厚生労働省関連全員で行う。本庁、本部すべての人間が重大さにきずいていないのでは。人、金使うのは、けっこうだが公務員として残る者も責任を感じて取り組むべき。	あってはならない問題であると認識。存在は発覚してから。	記録のとつごう入力。期間照会の調査。窓口対応。 反省点:機械化になるときの記録入力の徹底。存在があることも知らなかった。 報酬については、本庁と現場のバランス。法律のあいまいさ。
895	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	当面は人数を増やして対応することだと思います。	新聞報道で知りました。	応援にまわることです。 基礎年金番号導入時から早急に対処すべきだったと思います。
896	地方庁	社会保険事務所長		我が県では特に国民年金の納付記録は台帳と市町村名簿の突合を行ってきたこともあり、不正が行われてきたことが信じられない。 しかし、標準報酬の改ざん等が明るみに出て来る現状を考えれば、証拠書類等がない場合であっても、本人の申立内容を認める方向へ行くこともやむをえないことかとも考える。	平成9年1月の基礎年金番号へ統合するための他手番の確認に対し、反応が極めて低かったことから、国民の皆様の無関心さも多少影響があったのではないかと考えていたが、生年月日のくりとか氏名のありえない読み方を目のあたりにして、いい加減な記録管理をしてきた国の責任を痛感した。 平成19年に消えた5000万件の記録として騒がれ始めたときに、その存在を知った。	連日今までに類を見ない相談に来所されるお客様の数に対し、全所を上げて誠心誠意対応を行った。 年金記録問題を最優先処理事項と位置づけ、次々に出てくる問題に対処した。 全職員に年金相談に対応できる知識を身に付けさせる必要があった。 一刻も早く正しい記録をと言う観点から、「ねんきん特別便」を一挙に送付されたと思うが、大量の数に抗し切れず、処理に時間を費やしたことも考えられる。間隔をあけて一定の数を送付した
897	地方庁	その他(社会保険事務所)	本人の記録がみつかり二十年要件の年金が受給できるようになった場合配偶者に振替加算がつく場合がある。	窓口並び再裁定審査時において必ず配偶者記録を確認する。	受給者の方の生活の死活問題に関わる重要な問題です。	窓口等でお客様と対応する時には必ず職歴を確認しもれがないように注意をはかる。 現時点での問題点は、お客様と対応時間が混雑のため長く取れないことです。
898	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員削減一方向の考えではなく、本当に短期で解決するには一定の規模 の増員をするべき。数年の経験は必要だと思います。	平成9年の基礎年金番号導入時の年金手番統合の方向性(裁定時の 統合)からなんとなく問題ありと感じていました。被保険者氏名など補正が 多いことから年金記録の信頼性が薄いような感じを持っていました。	今までは業務を正確に遂行することしか考えていませんでした。年金給付 業務、相談業務をやっていないので、身近な問題とは認識していませんで した。個々には問題のあった事例が何件かあったはずだから、早期に年金 業務の課題、問題として組織全体として少しずつでも取り組むべきだったと 思います。問題を後回しにしていた(隠していた)ことが原因だと思います。
899	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	定期便の発送を継続することにより、自分の記録を確認していただくことが、 長期的に考えると効果があると思います。	日本の社会保障を根底から破壊する問題だと認識しております。 知ったのは平成19年6月頃です。	お客様から苦情の電話等が多く寄せられましたが、 丁寧な対応を心がけ、誤解されている部分は解りやすく説明し、 ご理解いただくよう、努力いたしました。 年金の裁定請求が申請主義になってることが、年金記録問題の一因で あると思いますので、年金定期便等のシステムをもっと早く実施していれば 良かったと思います。
900	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	欠員補充。職員の増員。 年金・健康保険の知識のある人を、積極的に投入すべきだとおもいます。 処分庁があるという理由で、貴重な人材を無駄にしているように感じます。	年金制度のあり方をあらためて問われる機会になったように思います。 テレビ・新聞等で騒がれるようになり知りました。	国民の信頼回復のため、業務に取り組んできました。同時に年金制度について理解してもらえるよう、窓口・電話対応を丁寧にするよう心がけました。 特別便・定期便等、世間に言われるがまま準備不足のまま次々と強行したがために職場が混乱し、すべてが中途半端になっているような気がします。また新組織移行の影響なのか欠員補充もされないままでの業務遂行には無理があったと思います。
901	地方庁	その他(社会保険事務局)	社会保険庁の管理が悪くいわれているが、被保険者のほうにも、生年月日等を偽って勤めていたり、職場が変わるたびに、手帳の交付を受けているケースもある。	国民総背番号等で一人一番号とし、年金も税方式を取り入れ、最低年金を生活ができる水準にして、死亡したらそれで終わりとする。	年金を請求する時までに、基礎年金番号等一本にすればいいと認識(先送から言われて)していた。国民年金の台帳管理の時は、各市町村と読み合わせ等で確認していたので、市町村と事務所で納付記録等相違していた場合もそこで証拠書類等で訂正等していたので、市町村と事務所の台帳の相違は解消されていたはずである。	親が納めていたはずとか、夫婦であるので、納付記録が同じはずといわれているが、実際本人の自宅へ督励した経験では、とりあえず、夫の分をというケースもあったので、今となっては、必ず同じ様に納付させるべきであった。今は、誕生月に納付記録等が送付され、確認できるようになったが、もっと早くから毎年出なくても送付すべきだった。
902	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後においても、国民皆様のご協力なくしては解決できないと感じておりますので、年金手帳番号の統合作業を地道に実施していくことが必要だろうと思います。 また、現行の複雑化したシステムをシンプルに且つ制度統一的な管理ができるよう改める必要があると思います。	会社代表者と徴収課職員等による報酬操作や納付したにもかかわらず記録が無い等の存在は、今回の記録問題にて知りました。 ただ、平成9年1月の基礎年金番号制度導入時の国民への手番調査において、未申告者が多く、記録統合がされていない方が多くいるだろうと感じていました。	私は、基礎年金番号導入時の平成8年12月に採用され、初めての業務が、皆様からの申出による記録確認及び統合業務でした。事あるごとに、「外に年金番号はお持ちではないか」を確認しておりました。ただ、当時、国民皆様の年金への関心は低いことを感じ、また、それはわたくし共の周知不足を痛感していました(おります)。以前より、現在のように、国民皆様への年金記録のご通知、宣伝等により地道な作業が欠如していた事が反省点であります。
903	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	人員投入とシステム改善	いずれ何らかの形で噴出し、対応することになるだろう。 昨年夏ごろ。	現実的には窓口対応に追われた。 反省点は特になく、地道に対応していくしかないと思います。
904	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	丁寧な処理が行えるように、人員と時間をかけて処理計画をたてる。	原因が過去数十年にわたって蓄積されたものであるため、解決が非常に難しい問題と認識。 採用間もなく知った。	記録漏れの可能性がある方に対しては窓口等でできる限り丁寧な聴き取りを行った。 反省点としては、問題であることを社会保険庁全体が問題と認識できていなかったのが反省点。
905	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	消えた年金記録や、年金記録改ざんは、詐欺に該当すると認識している。 長妻氏が国会や各種メディア等で大々的に発表してから。	過去の負の遺産について、できるだけの解決を試みる。 隠蔽工作や改ざん工作は許されない。
906	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無いです。	私たちが全力を尽くすことが前提ですが、国民の皆様の協力をいただかなければ分からない事もあるのでご理解を」していただく必要があると思います。	報道で騒がれたときに初めて知りました。	お客様に対してご理解をしていただくため丁寧に対応をしました。 基礎年金番号導入時に年金制度の周知をし、今の記録問題対応時と同じように回答の協力をお願いするべきだったのではないかと思います。実際今回の記録問題で年金制度を知るきっかけになっているので、もっと早いきっかけ作りが必要だったのではないかと思います。
907	地方庁	その他(社会保険事務局)		1件1件、丁寧に調べることが必要だと考えます。	届書の記載または入力誤りにより、被保険者記録がもれてしまうといった問題。 「年金記録問題」という言葉を頻繁に耳にするようになった頃。	処理誤りがないよう、正確な処理に気を配りました。 被保険者が、自身の記録に高い関心が持てるような年金制度になっていない点。 記録のチェック機能の不備。
908	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一件一件調査するのでは時間もなく、きりがないので、申し立てどおり記録を訂正する。	適用課、年金給付課、業務課このすべてに配属されたことがなく、問題があることはほんの最近知った程度である。 年金記録に誤りがることは、年金受給者にとっては死活問題でもあるので、一時期、特別便の資格照会業務をおこない、目を皿のようにして記録を確認していったが、記録をなかなか発見できないのが実情である。	今後このようなことの起こらないよう、国民に信頼される年金システムを構築するため、小さいことですが、資格取得届等届出接受時において、基礎年金番号をより確認するように心がけている。
909	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特に、ありません。	・ねんきん特別便が始まり、事務所の窓口に来訪者が殺到してから、2年半が過ぎようとしています。窓口・電話・苦情対応の次は、受け付けた届け書の調査、回答、統合、再裁定処理など、対応に追われてきました。 ・平成18年度から本格的に始まった格差是正、定員削減、協会けんぽの設置などによる大幅な人員の減少、更に追い打ちをかけるように年金記録対応のため1ヶ月150~200時間を超える超過勤務による自己退職者の増加(自己退職の殆どが年金知識豊かな職員)が適正な事業運営に影響を与えています。 ・22年1月にスタートする日本年金機構発足時の年金事務所の態勢は、外部からの採用者などにより業務経験・知識のない者が各課に4~5人に一人の割合で配置されます。 ・このことが更に経験のある職員の負担となり、円滑な事業運営が困難となります。 今後は、記録関係処理の体制を組むことはもちろんのこと、 ・適用の適正化、徴収対策などコア業務に対する態勢の確保 ・内部的には、コンプライアンスに対する意識改革が図られており、事業所・被保険者等の不正に対する調査の徹底、告訴の専門態勢の確保 が、求められると考えています。	若い頃は、被保険者原票の年金記録部分の中間進達や事業所の逆選択の疑い等の実地調査等、記録問題が発生することへの何の疑いもなく業務に取り組んでいた。 ドイツの年金請求手続きが、立ったまま銀行の窓口で手続きをするような感覚で簡単にやっている光景を見て、日本の複雑な制度、手続きに疑問を持つようになってきておりました。 その大きな問題が、つぎはぎだらけの年金制度と制度ごとの記録管理方法につきると思います。 また、一人1枚の年金番号の徹底ができなかったことは、施策を含めた国の責任と認識しています。	記録問題が発生した時も現在も人事等にかかわっていたため、定員が減少する中にあって、記録対応への体制整備と退職を申し出る職員への慰留に奔走しました。 反省点は、 ・ねんきん特別便開始が、無計画に始まったこと。 ・毎日の過酷な労働を強いられていた職員に何もしてやれなかったこと。 ・辞めていく職員を引き留めきれなかったこと。
910	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	厚生年金番号の重複取得(昭和45年4月業務1課在籍中)	重複取得を検索するための機械化の遅れが原因
911	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		ありません	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
912	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	現状として、通知を送付しても、住所変更がされていないことにより、通知が届かないケースが多い。連絡先の管理がしっかりしていなければ、注意喚起しようもない。そのため、住基運動の幅を拡大するよう交渉してほしい。	平成18年1月採用以降の認識 【納付記録の漏れ・氏名相違等オンライン記録の不備について】 手入力が多すぎること。民間業者に委託したとしても人間がやる以上ダブルチェックでも不安は残る。(チェック作業は単純作業ゆえ、集中力が続かなくなりがち)。また、国民年金について、世間で「年金記録問題」と大きく騒がれる前に納付記録漏れを発見したが、「そんなに適当にやっているわけがない。たまたま。」と甘く認識していた。 【未統合記録について】 基礎年金番号導入時に(基本的には)案内がされているため、その後のフォロー又は危機感が足りなかったのではないか。私自身も未統合記録があることを当然の前提(採用当初から「番号統合」を通常の手続きを捉えた)として、「記録が消えているわけではない」「氏名索引を怠らなければいい」と業務をしていた。	【自身の対応】 以下の対応は全く特別なことではないが、「どんなに大変でも手を抜かず徹底する」 ・手入力を信頼せず、最低ダブルチェックする。(それでも間違いがあったこともある。) ・相談者が申し出ていない記録でも該当しそうな場合は注意を喚起する。 【その他、全体的な信頼回復】 マンパワーの欠如 記録問題も重要だが、通常サービスに支障がでている。(例えば通常の年金相談に何時間もお待ちいただく。電話が通じない。) 日常業務を行う職員が、電話や窓口に追われチェックを落ち着いてすることもできない。残業してチェックしても日中の疲れで集中力が途切れがち→チェックの効果減少。 人員不足により、新規採用者への教育も手薄になり勝ち→上記に挙げたような基本的な対応についても注意できない=人的基盤の弱い組織→そのような時代に育った職員が今後手堅い業務を担っていけるのか？
913	地方庁	社会保険事務所長	特に無し	記録の照会については、ねんきん特別便やねんきん定期便により被保険者や年金受給者の方々に回答票や社会保険窓口での照会票でいただいているが、その調査や回答をこれまで各社管保険事務所で行ってきた。そのため社会保険事務所では、お客様からのご相談を受け、その後に調査や回答を行ってきている。そのため回答までに時間を要することが多かった。年金機構においては、各県の事務センターで集約して調査・確認を実施し、ご回答することができれば効率的になり回答までの時間の短縮ができると考えられる。 なお、記録の調査は、一定の経験が必要であること及び要員が必要な為人的な措置を取る必要がある。 この12月から年金受給者の方々へ標準報酬をお知らせすることとなっているが、各社会保険事務所職員数は、平常業務により割り出された要員でありご相談者が増加した場合に「ねんきん特別便」のときと同じように長時間お待ちいただくことにならないか心配される。特に、標準報酬に係るご相談は、相談時間が長くなる傾向にあるため。また、当時は各県の事務局職員が応援に出るなど緊急的な対応ができたが、年金機構においては、各事務所単位で対応が求められる。通常業務に大きく影響を与える可能性が高い。 調査時間の短縮の為、現在進められている、紙台帳の磁気化や市町村記録の磁気化の完成を待ち望んでいる。 記録問題の対応が一定の終息を見るまでは、要員の配置を強く望みたい。	年金記録問題は、年金制度そのものに対する信頼を大きく阻害するものであり、早急に解決しなければならないと認識している。また、記録を取ってきた一人として強く責任を感じている。 私自身年金の給付業務や国民年金業務の経験が無く、こんなに大きな問題があることを認識したのは、平成19年になってからである。	年金記録問題への対応が最優先として、職員も私自身も時間を費やしてきました。できるだけ丁寧にお話を伺い、それを手がかりとして調査を行ってきました。 現在のようなコンピューターの時代が自分の在職中に来るとは、考えていませんでしたが、紙に記録をとっていた時代からコンピューターに変わる時に確実な記録の切り替えが必要であったと思われる。しかし、現在のような膨大な情報を当時管理できたかは、疑問も残る。
914	地方庁	その他(社会保険事務所)			国会審議及びマスコミによる報道によって、年金記録問題の内容の具体を知った。(在職年数が短い為、職務の中で何か問題があるとは思っていなかった)	現在の混乱をとりあえず収めることが急務であり、そのために出来ることを地道にやっていく事しかないと思っている。 しかしながら、年金記録問題については行政側の管理について問題があったためとはいえ、現在の混乱の原因は社会保険制度に対する社会的関心の欠落と、マスコミによる報道姿勢に因るところが大きいと思われる。今回の社会的騒動によって、図らずも国民の社会保障に対する一定の周知ができたという点を好機と捉え、個々人が自己の社会的役割を意識して行動することの重要性、社会保険制度を支え・支えられているということを理解してもらえるような効果的な広報(及び公教育へのアプローチ)を持続的に行っていくことが、今後の理性的制度運営には必要
915	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	①年金記録問題に対する取り組みが、人事評価において正当に評価されていない。年金記録問題から目をそむけ、自分の仕事だけをやっていた者が、人事評価では有利になるシステムには、少々、疑問を感じます。人事評価においては、年金記録問題を重点的に評価されたい。 ②年金記録問題について、具体的なノウハウを示すこともなく、ただ数値目標だけを掲げて、早期完了を促すだけだった姿勢には疑問を感じます。具体的なノウハウを示すとともに、県独自の各種資料を開示していれば、もっと効率的に処理ができたのではないかと思います。 ③数十年にわたって、「広報」が不足していたと思われます。このため、職員はもちろん、事業主、被保険者、受給者、労務士に起因するトラブルが多発したのではないでしょうか。「広報」にもっと、力を入れるべきではないでしょうか。	昭和53年の新規採用時から、かなり杜撰な管理をしているなと思っていました。「広報」不足のため、年金制度に無知、無関心な人が多く、現場では、説明のため、ムダに時間を浪費していたと思っています。	天下国家はもちろん、県全体や事務所全体をどうこうできる立場でもないので、目の前の仕事を「1分1秒でも早く」、正確に処理することしかできませんでした。現場の意見を真剣に吸い上げるシステムを作ってもらいたい。
916	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	期間照会により、丁寧に調査する。	基礎年金番号が導入された当時、届書に他の手帳番号が記載されているのを見て、この問題を認識しました。	他に手帳番号があるか、確認・照会を行おうと思ったが、やりきれなかった。 年金特別便のようにはやくとりくむべきであった。
917	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	とにかく一生懸命丁寧に解決をしていく事しか、ないと思われます。そうすることによって、お客様からの信頼を再度得られると考えます。	年金記録問題については、その人の老後、今後の生活の糧となり得るため 欠落していた記録や誤った記録等混在していた場合は大変なことになると思いました。このような、問題があることを知ったのは、国会で取上げられた時です。	今は、お客様からの申出書に基づき懸命に処理を行っている状況です。しかしながら、処理件数が膨大なため、回答書作成までかなりの時間を費やしている点が、反省として上げられます。
918	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		平成9年1月の基礎年金番号導入後、所謂、過去記録の整備が計画的に実施されてきた中で、数年では整理し切れない数の未統合記録があることは 推測できたが、正確な情報がなかったため、大きな問題意識を持つまでには至らなかった。 その後、5000万件もの未統合記録があることが新聞報道された平成18年になり改めて問題の大きさを認識するに至った。	庁方針に基づき、特に年金受給者の救済(再裁定)を最優先に取り組む必要があると考え、特別便の来客応対に集中した。 遅くとも、基礎年金番号導入後に記録管理の状況を明らかにし、抜本的な対策を講ずるべきだったと思う。
919	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・厚生年金保険被保険者記録原簿(原票)確認で、カセット表示のある方々の記録を開けた場合に、亡くなっているケースが多いと思われるが、本人確認分としての通知方法も含めた特定作業をどう進めていくか。 ・厚生年金保険被保険者期間照会申出書を受付た場合に、地元でないとわからない事業所名というケースが多々あるが、検索システムだけの回答で済ましていいのかどうか。	・数年をかけ充実したスタッフと予算を確保した上で、本人や家族・場合によっては同時期に勤務した同僚等に聞いてもらうなど、本人特定作業を進めるべきで短期間で片付くような問題ではありません。 ・期間照会は、本人との聞き取り調査で進めることが一番ベター-であり、本人の思い込みで違う事業所名で覚えていたり、まったくわからずに事業の種類だけしかわからなかったりというようなケースが多々あります。 その際、ベテラン職員だと地元の利で事業の種類だけで事業所名が特定できたり、その当時の同時期の同僚や事業主名から探り出すこともあります。	・今までは、年金受給年齢間際での把握であった事や被保険者本人もまさか記録にもれがあるとはの役所の信頼から、ここまで大きく問題になるとは思っていませんでした。 カセット表示記録を開ける事や他事務所への期間調査依頼をかけた場合に、長期間かかる事実はありましたが、すべて人海戦術だと思っていました。	・各地方の社会保険事務所の人員不足が一番大きな要因だと思われます。 ・年金請求があった場合に、配偶者があった場合については本人記録のみならず配偶者の記録もれや旧姓での調査、第三号記録のチェック等を長年やってきました。(変緩の社会保険事務所はすべてです。) ・年金請求時のみならず、機会ある毎にお互いの(保険者・被保険者)意識を高めることに努力すべきと考えられます。
920	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	事務所によって差が大きくもともと記録問題を考えていない定員のため人的配置が必要。派遣や賃職が増えても通常業務とあわせて職員の負担が増えてしまっている。	報道等を通じ知ったが制度の認識不足からの質問等が多すぎ、とく別便の送付についてもう少し考える時間があったらと思います。	制度について説明するも理解される人、されない人がいるが、社会保険庁のテレビ報道など年金不安の煽りで必要ない人まで来訪が増加するなど、急なとく別便の送付で対策が不十分であったと思う。
921	地方庁	その他(社会保険事務所)				
922	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	特にありません。	この職場に入ったときからすでに手番で氏名がわからない人などいたので、この記録はどうなるのだろうという程度にしか思ってませんでしたが、マイクロ等調査すれば判明するものだとしか思っていなかったので、このような大問題になるとは思ってもいませんでした。	昔は手番がそのつど制度によって払い出されていたことや、紙台帳への転記等が不明だったために正確にオンライン上に記録が反映しなかったことなど挙げられますが、とにかく今はミスのないよう正確に仕事をやるしかないと思います。
923	地方庁	社会保険事務所課長級以上		正規職員を大幅に増員させ、深い年金知識を持った職員を養成しなければ、記録問題は解決しないと思います。 また、知識と経験を有した優秀な職員が次々と退職していっています。人材確保する考えも必要と思います。徐々に知識の伝承が途絶えつつあります。 派遣職員やアルバイトは土台となる知識がないため、複雑な年金問題に対し実質的には無力といって過言ではありません。(単純作業には向いていますが、逆にいうと単純作業しかできないということになります。) また、これから将来に向かっては国民総背番号制の導入を強く感じます。 今の制度のままでは、同じことの繰り返しになると思います。	国民は被保険者の時代は年金に対する意識が低く、年金手帳を紛失したり、自分が制度に加入していることすらわからない人が多数存在する。その結果、年金記録は重複する等といったことが起こってくる。そして年金をこの問題を国ですべてカバーせよといっても元々社会保険庁の情報が限られているため、年金記録が一体誰のものか特定できない。 やはり国民総背番号制を導入しなければならないと思います。 近い将来、この様な問題が起こることは、入庁してすぐにわかりました。	できるだけ重複しないように努力しましたが、そもそも本人がわからない、会社もわからないと言われると、どうしようもない事が多々ありました。
924	地方庁	その他(社会保険事務所)	徴収課に属するものとしての意見ですが、滞納事業所に対しての年金給付に制限を与えるべきです。世界経済の冷え込みにより、滞納事業所数、滞納額が顕著に増えてきています。滞納に対して真剣に解消に取り組んでいる事業所もありますが、お金が無いからしょうがないと開き直っているところもあります。財産が無ければ滞納処分もできず、結局欠損になりますが、時期が来れば保険料が滞納であっても年金給付は行なわなければなりません。滞納していた事業所は全喪し、別会社を立ち上げまた滞納を繰り返し、年金はしっかり受け取る。そんな事業主等を見ていると苛立ちをおぼえてなりません。難しいとは思いますが、何らかの形で給付制限を行なうべきです。 また、遡及月変、喪失についても、違法なことを行なった職員はもちろん悪いですが、事業所が保険料を滞納しなければ起こらなかった事象だと思います。 一番の税金の無駄遣いは、滞納処分にかかる経費です。 このアンケート回答欄に書く内容ではないかもしれませんが、一職員としての意見として受け	現場の職員は、知識・能力・責任感を高めて、今ある媒体を駆使して問題解決に励めばよいと思う。(個々の能力と年金記録問題に対しての意識にかなりの差が見られるため) 本庁の職員は、本庁の年金記録の管理システム等をもっと地方に開示すべきであると思う。また、問題解決につながるシステム開発にさらに尽力すべきであると思う。	年金問題の存在を知ったのは、一般の方と同じ時期であったと思います。 ただ、年金問題は、社会保険の職員と管理する社会保険庁、そして自分の年金記録を管理する国民の三者の問題であるはずです。社会保険庁側だけががんばったけがんばっても、自分のことを人任せにするような国民がいる限り、問題解決はしないと思います。	私自身は、窓口対応・記録調査を組織としての問題と思い最優先課題とし真摯に取り組んできました。 あと、個人的な意見ですが・・・ はっきり言って、誰のものかわからない記録はたくさんあるはずです。苦し紛れに2年以内の国民年金の未納は納付にするなど、姑な方法をとらずに、現状をすべて国民にさらけだし、誰もが納得する解決策を模索するべきです。(もう遅いかもしれませんが・・・) 第三者委員会の存在もいかがなものかと思います。職場の人間である程度知識があれば、本当に消えてしまった、間違っている記録は解ります。本当に救済すべき事案で斡旋された記録は大歓迎ですがそうではないことも多々あります。これも改善すべきだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
925	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金記録問題については、マスコミ等により報道されたものと私が知っているものと同一である。	記録調査、統合について、正確性を増すために短期派遣職員や委託にて処理を行わせるのではなく、積極に雇用された職員又は長期(概ね2年)の派遣職員に記録調査・統合のエキスパート職員の指導・監督を受けながら、実際に業務を行ったほうが、正確さを保つことができ、また、作業職員のスキルがある期間経過後常時一定する(少なくとも悪くなることはない)と考えられ、結果的に早く処理でき且つ記録問題についての信頼回復が開けるのではないかと考える。	記録問題のうち基礎年金番号に統合されていない記録については、基礎年金番号導入時にお客様あてに照会し、回答があったものについては統合を行っており、基礎年金番号導入時に回答がなかった場合であっても、基礎年金番号と統合されていない記録について名寄せを行い、照会文書を送り回答があったものについては統合を行っており、それぞれの場合に回答がなかったとしても、いつでも本人が申し出を行えば統合することはでき、また、年金の請求時には記録の確認をした上で、記録統合を行うので本人の不利益になることはないと認識していた。 また、国年、厚年の消えた記録については起こり得る問題と考えていたが、あくまで滅多にないケースだと認識していた。 認識したのは当課に配属となった約4年前。	当課に配属となった約4年前、基礎年金番号を基準として統合されていない記録について名寄せを行ったうえで、照会文書送付、回答について統合を行う事業を行っていた。また、電話や来訪等により、基礎年金番号に統合されていない記録があった場合について、記録調査・統合に必要な申出書等の送付をしたり、来訪された場合については統合処理、統合後の加入記録の送付などを行っている。 記録問題のうち基礎年金番号に統合されていない記録については、最終的には年金の請求時に整備をするという認識が反省点として挙げられる。年金請求時には転職を繰り返していたため勤めていたことを失念している可能性等があることを認識しなければならなかったと考える。
926	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	とにかく、1日も早い解決及び国民の信頼回復に向けて、全職員1丸となり努力する事だと思います。	あまり、考えた事はありませんでした。	
927	地方庁	社会保険事務所課長級以上		早期の対応が可能となるような組織・人員体制の確保。調査回答や再裁定に長期間を必要としていることは、一般の社会常識とはかけ離れたお役所仕事。	年金記録問題がマスコミ報道された以降に知った。こんなにひどい状態にあるとは思いもよらなかった。	前段に質問:第一線で日々対応している。 後段:過去のことは分からないが、年金記録の管理の問題という考え方が強かったように思う。 被保険者や受給者は記録の問題ではなく、納付した保険料や受け取る年金額(収入)の問題だと思っており、役所と国民の間の認識ギャップがかなりある。
928	地方庁	その他(社会保険事務所)		現行の年金制度のままでは、国民の不信感もあることから、解決は望めないと思います。 社会保険に加入していない事業所で厚生年金払っていた、と言う人に「この事業所は厚生年金に入っていませんでした」と回答しても「調査がおかしい。」 「信用できない」「もう一度調査しろ」・・・このようにいつまでたっても終わらない こともあり得ます。 思い切った方策(例:年金記録の不備を申し出た人で、見つからなかった人には全員一律で一時金支給)をとらない限り永遠に続くと思います。	私は各課色々と経験を積ませていただきましたが、入った当初から、「この年金記録の管理のやり方は何かおかしい」と思っていました。	国民年金の担当時、会社の担当者が来る適用課の担当時には当方で見つけ次第、(似たような名前の記録も含め)「今回のお問い合わせとは別ですが、○○様は昔別の年金番号を持ってませんでしたか?・・・」のような案内をしていました。
929	地方庁	社会保険事務所課長級以上	戦時中に朝鮮からつれてきた強制労働者の方も厚生年金に加入されています。この方たちは当時の朝鮮名で加入されており、はっきり言って漢字も読めません。そのような方はどう解決するのでしょうか。 [redacted]	厚生年金に関しては記録の整備が進んでいると思われますが、昭和20年代の記録については事業所名簿の記録が旧台帳にもwmにも収録されていないのも多数あります。 事業所名簿を1枚1枚突合していけば、かなり解決していくと思われます。	[redacted]管内の事業所名簿から叔父の戦時中の記録を見つけた。叔父は全く別の会社に卒業以来勤めていたので半信半疑で尋ねたところ、徴用令で軍需工場に行かされていたとのことで本人の記録とわかった。叔父自身厚生年金に加入していると思ってなかったので大変驚いていた。その当時にもっと戦時中の記録についてPRしていたら今のようにはなっていなかったのではないかと思う。	記録照会で相談を受けた際に勤労奉仕などで村から団体でこられた方の場合、記録があったら、一緒に働いていた人で連絡が取れる人がいれば年金記録があることを伝えて受給するよう依頼した。(今の個人情報保護法がないので出来た話です) 年金の受付時にも出来るかぎり本人に聞いて埋げるようにしていたが、先輩の職員の中には機械も確認せず本人の言った職歴だけで他に職歴があっても同姓同名の別人と判断している人が多かった。すぐに労働強化とかで片付けていた。(今は悠々の年金暮らしをしているが) もっと職員がしっかり聞き取り調査をしていればよかったと思う。 (8)にも書いたが昭和50年代60年代に政府広報などで戦時中の徴用令による勤労奉仕は厚生年金に繋がることをPRすべきだったと思う。
930	地方庁	その他(社会保険事務局)				
931	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般に知られていない問題以外は特に知りません	職員が一致団結して取り組むべきだと考えます	当時は問題という認識はありませんでした ここ数年のテレビの報道等ではじめてしりました	被保険者の立場にたった考えで誠意をもって対応しました もっと早くに職員全員が問題意識を持って取り組めばよかったと思います
932	地方庁	その他(社会保険事務所)	何も分からず。	専門知識がある職員やOBを活用	「証拠(領収書等)があるのに、保管データと相違がある」という記録が、こんなに多数あり、今までの記録保管は何をやっていたのだろうと思った。 記録問題に携わった平成19年6月ころ。	ここまで保管データとの相違があるとは思わず、専門知識が乏しくお客様に納得がいく説明ができるか不安であった。 複数の人数で処理結果のチェックがなされていなかったことが反省点ではないかと考える。
933	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	特別便の回答が、受給者の方からいまだに出てくる、回答相談がある現状では、マンパワーを確保して、着実にあたっていく。	会社の存続に関わる問題と認識した。	お客様の問題について一生懸命に取り組み、納得いく回答を早く出す対応。 平成9年の基礎番号導入の際に記録統合の先送りとも取れる対応の悉さ。 36年以降、印紙による納付を廃止するまで国民年金保険料の納付納入・督促を市町村に事務委のもと押し付けていた点。 徴収原第一主義が、標準報酬の改ざんともとれる事実を曲げた点。
934	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	国民の皆さんに丁寧に説明し、統合作業をきちんと続けていくしかない	順次、短期間ではなく時間をかけて解決していく問題、短期間ではミスが出るばかり。	国民の皆さんの年金への関心は若い世代になればなるほど低い。今までは被保険者たちが年金手帳をきちんと持っていれば大丈夫というような考え方だったのではないかと思う。社会保険事務所の窓口にのみ責任を押し付けるのではなく、社会保険庁全体の問題として認識しないといけない。窓口だけの対応では説く別便送付時に見られたような、パニック状態になるだけだ。
935	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		必ず解決しなければならない、年金制度の根本に関わる重大な責任問題であると認識していた。 問題を知ったのは平成18年度から19年度にかけてである。	1件でも多く、間違った記録を正すという意識を常に持ち、ねんきん特別便・定期便の窓口業務を積極的に行い、また、台帳の突合作業も行うなど、問題の解決に尽力した。 この問題についての反省点としては、過去のずさんな記録管理に尽きる。記録を管理することに対するモラル意識が低すぎたため、必然的に起こった問題だと考える。 また、問題への対応についての反省点としては、庁からの指示が地方事務所まで到達するまでの時間がかかりすぎること(内部の命令よりも報道が先行していたケースも多数見受けられた)で、お客様への対応に苦慮する場面が多かったことが挙げられる。 また、特別便の回答に要する期間の見積もりが甘く、回答業務を開始した後にそれに要する期間を大幅に延ばすなど、一貫した対応が取れなかったことも反省点として挙げられる。
936	地方庁	その他(社会保険事務所)				
937	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に御座いません。	一つ一つの事案を丁寧に、且つ、素早く調査していくしかないと思います。	残念ながら、私自身問題が存在することを認識したのは、やはり各種報道により表面化し、国民の皆さんから多くのご批判を頂き初めて反省するに至りました。 日頃より社会保険業務に携わる中で、常に念頭に置いていていたことは事は、社会保険事務所に勤務して、初めての仕事が国民年金の部門で、その時、仕事を教えて頂いた先並職員の指導もあり、管理している記録が、国民の皆様お一人お一人の長きに渡るとても重要なものであること、また、その管理に携われる事に仕事のやり甲斐を感じておりました。 年金記録問題につきましては、今日に至るまでの年金制度の歴史の長さ、紙台帳等による記録管理からオンライン移行時の作業方法、管理記録の膨大さ、複雑な年金制度の元での業務等、色々な事項が複合して起きた問題かと思いますが、やはり過去から現在までに、社会保険職員であった職員一人一人が公務員としての仕事に誇りを持ち、丁寧な仕事をする組織であったのであれば、今日のような事にはならなかったのではと思います。	今出来る事は、一つ一つの案件を丁寧に対応し、結果を出すしかないと思います。 この問題の反省点としては、社会保険庁全体として長きに渡り、組織全体、職員一人一人の生ぬるい体質が続いた結果がすべてかと思います。
938	地方庁	その他(社会保険事務局)		あきらめずに根気強くやっていくしかないと思う。	報道が始まった頃。それまではそれほど意識していなかった。	窓口での相談時に未統合の手番がなくなるよう心がけた。
939	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	現時点で考えられる限りの内容で、解消に向け、努力をしていると思います。 ただ、ご本人の記憶だけが根拠、という事例や、20歳以前の国民年金加入の申し立てなど、制度的にありえないようなお申し越しも、見受けられるようです。ご本人の申し立てはできる限り尊重すべきと心得ておりますが、時間と手間を惜しまなければ終わる、というものではないので、見切り時と見切り方とを見極めることは必要でありましょう。	ここ数年、マスコミ報道が始まってから。	こんな状況に陥る前のことですが、かつて、年金相談業務を行っていたとき、多少時間がかかっても、できうる限り本人の旧姓や、別の読み方、職歴などは確認をしていたつもりでしたが、できることには限りがあります。(年金請求者ご本人が無かったことにしたい過去の履歴もありましたし) 歴史の中に、「もし」、とか、「たら」、などはありませんが、職員のみならず、、会社の担当者や、誰よりも被保険者・受給者ご本人に対して、年金の適用・徴収・給付すべてにわたって制度の重要性を皆に認識していただけるよう啓蒙をしておれば、さまざまな折にさまざまな事情はあったにせよ、ここまでの状況には陥らなかったのだろうと思います。 不幸中の幸いと申しますか、年金制度に対して、今ほど国民の関心が高まったことは無いわけですから、この状況を良い機会と捉え、国民ひとりひとりに制度の大切さ、確かさを認識していただければよいと思います。そのためには、制度に携わる私たちが、そのような認識を強く持たね
940	地方庁	その他(社会保険事務所)	・納付展開誤りにより、WM上実際には納付していない月が納付となり、本人が領収証を所持している月が未納となっている点。 ・被保険者分の照会回答を業務センターにて処理しているが、業務センターにて行う調査では名寄せ分の確認、マイクロの確認はしないのか。記録回答の調査不足により苦情となる事例が多すぎる。 EX) ・年金記録に係る確認申立書の提出があった為、業務センター へ資料提供依頼した所、氏名索引以外何らの調査もしておらず回答しており、第三者委員会への回付の為市町村名簿の照会を行なわなければならず、本人から回付の遅延について問い合わせあり、苦情となった件 ・本人領収証添付の上郵送にて回答したところ記録無しの回答。窓口にて激しい苦情となったがマイクロを確認した所、資格取得年月日が1年ずれて処理されており本人申立どおり訂正が必要な内容であった。その場で記録を訂正を行い、謝罪をし何とかお帰り頂いた件 ・直近の納付記録が反映されていないことを確認の為、領収証添付の上回答したところ記録なしの回答。窓口にて憤慨され、直近の納付記録をお渡しし定型の文言の不行き届きな点説明しお帰り頂いた件。	記録の確認は急務だが、処理の誤りや記録の見落としが発生していては本末転倒と考える。精緻なマニュアル、作業のチェックの徹底、責任の所在明らかにした上での作業を行うべき。	台帳からの手番の登録誤り、及び漏れ、当該問題は着任してまもなく厚生年金加入者の手番登録届の提出があったとき、登録手帳番号の氏名が相違していたことにより気付いた。	厚年法、当時の状況から考えれば仕方のないことかも知れないが、厚生年金については台帳が社保にしか存在していないにも関わらず確認項目が実質氏名、生年月日くらいしかなかったことが最大の問題と考える。 国民年金についてはマイクロの保存がなされていない記録がある点は問題外である。住所が登録されていない記録、不在決定されていて市町村役場所在地が登録されている記録など、記録が記録の体をなしていない。名寄せの記録があっても氏名の漢字も不明で住所が不明であれば裁定時に統合しなかった理由も分かるし確認のしようがなければ払出等から推測するしかなく、推測によって本人と判断した記録が数パーセントの確率で他人の手番を登録してしまう場合もあって然るべきである。 上記(8)の問題点を踏まえたうえで窓口においてできうる限りの記録の確認。本人からの証言を引き出す様最大限お客様接遇を慎重に行うようにした。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
941	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	過去記録の特定をしていく作業について、今後新たな方策をとるのであれば、まず、これまでの調査の中で、ご本人が「自分の記録ではない」と回答したものについてその事跡を登録することが必要だと思う。	平成18年～平成19年頃、「年金記録問題」としてクローズアップされ、「ねんきん特別便」が始まったとき認識した。当時の認識としては、まだオンライン化が始まっていない時代に紙台帳で保管されている記録について、台帳への記載の不備やオンラインへの収録誤り等により、ご本人への確認ができないまま年金受給をされているという問題という認識であった。	「ねんきん特別便」での記録確認や払出簿調査など、旧台帳を手作業で調査するなどした。反省としては、旧台帳等の確認により、全国的に管轄事務所への照会を相互にすることで、ご本人からの照会と他庁照会が膨大な数になり、結果として回答に相当な時間を要したこと。また、特別便の後、入念調査、フォローアップ調査、貧色便など多種の照会が本人にいくようになり、調査の重複など内部事務にも混乱をきたしたこともあげられると思う。
942	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	特になし。	5000万件の未統合記録については、本庁企画課勤務中に認識。その当時は、当該5000万件については、死亡された方か脱退手当金支給済みの記録として認識し、このような大きな問題になるとは考えていなかった。 また、社会保険庁の記録と厚生年金基金記録との相違についても、基金の代行返上時にそのような記録があることは聞いていた。	社会保険庁が保有している記録の正確性の問題については、これまで実施した対策や今後、実施するオンライン記録と紙台帳の突合せを行うことにより、時間はかかりますが解決するものと考えています。 また、社会保険庁の記録と厚生年金基金記録との標準報酬等の相違については、22年から本格対応することにより、過去分については解決するものと考えています。 しかしながら、新規資格取得分について庁の記録と基金記録を付き合わせる等の対応をしていないことから、数年後には同様な突合せ対応が必要となります。 ついては、新規資格取得、標準報酬月額の変更、定時決定等があった場合には、業務センターで月次ベースで基金記録突合せ用データを作成し当該データに基づき各基金で突き合わせを行うことにより新たな不整合記録の発生を防止することとする。具体的には、 業務センターでデータの編集・電子媒体の作成⇒企業年金連合会に電子媒体の引渡し⇒当該連合会で各基金毎にデータの振り分け・送付⇒各基金でデータの突合せ(照会は各社会保険事
943	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません	記録問題の専門部署を設置し対応したほうが良いと思います。	新聞報道により知りました。それまではそのような問題があることを認識していませんでした。	問題点 基礎年金番号導入による未統合記録を積極的に解消しようとしなかったこと(予算の問題もあるのでは)。被保険者本人が現在どのような記録となっているのか事務所に問い合わせないと認識できなかったこと。(情報提供が足りなかった) 対応 被保険者の方々にご迷惑をかけており、一日でも早く解決するよう各種の突合作業を実施してい
944	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現在行っている定期便で本人よりの申し出との相違点について確認作業をしていく。	20年以上まえよりいくつもの手帳番号をもっている場合手帳の紛失や勤めた会社名を忘れている等で特定できない記録があることは認識していました。	手作業時代は本人の申し出の会社名からしか調べる方法がなく社名が相違の場合などどうすることもできなかったと思います。
945	地方庁	その他(社会保険事務局)	旧令共済の期間 配偶者情報の収録もれによる振替加算もれ 老齢基礎年金繰上者にかかる1年未満厚生年金の請求もれ	社会・援護局自身が積極的な調査をおこなう 市区町村の協力のもと配偶者情報収録の把握をおこない振替加算もれを把握する システムを改善し請求もれ者の把握をおこない対応する	年金相談時に氏名索引で基番以外の他手番が判明することはあったが、5000万件もの持ち主不明の手番が存在するとはしりませんでした。またWMに収録されていない記録が存在することをしりませんでした。 平成19年頃新聞報道で知りました。	平成7年の年金給付課のときは氏名索引をおこない他手番の有無は確認のうえ裁定業務をおこなっていました。 現在は振替加算もれや年金未請求がないかも確認のうえ業務を進めています。 紙台帳から電算化をおこなったときの移管業務に問題があったのではないでしょうか。(財務省の予算削減があったと聞いていますが) 厚生年金被保険者の住所情報を当初収録されていなかったことも持ち主調査を困難にした原因だと思います。
946	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	人員・時間・資金・場所の確保	採用半年くらいから。 所属課が記録補正を行っていたので。 なぜ、分からなくなってしまっているのか、システム(制度)的に問題があったことは分かった。	主業務ではなかったので、特別に何もしていない。 元々の適用が間違っていた。 給付までの期間が長すぎ。
947	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じておりません。		[redacted] 当初、社会保険庁の問題を取り上げられ、次々と報道されていくうちに、年金関係そのものに対する社会保険庁の姿勢が、マスコミにより問題視されていくようになったものと認識しています。	年金記録問題に関しては、オンライン化される前は、オンライン化される前提での事務取り扱いが不十分であった事、又、オンラインへの切り替え時にも、 同様に、事務取り扱いが不十分であった事が、反省すべき点と思われます。
948	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。			
949	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号付番時(平成9年1月)以降、新規資格取得時の手続き等を含む手続き契機ごとに手番の統合処理や、その必要性を周知してきたが、9年以降異動していない方や、1人で複数の手番を持つ方も多いことから、「まだまだ未統合者が多数存在しているであろう」とは、認識していた。しかし、記録は消えるわけではないので、その方の年金請求時や制度異動時に統合すれば問題ないだろうという認識があった。 まさか、これほどまでの未統合件数が存在しているとは認識していなかった。今回の記録問題で当初明らかになった5000万件の数が報道され、「非常に大変な事態」という危機感を感じた。 その後、いままで全く知らなかった標準報酬等の問題等が、明らかになり非常に驚いたとともに、社会保険マンとして残念な気持ちになった。	とにかく、組織としての指示に従い、自分のできることをひとつひとつ対応・解決するしかないと思い対応している。
950	地方庁	社会保険事務所長	ありません		はじめは、基礎年金番号に未統合の年金番号(記録)が存在しているものの、統合すれば解決するものと思っていました。 ところが、そもそもコンピュータに収録されていない多数の記録の存在や、収録されていても氏名や生年月日等々、ずさんな記録管理がされていたことなど、思いもよらぬ問題が次々に発覚しました。この時点で、全面的な解決が非常に困難な問題であると認識するに至りました。 この問題の存在を知ったのは、19年6月頃だったと思いますが、それ以後あまりにいろいろなことがあったため、詳細が思い出せないほどです。	解明が非常に困難な問題ではあるものの、自分なりに精一杯、誠意をもって問題解決にむけて対応しようとしました。 そもそもこの問題は、社会保険庁のずさんな記録管理により発生したことです。しかも、すべての問題が一度に表面化したわけでなく、さみだれ的に表に出て、更なる混乱を招いていったと思います。もっと計画性のある対処ができなかったのでしょうか。
951	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			過去の事務処理の誤り(記録漏れ)として認識していた。 平成12年頃。	正しい記録にするため補正処理を行なった。 過去の事務処理について、しっかりチェック機能が働いていなかった(現在は二人以上の職員の二重チェックが当たり前となっている)。
952	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	年金記録問題については、事の重大性を認識し、ひとつひとつの問題に正確かつ誠実に取り組んでいくしかないと思います。何十年も積みあげてきた結果の記録ですので、解決には一朝一夕ではできないことと思いますが、ひとつひとつ積み上げていくことによって、国民の信頼を得ていくしかないと考えます。	国民年金の納付記録や厚生年金の月額が誤っている等年金記録問題について、制度が始まった当初からの記録の積み重ねであるため、非常に根の深い息ながき問題であると認識していました。年金記録問題が存在することを知ったのは、社会保険庁がこの件を公表したときです。	この問題については、まずなにをもっても真摯で誠実な対応をもとめられていますので、お客様には、誠心誠意対応していくことに努めました。 現時点でこの問題については、制度発足時から、記録に対する重大性の認識が、国、厚生労働省、社会保険庁に欠けていたことに尽きると思います。
953	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙台帳の時点で、本人のフリガナをもともと記載していなかったこと。 生年月日を正しく記載しているにもかかわらず、オンライン上では○月1日・5日などきりのいい数字にまとめて記載されていること。	漢字での名寄せや行書体については漢字判別ソフト(あればですが・・・)にて名寄せを行うことが望ましいのでは。 オンライン上の生年月日との不突合については補正をかけていくべきと考える。	個人としては退職されたかたがたが積み残した仕事と認識しています。 ただ組織人としての認識としては、解決に対して議論を行ってきていたのか、以前から指摘を受けていたことであれば、なぜ対処してこなかったのか。 組織の根幹にかかる問題と認識しています。 存在を知ったのは勤務し始めて2年目の平成16年度ごろだったと思います。	業務課に勤務しているとき経度複がでないよう、氏名確認・生年月日確認は十分に確認し、偽名や違う生年月日で登録とならないよう注意していました。 各所で問題となっていたものが集約・情報共有がなされず、知恵を出し合う場がなかったことが、各所での小問題として片付けられ全国的な問題に発展することが予測できなかったのかと思われます。
954	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		過去の記録については、本人の記憶だけがたよりになります。 今後の事を考えると、納税者番号とか総番号制にして管理するしかないと思います。	年金制度そのものの信用を低下させた。 マスコミ等が取り上げてから。	対応した方々には少しでも記憶を取り戻していただくよう助言などしました。 遺族の方々について、配偶者の記録は無理があると思います。 年金制度ごとに年金番号を払出していたのがよくなかったと思います。
955	地方庁	その他(社会保険事務局)				
956	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録に関しては個人個人の問題でありながら無関心な人が多いのに驚かれました。年金手帳も何冊も持っている人の多いことにも。 これは年金の仕事を始めたごろから感じていました。約二十年前です。	この問題に対して個人個人が年金に対する意識が高まったのでよかったのではないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
957	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成10年ぐらいに現業を初めてさせてもらったときに、基礎年金番号以外に手帳番号がある可能性がある人について、基礎年金番号を強制的に払い出しして適用するという方法を教わりました。 その時は基礎年金番号や三号特例で業務が混乱して忙しかったので、後日に手帳番号を調査するような説明を受けたのでやっていましたが、今思えば時間がかかってもその時にちゃんと整理しておくべきであったと思います。 あと、国民年金の記録のマイクロフィルムが期間内完納と全記録未納の場合は特段注意すべきものがなければ残していないということを知り、驚きました。 本人が申し立てた記録を探そうにも、細かい住所で特定することができないこともあり、非常に困りました。 マイクロフィルムと納付の領収書が違うのもいくつかあり、トラブルになったのも記憶しています。 今のような問題として具体的に認識したわけではありませんが、当時は昔の仕事の仕方に疑問を覚えて、なんだか変だと思っていました。 その後は1年か2年ぐらいで現業部門でなくなったので、特に何もありません。 平成15年からは年金の給付をするようになって、昔の厚生年金記録や国民年金記録の管理がかなり雑で、給付の決定時に記録を探す必要なことが多いと感じるようになりました。	当時の対応としては、国民年金についてはマイクロフィルムがない場合は、払い出し簿を確認してある程度の住所を絞り込んだり、データが残っていそうな市町村なら電話して確認したりして、できる限り特定して収録するようにはしていました。 とはいえ、払い出し簿を見てくださいと電話連絡しても払い出し簿がマイクロと思っている職員などがいて、時々困った覚えがあります。 また大阪市などは住所別に管理はできていないので、とてもではありませんが名前から探すのは困難でした。でも、できるだけ見れるものは台帳を探すようにしていました。 年金の給付になっていからは、できる限り裁定時に記録を収録したほうがよいと考えていたので、受付時に不明な記録がある場合は裁定をとめることを了承いただいて、期間の調査をしてから行うようにしていました。 いやな人には調査の上再裁定を案内していました。 銀行等を通して郵送で提出される人は特に厚生年金の短期間の記録漏れが多かったので、本人に連絡したりしていました。 今思うととにかく記録漏れを防ぐために振り仮名を変えて検索したり(収録の振り仮名が適当なので)、職歴確認をするようにしてはいましたが、報酬までは確認していませんでした。 そういう意味で認識としては甘かったかもしれません。 ただ、ご本人さんに聞いても「知らない」と言われることも少なくなく(明らかに本人のようであっても)、記録特定は難しいものも多々ありました。 そのような時は年金が増える可能性がありますから、と後でちゃんと確認して思い出したら期間調査依頼をと促しましたが、「いらない」といわれたり、ご本人さん自身が記録をなかなか確認してくださらないのも、一部問題にあったかと思います。 今までの反省点としては、やはり記録管理をするときは後の検索のことも考えて、きっちり記録を残すことが第一です。 国民年金のマイクロフィルムのように残していない人がいるなどは、明らかにおかしいと思います。 また、業務多忙を理由にして、後でと問題を先送りするのもよくないと思います。必要な予算を確
958	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	十分な時間、人員をかけ、ひとつひとつ再確認を行っていく。	厚生年金や国民年金の記録において、誰の記録か特定できないものが存在するということであり、一連の報道等により知った。	ひとつひとつの記録について、確認申出により再確認を行っていく。記録の管理・保管がキチンとなされていなかった。
959	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	すべての資源(人員・予算等)の投入。	認識していない。 採用3ヶ月目。	その場しのぎの場当たり的な対応策の実施。
960	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	過去の記録をよく精査し、取り組むことが必要と思います。	記録問題について知ったのは平成19年に5000万件の年金番号が誰のものかわからないと報道されたときです。	目黒の電話センターに行き、ねんきんあんしんダイヤルでお客様の問い合わせに対応していました。 この問題は長年にわたり年金記録の管理が不十分であったことを反省し、今後、きっちりと対応
961	地方庁	社会保険事務所課長級以上			たいへん重大な問題であると認識した。 問題を知ったのは、報道がされ始めてから。	処理を行う場合の入念な確認が不足をしていた。 年金統合については裁定請求の際に完了していくものと考え、本人からの申請待ちの姿勢に終始していたこと。
962	地方庁	その他(社会保険事務局)	戦前の記録(旧台帳)などの多くが記録整理されておらず、受給に結びついていない。	紙台帳に基づき記録を整理していくしかない。 亡くなっている方もいる為解決は困難だと思う。	機械化する時に確認作業をしていたのかと疑問がある。 実際に記録調査業務を行うまで、こんなに手番が浮いていたり記録漏れや誤りがあるとは認識していなかった。	丁寧にひとつずつ解決していくしかないと思う。 こちらの手落で国民の信頼を損ねてしまったが、国民の関心が高まったのは良いことだと思う。 記録問題は社会保険庁の記録管理の甘さから起こってしまったので、記録管理の徹底し、国民へは記録提供を行い情報を共有していく必要があると思う。
963	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現在取り組んでいる方策を着実に実行する	年金給付に携わったときに、本人の記憶と記録の不一致について 記録を検索するなかで、誤字・脱字などの単純ミスが多いこと。 オンラインシステムの開始時における作業についても、フリガナの収録について きちんとされておらず、地域独特の苗字について見つかりにくい事例が 多かったことなどから、できる限りの方法で記録を探しても、 見つけられなかっただけではないか、という不安があった。 また、適用の時点で将来の給付に確実につなげる意識での長期的な 取り組みというより、事業としての短期的な取り組みであったような印象 があり、適用の際にしっかりしておけば、給付の際に記録が不一致といった 問題はもっと減るのではないか、と思っていた。	適用の時点での手続きについては、現在ますます簡素化が進んでいるが、 手続きが簡単になればなるほど、将来につながる大事な手続きとの意識が 残りにくいのでは、という気がしている。 年金制度への加入という入り口での手続きの時点で、どれだけしっかりと 適用していくか、また周知するか。そしてどう将来に結びつく、といったことを 理解してもらえるか、が重要だと思う。 記録問題については全力で取り組み、すこしで早く解決に結びついていくよう 努力するのはもちろんだが、一方で、将来に向けてこのような問題が発生することのないような適用対策もしっかりすべきだと思う。
964	地方庁	その他(社会保険事務所)	大体はメディア等で報道されたと思います。 強いて言えば、共済関係は共済での記録管理と言うことが知られていないのでは？	お客様から質問があった場合、その(共済管理)旨の説明をさせていただいてます。	消えた年金報道があってからです。 平成元年採用者ですが、先輩からWMの記録は絶対正しいもの(旧姓や名前、生年月日の違いは別として)と教わってきましたので、この事実が分かったときは本当に残念でした。	記録を確認作業の際はあらゆる情報を確認するしかないでしょう。ただこれは全職員が認識しているはずです。 反省はやはりWMのデータ化の際、どのような経過があったかは別として、もっと慎重かつ時間をかけて取り組んでほしかった。 旧台帳と資格画面の収録データがあまりにも違う物を確認したときは本当に悲しいです。
965	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	いったん終了し、年金請求時に資格記録の確認の徹底を図る。	年金請求時に氏名索引により資格記録をキチンと確認していると認識 していた。 ところが、年金定期便で半年以内に年金裁定をされた方が、氏名索引 で容易に確認できる記録が記録漏れになっており、あきれました。	定期便等の処理に努めること。 厚生年金保険については、本人に厚生年金保険被保険者証を交付 しており、本人の責に帰す部分もあると思われるが、すべて役所のせいに なっていることについて、反論してほしかった。
966	地方庁	その他(社会保険事務所)				
967	地方庁	その他(社会保険事務所)	市区町村の国民年金被保険者台帳破棄の件	記録調査による解決は不可能なので該当者一律救済等が考えられる。	記録問題発覚以降から勤めている。おおよそ報道されている内容で認識していた。	粛々と対応した。 反省点については多々あるが、大きな点では以下のとおり。 1. なぜこのような問題が起きたのか国民および職員にきちんと説明すべきであった。 制度的な問題が論じられることなくずさんな管理という一方的な責任追及により国民に対し大きな誤解や不安を与え、また職員に対しモチベーションを大きく下げさせる結果となった。 2. ねんきん特別便の対応において間違いがある場合の業務センターへの回答送付による回答遅延や、再裁定やカセット解除などの事務要員の確保等、後手後手に回ったことが多かった。リスクマネジメントがなされていなかったように思う。 以上
968	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし。	迅速かつ的確に1つ1つの記録を突合し、記録の補正を行い、可能な限り早期に国民の皆様に完了報告が出来るようしっかり取り組んでいくことが使命だと思う。そのためにも、人員の体制確保が非常に重要になってくると思う。	平成19年の春頃。当時は報道でもこの問題は大きく取り上げられていて、国会でもかなり指摘されていた。いつかは起こりえる問題だとは思っていた。	3階構造の組織(本庁→事務局→事務所)が大きな要因で、現場までしっかり伝達が伝わらないというのが要因の1つだと思う。また、年金記録は、裁定請求が申請されて、年金を受給する際に記録を結べばよいという安易な考えが過去にあったと聞くが、それが良くなかったのだと思う。 平成9年1月の基礎年金番号の導入は、記録を統合させるいい機会だったと思うが、この辺りからつながらない(消えた)記録はあったはずで、もう少し早く公表すべき問題だったのではないか
969	地方庁	その他(社会保険事務所)			知ったのは採用され徐々に仕事を覚えていくにつれ知るようになった。年金を裁定請求いただく時にお客様の記憶を頼りに統合をすすめていくことで解決していく問題だと思っていた。特別便が送付され、徐々に手帳記号番号に未収録の氏名生年月日を収録していくことや、カセット未オープン手番の存在を知るようになったことで、当初解決していくだろうと考えていた問題が、実際は無理だと感じるようになった。	電話やご来所いただいたお客様へ、少しでも働いた記憶があるときは、調査の申し出をしていただくようお願いするよう心がけた。反省点はこれまでの社会保険庁の記録管理の仕方全てであると考えている。
970	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		すべてのデータを早急にオンライン収録すべきと考えます。	これだけ多くの過去記録がオンラインデータとして収録されていないことがわかったのは平成19年度に入ってからだと思います。	年金相談にお越しいただいたお客様にお申し出いただいた記録が、オンラインデータとして収録されていないため、年金相談担当職員がいくら氏名索引等行っても該当データがヒットしないはずです。 システム的な問題もありますが、早急にすべてのデータを収録し、年金記録問題の解決向けた
971	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道されていることしか存じません。	この記録問題は解決に向けて職員一人一人が日夜、業務に取り組んでいますが、政治の材料にされて、見切り発車的な要素で処理を進めてきた感は現場で働く者からしてみればどうしても否めません。 解決の方策かどうかわかりませんが、まず思うのはマスコミの力は絶大なのでマスコミは国民を煽るような過剰な報道は控えていただき、反対に、国民全体に協力を呼びかけるような報道をしていただければ解決に向けて少しは業務も捗ると思うのですが。	正直、お恥ずかしい話ですが報道されるまではこの記録問題についてはあまり認識はありませんでした。	記録に問題がある方々の気持ちを察しますと非常に心が痛みます。 対応なのかわかりませんが、社保庁という組織の一員である以上、この問題を真摯に受け止め、私個人は微力ですが少しでも多くの方の記録が解決されることを望み、「公務員は国民一人一人の奉仕者である」ことを肝に命じ、まずは何よりもその気持ちを絶やさないようにすることでした。 反省点は昔の職員の仕事に対する姿勢が全てだと思います。それがこの過ちを招いたのですから。 当時は手作業だ何だかんだと言っておりますがそんなのはただの言い訳に過ぎません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
972	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	お名前、生年月日、住所、勤め先等から記録統合の可能性のある方に対して通知の送付、電話及び訪問等の働きかけ。	宙に浮いた年金記録問題に関しては、平成9年1月当時に統合されなかった手帳記号番号のこととして認識していた。問題を知ったのは平成18年度。	記録の確認に来所されるお客様に対して氏名検索するなどして、未統合の手番があるかどうかを調べた。 問題点としては、基礎年金番号が出来た当時、未統合の手番が発生するおそれがある事に対しての広報が不足していたのではないか。
973	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	専門に対応できる人員を増加させて集中的に処理を行う。 効率的な事務処理方法を確立させる。	・年金の給付額に反映する問題である為もっと早い時期に対応策を考えるべきだったと思う。 ・基礎年金番号導入当時	基礎年金番号を導入した際にもっと判り易い広報を行うべきだったと思う。
974	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	紙原票(台帳)と原簿記録との突合、ねんきん定期便による本人からの記録確認の徹底。	手作業当時、紙原票(台帳)の記録誤りや紙媒体から磁気媒体への変換誤りなどは発生が皆無ではないと認識しておりました。	例えば、国民年金の記録を補正する場合は、保険料の領収書や市町村被保険者名簿など客観的な証拠を必要としていたと思います。 この度の「ねんきん特別便」による全件確認は、本来は基礎年金番号導入時に実施するべきだったと思います。また、大量の不備記録やオンライン化されていない旧台帳記録等があったことに正直驚きました。完璧なデータでないことを念頭に対応すべきであったと思います。 年金問題が発生する前において、社会保険庁からの記録管理方法等の情報提供不足や問題発生時の対応の不備もあります。年金記録の不備は社保だけでなく事業所や被保険者の間違いもあり、年金問題は一方的に社保が悪者であるとの風潮に困惑しましたが、年金業務において当たり前のことを確実に行っていく重要性を改めて認識しました。
975	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	大量に時間をかけてよいのならば、1件1件記録の突合をおこなうことが最終的にきちんとした記録問題の解決へとつながると思います。 しかし、氏名と生年月日しか記載のない記録を個人と特定すること、記録を整備することによる年金受給額の減額、個人都合による統合の拒否等があるため、すべてを解決するのは困難と思われます。	事務所の中で処理すべき最優先課題ということで、ねんきん特別便関係を対応していました。 採用されて約1年後。 年金記録問題がニュースで取り上げられ、お客様が事務所の窓口に殺到した平成19年の夏頃に知りました。	年金記録不備にいたるまでの、経緯及びそれを訂正するための年金に関する知識を深めようとしました。 紙媒体から機械化への移行時の確認ミスが一番大きいものと思われます。 加えて、年金手帳の重要さの周知不足による紛失が多く見受けられること。 紙媒体時の個人を特定するにいたる情報の少なさが現時点で記録問題を解決する上で困難さを深めています。
976	地方庁	その他(社会保険事務局)			最重要課題として組織をあげて取り組むべき問題と認識し、早急な問題解決に向け最優先して取り組んだ。	
977	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	今までどおり、ねんきん特別便等を元に、記録補正を進めるよりほかないと考える。 人手は確かに必要だが、せめて年金について一定以上の知識がある人でないと、増やしても制度の説明から台帳の見方、事務処理次第まで教えるのにかなりの時間がかかり、増員の意味は薄い。	問題の存在を知ったのは、マスコミ報道とほぼ同時期である。 それまでは、まったくオンライン化されていない台帳の存在や、オンライン記録に納付月数の誤りなどの重大な誤りがあることは知らなかった。 知ったときには、国民の方の大事な記録ゆえ、一刻も早い正常化を図らなければならないと思った。	台帳の見直しやオンライン記録の訂正など、確認事項が多岐にわたり、事務量が大量になることが予想されたので、具体的な事務処理方法の構築を待たないと対応できないと思った。 反省点として、といっていいかどうかはわからないが、オンライン化の際、入力内容のチェック体制がしっかりしていなかったのか、オンライン化してから相当年月がたつのに、なぜ現在まで問題が浮上しなかったのか、疑問が残る。
978	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金給付課に在籍していた時に、基礎年金番号に登録されていない記録が多数あることを知りました。	窓口にてお客様とお話しするときには、確認を十分するようにしていた。 反省点は社会保険庁は受身になりすぎていたことだと思います。
979	地方庁	社会保険事務所課長級以上	お知らせする事項は承知していません。	あらゆる戦域、現場の戦員、各界各層の意見、知恵を集めて実態を把握し方策を検討し、早期解決をめざして、国民の皆さんの信頼を得ていかなければなりません。	年金制度をゆるがす重大な問題であると認識しています。いわゆる「5,000万件」の年金記録がおおやけになったころから年金記録問題を認識しました。	誠実に、正確に対応すべきと心がけました。 様々な反省点がある深い問題と認識しています。現時点では、具体的に整理がつかない状況で
980	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険事務所での処理誤りもあるけれども、事業所側のミスもあったかと思います。 特に、転勤時の喪失日と取得日の相違があると思われます。 また、事業拡大などで、別の事業所として新規適用された場合に前事業所の資格喪失から次の取得年月日が日にちがあいている場合があるようです。 国民年金の取得年月日は実際の手続きの日ではなく、資格取得日となるため、相当さかのぼって資格取得させている場合があります。 そのことの認識が被保険者にないため、すべて社会保険事務所、市役所のせいにされている事があると思います。	昔の記録調査は紙の記録を確認する作業が多いことから、どうしても人手が必要になると思われます。 それも、昔からの法律改正についてや、昔の台帳、当時の事務処理の進め方の知識のある人が携わるべきだと思います。	以前は厚生年金記録については事業所の手続き誤りであると認識していましたし、国民年金については収納は市役所主体でしたので、収納の事実に誤りがあるとは考えませんでした。 ですので、今回年金記録問題が起こったときがはじめて認識したときだと思います。	これまで思っていた認識ではなく、大きく考えを変えないといけなくなりましたので、あらたな気持ちで被保険者の人の立場になって対応しないといけないと思いました。 厚生年金記録については、こちらで処理した後の控えを事業所あてに必ず返送しているはずですので、その控えを事業所で誤りがないか確認されているはず、という認識は改めないとならないと思いました。 また、厚生年金記録画面には国民年金にはある事跡登録する画面がないため、資格を訂正しても誤って再び原票どおりに戻してしまうといった事例があるかと思います。できたら、事跡登録などができるシステムにしてもらえたらと思います。 国民年金は厚生年金と違っていつその処理をしたのか日付が分からないものが現存ファイル内にも存在しています。 できたら、すべての処理がいつどこで行われたのか確認できるシステムになったらと思います。
981	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	国民の信頼を得るほか無いと思いますのでなるべく早く記録漏れを解消し、そのことを公表できる時期がくればよいと思う	氏名索引で手番が判明しても本人がどれだけ覚えているかにより統合されるか否かの基準が統一されていないので不公平が生じると思った。 そのことを本格的に知るようになったのは新聞等で騒がれるようになってから。	年金給付課在籍時は本人の職歴が一致していなければ氏名索引等で判明につとめたが、マイクロ、旧台帳といったところまでは調査を行ったケースは少なかった部分が反省点。
982	地方庁	その他(社会保険事務所)		一人に年金の番号が必ず一つしかないようにするシステムつくり	お客様の権利を損なう重大な問題と認識。記録漏れの報道がでてから	期間の調査、再裁定の迅速な処理。お客様の記録をお預かりしているという意識が少なかったと思います。
983	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	ここ数年で取り組んできたことを今後も引き続き行い、お客様の協力を得ながら地道に取り組んでいくほかはないと考えています。	私が採用されたときは基礎年金番号が導入された時期でした。年金番号が制度によって付番されること、また一人に複数の番号が存在することについて、当時はそういうものだと思いながら仕事をしていました。将来的には統合作業を行っていけば、最終的には基礎年金番号に統合されることになるため、問題は生じないだろうという認識でした。	当時は、基礎年金番号にできる限り統合するよう事務処理を行っていたと記憶しています。ただ、当時を振り返ると、一人に複数の番号が付いていること自体やはり問題であり、また統合の事務処理も結果として進んでいなかったという事実を真摯に受け止める必要があると考えています。
984	地方庁	その他(社会保険事務所)				
985	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金手帳記号番号の重複 被保険者記号番号の重複	職員全員で、一つ一つ丁寧に調査する	問題に直面したのは、平成19年ごろです。 当時は、裁定請求時に確認のうえ、請求されているので、お互い様と 思っていましたが、現在はとんでもない、根深い問題だと認識しています。	社会保険オンラインシステムに収録されてない年金記録があるのを知り、自庁分は紙にもどり、他庁分は照会することとしました。 反省点は、紙→機械化の際、杜撰だったことや、基礎年金番号制度の導入が遅かった事と考えます。
986	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特別便、定期便等でお寄せいただいた情報を活用して、記録を調査・確認することが、現時点でできる効率的、かつ効果的な解決法と考えます。	氏名の読み方の違いや、生年月日の登録誤り等で未統合の記録が存在するが、裁定時の記録確認の際に、大方解消できるものと認識していました。 今のような大規模な記録問題が存在すると知ったのはテレビ・新聞などの報道で知ったので、平成18年ごろではないかと思います。	窓口で複数の読み方による検索、生年月日も幅を広げて検索するなど、オンラインでの調査を注意深く行うことで見落としの無いようにしようと考えていました。現時点で考えると、オンラインに載っていない記録もあったわけで、そのことを知っていたら対応方法も変わっていたのではと思います。旧台帳の問題などは知らなかったので。
987	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		長い歴史の中で生じたもの 具体的な時期は定かでない。	できるだけお客様の視点で対応しようと考えた。 特別便の回答に対して速やかに対応できなかったこと。
988	地方庁	社会保険事務所課長級以上			[redacted]	カセット記録の開放。当時すべてのカセット記録を開放していないこと。
989	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現時点で、我々にできることは、お客様よりご回答をいただいていることに対して、速やかに処理を行うことしかないと思います。 しかし、急務であることは十分に理解しているものの、システムやマニュアルが整備される前に、お客様に対し度重なる文書を送付することは、お客様に混乱が生じ、現場での問題につながっております。これ以上の集中的な勧奨は、必ずしも効果があるか疑問が残ります。	採用当初から未統合の手番があることは認識していたので、業務の中で、該当の可能性のある方には、個別に勧奨を行っていました。 ただし、多数の未収録の記録の存在などは、地方ではわからず、これほどの件数があるものとは認識していませんでした。	前述にあるように、おそらく、職員は各々で勧奨を行っていましたが、地方では全体像が把握できないため、今回のように、庁での統一した勧奨をすべきであったと思います。 また、裁定請求の際、金融機関の方が代行される場合、当方より他の履歴の可能性を指摘しても、本人に適切に伝えていただけてなく、金融機関の方の独断で、後日、回答されていたことが今になって判明することも多々あり、受給者については、この点も、一因ととらえています。
990	地方庁	その他(社会保険事務所)				
991	地方庁	その他(社会保険事務所)	・保険者だけではなく、事業主のモラルも欠けていた事実。 ・世間の年金制度の認識の低さ。(厚年加入要件と扶養者との相関について)	・住所・氏名の一致する国年手番の職権統合。 ・厚年事業所の記号を全長済事業所も含めて、再設定。 ・他の社保の検索を容易にするべき。また、健保厚年の職歴審査照会 (020110)はすべて閲覧可能とする。	・過去記録管理がずさんであり、証拠書類の保存が不適当。	・来訪者に対して、その場で納得いただくよう提示できるものは提示し、理解 ただこうとした。 ・台帳・名簿の欠落があり確信を持って記録の有無をお伝えできなかったこ とが反省点です。
992	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	市町村の方が住民により密接にかかわっているため、情報提供をいただくとともに国民年金の担当の方には電話・戸別訪問において協力いただければと思います。 社会保険庁においても、非常勤の方を採用した際に研修等を行い、一人でも多く記録問題の大きな戦力となる方を育成することが大事であると考えます。	年金手帳に国民年金と厚生年金の2つの番号が記入されているのはよく目にしますが、私の認識では統合済のものが多かったと思います。その後平成19年頃、業務管理室に配属となり、国民年金の事務を担当しておりましたが、国民年金の第3号の手続きをいただく際に旧姓の手番が未統合である事例が多々あり、深刻な問題であると認識するようになりました。	事務処理の過程、窓口・電話相談において記録問題のことを常に頭に置き、未統合の手番があれば、ご本人様に記録を確認いただくよう積極的にお願いしました。 反省点としましては、窓口でご本人様と年金記録についてご相談いただく際に、加入記録を見ながら未加入期間についての説明をするべきだったと考えます。現在の法律では20歳から60歳まで基本的には国民年金には必ず加入しているはずであるため、未加入というのはあってはならない話であるため、その部分についてもっと説明をするべきであったと思います。
993	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		不備な記録が多いとは思いましたが、このように多くあるのを知ったのは、報道されてからです。	特別便等で記録の確認や補正のために台帳をみても、紙台帳の字がくずしすぎて読めなかったり、書き間違えが多く対応に困るときもある。 機械化になってからは、入力誤りも、ないとはいえないといえないので、入力のチェックを念入りにする。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
994	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	早急にすべての力セットを開放をすること。 共済記録との記録管理(記録の共有)をスムーズにすること。	社会保険庁の記録管理に問題があることももちろんだが、本人の認識不足がほとんどのケースであり年金の請求時に本人がきちっと申し立てをするべきである。 浮いている記録があることは以前から知っていたが、これだけたくさんの数があるとは思わなかった。	制度の発足当時から基礎年金番号があればよかったと思われるが、制度によって発足の時期も違えば管理も別だったわけで、しかたなかったところもある。機械化にしたとき、あるいは機械を更新するときに記録整備を進めるべきだったと思う。年金支給時にきちっと職歴確認をすることが一番大事だと思う。
995	地方庁	その他(社会保険事務所)			最重要課題と認識してました。 平成19年12月頃です。	積極的に対象者と連絡をとり、場合によっては訪問をしました。 機械管理される前の切り替えがうまくいかなかったことだと、考えます。
996	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	コンピューターソフトを開発し突合作業をすればよいと思う。	古い記録の管理が甘いと思った。発足当時の考え方が甘かったのではないか。平成19年ごろ。	期間調査を慎重かつ、確実の行う。お客さんからの聴き取りを確実に行う。 加入記録のコンピュータ電子化が不完全だったことが問題ではなかったか。
997	地方庁	その他(社会保険事務所)	別にありません。	本人からの申し立て分については、早急に調査を行い、その旨回答をすること。 未判明分については、調査ができるようオンライン上に記録を全て載せるべきである。 できれば、調査に特化した人員の配置をお願いしたい。	平成17年に年金記録問題が報道されるようになり、初めて実態を知ることになった。 現時点では、年金記録問題が通常業務より優先しており、少しでも早く解決しなければならない重点事項であると認識しております。	平日は通常業務に支障がない範囲での支援及び課員の応援を了承しております。また、休日についても、できる範囲内での応援を行っております。 記録の入力等について、確認作業が徹底されておらず、コンプライアンスの意識の低さが原因の一つと考えられるので、その点は反省し二度と繰り返さないようにするべきである。また、年金記録問題を迅速に処理するため、できるだけ早く、専門の人員の配備をお願いします。
998	地方庁	その他(社会保険事務所)	申し訳ありませんが、存じておりません。		一刻も早い解決が必要と認識しています。 関係課に在籍していたことがなく、問題が存在することを知ったのは、報道によるところが大きかったです。	積極的な窓口対応。 過去の記録の状況は不明な点も多く、窓口対応時、大変苦慮した。 反省点としては時間がかかりすぎていた感がある。
999	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	各担当課まかせにするのではなく、事務所全体の問題として捉えることが必要と考えます。 全体の流れを確立させて、確認作業を進めていかなければいけないとおもいます。	マスコミで報道されてから知りましたが、確認作業等については膨大な量になるので、大変な問題だと思いました。	適用課に所属していたので特別便の調査等にも携わりましたが、最初は通常業務等や窓口対応に追われ、なかなか社会保険庁から回送された特別便の調査もままならなかったが、自分なりに精一杯取り組みました。 問題点については多々あると思いますが、制度の周知が第1と思います。 (第3号被保険者制度がはじまって20年以上経過しているにもかかわらず、配偶者が保険料を支払っていると考えている人が今だに大勢います。)
1000	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	記録問題解明スケジュールが、前の政権の時に決められましたが、そのスケジュールにより処理を進めていくべきだとは思いますが、大臣が変わられて、紙台帳との突合などは少し処理が早くなったと思われますが、特別便の回答にも限られた職員の中では、現在の状況が精一杯の感もあります。	一部の方の記録が漏れているだけで、小さな問題と思っていました。 はっきりとは覚えていませんが、国民年金と厚生年金の二重加入の関係で、業務センターから補正依頼が事務所に送られてきたときにそのような問題があることは、知っていました。	二重加入の関係では、ご本人に連絡をとり、ご本人の記録かどうかの確認をとり、記録補正をした記憶があります。 年金記録という非常に長い間の記録を管理していくわけですから、紙台帳からのコンピューターへの記録移管をしっかりやっておくべきだったと思います。 基礎年金番号が導入された平成9年当時に徹底した広報をして、基礎年金番号への厚生年金、国民年金番号の統合の呼びかけをすべきだった。 二重加入の記録整備の関係では、当時労働組合が臨時業務として、あまり積極的に処理することをしてこなかったこともあります。
1001	地方庁	その他(社会保険事務所)	偽名で厚生年金に加入していたり、会社都合で架空で厚生年金に加入していたケースがあれば、年金記録統合ができないと思います。	住民基本台帳等の名簿で確認し、一致しない場合は官報等で公示を行い、存在しない場合、事業所調査を行う。 事業所が存在しない場合、一定年齢(人間の最高齢者が現在120歳で遺族年金を考えるとプラスαの期間)まで記録を保存しておき、確認がとれなければ、記録を抹消すればよいと考えています。	年金の担当課に在籍したことがなく、年金記録問題について、詳しくはわかりませんでした。 新聞等の報道がされてから存在を知りました。	報道の仕方が一方的過ぎて、お客様にお話理解していただくようお話すよう努めました。 台帳(原票)とオンラインの記録があまりに違いすぎていると思いました。 基礎年金導入時の対応が国民の皆様に理解されていないと思いました。
1002	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし。	記録問題の解決が最優先課題であることは、十分に理解できるし、この際計画的に整理すべきと考えます。 しかしながら、通常業務(本来の適用拡大、収納、事業所調査業務等)に力が行き届いてない現状である。 これら手が行き届いてない(遅れている)業務の弊害が、将来第2の年金問題として勃発するのではないかと危惧します。 記録問題の早期解決は基本としても、個々の対応については、見直しを行い 優先順位をつけるべきと考えます。中身によっては、作業期間の幅を広げることも必要と考えま	年金記録に関して手続きや事務処理、管理については、在籍していた 各部署において、その時々の取扱いに添って処理してきました。 適正な届出についても、将来、各個人の年金に反映される重要な問題として 被保険者者や事業主等へ指導を徹底してきました。 社会保険庁に集められた年金記録で、整理されていないたくさんの記録が あることについては、今回の問題発生時に知ったところです。	各公的年金制度がスタートしてから、現在まで、その年代にそった適正な 取扱いをしてきたとは思います。ただ現時点の処理についてです。 民間が現在の商品に変わる次世代を見越した新たな商品を開発する部門 を設置しているように、5年先。10年先、20年先の記録管理のあり方を検討する記録管理のプロを集めた単門部署を確立することが重要と考えます。
1003	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	平成14年に事務所の業務3課で期間照会の業務に携わり、基礎年金番号に登録されていない昔の記録がたくさんあることがわかりました。一人ひとりの大切な記録なので、なんとしてでも探し出そうという気持ちでした。	自分の知識を総動員して事業所名の変遷が書いてある名簿などを見てマイクロで記録を探そうと努力しました。事業所名が変わったことで本人の申立記録を探すのを苦労したことを覚えています。 当時、地方の事務所ではその町の歴史を知っている年配の方が非常勤にいて、事業所名が変わったことも知っていてずいぶん記録照会に役立ったと聞いたことがあります。記録照会には若い職員よりそういう人の方がいいと思っていました。
1004	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	現状でも職員は、多くの残業を行いこの問題に立ち向かっています。 体を壊さないよう頑張りましょう。	平成19年の問題発覚の時です。	平成9年の基礎年金番号導入の時に、もっと整理を行っているべき だったと思います。
1005	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。		わたくし自身は、社会保険庁の原溝がすべてでると信じて仕事をしてきましたが、この年金記録問題によりいわゆる消えた年金があることを認識しました。 過去は、本人の記憶等で必ず復活できるものと思っていたができない記録もあることをしったのは、平成19年前半であります。	年金制度を根本から掘らいだこの問題にたいして、私は自分のできる最大の努力をしてきたと思っています。 [redacted]特別便せ担当として、努力してきました。 その間に、再裁定前に亡くなられた方も多数あり回答等遅くなったことが誠に残念でなりませんでした。 回答が遅くなった理由さまざまですが、本年後半からは記録補正が全事務所で出来る様になったことが、スピードアップとなりました。 基本的なスタンスは、本人の記録を少しでも掘り起こすという姿勢で取り組みました。 現時点の反省点としては、すべての方に同様に取り組めたかというと少々自身がありません。
1006	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません	長く社会保険業務に携わっている人の意見を聞く	年金請求時に本人も記録を確認すべきもので、確認したから年金が受給されていると思っていた。社保のコンピュータと本人との申し出による双方確認で記録が統合していくので問題とは思っていなかった。記録問題は新聞報道の見出しを見て知った。	旧姓を検索すると未統合手番がよくみつかったので、年金請求時もしくは、被保険者の来所時にひとつずつ会社名を思い出してもらい、記録の食い違うものは期間照会をとっていたり氏名索引をおこない記録統合をしていた。 記録問題については年金制度導入時から基礎年金番号を取り入れておけば、未統合手番は今より少なかったと思う。また平成9年以来手番統合のお知らせを本庁から出していたが、もっとみやすく分かりやすいものにする様式にするなどして、年金加入記録について関心をもってもらうようにすればよかったと思う。
1007	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	他にはありません。	年金記録問題は多方面にわたっているので、それぞれに相応しい方法を統一して臨まないと混乱が生じ、ますます不信が大きくなると思う。そのため専門部所などに精通した者を設置して統一感を出していくべきだと思う。	全国的において今までにない重要な問題と認識している。新聞報道等で年金問題が騒がれるようになった時点です。	問題発生当初、事務所窓口対応していましたが、情報がないために苦労しました。事務所独自での統一した対応ができず、窓口休制も後手になって問題が山積してしまい、大量な滞留が発生しました。問題点を整理する部署を設置して、すばやく統一的な対応ができるようにしていく体制を築くことが大切だと感じます。情報を共用しやすい環境づくりをしていくことが、混乱がおきに
1008	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1009	地方庁	社会保険事務所長	特になし。5千万件の記録問題が公表された時に初めて知った。	特別便の未回答者に対して、ねばり強く調査する必要があると思います。 又、080画面と被保険者記録との突合、カセットをすべて開くことが必要。	5千万件の記録問題が公表された時に初めて知った。 年金記録問題は、何年かかっても組織の総力をあげて解決していかないと いけない。このことなくして、国民の信頼は得られない。	事務所としてお客様に丁寧、迅速に対応することを心がけた。 「非常事態」であることを全職員にじかくしてもらうとともに、お客様を待たせない体制を作るため、職員に土日も含め、協力を求めた。 この問題の対応過程でたくさんの職員が退職していったことが心残りだ。
1010	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。			
1011	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	……。	記録問題の発生した平成19年頃に知りました。 はじめは、これほど多くの問題、課題が社保庁に存在しているとは思わず、マスコミ等の表現が大げさすぎるだけだと思っていました。	当時は、どのように行動するか、考える以前に事務所へは多くのお客様であふれ、その対応、また庁からのさまざまな指示、調査依頼等に追われる毎日でした。 お客様を対応する際には、記録問題以前は、基本的には「社会保険の記録は正しい」という意識を持って対応していましたが、記録問題発生以後は、「社会保険の記録は間違っているかもしれない」という考えを持ちつつ、お客様のおっしゃることをすべて受け入れるようにしました。 過去に、私が対応したお客様の中にも、もしかしたら、詳しく調査をしないまま、「記録はありません。」とお帰りいただいた方もあるかもしれません。(記録問題発生以前は、基本的にはWMで氏名索引、事業所索引を行うのみでしたので。) そのような方が、特別便、定期便等で、ご自身の記録をもう一度確認してくださることを願ってい

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1012	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			厚生年金保険の被保険者記録原票には、ふりがなを記載する欄がない。 手書きの漢字でしか名前が記載できない用紙なので、それをオンラインに入力する際に入力者によっていかようにも読めてしまうところに、そもそも問題があったと思う。 しかし、それもまずは手帳の番号については被保険者証も発行し、被保険者個人で将来に渡って管理できるだろうという行政側の認識があったからこそで、まさか将来的に手帳の番号が分からずに氏名索引のみで記録を探していくことになるとは予想できなかったからだと思われる。 その行政側の甘い認識が一番の問題であったと思うが、被保険者の方も当時は年金について今よりも無関心であったと思われるため、お互いの相乗効果で今日の記録問題が起こっていると思っている。 [redacted]	手帳の番号が分からない今となっては、とにかく考えられる読み方すべてで氏名索引の幅を広げて、コンピュータの中をとことん探すしかない。あとは被保険者の方から離歴の申し立てをしていただくことにより、会社の方から索引して探していくしかない。その作業については、被保険者ご本人とも連絡をとる等、より詳しい情報等により記録を探す対応は日々行っている。 ただし、そもそも紙台帳で管理していた時代の産物を、今のコンピューターの中から発掘していくのは技術的にも無理があるし、どんなに時間をかけても見つけられないこともある。とにかく作業がアナログすぎると思う。 なので、今となってはそういう方の為の救済措置(第3者委員会に加えて他にも何か)のほうを考えるほうが、より現実的なのではないかと思う。 とにかく、裁定まで記録を確認しないという従来の方法を改め、今始まっている「ねんきん定期便」等で被保険者ご本人に常に確認していただくシステムをこのまま引き続き将来に渡って完全なものに作りあげていく必要があると思われる。
1013	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	社会保険庁の現在持っているデーターだけでは特定が難しいものもあるので各市区町村のもっている個人情報も確認できるようになるといいと思います。	基礎年金番号導入時の案内がわかりにくかったため、基礎年金番号に統合されず手帳記号番号が宙にういてしまい、基礎年金番号に統合されない手帳記号番号が発生してしまった問題だと認識しています。 基礎年金番号に統合されていない記録があるのは平成14年に採用されてから知っていましたが、年金裁定時に解消していると思っていました。 大量の記録が未統合であると知ったのはマスコミの報道を通じてです。	氏名索引で本人と思われる記録のある人については勤務した記憶がないか窓口等での聞き取りを強化しました。 また、年金特別便での電話・窓口対応に積極的に参加しました。
1014	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	通常業務と平行して行っていくのは無理だと考えます。 記録問題を最優先にという考え方でいくのであれば、通常業務が低下するのは仕方がないことであると思いますので、出来る人材の人員の確保が必要なのだと思います。謝金職員・賃金職員がいくら増えても、管理・指導するだけで仕事が終わっていきますので・・・。	基礎年金番号以前において発生した当然起こりうる未統合手番については、 本来大きな問題ではないと考えております。それよりも、年金受給者で未統合記録があるものだけが大きな問題なのだと認識しております。 本人の記憶にない記録があったり、別管理になっているというのは、本来、最初に払いだされた番号を使用せず新規払出をしているところに問題があると認識しております。これは、社会保険職場の職員だけの問題ではなく、届出を行う事業所や加入しようとしている従業員にも問題があったのだと思います。起こるべくして起こったというものだったと認識しております。	一度払い出された年金手帳は、一人一番号ということをきちんと伝えることが大切であるということを相談時等において徹底しました。現在のようにコンピュータにて記録管理の徹底がされている中では特に問題はないと思っております。
1015	地方庁	その他(社会保険事務所)		解決に期間を設けず、地道な作業を続ける他無いと思います。	基礎年金番号制度ができてから、5年後の平成14年に就職しましたが、 全てを統合するためには、相当な広報が必要ではないかと、働きだして序序に感じるようになりました。本人が申し出なければ、記録の持ち主が分からないシステムが出来上がってしまっていたことと、広報がうまくできていない点に大きな問題があると認識しています。	電話や来訪者に、丁寧に過去記録を聞きだす努力をしてきました。反省点としては、平成9年以前のシステムの組み方にあると思いますが、現時点でできることは現在の地道な作業を続けていくことのみかと思います。
1016	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1017	地方庁	その他(社会保険事務局)	・国民年金第一号被保険者の資格取得処理日がオンラインシステムに記録されない問題 ・国民年金保険料還付請求書の再発行の処理についてオンラインシステムに何も記録されない問題 ・放収事務記録が5年経つと消去される問題 ・1つの基礎年金番号に対して3つ以上の国民年金手帳番号を登録すると、窓口装置から確認することが不可能になる手帳番号が発生する問題	オンラインシステムの改修	主に法やオンラインシステムの設計の不備によるものと認識しています。 それに伴って増大するマンパワーの要求と、その手作業が年金記録に与える影響力の強さが副次的に働き、大きな問題になったものと考えます。 計算機(コンピュータ)等のテクノロジィの発達が必要とされる性能に追いついていなかったことによるもの(非常に大きな被保険者数にも関わらず計算機を使わずに(計算機というものが一般に存在しなかった時代に)処理しようとしたこと)。 システムの設計に関わるプログラミングの技術やプログラミング言語、マンマシンインタフェイスのノウハウ、センサの性能、記憶装置の容量、通信技術などがどれほど向上していても、それをほとんど取り入れることをせず人手に頼り続けた結果であると認識しており、現に社会保険LANの改善提案のなかから表彰されるものにこれを補うツール等が多いことは、この認識を強く支持するものであると考えます。 法の不備についても同様で、特に基礎年金番号については、本来、国民年金法と同時に整備されるべきものであって、明らかに遅く、これも上記と同様にマンパワーを要求し続け、これがつまり年金記録問題であると考えています。	過去を変えることは不可能なので、システムの不備について気づいたことを上司に伝えてきました。 その結果、業務センタなどへ機会があっても、システムの不備については承知しているが改善することはできないとのことであったので、対象となる人の記録画面のハードコピーを箱に入れておいて気づいたときに確認するなど、手作業と職員の記憶による方法で対応することになりました。 この問題については、ずっと以前から、非常に多くの職員が気づいていたものであると思います。 法やシステムの不備に気づいていたけれど変えられなかったこと、変えることのできる立場にあった人たちが変えてこなかったこと、変えるという決断を誰もしてこなかったことが反省点であると考えます。
1018	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	丁寧に被保険者等から情報を聞き出して、記録を探す。 特に若い職員は、昔の記録の保管方法、状況を知らないことが多いと思うので、ペーパー等にまとめて誰もが対応できるようにしたら、スピードアップが図れるのではと思う。	3号期間中に本人の知らないところで加入している厚年があり、届出がされていない、統合すると未納となる問題については平成12年頃から思っていた。 ただその時点では、制度的にどうしようもなく、今後発生しないよう説明するしかなかった。	適用関係の書類受付の際は、正確に届けをしてもらう。 窓口でできる限りわかりやすい説明をする。 年金制度ができた頃には、払うときのことをちゃんと考えていなかったと思う。 また本人が年金手帳を会社にきちんと提出するのが当たり前という前提でいるから、会社が変わる都度、何冊もの手帳をもっていたりすると思う。 年金制度が広く知られていなかったのではないかと思う。
1019	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません			
1020	地方庁	その他(社会保険事務局)		今ある届けについて、確実に処理をこなしていく	年金記録問題が取り上げられるようになってから、その問題の存在を知った。	一つ一つの記録に対して、慎重かつ丁寧な処理をする。 反省点としては、記号の二重払い出しなど、以前の処理方法がよくなかったと思う。
1021	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	人手と時間が必要	年に数件、記録の関係でトラブルになるお客様がおられることは認識していましたが、何十万件も再裁定になる規模とは考えていなかった。	問題点の一つとして機械化にする時点で記録整備にもっと時間をかければよかったと思う。機械化のスケジュールありきで進んだことが問題点 機械化以降も問題意識はあったと考えるが結果的に問題の規模からすれば対応した内容は軽すぎた。 記録問題の視点で見ても国年保険料収納を市町から吸い上げたのは失敗 言い訳になるが国民の年金への意識が今とは違うので社会保険庁が様々な郵便物を送ったとしても結局本人が年金の受給に目が向く年齢になるまでは聞いて貰えないと思う 現状として対応のスピードが速すぎる。無理に進めるのはあまりよくないと思う
1022	地方庁	その他(社会保険事務所)			マスコミ等で話題になりはじめたとき。特別便等で具体的にどのような問題があるか直面したとき。	マスコミで消えた年金と言われたため、消えていないのに、消えた消えたと言う人がたくさんいて、その誤解をとこうと努力した。 また、ここで初めて自分の記録を知ったという人がたくさんいたので、その方たちになるべくわかりやすく説明し納得してもらう努力をした。 ただ、特別便を送るのはいいが、実際どのようなケースが考えられるか、それに対する対応等まったく現場任せで、本当に大変であった。 このようなことが起こる前に、もっと国民に自分の記録の確認や、周知を徹底すべきであったと
1023	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	国民全員のかたが、自分の記録を自分で定期的に確認できるようにすれば、よいかと思います。	当時の事務処理が、どのように行われていたか知らないので、こんなにも問題が色々とあった事を、平成19年頃から世間と同時期に知りました。	過去の事務処理の間違い等を繰り返さないように、今後は、お客様の立場になって正確・迅速に処理していくように、対応しようとしました。 機械化時における作業を、経験のない短期雇用者に作業させたと聞きましたので、その時のチェック体制が十分でなかったことが反省点かと思います。
1024	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年からはじめた基礎年金番号制度の導入により、本人に結びついていない古い番号が大量に残っているという問題。 存在することは、採用されたときから知っています。	個人で何かできるものではないと思うので、特別な考えはなかったです。 受給者に関しては、請求時に本人の記録の確認をできる限り徹底するべきだったとおもいます。
1025	地方庁	その他(社会保険事務所)			・国民の皆様に大変迷惑をかけた大きな問題 ・報道等	お客様を第一に考え、親切丁寧に仕事を行っている。 お客様の視点で物事を考えていたか、ただ目の前の仕事と割り切って、親切な対応をしてこなかったのではと思うことはあり、今後もお客様の目線で仕事をするよう心して行っていく。
1026	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	知識と経験を持った職員が対応できるように配置をしていただきたい。来年1月以降、職員数が大きく減少してしまうため、通常業務、記録対応ともに現状を維持することも困難ではないかと感じています。	年金相談、給付関係の実務に携わったのは、平成17年頃からでしたが、翌年以降、大きく報道されるようになってはじめて知りました。当初は、主に基礎年金番号導入にあたり統合されていない番号が見落とされていることのみと思っていましたが、その後、払出簿、事業所名簿の収録作業などを通じて、根幹となる記録に欠陥があったことを実感しました。	通常業務のほか、記録回復作業や相談対応、特別便の対応により、本来の記録を回復していただくために努めてきました。問題にまったく気がつかなかったことは反省しています。また、問題以前は基礎年金番号に統合されていない番号がみつかっても年金裁定時に統合をすればよいという引継ぎに疑問を持たなかったことも反省しています。
1027	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	正規職員の人材投入。	年金記録問題は、解決しなければならないが全面解決は無理だと思った。また制度創設から時間がかなり経過しているため、解決には相当時間がかかるだろうと思った。 問題の存在はマスコミで騒がれ出してから知った。	他人の記録と混同することのないようにしつつ、なんとか記録に結びつけられないかという思いで、できるだけ忘れていた記憶を引き出せるようにひとりひとり時間をかけて対応した。 高齢の方へいろいろな種類のわかりにくい通知が発送されていて、電話照会等では何の通知が届いたのかなかなか把握が難しく、本人も現場の職員もたいへん混乱されられた。
1028	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	わかりません	わかりません	わかりません

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1029	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	重要な問題である。 20年前、期間照会の仕事の手伝いをした時。	年金裁定時記録確認主義では、遺族年金短期の場合、遺族が婚姻前の 職歴を知らない、障害年金では意識障害、老齢年金の場合も本人の記憶 が不確か等により確認できないケースが生じる。このようなケースは、家族・友 人にたずねるよう指導し、また充分な氏名検索等おこなった。 早期に全旧台帳記録を収録すべきだった。
1030	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	新たな人員を増やす。作業は、事前に念入りな研修等を行ない、複数の目で確認しながら行なう。	一日も早く解決しなければならない問題。 問題が持ち上がってから知りました。	対応するときは丁寧に分かりやすく対応している。 現時点の問題点は、知識をもった人が少なくなっているのと業務が増大している為、事務処理に通じている人が業センに集められ処理が行なわれているが、それにより社保での通常業務も滞りがちになっている。以前に提出されている書類(再裁定)に遅延しているものがある。
1031	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		紙台帳での管理からオンライン管理へ移行する際、処理誤り等により発生したことが大きな原因と認識しています。平成19年5月に年金記録問題が国会等で取り上げられてから様々な問題があることを知りました。	年金記録問題に不信・不安を感じた方々から多くの問い合わせをいただきました。私は窓口や電話で丁寧に説明するなかで、少しでも不信・不安を払拭するように対応してきました。この問題は紙台帳での管理からオンライン管理へ移行する際の処理チェックの甘さや過去記録の整備の不徹底、お客様からのお申し出を待つという姿勢など記録管理という業務に対しての取り組みが徹底されていなかったことが反省点であると考えます。
1032	地方庁	その他(社会保険事務局)		未だに多くの未統合の記録等存在していることから、限られた人数では処理能力に限界がある為、人員配置を改善(可能であれば年金記録に関する人員を増やす)する。	国民が注目する最重要課題であり、国政及び行政庁に対する信頼失墜に多大な影響のある問題と認識していた。知ったのは平成18年頃である。	国民年金及び厚生年金の年金記録調査業務を行っていた時期があり、窓口・電話対応においては丁寧・わかりやすい説明を行うことを基本とし、具体的な業務では、自庁・他庁照会及び市町村照会を速やかに行い、本人宛の回答書を早期作成できるよう努力をした。また、回答の際には調査漏れが無いよう注意した。 公的年金制度が始まってから現在に至るまでの一連の業務において事務処理誤りや、紙台帳から機械管理への事務処理誤りなど、早期の段階で問題解消してこなかった点。
1033	地方庁	社会保険事務所課長級以上		カセット解除を早急に開くこと。	業務課に配属されたときに(S54)、資格取得届を処理する際に手帳番号をいくつも持っている人がいて将来大変なことになると思った。	資格取得届処理の際に、過去に厚生年金に加入したことが無いか、会社の担当者に確認をとっていた。 基礎年金番号導入の際に、他手番をお持ちの可能性が高い人に、繰り返しお知らせをすべき
1034	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	時間はかかると思うが、紙台帳との突合が必要かと思います。 突合の結果、マイナスになるケースもあると思われるので、その場合の対応を 考えたうえで、始めてもらいたい。	年金の番号を複数持っている者が、かなりいるのではないかと言う認識は あったが、年金請求のときに確認するので大丈夫だ思っていた。	ほとんどの職員は、同じような認識だったと思う。 社会保険庁も含め、早い段階で擬重複者等の処理を進めておけば良かった とは思います。
1035	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		オンラインの記録が正しいという前提に基づいていたため、記録が間違っているという認識は無かった。 基礎年金番号が導入されたが、お客様がが手続きをしていなければ、基礎番に統合されていない番号が有るのはわかっていたが、お客様が手帳を持っていたり、オンライン照会で記録は見つかるものと思っていた。 平成19年6月ころメディア報道されて大きな問題ということを知りました。	報道後すぐに、窓口にお客様が多く訪れ、窓口・電話で日中のほとんどはお客様対応し、その後の特別便発送後においてのお客様の対応では納得いただくよう説明をしました。 反省点としては、基礎年金番号導入時に全て基礎番に結びつけるため、本人への照会が十分でなかったのではないか。 特別便送付前にオンラインと名簿の突合せを終えてからのほうが良かったのではと思います。
1036	地方庁	その他(社会保険事務局)		こつこつと記録を確認し突合作業をするしかないと思う。	すっと事務局だったので詳細は知らなかった。知り始めたのは江角の仲くらいから	地道に作業するのが良いと思う。
1037	地方庁	その他(社会保険事務所)		<人材育成> 長い年月を経て現在の制度になっています。窓口業務、期間調査、再裁定業務においてその時代に応じて制度を理解・解釈できる知識の向上が必要。 (例年金制度や事務処理の歴史をまとめたテキスト配ったり、講習会などを開催する。) <予算の確保(インフラ整備と人員の確保)> 新しいオンラインシステムを早急に開発する。 記録関係の業務ばかりをするセクションを作る。現在は誰にいつ何を送り、どのような状態になっているのかを確認する術がない。 <広報と周知> 相談や問い合わせについては勘違いや間違った情報をそのまま聞いてくるケースも非常に多い。その時代における正しい制度を広報し、本当に調査を要する人なのか、救済すべき人なのか、はっきりした指標を示す。 <抜本的な制度> 現在の制度では、転居や就職などをすべて把握することは不可能。住基や税情報などを含めた、個人データを管理する統一的な制度を構築する。	記録問題は全く認識はありませんでした。	膨大なデータを扱うことに楽観視したことと、問題が発生した時に対処することを怠ったこと。
1038	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民の皆様一人一人にご自身の記録について確認をしていただき、時間をかけて記録の訂正に努めるより他に解決の方策はないように思われます。	この組織の存続を揺るがす大問題であると認識していました。採用から日が浅いこともあり、マスコミ等の報道によって問題を知りました。	特別便・定期便など、通常業務以上に優先して取り組んできました。反省点としては、一斉に通知等を発送して、窓口の待ち時間増加など、事務所の業務が混乱してお客様にも迷惑をかけてしまったことだと思われます。
1039	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題が取りざたされた頃に長期の病気休暇中だったため、報道を通じて知った。 初めて知ったのは、平成20年初めぐらいだったと思う。 平成21年5月より復帰し、詳しく対応を見るにつけ、一つひとつが深い話のものが多く、何人かだけではとても調査しきれない大きな問題だと感じている。	自分の対応では、まず所内部での状況を把握し、取り次ぐ際も不手際のないようにしている。 問題の原因とは、長いスパンで起こりうる事象を想像できなかったために発生したもの、内部での管理や各自の認識の甘さによるものがあると思う。 ある処理をすることによって、短期的だけでなく、長期的にどのようなことが起こるか、忙しさにつぶされずに各自が認識する必要があるのではないだろうか。 原因・問題点、そして具体的な改善策(他事務所等で発生したことならば、自分たちの事務所ならばどうするか)を事務所・担当課ではっきりと認識するべきであろう。 こんな事故があった、各自気を付ける様に…というような伝達しかなされないならば、実際に処理等行っている現場対応者の方では問題の形自体があいまいなものとしか把握されない(し、現にそれに近いことを感じることがある)。 また、記録問題が発生するにあたり、システム上(警告がわかりやすく出る、入力や表示を見易くする、など)での改善が素早くなされれば、未来へ向けての事故も未然の防止が期待できると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1040	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	なし	平成17年頃に世間で話題になり、知った。 自分のまわりで、そのようなことが無かったので、驚いた。 そのような事実がある以上、国民の皆様に大変迷惑な事だと感じた。	今後、年金問題の解決に向け、懸命に信頼の回復に努めた。 年金記録の管理がきっちりとされていなかったのが、一番の反省点と 考えられる。
1041	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	中央での一定の判断基準を確立し、第三者委員会のあっせんを受ける件数を大幅に削減する方向がのぞましいものの、納付者から見て不公平感をもたれないようにするのも重要なことだと思います。また、あっせん率を重要視するがあまり、間違ったあっせんをすることは国民に対する重大な裏切りにつながります。なぜあっせん率を重要視するのか疑問です。	大騒ぎになってはじめて、長年の業務システムに欠陥があったことを痛感しました。	いまでもいい加減な仕事はしてこなかったと思っていますが、業務の進め方として、請求時にご本人の確認を得ているから間違いはない、としていたことが問題だったわけで、オンラインコンピュータのデータそのものを疑うことをしなかったのもいま考えてみれば誤りだったと思います。
1042	地方庁	その他(社会保険事務所)				老齢年金請求時に本人に勤務先等について確認しているのでこのように件数が多いとは思わなかった。また、勤務期間が短い場合には請求時になかなか思い出せないことがあるようだ。現在は詳しく思い出すよう聴取している。
1043	地方庁	その他(社会保険事務所)		とにかくWMの記録を完璧に近いものにする。	WMに収録されている記録が完璧でないことは、手帳番号を複数持っている人は記録が漏れる可能性が高いと危惧していました。 そのことに気づいたのは平成2年に年金給付課に所属するようになってからです。年金請求の相談の際に、本人が申し立てない職歴は氏名索引をして確認していましたが、思いもよらない読み仮名に驚くこともありましたし、カセットに入っていると安易に見つけることができないため、該当する記録なしと判断したこともあったと思われます。カセットに入っていると、WMではどんな方法でも記録にたどり着くことはできないのですから。	未加入期間については、念を入れて本人へ職歴の確認をし、申し立てに基づき、WMを鵜呑みにせずに名簿等で確認するようにしていました。地方庁の一職員ができるのはそれぐらいです。 他の職員もうすうすそのことに気づいていた様子で私と同じ取り扱いをしていましたが、相談員等はWMが完璧でないなど思いもよらないようでした。そのためWMが完璧でないことを伝えてもなかなか信じてもらえませんでした。 WMが導入された時期に記録の登録状況を地方庁へ詳しく情報として流すべきであったと思います。そうであれば窓口での対応も違ってきていたと思います。 それから、どのような判断からそうしたのかあるいはそうなったのか、私にはわかりませんがあまりにも記録登録が省略されすぎています。例えば、現在受給中にもかかわらず被保険者記録から戦時加算が除かれていたり、交渉法で裁定されているケースで厚年、船保記録のどちらかの被保険者記録が手番で残されていたり、地方庁ではわけがわかりません。除かれたまま遺族の裁定がされているものも多いと思います。登録されていたものがなぜ除かれてしまうのか。その説明もないまま、記録登録は地方庁でと言われて本来ならしなくてよかったことがたくさんあると思います。完全に記録収録に対する判断ミスです。 「080」による全国のマイクロに入っている紙台帳の照会など、今できることがこれまでにできなかったということが理解できません(これも完璧ではありませんが)。未だにカセットに入ったままの手番を見ると手を付けられていないことに腹立たしさ覚えます。
1044	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	今後予定されている紙台帳との突合や基金記録との照合などを進めていくことではないでしょうか	年金記録問題として表面化するまでは、当然正しい記録の管理や年金の支払いがされているものと思っておりました。19年の氏名漏れ者の記録補正作業に携わったことにより、初めてこの問題を認識した次第です。	一件でも誤った記録が正しい記録に補正されるよう、その補正作業等に従事しました。個人的な反省点としてよりも、オンライン化される前の記録の進達等についてその方法などに問題があったものと思われます。
1045	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎番号導入時や裁定時に統合ならなかった記録が、それほどたくさんあったのであれば、できるだけ早くまた正確に整理しなければならない。…。平成19年頃。	ひとりひとりのお客様に対し、誠心誠意対応させていただき、ひとつでも多くの記録をご本人のもとへもどすことができるように努力させていただいた。事務所にお出でのお客様のお車が駐車場に入りきれず、お客様の判断でやむなく路上駐車されたところ、警察から指導を受けたとか、近くのスーパーに駐車された等の情報を受けたり、狭い事務所内で長時間お待たせせざるを得ず、中には体調を崩された方もおられたと聴くにつけ申し訳ないばかりであった。もし、コールセンターの回線や質の高いオペレーターの人員を増やして対応した場合に、果たして、事務所での過密度やその後の整理に違いはでたものかと想像する。
1046	地方庁	社会保険事務所長		現在残された未確認記録については、引き続き本人等の申し出等による確認に取り組む。 記録にない本人等の申し出については、保険料方式による制度設計に配慮しつつ、一定の判断基準のもと申し出による認定をすることも可と思われるが、現場にいつもつきまとうことは、国民からの知らされていないという申し出である。「申し出された方は認められ、知らなかったものはそのままとなる。」一方、申し出によらず「一定基準による全ての該当者を機械的に認める。」国民から公平平等性が求められる。	年金裁定請求時等における過去記録の確認作業を業務として担当していた当時に、請求者本人の記憶の曖昧さ、記録の正確さ(当時の事業所等の届出内容の正確さ・当庁記録内容の正確さ)、自庁・他庁における確認作業の確実性等に当時問題意識があった。 また、事業所調査を業務として担当した当時、調査結果における事業所届出内容の誤り等による記録の相違及び保険料の誤った給与からの控除等があった。毎年会計検査院による報告からもうかがわれる。	記録の確実な確認及び適正な事業所調査を心がけたが、全ての事業所調査の難しさ、イレギラーではあるが事業所における二重帳簿の可能性等限界はあると思われる。この方式が続く限り完全な記録の確保は並大抵のものではないと思われる。しかしながら我々は日々努力するのみである。
1047	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていること以外には認識が無い。	職員一丸となり問題に取り組む。	社会保険庁の抱える問題の中でも解決すべき最重要課題と認識している。マスコミによる大々的な報道があった頃。	事窓口対応等を通じて、一件でも多く解決しようと努めた。制度変更等にともなう事務処理体制の対応が遅れた点。
1048	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1049	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にはありません。	社会保険庁及び市町村が所有する年金の記録を再度確認する。	平成18年ごろ。本人の勘違いによるものと認識していた。	紙媒体からオンラインに変更したときに紙媒体に収録されていたすべての情報をオンラインに移行する必要があったにもかかわらずしていなかったこと。 オンラインに収録が終了した記録の紙媒体について控え等を取らずに破棄したこと。
1050	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1051	地方庁	社会保険事務所課長級以上	他には無いと思う。	厚生年金・船員保険旧台帳のオンライン収録。各県の事業所記号番号簿及び年金番号払出簿がオンラインで閲覧検索が出来、速やかに調査が出来るようにして欲しい。名寄せ検索の幅を広げて完全一致以外でも抽出できるようにする。	平成3~4年ごろ期間調査担当になった時にオンラインに収録されていない記録が存在することを知った。申請主義の年金請求方式においては本人が忘れてしまった期間や加入していないと思っている期間が大分存在しているなと思っていた。この方式のままであれば未請求になってしまった加入記録が増えるだけなのでいずれ大きな問題になると思っていた。	年金請求時において未請求の期間が極力発生しないよう請求者の職歴を詳しく聞きだし幅広く検索等をおこない請求漏れ期間が発生ないように努めている。年金加入記録がオンライン化したときに厚生年金・船員保険旧台帳もオンライン化すべきであった。又、平成9年の基礎年金番号付番時に本人が所持している手帳番号を基礎年金番号に統合していく作業を強く進めるべき
1052	地方庁	社会保険事務所課長級以上			お客様に申し訳ない問題と認識していました。 平成4年頃、マイクロフィルムには残っている記録がWMに収録されていないのを始めて発見しました。これほど大量とは思いもしませんでしたが・・・	記録があろうがなかろうが、せめてお客様に納得いただけるような調査や説明をを行いました。お客様の記録を開示する機会が少なかった。お客様は年金手帳を大切に保管して頂けないとの認識がなかった。時代の変化に上手く対応出来なかった。
1053	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし。	戦中戦後からの記録を問われているが、100%の解決は不可能であると思う。一定の基準を設けて救済するべきと思うが、現場の経験者としては性善説に立つべきないと考える。モラルハザードが強く懸念される。	年金記録の管理については、不明分が6000万件もあるとは平成19年の問題発覚の時点で知った。 昭和45年入庁当時から仕事はこういうものだと疑いもなかった。年金記録は重要なものとして認識して仕事を行ってきたが、結果として総大な不明分があるのに気いた。今となって思うと、年金記録の管理について甘さがあったのは否めない。	年金記録管理のコストの問題、住所管理がされていなかった制度の問題、年金手帳記号番号の重複の問題、ミスは当然発生する事を前提とした事務処理誤り防止対策等、いろいろ原因はあると思うが、年金記録が将来懸念される問題として、早くから庁が強く認識してそれなりの手を打つべきであった。 しかし、これは結果論であって、地方としてはその時代のやり方の中で、サービス残業も厭わずやってきたし、一般で言われるようないい加減な仕事をしていたとは思っていない。ただ、これだけの問題が発生するのが予測できていたら、もう少し仕事の仕方が変わっていたかもしれない。年金記録問題を過去の清算だけに捉われていると、別の問題が発生すると思う。年金制度の運用のあり方、適用の問題、保険料の徴収の問題等、現実に即した対応を検討していかないと、年金制度の公正さが保たれなくなる恐れがある。事業主や被保険者の権利も大事だが、義務の
1054	地方庁	社会保険事務所課長級以上		単に人数、予算だけを使うのではなく、ある程度の時間をかけて取り組むことも大切なのでは。	社会保険庁の最重要課題として早期解決しないものと思っている。 今回の年金問題が発生したとき。	早期解決は必要と考えられるが、記録の整理は時間をかけて慎重におこなっていかないと、別人への登録、収録もれ等、再度、新たな問題がでてくるのではないか。
1055	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないと思われる。	地道に紙台帳とオンライン記録を突合するしかないと思われる。	大変な事が起こったと思った。 新聞等のマスメディアで色々と報道されるようになってから。	年金相談業務に就いたことがなかったので、詳細については答えようがないが、資格照会業務を行った時は、より慎重に調査し回答するように心がけた。 時間がかかるので不可能とは思われるが、もう1度紙台帳と機械記録を突合した方がより良い解決策になるのではと思った。しかし通常業務に穴をあける訳にはいかないので困難だと思われる。また昭和20年代などの個人記録が9000000で入っている事が多いので、そこは名簿の記号番号を、今からでいいから入れるべきだと思う。
1056	地方庁	その他(社会保険事務所)	既出のもの以外に特に思いあたるものはありません。	専門的知識をつけた職員によるマンパワーを投入すること。 制度や組織体系、業務システムの改善。	制度上の不備、セクショナリズム、職員の意識の欠如等により起きた問題。 初めて事務所に配属された18年4月頃。	窓口対応の職員として、また国民年金の調査を行うものとして、正確に実態を把握し、未納問題や未統合記録の問題が少しでも解決するように試みました。 反省点としては、一人も残さず問題を解決するという目標はいいのですが、どうやって解決していくかという社会保険庁という一つの組織としての長期的展望がないという点です。
1057	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	年金制度発足当時、任意加入だったり、事業所自体の新規適用月日と本人の勤務した期間のずれによる見込み相違が多く見られます。 国民が年金記録問題に興味をもっている機会に、年金制度の冊子や具体的な請求方法等のマニュアル本、年金Q&Aなどを図書館や公共施設に置いて、若い人にも広く興味をもってもらい、受給者側から分かりやすい制度にしてゆけたらと思います。	昨年10月から任期付職員として採用になり、年金記録問題は最近身近に認識しました。	過去の年金番号が一人に一つでないことから、かなりな混乱が発生していると思います。 基礎年金番号が統一された現在、生年月日や氏名相違による記録相違が出ないよう、随時ご本人とのコンタクトをとり確認してゆく事も必要なのかも知れない。
1058	地方庁	その他(社会保険事務所)		速やかに受給者、加入者の記録を確認し、受給者で未払い分は速やかに支払いをすることで、国民の信頼を回復すること。	採用後、勤務年数が浅いので、新聞等で報道されるまでは知りませんでしたし、問題意識も浅かったと感じます。 今は、今までの大切な保険料に対しての職員の勤務姿勢が甘かったものととらえています。	勤務年数が浅いため今までのことはあまりわかりませんが、今後はこれまでの国民の年金徴収、支給に携わるものとしてふさわしい仕事をするため、日々努力し、国民の大切な保険料を管理する立場として、間違いのない事務処理をし、わかりやすい窓口対応やお客様の立場に立った速やかな事務処理対応が求められていると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1059	地方庁	その他(社会保険事務所)		台帳、原票のオンライン照会(080届書)の完備及び、管理徹底し、事務処理時間の縮減(オンラインのレスポンスタイム短縮等)を図る。また、台帳で読み取りできない氏名が、コンピューターに反映されているか確認する。	カセット記録の存在が問題。紙台帳からコンピューターに移す時に判りづらいもの等を徹底解明せずに後回しにした事が原因(十分な引継ぎもせず)に若い職員(社会保険業務センター)に負担を押し付ける)また、平成9年1月1日基礎年金番号導入する時にもっとPRすべきであった。TVCMを使って広く国民に知らせれば、未統合記録も5000万件ではなく、その1/10(10%)ほどに減っていたと思う。当時の山口長官も引継ぎを完全に行っていなかったと思う。 当時の長官はほぼ毎年交代する。そこにすべての原因が見え隠れする。	紙台帳からコンピューターに移す時に、委託業者の質が問われる。指名入札はどのような基準で選んだか？ただ安く上げようとすると質の低下は必至。入力誤りは数知れず。ただ、その後も業務センターでカセット記録の解明進めようとしなっかたのは、人員不足が原因である。度重なる制度改正でシステムの高度化、事務の煩雑化が人員不足に拍車を掛けたと思われる。長官も力セット記録、未統合記録についてうまく引き継ぎをなされなかったとは目に浮かぶように伝わってくる。 私たち地方庁で働く人たちの意見も組み入れようとしなかったのは、予算が少なかった為ではないでしょうか。人員不足も予算、レトロなコンピューターシステムも予算。無駄なハコモノや独立行
1060	地方庁	その他(社会保険事務局)	・特になし	・過去の記録については、時間をかけて正確に調査をしていくことが一番大切であると考える。	・適用課等において資格照会業務を担当したことから、基本的に事業所からの届出制のため、事業主の届出誤りや未提出等があることや紙台帳の記録をデータ化する際の入力誤り等があることから、データ上では100%の確実性がないことを実感している。	・なるべくデータ化される前の紙台帳を確認して回答していた。 ・大騒ぎになる前は、国は公的年金制度を軽く見ていた節がある。他の行政(出先機関)に比べて、社会保険事務所の格が低く、社会保険庁内での一番の問題点は本庁の現場を知らない人間が、業務の取扱いを決めていたことである。
1061	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
1062	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	全力で調査するのみ	社会保険全体の信用に欠ける問題。知ったのはマスコミ報道より。	対応:真摯な対応を信頼得るまで行う。反省点:特になし(現状の打開が優先)
1063	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1064	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1065	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在の取り組み以外に思い浮かびません。	年金記録については、同一の姓名・生年月日の者が存在し他人の記録を奪ってしまう事故防止の観点から、自己の申告にて会社名をいい当て記録を取り込むことを性善説に基づき事務処理しているものと考えてきた。問題に気づいたのは、採用後(昭和62年4月)1年後頃。	(8)の回答の考え方に拠るぎが無かったので、情報守秘主義で対応してきた。現在の年金記録問題を通じてあまりにも多くの方が不利益をこうむっていることに気づき考え方(先達からの教え)は変わっている。
1066	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	従業員の期間であれば、照会対象の事業所が厚生年金の適用であるなしにかかわらず期間の申請が提出され確認が行なわれている。検索審査を行なうマンパワーを補充すべきである。 時効特例法が出来たが、検索審査の受け入れ体制が整わないままスタートし、すでに業務を積み残して機構へ業務の移行がなされようとしている。標準報酬を表示した定期便の年金相談体制はまったく持って充分とは思えない。今からでもある一定の時効は必要ではないか。	テレビや新聞報道が出てから。	無期限の時効特例法を実施し、死亡者の申請も可能としたことが反省点。
1067	地方庁	社会保険事務所長		特別便及び定期便を送付した お客様からのご相談やお申し出に対し、懇切丁寧に対応し、記録の確認作業を早期に行うことが、お客様からの信頼回復の手だてであることを全職員が認識して対抗することであると考えます。	年金手番を多数持っている人がいることは認識していたが、年金の裁定請求時に職歴や加入歴を充分聞き取り、本人に記録の確認をいただいた上で統合処理をし、年金裁定を行うこととしていたので記録の漏れは防げると認識していた。(例外として裁定請求書が職歴の一部を忘れていた場合に漏れが発生することはある。後日申し出があれば調査の上再裁定処理を行っていた。) したがって、お客様から職歴等の申立てがあり調査を十分すれば、年金記録の漏れは起こりえないと認識していた。 5000万件の問題が指摘され、これまでの年金裁定時の記録調査が不十分であったことを認識した。	基礎年金番号通知を送付したときに、他の手番等を持っている人の調査を充分やるべきであったと考える。 また、裁定請求時にお客様からの申し出を待って対応するのではなく、定期便のような通知を早期に行い記録漏れの確認をするべきであったと考える。
1068	地方庁	その他(社会保険事務所)		専門的な知識を必要とし、膨大な量のデータを処理するので、大量の人力を投入して、組織的かつ系統だって解決していくべきだと思う。早期化解決には、現状では人が足りないと思う。	年金特別便が発行されるようになってから知った。 膨大な量のデータを扱っているので、大変なことが起こると思った。また、どれだけの仕事が増えるのか心配になった。	一つ一つ丁寧に調べあげて、できるだけ早く正しい記録に基づいた年金が受け取れるようになるよう努力しようと思った。 昔の危機感の甘さによる、チェック機能の不備からこの問題が起こっているので、今後はしっかりと自覚を持って、責任ある仕事をしていきたい。
1069	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	いくら照会文書を送付しても返事がいただけないことが多い。周知しかないと思う。	基礎番号に統合されていない、手番があるという事。順次年金請求時に統合していけばよいと考えていた。	平成9年基礎年金番号導入当時の統合処理の方法。送付された返信用回答はがきはどのように処理したのでしょうか？
1070	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	年金事務所ですべての対応を行うことは、人員上むずかしいと思われます。 各県において、できる限り集約して行うことが必要であると思われる。 また、政治判断で一定の方向性を示して、事務の簡略化を行ってほしい。	事務所の管理職であったので、苦情が毎日のようにあり、大変なことになったと認識していた。解決するにあたり、どのくらいの期間がかかるのかと思った。 年金記録問題についてですが、厚生年金の2重払出しが(基礎年金番号となったとき)たくさんあり、統合する被保険者が少なく、将来、年金裁定時に忙しくなるだろうと思っていた。 また、国民年金の収納が国となったとき、市役所の職員から市でもなかなか収納できないことを(いろんな情報をもっている)、国で収納できるのかという意見はほとんどの市町村の職員から聞いていたので、将来たいへんなこと(収納率の低下)になるだろうと思っていた。	期間照会事務など自分の立場でできる業務は積極的に手伝っていた。 第三者委員会の担当になってからは、申立事案については、滞留することなく事務を行っていた。
1071	地方庁	その他(社会保険事務局)			社会保険庁の記録保管誤り 平成19年頃	
1072	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	まずは、早急に特別便を処理することだと思います。	給付課・相談室にいなかったので知りませんでした。問題の存在を知ったのは、手番に払出簿から名前つけをしたときです。	本庁の指示通り対応しました。業務センターからフォローアップ・旧台帳の処理 再裁定の処理についてソフトの配布がなく最初は手作業で行いました。その後は独自にソフトを作成し事務局で集中して処理し現在に至っています。事業運営自体が棟られておらず現場・受給者に混乱をもたらしたと思います。
1073	地方庁	社会保険事務所課長級以上		早急に台帳記録との統合を図ることが必要、	過去に、適用担当課に在籍していたときには、資格取得時に厚年番号の記載のないときは事業所に電話等にて確認を行なっており、重複の防止を図っていた。 また、基礎番号になり国民年金との統合が必要であったが、ここまでされていなかったことを気づかされ、加入者や受給者に大変なご迷惑をかけた。 これにより、少しでも早く納得できるよう対応した。 統合については、基礎番ができて以降、進めていると考えていたが、問題が出て進んでいなかったことを気づかされた。	記録の統合を進める事や、期間照会等において十分納得できるよう心がけ対応したが、見つからないもの等が多々有り、お客様の立場に立つとやりきれない部分もある。 20歳以上の取得者の場合、安易に新規払出等ができないようにならなかったか。
1074	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	とにかく目の前につみあがった再裁定やフォローアップを地道にすすめるしかない。	機械化されていなかった部分があるにしても、基礎年金番号化した時にもっと統合を徹底的にやっていればよかったのでは。申請主義にまかせたいろいろな結果がつみあがってこんな問題になってしまったのでは。 平成16年に就職した時、保養施設の問題がでて、その後ずっと国民年金課だったので問題がとりだたされるたびに知った。	現状でわかる範囲でわかりやすい説明をつとめた。 反省点:回答できる体制ができていない。時間がかかりすぎ。人数が足りない。調査方法の知識が所属課によりばらつきがある。共済との連携がすすんでいない。
1075	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	事務所等で記録の統合を行っても再計算等の処理が遅れており、反映されるのに時間がかかっているので、少しでも早くなるように処理を行う人を増やしたり等して欲しいと思います。	知ったのは、テレビのニュースです。 お客様の年金の記録がもれており、すべての年金記録が1つになっていないことは、本当にあってはならないことだと思った。	反映するのに時間がかかってしまったりと、お客様に迷惑がかかっているので、丁寧にお答えして申し訳ない気持もで対応させていただいております。 制度を始めるときに、問題点が無いかなど色々なことを考え想定して始めるべきである。 一度に国民の皆様に特別便など送らせていただいたことで、処理するものが多くなったりしたので、区画等で分けたりすべきである。
1076	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成18年夏	
1077	地方庁	その他(社会保険事務所)		もっと昔の年金の状態を知っている人を集めて年金機構とは別に機関を作るほうがもっと処理は、早く済むし職場の混乱もふせげるのでは。	昔から少しですが転居のため納付が漏れていることの事例は、ありました。 コンピューター処理になるまでは、多少仕方ないことかとまさかこのような大きな事態になるとは思いませんでした。	事務所及び各市町協力連携を求める。
1078	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員が被保険者の立場に立って記録の調査を行う。	平成19年ごろ。報道が盛んにされるようになってから。	お客様の意見に耳を傾け、一人でも多くの人の記録が判明するよう 対応してきた。 反省点は、調査に時間がかかってしまう点。
1079	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	本人からの聴取しかないのではないでしょうか。そうすると市町村からの協力が必要となります。	未統合の記号・番号(厚年・国年とも)を複数所持されてる被保険者の方が、相当数おられるのは当然のことと思っていました。又、このことについては年金の裁定請求の際に詳しく聴取・調査を行うことにより、結果、統合処理されれば問題はないと思っていました。 年金記録問題として認識したのは、未統合の記録が5．000万件存在するということ、そして、記録の不備、不適正な事務処理が問題となったことにより認識しました。	解決のための取組みに積極的に対応しました。(国年マイクロの照合作業) 過去における記録管理の状況、いわゆる手作業による記録の管理、紙台帳による管理体制の下であったといえ、安易に事務処理をしてきたのではないか、大変大事な仕事であると考えていたか、この様なことが不適正な事務処理となったのではないでしょうか。(職員行動規範―公平・公正、業務執行ルールの厳守)
1080	地方庁	その他(社会保険事務所)	判明記録を統合すれば、減額になる方が多数おられます。	丁寧な説明を行い、ご理解いただいた上で統合を行う。	組織としての問題。19年4月頃。	信頼回復のため、誠真誠意取り組むほか無いと思いました。 自身の反省点としては、大量の書類、お客様を早くさばくことを優先したため、丁寧な対応が出来ず、かえって書類の返戻や事後説明に時間を取る結果となってしまいました。
1081	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録の管理という点で、過去のデータ管理の不十分さが積み重なって現在の状況に至っており、整備を丁寧に正確に行っていくことが重要だと思います。 その上で、より作業を効率化するハード面の改善や、人の配置など、変更すべき点はしながら、進めていくことになると思います。	厚生年金の期間調査を担当したときに、マイクロや台帳などを見る中で、資料としての不足を感じ、年金記録の管理の不十分さを実感しました。	被保険者記録の機械管理化、基礎年金番号の付番などを経て、現在に至っていますが、それ以前はかなり、混沌としていたと思われます。 自分としての対応は、特別便の受付分について、1件1件調査、整備、回答するということしかできませんでした。 年金記録管理の不十分さについては、時代背景(ハード面の遅れ・戦争や天災による記録の消失等)などもあり、職員の反省点として的確にあげるのは難しく感じますが、職員としては日常のひとつひとつの業務を正確に親切に迅速に行っていくことが必要だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1082	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たるところはありません。	今行われている作業を、単純に人数をかけられればと考えます。 ただし、社会保険事務所経験者を増やさなければ意味があまりないのでは、と考えます。 最優先すべき事業である以上、少しでも抑えられる事業があれば、記録問題に。	年金記録を扱う役所である以上、正しい記録管理を行わなければいけないと考え、そ正しい記録管理ができていなかった問題と認識していました。 正しい年金記録管理は、もちろん社会保険庁の仕事です。ただ、市区町村役場や事業所の協力がなければ難しことも事実だったと認識しています。 また、技術の発達による、ある程度の最新システム導入も必要だったと考えました。 自分が採用された平成4年には、すでに機械管理されていたため、年金手帳番号を複数の所持はあっても、今回の問題が存在することは知っていませんでした。	お客様の大切な年金記録が、正確でないことは重大な問題であり、年金記録を管理する以上、あってはならないことと考え；自分が対応させていただいたすべてのお客様に、誠心誠意対応してます。 基礎年金番号が導入された平成9年より、いまの特別便のような対応をしていればよかったのでは、と考えます。
1083	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入後、手番登録の積極的広報が足りない。	お客様からの照会時には基礎年金番号に登録を促す。 旧台帳のオンライン未登録。
1084	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	国民が納得できる形で終了できればいいと思う。統合などのミスをしないよう幾重にもチェックする体制が必要だと思う。	新聞報道で初めて知りました。あまりに昔からの膨大な数なので完全な解決は困難と思いました。	1件1件地道に丁寧に本人確認して統合していくしかないと思いました。ミスの上にミスを重ねることは社会保険の信頼を損なうため、チェック体制の必要性を感じました。
1085	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	早急に解決することは当然のことだが、更なる事務処理誤りのないようチェック体制を強化し、知識のある(元)職員等を登用する。	長い間、総務系の担当であったため、特に問題として認識していたことはなかったと思う。新聞等の報道により認識した。	問題が発覚するまでは、特に対応することはなかった。ねんきん特別便が発行されたあとは、窓口等で対応した。紙台帳からの機械化の際のチェック体制等に問題があり、その後も放置してきたことが反省点と思われる。
1086	地方庁	その他(社会保険事務所)		北欧に多く存在する福祉国家をモデルにした、年金ではなく、公助的な保証が必要だと思う。 年金は、経済が好調な時に、投資を行い、その見返りが高確率で利益が出ると判断される状態を前提に運営されていた。 しかし、現在の経済はどうしようもないほど悪い。 つまり、年金は社会の変化に応じることができなくなっているのではないか？ 政治の原点である、富める者がその反対の者を助ける社会体制が必要だ。 現在、長妻大臣が話しているように大幅な消費税の引き上げによる公的補助を行うべきと思う。	アメリカ、韓国、オーストラリアでも同様の問題が起こったと雑誌で読んだことがある。 日本だけの問題ではなく、どの民族でも、どんな機械を使っても、同様の失敗の可能性があり、他の国での失敗を日本で生かすことができなかったことが残念。	
1087	地方庁	その他(社会保険事務所)			氏名索引しても出てこない記録があること。それが力セットに入っていて、記録をマシンに落としてもらうのに時間がかかることは、20年ほど前から知っていました。 事務所では、何度も事務改善で提案してたと思います。	答えになるかわかりませんが、その時代の背景とか、政治の駆け引きとか、国民の関心の程度とか、予算の関係とかいろいろな要素が絡んで、今の大きな問題になっているのだと思います。 本庁への要望しかしていないと思います。
1088	地方庁	社会保険事務所長	特になし。	今後の突合せ業務を確実に行う。	過去の杜撰な管理をきちんと整備すべきである。6年ほど前。	お客さまにはわかりやすい説明、記録整備は、確実に対応。
1089	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題は、行政と国民の意思の疎通のしくみがうまく機能しなかったために招いた問題であり、将来的にもおこりうる問題と考えます。したがって、複雑化した年金制度をより簡易な制度へと方向転換していくことも必要と思われ、併せて国民の社会保険に対する理解度を高めることも必要となります。学生期からの年金教育を重視し、行政側は制度説明を各世代にわかりやすく発信しつづけることが肝要と考えます。	国民生活になくてはならない社会保険制度の根幹を揺るがす問題だと思いました。この問題を知ったのは報道後です。	統合帳からコンピューターへの切替作業に携わったことが無く、また適用、徴収といった年金記録に関わる部門での業務経験が無かったため、問題が発生したときはとまどうばかりであったが、現時点で冷静に考えると、記録の保管管理の方法、制度の複雑さと周知方法、国民の理解、それぞれが不足して当然起こるべくしておこった問題ではなかったかと考えている。
1090	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い浮かばない。	すでに死亡している人の記録もあることから、全部が解決できるとは思えないので今やっていること意外考えられない。	被保険者自身の記憶が無いと解決しないと思えるし社会保険庁の記録の整備(台帳が棄損していたり等)の問題もあるので時間のかかるものと認識。世間で言われるようになってから知った	時間をかけて調査するしかないが、一般業務もある中、今の人数体制ではじっくり調査できないと考える。
1091	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	旧台帳のカセット解除を進めなければならないと思います。	基礎年金番号に統合されていない手番については、基礎年金番号創設時に申し出いただくことになっていたことと、年金裁定時にご本人様と最終確認していただくとの本庁の方針どおり進めていれば問題がないものと思っていました。オンラインに収録されていない旧台帳の記録があると知ったのは、報道がなされた数年前です。	ご本人様からのお申し出を丁寧に承り、正常な記録になるよう、調査し、努力してきました。 反省点については、記録に氏名・生年月日等の情報しかなく、住所記録がないため記録が特定しにくいことが制度上の反省点だと思います。
1092	地方庁	その他(社会保険事務所)		これまで培った経験を基に、経験豊富な職員により1件1件補正を加えていく。この問題解決に、近道はない。	採用されてすぐ、年金記録を扱う適用担当課に在籍していたときに問題意識としてはありました。	1件づつ丁寧に解決していくことが重要と考えました。記録問題が一般に表面化しましたが、記録問題を国民に公表し、社会保険庁自らこの問題に対応しておればパニックにならずにスムーズな問題解決ができた。この問題解決には時間をかけるしかないと考えます。
1093	地方庁	その他(社会保険事務所)		早急に対応することが大事だと思う。また、人を増やして入念に調査できる体制をつくった方がいいと思う。	あってはならないことだと思った。 世間で報道されるようになって知った。	被保険者の記録が見つからないか根気よく探した。 反省点としては、年金記録の管理方法が雑なことと基礎年金番号制度が始まった際にももっと番号の統合を周知した方がよかったと思う。
1094	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			国会等で、この問題が報道されるまで全く知らなかった。何故に、このようなことになったのか、不思議だった。私は、特に徴収の経験が長くあったので、せっかく苦労して集めた保険料が記録不備により、被保険者に反映されないなどという事態は、とても残念でならなかった。	上部組織から依頼される対策業務に対して、職員全体で取り組み計画を策定され、その中で自分にできることを考えて対応した。社会保険オンラインシステムが導入される段階で、適切な記録管理が行われるように十分に検討されるべきだったと考える。
1095	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金記録調査を担当していた時期がありましたが、実際に納付記録がもれているケースを多く目にしました。過去の記録管理のずさんさに憤りを感じると同時に、老後の所得保障としての年金の意味を考えると、国民の皆様にご迷惑をおかけしたことを申し訳なく思います。	事務処理として年金記録を扱う際に、慎重に丁寧に扱うべきだと思います。また、確認することを怠らなければ問題が起こるのを防げるのではないでしょうか。
1096	地方庁	社会保険事務所課長級以上			コンピューターなどがない時代の国民の年金記録の管理には限界があるものと思われ、必ず本人等に確認等しながら年金記録を補正する必要が生じるのは必然的だと思うが、もっと早い段階から確実に本人への確認等を実施すべきであったと思う。 この問題の存在を知ったのは年金問題がマスコミ等で報道されてからです。	基本的には上記のとおりです。
1097	地方庁	社会保険事務所課長級以上	保険料を滞納している事業所を全員喪失処理をする場合滞納保険料が少しでも少なくなるように事実とは関係なく遡及喪失をさせていた。	本人及びその当時の関係者からの申し出があれば対応をする体制を用意するべきだと思います。	採用されてから6ヶ月もすると正確な取り扱いがされていない事を知る事と成りました。その当時諸先輩に尋ねるも明確な答えは無く時を重ねる内にその環境に慣らされる事となりました。この問題を再認識させられたのは平成19年に取り上げられた時です。	自分自身が見たり聞いたりした事実を考慮してお客様から相談を受けた場合は親身になって話を聞こうと考えています。
1098	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題について、事務局や事務センターにとっては人ごと。事務所に支援にきたときでも支援をしてあげてるという感度がみられる。 旧台のカセットを全てオープンにしていないため080検索ですぐに記録が見つかっても、記録統合できず、結果として正しい年金の支払いまで長期間を要する。また、カセットをオープンにしていれば氏名検索ですぐに確認できるのではと思われる記録もある。 事務所に業務センターから回付された手付かずと思われるねんきん特別便・名寄せ便・ねんきん定期便が大量にあること。	ひとりひとり時間がかかっても丁寧な対応する。相談記録をデータ管理する。 旧台記録のカセットを全てオープンにする。 事務所の職員だけでなく、事務局・事務センターの職員も年金記録問題の意識をもたせるため、全員月に2日以上事務所で窓口または電話応対をすることにより国民の皆様の生の声を聞くとともに現在の事務処理体制の問題点を認識する。健康保険法第3条第2項の被保険者の記録をデータベースかすれば厚生年金保険に加入していないことの本人への説明に役立ち、本人も納得されやすい。(昭和42年度の有効被保険者手帳所有者は約105万人) 事務所の中を大捜索すれば、ないといわれている資料が見つかる可能性がある。(前の事務所ではないといわれていた期間の脱退手当金の受付簿が一部あった。また、原票も一部保存されている)	重要な問題であると認識している。	積極的にねんきん特別便の対応を行った。
1099	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	ただ、人員を増やせばよいというものではなく、年金記録に熟知している職員については、処分者もふくめて活用していくことが、解決の近道であると考えています。	テレビ、新聞報道以降に知った。 早急に対応することが必要であると思った。	現職はもちろんであるが、OBの責任は大きいと思います。 OBには積極的に事務所の支援をしていただきたい。 ノルマも必要ですが、あまりにも厳しい目標達成を設定することは、不正免除の様にならない様配慮が必要と考えます。
1100	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		ニュース等で「消えた年金記録」と報道された頃は、基礎年金番号制度発足 以降、複数の年金番号を持っている被保険者の統合処理が送れているだけで、年金請求時に過去の記録を見直し、統合や重複期間の整備、納付記録の確認を行うものとの認識でしたので、実際に紙台帳の時代に納付した記録がWMに移行された際に納付記録が消えているものがあるとは思っていなかった。	こちらで管理している記録についての主張よりも、お客様の記憶・申し出を全て聞き、まずは調査申出書を出していただく対応をしてきました。(制度上、あきらかにありえないことについては丁寧に説明をして、ご理解をいただきました。一例としては昭和36年3月以前に国民年金を納付した記憶があると主張される方) 反省点としては、被保険者記録の管理体制の問題があると思います。制度が発足した当時、年金特有の長いスパンを見据えた記録管理、例えば昭和36年当時(厚生年金であれば昭和17年当時)に紙で作成された台帳を数十年後も同じ状態で確認できるような保存方法だったとは旧台帳等のマイクロ画像を見た限りは思えません。
1101	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号制度発足までに1人につき複数の記号番号が払い出されて いたことにより、年金記録の統合がされていないという問題と認識しています。平成15年に採用され、国民年金係に配属された時に問題を知りました。	年金特別便を受けての問い合わせ対応を中心に問題に取り組みました。制度発足当初から基礎年金番号を導入し、1人1つの番号で年金記録を管理すべきだったことが反省点として挙げられます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1102	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般には、社会保険庁のずさんな管理が、消えた年金の実態だと言っているが、事業所から適正な届出がなされていなかったり、届けた内容を被保険者に通知していないことにより、本人が認識していないことが本当に多い。 今のように基礎年金番号で住所も管理しているのであれば、本人にたどり着く可能性は高いが、以前の手帳番号だけでは、本人の申し出以外に本人にたどり着く方法が難しい。届出方法や管理の仕方は、昔からの事務処理要領等によるもので、職員の怠慢などではない。こういう仕組みを作ったから、こういう結果になったのは、誰の目にも明らかである。 解明する方法は、本人にその時その事業所は行っていたと解答を得るのが一番で、現在ねんきん特別便やねんきん定期便により本人から回答を返してもらうやり方は間違っていない。 一方、国の責任で解明するというやり方の中で、名簿からひとつひとつ潰していく方法をとったとしても、県外に行っていた人あるいは他県の事業所の被保険者だった場合は、特定が非常に困難である。前述のように住所や他の情報が乏しいからである。 また、被保険者が氏名・生年月日を偽っていて加入している場合が少なからずあるが、本人が自分のの記録と言っても何の証拠があるか疑問で、これを統合したら、職員の責任を問われた場合は、たまったものではない。さらに、こういうケースにおいて、名簿から本人にたどり着くことは、不可能。 いつまでも、社会保険庁現場の職員の不正だというふうに逃げないで、期限を切って最後は、大英断を下すしかない。これから何十年も引きずっても、誰も良いことがない。	既に死亡して、手続きが不能な被保険者の記録や、氏名・生年月日を偽って加入されている記録は、言葉は悪いが、お蔵入りするしかない。この分まで、解明されていないと、いつまでも騒いでも何の解決にもならない。	窓口装置の手帳番号において、氏名・生年月日・性別や記録がないものがあるというのは、世間で騒がれるまで、正直知らなかった。そういう意味では、管理がきちんとなされていないと思った。 ただ、裁定請求のときに本人が複数の手帳番号のうち、言い忘れると年金に結びつかないだろうなとは考えたことはある。しかし、管理などの仕組みを作ったのは、現場職員ではない。	記録を漏らしてはいけないという信念で、日々仕事をしている。 社会保険の適用拡大を視野にいれた政策が検討されているが、そこに関わる事業所の事務遂行能力が十分でないことは、あまり世間で知られていない。日々、事業所と接している現場では、痛感することであるが、一方、現場を知らない上部組織は、同じ省庁職員であっても、分からない。ましてや、世間一般の人は、余計に知らない。 いずれにしても、誰もが分かる制度や仕組み、それを実行できるものにしていかなければならない。
1103	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1104	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。		とても重要な問題と思います。マスコミによって報道され始めた5年くらい前です。	誠意をもって対応しようと思いました。 お客様の記録の管理をきちんとしていればこのような問題がなかったと思います。 またお客様が亡くなっている場合、本人でないとわからないため、確認がとれないことがあることが反省点です。
1105	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	地域・事務所により特徴があるため、調査のノウハウを持った職員で専門チームを作り、調査を行う。	古い記録の中に一部記録漏れがあることは知っていたが、公表されたような、 件数とは思わなかった。	できる限り丁寧に対応・調査しようとしましたが、時間に追われてしまった。 時代の問題もあるが、早い時期にマイクロフィルム等に保存する必要があったとおもわれる。年金記録にたいする職員の意識もかなり低かったと感じる。
1106	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員全体で記録の確認作業を着実に行う。	職員一人ひとりの問題であり、自身の問題でもあると認識していた。「年金記録問題」という言葉が報道されるようになってから。	記録の調査、補正作業や、電話等の対応に積極的に参加しようと思った。作業を後回しにせず、着実に積み重ねていくことが大事だと反省した。
1107	地方庁	その他(社会保険事務所)			健保・厚年の資格喪失届で、喪失日が月末のものが時々ありました。その中では、事業所が誤って退職日を記入していたものもあったと思います。 6，7年前に健保・厚年の適用担当だったころのことですが、その当時は、喪失日が1日ずれることで、その方の年金額が変わることまでは認識していませんでした。	通常は、事前に電話などで退職日を確認していましたが、繁忙期で余裕がないときは、そのまま喪失届に記載された喪失日を入力していました。 今思えば、もっと丁寧に退職日を確認すればよかったと反省しています。
1108	地方庁	その他(社会保険事務所)			勤務し始めたころ(平成14年)から、基礎年金番号に来統合の手番が多数存在することは知っていたが、年金受給時に判明すればよいものと認識していた。	当時は年金請求時に記録統合されれば問題ないという意識だったため、積極的に記録統合に取り組んではいなかった。 現時点では、この問題意識・危機意識の低さがもっとも反省すべき点だと考えている。
1109	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の計画に従い、正確を第一に迅速に進めていく。	あまり知らなかった。不備のある記録はごく小数と認識していた。 年金記録問題が取りざたされてから問題として認識した。	お客様の疑問や不安にはそれが解消できるように説明を続けた。 歴史的な経過もあり一言ではいえないが、複雑な制度のなか適切な運営・管理がシステムとして作り上げてこれなかったことではないかと思われる。
1110	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			統合されていない記録が存在していることは以前から認識していたが、報道等で騒がれるようになって、年金制度の崩壊につながる危険性のある大変な問題であると認識した。	厚生年金の適用担当だったので、より適正な資格管理をするため、事業所などからの照会に対してより丁寧に対応するようにした。 平成9年の基礎年金番号付番時にもっと丁寧に確認及び統合をするべきであったと思う。
1111	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない方が多いだけで、ここで意見することでもないかもしれないが いわゆる軍人や、旧例共済加入期間など、厚生年金保険に明らかに該当しないものや、制度が施行される前の期間まで調査申出がされていることにより、回答が遅れているという実態にある。	年金特別便の回答を出すよう指導するだけでなく、厚生年金保険に該当しないものや、制度施行日などを周知して、各自で判断し協力してもらえるようにするべき。(無駄な受付を省く。) 新聞やTVといった媒体で広報するのが効果的と思われる。(取り上げてもらいやすいようなものにする。でなければ、広報を投げ込みしても使ってもらえない。無駄に終わる。)	厚生年金保険では、事業所への指導不足であろうと感じていた。資格得喪・定時決定や随時改定等、通知したものを確実に理解してもらう努力が足らなかった。また、その通知を被保険者へ通知することの徹底をしてこなかったことが原因と思われる。 国民年金では、現年度保険料検認事務の突合が甘かった。被保険者から保険料を領収したとき、市町村役場の台帳へ記載したとき、市町村役場から社会保険事務所へ検認報告したとき、のいずれかで洩れていた可能性が高い。 知ったのはいつということはないが、今思い返してみるとこのように感じる。	厚生年金保険に関しては、法律に基づいた適正な指導をしていくことを心がけた。いわゆる「お役所仕事」を徹底することも必要。 国民年金に関しては、市区町村役場を経由するので仕事が増えている分、事故発生はやむをえなかったのではと思う。制度発足当時は収納率を高めることを目的として、個人個人から収納するノウハウのない社会保険事務所で直接収納するより、市区町村役場にて現年度保険料を収納したほうが効率がいいと考えられていたのかもしれない。(現に、直轄事務に変わってから収納率はほぼ上がっていない。)
1112	地方庁	その他(社会保険事務所)	・年金制度の認知度 ・複雑でわかりにくい規定 ・誤解をまねく恐れのある表現 ・決済(認定)権限がある役職者に集中しすぎ	・徹底した広報の拡充 ・誰にでもわかりやすい規定の整備 ・リスクとコントロールの見直し	・保険者と被保険者そして事業所との3者間の問題 ・社会保険制度自体の問題 社会保険事務所に勤務してから(2009年4月から勤務)	・誤解のあるお問合せには社会保険制度(特に健康保険と厚生年金保険)についての認識を改めていただくよう応対した。 ・現在3ヶ月で年金記録の回答をしているが、以前は1年以上かかると言われていた(言っていた)。なぜ急に対応内容が変更になるのか。 お客様に不信感を抱かれるような対応を社会保険事務所が自ら行っているように思う。 ・クレームがあってはじめて対応策を考えるのではなく、あらかじめ考えられる問題の回答を準備してから行動しなければいけない。 ・いずれにせよ、現場(社会保険事務所)で働いている職員は自らの責任において起こった問題ではないにもかかわらず一生懸命年金問題解決に向けて対応していた。年金問題の原因追求は行われているのか、不思議に思う。対策を考えるには、原因追求が不可欠だと思う。 ・厚生労働省や社会保険庁に寄せられたクレームは公表され、周知徹底するようだが、現場に寄せられたクレームはどうなのか。本部がいちばん把握しないといけないのは「現場の声」だと思う。 以上、どれもこれもが場当たり的な策しか講じなかったが故の問題だと考える。今後二度とこの
1113	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	59歳未満の年金受給者以外にたいしては請求時点で調査を行えば十分問題は解決できると思われるので、年金受給者を優先に調査を行った方が早期解決に向けての取り組みとして一番良い方法と思われる。 今現在、システムの構築中でに完璧に記録を探すのは無理だと思われるのでシステムの構築後に解決するのが二重手間にならなくて被保険者の為になると思いますので早くシステムの構築をお願いしたい。	人間が行う仕事の為、本人、事業所、職員どちらかでの記載の間違い、入力間違いはありうると思われるの年金記録問題は必然的に発生すると思われた。	現在の中途半端なシステムでは二重手間になると思いますので早くシステムを構築することが早期解決に向かうと思います。
1114	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	地道に行っていくしかないと思います。	もともと、申請主義が当たり前と思っていました。年金の請求時点で記録確認できると思っていましたから、年金記録問題が起こり始めて「言われてみればもっとも」という感じです。制度によって番号が異なっていた部分は、しかたないことだと思います。	加入者・受給者の皆様の協力無くして、問題解決は程遠いと思います。窓口、電話で年金に関する対応のときに、可能な限り被保険者記録の漏れが生じないように確認するよう心がけています。後年「社会保険事務所で何も言われなかった」と言われたくありませんから、説明を漏れなく行うように心がけています。
1115	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し	わかりません	転記作業の多い事務であったので、事故はあると思う。問題の存在を知りえた時は記録調査の課にいたとき。	昭和の時代は、記録保存する機能のない時代であったので、今の時代にまとめて反省は無理と思う。
1116	地方庁	その他(社会保険事務局)			記録問題は本来あってはならないものであり、早急に解決すべきと思った。 問題の存在を知ったのは、記録問題で騒がれる前。(平成18年ぐらい)	宙に浮いた記録が出てきた場合は、本人の記録であるか丹念に聞き取りや調査を行うようにした。 反省点としては、記録問題は明るみになる前から分かっていた事であるのに、何故騒がれてから動き出したのか、という点だと思う。
1117	地方庁	その他(社会保険事務所)	・近年、算定基礎届未提出者を職権にて処理をしているため、年金記録問題に発展しつつある。 ・事業実態がなく、認定全喪件数が増加しているが調査に限界があり、得喪記録が必ずしも一致しているとはいい難い。	定期便により、お客様による自己申告が期待できるが、根本的な、改善が必要と思われる。	採用後まもなく(平成5年4月)年金手帳の重複件数が膨大にある事は承知しておりましたが、最終的に裁定請求時に本人確認のうえ整理していると認識していました。	基礎年金番号導入後においては、取得時に名寄せを行い未然に重複を防ぐよう取り組みました。しかし、厚生年金は住所管理がされていないため本人特定できないケースが多々あった。
1118	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	①現在進行中の個々の紙台帳記録とオンライン記録の突合を進める。 ②引き続き被保険者の記憶を基にした調査を行う。 ③市町村への協力依頼に加え企業となっていない現存企業、特に大企業に過去の被保険者の雇用情報提供を求める。	①複数年金手帳を所持している被保険者が多いことは以前から知っていました。 ②正規職員、臨時職員、パート職員、試し雇用職員、適用除外職員、請負職員などさまざまな雇用形態で被保険者である職員とそうでない職員がおり、本人と主張が違うことは過去から理解していました。 ③算定基礎の調査時には保険加入を意図的に行わない事例が見受けられましたので取得届を提出させました。 ④そのつど調査し重複取り消しや、取得届の処理を行いましたが、申請主義が前提で、最終的には年金請求時に調査し適正にするという雰囲気があったことは事実です。	①厚生年金担当が長かったので、調査時に適正な届出を行うよう指導しましたが全事業所の調査は時間的にもできませんでした。 ②年金番号の重複取消届、氏名変更や生年月日の訂正などそのつど提出するよう指導しましたがもっと事業所指導を行えばよかったと思います。 ③名簿記入は楷書を心がけましたが、3月からの繁忙時、つい行書で記入したのが今回の調査で正確に読んでいただけたのかと反省しています。 ④脱退手当金が退職金の一部のように事業所担当者が次々と請求書を届けるのを年金制度としてどうなのかと思いながら支給担当を行っていたことを、もっと将来のことを考えるように訴えれなかったのか悔やまれます。
1119	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	誠実に国民に対応する。	国民のために努力しようと考えます。この問題が発覚した以降です。	誠実に国民に対応する。認識があまかったと考えます。
1120	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	特別便及び定期便はもちろん、突合せ処理を地道に確実に処理を行うこと。	深刻な問題として真摯に受け止めていた。約6年ほど前。	お客様に対しまずはお詫びと、丁寧な対応を心がけているところである。
1121	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	問題の正しい情報の広報。 調査の為の人と時間の確保。	年金手帳記号番号の登録や重複取消の未整備と認識。 採用後しばらくして(昭和から平成になる頃)、年金手帳の再交付をする際、複数の手帳記号番号を同一人に払いだしているケースがある。	過去の職歴等を確認し、同一人の記録であれば重複取消や基礎年金番号への登録処理を行った。 オンライン化前はあまり知らないので反省点は挙げれないが、平成8年から9年にかけての基礎

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1122	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし、現状とおりで良いと思います。	統合帳からのコンピューターへの登録作業での作業ミスが原因と思います。新聞報道で知りました。	改めて基本に立ち返り、仕事を行う。お客様の勘違いもあると思うので、わかりやすい説明を心がける。長年の業務による累積したもののため、統一マニュアルが無かったこと等仕事の仕方にも問題があると思う。
1123	地方庁	その他(社会保険事務局)	誰のものかわからない記録が多数あること、別人の記録を統合していることが多数あることが具体的にあげられると思います。	被保険者からの照会を受けた際、照会期間は当然として、そのほかにも記録の漏れがないか、また現在収録されている記録が正しいものであるか、慎重に調査することが解決につながるものと考えております。	ここ数年、平日、休日、昼夜問わず年金記録問題に取り組んでおり、この職場の最重要課題と認識しております。年金記録問題が存在することを知ったのは、平成17年の初め頃だったと思います。ただその前から、適用課にいたときに、記録整備依頼、資格照会の処理をする機会があり、記録の管理(被保険者原票への記載等)は不十分なのではないかと感じていました。	資格照会を受けた際は、1件1件慎重に、今できることを最大限に行い、記録を確認するように努めました。反省点としては、職員にとってみれば、何万、何億分の1の記録でも、被保険者にとってみれば、将来(現在)の年金受給にのための大事な記録であるという認識が欠けていたため、記録管理、記録整備の不十分さに繋がったと思います。
1124	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	増員	記録の機械化が遅れている思う5年か位前	紙の記録から機械化の遅れ
1125	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	国民の方に真摯な姿度で接し、お客様へ誠意を持って説明することが第一だと思います。 制度自体が複雑なので、もっと簡潔な制度へ変える事も一つの選択肢であり、情報公開し各個人がインターネットなどで簡単に確認がとれるようにする事 も必要だと思います。 く	マスコミ報道を見た時。	マスコミ報道に流されることなく、事実を確認しようと努めました。 確かに過去において、不適切な事象があったと思います。事実を事実として記録、認証する姿勢とチェック機能が欠如していたと思います。
1126	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	これまで知られていること以外は承知しておりません。	①職権訂正基準を緩和する。 ②虚偽の申立があった場合の罰則を明記する。	窓口にてお客さまから申出があり、厚年手番をマイクロにより確認のうえ重複取り消し等しておりました。 報道されているような消えた年金といった認識は無く、当時は被保険者個々が自身の手帳をしっかり管理しなければならないものであり、お客様へもしっかり管理し、職を変更する場合などは、必ず提示するようにと説明しておりました。	中には、5～6冊の年金手帳番号が払い出されている方も多かったように思います。 適用の際、しっかりチェックしていれば、このよう事態は避けられたものと認識しております。
1127	地方庁	その他(社会保険事務所)	会社が従業員に年金手帳を渡していない。		記録不備と年金への無関心が重なっておきた問題。実態を知られぬまま問題意識だけが先行した面がある 18年に国年の誤還付にあたって厚年の記録収録の誤りを発見した。それ以前では氏名収録の無い番号が存在し、年金手帳を紛失した場合の発見が困難な状況がありえるとぐらいの認識はしていた。	記録相談に際してはすべて原簿の確認をするようにした。 事務所もだが事業主や被保険者の利便を優先して届出の際の確認を省略する傾向が法律制定当初からあるなあと感じていた。全てに証拠書類の添付をもとめ、調査をしっかり行い、さらに一度ぐらいは虚偽届に対して罰則を適用しておけば、多少は違ったのではないかと思う。収録誤りについては当時入力結果の確認が出来ないと判っていたならば、諸帳簿、原簿については中央主導で保存するようにすべきだったと思う。基礎年金番号導入についてももっと省庁間での調整や議論を行ってベストの方法を模索すべきだったとおもう。年金記録の管理は国民の管理であると認識して社会保障番号的な制度にすべきであったのではないかとは思う。
1128	地方庁	社会保険事務所課長級以上	2～3ヶ月で変わる派遣社員が、記録照会において重要視されているが、 入れによるためなのであろうか、派遣社員の質に疑問あり。 (3日で行方不明者、居眠り者、ミスが多くシュレッターしか出来ない者等) 社会保険労務士やOBなどを利用して解決してゆくということがよく報道されるが実際にはかなり厳しい。(特別便相談で3日でやめてしまった社労士、初日からこない社労士、なかなか集まらないOB等)	能力・責任ある職員の増員。 能力ある派遣会社の利用。 能力ある者は低待遇・低賃金では確保が難しい。	オンライン切り替え時での不完全な作業による問題。 年金記録問題発覚後。	お客様に対しては誠実な対応。 記録整備に関しては正確・迅速な対応。 長期的なサイクルではなく、短期サイクルで通常の仕事をこなしながら、または通常の仕事をとめてまで、限られた時間・人数で行った結果、いずれまた歪みがでてくる可能性あり。(算定の郵送化、長期滞納事業所の増加、事業所調査の停滞等)
1129	地方庁	その他(社会保険事務所)			極めて、限られた者の問題と認識していました。平成20年頃。	最後の一人まで解決することができない。
1130	地方庁	社会保険事務所課長級以上		・現在調査している定期便終了後、未完了記録と未突合と思われる者に対し、訪問調査や業者委託等により内容を把握する ・突合可能であるとおもわれる者、申立のある者に対し、電話委託調査等で本人有無を確認のうえ、ある一定条件を元に重複期間がない限り、政治的判断により解決する	厚生年金保険にかかる昭和35年ころ以前の期間照会は、被保険者名簿等の調査が必要であり、手帳記号番号の重複払出しや氏名・生年月日相違、あて字、旧制、統一されていなかった年金手帳記号番号など、社保、事業所、被保険者双方に問題があると考えていた。 期間照会や旧法の年金裁定時である昭和61年ころ。(国民年金については、重複手帳は少なく、納付漏れについてもそれほど考えていなかった)	反省点 ・厚生年金保険の試用期間と加入条件 ・市町村で徴収する国民年金の徴収方法 ・事業所の年金制度への周知 ・被保険者の年金制度への感心度 ・脱退手当金にかかる受領者のオンライン登録 ・他の官公庁も含めた資料の保存年数
1131	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	通常業務と平行して処理するのではなく、年金記録問題を切り離して集中的に処理した方がよいと思います。 また、既に死亡している方もおりますが、近族に確認しても限度がありますので、状況証拠(氏名、生年月日、性別(旧姓を含む)、過去の住所地、手帳番号の払出事務所など)から判断し職権的に記録を統合したらどうでしょうか。	今回の年金記録問題は、古い記録も多く本人を特定するのに時間と労力がかかり短時間ではなかなか完結できない問題である。 いろいろな理由から年金手帳を複数払い出している人がいることは承知していましたが、5,000万件も基礎年金番号に統合されていない記録があることを知ったのは平成19年2月頃だと思います。	相談者一人ひとりの記録を調査できる限り調査し、本人特定できるよう努力しています。 反省点は、 ○もっと早くこの問題に取り組むべきであった。 ○一人の被保険者に対し年金手帳が安易に複数交付されていたこと。 (基礎年金番号になっても基礎年金番号を複数保有している被保険者が存在している。) ○年金を請求する場合に、過去の厚生年金記録を本人の申立てを重視し決定していたこと。 など。
1132	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	存じ上げません	今まで調査を行い、かなりのお客様の記録が解明されたと思います。今後もお客様に対して記録確認をしていただくことを続行する以外に方策はないものと思います。	この問題の詳細について、かなりの問題点が存在するのを知ったのは、お恥ずかしいですが、問題発覚以後でした。ただし、お客様の中には、一人で多くの年金証、年金手帳を持っている方については、認識していました。	とにかくたいへん多くのお客様が事務所にお越しいただきまして、玄関に入りきれないほどとなり、職員全員で対応いたしました。接客するのはもちろん、電話での照会も多く、たいへん多くの方からお話を伺いました。 今となれば、基礎年金番号が発足した平成9年1月時のPR不足があったと思います。社会保険事務所でもPRをもっとやる必要があったのではと思いますが、その当時は今のような年金記録の検索システムが構築されていませんでしたので、本人の記憶、本人の確かな申し出以外に確認の方法がなかったことも事実です。ただし、我々も基礎年金番号導入以前から厚生年金、国民年金は一人一番号であるということは、機会があるごとに必ず担当者等に話していたことですが、被保険者の皆さんに年金記録に対する重要性を認識していただけなかったことは、反省点
1133	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	プロジェクトチーム(経験豊富な職員)による集中対応。	結果的には、運営責任者(社会保険庁)としての管理意識の徹底の欠如が一番の問題であったと認識しています。 無年金者もおりますが、最終的には必ず年金給付につながっているという認識でしたし、日々そのように業務を行っていましたのでこれほどの不備が存在するとは思ってもいませんでした。	事務所窓口支援など被保険者等への対応、また、国民年金特殊台帳の照合作業などを積極的に行ってきたつもりです。 申請主義、自己管理責任という言葉が先行しすぎていたのかもしれません。国民の権利を守るため私たちはいたのであり、どうすべきであったのか今後のためにも全職員もう一度省みる必要があると思います。
1134	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題が発生して実際受給できるべきものが受給できていない人達が多く存在していることを知り給付関係の業務を行ったことがなかったのですが、裁定請求の際にもれなく確認していればおこらなかった問題かなと認識していました。この問題が存在するのをしったのはテレビ、新聞で報道されたころのことです。	ねんきん特別便により事務所に来所されるお客様が増えたので各事務所への窓口応援に行き、一人一人細かく調べて手番統合を行いました。 この問題の反省点としては、平成9年基礎年金番号ができ一人一つの番号で各制度に加入となった時点で手番をなくすようにしていればよかったのではないかと思います。その当時は60歳以降の年金裁定請求時に確認すればいいと思っていたかと思いますが、実際60歳を超えて30年～40年前にどこで働いていたとか、いつどこで国民年金を納めたとか覚えている人は少なく、当時の年金手帳を持っている人も少なかったので裁定の時にもれてこのような問題が起こった
1135	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	特に意見ありません	特に認識しておりません	特に対応ありません、意見ありません
1136	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金のマイクロの名前が判読しにくく例えば山田が岬(二つの名前が一つに)なっていたような事例がありました。 ありえない生年月日や名前のないマイクロがありました。	時間をかけて一つ一つ突合するしかないと思います。	年金記録問題は私の判断や力ではどうにもならない問題だと思っていました。 H18年頃	氏名索引を徹底的に行い、手番が出ればすべて本人に確認するという基本中の基本を実行しました。 厚生年金の払い出された手番が多すぎることとマイクロも不鮮明なため判読が難しくなっている
1137	地方庁	その他(社会保険事務所)		一般的な回答ですが より一層のマンパワー投入かと思います。	年金記録問題については、社会保険庁が組織をあげて真っ先に取り組むべき問題であると認識しています。 未統合記録が存在するのは、私自身が入庁した平成14年に業務を通じて知りました。ただ、具体的な数(5000万件)などを知ったのは年金問題がクローズアップされた平成16,17年頃だったと思います。	私一人にできることは限られていると思いますので、 お客様の立場に立ってお一人お一人対応をしていく。この小さな積み重ねが解決への第一歩であると思います。 年金にある程度関心がある方であれば、年金記録問題解決に協力いただけるともいますが、無関心者に対してもっとアプローチの仕方があったのではないかと思います。
1138	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無いです。	職権的な記録統合が出来ず本人様の確認が必要である以上、国民への周知広報等呼びかけ及びその反応として提出される期間照会等の解決へ向けた作業による記録の適正化に邁進するしかないと思われます。	当初は平成9年基礎年金番号導入時に整理されていなかった記録(いわゆる手番)が残っているという、制度上必然的に生じた問題ではないかとの認識でした。知ったのは平成19年の初めくらいだったと思います。その後、時間がたつにつれて、納付記録誤りや不正行為の可能性等、これまでのずさんな管理といった人為的な問題もあるということを知りました。	平成19年6月くらいだったと思いますが、「ねんきん安心ダイヤル」へ支援参加し、被保険者からの照会電話にローテーションを組みながら24時間対応しました。その後も、事務所では通常業務に加え、年金特別便相談対応等記録問題解決に向け従事しました。中にはお客様の勘違いだったりで、記録が無い場合もあるのですが、前述の問題意識により、お客様の話を良く伺い、記録探しをするよう努めました。(ただ、お客様の数が膨大であり時間も限られているため、十分探すことの出来なかったケースもあったかもしれません。) 反省点としては、年金記録問題が短期間で大きな波になったため、事務所での対応等において、後手後手に回ってしまい、初めから必ずしも十分な対応が出来てなかったのではないかということでしょうか。(お客様の数が膨大で対応が困難だったり、昔からいる知識・実務経験ともに豊富な職員は別として、比較的若い職員は戦時中の恩給や軍属の旧令共済等々、その他日頃扱うことの少ない年金や当時の状況を理解するまで相応の時間がかかったものと思われます。) 今後は早期解決を図るうえで、十分な人員確保及び確保した人員への教育が必要不可欠になると思われます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1139	地方庁	その他(社会保険事務所)	届出について法律上事業主を性善説でとらえているため、悪意の事業主が標準報酬を不正に操作できる状態となっている。しかし全てを調査し正しい届出をさせることは現状では不可能。人員も予算も膨大となる。また未納事業所で差押財産等もない事業所によっては資格喪失届の提出を拒むことで、健康保険の不正受給や、厚生年金保険料未納期間分について年金を受給しているケースもかなりあると思われる。しかし、現場では記録改ざんと事業主から追及される可能性もあり慎重に事実調査を行う結果、滞納は増え続け納入されないのにもかかわらず、保険・年金給付は行わなければならないというジレンマに陥っている。	現在の記録問題の一因でもあり真面目な事業主、被保険者の負担を増やすことにもつながっていることからもっと勤則の強化や悪質な事業主の公開等を行い、取り上げるべきだと思う。 現場でできることとすれば、前者では年1回税務署の把握する収入額との突合を行うことや、後者では民間である機構が運営主体である以上、民間保険と同じように失効や給付の差し止め等ができないか具体的に検討しなければならないと思う。	年金記録問題で一番重要なのは、真面目に納めてきたにもかかわらず記録がない方の救済(特にすでに受給年齢以上の方)であると考えています。自分が採用された平成15年当時すでに社会保険オンラインシステムによる一元管理が行われており、その記録が絶対であると考えていましたが、「宙に浮いた年金」の報道で紙台帳のオンラインシステム移行時にかなりのミスがあるとの報道がなされたことで、その危険性を知りました。	上記危険性を知ってからは、社会保険オンラインシステムの内容を絶対視せず、まず被保険者の方の話を聞いて記録を1つ1つ突合し紙台帳も確認しました。 この問題に関しては故意で改ざんされたり、オンラインシステム移行時の誤入力を職員が見逃してしまったものには、やはり職員意識や総大な件数とはいえチェック体制の不備があったものと思われるため反省しなければならないと思う。 またいろいろな情報を明らかにせず、説明すべきところも説明せずかえって年金不信につながってしまったことはやはり反省しなければならないと思う。
1140	地方庁	その他(社会保険事務所)		制度をわかりやすくする	年金記録問題がメディアに取りざたされた事により知った。	問題発生当初は、相手の話を聞くことと謝罪することでしか対応方法がなかった。 制度自体ほとんど理解されていなかったため、いつ、どのように周知したかなどの質問も多数あった。 報道が加熱していたためか、課で連絡のないことや決まっていない内容の問い合わせが多くあったので対応方法をみつけづらかった。 違った解釈をされることが多く、不信感をもたれているため聞く耳を持っていただけないことが多く、報道されている一部のことが総らんでいくので、メディアなどをつかって謝罪だけでなく、そのつど説明をしっかりしていったほうがよかったと思う。 制度が発足時から、何でも改正されわかりづらいことと、あいまいな部分が数多くあり、これといった方向性を示すことが出来ないところを改善していったらよいと考える。
1141	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	人海戦術しかないと思います	コンピュータが無い時代の記録なのである程度はやむを得ないと考えていますが、現在のSOLSに繁栄していない紙台帳等の記録が多すぎる。 平成4年頃に他庁からの資格記録照会を担当したときに多少感じた記憶があります。	お客様対応は時間をかけて丁寧に窓口段階で調査し、極力、完結するように心がけました。 お客様が一斉に来所したため、一人一人に丁寧な対応が出来ていない。とりあえず預かる的な対応になった時期が多かれ少なかれあったと思う。その結果、調査事務が滞留したのでは。
1142	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	全職員(OB含む)による年金記録問題への協先的な取り組みを図るべきと考えます。	世間を揺るがす由々しき問題であり、特に高齢者にとっては死活問題と認識していました。また、年金記録問題のことは平成19年にマスコミ報道により知りました。	電話や窓口等での対応時では、可能な限り詳細に職歴や年金加入歴等を聴取していわゆる「宙に浮いた年金記録」の発見に努めました。また、現時点でみた場合に、統台帳からオンラインへの移行と基礎年金番号への移行において、被保険者や受給者の立場に立った対応や広報ができていない、あるいは内部でのデータの取り扱い等 が厳正ではなかったようなマスコミ報道があり、反省点として挙げられると考えます。
1143	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在の方法で丹々と進めて行くしかないと思います。	再取得の受付を行う際、既交付済の手帳・番号を確認ずるも、「忘れた」「無くした」とのことにより、新しい番号を払い出し、「後で見つかればお持ち下さい」等の対応により結果的には一人でいくつも番号を持つことになってしまった。当時はオンラインによる検索ができなかったので、やむを得なかった事情もあるが、「果たして、将来キチンと記録が一本化できるのか」と漠然とした	「後日、手帳がでてきたり、番号がわかるものがあったら必ずお持ち下さい」と念を押していたが、新しい手帳を交付された時点で安心してしまうのか、なかなかお申し出いただくことは少なかった。当時、窓口で年金の記録の仕方や制度説明を区市町村も含めてもっとくわしく出来なかったものか。
1144	地方庁	地方社会保険事務局長	ありません	やはり国民が納得できるレベルの記録確認が必要だと考える。そのための監視組織があって、手法やスケジュールなどを管理して仕分けのプロセスと結果をきちんと事務に残して置くことが重要と考える。	そもそも縦割りの制度を縦割りで記録管理していたときにも記録問題はあった。厚生年金の場合も記録統合事故の未整備があったり、参考記録があった。昭和56年頃から社会保険業務センターにおいてシステム班の厚生年金資格記録担当になったとき事故記録の問題は知っていた。 また、基礎年金番号への未統合記録の存在は、平成14年から社会保険業務センター記録管理部年金番号課に勤務したときから知っていた。 やっかいな問題だったが、記録のターンアラウンドを契機に解消するかあるいは年金の裁定時の職歴確認とで解消する以外はないと思っていた。	この問題はマスコミから社会保険庁のずさんな記録管理と位置づけられ、本当にくやしい思いをしている。私自身が自分の職責で可能な限り解決を図りたいと取組んできた。 この問題が国会から指摘されはじめたときの状況は承知しないが、初動対応に問題があったのではないかと思う。平成13年頃58歳事前通知をする計画において、反対する幹部が少なからずいて本当に苦労した記憶がある。 反省点は、年金制度の改正に直結する年金給付部分は手厚くしたが、反面一番大事な記録管理の維持整備を軽んじてきてしまった組織風土に問題があったと思う。しかし、その意見は結果論であって相対的にはマンパワーが決定的に不足していたと思う。
1145	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の信頼を揺るがす大問題だと思いました。 私は平成21年2月から任期付き任用職員として採用されたのですが、当時マスコミの報道等でこの問題を知りました。	最初は職員の方に教えられたことをそのまま行っていましたが、現在の問題のことを考え、自分でも法令に沿った業務を進めているのか、マニュアルどおりに実務を行っているのかを考えながら職員の方と相談しながら業務を進めるようにしています。 お客様の立場に立った対応をすることによって年金問題解決に結びつくと思います。
1146	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	地道にやっていくしか、信頼の回復の方法は無いと思います。	マスコミが報じてからWMに収録されていない記録や、整備されていない記録が多数あることを知った。	ねんきん特別便の応対では、一人ひとりに誠意を持って対応しました。 紙台帳から機械に収録するときに、適正にしておけばこのようなことにはならなかったのでと思います。窓口担当者としてお客様から指摘されることは、なぜ、昔にキチンとしておかなかったのか、だから、今の若い担当者が非難を浴びているのだとよくおっしゃられる方がいます。 また、基礎年金番号発足時に、もう少し広報をして、手番収録をしておけばよかったのではと思
1147	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	「この」とは世間一般で言われている問題のことでしょうか。 それならば、記録問題は地道な調査、あとは法令順守につきると思います。	不適正免除の時に担当課であったため、実際に業務を行う際、本当にいいのか課長に念を押しました。しかし、「各家庭に電話で了解をとっているのだからいい」と言われ、毎晩電話していました。あの時は実績が厳しすぎて、感覚が麻痺していたと思います。 その他の事は、新聞で知ることばかりでした。	法律が一番にあるという認識を忘れない。 今は、信頼感の回復を一番に考えることだと思います。
1148	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	法令遵守、お客様の立場になって些細な問題にも手お抜かない、面倒がらない等は当然のことと思いますが、法令やシステムが複雑になりすぎているので、もっと単純な仕組み作りが必要ではないでしょうか。	その時は、特に問題とは感じていませんでした。業務課のときは、資格取得届が提出された場合年金手帳の添付が無いものや、番号の確認できないものは督促して確認するようにしていたし、国年、厚年、それぞれ新規で資格所得する時に重複して付番されている疑いのある方は擬重複がでるのでそれで本人か確認するようにしていたし、先輩方から、最終的には年金を請求する時に氏名索引、旧姓による氏名索引、過去に勤めていた事業所等から記録を確認し統合するので大丈夫だと教えられていたのでこのような年金記録問題なるとは思ってもいませんでした。年金記録問題について認識したのは、マスコミ等で取り上げられるようになってからだと思います。	やはり、最終的に年金請求時に記録は統合されるから大丈夫だと言う認識の甘さがあったのは確かだと思います。それを踏まえて、お客様の立場に立った場合、一刻も早く自分の記録を整備し正確なものにしたいと考えるの当然のことであり、我々の都合をお客様に押し付けるのは傲慢であったと思います。
1149	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	先日より市町村役場保有の被保険者台帳等を、業者に引き渡し電子画像化の処理をしているところです。 記録照会の調査のため、被保険者台帳の閲覧が必要な場合は局を通じ、データ提供される流れですが、実質2ヶ月間経っても未だ回答がないのが現状です。 電子画像化が完了するまでの今の時期、早急に回答がされるようにすることが重要と考えます。	国民年金課へ在籍しているところ、特別強化の期間照会が始まってから、特に重要な問題であると意識していました。	照会があれば調査から回答までスピーディにできるように心がけました。 台帳で記録管理されていた頃のシステムをよく知らないのですが、ウインドマシーン導入時の記録の移行、収録に問題があったのではと思います。
1150	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1151	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	基準が緩和され、一定程度で調査を終了しないと 永遠に解決しないと思います。	受給申請時の調査は不足していると感じました。 基礎年金の統合は、早急にすべきと思いました。 とくに国民年金の催告状に本人の納付月数をお知らせ をするとの方針があったときに、統合されていないままに 周知することは問題があると思い、庁LANにも掲示した 記憶があります。	1最初は、統合が進みある意味でよかったのかと思いましたが その後、いろいろな問題があげられ申告に考えるようになった。 2年金申請時の職歴確認は、重要と感じ、索引方法等も相談 し、調査漏れのないよう話し合った記憶があります。
1152	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	対応計画をきっちり立て、この業務に精通した職員を配置し、専属で対応する。	社会保険庁に解決すべき最優先課題と認識していた。	主に窓口相談対応、及び記録照会回答事務の対応を行ったが、とにかく迅速、正確な対応を心がけた。 反省点としては、年金特別便、年金定期便等被保険者等に送付するものについては、様式、内容等について時間をとって十分に検討し、現場の職員の意見も聞きながら実施すること。
1153	地方庁	その他(社会保険事務局)	存在しない。	基本的に存在している台帳の逐次確認と古い記録においては当時担当していた市町村の年金担当を含めて確認作業をとる必要があると思う。	国民年金課に異動したときに基礎年金番号と統合されていない記録が存在することがはじめてわかったが、年金裁定請求のときに本人と確認作業をとるから、問題ないと教わった。	統合することによって、記録の重複また保険料の還付が発生することさらに、督促状を送付することで、納付記録の不備が判明することが多数発生したので、戸別訪問等で本人確認とれたものに聞してわかりしだい記録の統合作業を進めることを国民年金課内で決めていた。データーに登録されていた記録統合はかなり重点をおいたが、登録されていない台帳等に関しては想定していなかった。当時の重要課題は納付率の向上だったので、年金記録に力並をおくことができなかった。もう少し年金記録全体に関心を持つべきだった、と今から振り返ると思います。
1154	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		年金記録が抜けている問題については、国民年金課に配属された平成14～15年頃に知ったと思う。 当初は、記録が抜けている人がいるがいるのだなと思う程度で重大な問題とは考えていなかったが、年金給付課に配属されてからはあまりの多さに愕然とした。 しかし、その後まもなく報道され全国規模の問題であることを知り、重大な問題であることを認識した。	給付課配属時には自分にできる範囲で請求者の記録を確認し、窓口対応者にも請求者に対して、職歴確認をするよう呼びかけをおこなった。 その後報道されるようになり、社会保険庁(事務所)の方針に従い記録の調査を休日返上で行った。 現時点での反省点は、やはり一番最初の管理やデータ化処理の対応が悪すぎたかと思われる。 基礎年金番号統一時など、もっと時間をかけて事業所に呼びかけて、正確な記録にするべきだった。
1155	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	数や質から考えて、すぐに終わらせることができる問題ではないので、それぞれの職員が一件一件を着実に対応していくしかないと思います。	世間の皆様からの信頼が今まで以上に無くなる問題と感じました。存在を知ったのは世間一般に話題になる頃と同じ頃だったと思います。	対応人数が多くて手が回らない状態でしたが、(7)に記載したとおりそれぞれのケースに対して確実に、親切に対応していくしかないと思い、そのように対応を心がけました。 反省点としては、問題が大きくなった際に人手が足りない状態でしたので人員の配置や効率的な対処方法をもっと練ってから取り組むことができたら、もう少し違った形となっていたような気が
1156	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		現在の記録問題の課題・資格記録の判明等について全力をあげる。	必ず解決・解消しなければならない課題として認識している。	年金相談業務においては、お客様の記録把握にもれがないように詳細に調査している。また、資格照会の支援にも参加している。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1157	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年に基礎年金番号が始まった時に、現在の状態になることは予想できましたが、やはり当時にはまだ若く(関心がなく)、年齢に達したときに行えばよいだろうと思っていた方が多く、特別便の窓口で応対したお客様の中にも、基礎年金番号通知書をお持ちで、切り取り線からも切っていなく、他の番号があるにも関わらず提出されていない方がかなりいました。	お客様の要望にお答えする為、親身になって細かく聞き取りをし、調査対象としました。 この問題については、記録の管理がずさんであり、今後はあってはならない。
1158	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	知りません	知りません	知りません
1159	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録問題が発覚時(平成19年6月頃)	基礎年金番号導入時(平成9年1月)に記録についてPRを強く行うべきであったと思います。
1160	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	特にありません。	採用当初(平成6年)から番号を重複して所持している者の存在は知っていたが、年金手帳さえ持っていれば、統合するのは、年金請求時で特に問題は起きないと思っていた。オンラインに登録されていない記録があることを知ったのは平成17年頃年金給付の仕事をするようになってからです。	年金給付課だったので請求に来た人からの聞き取りをしっかりして、手作業で台帳を探して記録突合していた。見つからない時は手帳を無くしてしまった本人の責任だと、請求者も自分も諦めていた。 そもそも、「請求主義」が原則だとみんなが思っていたのが、問題だったと思う。プライバシーの
1161	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	国民一人ひとり懇切丁寧に調査確認し、地道に解決することが、遠回りでもベターなことと思います。	特にありません	(7)と同じく、一人ひとり解決していくのがベターな道と考えます。
1162	地方庁	その他(社会保険事務所)			60歳までは加入記録を確認し、必要な手続きをし、受給の手続きをする際に年金記録の正確なもので請求すればいいと、思っていました。消えたねんきん等、マスコミで取り上げられ、ねんきん特別便として皆様へ発送することが決まった頃に私が考えていた以上に深刻な数多い問題点があることを知りました。	国民年金加入の届出等で、加入記録を確認し、統合になっていない記録を調べ、年金受給につなげるように窓口、戸別訪問を利用してお客様には対応しておりました。ねんきん特別便発送後は、正確、迅速に対応するように心 がけました。 入念や般保等、記録として不完全な状態のものが多すぎ、記録がないものとして、裁定請求させていたいたこと、再裁定処理の遅さだと、思います。
1163	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし			
1164	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
1165	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1166	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特に思い当たりません。	年金問題が発生したときの初期対応の順番、後先が如何だったのか、疑問があります。 上部の皆様方のご判断ですから、異論を差し挟むわけにはいきませんが、記録整備の道程を国民の皆様に納得をいただく説明をし、高齢者など優先順位を付け、紙台帳やマイクロなどすべての記録の突合せ作業を行ったうえで、判断がつかない記録について照会を行うべきだったのではないかと考えます。 「特別便」や「定期便」も有効な手段の一つではありますが、郵送料や未回答者の回答促進費用等費用対効果面からも疑問があります。また、お客様によっては、「特別便」や「黄色便」、「旧台帳の照会」などお一人に何回もの照会がいき、その都度窓口や電話による照会や苦情が寄せられ、混乱を招いているのが現場の実態です。 そうした混乱を避けるためにも、今後の進め方は、先に記載したのでダブりますが、説明責任を果たした上で、優先順位を付け、まずは記録整備を行いその過程において必要に応じ照会を	誤りはあってはなりませんが、人が行う業務ですから、官であろうが民であろうが残念ながら、一定の割合で必ず誤りは発生してしまいますから、リスク管理体制を整えておくべきだったのではないかと思いました。諸外国のようにそのことを国民に周知・徹底を図っておくべきだったのではないでしょうか。 問題が存在するのを知ったのは、最初のマスコミ報道の時期平成19年5月頃でした。	お客様対応をしっかりとやるように自らはもとより、職員にも指導を行ってきました。現在は、庁の指示に基づき期限までに各種調査・回答処理を行うよう努めています。 (8)に記載したとおり、リスク管理体制の問題と職員全体に言える大事なお客様の記録を取り扱っているという意識の欠如。
1167	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1168	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	・既に政府から問題解決に向けた対策が示されているが、紙台帳との突合を考えたときにマンパワーが必要だと考えます。(特に年金制度について一定の理解をもっている人は必要かと思います。紙台帳の中には資格取得年月日や資格喪失年月日の記載のされていないものもあり、判断がつかないものも中にはあるため。また、名簿方式や原票方式、等級表示や上限の変更、算定基礎や月額変更に伴う報酬の変更など基礎知識がなければ対応は難しいと考えます。)	実際に問題が表面化してから現状のような問題が多く存在していることを認識しましたが、WM上の記録とマイクロの記録が相違していたり、マイクロが存在しているのにWM上に反映をしていない記録があることは一部認識をしていました。(これほどひどい状況だとは認識しておりませんでした。)	自分だけではないが、事務所の他の職員も含めて、問題解決に向け組織の総体をあげ取り組んできました。また自分自身も記録問題を最優先課題と位置づけ日々のお客様対応、課員への指導を行ってきました。反省点としては組織総体としてお客様から預かった「大切なお金」「国が行なっているんだから間違いはない」といったおごりがあったのかなと感じます。もっと国民の側にたった行政をおこなっていればこういったことにはなっていなかったと感じます。
1169	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1170	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	人員増。	社会問題と認識している。 採用時(平成11年)から。	国民への謝罪とご協力依頼の精神が第一で、回答に向け早急に事務処理に勤めている。 基礎番号導入時の手番統合を当時徹底的に行えば、これほどまでの状況に至らなかったと思われる。当時採用はされていないが、勿論現職であるまま責任は現職の者が負うことは自覚し業務
1171	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	各制度に精通する専門担当者の設置とともに、職員の増員、回答システム などシステムの開発が必要であると考えます。	パソコンやWMの無い時代からの、国の政策として行ってきた業務ですが 情報の処理や管理の甘さなどとともに、事業所から提出のあった届書の チェック、該当者への通知等情報の共有が無かった為起こった問題と考えます。 マスコミ報道の後、職場集会にて知りました。	国民の皆様にご迷惑を掛けてしまっていることは間違えの無いことであり、 現社会保険職員として、全力で解決をしていかなければいけないと考えます。 できれば社会保険職員(公務員)として問題み取り組みたかったです。
1172	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	時間をかけても、社会保険職員退職者及び職員による記録の見直しをすること。	被保険者の記録が、正確かどうか不安になりました。 時期は覚えておりません。	記憶では、担当部署ではなかったので積極的な行動は起こしませんでした。 現時点で見た場合では、中央の社会保険庁と地方との間で、様々な問題があったのではないでしょうか。
1173	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	膨大な時間が掛かると思われるが、とく別便の回答が得られていない方々については、訪問しての確認作業が必要だと思います。	平成19年に年金記録問題が報道されるまで、認識していませんでした。	連日、目の前のお客様の対応に追われていました。 その為、受付した書類のうち、事後処理(他庁照会・再裁定など)が必要な書類が、滞留してしまい、その結果お客様にご迷惑を掛ける結果になってしまいました。
1174	地方庁	その他(社会保険事務局)	マイクロがあってデータ化されない記録があった	紙ベースのものをデータ化してほしい 検索機能を充実させてほしい	採用されてすぐに先輩から教わった 年金給付だったので、記録がなくても違う方法で探せば年金記録が 見つかる場合があると思いました	本人から年金記録を詳細に聞き取るように努力しました ただ、本人の曖昧な記憶だけに頼らざるえないことがつらいです
1175	地方庁	その他(社会保険事務所)	全部が全部ではないが、ゆーたもん脇もではないかと思われるケースがある特に第三者委員会の回答に関して、納得いかない回答が結構ある。申請者の記憶違いと思われるのがほとんどにもかかわらず。	特に思いつかない。一番最初の制度ができた当初の記録管理が問題のため今更、何やっても無理と考える。	政策の失敗と年金の仕組みを国民に周知しなかった政治家及び年金官僚の怠慢。年金記録問題を知ったのはマスコミがあほみたいに騒ぎだした2、3年前ぐらい。	下手にでるのは当たり前、苦情は黙って聞いていた。反省点については国民にも責任はある何も関心が無かったのにマスコミに便乗して大騒ぎしている。職員にも責任はあるが、オンライン管理に移行するのが遅すぎた、周知自体がぜん全然足りない出来ていない、制度そのものがわかりにくい、職員ですら難しいのに一般の方が理解できるわけがない。
1176	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金記録問題は、行政サービス向上のため、米国の社会保障番号のような国民番号の導入を、打ち出すたびに、マスコミをはじめとした各方面から「国民総背番号制」であるとか、「国家による国民管理の始まり」などの反発により、いつまでも基礎年金番号が導入できなかったことが、一番の原因だと思いますが、年金記録問題について、これまでの報道にあった既知の問題以外に私が特に知っていることはありません。	厚生労働省だけでは解決することは極めて困難です。 やはり効果的かつ現実的な解決方法は、国民おひとりおひとりに、確実に番号を振り、あらゆる行政サービスの権利及び納税、保険料納付の義務をこの番号によって行うことが必要だと思います。 プライバシーの管理や、解決すべきマイナス点もあろうかと思いますが、重複払い出しの可能性が否定できない基礎年金番号と氏名、生年月日、性別、及び常に異動する可能性がある住所により、ある個人を特定することは不可能です。 20年ほど前に、国民年金の担当をしていたときには、被保険者記録における生年月日訂正がかなりの件数ありました。なぜ、こんなにも、生年月日の訂正が市町村から報告されるのかよく実感がわかりませんでしたが、件数がかなりありました。また、年金請求者にも被保険者ほどではありませんが、生年月日訂正がありました。特に旧満州、台湾や外国で生まれた方に多かったような記憶があります。 そもそもいわゆるクロヨンの問題の解決や、被用者以外の方の所得把握については、今後とも必要です。 これらを併せ、出生したときに日本国政府がおひとりおひとりに1つ番号を渡し、国も地方公共団体もこの番号により、国民の権利及び義務を法の下の平等の下、行政サービスする体制を確保する方策以外にはないと思います。 さらに事業主が給与から源泉徴収している健康保険料、厚生年金保険料、児童手当事業主拠出金について、事業主の不正ができないようにするとともに、中小企業向けの納付猶予、短期融	年金記録問題と認識するまでは、年金裁定請求時に職歴や国民年金記録を整備し、裁定する方法により、結果的に確実に年金が支払われているものと考えていました。 年金記録問題と認識したのは、国会質疑やマスコミ報道があった平成19年ころです。	社会保険庁としてもっと早い段階から基礎年金番号を確実におひとりおひとりに統合し、きちんと基礎年金番号の目的どおりの施策ができるようにすべきであったと考えています。
1177	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。世間に教わりました。	「この問題」というのは(6)の回答のことでしたら、世間一般に知られていない問題はありませんので、方策もありません。	問題が公になった当初は、国民の年金制度認知不足による届出制の不徹底、それは周知不足と度重なる制度改変による煩雑さと、制度作成時の見通しの甘さから起きたものだと考えていましたが、[redacted]件数が1000万桁になったのは、「本庁」の職員の怠情によるものが明らかになった。地方のヒューマンエラーではこれだけの件数がでるはずがないと思っていたので、納得ができた。	桁の繰り上がりを忘れてパンチ入力させるとか、船保記録を放置だとか、常識を逸脱している話ばかりで、反省もなにも、元々やることやってないだけ。 まずはやることをやる。 当時の職員ではないので、省みることはできませんが、今からやり直すにあたっては、実務は電算システム次第だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1178	地方庁	その他(社会保険事務所)	1・判明した年金加入記録を統合すると一部の人は年金額が下がること。 (世間的には加入記録が新たに判明すれば＝増額という認識がある。) 2・誤って他人の年金記録を統合されていることが判明した場合に、本人に責めがなくとも5年分は遡って年金返納を要求される。	1については、「正しい記録を」などとごまかさず、記録が出てくれば必ず増える わけではない旨を広報すべきであります。 2については、他人の記録が誤って統合されていたことが判明した場合は 年金返納は求めず、今後の分について記録を削って減額するなどの対処をすべきである。当人の責任ではないのに、なぜ遡って返すことが求められるのか。 虚偽の申告などが明白であれば遡及して返納を求めることは当然であるが、 それが明白でない場合でも一律に返納を求めるのは不合理である。	ここまで大きな問題になるとは思わなかった。 19年の6月ごろ、国会で騒ぎ出してきたのが最初に知った頃となります。	来訪者の申出に応じて記録・期間調査し、回答をする他なかった。 個人ではあまりにも荷が重すぎたと思います。 反省点は 庁の施策の無定見さ(特に業務センター) 現場の実情をほとんど知らない人間が机上の理想論で施策を打ち出し、 それが実態にそぐわず、事務所の来訪者の激増、事務処理量が急激に 多くなった結果、回答や通知が滞ったりし、いらぬ苦情をたくさん受けました。 とくに、1466万件の調査では、1ヶ月で回答しますなどという現場を知らない 人間が一方的に案内し、実際は特別便との並行処理で、事務所の事務処理がパンクするす前まで行きました。 特別便についても、共済組合については社会保険庁で記録管理をしていないのに、「基礎部分の支払がある」という理由で調査を受け入れ、結局業務センターの処理能力がないのに、それを超えた調査量が舞い込み、現在もいまだ未回答となっている次第です。 業務センターが自己の処理能力を十分に認識せずに、各種通知の乱発を続けた結果、事務所に全部それを丸投げして対応させた結果がこの体たらくだと思います。 今回の年金記録問題の「A級戦犯」は業務センターであることを確信しています。
1179	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		採用になったとき、コンピューターが使用されていなかった時代の全国民の記録を紙で管理していたことに驚いた。その記録を現在のシステムに統合されていなかったことに不安を感じつつも、年金請求時には、すべての記録が統合されるからということで、記録の統合作業にに人員を振り分けるわけにはいかないものなのかと思いつつも、はっきりとした問題意識をもっていなかった。 しかし、その後、マスコミ報道等により一般社会の認識としては、記録がきちんと整備されているものだというのが共通認識であることを知らされ、国民が期待している年金記録の管理と社会保	事務所へ数回出向し記録確認のお客様の対応を支援し、なるべく多くの方の記録を整備できるようにしようとした。 膨大な記録、保険料制度、にシステムが追いついていったものの記録の統合について、膨大な作業であることから、とりかかるのは無理とあきらめていたのではないか、統合作業をしたいと思った職員もいたかもしれないが、問題提起しても訴える場所が無かったのではないか、と思います。
1180	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の職員だけでは対応しきれないので、OBやOGの先輩の経験や知識を活用する	業務課で新規取得の時に厚生年金の年金手帳をいくつもお持ちになっていた方が見えたので、他にもそういう方は存在するのではないかと思いました	基礎年金番号の導入の際に、もっとPR活動をして国民の皆様にかんしんをもってもらいたかった
1181	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民に重大な影響のあることとして、特にテレビで大きく取り上げられてから知りました。	実際に適用調査課に配属されて、記録整備に尽力しました。この問題については、台帳管理の甘さが目立ったと思います。
1182	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	政治のことはよくわかりません。	いろいろ思うことはありますが…。	反省点はありすぎて書ききれません。 若い私達には荷が重いですが、一つ一つ対応していく、それだけです。
1183	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		出来る限り、手番を基礎年金番号に統合しなければならない問題、と認識していた。平成14年に採用されて、適用課に配属されたので、基礎年金番号以外の手番の存在はすぐ知った。	窓口でお客様に対応する時、出来る限り、記憶を呼び戻すよう努力し、手番を基礎年金番号に結びつけるよう努力した。初めはこちらから情報を開示出来なかったり、手番が徐々に増えていく等、二度手間が多かった。
1184	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	コンプライアンスに基づいて受給者・被保険者の方々に納得いただけるように取り組みを進め、信頼回復に努める。	平成12年に年金給付課に在籍しており、老齢年金の請求者の中で未統合の番号があることを知った。	氏名検索等を行い、本人記録かどうかを本人に確認をしていました。 裁定請求時に氏名検索等を全事務所で行っていなかった。
1185	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。		時期は、具体的に記憶していませんが、国民年金について言えば、オンラインが導入されるまでは、手作業による統台帳への消し込みや他管内からの転入者については、統台帳の移管により記録管理がされていたと思われるが、転出入時の記録洩れ、連絡洩れ等が生じていないか心配だった。	当時、市町村台帳と社保の台帳の突合を定期的に行った事を覚えている。 その事により、手作業による台帳消し込み誤りや、他管内からの転入者の連絡洩れによる記録洩れが判明すると思った。 ※転出入者については、市町村間でも記録の情報提供がなされていた。 また、オンラインへの切替時にも市町村台帳と社保台帳の突合を行い、不一致記録については、確認のうえ統一した上で、オンライン切り替えを行ったと記憶しているが、このように記録洩れがあること事態が不思議でならない。 もう一つは、三孔タイプライターによる記録巡達を2年毎に行っていたと思うが、その処理の突合がどうであったのか気にするところでもある。 ※資格期間外等への納付進達は、リストでもって返戻されていたが・・・
1186	地方庁	その他(社会保険事務局)		最後の1件まで記録問題を解決することは不可能。この問題をだらだらと長引かせることは、人も金もかかると思うし信用回復にもつながらない。 不正利得といった問題も発生すると思うが、ある程度は相手方の言い分を聞いて記録回復してあげ、年金記録問題というこの事案に早めに幕引きをはかることがいい方策だと思っている。		
1187	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	第三者委員会の拡充		
1188	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし			
1189	地方庁	その他(社会保険事務所)	架空の人間の健康保険証を交付しているケースがかなりあると思われる。また、実在する人物の保険証も本人の知らないところで交付されているケースもあると思われる。何らかの犯罪に使われているのだと考えられる。社会保険事務所でその疑いを持ってもほぼ何もしないのが現状。 私はかなり大掛かりな詐欺師グループと思われる案件を把握し、局にも報告したが、警察に相談することも許されなかった。(実際の被害が社保にでていないから) これらは架空の記録なので、将来、必ず浮いた記録となる。	現在20歳を超えて基礎年金番号を持っていない人は外国人を除いてほぼいないはず。そのような人が資格取得届を提出してきて、新番を払いだす前に、住民票の提出を求めるべき。	1.今でも、「消えた年金」については信じられないという認識。社保職員や自治体の職員が個人で横領したことはあっても、組織的に行われていたことはありえないだろうという認識。存在を知ったのは新聞報道。浮いてしまって見つけられない記録があるのはあっても、記録が消えたとは今でも思っていない。 2.浮いた年金記録は、昔から統合漏れがあるのは認識していた。昔はいくつもの厚年手番・国年手番を持っているのが普通だったという制度上の問題という認識。また、本人が年金証書をなくし、働いた記憶もないケースは、統合できない記録が出るのもやむをえないという認識。	1.記録が消えるはずはないので、とことん探す。私は「自分の親の記録と思って探せ」と教えられた。それでもなければ、記憶違いか、事業所が資格取得届をださなかったであろうとの対応。 2.浮いた年金記録は、昔の制度上の問題や、技術的な問題もあってやむをえない面もある。しかし、平成9年の基礎年金番号導入時に、もっと記録の統合をマスコミ等にPRして、積極的に行うべきだった。手書台帳からオンラインシステムに記録を移すのも、当時の状況がわからないからなんともいえないが、それを差し引いても〆サンだったように思われる。
1190	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	現在、実施中である年金定期便等の国民の方々へのアプローチ及びこれらに係るフォローアップについて、出来る限りわかりやすく誠意ある対応を行うこと、また、現在検討中の各種施策については、国民の方々の立場にたち、効率的、迅速かつ確実に実施することを最優先に考えることが必要と考えます。	当時、基礎年金番号が付番されていない記録が数千万件にも及ぶことや遡及訂正等について、認識しておらず、これらの問題が存在することを知ったのは一般的に明らかになった平成17～18年ごろだと思います。 これらの問題については、行政への国民の信頼を根底から揺るがす大きな問題であり、庁職員全体で、これまでの反省を踏まえ、最優先で取り組むしかないと考えておりました。	自分に与えられている戦務について、国民の立場に立ち、今まで以上に誠実に対応することを徹底するしかないと考えました。 この問題は庁の職員全体のコンプライアンスやガバナンスの欠如はもちろん国民のために何をすべきかという国民サービスへの意識の低さが大きな原因と考えております。
1191	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1192	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	最後の一人まで徹底的に記録を調べて、有無をはっきりさせるというのは実際困難と思われるので、第三者委員会の事務処理を速めて重点をそこへ移すべきと考える。	19年の新聞報道により知った。 また、かつては国民年金と厚生年金の年金番号は制度間で異なっていたため、裁定時に記録を統合することにしていたが、報道で言われてみれば、統合漏れは皆無とは言わないがあり得ることと思っていた。	当時は社会保険業務センターで再裁定をする部署にいたため、急増する再裁定の処理を進めるという対応を行っていた。 反省点としては、郵送物を一時期に発送するため、事務所の来客数が急増するため、対応できないのに来客を増やすことはかえってサービスの低下につながることにしかならない。
1193	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	全ての職員が年金記録問題に取り組むべきである。	平成9年に基礎年金番号制度ができたときに未統合の記録が多数あり、すべて統合することは困難であると思っていた。また、年金裁定時に本人から申し出することにより一定解決するものと考えていた。平成19年4月以降に現存者に対してねんきん特別便が送付され、事務所に大量の苦情、叱責が寄せられ問題の大きさを実感した。	来所されたお客様に対してできる限り詳しく聞き取りし、未統合の手番を統合しようとした。また、入念調査者に対しても電話による聞き取りや戸別訪問により記録統合に努めた。反省点として、年金制度は度重なる制度改正、特に平成9年の基礎年基金番号導入により問題が大きくなったと思う。平成9年当時にお金と手間をかけて未統合の記録を積極的に統合しなかったことが挙げあれる。また、個人の意識としても記録が消えるわけでないのであまり深く考えていなかった点を
1194	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		未統合記録については、年金裁定請求時に解消されるものと思ってました。 徴収部門において、偽装脱退や遡及月変等について事業所からの質問相談を受けたことがありますが、制度説明等により不可能であることを申し渡していました。	未統合記録がこのような件数(いわゆる5000万件)も存在するとは予想もしていませんでした。 事業所から届出があれば、内容については疑いもなく受付処理を行っていたため起こった問題と思われます。
1195	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	日本年金機構の定数以外で、年金記録問題に対応できる職員の増員(処分者も含み)。経験者のマンパワーに頼るしかない。	基礎年金発足時に統合されていない手帳番号が存在すること。 統台帳からオンライン化する際の入力誤り。 年金記録問題がマスコミ等で騒がれ始めてから。	被保険者から年金手帳が複数あると問合せがあった際は、その方の登録以外に、配偶者等についても問題ないかを確認した。 基礎年金番号発足時の広報不足。オンライン化の際の処理結果の確認不足。
1196	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特別便で1件でも記録問題が解決するように取り組んだが、最近定期便が届いた方から「領収書が手元にあるので、記録をまとめてほしい」との要望で特別便等の担当者が記録を確認したら、別の方に記録が統合されて、かつ、別の方の厚生年金期間との重複しているので、保険料を還付してしまっているというケースがあります。	記録問題も免除の問題のように国を挙げてとにかく1件でも減らすようにお話されてのこの取り組みの中では致し方ない面もあるかもしれません。 ただ、ミスをしない為にはたとえば国民年金の古い手番が氏名検索でみつかっても、短絡的に「共方のもの」と決め付けずに払出簿を払出庁から取り寄せて家族の人が他に加入していないかとか結構みかける名前の方であれば、余計慎重に取り扱う姿勢が求められると思われます。 このような取り組み方針を徹底していけばよいのですが、とにかく「減らす」ことを目的にしてしまう点が危ない結果を招くのではないかと存じます。	年金記録問題は私は国の問題と考えております。 時代の流れの中で年金は作られ、途中制度が改正されてきました。 1人1人に特別便でお知らせし、さらに定期便を出しておりますが、年金の考え方など制度面をどれだけの方が理解しておりましょうか。 また、国民年金にしてもたとえば、昭和61年3月迄はサラリーマンの妻は任意加入の取扱いで、昭和61年4月からは全員何らかの制度に加入しているなど「間違っている」と回答してくる方の多いこと。 国がもっと、年金制度をどのようなものかと考えて方針をだしてくだされば、広報でアピールしてくだされば記録問題もまた違った局面をもったかもしれません。	現在、記録問題の回答にあたり、1件ずつ丁寧に答えるしか方法がなく、誠実にその方のお手紙に沿って回答を作成しております。 ただ、現場で、1件ずつ丁寧に回答をしようとしても期日を設定されてその日までに回答するよう求められます。 自分ひとりの力では自分のできる範囲は限られており、課内で取り組みを反省しつつ進めますが、やはり、今後特に1月以降は事務所の人数も限られますので明確な事務所のあり方、ブロック本部のあり方を末端の職員が理解できるように割り振りしていただき、事務所での対応にも限りのあることをご理解いただきたいです。 もちろん、取り組むべきことは取り組みますが、このような機会も得られましたので言葉を添えさせていただきました。
1197	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金記録の算定記録の登録もれがある。 取得日と喪失日の確認は、十分行うが途中の報酬の改定記録については確認が十分に行われていない。	マイクロの記録とオンライン上の記録の確認を行い補正するという地道な方法しかないと思います。	適用を行うとき過去の記録の確認を十分行わず、年金請求時に確認を行えばいいというように、年金記録の確認を後回しにした結果が今の問題につながったと思います。 基礎年金番号を付番した時点で、手帳番号の統合を積極的に進めるべきであったと思います。	年金相談時に基礎年金番号への統合もれの手帳番号が見つかっても、適用担当課での処理が積極的に行われなかったので、相談対応者としては手帳に記録を記載することしかできない状況でした。 現在のように申し出があればすぐに統合処理ができるようなシステムに改善すべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1198	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げておりません。	実際にかけていたのに記録に入っていなかったケースはどういうケースが多かったのか、また、かけていると思っていたが、かけていなかったケースはどういうケースだったのか。 すべて国民の皆様に見ていただいた上で、納得が得られるなら、せめて加入期間だけでも自己申告で認めていくのも方法だと思います。 皆様の間に不公平感が出ないよう配慮しながらです。 また、納付年数の基準を思い切って引き下げるのも方法だと思います。	メディアで言われて初めて知りました。 信じられませんでした。 とてつもなく重大な問題だと思いました。	誠心誠意お客様の立場に立ち、全力で記録をお探ししました。 紙台帳をすべてオンラインに移していなかったこと。そしてそれを先送りしていたことが反省点です。 また、難しい制度ならなおさら、国民の皆様に制度の周知を徹底しておくべきでした。いわゆる「お上意識」が邪魔したのだと思います。
1199	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い当たりません。	現時点で謝金職員や賃金職員等を増員し年金記録の対応を行っているが、最後まで責任のとれる正職員の数が圧倒的に不足している。窓口対応や年金再裁定業務は経験が豊富な職員が行った場合のほうがスムーズにかつ、柔軟に対応できるので正職員の数を増員するべきと思われる。	新聞などのマスコミの報道を聞き、年金制度の根本を揺るがしかねない問題と捉え、真剣に取り組む必要があると感じた。	窓口にて来訪される方に、真摯に対応し、ご理解を得るしかないと思い窓口対応を行いました。 国民年金、厚生年金それぞれで制度運営を行っており、平成9年に基礎年金番号を導入した時点で年金特別便を発送しておけば、早い時点で年金制度に注目が集まり、正職員の数も多く丁寧な対応ができたと思われる。また平成9年時点では国民年金保険は市町村が対応していたため市町村での台帳の破棄もなかったと思われる。
1200	地方庁	その他(社会保険事務所)	新聞報道など以外のことは、存じ上げておりません。	できる限りのマンパワーを導入して、最優先において行うことが必要だと思います。 現状の通常業務を行いながらの調査ではどうしても調べきれない点も出てくると思うので、専門の担当をできるだけ多く割り当てることが必要だと思います。	平成9年1月1日時点で基礎年金番号が導入されたときに、複数番号を持っていた人に対しては統合するように依頼の手紙を出していたと聞いていたので、 このような問題が起こるとは想像していませんでした。 まれに複数手帳を持っているひとはおられましたが、例外的な存在と思っていました。 新聞報道にて問題が発覚してからここまで大きな問題であるとの認識しました。	年金手帳を複数持っているであろう人には必ず、一本に統合するようしつこく進め、実際にその場に持ってきておられる場合は、即座に統合処理を行いました。 年金を請求されるときに、記録を統合すればよいという考えに基づいて動いていたことは反省すべき点であったと思います。
1201	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	年金記録問題の原因としては、社会保険庁によるもの、市町村によるもの、被保険者によるものと様々な事があったと考えますが、いずれにしても被害にあわれた方を一刻も早く救済するべきものと認識していました。 また、この問題を知ったのは、平成19年頃でした。	少しでも早く年金記録を回復して、被害にあわれた方を一刻も早く救済するため、所属課を超えて、事務所としての対応に率先して対応しようとしました。 年金記録問題自体も大きな問題ではありましたが、国民の皆様の不安が煽られた事により、より混乱した状況になったと考えます。 問題が判明した時点での、国民の皆様に対しての説明が不十分な部分があったと考えます。
1202	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	既に進行中ですが、集約化により、判断基準の平準化が見込まれると思います。また、分業化により一人一人の作業が単純化するので、担当の入れ替わりの際の引き継ぎが容易になると思います。	主にマスコミ等の報道により知りましたが、完全に解決することが非常に困難な問題と思いました。	可能であれば1件1件丁寧に対応したいと考えていますが、処理速度と反比例するだけに、バランスを取りながら調査業務を行っています。 また、当時の知識を有する職員が少ないため、ボランティアでこの問題に詳しいOB・OGの協力をいただきたいところです。
1203	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	長期的な視点に立って、ミスの無いよう、慎重に対応すべきと考えます。	問題となる記録そのものが、自分が生まれる前や入庁する前の記録であるため、マスコミ等で報道されるようになるまで、このような問題が存在することを認識していませんでした。	社会保険庁からの指示に従い、早急な問題の解決のために努めてきました。 反省点 ・基礎年金番号発足時の準備不足とその後の対応の遅れ。 ・十分な事前準備のないままに年金特別便が発送されたことにより、来訪者に多大な迷惑をお掛けした。
1204	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号が導入される前まで、手帳の記号番号が複数あることについて、本人の管理の悪さと考えていた	基礎年金番号導入以降に年金給付課に配属されたため、請求手続きの時に手番漏れが無いように気を配っていた しかし、障害年金などで本人が請求できる状態では無い場合や遺族年金の請求で婚姻以前の手番など本人と確定する事が難しい場合があった(他の家族でも確認出来ないことが多々あった) 氏名、生年月日、職歴だけでは管理が困難だと思ったが、厚生年金制度が出来た時から現在までのシステムの良し悪しだと思っていたので、事務所職員ではどうしようも無いと思っていた
1205	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
1206	地方庁	その他(社会保険事務所)		台帳等の見直し、突合せにより正しい記録に反映させる。	平成19年に知る。記録を正常な状態にせねばならない。	相談者に対し親身になって、納得のいく対応を心がけた。 制度発足以来これまでの記録管理が雑であったと思う。
1207	地方庁	社会保険事務所課長級以上	記録が見つかったからといって、必ず増額になるとは限らない。 期間が増であるにもかかわらず、平均が下がり減額になるという理不尽な制度の改正を望みます。 脱退手当金を受給しているのに、支払日が加入中にかかっているという理由で取り消しになるの	説明責任は問われるとは思うが、すべてが社保庁の責任ではないはずである。 個人の都合による、生年月日の偽届、前歴を知られたくないという理由の新番払い出し、現配偶者に知られたくない旧姓等、すべてを社保庁責任にされ、誤るのはおかしい。	大臣がすべてを解決すると答弁していたが、身寄りの無い死亡者もあり、すべては無理だと思った。 19年6月頃	迷やかな支払業務が債務を得ると考え、自分の目の前にある書類を滞留させることの無いよう進速事務をした。しかし、業務センターでの支払いが遅く、数々の苦情をうけた。6ヶ月以内での支払いを謳っているが、実際には1年以上手付かずと思われるしょるいがあり、はがゆい。 死亡者の転給等、書類を揃えるのが難しく、支払いがスムーズに出来るよう整備していただきた
1208	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	解明可能と不可能な記録(不備、年齢的な問題)を明確に分けて、対応するべきでは。解明不明分は公示等を行い別保管とし、一定の決着を図り、解明の可能性のあるほうへ集中する。 なお、国民の理解を得るために、原因解明に要する予算のなかから、一定の年齢以上のものに精算金等を交付し政治的な決着を図てみてはどうか。	ここまで解明できない記録が多いとは、大変な問題として捉えた。意識し始めたのは過去に裁定済みの受給者から再裁定処理が多いと感じたとき。 でも、当時は裁定の訂正があるのだからと納得していた。	一人でも多くの記録を解明したい、そんな思いで窓口対応したが、人間の記憶のあいまいさ、偽名等一般的にはありえない事例の多さ、記録の不備等驚いた。また、せっかく判明しても、年金額が下がる事例等があり、怒りをぶつけられ憤りを感じた。 これまで、加入記録は裁定請求のさい統合すればよい、保険証をいそいで交付せよ、あくまで年金は後回し、そんな考えが原因の一部ではなかったのか。
1209	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	引き続き旧台帳及びマイクロの確認作業、並びに、被保険者等への電話等による確認を地道に実施していくとともに、お客様への照会が円滑に進むよう年金制度への正しい理解をいただくための広報が必要であると思料します。	複数の年金手帳記号番号を有することによる問題と認識し、過去記録の整理に尽力したところです。同記課による存在を知った時期は平成11年頃です。	過去記録の整理業務に携わった数年間は、WMや統台帳による確認及び被保険者等への電話照会により記録の整理を深夜まで上司・同僚と取り組みました。 また、近年の年金記録問題が惹起して以降は、氏名未収録年金記録に係る記録補正を担うとともに、窓口対応に尽力したところです。 現在はこのような問題が新たに発生することのないよう、各種通知、事務連絡を要約のうえ全職員に配付するなど事故防止に努めているところですが、今できることを以前はなぜできなかったのか、その仕組みを作れなかったことが反省される点です。
1210	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金問題に関する国民の不信を客観的に受け止め、真摯に処理していくことだと考えます。 センターにて一括処理するなど、専門性を高めることが、効率、モチベーションを高めることに有効なのではないのでしょうか。	数々の法改正、手番の存在、紙台帳から電子管理への移管の際に発生した問題だと思います。 しかし、もう少し前から意識を高めていれば、ここまで問題にはならなかったのかもしれないと考えます。	今までの年金記録管理の経緯を知ることが重要と考え、先並方より学びました。 しかし、他の種類の業務に従事しながら、年金記録問題に取り組むのはミスのもとになることから、一括処理にて専門的に処理することが必要と考えます。
1211	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている以上のことは知りません	一時的ではなく、継続して年金問題に携わる人員の確保と十分な教育が必要と考えます	マスコミ等で報道があるまではごく稀なケースで、記録漏れがこれだけ多数あるとは考えていませんでした	照会があったものについては市町等の記録の確認作業をおこないました(国民年金)反省点としては組織として本腰をいれる事が遅れたため、記録の確認作業がより困難な状況になってしまったこと、浮いた記録についても被保険者、受給権者が会社名等を思い出せない場合はこちらから案内できない取り扱いになっていたため、双方が統合されていない記録であることの認識をもっていても、最終的に記録統合できていない記録が多数のこっていたこと
1212	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般と同じだと思います。	年金記録調査の申立てをする人の中にも明らかに本人が勘違いしている場合もあれば、フォローアップなどで電話確認する際に「今もらっている年金で満足です」とおっしゃる方もいる。 国民年金に関しても毎月漏れなく納付されていても40年の中で1度だけ忘れるということもありえると思う。 先日報道で、一定の基準を満たせば納付済として認めるという話を聞いたが、言ったものが得をするようなことはあってはならないと思う。認めるのであれば全員を認めなければ不公平ではないかと思う。	年金記録問題といわれるまでは、基礎年金番号に統合されていない手帳番号が存在することは知っていたが、一昨年頃から報道されているように、オンライン化されていない記録があることまでは知らなかった。基本的には、年金裁定時に職歴を確認できるものだと思っていたので特に問題だという認識はなかった。 実際に、年金記録問題と報道されるまでは、色々な問題の存在を知らなかった。	年金記録問題としての認識がなかったため特別な対応はしていない。 現時点でみた反省点については、現在の記録についてはオンラインで管理されているので問題ないかと思うが、手書き台帳などで管理していたさいのミスのチェックが不十分だったのではないかと思う。 また、同じ人間が複数の厚生年金手帳を持っているなど(最高で1人で10冊ほど)、制度周知が本人だけでなく事業所へも徹底できていなかったと思う。制度設計時に転々と転職を繰り返す人
1213	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	地道に、こつこつと進める。	転職をする度に、新しく手番が払いだされた分と考えていました。 国民年金の納付記録が消えるとは信じられませんでした。 一連の報道等で、いろいろなケースが伝えられて知りました。	
1214	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	職員の人数を増やし、1つ1つ丁寧にあたる。	基礎年金番号とは別の番号をもっているのは、将来の年金額が正規のものではなくなってしまう可能性があると認識しました。入庁したとき(平成14年)に知りました。	厚生年金適用課のとき、加入の際の基礎年金番号を可能な限り特定し、番号の二重払い出しの防止に努めました。現時点では、制度発足当初より1人1番号の徹底化に努めるべきだったと
1215	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		このような問題が起きるとはまったく思っていなかった。問題が存在することを知ったのは、4、5年位前だったか。	信頼回復のため、記録照会回答を1日でも早く終了するために努めた。
1216	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	10月まで事務所にいましたが、来客・電話の数に対して、職員の数が足りません。賃金職員の数ばかり増えましたが、教えるのにも時間がかかり、職員の負担が減っているとは、思えません。時間が足りないので、特別便の調査に対する時間も限られてしまいます。早く調査を専門にする、それだけに集中できる部署ができて、職員数も充実しないと、自分の持っている仕事の片手間に調査をしているばかりで、解決できないように思われます。	基礎年金番号を導入したときの、広報や呼びかけが足りなかったことも、記録問題を作った一因ではないかと思いました。年金受給の際に、一人ひとりに記録を確認していると聞いていたので、本人の記憶もれ以外のもれなどはないものと思っていました。マスコミ等で騒ぎだしてから大きな問題だと知りました。	特別便が始まってからは、窓口でも電話でも、そのお客様の疑問が解決するまで、納得してから帰ってもらうように努めました。反省点は、制度が変わったときの説明や広報が足りないことと、特別便等に同封されている資料等もわかりやすくする必要があると思われます。
1217	地方庁	社会保険事務所長	特になし		5000万件の報道がなされたとき、信じがたいことだと思いながらも基礎年金番号に統合されていない記録が大部分だろうと楽観していた。 しかし、報道や通知により電算化されていない記録が多く含んでいたことが判った。 自身としては、電算化前に厚生年金の記録管理(適用課)に在籍し、資格喪失時の記録進達、5年に一度の中間進達で被保険者台帳のコピーをとり本庁あて送付していたのでこのような大規模な不明記録があるとは認識していなかった。	現場としては、1人々、1件々対応するしかすべはなく少しでも多くの記録を見つけご本人に提示できるよう、また、紙台帳管理時代を知らない職員に検索のヒントとなる事柄を指導した。(本人のカナ検索では判明しない場合、同僚名での検索をするなど) 記録管理の認識のなさが生んだものと考える。基礎年金番号導入時に一定の案内はしていたものの さほど記録確認の来訪はなかった。 当時から5000万の未特定記録がわかっていたのであれば、記録統合の件数等から広報が必要だったことは用意に判断できたはずである。 特段の広報もされず放置したのは行政の不手際思わざる得ない。 よく「被保険者の認識が足りなかった」の論調を耳にするがこのことこそ、記録管理を軽視した発言と受け止めている。 しかしながら、コンピュータのなかった時代物理的な問題もあったと考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1218	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		大変な問題であり、早急に解決しなければならない問題と認識している。 但し、既にお亡くなりになった方の記録確認については、ご家族ですら不明な場合が多く、到底100%解決は不可能と推察します。 なお、基礎年金番号導入以降の記録未統合の案件については、行政のみならず、加入者側の責任も一部あるものと思います。	年金記録問題に関する業務に積極的に関わり、受給者の方を中心として少しでも早く処理を進めるよう努力してまいりました。 年金記録問題について反省点をあげるならば、行政側が広報活動を積極的に行ってきたかどうか。そのため加入者側が年金に関して重要なものとの認識が少ないままではなかったか。つまり、「年金教育」を始めとする広報活動の不足が大きな反省点であると思います。
1219	地方庁	その他(社会保険事務所)		氏名・生年月日・性別等が誤って収録されている物がある以上、まずは収録されている情報を正しくし、全てのきろくがどの事業所で加入されていたのか容易に確認できるようにならないと何も進みません。 地道に取り組んで行くしかないのでは。	採用時に業務課に配属となり、資格取得を処理する上で過去に手帳の払出があると思われる方でも「新規加入」で届出される事例が非常に多かったと記憶しています。 また、平成7年頃から数年間国民年金に携わり、初めて領収書があるのに台帳に転記されていない事例を見ました。 そこからは、コンピュータ上の記録が不完全な物だと言うことは認識しており、それを踏まえてご本人に確認はしていましたが、ここまで多いとは思わなかったです。 当時は、間違えることを前提での考え方ではありませんが、多くの人の手を介して事務を行う中では多少の誤りはある程度やむを得ないと考えていました。しかし、ここまで多いと「多少」では	取得届でいえば、できる限り確認はしていたつもりですが、ご本人が過去のことを話したがらない事例や、事業所の事務担当者がうるさがったりと言う事例がありましたので、もっと良く確認していれば少しでも「宙に浮いてる年金記録」を減らせたのかと思います。 また、年金給付課に属していた時に、もっと良く職歴を確認していれば、上記と同様に少しでも減らすことができたのかと思います。(できる範囲で確認はしていましたが、今見ると自分の想像を超える名前の読み方で登録されている事例があるので)
1220	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金基金との記録突合について、突合結果、老齢厚生年金が減額となるケースが多々見られる。	厚生年金基金は代行返上等複雑であるため、代行返上済み記録の補正や、再裁定により年金減額返納となる取扱等について、取扱いについて示してほしい。		
1221	地方庁	地方社会保険事務局長	特に思いつかない	特別便や定期便に対する申し出について、しっかり確認し記録整備を進める 紙台帳とオンライン記録との突合せは、膨大な経費と時間が必要であり得策でないと思う 受給中の高齢者の方々の記録整備はほぼ片付いたと思われるので、訂正申し出などの年金再裁定を迅速にしっかり取り組んでいくことが必要	これまでの仕事の経験で、記録管理は社会保険庁の最も重要な資務と思っている 問題の所在は社会保険業務センターでの記録統合作業(電算処理)、再裁定業務の経験で承知していた	そのつど、その場面での処理を真摯に対応してきたつもり 記録統合処理を担当しているときは、事故リストや賞告リストをきちんと現場で処理しているものと認識していたし、再裁定部門では、現場窓口でしっかり事情を把握し、職歴との突合せ、年金手帳の確認などが十分に行われているものと考えていたので、自分の資務としては迅速に効率的に処理することだと思い、それぞれの場面で、超過勤務もいとわず率先して対応してきた 基礎年金番号導入時を契機として、オンライン記録の整備を確実に実施してくるべきであったと思う 年金請求時に最終的なチェックとして紙台帳などとの突合せが確実に行われてきていると理解していた
1222	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	的確に事務処理を行なう	年金相談時に記録を確認するとのことでの認識であった。	平成9年に基礎年金番号のお知らせをしたが、定期的に被保険者あての連絡を行なう必要があった。
1223	地方庁	社会保険事務所課長級以上			平成19年6月頃。記録の統合がされていないのが多数あると思った。	本人からの話や文書での照会について、調査し、確認できるものは一人でも多くの方に回答しようとした。
1224	地方庁	その他(社会保険事務所)		予算を創くのは難しいこととは思いますが、やはり専門にこの作業に取り組む職員がいれば、効率よく進められるだろうし、時間短縮にもつながるのではないかと考えます。	十分な制度周知がされず、年金記録に対するお客様の関心が薄いためにこのようなことが起こったと思います。 また、なぜ記録の転記やデータ移行の際に十分な確認がなされなかったのかを疑問に思いました。	個人情報であるからこそ、慎重に、お客様から当時の状況をお伺いして、思い出していただいたり、こちらから提示できる最大限の情報から記録の統合につながるよう心がけて望みました。 問題視されてからの対応が後手後手になってしまったのではないかと思います。相談窓口の待ち状況などは、問題が浮上しなくても対応できたことではないかと思います。
1225	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1226	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現状でおこなっている作業人員を増員し作業の迅速化をはかる。過去の年金記録に対する深い知識を有している人間を責任者に配置する。	年金記録問題については、消えた年金問題が騒がれ始めた時期に知り、問題としては記録統合されていない記録が5000万件有るとゆう認識でした。	対応としては、特別便による電話及び来客されるお客様に対し誠心誠意対応した。平成9年に基礎年金番号を払い出しから5000万件も未統合記録が問題視されるまでの期間に未統合記録に対する対応が行われなかったことが反省点と考える。
1227	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	特にありません	マスコミで取り上げられる前に基礎年金番号の未統合者が多くいることは、電話等の対応をした際に感じたことはありましたが、裁定請求時までに手続きを終えれば問題は無いと認識していました。 国民年金保険料については地域の徴収組織(町内会など)で、集めた保険料を市役所に納めないで流用している人がいるとの、話を聞いたことはありましたが、私が知っている範囲では悪意	マスコミで取り上げられ、連日報道されるまえに、年金週間などで基礎番の統合率の公表や手続きの時期について正確な情報を発信することが出来ていればよかったと思います。
1228	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	システム改善と対応できる能力のある人員の確保	報道され始めた時。	窓口で他手番の確認を怠らないなど。
1229	地方庁	社会保険事務所課長級以上		業務と平行して行っていくのは難しいところもあると思います。誤り等を防止する意味でも、完全に切り離した方がよいのではないかと考えます。	正直なところ、別手番があることは、届出制であることから特に問題と認識はしていなかった。国民年金の被保険者台帳からのWMへの切り替えは、国民年金の業務をしていたときに誤りはいくつか見つかっていた。	現場では個別に誤りが見つかることがあります。それが、どの程度であるのかということはあまり考えていなかったと思います。
1230	地方庁	その他(社会保険事務局)			なぜ今まで取り組まれてこなかったのかと感じた。 H19.4頃	自分は再裁定を担当していたのでできる限り迅速に処理をした。 年金は一度限りのものでないので、これからの管理のしかたが大事ではないかと思う。
1231	地方庁	その他(社会保険事務所)		例えば一人の職員が、通常の業務を行いながら、年金記録問題についての業務も行うというのは難しいと思います。それなりの人員をさいた上で、それだけの業務を行う必要があるのではないかと思います。また、それには昔の記録に関して詳しい、OBの方の力が必要であると思います。	最初は未統合の記録の問題という認識でしたが、実際に相談をうけながら、国民年金の納付記録がオンラインに反映していない、資格記録の重複が多すぎる等管理の問題だと認識するようになりました。また、そのような問題が存在することを知ったのは、5000万件の年金記録がいわれるようになってからです。	過去の記録については、相談をうけた時に確実に確認するように、現在の記録については、届書等の審査・入力を丁寧に確実におこなうことを、前にくらべて強く意識するようになったし、実際そのように業務を行うようになりました。また、相談をうけながら思ったことは、オンラインに切り替わる時の作業をもう少し丁寧にやるべきではなかったのではないかと思います。
1232	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	台帳との突合を早急に行いオンライン上でしっかり記録を管理してから調査対象者の記録を確認する。	年金問題が発生した時にはじめて知りました。 それまでは正直このような問題が起こるとも思っておりましたが 発生した当初から重大な問題だなと思っておりました。	正直問題が大きすぎて日々業務をこなすことだけしか考えられませんでした。 ただ、相談にこられた方・対応させていただいた方には親身に対応していこうと心構えし対応させていただきました。
1233	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		過去の記録だけに台帳から探すことの難しさを認識していた。同じ調査対象者でも経験者とそうでない人の差を痛感していた。	調査で探すことができない分について、経験者からの助言をもとに再調査を行なっていた。 台帳記録を機械へ移行する時の配慮が欠けていたのではないか。
1234	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件1件こつこつと調査をすすめていくしかないと思います。住基からの情報を提供してもらうため、市区町村との連携は密にする必要があると思います。	最初に配属された係で期間照会業務を行なっていたので、基番に未統合の手番があることは認識していた。	実際に届出をいただいた照会に関しては、年金の裁定時にいただいたものがほとんどであったと思うので、できる限り早急に回答できるよう処理を進めた。 未統合記録の存在を認識していたが、報道されているほどの件数が存在しているとは知らなかったので、もっと早い段階から未統合記録の存在を公表して積極的に持ち主と思われる人にアプローチしておけば、もっとスムーズに記録の特定が可能だったのではないかと思います。(ご本人がお亡くなりになっており、ご遺族の方が本人記録と確認とれないケースが多々あるため)
1235	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	記録確認対象者や再裁定対象者にはどうしてこのようになったのか(原因)とこれからどのように処理をして、最終的にどのようになるのか(進捗状況)を丁寧に説明し、安心していただく。 対象者でない方(全国民)に対して誠実に対応する。	基礎年金番号設定以前の記録の制度・記録の管理状況に杜撰な点があり 記録を管理しきれていなかったことは否めない。 ただし、全て社会保険庁側の不備とは限らず、事業主や被保険者本人が適切に届出をしていなかったため、記録の統合に至らないケースもある。 問題の存在を知ったのはテレビや新聞で報道があった頃。	社会保険事務所での仕事は未経験で、自分にできることは限られているが、まずは信頼を失墜したことに対してお詫びをした上で状況を分かりやすく説明し、ご理解とご安心をいただけるようとした。 記録統合から再裁定が終了するまで1年以上かかるケースもあり、素人から見ればなぜそんなに時間がかかるのか?怠慢ではないか?と要に不信感と不満をもたらす原因となったので、迅速な対応が必要だったと思う。
1236	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1237	地方庁	その他(社会保険事務所)			過去の年金記録の管理不足から生じた問題報道されてから知った	お客様の立場に立ち、誠意ある対応をした。
1238	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上			年金記録問題の根本解決にあたっては、その起因について保険者(行政)側、事業主側または被保険者側かどちらに原因があったのかについて冷静に分析し、それぞれに対し具体的対策を講じなければ何時までも解決できない問題であると考える。 問題は多岐にわたることから、今回は次の一点について記述します。 社会保険(健保・年金)の適用除外の問題です。	社会保険調査官時代(平成3年当時)に将来問題となることが危惧(予見)されたことから、その対策の一環として、総合調査時には事業主(又は事務担当者)へ対し、次のような指導、アドバイスをしてきました。 将来のトラブル回避のため、市販の労働者名簿様式に社会保険の加入の有無欄を設け、適用除外者には厚生年金の加入の無いことを明示し、確認印等を求めて、労働者名簿は永年保存が望ましいこと。 現実的には、その当時"適用除外"であったことなど忘れ(あるいわ適用除外の制度さえも知らず)、勤務していた事実だけを主張される方がいかに多いか。(いわゆる、消えた年金、消された年金と評価される) このことは、被保険者ごとの管理している記録に適用除外期間を残す方法等、対策を講じないと
1239	地方庁	社会保険事務所課長級以上		最優先課題といいながら、平常業務は淡々と行うように指示があるが、職員数は減り、その上で年金記録問題に携わることは非常に過重労働と成り、病気になる者が増えてしまったことから、とにかく記録問題に携わる人を増やし、厚生年金・国民年金各々で調査班を作って対応することが必要であると考える。	長年の事務的な確認不足の積み重ねにより、被保険者に複数の手帳記号番号を払い出したがために記録が統合されていない。ならば、正しく統合していくしかないと認識した。 平成19年6月の年金記録問題の報道で知った。	社会保険に携わるものとして、お客様に不利益を被らせていることに対しては早急に記録の判明・回復をすべきだと思い、記録調査、照会回答に取り組むべきだと考え、現在も思いは変わらない。強制徴収担当をしているが、面談の際には特別便の回答をされたかどうかの確認も行うよう努めている。 記録問題に携わるとどうしても平常業務の進捗に遅れが生じてしまうので、記録の調査(市町村
1240	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	平成19年頃、問題になってからです。 すべての記録を見直し、正しい記録にてお支払いするために、私達は、努力すべき問題と認識しています。	窓口にて丁寧な対応を心がけ、年金受付時においても、相談時においても、もれがないように、気をつけました。 機械化により、すべてが正しいものと、考えていました。
1241	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	期間寛複補正に伴う減額についてを、特例的に返納を求めないなどの方策	過去の記録の不整備などが重なって起きた問題だと認識している。 社会保険事務所に採用されてすぐに知った。	お客様と窓口対応する機会が多いため、可能な限り過去の勤務歴等を聴取し、記録確認を行った。 氏名等が異なっている記録については、事実が判明したときに記録補正を行っているが、100
1242	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	専属のスタッフを編成して、その業務に専念する。	入庁したときはオンライン化されていたので、検索できない記録はないと信じていました。氏名検索できない記録があるのを知ったのは、基礎年金の始まった平成9年頃でした。	庁や業務センターに記録を問い合わせるしか方法がありませんでした。オンライン化にあわせて、すべて検索できるように時間をかけて、システムを計画すべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1243	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	厚生年金保険法施行より70年近く経過し、 積もりに積もったものを、2～3年で解決するのは困難であると考えます。 もう少し長いスパンで考えるべきだと思います。 各種調査についても並行して行うのではなく、一つ一つを確実にこなしてから順序立てし、やっていけたらと思っています。	在職中に問題が発生した身としては 全力を挙げて解決する問題という認識ですが なぜ過去形で問われるのでしょうか。 未統合記録が5,000万件あるのはマスコミ報道で 平成19年5月にに知りました。	特別便・定期便にてレスポンスのあった方に懇切丁寧に、納得していただけるよう対応しております。 反省点として考えられること 記録確認の要であるオンラインシステムに記録が正確に移行されていなかったこと。これに尽きると思います。なのに入庁時に、ここのシステムは最新鋭で、すべてのデータが入っていると教えられた記憶があります。 ・氏名収録・生年月日収録が正確であればここまでのことにはならなかった。 ・今現在でもマイクロ記録等に未収録のものが多数ある ・統合をしてはいけないことから、昔は本人の記憶と完全合致していなければ別人記録とされ
1244	地方庁	社会保険事務所課長級以上		地道にOB等を活用し、特定するのも一つだが、そもそも存在しない人間の厚生年金手帳番号もあるので、1件たりとも未統合記録をなくすことは出来ない。	年金記録問題は、統合漏れ等未確認の手帳番号が多数存在すること、との認識でしたが、その後、記録問題の解決に携わるにつれ、社会保険庁側の事務処理のずさんな面が多分にあると認識した。しかしながら、定期便が始まった後は、事業所のずさんな事務処理も多分に見受けられるようになった。 基礎年金番号導入時より、未統合の記録が多数あることは認識していましたが、オンライン化以	オンライン化以前については、人間がすることなので全く誤りをなくすることは出来なかったことだが、基礎年金番号導入以降に過去記録の整備にもっと人を使っていれば、もっと早く未統合記録は減少していたはず。
1245	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない。	現時点で取り組まれている以上の方策は、思いつかない。	年金記録問題について、認識するような部署をあまり経験しなかった。年金給付を扱う様な部署(年金給付課や相談コーナー)に在籍しないと、なかなか分からない。 記録問題の存在は、記録問題が一般的な問題になってから知った。 昭和20年代以前のかなり昔の記録は探すのに苦労するという程度のは、聞いたことがあった。	調査を行う体制の中でできる限りのことはやるとの思いで対応してきた。 世間では、70年近く前の記録管理体制も現在のコンピュータの時代も同列に比較されているように思う。 現場では、その時代その時代で真摯に取り組んできたと思っている。本庁に集められたデータの管理がどうだったかは分からないが、コンピュータ導入当初は、現時点のデータを記録していくのが精一杯で、過去の記録まで収録する予算も余裕もなかったのではないか。システムも現在とは比較にならなかっただろうし、入力する術もなかったと思う。たとえば、昔のコンピュータは、カタカナ・英数しか入力できないのに、紙台帳にはフリガナがないなど。コンピュータも一挙に発達したのではなく、すこしずつ発達してきたのだから。 反省点というなら、コンピュータが発達してきたその時代、その時代に、過去の記録を取り込むための継続的計画と取組みがなされてきたかというところか。それも相当な予算が必要だろうから、計画に予算がつかなければ実行できなかったことになると思う。
1246	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません	社会保険職員OBの活用(過去の古い台帳で仕事をしていた人なので)	手番の記録があることは知っていたがここまで大きな問題になるとは思わなかった。	ほとんど手管理の時代の台帳が問題になっているので基本的には今後はこんな問題はないと思われる。今後は入力ミスをださないようチェック機能を充実していく必要があると思う。
1247	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	最終的にすべての記録を正しくすることは不可能なので、 早い段階で救済策を実施すべき。	記録問題がマスコミで騒がれるようになって初めて知った。 大変な問題だと認識した。	・記録問題解決のプロジェクト(特別便等)に参画した。 <反省点> ・ずさんな記録管理。 ・制度上の欠陥。
1248	地方庁	その他(社会保険事務所)			今年(平成21年)の4月から勤務し始めました。 初めて年金問題を知ったのがいつ頃かは、もう覚えていませんが、勤務前は、そのうち解決することだろうと思っていました。 しかし、勤務が始まり、特別便に関する仕事に触れるようになると、途方もないことだと感じました。今も、思っています。	マイクロをひたすら探すこと。探し出して不明のもの、未納のものを見つけ出したいと思う。 当時の社会保険事務所の方は、せめて名前の読み仮名、会社名など基本的なことは正確に行ってほしかった。
1249	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	本人申立てによる突合作業	本人申出による期間確認により、複数の手番が判明せず、受給できない期間が発生するとは思っていました。H5年10月個人照会担当になった時。	申立による記録確認を速やかに行う。特別便の処理方法に問題あり。また、過去記録調査には熟練度が必要。
1250	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	わかりそうな記録で連絡がつかない場合は、市町村の協力を得て確認をする。 未統合の記録・名前を何かの媒体で公表し申し出てもらう。	年金手帳は2冊以上あるのは、制度がちがうためあることはやむを得ない。 しかしながら、未登録の旧台帳がこんなにあるとは、思わなかった。	本庁・事務局の指示のもと窓口等対応で記録統合の処理を進めた。 平成9年1月に基礎年金番号ができたときに、順次統合調査を行えばよかったと思う。 当時も行ってはいたが、今みたいに記録も記載されずに大変見にくい表示とならていた。 また、年金給付時に統合をすればよいという安易な気持ちがあったのではないかと思う。
1251	地方庁	その他(社会保険事務所)		「何年以内で解決する」といった区切りをつけて国民にアピールするのではなく、多少時間がかかっても丁寧に調査するという姿勢を示すことが重要だと思う。期限をもうけるとどうしてもスピード優先で、見つかるはずの記録が見つからないこともある。実際に、自分の所属事務所ではないが、調査・回答する際に氏名検索すらせずに(もしくはし忘れて?)回答しているケースがある。	基礎年金番号導入時に宙に浮いた記録があるというのは適用課に在籍した当時(平成15年)に知ったが、その件数までは知らなかった。番号の調査については、業務センターで行っていると聞いており今ほど重要性を認識していなかった。	年金記録問題がマスコミで言われるようになった以降は、しばらくの間国民年金課に在籍していたので国民年金の記録調査に追われる毎日だった。 ねんきん特別便の送付は、一斉に送付するのではなくもっと長い期間をかけて送付してもよかったのではないか。特に、現役加入者についてはもう少し後のタイミングで送付するべきだったの
1252	地方庁	その他(社会保険事務所)		個々の案件で内容が異なるので、人手と調査期間をかけて、1件1件ずつ確実に調査・処理していくしかないと思う。		年金制度問題もあると思うが、年金一元化の際にでも、数年計画で調査や統合をしておけばよかったと思う。 また、記録がおかしいものについて、調査する部署が無かったことや、長年に渡る問題放置の積み重ねがこのたびの年金記録問題になっていると思う。
1253	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	今のやり方でいいから人員を増やすべき。 それと、なにより、安易に法律を変えたり判断基準を途中で緩和するなどといった安直な方針転換を行わないこと。せっかく終わらせてもまた振り出しに戻るので意味がなく、いつまでたっても解決しない。	本人の記録であるにもかかわらず、本人確認ができないために基礎年金番号に統合されず、年金額に反映しない記録として宙に浮いた記録があるという問題として認識していた。入社まもなく知った。	オンライン情報を駆使してなんとか本人に思い出してもらうよう努めた。 現時点でみると、当初はいろいろな検索の仕方等があることを知らなかったため、今ほど十分に検索できていなかったと思う。窓で対応する人の能力ややる気によって、同じような案件でも統合できた被保険者・できなかった被保険者が分かれていた。社保庁全体にそういう風潮があり、その人しか該当者なしと思われる記録であっても、本人が事業所名や期間が思い出さなければしかたがないので放置するということが多々行われていた。
1254	地方庁	社会保険事務所長	年金記録判明により記録統合の後、現在受給中の年金の額が減額となってしまうケースが時々見受けられる。 平均報酬額低下による障害厚生年金の減額 期間判明により喪失日訂正により4種・高齢任意期間の短縮により減額等々	減額にならないような時限立法など(時効特例のような)	本人の記録確認について、年金裁定時に本人からの職歴を元に記録調査を行い、被保険者記録を確認し裁定となっていた。 本人の記憶違い・忘れ。事業所からの届出のため事実に反した記憶による申し出などもある一方で事務処理については、紙台帳保管のためオンラインに載っていない記録の所在。 昭和61年に厚生年金担当となったとき。	一人一人のお客様の申し出を丁寧に聞くことで、調査対象を多くしていくよう努力した。 過去記録を早い時期にオンラインに載せる作業を開始できなかったかと思います。
1255	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無い。	期限を定めることなく、現在の取り組み(旧姓検索や住基ネットとの突合)を継続して着実に行う。調査担当者を増員し、調査のスピードアップを図る。	基礎年金番号に統合されていない記録が多数あることは承知していたが、裁定請求時に記録を整理するのでの問題は無いと周囲から教えられ、そのとおりであると認識していた。裁定請求時であっても本人の記憶のあいまいさから統合できない場合もあったが、まれなケースであると思っていた。 平成18年～平成19年のマスコミや野党の追求により、未統合の記録が5000万件にも上るこ	大多数の受給権者の記録は問題はなく、漏れや誤りがある場合は申し出により調査・訂正を行えば良いと考えていたので特に対応はしなかった。 5000万件もの未統合の記録の存在は地方では知る由はなく、庁や業務センターで知っていた者、または知りうる立場にいた者の責任が重いと思う。
1256	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	・全所体制で望むことが一番の解決方法と思います。 ・社会保険システムの充実もあればよいと思います。 例えば、マイクロ記録を見る「健保080」画面は前後が索引できない。 本人の生年月日が異なるときや同じ取得年月日の記録を確認ずる場合不便です。	厚生年金ができた昭和17年からの記録問題です。自分の祖父母等の年金に影響する重大な問題と思います。お役様の立場に立って考えます。 年金記録問題が存在すると知ったのは、平成18年ごろです。	平成18年から全所体制で通常業務にくわえ、年金記録窓口でのお客様対応、記録整備等を行い、迅速かつ正確に処理対応をしています。 この問題を自分自身の問題ととらえたか、お役様の立場に立って真摯に対応してきたかを反省点としてあげたいと思います。
1257	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	意見なし	・年月がたちすぎているため、すべてを解決するのはとても無理だとおもった。 ・問題発覚と同時。	・個人では届出のあったものについてしか対応出来ない。あとは本庁からの指示待ち。 ・年金制度発足当時に50年後、100年後のことを誰も考えていなかった。機械化の時にもう少しなんとかならなかっただろうか。
1258	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られてない問題は私知らないと思います	相談に来られるお客様に誠実対応することだと思います	大変重要なことだと認識して対応してまいりました。平成19年6月頃だと記憶しております	これまで通り誠実にお客様に対応していこうと思います。
1259	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在準備を進めている画像検索システムはもちろん、あらゆる手段を用いたうえで、後は人海戦術で1件1件確認していく以外の方法はないように考えます。 とにかく市町村や国民の皆様の協力なしには解決できないと思われます。	存在を知ったのは大々的に報道されてからです。 制度及びシステムの度重なる変更に職員がついていくことができなかったこと、また、社慣な記録管理が招いた事態ではありますが、そもそも年金という制度そのものに関心がなさすぎたことも、結果としては問題を大きくした一因であると感じます。	将来に向かって同じような問題が発生しないよう基礎年金番号の管理を確実におこなっていくこと。これによって1人が複数の基礎年金番号を持つことを防止する。 また、はからずも今回の問題によって年金制度への関心が飛躍的に高まったので、これを一時的な兆候とせずに若い世代にも年金制度に関心を持ち続けてもらえるよう、接触できたお客様には丁寧に制度の説明を行う。 余談ですが、偽名・偽生年月日で事業所に勤めていたというお客様の対応をしたことがあります。私達職員がどれだけ注意を払ってもこのようなことをされては対処できません。制度を知っていただくことで、このような行為が少なくなると考えます。 もちろん、職員一人一人が大切な記録を管理しているという自覚を持つことが第一であることは間違いありません。 今回の問題で、社保庁の対応は後手後手に回っていました。自組織に問題が存在しないか常に監視し、問題があれば速やかに解決のために動く、そのスピード感をもつことが重要だと考えま
1260	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現場での充実した相談体制、適切な人員配置を行い、サービス向上を図り、国民の理解と協力を得る。	平成19年頃知った。 長年の様々な問題が未解決のまま積み重なった結果だと思う。	問題の原因となったこれまでの経緯、解決に向けたこれからの対応への理解を図った。 反省点としては現職の職員に全ての責任を負わせるのではなく、全体で対処していく体制が必要だったと思う。
1261	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	調査をもっと早く正確にできるようにする。また、この問題が起きた事で国民の年金に対すり関心が高まったと思うので制度の説明と理解を。	検索や調査をしても記録がみつからない納得してもらえれば良いが、そうでない方や実際記録が見つかった方にとっては、この問題が出ずそのままになっていたら受給金額が変わるなど生活に係ってくる事なので、あってはならない重大な問題と思っています。 在籍中、今までも受給手続きの際に見つかった記録統合の処理などはしていたがこのような大きな問題との認識は無く、何年か前の庁からの連絡や報道などで世間で問題になってから知り	特別便や定期便の処理当番の時には迅速に処理をしました。また、記録照会の調査については、時間のかかる中でもなるべく早く本人へ回答が出来るように、市町村照会などを迅速に行いました。 今のようにコンピュータの管理では無かったので、書き間違いや書き漏れ、入力ミスなどがあったり、国民の年金対する関心や制度の理解などが今ほどでは無かった為に問題が起きたと思いま

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1262	地方庁	その他(社会保険事務局)	障害年金の不正受給は徹底的に調査が必要と思う。目や耳で障害年金を受けている人はほとんど怪しい。車を運転して社会保険事務所に来る人もいる。	すべての職員を新機構に採用する。民間人(素人)より経験者を年金問題に当たらせる。	採用時からベテランの職員に現在のような問題があることを教えられてきた。現場の職員はちゃんと取り組んできた。認識が無いのは、庁や厚労省の現場を知らない人だと思う。	自民党政権時のパホーマンスに付き合ってきた結果が現在である。問題をしっかりと見直すことが必要。すべての職員を新機構に採用し、経験者を年金問題に当たらせるべきである。また、窓口で名刺を渡すのも無意味、窓口担当者の精神的負担を増やすことになる。結局現場を分かっていないことが問題。
1263	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	経験者を中心に取り組むべきだのがいいと考えます。 人的に未経験者の方をいくら投入しても効果は上がらないと思います。	平成18年に年金給付課へ配属されたときには記録問題への意識が課により相違があると感じました。 年金給付課においては、支給する年金を決定するため、氏名索引等をして必ず記録確認を行っていたが、他課に関しては、年金請求時に確認するからと記録問題を重要視していないように思	上記については、 課で話し合いをし、必ず確認をするということを再確認した。 ただ、それも他課までを含めた対応にはならなかった。
1264	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1265	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
1266	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金を支払っていない事業所の役員や経営者がその分の年金を受給しているのは、おかしい。適用と給付は別というのは役員、経営者以外の従業員に当てはまるものである。標準報酬改ざん問題は大部分役員等に対してのものであり、マスコミにおいては改ざんされたという事のみを報道していたが、こういった状況はあまり報道されていない。国民年金加入者は納付しなければ、給付にならず保険証を取り上げられているのに、社会保険加入者は金を払わず年金を受給し保険証を使用している制度の不備です	事業が継続している限り社会保険を喪失できない、させられないというのは、理想であり非現実的です。法律で厳格に定めた上で中途脱退、強制喪失をさせるしかないと思います。	私は年金記録問題が発生してから入庁しましたので、外部にいたころは、社会保険庁による怠慢で発生したと思っていました。ただ内部で勤務してみると複合的要因での発生と思うようになりました。	年金記録問題発生後の入庁のため対応しようなし。
1267	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員一人一人が、処理すべき件数等、全体像を把握し、各課、各自の役割を明確にした上で、進捗を確認しながら着実に自分の処理を進めていくこと、そして当然のことですが、職員全員がこの問題を組織全体の大切な問題として認識して進めていくことが重要と考えます。	国民の皆さんの支払った大切な保険料に応じた年金を受け取るという当然の権利を侵害していたことになり、この問題が長年放置されていたことは組織の一員として責任を感じております。年金業務に携わった頃(5年前)から、請求者の基礎年金番号の他に多くの国民年金・厚生年金が存在することに疑問を感じたこともありましたが、深刻な問題として認識したのは、残念ながら大きく報道されるようになった平成19年頃からだと思われます。	年金の請求書類を受付、審査する際に、請求者の職歴を確認して、氏名検索090にて他の手番を確認することは、確実に実施しておりました。しかし、「将来老齢年金を受給する時に確認すればよい」「他の勤務先を思い出したら申し出てもらえばよい」と、職員に甘い考えもあったことは事実です。また、国民の皆さんに対しても、長年にわたって自分自身の加入履歴に対して注意深く確認することを周知できなかったことは、制度を運営する組織全体の反省点と考えられます。
1268	地方庁	社会保険事務所課長級以上		未統合記録については、本人確認が取れない記録が相当あると思います。 名寄せし、市町村に生存確認し、それでも判明しない記録はそのまま未確認記録とするしかないと思います。	全てを手作業で管理していた時期があるわけですから、当然発生する問題ではあったと思います。 国民年金記録のオンライン切替時期に、記入もれ、誤りは出てくるとは懸念していました。さん孔タイプで進達していた頃でも、事故となり、進達もれのまま切替されていたのではないでしょうか。 法定受託事務となり、市町村の関与がなくなったことも記録解明を遅らせている原因ではあると思います。	記録確認に来られるお客様に、あらゆる事態を想定しての対応です。記録間違いなのか、記憶違いなのかは分らないわけですので、基本的にお客様の言い分に対して、疑いの目ではなく、有り得ることを念頭に対応しました。 反省点としては、上記でも述べましたが、地方自治体の関与、協力をなくしてしまったこと。あまりにも中央自治体の意見を優先したため、地方自治体までもがそのあおりを食ってしまったように思います。 申し上げにくいですが、官僚の無責任な発言も混乱を招いているのではないでしょうか。公の場で最後のお一人まで解明する、救済するというには不可能な面があったのではないでしょうか。 記憶違いもあるとは思うのですが、きちんと納付された方と納め忘れていた方に同じ額の年金が
1269	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	被保険者・受給者の皆さんに制度について知ってもらう 特別便や定期便などで記録を確認してもらう インターネットや携帯電話のモバイルサイト等を利用して社会保険事務所の窓口だけでなく身近なところで自分の記録を閲覧できるようにする 厚生年金加入者については、資格取得時や算定時に事業主から現在の標準報酬月額等を通知することとなっているので、これを確実に行わせるための指導・監督を徹底する 60歳の裁定請求時に、本人に記録を確認してもらうほか、氏名、生年月日などから検索を行い、未統合になっている番号がないか、詳細に調査した上で年金の決定を行う。	未統合になっている記録が多数あり、受給額に誤りがあること ただ、一般的に報道されているように記録が見つかれば必ず受給額が増えるとは認識していなかった、結果逆に金額が下がり返納してもらわなければならないケースも想定できたことから、記録が見つかればそれで完了とはならないため、根の深い問題であると考えていた。 また、記録がみつからなかった場合、見つかったが本人の認識よりも期間が短いなど、必ずしも本人の希望通りとならないこともあることから、どこまできめ細やかな対応ができるかも不明な部分があったこと 記録問題については、ニュースやマスコミ報道などで知った	お客様より記録照会があった場合は、これまで以上により詳細に当時の状況などを聞き取り、より調査する際の情報を集めるようにしている また、裁定請求の受付時には氏名の漢字などを確認し複数読み方がある場合は可能な読み方をできるだけ考え氏名検索を行うようにし、ほかに漏れが無いか確認している 反省点 記録問題については受給者に正しい年金を支払って完了となるが、あまりにも時間がかかっている、記録照会から支払まで1年から2年かかるケースもある これまでは、本人の申し出がなければ記録の照会・統合を行っていなかったこと 基礎年金番号がなかったため、複数の年金番号が払い出されるケースが多くあり、これを防ぐ手段があまりなかったのではないかと考える 被保険者自身が自分の記録を確認できる機会があまりにも少なかったことと、年金制度自体に関心があまりにもなく、自分の記録がどのように管理されてるかに無関心だったことなど、年金制度の広報不足が最大の原因だと考える
1270	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録が見つかった場合の年金受給者の再裁定で、最近受け付けしている分は3ヶ月位と確認しました。 しかし以前の受付分で1年以上時間がかかっている分では、なぜ時間がこんなにかかるのか納得されないお客様が多数です。 また、直接的には関係ないかもしれませんが障害厚生年金の裁定も同じくらいの時間がかかる場合があり、時間短縮に力を入れてもらえたらと感じます。	年金制度の欠陥した部分だと思う。 17年10月から採用されたが、事務所の人たちが統合記録がないか気をつけてたので、すぐ知った。	国民年金業務課に初めて採用されましたが、記録問題前から、窓口などで制度説明から記録の確認・統合をしていました。 現在ねんきん特別便などによって、来られる方の名前を氏名検索して調べたときに、あまりにも漢字の読み違えなどがひどいように思われます。 また、高齢の方に非常に長い時間、裁定待ってもらわないといけないことなどの対応の遅かったことだと思います。、
1271	地方庁	社会保険事務所長				
1272	地方庁	その他(社会保険事務局)			現在の任期付職員に採用していただく前に、賃金職員で勤務していましたが、その採用前頃に年金問題を身近に考えるようになりました。 業務として携わっていないので、今現在あまり深く考えたことはないです。	
1273	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	再裁定の部門に重点的に人員配置したように、他に人的、業務内容的に厳しい部門があれば、そこを増員すればいいと思います。 また、来年1月で大勢の職員の入れ替わりがありますので、記録調査作業の進捗状況が滞ることのないよう、従前から勤めている職員がさらに底上げするとともに、新規職員に対する、現存の資料以上に丁寧な自主研修資料等ができればいいと思っています。	厚生年金記録において、カセットが開いていない記録(「930」による整備が必要な記録)自体が存在していることに、驚き、また、問題であると思いました。 存在を知ったのは、平成19年6月頃と記憶しています。	厚生年金記録調査に従事する中で、調査対象記録が、カセットが開かれていない記録であることを確認次第、すぐに「930」の処理をし、業務センターにてなるべく早く記録を復旧してもらおうとしました。 いろいろな考え方があると思われますが、昔からカセットが開かれていない記録があることについて、問題を指摘する声が挙がっていたと伺っております。 その時に少しでも整備がすすめられていれば、年金記録問題において、記録判明→再裁定まで
1274	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1275	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無。	人員を投入し、徹底的に調査を繰り返し、浮いた記録を減らす。	年金記録が漏れていた場合、将来の年金額に関わる問題と認識した。 存在を知ったのは、問題が発生してから。	少しでも年金記録漏れが無いように調査をした。 基礎年金番号導入時に年金記録の調査を徹底的にすべきだった。
1276	地方庁	社会保険事務所長	特に無し	事務処理の期間について、もう少し長い期間での対応をお願いしたい。 組織が変わるので、新組織の船出がスムーズに船出した後に記録問題を解決したほうがいいと思います。(現場の経験者としての意見)	特に問題と認識はしていなかったので、具体的な数字が発表されたときは、正直、驚きました。どこでどのように数字を調査したのか? 年金請求は申請主義であったので、自己責任の下で各個人は裁定請求をしていたから、ごくわずかな年金記録については、大半の受給者は記憶がなかったのが事実であります。また、平成9年1月1日に基礎年金番号が導入されたときに年金手帳の番号の統合については、広報により周知していたので、未統合については、自己責任は大いにあると思います。 また、受給者・被保険者とも膨大な人数のデータを当初は、紙台帳で管理していたのが、コンピューター管理するようになったわけですが、委託業者・事務処理の方法(読み合わせ)等、予算面も問題もあったと思われます。	社会保険庁オンラインシステムを導入するときに、年金記録を機械化管理するのに、5年ごと・10年ごとの刻みで紙台帳からコンピューター管理にじっくりやるべきと思いました。 しかし、予算的な問題もあるので、現実は難しいかもしれなかったか? 組織の改変と年金記録問題の処理は切り離して取り組んでもらいたかったと思います。 社会保険事務所の正職員は初任者研修からスタートして、普通研修、専門研修等税金を投入して社会保険大学校で社会保険マンとしてのスキルを磨いてきました。現場の職員は被保険者、受給者のために仕事をしてきました。国家公務員の試験に合格し、誇りを持って取り組んできました。 国民にとって、大変重要な仕事をしているわけですので、今後の対応として、事務処理期間をもう少し長い期間、少しゆとりを持った取組を希望します。 マスコミの報道についても、事実と現場とかなり乖離した報道がありましたのでやはり本庁はマスコミに対して規制をするような方法も大切と思います。 年金手帳の再交付につきましても、無料では、重要であるという意識に欠けます。
1277	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	(6)のとおりありません。	平成17年より国民年金業務を携わっておりますが、当時は通常業務からは年金記録に問題があるとは認識していませんでした。その後、報道等でこの問題について大きく取り上げられるようになった平成19年春ごろより問題の存在を意識するようになりました。ただ当初は基礎年金番号制度ができたが、その際に手帳番号の統合がうまくいかなった番号統合の問題と考え、記録の中身自体について誤りがあるまでは認識していませんでした。その後、24時間のコールセンターの設立やねんきん特別便の発送に伴い窓口・電話等にて記録に不備があるとのお客様を対応するようになり、実際に氏名や生年月日・納付記録等に多くの誤りがあり、あまりにも管理がずさんであることを感じるようになり今日に至ります。	対応したお客様については、特に制度の歴史や当時の実務の流れなどについて経過説明を詳細にすることにより、年金記録問題についてご理解をいただけるよう努めてきた。また、この問題が大きくなった原因は、時間がかなり経過しており当時の資料や証拠書類がないものが多すぎる点にあると思います。想像になりますが記録を移管する作業や日々の対応業務の中で必ずこの問題を認識している職員がいるにもかかわらず、問題発覚が20年後、30年後となることを想定したためか長年の間放置してきたことに大きな問題があると思います。こういう誤りについて隠蔽せず早期解決できるような体制を構築できればと思います。例えば事務所側にその処理について過失があった場合についても、謝罪しかできず本来であれば受けることができる利益にについてその誤りにより受けられない場合についてもお客様の負担になってしまうケースがあります。賛否あると思いますが、残念ながら事務処理誤りがゼロになることはないと思いますのでこうした職員の過失によって生じた不利益について、もう少し積極的にお客様の負担とならないような法律やシステムができればいろいろな問題が早期に解決できたのではと考えます。
1278	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	無し。	地道な確認作業。	重複付番。記録統合誤り。 平成10年頃。	事業所、被保険者等の申し出により対応した。 もっと、積極的な働きかけが必要であった。
1279	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	どこかの課や、個人の担当意識をなくし、職員全員で解決に向けて行動することが必要だと考えます。	年金の期間についてもれがあるというような問題だと認識しておりました。 問題の存在を知ったのはニュースで盛んに報道され始めてからです。	当時はまだ職員ではなかったです。個人としては、送られてきた特別便に回答を送った程度です。 受付が手作業なところが反省点だと思います。もっとシステムにお金をかければすばやい回答

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1280	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	今後、受給者に対しても記録を確認していただくために通知を送付する予定であるが、 1会社名が不明である場合があること 2標準報酬が実際の受取額と異なっていること をわかりやすく、かつ目立つように記載することが必要である。 又、短期間に膨大な数の通知を送付するため 1コールセンターの人員の手配 2窓口の人員の手配 を十分にすべきである。 通知を送付しても、対応が十分に出来ないという事態は組織として最大の恥であり、なんとしても回避しなくてはならない。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号が存在していることは認識していたが、これほど膨大な数になっているとは予想もしていなかった。 又、オンライン上に登録されていない記録が、何百万件も存在していることは予想すらしなかった。 このような重大な問題が長期間にわたり放置されていたことは、組織上の重大な問題である。	
1281	地方庁	社会保険事務所長	特に承知していません。	人員と時間をかけるしかないと思います。	行政側の責任は否めませんが、制度発足以降の事務処理(紙管理からオンラインへの変更など)、法律改正等、記録問題が発生してもやむを得ない状況もあったかと思います。 又、虚偽の氏名や生年月日での届出、被保険者証、年金手帳の管理不足、未提出等、被保険者、受給者側にも責任があるのではないでしょうか。 いわゆる「5，000万件の宙に浮いた年金」ということでは、公表、報道された時に知りました。	照会に対する早期・確実な調査・回答処理に向けた全所体制による取り組みについて職員に徹底し、対応しました。 又、自らも可能な範囲で処理にあたりました。 反省点としたは、被保険者証や年金手帳の目的、重要性について、政府レベルでの広報や、事業主、被保険者等への周知、指導にかけていたのではないかと思います。(制度発足当初から)
1282	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	記録担当の人員(制度に精通している)を増やし集中的に取り組む。 さらなる政治的判断が必要。	就職時すでに機械化されており、記録に漏れがあるとの認識はなかった。仮にあるとしてもわずかな数だと思っていた。 記録問題が起き始めて今までのずさんな管理状況を知った。	WMの記録が間違っていないという概念をすて調査にあたり、お客様の記憶していること等を聞き出し台帳等の記録からご本人の記録ではないかと思われるものを調査した。 様々なチェック体制がとれていなかったことが、問題だったと思う。
1283	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員の確保		
1284	地方庁	その他(社会保険事務所)	3号記録の不備について 年金請求時に発覚した場合、3号特例の該当期間によっては受給権発生が遅れるケースがある。	国年20面面を加工して、本人に手続きが必要な旨を通知することはできないか？	複数の年金番号を保有しているのは、本人や事業主の責任にも責任があるが、その記録がカセットオープンされていないため、本人に情報を提供できないことについて、なぜ、全部の記録をオンラインかしないのか不思議であった。	カセットオープンについてシステム上あるいは、予算や人員の関係でできないものと思っていたが、今回の問題を受けて対応を開始しているのであれば、最初からやっておけばよかったのでは。 現実的ではないが、書類を永年保存にすべき。 国民年金の徴収事跡や納付書発行事跡についても、一定期間だけ見れるようにするのではな
1285	地方庁	その他(社会保険事務所)		物量的に膨大であるため、今まで以上に携わる人員を増やすことと、問題の共有意識を徹底すること	組織の信用を損ねる問題であるが、今までの積み上げの結果でもある。 意識するようになったのは、平成19年6月頃。	事務的な対応は避け、わかりやすい説明をこころがけた。また、実際の事務処理は1件ごとの内容を精査し、迅速な回答に努めた。 反省すべき点としては、やはり組織全体としてもっと早い段階で取り組むべきであったと思う。
1286	地方庁	その他(社会保険事務局)			記録が整備されておらず、宙に浮いた年金記録の存在を知ったのは平成17年頃です。 初めて業務課に配属された時に年金手帳を見て、統合されていない記録があることを知りました。年金を受給する時までに記録を整備すればよいのではなく、早急な処理が必要だと感じました。	お客様の年金手帳を見たときに統合されていない手番があれば、記録を確認し統合の処理を行いました。また、年金手帳を持っていなくても特別便や定期便で来訪された時に記憶との不一致がある場合には台帳やマイクロを探し、記録の整備に努めました。 国民年金や厚生年金に加入するときにその都度番号の払い出しを行っていたことが最も大きな原因だと思います。
1287	地方庁	社会保険事務所長	特に無し。	現在の確認作業を推し進めていけば良いと思うが、厚生年金の台帳等の記録で記録が抜けている分や消耗によりやぶっれている分の記録が本当に管理されていないのか、確認していく必要があると思う。	厚生年金の記録問題では、基礎年金番号が導入されてからは殆どの方が一つの番号に記録を統合する手続を各自が取っているものと思っていたし、年金の請求段階で確認が取れるものと思っていたので、問題としての意識は薄かった。 厚生年金の記録調査の担当課や年金給付の担当課に配属された事が無かったので、今回の記録問題が発生してからその件数の多さを知った。 国民年金の記録問題では、平成14年に国民年金の現年度保険料の納付方式が印紙から現金に変更になるまでの時代で、特に市町村から検認薄で報告されていた昭和60年頃までの時代には、その消し込み間違い等から市町村の納付記録と社会保険事務所で管理する紙台帳の納付記録との間に数件の違いが発生する可能性は認識していたし、国民年金を担当した58年当時も古い時代の分の納付記録が判明したことが有ったと記憶している。	国民年金の問題では、1日も早く印鑑検認から現金納付に変更するよう県(国民年金課)を通じ社会保険庁に要望したが、実現には至らなかった。
1288	本庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	未統合の記録を少しでもなくしていくため、年金定期便の継続、年金裁定時の記録確認の徹底等確実に実施していくこと。	消えた5000万件が話題になった、平成19年春頃です。 当初は、記録は消えてはおらず、基礎年金番号に統合されていないだけですからちゃんと説明すれば判ってもらえるのではないか、マスコミが騒ぎ立て年金制度に対する不安をあおりすぎているのではないかと思っていました。	窓口や電話対応する際には、状況を丁寧に説明し理解してもらうように心掛けてきました。 もっと早い時期から記録の突合作業をおこなって、ご本人から自分の記録を確認してもらうことにより、事業主も含め、年金に対する意識を高めるようにするべきだったと思います。 保険者として、マスコミ報道にはもっと毅然と対応し、正しい情報を発信すべきだった。 年金記録の管理の甘さ、収納率にこだわりすぎたこと等、職員の意識にも問題があったと思う。
1289	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	特にない	特にない	特にない
1290	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年の基礎年金導入の際、いくつか番号がある方へ確認の通知がなされていることから、記録問題については知っていた。 当時は、受給手続きの時にきちんと整理されるこであると認識していた。 当事者の反応も薄いと感じた。	手番の存在が判明した時点で統合処理をするようにした。 本人からの請求主義とするのではなく、もっと親身に検索や聞き取りを行い、記録を整理するようにしていればよかったのではないかと思う。
1291	地方庁	その他(社会保険事務所)			何に在籍していたときなのか分かりません。 基礎年金番号導入前の手番不明者については年金手帳の重要性の周知不足はあったかと思います。基礎年金番号導入についてはもっと早期に導入すべきだったと思います。(紛張り争いで導入反対があったという噂は本当でしょうか？導入当時「もっと早くこうすればいいのに」と言う話をしたときに、そういう噂を耳にしました。) 記録にもれがあるという話は今回の問題が大きく取り上げられるまでそれほどの規模とは知りませんでした。	基本自分の時代より過去のことなので対応もなにも有りません。 基礎年金番号導入前の手番不明者については可能な限り問い合わせても本人が「無くしたから分からない」「職歴も良くわからない」などとりつく島もない人もいました。 過去のことは分かりませんが、「間違えにくい仕組みを作る」という取り組みや思想は全くなかったのではないかと現状についても思います。 新しい制度や取り組みが決められた後、フォローする仕組みは無く、現場の努力任せというのも問題があったのではないかと思います。 組合が機械導入に反対していたのであれば、それも問題有りだったと考えます。入力作業は手作業ですが、少なくとも「文字や数字がなんて書いてあるか分からない」という事態にはなりませ
1292	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			厚生年金の加入期間が、年金支給に反映していない件数が多いのに驚きました。年金記録の期間照会の処理をしているときに認識しました。	年金記録の期間照会をしてきた者の立場に立って、1件でも年金受給に繋がるよう真剣に取り組みました。真剣に取り組みましたので反省点はありません。
1293	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金窓口担当であった当時、請求者の年金履歴に対する意識があまり感じられませんでした。 年金手帳の不所持など	現在着手しているように、被保険者に対して年金履歴の確認をもっと早くにしておけばよかったのではないかと考えます。
1294	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	無し	記録問題の解決のために取り組んでいる事業について、社会保険庁における処理状況の総括を行って、処理件数、継続を含む未処理件数を明らかにして、業務を引き継ぐ日本年金機構に未処理件数を解決するための体制を整えること。	年金記録に関わる業務経験が少なかったため、年金記録問題として取り上げられるまで、認識がなかった。	記録問題の解決に向けての実施された業務からの関わりであったが、真摯に職務に努めた。 業務指示、職員教育、育成の統一化が不足していた 保険料納付に関しては、法令遵守に対する認識と権限の付与の必要性を感じている。 年金記録問題については、年金制度に対する国民への周知への努力が不足していた。
1295	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	年金制度が複雑すぎる。 WMが扱いづらい。 エラーコードが役にたたない。 業務マニュアルが使えない。 経験のみで動かしてる状態。 WMの見込み額なんてもっとシンプルに素人でも出せるくらいにすればよい。	問題が浮上してから。	自分を頭と思って誠実に。 いろいろな意味で見込みが甘すぎた。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1296	地方庁	その他(社会保険事務所)	本庁からの通知文書、あるいはマスコミ報道されていること以上のことは存じ上げません。	1件ごとに地道に対処していくしかないと思います。	基礎年金番号に統合されていない記録が数多く存在することは漠然と認識していましたが、本当に大変な問題として認識するようになったのは長妻現厚生労働大臣が指摘なさってからです。	窓口に来られたお客様に対し、特に念入りにご自身の加入履歴を確認して頂くように努めました。 また事業所からの厚生年金保険被保険者資格取得届を処理する際、基礎年金番号が記入されておらず生年月日・住所の双方が一致する記録が確認できない場合は事業所側に念入りに当該被保険者の過去の住所や勤務事業所名を調べて頂くようお願いしました。 現時点で見た場合、この一連の記録問題が発生した要因の一つに、「各被保険者が実際に年金を請求する時点までになんとかすればよい」という意識が私を含めて社会保険職場全体に蔓延していたような気がします。 日本年金機構の発足にあたり、常に全ての人の記録が正しい状態にあるようにしていくという意
1297	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	現状の取り組みを着々と進めていくしかないと思います。定期便・特別便による年金記録の確認にて、過去の不作為を訂正し、今後は年金制度の周知とともに裁定時における細部にわたる年金記録の確認、また現役被保険者における基礎年金番号の管理徹底を進めていき、時間をかけて信頼を回復していくしかないと思います。不本意な事由ながら年金制度が注目を浴びたことを利用し、現役被保険者に基礎年金番号の重要性を徹底的に周知していくことが重要と考えます。	平成14年の採用以降、会計業務しか経験してなかったので、報道等で注目された時期(平成18～)からしか認識していませんでした。	ちょうど年金記録問題が発覚した時期に事務所に配属になったので厚年適用の課でしたが、年金制度(給付等)を1から勉強し、目の前のねんきん特別便等で来所されるお客様の対応で精一杯でした。 過去の年金業務において、日々の業務を進めているうちにいくつか疑問点等は各職員いだいていたと思いますが、それを後回しにして誰かがいつかするだろうというような考えで、問題点を先延ばしていたことがこれら問題につながってきたと思う。まず、そのような風潮を変えられな
1298	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	記録の確認作業において、未回答の方や接触困難な方に対しては、市町村役場からの情報提供に基づいた戸別訪問を実施する。 しかし、現状の人員のなかでの実施は限界がありますので、民間に委託することとしてはどうでしょうか。	基礎年金制度になった時に、未統合の手番がかなり発生していることは認識していました。 年金請求の時点において、確認し統合することで対応できるのではないかと思っていました。	年金請求より前に手番確認できた方につきましては、手番統合の処理をしておりましたが、それでも、不十分であったということだと思います。 基礎年金番号導入時にもっと徹底した手番確認を行っていたら、相当数の件数を減らせたのではないかと思います。
1299	地方庁	その他(社会保険事務局)	・特にありません。		平成17年頃、国民年金課に在籍していたとき、未統合の手番や、二重に払い出された基礎年金番号が多数あること、また、名前や住所等が間違って入力されていることがよくあることに問題を感じていました。	被保険者が窓口にこられたときや、諸届の提出があった際には、基本情報を常に確認し、記録に不備がある時はそのつど必ず訂正をするように心がけていました。 記録問題の多くは、職員による人為的ミスにより発生したものだと思います。年金記録の入力に関して、少し軽々しく扱っている職員が多いのではないかと思います。そのため、職員の一人一人が、年金記録を扱うことの重大性をもっと真摯に受け止め仕事をすることが大切であると思います。今、入力作業が主な部署にいますが、自分のミスが将来の記録問題を引き起こす可能性があるということを十分に認識したうえで仕事をしていきたいと思います。
1300	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	複数の番号を払い出さない。 制度の見直し。	基礎番に統合されていない手番を早急に統合整備し、記録のもれをなくすべきと考えていたが、wmで確認できない記録、また時間がたって出てくる記録があるなんて信じられない。2年位前。	旧台帳の記録等会社名などお客様の前で確認できるよう整備し、今の段階では高齢者など優先順位をつけ生存しているうちに再裁定を完了、スピードをもっとあげるべき。とにかく受付順に処理すべき。
1301	地方庁	その他(社会保険事務所)		一定の時間を掛けて、一つ一つ確認していくしかないと思われます。	年金請求時にすべての記録を確認していけば、記録の漏れはでないと思っておりました。 実際は受給者の方の記録の漏れが多数あることに今回正直ショックを受けています。 年金記録問題の存在は今回騒がれるようになってから知りました。	一つ一つ解決していくしかないのが事実としてあると思われるので、お客様とお話しする機会があればその時その時に旧姓等確認して漏れがないかどうか確認するようにしています。 過去においても今と同じスタンスで情報提供をしていれば、もう少し年金請求時に確認していくことができたと思われます。そこが反省する点だと思います。
1302	地方庁	その他(社会保険事務所)			手番記録については、基礎年金番号制度導入後、統合されていない記録を年金裁定時に再確認し、記録整理を行うものと認識していた。 WM上に現れてこない記録があることを知ったのは、マスコミ報道がなされたのとほぼ同時期であり、5000万件にも及ぶ件数が存在することもその頃に知った。 報道で問題化される以前は、大きな問題意識を持っていなかった。	地方庁としては、本庁から送付されるねんきん特別便に伴う電話・窓口相談への対応に手一杯だったが、それが記録問題の解決に直結する事務であり、誠実に対応することを絶えず念頭において業務を行った。
1303	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	わからない。	マスコミの報道。	わからない。
1304	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般で知られている程度でしか知りません。	年金記録問題の対応ということであれば特別便の結果をふまえ、本人が確認了承したものとそうでないものを振り分け、年金記録にもれ等あると申し立てがあった事例について第三者委員会の決定を受け判断し、確認取れた個人ごとの年金記録とあわせ管理、最終的には国民のみなさん全員の記録がはっきり するのが望ましいのでは。	マスコミ報道と同じ時期で知りました。	年金相談窓口にて年金記録について対応しました。反省点として記録管理がきちんとなされていないということと、高齢により昔の勤め先が思い出せない方やすでに亡くなられている方などの記録の確認ができない場合などの確認方法や窓口対応などの事務的取扱をきちんと示すべきだと思います。
1305	地方庁	その他(社会保険事務所)		できる限り多くのスタッフを動員し、解決へ全力で取り組む。(現状の職員数では少ないと感じる。)	年金業務に携わった経験が少なく、認識が足りなかった。報道等で取り上げられた頃。 お客様の大切な年金記録であり年金額に直接的に関わってくる問題であるため、非常に重大であり確実に解決しなければならない問題と現在は認識している。	組織の一員として、重責を負っているという気持ちでお客様対応をしている。 お客様の年金記録管理の重要性の認識の甘さ。また、国民一人一人も年金の重要性を認識していただくための周知不足。
1306	地方庁	その他(社会保険事務所)			早急に基礎年金番号に統合し、一本化した記録を個人に通知すべき問題。 平成19年頃。	提出されたねんきん特別便について調査を行い、受給者については随時、再裁定手続きを行った。
1307	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	連絡がつく方については、個別に確認の上、記録を統合していくしかないと思われるが、所在不明の方等の場合が多数を占めていると思うので、その方達については、住民票のデータ・氏名履歴等を参考に地道に処理を行っていくしかないと思います。	私自身がこの問題について知ったのはマスコミ等で騒がれた時です。それまではこんな形で年金記録が扱われているのも知らなかったですし、しっかり管理されているものと思っていました。 この問題については、年金記録の扱い(社会保険庁設立以前の記録より含めて)の当初より積み重ねられた問題であり、ここ2・3年で突然起きた問題ではありません。そのような記録の扱いの上に、職員の人為的なものも加わったため、より一層の問題の解決を困難についているかと思います。	私自身は、実際に窓口にてお客様の言うことに耳を傾け、可能な限り記録を探しました。支払についても丁寧に答えてきたつもりです。 この問題についての反省点としては、記録管理のシステムがうまく機能していなかったということと、職員個人個人の記録に対しての考え方があると思います。記録管理のシステムについては、ハード面なので、うまく機能をするものを作り上げていくしかないと思います。 職員個人個人の考え方についてはいうまでもなく、報道等で指摘のあるとおりの他、お客様個人個人の人生設計に携わっているという大事な感覚の欠如があると思います。それは日々仕事をしていて過去の分などをみると感じます。このような感覚を持ちそれを積み上げていって信頼される組織になるんではないかと思います。
1308	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	社会保険庁(日本年金機構)の職員全員が2年間集中して取り組む必要があると思います。しかし、機構移行による混乱が予想されどれだけ解決できるかが課題と思います。	年金相談等があれば当然記録統合を行っていましたが、その機会がない方については最終的には年金裁定時に整理されるという認識でした。5万件という宙に浮いた年金問題がでてはじめてこんなに多くの未統合記録が存在していることを知りました。	休日の対応等できる限りのことはしてきたつもりですが、日々の業務に追われる中で職員全員が集中して年金記録問題に対応していくことは不可能であったと思います。多くの職員が残業しても残業しても仕事が残り疲れきっています。失った信頼を回復しようといくら仕事を頑張ってもマスコミや政治家は社会保険庁たたき。そして病休で休み、退職。全てが悪循環です。しかし、いつかは年金の信頼が回復され国民の皆様に認められるよう職員一同頑張るだけです。
1309	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません。	特別便や定期便にて回答を得るしかないとおもいます。	問題が存在することは知りませんでした。年金請求時の戦歴確認不足の問題だとおもいます。 国民総背番号制度のようなものが当初からあれば良かったとおもいます。	時間をかけて年金相談を受けるしかないとおもいます。現時点では基礎年金番号の付番の徹底と特別便の回答の周知徹底だと考えます。
1310	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		オンライン上、まだカセット記録のままになっているものなどがあるので、オンライン上に氏名・生年月日等をすべて収録すべきである。 厚生年金の記録照会について、受付事務所で調査のうえ回答することにしたが、当該事務所において、過去の調査経過から調査の参考資料等をもっているものがある(ex通称名で名乗っていた事業所名称と適用事業所名、所在地は当該事務所であっても他事務所適用など)また、マイクロフィルムでの調査も生年月日の不明なものなどがあり、名簿等現物の調査がより確実であるので、受付事務所のみでの調査では不十分であり、当該事務所での血要さが一番である。	国民年金被保険者台帳のマイクロフィルム化の時、全ての台帳をマイクロフィルム化すべきであるとの意見をのべたが聞き入れられなかった。今回の記録問題にあたり、そのことが余計に残念である。 また、厚生年金記録調査事務を担当していた時、(7)にも記入したが、本人の照会した事業所が本人の働いていた職場は当該事務所管轄であっても別社会保険事務所適用であったり、照会事業所名は適用事業所名と相違している場合があったため、そういった経過等を記録しておき、その後の調査の参考としてきた。(先監からの引継ぎとして現在もあり) また、生命保険会社の場合等、健保組合の場合、本社へその手続きをし、本人へ保険証が届くまで相当の期間がかかるため、本人は健康保険証を手にせず退職してしまう場合や外交員の資格者の氏名で働く等の例をきいたことがあったなど、厚生年金へ加入したことを記憶していな	(8)のとおりであるが、最終的には、国民総背番号制のような制度がなければ非常に難しい問題であったと思う。それが現在の基礎年金番号であり、基礎年金番号での管理の徹底が重要である。
1311	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録が判明しても、受給中年金の増額にならない人がいる。	カセット記録の早期解除 もう少し対象記録が減れば、事業所、期間、氏名等の公表	同姓同名、同生年月日者による年金の誤った統合が発生するので、年金請求時によく確認(聞取)をする必要がある問題で、同一氏名で簡単に統合できない記録。 手帳番号が一個人に複数あるのは就職2年目国民年金係り在籍時。 カセット記録があるのは数年前。 同姓同名でも本人記憶無ければ、請求対象でない扱いになるのは、H7年年金給付課在籍時。	年金請求時に空白期間、お勤めの記憶の聞取りをし、年金請求時に少しでも記録がもれないように対応。 年金請求前でも、同一年金制度の手帳番号が複数ある方の統合、基礎年金番号導入後は、基礎年金番号への統合を指示し年金請求時にもれないよう説明。年金請求時では時間もかかり、決定が遅れるので早期相談(期間照会)を説明。 同一年金制度の手帳が複数あることがそもそも問題で、紙台帳時には、同一人物確認が困難でいたしかたない面があることをふまえて、年金手帳の一人1手帳や重要性を周知できていないのが問題。事業所、個人が重要性が把握できていれば、一人で複数の手帳を持つことが少なかったはず。 基礎年金番号導入時に、本人からの手帳番号回答を行っているが、それでもこの状態であることを考えると、今の特別便・定期便のように履歴のお知れせを世代別にでも送付していれば、早

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1312	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人の年金加入記録について、年金番号付番時の氏名が通称名であり、外国人登録証には振り仮名が無いため、本来の読みと異なったり、カタカナ半角で25文字以上を超えていて登録が出来ず、結果的に氏名の一部のみ登録になっているため、同一人物を特定しづらいという問題はあるのではないかと思っています。	外国人は短期在留者が多く、本人にも年金制度加入の意識はかなり薄い、または無いのが大半だと思いますが、昭和57年1月以降、現在まで日本に在住し、かつ外国人登録されている者について情報提供をいただき、年金記録の有無について検索を行う必要があると思います。 また、前述のとおり氏名については不正確な要素が多いため、氏名の一部および生年月日、または生年月日のみで検索できるシステムを構築していただかなければ特定は極めて困難かと思います。	社会保険庁がやるべき仕事をおろそかにしていたと思いました。 言い方があまり良くないかもしれませんが、人様が汗水たらして働き、国の言うことを信じ、将来のために備えていたものをこんなにぞんざいに扱っていたのを知ったときはとても残念でなりません。 先輩の方々の全てではないと思いますが、人生の記録ともいうべき年金記録について、単なる仕事上の記録としてしか見ることができなかったのかなと、もし自分の記録だとしたらどう扱っていたのか、と聞いてみたくなります。 自分としては年金制度は自分が売るべき保険商品と考え、メリットをご理解いただき、気持ちよくお支払いただきたいと思っています。 いろいろ問題はありますが、制度としては必要なものだと思っています。 存在をしっかり認識したわけではありませんが、国民年金業務に携っていたとき、給付課からの補正依頼を処理しており、その際、空白記録についてどこまで確認しているのかは疑問に思いました。 給付課に聞いてみたところ、年金裁定請求書への職歴の記載及び年金相談コーナーでの確認の上とのことでしたので、加入記録については正しく確認されているものと思っていました。 オンラインに載っていない過去記録については、問題が発生するまで、残念ながらその存在は知りませんでした。	発生した時点では事務センターにて健康保険給付業務に携わっていたため、事務所での対応は応援でしかかかわれませんでしたが、全体作業として指示を受けた件については最優先事項として対応しました。 現在の事務所では記属箇所が徴収課であったため、記録補正には直接かかわれませんが、お客様への迅速で丁寧な対応および庁からの回送分の記録確認の手伝いをさせていただいています。 個人的な反省点としては、社会保険業務について自分の携わった業務以外のことについて知識をあまりつけておらず、そういった問題に気づけなかったことではないかと思われます。 現在行われている問題解決への反省点(希望)としては、 ・記録検索において、氏名の一部および生年月日での検索をオンラインシステム上でも可能にしていただきたいこと ・オンラインシステムと連動しない事業所検索システムについて、連動させていただきたいこと ・国民年金払出簿の台帳検索についても連動させていただきたいこと ・職歴審査照会において、63ページ以上の記録をもつ事業所記録についても、氏名入力ではなく生年月日(生月まで)の入力で氏名を一覧表示していただきたいこと ・過去記録の聞きだしにおいては、その土地特有の固有名詞であったり、過去にあった建物など、記憶を紐解くために必要な情報は、その土地に住んでいたものでないとわからないので、各事務所で記録問題について常にお客様と接する者については、なるべく所在地出身者を配置していただきたいこと また、年金記録問題以外(国民年金の未納対策など)でお客様に接する場合にも050の確認をも
1313	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録に関する仕事に携わったことのある経験者が必要。 何も知らない人が、人と金を投入すると言って見えるが、全くの素人を雇っても 進まないので、現役として使えるOBにお願いするのが良いと考えます。	年金請求時に統合すれば問題ないと教えられてきた。 「消えた年金」とマスコミに騒がせて政治の道具にされてしまった感がある。 旧台帳が存在する事は、30年程前からなんとなく感じていたが、実際に 見たのは庁からの調査指示である。	庁から下ろされてくる旧台帳の調査、特別便対応、その他に手一杯で、 事務所では対応を考える余裕はなく、大混乱していた。 地道に片付けて行くしかないと思うが、人手不足の現場を知らない貴の上 の人達が、国民受けを狙い仕事をどんどん増やして無理をさせ、あげくに 業務センターが起こした他人記録の統合など、事故頻発を招いてしまった。 職員は精神的な病人が続発している。 貴の上の人達が現場を知らない事が、できない約束を国民にしてしまった 事が間違いで、正直に現状を見て計画する事が必要では?
1314	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録に習熟している職員が地道に1件1件処理していくしかないと思います。 たくさんの未統験の人間を投入しても、紙からコンピューターへシフトした時代と同様に結果的に誤処理が増えないかと危惧します。	連日のようにマスコミに取上げられ、社会を騒がす重大な問題と認識していました。(今でもそうですが・・・) 採用当時(平成10年)から手番を基番に統合することは知っていましたが、それは制度上の問題であることから、ここまで「宙に浮いた年金記録」と騒がれる社会問題にまでなるとは、当時思いもしませんでした。	お客様と接するときは極力、特別便をご提出いただいているか、疑手番がないか等一刻でも早く解決するよう心がけました。 反省点が何を示すのかよくわかりませんが、特別便でいえば時間的に余裕がないことやお客様からどのような反応があるかの予想ができず、速やかな事務処理体制が構築できなかったことが悔やまれます。 年金問題の根本から言えば、やはり制度そのものに問題があると思います。社会が混沌としている発足当時から記録管理が万全であったかといえば、非常に疑問です。現在の問題には全力で取り組んで、そのうえで国民の皆様にわかりやすい、目に見える年金制度を構築することが1番の改善作だと思います。
1315	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	現在策定されている取り組みを確実かつ早急に処理していくのがよいと考えます。	記録照会の仕事をしていて、終わりのない仕事だと認識していました。 平成8年にこの職場に入ったときにすでに現在の状態だったので、問題と認識しにくかったのかも知れません。	照会に対して一件一件確実な調査と回答を心がけていました。 何十年にもわたっての組織全体の意識、その中にいた職員の意識が低すぎたのだと思います。 十分な準備もなく、場当たり的なやっつけ仕事をやってきたのだとしたら大いに反省すべき点だと考えます。
1316	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	特にありません	被保険者の信頼を回復する責任があります。平成21年4月に採用される前からマスコミから情報をえていました。	お客様に対し、信頼を回復するために真剣に応対いたしました。私自身の経験知識不足のためお客様の期待に十分こたえることができませんでした。
1317	地方庁	社会保険事務所長	思いつくことはありません。	前期(6)の質問にある問題について思いつくことはありませんので、とればよいと考える方策もありません。	旧台帳記録のコンピュータ未収録は、記録管理する行政庁の怠慢。また、基礎年金番号未統合記録は、基礎年金番号導入後のフォロー対応が不十分であったことから問題となったものと認識しています。正確に入力されていないケースは、被保険者名簿からの入力ではなく、届書から被保険者名簿に記載及び届書を基に入力していたことから、入力ミスや名簿記載誤りか届書内容の記載誤りが原因で起きている問題と認識しています。記録されていないケースについては、当時の事務処理の仕組み(申請届出、納付、台帳記録保管等)の問題が大きいと認識しています。 オンライン導入後には、旧台帳記録のコンピュータ未収録があることを、また、基礎年金番号導入時に相当件数を統合したが、その後においても全て統合されたとは思っていなかったが、これ	出先の社会保険事務所職員としては、示されている事務取扱要領等に基づき、お客様からの申し出による1件対応を確実に行うようにしていました。 現時点で考えると、未統合・未収録記録が、これだけ多くの件数があったということで、早期の組織的対応、処理体制を整えての確実な処理に早期に取り組むべきであったと思います。
1318	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	検索システムの強化。 厚年期間であれば ・事業所所在地 ・自分(同僚)の名前(苗字のみ名前のみ) ・勤務していた期間 などからある程度事業所名を検索できるようにする。	採用9年目ですが、2年目くらいから記録もれがあることはなんとなくわかりましたが、ここまで膨大な件数だとは思っていませんでした。 当時、教わったのは裁定時に本人に記録を確認してもらい、その時に統合すればよいという認識でした。	特別便対応などでは、お客様の話をよく聞き、たとえ記録が見つかりそうになくても本気で探すようにしています。また、何通りも読み方を変えてみて検索するようにしています。 反省点としては裁定時にこちらから会社名を言うことができなかったのが一番の原因だと思います。今思えばお客様の立場に立っていなかったように思います。
1319	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	私たち一人ひとりが、「自分の身内の命に関わること」くらいの意識をもって 真摯に、誠実に対応していくしかないと思う。	テレビで話題になった頃と同時期。 当時は、基礎年金番号の制度周知が徹底されていなかったから、 統合されていないだけだと思っていた。 また、過去のオンライン化前後の時代がわからないため、私たちには もはやどうすることもできないのでは?と思っていた。	(7)でも回答した通り、自分の身内の命に関わる・・・くらいの気持ちで、 なんとか1ヶ月でも探してあげられれば、と信頼を持ってもらえるようにという ことを意識して対応した。 問題点としては、制度や方法の変わり目に当たったその時にきちんと 完了させなければ、後が追えなくなった時代にはどうしようもなくなる。 自分たちが困っている今のように、今後に残さないように、今やっていることは 今、完了することが大事だと思う。
1320	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録が判明したことで、年金額がへる事例があること。(平均標準報酬月額が下がる等)	正しい記録補正と本来の年金額の支給。 また、今後、裁定後に記録が判明しての再裁定が発生しないよう被保険者世代に疑重複がおきないように加入適用の適正化が重要だと考えます。	再裁定は裁定請求時の記録確認の不足が原因だと思っていました。基礎年金番号導入時に督促するなど手番登録を進めるべきっだと思います。しかし、さらにいわゆる「消えた年金問題が起きたことでWMに反映されていない記録が膨大に存在していたこと知りました。	特別便の対応では、制度の発足から概要等できるだけわかりやすく説明できるよう心がけました。広範囲の知識が必要とされるため、もっと勉強が必要だと思いました。 古い記録であるものの、機械化された当初からデータ処理化を始めていればよかったと思います。
1321	地方庁	その他(社会保険事務所)		OBの活用(若手職員では制度変遷等知識が浅い)	社保、事業主、被保険者ともに重さは違えど非ありと思う。そのため三者の協力関係は不可欠。 また、知ったのは記録問題が話題になってから。	とにかく、被保険者に対しては、情報提供を行いご自身で記録の確認をしていただくことに努めた。
1322	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	窓口・電話での苦情の大半は再裁定の決定遅延に関するものです。 再裁定決定および支払いの早急対応。そのためにはシステムの改善をお願いしたい。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号の存在については、年金裁定請求時に解消すればよいものと考えていた。 基礎年金番号制度発足後2, 3年経過後ぐらい。	現在年金裁定の担当課にいるため、手帳番号を積極的に確認しているつもりです。 団塊の世代の年金裁定が増えている時期なので、基礎年金番号制度発足当時の通知の際に、積極的な広報、入念調査を実施すべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1323	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金特別便の調査の終了を急ぐあまり、実質的に厚生年金の記録の調査をずさんに行ってもよいと取れるような調査の方針が庁から出されています。 例えば、今年の夏から導入された事業所台帳検索システムで該当しない事業所はそれ以上調査しなくてもよいことになっています。本人の記憶違いの可能性もあるため、このような場合は管轄社保で生年月日検索をすると類似事業所名の記録が見つかり有効な場合が少なからずあるのですが、現在の調査方法ではこうした記録が見つけられずに終わってしまいます。 また、この検索システムも急いで作ったためか決して十分ではなく、事業所台帳の読み間違いによる登録ミスや、登録のために提出した事業所台帳が収録されていないなどのトラブルがあるにもかかわらず、現在も使われています。 こうして見逃された記録が後から発見され、名寄せ等でご本人に連絡が行った場合、特別便の調査で「記録なし」の回答を受け取っているわけですから、その方の年金不信はかえって深まる	もっと余裕を持って記録の調査をするべきだと思います。 検索システムも、もっと完全で検索しやすいものに改善していただきたいです。 少なくともシステムをスタートさせる前に各社会保険事務所に収録誤りなどがないかチェックさせていただきたかったです。 当事務所でも、事務局に提出したにもかかわらずなんの断りもなく収録されなかった事業所台帳がありました。これがなぜ収録されなかったのか事務局に聞いたところ、「事業所の所在地が書かれておらず、事業所台帳なのかどうかもわからなかったため収録しなかった」と、到底納得のできない回答をされました。 調査がおざなりにされているのを見るにつけ、「これが自分の親の記録の調査だったらもっとみんな丁寧にするだろうに」といつも思います。	十年近く前に厚生年金の記録の調査を経験したときに、昭和20年代の古い記録に機械に収録されていないものが多くあると気づきました。	その時、先輩の職員にそのことを話しましたが、「名簿に書いてある手帳番号が機械に収録されていなくても、その人の基礎年金番号にその記録は入っており、その分の年金は受け取っている」と説明され、当時はまだ年金給付業務を経験したこともなかったため、納得しました。 その後、年金記録問題が明るみになってから再び記録の調査の業務に携わっていますが、実際その時説明を受けたような記録はごく一部であったとわかりました。 もっと他の職員の意見も聞くなどして事実を把握する必要があったと思います。 また、保険料を納めて年金をかけていただいたものが給付につながっていないということの重大さを私も含めて職員全体が軽く見ていたところがあると思います。
1324	地方庁	その他(社会保険事務所)	報酬の遡及改定について問題になっていますが、事業主の中には明らかに事業実績に見合わない報酬を設定している者が多数存在すると思います。対応した事業主の中には、銀行より融資を受けるためや、税理士より未払い賃金として申告したほうが税金が安くなると指南されて高額な報酬を設定している者もいました。理由は様々ですが、実情に見合わない報酬を届け出ることにより、高額な保険料を請求され最悪滞納に至っている事業所は多いかと思います。	実際に支給されている報酬で届出させることを徹底するべきと考えます。また、金融機関の融資の判断基準や税申告の問題点についても検証が必要ではないでしょうか。	現場の職員として、オンライン上の記録は正しく、全ての記録が収録されていると認識しいたために、記録漏れが多数発覚したときは非常に残念でした。また、問題が存在することを知ったのは、5千万件の記録漏れについての報道があった頃になります。	お客様に対して、できる限りの情報提供を行い記録を完全なものにできるよう努めました。また、一番の問題は、社会保険庁と被保険者との間で相互に記録確認を行うことが行われてこなかったことだと思います。
1325	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1326	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成18年8月から20年11月まで育休を取得していたため、記録問題はテレビや新聞で知りました.いつごろかは、はっきりおぼえていません.	復帰後、もれていた記録について再裁定や新規裁定などの処理に追われ、とにかく件数をこなしてきた. ただ、旧法や4種のある方の厚年追加など、年金給付の知識がないと窓口では気がつかないケースなどあり、窓口で話していた内容と相違している結果になりトラブルになることもあり対応に困ることがありました. 私たちももっと知識を深める努力は必要ですが、年金は奥深いのでなかなか.....
1327	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	時間がかかっても、きちんと調べて、もう調べ直し等をしないようなやり方をするべきだと思います。そのためには、専門の職員が、もっと必要だと思われます。	大変な作業になる問題だと思いましたが、きちんとやり直しすべき問題と思いました。 問題自他を知ったのは、テレビ等で扱われる時期くらいです。	なるべく来所いただいて、本人の話をよく聞いたうえで、迅速に調査や年金の再裁定をするべきだと思いました。 この問題については、機械化時点で、もっと正確にマイクロから機械に入れるべきだったと思いますし、記録の整備など"も、もっと早い段階で、できたはずが、やらなかったことが、一番の問題
1328	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
1329	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	正確・迅速な対応をしなければいけないのは全職員の思いではありますが、どちらか一方を優先させると、もう一方が欠落してしまうのは目に見えています(調査の簡略化や素人による人海戦術等)お客様の理解を得ながら現状の体制で地道に処理をしていくしかないと思います。	普段の業務で重複番号の整理をしていれば、その仕事に携わった時点で問題に気付きます。 氏名検索をしても古い番号には住所登録されていない、事業所名が不明である、マイクロを確認して判明してもこちらからは教えることができない。 これでは記録の整理が進むはずがありません。成り代わり対策に必要なことだと思い規則を守っていましたが、今になって取り扱いが変更になっても遅かったとの思いしかありません。	基礎年金番号制度の導入前と導入後の記録確認の取り扱いに変更が無かったことが悔やまれます。 お客様に対して住所地や事業所名を教えるとこができれば記録の整理はもっと進んでいたと思います。
1330	地方庁	社会保険事務所課長級以上		標準報酬月額に関することで、何十年後か先に現在と同様のことが起こらないためには、決定通知書の通知義務が事業主にあることを、徹底的に周知する必要がある。 お客様と接していても、取得時と定時・随時改定に伴う標準報酬決定通知について、事業主から教えてもらった話をほとんど聞かない。きっと一部の大企業ぐらいと思われて仕方が無い。 法改正して「保険者」から「被保険者」あての通知に変更することも検討すべきではないか。	厚年取得時に「住所」を記入しない時代が長すぎたのでは？	
1331	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題は、一般には、社会保険事務所の対応が悪いと考えられていますが、それだけではなく、実際には、制度の問題も大きくあると考えます。年金の請求時に、職歴をご記入いただくことになっていますが、ご本人が記入漏れをした場合とか、銀行に委託した場合、年金手帳を持参した記録のみで請求をし、職歴のご確認ができなかった場合のほか、社会保険庁の原票の外部委託入力の際、入力後のチェックを怠ったことも大きな割合を占めていると考えられますが、その実態を社会保険庁の幹部の方々が把握していなかったことが一番の問題だと思います。(ある幹部がテレビ番組でお答えになっています。)	今までは、社会保険事務所では、社会保険庁がどういう契約のもとに、外部委託していたかも分かりませんでしたので、委託先のキーパンチャーが数をこなすために、誤った入力をしていた実態がありますが、入力後のチェックをしていなかったなんて考えてもいませんでしたので、これからは、契約の内容をしっかりと確認し、違約があれば毅然と対処することが大事と考えます。	いま考えるのに、年金の請求自体が本人の申し出になっていた制度では、避けられないことだと思いましたが、現在では、コンピューター管理となりましたので、入力ミス等のチェックをしっかり行えば大丈夫と考えます。それと、平成9年の基礎年金番号導入時に、いま行っているような対策をとっていれば良かったのではと考えます。	年金の請求をする際に、職歴を全てご記入いただく制度でしたので、ご記入漏れがあるとは、当時あまり考えていませんでした。どちらにしても、これからは相手の立場に立った対応を心がけたいと思います。
1332	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1333	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号とは別の手番がいくつも存在し、統合されていないことがよくあった。しかし、記録は番号で管理されており、年金裁定時に職歴確認し、統合すれば問題ないと思っていた。 社会保険庁が管理している番号に氏名生年月日が記載されていない記録があることは平成19年6月ごろに知った。	対応としては、相談窓口に出た場合は記録の確認を行い、旧姓や読み方違いなど広く検索をかけている。また、お客様の記録で空白期間がある場合その間に勤めていたことなどないか等聞いていた。 基礎年金番号導入時に手番の調査を行っていたが、その追跡調査や統合処理が、不十分であったと思う。 また、氏名等が記載されていない番号があることを知らなかったため、オンライン上の番号を調査してもなかった場合、期間照会を悉めていたが、記録はないかもしれないと説明したこともあった。、現場の直接お客様と対応する職員に情報が周知されていれば、期間照会等で記録を統合する機会を増やすことができたのではないかと思う。
1334	地方庁	その他(社会保険事務所)		処理については年金受給世代→現役世代→過去未統合記録の順で丁寧に整理する必要があると考える。 「ねんきん定期便」による対応を重視し、このタイミングで現役世代の方の年金記録の整理を丁寧に行って整理整頓することがまずは第一と考える。	入庁時にはすでに問題が発生していたが、ここ1年は実際に年金記録相談や調査に携わる中で、当時のデータ管理(紙台帳からコンピュータへの移行など)の問題点や適用の要件にかかる問題、そして何より国民の間で年金保険にかかるコンセンサスが十分に取れていないことなど、当該問題が単に誰が犯人と決め付けられない非常に難しい問題であると思われた。	お客様相談や年金記録確認などについては、可能な限り相談者の当時の状況をかんがみて、どのような年金制度に加入すべき人だったのか、どの事業所(本社・支社・工場など)で適用されるべき人だったのかを考えながら、可能性を広く持って調査するように心がけた。 単に社会保険庁だけの問題でなく、年金制度の意義に関する説明や、年金保険の運営がが被保険者の方や事業所のご協力あってはじめて正確に運用できるものであることを紹介するように努めた。 日本だけでなく、欧米でも厚生年金記録の未統合問題が存在することが知られており、記録の散逸の問題は誰の責任でもなく、制度に対する理解度や意識に差異がある国民全員を対象とする以上、必然的に発生しうる問題であると思われる。 日本の年金制度の歴史は、制度設計の陥穽が判明するたび、随時これを埋める制度改正や年金記録管理システムの見直しを行いながら進んできたものであり、人間が運営する制度である以上完璧は望み得ないのは当然と考える。 だが、本当であれば制度改正や見直しを行った時点で解決すべき憾を社会保険庁や厚生省が先送りにしてきたことは否定できないものと思われる。新しい制度に移行するにしても、現状の年
1335	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業主が提出する書類の不備が意外に多いと感じます。	奇策はなく、一件一件丁寧に現存する資料を点検、確認、調査していく他ないと考えます。	正確に記録されているべきデータが不正確に記録されていたことは由々しき事態であり、遺憾に感じています。 また、この問題を深刻に認識し始めたのは、世間的に世論が厳しくなり始めた頃です。	社会保険庁組織全体を挙げて問題の解決に当たる上で、今の自分の知識や力量で何ができるか、何ができないのか、できないならばどのような努力が必要なのかを考えて行動し、今在籍している職場全体として問題解決に寄与できるように努めてまいりました。 例えば、書類を読むことができないほどに劣化させてしまうような文書保存法の不備や被保険者・受給者お一人お一人の記録情報を追跡できないトレーサビリティのシステムが構築されていなかったことが省みられる点として挙げられると考えます。
1336	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	・年金加入期間について、不自然に空白期間がある方に対して加入していなかったかどうか照会文書を送付する。 ・女性の方や養子縁組などで旧姓等がある方にたいして基礎年金番号等に登録できるようにシステム改善を行い、コストはかかるかもしれないが、返信はがきなどを送付し、旧姓を届出しても	この問題は、社会保険庁全体で取り組む問題であり、可能な限り本人を探さなければならないと考えています。基礎年金番号導入以降、番号が多数あられる方へは統合手続きをしていただくよう依頼してきましたが、最終的には年金請求の際にほとんどの方の記録が統合できると思っていましたが、記録問題がとりただされてここまで統合処理が終わっていないことをはじめて知りま	受付の際、番号を複数お持ちの方にたいしては、統合手続きをしていただくよう指導を行うとともに、記録が抜けている場合は期間照会等を行うよう説明しました。 基礎年金番号導入時に、現在行っている特別便のように、もっと念入りに照会を行うべきであったとおもいます。
1337	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		社会保険事務経験者を各県単位で集合させ作業にあたらせる。 (その地方独自のやり方が存在したと思われるため。) 機構の通常業務は新しい方々にお任せし、社会保険庁からの移行組みは、世間が納得する結果が出るまで、解決作業にあたらせる。 (清算事業団のような組織をつくり、社保職員が解決作業に当たるべき。)	非常にわかりにくい問題。 法律・制度ももわかりにくく、専門性が必要となってくる。 行政(社保)と被保険者と直接やり取りを行うのは、給付請求があった段階がほとんどで、厚生年金であれば事業主が、国民年金であれば市町村が間に入り、本来伝えなければならないことが伝わっていなかったり、誤った形で伝えられていたのではないか。 直接、健保・厚年の事務を行うようになった頃、また、国年の業務を行うようになった頃かと思い	自分の持っている能力の中で、先輩方に指導を仰ぎながら、丁寧に対応すべきだと思いました。(長年の積み重ねで起こったものであるため。) 法律、制度が知られていないこと。 年金手帳や、厚年国年番号の大切さが理解されていなかったこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1338	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	質問の「この問題」を一連の年金記録問題と解釈して、回答いたします。 <これまでの記録不備> 昨年までの年金特別便及び今年度からの年金定期便によって、ご本人様からの申し出をいただき、記録を調査するスタイルを続けるほかないと思います。 また、ご本人様が特別便や定期便に関心がなくご覧にならないケースも多々あるかと思いますので、例えば、「3年以内に申し出ていただかないといけない。」等の期限を設けることや、費用はかかるかも知れませんが、地デジの広報のようにテレビCMを最大限活用し、まず関心を持っていただく必要があると思います。 <これからの記録不備を発生させないために> 話題の年金通帳のようなものを作成し、随時ご本人様に確認していただく事が必要であると思います。	マスメディア等で取り上げられるようになってから知りました。 国家が国民の権利を奪うという信頼を損ねる大変な問題であると認識しています。	申し出のあったお客様に対して、誠心誠意対応し、可能な限り調査作業等に取り組みました。 質問の「この問題」を年金記録問題と解釈して回答いたします。 最前線の現場の問題ばかりがクローズアップされますが、本庁のあいまいな指示が多く、具体的な指導が不足していたものと思いますし、また業務センターの仕事も乱雑だったものと思料されます。
1339	地方庁	その他(社会保険事務所)	自分の理解している範囲では、すでに何らかの形で報道されていると思います。	とにかく、すべての記録を機会に入力した後に、とにかく人海戦術でこなしていくしかないと思います。 ただし、人海戦術といっても一定以上の質が必要です。 お客様に対する責任を持った正しい説明が必要なので、一定以上の年金に対する知識。 記録調査時に過去の地名や企業の情報などが必要なため、担当地域に関する知識。	平成2年の採用時、適用及び記録照会回答業務に従事していたので、将来の業務に対して不安を感じた。 まず、個人の年金に対する意識の低さ、平気で加入の際に偽名や生年月日を偽ったり、皆年金である旨を説明しても当然のように無視された。 また、事業所に加入に際して照会を行っても十分な確認もせず、厚生年金新規加入として回答していた。 これらの結果、10個近い番号を持っている方や、職歴を本人と確認することのできない記録が見られた。	先に書いたとおり、当時は、基礎年金番号でなかった為、氏名索引を新規加入者にたいしては、必ず行い確認を取っていたが、相手の問題もある為どうにもならなかった。 同じく、偽名と生年月日を完全に偽っている方に対しても本人の問題もあり対応のしようがなかった。 地方の一職員がどうにかできる範囲を超えた問題であった為、個人的には、反省すべき点はないと思う。 現在は禁じられている、依頼のない氏名索引まで行って、別番号払い出しを防ごうとしたが、無駄であった。 当時の大蔵省や知識人とかをどうにか説得して早期に基礎年金番号制度を導入いただけていたらとおもう。
1340	地方庁	その他(社会保険事務局)		お客様のご協力なしには解決できないので、協力をあおぎつつ、一件一件地道に調査しながら記録を整備する作業をしていくしかないと思います。 ただ、きちんと納めてくださっている人の信頼を裏切らないためにも、本当に納付していないのに、納付したと言い張れば納付になるような事はできるだけ避けたほうがいいと思います。	同じ人が複数の番号を持っていたり、WM上の記録が誤っており、氏名検索しても加入した記録がでてこなかったり等、一人ひとりの年金記録がきちんと整備されていない問題。 採用されて国民年金課に配属され、接客していく中で、お客様の記録がきちんとなっていないことに驚き、このような問題が存在することを知りました。	窓口にこられたお客様の記録はざっと見ておかしいところがないか調べるようにしていました。そこで、お客様のいう記録が見つからないなど、時間がかかってしまうことも多々あり、窓口が長いと注意を受けたため、途中からはそこまでしなくなりました。 この問題は、表面化して、こんなふうにシステムを使い大々的に取り掛からなければ解決できなかったのではないかと思いますが、外からではなく内から表面化させ、取り組むべきでした。このような問題があり、解決しなければならないと、もっと内部の意見としてあげていくべきでした。
1341	地方庁	その他(社会保険事務所)		事業所からの届出に対して、慎重に審査をした上で、正確に入力し、人為的なミスの発生を防止することが重要である。また、特別便や定期便の処理を通じて、持ち主が不明な年金記録の統合を進めることが最優先である。	平成19年10月1日新規採用されたときから、年金特別便の送付がされていたので、年金記録問題の存在は認識していた。 年金記録問題の発端は、旧台帳の記録管理が不十分であったこと、旧台帳をオンラインに写す際、正確に入力されなかったことが問題の1つであると認識している。	現時点での問題点としては、特別便の処理方法がなかなか確立されていなかったことと、業務量は増えているのに、人員が削減されていくばかりでなかなか効率的に処理していくことができないことである。
1342	地方庁	社会保険事務所長	[redacted]詳細をまだ把握していないが、記録の解明に関しては、配属され始めて実態をみて、感じていることを述べたいと思います。記録解明に2年近くかかっているも物があり、これは世間一般の常識から考えて非常に長すぎると感じています。一般的には、判明した記録はその期間を入力したら簡単に直せるもの感じているはずで、こんなに制度改正が複雑で、しかも手作業が多いと認識していないと思います。基礎番号統合時、ずさんな統合したことと給付時に補正すればよいという無責任な問題の先送りをしたことが今回の最大の要因であったと判断されます。 よって一般的に知られていないこととして下記の件があげられます。 1、統合時ずさんな統合して、国民に確認したが、徹底的に解明せず、申請主義いう名のもとに問題を先送りしたこと。 2、制度改正が複雑で、しかも大並のデータ処理のため、システム化が民間と比較して遅れており、いまだにコードブックを使用したソフトを利用していることが、記録問題の解明作業の遅れの最大要因と思慮される。誰がみても簡単に理解できるコードを変換したシステムでないため、WMを理解するために熟練された人材が必要とされていることも要因であること。	1、なぜ、記録がきちんと補正されなかったという事実を広く国民に知らしめると同時に、国民に対しても定期便なりできちんと自分の記録を確かめること、返送することをもっと啓蒙すべきである。関心が高まっている今こそ、今の地デジのコマーシャルと同じぐらい予算化して国民にアピールすべきと考える。 2、制度改正が複雑である事、システム変更がが遅れており、解明に時間がかかることを周知して国民の理解をもとめる。 3、システム開発、変更が最優先課題でありが、現状遅れており、大並の人、物、金の投与がなければ早期に解決することは非常に厳しい。現政権により予算化されたが、システムの開発、変更を最優先事項とすべきである。	[redacted]入庁したとき既に記録問題が大問題となっていた。	[redacted]各平務所から発信された問題点に対して、本庁の仕切りが高く、問題点に対する対応もはっきりしないなどというあきらめ感の意識が見え隠れしたため、現在はそうでないことを啓蒙した。ただ、本部も現場をもう少し認識していただき、上部からの意見をそのまま落とすのではなく、交通整理をして発信していただきたい。今後は本部、ブロック本部、地方事務所のコミュニケーション、一体感がさらに必要と思われる。
1343	地方庁	社会保険事務所課長級以上		今やっていることを地道に続けていくしかないものと思います。 氏名検索等するときに、それぞれ最大限工夫して、これまで見てきた事例を参考に「このように間違ったヨミで収録されているのではないか」と様々なパターンで探していますが、それでも自分が見つけられなかった記録を他の職員がやってみたら見つかったということもあります。 多分、それぞれの職員が自分なりの「技」を持っていると思いますので、それらを集めたものを作成してみるのもよいのではないかと思います。	昭和60年4月から厚年適用担当課に所属し、窓口業務をしていた際、資格取得届受付時に、新卒以上の年齢の方の場合は必ず過去に厚生年金に加入したことはないか確認しておりました。それでも「ない」と言われればそれで受けるしかなく、新規の番号を払い出しておりました。当時は機械的に経重複のチェックができるシステムがなかったので、いたしかたのないことであったと思います。 また今回の記録問題に対処している中で、統台帳の記録(マイクロ)と突合せしたときに、ありえない読み仮名で収録されている(氏名、事業所名)ものが多いのに驚きました。マイクロ収録がされていなかった時代、事業所検索システムがなかった時代は、いくら本人が申立しても、あれでは探せなかったのも無理はないと思います。昭和五十何年だかにアルバイトを大並勤員してやった作業の失敗と思います。ただ、日常業務のある職員にやらせられる事業でもなかったのだろうとも思います。 その後も、厚年021-1で、名前も生年月日もない、ただ手番号と加入記録だけの画面をときどき見たとき、いったいこれは何なのだろう、社保庁は将来的にこの記録をどうするつもりなのだろうと思ってはいましたが、よもや現在も生存され年金を受給されている方の記録が多数含まれているとは考えておりませんでした。	到底ありえないような読み仮名で収録されている記録を見るたびに、そのせいで記録が見つからず年金に反映されていない方がいることを悔しく思い、何としても見つけようと、周りの職員とも相談しながら、あらゆる条件で検索しております。 ただ、その時代その時代で、やれることの限界があったわけで(特に手作業オンリーの時代)、その頃、今日このような問題が起こらないために何ができたのかと考えると、思いつきません。
1344	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	全員で総力を挙げて処理を進めて行くしかないとおもいます。 再裁定処理を迅速に行い一日でも早く支払いを行う事が重要だと思います。	大変重要な問題であると認識しております。 恥ずかしい話ではありますが、マスコミ等で取りあげられてから年金記録問題を認識するようになりました。	やはり、早期解決に向け全力で対応したいと考えています。 どうしてこのような大問題となってしまったのかと考えますと、面倒なことは後回し後回しにして来たことが一番の原因だとおもいます。記録を整理できる機会は何度もあったはずです。その度に見て見ぬふりをしてきたのでは-。 お客様と言う認識にも欠けていました。もっと早くに対応すべきでした。
1345	地方庁	その他(社会保険事務局)	特には知らない。	根気よく一つづつ丁寧に時間がかかっても対応していくしかないのではないか。 それと審査基準について以前の基準からコロコロと変わるのは、業務遂行に混乱をまねきますので、一度決めた基準は変更しないほうがいいと思います。	基礎年金番号の導入時に記録が上手くつながっていないという認識がありました。しかしながら、機械上は正しく登録がされていて、抜け落ちているものなどがあるとは想定していなく、いずれキッチリした形で統合作業が完了するものと思っていた。	基礎年金番号導入時に出来るだけ、窓口にて統合可能なものを聞き取ろうとしていました。ただ、反省点としては申出主義が前提にあるので、本人がはっきり覚えていない場合にそれ以上踏み込めては調査が出来なかったこと。
1346	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		年金記録問題を重大な問題と思う。国民の老後の生活の一部となる年金額に影響があるわけですから。 議員からの質問やマスコミ等で発表されて知った。	窓口相談では、お客様が納得されるまで親切、丁寧に対応している。 手管理から電子化へ変わるとき、当時の台帳の内容が100%反映されていない。現在の二重チェックなど、されてなかったと思う。劣化でマイクロが見えずらい記録も多々ある。そのほか、平成9年に基礎年金番号導入時の統合作業がうまくいかなかったのも原因のひとつではないかと思う。 いろいろな問題点があると思うが、年金記録問題を一日でも早く解決するのは当然であるが、広報のみならず市町村と協力して定期的な出張相談を実施するのも問題解決の手段のひとつではないかと思います。
1347	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
1348	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		記録管理の不徹底さが現状を招いたと認識していた。平成17年度より国民年金で収納事務をしているときに感じた。	戸別訪問等で接した被保険者に年金制度に理解をいただくように地道に努力した。 年金記録問題は記録管理のずさんさと、問題を先送りしてきた全社会保険庁職員の責任であると感じている。
1349	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現在、行っているような方策で良いと考えます。	マスコミ報道されるようになってから。	事務所の窓口・電話で被保険者・年金受給者に納得がいくように説明した。 このような問題があることを知らないこと、情報がなかったことが問題。
1350	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		一生にかかわる年金記録を何故、こんなにずさんな管理がされていたのか、大きな問題だと感じました。	現在は基礎年金番号により、一人一番号しか所持できないはずなのでこのような問題はなくなるはず。国民にも年金記録に対する意識が高まり、自分の記録は自分でチェックする、という認識でいるため今後このような問題はなくなると思います。 反省点は当時の職員の将来に起こりうるこの大問題に対する危機感が薄かったためにつきるのではないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1351	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	・基礎年金番号に未統合の5,000万件のうち未統合の記録で名寄せ便についてはフォローアップ照会を行っているが、市町村からの協力を得られるよう一層の働きかけを行うとともに、これに要する経費については、確実に事務費交付金で負担する。 ・当県においては、厚生年金期間調査に非常に時間がかかっている。進捗が進んでいる他県のやり方を情報提供していただき、調査手順、実施要領の見直しを図る。 ・厚生年金・国民年金の照会申出書の対応で、第三者委員会で非あっせんとなった事例を公表し、明らかに申し立てに信憑性がない、納付等があり得ないケース等の申出を未然に防ぐ。	・以前国民年金を担当している時に「未納者調査」ということで、過年度未納者について市町村名簿と社保オンライン記録を突合し、過年度納付書を発行していたが(S60.11～H3.3)、その当時からも不符合もあり、社保も市町村も電算化される前の手管理していた頃は、かなりの記録に不一致があったのではないかと思われた。 ・平成9年に基礎年金番号が導入されたが、平成15年4月から平成18年5月まで事務所で国民年金を担当したが未統合の手番保持者が窓口に来訪した際、「年金の裁定請求の時に登録するから今統合する必要はない」とよく先輩等に言われていた。 ・国民年金被保険者台帳をオンラインに切り替える際、特殊台帳はマイクロフィルム化したものの、それ以外のものは廃棄したことによってオンラインへの切換えミスなのか、納付や免除等が確認できないケースが相当数存在すると危惧していた。	・自分は被保険者が窓口来訪時に年金手帳等により未統合の手帳番号が判明した時点で205の登録を行なった方が年金見込額を算出するときにも都合がいいし、被保険者本人も基礎年金番号に過去の記録が統合されていた方が安心するはずと考え、手番判明時は、積極的登録していたし、部下にもそのように指導していた。 ・基礎年金番号導入時に年金手帳番号保持者に対する照会をもっと徹底的に行っていれば5,000万件という膨大な未統合件数は防げたのではないか。 ・国民年金被保険者台帳については、特殊台帳か否かに関わらず、全件マイクロフィルム化すべきであったし、市町村の国民年金被保険者名簿についても、平成14年の国民年金事務の国への移管の際、社保庁に名簿を移管するなり、貸与を受ける等を行うべきであった。また、名簿を廃棄した市町村もあり、社保庁としてオンライン記録を通信していたのではないか。
1352	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	重要課題として取り組むこと。	非常に重大な事態と思った。新聞報道やマスコミを通じて知った。	記録の回復が必要条件である。過去のあったいろいろな記録問題等を先送りにし、改善を図らなかったこと。問題が生じた段階で速やかに対策をすればこのような事態にはならなかったので
1353	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	国民全体が将来に受給するために納付努力していることを忘れずに今後の 業務を行うことが大切だと思います。 記録確認や裁定業務についても親切・丁寧・正確・迅速におこなうことが大切だと思います。	今まで、年金制度を信頼して納付してきた国民全体に対しての信用を失墜 させた問題だと思います。問題について知ったのは、ニュースや新聞・雑誌などで 取り上げられ報道され始めた時期です。	問い合わせについてご本人が理解及び納得していただける様に説明し、調査などの依頼等があれば、ご本人が上記同様に理解及び納得いただけるよう調査などを行い説明させていただきました。 国民全体が制度を信頼して納付努力していることを忘れずに今後、最も基本 的な親切・丁寧・正確に業務に今後取り組んでいくことが、また信頼してもらえるような職場になることが重要だと思います。
1354	地方庁	その他(社会保険事務所)			採用された平成6年より認識あり。	
1355	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	・年金記録の調査について 他府県の状況がわかりませんが、大都市を抱えている府県はまだまだ大変な状況ではないかと思います。 府県の横断的な応援も含め必要かと考えます。 ・他年金のある者や失権者への早急な再裁定支払処理 経験豊富な職員を業務センターへ集中して配置し取り組むしかないと考えます。	これまでは、年金裁定時に確認し統合することでいいと考えておりました。 正直なところ、古い厚生年金記録がこれほどズサンな状態でこれ程の件数があるとは、ねんきん特別便が送付されるまで認識しておりませんでした。	ご本人の記録を一刻も早く回復し年金を受給していただくよう努めてまいりました。 反省点としては、次の3点を挙げます。 ①基礎年金番号制度導入時点での徹底した記録統合処理 当時もかなり忙しかったと記憶しておりますが、予算の関係もあったかもしれませんが、この時点で現在のようなに徹底した取り組みができなかったのかと思います。 ②国年や厚年の資格取得時点での重複払出の防止 氏名検索で簡単に判明する記録が多すぎることから、資格取得時で食い止められたはずの記録が多い感じました。職員の認識が甘かったと思います。 ③過去記録の計画的な統合処理の実施 潜在的な記録がある程度はあるだろうということは理解しておりましたが、機械導入以降に、少しずつ計画的に進められなかったものかと思います。
1356	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	時間をかけて丁寧にやっていくこと。 「せいては事を仕損じる」の格言あり。	記録の誤った登録があることは認識していたが、昭和50年・60年代当時その発見方法や記録の修正方法が確立してなかった。(当時は一係員だったので、知らなかったのかもしれませんが。)	全件点検が必要と感じたが、上司にその進言はできなかった。予算や人員確保の関係もあるので・・・・・。 適正な年金記録があった上の収納・徴収業務の意識の欠如。
1357	地方庁	社会保険事務所課長級以上			不信感を抱かせないために嘘や誤魔化しはしていないことを明確にする必要があると考える。 また、年金記録問題の存在を知ったのは平成19年5月頃。	示すことの出来る情報はは出来るだけ提供し、何ら包み隠していないことを明確にした。
1358	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	少なくとも現場に全部丸投げはやめてください。第3者委員会の申し出受付も含めて業務センターで回答を出したものはきちんと業務センターで責任を持ってください。第3者委員会の受付に関しても業務センターから回答を受けた人も現場というのはおかしくないですか。そちらで回答をしたものはそちらで受けてください。現場は記録だけをしていれば良いというものでは無いのはあなた方もご存知のはずです。今後記録問題をスムーズに解決したいとう考えを本当にお持ちであるのなら現場と本庁との連携を強化してお互いが納得し合って作業に入らないと一向に解決しないと思います。情報共有をきちんとするべきではないですか。とりあえずやってみて問題点が出たらそのつど対応なんて最低の方法です。現場で出来る事は限りがあります。限りある事の幅を広げることが出来るのは本庁しか出来ないので、しっかり解決の方向性を現場の末端までわかるようにしてください。何も方向性も示さず、現場に丸投げを続けるのであれば記録問題なんて永遠に解決しませんので。その代わり現場で出来る事は最大限やっていきますからお願いします。	常に仕事の中で高いウエイトを占めている問題だと思っています。私がその問題があると知ったのは社会保険事務所に入る前でマスコミが騒いでいる時に5000万件の記録が未解決だと出てきたときです。	いち早い解決を図る為に自分に出来る事を精一杯やろうと思って記録には対応しました。現時点での問題点は現場と本庁の生きたやり取りが仕事をしていく中で見えなかった事と、本庁は何も仕事をせずただただと別便を取りまとめて現場に丸投げで解決を図った事だと思います。少なくとも私にはこう思いました。現場ではきちんと記録の照会を受けた際には市町村や社会保険事務所に照会をして回答を得た上で本人に通知をしていますし、第3者委員会の申し出に関しても真摯に対応しています。それに引き換え本部の記録照会の回答に対しては？を思うことも多々ありました。特に業務センターで回答を出した方が第3者委員会に申し出をする際の事です。業務センターが調査した資料を取り寄せるのですが、氏名検索をしてないから記録無しとかとんでも無い調査をしているのが見受けられました。この現場と本庁の温度差はなんですかね。本庁の方針に従ってこちらは最大限の仕事をしているのにそちらはなんでしょうかね。まじめに仕事をしているとはとてもじゃないが思えません。つまり本庁は記録問題に対して真摯な対応をしてはいないと考えてよろしいですか。ここが反省点だと思います。現場と同等の調査と処理をきちんと本部はやってもらいたいです。むしろそんな調査方法でよかったのならなぜこちらに知らせないのですか？もし本庁の人が現場のやり方を把握していれば業務センターでの回答はこんなずさんな
1359	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	こつこつと積み上げていくしかないのでは。 ただしスピードアップは重要。	世間的に非常に重要な問題。ただ責任を職員だけにかぶせられるのは 納得がいかない。	真摯に対応すべきだと思った。 反省点としては、特別便、定期便ともわかりにくい表現がより不信を 呼んでしまったと考える。
1360	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	なんでもありきでなく、ある程度専門家による結果回答が必要ではないか。 真面目にコツコツと納付等されてきた方からの不信感が逆に出ないようにしなければならないと考えます。 また、一定の線引きも必要かとも考えられます。 コンピュータ処理となってからの期間照会については、ある程度間違いないのではないでしょう	過去においては、名前を変えて会社に勤めていたり、生年月日を偽って勤めていたりしておられた方がおられたとは聞いていたが、基礎年金番号の登録時点や、老齢年金の請求時点においては、訂正がされているものと思っていた。 ただ、年金制度についての周知や理解が充分でなかったことはいがめないと考える。 このような問題が発覚して、かなり多くの人が存在すると認識するに至った。	相談窓口では、以前より照会があったら、できるだけこちらにある情報は、いろいろな暗示を与えながら提供し、照会者の記憶をできるだけ思い起こさせるよう話しかけ、漏れがないか確認しています。また、文書照会に関しては、読み方等工夫しながら調査をしております。 反省点については、年金についての充分な理解を得ていただく努力が少なかったのかなと思う。
1361	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	web上に浮いた記録にかかる「カナ氏名」、「適用県」等をアップして、こころあたりのある方については、メール等で送信できるよう情報する。	複数の手番がある場合は、年金を受給する手続きの際に統合すればよいと教わってきたが、これほどの件数があったとはわからなかった。	事業所担当者に複数手番を持っている者に統合するよう周知してもらうこと。 安易に資格取得の際に新規取得で払出をすべきではなかった。また、被保険者にも年金手帳は「大事なもの」の認識を持たせるべきだったと考えます。
1362	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1363	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1364	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	地道に、旧台帳等との突合作業をしていく。 今後の事業所からの届出の適正化を強化する。	できる限り早期に解決しなければいけない重大な問題。 平成19年頃。	お客様一人一人にお詫び申し上げ、懇切丁寧に対応することを心掛けた。 台帳とオンラインとの突合が不十分だった。また、被保険者や受給者への加入記録の通知が不十分だった。
1365	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	処理速度も大切だが、より正確な処理が重要と思われます。	個人を特定出来ない手番の存在はあることは知っていたが(年金請求時等本人確認取れないことがあるため)、ここまでの数があることは、問題が公になってから知りました。	今後このようなことが再び問題にならないように、早く解決させることも大切だが、もっとも重要なのは正確な処理だと思います。
1366	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の研修等を実施し、一定期間は全所体制で作業する必要があると思う。そのためにいくらアルバイトを採用して頭数を増やしても短期間の詰め込みでは早期の解決には繋がらない。	普段から、未統合の手番が相当数あるだろう、と考えていたが、現在のような問題に発展するとは思わなかった。	特に対応はしていなかった。やはり、住所等の登録が当時から必要だったと思う。
1367	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員増加して解決していく	年金相談していく上で記録の確認が本人があまりされていないまま老齢年金を請求していた時感じていいた	本人の加入歴の確認をしつかりする
1368	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	自分の年金業務担当時の経験から想定される問題は、出尽くしていると思います。	社会保険庁の記録のみでは、判断に窮するケースがほとんどです。他省庁関連の情報なりと突合できるシステムの構築が必要だと思います。 個人情報保護等の問題も含みますので、現政権が主張していたように国家的な対応が必要と思います。 また、年金制度の仕組みをよくご存じないまま、間違った解釈で消えた年金と主張されている方も多数おられると思いますので、制度の広報についてもやはり必要と思います。	資格記録(納付記録)に不完全(不整合)なものがあることは、オンライン化された後に国民年金の資格関係の業務を担当をした時(平成元年頃)に実体験として知りました。 当時、マイクロフィルムを確認して判明したものについては、その都度訂正していた記憶がありま す。 ただ、そういうケースは稀なもので多数存在するという認識は確かにありませんでした。 年金記録問題として問題化された時点で、それが多数存在しており、かつ、いろいろなパターンがあることがわかりましたが、保存されている記録と突合することにより解消できるものと思っていました。 また、問題となっている宙に浮いたといわれる記録は、本人の申告なりにより統合につながるものと思っていました。	問題化した後の業務では、多段階でのチェックがされていると思われるので問題となるような状況は、正直なところ想定していませんでした。 過去の不備なものに対しては、年金相談の一員として対応したり、氏名等の記録されていない手年金記号番号への項目の収録を担当しました。 一連の対応で、「手待ち(社会保険庁)の情報のみでは、特定に至らないものがあり、国保情報や住基情報などの一般的に必ずされると思われる手続き関係の情報が確認できれば…。」と感じていました。 年金記録問題の解消に、なかなかつながらないのは、各官庁(都道府県、市町村含む)で持っている情報と社会保険庁の情報をつき合わせできるようなシステムを最初に組めなかったことだと思います。
1369	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	今以上の人とお金をかけて一気にコンピューター記録を整備するしかないと考えます。	自らも含めて、過去のつけがまわってきたという気もするが、誤ったことをしてきたという意識はないのが現状。知ったのは約3年前くらいである。	過去の手書きの名簿や台帳等をみても、文字や数字が読みかねるのが多々あり、今となっては管理不足としかいいようがない。また、書類の保管整理にも問題がある。
1370	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1371	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題の解決処理の一つとして、被保険者及び受給者様から照会をいただいた申出書の調査業務があります。 この照会申出書の調査業務をしていて感じたことですが、WMに登録されて いる記録に事業所整理記号が登録されていないなどのため事業所名等が すぐに判明せず、旧台帳の送付を依頼したり払出簿の照会をかけているのですが、この作業についての時間と労力がすごく非効率であると感じています。 その他にも、未だWMに登録されている厚生年金や国民年金の手帳記号番号には、氏名や生年月日が未登録のものが多数存在し、そのことにより事務の非効率化をまねいています。 現状でも旧台帳の入力処理等が実施されていますが、この事務の非効率 化を避けるために、さらに被保険者氏名や事業所整理記号等の入力処理を第一優先に進めるべきだと思います。それにより、その後の事務処理の効率化が図れると思います。 このように事務の非効率となっている原因をあらいだし、その原因について 優先的に更に進めていくことが、その他の膨大な年金記録問題の処理にあたってとても重要なのではないかと思います。	過去から年金記録問題が発生するまでの記録管理の重要性に対する意識の低さが年金記録問題を招いたものと思っております。 年金記録の一つ一つが被保険者様や年金受給者様の生活の基盤になる ものであるという認識の欠如が根底にあると思います。 年金記録の一つ一つが自身の記録及び自身の家族の記録であると意識 して事務処理をしていれば、年金記録問題は発生しなかったのではないかと思います。 そういう意味では、この年金記録問題は、社会保険庁を信頼して各種届出や保険料の納付をしていただいた被保険者様及び年金受給者様を裏切る行為であり、年金記録をどこか他人事のように取り扱ったため生じた問題 であり、社会保険庁への国民の皆様からの信頼を完全に失墜させ、公的年金制度に対する不信感をも招いてしまった問題だと思います。 また、年金記録問題を知ったのは、窓口で被保険者様等から記録の照会 を受けて調査をした時ですが、その頃は全国的に年金記録問題が発生した 時でした。	年金記録問題により社会保険庁への信頼が完全に損なうこととなり、公的年金に対する不信感をも招いてしまったため、窓口において来訪者の方々に対し必要に応じてお詫びをするとともに、公的年金の優位性を丁寧に説明を するとともに親切丁寧な応対等をこころがけました。 また、お客様のご相談及び申請手続き等に対して、一つ一つがお客様の生活の基盤になるものであるという意識を常に持って、絶対に誤りが生じないよう慎重に事務処理をおこないました、 反省点としては、年金記録問題を受けてご来訪いただいたお客様に対する窓口の待ち時間が大変長くなることが多々あり、その待ち時間の長さが更に お客様の社会保険庁への不信につながってしまったのではないかと思うことや、せっかくご照会をいただいた電話の応答率が全国的に混雑により大変低かったこと及び年金記録問題以降も社会保険庁職員の不祥事が絶えないことなどです。
1372	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題にかかる記録調査の人員を大幅に増やし、回答をできるだけ早く行えるようにすべきと思います。	保存期間経過等により廃棄処分された資料や記録の存在、本人や遺族の死去等で確認ができない記録など問題が多くあり、すべての未統合記録が整理されるには、相当期間を要し大変困難な作業であると認識していました。 過去に厚生年金の期間照会業務に携わったときに知りました。	加入期間調査や特別便などのお客様からの回答や照会のみに限らず、日常の業務において、本人の可能性がある未統合の年金記録等を目にしたときは、調査・照会するなど積極的に取り組むよう心がけました。 反省点としては、特別便を送付する際に、三共済以外の共済期間等は直接お客様より共済組合に照会していただくようお知らせする工夫があったらよかったと思います。
1373	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	対応職員を増員して通常業務とは別に集中的に調査を進める。	制度上一人が複数の年金手帳記号番号を持つケースが多いことはわかっているが、全ての記録を一本化するためには本人の記憶に頼らざるを得ない部分があり、死亡や記憶があいまいなため本人特定できない場合は困難であると感じていた。 こういったことは基礎年金番号がスタートした平成9年当時からわかっていたが、WMで確認できない記録があることは年金特別便により知りました。	相談者の申し立てに対しては真摯に対応し、本人申し立ての記録に相違ないかどうか確認するよう努めました。 根本的な問題としては加入制度ごとに別の番号とした事が原因と思われますがもっと早い時期に取り組むべきだったと感じます。
1374	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金の裁定業務を担当していたときは、基礎年金番号が制度として定着する前は、手帳番号として管理し、オンラインが普及する以前は紙台帳にて被保険者記録を管理するのが普通であるとの認識であったため、特別記録問題として被保険者の記録がないであるとか、改ざんの疑いがあるとかの疑念をもつという発想自体が私の頭の中にはなかった。また、問題が存在すると知ったのは、あまりに大勢の来訪者で社会保険事務所がいっぱいになったとき、(平成19年6月頃)はじめて大問題であると認識しました。	当時、私は窓口担当の職員であったため、来訪者に対し一件、一件丁寧に説明するより術がないと思っていましたし、現在も同様に感じています。長い年月をかけて、すこしずつ歪みが生じていたものが、現在では記録管理の責任として職員全員のボーナスの寄付にまで発展するほど、国民の目には適正な管理がなされていないとの判断をされたものですから、地道な作業ではありますが特別便での申し立てに従い、ひとつひとつ潰していくという作業が一番近道であるような気がします。
1375	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げていることはございません。	例えばですが、青森県にお住まいのお客様が、全て青森県内の事業所にお勤めではないと思われます。現在でも、就職先がなく関東方面の事業所へお勤めしているお客様もいらっしゃいます。 このことから、厚生年金、船員保険の旧台帳を早急にオンライン化をし、全国どこの社会保険事務所でも閲覧できるようにしていただけますと、ご本人様の申し出に基づき、他県の旧台帳部分	年金記録問題につきましては、全く存じ上げておりませんでした。国会で取り上げられて初めて存在を知りました。	お客様のご回答に基づき、少しでもご本人様のものだと思われるものをお調べしようとしておりました。 反省点といたしまして、調べ足りなかったのかもしれません。
1376	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録について、1人に1番号以上払い出さないよう、戸籍並みの管理を行う。	平成13年頃、年金記録の期間照会回答業務をしていた時に、基礎年金番号に統合されていない手帳番号があったため、どのように整理していくのか疑問に思っていた。	名前と生年月日だけでは誰の記録か分からないため、何も出来なかった。 住所の登録があれば本人の特定が出来たと思われる。 また、加入要件もおおむね3／4と曖昧であるため、きっちりしておかないと、働いていたのに加入していないのはおかしいとの問い合わせが、また発生すると思われる。
1377	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金相談窓口の担当となってから、氏名の無い記録や、コンピューターに入力されていない記録があることを知り、このために年金額が少なかったり受給すら出来ない方たちがいるかも知れないと思うと恐ろしいことだと思いました。	年金相談窓口で応対するときや、年金の請求書を受け付けるときに、お客様によく記録を確認していただくようにしていました。同じ氏名・生年月日の記録があるときには、お客様によく確認するのですが、面倒がられたりそのままで良いと怒られたりしていました。(記録問題が報道されるようになってからは、お客様も確認されることの必要性をわかっていただけるようになりました。)現時点で見たときの反省点としては、台帳に手管理で記入していた時代の記録をコンピューター化したときのものが記録問題の大半であると思いますので、入力作業をする際にしっかりと確認作業をして正確に記録していくことが足りなかったと思います。また、旧台帳のように機会に入力せずおいておくと、確認が非常に困難ですので、すべての記録について入力しておくべきだったと思います。年金に加入の際に氏名・生年月日の確認を徹底し、年金番号を一人にいくつも発行してしまうことも大きな問題ですので、新規で年金番号を発行するときに確認が大切だと思います。また、広報も不足だったと思います。(社会保険事務所に勤めるまで、年金番号の大切さをまったく知りませんでした。)事業所の不正な届出・届出誤りや事務所の不正処理・処理誤りについて、以前では年金相談していただかないとご本人が記録を見る機会はありませんでしたが、現在のねんきん特別便・定期便やインターネットのようにご本人に記録を確認していただくことも、
1378	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	現在、各被保険者様より回答があっている「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」について、早急に回答をすることがまず第一と考えます。	機械化への入力誤りと基礎年金番号導入時の統合もれが中心と認識していた。平成14年頃国民年金担当となった時にこのような事例を見てきたため。	基礎年金番号への統合については、各種届出処理の際に確認できたものについて統合処理を行った。納付記録もれについては、ご本人の申出があった場合しか対応できていない。 反省点としては、事務処理の中でのチェック機能に問題があったことが推測される。
1379	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在より紙台帳を簡単に検索できるシステムを作るべきだと思います。	年金番号を複数持つことが可能であることが一番の間違いの元だと思いますし、紙台帳を実際に見ると、楷書で書かれていないものも多く、当時の組織としてはその紙台帳が今後どのように利用されていくのかを深く考えなかったことが原因でこのような問題になっていると思いました。 年金記録問題自体は10年ぐらい前に知っていました。	裁定時に確認するのではなく、被保険者の段階で特定することが大事であると思い日々業務していますが、死亡者等の場合やはり特定できないケースが多くあるのも事実です。
1380	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し。	「世間一般に知られていない問題」について、詳細等を知らないので特に無し。	年金記録問題は、皆年金制度のもとで本人の好む好まざるに関わらず保険料を納めてきた国民の皆様の信頼を損なう大変大きな問題であり、その解決に向けては全力で取り組まなければならないものだと認識しておりました。国民の皆様の制度に対する信頼が無くなってしまえば、年金制度自体が意味を成さなくなってしまうと考えております。 また、未統合の記録が多数存在することを知ったのは、国民年金課の職員であった平成16年度だと記憶しております。実際に窓口に来られるお客様の相談対応時に、本人の記憶と実際の記録が異なっているケースがよく見受けられたからです。	とにかく対応するお客様のものと思われる記録を探し、本来の記録に訂正することを第一に意識して対応しておりました。対応の仕方についても、できるかぎりお客様に信頼していただけるよう営業遣いの一つにも注意を払いましたし、なかには手続き自体を面倒に思われているお客様にも、可能性が少しでもあるならば粘り強く対応することを心がけていました。 問題点としては、「ねんきん特別便」等、ご本人に送付する書類の説明不足や、周知不足が挙げられると思います。予算等の問題は当然あると思いますが、政府広報としてもっとテレビ等の媒体を通した周知が必要であったと思います。現にお客様からそのようなご指摘を受けたこともあります。
1381	地方庁	社会保険事務所課長級以上		できるだけ速やかに解決すべき問題だが、通常業務に加えた作業の連続。機構への移行事務もある中で、疲労が蓄積してきている。丁寧に正確かつ速やかに解決するためには、人と時間が必要。また、オンラインのシステムをバージョンアップ(例:080画面の検索機能の改善、抽出条件の組み合わせ、簡易なページ替え作業など)など、作業効率を上げる仕組みも必要であると考え	名寄せ作業などを基礎年金番号の導入時にきちんと実施していれば、大きな問題に発展しなかった、あるいは件数を縮減できていたのではなかったのでは。	当時は当時で通常業務のある中での切り替え業務だったため、大変混乱していたような気がする。人員・予算・時間を確保して実施するという方針が必要だったのではないでしょか。
1382	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	データの手管理時代が長かったこと。厚生年金では住所登録が近年であることを一般の人で知る人は少ない。当然自分の記録は、国がすべて管理してくれていると思い込んでいる。	これまでの歴史的経過を一般の人に分かりやすく広報する。	制度がそれぞれに発足し、手作業時代が長かったこと、長期間の管理により大量のデータになったことで問題発生の危惧はあった。本人からの申出が無い限り、現在でも職権記録統合は出来ない。基礎年金番号制度が導入になってからもっと予算をかけて取組むべきであったと思	上部機関の取組みが予算の関係もあり不十分であった。 ただし、広報の不十分さもあったが被保険者の意識もけっして高いものではなかった。今回の国民の反応はマスメディアの功績が大きい。
1383	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	わかりません。	未統合の記録(いわゆる手番)については、制度の変遷と存在して当たり前のものと認識している。 年金記録問題の定義がはっきりしていないので、知ったのがいつ頃なのか答えようがない。手番	同姓同名の別人の可能性もあるため、本人からの申し出を受動的に待つしかないと認識していた。
1384	地方庁	社会保険事務所長	なし	大幅な人的投入で、記録問題の解消に取り組む。	重要性を認識している。記録もれについては、ここ数年である。	記録問題解消を第一義、優先課題と捉え、実践している。再裁定の迅速化も含め、大幅な人的投入が必要である。
1385	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	ありません	世間で大騒ぎになるまで、よくわからなかった。	未統合手番についてはいぜんから、相談業務で解消に向け努力はしていた。他の問題についてはよくわからない。問題が発生していることについては、コンプライアンスの欠如が反省すべきと
1386	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	宙に浮いた年金記録が5000万件あるとの報道で初めて知りました。	年金特別便にて本人の記録と確認して、統合作業を進めて、1件でも年金記録を判明させようと思いました。 結果として、基礎年金番号制度が始まったときに年金特別便のようなことすればよかったのではないかと考えます。
1387	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		記録問題は、過去における記録の状況等の把握を必要とすることから、あらゆる関係機関等との連携及びマンパワーの補強等、更なる体制の構築が必要と思います。	国民一人一人の大切な記録の管理等が不徹底であったこと等が起因し、当該問題が発生したものと認識しており、国民に対し大変申し訳ない。 問題の存在は、国会等の審議で知った。	組織の一員であることから、組織の方針に基とづき対応を行ってきており、また、今後も同様である。 なお、記録問題については、かなりのマンパワー等が必要となることから更なる体制の構築が必要と思います。
1388	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	わからない。		このような問題になるとは思わなかった。基礎年金番号が始まったとき記録統合には時間がかかると思った。	広報を十分に行い、手番登録を速やかに行う必要があったと思う。また過去記録について旧台帳記録等のオンラインへの収録を早急に進めるべきであった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1389	地方庁	その他(社会保険事務所)	例示の事項意外は承知していません。	・これまで「費用対効果」で入力できていなかった、全ての記録をオンライン記録として収録する。 ・台帳、被保険者名簿とオンライン記録との全件突合が予定されているが、資格取得後に事業主から資格取得時の報酬訂正届が提出されたり、社会保険調査官調査や会計検査院調査により、訂正した記録の経過が消えてしまうことにならないか懸念する。同様に事業主から提出された、生年月日訂正届や氏名訂正届の履歴が消されてしまうこととならないか。全件突合で完璧な記録の形成は難しいと思う。	・勉強不足で申し訳ありませんが、健康保険・年金制度は本人からの請求主義であると認識していました。現に「定額給付金」など他の制度も同様と認識しています。 ・基礎年金番号導入時も、基礎年金番号の重複払出は防止する必要があるが、過去の厚生年金番号や国民年金番号の統合は、年金裁定時までに実施するものと認識していました。そのように本庁や上司からの指導もあったと認識しています。 ・また、年金記録の統合は事業主や被保険者の方々の協力がないと整理は絶対に不可能と思います。 ・問題と認識したのは、国会での議論以降です。	・国民の皆様から年金記録の不信感を払拭できるよう、速やかな事務処理体制の構築に心がけました。 ・現在のOA事務処理の状況と昭和17年発足当時の状況、その後の状況が同じ土俵で議論されていることが残念。私が社会保険に入った昭和45年当時、OA端末機どころか電卓さえなかった。ボールペンも一般的でなかった。手書きの原票、払出簿を書くことが自分の仕事と認識していた。当時、「東京」に送った記録がどのように処理されているか承知している職員は地方にいなかった。また、オンライン以前は事業主の届出を信用するしか、事務処理は前行きしなかった。 ・なぜ、資格取得届に住民票の添付を義務付けなかったか。 ・法人の開設届時に社会保険の加入を義務付けなかったか。 ・雇用保険の届出と社会保険の届出を一緒にさせなかったか。 ・また、オンライン導入後もオンラインに出てこない記録の管理に対して疑義をもっていたが、全て「費用対効果」で実施されなかった。社会保険事務所の職員の声がどこまで、本省や本庁に届いていたか疑問。
1390	地方庁	社会保険事務所長	ありません。		過去の年金記録については、紙台帳の記録がきちんと力セットやコンピューターにより管理されており、基礎年金番号に未統合のものは調査の結果、当然収録されるものと認識をしていた。しかし、古い記録が正確に機械に収録されていなかったり、国民年金の保険料の納付記録に誤りがあったりして、正確な管理がされていなかったことにより、国民の皆様の年金制度に対する信頼を失う結果になったことについては非常に残念なことであり、大変申し訳ないことと認識しています。 そのような問題を知ったのは年金記録問題が問題になってからです。	未統合の記録については正確な調査を心掛け、一日も早く統合し年金をお支払いできるよう取組んできました。 反省点としては、制度が複雑すぎること、適切な広報等が行われてきたか、長期間の正確な記録管理に対しての施策が行われてきたか、保険料の納付期間が長いため適時に納付記録をお知らせする等の施策がされなかった、事業主や被保険者の年金に対しての関心と理解不足、年金の業務に携わる者の意識の不足等が挙げられると考えます。
1391	地方庁	その他(社会保険事務所)	[redacted]まだ中のことをわかっていない状態ですので、年金記録問題もほとんどわからないです。	特別便、定期便等でさまざまな動きをしていますので、これから先も続けていき、全員が解決できるようになればいいと思います。	特別便の未処理の数がかなり多くて、専任で特別便の回答をしました。配属されたときに未処理が多いことを知りました。	年内にはすべての特別便を終わらせようと頑張りました。職員個人、個人が自分の仕事に追われている状態でしたので、特別便等に手が回らなかったと思いますので、もっと事務所単位で人数を集めたチームを作り、専任してやればもっと早く片付いたと思います。
1392	地方庁	社会保険事務所課長級以上	職員であれば知っていることぐらいで特にありません。	年金受給に結びつかない者の手番整理。	年金請求書受理する際の加入記録の聞き取り不足、本人の年金に対する認識不足。社会保険の複雑さ、記録管理不備。基本的に人員不足によりデーター管理がおろそかになったため。宙に浮いた年金の報道がされて知った。	受給者が生存しているうちに、できるだけ早く処理をできるよう意識していた。 反省点は(8)記載のことを、していなかったこと考えます。
1393	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的に知られているもの以上については分かりません。	「年金記録問題」と一言で言えば簡単であるが、その原因は多岐にわたると思います。いわゆる5千万件の未統合記録についてもその原因は個別の事例を見なければ判別は不能かと思います。問題とその原因を単純化・画一化しスケープゴートをつくりだすだけでは前向きな解決にはならないと思います。個別具体的に解決するのが遠回りではあっても前向きな解決方法かと思い	「消えた」年金記録問題が取りざたされる前に新聞紙面に小さな記事が出ていたことを記憶しています。その後、選挙の報道とともに大々的に扱われるようになったと記憶しています。	問題が多岐にわたると認識している以上、対応もそれぞれ個々に変わると思います。未統合の問題については、少しでも本人確認ができるように対応してきました。 基礎年金番号の制度改正は漸次的なものであったのではないか、という疑問を持っています。
1394	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成9年に基礎年金番号制度が発足したとき。 多くの方が複数の手帳を持っている、または、複数の記号番号で記録が管理されていることがわかったときに、記録を全て確認し、基礎年金番号に登録することの重大さと責任を感じました。	お客様から手帳を紛失された等のご相談を受けたときに期間調査や手帯登録処理票を提出していただき、基礎年金番号に登録されてない期間の調査を行った。 年金手帳(被保険者証)を大切に保管することや、新しい職場に持っていく等の周知があまりされていなかった点や、社会保険庁・社会保険事務所の記録管理の問題等が挙げれると思います。
1395	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金の裁定請求の際や、相談等にお客様が来訪された際に、年記録の漏れがないかなどの調査を確実に行うこと、また年金問題に関心が薄い方もいらっしゃると思うので、そういった方たちに関心を持ってもらえるような取り組みが必要だと思います。	年金記録問題について知ったのは、報道等で大きく取り上げられるようになってからです。 年金記録問題について取り組んでいくなかで、問題の大きさや深刻さをひしひしと感じています。	年金記録問題に対して、積極的に取り組むように心がけ、国民の皆様の信頼を回復できるよう努力しています。 反省点としては、当時年金制度自体の周知が不足していたのではないかということと、基礎年金番号ができた時点で、統合されていない記録などの調査が十分ではなかったのではないかということが挙げられると思います。
1396	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金請求時に記録を確認する風潮があったので、それでいいのかなとその風潮に追随していた。入局して3年目(平成16年)のときに、10個以上の番号を相談の間に見つけた時、これでいいのかと危機感を持ちました。しかしながら、やはり受給のときで・・・と思っていたのは事実です。	当時、適用課だったため、そのときはそのまま特に、行動をしませんでした。現状を認識する、何がおこっているのかを把握するといったような環境が当時ありませんでした。問題を提起できるような環境がなかった(LANなどのネット環境がなかった)からは言い訳にすぎません。システムがなかったからできなかったのではなく、誰もやりたくなかったから、やらなくても誰かがやるからという意識がみんなにあったから、問題が大きくなり、今に至ったと思います。
1397	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	問題解決に向けて、予算の確保、そして人員の確保が最重要だと考えます。 システム等の構築も大事ですが、最後はマンパワーだと考えます。	転職のたびに厚年手番がふられ、1人でいくつもの年金手帳をもっている人などは、最終的に統合されるのでしょうが、年月が経てば人の記憶も薄れ自分の職歴も忘れてしまう可能性もあろうかと思います。 基礎年金番号ができた時点で、さらなる広報等もっと積極的な統合処理をしておけばと思いました。 問題の存在を認識したのは、基礎年金番号導入時です。	基礎年金番号導入時にきっちりと時間をかけ確実に手番の統合処理をしておけばよかったのではないでしょうか。 確かな情報を早く正確に国民に開示、伝えていくことが大事だと考えます。 どんな小さな情報でも知りたいと考えているはずです。
1398	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		平成9年1月の基礎年金番号制度発足時に送付した通知書に添付された記録の回答書の被保険者からの問い合わせ時に、氏名の入力がされていない記録があることを初めて認識した。 また、過去に同一人に対して何冊も年金番号を払い出している事実も認識した。	資格取得時になるべく会社や本人に連絡して年金番号の重複払出しをしないように心がけたが、少ない職員数の中では、事務に限界があった。 今後このような問題を起こさないためにもきめ細かい対応が必要なため、職員のレベルアップも必要だか゛、なによりも職員数を増加させることが重要だと思う。
1399	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1400	地方庁	社会保険事務所課長級以上	中小企業の資金繰りは想像以上に厳しく、当所の管内においても適用事業所数約8000に対して約18%にあたる約1500の事業所数が滞納となっている。 1ヶ月に新規滞納事業所が70件も増加している中で、滞納整理にかかる人員は3名のみ。実際に悪質事業所も多く、滞納事業所の事業主は法人を立ち上げては潰すなど、法人財産も皆無であり、滞納処分できないケースも多い。しかるに、滞納事業所の事業主は保険料の納付義務は果たさないばかりか、受給する権利は別と公言する人も多い。第三者委員会に申立している事業主も多いと聞く。ある事業主で滞納2000万、年金が240万円あり、個人でビルなども所有している為、納付勧励を行ったところ、法人財産は皆無であり、「滞納処分できるものならしてみろ」と開き直る始末。このような人と従業員で真面目に支払ったお金が社会保険事務所に支払われずに運転資金に流用され、まして、事業主の届出により不利益に取り扱われたケースを混在させるのは問題であると考える。「改ざん」と言われるほとんどのケースが事業主からの届出どおり処理した結果だと思う。帳簿上100万円の報酬が資金台帳上あがっていても実際には未払いであったり、事業所への貸し金が報酬を超える状態で廃止(倒産)に至ったり、様々なケースがある。被保険者に責任はないことから給付制限はおこなっていないが、まじめに支払っている事業所からみれば、保険料の支払っていない人に高額な年金を給付することの是非はいかがと問い	せめて、納付義務者である事業主及び法人役員などについては給付制限すべきである。また、新規適用後、即滞納となるケースも多い為、例えば保証金制度(最初に概ね3ヶ月の保証金をとり、滞納すれば保証金を充当し、0円になれば職権による資格喪失など)を設ける。長期滞納事業所(6ヶ月以上)となれば、インターネットに事業所名を公表するなど抜本的な法的整備が必要であると考える。	上記のとおり、日本の社会構造、経済情勢、社会保障のあり方など、非常に複雑な問題であると考える。記録もれについても、生まれた時に一生変わらない社会保険番号をつけて管理するならば別だが、現在は、本人の申立や事業主の届出だけで、20歳以上の附番のない者に対しても新しい基礎年金番号を払い出している。せめて、20歳以上の基礎年金番号のない者については、住民票などで実在する人物か確認すべきである。	反省点としては、国民の皆様の年金に対する信用を失墜させたことは事実であり、反省しなければいけないが、もともと、①請求行為であったこと②本人または事業主様からの届出誤りも多かったことも事実として存在すること③算定基礎届事務処理など一時期に処理が重複し、賞金職員の手を借りざるを得なかったことなども正直に国民に伝える必要があると考える。
1401	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	わかりません。	制度発足時に管理体制がきっちりできていないのが問題かと思われます。平成19年ごろ問題の存在を知りました。	ねんきん特別便や定期便の電話や窓口対応を能先的に行ってきた。 もう少し早い時点からこういった問題を対応していたらよかったのではないかと考えています。
1402	地方庁	その他(社会保険事務所)			・ごく一部の職員による名簿の記入ミス、漏れと認識。多数の問題が表面化してから知った。	かなり昔の採用試験がかなり閉鎖なものであったと聞いている。年金記録問題は少なからずあるとは思っていたが、大先生でもありその患者はできなかった。名簿記入時のルーズな面がかなりあったと思う。
1403	地方庁	その他(社会保険事務所)			長く付き合っていかなければならない問題。 特別便が始まった頃。	対応した方に、その場でできるかぎり理解していただけるような説明を心がけました。 受け付けてから調査への対応の遅れ。
1404	地方庁	その他(社会保険事務所)	回答の問い合わせがあっても、現物が現在どこにあるのかの状況確認が追いづらく、それによって、お客を一度待たせるのが問題だと思います。	何処か1箇所に図書館みたいなところを借りて、そこに年金記録関係の資料を全部つめてるとともに、その一方で、専用データーベースをつくり、そこにアクセスしたら現在の状況などが簡単にわかるようにすればいいと思います。	在籍して3ヶ月ぐらいから、お客の大切な記録を調査・報告しないといけないのに現物の行方を追うのに時間がかかるのはいろんな意味でもったいないなと思います。	どんなパターンがあるのか簡単にフローチャート化して電話対応しました。
1405	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	大幅増員により、特別便未回答者の自宅訪問を行う。	基礎年金導入時、記録の確認がすべて本人の申し立てによるものであり統合に相当時間がかかると思っていた。	来訪者には、職歴を必ず確認した。 今確認できるデータを、早くから確認できるようシステムを改善すべきだった。
1406	地方庁	その他(社会保険事務所)	付加年金が納期内に納付されなかった場合でも還付をせず納付としていた。	法律に準じて一律取り扱う。	未統合の記録がたくさんあることと認識。H11当時期間調査業務を取り扱った際と考えます。	期間調査業務を根気強く調査。反省点はその業務の担当となったということで前任の対応を引き継ぎ、今ほど大きな問題と捉えていなかったこと。
1407	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	地道な相談対応で証拠が残っていないと解決できない場合、現在検討されている救済措置は解決につながると思う。	大変重要な問題、早期解消に努めたい。 平成18年頃?新聞等にて。	自分の持てる知識で窓口、電話対応にてお客様の不安解消へ努める。 年金制度の様々な変遷に対応が遅れたシステム関係
1408	地方庁	その他(社会保険事務所)			当初は基礎年金番号ができる前の手番の整理がされていない為だと思っていましたが、3年程前、実際に記録整備を担当して、氏名や生年月日の登録誤り等記録管理がずさんだった為に浮いてしまっている手番が多くあることを実感しました。	新規で付番を行う際や、記録の整備を行う際に他の手番はないか、氏名、住所、生年月日やマイクロとの整合性を確認する等細心の注意を払うよう努めています。ご自身の年金記録について知る機会が少なく、誤った記録のまま受給なさっていた方が多く、記録管理がずさんだったことに併せて、自身の年金記録について確認できる機会が少なかったことも反省点として考えます。
1409	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	全力を挙げて取組む	マスコミ等が騒ぎ始めた時	とりあえず自身の所属する事務所の中で、年金記録問題で見えたお客様あるいは、電話されてくるお客様に誠心誠意対応し、1件1件解決していくことが大事だと思いました。 手管理時代に、将来の年金受給の大事な記録だという意識が低かったのではないか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1410	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在行っている様々な視点からの事務を継続して、1件1件着実に解決していくことが現場の使命だと思っています。 ここまで大きくなったお客様からの年金不信の声は今後も止むことは無いと思います。	自分のなかでは、これほど未統合記録が存在しているとは、想像していませんでした。 裁定請求時に履歴の確認をしてから裁定していると聞いていましたので。 現長妻大臣が問題提起されたことにより、存在の大きさを知りました。	現場は、担当している現行業務がありますから、これをこなしながら、指示により動くしかありませんでした。元長官の村瀬氏は、「知恵は現場にある」とよく言われましたが、現場の企画、行動力には限界があります。 反省点としましては、資格取得の際に年金番号の二重払出を避けるための、番号確認を徹底しておけばよかったと言う点があります。
1411	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		任期付き職員として採用される前は、非常勤職員として、業務のなかで、多くの手番が存在すること自体は認識していましたが、5000万件という数字を知ったのは、メディアの報道を通して知りました。	当時は、5000万件という数字の膨大さに驚き、一件でも多くの手番を統合すべく、現場で精一杯の努力を致したつもりですが、この問題の抱える根深さに 押しつぶされそうになったことも正直ございました。また、振り返って、この記録問題を大きな視点で俯瞰した場合、「裁定時に記録を統合すれば良い」というような安易な考えではなく、基礎年金番号ができた平成9年当時に、徹底した名寄せ作業をおこなうべきであったと、今となってはそれが一番悔やまれる点だと思います。
1412	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	何をもって「解決」とするのかが不明ですが、「こういった方策をとればよい」という単純な問題ではないと考えます。 現在行っている調査確認等を地道に実施していく以外に名案は浮かびません。	長年にわたる歴史的積み上げの結果であり、年金制度の根幹を揺るがす問題と認識。問題の存在を知ったのはいわゆる5千万件の報道の頃。	年金制度は国民の皆様の信頼の上に成り立つものであり、決して制度崩壊を招くことがあってはならないと思います。また、信頼を得る前提として年金制度に対する理解が必要であると考えますので、住民の方々と接する場面では「年金教育」の視点も踏まえた対応をとるよう心がけました。 また、反省点としては現在もそうだと思いますが、この問題の本質や真実の部分が一般にはいまだ浸透しているとは思えません。その辺を伝えていくのが十分でなかったように思います。(伝
1413	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一件一件を詳細に調査していく意外に方法は無いと思われます。	社会的に非常に大きな問題だと認識しました。 知ったのは、現大臣が野党時代に国会で追及した頃です。	一件一件をお客様の立場に立った親身な対応をしようと心掛けました。 反省点は、過去におけるずさんな事務処理の一言に尽きます。
1414	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	地道に台帳とデータの突合をおこなう。	本人不明で宙に浮く可能性はあると思っていましたが、年金請求時にある程度解決できるものと考えていました。 入庁して数年経過してから年金番号を複数もっている被保険者を見たときに記録問題は発生するんじゃないかと思っていました。	窓口で年金請求を受け付けた時は、本人である可能性が高い記録の場合はヒントを出して本人の記録であることが確認できるように努めました。 宙に浮いた年金については、紙台帳からデータ化する時に入力誤りや、台帳の入力そのものがされていなかったこと、また、事業所からの届出誤りや本人の虚偽申請等が現在の記録問題につながっていると思います。2重3重のチェックをかけることが大切だと思います。
1415	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	裁量の幅が、各県単位で異なっていたようなので、画一的な取り扱いをすること。人員を確保すること。	本来、受給できるはずの年金をうけとることができなかったり、勤務の履歴が抜け落ていたり、管理の不十分さが、もっとも大きな問題だと考えています。 存在を知ったのは、国会での発表時です。	ひとつひとつ確認いただき、本来の年金額で受給いただけるように電話、文章等で統合できるように対応してきました。 台帳からの機械化の時点、基礎年金番号の導入時、年金請求時にもっと詳しく記録の確認を進めていくべきだったと思います。
1416	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は2年前に新規採用になった為、既に年金記録問題の存在を認識しておりました。個人的には、時間をかけてでも、確実に解決してゆくべき問題であると思っておりました。	上記以外についても、やはり迅速な対応を求められている為、時間外、休日問わず、問題に取り組んでまいりました。反省点としましては、絶対的にマンパワーが足りないと思っております。専門知識、経験のある人間が少なくなっていることが一番問題解決にあたり、苦慮していることで
1417	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	可能な範囲で、現在の取り組みを進めるほかないと考えます。	期間照会業務に携わっていた平成16年頃、中には正しくオンライン記録に収録されていない記録があることは認識していました。	上記については、紙台帳にはふりがなが記載されていないとか、手書きの文字が不鮮明だったり、くせのある文字が読み取れないなどの問題があり、記録の管理の方法が、時代とともに変化する中で、それらをすべて正しく収録することには、限界があったのであろうと考えます。
1418	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	なし	厚生年金と国民年金制度の相違から番号が附番されていた。その対応として年金手帳による管理を実施していた。この取り扱いに問題は無かったが、戦を点々とする人が複数年金手帳を所持していることがことの発端だと思う。機械管理の無かった時期に機械管理を望むのは無理なことなので、他人のせいにするわけではないがもう少し事業主に理解をしていただく必要があったと思う。	特になし。
1419	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	短期間に処理出来る事ではないと思うし、記録を十分確認しながら処理しないといけない問題であると思う。そのためには、時間と人員が必要となってくると思われる。	年金問題がマスコミ等で取り上げられ始めたころ、年金記録問題を知りました。それまでほとんどの人が年金に無関心であったと思われるし、社会保険事務所で働く人間としては大変ではあったが、年金について関心を持ってもらう良い機会になったのではないかと思う。	十分お客様の申出を聞き取りながら、氏名索引、事業所索引等をし、一つでも多く記録に結び付くように対応した。記録の管理、保管等がもう少し十分であったら少しは問題が軽減されていたのではと思う。現時点でもだが、お客様の年金についての意識にかなりのずれが見られるのが残念だ。自分では、情報を提供しているつもりでも、窓口で「今まで知りませんでした」という言葉を聞くと、まだまだ問題解決には時間を要すると痛感させられる。今まで同様、お客様のの声を十分聞き取りながら対応していきたいと思う。
1420	地方庁	その他(社会保険事務所)		窓口や電話対応に追われているので、とりあえずは、すでに照会のあったものに対して、すみやかに回答すること。 再裁定処理を急ぐこと、だと思います。 どうなっているか、という問い合わせが非常に多い。 反応のあった方は、それだけ関心の高い方です。	国民年金と被用者年金との連携がうまくとれていない。 過去の厚生年金の番号の重複が多い。 制度が個人単位なのに、個人の加入歴を総合的に見る視点に欠ける。 紙台帳をマイクロフィルムにするのはよいが、もとの台帳の廃棄はすべきでない。 (マイクロでは読めないものがある) 昭和61年に基礎年金制度ができた頃に感じました。	組織のトップが考えることですので、窓口に来た方には対応可能ですが、それ以上できることはありません。 基礎年金制度発足の昭和61年、または、基礎年金番号付番の平成9年に、大々的に広報すべきだったと思います。 当人の協力なしには処理できないと思います。
1421	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	一件一件丁寧に対応していくしかないと考えます。	国民の信頼を取り戻すために一刻も早く解決しなければならない問題と認識していました。 存在することを知ったのは一昨年の秋ごろです。	お客様の目線にたって丁寧に対応しようとしました。 反省点は、人員不足で年金記録問題にかかる再裁定処理や記録申立てに対する回答に時間がかかったことだと思います。
1422	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまでに、これだけ長年に渡り大並にマスコミに取り上げられて、ニュースやワイドショーでバッシュングされて、知らない国民はいないと思います。	地道に原簿と電算システムの突合作業を行って、電算記録を整備していくしかないと思います。	基礎年金番号制度が始まる平成9年1月以前について、手帳番号をいくつか持っていることは知っていましたが、それは各個人も知っており、電算には記録が入ってると思っていました。 しかし、紙台帳からの電算への記録移し替えの不備、国民年金原簿と、電算システムとの整合性の無さについては、マスコミが騒ぎ始めてから、事の重大さを知りました。 それまでは、裁定請求時に職歴を調査して統合すれば終わるという安易な考えでした。 併せて、これまで早急に取り組むべきだったはずなのに政策の無さに情けなさ、国民のみなさんへの信用失墜に非常に申し訳ない感じました。 一番大事な事業だったと思います。	国が管理しているからという、信用手形を大きく巡切ってしまってほんとに申し訳ない思っています。 また、可能な限り、いままで当然受給できる方については、期間申出書からあらゆる方向から調査を可能な限りしたつもりです。 また、今後も同様も可能な限り努めたいと思います。 この問題については、職員の認識の甘さがあったと思います。
1423	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現状の方法を粘り強く継続していく。	裁定時において、概ね解決しているものと認識していた。可能な限りの調査は必要だが、判明しない記録については過去からの事務処理上、致し方のないことと考えていた。	特に目を引く対応を取ってはいない。 また現時点でみると、受給者一人ひとりの立場に置き換えて感じてみる感覚が欠如し、仕事はこういうものだという意識にとらわれていたと思う。
1424	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題の対応を優先するあまり、事業所調査などの本来業務がこなせるだけの時間・人員が不足しており、将来新たな問題を引き起こしそう。	人員を増やす	新聞・テレビの報道を見て知ったので、時期としては世間一般の人と同じ それ以前は問題認識は特になし	以前と変わらずいつもどおりの対応。 個人として反省する点はとくに思いつかきません。 最後のひとりまで確認するという方針であれ、政治的な解決方法で決着するという方針であれ、決まったことに従うだけです。
1425	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件1件対象者の方と接触をはかり、丁寧かつ確実に処理していく。	最初はよくわからなかったが報道等で知るようになり、早急に対処しなければいけない問題だと思いました。その問題については、新聞等での連日取り上げられた時期に知りました。	とにかく本人や家族に方に聞き、1件1件解決していかなければならないと考えました。再裁定の処理等もう少し早い時期から人数を増やしとくべきであったと思います。
1426	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	誰のものか分からない記録を、疑いのある人やその近族に確認してもらうため、これからも通知を送ったり広報をしたりするのがよいと思います。	問題が存在することを知ったのは平成16年頃だと思います。当時、年金記録問題は年金請求時に統合すればよいと認識していました。	平成16年当時、年金給付課に所属していたので、年金の請求書を審査する時に統合されていない本人の手番をしっかり統合するよう気をつけていました。 反省点は昔から一人一人の年金記録をしっかり管理しておくべきだったと思います。
1427	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	ご本人たちにご通知を差し上げるのも大切であり、急がなければならないと思いますが、まずは記録の整備を最優先させることが大事ではないかと考えます。 理由は、記録整備を進めるたびに同じような通知をし、かえってご迷惑をかけ煩雑な経過となってしまっているような感じがします。、	老後の生活に直結するものであり、受給者はもとより被保険者の皆様にも不安感・不信感を与え、将来的にもかなりの困難を残す問題であると考えます。 国会等でとりだたされた頃からです。	極力、お客様の目線に立って、解かり易く説明を行い不安感・不信感の一部分でも払拭する気持ちで対応を行っております。 一言で言うと「雑すぎる仕事」と思います。チェック体制が不足していたことが如実に現れていると思います。
1428	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	すべての名簿と記録の突合しかない。 本人の申出を優先せざるを得ないかもしれない	統合処理が整っていなかった 以前から重複番号の存在は承知していたが、被保険者の都合で重複番号取得の事実がある中で、職権対応ができなかったことが、多数番号が存在する結果となったと思うしかし、名簿記載に不備が見られ当時からの管理がずさんと認識する	入力での経過がずさんと思った システムが進んでおれば、この事態もなかったかもしれない。 本人の記録に結びつくならば、結びつけたい
1429	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録確認のため紙ベースでの記録(台帳)を調べたとき、管理・保管の状態が極めて劣化した状態であった。 具体的には、記録の紙台帳が破れている。書かれているインクなどが滲んでいる。書かれている文字が明確に書かれてなくて判読しづらいこと等。	社会保険事務所に勤務するものとしては、まず第一に、この問題が起きた責任は当方にあるという認識をすべてのものがもってお客様に対応すること。 今年の3月に任期付で採用以降、電話での苦情を受けさせてもらいましたが、まずは反省すること。 そのうえで、全員(トップから有期雇用者まで)が認識を持って取り組んでいくことが必要であると思います。	年金記録問題や社会保険庁が廃止されるという状況で、私のこれまでの民間企業での経験を活かしたいと思い、[redacted]任期付で採用されました。	これまでの9ヵ月間の勤務では、まず第一に職場で明るく元気に仕事をすることをこころ掛けました。窓口業務も採用後まもなく行なうようになりましたので、お客様に対して、積極的にお声をかけさせていただき、より分かりやすく説明するようにしました。新規適用事業所の説明(書類受付)で、事業主様から説明がよく分かったと言ってもらったときは、うれしかったです。 電話での年金特別便等の照会では、記録確認にあまりにも時間がかかりすぎること等のお叱りを何度もいただきました。そのときもお客様の立場に立った対応をこころ掛けました。 この問題の根本は、お客様の立場に立った考え、行動ができていたかどうか?にあると思いま

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また。現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1430	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	すべての記録を解決することが大切だと思いますが、現時点でできることなどを優先順位し、あるいは込み入った記録などは抽出し、より時間のかかるものとそうでないものを選別し、時間のかかるものはより多くの人員などを配置し、職員が一丸となって解決に向け、国民の信頼を回復させるために、正しく処理を続けることが重要だと思います。	ねんきんとくべつ便を送付した時期くらいしか、年金記録問題があることを把握しておらず、自分の情報、知識の遅さを残念に思っています。	現職として年金記録の資格取得時の報酬、算定基礎届け、等々、書類の受理するさいは届出の入力の処理にミスの出ないよう、しっかりとした二重チェック等々をしていかないといけないと思っています。
1431	地方庁	その他(社会保険事務所)		何十年もの積み重ねの結果ですから、一朝一夕で解決できる問題ではありません。地道にこなしていくしか今の私には思いつきません。	戦時中や戦後間もない人達の記録ばかりが問題になっていて、自分のような最近の世代にはあまり関係ないことと思っていた。当時は千葉事務局の賞与の算定のアルバイトで仕事してました。電話センターの対応が大変な時期だったのが印象的でした。2～3年くらい前だったと思います。私も心配になって年金記録の確認をしたのを覚えてます。	どこの省庁でも多かれ少なかれ見られることだが、国民から預かっているお金に対してあまりにも意識や扱いが軽すぎると思った。上記のアルバイトの経緯があって、任期職員として仕事をさせていただいてますが、過去の職員や幹部の方々の責任がうやむやにされて、ただ過去のツケを現在まわされている感じで現職員が気の毒です。しっかり真面目にやってる職員もいるのに・・・。もちろん現在の自分の立場はこの問題の解決に力を尽くすことだと思ってますが、現職員だけでは大変です。過去の職員や幹部の方々にも協力いただきたいです。反省点は状況の変化に対応しきれなかったと思います。変化を恐れないことです。そして隠蔽体質の改善です。謙虚で素直な気持ちになって、立ち返るべきでしょう。
1432	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません	世間一般に周知されていない問題を孕んでいるのであれば、早急に公表すべきだと思う。	国民の皆様に多大な不安及び迷惑を及ぼす問題と認識しています。 問題がどのようなものか自分の中で具体性が固まったのは平成19年5月ごろだったかと記憶しています。	当時の所属課が国民年金課でした。窓口及び電話での御照会に対しお客様に納得頂ける様に、しこりを残さないように対応しようとした。また爽行した。 特別便等の発送ベースが速すぎだったと思う。現場の許容量をはるかに越える業容を行ったため長い待ち時間、回答に要する期間を生んでしまい、更なる不満をお客様に抱かせたことが反省すべき点です。
1433	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号導入後は統合されていない番号が存在していることは、当然知っていましたが、どのようなケースで、全体でどの位の件数が存在しているかは地方庁の職員では全く知らなかった。一連の報道で知りました。	社会保険庁の問題点は色々あるのは事実ですが、今後年金記録を管理するうえで、管理する我々の力だけでは不十分だと思います。加入者サイドからも高い意識を持って協力が得られないと、また宙に浮いた年金が発生する恐れがあると思います。
1434	地方庁	その他(社会保険事務所)		問題解決には、人手が必要。機械的に出来るものではないので経験のあるOBを活用すべき。(アルバイト等を大量に投入して解決できるものではない。現場が混乱するだけ)	平成14年当時、年金給付業務の時に給付に結びついていない記録が(手番)多数あることを認識していたが、請求主義のため、やむを得ないと思っていた。	年金請求時に、職歴確認を慎重に行った。 基礎年金番号導入が遅すぎた。
1435	地方庁	その他(社会保険事務局)		専門の担当チームにより取り組むべき	すべての問題をすぐに解決するのは困難であり、長い時間を要すると思いました。現行の職員だけでは到底解決できないのではと思いました。	与えられた業務を円滑に遂行すること。
1436	地方庁	その他(社会保険事務所)		古い個人の厚生年金記録の会社名登録。	年金記録問題がわかってから、古い厚生年金記録の台帳が社会保険業務センターより送られてきたとき。	客対応するときに会社名や職種等参考になるような事を聞き出すようにしてる。
1437	地方庁	その他(社会保険事務所)	【①記録照会滞留の3大要因】 ①力のない上司 ②やる気のない担当 ③『私の担当ではない。』等の理由で、面倒くさそうな照会業務を手伝わない周りの職員 【②再裁定漏れ】 各事務所とも、国民年金の納付記録調査の結果、納付記録が判明し、せっかく納付記録を追加したにもかかわらず、再裁定の依頼を怠り、再裁定処理がなされず、年金額が変更されていない受給者が、相当数いると思われます。 【③氏名索引が甘い】 各事務所とも、窓口でもうちょっと細かく氏名索引をしさえすれば、その場で統合できる手番があるにもかかわらず、氏名索引が甘いゆえに、未統合で浮いてしまっている手番が山のようにあると思います。 【④記録照会の調査不足】 記録照会を受付けて、調査依頼を出す照会先を特定する際、担当職員および上司の知識不足により、照会先の特定が不十分なため、本来なら名簿が発見され、納付記録が追加されるはずのお客様にも、『記録はありませんでした。』といった"なし回答"がされている事務所が多数あると思います。	【①について】 記録照会の滞留問題は、完全に人災です。 滞留がひどい、都内の事務所の事務所の担当課は、①～③の滞留3大要因のうち、2つ以上が必ず揃っています。 人間ならある程度は仕方ない心理ですが、"できることなら仕事をしたくない"という意識の職員が多数を占める中で、役職者が、人事評価制度のアメとムチを有効活用し、また、≪頑張る職員はきちんとほめる。≫、≪やらない職員は徹底的につめる。≫といった、民間では当たり前の管理者としての指導ができない職員を、事務所課長等の主要ポストにもってくるべきではないと思います。 うちの職場によくいるタイプの、"人当たりの良いイエスマンで、局では無難な存在だが、管理者として仕事をどんどん回せず、できない職員つめた経験もない職員"を、事務所課長等の主要ポストに持ってきている今の人事制度を根本的に変えるべきです。 周りの手伝わない意識の低い職員も巻き込み、みんなで処理にあたる空気を作りうる柔腕タイプの課長を、滞留がひどい事務所の担当課に持っていくと、滞留解消に効果的かと思います。(ただ、悲しいかな、ぬるま湯体質のうちの職場にはあまりいないタイプですが。) 【②について】 各事務所とも、今まで照会調査の結果、納付記録を追加した全てのケースを洗い直し、再裁定できちんと年金額が変わっているか、もう一度チェックすると良いと思います。 【③について】	最重要課題と認識していました。 知ったのは、平成19年7月頃だと思います。	記録照会担当なので、全力で取り組みました。 反省点は、上記(6)・(7)のとおりです。
1438	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	人員が限られている以上、一歩一歩進めていくしかないのではないでしょうか。	私は地方勤務が長く、オンライン導入後の昭和62年に入庁したものです。厚生年金に関しては、基礎年金番号導入以前、保険証を早く発行してほしいといった依頼を受ける形で、多少の疑義があっても安易に新番払い出しを行っていたと思います。よって、当時は後日重複取り消しによって解消されるであろうといった認識でしたが、結果として宙に浮いた年金記録を増大させてしまったと思います。 消えた年金記録に関しては、全く認識がありませんでした。 標準報酬の改ざんについては、過去は事業主性善説で事務処理を行っており、多少の疑義があっても多くは事業主の陳述を信用し取り扱っていました。 偽装脱退については、添付書類を求めていない以上、あり得ることだとは思っていましたが、確認するすべがありませんでした。	個人として、問題が大きく取り上げられるまでは何もできませんでした。 現時点においての反省点は、やはり行政が直接個人に対して記録の通知をできていなかったことが挙げられると考えます。当初からこれを行っていれば、このような問題は起こらなかったと考えます。 また、厚生年金の被保険者資格の確認請求は、制度としては存在しても、中小企業においては行使すれば首切りにつながりかねず、別の方法を検討するべきだと考えます。 また、強制適用を推し進めるには、組織が脆弱であることはもちろん、企業に体力がないことも危惧されます。
1439	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない		昔からコンピューター上で氏名が登録されていないことに対する疑問は抱いていた。しかし、このことは年金請求時において、職歴を含めて確認していたことを踏まえ、これまで大きいな問題になるとは認識していなかった。	年金請求時においては、未加入となっている期間における職歴等の聴取を十分に行ない、期間照会の受付等を行なってきた。反省点としては、十分な体制が無い中でオンライン切替等を進めてきたことや制度そのものが周知されていなかったことに起因すると考える。
1440	地方庁	その他(社会保険事務局)		親身になって、相談者の話を聞き、現在受給者である者については、至急、本来の年金額を受給できるよう迅速な事務処理が必要であるとおもわれる。	市町村との納付記録が合致しないことがあり、パンチミス等があることを国民年金課在籍(平成9年ころ)中に知った。	市町村で保存されている台帳を確認し、納付があきらかな記録については、直属の上司に相談したうえで記録の補正を行った。市町村との記録の不突合は以前からも多数あり、判明した時点で1件ずつ解決できていれば、現在ほど騒がれることがなかったのでは、と思う。
1441	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般の範囲のみ。	人員を増やし処理能力を向上させると同時に、再裁定の支払を早急におこなう。特に高齢者については考慮すべきであると思う。	以前から、年金相談において記録漏れについて訴えがあったが、調査しても記録はなく、一行政機関だけの問題では解決できないと認識していた(各方面の協力が必要)。	市区町村・事業所・官公庁への照会を行い調査回答を行なった。複雑な年金制度及び記録管理の甘さに問題があると思う。
1442	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		制度の根幹にかかわる問題だと認識している。平成19年度になってから。	直接相談を受ける部署でしたので、目の前のことをかたづけるので精一杯でした。どの事柄をとってもやはり広報が不足していたのは現実のことだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1443	地方庁	その他(社会保険事務所)	・どこの誰がということではなく、市町村で国年保険料を徴収していた際に、収納員や納付組織の集金人が横領したために、未納扱いになっているものがあるという話はだいたいの職員が知るところですし、お客様からお話されることもありますが、テレビなどで触れているのを見たことがありません。 ・その昔納付率などについて社保が市町村を指導していた時代に、特に国年の保養施設がある市町村や、施設を誘致したい市町村については特に納付率を上げるよう厳しく指導していたようです。その結果、本人に連絡しないまま免除を進運する、いわゆる机上免除？と呼ばれる行為がかなりあったようです。もちろん他の市町村でも。免除申請した記憶がないという中には、そういったものが含まれているのではないでしょうか。 上記2点については、おそらく当県の30代以上の職員ならだれでも一度は耳にしていることと思いますが、誰の分かと聞かれても答えることができる職員は一人もいないと思います。また、市町村のせいにしていると批判されるのがオチですので、話を大きくしようとする職員もいません。 主旨と違うかもしれませんが ・いわゆる「記録の覗き見」について。有名人の氏名索引があり、カードの持ち主が否定したため調査が行われたことがあります。自分が聴取された時は、否定したところ、当時の事務局次長から「怪しいな」と言われたため抗議したところ、「ケンカ売ってるのか！」と恫喝されました。それとは別に、結局「犯人」がわからず、カードの持ち主が索引したこととされ処分された人が何人かいます。その人は機構に採用されなかったはずです。事務局幹部は本人に「後で何とかなるから」という雰囲気で、索引したことにしてほしいと説得したようです。カードの管理に問題があったとはいえ、それが事実であるなら、その幹部も処分されるべきではないでしょうか？すでに退職した幹部もいますが、退職金の返還を求めるなど何らかの対応をしてほしいと思います。この件について庁で何も行動を起こさないとすれば、現場職員は、庁も同じスタンスで対応していたか、黙認しているんだなと感じます。いま、分限免職されそうになっている職員のなかにもこのケースに当てはまる人がいるかもしれません。もしいるなら、何とか救済の道を探っていただきたいです。事実を公にすることがいま一番求められていることでしょうから。また、このことで分限免職になり裁判を起こされた場合、法廷で証言されるとおおきなマイナスイメージとなるでしょう。	完全解決は無理だということをはっきり公にすること。当時の総理が最後の一人までと叫んだときに、それが可能と思った職員は一人としていないはずです。 有効的かつ効率的なシステム開発。そのための現場との十分な意見交換。	国民生活に直結するため、最優先に対応しなければならない問題。 基礎年金番号導入後、未統合の記録がかなりあることは認識していましたが、あそこまでとは思いませんでした。それを知ったのは、民主党が問題にし始めた頃です。	積極的に、親身に対応しました。また、申し出の記録がないと思い込まず、まずはあるという前提で対応しました。 問題点 記録問題が公になってからこれまでの本庁の職員や、システム開発に携わった職員の苦労はものすごかったことと思います。ただ、現場を置き去りにした、外向けの対応を優先したために、新たなシステムを構築するための十分な検証作業ができなかったため、現場では、不十分、非効率なシステムを作ったとか、2度手間や、数字を拾うためだけの入力では？と思ってしまうような入力処理がありました。また、現場への周知が遅れ、お客様がお持ちになった書類で初めて知ったというケースもありました。そのため、現場職員の庁への不満や不信感はかなりのものでした。現場の声が庁に届いていないと感じ、皆が仲い思いもしていました。一丸となって取りくまなければならない問題なのに、このことは大きなマイナスでした。さらに、時間外手当が完全に支給されなかったことが、やむを得ないとはいえ大きな不満になっていました。 いずれにしても、これまで庁と現場の距離がかなり離れていたことは事実です。機構の発足後、政策の立案、方向性を決める舵取りは当然本部が行いますが、動くのは現場です。現場にはたくさんのお客様の声と、経験に裏付けられた知識があります。これはどんない大学を出たからといって得られるものではありません。今後は何をするにも現場の声をよく聞くべきです。現在のLANの掲示板では、意見があっても、投稿すると氏名が出るため嫌がる職員がかなりいます。投稿者が誰かは、管理する側が把握していればよく、悪質なものについては直接指導すればよいと思います。LANの掲示板が継続するならば、投稿者の氏名が掲載されないよう改善すれば、現場の意見が多く出てくる可能性があります。 日本年金機構を信頼が得られる組織とするために必要なものは、お客様の声と、それをつなぐ現場職員の声だと思います。そのためには、本部とブロック本部 、さらに年金事務所との意思疎通をうまく取れるようなシステムが絶対に必要だと思います。
1444	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	他の業務から切り離し、専属チームで集中して早急に解決していかなければ、国民の信頼は戻らないと思います。	戦前からの長い経過があり、一概には責任を明確にはできないが、この状況を知っていて現在まで対応しなかった体制にはすごく問題があると思います。平成2年4月に勤務してすぐに年金給付を担当したが、氏名索引で判明しなかった記録についてどうなるのか上司に聞いたが、明確な回答がなく漠然とした疑問は残っていた。	当時の上司が分からないことは、勤務してすぐの自分の立場でどうするなどと考えもしなかった。しばらくして担当課も変わり、すっかり疑問も忘れてしまっていた。古い慣習ですっときていて、どの<ぐらいの未統合記録があるのかも分からない状況ではどうしようもない。もっとオンラインに記録を移行した時期などにきちんと公表して対応していれば、こんなに大きな問題にはならなかっ
1445	地方庁	その他(社会保険事務所)			現状の未統合の年金記録については、年金裁定時に整理すればよいと考えていました。また、基礎番号導入後、相当期間を経ることで自ずと記録が整理されいき、基礎番制度の目的も遂せられると考えていました。	ねんきん特別便の対応をしていく中で、年金受給者の中にも多数記録もれが存在している現実に正直、ショックを受け、受給者の方々の記録もれの申出に対し、真摯に耳を傾け対応するように心掛けた。年金記録がWM上で確認できないものが存在していることが、問題だと考える。
1446	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1 厚年記録(特別便)で本人(家族等)から確認がとれない場合は、可能性の大小だけで判断するのではなく、公平性を重要視して「基準を作成し」確定すべきと考える。 2. 国年記録の納入期間については、一定の期間で家族の一部だけが納入されていない場合は、申し立てのみで納入していたものと認めることは問題が多い。(虚偽の申請が増加すると予想される。)	1．年金の記録(加入期間、標準報酬月額)は年金額を算出する際の基本となるもので、長期間のデータの登録・保管の重要性を意識していた。 2．平成19年6月頃と記憶している。	1 年金加入期間の照会で、WMで確認できない場合、就労していた事業所名と類似する事業所を詳細に調査し、管内の紙台帳からの確認もれのないように取り組んだ。 2．地方から進達した紙台帳の記録は全て、氏名・生年月日も含め、入力されていると考えていた。 3．年金加入記録は年金の裁定請求時に確認されるので、途中での確認等について不十分で
1447	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	引き続き全職員(謝金職員賃金職員含む)で対応する。	早急に解決しなければならない最重要課題であるとの認識。 マスコミ等に公に取り上げられてから。	早急に解決しなければならないと考え、現在も日夜調査を行っている状況。 旧台帳等、古い記録をオンライン記録として厳格に移行させなかった、過去の厚生労働省及び社会保険庁幹部等の責任。 厚生年金の届出について、事業所からの届出制を敷いていることによる届出もれ・誤りが発生してしまう制度上の問題。国民年金についても同様。
1448	地方庁	社会保険事務所課長級以上		厚生年金の記録については、ご本人様からの地道な聞き取りだけでは、限界があるのは確かです。 当時の法人名等が社員には伝わっておらず、余計に複雑になっているのが実態です。 万策尽きた感ありです。 せめてご自身の当時の職歴を記憶されていれば、調査の可能性が出てくるのですが。	基礎年金番号制度が本格化してから意識したように思います。 一番大きいのは、「基礎年金番号制度導入時」に時間をかけてするべきであったと考えます。今までに約10年猶予があったわけですから。	基礎年金番号導入以後に「疑義複」が判明した場合、チェックをかけていたと記憶していますが、正直、1ヶ月程度で退職した方がこんなにも多くいらっしゃたという現実は、想像していませんでした(当時の庁の統合準備も相当甘かったのだと思います)。 年金制度の長い長い歴史の中で、せめて、基礎年金番号導入当時に今のような「特別便的な調査」をの少しずつ時間をかけて取り組んでいれば、このような厳しい世論にまでならなかったのかもしれません。 現場では、当然ながらいい加減な仕事はみんながしてきていませんし、積み上げてきたものが崩れてしまい、残念でなりません。 今後も地道に「記録調査」を積み上げていくことが大切であると考えます。
1449	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録を入念にひとつずつ確認していき、裁定をすばやくすることが大切だと思います。	2年前に初めて認識しました。社会保険庁の中でも1番重要だと思われる業務なので一日でも早く解決するよう協力したい。	今まで年金受給者に対してきちんと確認していなかったことが問題だと思われます。今後は年金受給申請時にきちんと確認していくことが大切だと思われます。
1450	地方庁	その他(社会保険事務所)		完全な解決は不可能と考えるので今案がでているようにある程度の許容範囲 で証拠なしでも本人記録とする柔軟さは不可欠と考える		
1451	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	現存する紙(マイクロ)台帳とWM記録の突合以外ありません。	制度の根幹をなす大きな問題と認識しています。	まずは被保険者記録・ファイルの整備を完結させることが大切なのに、完結しないまま、「受給者便」等送付するため余計に混乱が生じ、国民全体の不信感がつのるだけだと率直に思います。問題が起こった後、それに応じて都度対応しているケースが始どであるため、すべてにおいて後手を踏んでいると思います。
1452	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別にありません。	地道に対応すること以外、解決策は無いものと思います。	老後の保障となる大切な年金を左右する問題であり、自分自身のことに置き換えて真剣に対応しなければならない問題と認識しています。 基礎年金番号導入後、他の手番号照会に対する回答率の低さを知った時、 このままでは将来未登録による年金記録の脱漏は避けられないものと、わずかながらも危惧の思いを抱いた様な気がします。	地方の一職員としては、ただ状況を見守ることしか出来ずにいましたが、今となっては問題解決のために、もっと積極的な対応をすべきものであったと反省しています。
1453	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	非常勤職員だけではなく、正規職員の人員を増やして長期的な対応が必要と考えます。	基礎年金番号へ未統合である、誰の記録か不明な記録を確認し、本人の記録へ統合し正当な年金を受給していただく内容と思います。 また、この問題を知った時期については、新聞・TV等で報道された頃と同時期です。	年金記録の確認において、丁寧な対応に努めました。年金制度発足時からの制度及び記録管理の仕組みに問題があったのでしょうか。
1454	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにない	わからない	19年ごろ。 その時その時でできることを精一杯やっていたはずなのに、さも悪いことのように言われるのは納得がいかない。	不正でないことを不正といわれ、誤ってもいないことを誤っていると世間(？)に言われるのがつらい。
1455	地方庁	その他(社会保険事務所)		一気に画一的に処理しようとすると歪が出ると思われるので、 1件1件地道に解決していくしかないと思う。	これほど宙に浮いた年金記録が存在するとは知らなかった。 平成20年ごろ	年金裁定の受付時に年金記録に空いた期間がある場合は、請求者からの訴えが無ければ、こちらからわざわざ探さなかった。「○○会社にお勤めではなかったですか？」の一言を言わなかった、言えなかったことが反省点であると考えます。
1456	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1457	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現在及び過去の年金制度に詳しい人、地域の事情に詳しい人、オンラインシステムに詳しい人、パソコンのデータ処理に詳しい人などを集めて専門に行わないと解決には程遠いと思います。	年金記録の未統合に問題があると思ったのは、数年前に年金給付課に在籍したときです。	件数が多いので、個人対応は無理であると思っていました。 当初問題が出たときに、国民の皆様を不安にしたことが反省点だと思います。事実を出して、解決に向けてのスケジュールを示し対応すべきでだったのではないでしょうか。
1458	地方庁	その他(社会保険事務所)			市区町村記録が完全に進達されていないことによる問題。 領収書があるにもかかわらず、納付の記録に反映していない。 国民年金担当になった、平成12年頃。	平成14年に国民年金事務が国に移管されたさい、市区町村の台帳が破棄されたことが大きな反省点だと考えます。 平成18年に再び国民年金担当になったときに市区町村台帳がないと聞いて、大変驚きました。お客様の申し出を丁寧に聞き取りし、資料を探し出す以外、なんの方法もありません。
1459	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	受給者の記録問題を集中的に調査し、一定の年齢を区切り、着実に記録確認をしていただくことが重要だったと考えていました。今報道されているような初めに訂正ありきでは、なかなか根本的な解決にはならないと考えます。事務的には困難であるかと思いますが、今の法令を厳しく適用することにより社会保険関係事務を適正化していくしかないと考えます。このことにより、社会全体の社会保険関係への理解、認識が深まることに期待するしかない。	国民年金関係の記録漏れ等については、市町村とも係わり合いがありそれぞれの資料により、一定の整理は可能かと考えていたが第3者委員会のあっせんとのかかわりあいもあり、解決するための判断基準がむずかしくなったと考えています。国民年金問題における不在処理によるは事務処理は知っていたが全般的な記録問題の存在したのを知ったのは新聞報道でした。	高知県における各事務所レベルにおいても、収納率についてはそれほど強力にプレシャーを受けた記憶はなかったが、国民年金特別対策会議が設置され県の収納率は全国的にも低い中であっても意識せざるを得なくなった。全国的な流れとはいえ、収納率をアップすることは業務において重要課題でもあり意識しないということはできなかった中であっても不適正な方法で収納率アップをすることを阻止できなかったことは反省しなければならないと考えます。
1460	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1461	地方庁	その他(社会保険事務所)		今までより担当人員を増やして直実にやってゆくしかないとおもっています 。年金の債務を取り戻すには時間も必要です。人を増員して期間を決めて 進むかある程度時間をかけてやる方向かを決めて頂きたいと思います	やはり老齢年金裁定時に期間を調べれば問題ないとおもっていた。マスコミで5000万件の問題が騒がれたときです	他の職員の方と同様誠実に窓口応対や電話応対に取り組んだ。また担当課でも、あつたので早く解決しようととりくんだつもりです。庁の解決方法に現場の職員の知恵や意向がもっと反映されればよかつたのにと思います

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)..(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1462	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	とりあえず増員する必要があると思います。 事務所は人手が足りてません。	過去の職員の怠慢が引き起こした問題だと思いました。 知ったのは、年金問題が世間一般に知られた時です。	お客様一人一人に説明責任を果たすため、相手の立場にたった対応 を行いました。 すべては過去の職員の怠慢だと思います。 お客様の記録だという意識がなかったんだと思います。
1463	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号に手帳が未登録になったままになっている問題。 時期は年金記録問題報道されるようになってから。	出来る限り手帳を基礎年金番号に登録しようと対応した。 手帳を年金裁定請求時に本人確認して登録しようとしていた点が反省点の一つ。裁定請求時まで待たず、もっと積極的に広報して手帳解消に努力すべ きであった。
1464	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	現在の方法(特別便・定期便)を変更あるいは追加すればかえって混乱を惹起する可能性が大きいと考えます。 即効的な対策はありませんし、頻繁な方針変換はいかがなものかと考えます。	厚生年金記録については、かつての資格取得届の方式等から考えれば当然推察されることでしたし、進達された記録があのようにずさんに取り扱われているとは創造しておりませんでした。 国民年金記録については、昭和60年の法改正以前については任意加入に近い状態での届出制でしたし、情報のない中で市町村への協力依頼でしか対応できていなかったのですから致し方ないのかと考えていました。また、記録の管理についてもその処理がいつなされたかの事跡が残っていないのですから、事例判断できないのでは、被保険者への説明にも苦慮しています。	現在の特別便・定期便を丹念に進めていくしかないのではないでしょうか。 反省点としては、本来手段を変更する場合にその事前の細かな整理と対応策の検討が、現場と乖離されたところで行われていたことに問題があったのではないかと考えています。
1465	地方庁	その他(社会保険事務所)		まずは地道に確実にこれまでに提出いただいている定期便、特別便の調査を進めること、日々の年金請求時の窓口相談の時には必ず記録確認をお客様に行うなどを続けていかなくてはなりません。例えば資格取得届の受付時には手帳番号を確認するなど、新たな漏れや基礎年金番号の重複付番が発生することも防がなくてはなりません。	基礎年金番号導入時に手帳番号を登録していくということは知らされていました。その後平成14年頃に初めて年金給付課に配属された時に基礎年金番号に統合されていない手帳番号がまだあることを知りました。カセットもあることがわかりました。年金記録が統合されていないのであれば、受給する年金額が異なるため、索引などを徹底して漏れのないように気をつけなくてはなら	窓口で相談を受けるときには必ず加入記録を確認し、厚生年金や国民年金の記録に疑義があるお客様がおられれば、詳しく伺いました。勘違いであることがわかったこともありますし、W.M.や事務所のカセットの検索、他事務所への照会など記録漏れのないように注意していました。当時としてはやるべきことをやったと思っていますが、もっと踏み込んで進めれば良かったと思うこと
1466	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		記録関係や年金給付の実務に携わっていなかったこともあり、漠然とした問題意識しかなく、裁定時までには何らかの処理が行われると思っていた。事務処理上の誤りはゼロではないが、誤りがあるとの前提で考えたことはなかった。 本当の意味での問題意識を持ったのは、報道等がされるようになり、問い合わせが増え始めた頃。	職場内で記録管理について話をする機会はなく、担当部署で対応するものとの認識で、個人的な対応までは考えなかった。サービス向上や収納率向上については、組織として取り組むべき課題として共有されていたが、記録管理はその他の問題のひとつとの位置づけだった。 目先の仕事に振り回され、組織の根幹をなす業務をおろそかにしてきたこと及び自分も含め過去の仕事に間違いはないという前提(間違いを指摘されても真摯に調査しない)の体質については反省すべき点である。
1467	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録照会回答の完全分業化。 通常業務をしながらの回答は難しいです。	記録問題は4年程前に認識(未在職)しましたが、突如勃発した感はあります。	不信感により、正しく処理されているものまで調査依頼がでるなど、マスコミ等の影響は多大だと思います。マスコミ・広報を上手に活用すべき。 また、年金の重要さを学ぶ機会がないので、教育に盛り込む必要はあると思います。 個人としては、留々人に真摯に対応することを心がけています。
1468	地方庁	その他(社会保険事務所)			制度問題であると認識している。存在を認識したのはマスコミに取り上げられて以降のことである。	実地にて個別に相談等を受け、速やかに対応していった。 制度上の欠陥及び、管理する側(自治体、企業含め)に規範意識の欠如や、自己本位の姿勢、相手方への自己責任を押し付ける意識が大きく存在していたことが問題としてあげられる。顧客意識の欠如、労働組合の過剰な存在等も一因としてあげられる。
1469	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現場やOBからの意見を「匿名」で吸い上げることと、時間をかけることが必要。	当時はWMの記録を信じていましたので、問題ないと思っていました。 マスコミ等で騒がれてからです。	お客様に少しでも早く、正確な記録(情報)をお伝えすべく対応しようと考えました。 反省点は特にありません。
1470	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	情報の提供等の個々への働きかけや記録の調査などの地道な作業をおこなっていくしかないと考える。	氏名のない厚生年金記録があることは承知していたが、その規模については承知しておらず、また、基礎年金番号に統合されていない記録の規模も承知していなかった。 また、年金請求時に、記録のもれがあれば、ほとんどの人が申し出してくれるだろうとの裁定主義的な感覚があったことは否めない。 この問題について認識したのは平成19年3月頃である。	認識を改めたことにより、それをふまえて対応するようになった。 反省点としては、行政は基本的に誤りを犯さないという認識から、あまりにもリスク管理ができていなかったことである。 また、制度と制度についての個々の加入者等の認識レベルのギャップがどのような結果をもたらすかについての想像力が欠如していた。 標準報酬が決定したときには、事業主は被保険者に知らせる義務があるが、このことをひとつとっても制度が機能していたとは思われず、加入者個々に向けての情報提供が不足していたことが上記の状況に拍車をかけたと思われる。
1471	地方庁	その他(社会保険事務所)	アンケートが周知されてから、回答期限までの期間が短いこと。	本気で改善する意思を持つこと。	年金相談時の加入記録確認時に、聞き取りをして必ず旧姓を含めて氏名索引を行うが、オンラインの手番記録に誤りが多く、実際窓口等で対応している職員もある意味被害者だと思った。報道などでは、社会保険事務所に取材が入るため、事務所職員により引き起こされている殺症とのイメージだを強く国民に植え付けたが、第一の責任は、社会保険業務センターにあると思う。 年金記録問題については、窓口などで相談を始めた平成16年から知っていたことになる。	当時から記録調査を担当する職員・部署はあったので、年金相談時には、オンライン記録を鵜呑みにせず、記録調査として調査申出書を預かるようにした。しかしながら、相談者の記憶があいまいだと、どうしても聞き取りがおざなりになったことがあったと思う。また、オンライン記録の不備について、常識的には大問題だと思うが、「しかたのないこと。こんなものかもしれない」という意識が自分のなかにあったことも、今後の業務遂行の上を考えると反省点としたい。
1472	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1473	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金相談コーナーで年金を請求した請求者に受付時に確認しているため、それでよいと思っていた。	
1474	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧台、フォローアップ、1975万件の早期記録照合、統合、再裁定への進達までを優先して全職員で取り組む。	H20.2.14から勤務しておりますが、すぐに記録問題は大変なことだと認識しました。(配属が庶務課であったことがより、記録問題を身近に感じることとなりました。)	できることからひとつひとつ解決するべく、対応してきました。 もし、オールゼロの記録が全国、先に整備されてから、ねんきん特別便等の手紙を送付していたら、送付後の対応はもう少しスムースに運んだかもしれないと思います。
1475	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	1件1件お客様の立場に立って、説明を行い、ご理解をいただくまで懇切丁寧な対応を繰り返し、信頼を得ることが肝要。また、現状では、職員数が減少していることから、政治的判断で解決することも必要ではないでしょうか。	地方から記録を業務センターへ記録等の進達をしていたので、適正に処理されているものと信じていたので、当初、5000万件の報道がされたときは大変驚きとんでもない問題だと認識しました。それを知ったのは、平成19年6月頃のテラシ配布から12月のねんきん特別便の送付に至る間に知りました。	報道等で大勢の方が相談に来られたので、待ち時間を少しでも少なくするよう最重点課題として取り組みました。平成9年の基礎番の時にもっと広報をしていればよかったと思います。また、様々なことを最初に知ったのはマスコミの報道によるため、対応が後手後手に回ってしまった。 過去に日常の業務を適正に行っていれば防げたこともあったのではないかと思います。
1476	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知らない。	職員の意識改革。	H20.2入庁の任期付職員のため、入庁したときはすでに年金記録問題が存在していた。	お客様一人一人の立場にたって、迅速丁寧に処理するよう心がけた。 人員不足である上に年金制度が複雑であるため、迅速かつ十分な 対応がしきれていないように思う。 人材育成と分かりやすい(お客様にも分かるぐらいの)マニュアル、システム作りが必要ではないかと思う。
1477	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	一般の相談や業務と並行していくのは難しいので人員を増やして窓口対応も含めた専門チームを設置する	何十年も前の記録を現在までの長期間にわたって管理することの難しさを痛感しつつも、なるべく早期に解決すべき大きな問題と認識していました。いつ頃知ったかというのははっきりとは分かりません。	批判や意見を真摯に受け止め、年金制度への不安や不満を払拭していただけるよう日々窓口や電話応対を行っています。 もっと早期からこの問題に予算と人員を投じて記録管理を行っておくべきだったと思います。
1478	地方庁	その他(社会保険事務所)	障害年金、遺族年金、沖縄特例のある方などは、年金記録が見つかることにより、年金が減額になったり、受給権自体がなくなったりする場合があり、お客様に説明をしても、納得が得られない場合があるため、記録統合することができず、記録問題が解決できない状況にある。	現時点においては、法律上解決できない問題たが、年金はお客様の生活の糧であるため、減額、受給権がなくなる方に対しては、記録を統合したとしても、年金額は現状のまま(従前保障)をするよう、法律改正等をしたほうがよいと思う。		
1479	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年ころ	特別便の対応を一生懸命したし、今後もそのつもりで取り組むつもり
1480	地方庁	社会保険事務所課長級以上		人員を増員する	わからない	わからない
1481	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	期間照会の担当職員を増員して作業を進めたらよいと思います 特別便よりもクリーム便でこちらから特定の記録について照会をかけるほうが効果的だと思います	報道があってから知りました	基礎年金番号がふられた平成9年以降、引き続き積極的な広報や通知が必要だったと思います
1482	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在行っている調査を継続し、回答のない方には、何度も連絡するしかないと思います。	平成9年の基礎年金番号通知書発送時に、他の番号があれば回答してください。というお知らせをしました。その後、年齢ごとに、手番の調査をしていたと思います。特別便の前までは、回答をいただけなかった方がいたとしても、年金受給の手続きの際に確認し、最終的に漏れのない状態で受給していただくことができると考えていました。 この問題を知った時期は、平成9年くらいだと思います。	年金受給の際の記録確認は重要であると思っていましたので、注意して対応してきたつもりです。 少なくとも、基礎年金番号付番時に、すべての記録をオンライン上に整理したうえでお知らせし、回答のない方には、何度も連絡をとり、記録を結びつける努力をする必要があったのではないかと思います。
1483	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1484	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員・予算・時間をかけて丁寧に突合	紛失したり誤った記録を回復、補正する作業を保険者側から積極的に行わなかった為、年金制度に対する認識不足により事業主や、被保険者から適正な届出がなされなかった為起こった問題。 大まかな全体像がわかったのはマスコミ報道以降。	被保険者や受給者、事業主と接触できる機会に適正な記録が届けられるよう制度の周知を行い、また、保険者側からも記録の回復に積極的に取り組もうと考えた。 届出主義に基づき、常に待ちの姿勢で積極的に記録の回復に努めてこなかった点。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1485	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		私は平成17年に年金給付課で新規採用され、そこで主として裁定請求時に年金記録の確認(番号の統合)をしていることを知った。 その時は正直、初めて年金制度の実務に触れたので、年金をもらう時に年金記録を確認をするというのが年金制度のシステムなのだなとしか認識できなかった。 平成19年に年金記録問題が大きく報道された時、裁定請求時以外に年金記録を確認する機会がないことが、年金記録問題の大きな原因であることを初めて気づかされたと思う。	年金記録の確認を被保険者から積極的にしてもらえるよう、窓口相談などで年金記録の確認を促した。また、年金記録の確認は社会保険事務所でいつでもできることをアピールし、年金記録の確認を身近に感じてもらうよう心がけた。 次に年金記録問題が生じたことへの反省点としては、(8)でも述べたとおり、国民の皆様が年金記録の確認をする機会がほとんど無かったということ、年金制度の周知が現在も不十分であることが挙げられる。 前者については前に述べたとおり、我々が国民の皆様へ年金記録の確認を呼びかけること(ねんきん定期便など)や、年金記録の確認を簡単に行えるシステム(インターネットによる記録確認)、そしてお客様が何度も事務所に足を運んでくれるようなサービスの充実(親切・正確・迅速な応対)を絶え間なく努力していくことが我々に求められている。 後者については、やはり年金制度の周知が十分なされていないため、さまざまな手続について、国民の皆様からの申請がもれていたり、手続に理解を得られないことが年金記録問題の一端であったことは否定できない。今後は正しい年金の知識、特に年金をかけることによるメリットを具体的に周知・広報することで年金への関心を高めることが、年金記録問題を二度と引き起こさな
1486	地方庁	社会保険事務所課長級以上		日本年金機構への採用を希望していたにもかかわらず過去に懲戒処分歴があることを理由に採用されなかった人や、厚生労働本省への転任を希望したが受け入れられなかった人など、500人もの職員が分限免職になると聞き及んでいます。 日本年金機構では、現在においても定員が不足しているような状態で、機構設立後に本当に年金問題が解決できるとはとても思えません。 厚生労働大臣は、国家プロジェクトとして4年間に6万人もの非常勤職員を雇用して解決を図ると言っていますが、極めて複雑な内容の年金記録を、全く経験のない非常勤職員で解明できると本当に思っているのでしょうか。 分限免職になる人たちは、この3年間年金記録問題の解決に精一杯頑張ってきた者たちです。全員を厚生労働本省に採用し、日本年金機構に出向させて、年金記録の解明にあたる方が少しでも早い解決に繋がるのではないでしょうか。	過去記録の整備等で未統合記録が存在しているのは知っていましたが、年金請求の際の聞き取り調査で解決できると考えていました。 5000万件もの未統合記録が存在しているのを知ったのは、マスコミ報道ででした。	年金記録調査の段階で、オンラインシステムに収録されていない多くの年金記録や、オンラインシステムに収録はされているが、収録内容と被保険者名簿や原票の記録が大きく相違しているものが発見され、少なからず衝撃を受けました。 適用調査課長として一日も早い解決に向けて頑張ってきましたが、あまりの量の多さのため今日まで解決ができずにいることを反省しています。受給者の皆様や被保険者の皆様には大変申し訳なく思ってもいます。 これだけ集中した取り組みができたのだから、もっと早く取り組めばもう少し早く解決できたのではないかと思います。 国民の皆様にも、もっと年金問題に関心を持っていただける取り組みをすべきだったと思います。 そうすれば、ここまで大きな問題にはならなかったのではないでしょうか。
1487	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	台帳とオンライン記録を全件突合するしかないと思います。	平成3年頃、新規採用になった時、業務に携わる中で台帳の記録がオンライン記録に誤って収録されていることを知った。	当時は何もできなかった。 台帳の記録をオンラインに収録した後の、フォローアップを徹底的に行っていればよかったと考え
1488	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	現行、以後の予定されている方策でいいと思います。	私自身が窓口で裁定請求書を受理・審査している時は、本人の年金記録をちゃんと確認していたし、不明であれば期間照会をとっていたので、特に問題意識はなかった。 マスコミ等で報道されるようになって知った。	裁定請求時に確認すればいいというやり方、組織体制に誤りがあったと思う。
1489	地方庁	社会保険事務所長	特に知っていることはありません。	現在の方法は、職員も慣れて手際も良くなっていると思われるので、根気よく粘々と進めるしかないかな、と考えてます。 しかしながら、事務所では集中して処理ができなく(途中での来客や電話等)、また、処理能力のある職員も限られており、どうしても時間がかかります。 ある程度の知識を持った、記録問題専門に処理するグループを、例えばブロック毎に配置するなどして集中処理が必要かと考えます。	年金問題が取り上げられたときはまだ職員ではなく、新聞、テレビ等の報道で知りましたが、非常に杜撰な管理がなされていたことに驚きました。	入庁前でしたので、対応はしておりません。 反省点としては、もちろん事務処理をきちんと、チェックを含めて行わなかったことであり、それは全体が重要度の認識を持っていなかったからと考えますが、 さらに、ずっと以前から記録管理の杜撰さを職員は知っていた、あるいは、こうなることは予想できた(と、思われるのですが)このようになるまで誰も改善しようとはしなかったこと。 平成9年の基礎年金番号導入の際が、良いチャンスだった気がしますが。 また、問題が発覚してからは、内部で詰めた対応ではなく、外部からの指摘で慌てて対応しているから、後手後手にまわり、キチンとした準備もなく見切り発射せざるを得なくなり、現場が混乱してしまった。(というように思えます)
1490	地方庁	その他(社会保険事務所)		算定基礎届や月額変更届後に、本人に対しても直接通知を送付する。手帳 自体に、資格取得年月日を記載し、退職時に喪失年月日を記載する。その間の報酬月額変遷を貼り付ける欄を設ける、そのつど、本人が意識する状況をつくる。	新聞・テレビなどの報道を通して知りました。 転職されるたびに、会社に前歴を知られたくない方が、新しい年金手帳交付され、転職を繰り返すうちに、その方自身も記憶がなくなり、手帳を無くし、 その結果、宙に浮いた記録が生じるケース。 名前の読み方や生年月日を、会社が届ける際に、本人が偽るケースや、登録時に誤記した結果、年金請求時に記録の統合が出来なかったケース。	誤記やご入力は、チェック体制の強化が必要と考え、日々の入力は入力者以外の2名による確認が必要と考えました。 年金請求時における本人聴取を丁寧に時間をかけて行い、記憶を呼び戻す機会につなげることが出来なかったこと、すべて会社を通じて通知を行っていたため、本人が知らない、気づかないままに報酬が改ざんされたことなどは、反省すべき点であると考えます。
1491	地方庁	その他(社会保険事務局)			問題 不備のある厚生年金記録等で旧台帳索出照会をしないとWM画面でわからない記録があり、本人が年金手帳を持っておらず、働いていた会社名等も記憶が無い場合に記録が見つけられない。 昔の紙台帳に名前の読み仮名がふっておらず、紙台帳からWMに資格記録を登録(機械化)したときに、氏名の読みを全く誤って登録してあった場合で、年金手帳が無く、働いていた会社名等も記憶がないと、記録が見つけられない。 市町村が保管していた国民年金の紙台帳を庁？の指示で廃棄してしまった市町村があるので	記録が見つからない場合は、何か当時の保険料をかけていたことを確認できるようなものを探していただき、第三者委員会に行っていただく。 反省点 機械化に切り替わった当時のことはよく知りませんが、年金記録の登録等を安易に入力業者に任せたこと、また、その後の確認がおろそかになっていたのではないかと思います。 紙台帳は、WMで見れるようになっても永久保存すべきだと思います。
1492	地方庁	その他(社会保険事務所)	設問に合致していないかもしれませんが、 国民年金の強制徴収の該当者になっている人で、特別便含めてまったく関心が無い、もしくは無視をしている方が非常に多く、対応に苦慮しています。	人海戦術しか考えられません。 特別便のときもそうでしたが、通り一遍等での書類を送りつけるやり方ではどうしても限界があり、きめこまやかな電話、訪問以外に打開策はないと考えます。 年金に対するネガティブキャンペーンが張られた影響も大きく、最初から非協力的な方も多い現状があります。そのため、どうしても記録問題だけではなく、制度全体の話に及ぶことが非常に多いため、そういったスキルをもってかなり細やかに話をしていける人材でなければ大変困難です。 ただ、そういった人材は一朝一夕で育つものではありません。	採用されて3年目ぐらいのときに、初めて、基礎年金番号に統合されていないいわゆる手番が数多くあることを知りました。 当時、なにかこれを解消する方法は無いのかと先輩や上司に尋ねましたが、「過去記録の整理」ということで庁や労働組合で問題意識を持っていて、その整理方法を探っている、との回答でした。 周囲も、問題だとの意識はありつつも個人でできることは限られているため、私自身は相談時には常に氏名検索をして統合する、といったことを欠かさないようにしてきました。 ただ、一部職員のなかには「裁定時に調査、統合すればいい」と積極的ではない人がいたことも事実です。 「氏名の登録もれ」や「オンラインに入力されていない記録」は、そういったものがあるという噂は聞いたことがありますが、実際に目にしたことが無く、どこのどんなマニュアルにも乗っていなかったため、一連の報道で初めて知った次第です。	上記と重複しますが、常に被保険者の方と相談するときはまず旧姓を聞いてからの氏名検索を必ず実行し、統合、整理に結びつけるよう努力してきました。 また、記録整理については当局と労働組合が長い時間をかけて協議している、といった認識でいましたので、その当時は上司や同僚と「協議が長すぎる」と懸念していた状況でした。 ただ、実際は労働組合のパンフレットなどはほとんど読んでおらず、具体的にどのような協議をしていたのかなどは一切わかりません。 上部機関(庁)などに一般職が直接聞い合わせる等の方法は当時考えられないことでした(今でもそういった風潮はあると思います)ので、上司、先輩に確認して解決しないことは、それ以上追求できない、またはしない、といった暗黙の了解があったかもしれません。 いずれにしても、過去の反省も大事だとは思いますが、今後の解決策を早く決めて本来業務に全力をそそげる環境を作りたいと考えています。
1493	地方庁	社会保険事務所課長級以上		地道に一件一件、確認する方法しか無いと思います。	地方にWMが導入されるまでは被保険者原票の一部を進達し、業務センターですべて記録管理されていると思ってました。 平成9年に基礎年金番号が導入された時は番号を複数お持ちの方がおり、一つの番号に早く統合しなくてはいけないと認識していました。 統合さえすれば記録の漏れは無いと思っていましたが、平成19年ごろからの一連の問題の中で記録が存在しなかったり、市町村や社会保険事務所の事務の誤りがあると思うようになりまし	平成9年当時は番号を複数待っている場合は、最終的には60歳の年金請求時に確認し問題が解決できると思い対応していました。 現時点では平成9年以前は制度間により番号が違っていたので、中々対応はできなかったと思いますが、平成9年に基礎年金番号が導入された時点で現在行われている、定期便のようなお知らせを全国民にお送りし、確認作業を行えばもう少し早く解決出来たと思います。
1494	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特別便の回答がいまだに出されていない人の中には、それが年金記録の案内だと認識されていない人が多数いると思う。	人海戦術(ただし社会保険O．B．・・知らない人が携わっても金の無駄)	先人の負の遺産であると認識。 入社当時から期間照会業務があること自体すでに年金記録問題が存在していたと認識してい	一人一人の大切な記録であることを胆に銘じ、記録問題で事務所が大混乱しているときでも真摯に対応した。
1495	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1496	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		非常に解決が困難な問題であると認識しています。任期任用職員になる前 は、あまり知りませんでした。	難しくて私にはよくわかりません。
1497	地方庁	その他(社会保険事務所)			早期に解決するべき問題として、事務所総出で対応していた。休日出勤、窓口など、全職員が対応できるよう研修なども行われた。 問題が存在することを知ったのは、いつだったかはっきりしないが、このような大きな問題になる前は、年金を請求するときにきちんと調べて対応すれば大丈夫なものだと思っていた。	社会保険事務所体制として、そのようなことが存在するのは当たり前で、発生するたびごとに真せばよいという考えがあったような気がする。それが大きな問題であるという認識がなかったことが問題だったと思う。
1498	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	・記録調査の人員を増やす。 ・職員の休日出勤で問題解決のための専門の日を設ける、増やす。	真っ先に、優先的に解決していく問題だと考えていました(考えています)。 平成21年2月から職員としてお世話になっていますが、問題を知ったのは それよりも以前で、マスコミの報道などによります。	加入記録の問題については、できるだけ自分の時間を割いて、少しでも 早く解決できるようにしてきました。ただ、上記でも述べたように、明らかに人員が 足りないので、真っ先に増やすことが必要ではないかと考えます。(もうすでに そのための人員を増やす流れになっているのは、もう存じ上げております)。
1499	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		通常業務の中で記録の統合等当たり前のように処理していたが、過去のずさんな処理による記録のもれがここまで件数が多いとは思わなかった。 平成19年5月頃に知りました。(世間的にも知られた頃だったと思います)	まずは、組織としての対応が求められると思い、個人としては特別な対応を行うことは考えなかった。上からの指示に従うつもりだった。 強い責任力を持ち、1件1件の事務処理に細心の注意を払う。また、オンラインシステムの改善も必要だと思う。
1500	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていない問題かどうかはわかりませんが、オンライン上で、氏名・生年月日・年金記録等が収録されていないため、簡単には検索出来ず、年金番号・マイクロ・台帳等で確認ができた後に事務センターへカセットオープンといった形で記録の収録依頼をしなければならない記録が存在します。	本人記録を調査統合する上で不都合が生じるので、カセットオープン等が必要な記録については可能なのであれば早期に収録しておくべきかと思われます。	基礎年金番号が導入された時に、御本人宛に他に年金番号を持っていれば統合するので返送する様に勧奨を過去に何度も行っており、それでも統合されていないものもあるが、年金決定の時までに随時統合すればよいと上司等より聞かされていたので、統合処理等を通常業務として認識していました。 ただ、上記(6)で記入したような氏名・生年月日・年金記録すら収録されていない番号がオンライン上にあるといった事や、本人確認が取れていない記録の数の多さ等について知ったのは報道後の年金記録の調査に携わってからの事です。	先にも述べた様に、通常業務として判明した年金記録を統合していたので、とく別便等による問い合わせに対してもその都度対応し、判明したもの等については統合処理を進めるように努めました。 又、記録調査に携わった時には申し立ての記録があることを前提に、丁寧に調査するように対応しました。 現時点でみたこの問題についての反省点は、社会保険事務所等の現場レベルや社会保険庁のみならず、その他の年金制度である、恩給・共済年金等すべての年金記録を能動的に、組織とし

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1501	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				国民年金の判別区分の下1桁が0、4の者には納付勧奨が実施されてないと思う。 しかし、実際は合算対象期間、浮いた年金等で受給権が生じるケースがかなりある。 平成14年に国民年金担当時に推進員を活用して、積極的に0、4の者に接触したことがある。 接触する中で事前に疑記録を用意し、年金受給までの相談も行った。 そのおかげか、保険料納付金額もそれなりに収納できていた。 実際に疑記録の統合、任意加入することにより受給権が発生した者が多数いて、感謝されたこともあった。 しかし、当時は収納率重視のため、免樹勧奨するようにとの指示があり、残念だか、この方策は途中で終わることになった。 今でもこのことは残念でしょうがない。 このような試みを全国で行っていれば、多少なりとも世論の見方も違ったと確信している。
1502	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道で初めて知ることがほとんどで、世間一般に知られていない問題は特に存じておりません。	市町村等とも連携して、住民異動関係記録等を参考になるべく早く持ち主の分からない記録をなくしていくことが大切だと思います。	受給者の方々については、正しい年金が払われていないことになり、現在加入されている方々については今後年金を受給されるときに正当な金額を受け取れないことになりますので重大な問題と認識しました。 問題の存在は報道によって大体の持ち主の分からない未統合記録があることを知りました。	特別便等での対応では、氏名の変更履歴、住所の異動等をもとに未統合の加入記録がないか詳細に調査し疑いのある記録はすべて調べるようにしました。 反省点としては制度発足時からの紙台帳の記載、管理の分かりにくさ、機械化の際の紙台帳からコンピューターへの入力の不備、年金加入者への加入記録の通知不足が挙げられると考えま
1503	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	記録問題専門の対応者を確保する。	記録がないと言われるお客様が思っていたより多かった。調査に時間を要するため回答までにかなりの時間お待たせしてしまうことになるだろうと思った。	申立の記録をひとうひとつ調べていく。 ・紙台帳をマイクロフィルム化していないこと等あり調べるにも限界があった。 ・基礎年金番号制度を始めたときに年金番号の統合についてもっと国民に勧奨するべきだった。
1504	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金相談および記録照会担当のみならず、再裁定や時効特例を専門にやる職員を通常業務をやる者とは別に配置し、人数を大幅に増員し対応する。 但し、旧法等の知識を必要とするので、経験者の配置や研修も考慮する必要はあると考える。	年金行政の根幹に関わる中身であるし、全ての国民の生活に関わる問題なので、ここできちんと整理しなければならないと思っている。 存在については、今回のことで存在を認識した。	ご本人の申し立てをいただき、なるべく早く回答や支払いができるよう、記録確認や再裁定を行ってきた。 また、年金請求時点で配偶者がいた場合にはご本人と合わせて確認し、とくべつ便の回答を出していなくても、電話や郵便でやり取りしながら同時解決に勤めてきた。 基礎年金番号設定時点も含め、何度か記録統合やシステム上の切り替えがあったが、その時に国民に対しての広報が足りず、意識的に自分の年金を見直していただくことをしていなかったこと。 当時はコンピューターが今ほど定着していなかったとはいえ、地方自治体との連携があったのだから、その情報を活用しての連結破記作業は出来たのではないかと考える。
1505	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思い当たりません。	これまでどおり、1件1件丁寧な対応。	これほど、誤りがあるとは考えていなかった。 記録を管理する上で、あってはならない事だと認識しています。 報道があってからです。	一人一人丁寧な対応とできる限りの調査を行いました。 これほど、大問題となる前に解決する手立てがなかったのか？また、解決しようとしていなかったのか？
1506	地方庁	その他(社会保険事務所)	このたび、特別便に手番を書かれて業務センターに回答票を出された30台後半の方に、205して送付した加入記録の中身に納付されたはずの追納が消えているケースがありました。理由を探ると、205するために手番の追納を一旦はずし、205すると、エラーメッセージが出るのですが、「免除記録があります」とだけ出るので、免除記録を載せたところで安心してしまい、最初にはずした追納記録を元に戻し忘れる、というものでした。人為的に、今も日々、全国で消えた年金を発生させている可能性があると思います。追納したことを覚えておられる方だったのでご連絡をいただきましたが、本人に追納の覚えがなければ復活の機会はなかなかないと思います。手番の追納のページにある記録自体は消えることはないんですけど、なかなか見ないんで。	205関係のシステムを改善してください。自動的に、人の入力を要さず、登録入力できるようにしてください。	年金関係の課に異動になって、205入力を知った時からこういう問題は想像できました。	ご本人様の記憶の喚起に勤めましたが、限界を感じます。自分のことなんだから本人が覚えているはず、手帳を持っているはず、という考えをすべて捨てて、極端には、例えご本人が記憶喪失で過去のことをすっかり忘れておられても、あなたの人生は社会保険が保管しておりますと言えるようになりたいです。そのためにはシステムに尽きると思います。事務が長く残せるように、いまの国年の事跡画面が5年、あるいは250件で消去では話になりません。特別便でもどんな調査をしたか、とか後年知りたくなる日が来ると思います。
1507	地方庁	その他(社会保険事務所)		人数をかけて、組織的に解決に取り組むしか公平な方法は無いと思います	年金記録が抜けている等の問題は限られた人の問題だろうと認識しており、過去にこれほどずさんな管理がされているとは認識していなかった。 報道などがされた時に知りました。	窓口に相談があった際に、来客者の職歴等を細かく聞きだして発見にできるだけ判明につながるよう対応した。 ずさんな管理体制と、役所的な意識が反省点としてあげられる。あわせて本庁と地方事務所との伝達や共通認識が足らなかったのではないかと思います。
1508	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	特効薬は、無いのではないでしょうか。 個々人からのお問合せ・疑問に社保庁が有しているすべてのデータを突合し、 社保庁としての回答を行っていく。 地道でありますが、確実な方策だと思います。 (責任転嫁等の意識は、ありませんが・・・・) お問合せ等の中には、 ・勘違い ・社保適用前の申立て 等も多くあります。	問題として、意識したのは「年金記録問題」として「消えた年金」等のマスコミ報道がなされてからです。	個々の問合せに対し、真摯な姿勢で臨み、皆様からの申立ての真意を理解し、社保庁保有の記録の確認をおこなった。(行っている) 反省点としては、「回答」までに相当の時間を必要とすること。 早い「回答」「再裁定」「支払い」を行うことが出来ていない。
1509	地方庁	その他(社会保険事務所)			大変な問題と認識。 問題が発覚してから知った。	正しい状態に戻すように対応した。 この問題については記録を管理するという意識やシステムの構築が足りなかったと考えられるが、今後膨大な数の記録を管理していくためには生まれてから亡くなるまで生涯管理できる社会保障番号の導入が必要と考える。
1510	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	まず、統合できていない記録を仕分けする。統合可能な元と現時点で不可能なものを区別し、可能なものは、スケジュールを作成し、それに沿って期限をつけて進める。統合不可能な記録について、その理由を細かく確認し、理由ごとに分ける。その後、不可能な記録をどのようにしたら統合できるかを吟味し、丁寧に一件ずつ片付けていく。そのために、優秀なメンバーを集め、チームを作って一気に方針を決定し、進めていくべき。	当初、なぜこのようなことがおきたのか、理解できなかった。5000万件という数字を聞いて、初めて事の重大さがわかった。そもそもなぜ戸籍情報や住所情報など特定できる情報を記録に入れなかったのか、重要な記録を管理する側として、管理体制が甘かった。	重要な記録を管理する意識が薄い。何十年と積み重ねたものであり、一筋縄ではいかない。今できることは、自分が電話や窓口で応対するお客様で該当する方に対し、正しい記録で支給するよう一人ひとり丁寧に相談に応じ、記録を見つけてお客様が納得できるように問題解決に向け全力を尽くすことである。 反省点としては、年金支給において、請求主義に甘んじたことと思う。お客様が請求されるものだけ支給すればよいという意識が組織全体としてあったと思う。お客様の大事な保険料をお預かりし、預かったものはすべてきちんと支給するというう当然のことができたいなかった。それをするには、本人を特定できるよう市役所などの情報をもらい本人の記録と特定できるような対策が必
1511	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題として認識してはいなかったが、宙に浮く年金の存在を認識したのは、[redacted]数多くの名簿を目にした時である。と同時に将来的に問題にならないか不安を感じた。	日々の業務処理解消・習得に追われ、何も対応出来ていない。
1512	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険が保有するすべての台帳をデータ化できず、すべての記録を照合したとは言い切れないと思う。記録を見落とし回答したものがあるのではと思うことがある。	紙台帳の照合、基金記録の照合はすると聞いている。いろいろな角度から個人に情報公開して記録整備するしかないと思う。	世間に公表となった今は、社会保険庁の怠慢、政治家が庶民のことして重要視してこなかった過去のツケが問題になったと認識している。若いころに理解不足ながら年金は申請主義であると理解していた。個人が申し立てしなければ、調査はしなかった。自分も若かった。理解不足と思っている。	政治家の性急な要求を社会保険庁は反論できず、ただただ、民意に答えていくしかない状況で、現場の人員不足や記録の整備が間に合わず、特別便、定期便の回答に支障が出た。お金が絡む問題なので慎重に現場は対応したいと思っていても回答はしなくてはいけなかった。また、いつまでにいつの受付分は処理をしろと命令を出し、せかすことばかりする。お客様に対しての誠意というものはいかなるものか。心の葛藤を抱えながら問題に対応した。年金に対して国民に理解を得ぬまま、政治家、官僚主導でいままで来た点は、反省すべきことだと思う。
1513	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくになし。	今までの記録のあらいなおしを徹底して行う。 問題のあらいだしにもれがあれば意味がない。 その問題に向けて人数だけをあたらせるのではなく、 専門的知識を持つ人で対応し、とにかくこれからの事務処理に誤りのないよう勤める。	問題を認識したのは、社保に入りずぐの頃だった。 入所したての頃はそれほどの認識はなかったが、実際にお客様と話をするにつれ、自分の中の認識が変わっていったように思う。 今では組織全体としての問題ととらえ、その組織を成す個人個人が責任を持って取り組まなければならない問題と感じている。	処理については迅速に対応を求められるものもあったが、 対応を急ぐものですら処理が遅れている現状がある。 本当に急ぎ対応の必要があるものとそうでないものを判断し、 急ぎ対応のものについては人を増やしてでも迅速に対応することが、苦情をへらすことに少しでもつながるのではと考えている。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1514	地方庁	その他(社会保険事務所)		台帳の払い出し簿もしくは名簿を順次整理済の番号か否か確認作業を行う。 本人と思われる記録で回答がないものには外回りの職員を配置し、本人から直接話を伺う。	マニュアルが完備されるまでは取得届の提出時に手帳を添付していただいていたので、手番の確認がとれれば統合し、それ以外でも60歳の年金請求時に本人から記録を確認いただいてそこでほとんどの記録が確認され統合されていると思っていました。 未統合の番号があることを報道がされるまで知りませんでした。	厚生年金保険の適用担当をしていたので、今まで以上に疑重複の確認を注意して行った。 また、届書に手帳が添付され、手番が確認された場合には記録を統合の上本人へ記録回答票を送り、他に記録がないかお手紙を添えています。 反省点は制度や機械化などシステム変更の際に記録の確認作業が足りず、特に基礎年金番号制度導入の際には1度だけでなく、定期的に手番確認の作業を行うなどアフターフォローが足りなかったと思います。
1515	地方庁	その他(社会保険事務所)			厚生年金の資格取得処理時、手帳番号の有無について問い合わせしても、事業所も本人も非協力的で大変困っていた。	何度も電話を繰り返すも、うるさがられて切られることもたびたびあった。制度に対する周知や事業所指導が不足していた。
1516	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		いわゆる年金記録問題と大きく報道された当初は、基礎年金番号に統合されていない未統合手番の存在がこの問題の大きな部分を占めていると認識していました。 それが問題として存在している、と認識したのは、大きく報道されはじめた頃です。	未統合手番を本来の基礎年金番号に統合できるよう、一人ひとりの年金記録記録がきちんと整うように努めました。 年金記録問題は、「お客様の記録＝基礎年金番号の記録」という前提の上で、基礎年金番号に登録されていない、いわゆる未統合手番が多数あるということで問題とされていた、と認識していますが、 私は「お客様の記録＝基礎年金番号の記録」という意識はなく、未統合手番があるかもしれないことを常に念頭においていましたので、未統合手番について、その番号の手帳なりをお客様本人が保管されていれば、年金受給時に統合すれば問題ないという認識でした。そのような認識のズレは自分の認識を変えなくてはいけないと思いました。 また、基礎年金番号ができた頃、未統合手番があれば出していただくはがきが、基礎年金番号通知についていたと記憶していますが(平成9年1月当時共済現存除く)、その時に周知徹底していれば、今日のように未統合手番があふれることはあまりなかったかもしれない、とも思います。 氏名索引等で検索しきれない記録が、今回多数判明していますが、この記録判明により既裁定年金に重大な影響を及ぼしていることを思うと、なぜ今まで手番記録が整備されないまま今日に
1517	地方庁	その他(社会保険事務所)			加入・納付した記録が年金の受け取りに完全に反映されない可能性が生じてしまうことは、制度に対する信頼性を損ね、安心して保険料を納付できなくなってしまうことにつながるため、最優先に解決しなければならない問題と認識していた。	年金記録に関する窓口・電話相談に際しては記録にもれや間違いが残らないよう、空白期間の確認・説明を怠らないように注意して対応しました。 この問題の反省点としては、被保険者が自身の加入記録を確認することが困難であったこと、記録の統合を積極的にしてこなかったことがあげられると思います。
1518	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		年で金は、退職後の収入であり実際の加入期間に見合った年金を支給すべきである。 平成19年7月	裁定請求書を受理する時点に職歴の確認を、しっかり実施した。 裁定請求書を受理する時点において、職歴の確認を怠った。
1519	地方庁	その他(社会保険事務所)		ジミチに一つ一つ確認作業を行い1人でも多くの年金記録を見つけていくしかないと思う。	名前のない記録や生年月日・氏名の相違等の記録が多数存在している状況をずっと放置していたのは非常にまずいと思った。当然バラバラの記録により年金の受給権がつかない人、年金額が少ない人等には大変ご迷惑をかけてしまった。しかし、基礎年金番号導入時に他に番号がある場合の回答をしていない人もたくさんおり、社保側だけの責任とはいえない部分もあると思う。問題の存在を知ったのはマスコミ等が騒ぎ出してから。	昔のことで、どこの会社に勤めていたのか、いつ頃勤めていたのか等中々思い出すのに苦労している高齢者がたくさんいる現状であり、完全にこの問題が解決するまでには相当な労力を要する事となるが、やはり一つ一つジミチにこなしていくしかないと思う。 問題点としては、基礎年金番号導入時の未回答者への周知が足りなかった事や厚年加入時に年金番号を持ちながらまた新たに番号を払い出している事も多数あったと思われるので、年金番号の確認徹底が必要だったと思う。
1520	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	最後の1件まで整理することは、到底不可能だと思います。	将来の年金につながる大切な記録でありながら、事業所も個人も関心が薄く、入社時の資格取得届でも、いとも簡単に新規の手帳の発行を求めることが多かったと思います。 また、将来の年金より、今の負担をいかに低額に抑えるかを優先して考えている人は、今も昔も変わらず多い感じがします。負担は少なく、年金はより高額をと願うのは人の常でしょうか。 社会保険事務所の業務第一課を担当しているころ、窓口や電話を通してそんな感じを受けまし	年金制度や各種届出の方法については、説明会や広報紙などいろいろな機会を捉えて周知を図っていますが、十分といえないと思います。関心の薄い人にどれだけ説明しても実効はなかなか上がらないと思います。 現在のように、年金手帳は一人一冊であることをもっと徹底しておくべきだったと思います。
1521	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じていません。	一件一件お客様に確認していくしかないと思います。	お客様にとって、不利益となる重大な問題と認識していました。 新聞やテレビ等で問題が取り上げられた時期に、その存在を知りました。	本人への記録確認を積極的に行うなど、年金記録問題の解消に向けた対応を行いました。お客様の記録を大切に扱ってこなかったことが、反省点として挙げられます。
1522	地方庁	その他(社会保険事務所)			マスコミ報道から世間で大きな問題となったとき、国民の多くに不利益が生じていることを認識した。	可能な限り本人記録に結びつけるため、慎重かつ詳細に状況を聴取するよう心がけた。それまでは、本人の記録と特定できなければ、統合できないのは仕方がないと考えていたが、その分不利益になるという意識が希薄であった。一方、記録管理や事業主の届出の問題等に疑念を抱くことも過去にはなかった。
1523	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1524	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	地道に時間をかけて、解決する以外に方策はなく、早急に解決しようとすれば現在の人員配置では心身共に無理が生じてしまい、誤りも発生しやすい。	入所当初は基礎年金番号制度はなく、年金番号は複数所持している一般的であると認識しておりました。現在のように加入者と接触出来る機会が少なく、唯一は年金請求の際に本人に確認し、記録を一緒に作り上げていくといった作業でした。 事務所が記録を隠していた訳でなく、常にオープンな状態で対応していたことから問題であるといった認識はありませんでした。	過去記録整備が始まったことから、接触出来た方については記録統合を進めてきましたが、現在のように年金制度に関心が薄い状況であったことから限界はありました。
1525	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金問題の解決にあたっては、受給者・被保険者の皆様の問題に対して誠心誠意説明を尽くしていくことしか方法はないと考えます。安易な解決策は、疑念をさらに深めひいては年金に対する信頼を損なうことになると思います。	年金問題については、平成19年ごろマスコミが大きく取り上げだした頃から認識いたしました。 この問題は、多くの要因により発生した複雑な問題であると認識していました。	年金記録問題を解決するために積極的に相談を受け、相談者に対し出来る限りご理解いただくようにに誠心誠意対応いたしました。
1526	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録5000万件が判明した平成19年秋頃に、お客様からの電話で語ってみえたことで印象的なことがありました。 事実関係は不明ですが、その方は事業所において経理担当ということでした。 バブル景気の頃に会社の節税のために事業所において架空の人物を資格取得させ節税していたとの申出でした。 その方は、明らかに存在しないがよくある名前で加入させていたとの申出で、いわゆる会社諸経費の節税を図っていたとの申出でした。 問題と言うことではありませんが情報としては提供できるものと思いました	事業所からの資格取得届は正しいものとして受理されている以上、解決策はないものと思います。 どうしても統合できない記録がある以上、上記のような原因も考えられるかと思います。	昭和62年に採用された頃、事務所にWMが設置され個人記録の確認ができるようになっていたと記憶しています。 そのころの年金相談としてお客様へはデータを知らせるだけで、紙媒体をお渡しすることはなかったと思いました。 当時から積極的に情報を提示し確認作業ができておれば問題がここまで大きくはならなかったのではと思います。 しかしながら、現在までの間にコンピューターの性能がよくなり、様々なデータが抽出できるようになってきた今だから諸問題にも対応できていることも事実と思います。	地方庁の採用ですので今、言われている3階構造の弊害は分かります。 地方事務官制度により県知事が年金業務を行うという仕分けが中央(国)と地方庁との間で意思の疎通が図られなかったことが原因の一つと思います。 しかしながら、地方組織の一員となっていたことで、県とのつながり、市町村とのつながりが支えとなっていて、国からの指示や協力連携もスムーズだったと思います。
1527	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	地道に一つ一つ片付けていくしかないと思います。	最初は基礎年金番号に手帳記号番号が統合されてない被保険者がたくさんいる程度の問題と認識していたが、今は納めた保険料が機械に反映してないことなどが年金記録問題と認識しています。知った時期は宙にういた年金と騒がれだした頃です。	国民年金納付記録の照会申出書の提出が市町村に照会するなどして調査した上で回答している。 マイクロの記録と機械の記録が違うこともあり、機械に移し変える時に間違えていると思われる
1528	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	最後の一件まで宙に浮いた記録を解決するのであれば、地道な調査を行うしか方法はないと思います。	本人からの請求に基づいて、年金請求は行われているので、本人の申し立てがない場合は登録してはいけない。事業所名は言ってはいけないと教えられてきたので、手番が登録されない記録があるのは採用された平成2年頃から知っていたが、仕方のないことだと思っていました。	電話や窓口対応で、事業所名を言わないように、できるだけ記憶を呼び起こしてもらうように説明しました。本人からの請求主義だったため、記録の管理に対する意識が希薄だったと思います。
1529	地方庁	その他(社会保険事務所)		・調査に対応する人数を増やす。 ・証拠のない調査依頼に対しても、当時の状況から本人の記録と認めてよいかどうかの判断基準をつくる。	年金制度が始まった時点から見直さないとならない問題。 違う番号で年金手帳を2冊以上持っている人がいることは3年位前から。	根気強く進めていくしかない。 どうしても記録を確認できる資料がない場合は、第三者委員会へ進んでもらう。 手書きの台帳からオンラインに移すとき、間違いが起きているパターンが多い。 オンラインに移したあとも、古い資料を保管しておけば、確実な記録の調査ができたと思う。
1530	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られている問題以外存じておりません。	年金記録問題の早期解決について、具体的な方策までは考えが浮かびませんが、今以上に地方自治体・大企業・中小企業の方々のご協力がなければ早期解決はないと考えます。	年金に対する国民の信頼を失ってしまい年金制度の存在を危うくしている問題と認識しております。 雑誌やテレビ等のマスコミで取り上げられて知りました。	記録問題につきましては、電話や窓口でお客様の身になり親切丁寧に対応し信頼回復に努めてまいりました。 反省点としましては、年金特別便の記録調査等で早期の回答を望んでおられる多くのお客様の期待に応えることができなかったのが、非常に申し訳なく思っております。
1531	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成15年10月に入庁し、マイクロや旧台帳で管理している記録があることがわかり、問題であると認識しました。	近道はないので直面した問題を1つ1つ解決していくことしかないと感じています 。 反省点としては、マイクロや旧台帳の記録をもっと早い時点でWMに反映させる必要があったこと、健康保険協会が年金問題が解決していない時点で発足したことが問題であったと感じていま
1532	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道以外の記録問題については、存じません。	年金記録において、本来受給されるべき記録(未統合等)は、すぐの訂正は難しいと思いますが、とくべつ便・定期便・事務所年金相談等にて一つ一つ訂正、補正をしていくべきだと思います。	記録問題について新聞報道等で知りましたが、ご本人様の確認の取れない未統合の記録については、出来うる限りのご本人様への確認を行い、年金受給に結びつけるべき問題と思います。	ねんきん特別便・定期便にて、届出いただいた書類をマイクロや旧台帳等にて調査を行いました。また、反省点として年金を受給されている方につきましては裁定請求時の職歴の更なる確認。若年の方についても現在のような定期的なご本人様の年金記録の確認が、以前より必要で

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1533	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人員(能力のある)を増やし、根気よく進めていく。	国民年金の記録の管理がずさんであると感じていた。住所記録、納付状況が入力されていない。平成10年ごろ	住所記録、納付状況が入力されていなかったので、旧台帳があるものは一般業務の合間に入力していた。途中予算がついたので(1人分)専属で入力してもらっていた。全部終わる前に人事異動してしまったのでその後どうなったかは、わかりません。また、市町村役場の倉庫に台帳があるので、事務所でそれを引き受けようとしたが、当時の事務局指導に引き受けしないように指示された。当時も含めて権限がありませんのでどうすることもできませんでした。
1534	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たりません。	記録問題の解決のためには、マンパワーが必要です。 ただし、未経験者では慣れるまでに時間がかかり、職員が指導することになるため、職員も1人前以上の処理はできません。 今後も退職したOBを活用した方が効率的と考えます。 また、すべてのデータをLANパソコンで確認できないでしょうか。 特定のパソコンでしか検索できない、照会記録を見るのにパスワードが必要では、なかなか調査も進まないと思います。	以前から年金裁定請求時に手番が統合されていない方は、たくさんいましたが、ほとんど氏名検索すれば確認できると思っていました。 庁で持っている記録でデータ化されていないものがあったとは、年金記録問題が発生して、はじめて知りました。 また、徴収課経験がないため、報酬の改基を事務所職員が進めていた報道を見るにつけ、残念でなりません。	今できることは、宙にういた記録の持ち主の特定作業が重要と思い、年金 相談時には必ず氏名索引、特別便の050の確認、酬いている期間の確認等、せっかく社会保険事務所にお越しいただいた機会を逃さないよう確認しています。 また、再裁定において、当初3ヶ月位要していたのが、徐々に遅延となり、現場では再裁定件数が急増しているのに、業務センターの処理体制に手を打つのが遅かったと思います。 表面では、3ヶ月で処理が終了といっていますが、複雑な例や昨年進達した再裁定は1年以上かかっているにもかかわらず、明らかにせず、時効特例法の支払いに関しても、通知では、3から4ヶ月後といいながら、支払調整に確認すると6ヶ月以上かかりますと悉びれもせず回答をもらうと、考え方の相違に驚かされます。
1535	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	日常業務と分けて、調査専門の職員を配置して対応する。	年金記録について直接担当したことはなかったが、本人が覚えていない記録は統合できないと相談コーナーの職員が話していたの聞き、自分の記録が分からないということがあるのかと思ったことがある。20年前くらい。	何か方法はないのかと思ったが、担当ではないのでどうしようもなかった。 担当者はヒントを出しながら思い出させようとしていたようであるが、本人確認ための具体的なルールがあれば良かったと思う。
1536	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	自分の年金加入期間の確認や調査の申し出をインターネットで行えるようにしたり、年金特別便の未回答者について民間業者を使って督励や勧奨を行うなど、まず特別便の未回答者をなくす対策をとること。	過去のずさんな記録管理の結果が招いたものであり、今後社会保険庁が最優先課題として対処すべきもの。 基礎年金番号制導入前に年金制度に加入したことがある方で職を何回もかわっているかたや結婚等により名前が変わった方・外国人については複数の年金番号を持っている人がいることは知っていたが、その他のことについてはメディアが報道するまで知らなかった。	窓口に来所されるお客様の話をまず聞き、記録の調査に必要な情報を少しでも多く得られるように心掛けています。 まず、社会保険庁の記録管理のあり方がいけなかったことが第一ですが、現在の年金制度は複雑でわかりにくいものとなっていて、年金記録問題が取り上げられるまでは、年金制度への関心が低かったことも、要因のひとつではないかと思っています。これからはメディア等と利用したりしてもっと年金制度の周知に力をいれる必要があるのではと考えます。
1537	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	すべての職員で力を合わせて、問題の解決を行う。	意識していなかった。マスコミ等で報道されるようになったとき。	被保険者の方に対して、申し訳ないと感じ、自分のできることになってしまうが一生懸命対応していきたい。個人個人の意識の問題。
1538	地方庁	その他(社会保険事務局)	伊勢湾台風により熱田社保の記録の一部が、水に流されてしまい滅失してしまったと諸先方から聞いたことがある。	業務センターに送達されておらず、旧台帳に記載されていないような記録であれば、記録の回復は現実的に困難な状況である。	手帳番号の統合については、年金の裁定請求時までに統合されておればいいという認識であった。 [redacted]期間調査等の業務にあたったことにより、オンライン記録が一部脱漏しているケースや、オンライン化されていない記録が存在すること、また、事業所記号や整理番号等の二重払出などの問題を知った。	期間調査業務において、お客様よりの申し出があった事業所以外にも記録があると思われる場合には、こちらから確認の連絡を入れ、確認が出来れば併せて回答をするようにしていた。 期間調査業務経験前における電話対応にて、年金手帳が複数あるといった相談を受けた時に、年金の裁定請求をする時までに記録が統合されていればよいので、今すぐ手続きをする必要は必ずしもない、といった具合で回答をしたケースが少なからずあった記憶があり、すぐに手続きをするようにという案内をしなかったことが反省点といえる。
1539	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		・過去の年金記録の管理に不備があったため、これから整備しなければならない ・平成17年ころ(マスコミで取り上げ始めたころ)	・上司等に指示を求めながら調査を手伝った。 ・いつでも統合できるような未統合の手帳番号の整備を後回しにしたため、不備の記録件数が大幅に増えたこと。軽微なものも含め不備のある記録の件数だけが伝えられ、実際以上の問題のように報道された
1540	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	アルバイト等の人員増は当人が年金制度を理解するまで相当の時間がかかります。ゆえに被保険者及び受給者への案内対応が遅くなり、急くあまり事務処理誤りも多数生じることとなり悪循環でした。 これまで業務に携わっている純粋な職員の知識をフル活用し、正しい判断ができる環境(時間的余裕等)を整えることが大事だと思います。 辞めることとなってしまった職員、勤務できない身体になってしまった職員、このような方々の理由が改善されればとてもよい方策だと思います。	起こるべくして起こった問題だと思いました。 十数年前に年金給付業務を担当しました際、自身の記録の相違について質問・相談を受けました。事後、「窓口対応でのお客と話す時間が長い」と上官から指導を受けました。 お客様の立場に立たず、役所側の都合で事務を行っていると感じ、いつかはこのような事態が生まれると感じていました。	上官の指導を無視しお客様対応を最優先しようと取り組みました。 指導無視は決して許される行動ではなかったと反省もしています。 役付全員が進捗管理ばかり優先せず目先の一件を自ら解決する努力というか意気込みというか・・・そんなものを表してほしいです。
1541	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録改ざん・消えた年金問題以外存知あげません。」	ねんきん機構になった以降も職員一丸になって記録問題にとりくむ。	社会保険庁が解決すべき今後残された大きな課題。平成19年7月ごろ知りました。	年金が申請主義である制度上、完全解決は難しいが新組織になっても職員一人ひとりが責任意識をもって前向きに取り組むべきだと考えています。
1542	地方庁	その他(社会保険事務局)		漠然とした表現になってしまいますが、1件1件地道に、確実につぶしていくしかないと思います。	「消えた年金記録」とマスコミ報道されたことに始まった、というイメージが強くあります。未統合の記録が多数存在していると認識していました。不正免除が問題にあったあとの、平成19年はじめのことだったと記憶しています。	当時は不安を持ったお客様が窓口に殺到しました。このような方々に少しでも納得していただき、不安を和らげるよう対応にあたり、出張年金相談窓口、休日開庁時も積極的に対応しました。 この問題について、記録の統合をを年金受給手続き時に先延ばししてしまったことに一つの原因があることは確かだと思います。ただ、当時の制度的な部分に大きな問題があったことも事実だと思います。そのことについて説明ができなかった(聞いてもらえなかった)ことが年金記録問題解決の足枷になっていると思います。個人的感想になりますが、マスコミ対応をもう少しうまくできもっとお客様に加入記録をお知らせすべきであった。
1543	地方庁	その他(社会保険事務局)		1人1人の記録を地道にあたっていく。	そんなに大きな問題と思っていなかった。 国会とうで騒がれて知りました。	
1544	地方庁	その他(社会保険事務所)		良い方策が思い浮かびません。 地道に作業するしかないのでは・・・	平成15年度に期間照会(厚生年金記録)を担当しており、手番(未統合)記録が多いとは感じていましたが、本人が未回答であったり、無年金者のものであったり、年金受給に結びつくことなく死亡した方たちの記録と思ってました。 当時は、今回のような問題になるとは予想しませんでした。 1件の照会に時間をかけることが困難な状況(人員不足。事業所5000以上規模で担当は1人)もあり、申し出の内容で発見できなければ、深く追求もしませんでした。 その当時も、"深く追っていけば、発見できたものがあるのではないか"と思う事はありましたが、今回のような問題までは予想しませんでした。	まずは、本人の申出をよく聴き取り、反復し確認し、丁寧に調べることを心掛けています。 手作業で記録を管理していた当時のものは、クセ字が酷く記載内容が読み取れなかったり、フリガナもなく、厚生年金は個人の住所を管理しておらず、管理体制が悪い部分があると思います。 現行は機械管理になり、文字が読み取れないことはなく、フリガナや住所管理もされますので、当たり前ですが、端末での入力誤りをしないよう細心の注意をはらう事が重要だと思います。 また、被保険者にも問題はあるとおもいます。 私の経験では、仕事に就くために年齢を偽り加入していた方がいました。 その方は、生れ年だけではなく、月日も全く違う生年月日であったため、最初の年金相談時には発見されませんでした。 そのため、相談員が期間照会として預かり、私が調べていると同姓同名(漢字も同じ)で、期間も合致する記録を発見しましたが、生年月日が相違していたため念のため本人に確認したところ、上記のような理由で生年月日をわざと違う申告していたとのことでした。 相談に来訪時は、罪の意識ではないが恥ずかしくて言えなかったとのことでした。 本人が、きちんと覚えていたため事無きを得ました。 このような事例は希少かも知れませんが、管理する側、管理される側、双方が定期的に確認しあえるシステムが必要と感じます。
1545	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	方法なし	社会的な問題と認識。 3年前。	お客様の立場になって対応した。 人員不足。
1546	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	紙の記録を全て電子データ化すること。	古い統合帳の記録がWM上の記録にないことがあるので、全ての記録がWMに入っているとは思わなかった。 ただし、それは年金請求の際に履歴を確認することでカバーできると考えていた。	年金請求を受付ける際に、加入期間に隙間があるときは特に注意した。 オンラインシステムを構築する際、全ての記録をデータ化する必要があったと考える。
1547	地方庁	その他(社会保険事務所)	付加保険料の時効後納付について時効後に納付されているものが返付されていないケース。システム上収納されリストで確認必要なため各事務所で確認されていないケースがある。	社会保険庁は短い期間ですべてを解決しようとしているが、長年の年金の歴史のなかで一、二年で完了は不可能です。また何年か経つとこの記録問題での問題が出てくるように思います。もちろん長期間かければいいものではないですが時間を使いきちんと処理を行うべき。一番は職員の少なさです。知識がなければ問題の解決等できません。新しく入られる職員もたくさんいるとは思いますが、今までいたOBの方たちに協力を得て解決したほうがいいと思います。	年金の問題については騒がれてから知りました。採用時から年金制度自体があやふやなのは知っていましたが、ここまでとは思わなかったです。やはり記録問題についてはお客様の老後の生活を支えるものですので重要なものであると認識はしております。	調べて回答するのですが、各事務所職員が判断するわけで回答に振りがあってはなりません。その方が回答を受けた後何も言わなければ見つかる記録もそのままになってしまいますので、自分が最終の砦という気持ちで作業はしているつもりです。 年金制度自体が何かあればそのつど法律を改めたりしていて、つぎはぎだらけの制度に問題が一番あると思います。分かりやすくして、一般の方たちにももっと知るべき機会を与える(広報、セミナー等)べきと思います。自分自身が年を取らないとありがたみが分からないのが年金です。年を取ったときに気がついても遅いのです、早いうちから知るべきことだと思います。
1548	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道や通知等で知っている以外には、特にありません。	年金問題を引き起こした原因である当時(今は定年退職している方がほとんどだと思われる)の市町村役場職員及び社会保険事務所職員にもっと表に出てきてもらい取り組んでもらう。当時実際に事務に携わっていた職員が遂行していくのが、一番の早期解決法だと思われます。我々現役職員は、今所属している責任からもOBと力を併せて、ノウハウを出し合っていくことが解決に向けて大事であると考えます。	年金記録問題に直面し、台帳等を見ていると過去の職員がここまで杜撰な仕事をしていたのかと分かり、大変驚きました。そして、宙に浮いた年金・消えた年金記録の5千万件を1件でも減らして、失墜した国民の信頼を取り戻すべき邁進しなければいけないと認識しました。いろいろ問題があったので記憶は不確かですが、問題の存在を認識したのは平成18年頃と記憶しています。	(8)と重複いたしますが、宙に浮いた年金・消えた年金記録の5千万件を1件でも減らすことを最優先課題にし、対応しようとしました。反省点としましては、過去の職員が長年積み重ねてきた杜撰な仕事がこの年金記録問題を招いたのですが、過去のことを言っても始まらないので、現役職員は過去の職員のせいにばかりせず自分たちの問題と全面的に捉えていなかった面があり、年金の信頼回復のために意識改革が遅れた点であると考えます。
1549	地方庁	その他(社会保険事務所)		正直なところわかりませんが、大臣が言われているとおり、人もの金を集中し、全力を挙げて取り組みすべきかと思います。 ただ、やれることはやったとしても、解決不能なもの(存在しないひとの記録など)もあり、すべて解決できるのかどうかは、少々不安です。	基礎年金番号に収録されていない厚年・国年手番が5000万件以上あると聞いたときははとても驚きました。このときに初めて記録管理に問題があると認識いたしました。	
1550	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道な作業ですがオンライン記録と紙台帳記録を1件1件突合していく方法が確実だと思います。	年金記録問題は二度と起こってはならない問題と認識しております。また、そのような問題が存在することを知ったのは、マスコミ報道されて初めて知りました。	1件でも多く記録が見つかるよう、また、受給者の方には年金として早急に受給できるよう、記録照会については丁寧かつスピーディーに作業を進めてまいりました。紙台帳からコンピューターに記録を移行後、入力ミスがないかどうか確認せずにきた点と基礎年金番号に切り替え後、他の手番を持っている方への統合手続き周知が不十分だった点が反省点と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1551	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	記録の整理を行ったことにより、本人または、配偶者が不利益になるようなケースは、出来る限り教えるような対策をとることが出来ればよいと思う。	世間でいろいろ言われ始めたころ、認識した。 自分は、仕事として与えられたことを一生懸命取り組んでいた積もりであったが、長い期間の記録管理がずさんであると言われ、問題となるようなケースが出てくるたびに、大変大きなことになっている(なっていたのだ)と思うようになった。	出来るだけ話を聞き、1件でも記録判明に努力した。 可能性のあるものを検索したり、調べたりして、自分なりに記録判明にむけて、努力したつもりである。 ただ、折角記録が確認できても、結果として受給者に有利なものとはならない記録もあるので、やりきれない思いがする。
1552	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	1件1件、丁寧に確実に事務処理を行い全力で解決に向けて取り組むことだと考えています。	最優先で解決する重要な問題と認識しています。 年金記録問題が世間に広まった頃だと思います。それまでは知らずに自分自身ショックを受けました。	社会保険庁、事務局、事務所長等の指示に従い、解決するために一生懸命に取り組んで、お客様の不安を少しでも無くそうと対応しました。 過去において、1つ1つの事務処理の作業を「いいかげん」に行った結果だと思います。確実でミスの無い処理を行わなかったことが反省点だと思います。
1553	本庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません。	名簿とオンライン記録の照合作業をすすめる。 浮いている年金記録を本人の記録に統合する作業をすすめる。	正しい記録で受給されていると思っていました。新聞等で取りあげらるまで、このような問題があることを知りませんでした。	早い段階で、名簿とオンライン記録が一致しているか、記録確認をするべきだった。一人に複数の番号を交付しないように徹底するべきだった。
1554	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	透明性のある記録問題への取り組みを行うことで 信頼性が生まれると思います。	採用されてしばらくした後に、年金問題について取り上げられることになったので そのときからです。(平成16年ごろ?)	ちょうどそのときから期間照会業務を担当することになりましたので お客様からご提出された照会内容について、真摯に調査するように しておりました。 現時点における反省点としましては、 ①再裁定に要する時間が非常にかかっておること ②記録調査に要する時間が非常にかかっておること です。
1555	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1556	地方庁	社会保険事務所課長級以上	すべて報道されていると思う。	受給者、被保険者一人ひとりにご理解していただき、全部の記録を早期に正しい年金記録にすることが最善の策ではないかと思う。	基礎年金番号に統合されていない記録があることは知っていたが5，000万件もあることは知らなかった。報道等ではじめて知った。	とく別便で来所されるお客様に真摯に対応し、ご理解を求めた。 反省点は制度発足当初から年金番号を必ず一人にひとつの番号しか つけないようすべきだったと思う。 制度間で番号をつけて、同じ制度の中でもいくつもの番号を持つようにしてきた 制度にも問題があったし、この問題は起こるべくして起こったと思う。
1557	地方庁	その他(社会保険事務所)	私は昨年からの任期付職員のため、世間一般以上のことはわかりません。	上記に同じです。	年金記録問題について知ったのは、世間一般と同じです。昨年からの在籍中は、当該問題を解決しなければならないという思いだけでした。	なにしろ一生懸命働きました。世間一般が考えている以上に事務所内は大変であると思いました。年金について一般的に知らないことが多すぎると感じました。基礎年金番号の付番・事業所で自らが払っている社会保険料・国民年金の納付などは、もっともっと宣伝していいものではないのか?と感じました。年金についての知識・認識および「知っていること」「当たり前のこと」など事務所内と世間一般の間には格差がありすぎます。その溝を埋めるのが今後の最大の課題で
1558	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員の増員。処理件数に対して職員数が圧倒的に足りない状況だと思う。	H14年頃に適用課で期間調査を担当していた為、記録漏れが想像以上にあるとは感じていた。 当時はほとんど本人からの調査依頼が提出されてきたものについて調査作業を行っていたが、年金額に関係してくるものもあるので年金請求の際は記録確認を徹底してもらいたいと思っていた。	期間調査を担当していた時は、早急に正確な回答を本人に送付するよう心がけ業務をこなしていた。 平成9年に基礎年金番号通知書を全員に送付した際に、記録漏れがあるかないかのチェック対応を細かくして、年金請求時に記録確認をしっかり本人に確認していれば、これほどまでの問題
1559	地方庁	その他(社会保険事務局)	私自身が認識しているのは、世間一般に知られている問題の範囲内です。	一人一人の年金記録が正しいかどうか、早急に確認していく作業が必要と考えています。	年金記録問題は、早急に解決すべき問題であり、正確な記録に基づいた年金を早急に支給することができるように職員全員が力をいれて取り組むべき業務だと認識しています。 私がこの問題が存在していることを知ったのは、国会でこの問題が大きくとりあげられてからです。	お客様と接する際には、昔の記録を思い出すことができるように、じっくりと時間をかけ、丁寧に慎重に対応しました。 この問題に関しては、制度的な問題もあると思いますが、年金記録の氏名や生年月日が誤って収録されていたり、年金記録を正確に確認しないまま年金の裁定処理をしてしまったりするような、職員の事務処理誤りも大きく影響していると思います。
1560	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	社保庁及び市町村役場に保存されていたあらゆる記録の突合調査等を徹底的に行い、本人が申出した記録と照合したうえで、記録漏れが判明した場合は、速やかに訂正処理を行うことが重要であると考える。	「消えた年金」について報道され始めた頃が、年金記録問題を認識した最初で、当初は、基礎年金番号以外の厚生年金(国民年金)記号番号が統合処理されていないだけのものという認識であった。	個人の記録に疑義がある方について、照会申出をしていただき、調査の結果、記号番号が判明した場合は、即時、基礎年金番号への統合処理を行い、統合後の記録回答票を交付し説明することで了承を得た。 また、必要に応じて照会申出票を提出していただくことで、後日調査結果が届くことを説明し、対応においては親切丁寧な対応を心がけた。 個人の年金加入記録(納付記録)を長期間管理していくうえでの管理方法や事務処理を行った職員の責任意識の低さに問題があったと思われる。
1561	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	世間一般に知られていない問題を知らないので方策について考えることはありません。	記録を統合するために平常業務から取り組んでいました。平成19年にマスコミ報道されてから知りました。	国民の信頼を回復するため、記録統合にむけて全力で取り組んでいます。
1562	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在のねんきん特別便・定期便の回答処理の早急な完了。	厚年・国年手番の統合漏れ。 統合漏れの件数が5000万件と問題報道された頃。	一人一人のお客様に対して、時間がかかる場合でも誠実・丁寧を心がけて対応しようとしました。
1563	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	特になし。	老後の生活を支える年金額の基になる記録が、正確に管理されていないことは、国の機関としてあってはならないことであり、重大な問題であると認識していた。 事業所記号が入っていない記録や報酬の変遷に不備がある記録の存在は知っていたが、ここまで大きく記録もれがあったと知ったのは、19年当時の報道により知った。	過去の職員による管理がずさんであったことが原因ではあるが、現在の職員である我々が対応しなければならない問題であり、何とか解決できるように日々がんばって窓口対応や記録調査をするだけでした。結果として、本来業務ができなかったこともあるが、最優先で解決するべきこととして対応してきた。 当時の記録管理等を実際に実務として経験していた者が少なく、調査の判定に時間を要すケースがある。もっと積極的にOBを活用した調査体制を構築するべきだと思う。
1564	地方庁	その他(社会保険事務所)	公開されている情報以外には、わかりません。	まず第一に、人員が足りない。 人員を増やしたとしても、記録調査に関する知識がない方に、きちんと教える時間がない。 記録補正できる人員も限られてしまう。 人員が限られてしまうと、オーバーワークになり、悪循環が起こる。 各事務所の調査の流れができていない。 マニュアルのようなものが確保されていないため、問題が起こったときの対処方法がわからない状態。 業務センターに整備を依頼しても、時間がかかり回答に時間がかかってしまうことがある。 解決策としては、調査するに当たってのきちんとした人材確保、調査の流れ、調査方法をマニュアル化必要と思われる。	特別便の前の、名前が収録されていない記録の補正のときに、統合されていない記録が多数存在することを知りました。	氏名が収録されていない手帳番号の払い出し簿から突合せし、名簿等を確認しながら、収録に努めた。 件数だけを求められ、内情は何も考えていない報告をしなければならない状況。 もう少し、時間をかけてやるべきもの。 被保険者や、受給者のためにならない。
1565	地方庁	社会保険事務所長		統合されない迷子の厚生年金記録について コンピュータが導入されるまでは、どのような仕事も同じと思いますが、手作業でやっており、クリックすれば、確認できるものではないと思います。現在あらゆるシステム(プログラム)を作成してコンピュータで突合わせをし、最後は、国民の方々の記憶を頼りに解決していくしかないと思います。ただ、高齢の方は、当然記憶が薄れていくものなので、コンピュータの突合わせ及び入念照会と同時並行で、解決困難な群を選び出し、各都道府県でプロジェクトチームをつくり、このような事象について面談を行うなどして、記憶を掘り起こすしかないのではないかと思います。当然ながら健康状態のすぐれない方には無理とは思いますが。	平成の初期のころだったと思いますが、厚生年金保険の期間照会を担当していたとき 年金制度そのものの意識が国民の皆様にほとんどなく、転職のたびに厚生年金の記号番号を払いだした状態になっている事象を1件ずつ古い名簿から探す作業を行っていたときに認識していたといえばそうかもしれません。 ただ、当時はご本人が就職の際「厚生年金手帳がない」との申し出があれば、過去の手帳番号を迅速に調べるすべがなかったという実態があります。	当時職務として、古い名簿で、探し出すことが出来れば、それで終わっていましたが、特定できない場合は、なるべくご本人と電話等で接触し思い出してもらえるようにしていました。 反省点としては、年金制度をもっと重要なものとして捉え、国民の皆様に広報を積極的に行い、仕組みの周知をすべきだったのではないかと思います。
1566	地方庁	その他(社会保険事務所)	そのほかに知っていることはありません。	①記録のオンライン化を図っていく。もしくは、簡単に検索ができるようにする。 ②記録のオンライン化をはかり、定期的に名寄せを行って、継続的に記録確認をしてもらえるようにする。	平成19年に新聞報道で知ったが、それまでの間は、まったくそのような存在は知らなかったし、あるはずもないと思っていたので、それまでの間お客様にもない旨回答してきたが、結果は違った。遡及して支払われる金額の大きい人をみると、当時の年金記録の技術的な問題もあるが、今まで何もしなかったつけがきたのだと思う。	対応について 地道に1件1件ていねいに対応していくこと。 反省点 記録問題生じたとき、その先は再裁定の件数の増加は見越せたはずである。初期の時点でその対応できる人数が少なかったのは致命的であったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1567	地方庁	その他(社会保険事務所)		①人員の増員(経験者)。 ②WM未収録でマイクロ化すらされていない記録の画像収録。	従来より期間照会業務は、人間がマイクロカセットを目で見て調べるという地道な作業であり、見逃してしまうということが否定できない業務であったと思います。 また特定業種(代表的なものとしてパチンコ業)の本社名などは、どれだけ雑学として担当者が知っているかで、見つかる見つからないが左右されます。 この職場に職員として採用された最初が適用課であったため、採用当初から統合されない厚生年金記録が多数あるだろうと感じていました。 年金手帳には厚生年金記録を自身で記入するというのも問題があり、事業所がどういう届出をしたかは、被保険者本人は知る術がなかった。記録が本人の思っているのと違うということが起こりえるだろうと思っていました。	期間照会業務の集約化、マイクロカセットのWM収録およびデータ化については何度も業務改善の提案をしてきたところです。(厚生年金記録の手帳印字についても。) 年金手帳の再交付が簡単に行えるため、被保険者からすると手帳は大切なものだという実感がないのではと思います。そのため職場が変わって再取得する場合、手帳なしでも手続きできると被保険者も事業所も軽く考えているのではないでしょうか。 手帳発行(再交付)を有料化するというのも、意識を変えるというためには有効かもしれません。 社会保険事務所側としては、最終的に裁定請求時点で未統合記録を捕捉できると考え、新規番号を払い出しすぎたのが失敗。おまけに被保険者に記録を見せる(交付する)ことを嫌がる傾向があった(そういう職員が多かった)ため、ここまで数が膨れ上がったと思われます。
1568	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1569	地方庁	その他(社会保険事務所)		専属の正規職員を決め異動させずにずっとやらせる。	厚生年金記録については本人の記憶がない以上、いくらこちらから勧奨しても解決できない問題。 国民年金については手番が判明しても、その中の納付記録についてまでも調査するというのは	本人に時間をかけて思い出すよう、はたらきかけたがなかなか記録統合に結びつかなかった。 また、同僚が無理に説得して記録を統合させたが、それが後で本当の手帳を持った人がでてきて、一緒に謝りに行ったときは強引な手法は軋轢につながると感じた。
1570	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	2万件調査にような、ある一定の基準を設けて、それに当てはまる方については、事務所段階での訂正が出来るようなことを実施したほうがいいと思います。	氏名等が相違している記録が多少あるとは思っていたが、この年金記録問題が明るみになったときに、初めて大益の年金記録の不備や不明が存在するということを知りました。	私は、ご自身の年金記録に不満や不安を抱いて来所された住民の方に対して、まずはご迷惑をお掛けしていることへの謝罪を行い、そこから来訪者の方の主張や意見に真摯に耳を傾け、その方の年金記録の確認や調査に全力を挙げなければならないと感じました。 現時点でこれまでの私の実践をとおして感じていることは、最後まで責任を持って己に与えられた業務を遂行していくこと。法令やマニュアルに沿って、迅速かつ正確に業務を行っていく。そういう姿勢や実践がこれまで不完全だったのではないかと思います。
1571	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	あせらず地道に記録統合していくしかないものと考えます。	申請行為が大前提であったこともあり、未統合記録にについては、将来年金請求の時に全て統合されるものと考えていました。また、5千万件の未統合手番があることを知ったのは新聞報道等された時です。	現在のようにコンピューターの発達した時代と紙媒体でやりとりしていた時代を同じベースで考えるのは物理的にも無理と考えますが、しいて言わせていただければ紙ベースのデータ(厚生年金記録)をオンラインに収録するときに住所情報などを収録しておけば良かったかと思います。ただし、取得届に住本人所の記載が必要ですが・・・
1572	地方庁	その他(社会保険事務所)	・社会保険業務センターに「年金再裁定報告書」の滅運作業を行ってから、現在は3ヶ月程度で処理が終わると聞いておりますが、平成20年6月～7月ごろに進達済の再裁定処理が、未だに行われていない年金受給者の方から問い合わせがあり、現在も未処理であることが判明したケースがあります。 業務センターの人に確認したところ、平成21年4月以降に滅達した分と、平成21年3月以前に進達した分との処理の速度に差がかなりあるとのことで、年金受給者に対しての公平性が損なわれている気がします。 (平成21年4月以降進達分は業者に委託している分があるので、処理が早い人がいると聞いて	平成21年3月以前に進達済分の滞留分を、処理する人数を増員するか、もしくは業者に委託する等の方策くらいしか思いつきません。	年金記録漏れの問題は、かなり重要な問題であり、真摯に対応すべき問題であると認識しました。 平成19年6月ごろに、年金窓口での相談者が多くなり、年金記録漏れが多いと知りました。	・国民のみなさまの財産に係がる、年金記録問題であり、自分に出来る限りの対応をし、この問題を真摯に受け止め、今後同じことが起こらないように記録の管理体制を重くおき、これからも国民の皆様の財産を扱っているのだと心に留めながら業務をしていこうと思いました。 ・紙台帳から機械管理への移行作業に何かしら問題があったんだと思われます。今後は機械入力等、正確な作業が必要だと思います。
1573	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません	まずは、年金受給者の方の年金再裁定。年金再裁定の自動化。 つぎに、紙台帳の被保険者記録の数値データ化し、お客様の照会に対して素早く回答できる体制構築し行う。 年金受給者などのご相談に対し社会保険事務所にある端末画面をビジュアル化し分かり易くする。などの方策が必要と思います。	社会保険事務所の現場では、 国民年金保険料の納付率が高まらないことが端緒だった。続いて愛知社会保険事務局内でゴルフ接待疑惑等が報道された。 しかし現在年金問題といったなら国民年金や厚生年金保険を問わず被保険者記録がお客様の記憶と一致しない・被保険者記録が基礎年金番号以外の手帳番号で存在した・オンラインデータに収録のない被保険者記録が存在する等が中心となって、年金受給者が不利益を被っている事に結びつくことですから、被保険者全体が社会保険庁・社会保険事務所は信用ならないと考えている事と思います。 保険料収入で保養施設等の建設がされ、非常に安価に売却されたこと等は年金問題として取り上げられることは少なくなった。 5～6年程前から問題として取り上げられたと思います。	7と8のことから、年金受給者の方の年金再裁定の業務に就くことで、一件でも多くの受給者の満足を得たいと考え実行しました。 それが地道に信頼回復をする方法のひとつと思いました。 社会保険事務所の現場では、正確に被保険者記録を収録する事務の迷行が重要と考えます。
1574	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	これまでのとおり、こつこつと確認作業を続けることしかないと思います。	元々記録の管理が良くないところにおいて、基礎年金番号を導入した際に現在のように個々の記録を洗い直すべきでした。私が考えていた以上にずさんな管理をしていたことに憤りを感じます。紙台帳の管理は各事務所、戦災及び自然災害により消失している部分があったこと先立から聞かされ台帳管理には神経質になった事を思い出します。オンラインへの移行が被保険者の方たちの記録を見つけにくいものにしてしまったのだと思います。もちろん紙台帳への転記ミス等を含め記録問題はずいぶん前から気がついていたのかも知れません。	お叱りを受けながらお客様のいにしえの記憶を一緒になって辿り、過去の記録にたどり着けるよう接客していました。当然のことですが、事務処理を正確に実施することが大切です。
1575	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		社会保険業務において、最優先課題として対応すべき問題と考えています。 平成17年4月から、窓口等での年金相談や記録照会を担当するようになってからですが、その当時は、年金請求するまでに(58歳通知が届いてから)記録確認してもらえばよいといった指導を受けていましたので、今回のような大問題が潜んでいることを知りませんでした。	お客様に対しお詫びを述べるとともに、親切・丁寧な対応を心がけました。 そして、その当時の年金相談担当者等と、多種多様なケースについて情報の共有化をはかり、少しでもお客様に対し満足のいく説明や、調査結果について回答できるよう努力しました。また、お客様の待ち時間を減らすため、昼休憩等返上し対処しました。 紙台帳からコンピューターでの記録管理に切り替える際、その当時のコンピューターの性能の問題もあろうかとは思いますが、何より、非常に大切な記録を扱っているという認識に甘さがあったのではないでしょうか。十分な確認ができていないのが今日に至っていると思います。
1576	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成17年10月入社であり、入社して4年がたちます。その間、国民年金の免除問題があり、現在の年金記録問題に至っています。正直なところ、年金特別便業務を行う中で、こんなにも番号が抜けていたり、名簿での記載誤りがあるとは驚いています。	私個人ではどうしよもないことだと分かっているものの、まず私自身がお客様目線に立って、一人でも多くの人が満足していただけるよう努めています。 この問題についてなぜ起こったのか、これは、一人ひとりの国民のために、きっちりとした仕事をしようという意識の低さからだと思います。
1577	地方庁	その他(社会保険事務局)		前年度に送付済みの年金特別便について、早急な回答をする必要がある。新たに、定期便を出しているがこれは、無駄なことをしていると感じている。年金の仕事に携わっていない方に同じようなものをいくら出しても意味はない。職員のくびを自ら絞めているようなものと思う。 事務の立場から言わせてもらうと、被保険者記録のカセットオープンを一斉にしてほしい。 080のマイクロ確認において各県の事務所の管轄の変遷を一覧で見られるようにしてほしい。 検索方法を増やしてほしい。(大規模事業所については、取得年月日が近いものを探し出すことが困難) 業務センターでできるような矯正をわざわざ地方に送らないでほしい。 など、思痴はたくさんありますが、まずは、受け付けている特別便に回答することにつきるので	マスコミ当で大きく取りざたされたとき	基礎年金番号ができたときに、今と同様この番号のほかに番号をお持ちのかたは返事をくださいというはがきが送られたり、黄色のお手紙として文書を送ったりしていたが、年金の裁定の時にできますよという落ち着きがあったと思う。そのときに、100%に近くなるように回収に努力をしていたら、ここまでの問題になっていたのか？と悔やまれる。
1578	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現行の方針に沿って、一件一件丁寧に対応。	基礎年金番号に統合されていない年金番号があること。 業務課に配属された時(平成14年頃)、氏名取得届等に年金手帳が2冊3冊添付されて届出された時。(この時はもちろん5,000万件という数字は知らなかった。)	本人の申し出に基づいて記録を統合。 本人による積極的な記録の確認の勧奨ができればよかった。申し出があったもののみ対応し受け身であった。
1579	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。ただ、年金請求時には、社会保険事務所の窓口では、厚年、国年記録について、本人には確認をしていたと思います。	本人の申し出に、出来る限り添うような方向で進めてほしい。現時点において、できることとしては、本人に記録確認をするしか方法はないのではと考える。	特に知りませんでした。国民年金の免除問題からです。	国民年金に関しては、検認率のアップ問題であり、だくをして上げるのではなく、あくまでも確収に出向く。また、厚年記録については、事業所からの報告のため氏名の読み方の誤り、社会保険事務所での入力時の誤り等
1580	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない	わからない	これまで世間一般的に、知られていない問題があるかないかについては、どんなものがあるか知らないが、手帳番号の重複払出による記録問題については、昔は事業所が安易に新規扱いで申請している傾向が有ったと思うので、重複手番を確認する方法がなく、確認できるようになっても無用な索引を規制されていたので、今のように全てを確認できるようになるまでは、年金請求時に確認するしかなかったと思った。	これまで世間一般的に、知られていない問題があるかないかについては、どんなものがあるか知らないが、手帳番号の重複払出による記録問題については、事業所が安易に新規扱いで申請している傾向が有ったということと、重複手番を確認する方法がなく、確認できるようになっても無用な索引を規制されていたので、今のように全てを確認できるように、もっと早く出来ればよかったと思える。
1581	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	抜本的な解決方法はないと思います。 時間がかかる問題かと思います。	時間がかかる問題かと思います。 平成18年中頃かと思います。	一人一人の記録を時間をかけて、慎重に対応していかなければならないと 思いました。 記録の管理方法等について、そもそも紙台帳等の記載が不鮮明であったり など、長期間に渡り、適切に記録を管理するという認識が欠けていたと思います。
1582	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①私が、昭和55年に採用されたとき、先盃から、過去にペンネーム(芸能人名等)で加入し、健康保険証を持ちたかった被保険者が多くおり、資格取得届において事業所へ確認する業務が多かったと聞いています。 このような芸能人名での、加入記録が何万件あるのか知り、未統合となる件数を把握したうえで対策の検討も必要と考えます。 [redacted] ②また、年代があいまいで申し訳ありませんが[redacted]事業所は女性の雇用に年齢制限を設けていたと聞いています。 この年代の生年月日は、相当の未統合番号があるのではないでしょうか。 以上の内容は、一部であると思えます。今回のような意見を集約した、検討が必要と思います。	(6)にて記載のとおりですが、一旦整理する時間を設け、再度このような意見要望をされるとよいのではないでしょうか。 ただし、上記のような具体的で詳細な内容と、その件数について、職員に対して情報公開は必要と考えます。	採用時から、厚生年金手番の重複は、問題になると思っていました。 平成9年の基礎年金番号時は、その対策として(案)でしたが運転免許証の交付時やパスポート申請等で何らかの把握ができないものか考えました。	未統合となっている分析が必要で、(7)で記載したとおり職員が共有した情報が必要と思われます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1583	地方庁	その他(社会保険事務所)		●マスメディアをうまく利用する。 ①テレビや新聞、雑誌を利用して、特別便の見方、記入の仕方をわかりやすく説明する。 ↓ 電話や、窓口の問い合わせ件数が減る。 ②社会保険庁の取り組み、特別便対応の処理済数などについて、公表していく。 ↓ 問題やミス処理ばかりを取り立てて報道され、庁の活動が表に出てこない。 誠意を持って一生懸命取り組んでいることをアピールしていくことで、理解する余地をもってもらう。 ●年金記録問題を対応する職員、社労士、賃金職員への、作業手順の徹底や、対応するための知識をまず確実に覚えさせる。 ●年金記録問題に対応する人員を増やす。	<どのような問題と認識していたか> ●処理手順の不徹底が招いた人為的事故 ●社保庁の組織としての業務に対する怠慢 ●政治判断のミス <問題の存在を知ったのはいつ頃> ●年金記録問題がマスコミに取りざたされた頃 ●ねんきん記録問題に関わるようになって	<どのように対応しようとしたか> ●相手の話を聞く。 ●不明な点をあやふやにしたまま処理を進めない。 <反省点> ●確認不足 ↓ 「まあ、いいや」という結論で処理の不確かな点を解決せずそのまま処理してしまった。 ●人間関係の希薄さ ↓ 不明な点に当たっても、尋ねられない。 ●周知不足 ↓ 社会保険についての知識が一般的常識のレベルまで達していない人が多い。 社会保険について、アピールする機会を作っていくべきだった。
1584	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金保険の記録調査をしていて、被保険者台帳にお名前がありながら、コンピューター収録されていないケースが多くみうけられ、まったく収録されていなかったり、カセット収録されたままの被保険者記録が多く僕然とします。	今まで発番された記号番号をすべて、0100－000001からコンピューターに収録し、氏名、性別、資格取得日、資格喪失日等の情報を入れ、改めて期間の確認を加入者あてにすべきと考えます。	いわゆる旧台帳のコンピューター収録の際、当時の大蔵省が予算化に消極的(裁定請求であるため、請求時に登録すれば事足りるとの考えがあったため)で実際に予算化されず現在に至ったことが大きく影響していると思います。 25年くらい前だと思います。	当時の上司に対し、毎年旧台帳によるコンピューター収録を要望すべきとして毎年お願い、要望をし、当時の県庁民生部年金課として要求をあげていただいたと聞きましたが、結果的に概算要求部分で予算化されなかったようです。 年金の法律において、年金請求が年金裁定請求であることに原因があることと考えられます。 今後、年金に未請求や、統合もれの事故のないように、年金制度の加入時に受取口座番号まで登録する制度とし、受給権ができた際には自動振込みができるようなシステムとすべきと考えます。
1585	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題は、国民にとって、生活に関わる重大な問題であり、早急に解決するべき問題だと思います。このような問題が存在することを知ったのは、自分が年金相談の業務を担当するようになって、年金の記録漏れの問題が出始めたおよそ2、3年くらい前です。	年金記録に関して、社会保険事務所への問い合わせや来客が増えたことで、窓口の支援や、休日開庁日の窓口対応など、自分にできることは積極的に対応しました。窓口では、年金記録の照会について、照会申出を受付して調査するのはかなり時間がかかるので、窓口対応の際に記録を見つけて解決できるようなものについては、正確に対応するよう心がけました。 この問題について、紙台帳の記録等、正確な管理ができいなかったことが反省すべき点だと思
1586	地方庁	その他(社会保険事務所)		・マスコミに正しい情報を流してもらうこと。 ・市町村に協力してもらうこと。	・自分の年金記録について、記憶違いをしている人が非常に多いこと。 ・18年10月以降。	・件数が多すぎるので、照会をもらってから回答までに時間がかかるのは、ある程度仕方ないと思う。間違った回答をしないことの方が重要と思う。 ・なぜこのような記録となっているか、わかりやすい言葉で説明し、納得してもらうことを心がけている。
1587	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		年金加入記録が正しく収録されなければならないと思います。 大きく問題を認識したのは平成19年7月です。	来訪された方の年金加入記録についてご本人から正しい加入記録かどうか確認しております。基礎年金番号方式になった時に特別便のように事業所加入履歴等をご本人に照会して回答していただくような方式にすれば収録が遣んだと思います。
1588	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	特になし	在籍が短いのでわかりません	なし
1589	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金事情に精通したOBを再雇用して対応させる。	平成19年6月中旬。	一番最初の東京目黒の「ねんきんあんしんダイヤル」に緊急招集され対応しました。また、休日に出勤して年金記録の調査を行いました。 特別便に共済記録を一緒に記載して通知すべきではなかった。 共済記録が一部しか記載されていないケースが多数あり、国民の不安を増大させた。国民年金の資格についても、実際の保険料徴収が昭和36年4月からと説明が必要だった。
1590	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一気に解決するような方策はなく、一件一件、ご本人のご記憶と、 管理されている記録を突き合わせていくしかないと考えます。	特に未統合手帳番号については、裁定時にご本人の確認をいただくため、 その時点で確認できるはず、といういわゆる裁定時確認主義が職場全体の 常識として存在していたと思います。 記録の詳細についても、間違いがあればご本人からの照会があるはずで あり、そのときに対応すればよいという受身の姿勢が根底にあり、そのこと 自体が問題であるという意識が希薄であったと思います。 管理されてある記録自体が杜撰である、ということについては、平成16年に 厚生年金記録の期間照会を担当することになった際に、いくつか誤りのある ケースにあたることがあり、その際に承知したと思います。	担当していた期間照会業務については、現在のような整備された状況では なく、記録の調査は担当者の経験・手腕によるところが大きかったですが、 その時点で考えうるあらゆる可能性を考慮して調査対応は行いました。 反省点については、年金記録は基本的に届出があってつくられるものですが、 その届出の対象となる被保険者ご本人に対しての通知が、制度として ないがしろになっていた事があげられると思います。 現在でも、住所や氏名といった基本事項に変更があった際にご本人に 通知がないなど、その問題は残っていると考えます。
1591	地方庁	その他(社会保険事務所)	同じ事業所記号をが長年の間に何度か別の事業所として繰り返し使用していること。	年代ごとにその当時の正しい事業所名が表示されるようなシステムの改善を行えばよいと思います。	社会保険庁の使命は国民に対して適正に年金を裁定・支給することであり、最重要課題と認識しています。入社した8年前には漠然とした分かっていませんでしたが、実務にあたっていくにつれ、非常に大きな問題であることがここ数年ではっきり分かってきました。	本人への確認を入念に行い、記録漏れがおこならないよう心がけました。年金問題については一定の間隔での定期的な確認が不足していたことが反省点として挙げられると考えます。
1592	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金特別便で旧姓手番の漏れがあった旨、回答をしているにもかかわらず 旧姓手番の名寄せ等の照会文書が来たのはどうしてか？同じ事をまた回答するのか？と問い合わせがあった。 特別便が膨大な量のため、事務処理が遅れ、タイムラグ的なものもあるが、年金問題解決のため、通常の特別便とは別に旧姓手番の名寄せ対象者に再度同じようなものが送られていると説明。了承いただいた。	現場からみても二重の事務処理としか思えず。特別便の回答に対しての事務処理を早期解決しオンラインシステムにより、上記の者には重ねて照会文書が送付されないよう改善をしてほしい。	平成15年4月に採用となり、勤務しているが、平成9年1月に基礎年金番号が導入され、一人一つの年金番号とされた事を教わり、仕事を覚えていく上で基礎年金番号に統合されていない手番が大量にあることを知り、当時は本人あてに基礎年金番号通知書が送付された際、他に番号をお持ちの方は統合する申請(同封の別紙を提出)をしてくださいとした事がそもそもの問題だと感じている。その時に現在のような対策をしていれば、もっと早くに年金記録問題が浮上し、早期解決に向け、着手できていた事と思います。	採用となったばかりで仕事もままならない状況だったので、今日の年金記録問題にまで発展するとは当時では考えられなかった。 反省点としては上記(8)と同じ。
1593	地方庁	社会保険事務所課長級以上		厚生年金の(事業所)確認について、索引簿の検索ができる専用のパソコンの効率がよくなスムーズに行うためにはハードの容量を大きくする又は、各県ごとに振分をする等を行う必要があるのではと思われる。 各制度の被保険者原票(080)の反応を早く、きれいに。	現在は、一人ひとつの基礎年金番号で管理されているが以前は、各制度ごとに手番を振り分け、同姓同名の手番があったとしても確認ができていなく、新規で番号を払出す。また、原票の転記ミス等がなければ、隠れた年金・消えた年金等の話にならなかったのではと思われる。 年金問題は平成18年4月以降。	記録等の早期解決にむけて努力してます。
1594	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	地道に記録確認を進めていくしか無いとは思いますが、カセットのままの旧台帳整備や払い出し記録の整備を送急に行うことも必要だと思います。	採用時はすでにオンラインシステムが完成しておりましたが、同制度の他手番が存在するための重複取り消し作業も多く、漠然と不安は感じていました。年金給付課に配属されたとき、改めて年金記録がこんなにも洩れていることを実感しました。	やはり申し出による調査が不可欠であることから、窓口での対応は記録確認からはじめました。 反省点としては、基礎年金番号制度が始まった時期に「他の番号をお持ちの方は・・・」とご本人に照会していましたが、このときに「特別便」的な調査をすればよかったのではなかったか、とも
1595	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと思います。	直接的解決方法ではないですが、再裁定、新規裁定など時間のかかるシステムを改良すべきだと思います。同じような処理票を何度も作成して、入力に関してもほぼ手作業で行っているのではないでしょうか。現在の技術ならこのように時間のかかる処理方法ではなくてもできるかと思います。時間がかかりすぎることが当たり前な状況では、いくら職員がよい応対してもお客様は納得されません。世間的に広がっている悪い印象を払拭することも、お客様からの協力を得る方法のひとつだと考えます。	支払った保険料に対して、給付されていないということは、実際に不利益を受けている人々が存在するということから、至急解決すべき問題と思います。裁定請求時に未統合の番号については、ほぼ確認できているものと思っていたため、新聞等で問題になるまでは、これほど多くの未統合番号が存在するとは知らなかったです。	担当課が国民年金であったため、調査について早期に回答できるよう体制をつくりました。数十年先を見越した体制を作れなかったことが反省点として挙げられると思います。被保険者への制度周知、年金番号の重複付番の回避など。
1596	地方庁	その他(社会保険事務局)	平成17年に入庁しましたので、報道などによって初めて知らされている状況です。	年金受給の再裁定については、システムを改善することにより、極力手作業での処理をなくすようにすればいいと思います。東京で一括して手作業するのではなく、ある程度の処理は地方でもオンラインでできるようにすれば処理速度が上がると思います。(手帳番号を基礎年金番号へ登録されることで受給原簿も連動して改定となるような処理) 最後の一件まで記録を追求するというのは事実上不可能です。どこかで区切りをつける必要はあると思います。確か、銀行でも10年間使用されていない預金口座は本人に連絡のうえ廃止されると聞きました。ただ、区切りをつける場合には、一般の方がみてもこれ以上の解明が不可能だと納得していただけるような説明をする必要はあります。	本人の記憶も曖昧である(年金手帳の紛失、当時の住所や事業所、おおよその期間を忘れているなど)場合や、根拠が不明確(国民年金保険料を本人は納付していないが、家族が納付しているはずだと主張している)などの相談事例が多く、半信半疑でした。今でも本人の主張の信憑性を疑わざるを得ないことがある一方で、職員による記録の改ざんや不適切な処理が表面化したりと、一体何が本当で何が間違っているのかよく分からない状態です。まさか職員が意図的に記録を改ざんしたりしているとは夢にも思いませんでした。 時期については19年4月頃から相談が急増し、認識に至りました。	できる限り情報を特定できる要素を相談者から聴取し、オンライン、マイクロフィルム、事務所に保管されている紙台帳を確認しました。また、市町村にも照会しました。そのような手段でも特定されない場合は、立証できる手段がない以上記録は訂正できないと回答していました。 現在でもそのような方法以外には取れなかったのではないかと思います。 社会保険事務所のみに責任の全てがあるかのようにいわれていますが、社会保険事務所、市町村、事業所、被保険者本人それぞれに責任はあると思います。それぞれが自己責任意識を持たずに、行動してきた結果だと思います。
1597	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一件づつ、地道ではあるが解消していくしかないと思います。 本人よりの申出による照会については、紙台帳(マイクロ)を全て確認する。また、同姓同名同一生年月日の記録については、本人に直接接触して確認していく。	年金給付課に在籍していた頃(平成10年より以前だと思いますが)より、厚生年金の手番の中に他人の記録が収録されていたり、未収録の記録ががあったりと、手番の記録について不審はありました。	本人からの照会について、紙台帳時代の記録を再確認し、入念に調査することを心がけました。調査者の専門性が必要と考えられますが、異動などにより引継ぎが完全とはいえず、あいまいになっているところがある。 また、現在、各県で全ての調査を完了させている点も問題がある。たとえば、事業所によっては店舗名と登録の事業所名が相違していることがあり、その管轄事務所では良く知られていることであっても、その他の事務所では知らないこともある。また、過去からの経過についても知識の蓄積であり、それをペーパーに残しても完璧に伝わるとは考えにくい。 この、問題に関しては専門職としたほうが効率もよいと考える。
1598	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	職員の増員。現在のように、通常業務を処理しながらではなく、記録問題専用に対応する職員を増員すればよいと思う。	2～3年前。それまでは、未統合手番についてはあくまで基礎年金番号と別管理されている記録であり、いわゆる「消えた記録」とういう認識ではなかった。	記録問題は、一人が複数の番号を持っていた制度や、昔はオンラインが導入されておらず、記録の管理が困難であったシステム的な問題等、さまざまな要因があると思う。 特別便の処理や、窓口対応等、最大限の努力をしているが、未統合記録について、以前は現在ほど重要な問題として認識できていなかったことが反省点として挙げられると思う。
1599	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1600	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	第3者委員会や救済措置等特例法により、救済できる方は救済する方策を進める一方、職員としては、台帳との突号や調査申出記録の確認を徹底して行うしかありません。 何をもって問題解決とするのか分かりませんが、記録と本人記憶が違うと主張する方は今後においても、いつの時代でも必ず存在します。職員のできることを、地道に続け、彼らに任せておけば安心できると国民の皆様に思っていただけるまで、信頼を得るまで努力するしかないと思います。	手番が多数存在しているという点については、入庁時(平成7年)から当然知っていましたが、平成9年の基礎年番導入により統合作業をすすめていましたし、裁定請求時にはすべての記録を確認するということで特に重大な問題であるとは認識していませんでした。しかし、氏名変換誤りの手番については検索しても特定できないため、問題であると認識していました。 台帳との相違や、WMに移管されいない記録が存在することは知りませんでした。	窓口相談時には、徹底して記録確認を行い、他手番がないか調査し、一件でも手番を滅らす努力を行いました。 反省点として、国会での追求や、マスコミの指摘を受けるまでもなく、自発的に、かつ大々的に、基礎年番導入時のような統合作業を国民の理解と協力意を得て、時間をかけて行うべきであったと思います。また、紙からコンピューターへの移行時には、もっと人と時間をかけて慎重に行うべきで、半世紀以上記録を管理し続けなければならない年金という独特の制度をもっと重大に考えるべきであったと思います。
1601	地方庁	その他(社会保険事務局)	私の知っている限りでは、無いと思っています。	大きな対策としては、私は全てを把握しておらず分かりませんが、各論としては、提出された再裁定の請求書等を速やかに処理することが、早く問題解決する方法と考えます。それに向けて、やはり、必要な人員が必要であると思います。(特に専門の知識がある人が不足していると思います)	最初に思ったのはすごい件数の番号が宙に浮いていると驚きました。今までできちっとしていなかったものが発覚したんだと思いました。 当時の総理大臣が最後の一件までといっておられたが、死亡者、社会保険以外での誤り(例えば事業所のミス、年齢氏名偽装)外に連絡の取れない方、(例えばホームレスの方)の番号等があるので、がんばればある程度はできるがそういった人の分はどうするのだろうと思いました。 また、問題を知った契機・時期はマスコミ・新聞報道でです。	当県ではすぐに市町村での特別便対応窓口が設置されたので出張するときに精一杯の対応をしようと思いました。 基礎年金番号に収入時にもう少し被保険者の人等に広報等の対応をとればよかったのではないかと思います。今回のよう当時はまだ入庁しておらずどのようにしていたかはしらないのですが。
1602	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	対応する人員増一般事務とは切り離した処理体制	未統合記録がある事は入所当時から知っていたがこれほど多いとは思っていなかった	一件でも多く処理できるよう努力してきたつもりであるが自分の仕事を持ちながら処理するのは大変である
1603	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	これまでのように、全所体制で通常業務の傍ら年金記録確認の作業を進めることは非効率な面があると思います。年金記録確認のみを担当する係をつくり、担当を明確に分けた方が好ましいと思います。	平成10年に国民年金課に配属になりましたが、当時は基礎年金番号制度導入から比較的短期間だったせいか、未統合の手帳番号が数多く存在していたことについて、特に気にもなりませんでした。その後平成18年に再度国民年金の仕事に携わった時、未統合の手番が意外に多く残っていたことに少し驚いたことを覚えています。ただ、そのときはこれほど大きな問題に発展することは想像していませんでした。平成19年に年金記録問題がマスコミに大きく取り上げられてから以降、年金記録問題の解決は年金制度信頼回復のための最重要課題と認識しています。	自分の仕事と平行して記録問題の解決に取り組むよう心がけてきました。反省点としては、まず基礎年金番号導入の際に、手番の確認についてのきめ細やかな対応が不足していたことが挙げられると思います。また、その後の手番保有者への広報活動や注意喚起なども不足していたように感じますが、一番の要因は、「裁定時主義」という待ちの姿勢が招いた結果だと思います。
1604	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			国民年金手帳記号番号の重複払出しの存在については、昭和55年頃に携わった当時からであること。	手帳番号の重複取消しについて、該当市町村に照会し、重複取消しの処理を行っていた。 年金手帳の重要性を説き、個人で生涯保管することをもっと宣伝すべきであったこと。
1605	地方庁	その他(社会保険事務所)	コンピューター上に、氏名が登録されていない年金記録が存在する。	現時点においては、100%の解決は不可能ではないかと思われる。記録が漏れていると申し立てる方全員に対して、ほぼ無条件で記録を整備するぐらいの思い切った方策をとらなければ国民の皆様は納得していただけないのではないでしょうか。	これまで社会保険庁は、保険料の無駄遣い、年金記録業務目的外閲覧、国民年金不正免除問題等のあらゆる不祥事を犯してきたが、それらをはるかに凌ぐ大問題であると認識しています。この問題については、記憶が定かではありませんが、平成19年の年明け辺りに、恥ずかしながらワイドショー等のテレビ報道によって認識しました。	年金記録相談に訪れて来た方に対しては、親切丁寧に対応するのは勿論のこと、来訪者の立場になって、私自身の失われた記録を探すかのような気持ちで年金記録を検索する等、来訪者が最後に安心して帰っていただけるよう常に心がけて業務を行っていました。 年金記録は、被保険者にとってかけがえのない財産であると思われます。私を含めて、職員にはそのような意識が少なからず欠如していた点が反省点として挙げられると考えております。
1606	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	記録調査を専門とした人員を確保し、過去の被保険者台帳等の徹底的な調査や、OBの協力を得ながら、短期間の期限を定めることなく、調べつくすことを前提に国民の理解を得ながら、ひとつひとつ丁寧に結果を出すことが大切だと思います。	平成19年頃から、年金記録問題が大きくとらえられたと認識していますが、年金相談窓口において、年金請求者や記録の確認来訪者に対し、混雑時の待ち時間を考えると、必ずしも氏名、生年月日、戦歴等、あらゆる可能性を想定したWMによる徹底した氏名検索等等による調査が行われたとは言い切れないと思います。なぜなら、今となって、WMによる旧姓等の氏名検索により簡単に記録が判明する場合もあるので、多かれ少なかれ、相談者本人が特にお申し出がないと、漏れている事象は発生していたと思います。	社会保険事務局の指導的な立場として、年金記録の確認については、来訪相談のマニュアルに基づき、特に本人のお申し出がなくとも、少なくとも、必ずWMによる旧姓を含めた氏名検索等による調査を徹底するよう、指導して参りました。しかしながら、来訪者の待ち時間の解消や多くの相談者に対応するにあたり、人員的な問題は大きく、実際には、ひとりひとりに対して、入念な相談調査に時間をかけられない実態も避けられなかったことはあると思います。
1607	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
1608	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	最優先課題として捉え、全職員が協力して調査・回答にあたり、書類及び進捗状況の管理をきちんと行う。 また、どのような調査が必要となるのかによって書類をパターン分けし、調査のノウハウ等情報交換を積極的に行い作業を効率的に進める。 今後は、基礎年金番号を持っていると考えられる人についてはきちんと記録を確認し、むやみに新しい番号を払い出さないようにする。	年金の受給権の有無及び受給額にも影響してくるため、早期に解決する必要があると思った。 手番の存在は知っていたが、記録問題として認識するようになったのはテレビ等で大きく報道され始めてから。	書類を審査する際、本人と思われる手番が見つかった場合は本人記録かどうかの確認を行い、統合できる記録については統合作業を進めた。 この問題の原点は、オンライン化した際にきちんと入力されているか確認作業を怠ったこと、 次々と新しい番号を払い出してきたこと、最終的に年金請求の手続きの際に記録を統合すればよいと考えていたこと及び年金請求の手続きの際に氏名・生年月日等から他に本人記録と思われる番号がないかを検索するという作業を積極的に行ってこなかったことにあると思われる。
1609	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにない。	通常業務を必要最低限にし年金問題に取組む。(行動計画の凍結など)	質問の意味がわからないので答えようがない。いつ頃知ったかもよく憶えていない。	期間調査の回答、年金特別便窓口などの応援。 社会保険事務所の体制が整わないうちに年金特別便を発送したため窓口がかなり混乱した。
1610	地方庁	その他(社会保険事務所)		土曜日・日曜日に社会保険事務所の機械を動かし、対応可能な職員が出勤して処理を行っていくことで、少しでも年金記録問題の解決を図っていく事がいいと思います。	平成16年の採用後間もなく年金記録問題が話題になりました。大きな問題のため、休日出勤など多少無理をしてでも解決に向けて頑張っていかなければならない問題だと認識していました。	まずは社会保険庁の信頼回復が第一と考え、以前より増して電話応対や窓口対応・法令順守を気をつけて仕事をしてまいりました。 反省点としては、目標を設定した期限間近になった時にやり方を変えるなどすることが多く、より余裕を持って計画的に対応ができたらよかったと思います。
1611	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン化前に厚生年金手帳記号番号の重複取消を行っている場合で、オンライン化の際に喪取した記録が収録されていないケースがある。 古い厚生年金記録で算定の途中から始まる記録や、算定の途中で喪失してしまっている記録がある。おそらく番号の記入間違いで送達時に収録がおかしくなってしまったのと推測される。 船員保険の生年月日だけで適当に付与された9000番台の仮番号。 おそらくなかには仮番すら付与されていない記録も存在すると思われる。	地道に台帳の点検・突合をする他ない。	宙に浮いている未統合の手帳記号番号の件数など知る術がなかったため、問題になるまで特段気にすることはなかった。 平成9年次の照会(緑の用紙)ので概ね終わっていると思っていた。	当時は手帳記号番号の氏名のヨミも適当に割り振ったものだとは知らなかったため、一般的な名寄せ作業しか行っていなかった。年金請求時には名寄せを徹底するよう注意喚起を促したが複数のヨミで名寄せを徹底していたかは怪しい。 当時知りうる情報の中では、可能な範囲では取り組めていたと思うが、過去の記録管理方法についての知識が乏しかったため、その点が勉強不足であったと考える。
1612	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	予算を掛けて、役に立つ人員を増やして欲しい。	記録漏れ等がここまでひどいとは思わなかった。それと古い記録が随分いい加減だということに驚いた。すべてを解決できればいいけれど今では無理だと思うようになった。 問題を意識するするようになったのはマスコミで取り上げるようになってからです。	年金特別便の対応等で本人からできるだけ詳しく話を聞いて、記録を探すことに必死で取り組みました。 本来業務を抱えながら年金記録問題に取り組むのは心身ともにきつかった。 人は入れても、WMは使えないとかであまり役に立たなかった。
1613	地方庁	その他(社会保険事務局)		1件1件地道に取り組むのみだと思います。	年金記録を管理する立場としての社会保険庁の責任はもちろん大きいですが、社会保険庁、市町村、被保険者等、全てに何らかの責任がある問題だと思います。問題として認識するようになったのは、年金記録問題がマスコミ等で取り上げられるようになった頃からです。	できる限り詳細に話を伺い、考えられる可能性について全て調査するようにしました。年金記録問題への対応においても、基礎年金番号が付番された当時においても、社会保険庁だけで解決するのではなく、もっと国民の協力が必要であると訴えるべきであったと思います。
1614	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	健康保険組合、厚生年金基金と連携し、相互の記録を照合する。	漢字手書き台帳→カナ穿孔台帳→オンラインと移行する段階で、被保険者本人、事業所、市区町村に確認がとれずに生じた問題。事務所で記録整備をしていた頃。	担当ではなかったが特別便窓口対応等に積極的に対応した。または、事業所と連絡をとり、疑重複を極力発生させないように対応した。反省点としては、被保険者本人、事業所、市区町村、健康保険組合、厚生年金基金との連絡体制が脆弱で、特にシステム移行時は、事実確認をとらずに担当した職員または委託業者の脳内で対応してしまった。
1615	地方庁	社会保険事務所課長級以上		期間調査については、高度なノウハウが必要となる。増員だけでは対応は難しいのではと思います。早期解決が望ましますが技術の習得が必要だと思います。	過去に年金給付課の審査業務を担当しておりましたが、請求時なら氏名索引をして記録があれば本人に確認を行い。年金記録の漏れがないよう努力しておりました。しかし、かなり古い記録などはWMで検索できない場合があります。その場合は被保険者から申出がないと調査のしようがなく、中にはもれたままの方もいるのではと危惧しておりました。	当時としては最善を尽くしたつもりです。反省点といえば、お客様からの申し出がないとそのままになってしまう恐れがあること、現在の定期便等の導入があればかなり改善できたのではと思います。
1616	地方庁	社会保険事務所長	結果としての事象はいま問題となっていることで網羅されていると考えます。		基礎年金番号導入前は記録の検索や本人特定等がより困難だったこともあり、できることの限界は今より大きかったと考えています。 オープンされていない旧台帳や、氏名等が整備されていない記録が多数存在することを知った時期は不明です。	届書どおりの記録とするため、入力時等のチェックは完全ではなかったにしても、きちんとやってきたつもりです。 現場レベルでは、届書どおりの記録を作るための入力時のチェック等の大切さについての認識がどうだったかという思いはありますが、ただ、記録問題はさまざまな要因でこのようになったものと考えますので、特定の部署や職員だけを問題にし続けても解決はしないと思います。
1617	地方庁	その他(社会保険事務局)			大変、重要な問題であり、少しでも早く統合しなくてはいけないと考えています。平成15年頃過去記録調査をしていた時、未統合の記号番号が有る事は知っていました。	判明した記録はすぐに統合を取り組みました。また、事業所担当者様にも機会が有ればお願いをしました。 基礎年金番号導入時にもっと、広報をして取り組む必要が有ったとおもいます。
1618	地方庁	その他(社会保険事務局)		マスコミ等による偏った見方から視聴者、購読者を煽るような報道は控えるべきではないかと思います。 現在進行されていますが、過去のあらゆる書類(済通、還付整理簿)の電算化。	職員の怠慢が引き起こしたものだと思います。	その場しのぎの中途半端な対応はしない。 過去の記録や記憶はあいまいなものです。社保や被保険者の双方に記録が残っていれば、少しは状況が変わっていたのではと思いますので、効率的・経済的ではないのですが、経過(相談内容や何を契機に記録補正をしたか等)を残すべきだと思います。
1619	地方庁	その他(社会保険事務所)			採用されてから、しばらくして年金の給付業務をするなか、コンピュータ上の年金記録と過去の紙台帳との不一致がありえることを知った。 氏名などのよみかたが違うことでみつからないことがあるため、慎重に調査が必要と感じていた。記録は正しくあるべきであるが、人の手による、台帳管理だったため、まったく間違いなしとはいかないが、間違いにも限度があると感じていた。	記録の調査はよみかたをかえて検索するなど、あらゆる可能性を考え、慎重に調査していたつもりです。反省点は多々、ありますが、当時の台帳から、機械化(コンピュータに収録)する時点で完全に確認できてから収録するべきだったと考えます。
1620	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	近道は無く、知識を持った者を増員してあたるほか無いと考えている。 もしくは、政治的な解決として、申立の全てを認める。	被保険者より納付記録が違うといった申立は、年間で何件も無かったと記憶しており、機械管理への移行時にデータの入力誤り等で、当時のチェック漏れが存在している程度の認識であったが、最終的に年金裁定時に補正出来ると考えていた。 年金記録問題がマスコミ報道された後か直前ぐらいだったと覚えている。	問題点としては、過去の年金記録の保管状況が1つに有ると考える。また、年金裁定時に補正ができると考えた考え方、被保険者に対するデータの開示が無かった点も反省点として挙げられるのではないか。
1621	地方庁	その他(社会保険事務所)		専門の部署を設けて、より要領の分かる人を優先的に配置し、チームを組んでこなしていくしかないと思います。	・基礎年金番号に統合されていない手番や年金給付に結びついていない手番が相当数ある、という事。 ・マスコミが取り上げる様になってから。	・記録に結びつく様な情報を、今まで以上により掘り下げて確認するよう心がけた。 ・発足当時からのずさんな記録管理につきると思います!!!

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1622	地方庁	その他(社会保険事務所)	一部の悪質な事業主は、実態のない会社を立ち上げては、標準報酬月額を最高等級にし、結局保険料を納付せずに認廃。また会社をたちあげて、を繰り返し、1円も納付がないまま高い年金を受け取ることになる。 新適時に注意はするものの、強制加入を逆手に取ったりする。また、標準報酬の不適切な処理が問題となったため、認廃も慎重に行う必要があり、制度を悪用する人間がいる。	強制加入について、もっと考える必要があると思います。少なくとも事業実態の確認のため決算書を提出させたりするのもいいと思います。 また認廃についても、申請所在地にて事業実態がなければ事業実態なしとして認廃をすすめてもいいと思われます。 もし、他で事業を行っているとの申し出があれば認廃取り消しのうえ、所在地変更届を提出させるなどで対応すればと考えます。	基礎年金番号導入時に、もっときっちりと対応していれば少しは防げたと思う。年金請求時に確認すればいいという安易な考えが当時あったのではないか。 そのために、より大きな問題となってしまったように思われる。 平成18年ごろ、業務課に配置換えになったときに期間照会の業務を行っているのを見て、気の遠くなる作業をしているな、と感じた。	特別便の対応ではできるだけ、詳しく聞き取りを行い、なんとか記憶をたどってもらいながら応対した。 オンライン化のためにパンチ入力を安易に委託したため、フリガナ間違いや入力間違いなどが多数あるため、確認作業に大幅な時間が必要となる。(マイクロを1枚1枚確認したり) 氏名検索で見つかれば、確認に時間がかからずにすんだと思われる。
1623	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し	現在の方法を地道に続けていくしかないと思います。	事故リストの処理時、調査不能がありました。ご本人が年金請求時に申し出られた時以外は対処できないものと認識していました。	ヒューマンエラーはつきものです。それを踏まえて紙台帳で処理していた時代に点検を進めておくべきだったと思います。ただし、算定基礎届処理時などは事業所の協力も得て誤りを見つけ出していましたが、短期集中の手作業では、相当数の事故の発生はやはり防ぎきれなかったと思います。同一人に複数の手番を付番したのも、当時のシステムからは、やむをえなかったものと認識しています。ご本人も会社に職歴を知られるのを嫌い、既に持っている手番を申告されていなかったものがたくさんありました。 残念なのは、言われてする前に行うべきであったということです。新しいシステムが開発され、氏名索引ができるようになり、解決の手段が得られることになった時に、予算とスケジュールを組んで記録見直しを進んで行うべきであったと思います。ところで、ご本人と直接連絡が取れるようになったのは基礎年金番号の設定が行われた平成9年以降です。この前後から連日のように残業が続き、休日出勤も多くなり、実行の機会がなかったように思いますが、計画的な処理を進めて
1624	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		職員も含めて、大多数の人が年金の加入記録の証明となる年金番号を重要なものだと認識していなかったことによる問題。 2つ以上の年金番号が重複整理されない状態で存在していると認識したのは、老齢年金裁定時に過去の加入記録を思い出せない人がいたとき。	重複付番の防止。 反省点といえるか分かりませんが、年金制度が始まった当初から基礎年金番号が導入されていれば、このような問題は起きなかったと思います。国民年金、厚生年金でそれぞれ年金番号が存在したことにより、未加入者の把握ができず、強制加入といいながらも未届による未加入者が存在し、そのため、年金に未加入である者がいて当たり前の状況であったため、今までの加入履歴を確認せずに安易に新規付番をしたためだと思います。
1625	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。			
1626	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	特別便について、完結していくとともに、1つの基礎年金番号により確実に一人の記録を管理していくことを徹底し、また、国民一人ひとりについても、自分の年金記録に常に関心を持ち続けていただくことだと思う。	本来国民の方がかけてきた年金がいわゆる宙に浮いた年金となっていることについては、過去の年金番号制度の成り立ちがそのような原因のひとつであるとは思うが、公的な機関として、そのようなものが存在することは重要な問題であると認識している。年金制度そのものの問題もあると思うが、厚生年金について偽名で勤めていた方など加入する側の問題も一部あるところもあり、完全な問題解決をどのうようにしていくか、課題となると思う。 このような問題については、このような番号が存在してしまっていることは、適用係に在籍していたころですが、重要な問題点として認識したのは年金給付に携わった3年くらい前からとなると思	年金給付の処理に際して、記録の徹底確認をする。 この問題が生じた大きなひとつの問題は、基礎年金番号でなかった時代から基礎年金番号導入となった変化であるとおもう。その時点での記録の整理が不完全であったことが反省点のひとつでないかと思う。
1627	地方庁	地方社会保険事務局	特にありません。	時間をかけずに集中して処理にあたる。	重大な問題と認識しました。世間一般に知られるようになってからです。	丁寧に対応することをこころがけた。チェック体制がしっかりできていなかったのではないかと思
1628	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成9年1月の基礎年金番号導入時にもっと真剣に取り組むべき必要があったと後(時期不明)に感じた。	最終的には一人ひとり請求時に整理できると甘い考えがあったかもしれない。
1629	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。		まさかここまで昔の記録が整っていないとは思いませんでした。このような問題の存在を知ったのは、マスコミ報道が始まった平成19年又ごろだと思います。	とにかくお客様のご相談を受けようと、私に限らず皆必死でした。 反省点としては、昔の旧台帳をお客様から照会があるまでオンラインにさえ登録されていなかったこと、(現在も旧台帳の照会には時間がかかります。)基礎年金番号制度が始まる前、職歴を確認せず安易に番号を払い出したこと、単純な台帳への番号等の記入誤り(これが別人の記録が収録されてしまってる原因です。)、オンライン記録への氏名や生年月日の登録誤り(正確に検索が出来ません。)、年金記録問題についてマスコミが報道するまで全く職員に周知されていなかったこと(本当にここまで整っていなかったとは思いもしませんでした。)だと思います。思いつくまま書いてわかりにくくなりました。申し訳ございません。
1630	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	地道に1つ1つを調査していくしかないと思う。	記録調査をしていく中で、記録が漏れていた方を発見した際は、重大な状態だと思った。	申し出があった方については、少しでも早く回答できるように地道に調査をしていた。
1631	地方庁	その他(社会保険事務所)	過去の記録が見つかって減額になってしまうケースもあるということは、まだまだ一般的には知られていないお話で、後々のトラブルを防ぐために、どのような情報提供が必要かということも重要な課題のひとつであると考えています。 また、他の制度との兼ね合いにより、過去記録が見つかったために不利益が生じたというケースもありました。 遡って所得が増えたために、施設の入居費用が大きく上がり、遡って請求が来たという事例でした。「こんなことになると先にわかっていたら、漏れていた年金は請求しなかった。」と訴えられたことがありました。	年金が増額になる場合であっても、そのことにより受給者さん個々の損益分岐点が異なる場合も多いことを踏まえ、他にどのような公的サービスを受けていらっしゃるか等、受給者さんからの聞き取りに力を入れることができるとよいのですが。現在のような状況では、それも覚束ないことではあります。	私は今春からの任期付採用ですが、外から見ていた時と中で見るのでは印象は大きく変わりました。 悪意を持って行われたことや、怠惰な姿勢で見過ごされたことや、利己的な欲求のために行われたことばかりではないということを感じました。 そもそも、この制度は専門的な知識を持たない一般の人間にとって、あまりに複雑です。 そのことが、国民の皆様の不信感を増大し、ますます社保庁への信頼を失墜しているように思えます。 ご質問の趣旨とはズレてしまうかもしれませんが、今現在の年金制度への国民の不信感は、なにより「わからない。ごまかされてる。」という思いに根付いているのではないでしょうか。 制度の複雑さが、「年金は難しい」という根本的な問題を生じさせているように 思えます。 子が嫡居した親の面倒をみる時代から、自分の年金で自分の老後を支える時代になりましたが、その過程においてあまりに皆は無知で無関心だったことも、今にして思えば現在の問題を生じさせる一因でもあったことでしょう。 年金問題とは、年金という概念や意識を国民が持たないままに生じてしまった、国と国民とのズレではないかと思います。 私が年金問題と認識したのは、やはりマスコミによる「未納」報道の頃でしょうか。 当初は、芸能人や政治家の個人の問題のように捉えていました。 ですから、その後の年金記録問題についても個人の責任のように捉えていました。 身近でそれを感じたのは、父自身の記録が判明したときでした。私の父には二つの過去記録が見つかりましたが、どちらも本人は厚生年金加入期間とは全く認識していませんでした。	今は、記録を見つけ持主を明らかにすることと同時に、再裁定後の対応の遅れがより不信感を呼んでいると思います。 処理や支払いに関するお問い合わせには、できるだけキチンとお調べしてお答えすることと同時に、お時間がかかることに対しても重々ご説明しお詫びするように努めています。 この問題についての反省点は、人手不足で対応が遅れがちであったことと、一般の方に対しての情報提供があまりにも複雑でわかりにくいことが挙げられると思っています。 送られていく年金証書の見方、定期便や特別便に書かれている用語、どれをとっても国民の皆様にとっては馴染みの薄いわかりにくいもののようです。 受給者さんの多くは、面倒な説明より金額と支払日だけわかればいいとおっしゃる方も多いです。それだけが、すぐにわかるものを送ってほしいと仰います。 わかりにくい説明に翻弄された挙句、「ごまかされている」と感じてしまう方も少なくありません。 もちろん、勉強熱心で細かい説明を求められる方もいらっしゃいます。 ですから、お客様のニーズに合わせた情報提供の区別ができればと日々感じております。 私自身が、まだ外部からの「目」で見ている部分が多く、それ故に不慣な記述になってしまう点は、なにとぞご了承くださいませ。
1632	地方庁	その他(社会保険事務局)	過去に年金給付課に在籍していたが、窓口対応の際、お客様(主に女性)のほうから、当時は、就職に年齢制限があったので、年齢を偽っていたとか、名前を変えて働いていたとかの証言が多数あり、きちんと記録が出てこないのはそういう理由があるためかと軽く考えていました。(名前を偽っていたと言っておられた方はあまりいなかったと思いますが、年齢を偽っていたと言っておられた方は結構な数おられたと思います。)上記のような方が、滋賀県だけでも少なからずおられるので、全国的に見れば多数おられるものと思います。記録を確実なものとするためには(1人の人に対して多数の年金番号を払出している問題も含め)、届出に際し、今のやり方を続けるのであれば、公的な本人確認の書類(若しくはその写)を添付していただくべきと思います。	全職員が一丸となって、取り組むしかないと思います。ただ、日常業務がたくさんあり、この問題のみ取り組むわけにはいかないので、年金記録に関する組織、または部署を立ち上げ、そこで集中的に取り組んでいけばいいと思います。	年金記録問題については、(6)の他、過去、紙台帳からの手入力による切替の際にミスがあったものと思っていました。また、この問題については、主にマスコミの報道等によりはじめて知りました。	過去の入力誤りがわかれば、その都度訂正していました。 入力処理等については、チェック体制が甘かったと思います。人間がすることであり、必ずミスが起こるので、それを想定してチェック体制を構築しておくべきであったと思います。
1633	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
1634	地方庁	その他(社会保険事務所)	問題は出尽くしており特にありません。	今後も記録問題の苦情はなくならないため専門の窓口が必要です。	平成17年に国民年金課に配属になりマイクロ台帳があまりにも読みにくいし、いいかげんに記入してあるのを見てこれはいつか問題になると思ってました。しかし、国民全体の記録を完全に管理するのは不可能であり、たとえ完全に記録したとしても被保険者が違うといえばくつがえるようでは公平性平成にかけるため保険料制度であることがそもそもの問題であると思います。	制度そのものが問題であるため今後も以前のような大問題にはならなくても同様の苦情はなくならないですが、お客様満足度を高めるには無駄とわかっていても時間をかけて調査したり、お客様の話をじっくり聞かせていただくのが重要です。紙台帳の時代では一人一人の記録を管理するためには字の綺麗で几帳面な職員を大量に採用する必要がありますし、機械化されたあとは打ち間違いをふせぐため大量のチェック要因または入力誤りのないパソコン検定の資格をもってる人を雇うひつようがありました。保険料方式では記録管理が必要で国民の記録を完全に管理するのは不可能です。今後またこのような問題になる前に制度を完全税方式にかえないと駄目
1635	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の被保険者台帳(紙台帳)の記録が、オンラインシステムに収録されていない事象(いわゆる「カセット記録」)が多数存在すること。	現在行われているいわゆる「黄色便」で記録の持ち主である可能性の高いお客様に当方からアプローチしていく手法が最も良いと思う。が、すべての年金加入情報がオンラインシステムベースで収録されていることが大前提となるため、下準備としてカセット記録のオンラインシステムへの収録を全件実施することが必要。 求められている作業量が職員の処理能力を大きく超過している。 早期の解決に越したことはないが、制度創設から数十年経過している積年の問題であり、長期的視野に立った解決への手順構築が必要。 記録問題の解決に人員を大きく割き、他の業務(調査業務・未適用事業所に対する適用促進)が停滞することは本末転倒である。	前述の「カセット記録」が多数存在すること、また加入者情報のオンライン記録への収録にあたり、正確な登録が行われていない事例が存在することを知ったのは社会的に年金記録問題が表面化した頃(平成19年初夏ごろ)。 行政の立場として、被保険者の方がお納めいただいた保険料に基づき正確な給付を行うことは当然のことであるが、そうなっていないことを「申請主義」にあぐらをかいて被保険者責任としていた姿勢は猛省すべきである。	当時の立場は事務局職員ではあったが、できる範囲で現場の支援(年金相談支援・遡及管理のツール作成など)を行ってきたつもり。 反省点としては、前述のとおり年金の請求漏れを「申請主義」にあぐらをかいて被保険者責任としていた姿勢に尽きる。 保険者として正確な記録管理、同一人に対して複数の手帳番号保有を避けるという観点が欠如していたこと。
1636	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1637	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	1 過去記録判明による再裁定処理に1年6ヶ月を越えるものが多く残っていること。 そのことについて、業務センターの職員もやむをえないと考えていること。 業務センターの現場においては、人員も増やされることなく、始まった年金記録問題はまさに悪夢のようだと思います。ものすごい数の127号がとどまることなく増え続け、野積みされていく職場は想像するだけで苦痛です。 また、地方庁からの127号は不備な書類も多く、2割増し以上の業務量になっていると思います。 まじめに取り組んでも進まない毎日に時間の感覚が麻痺しているのではと思います。 しかし、窓口においても「1年待ってください」とお客様に説明し、納得していただくことが、どれだけお互いに負担がかかるか。その上、まだ半年かかりますと話さなければならないことをどう思っているのか。業務センターの現場ではなく、その上に立つ方に問いたい。 2. 年金ダイヤルの効果はいかほどのものなのか。何回かけてもつながらない、有料である。受付の社会保険に非があると説明される。責任者に代わってもらえない。責任者の連絡先を聞いても教えてくれない。	新規分をさておいても、受付の古い127号について集中的に取り組む。 年金ダイヤルのメリット・デメリットを集約し、立て直す。	過去60年間に及ぶ年金の記録補正は僅か1～2年で決して解決できない。長初から解決するだけの人・もの・金も与えられず、ただただ罰を受けることが当然のように現場に作業を強いていた。 高齢の年金受給者が対象であるために、早い解決を望まれていることは十分に理解できる。しかし、時間を与えられないまま始めたために、手法の一つ一つにケチをつけられ、後手後手に手法を変えていったことが、信頼を落とし、混迷を深める結果になったと思う。 過去記録の補正や判明は年間で100件くらいだったと思う。漏れや記録上に問題があることは認識していたが、これほどのもの(数)とは思わなかった。 「データがほぼ正しく、氏名索引をしっかり行えば、ほとんどの記録が判明できる」という前提で年金相談を行ってきた。	とにかく、氏名のふり仮名をいろいろなパターンで検索し、一致した場合、本人に思い出してもらうよう積極的に話しかけることだけだった。 まずは、払出簿の番号順に記録補正を少しずつでも進めていけばよかったと思う。しかしながら、船員保険の仮番の補正ひとつとってもかなりの時間がかかるような現状だったため、行動に移すことをあきらめていたように思う。
1638	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られていない問題については、報道等で知っている以外は特にありません。	年金記録の周知徹底を行い、被保険者一人ひとりの認識を高めるために定期便を送付し、確認を徹底してもらい、そこで年金記録に問題があり申し立てを行った被保険者に対し、救済措置が取れる法整備を行い、万が一、偽りの申し立てを行った場合は、懲役刑を科す法整備を行えればよいと考えます。	手帳番号を複数持っている場合は、統合処理を行わないと年金受給権がなくなったり年金額に影響が出るため、重大な問題だと認識していました。 基礎年金番号導入される時期に知りました。	資格取得の処理を行う際に、同一人の疑いがあった場合は、被保険者本人へ確認を行ったり、年金相談の際に漏れがないか確認を行っていました。 確認の際に被保険者への周知が足りずに、徹底した確認が取れていなかったことが反省点としてあげられると思います。
1639	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の増員	年金番号は一人にひとつ9年以前は厚年・国年でふたつ また、本人の職歴記録なので、年金手続き時に確認可能と考えていた。 問題として、意識をしたのは今回の国金・報道等で	事務局・事務所方針に従い、全力でお客さま対応を行った。 資格取得時の年金手帳の確認の徹底。
1640	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	所与のものとして全庁一丸となって、一つ一つ解決していくほか無いとおもいます。	臨時職員に採用されるまでは、マスコミ一般の情報しか知りませんでした。とく別便の窓口にたってはじめて、ことの重大さを認識しました。	とにかく信頼回復には、一人ひとりに誠心誠意尽くすことと思います。
1641	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成11年頃、基礎年金番号に統合されていない年金手帳番号について社会保険業務センターから定期的にご本人にお知らせを送付し、統合を促進していくとの認識を持っていた。	広く事例を公表し国民に周知しつつ、地方分権実施前に市町村の協力を得ながら特別便及び定期便を早期に実施すべきだったと考えます。
1642	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	長時間費やしても良いので現方策で実施し、最後の1件まで年金加入者を特定する。	こんなにも不備の多い記録があることを知ったのは、平成18年ごろ(世間を騒がせ始めたころ)であり、当初は、通常業務の一環で処理できるぐらいの並だと思っていた。	あまりにも不備な記録(名前がない、事業所記号がない等・・・)が多すぎて手間ばかり掛かっていたが、長時間を費やしてでも最後の1件まで閉京加入者を特定させなければならない思いで対応する。
1643	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金特別便および定期便の確認を進める。 年金請求手続もしくは社会保険事務所に来所された際の記録確認をもっときっちりと進めていく。 電話などを通じて、記録漏れがあると思われる皆様に積極的にコンタクトを取り、その上で記録統合を進めていく。	国民の皆様の信頼にかかわる、重大な問題だと認識した。確実に解決しないと、年金制度全体に関する信頼を失い、将来的には年金制度に禍根を残すと思った。 それと同時に、なぜ今まで何も手立てが考えられずに放置されてきたのかと思い、不思議に思った。 年金記録問題が存在することを知ったのは、マスコミの報道が始まってからはじめて知った。	窓口相談にこられる受給者や被保険者および、電話相談の方々の記録を丁寧に確認し、統合漏れを出来る限りなくすように対応しようとした。 反省点として、受給者や被保険者の記憶に頼りすぎて、確実に本人の記録と思われる記録があったとしても、本人の確認が取れないため統合できないケースが出ていることである。 前後の記録などを勘案して、確実に本人記録と思われる場合は、本人確認がとれない場合でも、しっかりと説明をした上で職員の手で統合を進めていったほうがいいのではないかと思うこと
1644	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	退職者、OBに協力を依頼する。(人手不足であるため)	私自身は、在職1年であるため、年金記録問題は、マスコミ情報からで、就職前には、すでに報じられておりました。	私自身は、就職した時点で、すでに取り組みが始まっておりましたので、それにのっとって対応してきました。人手不足が顕著だと思います。
1645	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	適切な人員確保(増員)、OBや社会保険事務経験者による活用。	厚生年金、国民年金制度は別の制度であったため年金番号が2つ以上あるのは当然のことであり、年金請求時において一つにすれば問題ないと認識していた。消えた5，000万件と報道されるまで問題意識はなかった。	自分が対応したお客様に対して、年金記録もれや手番統合もれがないようワンストップサービスを心がけ、一度の訪問で全て終了するよう対応した。 ただし、この問題を1件残らず解決する方法は無いと考えます。それは、厚生年金の届出は事業主から社会保険事務所にされてきたが、届出ミス等により名前や生年月日が違う記録や、作為的に偽名や幅の生年月日で届けられた記録がたくさんあります。報道では社会保険職員の怠慢とされていますが届出が間違っていたケースがほとんどだと考えます。資格取得届に戸籍謄本を添付させていたわけでなく、現在誰の記録かわからない記録があるのは当然であり、これからも判明でき無い記録は残ります。
1646	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまで世間一般に知られている問題でさえ、マスコミ等で知ったことですので、 それ以外に問題があるかどうか、わかりません。	各問題ごと件数が膨大であること、問題の内容によっては時間を要するものがあることから人と時間をかけて、問題毎個別に丁寧に対応していけばよいと考えます。	知ったのはマスコミ報道などがあった、H19年夏ごろからです。 件数も膨大であるし、対象となる人がどこにいるかも判らない状態でこと。 そのような状況下でこの問題解決をどのようにしていけばよいだろうか難しい問題であると認識しておりました。	昔の状況を把握することで、問題発生の状況を認識することから始めました。 行政サイドとして 一人一番号に最初からしておけば数がそこまで膨大にならずに済んだ。 年金についての制度や内容を広報しておくべきだった。 記録自体が昔のものすぎて今では確認することすらできない点 個人サイドとして もっと年金について関心をもって欲しかった 自分の記録について自ら確認しておいてもらいたかった
1647	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	・現在行っているねんきん定期便による方式が、結果としてベターではないかと思います。ほかにもいろんな方法はあるとは思いますが。		
1648	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	新聞報道によりますと、国民年金の記録については、2年以内の未納期間については、一定の基準を決めて復活を認める方向である旨記事になっていました。 問題の解決を図るには、そういう方法しかないように思います。特にオンライン化以前の記録は、本人の記憶のみであり、立証するのも困難だし、調査にも限界があります。 政治決断による記録回復がベターではないかと思慮します。	私は昭和53年3月の採用でした。配属先は社会保険事務所の国民年金課でした。最初に上司から教えて頂いた仕事が、被保険者台帳の消込み作業だったと記憶しています。市町村の検認票に基づいて被保険者台帳に納付記録をゴム印で押す作業でした。初めてなので間違うことも多かったと思います。納付済のゴム印を押し過ぎたり、また逆に押さなかったり、別人の台帳に押したりしても、今から思えば、事の重大さに気づいてなかったように思います。勿論訂正はしましたが・・・。その時代、年金を受け取られるのはもっと先のことだから、少々間違っていてもわからないというような風潮があったのも事実です。 年金記録問題がクローズアップされたのは、[redacted]記録の覗き見事件であったと記憶しています。	年金記録問題が発覚し、来るべき時が来たなという認識を持ちましたが、過去の過ちを反省して、誠心誠意対応しようと思いました。 年金記録問題については、職員の危機意識や責任感・使命感の欠如が最大の要因だと思います。しっかりとした危機意識を持ってさえいれば、ある程度は防ぐことができたように思います。でも時代背景等が全然違うので、一概には言えませんが・・・。
1649	地方庁	社会保険事務所長	先並からも聞いていたが、戦時中に火災で焼失した記録もあった。 また、適用事務に携わっていた頃、観光地であったためホテルや旅館が多く、女性が仲居さんとして働く際に生年月日を若く言って採用された者や元夫や借金取りから身を隠すため、源氏名を使っていた者もいた。 そのような記録が今回の中に多々含まれていると思われる。 事業所の届出により、資格記録を作成するため、生年月日や名前が違っているものや保険証の交付を急ぐため年金手帳を失くし番号がわからない場合に、厚生年金の新規加入で届出を行い何枚も厚生年金の番号を持っている者がかなり見られた。	特別便や定期便の来回答者に対し根気よく呼びかけを行ないながら、回答のお願いをしていくのが最善と考える。 加えて、8億5千万件の紙台帳との突合処理を早急に行い、未統合対象者のホローアップ調査を実施していく必要がある。 また、現実の問題として、せっかく古い記録が見つかっても統合することにより年金額が下がるケースがあり、受給者に説明しても理解を得られず統合できないケースが多々見られ、現在の年金額の保障があれば記録問題の解消にもつながると考える。	社会保険庁に採用された50年頃に適用業務に携わっていました。 事業所からの資格取得届提出の際に、当時は原票方式で管轄の社会保険事務所で被保険者の記録を紙台帳で管理していたため、その方の過去の記録がわからず、生年月日を見て事業所に確認したり可能な限りの点検は行なったが、届出のとおり新規として厚生年金の番号を払い出していた状況があった。 将来、年金を請求する際に記録を1本にしておく必要があると意識して仕事を行なっていた。	算定基礎の説明会や新規適用事業所の説明会等において厚生年金の統合や生年月日の訂正・氏名訂正のお願いを行なっていた。また、お客様の来所時や事業所の総合調査及び滞納事業所への臨場の際等の機会を通じて解消の指導を行なってきた。 今の反省点としては、基礎年金番号の導入時にもっと危機感を持って記録解消にそのときから取り組むべきであった。 現在、フォローアップを行なっても亡くなっていたり、認知症となっている方も多く見られる。これからも解消に向けて最大限の努力をする必要がある。
1650	地方庁	その他(社会保険事務所)	過去の厚生年金加入記録が見つかることにより、厚生年金加入期間が満了して、配偶者加給年金や振替加算の支給がなくなってしまい、結果として年金受給額が減額となるケース。 過去の厚生年金加入記録が見つかることにより、その後に加入した厚生年金第4種被保険者期間の遡付が発生し、結果として年金受給額が減額となるケース。	加給年金や振替加算の問題については、年金記録としての問題だけではなく、独身者と既婚者、あるいは共働きの世帯と専業主婦のいる世帯といった受給できる人と受給できない人の不公平感にも繋んだ問題であり、年金制度を再設計するしか方策はないと思う。 厚生年金第4種被保険者期間については納付の事実もあることから、受給用件を緩えた期間についても支給を認める形に変更するべきではないだろうか。	5年ほど前に総合相談担当をするようになって、時々期間照会の受付をしていたことから、年金の基礎年金番号と手帳番号の統合がなされていない人がいることは認識していた。ただしそのころは、番号の統合による金銭的なメリットは年金受給開始後に初めて発生するものであるから、お金にならないことをわざわざ手続きしてもらうほどのことはなく、年金請求時にまとめてやればよいと考えていた。 ただし、この間の報道及びお客様からの問い合わせにより、自分自身の認識の甘さにびっくりした。	来所されたお客様や、電話による問い合わせなど、一件一件確実にわかりやすく回答することしか考えられなかった。 結局のところ、年金請求時にやればいいといった、問題を先送りにしてきたツケが一番の反省点であると考える。 ただし、これまでの社会保険関係の届はほとんど対事業所向けであり、個々の被保険者はいわばなおざりにされてきたことも今後の改良点としてあげられるだろう。 また、事業所が確実、正確に届出をするためにも、つぎはぎだらけの制度とそれに付随した届書が乱立しているような現状ではなく、一つの包括的な制度を確立して、できるだけ届出する必要がないようにする必要もあると思う。
1651	地方庁	社会保険事務所長	知らない	次の世代に引きずらないようこの時期に年金記録を完璧にすることが重要と考えます。	恥ずかしい話ですがH17年位までは、問題として意識していなかった。	年金記録に対しての個々の意識がかなり低かったように思える。
1652	地方庁	社会保険事務所課長級以上		完全な解決は厳しいと思います。特別便の送付の際に事業所名は表記してありませんが、事業所名や所在地を載せて送付する。事業所名が分かれば思い出すこともあるのでは。そんなに嘘をつく人はいないと思います。	適用課や国民年金課に所属していた時(平成10年頃)。新規で年金手帳を払いだす際に疑重複リストがでる。調査するも判別できないなど、新規で加入させる。統合できない記録があると認識していた。	20歳以上は必ず年金記録を持っていると思っている。常に番号を特定する意識を持っていた。 また、基礎番の以外に手番があれば統合処理を心掛けた。年金記録問題は年金受給申請の際に始めて記録を見る人が多数だったためここまで問題化したのでは。社会保険では、自分の記録だから覚えているだろうと甘かった。また、国民は年金知識が乏しかったと思う。年金の関心度の低さが反省点だと思います。現在、年金定期便などで若い世代にも自分の記録を見てもらうことは非常によいことと思う。年金手帳は1冊、一生使うものと周知させ、年金を分かりやすくす

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1653	地方庁	社会保険事務所課長級以上	オンライン記録で記録が判明しない場合(氏名検索・事業所検索も含め)紙ベースの台帳で調査することとなるが、事業所名・大体の所在地が不明の場合調査不能。本人の記憶だけがたより。かつて、事務所段階に名簿があり調査していた時期は長年の経験を備忘録の形で残してきたが磁気媒体のみでの検索は経験が生かされない。	紙の台帳を直接目で見て縦覧し磁気媒体ファイルと突合するしかないと思われるが、苗にういた記録が特定の人の記録と特定できないケースがかなり出てくるのではないでしょうか。特定するための基準を大幅に緩和する必要がある。	コンピュータの無い時代に紙の台帳に手書き、名寄せもできない。一人が何冊も年金手帳を持っていても確認する方法が無かった当時の記録方法から、起こるべくして起こった問題だと思います。 48年採用ですがその当時から複数の手帳を持っていて紛失した場合など、本人から申し出がなければもちろんのこと、申し出があったあった場合でも事業所名があやふやだったり、本人の勤務地と別な場所で適用を受けていた場合など記録が判明しないことがあることは認識していました。	記録を調査しやすいように手書きの事業所検索簿の作成や備忘録の整備を図ってきた。 ここ二年は土日もかなりの部分を出勤し対応 決して二重に付番されないような番号制度にすればかなりの問題が起こらなかったと思われる。オンラインシステム導入以後、団塊の世代が年金受給開始年齢に達するまえに名寄せをはじめとした記録確認の調査を開始すべきだった。
1654	地方庁	社会保険事務所長	なし		年金給付関係の部署に配属をしなかったため、こんなに多くの不明記録の存在は知らなかった。今回の問題で知った。	記録の数が膨大であり、各県での台帳の保管状況や業務センターでの記録管理の状況を熟知している職員等がどの程度いたか、また、各データの状況を正確に把握しての対応策を当初より執っていたか。社会保険事務所においてこの作業を行うに当たって、社会保険庁からの指示及び事務局からの指示が的を得ていたかどうか不明である。 同様のデータを数回台帳と確認したことがあり、作業手順の検討が不十分であったと思う。 また、お客様を相当時間お待たせしたことも反省点であり、早急な解決とお客様への十分な聞き取りと説明にジレンマを覚えた。
1655	地方庁	その他(社会保険事務所)		紙台帳がすべて整理確認が済んでからは、本人に確認する以外に方法は無い。	平成8年ごろ基礎番号導入前に、厚生年金記録の照業務を担当していたが、昭和20年頃から30年頃の記録は台帳と確認すると、年金番号、月額報酬、資格記録ともに間違いが多かった。 当時、事務所の担当課長に、全確認しないのか質問したことがあるが、事務所レベルでは無理だし、照会ができたものを調査することしかできないと言われた覚えがある。それでいいのかとも思ったが、年金額にはほとんど影響が無いと言われて納得していた。 国年記録については納付記録に漏れがあることは、平成19年まで知らず、電算化されたデータを信用していた。	古い記録ほどWM上のデータが信用できないうえ、本人確認以外に方法がないと思うので、窓口接客時には多少時間がかかっても、本人からの情報量ができるだけ多くなるよう注意した。 組織としての対応が遅すぎたと思う。昭和20年頃の厚年手番の記号誤り(前4ケタ)などあたりまえだった。
1656	地方庁	社会保険事務所課長級以上	私は、存じておりません。	機械を有効活用すると同時に、人による地道な作業が必要と思います。	年金手番が基礎年金番号に統合されていないと認識していました。 平成15年頃です。	基礎年金番号統合に向けて、努力していたが、戸別訪問等までは実施していなかった。
1657	地方庁	社会保険事務所課長級以上		個々の相談において、漏れている記録がないか本人聞き取りを十分に行い、期間照会申出書を取得し、確認調査を行うなど、地道に電話および来訪等の機会をとらえ行なうしかないと考えます。	名前のよみかたの違い、生年月日の登録違い等で、本人に責任がなく記録がないものは、見つけないと本人の不利益になるため、大きな問題であると認識しています。 ニュース等で報道されたとき。記録の確認等でなかなか記録が見つからず、よみがなの登録誤り、生年月日を偽って入社された例等があったため、数件程度は存在するかもしれないと思っていましたが、件数の多さにびっくりしました。	個々の相談において、漏れている記録がないか聞き取りを十分に行なうようにしました。 早い時期にこの問題の発見ができれば、よかったと思います。何年もたつと本人の記憶もあいまいになり、本人確認がスムーズにできない場合が多いため。
1658	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	社会保険事務所では、莫大な数の年金記録照会を抱えていますので、年金業務に精通した、ノウハウのある職員を多く確保し、調査のスピードを上げていく必があると思います。	基礎年金番号に統合されていない記録が多数存在していたことは認識していましたが、年金請求時に氏名検索を行うことで、統合できない記録は発生しないと考えていましたので、新聞等による報道で、初めてそうではない事実を知りました。	基礎年金番号への統合は、年金請求時に行えば良いという考え方は誤りであり、平成9年の基礎年金番号導入時に、統合を完了する事が必要であったと考えます。 現状においては、年金特別便の処理及びお客様の対応を行う際には、多方面にて調査を行い、適切に統合するよう対応しています。
1659	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に無し	早急に解決できそうな記録を役先的にこなしてゆき、難題を抱える記録については、時間をかけて調査していけばよく、特に期限を設ける必要はないと思う。	あまりにも無責任だし、過去のいい加減さを思い知った。マスコミに取り上げられたときに知った。	自分の仕事よりも年金問題を最役先で携わった。オンライン化したときに過去のデータも同時に調査し、そのつど登録していく必要があった。
1660	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去の台帳等を見ると、不鮮明な記録が多く見受けられ、すべての記録を誰のものか特定していくのは難しいと考えていた。なぜ、一人の人がいくつもの年金番号を保有しているのか疑問に思った。 そのような問題が起こっていると知ったのは、5000万件の手番が基番に統合されていないことが	問題が発覚した時点では、すでに自分個人で対応できるような問題ではないと思った。 一人一年金番号にしなかったことが、問題の根本であり、基礎年金番号が導入された今、このようなことが二度と起こらないようにしなければならないと感じた。
1661	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在行っている方策を、地道に行っていくのがベターだと思います。	このような大きい問題であると認識したのは、平成19年以降です。	業務処理の方法(手順)が、頻繁に変更されたのが、原因ではないかと思います。
1662	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成11年頃期間調査業務をしていたとき、社会保険庁の記録は、不確かなものがたくさんあると感じていた。(記録の補正業務が大変にあったため。)	補正業務が、大並にある時点で、記録が不確かなことを皆が同じ気持ちで認識していれば、10年前から記録の整備が進み、今頃は、終了していたかもと思われる。
1663	地方庁	社会保険事務所課長級以上	生年月日のまるめ、単漢字変換をしたために難読になった氏名など公表したかもしれませんが世間一般に知られているとは思えません。記録が簡単に発見できなかった理由が「渡邊」のふり仮名が「わたりへん」だったではお客様に説明が出来ません。	そもそもこの問題は社会保険庁がオンライン化する前の記録が大半でありオンライン化した後採用された人間にはどうしてこのような事態になったのか理解の範畴を越えた部分がある。当時勤務していた人間には責任をとる義務があると思うので強制的に事務所等に出頭させ当時の記録の管理の仕方や記録を探す時のコツなど教示させてみてはどうだろうか。		
1664	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1665	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	漏れや誤りがあると申し出のあった方に対しては、徹底的に調査し、懇切丁寧な対応をしていく。	国民のみなさまの大切な年金記録に誤りがあることは非常に大変なことであり、早く解決しなければいけない問題であると認識している。	国民のみなさまにご理解いただくよう懇切丁寧な対応を心がけている。
1666	地方庁	その他(社会保険事務局)	基礎年金番号ファイルは、国年ファイルと厚生年金保険ファイル等から成り立っており、それぞれ被保険者現存でないとデータ更新は行われない。ご本人から見れば、せっかく届出しても現存でないファイルの氏名や住所が変わらないのは疑問と思われるようです(被保険者記録が、外部へ積極的に公開していない時代は、「職員にとってわかり易い(現存時代の記録がそのまま残る)もの」でよかったが、定期便などでほぼすべてオープンとなり「ご本人が判るもの」でないと説明がややこしくて手間である)。 これは厚年記録12箇月未満の方が国年60歳喪失などで、65歳の老基受発まで裁定請求しない場合の住所の把握についても言えます。自治体からは、被保険者記録しか提供を受けていない(せっかく提供してくれる自治体もあるが、それを利用しての更新は出来ない)ので、ターンアラウンドの裁定請求書は郵送が未着となるケースです。。 自治体からの情報提供については他にも問題があります。多くの市町村は、国保のシステムと連動して国年のシステムを運用している。ご本人がご就職されて国保組合へ加入された場合、厚年へ加入しないケースもあるのに自治体は国保、国年喪失と判断してしまう。自治体の窓口対応次第だと言えるが、自治体職員からは「無理です、確認にも限界がある」と悲鳴が上がっています。もっとも喪失原因を「2号加入」とされた場合には6箇月後に賢告配信がされます。しかし、それでは前納割引は無駄になる。 更に、厚年喪失時に出国した方へ国年勧奨状を初回から送らないようにする術がない。 また、法務省が定めた人名漢字が、同じ国家機関であるシステムのSOLSで使用できない。この些細な社会保険庁の都合は、地方の窓口においてはかなりの苦情となる。「私の氏名の漢字がない」「名前が消された」「消えた年金だ」これだけで何時間も苦情となる。大げさではなく。外国人の強制適用の運用が厳格化されてきているのに、正式な氏名が登録できない。アルファベット氏名登録を解禁してもよいのではないでしょうか。氏名が異なるというのは、ご本人様から見ればかなり不快なもののようです。外国人には結局、読める範囲でフリガナをつけます。これは結局宙に浮いた記録になります。本来の名前ではないので、後日異なるフリガナで取得届が提出されても経重複となりません。 未だに、法人登記をして新規適用届を提出しない事業所がある。「働いていたから、保険料も納めていた」というお話は昔から止みません。 「採用する従業員は全て新規付番である」と豪語する事業所の存在。指摘しても「過去に働いたことはない」「国年に加入したこともない」と言い張る社会的権威のある事業主。結果大並の経重	コンピュータシステム整備。お金で解決できるものはお金で解決する。 まずは社会保険庁内のシステムの連動、運用の改善。 次に本省との連携、連動。雇用保険被保険者番号との統合、または運用連動。社会保険番号計画の推進。 雇用保険と厚生年金保険の適用基準の統一化、厚生年金保険の適用範囲の拡大(週20時間、または労災保険のように労働者全てとする、格差社会の是正)。 そして政府全体の連携。「外国人登録」「国保のシステム」をよく理解して事業計画をたて運用する。「人名漢字、外国人登録どおりに登録」これが出来ないと本当に困ります。 法整備、規則整備。 法務局での登記、税務署での給与支払事務所設立届、監督署への労働関係成立届、社会保険事務所への新規適用届。システム連動が困難なことはわかります。ならば、法人設立時にはこのように役所めぐりをするようにする。	[redacted]	その都度、粘り強く事業主へ指導、被保険者へ説明をしました。 機会あるごとに上級庁へ意見書の提出もしました。 社会保険は社会保障の中核を担うという自覚の希薄。社会保険を行っているという意識ではなく、「保険屋さん」になっていた(る)。 保険制度運用において最低限の被保険者情報のみを得る、また他制度との関係を重視せず独自運用を行ってきた(いる)。 年金機構の「お客様目線」も、民間保険屋さんの真似事では、より高い視線を目指すどころか、更に落ちぶれることとなりはしないかと心配します。 目下の参考とすべきは、似ている(?)保険屋さんとした意図もわかりますが、本来参考とすべきは不特定多数を相手とするサービス業です。
1667	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	マンワパーを傾注する。	知ったのは、報道等がなされるようになってからです。	特別便等の業務について応援した。 反省点して、大局的に皆年金制度の記録管理というものに対しての寡少な予算配分があると思います。
1668	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	解決に向けて日々全力で取り組んでおりますが、国家プロジェクトとまでいわれる大切な事業であり、1組織だけの問題では済まされなくなっています。他の官庁にも積極的に社会保険では分からない情報の共有化や解決への協力を行ってもらえる体制になればと思います。先日もありましたが、地方自治体が協力したいただける事については、まだまだこれからですが、解決への大きな手助けとなるのではとありがたく感じています。 また、今まで社会保険業務に携わった者は、現職、退職者問わず責任をとるべきですし、記録問題への経験を活かした協力が求められるべきではないかと思います。 記録問題への対応として、時間も限られるし、何よりも人手間をかけるしかありませんが、経験のない人を増やしただけは間違いも起こりかねません。急がば回れという言葉もありますが、専門的な知識をもつ職員を育てていく環境作りも解決への近道ではないかと思います。	平成12年から勤務していますが、当初は、記録問題という形ではでていませんでした。ただ、来所や電話の対応の際に、ウィンドウマシンのデータに疑問(処理誤りと思われる部分や、記録が抜けている点など)を感じる事はありました。しかし相手が証拠となるものを持っていなければどうしようもできなかった状態です。旧台帳の経過などを知ったときには、なぜ今まで放置され、早く取り組んでおかなかったのかと思います。	証拠がある誤りを発見できれば、ただちに訂正するようにしていた。 反省点としては、申請主義に加え、複雑な制度、その場、その時点に、所属している者の責任感の欠如などもあると思います。どれも一つだけの問題ではなく、長年の積み重ねの結果、こうなってしまったのだと思います。今大変ですが、手間を惜しまずここで解決をし、安心した制度を作り上げる地盤を築く事が大事と考えます。
1669	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	1日も早く全員に記録等の確認をしていただければ良いのではないでしょうか	特に問題視していなかったと思います。 新聞、テレビ等で報道されたことで知りました。	通り一遍な氏名索引、事業所確認等しか、していなかったと思います。 正しい年金の受給等のために、もっと積極的に色々な記録の確認等をしていれば良かったと思います。
1670	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	社会保険事務所で、通常業務と併行して記録問題に対応するのは、効率が悪い。年金記録問題を一括して処理するセンター等をたちあげて集中して取り組むのがよいと思う。		

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1671	地方庁	その他(社会保険事務所)			番号をたくさんもっていても、記録がもれていても年金の裁定請求時に本人に確認し、整理し本人に了承してもらい、裁定請求するので問題ないと認識していた。特別便を送付し始め、受給者でももれがあることを認識した。	もれや間違いがあるとの申出者には真摯に調査し回答している。もれや間違いがないとの申出者にもあらゆる可能性を調査し回答している。一日でもはやく、解決できるよう個人的にはかなり残業し努力している。本人の記録と思われてもすでに本人が死亡してしまったり、障害等で不明のケースがあることはもっと早い時期に対応すべきだったと反省している。
1672	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。 ただし、今後の起こりうる可能性として 基礎年金番号制度が開始して以来、疑重複番号で整理できていないものが相当数あるのではないでしょうか。その整理も現在の問題と併せて進める必要があると思います。 また、外国人の帰国後の脱退手当金未請求の請求指導等についても、どの程度できているのでしょうか。 外国人の厚生年金および国民年金の適用の方法には、まだまだ改善余地があるのではないでしょうか。適用の方法(基礎年金番号付番時に外国人登録証明書の番号等を登録するなど)を改善しなければ、将来給付に結びつかず、国際問題に発展する等のことはないでしょうか。	最近発表された厚生労働省(大臣)の方針でよいと思います。 将来のことですが、定期便等で年金記録を送付していますが、例えば厚生年金記録の加入、喪失や報酬の変更時に個別に保険料を記載して通知できないでしょうか。このこともひとつの解決策だと思います。	平成7年に入庁して以来、年金記録問題とは認識していませんでしたが、 国民年金であれば、昭和61年以前の納付記録を確認するのにマイクロカセットを見るとか厚生年金記録であれば、カセット記録がおりていないなどのことがあることは知っていましたが、これだけの大きな問題とは恥ずかしながら認識していませんでした。	この問題に疑問を感じていましたが、個別対応に終わってしまった。先輩や上司からも、それで良いと教えてもらい、この問題の解決はこの方法以外無いと聞いていました。 確かに最終的には個別対応しかないのでしょうが、その前に問題の全体像についての想像力が足りなかったと思います。 また、過去の問題という甘えがあったと思います。
1673	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	一般的に言われているとおり、台帳と年金記録を1つ1つ照合させていく等の地道な作業をしていくしかないのではないか。	社会保険事務所に採用された頃に基礎年金番号が導入され、基礎年金番号へ変更する作業や登録する作業をした記憶がある。その当時は、上司や先輩から最終的には年金裁定時に基礎年金番号へ登録されると教えられていたため、年金記録問題について重大なことであるとの認	年金記録問題が重大なことであるとの認識が不足していたため、積極的に年金記録問題を解決しようという努力が欠けていた。現時点では、基礎年金番号が導入された時点で、速やかに年金記録を整理していれば、このような重大問題に発展しなかったと思われる。
1674	地方庁	社会保険事務所課長級以上	遺族年金の請求時において、亡くなった者の厚生年金記録であろう記録の存在が確認できても、記録の統合をすることにより、逆に年金の受給権自体がなくなるなどの場合や、多額の返納金が発生し将来にわたり返納できないような事案のときは、遺族の方に丁寧な説明を行い。遺族の方に判断してもらい、記録統合をしないようにしていた。	住民基本台帳及び戸籍との突合せで、現在生存者の分を確定させる。 基礎年金番号を取得するときには、住基番号が必ず必要とし、重複付番等の問題や、記録統合の誤りなどを防止する。 記録を統合すべきものを、きちんと把握することができる。 年金記録の補正処理において、現行の法律に当てはめて処理を行うには限界がある。少なくとも、社会保険庁オンラインシステムにおいた処理以外の台帳処理や原票処理(手作業処理)のものを補正する場合は、特例処置を設けて、訂正後の保険料還付や返納金などは、まったく関係ないような処理にしないと手続きによって減額などなる人の記録統合が進まなく、永遠に続いてしまう。	現行の問題のように、社会保険庁で管理している記録が基本的に誤っているとの大きな問題になるとは思ってもいなかった。 昔のように偽名や生年月日を偽って厚生年金に加入していた者がいることはわかっていたが、すべて、社会保険庁の責任にされるとは思ってもいなかった。 還及訂正事案についても、基本的に滞納事業所の社長等が保険料を納付できずに手続きしたものと思っていたが、そればかりではないようなことを、マスコミの報道などで知ったが、ごく一部と考えている。また、結果もそうである。	個人ではきちんとした対応と、できる限りの丁寧な説明で住民一人ひとりに説明していくしかないと思うが、ここまでくると、年金制度の抜本的な改正が必要と思う。もしくは、現行制度を未来につなげるためには、未納者や制度に対しての反発者を「国民にとっての悪者」にしなければならないと思う。年金制度を守っていく者が悪者になっては、とても制度に対しての信頼も得られないと思う。
1675	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員を増やすことが第一かと考えます。 最終的には人間の目で確認していく作業のため、記録照会に関する専門的な知識をもった人材を配置、年金機構になりますが、定期的に人材を増やし、新規の人材育成もが必要かと思います。 (計画では削減する方向にはなっていますが。) 人を増やすには予算の問題もあるかと思いますが、1年でも早く終わらせるためには、必要な経費だということを国民にアピールしていく必要があるかと思います。	事務所に配属されて、すぐに知ることとなりました。 (年金給付課に配属されたため) 「回答は出したが、返事が来ない！」 「年金記録が見つかり、その分の振込みがされるといって1年以上も経っている！」 と言ったおしかりの電話を毎日のように受けておりました。 記録の統合はもちろん、その後の再裁定の処理も遅れているんだと。 それも一つの事務所で電話が鳴りっぱなしなので、全国の事務所だと考えると相当な数になっているのだと感じました。	当然あってはならないことではあるが、今は現在の状況を伝え、率直に謝罪し、ご理解していただくよう対応しておりました。 1人の方が年金番号が何個もあったり、別名での記録があったりと 当時の個人情報に対する意識の欠如、過去の記録管理がずさんだった気がします。 今の記録の間違えを直すのは当然のことではあるが、今後においては年金定期便などで国民の皆様へご自身の記録を定期的にチェックして頂くようにお願いし、間違えがあれば、速やかに訂正していく。 時間はかかるかと思いますが、そういった地道な事で解決の方向に向かうのかと感じます。
1676	地方庁	社会保険事務所課長級以上		1、年金記録調査要員の大幅増。 2、各事務所の期間調査経験者及び50歳以上職員の選抜。 3、旧名簿の記録でパソコンに照射できない記録の把握。	1、基礎年金番号設定時における別手番の登録もれ及び複数の手番 所持者にかかる記録確認もれ。 2、平成7年頃。	1、期間調査届の提出で一定の整理、又、年金請求時で一定整理できる。 2、年金受給者の少ない時点で、何らかの対応が必要であった。
1677	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ひとつひとつ地道に記録を調査し、確定させていくことでしか、国民の皆様に納得いただけないと思います。	あまりにも膨大な並すぎて、解決のメドが見えないほどの重大な危機であると認識した。 国会および新聞で報道されて、年金記録問題について知った。	事務所レベルでできることとして、窓口、電話等のお客様からのご相談に対して、誠意を持って対応し、ひとつひとつ確実に記録を確定していき、この人なら信頼できる、と思ってもらえるようコツコツ取り組むしかないと考え、相談対応してきました。 預金通帳のように、自分が納付した記録についていつでも自分自身で年金記録を確認できる仕組みにしてこなかった点が、問題であると思います。 以前は、標準報酬の変遷のハードコピーすら渡していなかったほどの不親切さでした。たとえば、銀行が、自分の預けたお金の入出金の履歴を教えてくれず、残高しか教えてくれないとなったら、さてどうなんでしょうか。 やはり、相手の立場になって考えることができていなかったということが問題の根本にあるのだと思います。
1678	地方庁	その他(社会保険事務所)		一番いい方策なのは、担当の人員を増やし、さまざまな人の目で見ることで年金記録を調査していくことなのですが、昨今の情勢においてはそのようなわけにはいきませんので、使用できうる人員をできる限り使って記録調査を進めていくほかにはないかと思われます。	この問題を知ったのは、保険料未納問題が発生した5年ほど前のことになります。 そのあと、2年半ほど年金給付の業務を行ったことで、年金記録問題を間近で知る問題となりました。 そのため、この問題を私は、 「人の一生を左右しかねない問題」	相談を受けたさい、本人の納得いただける回答が得られるよう勤め、本人の年金情報に誤りがなくなるように対応していったつもりです。 年金の情報と、本人の記憶の合致が非常に難しく、いかにすりあわせて、記録が整備していくかが、今後の課題のなるかと思います。
1679	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	現時点では今おこなっている以上の方策は思いつかない。ただ、いずれにしても今以上にOB職員等の知識のある人達の力は必要になると思う。	年金は老後の生活資金として頼りにしている人が多いため、深刻な問題だと考えていた。 マスコミに取り上げられ始めた頃知った。	できる限り申出の記録を探そうと考えていた。 記録が判明してから実際の年金支給までの期間が長くかかりすぎたことが、反省点だと思う。
1680	地方庁	その他(社会保険事務所)	・被保険者名簿の被保険者氏名、生年月日、取得・喪失年月日、脱退手当金の支給有無といった記載内容の解読。字が汚すぎるケースが多い。 ・被保険者名簿が戦争中とか天災で紛失していること。 ・脱退手当金記録が支給されたにもかかわらず、加入月数不一致で記録自体が生きる場合。 ・学徒動員にもかかわらず、本人の申し出により、厚年記録とみなし実際、その分を年金として受けていること。	被保険者名簿の解読については、我々現役世代で行うのには、無理な話。OBを無理やりでも、ひっぱり出し、解読させること。	厚年記録の整備に携わっていた調査課。今から4年前の話です。あまりの無茶苦茶な名簿・台帳の管理で愕然としました。	被保険者自身に年金加入制度を執着させること。現段階のねんきん定期便はわかりにくく、説明する側の我々も迷惑している。定期便を見直しし、誰でも確認できるような内容のものを開発させることが第一。余分な部分、報酬額とか年金試算額の表示は不要と思われる。以前のように、区切りの年齢で送付すべきだと思う。試算額は、60・65歳時に送付する年金請求書だけでよいと思う。内容を難しくさせるだけで、ますます、我々の立場が国民から見て悪い印象を持たれるような気がして、改善を望みます。
1681	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成18年頃、厚生年金記録の補正担当者となったときに、紙台帳の記録とWM上記録が違うものがあることを知った。 正しい記録で管理されているのが当然だと思っていたので、かなり衝撃を受けたが、記録の量も莫大なものなので、とりあえず自分の担当でできることをやっていこうと思った。	すべて記録を一人ひとり確認していくのは限界があるので、調査をしている過程で見つけた部分については随時修正していくようにした。 WM上の記録の誤りについては、職員の意識の低さが一番の問題だったかもしれないが、厚生年金の記録については、今まで被保険者が自分の記録を確認する機会がなかったことも大きな要因のひとつだと思われる。
1682	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくになし	回答がない方への細やかなフォロー体制。(電話、戸別訪問など)	年金記録問題は、すべての方にありうることであるため、基礎年金番号に統合されていない記録があることは聞いていたが、量がとても多いであろうし、個人単位でなんとか出来るものではないと思っていた。存在を知ったというと明確にはわからない。	自分が対応させていただいたお客様については、できるだけお話をお伺いし、分かった記録については統合手続きをお取り頂いた。 反省点としては、 自分で定期的に確認できる仕組みがなく、長い間もれに気付かったこと。 年金の知識がなく、勘違いから未納になっていることもあること。 権利であるため申し出る(申請)することが必要なのはわかりますが、知らなければ機会も失われてしまうので、知らせる・知ってもらうことに対しての努力といいますか、工夫も必要だと思います。
1683	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		①年金記録を一本の番号で管理しなかった制度そのものが、「宙に浮いた年金」を生んでしまう可能性をそもそもはらんでいたのではないか ②ひとつひとつの記録を何十年も先まで管理し続けなければならないという、他の業種ではあまり見られない特異な業務に対する、先を見越した管理体制が不十分だったのではないか ③台帳への記載やオンラインへの移行の際など、職員の行う膨大な業務量に対し、誤りを防ぐための体制を整えていなかったのではないか 年金給付課に所属し、裁定請求書の処理を行っていた時期に、以上のような問題を認識した。	当時としては、遅くとも裁定請求時にその被保険者の全記録を確認する機会があるということで、全国的に現在のように記録整備そのものの業務を行うような体制は全国的にとられておらず、個人としてもその方針にそって業務を行っていた。 記録問題に限ったことではないが、被保険者個人個人の生活にかかわる大事な記録であるという認識を強く持って、業務を行わなければならないと思う。
1684	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	年金記録問題って、どういうことをさしているのでしょう。年金記録がもれて受給している方がいることなのか、基礎番に登録されていない手書記録が何万件もあるということなのか、標準報酬を改ざん(と言うのが適切かは別として)したことか・・・少なくとも記録漏れで受給されている方がいるのは、以前から知っていました。そのために期間追加で再裁定処理が行われているわけですから。	自分自身が、裁定事務を行なう時は、本人の申立履歴をきちんと確認していました。実際、それで判明した方もいらっしゃいます。窓口対応をするときは必ず本人に自分の年金記録を確認してもらっていました。 社会保険庁だけが悪く言われるけれど、個人個人の意識の低さもあったと思いますが。ただ、こちらも、毎年とは言わないけど年金記録とかを本人に送って関心をもってもらうとかはしていたほうが良かったのかもしれません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1685	地方庁	その他(社会保険事務局)		台帳突合や申出による調査を引き続き行う。	台帳とオンライン記録が一致していない記録が存在することは採用時から知っていました。	判明した記録についてはその都度訂正していましたが、全体を見直すという考えには至りませんでした。
1686	地方庁	その他(社会保険事務所)	被保険者の婚姻に関する情報を、社会保険庁が持っていないことによる問題がある考えます。 ①複数回の婚姻・離婚を繰り返している被保険者の老齢年金等の受給権の有無について、本人からの申し出や、婚姻期間の確認できる書類の提出がない限り、正確なカラ期間の確認ができない。 ②国民年金の免除申請書の配偶者欄を空欄にして郵送にて提出した者が、実は申請者に配偶者がおり、配偶者と別居している場合、かつ本籍地が遠方である場合、社会保険事務所としては婚姻関係が確認できない。 よって単身者として審査を行い、結果的に免除を誤決定することとなる。	被保険者全員の過去の婚姻に関する情報をウィンウドウマシンに収録する。	[redacted] 老齢年金や遺族年金の裁定請求された方が、基礎年金番号以外にかなりの高い確率で、宙に浮いた手帳番号が存在する、またその都度その番号が本人の物かどうか確認しなければならないこと、また、諸般の理由により、既に忘れてしまい分からない、調べる手立てもないということに対して、大きな疑問を感じていました。	このような宙に浮いた手帳番号について、社会保険庁として、名寄せをしてひとりひとりに確認を取るということをすべきではないかということを、直属の係長に相談しましたが、「そんなことは技術的にも予算的にも不可能である」といったことを言われ、やり場のない怒りを覚えました。 反省点としては、原因は現場の声が届かない3層構造にあったと考えます。
1687	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	窓口装置で、記録統合や特別便受付をどこの事務所で行ったかわからない。	連絡の取れる方は電話や郵便で対応可能と考えますが、連絡の取れない方は、自宅に赴き対応していくしかないと思います。	記録管理がきちんとできていて、お客様に正しい年金額を受け取っていただくことになるのに、根本的な記録管理ができていないことにショックだった。本当に大きな問題です。 この度の社会問題になり、初めて知りました。	一人でも多くのお客様の記録を確認していただくために、窓口や電話相談にて努力し続けています。 お一人の方にいくつもの年金番号(年金手帳)が払い出されていることが年金記録問題の反省
1688	地方庁	その他(社会保険事務所)	記憶にありません。	わかりません。	・国民の皆様に大変なご迷惑をかけてしまい申し訳なく思っています。 ・社会的に問題化した頃	・国民の皆様の立場に立って懇切丁寧に対応しようとしました。 ・公務員としての意識の低さ
1689	地方庁	社会保険事務所課長級以上	新たな問題は認識していません。	新たな問題が無いため記入できません	過去のずさんな処理も大変大きな原因であるが、報道されるまで、まさか、庁に未収録・入力誤りがあれほどあるとは現場は知りませんでした。	お客様の対応をするときは、あらゆる可能性を探りながら新たな記録が無いかできるだけ時間をかけてお聞きし探すようにしている。 国民年金の場合、さん孔タイプライターの入力ミスによる事故リスト処理はほぼ完全にしているが、特に氏名索引時にはいろんな読み方で照会するようにしている。 今から思えば、国民年金旧台庁のマイクロ化後に阪神淡路大震災で保管庫が半壊になった時に廃棄処分をしなければよかったと思います。 国民年金事務が国へ移管されたときに市町名簿の保管をもっとお願いするべきだったと思います。
1690	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。 過去からの問題は、ほとんど報道機関等で知らされた内容が多かった。	JALのOB年金改定が、議員立法でもし実現されれば、当組織にも適用すれば。	年金記録に氏名等が未収録であったのは採用(昭和63年4月)から知っていた。当時未収録については、「裁定時に1件対応で処理すれば良し」と指示があった。 しかし、数年前に当時未納者[redacted]をあえて年金キャンペーンモデルに起用した以降、数々の問題が取り上げられると認識していた。 また、タイミングよく報道が操作されていたと思う。	実際にあった事は事実とし報道等へ情報公開の対応が遅かった。後手後手になり現場では、士気が著しく低下した。 私自身、年金問題初期の頃は対応がまったく出来なかった。いや出来る材料(情報)がまったく無かった。 また、過去からの意識を引きずり進化出来ない職員が現在もいて業務に支障がある。年内までに何とか終了させる方向しかなく、密な調査・確認が当事務所も含め後回しになっている。 あと、現在は多種多様な人材を確保しても処理能力は上がらない。 なお、来年に年金記録を全件照合した結果生じる問題の対応を更に検討したほうが良いでしょう。
1691	地方庁	その他(社会保険事務所)	申し訳ありませんが、存じておりません。	お一人お一人にきめ細かく対応していくしかないと思います。最後は一軒一軒訪問させていただいてでも。	私が健保・厚年適用課に所属しておりました平成13年当時(入庁2年目)、資格取得届には「必ず年金手帳を添付させること」となっており、事案所の皆様にもお願いしておりました。添付された年金手帳を確認する際、基礎年金番号に未統合の年金番号があれば、基礎年金番号に統合する作業を実施していました(先生のご指導の下)。正直に言って、当時は「記録が消えている」というような例があるとは全く思っておらず、未統合の年金番号についても、「ひとつひとつ順次統合していけばよい」という程度の認識しか持っておりませんでした。「問題として認識できていなかったこと」が問題であったと、今は思っており、制度についての理解が足りなかったことを反省しています。年金記録問題を「問題として」きちんと認識したのは、ここ数年の国会論議及びマスコミ報道以降です。	長年に渡る年金制度の歴史、度重なる制度改定の歴史(またその裏の背景)について勉強し、ねんきん特別便での窓口対応、出張対応に努力しました。 年金制度の設計に長期的な視野が欠けていること、「申請主義」等が反省点として挙げられると考えます。
1692	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	・優先順位をつけた作業が効率的に良いと思います。 ・(8)の質問にありました回答にある原因を講評していただく等や、オンライン化の作業を逆に辿る作業が可能であればと思います。	・制度別に払出された年金番号を、基礎年金番号開始後、順次統合が進められて行くものと思っていました。 ・紙の台帳よりオンライン化に伴う作業開始の際に被保険者情報のご入力によるものと理解し、氏名検索に読み間違いの可能性が考えられるふりがなを実施することで解消できると思っていました。後に年金記録問題による作業をすすめる中で、オンライン化当時発行の社会保険業務センター通信に触れ、作業当時相当のエラーがあったことを知りました。 ・また、平成19年氏名の入力されていない年金番号の登録として当時の払い出し簿を見たところ、氏名の中には現在使用されていない漢字や、戦中戦後のアジア(中国や韓国)出身と思われる漢字があることを知り問題の深刻さを感じました。 ・ねんきん特別便送付後のご来所頂いたお客様の中には、以前の勤務先では、事情により偽名で勤務していた方や生年月日を偽って勤務していたと申し出られる方に何度もお会いしました。	・ねんきん特別便送付後の対応させていただいたお客様には、作業手順に基づき記録を確認させてもらい記録の統合を行いましたが、供せてなぜこの様なことになったのか、基礎年金番号制度のお話や氏名のふり仮名等の後入力の可能性等原因を説明いたしました。 ・紙の台帳よりオンライン化切替に起因する問題も多い様に思われます、単にデータとしての処理ではなく、紙の台帳当時より実在した人物なのかの信憑性も含め、国民の被保険者の大切な情報をお預かりしている自覚を持って引き続き業務へ携わりたいと思います。
1693	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題は記録の管理が確実にできておらず、本人の年金額に影響の出る重大な問題だと認識していました。 基礎年金番号に登録されていない年金手帳の記号番号があるということを意識したのは、年金給付課に配属となった平成18年4月以降で、事務所の窓口で年金請求書を受け付ける際に、基礎年金番号に登録になっていない記録があるかどうかお客様に確認していたことがきっかけでした。当時はまだ今のように重大な問題だというほどは意識しておらず、平成19年になって重大な問題だと認識するようになりました。	年金請求書受付時には氏名検索等をして、基礎年金番号に登録になっていない記録があるかどうかチェックしていました。このことは、年金記録問題として取り沙汰される前から行っていました。 年金記録問題についての反省点は平成9年の基礎年金番号導入時に現在の「ねんきん特別便」のように年金記録の確認を徹底しなかったことが挙げられます。年金記録の確認が遅れた分だけ問題が大きくなったと考えます。
1694	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	一件一件の対応を確実に実施する。特に受給者に対する記録整理を重点的に行い、現役者については、基礎年金番号に登録されていない記録についても消えた年金でないことをきちんと伝え、徐々に統合する。	年金記録照会等で発見できない記録があるような気はしていました。基礎年金番号への統合については、すべての統合は難しいことはわかっていたことなので、未統合の記録まで記録問題にしたことは問題があると思っていました。 今回の記録問題でこんなに多くの記録が残っていたことを知りました。	一人ひとりに対し、できるだけの対応を心がけてきました。 5000万件の記録について、わかっている方がいらっしゃったのであれば、もっと早くに何らかの対応ができたと思います。これだけの記録を、これだけの長きに渡り管理していれば、誤りも相当数あると思います。国民は、マスコミの情報を信じ、相当な混乱になりました。間違えはきちんと認め、マスコミの情報に踊らされることなく、きちんとした情報を伝えられなかったことが反省点
1695	地方庁	その他(社会保険事務所)			「問題」が存在するとの意識はありませんでした。 お客様がたくさん事務所にお出でになられた平成19年6月ころに、初めてそのような問題が存在すると認識しました。	一日も早く、国民の皆様に安心してもらいたい、そして、信頼を回復したいとの思いをもって、真摯に対応しました。 過去の事務処理うんぬんよりも、この問題に直接かかわっていたであろう役職クラスの職員が、特別便の業務を他人事のように捉え、通常業務しかしない方がおられることが非常に問題であるとの認識を持っています。
1696	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		名前が登録されていない厚生年金手番が存在し、放置されていることへの疑問は平成元年頃より持っていた。事務所職員の中でも、早期に改善しなければならない問題であるとの認識を持っていた。現場から強い要望として上げなかったことが、大変悔やまれ、国民の皆様の大切な年金記録を取り扱う責任と自覚が欠如していたと批判されても当然と言わざるをえない。 しかし、本庁幹部の方は年金記録の管理に問題があることは、相当以前から認識していたはずであり、何ら解決の策を講じてこなかったことは、大きな責任問題であると思います。	
1697	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知りません。	事務所の通常業務と年金記録問題を平行して処理をするのは難しい。事務所では、どうしてもお客様優先で、記録問題は夜間、休日での処理となります。事務所から年金記録問題を切り離し、別な場所で適切な人員配置と経験者を集め1年ないし2年間かけて集中的に処理をした方が早いと思います。	ここまで大きな社会問題になるとは思ってもおりませんでした。 これまで私は、直接年金業務に携わったことがありませんが、裁定手続きの際、本人の職歴と記録を突合するので、ある程度は漏れを防げると思っておりました。しかしながら、記録問題を対応する中で、これほどまでにWMがいいかげんだったとは思ってもおりませんでした。また、更に紙台帳の不備や腐敗もあり、名前や生年月日の相違、事業所名の相違など、問題が多すぎ、この問題はそう簡単に解決できるものではないと認識しました。 年金記録問題が存在することを知ったのは、[redacted]「ねんきんあんしんダイヤル」で対応したころです。	組織の一員として指示に従い対応しました。 (反省点) 裁定の際、職歴と記録を突合するので、そのときに合わせば漏れは無いと思っていた考え方。 平成9年の基礎年金番号の創設の際、併せて処理をするべきで、対応が遅すぎた。 該保険者等へのお知らせが不足していた。 親方日の丸で、問題が起こっても何とかなると思って仕事をしており、危機感や問題意識に欠けていた。
1698	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	基礎年金導入後(平成9年に20歳を迎える者)においては、年金記録整備ができていると認識しています。それ以前については、地道に本人確認を行い記録統合を進める以外方策はないと考えます。 なお、今後は被保険者(受給者)自らがいつでも自分の記録を確認できる方法を考えるべきではないでしょうか。ただ、システム対応等に多大な経費がかかることが想定されますので、低コスト	基礎年金番号導入時から記録統合は進められていましたが、当時は積極的に当該統合を推し進めるというよりは協力をお願いするニュアンスだと記憶しています。年金記録問題としての認識は平成18年にこの問題が取り座さされてからです。	平成9年当時から個別に相談があれば記録統合を事務所で行っていました。ただ、(8)で記述したように、当時は積極的な対応を行っていませんでしたのでこれについては反省すべき点だと思います。
1699	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		制度、事務処理体制、システムの不備、広報不足等さまざまな要因の複合により生じた問題。 意識するようになったのは国会で議論されるようになってから。	現場の職員としては、1件ごとに丁寧に対応していくほかない。 反省点は、国会やメディアへの対応に振り回され、体制を整えず、手順も考慮せず場当たり的に対応した結果、受給者の皆様に二重三重の照会をしたり、再裁定が遅延したりとご迷惑をおかけしたこと。(ただし、体制整備を待っていたら、いつまでも動けなかったかも知れない)
1700	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	定員増と年金記録管理システムの見直しを行い、本人特定、または記録訂正するための判断基準の緩和措置をとり未統合の年金記録を減少させる。	お客様の重要な財産に関わる非常に大きな問題として認識しています。 基礎年金番号制度発足時以降、未統合の年金記録の膨大さを知り、いずれ大きな問題に発展するのではないかと思いました。	資格取得等の手続き時において、お客様自身の年金記録と思われるものについては文書等により照会することで、より多くの年金記録統合に向けて努力しました。 反省点としては、当時、後におこる未統合の年金記録に対する認識の甘さにより、記録統合に向けた業務改善等が足りなかった。
1701	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者、個々の年金権に関わる大きな問題であることから、最重要課題という位置づけの認識を持ち、対応している。	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1702	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	地道に対象者と接触、記録と記憶を照合し確認していくしかないと思う。	紙をベースに記録を管理していた時期から電子媒体で記録を管理するようになった移行期に、その記録が人の将来の生活の糧になるという認識をもって慎重な移行作業を行うべきだったと思う。紙記録からオンライン記録の移行した記録の精度が不十分なのが最大の問題だと思う。また、そのような状況の中で国民年金の紙台帳は廃棄すべきではなかったと思う。 オンライン業務になった後に入庁したため、最初はオンライン記録の精度に疑念はなかったが、基礎年金番号が導入され、記録統合・整備等の業務を行う過程でマイクロ等に収録された当時の記録との不突合をたびたび確認し、オンライン記録が完全でないことを認識した。	年金請求時等、本人の記憶と年金記録を照合する際には、形式的な確認にとどまらず、慎重に記録に不備がないかを確認させた。年金手帳をなくすと年金記録を確認できないことがあるので、決して紛失することがないよう大切に保管するよう指示した。
1703	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在取り組んでいる本人記録の可能性の高い人で、連絡先がわからずに未解決となっている記録について、市区町村の協力で1件でも本人に連絡がとれ記録の解消につなげられるようにする。	宙に浮いた年金と表現される中身は、マスコミがたきつけている部分が多く 基礎年金番号導入後も、統合手続をされていなかったものも含まれている。 問題は、コンピューターにデーター化されていない古い年金記録の存在。 このことは、10年以上前から認識していた。	何も対応はできなかった。 もっと早く現在のように、年金記録のお知らせを送り、確認してもらうことを行っておれば早期解決が図れた。
1704	地方庁	その他(社会保険事務局)			[redacted]年金記録問題を初めて身近な問題であると実感しました。 お客様から年金記録について相談を受けるにつれ、必ず解決しなければならない重要な問題であることを日々痛感しています。	お客様の立場に立った対応を心がけ、早期解決できるよう努めています。 基礎年金番号導入時のお客様への連絡を、もっと入念に行う必要があったのではと思います。
1705	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1706	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	なし	未統合の年金番号があることは、働きだしてすぐに知りました。ただ、その当時は本人の確認ができないと統合できないので、裁定のときに統合するしかないと考えていました。 ただ、納付したはずのものが未納になっているケースがあるということは、記録問題が騒がれだしてから知りました。	裁定の時に統合ではなく、基礎年金番号ができた時点で統合処理を徹底するべきであったと思います。一度送っても返事がないのであれば、何度でも該当者と思われる方に統合の必要がある旨の通知を送るべきだったと思います。 また、納付されたものが未納になっているケースについては、社会保険、市町村共にチェック体制があまりにもお粗末だったためとおもわれます。チェック体制が甘かったので、横領したケースもあったかもしれないと思います。ただ、私が勤めるようになった6年前の時点では、しっかりと管理されていたと認識しています。
1707	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存知あげません	現在のように集中的に告知し、地道に統合していくほか(被保険者情報が少なすぎるため)ないかと思われます。	私が採用された時期は「基礎年金番号制度」が施行されたころで、自分の認識としては、戦中より紙台帳で記載されていたものをオンライン化したため、個々に手帳番号として管理するのはやむを得ず、受給時に基礎年金番号へ統合という取扱いの指示もあり、そう理解しておりました。 ただ、手番として多数の統合されていない記録が全国で具体的にかなりの数をしめるという事実を把握したのは、テレビなどで報道された時期です。	問題が広く認識されたいわゆる「年金記録問題」の時期については、自分の業務より相談の来客を優先。記録の欠落による期間調査業務においては、人員数の関係でいわゆる年金特別便にて窓口で受け付けた新たなる調査もすべて含め対応した。そして通常業務と平行して行いながらも異動前にくらべ一年で大幅に未処理件数を減らし、前年と比較し回答の遅延によるお客様からの苦情等も少なくすることが出来た。具体的には、特別便の調査1000件以上を一年で処理。 問題点としては、厚生年金制度施行時点での名簿での被保険者の情報は、氏名、生年月日のみで、フリガナはおろか被保険者住所など細かい情報もなかったので、手番として浮くのは実質それよりほかなく、それ自体がそもそもの問題であったと思われます。
1708	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録問題を解決するための専任の職員の配置。	制度の不備と認識。 [redacted]	制度の不備なので、対応は出来なかった。 オンラインシステム・基礎年金号導入時、導入前の準備、導入後の対応すべてが悪い。 制度に問題があるのだから、記録問題は想定できたはずなのに、そのため人と予算を措置しなかったこと。
1709	地方庁	その他(社会保険事務所)	1.配偶者加給年金に係るシステム上の問題で、配偶者状態を適切に登録してあっても共済年金受給者が関係すると過払いが生じるケース。 2.記録判明に伴う再裁定を行った結果減額となり不利益が生じるケース。(障害年金・短期要件の遺族年金・旧法の年金で記録が重複し、訂正の結果減額となるもの等)	1.システムの改善 2.受給者にとっての最善策は、減額となる場合返納を求めないよう法整備すること。	組織として個人情報をどこまで提供できるかの線引きが曖昧であったことや、年金という非常に長いスパンで記録を管理することの難しさだと認識しています。 紙台帳の頃からオンライン化を経て何十年もの間に様々な事があったと思います。その間に当たり前のことをしていたのでは、膨大な記録を管理し、適切に給付につなげることは相当困難なことだと考えます。だからといって記録問題起こって当然とはいえませんし、困難な事を行うのが我々職員に与えられた責任である以上、過剰なほどに丁寧な記録管理や適切な記録提供が必要だったと思っています。 そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたかとの設問ですが、記録問題が存在するという定義自体が些か適切ではないのでは？とも考えます。ご本人様が記録確認に来所されたとしても昔は会社名を告げることが出来ない等の制約が課せられていた以上ご本人と思しき記録が統合されないままとなっているのを見るのは、当時の感覚ではご本人様が適切に会社名・期間等を申し出られない場合にあって、記録が統合できないのはやむを得ない問題だったからです。こちら側から会社名等もっと詳細な情報を提供できてさえいればこの様な問題は起こらなかったと考えることから、個人情報提供のガイドラインをもっと適切に設定していればと、残念でなりません。	出来る限りお客様の記憶を喚起するような工夫をしていました。 お客様の応対をする際は出来るだけ詳細な情報をお聞きし、とにかく記録を念入りに探して、提供できる範囲で情報提供し、記録の統合へ導く努力を行っていました。
1710	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	わかりません。	過去の度重なる制度改正および管理方法、ずさんな体制が招いた問題だと認識しています。 存在は、年金給付に携わってからです。	対応については、庁や上司の命により、その都度、入念調査や、記録調丞、特別便窓口対応等、対応してきました。 問題の反省点は、上記に述べたとおりです。
1711	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現場(事務所、事務センター)に職員をもっと集中的に配置し、人海戦術で記録問題に取り組むべきだと思う。	採用当初(平成16年)より厚年と国年手番が統合になっていない年金手帳を目にすることはしばしばあった。しかし、オンラインに収録されている記録に誤りがあるものがあるとは思いもせず、いずれ時間の経過により統合され、解決していくものだろうと認識していた。	国民の皆様の年金記録を早く本来の記録にしていかなければならず、私は担当である庶務業務を通じてそれをサポートしてきた。現時点でみた場合に、まだ未解明な記録が多数残っていることからその取り組み方が反省点として挙げられると思う。
1712	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	なし	平成19年又ごろ。 報道で知った程度だったので、ここまで大きな問題とは思っていなかった。	今まで受給されている方々の年金記録が抜けているのであれば、真摯にできる限りの努力をしようと思い、対応しました。 この問題自体は、社会保険のオンライン化が民間に比べて10年ぐらいの遅れをとっていたこと、長年の台帳記録を委託にまかせきりで、入念な見直し(癖字などの読み誤りの対応など)を十分に行えていなかったのではないか、と推測される。 膨大な量ということに対して煩雑に扱ったと推測されることが過去に向けての反省点と考えます。 現に今、入念に台帳検索をすれば見つかるものも多数あります。 担当者によってどこまで検索をするかという温度差によっても記録の判明の度合いが変わってくるように思います。
1713	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金免除記録が2号加入により消滅。1号復活しても承認済みの免除記録が復活しない。折に触れ、手作業により復活させているが、全部復活させるのは現在の人海戦術と同様の人的資源が必要だと思います。	1号喪失しても、喪失部分にかかる免除記録はオンライン上のこるシステムにすればよいと思います。	個々人の被保険者の方にとっては重大な問題だと思います。当然正しい記録が残っていると思っていたのに、記憶と違うということであれば、心配するのは当然だと思います。人の記憶というのはあいまいになっていくものだと思いますので、時間がたっても確認できるもの(社会保険の記録)に信頼性があればよいと思います。その信頼が失われたことが問題だったと思います。間違ってなくても「間違っていな」ことを信用されないことが問題だと思います。 問題が存在するのを知ったのは、平成18年ごろ(報道された時)	お客様を安心させるために、お話を伺うこと。何った上で、お調べする、説明する、こと。 制度の管理体制を考えたほうがよかったと思います。 記録管理の点からは年金管理に使用する番号は制度が変わっても1つの基礎年金番号制度がよかったと思います。
1714	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	現状、このまま努力するのがよいと思います。	2～3年ほど前、ニュースでとりあげられるようになってから知りました。 年金記録が宇帳番号として浮いているのは事実として、なぜそれだけの年金番号が存在することになったのかを考えれば、被保険者自身にも責任があるはず。あまりテレビで取り上げられないことが、フェアでないと感じていました。 全ての記録を統合するのは不可能として、どこまで統合の努力をするのか、どこから補償とするのか、という問題なのだろうな、という認識をしていました。	記録問題は、基本的に、個人が複数の番号を持っているために起こったこと。複数の番号をみつけ、統合するには、個人からの旧姓・過去の職歴をヒントに探すことになること。 個人からの問い合わせがあった際には、できるだけヒントをいただき、統合できるよう努力しました。 反省としてあげるとすれば、年金の手続きに関して、本人が能動的に動かないかぎり、自身の年金の状況について確認する機会があまりなかったという点。この点については、今回、年金定期便というかたちで、年に1回は自身の記録の状況や報酬について確認できるようになったことで、

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1715	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道以上のことはわかりません。	社会保険庁の一員としては、上司の指示のもと、組織的に協働して各事案について各々丁寧に対応していくこと。 社会保険庁・厚生労働省の組織としては、処理体制の整備を行い、より早く被保険者・受給者等に対し回答ならびに年金の給付を行うこと。ならびに、社会保険庁・国側の努力のみによっては解決しえず、国民の理解と協力が欠かせないことから、今まで煽られてきた年金不信や不安・誤解・誤認識について、国として正々堂々と反論し、無用は不安感を取り除くこと。	年金記録問題は、いわゆる年金記録の疎き見問題を端緒として、今まで先送りしてきた問題が顕在化したものと認識する。 第一に、その問題の根源として、そもそもこれまで社会保険制度を維持運営していく上で、十分な予算措置・人員配置がなされてきたのか、疑問。 第二に、単に「社会保険庁の怠慢」といわれているが、なぜ今になって、年金不安を過剰に煽って世論を盛り上げなければこれほど大掛かりな年金記録整備の体制を構築し実行できなかったのか、疑問。 第三に、今ではなく、例えばオンライン化時、新法改正時、基礎年金番号導入時になぜ記録整備を大掛かりに実行できなかったのか、疑問。 年金記録問題の存在は、報道により知りました。	年金記録問題について現場職員として、年金記録を正常化し正しい年金額を早くお客様のもとのお届けしたく、特別便の窓口・電話対応や記録整備を行ってきました。 商業的・政治的に都合がよいということと思うが国民的に年金不安・不信を煽った者達が存在し、その意図せざる結果としてやっと国民的・政治的に年金記録整備の必要性が認識され、国としてその対応に必要な体制を整えていただいているものと思う。これまでやれなかったことの総決算として国家的に国民的合意を得て総力を挙げているのであり、この問題にかかわる一員として全力でその解決に向けて邁進したい。 年金記録問題は、これまで政治的・予算的・制度的・体制的に無理があって、社会保険庁の諸先輩方が取り組めなかった課題なのだと思う。この問題の根源については、公正かつ客観的に分析し、国として国民に正しく伝えていただきたい。 誤解と不安の連鎖を断ち切るため、お客様に一つひとつ丁寧に説明し、組織の一員として与えられた職責を全うしていきたい。
1716	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	職員のスキルアップ	先の問いについては職員の知識不足。後の問いについてはわかりません。	先の問いについては自身のスキルアップ。後の問いについては職員の知識不足。被保険者、事業所への年金制度の理解不足。
1717	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にはございません。	いまだ、カセット解除されていない記録が多数あるように思いますので、すみやかに解除していただきたい。 郵便物が確実に届くよう例えば、住基ネットを活用するなどして早急に正しい住所登録をすべきでは。	5千万件の問題が浮上した時期に全国的な問題でありことを知り由々しき事態であると認識しました。厚生年金の適用業務に携わってていたとき記録の不備が少なからずあり、年金給付の際に大変だろうと思っていました。また、それとは別に紙台帳からオンラインへの切り替え作業時も確認作業が充分ではないと感じていました。過去記録の調査については、回答される方が少ないのではと思っていましたが、相手があることなので、年金請求時に先送りされるしかないのか	厚生年金の期間照会について、他庁分について、記録なしの回答があった場合でも、ご本人さんの依頼があった場合は2度3度照会したことがありましたが、その程度です。当然根本的な解決には至りませんでした。
1718	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません		1.任期つきで在職期間が短いため、詳しいことはわからないが、マスコミ等で騒がれている宙にういた記録の記録の多さに驚いている。 統合されていないことは、とくべつ便・定期便により相談に見える被保険者の死活問題と思っている。	1.とく便や定期便の内容(言葉)が難しく伝わりにくいため、電話などでわからないという声が多い。国民(被保険者)の目線にたった内容を送ってほしいと願っている。
1719	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	関心のある方や連絡の取れた方たちの記録の整理はほぼ終了したと思います。 これからは、連絡の取れない方、例えば、施設等に入所されている方や関心のない方にどのような対応をするかが課題だと思います。特に、施設等に入所して本人が痴呆症等で回答ができない場合はの取り扱い等について事実確認ができた場合は、調査不能とするなどの指針を出すべきではないかと思います。	基礎年金番号が設定される以前から、手番を一人で複数持っている方はいたし、申請があった場合は、その都度整理していました。年金請求時に整理すればよいとの考えはあったと思います。 現在のような氏名索引ができるようになってからは、極力調査は行っていました。	記録は、本人の責任で管理すべきという役所的な考えが、原因だと思いました。 現在、行政サービスとして適切に管理することが求められ、現在、その体制ができつつあると思います。
1720	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題に取り組む中で、手番判明したが、年金受給金額が減額となるため、お客様からの了承が得られず、統合処理が出来ない場合がある。 (平均標準報酬月額等の減額による年額の減・沖縄特例期間中の県外厚年期間の判明による、特例非該当によるものなど・・・)	年金額が減額される方の、統合されない手番は永久に残ってしまうため、未統合手番が0件になることは絶対に無く、年金記録問題が終わることはないかと思う。 手番を統合し、年金額が減額する場合でも、従前保障されるような制度を策定する必要があるのでは？		
1721	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入の際、私は健康保険・厚生年金適用の担当課に在籍していました。 問題点や質問等を多数上げているにも関わらず、具体的な回答無きまま強行的に進められてしまった感じがしました。 将来的に基礎年金番号に統合されず、宙にういた記録が多数出ることはすでにその時懸念されていた事です。	とにかく出来る統合のみ行い、最終的には裁定時に整理すれば良いという指示でしたのでそのように取り扱いました。 時間が経過した記録をすべて統合など不可能と感じていましたが、現場のそのような声は全く届きませんでした。 現時点でみた反省点としては、当時、現場の声が全く届かなかったことが1番の問題点で、情報の共有が上手に出来ていなかったと思います。また、想定される問題についてよく議論することなく見切発車してしまう体制については、今もあまり変化はないように感じます。
1722	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	まずはすべての人に回答を出すことが必要と思います。書類の滞留がさらなる不信感を抱かせてしまうのではないでしょうか？	浮いた年金番号がかなりの並あることは認識していたが、国民年金の特殊台帳などは知りませんでした。それらを認識したのは平成19年ごろでした。(事務局から各事務所へ応援に行ったことがあります。)	年金番号の統合や特別便の受付などは意識して行っていましたが、それ以外の年金記録問題については調査の受付のみに終始していたことが反省点です。
1723	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金加入記録(基礎ファイルの記録)と裁定原簿の中の資格記録が不一致の事例がある。裁定原簿に記載されている厚生年金記録が、基礎ファイルに記載されていない事例を何件か見た記憶があります。 原簿で確認できたため、記録を正しく直すことができましたが、その方の場合原簿以外では記録の確認が取れなかったと思います。	受給者原簿と基礎ファイルの突合。(ただし、確認できるのは受給者の記録のみ) この様な事例があることを、担当者が知らなければ誤った回答をする場合があるので、期間照会回答の際には原簿も確認する。	平成19年5月頃。最初は事業所の届出誤り、届出主義のため届けがないための未加入や、制度の誤解が問題だと思ったが、実際に記録の調査をすると、市町村の記録が誤っていたり、マイクロと記録が違っていたりして社撰な管理であったことも分かった。 年度で保険料を徴収している事例があり、20歳前に国民年金の保険料の納付があったり、加入可能年数を超えた60歳以上でも年度の終わりまで国民年金保険料の納付がある事例がありました。(どちらも還付とした。)被保険者だけではなく、職員も制度に関する知識が不足していたことが問題だと思います。 また、届出主義としても勧奨をどれだけしたのか、制度の周知にどれだけ力をいれていたのか、反省することは多いと思う。 制度を運営する立場として、制度の理解不足と、加入いただいている被保険者への配慮が不足していたと思う。	年金の相談窓口にいたときは、制度を分かりやすく伝えようと努力したと思う。 制度周知については、個人で対応するには限界があるとは思うが、問題意識を持っていながら効率的な制度周知について考えず、また提案もしなかったことが反省すべき点だと思う。 制度についても、自分で調べて知識を得ても、知識の共有を積極的にはしていない。課員から聞かれたことには答えるが事前に周知することがなかったと思います。
1724	地方庁	その他(社会保険事務所)		まず、021一1画面に反映していない記録がないようにカセット解除する。 そうすることで、記録の確認に要する時間が大幅に短縮できると思われる。 マスコミを使った有効な宣伝。 年金制度や社保庁に対する不信・不安から、照会に対し、回答することが億劫になっている方もいられると思います。 年金制度の説明や、記録確認のための回答への協力など、もっとマスコミを活用できれば・・・と思います。 マスコミの報道に振り回されっ放しになっている場合ではないと思います。	年金記録問題とは・・・ まず、基礎年金番号ができる前から、手番を複数持っている方がいたのも年金記録問題でよいでしょうか？ 平成3年度、健保厚年の適用課に在籍していました。取得届に手番未記入だったため照会したところ、事業所担当者の方から「なしでやればいいでしょ！」と怒鳴られたことが忘れられません。 現在お客様とお話しさせていただいていても、「若い頃は年金なんて全く気にしていなかったから分からない」とよく言われます。 年金制度に対する関心を持ってもらうような広報もすることができず、学校教育の場でも取り上げてもらえず、やはり広報不足はあると思います。 事業所の方、ご本人様、職員も含め、大多数の方が、裁定時に判明する、分かるはず・・・と考えていたのではないでしょうか。 基礎年金番号施行時の広報不足により、他手番ありなのに回答されていないケースが多くあったと思われること、それに対して効果的な措置を取れなかったこと、これも問題だったと思います。	まず、制度説明を丁寧にするよう心がけました。 あらゆる面について広報が不足していると、していたと思います。
1725	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金を昭和61年3月までに、任意加入し、納付した者が、その間に厚生年金加入期間が判明した場合、原則、その期間以降の納付は還付となります。 本人の不利益となる場合、本人からの意見書を聴取し、本庁に協議した結果、納付が認められているケースがあります。	3号被保険者期間について、厚生年金期間が判明した場合、3号被保険者の特例ではなく、認められていますので、任意加入中の場合についても、協議することなく、納付する意思があったものとして、法律改正していただけないでしょうか。	ねんきん特別便を送付した時点では、記録の整備(コンピュータ入力)がされておらず、後追いで、何回も本人宛に通知が郵送され、本人も困惑し、現場の職員も困惑している状態です。 ねんきん特別便の送付時期について、記録の整備をしてから送付されていたら、混乱等が少しでも解消できたものと考えます。 そういった状況の中で、年金記録問題を優先課題と考えております。 問題が存在することは、以前から認識していましたが、いつ頃からは、覚えていません。	年金相談窓口対応のため、空いた時間しか対応できないため、以前より、所長に対し、年金記録問題対応チームを組み、専門的に対処するよう提案をしてきましたが、聞き入れてもらえず、処理が遅延している点が反省点と考えられます。 また、年金記録問題に対応する謝金職員が増えたが、統率する課長の負担が増え、あまり効率的となっていない状況も反省点と考えられます。
1726	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	個々の案件に地道に対応していくことが必要だと思う。	年金問題が存在することを知ったのは、ニュース等の報道で取り扱い始めた頃であり、解決には時間的にも量の膨大さからいっても非常に困難が伴う問題だと思った。	年金記録照会の量があまりにも膨大なため、窓口等で納得していただける着実な対応はできなかった。 反省点は、基礎年金番号導入時に国民への周知徹底ができていなかったこと、また、浮いた記録があるということをもっと早い時期から公表し、浮いた記録と本人を結びつける作業をすべきだったことが挙げられる。
1727	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		記録管理という面においては、反省すべき点が多々あると思います。入所時には、基礎年金番号が導入された後でしたが、その後の他の手帳番号照会等により、もう少し早めに問題点について把握し、対応ができたのではないかとは思います。	やはり、年金額の基となる記録ですので、誤った処理等しないようにとは心がけました。また、記録問題が表面化した段階においても、少しでも相談いただくお客様の不安を解消できるように対応してきました。ただ、上記でも述べた点については反省すべきところではないかと思います。
1728	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロ原票にて「健康保険任意継続」または「継続療養」表示がある場合あり、または配偶者等の「被扶養者」記録まで調査依頼分確認されているのでしょうか。 国民健康保険組合のみに加入されて、厚生年金適用事業所になっていない事業所の調査は可能なのでしょうか。 日雇健康保険関係の資料の保存はないものなのでしょうか。	時間はかかりますが、1件ずつ細かく確認していくしかないと思います。原簿時代の経験のあるOBの方々の知恵をもっとお借りすべきと思います。	原票をオンライン化に伴いwmにて検索できるようになった際に、誤って氏名等を変換入力しているのが多数あるので注意せよ、年金相談時には他の読み方、生年月日等も確認するよう上司より指導(昭和？年)されました。	まずは考えられる氏名の読み方等で検索を心掛けていました。ご本人の職歴申立てについては、wmの記録のみで即答せぬよう、マイクロ等調査を心掛けていました。 60歳近くなられて、ご本人様に10代、20代、30代の職歴を全て思い出せというのは無理な話だと思います。 私は高卒後、本職場に採用された頃から、疑問をもっていました。なんで健保も年金もいくつにも制度が分かれているのだろう、健保も年金の制度はそれぞれひとつでいいのでは、と思っていました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1729	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の期間調査担当をしていて気づいた事ですが、転出時の検認記録の台帳への記載漏れが少なからず見受けられます(旧市町村での検認記録が新市町村での記録に反映されていない、事務所の台帳にも載らない等)。また、市町村役場に台帳はあるのに、該当手番のオンライン記録がないものも見受けられます(転出時の移管もれか)。いずれも他市町村への住所の移動を伴う場合におきており、当時のシステムに問題があったのかもしれません。	現在、社会保険庁が行っている役場名簿の画像化作業により、同一国民年金番号の記録の突合(他市町村間)、及び、未収録国民年金手番のオンライン記録化が必要と考えます。	年金記録問題は、オンライン化前の手管理の時代の記録管理システムの問題と認識しています。問題意識を持ったのは平成19年の6月ごろだと思います。	平成19年の問題発覚以降、年金記録の調査に努めてきましたが、残念ながら、満足のいく結果が得られていません。また、時間の無い中での年金特別便の対応等、一件の回答に費やす時間が少ないのが残念です。
1730	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		従来から保険の適用・徴収・給付と、決して多くない職員で多くの業務についていたのも、一つの原因と思う。通常業務をしながらも年金記録問題に力を注ぐためには人員の確保が必要と思う。	年金制度の根幹を揺るがす大変深刻な問題と受け止め、人々からは国に対する信頼を失う事態となり、誠に残念に思う。 平成18年頃だと記憶しますが、マスコミ等からの報道により認識を深めました。	その当時は、事務所の責任者として、多くのお客様の対応を十分に行えるよう、職員とともに対応しながら、職員のモチベーションを下げないよう、日々考えていました。 反省点といえば、複数の年金番号を保有している者に対する番号の一本化の施策が甘かったのものと思う。
1731	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	この2年間において、特別便、定期便、旧姓名寄せ、フォローアップ対応等、可能な方策はすべて行ったと考えています。最終的には本人に確認する必要があることから一定の限界があるものと考えています。	認識していませんでした。 平成19年ごろと記憶しています。	地方庁として特別便等、積一杯対応を行い一定の成果があがったものと考えています。 反省点は、提出された特別便等の事務処理がマンパワー及びツールの不足により回答に時間を要したことです。
1732	地方庁	社会保険事務所課長級以上		社会保険サイドの記録がすべてオンラインに整備済なのであれば、被保険者の人や被保険者であった人の協力(記憶)によって記録を補正する方法しかないのではないか。ただ、現状でもオンライン記録には、厚生年金手番で検索すると被保険者記録が未整備のものが多数あります。	厚生年金手帳番号による検索をおこなっても、被保険者記録の表示がされず業務センターあてに照会しなければならない記録があることは知っていたが、これほど大量であるとは思いもよらなかった。平成1～2年頃年金給付課に所属していたころ。	年金裁定請求に来訪され、請求手続きを受ける際には、特に本人様からの聞き取りを十分におこなうよう対応した。 年金加入記録について、本人が申し出てくるのが当たり前、自身の経歴を記憶しているのが当然であるとの観点からの対応であったのではないか。
1733	地方庁	その他(社会保険事務所)		・確認が不可能な記録については、法令で救済措置を講ずるしかないと思います。ただし、明らかに年金の各制度の施行前から年金を掛けていたの申し出は、救済措置の対象から外す事が必要。虚偽の申請が強い。	・年金記録問題が発生する前の認識は、老後の生活の基盤となる年金の保険料並びに年金には、最低限の加入期間(納入期間)が必要であるため、被保険者の方からの相談、年金の大切さを伝えた。一部、納付拒否者とも相談する機会もあり、説得をしたが聞き入れない被保険者(該当者)がいたのが残念。年金記録問題が発生した時は、オンライン化の際の紙の台帳などからの切り替えが正常に行われていない。NHKの特番で、記録のデータ化の際、出先である社会保険事務所に当時の年金番号の払い出しなど記録があるにも関わらず庁の保管記録が正しいの認識でデータが補正されていたと聞き、初めて事の重大性を認識しました。もっと、現場のデータを突合させ、必要に応じて被保険者・事業所に照会等を行いデータの補正を慎重にしていれば、今日の記録問題の整理に時間を要せず、被保険者・年金受給権者の理解を得られたと認識しました。	・来訪・電話による記録問題について、親切丁寧に聞き取りをし、年金記録が消えてしまった被保険者・年金受給者の記録確認・統合漏れを早期に確認し年金権・年金額に反映させるための対応を心がけた。 ・反省点としては、オンライン化に伴う、データの取り込みが正しく行われていたかの検証を短期間で行わず、複数年掛けて記録の切り替え漏れがないか確認(検証)が何故出来なかったのか。
1734	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていること以外知りません。	厚生労働省、社会保険庁、総務省、市町村役場に限らず、全省庁が協力して解決する必要があると思います。調査方法よりも今は調査する人員を確保すべきであると思います。	年金は一時金のような短期給付ではなく、受給してから亡くなるまで続く長期給付のため、年金記録に少しでも誤りがあると生涯受給できる年金額に大きな影響がでるため、国民の生涯の生活を変える非常に大きな問題であると認識していました。 問題が存在すると知ったのは、報道などで表ざたになった頃と同じ時期です。平成19年位だったと思います。	年金得別便等の窓口対応をする際には、問題を認識することが遅れ、お客様に御迷惑をお掛けしたことを深くお詫びし、お客様の目線で応対することに努めました。 現時点でみた場合に、第一に基礎年金番号導入等、制度改正があったときに全ての年金記録を本人に結びつけるような体制(人員確保、予算確保等)をとらなかったことや、年金制度ができたときからこのような問題が起こりえることを政府が認識していなかったことが反省点であると思い
1735	地方庁	その他(社会保険事務局)		不公平が生じないよう年金制度を見直す。 年金制度を時代に見合ったわかりやすい制度にする。	3年前くらい。 すべてを解決するには難しい問題である。まず年金について一般人が理解することが難しい。	まず、複雑な制度であることが問題であると思う。 自分で理解しようとしてもすべては不可能でした。
1736	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金や厚生年金の記録ばかりが問題視されていますが、少ない加入月数で連合会に移管された、厚生年金基金の方が住所等が不明で裁定請求書が送付されず、未支給のままになっているものが多大にあると思います。 かつて、事務員さんに言われるまま厚生年金の一時金を受け取ってしまったが、共済は返還して年金として受給出来る。 議員年金は25年なくても受給出来る。	企業年金基金連合会を日本年金機構に一本化する。 厚生年金の一時金も返還制度を作る。 議員年金を廃止する。	マスコミ等で社保庁が記録を闇に葬ったとか、改ざんしたとか言われているが、被保険者自身も転職する時、番号を持って行かず新たな番号を取得し、複数の番号を得ているため記録が曖昧になったと思う。基礎年金番号制になってもまだ複数の番号を取得することが信じられない。 在籍する前平成13年から知っていました。	年金特別便、年金定期便で被保険者(受給者)に記録をお知らせするようになったことは大変よいことともいますが、国年、厚年と分かれた記録なので被保険者の年表式に共済も含め、加入記録を提示した方が良いと思います。
1737	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題に関する業務を一ヶ所に集中し、人員を増やし対応すべき。通常業務と平行しては、なかなか解決には至らない。	なぜ、このようなことが起きたのか、起きてはいけない問題であり、早急に解決しなければならない問題として認識していました。この問題が存在することを知ったのは、ニュースなどで騒がれ始めた頃です。	どのように対応すべきかわからず、上司や先輩の意見を聞きつつ、しかし、手探りの状態でした。記録の管理がいかにずさんだったかということ、国と地方それぞれで管理しており、連携がうまく取れてなかったことなどが反省点として挙げられると思われます。
1738	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上				記録の欠如により受給権が得られない方、正当な年金をお受けいただいてない方々に対して申し訳ない気持ちでいっぱいです。 ねんきん特別便等で記録の確認、定期便で報酬の通知を図ってきましたが 記録の判明が定かでない事例に対して対応に苦慮しているところです。 予定されています紙台帳とコンピューター記録の照合により事実を解明し、記録の確認を行うべきだと考えています。 返納を生じるケースも出てくるかと危惧されますが、再裁定により遡及支給される方に早期の支給ができるような対応策が重要だと考えます。
1739	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	お客様の都合で生年月日や名前を偽って届出をされるケースがあります。 また、事業所の担当者が、いい加減な届出(漢字の誤り、読みの誤り、年金手帳の有無など)をされるケースがあります。 厚生年金の資格取得届には、戸籍などの添付は必要なく、事業主の押印がされ、書類上不備が無ければ、普通に処理が進みます。つまり、虚偽か否かなどを確認する術がありません。 仮に、正しく処理されたものであっても、結果的に誤ったデータが登録されてしまうことになり、書類の保存期限が過ぎてしまえば、届書が誤っていたのか、入力処理を誤ったのか判らなくなってしまいます。 このようにして、結果として誤収録となっているデータがあると、氏名検索を行うだけでは記録判明しないこととなってしまします。	納税者番号のように、必ず一人にひとつの番号を設定し、その番号で記録を管理していくことが必要だと思います。	上記(6)のような問題があることは認識していました。 それ以外の過去記録については、紙台帳からコンピュータ記録にうつしかえたと教えられていました。 適用業務の担当は、新規採用当時に約1年だけなので、世間で年金記録問題が騒がれ出すまでは、大きな問題を抱えているということは知りませんでした。	私自身が年金相談や記録訂正に携わったときは、過去に間違われたことのある名前の読み方や、生年月日などを偽ったことがないかなど、お客様に尋ねながら、申し立てられた記録と一致するかを確認しました。 しかし、窓口が混雑するときに、どこまでできるのかが大きな課題でした。 問題点を挙げるなら、人材育成の面でプロフェッショナルの育成に力を入れなかったこと、臨機応変に窓口の体制(定員)を整えなかったことだと思います。
1740	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録統合で減額になる方もかなりの数になっている。統合しても年金額を減額しないとなれば、その分については解決するとおもいます。	問題として意識したのは報道されてからです。平成9年基礎年金番号導入時の統合漏れと思っていました。年金請求時に本人確認で漏れはないとの認識でした。	来所されるお客様の対応で頭がいっぱいで、とにかく一件でも多く判明するよう対応するだけでした。 記録問題といってもその発生した原因によって対応を変えなければいけないとおもいます。庁の対応も遅すぎる。ただ単に年金統合すれば年金が増えると考えているとしか思えません。統合により不利益になる方もたくさんいる、窓口では本人記録でも統合できない。 今回やっと、3号期間の間に見つかった厚生年金を統合しても後半の記録も3号が消えないようになりましたが、すでに何人もの方が来所されたと思います。 現場からの意見にもっと耳をかたむけてください。
1741	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金知識のある人員の確保。(業務センターだけでなく、窓口対応にあたる現場も含む)	年金は申請主義だと採用された時から言われていたので問題だと認識していませんでした。また記録問題の存在は新聞報道で知りました。	記録問題の存在を知って解決をしなければならないと痛感し、なるべく窓口にて本人特定できるよう対応していました。また、この問題の反省点は申請主義といって何十年も問題取り組みに至らなかったことだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら，具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1742	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1件1件丁寧に記録の確認を行う。	年金給付課に所属していた頃、基礎年金番号に統合されていない手帳番号がいくつもあることを知った。	年金裁定前の審査時において、必ず氏名索引を行い、本人の記録かもしれないと思うものは、本人と連絡を取り確認していた。 もし、自分や家族の年金が年金記録の不備により、本来受け取ることができる金額より少なくなることになれば、許せない気持ちになるはずである。他人の記録であっても自分自身の記録と同じように大切なものであることを認識することが大切であると思いました。
1743	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	特になし	特にありません	特にありません
1744	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じ上げません	平成19年に払出簿の氏名等整理を行いまして、その時WM上のカセットオープンも実施すると聞いたような記憶がありますが、いまだにカセットオープン依頼を実施しなければならない状況です。カセットオープンを行い記録整備を実施していくしか解決には向かわないと思います。	平成19年初めごろの記録問題で認識いたしました。	年金記録問題が生じた平成19年からとくべつ便の発送に伴い事務所窓口は職員全てが対応しても1日では終わらない状況でした、まず、受付対応がずうっと続きそれに伴い記録の確認整理及び再裁定業務と大変な毎日であります。でも、マンパワーを駆使して1件1件対応していくしかありません。また、問題点は「厚生年金」で言えばカセットオープンしていない手番があるのに確認作業を確立してなかったことと、受給年齢に達している年金記録に対しての確認作業を取らないでいた申請主義、申出主義が原因だと思われます。
1745	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットオープンになっていない記録がどのくらい残っているのでしょうか？ 移管記録不備の記録はどのくらい残っているのでしょうか？ 旧三共済の恩給、旧長期間等の確認は、原簿の期間等の確認しかできないので本人への説明が苦労する。	台帳等の見方及び歴史的な経過等を職員等への研修、本庁で知っている知識及び過去の経験等を地方職員等へ知識の共有を図っていただきたい。	こんなに、不備な記録があるのには実際びっくりしました。	お客様第一主義でなく、申請主義だった点が問題だと思う。
1746	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	とくに知らない。	少しでも早く全件照合を行って、基礎年金番号に統合されていない記録をひとつでも多く統合していく。	おととしごろ、5000万件の「宙に浮いた年金」についての報道があり、来訪、電話ともに増えてきたため、年金記録問題の存在を知った。 基礎年金番号に統合されていない手番が多数存在していることだと思っていた。	自分が対応した人の話をなるべくよく聞いて、その人の申し出ている記録を探して基礎年金番号へ登録した。また、どうやっても見つからない場合は、期間照会申出書をとることによって、さらに専門の職員に記録を探してもらうようにした。 偶発的にお客様が増えていたときは、聞き取りが不十分だったことによりその場で見つけられる記録まで期間照会に回してしまい、結果として回答が後れてしまったことがあったかもしれない。
1747	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	1件、1件丁寧に時間をかけて解決していくことが重要だと考えます。	これほど大きな問題になるとは考えていませんでした。 3年まえ	1件、1件丁寧に時間をかけて解決していくことが重要だと考えました。
1748	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	この間の国民年金の納付問題で納付とみなす根拠を緩和したり、ある程度被保険者の申し立てを性善説の立場で認める方策が必要だと思います。 しかしながら余りに救済処置が過ぎると国費がかさむ事もさることながら、過去に認められず既に亡くなった方などとの公平性の担保といったバランスが大事だと思います。 そういった処置をしても残ったケースについてはマニュアルなどでは対処できないと思いますので、個別対応が必要になると思います。 まずは大胆に大多数を処理し、残ったのは繊細に対応するのが肝要かと思います。	平成18年度頃に存在を知り、問題として知るタイミングが新聞等のマスコミを通して認識し、国民全体に関わる大変忌々しき事態と思いました。	自分ができる対応としては、接する被保険者に対しまずはご自身の記録確認のために来所して調べてもらうよう、促しました。 事務所レベルでは、対応できることは電話や来訪者に対する個別対応しかできなかった訳で、現場の判断や裁量の余地は余りなかったと思います。 自分がこの職場に入る前の基礎番導入に、現場が大変だったとは聞いてた事があり、何故そのタイミングでもっと周知徹底しなかったのだろうと思います。
1749	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	マスコミに問題にされるようになってから。	なるべく早い時期に定期便のようなものを本人に送っておくべきだったと思う。
1750	地方庁	その他(社会保険事務所)		可能ならば、経験豊富なOBにも取り組んでいただきたいと願います。	「現在未統合の記録があっても、年金の受給手続きをお取りいただく際に、記録の調査を行い統合する」という事務の流れを聞いていたので、平成17年頃まで全く認識がなく、知りませんでした。	年金制度の広報の仕方が問題なのではないかと考えます。
1751	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		大変な事だと感じました。 5000万件の報道があり、記録がWMに入っていないと知らされるまで、こんなにたくさんの記録が本人に結びついていないとは思っていませんでした。 再裁定の量を見たとき、本当にショックでした。	記録管理の重大性を強烈に感じ、正確な記録を管理するため、受給者、被保険者の立場に立ち、仕事をしています。 「責任を持った人のみが、記録を入力する」事をしなかった事が、正確な記録管理に結びつかなかったのではないかと思います。
1752	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	現在、同じ人に何回も特別便が送られることがありますが、たとえ少しくらい時間がかかっても、記録をすべてきれいにしてから、本人に通知を出して手続きをお願いした方が良くないでしょうか。 ただし、時間の制限があると難しいことでしょうか。	平成16年から年金相談窓口で相談業務をしていますが、年金請求時には 氏名索引をしたり、本人に期間の確認をしているので、テレビや新聞などで年金記録問題のニュースを見たり聞いたりした時は、びっくりしました。 ただし、昔は氏名索引ができなかったし、本人の申請により受付をしたので、番号をたくさん持っている人は、漏れることがあったのではないかと思います。	相談に見えた人に対しては、十分話を聞いて、WMでできる確認についてはすべて実行し、早期解決に努めた。 今と違ってWMで確認ができなかった時代は、頼りは本人の申出であったことがこのような大きな問題になったのではないかと思います。ただし、WMですべての記録が確認できないことも、残念ながら問題だと思います。
1753	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1754	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金裁定時に本人記録を確認。 裁定年齢前には本人申告により記録の確認・統合を行う。	誘導的な質問による記録統合はしていなかった。 現状においてもすべきではないと思う。
1755	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		①国年の納付記録漏れについて 最初の国年課在籍時代、昔の国年の納付記録漏れについての相談が、稀にあることを知った。本人所持の領収書類等があるのに、記録がもれているとはどういうことか？と疑問に思った。紙台帳時代においては、そのような間違いもあるものなのかと感じていた。 ②基礎年金番号制導入後の手番未登録問題について 導入時の初回案内後は、各手続きや相談での他手番判明時に統合するようになっていた。早期に統合処理が終われればよいと思っていた。最終的には年金裁定時に統合するものであるから、申し出が無い者は仕方が無いとも思っていたところはある。 ③コンピュータに反映されていない厚年記録について 古い記録にこのようなものがあることを平成19年になって知った。	①について 当たり前のことであるが、当時、本人所持の領収書類に基づき正しい記録に訂正せねばならないものだと感じた。手作業時代の年金記録に誤りのある可能性があることを認識し、何らかの対策を講じるべきだったのかもしれない。 ②について 基礎番導入時の初回案内のみならず、他手番保持者への呼びかけを強化するなどの対策を講じるべきだったのではないか。 また、年金番号を複数取得することも原因のひとつであり、国民や事業主の理解、制度の学校教育も必要なのではないかと思う。 ③について 時代の変遷もあるが、年金の記録管理は最重要であるので、今後においてもその使命を全うしなければならない。
1756	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	地方庁では、社会保険業務センターにおいて、どのよに年金記録が管理されていたのか、知らされてなかった点(たとえばワンピシでの旧台帳の保管、氏名等の未収録記録の存在、カナ変換での収録など)がありましたので、地方庁にも社会保険業務センター内の管理方法等をオープンな形を取ることで、もっと早い時期に改善ができたのではないがと思います。 受給者も高齢化してきていますので、早急な改善が必要ですが、旧台帳データの全件完全収録とその際に事業所記号未設定については、事業所名を収録するか、旧台帳をデータかして呼び出すシステムへの変換で窓口等での確認作業の迅速化が図れる。	基礎年金番号を導入した際に、基礎年金番号以外の手帳番号の有無を照会していましたが、それだけでは不十分で制度間どうしで、未統合記録が発生する認識はありました。 また、旧法時代(昭和61年3月以前)では、制度内で本人の申し出により統合できると思っていましたが、記録問題が発生して、これほど多くの不完全な記録の存在の実態を知った時には、年金行政にたずさわっていた者としてはショックでした。	記録問題が発生した当初は、本庁及び社会保険業務センターからの指示に対して期限までに確実に実施することが、まず記録問題の解決の下支えになると思っておりました。 紙管理時代は社会保険事務所では一部事故リストの送付があったものの、記録は進達するだけで、年金記録管理は社会保険業務センターがキッチリやっているものと考えていました。 社会保険業務センターばかり悪者にするつもりはありませんが、紙記録は膨大でありましたので、社会保険職員全体で力をあわせて、大切な年金記録を記録問題が発生する前に、前向きに的確にやれなかったのが残念です。
1757	地方庁	その他(社会保険事務局)			被保険者台帳の管理不備による年金加入記録・納付記録のもれ。 標準報酬月額の不適正な遡及訂正。 平成19年頃です。	記録漏れの方が多数ある事実を念頭において、期間確認の申し立てについて、申出内容について詳細に確認調査をしました。 記録管理の徹底は当然のことですが、そのうえでさらにのご本人への再確認が必要と考えられます。 年金受給者の方の記録漏れについては、特に受給手続きの際の加入状況の確認が不足してい
1758	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便・定期便による周知で不明な点があるにも関わらず回答されていない方が多くいると思われるので、政府として方法活動を行ない、周知に努める。	新聞報道等される前は認識はしていなかった、新聞報道以降。	対応マニュアルに沿って、お客様の記録判明に努めた。 マイクロ化されている記録をもっと早い時期にオープンすべきであったと思う。
1759	地方庁	その他(社会保険事務所)		これまでのように1件1件丁寧に調査していくしかないと思います。	年金記録問題の存在を知ったのは、調査が始まってからです。最初記録問題が発生したときは、すぐに解決できるようなものだと思っていました。しかし、次から次へと記録に対する不備が発生してきたので、これは、大変なものだと感じました。被保険者のためにも出来るだけ早く解決していかなければいけない問題だと思っています。	記録問題については、率先して協力してきました。当時の記録管理のずさんさが、大きな問題を引き起こしたと思います。番号さえあっていれば振り仮名は、どうでもいいような処理をしていたり、台帳記入にしても人が後から見て、読めるような字で記入できていなかったり、当たり前のことができていなかったことに反省点があると思います。
1760	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	業務センターで受付した特別便が回送されるまで相当な期間を要している。 早期に回送してほしい。 WMですべての記録が見れるようになれば。	最優先事項と考えています。 マスコミで報じられるようになってから。	業務課に所属している時は、資格取得届に年金手帳が添付されている場合に、手番統合処理がされているか確認し、未統合の場合は統合処理と手帳への表示を行った。 国民年金課に所属している時は、個別訪問・電話による納付特例などする際 本人記録と思われるものについて本人へ確認するようにしていた。統合することにより納付に繋がったケースもあった。 反省点としては、基礎年金番号を開始した際にある程度の統合作業が完了できる内容にですればよかったと考えます。平成13年採用のため、当時回答がなかった方に対してどのような対応を取ったのかわかりませんが、未提出者にお知らせ等送ったのでしょうか？

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1761	地方庁	その他(社会保険事務局)			基礎年金番号に統合されていない年金手帳記号番号に関しては、老齢年金請求時に確認すればよいと教わったため、被保険者に関しては年金記録漏れの状態であっても問題はないと認識していました。 受給者については、年金記録の管理方法から考えれば記録漏れがある程度起こることは予想の範囲でしたが、その件数がこれほどまでに膨大であることを知ったのは、いわゆる「消えた年金」の報道以降です。	一連の報道や年金記録問題への対応の実務に当たる中で、年金記録問題への問題意識が膨らんでいきました。私は期間調査業務、裁定請求時の氏名索引を入念に行うなど、地道にではありますが年金記録漏れの解消に努めました。 年金記録漏れ問題は制度のあり方からして、起こるべくして起こったものだと思います。ただし、記録漏れが起こることを前提とした、記録管理の方法をとることは十分可能だったのではないかと考えます。市町村台帳の破棄や氏名収録の省略、生年月日のまるめ、氏名フリガナもしくは漢字の一方のみの収録、などが原因で、記録漏れ問題は難航しています。基礎となる情報に誤りがなければ、例え記録が一本化されていなくとも、容易に浮いた記録を見つけ出すことができます。欲をいえば、国民総背番号制のように記録漏れが起こりえない仕組みを早くから導入していれば、問題はもっと小さく済んでいたのではないかと考えますが、諸々の事情から実現は難しい
1762	地方庁	その他(社会保険事務所)			国会、テレビ等報道されたのと同時期に知りました。ご本人が納付されたものは当然のこととしてご本人が将来受け取る年金となるべきものであり、それがわからなくなってしまっていたり、標準報酬月額が変わってしまっていたりすることにまず驚きました。あってはならないことだと思いました。	記録については判明した時点で必ず統合処理をするとともに、お客様に対しての聞き取りを確実にするようにすることが大切と思われます。また、そういった対応をしています。問題点としては、当時厚生年金の手番を、いくつも持つことができたこと、基礎年金番号設定時にもっとピーアールができなかったかということ、なぜ判明した時点で統合処理がされなかったかということ、厚年の記録にご本人の住所が入っていれば判明できる記録もあるのではないかということ、再裁定については あまりにも時間がかかること、時効特例制度については これだけの時間がかかるということを想定をし準備万全でのスタートだったのか。以上が私の考えでもあり、お客様からの苦情と
1763	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	厚年記録について、そもそも本人が異なる生年月日を事業所に届出しているケースがかなりあることは、世間的にはあまり知られていないのではないか。	期限を決めて、一気に解決しようなどと考えるのは無理と思う。 手間をかけても、書面のやりとりだけでは限界がある。本人から直接聞き取りなどを行わなければ、判明することができないこともかなり多くあるため、裁定時も含めてで整理をするというスタンスを変えることは不可能だと思われる。 そのあたりを一般的にご理解いただく必要があるように思う。今となっては難しいことなのかもしれないが。	年金記録(番号)を複数持っていることは普通のことであり、裁定請求時に整理するものという認識は、入庁当時から持っていたため、特別な問題意識はなかった。	機械管理などができない時代から引き続いているものを扱っているため、完全な整理ができないことは仕方のないことだと考えている。 今後もできるかぎり尽力する所存だが、そもそも裁定請求時に整理をするという考えでやってきたものを、急に変えようとすることに無理がある。 手書台帳等からの移管では、誤りも多く発生してしまっているのかもしれないが、反省すべき点があるのかは自分にはわからない。
1764	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に旧法に基づき受給されている方の記録は事業所名が登録されていないので、調査が困難である。記録が丸まって受給記録になっている。 もう10年20年と受給している人で記録が続いていると確認できず期間を削除する人、遺族年金、障害年金を受給している人は記録が見つかり年金額が下がる場合があり、説明が困難である。 脱退手当金で支給日に厚生年金に加入している人や一時金記録をマイクロで確認できても計算式の根拠の資料がない場合受給できる期間となり不公平感がある。 加給年金が対象となる人で受給年月日が変更する場合、何十年前の3点セットをそろえないと処理できないと返戻されるが、本人に要求するのが困難な場合がある。	通知が変わらなければ今のところ方法は無い。ただ、記録が丸められている分は今後全件照合すればわかるのではないか。	記録が漏れている人はごく少数と認識していた。年金特別便の書類の並の多さで改めて認識した。	大並の書類がある中で可能なかぎり本人と特定することと、記録を発見することに全力をあげて対応した。一度に大並の書類を扱っているので丁寧な処理ができない点が反省点です。
1765	地方庁	その他(社会保険事務局)			未統合の記録は「年金請求時、もしくは本人が申し立ててきたときにすればいいもの」と教わっていたので、問題になると思っていなかった。今となっては悪いことのように騒がれているが、最初はその程度の認識。 平成19年5～6月ごろからテレビなどで騒がれ始めたころからこの問題を知った。	お客様と話をするときには細かいところまで話を聞いて、その方の記録判明に全力を尽くした。 反省点は、そもそもの記録保存環境がよくなかったことと平成9年の基礎年金番号導入時点で特別便的なものを送って今以上に記録整備に力を入れるべきだったと思う。
1766	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号が導入された平成9年頃から、多数の年金番号を持っている方の記録の統合の必要性は強く感じていました。 それは、厚年と国年の期間重複による3号未納の発生や本人特定できずに死亡された時の遺族年金の発生など色々問題がありました。 ただ、本格的に年金記録問題が持ち上がったのは平成19年頃だったと思います。	本人が窓口に来所された時や、事業所が取得届に手帳を添付された時に、他の年金手番がある場合は必ず統合するよう努めました。 ただ、窓口に来られる方や届出される方にしか徹底できないので、件数的には限られていました。 よって基礎年金番号制度が導入された時点で、もっと全体の取り組みとして動めてる方、3号被保険者の方は事業所を通して、受給者や1号被保険者の方は個人に対し、年金番号や加入記録の確認のお願いの必要があったのではないかと思います。
1767	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	すべてを調べるのはとても難しいと思うので、何か思い切った解決策が必要だと考えます。 先日新聞に載っていた短期間かつ他の期間は納付済み等信用できると判断できる申し出については認めるなど。	社会保険事務所に任期付き任用職員として採用されたのが平成21年4月からなので、世間で騒がれて初めて年金記録問題を知りました。	窓口や電話において、間違った説明は絶対にしないように、分かりやすく説明するようとつめています。 制度についての広報不足、制度の複雑な点、国民の無関心いろいろなことが反省点として挙げられると思います。
1768	地方庁	その他(社会保険事務所)	3号該当者の記録において、配偶者の厚年記録に空きがあった際、3号の届け出が漏れているケースが多い。 特別便などでは3号該当の状態だが、配偶者記録と合わせた際に判明する。 3号特例制度が認められているため被害少なくなるケースも多いが、退職による3号からの1号種別変更漏れに関しては時効により納付が出来ない状態になり、受給額にも影響を及ぼすケースも見受けられる。	具体策はわかりませんが、配偶者情報を入力しているのだから有効的に活用し、かつ、勧奨業務をきめ細やかにわかりやすく本人からの届け出しやすい環境をつくること。 年金記録画面に配偶者記録と相違する3号記録がある場合エラーメッセージなどを出すなど、早い段階での対応を取れるシステムを構築する。	年金記録が漏れているなんて、まったく思いもしていなかったのが本音です。 お客さまから国年納付記録がおかしいと言われてもデータは合っていると説明をしていましたし、厚年旧台帳が漏れているなんて全く知りませんでした。 こんなに漏れていることが信じられない状況です。 記録が漏れていることを知ったのは2～3年前になります。新聞などマスコミからの情報がほとんどです。	古い記録の突合は必要と考えますが、限界があることも事実です。 可能な限り、本人様からの訴えを真摯に受け止め、記録判明に取り組みたいと思います。 反省点は現場職員が情報を知るまでに時間がかかり、なかなか一丸となれない点だと思います。 前項でも述べましたが、マスコミからの情報が早いという状況で問題意識を全員で共有できるとは思えません。
1769	地方庁	社会保険事務所課長級以上		ご本人から申出いただく必要があることから、あらためて定期便等の広報が必要と考えます。 ただし、事務所の窓口が混雑しないことを考える必要もあると思います。		お客様の年金額に直接かかわる記録の管理が正確でなかったことから、お客様の申出に対して説得ではなく、納得いただけるよう調査等対応しました。 また、第三者委員会への回付業務にも関わったことから早期の回付となるよう努力したつもりで
1770	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金問題は国民の生活を直撃する最重要問題であり、最優先に解決に向けた取り組みを行うことは言うまでもない事実。自分の記録は正常と思い込んでおられる者も未だおられるはずであり、わずかでも本人のものと推察される記録・番号があれば確認に徹する以外に方法はない。とにかく根気を持って取り組むこと。	平成9年1月より基礎年金番号制度が導入され、それまで複数の年金番号を保有していた者の年金番号が一本化されることになった。国民に年金番号統合案内の通知が届けられ、これによりきちんと回答がなされているものと考えていた。がしかし、ふたを開けてみれば5，000万件もの年金データが統合されていないことを今回の年金問題で初めて知った。回答が成されてない者がこんなにいるとは想像もしなかった。実際、業務課の窓口において、来所された被保険者とやりとりする中で本人確認を行い年金番号統合を行ってきた経緯はあるが、これはあくまで平成9年1月時の回答を行っていない一部の者と思っていた。	現時点で言えば、社会保険庁全体の反省点として、当時、どれだけの者の年金番号の統合が成されていないかその後における状況把握を逐一行うべきであったと考える。未統合の者には再度の通知を送付するなりいくらでも回答の機会を作れたはずである。今後はこういったずさんな管理とならないようあらゆることにおいて状況把握の徹底を図り、職員の意識改革を行うことが絶対と考える。
1771	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	現在示されている、方策にのっとり、一件ずつ誠意を持って、対応し、 一件ずつ、解決していくしかないと考えます。	宙に浮いた年金の原因は ①年金制度が複数の制度に分かれていたため、 それぞれの加入期間を 個人が管理しなければならなかったが、 その重要性、必要性を各個人が知らされていなかったもの。 被保険者に対する、周知不足。 ②平成9年の基礎年金番号を導入された時に、すでに各個人が持っていた 複数の年金手帳番号について、当局からの指示は、年金請求時に 統合すればよいとの考え方であったため、積極的に統合しなかったもの。 行政としての、対応方法があいまいで、不完全であったもの。 納付記録が消える、報酬が改定される問題の原因は、 事務手続きの精度の低さ、職員のモラルの問題。 記録問題を知ったのは、平成19年6月です。	平成19年7月以降に、職場全体の問題として、全職員で対応した。 電話照会、相談に対応し、電話相談センターの夜間・休日対応に交代で 出勤した。 信用回復に向けて、一件ずつ対応するしかないと、考えていました。 反省点 コンプライアンスの徹底。 被保険者の立場に立った、行政事務の進め方、考え方を常に 意識しておくことが大切であったと考えます。。
1772	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。 世間一般で知られていることが全てです。	まだ調査が必要なお客様にはご協力いただいて、十分な聞き取り調査を行うことが解決に向けての方策だと考えます。	年金記録問題が起こってから、国民の皆様からお預かりした厚生年金保険および国民年金の保険料の納付記録である手帳番号が、基礎年金番号に未統合のものが存在し、年金給付について正しい給付が行われていないものがあるという認識があります。 [redacted]厚生年金保険期間照会調査業務に従事するようになってからこの問題の存在を知ることとなりました。	お客さまからお預かりしている期間調査照会票について、少しでも給付に結びつくことができるように、またお客様にご納得いただけるように調査を進め、回答票の作成を行いました。そして、出来るだけ早くお客様のお手元に回答票をお届けできるように、スピーディーかつ円滑な調査を進めました。 また、年金裁定審査業務において、氏名検索を行った場合に必ずお客様の記録と疑わしきものについては、お客様に確認等の作業をすすめるようにしております。 現時点で私が考える反省点は、全体をみて考えた場合、当時の年金記録管理についての認識の浅さだと感じます。年金制度が始まった当初、将来の給付を見据えた制度の構築がなされていなかったことと思われます。 会社を就職するごとに手帳番号が払い出されたり、台帳に記録されている氏名や生年月日の相違など基本的な事務処理の相違が挙げられると考えます。 これからもひとつひとつ記録問題が解決出来るように、日々業務に精進してまいる所存です。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1773	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません。人的対応しかないとおもう。もっと多くの職員を配置し対応すべき。	スタートは、ごく一部分だけとおもっていたが、新聞紙上等で騒がれだしてから大変な事であるとかんじはじめた・	お客に対して、一人一人、一件一件誠実に対応していかねばと感じた。古い事業所名簿の整備があまりにも対応が遅いと思われた。本来であれば、オンラインのスタート時前にきちんとした対応をすべきだった。
1774	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	短期的な視点では見ず、長期的な視点で考え、国民の皆さんに年金制度の仕組みをより知ってもらうことが重要ではないかと思います。老若男女問わず、年金制度をより知ってもらえれば、年金により興味を持ってもらうことができるので、自分の職歴等にも正確に管理するようになるのではないかと思います。	私はほとんど年金に携わる仕事をしてきていませんでしたが、自分の所属している組織の問題ですので、他人事とは思わず組織一丸となり解決すべき問題だと認識しておりました。また、この問題を知ったのは、世間で騒がれるようになってからです。	年金得別便や窓口相談等の年金問題に関する仕事が割り当てられた時には、たとえ年金制度の知識が乏しくとも、しっかりお客様の意見に耳を傾け、真摯に対応することを心掛けていました。また、問題点は、しっかりとした下準備・体制の確保もせずに、急速に問題の解決を図ったため現場が大変な混乱に陥ったのが反省点ではないかと思います。
1775	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	定期的な記録の確認と、記録の不備がある年代を特定してアピールすること。 現在の記録についても調査依頼が多数来ていることから、過去の記録がほとんどない人についても、記録の管理体制に疑いをもっている。	記録の不備、訂正は採用時からあったので、調査し、補正する業務は当然であると考えていた。	年金相談で対応したときには、できるだけ氏名検索をして、記録を確認して統合に勤めた。事務所の通年事業として名簿の見直しを継続的に行なっておれば、問題は少なかったと思われる。
1776	地方庁	その他(社会保険事務所)	カラ期間を使うことで、年金の請求ができる可能性があること。 カラ期間は、加入記録(定期便など)には表示されていないこと。	カラ期間を年金請求時に確認するのではなく、事前に登録することができれば、もらえないと思って請求しないといったケースが防げると思う。 夫の扶養の期間や学生であった期間などを、定期便などに表示すると、未納や未加入と受け止められることがなく、お客様にも安心していただけると思う。 学生であった証明なども、時間がたてばたつほど取りにくいので、事前に登録することができれば、窓口にお越しいただいた際も、お客様に何度も問い合わせをする必要がなくなる。今の段階では、お客様ご自身で年金請求時まで証明となるものを、持っていていただくこととなり、紛失などのおそれがある。	基礎年金番号の他に番号が存在していることは知っていたが、年金請求時にお客様に記録の突合をしていただいているので、年金請求時に確認していただくものと認識していた。 平成19年に記録の照会が急増したころ、年金記録のさかのぼった調査が必要だとわかった。	お客様からの照会があった時点で、問い合わせの件だけでなく、お伝えできることはないかを気をつけている。過去の記録だけでなく、今の時点での記録にもれがないようにしていくことが将来につながっていくため、納め忘れていたり免除の申請を忘れていたり、時効となる前にできることがないか、こちらから確認していくことが大切だと思った。 年金請求時となると、かなりの時間が経過してしまうため、今は覚えていることや今なら調査してわかることが、わからなくなってしまうことがあるので、毎年記録を確認していただき、将来へ積み重ねていく意識が必要だと思う。 標準報酬や未納期間も毎年確認できれば、疑問を感じた時点で調査ができるので、お客様に安心していただけるのではないかと思う。 お客様ご自身が、年金請求するより前に記録を確認する機会がなかったことが問題であったと思うので、定期便を確実に送付できるようにしていかなければならないと思う。 年金加入者の住所の管理や、未送達となったときのフォローをしていくことが重要だと思う。
1777	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	(6)については ありません	特に年金受給者の生活に直接関わる(年金額)問題。 公に問題にされ始めたときです。	与えられた任務の中でできる限りの努力をしました。 あまりにも膨大な事務量を正確に処理するには時間や職員の数が少なく 満足のできる結果でないと思われます。
1778	地方庁	その他(社会保険事務所)		ねんきん特別便や定期便、黄色便などで本人の可能性のある未統合記録を継続してお知らせしていく。 お客様と直接接触する担当者としては、相談対応時に氏名確認等を怠らず、記録確認を一件一件徹底する。(現在でも、氏名検索の不徹底による統合漏れが見受けられるため。)	厚生年金については期間照会の事務が通常業務として行われており、また、氏名検索等で可能性のある記録を見つけても、お客様に対して会社名を答えてはならなかったので記録漏れはやむを得ないとの認識があった。 国民年金についてははじめて担当した平成12年度～14年度の間に、本人が領収書を持っているのに未納となっている事例があることを知った。(非常にレアなケースだと思っていた。)	問題を認識した当時は、お客様からの「届出主義」が当たり前であったので記録漏れはやむを得ないものと思っていた。 反省点としては、オンラインで氏名検索が可能となった時点で、氏名検索で本人の可能性のある記録の情報提供を可能としていれば、現在の未統合の記録の数がかなり減らせたと思う。 (年金記録問題が全国的な問題となった平成19年までに相当の時間が経過し、受給者の死亡や高齢化により、解決をより難しくしてしまった。)
1779	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	過去の記録に精通したOBを活用し、多くの人員を投入して、短期集中的に取り組むべきだと考えます。	公的年金制度の信頼を失うかもしれない、危機的な問題。 メディアで取り上げられ、知りました。	信頼回復・不安解消に向けて、丁寧な説明を行い、被保険者・受給者の立場にたった対応を心掛けました。 急務だったとはいえ、人員配置や記録整備など全てにおいて体制が整っていない中での業務となり、年金記録問題だけではなく、平常業務にも支障をきたした。緊急事態時には、業務の取り捨ての判断を全国レベルでするべきではと考えます。
1780	地方庁	その他(社会保険事務所)			職場が変わる度に、新しい年金の番号を払い出す被保険者がおり(本人の自覚等もあるでしょうが、年金手帳が分からない為、その都度新しい番号をつくるなど)年金受給に結びつくか疑問に思ったことがある。結果、現在のように記録漏れにつながり、最初からきちんと記録を管理できるシステムにすべきだったと思う。	被保険者の過去の職歴など確認し、新しい年金番号を払い出さないよう努力した。 今でこそ世間では年金に関心を持っている人が多くなったと思うが、昔からもっと分かりのいいもので記録管理できれば良かったと思う。(コンピュータでなく手作業で管理していた時代は、限度があったと思う)
1781	地方庁	社会保険事務所課長級以上		マスコミを活用した広報の強化	一人がいくつもの年金番号を持っている場合は、年金請求時や何かの機会を捉え、番号の整理をその都度していましたが、記録を思い出せなかった期間は年金に反映しないこととなり、本人にとって不利になっていまう。 行政のトップがもっと早く対策していなければならなかった事と思う。	・統合帳を廃棄したこと ・旧台帳を電算化しなかったこと ・旧台帳を電算化しても事業所記号を入れなかったこと ・当時住所を管理していなかったこと
1782	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	期間調査、再裁定、ともに回答が出たり決定するまでに時間がかかっている状況であるため、人員を確保し早期解決に努めるしかないと思います。	年金は申請主義で行われていたため、問題として認識せず業務を遂行していました。新聞報道により知りました。	年金記録について本人の申し出がないかぎり、本人の記録と思われる記録が存在していたとしても社名までは本人には教えずにいたこと、こちらが会社名を言えば思い出す人はたくさんいるわけで虚偽の申し出をする人はほとんどいない。受給申請する際にはきちんと記録を確認させてから決定すべきだったと思います。定期便のように被保険者のときから自分の年金記録についてお知らせは必要だったと思います。窓口業務においては本人と思われる記録についてなるべく基礎年金番号に統合できるよう努力しました。
1783	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		申請時点で、登録として考えていました。平成19年頃です。	
1784	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	厚生年金については紙台帳がかなりの精度で残っているので、年金記録と台帳を突合するしかないと思います。人と時間はかかりますが、解決にはそれしかありません。台帳を読む作業は、私の経験上、相当のノウハウが必要です。年金機構発足によって職員の数は減りますが、解決のためには熟練した職員が必要です。 国民年金については社会保険事務所の情報の下敷きになった、市区町村の台帳がすでに廃棄されているケースが多いので、解決は不可能と考えます。未納か納付かの判定が難しい以上、ケースを示して大胆に認めるしかないと考えます。	10年ほど前に期間調査の業務に携わったときに、紙台帳上の記録がコンピュータに入っていないことに気がついていましたが、窓口ではケースバイケースなので、これほどたくさんの記録が問題になるとは思っていませんでした。 また若い人で年金番号が複数ある人については、年金請求時に職歴を確認してきちんと整理されるのだから、これほど問題になるとは思っていなかったというのが正直なところです。基礎年金導入前は保険証発行を急ぐなどの理由で、年金手帳の新規払い出しは日常茶飯事でしたが、むしろそれを被保険者や事業所などに求められることのほうが多かったので、そこに問題意識はまったくありませんでした。	記録の改ざん問題を除き、コンピュータのシステムの問題が大きいので、昔は今のようなコンピュータの時代ではなかったので、ある程度は仕方がないと考えています。 しかし、問題化してからの対応策は場当たり的ではなかったかと考えています。コンピュータ上の記録を中心に問題を解決しようという方針でしたが、それは本末転倒です。問題解決に向けたタイムスケジュールと人員削減が同時平行して進んだため、仕事の制度は正直満足のいくものではありません。 私は現場の一職員ですので、被保険者、年金受給者のために課せられた仕事を一生懸命やるだけです。しかし課せられた業務の方向性はブレていたと考えます。
1785	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員全員で、取り組むこと。	老後の生活に大きく影響を与える重要な問題。 一昨年の12月頃	間違いのないよう、一件、一件に対して確実に処理を行う。 一人、一人が記録問題に対する意識を持っていないのでは…
1786	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくになし	時間はかかりますがやはり一件一件台帳との突合などをして解決していくしかないと思います。 今は照会があった人の記録のみ補正を行っていますが、台帳と照らし合わせて0000の記録に事業所記号を入れていったり、名前も何も入っていない記録を補正したり、すべての旧台帳のカセットオープンしてりして、たくさんの職員が何度も同じ作業をするのを減らした方がいいと思います。 事務所によって様々だとは思いますが、記録問題に積極的に取り組む人とまったく取り組まない人がいますが、全員で取り組むようにトップダウンで指示しなければ解決までの時間が予想より長くかかると思います。 記録問題に取り組むことができる時間を増やすため通常業務の処理方法などを見直す。 記録を調べるスキルが人によってかなりの差があるのでそれを埋めるためのマニュアルを作成する(今までとは違う素人が見てもわかるような要点を絞ったわかりやすいマニュアルで) 全国の全職員でLANをフル活用して情報共有 現場の意見を反映させる	私がこの問題を知ったのはニュースなどの報道です。 正直な感想としては、今までの記録の管理が本当にひどいものだと思いました。報道などでずさんや怠慢などと言われてもしかたがないなと思いました。 また何億という記録を整備していかなければならないというこれからの業務に大変だな実感しました。 過去のわが社が行ってきたことは被保険者の方々には本当に申し訳もできませんが、ただこれから現役の職員が一丸となって全力で取り組んで1日でも早く1人でも多くの方の記録の回復に努めなければならないと思いました。	私は在職年数も短く年金に関しての知識も深いわけではありませんでしたので、年金制度の今までの変遷や事務処理方法などを調べたり、先輩に教えてもらいながら自分の知識を深めていきました。 また平常業務の間の時間や業務時間終了後に積極的に協力しました。私個人の力では微力ではありますがとにかく1件1件取り組んでいきました。 過去の反省点としましては、 組織として今まで記録の整備ができていないことを理解していながらほとんど何も行動を起こさなかった。 上級官庁の厚生省のｶﾞﾊﾞﾅﾝｽが働いていなかった。 年金についての教育や広報が徹底されておらず結果的に国民の年金に対する知識や問題意識が欠如していた。 年金記録を管理するシステム自体にも問題があった。 現在の定期便のような被保険者に対する情報公開がされていなかった。 など他にもたくさんあると思いますがこのような例もあると思います。
1787	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	年金記録を専門におこなう係りを設ける。そのためには、人員がかなり必要になると思いますが、事務処理は早くなると思います。	早急に解決しなくてはならない問題だと思っています。 平成19年頃から年金記録問題の対応をおこなってきました。	親切・迅速・適格な対応をこころがけました。
1788	地方庁	その他(社会保険事務所)			社保庁側、被保険者側双方の管理不十分及び意識の低さが招いた問題と認識していました。未統合の手番が多数存在することは、年金給付課を経験した者であれば皆知っていると思います。	当たり前のことですが、年金請求受付時には、本人に記録を提示して確認してもらう、氏名検索等を必ず行う、等をきっちり行うよう心がけていました。 記録もれに対する社会保険庁の認識の甘さがここまで大きな問題となった一因だと思います。また、被保険者に対し、年金番号を自分で管理保管する必要性の周知が不足していたことも大きな原因と考えます。
1789	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	知識のある記録問題の担当職員人数を増やし、1件1件を確実に解決していくのがよいと思います。	年金記録問題はテレビ等で騒がれたのと同時期に知りました。私は平成20年頃に国民年金の記録調査担当をしていましたが、納めてある年金が記録に残っていないこともありました。そのような記録を見ると基本的な記録の管理ができていないと感じ、憤慨を憤ねる大きな問題と認識し	窓口・電話でのお客様に対し記録問題について真摯に対応しました。また記録を調査する際も丁寧に調査していました。反省点については「記録をきちんと管理する仕事ができていなかった点」と「今まで記録が異なっているのがわかっていながら放置してきた点」があると思います。
1790	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題としてクローズアップされる前は、各人が年金請求時までに記録を一本化していくという流れであるものと認識していたが、宙に浮いている状況には間違いなく、またこれ程に誰のものか特定できていない年金番号があるとは思いもしなかった。 年金記録という性質のものであることから考えるに、記録管理という観点からは社撰といわれても仕方がない状態である。また、このような形でクローズアップされてしまったが、基礎年金番号導入時から本人への特定作業を外部から指摘される前に進めておくべきであったと思う。	まずは、カセット記録としてオープンされていない記録が、まだかなりあるので、これを早く開いてほしい。 氏名と生年月日しか情報がないなか、結局本人の記憶に頼ることになり、本人記録なのか別人記録なのか判断していくのは、極めて困難と思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1791	地方庁	その他(社会保険事務所)		未統合記録は全件確認して、統合先記録が存在しない記録を抹消する。 標準報酬、国民年金納付は、修正、納付されたと推察される案件のみ対応する。	[redacted]本人が請求していない未整備の記録があると認識していた。 名無し記録や、記録にも起こされていない紙記録があるとは知らなかった。	本人記録の特定を行い、記録整備や年金額の再裁定事務を行っていた。 一連の報道等による誤解(責任は確かに認めますが、それ以上のもの)、一方的な責任転嫁、悪役化などによる応対件数、時間などの増加や延長のための業務への支障。
1792	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じあげません。	上記の問題について存じあげませんが、一人一人の職員の仕事に対する自覚をもって、仕事に取り組むことが、必要と思います。	一時的な流行で、すぐに終息するような問題であると安易に認識していましたが、マスコミ等が大きく取り上げため、日本全国の国民の皆様が、年金に対して、不安が募り、事務所等に一斉に相談しに来所されて、事務所がいっぱいになって溢れたときに、大変な問題であると認識しました。時期的に平成17年の後半の時期です。	京都南の国年業務課に配属されていまして、年金記録問題に対して不安を持っているお客様に対して、納得していただく用に説明しました。書類の整理等できていなかった点が反省点です。
1793	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	人員増員によるチェック体制の強化であると思います。これには、外部委託ではなく、社会保険労務士に確認がいいとおもわれます。	年金記録問題はゆゆしき問題であると認識しております。この問題の存在を知ることになったのは、国会やテレビ番組報道にてでした。	お客様にとってみれば、今まで信用してきたものが、間違いであったとの認識での来所。お客様の記憶と当所の記録を照らし合わせ、納得と理解をしていただけるよう情報を 提供しました。 また、現時点でみたこの問題は、紙台帳から電子記録にした時の社慣な管理体制と事後の検証がなされていないことです。
1794	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様の信頼を回復するために、お客様の立場にたった物事の考え方で、 仕事を進めていければと考えております。	年金請求時に本人に確認とれなければ、別人記録として扱い、処理を進めてきましたのが、現状です。	やはり事務をこなすだけで、お客様の立場にたって考えていなかった事が、反省点として考えております。
1795	地方庁	その他(社会保険事務局)		国民年金、厚生年金の記録についてお客様に詳しい情報を確認いただいて、現在の記録を定期的に確認いただく方法が良いと思います。	一人ひとり将来受けとる大切な年金の事なので、安易な考えで解決できない重大な問題だと思います。	少しでも早く正確に正しい記録をお客様にご連絡できるように、調査等行いました。この問題についての反省点ですが、基礎年金番号のように一つの番号で記録を管理できるシステムが早くにできていたら、一人に複数の手帳番号を交付しなくてよかったのではいかと思います。また、お客様の大切な年金を扱う業務であるという意識も大切だと思います。
1796	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1797	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	まずは社会保険庁や各事務所で管理・把握している記録すべてをどこの事務所においても確認できる状態にすることが重要と考えます。新しい記録が判明する度(WM上に収録される度)に、同じ方に何度も記録のご確認をしていただくことは国民に不信感を与えてしまうと思います。 また、同じ方の記録を複数の事務所で調査していたりする場合があり、煩雑なので、調査についての経過や結果を事務所間等で共有できるようにすることが必要と思います。 その後、国民のご協力とご理解を得つつ、一つ一つ、一人一人の記録を確認・整備していくことが必要と考えます。	国民に納付していただいた保険料を正しく年金として受け取っていただくことは当然のことであり、記録が間違っていたり、正しくないというのは重大な問題であると思います。したがって、記録を正しくしていくことは、私たちの責任・義務であり、やり遂げなければならないことであると思います。 年金記録問題の存在は、入庁前にニュースで知りました。	「間違いや訂正がある」との回答については、できる限りのことをし、これからの記録については問題が生じないように処理していくことをしています。 反省点としては、その時々の処理後の確認が不十分であったのではないかと思います。
1798	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	予算上の制約や政治的な動きに左右されざるを得ない部分はあるのかと思いますが、再裁定業務の迅速化等、確実かつ効率的に事務を行っていくことしか評価される(解決する)ことはないと思われます。	元来、基礎年金番号制度ができるまでは、そもそも複数番号がありうる前提で事務を行っていたものであり、コンピュータ化や基礎年金番号化を経て徐々に改善していったものと認識していました。日々の煩雑な事務の中、多くの手番が残っていたことは正直知りませんでした。	現在は基礎年金番号制度の中、一人一番号となっており、いわゆる「宙に浮いた」といわれる事象がおきることは考えにくいが、事務処理誤りは現実に今でも起きている以上、事務処理誤りが起きないシステムが必要ではないでしょうか。
1799	地方庁	その他(社会保険事務所)			社慣な記録管理がもたらした問題。	一人ひとりの記録を昇実に正常に戻すよう、お客様に対しても、誠意ある対応を心がけている。
1800	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			滞納事業所に係る保険料徴収の困難さで、事業主を含む役員の給料遅配や数ヶ月の未払いなどの実態を確認しての遡及月変の指南をするやり方は徴収課での滞納整理としては前々から行われていたと思います。ただし、保険料の徴収率UPのために全喪届後に滞納保険料を減額したり、なし(0円)にしたりする不適正な遡及訂正処理は、やはり問題があると思います。まして、事業主や役員でもない一般従業員の報酬を不適正に遡及して下げるのはもってのほかであります。 私が徴収課へ配属された平成11年度以前には徴収率万能主義の時代でり、徴収率UPのため	私の場合には、当時の徴収課へ配属される前に業務課(適用・調査)の経験がなかったため、算定や月変の知識すら知らなかったので、徴収率UPの手法として月変や算定の遡及訂正届を出させるという発想もなかったが、業務課を経験し、徴収課も2度や3度目のベテランである職員は、徴収率万能主義の当時では分母べらしに奔るのもわかります。 国民年金の免除問題も同じように、分子である保険料の徴収に限界を感じたら、徴収率万能主義時代では分母べらしに建策することが必然となってくるという状況が存在する。
1801	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	年金記録問題は、中央と地方の年金記録管理に対する認識の甘さ、制度設計の強引さ、さらには国民、企業に管理の負担を任せすぎたことにより複合的な原因で起きた人災であったと認識しています。昔の紙台帳においては、振り仮名がなかったり、何と書いてあるか決めないものもたくさんありましたし、オンラインになって以降も相互チェックが十分にできていなかった等の問題がありました。制度については、一人について複数の年金番号が付されることは、制度設計の段階において十分予想される事であるにもかかわらず、その管理について事業所や個人に丸投げし、国としての十分な管理を怠っていたと思います(但し昔はコンピューター等もなく、実際の管理は非常に困難だったと思います。)また、国が管理する以前の問題として、本人情報と国が保有する年金記録の同一性をどのように担保するか、という点があると思います。例えば、市町村が保有する戸籍、住民票の情報や事業所が提出する被保険者情報と年金記録が一致していることをどのように社保にて確認できるか、、ということです。現在は国民年金等は住基情報等により確認しますが、20歳前加入の厚年新規取得者の確認をどのように行うのか等本人担保は事業所に任せている状態ではないかと思います。ただ、このような問題は実際に存在していることを知ったのは当然入庁したあと数年たって、ある程度経験を積んでからでないとわかりませんでし	この問題は個人としての管理に対する認識を強め、相互チェックや的確な事務を行うことしか無いと考え、それを実行してきました。今後このような問題が起きないようにするには個人レベルではこれ以外に無いと思います。後はシステムとしての管理の問題であり、その管理を社会保険のみの情報で行うのか、もしくは市町村、労基署、税務署等の情報とリンクさせて行うのが良いのか、答えは明らかだと思います。
1802	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。。	被保険者や受給者等に接する機会があるごとに被保険者期間の確認を行うこと。	昭和63年当時、厚生年金の期間調査を行う際に、カセットに収録した記録など、未整備の記録や一本化されていない記録が多くあることを認識していました。厚生年金の台帳の氏名にフリガナが振られていないものが多数存在しており、どの様に記録をオンライン化するのか疑問でした。戦争中に始まった制度であり、コンピューターの導入を前提としていない。また、被保険者の方が年金手帳を所持している、あるいは、職歴を覚えておられる、あるいは、複数の年金手帳を1人の方が持たないことを前提に制度設計していると考えられ、オンライン化は困難であると感じて	期間調査が提出された際に、提出された方が認識されていない記録であった場合、お客様ご本人に確認し、対応していました。年金受給の手続の際等に同様の対応をしていれば、これほどまでに登録されていない記録はなかったと思われます。少なくとも基礎年金番号導入時に現在の特別便と同じ作業をすべきであったと思います。また、フリガナは不完全であっても、紙の記録をすこしづつ、オンライン化すべきであったと考えます。
1803	地方庁	その他(社会保険事務所)			大規模な問題として、今後忙しくなると思ったと同時に、何故こんな事例があるのか疑問に思いました。 平成18年の又過ぎ頃に知りました。	お客様に対して、とにかく正常な記録を結びつけようと思った。 コンピューター化の時と基礎年金番号導入時に、もっと厳密な方法で実施しておけば良かったと思います。
1804	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	なし	戦前から年金制度がありましたが、もちろんコンピュウタがない時代なので記録もれが若干おきるのはやむを得ないと思いますが、オンライン化をはじめる時期が遅すぎたことや本庁が委託業者等に丸投げしたことが悪い。採用されてまもなく知ったが、こんなに記録がもれているとはおも	国民にご迷惑をかけ、反省しています。記録もれも多々発生しており、年金受給者も高齢であることから、平日夜間遅くまで、土日も休まず対応しています。
1805	地方庁	その他(社会保険事務局)	無し	記録問題解決する職員と窓口担当の職員の大きく二分割し、それぞれの業務に取り組む。	採用されてから業務経験が無かった為、記録問題というものはニュースになってから知った。	自分の仕事を要領に沿って行うこと。 効率や手間の削除を優先したいところだが、 仕事の方法が正しいかどうかの判断を忘れないこと。
1806	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	片手間でなく、記録問題に専従の職員を配置し、市町村と連携してその情報を活用した対応を行う必要があると思います。	年金事業に対する信頼を損ない、保険料の納付意欲をそぐ問題であると思いました。問題が存在するのを認識したのは「宙に浮いた5000万件」の記録があると報道され始めた頃です。	お客様とお話する機会があったときは、基礎年金番号制度が始まる前に制度、転職した会社ごとに番号が払いだされていた経緯を説明しました。反省点は、記録の管理についてのチェック体制が不十分であったことが挙げられます。
1807	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん特別便を基本として、国民の皆様の協力を得て、1件1件確認していくしかないと思います。 ただし、社会保険庁の記録が誤っているということを強調するのではなく、年金制度がどのようなものか、どういうときに記録漏れがおきやすかったか、など、皆様に理解を求める方向で広報ができれば、確認作業も進めやすくなるのではないでしょうか。たとえば、就職したり、退職したりしたとき、自分自身も年金の手続きが必要であることを意識してもらえるよう、周知を図ることも必	この記録問題が、表面化するまで、知らなかったことは多いです。期間照会を担当したこともなかったので、ほとんど問題意識を持つことありませんでした。年金記録は、WMで索引するか、マイクロで探せば見つかるものと思ってました。今回、記録整備などの仕事にかかわり、名前も生年月日もない記録が、たくさんあり驚いています。	今、社会保険庁の持っているデータをできる限りわかりやすい状態に整備しなければならないと思います。これは、個人個人で意識してできることではなく、組織として世間に流されない方針を持って、進めていくべきだと思います。今後は、厚生年金も、国民年金も、適用に力を入れ、国民の皆様が安心して保険料を納めていただける制度にしていかなければならないと思います。
1808	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	早期解決のためには人員不足を解消してほしい。	年金給付業務に在籍した時に、未統合、未整備の記録があることについて、年金請求時に判明、統合できないと、そのあとで記録統合することはかなり難しかった。現在のような記録の通知もなかったし、記録問題を解決するための機会が少なかった。	当時、記録の判明、統合には、被保険者からの明らかな証拠提示や、内容の聴取、確認ができなければ、基本的には統合できないこととされていたため、未統合記録があっても統合できず仕舞いになることがあった。もっと積極性が必要だったと思われる。
1809	本庁	その他(本庁)		審査基準を緩和するというが、本末転倒な話である。	昔からの職員の習慣。	マニュアル通りの対応、コンプライアンスの遵守。
1810	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題を専門に扱う部署を設置しマンパワーを有効活用する。 知識あるOBの力を借りる	年金記録問題は厚労省全体の問題と思っていました。 年金記録に住所が入っていないのはおかしいと思っていたが、年金記録問題と認識したのは、テレビで騒がれだした平成19年頃です。	とりあえずは期間照会を出すよう指示していました。 年金番号を払い出しするときに住民票を添付させていれば良かったと思います。40歳や50歳で新番払い出しするのは別番号があるのではないかと調査をすべきだったと思います。
1811	地方庁	その他(社会保険事務所)	すべて出し尽くしているのではないでしょうか	各事務局および事務所での記録問題のスペシャリストを結集し、また、それにかかる適正な人員を配置し、早期解決に取り組む。 安易な外部委託こそ危険。 とにかく、この問題を早期解決するのには現職員や元職員等の智恵を結集し、冷静に対処しなければ早期解決はありえない。	いずれ起こるものではないかと思ったが、マスコミの過剰報道で冷静に対応することが不可能となった。	とにかく、冷静かつ沈着な態度が肝要。 記録整備や再裁定の時間がかかりすぎていることが今の問題となっており、とても現場では対応できなくなっている。 このアンケートを作っている人。 あなた方は現場でどういうことが起こっており、対応している職員や謝金職員がどういうことを言われているのかわからないでしょう。たまには三ヶ月ぐらい窓口に張り付いてお客様の対応をし
1812	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	紙台帳の時を知らないので、特にありません	念入りに突合作業をするしかないと思います。	基礎年金番号導入の直前に年金給付課で審査しているとき、複数の手番を持っている人が結構いたので、確認作業が大変だった。基礎年金番号制度が導入されてよかったとこころから思った。	ご本人に根気よく、聞き取りをして、年金の買いそこないがないよう苦心しました。 ITがない時代に、戦前から、先駆方がインクの手書きで台帳を作成してあったことには、頭がさがります。しかし、制度のなかで、被保険者と事業主の方々に年金手帳の保管のこと、年金番号や領収書の大切さについて、各種銀行の預金通帳と印鑑と同じくらい重要であることを認識させずにきたことが記録問題につながっていると思います。 おたがいに批判するだけでは、不信をあおるだけです。時代の流れもあります。誰のための年金制度であるかという原点にもどって、今後、このようなことがないよう、いまの業務について、お客様の立場になって考え、行動やしていきます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1813	地方庁	社会保険事務所課長級以上			主に、昭和61年4月基礎年金制度及び平成9年1月基礎年金番号導入時。	＜反省点＞ ・国民年金(市区町村窓口)と厚生年金(事業主)対応相違。・・・住所管理等 ・カセットオープン及び氏名収録ない記号番号等について地方からの要望に耳を貸さなく記録問題が生じるまで対策をしなかった。
1814	地方庁	その他(社会保険事務局)		基礎年金番号欄に否定された手番を登録できるようにしてはと思います。会社名まで提示しても否定されたにもかかわらず、何度も本人へ確認をしていくのは効率的ではないと思います。	テレビ等の報道でその問題を知りました。時期は詳しくは覚えていませんが、平成19年の夏頃だったと思います。 私は年金は定期預金のような物だと思ってました。その考えでていくと、預けたお金が無くなったという事になります。国の機関としてあってはならない事だと思います。	現在の担当は裁定センターなので直接お客様と対応する事はありません。しかし裁定するにあたり浮いた記録を発見することは可能だと思うので、請求される方の記録が正しく裁定されるよう心掛けています。 それが私にできる信頼回復への方法だと思い、日々仕事をしています。
1815	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金第3号被保険者記録がしっかり確認されずに、現在も 管理されていることだと思います。現在、年金加入記録の基礎年金ファイル上では、一続きの取得から喪失の加入記録として画面上表示されますし、 特別便・定期便でも第3号期間は納付済期間として表示されています。 しかし、国民年金ファイルの記録画面(記録者の被用者年金加入記録と 第3号被保険者期間が同時に確認できる画面)で確認すると、 記録者の被用者年金加入記録と矛盾することが分かります。 社会保険庁で確認することができるのに、被保険者へ正しい記録を 伝えず、記録を訂正する機会さえ奪ってしまっているのが現状だと思います。 確かに、国民年金の適用勧奨などの折、被保険者へ伝える機会は 多少ありますが、それでも万全であるとは思うことができません。 被保険者へ、第3号期間が誤っているという連絡を行う機会が なければ、被保険者の記録訂正の機会、また、第1号被保険者としての 納付の機会を奪うことにもつながると思いますし、実際に、時効の関係により 納付の機会を奪われた方を幾度も目にしてきました。 以上のように、国民年金第3号被保険者期間を正しく被保険者へ 伝えることができていない現状は問題だと思います。	最も確実な対応方法は、定期便で被保険者へ記録を送付する際、 記録者の被用者年金加入記録を部分的に(資格記録のみ)記載し、 被保険者へ注意を促すことだと思いますが、被保険者自身のものでは ない加入記録を記載するのは個人情報保護の観点上問題もあるかと 思います。そのため、(6)に挙げた国民年金ファイルの記録者画面を、 機械的にチェックし、記録者が別の事業所に加入したり、被用者年金の資格を喪失したのに第3号被保険者になりっぱなしだった場合などに、 定期便の加入記録へアスタリスクと注意文を記載して、注意を喚起する などの方法をとることができると思います。	年金手帳記号番号の状態のまま、基礎年金番号へ統合されていない ものは、裁定請求のときに最終的に統合されるものだと考えていました。 入庁当時から、浮いた手帳記号番号が存在することは知っていましたし、 問題判明以前は年金給付業務にも携わっていなかったため、裁定済の 受給者のものと疑われる番号が見つかっても、別人のものとしてすでに 確認されているものと思っていました。	業務にて年金手帳記号番号を統合する機会があれば、積極的に 被保険者へ確認し、統合手続きをとるようにしていました。 平成9年の基礎年金番号付番時に、綿密な計画を立て、長期的に 浮いている記録を減らしていく努力をしていく必要があったと考えます。 また、オンライン化した加入記録を索引しやすいように整備しておく必要も あったと思います。
1816	地方庁	その他(社会保険事務所)			適用課に在籍中に基礎年金番号が導入され、厚生年金の安易な手帳番号の付番が抑制されたが、導入前は生命保険会社を渡り歩くような形で短期間の厚生年金を掛ける女性が多かった。 旧姓で掛けたり、名前と生年月日が一致するがほかの決め手がないために、同一人物と確定できず、重複の疑いがあるという知らせを送るぐらいしか当時は出来ないでいた。将来、年金を請求する際、自分でそういう期間を把握されていればいいが、きっと忘れてしまうだろうなあと漠然と感じていた。当時は大手の生命保険会社から大量の資格取得届が提出され、そのほとんどが新規加入者(手帳付番者)で、そして、大半が重複の疑いがある人が多かった。 加入期間も大体、3ヶ月程度で、すぐに喪失してしまうため、本人も自覚のないままに厚生年金に加入してたと思われる。 近所の友達に誘われたり、セールスレディに勧められて、生命保険会社に勤務してみたけど、続かなくて辞めました・・・というケースは多かったと思いますが、そのケースの大半が無自覚に厚生年金に加入しているようです。実際、窓口で氏名検索して生命保険会社だった場合、大半の方は加入していたことを知らないケースが多いです。	新規付番時に重複疑いがある旨のお知らせ文書を同封し、お知らせするようにしていたが、事業所の担当者がしっかり見ておられたかは不明です。当時は大量の資格取得が提出され、その審査と入力に時間が割かれていたので、十分な対応はできなかったように思えます。ただ、そういう経験があるので、女性の方で旧姓がある方や、氏名検索で生命保険会社がヒットした場合、生命保険会社に勤務したことがないか確認はしております。 今は基礎年金番号が導入されているので、重複付番の可能性は低くなりましたが、当時のことを考えると今の制度になったことはいいことだと思います。
1817	地方庁	その他(社会保険事務所)		今行っているように、同一人物の可能性が高い人に 電話や手紙などで地道に確認をとることがよいと思う。	平成14年に採用されたが、未統合の番号については 裁定時までに統合すればよいという雰囲気があった。 また問題はマスコミ等で報道されるまでほとんど知らなかった。	自分はこれまでも相談等で来所した人には、 氏名索引等で未統合の番号がないか必ず確認するように していたので、引き続き徹底している。 今回の問題が起こったのは、古い記録でWMに収録されていないものが 多くあったのが原因ではないかと思う。
1818	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	抜本的な解決はないと思うが、地道に記録問題に向けて迅速な記録処理を行っていくことだと思います。	過去に認識していたということはなく、報道関係で初めて実感を知った。	記録整備に対して迅速かつ正確な処理。制度の周知不足。
1819	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1820	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		年金記録問題は、長い年月を重ね積み重ねられてきたもので解決するには相当な時間を有します。しかしこの問題は年金制度への不信を招き制度の根幹を揺るがすあってはならないことですから、いち早く解決することと再発防止に努めなければならない非常に重要な問題だと認識しています。 存在することを知ったのは、問題が起きたときです。	そこなったと言える信頼を回復できるよう、まずお客様の話を聞き、意見要望等があれば、上司へ相談・報告しました。そして、なにより一刻も早く一件でも多く解決できるよう努めました。 反省点としては、年金の記録は後に決定される年金の大事な原資であるにも関わらず、その確認を被保険者主導で数十年たった年金請求時に確認できるものとして認識していたこと。 平成9年の基礎年金番号導入時の記録の確認・追求が不十分であったこと。 年金制度が理解されていないこと。相互扶助ではあるが制度に接する機会が成人するまでほとんどなく、その重要性に気づけないこと。
1821	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			基礎年金番号通知を交付した際(H9年)に、他番号の回答票を業務センターに返送する仕組みになっていたが、登録処理されなかったのではないかと思っている。その時、整理されていたら件数が減っていたと思うが、「年金請求時に統合されるのだから急ぐことはない」という雰囲気であり、そのままに納得した。請求時の検索等に各自の当然の努力はあったと思うが、本人が忘れている勤務先等、多くの「宙にういた年金」が存在するだろうことは感じていた。自身にしても、1ヶ月の記録というものを、大事で大事でという扱いではなかったと感じている。	職場全体の認識の認識として、疑問を持たなかった。 職員が怠けるために手を抜いたように報道されているが、職場に記録管理の重要性が染み込んでいれば、各作業工程において徹底した管理や移行作業はできたはずなので、組織全体の意識の低さは、上部の意識の低さそのものであると思う。また、物理的な人員不足の状況で「ともかく終わらせる」という効率優先にせざるをえない状況に職員を追い込むというスタイルは、現在も変わらないように思う。「いついつまでに全て終わらせる」という公表があって、現場に指示が
1822	地方庁	その他(社会保険事務局)		WMで、確実に検索できること。 すべての事業所名の収録が必要・・・資格記録回答に印字できること。	正確な記録に基づいた年金給付は当然であり、古い記録の未収録・あまりに多い誤入力社慌てさに驚きました。 組織全体での早急な対応が当然です。 予想外のこれほど深刻な事態は、記録問題がマスコミで取り上げられてからです。	組織全体で早急な対応が必至です。 一人ひとりのまた組織としての業務に対する責任感・地方庁と中央の認識の違いがあったと思います。
1823	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	特にありません。	わかりません。	特にありません。
1824	地方庁	その他(社会保険事務所)		最後の一人、最後の一件までひたすら丁寧に対応していくしかないと思います。	一点目は、基礎年金番号通知書を送付した際、基礎年金番号に収録されていない年金記録について、国家的な呼びかけ、お客様にとって手続きしなければならないことは何なのか？説明に乏しかった。 二点目は、社会保険業務センターで管理している年金記録について、どのような記録がどういう形で管理されているのか？紙で管理しているもの、マイクロフィルムで管理しているもの等の詳細把握についての知識が乏しかったこと。	確かに社会保険事務所は今も昔も、また、他の官署と比べてみても忙しい役所であると思います。 しかし、現在は住時の2分の1または3分の1の人員で業務遂行していることを考えれば、人員が多かった時分に、組織として問題意識を自らが持ち積極的に取り組むべきであったのではないかと思います。
1825	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンラインシステムの国民年金ファイルについては、処理日が残るものが、健保厚年ファイルにくらべて圧倒的に少ない。 1号取得入力日がわからないが、1号の取得については20歳時点や、厚年喪失時点など、納付の時効を含む未加入期間すべて遡及する取り扱いにもかかわらず、「いつの時点」での処理を行ったかの履歴が一切残らないため、被保険者からの未納期間の不服申し立てなどに、状況証拠や推測でしか答えることができない。	オンラインシステムの改善。 窓口や電話で応対した未納期間の不服申し立ては、「この時に届出をしている」ことが明らかであれば、時効の説明が容易につくものが大半だと感じた。 年金記録を管理する公的機関として、被保険者からの問い合わせに明確に答えられないのは、過去・現在に年金に加入している被保険者にさらなる不信感をいだかせると思う。	平成18年(年金問題報道後)に認識した。 死亡されている人の記録はさておき、5000万件も未統合記録が残っていたこと、紙台帳の管理や帳票が都道府県ごとにまちまちで調査が容易でないことに驚いた。 窓口や電話対応をするにあたり、制度に対する被保険者の知識の低さを感じた。	可能な限り、被保険者の方にわかりやすい説明ができるよう対応した。 制度の説明のため、古い年金制度や当時の管理方法も、年配の職員に指導を受けた。 年金問題の反省点は、社会保険庁としての制度の周知が不足していたのだと思う。市町村の広報や、社保庁から事業所あての広報だけでは範囲が狭すぎたのでは。 年金番号は、厚年喪失後は速やかに国年の手続きに行く必要があることすら知らず、勤務先から年金に関する説明を受けていない・厚生年金に加入していてとすら知らなかったという声が多い中で、新聞広告やテレビなどを通じて誰でも目にする形で少しずつでも制度の説明をする必要があった思う。
1826	地方庁	その他(社会保険事務局)	私自身の知っている事より、新聞報道やマスコミ報道等で新たに知らされる事の方が多いのでありません。	少しでも早く、解決するため過去に年金記録の整備や名簿や台帳の照合に携わってた人を多く配置し、正しい記録の整備に全力をかたむける。単純に人員を増やすだけでは、複雑な名簿の変遷など余計に時間がかかると思われます。	年金の窓口や期間調査の窓口でお客様の記録を確認するときに、ご本人の記録か確認できないことがままありました。古い記録であれば、当然思い出すのが困難な場合もあるのに、今のように全国のマイクロフィルムが検索できなかったのが非常に不自由でした。お客様に思い出してもらわなければ、本人記録と確認できなかったので、もっと早く取り組みをしていたら、消えた年金問題など起こらなかったのではないかと思います。 年金記録問題としての認識ではないが、確定できない記録があると認識したのは、7,8年前くらいからだと思います。。	少しでも、お客様の立場に立ってかけてこられた大切な年金が見つかるように、お客様のお話を詳しく聞き、記録を見つけ出す糸口をさがしました。会話の中でお客様自身思い出される事もあるので、話をじっくり聞くことは大切でした。 紙台帳から、オンライン化した時にもっときっちり整備しておけばよかったと思います。 新しい事業を行うときは、多少時間や人員が必要となっても仕方がないと思います。今の、年金の記録問題に必要なのは、誰が見てもわかる記録にすることです。それまでは、今までの知識豊富な人材を配置して効率良く取り組んでいく必要があると思います。
1827	地方庁	その他(社会保険事務所)	よくわからない。	今まで提出された記録の照会を早く回答する努力し、年金再裁定の処理を早急に行っている現状の方策以外ないのではないかと思う。	新聞等で年金記録問題が騒がれるようになった頃に、そのような問題が存在することを知りました。年金記録は国が管理しているものなので安心できるとそれまでは思っていましたし、お客様に対してもそのような認識で年金等の説明を行っていました。しかし、年金記録の不正等がマスコミ等に言われるようになり職員としても何を信じて業務を行えば良いのかという戸惑いを感じています。	通常業務に加え年金記録問題の業務も増えたため、気持ち的にはお客様に対して信頼してもらえるよう業務を行うよう努力をしましたが、なかなか思うように仕事が進みませんでした。年金記録問題に対して職員の数を減らし、謝金、賃金職員を増やした方法は職員の負担を一時的に増やすこととなったのではないかと思います。謝金、賃金職員のこの問題に対しての意識の持ち方にも疑問があります。職員一人ひとりが年金問題に対して真摯に向き合う現場を構築するのに時間がかかったように思えます。自分は、できるだけお客様の立場に立って仕事を考え、日々の

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1828	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在の年金記録問題の解決のために、「事業所調査」が後回しになっています。 ほとんどの届書について書面上の確認だけで、帳簿を確認できないため、本当に適正な決定なのかどうか、正しい内容で提出がされているのか、確認ができていないと思われます。事業所への指導ができず、結果的に、未来の年金記録問題を今作っています。	22年1月のねんきん機構発足時より、「過去」と「未来」の両方に軸足を置き、「年金記録問題の解決」に加え、「事業所調査」にも力を入れるようにすべきです。 全件の「事業所調査」を早期に完了することにより、適正な保険料決定が図られることに加え、新たな「年金記録問題」を生むことを防ぐことにも繋がります。 ただし、そのためには、当然ながら、効果的・有効的な人員配置が不可欠なのは言うまでもありません。	年金記録問題を認識したのは、一連の新聞報道等によってですが、それでもなお、その当時は私自身こんな大きな問題になるとは思ってもみませんでした。	自分自身の反省点としては、①届書をただ単に処理(こなして)いただけで、「年金記録問題」を防ぐ最初のハードルであるとの意識に欠けていたこと、②この事務処理が大事な年金支給に繋がると思って処理をしていなかったこと、が考えられます。少しでもそんな意識があれば、防げたものもあったかもと思います。そのことが大変残念です。
1829	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	個人情報保護もあり難しいですが、国民年金記録については戸籍附票から住民基本台帳上の住所と付け合わせをすることで、若干でも本人特定が進むと思います。 また、厚生年金加入者で特別便・定期便等の回答がない方については、事業所にも協力を依頼のうえ、算定基礎届等に再度記確認案内を同封し回答を促すことにより、番号統合が若干でも進むと思います。	大事な保険料をお預かりしている職場として、国民の皆様の信頼を大きくそこねてしまい、年金制度根本を揺るがす大問題だという認識でおります。 私自身は年金給付課で在籍(平成15年頃)のさい、紙台帳とコンピューター記録で一部誤りがあったことがあり、こういう間違いもあるんだとは思いましたが、ここまで全体で漏れがあるとは新聞等の報道がでるまで気づきませんでした。	記録問題がおきてからは、窓口・電話でお客様へ丁寧に説明をし、一つでも多く解決できるよう努力してきました。 反省点としては、現在のWMやパソコンの検索システムが以前からあれば、記録判明ももう少しスムーズに進み、お客様に何度もご足労をかけずにすんだと思います。
1830	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	お客様が来所されたり、書類を提出いただいたりといった機会に、可能な限り詳細な記録確認や調査を行う。 ねんきん定期便等、一定期間に経過をお知らせすることで、お客様が自身の記録を定期的に確認できる状態をつくる。	年金記録問題が取り上げられる以前も、基礎年金番号に収録されていない記録が多数あるという認識はありました。 記録問題の存在を知ったのは、報道等があった平成19年頃だと思います。	年金請求書を受付する際、また書類審査を行う際は、考えうるあらゆるヨミガナで氏名検索を行い、本人記録と思われる記録がないか調査を行った上で、記録について間違いがないか、お客様によく確認をとってから裁定をすすめるよう対応しています。 反省点としては、平成9年の基礎年金番号導入以降、年金記録問題について大きくとりあげられるまで、記録を確認する機会がほとんどもうけられなかったこと、その結果多くの方に記録の漏れが発生しご迷惑をおかけしていることであると思います。
1831	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていない問題はないと思います。	窓口応対では、お客様から照会・申し出のあった事項について1件づつ対応していくしかないと思います。 資格照会業務については事務局毎に集約センターが設置されていますが、 照会の件数が多い県・少ない県があると思いますので、事務局を越えた更なる資格照会・記録整備業務の集約化が進めば処理件数も伸びると思います。	基礎年金番号と統合されていない厚生年金・国民年金の記録があることは分かっていました。 しかしながらこれほど年金記録の不整備があるとは思いませんでした。 問題提起しておくべき事項だったと深く反省しています。	徴収課に属していますが、特別便窓口及び資格照会の回答業務を重点としています。 課内職員にも優先順位は年金記録問題であると指示しています。 反省点としては 結果的に「記録調査業務」は日本年金機構発足後も負の遺産として引継がれますが、自身の努力や工夫により、もっと未処理件数を減らすことができなかったかと思います。
1832	地方庁	その他(社会保険事務所)		絶対的に人手が不足していることは否めないと思われる。ただ人員を増やせばいいというものではなく、記録問題に関しての知識を持った職員の確保が急がれると思われる。また、職員間でも記録問題に対する知識の個人差が大きいと思われる。LANの掲示板等の活用がなされているが、よりいっそうの情報の共有化を進めることが、記録問題の解決のための方策の一つと思われる。	基礎年金番号に収録されていない手帳番号が多数あることは認識していたが、記録はすべてオンライン化されており、年金受給手続きの際には、全て判明されるものとの認識があった。 しかし、採用から2年後ほどして、マスコミ等で年金記録問題が取り上げられるようになり、初めて、年金受給者にも未統合の手帳番号が多くあり、また、オンライン化自体ができていない手帳番号が存在していたことを知った。	自身の対応としては、自ら積極的に何かを行なうということはなかったが、窓口や電話対応に追われるなか、一般業務と平行して記録問題にかかる業務 にも自分のできる範囲内で取り組めたと思う。 年金記録というものが、被保険者個人のものであり、将来にかかる給付などで必ず影響が出てくるものであるという認識が足りなかった点が、反省点として挙げられると思われる。また、制度発足時点から、一貫して一般世間への制度周知が足りなかったのではないかとも思われる。膨大な数の手帳記号番号もそれが原因の一つと思われる。
1833	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	未統合手番がかなりあるというのは日々の業務を行っている中で感覚的に感じていた。正しい記録に基づき正しい年金金額を支払う上で必ず解決すべき 問題だと思う。 問題が存在することを知ったのは入庁当初から	特に対応していない。もっと以前から年金記録の確認を受給者ならびに被保険者に対して行っていればここまで問題は大きくならなかったと個人的には思う。
1834	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	厚生年金についていえば、事業主が資格取得届を提出する際に必ずしも戸籍抄本や住民票を確認しておらず、本人の申請に基いているケースもあったと思われます。相談窓口で偽名で働いていたことをきいたことがあります。	現在行っているあらゆることを根気強くやっていくことしか、今のところ思い当たりません。	基礎年金番号に登録されていない番号が多いことは、平成9年の基礎年金番号制度発足直後、年金相談コーナーに配置されたときから認識していましたが、発足直後でもあり、コンピュータにある記録は消えることはないので、どんなに遅くても年金請求時点には解消するという認識でし	未統合の年金番号が5千万件もあるという事実を職員でありながら知りませんでした。 制度発足時からプロジェクトを作り作業を行ってきたらもっと少ない数字になっていたと思います。
1835	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	なし。	件数が多くて煩いた。解決に容易ではないので最大限の努力が必要と感じた。知ったのはマスコミで大きく取り上げられた時期。	年金記録に関して、採用後からその当時まで携わった業務では詳しく知る機会が少なかったができる限りのことをできればと考えていた。知識・経験が少ないなか特別便の対応に苦慮したが多少の一助になったように思っている。 反省点としては申請主義(裁定時に記録確認する)というスタンスがよくなかったように思う。受給するまで長期わたって保険料をかけ続けるため、途中で失念することも多々起こる事柄だと思われる。こちらからの通知主義をこれからも続けていってほしい。
1836	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	ある一定以上の成果が見えてきたら、残りの部分については地道に一件一件処理をしていくしかないと思う。	年金記録問題がこのような大きな問題になっていることにとても驚いている。請求書を受理する際に氏名索引をしていたので、手番をたくさん持っている人がいることは認識していたが今窓口にたって、あらためてずさんな処理をしてきたと思っている。	お客様に対しては状況を十分に受け止めて、真摯に対応する。 記録管理の方法、一極集中、年金制度があまりにも複雑であること。
1837	地方庁	その他(社会保険事務所)	もう既に周知のことかと思われますが、ことの発端は収めたはずの国民年金の保険料が納付記録に反映していないことだったと思います。これは、国民年金の記録が電算化したときに短期間で処理したため当然そういった記録(庁へ送達漏れした記録のため以降未進達記録と表記)が出てしまうのは想定の範囲内で業務取り扱い要領にはそういった記録があった場合に備えって対処方法(ファイル創成)が記載されています。問題なのはその対象方法に必要な紙媒体の記録を庁が廃棄してよいと通知(平成14年位だったと思いますが)を出してしまっていることです。(庁のホームページではすべての未進達記録を処理した上で廃棄したことになっていますが)私が国民年金課に配属された15年にはまだファイル創成の終わってない記録多く残っており、実際に未進達記録がありマイクロフィルムが残っている人でマイクロの記録を元に納付記録を追加	既に未進達記録とはっきりわかる納付記録が99で入っている記録は訂正済みです。後は漏れがないか探すだけですが、県によっては既に紙媒体の記録は廃棄済みですので、できる範囲でやるしかないと思います。	平成15年4月に国民年金保険料課に配属してすぐです。私の配属した国民年金課では既に紙媒体の記録は廃棄済みでしたので、マイクロ等でできる限り記録を確認しました。	やれる範囲でやっていく。
1838	地方庁	その他(社会保険事務所)		現時点では期間照会に対する調査結果の回答があまりに遅滞していると感じますし、記録が特定できた場合の再裁定についても支払いまでに長時間かかっている現状を踏まえ、事務の集約化や人的補充の徹底をはかるべきだと思います。	多くの年金受給権者に迷惑をかけてしまっている重大問題だという認識をもっていました。 また、そのような問題の存在を知ったのは平成19年頃でした。	受給者の方からの記録照会の問い合わせを受けた際は、懸命に記録を検索し、見つけようとしました。 記録を特定できたときは、一刻を早く支払いに結びつけるべく、再裁定を受付し、記録を特定できなかったときは、受給者の方が納得いくまで特定できなかった経緯を説明するようにつとめました。
1839	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		基礎年金導入以前の記録については、制度毎・仕事が変わる毎に番号がとられていたため、年金請求時に職歴等を確認しても思い出せない場合も多く、こちらから職歴は言えないため本人の可能性が高くても番号統合ができないまま年金を決定しているケースもありました。 平成7年頃、3号特例の処理をしていた頃、そのようなケースがありました。	できるだけ、ご本人に思い出していただくよう、会社名の頭文字、所在地等のヒントをお伝えしました。 今のように、こちらから積極的にお教えすることはできませんでした。 特に高齢の方達にはもっと早くからご案内ができていたらと思います。
1840	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存知あげません。	時間を掛けることになりますが、未だ、統合されていない一つ一つ手書きの資料・未統合の資料をを確認し、統合していくしか方法はないと考えます。	資格取得届の処理に際しては、健康保険証を速やかに、お客様へ交付することを心がけて、処理をしておりました。このとき、今のように、電算機がない時代でしたので、お客様が、以前勤務していたときにお持ちの年金手帳を提示されない場合は、必然的に、新規に年金手帳を発行します。このため、現在のように1人で、複数の年金手帳の番号が存在することになったのです。この後、ご本人からの申し出により、日常的に、年金手帳の重複取り消し処理を行い、記録の統合処理を行いました。また、期間照会をされたお客様に対しては、他に、異なる手帳番号をお持ちのお客様に対しては、重複取り消し処理をするように、通知文書と厚生年金保険重複取り消し届けを送付して、複数の年金番号を一本化するように努めました。また、基礎年金番号の導入時には、ご来所されたお客さまに対して、複数の年金番号を1本化するため誠意を持って対応しました。 「宙に浮いた年金問題」と報道されて、問題の存在を知りました。	日々苦情を申し出されるお客様に対して、誠心誠意対応しております。 お客様に対して、1人1番号であること、年金手帳の重要性を広報することができていなかったに反省しています。
1841	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	・一般業務の合間の支援とかではなく年金問題を専門的に処理する職員を数多く配置して行なう。 ・基礎年金番号を導入する以前は、ひとりで国民年金番号と厚生年金番号を持っていたしオレンジ色の年金手帳には厚生年金番号、国民年金番号船員保険厚生年金番号と3箇所記載するようになっていた。 現在、厚生年金の適用審査をしていると、中には同じ手帳に記載されているにもかかわらず統合されていない番号が出てくることもあります。	たいへん重大な問題だとは思いましたが、ここまで大きな問題になるとは予想もできなかったです。 年金記録問題が大きく取りざたされるようになった当時は総務課に在籍していた平成18年のころだったと思います。 その当時は単発的な支援というような形でしかかかわっておらず問題の大きさに無頓着でした。	・たとえ小さなことでも自分でできることを見つけて少しでも年金記録問題の解決に役に立てればと思いました。 ・個人の大事な年金記録のずさんな管理、確認の不徹底、記録した管理簿等の管理状況のずさんさ等、数をあげればキリがないと思います。
1842	地方庁	その他(社会保険事務所)		知識・経験のある職員で専業体制で処理していく。	手番から基礎番にするときの統合もれが大多数と考えていた。5000万件の問題が取り上げられたとき。	1件でも統合もれが少なくなるよう来訪者の対応や電話での対応をした。名前・生年月日について事業所での確認ができてなかったことも原因と思うが、社会保険事務所での確認体制も充分でなかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1843	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳記録の1466万件対応について、昨年より行われているが、名寄せは基礎の現在の氏名のみの突合に終わっている。 記録調査をやっていると、業務センターへのカセット照会が多いのも、旧姓により共通090－1を叩くと旧台帳記録で記録が収録されていないものが発見されるからです。 本人の調査依頼があればもちろん090－1を叩き記録判明に至るケースはあるが、特別便で訂正なしと回答したもの事務所窓口等で旧姓の090－1を徹底して叩いているか、事務所によってまた担当によって違うのではないか不安。 また共通090－1のシステムができたのが昨年6月頃であり、それ以前に窓口対応等したものが本人も忘れている手番が発見される可能性があるにも関わらずスルーされてしまっている。	1975万件対応で旧姓システムを開発活用されているが、旧台帳対応においても、旧台帳記録と旧姓システムをリンクさせ旧台帳対応第2弾を行ってほしい。 また、基番及び共通090の氏名変更履歴がない場合、特別便を業務センターへ送付した際に、特別便に記載の旧姓を登録し1975万件対応で抽出している段階ですが、事務所で受け付けた特別便は旧姓がスルーされてしまっているため資金職員を雇い、事務所から旧姓登録できるシステムにするか業務センターへの回送を行い1975万件対応旧台帳記録に活用すべき。	旧台帳問題を知ったのは1466万件対応が始まってからで、大問題と思った。 なぜ、29年4月以前の記録を事務所の窓口で簡単に確認できないようにしていたのか疑問。 年金給付課職員は窓口・審査段階で旧姓を含め共通090を徹底して行っていたが、旧台帳問題は事務所責任とは思えない。 記録問題が起こるまでは事務所窓口で徹底して氏名検索等行ってたから5000万件といっても脱退手当金とか死亡者の手番のみだろうと思っていたが、旧台帳問題が起こってからは社会保険庁自体に問題があると認識した。 また、、昔の数ヶ月の記録等も記録問題が起こるまではあくまでも本人に思い出してもらう会社名はヒントを教える程度という事が徹底されていたが、記録問題対応を行うにあたって会社名をそのまま伝えても本人記録であれば本人別人であれば別人のものと誰しもが正直に答えることを確信。	お客様第1の意識を持ち、年金手帳を紛失・会社を替わる毎に新しい手帳を作るのは仕方がない(人間もあまり関心がない事はおおざっぱになるに決まっているのだからという)という意識を持ち社会保険庁自体がサービス向上システム開発を行うことが大事だと思います。 お客様にも責任があるという意識を持つ事自体が反省点かと思います。
1844	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	過去に類がない社会的問題として認識しています。 年金記録は、個人の記録を何十年も記録管理しなければいけない 業務であり、何十年前もの記録が、年金を受給される年齢になって 問題となります。 コンピュータのない時代から始まっているので、記録管理、紙台帳の保存 など民間業務でもない大きな問題です。 平成14年頃、国民年金の仕事をした頃。	年金を受給されるときに、記録の確認を重要視した。 また、問題が、大きくとりあげられてからは、相談に訪れたお客様に対し 親切、丁寧な対応を心がけ、その場で記録の統合や調査を促がした。 日頃から自分の年金記録を確認することが大事であり、そのための 手段を行政は、考えないといけないと思います。
1845	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	全職員が一丸となり休日出勤により対処する	当初、年金手帳の記号番号の未統合が問題と考えていた。 事業所の届出漏れ、未提出や入社時から数ヶ月経過してから社会保険に加入させたり、社会保険事務所、市町村の事務処理誤り等が複雑に 絡み合っている。 平成19年6月頃から報道等にて年金記録問題の存在を知る。	自分の業務が忙しく、休日に応援で手伝う程度の対応でした。 調査や確認作業がもっと出来なかったのか、国民年金の台帳を廃棄して しまったのは、反省しなければならない点と考えます。
1846	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1847	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		ここまで大きな問題と認識したのは、5000万件で騒がれだしてからです。ただ、初めて国民年金業務をやった時に、お客様が国民年金保険料の領収書(市町村発行)をもっていたが、社会保険事務所と市町村の両方が未納となっていたことがありました。(どこの市町村だったかは記憶がありません)市町村で還付したことが確認できなかったので、納付に訂正しました。人がやることなので、ミスはつきものですが、国民年金制度が出来た当所から、申告に証明書が必要としとけば、役所の収録ミスも本人から指摘できたので、少なくとも国民年金の記録問題は、ゼロにはできないですがかなり少なくなっていたとおもいます。	国民年金の収納業務をしていた時は、入力処理は慎重にやりましたし、係長・官・課長と決裁で3回チェックしてもらったり(当然ですが)事務所で直接収納があったときも慎重にとり扱いました。 人がやることなので、ミスはつきものですが、国民年金制度が出来た当初から、申告に市町村ではなく社会保険庁発行の証明書が必要としとけば、収録ミスがあったときに本人からも指摘ができたし、その都度市町村との情報のと突合せもできたので、少なくとも国民年金に関しては、今よりも、記録問題の件数は少なくなっていたと思います。 国民年金だけでなく厚生年金も何十年も記録を保管するという重要さが先当方も認識されてい
1848	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の年金制度では、届出は事業主が行うこととされているので、被保険者からの申出(入社や退職など)があっても、社会保険事務所として事業主を通さずにはなにもできない。法律は届出は正しく提出されて当たり前という前提で 制定されているので、法律を改正していく必要がある。	年金記録は記録媒体の問題である。紙やペンが不足している戦時中から制度がはじまっているので、現在のパソコン時代のものさしのみで判断することはできないが、記録媒体に変更があったときにそのつどすべてを移し変えておくべきであった。 平成6年ごろ、国民年金課に配属されたときにお客様から納めたのに未納になっていると窓口で苦情を言われたときに、昔のことで納めたか納めていないか 水掛け論になると思った。	当時は第三者委員会もなっかので、お客様に納得いただくしかないと思った。 何十年後に受け取る年金額の正当性を証明する為には、書類の廃棄をせず 永年保存するしかない。現在は廃棄が禁止されているので、書類が残っている分は問題ないが。
1849	地方庁	その他(社会保険事務所)	聞かれている趣旨とは若干それてしまう内容かとは思うが、特別便等記録確認作業に携わっていては必ず疑問に思っていることだと思うので書かせていただきます。厚生年金の事業所整理記号について0で登録されているものを確認する作業は非常に困難である。特に払い出し先頭記録以外2箇所目以降についてはご本人が記憶していない限り事業所を特定することは難しい。	被保険者記録回答票について、事業所整理記号が0で登録されているものは厚生年金とし表示がされず。折角調べて統合したものでもその後その事業所がどこのまのだったのかもう一度調べていかないと機械上また本人の目から簡単に確認をすることができないため今後苦情につながりかねない。	期間調査を担当していた時代にWM上で検索出来ない記録が多数存在していることは認識していた。個人の住所管理がされてない以上本人の申出がない限り確認は難しいと思った。	調査としてあげられてきたお客様に対しては出来る限りの確認を行い記録の統合をおこなってきた志したが、それ以外の方については個人レベルでは何も出来ていません。 反省点としてあげるとすれば問題を問題として提起していればよかったと思います。
1850	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	お客様がご自身の記録に問題があるという方を全て解決(回復する)というのは現実的ではありません。 今この組織できる最大限の調査を行い、調査をやりきったということを現大臣が記者発表されてはどうでしょうか。	いつかは大きな問題になるのではと認識していました。 それは入庁当時から感じていました。	基本的ですが、一人一人のお客様に対して真摯に対応すること。 どのような記録管理をしているか、どのような調査をしているのか隠さず全てをお伝えすることを心掛けていました。 問題点としては、スピードばかり求められていて、調査の質がなおざりになっていることです。組織的にも個々の職員にも感じるところです。
1851	地方庁	その他(社会保険事務局)		定期便等で出来るだけ多くの記録統合する。	認識が不足していたと思います。色々報じられた頃。	未確認記録について正しく収録されるべきと考えました。統合帳時代に徹底した管理がされるべきであったとおもいます。
1852	地方庁	その他(社会保険事務所)			本来年金に結びつく記録が統合されていないという点。世間一般が騒ぎ出し始めたころ(平成18年頃)	本人の記録の可能性のある記録について、文書や連絡等で確認し、受給額に反映させようとした。平成9年1月1日付で基礎年金番号制度ができたときになぜすべての記録を確認・統合するようなシステムや結び付けようという認識が欠落していたか。
1853	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	(6)に付随する質問であれば、特にありません。 記録問題全体としては、こつこつと記録を調べることが、結局一番の早道だと思います。 特別便でも定期便でも、回答票の提出はおろか問合わせすらしてこない人に対し、どうやったら行動してもらえるかを考えなければならないと思います。	年金給付等の業務に携わっていないため、数年前にマスコミ報道が盛んになった頃に知ったような状態で、記録問題というものは、特に認識していませんでした。	以前、記録を調査していると、漢字変換にしても「そうは読まないだろう」「そこで区切らないだろう」といった名前、名称が数多くありました。漢字収録に際し、まるでやっつけ仕事のように入力数最優先だったということが、あとで報道などもありました。 特別便の作成や発送にしても、とにかく早く出してしまえ、といった姿勢で進められたような気がします。 現時点でも当時でも、あまりに拙速に事を進めすぎたことが、その後さらに対応を面倒にしてきたのではないでしょうか。早い対応はそれはそれで大事でしょうが、内容、品質をないがしろにしてしまうようでは、本末転倒だと思います。その時々でそうせざるを得ない要因もあったのでしょう
1854	地方庁	その他(社会保険事務所)			私がこの問題の存在を知ったのは入庁して業務を行ううちに基礎年金番号に未統合の記録があるとわかったときです。ただし5000万件もの未統合記録があると知ったのはこの問題が大きくクローズアップされてからです。 この問題は年金記録の管理がきちんとなされておらず、また未統合の記録を積極的に基礎年金番号へ統合しようという意識が低かったために起きたことだと考えます。	年金特別便をはじめ記録の相談に訪れたお客様に対して念入りに聞き取りを行い記録の整備に努めました。 この問題は年金記録の管理を記録を持つ人にある程度任せて社会保険庁として積極的に年金記録の管理を行ってこなかったことで深刻化していった問題だと考えます。我々は国民の皆様の年金記録を完全なものにした形で管理していくという意識を強くもって仕事に取り組む必要があ
1855	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1856	地方庁	その他(社会保険事務所)	月額の記録は(算定基礎届や月額変更届)事業主からの申請でなされており、全事業所に調査に入っている訳ではないということは、世間一般の方はあまり知らないかもしれません。	これから送付される年金定期便により、被保険者ご本人が確認することで、事業主の手続きもれや手続き誤りを今以上に防げると思います。	[redacted]本人からの申出につき調査をしました。その際、生年月日について誤った登録をされている場合もある、また名前も誤った読み方で登録されている可能性もあるので、いろいろなパターンで検索をするように指導されました。WM登録が不確かな場合もあるという認識でしたが、これほどまで多数の記録が統合されずに残っているとは思ってもみませんでした。	期間調査の申出について、できうる限りの調査をし回答をしていました。特別便のように手番として残っている記録について、照会を段階的にできていたら良かったと思います。特別便を送るにあたり、WM上から手番記録が抽出できるのだと驚きました。私には抽出するという想像ができませんでした。そのようなシステムや体制が何故今までできていなかったのか、関わってきた全ての職員の責任だと思います。
1857	地方庁	その他(社会保険事務所)			もっと早くから手がけるべき問題だったと思います。いわゆる「過去記録の整理」の作業が始まった頃。	ご本人およびご家族の記憶が頼りなので、詳しくお話を聞く以外にありませんが限界もあります。特に厚生年金記録では、古い被保険者名簿に本人の住所を記載していませんので住所も収録すべきだったと思います。(住所も収録してあれば、同姓同名の別人記録かどうか判断がしやす
1858	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない。		国民年金・厚生年金記録に、受給年齢になっているにもかかわらず、年金証書番号がないデータの方については、遺族年金の該当も無く、死亡された方の記録だと思っていた。 なお、一部の方については、厚生年金番号が複数払い出され、本人の忘れている厚生年金加入期間があるかも知れないと思っていた。したがって、重複取消しされず宙に浮いている年金記録があるかも知れないと思っていた。 このような問題が存在することを知ったのは、オンライン化されてからです。	厚生年金資格取得届について、事務所の窓口等では、過去に厚生年金加入歴のある方については、新規付番せず、年金手帳を必ず添付していただくよう事業所の担当の方にお願いをしていた。 反省点としては、年金記録を住民任せにせず、行政庁として、積極的に、同一人の記録と思われるデータについては、本人に確認すべきだったと思っています。
1859	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	一刻も早い再裁定と、未確認の記録の整備のための、マンパワーの投入。	国民の老後を支える年金の信頼を失い、あれだけ世間を騒がせた、非常に重大な問題だと認識していた。マスコミ等で報道されてから。	早急な記録の突合と期間照会業務で、消えた記録を復活させてあげようと努めた。問題発生当初のマンパワーと予算不足。
1860	地方庁	その他(社会保険事務所)		・定期的な加入記録のお知らせ ・わかりやすい年金制度の構築と、制度の周知	数十年もの時代を遡っての事実確認作業が必要であり、ご本人様の記憶があいまいだったり資料が残っている可能性が低かったりと、解決困難な問題だと認識している。知ったのは、3年ほど前だと思う。	過去の記録については、お申し出に基づいて1件1件調査する他はない。反省点は、複雑な制度によるわかりにくさと受身の姿勢にあったのではと思っている。
1861	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	年金特別便・定期便により本人である可能性のある方から提供をうけた情報を元に地道に調べていくことが重要ですが、特に国民年金被保険者記録に関しては市区町村役場の協力が不可欠ですので、より密接に連携し、住所履歴や旧姓等の記録をスムーズに提供(機構に移行した後も)してもらえる体制を構築することが重要であると思います。	これまでに多様な問題が積み重なってきたものだと考えますが、年金の番号を安易に払い出しすぎたことと、年金記録を紙媒体からオンライン化する時に氏名や生年月日等、十分に確認ができていなかったことが大きな問題点でなかったかと思います。 年金記録問題の報道があるまでは、本人が申し立てている記録が氏名索引で索引できないのは、当時の届出間違いと思ってしまっていました。	窓口においては本人の申し立てを十分に聞き取り、こちらの記録より本人の 申し立てのほうが正しいという考えをにたって、記録の確認作業をおこないました。本人の勘違いであると思われるものに対しても丁寧な説明を心がけました。 また反省点として、過去においては現在のようなオンラインシステムやパソコンがなかったので、困難な点も多々あったかと思いますが、年金の番号を払い出す際に、他に番号をもっていないか十分に確認することや、払い出された年金手帳をなくすと給付を受けられないかもしれないから、給付の時まで全て必ずなくさないように(なくした場合はすぐ再交付申請するよう)世間一般にもっと周知ができていれば良かったと思います。また自分自身においてもオンライン記録の正確さに疑問を抱くことなく相談を受けていたことも反省点として挙げられます。
1862	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人員を増やし、調査・処理能力をあげる。	疑重複調査が十分にできていなかったことによる問題。 平成17年ごろ。	同一人の疑いがあるものに対し、照会等調査を行い、同一人であることが判明した場合は統合処理を行った。 待遇改善・業務軽減の風潮に甘えていたことが反省点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1863	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在、期間照会の業務に携わっております。 一般的に知られていることかもしれませんが、 記録の元となる事業所の厚生年金保険の被保険者台帳が 本庁や地方庁に現存していないものが見受けられます。 また現存していないものに対しては、照会回答に被保険者期間が 見当たらないと照会者の方にお伝えしています。 その方たちの記録を正常なものにするために 対して第3者委員会が存在しますが 照会の回答に、調査内容、特に被保険者台帳が失われているかどうか ということを記載していない現状です。 名簿などが失われているかどうかなど調査内容をお伝えしていないことから 第3者委員会へ申し立てた場合に、認められるであろう方が 申し立てをされていないのではと思います。	上記の問題に対してですが、調査内容及び詳細な調査結果をご本人にお伝えするべきだと考えます。	年金記録問題に対してですが、何十年もの間記録を管理すること 電子機器の発達していない時代の紙の台帳での管理 紙台帳から機械化することなど 本人年金記録が必ずしも正しいものではないのではないかと考えていました。 また、当時の状況などからすれば、ある程度は許容されるものではないかとも 考えておりました。 問題をそのように考えたのは、平成14年10月に入庁し国民年金課に 配属されたときに、年金記録が紙媒体によって管理されていることを知ったときです。	年金を受けている方、これから受けられる方の年金記録が 正しいかどうか、各種の手続きをとられる方の記録が正しいものか 矛盾がないかなど慎重に処理をしてきました。 反省点としましては、上記のような年金の記録問題が当然起こるものであるという前提に基づき、記録の調査や、教済の方法などについてもっと早い時期から対応しなければいけなかったと思います。
1864	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様の記録を、できるだけ早く、かつ正確に回答する必要があります。年金給付に結びついてない記録も整理し本来受給できていた給付を保障する必要があると思います。そのためには、期間照会や再裁定業務を専門化し、一括して処理を行い早急に回答できるように進めていかなければならないと思います。また、事務所で書類を預かるときには、回答に結びつくような書類の受付をするよう研修や業務の徹底をする必要があると思います。	基礎年金番号制度が平成9年に始まり、それまでは手帳の番号が各制度ごと交付されていました。昭和60年改正による基礎年金制度が発足し基礎年金番号制度が始まるまで時間がかかりすぎたと思います。また、年金の記録について、お客様方に対してそれまで積極的に確認を行うような仕組みではなかったと思います。年金請求時に過去の記録を整理するから、いつかは整理されるという認識があったかもしれません。 年金記録問題がここまで深刻な問題であることを認識したのは、平成19年頃のことです。	お客様からご照会いただいた際は、できるだけ現在の状況とこれまでの経緯について、ご説明をさせていただいたと思います。ただその窓口で皆様の思いを強く感じ、この問題を早急に解決しなければいけないことだと認識しました。 この問題は、上記にもあるように、これまで年金記録の確認について積極的な確認を行う傾向になく職員自身も甘い認識であったと思います。
1865	地方庁	その他(社会保険事務局)				
1866	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		基礎年金制度導入時、基礎年金番号に登録されていない年金番号が存在していることは、承知していたが、裁定時に請求者の申し出又は氏名検索により解消できるものと考えていた。基礎年金番号導入以前にも複数の年金番号を持っているケースがあり裁定請求時等に解消されていた。 基礎年金番号への登録が完全でないことは、同制度が導入されて暫くしてからの年金相談時に承知していた。	名簿・台帳の類は完全ではないものの、ほとんどが保管されており、時間をかければ一部を除いて解決できるものと考えていたので、個人の方々から卒業後の職歴、住所地あるいは必要に応じ家族構成等をできる限り詳細に提示していただき参考となる資料を探し出すことに努め、回答に納得いただけなくても、調査内容に理解いただけるよう説明しました。 老齢・障害・死亡時等における公的年金の果たす重要な役割、また、納付者お一人お一人の大切な保険料を大切に管理し、大切に給付しなければいけないという至極あたりまえの意識が職員に欠如していたものと思います。 また、記録にモレや間違いがあっても、申し出があるはずなので、申出がなければいいのだろうといった、甘い考えがあったことも否定できないと思います。 他方、裁定請求時に確認すれば充分だと、行政側が一方的に判断し、特段申出のない限り中間での年金記録を個々にお知らせしていなかったことを反省しなければならないと思います。何十年以上も前のことについては、記憶もあいまいであり、参考となる資料も充分確認できなくなってきます。一定の節目の時期に過去の年金記録をお知らせできれば、納付者側へ納得いただける資料等を提示しそれを基に説明できます。今まで予算の都合で実施されませんでしたが、今回のように問題発生後に予算を消費するより有効な手段と考えます。
1867	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在のところわかりません。		年金給付課に異動となった際(採用から二年後)、氏名が全く入力されていない記録や、カセットオープンしないとWMで確認できない記録があることを知りましたが、その総数については把握できませんでした。 年金記録については、年金の裁定の際は最終確認となるものなので重要であると当時から認識はしていましたし、裁定の際は、氏名索引をいろいろな読み方で確認することや生年月日も幅を持たせてみたりなど出来る限りの確認をしてきたつもりでした。 しかし、年金記録の確認を社会保険事務所にわざわざ来所する以外、年金の請求をする際にしか確認できないことは、記録の正確さを欠いたり、ご本人様の記憶が不確かになってしまう確立が高いとは感じていました。 また、WMが設置される前に裁定された大正以前生まれの方は、機械的な氏名索引などが行えなかったため記録がもれている確立が高く、現に亡くなられてから再裁定となるケースや新規裁定となるケースが見受けられました。	(8)でも述べたとおり、氏名索引をする際はいろいろな読み方で確認しましたし、生年月日についても2～3年の幅を持たせて確認してみたり、なかなかご本人様が事業所名を思い出せない場合は、思い出せるように当時できうる範囲内でヒントを与えてみたりと、出来るだけのことはしてきたつもりです。 また、期間照会の調査においても紙台帳を手作業で確認したり、今日確認できなかったら、また明日違う目で見たら確認できるかも?ともう一度同じ作業を繰り返したりと努力しました。しかし、現時点からすると、非常に効率が悪かったと思います。管轄事務所内の事業所しか確認できませんし、1件1件に時間がかかりすぎていました。 当時から、現在のように全国の台帳がWMで確認できていれば、作業が効率的に進められたはずです。 紙台帳の管理からWMでの管理になった際の入力はどのように行われ、どのように入力チェックの作業がなされたのか、カセットオープンされていない記録はどうするつもりだったのか・・・誰も
1868	地方庁	社会保険事務所課長級以上	事業所が、被保険者資格取得届や月額算定基礎届等について、適正に届出をしていないことがある。 事業所が、被保険者から適正に保険料を控除していないことがある。	ねんきん定期便により、厚生年金の被保険者期間及び標準報酬月額、国民年金保険料の納付状況をお知らせする。	厚生年金の旧台帳記録や、国民年金特殊台帳記録が整備をされていなかったことや、名寄せ等による、他手番の統合処理を進めてこなかったことが、問題であった。 厚生年金の被保険者期間について、特に昭和34年以前の期間は、手作業にて調査しなければ判明しないものが多々あることは、当時、期間調査業務を行っていた、昭和63年から知っていた。	自分が年金相談を受けた場合、必ずお客様から全職歴を確認し、氏名索引、事業所名称検索、080索引を行うとともに、判明しなかった場合は、「厚生年金被保険者期間調査申出書」を受理するよう努め、ねんきん定期便で「もれや誤りがある」と回答された方については、調査のうえ、丁寧に回答を行っている。 お客様にしてみれば、自分の加入記録すべてが、適正に管理されていると思うのは当然であり、過去においては、特に申し出がなければ、基礎年金番号に収録されている記録のみで、年金の裁定請求書を受付していたことが、大きな反省点である。
1869	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロ化された紙の台帳の記録で、オンラインに入力されていない記録が多数存在すること。 旧台帳記録に限らずオンラインに収録されていない記録が多数あるにもかかわらず、名寄せをおこなったこと。 記録照会により判明しオンラインに収録する記録が多数存在するということは、未収録の記録が多数あることが原因だと思います。	紙の台帳をオンラインに収録するには膨大な時間と労力を必要とします。 先走った形で名寄せをするのではなく、紙台帳の収録に集中的に労力をさくことが先決だと思います。	厚生年金の記録補正の部署で採用されたときから、マイクロ化されてオンライン上に収録されていない記録が多数あることを知ったとき。 被保険者や受給者から申し出がなかった場合は年金給付の対象にもならず、どうすることもできないものだと思っていました。	厚生年金の記録についても、申請主義の考え方により対応しようとしなかった。 なすすべはないとあきらめて、問題提起もおこなわなかったことが反省点です。
1870	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	たくさんの労力を投入して一刻も早い解決が望ましいと思います。	はじめて社会保険事務所の年金相談員として勤務したとき知りました。 本人が忘れているだけで、少しのきっかけですぐに思い出せると思ってました。	名前の読み方をいろいろ変えたり、生年月日を変えたりして、記録を探しました。 窓口だと他のお客様をあまりお待たせすることができず、じっくり探せなかったのが残念でした。
1871	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	過去の記録については時間をかけて1件ずつ解決して行くしかない。 現在、日々進む記録については、事業主指導を徹底するしかない。報酬の考え方が条文ではあいまいな部分が多すぎることと、通知の積み重ねが整理されていない為、事業所担当者、被保険者の理解が難しいので、可能であれば簡単な解釈ができるようにするべき。	年金受給時に整理すればよいと考えていた。五千万件問題がマスコミに大きく取り上げられた時。	その時にある調査方法で最善を尽くしかないと思った。 社会保険庁で問題が出る前から記録の整備に関する予算を付け、早めに整備に努めるべきであったと思う。(予算計上していて、削られていたら、そのことを堂々と主張すれば、それほど大きくななかったような気がする。それでも大変なことになったと思うが、今ほど大きくなかったのでは？)
1872	地方庁	その他(社会保険事務局)		現状は、通常業務の片手間で年金記録問題の対応をしている状況で、あまり効率的に行えていないように思います。 年金記録問題のみに特化する係を作って、そこに配属された人が中心にやっていった方がいいように思います。	領収書や原義が残っていないなかで、被保険者の言い分が正しいかどうかをどうやって見分ければいいのかが分からず、正直今からでは手に負えないのでないかと思いました。 マスコミで報道されてから知りました。H17年、H18年頃でしょうか。	年金記録問題の応援要請に出ることで対応するしかないと思いました。 年金定期便のようなものをもっと昔からやっていれば、ここまで問題にはならなかったのかなと思いました。
1873	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。		長年の積み重ねの中で様々な要因によって生じた複雑な問題だと考えている。ある意味社会保険庁の問題点が集約されたような問題だと感じている。 問題として考えられる様になるまでは、個々の事例で問題点を感じたことはあったが、正直ここまで大きい問題とは認識できていなかった。年金記録問題として騒がれるようになってから、大きな問題として存在していると知ったのが正直なところである。	まず、自分のできる事として電話、窓口の対応などを一件、一件丁寧に対応した。正直自分のできたのはそれぐらいだと思う。 この年金記録問題については記録の管理などの問題も当然あると思うが、問題を先送りしようとしてきたことが事態を複雑化したと思う。ミスを肯定する訳ではないが、起こってしまったことに対しては速やかに状況を把握し、対応していくことが重要であると思う。それができなかったのが大きな問題だと考えている。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9): (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1874	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	国民の皆様のために職員が一丸となり努力する。	年金記録は全てオンラインシステム上に取り込まれていると思っていましたので、未収録の記録や記録自体に不備のある記録、読めない紙台帳などを見るにつれ、大変な事態であると感じました。 なお、このような問題があることを知ったのは報道機関で大々的に取り上げられるようになってからです。	ねんきん特別便や定期便、およびそれ以前の記録確認の意思表示をされたお客様に対し、オンラインシステムの記録に不備があることが判明した以上、公正な立場として、あらゆる方向から記録を確認するよう考えました。 また、各個人の制度に対する理解の不足による、年金手帳等の管理の甘さや未納に対する考え方、就職時の氏名・生年月日の詐称など、年金を納めることに対し重要視されていない時代背景があるとも感じましたので、当時担当していた年金教育事業において中高生への啓発活動に力を入れました。 具体的にはテキストに書いてある制度の勉強もさることながら、私自身に国民年金未加入の期間があることや、無年金・低年金といわれるお年寄りに接した経験等をもとに、より現実的に年金の大切さを示してきたつもりです。特に卒業前の高校生へは事業所の社会保険適用の有無の判断の大切さとその理由を話すことにより、将来、このような問題に巻き込まれないよう、また、生徒本人が老後に金銭的に困ることがないように考えました。私自身、前記のとおり未加入期間があり、社会保険庁に入庁していなかったならば、年金制度に理解のないまま、金銭的にも精神的にも困窮した老後を送ることになっていたかもしれないと考えると、人生の後輩たちにそのような道を歩かせるわけにはいかないと思っておりました。 この問題の根本的な問題は私たち事業実施機関と世の中の双方の年金に対する重要度の不足であると思います。 オンラインシステムへの取り込みは実際に携わったわけではないので(入庁よりはるか以前の出来事)作業に携わった人々の重要性の認識不足なのか、実施するにあたっての予算の不足なのか、当時のコンピューターの性能の限界なのか、具体的な問題点はわかりませんが、オンラインに取り込まれていない記録があることや、紙台帳の読めないほど崩した文字などは、実施機関である職員の年金記録というものに対する重要度の認識不足であると感じました。まさにこの点が反省点ではないかと思います。 年金記録に対する世の関心は非常に高まっています。仮に一連の問題が一定の解決となり、報道機関が取り上げなくなった後の次世代に対して、年金の重要性を認識してもらうこと(もちろん我々実施機関もですが)が上記の反省を元に考える今後の重要な課題であると思います。
1875	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		厚生年金記録でカセットオープンになっていない記録が、まだ、たくさんあると思います。早期にオープンをして、少しでもスムーズな調査ができるようにしていただきたい。	基礎年金番号に統合されていない記録が、記録問題が起こるまでは、こんなに多くのあるとは思いませんでした。 13年位前に厚生年金の記録調査を担当したことがありますが、お客様から調査の申し出があって初めて調査をしていました。受け身の態勢であったと思います。	記録調査を担当するようになった以降、年金相談時においては、極力、お客様に現在の記録を確認してもらうように努めてきました。 記録問題についての対象の殆んどが高齢のため、記録を確認しようにも覚えていなかったり、忘れたりしている方がおられます。もっと早くから、基礎年金番号導入時にしておけばよかったのではと思います。
1876	地方庁	その他(社会保険事務局)			厚生年金・国民年金の記録補正業務、また年金給付業務を担当していたときに、WMの記録と、マイクロフィルムの記録不一致が多いことに気づいた。 また、基礎年金番号の付番時に、付番を優先し記録統合を後回しにする方針が示され、後日の記録統合に苦労するかもしれないと認識した。	お客様から2つ以上の番号が記載された年金手帳や、旧書式の年金手帳の提示があったときは、その場で記録統合の手続きをとっていただいた。 年金相談時は、すべての人に統合モレはありうると認識し、現在の氏名・旧氏名の両方について氏名検索を行い、できうる範囲で記録統合を進めていた。 記録整備については、年金請求時の一本化ではなく、本来基礎年金番号付番時に統合を同時に行うべきであったと思う。また、WM上の不備記録についても早期にマイクロとの突合を開始していれば、記録問題は現状ほど難航しなかったと思う。
1877	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成5年頃、厚生年金の期間照会の回答業務をしているとき。その当時は本人の申し出により年金手帳番号ごとに別々になっている記録が本人記録と確認のとれた番号を重複取消処理していたがその当時は消えた年金という年金記録問題になるとは思っていませんでした。	その当時は期間照会申出書に記載されている事業所に関係する期間についてはできるだけ統合しようとしていたが、現時点からみると以前にねんきん特別便があれば消えた年金等年金記録問題が少しでも減少していたと思われます。
1878	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	報道されて承知しているもの以外は、特にありません。	現在の制度と届出方式では、100%解決はできないと考えています。これは、すでに亡くなられた方や認知症などの病気等で確認できない記録が有ると考えているからです。 また、入力誤り等は2回3回の確認などで「0件」に近づけることができますが、届出側の記載誤りや思い違いに対処できていません。 事例として、「月額変更届」は変更した給与の支払月から3月分を届出しますが、『月分』と勘違いをして届が有る場合が見受けられ、変更月を訂正することになります。 「資格喪失届」も労働関係の届が『退職した日』を記載していることから、誤りが見られます。 いずれも裏面に注意書きで記載されていますが、読まれていなかったり、ダウンロードで入手された場合は注意書きまでプリントされず、届出用紙のみで記載することに要因があると考えています。 「一月違いや一日違い」特に一日違いは、ねんきん特別便、定期便で異議の申し立てに多くある事象です。 せめて、届の当該欄に()書で付記するようにできれば、良いと考えます。 (当県でも以前は記載をする様式にしていましたが、行政評価局で修正等の指摘があり、様式変更や確認を取り止めた経緯があります。) しかし、現在の対応策を順次行うことにより、解決の進展はあると考えています。 なお、時間や事務処理に追われるような方式を行うと、充分な確認ができない面も生じる恐れはあると考えます。	一番の原因は「計画的な記録整備ができていなかったこと」が原因と考えますが、「手書きの台帳の読み違えによる入力」や「記載誤り」等も要因にあると考えます。 厚年手番の記録に「氏名や生年月日」が収録されていない【オール9】の記録が有ることは、昭和61年4月に端末が導入されたときから承知していましたが、5000万件の数字などの並的なものは平成19年6月の報道で知ることができました。 在籍していた事務所では、払い出し手番の生年月日索引簿を特別に整備した後に年金裁定や適用関係を担当しましたので、WMだけでなく、自庁の生年月日索引も確認するようにしていました。 (端末による検索は完全なものとは考えていませんし、本人に記憶が無い職歴で、時間を掛けることにより判明することも多々有ると承知です。) 現実に膨大な未統合の記録が有りますので、解決する視点からは、一つずつ確認するしか方法は無いと考えます。	記録確認は時間を掛けて、「記憶を掘り起こすこと」から対応するようにしていました。社名が思い出せなくても、勤務場所や業種、仕事の内容、同僚の事などを話し、社名を伝えても記憶に無い場合も判明する事例が見受けられました。 また、生年月日索引と勤務地域で検索をすることも行い、ご本人が忘れていた記録を確認できたこともありました。 解決を急ぐ必要(受給者の高齢化など)も有りますが、今後の記録管理では、届書の記載事項の工夫、厚生年金基金とのデータ交換などでリスクを少なくすることができればと考えます。 第三者委員会の判断基準についても、現行の基準では、他に確認方法が無いことが要因と考えますが、実務を担当していた者としては、「夫婦の保険料を、2名分の現金が無いとの理由で片方のみを領収していた」事実を経験していますので、割り切れない気持ちもあります。 しかし、ご本人の思い違いも多くあるようで、できるだけ状況の聴取に努めることが大切と考えています。
1879	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道された範囲内しか知りません。	取れる手は出尽くしたのではないでしょうか。 何か方策があればいいのですが、ここ数年の記録問題による過剰勤務により病休者の増加と、退職者の補充が無い為の欠員で、現場は疲弊しています。 考える気力が出てきません。	マスコミで問題になり、具体的な事例が報道されるようになった頃に知った。 それまでは、不明な記録は年金番号を複数払い出されている為で、名前等検索すれば記録は判明すると思っていた。	氏名索引の際、読み仮名相違の可能性を考慮して実施した。 事業所名検索や、マイクロフィルムを必ず検索している。 問題点として、記録をコンピューターに移す際に、全ての記録を収録しなかった事が根本的な原因と思われる。 又、収録の際の入力ミスがきちんとチェックされていなかったとは、記録を管理する官庁として信じられない思いがします。
1880	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現状と同じく受給者や被保険者への年金記録の送付、電話などの地道な照会、窓口での聞き取りの強化など。	納付記録の改ざんなどしたこともありませんし、未統合の年金記録が大きな問題につながる意識はありませんでした。ただ5000万件の未統合記録が存在し、そのことについてなんの手立てもしていないことに問題を感じてきました。すべては、マスコミなどの報道ではじめて知りました。	はじめは意識が確かに低かったのですが、大きな社会問題になるということは、やはり私たちの意識や感覚の違いがあるのだと同時に、システム的に問題があるのでは…。ただシステムだけで未統合記録が増えたとも限らないので、被保険者の記録を確かに管理できる方法を考えていかなければいけないと思います。
1881	本庁	地方社会保険事務局	特になし	ベテラン職員(OB)の活用		
1882	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	事務所において、処理及び回答文書送付待ちの特別便・定期便が大量にあると思いますが、危機的状況に鑑み、各職員に期日を決めてノルマを課す。そして、その実績を人事評価に計上する。	私が初めて知ったのは採用2年目で、庶務課在籍時でした。(平成18、19年)国民の皆様と同じく、まさかこんなことが起こりえるのかと思いました。 年金記録問題は、まさしく「国家プロジェクト」として位置づけられるべき問題であり、早期に解決し、受給者の方には逸早く適正な年金を受取っていただきたいと認識しています。	お客様からご照会いただいた年金記録について、安易に「訂正なし」として回答せず、様々な視点から調査を行い、お客様に分かる表現・文言で回答文書を作成しました。 反省点としては、何十年も前からこのような問題が起こりえることが分かっておきながら、ほったらかしにしていた姿勢・危機意識の無さだと思います。
1883	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	新聞・テレビ等の報道以外は分かりません。	人員をかけて、一つ一つ丁寧に、慎重に、記録の確認を行うしかないと思います。	お客様の大事な年金記録を扱う立場として、記録がきちんと管理できていないことに関して、誠に皆様に申し訳なく思うとともに、決して他人事ではなく、もし自分の記録がおかしくなっていたなら、とても腹立たしく思います。また、老後の生活のための大切な年金ですので一部でも記録が間違っているならそれは大変な問題であり、今後はこのようなことを決して繰り返してはならないと思います。	記録照会申出等に対しては、とことん記録を調べ、少しでも皆様の記録をつなげられるよう努力しています。また、届書に対しては、慎重に、正確に処理しております。 この問題に対しての反省点として、自分も含め、職員一人一人の意識が、お客様の大切な記録を慎重に扱うという意識が足りなかったように思えます。
1884	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		オープンされていない記録すべてについて精査した上で、該当者に通知をする。 何度にも分けて案内を送ることで、不信感を重ねるのではないか？	当初の報道では、消えた5000万件ということから、基礎番号になったときの回答をしていない国民の無関心からの自己責任ではないか、ペーパー時代ではどうしようもない事故と捕らえていたが、詳しい報道により、年金を携わる者として被保険者の立場に立っていなかったので、問題が大きくなったのだと思う。 また収納率、検認率の強化、番付競争、が職員の改ざん等をさせたのではないか。	問題発覚から休日返上、休暇もとることなく、がんばってきた。窓口での罵倒にも耐えて、ひたすら謝って精神的にも、肉体的にも疲れた。 またこの機会と思い、年金についての啓発を行った。 一方的な報道やもれている記録を小出しに何度にも分けて案内を送ることで、不信感を重ねた。
1885	地方庁	地方社会保険事務局長			存在を知ったのは、平成19年5月です。	お客様の申立について1件ずつ真摯に対応するのみです。 反省するべきは、紙台帳からコンピュータへ移管したときの職員が深く反省するべきです。
1886	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の再裁定業務のように、専門知識のある職員で調査から回答まで専念させるべきと考えます。	本人の加入履歴が漏れていたり、別人の記録が混在していたりするため、裁定前に正常にしなければならない重要な問題と認識しています。 平成9年～平成10年頃、期間照会を担当していた時に知りました。	期間照会の回答をする事で対応していました。また、現時点でみた場合に、裁定請求される全ての方に対して期間照会を行うべきだったのではないかと考えます。
1887	地方庁	その他(社会保険事務所)	振替加算について届出を忘れた場合、時効特例に該当しない取り扱いになっている。届出漏れにより、振替加算をもらいそびれているケースがかなりあると思われる。	法律上は振替加算の届出義務があるが、保険者がシステムで把握できることであるため、催促等を行うことは可能であると思う。 適切な届出勧奨をしなかったことについて、保険者としての瑕疵を認め時効特例法の対象とする運用面の判断があっても良いのではないかと考えます。	基礎年金番号導入以前については、転職の度に手帳番号を取得している方が多かったため、手帳番号を重複しているケースが多数あった。	その当時は、直接の遡用業務を担当していなかったが、処理の仕方に疑問は感じていた。 従来の考えでは、手番が重複しても裁定請求時に整理すれば良いと考えていたが、今回の記録問題により5000万件が宙に浮いていたと聞いて件数の多さに驚いた。 年金制度は、オンラインが開発される前に始まった制度であり、紙管理の時代には限界があったとおもう。また、早期にオンラインを導入したが、現在は民間企業に比べ、システムを有効に活用し切れていない…。 過去のことは、当時の時代背景もあり、現在の基準で批判することは必ずしも適切ではない。まずは過去の状況を把握して、それを改善するためにはこれからどうするべきか考えて行くべきで

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1888	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	最終的な問題解決の形は政治問題ではないでしょうか。 現政権の判断に従います。 社会保険庁(日本年金機構)としてやるべき事は、政府が決定した解決の形に向けて全力で取り組むことが最善であると思います。	基礎年金番号に登録されていない手番があるのは当然知っていました。 この事実に対しては、年金請求時に最終的に統合されれば被保険者に不利益が生じることはないため、年金申請時に丁寧な相談・審査を行えば問題はないという認識でした。 現在は国民からの強い要望があるので、記録問題解決が社会保険庁の最重要課題の一つであるという認識に変わっています。	最終的な問題の形が示されておらず、具体的な問題点を挙げることは難しいです。 しかし、私は個別案件において、被保険者(受給権者)の最善の回答となるように心がけて対応しています。そういった一つ一つの積み重ねが年金制度の信頼回復に繋がると信じております。
1889	地方庁	その他(社会保険事務所)	職務経験も浅いので、特にありません。	特別便、定期便でご本人様への情報提供はある程度済んでいると思うので、未送達者や未回答者への対応に重点を置くべきだと思います。いまだにご本人様が待っていらっしゃる年金手帳を確認するだけで統合できる手帳番号も多数残っているので、統合済の手帳番号も本人に定期便等でご本人様にお知らせをして、他の番号の記載された手帳をお持ちではないかと確認を促せばいいのではないでしょうか。	年金記録問題がとりざたされる前は、基礎年金番号が導入される前の未統合の手帳番号が多数存在する、各種手続きの際に未統合が判明すればそのつど統合はするが、最終的には年金の請求時にきちんと確認されているくらいの認識でした。問題と思って意識したのは正直、国会で取り上げられ始め、報道されるようになってからです。	課題が山積しており、根の深い問題なので、劇的な解決策はないように思います。そのため、目の前のひとつひとつの事例、ひとりひとりのお客様の対応に全力を尽くそうと思って対応をしています。反省点としては、制度の過渡期(基礎年金番号制度の導入、オンラインシステム化など)に、将来的な影響、効果を予見して、もう少し細心の注意を払うべきではなかったかということだと思います。
1890	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		地道にコツコツやっていくしかない。	コンピューターへのデータ登録誤りがあること。 平成4年頃	年金裁定時に本人申出の記録と突合するので、問題ないと考えていた。 数年に1回は加入記録についてお知らせすべきであったと考えます。
1891	地方庁	その他(社会保険事務所)	あらかたオープンになっているのではないでしょうか。 今思いつくところはありません。		厚年手番の氏名もれや無茶なカナ登録で記録の発見が難しいことがあるということは、10年ほど前(採用後3～4年後？)から気付いていましたが、当時は期間照会も地元に長く住むベテランが行っていましたので、本人の申し出があったものについては、統合に結びついていると思っていました。 また、本人が職歴等を覚えていない場合、安易にこちらから情報提供できなかった点は、別人記録が統合されてしまわないために、やむをえない部分があると思っていました。 ここ数年で数々の記録問題が明るみになっていますが、全く知らなかったものも多く、非常に衝撃を受けました。 あまりにもずさんで、何を言われてもしょうがない状態だと思います。 もう、個々のレベルは超えていますので、庁自体が動かないことにはどうにもならないと感じました。	まずは、今後新たな問題を起こさないよう、記録の登録・補正・管理は慎重に行うべきと考えます。 また、これだけの問題が発覚しているわけですから、お客様の相談に対し、「ありえない」ではなく「ありうる」ことを前提に対応する(考える)ようにしています。 記録問題は、「後で何とかなる(する)」という意識のもと、今まで放置されたツケが回ってきたものだと思っていますが、それは今もなお続いている問題のような気がします。 スピードを優先するあまり、その内容がおろそかになっている感が否めません。 膨大な量ですので時間はかかるでしょうが、まずは記録の整理や検索システムの充実を急ぐべきではないでしょうか。 調査の効率にも影響すると思います。 そして、その作業について、自先の進捗を求め安易に委託等に頼れば、オンライン導入時の二の舞になりかねませんから、制度の仕組みやオンラインに熟知した人が携わるか、十分な研修・管理のもと行うべきと考えます。 それこそ、パフォーマンスのような過去の懲戒処分者への採用拒否などやっている場合ではない
1892	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	何を持って解決とするか、待ち主不明な記録が何%判明したら解決と言えるかわかりません。大方が納得できる方策も残念ながら思い当たりません。 資料なしで納付を認めることが報道されているが、もし実施されたらかなり思い切った決断と思う。国民と現場に混乱を引き起こさないよう、慎重に方向を定めてほしい。	記録の未収録は、制度発足以後も給付が遅い将来のことであるという意識からくる記録管理意識の低さから発生した。 宙に浮いた記録は、加入者本人の「申請主義」という伝統的なスタンスが職員の間に広くあったため(そのように指導されてきた)、その帰結として件数が増大したもの。 国民年金などにおいて、個別ケースとして記録漏れがあることは承知していたが、宙に浮いた記録が大量に存在すると知ったのは平成19年。	「本人申請主義」は、そのようなルールと理解していたので、そこから外れた処理はできない。組織の中では問題点を認識しづらい面がある。 事業や事務の進め方については積極的に外部の意見を聴き、採り入れていくべきと考えます。
1893	地方庁	社会保険事務所課長級以上		まず、旧台帳記録やカセットオープンを全て整備しWM上に登録しオンライン記録が正確な状態にしたうえで、被保険者に対しての通知を、行い記録照合をする。	平成9年の基礎年金番号の導入時において、手番の整理なしに踏み切った為に、起こった問題と認識しています。	「消えた年金」と報道され、本当に自分の記録が、無くなっていると、思い込んでいる被保険者一人ひとりに対して、基礎年金番号制度の説明から、内容説明を行うように対応しました。 反省点 報道と被保険者への通知が先行していまい、社会保険のオンライン上の記録整備が、後回しになった事
1894	地方庁	その他(社会保険事務局)	ニュースや新聞では、社会保険庁の不祥事(不適正選及事案)ばかり、取り上げられているが、事業主が虚偽の届出を行ったり、社労士が事業主にアドバイスをおこなったこととかが過小に取り上げられていることが納得いかない。 紙台帳の突合せとかいうが、一般的に分かりにくい。 当時は、パソコンやワープロもなく、すべて人が手で記入していた。人によっては、クセのある字であったり、今では、何と書いているのかわからない字もある。 これらの紙の劣化や変色、汚れなどで、見にくいこと。 それを順次データ化していっていたときに記録問題がおこったこと。	現時点では、わかりません。	任期付職員として今年から働いているので、勤務し始めたときには、既に知っていました。 たいへんな問題でもあると思うが、なかなか一筋縄ではいかない問題だと思っていました。	人が少ない中、どうすれば事務所段階で「年員記録に係る確認申立書」を滞留させずに第三者委員会へ送付することができるか、件数報告を担当しながら、グラフを作成したりして、上司の意見を聞き、指示を仰いでいました。 実際、年金教育や社会保険委員会、総務の仕事で年金記録問題はほとんど携われませんでしたが、休日や、時間外を利用して事務センターの支援を行うなど、WM操作や画面の見方がおぼつかないながらも今の自分にできることはやってきたつもりです。 もっとスキルアップし、戦力になれるようがんばっていきたいと思います。
1895	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在している仕方で処理するしかないと思います。	当人が記憶していなければ、記録が判明しなくても問題ない。その当時、年金に反映する事を当人自身自覚がなかったのが問題である。年金相談をするようになった時(平成12年頃)相談をしていた時にそのほかに記録がある事がわかった。	相談者に対して、思い出してもうしかなかった。以前から加入者に対して年金額に影響する事を知らせていなかった事が反省点だと思います。
1896	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	過去に記録管理を怠ったことをお詫びするしかない。	社会保険庁がキーパンチャーにどのような指示を出し、入力作業を進めたかは知らないが、入力結果を確認することは無かったのではないか。その当時ずさんな記録管理の指示を出したことが発端のひとつと認識している。 古い記録に誤りは多いなとは思っていたが、カタカナの漢字化作業を行なったとき入力されていない記録、入力誤りの多さに愕然とした。	事務所にはお客様が殺到しておりその対応に追われ対応のしようが無い。 なぜ、すべての記録を入力しなかったのか、事務所では当然のように行なわれている入力チェックをなぜ行なわなかったのかを当時携わった者から聴取し、原因を究明すること。
1897	地方庁	その他(社会保険事務所)		本庁、業務センターにある旧台帳などの記録を地方の現場の事務所からでも直接調査確認できるようになれば、より迅速に調査が行えると思います。船員保険の記録や昭和20年前後の記録を確認しようとしても、WM上ではどうにも確認できず、業務センターからの回答をまたざるをえないです。他事務所の080画面が迅速に確認できるようになって、調査が迅速に行えるようになったことから、業務センターの記録も事務所から確認できるようになればと思います。	平成14年国民年金課へ異動になってから戸別訪問や電話照会の際に、手帳が2冊ある、番号が2つあるといったようなことを聞くようになりました。当時、多くの方の年金記録は基礎年金番号に一本化されていることと思い、統合されていない方がこれほどたくさんいるとは思ってもいませんでした。	照会をうけた方や戸別訪問の対象の方には、事務所に来所し相談のうえ記録の確認、統合をするようにうながしてはいましたが、来所をうながすにとどまっていたかもしれません。 基礎年金番号導入後は、手番のまま残っていてはいけない、基礎年金番号に統合されていない記録が多くあり、こちらから働きかけて統合をすすめていかなければならないという意識をもって業務を行っていかなければならなかったと反省しています。
1898	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たらない	誤りがあれば準備に訂正しお詫びすべきであるが、正しいことも全て否定されているような現状では申し上げる言葉はない。	以前に厚年の期間調査を担当した際に未統合手番の存在は認識していた。ただ、基礎年金番号導入時に重複手番を有する方に対しては個別対応を行い、仮に未統合であっても年金請求時に整理されるものとして理解していた。 問題の存在は基礎年金番号導入時には想定されていたと考える。	掛けた保険料分の年金を受け取ることは当然の権利であり、期間調査を担当していた際には一人でも多くの方の記録を結びつける努力を行ってきたつもりである。また、記録が判明した際にお礼状等をいただくと仕事の励みにもなり仕事に対する誇りも感じられた。 年金を受給できずに死亡された方などの情報に接すると非常に申し訳ないと思うが、現場では、厚年のように「住所情報すら無い記録」の本人特定の難しさも痛感しており以前の方法ではこれ以上の対応は困難であったと感じられる。 国家的な問題となってしまったが、今後このようなことのないように制度面からきちんとした情報管理が行えるような体制の構築が必要であると考える。 「申請主義」については、様々なご批判をいただいているところであるが、その議論から時間は経ったにも拘わらず、法整備がなんらされていない点について、現場として非常に疑問を感じる。
1899	本庁	その他(本庁)			社会保険庁の記録管理が不適切なために、起こった問題だと思っていました。 この問題が存在することを認識したのは、事務所で期間照会業務を行ったときです。	被保険者(受給者)に対し、記録がないことを説明して納得してもらおうとしました。 過去の社会保険庁のいい加減な仕事のせいだと思います。
1900	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し		未統合の年金記録が多数存在し、年金受給額に反映していない個人の記録がそのままになっていること、納付記録がオンライン化された際に反映されていない部分があるということが問題であると認識している。実際知ったのは、報道で問題視されてから。年金給付の経験がなかったため受給申請の際に全て確認してあるものと思っていた。	一人ひとりの相談を確実に解決していくことを心がけた。時間はかかるが一つ一つを確実に解決していくしか方法はないと思えたため。 記録問題の反省点のとしては、制度自体が統一されていなかったこと、そのため制度移行時に加入もれが多数生じたり、同一人への重複した番号払い出しが生じてしまっていた。また、手番記録からの本人特定の難しさ。本人などの記憶にたよるところが大きく、亡くなられている場合など特定が困難なことがある。さらにオンライン移行時の確認不足。移行時に本人情報とは異なる入力がされたままになっているため、検索時に確認できない原因となっている。このような状況で生じた、確認されていない手番記録がそのままになっていたことが年金不信を招いたと思われ
1901	地方庁	その他(社会保険事務局)	思い当たりません。		厚生年金の記録補正を10年位前に担当した時に、カセット記録や収録もれなど、はじめて記録の不備がたくさんあるのを知った。 WMの氏名索引の確認だけでなく、職歴があれば期間照会をだしていただいて、調査をしたほうがよいと思った。記録に携わる前は、こんなに整備しないといけない記録があるとは、思ってもみなかった。	期間照会でどうしても見つからない時、最後にマイクロの生年月日索引簿で同じ生年月日のマイクロの総当りをして索引簿に確認した名前を鉛筆書きしていた。 期間照会にかかる時間を短縮するために、あらかじめこれらをすべてアルバイトの方とかにやっていただくことはできないか、まわりにいってみたが、量が膨大なので、無理といわれた。 期間照会や記録の補正は、限られた人しか経験しない部分なので、話してもなかなか他の人には理解してもらえなかった。もう少し熱心にみんなに伝えればよかったかな思う。
1902	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		本当にそのような問題があるのかと半信半疑でした。 ウィンドウマシーンに登録されていない記録があること自体知りませんでした。 テレビの報道でしりました。	記録の回復に全力を挙げる。 基礎年金番号導入時に徹底的に調べるべきでだったと思います。
1903	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	記録の確認及び事務処理が膨大であり、かつ人的作業に頼らざるを得ない状況です。したがって、記録確認業務が矢継ぎ早に出されている現状において非常に時間的な余裕が無いと感じます。あまりにも短期間での解決を求められ、将来、第二の記録問題が発生しないかと懸念します。じっくり、確実に解決していくためにも、ある程度時間をかけた対応が必要と考えます。	平成19年2月頃に未統合記録が5000万件もあることが発表されたことで知りました。若い頃、国民年金台帳の切替作業に関わったことはありますが、その後、本庁でどのように処理され管理されていたかは良く分かりませんでした。年金は、非常に長い期間の管理が必要となりますが、記録漏れ等により老後の生活に大きな影響を及ぼす事を考えた時、国民にとっても我々の組織にとっても重大な問題と思いました。	記録の確認については、お客様の記憶に頼らざるを得ない部分が大きいですが、可能な限り丁寧な対応の中から、一つでも未統合記録を判明させたいと思って取り組んできました。反省点としては、記録の管理・保管には十分な予算措置(全ての古い記録のマイクロ化等)を取るべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1904	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	職員は提出された書類や窓口等の対応に追われているので、職員以外の外部の方を多く雇用し、確認作業等を行う。	過去の記録をデジタルでの記録等に移し変えたときの収録ミス旧台帳が手書きのため、記入誤りや読み間違い 名前の振り仮名のミス 事業所の届けの誤り 等により、統合していない年金手帳があること 問題がマスコミによって報道される平成19年ころだと思う。	年金請求のときまでにに複数の手帳の記録を整備すればよい、と聞かされていたので、窓口等でもお客様がおっしゃった範囲で記録の確認や統合を行った。 年金の請求のときに記録の整備をすると、本人が忘れていることが多いので、もっと早い時期に記録を本人に通知すべきだったと思う。
1905	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金請求にかかる手番統合処理・氏名訂正処理等にかかるうちに、未統合記録があることを知った。 納付してきた保険料が完全に給付に反映されていないというのは、(年金)保険としての意味を果たしていないことであり、制度根本が揺らぐほどの事態だと感じていた。	来訪者および電話での対応・申し出記録の調査を真摯に行った。 管理していた記録が不完全(氏名・生年月日が相違)であったこと、自身で加入記録を確認する機会が裁定請求時くらいしかなく、その機会でさえ不完全な記録での素引となっていたことが一番の要因であったと思う。
1906	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	氏名・生年月日等の検索システムの開発も大事であるが、記録が判明した方々の年金再裁定システムのオンライン処理(手作業による処理ではない)による自動計算システムの開発が急務である。なぜなら、年金問題は1～2年で解決するものでなく、今後将来的に継続する問題である。年金請求の時効を見直し現行の再裁定方式(時効分、時効でない分と分けた方式)を一括方式に見直す法改正が必要である。	業務課に所属していた時に、年金番号疑重複処理を行っていたときに、既に基礎年金番号に未統合の問題が発生することは十分に予想ができた。年金加入期間照会に基づき紙台帳等の調査を行っていたときも「時代背景、本人の申立内容、照会時期に同事業所で勤務していた他の被保険者記録」等から、まず99%申立人の記録とし判断できない場合でも「生年月日が1日でも相違する。漢字が相違する(ひらがなと漢字など)。」などで本庁の指示により別人処理せねばならなかった当時に、現在の問題が生じることは十分に予想できた。	年金相談や年金記録補正に関するマニュアルや通知等に明記されていれば従うしか方法は存在しなかった。
1907	地方庁	その他(社会保険事務所)		一律に救済するのではなく、人、時間、金を掛けてでも事実を追求すべきと思う。	国の記録管理が悪かったと思う。長期間の記録管理をコンピューターの無い時代に正確に行うことは無理だったとも思う。問題の存在を知ったのは記録問題が起こったときです。	事務所の現場では、お客様から罵声を浴びながら仕事をしていたが、自分たちの組織が起こしたことだから一生懸命対応してきた。もっと単純な年金制度にすべきと思う。
1908	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん特別便の年金記録への照会に対する回答が終了しないうちに、ねんきん定期便の送付が始まり、既にねんきん特別便の照会票を提出している被保険者に対して未回答や訂正が完了しないままの状態で、また同じようなものが届くといったことや、回答がなかなかこないために同一の被保険者が複数の社会保険事務所に同じ調査内容の照会を何度も提出するといったことも起こっております。非効率であるとともに、被保険者へ不信・不安・混乱を与えることにもなっているため、思いきって一度、定期便の送付をやめ、既に提出されている照会に対する調査・回答を完了・整理するための一年をつくってほしいと思います。	基礎年金番号に未統合の手番があるという「年金記録問題」が存在することについては、私が社会保険事務所に採用され、社会保険事務に携わることになった平成12年4月に知りました。 しかし「消えた年金」などと言われ現在のように年金記録問題が世間一般でここまで騒がれる前は、基礎年金番号に統合されていない厚年手番・国年手番があっても、記録自体が消えるわけではないので、50歳までに統合して最終的に年金請求時に年金記録がきちんと整備されればよいと思っておりました。確かに基礎年金番号制度導入後、10年経過しても統合処理自体はあまり進んではいないとの印象はありましたが、はずかしい話、ここまで差し迫って解決すべき問題とまでは認識しておりませんでした。しかし平成19年に世間で誰のものかわからない5000万件の年金記録があると騒がれたとき、自分と世間の記録問題に対する認識のズレを感じ、自分は甘	社会保険庁および年金記録問題に対する世間一般の認識を理解し、一人一人の大切な年金記録に対して真摯に、かつ誠意をもって対応しようとしました。また現在も常にその気持ちで記録調査業務にあっています。 反省点としては、記録課や期間照会事務センターなど、記録問題を専門にする部署が最近まで社会保険事務局や社会保険事務所の中になく、今までは各課が片手間に記録調査や統合処理を行っていたということがあります。基礎年金番号導入後、もっと優先的処理事項として、記録問題にあたり、制度導入後10年間のうちに解決しておくべきであったと思います。
1909	本庁	その他(本庁)	特に思いあたりません		国家公務員としてのコンプライアンスの意識の甘さが招いた問題だと認識していました。 問題発覚時は入庁間もなかったため、マスコミ報道等により知りました。	所属する部署において日々コンプライアンス、顧客満足等意識を高く持ち業務を行うことを心がけました。 以前から組織として問題の存在を認識しながら対応が遅れた点等が反省点としてあげられると考えます。
1910	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	現在、本人から回答があった特別便を早く終わらせることが優先しているため本来の解決になっていないケースがある。時間をかけて丁寧に調査することが受給者、被保険者のためになると思う。	5千万件の未統合手帳番号があり、それを統合すれば解決すると思っていた。 時期は報道で騒がれ始めた頃。	特別便の返答者へ速やかに回答しようとしたが、件数・種類が多すぎ現場での対応がうまくいかなかった。 問題点とは言えないかもしれないが、年金問題すべてを短期間で解決しようとするため、様々な策を立てたが、それに対応するための事前準備や環境整備ないため事務処理、対応が追いついていない。
1911	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	早期の解決が必要であることから、年金記録問題の担当職員を増員することが良いと思う。しかし、現在の職員の定数内で対応となると厳しいことから難しい問題だと思う。	平成9年1月から基礎年金番号制度が始まったときに、複数の番号をもっている人の確認調査が徹底されていないことが問題であった。将来年金請求するときに確認できるからという理由で年金記録確認行為が先送りされているのが現状であった。	結果として、個人的に具体的な対応は何もしなかった。基礎年金番号制度を導入した際に、他の年金番号を持っているかとの照会のほかに勤務した会社名等についても同時に確認すれば良かったのではないかと思われる。
1912	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	どこまで行けば「解決」となるのか疑問ですが、徹底的にやるとなると更なる時間と予算が必要でしょうし、「このあたりで」という線引きが上手く付けられないのかと正直、思います。	この年金記録問題の「根幹」にあるものの説明をきちんと説明できない限り、安部総理ではないですが、「最後の一人までは…」なんて事にならざるを得ないわけですから、年金記録問題の構造と歴史的な制度説明を踏まえた説明をしなければならないと思っていました。 知ったのは(認識)したのは、報道のときからです。	調査に出向いて、相手側の言動を冷静に観て、どのようにすべきだったのかを考えました。 現時点では、「法令遵守と現場での日常での行政のあり方」を天秤にかけ、実際どのように動くべきなのか、自身として迷っています。
1913	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	期間調査の仕事の支援をしていますが、080の検索に非常に時間を要し、オンラインでは非常に見えにくいものもあるので、大都市や大企業のある管轄の社会保険事務所が保存している台帳をやはり直接見て探していったほうがいいと思いますので、現在原則他庁照会がだめということになっておりますが、他庁照会ができるようにしていただいたほうが、一件を処理する時間が早くなるのではないかと思います。(他庁照会業務の充実)	すべての職員が一丸となり解決していかなければいけない問題であると思います。 平成17、18年頃だったと思います。	事務所在籍のときは、ねんきん特別便窓口相談に積極的に出ていました。 現在(事務局事務センター在籍)は、期間調査の係ではありませんが、夜間に期間調査の仕事を支援しています。 年金記録のオンライン化前の記録の台帳への記載があいまいであったことが現在の期間調査事務に非常に時間を要していると思います。
1914	地方庁	その他(社会保険事務所)				
1915	地方庁	社会保険事務所課長級以上	一般に知られていないかどうかはわかりません。 国民年金について、オンライン化前の昭和50年代、当時私が新採間もない頃、市町村から報告のあった検認票を紙台帳に転記(押印)する作業を行っていました。毎日大量の単純作業であり、転記時に手帳番号、氏名等確認したつもりであっても転記誤りが時々発生しましたが、事務所内で確認作業を改めて行う余裕もありませんでした。そこで、市町村に対して毎年、市町村保有名簿との記録の突合を行うよう依頼し、処理誤りが発見されることがよくありました。市町村によっては突合しない年度もあり、その部分で記録漏れ等が発生していた可能性はあると思います。 また、オンライン切り替え時に、一般台帳と特殊台帳に分け、特殊台帳をマイクロフィルムとして残しましたが、資格喪失者(未切替者)の一般台帳の住所記録が残らないため、照会のあった場合、本人の記録と特定できない場合も発生しています。	市町村保有名簿との突合を行うこと。しかし、マイクロフィルムの残らない記録についてはいい方策が思いつきません。	青森県の場合、出稼ぎにより、毎年短期間就労し、その度に国民年金と厚生年金の得喪を繰り返し、また、事業所が変わる度に新たな手帳番号が払い出され、年金請求時に記録をまとめる作業に苦慮したことがよくありました。本人の手帳紛失等で、紙で管理していた頃は手帳紛失により以前の番号が不明のため、新たな番号払い出しとなった場合もあると思います。オンライン化により、番号検索が容易となりましたが、年金給付関係の業務を行なっていた頃は本人申し出の記録が見つからずに裁定を行ったことがありました。昔は、いまほど年金に関する関心は高くないと思われ、見つからない記録をあきらめるお客様が大部分だったと思われます。問題意識は今ほど大きくは無かったものの少しはありました。マイクロフィルムを全国的に検索できるシステムは大きいと思います。基礎年金番号が始まっても、将来年金の請求時に統合すればいいと思う気持ちが少しあったのも正直なところです。	少しでも早く、多くの方に正しい記録を示したい、そのために努力したいと思います。行政の側から本人に正しい記録の確認を積極的に働きかけてこなかったことも反省点としてあると思います。
1916	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金加入記録の回答に基づいて調べたところ、一方は脱退手当金を受取ったことを自ら確認した回答されているにもかかわらず喪失日等が不備で年金に加算され再裁定になる方。本人の申し出と一致する事業所の記録があり取得日も一致するものの記録に不備があり社会保険業務センターに照会の後、回答で喪失日が確認できず統合できない方と同様の不備でも実態と異なり公平性を疑問に思う。 また記録が確認でき追加されるも平均標準報酬がさがり受取額が下がるため再裁定せず従来の年金を引き続き受給されている。	当然、救済すべきではありますが、改正による法律の整備だけにとどまらず抜本的に見直すことも検討すべきではと思う。	当初、積極的に解決できていないうえ個々の対応に差があり現在でも感じる。一部の努力も全体で取り組む姿勢がなければと思います。	周囲と比較せず対応しないと自分の意欲が下がるので気にせず対応してきたが個々の意識に頼りがちになり問題解決に迅速に対応できていなかったのではと思う。
1917	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成19年頃	年金記録相談窓口、電話相談窓口の支援及び平日・休日出勤による期間照会調査の支援を行い、照会に対して、迅速な回答が出来るように支援を行う。 現場の処理能力を十分に精査して、相談・処理体制を構築する前に、特別便の送付が行われ、回答・再裁定の遅延を招き、積一杯頑張っているが不信を招き批判にさらされた。 標準報酬受給者便に対しては、十分な相談・処理体制を構築して臨む必要がある。
1918	地方庁	その他(社会保険事務局)	民間からの採用枠で平成21年4月より勤務を開始いたしましたので、世間一般に知られていない問題については特に存じ上げません。	迅速かつ正確な記録調査は業務内容の習熟度向上がキーポイントになると思います。 各論的とは思いますが、3ヶ月単位で変更の可能性が高い派遣社員よりも、職員(賃金職員含む)中心の人員配置が費用対効果で有効な対策となるのではないでしょうか。	日本に住む者にとって老後のセーフティーネットであるべき年金制度が信頼を回復するために、最優先で解決しなければいけない国家レベルの問題だと認識しています。現職務は日本の未来を造る仕事だと思っています。 平成19年・年末頃に知りました。	事業所検索と名簿検索のスキルアップ(迅速かつ正確)を心がけてきました。 検索業務については東京都内においても地域性が多様で、「一種の職人芸」が必要とされる部分も多くあります。 現時点では調査対象が全国の事業所に拡大しましたので、WMの操作においても習得すべき領域が未だにあり、それが反省点となっています。
1919	地方庁	社会保険事務所長	ありません	まだまだ、処理しなければならない年金記録問題に係るものがたくさんあると思われますので、専門の部署を設置し経験豊かな職員を多数配置して集中的に処理すべきと思います。社会保険事務所は通常業務の再構築にシフトすべきと思います。 問題の解決に向けて経験豊かな職員は貴重な存在であると思います。	国民の皆様の生活の根幹にかかわる大変大きな問題であることと、制度の崩壊を招くのではないかとの認識でした。 平成19年の春ごろ知りました。	国民の皆様の年金記録を時間がかかっても確実に記録につなげていき、信頼回復をしていくようにしたいと思いました。 問題が明らかになったときの当初の対応が非常に悪かったこと。(すべてが後手後手であったこと)担当部署を超えて横断的に包括的に対応する部署が必要ではなかったかと思います。
1920	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。	とにかく皆で頑張るしかない。	過去の先輩たちが恐ろしいことをしていたと認識した。 新聞で大きく報じられ始めてからこの問題の存在を知った。	とにかく窓口に怒り狂ってやってきたお客様にお詫びをし、できる限り丁寧かつ迅速に回答できるよう努力した。 全ての紙台帳記録をオンラインに乗せるのが遅すぎた。すばやく対応し、全てオンライン上で検索できるようにしていれば、何度も同じ人に対して照会をするといった無駄な労力を避けられたと
1921	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金制度を知らないことが一番の問題だと思います。 学校教育で年金制度の教育を必修にすべきだと思います。	制度について知らなかった、誰も教えてくれなかった、という意見が多く、制度についての認知不足が根本原因だと思います。 平成20年1月社会保険事務所に採用されたときから。	年金制度について図を描いて説明するなどの窓口での応対を心掛けた。 年金請求時に確認すればよいという認識で今まではいたと思われるが、記録統合がされていない可能性があるとわかった時点で処理をしておけばよかったと思います。 現在はこちらから勤務先名を確認するようになったが、もっと前から行っていればよかったと思い

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1922	地方庁	その他(社会保険事務所)	再裁定が終わるまで平均3ヶ月ですが、1年以上かかっている方もいること。ただ、現状(年金知識のある人が不足している)では仕方ないと思います。ご本人様には本当に申し訳ないです。	①本人から、「本人のものではない」という明確な確認をしてもらっているにもかかわらず、何回も本人に確認をとっている手番があるので、記録統合以外に、統合不要確認済の記録の事跡も残せると無駄が省けます。 ②どこの事務所で、何月何日に記録を登録した、ということがWM上分かるようにしたほうが再裁定の案内がやりやすいです。 ③記録をすべてあらいざらい出してから、一括して確認するよりは、現在のように、見つかった記録を少しずつ本人に確認していくほうがいいと思います。受給者の方とお話していると、やはり年金を楽しみにされている方が多いので、少しでも早くお支払いしてあげたいです。ただ、①や②のような問題もあるので、WM上に「お客様記録」として、個別にお話した内容などで、共有したほうがよいことなどをフリーで残せるようなシステムになると、なお良いのではないかと思います。 ④記録問題の解決に限定して、年金に精通している方に再裁定などの事務を委託すればいいと思います。とにかく件数が多く、しかも内容が複雑なので、勉強しながらやっていたのでは未処理が増える一方です。	オンライン上に未統合の記録があることは知っていましたが、年金請求をするときに統合するので、問題ないと聞いていました。国民年金3号期間中に厚生年金が有ったことが分かった方などは3号届がいる場合があるので、手番があることが分かれば早めに統合しておいたほうがよい、という程度の認識でした。 オンライン上の記録がすべてだと聞いていましたので、オンライン上に収録されていない記録があるとか、遡及して資格を喪失したりしているケースがあることなどは全く知りませんでした。世間で問題になったときに同時に知りました。	とにかくオンライン上の記録がすべてだと思って仕事をしてきたので、意識を変えて、抜けている記録あるかもしれない、という前提で話を聞くようにしました。ただ、本人の思い違いということもあるので、慎重に対応するようにしています。(36年4月より前に国年を納付したなど、納付時期を間違えているのか、国保と間違えているのかがはっきりしないケースなども多いです。)違った情報で調査依頼を出してしまうと、見つかるものも見つからないので、とにかく本人の話を詳しく聞くように対応しました。 現時点での反省点 ①「記録が統合される=年金が増える」という認識があることです。増える方がほとんどなのですが、中には減ってしまって、返納してもらわなければいけない人もいます。受給者にお送りしている文章には、年金が増える、もらえる、と読めるような文面があるので、もうすこし慎重な文面にするほうが良いかと思います。 ②人手不足だと思います。記録の確認についてもそうですが、特に再裁定事務については複雑な年金知識がいる場合が多く、新人を雇ったら解決するといった単純なものではないです。一ヶ月や二ヶ月の研修で分かるようになるものではないと思います。旧法などは資料を探すのも大変です。 (過去に対しての反省点ではなくて、今現在起こっていることに対する反省点、ということで答えま
1923	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に思い当たることは、ありません。	新規番号の払い出しを行う際の附番歴の確認の徹底や遡及した届けや5等級以上の降級を処理する際の事実確認の徹底など、現時点において今後問題を発生させない一定の抑止策は打たれていると考えています。	自分の知る範囲では不正な処理はありませんでしたので、最初はあまり実感がありませんでした。また所謂「消えた5000万件の年金記録」にしても未統合であるだけで、裁定の際に統合処理を行って支払いをするのだからそれでよいのではないかという考えを持っていました。しかし、不正な降級月変や保険料の不正な取り扱いなどが報道されるにつれ、大変なことになったという思いでいっぱいでした。自分の知る範囲ではこのようなことはありませんでしたので、このような問題が存在することを知ったのは、新聞報道などで大きく取り上げられた時期のことです。	自分の携わる範囲では不正な処理はありませんでしたが、これらの問題を防ぐには危機管理意識の徹底が抑止に大きく寄与すると考えていましたので、課内や所内での意見交換や事業を推進する際の事前準備などを、よりオープンにすることが必要と考え、その点にとくに注意をするようにしました。結局問題の根底は、個々人の危機意識やモラル意識の低さにあったと今でも考えています。
1924	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	紙台帳を扱っていた時代の方を含め知識・経験による情報を集めそのなかから効率的な処理方法を検討する。やはり人的対応にかかる部分が多いと思うので経験者を中心に記録確認を行っていくべきではと思います。	5年位前に記録整備の仕事をしたとき、記録の漏れがあるという思いを感じ、全体ではどのくらいあるのだろうと漠然と感じていました。	全体的な問題として対応する必要がある旨を上司にきちんと伝えればよかったのではと思います。
1925	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在、進めている統合標等との突合を着実に実施するとともに、名寄特別便等の未回答者に対しては、職員等による戸別訪問を粘り強く行っていくことが解決への方策と考えます。	同月内の資格記録等の相違については、保険料負担にも影響がなかったことから、「いづれ年金請段階において整備するであろう。」という安易な考え方が風潮としてあったと思います。 その問題を知ったのは何時かは特定できませんが、かなり昔からではないかと認識しています。	問題の先送りが現在の年金記録問題に繋がっていることと思いますので、疑義等問題が発生した場合は、先延ばしせずただちに解決をするよう努めています。 年金記録、イコール、年金額という意識が軽薄であったことが反省すべき点であると思います。
1926	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	共済期間と厚生年金期間が重複しているようなケースでは、共済年金を優先して、厚生年金の記録を補正する(削る)ような取扱いになっているが、(船員保険と厚生年金も一緒)補正された際の保険料の還付については現在検討中と言う事だが、速やかに検討結果を出すべきである。還付するのかしないのか、また還付する際には本人に還付するのか、事業所にするのか、事業所にする際は、全喪事業所であればどうするか。ねんきん特別便等の関係でこの問題を早く解決しないといけないようになっています。削って掛け捨てになるようなことは理解が得られないと	難しいですが本人負担分だけでも本人に直接、還付するような流れを作ることが必要だと思います。	平成6年4月に健康保険・厚生年金保険の適用課にいた時に、古い記録(昭和17年6月払い出しの記録)を見ることがありました。その時の手番が氏名なし・生年月日オールゼロ・性別不明・資格記録も取得があるのみで途中で打ち切られている・というような記録がたくさんあり、びっくりしました。その時、上司が「年金については、年金の請求があるときに確認するから問題はない」と言っていました。しかし、年齢もかなり高齢であり中途半端な記録は良くないなと思っていました。	当時、基礎年金番号もなく統合すると言ってもまとめようも無く、そのままにしていました。厚生年金の新規取得届だけ(20才以上のもので手帳番号なし)が提出された場合には、提出事業所に対して当時、本人がこのような所に勤めてなかったか確認を依頼したりして、新規の手帳番号の払い出しをできるだけしないようにしたり、手帳再交付届があった際には、名寄せをして、今回の届に記入されている以外の記録についても、本人記録の確認を行ったりしていました。 原因は、基礎年金番号の導入が遅かった、また裁定時主義も良くなかったと思っています。
1927	地方庁	その他(社会保険事務局)			台帳管理がずさんだったことや、台帳管理から機械管理に移行する際の入力ミスなど、人為的な要素が高い問題。 約2年ぐらい前。	年金特別便などの窓口対応においては、相手の立場にたった対応を心がけた。 国がやっていることだから間違いないという国民の信頼の下で、誰からも監視されていないという気の緩みから、業務に対する緊張感を欠いていた点。
1928	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		記録の確認作業については、システムの構築も必要と思うが、マンパワーでの地道な作業が必要であると考えるため、今以上に集約を行うことが必要と考える。	事実でない訂正などは論外であるが、すべての年金記録の不整合が現場の責任でない部分というのは多いのではないか。(将来の年金の問題よりも健康保険証を優先して処理してほしいとの被保険者及び事業所担当者等の認識、その時代での記録管理のあり方の限界等による手番頭の重複払い出し)	一旦新番で払い出した場合、必ず、重複取消届けを提出するよう再度連絡を行うよう心がけた。
1929	本庁	社会保険事務所課長級以上	世間に知られていないような問題は、承知していない。	長年かかって積み重なった問題であり、刻度も複雑なため短期間での整備は無理であり、整備計画を策定して優先順位をつけ順次整備していくことが必要であると思います。 単に人間の数を増やすのみでは、ミスを繰り返す危険性もある程度の時間をかけて専門家を養成することが必要であり、併せてシステム開発を行っていくことも重要であると思います。	現場で働く職員が、それぞれの組織で年金記録がどのように管理されているか、または、管理されてきたかを知らずに業務を進めてきた結果と、長年の年金記録の定期整備をなった結果、発生した問題であると認識しています。 平成19年に報道で騒がれるまで知りませんでした。	年金記録の管理等について、職場の同僚に自分の知っている知識を伝達し、後弘等へも記録整備のノウハウを伝え、国民に対して真摯に対応することも伝達した。 複雑な制度を理解しやすくするシステムの開発等を推進していくべきだと思います。そのような努力をしなかった点を反省します。
1930	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	いままで通りにやっていくしかないかと思います。	私は任期つき職員として[redacted]採用されたので、それまでは新聞等で知るだけでした。	お客様に真摯に対応していくしかないと思います。 お客様にもっと年金を理解していただけるような方法はないかと思いました。
1931	地方庁	社会保険事務所課長級以上		時間をかけ丁寧にご対応していくほかはないと思います。	誰のものかわからない年金記録が存在することを知ったのは、平成9年ごろだったと思います。それまでは、年金記録に直接かかわる業務ではなかったため、国民年金課に異動してからだったと思います。ご本人様からのお問い合わせがあったときに初めて氏名索引を行い、記録をおまとめすると言うような運びで、対応していました。法律も社保内の職員も届出主義を基本にしていたためにこの問題の重要性の認識は、今思えば、かなり薄かったと思います。	最も反省すべきは、届出主義に胡坐をかいていた組織のありかただったと思います。資格取得時に、一人1番号制であることを厳しく徹底して事業所へ指導し、また、手帳番号保持者と思われる方の資格取得には、キチンと調査して適用していれば、もっと防げたことではなかったかと考えています。 長年の積み重ねで途方もない数の記録が、「浮いて」しまいました。手のつけようもないほどに、散かった書棚を片付けるためには、時間と根気が必要だと思います。 私にできることは、ひたすら丁寧に対応していくことではないかと考えております。数十年も前の記録を、思い出していただくようにお願いしますと、「そんな昔のこと思い出せない！」と憤慨される方もおられますが、できうる限りの情報を提供したり、お話を繰り返していただくことで「励みに
1932	地方庁	その他(社会保険事務局)		コンピュータ導入以前の記録に関してはお客様がある程度勤務先、期間、勤務状況など具体的な内容であれば納付したものとみなしていくことで迅速でかつお客様に満足していただける解決方法になると思います。ただ、どこまでが具体的な内容とするのかの線引きは非常に難しい思います。	年金記録問題が新聞で取り上げられるまでは大きな問題と捉えていませんでした。2，3年前に宙に浮いた年金記録等として大きくマスコミなどで取り上げられるようになってから大きな問題であることと認識しました。	もともと[redacted]配属された当時はお客様が年金請求に来られた際にさっそく昔の記録を確認してから請求書を受ける様指導されえており、本人にも聞き取りをし、氏名索引もしていたので漏れることはないと思っていました。しかし、氏名登録漏れや生年月日登録誤りが多数あることの認識が少なかったところに問題があったように思います。
1933	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧台帳など過去のデータをオンライン化し検索しやすくすることが必要だと思います。また本人のものと疑われるデータを見つけた際に、どの基準を満たせばそれを本人記録と認めてよいか、庁LANにフローチャートなどで乗せ明示することも必要かと思います。そしてそのようにして訂正された記録については、決済を責任もって行い、責任を訂正者個人から組織全体での責任に置き換えていくことが必要と思います。責任をあやふやにするということではなく、補正について組織全体でバックアップしていくことが問題の解消を助けると考えるからです。	私は平成18年10月採用ですので、入庁する少し前にニュースなどで知りました。また年金記録に誤りがあることがありえるのか想像もできませんでした。	当初は問題をよくわかりませんでした。 現時点では社会保険オンラインシステムがこの問題を大きくしているように私には思えます。例えば脱退一時金の支給などデータとして厚生年金に登録されているにもかかわらず、裁定請求書を入力するさいにカラ期間の項目として打ち込まなければカラ期間としてその期間が扱われないなど、データとしてオンライン上にあるにもかかわらず自動的に年金処理に反映されません。人の手作業には必ず見落としが発生するので、スクリプトの修正で対応できるところは極力そのようにシステムを改善することが必要だと思います。また職員が使いやすいシステムを作るためには最低でも詳細なシステムの要求仕様書の作成が必要ですのでそういった方面の人材育成も必要かと思います。 またオンラインシステムのヘルプは非常に見にくく、業務処理要領も内容が希薄で項目に打ち込む数値の意味さえ記載されていないことが多々あります。このため処理をどのようにすればいいかがわかりにくいことがたびたびあり、この積み重ねが処理を遅らせ記録問題につながったと私は考えます。 よって使いやすくわかりやすいオンラインシステムとマニュアルを整備することが今後の課題の
1934	地方庁	その他(社会保険事務所)	死亡者の再裁定で原簿がない人の処理はいつになるか分からない。再裁定の受付から現在は3ヶ月で支払いが出来ると言われているが、遺族年金1450と1150があると18ヶ月かかること。	1日も早く原簿を作る。	単なる未統合で裁定時の確認不備だとはおもわなかった。こんなに記録訂正が多いとは思わなかった。19年頃から	電話、窓口などであやまることばかりで解決策がなかった。日常業務に追われ記録問題の事務処理が遅れること。
1935	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特段ありません。		年金記録の問題が存在することを知ったのは、平成19年6月頃です。 最初のうちは基礎年金番号導入後10年を経過してなお、5千万件の未統合記録があることが問題と思っていましたが、それのみではなく、記録の管理の不備や不正などの複合的な問題であることが徐々に分かってきました。 年金制度は戦前からあるものであり、当時はコンピュータが無く、台帳などでの記録管理となっており、ミスのおきやすい状況ではありましたが、記録によっては人の一生を左右する記録であり、万が一にも誤りは許されないと思っています。 過去から続く問題がここ数年で噴出した感が有り、また、感情的な報道も多くされたことから職員の間には不満が多くありましたが、とにかくこの状況を打破するためには、地道に一人ひとり記録を確認し続け、5千万件を1件でも多く、また、出来るだけ早く記録統合を行うことが、今いる職員の責務と認識していました。 その部分においては課員への定義付けを徹底して行ってきたつもりです。	年金記録問題当時は国民年金課の課長であったため、感覚としては不適正免除問題からそのまま年金記録問題になだれ込んだ感があります。 記録問題が報道されるたびに多数の来訪者や電話があったのですが、「ねんきん特別便」の発送以降は、昼夜土日を問わず来訪や電話により多数の照会があり、とにかくそれを捌くのが精一杯でした。 対応については、とにかく来訪したお客様をいかに待たせず、適切な対応をするかという点につきます。その点については自分を含め、課員に徹底して指導してきたところです。 今回の年金記録問題は数十年の過去から続く問題の集大成ですが、マスコミの誤った報道や誇張された報道を鵜呑みにして来られる方が多く、また、未統合記録＝消えた年金などの間違った認識でお怒りになられている方などがおり、もう少し落ち着いた状況の中でお客様にじっくりと説明をしたかったとは思っています。 現場においてはやれるべきことはすべてやった感があり、現場においての反省点は思いつきませんが、すべてにおいてあまりに急激に状況が変化してしまったこと、それに職員全員がついて
1936	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題の解決に向けては、特別便、定期便にて国民の皆さんから回答票を提出いただいているわけですから一日も早く正確な調査を行い記録のもれていた方に対しては早急に記録の回復(年金の支給)をすることが今やらなければならないことだと思っております。	厚生年金、国民年金の記録で基礎年金番号に登録されていない手帳番号があるにもかかわらず、本人のものかどうかを確認せずに放置していたことは、年金制度に対する信頼を失うとともに社会保険庁に対する信頼も失うことになり強い危機感を感じておりました。この問題を長年にわたり放置していたことは、社会保険庁全体の責任であり、国民からお叱りを受けるのも当然のことだと思っております。記録問題の存在を知った時期は、はっきりはしませんが随分以前から	窓口対応時に基礎年金番号に登録されていない手帳番号が判明した場合は、本人に職歴等聞き取り調査を行いできるだけ本人の記録かどうかを確認するように調査を行っておりました。 基礎年金番号に登録されていない手帳番号があるということが、どういう状況なのか(事の重要性)を理解するのが遅すぎたと思っております。もっと早くこの問題解決に向けて取り組むべきだったというところが反省点としてあげられます。
1937	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	老齢で思い出せない人もおり、記録がつながるような得喪については本人の記録として統合する。	基礎年金番号ができたとき、手番があったり、他の勤務場所の届をしない人がいるのではないかと思っていたが、通知により届をする人が増加したのではないかと思っていた。 5千万件の記録未統合の報道があった頃知りました。	年金請求のとき職歴の確認をしっかりさせること。また、昔は統合傾なので思いだしていただくようにすること。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1938	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られていない問題というものが分かりませんがオンライン化のときに既に死亡していた方や年金を受給されていた方は基礎年金番号を持っていない人もいる。特に亡くなっている方は調査のしようがない。過去の記録等も家族等では特定できないし浮いたままになってしまう。	遺族等にお知らせはしているが間違っている等の返事がない場合は調査対象から除くべきだと思う。	問題というか裁定請求時に40年余りの記録を統合するのは大変だと思った。特に転勤の多い方などは本人の記憶がない場合などが多く受給権を満たしていればという考えもあったのではないか。平成元年頃。	具体的な対応はしていないが転勤や退職の度に常に加入記録を整備すればよいのにと思った。 反省点としては紙台帳からオンラインへの切替時に国民に記録を確認してもらう必要があったのではないかと思う。基礎年金番号導入時に記録統合の呼びかけを行ったが反応が悪かったのも原因のひとつではないかと思う。マスコミ等でも取り上げていなかったし広報を充実するべきだっ
1939	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	厚生年金記録の紙台帳のパソコン化を少しずつ行うこと。 マイクロを登録にかかわらず開くこと。	先進的にパソコン化をはかったが今までの記録の取り込みを行ってこなかったことが、今の問題を引き起こしていると思っている。 被保険者の方からもパソコン化するときに、なぜ今までの記録をパソコン化しなかったのか、普通に考えれば今までの記録を取り込みた上で実施がされるものであることを窓口で話されました。 記録を管理する側と年金を受ける側の気持ちの相違か意識のずれか	消えた年金記録等。私には何もどうすることもできないので、一つ一つ丁寧に期間照会等被保険者の意に対応して行うしかない。
1940	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	確認作業を迅速に行う	マスコミ報道がなされてから	来客、電話等に対して真摯に対応・説明を行った。 結果的に回答等の処理に時間を要してしまった。
1941	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	現時点で進められている取組みについての正確かつ迅速な対応。	長い歴史の中において、記録管理に対する職員の意識、事務処理の徹底及びシステム等、様々な問題の積み重ねから発生したものであり、根底には、記録管理に対しての全てにわたる意識が低かったものであると認識している。 時期については、国会で取上げられてからです。	記録管理に対する認識を新たにし、現在進められている取組みについて着実に実行していく。 また、反省点としては、やはりお客様である国民の立場に立ち、全ての業務を全うしていくことであると思います。
1942	地方庁	その他（社会保険事務所）	なし。	年金制度は非常に複雑であり、また過去の記録の判明により、旧の法律を適用するような場面も多いため、言葉は適切かどうかはわからないが、知識にたけたベテランの力が必要であると考える。外部から新しい人材を投入するのに異論はないが、果たしてどこまで過去の問題を解決していけるかが不安である。	年金給付課に初めて所属し、裁定請求書の受付をするようになった頃（平成16年2月頃）、基礎年金番号に統合されていない番号がいくつもあることを知りました。生活の基盤となる年金の受給額に影響することなので、死活問題だと感じました。	基礎年金番号に収録されている記録がすべてなのか、お客様からの問い合わせに応じるだけでなく、こちらからも問いかけをし、あらゆる可能性を考え、記録を整備することに努めました。しかしながら、何十年も前の記録を整備するには困難なことも多く、過去の記録の管理の仕方はもちろんのこと、もっと早い段階で現在の特別便のような記録の確認体制を整えることが必要だった
1943	地方庁	その他（社会保険事務所）	年金記録が見つかったことにより、配偶者の年金額に影響を及ぼすケース。 （例：本人の厚生年金記録が判明したことにより、配偶者の国民年金免除記録期間が任意加入期間となり、年金額が減額となるケース等）	システムで該当者リストを出力するようにするとよい。	最終的には年金請求時に氏名索引により本人へ確認すれば、もれている記録について整備できると考えていた。問題を知ったのは平成16年頃です。	年金請求時には戸籍より旧姓も含めて本人に確認していたが、現時点でWMに収録されていない記録の膨大な量を痛感。オンラインとなった561年、基礎年金番号化されたH9年それぞれでの記録確認が不十分であったと考える。
1944	地方庁	その他（社会保険事務所）	年金の記録が判明したことにより加給年金の取消になるなど年金額が下がり返納金が生じること。	年金請求時に本人に記録を確認しているにもかかわらず、いつも社会保険事務所側が一方的に悪いことになっている。このことを踏まえつつ広報してもらいたい。	2年前に適用給付課に配属となり、ねんきん特別便がはじまってから。	期間調査をしている際カセットオープンになっていない記録が非常にたくさんある。特別便開始する前にすべてカセットオープンするなど順番を考えてから行うべきと思う。逆に、なぜこんなにカセットオープンになっていない記録があるのか知りたい。
1945	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金制度（社会保険庁）に対しての不信感がつのるばかりですが、相談等に来られたお客様にきちんと対応し、納得していただくこと。気の遠くなるようなことですがこれしかないです。 また、マスコミも年金もらえない、少ない等の方ばかりでなく満足している方や障害年金、遺族年金受給者の方も放映した方がよいのでは、年金問題の事実は事実でそちらも大切ですが、障害年金等の保障面の広報をする。 とはいってもやはり年金制度は複雑ですので一人ひとりにきちんと説明し納得してもらうしかないです。	当時は厚生年金番号及び国民年金番号2つは制度的に当たり前で、もし厚生年金番号がわからなくても後日か最低、年金請求時に重複取消処理をすればよいという認識でした。 記録補正の仕事をしていたときに登録もれが多々あったのを覚えています。	お客様にきちんと説明することに努めました。 年金番号を最初から1つだけにしておけばよかったのではないかと思います。 また、社保職員及びお客様の年金制度に対する認識も低かったのだと思います。
1946	地方庁	その他（社会保険事務局）	特になし	名寄せをしても、最終的には、本人に確認してもらう以外ないため、人数を増やし、訪問して、1つ1つ解決する以外ないと思われる。 また、精神や目や耳の聞こえない人のために役場やヘルパーの人との連携も必要になってくるのではないかなと思う。	年金記録問題については、当時、何歳かはわからないが年金記録を送っていたので基礎番号の統合されていない記録があるのは認識していたが、60歳の年金請求のときに統合されるから問題ないと思っていました。オンライン上に載っていない記録が大量にあるとは認識していなかった。 問題は、ニュースで聞きました。	記録があれば本人確認し、統合するようにしている。 社会保険庁・厚生省の担当者も2～3年で変更になり引継ぎがされていなかったのが問題だと思う。 引継ぎがうまくいくよう紙に記入し引き継ぐするよう改善する 予算とか人員とか十分であったのか検証する必要があると思う。 記録を裁定請求時に統合するから問題ないと認識していたのが問題でありこれからは、、1人に1つの番号との認識が必要である。 記録問題を解決するにあたっては、人の確保と十分な予算が必要と思われる
1947	地方庁	社会保険事務所課長級以上		当面、定期便でお知らせを継続していくことや、個人が自分自身の記録を知ることができるように社会保障カードを持ちATMなどで記録確認ができるようなシステム開発が必要	基礎年金番号が導入されるまでは、国民年金・厚生年金それぞれに番号を払い出していたので、記録は消えているのではなく残っているが、厚生年金はそれまで住所登録がないため、本人が事業所名や所在地を忘れた場合記録を探せない。	基礎年金番号をもっと早期に実施する必要があった。
1948	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じ上げません。	現在行っている方策以外に思い付かない。 年金通帳等、本人が一生持つもの（年金手帳でもいいが）で記録を記帳できるようなものを持たせるのは良いことだと思う。	平成13年ごろ国民年金の担当だったが、窓口で本人は納めたと言っているがオンライン上の記録が無いという案件が数件あり、市町村で保持していた記録には納付となっていた・・ということがあった。 また、オンライン上も市町村も納付記録は無いが、本人の話がウソと判断するには納付に関する状況説明があまりにもリアルであり、推定の範囲だが納付していたかもしれないと思わせられる	未納期間が不自然だと感じた場合は、必ずオンラインのみならず、マイクロフィルムや市町村の納付記録を確認した。
1949	地方庁	その他（社会保険事務所）		・記録の確認から統合・支払いまでの流れをできるだけ簡略化する。 ・受給者に提出してもらう書類についても、何枚も記入してもらう必要がないよう極力一本化していく。	個人の記録が一本化されずに誰のものか特定できないまま、宙に浮いている状態。 存在を知ったのはマスコミなどで騒がれだした2～3年程前。	裁定請求書受付時には現在の名前と旧姓を調べ、必ず本人の記録かどうか確認しました。 また、再裁定の処理は手元にいつまでも書類が残らないよう最優先して遂課しておりました。 問題の反省点については、回覧での再裁定にかかる処理時間と実際の処理時間に大きな隔たりがあったこと。 また、周囲から問題が取り上げられるまで問題意識が低く、結果的に混乱を招いたことなど。
1950	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	すでに認識されているかも知れませんが、被保険者自身が、本名を名乗れない中で偽名で届けた、また、雇用を確保するために、生年月日を偽って届けたことによって作成された年金記録が多数存在すること。	新しい手法に着手する前に、現在進行中の調査を、まず完了させることを優先すべきと思います。 また、紙台帳とコンピュータ記録の突合せの進行と併せて、住基情報等と突合わせ死亡者記録を確定し、調査不能分を整理し、本当に調査の継続が可能な記録を特定したうえで、再調査に入るべきと思います。 解決に特効薬はないと思いますので、確実に情報を整理しながら進めるしかないと思います。	1　紙台帳を持ちながら、コンピュータ記録に移行しなかった業務の怠慢 2．膨大な情報を紙台帳で管理しようとした体制の不備 （同一人に対する他手番の発生の原因） 3．社会保険庁はもちろんのこと、他機関においても当然に発生する人的なミスへの認識不足（リスク管理が不適切） 4．基礎年金番号制度の発足時に手帳番号の統合を年金裁定時に先送りをしたこと（重要性の認識不足） 5．被保険者の年金制度に対する無関心さ 6．事業主の適正に欠ける届出（未加入、報酬の適切でない届出等）、不正 7．収納率の引き上げに偏った事業に対する評価による社会保険庁職員の不正 知り得た時期 1　平成18年頃 2．平成9年頃 3．平成18年頃 4．平成9年頃 5．平成2年頃 6．平成8年頃 7．18年頃	1．3．7については、年金記録問題に対して、社会保険庁全体が取り組んでいた中でのことであるので、調査に対する通知等の指示どおりの対応のみ。 2については、制度発足当時の記録保管についての技術力不足であり、直接的な対応は不能。 4．5については被保険者等との接触の機会ごとに他手番の統合、制度説明等できることは行なってきたと思います。 6については、初めて健保厚年の適用課（業務課）へ配属された際に認識したものであるので、調査にあたっては事業主等に対し説明・届出指導を行なってきたと思います。 基礎年金番号制度の発足時に、名寄せによる照会を地道に続け、社会保険庁として自発的に記録の統合を続けていればと悔やまれるところです。 成果主義にとらわれた評価が原因とされている職員の不正（記録改ざん）問題については、人事評価制度がますます導入されていくなかで、公務であることを各自が再認識して取り組むことしかないと思いますが、業務の執行組織が、年金機構という国の機関でない一法人が行なうことの中で、より一層注意が必要と感じます。 また、紙台帳の情報をコンピュータへ移行ができなかったこと、紙台帳とコンピュータ記録の不突合記録問題については、職員の業務怠慢ばかりでなく、予算や人員の問題も存在していることから、政府全体として、この問題への重要性の認識が足りなかったのではないかと思います。 どの行政にもいえることですが、決まった予算枠の中で配分される予算によって、できること、できないことが発生します。 このケースは、記録問題に限らず発生することであるので、十分な体制を取れない状況を作りだすことのないよう、政治の分野がからみますが、以前にも増して必要な部分は必要であることを言える状況を作りだせたらと思います。
1951	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	上記に運動しています。	私は民間から今年の1月1日に採用されました。それまでのマスコミを通じての年金記録問題の概要を認識していました。マスコミ報道を通じてですから、昨年の1月位からです。	特別便、定期便等の対応により、国民のお一人お一人から、ご自分の記録をお聞きしていくという対応が一番の原則だと思います。今後実施予定の紙媒体との突合を通じて、ほぼ十分な解明がされたなと国民の方々から判断していただければよいと思います。費用との見合いも含めての判断だと思われます。
1952	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	具体的処理手順を含め職員等研修を頻繁に実施し問題意識の共有を図るとともに、他部署であっても出来る限り支援する体制を構築し、職員等全員による解決を図る。また、職制上の責任ある地位の者も事務処理を行うなどにより職員の意識の高揚を図り、問題の処理解決に努める。	2つ以上の年金手帳・番号を保有している被保険者等がいることについては、基礎年金番号が導入される前はすべてがそうであったため、制度上やむを得ないものと認識していた。記録の漏れについては、年金請求時に確認しなければならないと思っていた。また被保険者等に対し、年金請求より前に期間確認を行うよう説明会等で広報を行っていた。ただ、保険料横領等の犯罪行為があることについては考えもしなかった。	このアンケートで記録問題といわれることは平成18年以後のことと考えているが、当初は自分では全体像がわからなかった。直接の担当でないこともあり、指示された事を行っていた。今思えば、一人一人の点検に時間がかかることを念頭に、設計を行ったうえで取り掛かるべきであったと思う。
1953	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	被保険者一人に対して、多数の手番が払い出されたことが今回の記録統合を複雑・困難にしている一因と考える。資格取得時、届け出られた氏名・生年月日は事業主確認により正しいものとする考えが根底にあると思うが、年金相談の窓口で相談者から直接当時の状況をきいてみると、生年月日は若く届け出たり、氏名は姓名判断でいいといわれた名前を届け出たり、事業主が適当に書いて出したりと色々なケースがあった。しかし、機械化される以前は、窓口での確認方法がなく届書を受理し年金手帳を作成交付するしかなかった。	年齢別・制度別等の勧奨が行われているが、完結時期が先にきまり、そこから逆算したスケジュールでの作業のため非常にタイトな作業となってる。確認対象者は別々であっても、確認作業は短期間に重複することが多く効率化するにも限界が生じたところもあると思う。確かに既裁定者や期間不足者は優先して正しい年金額を支払うよう、年金権を確保するよう作業すべきであると思う。次に年金受給模補者、年代別現存被保険者、最後に若年層の調査確認を実施するようなスケジュールと早くオレンジカードのような定期便の定着、年金教育による次世代被保険者の意識改革が必要と考える。	基礎年金番号が導入された平成9年1月以降、あまりに多くの被保険者が多数の年金手帳を持っていることに驚いた。	事務所年金給付課に在籍していたとき、毎月新規適用事業所に対して、社会保険制度の説明会があり、その場で年金給付の説明をするとともに、一人一番号を説明、過去に複数の手帳を持っている場合は早急に重複取り消しの届けをするよう説明していた。厚生年金の記録は年番把握だから番号が違えば、機械は別人扱いで将来受け取る年金額が少なくなる。手帳をなくすと記録がわからなくなることを伝えていた。 同様の内容を基礎説明会でもしていたが、事務所単位での広報でしかなく、全体への行き渡が足りなかったと思う。
1954	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません	年金行政への信頼回復 記録が見当たらない場合でも事情を説明し、納得いただけるまでの信頼を得ることが大切だと思います。信頼回復なしにこの問題の解決は困難だと思います。	手番記録の存在は入庁当初（H10）から知っていましたが、統合作業は順次進められていると認識していました。手番記録以外にも、オンラインに収録されていないものや、多くの入力ミスがあったことには、正直驚かされました。 大きな社会問題としてクローズアップされ、現在の当事者として前向きにこの問題解決にむけて努力しようと思いました。	相談に来られた方の話を良く聞くことに心がけました（話の途中で割り込みしない）。そのうえで現状を良く説明し、しかるべき手続きをしていただくほかないと思って対応しました。 現時点では、起こるべくして起こった問題だと認識しています。先送りすることなくここで解決してしまわないと、同じ繰り返しとなっています。 いままで、先送りしてきたところに反省点であると考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1955	地方庁	その他(社会保険事務所)		被保険者の方々に定期的に記録を確認していただくこと。 事業主が被保険者の方々に対して通知義務をきっちり果たすこと。	職員の処理ミスの問題 事業主等の届出に対する意識の問題。(資格取得時に基礎年金番号を知らせない、取得・喪失・月額変更等の制度の無知等) いつ頃と断定はできませんが、経験を積む中で存在を知るようになりました。	お客様の来訪時に、まず基礎年金番号に登録されている記録・氏名検索等によりWM上の記録が浮いていないか確認を徹底する。 職員が適正な内容の届書を正確に処理すること。 届書1件1件逐次確認するすべがない、現実的に不可能なこと。 ここ最近であれば、届書提出時添付書類の省略化等が 適正な内容であることの確認等ができず、後に記録問題に発展しないかと 懸念されます。 記録の問題には、職員のコンプライアンス向上・制度の周知徹底・届書の正確性の追及が不可欠であると考えます。
1956	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在実施されている、特別便・定期便、旧台帳の確認等を確実に実行 することが重要と考える。しかしながら、住所等が判明しても全ての記録を 確認することは、現実的には不可能であり、ある程度の割りきりかたも必要と思われる。 いずれにしても、国民の協力なしにはできない作業であり、記録問題の解消 に向けて今できる方策を実行するのみである。	基礎年金番号で管理するようになった平成9年1月の時点で、記録問題 が生じるだろう事を認識していたが、コンピューターやマイクロで管理されていな い紙台帳等の存在までは知らなかった。 平成18年頃に知ったと思う。	窓口での親切な対応を心がけるとともに、問題点を確認した場合は、先送 りせずに速やかに対応する必要性を実感している。
1957	地方庁	その他(社会保険事務局)		時間は掛かるとしても確実に、一件、一件丁寧に対応していく方法しかないと考える。	記録漏れ等については一部の事象であり、年金記録として、これほど大きな問題に発展するとは考えなかった。しかし、実際には記録統合もれ等により、年金記録は存在するが浮いた年金といわれる記録があるのは事実である。やはり、制度として発展途中時期であり、また時代もあり、機械管理が出来なかったことも原因の一つであると考える。 この問題が存在することを知ったのは、記録問題として勃発した時に知った。	年金制度が複雑すぎてなかなか理解を得ることが難しいのは事実としてあると思う。まずは、年金制度を理解してもらう事が、記録問題にしても、また、これからの年金制度についても一番大切なことだと考える。 解かりやすく、丁寧に被保険者、受給者等に説明することが問題解決の一番の近道であると考える。
1958	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い浮かびません。	・第三者委員会の様な外部機関による審査、判定組織をもっと設立・充実させるべきではないでしょうか。私たちだけで全てを解決できる規模の問題では無い為、様々な力を外からお借りするべき、と考えています。	・年金記録問題を初めて知ったのは、現長妻厚生労働大臣が、「いわゆる消された年金、宙に浮いた年金」について、国会にて質問された時です。 自分は、WMにて検索できる記録が年金記録の全て、との認識でしたので、 そのような問題はごく僅かの記録についてだろう？というのが正直な認識でした。	・とにかく自分ができる業務をきちんとこなす事を第一に考えて、対応に努めました。年金給付等、未経験の業務に関連した問題が山積だったためです。 在籍期間が短いため、偉そうな事は言えませんが、やはりこのような状態になってしまったのは過去の組織、職員の年金記録管理に対する認識の甘さが最大の原因であり、反省点といえるのではないでしょうか。
1959	地方庁	その他(社会保険事務所)		本庁の再裁定受付簿が地方庁から閲覧できるようにする		
1960	地方庁	その他(社会保険事務所)	圧倒的に多くの方が、「年金記録漏れがあった場合は受給権者が損をしている」と思っていること。 年金給付の仕組みは本当に複雑です。旧法・新法・加給年金・特例・経過措置…。たくさんの細かな要素が複雑に組み合わさってひとり一人の年金が裁定されている、ということは世間に充分に伝わっていないと思います。 記録が判明し、増えると思ったら増えなかった。むしろ減額になったというケースはそう稀ではありません。全体の割合からすれば1%にも満たないのかもしれませんが、1億人の受給権者がいるとすれば1%は100万人。少なく見積もっても万単位の人数のお客様が年金記録が判明したことにより減額となることになります。年金が減額となるお客様に私がよく使う言葉があります。『年金記録漏れによって、社会保険庁が得をしているケースばかりではないんですよ。』 記録が判明したという事実に対してだけではなく、再裁定の過程でも減額案件は生じています。実は加給年金が過払いになっていた、実は新規裁定時から資格記録が誤っていた、記録が判明したことにより配偶者の加給年金が支給停止となってしまった…など、ケースを挙げればキリは無いと思います。 年金記録問題が「年金記録を事実に基づき本来あるべき姿に戻すこと」を目的とするならば、増額・減額如何を問わずすべて整理するべきだと思います。減額となるお客様にもご理解いただかなければなりません。 しかし、今の世間的風潮は、年金記録問題が「日本国民にとって不利益になっている(国が年金を払い渋って国・公務員が使い込んでいる)こと」を問題としているように思います。年金記録漏れの申し出をしている方にはとりあえず年金を振り込む、などという案もあるようですが…。 年金は社会保険庁の信頼回復のために受給権者に支払うためのものではありません。 世間一般に、年金記録漏れが引き起こすすべての影響・根本的な原因が示されていないことが問題だと思います。	お一人お一人、丁寧に調査しお答えをすることが最も大事だと考えます。 とりあえず判明した分から再裁定をするものですから、複数回再裁定をしている方の記録をお見受けします。年金証書も何度も届くでしょうし、支給額変更通知書・振込通知書・源泉徴収票も受給権者のお宅には何度も届きます。 ただでさえわかりにくい通知類。それが再裁定時ともなれば、過去すべての改定記録が記されますので、特に高齢者にとってわかりやすいものでは到底なく、再裁定を行うたびに届くわけですから受け取った方は大変だと思います。 対面し時間をかければ思い出せることが、多くの来訪者の方がいる中限られた人数で相談窓口をまわしていくとなると、お一人のお客様にかける時間は必然的に短くなってしまいます。同僚は誰が居たとか、会社の近くには何があったとか、働いていた頃子供が何歳だったとか、周辺事情から調査が楽になるケースはあると思います。 年金記録調査を行うにあたっては、被保険者台帳や払い出し簿、オンライン記録などを駆使して調査にあたります。制度に精通している必要もあります。(実際私は記録調査を通じて得た知識がたくさんありました。)年金を知らない素人の方を調査に当てるより、そうした方にお客様にじっくり話を聞き取っていただき、それを基に年金制度に精通している職員が調査にあたる方が効率的のように思います。	①年金制度改正の過程で生じたもの ②記録管理体制が甘すぎたこと ①は5,000万件のいわゆる宙に浮いた年金記録が存在したことの原因だと思っています。昭和61年4月になるまでずっと別々の制度として運営されてきた厚生年金と国民年金ですから、一人に複数の年金番号があったことは当たり前です。ましてやすでに亡くなられた方のことも含めれば、5,000万件が1件残らず解消されることはありません。年金制度は発足当時から現在の体制だったわけではありませんから、現在の規格に当てはめる段階で不具合が起きます。しかも基礎年金番号制度が導入されたのは長い年金制度の歴史の中でたった12年前(年金記録問題発足当時では10年前)ですから、5,000万件が解消されるべくもなかったと思います。 ②。世間一般の方よりもずっと、年金に従事している私の方が「社会保険庁はずさんだったな」と思っているのではないかと思います。職員ひとり一人の『記録を正しく管理しよう！』という心懸けがどれほどのものだったかはわかりませんが、管理仕切れなかった組織的な問題だと思います。その当時なんでもっと丁寧に処理しなかったのかな？と思うことはよくあります。被保険者台帳の記載然り。払い出し簿然り。マイクロフィルム然り(2枚重なったままで見えないとか、ページが飛んでるとか。)。中央でのオンライン記録収録も、ほとんどの記録は正しく登録されているのですけれども、本来は100%間違いなく収録しなければいけなかったはず。膨大な量だから…と、チェックを省いたりした部分があったのではないでしょうか？社会保険庁が組織として、どこまで職員の仕事を管理できていたのか疑問に思います。 《そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃か》 私は[redacted]船員保険記録の調査を担当していたので、一人の記録がひとつの記録に纏まっていないことは知っていました。[redacted]名前や生年月日収録の誤りがあることに気いたように思います。(当時は漢字の収録が違っただけで一大事だと思っていました。今となっては当たり前のように存在していますが…) ただ、件数として多くはなく、統合漏れだけでも年金記録問題勃発の平成19年6月以降は照会件数が飛躍的に増加しましたので、当時、今のような状況が起こりうることを想像するには足らず、	年金記録問題が発生してからすぐ、年金給付業務から年金記録業務に専属となったので、とにかく照会のあった内容について徹底的に調査することを心がけていました。もしかしたら会社名が違うかもしれないとか、適用事業所の所在地が違うかもしれないとか、生年月日が違うかもしれないとか…とにかく考えられることからしらみ潰しに探していました。それゆえに回答が遅くなり、お叱りを受けたことも多々ありますが…。 結果、調査が進まず、事務所として逐延的に回答が遅延している状況を作ってしまったのではないかと個人的に反省しています。 また、ねんきん特別便については完全に見切り発車だったと思います。 政治も行政も、もっと熟考し、準備体制を整えてからでも遅くは無かったのでは？それは結果論であり、当時、一刻も早く年金記録をすべての方にお知らせしなければという思いがあったためだと思いたいのですが。
1961	地方庁	その他(社会保険事務所)		何をもって解決とするのか。解決とは最後の一人まで記録を確認するということであれば無理であると考えます。	年金記録問題で国民の生活に直結する「年金」の信頼が失墜した。 2年前。	残業をし、休みをとらず、お客様にひたすらお詫びし、自分の仕事をきちんとやる。
1962	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと思います。	現在は、各職員が通常業務をしながら、ねんきん特別便・定期便の回答(記録追加後の年金見込額の試算を含む)や再裁定の事務処理(進達等)を行っている状況です。しかしながら、日中は電話や窓口の対応など通常業務に時間をとられ、記録問題への対応がなかなかできません。このため、ねんきん特別便等への回答が遅れたり、再裁定の進達が遅れたしています。 1月からの日本年金機構への移行後はさらなる定員減がある中ではますます記録問題への対応が十分できないと考えられます。 このような状況から、年金記録問題専門のチームを作り、年金記録問題だけに携わる職員がいないといつまでたっても問題は解決できないと思います。	基礎年金番号に統合されていない年金手帳番号が存在していること(いわゆる5000万件の宙に浮いた年金問題)。 問題が存在することを知ったのは、平成19年6月に国会やマスコミで取り上げはじめられてから。	1件でも多く、宙に浮いた年金手帳番号を基礎年金番号へ登録できるように、電話や来所されたお客様に抜けている記録がないか本人の記憶を呼びおこすようにいろいろな手段を考えた。 しかしながら、平成19年に記録問題が判明してからねんきん特別便の発送が始まった当初(平成20年3月頃)までは、本人へ漏れている記録の会社名等を伝えることができなかった。このため、本人が会社名等をどうしても思い出せずに、記録正常で回答されるケースも多かった。そのために、「記録正常」と回答されている方であっても、本来基礎年金番号へ登録すべき年金手帳番号が未だに統合できていないものがあると思われる。
1963	地方庁	社会保険事務所課長級以上		やはり、人員を確保して対応にあたるしかないと思います。 また、苦情の大半は手続き後に支払が遅いことに対してですので、地方に於いて再裁定の処理が可能になれば、かなりのスピードアップになると思われるのですが。	基礎年金番号の払出し時にかなりの未統合記録が存在するとの認識でした。 ただし、請求時において解決できるものと思っていました。 オンライン記録に載っていない記録があることは、マスコミ等で報道されるように なった時に知りました。	基礎年金番号通知発送時に相談を受けた際には、別の番号を持っている場合は必ず返送するよう対応していました。 その当時、(平成9年)にもっと広報をしていれば、現在ほど現場、お客様の混乱も無かったと思います。
1964	地方庁	その他(社会保険事務所)	・平成9年1月・基礎年金番号導入時、複数の手帳番号を所有していた者に対し、基番通知に同封した回答ハガキに手番を記入し、返送または社会保険事務所窓口に持参するよう求めていたものの、全ての者に周知徹底がされていなかった。 ・(各県により処理対応が異なるかもしれないが、)期間調査を行い、その時点で記録が判明したにも関わらず、判明した手帳番号を基礎年金番号へ統合していない。年金請求の時に統合すれば良いという考えが、年金記録問題の一因とも言える。 ・被保険者あるいは受給権者より、厚生年金記録の調査・確認を求められる時、よく、当時の居(住)所を告げた上で依頼をされるが、平成9年1月以前の厚生年金記録については、居(住)所の把握ができていないこと。 ・現在、厚生年金加入中もしくは国民年金第3号被保険者について、転居などで住所変更をした場合、市区町村役場より住所変更の届出がされると認識している者が見受けられる。 ・厚生年金脱退手当金について、マイクロフィルムに「脱」表示はされているものの、具体的な記載(受付年月日・支払年月日・支払金額など)がない。		・厚生年金期間調査を担当していた時(平成15年度時)、氏名未登録・生年月日誤り、事業所整理記号誤りが散見され、逐一、補正処理をした上で照会者宛回答をしていたが、「手書き台帳」から「コンピューター」に記録を移し替える時の作業の社撰さが伝えたような感じを受けた。移し替え当時、二重・三重のチェック機能がなかったのか。 ・厚生年金保険手帳番号・国民年金手帳番号を払い出す時、なぜ払出簿にフリガナの記載をしないのか。なぜ、手書き台帳にもフリガナの記載をしないのか。	・旧台帳の厚生年金記録について、なぜWM上、事業所整理記号・被保険者整理番号を000000-000000-000000のままにしておくのか。後に相談対応に当たった職員が相談に窮することが考えられる。(仮の整理記号を設定することができないのか。) ・旧台帳のカセットを閲示できる時間を短縮できないか。 ・旧台帳原符をパソコン管理できるようにしないのか。 ・国民年金のマイクロフィルムが全て揃っていないのはなぜか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1965	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	なし	国民からの信頼回復に向け年金記録問題は、組織の総力をあげて取り組むべき最重点課題と考え次のような対応を図る必要があると考えます。 ①不要不急業務を先送りし、対応する人員の確保を図る。 ②大量の年金記録を迅速かつ正確に処理を行うため、年金制度に精通したOB職員を特定契約職員として採用し、年金記録問題対応で採用すると思われるアシスタント職員の指導等に活用する。	これまで、統合帳及びオンラインによる記録管理により、若干の漏れはあるが、ほぼ100%正確に記録管理が行われていると思っていたので、マスコミ報道により杜撰な管理の実態というものを知った。 宙に浮いた5千万件については、平成9年1月からの基礎年金番号制度導入に際し、2つ以上の年金番号を持っている方に対し回答を求めたが、回答が無い方々の記録が基礎年金番号に統合されていないだけで、マスコミで報道されているように、消えているわけではないという認識から大きな問題意識は持ち合わせてはいなかった。実際に窓口でお客様に説明をすると、回答していない自分にも問題はある等理解は得られて、平成9年の回答書の説明がわかりづらいという意見はあるものの、大きな苦情とはなっていなかった。	杜撰な記録管理等により、失った信頼、記録回復に向け、年金記録対応に積極的にかかわり、時間の可能な限り記録の発見に努力してきました。 1つの記録を見つけ出すためには、専門的な知識と多くの時間と忍耐力を必要とします。業務も通常通りこなし加えて年金記録問題への対応もでは、どっちつかずとなってしまいます。業務の優先順位をきちっとし、捨てる業務も必要と考えます。 年金記録を専門に行うプロジェクトチーム(専門的知識を有するOB等の活用)により中央若しくはブロック単位で設置し行うことにより、効率性が図られると考えます。
1966	本庁	その他(本庁)			平成9年に基礎年金番号が導入される以前は、それぞれの制度で年金番号を払い出していましたので、年金番号が複数存在することは、やむを得ない状況であると認識しておりました。 ただし、氏名の読み方の誤り等により、本人の年金番号を容易に探すことができない状況については、非常にまずいのではないかと感じておりました。 このような状況については、入庁して間もない時期(平成16年)に認識しておりました。 また、標準報酬の改ざんや国民年金の納付記録が消えている、という問題については、現在の年金記録問題が起こる以前は把握しておりませんでした。	私は、厚生年金及び国民年金の適用業務を窓口で行ってきましたが、お客様がご自分の年金記録に疑問を持たれた際には、過去の制度を説明し、記録を統合できるよう勤めて参りました。 ただし、以前はお客様が 「役所のする仕事は間違いない」というスタンスでしたので、なかなか上記のような事例も少なかったように思えます。 反省点としては、こういった問題に対して、解決方法等を提案しなかったことだと感じます。 例えば、記録問題について広報し、お客様の関心を惹きつけるなどが考えられると思います。 これを前々からやっていれば、急激に業務負担が増えることなく、バランスよく業務を行えたのではないかと感じます。
1967	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人的なバックアップが必要だと考えます。 記録問題に関係のないクレームもみうけられるので、記録問題とそれ以外の 事象について分類した上で適切な対応が必要と考える。 人員に余裕のない事務所などでは単なるクレームと記録問題に関する相談 の分類ができていないため速やかな対応をとることができないケースがある。	平成18年ごろ認識しましたが、自分自身記録が統合できないはずはないと 自身を持っていたため危機感を感じた。また、少しでも早く記録の持ち主を 確認しなければならないと感じた。	可能な限り相談者の言葉を聞くように心がけた。また、記憶がよみがえりやすいように当時の世間話などをうっかがったりもした。 人的なバックアップのみではなくどうやって相談者の記憶を引き出すか？ということも含めて相談の受け方などの工夫も必要なのではないかと考える。
1968	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	第三者委員会で認められている国民年金の納付済期間でご夫婦のどちらか一方が短期間未納となっているケースでは、確かに納付していた場合もあるかと思いますが、その当時一次的に経済的に厳しい場合で、二人分の納付は厳しいのでご主人の納付だけでもという収め方をしていたかたが、いたように記憶しています。	第三者委員会の判定も全国一律な統一的なものさしで決定をしなければ、理解が得られないのではないか。 第三者の証言や残っている文書などが、無い場合でも認めるならば、すべて本人の申し立てを優先することになるので、公平的な扱いとは、言えないと思います。 昔、会社の募集要綱にあわせて、年齢や氏名を届けていた時代の記録をすべて本人のもとへ結びつけるのは、大変に困難であり長い時間がかかっても仕方ないことだと思いますが、残っている記録をデータベース化することにより照合や検索の時間を短縮できることは間違いないと思います。 本人の申し立てがあれば何度でも記録を探すことは、行わなければならないと思います。	マスコミの報道により多くのことを知りました。 年金の仕事をしていましたが、基礎年金番号導入時に返信により手帳番号統合できたものが1割であったなどの情報は知りませんでした。 消えた年金記録という報道がされていますが、統合されていないものをどのようなスケジュールで解消してゆくかの方針が間違っていたものと思います。 年金請求時にすべての職歴を本人が記憶しているとの前提なため 漏れても仕方ない方針であったと思います。 共済組合でも厚年基金でも、短い期間で異動された方の記録は本人のもとへ届かないものが多く存在すると思います。 すべて同様な問題が起こっているのではないでしょうか。	年金は、本人の請求に基づいて支給するとの方針から、年齢が来たらすべての人に手数をかけずに受給していただけるように制度のしくみを変えていく必要があると思います。 また、いつでもその時点での積立額を確認できるなどの仕組みを導入していく必要があると思います。 でなければ、国民年金の領収書等を40年間保管しなければ、年金が受けられないことになってしまいます。
1969	地方庁	社会保険事務所課長級以上	記録の照会により厚生年金期間が判明したが、脱退一時金の請求漏れが多くある。	記録回答時に、被保険者に対し脱退一時金の請求案内をすればよい。	今後大変な問題になると感じていた。それは、特別便を送付し始めた頃)からである。	出来るだけ本人と話、他の事業所にも勤務したことがないか、質問した。 窓口対応では、出来るだけお客様の話を聞き、丁寧に対応してきた。 反省とすれば、窓口対応時間が長くなると、書類だけを受取ったこともあり、出来るだけ来訪時にご回答をすれが良かったと感じている。
1970	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在未統合の年金記録については、死亡者の記録も相当多数含まれると考えられます。 したがって今まで行ってきたねんきん特別便の調査を最後まで進め、かつ手番がぶら下がったものの確認を入念にした後は解決、との一定の線引きが必要かと思われます。	手番が基番に統合されていないケースが多々あるということは、実際に業務を行っているうえで認識しておりました。 ただお客様からの問い合わせが急増し、かつ「年金記録問題」として捉えたのは、各種報道に奥ったところが大きく思います。	まず年金相談にいらしたお客様については、しっかり窓口にて戦歴について確認し、氏名検索を入念に行い、未統合の記録がある場合は細かく聞き取りしました。 相当記録がさかのぼる場合はお客様の記憶があいまいなことも多々あるため、少しでも手がかりとなる情報を得られるよう努め、年金記録につながるようお調べしました。 以上のことを踏まえ、また実際に記録調査業務に携わったことから、今回の記録問題の根本的な原因としては、社保の台帳管理の甘さ、そして資格取得時の前手番所持未確認があげられる
1971	地方庁	社会保険事務所長	特になし	現時点では、計画的に特定の部署(事務所以外)で行うことがベストと考えます。その理由は、ねんきん特別便等大量に文書発送があると、来訪者が急増し、全所体制で職員を動員せざるを得ず、また、本来業務をこなしながらでは無理があります。また、謝金職員を大量に採用しても、定型的な検索しかできません。経験豊かな職員によるチーム編成をし、文書発送による来訪者の殺到を受けない環境で作業をする必要があると考えます。 また、追跡調査は職員が徹底して行うなどする体制が必要ではないかと考えます。現在、事務局や事務センターがある程度処理をしてから事務所に最終的な部分を廻していますが、一度手をかけた職員が最後まで行うようにしなければ効率的でないように考えます。 また、大臣命令などで結論を急がせることは、機械的な検索だけで「照会のあった期間は見つかりませんでした」という回答に繋がっているのではないでしょうか心配です。 謝金職員は増員となりましたが、謝金職員の意識と正規職員の意識では雲泥の差があることを認識すべきだと思います。中には謝金職員でも正規職員並みの仕事をするものが存在しますが、処遇は良くなりませんので、そのうち普通の謝金職員に戻るのではと考えます。優秀な謝金職員は今後、准職員や正規職員になることが出来るようなシステム改善があれば、精度の高い調査に繋がるのではないかと考えます。	昭和53年採用で庶務課でしたが、厚生年金担当の業務課では厚生年金保険の被保険者証を安易に新規交付していました。仕事が溜まるから早く片付けるためのようでした。後で統合する作業が発生するのではないかと注意しましたが、他課の仕事でもありそれ以上は追及しませんでした。当時、仕事量のわりに職員数は限られており、賃金職員も少なかったように思います。全所体制などという発想はなかった時代でもあります。 平成9年に各手番を基礎年金番号に統一する際、手番統合をかなり行う事となりましたが、その後の手番統合のための調査も少なくなったことからある程度の解決が図られたものと思っていました。 また、その当時、窓口担当をし、船員保険の被保険者の一部の記録がオンラインに収録されておらず、業務センターへ照会していましたが、このとき、収録されていない記録は業務センターで全て保管しているものと思っていました。	年金の裁定請求時には統合されるにしろ、窓口対応の際は、年金裁定時にすぐに手続きが出来るよう他に手番がないか確認し、あればその都度統合していました。 社会保険事務所全体を見れば、業務量に見合った人員配置が全くなされていなかったところに大きな原因があるとのではないかと考えます。適用事業所の増加による業務量や事務所分割により、業務量に対する職員数のバランスが悪かったように思えます。業務増に対して組合側要求は定員増でしたが、賃金職員をあてがえばよいとする安易な考えが管理職側にもあったのではないでしょうか。 反省点として、まず、業務に見合った職員配置が必要だったのではないかと思います。 また、事務所所長の頭の中は、健康保険・厚生年金保険の収納率の成績だけではなかったかと思います。月例会という職員向け所長会議の伝達では、所長が収納率のことばかり話していました。社会保険全体の仕事を考えるのではなく、成績のみ上げることを考えていたことが、年金記録問題の傷を大きくしたのではないかと思います。 現行の人事評価はある意味で必要な制度と考えますが、成績至上主義となる危険性があり十分な注意検討が必要ではないかと思います。
1972	地方庁	その他(社会保険事務所)	3号特例の特例が最近になってできたところですが、いまだに制度が不十分のような気がします。教済対象は受給権者であり、新規裁定者には対象になっていません。結局教済がないため受給権が遅れてしまうこともあり公平性の観点からすると疑問が多い制度がないかと思います。 また、任意加入中に厚生年金加入が判明すると厚生年金喪失後の国年保険料は遡付になってしまうようですが、明らかに受給金額が目減りすると思われ疑問が残ります。	国民年金に限らず、すべてにおいて対応が後手後手にまわっており、とく別便等を送付する前から発生する事案に関して、わかっているのになにもしない、世間が騒ぎ立ててから対応する、現場の実情を把握していない、しようとしない 体制がわれわれの組織が批判をあびる要因になっているのではないかとおもう。		
1973	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	やはり、多くの人員による1つ1つの記録の確認作業が地道ではあるが、確実な方法であると考えます。	以前私が年金相談をしていたときは、本人が申し出をしない記録は本人確認が取れないため、本人のものとはみなさないよう指導をされていたと思います。ですから、他に年金手帳記号番号を持っていたとしても番号の統合等はおこなってはいませんでした。年金記録問題としてとりざたせれた一昨年くらいからそれはおかしいとの認識をもちました。	お客様に対してのこちらからのアプローチ(ヒントを与える等)が必要と考えました。とにかく今はお客様の記録がある可能性があるのならば、全力で探し出す心がまえでいます。 この問題の反省点としては、コンピュータがない時代に統台帳での記録保管(漢字の氏名でふりがなない)で、記録の整理がされていなかったことが大きな原因ではなかったかと考えます。
1974	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特になし	時間と労力をかける。長期にわたって発生したものは短時間ではなかなか解決できないと感じている。	就職半年経過(昭和55年)ごろ、複数番号制で統台帳では個人記録を統一しきれないのでは？また、年金手帳紛失時の確認はほんとに可能か？との疑問があった。	本人申出により確認することとなっているので、心配しなくてもよいとの先鑑の話であったと記憶している。また、一人ではどうしようもない問題との解釈で理解したと思う。社会保障番号のような常時使用するかもしれない保険を含めた1つの固定番号であればこの問題はかなり小さなもの(なかったかも)であったと思われる。
1975	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特になし。	これまでも、様々な方策がとられ、少しずつではあるが、解決できた記録もあります。今後期待できる方策とすれば、統台帳とコンピュータ記録との突合、です。これにより、さらに問題解決は進むのではないかと思います。しかし、この問題のすべてを解決することは不可能であると思います。なぜなら、すでに亡くなられている方や統台帳が消失してしまっているなど、どうしても判明させる方法がないからです。 国民の皆様の納得を得るには、政治的決着をつけるしかないのではないかと思います。	平成9年1月に基礎年金番号ができ、被保険者の方々が統合できていない手番を統合することによって、かなりの年金記録が解決できるものであると思っていました。また、手番がなくても、ご本人の記憶により記録は見つかるものと思っていました。しかし、ここまでたくさんの判明できない記録があるとは思ってもいませんでした。 期間照会の調査で「該当ありません」と回答していたことは知っていましたが、大変な問題であると意識したのは、目的外閲覧等の問題が現れてきた頃だったと思います。	応援で訪れた事務所の年金相談において、相談に来られたお客さまに懇切丁寧に対応し、あらゆる方法で記録を見つけるお手伝いをしました。また、記録調査の応援では、様々な方法で調査を行いました。 この問題の反省点は、①資格取得時などに手帳等が添付されていなかった場合に、きちんと調査をしなかったこと。②年金相談に来られたお客様によく言われるように、年金を受給するために記録がどんなに大切かを知らしめる広報が不足していたこと。③この問題が発覚するまで国民の年金に対する意識の低さ。などがあると思います。
1976	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		統台帳とオンライン記録との突合を着実に行い、記録を確実なものとすること。	基礎年金番号設定時の広報が不足していたことにより、番号の統合が迅速に進んでいないと思っていました。未統合記録の件数等についてはマスコミ報道により知りました。	記録照会や年金相談等では、出来る限り相談者の記録もれがないよう、対応してきました。年金制度については被用者年金は事業所で届出されるため、なかなか1人1人に理解されているとは言いがたく、また国民年金についても十分な理解を得ていないと思います。やはり学校教育できちんと取り上げられて来なかったことが大きな要因と思います。また庁としては、記録のオンライン化と確認を早期に実施すべきだったと思います。
1977	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員一丸となって、真摯に迅速に処理していくしかない。		確かに自分自身も含め、年金記録に対する重要性の認識が少し低かったのかと反省する。機械管理上の記録が、かなりの割合で正しいとも思っていた。
1978	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。	年金記録に関する調査等について処理のスピードを上げて取り組む体制を整備するとともに、社会保険庁ホームページ掲載や公表などの報道機関への発表だけでなく、年金記録問題の進捗状況や注意喚起等について広報、宣伝を行うことで国民の皆様への周知を広げていくことと考えます。	当初は基礎年金番号創設の際の、手帳番号の登録漏れが主な原因であると考えていましたが、その後に様々な問題があると徐々に認識しました。 問題の存在は国会での「消えた年金」で議論されていた頃だと思います。	まず、自身で考えたことは時間の許す限り相談窓口に出て、1件でも多くお客様と面談したいと考え、可能な限り面談の対応をしました。 自分自身が不勉強で問題意識が不足しているのかもしれませんが、お客様は「私の年金記録は間違っているものだ。」と思い込んで来訪されるケースが多く見受けられ、短期間に集中して社会保険事務所に来訪されていました。 初動期の年金記録問題の概要についての周知と、相談窓口体制の整備が不足していたと思い
1979	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特にありません。		基礎年金番号導入前は、年金手機番号について事業所も被保険者も意識が低く、いくつも年金手帳をもっているケースが多数見られた。健康保険証が早く欲しいため十分確認せず届出を行っていたと考えられる。将来年金を請求するときに、その事業所に勤めたことを忘れてしまい、記録が抜けてしまうことが多数あると、採用された頃から思っていた。	窓口では、年齢的に再就職である可能性がある人については、事業所担当者に確認を行い。後日本人確認により年金手帳があることがわかれば、後でもいいから番号の重複取消をするようできる限り伝えてきた。 制度として厚生年金・船員保険・国民年金それぞれ別であったが、もっと早く基礎年金番号の導入をすべきであった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1980	地方庁	その他(社会保険事務所)		ひとつひとつの事案に丁寧に対応をしていくほかないと思います。	年金記録の整理・管理が充分ではない状態が積み重なったと認識していました。 問題の認識は報道がさかんになったころです。	対応に際しての説明を充分にするように心がけました。 お客様の年金記録への意識が高まって、より知識を持っていただけたのは年金記録問題があったからだと思います。 一人一人が「年金を知る」ということが不足していたと考えています。
1981	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		基礎年金番号導入時に、統合処理を行えなくても、年金請求時に記録の確認をするため、記録は適正になると認識していた。	年金制度が複雑で、わかりにくいために、理解を得られにくいことが問題点の一つであり、無用な不信感をまねいてしまったと思う。一度不信感を持たれると、解消するのに時間と労力がかかり、時間がかかることで更に不信感をあおぃってしまうという、負の連鎖に陥ってしまったと思います。 国民年金の保険料の納付については、過去の長期間に渡り、本人に対し納付の状況をお知らせしていなかったことが、問題であったと思う。
1982	地方庁	その他(社会保険事務所)	会社の代表者はたとえ実際の給料が低くても、高い給料で届出をすることができ、またその社会保険料を滞納していたとしても、代表者自身は高額な年金が受給できる。何回もできる。	人員増、システム改善(期間照会、今後の業務のチェック体制強化) 県外異動はやめる(期間照会は地元の職員でないわからないことは沢山ある、身近な人(職場内の職員同士、家族、親戚など)との会話などで知り得た企業の情報(歴史、思い出話)などがないと出来ない業務であることは間違いありません。)	もともと問題視はされていなかったものだと思います。 年金の受給は、「請求行為」として、長い間取り扱われていたことで、それを「問題」として挙げられたものだと感じました。 問題になる以前にも、被保険者の方から、「記録が抜けいる」などの指摘があった場合は、その都度、昔のマイクロの記録を確認して回答はしていましたし、説明した結果、本人の勘違いだった案件のほうが沢山あったからです。 経験はありませんが、どうしてもご本人さんが納得されない場合には、裁判等で訴えていただくしかないものだと思っていました。 しかし、WMへの記録の移行が誤っているものがこれほど多いとは思いませんでしたのでこの時点で「問題」として認識しました。 ただし「年金記録問題」といっても、何を持って「年金記録問題」なのか、定義があいまいになっていると思います。 職員、一人ひとりの「年金記録問題」が全員同じかどうかは、疑問です。 少なくとも極々一部の保険料の横領事件までも「年金記録問題」として取り上げて、報道されていたように思いますが、それに関しては別問題のように感じます。	「年金記録問題の解決」が、何のための、誰のための「年金記録問題の解決」なのかということを常に意識しなければいけないと思います。 お客様が不安、疑問を持っているようであれば、それぞれ調査し回答することしかできないと思っています。 過去のずさんな年金記録の管理については、現在のようにコンピューターが発達してなかった時代に、記録の管理はどこまで出来るものだったのかということや、どんな職員がやっていたのか、何人くらいでやっていたのかなどを、リアルタイムで見ているわけではないので、私が反省点として挙げることはできません。 しかし、「問題」が発生した際の対応について、だれが、どのように対処するという体制があったかどうかもわからないからですが、もしそれが無かったというのであれば、それは反省点になると思います。 あと、無理に期間を決めて取り組むことが、多くの混乱を引き起こしていることは問題であり、反省すべき点だと思います。 もっと冷静に対応させてくれればよかったのにと思いました。
1983	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録訂正を申し出いただくお客様に対応するための人工の確保しか方策はないと思います。被保険者記録の登録、補正、訂正後に対応する再裁定処理、また、それに付随する返納金処理が解決して、はじめて個々の年金記録問題の解決になると考えます。		
1984	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録問題を意識したのは平成19年6月頃からである。当時テレビや新聞などで多数の報道があり、窓口の来訪者数の増加し、実際に相談すると本人の記憶と相違するケースが多々あった。それまでは単なる手番統合漏れや本人の記憶違いによるものだと軽視していた。しかし実際に相談し当時の領収書や給与明細を提示して頂くことにより社会保険庁側の記録管理に問題があった事が痛感させられた。	以前までは本人の氏名や会社名から索引して該当しなければ『該当記録はありませんでした』と回答していたケースがほとんどだった。しかしオンライン上の読み方の相違やマイクロとの相違がありえると認識してからはお客様の立場に立ってこと細かく調査するように気をつけている。当時の同僚の氏名や在籍中に誤った氏名や生年月日で呼ばれたことがないかなど、お客様の記憶が少しでも思い出すように対応に気をつけている。 今まではお客様の立場に立って親身に記録調査を行っていなかったのではないかと思う。年金請求までに記録が見つかれば良い、氏名索引をして記録が出てこなければ該当記録はないだろうといった今までの仕事への取り組み方が記録問題の大きな原因ではないかと思う。 すでに受給者と相談した場合に『当時は国の記録管理を信じていたといたので年金請求時に記録の相談はしなかった』というお客様もおり、氏名索引するとすぐに見つかったケースもあった。
1985	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている以外には知りません。	地道な突合作業。 被保険者への呼びかけ。 マスコミをいい意味で利用できればいいと思う。 ただ昔の厚生年金については氏名や生年月日がもともと正しく届出されていないものもあるので、そちらについては根本的に難しい問題である。何らかの方法が確立されないとその記録についてはいつまでたっても浮いたままになってしまう。	組織全体の問題。 基礎年金番号の制度が発足したときから、統合されていない番号について問題になるとは思っていた。	窓口でお客さんと応対するときに、そのつど統合していない番号があるか確認し、ご本人の記録であれば統合するようにしていた。 ウインドマシーンに表示されている氏名が台帳から正確に移行しているか確認を怠ってしまったのが今の状況があると思う。 制度自体の周知も足りなかったのではないか、年金の請求時での、窓口の対応等も不十分だったと思われる。 厚生年金の制度発足時に住所の管理をしなかったことも原因のひとつと思われる。
1986	地方庁	その他(社会保険事務所)		最優先ということであれば、ひたすら人海戦術しかないと思います。	基礎年金番号制度実施前の厚生年金付番時に前職歴を確認せず(できず)、また、国民年金は別制度になっていたため記録が別管理になっていたことが原因の問題だと認識しています。 採用時から基礎年金番号以外の番号があるのは知っていましたが、受給額に影響があると知ったのは年金給付課にいたときです。	年金問題の始まる前からですが、基礎年金番号以外の本人と思われる記録は本人に確認して記録を統合していました。また裁定請求時も本人申し出以外に、氏名検索で記録が見つかれば本人に外の職歴がないか確認していました。 制度が変わったりオンライン化されていない時期があったりで番号の把握が困難な時期があったとは思いますが、オンライン化された時や基礎年金番号導入時に記録の確認、統合が不十分であったと思います。また、年金問題が起きてから年金問題に係る照会業務、回答業務など業務量が激増したのに人員増がなく限られた期間で処理したことが現在の業務の滞留等を引き起こす結果になったと思います。
1987	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	お客様と接する機会ごとに手番の統合もれの解消に努め、現存する資料の中で、最大限記録の回復に向け、地道に対応していくことです。	紙台帳からオンライン化する際に、ごくごく少数の移行もれがあるという問題と認識していました。 そのような問題があることを知ったのは3、4年前くらいでしょうか。	お客様からの申し出があった際には、オンライン上の記録だけでなく、元となる紙台帳を必ず確認するようにしました。 オンライン化する際のチェックが不十分だったことが、一番の反省点かと思います。
1988	地方庁	その他(社会保険事務局)		人海戦術により、とにかく丁寧に記録調査を実施する。 また、今後このようなことのないよう、お客様にとって、よりわかりやすい年金制度を構築することが重要。	年金制度の根幹を揺るがす重大な問題と認識していた。 問題が存在することを知ったのは、おおよそ3年ほど前。	お客さまの大切な年金記録にかかわることなので、一人でも、一件でも多く記録を確認しようと努力した。 以前の記録管理は、「後で統合される」とすぐに新規番号を払い出すなど、雑な管理をしていたのが、反省点だと考えます。
1989	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	記録問題であれば、こつこつ解決するしかないと思います。	大きな問題だと思います。知ったのは今回の記録問題が出てからです。	こつこつ丁寧に対応しました。年金番号を制度で複数持たせたこと。氏名を正確に登録しなかったこと等、反省点があります
1990	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行われている(計画されている)対策の確実な実施。	基礎年金番号に未登録である手帳番号を、お持ち方が多数存在する。 基礎年金番号導入されて数年後。	社会保険事務所の窓口にお客様がいらした際に、未統合の手帳番号がないか確認したり、届書に年金手帳の写しが添付されていたときに複数の手帳番号がある場合、未統合のものがないかできるだけ確認しました。 もっと、お客様に具体的な情報を提示することが早い時期からできればよかったと思います。
1991	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	年金記録問題が起きてしまい、国民の皆様にご迷惑・ご心配をおかけしたことは事実であるため、その点については、謝罪を行うしかないと思います。、 解決策としては、年金加入者、特に現役世代への定期便等による年金記録の確認、その際に年金制度自体の周知等、分かりやすく説明し、理解していただくいくことができればいいのではないかと考えます。	私の場合、採用後すぐに、記録問題が生じています。職場において、年金制度の信頼回復に向けて一番重要な業務のひとつであると認識しております。	未統合記録等の判明には、お客様の協力なしでは解決できない状況にあり、窓口・電話において1件1件地道に対応していくしかないと感じおりますので、これまでの経過、原因等を丁寧・詳細に説明するようにしてきました。 現時点では、このような問題が起きた事実・原因(全てが社会保険の問題では無いことも含め)を速やかに公表してこなかったこと、また、窓口対応の際などに未統合の記録が多数あるなど、誰もが疑問に思っていただろう問題を、組織として解決していくのを後送りにしてしまった点、などが問題点であったのではないかと思います。
1992	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	年金記録問題の解決にあたる専用の課で、記録問題に集中できる体制を整えることだと考えます。具体的には記録課に人員を充実させ、第三者委員会の問題も含めて、記録問題を全て記録課で対応できる体制づくりが非常に重要だと思います。	比較的短期間で解決できるものと認識していましたが、自分が現在の課に異動してきた平成20年7月から記録問題に自分が実際にあたるようになってからは、解決するためには非常に労力が必要なものであると認識するようになりました。	まず、期間照会のやりかたについて、定型的な方法を確立できるようにするために、流れを整理できるように努めました。反省点につきましては、年金受給者の記録統合について、その後の再裁定までの流れについて、手順について、もう少し年金給付課との連携を深めていければ、というように感じました。
1993	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	さらなる増員をして早急に対応していくべきである。	行政のサービス不足だと感じ、問題が表にでる前から知っていました。	時間はかかっても丁寧に調査し、誠意をもって対応しました。 時間をかけても期間調査はしっかりとやり、早い時点で機械化をすべきであったと思います。
1994	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません	派遣社員の交替が多いので、継続的に業務を行ってもらえる体制にしてほしい。	テレビや新聞で報道されるようになってから年金記録問題を知りました。	出来る限り適切・迅速に調査し、回答するように心がけています。 反省点は、 ・個人や企業に対して年金制度が周知徹底されていなかった。 ・記録台帳の記入が統一されていなかった。 ・書類の保管状況で、本人や、企業を特定する情報が不鮮明な状態である。
1995	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間で知られていることしか知りません。	完全な解決は不可能だと思いますので地道に調査等を進めていくしかないと思います。	マスコミで騒がれはじめてから知りました。古くからある制度ですのでこのような問題が生じても仕方がないと思います。	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
1996	本庁	その他(本庁)	特に無し	ねんきん通帳ではなくねんきん定期便等により記録を国側から周知し続ける	社会保険事務所では未統合の記録があるのは当然で、裁定時に直せばいいと教わった。平成18年ごろ。	本人から指摘があったものについては当然統合したが、本人から指摘がなかったものの事務処理をしていて気づいたものはあった。 平成9年以降、未統合のものについては本人に連絡を取るなりして必ず統合するという強い意識があれば未統合のままにするということはなかったかもしれない。
1997	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません	現時点で進められている事業について、処理スピードを上げる方法を考え、少しでも早く解決に向けて取り組むこと。	被保険者であった期間が、個人の手帳記号番号に含まれていないこと。 存在を知ったのは、平成19年ごろ。	被保険者の方々が各地を転々として働いてこられた場合に、被保険者記録が管轄ごとに管理され、探すのに手間取るような体制に問題があったのではないかと考えます。
1998	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録が見つかったとしても年金が増えるとは限らない。	年金の統合の前に試算をする。	始めは、年金裁定時に記録を整えているし、その前でも期間調査で整備されているはずなので、こんなに件数があるとは信じられなかった。	年金特別便及び期間調査で1件1件整備していくしかないと思った。 WMのカセットが閉じているものについて、問題が起きる前にあけておくべきだったと思われます。
1999	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	年金記録問題専属の課を設立し、年金記録問題に集中して取り組めるような体制作りが必要だと思います。 現在の体制ですと、日々の業務と平行して年金記録業務を進めている状況なので、記録確認業務にもっと当たれるような体制作りが必要だと思います。	これまで年金記録については、コンピュータの記録が正しいものと信じていましたが、2年前のいわゆる「5000万件の宙に浮いた記録」報道がされたときに知りました。	当初は、年金記録の手番の統合の作業を進めていくことが解決であるとの認識でしたので、お客様の宙に浮いている記録に対しての整備や対応にあたりました。しかし、それにしたがって、現在の記録であるコンピュータ上の年金記録自体に対する疑問や照会を多く受け、年金記録問題の根の深さを目の当たりにし、完全な解決までには非常に時間のかかる困難な問題であるとの認識を持ちました。 反省点としては、これまでの日々の業務においての年金業務を確実に遂行していくことが大事
2000	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	今までやってきたこと、今行っていることを引き続きやっていくしかないと思います。	複数の手帳番号を持っているひとが、多いなとは思っていましたが、5000万件あるとは年金記録問題が報道されるまで知りませんでした。	短期間であったり、加入意識等がなくて思い出していただけないケースがありましたので、思い出していただけるよう子供さんの年齢等におきかえたりして記憶を呼び起こせるように説明をしました。 被保険者に対しての年金制度についての周知等が薄かったことが反省されます。定期的に、被
2001	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録を訂正する課を作り集中的にやることがよいと思う。	社会保険事務所に入って、事務処理をしていくうえで手番が存在することを知ったが、年金記録問題が起こってから、このような大きな問題になることを知った。 年金記録が結びついていないということは、被保険者の方の生活を大きく変えてしまうとても大きな問題だと思っている。	年金記録がひとつでも多く結びつくように、来訪されたお客さまに親切・丁寧に説明するように心がけた。 年金記録問題が起きるまで、年金への関心の低さが手番統合に結びつかなかったと思う。また、統合機からオンラインに移行したときの年金記録の管理が不十分であったとも思う。
2002	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	存じません。	・名簿や台帳による手作業の管理から電算化した経緯は承知していますが、 切り替えの作業(データの遡及から電子情報化)に特別な近道がなかったように、地道に現在進めている照会、回答、調査、終結という手順を踏襲するより他は無いと思います。 ・ただし、現在の電算データ自体にも信頼が得られない状況、調査に時間をかけられない状況を踏まえれば、現在の方法が最善かと思います。 ・しかしながら、結局は社会保険事務所での最終確認が必要となる場合も多いことから、最初から社会保険事務所での対応体制を整備し、事業所等との連絡も取りやすい現場での体制をとったほうがよかったのではないかとも思います。 ・問題なのは、解決を急ぐあまり十分な事務手順や体制を検討構築する時間がない状況でシステム開発し、発送を最優先したことで、かえって業務の滞留が発生したことだと思います。	・年金記録を正しく管理すること及び年金の決定を正しく行うことは、社会保険組織の最大の使命であると認識しています。 ・不備な記録が多数存在することは、オンライン化の際に(昭和59年頃)バッチ処理での最終統合に向けて、限られた期間内で切り替え作業を行ったが 事故リストが大量に発生したことから認識しました。	・当時は、オンラインシステムに記録を渡した後は、不備記録は年金の裁定時に本人の職歴を確認し、もれがないことを確認して正しい記録に整備して裁定するしか対応できないというのが当時の状況であったと思っています。 ・本来ならば、その時点から予算要求を行って、時間と人手をかけて、現在と 同じようにご本人に確認を行う必要があるという考えもありました。また、生命保険会社と同様に、一年に1回「お支払いいただいた保険料額」をお知らせし、納付内容のチェックをかねて、「事実」をお伝えすべきではないかとの考えもありましたが、当時の状況とすれば、電算機の能力、予算の確保、人員の 確保(現在のように派遣形式の職員募集はなかった)等から、具体的な実行に移せなかったものです。(私自身は記録の切り替え完了時で他部署へ 異動したため、問題の所在は引き継いだ記憶があります) ・その後、平成9年に基礎年金番号を付番した際、確か平成11年頃から平成18年頃にかけて、本人にも整備の結果をお知らせする記録整備を行った と認識しており、この作業で過去の不備記録は相当整備がなされたと思っていました。 ・反省点としては多々ありますが、 ①短期間での人事異動により、プロ知識を有する職員が育ちにくかったこと。 ②現場の問題が、霞ヶ関のトップまで伝わりにくい組織であったこと。 ③財務省には複数時にわたって、様々な記録整備予算を要求したが、繰り返し発生する(今ほど電算化できない手作業がおおい背景もあり)事象に対し、予算措置の理解が得にくかったこと。 ④手作業の記録管理にはミスはつきものであるから、もっと簡便で、ミスの起こりにくい管理手法と電算化の手法を検討すべきであったこと。 ⑤制度改正が多いことに対応し、短期間でのシステム開発を求められ、数年に1回でいいからシステムのメンテナンス(機能の論理的な検証やハードウエアの妥当性の検証)をする期間を確保できなかったこと。 などなどがあると思っています。
2003	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	回答ができません。	記録漏れの対応についてはさまざまな要因があると思いますが、一番の問題は以前から続いてきた職員の体質にあると思っています。年金の記録の管理、紙台帳からの記録の移管等、年金の記録お重要さをもっと理解しておくべきだったと思います。入庁してからすぐに江角マキコの年金未納問題がありましたのでその頃から知っており、感じていました。	職金の意識については、自分自身も含め変わってきたように思います。しかし、以前は国民年金の免除等納付率を意識するあまり不適正な処理が行われたのも事実です。国民の目線に立って業務を行うことはもちろんですが、年金制度の根本を見直す時期にきているとは感じています。 反省の上で、職員一人一人が自身をもって仕事ができるよう制度の整備、見直しも希望します。
2004	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	記録確認にこられた一人ひとりの記録について、当時の状況を正確に聞き取り、確実に調査する以外に対応方法はないと思います。	年金受給の手続きをする際に、年金制度記号番号(厚生年金保険、国民年金)の手帳番号を複数持っている場合や、生年月日の相違等で記録が確認できない場合があり、当時の事業所名からの検索や市町村への確認等で正確な情報に統合整理してきていると認識しており、これだけ多くの受給者、被保険者への影響を及ぼすことまでは考えていなかった。	できる限りの申し出内容について、確認できる全ての方法を尽くすのみと考えている。 基礎年金番号統合時の平成9年1月の時点が最終的な確認時期であったと思っている。当時にもっと広報を積極的に行うことで、被保険者等への確認(保管記録等も存在していたのではないか)を協力いただき、これまでに発生した事象を早い段階で解決に結び付けられたのではないか
2005	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		平成19年4月に採用され、その数カ月後に新聞等で取り上げられ、そのような問題があることを初めて知った。 初めは、基礎年金番号への切替の際に漏れた記録が存在しているのかという程度の理解であったが、関わった人間の対応や記録管理体制に大きな問題があったことに驚き、そのことにより本来受給できるものを受給できない方が大勢おられることについて組織の一員として大きな責任を感じた。	言ってみれば、こちらに大部分の責任がある中で、お客様ご自身の記憶に大部分を頼らざるをえない状況であり、それを尋ねるのも非常に心苦しいと思った。しかし、一件ずつ目の前のことに対応していくことしか我々現場の職員にはできないので、怒られ、怒鳴られながらも忍耐強く対応しようとした。 そのような中で、記録を追加できることができ、お客様から感謝の言葉をいただけた時などは本当にうれしかった。 ただ、特別便対応等では初動が非常にまずく、統一したやり方がなされていなかったため、後々の処理にも響いたことが反省点であると思う。
2006	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	できるだけ多くの職員を投入していただく事。	基礎年金番号に統合されていない(収録されていない)記録が多数存在していた問題と認識していました。 問題を認識したのは平成13年に年金給付課に配属された時です。	年金関係の部署に配属された時以外も、お客様と年金の記録のお話になった際には、極力未統合の手番を確認し、統合するよう努めました。
2007	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し	わからない。受給権者の高齢化に伴い、確認作業は困難を極めていると思う。現在のオンライン記録と、厚生年金保険制度発足当時の紙媒体の記録を同じ視点で、記録問題とするのは異議ありと考える。	平成9年の基礎年金番号制度導入の際、基礎年金番号以外の番号(手帳番号)を統合する作業と考えていた。オンライン記録以外記録に対する認識はそれほど大きく考えていなかったと思う。	基礎年金番号への手帳番号の登録、いわゆる過去記録の問題として考えた。(オンライン記録のみの問題として考えていた。) もう30年早ければ結果は大きく違っていたのでは。
2008	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特に無し。	記録に不整合の疑いがある者に対しての徹底的なアプローチ。 記録回復作業の迅速化。	存在意義を問われる重大な問題。 平成19年頃。	記録問題作業での積極的な土日出勤。 紙台帳のずさん さ。(記入方法や保存方法) 基礎年金番号導入時における記録統合の不徹底。
2009	地方庁	社会保険事務所長	年金記録問題では無いと思うが、 大正15年4月1日以前生まれの者は、旧厚生年金・国民年金法の適用となる。旧法の通算老齢年金の受給資格を満たすと年金の請求をすることになるが、同じ者が老齢年金を満たした場合は再度、老齢年金の請求をすることになっている。したがって、通算老齢のまま受給している老齢満了者は全国的見れば存在すると思われる。	長い期間で、地道にコツコツと突合せ(国年特殊台帳フイルム、厚生年金台帳フイルム、市町村国民年金名簿フイルム)をする以外に方法は無い。 これには、一定以上の知識を有し、ある程度の年齢(今の時点で50歳以上)を迎えた社会保険庁職員に、集約場所(各県又はブロック単位)において、やっていただくしか思い当たらない。	30歳の頃、厚生年金の「氏名」があまりにも適当に登録されている点が判明し、うすうす適正な登録ができていないと感じていた。 しかし、本庁に問い合わせをすることをしなかったには、自分として情けないと今では思っている。 国民年金に関しては、さん孔タイプライターによって納付記録等を進達をしていたが、さん孔を誘める職員は数が少なかった。したがって、誤りを発見しにくい。26歳頃 市町村職員が集金した国民年金保険料を事務所が印紙で収納していたが、全体の収納額は誤りが無くとも、個々の被保険者の収納額まで適正かどうかは、何とも言えない。なお、過年度となった新年度の6月に事務所から納付書を未納者に送付していたので、誤りがあれば本人から言ってくると先輩には教えられていた。26歳頃 国民年金の収納は、婦人会、納税組合などの納付組織に集金を市町村が依頼していた。各組	国民年金の反省点は、市町村の収納を国に移した「国一元化」が最も悪い。私自身、国民年金特別会計で育った職員であるから、国一元化にする際に今後は収納率が悪化するだろうと予測していた。それを本庁に言わなかったことは、私自身の反省点であるが本庁では聞く耳を持たなかったであろう。 市町村保有の国民年金名簿も、これが無ければ「名簿なし」も存在しなかったであろう。 国民年金の特殊台帳をマイクロ保管した際に、通常のきれいな形のものはマイクロにしなかった。還付記録、附則4条納付、一部納付などしかマイクロにしなかったことは、悔やんでいる。ただし、これは本庁の通知によるものである。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2010	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙でできた被保険者名簿(厚年・船保)に欠損があり、本当に消えた加入記録があること。	記録調査業務についてのノウハウを持った、担当者や経験者からの調査や本人確認の技術的なポイントなどに対する自由な意見を庁ランで募集し、整理した上でその内容を全職員等に公表及び、研修させる。逆に記録調査業務未経験者がその業務で、小さいことでも何でも疑問に思っていることも併せて庁ランで募集し、それに対する回答をできるようにする。要するに記録調査業務については、全員が得意であると思えるようにすることが進捗の糞・盆共に改善され、問題完結への一番の近道だと思います。前の(6)に対する方策は、それが、どれだけ欠損しているのかのおおよその見当をつけ、その公表及び、本人等関係者と思われる方からの、記録を復活できるような状況の申し立てをしていただいたり、証明書類をみせてもらえるようお願いする。	年金記録の管理やその業務の引継ぎが悪いことも含めた、その取り扱いが悪かったために関係者、なかんずく実際の年金加入記録で年金受給ができない方が不利益を蒙っている。取り扱いの悪さでいえば、年金裁定時の記録調査時の落ち度があると思われます。平成10年前後頃の裁定訂正の受付・進達業務を担当していたときに判りました。前の(6)に対しては、①厚生年金保険記録については、[redacted]担当部署である管理第三係にて年金記録照会申請書の業務支援で、調査のためその名簿をめくるなど行った時に判りました。時期はH19年前後頃です。②船員保険記録については、[redacted]その期間照会と地方第三者委員会への苦情申し立てを担当したときに、調査のためその名簿をめくるなど行った時や、地方第三者委員会から求められた資料をそろえるのに、社会保険業務センター記録二係に資料提供を依頼したなどを行った時に判りました。時期	今ほど社会保険業務に対する自信が無かったためなどから、上司に意見を伝えることも無く手をこまねいていて、結果的にお客様第一の意識が薄い形となっていたと思います。これからは、こういう機会を通じて何でも知っていることは出し惜しみすることなく、赤裸々にまた、相手が何を求めているのかを見極めながら意見を述べさせていただけるように努力いたします。自分の職責に応じては、上司からの指摘もあり、同じ過ちを起こさない様に年金記録照会の回答時には、調査漏れが無いかを慎重に確認するように改善していきました。業務の引継ぎにおいては、その引継ぎ内容にもれや間違いが無いように文書にして手渡し、ポイントを説明しながら、後任者ができるだけ速く自分と同じ業務の質・並で行えるように心に期していくように変えていきました。前の(6)については、このような機会には、赤裸々に申し出ようと思っていました。
2011	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	各事務所においても、記録補正、統合業務の業約化と人員増が必要だと考えるのはもちろんだが、事務センターではある程度の権限をもって各事務所に依頼せずとも処理できる範囲を増やすべきだと思う。	個人の年金に対する認識が薄く、届出もれがどのように影響するとかの考え自体がない人が多かった点と、国民年金と厚生年金、共済の管理体制が本来あいまいであったと思う。特に国民年金の経台帳は不明瞭な点があり、収納方法もあいまいだったと思います。有期職員で採用されたので、問題点の存在を痛感したのは、採用された昨年二月からで、私自身もそれまでは関心が薄かったと思います。皆がもっと関心や安心感を持てばもっとよい年金制度(税負担増があっ	年金受給者はやはり高齢で記憶があいまいなので、より多くの手がかりを求めて対応しました。あまりに問題点だけが先走りすぎて、納付がありえないような人の国民年金納付について、"絶対ありません"といえない点で、調査を煩わしくしたと思う。特別便で当初からありえない例をもっと国民に周知した上で、回答を求めるべきであったとおもう。年金制度や徴収についてもっと国民の理解できる内容の広報が必要だったと考えます。
2012	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン記録上、未収録の記録が存在すること。 また、記録が存在しても、誤りが多いこと。	長期間に及ぶ記録を管理すべき行政が、これまでは、正確に記録管理をすることすらできずにいたことが原因であったことから、社会保険庁が解体するにまで至ったと思う。 原因の度合いが大きい分、解決するためにはそれなりの時間は当然必要とするので、無理な期限を設定して、それをあたかも可能であると一般に公表するのはやめてほしい。特別便、定期便と、課題をこれ以上増やすのではなく、ひとつずつ確実に問題を解決していくようにしたほうがいい。 マイクロで管理されている原票と、オンライン上まだ手帳番号で収録されている記録を突合し、あらかじめ記録の補正をしておく部署があれば、記録が判明したとき、すぐに統合できる。 現時点では他管轄の分も入力処理が可能となったことから、1件の記録補正にかかる業務量が多く、非常に手間がかかる。	オンライン記録上、未統合記録が数多く存在すること。また、その記録の内容は、正確であるとはいい難く、氏名・生年月日の基本的な情報の部分ですら曖昧な状態である。そのような状態で管理してきたこれまでの行政側の体制が間違っている。 年金記録問題が浮上して初めて知った。	お客様に対することも含め、丁寧に対応するしかない。 制度が複雑すぎるので、これ以上制度を改正しないでほしい。複雑になると、新たな問題も発生する。今がよくても、将来、問題が発生する可能性がある。正確さを崩さないためにも、また、国民が理解しやすいものであるためにも、制度改正は最小限にしてほしい。
2013	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	時間と手間をかけて1つ1つ解決していくしかない。	WMに基本的にはすべて反映していると認識しておりエラーが出たものが出ていない程度と考えていました。 マスコミ報道によって	1つ1つ丁寧な対応を心がけていました。 永遠に終わる事がない事です。現在進行形で新しい記録問題が発生しているかもしれません。記録の管理と保管の方法を考えなければいけません。書類(記録)を廃棄した事によって確認できない場合も数多くあります。
2014	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	オンラインシステムで簡単に業務処理する方法や検索ができ、また対応が簡便にできるようになれば少しは良いのではないかと考えます。	ここまでになるとは認識していなかった。	以前にもまして適切に対応すようになった。 問題が起こる前に少しずつでも統台帳とオンライン記録等を突合していたらと思います。
2015	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員の数を増やし集中的に取り扱う部署を設ければ、よいのではと、思います。	具体的にいつ、というは、記憶にありませんが、とにかく今は全職員一丸となり、一日も早く解決できるよう努力しなければ、と思います。	所設他人事ではなく、お客様ひとりひとりの立場にたって、一日も早い解決にむけて取り組みたいと思います。
2016	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	未統合の記録については、徹底的に調査を実施し該当する方にお知らせをしていく。また、未統合記録のデータベース化により本人からの照会にすぐに回答できるようにする。また、年金制度について積極的に広報を行い理解を深める。	記録問題として意識したのは、平成19年頃だが、オンライン以前には、同じ方に対しいくつもの年金番号の払出を行っていたため、年金請求時にすべて統合できるのか疑問に思っていた。	当時はコンピューターもなく、事業所からの新規取得の申出により、新番を払出していたが、一人一人の職歴確認を丁寧にかつ正確に行っていれば、未統合手番は、減少していたと思う。
2017	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い浮かばない。	記録問題を対応する人員を増やし、過去の記録照会を処理し、今後は問題が起きないようにしていく。	過去記録は社保庁のコンピューターに登録されており、登録されていないものはマイクロ化されて保存されていると認識していた。このため、年金請求時までに記録の整備をすれば良いものと思っていた。 しかし、基礎年金番号が収入された際に、多数手番を持っている方が多いことがわかり、不安となった。社会保険庁では基礎年金番号に登録されていない番号をお持ちでないかとの通知を出していたが、PR不足であったと考える。 平成19年以降に、マイクロ化されていない記録まであるとわかり、年金記録問題は深刻だと考	個人的に何か対応をしたことはありません。個人的に対応できるレベルを超えている問題だと思います。資格取得届けを確認している際に、他手番が判明したら、お知らせする程度でした。 反省点といえば、基礎番収入の際に、もっと制度周知をすべきであったと考えます。基礎年金番号を収入した際に、複数の年金手帳を持っている方を減らす必要があったと思います。 年金の裁定請求した時点で、もっと調べる必要もあったのかもしれません。
2018	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金記録は複雑で、豊富な知識がないと判断が出来ない事例も多々あり、マニュアル等で一律に決めたことに沿って、誰もが容易に判断、解決できる問題ばかりではないと思います。 問題の早期解決は国民のみならず、私たち職員にとっても大いに切望しているところですが、ただ多額のお金をつぎ込み、人を大量に雇いこの問題に当たらせるという、ただそれだけで2年で解決できるような単純な問題ではないように思えてなりません。 判断できるまでの知識を得るだけでもしばらくの時間がかかるはずです。 当時の実情を知るOBの方々の協力や、これまで数年間社会保険職場で働いて来た職員で、この度日本年金機構へ採用とならなかった方々の知識も必要なのではないかと思います。	どこかだけに責任がある問題ではなく、社会保険庁の責任はもちろんですが、事情があって年齢を偽った被保険者もいたでしょうし、このような本人に要因のある記録にも何度も出会いました。 市町村による帳簿への記入誤り、記入もれ、進達もれ等もあります。このようにさまざまな要因が絡んだ複雑な問題であり、その分解決も一筋縄ではいかない大変な問題だと認識しています。 問題が存在することを知ったのは、国民年金課や年金給付課に配属され、WMで記録を見るようになった頃です。窓口に持参された年金手帳に記載された基礎年金番号で画面照会をしたら、いい加減な読み仮名のままの氏名の手番や、氏名の欄が空欄のままの手番がそのまま基礎年金番号に登録されているのを見たり、事業所番号が000000になっていて、事業所が確定できずに困ったりした経験は何度もありました。	当時はまだ入庁したてで、どうしてこのような記録になっていた被保険者がいらっしゃるのか理解ができず、調べる方法があるのかどうかすらわからず、こういうものなんだと無理やり納得していたように思います。 氏名がめちゃくちゃなままの手番でもすでに基礎年金番号に統合されていて、年金を受給されていらっしゃるかたの場合は、わざわざその統合されている手番の氏名を今になって正しく直すということと、業務で多忙な他の担当係に依頼するのも気が引けて、結局お願いできない現状もありました。 業務が多忙なうえ、人手も足りなくて、残業が恒久化している現場の現状にも問題があったのではないかと思います。 数十年も前からその時その時の担当者が責任感を持って、年金制度の重要性をしっかりと認識出来ていれば、あんないい加減な名前の読み仮名を入力したり、ずさんな事務処理をしていなかったのではないかと思います。 年金制度に係わる仕事はもちろんどのような仕事にしてもその重要性をしっかりと認識し責任感を持って、やいやではなく楽しいと思って積極的に仕事に取り組むことのできる職員に全員が
2019	地方庁	その他(社会保険事務所)		一言で言うなら、やはり金ですね。偉い人に一度窓口を見ていただきたいです。 そしてパフォーマンスではなく、実際に窓口相談業務をけいけんしていただきまして、現場に人が足りないということを認識していただきたいです。 あと今のシステムでは事跡が管理できません。お客様にもご指摘いただきますが、今のシステムでは、まず苦情ありき、なんですね。 以前より何度も申し上げていたことが、まったく改善されていないですね。 7年位前ですが、お客様より年金関係の通知の内容がわかりづらいため本庁に直接連絡してくれと依頼を受けましたので(部署は忘れましたが…)、担当者曰く、「それは愛知社会保険事務局としての意見ですか、そうでなければ事務局を通して依頼してください。」といわれたことを思い出しました。今思えば担当者が面度であったわけですよね。 現在も事務局でもこれは脈々と受け継がれていまして、こういった点を改善してほしいですね。	まさに寝耳に水でした。平成11年頃に、今で言う「調査課」に在籍しておりまして、930処理に疑問を持ち(当時はカセットを閉くのに2日ほど要しました)、1番ずつ順番に930を入力してみたら(不明の記録がなくなると思い)、業務センターの職員に「やめてください」と、たしなめられたのを思い出しました。 今考えれば、業務センター職員の忠告だと思いますが、平成19年にテレビ放送されるまで、まったく知らなかったです。 ということですので、この年金問題に対しては真っ先に業務センターに問題があると思いました。 また、現在でも問題が隠されているのではないか、と疑念を抱いてます。	一件でも多くの人の分や、少しでも早く解決し、正しい年金額をお支払いするために、問題発覚当時には休日にも出勤をし、遮んで取り組むことにしていた。 また、情報の共有化をはかるために、自分の知りうる知識・経験を上司・同僚と隔たりなく伝達できたと思います。 反省点としては、すでに退職している職員のレベルの低さではないでしょうか。 お客様から伝え聞くところによると、接遇やマナー等がすごく悪かったと知らされました。今は普通ですが、研修等により接遇・マナー等のスキルアップは、もとより、いろいろな面で知識・教養を増やし(聞き出しのテクニック等)、裁定時に職歴等のもれがなければ 発生しなかったのでは、と思います。
2020	地方庁	社会保険事務所課長級以上			老齢厚生年金の裁定請求の際に、職歴や国民年金の記録について十分に本人に確認していると考えていたので、きちんとやるべきことをやっていれば、特にこれまでと変わりはないものと思っていました。 名寄せ便に係る電話の取り組みで、国民年金制度に加入し、納付記録がそれなりにある方が、「国民年金なんてはっきり覚えていないので受けなくてもいい」と言われたのを聞いたときに、全	本人に自分の記録を思い出していただくために、統台帳の漢字氏名の確認を必ず行い、一度でわからなくても、何度でも連絡を取ることが大切と考えています。 昔は、現在のように、統台帳の記録の確認がコンピューターで簡単にできなかったことが残念です。本人を信じて、本人のものであると思われる記録の事業所名を伝えることがもっと早くできたらよかったと思います。
2021	地方庁	社会保険事務所課長級以上		社会保険事務所とは別の所で一括して、集中的に年金記録の調査をするべきです。	少ない職員で記録問題に対処するのには無理があります。採用された当初からそう思っています。	業務多忙で、なおかつ職員の人数も増えずに、この問題が解決するとは思えません。
2022	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。全て公になっていると思われます。	各年金制度間の加入記録の共有化(一本化されるまでのお話)。	入所当時は、年金請求時に請求者が自分自身の加入履歴を覚えているのは無理なんじゃないかと思ったこともあったが、年金給付課の職員の話では請求時に記録をまとめているとのことだったのでそれ以降は特に疑問にも思わなかった。 こんな問題になるとは思っていなく、このたびの事で知った次第です。	厚生年金の加入記録に住所記録が含まれていたらよかったのではないかと考える。
2023	地方庁	その他(社会保険事務所)	基礎年金番号に統合されていない年金記録が存在すること。いいかえれば、社会保険庁のミスのため、もらえるはずの年金額より低い金額の年金を受け取っている人たちが存在する可能性があるということ。	特別便や定期便の方向性は間違っていないと思うが、いきなり全員に送る必要はないはずだ。時間をかけて解決していけばよいと思う(今までのように何もしないということではない!)。年金は所得保障なのだから受給者や受給年齢に近い人から対応していくことが大切である。 具体論。媒体間にある情報の相違をなくしてほしい。名簿と画面と旧台と払出簿で情報が相違していることがある。本人の申し出と記録が違うなら理解できるが社会保険庁内部のデータ同士が食い違うのはおかしい。これらを整備してすぐに統合できる状態にすることが大事だと思う。	3年前に健保厚年の適用業務をやっていて、取得の処理時に基礎番を未記入で出してくる事業所があり、氏名索引して氏名、生年月日が一致してる手番がたくさん出てきた人がいた時に、違和感を感じた。しかし、上司に尋ねたら同姓同名の別人という可能性もあるから、本人が統合を申し出てくるまで、何もしないほうがよいと指示され、本人や事業所に聞いて全ての手番の統合を試みるということはしなかった。昔の職歴や住所でわかるものがあればそれをもとに基礎番つくりますみたいな感じで対応した。直感では積極的にヒントだしながら全部本人のものか確認すればいいじゃないかと思ったが、個単位で年金記録があるのだから同姓同名の別人という可能性も捨てきれない。だから上司の言ってることのほうが論理的には正しいんだろうなとも思った。保険者たる我々は気軽に統合を試みてはいけないのだなあとも思った。 今は厚年記録調査をやっているので社会保険庁の記録管理の仕事に問題がかなりあったと認識してる。	残業をたくさんして処理件数を増やす努力をする形で対応した。簡単に回答できるものばかりではないのでケースごとに応じた丁寧な対応をするとどうしても処理に時間がかかる。だから、処理にあたる時間を増やすと残業になる。 反省点。単なる未統合だけなら処理は早いが、旧台未オープン、記号の入っていない記録の確認、統台帳の劣化、文字が乱雑に書いてあり判読に困るものがたくさんある。せめて、未統合の記録が大量にあってもお客様から依頼があれば即応できるような管理状態を整備するべきだったと思う。どんなに優秀な組織にも処理能力に限界はある。プリウスの納車が半年待ちになるように、処理能力を超える業務があると処理は滞ることになる。全国民に加入記録を送付し、必ず返答を求めるというやり方は非効率な面があったことは認めざるを得ないだろう。制度開始以前や、脱手、70歳以降、共済組合の調査依頼がたくさんきた。本当に必要な補正、調査の障害になっている。 ミスはあってはならないが、全てにおいてノーミス、満点主義でいくと本当に優先してやらなくてはならない課題の優先順位がつけられなくなる。本来受け取れる金額より少ない年金額になっている受給者の救済がもっとも大事なことであると思う。全ての記録整備の作業完了には何年も時間をかけてもいいのである。最重要なのは受給者や間もなく受給年齢に達する人の記録整備だったはずではないか。社会保険庁の過剰な対応が国民を混乱させていることは否めない。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2024	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			平成14年度に社会保険事務所に出向となり年金給付課に配属され、裁定請求書の受付・審査・入力を担当していたが、その際に初めて、基礎年金番号に収録されていない「宙に浮いた記録」の存在を知った。 当時は、年金裁定時に記録をもらすことの無いよう、いかにして「宙に浮いた記録」を見つけるか、そしてそれをいかにしてお客様に自身の加入記録として思い出してもらうかについて、氏名検索のテクニックやお客様への照会方法を社会保険事務所の職員から教わって業務を遂行していたが、職員の氏名検索の「技量」やお客様の記憶力に依存することで、年金受給額に差が生じかねない状況について、不合理ではないかと思っていた。	自身は、教わった氏名検索のテクニックや、お客様に対しての年金記録の照会などを行い、年金を受給されるお客様の記録については「宙に浮いた記録」を放置しないよう一生懸命対応したと考えている。 社会保険庁としては、「宙に浮いた記録」を放置していた訳ではなく、平成9年の基礎年金番号制度の導入を機に、主に現存加入者に対する「宙に浮いた記録」(未統合記録)の照会を実施していたが、これを資格喪失者や受給者に対しても照会すべきであったこと、未統合記録だけではなく現在のねんきん定期便に相当する年金加入情報を積極的に提供し、未統合記録の解消を推進すべきであったと考えている。
2025	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般へどこまで周知されているのか分かりませんが、正しい年金記録にすることで年金額が減額になる方もいらっしゃいます。	浮いた記録のから戸籍などの個人情報を元に1つ1つ追いかけていくしかないと思います。	基礎年金番号導入時国年厚年2つの番号が収録もれとなる可能性は以前から懸念されていたと思います。 旧姓や読み仮名誤りで記録が収録されてないものがあることは知っていました。 しかし、オンライン上にも収録されていない記録があるのは知らなかったです。 それまでは採用されて年金問題が発覚するまで年金記録は正しいものと思っていました。	年金給付課へ在籍の際は極力本人ぽい記録を氏名などで索引し、裁定の前に遅くまで残り電話連絡して確認していたのを覚えています。 大学校での研修の際、他県との意見交換の場でその話をしたら、地方庁だからできるのだ、都市部では請求件数が多くそこまで対応できないとの声もありました。年金問題が発覚する前のことです。 年金制度自体転職で新番号を払い出せば職業ごとに1人の方が複数の番号を持つことが想定された制度であったため、その当時から1人1番号の周知徹底がされていればまた違った結果であったかもしれません。 今はそのような過去の制度体制を改め、1つ1つ記録を探しだす努力をするしか信頼回復はないと思います。
2026	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	年金記録問題の早期解決を最優先とし、人員を配置するべきであると考える。この問題が解決しない限り、国民の信頼を得ることはできない。また、国民に不信感があるうちは、徴収率の向上も望めない。 国民年金に関しては、過去に市町村が現年度収納を行っており、少なからず年金記録問題には関わっているが、社保の問題であるとの風潮がある。 少なくとも過去の現年度収納の記録漏れに関しては、市町村にも大きく関わっていただく必要がある。	手番のまま基礎年番に統合されていない記録があるのは好ましくないと認識していた。自分が気づいた未統合記録は統合処理を行うよう努めていた。 ただし、すべての未統合記録を早期に統合処理しなければならないという認識はなかった。最終的には裁定時に統合されるので問題はないと考えていた。 未統合記録が消えた年金として報道された頃に、早期統合の重要性を認識した。	正確な年金記録の管理を最重要課題とし、そのうえで適用・徴収等の業務を行っていく様心がけている。正確な記録管理を行うことは当然のことであり、これができちんと実施できて初めて国民の信頼を得ることができる。 反省点は、正確な年金記録を管理することに対する意識が低かったことが挙げられる。
2027	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	全職員が一丸となって、問題に取り組む(支援等含む)。とくに、年金記録の照会業務などを経験したことのある職員を担当課に従事させるなど。	年金給付課(平成13年頃)にて窓口で相談を受けた際、基礎年金番号に収録されていない厚生年金手番の氏名や生年月日が、本人の記録や記憶と相違しているときに「収録誤りがあるのかもしれない」と思いました。	年金手帳や厚生年金保険証等をお持ちのかたについては、氏名や生年月日を補正し、正しく収録するようにしました。記憶にあるけれど、WMに表示されない記録については、機械化の際、収録がもれたのではないかと思い、記録照会を受付るようにしていました。反省点としては、1件でもそのような事例があった際、上司に問題提起するべきであったということです。
2028	地方庁	社会保険事務所課長級以上	新聞報道で報道されている以上のことは承知しておりません。	現在の職員だけでは限界があります。社会保険事務所勤務経験者(OB)を投入する方法とあわせて、期間調査や再裁定処理ができるよう人材を育て、人材を増やしていくしかないと思います。本来であれば、年金記録問題発生時に人材を育てる対策を立てておくべきだったと思います。あまりにも見通しが甘かったといわざるを得ません。	疑重複の処理で未統合の記録の存在は認識していたものの、5000万件もあるということについては、報道されるまで全く判りませんでした。	報道があってからは、とにかく目の前の問題を1つ1つ処理するしかない、との気持ちで対処させていただきました。 反省点としては、本庁と地方での情報や現状認識の共有がされていなかったことと、本庁での現場感覚の欠如もあったと思います。また総務省が監査で40～50年前から未統合記録があることが判っていながらなんら対策を打っていなかったことも明らかとなっていることから、歴代の社会保険庁長官、総務省や政府側にも責任はあったと思います。問題があればすぐ対処していく(人材と予算を投入)ことだと思います。
2029	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	時間はかかると思いますが、一件一件整理していくしかないのかなと思います。	年金業務を直接担当したことがなかったため、問題大きくなり公表された時点だったと思います。 過去の経過から結果として残されている事実であり、時間はかかっても ひとつひとう解決していくしかないと思いました。	年金業務については、知識がないため自分自身勉強しながら、同じ職場の職員の協力を得て、問題解決に望みました。 年金制度は長い年月の管理であること、その時代時代の状況に対応していかなければならないため、画一的な処理が困難であるため、これを制度的にどのように判りやすくしていくのかという点が問題であると思いました。
2030	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	直近の1年半については事務局に配属となり直接年金記録問題に携わる所属でないため、現時点のシステムの改善状況が把握できていませんが、事務所において窓口相談を対応していた時期にWMでは確認できない記録をマイクロフィルムの確認の仕方によっては記録が判明する事例があった。文字の不明瞭が原因であった。	マイクロフィルムや紙台帳の完全データ化により、検索システムの改善がされることにより記録判明の確立が高くなると思われる。	年金記録の管理について問題視される前段で、国民年金保険料の戸別徴収の際(平成16、17年頃)に被保険者との加入記録の確認の際に、あまりにも虫食い期間が多いことが問われる機会が少なくなかった。期間照会申出により本人記録が判明すること多かった。その時点では年金請求時には最終的な整理が可能であると安易に考えてしまっていた。	
2031	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	都道府県や各市町村に対して、年金記録の照会にあたり、協力要請を依頼するとともに、いずれは政治解決も必要になるのでないかと思う。	まさに組織の根本にかかわる問題であり、実際この問題を知ったのは、いろいろとマスコミ等で公表されるようになった時期と同時期。	あたりまえの事だが、1件1件丁寧に調査していかなければならない。 また、どうしてもっと早く、問題が起きそうだと推測された時点で、この問題を解決するように対策を講じなかったのか、また「申請主義」にこだわりすぎていたのではないかと思う。
2032	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		大変なことと思った。 特に東京で倉庫に眠っていたデータがあると知ったときは改変慌いた。 知ったタイミングはマスコミの発表。	国全体の問題として、対応の方向決定がされて以降、窓口対応・電話対応・記録照会等々社会保険職員として、精一杯取り組んできた。今後もそのように取り組んでいく。 先日もお客様から、年金制度のわかり難さ、年金額の低さ、生活基盤として成り立つ年金額へ、と訴えられた。年金制度への無関心さを払拭するための法整備が必要と思う。 複雑になる一方の法律でなく、公平・公正・安心を誰もが感じられる法整備の確立が必要と考え
2033	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民年金の台帳については県毎(中には事務所毎)に納付記録表示が異なる場合があるため、当時のことをよく知っている職員(特にOBの方(とは言いましても知っている方がバタバタと退職されてしまっているので人材確保自体困難))がなにより必要なことだと思います。	当初は、平成9年に基礎年金番号が付番され、その際に統合モレとなっていた手番で年金請求時には戦歴確認をし、本人確認をしたうえ統合→裁定となると思っていましたが、オンライン化される際に名前なし(厚年記録)で登録されていたため氏名索引では当然ひっかからず、事業所名からマイクロで探したら出てくる等、今までどんな管理をされてきたのか驚き、同様な記録がどれだけあるのか不安になったことを覚えています。 (年金記録確認地方第三者委員会が発足する前のまだ本庁年金保険課にて受付していた時期なので平成19年4月前後だと思います)	事業所台帳、被保険者台帳から突合しながら一件一件登録していくしかないことですが、当時(正直なところ現在も)は地域ごと業務量は全く加味されず、適用、徴収にかかる行動計画もにートアップし記録問題が最優先とされながらも現場では辞めていく者、休職となる者等が増え、本庁では本当に全体を見渡し把握されているのか疑問に思います。指揮・命令までばできても実行する側の人間が、人材がいなければ解決までには相当の時間を要してしまうと思います。 正直申し上げてこの問題の原因・反省点は一つしかないと思いますが…当時の台帳管理、記録管理を怠ったまま時間の経過を許してしまったこと、そして、そのことをどれだけの職員が知らずに日常の業務にあたっていたなか、突然のごとく知ることに、知らされることになったのか…あまりにも考えられないことだと思います。どんなに経費(当然ながら効果的かつ効率的にが基本です。)がかかってもなによりも、それこそ最優先で管理すべきことだったと思います。
2034	本庁	その他(本庁)	特になし	現在の仕事をきちんとする。その上で行う必要がある。現在のしごとでぎりぎりやっている。	過去の記録が重なっていったもので一朝一夕にできるものではないと。入庁時から仕事をしていて	やれるだけがんばって仕事をしたのみ。 法律を改正を重ねたため、現場の仕事をしらないでつっくた制度の親がある。 今もそうだが、作業を行う人員と予算なしで現場にまかせてそのつけを現場がおっている。皆、一生懸命仕事をしているが、病休や欠下りの人が仕事をしないからよくない。
2035	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録を簡単に確認できるようにすること。	基礎年金番号制度の発足以前の体制について、制度のあり方に疑問は抱いていた。しかし、記録問題が大きく取り上げられるまでの風潮として、年金手帳を管理していなかった個人側のも問題があること、また裁定請求時に本人から勤務履歴を確認し、期間照会等を行うことで大丈夫だと言われていたため、そこまで大きな問題とは認識していなかった。	窓口得別便対応においては可能な限りの確認をするようにした。基礎年金番号制度発足以前については、制度体制にも問題があったと思われるが、行政側についても、ずさんな部分が数多くあったと思われる。年金請求時のみでしか加入履歴の確認を行わなかったことや年金番号の発番時に十分な調査を行わなかったことが大きな原因と思われる。
2036	地方庁	社会保険事務所課長級以上	まだまだ、カセットになったままの記録がたくさんあります。	人手を増やす。	お客様本人が思い出せないものまで統合する必要がないと思っていました。 しかし、まだ、カセットのままになっている記録がこのようにたくさんあることまでは認識していませんでした。 このような問題があるのを知ったのは、平成18年ぐらいだと思います。	早く、本来のお客様の記録に統合するため率先して処理に努めました。 現時点での反省点は、一時期に全員の記録を照会した事だと思います。お客様にも、待ち時間等ご迷惑をおかけしたと思います。 また、いったん、お客様に照会するのを中断し、記録を全部コンピューターに乗せてから照会しないとお客様に二度手間、三度手間になるとともに、経費もかかると思います。 または、人手を増やし早く記録をコンピュータに乗せるべきです。 もっと考えて、照会を出さないといけないのではないでしょうか。
2037	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		国民年金業務課の在籍が長いので、年金記録問題といっても恥ずかしながら、ピンとこない感じです。厚生年金の標準報酬の改ざん等と思われますが、問題が存在することを知ったのは、育児休業中でした。 毎日テレビで問題が放送されているのをみて、大変な問題だと思いました。	職員一人一人が、先を見据えて責任をもって業務を行ってなかったことが反省点と思われます。
2038	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	電話照会、窓口相談にこられたお客様一人一人に職歴の再度確認を行い、一件でも本人確認されていない記録をなくすことだと考えます。また、年金の業務に詳しい職員を年金相談窓口に配置し、きちんと相談体制を整えることも重要だと考えます。	私は、平成13年4月に社会保険事務所に採用され、国民年金に配属されました。その際に、基礎年金番号が平成9年にできたことを教わりました。業務を行っていく中で平成9年当時に他の年金番号があるかどうか調査をおこなったとのことですが、平成13年当時も相談にこられるお客様の基礎年金番号に他の年金番号が登録されていないことがたくさんありました。一人一人の記録が正確に把握されていない場合があるので問題があると認識しておりました。採用当時より問題	こられたお客様、電話照会の際には、必ず職歴確認を行ってもれや間違いがないかどうか確認をしていました。年金記録問題は年金制度ができたときからの年金記録のきちんとしたデータ保管の方法と、平成9年当時基礎年金番号制度を作ったときに、事前に職歴確認をし、管理しているデータをきちんと本人の記録として、一人ひとつの番号と登録してお知らせされていなかった点が反省点として挙げられると考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2039	地方庁	社会保険事務所長		年金相談における相談担当者の相談テクニックの向上 例えば、旧姓という表現は微妙で、何度も結婚暦がある場合、全ての苗字を教えてくれないケースが多々あります。上手に来訪者の情報を引き出し、年金記録の判明につながるようにする話術が必要だと思います。 また、市区町村との連携、生活保護担当者の方々との連携が無年金者対策に有効だと思います。	初めて年金給付事務を行ったとき、引継ぎ時に前任者から「区役所から進達された裁定請求書にケチをつけられないから、氏名検索する必要はない」と言われました。しかし、請求者の利益になることを優先し、氏名検索をおこない、年金加入履歴の確認をできる限り行いました。 国民年金事務を市区町村で行い、社会保険事務所との微妙な関係も、宙に浮いた年金の問題のひとつの原因かもしれません。 以前は、年金の裁定請求には戸籍を添付していたため、氏名の変更履歴が多少はわかり、検索も可能でしたが、現在、住民票コードのみの請求であると、本人から聞き取りしない限り判明しません。添付書類の省略も、見逃す一因かもしれません。 様々な金融機関の方が、顧客確保のため、年金受給のお手伝いをしています。年金の知識が少ない金融機関の担当者が、平気で委任状を持ち、裁定請求する姿が少なくありません。年金に対する意識を低下させ、また、記録漏れを招いている要因のひとつだと思います。	区役所の担当者と連絡を密にし、請求者の戦歴確認を丁寧にしていただくようにお願いいたしました。 裁定請求時の氏名変更履歴の確認方法を考えるべきです。結婚ばかりでなく、通称名、偽名、占いでの運気のいい名前にしたとか、いろんなケースがあります。いかにして引き出せるか、考えるべきです。また、裁定請求の添付書類は、氏名変更履歴がある場合は、戸籍抄本を付けるべきだと思います。
2040	地方庁	その他(社会保険事務局)	平成9年以前に裁定した旧法の老齢・通算老齢年金について、厚年・国年期間が重複しているケースがあり、死亡後に判明し遺族に返納を求めるケースが少なからず存在する。 道族にしてみれば、なぜ国年の老齢・通算老齢を裁定する際に、重複期間の有無を確認しなかったのか疑問に思っても不思議はないと思う。 宙に浮いた記録ではないが、過去の裁定事務処理の際、加入記録の確認が不十分だった(確認できる事務所処理体制が整っていなかった)ことも原因のひとつであるため、何らかの対応策が必要と考える。	記録問題の終着点は、受給者の方に適正な年金額を受け取っていただくことにある以上、年金給付業務に精通した職員が一人でも多く必要であるが、現状で給付業務の経験者が偏っており、ヒトを集中しても効果が上がっていないのではないかと考える。 年金給付業務未経験者がなるべく少なくなるような異動を考慮していただき、オールラウンダーを一人でも多く育てることが、解決への早道であると思うし、民営化後定員削減してもサービスを低下させない唯一の解決策だと思う。	平成9年の基礎年金番号付番時の指針として、回答ハガキで統合できない記録については、資格取得時など異動のタイミングで極力補足するよう指示があったと記憶している。 つまり、この時点で回答ハガキで統合できない記録が多数存在することを前提に事務処理方法を決定していたことになり、問題の存在を認識していた時期についてはこの頃といえると思う。 また、平成19年前後は事務所の年金給付課に在籍していたが、問題が表面化する前は、裁定請求時いかに統合漏れをなくすかに腐心していて根本的な解決に至る方法までは模索していなかった。 当時は一生懸命業務を行ってたつもりでいたが、「安易な裁定時確認主義」と報道された批判は	問題が表面化してからは、休日を含めた窓口対応等を率先して行い、別の部署に異動してからも年金給付業務の経験を生かし、出張相談・名寄し記録の台帳確認(出張)・業務センターでの再裁定支援などを通常業務の他に行ってきたところである。 また、問題の根本は報道されているような「安易な裁定時確認主義」に集約されていると思う。 さらに、未統合記録の解消・制度間の通算記録の適正な管理が基礎年金番号導入の最大の目的であったことを考えれば、平成9年の時点で国家を挙げた体制の確保・国民への呼びかけを行うべきだったと思う。
2041	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2042	地方庁	社会保険事務所長	特になし	現場の社会保険事務所の職員だけの対応だけでは、もう限界でしょう、病気になる人間が増え続けています、1月から受給者の定期便を送付する予定となっていますが、来所する人の99%は、何も誤りがない人です、マスコミも政府も内容を本当に理解して話をしているとは思えません、国民をあおり、ほとんどの人がもれているかのような風潮を作り出したことに対して、燐ら努力し頑張っても、もう無理だと思います、間違いなく機構は崩壊するでしょう、そんな現場のことを理解されている上部組織とは、思えないですし。 被保険者の定期便も、申し出の95%以上は空間があれば"納めたはず"だ、と、制度の無理解、システム上のタイムラグです、後は旧姓の記録や基礎年金番号前の別制度番号です。これは、経費の無駄です。 期間紹介や納付記録照会も業務センターが実施している、業者に投げっぱなしの調査回答の方法(WMの画面のみの確認、旧姓の検索もされていない、080は確認されていないで回答)では、簡単でしょうがこれでは、第二の年金問題が生まれると思います。 まず、旧台帳やカセットの全ての記録を画面に載せること、その上で、現在生存している、60歳以上の人未確認記録が在ると思われる、年金受給者を市町村に情報提供し個別訪問まで含めてた、対応をしてもらうことです、情報や機動力は地方自治体の方がはるかに豊富だと思います。 死亡者の記録の確認はフォローアップ等を処理した経験から言うと無理だと思います。それ以上の記録無年金の記録等は、統合する必要の無い記録です意味がありません。	画面に載っていない記録(カセット記録・旧台帳記録・切り替え後未整備の記録)があることは、年金の請求や年金相談を経験した職員であればわかっていることだと思います。 現場は、庁はなぜ、いちいち要求しなければ全部画面に載ら無いのかが、不満に思っていたと思います。年金の請求主義がこの事態を招いたのでしょうか。 燐ら氏名検索をしても、載っていない者は、期間紹介を取ってやっていたと思いますが、限界はあるし、検索して出てきた記録の本人確認も、その時代によって、たとえば、個人情報がうるさくなる前、覗き見の処分前と後、今、では、確認の方法も違うと思います。	全ての旧台帳記録や、カセット記録、統台帳で庁進達されている記録に不備があれば、もっと早い段階で整備されて当たり前であったと思います。 もうひとつは年金の抑制のため基礎年金という制度を導入し、一方の一つ番号を基礎年金番号として付番した、設計に問題があったのと、厚生年金の届けを事業所の責任で届出させたことによる、事業所の保険料逃れ(使用期間、喪終日の擬失)や、個人の健康保険優先主義によるいい加減な届出(生年月日のごまかしや、就職のため転職をごまかし、いくつもの新番発行)、等、今でも、この問題は、あると思います、厚生年金も住民票や戸籍の確認を義務付けるか国民総背番号制の導入によりその番号で全て全管理することしか方法は無いと思います。
2043	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	これまで、直接年金記録を扱う業務に携わった期間も短かったため、特にありません。	月並みですが、過去のオンラインにも登録されていない記録については、ねんきん定期便を契機に、ご本人お一人おひとりに確認していただき、申し出ていただくという地道な作業しかないように思われます。また、年に1度の定期便を待つことなく、インターネットで加入記録や納付記録、標準報酬月額まで確認できるということを広く周知し、活用していただくことで、記録に関するお問い合わせは減らすことも可能と考えます。	私が記録問題を認識したのは、この問題が国会で取り上げられ、大きく報道されてからですが、過去の積もり積もった負の遺産ともいうべき問題で、このことが、いみじくも社会保険庁改革の終盤において発覚したのは、考えさせられます。ある意味、この時期に発覚したことは、今後、2度とこのような問題を起こさないための制度面の整備や運用面での業務プロセスを検討し、機構において実践していくという大きなチャンスを与えられた、とも考えられます。	反省点のみで恐縮です。当然のことながら、このような問題は、組織内部からの通報や問題提起よりも、お客様からの声を積極的に汲み上げることによって、早期の発見ができた問題であると考えます。「自分の記録がない」という声がお客様から寄せられた際に、その声を単純に見当違いや苦情と片付けずに、非実に拾って組織内で展開していけば、類似のお問い合わせが多いということに気づかされ、単なる苦情ではなく、業務上の「リスク」として認識し、対応策を講じる機会もあったはずです。そのようなリスク管理の意識がない状況では、事務所の窓口段階では、オンラインにない記録については、ご本人の見当違いや事業所の届出漏れという認識にならざるを
2044	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		未統合の手番の存在等については現場の事務処理をするうえで、当然知っているものであるが、「未統合手番の存在=ずさんな記録管理」と世間的に「問題」とされた。 「問題」とされる以前から、統合により発生する不具合(特に3号未納はできるだけ早く判明したほうがいい)や、厚生年金と国民年金の期間重複による国民年金保険料の還付金に利息が付かないことから、早期の未統合手番の解消の必要性は認識していたが、地方庁で行なえるのは個別に相談等があった場合だけしか対応はできないことも事実。 最終的には年金の裁定請求時に記録整備や記録照会が行われるため、統合処理を事前に行なうか、裁定請求時に行なうかの違いであり(早く手番を統合しないと記録が失われるということは無い)全ての未統合手番を一刻も早く無くすようにしなければ大問題であるとの認識は無かった(あくまで、個別案件との認識)。 しかし、この認識は組織全体の認識となっており、お客様本位のものではないし、基礎年金番号制度を導入した以上、未統合手番の早期解消は重要な責務であると考えた。	未統合手番の未解消は社会保険庁の責任問題であるが、「記録が失われている」との誤った認識を報道を通して世間的に認知されてしまっていた。 このことから、まずはその誤った認識を解消し、不安を取り除くよう説明してから、個別対応していくことを考えた。 この問題に関しては、しっかりとした国民への説明が不十分であったために不安感が増大してしまったことが反省点としてあげられると思います。 つまり、広報の方法が技術的な説明に重点を置いていたような印象があったと思われ、不安を払拭することに重点を置いた広報をすべきではなかったか。 不安を払拭した後、技術的な説明をしていたなら、もう少し、冷静な対応をお客様がしていただけたのではないか(もちろん、限られた時間や様々な事情で今回のような社会保険庁の広報となったのは十分承知しています)。
2045	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	わかりません。	世間一般的なものと同じ様な認識きだとおもいます。 年金問題が騒がれてから知りました。	年金記録がだめなら接客をしっかりしようと思いました。長い歴史があるなかでの問題なので一概には言えませんが、改善意識がたりなかったように思います。
2046	地方庁	その他(社会保険事務局)		この年金問題の解決に向けて、職員にできることは、互いの仕事を理解し、協力しあえる職場環境をみんなでつくっていくことだと思います。新規採用の職員が増える中で、大量の事務を処理するだけでなく、新規職員との知識の共有にも努めていかなければならないと思います。	採用当時から、未統合の年金記録について統合作業を行っていることは知っていましたが、本人確認が難しいような手帳記号番号の記録の内容の不備があることは、報道されるようになってから知りました。 未統合の年金記録の件数や、その記録内容の不備についての情報を全職員が、もっと早い時期(窓口装置が導入された頃)から把握し、問題意識をもって業務に取り組んでいたならば、今よりも状況を改善できていたのかもしれないと思います。	当時の事務処理のやりかたを知るために、昔の事務文書等の資料を調べたり、先輩職員の方々に質問したりして、相談に対応していました。また、各市町村の担当職員の方に当時の話を聞いたりしました。 この問題の反省点は、職員同士のコミュニケーションの不足に原因があると思います。隣の席の職員が何の仕事をしているのかわからない状況では、お互いに理解し・協力しあうこともできないと思います。
2047	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の解決には、相当の時間を要すると思われ、特に国民年金の紙台帳は事務移管時に廃棄されているため、非常に困難な作業となるのが予想できます。現存する紙台帳の調査を、現役職員はもとより、この件に関してなぜ元職員の方が協力しないのか理解できない面があります。なかには積極的に協力されている元職員もいますが、やはりもっと協力いただけないかと疑問に感じます。予算も限られ、現役職員は通常業務と平行して取り組むわけですので、元職員の力を更に活用できればと考えます。	自分が入社した頃は、まだ年金番号も制度ごとに付番され、年金請求時に記録を確認の上、給付を決定していたため、それが通常の業務手順と認識し、特に疑問を持つことは無かったと思います。その後、基礎年金番号制へ移行していく時も、まだ記録統合に対しては、年金請求時に統合することで完結するという認識でした。元々、バラバラに年金制度がスタートし、現在に至るまで続いているために、複数の年金番号が存在することが問題だと考えなかった点もあります。	後になって、基礎年金番号となった記録以外の年金記録が、当の持ち主が訴えない限り忘れられていくのではないか、年金制度が歴史を重ねるにつれ過去の記録に対して、記憶が追いつくのか、漠然とした不安を抱えながらも、その点を深く考えてみる努力をしてこなかった、平常の業務に追われ、考える時間的余裕もないまま今日に至ったことは、ひとつの反省点と考えます。
2048	地方庁	その他(社会保険事務所)		正規、臨時も含め、記録と年金に関する専門知識を持つ職員が少ないこともあり、人材育成が急務と考えます。 あわせて、記録問題に従事する人員の増員が必要です。 処理を急ぐことで誤った処理をするケースが目立ってるように思います。また、よく調べれば判明する記録も見落とされるケースがあります。 あくまでも、迅速かつ丁寧に事務処理を行うことが重要ですが、体制整備のままならない状況では、迅速=ミスにつながりかねません。	平成以降の採用であり、事務処理もほぼ機械化されていましたので、年金加入記録の管理がこことまでずさんな状態になっているとは思いもよりませんでした。 実際に社会保険庁廃止までつながったわけですから、国民の信頼を回復することが困難なほどの大きな問題と考えます。	お客様と直接関わる機会が多くなりますので、事態を真摯に受け止め、迅速かつ丁寧に対応するよう意識してきました。 やはり、記録問題の解決を急ぐあまりに、「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」「旧台帳」「イエロー便」など、矢継ぎ早に送付され、事務処理に従事する人員不足の影響もあり、処理が追いついていないことと考えます。
2049	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	今現在行っている、旧名簿等をウインドマシンに起し突合するというやり方は一定の成果を挙げたと思います。 この方法をもう少し続けていくことで、まだ一定の成果は上がると思いますが、 最後の一人までというところまではさすがに無理であると思います。 これから先は通知等をしても、無関心な人であったり、ご本人がお亡くなりになられていたり等、回答は期待できそうもないからです。 ただ、総務省の住民票記録等を利用させてもらい、根気強く通知を送り続け、一件でも多く記録をつなげてゆく必要はあると思います。	私が採用された頃に、記録の入力の後に何らかの問題で記録に整合性がないような、事故リストを確認、補正する専門の係が局にあり各事務所に入り、事故補正を行っていました。 それが人員の配置が出来ない(と聞いている)との理由で廃止となり、各事務所で確認、補正をするようになり、程なく基礎年金番号の導入があり、事業所や被保険者に記録の確認をお願いし、基礎年金番号に統一するということでした。 これらの人員不足やシステム的な基礎年金番号化が出来なかった予算不足やそれでも基礎年金番号化を半ば強引に進めた認識の甘さゆえだと思います。	今となっては記録の確認を出来る限り行っていくしかありません。 今使っている人員や予算の半分でも、当時あればこのようなことにはならなかったのではないかと思います。
2050	地方庁	社会保険事務所課長級以上	3号被保険者期間内に、短期間の厚生年金加入期間が判明した場合等で、年金請求時に不利益になるような場合は、無理には、手帳番号登録申請をさせなかったケースもあった。結果、宙に浮いた5,000万件として残ってしまっている。	未統合の手帳番号のまま残っている記録について、別人判定がついたものは、事跡を入れられるようにし、確認済みか否かサインを付けられるシステムが必要と思う。 また、可搬型WMを携帯の上、出張相談も必要と思う。	年金記録は、給付額の決定をする上で、何より大事なことであるが、厚生年金番号が多い人では、2桁以上番号を持っているケースもあり、年金決定の際には、事務処理上、大きな障害となっていた。年金給付課に所属した13年程前には特に困った問題と認識していた。	やはり、定期的に加入記録の通知をし、被保険者に確認をしてもらうことを計画的に実施していれば、現在のような問題は起きなかった、あるいは解決が早期にできたのではないかと、社会保険に携わっているものとして提案をすべきであったと反省しています。
2051	地方庁	その他(社会保険事務所)		基礎年金番号に手番を統合するため、本人確認を窓口・特別便等で聞き取りをして、浮いた記録を減らしていく。	早期に解決しなければならない問題で、平成19年頃	特別便の窓口・電話で聞き取りをし、手番の本人確認をし、基礎年金番号とつなげようとした。 1人が複数の年金の番号を所有していて、本人に番号の大切さを認識させていなかったこと。被保険者は年金の番号の中に、厚生年金・国民年金の記録が収録されていることを知らずに、簡単に紛失してしまっているケースが多い。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2052	地方庁	その他(社会保険事務局)		一時期に集中して記録の確認統合を行ったので、一定記録確認作業は進んだと考える。今後は現在受け付けている照会の滞留を解消することに力を注ぎつつ、いまだ持ち主不明の記録については、時間をかけて、丁寧に解明していく必要があると考える。また最終的に台帳が判読不明である分については、処理不能であることを公表し、国民の理解をもとめないといけない時期が必ずくると考えているので、完全解決はむずかしい。 特別便で記録が正常であると回答した人や、記録が見つかって正常となった人については、定期便を送付する際に記録は正しく管理されている等の文言をいれ、安心いただくことと、上記の確認をされた方の記録にはWMにおいて何らかの表示が入るようにし、WMに登録されている基礎年金番号ファイルで集計が行えるようにできたら、現在基礎年金番号で管理している方全体に対する進捗度がわかるのではないか、また、全ての基礎年番号保有者に表示が入った時点で、	平成16年に期間照会業務を行っていたとき、別人の記録とまざっている未統合記録が存在していることが判明したときに、いつか問題になるのではないかと思った。ただ、年金番号は厚生年金・国民年金が分かれていたときでも、1人2番号しか持つことはないはずなのに、生年月日を偽って就職したために、番号が複数払い出された人や、前職を知られたくないため初めて加入する手続きを行い複数の番号を持った方、手帳を何度も紛失してしまい、新たに番号を払いだしてもらった方等も多数いることもわかっていたので、一定しかたないとも思っていた。	現在のように名寄せができるなんて思いもしなかったので、期間照会でコツコツ解消していくしかないのではないかと感じていた。 ただ、台帳からWMに記録を移行したときに、明らかに入力ミスである案件も多数確認していたので、もう一度、全ての記録をWM入れなおしたらよいのではないかと考えていた。 記録の整理については、年金請求時に確認したらよいという考え方が間違っており、本人が覚えていない記録に付いては、たとえ氏名検索で記録が出てきても、答えてはいけないといった制約が浮いた記録を増幅させる一員になったのではないかと考えている。
2053	地方庁	その他(社会保険事務所)	すでに問題になっている点として、①厚生年金未加入事業所の存在、および②パートの社会保険未加入問題を改めて指摘しておきたいと思います。持続可能な厚生年金制度を実現するためには、公平な保険料負担と公平な支給が欠かせませんが、現状の保険料方式を取る限りは、上記①②の点に 対症療法的な対処ではなく、制度的な改善を加えなければならないところに来ていると考えます。	①厚生年金適用事業所の条件見直し(原則として法人事業所のみとし、個人事業所は適用外とする)。②法人事業所の登記時に、社会保険・労働保険加入手続を必須事項とする(ワンストップサービス化)。③違反時の事業主を現行の法人税法違反と同等程度に制裁されるようにする。 つまり、現状のように「登記後」会社からの届出によって社会保険・労働保険等に事業所として加入するのではなく、法人登記手続に連動して社会保険・雇用保険加入が行なわれる仕組み(ワンストップサービス)を指向すべきであると考えます。 経営基盤や社会的信用が一般に比較的弱い個人事業所については、希望した会社のみ任意で届出て加入できることとすればよいものと考えます。 また、現行の社会保険加入条件についても、法律にて加入条件を明確に規定し、それに明確に違反している場合は確実に告発・厳罰が課せられる仕組みが設定されるべきであります。 ルールの明確化と、違反発覚時のペナルティーの大幅な強化こそが、労働者にとっても事業所にとっても長い目で見れば必要であると考えます。	平成19年ごろに、いま言われている意味での年金記録問題についてはっきりと認識したと記憶しています。私の認識としては、当初は未統合の年金番号がオンライン上に大量に存在するというだけの問題と誤って認識していたため、長時間かかっても昔の台帳を確認しながら進めていけば、必ず解決できるものと楽観的に考えていました。その後、東京での旧台帳記録のWM未収録の事実や、平成14年当時に市の国民年金台帳が社会保険庁長官の指示で廃棄可能となっていたことを次々と知り、愕然とするとともに、短期間で解決できる問題などでは全くないと心を決めた次第です。	対応するお一人お一人のお客様に対して、相手のご都合が許す限りで徹底して氏名検索を行い、質問し、知る限りの従前の年金制度について詳細に説明を行なうよう以前にも増して心がけました。また、事業所が社会保険制度に加入してくれない等の相談についても、状況が許す限り懇切に対応するよう心がけ、実践しました。その結果、連日夜遅くまで残業する上に土日も(業務命令に加えて自主的に)頻繁に出勤することにはなりましたが、(あくまで私個人としては)全力で私にできる限りのことを行なった、と思っております。 今後も、微力を尽くして、職務により精励するのみであります。 この問題について振り返ってみたとき反省すべき点は、制度設計・事業運営等が真に被保険者や受給者のことを第一に思って設計されていたとは言えない点だと思っています。受給時のことを第一に考えて設計されているのであれば、そもそも国民年金創設時に厚生年金番号と国民年金番号をばらばらに管理するよう設定すべきではなく、仮にその時点では無理だったとしても昭和61年の制度改正時かその直後に基礎年金番号制度に当たるものが創設されていて然るべきです。また、年金受給者のことを思って制度を運営しているのであれば、国民年金の市町村保管台帳について(突合せもしないまま)廃棄許可を出す発想自体がありえないのではないか、と思います。せめて、なぜ市町村から社会保険庁へ台帳を引き上げて、念のため保管しておくという発想が出なかったのか。心底疑問に思いますし、残念です。 無論、グリーンピア等の年金保険料の無駄使いの問題もあります。 末端の職員が日々の職務をゆめおろそかにしてはならないように、制度運営に携わる方々も、制度の設計・運用・改善にあたって、決して「受給者・被保険者がそのような制度になっていることを知ったらどう思うか」という視点を忘れ去ってはいけないのだと思います。それが十分でなかったがゆえに、一人一人の職員が全力を尽くしていたとしても世間からほとんど評価されない蟻地獄の現状にはまってしまったのだと考えています。 我々年金行政に携わる者全員の反省すべき点として、上記の通り受給者・被保険者視点の不十分さを挙げさせていただき、かつ私自身の日々の自戒としたいと思います。
2054	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	すべての被保険者記録をコンピューターに登録する。それが終了した時点で記録の特定をする。	今までの社会保険行政の事務処理の誤りの噴出。	時代は変化しているのに旧態依然とした事務処理が続けられたことに対し非常に残念な気持ちです。自分としては、事務処理要領に従い事務を執ることしかできませんでした。現場職員の声が、上の方に届いていないことが問題だったと思います。
2055	地方庁	その他(社会保険事務所)	ほかの問題は知らない。	年金問題に対応する人数を増やし、より迅速に対応する。 紙台帳の記録を、できるだけ早くオンラインで確認できるようにする。 カセット記録になっているものを、即時オンラインで確認できるようにする。 (即時で保存記録を復旧できるようにする。)	基礎年金番号が導入される前、厚生年金保険制度では住所管理をしていなかったため、本人特定が難しく、一人に対し複数の記号番号が払い出されている事例が多数あったこと。それが今回の年金問題に繋がっていると認識している。また、当時の年金に対する関心の低さ、年金制度のわかりにくさから、一人が年金手帳を複数所持していたり、年金手帳を紛失していたりすることも、この年金問題の一因となっていると思う。 基礎年金番号が導入される頃に、このような問題が存在すると知った。	基礎年金番号制度が導入された当時より、年金手帳により確認できた手帳番号を極力基礎年金番号に登録するようにしていた。また、基礎年金番号付番時に同一人と思われる記録が出てきた場合は、本人や事業所等に確認し、安易に強制付番しないようにしていた。 基礎年金番号が導入された当時、もっとわかり易く周知すべきだったと思う。その頃から今のように対応していれば、記録確認がもっと容易にできていたはずである。
2056	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	過去の記録については、一件ずつ確認を行っていく以外方法はないと思います。 ただ、今後の問題として、事業所調査等が思うようにが進んでおらず、取得漏れ等の手続きの不備の発生が懸念されます。第2の年金記録問題を生まないよう対策が必要かと思います。	平成19年に発覚して以来、いろいろな対策が示され、その対応をを行ってきましたが、長期間に渡る記録管理の不備や記録の不適正処理といった様々な原因から発生しており、その解決は並大抵のものではないと感じていました。 ただし、時間はかかってもこれを解決しないで決して通り過ぎることのできない問題との認識をしていました。 いわゆる宙に浮いた年金5000万件といった。大きな問題であることは、ここ数年の報道等によって知りました。	混雑時の窓口相談や大規模な記録の確認補正の作業等は、最優先事案と考え、事務所全体としての対応を心掛けてきました。 また、戸別に確認が必要な作業は、手紙による連絡や時間を変えての電話などご本人との接触に心掛け、記録の確認に努めてきました。 反省点は主として、制度や管理体制の不備、責任感の欠如があげられると思います。
2057	地方庁	社会保険事務所課長級以上	報道されている事項以外、思いたりません。	職員が同じ意識レベルで年金記録問題の重大性を考えていかなければならないと思います。	古い時代からずっと持ち続けていかなければならない、記録の特殊性や制度の複雑性や全国民一人ひとりまでに広報できない事情等、国民の方々も年金に関心を高くもっておられないと理解も難しいし、普段の生活の中で年金のことを知ろうと考えておられる方は最近の情勢を除けば過去はそんなに多数ではないと思います。 年金の窓口相談のなかで、持参の国民年金手帳の納付記録と当所の記録がかなりの確率で異なっているのを体験した時に、こんなあり得ないことがあるんだと思いはじめたのが、平成14年あたりからだと思います。	記録問題がでるまでは、納付記録が異なると申し出られた方には、当所の記録もなく、本人から証拠を示していただかない限り訂正できない旨を丁寧に説明を行いました。現在は申し出られた方の申立を充分に聞き取り、状況的のおかしいと思われる点についてはわかりやすく説明を行い、それでも納得のいかない場合は照会申出書の提出、最終的には第三者委員会へと提出を案内していくことになります。 現時点での反省点は記録のおかしさを被保険者に指摘されることがありましたが、まさかそんなことになっているなんて組織の一人として恥ずかしい気持ちと申し訳ないと思ってます。今後記録問題に対しても丁寧に対処していきます。
2058	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	登録されていない記録を、一つでも多く基礎年金番号につなげるように努める。	現在または将来の生活にかかわる問題と思いました。 基礎年金番号が導入されたときです。	厚生年金の加入時に、基礎年金番号のわからない人や基礎年金番号のない人に対して、手帳をもっていないかどうかの確認に努めましたが、件数も多く個人情報ということで、会社の担当者から回答をもらうのも難しい面もあり、確認できない状態で進めることもありました。 基礎年金番号導入時に、もっと徹底をして、他に記録がないかどうかの調査および本人からの回答をもらうべきだったと思います。
2059	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		1件1件地道に解決していくしかないと思う	年金に結びつかない期間が存在するという被保険者にとって不利益を被る重要な問題で、基礎年金番号ができたときから疑問には思っていた	問題が発覚してからのお客様への対応や期間調査等の処理に一生懸命取り組んではきた根本的にずさんだったと思わざるを得ない制度発足時の管理は真剣さが見受けられないコンピューターに移行する際もチェック体制等慎重な対応が感じられない
2060	本庁	その他(本庁)	なし		当時の大臣が言っていたような短期間で解決できる問題ではないとの認識であった。知ったのはマスコミ紙上で騒がれてから。	年金記録は各人にとっては人生の縮図である。従って現在我々は壮大なテーマと対峙しているという認識が必要である。
2061	地方庁	その他(社会保険事務所)	昭和61年4月以前の被保険者記録(喪失被保険者ファイル)を補正処理した時の事跡がオンライン上には残らないので、保存期限が経過し、補正処理票を廃棄した後は、補正経過や補正前の記録がどうなっていたか全く分からない。 (昭和61年4月以降は、得喪等、入力した年月日、取り消した記録も表示されるので、事跡が残る。)	昭和61年4月以降と同様に、事跡が残るようなシステムに改善する。	手管理伜えの記載ミス、事業主等の届出誤り、オンラインシステム導入時の入力ミス、本人の届出もれなど、数々の誤りが積み重なった結果、生じた事態。 平成18年6月頃。	業務中、もれや誤りに気づいた場合、確認の上、統合・補正処理をすみやかに行い、少しでも本人の記録を結びつけ、正しいものとなるよう対応した。 年金を請求する際、過去の自分の記録を確認していると思うが、それでも受給者の記録訂正申し出が後をたたない。 もっと早い段階で、自分の記録を確認する機会があれば良かった。 また、加入(取得)した時に、自分の記録がどのように登録されたのか本人が直接確認できるシステムであれば良かった。(たとえば、現在の雇用保険被保険者証みたいに機械印字されたものが自分の手元に残るような形。) ひとり一枚となった健康保険証はあくまで健康保険の記録であるし、厚生年金の場合は事業主が従業員に通知、国民年金は被保険者本人自らが届出を行う必要があるので、社会保険に対する認識が浅いと分からないままとなってしまう。 もっと、制度の周知、保険者の積極的な通知(分かりやすいもので)に努めなければならない。
2062	地方庁	社会保険事務所課長級以上			無くさなければならない問題である。業務課に配属されたとき。	他に手帳の番号がないか確認しようとした。
2063	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	未だ残っている未統合の記録及び申し出があっている不突合の記録について、今後も職員全員で確認作業を行うべきである。	当初は、年金裁定時に記録を整備・統合すれば良いと思っていたところもあったが、これだけの件数、不備の記録があるとは思っていなかった。基礎年金番号が導入された平成9年1月時での事後フォローをもう少し、きちんとしていれば、もう少し良かったのではないかと思う。平成19年の記録問題がおきるまで、状況的に把握できていなかった。	本人として確認できた記録については、極力速やかに統合を行ってきたが、記録の誤り(得喪、報酬)については、誤りは少ないものと思っていた。第三者委員会でのあっせん決定について、疑問の点は多々あるが、お客様の申立てについては、記録の誤りがあり得ることも否定できないものとして、対応しなければならない。
2064	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	政府広報の充実が重要と思います。特別便、定期便を送付するだけでは反応されない方がまだまだたくさんみえると思います。	行政の怠慢で、あってはならないことだと思います。長妻大臣が国会で追及しだした頃から。	相談にみえた方の立場にたって、記録問題を真摯に受け止め親切丁寧な対応を心掛けました。記録の確認を年金請求時に行えばよいと考え、対応が後手後手になったこと。
2065	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	解決に向けては疑わしき方全員への接触が必要となります。被保険者から連絡等いただける場合は、誠実に対応することで解決に向かうことができますが、接触いただけない方に対してはこちらからアクションを起こさねばなりません。通知も出ておりますが、市区町村の保有する情報も最大限活用させていただき、電話での連絡、個別訪問等集中的に行うことが必要と考えます。	採用時、基礎年金番号の他に手番が多数あることがわかりましたが、裁定の際にきちんとご本人の基礎年金番号に統合されるものと思っていました。平成19年5月頃、報道された際に問題と認識しましたが、過去の記録について果たして解決に至るのか不安に思いました。	被保険者と直接接し、話していく中で一つずつ解決していくしかないと思いました。ただし人間の記憶には限界があり、その際に根拠となる書類等が残っていないこと、過去の書類等に読めない字がある等、現在のこのような状況を予測できずに至ったことは反省すべきと思います。今後においては、履歴・事跡を問わず、全て被保険者の記録に関して永久保存をし、将来、確認することがあっても説明可能な状態にしておくことが大切であると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2066	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金期間照会申出によるところ、本人の記憶している事業所名と、社会保険事務所が登録している登記簿謄本上の事業所名が相違していることが多々あり、本人の職歴が確認できない。また、本店による適用のため所在地所管では探しあてることができないなど、本人の記憶にたよっての年金履歴を確認することはむずかしい。	事業所名簿を社会保険事務所のみならず、税安や労基署や税務署などから、会社として登録された幅広い分野の資料をつくり、本店支店などの所在・会社の事業内容・所在地や従業員名簿などの事業所情報リストの作成ができ活用できたらいいなと考える。	消えた年金などといわれているが、基礎年金番号が設けられたさいの周知不足だと思う。もっとこの時大きくマスコミを使って統合の必要性を広報すべきであった。 職場をかえるたび新たな番号をとり手帳を紛失し資料もなく高齢になりうる覚えの職歴で照会しようやく自分の厚生年金加入期間を確認することとなるわけだが、本人に責任意識が全くないため、世間ではこのケースもひっくるめて消えた年金といっている。	基礎年金番号の記録内容に不足がある場合、未統合の年金番号の調査をし、当時勤務した事業所の社会保険の適用状況を確認していく。事業所名・氏名・生年月日を拡大したケースに置き換えて探し出すよう努力している。 土地と違い人間は動くわけで管理はむずかしい。全国様々な場所に移り住み、勤務し、年金を納めてきた記録およそ40年分を管理し続け、受給に結びつけるにしては、あまりに本人まかせの管理ではなかったか。 国民年金・厚生年金の重要性を学ぶべき機会は、納税義務と同様に、学生時代に身につけておきたい常識であると思うので学習題材に加えてほしい。
2067	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じておりません。	記録調査作業について調査熟練者を増やし問題を解消する。	国民に対し迷惑をかけている問題であると認識している。問題の存在時期は、年金記録問題が発生してからだと思うが、いつ頃かは定かではない。	自分の行っている仕事には直接関係のない業務であったが、事務局として記録問題の解消を掲げ取り組んでいたので、その指示に従い微少ながら該当者に対し電話確認調査等を行った。 反省点は、この問題にもっと早く気づき、組織として対応すべきであったと考えます。
2068	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	承知していません。	被保険者もしくは受給権者の方々からの申出内容を全て認めて、年金記録の訂正等を行うということが考えられるが、それが、必ずしも年金記録問題の解決につながるものとは思えないので、非効率と言われてしまえばその通りかもしれないが、現在、行っている本人もしくは遺族等への確認作業により、年金記録を特定するしかないのではないかと考える(よりよい方策が思いつかないというのが本音です。100%の解決となると、ある程度の割り切り(上記の申出内容を全て認める等)が必要となると考えるところです。)。	1人の被保険者であった方で、複数の手帳記号番号による年金記録を有していながら、受給している年金には1つの手帳記号番号による年金記録しか収録されていないので、正当な年金額での支給を受けていない方がいる。 基礎年金番号の導入時である平成9年1月前後。	1人で複数の手帳記号番号を有している方々へ調査票を送付して、その回答により、年金記録の統合を図ることを行った。 過去の年金記録の管理等については承知していないが、少なくとも、基礎年金番号の導入にあたり、年金記録の統合を図ることを想定して、調査票を送付したのであるから、その当時、もう少し、時間をかけて年金記録の確認を行っていれば、今よりはスムーズに確認等が行えたのではないかと考える。
2069	地方庁	社会保険事務所課長級以上	自分でも知っていないことの方が多く報道されており、全て披露されているものと思います。	現在、法令遵守が叫ばれ相当以上の規律は保たれていると思います。 ただし、今後の記録管理を考えると、外部委託や派遣等の活用は人件費の短期的な減少には効を奏すものの、長期的には職員の教育・育成がおろそかになり大変不安に思われる。現在行われている適用関係業務の集約化は最たる事例。健保証の発行遅延はもとより、決定通知書にいたっては、3週間以上、まして収録される内容にいたっては誤入力や誤送不が頻発している状況である。これでは直接事務所で入力処理できる直接入力の最大利点が失われております。機械化前の業務センターへ紙の届を進達し、外部業者が入力している構図にもどってしまいます。記録のひとつひとつは大変重要なものと再認識し、事務所で制度の理解できる者が存在すると	平成3年が4年ころ。報道にて適用事業所の偽装脱退の記事が出始めてからと思います。	報道されたことは、社員会員の資格にかかる偽装脱退や滞納事業所の代表における保険料利減免措置について行き過ぎた事例のみ。あまり問題があるとの認識は少なかった。苦境に陥った法人に対しての措置としては、ある程度当然の措置として、教わり引き継いできた経緯があります。いまとなっては法令上好ましくないものと理解しますが、実際に支払ったかも定かでない苦境事業主の将来の年金が確実に、他の保険料負担者から支出されていくのは、制度上今もって理解できない。
2070	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金加入している国民一人一人の協力が必要だと思います。	年金記録問題が発生してから知りました。	年金制度について学習し、特別便等の対応をできるようになった。 反省点としては、社会保険庁のずさんな記録管理。
2071	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	結局はお客様自信が納得いく年金記録ならなければ解決しないと思うので、本人の申し立てに基づいて証拠書類等なくても期間及び納付記録の訂正等を行う。(条件付～第三者へ申し立てを行う等、お客様自信が自分の記憶に自信を持っている方など)	年金記録問題が発覚するまで殆ど業務課(適用課)の経験がなかったため、オンライン上の記録が絶対であると認識しお客様と対応してきた。この年金記録問題は時間がかかっても整備し、信頼される制度にしなければいけないと思いました。	お客様の立場に立ち少ない情報からでも考えられる記録を調査し回答するよう心がけた。時代背景があったにしろ、当時のチェック体制や書類の扱い方(記入がザツ)等が悪かったと思う。現代は殆どがオンライン化しているが、書類管理は現在もあることから、同じことが繰り返されないよう過去を反省し今後生かしてまいりたいと考えます。
2072	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	基礎年金番号に統合されてない厚年手番や国年手番が存在することは認識していた。	通常の届出があった際に手番がないか確認するようにしたことがあるが、業務の処理が遅くなり、十分な対応はできなかった。
2073	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	現在行っている業務を年金記録を理解している熟練した職員を中心に、対応していくことが、早期の解決につながると考えます。 また、厚生年金等の記録は、マイクロ等に保存されている台帳とWM記録との全件突合を電算で行い、不突合内容のチエック部分の確認作業を行っていくことにより、当時の番号入力誤り等により生じた記録の整備がある程度確認 できると考えます。	国民の信頼を裏切ってしまった行為と考えています。 従前から、職歴が相違している場合は、WMの氏名検索により判明しないケースは、本人よりお勤めしていた友通等を確認し、調査をしていました。調査の結果判明した年金番号を調べるとWMに氏名が入ってなく、生年月日と資格記録等が入っていた記録を見つけ、昭和63年頃に年金給付課職員として、非常に調査に時間を要するため困っていた。 当時は、マイクロ索引もなく厚生年金の各事務所に記録照会等を行い記載されている職歴と相違があると大変だった記憶があり、上司にも相談し、上部に意見を上げてくれていたと考えています。	当時は、全国より庁にはシステム変更で意見が上がっているのではないかと考える。ただ残念なことには、昔は業務改善のためのシステム変更等については常に要望が出ていても出来ないとの回答であったと考える。 現在は、積極的にシステムの変更等を行い解決へ向けて積極的に対応がされていると考えます。 残念なことは、全体で考えると年金の窓口対応者等が時代の経過とともにWMの記録を信じ本人の記載している職歴調査が不十分な対応することにより、多数の多くの問題が生じたと考えています。 よって、所属の国民年金職員一同で旧台帳の本人照会調査等を出来る限り積極的に行ってきたと考えています。 しかし、年金を受けている方か既に死亡されていたり、高齢により記憶がないケースもあり何故もっと早くから対応していなかったかと反省しています。
2074	地方庁	その他(社会保険事務所)	930開放が進んでいない。	業務センターでの処理を迅速に行う。	本人の記憶のみに頼った部分があるのが問題と認識。	できるだけ本人様の立場に立って会社名を思い出していただける努力。 やはりどうしても会社名がわからない方には現在そうしているように会社名をこちらから教えあげれたらよかったと思われる。逆に現在はそうした対応ができているのでその部分の問題が減少したと思われる。
2075	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特には、ありません。	年金記録の回復に向けて、1件1件記録確認を行っていく。また、現状報告を国民に対して行う。	年金記録問題は、年金額に影響するために、かなり重要な問題になると思いました。このような問題が存在すると知ったのは、5年程前からです。	年金の窓口業務を行っていたため、記録の補正処理にあたっていました。 なにしろ膨大な記録のため、保管の方法に問題があったのではないかと思います。また、WMに記録を移す作業方法にも、問題があったと思います。
2076	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		速やかに記録確認調査を完了させること。 日本年金機構の機能と役割を確立し、国民の信頼を得、安定した年金行政を築くこと。	新聞やテレビの報道のようなずさんな管理が全国で行われているなどとは、信じ難がたかった。この問題がクローズアップされて、認識するようになった。	とにかくお客様の信頼を取り戻せるよう、これまで以上に親切・丁寧な応対に勤め、お客様の不信感を取り去るように努力した。 基礎年金番号の導入時等に、もっと積極的に記録の統合を進めるべきであった。また、過去のデータ・オンライン化の際の、確認行為を正確・丁寧に行うべきであったし、オンライン化と同時に個人情報保護規程を確立しておくべきであった。
2077	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思い当たりません。		年金記録問題については、大きな問題と捉えていましたが、当初は膨大な件数に及ぶとは思っておりませんでした。 年金記録問題は、問題として扱われる前に期間照会等で記録が見つからない、納付したはずの記録が抜けている等の申し出を受けたことはありました。また複数の番号を統合する業務を行っていました。これが、消えた年金とつながるかは、わかりませんが平常業務の中で当然に扱っていました。 年金問題として大きな問題となってからは、社会保険の最重要課題ととらえ、業務を行ってきました。	年金問題については、被保険者、受給者にとって大きな問題ですので、真摯に対応するよう心がけました。また、窓口等では制度についても理解をしてもらおうとわかりやすく説明するよう対応しようとしました。 反省点としては、やはり定期的に記録の突合等を行って該当者に周知しておく必要があったのではないでしょうか。また、自分でも厚生年金に入っていたかどうかあやふやだった方もたくさんおられました。こんな方たちにはなんらかの形で年金制度の周知ができていれば事前に記録確認を促すことができたのではないでしょうか。 また、現時点については、問題発覚時に体制をもっと強化していれば、もっと余裕をもって、回答や窓口対応ができたのではないでしょうか。
2078	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2079	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られていない問題については、存じ上げません。	年金記録問題の解決は容易ではないと思いますが、常に真摯に問題に向かい解決を図っていくことが必要であると思います。その上で、記録問題の解決を図るには人海戦術的に大量の人員を投入することも必要かと思いますが、過去の業務処理、事務取扱い、実際に行っていた事務処理方法等、を熟知した職員、あるいはOBを積極的に登用し、そのノウハウを活用することがいいと思います。また、国民年金の記録問題においては、平成13年度までは区市町村での収納が大半であったことから、区市町村の国民年金事務に携わっていた職員、OBの方に当時の事務処理、事務取扱い等について、広く意見、あるいは当時の状況などを聴き取ることも必要か	平成16年度から、免除問題、そして年金記録問題が続きましたが、年金記録問題については、当時はレアなケースと思っていました。その後、いろいろな問題が出てくることにより、早急に解決を図らなければならないものと認識しております。厚生年金保険については、あまり詳しくはなかったので、どのようなところに問題点があったのはわかりません。国民年金については、13年度以前の事務処理については社会保険事務所(国)と区市町村が保険料の収納を行い、収納記録もそれぞれ持っていたため、齟齬が生じる下地があったと感じています。また、いわゆる年金記録問題が存在することを知ったのは、報道等がされてきたときです。	年金記録問題の解決に向けて、早急に解決を図ることが必要と感じていました。事務局としての年金記録問題の解決に向けた対応には、積極的に参加をしていきました。現時点での反省点については、思い浮かびませんが、加熱するマスコミ報道等に対して、真摯な姿勢で説明し理解を求めていくことが必要と思います。
2080	地方庁	その他(社会保険事務局)	無し	現在各県単位において厚年期間の資格照会作業を行っていますが、これを全国で一箇所に統一するべきです。せめて各ブロックにてまとめ対処するべきだと考えます。 厚年記録というものは一つの年金番号に複数の事業所の記録が存在しるケースがほとんどです。その全てが一つの県での事業所記録であれば、さほど難しくないかも知れませんが、大半は様々な都道府県の事業所記録が絡んでいるケースがそれを占めます。 年金記録の確認作業において、自県の事業所情報には詳しくとも、他県の事業所情報には疎いという方が大半ではないでしょうか？ 最近、全国版の事業所名簿システムが導入されましたが、その使い勝手の悪さ、事業所情報を理解するためのデータ不足感は否めません。今後もバージョンアップするのかも知れませんが、現状では他県の事業所調査をするのには不安を覚えます。 そのような面からも期間限定でもかまわないので、各県の資格照会のスペシャリストたち及び、各県のデータを一箇所にまとめ事態解決に努めるべきだと思います。照会業務を一箇所にまとめる事により、よりスピードアップすることは間違いないでしょうし、調査により様々な問題等が発生しても基本的にはその部署にて解決まで行えるので、事務所にて受付をした職員も流れが掴みやすいのでは無いかと思います。	我々社会保険職員はもちろんの事、しいては国の社会保険の存在意義が問われる大変重い問題であると思っていました。 5年ほど前から資格照会の業務を行ってきましたが、その時は全体がここまで大きなものであるとは思っていませんでした。全体でこれほどまでの事だったと知ったのはこの問題が大きくクローズアップされた2年前からです。	ちょうど資格照会の業務を行っていましたので、まずはとにかく毎日大量に送られてくる調査内容を正確に調査する他無いと考え、土日、また夜遅くまで業務に携わってきたつもりです。また、業務量を効率良くなすためにどのような工夫が必要なのかをいつも考え実行してきました。 現時点でのこの問題についての反省点は、2年前にこの問題がクローズアップされた時に今後起こる事が少し考えれば想定できたにもかかわらず、その対処ができなかった事です。社会保険庁、各事務局、各事務所が総力を挙げ、その時、特別のチーム等を設け、対処できていれば現在の様な後手後手に回るような体制にはまだならなかったように思えます。
2081	地方庁	その他(社会保険事務所)		増員	6.7年前に記録を担当している同僚が、あまりきちんと整理されていない部分がある、と話していたことや、5.6年前国民年金を担当した時、領収書をお持ちの方が年金記録に反映されていない人の対応をした時。	その時にはそれは一部の問題だと思っていた。今にして思えば、深く掘り下げて、他にもないのか、本当に一部なのかと考え、他の職員と情報をやり取りすべきであったと思う。 また、社会保険職員には記録＝お金という認識が不足していたと思う。
2082	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		採用され仕事に就いたとき。	機械化移行時に台帳すべての突合を怠ったことが問題。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2083	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題についてすでに広報されている内容以外は分かりません。	特になし。	以前より年金裁定請求相談の際に職歴等の確認する際に本人確認をしていたが、年金手帳を保持していない、高齢の為職歴の記憶が曖昧であるため、記録に結びつかないケースが多々見受けられた。 また、偽名で就労しているケースや氏名の読み誤り、生年月日相違等もあり、最終的には年金請求時に記録が修正ができれば本人に不利益がないとの判断で受身の態勢であったと認識していた。 基礎年金番号導入後も相変わらず、重複付番や記録不整合が解消されず常に事故処理に追われていた。 年金記録問題が浮上する以前から記録管理については危惧していた。	年金特別便等の対応については全職員体制で取り組みをした。直接窓口にてお客様の相談を受ける機会が多く、苦情や年金問題以外のパッシングが多く寄せられた。年金問題業務を第一優先としたため、通常業務も平行しての処理になったため、職員のサービス残業や休日の自主出勤を強いている状況にが続いている。早急に解決しなければならない問題だと思うが、解決するまで相当な期間を要することと考えます。
2084	地方庁	社会保険事務所課長級以上			今となっては社会保険庁組織全体の問題と思っていますが、大量な記録が不整備であることを問題化、公表をせず、長年に渡り放置していた本庁の関係者の責任は大きいと思います。 自分はこの問題が起きるまで、社会保険庁が管理している記録は絶対的なものと信じていました。	とにかく顧券されました。 来客数、照会者数に対応する職員数の少なさ、年金受給者からの幅広い照会に対する模範解答の提示がなく、回答方法に苦慮したこと、年金受給者にとってはわかりづらい(誤解しやすい)内容の「ねんきん特別便」だったこと、すべてにおいて頭を下げっぱなしでした。 自分にできるかぎりですが、照会回答業務の遅延解消のために毎週休日出勤をして精神誠意対応したと思っています。
2085	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	ありません。	年金記録問題とは「年金をうけるようになったときに記録の未統合があるのを見落としたまま、少ない期間で年金を決定されてしまう事象。」と認識していました。社会保険事務所のお役所体質では、各種手続きは「申請主義」とされているために、年金相談窓口で、請求者が申出ないと未統合の記録を発見する可能性が少なかったのだと思う。 また、年金制度の周知がたりなかったのか、手書の払出を手作業でやっていたせいか、転職などでいくつもの番号を払出されている人が多くあるが、機械化(オンライン化)への移行時に、突貫工事したかのような作業で移行されたので、記録の正確さが不十分なまま、もとの紙台帳を廃棄されてしまったこと。 未統合の記録の存在や、マイクロとWM記録の相違と、記録変更の履歴をWMでみれない届書がある状況については、仕事をする上でかなり不便を感じて危惧していましたが、年金記録問題という言葉を知ったのは、テレビやニュースで取りざたされるようになってからです。	「申請主義」の体質で、相手が自発的に申出ない限り、本人のものと認めないのではなく、もちろん同姓同名の成りすましを防ぎつつも、考えうる限りのケース想定して、親身に相談に対応するようにしました。 現時点でみた場合にこの問題についての反省点 年金制度開始時の手作業の紙台帳に氏名のフリガナを記入しなかったこと。 また、当時記入した職員が、読みにくい氏名にはフリガナを打つなどの気配りができないひとであったこと。 数字のくせ字や漢字の草書体を禁止するなどのルールをしかなかったこと。 機械化するときに、カタカナしか入力できないプログラムであったこと。 紙台帳には漢字しかないのに、機械化するときにカタカナしか入力できないので適当に入力するなど、読み方がわからない氏名や数字について確認を怠ったこと。 基礎年金番号導入時に統合勧奨などが不十分であったこと。 氏名検索機能が外国人の検索に使えないこと。「一」がうまく反応しない。 20歳をまたいで、基礎番の2重払出がいまでもおあること。 無戸籍児童やホームレス問題への対策。 法律ルールを守らないモンスター国民に対しては、厳しい態度で接すればいいと思う。
2086	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	重要な問題なので多少時間はかかっても適切に対応するやり方が良いかと思います。	深刻な問題だと認識しておりました。知った時期はマスコミ等で取り上げられたあたりだと思います。	職員全員で取組むべき問題だと思いました。反省点としては、職員一人一人の意識が薄かったのだと思います。
2087	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上			マスコミで取り上げられたことで、年金記録問題の存在を知りました。私は基礎年金番号導入後の平成9年4月に採用されました。当時、社会保険事務所に勤務しておりましたが、その事務所では、基礎年金番号以外に手帳番号をもっていることが窓口や電話で分かった場合には、ご本人に統合する必要があるため、事務所に年金手帳を持ってくるよう説明し、統合をすすめておりました。また、年金給付課に配属されたときも、氏名検索し、本人のものと疑われるものについては、必ず確認するよう行っていました。もちろん、ご本人に職歴確認も必ず行っておりました。このように、当時、私は社会保険事務所では、きちんと対応を行っているという認識でした。その後、年金問題が発覚したわけですが、そのときはかなりの衝撃をうけたのはいうまでもありません。①オンライン記録に、氏名等がきちんと収録されていないものが莫大あるということ②社会保険庁の方針として、年金給付の請求時に記録を統合するものとしていたこと③未統合記録が5000万件も存在すること、などです。私は①、②、③の1つも知らなかったわけですから、もし社会保険庁の中にこれを知っていて放置していた人がいるのなら、許せない気持ちでいっぱいです。②については、周知のことであったのでしょうが、人の記憶の不確実性から考えると、とうてい納得できません。また①については、オンライン記録が正しく収録されていないことを知っていて放置していたのなら、許されることではありません。多くの問題を知りながら、目をつぶっていた人がいたとは考えたくはありませんが、社会保険庁、業務センターの方は全く知らなかったのかを教えていただきたいと思います。年金は長い歴史とともに、紙と万年筆の時代から存在することを考えた	ねんきん特別便の記録照会の回答のために、事務を集約している事務所に支援に行ったり、氏名の収録を行ったりしました。年金法は改正改正をくりかえしてますし、当時のことを調べるのにかなり時間がかかります。加えて、恩給、共済などもからみます。個々の事務所や業務センターがもっている知識がばらばらで、時間の無駄も多いと思います。個々の知識を集結させ、きちんと整理したものがあると時間が短縮できてよいと思います。これまで、社会保険の体質として、年金のエキスパートを養成してこなかったのも間違っていると思います。年金記録問題については、一つ一つ確実に解決し、国民から年金の信頼を回復しなければなりません。また、問題意識を持ち、問題を提起しながら、目をつぶることなく解決に向けて努力する以外ないと思います。
2088	地方庁	その他(社会保険事務局)	共済組合については、加入期間確認だけで、記録の統合できる返信するものがない。よって、共済組合加入中の被保険者で、過去に手帳年金番号もっている人は、基礎年金番号に統合できない(手帳を持って社会保険事務所に行くしかない)	社会保険事務所での調査を受付せず、すべて第三者委員会で処理すれば 、回答に誰もが、納得してくれのではないでしょうか。	基礎年金番号の統合漏れなので、すぐに解決すると思っていた。 問題が、存在することを知ったのは、最近です。	年金記録問題を起こってからは、記録統合するように心がけるになった。 この問題については、今のそうですが、基礎年金番号の課が存在しない。厚年と国年の間である基礎年金は、処理の「なすりあい」によくなり処理がきちんとされない場合である。
2089	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じ上げません。	今後の記録整備において、専門知識をもつ職員の育成に努め、慎重に対応していくことが望まれると思います。 また、整備においては、処理経過がWM上でどこでもわかるようにすべきだと思います。 全国の事業所検索のシステムにおいては、今以上に使い勝手のよい、システムに改善していくことがのぞまれるとおもいます。 また、記録問題に関しては、窓口や電話での対応により、お客様に与える印象が変わってきますので、接遇の知識の習得について、今まで以上に職場全体として取り組むべきであると思います。	記録収録の際の確認不足や何かの事故により、収録がもれてしまっている記録のことであると認識していました。 問題の存在を知ったのは、20年5月頃です。	記録管理係に所属していましたので、一つずつの記録に対して真摯に向き合い丁寧に調査をし、整備をしてまいりました。 この年金記録問題についての反省点としては、年金裁定時において、丁寧な対応と、適切な処理方法が不十分であったと思われます。 また、システム上の整備がとても遅れていたことも原因であると思われ、反省すべき点であると思います。 長期的な視野に立ち、システムを整備していくこと、職員を育成していくことを今後の課題としていくべきだと思います。
2090	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	職員の残業代を、もっと支給するべきだと思います。月に11時間分しか全額支給されないという現在の仕組みは、少し低いのではないかと思います。 残業代の上限が低いため、斜り切って早く帰る職員がいます。その一方で毎月膨大な量のサービス残業をしている職員も多くいます。(早く帰る職員がさぼっているという意味ではなく、その方達も勤務時間中は真剣に業務をしています。) 残業代がもっと支給されるなら、職員のモチベーションも上がり、山積した書類を前に早々に退庁する職員も減り、年金記録問題の進展に効果があると思います。	社会保険職場が長年に亘って蓄積してきた負の遺産であり、制度や職場の構造など、様々な理由に依拠した非常に根の深い問題だと認識しています。 その問題の片鱗に気づいたのは、社会保険事務所で期間照会業務に携わっていた時に、被保険者の氏名のフリガナが、常識では考えられない読み方でWMに収録されていたのを発見した時です。	誤った記録を発見した時は、与えられた業務の範囲内で記録の補正を行いました。また、ねんきん特別便発送後に窓口が大混乱した時は、積極的に窓口対応の応援を行いました。 反省点としては、現在のねんきん定期便と同様の物を、記録問題が発覚する前のもっと早い段階で送付しておくべきだったと思います。そして、じっくりと腰を据えて記録を回復させていくべきだったと思います。
2091	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2092	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	現在問題となっている事象以外のものは知りません。	一刻も早く、正しい記録となるように確認作業を急ぐべきであると考える。	基礎年金番号に未統合の記録があることは承知していた。 平成9年1月1日から基礎年金番号となったが、年金相談に来庁されるお客さまでも統合されていないお客さまがいることは年金相談員から聞いて知っていた。潜在的な未統合はかなりあるとは思っていましたが、最終的に年金請求時に職歴を確認し、調査統合するので強くは問題意識と捕らえていなかった。	東郷問題は年金請求時で対応加能であると考えていた。 今での反省は、確実な統合を進めていれば、窓口での相談時間も短縮でき、社会保険の信頼も落とさずにすんだ、また、社会保険庁解体とまではならなかったと反省している。
2093	地方庁	地方社会保険事務局長	特になし。	お客様の立場にたって、平常の業務を縮小し、全国統一的なマニュアル等に基づき、公平・公正に対処していくことが必要である。 体制等を考えると、ある程度の時間を費やしても、地道に取り組んでいくことが賢明ではないかと思っている。 なお、非常勤職員を大幅に確保するにしても、管理・指導等を行える職員が限られている現状から、短期間に整備を完了することは難しいのではないかと思っている。	被保険者の皆さんの大切な年金加入記録で、長年に渡り保管しなければいけない、膨大な記録である。 年金制度の見直し等による記録管理内容の変遷等があるもので、かつ、当時の登録・管理の媒体・技術に応じて保管してきたが、限られた予算・職員で最大限の対応をしていたものと思っていた。 最終的には、年金請求時に本人の履歴等に基づき、年金記録を確認し、複数の記録が判明すれば、記録を統合するなどの処理を行うことで、可能な限りのフォローがなされていたと思っていた。	①年金手帳を複数持っている方は、年金請求をする前に、できるだけ記録を統合すること。②ひとつの年金手帳を生涯使い続けて、再就職時などの歳は事業主にそれを提示すること。③ある程度の年齢になったら、自分の年金記録を確認することなど、被保険者の皆さんに根気強く説明・広報する。 市町村や事業主等を通じた、年金の制度・仕組み等の説明・広報を意識してきた。 これまで、基礎年金番号の導入や、年金請求のターンアラウド方式・納付証明書の交付等々、可能な範囲で記録管理の充実に向けて努力してきたと思っているが、直面する現実にとらわれていたことを反省する。(年金制度の導入時からの歴史、技術、経費、職員数等を考えれば、管理
2094	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	行政で保有している紙やマイクロの納付記録等のデータを、早急に整備していくこと。 社会保険事務所に専門の担当課を置くことも必要ではないでしょうか。	国民年金納付記録の漏れは、社会保険庁の入力ミスや、市町村からの報告漏れなどが原因の数少ないミスだと考えていました。 未統合の厚生年金手番があることについては、複数の手帳を所持している方が多数いらっしゃり、また、御自分の職歴にもかかわらず記憶にない方もおり、一本化されていない方は多数いらっしゃるであろうと感じました。 標準報酬等については、事業所からの届出には誤りや漏れはあるだろうと考えていました。 大きな問題となる数年前に感じていました。	年金手帳番号の安易な払い出しはしないよう気をつけ、疑重複番号の確認を慎重に行いました。 職歴の記憶があいまいな方にも思い出していただけるように努力しました。 手帳を複数持っている方については、ご本人が手帳さえなくさなければ年金請求時に統合できるといった職員の油断も、統合処理が遅れた原因のひとつではないかと反省します。
2095	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げません。	人手や時間はかかると思いますが、1つ1つの記録を確認していくしかないと考えています。それには自ら考えることのできる能力や知識を持っている職員等が必要であると思います。	「年金記録問題」と聞いても初めは何のことかはわかりませんでした。ねんきん特別便を全国規模で送付を開始すると知った時に年金記録問題と知りえたことで、年金保険料の横領等がその一部かなと思っていた程度の認識です。台帳等のもれや誤り、機械登録時のもれや誤り、統合されていない手番の年金の迷子を知ったのはその後です。	1つ1つを記録確認に結び付けていくことが大切です。1つの案件にたくさんの時間がかかろうともやっていくしかないと思います。 反省かどうかはわかりませんが、日本国の年金に対する認識の低さから問題になったものだと思われます。当時の国民の年金に対する関心がなかったのも事実で、ここ何年かで関心が急激に高まり今の状態に至っているものと思います。
2096	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在、報道されていること以外に知っていることはありません。		年金記録問題については強く意識していませんでした。	年金法の目的(年金給付)を意識し日々業務を行うことが必要であったと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2097	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無いと思います。	機械的に年金記録に関する知識の無い、委託業者に任せるのでは無く、専門知識の有る職員等による、地道な手作業しか無いと思います。	現在のようなコンピュータも無い昭和19年からの記録。戦争による空襲や台風等の災害で社会保険事務所が被害を受けた事もあったと思います。そんな時代に、どのような方法で記録の確認ができるのか、想像もつきません。 コンピュータが導入されて以降は業務取扱いの不備。氏名検索で本人のものと思われる他手番が出てきても、事業所名すら提示できない、業務取扱いを続けた結果、生じたものであると思います。 ただし、全く放置していた訳ではありません。平成9年の基礎年金番号制度導入時に、過去の年金加入記録の確認をしていただくため、基礎年金番号通知書に他の年金手帳の有無を確認する、返信ハガキを添付し、有ると回答された方に記録照会票を送付して、調査・記録の統合に勤	すべてにおいて、相手の話をよく話を聞き、相手の立場にたった相談をするよう、年金記録問題以前から、取り組んできたと考えています。 ただし、法律と業務取扱いを逸脱することはできないので、その狭間で過去に社会保険庁に対して、意見できなかった事は残念です。
2098	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	昔の台帳が不完全である以上、完全な解決は不可能だと思います。 あとは、どこで決着をつけるか。	ごく一部の方の問題だと思っていました。 問題の詳細については、新聞の報道、インターネット等により情報を得ていました。	実際のところ、年金請求時に受給権者が窓口に来所され、その窓口でしか自分自身の年金記録を確認することができなかった。 定期便のように、逐一自分の年金記録を確認できれば、漏れや誤りの数も少なくなるでしょう。 ただ、お客様の話しを伺うと、昔の社会保険事務所の窓口はとても横柄で、自分の記録について相談したくてもできなかった、ということをよく聞きました。いくらシステムを充実させても、窓口の対応ひとつで全く意味を成さなくなることをよく理解しておかないといけないと思います。
2099	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	全てにおいて、人材不足と思われます。パイトや派遣社員の増員をいくらおこなっても専門知識のある職員が育ち記録整備や再裁定に従事するようにならなければ、一連の事務処理の迅速化には、限界があると思います。特に船員保険の記録が不備であったとき、三共済の記録に問題があった時の業務センターの回答は、非常に遅く、再裁定以前の記録整備の問題であるため、社会保険事務所の窓口としては、受給者に対する説明に苦慮させられているところです。	年金記録問題を知ったのは、報道があった時で、報道のあった当初、最終的には裁定請求時に記録の確認を行い整備する取扱いとなっており、社会保険事務所の窓口では、忠実にその取扱いをおこなっているものと認識していたため、問題にならないと思っていました。しかし、氏名・生年月日のWMと厚生年金被保険者名簿との突合作業が始まり、WM上の記録がこれほど適当に入力されていたことに愕然としました。コンピュータへの入力時にミスが出るのは当然のこととととらえて、そのミスを最小限に止めるための入力チェックが当時甘かったのと、入力をパンチャーに指示する指示の出し方がいいかげんだったことが、この問題を引き起こしたのだと思いました。	すでに記録が見つかったお客様に対しては、迅速に記録整備、再裁定がおこなえるよう、書類の受付から各担当課への回付を当日中におこなうことを心がけました。また、窓口でお客様に対しては、できるだけ丁寧に説明をおこなうことを心がけ、国民年金の納付記録が過去に未納となっているお客様などについては、手帳番号払出簿を見せる等して、理解を得られるよう対応しました。 強化するべき部署に増員をおこなうことなどのことが、全て後手後手になっているような気がします。処理が滞留し悲鳴をあげている年金記録関係部署に早急に知識を持った職員の増員をするなど対応していれば、現在の状況よりは少しマシだったかもしれません。
2100	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		採用前から報道で知っていた。 実際入ってみて、この問題を全て解決するのはかなり困難だとわかった。	現在のように、受給前から定期便等で自分の記録等を確認出来るシステムがあればよかったのではないかと思う。そもそも、問題があっても受給するときに直せばいいという考えが間違いだったのではないか。 現在の配属先では、なかなか直接記録問題に絡む仕事は少ないが、適正な審査・処理を心がけていくことで、新たな問題発生を防ぐことにはなっていると思う。
2101	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	「記録が消えていると言われた方全てに対して、証拠があるなしに関わらず訂正し年金を支払えば良い。これで、年金記録が治まるのなら安いものだ。」とのテレビ映像を見たことがありますが、社会保険職場にいる者としては、問答に訂正をすることはおかしく、何かの証拠を持って行なうのが筋だと思います。 最近の救済のための法令や取扱の変更を含め、個人でしっかり管理している者が損をしているようにさえ感じます。 過去の記録については、既にその時その時で修正が掛けられており、それを遡って元台帳と突合せを行なった場合、どれが正しいものか分からないものも多数生じると思います。 年金請求時には請求書を記入されたわけで、本人の確認行為は成されているものとも思います。しかし、国民の皆様にご協力を頂き、再度全ての記録内容事項について確認いただくことは必要なことだと思います。その確認によって疑問を感じられた方について、再確認を行なうべきだと思います。	確かに被保険者ファイルの収録時における入力誤りによる問題も生じていますが、当時は、被保険者一人ひとりがきちんと手帳を管理し、制度間の移動の手続き、氏名変更等決められ事を行なっていたならば、漏れなかった事例も多数あるものと思っていました。 19年6月頃に、マスメディアにより知りました。	記録問題としてのお客様でない方にも、窓口相談時において記録の漏れ等について確認を頂く様に努めました。 社会保険庁における誤りとして多いのは、結果的に、中央における機械化への移行の際の確認漏れ、基礎番号導入時の被保険者側への他手番照会の回収不足であったように思います。 また、(8)に記入した被保険者自身の番号の扱いがおろそかであったこともあろうと思います。
2102	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	専門的な知識を持った人の数が絶対的に不足しています。人の数を単に増やしても効果はありません。経験が豊富な職員が辞めていかないような方策が必要だと思います。	制度設計を行う立場、事務に携わる立場、国民、それぞれの立場の者に想像力、責任が欠如していることにより発生している問題だと思います。ただし、そのなかでも制度を複雑にし、国民にわかりにくくさせていることと、記録管理を軽く捉えて事務を行っていたことは一番問題視されることと思います。 問題の存在については、年金給付の事務にたずさわった時期(平成9年)ころに知りました。	記録を管理する責任を重く捉えて、国民の方にわかりやすく説明を行いながら対応しました。 この問題の反省点としては、加入から支払いまでの一連の流れの中で、ひとつのものごとが、後々にまでその影響をあたえつづけるということについての想像力が欠如していた点が上げられると思います。ひとつの事務処理がその後どのような事態を招くかということについての想像力があれば、その責任の重さを痛感し、責任ある事務処理を行うことにつながると思います。
2103	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		年金機構において、集中的に解決に取り組むため、本省年金局が的確な指示を行い、進捗管理を徹底する。	19年又頃。	
2104	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		年金制度ごとに「年金手帳記号番号」が異なっており、年金裁定や年金相談等において不便があることは、社会保険庁の職員であれば当然知っていました。そのために、平成9年1月に「基礎年金番号」を導入し、一つの番号に記録を集約しようとしたが、被保険者からの申し出に基づき、手番統合処理を行うこととしていたため、申し出をしてこない方については、当面は複数の番号(基礎年番と手番の両方)を持つことも、庁の職員であれば知らない者はいないと思います。 ただし、これらの方については、「58歳通知」及び「裁定請求書の事前通知(ターンアラウンド)」において、年金加入記録をお知らせし、加入記録に漏れが無いかを確認していただいた上で、年金裁定を行うこととしていたため、その時点で記録は統合されるという認識でした。そのため、これ程大きな問題になるとは思っていませんでした。	基礎年金番号以外に年金手帳記号番号を持っていると思われる方に、お知らせをした結果、800万件位未回答であるということは聞いていました。 また、これらの方々に対し、再度お知らせをするべきということで、予算要求をしようとしたが、費用対効果の関係で実現できなかったと聞いた記憶がある。 いずれにしても、未回答の方については、(8)に記述したとおり、年金裁定前には、58歳通知等により記録の確認をしていただくこととしていたため、記録の漏れが生じることはないという認識でいました。 この考えが甘かったというのが、現時点での反省点です。「お客様は自分の年金なので、記録に漏れがあれば、当然申し出をしてくるだろう」「社会保険事務所も年金裁定の際には、充分に調査をするため、記録の漏れが生じることは無いだろう」との認識でいたため、既裁定者にこれ程の記録漏れが生じているとは思っていませんでした。やはり、基礎年金番号導入時にもっときちんとした対応が必要だったと思います。 年金受給で不利益を被ったお客様には大変申し訳ないというのが偽らざる気持ちです。
2105	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在、外注業者や賃金等を雇用して取り組んでいるが、一番大事はのは職員の対応ではないかと思う。事業を縮小して記録整理を最優先としながらも、現場では職員がどんどん削減されるなかで事業所の保険料収納対策、国民年金強制徴収の取り組み、未適用事業所の適用促進、事業所調査など記録整理以外のこともやっている現状である。これでは結局記録整理に専念できていない状況にある。本当に早期に解消するのであればもっともっと事業を縮小して記録整理だけに専念できる状況をつくることが必要と思う。職員も体がもたない。	とても大事な問題で少しでも早く整理が必要と認識している。 平成9年の基礎年金番号が導入されたときに記録の整理ができていない者がでるだろうと思った。	お客様との対応で年金番号を複数もっている者がいれば、できるだけ早期に記録の整理が必要であることを説明した。最終的には本人からの届出が必要であることから、基礎年金番号が重要であることを広める広報が十分ではなかったのではないかと思う。
2106	地方庁	その他(社会保険事務局)	思い当たりません。	基本的に現在の方策(紙台帳との照合等)を着実に進めていくしかないと考えます。地道かもしれませんが、長期的な視点で照合方法を確立し進めるべきだと思います。 また、厚生年金においては、事業主側の責任を明確にし、世間に問うべきだと考えます。	いわゆる「宙に浮いた5000万件」については基礎年金番号制度導入以降、積極的に解決をしていないものであり、不適正なものとは捉えていませんでした。 問題として認識したのは、オンラインに収録されていない記録があることが報道された時です。	相談にこられるお客様に対して、誠意ある対応と調査を意識していました。反省点は社保庁として、お客様への各種通知に誤りがあったり、整理を完了していない状態で送付したりといった手段が反省点だと思います。
2107	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません		年金記録問題の直接の要因となる業務を行う部署に在籍していたことがないので、当時は問題として認識することがありませんでした。 年金記録問題が存在することを知ったのは、この問題が世間で取りざたされた時期に知りました。 ただ、年金記録の管理に関してはよく言われるとおり、請求主義という意識が根底にあり、年金手帳番号はご自身の責任で管理されているもの、仮に年金手帳番号がなくなっても年金請求時に、氏名、生年月日、勤務先などの記憶から記録の統合が可能なものと漠然と考えていました。	前述のとおり、年金請求時に記録を整備すれば問題ないという認識でした。 コンピュータや紙台帳に記録されている年金記録は正しいものという思い込み、ご自身の職歴などを忘れるはずがないという思い込みがありました。 年金記録が見つけられずに、年金受給資格を満たせない人や、年金額が減額となる人のことを考え、常に年金記録を正しく管理しなければならないという意識が足りなかったのだと思います。
2108	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	申立のあったお客様からの1件ずつを地道に調査して回答すること。	お客様の大切な年金記録管理の認識の甘さ。 国民年金の不正免除問題が出始めた頃。	1件ずつ地道に調査する。 お客様の年金記録管理の大切さの認識不足が反省点。
2109	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	知りません。	現時点で公表されている全ての対策。	5，000万件が公表された頃。	記録の杜撰な管理。
2110	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	回答ができません。	年金制度は、第二次世界大戦中から始まっており、厚生年金については昭和61年以前は、手作業により仕事をしてきました。 以前の年金番号払出簿には、悪業のため読みずらかったり長年の使用で汚損・毀損となっているものもあります。 厚生年金については、被保険者原票を切り取り本庁に進達しており、非常に入力しずらい物もあったかと思います。地方としては本庁に進達したものについては、コンピューターに入力されているものとの認識であったと思います。 いずれにせよ、今回のマスコミ報道があるまで、私自身は、コンピューターにすべての記録が反映しているものと思っておりました。 また、一人のお客様が、いくつもの年金手帳を持っておられ、以前は重複取消届で処理しておりましたが、私自身は、最高10冊の手帳を一本化したこともあります。今のように国民の方々が年金に関心があればそういったこともなかったかと思いますが、、、	私自身、年金記録問題が表面化したあと、窓口で多くのお客様に対応してまいりました。中には、ご本人の勘違いでありえない国民年金の納入を申し立てられる方も多くおられました。そういった方には、年金番号払出簿(原本)を提示し番号払出の前2年間以前の納入はありえない旨、詳しくお話しできるだけ納得をいただきました。 また、以前の記録が明らかに誤りがあったものについては、その場で修正等行いました。 現時点での反省点としては、コンピューターの記録は正しいものとの認識が強すぎたことがあります。年金の請求時、本人に年金記録を確認していただくわけですが、氏名検索をして出てこない場合、それ以外記録はないとの認識であったと思います。もちろん本人が、記録もれの申立をされれば記録を探しましたが、本人の申立がない場合氏名検索で判明しない物はないのだと思っていたことがあげられます。 現在は、記録問題以降コンピューターに多くの記録が追加され対応しておりますが、年金受給者には、高齢の方も多くすべての方に本来の年金をお支払いすべく頑張りたいと考えております。
2111	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成19年頃と記憶しています。	基礎年金番号が導入された時点で、同一人物の照合を 順次進めておくべきだったと思います。 年金請求時に確認できるから…とすぐに処理を すすめなかったことは、 後回しにして放置していたと誤解されてもやむを得ない 気もします。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2112	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1件1件の照会に対して、念入りに調査し、回答していく他ないと思います。	過去からの事務処理誤り、確認のもれ等人的な要因によるものと、制度・システム等の不備によるものの積み重ねだと思います。 問題であると認識したのは、新聞やテレビ等外からの指摘があった頃からです。	窓口や電話での対応や、特別便、定期便にかかる調査において、いろいろな検索方法で申し立ての記録を見つけるよう努めています。 しかし、現時点でもWMに収録されていない記録も多くあり、検索に時間がかかりすぎる。(マイクロで個票の会社の縦覧点検等) 記録整備が不完全なままでの通知送付は、逆効果(回答までの時間が遅いことへの不満、相違した記録が通知されたことによる不信感)となったところもあると思います。
2113	地方庁	その他(社会保険事務局)	他にはありません。	現在、実施している作業を地道に進めることしか思いつきません。	平成9年、事務所で資格照会業務を担当していたころ、調査の過程でWM上で不備の古い年金記録が多かったとは感じていました。 また、一人でいくつもの年金番号を持つ方などは、年金の裁定請求時にまとめて直すしかないのか、というようなことを考えていました。	記録不備があまりにも膨大な量のため、(8)で回答したように、資格照会を受けて調査をするか、裁定請求時に記録を調査する契機でしか対応できないと考えていました。 その当時から、問題をもっと深刻なものとして考え、組織として対応する提案をするなど、声をあげていくべきだったと反省しています。
2114	地方庁	その他(社会保険事務局)	オンライン化されてからしか業務をしていないので、結果として知ったことだが、「事業所の仮記号」、「事業所記号の2重払出」等があったのでSOLSにきちんと反映していないケースがあることを知った。 社会保険の関係者なら皆さんご存知のことと思います。	お金と時間をかけて、紙の名簿とSOLSの記録を照合していくしかないのでは。	平成6年頃、年金給付課に所属していた時。 転職するたびに年金手帳が交付されているケースに度々遭遇した。 戦前、戦後の紙の名簿と、SOLSの記録に食い違いがあった。(氏名、取得日、報酬) 紙の名簿はあるのにSOLSでは氏名等が「＊＊＊＊」となっている。 平成3年頃、国民年金課に所属していた時。 紙の台帳で管理していた時代の記録で、転居によって旧住所地で納付した記録が、先に移管された台帳に追いつかずに記録漏れとなるケースに度々遭遇した。本人の持っていた領収書を元に補正をおこなった。 未統合・未請求の記録が多数あるのは気がついたが、本人の住所や現在生存しているかが皆目わからない状態で、個人的にはお手上げ状態だった。	当時は申出に基づき根気よく探しつつ、お金と時間をかけて整備(照合)すれば良いのに何で予算を組まないのかと思った。 お金と時間をかけて地道に照合してSOLSの記録を正確なものにしておかないとお客様から申出があっても回答ができない。とりあえず'SOLSの記録を正確に整備すること。
2115	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	ありません。	ねんきん特別便が送付され、事務所は大混雑の状態が続きました。地方の小規模の事務所ではありましたが、相当数の記録統合を行ってきたと思っていましたが、未統合記録の件数が公表されるたびに、まだ少ししか進んでいないことに驚きました。また、厚生年金のマイクロ記録とオンライン記録(氏名、生年月日相違)が多く、氏名検索しても確認できなかった理由がわかりました。短期間で記録照合するのは困難であり地道な突合作業・人員を投入して解決していくしかないと思いました。	事務所においてできることは、お客様の話をよく聞いて時間をかけて過去お勤めされた会社名を思い出したもらうとか、1件でも多くご本人の正しい記録へ結びつくような対応を心がけました。 この問題の反省点として、平成9年に基礎年金番号が導入されたとき、名寄せでご本人あて照会されていますが、事後フォローが当時できていなかったこと。1回のお知らせで終わってしまったことが、比較的若い世代でも番号を2つ持っている原因でないかと思います。 また、昭和20年代に勤務された事業所記録等の不鮮明な記録も多々あり、マイクロ等に収録されている記録の整備が大々的に行われなかったことも一因ではないかと思います。
2116	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			・個人の払った記録記録なので、できる限りの調査をすべきと思う。 ・3～4年前	・誠心誠意丁寧 ・基礎年金番号導入時の対応
2117	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		未統合記録が多数あること、オンライン上に記録が間違って登録されているものが相当数あることは、基礎年金番号制度が始まった頃より承知しておりましたが、いずれ何らかの対策が講じられるものと思っていました。また、最終的には年金請求時にきちんと記録を確認・整備すれば良いと考えておりました。 記録の改ざんについては知りませんでした。	年金請求時にきちんと確認・整備すれば良いと考えておりましたので、特に何かしようとは思いませんでした。現場では日々の業務に追われ、すべて本庁の指示待ちでしたので、「国民の目線で現場から変えてやろう」という業務姿勢とかそれを可能とする仕組みがなかったことが反省点と考えます。
2118	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	まず、相談に来られるお客さまの声に真摯に耳を傾け、1件1件地道に解決していくしかないと考える。 次に、年金記録問題に多くの非常勤職員を投入しているが、非常勤職員では知識や年金記録問題への取り組みへの意識の面で限界もあると考える。ここ数年新規採用者の採用が少ないが、年金機構においてやる気とエネルギーあふれる若者を新規採用し、人材育成する必要がある。	入庁して8年目になるが、まさかこのような大きな問題があるとは思いもしなかった。はじめは、マスコミで大きくとりあげらることに過去から積み重なった問題に、なぜこんなにバッシングされなければならないのかと反発したい気持ちもあったが、相談に来られるお客様の声を聞くことにより組織の一員として1人でも多くかつ早く解決しなければならない問題であると認識するようになった。	とにかく、1件1件地道に解決していくしかないと考える。そのために、とにかく自分の出来得る限りのことを全力でやっております。現時点における反省点は、職員の法令遵守の意識の低さや業務能力の低さであると考えます。
2119	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	単に人をかき集めてやればいいものでもない気がする。 どこにでもいい加減な者はいるので、ヒューマンエラーは発生する。 人が行う限りは、多重のチェックで間違えない方法を 組織的に行うことができているのかが疑問だ。 何事も、時間がない中ですぐに手をつけようとするので みんなが右往左往して、 効率的で確実な作業銅線が確立できていない気がするのだが・・・。	開発課に配属になってから知った。 もともと記録関係の部署に配属されたことがないため、 問題があったことは知らない。	開発に携わるだけでなく、業務部への支援等も行っている。 昔のことなので、「ずさんな管理」がどの程度かは分からないが、 ヒューマンエラーにしては多すぎる誤りの件数だと思う。 一律事務所の責任とはいえない (事業所が手番の確認をしていない等)ものもある中、 すべての責任を押し付けられているような気もするのだが・・・。 規模が大きすぎるのではないか？とも思う。
2120	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金被保険者で、10数年以上納付が無い者で納付書送付しても被保険者本人から何の反応も無い場合、市町村に住民票上の住所地確認をした上で被保険者を不在扱いの処理をしていた。結局、不在処理後は被保険者に何の通知も送付しないから無年金者になっていると思われる。	解決は非常に困難と思われます。氏名索引で他所での手番払出での照合をしていると思われるので現時点では解決策が考えられない。	現在の記録問題で標準報酬遡及訂正は担当をしたことが無いので新聞報道などで知った情報である。また、氏名索引・生年月日で本人と思われる記録があったと思われても、本人に記憶が無い場合は放置していた。本人に、事細かく情報を聞き取らなかった。	本人確認が取れなかったというだけで、放置していたとの感が強く今でも反省しています。また、被保険者の氏名・生年月日も固定的にしか検索をしていなかったと思います。もちろん、旧姓は確認をしましたが、生年月日は5年前くらいまでは固定的にしかけんさくしていなかった。現状では特別便で生年月日・氏名の違いを原票、台帳照会(080)を行う中で本人確認をするため、幅広く調査しながら本人確定するよう業務を進めているが、確定できたときはやりがいのある業務
2121	地方庁	その他(社会保険事務局)	一定条件下で厚生年金記録が長くなると受給額が減少するという矛盾した現象を避けるために、あえて統合に至らなかった記録も相当数存在するのではないでしょうか。	年金請求時は、未統合の記録を発見する絶好の機会であり、この機会を逃さないように、窓口職員に対する研修や意識改革を再度徹底する必要があると思われます。	未統合の記録は、年金請求時に統合されるものと認識しており、自分が台帳の転記作業やフォローアップ照会等に従事するまではここまで深刻な問題であると認識していませんでした。	一人にいくつもの年金番号が存在するという制度的な欠点もさることながら、年金請求者に対して親身な対応ができていなかったことが大きな反省点であると思います。
2122	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ない。	計画的に解消することになっているが、しっかりとした体制(人員の確保)を作る事が重要と考える。	社会保険にとっては、当然、整理できている業務であるとの思いがあり、自分にとっても職員としての責任が果たせていない思いがある。これまでの職務においてできるだけのことはしてきたつもりでも、現在の状況を思うと自責の念がある。	今までの経験を生かして早期解消に向けての対応をしていくことを考えた。また、職場でも積極的に対応して全体での取り組みができるよう働きかけた。。問題を問題として考えず、お客様に指摘され初めてその認識に立ってきたところがある。職場内での解消方法が見つからず、避けてきたところがあったのではないかと思う。
2123	地方庁	社会保険事務所課長級以上		特別便の未回答者について、市町村の協力の下戸別訪問し、できる限り解決に向けて努力する。	正しい年金を受給されていないことに対して、大変申し訳なく思う。基礎年金番号導入時の統合の徹底がなされていない。	オンライン稼働終了までほとんど毎日氏名履歴、フォローアップ、旧台帳、記録統合後の再裁定の未提出者への連絡を行った。年金受給者については、第三者による代理手続き(金融機関等)による履歴確認が正確にできなかったことによるものと考える。
2124	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。		払い出された番号が100%統合されているのかは危惧していた。年金記録問題については厚生年金の資格取得届の審査に携わった際に危惧はしていた。実際の件数などは年金記録問題として発覚した後に把握した。	厚生年金の資格を取得する際に、基礎年金番号が記入されていな場合、極力番号の特定をするように努めた。反省点としては、資格取得の際に本人確認を入念におこない、番号の特定をすることが必要である。ただ現状健康保険の取得と同時に処理がされるので、健康保険の加入と、厚生年金の加入とを分けて処理していく必要があると思う。
2125	地方庁	社会保険事務所課長級以上			長期間にわたる記録管理において、管理や保存が非常に悪く、市町村も含め、将来の国民生活を本当に考えていたのかという疑問と過去のずさんなオンライン化対応によるものと考えています。 厚生年金記録もカセット記録とかゼロ記号番号表記など非常に今考えるともう一手間かけれなかったのかという気持ちです。 問題の存在は、国民年金は18年に国民年金担当となり、期間照会に携わってからマイクロと市町村名簿記録の誤差を発見したり、取得年月日と手帳払出時期の相関性を知ってから。	国民年金記録においては、親子・妻・兄弟等同時期払出のものは、本人記録がなくても家族記録を引き出すことにより、本人につながる記載を洗い出し、証拠の発見に努めた。 厚生年金記録は現在記録補正を担当し、旧台帳時代の記号番号に事業所名称がオンライン記録にならず、年金記録を送付しても会社名の表示がなく「厚生年金保険」としか表示しないことが、お客様から見ると「記録漏れ」と判断され、年金記録案内上無駄な期間照会業務の受付につながっており、定期便を今後実施するにあたり、効率的な記録案内ができるよう全ての事業所記録に記号を割り振れるよう手立てが必要と考えます。
2126	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	他業務を縮小し、余剰人員をすべて年金記録問題対策に投入する。又は、年金記録問題だけを切り離し、専門的に対策に当たる機関を設置する。	単純に、基礎年金番号に統合されていない記録が存在するだけと認識していた。その記録自体に誤り等あることを知ったのは、記録問題を対応するようになってからのことで、ここ1年くらい。	過去のマイクロ等にも誤りがあることを念頭に、氏名索引でも通常考えられない読み方でも探すよう努力した。 このような問題についてまず反省すべき点は、組織の"記録"に対する認識の甘さだと思う。そもそも、紙台帳からオンラインに切り替える時などどうして、二重三重のチェックをしなかったのか、基礎年金番号導入時に統合されていない記録があれば、統合できるように確認しなかったのか。後々年金もらう時に一緒にすればいいという考えそのものが、甘かったと思う。確かにコストや労力はかかるけれども、それは最低限必要なことではないかと思う。そういった甘さを良しとする個人、組織の意識の低さを反省すべきである。
2127	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	ありません。	紙・マイクロの台帳記録がWMに全て記録されていない問題と認識。 平成19年に大騒ぎになったときに問題の存在を知った。	現在の業務をこなしながら、この問題を注視してきた。 少ない人数・予算でこの大きな問題に取り組んだため、本来行うべき対応をとられなかったのが反省点。
2128	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	迅速で正確な回答(説明)を行なうために、引き続き集中的な取組みが必要と考えます。 事務所では、来訪者対応と本来事業を遂行することで能力の限界に達しています。人員不足が最大の原因です。 記録照会については、専門的に集中する事務処理センターで効率的に対応できればベストだと思います。紙台帳等の画像検索システムができれば、センター内で、記録補正チームと再裁定チームに分け処理を連携することで、補正後即再裁定の流れが可能となるのではないでしょうか。 いずれにしても、専門知識を有したマンパワーの投入しかないと思いますが。	基礎年金番号制度が導入された際、本人からの申出のみで記録統合処理を止め、未提出者の追跡が不十分であった。 定かではありませんが、かつては、老齢の裁定請求時にご本人の記録を最終的に確認し、正しい記録で年金を支払いすることは可能であるとの判断もあったのでないでしょうか。 その当時に、名寄せによる照会など同一人物の年金記録は完全に統一するような施策を講じるべきであったのではないかと考えます。 また、紙台帳等とオンライン記録の不一致の問題は確認不足が原因であることから過ちを真摯に受け止め迅速に正しい記録にすべきと考えます。	お客様から相談や申出があった際には、あらゆる資料を確認し、補正をしてきました。問題を先送りにせず、直ちに解決させる事が先決だと考えます。 また、年金手帳の得喪記録が備忘録の取扱いでなく、完全な記録として交付して、本人が管理できる仕組みがベストであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2129	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	報道関係以外は、承知していない。	未統合記録がまだ多く残っていることから、フォローアップを中心に名古屋市方式を参考に市町村の協力を国から求めることによって、情報収集に努めるべきだと考える。 いずれにしても、地道に潰していくしか方策はないものと思われる。	平成9年1月の基礎年金番号導入時において、未統合記録が相当あることは認識していたが、これほどまでの件数とは思いもよらなかった。また、基礎番導入後、過去記録の照会作業を年齢別に段階ごとに実施していたが、回答率がかなり低調であったと認識している。 それ以後、照会作業が完了した段階で、情報の公開により、現状を国民の皆様へ明らかにしていれば、これほどまで混乱することは無かったかもしれない。 現場サイドでは、日々の業務に負われ、今回の記録問題の現状を認識していた職員は少ないのではないか。責任転嫁かもしれないが、庁の業務センターでの対応に疑問は残り、幹部職員が現状を知りつつも隠蔽していたと思わざるを得ない。 私自身は、今回の年金記録問題で5千万件もの記録があったことということを知ったのは、問題発生後においてである。	平成18年において問題発生後、現場は照会等で混乱を極め、18年の夏において愛知で2万件もの照会に対する照会回答票を作成し対応した。被保険者や受給者の皆様の記録が正しく処理されているのが、当然である中で、一人ひとり、丁寧に対応していくしか方策は無いと考え、実行してきました。 過去のことについて反省点は、いろいろと考えられるが、まずもって「年金の記録」に対する職員の認識が希薄であったこと、また、現場サイドではどちらかというと、徴収率、納付率の向上を第一の目標として、事業実施にあたっていたこと、これは決して悪いわけではないが、あまりにも社保庁全体が徴収業務第一主義にあったのではないかと思われる。
2130	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	特別便でかなり解決したと思われるが、まだ手を付けていない手番があるのなら、専門(熟練)の担当者を引き続き投入して対応する。ただし、通常業務に支障が出ないようにすることが大切。	年金記録問題は、いつの頃からの事でしょうか？ 江角マキ子や国会議員の未納問題からでしょうか？ それとも、業務センターに職員も知らされていない年金記録があることが判明した頃でしょうか？ 未納問題の頃は、制度の周知・認識不足が出てしまったと思っていました。 業務センターに職員も知らされていない年金記録があることが判明したときは、驚き、漠然と「大きな問題」と認識していました。 未納問題も、業務センターに職員も知らされていない年金記録があることが判明したときも、テレビ報道で存在を知りました。	未納問題の頃は、「どうしようもない。本人方に時効内で納めてもらうしかない」と思っていました。 業務センターに職員も知らされていない年金記録があることが判明したときは、「やれることは積極的にやろう」と思い臨時業務に対応しました。 どの時点で見た時も、制度の周知や認識不足の点が反省点。(これだけ大きな問題になっていながら、まだ制度を理解しようとする人が少ない。また、これら一連の問題を知らない人もいる。)
2131	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特にありません。	紙台帳で記録を管理していたため、判読不明な数字や漢字が存在していたことは、その業務に携わった頃(30年前)から分かっていた。また、年金手帳番号を一人で複数払出しているため、全ての記録が本人のものになるかどうか不安はあった。もっと早い時期から時間を掛けて、コンピュータ化されることが望ましかったと思う。	過去から年金記録の関係の業務に携わっていたので、たくさんの方の記録を調査し、貢献したと思っている。今思えば、全体からするとわずかな数かもしれないが、不完全な年金記録があることは間違いないので、不完全な記録の状態で、名寄せをしたり情報の提供をせず[に、時間をかけて、記録をもっと完全な形に整備してから的確に案内すべきではなかったかと思う。
2132	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	今、実施していること以上のことは、わかりません。	国民一人ずつに、どの制度でも共通の番号を付番する。(総背番号制)	非常に重要な問題であると認識している。 マスコミ等の報道で、事の重大さを知った。平成16年頃だったと記憶しています。	一人でも多くの方々の記録を探し出すとの意識で業務に取り組み、また、そのような姿勢で臨んだ。 国の機関として、40年間という長い期間、個人の記録管理を紙台帳で保管していたのだが、もっ
2133	地方庁	社会保険事務所課長級以上	主に医療保険関係の業務が担当だったので、特に存知あげません。。		厚生年金の被保険者自身が、自己の職歴を隠蔽するために故意に年金番号を複数持つことに対して、何ら危機意識を持たなかったことも原因の1つであり、単なる行政側の落ち度ばかりではないとの認識をしています。 昭和60年代、厚生年金の適用担当係員として、資格取得届の受付をするたびに、「本当にこの人は新規？」と思いつつ、かと言って事業所担当者に念押しすることもできず、届けられたままに処理するしかなかったです。	個人から「前職を隠して就職したいのだが・・・」との電話相談をうけたこともあり、その人の就職の妨害をすることもできないので、強いて、年金番号を複数持つことを、とめることはできなかったのが、現場の実情です。 国年・厚年に共通する基礎年金番号をもっと早くに導入していればよかったし、平成9年の基礎年金番号導入時の番号統合の事務処理を、もっと、時間と人力をかけてやっていれば、10年後にこのような事態にはならなかったとも思います。
2134	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に存知あげません。	現時点においても基礎年金番号を2重に払い出されていたりし、年金手番が新たに見つかって再裁定した後、さらにまた新たな記録が見つかったりしています。手番を基番へ統合等し、解消していく作業は根気強い地道な作業が必要かと思いますが、今後、新たに年金に加入する際は、住基ネットと連動し本人特定できるなどできれば、完全ではないにしろ、このようなことは防げるのではないかと思います。	平成12年に国民年金業務課へ配属され、初めて年金実務を経験したとき、国民年金・厚生年金とあってもそれぞれ一つずつの番号なのに、複数持っていることに疑問はありましたが、そのときは、手帳等で確認し、加入時等で統合したり、年金請求時に統合され記録がきちんと整理されてから年金裁定を行うものだと信じていたので、正直さほど重要な問題と認識していませんでした。 ただ、実際年金記録問題が起こりはじめたころ、年金給付課に配属になり、裁定後に記録が判明し、再裁定をする件数の多さに驚愕いたしました。すでにお亡くなりになられて本来うけるべき給付を、ご存命中に受けられず、遺族のかたにうけていただくという、本来転倒なこの事態だと	年金請求時に窓口にて被保険者に記録を確認してもらうのは当然のことですが、本人がその記録で間違いないといわれても、それ以外に手番等判明したときには、必ず確認してもらうように対応しました。 ただ、現時点でもこの確認がきちんとできていないのではないかと危惧します。
2135	地方庁	社会保険事務所課長級以上	以前、年金記録を調査する担当についたことがありますが、これまでに苦労して記録を見つけたケースをいくつか記入してみます。 ①マイクロフィルムに収録されている台帳上の生年月日と080画面で収録されている生年月日の相違。(同じ様なケースとしては、事業所記号相違や性別相違、ひどいものは収録事務所の統一事務所コード違い等) ②厚生年金保険が導入されている以前から健康保険適用事業所となっている事業所において、一度払い出されている被保険者番号が再度払い出しされているケース。 ③適用事業所として登録されていたと思われる記載があるが、厚生年金番号払出し簿でも旧台帳も確認できないケース。 ④既裁定分で多いのが、事業所記号が収録されていないケースがあるが、先頭記録以外の被保険者記録がどこの事業所記録なのか確認できないため、旧台帳確認依頼しても確認できない場合に収録済であること(無い場合も同様)説明ができない。 ⑤船員保険に至っては、途中まで年金手帳番号が無く、船員も船舶名が通常使用されていたため船主すら分からない場合など、手がかりが無く調査できないケースも少なくありません。 ⑥外国人適用の際の氏名登録について、現地読みか日本語読みかで全く索引できないケースが増えてきました。	自庁も自庁以外の加入記録も080による検索により調査可能になった分、その検索に頼りがちになり基本確認を行わなくなっていると思います。 逆に、回答までのスピードアップが図られるようになりましたが、ヒューマンエラーにより上記誤りがある場合「記録が無い」回答が増えているだけであり、時間をかけて台帳を一枚一枚探していくと見つかるケースが少なくありません。 問題は、どこまでの作業を行って回答するのかということだと思います。 「全面解決」を図るためには、現在残っている記録が全て一部誤りがある可能性に立ちマンパワーを使いながらマイクロを一枚一枚探していくか、新たなシステム改善が必要だと思います。 ①カセットに収録されている全記録を表示する。 ②現在、統一事務所コードごとしか検索できないシステムを、全国(せめて県単位)一括で表示できるようにする。本人の記憶違いや事務所分割時の誤り等に対応するため。 スピード感と費用対効果を考えた場合、どちらが優れているのか良く分かりません。 上記⑥については、外国人登録証等の番号を同時に記録するなどしておかないと、同じ読み方で登録されている別人の記録を統合したり記録を発見できなかったりすると思います。		現在と違い、当時は、生年月日もまるめられ氏名も革書で台帳が記載されるなど、年金加入記録を確実に長期保存し、給付をする際には確実に支給するという意識が無かったのかもしれないと思えるほどひどい状態ですから、当時の記録を探して欲しい方にとって全面解決は難しいと思います。 今後、同じような誤りを無くす必要がありますが、外国人適用については同じような誤りを起こす危険性が高いと思います。 社会保障協定を締結する国が増えてきているため、早いうちに他省庁との連携を前提とした対策を講じなければ、国際問題に発展しかねないと思います。
2136	地方庁	社会保険事務所課長級以上		とくべつ便や定期便等の回答に対し、できるだけ早急に調査を行い、全ての加入者の記録が適正になるよう全職員で対応すべき。	主なものは統合されていない年金記録が多数存在すること。またそのことにより適正な給付が受けられず不利益を被る方がいること。記録問題をはっきり認識するようになったのは、数年前から。	多くの方に適正な年金を受けていただくため、特別便照会など記録調査に力を入れたつもり。長い年月の間に積み重なった問題であるため、この短期間で解決することが難しくなってしまった。もっと早いの時期に整理をすべきであった。
2137	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民総背番号または住基ネットなどの番号で記録管理をするとよいと考えます。	1人で幾つもの年金番号を持っている可能性があるのは知っていましたが、裁定請求時には統合されるので問題認識していませんでしたが、5000万件と知ったときには驚愕しました。	一つでも多く基礎年金番号に統合されるように、お客様の立場にたって考え応対するよう心がけています。反省点としては、社会保険庁も事業主も被保険者にも共通して思うことは徹底して年金番号を払い出さないようにする努力に欠けていたと考えます。
2138	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に確実に職員一丸となり、最優先課題として取り組むと共に、今後このような問題が二度と起こらないよう、法令、マニュアル等を遵守していく。	制度上のみならず、職員一人ひとりの法令順守の意識が不十分であったことが要因となった問題。マスコミ報道等で知りました。	記録問題の解決を最優先課題として取り組むと共にマニュアル、法令順守の意識を常に持ち、二度とこのような問題が起こらないように対応してきました。 反省点として、法令、マニュアル遵守の意識や国民の大切な記録を取り扱っているという意識が欠けていたことがあげられる。国民の立場に立って、マニュアル、法令遵守の意識を忘れずに業務に取り組んでいくことが重要だと思います。
2139	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	未回答の方への再度のアプローチ	昭和20年代の記録が、こんなに大量に別手番で存在しているとは思わなかった。 宙に浮いた記録が5000万件あるとマスコミ報道された時にはじめて知った。	請求主義という考え方を早く改めるべきだった。 オンライン化の完成が遅かった。 完成と同時に記録整備を進めるべきだったと思います。
2140	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題に含まれないかもしれないが 年金未加入期間であっても、生活保護法による生活扶助を受けていたことがある場合、遡及して国民年金第1号(又は強制加入)被保険者期間とした上で、法定免除該当となり、老齢年金受給権に結びつくことがあると考えられる。 かつて、市町村にあっては、生活扶助を受給していた者を対象に国民年金加入記録と照合をしていたところもあるが、当該市町村に住民票を置かずに生活扶助を受給していた者についてまでは、調査することができなかったとの思われる。 これら住民票を置かない市町村にて、生活扶助を受給していた者は、届出をすれば、法定免除に該当する期間がありながら年金未加入(又は未納)期間となっている者があると考えられる。	市町村において、生活扶助の受給者の記録がどれだけの期間保存されているかは、不明であるが、市町村からその情報の提供を受け、年金加入者記録の氏名・生年月日と突合すれば、ある程度、判明するものと考える。	基礎年金番号に統合されていない年金手帳の記号番号が、多数存在することは、平成9年から承知していたし、このことは、社会保険庁(本庁、地方を問わず)の職員すべてが認識していたことであると思う。この問題については、年数が必要であり、徐々に解決されるべき問題と認識していた。 宙に浮いた5千万件の年金記録と報道され、世間の耳目を集めたが、5千万件の記録のすべてが給付につながらないというような不正確な認識が広まるのではないかと危惧した。	基礎年金番号に統合されるべき手帳記号番号については、1件でも多く、統合するべく業務を進めることが当然であるし、被保険者の方のためにこの問題を解決するよう努めてきたつもりである。 一方で、社会保険庁は平成8年まで年金手帳の記号番号をもとに、正確な年金給付を長年にわたり行ってきた訳であるから、このことを説明し、冷静な対応と理解を求めることも必要なことである。国民の年金に対する関心が高くなったことは、良いことであるが、必要以上に不安を煽ることは、国民にとっても不利益になると考えるからである。
2141	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	粘り強く記録照合を進める。	年金記録は基本的に正しいものという認識でいました。近年、記録不備が取り上げられ大きな反響があったため問題を認識しました。	正しい本人記録となるよう、正確な記録照合に努めました。記録を管理する者の心構えの大切さを再認識しました。
2142	地方庁	その他(社会保険事務所)		国の財政状況は厳しいとは存じますが、人・物・金を十分に供給していただくことが、現実的に現時点で取りうる方策だと考えます。	日本に公的年金制度を導入しようとした昭和10年代には、公的年金制度が複数創設され、かつ、被保険者一人ずつの各公的年金加入歴について将来的に国が一元的に管理できるようにすべきだとの考え方は無いに等しかったと思えます。しかし、結果的には複数の公的年金制度が次々と創設され、事業運営方法についても各制度ごとに独自に展開されました。その結果、同一人についての年金記録が複数存在するに至りました。とりわけ各制度ごとの被保険者住所情報の取扱われ方がそのものも異なっていたことが、行政側からだけでは同一人の複数記録を同一人であると判断できなくなった最大の要因だったと思います。いわば年金記録問題発生の一番の要因は制度設計のあり方だったと思います。(他の要因としては、行政組織内での情報共有が不十分だったこと、ずさんな記録管理がなされていた事務執行体制があったこと、等が挙げられます。)私が問題が存在することを知ったのは世間で年金記録問題が大きく取り沙汰される	(年金記録問題を知ったのが、既に世間で大きな反響が出始めた頃だったので)現実問題として、私に出来ることは限られていました。目の前の照会案件を一件ずつ対応していくことだけで精一杯でした。現時点でみると、(行政側で問題回避努力出来たと思える部分での)最大の反省点としては、適切な記録管理を行える人材育成が不十分だったことだと考えます。
2143	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現在とられている方策以上のものを思いつかない。	基礎年金番号に登録されていない年金手帳記号番号については、年金の請求時には、解消されると考えていました。解消されていない件数が、非常に多いと知った時(平成19年)には、国民の皆様にとって非常に大きな問題だと思いました。	ねんきん特別便・ねんきん定期便による国民の皆様からの照会に対して、真摯に迅速に対応したいと考えました。もっと早期にねんきん定期便のような仕組みができていたのではないかと考えます。
2144	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		最優先課題として捉え、経常業務より優先度をあげて取り組むべきと考える	在職前から問題の存在は知っていたが、そのときは外部の人間であったため、古い記録等、一部的な問題と思っていた。	潜在的に発生する可能性があったことは、解かっていたはずであるが、だれも声を大にして、言えなかった環境が残念だと思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2145	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	1. 国民年金の保険料を当時納付していたとして、地方第三者委員会へ申立をしている者の中に、年金の加入手続きをした時期を推定して見れば、その時点において、既に保険料を納められない者も含まれている。 また、自分で担当していたことを思い出せば、「保険料を納付することが困難であるとして、世帯主分だけは納めるが、他の家族分は未納にするとか、親が納める時に、家族全員分は納付困難なため、自分たちの分(納めている両親分)と長男分は納めるが、残りの者については未納にする」という事例はあった。 しかし、地方第三者委員会においては、配偶者が納めていれば、又は他の兄弟分等が納まっていれば、「納付していたであろう」と判断するということになっている。また、短期間のみの未納期間については、「納まっていないのは可笑しい」と判断される訳であるが、殆ど納付している者であっても、「一部分の納付忘れ、納付漏れ」は多々あったことである。今更、調べる方法はないが、納得しがたい面も多い。 2. 厚生年金保険の加入期間調査については、勤務していた事業所名を忘れていたり、勤務していたとき生年月日を偽っていたり、勤務していた事業所名と適用事業所の名称が違っていたりとか、記録の解明を煩雑化している。	少しでも業務に精通した者が、時間をかけて調査をしなければ、より正確に解決できない様に思える。しかし、何時までも時間をかけるわけに行かないことから、「どれだけ広い場所に、どれだけ機械操作を出来る人を集めて出来るか」ではないかと思われます。	「あなたが在籍していた(している)とき」とは、どの時点を指しているのか良く分かりませんが、このような記録の不備があることは知らなかった。 存在を知ったのは、「氏名なし被保険者記録の補正」が始まってからである。 自分は、国民年金の業務に在籍した期間が殆どであるため、厚生年金保険の被保険者記録が、こんなに違っていることに驚いた。	自分では、厚生年金保険の記録補正等経験したことはなかったが、殆ど毎日、氏名無記録補正の解消に取り組んだ。 当時のことは良く分かりませんが、殆どの記録において業務センターでの、記録入力が誤っていたのではないかと思われる。業務センターは、業務センターで、時間も人も予算もない中で、如何にして処理をするか対応したと思われる。 また、当時は機械化がされていないこともあると思うが、年金裁定時の記録を確認するのが不十分であったのではないかと思われる。(受給権者本人が加入記録の申立をしなかったもの、申立をしても記録が無いと簡単に簡単に片づけされたものが多かったのではないか) 裏を返せば、それだけ自分自身の年金に「無関心」であった者が多かったのではないかと思う。
2146	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上				人的体制を見直し、そこに集中していく勇気が必要と考えます。
2147	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号導入前の記録管理の問題。それぞれの制度で手番管理という制度上の問題もあるが、一人でいくつもの手番を持った場合の疑重複チェックがない等、さまざまな面での管理のせさが原因。それを認識したのは基番導入後。	最終的に年金請求時にすべて整理されると認識していた。この認識自体が今考えると反省すべき点であると考える。
2148	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	人手を増やすこと(ただし、経験・能力のある人に限る)未経験者を採用すると研修等時間がかかる。慣れるまでの間は職員がフォローしなければならず通常業務に影響が出てくる。数合わせだけの素人の採用は絶対にやめてもらいたい。	記録問題とは、手番未統合処理の問題と考えていた。平成12年に採用されたが、そのときより業務センターから対象者への番号調査の通知が送られているのを憶えているので、そのときからだと思う。もちろん今のような、マスコミが大騒ぎするような問題とは認識はしていなかった。	毎年のように法律改正(私が採用された後でも、市町村よりの収納業務移管、総報酬制導入、マクロ経済スライド導入、離婚分割等)があり、また慢性的な人手不足の社会保険の職場において通常業務を処理することで精一杯であり自主的にこの問題に対して何かしようとは考えなかった。 平成9年の基礎年金番号導入の際にしっかりと広報を行い、手番統合処理をきちんとしていれば年金問題の7~8割がたは解決できていたはずである。(基礎番導入に対しテレビ・新聞等で広報を行ったのでしょうか?私は見たことがありません)。また個人の記録を管理する上で紙台帳にふりがながないのも大きな問題である。今では漢字検索によりある程度見つけることは出来るが過去の厚生年金番号においてはカナしかないものもあり漢字検索は不可能である。特に沖縄県においては本土とは違う特殊な読み方の名前もあり、きちんと振り仮名をしていないと見つけ出すことは難しい(もちろん氏名検索だけではないろんな方法で見つけ出すアプローチはしますが時間がかかる)。年金は全国民にかかわる問題にもかかわらず、国民のコンセンサスがな
2149	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2150	地方庁	その他(社会保険事務局)	私も30年ほどお世話になっていますが、報道により初めて知ったことがありました。今は、その他にはありません。	現時点では考えられることをほとんど実施されているので、具体的には分からないが、一部の市町村では率先して独自の対策をされているところがあると聞いています。やはり、市町村の協力が必要ではないかと思います。	私個人としては国民年金担当が長かったので国民年金関係でお答えしたいと思います。 小さい事務所では2年に1回づつは市町村の名簿と社会保険事務所の台帳を突合しておりほとんど間違いはないと思っていました。しかし、大規模の市を管轄する事務所では照合していないケースも多いため心配はしていました。 また、オンラインの切替時に庁からの情報と事務所の台帳を突合していったのですが、その時は職員はみんな必死で読み合わせ等も行いながら実施してきました。その中で心配していたのは、「台帳は廃棄していい」でした。職員はみんな必死で一生懸命切替作業にあたりましたが、やはり「万が一」のことを考え「残しておいたほうがいいんじゃないか」という意見が多かったように思えます。 今となっては残念でなりません。 ただ、その時はほとんど間違いないように頑張って行いましたのでこういうことがあるとは思いませんでした。	私個人の意見としては、職員は一生懸命必死で切替作業に当たっていましたので、決して今報道されているような「いいかげんな仕事」とは思っていません。 その証拠にほとんどの職員が「万が一のために台帳は残しておいたほうがいい」と思っていました。 ただ、今思うと、「仕事だから」という気持ちで行っていたのがほとんどで、これが、「お一人お一人が苦しい中、1か月づつこつこつと納付された保険料の記録だ。きちんとオンライン化しなくてはならない。」という気持ちで行った職員は私も含めていなかったと思います。
2151	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	顧番にひとつひとつ片付けるしかない。	質問が抽象的過ぎて答えようがない。	少しでも業務を遅延なくおこなう為に、土日休日返上で業務をしてきたので個人的に反省すべき点はない。 制度の複雑さと職員の知識、スキル不足が原因。 知識が無ければミスにすら気付けない。
2152	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		現在、年金記録問題の解決に向けて、土日も休まず残業を行いながら一日でも早く記録を探してご本人に回答を差し上げたいとやっていますが、職場の中で圧倒的に経験者が不足をしていることです。 紙台帳等の電子画像化を行っていますが機械的なものは限界があると考えます。 やはり過去の記録を見つけ出すことですから、何よりも経験者をどこまで投入することができる	手帳の重複取り消しの多さだったと思います。 これだけの人が、番号を複数払いだされているわけですから、年金の裁定請求時に全てが判明されるとは思いませんでした。 平成7年当時、年金給付課に在籍をしていたときです。	平成9年の基礎年金番号が導入をされた時に、もっと他の年金手帳番号の統合を行うべきではなかったでしょうか。
2153	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・昭和36年3月以前に国民年金保険料の納付がなかったこと。 ・国民年金の加入可能年数について ・基礎年金番号が付番されるまでの間、厚生年金、国民年金の手帳番号が別に管理されていたこと。	・大々的な広報	・年金裁定請求時に、本人からの聞取り及び説明により、そのほとんどが解決するものと認識していた。また、紙台帳からオンライン記録への切替も、ある程度うまく行っているものと認識していた。 ・ご本人が国民年金保険料の領収書等を所持し、その記録がオンライン記録に反映されていなかったとき。(平成17年頃)また、このような大きな問題になることを認識したのは、平成19年5	・国民年金保険料の領収書を所持していた場合について、オンライン記録を修正を行った。 ・過去の記録管理が不十分であったこと。特に、紙台帳等の全てがマイクロ化されていなかったこと。
2154	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特になし。	一件一件調査をし、解決していく。	解決に時間がかかる問題である。 数年前。	事実確認が正確にできていない。
2155	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	解決できない問題だと思います。 今後年金業務を担う私たちにとってもそうですし、国にとっても一生付きまとう問題だと思います。とれる方策としては一件一件あたっていくしかないと考えます。	平成19年5月にこの問題が報道で大きく取り上げられるまでは、私はお客様の記録を預かっている立場なのだという認識に乏しかったと思います。	年金記録問題も然りですが、私は平成18年6月から約3年半にわたって国民年金業務を担当する一員として仕事をしてきた中で、お客様の立場に立って仕事をする意識が培われたと思います。 初めはそのような意識に乏しいことすら気づいていなかったというのが正直な所で、窓口や電話での応対を重ねていく中で、お客様からお叱りをいただいたことが糧になっていると思います。 私に限らず、おそらく組織として、これまでお客様の立場に立って仕事に取り組む姿勢が欠如し
2156	地方庁	社会保険事務所課長級以上			平成19年です。	ご本人の記録はすべて年金として受け取れる制度がいいと痛感しながら対応してきた。
2157	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今後2年の間に問題解決を迫られていることから、やはり記録問題に従事する人員の増を図ることだと考えます。	年金請求時に加入記録を確認する際の徹底がなされていなかったものと思料します。	WMに登録された記録のみを回答とすることなく、申出者の状況によって、決め細やかな対応を行おうと考えます。
2158	地方庁	社会保険事務所課長級以上	私は知りません。	一人ひとりの年金記録の照会に対して、全力で解明に努めることが大切であり、それが、被保険者や受給者の皆様から私どもに対してに信頼の回復につながると思います。	マスコミ報道からの認識に自分自身驚いたという印象です。	組織を挙げて、時間をかけてこの問題の原因究明と、事故防止の検討と実施が必要。対応については、自身の時間の許す限り一人ひとりの年金記録の照会に対して、全力で解明に努めることが大切であると考えます。
2159	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	記録が判明した受給者の年金の再裁定をもっと速やかにすること。	従来の方針であった、年金の請求時に記録を確認するとの考えかたに疑問を感じてはいなかった。	庁としての対応に取り組むこと。具体的には年金相談の対応に取り組むこと。 先に記載したように、年金請求時に記録確認が庁としての常識と考えていたことが、反省点。
2160	地方庁	その他(社会保険事務局)	公表されているもののほかには特に知っているものはありません。	先ずは法令遵守。後はシステムでの記録の管理をしっかりすれば良いと思います。	宙に浮いた年金記録に関しては、偽名での届出なども昔はあったでしょうから本人から申し出が無い限り人物を特定し記録を結びつけるのは困難な作業と思われます。また、戦時中など被保険者の記録を紙台帳で管理記録していた部分では、紙台帳の劣化など心配な面も感じておりました。ですが、できる限り結びつけたいと思っております。	記録管理についてはデータの保存等こまめに手を打っていれば良かったのではないかと思っております。
2161	地方庁	その他(社会保険事務所)		現行どおり、出来るだけ多くの人数で対応、また、市町村に協力してもらう	これほどまでとは思わなかった。ただ、国民年金の台帳(マイクロ)を特殊記録有の被保険者分しか保存していないことは、将来問題になると思った。	国民年金については、市町村の協力を得て、また、元職員の協力を得るなどして出来るだけ早く解決する。
2162	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度の根幹を揺るがす大問題と認識。 平成19年4月に採用となり、1月程度で知った。	組織の一員として、世間への謝罪がもっとも重要であると考えていた点と被保険者からの問い合わせに対しては親身に応対し、組織自体の信頼を少しでも回復することが重要であると考えていた。 反省点としては度重なる制度改正、それに対応しきれていない職員。ずさんなシステム管理が問
2163	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません		基礎年金番号導入時に統合されない記録があるということは聞いていたが、いずれ年金裁定時に本人の職歴申立て等により統合されるものと認識していましたが、今日問題となっているシステム化の際の不正確なデータの移行や保険料の納付記録が台帳に記録されていないといった事象等については、平成19年の記録問題が国会等で議論されるようになってから知りました。	年金記録は、将来の年金給付に直結する個人にとって大事なものであり、事業主等からの適用届出等適正に行われることはいうまでもなく、それ以上に社会保険庁は、そのデータの正確性の保持・管理に労力を傾注すべきであったと思います。当たり前のことができていなかったことにとても恥ずかしさを感じます。また、保険料の納付記録が台帳に記載されていなといった事象は個々のケースにおいて原因がよくわかりませんが、システム化の際の不備データについては、少なくとも組織として体制を整え確認を念入りにしっかりと行うべきであったと思います。
2164	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	入と物と金を増やせばある程度は件数を減らすことは出来ると思うが ダミー会社、ダミー社員、詐称等、記録問題についての今までの経緯を考える と、物理的に考えて全てが解決できるとは思えない。	報道があるまであまり深く認識していなかった。	国民の記録を管理していることの自覚を重く受け止めて、真摯に記録問題に 対応した。 この問題については記録を管理しているという社会保険庁の意識の弱さ と犯罪等につけいれられやすいシステム等整備の弱さ、国民の全てが役所 に任せておけばよいといった安易な考えが今回の問題の反省点だと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2165	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2166	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	過去の加入記録に関しては、ねんきん特別便、ねんきん定期便に係る記録調査を迅速に行うことだけと考えています。 また、今後の加入記録に関しては「年金通帳」の導入も効果があると考えます。	オンラインシステム導入直前の厚生年金の適用を担当していた昭和61年当時、複数の番号をお持ちのお客様が多く存在することに驚きはありました。中には事業所へ過去の職歴を明かさないままお勤めされるお客様もいらっしゃるようで、資格取得届提出時の確認により行政側の努力で防げるケースと、防げないものが存在していたと認識しています。	厚生年金の資格取得届提出時に、20歳以上の方が新規で資格取得されるとの届出があった際は、過去に厚生年金に加入したことがないか事業所の担当者へ確認は行っていました。 国民年金に関しては、社保と市町村が別々の媒体により記録管理を行ってきたことが問題であったと考えます。 また、国民年金法施行時に現在の基礎年金番号のように他制度に加入しても同一の番号を使用していればよかったのではと考えます。
2167	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。		「解決しなければならない問題」と認識。	こつこつ説明する。
2168	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	お客様からの記録照会等に対して、1件ずつ迅速・正確・丁寧に調査を行い、回答を行うことしかないかと思います。	WM上に相違した氏名で収録されている記録があることは、平成13年4月の入庁以降、認識していましたが、今回の記録問題が発生するまでは、5000万件ものそういった記録があることは知りませんでした。	お客様からの記録照会時には、WM上で氏名等が相違して収録されている記録があることを意識して、丁寧に調査を行ってきました。しかし、組織として機械上、そういった相違した記録があることを本庁等に現場の意見として積極的に挙げるべきだったと思います。
2169	地方庁	その他(社会保険事務所)			事務処理を完結させるにあたって、「なぜこの作業を行い、仮に間違えれば誰に影響が及ぶのか」という目的意識がはっきりしない教育を職員に行ってきたつけであると考えます。 採用されて6年目ですので、過去の記録の不備については、報道を通してしか認識できませんでした。	起承転結の明確な教育を職員に施すこと、その積み重ねと思います。 人材育成の観点から、地方庁、本庁(来年以降は機構)及び厚生労働省との人事交流を増やすべきだと思います。
2170	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2171	地方庁	その他(社会保険事務所)	わからない。		『保険料を支払っていたのに記録が無い』ということは、ありえないと思っていた。(あったとしても、事業主の提出もれなどの過失であろうと)。 報道されるまでは、まったくわからなかった。	とにかく適正な処理をこころがけるようにした。また、定期便等はじまる前から、年に一度は事業主または被保険者に、個人別標準報酬の登録状況を通知する方が良いと機会があれば言ってきた。(決定通知書発行以前は、副として事業主が記入した届書に確認印を押して交付していた。したがって、当所で誤入力があっても、事業主は毎月の保険料の金額での正否しかわからないので。) 反省点としては、 ①3年(以前は2年)で届書原義を破棄していたが、せめて取得、喪失、報酬改定のものだけでも保存しておくべきだった。 ②厚生年金被保険者の住所登録をしておけばよかった。(平成9年以前は登録無し)。 ③平成9年以前、「すぐに保険証がほしい」といわれ、手書の記載の無い取得届を安易に処理していたこと。(後で重複取消届を提出するように促はしていたが。) ④個人別被保険者の登録状況(取得・喪失・報酬)を年に一度は、事業主あてに交付していれば
2172	地方庁	社会保険事務所課長級以上		精通した者を集めて処理を行う。		
2173	地方庁	その他(社会保険事務所)	1. 脱退手当金の期限経過の処理について [redacted]隔地払を担当していた頃は、管内に百貨店が3店あり脱退手当金の最盛期でした。 当時は、送金払が「ほとんどで郵便局送金はもちろん銀行送金も主流でした。 [redacted]件数はもちろん減少して振込払がほとんどでしたが逆に1年経過分が目立つようになり低迷銭送を案内していましたが、京橋当時に「支給取消通知書」を給付課経由で社会保険庁業務第一課あて進達していたか不安でした。 実際に被保険者が受領していないのに記録には、支給済になっているケースが多数あると思います。	1.被保険者からの申し立てに基づき復活すべきと思います。 もちろん被保険者の勘違いが多数で判断は非常にむずかしいと思いましが。	1.国民年金の場合は全くわかりませんが、厚生年金の場合は記録が消えてしまうのではなく被保険者証を多数所持しているケースが多かったので統合すれば解決すると思っていました。 1.平成19年頃?	1.放収課計算・収納係長で人員が減らせれるなか積極的に応援しようと思い実際に実行しましたし現在も実行中です。 1.昭和43年4月に採用されたときは、機械化(さん孔)準備中でした。 ・氏名にフリガナをつける依頼を事業主に依頼しても回答がなく期限までに時間がないため上司から適当にと支持があったことが思い出され1つの原因だと思います。 ・事故リストも喪失被保険者については、住所が登録されていないので連絡がとれず又、生年月日も特に女性の場合は採用されるために若く届ける場合が多かったのでほとんどが「調査不能」でした。 1.今思えば報道のとおりかもしれがせんが、当時は民間でも変わらないと思います。 1.今回のアンケートとは異なりますが、記録問題の解決に全力を挙げるのはもちろんですが、民間で言う「魅力ある商品」は極端ですが1ヶ月でも被保険者期間があれば支給することです。合算対象期間等複雑すぎる年金制度だと思います。 窓口対応が民間の銀行、コンビニ等みたいになっても問題は中身です。 1.残り3ヶ月ですが、今までの26年間と同じように「月月火水木金金」で前業/午前/午後/残業でがんばります。何で平成22年1月3日(日)に出勤してはダメなのかわかりません。社会保険庁の有資格者の方々及び民間から採用される皆様には、出先の出先の出先の第一線の年金相談室/お客様相談室で何日も応対してもらいたいです。 42年勤務することになりますが、同じ課、係が多かったです。偏った人事になるのはゴールがちかすぎるからです。同期は、数人しかいません。東京の場合は幹部職試験があったので天下りすこしでも早く解決できるように努力し対応。
2174	地方庁	社会保険事務所課長級以上		職員が意識を持って、地道に一つ一つ解決していくしかないと思います。	昭和の時代より長年の事務処理の積み重なった問題と認識。問題の存在を知ったのは報道されるようになってからです。	
2175	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金保険料においては、一般保険料は納付期限から二年、免除期間については、十年、付加保険料については、翌月末と法により、支払い可能な期限があり、その期限を過ぎれば支払うことは、できません。お客様によっては、余分にお金を支払ってもよいから、期限を過ぎた保険料を支払いたいと言うお客様もいますし、あと少し支払えたら年金受給権に結びつくのに受給権まで届かない場合もあり、せっかく納付意思がありながら、支払えず申し訳ない気持ちになることもあります。あと、窓口等で年金の広報パンフレット等が法律用語が多くわかりづらいと言われたり	保険料の支払い期限については、法改正以外は支払い不可能かと思います。パンフレット等の広報においては、できるだけわかりやすい言葉を使うとか法律用語の解説等工夫が必要かと思います。	今までの業務の進め方や職員の認識不足に問題があったと考えられ、一般に国民の皆様にもっとわかりやすく丁寧に説明するべきだと感じました。平成17年頃から問題を知ったと思います。	当たり前のことですが、一人ずつお客様に丁寧に説明し、お客様が納得し、疑問が残らないように時間をかけています。職員の知識のレベルアップ意識改革が必要と考えます。
2176	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い当たらない。	人員増によるスピード化及びより細やかな対応。	あってはならないことで、何よりも優先して解決すべき事案として認識。 マスコミ等で騒がれだしてから。	少しでも、不信感を払拭できるよう、迅速、的確な対応及び事務処理。またそれに必要な知識の習得。
2177	地方庁	その他(社会保険事務所)			大変な問題であると考えていた。	しかし、明らかに本人特定が困難な台帳があると思われることから、全ての記録の解決は無理と思われるが、できることをやりつくすしかないと考える。
2178	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2179	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	社会保険に携わる全職員、現役職員、退職したOB等による知識や市町村の協力によって、解決を図る。	年金請求手続き時に本人に職歴、納付履歴等確認して、支給手続きを行っている思っていたので、件数が膨大であることはここ数年のマスコミ報道によって知りました。 問題性の認識については、国民の皆様の年金支給に直結することより、非常に深刻な問題と思いました。	割り当てられた案件に対し、速やかにこなしていくとともに、日々の業務より優先して、対応していきました。 年金請求手続き時に職員が受給者本人の立場、被保険者の立場になって、年金記録の管理が適切かどうか、真剣に考えていなかった、また、基礎年金番号導入時のあり方等も反省しなくてはいけないのかと思います。
2180	地方庁	その他(社会保険事務所)			[redacted]当時の私の考えでは申請主義的だったと認識しています。自分の財産は自分で守る「自律」的な考えで、将来の年金に繋がる自分の保険記録は被保険者の皆様方で意識していただくものと思っておりました。 当時の考えでは、「自律」の精神は日本の社会の常識と考えていたからです。 しかし、平成16年頃あたりからマスコミ報道で、被保険者の皆様が自律の精神で届出をしていても、私どもが誤って記録していた事例を数多く紹介され問題が存在することを知った次第です。	当方の記録に問題があるのではないかと常に考えて、真摯に受け止めて被保険者の皆様の声を聞く精神を取っていました。 また、社会常識である自律の精神を、誤って記録したことにより根底から揺さぶったことは深い反省点と考えています。
2181	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一人一人の記録を丁寧に確実に確認していくことが大切だと思います。 今のようにいついつまでにすべてを処理してしまえというやり方では、結局、後々、2重3重のミスが判明して、一層信頼を失うことになってしまうのではないかと思います。	年金相談などをしているときに、時々、氏名が入ってない記録などが出てくることがあったが、それはごく少ない例だと思っていたので、これほど大益の不完全な記録のものがあるとは思ってなかったです。マスコミで取り上げられるようになってから、大変な問題だと認識しました。	窓口では、一人一人の方のお話をじっくり誠実に聞くことを心がけ、ご本人に納得してもらえるよう努力しました。組織として、年金の記録の重要性の認識がかけていたのではないかと思います。
2182	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2183	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている以外には、わかりません。	現時点で行っている、方法を行っていくことが解決に向けて大切だと思います。	大変、重大な問題だということは、当初より認識しており、他の仕事よりも最優先すべき事項だと思っておりました。 新聞報道にて、初めて知りました。	お一人お一人のお客様の、ご心配を払拭すべく丁寧に説明を行って対応をいたしました。 記録問題当初は、その方法以外に取り組みとしてなかったと思われます。
2184	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	とにかく期間照会などお客様から提出されている申出書を早急に回答を行うことと思います。	年金問題を認識したのはマスコミで取りざたされたときで、その当時、社会保険事務所に勤務していましたので大変大きな問題と考えていました。しかし、あくまでも社会保険事務所の問題でもあり、早期解決を考えて仕事に取り組んできました。	お客様に対して、疑問等があれば真剣にお答えするよう努めてきました。しかし、お客様から提出される申出書が大益なため、早期回答ができていなかったことが反省としてあげられます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2185	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	他の問題点は特に存じません。	今後予定されている、突合作業等に取り組む以外はないと思います。	基礎年金番号に未統合の記録がたくさんあるのを、整理統合すべき問題と認識しておりました。 基礎年金番号ができた平成9年です。	基礎年金番号通知書送付の際、過去の手番を回答するようになっていましたので、照会の際は電話や窓口応対で対応いたしました。 ただ、わかりにくかったのかなかなか回答いただけなかったかと存じます。 また、過去記録の整理で生年月日ごとにお手紙を出し、整理に努めてはいたと思いますが、もっと短期間ですべきだったと存じます。
2186	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2187	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段なし。	年金記録問題については、集中して対応(記録照会や再裁定を含め)できる環境を作り、現時点での問題解決を早期に行わないと年金に対する信頼回復は程遠いと思われる。	社会保障制度の根幹をゆるがす問題と認識。 問題の存在については、年金記録問題が出たときくらいから。	お客様の立場にたって、漏れている記録の調査確認や統合作業などを行うよう努力している。 問題の発端(反省点)は基礎年金番号導入時の国としての周知不足及び国全体(事業所含め)の年金制度に関する知識の少なさ、また、社会保険庁職員としての年金制度に対する自覚の足りなさがあったのではないかと考える。
2188	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国人についてカナ入力のため疑重複手番を見つけにくい。	外国人の入力方法の統一。国別で検索できるようにする。	期間調査と適用に携わった平成5年頃	職歴が当然あるであろう新規取得者に新番を払い出さないようにしていたが、「事業主側が被保険者に前職歴をしつこく聞きにくい」「被保険者も前職歴を言わなかったり偽ったり、氏名、生年月日を偽ったりする。」という問題があり新番を払い出さざるを得ないケースが多発した。 基礎年金番号導入により解消した。
2189	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現場の状況と報道等の内容に差異を感じます。社会保険各制度が現状にあったものなのかを考える必要があると感じます。	担当(厚生年金適用)に配属されたとき(平成12年頃)に統合されていない記録があることを知りました。当時統合されていない記録は、「年金の裁定時に本人の申請により整備される」との方針の旨説明を受けた記憶があります。	当時は、統合されていない件数も知らされていなかったと思います。入庁の何十年も前のことを指摘されても経過も知らない状況では、対応できることは限られると思います。日常業務でも余裕がない職員に個別での対応も困難であると感じますので、組織体制に問題があったのではな
2190	地方庁	その他(社会保険事務所)			実際に特別便の処理をしてみて、記録のもれ、不備があまりにも多いことにびっくりした。	記録問題がおこるまでは、本人の記憶違いで記録は「ない」ものとして調査していたが、こちらの記録が間違っていることを前提に調査するようになった。
2191	地方庁	その他(社会保険事務所)	他人の記録を統合処理している事例が多いが原因を特定できていない。	統合処理等の手続きの時系列を記録として確実に残せるようにしてほしい。	本人が氏名生年月日相違のままや自分の記録をいい加減に申請していることに多くの原因があると感じている。テレビ報道が盛んになったころから認識している。	被保険者自身が面倒に感じないような制度の簡易化や説明責任をもっと明確にすべきだと感じています。
2192	地方庁	社会保険事務所課長級以上	申請免除の遡及認定 (申請免除の受理が年度後半であっても受理受付日を7月31日にして、年度当初から認定していた。)	厚生年金の資格取得等は、事業所に確認通知書を送付し、事業所が本人に通知することになっているが本人に通知されていない事業所が大半である。 このため、確認通知書を複写にする等改善を図り本人への通知をするように改善する必要がある。 オンラインシステムで処理日を確認することは、一部業務で可能であるが確認出来ない処理もあ	オンライン業務開始した時点に紙台帳との突合を行っていないことから問題が生じることは予測できた。	現在の社会保険事務局主催の会議等で意見を述べたが取り上げられなかった。 地方も庁の指示に従うのみ、庁も地方の意見を聞き入れなったことに問題がある。 今後は、特にシステム変更を行う際には現場の代表者を入れたプロジェクトを立ち上げていただきたい。
2193	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金若年納付猶予の継続は一度承認され税申告が免除基準内であれば納付書送付前に猶予の記録が入ってしまいます。本人、世帯主の納付意欲、意識がうすれたまま世帯主が納付できる状態になったとしても納付されず勝手に猶予となってしまいます。	継続申請の廃止。	私は平成4年庶務課採用で平成5年に国民年金課配属となり事務処理や年金相談に手馴れたころに一人で複数の番号を持っていることに気づきました。基礎年金番号導入後、本人にも記憶がなく統合できない番号があることも知りましたが、記憶がない以上、統合できず、どうしても宙に浮いたままとなるのは仕方がないと認識してました。	以前の記憶がなく、統合できない場合、本人に記憶をたどってもらうために色々聴取していました。反省点としては本人の記憶のみでなく親族等からの聴き取りまで行うべきだったかと思います。
2194	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金給付課及び相談コーナーの経験がないため、存知あげておりません。	年金給付課及び相談コーナーの経験がないため、よくわかりません。	年金給付課及び相談コーナーの経験がないため、認識はありませんでした。 現在もマスコミ報道で情報を知りえるくらいしかありません。	年金給付課及び相談コーナーの経験がないため、具体的な対応はわかりません。
2195	地方庁	その他(社会保険事務所)		5000万件すべての記録を確認することや最後の一件までといった方針を変えずにこのまま行っていくと、いつ解決するのか費用がどれくらいかかるのか分からない。 費用対効果を考え、国民の理解を得られる内容での解決策を作り、期日を設定し、公表し、行うべきと思う。そうでないと職員の意識も高まらないと思う。		
2196	地方庁	その他(社会保険事務局)		コンピューター記録と紙台帳とのつき合わせを行う。 ねんきん特別便の回答に基づき、調査を行い、未統合記録の解明に努める。	問題の存在を知ったのは、平成19年ごろ(在籍する以前) 「基礎年金番号に未統合の記録が5000万件以上存在する」 「年金記録の正確性に問題がある」と認識しています。	ねんきん特別便を契機として未統合記録の解明を行う。 再裁定処理に時間がかかりすぎている点が、反省点だと思います。
2197	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題については、特にありません。	上記より、特にありません。	第一には、お客様の本来の記録が未統合等により本来の年金を受け取ることができていないという重大な問題であると認識しています。 また、現在のような情報処理が未発達の時代から年金の記録を管理し、中途においてコンピュータ化した際における人為的ミス等も内在しており、現在も進めている記録問題への解決に向けた様々な取り組みは今後も長期にわたる大きな問題であると考えています。 このような問題を知ったのは、社会問題として記録問題が浮上してきた平成18年頃であり、また、実際の業務として自身が感じたのは、平成19年頃(事務所の国民年金担当係長に就任したとき)からです。	上記の平成19年頃より、事務所窓口や電話においてお客様からの疑問点などの照会があった際には、当然ながら、親切・丁寧な対応を心がけております。 また、特に当時は国民年金に係る第三者委員会への申立受付業務も行なっていたことから、お客様自身も覚えていない過去の古い記憶を思い出していただくため、数時間かけてお話を伺ったり、時にはやり場の無いお客様の怒りに対し謝罪をし、現在の自分ができる最大限の説明や申立のためのお手伝い等を行なってきました。 このことは、これからも当然引き続き行なっていきますし、常に「自分の所属する社会保険庁が記録問題という面でお客様に多大なるご迷惑をおかけしているのだ」という気持ちで接しています。 記録問題に対する反省点としては、「記録管理がずさんだった」と言われ、反論することができない状況であるということだと考えます。 もちろん、内部的には、紙台帳からコンピュータ化の困難性や各種業務に絡む法制度の問題点などが内在していることは承知しているつもりですが、結果として年金を信じ年金をかけてきたお客様には関係の無い話でご迷惑をおかけしているということについては弁解の余地がないのだと思います。 このことから、過去の不の遺産は遺産として真摯に受け止め、これから自分がまた自分の所属
2198	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特記事項はありません。	熟練の職員にて、専門班を作り対応。	基礎年金導入時に記録確認等の作業にて、別手番を複数持っている方や、マイクロ台帳確認にて国民年金保険料納付記録もれがありました。	市町と連携し、被保険者等が窓口来庁時に確認いただき手番登録を行っていました。 また、納付記録とについては、上司に伺うを立て記録追加等を行いました。 複数手番所持者については、制度の周知徹底不足。 記録漏れ等については、旧台帳からの移行時の点検作業の不備。 また、準備期間等の不足ではないかと思います。
2199	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	よく分かりません	記録の管理不十分、制度的な矛盾マスコミの報道が出てから	一部の人達だけの努力では対応出来ない問題だと思われます。
2200	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		年金記録問題は、4年程前から新聞報道等で認識しておりましたが、平成21年、実際に国民年金記録係りとして、従事してはっきりと認識した次第です。紙台帳とオンライン上との、著しく異なる点には正直申してかなりショックを受けました。紙台帳で、月別納付状況と送還欄と違うもの、紙台帳をオンライン上に転記するさいの、段違いと思われるもの等。チェックをしたとは思わえず、記載されっぱなし状況と思える。単に人的ミスとは言い切れないとの感想を持っております。	誠意を持って任にあたり、チェックにチェック、チェックシステム確立。また、人的ミスを指摘するコンピューターシステムを要望。二度とこのようなことを起こさないようにすることを肝に銘じ、迅速に対応していきたいと思います。
2201	地方庁	社会保険事務所課長級以上	有りません		マスコミ報道がされ始めて認識しました。それまでは年金裁定時に記録の確認をしているので問題は無いと思っていました。	個人としては対処できない大きな問題であり、上部からの指示に従い誠実に対応する必要があると感じ、お客様の目線で物事を感じるよう努めました。 目線がお客様に向いていなかった事が問題であったと思います。
2202	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	抜本的な改革が必要だと思います。 すぐには不可能と思いますが、 生まれた時点で番号を付ける総番号制や地方での年金の再計算(再裁定)をすることができるようにする。	氏名等の登録がこんなに曖昧な登録になっていることを知ったのは報道されてからでした。	通常業務がある中ですが、できる限りの取り組みを行いました。
2203	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題の最大の原因は、社会保険庁の記録管理にあります。特に旧台帳記録について、以前から地方からカセット記録は要求のたびに解除するのではなく、早く記録整備すべきとの要望をあげていたのに、そのままにしてきたことがおおきい。	記録問題が生じてから二年以上たち、かなり整備されてきたときに、このような調査は意味がありません。今まで、地方の意見を聞かずに上位下達的に年金記録に対して指示してきたではありませんか。いまさら意見を求められても今更なんですかという感じです。	社会保険庁の記録管理の問題と、基礎年金番号を導入の際に、記録整備をしてから実施すべきだと当時、要望していたのに、重複番号や国年・厚年番号の重複取り消しの過去記録整備を先にしてから、基礎年金番号を導入すべきでした。	地方、現場の声を充分に聞かないままに、事業をすすめてきた社会保険庁の責任は大きいです。今更、反省を求めてどうしようとされるのかわかりません。
2204	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在行われている定期便を見ていただいて、もれや誤りがあれば、回答票を提出していただく、それ以外の時期には、期間調査の申し出をしていただくことでよいと思います。	年金問題を報道され、名寄せなどの作業がはじまったときです。年金は将来のことと、ずさんにしてきたことのツケがまわってきたのかな？という感想を持つとともに、大変な仕事が始まったなと思いました。	全部署あげて対応するという考えに賛成で、応援に出向いたりしていました。反省点としては、各事務所によって状況が違うときにも、「姿勢が大切」という考えで、一律に休日出勤して、その実、そんなに効果や成果がなかったということも多くあり、もっと考えたほうがいいのにな、と思ってい
2205	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	業務の経験や知識の豊富なものを中心に年金記録問題の専門チーム(スペシャリスト)を作る。 (現在は各課が平常業務をしながら年金問題にも取り組んでいる。また、異動等で人も変わればやり方も変わるため) その中でも更に未統合記録担当や未収録担当を分ける。 そのためには、OB・退職者を含めた大幅な人員確保を。	採用2年目(平成3年)で業務課(健康保険・厚生年金)になり、記録照会を受け調査して見つからなかった分は、本人の勘違いや未加入だと思っていました。 しかし、マイクロや台帳等詳しく調べていくうちに未収録や入力ミス等あることがわかりました。 そのようなケースは年1、2回当たるかどうかの割合でしたので、件数は少なく、まれである程度だと思っていました。	安易に判断せず、経験の豊富な先輩からアドバイスを受けたりして丁寧に調べようとしました。 当時の業務に携わったすべての担当者の記録に対する考えやチェック体制の甘さ、いいかげな仕事をしてきた点。
2206	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2207	地方庁	社会保険事務所課長級以上		何よりも、まずは全ての記録をWMに反映させる(カセットのオープンを含め)ことが必要と考えます。	基礎年金番号制度導入後、未統合記録が多数存在していたことは認識していましたが、名前の読み仮名などが、これほど間違って収録されていることを知ったのは、記録問題発覚後、諸作業を行ってからです。	対応としては、あまりにも問題が大きすぎて個人でどうこうできるものではないため、庁の方針に基づく作業を迅速に行うよう努めてきました。 反省点としては、政治的な関係もあり止むを得なかったとは思いますが、対応態勢が整わないまま「特別便」の発送を行ったため、回答や再裁定に必要以上に時間がかかり、余計に国民に不信感を与えたのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2208	地方庁	社会保険事務所課長級以上		早急な解決がベストであるとは思わないが、早期解決が年金不振を払拭できるのであればよいと思う。 しかし、腰をすえなければ見えない問題点もあると思う。 特に、記録問題は丁寧な調査は時間が掛かるが発見できる場合もある。ただ時間をかければよいという問題ではないが、結果的に丁寧な調査を行うことによって本人の為になる場合が多いと	年金相談において、旧台帳のWM登録が無いことは知っていた。業務センターなどに問い合わせても取り合っていただけなかった。 期間確認など時間が掛かり結果裁定が遅くなる事例もあった。	早期に、台帳突合を行えればよかった。 国民年金では、国一元化以前であれば市町に膨大な資料がありここまで本人に不振を与えることは無かったのでは。
2209	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	事業を必要最小限にし、他を解決事務に特化	重要な問題。数年前。	まじめに取り組む。問題を認識した時点で対応すべき。
2210	地方庁	その他(社会保険事務所)		・現在、政府が進めているように、紙台帳の記録とWMの記録が一致しているかの突合作業を急ぐべきだと思います。 ・大量の人員を投入して、記録問題の照会や調査対応にあたるべきだと考えます。	・新聞報道がされるまでは、全く認識していなかった。 ・基礎年金番号導入時点で、被保険者からの回答が極端によくなかったことにもっと危機感を持って、計画的に対応すべきだったと考えます。 ・現場の事務所には、記録の統合処理が思うように進んでいんかったことが、きちんと伝わっていたのでしょうか。はなはだ疑問です。	・現在は、自分も定期便の報酬・賞与に係る回答票(業務センターから回送されたもの)の対応や、不適正な遡及訂正処理に関する各種報告などの対応に、追われている毎日です。 ・(8)に記載したとおりです。
2211	地方庁	その他(社会保険事務所)			健康保険、厚生年金保険の適用業務を担当したことがなく、旧台帳がいかなるものかさえ知らなかった。基礎年金番号導入後も年金手番が基礎年金番号への統合が済んでいない被保険者が多くいることは、想像できたが、全国規模であるため、時間を要する問題と思っていた。	基礎年金番号導入時に社会保険庁から統合作業の進捗状況を発表されていなく、年金記録自体で問題が発生する認識がなかった。
2212	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2213	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2214	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない		記録未統合であり、新聞等での報道によりはじめて知った	特別便等により記録確認統合する。
2215	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員を増員して処理できる量を増やす。	社会保険の信頼に関わる重大な問題と認識しました。 問題を知ったのは、テレビや新聞でニュースにとりあげられるようになった頃です。	社会保険職員の一人として、お客様に責任を持って対応していこうとしました。
2216	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2217	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2218	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2219	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	一人一人のお客様に誠意をもって対応していくしかないと思います。	在籍中は認識はありませんでした。 年金問題が発覚した以降に知りました。	在籍中は認識がありませんでしたが、この年金問題では、チェック体制とノルマ体質があったと思います。 具体的な対策は挙げられませんが、職員が誇りと意欲を持てるような体制が必要と考えます。
2220	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。			
2221	地方庁	その他(社会保険事務所)	勤務期間が1年半の準職員なので存じません。			
2222	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2223	地方庁	その他(社会保険事務所)	関東区の戦災台帳について。	戦後保証の一環として、特別立法等で対応する以外に手段はないと思います。(就労状況・労働者名簿・生存者からの聴き取り等すべて不可能な状況にあるので)	1問目に付いては:回答保留 2問目に付いては:記録問題として取りざたされるようになってから	1問目に付いて:現在対応中 2問目に付いて:いまだに現場無視の、思いつきとしか思えない報告や調査が突発的に入り平常業務もままならない。数年後、現在の平常業務にかかる「新たな年金記録問題」が発生するのではないかと恐れている。また、第三者委員会に回送する手順等のほか、被保険者によって「事業主の届が誤りである」と通報のあった際、事業主に対して正当な届出を強制する手段が実質上なく、悪意ある届出者(特に滞納事業所)に対して非常に脆弱である。
2224	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民の皆様と意識を共有しておりました。		私は、去年の10月から年金給付課に配属されました。 年金記録問題は、そのときから最重要の問題と認識しておりましたし、国民の皆様と意識を共有しておりました。	事務処理を遅滞なく、通知などにもとづいてお客様には丁寧にご説明させていただいておりました。再裁定の支払時期などの問い合わせにも真摯に対応しておりました。
2225	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職員一丸となって、取り組んでいくしかないと思います。	大変、重要な問題と認識いたしました。 存在することを知ったのはマスコミ等の報道により知りました。	ねんきん特別便などの対応について、出来うる限り行ってきました。
2226	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	高齢者以外でも、無関心からか、特別便、定期便にも反応していない被保険者がいる。広報・通知を繰り返し行っていく。	長い間の積み重ねにより、起こったこと。職員に記録を扱っているという意識が少なかったことによると思う。存在は記録問題が浮上し、内部からではなく、一般報道から知ったことが多い。業務センターでの保管等、内部からの説明がなかったことは残念である。	昭和56年に入庁し、現場で実際に記録に係る業務についたのは、昭和60年以降である。その時点では、オンラインで管理をしており、原票のチェックや台帳への転記の業務に携わったことはないが、そのチェック体制や送達業務の過程で不十分な点が多かったのも一因であると思う。自分としては、今、行われている対応に汲々と取り組んでいる。根本のところでは、学校教育の中で、年金の仕組み、記録の仕組みを植えつけるべきだと思う。
2227	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	まず開いていないカセットを展開することが第一と考えます。そうしないと後から次々に記録が見つかる可能性があると思います。	年金の請求の際に、記録の確認をしているのでいずれ解決するものと思っていました。あまり、問題意識していませんでした。	年金記録の相談や年金手帳を持って来所されたお客様だけに対して、他に記録がないか確認をとっていました。時が経つにつれて解決するものと思っていたので、考えが甘かったと思います。
2228	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に解決		
2229	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道な努力	新聞報道等で認識。いつごろだったかは、覚えていない。	お客様に誠心誠意、ありのままをお伝えしようと心がけた。 いままで、記録について抜本的に対応をしていなかったため、いままでのつけを一気に払っていることになっている。もっと前から、対策を立てるべきであった。
2230	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在、実施している年金特別便、定期便、黄色便等により、統合されていない記録の案内をし、解決していくことが、大切だと思います。	ねんきん記録問題がおこった時点で、その存在をしりました。平成9年の基礎年金番号の導入時点で、ほぼ完了しており、また、年金請求時に、漏れ分も含め、全て確認され、請求しているものと思っていました。しかしながら、この業務に携わり、多くの統合されていない記録があることがわかりました。ご本人様が、忘れており請求していない記録がほとんどですが、年金請求時に、氏名検索等で、本人様確認を十分できていないことが問題と認識しています。	1人1番号に管理されることにより、業務もスムーズに運営されます。ねんきん特別便等により、ご本人様の記録は、全て正しい記録にし、安心していただくよう、対応に心がけています。現時点でみた場合、やはり、基礎年金番号の導入時、年金請求時での処理がおろそかであったと思わざるを得ないと考えます。
2231	地方庁	その他(社会保険事務局)	(6)(7)(8)(9)ついて 本年4月入社後より会計課にて職員の給与・手当てを担当しているため 年金記録については、世間一般知識しかありません。 知識を増やすため、勉強を続けたいと思います。			
2232	地方庁	その他(社会保険事務所)			・紙台帳からコンピュータ化する際の移行の際の事務処理誤り(H18年ごろ) ・国民年金納付記録の管理不十分(H18年ごろ)	・マイクロとの突合。反省点…紙台帳については保管場所等の問題はあったにせよ、廃棄せずすべて保存するべきであったと思います。 ・納付記録照会の受理。そもそも市町村と社保庁で管理している記録が不一致である場合があるため、双方の調査が必要であるとの認識で対応した。反省点…納付記録がの国民年金納付記録については、平成14年以前に市町村国との収納選務の連携が不十分な部分があった。市町村の納付記録については、14年の切り替え時に国への管理としたほうがよかった。
2233	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点ではすぐに想起した問題点はありません。	国民の年金制度に対する信頼を回復させるためにも、現時点で投入できる最大限の人数で一刻も早く年金記録問題の解決にあたるべきであると考えています。	平成16年4月に初めて年金給付課に配属された時です。年金裁定時に未統合の年金記録があれば必ずお客様に確認していましたが、お客様にも御記憶がなく、年金制度全体では相当数の未統合の年金記録があるのではないかと懸念していました。年金受給者の方々にとっては、正しく年金額が裁定されずに大きな損失となるという認識を持っていました。	未統合の年金記録があれば積極的にお客様に確認できました。 この問題については、名寄せシステムが十分に機能していなかった 事が要因の一つであると考えています。
2234	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2235	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2236	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2237	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人を多く入れての対応が必要と思います。	厚生年金等の記録が、正確に国の情報に管理されていなく、情報の管理・訂正の体制が不十分であったと考えていた。存在の認識は、通知等がだされてから知った。	現時点の記録の誤りについて、現場で受給者・被保険者に説明と陳謝し続けた。記録をより正確に管理できる体制の確保。
2238	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	とにかく旧台などを早急に全て整理して、市町村と連携をとり、ご本人様に確認するしかないと思います。 明らかに本人であるが、本人のものではないと断定された記録がいつまでも浮いた記録になってしまうので、どうにか整理していかなければならないと思います。	問題を知ったのは入社して2年目の平成19年でした。そのような問題があることは全く知らないうちに、テレビなどで大きく取り上げられ、世間で知られるのと同時に必然的に知るようになりました。そんなことがあるのだと一国民として驚き、年金の金額、受給権にも大きく影響してくることがわかり、早期解決しなければならない寛大な社会的問題だと思いました。	お電話でご照会いただいたお客様に対して、WMで記録をさがし、すぐにわからないような場合は期間調査の用紙を送付したり、他の手帳を持っているという方には番号統合の用紙を送付したりして、お客様の不安を少しでも取り除けれれば、と対応しました。 反省点とては、ねんきん特別便を見切り発車的に送付するのではなく、旧台などを全て整理したうえで国民の皆様にご協力いただくべきであったと考えます。次々に記録が出てきて、何度もご回答をいただかなければならないので、お客様にとっても負担ですし、送料なども考えても無駄に税金を使っているのではないかと思います。
2239	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	地道に取り組むしかないと思います。	マスコミ報道がされて知りました。 長年の積み重ねた問題が今となって湧き出たものだと思います。	ひとつひとつ与えられた問題をこなすのみです。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2240	地方庁	その他(社会保険事務所)	明らかに昭和うまれであろう被保険者だった方が、明治と表記されていた。	明らかに当方(事務所)のミスと判断された場合、職権にて訂正作業を速やかに行う	別手番払い出しにより、別人扱いされ、また、氏名ふりがなについても、一定のルール(正しく読めないときは、音読みするとかの統一)がないまに、誤ったふりがなで記録され、記録探しに相当の時間を要した。こういった記録誤りの問題は、年金相談センター在任中(平成14年)にわかりました。	現在は、健保厚年080扉書で、生年月日が正しければ、名寄せについても検索しやすくなったので記録に結びつくケースが多かった。オンライン前の健保厚年の取得時に、被保険者台帳の中にも、生年月日を次の番号の被保険者と誤ってみたりと、基本となる台帳そのものが、誤っているケースも見られた。台帳作成の際、担当者任せではなく、台帳一つ作成するにしても、チェックの上、決裁を仰ぐべきだったと思います。
2241	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	基礎年金番号導入時に、住所未登録の年金手帳が、多数存在していることを感じていました。 平成9年以降は、いろいろな契機において本人確認をして、記録統合をしてきましたが、昭和17年6月の厚生年金発足時から払い出されているすでての年金手帳番号を基礎年金番号に統合させることに限界を感じていた。	あらゆる契機において、被保険者や受給者の方々と接した際に、本人確認がとれた記録は、積極的に記録を統合する事務処理をしてきた。 平成9年1月以前は、払い出し番号に住所登録はなく、1人の人が何個もの番号を持っていることを、戦前から基礎年番導入まで、ほとんど放置していたことが問題であったと考える。紙台帳からオンラインシステムへ切り替えられた時に、この問題を対応していたら、現在の状況は変わっていたのではないかと感じる。
2242	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
2243	地方庁	その他(社会保険事務所)	問題になるのかわからないが、年金記録がクローズアップされて平成19年から年金特別便が始まったが、記録が漏れている方及び年金手帳番号が基礎年金番号に登録されていない方は、特に年配の人が多い。 そのため、旧法の年金制度で新たに裁定をしないといけないケースが多くあるが、今現在年金給付課に配置されている者だけでなく全体として、制度を熟知している者がいる訳ではない。そのため、誤って請求書を受け付けていたり、誤った処理をしていないか不安が残る。	旧法の制度については余り資料がないので、確認を行ううえで時間を要することが多いので、職員がわかるようなマニュアルがあればいいと思う。	年金問題がクローズアップされるまで、ここまで記録に問題があるとは思っていなかった。平成3年ごろに適用課で年金の記録補正を行っているときに、年金番号に事業所の記号番号が収録されていないケースやカセットが間じている番号が多くあったので、その時には今からでも順次整備していけばいいとは思っていたが、現実的に整備できる盆ではなかったと思う。	適用課(記録整備する係)から配属が変われば、新しい係の別の仕事に追われるようになるので、あまり意識していなかったと思う。 今現時点でも記号番号が収録されていないため、事業所名が確定できないことから、本人確認が出来ないケースがあるので、今からでも順次収録していくべきだと思う。 この問題がもっと早くわかっていれば、救済できる方がもっと多くいたように思う。死亡しているために、記録の確認ができないケースが多いので、最終的には最後の1件までというのは、現実的にむずかしいと思う。
2244	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		国民の信頼を損なう重大な問題であると思いました。 問題が発覚してメディア等で報道されてから存在することを知りました。	問い合わせいただいた方の気持ちを第一に考え、1件1件確実に年金記録照会するよう心がけて対応しました。
2245	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	解決の道筋に沿って、業務を遂行していくことが重要だと考えます。	採用されてすぐに、記録の統合もれについて知りました。 年金給付課に在籍していましたが、裁定時に解決しないといけない問題だと教えられたので、そのように認識していました。	(8)のとおり、裁定事務の際に統合もれがないよう注意しました。 解決に向けた方策を庁全体でとっていなかったことが問題だったと思います。
2246	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2247	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	迅速かつ正確に今の定期便を続けることが必要だと感じます。 国民の皆様の大切な記録をお預かりしていることを心に刻み仕事に全力で取り組むことこそ、解決の一歩だと思います。	厚生年金手番、国民年金手番という存在は、この問題が出るまでは詳しくしらなかったというのが現状です。	国民年金課として、手帳に記入されているのに、記録の統合のない方に対して、窓口で受けたら、すぐに205(統合処理)を行うように心がけました。 特別便の補正や、定期便の補正に積極的にかつお客様の気持ちに立ち対応できました。
2248	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		私が採用される以前の事であるため、詳細についてはわかりませんが、社会保険オンラインシステムへの移行経過中に、紙台帳の記録(氏名の漢字・フリガナ・生年月日・性別・標準報酬等)の入力誤りがあったために、一人ひとりの年金加入記録が正確に管理できていなかったことが、現在の年金記録問題の原因なのではないかと考えます。先並方から、そのような経緯を聞いたのは、平成4年頃だったと思います。 ただ、過去に、偽名や偽った生年月日を使って厚生年金に加入していた被保険者や、転職するたびに新たな年金手帳を作っていた被保険者も多くいたことから、一概に私たち保険者側に全責任があるとは思えません。 しかしながら、今後、被保険者一人ひとりの年金加入記録を正確に管理していくことはもちろん、宙に浮いた年金記録がどなたの記録であるか、できる限りの手を尽くして特定していく必要があ	私は、平成19年4月から平成21年7月まで、年金相談の窓口で相談業務に携わっており、その間、多くのお客様から「年金記録問題」に対する相談・苦情をお受けしました。特に「厚生年金の加入記録がもれているのではないか」とのご指摘をいただく事が多く、そのお言葉を真摯に受け止め、お客様お一人おひとりの加入記録にもれがないかどうかを徹底的に調査し、思切丁寧な対応に努めました。 年金記録をコンピュータ管理していく経過の中で、職員の入力ミスや、御座なりの判断による事務処理が多く発生していたのではないかと思います。入力データの徹底的な確認を怠っていたことが反省点として挙げられると考えます。
2249	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の皆様の信頼を損なう大きな問題であると考えます。	お客様の立場に沿って記録判明につとめました。
2250	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じない	存じない	最後先に対応していくもの。 問題が表面化したころ承知で入所した。	その時点では何もできなかった。 実際の対応と世間が求めている対応の開きがある。
2251	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件1件手間をかけて丁寧に進めていこと。が問題解決の近道だと思う。		
2252	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成8年4月1日に新規採用され、平成9年1月に基礎年金番号制度が始まりました。 当時業務課にて適用関係の業務を行っておりましたが、制度ごと、また同制度内でも複数の手番があること、その統合処理が多いことに危機感を持っていました。 基礎年金番号に手番を統合するための勧奨も行われましたが、その時点で解消しきてなかったことを残念に思っております。	適用時点で、複数の手番をお持ちの方については電話や文書等(疑重複調査は現在も行われています。)にて照会し、できるだけ統合処理をしました。 しかしながら、個人情報の観点、また、お客様ご本人の記憶があいまいなことも多く苦慮したことを覚えております。 このことは、現在でも同様です。 当時氏名が入っていないなどで判明しなかった手番も、今回の記録問題対応で紙台帳から記録の落としがありました。 このおかげで相当数解決してきていると思いますが、偽名で年金に加入していた方や年齢を偽っているかた(職につくためやむをえなくというケースがほとんど)もいますので、非常にデリケートな問題であることに変わりはありません。 今後、年金請求を行う方については、審査段階で再度他手番確認をすることでチェック機能として働くと思います。 旧法対象者については高齢化も進み、制度そのものも新法と異なりますので、審査、再裁定、新規裁定に精通した職員が少ないのが現状です。 OBなどの活用も含めて、記録解読に精通した職員の活用・育成が必要と考えます。 また、法改正が多岐にわたっていることから、手作業判断をなくすくらいの勢いでシステム改善を行っていただくことが、事故防止、給付漏れの防止になると考えます。 給付原簿の記号解読ができる職員が現在給付業務に携わっている職員しか判読できないくらい難解です。 社労士の参入も始まりますので、誰がみても内容が分かる記録管理を望みます。 分かりやすいほど、窓口・電話相談の対応が迅速・正確になります。
2253	地方庁	その他(社会保険事務所)	新聞等マスメディアが情報元となっているので、一般的に知られていない問題は特にありません。	非常勤職員も含めて全所体制で、経験者を中心として取り組まないといけないと思います。	平成9年1月に基礎年金番号ができたときに、手帳番号がある人は申し出ることと通知されていることや、年金を請求するときに記録の統合を行っている筈であると認識していたので、テレビや新聞で「浮いた記録」と報道されることに違和感を持っていました。また、このような問題を知ることとなったのは、はっきりとわかりませんが、私自身が育児休暇に入った平成18年、仕事に追われず家で過ごすことが多くなり、新聞等の報道が盛んとなったことから強く意識するようになりました。	育児休暇終了した平成20年4月には窓口が込み合って、全所体制で窓口対応することとなっていました。早速毎日窓口に出ていましたが、年金受給者であっても記録統合がなされていなかったりと、記録漏れが多かったので、休暇明けの仕事慣れもなかったのもあり、慎重に対等しました。 以前は申し出があって初めて記録に結びつけていたけれども、今は「○年○月に○○にお勤めしたご記憶はありますか」などどこちらから情報提供をするといった対応の違いもあります。他人の記録を統合してはいけないという危惧と、昔の忘れいた記録を思い出してもらうために親切丁
2254	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2255	地方庁	その他(社会保険事務所)			問題発覚まで、全く知りませんでした。	自分の親の分と思って対応しました
2256	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	現在行っている方法以外には考え付くものはありません。	個人情報だとしても、職務上、個人記録を検索しなければならないこともあると思う。(第3号被保険者の配偶者記録を確認するなど) これを覗き見というのであれば、仕事をしている時点で。 タレントなどのを覗き見したことについては、問題が発覚したときです。	個人としては、覗き見自体はしていないので、反省というものはありません。
2257	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	集中的に人員を配置して、記録問題を解決していくしかないと思います。	正直申しまして、社会保険に問題があるだけでなく、被保険者本人にも責任があるのではないか(特に、転職を繰り返している人等)と思っていました。 年金相談に配置された平成14年頃だと思います。	対応としては、本人がわからない記録はわからないままにするのではなく、極力、その方が思い出すように説明することを注意して対応してきました。 反省点は、申請主義によるものではないかと思います。現在のように、定期的に本人の記録を確認していただくサービスを早く実施していればここまでの状況には至らなかったのではないかと
2258	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録に問題があると認識していたのは、基礎年金番号導入時の被保険者等に対しての照会の仕方、或いは対応の仕方について不十分であったため現在の問題に至っていると認識している。	その時点においては、番号が未統合であってもその後の来訪時、或いは裁定請求時において最終的に記録確認をおこなうことから緊急的に行なう必然性はないと認識していたと思う。しかし、当時は事務所で行なう説明会等において積極的に広報は行なっていました。 今思えば、その時に「ねんきん特別便」的な大掛かりな広報をなぜ行なわなかったのか悔やまれます。 また、人間の記憶は非常にあいまいなものです。記録を適正に管理していくには行政側の管理はもちろんのこと、被保険者側にも現在検討されているようなシステム的(社会保障カード)に管
2259	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	国民の年金(生活)を管理しているという認識の低さと考えます。	仕事に対する取り組み、考え方を変えていく必要性を意識しました。 ねんきん特別便や、定期便で来所されるお客様に対し、記録管理が不徹底であり、迷惑をかけたことへの意識を持ち、対応をしました。 年金制度の複雑さ、記録管理の甘さ、WM等によるお客様への年金相談は、職員のスキルによることが強く、誤りが起きやすいと考えています。 職員の知識向上、接客業としての対応、危機意識の共有が必要と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2260	地方庁	その他(社会保険事務局)	知っていません。	現時点での解決方策の中で、厚生労働省及び日本年金機構で、早期解決することが重要と考えます。	基礎年金番号が出来た以降(平成9年)も、なかなか手帳番号の統合が進んでいなかったことはわかっていました。	資格取得時等、手帳番号の統合に努めてきました。この問題を、年金受給手続き時に最終補正せすれば良いの考えではなく、早い時期からの問題解決に組織として努めるべきであったと思
2261	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまでの社会保険庁のいいかげんさが良くわかりました。内容は一部は新聞報道の通りです。	これ以上優秀な人材が流出しないようすべきです。	自分はまじめにやってきたのに、前までの組織や上の方々は本当にいいかげんだったと思いました。時期は新聞報道です。	自分は組織の末端に位置するわけですから、上司の業務命令に従わざるを得ません。本当におかしな事はおかしいと言える、又言っても冷遇されない職場作りを目指すべきです。
2262	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		昔の記録について調査に時間がかかり、大変だった。 20年ほど前。	仕方のないことと思っていた。それ以降にコンピュータに登録になり、調査がスムーズになりはかどるようになった。
2263	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	5,000万件が、解決するまで、やりとおすことだとおもいます。	長妻現厚生労働大臣が、言われるまで知りませんでした。また、まだ登録してない紙台帳が存在していたなんて想像もできませんでした。みんなその都度しりました。	上からの命令によってですが、与えられた仕事を1件1件ていねいにやってきました。上部組織の人が、下部のものに存在自体を伝えなかったから、このような大問題になったのだと思います。
2264	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金問題が発覚してから 担当事務分掌に今現在問題となっている仕事がなかった。 業務外閲覧については、内部規定が出されるまで、特段問題視していなかった	職員個々が個人情報を扱っているという意識の低さ 組織として内部規定を作成しておらず、取り締まりがなかったこと、また採用された際、閲覧に対する指導が全くなされなかったこと
2265	地方庁	その他(社会保険事務所)	1回しかデジタル化するまでにチェックがされていなかった模様 それは、大蔵省が予算をつけなかったからというわさはきいたことがあります	免許書の謄本履歴と住民票の回線を使う 戸籍の附表を使い番地確認する	問題になるとはまったく分かりませんでしたが、30代の私では無理だと思いました。	分かりません。
2266	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	1. 人材育成 2. 管理職教育(特にプロジェクト管理全般) 3. 費用対効果の見極め	1. 問題認識 (1). 国民の年金に対する意識・知識不足 (2). コンピュータシステム化への対応不足 (3). 社会保険庁の情報公開不足(常にヒドインド) 2. 事務所勤務前から推測しており、勤務後に認識した。	1. (8)の問題認識について (1)については、現場での電話応等において、間違った知識の訂正や意識向上を図っている。 (2)については、年金機構のIT企画に応募したが、叶わなかった。 (3)については、手段が判らない。 2.反省点は特に無。
2267	地方庁	その他(社会保険事務所)	回答が遅い	全課でお客様の調査状況が見れるようにしていただき状況がわかると回答もしやすい。	最優先の取組事項。 新聞、報道等で知りました。	お客様からの問合せ時、(電話、来庁)担当課に確認し、回答した。 回答が1年以上かかっているお客様もいらっしゃるので早期回答できればよいと思った。
2268	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	まじめに納付してきた被保険者が損をした気持ちにならないよう、粛々と今の業務を遂行するのみと考える。	国会で問題になってから。制度の連続性に問題があった。手作業から電子化に移行時の丁寧さがコスト・費用等によって置き去りにされたのではと考える。 年金記録問題によって益々年金の信頼性が薄くなると思った。	丁寧な回答等を心がけた。年金の仕事は長いスパンの仕事なので、日頃から職員の意識を育てる研修などが不可欠と考える。
2269	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	特にありません	直接的な担当課で従事していませんでしたので、具体的にはわかりません。	直接的な担当課で従事していませんでしたので、具体的にはわかりません。
2270	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在調査中の特別便等の早急な調査、回答	国民の年金権のかかわる問題であり、記録が誤っているならば早急に訂正すべきである。 問題を知ったのはマスコミに取り上げられ、報道されるようになってからです。	特別便の回答支援や他に年金記録をお持ちだと思われる被保険者への電話照会により記録が整備されるように努めました。 基礎年金番号の導入がもっと早くできていれば、1人の方に複数の年金番号が付番されることがもっと少なかったと思います。
2271	地方庁	その他(社会保険事務所)			老齢厚生年金の裁定処理時で、厚生年金期間のもれが多い 事が多くありました。 平成11年頃です。	そのつど、本人に問い合わせて、確認を取っていました。 もっと早い段階で、記録問題を取り上げるべきだったと思います。
2272	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		本当なのかと自然の念がつよかった。しかし、事実であればそれは大変な問題だと新たに認識したところでした。問題を知ったのは、国会で大きく取りあげられた時だと思います。	真摯にとらえ、前向きに対処し信頼を少しでも解決するよう努力しようと考え日々対応してきたつもりです。やはり、いろいろな点で解決に向けて対応を行うもどうしても、対応が後手後手にまわり時間だけが費やされてきたところではないかと思う。
2273	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	時限的な年金問題専門処理部門を設け、集中的な処理を行う。 特に資格記録整備に長けている職員の配置。	社会保険入所してまもなく、厚生年金については基本管理情報が被保険者の住所管理をせず、再就職時に複数年金番号を所持していても、断定困難だったこと。国民年金については資格取得・喪失年月日の作成が一部あいまいな取り扱いがあったこと。 年金記録の管理システムが、不十分だったこと。	被保険者・事業所との接触時に、出来る限りの年金制度説明等行ってきた。
2274	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2275	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客さまの記憶を頼りに地道に手番を確認して、お客さまに納得してもらい、組織の信頼回復の努力していきたい。	報道等で取り上げられて初めて知った	お客さまの記憶を頼りに記録を確認して、お客さまに精一杯説明し納得してもらうよう努力している。 この問題の反省点としては、年金受給請求時に記録の確認について、従来からもう少し慎重に行っていればよかったのではないか考える。
2276	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	現場の職員が窓口で対応するのが第一であるが、本庁でも広報等を含めた周知活動が必要なのではないかと思う。(ナショナルのストーブのCMのように)	年金記録問題は制度上起こりえる問題なのかと感じた。(国民年金、厚生年金の両方で付番されていたため。)存在自体を知ったのは、マスコミ報道が盛んになってきた時期。	複数付番されている人が窓口に来た段階で、すぐに基礎年金番号に統合するよう窓口では対応した。反省点としては、記録は年金裁定時に確認すればよいという考え方が記録問題を発生させたのではないかと思う。
2277	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在行われているねんきん特別便や定期便によるお知らせにより、受給者、被保険者等から申し出いただく他は、難しいと思います。	当初は基礎年金番号に統合されていなかった番号については、本人による届出漏れが原因のほとんどではないかと思っていましたが、実際に国民年金の納付記録漏れ等が判明したことにより、私たちにも大きな誤りがあったことを理解しました。	相談されるお客様に対し、いろいろな話を聞き、確かな回答ができるように対応しました。 年金記録について、加入記録を本人あて送付し確認いただく等のサービスをもっと以前からできていたら、ここまでの問題にはならなかったと思います。
2278	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	徹底した名簿確認により記録の突合が必要であると思います。	今回の年金問題により、WM上に収録されていない記録の存在や漏れを知った。	早期に解消できるよう記録の調査等を行いましたが、他庁照会の回答の遅れ、年金再計算の処理の遅れ等人員及び準備不足により、より一際国民の方々にご迷惑や不信感が生まれ、この問題が深刻化したと思います。 長妻大臣が言っておられたとおり、まずは名簿等より全ての記録を再構築したうえで、この問題に取り組みべきであったと思います。
2279	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	個々の自己管理の周知。	自己管理がさえていず、一般的に年金に関心がなく認識のあまさと全てを他人まかせの結末だと思いました。 問題の存在は報道により知りました。	対象者への聞き込みとこれからの自己管理への徹底指導。 世論の目が厳しい現実として法令遵守の徹底が必要。
2280	地方庁	その他(社会保険事務局)			実際に記録がないこともあったので、慎重に取り組んだ。 知ったのはニュース等で問題になったとき。	お客様の話を真摯に受け止め、記録発見に努めた。
2281	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	とにかく人海戦術しかないと思います。なにかと頭数を増やす、謝金職員や賃金職員の増員でこの問題の解決を図っていこうとしていますが、正規職員や準じる職員の増員が絶対的に必要です。謝金職員であっても、職員並の業務をしてもらえるように入力を可能にしたり、業務を限定したりせず、一定長期の雇用と待遇を改善し、やる気になるような配慮が必要であると感じます。頑張っている謝金職員ももちろんいますが、一般には他人事、いわれたことをするといった、アルバイトといった感覚の方が多いように思います。そういう方にお願いできる業務には限りがあります。それと、フォローアップや旧台帳対象者など本人の可能性が高いもので未接触の方がかなりいます。市町村の協力を求めての対応も検討されているようですが、社会保険事務所の職員が、時間がかかってもしらみつぶしに戸別訪問等を繰り返し行うべきではないでしょうか。	年金相談対応しているときに、同姓同名の他手番があるにもかかわらず、オンライン上、事業所名不明や、事業所名は判明していても事業所名を伝えるなど、誘導を禁止されていたため、本人の蓋然性が高いにもかかわらず、統合に至らない、いわゆる宙に浮いた年金記録が数多くあることは認識していました。	現実的には次々にお客様の対応をしないといけないので、そのまま流されていったとの感があります。中央もいくらかの認識はあったはずにもかかわらず、現場まかせであり無為無策だったのではないでしょうか。
2282	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られていない問題かどうかは怪しいですが、現状でも疑重複調査の回答がえられなかったりした場合には基礎年金番号を新たに付番したりする現状があるので1人1番号という原則が守られない事が多いです。	6に対しての対応策としては事業主側に基礎年金番号の確認の徹底をお願いするしかないように思います。	職場に入ったときは実際にWMに残っている記録こそが全てであると認識していたのでこのような問題が起こることは考えることはありませんでした。 しかし、10年前くらいに年金給付に在籍していた際に年金請求者のもっていた厚生年金番号をWMで見たら氏名がブランクになっているのを見て不思議に思ったことがありましたから記録問題への器具の可能性を考えた最初の事案だと考えています。	機械化になったときの経緯やデータ移行の流れは自分はあまりしりませんが、 記録関係業務に携わるうちに紙ベースのデータの中で読み取り困難なものを 空欄や勝手な判断で損った収録をしたことが一番の問題点であると自分は 考えていますので、現在のシステム上で同様の事案をなくすには、読み取り困難な申請書類に関しては自己の判断によらず必ず申請者に確認なり返戻するなりといった対応が大事だと考え
2283	地方庁	その他(社会保険事務局)		方策も何も頑張るしかない		
2284	地方庁	その他(社会保険事務所)		現状については解決に向かっているとおもいます。	テレビで5000万件報道があってから 詐欺といわれても仕方がないので、過去の馬鹿なやつらがつみかさねてきた悪事を今いる我々でお客様に償いをしなければという気持ち	お客様に納得いく形で問題を解決できるように対応をこころがけた。若い子はかわいそうだという声をかなりいただきありがたかった。 年金相談が職員でないこと 若手は管理職や先輩の背中をみて育つが、その背中が薄っぺらい、まともな人材教育をやってこなかった。 とにかく入社したときから忙しくはあったが甘かった。初めて所属した事務所の所長をみて、これでいいのか？と本気で思った
2285	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	単に頭数をそろえるだけでは意味がない。スピードアップを考えるのであれば、OBの力を借りるしかない。	本人の記録が抜けてしまっているということは、年金を受給するにあたって、問題になることだと思う。少しでも早く問題を解消すべきだと考える。 年金請求時には、本人確認しているので、少なくとも受給者には問題がないと思っていた。受給前の人についても、最終的に確認するので問題ないと認識していた。マスコミで騒がれ始めてから問題と認識した。	最優先で取り組んできたが、マンパワー不足で無理がある。今の若い人には、罪はないのに、なぜこんなに世間から非難されないといけないのか。現場が一番大変だと思うし、とにかく病人を出さないように神経を使った。
2286	地方庁	社会保険事務所課長級以上		社会保険事務所において、慢性的に人員不足があり、年金記録問題の早期解決には、大幅な人員増と専門職員を配置する必要がある。	年金記録問題は、基礎年金番号導入時より始まっている問題で、以前より統合処理を行ってきている。問題は、その取り組み方とスピードであったと思われる。	一人でも多くのお客様の記録を確認し、年金受給につなげたいと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2287	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		基礎年金番号が導入された当初、資格取得届等を受理する際には、ほかの番号や手帳をお持ちではないかということを必ず確認するようにしていました。 そのような対応をしても、『宙に浮いた記録』が何百万件もあるということを知ったのは、マスコミなどで取り上げられるようになってからです。	上記のような対応をしました。 現時点で考えると、基礎年金番号導入当初の広報が足りなかったように思います。また広報の内容も、『放っておくと将来こういうことになります』というような具体的な内容を周知するべきだったと思います。 それから、広報以外にも、現在取り組んでいる黄色便のように、あなたの記録ではないですか？というようなものを、もう少し早くお知らせをするべきだったと思います。
2288	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題用のための人員の増員。 専門的な相談業務は一般職員でないと対応が難しいと思われるが、処理等で任せられる業務については他の賃金、謝金職員に多く割り振って負担を軽減するべきだと思う。	社会保険庁自体の歴史的な問題(不作為の積み重ねによるもの)だと認識していた。 テレビ等マスコミが話題にしだした頃、職場にいて知った。	通常業務のほか、窓口相談の際に個別の対応として記録を探す努力をした。 公的年金制度についての見通しの甘さ。(将来的に年金制度のウエイトが大きくなり、問題視されることが予見できなかった点)
2289	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無い	再裁定の処理の遡及について、社会保険業務センターにおいて、複雑なケースについても、進達してから3ヶ月程度で処理する体制を構築して欲しい。	基礎年金番号に未統合の記録が多く存在している事。 平成19年5月頃。	基礎年金番号に未統合の記録を年金特別便等により早急に統合するようにした。 特にそう思っていたわけではないが、遡くとも年金を新規裁定するまでに統合すればよいというような考えが、心のどこかにあったのかもしれない点。
2290	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。	・時間がかかっても確実に記録の整理を行う。	進達による記録の入力は、パンチ入力であり入力後の点検が不十分であった。 各種届出書の届出内容(生年月日等)が正確でないものがあり、不突合が生じる結果となった。 存在は、新聞等で知った。	年金記録の管理において、入力誤りや事故リスト等の点検が不十分であった。
2291	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	コンピューター記録と旧台帳との突合作業。今行っている作業を地道に行うしかない。	職務怠慢といわれても仕方ないほどずさんな管理。正直、件数の多さに驚かされた。この問題を知ったのは、マスコミ報道され始めたころから。	被保険者、受給者の協力をえながら、可能なかぎりの調査を行う。 職員ひとりひとりの年金記録における認識と、重要性の認識の欠如と思われる。
2292	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまで新聞、週刊誌等の特集記事などで掲載されたもの以外では特にありません。	職員(謝金職員も含めて、特にOBが存命中のうちに)等が、地区を決めて公民館やコミュニティセンターで土日に被保険者や受給者に面談を行うなど本人と実際に会って記録の確認を行う。ただし、今の人員からは10年の時間が必要と考える。	最終的にその方の老後の生活を左右する問題と認識はしていました。	ご本人の記憶にもとづいて職歴から調査を行いましたが、店舗名しか覚えていなくて会社名がわからず、記録が見つからなかったケースがあり残念で仕方がなかったことがありました。 今、紙台帳がすべてコンピュータ化されて再度調査ができれば記録が判明するかも知れないと思うことがあります。
2293	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
2294	地方庁	その他(社会保険事務所)			納められた期間のものが年金額に反映されることなく宙に浮いたままになっていたことには不公平感を感じました。 基礎年金番号が始まって以降、被保険者においては相談時に記録の整備等を行っていましたが、年金受給者分においても存在するのは問題が判明してからのことでした。	真摯に受け止め、早急に解決できるよう親切・丁寧に相談には対応してきました。 基礎年金番号が始まった当初から現在のような記録に対する対応が取られていなかったことが問題であると考えます。
2295	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号が導入された当時、各手番を統合処理してきましたが、100パーセント統合にはなっておらず、そのことについては、年金裁定請求時に本人の職歴申し出により整理されるものと思っておりました。	基礎年金番号導入時に各手番をきちんと統合すべく、今回のような取り組みをしておくべきだったと思います。
2296	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
2297	地方庁	その他(社会保険事務局)			未統合記録があることは知っていたが、年金の裁定時等に確認を行っていたため、ここまでの問題になるとは思っていなかった。	未統合記録の確認作業に対する認識があまかったと思う。1件でも未統合記録を減らしていくために努力していかなくてはならない。
2298	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	自己の年金記録に関し、国民が無関心であったことから発生した問題、また社会保険庁自体が申請主義にせんし、国民のための懇切丁寧な処理体制を構築していなかったことから発生したと認識している。1年10ヶ月前に入庁したときから、知っていた。	入庁時点では、問題が発生していたので、来所される全てのお客様に対して、相手の立場に立った親切・丁寧な対応に努めた。
2299	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。			
2300	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません		昭和55年4月に社会保険事務所に入職して以来、一番気になっていたのは、資格取得届が提出される被保険者に対して、年金手帳が添付されていない方には前歴などを調査せずに、新規に年金手帳を交付していました。このことが、現在の消えた年金記録となろうとは思ってもいませ	年金手帳を提出しない被保険者の責任であるとの認識でした。この認識が、問題の本質ではないかと考えます。特に対処をとることも考えていませんでした。その当時は、労働組合のこともあり、しなくていいことは、やらないでおこうという雰囲気があったように思います。
2301	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2302	地方庁	その他(社会保険事務局)			報道で大きくとりあげられるようになった頃に知りました。	年金記録問題以外についても感じることは、本庁と地方庁にある隔たり。特別便の対応ができなくなって定期便と一緒に回送してきてみたり、地方庁では必死に解決に向けてがんばっているのに、そういうものが全く感じられない。記録調査のまっただ中に市町村から名簿引き上げてしまったため、以前に比べて十分な調査ができなくなったと感じています。市町村で持っていた名簿以外のいろいろな情報が全くなくなってしまったために判明できなくなった記録もたくさんあるのではないか。
2303	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	現体制、また機構の人員は足りないとおもいます。 増員を計るべきです。 どんなにやれと言われても人が減らされれば進むものも進みません。	制度的な問題。 またオンライン記録に切り替え時の不手際。 入庁した当初から不備記録の存在はわかっていましたが、誰にかけあっても対処してくれませんでした。	お客様に対しまじめに対応しました。 反省点は記録管理の不備です。
2304	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題を専門に扱う人員の増員をして、解決までの時間をできうる限り、短縮する方策をとればいいと考えます。	今後の社会保険行政に対する信頼回復のために、早急に解決するべき問題と認識していました。 平成19年度頃に問題の存在が深刻であると、知りました。	年金記録整備の実務的な知識を深めて、記録整備を的確にしようと対応しました。 年金記録整備につき、もっと早い段階で解決に向けて対策しているべきだった点が、反省点として上げられると考えます。
2305	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	少しずつでも未統合手番を減らすこと	報道等で知りました。あってはならないことだと思いました。	不安・不信を感じて相談にいらっしゃるお客様に誠意を持って対応することが、 私にできることだと思って対応していました。
2306	地方庁	その他(社会保険事務局)		オンラインを土日も出来るようにし、職員に振替休日等の措置で全国できに進める。組織が職員のことを考え意欲的にする。	早急に解決しなければならない問題でもあり、それと反してすぐに解決できない問題だと思います。	窓口等ではお客様からいろんな情報を聞き取り、解決へむけ自分のおかれている立場では対応できた。また、集約センターや業務センターでは人数不足等だと思いますが、回答が遅いので、やはり、人員増加しかないと思います。
2307	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	被保険者による氏名並びに生年月日の偽装が行われていたものがある。	本人の申告に任せる他ない。	記録照会を行った際、本人の記録以外の記録が入力されていた案件が見られた。また、入力誤りも発見された。	本人以外の記録か否かを判断するには、本人に確認するしか術が無い。全ての方に自分の記録が正しいか確認する必要があるが、早期に行うべきだった。しかしながら、それを行うには莫大な費用がかかるため財務の承認が得られなかったと聞いている。職員個人では、将来にわたる間違いが発生しないよう注意するまた、間違いを発見した場合は速やかに訂正を行うしか方法が無いのではないか。 基礎年金番号の発足時に国民一人一人にきめ細やかな広報を行い、国民年金、厚生年金両制度にまたがって制度加入した方は間違いなく2つの番号を持っていることを周知すべだったので
2308	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	給付経験の職員を短期的集中的に配置して再裁定処理を行い、支払処理を早急に行える体制を作る。	勤務してある程度年金の裁定処理についてわかるようになった時、年金請求時に記号番号の重複処理をやれば良いといわれたが、本当にそれでいいのか疑問だった。そのため今後このような状況が起こりえるのではないかと懸念していた。	自分としては、その当時重複処理を行えるものはやっていたが、全体の考え方を変えるまでは出来なかったということが反省点であった。
2309	地方庁	その他(社会保険事務局)		高齢者が対象ではあるが、解決時期を決めず、必要な人材の確保と予算の確保。	過去の不の遺産。 国民年金の仕事をするようになってから。 市町村との納付記録に差異があり、その都度市町村と確認を取り合いながら、必要な記録補正をしていた。	せめて、自分の行う業務において誤りがないよう指導され、指導してきた。 せめて、手作業時代を経験していた者が在籍していた基礎年金導入時に、記録確認が行われていたらと思います。 年金記録問題勃発前に退職できた人たちがうらやましい。
2310	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない。		名簿の記録がWM画面に収録されていないものが多数存在し、別人記録が一部に混入している等の問題があることは20年ほど前から知っていた。	組織としての指示がない中で、担当者にできることは目の前にある書類を片付けるだけであった。 担当者任せで放置されていたのが問題。1988年のオンラインシステム完成後直ちに全庁あげて組織的に取り組むべき問題であったと思われる。 また、1997年の基礎年金番号導入時にも問題を解決するチャンスがあったにもかかわらず、、、政
2311	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	これまで同様、地道に本人に確認して正しい記録に直していくしか方法はないだろうと感じています。	年金給付の業務に携わったときに、基礎年金番号に登録されていない記録がこんなにも多いことに正直驚いたし、本人の古い記憶を頼りに記録を結びつけることがいかに困難な作業かと実感しました。	給付課時代は何とか本人確認して記録を結びつけようと努力してきました。時間が経つほど困難になるので、基礎年金番号導入時に特別便のような大規模な記録照合作業を徹底してやっておくべきだったと思います。
2312	地方庁	その他(社会保険事務局)			大変複雑で根本解決するのは不可能と認識している。 テレビ報道されてから。	自分にできる範囲内で問題解決に努力した。
2313	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2314	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	申し訳ありませんが、ありません。	記録の不一致が多々存在する、と認識しています。約1年前から知っておりました。	一人ひとりの方に、誠心誠意納得していただけるまでお話し、記録補正を性急に進めたいと思っております。
2315	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		特になし	
2316	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2317	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題はしりませんでした。 問題の存在を知ったのは、世間で騒がれ始めてからです。	対応については、思い浮かびませんでした。 反省点としては、本庁が情報をオープンにし、全国で共有して解決に向けて 進まなければならなかったのでは、ないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2318	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件1件の詳細調査しかない。ただし、氏名・住所・生年月日のないものや名簿(戦災により)焼失したものは解決は難しいと感じる。	手審未統合記録に関しては、基番導入時以降に統合されていないものが多いので深く認識はしていなかったが、報道等により大きな問題となったことにより、認識するようになった。	台帳→オンライン化にあたって、データの移行誤りが多く見受けられるため、チェック体制不足であったと思われる。 また、基礎年金番号導入時に、未統合手番の解消をもっと深く取り組むべきであったと思われ
2319	地方庁	その他(社会保険事務所)		個人を特定できていない年金手帳番号の個人をできるかぎり特定する。	年金記録問題＝氏名等が正しく入力されていない年金手帳番号がある。 補正作業に従事した平成19年頃のこと。	氏名等を正しく入力し、基礎年金番号等に名寄せできるようにする。 そのような作業およびシステムの導入を、あと10年早く、遅くとも平成9年の基礎年金番号制度施行直後から開始するべきであったと考える。
2320	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません。	即効性のある方策は難しいと思います。全職員体制であたっているため、経験の少ない職員にとって新法、旧法あるいはこれまでの改正の取り扱いを理解することはとても困難に思われます。参考文献、マニュアル等も改正を重ねられており何を見たらよいのか非常に苦慮しております。今問題となっている年齢の方々は法律改正の過渡期に該当する方が多く一人一人慎重に対応しなければなりません。マニュアル、業務センター通信等ですでに解説済とは思われますが、今一度起こりうる問題点の解説(案件名とどこに解説があるかだけでもかまいません)を職	宙に浮いた年金がこれほど多くあることは思いもしませんでした。問題が存在することを知ったのはマスコミで報道されるようになってからです。基礎年金番号導入の際手番調査をしていると聞いておりましたのでこれほど多くの記録が持ち主不明とは思いませんでした。	今私たちにできることは窓口に来ていただいたお客様の職歴を詳細に聞き取りどんな些細な情報も聞き漏らさないようにし丁寧に調査しなければならないと感じております。 反省点としては漠然としてですが終身雇用があたりまえであった当時にできた年金制度は雇用形態、生活形態が多様化するなかで制度自体が国民感情とかけ離れてきているように思います。(負担ばかり増えて給付が少ないといったような)国が責任をもって行う以上より魅力ある制度に変えていかなければならないと思います。
2321	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在の調査体制は時間に追われているとも思われるので、もう少し時間をかけて1件1件現在のやり方で対応していってはどうかとも思います。	6年ほど前の育児休業中に年金記録問題を知りました。 こんなにたくさんの問題があるとは思っていなかったので、たいへんな出来事であると感じました。	とにかく真摯に取り組んでいこうと思いました。 問題点としては、年金制度は決して悪いものとは思わないですが、ただ、たくさんの方の年金に対し、もう少しやり方や記録方法を慎重にすべきだったのではないかと思います。
2322	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件1件人の手により解決するしかない	平成19年に通知により知りました	異動などにより仕事内容に精通した職員が少なかったこともひとつの原因と思います
2323	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	わかりません。ただ、安易に被害者救済といって訂正すべきではなく、時間がかかってもじっくり調査すべきです。いつまでに解決させると言っていると新たな記録問題を起こす可能性があると思います。	手審については裁定時に統合すれば済むものと認識していました。	現場は資料を調べて回答するのみです。反省点は紙台帳のチェックやマイクロの整備を行ってから特別便を送付するべきだったと思います。
2324	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		年金制度設立当初が年金記録を紙台帳で保管しており、それから機械化が進んだことにより、事務の効率化は向上したがその一方で記録を機械に収録する作業がうまくいかない部分があったこと・以前は年金手帳番号を安易に払い出ししており、被保険者がいくつも年金手帳番号をもっていたことが原因である。機械化するときの入力処理の漏れ・番号払い出しのときに被保険者への確認漏れが問題を大きくしてしまったと思う。 入庁後、1年ほどしてからそのような問題が存在することを知った。	基礎年金番号を払い出す際に、他に該当記録がないかを確認し、重複して払い出すことがないようにしている。 また、窓口に来所者については、氏名索引を必ず行い、本人が申出をしていなくても、本人の可能性が高い記録について聞き取りを行い、記録が本人のものであると判明した場合には申出をいただくこととしている。 機械化するときの入力処理の漏れ・番号払い出しのときに被保険者への確認漏れがこの問題の反省点であると考えられる。
2325	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	年金記録問題の専門部署を設置したので、人材を増員し解決する。人員増については過去の状況を熟知しているOBを動員する。	報道された時に知りました。報道直後の社会保険事務所の混雑の凄さから社会的に問題の重大さを痛感しました。	相談者自身の年金記録に対する気持ちを思い接客しようと思いました。 なぜオンライン切り替え時に的確に処理しなかったのか疑問であり、基礎番導入後についても早急に年金手番の整理をするべきだったと考えました。 また、労働組合との関係も大きな弊害であったと思います。
2326	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	業務並に見あった定員の確保。	大きな社会問題と認識していた。	一件一件誠実かつ適正な事務処理を今現在も行っています。
2327	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	都道府県単位で、1箇所にて集中処理。	過去の負の遺産。 年金制度発足当時、保険料を集める事しか考えていなかったのが問題。	このような問題は世界中他国にもある問題なので、 これを機に国家プロジェクトとして、集中して取り組むべき。
2328	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金加入時の疑重複調査の回答がない場合、新規基礎年金番号が付番され宙に浮いた基礎年金番号が発生する。	疑重複調査における回答をするよう注意喚起を促す。ねんきん特別便のように、疑いのある者に記録の確認文書を送付し、回答を促す。	年金記録問題は優先して解決すべき問題だと思います。年金記録問題の存在を知ったのは、宙に浮いた5000万件の記録があると報道されたときです。	現在の仕事を遅延することなく、年金記録問題を優先してその時すべき処理を行いました。年金記録問題は新規手帳番号を制度移行時に付番していたことが、反省点だと思います。
2329	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	?	?	?
2330	地方庁	その他(社会保険事務局)			「年金記録問題」については、「記録問題」と範囲を「記録」の1点だけに絞ること自体がおかしいと感じているところですが、「記録問題」については、過去(制度発足当初)からの制度に関する周知広報の不足による、加入者(国民)と行政側との認識のズレを放置した結果が非常に大きいと認識しています。	前述については、地道に各事業所担当や各被保険者の方々に説明していくほかはないと感じていますが、少なくとも窓口や電話などでの対応時に「向こうから1つのことを聞かれたら、そのことだけを答えればいいんだ」(これは新人のころに先輩から言われたことですが)などという対応は改善し、可能な限りの制度に関する情報を事業所や被保険者に提供していくことが必要だと思って業務にあたるべきと考えます。
2331	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		長年積み重ねられてきたため、解決が難しい問題と認識していました。問題の存在を知ったのは、平成18年頃だと思います。	問題の解決につながるよう窓口業務などに積極的に対応しました。反省点としては、記録の確認をお客様まかせにしていた部分があったことが挙げられると思います。
2332	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	コールセンターの処理能力を上げ、窓口来客数を少しでも減らし、事務処理にまわす時間を増やす。	全て解決するにはかなりの時間がかかると思った。 この問題はテレビ等で報道されて初めて知った。	できる限りのことはやろうと思った(やってきた)。 現場で処理をしている職員に周知する前にテレビや新聞で報道されることが多すぎて、対応に困ることが多々あった。最低限事前に現場職員にきちんと周知すべきだと思う。
2333	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし		台帳更新時などにきちんとしたチェックががされていなかったと感じられる。 更新時の漏れについては、業務上旧台帳確認が必要なときに、更新誤りを見つけ補正したこと	当時更新作業に対してどのくらいの人員が投入されたかは判らないが、現在の年金記録問題で投入してきた人員数規模で、複数チェックが必要であったと思う。
2334	地方庁	その他(社会保険事務所)		できる限り台帳とwmの記録をまず整備していくことが、大事だと思います。 そのうえで、記録の持ち主と思われる方に連絡を取っていくほうが、何度も連絡がくるという苦情は減ると思われます。	重要な問題だと思います。窓口相談をしていて感じました。 裁定請求書がターンアラウンドになって、通知が来ないと問い合わせを聞いたときぐらいに問題だと感じました。	年金相談の窓口対応をしていて、事前相談の方には、できるだけ記録整備を先に進めていくように、心がけました。 なにかで相談にこられたときに、徐々にでも整備していくことが重要であると思います。ひとりひとりができることは少ないけど、全員がやれば、すこしは件数が少ないと思いました。
2335	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		退職させられる職員に専念させる	問題認識はなかった。 年金記録問題が取りざたされたときに知りました。	できるだけ指示通りに対応しました。 真剣に考えていませんでした。
2336	地方庁	社会保険事務所課長級以上	社会保険事務所の被保険者名簿に戦時中の朝鮮人労働者の記録があるが、多くがオンライン化されてない。	本人(または遺族)の申請により記録を確認することが原則であり、保険者としては、調査できるよう過去の帳票などを整理することでよいのではないかと思う。	オンライン化されてない記録があることは、入庁当時から知っていた。生年月日の「まるめ」は平成18年に知った。	年金請求受付時に、本人から職歴をしっかりと聴取し、調査してきた。問題公表以降の記録調査において、これほど多くの漏れがでたことに驚いている。「まるめ」に代表される業者パンチ委託の問題点、審査リストの未処理問題が一因と思う。
2337	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	ねんきん記録問題については、地道に一つ々を丁寧に調査し、解決に結びつける他ないと思う。	単に手番の記録が、基礎年金番号に統合されていない事案のものであると思っていた。 マスメディア等で報道されてから。	ねんきん記録問題等のマニュアルに基づき、対応をしている。 基礎年金番号が付番された時に、積極的に統合処理を進めていくべきであったと思います。 又、もともと厚生年金記録については、住所管理がされていなかった事も統合処理をする上で困難になっている理由と考えられる。
2338	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現状の対応を継続する。	制度の信頼にかかわる問題、H119年	本庁の指示に従い対応。一人一番号の徹底がなされていなかった。
2339	地方庁	その他(社会保険事務所)	得にありません	職員を増やし、全所体制で取り組む	2.･3年前ぐらい	機会化になる時に紙台帳からの転記ミスが多いことや、マイクロ化せずにすべてオンラインに記録を転記すべきだったと思います。
2340	地方庁	その他(社会保険事務局)			大変な問題と認識 知ったのは、安倍政権のころ	期間照会処理に向け、いろいろな方向で検索して対応しようとした。
2341	地方庁	社会保険事務所課長級以上	承知しておりません。		いわゆる「消えた年金問題」が世間にクローズアップされた時に具体的な年金記録問題の存在を知りました。 それまでは、個々人の年金記録は、裁定請求時に記録が整備されれば、特に問題は無いという考え方をもっていました。	配属された部署において、可能な限り基番への統合等年金記録問題の解消に向けた対応をとりました。 今思えば、基番導入時に全庁を挙げた、徹底的な記録整備の取り組みを行なえば良かったと考えます。
2342	地方庁	社会保険事務所課長級以上		経験のある人員の配置。 判断に困難を要する案件を最終的に決断できる人材の選定。	記録統合は、年金請求時点で良いという状況であった。	基礎年金番号導入時に詳細且つ明確な指示がされていれば良かった。 当時は、とりあえず付番し、不明であれば新番払い出しも頻繁に行われていたように思う。 厚年加入時点で、キチンと番号を確認し、漢字収録すべきであった。また、 国年のように、住民票と一致する住所も登録すべきであったと思う。
2343	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在、業務センターでも努力いただいておりますが、マイクロフィルムで保存されている力セット収録データの展開を出来る限り、早急にすべて、WMに収録することで記録確認がスムーズに行なうことができます。信頼の回復には窓口での対応(接遇)も大事ですが、即時対応でき、確実な回答であることが必要です。具体的には、地方レベルでも被保険者名簿から確実に確認できるデータは展開できる補正処理を可能にすることで業務センターの事務軽減になると思います。	自身は、データ閲覧や保険料免除の頃は厚生局に出向中でしたので現場の状況はあまりよくわかりませんが、戻ってきてから国会で消えた番号と騒がれました。消えているのではく、基礎年金番号設定以前から、過去一人ひとつの番号で勤務をするところを過去の勤務経歴を知られたくないなどの理由で新規を出さざるをえなかったような気がします。初めて、適用関係業務が昭和60年だったので特段、問題意識はありませんでしたが、特にタクシー業界の方々は、たくさん番号を持っていると感じておりました。	(8)の頃の担当は、2年程度でしたが、なるべく手帳番号重複取消とするよう担当する事業所(当時は組合管掌担当)には依頼したような気がします。 また、基礎年金番号設置前ですが再度適用関係の担当になったときは、古い資格照会業務で年金裁定に先頭記録が再取得表示ですと補正が必要で、その補正とともに出来るかぎり、他の被保険者も確認し、事業所毎に同内容の補正や氏名の未収録を補正した記憶があります。当時はまだ補正できる時間もあったので他の事務所や局(当時は管理部)に積極的に補正の必要性を伝えられれば少しは今の状況がわずかでも変わっていたかと思うと残念です。
2344	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	1件1件、地道に対応していくしかないと思います。	報道などでこの問題が取り上げられるまでは、あまり問題意識を持っていませんでした。	申請主義、裁定請求時確認主義に何の疑問も感じなかったことが、現時点から見た場合の反省点だと思います。
2345	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	当時、どのような形で管理をしていたのかをはっきりさせることは必要であると思う。今後についても、事務を行っていくうえで統一的な方法を示してもらえれば、と考えます。	以前の管理が台帳等オンライン管理ではなかったとや、全国的に細部まで統一されていなかったこと、被保険者本人が年金の仕組みについて理解できていなかったこと、などによる制度や職員の問題であると考えていた。問題を知ったのは、実際に明るみに出てから。	記録問題についての理解を深め、また、加入者である被保険者にも理解をしてもらえればと思った。反省点としては、当時の管理がまちまちであったことや、職員の中に責任感がないのではないかと思われる人がいたこと、制度に対する理解が不十分であったことなどがあると思う。
2346	地方庁	その他(社会保険事務局)			数量的、また技術的に途方もない問題 7年前くらい	ひとつひとつ対応していくしかない 短期的な解決法、その場しのぎの方法が多かったこと 長期的な計画を立て、簡易にすることが必要と思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2347	地方庁	その他(社会保険事務局)	無し	再裁定の遅れを取り戻すため、人的な増員機械的な部分の増設を行い、集中的に行う。	古い記録のものについて、整備がされておらず、検索・補正が困難で一般的に不親切な部分があり、大変な問題であるとの認識がありました。記録の整備を担当した平成17年4月～存在を知りました。	補正・実態については、マニュアル整備を担当者レベルで行い、担当課内で情報の共有化を図りました。反省点としては、この問題は以前から分かっている部分だったと思います。積極的な呼びかけを行ったうえでお客様目線での対応を早急に行う必要があったと思います。
2348	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	未登録の手帳番号を本人特定できるようにしていかなければならないと思います。	あってはならない問題だと思いました。2～3年前くらいに知りました。	ねんきん特別便の窓口に来られるお客様が大勢いましたので、事務所全員で対応していました。また、記録判明した可能性のある方に電話対応するなど、1人でも多くの方の記録が正常になるように努めました。旧台帳から機械管理にした際に、きちんとされていなかったことが問題だと思います。1人1つの番号ということを、年金制度が始まった時点から行うべきだったと思います
2349	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		社会保険庁オンラインシステムが行われて以降、記録調査をしても見つからない機関があったことがありました。当時の記憶では、オンライン被保険者記録に全部が収録されていないことが今後大きな問題になることを職員の間でも会話となっていました。県の幹部にも要望し記録整備をお願いしましたが、当時の回答は、「社会保険庁からは、予算がないからできない」とのことでし	もっと、現場職員の要望を聞いて問題解決に向けた社会保険庁幹部の方々の問題意識を変えないといけないと思います。「予算がないからできない。」で現在の結果できらに無駄な予算を使っているわけですから、そういう意味で行けば幹部の方々が予算を確保する努力が一番大事となってくるのではないでしょうか。
2350	地方庁	その他(社会保険事務所)		更なる年金記録問題に対し、全職員が記録解明に全力を挙げることが必要。ねんきん特別便の専用窓口職員の十分な確保。そしてこれからますます増加する来訪者のため年金相談窓口職員のさらなる増員。	平成19年6月ごろに、全国的な年金記録問題が発生したものと記憶しています。当時私は年金相談窓口職員であったため、お客様の年金記録問題に第一線で直面し、お客様の大切な加入記録を判明、解決させることが最重要課題であると考えておりました。	現在、年金再裁定業務を担当しており、早期に記録判明、記録統合の手続きを行い、再裁定処理時間の大幅な短縮を図ることが、急務であると考えます。
2351	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	①事業所台帳を国民に公開する。 ※被保険者記録は個人情報なので公開をしないほうがよいが、事業所情報(どのような事業所がいつ適用になって喪失したか等)は公開しても個人情報にはつながらないので公開し情報提供を行うことによって解決に向けて前進すると思います。 ②社会保障番号を導入し、税務・年金・保険・労働保険・住民票等を一元的に管理すべき。 ※一元的に管理することにより、届出の簡略化ができますし、管理するホストコンピューターの維持費も節約する事ができ、あらゆる面で効率化ができます。	入庁時から基礎年金番号以外の手帳番号をいくつも持っている人がたくさんいると思っていた。	(私の反省点) 国民年金の徴収業務を行っていた事があるが、保険料を徴収しに未納者の方の自宅を訪ねることがあったが、そのようなときに保険料徴収だけでなく記録の確認をもっと積極的に行うべきであった。 (制度の反省点) ①基礎年金番号制度が導入された時点で積極的に国民の皆様に他に手帳番号がないか働きかけるべきであった。 ②裁定主義(記録を確認・整備を年金の裁定時に行う)ではなく、定期的に年金の記録を国民に知らせるべきであった。また、厚生年金に加入や報酬が変更になった時点で国から国民に情報提供をすべきであった。 ③年金の記録のみでなく税・労働保険の情報・住民票情報・医療保険等すべての国の業務を一元的に管理すべきであった。
2352	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	平成9年1月1日の基礎年金番号導入時に他人の番号で基礎年金番号が付番されているケースがある。おそらくほとんどは、平成9年1月1日時点においてすでに受給者であり、受給原簿に収録されている裁定の基となって手帳番号が誤って収録されているケースと思われる。	まずは、平成9年1月1日の付番処理の方法を確認し、合わせてこうした事象について当時対応をしていたのかを確認する。また、現状そういった状態にある方を調査する方法を検討し、調査・訂正を行うべき。	大変な問題だと思うが、知ったのは報道により。	現在の部署に配属されており、具体的に何か対応しようとはしなかった。当時のチェック体制がずさんであったのではないかという点が反省点と思われる。
2353	地方庁	社会保険事務所課長級以上	被保険者記録(紙台帳)が焼失等によりないこと。あるいは番号が飛んでいること。厚生年金の払出簿に二重払出がある。		手番の統合もれ、WMへの収録もれ。適用課にて業務に携わった頃。	当時、本人のものと明らかであっても、本人には会社の名称等言えず、統合までいたらなかった。
2354	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	なし。	国民の権利を侵害する重大事件であると感じた。 現在の役職となった平成19年6月以降であったと思う。	従来の業務対応では人員的にも時間的にも不足することが考えられるため、職員間の問題意識と危機感の共有を高め、さらなる業務効率の向上を図り記録調査優先として対処した。 しかしながら少なからず通常業務への影響もあったことから、業務分担の見直し等を行い、各職員の負担の均衡を図るよう努力した。 成績優先、地方の比較競争なども少なからず不正を助長した要因ではないかと思います。 人間の弱い部分が露呈したカッコ?ですので、人材育成をさらに努力する必要が あると思います。
2355	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません	スピードとともに正確さを追求すること。ハード(システム)とソフト(窓口対応)両面において。	報道がされて以降。	お客様に対する対応において、従来の窓口越しの対応ではなく、お一人お一人に丁寧に説明し理解を求めること。
2356	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	いままでのやり方でいいと思う。	3年前マスコミの報道で知った。	1つでも多くの年金記録が国民の皆様に結びつくよう、記録調査等に全力を注いだ。この問題が表面化するのが遅すぎた。旧台帳当時をよく知っていると思われるより多くのOB、OGに協力し
2357	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	既に指示されている方策をきちんと行っていく。	組織の信頼をそこなう問題。 当時の報道で。	不安な思いで来所されるお客様に丁寧に相談をし記録を見つけた。 記録の回答・再裁定に時間がかかる。
2358	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題はオンライン化した記録のミスや不備があること。未統合・未整理の記録が存在することと認識していました。 平成17年の10月(採用時)	担当している業務を効率よくこなし、事務所全体で取り組んでいる記録問題業務に少しでも多くの時間をかけられる様にしようとしました。 この問題についての反省点は年金記録管理体制及び業務方法の不完全性だと思います。具体的には「申請主義」に偏倒した法整備を含めた体制をとっていたことです。制度設計段階で将来こうなるというリスクは予測できたものだと考えます。また、仕事量を減らし各個人の負担を和らげることに重きを置いた組織体質、それを容認した管理体制があったと思われます。
2359	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません		未統合の記録が多数存在することを知ったのは，マスコミ報道をされるようになってからですので、正しい記録で年金の決定を行えないことは、国民に皆様に不利益を与えてしまうことであると、重要に受け止めております。	年金特別便でのお客様の来所時には、過去の記録ついて聞き取りを行い記録の整備に努めたと思っております。
2360	地方庁	社会保険事務所長	特になし	特になし	年金記録問題は、日本の社会福祉に対する認識の欠如が問題だったと認識していました。	この問題を踏まえて、日本の年金制度を含む社会保障について理解してもらえるよう積極的に対応しました。この問題の反省点は、国がこの制度を国民生活に浸透するための努力が足りなかったことだと思います。義務教育の教育課程で、国民に社会保険と社会保障の関連性及び重要性を認識させることで、国民の関心が高まり、ここまでの問題にならなかったと思います。また、社会保険庁としては、国の社会体制に欠如はあっても、問題に気づいた時点でその欠如を改善するべき早めの対策を組織全体で取り組むべきだったと思います。
2361	地方庁	その他(社会保険事務所)			世間一般に知られる前から、未統合記録についてはこうなるであろうことが懸念されていた。	立場上何もできなかった。 対処が後手後手になっていると思慮される。
2362	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	すべての職員が、年金記録問題意識を持ってお客様の対応をすることが大切であり、来所されたお客様へ必ず記録問題について確認されたのかを確認し、できていない場合は必ず問題を確認し、解決の方向に持っていくような説明、申し出等を提出していただき、日々処理を行うことが大切であり、職員個々の認識が低いのではないかと思われるので、対策を採ることが方策であ	平成9年1月1日に基礎年金番号が始まったときに、当時の社会保険庁に確認したところ、今後10年かけて整理をしていくとの話であったので、その時点でこの問題があることを認識した。	記録問題は職員個々で解決できるものではないと判断はしていましたが、期間照会等では、昭和17年6月から厚生年金が始まっており、カミダイチョウで保管してるため、歴代担当者の索引マニュアルを作成してもらい期間照会に対応していたが、紙台帳をもっと早くPCで確認できるようにしなかったことが反省点ではないかと思います。
2363	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	現在の方法以外に思い浮かびません。	国民生活を揺るがす大問題。 新採の頃、年金裁定請求の点検を行う際より疑問に思っていたが、先輩が「ご本人に確かめて、覚えがないと言われれば、これ以上はなすすべがない」と言われ、一番下っ端で右も左もわからない私がどうこうできる問題でもなく、泣き寝入り状態であった。	このたび、このような形ではあったが、記録問題にメスが入ったことは、私としては非常に嬉しかった。 とても辛い仕事ではあったが、とにかく迷子になっている年金記録が、ご本人の元へ帰れるようにと、私にできる限り頑張っている。 人の記憶は、どうしても風化してしまうが、それを何度も何度も確認しては、思い出そうとしてくださるお客様ばかりで、大変に胸をうたれている。 問題点は、やはり一番初めの紙台帳管理に問題があったのではないか、と思われてならない。 私が紙台帳を見る限り、きちっと記入される職員と、ずさんすぎる記入をされる職員とがいたことが、あからさまに見受けられ、今更嘆、姿も知らないそのずさんな職員を恨めしく思うことが少なからずあった。旧台帳しかり、である。 働く私たちのスタンスを再確認し、仕事に責任と誇りをもてれば、こんなことはないはずだ、と何
2364	地方庁	社会保険事務所長	そのようなことはない。全て、提供していると思う。	人海戦術で解決するしかないのか。	業務として適正処理と思っている。	不適正処理を行ったといわれているが、業務マニュアルどおりだと思っている。この処理が不適正であった。早急に解消するべき対応するしかない。
2365	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特にありません。	記録照会者にデータをペーパーで見せなかったことが不審を招いていたのではないか。	現在は、記録はすべて開示しているので、これからは、問題は生じないと思われます。
2366	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録第三者委員会で認定された違法な資格記録訂正の斡旋	法令遵守 給与明細があれば良いとする誤認識を是正(事業主が誤って給与天引きしている事案)	「消えた年金記録」等が発覚する前は、年金個人記録の特定方法が慎重すぎた(裁定請求時において加入者本人の記憶を前提とた特定方法であり、社保保有の保人情報提供が少なすぎた)と現時点では感じるところですが、「ねんきん特別便」等によりみなさまからの声を頂戴した後は、準直にPR不足が最大の問題であったと感じています。 国民年金1号および3号被保険者にはダイレクトにPRできたとしても、被用者年金加入者は届出義務者を中心としたPRであり、加入者自身には届出義務者からの伝達依頼であったことだと	「ねんきん定期便」を本当の意味で定期的に発行し、みなさまに再確認できる機会を増やす。 現在は報酬に関する情報もお知らせできていますが、給与明細上の表示がさまざまであり給与明細を保管しても突合できないかもしれません。 表示方法も法的に整理できればもっと良いかと感じます。
2367	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			年金記録問題については、年金を受給している人については、正しい年金記録および年金額を受給する必要があり、これから年金を受給しようとしている人については、正しい年金記録および年金見込額を提示する必要があり、この問題を解決するにあたっては、一日も早い解決を目指すべきだと認識しています。なお、年金記録問題が存在することを知った時期には、「5000万件」についてマスメディア等で盛んに報道された時期(平成18年後半以降)です。	年金記録問題の解決に向けて、「ねんきん特別便」等の受付業務、年金記録の補正業務および再裁定業務を積極的にこれらの業務の支援を行っております。現時点での反省点としては、支援という形式を取っているため全部署体制を取っているにもかかわらず、支援を行う職員および支援を依頼する職員がお互いに遠慮しあったりしていることを支援中によく体験しており、いわゆるセクショナリズムが存在していることを感じています。
2368	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	広報により受給者、被保険者に正しい情報を伝えること。 照会された内容に対し、知識を持った職員が調査しきちんとした回答を行うこと。	年金額に関わることで大変大きな問題だと思います。年金記録問題としてとりあげられるまで認識していませんでした。	平成9年基礎年金番号導入時点での取り組みが中途半端だったのではないかと思う。他の手帳番号の登録をきちんと行っていれば照会件数は減っていた。 また、健康保険厚生年金資格取得の際、疑重複番号が出た際の対応はきちんとされていたのかが疑問です。(特に都市部)
2369	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		年金記録問題については、基礎年金制度が発足後に基礎年金番号以外の手番の統合・確認を積極的に行なわず、本人からの意思による確認に頼りすぎてしまったために確認が取れなかった手番がそのまま放置されている問題と認識していました。 私がこの問題の存在を知ったのは、この職場に入って2、3年ぐらい経ってから(約7年程前)で	私はこの問題に対して、一人一人の被保険者に対してその人の立場に立って親身になって対応するように心がけ、地道に少しずつでも問題解決に向けて取り組んできました。 しかし、繁忙期には一日に何百人もの方が訪れたため、現状の職員だけでは十分な対応ができず、満足のいく対応ができなかったことが反省すべき点と思っています。
2370	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	スピードアップのため人員を増やすべき	年金制度が長期制度である事にかける制度的問題が大きいと感じていました。複雑になればなるほど制度の維持管理に費用や人員が必要なるが、その逆を行っている。	決められたことを決められてようにまじめに遂行することに心がけています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2371	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録問題で以前、国民年金保険料納付の調査があった折、OB(退職者)に聞き取り調査を行った経緯があるが、その時の話しの中に昔は国民年金の納付督励を行う際に、夫婦二人分の保険料納付が困難な場合は、奥様の分だけでも払ったほうが良いと説明していた。昔はカフ年金が奥様に支給される制度があり(奥様の納付要件で受給資格を見ていた)、ご主人様が未納でも奥様が納付していれば、年金が支給されると説明していた経緯がある。第三者委員会では、夫婦の内一人(妻)が未納がないようにきれいに納付しているのに夫が未納となっているのはおかしいと、あっせんするような話があるが「おかしい」と言われたことがある。	年金記録問題の解決には、社会保険庁が保有している記録に基づき、国民の方々一人ひとりに確認を取る必要がある。年金事務所には一般のお客様や事業所様が必ず来所されるので、最低限の人数を配置する必要があるが、それ以外の上司も含めて、全員で電話なり手紙でのお知らせを行い、また戸別訪問を行って突合していくしか方策はない。現状も「年金記録回答票」を提出していない方々が多いと聞いている。また、今始まったが市町村の保有する台帳と住所を付き合わせて市町村において対応する対策が取られるようになったが、市町村まかせとはせずに、機構職員も一緒になって電話や戸別訪問をする必要があると思う。(それでなければ、市町村からは「すべて市町村まかせにしてから、機構職員は何もしない」と言われかねない。)とにかく相	業務の中で、被保険者記録を扱ってきたが、このような問題になるとは思っても見なかった。考えてみれば採用された(配属)直後、適用課で紙台帳に事業所から提出された資格取得届から転記していたが、決裁のとき上司はその紙台帳などはチェックしていなかった。(オンライン後はリストとチェックできる体制となったが)このような問題になってから、思うのはおかしいことではあるが、国民の皆様一人ひとりの将来に関わることを業務としていることを認識することが重要と考える。(提出された書類は「お金」と思って、処理すればいいんだと雑に扱わずにすることが必要) また、オンライン記録に誤りはないと思い込み業務を行ってきたが、紙台帳からオンラインへ登録するときに誤りが発生していたとは、思っても見なかった。このような問題を知ったのは「年金記	日頃携わっている業務について、国民の皆様一人ひとりの将来に関わる情報を管理していることを肝に銘じて仕事をしなくてはいけない。 若い職員のスキルアップと業務への姿勢についての意識改革の重要性、誤り等を起こさないように相互チェックを徹底する。
2372	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	有効な解決策は、これ以上ないと思います。紙台帳自体が不正確なので、 むやみやたらに予算をつぎ込むのは、どうかとおもいます。	最初は、被保険者の思い違いだろうと思っていました。しかし、19年頃より調査依頼に基づいて調査をして行く中で、意外とwm上に記録誤りがあるな、と感じ始めました。	調査依頼に基づく調査をきちんとして、訂正の必要のあるものは、早急に訂正することを心がけました。過去に、市町村に台帳を破棄させたことが反省点だと思います。
2373	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にないです。	通常業務と平行して行わなければならないので、やはり人海戦術が必要かと思われます。ただし、正確性、迅速性が問われるので、年金に対して英知のある職員が対応すべきだと思います。	基礎年金番号に統合されていない手番があることは知ってましたが、年金請求時に統合するという流れがあったので、特に年金記録問題と意識してませんでした。 年金記録問題は、マスコミで取り上げられるようになって知りました。	通常業務とは別に、社会保険事務所への支援に行きました。平日月に二回、休日二回とあり、代休も取れない状況でしたが、とにかく多くの人が、この問題に関心を持たれ来客されるので、誠実に対応したつもりです。 年金記録問題に対して、職員の問題意識が薄かったことは反省すべき点だと思います。
2374	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点においても十分な確認なしに新規付番・疑重複が払い出しされています。	予定されている住基による住所管理を実施した上で、全職員が住基にアクセス可能な環境をつくるべきです。 最終的には基礎年金番号ファイルに住基コードを登録することによって本人確認の精度を高めるべきです。(住基の正確性に依存することになりますが。)	内閣・厚生労働省・社会保険庁・都道府県・市区町村の行政的な瑕疵、国会の立法的な不備、本人・事業主の手続き上の瑕疵をすべて社会保険庁の記録管理に欠陥があるとしたもの。 (社会保険庁に責任がない・もしくは薄いと言っているわけではありません。どのような理由により発生したものであれ、最終的に年金記録が現実と違うこと自体が社会保険庁の責任であると言われればそうではないとは言えませんので。) マスコミによる報道により了知しました。	新たな問題が発生しないよう、適法に業務を行うようにつとめました。また、重複付番を原則として行わないようつとめました。 反省点としては、(6)で回答した問題への取り組みが組織として不足していることです。
2375	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	いいかげんな回答はできないので 体制を整えた上で順序立てて方策を練って解決する。	大きな問題と認識。特に、磯械上にも、また、台帳としていつでも見れる状態にない年金記録があったことについては、まったく知らなかった。 年金記録問題の報道が出てから知った。	一つ一つに対して、きちんと解決しようと、記録問題に向き合いました。 反省点としては、あまりにも、場当たり的な対応過ぎたこと、基本計画を立てた人にどれだけの年金に関する知識があり、どれだけ現場の対応能力の許容範囲を理解していたかわからない中での対応であり、ただただ混乱を招いたように思えます。
2376	地方庁	その他(社会保険事務局)		・年金機構として・・・期間調査、回答の作業をする人員の増員、作業場所を確保し、できるだけ回答を早くできるようにする ・第三者委員会は・・・人員を増員するか、調査の業務を民間会社に業務委託をし、照会者が求める調査を、年金機構の手を借りずに、独自で旧台帳なども含めて調査を行い、回答をする		
2377	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2378	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国民の信頼を回復し、ご期待に応えるように全職員で全力で取り組まないといけないと思います。	平成7年に入庁しましたが、申請主義であったことに驚いた記憶があります(社保庁に限りませんが)。例えばお客様が年金請求手続きや相談に来所された際に、未統合の手番があるのを知っているにもかかわらず、お客様から申出が無い限りは、一切教えてはいけないなど。当時は(といっても年金記録問題が起こる前までは)別人の記録を統合することによって、実際の記録を持つお客様に不利益を被ることがないように、そういった対応をするように教えられていました。また、基礎年金番号が出来たときも、出来た当初しかお客様にお知らせしていなかったので、後で未統合のままなどの漏れ者が必ずいらっしゃるだろうと思っていました。	出来る限りお客様に別手番があることを思い出していただくように対応をしていました。ただ(8)のとおり、こちらからは教えてはいけないよう不文律のようなものがありましたので、なかなか対応が難しかったです。最初から特別便や定期便などの対応をしておけば完全にはないにしろ、防げた問題であったと思います。
2379	地方庁	その他(社会保険事務所)			5000万件問題については、以前から未統合の手番があることは認識していたが、年金請求時等に確認統合していくことで順次整理していくというふうに考えていました。 消えた年金問題については、平成19年のマスコミ報道により認識しました。それ以前は、本人の申出があっても記録確認して該当なければ該当なしとして回答していた。当時は調査結果がすべてであるという立場だったと思います。	窓口相談時に本人の申出について確認し回答していた。 現在のような、第三者委員会のようなものがなく社保の記録がすべて正しいという状況があったことが問題であったし、それ以前に年金記録の管理のずさんさが問題だったと思います。
2380	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	もしそういった案件があるようなら、誠意をもって対応し、お客様の理解を得られるよう対応すべきと思います。	報道された後です。	誠意をもって、お客様への説明を心がけました。 また質問を受けながら、被保険者一人一人の年金制度への関心の低さや、説明するにあたり制度の複雑さを感じました。 わかりやすい広報、制度のスマート化が必要だと思います。
2381	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし。	職員の中での情報の共有。 国民に、報道の正しいこと等、誤っていること等、きちんと説明責任を果たすことが必要。	こういう状況になっているとは、正直現場では知らなかった。一連の報道があってから知った。	正しい現状を把握するのに努めた。 情報の共有がなされていなかった点が、反省点と考える。
2382	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民年金の加入者には資格取得時に通知がされるが、厚生年金加入者には事業主宛の通知のみであるため、本人がいつ資格取得したのか認識のないことが多い。被保険者証を見れば分かるが、その認識も少ない印象を受けるので、今後は本人宛にも通知するようにすれば、厚生年金の加入時期が違うと言われる記録に対する相談内容がなくなると思います。 勤務年数が少ない者にとっては、過去の記録については、各都道府県や市区町村での台帳管理が分かりづらいので、もっと分かりやすいマニュアルのようなものがあったらいいと思います。	過去の年金制度が複雑で、基礎年金番号に統合されていない番号があることは知っていましたが、このように年金問題が報道されるまで、このようになっているとは知りませんでした。	相談者や記録照会への回答時には、とにかく本人からの情報を聞き取り、調査しました。 過去の記録のWMへの収録の誤りが多いので、合機ときちんと突合しなかったのが悪いと思います。 また、紙台帳の記録も分かりづらいので、今後は誰が見ても分かるような管理をすべきだと思います。
2383	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	国民のみなさまへの謝罪 これまでの年金制度の変遷、業務運営の方法、実態を 分かりやすく公開して、共有する。 解決に向けて国民お一人お～人の協力を求める 再発の防止 が必要と思われます。	国民生活に深刻な影響を与える問題(生涯設計、景気、 公的な業務への信頼など)と認識しています。 国民年金の未納未加入問題がクローズアップされはじめた、 平成14,15年ごろからです。	当時国民年金課に在籍しておりましたので、 戸別訪問を増やす、広報資料を作成する、年金の知識を習得する などして、できるだけ丁寧な説明ができるよう心がけていました。 国民お一人お一人からの視点が不十分であること、現在の大半の 記録は正しく届出等をされていない方の方が悪いかのような、 勝手で無責任な認識、信頼というものに対する認識の甘さなどが なかったか、自分自身の業務への取り組みや職場全体の業務について、 反省しております。
2384	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	人数を増やして取り組む。	紙台帳から機械化された時の漏れが大半であり5000万件もあるとは思わなかった。国会で取り上げられ、マスコミで報道され始めた頃。	窓口や健保厚年の資格取得時等で過去の職歴有無等がないかどうかそれ以前以上に注意して対応した。 記録整備にかかる知識がある職員の数をもっと投入することが必要であると思われる。(退職者やOBの方等も含め)
2385	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	特に無し	特に無し	特に無し
2386	地方庁	その他(社会保険事務所)	その他に知っている問題はありません。	現在行っている記録問題の解決方法を継続して行っていくべきだと思います。	年金記録については基礎年金番号への統合もれがある場合でも、裁定請求時に再確認することで記録もれが判明することが多く、これだけ多くの記録もれがあることは認識していませんでした。また、標準報酬の誤りについても事業所からの届出を基本としているため、改ざんなどが存在することは考えられませんでした。なお、上記のような今回の問題については報道等で初めて	裁定請求時において、請求される本人が厚生年金等に加入されていた事を忘れられていることもあり、基礎年金番号への統合もれがないか、確認を行うことを改めてきちんと行うべきであり、適用においても基礎年金番号の二重払い出しを行わないよう、注意すべきだと思います。また、標準報酬においては事業所に対しての指導、および調査を今後も入念に行っていくべきだと思
2387	地方庁	社会保険事務所課長級以上		過去の未備記録の速やかな整理。	過去の記録管理においては、紙媒体、手作業であり不備記録が存在しているにもかかわらず、記録が完璧なものという前提で対外的に対応してきた結果という要素が大きいのではないか。過去の記録管理、事務処理自体はその時代に沿ったものであったと思う。	被保険者等の対応において、過去紙媒体の火災消失や、経年劣化、人的ミスなどによって不備となっている記録があることを前提に、直接的な証拠を持っていなくとも、記録回復等を図る方法を整理しておくべきだったのではないか。
2388	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	早期年金支払い体制(人員)もを強化されているので、何も申し上げることはありませんが、年金相談を受ける年金事務所の人員確保も欠かせません。方策でなく意見となります。	年金記録判明による新規裁定や再裁定があり半世紀以上の年金制度の清算をしていること、生活保障となる年金支給に誤りがあり受給者に多大なご迷惑をかけていることと認識しています。そのような問題が存在することを知ったのは社会的に認識された時期と同じです。	窓口での対応を正確丁寧迅速を実践しました。
2389	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	通常業務と分離した特別チームで解明作業を進めるべきと考えます。	永年の歴史を踏んで制度運営してきたものが、時代の要請との乖離が限度を超えたために不安と不満が一気に噴出したものと考えます。マスコミにあおられ、政治目的に利用された形で今の価値観だけで議論されていることが悲しくてなりません。年金制度と社会情勢のずれは、年金業務に携わった職員は日々感じていたと思います。	手番統合など目に触れた機会には即座に処理するように、自分がやれる範囲で精一杯やろうと考えそのように取り組んできました。記録を正確に管理するためには、統一番号化が必要なことは事業を運営する立場であれば誰でも考えることだと思いますが、「国民総背番号制」反対などの意見で実現できなかったことが今日の問題を大きくした原因だと思います。事業に携わるものとして、将来国民のためになると考えるものはどんなに反対があっても、訴え続け、理解を求め、改善する姿勢を持ち続けることが大切だと考えます。
2390	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現状の方法(本人照会→確認)しかないと思われる。 データの突合に適したシステムの再構築(020-1-10の事業所名検索を一部検索(現状は事業所名の前後いずれかの一致)が可能にできるシステム等)。 また、事業所名称の変遷、屋号、店舗名については、いくら事業所検索システムを作成しても、該当社保でなければわからないこともあるので、情報の共有が更にできるようにする。 事業所検索システムは、古い名簿の事業所名称(変遷等)が載っていない場合があり、完璧なもの(今まで他庁照会でできていたレベル)ではないので、随時新しい情報を更新していく必要があると思う。	今回の年金問題が発生と同時に知った。	年金番号制の不完全さ。 偶ごとに年金番号を管理し、現在と違ってコンピューター検索などで前払い出しを確認できないこと。 事業主、被保険者の周知、認識不足(現在ですら厚生年金加入手続きの際に、本人の年金番号等確認しない事業主もいる。現在は疑重複などで重複払い出しを防止できるが、当時は新規払い出しとなり、年金記録が細切れになってしまう) 年齢の区切り等に年金加入記録を通知し、その都度の確認をしていない怠慢。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2391	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません。	人の増員	国の信用を失う問題だと認識しました。 知ったのは、19年ごろだと思います。	信用回復に向け、早急な解決に努力するようこころがけました。 記録の管理ができていなかった点が問題だと思います。
2392	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題については、皆様の大切な年金であり将来の生活に影響を及ぼす重大な問題であると認識しています。	お客様からの問い合わせに対して、真摯に対応しました。 年金記録については電算化以前の記録不備が多く、過去の記録整備対策ができていなかったためと思われます。また、被保険者・事業所への年金番号の管理についての周知・広報が徹底されていなかったことも原因の一つだと思われます。
2393	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にない。		初めて期間照会の仕事を担当したとき(平成元年ごろ)に、コンピューターに収録されていない記録があるんだなと思っていた。でも、過渡期なので仕方ないぐらいの意識だった。	まだ経験も浅かったし、知識も無かったので特別な対応もしなかった。今思うにコンピュータに収録できない記録については国民に対し特別便のような形での問合せをすべきだったと思われる。
2394	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	新聞等、報道機関にて明らかにされている以外のことは、存じておりません。	可能な限り、古い記録(残存している紙台帳等)を探し突合せていく、ことに尽きるかと思います。	基礎年金番号制度導入前ですが、複数の年金番号をお持ちの方がおられると知った時、および事業所からの届(資格取得届等)が必ずしも正確ではない例もいくつかありましたので、将来漏らさず番号をまとめられるのかな、とかすかな疑問を持った事ははありました。	周りの先輩等に尋ねてみたこともありましが、それ以上のことは行ってきませんでした。 疑問を持った点を突き詰められなかったことと、問題点を全体で共有できなかったこと、かと思います。
2395	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に、ありません。	全国の実態調査等の方法に準じて、市町村に委託するなど、広域な管轄を保有しているところを活用してはと思います。	統合されていない記録がこんなに残っていることに驚いています。行政が放置していた大問題、記録問題が生じた時に知りました。	お客様一人一人親身に聞いて、記録を探すこと。国民年金の納付に聞しては、市町村に委任していたので密接な関係を当初から図るべきであったと思います。(情報交換、資料の提供等)
2396	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	システムの早期改善、マニュアルの確立を図る。	国民の皆様からの信頼を失いかねない問題だと思いました。 マスコミに報道されるようになってからです。	あまりにも大きな問題で、一個人ではとても対処できません。 しかし、お客様と密接にかかわりあいながら、精一杯努力したつもりです。 基礎年金番号の導入時に、手番統合や、記録の確認をするべきであったと思います。 お客様からも、「基礎年金番号の記録は当然整備された後のものであると思った。」という指摘もありました。
2397	地方庁	社会保険事務所課長級以上		今のやり方でよいと思います「		
2398	地方庁	その他(社会保険事務所)			地方では本庁の状況や現況がまったくわからなかったのでもしかして大問題になるのではと思い始めたのは6、7年前ころだと思う。	ひとつでも多くの記録を本人特定できるよう調査した。 時代背景もあるとは思うが、記録管理体制、将来展望の役所としての甘さを痛感し、大いに反省しなければならないと思う。
2399	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現在やっているように、一人一人に自分の加入記録を確認してもらう。 名寄せ等で情報提供をする。	平成15年頃に適用課に配属となり、加入記録調査の依頼件数が多いことと 未統合の手番がたくさんあることに気付いた。 全国での総件数を知ったのは記録問題が報道されて以降。	電話や窓口でお客様と接する際に、記録の確認をするように促した。 年金の裁定までに統合すれば良いと言っている職員もいたが、記憶が鮮明なうちに調査して統合するようにお客様に勧めた。 分掌上では各事務所に1人程度しか職員が配置されたいなかったが、従前から加入記録調査にもっと力を入れるべきであったと思う。
2400	地方庁	社会保険事務所長				
2401	地方庁	その他(社会保険事務所)	お客様からご指摘いただいたのは、事業所が税理士の指示で賃金台帳に記載する報酬の他に大入袋的なものを毎月恒常的に支給し、従業員の手取り額を増やす反面、十数年にわたって税金および各種社会保険料負担を免れていたとのことです。そのお客様はご自身が何も知らぬうちに報酬に見合った保険料を納める機会を失った事実に対して納得がいかないご様子でした。	国民の皆様にご自身の年金記録に対してもっと関心をもっていただき、当庁で発行する年金記録との相互チェックをしていただけるようにすれば年金記録問題は解決していくと考えます。	全国規模の事業所において、各支店転勤時に資格喪失日を前勤務地最終出勤日とし、新勤務地での資格取得日を最初の出勤日としてしまうことで1ヶ月の空白期間ができてしまうということは10年ほど前から知っていました。	上記のような問題が10年以上経ってから判明し、各事業所が独自に対応せざるを得ない状況を知っておりましたので、資格喪失届をお預かりする際には必ず退職日を確認し、資格喪失日の記載に誤りがないかを確認していました。 現時点での反省点としては、国民の皆様にご自身の年金記録を確認することを積極的にお勧めすることができなかった点にあると考えます。
2402	地方庁	地方社会保険事務局長		年金問題の解決には、専門的知識を有する正規職員と定型的な確認業務を行う非正規職員の確保が必要である。 この処理体制を確保するに当たって、正規職員については、まず、適用、徴収、給付及び相談の通常業務を迅速かつ正確に処理する体制を確保することが大前提である。 次に、非正規職員については、質の高い職員を安定的に確保する必要がある。当県のような地方の小都市においては、募集人数を多くすると、これが困難になる恐れがあること、及び作業場所を確保する上でも、面積が広くなり、限られたテナントの中から選定せざるを得なくなり、コストが上昇する可能性が高いことが推測される。 更に、仮に、短期間に大量の確認・補正処理を行った場合、被保険者や受給者の皆様に対するお知らせも一時期に集中し、その結果、電話や窓口での相談に際して、お客様に長時間お待ちいただかなければならない事態が発生することが懸念される。 このため、年金事務所において、通常業務を確実に処理しつつ、お客様にご迷惑をお掛けすることなく、低コストで質の高い処理体制を確保するには、確認・補正作業に当たって、対象者に優先順位をつけ、相当の期間をかけて計画的に処理するスケジュールを立てるべきである。	過去の年金加入記録の確認は、本人が必要なとき、すなわち通常は、年金を請求するときに行うことが適当である。 また、一定の年齢毎に年金加入記録をお知らせして、確認を促すことは、年金権の確保(無年金者の発生防止)の観点から有効な行政サービスである。 このような状況の中で、年金加入記録の漏れや間違いが存在することが明らかになったことは、運営組織の一員として非常に重大な問題であると認識している。 基礎年金番号に統合されていない記録が存在することは、導入当初から知っていたが、記録の改ざん等の存在を知ったのは、平成19年からである。	事態を真摯に受け止め、その解決のために最大限の努力をしている。 漏れや間違いについては、業務処理プロセス(審査、決裁)が不明確であったためと認識している。 改ざんについては、コンプライアンスの徹底が不十分であったと認識している。
2403	地方庁	その他(本庁)	なし。	問題の解決を早期に実現させる為、年金知識のある職員の増員。	早期に解決すべき問題。また、窓口、電話等での分かりやすい説明をこころがけました。平成20年ごろニュースにて知りました。	年金記録調査を他事務所に赴き行いました。 人員の不足を感じました。
2404	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	時間がかかっても、記録を判明してほしいという人がいる限り、全ての記録を調査しなければならないと思うので、やはり人員を使って調査を行うしかないのでは？	平成21年から庁に採用になりましたので、それまでは外からの目線として、お役所仕事で適当に処理していたのではないか？と思っていました。 問題の存在は、マスコミなどが騒ぎ出した頃に知りました。	コンピューター化するときに、充分なチェック体制をとって、記録が正確に転記されるようにするべきだったと思います。 このような問題が持ち上がるということは、当時から認識できることだったと思います。
2405	地方庁	その他(社会保険事務所)			マスコミ等で騒がれるようになってから知り、社会保障の基盤を揺るがす大きな問題と認識しました。	まずは特別便対応等で直接被保険者と接することが多かったので、その際に経歴や氏名履歴をよく聞き、WMで確認できうることはしっかり確認したうえで、調査すべきものは調査依頼をしてもらうようにしました。 この問題の反省点としては被保険者記録管理のずさんであったことが一番に挙げられると思い
2406	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	わかりません。	これまでは、年金の裁定請求時に、統合されていない記録を一本化すればよいという処理の進め方だった。平成19年に手番のまま置いておくことはいけないことだと報道され、深刻な問題だと認識した。	年金手帳番号を複数持っていることを本人が認識していても、在職中なら勤務先を通じて統合の申出をしなければならなかったので、面倒と感じ放っておかれた方もいると思う。現在、本人の申出のみで統合できるようになり、他手番が判明したときには、連絡をとって申出書を郵送したりし
2407	地方庁	その他(社会保険事務局)	これまで以上のことは知りません。	今やっていること、また、今後予定されている策を地道にやっていく必要しかないと思いますが、 ①特別便及び定期便の回答未提出の方へのフォローアップがどこまでできるのか？(機構職員の限られた人数の中で) ②来年度から予定されている紙コン作業でどれだけ正しい記録に訂正できるのか？(紙が全て正しいとは限らない) ③どこまで行えば解決と言えるのか？ といった心配をしています。 今後の2年間で集中的に取り組むとのことですが、事前準備に時間をかけ、手法の内容周知を早い段階で職員に示していただくとともに国民へどういった作業を行うのかといった説明を十分に行ったうえで、作業を開始すべきだと考えています。	当初はオンライン上の記録が全て正しく、誤りがあってもごくわずかではないか？という認識でした。しかし、この問題が大きくなるにつれ、オンライン上の記録は果たして正しのか？これまでの先駆者はきちんと仕事をしていたのか？といった疑問を持つようになり、実際に自分自身がお客様の相談を受け、オンライン上の記録が間違っていたことがわかったときに、これは大変な問題になると覚悟を決めました。	年金制度とは国と国民との信頼があって成り立っているものだと思います。 いくら自分が在職していないときの問題(事務ミス)であっても、この社会保険庁という組織で年金業務に携わっている以上、お客様から苦情を言われることは仕方ないと思い、一刻も早く正しい記録のなるよう、日々信頼回復に努めて参りました。 この問題の原因は、事業主からの報酬虚偽の届出、本人からの生年月日の虚偽申出、複雑な年金制度等ありますが、一番の原因は年金記録に対する職員の意識だと思います。国民の年金記録を預かっており、その記録はその方の一生を支えていくものだという意識です。その意識があれば、統台帳からコンピュータデータへの移行作業時の正しい漢字変換や職員のWチェックなどきちんと行われたことだと思います。
2408	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		統合されていない手番があるのは知っていたが(年金給付課の仕事でも他の課の仕事でも届書の入力の際には、氏名検索をして手番が無いか確認するよう教えられていたため)5000万件も統合されていない記録があるとニュースで知ったときは正直驚いた。 ただ統合漏れが全て社会保険庁の責任だとも思わない。 基礎年金番号導入以来、被保険者にお知らせは何度かしているし、年金裁定時だけでなく、年金相談を受けた際にも氏名検索等で調べるよう、ちゃんと指導を受け、行ってきた。	氏名検索にしても、今回の問題が起きなければ丸め検索すらできないシステムに最大の問題点があると思う。 同じ漢字でも、何種類もあったり、読み方があったり、まったく違う読み方をされてしまったり、それが苗字と名前で組み合わせが軽く何通りも存在する。 それを各相談担当者が個人の知識で検索するのは不毛ではないかと思う。 例としてあげるなら、山崎良子の読みは、ヤマザキリョウコ、ヤマザキリョウコ、ヤマザキヨシコ、ヤマザキヨシコ、常識的に読める組み合わせだけでも4通りあるのに、読み方が判らない、苗字名前に振り仮名が無い場合、適当な読み方で入力されたものも含めると一個一個手入力で検索している暇は無いため漏れが生じると思う。 最低限でも常識的な読み方、常識的な読み方からは外れても、単漢字の読み方の組み合わせを自動的に検索できるように改善するべきではないかと思う。 また基礎年金番号を入力して記録を見るときにも、該当する可能性のある手番を表示し、随時確認を取れるようにすれば、より迅速な解決と、新たな持ち主不明の記録が生じることを防げるのではないかと思う。 住所、氏名については住基や戸籍謄本との連動も視野に入れて行うべきと思う、届出するように法律が定まっているのだから、届出して当たり前という発想は色々な意味で時代錯誤、年金定期便や特別便も住所の届出漏れにより届いていないという事態が大量に発生している。
2409	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていないという事では無いですが、報道等で「消えた年金問題」と総称されていた事には、憤りを感じています。 基礎年金番号が導入される以前も、その直後も年金に関しての関心は世間的には低く、資格取得時も年金手帳紛失により番号不明等多く、以前の会社や住所を確認する際の返答も、面倒な事のような対応で、結局新番号の払い出しをしなくてはいけない状態でした。 ただ、現在の状況が起こり得る事はその時点で予測は出来ていたにも関わらず、現在に至った経過は事実だとは思います。	社会保険庁で保管している記録を再度確認するに尽きると思います。	国民年金の係りになった事が無かったので、国民年金については、報道と同時期だったように思いますが、厚生年金については、ちょうど基礎年金番号が導入された時期前後に業務課(当時の適用課)に就いていましたので、お一人にいくつも番号が払い出されている事は認識していました。	資格取得届の処理の際、疑重複調査についてはその当時の業務支持に従い処理を行っていました。 このような状況になった今、もっと積極的に世間に現状を伝え、今の報道並みに取り上げられていたり、取り上げていくよう働きかけていたら、このような状況は起こらなかったと思います。

No.	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2410	地方庁	社会保険事務所課長級以上	＊支店間異動に伴う、喪失・取得処理が適正な日付で行われていない事例がたくさんあると思います。 (例)A支店資格喪失日S50.11.30B支店資格取得日S50.12.1 ＊このような場合であっても、現状は第三者委員会あっせん待ちでありますが、何らかの方法でピックアップさせて自動修復(保険料遡及徴収含む)という方法が取れれば良い、と思います。	＊日本年金機構とは別に、仮称「年金記録センター」的のものを設立する。 (理由)1月からの日本年金機構の体制(人員等)では限界があると思います。元社会保険職員・OB・議者等を活用し、年金記録相談・整備・第三者委員会的な審議・決定までを一元的に取り組むため、別機関を設置する。	＊随分以前(20年以上前？)から、オンラインに残っている未整備記録が変多くあるということを感じ、今後どうするのか、という疑問はありましたが、有効的な手段を講じることなく、「年金請求時に整備されるから」という認識であったことは否めません。 ＊平成9年の基礎年金付番時において、大々的に取り組むことができなかったという感想があります。(キャンペーン不足で、統合が進まなかった。予算も十分でなかった)	＊平成16年国会前後から、年金記録問題が行政の生命綫になるのでは、という危機感を抱きはじめ、翌年ころから期間照会業務の体制整備・一元化を要望した記憶があります。(出来上がったのは随分後になってからですが・・・) ＊年金制度が日本の福祉の柱と据えるような取り組み、とはなっていない気がします。(闇雲に批判的な風潮が作られている) ＊「時間がかかる」「いっかりやるから安心して」という主旨の周知・広報が必要と思います。
2411	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現場ではまずは紙台帳と記録を迅速に重点的に整合し、手番と呼ばれる年金番号を確実にひとつひとつ確認することだと思っています。 もし可能であれば、法務局や労働局の法人情報、市町村、県の個人情報などを利用し、現在実施している取り組みに平行させて、精度を高めていくことも必要ではないかと思います。	厚生年金のオンライン登録以前の記録で、昭和20～昭和30年頃の記録については確認することが容易でなく、根が深い問題だと思っていました。 この問題については平成16年頃適用課のときにマスコミにより知りました。	記録とお客様の記憶が相違する場合は、調査に時間がかかることを申し添えて、1件1件丁寧に記録を追うように心がけました。 反省点は紙台帳からオンラインへ移行する際や、基礎年金番号導入の際に、その記録整理が十分に完了しないまま導入したため、今日のような状況を招いたのは否定できないと思います。
2412	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金特別便や定期便の回答に答え、年金を結びつけていく	在籍前から問題になっていた。 台帳管理であった情報をパソコンで管理するようにした時のミス 年金基礎番号を複数もっている人が多かったので、記録がバラバラになっている	反省点としては、番号の統合に対して国民への周知が足りなかった。 社会保険庁としても、もっと知らせていくべきことであったし、年金の請求時でなく、早い段階で統合を進めていくべきだった。
2413	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	組織をあげての再確認をすること。また、実際にどういう事象で「消えた年金」といわれているのか公表して、多くの人の不安を払拭する。	年金記録は手帳番号ごとに保管されており、複数の手帳番号を保有している人であっても、調査をすれば必ず存在すると思っていた。 実際に平成18年10月に国民年金課に配属され記録の調査を行い、市町の台帳と相違していたりすることがわかりました。	照会された人の立場にたって調査を行うことを心がけました。 国民年金記録が各市区町村で記録保管していた時期に住所変更で社会保険事務所間での台帳移管がスムーズに行われていなかったために納付記録が欠落していたケースを目の当たりにしました。当時のやり方は問題があったと反省しなければならないと思います。
2414	地方庁	その他(社会保険事務所)			今まで、手をつけずにしておいた重大な問題だと思いました。もっとはやく記録問題を発表して、作業に取り掛かっていればよかったと思います。基礎年金番号の制度が始まる時点で解決すべきことだったと思います。 働き始めてニュースやマスコミに取り上げられてから知りました。	対応したお客様の疑問や質問を1つ1つ解決していくしかないと思って対応しました。 事業所検索システムなどが遅すぎたと思います。もっと早く対応できていればよかったと思います。
2415	地方庁	その他(社会保険事務所)			採用されてすぐからまだ統合できていない手番が存在することは知っていたが、最終的には裁定請求の時に確認し統合できるものと思っていた。定期的に記録確認のお手紙も送っているようだったのでそれで対応できていると思っていた。	できるだけ確認できるものは確認して統合するなどの努力はしていたつもりだが、統合できていない番号が基番ができてから10年以上たった今もこれほどたくさんあるというのは問題だったと思う。
2416	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		第三者機関を設置して、時間を掛けて被保険者名簿等を完全にデータ化し、第三者機関で記録問題に対応すべき。 現状は残念ながら、社会保険事務所が徹底的に調査して、記録なしと回答をしても、記録を改ざんしたんじゃないか、消したんじゃないか等、言われることになる。そのためにも、公平中立である組織で記録調査対応を行うことが、被保険者、受給者の方へ、安心感を与えることになると考	確かに、過去に期間調査でWMに収録されていない記録が確認できることがあったが、まれなケースとの認識だった。これほどの問題があると強く認識したのは、今回の記録問題が大々的になった時点。	反省点となるのかわかりませんが、勤務時点から既にWM化されており、その中のデータがすべて間違っていないし、正しいものと考えていた点。
2417	地方庁	地方社会保険事務局長	特になし。	早急に正確な記録の整備をしていく。	今回のように年金記録問題といわれ始めるまで、特に気にしたことはなかった。 だから、そういった問題を知ったこともその時期です。	ひとつひとつ地道に記録を調査してきた。 今回の問題点としては、膨大な量の年金記録の管理があいまいで適切ではなかったのだと思う。 また、機会導入での記録管理が社会の流れにものれなかったのではないか。
2418	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	具体的案は持っておりません。	お客様の年金に対する不安の要因となりうる問題と認識しています。 テレビや、ニュースで取り上げられるようになった頃です。 正確な事は覚えておりません。 事務所で働かせていただけるようになってから、 身近に感じるようになりました。	正確な情報を分かりやすくお客様に伝える事が 大事だと考え、対応しております。 まだまだ自分自身が勉強不足で 反省点を挙げることができません。 申し訳ありません。
2419	地方庁	その他(社会保険事務所)			職員一丸となって、解決していかなければならない最重要課題であると認識しています。またこの問題を知ったのは報道が頻繁にされ始めた時期と同じ頃です。	積極的に特別便や定期便の窓口対応に努めました。反省点は計画的な記録整備が、継続的には行われてこなかった点ではないかと考えます。
2420	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	過去の整理は当然として、今後、同じような問題を生じないような対策が必要と考える。職員の意識の向上をより一層図ることが肝要だが、お客様に対していかにして、厚生年金法施行規則第3条・国民年金法第1条の2の重要性をご理解いただくような広報を行なっていくことが重要と考える。	平成11年9月から実施された「過去記録の整理」の事業で、お客様から頂いた回答が1割強との事実を耳にしたときから、前記したような年金手帳の取扱いについて事業主への広報は行なっているものの、被保険者まで浸透していないか、一人で複数の年金手帳を所持し、永い年月の間に紛失していることが解り、危惧はしていた。	一般的ではあるが疑重複調査時はもちろん、算定基礎届の説明会などで広報に努めた。
2421	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	アルバイトの方を雇用し、人数を増やしてはいるがやはりある程度の経験がないと逆に効率が悪くなる業務であるので、経験者を集約して業務を集中的に進めるべき。	宙に浮いた年金と一般的に言われているが実際には、同一人物の記録で既に収録済みの記録であったり、喪失記録が収録されておらず統合できていない記録であったりと、年金記録問題と話題になる前に対応可能であったものも担当数あるのも事実だと思います。個人的には名寄せ作業や期間照会の支援時に感じていました。	統合できそうな記録や整備できる記録については、積極的に業務を行いましたが、全体としてみたときにやはり支援でやっている、経験がないからわからない、 と問題に対する意識が低かったと思います。
2422	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
2423	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員だけでは解決しきれない部分があるので、お客様ご自身で申し出をしていただく事が必要になると思う。 もし可能であればの話だが、市区町村で可能な限り協力をいただく必要があると思う。一番身近な役所といえば、市区町村にあたるので。 また、制度そのものをご理解いただけていない方も多数いらっしゃるので、制度の理解を深めるため、公教育において説明会などを開いて周知を徹底させる必要性が出てくると思う。	私は平成20年度採用のため、事務所に採用される前から年金記録問題についてメディア等で知っていました。 そのため、年金記録問題は重要事項として位置づけられていた問題でした。	お客様の話を聞くことを心がけました。 制度が複雑すぎてよく分からないと思います。分かりやすい制度作り・説明が求められると思います。
2424	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に把握していません。	若い同僚が多数退職し、機構にも採用されない職員も多数いるなか、現場の職員の士気はかなり低いです。どのような方策をとるにしろ、職員の士気の高まる方策を併せて行っていただければ、早期解決にもつながるのではないでしょうか。	入庁して総務や健保給付の業務しか行っていなかったため、問題が発覚するまで把握していませんでした。	どのようなことも職員間で話しあえる風通しの良い組織でなかったのかのと、感じました。
2425	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題が表面化して、記録の調査・補正の仕事をするようになってから、機械上の不備が多数あることを知った。 それ以前は、基礎年金番号に未統合の記録があっても、本人の申出や受給手続時の確認により未統合記録が判明し、その際に統合すれば問題ないという程度の認識であった。	年金記録の調査において、機械上の記録に頼らず紙台帳の調査を徹底するよう留意したが、機械上の記録を完全に整備する前にねんきん特別便を始めたために、当初に調査した人は記録が見つからなかったケースがあったのではないかという点が反省点である。
2426	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		国民の皆々様の社会保険料等は、昭和60年以降、社会保険オンラインシステムによる適正に事務処理がなされているものと、小職自身(平成4年入庁)も思っておりました。しかしながら、平成19年に「未統合の5,000万件」(いわゆる宙に浮いた年金)があることを、初めて知り得た次第です。	社会保険庁をはじめ、関係市町ならびに事業主等、さまざまなセクション・個々の立場において、携わる仕事(業務)への責任感がなかったことが、最大の要因と思われ、今般の年金記録問題につながったものと思慮します。 今日、当該問題が生じてしまった状況の中、着実に解決を図っていくことが賢明であり、早期に信頼を回復するよう努めました。
2427	地方庁	その他(社会保険事務所)	一時金の支払いの有無。 名簿に改と表示されていると19年10月からの適用だということ。	古い名簿をだけをたよりに支払い記録を入力してるので間違えが発生する可能性があるので、充分な確認が必要だと思われる。	テレビ等で問題になってから	すぐに対応しないため、滞留が多く発生してしまい、申請者に迷惑をかけてしまった。
2428	地方庁	その他(社会保険事務所)		今までの経験を積んだ優秀な人材を分限免職しないこと。	年金記録問題により世間のバッシングや、仕事の多忙さにうつ病になる職員が増加、身近な人の退職など、記録問題自体より、精神的にも体力的にもおいこまれることが個人にとってより大きな問題でした。	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2429	地方庁	その他(社会保険事務所)		・短期間で終わらそうと大量の人間を動員することによって、さらなる問題(別人記録を統合・本人記録を削除「私のでない・はっきりと覚えてないから」)が発生する可能性がある。記録問題については、二年と限定するのではなく、事務に習熟したもの達で時間をかけた方が望ましい。 ・現在、全国検索システムによりどこででも調査・回答することができるが、このことについてはやはり、管轄で調査することが望ましい。 ・早期解決にむけて、固定職員等で処理することが望ましい。 ・補正処理のできる職員を育成する為に、研修を実施することが望ましい。	・自分の働いていた履歴なのに、人(社会保険庁・事務所)まかせにしているので、個人個人で管理していたら、ここまでにはならなかったのに・・・。[上層部の方たちが現場を無視して、次々にいろんな政策「選挙に勝つための人気取り」を実施した為に、起こりうるべくして起こった。と思いました。それだけでなく、国民に浸透・普及させることが、充分にできなかった、事が最大の問題・・・。 ・平成17年頃です	・本人にしっかりと確認することで、これ以上の発生を防ぐ努力をしました。 ・届出忘れ。個人「国民」の認識不足。周知が徹底されていなかった。年金請求の際の、窓口担当者の聞き込み不足。等
2430	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金給付に結びついていない記録を、結びつけていかないといけない。氏名が登録されてないものや、記録が混在したり不完全なものの整備をして、本人確認をしていかないといけないと認識していました。 年金相談で実際に対応していく中で、認識していました。	年金相談で対応していく中で、本人からの申し出にはできうる限り調査して結びつけていくようにしてきました。 しかし、年金請求のときまでに整理できればいいだろうという考えがあり、なかなかこちらからはたらきかけていくという姿勢になりきれなかった。考え方を改めていくのに時間がかかったのでは
2431	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	年金記録確認を行う人員を多数確保し、短期間で問題解決を図る。	国民の老後の生活に関わる重大な問題であり、組織全体で早急に解決すべき問題であると認識しています。平成16年頃に宙に浮いている年金記録があるのではないかと感じました。	窓口においでになるお客様の年金記録の確認の際、可能な限り本人の記録であるかどうかを確認しておりました。個別の対応となるため、記録確認には限界があり、組織全体での対応(お客様への呼びかけ等)が必要であったと考えています。
2432	地方庁	その他(社会保険事務所)				記録問題が発生してから、ちゃんと保険料納付されていた被保険者に対して正しい納付記録を見つけるため、全力で取り組んだ。今回の問題は過去の記録がずさんに扱われていたことが大きな原因であると思われる。
2433	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	現在取り組んでいる未統合記録の問題以外には承知していません。	現在実施しているご本人等に年金記録を定期的に送付することにより確認していただき、記録不整合なものは早急に調査. 整備する方法しかないと思う。	複数の年金番号がこれほどにも未統合になっているとは思わなかった。年金請求時に職歴を確認するのではなく、基礎年金番号導入時にもっと正確に本人記録の確認をするべきだった。	同じ誤りは繰り返してはならないが、年金制度の改正が万度行われることによりわかりづらく、正直熟知するレベルには相当な時間もかかる。 年金制度を複雑化することなく、国民全員に理解しやすい、わかりやすい制度に抜本的に見直すことも必要と思います。
2434	地方庁	その他(社会保険事務所)	外国籍の方(名前が日本人名ではない方)が、一時的に日本に在住し国民年金に加入する際や、日本で働き厚生年金に加入する際、番号を付番する時の氏名の登録に統一性がないため、日本に入国、出国を繰り返すような外国人の方の、過去の年金記録が氏名検索にかからない可能性が高いことが、今後グローバル化が進んでいく中で問題になってくるのではないかと感じ	ローマ字による登録？ よく分からないがシステム的な対応が必要かと思う。	お客様から、過去の年金記録を調べる依頼をいただいた際、調べて発見した過去の厚生年金、国民年金手番を回答する際に、「○○○○ー○○○○○○の手番が見つかりました」という回答のみで、統合処理を同時に行わず「、再度統合依頼(205)が提出を待つというやり方が、業務の非効率であり、統合が進まない原因ではないのかと平成13年に入庁した当初から感じていた。	(8)で感じていたことについては何度となく上司に申し出たが、「この様式の申請では統合処理はできない」との回答であり、それであれば様式の仕様変更を訴えたがダメであった。近年、照会と統合が一式になった形に改められたが、この時にもっと声を大にして訴えるべきであったと反省する。
2435	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	特別便・定期便の回答を今まで以上に迅速処理し、窓口・電話等お客様に対する機会の際に個々にさらなる確認を丁寧に行っていくことが必要と考えます。	問題の存在については、TV・新聞等で知りました。 大変な問題であると認識していました。	お客様の立場に立って丁寧に対応しようとしました。 お客様に定期便を確認していただいても、何年も前の事なので、思い出していただく事が困難でした。もっと早く問題の存在に気づき、対応できていればと思いました。
2436	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2437	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		凄く大変な問題だと思いました。	
2438	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	発生した問題点を一つ一つ解析し、一つ一つを解決していくしかないと考えます。	国民の皆様の記録が、むやみに扱われていたことについて、少しでも記録管理に関わりあった職員として、反省し、大変な問題だと思っています。 平成9年に基礎年金番号制度が発足し、その後、記録を整理するということになっていましたが、思うほか進んでいないのではないかと感じていました。そして、今考えるにあたり、船員保険課配属時、記録の照会回答業務を行っていましたが、台帳を確認調査していたときにかなり台帳が不鮮明であった。又、社会保険庁が保有している記録(WM記録)と市町村が管理していた記録が相違していた案件もまれにありました。	現在、組織として、国民の皆様の信頼回復を得るために、一つ一つ解決していかなければいけないと思います。 反省よりも今後どうするかということだと思いいます。多くの届書を取り扱っていますが、ハード的には、加漢な間違わない届出方法。処理する場合においては、ソフト面として職員の意識改革による緻密な点検確認の強化が必要だと思われます。 現在の事務処理誤りは、複数人による確認を行うことで妨げられる誤りが多い。
2439	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	分かりません	知ったのは、この問題が国会で取りあげられ、報道されたときです。	対応の仕方としては、社会保険庁からの指示待ちとしか言いようがありません。 反省点は、年金制度をもっと分かりやすくすべき(義務教育終了の知識があれば分かるように)すべきだと思います。
2440	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		生活に係わることなので、大事なことです。 テレビ、マスコミ等の報道がされてから。	お詫びをするとともに、記録の確認および訂正処理等に努めた。 最初の段階で、せめて生年月日が正しく登録されていれば、多少は防げたのではと感じます。
2441	地方庁	その他(社会保険事務局)		現役で勤務している方では、当時の記録や事業所の社名変更等の歴史がわからないことがしばしばある。そのため、発足以降そういった仕事に従事していた職員全員を徹底的に探し出し、一人ずつ聴取して場合によっては、現役の職員だけでなくOBにも責任があると思うので、無償で手伝っていただく必要があると思う。	マスコミに報道されて以降です。それまでは、自分自身も実際にそういった仕事に従事したことがありますが、決して手抜きで調査をしていなかったし、周囲にも適当に仕事をしている職員がいなかった。実際にこういった問題が明るみなった時、正直信じたくなかったが、もしこれが事実ならば納付した方に、本当に申し訳ないし、多大な迷惑をかけることになると思った。	とにかく積極的に窓口に出て、来訪者からの意見を聞きたいと思った。どう思われているのか、実際にどれくらい違うのか肌で感じ調べてみたいと思った。対応が後手後手になったことが一番の問題点だと思う。また、庁や省の考えがあまりにも現実と乖離してしていることが多く、来訪者からの批判も多かった。
2442	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思い当たりません	人員を配し、期限を設けることは必要と思いますが、期限を超えたとしても継続して調査を進めていくしかないと思います。	台帳とオンライン記録を突合して、本人に早急に確認することが必要な問題。昔から厚生年金記録照会については業務として存在し、WMと台帳をそれぞれ確認されていたようです。	担当業務にならなかったので、提案することはできなかった。反省点はオンライン化の時に徹底的に突合及び調査作業を行なわなかったといわざるをえないこと、またそのことが周知されていなかったことが問題点と思います。
2443	地方庁	その他(社会保険事務所)		本当であればしっかり調査をし記録を直していかなければいけないと思う。ただそうしているとかなりの時間を要するので、早急に解決するのであればある程度の線引きをして処理するしかない	基礎年金番号と国年、厚年手番が統合されていないのが多数あったのは知っていたが納付記録が抜けている、標準報酬月額の改ざん等はテレビ、新聞の報道があってはじめて知った。	いままで大事な記録を管理しているという意識が低かったんだと思うので、その辺は意識を高くもって業務こなしている。
2444	地方庁	その他(社会保険事務所)	全く知られていないわけではないと思いますが、現に年金を受け取っている方で、年金記録が見つかることにより平均標準報酬が下がるなどして、年金額が下がる方もいらっしゃいます。庁の指示としては、今後の年金額について説明し、納得してもらった上で記録を統合するとなっていますが、本人が納得しない限り、宙に浮いたままの記録が残ることになり、年金記録問題がいつまでも解決しないという問題があります。	年金記録の統合は行った上で、年金額の説明をし、本人の納得(再裁定申出書の提出)を得るべきではないでしょうか。 その際も、お客様にしてみれば、「社会保険庁の管理がずさんなせいで記録が見つからなかったのに、年金額が下がるなんて納得できない」ということになり、納得を得るのは困難であるのが実情です。年金額が下がることになっても、従前の額は保障するというような特例も必要であると考えます。	統合されていない年金記録があることは、平成12年の採用当時から知っていました。採用当時は年金に対する知識もなく、年金請求の際にきちんと整備すればよいと聞いていましたので、制度の流れとしてそういうものだという認識しかありませんでした。5千万件もあるという情報はありませんでしたし、想像もできませんでした。 しかし、年金給付担当になった際、本人と思われる記録を本人に確認しても、昔のことで覚えていないという方も多く、せっかく納めた年金なのに受け取れないのは問題だと思っていました。	同姓同名の記録があれば、必ず確認して年金の裁定を行っていました。しかし根本的に、基礎年金番号ができたときにもっと早く統合を進めるべきだったという問題に当時は考えが至りませんでした。 外部から指摘され大問題になる前に、現場からもっと早く問題提起できたのではないかというのが反省点です。
2445	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2446	地方庁	その他(社会保険事務所)	名寄せ対象者としてねんきん特別便に回答いただいたお客様の中で、数年前には記録が複数あることを社会保険事務所にて調査済であるのに、なんらかの理由で統合処理が完了されていない例が多々ありました。お客様からは、調査済であるのにどうして今まで記録が整備されていないのかといった苦情も多々あり、当時の事務処理の流れに問題があったと感じております。	社会保険事務所での事務処理を全てマニュアル化し、職員がマニュアルに沿って仕事をしているかを不定期にチェックする体制を整え、全ての職員が同じレベルで仕事に取り組む体制を整える。	長年にわたる行政側の不手際に加え、不手際の影響による国民の無関心に問題があると認識しておりました。ねんきん特別便の名寄せ対象者の中には、基礎年金番号制度が始まった後、記録確認の封書が届いたが、重要な書類とは思わず放置していたというお客様が大多数です。基礎年金番号制度そのものや、それに関係してくる未統合記録の確認等、大変重要な事であるのに行政側が周知徹底しなかったため、国民も関心を待たず、ねんきん特別便という事業を開始するまでに至ってしまったことは、行政側の不手際としか言いようがありません。 私は平成15年より国民年金課に所属しておりましたが、納付記録がおかしいとの問い合わせは度々ありました。当時としましては、行政の管理する記録に間違いがあるようなことはないとの認識で対応しておりましたが、今になって考えますと、当時から年金記録問題として捉えて対応していれば、問題は少なからず小さくできたのではないかと感じております。	「行政の管理する記録に間違いはない」との認識を改め、お客様の年金記録にどこか間違いはないか十分確認し、一人一人ではありますが、年金記録問題を解消していくように努力しました。 現時点で振り返りますと、そもそも上記の認識はお客様の立場に立っていなかったと痛感しております。来月より新しい組織が発足しますが、どのような仕事においてもお客様目線で仕事をしていかなければならないと考えております。
2447	地方庁	その他(社会保険事務局)			私が入職したのは今年の2月からなので 入職する以前から年金記録を知っていた。 でも、入職前は職員のずさんな対応が原因なだけかと思っていたが 入職後は、それだけではなく沢山原因はあるが世の中のながれに年金制度が対応し切れなかったのが、問題だったのだと認識している。	入職前に感じていたことを忘れず 入職前にはわからなかったことを 丁寧にわかりやすい言葉で お客様に伝えていこうと対応している。 反省点、まだまだ知識をえること 伝える技術の向上を目指さなければならない。
2448	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	職員のモラルを向上する必要がある	国民年金の全額免除を本人の電話確認だけで済まし、職員が申請書を、作成していたこと。が、おかしいと思っていた。 知ったのは、電話確認をするよう、指示を受けたときです。	何も、対応はしなっかた。 反省点は、規則に反して、職員が作成したことです。
2449	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録で世間に知られていない、問題は理解しておりません。	正確に1件づつ処理を確実におこなう。	年金給付課に在籍していたころ、厚生年金の古い台帳があり、手番のままで、たくさんある事を知りました。	当時から、手番の判明作業を進めて、行かなければ。
2450	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			「一人1番号」という原則はなかなか守られず、オンライン投入前の手作業の時代には、重複払出の防止は到底困難な状態であり、重複取消の機会があれば良いものの、そのまま放置され、職歴を忘れる或いは死亡すれば、記録の検索は非常に困難となってしまうという問題があった。	手作業の時代にあっては、資格取得届処理時に事業主に年番所持の確認の徹底を依頼していた。 「一人1番号」について、被保険者、事業主を含め広く国民的理解を得られなかった事も現在の問題の一要因と思う。また、行政として、もっと早い時期に機械化を行い、重複払出を防止するシ
2451	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			社会保険の資格取得届は戸籍・住民票等の添付を要せず、事業主の証明だけで、提出されるため、基礎年金番号導入以前については、新規か再取得かの判断や氏名生年月日等の記載誤りの確認が困難であった。	できる限りでの厚生年金払い出し簿の確認や、正確な事務処理を心がけた。
2452	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なわからない	だめなこと 18年度くらい	やってはいけない
2453	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		「被保険者の大事な財産を預かっている」という職員の意識改革。 窓口での確認の徹底。(裁定請求時) 事業所指導の強化。	信用失墜する大事件。 昭和63年に事務所の業務課(社保厚年の適用業務)に異動して、疑重複者を取得届時に把握できるようになったときから。 また、事業所調査を経験するなかで、不適正な事例が見られ、将来、訴訟問題が起きると思った。主な事例は、取得届出漏れ、資格取得・喪失年月日の相違、報酬の相違、名義貸し(架空被保険者)、偽慢隠など	事業主に、訂正するよう指導した。 その後に、最後まで追跡調査をするなど完璧には確認できなかった。 相談窓口も含め、より優秀な職員(またはスキルアップ)の配置をしなかったこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2454	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		こんなに不明の記録があるとは思わなかった国会で取り上げられるまでは分からなかった	相談にこられるお客様に丁寧に対応することをこころがけました
2455	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	「この問題」という言葉でひとくくりされても答えようがない。 以下「宙に浮いた年金」に関する回答。	基礎年金番号導入時よりこうなることはわかっていたはず。	安易な法改正(3号・基礎年金番号)
2456	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在進められているように、集中的に人員と時間をかけ専門職を設けて進めるのがよいと思います。	現場の意識欠如による記録管理体制の甘さ、法律(申請主義等)、システム(紙ベースからの電算化作業も含む)全てから生じた問題であると思います。 これらの問題の存在は、マスコミ報道、それに伴う内部の回覧等で初めて知りました。	入庁前に起こったことが主な原因であるため心の持ちように苦労しましたが、所管の行政庁の一員であることに変わりはなく、職務として前向きに年金記録問題の解決、国民の不信の払拭に努めました。 また、(8)で挙げたこと以外に、もしもこれらを把握している(地方を含む)幹部職員がいたとするならば、強力にリーダーシップを発揮して解決しようとしなかったことが、ここまで大きな社会問題となった大きな原因だと認識しています。
2457	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	現在計画されている「道筋」を進める。	複数の制度の並立時代から基礎年金へ移行する際の計画が緻密さに欠けていたのかもしれない。年金裁定時にその人の全ての記録が統合されるはずという考え方により、積極的な記録統合作業が十分行われなかったことが年金記録問題という形で現れたものと認識している。	過去の反省点として、一つの記録の価値について、その重要性の認識が不足していた感はある。
2458	地方庁	その他(社会保険事務局)			マスコミ等に取り上げられるようになったころから記録問題の存在を知ることとなった。この組織に入る当初は、単に手続き漏れによるものという認識しかなかった。だが、職務を遂行していく中で問題はそれだけではなく、標準報酬改算問題等、本人がわからないところで記録改算されていることがあるという現実を知った。	国民各々が自分の記録について意識を高めることがやはり大事ではないか。窓口対応をしていると、お客様から「説明を聞いても専門用語を使われて意味がわからない」「本を読んでも理解できない」などという声が数多く寄せられた。 知りたいという意識はあるが情報を得方がわからない、説明をきいても難しいなどの問題があるようだ。 まずその問題を解決するに当たって、未来の年金額へどのような影響を与えるのか、わかりやすく説明できるスキルを全職員が身に付けることが必然である。 自分の過去(経験)が将来の年金額にどのように反映するのか具体的に知ることにより、個々の年金に対する意識も高まるはず。 年金を扱う職員自身の知識が浅い故に、お客様へもわかりやすく説明することが出来なかったことも、国民の年金離れへの要因のひとつだと言える。
2459	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2460	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。 新聞・テレビ等で報道されている内容しか、わかりません。	様々な不祥事に加え、この記録問題によって、仕事量が膨大なものになっており、職員は私的な部分を削り、残業・休日出勤を繰り返している。代休を取ることもできず、有休を使用することなどもってのほかだ。かといって、残業手当がつくわけでもない。確かに私たちが招いたことであるので、仕方ないと言われればしょうがないのかもしれないが、これがずっと続くようであれば、モチベーションも下がり、効率も悪くなる。もう少し、待遇について考えてもらいたい。	記録問題については、テレビで報道されたのが最初のきっかけになります。 事務所の年金担当職員が、マイクロやWM等により記録確認を行っている作業を見ていたので、このような記録が大量にあるとは夢にも思わなかった、のが本音です。 年金記録の統合により、年金受給ができなかった人ができるようになるのであれば、早急に対応する必要があり、またそれ以外でもきちんとした対応が求められると考えました。 スピードはもちろんのこと、正確性や本人に対しての説明・理解を得られることも重要だと考えています。	事務所への応援や、事務所からの協力要請等には、積極的に参加してきたつもりです。自分の担当係ではないからといって、ないがしろにしているつもりはまったくありませんし、自分のこととと考えて業務は行っています。 職員の管理体制の甘さ 事業主・被保険者をはじめとする、厚生年金・国民年金・共済年金すべてに加入する人たちへの制度説明の不足、及びその認識不足 (年金加入者の年金制度への関心度の少なさ←制度説明不足によるものだと思うが・・・) が原因だと思います。 現在、新聞・テレビで報道されているのが逆にいいチャンスだと思う。このチャンスを利用し、制度説明・及び理解を得られるよう、今以上に積極的にがんばる必要があると考えている。
2461	地方庁	その他(社会保険事務所)			一人で複数の番号を持っていることは、基礎年金番号導入時からわかってはいましたが、こんなにも複数の番号があったこと、また、古い記録の収録間違いがあったことは、この問題が報道で取り上げられてから知りました。 年金記録問題は今、自分たちの仕事で最重要課題であることは間違いないと認識しています。 組織変更に伴い、この問題が、ないがしろにならないようにするべきだと思います。	
2462	地方庁	その他(社会保険事務所)	生命保険会社や建設会社について、名前貸しで勤めていないのに厚生年金に加入させてあることがある。そのため、本人はまったく覚えがない場合が多い。	現在は、名前貸しは少なくなっているが、建設業など資格を持っている人を雇っていないといけないという規制があり、その証明のために社会保険に加入していることを条件としているようなので、そこを変えてもらえるようにするか、実態調査を徹底する。	年金記録問題は、機械化するときの記録管理の甘さ、被保険者本人や会社に対して管理を任せているような状態でおこったものと考えます。 機械に記録が入ってないものがあるということを知ったのは、勤めだして5年くらい経った健康保険の担当をしていたころでした。それでも金額を知ったのは、報道されてからです。	今となっては加入者一人ひとりの話をよく聞き、WM上でも見つけられない場合、必ず加入期間の調査をとるようにしています。 現在は基礎年金番号制度となっており、番号も一人ひとつであるため、かつてのような大きな問題にはなりにくいと思いますが、新規取得のときに別の番号を付番するようなことがないよう気をつけることが大切だと思います。また義務機関等も後追いを確実にやっていくことも必要だと思
2463	地方庁	その他(社会保険事務所)			本人の記録については、年金裁定時に全て統合になると思っていた。 5000万件の問題の存在を知ったのは報道などで騒がれるようになってから。	年金特別便の混雑緩和、一人一人のお客様に真摯に対応し、一歩一歩解決していくしかないと思った。 過去の記録管理、特に機械管理移行時のデータがあまりにもずさんである。マスコミが騒ぐ前に、誰かが宙に浮いた記録が多数存在する事に気づき、年金特別便のような事業をもっと早く行うべきであったと思う。
2464	地方庁	その他(社会保険事務所)	実際に消失した(戦災で焼けたとか台風で水没した等)手書きの台帳の有無を事務所ごとに把握し、全国に公表し、ない手番は業務センターへ旧台帳をとりよせる等照会するようにしないと、記録なしで調査が終了してしまうと思います。	各事務所での特殊事情(名簿がなければ、旧台をとれば見つかるとか、)がそれぞれあり、今までは他庁照会をする形で補っていたが、オンライン化により自庁で調査するようになり、また件数をこなすという目標もあり、詳細な調査がやれないうちに回答をだしている状態になっているのではないでしょうか。	平成12年頃、期間調査の担当をしたときに、機械化時の氏名入力が正確ではなかったという印象があった。本人の申し出にもとづいて、一件づつ丁寧にさがすしかないと思っていました。	お客さんの申し出以外に考えられる状況を考慮し、それをふまえて調査をしました。お客さんの申し出によって、見つかる記録もあるので、どのように聞き出すと記録が探せるか、マニュアル化されると職員の経験がなくても見つかる可能性が増えると思います。またカセットが開放されていると、現場でさがしやすいと思います。
2465	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	時間がかかっても確実な記録調査と、本人が誤解している場合はきちんとした説明(記録照会の回答等)が必要であると考えます。	マスコミ報道によりこの問題を知りました。今まではオンライン上の記録を疑ったことはありませんでした。記録調査をした結果より、ほとんどが本人の誤解であると思われますが、実際に旧台帳と突合しない記録も存在することから、早急な解決が必要であると考えます。	記録照会について、社会保険業務センターからの回答を見ていると本人への説明がまったくなく、誠意のある対応とは思えません。本人への説明(例えば年金番号の払出日から納付はありえない等)が無いと、やっていることが無意味な気がします。
2466	地方庁	その他(社会保険事務局)	思い当たりません。		遡用課で期間照会を担当している時に知りましたが、その時でもこの様な根深さとは気付かず業務を行っていました。	○対応 虚々と台帳との突合作業を行っていく。 ○反省点 中途半端なコンピュータ化作業。
2467	地方庁	その他(社会保険事務所)	無いと思います。	国民の方々の視点に立った丁寧な対応を 行ったうえで、現状の問題点を先送りせず、 また、現在の日本の社会に合致した年金 制度(法改正・制度整備)を構築する事 が必要であると思います。	入庁して3年目くらいの時期です。当時の認識としましては、大半のデータ記録は正常なもので、問題のあるものは一部のものと考えていましたので短期間で 解決可能な問題であると思っていました。	国民の視点に立った懸切丁寧な対応を行い、問題を先延ばしせず、早急に解決していく事を心掛けています。今回の問題については、前述の意識付けが 欠如していたことに起因する部分が大きいと考えます。
2468	地方庁	社会保険事務所課長級以上	承知していない。	記録の一つ一つを正確に整理していく。 一方で早期解決のため、容認できる範囲を定め、申立者の申立て内容に沿った対応をする。	基礎年金番号に記録を統一するのが、遅れたことが最大の元凶 年金制度加入時から、「一人一番号」で対応が必要であった。ある意味では、「総背番号制」にすることが最良であった。	記録を確認できた時点で、ひとつひとつ整理していけば解決するものと信じていた。しかし、現在の膨大な記録もれに対し、対応する解決までの時間を推測するに、到底すべての記録を解決することは困難と考える。 記録の改ざん問題については、届出等の事実(報酬の減額の実柄)に基づく 行政としてのアドバイス・指導は可能と考えるが、虚偽の内容への指導は決して許されるものではない。
2469	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在提示されている方策を順次実施していけば良いと思いますが、何よりもそれぞれの対象を受給者優先にしていくことが何よりも大事であると思います。 現役被保険者を含めてすべての方々の記録の完全化が目標ではあると思いますが、限られた力を集中させるとすれば、それは受給者優先を第一にしていくべきと思います。	17年4月の採用後に、年金の記録は制度ごとの「手番」があり、それを「基番」に順次統合していくことが必要であることは理解していました。 記録問題がクローズアップされた19年になるまでの認識はこの程度でした。 紙台帳からオンラインへの記録の移し間違い・もれ・未移行が大量に存在することは想像すらしていませんでした。 ただ、紙台帳や後のオンラインに届書から入力(記入)する際に、ヒューマンエラーで数字の間違いはあり得るとは思っていましたが、それは個々の案件に対して調査を行って解決するものと思っていました。	記録問題がクローズアップされるまでは国年適用におりましたので、お客様の来所時や戸別訪問の事前準備の際に氏名索引をして、「手番」があればお客様に照会して統合していけば良いと思い、それを実行していました。 振り返れば、基礎年金番号の制度ができた時点で、当時行われたような「番号を申し出てください」ではなく、それこそ「ねんきん特別便」と同じことを段階的に実施して、こちらから積極的に照会していけば、今日のような混乱は起きなかったものと思います。 こちらから先手を打っての行動であれば、完全に受給者優先で調査・統合・再裁定を行えたでしょうし、その経験の蓄積でオンラインシステムも強化できたのではないかとも思います。
2470	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	年金記録問題の解決については、1件ずつ本人様へ地道に確認をとるしかないと思います。	年金記録問題は、重大な問題とは認識していますが、他方で今までのデータ管理の方法や先輩方のいい加減な事務処理については、憤りを覚えます。	(7)でも記述しましたが、この問題に対応するには職員がお客様と向き合い1件ずつ親切に対応しました。この問題が明るみになった時点で、もう少し素早く問題に対応できればよかったと思
2471	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題の存在を知ったのは、報道等で取り上げられてからであり、それ以降は解決しなければならない、一番の優先課題という共通認識をもっている。 それ以前は、基礎年金番号に未統合の手番があっても、年金請求時に確認するため「問題」という認識はもっていなかった。	年金記録問題を知ってからは、一番の優先課題という共通認識のもと、窓口対応や記録調査に取り組んでいる。 自分のできることとして、対応した一件一件に他にも未統合手番がないかどうか、常に気をつけている。 記録調査においては、回答にかなりの時間がかかっていることが反省点としてあげられると思う。
2472	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありませんが、厚年・国年の未統合手番の存在と、厚年・国年統台帳とWM記録との不整合が重要な問題だと思います。	定期便、黄色便等で受給者及び被保険者に対し自分の記録を確認してもらう。また、統台帳とWM記録との突合を短期間に行い、記録追加・訂正がある方に対し速やかにご案内する。	未統合手番の存在と、統台帳とWM記録との不整合については採用当時から認識していたが、未統合手番は年金請求時にある程度解消できると思っていた。また、記録の不整合は再確認をする必要があると思っていたが、社会保険庁が対応することと思っていた。	個人として特別な対応はしなかった。組織(社会保険庁)として何らかの対応をする必要があったのではないか。歴代の幹部が組織として大変重要な問題であると認識がなかったのではないか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2473	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	平成11年に採用され、年金給付課に配属された時点で基礎年金番号に統合されていない手帳番号があることがわかりましたが、5000万件もあるとは、想像していませんでした。もっと少ないものだと思っていました。	当初は、年金請求の際に1件ずつ判明させて記録統合を行なえばよいと考えていましたが、件数が多く、オンライン上の記録も不完全なものが多数存在し年金請求時に確認するのでは、対応が遅れてしまう。 紙台帳記録をオンライン化したときの不備、基礎年金場号導入時に今のような加入記録のお知らせが不十分であったこと、また、年金制度の周知が不徹底であることが問題であったと思いま
2474	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りえている情報・知識はない	記録の調査について初期対応から調査回答まで一貫して専門的な知識が必要である。現状の回答の遅れについても件数が膨大であったことが大きな要因であるがその中に初期対応での聞き取り不足や調査内容が不十分、調査回答に不適合があるなど問題が生じた結果である。このことから一定期間以上職員の専属化し増員することが必要と思われる。いままでに派遣職員が多数配属されたが数ヶ月の配属では調査業務の核となる部分についてまったく対応できない。現状人員不足から専属できる正規職員は人数少なく早期解決には一定以上の知識を持った人員を専属し増員することが不可欠と思われる。	平成16年頃数ヶ月のあいだ厚生年金の記録調査の担当となったときに誰のものか不明となっている年金番号が多数あることを知った。しかし当時は名前と生年月日以外わからない記録をどうすることもできず本人より照会がなければどうすることもできなかった。また年金記録は過去からの膨大な資料の積み上げで資料に書かれている内容も知識がなければ読み解けないことが多く調査業務は非常に難しい仕事であると認識した。	当時の引き継がれてきた手書きの資料を事務所のPCでデータベースにし調査改善を図ったが手元の資料は当時の事務所のものしかなく他事務所の資料については入手困難であった。現状東京はこのような資料もデータベースとして整理され効率化されていると思う。 またこの年金問題は当時では仕方がないが紙の台帳に記載し40年あまりも先に必要となることを想定しているつくりとなっているのか疑問がある。また機械化した際に本庁にてすべての記録を取り込まなかったことが大きな要因ではないか、現状は旧台張の記録についてもオンラインでの検索が可能となったものも増えてきたようなので氏名索引で見つけることも可能となったが詳しい情報は記録されていないことがおおく本人特定するために時間がかかることが今後の課題と思われる。
2475	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	被保険者からの申し出のあった調査については、慎重に調査するべきものであり、場合によって多くの知識・時間を必要とすることを実際に調査に携わり実感したため、早期に解決するためには、調査に携わる人員に熟練者などから研修を受講させたうえ、できるだけ調査者人員を多くする必要があると思います。	年金という生活に密着した関心の高い問題であり、国民の皆様に不安を与えた重大な問題であり、早期に解決していくべき問題であると思います。基礎年金番号導入前に手番というかたちで基礎年金番号とは別の年金番号を持っている人もいるということは社会保険事務所に勤務したころから知っていましたが、年金記録問題として大きく意識し始めたのは世間で年金記録問題として、とりあげられてからです。	国民の皆様に与えた不安を解消するため、年金記録問題解決に向けて、本来業務と両立しながら、記録調査等にたずざわることで対応しようとしました。 年金記録問題がおこる要因は過去の事務処理に大きくあったと考えられるので、記録の管理の徹底や確認もれのないよう作業を進める体制の確立がなされていなかったことが反省点として挙げられると思われます。
2476	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	最重要課題として、以下の3点に重点を置き、全力を挙げて解決に当たる。 1.未統合記録については、出来る限り分類分けを行い、現受給者もしくは受給権発生となりそうな者を最優先にして引き続き調査を継続する。 死亡者または加入期間不足者に関しては、遺族年金の可能性をかんがみ、 別グループとして調査を継続する。 2.特別便での調査記録に関しても、現受給者もしくは受給権発生となりそうな者を最優先にし調査を継続する。 3.再裁定手続きに関しては、以前より手続き期間は短縮されているものの、通常サイクルでの処理を目指し期間短縮を行う。 1.2.に関しては市区町村の住民データ、また企業の持つデータ等が役立つ場合も多いと思われる。法律との関係もあるが、庁としてまた機構として、ひいては国の抱える問題として、協力要請できればと考える。 1.2.3に関しては期間を区切ってタスクフォースを組み、さらに集中的に業務にあたる必要があると感じる。人員、人材の問題はあるが、6ヶ月～1年程度の交代制でもよいので人を投入する必要があるのではないか。	平成18～19年ごろ。 まだ在籍していなかった。	過去にいろいろ問題はあったにしろ、解決していくのは今～今後であり、一日も早く受給につながる方を中心に解決を図りたい。 また、今後は現加入者の方へ年金に関する情報提供や自身の加入記録を明確にお伝えすることで、信頼の回復と制度の安定を目指したい。
2477	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	なし	各県では、人員が不足する中で多忙な業務をこなしており人員を増やして対応していくしかないと思われます。	騒がれだしてから。	特にありませんでした。
2478	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロカセット未解除の厚生年金手帳記号番号がたくさんある。	旧台帳の080検索システム作成。 期限付き職員による検索専属担当配置。	制度上の不備。紙台帳では管理に限界があった。 一人一番号でなかったために起こったと思われるが、オンラインシステムがなかった時代のため、やむを得なかったと思う。 年金定期便での窓口相談時に基礎年金番号未統合記録が予想以上に多かった。	基本的に「記録がある」という考えで、当時の記憶をできるだけ聞き取り確認をして時間をかけて対応した。くどいぐらいに何度も問いかけると思い出してもらえることがあるので、根気よく対応。申し訳ない気持ちでいっぱいだった。 すでに亡くなられている方も多く、基礎年金番号導入時の時点で早急に取り組むべき問題であったと強く感じる。
2479	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	年金記録問題とは無縁と認識していた。この問題が存在することを知ったのは 報道があってから。	特になし
2480	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在判明しているものについては早急なる解決をして、年金機構がスムーズに起動するように願っています。	各知らせにて知りました。また記録問題につきまして年金機構以降後は事務処理の管理を徹底して行い間違いのないようにしていくべきと思います。	管理と教育の徹底以外ないと思います。
2481	地方庁	その他(社会保険事務局)		ただマンパワーをかけるのではなく、解決へ向けての法整備をするべき。そのうえで一定の線引きをして救済するのがよい。	H18年頃マスコミ報道がされ始めたぐらいに知りました。初めは信じられませんでしたが、事務所の来客者が増えていくたびにこれはすごい問題だと認識するようになりました。	自分が対応したお客様にはできるだけ詳細に話を伺いながら対応しました。そのことで他のお客様をお待たせする結果になったこともありました。この問題がはじめはここまで大きくなるとは予想できなかったのでしょうか。特別便の送付にしてももっと長いスパンでやることはできなかったのでしょうか。期限があるからと言われればそれまでかもしれませんが、現場はどこも尋常ではなかったはずです。歯をくいしばって･･･といわれてもくいしばる歯がなくなったら終わりです。実際に貴重な戦力が次々と辞めていっています。もっと現場のことを当時から考えてもらっていれば、ここまでにはならなかったのではないでしょうか。
2482	地方庁	その他(社会保険事務所)		ひとつひとつ失われた記録の解明に努力するしかないと思います。	マスコミで伝えられたことによって知りました。オンラインに登録するときの漏れ等あり、国民の年金の権利にたいする意識の欠如により発生したと認識しています。	国民の方々のおっしゃることを聞き、誠実に対応しようとしていました。オンライン化するときにチェックできていなかったことが大きいと思います。
2483	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	そもそも「この問題」とはどの問題ですか。 「浮いた記録」の問題か、遡及訂正の問題か、不正免除の問題か、いろいろあると思います。 解決策もそれぞれに対してあると思いますが、一つ一つに対して考察した上でコメントするだけの余裕はないし、またよくわからないことでもあります。 ただ「浮いた記録」の問題に関していえば、紙台帳とWM上の記録を突合することは無駄だと思います。紙台帳の記録が絶対に正しいわけでもないし、WM上の記録がすでに訂正されたものである可能性もあるからです。 それよりも特別便や定期便のように本人による確認を徹底したほうがよいと考えます。	入庁(H20.1.1)前から知っていました。 入る前は職員の怠惰が生んだ問題だと考えていましたが、今は国民全体の年金に対する無関心が生んだ問題だと思います。 職員の責任は確かにあると思います。 ただそれだけの問題でもないと思います。 就職や離職をするたびに手帳をなくしいくつも手番を払い出された人や、基礎年金番号を作ったときに手番を申告しなかった人、事業所を適用させなかったり被用者を厚年取得させなかったりした事業主も少なからずいたはずです。 それらの問題をすべて無視し職員の態度の問題だけに収斂させようとする風潮は納得しがたい	(7)と同じように、「この問題」がどの問題かによってそれぞれだと思いますし、誰にとっての反省点かによってもいろいろあると思います。 個人的にいえば、自分が入る前にすでに起こっていた問題ばかりなので個人として反省する点を見つけるのは難しいです。
2484	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	・過去において・本来適用事業所であるべき事業所が保険料の支払いに困窮してくると「全喪届」を提出し偽装脱退していた。 ・基礎年金番号が導入される前は本人が手帳番号を持っているか否かを事業主に申し立てる形で記録の継承をおこなってきた。氏名、生年月日を含め手帳番号の有無について虚偽の申立てが多数あったが社会保険事務所では見分けることができなかった。	・偽装裏については現在、公的証明を求めるなどしているため殆ど防げていると思われる。 ・基礎年金番号が導入された後の20歳に到達した者についてはこの問題は発生しないと思うが、それ以外の方々については国民一体となって解明しなければならないと思う。	・基礎年金番号が導入されたときにこの「記録問題」を明らかにするべきであると思っていた。記録を整理する絶好のチャンスだと思っていた。社会保険庁の取り組みが甘かったと思う。	・早期に解決すべきと思ったが国民を不安にさせたり大騒動させるべきではないと思っていた。確かに社会保険庁が考えていたように年金裁定時に確認をする という考えの否定はしないが、人間、年をとれば記憶も薄くなる、若いうちに記録の整理をしてもらうべきであったと考える。国民全てが裁定請求をする者ばかりでない、無年金と思っているものも多数いるはずだ。平成9年の基礎年金番号導入時に全国民に強く働きかけるべきであったと今更ながら思う。 ・今までの我が組織は一人の職員の意見を反映または検討されるような仕組みにはなっていなかった。(現在は相当改善されたと思う)庁に意見要望あるいは質問をしても即回答されたこと
2485	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	厚生年金記録で本庁が保管しているカセット記録のWMへの登録や、国民年金のマイクロ記録の住所登録等早急な入力をする。	厚生年金の適用業務をしていた時、厚生年金の手帳番号の重複取消の書類が出てきていると感じていた。 基礎年金番号導入時に基礎年金番号登録処理を毎日行っていたため、分からない記録が多数あるのではないかと漠然と思っていた。 平成18年から厚生年金の記録照会業務の担当となり、記録不備(氏名が入力されていなかったり、カセット記録のため業務センターにカセット記録の照会を行ったり等)の記録があまりにも多いのにびっくりした。	記録問題が起きたときに、氏名の登録など行ったが、以前から記録整備を行っていれば混乱は防げてのではないかと思われる。 その当時は、期間調査で手一杯の状態であり、とにかくWMで確認できないものについては、他庁照会をする事しか出来なかった。
2486	地方庁	その他(社会保険事務所)		・厳重な記録の管理 ・人員増による未解決案件の早期解決 ・いわゆる国民総背番号制の導入による住基台帳、納税記録と社会保険関係記録の統合 ・年金制度の重要性を国民に理解してもらうべく、啓蒙活動としての教育、広報等を充実させる	いわゆる年金記録問題としての認識は、今回の年金記録問題で。 基礎年金番号導入時に統合できなかった記録については、年金裁定時等に統合するというのが、庁ひいては国の方針と理解していた。 入力誤りや納付記録もれ、記録改ざんなどは常識的に有り得ないことであり、存在するとの認識はなかった。	反省点 ・年金記録に対する庁、省、国の認識と、国民、マスメディアのそれとの間に大きな乖離があったこと ・上記のことに気づかず事務を行っていた職員の意識の低さ ・上記のことに関連し、無駄な研修施設で職員としての戦務意識を一切叩き込まない、字面だけの無駄な研修を繰り返してきたこと ・年金制度の将来に対する不安と不信の大きさが、この問題をより大きな問題とした一因だと思
2487	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に思いつきません	現状の対応にて地道に一件一件を減らしていくしかない。今後は増員体制にて臨むと思われるが、名寄せ等行われているなかで、見落とすことなく、慎重にみていくべき。最優先課題ではあるが、ここであわてて、また洩れがあってもいけない。二度と誤りがあることのないよう、多少、時間をかけてでも当たり前のきれいな記録にもっていきたい。	この問題があったこと自体信じられなかった。一件、二件の事務処理誤りなんてもんじゃない事に驚いた。あってはならない問題に国民の立場にたって対応してきたつもりだが、逆の立場であれば許せるものではない思いで対応してでもやりきれない思いでした。手番の未統合は業務課時代、(平成14年頃)確認できていたが、それは窓口にて対応してる時でその場で解決をしてきた。国年の納付問題は国年業務に携わり(平成17年頃)確認できた。なぜ昭和時代の還付がでるのか不思議でした。それを当たり前のようにこなしている我々は今思えば誤っていたと思う。	年金業務に携わった段階で、即疑問点にはあがったのではないかと思う。特に最近入庁した職員はなおのこと、皆の業務のあり方に疑問を感じざるをえない。市町村とのあいまいな連携、市町村の対応の悪さも年金業務を通じて、市町村と対応すると今でも社保のみならず、市町村の対応について疑問を感じる。ただ誰もがどこからで記録の不備に気づく事があったと思う。そのことを声を大にして問題視してこなかった職員一人一人反省しないといけない。自分の場合はおかしいと思っても先輩方には年金受給手続きの段階で最終的に正確に確認するから大丈夫と言われたことがあったと思う。そこで納得したことに深く反省している。今後、問題点は後回しに
2488	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	適正な人員の配置と、予算措置。	予想を超える記録の確認があったと認識しています。国会での年金問題の議論でしりました。	当時の職員数で対応する事の難しさのなか、全所体制の確立により対応してきました。とにかく時間が出かりすぎたことにに尽きると思います。
2489	地方庁	その他(社会保険事務所)			紙台帳で手管理していた昭和61年以前の記録の中で、wmに収録されていない記録を見つけ出すことは至難の業だと思う。今回の記録問題で、そういった部分も整理されてきて、本来あるべき姿に戻りつつあると認識している。 記録問題は、宙に浮いた記録として明るみに出るまで、はっきりした認識はなかった。	本来支給すべき人が受給できるように、一つずつ解決していくように実務に取り組んでいる。 昭和61年以前の地方から本庁へ被保険者の記録を進達して、本庁で記録を入力していたときの入力ミスが原因であると考えるので、ミスを見逃してしまっていた管理体制に問題があると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2490	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙台帳の記録で、データ化されてない記録が相当数存在すると思われる。	紙台帳の記録を、1件ずつ確認していくしかない。	年金記録が、ずさんな管理になっているとは知らなかった。 この問題が表面化するまで知らなかった。	「消えた年金記録」については、可能な限りお客様の相談時において、調査・確認のうえ、記録が見つかればと思い対応している。 お客様の年金記録が大切なものだという認識不足が招いたものだと思う。職員の意識が、現在と同じようになっていれば、このような事態にはならなかったかもしれない。 ただ、年金制度が発足した時より当時の社会保険庁幹部はもとより、省庁幹部または政治家などは、どのような長期のビジョンをもってしていたのかと思うと疑問を感じます。 また、当時のシステム(管理体制)のことを考えると大変な作業がともなったことも想像できます。 今後は、今まで以上に職員の意識はもちろんのこと、システムの改修も必要になってくると思い
2491	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2492	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	保有している資料(紙ベース)をオンライン記録と突合して、早期に年金記録の正常化をはかる。証拠のないものについては、本人の申立を極力受け入れる。	年金記録という国民の財産を管理する組織として、考えられない事態であり、莫大な問題であると認識している。 問題の存在については、世間で騒がれてから知るところとなった。	国民年金課所属なので、年金記録照会の調査業務へ集中するとともに、お客様への説明責任を果たすよう勤めている。 反省点としては、担当している国民年金に関して挙げれば、転居等を伴う場合に、市区町村での記録管理、社会保険事務所での記録管理について、引継ぎがもれるケースが散見されることから、引継ぎがもれないような連携体制を構築することができなかったこと、さらに、年金記録の納付状況を定期的に通知することで本人に記録の確認をさせてこなかったことが、反省点として挙げられると思います。
2493	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2494	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	具体的な方策はすぐには思いつきません。 まずは、職員1人1人の業務を誠実に行うこと。 また、国民1人1人の意識改革も必要になると考えます。	組織の問題であると同時に、国、地方自治体、事業所(会社)、被保険者(国民)すべてに等しく責任があると考えます。 入庁後、1年ぐらいしてから。	誠実に職務に全うすること。また、ねんきんダイヤル支援・特別便対応など積極的に職務を全うした。 社会保険制度の周知をもっと幅広く行うべきだった考えます。
2495	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知られているが知られていないかわかりませんが、例えばオンラインの厚年記録において、氏名や生年月日が収録されていない記録があったこと(これは知られていると思います。)、先頭記録が「2」(再取得)からスタートしている記録があること、喪失記録が収録されていないものがあること、など、これらのことを職員(本庁も地方庁も)が認識していたにもかかわらず、その対策(正確な記録の収録)を進めてこなかったこと、は該当するのでしょうか。	やはり、現在進められようとしている紙台帳とオンライン記録の突合が必要であると思います。 さきほど市町村に対して、名古屋方式による協力依頼を行いましたが、今後においても様々な面で市町村の協力は不可欠と思います。	大変不幸なことと思います。 大きな要因として、紙からオンライン記録に代えていく課程において積々の誤りが発生していると承知していますが、時代背景等からいくらかのやむを得ない部分もあったのかもしれませんが、本庁、地方庁すべてにおいて記録管理の重要さに関する認識に甘さがあったのではないかと思います。 当時から問題点を指摘する声もあったのではないかと推測されますが、少数意見として大きく取り上げられなかったのかもしれません。 私自身が記録管理の問題をある程度認識したのは、オンラインの厚年記録に氏名や生年月日が収録されていない事例を見たときだと記憶しています。当時、上司や同僚に尋ねたときには、年金請求時に台帳やマイクロを確認するから大丈夫と説明されたような気がします。	(8)に記した事例については、問題意識を持ちましたが、当時の自身の状況から、すぐに解決すべき問題とまでは考えなかったものと思います。 しかしながら、今にて思えば、本来そのような記録が存在すること自体大きな問題であったと思いますし、問題解決に向け努力すべきであったのではないかと思います。 ただ、当時、今のように地方の1職員の意見や要望が直接本庁に伝わるような仕組みではなかったため、そういう状況の中では、あちこちにこのような問題意識を持っていたとしても上部に伝わらず、改善に至らなかったものと思われます。 したがって、今後は、どんな些細なことでも現場の職員が問題意識を持った事柄については、すみやかに本部や他事務所など全ての職員が共有できる仕組みを推進していくべきだと思います。
2496	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	社会保険業務センターの保管しているマイクロの記録をすべてオンラインシステムに入力する。 また、名前のカタカナではいっているものを漢字に変換し、名寄せをおこなう。本人に加入履歴の確認をおこなう。	制度ごとに記録の保管をしていたため、また定期的に本人に記録の通知をしていなかったため、制度的な問題と認識した。基礎年金番号の導入以前から存在することを知った。	年金の裁定時に旧姓また漢字の別の読み方で氏名索引をしてその記録が本人の記録かどうかを本人に確認してもらった。 反省点としては定期的に本人に加入期間のお知らせ、また本人がいつでも自分の記録の確認ができるようなシステムがなかったことがあげられる。
2497	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金問題として話題になったときに知った。初めは、こんなに大きな問題になるとは思いもしなかったが、時間とともに大変な問題だという認識になった。	当時は、事務所勤務であったので、お客様に直接対応する立場であり、できるだけ納得、満足していただける対応ができるように努めた。 初めは、知識も不足であり、対応をしながら学ぶことも多かったため、各お客様に満足していただけたのかという反省点がある。
2498	地方庁	その他(社会保険事務所)			当時、年金給付課にいましたがお客様の記録が抜けているまたは相違していることが大変問題だと感じました。テレビ、新聞等で問題が存在することをしりました。	お客様には、資格記録と納付記録を確認してもらい対応しました。この問題のついては、事前に被保険に記録を通知すべきで相違しているところがある場合は照会してもらい。情報を公開すべきだとおもいます。基礎番号導入時に徹底すべきだったとおもいます。
2499	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	処理人数を増やし、専門的に解消する組織作りが必要と考える	年金記録問題は過去の整理の関係等より必然的に起こりえるものと考えていた。 平成9年の基礎番号を設定した頃	問題が大きすぎて対応まで考えなかった。 (当時は年金請求の時に本人よりの聞き取りにより解決できるものと考えていた) 国民年金は住所で、厚生年金は職域で整理がなされているため、また旧姓のみでの管理などがあり、統合処理に本人の記録かどうかの確認に時間がかかる。 年金問題が大きくなった時にあまりにも早急に解決しようとして、ねんきん特別便や入念確認書類の発送など、同一人に何通もの書類の送付が行われ、その対応に事務所が追いつかなかった。
2500	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	全ての台帳との突合せを最優先に行うことが必要だと考えます。 台帳という証拠が残ってはいるが、年金記録の回答は、当時の時代背景や業務の行われ方等を全く知らない現役の若い職員が携わっているのが現状です。「当時どのような処理を行っていたか」などの生の声を集めることが必要ではないでしょうか。 現役職員は当然ですが、当時の業務を行っていた、OB・OGの職員からも証言を集める必要はないでしょうか。特に国民年金記録に関しては強く思います。	私の母も、厚生年金の脱退手当金について、受け取った覚えがないと言い続けていましたので、社会保険職員として年金記録問題については、考えることが多くありました。昭和60年代の入庁なので、記録については、オンラインによる業務が始まっていましたし記録に漏れがあるなどという認識を持たずに若い頃は、業務にあたってきました。それ以前の古い時代の業務について、今明らかになってきている実態は、本当に残念でなりません。年金記録問題が社会問題となった際に、母の国民年金手帳をみましたら、印紙納付した上に後に現金納付した領収書が手帳に残っている事実を目の当たりにしたとき、一部のお客様が被る被害ではなく、「誰にでもある」可能性があるという認識のもとで業務をおこなってきました。	国民年金記録申立に関する回答業務をこの間しておりましたので、可能性のあるものは全てツブスを基本に事業を進めてきたつもりです。また、お客様が何を知りたいかに対して、明確に回答を行うよう若い職員に対しては、指導を行ってきたつもりです。 領収済通知書が残っている場合、納付日及び金融機関が確認できるのであれば、それを回答してあげればいいのに、納付したとだけしか回答できない。職員の認識のズレ。お客様本位といいながら、具体的にお客様にどう納得していただくための回答を提供できるかを常に考えるよう記録問題に限らず、その他の業務に携わる職員と意識を共有することがいたらなかったことが反省点です。
2501	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	台帳照合と記録補正、本人と思われる方への確認照合に可能な限りのマンパワーを投入する方策を考えます。	一人の人間が複数の年金番号を持っている事があるとはわかっていましたが、その場合でも、年金裁定請求の折、氏名索引(旧姓も、読み仮名も変えて)を行い、本人に確認をしているので、問題意識はありませんでした。今回の年金問題により、その件数、根の深さを知りました。	記録問題発生後の平常業務が事務センターでの内部事務で対面業務がほとんどありませんでしたので、事務処理誤りのないように、という事を心がけました。 誤った処理をした場合のチェック体制が機能していなかったこと。社会保険庁全体としての問題意識の共有、改善を図るための議論の場が少なかった事によると思います。
2502	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	今のやり方でいいと思います。ただし、お客様へ回答するのに時間がかかっているので、その辺を改善すればいいと思います。	受給者など、正しい年金額を受給していないことになるので、お客様みなさんの信頼を失い問題で、しっかり対応していくことで少しでも信頼回復していかなくてはいけない問題だと思います。問題の存在は5000万件の報道からです。	来訪者や文書での相談者へ丁寧かつ迅速に対応してました。反省点はお客様へ回答するのに他庁への調査等で時間がかかってしまうことや記録の訂正が終わっても再裁定に時間がかかることです。
2503	地方庁	その他(社会保険事務局)		国の責任において解決をはかる。たとえば、作業する人員を大幅に増員し社会保険庁から転属される方や年金機構に採用にならなかった方(年金について専門知識の高い方を含めて)今の作業すすめてゆく。	すべての記録が正しくオンライン化されており、一部の記録のみが収録されていないものであると認識をしていました。 問題をしったのは、マスコミや報道機関に取り上げられるようになってからです。	年金記録相談時には、本人から過去の年金加入記録についてできるだけ詳しく聞き取りをし社会保険庁の保有する記録と照合し、不明な点は調査をしました。 反省点としては、厚生年金については、事業主に対してのみ標準報酬の通知(取得時、定時改定時、随時改定時など)を送付しており、被保険者に対しては通知ができていなかった為に被保険者本人が厚生年金に加入した意識があいまいとなってしまったと考えられます。現在のように定期便を送付するだけでなく、源泉徴収票のように社会保険料の通知をすればよかったのでは
2504	地方庁	その他(社会保険事務所)	S17.6S19.10の加入日がごちゃごちゃになっていると思います。もうひとつは今回の処理で他人に統合された分の対応が気になります。これはここまで大急ぎで処理を行うと、故意、過失がなくても誤統合は起こるのではないでしょうか。国民年金の任意加入、前納分の処理が全て還付なのは世間的にどうなのでしょうか。また国民年金04画面の納付月は後付、先付けで入力している分もあり誤還付の原因になっていることも考えられます。不明な際は不明で入力したほうがいいこともあるのではないでしょうか。納付月については市名庁でも原簿でもわからないことは多々あり	全記録のオンライン入力080も結構入力ミスが多いので訂正方法を考えてほしいです。生年月日もわかるのに入っていない分もあります。	規模はわかりませんが期間照会をやっていたので、記録オンライン再収録が必要とは判断していました。会社名、所在地が少しでも違うと調査は困難でした。特に020110系などはS35年前全喪だと出てこなかったのでは。被保険者はすべてオンライン収録されていると思っていたので、名前と生年月日ですべて出てくると思っておられ、大変トラブルが多く苦労しました。私が期間調査を行ったのは10年ほど前です。先塩もそういっていました。	組織的に対応すべきだと思っていました。そういう提案はあったのではないでしょうか。個人で行ったのは名無し記録の入力のみです。払出簿を見て未入力の分をすべて入力していく方法です。もっとも効果的な対応だったとは思いますが、調査を遅らせてまでやるのは限界がありました。
2505	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	すべての旧台帳をWMで確認できるようにし、熟知した職員を集中センターに置くことが効率よく望ましいと考えます。	事務所では、WMで氏名等が確認できない記録について、私が採用になった当初(昭和62年)より重大問題と考えていました。	年金手帳の再交付や資格照会依頼書は、一件一件慎重に処理し、WMで確認できない事業所名の変遷や名簿の所在等をしるした「トラの巻き」を作成しました。早い時期より全体で取り組むべき問題で、事務所と庁のパイプが必要であった。
2506	地方庁	社会保険事務所課長級以上			制度上の仕組み(管理方法)に誤りがあったことなので、組織全体で早急な対応が必要であり、ここまでの数があることは、この問題が取り上げられてからです。	お客様(国民)一人一人の協力をいただく必要があり、丁寧で問題解決にむけてお客様を導けるような対応を心がけました。 制度上の問題もあり、一人ひとつの番号管理が必要だったのではと思われます。
2507	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	現在行っている方策を推し進めていくしかないと思う。	年金業務の根幹(年金記録管理)の問題であり、早期に解決しなければならないと認識している。 平成18年の夏頃。	本庁・局・事務所の方針・指示等に従い積極的に問題解決にあたった。できる限り特別便・定期便の窓口業務を行ってきた。 業務センターが行っていた年金手帳番号を基礎年金番号に統合させる業務をもっと推し進めるべきだったのではないかと思われる。
2508	本庁	社会保険事務所課長級以上	これまで明らかにされている以外は知りません	遠い昔の記録であり本人もはっきりと覚えていない期間があり、なかなかすべて判明することは困難なことと思うが、氏名索引等をしても、通常では考えられないような読みで登録されされていることがあるのでこれらの整理も必要かと思います	今回の問題が起きるまでこのような問題があるとは思っていませんでした	お客様が来訪された機会を捉え、確認をしていただき統合整理していくことが必要と思います。 お客様によっては、基礎年金番号についての重要性が認識不足の方もあり、社会保障番号等で管理する必要があると思います
2509	地方庁	その他(社会保険事務所)			入社2年頃。 台帳記録からオンラインに移行する際、不備または移行できていない記録があることを認識しました。不備がある記録の特徴(先頭記録の不備など)や確認の仕方について先輩から教わりました。 オンライン創設時のシステム的な問題だと認識していました。	膨大な量であるため年金請求や期間照会等の機会に地道にチェックしていくしかないと考えていました。 時間や人員の制限があり、データの移行方法や確認について十分でないまま移行を実施した結果であろうとは推測できましたが、その検証作業を抽本的にやり直せるなどとは発想自体がありませんでした。
2510	地方庁	その他(社会保険事務所)			本人確認のできない記録が、多数存在していて年金に結びつかないことが、問題だと考えていた。昭和63年頃。	年金相談時において、できる限り本人に過去の就労の聴き取りを行い、記録の統合を試みた。 記録の管理に、現在のシステムを取り入れた時点で、もっと早く記録の統合に向けた取り組みをすれば良かったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2511	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金制度創設から積み上げられてきたこととであり、社会保険庁全体の問題であると認識している。採用後ある程度経験を積んでから複数の年金番号を持っている方がいることは認識していたと思います。基礎年金番号導入により統合は進んでいると思いましたが、すべて完了するとは思えませんでした。最終的には受給申請時に確認することとなる。標準報酬の改竄は、滞納越削減の手段として可能とは考えられましたが、実際に改竄していることを知ったのは記録問題が発端でした。	年金制度創設から積み上げられてきたこととであり、国民の皆様に不信感を与えてしまったことを踏まえ、現役の職員として、国民の皆様の話を伺いながら真摯に対応するよう心がけました。過去の記録管理の方法に問題があることは当然ながら、当時のマニュアルや現場職員の認識不足から複数の年帳番号を払い出してしまったことや、年金制度全般に対する国民の皆様への広報などの周知が不足していたのでは。また、期間調査の際に事務所サイドからの情報提供に制限がされていたことが、統合処理につながらなかった原因の一つと考えます。なお、現状の記録問題ではマスコミによる扇動が大きく作用していると思うが、結果として、国民の皆様が年金に
2512	地方庁	その他(社会保険事務局)		未統合記録のうち厚生年金の古い記録が、問題だと思う。唯一の手がかりである事業所記号が0000で登録されているものもあるので、これを正しい今の記号に直すのが第一であると考えます。 名前と生年月日が一致するからといって特別便を送っても、社会保険側で事業所名が分からないので、本人記録かどうか確認のしようがない。	事業所からの届出誤りで、基礎年金番号を2重で払い出すことはあることだと思っていたが、未統合の手番があれだけ沢山あって、それも記号が不明のものが多く含まれることを知ったのは、特別便業務が始まる頃です。	取得届の処理時に、新規で出された書類について、本当に番号を持っていないかどうか、を徹底的に調査しています。一度事業所が本人は年金を掛けた覚えなし、と回答を返した場合でも、念押しで職歴、住歴の確認を依頼しています。特に年金に関心の薄い外国人や若い年代は、本人記録が見つかることも多いです。 自分の入庁前の古い手番については、何故間違ったのか分からない点もあるし、今のように市役所のデータが来ないし、手管理の時代に記録が間違っているかどうかを確認すること事は、大変困難なことなので今後の2重払い出しを無くすことを第一に考えています。 古い手番の統合は、やはり特別便を使って、本人に申し出をしてもらうのが一番の解決策だと思う。 マスコミ等の報道の仕方で、社会保険が全部ミスしたと思われているが、もっと広報する必要があると思う。未だに、手帳なしと会社に答える被保険者や、納めていないから手帳はありません、と答える事業所担当者が多い。もっと基礎年金番号を大切に扱うように国民全員の意識を変えないと、こういう問題はなくならないと思う。
2513	地方庁	その他(社会保険事務所)		人と時間が必要かもしれませんが、直接本人か家族と面談し、加入歴を確認してもらう事が確実な方法だと思います。	年金記録問題自体、起こってはならないことでありますが、一番最初に制度ごとに記号番号を払い出しする形をとっていたことから、記録の一本化がされず、加入するたびに、年金手帳を発行し、同一人物でありながら、複数の番号をお持ちの方が大勢出ることに焚がったと思いますし、加入する方も年金手帳を紛失したり、発行されたことに対しての意識の低さから、加入手続きの際、新規加入として手続きし、新たな手帳・番号を発行されることとなり、国(社会保険庁)と国民(広報不足や説明不足があったとは思いますが…)双方の問題でもあるとは思いました。ただ、台帳とコンピュータの記録の不一致は収録時の国の責任と思います。採用された直後に基礎年金番号制度が導入され、その時に複数、番号を持っている方がいらっしゃることを知りました。と言いますか、制度や実務を勉強いたしました。	基礎年金番号導入当時、国民年金の仕事をしており、市町村と連携をしながら、国民年金加入手続きをされる方に厚生年金の手帳の有無を確認しておりました。また、過去記録調査として送付され、照会があった際は誠実に対応しておりました。過去記録調査を徹底してやるための広報がたりなかったことや、年金請求時に最終確認すればいいという国の姿勢が反省点かと思います。
2514	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	知識のある現場の人員を増員して対応する必要がある	時期は平成17年頃から。 年金番号の未統合の件数が発表され、出来る限り早急な対応しなければ ならないと意識した。	事務所全員体制で、解決に向け迅速かつ丁寧な説明を心がけて対応しよう と意識した。 年金特別便の記載内容がお客様にとってわかりずらい部分もあり、説明の上でなかなかご理解いただけなかった点や、人員が少なく、残業して皆で対処しても効率があがらず、結果お客様にご迷惑をおかけした点が反省点。
2515	地方庁	その他(社会保険事務局)		内部の記録やシステムの整備を最優先にすすめ、記録調査を正確に円滑にすすめられるようにすべきだと思います。	記録システムや記録の管理が確立されておらず、また年金制度への周知が十分になされていなかった時代がもたらした問題。また、基礎年金番号制度が開始した際にも周知がそれほど行われなかったこともさらに問題を大きくした。	対応した相談者については記録の確認等整備をすすめた。 反省点は、記録の整備が完全でないうちに矢継ぎ早に特別便の送付をしたこと。 国民の不安が高まっているさなかに続けて送付をしたことで来客が殺到し、一人一人に対して精度の高いサービスが提供できたのか疑問が残ります。また、特別便の記録内容誤り等もさらに国民の信頼低下を招いたと思います。
2516	地方庁	その他(社会保険事務所)			5000万件の中身は、未統合の手番のことのみであると思っていた。 WM上に氏名、生年月日等が表示されない記録がだれのものであるのかを特定するのにかなりの時間を要し、また特定困難と思われるものがあることは、一連の記録問題が指摘されるまで分からなかった。	
2517	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	現在おこなわれている、年金定期便の充実と継続。	被保険者からの申請により、記録の不備等は解決していたと思っていました。 平成19年に記録の問題が起こってから知りました。	年金特別便および年金定期便等による受給者・被保険者からの照会に対して丁寧な調査・回答対応に努めました。 反省点は、年金手帳等の管理を自己責任とし申請主義であったところだと思います。
2518	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	国民年金記録に関しては過去に市町村が一部の事務を実施していたことから、地方分権法により市町村の事務でなくなったとはいえ、当事者意識をもって市町村役場においても、過去の事跡を積極的に調査する等の対応が必要と思います。国を挙げての対策であれば、市町村に求めることは必要です。	はっきりと認識したのは、年金記録問題として世間にとりざされた時に知りました。特にかなり過去の記録で、宙に浮いた記録があることがわかっていたのならば、通常業務の一環と位置づけ、何十年も前から対応に乗り出していれば、社会問題となるまでの膨大な量とはならなかったと思います。	最前線で働く人の意見が、ダイレクトに組織を動かす組織上層部の人間に伝達されない組織であり、組織上層部の人間に伝達しても、上層部の人間の状況把握能力が低く、行動が伴わないという組織風土がありました。上層部の人間となる者が適切な実力評価をされてなったものでないことも一因です。いわば組織としてすべてが欠如しているものから生じています。新規採用時は、おかしいと思っていてもだんだん慣れてしまうことも恐ろしく、また私自身の経験として、新採1年目だからと意見しても軽視されました。それでも、私自身は、年金記録問題をはじめ、すべての問題の根源がそこにあると思い、積極的に意見を出すスタンスを貫いてきましたが、組織としては、今後は積極的にどのような立場の人間からの意見も同等の扱いがされるよう職員意識を
2519	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	偽名の使用や年齢詐称、虚偽申請などによる年金記録が多数あると思われることから、最後の1件までの解決は不可能と思われる。 しかし、それ以外の宙に浮いた年金記録も相当数あると思われるので、1件1件確認する地道な作業が必要である。 その為には経験豊富な人材が必用不可欠であることから、OBの活用や日本年金機構に採用されなかった経験者を数多く採用するなど、最大限の努力をすべきである。 また、市町村にも積極的に協力を求めることが有効手段と思われる。 (これまで以上に予算を交付すべき)	平成9年の基礎年金番号導入時に大きな問題と認識するようになった。 なぜ、もっと早くから同一人物に多数の年金番号が振り出せないような仕組みが取れなかったのか率直に疑問に思った。	書類の審査時や窓口での相談対応時に同一人物の複数の年金番号を1本化するように心がけてきたが、その当時から限界は感じていた。 この問題の最大の原因は、年金番号を安易に付番してきた事だと思う。本人確認が確実にできるまで新たな年金番号を付番してこなければよかったと思う。 また、そのような仕組みを取らず、改善策を講じてこなかったことが反省点である。
2520	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		最優先課題として認識するとともに、担当課であるため、早期解決を目標に年金記録調査処理を行ってきました。 問題の存在については、通知やマスコミの報道などで把握していましたが、実際調査事務を行うことになり、より重要な問題であることを認識いたしました。	早期解決に向け、調査事務を行ってきましたが、他管轄の台帳調査や払出簿など、各社会保険事務所で調査できるようにする方法を早急に行うべきだったのではと感じております。実際、fax照会をかけても回答が1年以上もこなく、結局wmで確認できるところまでの調査で回答という方法だったため、苦情や照会が絶えませんでした。 また、調査した結果「カセットオープン」作業が必要となり、さらに時間がかかるという事例もあり
2521	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚年脱手支給済み記録有(社保は支給済みに間違いはないが)の人達(圧倒的に女性)の支給先で会社委任払いは、本人達に渡っていないケースが多かったのではないかと思う。特別便の対応をする中で、強く感じた。	わかりません。	あまりにもカセット等多いと感じていた。給付課にいた平成12年以降。	とにかく早くカセット解除等行い記録をWM上(021－1)で確認できるようにすること。
2522	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	自分の知る限りでは、問題は無いと信じる。 今後、紙台帳やカセット記録のデータ化によってほぼ解決できると思っている。	1. 紙台帳とオンラインの記録との突合が行われるが、第二次審査後の不明分の解明には、充分な知識を持った職員による確認が必要と考える。	社会保険に入職して4年後頃に、厚生年金の適用課在籍中、年金番号の払出簿の昭和20年代の台帳が擦り切れていたりして、確認することが出来ない状態があった。 その時から、紙台帳での管理は非常に難しいと感じていた。	当時、適用課の業務として、年金記録の照会への回答作業を別の職員等が行っていたが、時間があれば旧台帳で解る内にと思い、番号払出簿を新しい台帳へ転記していましたが、問題提起を行い職員により全部の台帳を書き換えておけばよかったと感じている。
2523	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	計画を確実に実行すること。	本人からの申し出により、調査確認を行って解決するものとの認識。 その後、こちらから、調査確認を行い、本人に連絡を行い解決していかなければならないという方向へ認識が変わった。 基礎年金番号が施行された、平成9年頃。	真摯に、誠実に対応しました。 確実な事務処理を行うことが重要であると思います。
2524	地方庁	社会保険事務所課長級以上		集中して専任で行わないと早期解決は難しいと思います。	社会保険庁業務センターは年金記録について正確に管理していると思っていた。知ったのは18年です。	年金記録については正確さを追求する。 個々の年金記録の管理についての重大さが少し欠落していたのではないかと思います。
2525	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	現在、様々な年金記録問題に取り組んでいることに対して、一件、一件丁寧に確認していくしかないと思います。	過去の記録について、やむを得ず本人記録と断定できない場合があることは認識していましたが、現在、判明している多数の統合漏れや記録もれがあることについては、認識不足でした。 知った頃については、平成9年の基礎年金番号導入時に、全ての年金番号を統合するのは、かなり大変なことだと思いました。	被保険者ひとり一人の大切な記録であると強い意識は持っていましたし、本人記録と思われる記録については、給付に結びつくよう最大限対応してきました。 しかし、従来の確認方法では、どうしても本人の記録であると断定ができず、結果的に、本人記録の特定ができなかったこともありました。 年金番号の未統合については、年金請求時に確認のうえ、決定することになると思っていた点が反省点です。
2526	地方庁	その他(社会保険事務所)	今の記録問題以外には知りません	今以上にこつこつ努力する	カタカナ誤りとか旧姓のままだつた問題 記録問題として知ったのは二年位まえだと思います	旧姓と職歴確認はかならずおこなってます

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2527	地方庁	その他(社会保険事務局)	世間一般に知られていないような問題は知りません。	職務経験もあまり長くないのでこれは、という方策は提示できませんが、現時点でできることは、とにかく正しい記録を見つけ出し(標準報酬月額など既に収録されている物も含めて)、誤りがあれば正しく訂正し、未統合の記録は可能性のある方に確認の協力を仰ぐという、従来の地道な確認作業であり、これらが一番大事だと思います。待に、紙やマイクロの記録と現在WMに登録されている記録が違うこともあるようなので、色々と大変だとは思うのですが、ちゃんと突合せをした方がよいのではと思います。(もうされているかもしれませんが。)申し訳ないのですが、画期的な解決策は浮かびませんでした。ただ、国民の皆さんに、ご自身の記録ならよいのですが、自分の記録ではないのに何度も確認の書類が届き、逆にご迷惑をおかけすることもあるので、とても心苦しく思うこともあります。	約6年前に就職した時には、年金裁定をする前にちゃんと本人に記録の確認をしているから、その時に手番の統合をすれば大丈夫と聞いていたので、さして問題意識はありませんでした。一連の年金記録問題がマスコミ等で取り上げられたことで、あのように多くの記録が未統合になっていると知りました。問題意識が低いといわれればその通りなのですが、未統合記録の中にオンラインにちゃんと収録されていない記録があると知ったのも、この問題で庁が対応しはじめてからです。	年金記録問題は、職業意識の低さがその問題を起こした一因だと思っているので、年金記録問題だけでなく、書類を登録する前の確認作業などは、安易に行わないように更に心がけるようにしました。また、年金記録問題の確認作業については、一般の方にお願いしているので、その方の過度な負担にならないよう、しかし、こちらの誘導とならないよう気をつけて対応しました。 あと、現時点でみたこの問題の反省点ですが、この問題が起こってしまったのは、将来を見据えていない安易な過去の対応が全ての元凶だと思います。厚生年金などは、事業主が勝手に加入手続きをして本人が知らなかったという例も多くあり、本来一人一番号だったはずなのに複数の手番を持っている方も沢山いらっしゃいます。庁による確認作業と本人へのお知らせを怠ってきたから起こったことだと思います。今後はお客様本位に立ち、本人にちゃんと情報を正しく届けていける体制の整備がより一層必要だと思います。
2528	地方庁	社会保険事務所課長級以上	コンビニ納付の領収書印の問題がこれから先勃発すると思われます。	コンビニでの専用の領収書発行機械が必要と思われます。	5000万件について問題が起こったのは、当時の年金相談マニュアルにも要因があると考えます。	事業所名を複数届けて頂く、たとえば事業主体がレストラン等など事業所名とは異なる店名なども備考欄等に記入するなどの処置が必要であったと考えます。
2529	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			国民に対する周知徹底の不足、広報の不足が発生原因のひとつであると思う。 昭和60年頃、年金相談室において年金相談及び裁定請求書の受付業務を担当していた際、年金手帳を複数所有している被保険者が多いこと、従前の勤務期間にかかる年金手帳を紛失している被保険者が多いことを知った。	被保険者記録のオンライン化により被保険者の権利を確保することができるようになりましたが、基礎年金番号通知を行ったときに、今回のように国民に対し徹底した照会をすべきであったと思います。
2530	地方庁	その他(社会保険事務所)			宙に浮いた年金記録が多数存在することについては入所当時(平成8年)頃から認識していましたが、年金記録は自己申告制なので本人が気づいていないなら、こちらから教える必要はないと先輩等から教わっていました。そのためあまり問題意識は感じていませんでした。	上記に述べたとおり、当時は自分自身の知識、経験も浅く、問題意識はあまり感じていませんでした。後に大きな問題となって初めて認識を新たにしました。今の自分にできることは、諸問題の処理に全力で対応し、信頼を回復できるよう努めることだと思います。
2531	地方庁	社会保険事務所課長級以上		氏名・事業所ごとに未統合の記録をインターネットや社会保険庁・社会保険事務所で閲覧できるようにして、自分の記録と申し出される場合は、期間事業所名称等を申告いただきながら、虚偽申告を防止するための質約書と証人・物証を添付し、社会保険事務所や第三者委員会的なところで判定をおない、記録統合を進める。	氏名と生年月日や年金手帳だけでは将来の年金記録が正しく査定されないのでは、60歳の年金請求時に果たして正しく履歴を確認できるのかと仕事に携わりながら漠然と思っていた。(年金給付の仕事にはそのころまでに具体的に携わっていなかったため) 平成9年の基礎年金番号導入とそれに関する他手番の申し立てで解消されるべきであったが、結果として施策が十分でなかった	この様な現場の声、国民の声を中央に上げる、地方から汲み取る仕組みが十分でなかった。
2532	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	年金記録問題は長い歴史の中で蓄積されたものであり、特に厚生年金の記録を見つけることはマニュアル化でできるほど容易ではないと思います。若手の職員ではなく、期間照会業務等の経験の豊富な職員を固定化し、OB等を含めて、集中的に行うべきだと思います。	年金記録は裁定請求の際に最終的に確認すればよい、本人の申し出がなければ、それでよいという消極的な行政の構えおよび職員の年金記録の大切さの意識の欠如であると認識しています。平成14年頃、厚生年金の期間照会業務を経験し、ずさんな記録管理により、未統合の記録が多数存在することを認識しました。	国民の皆様の声を真摯に受け止め、窓口・電話等の応対では対応ではお客様の立場にたって話を聞くようとめました。また、基礎年金番号導入の際、国民の皆様への周知不足が反省点にあげられると思います。基礎年金導入時に他年番の存在を報告していないから宙に浮いた年金として残っているのは半ばしかたなかったと感じていた職員と、それを放置していたのは行政の怠慢だと思っている国民との認識のズレがここまで大きな問題となっていると思います。
2533	地方庁	その他(社会保険事務所)	定時決定の際、4～6月のいずれか(平成14年以前は5～7月)が資格取得月にあたり基礎日数が30日未満(月給者)の場合、たとえ基礎日数が20日であっても算定対象月となり、資格取得時報酬と定時決定額が異なる結果となる場合がよくあります(平成18年度以降なら基礎日数17日の場合もあり得ます)。 法令上は問題ありませんが、被保険者から見れば資格取得時報酬における自らが認識している標準報酬と異なることになり疑義が生じます(現実にねんきん定期便において疑義照会がありますり)。	月給者において4～6月のいずれかが資格取得日に係り満日数を切る場合、資格取得時報酬と同じ標準報酬にするよう保険者決定を行えばよいと思います。	平成9年において基礎年金番号がスタートしてその際に手帳番号について本人への確認・統合作業を行っていること、また裁定請求時に被保険者に加入期間の確認を少なくとも口頭で行っているため、被保険者の帰責性が認められると認識していました。平成13年採用時から知っていました。	疑いのある番号・事実を確認次第、手帳番号統合を行うべく本人・事業所に対して手続を案内・照会して届出に基づき処理を行っていました。 現時点では、手帳番号について一時期ではなく恒常的に確認の呼びかけを行うべきだったのかと思います。また本人に対して申告漏れは年金給付時に害悪が及ぶという警告をもっと行うべきだと思います(役所のみの責任と考えていては永久に解決しません!)。そして年金請求権の時効5年は撤廃すべきと考えます。 抜本的な解決策を検討すると、将来的に住民基本台帳情報をベースに公租公課を捕捉するようにすべきだと思います(その手段が納税者番号でも社会保障番号でも形式は何でもよいので
2534	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	地道に与えられた勤務を処理していく。	年金記録問題が公になったころから	ややもするとお客様の立場にたっていない面があったと思います。
2535	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2536	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金保険料の納付記録確認を申し出る者の中には、複雑な家庭事情を申し出る者が多く、その実態は職員には理解不能なものも多く含まれます。 一方的に社会保険行政の非をにまくしたてられ、当時の状況をいかに自分に都合よく言っているとしか思われない者が、果たして本当に事実を言っているのかどうかはなはだ疑問ですが、この件については、第三者委員会に判断を仰ぐしかないです。第三者委員会には公正な判断を望みたいものです。	有効な方策はないのでしょうが、それを考えるのは第三者委員会の仕事であると思います。	「消えた年金」といわれる記録について、そのような言い方をすべきではないと思いました。「基礎年金番号に未統合の記録」とか別の言い方をするべきであったと思います。古い記録は紙台帳に記録されており、決して社会保険事務所が紛失したわけではないといったことがほとんど世間一般には知られなかったことが残念でした。 問題は、記録問題の解決に途方もない時間と労力がかかりすぎることと、疲弊しきった多くの優秀な職員が辞めていったことで、残った職員に過重な負担が一問のしかかったことでしょうか。 そもそも、基礎年金番号で記録を一本化して管理する際に、未統合になるであろう記録は多く残るだろうなとは思っていましたが、これほどの問題になるとは予想すらできませんでした。	お客様には何を言われても誠心誠意対応するしかありませんし、実際そのように応対してきました。 反省すべきところはいくつもありますが、列挙するときりがありません。 マスコミの報道が現場より先手を打たれて実務が後手になり、混乱することが何度もありましたが、現状をしっかりと見極め、その場その場で適切な対応をとることができたかどうかが、一番の反省点かもしれません。
2537	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		解決にはとても時間がかかる問題と認識しました。平成18年6月頃だったと思います。	ひとつひとつ解決しようと思いました。システムの改良にもっと重きを置いた事業を進めていれば年金問題解決までに現時点のよう膨大な時間は必要なかったのではないかと思います。
2538	地方庁	その他(社会保険事務所)		職員全員が問題の解決に向けて、自分が担当している業務以外の部分で休日出勤・残業しながらこれまで進めてきている。一定の水準の解決にはなっているのかもしれないが、まだまだやることは多く年内ですべてとはいかないと思います。引き続き機構に組織が移行しても残る業務なので、今後円滑に業務を進めていくためにも大変だが一致団結して取り組んでいきたい。	一人一人のこれまで積み立ててきた記録が抜けていた・加入されていない等根幹が崩れ落ちる非常に大変な問題だということに気づきました。問題の存在については職場に勤めて4年目で徴収の業務しか経験していなかったこともあり、年金給付・記録についてはほとんど何もわからず報道に出て初めて知ったことです。	社会保険制度ができてから最大の問題であるということは直感で認識した。とにかく混乱が生じることは想像でき、実際事務所の窓口・電話は毎日溢れかえる状況だったが、自分がここであわててもだめだということと同時に一人一人時間はかかったとしても丁寧に対応することを心がけました。 問題の反省点としてはこれまで制度創設以来現在にいたるまで何十年社会保険行政に携わってきた全員、もちろん自分も含めての責任であると思います。ただ記録調査をしていると記録管理そのものにずいぶんと杜撰さが感じられることがあり、それが早期に整備されてこなかったこと
2539	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去の年金記録については、専門知識が必要であることから、資格照会業務経験者に担当させるべきではないかと思う。退職者の中にも経験者はいるのだから、そういう方をアルバイト等で採用し、マイクロ検索等コツが必要な業務を行っても良いのではないかと思う。	手帳番号が基礎年金番号に統合されていない記録として浮いている。マイクロの記録が手帳番号・基礎年金番号に収録されていない記録があるとは思っていなかった。平成19年頃に具体的な問題を知った。	ご本人から照会を受け、なるべくご本人の申し出どおりの記録を・・・とマイクロを探すのに時間を費やした。 特別便の対応等、事務所全体での対応を望んだがなかなかそのような形をとってもらえず、照会者への回答が遅れ苦情となることが多かった。資格照会業務は片手間でやれるものではないということを、全職員が自覚しないといけないと思う。
2540	地方庁	その他(社会保険事務所)		これまでのように、本人に自身の記録でまちがいないかどうか確認していくしかないと思います。	消えた年金問題とはWMですぐに確認できないという問題だと考えます。 実際にすべての記録がオンライン化されていれば、期間照会などで時間を要すこともなく、すぐに回答でき、厚生年金未加入の照会についても自信をもって加入記録はないと断言できます。 年金記録問題はTV等で報道されたときに知りました。	旧台帳からオンライン化となったときにすべての記録がオンライン化されなかったのかが疑問に感じます。 今でこそ検索システムがよいものになり記録が見つかりやすくなりましたが、それでもまだオンライン化されていない記録が多数あります。 すべての記録がWMですぐに確認できるような状態にすべきと考えます。
2541	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録の直接の問題ではないが、第三者委員会に社会保険の職員が出向していることは世間では知られていない。 第三者の立場から判断するはずの機関に社会保険の職員が関わっていると知ったら、やはり問題になるのではないでしょうか。	雄のものか特定できていない記録については、本人、家族等に確認する以外方法はない。 今後年金請求されるお客様については、請求時に再度確認調査が必要。	統合されていない記録は、基礎年金番号制度が施行された時から当然発生しており、それ以来お客様に未統合記録がないか通知されていたが、最終的には、年金請求時にすべて確認できるであろうと考えていました。また、既に年金を受給されているお客様については、請求時に確認を行っているはずであるため、漏れはそう多くないであろうと考えていました、 しかし、国会で19年5月頃?未統合記録5000万件について取りざたされた事でこれだけ多くの記録が不明となっていることを知り、請求時の短い時間で確認することは不可能であると思いました。	年金相談以外でも窓口でお客様に接する機会が多くあったので、記録についてはどうですか?と漏れがないか確認しました。 そもそも、制度事態に無理があったものではないかと思われます。 名前、生年月日は、就職する時にわざと偽って働いた方もいらっしゃいます。そのような記録は特定するのが困難です。 当時の事はよく知りませんが、オンライン化された時の入力ミスが原因では? オンラインの記録は完璧であると、私が社会保険に採用された時はそう思っていました。
2542	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません		基礎年金番号制度が発足した当初、年金手番については老齢年金の請求時に統合を行えばいいという認識でした。そのため自分自身が年金相談を行う際には、若い方には勤め先を年金手帳やメモなどに記載し、年金請求時整理できるよう説明していました。手番のまま残っていても大丈夫と思っていました。 年金請求時には年金手番がないか確認を行い、記録漏れが発生しないよう対応を行ってきました。そのため問題とも感じておりませんでした。 国会で消えた年金について話題になったときにそれが問題であったと認識しました。	対応は変わりません。お客様に迷惑がかかっていますので、丁寧に対応することを心がけました。 ただ、窓口に来所される方、電話で相談をされる方は解決することができるけれど、何も反応がない方は手紙を出したり訪問を行わないといけないと感じました。事務局勤務のため実際にはできませんでしたが。 反省点は職員の基礎年金番号についての認識の甘さだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2543	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険庁で保管している各種台帳等やオンラインの記録の正確性がかけている以上、ご本人様へ記録を提示し、それを確認していただく他ないと思うが、昔のことになればなるほど、ご本人様の記憶も不確かな場合が多いというのが定期便等で来訪される方々を対応して思った感想です。 よって、最近新聞等で目にしましたが、不正に申し出を行った者には厳正に処分を行うという担保をとったうえで、ある程度過去の分については、ご本人様の申し立て通り記録の訂正に応じるという姿勢で臨まざるをえないと思います。全台帳との突合作業もよいですが、どうしても時間を要してしまうということがありますので。 また、同じような問題が20年後、30年後に起こらないためにも、将来に向かっての対応もきちんと行わないといけないと思います。 具体的には、 1. ご本人様が自分の希望するときに、記録の確認が出来る(現在でもIDﾊﾟｽﾜｰﾄﾞを利用した記録確認が出来ますが、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄを利用できない環境の方には不十分なので)という情報公開等の体制をもっと充実させること。その際、不正アクセス等を防ぎ個人情報等の扱いは十分気をつけること。 2. (厚生年金の場合)事業所に対する調査・指導を定期的に行い、未加入者や報酬等をきちんと届出されているかﾁｪｯｸする。場合によっては、職権適用等を積極的に実施する。悪質な事業所等には、告発等を含め、厳正に対応する事をすする。(国民年金の場合)他の機関とも連携(税情報の活用など)し、納付が難しい方への対応もしっかり行う。またそうできる法整備をしっかり行う。 3. 現場が上記1、2等の業務がスムーズに行えるように組織目標や達成するために限られた	国が行っている事業としては、あってはならないことです。しかし、これまでの仕事のやり方(現場だけでなく、それを監督すべき上部組織も含む)をみると起こるべくして起こったといわれても仕方がないと思います。 言うまでもなく一刻も早い全件解決に向け、日々仕事をしています。 なお、平成17年4月採用なので、これまでいろいろと問題になってきた事象については、テレビや新聞等で知りました。	この問題については作業工程に従い、懇切丁寧に対応をしております。 反省点としましては、上記(7)及び(8)の質問で答えた取組みや体制に不備があったものが積もり積もって生じたものであると考えておりますので、それを今後どのように解消していくか、ということだと認識しています。
2544	地方庁	その他(社会保険事務所)			誤りがあるとしても一部の人だけの記録だと思っていたが、多数の人の記録補正・追加が行われることに驚いている。	記録については本人に確認を行い慎重に追加・補正を行っている。
2545	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	国民に対するわかりやすい説明。	年金制度の信頼を失う由々しき事態と認識していた。 マスコミで報道されている事で知った。	年金制度に関する信頼回復にため、お客様の立場に立った対応を心がける。
2546	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民の皆様の信頼回復のため、年金記録を正確に作成し、保管・管理するという使命感と責任感をもって、業務にあたることが必要と思います。	消えた年金記録問題が、マスコミで取り上げられるようになった頃に知りました。	窓口で、お客様の記録ではないかと思われる記録が見つかった時には、お勤めをされたことがないかを、丁寧にお伺いするようにしました。 年金の裁定請求時に、確認すればよいといった考え方でいたことが今回の問題を引き起こしたと思います。
2547	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特別な解決策はない。	一人に一枚の手帳番号での管理ができなかったこと。 公表されて知った。(件数等について)	取得時に二重払出しにならないよう。 年金請求時に資格の確認の徹底等。 基礎年番附番時の届出の徹底等。
2548	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金の旧記録で、年度の納付変換処理(674)をするときに、台帳自体にその年度の納付月数が表示されているだけで、納付年月を特定できず、やむなく適当に登録をされたケースがある。	市町村台帳があれば対応できる部分もあるのではないか。	年度の納付月数が一致していたので、年金額に影響はなく、迅速に年金給付をするために登録もやむをえないと認識していた。 初めて国民年金配属時(平成元年)	当時は、市町村に確認するも、市町村職員も対応が後回しであった。(年金額に影響しないため) 年金記録に訂正がなければ受給額に影響がないので、重要事項でないと思っていたが、厚生年金等の記録の統合で国民年金の記録訂正となり、保険料還付等が生じ年金額に影響がある場
2549	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今のやり方で、一つ一つ積み重ねていくしか方法がないのではないか。	年金記録の不明等があのように膨大の数あるとは思わなかった。 マスコミ等で公表されてから。	自分を含め年金に対する認識不足、考え方に甘さがあったと思う。
2550	地方庁	その他(社会保険事務所)	逆に報道などで問題を認識できる位であった。	特効薬はない。地道な統合作業を続けるしかないと思う。	私は基礎年金番号が切入される前に入庁したため、統合前の記録は当然存在するものと認識していた。ただ、報道で聞いたり、この件に関する事務連絡などを見るようになり、今のような問題意識が自身の中で生まれた。	この問題が大きくなり全市町村での年金相談や入念調査などでお客様とじかに接し最前線での対応ができた。長期にわたる年金制度なのに朝令暮改でお客様に対応する現場職員でも特例などが多く見落としやすい制度にした点が問題点と思う。(現在の老齢基礎年金でさえこの計算式をみて一般の方は理解しにくいと感じると思う。)
2551	地方庁	その他(社会保険事務局)			統合されていない記録があることは知っていたが、それは本当に持ち主がわからないものばかりだと思っていた。恥ずかしながら、オンライン化されていない記録があることも知らなかったし、報酬の改ざんが行われていることも知らなかった。世間で記録問題が大きく取り上げられるようになってはじめて知った。	お客様からの問い合わせや相談時に過去の勤め先や住所などをできる限り思い出していただいて、年金加入記録を整理しようと努めた。 過去にも記録を整理する機会(特にオンライン化されたときや基礎年金番号制度ができたとき)はあったはず。予算の関係や、当時の政治の関係もあると察せられるが、今さらながら、もっと早期に取り組むべきだったと思う。そうすれば今よりもっと記録の持ち主が判明できたかもしれないし、ご迷惑をおかけすることも少なくてすんだかもしれない。
2552	地方庁	社会保険事務所長	特にはありません。	○「ねんきん特別便」等の回答のない皆様の市町村ごとのリストを作成し、 今回のフォローアップの「回答のないもの」等と同様に、市町村の協力を得ることが一番の早道と考えます。(できるところだけでもいいと思います) (ねんきん特別便の送付が始まったときに、いくつかの町村から申出もあり、本庁へも連絡したが、データ提供が難しいということで市町村からの申出を断った経過もある) ○全てのカセット記録の展開を早急に行う。 ○民間委託等により、年金制度に精通をしていない人たちで記録整備を行った場合、第2の年金記録問題が発生しないか危惧をしております。公的年金の業務に携わった人たちで、最終的には確認作業をすべきと考えます。 ○紙台帳との突合は、目で全件数を突合するよりは、紙台帳をデータベース化し、機械で突合し、はじいたものを入力により確認するほうが、誤りが少ないのではと考えます。	平成19年の記録問題が発生するまで、未統合記録がこれほどあるとは予想をしていませんでした。 年金受給者については、特に、以前から年金裁定請求時に20歳以降60歳までの年金加入履歴をを全て確認し裁定することとしていたので、その時点では、ほぼ記録確認が行われていたと認識しておりました。 旧法の場合は、制度ごとに1年以上の期間がないと受給できなかったため、そういう方の記録位と認識しておりました。	事務局運営課の補佐でいたこともあり、記録問題解決の中心となって全力を挙げて対応してきたと考えております。 問題点につきましては、私自身は、採用されたときから『年金手帳の記号番号』は預金通帳の記号番号と同じだよとお客様に言い続けてきたということもあり、年金記号番号は本人が自己責任で管理していなければならないと考えていたため、年金制度に携わるものとして、記録管理に関する認識が甘かったと反省しております。 また、年金記録は、一人40年以上という記録を管理することとなるため、戸籍等と同様に複数の官庁(組織)で管理する等の対応も必要でなかったかと考えます。 ※記録管理の責任は、中央での責任が非常に大きいと考えます。
2553	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	年金特別便や広報などで広く伝えること 紙台帳と機械上の情報との突合 相談窓口や回答作業の充実(きちんと担当を決めて対応するなど)	旧姓などで手番があるのは知っていましたが、そんなに大きな問題とは認識していなかったです。 年金記録問題については、テレビや報道等で大きく取り上げられて、大きな問題であると認識しました。	年金特別便の回答作業にきちんと調査のうえ回答するなど真摯に対応しました。 紙台帳から機械上に記録を移すときの登録誤り等と当時の年金制度に問題があったのではないかと思います。
2554	地方庁	その他(社会保険事務所)	(1)既婚女性の記録に於いて、旧姓当時の記録を確認しようとした時、本人が、その会社での基金加入証を持参していたので、基金経由で、厚生年金番号を確認。しかし、社会保険庁のPCデーターベースでは、その番号は、他人の記録に既に整備されていた。そこで、名前・会社等を調べ、マイクロフィルムに記載されている厚生年金の記録を確認した所、本人の名前が確認出来、関連資料を添付し、担当事務所に整備を依頼した。結果は、本人の記録として整備された。 [redacted] (2)年金相談で、基金の記録が抜けているとの事で、調査した結果、社会保険庁のPC記録では、ある期間が基金未加入となっていた。尚、会社は、勤務地の変更のみで、ある勤務地だけが、基金加入の記録が抜けていた。しかし、本人は、基金から、該当期間は年金としてして受給中であり、国からの厚生年金は、基金がない物として、支払っている。最終的には、基金の記録が整備されたが、再裁定による年金額訂正は行っていない。	(1)に対して 窓口だけでは、限界があり、関連部門の支援が必須。現状は、依頼を起こしても、兎に角、順番待ちとの回答で、相談者に可也のストレスを与えてしまう。 (2)に対して 本問題の発生原因が推定できませんので、その原因の明確化が必要と思います。	相談者にとっては、大事な問題であり、関係する人が協力し合って、極力客観的に速やかに解決に努力しなければならない。又、窓口では、記録確認が難しい場合、記録照会で相談内容を受け、後日回答となるが、相談者からの意見は、何で時間がかかる?との声が多い。 仕事に携わって2～3ヶ月後位。	時間内で記録が判明しない時は、後日(時間外、休日出等)PC上でマイクロフィルム等の再調査を行い、記録の確認を試みた。又。所内の経験・知識等が豊富な人に、手伝って貰い記録の再確認をした。更に、他の事務所に依頼した内容は、担当部署経由で時々結果Followをした。 記録整備を後回しにした(?)。すなわち、年金受給年齢迄、記録の確認を国・本人も含め十分に行わなかった(?)。
2555	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金に精通した職員の確保。 年金機構に行けないだとか、行かせないだとか言っている大臣を更迭するか発言を撤回させ、問題が解決するまで分限免職に該当する職員を年金記録問題に対応してもらう。 それくらいやらないと22年1月以降、更なる問題を招き、泄乱が増え、病休者が増えるの間違いないでしょう。早く解決したいならそうすべき。民間の人に対応してもらうなら気の遠くなるほど時間がかかる。 今の社会保険庁の方針はとにかくマンパワーを投入すれば良いという考え方。人が入るのはいいことでしょうが、しっかり仕事が出来るまで時間がかかるし、教えるのは当然職員ということ。結局、職員に負担がかかることとなる。 22年1月以降、健保協会や、厚生局に転任する職員もしばらくは記録問題の仕事をさせるべき。1人でも多くの経験者を確保しなければ絶対に解決することは出来ないでしょう。	時代時代の政治と行政の怠慢(安易な制度設計)、社会保険庁の歪な3層構造が生んだもの。 その片棒を担いだ我々。 結果、受給者、被保険者、に多大な迷惑をかけることとなった。 昭和63年ころ、すでにこうなることを予想していた。	真摯に誠実に正確に対応してきました。我々にとって、お客様は多数の受給者、被保険者のひとりですが、お客様にとってはご自分の一生を左右するであろう年金です。お客様ひとりひとりの立場に立って、真摯に対応するしかありません。 問題点は山のようにあります。100年先を見据えた、キチンとした制度を設計しなかったことが最大の問題点です。 細かいところは言い出したらキリがありません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することをおっていつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2556	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	本人死亡や覚えていないことにより統合できない記録は統合できないでしょうし、第三者機関の判断に委ねる記録が無いものや期間が相違するものについては全ての方を認めることは出来ないと思います。全ての国民が納得できる方策は無いと思います。 我々に出来ることは特別便等による申出に対する記録確認を決め細やかに行い、統合処理、再裁定の処理などマンパワーを要する業務について人員を重点的に配置し、迅速化を図ることと思います。	厚生年金については事業主からの手続きであるため、被保険者本人が拘わることがあまり無く、被保険者本人も会社任せであることが多く、国民の皆様は社会保険庁がしっかり管理していると思われていたと思いますが、我々、社会保険庁の職員は年金の記録はご本人様の年金請求時までに統合を行えばいいとの認識があったと思います。 国民年金については検認等の過去の納付方法は現在のようにシステム管理が出来る時代ではなく、また、届出主義であったことから未加入期間等が発生しやすい状況にあったと思います。 また、膨大な年金記録のオンライン化の作業時の手順を検証できていなかったのではないかと思います。 オンライン化されていない記録があると知ったのはマスコミの報道により知りました。	ご本人様からの申出、相談、また、いわゆる1466万件の記録に対する対応等に一件一件丁寧に対応するのを心がけましたが、正確さとスピードを両立させるのが困難でありました。 現時点においても担当部署は処理に追われており、年金記録に対する事務等の手順の見直しなどが必要と思います。 また、このような問題を繰り返さないよう、法整備も含めこの問題が発生した原因をとことんまで追求・検証して年金に関する手続のしかたなどの細かい点も含めて国民の皆様が納得できる制度とすることが必要と思います。
2557	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様の立場に立ってできる限り早急な処理を行う。	年金記録問題が浮上する前に記録照会の業務を行っていた頃は、あまり意識していませんでしたが、今回の事態を受けて年金制度の根幹を揺るがす大きな問題だと感じるようになりました。	単なる事務処理ではなく、お客様の立場に立って業務を行わなければ信頼を回復できないのではないかと思います。
2558	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件一件、紙台帳とオンライン記録の見直しをする、または新システムを構築し、再度一から入力しなおすなど、時間をかけてやるしかないと思う。 今後は、このような問題が起きないように、基礎年金番号は一人一番号のみであることや、年金制度について、広報・年金教育などで徹底し、被保険者本人にも意識してもらう必要があると思	平成11年～12年頃、国民年金担当課であった時、被保険者の方から、国民年金保険料の領収書があるにも関わらず、記録に反映されていないという指摘を受け、市区町村から社会保険事務所への連絡ミス、社会保険事務所から社会保険庁への連絡ミス、及び、紙台帳からオンライン化される際の入力ミスなどにより、記録が漏れているケースがあると知った。 現在、問題になっているほど、件数が多いとは思わなかった。	当時は、記録漏れが判明した時点で、個別に訂正していった。 人間がやることなどで、ミスはあるものだが、チェック体制が行き届いていなかったことが問題だと思う。 何か新しいことを始めたり、変更がある場合も、万全の体制を整える時間が必要だ。
2559	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	台帳を簡単に検索できるようにして1件1件確実に処理していく	1人でいくつかの厚年・国年番号を持っている人がいるのはわかっていたが年金請求時に統合すればいいと思っていた 資格照会を担当した時ですが件数までは把握していなかった	
2560	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号を導入する時点である程度は予測できたが請求時点で統合することが可能と思っていた・その時点で必ず問題が生じることとなるからどう対策を進めていくのか何も求められなかった。また、オンラインする時点で少なくとも記録はすべて正しくされたと思っていた。 過去の古い部分の記録漏れがこれほどまでとは、マスコミ等で騒がれ始めてから	組織として現場の意見をなぜこれまで無視してきたのか？ 報道されているようなことではなく現場の意見を聞くという体制を作らない限りは難しいのではないか？
2561	地方庁	その他(社会保険事務局)		ひとつひとつ調べるほかになく、人員を増やして早期に解決できるようにする。	多くの年金受給前手番の未統合によるもので、以前から行っている「名寄せ」がほとんど知られていなかったことによる問題については、制度の説明不足であって、大きな問題とは認識していません。受給者や現役被保険者であっても、本当に記録がもれている例は、大きな問題と思いました。	窓口・電話での説明をひとりひとり対応するしかないかと考え、そのように対応しました。 紙台帳・手管理だったこと、年金手帳(番号)をひとりにいくつも交付していたことは、当時の制度上仕方のないことだと思いますが、被保険者本人の管理・申し出を基本とした姿勢が反省点ではないかと考えます。
2562	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入以降、完全には記録は整備されないと想像していた。	できるかぎり、検索や対応を心掛けてきたが、件数が多いため対応しきれない。 自分達が採用される以前からのことなので、なんともいえないが、制度の複雑さやあいまいな記録管理等に問題があると思われる。
2563	地方庁	社会保険事務所長	ありません	・専門の知識を有する、OB等の協力が必要不可欠と思われます。 (理由)当時の事務処理方法など取り扱いに従事された職員の知識により解決が早くなると思います。 ・雇用保険記録との突合についても時間がかかると思いますが一つの方法では中と思います。 (理由)雇用保険記録は社会保険庁のオンライン以前に既に導入されていることから重要な手がかりの一つと思われます。	・一人の社会保険職員としてご迷惑をおかけした方に申し訳ないと思います。 ・新聞等により「年金記録問題」が報道された時。	・ねんきん特別便等窓口対応について、一人一人来訪者の記録を確認していただき納得していただけるようにご説明させていただき、ご不審な点は照会申出書を提出していただいた。 ・基礎年金番号導入時における広報及び市町村や企業等への協力要請が不十分であったかもしれません。
2564	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	職員一丸となり丁寧に取り組んでいくしかないものと思われます。	統合しきれていない手番は本人が管理しており、請求時に統合されるもので問題ないと考えていました。 恥ずかしながら報道により問題の存在を知り大変驚いたしだいです。	実際に迷惑を被っていらっしゃる受給者・被保険者の皆様にはこちらの真摯な対応で信頼回復に努めるしかないものと考えています。 反省点としては、すみませんが現時点では思いあたりません。
2565	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	しらない。	報酬改ざんなど本当の問題と制度の沿革や事務処理システムの歴史的経過などをごちゃまぜにした現在の報道等、その背景をしっかり検証しないまま、年金が政争ツールとして翻弄され、戦前からの事務処理レベルを現代のコンピューター時代のレベルに揃えようとすることに違和感を感じる。 現在のヒステリックな異常な取り組みに対して、ブレーキを掛ける者が居ないことが国民にとって不幸なことだと思う。	地方で事務処理を担当する者は、記録整備過程での事務処理誤り程度の認識。報酬改ざんやセンターにおいてのまるめ等は報道により知った。	(7)同様でおそらく問題意識が希薄と言われると思うが、本当の不正等の問題は別だが、それ以外の事務処理は、戦前以後の紙時代の日本の事務処理レベルにおいて、社会保険庁だけ特別低い事務処理だったとは思わない。 他の省庁及び民間の事務処理レベルにおいても同等の歩留まりの範囲内と思われる。 今までの仕組み、社会保険庁の取り組みが悪いのは事実だが、過去の反省は必要だが、いつまでも過去を穿ること(記録確認)に人、金、物使わず、将来に向け投入願いたい。
2566	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		ねんきん記録問題として公表され、年金受給者よりの照会があまりに多かったので大きな問題であると認識した。 平成5年に年金手帳再交付業務に携わったとき、オンラインに載ってないカセット記録があることを知った。しかし、記録は年金請求の時までに確認整理するというスタンスであったため、記録の早期整備の必要性は感じたが、特に問題意識は持たなかった。	現時点での反省点 手書き台帳のオンライン登録時の入力誤りが多いのではないかと感じる。 基礎年金番号発足時に、予算措置を行った上で、もっと計画的に且つ徹底的に記録整備を行うべきであったと思う。
2567	地方庁	その他(社会保険事務所)		目標を設定し、集中的に取り組むこと。具体的には、平常業務担当課とは別に年金記録担当課を設置し、目に見える形で、進捗管理をしていく。本来、ここまでしなくでもいいのかもしれないが、お客様との接点を持ったときには、必ず年金記録確認を行うことをマニュアルに掲載することで、徹底をする。	現業課である国民年金課に配属され、業務をこなせるようになり、マスコミの報道がきっかけで、いろんな不祥事、年金記録問題を認識するようになった。宙に浮いた年金については、基礎年金番号への切り替えがスムーズに行われず、今でも番号統合整理中であるもの、時間はかかるものであると認識していた。消えた年金については、今ではコンピューター管理となっているが、紙台帳管理からの移行作業のこと聞き、手作業ということもあり、マイクロとの不突合の可能性もあ	お客様との接点がある際には、真摯に丁寧に年金記録確認を行い、番号統合、記録調査のうえ、記録を正してきた。お互いに証拠がない中での、相談には、慎重かつ確からしいものであるかに重きを置き、対応するよう心がけた。反省点としては、基礎年金番号創設後の番号統合状況、紙台帳からオンラインシステムへの切り替えの進捗管理、事後フォローやチェック機能の徹底がなかったことに尽きると思う。
2568	地方庁	その他(社会保険事務局)		一つ一つ淡々と事務処理をしていく他ないと考える	裁定請求の際に手番を統合して年金を支給していたため、そういう流れが普通だと思っていた。未統合の5000万件が報道されてから、大変な事だと認識した。	とにかく一つ一つ解決していく他ないと考える。未統合の記録について早急に統合処理を進めていかなかった事が問題だったと思う。
2569	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	解決策はないと思う。	年金記録もれについては、年金給付や国民年金業務に携わり、被保険者との接触の中で、その問題の難しさを認識していた。 年金記録改ざん等不正行為については、報道等によって知るだけでした。	年金請求、相談を通して一つ一つ対応してきた。それ以外の方策がなかった。 根本的な解決策がないまま放置してきたこと。問題の責任転嫁と先送り。
2570	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		確認作業の人員増が必要。	国民に対する信頼を損なった。年金は国民皆様の死活問題である	相談体制において、国民の声を大切にお聞きし誠心誠意回答すること。
2571	地方庁	社会保険事務所長	特になし。		社会保険庁職員として、最優先に取組む課題。 平成19年度後半に問題が起きたと認識している。	企職員一丸となって国民の信頼回復に努め、相談体制の充実を図った。 人材不足、年金相談・年金給付等の経験者の絶対数が少ない。もともと社会保険事務所の職員は2～3年で担当係・課所を異動しているため、すべての職員が年金部門を経験しているわけではない。 自分の経験では、30年間のうち総務関係が半分以上、年金部門はかなり以前で2年程度の期間しかない。
2572	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙台帳からオンラインに切替の際、処理過程に不手際があったり、基礎年金番号制度に切替時に、加入者の関心が低くご理解が得られなかった時に、一度きりのお知らせで終わったことが要因と思います。 平成9年時に今回のとくべつ便や定期便のように、しつこい程のお知らせや確認のお願いを行っておれば、もう少し小さな問題で終わったと思います。	窓口で相談の対応をしている立場から申し上げられることは、対象者が高齢者が多いため一月でも早く年金の再裁定処理をして支払うことだと思います。 またそのことが、一番年金制度の信頼回復に役立つと思います。	年金ののぞき見が問題となりましたが、当該者は自分の勤務している職場のニュースに興味本位で行ったのではなく、ニュースに敏感で関心があるがゆえの行為に対して過剰なまでの処分や今回の機構への不採用は納得のいかない行いと思います。 また、このようなことが官僚主導を政治主導にチェンジした結果なのでしょうか？	問題解決が長引いていることが反省すべき点と思います。
2573	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2574	地方庁	その他(社会保険事務所)	①障害厚生年金受給者、在職中死亡者(遺族厚生年金)に係る厚生年金他手番を登録すると、訂正前の年金額から減額されてしまう案件が出てくる。 ②第4種厚生年金加入期間がある場合、新たに判明した厚生年金期間によって、第4種期間を還付する事となるので、訂正前の年金額から減額されてしまう案件がある。 ③障害厚生年金受給者に、新たに判明した厚生年金期間を追加すると、判明した厚生年金期間が、障害厚生年金の初診日前の場合、報酬月額を下げる事があり、現在の障害厚生年金に返納金が発生してしまう案件がある。自分自身の老齢厚生年金額は増額される事となるが、返納金の負担の問題があり、説明に時間を要し、返納方法申出書をなかなか作成していただけない。 ④新たに判明した厚生年金期間を追加すると、厚生年金加入期間が20年を超えるため、本人の振替加算を遡及して返納した上で減額となる案件や、配偶者の過去の加給金を返納していただ	現在の年金額計算では、①と③の問題は解決出来ない。 しかし、②については、新たに判明した場合でも第4種を還付せず、そのまま年金額計算に算入して良いというように、法律等を変更していただければ解決すると思われます。 ④の問題は、加給金の仕組みそのものによるため解決策はないと思われます。	平成9年4月1日入庁初日、たまたま対応したお客様から、昭和30年代の徴収証書の提示を受け、WMでの記録と突合したところ、未納となっていた。 当時の上司になぜこのような事が発生したのかと質問したところ、「昭和30年台や特例納付の時期は、事務が手作業だったため、領収証書があってもWMでは未納となっている案件が多数ある。」と説明され衝撃を受けた。 質問した上司に、速やかに対応しないと将来年金受給する時点でお客様に迷惑がかかるのではないかと言ったところ、「年金受給手続き段階で確認するし、領収証書を持参してもらえれば訂正するのだから問題ない。」としてとりあってもらえなかった。 入庁直後であったため、時限爆弾を抱えたような気持ちで背筋が凍りついたのを明確に記憶しており、現在の状況が判明した時も、予想通りになってしまったと悔やんでいる。 確認しているWM情報に、誤りがある事を知りつつ業務を行わざるを得ない状況に深刻な問題であると常に認識していたが、自分自身で対応する事が出来る規模の業務ではないため、何も出来ない事に対して葛藤を抱えていた。	年金記録問題を認識した直後に、上司に対して対応策を求める具申はしていましたが、年金受給手続き時点で対応するという回答しか得られなかった事で、何も出来なかった事が悔やまれる。 反省点として挙げると、社会保険庁として一体となった年金運営がされていなかった事と、問題対応に向けた制度の構築がされてこなかった事が原因と思います。 日本年金機構では、こうした失敗を二度と繰り返さないように、窓口業務と一体となった問題意識の共有と、問題解決能力を組織として充実させていかなくてはならないと考えます。
2575	地方庁	その他(社会保険事務局)			取り扱っている国民の年金記録が、過去に様々な事務処理上の問題があった結果、100%正確なものではなくなってしまっている問題と認識しています。 問題の存在を知ったのは、平成15年頃です。	お客様に丁寧に応対し、正確な事務処理を心がけました。 また現時点でみたとき、お客様の大切な記録を取り扱っているという意識と業務執行ルールを尊守するという意識が充分ではなかったと思っています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2576	地方庁	その他(社会保険事務局)		とにかくマンパワーが必要。しかし、ただ単に人が揃えばいいという事ではなく、一定以上の年金に対する知識を持った人でないと難しいと思われます。ですので、未経験の方を対応させる場合には、相当の研修等が必要と思われます。	当初報道され始めた時は、5000万件という数字のインパクトは大きいけど、未統合なだけであり、それほど大きな問題になるという認識ではありませんでしたが、過去の記録の不備がこれほどまでにあるとは正直思いませんでした。	未統合が問題になった時点では、統合が行われていないだけであり、記録が消えたという事ではないという点を中心にお話ししました。その後、実態としてそのような件も少なからずあるという事がわかった時は過去記録についての確認をお願いするよう努めていました。 紙の台帳及びマイクロフィルムからWMへの入力時にミスがありうる、というのは、ある話です。しかし、もし間違いがあれば年金受給の請求時に被保険者本人が申し出るだろう、その時点で修正すればいいだろう、という、受け身的な考え方がどこかしらにあったかと思います。
2577	地方庁	その他(社会保険事務所)			入職したときはすでに年金記録問題が公になっていた。(当時記録整備事務員であった)	
2578	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2579	地方庁	その他(社会保険事務所)	未だにカセットオープンされていないものされていても記号番号の入力なく本人のものである確認ができないケースが多々見られる。	記録を整備(判明)したものの通知だけでなく、速やかにカセットオープン(全ての記録を)整備し、一度の通知ですむ様にする。	一部の記録(氏名・生年月日)等判読不明のものがあり、WM上に記録がないものは知っていたが、これほどの記録がもれていたことは今回の年金記録問題で知りました。	現在も相談者の身になって窓口対応しています。 庁の者は機械化の時点でわかっていたはずであり、問題を先送りしたことが反省点です。
2580	地方庁	その他(社会保険事務所)	・記録が判明したが新規裁定・再裁定の届出をしていないために手番統合がなされていない受給者の存在。 また、それに伴いその受給者に対し、住基情報などから「名寄せ便」が送付されている。 ・本人確認により本人の記録ではないことが確認されている(基940「記録正常」で登録済み)にもかかわらず、「名寄せ便」が送付されているため苦情になっているケースがある(多くの場合、「佐藤」、「鈴木」姓などの多く存在する苗字の方)。	・入念調査の方法(入力システムを含めた)の整理。	起こるべくして、起きる問題。 保険料方式(賦課方式)をとる我が国の年金制度において選択した政策の結果が顕在化するのは30～40年後、一世代を経過したのちであるため問題がより大きく複雑化するのは自明の理。 採用から数ヵ月後。ちなみに私は採用6年目です。	法律の立案権限のない社会保険庁単独では、個人、職場の権能では解決はできない。 現在の尺度で判断することに他ならないので、年金制度携わる一職員として過去を一方的に論ずることはできません。
2581	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の問題について一般に言われている以上のことは知りません。	基礎年金番号になっていない記録について、誰のものか確認していく作業が必要と思います。	平成19年頃、知りました。 本人自身が過去に厚生年金に加入していたと認識しておらず統合されていない記録があるので、早急に確認作業を行うべき問題だと認識していました。	本人からの加入期間の調査依頼については、正確な調査を行い、早急な回答を心掛けました。 また、聞き取りを行う際には、調査期間のみを聞き取るだけでなく、年金制度についても認識していただく対応をしようとじました。 現時点でみた場合、反省点としては、年金制度の変遷が数多くあったなかで、制度の認知度が低かったことが挙げられると考えます。
2582	地方庁	その他(社会保険事務所)	特には何も知らない。	お客様と面談させていただく中で、「年齢を偽って仕事をしないと雇ってもらえなかった。」、「名前を通称名で通していた」、「事業所名は覚えていないが勤めた」等の内容のものは、難しいものがある。 また、国民年金について言えば当時、市町村での収納に誤納があったりすると「誤検認」の情報が出ていたはずだが、処理もれが市町村や社保庁にもなかったとは言いきれず、また転入転出の方の情報管理も当時担当していた方が市町村にいない状況下では難しい。 どこかで一定のラインを引くかこのまま「第三者委員会」に委ねるかとならざるを得ないのではないかと思われる。	勤務して27年目になるが、厚生年金については、台帳方式、名簿方式と各県においても当時の管理の仕方が異なっていたこと。(7)で述べたような時代背景があること等により100%解消はなかなか難しいと認識しつつも、できる限りの調査とお客様への説明が必要と思った。 国民年金制度が始まる前から納めたとか、第3号だ等言われる方に説明して納得していただくのに時間がかかる。やはり国民の皆様には年金制度は複雑でわかりにくい。きちんと過去ご経過と問題点をわかりやすい形で広報すべきだと思う。 今までの勤務で記録関係に携わる課にあまり配属されていなかったので、全くOとは言い切れなかったとしても、こんな問題になって知ったのは、平成19年のマスコミ報道からです。	(7)や(8)で述べたとおりであるが、過去の体制のあり方。 国が行う制度なのに、国民年金は住基情報が必要で市町村の協力がないとできない。厚生年金は居住所でも苛と異なる点が多く、未だに未加入者が多いこと。 せっかく基礎年金番号と統一したのだから被用者年金制度を一元化し、被用者年金でない期間は、第3号の届出をある期間待った時点で、国民年金に自動的に加入させる方法等をとるなどしていくべきではないか。ただし、法の整備が必要である。
2583	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金保険料を滞納している会社、倒産した会社があるが、滞納している会社、倒産している会社と滞りなく支払っている会社と差別無く被保険者への給付額が変わらないというのは問題ではないでしょうか？どうしても解に落ちないです。	消えた年金問題の対象者は高齢者が多く、字も書けない、来所もできない方も多いです。本人確認が取れたものは、本人の自筆に拘らず、ハードコピーで担当者印などがあれば請求できるよう事務手続きを簡素化したり、また戸籍謄本等も公用での請求を活用すれば事務手続きのスピードもあがり、本人、こちらも助かるのではないかと意見します。	年金に関わった時点で直ぐに気づいた。社会保険事務所は酷い管理をしているなと認識しました。	事務所への負担を考えずに、社会保険庁は安易に本人に通知を出しすぎる。事務所にいるとそのことに問題だと感じ、反省していただきたいと思っています。
2584	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件一件時間が掛かっても地道に処理するしかないと思います。現在は以前よりWM上で未統合の記録を確認できるようになりましたが、いまだにカセットがオープンされていないものもあり回答に時間が掛かることがあります。出来ればカセットがオープンとなっていないものは今後早急に整備をすすめてほしい。		
2585	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		特に認識しておりませんでした。 知ったのは問題とされた頃です。	記録整備を可能な限り行うべきであると思います。 ただ、数十年前の紙台帳管理時代の人が行う作業に100%を求めることは厳しいとも思います。 ご本人様の記憶を基にできる限りの整備を行うしか…。 氏名の漢字、住所、生年月日…等、社保職員の入力誤りもあれば、届書の記入誤りもあります。かと言って、証明できる書類を添付してもらうこともご本人様の負担になるなど、どうしても問題が生じます。 個々人や事業主から見れば、様々な行政に係る窓口が複雑です。
2586	地方庁	その他(社会保険事務所)	原票を業務センター進達時に入力ミス、または進達漏れが多数ある。また原票、名簿に性別の誤記入も相当ある。また喪失日時等が未入力のまま放置されている記録が相当数あったがそのあきらかな誤入力を計画的に解消している実態が今までない。 相当数の名簿が判別不能なほど汚い筆記でなされており記録補正時にその解読に多数の時間がとられるなど後世に記録を残すという意思が確実に欠如している実態がある。原票、名簿記載の標準報酬月額と入力された標準報酬額に相違があるケースがあり補正を行うケースがある。 戦前、戦後の混乱期の名簿がひとつにまとまっていない恐れがある。 再裁定だが遺族年金受給者の再裁定の場合、一般向け発表では3ヶ月ほどという公表がなされているが実態は一年以上かかっている実態がある。	台帳を確認することが必要だがその台帳そのものが誤りのケースがあるため統台帳の確認は必ずしも正しい情報を反映できるかどうかは限らない。厚生年金に関してはまず名簿、原票を完全にオンライン上で確認する必要があり、また旧台帳のオンライン収録を完全に行うべきであると考える。	新規採用者研修等でも未収録の台帳の存在は教えられておらず、また記録が完全でないものも一部分であるという説明を受けていた。ここまでひどいものだとは正直言って問題発覚後です。	反省点としては記録問題の対応に関しては年金給付、厚生年金適用、国民年金の幅広い知識が必要なのにその研修を完全におこたったまま対応に突入したため事務所職員の書類に対する誤記入、誤回答が多数発生した。特に年金給付関係の知識が必要な相談が多数、発生したのにもかかわらず年金制度、最新の給付制度に対する知識を欠いている職員が多く(これはここ数年間の国民年金問題対応に人員を多く割り振った弊害が現れたと思う)窓口にて適切な対応がなされていないケースが多数発生していた。すくなくとも年金給付に対す一定の知識のかさ上げを全庁体制で行うべきであったと思う。
2587	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	年金記録問題への対応に職員を集中投入するため緊急性のない他の業務は一切中止する	マスコミなどで報道されてから知りました。記録管理を軽視してきた本庁幹部の認識が問題だと思いました。	日常の通常業務や年金相談業務などの正確、迅速な処理、運営に対して本庁が軽視してきたことが反省点だと思います。普段の通常業務を正確に運営していくこと、また記録調査に関しては極力徹底した調査の上回答することを心がけています。
2588	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	一件でも多く正しい年金の給付がされるようマンパワーの活用が大事だと思います。	約3年前、消えた年金と表現され実際のところ他の手番を統合処理されていないだけとはじめは、認識していました。しかし国民年金の領収書があるにもかかわらず、市区町村の台帳では未納扱いとあってはならない問題であり、年金制度に対し不信感をあおるものであると思います。	膨大な件数であるが、一件ずつ「自分の身内ならどんな気持ちを持つだろう」と本来正しい記録の調査、補正を行いました。現時点での反省点としては、当時県によっては、業務のやり方が違う場合があったように思う。今後は、統一されたマニュアルを基に適正な処理を行う必要があると
2589	地方庁	その他(社会保険事務局)	思いあたりません。	組織そのものが激変する時期において、平常業務も遅れさせるわけにはいきません。まだ未確認の記録については、時間がかかったとしても、現受給者、年齢の高い人からきめ細かく確認を進めていく方がいいと思います。	厚生年金の旧台帳の記録などの問題があることは期間調査を担当している職員から聞いたことはあります。かなり前だとは思いますが、いつ頃だったかはわかりません。国民年金旧台帳とオンライン記録の不整合がまれにあることに関しては、平成の初期に年金給付を担当していたので、問題を感じてはいましたし、一度全件マイクロとの確認をしたほうがよいのではないかと思ったことはあります。	厚生年金記録の問題に関しては、自分個人としては関連業務にあたったことがないため、何もしていません。しかし、他職員から早く旧台帳の記録整備をしてもらいたい、そういう要望は出ているが予算面でやってもらえないと当時聞いた気がします。国民年金記録については、当時マイクロフィルムによる管理がされていたため、自分で記録上気になるものについては、個々にマイクロを確認していました。その時点では、できるだけのことをしているつもりでしたが、もっと現場から意見を強くあげることはできなかったかとは思います。記録上の問題点に関しては、早くから現場も庁の方も承知していたと思います。オンライン機器の機能性の向上にも関係し、どの時点で何ができたかはわかりませんが、全体として受給者、被保険者の立場に立って、記録管理をするという姿勢に欠けていたのではないかと思います。
2590	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	亡くなってる方、無年金の方などの記録は統合が難しいと思う、すべてを統合させるということではなく、無理なところはきちんと公表すべきでは。	業務センターに在籍しているとき、旧台帳の存在を知った。平成3年ごろだと思います。ただ、それと年金記録問題とは直接そのときは結びついていません。とにかく旧台帳記録をWMに反映させるために毎日作業があってました。	WMに入っていない記録(旧台帳)が膨大にあったと記憶しているが、私が社会保険に入る前から毎日カセットオープンの作業があっていたはずなので、もっと重要視して早急に人数を増やしてやるべきだったのではと思う。
2591	地方庁	その他(社会保険事務所)			今も昔もそうですが、年金(国民年金など)の加入、申請(請求など)は本人 の申出によりあずかるとなっている。私が在籍したのは平成6年以降になります がその時にはすでにコンピューターがあり、これから加入などをする方の記録は 迅速に把握できたが、昭和の時は紙台帳であったため把握が難しかったと 思われる。システム的には、本人の申出による年金加入、請求などは仕方が なかった部分もあったと思われる。 この問題を認識したのは特別便などの対応をする少し前になりますが、実際に 対応してみるとこれほどの問題なのかと再認識をした。	年金記録問題に関しては今のコンピューター時代ならできて当たり前と思われるが今は問題があると思われる当時の紙台帳という仕組みはその時には妥当な仕組みであったと思われる。社会保険庁としての管理がいきとおってなかったという事が最大の反省点であると思う。今もやられてますが紙台帳をすべて、コンピュター上で見られるなど簡単に記録を確認できるような仕組みを作成し、 少しでも早くに年金記録問題を解決していきたい。 現職場が年金係であったため個人的には年金問題で来所される方に対して 誠意をもって親切、丁寧な対応をした。
2592	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない	オンラインシステムで管理している記録と紙台帳の記録を突合し、記録を一致させる。 新たな問題を発生させないために、被保険者及び受給者個人へ記録管理についての協力をさらに求めていく。 (加入記録を定期的にお知らせする「ねんきん定期便」等で、現状を把握してもらい、さらに関心をもっていただくよう周知する。)	国が管理運営しているからこそ信頼し、40年もの長期にわたり掛けてきたにもかかわらず、記録管理へ不備があったということは、国民の信頼を裏切る重大な違反行為であり、年金記録管理の責任の重さを痛感したものであった。 年金問題が存在することを知ったのは、平成9年1月の基礎年金番号導入時に、オンラインシステムで管理している記録と紙台帳の記録が相違している事実や、氏名及びフリガナ等の入力誤りなどを発見したとき。	窓口や電話等でお客様と直接お話しをする際には、オンラインシステムで管理している記録をご自身の目で不備やもれがないかを確認していただくようお願いした。記録に不備があった場合は、謝罪した上で速やかに訂正するなどの対応を心がけた。 反省点としては、基礎年金番号導入時に「ねんきん特別便」のような加入記録を皆様へお知らせし、記録統合を呼びかけるとともに、システム変更により、統合していない記録を抽出し、速やかに対応していればよかったのではないかと思う。 「待ち」の姿勢ではなく、「攻め」の姿勢であれば、このような重大な年金不信とはならなかったのではないかと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在職していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2593	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
2594	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。		理由はいろいろとあると思うが、個人の記録に誤りがある方の多さに驚き、かつ一人でも多くの方が正しい記録になるよう窓口等で対応してまいりました。知ったのは、平成19年の夏前ごろだ	窓口で年金特別便の問い合わせのお客様の対応をほぼ1年くらい、本業とは別に対応させていただいた。反省点は、業務の役割分担をはっきりさせた方が良かったのではないかと思います。
2595	地方庁	その他(社会保険事務所)	今年の3月から任用職員として年金記録の業務に携わっていますが、まだ期間が短い為自分が感じた問題だけ申し上げます。 高齢の方が多く記憶が定かではなっかたり、すでにお亡くなりになっている為、記録の決定ができない事があります。 そのためご家族にお話を伺っても、わからない場合がかなりあります。 また、当時通称名を使用されていたり、兄弟姉妹の名前で働いていましたというようなご照会もあり、ご本人様からの申し立てがなければわからないであろう事も多々ありました	ご本人様やご家族に連絡し、わかる範囲でできるだけ詳しくお話を伺い、時には事業所にもお電話をして、当時の状況を聞くなどしてできるだけのことはしているつもりなのですが、他にどのような方策があるのか、いつも考えています。	相談職員として年金給付課におりましたので、、年金記録について耳にすることはありましたが、詳しいことはわかりませんでした	私が年金記録に携わらせて頂いてまだ期間も短いのでわかりませんが、聞き取りのため電話をさせて頂くと、殆どの方は一生懸命思い出そうとして下さったり、後日ご連絡を下さったりします。
2596	地方庁	その他(社会保険事務所)			あってはならない問題。このことに関しては、世間からのバッシングは当然だと思う。社保庁の記録にこんなに誤りがあると知ったのは報道されるようになってから。現在調査課に在籍しているので、記録相違の多さに驚いている。	すべての誤りを発見するよう毎日取り組んでいる。特別便でお客様のご相談をお受けするときも、なるべく具体的な情報を聞き出し、記録判明に結びつくようにしていた。船保記録は生年月日、氏名の記載ミスが多すぎる。当時の社保側、事業所側の確認不足。年金記録を扱うという重要性の認識が職員に欠けていたのでは。また、年金に対す興味が今ほどなかったと思われるので、広報不足。オンライン化のときにもっと予算をかけてチェック体制を完璧にしなかったこと。一人がいくつも番号を持てる制度設計のミス。
2597	地方庁	その他(社会保険事務所)			紙で管理していた記録を機械へ移行する際にもれや間違いがあったことは、採用されて配属された国民年金業務課にて、年金相談担当から年金裁定のための補正依頼を受けて処理する際、マイクロで紙台帳を確認し、知っていました。 国民年金の過去の納付記録は、年度の中途で納付状況に変更がある場合(免除へ変更、付加保険料納付等)等、単純な記録でないものは、機械上月数のみ登録し、個別の月の状況登録は行われていませんでしたので、年金裁定時、再度確認するようになっていると教わりました。再度紙台帳と機械記録との突合確認を行うことで年金裁定の間違いをふせいでいるとの認識でした。	処理依頼を受けたものや、記録の相談を受けたときには、紙台帳確認を行い、上司に相談のうえ適宜訂正処理を行っていました。 全国の全員の記録という膨大で重大なものは、時間に追われて処理を済ませてしまうものではなく、どういう問題が発生するか、防止するにはどうすればよいか、それを踏まえてマニュアルを作成する等、不必要な時間をかけてはいけませんが、必要な時間をかけなければまいけないという点が反省点だと考えています。
2598	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		社会保険事務所に採用された当初から、年金手番の統合作業は終わりの見えない膨大な作業であり、本人から申し出のない限り脱漏した記録は解消しないだろうと思っていました。	健康保険、厚生年金保険の資格取得届に年金手帳が添付されている場合は必ず確認し、統合できる手番があれば即座に統合するようにしていました。 問題点としては、年金制度発足当初から制度についての国民への周知が足りていなかったのではと思います。もっと、年金手帳が預金通帳なみに大切なものであることをお知らせしていたら、厚年手番が乱発されることはなかったであろうし、手帳をなくして加入記録がわからなくなってしまう方を減らすことができたと思います。
2599	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	厚生年金の未統合記録については、氏名、生年月日が基礎年金番号と同じものは事業所名、所在地も明記して自身の記録であるのかの確認書を送付して照会する。 国民年金の記録は、ある一定、第三者委員会での判断が公平になると思われる。	単に、基礎年金番号に統合されていない手帳番号の記録が存在しているとの認識で、年金請求時等に旧姓を含め氏名・生年月日索引で統合されていくものと思っていた。 平成19年頃、消えた年金として問題が表面化した頃から。	記録照会されたものや名寄せ該当者等、一つひとつ、丁寧に調査確認していくことに努力してきた。 手帳番号として記録があるものについては、同じ地域に就労していたことがあることや同じ地域
2600	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便未回答者に対する提出要請。	手管理から機械管理への移管作業がきちんとできていなかった。 手管理時分の管理方法の不備。 基礎年金番号導入時に一人一番号の徹底ができていなかった。 問題報道が起こった頃に知った。	窓口対応や電話対応に一生懸命取り組んだ。 記録の管理に対しての意識の低さ。
2601	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	現状の作業を正確かつスピーディーに進める。	年金関係の担当課になった経験が殆どなく、今回の問題になり理解しました。過去の記録管理について、職員の意識が現在と違っていたのだろうということや、年金請求時に整理をするという考えだったようなことを聞いた気がします。 また、オンライン化になるまで台帳であったり、カードであったり等記録する媒体にも、更に人が筆記具等で記入するという方法にも問題があったと思います。 ただ、色々な理由があるにしてもご本人の大切な記録が不明あるいは正確ではないということがあってはならないので、現在の作業を正確に、なおかつ速度を上げて進めなければならないと考	できる限り速やかに、なおかつ正確に対応しようとしています。 問題点としては、機械化の遅れ、職員の意識改革、紙による進達等の管理、本庁地方庁の一体化、研修等の活用不足、専門性不足、法律及び仕事の複雑さ等があったと考えます。
2602	地方庁	社会保険事務所長	年金記録の問題ではないが、新たに発足する日本年金機構は経験を有する職員が極端に少ないため、過去の社会保険事務所の60%以下の戦力でスタートすることになり、多くの問題の発生が予想されます。	現在の手法で地方事務所が一件づつ対応していくより方法はありえない。	制度の発足当初において制度により年金番号が別々であり、これを基礎年金番号に統合する作業を平成9年に実施したが、この統合作業が徹底されなかったことが最大の原因である。しかし、当時はこの基礎年金番号に対して国民は全く無関心であり統合率は30%以下であったと記憶している。 また、年金番号の重複取得が多数発生している現状から一人の記録が複数存在していることが予想されたが、年金の請求時点で統合すればよいとの認識を与えられていた。 業務がオンライン化されるまでは年金番号の重複の防止は不可能な現状にあったため、現場の職員は多くの未統合記録が存在することは認識していた。	業務センターにおいて年金記録データを機械に入力する作業がいかにずさんであったのか、その実態を知り、大きなショックを受けた。 自分が目にしているオンラインデータが職員でありながら信用できなくなり、可能な限り旧台帳等の原簿確認を行うことが必要と考えて対応した。しかし、多くの他庁照会が発生して、社会保険事務所の機能がショートすることとなった。 年金制度のように50年、100年の長期展望が必要な事業でありながら的確な長期ビジョンが全くなかった。 多くの未統合記録の存在を知りながら放置したことは国の責任だと考えている。 社会保険庁という組織は現場の声が全く反映されない組織であった。一番分かりやすい例では高齢化を目前にしながら年金相談部門を軽視した人事が行われ、優秀な若い職員を相談部門に配置する人事は行われなかった。また職員も相談部門に配置されることは左遷的な認識をもっていた。 建物も年金相談コーナーを想定した構造とはなっていないため、お客様に不快な思いをさせている。 駐車場のスペースも確保していない事務所であり、その予算が配布されないとの事情であった。 高齢化を迎えることが確実に分かっていながら長期ビジョンを立てなかったのは国の責任ではないですか。
2603	地方庁	その他(社会保険事務所)		全職員が一団となって年金記録問題に対応していく。	年金制度に関わる重大な問題であると認識している。 年金記録問題の存在はねんきん特別便を送付する前の平成19年初旬頃に知った。	年金記録問題の早期解決に向けて、ねんきん特別便の処理を優先的に行ってきた。 年金請求時に記録を整備するのではなく、年金番号を新規で払い出す時に他の番号を持っていないかどうか本人によく確認を行うべきであった。
2604	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知られていないというより、マスコミの偏った報道によって、住民の方が誤認識をされている部分が多いと思います。	【解決策】といっても、地道に住民の方々の理解・協力を得ながら進めていくしかないと思います。 「スピード」だけを重視するなら、なんとでもなりますが、新たなトラブルを招きかねないと思われます。	平成9年の基礎年金番号導入時点においての未整理記録があまりにも多すぎたと思います。もちろん社会保険庁の「やり方」にも問題はあったと思いますが、「年金」に対しての住民の方々の理解不足もかなりの要因と思います。 このような大きな問題となったことに関しては、(WMに収録されていない記録が膨大にあるなど)「報道」で初めて知りました。	「制度」そのもの及び私たちが生まれる以前の記録管理の仕方に大きな問題があったのではないでしょうか。当時はそのやり方でよかったのかもしれませんが、時代の移り変わりとともに、届出の仕方や事務のやり方を改善していかなければならないのに、そこは改善(多少は変わっていますが、根本的に)せず今日まで流れてきてしまったことが反省すべき点ではないかと思います。
2605	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	以下の方策をとればよいと考えます。 ・窓口での090、090-1氏名検索を徹底する。 ・老齢年金等請求書類に旧姓の記入欄を設け、090、090-1氏名検索を漏れなく行う。 ・ねんきん定期便を今後もお送りし、引き続き定期的にお客様にご自身の年金記録をご確認いただける機会を作る。	年金記録問題は社会保険庁および年金制度に対するお客様の信頼を損ねかねない問題であり、早期解決に向けて努力しなければならない問題であると認識しておりました。そのような問題が存在することは、報道等で年金記録問題について世間一般に知られるようになった時に知りました。	窓口でのお客様対応の際に090、090-1氏名検索を徹底するよう心がけ、お客様と一緒にお客様の年金記録を確認するよう努めました。また、年金記録訂正に伴う再裁定については、お客様にご迷惑とご心配をおかけしておりますので、特に親切、丁寧に対応するよう心がけました。現時点でみた場合、これまでお客様にご自身の年金記録を確認していただく機会が少なかったことが反省点として挙げられると考えます。今後はお客様にご自身の年金記録を確認していただく機会を定期的に提供させていただくことが重要と考えます。
2606	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	年金記録問題についての処理を行うチームを特別に作って対応する。	自分が今まで仕事をしてきた中ではそういう事はないと思っていたので、正直驚いた。国民の皆様にご迷惑をおかけしたことについて誤まり、早期に解決するようしなければと思っていた。記録問題が起きてからはじめて知った。	自分で出来る範囲の中で対応した。過去の記録の切り替え時点で十分な時間と費用をかけて処理を行なったほうがよかった。国民年金を例に取れば、旧台帳などのマイクロ化についても全部を対象にすればよかったと思う。
2607	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	年金の請求する60歳時に、約40年前の職歴を思い出すことは困難な方が多い中で、特に複数の年金手帳を払い出している方は、被保険者名簿の抽出等で判明することは極めて難しい例がある。 まず、カセット記録を早急にオープンすること。 事業所索引名簿のように被保険者名簿をパソコンに収録すること。WMの確認と同時にパソコン	保険料を納めているのに年金に反映されないことは、まことに遺憾である。 WMで記録が登録されていなくても、被保険者名簿の調査で記録の確認が十分可能と考えていた。 庁がいかにずさんな管理をしていたことは知らなかった。 マスコミ報道された時期に知った。	申し出に対し、懇切丁寧な対応をしてきた。また、一日でも早い回答をすることと判明した追加支給についても早急な対応を考えて対処した。 適正な記録管理に尽きる。 保険、年金、税金等に関する「総背番号制」をとること。
2608	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	統合されていない手番について1件づつの確認する	年金として、積み立てをしたものが、本人の記録として記載されていないと加入者(受給者)は不安になってしまうと思います。本人の申し立てどおり、記録が確認できないケースなどがあり対応がむずかしいと思っています。	記録が確認出来ないときは、期間照会を預かりました。記録が確認出来ないケースが多くあり、結果的に期間照会の件数が多くなってしまいました。
2609	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		当時、加入期間照会の回答をするにあたって各県、各個人の回答意識、レヴェルがばらばらであったとおもいます。	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2610	地方庁	その他(社会保険事務所)	公表されている以外には、特に知っていることはありません	職員の意識改革が今以上に必要と感じています。 今日現在においても、お客様への対応が全くいい加減と感じられる(言葉使いや横柄と感じられる対応等)職員がおります。そういう職員は元組合運動を率先してやっていた方が多く、管理職も注意をしていない現状があります。もちろん、幹部職会議でもそういう方達は「忙しいのでその件は、出来ません、やれません、やりません」を連発している状況です また更に、常識のない年配の職員もおり、勤務中に携帯のメールを打ったり、私用電話を平気でている人がおります。もちろん、管理職は気づいているのでしょうが注意していないと思える状況があります。 一生懸命に働いている中堅以下の職員の士気が当然さがっています。 過去の問題は少しづつ改善していけば、信頼回復につながっていくと思いますが、職員の教育	自分が20代後半の時に、徴収課の分任官を1年経験したときに専囲気として記録の改善をやっているようなことを話として聞いたことはありますが、自分はやっていなかったし、当時の上司からもそのような指示はなかったので、実際の問題と認識したのは、年金問題以降になります。	年金問題発覚以降、直接の担当課の経験はないですが、まずは自分自身に年金についての知識を身につけ、いい加減な対応をしないこと、また、お客様に分かりやすい言葉での説明をおこなうことを心がけています。 過去の問題の反省点としては、最低限必要な研修もないまま、現場の先輩からの伝達のみで業務を行っていたという現状から、良いことも悪いことも判断出来ない状況だったと思います。 問題を起こしているケースでは、上司等に必ず相談しているはずなので、相談した結果組織として問題を起こしていると考えられるので、必要と思われる研修は実施していただきたいと感じています。
2611	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	非常に難しいと思います	非常に難しい問題と認識していました平成15年頃だと思います	皆と行動を共にしようとしました考えをお答えする時と思えません
2612	地方庁	その他(社会保険事務所)	第3号被保険者の問題です。 ねんきん定期便やねんきん特別便で、記録が判明したがその期間が3号期間中であった場合、2年以上を経過する分は第3号特例期間として、3号の確認を行ったうえで第3号特例期間の処理をおこなっている。 しかし、その3号の確認作業において、住民票や所得証明書などの添付書類が多く、また健保組合においては、扶養の証明ができない場合もある。 判明した記録が、短期間だったにもかかわらず、わざわざ書類を揃えなければいけないのかとのお客様からのお問い合わせ・苦情が多数見受けられる。	記録が判明したことに基づき、第3号特例期間が生じたときの添付書類を簡略化し、申立書のみとすればよいのではないか。	社会問題として取り上げられてから、初めて年金記録問題を認識しました。 一人ひとりの貴重な年金記録を保管・管理しているという考えで日々業務を行っています。	一人ひとりの貴重な年金記録を保管・管理しているという考えで日々業務を行っています。
2613	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現行対応の確実な実施。(氏名索引、聞き取り等)および、すでに裁定済みの者からの問い合わせには説得より納得してもらえるような真摯な対応を心がける。	年金記録は正しいものと、信じていた。今回の問題が起きて初めてわかった。 自分自身の考えが揺らぎ、年金相談等に自信がなくなってきている。	法令を遵守し、丁寧なお客様対応を心がけている。 事務処理の確認のあまさがあったのかも知れない。
2614	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	紙台帳の記録が、汚れたり破損したりで確認不可能になっているケースがある。	十分な時間と専門的な知識を持った職員で慎重に検証することが必要である。	10年位前から年金給付に携わるようになって、名前の読みの違いで探せなかったり、会社名が誤って登録されていたりしていることがあった。 オンライン記録は、正確でない部分があるので、照会があったときは、慎重に調査をする必要が	記録についての照会や相談があったときは、できるだけ慎重に調査をするよう指示をしていた。 オンライン記録に収録する際に完璧を期すべきだった。
2615	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	お客様の皆様方に今回の年金記録問題について、ある程度ご納得いただくことが当面の目標であると思われますので、まず早急に手番になっている年金番号や宙に浮いている記録を正しくお客様の記録に特定することと今受給されている全て方々の金額が正しいものかの確認していただくことをできるだけ速く実現することだと思われます。	今、組織にとって一番重要で早急解決しなければならない問題あり、この問題を特に意識するようになったのは平成18年頃だと思われます。	一人一人のお客様の話をよく聞いたうえで一件一件丁寧にかつできるだけ迅速に解決に向けて対応してきたつもりですし、これからもそのようにしようと思っております。 反省点としましては時間がかなりかかっていることだと思われますので、これからは、すこしでも速く解決できればと思います。
2616	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	最期は人の目による確認になると思う。ただ人を投入するというものではなく、一定のレベル(年金の知識)を持っている人を投入し確認を行うしかないと思う。 また、システムの方ではその確認が迅速かつ正確に行えるようにアシストできるシステム等を構築する必要があると思う。(現行のOBO検索や事業所検索システムは正確性に欠けていると思	報道で騒がれ始めた頃に知った。問題を知った時は、現時点のような大きな問題になるような認識はなかった。	意識及び関心の低さがあったと思う。現行のように年金への関心が20年・30年・・・前にあったのか。また、国民のみな様の大切な年金記録をお預かりしているという職員の意識の低さがあったのではないか。その意識があり、もっと早く対策を取っていれば現行のようなことにはなっていなかったのではないかと思う。
2617	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	今行っている台帳との突合などを引き続き早急に行い記録に反映させていくことが大前提ですが、現在進めている国民年金台帳の画像化等を行った上で、残されている台帳を都道府県ごとに一局集中させ、記録確認のための専門的な部門(厚生年金で一部おこなっているようなイメージ)で集中的に取り組み、事務所では画像化されたものをWMで確認するような進め方をしていくことで現在より、効率的に業務を進められるのではないかと考えます。 また、現在ダイヤル等できちんと確認もせず「記録がありません」「住所が変更されていません」等、安易に答えてしまい、事務所に確認をするようにと案内され事務所に問い合わせをしたところ、実は簡単にわかるような案件も多々見受けられるため、きちんとオペレーターに研修等を徹底して、お問い合わせいただいた方に不要な不安・不信を与えないようにすることも照会を減らしていくためには必要ではないでしょうか。	基礎年金番号導入後の採用のため、手番と基礎番両方が存在すること、来統合の手番が複数あること、案内を当時から発送していたこと、またマイクロフィルム等は残されているがまだWM上の記録に反映されていない記録があることは、採用時の配属が厚生年金の適用課であったため、採用当時から認識していましたが、昨今問題となったような膨大な件数があるとは正直考えも及びませんでした。 照会業務にあたって、オンライン化されていない記録や手番(手番は案内を送っていましたが)について、ご本人が照会や年金請求時に確認されない限り、判明しないことは、制度に対する不信や不安につながるのではないかという危惧がありました。	記録問題と呼ばれる前については、照会のあったものについて可能な限り手を尽くして探すこと、紙重複番号等について本人に確認する等、番号を増やさないことなどと心がけておりました。 現在は、届出審査・処理時に届出人本人と思われる手番や基礎番が判明した際は、確認し統合処理をして、1件でも多くの記録を本人に結びつけることができるよう心がけております。 また、私が反省点として以下のことが考えられます。 ・きちんとしたオンライン化がされていなかったこと ・保険料をいただく一方通行となっており、以前は年金定期便のようなご本人がご自身の年金記録を確認し、それについて回答等をいただく双方向のものではなかったこと ・説明する職員でさえ、複雑さを感じる制度であり、お客様から見てなじみを感じる制度とはいえなかったこと この点を踏まえ、機構でわたし個人としても引き続き問題意識をもちながら対処していく所存です。
2618	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会問題化してから国民の目は厳しくなっており、1件1件、親切、丁寧に調査するしかないと思うが、人員が減少する中で、多くの件数をかかえており、早期解消には人員増を求めたい。	年金問題があることは仕事をしていく中でだんだん知っていくこととなったが、これだけ多くの件数があるとは知らなかった。	社会問題化したことで、国民の目は厳しくなっており、解決に向けて親切、丁寧に対応することを心がけている。反省点としては、年金番号制度の制度的な問題はもちろんあると思うが、当時の事務処理の確認が不徹底であったことは組織として反省しなければならない。
2619	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	なし	詳しくは新聞等で取り上げられるようになってから知った。 担当していた仕事の内容により、承知していない事もあった。 基礎年金番号に結びつかない記録が多いのは、社会保険庁の努力不足もある。しかし、受給者、被保険者側の年金制度に対する知識不足も多いと思う。 最終的には、年金教育や説明不足が大きな理由であると考えます。 どちらの責任にしても記録が結びついていない状態では、不利益になることは間違いのないことであるので、正しい記録にするため努力をしてきた。	事務所で仕事をしている職員にとっては、報道の内容等でこれは違うだろうと言う部分もかなり多くある。 しかしやらなければいけない事は仕事として、毎日300人近く相談にいらっしゃる受給者の方たちの対応をした。 管理職(次長)として事務所全体を把握し、進んで対応をしていたと自負している。 30数年の在籍期間で、毎日残業、土日出勤、あれ程仕事をしたことはない。 昼食も取れない状況で休憩はかなり減りましたが、何とか体調を崩すこともなく続けて対応をすることができた。 1466万件、黄色便についても、自分の持てる力を全て出し処理を進めた結果、事務所に在籍していた間については100%処理をした。 記録問題は、昭和20年代からの積み重ねであり、その時々で最善の方法で管理してきたと思われるが、結びつかない記録が多く残っていることは把握できていたことなので、もっと早く手を打つべきであったと考えている。 何か言われてからやるため、準備不足、説明不足も多くあり、システムの不具合も重なり混乱続きであったように感じる。今後はもう少し時間を掛けてでもしっかり準備をして対応をする必要があると思う。
2620	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録紹介や補正にかかわってからの2，3年前です。	旧台帳からひとつひとつ確認を取ったり他庁に紹介したり、かなり根気のいる作業でした。きちんと記録を残していなかったことがかなりあるように思います。これからはないかとおもっています。
2621	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	これ以上知識のある職員を削減しないこと。活用しないとかなりスピードダウンする。	年金をかけてこられた方に申し訳ないと感じた。こんなに膨大な件数という事は報道で知った。	少しでも早く解決できるよう電話・窓口で丁寧・迅速に対応するように勤めた。 反省点として、全員で取り組むにも本来業務の事務量の差がかなりあるので、本来業務・記録問題を両方頑張った職員が長期病休になったり、同じく知識豊富な職員の多くが退職してしまい処理速度が大幅に減速してしまった事が挙げられると思います。
2622	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2623	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にない。	現実的には、全ての問題に完全に対応するのは困難であるので、優先順位をつけていくことでは重要であるが、今の問題はどれも地道に行うしかないものなので慎重に選ばなければならない。	いつという時間まではっきりとは覚えていないが、年金請求等の際の番号統合と記録探しは仕事として行っていた時期があったので、正確に根気よくやるしかないとは思っていました。	(8)に記述済、現時点では物の見方が変わったというところもありますが、本人の記憶に該当する記録が見つからなかった場合(後で電話等で本人に問合せする点も含め)非常に時間がかかってしまう。(本人も年を取っている為)
2624	地方庁	その他(社会保険事務所)		厚生年金記録で昭和20年前後の記録でマイクロフィルム(紙台帳)の記録が確認できるのにWMに反映していない記録が多々あります。反映するようにすべきと思います。	国民年金記録は旧及び旧旧台帳の保管、過年度納付の記録を完全保管していたらと思っています。	古い記録は保管すべきだったと思います。
2625	地方庁	その他(社会保険事務所)			マスコミ等では社会保険庁の職員が全て悪いといった言い方をされていますが、社会保険庁の職員が悪いだけではなく被保険者本人や事業所の担当者にも非があると認識しています。	窓口等で被保険者の人と接触した際は、かならず氏名検索しほかに統合されていない記録がないか確認しました。 反省点としては、入所当初、健康保険の適用課に配属されていましたが、 取得届を入力する際、基番が不明の者で同一人の疑いがあるものに対し、 氏名(漢字も)、生年月日、住所が全て一致しているものについては既存の基番で入力はしていましたが、住所不一致のもの等に対しては、本人や事業所へ過去の記録を確認せず、新しい基番を作成するという指示だった。 本人がきちんと会社に年金手帳を渡していたら、事業所がきちんと本人に過去に年金をかけていないか確認していたら、職員がきちんと本人や事業所に確認していたら、ここまで問題は大きくなっていなかったと思います。 年金に対しての意識が薄いのも原因だと思います。もっときっちりと広報等必要だったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2626	地方庁	その他(社会保険事務所)		社会保険事務所段階では、さきに送付されている年金特別便・定期便の回答に対しての回答や再裁定の進達を早期に処理することや、年金の請求手続き等で被保険者・受給者の方が来所された際に、年金記録の確認を念入りに行うことだが大切だと思います。 受給者の方から、再裁定の処理に時間がかかっているとの苦情が多いので、少しでもスピードアップを図るべきです。 また、社会保険庁が管理しているデータだけでなく、市町村や労働基準監督署の協力も不可欠だと思います。	私が年金問題について知ったのは、国会議員の方の指摘や報道がされてからでした。 まだ統合されていない年金の番号があっても60歳の裁定請求時に確認をするため大丈夫だ、と聞かされていました。しかし、昨今の対応させていただいている中で、受給者の記録漏れの件数が多く、非常に驚いております。	現在は年金給付課に所属しているので、再裁定の進達を早期に処理することや、年金の請求手続き等で被保険者・受給者の方が来所された際に、年金記録の確認を念入りに行うことや、記録の厳重な管理が大切だと思います。 反省点としては、私はまだ入庁してだ間もない方ですが、当時年金請求時の記録の確認漏れというのが大きな要因であったと思います。また、携準報酬月額誤りについても、厳重な記録の管理ができていなかったのだと思います。
2627	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	とにかく現在の人員が明らかに不足しています。 年金制度は複雑で、かなりの知識と経験が求められるため、派遣やアルバイトではなく、OB職員の活用をもっとするべきと考えます。	知ったのは、マスコミ報道がされてからです。 制度ごとに記録管理がされていた経緯や基礎年金番号とはどういう意図で導入されたものなのかということを考えると、この問題は、歴史的制度的に必然的に発生する問題であるという認識をもっています。 実際、調査をしていくうち、首をかしげるような部分もあり、年金記録はすべて正確に処理されるべきであることからして、個々の職員として反省すべき点は多くあります。しかし、国民の皆様に、あまり正確に理解されず、誤解されている部分も多々あり、組織としての周知や説明の不足が混乱を大きくした要因であるとも考えています。	まず、年金制度の仕組みやそれに伴う記録管理方法の変遷および基礎年金番号が導入された経緯をより勉強し、自分なりに整理し、資料も作成しました。その上で、窓口にお越しになるお客様への説明の際にその資料等を渡すなど、まず、制度等に対する理解や誤解の解消に努めました。 歴史的、制度的に、必然的に発生した問題である以上、現在の個々の職員の責任とはいえない部分はありますが、以前から統一的なマニュアルがなく、法令を的確に把握し、実行していくという視点が、組織として欠けていたことが原因の一つと考えられると思います。
2628	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金でねんきん特別便の業務をしています。 今迄国民年金は、2年以内に保険料の納付をすれば問題ないと思っていました。しかし、障害者年金等の事を考えると、手続きの重要性を感じています。 手続き、納付の事を知らない方が多くいらっしゃるのを実感しております。 又、説明しても理解できない方も多くいらっしゃいます。	年金手帳を見ますと、後ろのほうに手続きの事が書かれています。 せっかく書かれていますが、あまり活用されていないのではないでしょうか。 又、皆が見て分かりやすい書き方が必要と思います。	それぞれ皆が、年金の事を知らなかったのではないでしょうか。 個人の方も、年金の番号が複数あったりします。 又、企業も手続きをあまり重要視していない所もあったのではないでしょうか。 正確に年金記録が把握できなければ、老後のくらしに影響がでてきます。 せっかく払ったものが、活かされないと思いました。 平成19年4月頃、テレビ、新聞で報道されて知りました。	一番大事なことは、正確に記録し、確認を怠りないようにすることだと思って、仕事をしてきました。 誤みづらい字、誤字とかもあります。それぞれの人が、責任を持って取り組む事が必要であったのでは…。 情報を共有して、より良い年金制度になる事を、願っています。
2629	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に承知しておりません。	現在進行中の対応策を全力で取り組むことが最善と考えます。	国民にとって極めて重大な問題であると同時に、行政のあり方や仕事の進め方について深く考えさせられました。しかし、報道のあり方などにも大きな疑問を持ちました。特に未適用や未加入の基本的な原因は行政のみならず、事業主サイドにもあるにもかかわらず、このような混乱となったことは真実を公平忠実に報道されていないためではなかったのかと思います。その結果通常の業務の遂行にも善大な影響をきたすことになり、混乱に拍車をかける結果となった事は極めて遺憾に思います。当然法律そのものに欠陥や問題があり、それに対応し切れなかった私たち行政の責任も痛感しています。 記録問題を肌で感じることとなったのは、基礎年金番号が実施された平成9年頃からです。なお、被保険者原票や名簿の一部が、き損や滅失により確認することが出来ない状態になっているものについて、悪慮を感じたのはそれより数年前です。	期間照会業務に携わる際に、オンラインシステムの検索だけでは不十分であり、目庁の管理分については職員一同危機意識を持って徹底的に調査を行ってきました。特にベテランやOBからの情報収集や時には近隣の商店、関係する協業組合や団体などからも話を聞きながら、精一杯対応をしてきました。 例えばこの近辺の飲食店だった、厚生年金はかけていたとの申出で、記録が確認できず、近隣の古くからの商店や同業と思われる店を一軒一軒聴いて回り、やっと当時の店の経営者の長女から当時の証書を得て、加入事実がないことを伝えて納得を頂いたことなどもありました。 しかしながら、これらの努力も余りにも膨大な件数の中で自らの興動もあり、スキルとして伝えきれない事もあって限界を感じます。個別案件では結果が出て確認できたものもありましたが、確認できない申し出が圧倒的多数を占める中、未適用事業所への対応や事業所の調査が絶対的人員不足であることから、記録問題の根本的な解決ははるかな道ではないかと思います。定期便等で記録を確認していただくことは効果が高いものと思います。現在はマニュアルを始め問題が起き
2630	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	既裁定者については、現行実施していることの継続。 これからの裁定予定者等については、定期便などでの記録のお知らせ及び窓口での徹底した記録確認。	大変な問題であり、膨大な記録管理システムのあり方への不安を感じた。 国会やマスコミが取り上げてきた頃から。	決められた対応策の分担の中で、精一杯努力しようとした。特に受給権者等への説明の機会のある時は、信頼回復を念頭に丁寧に行った。 請求時などでの本人への記録確認のあり方が、相互に不十分な面があったように思う。また、年金記録管理業務を含む年金給付業務への人員配分の課題があったように思慮する。
2631	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	被保険者名簿と機械上との記録の突合をし、一件一件丁寧に調査する必要があると思われます。 そのためには、人も時間も必要だと思いますので、予算と人員(OB等の経験者等)の確保が急務だと思います。	問題としては、オンライン化によりデータが窓口装置に照射されることになり、氏名が、変わった読み方で入っていたり被保険者記録照会の画面に名前がなかったり、カセット記録になっていて記録が入っていないなど、機械化移行時にどのような作業を行ったのか疑問視していました。	窓口に来所されたお客様には、記録が正確に出ないことをお詫びし記録整備の後回答を行った。 当時は、不備な記録がどの程度あるのか把握することも出来ず、一件対応で行うことしか出来なかった。 記録移行時の点検にも問題があるとは思いますが、発足当時の経過や、制度にも様々な法律改正があり、わかりずらい制度となっている事が一番の問題であると思います。 年金番号についても、一人一番号が原則なのに、基礎年金番号導入以前の方で10個以上の番号を持っている方もいらっしゃいました。 また、名前や生年月日を偽る方もおり、記録が分かれている方もいました。
2632	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じ上げません。	基本的には、本人からの申し立てに沿って、全面的に救済することが求められているのでは、ないでしょうか。 具体的な方法としては、次のようなことを考えます。 昭和36年3月以前(国民年金発足)の厚生年金(船員保険)記録については、本人の申し立てに不自然な点がなければ、全面的に救済する。 昭和36年4月以降の厚生年金(船員保険)記録については、国民年金記録との整合性や事業所の適用年月日等を勘案し、齟齬がなければ、救済する。 国民年金の未納期間について、オンラインによる管理を行うまでの期間(紙台帳による管理期間)に係るもので、本人が納付しているとの申し立てを行った場合には、厚生年金記録との整合性等を勘案した上で、納付済期間として救済する。 国民年金厚生年金とも、オンラインによる管理をしている期間については、第三者委員会による調査を元に、あっせん等の決定をしていく。 救済するとなれば、当然に国家財政の支出を伴うことになります。そのことについて、国民の理解を求めることが前提になります。そのためには、政治の場(国会)において、救済策を明示して、議論すること、国民の皆様に説明することが求められていると思います。	年金の記録照会に対する職員の配置など、不十分ではなかったのかという思いがあります。年金給付課が設置されたのは、昭和61年4月の法改正のときであったと思います。それ以前は年金の裁定請求書の処理・加入期間照会業務などを、少ない人数でされていたように思います。 年金の加入期間照会業務などに対する組織的な対応のゆるさがあったと思います。	年金記録の開示を進めていく取り組みが弱かったと思います。これからは、年金定期便という形で、本人に対する通知がされていくと思います。通知の方法には、工夫が必要だと思います。郵送料の節減などを考慮して、送付するタイミング(回数)や、事業主を通じた送付などを検討すると良いと思います。
2633	地方庁	その他(社会保険事務所)	判りません。	都道府県やその各事務所で対応していると、年金制度発足時からの経緯等や年金制度そのものへの知識が不足していると感じることがあります。 年金担当ではない職員も最低レベルの研修が必要だと感じます。 再裁定の決定から支払いまで時間がかかりすぎています。各都道府県から支援を行ってからは若干改善されてはいますが、常識的な日数とまではいえず、苦情が多く寄せられています。さらなるスピードアップの為には人員の確保はもちろんですが、システムの改善も必至と考えます。 画面をお客様に説明しやすい表示に改善する必要があると思います。	年金裁定時に未統合の手番が多くあることは感じていましたが、旧台帳記録でオンラインに収録されていないものがあるのは年金問題が世間で言われるようになって始めて知りました。	相談窓口で確認を徹底していましたが、オンラインに未収録の記録や会社名が不明な記録は対応できませんでした。そういう記録があったこと事態が問題だと考えます。また、発足時の各制度ごとの番号制から基礎年金番号への切り替え時のシステムや記録確認、広報が不十分であり、周知されなかったことがあると思います。
2634	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		社会保険オンラインシステム開始後の採用なので、手管理していた時のことは、よく分からない。ただし、基礎年金番号が導入された平成9年には、2つ以上の年金加入歴がある人は、年金番号を重複して払い出している可能性があると思った。	オンライン以降は、氏名索引を行い、新規で年金番号を払い出さないよう努力したが、オンライン以前の手管理時代では、そのようなことが不可能であったと思う。 やはり、当時の記録管理に無理があったと思うし、先を見据えた年金制度になっていなかったのが一番の原因だと思う。 あと、国民一人ひとりにもっと年金制度について周知するべきだったと思うし、国民一人ひとりの意識が足りなかったのも原因の一つでもある。
2635	地方庁	その他(社会保険事務所)	上記以外には知りません	今まで以上にこつこつ努力していきます	カタカナ誤りと旧姓のままになっていることが問題 年金記録問題としてはご年位まえに知りました	旧姓と職歴確認を必ず尋ねています
2636	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。		基礎年金番号に統合されていない手番の存在、及びオンラインの記録と紙台帳の記録の相違(オンラインに収録されていない納付記録の存在)により、本来の年金額が受給されていないという問題。 記録問題が社会的な問題として、報じられた時期。	納付記録照会に対し、マニュアルに沿った調査を実施した。 年金請求時に資格記録の確認が徹底的に行われていなかった。
2637	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	国民の信頼回復が重要であると考えることから、国民に納得してもらうために現時点では、現在のやり方で市区町村と連携してとにかく確認作業を行う。 長い時間をかけて行うよりも、短い時間で集中的に取り組む。	年金記録については、基番と手番があり、年金を請求する時に確認作業を行い、統合作業を行うので、受給の受給漏れはないと認識していました。 しかし、年金を請求する時には老齢であれば高齢であり、遺族であれば本人は死亡しており、障害であれば記憶がない場合もあり、確認ができないこともあることを危惧していました。 年金記録問題として、このようなずさん処理になっていることを知ったのは、年金記録問題として問題になってからです。	ねんきん特別便対応で、できるだけ丁寧に対応し、この問題が解消されるように努力しました。また、年金を請求する時には、再度の確認作業と考え、きっちり行うようにしています。 この問題については、平成9年の基番化するときに、もっと真剣に取り組むべきではなかったかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2638	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。一般的に公表されている部分についてのみ認識しています。	被保険者の住所について恒常的確認が必要だと考えます。確認を行う際住所相違のため、確認が取れていないため、年金請求時まで、記録が放置されている場合が多い。被保険者について現況届けが必要ではないでしょうか このことによって住所変更に関する業務が省かれるとともに本人への未確認内容が、減少すると考えられます。 具体的に住民基本台帳との照合、照合できない者への通知確認など また、3号被保険者についての種別変更届について配偶者のデータと連動させる必要があります。種別変更が適正に行われてないことによって納付することができず無年金になる場合があります。 被保険者への年金記録に関する関心を高め若年層また、未成年者、学生について、承知もしくは、学習の一環として取り入れていくことが、不可欠です。 年金に関する手続きが多すぎることによって面倒との理由で手続きを行われない場合が、多いため、届出の簡素化を早急に進めていく必要があります。 そのために総務省との連携、経団連等への協力要請が必要と考えます。	年金の記録に関しては、年金請求時に改善されればよいとの認識でした、当然、早期に改善を要するものについては、処理していました。基礎年金番号付番した時点で、どこまで、手番の統合ができていたか疑問でした。また、期間照会についても完全な手作業によるもので、不安を感じていました。このような事態が、60年以上続いてきたと考えています。今回の年金問題については、今まで届出主義で、会社、個人に責任を負わせた結果と考えています。 平成2年ごろに国民年金課へ配属になった際にあまりの情報量の多さに処理が追いつかないことは、感じていました。	現状被保険者の不利にならないよう業務を行ってきましたが、変えることができなかったことができなかったのが、現実です。現実問題として現状の問題提起を行って言った場合にどのようにして、解決していかれているのか、疑問です。意見を吸い上げてもらい問題解決のために法律改正も含めて真剣に考えていかなくてはいけないと思います。 また、現場職員の意見ももちろん大事ですが国民全体からの声に耳を傾け真摯に検討し解決策を打ち出していくことが大事だと考えます。現場でお客様からの意見を直接お聞きする際にとにかく年金は難解で理解できない、面倒、通知書関係がわかりにくいなど、さまざまな意見を聞くことができます。 この意見を一番に考えてより良い年金システムと制度をつくることが、一番の国民へのサービスであり、義務と考えます。 また、今問題を解決するために必要な人間が、絶対的に不足しています、効率的人員の配置を行っていかなくてはなりませんが、それがまったく出来ていません。この事も不可欠な問題と考えます。
2639	地方庁	社会保険事務所課長級以上	脱退手当金の関係で請求をしていないという方が多いいが、当時、退職金と一緒に会社の事務の人が払っていたという話を聞くが、本人に渡っていないのではないかと思う。	地道に、人手をかけて、長い年月をかけてやるしかないと思う。約70年間の記録のことであり、他の官庁でそんなに長い記録を持っている所はないと思う。人海戦術しかありません。	大変なことだと思いました。約2年前ぐらいです。	年金記録問題のマニュアルに沿ってやるしかないと思いました。コンピューターのない紙台帳の時代であり、やむを得ないところもあるが、ずさんであったところもある。先輩諸氏の責任も多々
2640	地方庁	その他(社会保険事務所)	転職がタブーだった時代には、前職があっても年金手帳は持っていないし、新規に番号を付番する人、就職先の年齢制限の関係で生年月日を偽る人、偽名での就職を行う人等、社会保険庁の責任問題とはいい難いケースの実情が全く報じられていない。 適用業務に携わっていた際、新規取得処理時に重複番号の疑いのある方が多数お見えになった。会社に年金手帳を送付する際、注意喚起の手紙や記録調査をするための諸用紙を同封してお送りしたことが数え切れない位あったが、[redacted]大多数の会社の担当者からの反応は無く、番号を一本化するための処理がスムーズに行えなかった。 カセット収録記録が未だにオンラインシステムに収録(カセットオープン)されていない記録が多々ある。 再裁定にかかる所要時間は公に3ヵ月と回答しているようだが、実際に一年以上かかっている案件が多々ある。	宙に浮いた年金記録と称されるものについては、本人確認せずに記録を統合するわけにはいかないので、現状のとおり本人、遺族に一件ずつ確認するしかないのではないかと思います。そのためにはどうしても時間や人手が必要であるため、当然の事ながら人員の増強が必要と思います。 先ずは受給者、既死亡者を優先的に行い、年金受給までに数年もあるような現役の方々にまで同じだけの手ほどきは今時点では過剰ではないかと思います。先に受給者様を対象にスタートすべきだったと思います。 カセット記録については本庁の業務内容を把握していないので何とも言えませんが、外注等で収録をお願いするだけのような気がするので、未だに完了していない理由が分かりません。 再裁定の処理時間については、当然の事ながら人海戦術で望むしかない訳ですので、処分歴のある社会保険庁職員を機構に採用しないとの一方的な政治判断を徹回し、500余名の価値ある人材をそこに投入すれば良いのではないかと思います。	平成5年から年金給付課に携わった際に、氏名索引等から、かなりの重複番号が世の中にはあるのだと知りましたし、大半の方々が転職を行っているという事も知りました。世の中の人々は一つの会社にずっと勤務しているものだとばかり思っていました。 統台帳の管理をコンピューターに収録していくということがとても大変な事だと感じていました。 被保険者本人が手帳番号、会社名等を把握していないものを社会保険庁で全て管理するというのは無理があると思っていました。	年金裁定の際には疑重複の見つかった方々に幾たびも連絡し、本人記録に結びつけていました。 新規取得の際にも会社担当者からのお叱りを受けながら、正しい氏名の登録や重複取消の手続きをお願いしました。 それでもどうしても疑重複をゼロにするというのは不可能でした。職員で出来ることは限りがあります。疑重複番号をお知らせした際の会社担当者の方々の意識の問題(面倒でも本人様にそのつど確認していただく)でかなりの問題が防げたと思います。 最大の反省点は、本人様にもっと以前から年金記録を見て頂く機会が無かった事でしょう。 現在の「ねんきん定期便」をもっと前から本人様に送付し、記録の確認をして頂いていたら良かったのではないかと思います。
2641	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	一人ひとりの年金記録を詳細に確認していくしかないと思います。	最優先でとりくむべき課題と認識しました。 問題を知ったのは、マスコミでとりあげられたころです。	1件ずつを丁寧に解決することに心がけました。 反省点としては、手番の記録整備が遅れたこと。
2642	地方庁	社会保険事務所課長級以上	記録が抜けていた例について、社保庁が報道機関を使って具体的に 説明する必要があると思います。世間は記録問題について、詳しく知ってないと思います。	年金受給者の旧姓を自治体から協力してもらい、名寄せをしてみては如何でしょうか？	給付課に在籍したとき、年金請求の際に氏名索引の仕方についてマニュアルも通知もなく、各事務所がバラバラに対応してるのではないかと想像してた。 ただ、今のようにメールもなく、会議等があっても担当者の意見を聞く機会も持たず庁や局は無能で無責任だったことが最大の原因だと思います。少なくとも、基礎年金番号の導入以後の裁定者については防ぐことができ、ここまでの問題にはならなかったと思います。	課内で、記録もれ裁定者がないように話し合い、当時は自分達だけで記録もれがないように対応してました。反省は、この問題を大きく上申しなかったことです。
2643	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	時間と労力を使って、地道に解決していくしかないと思います。	平成10年度に年金相談を担当した時に、過去の記録が正しく登録できていない事例があると認識しました。	現在も年金相談を担当しておりますが、お客様の過去の年金記録をお探しするときに、お名前を間違った読み方で検索するとか、事業所名からお探しするとか、いろんな方法を試しております。
2644	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録の照会、回答を早急にしていく。	私が在籍した時は、すでに年金記録問題が深刻化していました。高齢化の進む日本にとって、この問題は大きな問題になるだろうと感じました。	私の力では問題解決には結びつきませんが、出来るだけ職員の方に救われながら少しでも力になれるように努力してきました。また、お客様に対しては、丁寧に対応しようと心がけました。
2645	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	調査人員の増	重要な問題と認識していました。平成18年頃。	年金請求の時に必ず他の番号の確認をしました。早めに多並の人数で対応すべきと思っています。
2646	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	各事務所単位で国年手番・厚年手番の払出簿を一人ひとりWMをみて確認し、基礎年金番号にひとつでも多く統合できるようにする。 取得届の際に番号確認を行う。(国年・厚年それぞれ共通の090を行い、他に番号をもってないか確認を行い手番を発見したら本人へ確認を行う)	国民年金と厚生年金の番号がそれぞれあったので、仕方がないと思う。雇用保険のように番号がひとつで前の記録が入らないと次が入らないというシステムであれば番号がこんなに煩雑にはならなかったのだと思う。 3年前ぐらいにテレビ等のニュースで知った	特別便の調査において、名前や生年月日の記入が間違っている事も多いのでWMの情報だけでなく、原簿の確認もじっくり行った。 年金の問題については、ある程度それまでの知識と番号を発見するまでのいろんなケースについての経験が必要であると思います。普段の業務との両立で確認作業というのは困難だと思うので年金記録問題のみに取り組むチームが必要だ思います。被保険者一人ずつかかる時間は違うので、正確にきっちりとするためにはもっと時間と人(知識のある人)が必要だと思います。 定期便などの業務センターからの丸投げは事務所としては非常に困ります。受付の古いものを回されて、回答が遅くなっても結局いろんな意味で責められるのは事務所になってしまうのではないでしょうか？
2647	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	引越しや転職をするたびに新しい手帳番号を払出していたことが、年金記録問題につながっているひとつの要因だと思うので、引越しや転職の際に必ず基礎年金番号の載っている手帳等をなくさないよう国民の皆様に知っていただくようにする。 各年金制度の趣旨を理解していただき、各年金制度に加入の手続きをしてもらう。	国民の信用をなくした要因のひとつであり、信用を取り戻す為の重要な問題だと思います。 働き始める少し前のマスコミによる報道で知りました。	お客様の立場に立ち、意見やお話しよく聞き迅速かつ適正に対応していました。 様々な点において確認が重要であるということです。
2648	地方庁	社会保険事務所課長級以上	無し	無し	公表された時	仕事での取り組み
2649	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	1月以降の新たな組織において、お客様志向の業務を通じて、信頼を回復以外にないと考えます。	驚きでいっぱいでした。 マスコミの報道で知りました。	与えられた業務に対して、改めて真摯に取り組みました。 分かりません。
2650	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		手管理から機械管理になった時の管理の問題が一番大きいと思います。	年金特別便でのご照会についてもお一人お一人に丁寧に回答しました。 国が特別便を何年以内に回答すると国民に言われていましたが、丁寧に回答するには、能大な時間と人が必要です。年金定期便でもまたお客様から同じような疑問が出てくると思いますし、何回も同じことを繰り返すことになるかもしれません。人を雇用しても育てるには、教えることが大切です。現場の声をもっと聞いてほしいです。それが反省点だと思います。
2651	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	信頼回復の点からいうと、標準報酬の決定については、 保険者が決定した内容を、証拠書等を第三者機関が確認、永久保存するなど新たな仕組みを構築しないと、また新たな疑義が生じると思う。 今ある問題については、全申立て分および客観的に改ざんが疑われる事例等について、超法規的措置(救済特例法)などにより一定の整理を図らないと整理がつかないのではないかと思量する。	年金記録問題の基本は、 ①被保険者の申請主義に依拠しすぎた点一本人が手帳をなくし記憶を忘却するとお手上げ。 ②年金記録にかかる保存データの項目の吟味が不足していたこと、長期の保存への配慮にかけたことがあると思われる。③証拠書の法廷保存年限が短い。 銀行からの転職組みですが、民法上の債権事項が10年に合わせて、銀行はきちんと証拠書の管理は行っているし、ノウハウの蓄積も相当なものがあった。 制度発足当初電子化技術があるわけでもなく仕方の内面があったのかもしれない。それに基づき電子化の作業の際の移行データの元となるデータとの照合が甘かったことに起因する問題であると認識しています。 知ったのはいつかとはいえませんが、一般社会において個人が利用する一番利用する期間の長い金融商品が年金制度であることを考えると、入社したころから一抹の危惧は感じておりまし	真摯にお客様の申立てを聞き取り、持参された証拠等がなくても記録の発見につながるよう窓口対応に努めました。 この問題の反省点については、個人としてはきちんと定められた規程に従い業務処理をしてきたことから特にありませんが、今後については、「非常に長い期間活用することを前提した記録に携わる」仕事であることを強く認識し、改めて職務に導念してまいります。 組織的には、被保険者の申請主義に依拠せずに、長期に安定して安全に記録が管理され、また被保険者が年金手帳等を紛失したり、あるいは記憶が不確かな場合に本人記録と確認がとりやすいように、現在のデータベースで管理しているデータ以外にも有用なデータを取り込めるような改善が必要であると考えます。
2652	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	全員で頑張ります。	解決しなければならない問題と認識しています。マスコミで取り上げられるようになってから知りました。	全力で頑張りました。反省点はよく分かりません。
2653	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	上司の指示に沿って業務をおこなっておりましたので、問題が発覚するまではこのような問題があるなど思いもよりませんでした。	発覚後は、一人ひとりのお客様に納得していただけるように説明、調査を誠実に行いました。今後は、組織も職員もお客様を第一に制度が納得いただけるものとなるように努力していく必要があると思います。そのためには、この制度がいかにお客様の生活に必要不可欠か広報していく必要があると思います。(今までは本当にお客様が必要な情報が公開されていないし、パンフレットばかりで運動性がないので記さしてひとつでおおむね理解することができるパンフレットや、小学生から生活科の授業で利用することができるパンフレットなどがあるといいと思います。)職員も制度が変わりすぎてわからなくなってしまうくらいなのであまりにもつぎはぎの制度になってしまった点が今回の問題につながったのかもしれません。わかりやすい制度になってくてもしも障害の状態になったときどんな補償が受けれるのか＞＜将来いくらもらえるのか＞とかもしもの時の見込みができるものであれば、お客様が安心して加入し、保険料を納得して払われて

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2654	地方庁	地方社会保険事務局長	承知していない。	統合の可能性の高い「ねんきん特別便」については、現在の作業を徹底実施することが、解決の早道と考えるが、お客様からの反応がなければ困難なことから、再度徹底した広報を行い、周知を図る必要があると考える。そして、そのフォローとして「ねんきん定期便」を有効に活用すべきと考える。 なお、「サービス改善協議会」においても民間委員から出た意見であるが、一定の成果を以って	基礎年金番号の導入時において、国民からの申出がないことから、厚年番号等が別管理されている、もしくは婚姻による氏名変更がなされていない記録が別管理されているなどによる、未統合記録の存在と認識していた。承知したのは、平成16年頃と記憶している。	局長として、職員への理解を求め、特に若手職員に対し、これまでの歴史を教授し、必ず達成しなければならない問題であることを認識させた。 また、自らも作業に加わるなどして、その促進に努力した。 反省点とすれば、基礎年金番号導入時において、徹底した記録統合を行うべきであった。また年金定期便のような本人が自ら確認できるルールを早期に確立すべきであった。
2655	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	なぜ問題が起こったかの説明が少ないので、職員によくわかるようにしてほしい	過去の誤ったやり方の積み重ねと思っていました。問題を知ったのは報道後です。	記録の誤りがある人を回復していきたいと考え対応しました。反省点として記録回復の基準が担当によっても若干違いがあり、基準を明確にできなかったこと。
2656	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知っていることはありません。	時間がかかっても、1件ずつ地道に本人特定をしていくほか無いと思います。	「宙に浮いた年金記録5000万件」という新聞報道を見たとき、その件数の多さに驚いたと同時に、解決に向け非常に困難な道のりが待ち受けていることが容易に予測でき、暗澹とした気分になったが、やっていくしかないと気持ちを切り替えた。	毎日、事務所外にあふれるほどのお客様が来所され、大変な状況の日が続いたが、自分が対応したお客様には、お一人ずつ、丁寧な対応が出来たと思う。自分は年金給付経験が長いので、対応できるだけの知識を持ち合わせていたが、経験の浅い職員には対応が難しかったと思う。今後は、研修を実施するなど、人材育成が重要な課題であると考える。
2657	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題 年金記録の不正な改ざん＝すでに改ざんを行った職員は告発され逮捕されているが、どこまでを被保険者とグルになった改ざんと判断しますか 記録補正処理は複雑な機械操作を伴うものであり入力ミスを行ったときの復旧が地方庁ではできないことがあります 記録課へ依頼するも訂正されずそのままになっていることがありました 本庁での入力ミスも過去にかかわらず現在でも起こっています		国家組織・行政機関レベルの問題と捉えます 大学で学んだ行政法・行政の瑕疵のレベルの問題と 公共経済学・厚生経済学のレベルの問題と 憲法25条・社会保障制度レベルの問題が 国・政府・与党の利害や力関係で右往左往しています 5000万件の年金記録問題は本人と会社にも半分責任があります 国・当時の厚生省と出先・社保庁窓口末端にも責任ありますが	一人一人の意識改革が組織全体のレベルアップにつながる 7年前村瀬長官になったとき 一度見放された職場にもう一度やり直すチャンスが到来した 与えられたと感じた 反省点は厚生省霞ヶ関一種採用のキャリア官僚とその官僚制度にあり かつこの国をどうしたいか この国のビジョンを描き、示せない国の人々に問題があると思います
2658	地方庁	社会保険事務所課長級以上	老齢年金受給者において、加給年金対象者が障害年金(基礎)受給した場合、機械的に突合ならなく加給年金が停止にならず過払いになっている。	障害基礎年金請求書に配偶者欄を設けることによって、未然に防ぐチェックが可能と思われる。10年以上前から提案していたが聞き届けてもらえなかった。	期間調査を担当していた頃より、確認ができない記録があることは知っていた。ただし、それは本人のものと疑わしいのに、本人が記憶にないなど最後の確認が取れないままであったもので、当時としてはそれ以上踏み込んで記録を統合することはできなかった。 非常に残念なことであり、問題解明に努めなければならないと感じた。また、早急にそれに対する庁よりの支持が欲しいと感じた。	社会保険による丁寧な説明と、また年金制度に対する周知徹底が不可欠と考えます。いくら事務所側で説明させていただいても、制度を知らないままであれば本人の記録に結びつかないと思います。 今後定期便に対する返信が加速すると思われますが、報酬決定時期等についてももっと周知しなければ、いたずらに照会業務が増加するのではないでしょうか。算定基礎届の時期：月額変
2659	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	特別便等、ご本人へのお知らせも必要だとは思いますが、先にオンラインの記録を整備することが、必要かと思われます。 理由としては、現状のやり方では、被保険者・受給者に何度もお知らせがいくことが考えられ、その場合、被保険者・受給者に負担がかかること、苦情の元となること等が問題になってくるかと思われるためです。 また、処理をする職員も対応しやすいと考えます。	以前より、被保険者名、生年月日でしか検索できないことに、不安を感じていました。	最近導入された、被保険者台帳の検索・原票の検索、漢字による氏名検索を用い、来所された方についてはなるべく一度の来所で解決ができるよう心がけています。
2660	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金第3号において、本来3号に該当していないにもかかわらず、第3号に該当したままとなっており、事実が確認できない場合本来受給対象とならない部分についても年金の給付を受け取る状態となっており、また事実確認が出来た場合については、遡って資格を失うこととなり、時効となってしまった期間については、納付する機会すら失ってしまう。	現状において、事業所等が扶養から外れた等による事実が確認出来ている場合でも届出の受付をしておらないが、そのことによって事実に反して3号該当中となり、本人に対して適切な1号勧奨業務が阻害されている。届出の受付種類・方法を今一度検討する必要がある。 本来、失業給付受給中は基本的に3号該当とはならないが、1号への切替が行われていない場合が多いため、年金給付における高年齢雇用継続に伴う労働保険からの情報提供を失業保険受給についても同様に行い、適切な手続き・勧奨業務を行える体制を作る。	基礎年金番号が平成9年に導入される以前の制度上の不備による問題、各職員の年金記録の重要性に対する認識の甘さから引き起こされた人災。 問題として認識したのは、10年程前。	当時の担当課においては、基礎年金番号に未登録手番を確認し、出来る限り随時登録する事しかできなかった。 現状においても、国民年金の番号については何時統合が行われたか処理日が表示されない等システムがあまりにも脆弱である。全体の問題意識が低かった為、日々の経常業務にとらわれ
2661	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成10年新規採用当時、適用担当課に配属となり、基礎年金番号に未統合の手帳番号の存在を知りました。 年金制度の変遷から生じた問題であるにも関わらず、手帳番号保持者に対し、あくまで「申し出待ち」という受け身の姿勢であることについては、当時から社保の事務処理体制に疑問を感じて	適用担当課に属していた間は、当時資格取得届や氏名・住所変更届に添付された年金手帳を確認し、未統合の手帳番号が記載されている場合は、該当者に205届の提出を依頼しました。 ただし、個人や事務所ごとで対応の仕方は違っていたと思われるため、基礎年金番号制度導入時点から、全国的に未統合記録に対する取り組みを積極的に行うべきであったと考えます。
2662	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません。 私が知っている内容は全てニュースになり公にされました。 ニュースが流れて初めて知ったことがほとんどです		例えば免除等の記録の改ざんや事業所と職員双方にメリットがあるからといって不正な全喪等を行っていたことに対する問題だと認識していました。 うえのような事実を知ったのはニュースで騒がれ始めた頃からです。散収課の職員等が話していたのは知っていましたが、それが不適正だとは認識していませんでした。	まず自分のやっていた処理に不適正な処理が無かったか探しました。 東京の上野社会保険事務所にて厚年適用と国年適用・保険料関係の業務をやっていましたが、前から自分のスタンスとして不明なところは全応六法や判例を調べたうえで処理をしていたので、自分の業務の中では不正な部分は見当たりませんでした。 その後は各事務所に立ち入り検査をして免除等の原簿を全て調べたりして動きましたが、今思うと自分で提案して率先して取り組んだことは少なかったように思います。
2663	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	国民年金の未納期間照会において、払出日や納付時効の説明をしても、本人の思い込みや勘違いと思われることを社保段階では納得いただけない場合が多い。その点、第三者委員会で弁護士さんを介すと全員とはいかないが、第三者に話しを聞いてもらえて、社保の説明がある程度理解してもらえるのは、ありがたいと思う。 解決方法は、今の段階では、本人確認によるものしかないと思うが、非難の的は経費関係もある。印刷ミスなどの再送付関係のミスや、方針が決まってからのあまりにもあわてた作業による不必要なムダ金は、何度もお叱りを受けた。政治的な問題もあると思うが、もう少し検討・校正等する時間が必要と思う。	年金給付課に在籍していたとき、窓口での年金請求時には記録確認をしていたが、本人と思われる手番について、「おおよその期間・会社所在地・業種」など、ある程度のヒント的なものを出して確認していたが、会社の正式名称と営業名との違いや、本社適用を知らない方など、本人確認ができない方がいた。中には、健保扶養者で確認したケースもあるが、原票で当時の扶養者がいた場合のみのため、事業所名簿保存だけでは不能。 会社名等確認できるが、本人が厚生年金は絶対かかっていなかったという方もいた。 本人の記憶のみでは、確認困難だと思っていた。 時期：平成8年頃～	対応：(8)に記載。 反省点：徹底にた手番確認ができていたかと聞かれれば、完璧なものではなかったので、その点が1つ。国民年金の台帳・市町村の名簿との記録突合せを定期的にしていたにもかかわらず、不一致があったり、本人領収のみでしか確認ができない記録は、不正・検認記録時の市町村漏れ・検認報告時の社保台帳押印漏れ・過年度保険料の台帳押印漏れや間違いなど枚挙にいとまなし。人手があれば、再確認ができたであろうか？
2664	地方庁	その他(社会保険事務所)		情報の集約化・一元管理化ができていない。個人の年金記録を管理する以上、その個人へいつ、どのような文書送付・照会したか等の詳細情報を組織として共有すべきだと思う。事務所より送った文書照会などは、事跡として登録する手段がなく、いつ、どのような内容かは後日相談があったときには必ず必要となるにもかかわらず、担当者まかせとなっている。この場合、コールセンターやその担当者以外に相談した際、対応が後手後手になってしまう。年金記録問題はお客様にとって重大なことであり、10年後、20年後、再度相談にみえられる可能性は十分にあると思う。現時点において、過去の記録管理のまずさを反省し、将来に向けての情報(事跡)の管理に	採用されたのが平成10年4月で、基礎年金制度が始まったばかりで未統合の手番が多く、これから整備していくと知らされていた。特別便発送の少し前に適用課に配属され、記録照会業務にふれて、年金記録に疑義を感じている方の多さに気がついた。	コンピュータのない時期に記録管理という点では、台帳という手段以外に方法はなく、いくらまわりに言われても、他に方法はなかったように思う。その後の対応で、データ化後、照合もせずに台帳を一部破棄したのが問題だと思う。今もWMにて記録は見つかったが、事業所名の記録が収録されておらず、台帳もないというものは多く、調査に苦慮するケースは多いです。調査の結果をお客様に説明する際、隠すことなく丁寧に現状を説明するようにしています。情報を管理することの難しさを痛感します。
2665	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録問題というには語弊があるかもしれませんが、細かいことであれば、厚生年金の手番を多数持っている方が年金請求時に重複取消処理や手番統合処理することで、全ての手番を一本化すべきところを、全てをまとめると厚生年金の加入期間が240月をわずかに超え、加給対象者でなくなるようなケースがあった場合、職員側から統合しない方が有利との説明をし、あえて統合しなかったものがあったり、国民年金の3号期間中に短期間就労した際の厚生年金は、就労の事実を知られたくないといったような本人の都合や、就労した期間が確認時に2年以上遡及する場合で、3号特例制度がなかった時期に判明したものは3号未納を発生させないようにするため統合しないといったケースがあったとのことを聞いたことがありますが、私が知りえるものはこの	具体策はありません。	請求主義に基づき、オンラインへの未収録記録が多数あること、さらにはその記録を長年にわたり放置し、積極的に確認しようとしなかったことが、年金記録問題であり、これを知ったのはこのことが大きく取り上げられるようになってからでした。オンライン化以前の記録を完璧に管理することは非常に困難なことだと思いますが、そもそもオンラインに収録されていないものが自分の想像をはるかに超えた数であったことが問題であっただろうと思います。	未統合の手番が多数あることは年金記録問題とは言わないのかも知れませんが、年金請求時等にこちらから積極的に確認を促さなかったことや、担当者によって、旧姓や収録氏名の読み違え、生年月日相違の可能性まで含めた確認が不十分なケースも多々あっただろうと思います。 せめてオンラインで確認できる範囲での差はあってはならないと思います。
2666	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	1件1件統合していくしかないと思います。	年金給付課にいた時に記録が漏れている人がいると認識しましたが年金を請求する時に整理する方法でよいと考えていました。 平成15年ごろに認識しました。	年金請求の際に整理すればよいと考えていました。 年金という老後の生活の支えとなる「お金」という意識が足らなかったと思います。被保険者の記憶にたよったり手帳等を持参させるのではなく、こちらでしっかりと管理をするべきであったと考え
2667	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		本人からの申請がないと統合できない以上、記録統合作業が長期間にわたることは基礎年金番号制度が始まる頃から感じていた。	来訪者の記録を確認する際に未統合の記録はないか、被保険者期間にずれはないか、聞き取りをして記録の統合を進めた。 あらゆる申請書の記入方法が難しすぎるため、もっと簡便な方法(記入ではなく選択式)に切替えられれば解決していくのではないか。
2668	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金給付課に在籍している頃、期間照会の件数が多いこと、マイクロに統合されていない手番が多数存在していることを今思うと疑問を感じる。また、適用課に在籍している頃は、資格取得届で新規で届出しているケースが多数存在していたのも現在の要因のひとつとしてあげられると思う。	当時は、上記のように疑問はあったが、受付した届書等を迅速に処理することでお客様に対する行政サービスを実施しており、期間照会者等各種届出者に対して、オンラインシステムの被保険者検索、事業所検索等を活用し、回答するしかなかった。 年金問題で反省する点は、統合帳時代、マイクロ、オンライン移行時に正確な業務及び移行処理が実施されていなかったこと、市町村の事務問題、制度改正による問題、基礎年金番号制になり、社会保険庁における被保険者等からの回答の徹底、基礎年金番号への統合処理を怠っ
2669	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん特別便、定期便で被保険者の年金記録確認を1度徹底し、今後定期的に記録確認を取る必要があると思います。 再裁定まで時間を要する方には加算金をつけるなどの処置(立法)をする必要も考えられます。 (保険料徴収には延滞金もあるという被保険者の批判もあるため)	年金記録が一本化されていないとわかったのは採用1カ月後(平成13年5月)くらいから。 度重なる年金制度改正にオンライン機能が追いついていない、被保険者も今ほど年金記録に対する関心がなかったこと、現実の国民生活に制度(法律、制度運用)やオンライン機能が対応できていないことがあった(現在も対応できていない)。 現状ほどの大問題になるとは思っていなかったが、いつかは改善が求められるとは思っていました。	今まで事務所勤務しか経験ありませんが、窓口対応した時、被保険者の年金記録にも目を配り多くの記録を正常化に結びつけるよう努めました。 自分の携わる業務の問題点、改善点について意見を提出したこともありました。 反省点としては、いままで保険料未納奨励にのみ重点を置き、俊良被保険者に対するサービスが欠けていた。 国民生活に制度(法律、業務マニュアル)が対応できていない、職員数が少ない、予算がないなどの問題もありますが、現場(被保険者と多く接している事務所)から改善点(制度改正など)を多く取り入れている組織ではない感じがします。
2670	地方庁	その他(社会保険事務局)		本人に不利益にならないように、未統合の記録を整備していくべきだと思います。	未統合の記録があるのは知っていましたが、実際に事務をしていると、本人や事業所の届けが誤っていることが多く、すべてを統合するのは難しいと思ってます。実際の件数を知ったのは報道をされてからです。	できるだけ、本人と思われる記録は時間をかけて確認をしました。 反省点は時間を早く、件数をこなしてという指示で、誤った処理や本人に不利な処理をしてしまった事案があると思います。 また、お客様宛に通知をいろいろ送付する前に確認をしていないため、届出が不要なお客様にご迷惑をかけたことは改善すべき点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2671	地方庁	社会保険事務所課長級以上	宙に浮いた年金 消えた年金 標準報酬の改定 が一般的に知られている問題だと思いますが、 私も同様の認識です。	対応に係る人員の増。 それに併せて、コンピューター上のシステムの質の向上による対応。 対象者の分別 まずは、年金受給者のみを整理し、それが終わってから現役世代の者の対応に移る。	年記録問題として一般的に言われるようになったのは、ここ数年だと認識しています。 宙に浮いた年金、消えた年金、報酬の改定など、私が大きな問題として認識したのも、ここ数年です。 年金は、一人ひとりの大切な記録であり、その記録に基づいて老後の大切な年金等が決定される重要な記録であります。 このような年記録問題は、大きな問題として認識しています。	相談者からの情報により、社会保険庁等で管理している記録で、できるかぎりの確認を行い、そのことに係る説明を懇切丁寧に対応することで、信頼回復の一歩として捉えています。 年金記録の問題は、早急に対応しなければならないと強く認識していますが、混乱を最小限に抑えるための手順を踏んでいなかったように思えます。 人が審査、点検、確認をする行為には限界があります。 オンラインに収録されていない記録のデータ化、記録突合の機械化を行ったうえでの対応をすべきではなかったのかなと思います。 また、対象者の案内や対応等も、まずは年金受給者のみの整理対応を行い、その整理が終わってから現役世代の者の整理対応でいいのではないかと思います。
2672	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	職員も被保険者も一人一人が責任を持つこと 被保険者にはまだ年金手帳を失くす人が多いので、再交付するたび、銀行のカードのように再交付料金を徴収すれば、年金番号の疑重複がなくなる率が高くなると思います。	この問題を知ったのは、平成19年に特別便が始まってからです。 それまではWMに登録されているのが全ての記録だと認識していました。	残業をし、休日出勤をし、平常業務と並行して特別便の窓口対応・電話対応をしていました。 一人の被保険者に対して年金番号を複数持ちすぎなので、資格取得時に新番をすぐに払い出さず、職歴や住所歴を十分に確認すべきと思いました。
2673	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	分かりません。	マスコミ各所で言われてから初めて知りました。 宙に浮いた記録。同姓同名による記録の混在等。	よく分かりませんが、一人ひとりの大切な記録なのでもっと真剣に取り組んでいかなければいけないと思いました。
2674	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様の要望に迅速に対応するため、人員を増やし早期に記録整備をし調査を完了させ、裁定・支払いを早くする。	記録の機械化時の不備が多い、機械化されたずに漏れている記録が多いというのが最大の問題点だと思います。また、基礎年金番号導入時の対応、対策や方法が不十分なままに実施された事も問題だと思います。問題として知った(認識した)のは、今回の記録問題として浮上してか	お客様のお問い合わせに対して迅速に誠意をもって丁寧に対応しようと思いました。反省点としては、やはり機械化時のずさんなシステム移行とつなぎ合わせばかりの法改正と改正時の準備不足、チェック機能の甘さだと思います。
2675	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	記録もれの方や記録誤り等の方に対して、救済するような法整備を急速にして欲しいです。 重複すると思われる方の分も早急に確認し、合致し次第重複取消等処理して欲しいです。	昭和59年の国民年金切替時、事務所の国民年金課に在籍していました。当時特殊記録等のある方のみマイクロフィルムで記録を残していましたが、将来どんな問題がでてくるか判らないので紙台帳を全て残して欲しいと、上司に訴えましたが「上からの命令なので廃棄して良い」との一方通行で、結果的に廃棄させられました。問題が起きている事を認識したのは、平成9年4月から在籍した年金給付課で年金相談にあたった時に、気付きはじめました。年金記録問題に関しては、平成16年4月から在籍した年金相談コーナーで、過去の厚生年金・国民年金記録で、ご本人からの申し立ての記録がなかなか見つからなかったりした際、このままでよいのか、早急に記	昭和59年の切替時には、もっと上の上司に強く交渉すべきだったと反省しています。年金相談コーナーでは、マイクロでの原簿・番号簿等手書き分で残っている中から、少しでもご本人のものではと疑われる件に対しては、当時の給与明細等もしくは手掛かりになる写真等残っていれば、持参してもらい、判別していました。
2676	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	特になし。	大切な保険料をお預かりしているにもかかわらず、記録の管理が完全でないことは常識では考えられないことで大変なことだと感じた。 知ったのは、浮いた年金の報道時。	過去の記録の照合の徹底。 反省点としては、 過去の記録の管理のあり方と年金の記録は年金の請求時に統合すればよいという考え方。
2677	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民年金に関していえば、手番の有無と帝の台帳の確認でほぼ解決できる。 特に手番がないのに国民年金の記録はない。そして、年金制度創設からの制度周知を行うこと。該当依頼者のほとんどが制度自体をまったく知らない。	100%解決することは無理であると認識している。年金記録問題は19年6月に報道されて知った。	特別便、定期便の提出されたものの調査を一件ずつ解決していく。一つの手番を大事にしていく喚起が足りなかった。また、いつの保険料を納付したか未納かどうか一目で確認できる領収書以のものを加入者に交付すべきであったと思われます。
2678	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般で知られている以上のことは知りません。	平成20年中にセンター遡及済分の再裁定処理の完了を急ぐ。	国の信用に関わる重大な問題と認識した。国会で多く取り上げられてから。	
2679	地方庁	その他(社会保険事務所)		事業主からの正確な届け出の提出。 故意による嘘の届け出をした場合の罰則。	ほとんどは、届け出の誤り、誤記入による。 事業所の指導を強化し、正しい届け出をさせるよう、いろいろな機会に事業所指導する。	記録補正の業務に従事。特別便記録照会の支援。
2680	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	本人へ通知文送付し、確認する。	年金相談を担当していたときには、必ず疑重複確認行っていましたので、問題となったときには、想像以上に多かった。少しでも早く解決するよう取り組まなければならないと思う。	本人へ通知文送付し、確認し、早急に解決するよう努めたい。
2681	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人員増員	国民の信頼をなくす問題、10年前ぐらい	お客さまに丁寧にお詫びし、わかりやすく説明した。OBの怠慢。
2682	地方庁	その他(社会保険事務局)				
2683	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	現行の作業を早期に進める。	年金記録問題を認識していなかった。 この問題が提起されて以降。	過去の年金番号が、一人に複数払い出されたことに問題があるとおもいます。 住基ネットを活用し、社会保障及び税を含め、一元化する事だと思います。
2684	地方庁	その他(社会保険事務所)		件数が多いため、人員の増員と、システムの開発が必要で、お客様が納得いく回答をすること。	国として記録を管理するにあたって、あってはならないことと思います。年金記録問題が存在することを知ったのは平成19年6月頃です。	お客様の言葉を真摯に受け止め、記録が存在するかどうか窓口でわかる範囲で対応しました。数が多いこともあるが、対応スピードが遅い(特に県外に記録確認する場合)点。
2685	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	現行と同じ。	年金に加入していた期間が消えてしまうとは、年金制度の根幹を揺るがす大変な問題だと思った。	宙に浮いた記録の早期解決を図ること。 被保険者番号が統一されていなかったことによる記録管理の甘さ。
2686	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録もれの調査については、丁寧な調査が望ましいが、1件に時間をかけると全体が遅れてしまい回答までのスピードも要求されていること、記録も複雑であることから、社会保険に精通した調査担当の職員を増員し、職員分の一般事務に増員をすべきと考えます。 この間の処分者等でねんきん課構へ採用されない職員の中でも処分内容によって個別判断が可能であれば、記録調査の人員の増としてこの問題の解決に登用すべきではないかと考えます。	年金請求の窓口で裁定請求書の提出相談を担当した際に、転職をした方には、複数の年金番号が付番されており、またその時の年金手帳を保有していない者が多いことから、平成9年の基礎年金番号統合事務が完了されていないものと当時は考えていた。 年金給付課に在籍していた平成18年頃、複数手番者が統合されていないと知った。さらに、ここ2、3年で記録誤りやもれの問題が深刻であることを知った。	当時から、裁定請求書を処理する際に、氏名索引等、できる限りの調査を行い記録の漏れ防止に努めた。 年金制度発足の理由自体に問題があったと考えるが、制度改正ごとの周知が不足しすぎていたため制度内容の理解がされてこなかった。 また、職員であっても全てを熟知できない程の改正が多く複雑であることから、個々人の学習だけでは限界もあります。 全体での勉強会も時間が限られており、現行の制度では、職員の意識改革はもちろんだが、事業所(社会保険担当事務職員)や個人への制度理解は絶対に必要であり、お互いにきちんとした手続きがされなければ将来にわたっても繰り返されていく問題になりかねないと考えます。
2687	地方庁	社会保険事務所課長級以上	何も無い。	現在行っている事を今後もすべて継続して行っている。	全く認識していなかった。3年程前から知った。	上部組織からの指示に基づいて対応している。過去の制度、組織自体の不備による。
2688	地方庁	その他(社会保険事務所)		すでに退職したOBの方たちに当時の書類の処理について細かく確認し、どのような処理をしてきたのかを明らかにするしかないと考えている。	手番の統合処理などがまだ済んでいない方たちが多いと思っていた。事業所に依頼し本人へきちんと確認せずに新しい番号を払い出しすぎてこの問題になったと思う。	特別便対応が始まるまえは、年金請求時の旧姓・職歴の確認を入念にしていた。 氏名索引でも呼び方が一字相違するだけでも該当記録が出てこない点、国民年金加入の窓口である各市町村や厚生年金の窓口である事業所に対しての基礎年金番号の確認処理の依頼の甘さ、もちろん社会保険庁の入力管理後の確認体制のずさんさも問題があると思う。
2689	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知らない。	年金特別便、年金定期便のフォローアップ。	新聞、TV等で報道されるまで知らなかった。	特別便のフォローが一定のめどがついていない段階にもかかわらず、定期便を始めてしまったことは拙速であると思う。
2690	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	現在まで特別便・定期便を送付し、記録の確認をお願いしていますが、住所変更未届け等で届いていない方もいると思います。 郵返された対象者については市区町村と連携し、すべての方に届けられるようになればと思います。	知ったのは平成19年の春ごろ。ちょうど産休代替職員として任用される前で年金の勉強をし始めたころでした。 手番がいくつもある人がいることを始めて知り、年金額に反映することでもあるため、「とても大変な問題」としか認識していませんでした。	直接、お客様の相談に対応することはありませんでした(窓口案内のみ) 不謹慎かもしれませんが、世間でニュース等取り上げられたことによって若年世代の方々が年金に興味を持ったと思います。 窓口での対応は減りましたが特別便で「訂正がある」と回答された方への返信、再裁定の通知が遅いと苦情の電話が事務所にかかっています。 事務所としては返信・通知を待ってくださいとしか返答のしようがなく、心苦しく思います。
2691	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	専任のスタッフを本部に配置し、そこですべての事案を集中して処理を行う。 オンライン上に被保険者記録を、事業所整理記号、被保険者番号等を含め完全に収録する。	被保険者記録が、オンライン上に完全収録されていないことにより、記録の確認が困難になっていると10年ほど前に考えるようになった。	現場では、記録が完全でないことを厚生年金の適用業務や、年金給付業の担当をしたものは認識していたが、解決の方法は、一事務所の職員では見出せなかった。
2692	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	経験が短いため、現在とられている方策を地道に続ける以外にはわかりません。	在籍前に報道等で知りました。	対応と言えることはできていません。反省点はマニュアル化やその伝達・浸透など、体制が整っていなかった点ではないかと存じます。
2693	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	現在の業務システムと当時の水準を比較するのは難しいと思いますが、国民年金に関しては、例えば特殊台帳(マイクロ)に記録があるにもかかわらずWM記録に無い事例や領収書・検認印があるにもかかわらず納付記録が無い事例について、単に漏れや間違いがあるということではなく、「なぜ？」「どうして？」を当時の担当者への聴取を行い、原因を検証してほしい。	昭和63年頃に健康保険担当課に配属になり健康保険・厚生年金資格取得届を処理する際に、厚生年金手帳番号欄に記入がなく、新規で年金手帳を交付することが多くみられたと思う。 平成5～6年頃に年金給付課に配属になり年金相談窓口で年金相談の際に、氏名検索で本人と思われる記録があるにもかかわらず、お客様の記憶が無いなどで、記録を統合できなかったことがあった。それの積み重ねが、いわゆる「消えた年金記録」の一つだと思います。	本人と思われる記録が判明した際には、できる限りの情報(職種、所在地・住所、会社名、期間等)を本人に聞き取りするようにしていた。 平成の初期と現在のシステムは大きく違いは無いと思いますが、オンラインシステムが無い時代の業務や記録管理、国民年金に関しては市区町との被保険者記録や納付確認の方法等は比較は難しいと思います。
2694	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録統合及び再裁定に必要数の人員を確保し、期間を定め組織全体で集中的に取り組むことだと思います。	平成18年4月採用なので表面化するまで全くそのような問題が存在することを知りませんでした。	記録管理の方法上、管理が個人の自己責任に頼らざるを得ないものだったにもかかわらず、国民にそのことが浸透してなかったことと、裁定請求の際の確認作業が甘かったことが反省点として挙げられると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2695	地方庁	その他(社会保険事務所)	養育特例制度は、育児休業を取っていない男性が、 転職で報酬が減った。 配置転換で報酬が減った。 景気が悪くて残業が減って報酬が減った。 等の場合でも申請が可能です。 しかも届け出一枚出すだけで、 将来の年金が結構増えます。 しかし、男性で出してくる人はほとんどいません。 昨今レイオフなどで報酬が減った人も多いはずなのに。 届出一枚で年金が増える。 しかし知らない人が多い。 第3号とまったく同じです。 今小さい子供がいる男性が受給年齢に達したころ(30～40年先)に また3号のように特例云々、になるような気がします。	定期便に「男性でも、育児休業取っていなくても、申請すると年金が増える」旨記載すること。(別紙ではなく職歴の続に印刷しておけば、後日文句言われてもここに書いてあるでしょうと言える) あと、いろいろな出版物の養育特例の説明を、「育児休業と関係なく・転職や不景気の残業減でも・男性でも、とにかく三歳未満の子を養育していれば申請可能」と、書くべきだと思います。 (通常育児休業と抱き合わせで記載されていて、育児休業取った人だけの届けだと当然思われる記載になっています)		「アルファアベット名前も登録すべきでは」 外国人被保険者が急増していますが、たとえば中国人の場合、日本語読みか、本国の読みがいいか。 ミドルネームがある場合、姓が最後に来る名前の方の場合は、どういう順序で名前の登録をすべきか。 名前が長くて入りきらない場合、どの名前を切り捨てるか。 「ー」記号は使うべきかどうか。 本来被保険者が日本国内にいるときの表記を統一しておいてくれればいい話ではありますが、現状本人申請に基づいてどのようにでも入力をしています。 転職した場合に前の年金記録を探すのに苦労します。 日本人手番が検索できなかったのを社会保険庁だけのせいにされたように、将来外国人記録が探せないときにすべてまた私たちのせいにされます。 年金手帳や保険証の表記はさておき、年金のコンピューター記録には外国人登録証のアルファベット名を登録しておくと良いと思います。
2696	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現に起きている問題については、受給者分は政治判断を含め時間をかけずに行うと共に、被保険者分については高位年齢ごとに、ある程度時間をかけ全ての制度の記録を明確にした上で処理をするほうが、後々になって問題が起きないのではないかと思います。 また、いくら管理体制が整ったとしても、本人からの事業主への届出に住民票の添付を義務付けるとか、漢字や振り仮名の確認方法に対する確立体制ができない限り、同じような問題は多かれ少なかれ起こりうると思います。(社会保険カードや総背番号制がある程度の防止策となるか	組織を挙げて解決すべき重要な問題として認識していました。 問題の存在は報道等がされ始めた頃だと思います。[redacted]	当時[redacted]事務所長でしたが、記録問題解決を優先に職員総出で窓口の来客や、記録訂正処理に対応しました。 年金記録問題の直接の反省点ではないですが、予算等の制約もあり、人員の手立て不足等もあり記録問題を優先処理する間、結果として通常業務処理に手が回らない状態が続きました。 記録訂正処理対応と通常業務を同時並行処理するための適切な人員の確保配置や、記録訂正等専門職の育成配置がうまくできなかったことが反省点だと思います。
2697	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件ずつ調査して解決するしか方法ないと思います。	紙台帳での管理からにコンピューターに移行した時点での準備・確認が不十分であった。基礎年金番号制度の際も同様に準備・確認が不十分であった。 年金記録問題は、準備・確認不足と認識してます。 採用されて一年ほどで存在をしりました。	申請がないと調査できないため、ご本人より年金記録調査の申請があれば、氏名や旧姓、生年月日により検索し、台帳等も調査しました。 個人単位ではなく、記録調査チームを作り全体として問題に取り組むべきであったと思います。
2698	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	なし	なし	なし
2699	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	すでに、社保庁はほとんどを公開しており、特にないと思います。	現在取組んでいるやり方でいいと思いますが、大臣が言うような1年未満の期間を申出のみで認めるようなことは、やらない方がいいと思います。 法令順守といいながら、特例法をつくれば、何でもOKということになりかねないのでは。	記録問題について、直接認識したのは平成16年ごろだと思います。	ずっと以前に、国民総背番号制には猛反対の世間の風潮があったように思う。被保険者や事業所のものが年金番号を届書に記入しなで提出をする、行政側もそれを受け取るということが、当たり前のように行われてきたことがこの問題の根幹だと思う。 そのことを、社保庁側は積極的に言うべきだと思う。ただ、マスコミや政治がそれを取り上げない、あるいはいいわけだというかもしれないが、言うべきことといい続けておくべきではないでしょうか。 以上のことから、受益者側にも義務は守らす、自らも法令等にのっとった仕事を徹底して行うよう
2700	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	旧姓、カナ文字、住基等コンピュータ上でのつき合わせを含め各種対策を行ってきていると思います。この問題の解決に向けての方策について、特に思いつきませんが、市町村広報紙、新聞、週刊誌、テレビ、ラジオ等あらゆる広報媒体を使い、注意喚起を含め行うことと、相談してこられる方々に時間をかけて丁寧に対応するマンパワーの配置が必要ではないかと思います。	被保険者の加入中、老後の公的な保障という年金について、年金の受給権、年金額に関わる大事な年金記録が統合されない状態になっていることは、極めて大きな問題であると認識しております。知った時期としてては、平成19年ごろと記憶しています。	来訪、電話等で相談されてこられるお客様に対し、お客様の気持ちに立ち、親切、丁寧な相談、調査を行ってきたつもりです。現時点で振り返りますと、コンピュータに入力されていない記録があったことは地方には知らされていなかった部分があったと思います。一部はあると聞いておりましたが。やはり、本庁は知っていて地方の現場は知らないという風とうしの悪さ、情報の共有化に問題があったのではないかと思います。また、コンピュータに入力する予算の問題もあったのではないかと思います。また、パンチ要託していた時代の入力ミスも見られます野で、安かろう、
2701	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	最後の一人までの解決は、長期間経過している案件のため、解明は無理と思われる。そもため何年かで期限を切って、政府の政治的判断での解決が必要と思います。	20年以上も前からですが、被保険者の方が事業所を転々とすることに、厚生年金被保険者証を新番で払い出ししていたため、この人たち自分の職歴を記録して居れるのかなと、疑問には思っていました。	厚生年金の取得時、20歳以上の方は全て、基礎年金番号を受けているとの認識で対処していますが、いまだに取得届時に住所・氏名・フリガナ・生年月日・性別等が、戸籍や住民票等で確認されていない事に、不安を感じています。
2702	地方庁	社会保険事務所長	特になし	「ねんきん特別便」・「ねんきん定期便」等により申出がある方々の調査事項を丁寧に調査を行い、地道に処理を進める事につきる。	年金記録は、最終的に年金裁定請求書を受理する際に調査確認していると教えられていて、特に問題があるとは認識していなかった。 平成9年に実施された基礎年金番号導入時に、複数の手帳や厚生年金被保険者証を所有している方がかなり存在する事に気づいた。	平成9年に実施された基礎年金番号導入時に、「ねんきん特別便」・「ねんきん定期便」のように期間を定めて積極的に未統合記録の調査を社会保険庁の組織として行われなかったこと。
2703	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	元々の平常業務と一緒に行っているのですから、人手と時間が足りていないと思います。機械化されるまでの業務に精通している人材を集中させることができないのなら、時間をかけてコツコツ片付けるしかないと考えます。	基礎年金番号導入時の統合届出漏れや事業所からの届出誤り等は、あると思っていましたが、改ざんなどの悪質なものがあるとは思ってもみませんでしたし、何より件数に驚きました。個人ではなく、組織としての問題だと認識しました。 テレビや新聞等での報道で知りました。	組織としての問題ではありますが、個人の意識の積み上げが組織のモラルだと思いますので、正しい意識を持った人ばかりの組織ではなかったということだと思います。 この度の問題を踏まえて、私は今後も自分の行動に責任を持ち、被保険者・受給者の方に誠実に対応していくことを改めて意識しました。
2704	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	宙に浮いた年金記録の中には、厚生年金手帳記号番号を重複に払い出された者が多い。 この原因として、前職を隠して再就職した者、氏名、生年月日を偽った者がいる。	年金記録の整備に当たる担当者の増員。	年金記録は適切に管理されていると思っていた。また、年金手帳記号番号を重複に持っている者は、期間照会及び年金の最低請求時に判明するので、整備できると思っていた。 しかし、年金受給者の中に期間もれで裁定されている者がいることが分かり、大変大きな問題と認識した。 問題を知った時期は、平成19年の新聞等で報道された時であったと思う。	私は、[redacted]第三者委員会に勤務となったので、申立者の立場で調査を行い、あっせんできるようやってきた。 年金記録問題の反省点は、年金記録を送達時の点検ミス、入力後の点検ミスがあったこと。
2705	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	全所体制でしかことから、本業とどっちつかずとなってしまった。 専属の係を作り対応していくべき。	お客様からの苦情の嵐。ずさんな管理をしていたのかと思うと情けない。ただただ、謝るのみ。	全所で対応することになったため、土日の出勤、課員の昼休みの確保(自分は取らない)で、役職者として責は果たしたと思う。 厚生大臣や、長官に言われれば、それに対してしていくことは必要だと思うが、できないものはできないと言える周りの人はいなかったのでしょうか。 結果、できなかった時に余計にバッシングを受けることになる。 人員削減された、新組織で果たして、今まで以上のことができるのか、疑問である。
2706	地方庁	社会保険事務所長	特になし	年金特別便、年金定期便を受給者及び現職全員に送付しているので、これ以上実施する必要はない。	平成19年4月以降に知った。 基礎年金番号を導入した平成9年以降の早い時期に今回のような方法で実施しなかった政府及び社会保険庁の怠慢だと認識していた。	窓口対応、電話対応、個別訪問による対応、文書による対応を、全職員が最大限対応した。 反省点は、前記(8)のとおり。宙に浮いた年金記録が大量に発生したのは、時代の不可抗力である。
2707	地方庁	その他(社会保険事務所)	コンピューターが導入され オンライン化される前の、手書きの被保険者原票の記載の仕方があまりに汚く、ずさんで丁寧でない。ほとんど殴り書きのような字や癖字が多く、とても読めないような名前で書いてあったりしており、しかも名前にはちゃんと振り仮名を書く欄もあるのにほとんど振り仮名が記入されていない。これでは年金記録が迷子になったり、だれの物かわからなくなるのは当然であり、当時の原票を作成した職員は後世の職員が迷惑することや、受給者が正しく年金を受給できなくなることをまったく考えていなかったとしか思えない。少なくとも年金業務を担う	被保険者原票が作られたのはあくまで過去のことなので、いまからではそれこそ取り返しがつかない。被保険者記録を探しやすいように、汚い原票を見やすく[清書]するか、080の原票検索画面に被保険者名まで表示されるように様式をかえることぐらいか。	基礎年金番号制が導入されたとき、職を変わるたびに違う番号の年金手帳を交付された被保険者があまりに多かったため、すべての年金加入歴を基礎年金番号に集約することが思うようにうまくいかなかったために起きた問題である。その意味では被保険者にも落ち度があると思われる。その点では、基礎年金番号制が導入された後までも感じていた。	資格取得届が提出され、基礎年金番号欄が空欄になっていた場合、同姓同名者有りの警告が表示されたときは、事業所に当人の前職を極力聞き出してむやみに新番号を払い出すことは避けた。反省すべきことは、前の職場で交付された年金手帳を片っ端から紛失して職を変わるたびに新しい番号の年金手帳を交付されていた被保険者が多かったことと、むやみに新番号の年金手帳を払い出していた職員、機械化される前の手書き被保険者原票をいいかげんに記入していた職員が多かったこと。
2708	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	この問題について、特効薬はないと思いますので、現在取り組まれている方策を地道に行っていくしかないと考えます。	基礎年金番号導入前においても、離・転職の関係で厚生年金保険の記号・番号を複数所持している方が多数おり、行政サイド及び国民の皆様も年金記録の重要性の欠如の問題と認識しています。平成5年に入庁し、適用課に配属され、厚生年金保険記号番号重複取消届という事務処理があることを知り、複数の年金手帳が発行されているとわかりました。	厚生年金保険および国民年金の適用業務、年金の裁定業務など行ってきましたが、複数の年金手帳を所持されいる方に対し、放置するのではなく、一本化の処理を行ってきました。反省点として、基礎年金番号の導入するにあたり、複数年、年金の整備を集中的に行い導入するべきだったのではないかと思われます。
2709	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在一番感じている部分は、重複して照会されているケースが多々見受けられます。このために同じ案件に結果的に、複数の人員を割いて調査をしていると思われる案件を整理する方法があれば、他の案件に人員を割くことが出来て少しでも効率が上がると思います。方法としては、例えば案件の調査を始める時に「基番940扇書の入力項目にどの事務所で調査中」と表示するなどで少しは解消されないかと思います。(調査内容の突合を電話等により、情報の共有が図れる表示が出来れば時間短縮に少しは貢献出来るかと思います。)	新聞報道されるまでは、年金請求時に記録の確認が実施されるので、転職などで手番等を重複で取得されても、この時点で解消されると言われていましたので、この内容を信じていました。しかし、報道後に庁からの指示に従って補正業務を進めていくなかで、地方職員は知らない現状が業務を迷行するなかではっきりと認識するようになりました。	業務的経験が少ないため、経験者に調査方法などを教示していただき少しでも自身のスキルを上げるように対応しました。色々な方法での照会が多く、また、期限が短く、対応に正直苦戒しました。出来るならば新組織においては、情報段階から事務所担当課までに情報の提供をしていただき、処理方法なども正確・迅速・同一性を事務所も含んで考慮できればと思います。マニュアル作成・研修実施などを実施する時間の確保が出来れば、開始時期は遅れますが、各事務所間の差異を少しは抑えることが可能と思います。今後の法令等の改正時なども同様と思ふしま
2710	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	本来急ピッチで全ての対象者に対応すべきだが、年金受給者、55歳以上を最優先にして、100%判明を目標に対応したほうが良いと思う。	本人記録の確認を行い、どうしても確認できない記録はある事は認識していたが、多くの方の記録が不備である事は、今回初めて確認した。	本人への聞き取りが充分でないと記録もれが発生するので、相談時に丁寧な対応が必要と思われる。
2711	地方庁	社会保険事務所課長級以上	これまでの調査等で指摘された問題以外には、特にありません。 しいて言えば、基礎年金番号に手番(国民年金)を統合した場合、その統合した年月日が自動的に付与されないこと。 また、過去(基礎年金導入後～基礎年金番号導入時ごろにかけて)、市町村の中では「40年記録管理をする」として、厚生年金などの公的被用者年金制度加入期間外の期間を「職権で国民年金の記録を追加」したところがあった。そのため、現在、「国民年金の記録があるのに未納であるはずはない！納付書が送付されたのであれば納付しないはずがない！他の税金等は全部納付してきた。そんないい加減な性格ではではなかった…」などのトラブルが発生している。	当時、本人の年金権確保および確認をしやすいという意味では、この作業は意味のある作業であり、その労力も大変なものであったと聞いています。現在においてはそのようなことはないのですが…。現時点においてその記録(今となっては意味を持たない追加して記録)を削除することはかえって混乱を招くものであるので、記録照会・年金相談時に記録訂正・追加・削除画面をしっかり確認して、的確な説明を行ないご理解を得られるようなマニュアル的なものが必要かもしれません。	採用時(昭和55年)、戦時中の記録や国民年金発足当時の記録台帳など、自分が生まれる以前の記録が残っているんだと正直びっくりするやら、感動までしたくらいでした。ただ、この記録がしっかりと持ち主の元へいくのな？と漠然とした不安を感じたのは事実です。ただ、本人が年金を請求する時点で職歴を申し出るわけだからそんなに洩れたりすることはないはずと考えていました。 そのころはまだ若く、自分の働いた会社名などを忘れる人がいるはずがないとか、また、そんなに職業を点々とする方が多いとは考えなかったというのが実態でした。	統台帳からコンピュータへの移行で自然と全ての記録が洩れなくなされると考えていたため、「対応」など考えも及びませんでした。今考えると、コンピュータはそれなりに万全であっても、入力する行為が人間でありその時点で誤りがあればアウトだというのに気づきませんでした。 また、被保険者の方の記録の保管・保全が以下に大切であるかという認識が弱かったと考えます。 さらに言うと、年金制度・記録はそれなりに複雑なものがあり、マニュアルなどだけでは片付けられない部分も確かにあると考えます。目に見えないスキルとか長年携わってきたことにより培われた「センス」とでも言うべきものがあると考えます。それを十二分に活かせていける方策が絶対

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2712	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現在も未統合になっている記録が数多く存在するので、それらについて本人確認をし、ひとつひとつ統合していくしかないと思います。	年金記録問題が新聞やテレビで報道される前から、基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号の記録があることは知っていました。 しかし、年金の新規裁定時に記録確認のうえ統合するので、あまり問題ないと思っていました。	以前の意識では被保険者からの話があってからの対応しかしておらず、社会保険庁側からの投げかけがあまりなかったのが問題だと思います。
2713	地方庁	その他(社会保険事務局)		これからの記録については、新たな記録問題とならないように日々の適用業務等を確実に行い、過去の記録については現在進めている調査を着実に行い1件ずつ終わらせていくしかないと思う。	記録に基づいて年金額を決定して、給付をしているので、年金制度の根幹にかかわる重要な問題と認識している。記録について報道された頃に知った。	調べられる限りきっちりと調査して、正しい記録に戻して生きたいと思い、また、例え期待された結果とは異なったとしても理解を得られるような丁寧な回答をしていきたいと考えて、対応しようとした。 何十年もの記録を遡って調べるのは困難な作業であることを実感して、記録の取り扱いや保管
2714	地方庁	社会保険事務所課長級以上		とにかく、個々の記録を地道に調査していくしかないと思います。 また、今後、不確定な記憶(であろう等)ではなく、確認できた記録に基づいた年金の決定を行わないと、収拾がつかなくなると思います。	名寄せ作業も、年齢をおって行っておりましたし、裁定請求の際には、記録の確認も行っておりましたので、それほどの問題とは認識していませんでした。 ただ、基礎年金番号を導入する際には、統合漏れの手帳番号が発生してしまう懸念はありました。 また、機械化される前は、資格取得時に、その方が以前に年金番号の交付を受けていたか否かにつきまして、本人の記憶に基づくしか確認方法がありませんでしたので、別の手帳番号の交付をしてしまう可能性は、あったのではと思います。	地道な確認作業。基礎年金番号導入時の広報不足。
2715	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	業務量に対する人員が明らかに不足しています。退職されたOBの方々等、実務経験者からの支援がより必要ではないでしょうか。	社会保険庁全体の問題として早期の解決が必要との認識がありました。なお、問題の存在を知ったのは新聞、テレビ等のマスコミ報道があった後です。	記録問題で来所されたお客様に対して、窓口対応によりより多くの情報をお聞かせいただき記録の確認に努めました。問題点としては、とくべつ便の回答を最寄りの事務所ではなく返信用封筒で業務センターに郵送した場合、窓口受付よりもかなりの時間を要すること。再裁定の際に時間がかかるだけでなく業務センター進達後に不備返戻があった場合はさらに時間がかかってしまうこと。等が挙げられます。早期の解決が必要な問題にも関わらず、時間がかかりすぎているのが
2716	地方庁	その他(社会保険事務局)		間違った記録や、持ち主不明の年金記録がなくなるように 地道に調査確認といった作業を続けるほかないと考えます。	被保険者本人が判明しない記録があることを認識しているか否かに 関わらず、実際にだれのものか分からない年金記録があり、それが 見つかれば、年金受給に結びつく可能性があることから、生活、いのちに直結した問題であると思います。 世間で問題が認識されるようになり、はっきりと認識しました。	標準報酬月額遡及訂正問題への訪問による聞き取りや 過去記録の調査依頼まで、ひとつずつ地道に対応することでしか 解決できないと感じました。 また、そのように対応しようと心がけました。
2717	地方庁	その他(社会保険事務所)	今回の年金記録問題によって確認・統合された厚生年金記録のうち、システム上の都合等によって事業所記号が収録されないままになっている記録があります。 今後、各個人の年金記録を年金通帳などによって銀行ATMのようなシステムで簡易確認できるようにすると聞いていますが、その際、厚生年金記録で事業所名の表示がされないままではどうかと考えます。	現在のシステムでは解決できない問題もありますので、このことも含めて大臣の言われるとおり「ヒト・モノ・カネ」を早急に用意し最初に問題を提起したうえで解決していくしかないと考えます。	十数年程前に厚生年金の期間調査業務に携わっていた際、当時マイクロフィルムで確認しては過去記録整備をする、ということをしていた時、これならば専門の部署をつくりマイクロフィルムの記録とWMの記録を順番に見比べて補正していく専門チームで作業すれば、後々非常に楽になるのではと同僚と話したりしていました。 今回の年金記録問題があった時、先にそうした作業がされていればもう少し早く解決の時期を迎えることができたのではと考えます。	当時も、また現在はさらにこれらのことをするには圧倒的に人員・時間が不足しており、各個人で解決できる問題ではないと考えます。
2718	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録問題に携わる職員数が圧倒的に不足していると感じています。		基礎年金番号投入時に、被保険者あてにお知らせをしたが、その際に回答のなかった被保険者に対し、積極的に催促等を行って、基礎年金番号の統合処理をすれば、現在の記録問題までには至らなかったのではないか。
2719	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
2720	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	市町村の保管してあった国民年金の台帳の保存がされてなかったり、厚生年金加入の台帳も保管されていないものがあったり、記録を正しく突合するということが困難な場合もあるので、超法規できな法案が制定されないと国民もそれに携わる職員も納得できる仕事ができないと思います。	年金記録問題は社会問題であると認識していました。 その問題を知ったのは、新聞等の報道で知りました。	年金の管理は永年管理で絶対的管理が必要なものであるがこれまで特にパソコン管理の前の台帳管理時においての台帳が管理徹底がされていなく、今年金記録を確かめたくても、調べることができなくなっていることに問題があると思います。また一番管理体制の甘さが反省すべき問題であると思います。
2721	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題への対応が遅いというお客様からの要望が多いですので 年金記録問題専属のセンターをつくり、対応できる経験者を集めて 記録の照会作業や補正や再裁定作業や第三者委員会の申請や電話対応を集約化して、効率的に作業をすすめ、早く回答や年金額の改定に対応するべきだと考えます。	基礎番号への手番の未統合。年金記録原簿とWMとの記録の食い違い。 H19年ごろ。	お客様への積極的なアプローチ。WMの記録の補正。 基礎番号導入後、ある程度の情報公開をするべきであった。 WM導入時に記録原簿とWMの整合性をさらに確認するべきであった。
2722	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在示されているように、マイクロフィルムなどもとのデータと照合し1件1件の記録を確実なものにしていく。また、未統合記録を1件でもなくしていくことが肝要と考えます。	未統合記録があることは知っていましたが、年金記録問題として認識するようになったのは、報道されて以降です。当初、報道が過熱していたころは、正直に申し上げれば年金手帳を2つも3つ取得する被保険者本人のありように問題があると思っていました。そのうち未統合記録の件数が公表され、コンピューターに入っていない旧台帳記録のことなどがあり、この年金記録の記録方法そのものに欠陥があるのではと思うようになりました。	年金記録問題の対応については、問題の発生を受け被保険者受給者の皆様から問い合わせ・照会が例年の10倍以上に増加しその回答をおこなってきました。また、年金特別便の発送も決まったため、その処理を行ってきました。年金記録問題は、年金制度ができたときからの積み重ねで一朝一夕に片付くものではないため、これからも記録の整備を行いつつ新たな年金記録問題を引き起こさないように年金記録を管理していくことが必要と考えます。年金の一つ一つの記録がどのように決定されるのか(報酬・月額変更・定時決定)等あまりにも国民の皆様にお知らせしてこなかったという広報不足また記録を被保険者本人に確認してもらうという視点がなかったこ
2723	地方庁	その他(社会保険事務局)			他の業務と比較した時に、まず最優先で取り組むべき問題と認識して取り組んでいました。	事務所へ来訪されたお客様に対して理解を得られるよう、説明に必要な知識の習得や、待ち時間が少なくすむよう積極的な声掛けなど行ってました。
2724	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	とても重要かつ複雑な問題であるので、当然高齢者のかたにも多く影響するので急ぐことも大切なのかもしれないが、早く処理することに重点が置かれ過ぎているように思える。この問題に対して専門的に従事できる職員の絶対数を増やさなければ、今居る職員にすべてを託し、急ぐよう指示しても、内容が正確に処理されなければ、結局同じような問題を何度も繰り返すことになるように思える。	自分自身従事していたのが、庶務、会計の分野であったため、年金記録問題を知ったのは、世間一般で騒がれ始めてからである。実際に記録問題の処理に携われば携わるほど、過去の記録管理のあいまいさ、いい加減さには、職員ながら憤りを覚えることも多くあった。 記録問題は過去のずさんな管理(中には歴史的な背景もあるのかもしれないが)により生じた、早急に訂正すべき問題であると思われる。	当然、自身の業務も行いながら、個人の記録が正しいものになるよう、正確に迅速に処理できた。窓口ではお客様に分かりやすく説明し理解を得るよう心がけている。 ただ、職員の定数がどんどん減っていく中、業務量は加速度的に増えているので、時間的に限界の状態であり、本当に国民のために早急に正確な記録への訂正にあたるのであれば、人員を増やし、専門性を高め、業務に従事させるべきであると考える。
2725	地方庁	その他(社会保険事務所)			数年前からニュースで知るようになった。 入庁以降、実際に現場で感じたのは、過去の杜撰な仕事の後始末というのが本音。	目の前にある一つ一つを正確に処理すること。 記録の管理に対する意識の低さ。
2726	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	一挙に解決する方法はないと思いますので、ねんきん定期便などで記録を本人にお示しして確認していただくとともに、数年間かけて1件ずつ調査(現住所の調査等)を行う(急がば回れ)。	・時間をかけてでも解決しなければならない問題と認識。 ・漠然と未統合記録があることは、かなり以前から認識していたが、いずれ統合される記録、統合の必要が無い記録など、問題としての認識はなかった。	・政府の方針に則って、取り得る具体的な方策の検討を行った。 ・反省点としては、記録の管理に関して、本人に頼るところが多かったこと。 →本人が年金手帳をちゃんと管理していること、自分の加入歴を記憶しているだろうといったこと等を前提に業務を行っていたと思います。
2727	地方庁	その他(社会保険事務所)		元々自己責任での年金番号管理を前提に制度の運営を行ってきたので、被保険者本人の自己責任にゆだねることがいいと思うのですが、そのために、学校等での教育を含む年金制度に対する広報を充実させていくことが重要であると考えます。 ただ、この間の年金記録問題を考えますと、自己責任だけでは問題解決にはならないと思いますので、確実な年金管理としまして、国として国民一人一人に住民登録カードに連動した、基礎年金番号と本人を一致させるIDカードでの管理をしていかないと、偽名取得や偽装取得もあり、また、生年月日を偽って取得するケースもあり、今後も宙にういた年金記録はなくならないと思います。 IDカード管理により、年金請求事務は減ると思いますし、未納対策として、未納者については税金により強制徴収も可能になるのではないでしょうか。	基礎年金番号制度が導入される前は、国民年金と厚生年金の番号が別々で、厚生年金も転職ごとに番号を取得しているであろうと思われる人がいた事を認識していたのですが、60歳以降年金請求の時にすべての記録を確認するということ、また、紙台帳が残っているので記録は最後は整備されると思っていました。 その後、機械に入ってる記録が、紙台帳から記録をパンチするときのミスによる氏名誤りや、紙台帳自体の字が判読不能なものもあり、資格照会業務で苦労したこともありました。 また、資格照会業務において、被保険者の方から、当時は生年月日を偽って働いていたとか、氏名も偽って働いていたという方もおり、また、事業主が届出の時に誤って氏名を届出していたというケースもありました。 そのような中で、宙に浮いた年金記録というのは常に存在するのだと思っていました。	適用業務をしているときは、基礎年金番号化以降でしたが、20歳以上の方については必ず前職を確認したり、年金番号の確認を意識しながら取得の受付処理をしていました。 また、ねんきん特別便の対応など積極的に対応し、被保険者の方の不安・疑問を少しでも取り除くことを意識しながら、対応していました。 反省点については、国民の不安を煽ってしまったことです。 年金制度については、常々政争の具にさらされてきました、それは、完璧な制度は年金制度にはないということで、おりあいをつけながら制度は年月をついやしてきました。 そのようななかで、毅然とした対応ができなかったことだとおもいます。 様々なことが後手後手になってしまったような気がします。 それは、組織としての対応の遅さ、また、説明すべきところは説明できなかった体制がもたらした結果であると考えております。
2728	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	更なる職員のスキルアップを図り、今まで以上に最善を尽くすのみです。	入社後2年程度経過したとき。	現場での日々の業務課題をクリアすることが精一杯の中で、何も対応できなかった状況です。反省すべき点です。
2729	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	記録を認める基準を緩和し、業務センターで集約して行う。	記録の管理について国の考え方が甘かったのではないか。(同じ会社で定年まで勤務する。個人が手帳や領収書を保管している。等) ニュースや庁からの事務連絡で知った。	昭和50年後半からのオンライン化の時に厚生年金は氏名のフリガナを 事業所に照会する等して少しでも正確なフリガナで入力する等していない ことが反省点と考えます。
2730	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知らない。	すぐに解決する事は難しい。 地道にやるしかないのではないか。	おかしい記録があるというのは、採用されて2～3年目に知った。 当時は裁定時にすべて訂正するから大丈夫だというふうに教えられた。	反省点としては、業務に対するモラルの低さ、チェック機能不全があると 思う。また、自浄作用の無さもあると思う。
2731	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	現時点においても、重点事項として組織全体で取り組んでいると認識しています。		基礎年金番号を導入したことから、すべての問題の始まりであり、国民の皆様に周知できていなかったことが反省点と認識しています。 今後は、年金事務所の職員として、国民の皆様の目線に合わせた対応を、心がける所存です。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2732	地方庁	その他（社会保険事務局）	法人の会社に勤めているのに、社会保険の適用がなかったり、あっても常勤で働いているにも関わらず、社会保険に加入させてもらえない人が相当な数いて、社会保険事務所がなかなか戦権適用できていない状態であること。	常時従業員を使用する法人の事業所は社会保険の加入が義務づけられているにも関わらず、未適用の事業所があってもなかなか戦権適用ができないのが現状なので、法務局と連携して、社会保険加入義務違反があれば法人格を取り消す等の方策が必要と考えます。 また、二重帳簿を付けているところもあるので、社会保険への届出が正常なものか、他の官公庁と連携して随時確認する方策が必要と考えます。	一刻も早く解決しなければならない問題と認識していました。お金に関わることは生活に関わることであり、いずれ解決すればいいという問題ではないからです。また、この問題は完全に社会保険庁の責任であり、お客様には一切責任がないので、誠心誠意お客様が納得するまで丁寧に説明すべき問題と認識していました。 問題を正確に認識したのは報道があってからだと思います。	すべての仕事より優先して、ねんきん特別便、ねんきん定期便の対応をしました。 基礎年金番号導入の際に、未統合の記録がすべて基礎年金番号に統合されるまで徹底してやるべきだったと思います。
2733	地方庁	その他（社会保険事務所）			組織全体として問題意識の低さ、過去の記録管理の甘さによって引き起こされたという認識。 世間の報道と同時期に知った。	直接の記録調査業務ではなく、窓口及び電話対応で携わっていた。 電話、来客者が殺到し、対応に非常に苦慮しましたが、お客様の声を真摯に受け止め、信頼を得るよう適切な対応を行うことを心がけてきた。 ただ、問題解決には努力したが、どうしても今の体制では限界がある。問題が長引いている原因としてのは圧倒的な人員不足、業務スペースの不足があると思われるので、これらの課題の解決なくして、年金記録問題全体の解決は遠いと思う。
2734	地方庁	その他（社会保険事務所）	特に知りません。	徹底的な調査が必要であると思います。調査に関わる人員を増やし、速やかに回答できる仕組みをつくるべきではないでしょうか。専門的知識のある人員をスタッフに調査チームのようなものをたちあげたほうが良いのではないでしょうか。 他の仕事をしながらというのではなく、調査に専念できる環境が必要ではないでしょうか。国民の信頼を得る為には、どのぐらい調査が進んでいるかとう中間報告も必要だと思います。1年ぐらい返事がこない、どうなっているのか？と言う電話がよくあります。こちらからもお客様に連絡をとりながらの調査を進めることで、信頼の回復につながるのではないでしょうか。	消えた年金と騒がれ、ワイドショーや新聞等で社会保険庁の話題で殺到した時期に知りました。最初は記録の漏れが問題になっているという認識でしたが、現場で補正などの仕事をしていると、性別、氏名、取得日、喪失日等、入力誤りの部分もたくさんあることに気づき驚きました。その当時の処理が正確に行われていないが為に生じていることをとても残念に思いました。今後このような問題が再びおこらないよう、改めて考えさせられました。	私たちにとって年金問題は多くある中のたった1件ですが、お客様にとっては人生に関わる大切な問題であるという認識をいつも持って対応することが大切だと思います。そのようなことを踏まえ、私たちの業務がそこにつながっていることを、意識し、日々の業務を遂行していきたいと思います。
2735	地方庁	その他（社会保険事務所）	ありません。	人海戦術で払出簿等の調査をする必要があるが、手書きの台帳は遠憲なものが多いため若年者には難しい。	年金裁定の際に、ご本人に確認して基礎年金番号に統合されていると考えていたが、「消えた年金」として報道されてから、初めて酷い状況だと認識した。	氏名の登録されていない手番の調査等の庁としての取り組みをするので精一杯であった。 ねんきん特別便を送付した際に「厚生年金」や「船員保険」と事業所名称が記載されなかったため、ご本人も記憶を思い起こすにあたってのヒントが少なくなかなか捗らなかった。 また、国民年金の納付内訳がないため非常にわかりづらかった。
2736	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	今できることを慎重にひとつひとつこなしていくしかないと思う。	年金は、社会保障の根幹を成すものであり生きていくうえで生活を大きく左右することから国としての信頼を取り戻すために早期解決が必要である。 平成18年頃にマスコミ等が取り上げ始めこの事態を知ったことを記憶しています。	国の責任として相談者に対しては、親身になって応対してきました。 これまで職員は与えられた職務を全うするために一生懸命働いてきたと思う。 その中で浮いた年金記録等は、手作業時代の記録であり庁への進達等を含めその記録管理に問題があったと思う。
2737	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
2738	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	疑わしきは救済する方針のうえで判断するべきと考えます。 ただし、国民年金保険料納付については、資格取得等の処理との整合性をひとつの判断にするべきで納付できない状況が明らかな場合は却下せざるを得ないと思います。 また、厚生年金については、役員等以外の者については、本人に不利にならないよう対応すべきと思います。役員等の場合は十分な確認が必要と思います。会社として適用前の申立等は、いくら保険料天引きの事実が確認できても認めることは出来ないと思います。	社会保険と事業主等の間に被保険者（未適用者も含む）がいるにもかかわらず、被保険者に十分周知されていないことが多く、そのことが後で被保険者の不利にあるのではと認識していました。	事業所調査や相談時及び随取課で対応した際には、必ず、事業主等に被保険者への説明を十分するよう指導してきました。 全ての案件で事業主等が被保険者へ十分な説明が結果として行われなかった可能性があることが反省されます。
2739	地方庁	その他（社会保険事務所）	知りません。	現状の対策を人数をかけてしていくしかないと思います。 国民年金の手番については戸籍の附票などの住所履歴とマイクロの住所履歴などをつき合わせていけばさらに作業が進むと思います。	平成19年に年金給付課の配属で基礎年金番号に入ってない番号があることを知りました。	相談に来られたお客様と配偶者の聞き取りを徹底していました。 平成19年当時でも裁定請求のときの手番の確認は事務所を通じて徹底していましたが現役世代の方への記録確認が不足していたと思います。
2740	地方庁	その他（社会保険事務局）		よくわかりませんが、現在おこなっている方法でいくしかないと思います。	大変な問題だと認識していました。やはりニュースになった頃だったと思います。	大変な問題なので、自分のできる範囲で、できることは、なんでも対応しようと思いました。よくわかりませんが、一般職員は、庁の指導で全てやってきたのですから、問題になったころから、庁の指導部が指導の仕方が悪かったと思い、そこに反省点があると思います。
2741	地方庁	地方社会保険事務局長		国民の皆様にそれぞれの権利に応じた正しい年金をお支払いするのが何にも増して重要。 そのためには可能な限り年金記録の調査を行う一方で、一定の条件を満たせば、客観的な証拠がなくとも保険料を納付したものと見なして年金をお支払いするの仕方ないのではないか。 なお日本年金機構には年金記録問題対応のための正規職員は配置されないこととなっているが、今の体制が続くと保険料の徴収や適用等の本来業務がどんどんおろそかになり後々苦しむことになると考えており、年金記録問題の早期の解決のためにも今後の職員の増員についてご	報道等では知っていたが詳しい内容を知ったのは事務局長就任時（平成20年）。年金への信頼を揺るがす大きな問題であり何事にも優先して対応しなければならないと認識していた。	局内に対して、年金記録問題が最重要課題である旨の指示を出し、週次・日次で進捗状況を管理してその解決に当たらせた。 反省点としてはいろいろあると思うが、人材の流動性が薄く（事務局間の交流がほとんど無い、県内においても地域間の交流が薄い、（以前は）厚年と国年で交流が無かったなど）仕事のやり方がなんら見なおされずにそのまま踏襲されてきてしまったことが大きな原因の一つと言えるのではないだろうか。
2742	地方庁	その他（社会保険事務所）	ありません。		手番が多く残っていることは認識していましたが、WMに収録されていない記録があることは知りませんでした。 5000万件の宙に浮いた年金が表面化した頃です。	マニュアルにのっとって1つ1つ手番を解明していこうとしました。 基礎年金番号ができた当時に、手番登録も同時に行っておけばよかったと思います。
2743	地方庁	その他（社会保険事務所）	公表されているものしかわかりません	職員の取り組みとしては、一人一人の記録について丁寧な聞き取り等を行い、できる限り漏れのないように確認していく。 記録問題に関しては、それだけを1つの業務としてマンパワーを集中して取り組む方法でなければ早期解決は困難だと思います。	重要な問題であり、できる限り早急に解決する必要があると思っています。 存在として認識したのは、現在の記録問題が表面化した頃とほぼ同じ時期。	事務所窓口や電話での相談に積極的に応じ、お客様の主張を丁寧に聞き取り、その場で解決できるものは迅速に処理をしました。また、調査等が必要なものについては時間がかかることを謝罪のうえ、結果を待っていただくようにご説明をしました。 紙の管理の時代から個人の記録の重要性を全体がきちんと認識し、記録管理を徹底するということが行われていなかったこと。 職員の責任感の強さの違い、各職員の職務の管理についてその場まかせであったこと。 被保険者を含むに対して、国として年金記録に関する重要性を周知徹底できなかったこと。 などが反省として考えられると思います。
2744	地方庁	その他（社会保険事務所）			社会保険庁・社会保険事務所・市町村役場・適用事業所・被保険者のそれぞれが年金に対する意識が低く、（例えば年金手帳の安易な新規交付）その積み重ねであると思っていた。 それは社会保険事務所だけの問題ではなく、誰もがわかっていた（わかっているべき）ことだったと思います。 国民にももっと被保険者であるときから年金に関心を持っていただきたいと思っていた。 社会保険庁・社会保険事務所での問題は、WM導入時に記録をきちんと移行させてなかったことにつきると思う。 年金請求時に順次、本人に確認しながら行う予定でいたなら、そのつもりで年金相談窓口をやることを徹底すべきであっただろうし、現在もそのような考えであったなら、記録問題が大きく取り上げられたときに、その予定である旨を庁として報道関係を通して国民に言うべきだと思った。 だがそうではなかったようなので、となると当時に移行さすべきものができてなかったことが最大の問題点と認識する。	年金相談の窓口にいた時には、年金の受け取りなどは国民の申請行為によって発生するのだという認識も低かったことも事実で、義務であることを知ってもらうよう説明をして、のちもわからないことがあれば聞いていただくよう説明を続けてきた。 住民票などを取るときに区役所で冷たい対応をされ、あまり行きたくないという話しも聞いていたので、社会保険事務所は聞きやすいという意識をもってもらうようにも努めた。 年金を請求してもらう時が本人が積極的に話していただける時だと考え、過去の記録が間違いないか聞くようにしてきた。 現在、批判の対象として注目されたのは残念だが、国民の関心が年金に向いたことは良いことだと思う。 新規取得の手続きを行う業務課に配属されたのは基礎年金番号が導入されだしたところからなので、それ以降の一人1年金番号制の趣旨にはのっとってやってきました。 現在のシステムでは(8)の2点目にあげた問題点は解消されている。
2745	地方庁	その他（社会保険事務所）	なし。	過去の年金記録を確認して、まちがえがあれば、ひとつひとつ正確に訂正していくこと。	年金記録問題は、年金給付額にかかわることなので、とても重要な問題だと思った。 年金記録問題について知ったのは、新聞等で報道され始めた時からです。	年金記録の資格照会、整備業務について、応援をすること。 また、年金記録は、個人の長年にわたる記録であるので、現在のひとつひとつの正確な記録の積み重ねとなるよう、細心の注意をはらって業務を行なっていくことが重要であると思った。
2746	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知り得ていることはありません。	一つ一つの記録を、根気強く、丁寧に調査回答することだと思います。	そもそも、5000万件等そのものの存在を知りませんでした。テレビの国会中継等マスコミ報道を通じて初めて知りました。 唯、事実報道されてからしばらくは、「年金が請求行為であり、年金請求時に整理すればよい」との甘い認識があったのも事実です。 しかし、年金記録問題の事務所責任者として、調査回答していくうちに、その認識が誤りであること、及び、あくまでも主役は国民であり、国民の立場に立って情報公開することの大切さを痛感し	年金記録問題の事務所責任者として、休日閉庁日、休日閉庁日にかかわらず出勤し、全力で対応してきました。 この年金記録問題の反省点としまして、上記に述べました「年金は請求行為だから、年金請求時に整理すればよいと」の甘い認識が、今回の社会問題の要因になったと思っています。
2747	地方庁	その他（社会保険事務所）	特になし。	今以上に、一定の作業場所を確保し、人員を増やし解決に向けていく必要があると考えます。	基礎年金番号発足以降（平成9年）、現在の年金記録問題へとなる可能性は少なからずあったのではないかと認識しています。 理由として、記録照会や年金相談などで記録統合は行ってきた経過はあるが 、未回答者など記録が膨大なため、将来的（社会保障番号などのひとり1つの番号制を考えると）には、問題点となりうる案件であった思います。 基礎番号発足以降（平成9年）以降。 特に年金記録問題となった平成19年頃。	年金請求者には、請求時に記録確認。 記録照会者には、回答書提出の勧奨など。 反省点として、 広報などをもっと積極的に行う必要があったのではないか。 基礎年金番号への移行事務がスムーズに行えたのか。
2748	地方庁	その他（社会保険事務所）	知らない	いち早く、年金記録の訂正及び年金給付の再裁定処理の完結を図ることとであると思う。 なお、上記解決策を効率的に講じるためには、人的な増員、コンピュータシステムの改善等いち早く進めるべきである。 また、行政だけでは、解決できない部分もあると思うので、政治判断にてより迅速に解決していくとも必要でないかと思う。	実際あった紙ベースの年金記録が、コンピュータへ収録されていないのが不思議であった。 名寄せ年金とくべつ便後のクリーム便の受付が始まった時	平常の社会保険徴収業務や年金相談を受けながらであるが、少しでも早く年金記録の訂正ができるように、年金の再裁定が進むよう心がけてきた。 担当職員の意識及び記録保有のシステム並びに年金制度の複雑さや申請主義をスタンスとしていたことなど様々な要因が反省点として考えられる。
2749	地方庁	その他（社会保険事務所）	4月からの入社につき、ご質問の内容に関しては特にございません。	特になし。	特になし。	特になし。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2750	地方庁	その他(社会保険事務所)	任期付職員の為、一般に公表されている事以外には、わかりません。	職員全員で取り組む事、全員が同じ温度で対応する事だと思います。	信頼を回復するためにも、正確かつ迅速に少しでも早く解決しなくては、ならない問題だと思います。 任期付職員なので一般の国民と同じように公表されてからです。	年金記録に関する調査を担当している、担当課の支援などを通じて、自分にできる事をしました。
2751	地方庁	本庁課長・室長・企画官以上		現在、年金特別便・年金定期便が送付されてその回答作業に全職員で取り組んでいるところですが、接触できず回答が出来ていない方が多数いると思われます。報道でも言っていましたが、市町村を始めあらゆる公共団体と協力して取り組んでいく事が必要と思います。	存在を知ったのは、年金問題が報道機関で取り上げられた頃です。 実際に年金記録問題で調査作業をしていると、既に亡くなられている方もいらっしゃられて、もっと当時から年金記録の管理をしていなければいけなかったと思います。	高齢者で一人暮らしの方もいて、同居者や親族もいなくて本人記録と確認できなかった記録もたくさんあると思われます。そのためにも早急に組織全体で年金記録問題に取り組んでいく必要があると思います。
2752	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	専門的に、記録を調査して、未統合の記録を統合できるチームが必要だと思います。	在籍期間が2年程なので、知ったのは年金記録問題が、公表された後です。 問題としては、基礎年金番号に未統合の宙に浮いた記録があったり、標準報酬額など、本人の実際の給料にみあわない、少ない金額になっている人がいるということだと思います。 原因としては、事業主や事業所の総務担当者が、誤った報告をしていたり、中には、意図的に誤った報告をしたもの、社会保険職員が関与したものがあると認識しています。未統合の記録については、当時の紙台帳での管理や1人に複数の番号を払い出してしまっていたことなど、管理が不十分であったのではと考えます。	現在は、基礎年金番号で管理されて、年金定期便など、本人が、その時々で自分の記録を確認できるので社会保険庁全体として、問題点を改善していると思います。 何十年も前のことで、記憶がないとか、そのときの資料がないということが、防げる思います。
2753	地方庁	その他(社会保険事務所)	期間調査や記録補正時にマイクロ(080)が発見できても、記入されている字が煩雑なため、被保険者氏名・数字が判読しずらい(できない)ケースが存在した。 (マイクロのWM照射の鮮明度とは関係ない。)	実際に記入した人間にしか判読できない字であるため、完全な解決策は無いと考察される。当事務所では、複数の人間と協議を行い、最終判断を管理職以上にお願いすることで対応してきた。	制度的欠陥および組合幹時代の管理の杜撰さが相乗して生じた問題であると認識していた。制度的欠陥については、基礎年金番号制度が始まる前の複数手帳番号を所有している被保険者が存在していることや名寄せ作業を行っていることから、入庁当所からいずれは問題になると認識していた。管理の杜撰さについては2年前の報道で認識することとなった。	(8)で挙げたように過去の負の遺産ではあるが、現在社会保険庁職員の一員として、早急に解決すべき案件という意識を持ちながら、日々記録の整備や国民の皆様の信頼を回復できるよう真摯に取り組んできた。 反省点としては、業務マニュアル等にしたがった適正な事務処理を行わなければ、機械管理になっても基礎年金番号の重複取消が発生し一人一つの年金番号という概念が崩れ同様の問題が将来において発生すると考える。また、外部の人間がみても分かるようなきれいな書類を作成することで、事務処理の重要さを日々認識する姿勢を持つことが事務処理誤り防止にも大切で
2754	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		1当面の対策 広報、勧奨、強制等の充実。 組織力の向上は当然としまして、マンパワーにたよることとはなってしまいますが、経費をいかにか什得るかかと考えます。 2制度改正において 営利企業である株式会社等において、固定経費が増加する健保厚年適用に対しては、少なからず経費対策上のお考えをお持ちであることは当然です。 資本主義経済下にあって、全ての事業者が法が規定する正当な届出が行わせることは、強制力を行使したとしても事実上不可能である。 少なからず自身の責任外において、いわゆる被害者が発生し得る。 であるならば、事業者の申請方式を廃止し、本人による申請方式にはできないか。もちろん行き過ぎた自己責任主義ではあります。	厚生年金において、経済問題及び組織としての執行力の問題。 採用直後から(事業所の担当者の認識より)。	事業所担当者に、法規定のほか、制度の意義を伝え適正な届出を促しました。
2755	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	国民ひとりひとりに対して、丁寧に対処することが必要だと考えます。	私たちの職場が国民の信頼を得るために、早急に解決しなければならないと認識しています。存在を知ったのは、具体的には不明だが、マスコミ報道があった頃だと思います。	職員として問題ついて真摯に受け止め、誠実にお客様の立場に立って対応する。反省点としては、もっと早く対応できなかったのか、基礎年金番号導入時に対応できなかったのかと考えま
2756	地方庁	その他(社会保険事務所)	・特別便で、「本人のものと思われる記録がある」と連絡をしている事務について、自分の記録でないにも関わらず年金が増えること思慮し、偽って自身の記録と報告しているケースが多いと思われる。 特に窓口にて「昔の記録なんて思い出せる訳がない！」と強く言われた場合や、郵送で「この記録はあなたのものですか？」などの際には、慎重に確認しているとは思えない。 今後このケースが発覚した場合に偽って報告した受給者は昔のことだから記憶が曖昧だったと発言することは目に見えている。責任は一方的に日本年金機構に覆いかぶさると思われる。 個人的に新しい記録が発見し統合する作業はうれしい事だが(本来こんな考えで作業をしていてはいけないと思うが)、もっと慎重に作業は行うべきだと考えます。 ・電話などの外務委託について、特別便がテレビで話題になっている最中、電話で一番言われたことは、年金ダイヤルの苦情が多かった。 「つながらない！」などは謝ることで許していただけるケースが多かったが、「年金ダイヤルに電話し、プライバシーの件もあるので本人確認をしたい。事務所に言って欲しい。といわれることについては納得がいくが、それは事務所の方に電話し確認して欲しい。と言われるのはおかしい」との苦情が多かった。「ねんきんダイヤルに電話してわからないから、別のとこにかけさせるというのは、おかしい、同じ社会保険だろ！電話代無駄だ！」という意見はもっともなことだと考えま	・期間を決めて勢いでやるのではなく、作業を急ぐことはもちろんだが、提出者に対し、「今ここまでは終わりました」などの通知を行うなどの作業をし、透明化を図るべき、進捗状況がわかれば、時間がかかっても仕方がない。慎重に調査しているんだと考えてくれると思う。 また作業を円滑に行えるプログラムなどを事前に配布し、全国一律の作業を行えれば良かったのではないかと考えます。 ・外務委託作業に知識があまりない人を配置するのは仕方がない。しかし折り返し電話などの対応を考えるべき、また専門的な知識を持つ方をもっと多く電話を受ける処に配置することでトラブルになる前に解決することができると考えます。人員や予算が足りない等は思慮されるが、民間で問題が起こった際には多くの予算を組んで解決にあたっている。これができない時に信用は落ちていくと思います。	一例も早く解決すべきことと考えているがそれ以上に慎重に作業を行わなければいけないことと考えています。記録が漏れていたお客様に対し、年金を払って支払ったでは申し訳ない。 また記録が発見されたことにより金額が下がるお客様の対応については一番の問題だと考えています。 一番問題だと考えていたのは基礎年金番号が制定された時です。	基礎年金番号(一人ひとつの年金番号である)のことを説明したうえで、家族、親戚、知人などにも聞き、職歴(会社名など)の確認等をお話させていただいた。 私の知人から「お前らが適当にやってないことはわかっているが、基礎年金番号統合の際に、もっと多くCMや新聞広告等をし、国民に周知を図るべきだったよ。年金もらう際に影響がありますよ等の危機感をもたせるようなことでもいいから。新しい番号です。と通知されれば古い手帳は捨てるだろ！」と言われました。
2757	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	記録検索システムの充実 記録の調査や整備を行う上でまずは検索ができなければ何もできない。 たとえば、国民年金の被保険者原票照会では年金番号がわからなければ調査ができない。 検索キーを氏名生年月日等厚生年金と同様に増やせば調査がスムーズに進む また、厚生年金では年金番号からの検索ができない。 年金番号からの検索ができれば収録漏れの記録の特定が容易になる。	本人からの年金請求があるまで記録を調査することがなく、匠き去りにされていたように思われる。 年金給付業務を行っていた頃	旧台帳未開示となっている記録があった場合年金の請求にかかわらず旧台帳の開示を行っていた。 統合されていない記録や旧台帳記録について整備を行い本人からの請求時に迅速に対応できる体制を組むべきであったと思われる。
2758	地方庁	社会保険事務所課長級以上		受給者を優先にすべきだが、それ以外はゆっくり時間掛け整理すればよい。別人の記録を統合したりして新たな問題がでないようにすることが重大な課題と思います。	基礎年金番号制度創設がこの問題の発端と思います。基礎年金番号制度は画期的なシステムで将来に向かって安定した年金制度を確保するための制度ですが、記録の管理、整理が軽視されたのではないかと思います。	基礎年金番号制度創設時の被保険者への記録統合案内が不十分であったため、記録統合が先送りとなり遅れてしまったことと、被保険者に基礎年金番号制度の十分な周知がされなかったことが年金記録に対する認識の低さに繋がったと思います。制度の大きな変革があったにもかかわらず中途半端な整理におわってしまった。いつかは記録整理されるだろうとの甘い考えがこのような結果を生んだと思います。
2759	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	これ以上は無いのではないかと思っています。	一定の整理期限が必要とは思いますが、通常業務を担当する組織とは別に、 記録整理機関を設け一つ一つ整理する。腰を落ち着かせて取り組む必要があるのではないか。 その際、多くのOBの方ものの問題に心痛めているようですので、ボランティアではなく、記録整備機関として一定の手当てを行いながら広く呼びかけて経験を生かした作業に従事してもらう。	年金記録問題が話題になるまでこれほどの記録不備等が存在していたことをの認識が無かった。	年金手帳(証書)があれば何とかなる、そんな手帳依存意識が強く、無い場合の記録確認手段を怠っていた。 オンライン上の記録対応とならざるを得ず、お客様には申し訳ないが(7)の機関を設け整理尽くすことが結果として信用となるのではないか。
2760	地方庁	その他(社会保険事務所)	ア)事業所記号について当事務所分だけでも香、旧記号から新記号に変わったあと、WMでは旧記号のまま(例えば'いろは')となっているため、手番が せっかく名寄せになっているのに、事業所記号をWMで見ると新記号の'いろは'の事業所名が表示されるため、窓口等でも'本人記憶なし'として別人 記録として終わってしまうケースがたまにある。事業所記号の突合作業が必要ではないかと思う。 イ)事業所検索システムにより自庁で記録検索を行うこととなったが、当県では 昭和23年10月以前に厚年を資格喪失しているものについては火災による 焼失のため、生年月日簿で払出を確認できれば職歴申立書にて記録を 復元しているが、他県の事務所で調査を行うときに該当記録なしとして処理されてしまうこともあるのではないか。また同じように他県のそういった取り扱いについても記録検索システムによる自庁調査開始の際に事務連絡等	ア)事業所記号について、その記号が過去にも使われていた記号でどの事業 所であったのかがWMでわかれば調査も深くできる。 イ)記録があるのに記録なしと回答しないよう、各県ごとの取扱注意事項を事務連絡してほしい。	・再裁定業務と特別便の回答に携わりましたが、これだけ手番の存在が多いことに驚き、またこれだけの人が年金の支給もれであったことを考えるととても恐ろしく思いました。WM化や基礎年金番号導入時にもっとしっかり名寄せ対策を徹底すべきであったのではないかと思いました。手番の数が報道されて初めてその膨大さを知りました。それまではどれだけ手番があるかなど全く知ることもありませんでした。年金請求時に手番を統合すればそれまでですが、過疎地域の方は事務所までの距離が遠く、郵送や市町村窓口での代理受付により請求手続きを行うものが多く、しっかりと窓口等で履歴を確認することもなく手続きを行ってしまい、記録問題に至っているケースも多々あると実感しました。 ・平成9年に入庁しましたが、旧台帳の存在すら記録問題発生まで全くしりませんでした。	名寄せ手番については本人に確認し、またその後の年金額の変更についても説明を行った。名寄せになった方はそれでよいが、手番を見つけても氏名の入力が文字をひと文字ひと文字音読みして入力したようなものがかなりあり、絶対に氏名検索では探し出せないものもかなりあった。やはりWM化の際の入力・その後の確認作業がずさんであったと言わざるを得ない。このWM化の際の記録の確認作業や名寄せ作業、旧台帳の存在にしてもとっくに完了していないといけないものがなぜ今日までこのような形で残されていたのか、若い職員には知らないことばかりで驚くことばかりでした。
2761	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	OBを含めてかなりの人員投入をして人海戦術で確実にひとつづつ解決していくしかないと思います。	手番の時代や基礎年金番号制度導入時のことを知らないため、健康保険、厚生年金の適用係在籍時になんでこんなに登録されていない番号が多いのだろうと思いながら統合していたが、年金の裁定請求時に全て統合すると思っていた。 問題として認識したのはニュースにでた時からです。	電話や相談時に疑手番がありそうな場合は聴取してひとつでも手番が減らせるようにした。 以前は健康保険係しかやったことが無い人とか年金係しかやったことが無い人とかが多くいた時代があったと聞いていますので、人事異動があっても同じ考えの人が来るだけなので新しく見直す機会が少なかったことも組織構造としての反省点と思います。
2762	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		被保険者の方々が老後の生活のために納めていたお金(記録)であり、その生活を大きく左右する問題であると考えています。 平成18年頃	できる限り早急にかつ正確に記録の整備を行なっていく必要があると思います。 職員一人ひとりの年金に対する認識不足もあったかもしれませんが、当時においては、手作業により業務を行なっていたことにより庁への進達等を含めその管理に問題があったと思います。
2763	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2764	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ございません。	○ねんきん特別便未回答者に対する重ねての確認依頼 ○ねんきん特別便未送達者の解消対策 ○政府広報等による記録確認の重ねてのお願い ○政治的判断による救済措置などによる最終決着	○制度発足時からの記録管理上の問題及び加入者・請求者の記憶上の問題から生じた、ある面予想された制度上の問題と認識 ○問題の大きさや影響の大小はともかくとして入庁から数年後	○加入者や請求される方に対して過去の職歴や氏名の変更履歴などを確実に思い出していただくようお願いしこれにもとづく記録検索 ○人間の記憶には限界があるということ

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2765	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は平成8年4月採用でしたが、記録問題については、平成9年の基礎年金番号制度導入時に、基礎年金番号通知書の右についていた回答票を提出しないと、統合されない手番がでてしまうということを知りました。 当時は、確か、回答未提出者に回答勧奨はされていなかったと思います。年金裁定請求時に確認できるからということだったのでしょうか、制度導入時に記録統合の徹底ははかれていなかったと思います。	採用間もないことと、当時の担当課が総務課であり、現業に携わっていなかったため、特に対応はしていませんでした。 現時点でみた場合に、やはり基礎年金番号制度導入時に、今の年金とくべつ・定期便のように徹底して記録確認・統合を推進するべきだったと思います。
2766	地方庁	社会保険事務所長	特になし	職員数の増員。 業務委託、派遣職員、謝金・賃金職員では対応できない。 職員自らが解決に当たるべきであり、年金記録にかかる知識も共有しやすい。	昭和63年に年金給付課に配属され、年金給付の裁定業務に携わったとき、年金手帳番号を複数所有していたり、年金手帳を失くしている者も多くいた。 年金に対しての関心の希薄さが原因であると考えていた。 また、平成9年の基礎年金番号創設後も手番記録が多く存在しているのは承知していたが、本人からの届出が無い限り仕方がないものと思っていた。	お客様が窓口等で相談されに来たときは、氏名索引及び職歴を確認して、他の年金手帳番号がないかの調査と、コンピューター記録がない場合は期間調査依頼書を受理し、年金記録の確認と統合に努めた。 現時点の問題点としては、台帳・名簿等の記録管理が不十分であったこと、さらに、国民に対し年金記録への周知が不十分であったこと及び届出主義にまかせ、行政として国民サービスの視点に立っていなかったことが悪まれる。
2767	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現在行われている、「紙台帳とコンピューター記録との突合せ」作業を早期に進めること。また、その後の本人等への記録の照会、確認方法を、できるだけ、受給者への負担がないようにする	従来から行われていた、「厚生年金被保険者期間照会」について、ご本人から照会があって初めて、記録が確認できたケースがあった時、問題があると認識した。(数年前)	厚生年金年金被保険者名簿(紙ベース)及び、払い出し簿の保存について、注意を払った。特に反省する点はありません。
2768	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録問題はすべて社会保険庁の管理責任があるかのごとく一切の責めを受けているが、正しい実態とはいえない。 年金制度自体が、適用から給付に至るまで数十年を要するため、申請主義の現状における被保険者及び事業所等の適正な届出が出発点といえる。 この時点での「被保険者の氏名、生年月日、住所、」誤り、報酬の過小申告、あるいは故意に届出申請漏れ等もかなり散見される。 当庁の年金制度及び年金行政における、広報、指導体制はこの申請主義の方式を根本的に改善する方向で進めることがもとめられる。	公的年金制度における申請主義は今後とも避けられないが、例えば、①被保険者の場合、個人のライフスタイル節目の時点で自身の年金加入(納付)記録を必ず確認・提示を義務化すること。(大学入学、成人式、就職時、運転免許取得、パスポート取得、居住地変更、婚姻届、税金の確定申告、その他公的機関へ提出時の添付)。 ②事業所の場合、現行の届出申請(取得、報酬、喪失)以外に公的機関へ届出(入社申請、確定申告、入社・求人)する際の添付書として、「年金(納付)加入証明書」を義務化する。		
2769	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	ひとつの方策として、スキルのある者の分限免職処分は回避すべき[redacted]	基礎年金番号が導入されたとき、205処理等が、わかっていてもいずれは年金裁定時にも処理可能であるといった風潮が蔓延しており、問題先送りしていただけと思っていた。いずれ団塊世代が年金請求するときには、一気に噴出することは、当時一係員であった自分にも想像は安易であったと思う。	当時、堀江事務所の適用課にいたので、管内の大規模事業所には協力してもらって、205等の記録整備は一定の成果を得たと思うが、普通に考えて、昭和の時代に庁から来ていた『リスト(そう呼んでいた)』の仕事がどっさりくるものと予想し、当時の課長と相談し、おそらく当時の保険課にも尋ねたと思うが、何もこなかったと思う。この頃から、少しずつでも対応していれば、現在のような状況にはならなかったと思う。
2770	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げておりません	特に思いつきません	テレビ等で報道されるようになってから認識するようになりました。(過去の記録を調査するような係りに在籍したことがなかったので)。 存在するはずの記録が確認できない状態にたっていることは、ありえないことだし、私自身も歯がゆい思いです。	記録の調査においての対応は、丁寧にお客様の話を聞き取り、少しでも調査のヒントが多くなるようにしていました。
2771	地方庁	社会保険事務所課長級以上	該当なし	該当なし。	年金問題の根本的解決なしには社会保険として新たな仕事にとりくむことはできないと思った。問題が表面化するまで知らなかった。	年金問題の取り組みが、岐阜北社会保険事務所(私、自身も一員として)として、一丸となって取り組むことができた。 全国的に見て、年金問題に取り組む温度差があったように思う。
2772	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	この間の「今後の道筋」に沿って取り組むことが、最善と思います。	裁定請求時に見つければ良い(「裁定時主義」)と先広たちから聞いていました。 平成4年ごろの年金給付課に在籍していたころと思います。	ある程度は本人の申し立てで確認できていましたが、中には見つけきれなかった案件もあったと思います。 平成9年の基礎年金番号制度が導入された時点で、複数の手帳番号をお持ちの方々を徹底的に調査すべきであったと思います。(当時は予算的に無理だったとは思いますが・・・) 「検証委員会」報告にあるように、社保職員の「使命感」「責任感」が薄かったと思い反省していま
2773	地方庁	その他(社会保険事務所)		本庁を含め、所属部署のしばりを超えて全員体制で弾力的に取り組むことが必要かと思います。また、当時の状況に精通しているOB職員の積極的な活用が有効ではないでしょうか。 年金業務の経験のない職員にもわかりやすい制度の仕組みや変遷、説明の仕方等をマニュアル化して研修・配布し、みんなが一定の水準の対応をできるよう職員のスキルアップを図ることも必要かと思います。	マスコミ等で報道されてから知りました。 公共の制度としての社会保障制度への信頼の根源を揺るがす大きな問題だと認識しました。長年の負の遺産の整理が早急に求められ、国民の皆様の財産である年金を正しくお支払いすることの大切さを改めて実感しました。	お客様の不安を取り除けるよう誠実に、わかりやすい説明を心がけています。 また、わからない点については必ず上司や年金担当者に確認したうえで回答しています。 年金制度のおおもとである「お預かりした年金記録を正しく管理し、それに基づき、正確な年金額をお支払いする」という意識が、当時の一部の職員に甘かったことがこのような問題を招いたのではないでしょうか。 また、制度不信がますますの未納者や年金不安を招いていると思います。
2774	地方庁	その他(社会保険事務所)		(1)対応人員を確保 現状の対応職員数では短期解決を目指すのであれば厳しい状況。 (2)確認ツール 事業所検索ツールがあるが、データが重いのか分からないが、ツールが立ち上がるまで時間がかったり、起動中に動作しなくなったりと不具合点が多く せっかくの検索ツールを有効に活用できていない状況。 ※1件にかかる確認時間が多すぎてしまう。		
2775	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題が起きた原因について、社会保険庁の広報の仕方が足りなかった事や、世間一般の年金に対する無知により一人に何個もの年金手帳番号が払い出されてしまったこと、年金制度の複雑さ、昔は機械化になっていなかった事で、一人に払いだされている番号の把握がしにくかったこと、職員の確認不足。機械化になった時の入力方法の不備、等の色んな負が重なってなってしまったことと思いますので、これからは、年金制度の複雑さを少なくしていく事と年金を皆様に知っていただくように広報を増やしていく事、窓口での年金番号の払い出し時の確認の強化が必要と思われます。	問題が公になった当時は育児休暇中でしたので、一番はじめに知ったのはテレビ報道だったと思います。	年金記録問題が起こってしまった事に対して、記録をできるだけ早く本来の姿にしていかなければいけない、という思いでやってきましたが、そのうえで、年金制度に対して色々な知識を必要とするので、自分の勉強不足を思い知らされることが多く反省しています。 また、特別便等の説明のわかりにくさや記入のしにくさ(一般の人にわかりやすい言葉での説明の不足)。また、面白おかしく取り上げる報道でさらに混乱を招いていたと、窓口でお客様の話をお聞きしていて思いました。
2776	地方庁	その他(社会保険事務所)	任期付職員として採用となってまだ浅いので、あまりわかりませんが、定期便にの表示に関して、ひと月でも記録の期間がダブっていると年金の見込み額が計算されなくて×××表示される。窓口でなんで払っているのに表示されないの？？と聞かれた。	保険期間が重複していたので機械上、計算できなかったと」思われますが、見込み額が×××と表示された場合の原因の可能性に追加表示する。	採用されて勤務している限りでは、何でこの年金記録問題が生じたのがわからない。各課の職員たちがみんな一生懸命やっている。各処理に決済等多少時間はかかるが、記録が消える事はありえないと思う。 事務センター等での書類が到着順に処理されていない、との情報があります。	事務センターも忙しいので大変だとは思うがアシスタント等の指示を徹底するべきだと思う。また指示だけでなくそれがきちんと行われているかチェックするべきだと思う。
2777	地方庁	その他(社会保険事務所)			過去の記録の管理が、あまりにもずさんであると思っていました。 平成3年頃から。	いまある状況で対応していくしかありませんでしたが、記録の管理などの 整備が遅れたことが、一番の反省点だと考えます。
2778	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	すべての被保険者名簿が番号、氏名、生年月日、事業所名等から検索できるようにならなければ、本人からの申し出がないかぎり、手帳番号に収録されていない記録が残ったままになる。	番号を個人管理し、年金請求時に本人が手帳番号を提示し、かつ、加入期間を申立、それを確認して支給するという、いわゆる本人まかせの形であったこと自体に無理がある。 コンピューターがなかった時代からのものなので、仕方ないとも思うが、一般の方は	旧台帳記録やカセットオープンなどがかかわる記録は、補正をしてから本人照会すべきだったと思う。本人、現場の混乱につながったと思う。
2779	本庁	その他(社会保険事務所)			平成7年から平成9年国民年金業務課に在籍し、はじめて年金実務に携わるようになったときに、制度のわかりづらさ、世間の認知度の低さを実感しました。適用がもれていることについても、届け出主義だから本人の責任、3号制度も手続きしていないのが悪い、かといって、広報も不十分。世間の人がこんなこと知らないのになあと違和感を感じていました。このようなやりかたで、よく大きな批判が出ないなあと感じていました。その後、平成15年頃厚生年金の期間照会・記録補正の担当になり、記録のもれ、入力ミスの存在を知り、正直びっくりしました。世間にばれたら大変なことになるのではと不安を感じ、被保険者の方への説明に苦慮していました。入力のミスの訂正も自分の判断で訂正することもあり、あとで問題になるのではと不安に感じながら仕事をしていました。	当初は組織に対して、これでいいのか、どうして大きな問題にならないのかなど正義感を感じておりましたが、だんだん組織に慣れてくるにつれ、こうなってるんだからしかたない、自分だけでは変えられないという考えが大きくなってきました。記録問題を大きくとらえるというよりも、目の前にある書類をどう処理するか、どう説明して納得してもらうかということで精一杯でした。 世間に騒がれる前に組織として先に取り組むべきでした。しかし、職員の意識は面倒くさいことから逃げる、わざわざ大きな問題にはしないという気持ちが大きかったと思います。職員の大半の人はこれでいいのかと思っていたと思いますが、庁からの指示もなく、組織として問題になっていなければこれでいいのだという意識になってしまっていたと思います。
2780	地方庁	その他(社会保険事務所)		今のように場当たり的な対応ではなく、もっと腰をすえて取り組む。	単なる手番の統合漏れと思っていた。 WMに収録されていない記録がこんなに大量にあるとは騒ぎになるまで知らなかった。	年配の職員に積極的に質問をすることにより、今の感覚で取り組んでしまわないよう心がけた。 紙台帳であった頃や、WMへの移行期間の頃の実情について、後の世代には伝わっていない。 制度の変遷とともに社会保険の事務処理方法の変遷も学ぶようにできれば。
2781	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	早期にオンライン化されていない紙台帳の全件を電子データにし、さらに、紙あるいはマイクロフィルムの記録とオンライン記録の突合も行い、基礎年金番号の年金記録と照合する作業を進め、積極的に国民たるお客様に対し、現在もらっている年金記録に反映されていない記録があればお知らせする必要があると思っています。	社会保険庁への信頼が地に堕ちた状況で、国民の年金記録に漏れがあるということは、重大な問題であり、早急に適切な記録に回復すべきと考えました。ただし、マスコミの報道が過熱しすぎたのと、社会保険庁が問題の本質をうまく表現できなかったこともあり、特にオンライン化後(概ね昭和62年以降の記録)については、ほとんどコンピュータ管理されていて、社会保険庁の瑕疵により、記録が漏れることは非常に少ないことが、国民には伝わっていなかったこと、および、基礎年金番号導入前の平成9年より前は、国民年金、厚生年金、船員保険がそれぞれの番号で管理されていたため、単に別管理となっていた記録が、あたかも「漏れ」であるように国民の方にとらえられてしまい(早期に統合作業を進めなかった面は否めないが)、基本的にこの問題にあまり関係のない、若い世代にまで波及したため、事務所に来客や電話が殺到し、また、残念ながら、問題に乗じて、保険料を支払っていないのに支払ったと主張する方が多数発生してしまったようで、本当に確認が必要な方に時間や人手をかけられなかったことは残念でした。 なお、年金記録問題の存在を知ったのは、平成18年の秋頃と記憶しております。	問題発生時には社会保険事務所への来客や電話が殺到してしまい、お客様は怒り心頭で、対応に苦慮することもしばしばでしたが、窓口や電話等で丁寧な対応をとることで、理解してくださるお客様や安心して帰られるお客様も多数いたため、とにかく1件1件、着実に解決していくしかないと思っていました。 しかし、年金特別便の処理において、調査が必要なものについて、半年以上も業務センターに置いてあった書類が、欠員だらけ(残念ながら、優秀な方や若い方ほど、種々の非難や厳倒に耐え切れず、早期に見切りをつけて職場を去っていきました)の社会保険事務所に大量に送りつけられ、早く処理しろという状況だったため、日々のルーチン業務すら時間内には終わらない人員体制の中で、現場職員の負担は相当なものでした(内閣、本省、本庁、業務センターの大変さも理解できますが)。国が責任を持って問題の解決に取り組み、職員も全力をあげて協力するのは当たり前の事ですが、現場職員の負担が過度になりすぎると、さらなる人材流出により、処理が遅れるということもありえますので、せめて今後は、常識を逸脱した過重労働を強いることのないよう、計画的かつスムーズで効果的な処理体制の構築を切にお願いいたします。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2782	地方庁	その他(社会保険事務所)		調査の申し出の件数は、特別便の発送を始めたときに比べれば、少なくなっていると思われるので、まずは受け付けたものの回答、第三者委員会の決定、年金の再裁定などのスピードを速くすることが必要であると考えます。結局人数が必要ということになるのかもしれませんが、調査には経験が必要ですので、研修などをしっかり行うことが重要であると思います。また、調査のスピードを上げるために、カセット保存記録になっている記録をオープンしていただくことが必要であると考えます。 また、調査の申し出件数を減らすために育児休業中は免除になっているが受給に反映すること、賞与の保険料徴収が始まった時期、保険料の端数処理の方法など、一般的な制度の説明	自分はこの職場に入ってまだ長くはないですし、最初の配属が庶務であったので、記録の状況についてはあまり認識していなかったと思いますし、問題について知ったのも、一般の方とそう変わりないと思います。	日々の業務もありつつ、経験もない中で自分のできる範囲で相談の受付や制度の簡単な説明、記録の打ち出しなどの対応をしました。 反省点については、記録の未統合や調査について積極的に対応してこなかったことなどがあげられると思います。未統合については特別便・定期便である程度対応できていると思いますが、しばらくしたら未回答者へのフォローが必要となると思います。報酬の相違などは事業所調査をより増やしていくなどの対応が必要であると思いますが、限界がありますので、関係機関との連絡を密にするとともに、被保険者等の申し出に積極的に対応することが重要になってくると考えます。
2783	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金第3号期間について ①配偶者(2号被保険者)が喪失しても第3号期間は継続するため、勧奨状が送付されていてもなんら手続きしなかった場合は、その期間について第3号被保険者期間として記録上残り年金裁定されてしまう危険性がある。 ②2号被保険者の同日得喪(厚年→厚年)の場合には第3号にかかる手続きは要しないことになっているため、たとえ健康保険の被扶養者に認められなかったとしても1号への種別変更の手続きをしなければ第3号期間はそのままになる。 ③収入オーバー(失業給付受給やパート社員になる場合など)や離婚などの理由で健康保険の被扶養者から削除される場合は確実に第3号被保険者でなくなるが勧奨状が送付されるのみであるためそのまま第3号期間として残る。	①及び②については配偶者(2号被保険者)の喪失があった場合は無条件で第3号被保険者も喪失させることとし、2号被保険者の同日得喪の場合でも第3号にかかる届出は必要とする法律改正を行えば未加入期間の通知等も正確に行えると思われる。 ③については健康保険の被扶養者異動届は3枚複写になっているため、届出人欄に3号被保険者の署名がある場合のみ扶養削除と同時に3号資格を喪失させるようにする。(法律改正必要)	未統合の手書記録が多数あることは知っていたが裁定請求の時に整理されていると思っていた。4.5年前に全体像を知った。	記録問題の原因は被保険者に情報提供なく社会保険事務所のみで紙台帳を管理していたこと、紙台帳の管理からWMへの移動で全てが問題無くいくとしていたことだと考えます。現時点でできることは記録の整理を進めることと、今後に向けては定期的に記録を確認してもらい将来になって過去の記録について疑義を生じさせないこと。(被保険者に記録の確認責任を少し負担させることも国民のため)
2784	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られているのかも知れませんが・・・ 受給者の方が厚生年金記録が判明しても、現在受けている年金額よりも下がってしまったり、返納金が発生してしまうことがある。	現在受けている年金額が下がらないようにするのがいいとは思うのですが、具体的な方策は分かりません。	年金加入(受給)期間や本来受け取るべき年金額に反映されていないため、早急に被保険者や受給者へ確認し、判明させなければいけない問題であると認識しています。 平成18年頃	特別便や定期便での調査・判明した記録の統合処理をすすんで対応しています。 受給者に対しては、統合をするにあたり、年金再裁定申出書を送付してまいすが、申出書の返送がない場合は記録の統合や訂正ができないので、返送されるまで保留にしているケースがあり、早急な処理ができていないものもある。
2785	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	被保険者の方への通知や広報等で加入記録の再確認を促す。 旧の記録について、事業所名などがすぐにわからない記録が多いため調査に時間がかかりすぎていると思う。 窓口来所時にすぐに確認ができれば、その場で解決する事例も多いと思う。 再裁定事務について東京一極でしかできないことが時間がかかりすぎている原因ではないかと考える。 例えば、ブロック単位等で再裁定事務を行えるような体制をとれないかと思う。	国民年金記録について収めたはずなのに未納になっているとの問題がでてきた頃から年金記録問題を意識するようになりました。 社会的に大問題であり、それまでの事務の行い方に多くの問題があったと認識した。	年金の再裁定事務を遅滞なく行っていくように努めた。 これまで自分の加入記録を確認するために社会保険事務所に足を運ばなければ確認できなかったことが大きな原因のひとつであると思う。 もっと簡単にいつでも自分の加入記録が確認できる体制(例えば銀行のATMのようなものがあれば)を整えていれば、これほど大きな問題にはならななかったと考える。
2786	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	来年1月から新しい組織で新しい人材の確保もされておりますが、現職員と新しく民間から採用される方の間に問題への温度差があっては解決への時間がかかるばかりだと思います。まずは全職員で意思統一を改めて図り、双方の良い面をお互いに引き出していくことが早期解決に繋がると考えます。	年金は、資格取得時から年金受給時までの長期間に渡り様々な手続きが必要であり、そのひとつひとつが将来に渡って影響を及ぼす重要な手続きとなりますが、残念ながら組織としてその意識に欠けていたという問題があると思います。 漠然とその問題については認識していましたが、改めて認識したのは年金給付課において記録の確認や受給金額の試算を行ったときでした。	問題に対する対応として、全般的な知識の習得に努めました。また、年金記録問題ではマイクロの確認方法や記録訂正処理について、在籍していた業務課では絶対的に必要な知識でしたので、多くの処理を通じて知識を習得しました。さらに、直接担当していない課員にもそれを引き継いでいくことに努めました。 問題に対しての反省点としては、採用時に長期間のしっかりとした研修等を行うなど基本的な知識を全員が身に着ける機会が少なかったため(もちろん自助努力は必要ですが)、自分が担当する仕事以外は何も分からない、WMに入力できれば完了という程度の認識しかなかったことであると思います。
2787	地方庁	その他(社会保険事務所)	1・資格取得届、資格喪失届について、事業主に届出義務があるため、その記載内容について、事業主側の意向しか反映されない。 たとえば、月末まで勤務した場合、喪失日は翌月1日になるはずが、誤って末日喪失の届出が提出されるても、本人が気づかない場合が多い。何年か経ってから気がつくケースが多い。 2・年金記録を管理する窓口装置が旧時代のシステムであり、非効率的である。全国民の大量なデータを処理・管理するには処理能力が低い。	1・資格取得・喪失届に本人の確認欄(印)があるので、両者合意の届出となり、改ざんの危険性も減る。 また、喪失届用紙に「喪失日」「退職日」の両方を記載する。 2・個人の記号番号から過去記録(マイクロや台帳を含む)を即座に照射できるようにする。また、記録補正についても、管轄事務所に依頼する事なく、全国どのシステムにおいても即座に入力処理できるよう、システム整備を進める。	年金制度発足時の社会風潮は、国民の年金に関する意識はさほど高くなく、国におまかせの感覚であった。 そのため、申請主義による過去記録の放置が行われた。	民間のサービス推進の感覚を持ち込むべきと考えた。 大量のデータを効率的に処理していくシステムの改善が最優先すべき課題。 また、誤りの発生しにくい届書様式の整備。
2788	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録のシステムを修正するよりも新たに完璧なデータベースを専門部署が数年かけて構築し、現在のデータと突合し記録を正しくする。 一律に記録損害として現存する全被保険者へ一時金の給付を行い損害を清算する。バラ巻きとされるかもしれませんが余計な発送作成費用や損害賠償請求を受けるより、給付として支払うことで解消されると思います。(本当は定額給付金と合わせ実施して欲しかった)	年金記録に問題が発生しているとは思わなかった。以前は給付に反映させる際に整備するという考え方であったため、記録整備に対する考え方の相違があったことから報道機関でも誤解によるものと考えていた。知った時期は、年金記録特別便の窓口相談を受けるようになり全国的に各地で保管をしている年金記録を調査するようになった頃です。	年金記録問題においては、全ての方が対象ではないが、誰が被害に合っているかわからないことから、全ての方に懇切丁寧に対応するようしました。 年金記録管理については、結局、制度発足時の管理方法からすると必ず生じるものであったと思います。その管理方法を改善するべく基礎年金番号制度を導入し住所記録も管理するよう始めたが、導入以時に保管している紙ベースの情報を電算化する際、電算化データを元本と整理せず些細な情報も含めて全ての記録を整理した状態で保存すべきであったと思います。さらには、60年以上経過する前に公にして整理するべきであったとも思います。保有している記録の電算化もパンチ要員ではなく専門の担当部署にて短期間ではなく60年分であれば10年近くかけて全て登録することが必要であったのではないかと思います。ただし、現在そのように考えられているとしても当時は予算との兼ね合いもあり省庁間の事情により完璧を求めることが出来なかったことも問題であったと思います。また、以前の申出による給付に反映させることができればよいとしていた考え方にも問題があったのではないかと思います。昭和30～40年に記録管理の注意喚起を促す通知を数回行っているときにあきらめずに続け徹底するべきであったと思います。紛失した被保険者の側に責を負わせるのであれば被保険者証書として年金給付の請求時に被保険者証書の提出を義務付ける内容を施行規則ではなく条文として設ける必要もあったと思います。被保険者証書を提示しないと受けられないと早期に広報し注意喚起をするべきであったことも考えられます。年金とくべつ便については、事業を至急行わなければならなかったとしても受付体制が十分でない状況で期限を設けて実施するべきではなかったと思います。被保険者の申出に回答の対応をすることが出来ない状況を生み出しており、混乱が生じお客様に多大なご迷惑をおかけする結果であったと思います。発送主体ではなく受付・対応を主体に実施するべきであったと思います。地方自治体ともっと連携し世帯ごとに発出し回答を受ける方が何回もお客様に足を運ばさせず実施できたのではないかと思います。受給者優先という部分は、結局のところ亡くなったとしても遺族が追求することからあまりメリットではなかったと思います。優先発送ではなく優先受付や優先相談を実施する方向がよかったのではないかと思います。実施
2789	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	自治会及び市町村の協力を頂き電話対応並びに戸別訪問の強化が必要だと思います。	国民が納得できるように年金問題を解決すべきであり、今後も最優先課題として対応すべきであると思います。 基礎年金への統合された時期からはほとんど年金記録問題は整備されたと思っていました。マスコミから報道あったときから問題が存在すると思いました。	電話対応、窓口対応、戸別訪問等の強化 ○年金番号付番時の審査強化 ○重複調査の強化
2790	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金の納付展開誤りによる年金定期便の本人への通知定期便開始時	国民年金記録とマイクロフィルムを突合し、正しい記録に訂正する。現時点では、他の職員についても同様に対応していると思われるが、過去にマイクロフィルムを確認せずに納付展開をしていた者がいたため、このような問題が起きたと思われる。
2791	地方庁	社会保険事務所課長級以上	オンライン化されていない名簿記録がある事。	すべての記録のオンライン化を早急にすべきである。	これほど根深い問題とは思っていなかったが、記録問題に携わり大きさが見えてきた。認識したのはH19年9月以降。	現場での対応は不可能である。業務センターのカセット記録の整備が最優先に行なわれないと問題は解決できない。
2792	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金の漏れは国民各個人が厚生年金番号手帳。国民年金手帳を 転職時などに新規付番を続けたためである要因が多々あります。 またお客様の中には「名前を偽って就職していた。」「年齢をごまかしていた。」 等おっしゃられる方もいます。このような状況では、記録の全統合は難しいと思います。	自身の年金に関心を持ってもっていただけるような広報をする。 お客様の足が社会保険事務所に向かないと年金統合作業は捗らないと思います。	職務に従事していて気がつきました。 統合できない理由を明らかにするべきと考えていました。	窓口業務に従事しています。 お客様とお話させていただく折につき、なぜ記録が漏れるのかを 質問されたら、真摯に回答するようにしています。 反省点はもっと早期に着手する事ができたのではないかと思います。
2793	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		平成9年に基礎年金番号ができたときに、かなりの方が別の手帳番号(手番)をお持ちで、回答していただくようになっていましたが、されていない状況でした。	手帳を持って相談にこられた方には、基礎年金番号に手番統合をしていました。年金の番号を二重に払いださないようにする。お客様にも年金の番号の大切さを知っていただくことだと思いま
2794	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2795	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		不正免除等、新聞・テレビでの報道を見るまでは知らなかった。 年金請求の際に、旧姓等で他に記録(手番)がないか等確認をしていたので、ここまでの手番件数があるとは思っていなかった。	現在、国民年金課に所属しているので、紙台帳で確認できる範囲での住所登録等の補正をおこなっている。 年金制度によって番号が違っていたこと、オンライン化時のデータ移行時等に原因があったのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2796	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	現段階としては、現在行っているねんきん特別便、ねんきん定期便により本人に確認を促し地道に統合作業を行っていく他ないと思う。 その結果、最終的に手がかりがない番号については本人からの申し出を待つより他にないと思う。 国民年金保険料を本人が納めたにもかかわらず未納となっている件については、税金や国民健康保険料など別のものを納めたのを勘違いしている場合や、時効にかからない分について全部納めたのを、今まで未納だった分全部を納めたと思い込んでいる場合など実際には納めていないにもかかわらず納めたと思い込んでいる場合も多々あるので、本人の申し出のみを元に一律にすべて納付扱いにするのは非常に危険である。最低限、いつ、どこで納めたかを確認し、それがその当時可能な納付方法であり、矛盾がないことは必要条件とすべきである。 紙台帳の全件調査の話もあるが、紙台帳そのものに誤りや記載漏れがあって、その後本人の領収書を元に訂正しているケースもあるため、紙台帳が絶対正しいとは言えず、また多くの人員、予算を割かなければならないためあまり効率的ではないと思う。 費用対効果を考えた場合、調査にあまりも多額の予算をつぎ込み、結果的に財政が苦しくなってしまい、後々の年金額が少なくなってしまったり、税負担が増えてしまっては意味が無いので、どこかの時点で調査終了の宣言をして、後は本人からの申し出があった分のみの対応とする必要があると思う。	手番が多数残っていることについては、マスコミ等で問題視されるまでは最終的 に裁定課求のときに本人に確認するので、そのときまでに番号が統合できれば問題ないとの認識でいた。 ただ、社会保険事務所の国民年金課に配属されたとき(平成11年4月～) に、本人の持っている領収書とWM上の納付記録が合わず、本人の持っている領収書を元に納付記録を訂正したことが何度もあったので、その頃から保険料を納めたのに未納扱いになっている人がいることは認識していた。	未統合の番号が多数残っていることについては、それまでであれば、番号が二つある、という相談を受けた場合に、何かのついでの時に年金手帳を社会保険事務所に持ってきてください、という説明をしていたのが、早い段階での番号の統合を勧めるようすることにした。また、こちらは以前からだが、領収書に関しては年金をもらい始めるまでは捨てたりせず、大切に保管しておいてもらうよう説明している。 反省点としては、自分自身の反省点ではないのだが、基礎年金番号通知書 を送ったときの返信はがきに、基礎年金番号になった番号以外に年金番号を持っていないか、という質問だけでなく、他に番号を持っているのであればその番号を記入してもらうようにしていれば、もっと早く番号の統合が進んでいたと思う。
2797	本庁	その他(本庁)	共済組合記録に関する記録不備が多いが、記録整備に多大な時間がかかっている。	記録整備を進める上で、次項が障害となっているので早急に解決が必要と思います。 1.農林共済への加入期間確認照会と加入期間の移管もれに対する移管依頼ができない状態になっている。これは、社会保険庁と農林共済との協議が費用等の件で進んでいないためと聞いています。 2.業務渉外課に、旧三共済等の原票移管を依頼した場合に、6ヶ月たっても回答が得られない。	年金記録は、紙記録をコンピュータに入力するときに十分チェックがなされなかったために記録不備が多く発生したと思います。 たとえば、移管記録の資格取得日が未収録の記録があることや脱退一時金記録の月数が資格記録と不一致なものがあることが一例です。	記録整備の1つ1つに丁寧に対応して正しい記録に訂正していくことが重要と考えて日々の仕事に取り組んでいます。
2798	地方庁	社会保険事務所課長級以上	該当事項ありません。		年金給付業務を担当しているときに、未統合、記録整備の必要な被保険者記録の存在を認識しました。	現場の意見をあげましたが、もう少し早い段階でシステム及びプログラムの変更等を社会保険庁が対応できていればよかったと思います。
2799	地方庁	その他(社会保険事務所)	法律改正前の、厚生年金・共済組合加入者の配偶者、学生、海外居住者の任意加入。 家族が加入手続きをしていたと、主張されるが、年金番号払い出し簿や、年金記号を調べると、該当しないケースが多すぎる。	もう少し年金の法律の変遷を広報してほしい。 また、我々もその変遷に精通して、国民の皆様にお伝えしたい。	平成2年に入所して、すぐに、名前の入ってない厚生年金記録がWMにあると知った。受給の時に整理するものだと説明され、若い自分がそれで納得してしまったこと。 何故、そんな半端なことが許されていたのか、当時の技術では無理ではなかったのに、問題提起できなかった。(そんな知恵も権力もなかったが) また、国民年金の地方移管がなくなった法改正のとき、各市区町村にある台帳の行方が気がかりだった。 そして某の定、問題は起こり、仕事に対してひたすら精動し、努力したが、自分は体を壊した。なんとか復帰は果たしたので、皆と再び努力したい。	厚生年金法、国民年金法、共済、それぞれ成り立ちが違い、整合させるのは難しい問題であることを、公務員はよく認識すること。 国民のお話の内容、また、自分の持つ知識や情報から、年金記録を整合させようと努力してきた。 これからも、そうありたい。 どうして、コンピューター導入時に記録の整備がなされていなっかったのか、それだけが自分には不明だし、悔やまれる。 当時に在籍していた人からの話だと、予算も人員も録に配分されなかったと聞くが、事実ならば、それは庁と政府の反省点です。
2800	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民の皆様への不信感は拭えないものでありますが、今後は、少しでも、皆様の不信感を拭えるよう、今まで以上に迅速、適確な業務遂行をしなければならないと考えます。	年金問題の存在があげられるようになり、認識しました。	この問題により、皆様の不安、不信感が募り、多くの方にお電話や来所いただくこととなってしまいました。自分ができる限りの対応をさせていただき、皆様の不信感を拭えるようしました。今後については、目の前の問題はその時点で解決していくことが必要だと思います。
2801	地方庁	その他(社会保険事務所)	上記以外に知りません。	一つ一つ確実に取り組んでいく。	フリガナ誤りや、旧姓のままになっているため。また基礎年金番号になった平成9年の回答をされていないためなど。 年金記録問題としては、2年ぐらい前に知りました。	記録確認時などいろんな読み方で検索し、一つ一つ確認する。
2802	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	迅速に、正確に回答、通知をするためには、人員増の確保が必要。	今回の年金記録問題は、保険者の記録管理方法、体制、責任が不十分であったことに尽きると認識しています。社会問題化してきた頃にそのような問題が存在することを知りました。	迅速、丁寧、正確に、相手の訴えたいことを理解し、回答を行う。不安と不信が社会化し一時に集中したため、それに十分に対応できるスペース、体制とその知識、経験者を持った人員が不足し、窓口の外と中の温度差が非常に大きかった。
2803	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の具体的な問題は報道により知りましたので、報道以外のことは分かりません。	厚生年金記録についてのみですが、何十年も前の職歴であり、個人の記憶 の問題がかなりの障害になると思います。 戦時中の古い紙台帳は判読不能が多くあります。さらに戦後の適用事業所の基準つまり業種や人数による任意加入か強制か等の変遷が複雑です。 加入者の基準についても適用除外申請が認められたり、非常勤勤務者であったり、勤務と加入が結びつかない事例も多くあると思います。 当時、加入者であったとしても、実際の勤務地と加入している社会保険事務所が違ったり、記憶している店の名前と法人名の違い等からの調査不能もあると思います。まして亡くなられた方も含むと解決は有り得ないと思います。 現場に働く者としては、記録の回復を思う方々のために、職員は出来ることを継続努力していくだけだと思います。	正直、年金記録問題が報道されるまでわかりませんでした。 昭和50年代のオンライン化により、ほぼ完成されたと認識していました。	この問題が起きてから現場の混乱は酷い状況が続きました。 今の現場の職員はこの問題の責任を十分感じています。その思いを持ち来訪者の記録の漏れの回復にむけ全力で対応しています。 昭和17年に発足した後、紙台帳方式やオンライン化の状況など年金記録の管理状況を逐一国民に公表するべきだったと思います。
2804	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	再裁定、調査は人を増やして、早急に処理を行っていく。	年金記録問題と一般的に言われる前から疑問に感じたことがあった。 平成2年頃。	記録を探す時に力セットになっている記録が多いため、すべてのカセットを開くことができないか上司に相談した。 国全体が年金に対する意識が低かったような気がするが、それは年金制度のアピールがあまりされていなかったからと思える。
2805	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし。	政府の方針に基づき、組織全体で全力で取り組む必要があります。政府方針どおりスピードを上げなければなりません。そこで発生しているのが人員の問題です。特にできる限りかつて経験したことのある職員の確保が大変な状況にあります。かつての社会保険庁が3分割とな残された職員は極めて少なく厳しい状況ですが、残った職員を中心に、賃金職員、アルバイトを最大限活用し実施していくしかないと考えています。いずれにせよマンパワーの確保が必要であり、そのため人のシフトも含め、事業の優先度も考え対応しなければならないと思います。	これまでの当時の歴史的な状況により、年金記録管理を行ってきたことにより発生した問題である。コンピューター社会でないとできない現状のような記録管理をすべての時代に求めているが、当時はあくまで被保険者証や年金手帳が記録管理の役割を果たしたものであり、これが根底から否定されていることについては残念である。また、人的作業に頼らざるを得ずミスが発生していることや事業所から正確な届出がなされていないことが見過ごされたことなども年金記録問題の要因になったと思われる。年金制度の広報や被保険者証や年金手帳の保管の重要性などの広報が必要だったと思います。 とはいえ、国民の皆様の加入記録を特定できないなど、問題があることは事実であり、そのためにも一刻も早く解決し、国民の皆様に安心と信頼をいただかなければならないと思っています。	積極的に記録問題の解決に向け多くの部分で関わり、全力で当たってきました。それが、国民の皆様に少しでも安心とご理解をいただけることと認識しております。そのため、今後も全力で取り組んでいきたいと考えています。 問題としては、今思えばもっと早く記録管理の重要性に気づき対応することが必要であったと思います。昔の期間について管理の重要性が軽視されてきたことも事実ではないかと思います。 例えば、旧台帳のオンライン記録登載の要望が実現しなかったことや事業であり、語先堂から問題提起してもらえるような考え方があったことも事実であり、当時の社会保険庁では予算面で対応が困難というお話しも聞いていましたので、そのままにしていました。 現時点で考えるに、マイクロ化やオンラインシステムの改修時に本庁・地方庁・市町村が保有している記録を全て収録し、不備記録等の整理を行うべきだったと思われますし、基礎年金番号導入時に徹底的に対応(事後フォロー)を図るべきだったと思います。
2806	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	①現在進めている本庁、地方庁、市町村が保有する全てのデータを突合せし、記録を確かなものとしてきちんと整備した上で、記録統合に向けた作業が必要です。現在の方法では、同一人に何度も記録漏れの通知等が発出される可能性があります。また、現在の対応方法では、記録統合に向けた細部に亘る取扱要領等が示されていないため、各県で取扱いが異なることが予想されます。(例えば事業所名の索引でもどこまでやるのか。本社や支店等がある場合どこまで対応するのか等。)特別便等の対応に係る標準的な記録検索要領等を作成すべきではないでしょうか。②特別便対応で本人の申し出があり記録が判明したが、年金額が減額になるという理由で本人記録ではないと主張された場合、記録統合ができない取扱いとなっています。本人記録として相違ないと考えられますが、現在の方法ではこれらの記録は、未統合の記録として整理がなされないまま5000万件の記録の一部として残っている状況です。このような記録は、社会保険オンラインシステム上、基番未統合であるが持ち主判明記録として表示し整理すべきではないで	期間照会等の仕事に1年間携わった時(昭和62年頃)に、昭和17～20年代の台帳等の一部が紛失していると考えられるような事象があったと記憶しています。当時は、確認できる証拠書類がないためやむを得ず「該当者名なし。」と回答していました。いずれ問題になるだろうということは、ある意味推測していましたが、確認できる書類がないので、どうしようもなかったと記憶しています。	台帳等を保管する社会保険事務所自体も何度か移転しているということを先輩職員から聞いていましたし、基本的には当時の記録は社会保険業務センターで管理していると聞いていたので、特に対応が必要だという意識はありませんでした。根本的に、年金請求時にご本人の申し出により期間を確認の上、裁定するという考え方があったことも事実であり、語先堂から問題提起してもら、当時の社会保険庁では予算面で対応が困難というお話しも聞いていましたので、そのままにしていました。 現時点で考えるに、マイクロ化やオンラインシステムの改修時に本庁・地方庁・市町村が保有している記録を全て収録し、不備記録等の整理を行うべきだったと思われますし、基礎年金番号導入時に徹底的に対応(事後フォロー)を図るべきだったと思います。
2807	地方庁	その他(社会保険事務所)		普段の仕事の合間に、この問題を解決しようとするのは不可能と思われます。やはり時間中ではお客様も来られるし、電話もなります。そのような中、特別業務として取り組むのも良いけど、それではどちらも中途半端になりかねない。かと言って、時間外や休日に出勤しての対応では限界があると思います。でしたら、資格照会等に精通した職員を集めて、集中的に進めるほうが効率的であるし、早期の解決に結びつくものと思います。全職員で対応すべき問題ではありますが、記録を調べる事などを資格照会を経験したことも無いような職員が調べても、見つけられないことが多くなるだけです。そうなると、お客様ご本人も納得できず、再度照会をしてくる事につながります。それでは、いつまで経っても終わりは見えません。		
2808	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2809	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない	過去のものについては調査を進めていく以外はない。 これからのものは正確に処理を進めていく以外はない。 過去のものは調査に時間を要している。 検索システムが1つの機械で完了しないので、煩雑となっている。 すべての検索がWMでできれば、回答に時間がかからなくなるのではないか。 紀票についてもデータの引用などができればよいと思う。	過去記録のコンピュータ化するときの入力ミス。 記録の統合漏れ。 新聞等で報道されてから知った。	入力等を行った際のチェックを入念にした。 制度について理解していない相談者も多いことから、年金の広報が少なかったと考えられる。 記録統合については基礎年番導入時の広報不足。 広報不足については国年の加入・制度説明についても同様。 年金の保険料の加入・納付要件、納付実統についてもっと周知が必要。 事業所の標準月額の従業員への周知など、事業所任せにしていた部分も もっと指導が必要。
2810	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録問題への職員の比重を増やし早期解決できるようにする。	知ったのは新聞等で話題になってからで当時のことは知りません。	反省点については、台帳への記入誤りやWM導入時のデータ入力誤りなどの確認不足だと思います。
2811	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	1件1件着実に対応していくことと思います。	制度及び体制等が複雑に関係していることであると思います。平成19年頃	窓口対応等においてお客様の立場に立って分かりやすく丁寧にご説明等するよう応対する。年金番号等の管理の方法をもっと分かりやすくご本人に認識していただくよう対応していくことが大事であると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2812	地方庁	社会保険事務所課長級以上			①宙に浮いた年金問題については、平成18年に報道されたことで認識した。それまでにおいても、年金請求時の記録確認の際に判明する記録があったことは知っていた。 ②不適切な標準報酬の遡及訂正については、滞納事業所の事業主からの聞き取りにより、事実給料を受けていない場合には、遡及の訂正届書の提出を受けたことがあり、問題があるとの認識をしていなかった。これについては報道により問題点を認識した。 ③未届の事業所に勤めていた時の厚生年金記録の問題については、社会保険事務所では届出にまかせていた部分があったと思う。これについても報道により知った。	上記①については、早急に該当者と思われる記録については本人に対して確認を行い記録整備を行う必要がある。 上記②については、現在民主党政権下で検討されているように、従業員の記録については、証拠がなくても認めていく方向でよいと思う。事業主及び役員については、経営者責任の点も踏まえ記録回復を図っていく必要があると思われる。 上記③については、当時の事業主の確認が取れ、事業主及び被保険者が納付することを条件に認めていく方向がよいと思う。
2813	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	戦前や戦時中の旧共済期間や恩給期間について、多くの問い合わせがあっています。また、記録管理していないので対応や説明が難しい状況や、基礎年金番号に収録されていない、共済加入期間に対する対応ができていないこともあります。	厚生年金の原簿で、収録していない記録を早急に記録を整備し収録する。カセット管理しているなどの記録の整備。共済記録の整備収録。オンライン収録全て早急に行うことが必要です。被保険者からの照会に対し今のままでは、時間がかかりすぎるため。また、年金制度が、見直し改正が続き、国民一人一人の記録を管理していく内容が多く、それを管理する方法が遅れたことが、現在の問題が発生したと要因とも思います。年金制度の見直しにより、管理する記録の内容等を少なくシンプルにすることで、年金事務所での窓口説明や手続きが簡素化でき、制度の見直し	基礎年金番号に収録できていない記録が、多くあるとは認識していましたが、年金請求時の申し出により、記録の収録により整理できていると考えていました。特別便の調査をする中で、名簿の収録不備や収録されていない記録が多くあると知りました。	窓口での相談や、記録を調査する上で、ご照会いただいた内容を十分に調査し解りやすく説明することにより、この問題に対する解決につながると思い対応しました。反省点として、職員が、国民(被保険者)の記録を長く管理し年金に結びつけるという認識が不足していたため、その時々の対応が一貫していなかったためこのような問題が発生したと思います。
2814	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	集約について 年金記録調査業務をまず都道府県ごとに集約化。一部の府県では集約済みであるがまだ集約されていない都府県がある。事務所単位で行っている現在の方法はノウハウが事務所ごとにバラバラにならざるを得ない。成熟した方法を知っている古い事務所がある一方、事務所設立が比較的新しい事務所などでは古い記録はない。つまり、ゼロから知識を蓄えなければならない。 また、集約されることによって、共通の流れの中で業務を行うので効率的になり、ノウハウに関する情報を共有し易いと思われる。 作業行程を十分検討し集約した上で人員を大量に投入するのであれば問題ないが、いきなり人員だけを増やせば混乱が起こる可能性が大きい。逆に非効率的になるのではないか？	非常に国民にとって心配な重要問題。 知ったのはここ3～4年。	記録補正・入念調査等を行い信頼を取り戻すよう努力した。 考えている余裕はなかったが、もっとより効率的な方法を模索したほうが良かったのではないか？
2815	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。 末端組織の職員の多くは、国会での追及やメディアによる報道から、組織内部の実情をはじめて知らされることがほとんどです。組織内の情報共有が不十分と感じます。	①特別便未回答者への情報発信 大衆メディア(テレビなど)を通じた呼びかけ 誤解を与える偏重報道へは組織として抗議 ②事業所への協力呼びかけと協力事業所へのなんらかのメリット付与 ③老人・介護施設への協力呼びかけと協力施設へのなんらかのメリット付与 ④専任部署による電話照会、戸別訪問の実施(年金事務所に新たに設けられる年金記録課の人員配置数の見直しが必要)	【認識】 ・基礎年金番号導入時に未回答なだけで、記録は別途管理されていること ・年金請求時には、あらためて職歴を記入することになっていること から、この問題が大きく報道されるまでは『年金記録が消えている』といった意識はなかった。 【問題の存在を知った時期】 ・基礎年金番号に統合されていない手帳番号が存在することは、平成11年入庁以降に知った。 ・5000万件もの多数の未統合記録があることは、安部内閣発足くらいの時期の一連の報道で知った。	【自身の対応】 5000万件全件の解消は、職員ひとりひとりの地道な対応なしには達成し得ないと考え、少なくとも自分が受ける電話相談、来訪相談については、当たり前のこと(正確、迅速、丁寧)を当たり前に行い、組織・制度への不信感を少しずつでも払拭できるよう心がけてきました。 【反省点】 本庁において「基礎年金番号制度への完全な移行をいつまでに完了させる」等の組織全体としての業務計画策定や目標設定が無かったこと、その後の進捗管理や地方庁の監督が不足していたことが問題だったと考えます。
2816	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	資格照会の回答と、再裁定を速やかに行うことが最優先と考えています。	ここまでひどい状態と知ったのは平成19年の夏です。それまでは、機械化のときに完璧に入力処理されていないこと、平成9年の基礎年金番号になったときに、205・204が徹底されなかったことが問題と思っていました。	名簿を確認して照合をするしか対応のしようがない。特別便に関しては、国年と厚年の加入期間の確認といいながら、共済を書く欄が設けてあって、さらに混乱を生じさせていた。
2817	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に思い当たりません。	「年金記録の解明・統合等に係る作業の進捗状況」における目標を意識した対応を行うことです。	平成16年頃、報道が盛んになった頃です。	記録問題が解決し救済される方々は、過去の納付に対し当然の給付を受けるものです。決してプラスになることではなく、ただマイナスがゼロに戻るものであることを意識し、全力で迅速に臨まなければいけない問題だと考えています。
2818	地方庁	社会保険事務所課長級以上			年金記録問題は、国民の納めた年金保険料を預かる社会保険庁の組織の管理体制が不十分だったことに原因があると認識していました。平成18年10月頃にマスコミ等が社会問題として大きく取り上げたので知りました。	年金記録問題は、社会保険庁の組織全体に責任があるので、国民一人ひとりの申し出に対して積極的に調査をするように心がけました。反省点としては、被保険者の年金記録の定期的な管理チェック体制を行っていなかったことがあると考えます。
2819	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	年金制度が大きく問題視され始めたのは、少子高齢化社会が問題視され始めた頃ではなかったかと思います。いつの時代でも政治家の公約に上げられ、そのたびに改正が繰返され制度が複雑になり、職員も追いついていけなくなり、説明不足や処理誤りが多発するようになりました。 その度に、マスコミで大きく取り上げられ、空洞化などという言葉も出てきました。 最後の1件まで解決するということであれば、国民に対し、統合の結果どうなるのか、プラスもあればマイナスもあることをハッキリと公表し、マスコミの力も借りて協力をお願いすることも必要ではないか。 前段で何を言いたかったというと、マスコミの力は大きいということです。 専業主婦だった人は、国民年金は任意加入でした。私の記録はどうして抜けているの?、私には未納がなかったはずなのに!。等様々なご意見を持って毎日お客様がきます。 過去の制度も含め、年金制度とはどういうものか、社保庁で管理している報酬はどうやって決められているのか、そこにはどんな問題点があるのか、マスコミの力をお借りして、広く国民の皆様に周知していただくこと。 我々が来訪された方々に、こつこつと説明していたのでは、時間が足りない。一度に多くの方々に、そして繰返し行う手法を考えていただきたい。 特別便、定期便にどんなことが書かれていても、見ない人は見ない、読もうともしない、とりあえず社保に来た、空白があることで説明文も見ないで理由も考えないでただ怒ってくる人。色々ですが、来訪する前に予備知識があると随分違うような気がします。	ある程度統合されていない記録があることは認識していましたが、 これほどまでに多いとは分かりませんでした。 また、問題という意識はなく、やむを得ないこと、という認識でした。 過去において、裁定請求時には、請求書に記入された職歴以外の 記録が見つかれば、一生懸命思い出していただき、本来の年金額が 受給できるよう職員も頑張ってきたつもりです。 ただ、あくまでもオンライン化されてからの話ですので、旧法時代の 庁裁定時代は、全く地方庁では様子もうかがい知ることもできませんでした。 旧法国民年金時代においては、紙台帳がすべてでしたが、担当者が 検認票を見て、ひたすら台帳に納付済みの印を押すという作業でした。 人の手でやる作業ですから、押印間違いもありますが、未納者一覧表 などを作成し、市町村と突合してましたし、被保険者に対しても納付書 を送付しておりましたので、本人との間でも確認できているという認識 でおりました。ただ、転居を繰返しているような人には届かなかったというのも事実かもしれません。 地方庁においては、そういった未納者の方々には、時効直前まで繰返し納付勧奨を続けてきたことも事実です。それに全く応じることもなく無視し続けてきた人達が大勢いて、今、「お前達は何やってんだ」と怒鳴る人がいることも事実です。 過去を正当化するつもりはありませんが、その時代々々では、当たり前でそういう指導が受継がれてきました。 ということで、年金記録問題を問題として意識し、その件数に驚き 存在を知ったのは、長官が5千万件と公表した時からです。	問題が指摘され、対策の指示が出されてからは、矢継ぎ早に色んな指示が出され、自分としてはその当時、事務局の総務課に配属されていましたので中央の事務所への職員支援の手配やら、県内事務所への対応で翻弄されていたような感じです。 社会保険庁の組織は全国に300以上の事務所があり、その全てにおいて統一した指導がされなかったこと。それゆえに地域の特性が大きく反映され良いところ悪いところの較差が出てしまったこと。コンピュータへの統合作業において、いい加減な振り仮名を付したこと。 反省点をあげればきりがないと思いますが、自分達がどういう仕事をしているのか、どう意識しなければいけないのか、しっかりと教えてくれる先輩や上司、そしてその指導機関である本庁の意識がどうだったのか。 そういう自分が、今、どう後輩に伝えているのか、反省ばかりの日々のような気がします。
2820	地方庁	社会保険事務所長	特に無し		基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降に、基礎年金番号とならなかった年金手帳番号の統合作業を本庁において計画的に実施しているとの理解であった。多くの番号が未統合となっていることは推測していたが、本庁の統合計画による記録整理を見守るしかなかった。また、この件に関しては、地方庁である社会保険事務所段階では、ご本人との年金請求時点の相談において年金記録の確認作業を行い記録の整理をその都度行う以外に解決させることは不可であったと思う。しかし、「ねんきん特別便」の通知作業において、これほど多数の統合を要する手番の該当が有ることは予測を超えた。またこの他、紙台帳記録が業務センターにおいて正しく収録されていない事案も今回の記録確認作業において多いことも再認した。	コンピュータ技術が未開であった当時の記録管理手段に限界はあったことはその通りだと思っている。また、基礎年金番号制度(総背番号制)がもう少し早くから実施されていればここまで問題が大きくなることはなかったとは思うが、機械的な実施技術も考えると容易ではなかったと思う。 記録相談において相談者の申出は丁寧に対応し調査(申出の記録が存在するかもしれないとの立場で)を進めてきた。
2821	地方庁	社会保険事務所長	なし。	ねんきん特別便未回答者への回答のお願いを、市町村職員又は事業主に依頼する。 フォローアップ調査を行い、フォローアップ調査の未回答者には再度、市町村職員又は事業主に回答のお願いを依頼する。	年金に対する意識が低いことにより、本人と特定できない記録があるものの、正しい年金記録で年金を支給しなければならない。 雄のものか分からない年金記録が多数存在することを知っていながら、放置していたことは国民の信頼に対する裏切り行為だと思う。 新聞、テレビ等で報道され始めた頃知った。	街頭での年金記録確認の呼びかけ、年金記録確認依頼の回答のための記録調査、会議等での周知・広報を積極的に実施した。 社会保険労務士、OB職員の早期活用、社会保険事務所の平常業務を最小限にとどめ、事務所全体で集中的に取り組めればよかった。
2822	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	・お客様から来ている年金記録照会に対する速やかな回答。 ・再裁定処理、追支給の早期事務処理。 ・問題の再発防止。一年金資産、年金制度の適切な運用、窓口、電話対応時の好感度アップによる職場に対するイメージ改革。これによる地道な信頼回復。 ・年金業務の効率維持、向上を図りつつも人手不足による管理不行き届きにより記録問題が再発しないための必要な人的処置。または、それに代わるシステム開発による適切なエラーチェック。	私自身が勤務していた社会保険職場において、過去に不適切な記録管理がされていたことを知り、年金制度崩壊の危機を感じました。 夜間の年金相談ダイヤルに寄せられるお客様の声を直接聞き、信頼を裏切られた皆様の不安や怒りを痛感しました。顔向けができないと思いました。 早く混乱を解消し、年金制度と組織の信頼回復をすることが重要と感じています。 マスコミで報道がされたために、昔の記録が生年月日を簡略化したり、氏名の振り仮名を推定で登録していたことを知りました。	とにかく、お客様の不安や不信感を解消するための情報提供、手続き案内に勤めようと考え、通常の勤務後に年金相談センターに出向き夜間や休日の電話相談対応をしたり、事務所からの支援要請に応じ、年金記録の確認等をして来ました。また、来庁されたお客様に対しては、親切丁寧な対応を心掛け、お客様が笑顔でお帰りいただけることを目標としてきました。 長期間に渡って行われていた不適切な記録問題を非常に短期間で解決しなければならず、問題解決が難航しているように思えます。もっと初手の段階で問題提起が行われ、年金記録問題が未然に防がれていれば、このような大惨事にならなかったと思っています。
2823	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	退職者の協力が不可欠かと思います。	まったく認識していませんでした。新聞、テレビ等で話題になった頃です。	いろんな角度からヒントを出し、宙に浮いた記録の持主の判明にむけ、全力をつくした。やはりオンライン化の際の不手際が挙げられると思います。
2824	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	職員一人一人が被保険者記録に関して意識を高めることと、今後も被保険者に対して年金記録の確認を自分自身で行っていくことが大切だと思います。自分の年金記録について預金通帳みたいに日ですぐに確認することができるようになればいいと考えます。	問題があることを知ったのはテレビや新聞で取り上げられてからでした。それまでは意識していませんでしたが、この問題が出てきたとき、職員の被保険者記録の確認を怠っていたこと、被保険者自身もあまり自分の年金に興味を示さなかったことが大きな問題だと思いました。	現在は年金給付の仕事をしていますが、職員の一人として自分ができることは、被保険者から申立がなくてもとりあえず氏名索引だけはきちんとするように心がけています。それでもう一度お客様に誤りがないか確認を行うようにしています。 反省点としては職員一人一人の被保険者記録に関しての意識が低いことだと思いますので、今後は意識の向上を図る教育をお願いしたいと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2825	地方庁	その他(社会保険事務所)		ねんきん特別便、ねんきん定期便同様一人一人に時間をかけても記録の確認をする。特に年金請求時が一番の本人さんに確認できるときではないでしょうか。	年金問題については、社保庁のデータ管理もですが、本人さんに年金手帳を交付しているため、個人で管理できていると思われた。そのため、年金問題については、年金問題についての取り組みが行われるようになったとき。	与えられた業務を確実に行い、ねんきん特別便・ねんきん定期便のお客さまの対応を特に重視して記録の確認を行ってきた。 平成9年1月1日以前の基礎年金番号導入前に一人の被保険者に年金手帳を何冊も払い出したことにこの問題が一番あるのではないかと思う。
2826	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません。		一連の報道により知りました。	過去の問題意識の欠如について言及するより、個々の意識改善が大事かと思われます。
2827	地方庁	その他(社会保険事務[redacted]局)	[redacted]今回の年金問題が大きく発生する前に、社保の国民年金担当課長が[redacted]市役所へ国民年金統合帳の保管継続を何回もお願いされていたにも関わらず、市役所としては今後の大問題で問い合わせなどの混乱を避けるためにと思われますが、結局は廃棄してしまわれたとの事です。実際に他の職員が年金記録の確認に来所されたお客様へ「事務所から保管のお願いをしたのに、市役所では廃棄されました」と説明されていました。	年金記録問題について、今後も今までのように最優先で調査を進めていけばよいと思います。	先輩職員の方から教わっていたのは、手書については年金受給の裁定時に記録を確認して基礎年金番号へ統合すればよいという認識でした。全て裁定時に行われると思っていたので統合もれがあったとは年金記録問題が発生すると同時に知りました。やはり今までの裁定主義が誤りであり、一般に報道されているように、あまりにも一人一人の年金記録の管理がずさんだったのではないかと認識しています。	窓口へ来所されたお客様へは、誠意を持って制度や記録についてご説明させていただきました。この問題については、平成9年の基礎年金番号制度へ変更された時の未統合されていなかった管理問題や重複されて手書や基礎年金番号の払い出しがされない様に疑重複調査を徹底されていなかったことが問題かと思います。
2828	地方庁	その他(社会保険事務所)		国民年金納付記録(加入記録)については市区町村の台帳等と社保庁のデータを突号する。	当初は基礎年金番号に統合もれによるものだけだと認識していた。この件については採用されてすぐに知った。ただ、国民年金の納付記録や厚生年金の報酬訂正については、平成19年度以降に問題になってから知った。	窓口に来所するお客様に対し、年金記録の確認以外の問い合わせの場合でも説明や記録確認を行った。 反省点については被保険者と社保庁との間に市区町村や事業主がいることにより誤りが生じやすくなっていると思う。また、記録のもれや誤りは統台帳等からWM(窓口装置)に登録した際の確認が不十分であったと考える。
2829	地方庁	社会保険事務所課長級以上	※年金記録問題第三者委員会への申し立ては、証拠書類がなく記憶が曖昧ながらも、当時の事業主及び本人並びに同僚等が、口車を合わせていれば、いくらでもでっち上げられるという問題は、正当に届けを行ったものに対し不公平きわまりないものと考えます。	※現在の様なやり方でしか、他に方策がなく、地道な対応をしていかざるを得ないように考えますが、なにせ相当な過去の記録については、本人の記憶がない場合が多い為、記憶を呼び覚まさせる以外にないので、改めて記憶を辿っていただくよう、もっと広報等は増やした方が良いと考え	※年金給付課に所属していた15年～16年前に、宙に浮いた年金記録等がある事は判っていましたが、その時点では、本人が年金を請求する際等に記録を確認していただければ解決するものと、単純に認識していました。	※当時は、特に対応すべきものとは、考えてませんでした。厚生年金記号番号の重複取得者の問題・平成9年の基礎年金番号導入時の記録統合の問題等について、厚生省・社会保険庁・各県の保険課等においての、対応の仕方が不明瞭且つ不十分であった事等が考えられます。
2830	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録統合に向け、「年金記録適正化実施工程表」に基づいて進めて行くことだと思います。	年金記録の未統合(宙に浮いた5,000万件)については、年金記録問題として取り上げられるまでは、いずれご本人の裁定請求の際に統合されるものという認識でした。未統台手番の存在は、平成9年の基礎年金番号導入時には知っていました。	年金記録問題発生以前も未統合記録の解消のため、社会保険庁から未統合手番の照会文書が送られていたり、事務所の窓口での統合作業も日常的に行われていました。現時点で考えるとここまで大きな問題になるとは想像もできず、やはり基礎年金番号導入時の対策をしっかりやっておくべきだったと思っています。
2831	地方庁	社会保険事務所課長級以上	承知していない。			
2832	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	具体的には存じません。	5億件とも言われる紙台帳の記録を手作業で管理していたことの歴史的な制約を考えると、完全に解決することは不可能だと考えます。 国民年金の記録についても、検認業務を納付組織に委託するなど、必ずしも社会保険庁の管理の行き届かない部分で発生している問題もあると思います。 「年金記録問題」については、年金受給者、被保険者、事業主、地方自治体、納付組織、社会保険庁職員(OBを含む)などそれぞれの協力なしには100%解消することは困難であるとの認識が必要ではないでしょうか。 現在までの解明作業を踏まえて、今後個別に出てくる問題に対応できる体制を整理したうえで、国民の納得をある程度得られるような水準に達すれば、通常業務に復帰することも考えなければならないのではないでしょうか。 制度発足以来67年かかって積み重なった問題を完全に解消しようと思えば、それこそ67年分のエネルギーを注ぎ込むことになるのではないでしょうか。	年金請求や期間照会のご相談に際して、ご本人様からの申立と記録の齟齬について、ご本人様の記憶の問題なのか事業主の届出の問題なのか、それとも社会保険庁の記録管理の問題なのか判然としないまま仕事をしていました。記録管理にこれほど大きな穴があるとは平成17年以前は認識していませんでした。 年金記録問題が社会問題であると認識したのは5000万件の「消えた年金」報道がされた頃からと思います。 記録管理にまったく問題が無いとは考えていませんでしたが、これほどの件数とは思いませんでした。	当初はそれがどのような方向に進むのか考えも及びませんでしたので、危機感はありましたが、どのような対応をとればよいか正直に言って当惑しました。 政治問題に発展する前に、いわゆる三層構造の問題を含めて、社会保険庁の中に自浄作用が無かったことが一番の反省点ではないかと思います。 記録整備や記録確認の業務に当たっていた職員には、実際として記録不備があるという認識はあったと思いますが、そのような声が全体のものとして共有されずに来たことが、記録の不備が今後招くであろう問題に対処することを遅らせたと思います。
2833	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	新たに設立する日本年金機構組織のもと、サービス提供、コンプライアンス、情報管理等を徹底し、先ずは国民の信頼を得るための職員の意識改革を引き続き行うことが重要と感じてます。 そのうえで、淡々と記録照合作業等を確実に行うことが必要と思います。	年金記録問題を知るにいたったのは、H19年頃に国会質問等で知りました。 まさかとの思いが強く、基礎番統合についても被保険者等の認識不足もあり一方的な社保庁バッシングと捉えておりました。 認識不足もあったにせよ、日が経つにつれ、記録のコンピュータ化する際の作業ミス等が発覚し、今日の問題へと大きくなっていると考えてます。	その頃は、事務所の管理職に就いたばかりで、職員の意識改革、サービス向上への取り組みに努めていました。 三層構造等も問題が生じた一要因とされており、私自身もこの要因が大きいと感じております。 年金機構組織では、本部を中心とした業務の徹底した管理体制、サービスの向上等を図りつつ、記録問題の解決に向けて努めて行きたい。
2834	地方庁	その他(社会保険事務局)		困難な案件も多いので専門の対応できるチームと簡単な案件に対応できるチームに分けて効率的に対応し、継続的に1件づつ解決していくことが大切と思います。それとまだ、終わっていない年金受給者を優先的に対応していくことが必要と思います。	年金記録問題として認識したのは、平成19年6月以降で社会的な問題になると思いました。	1件づつ時間がかかっても丁寧に誠意を持って、対応していこうと思いました。現時点の反省点としては、全体の件数を短時間で終わるのが大切なことだったとは思いますが、もう少し優先順位をつけて、特に年金受給者を優先的に終わるようにしても良かったのではと思います。事務所に来所された方の待ち時間の緩和について、何かもっとやり方があったのではないかと思います。(事務所の駐車場を臨時的に確保するなどをするべきではなかったかと思います)「ねんきん特別便」の本人への郵送分の様式について、作成に時間がなかったのはわかりますが、もう少し現場の意見を反映した様式を作成することによってトラブルが避けられたケースもあったのではないかと思います。(特にお客様から
2835	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません	深刻な問題と認識していました。そのような問題が存在することを知ったのは、新聞等で、問題となり始めた頃です。	お客様の話をよく聞いた上で対応するように心がけた。
2836	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	事を急ぐあまり、表面的な対策ばかり目移りしているように感じる。 ある程度時間がかかっても仕方ないので、地道に一つ一つ正確な仕事を続けていくことが信頼回復につながると思う。	調査課に配属された平成17年に、手帳番号払出簿や名簿、原票とコンピュータ上の記録が違っていたり、手帳番号払出簿や名簿、原票では記録が確認できるのにWMに収録されていない記録が手帳番号払出簿や名簿、原票多数あることに気づいていた。紙媒体からコンピュータに収録する際のもれや間違いがたくさんありそうだという認識を持っていた。 それから、事業所によっては試用期間がかなり長く(とくに営業職)本人が働いていた期間と社会保険に加入していた期間が食い違うことがよくあることも認識していた。	記録問題が表面化する前は業務にまだ余裕があったので、仕事の合間に手帳番号払出簿や名簿、原票とコンピュータ上の記録が合致するように補正作業をほそぼそと行っていた。しかし、紙媒体の記録をコンピュータに移す作業は昭和の時代から行っていると思うので、最初に移しはじめたとき、あるいは移行後早い時期にきちんと突合せを行っていれば、今こうして問題になることもなかっただろうと思う。正確を期すべき仕事を怠ったことが反省点だと思う。 本人が働いていた期間と社会保険に加入していた期間が大きく食い違う点については、試用期間であっても社会保険に加入できるようになったのはいつからなのか調べてもよくわからなかった。業種によって社会保険に加入するようになった時期などもはっきりした通知がわからず、いつも困っていた。(医療機関や派遣業など) 厚生年金の適用範囲が拡大していく中で、適用漏れがたくさんあったのだと思う。当時は、適用の指導をきめこまやかにできるような体制ではなかったのかもしれない。その点では、適用指導の体制が不十分だったことが反省点かもしれない。
2837	地方庁	社会保険事務所課長級以上	・依然として、試用期間中の厚生年金加入について理解を示さない事業主がいることで、結果として厚生年金未加入期間が生じていること。	・全面的な解決方法として、事実を確認したところから適用すること。	過去年金給付課に在籍していた時(昭和63年4月当時)から、氏名漏れの厚生年金加入記録があることは、承知していた。	業務課(適用調査課)在籍時には、資格取得届の処理の際被重複情報が出力されたら事業所に照会し、重複番号を作らないよう努力していた。 氏名漏れの関係で言えば、そんなに多くの番号があるとは思わなかった。 ただ、カセット記録をすべて聞くよう要望していたが社会保険庁は消極的であった事も否定できない。
2838	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	対象者には高齢な方が多いうえ人力で処理するのには限りがあるので、検索や突合の出来るシステムを再開発し、未確認記録の早急な解明に努めることが重要である。	本人のものと特定できない年金記録等が解明されず存在しており、適正な年金給付がされないという問題があると認識している。 新聞やテレビ等で報道され始めた頃。	年金記録問題に関しては、現在の年金受給者のみならず今後発生する受給者にとっても影響の出ることなので、社会保険職場の信頼回復に努めると同時に受給者及び被保険者の年金記録の適正な管理、未確認年金記録の早急な確認に係る事務についても努力しようとしました。 年金記録問題となるような最初の事例が発見された時に、すぐ対処せず先送りにしてきたこと。
2839	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	まだ統台帳が残っていれば全てWMに登録する。 その上で最終的に名寄せ等を行ない本人調査する。	平成17年6月ごろに騒ぎ出したときにわかった。 その時は統台帳がWMに入っていないので、本人の申し出に基づき 記録照会すれば判明するものと思っていた。 旧姓は窓口で確認したし、読み間違いは思いつく範囲で検索も行い 探した。それでもない場合は本人に「記録照会票」を記入し照会した。 その回答で無いと出ればそれ以上出来ないと思っていた。	本人の申し出に基づき、出来る限りの調査・照会を行い、 記録の発見に努めようとした。 記録照会において、調査した所が不明とか無いとかで回答があれば それ以上の調査が出来なかった。台帳を管理している所が早期に 正確に全てを入力していればおきなかったと思う。
2840	地方庁	その他(社会保険事務所)		申出に基づき丁寧に記録を照会するしかないと思います。 99.9%あなたの記録で間違いないはずです。と、言いたい記録も、本人がどうしても思い出せなかったり、否定される場合があるので何とかしたい。	基礎年金番号が導入された以降も未統合の手番があることは知っていたが、裁定時点で記録は本人に結びついているものと認識していた。本人に結びついていない記録がこれほどまでにあるとは認識していなかった。	1件1件一人一人の申出に対して可能性のある最善の検索方法で記録を見つけ出すしかないと思っている。 一人で厚生年金の番号を何本も持っているような重複付番者が多数いるので当時の広報不足や国民自体の年金への関心の薄さが問題だと思う。 これからは広報や関心を持ってもらうことが重要だと思います。
2841	地方庁	その他(社会保険事務所)			・平成9年1月に基礎年金番号制度がスタートした以降の未統合記録が多く見受けられ、当時、社会保険庁からの本人案内・お知らせが十分であったとはいえないと思う。 ・以前は年金請求時に最終の記録を確認すればよいとの考え方から、それまでの過程では本人記録照合管理体制が不十分だったと思う。請求時に戦時下等の記録が見当たらず「記録なし」のままの受給者も多くいたように思う。 今は加入記録検索システム等が設入され、続々と記録が判明し、救済措置が施され、改善して	・ねんきん特別便等の本人へのお知らせがされ、改善に向かっている。 ただし、「加入記録もれ」等の照会に対する対応・回答に時間がかかり、現場は大変な状況であった。土日出勤しても平日は休めず、また、けんぽ協会の設立、各種の集約事務センターの設置により、社会保険事務所内の職員数はどんどん減るも、来客者はへらず、窓口対応は各社会保険事務所とも大変な状況であった。これらの状況の中で、この2年間で多くの若者たちが自ら職場を去っていったのは残念である。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2842	地方庁	地方社会保険事務局長	なし	既にヒト・モノ・カネを投入し、一定程度処理が進んできており、この期に及んで後戻りはできない。 したがって、今の計画に沿って一つひとつ確実に取り組んでいくべきではないかと思います。	平成17年にこの問題が取り上げられて知った。 それまでは、職を転々としている者で年金手帳を複数持っている人がおり、そうした者は手書の統合処理が必要となることは知っていたが、裁定請求をする際に聞き取り調査・統合を行っていたものと認識しています。	厚生年金の手続きは健康保険と連動しているために、保険証交付を優先するあまり、前職(年金手帳の保有の有無等)の確認が徹底できなかったこと、また、氏名・生年月日等の本人確認が事業主の届出まかせになっていることが原因だったと思います。
2843	地方庁	その他(社会保険事務局)		全員の記録問題を解決するのは不可能である。だれのかわからない記録をたぶんあなたと思うというので払うわけにはいかないと思う。結局一時金で手を打つ意外方法はないと思う。	年金記録問題が出てきた時に特に驚くことはなかった。この問題に関しては年金給付課に配属された時から分かっていたからだ。特に徳島でも半田の方は手書者に関しては本人にある程度どこに勤めていたかこちらから聞いていたが徳島北とか南事務所ではまった<本人に手番があろうがなかろうが確認していなかったらしい。顧客の立場からみれば記録画面をみしてもらえるわけでもなく事務所側の言いぶんを信用する以外ないのである。	この問題が出てきてからは当然怒りが爆発するのは当たり前で、日々対応するのが大変だ。当然自分が掛けた年金を知る権利があるし、定期的に記録を送付しなければならないと思う。電子化された分に関しては今後消えることはないと思うが昭和以前の紙台帳記録についてはすべて解決するのは不可能である。この人たちの年金記録で判明しないなら一律いくらと一時金払いか今の年金のように2ヶ月に一度きめてはらうべきと思う。
2844	地方庁	社会保険事務所長	他はないと思います。	現段階では、「ねんきん特別便」の発送も終わり、「ねんきん定期便」になっています。しかし、「ねんきん特別便」も3割(情報では)の方から回答がいただけていない状況であります。この未回答の者をまず完結まで持っていくべきではないでしょうか。方策は、なかなか思い浮かばないのが現状ですが、大臣指示の市区町村への協力依頼を行うことは最善の方策だと思います。一件づつ地道に前え進むことが一番だと思われます。 次に思うことは、事務所の処理を進める体制であります。22年1月以降の人員は内示がありましたが、全般的に健保協会、厚生労働省、退職された人もあり、新しく職員になられた人もおられ、年金制度の知識を熟知した者が少なくなっている状況ではないでしょうか。日常の業務の遂行にも支障がでる状況が予想されます。これらの者をいかに早くレベルの向上を図るかが課題であります。体制を固めることが必要ではないでしょうか。	私が確か、「レセプト点検事務センター」に勤務していた時、国民年金の免除で批判を浴び問題となり、その後、事務局で医療事務をしていた時に記録問題で批判を浴び大きくなったと思います。記録問題を認識したのは、2年半以上前の医療事務をしていた時でした。医療事務の前、3年間は、レセプト点検事務に従事しており、年金関係とは異質の医療関係であったため、現在のように直接窓口でお客様とお話することもなく、大変なことが起こっているという認識しかありませんでした。恥ずかしい限りであります。	誰でももそうでありますが、自分の掛けた年金がもれていることは、許されないことであります。 窓口でお客様の声を聞き、お詫びも申し上げ、誠心誠意記録の判明に向け対応しました。 所長として統括は当たり前ですが、私も実際に窓口で「ねんきん特別便」の受付をし、お客様とお話をして処理を行いました。また、旧台帳調室では、直接の責任者となり、指示をだしたり、また、受給者に対し電話、戸別訪問を行い記録の判明に努力しました。フォローアップでは直接の責任者ではありませんでしたが、職員と同じく件数を持ち、電話を行い処理を進めました。WMで昔の記録を一件づつ探しました。 反省点ですが、確かに、職員の三層構造はあると思いますが、それだけでなく、記録の管理を各制度で行っていたこと、基礎年金番号ができた際もっと統合ができたのではないでしょうか。また、職員の現在のような意識がなかったこともあります。色々な要因が重なっていると思います。 報酬訂正問題は、徴収率の向上を意識したためだと思います。まった<論外であり、許されないことであります。
2845	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	①「(6)」については:「存じない」ために無し。 ②「年金記録問題」については、現在の取り組みを進めるべきものと考える。	①お客様が異なった年金番号を取得していた問題については、最終的には年金請求時の職歴確認によって解決する問題と認識していた。 このような問題は、昭和50年の採用時から知っていた。 ②社会保険庁(社会保険事務所)側の責任にかかる記録誤りの存在については、重大な問題として認識していた。 このような問題は、昭和50年の採用時から知っていた。	①被保険者が重複して年金番号を取得することのないように、事業所への説明会時には必ず年金手帳の取り扱いについて説明した。かつ、事実重複して取得していた場合には、早急に届出をするように促した。 この問題は、年金制度の啓業が不足していたことが反省点として挙げられる。 ②被保険者原票への記録、オンライン入力の際には、細心の注意をもって正確に記録するように務めた。 この問題の発生は、職業人として論外に反省すべきことと考える。
2846	地方庁	その他(社会保険事務所),			1 平成9年の基礎年金番号制度導入後も未統合手番が多く存在 ⇒基礎年金番号導入当時から 2. 共済組合ごとの共済加入記録情報提供のばらつきと不正確さ ⇒基礎年金番号導入当時から	1 平成9年の基礎年金番号制度導入後も未統合手番が多く存在 あなたはどのように対応しようとしましたか ⇒問題認識はあったが、一個人として対応できず この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。 ⇒過去記録の整理・整備により、一定の整理がされたが届出住所 の精度が低かった。より積極的な住所変更届の必要性を事業所 に対して周知すべきだったと考える。また、今のような加入履歴を積 極的にご案内することも必要だったと考える。 2. 共済組合ごとの共済加入記録情報提供のばらつきと不正確さ あなたはどのように対応しようとしましたか ⇒問題認識はあったが、一個人として対応できず この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。 ⇒共済加入記録については、現在取り組み中。もともと共済組合側 にも、報道されていないが未統合記録が多く存在していたはず。庁 と共済組合両者の綱張り意識が、問題を先送りしてきた要因では。
2847	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金申請免除の特例認定が、まったくでたらめ。	これ以上の対策は、思いつかない。	私は、国民年金特別会計職員として、過去厚生年金特別会計とは 人事交流を受けていない。 当時、国民年金の納付記録をコンピューターへ切り替える際、今日のような 問題を残すと思い。ずさんな切り替え作業を職場で、上司に訴えた。	当時の国民年金課長[redacted]から、(君らは指示に従っていれば良い。)と、叱られた。当時20代と若かったため、無視された。 このように、若造者でも分かることを、平然とやってきた幹部は悪い。 そのようなことは、昔から分かっている。 反省点は、 正論を主張する者を煙たがり、都合の良い者ばかりの馴れ合いでやってきた 歴代の幹部は悪い。全員皆、労働組合の幹部ばかりではないか。 職場が腐っている。 どうして今、現役の我々ばかりが責めを負うのか。 本当に悪い昔の関係者を引っ張り出し、法を整備して処分するべき。 悔しい。
2848	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		国民年金保険料の未納問題を発端に年金記録の問題も表面化してきたと思いますが、マスコミ報道を見聞きして知りえたという感じです。記録問題はさまざまな報道がなされてきましたが、時間の経過とともにますます未納率の上昇に歯止めをかけることが困難になり公的年金制度、国の信頼失墜へつながる問題だという認識ではいました。	記録問題にかかる事務処理、記録照会のお客さま対応を何よりも優先してとの指示のもと(当然であると考えます)自分でできるだけ(以上のことも)の対応をしようとしてきた(つもりです)。反省点としては、特に受給者の方の対応で、年金給付事務の経験・知識が浅いため説明に時間を要し対応に苦慮したことです。採用後のそれぞれの職務内容の経験年数は個人差がありますが、職員全員が年金給付事務・スキルを習得していなければ完全なワンストップは大変厳しいと痛
2849	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	特になし	特にしていない。マスコミで報道されてから。	特になし。
2850	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。	即決できるような方法はと思います。 一人一人が意識の持ち方を高めるよう常日頃より意識し、常に上からも声を掛けていき、一定の緊張感を保っていくことが必須と考えます。 また、事務処理における運営方針決定の際には、柔軟に謝金職員等を雇用し全力をあげ処理していくようにするべきだと思います。	勤務経験は短く、年金給付課の経験も無かったことから、なぜこんなことになっているのか報道等を通して知り、入ってくる内容に大変戸惑いました。原因や責任者の所在はともかくとして、絶対に解決しなければならない問題だと思いました。	現役の職員である限り、年金問題は避けて通れない事案ですので、年金給付課の経験の無い自分でも積極的に年金制度の習得に向け努力してきました。 膨大な作業量に対し人員が足りていないように感じます。地域や事務所により様々な実態があると思いますが、調査を行い必要と思われる場合には積極的に増員を図れるように見直していくべきだと思います。
2851	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1:090で該当する可能性を高くする、特別便を何度も送らないようにするために ①すべての手番に氏名・生年月日をいれる。 ②カセットをすべて開く。 2:未統合手番を0にするために ①受給者において新たに期間が判明したが、年金が減額になるような 事案については、従前保障をつけて減額なしで統合できるようにする。 ②3号特例の取扱について、扶養異動届と3号届が一緒になる前の分については、被保険者に有利な取扱をする。	制度の変遷のなかで、未統合の手番が存在することは知っていたが、実際に記録問題が表面化するまでは、こんなに件数があるとは思わなかった。	正しい年金額が受け取れるように、年金相談や記録確認作業を行った。 記録問題解決のため、戦略性をもって対応すべきだったと思う。例えば 手番への氏名・生年の入力、カセットを開くなどの準備をしてから特別便を出し、それでもない場合は第三者委員会への申し立てという流れの方が事務量・経費等も少なくて済んだと思う。 現在だと第三者委員会に申し立てしてから特別便を届いたり、同じ人に何度も特別便を送ったりしていて非効率だと思う。
2852	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	何十年もの間、今までの社会保険庁がやってきたことが誤っていたことが世間では言われているので、これからは一人ひとりの仕事としての考えを変えていかなければいけないと思う。 まずは記録を統合をし、一人ひとつの基礎年金番号にする。その為には職員を増やし、年金問題だけを取り組める業務体制にする必要があると思う。 現状では、今の与えられた業務をするだけで毎日追われ、年金問題まで仕事をする事ができな	やっと世間に公表されたと思った。今まで判明しなかったことがおかしかったと思う。 平成7年に採用され、業務をしていき仕事がわかっていくにつれてわかってきた。	記録整備をしたりして記録統合をしてきた。 この問題は何十年もの間の社会保険制度の考え方が間違っていたと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2853	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	全ての紙台帳及びマイクロフィルムによる記録をPDFにし、全国のパソコンから氏名・生年月日等をキーとして閲覧できるようにする。	社会保険事務所に昭和63年4月に入り、いつ頃からとははっきりいえませんが、元々基礎年金番号に統合されていない記録があることは知っておりました。その記録は、60歳の裁定請求時に申し出ていただくことによって、その時点に調査することによって統合できるものだと思っておりましたので、「問題」とは認識しておりませんでしたが、被保険者のみならず、年金を受給されている方で記録が漏れている方が多数いらっしゃることを平成19年6月に知り、初めて「問題」と認識いたしました。	一人でも多くの皆様に統合されていない記録を結びつけて、正しい額での年金を受給していただくために、窓口ではお客様から納得いただけるように真摯に応対し、少しでも年金制度への不信感を払拭できるように努めました。また、再裁定業務に関しましては、庁業務センターの支援に積極的に参加しました。 反省点としましては、全ての記録をコンピューター化しなかったこと、平成9年に基礎年金番号が導入された際に、統合されなかった記録の整理をしなかったこと、納付記録を定期的に被保険者に示していなかったこと等々が考えられると思います。
2854	地方庁	その他(社会保険事務所)	知っているものはありません。	近道はないと思う。人員を集中して時間をかけて1つ1つ整理していくしかないと思う。	国の信用を揺るがす非常に大きな問題。 年金記録問題がマスコミから大きく発表されるようになったころ。平成18年秋から19年の初めころ。	窓口、電話でお客様と接する際には、お詫びの気持ちを持って丁寧な対応を心がけました。また記録問題に係る事務処理(記録の統合等)を優先的に行うようにしました。 人間による手管理のため、収録記録に誤りが多発したと思う。また定期的に保有する記録の確認・チェックする体制が整っていなかったのも問題であったと思う。
2855	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在の問題点以外は、知りません。	プロジェクトを組み、人員の手当てをし、集中的に取り組む体制がとられることとなっていますが、対応する職員の研修を十分実施し、計画的に受給者の記録から点検を進めるべきと考えます。	年金番号が同一人に重複して出され、基礎年金番号の導入以降被保険者の方の整理が十分でない状況があり、年金請求時にはもれがないよう調査を十分するようしました。 記録が整備されていない状況は、オンライン導入時には問題点と認識していました。	年金請求時は、氏名索引・事業所名索引など必ず実施し、請求者に履歴を記入していただいた。 オンライン導入後、記録整備の必要性」は認識していたが、積極的な取り組みをしなかったことを、反省しています。
2856	地方庁	その他(社会保険事務所)	①市町村などが、被保険者の1号資格取得日を誤ってしまった。補正後の結果未納月ができた。徴収の時効完成後に特別便などで被保険者本人がその事実を知ったが現時点では特例納付等の制度がないため、60歳以後の任意加入を使用するしかない。 ②厚生年金法75条該当の件。事業主が厚生年金を2年以上遡って取得する等した結果、年金期間の空白が生じてしまうこと事例がある。被保険者本人が国民年金保険料を納付していた場合、厚生年金の期間であるから当然、還付になるが厚生年金法75条該当の場合は厚生年金の期間にもならない。 ③免除継続申請について。継続申請者で全額または納付猶予が却下になった場合、本人等が却下時の年度は免除申請ができないと誤解してしまうことや他段階免除を希望して再度申請すること等がある。ある被保険者からの問い合わせの中で、継続が却下になった場合、一度だけ他段階免除の審査を行うことはできないか、という話があった。 ④ある共済組合から2号配偶者が現存中の場合、3号被保険者～1号被保険者への種別変更届を共済等経由で提出することを制度化するべきではないか？という話が出た。 本来、3号から1号にならなければならない人(扶養基準を超過する等)が、健康保険の扶養を外	①特例納付制度を再度作ることはできないでしょうか？ ②事業主の不手際や本人が国民年金1号被保険者として納付していた場合等であれば、救済策(例:特例納付のような制度等)を設けるべきではないでしょうか。 ③継続申請却下者に対して、却下時の年度に一度だけ他段階免除の審査を行えるようするべきと思います。 ④2号配偶者が現存中の場合、3号被保険者～1号被保険者への種別変更届を共済・健保組合・事業主等経由で提出することを制度化するべきだと考えます。3号被保険者に対する1号被保険者の方の不公平感などが存在することを考えると、上記のような仕組みも必要ではないでしょうか？	○年金記録問題は過去の問題が現在まで残っているものだけではなく、現在も発生・進行中のものもあると思います。例えば、手帳再交付・相談等に来た方が届出漏れ期間があるのにそれを指摘しなかったことなどで将来新たな年金記録問題が発生する可能性がある、と思います。 日常業務の中で上記のような認識を持ちました。	○将来の年金記録問題の根を絶つためにも、手帳再交付や相談のみを目的にこられた場合でも1.3号の届出漏れ等があった場合にはそれを指摘することを実行していかなければならないと思います。
2857	地方庁	その他(社会保険事務所)		1件づつ丁寧に調査・処理を実施していく。	紙台帳からの切替において、正確・慎重・丁寧な作業が必要であったと考えます。また、これらの記録は市町村や事業所等からの届出によるものであり、正しく届出がされるような周知が十分であったのか、その時々の説明や指導が十分なされていたのか、今思うと悔しく残念です。 変な記録が出てくることがあり、漠然と問題があることは感じていたが、問題発生以前は、オンライン記録は正しいことを前提に仕事をしていました。	一件一件丁寧に説明・処理をしていくことと考えます。
2858	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません。	・ねんきん特別便及びねんきん定期便の申立について、調査し解明する。 また、未促出者等へのフォローアップ照会確実に行う。 ・コンピュータの記録と紙台帳記録との突合せにより、記録の整備を行う、年金受給に反映させる。	・複数の番号の年金手帳の所持について 担当していた国民年金については、住民基本台帳法により国民年金番号を管理していたので複数の番号の手帳を所持している人は少なかったが、厚生年金については、複数の番号の手帳を所持している人が多かったとを記憶している。また、その時期は昭和50年代と思われます。	・窓口や電話照会時には、番号の統合が必要であることを説明した。 ・厚生年金について、すでに手帳の交付を受けた者の厚生年金再加入時の事業所への指導を徹底していれば、5000万件もの未統合記録の発生はなかったものと思われます。
2859	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今現在、存在している記録の総点検。(市町村役場、社会保険事務所すべて)	制度的に問題があると認識していました。平成12年頃に初めて知りました。	対応することはできませんでした。現時点でみた場合、機械化するときに正確にきちんとした情報の引継が行われる必要があったと思います。
2860	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金問題については、現在定期便と特別便の記録回答票の受付と、回答発送を担当させていただいているので、被保険者や受給者の声を直接目にすることがありますので、早く解明されるべき問題であると感じています。 問題が存在すると知ったのは、自分に特別便が送付されてきた時に初めて知りました。	数多くの記録問題への相談があり、なかなか回答が進んでいない状況にあって、それでも少しでも職員の方がスムーズに仕事ができるように、できる範囲でサポートさせていただきたいと思っております。
2861	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	なし	問題勃発の直前に知り、大きな問題と感じた。	法制度の変化に、事務処理が間に合っていないことが原因。長年の蓄積であると思う。 個人でできることは、窓口に来られた方に対し、丁寧に対応し一件ずつ処理していくしかない。
2862	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	時間をかけること。	平成16年頃	短期間で処理しようとした場合に限界がある。
2863	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に認識していない。		年金記録問題については、いくつかの要因があると思われる。 まず、社会保険庁(社会保険事務所)において、被保険者の記録が適正に管理されていなかった事。紙台帳への記載誤り、漏れ、読み取り不能の文字等があり、またデータベース化に伴い、記録の移し作業時の入力誤り、漏れ等が発生し、適正な管理が出来ていなかった。 次に、事業所及び被保険者の申請誤り、漏れ等があり、正確に記録がなされていなかった事。これについては、社会保険庁としての指導及び周知不足も問われるところだと考える。 この他にもいろいろと要因があると思われるが、年金記録問題とはこのような複合的な問題で起こった事象だと思う。 これらの問題は、入庁以前からあった事なので、平成8年頃から認識していたが、これを大きな問題と認識したのは数年後でした。	対応としては、一人一人丁寧に、確実に記録の確認・統合作業を行うよう心掛け対応した。 反省点としては、記録の不備な方が予想以上に多く、それを認識するのが遅く、対応が遅れたこと。また、国民年金制度の周知が徹底されていなかったことが考えられる。
2864	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	遡及訂正については、現行の取り組みに加え証拠書類がなくても同僚案件などは事務所段階での訂正を職権で行うのでなく、年金記録問題業約センター等を設け、一括的に訂正処理を実施する。事務所は事業所からの届出誤りや職員の入力誤りを処理する。	いつかは明るみに出る問題と認識しつつも、それを遠巻きで見ていた職員も、遡及訂正はやりすぎとの見方もされていた。[redacted]	いま、大変な時期に事業所は経営をしています。事業主は自分の飯より従業員の飯のためにです。しかし、不良事業所は差し押さえをして事業所を落地に追い込むことです。完全につぶすことによって、未適事業所としても追い上がらせない。これからの機構の役割はここからはじめましょう。今まではやさしい滞納処分だったのです。私も徴収課長を経験して景気対策は重要だと思いました。私はそれでも収納率を上げてきましたが不正はしていません。足を運び収納に結びつける0.0001%を上げるためにです。これがあがらなかった場合は不正を考えてしまうのです。 自分の努力が足らないから下がるのです。でも、今の自分は、遡及訂正問題を抱え、先生の付けが回り気力がございません。職権で前の記録に訂正していると自分がおかしくなりそうです。こ
2865	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にない。 ただし、報酬改訂等の一部の取扱があったとされているが、それは本当に例外であったと思います。事務所段階では、取得、喪失、月変、算定等相当厳しく的確に取り扱ってきたと思っています。まるででたらめの記録管理と世間一般に思われていることが本当に腹立たしい思いで心外です。	回答がない者、連絡が取れない者、記憶が不鮮明の者、本人が死亡していたり、痴呆症になっていたりで記録の特定が困難な者が多く存在します。 まずはオンライン記録を確実な正しいものにし、基番との検索を進め未統合記録を判明させることが良いと思います。 オンライン記録が確実なものとなったら、基番、払出庁、本人住所、旧姓等の情報を利用して特定し、一人の場合は本人からの詳細な回答がなくても統合する等の思い切った手法をとらない限り解決は困難と思います。	ねんきん特別便により、多くの漏れた記録が確認できて実際こんなにも多くの未統合記録が存在していたと知り、正直驚いた。地方事務所の職員のほとんどがコンピューターに入っていない記録がこんなにも多いとは思っていなかったのではないでしょうか。 それ以前は、本人の記憶があいまいで思い出せない記録も少しはあるだろうけど、基本的には氏名索引等で確実に本人記録を統合できていたと思っていました。 昭和51年4月に事務所に入ったときには、すでに「一人一生一番号」の周知が徹底され取り、年金手帳に押してました。社保として被保険者や事業所に対する指導もことあることに実施していたことを覚えています。	「一人一生一番号」の周知・徹底。年金制度の周知徹底。 本人が第一届け者で、次に事業所等が第二届者となるため、制度の理解不足等による届出漏れや誤届は今後も発生するでしょう。 国民全員に同程度の制度知識の醸成は困難なため、現行のやり方では完全には防止することは困難と思います。(それだけ未届者や誤届者、住所不明者等が現実には多いということです。) 社会保障番号等により、就職、転勤、退社、住所変更、結婚等子とあることに社会保障番号等を使用ないと手続きができないようにすれば、記録の管理はおのずと確かなものになると思います。わたしは管理社会になり反対も多いと思いますが、これ以外にないと思っています。 今回の年金記録問題については、当初の社会保険庁の対応が後手後手に回った気がしています。また、コンピューターに入っていない記録が多くあることの再周知もまったくされていませんでした。小出しにいろんなことを指摘されてからしぶしぶ出したという感がぬぐえません。これまでの本庁の責任は相当重いというのが正直な気持ちです。
2866	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	信頼を回復できるように、こつこつと地道に努力するしかないと思います。	テレビや新聞で初めて知り驚きショックをうけました。	もし本当であればきちんと納得してもらえるように調査しないといけないと思いました。反省点といえるのかはわかりませんが、安部元総理の対応がもう少し違っていたら、ここまで混乱が生じなかったのではないかなと思います。ほんの少しだけでも私たち職員を信じてもたえてたらと…
2867	地方庁	その他(社会保険事務所)		すべての資料が残っていないのであれば、完全に解決することは不可能である。 このような問題を今後起こさないためにも、国、県、市町村等のすべての行政手続きを一元化する。	超長期におよぶ記録管理の困難性、重要性。	算定基礎届等の書類をしっかりと確認するように努めた。また、自分自身でできる範囲の記録調査および、できるだけわかりやすい説明に努めた。 (7)、(8)でも記載したが、すべての被保険者記録を人間の手によって超長期で完璧に管理することは困難であったと考える。 今後は、リアルタイムで個人記録が確認できる環境整備の充実と、すべての行政手続きの一元化を進める必要があると考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2868	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①930登録により確認できる年金記録の処理が大幅に遅延(1年以上) ②930該当記録の件数が未知数 ③厚年画面と健保画面相違により氏名索引不可のデータ有り (ex.厚年氏名未登録または旧姓健保画面は算定基礎で確認できるため 正当な記録(氏名変更処理により健保協会に保険証が出力されてしまうため入力不可) ④020111画面のデータ整備が大幅に遅延 照会回答票に誤出力されるため、訂正分を進達しているが、6ヶ月以上たっても補正されない。 地方庁でも入力可能に。また、057画面と連動していないため、H20年の記録でも照会回答表に「厚生年金保険」と出力されている。(理由:名称変更歴が入力されておらず、オンライン切替前の記号で出力) ⑤他庁記号訂正に伴う誤入力。(記号二重払出により旧記号で他庁が入力。決裁回送後、記号訂正率100%に近い数字。従来どおり管轄庁で 補正か二重払出該当県の注意喚起を) ⑥前事業所と後事業所の厚生年金期間が重複している場合、喪失ファイル では、後事業所の取得日に合わせて、前事業所の喪失日としており、後事業所の報酬が合算されていない事例が多数有り。 ⑦同月内得喪について、マイクロでは確認できるのに、データ収録がされていない。庁で全く収録しなかったのか、たまたま収録してなかったのか不明	①人員確保により早期解消に(1ヶ月内に開示希望) ②該当件数公表 ③従来どおり氏名変更処理において、保険証作成規制コードを設ける。 ④地方庁でも入力可能に ⑤二重払出該当県は、規制を設けて、従来どおり管轄庁入力に ⑥該当データは抽出できるので、補正対象者を抽出し、早期補正を ⑦全く収録しなかったのか、回答希望 全く収録してなかった場合、進達したデータはどうなっているのか? 収録するためのデータは存在するのか? 収録可能か?	氏名未登録者は020111画面で確認していたので、マイクロにて氏名変更入力した例も有り。(窓口相談コーナーにて検索事例多数あり。) 従来より(H4頃)業務改善に提案するも、予算がないため未登録者解消不可との回答。 また、H19.10に実施した払出簿による氏名登録も、人員、時間も確保できない事由から従来より(H4頃)提案却下。	年金相談等で未登録者が判明した場合、マイクロを添付書類として氏名変更作成(事務所作成担当者印) 従来、社会保険庁では、60歳の裁定時に記録整備という考えで、業務改善に提案した各種意見が却下されてきた。人間の記録は曖昧なので、もっと 早期から記録整備に努めれば良かった。
2869	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ない。	人員不足。特にOB等の実務経験者の活用。	マスコミ等で取り上げられたとき。	紙媒体から電算化への際、チェック体制があまかったのではないかと思う。 入力ミス等、当然予測できるので対応策が急務となる。ねんきん定期便 の相互確認により一定の効果はあるが、万全とはいえない。
2870	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在、社会保険庁で計画実行している業務を、確実にこなしていく事が必要と考えます。	5千万件の宙に浮いた年金があるとのマスコミ報道があったときは、その件数の多さには驚いたものの年金請求時点で記録の統合を行ってきた経過から、いつかは、解決されるものと考えていました。 しかし、ご本人が昔お勤めされておられた事業所名をお忘れになれてる分について、以前は、事務所側から会社名を明かすことができなかった事から、ほぼご本人の記録に間違いないと思われるものが、記録として統合できなかった事例があり、非常に困惑していたということがありました。 また、消えた年金といわれる部分については、この問題が報道される以前は、非常に稀なケースと認識していましたが、大きな間違いであったと痛感しました。 不適正な遡及訂正は、職員が関与しているとすれば、それは犯罪であり非常に道徳な事と考え	年金特別便や定期便で、お見えのお客様に対し懇切丁寧な対応を心がけ、必ずご本人が収められた保険料は、年金に反映させるとの思いで記録確認作業行ってまいりました。 この問題についての反省点については、平成9年の基礎年金導入以後積極的な記録の統合作業が十分には行われておらず、目標を持った計画的な統合作業が必要であったと考えます。
2871	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			テレビなどの報道によって、問題の存在を知りました。しかし、私としましては、その当時、この問題の重大さを認識していませんでした。	コンプライアンスに則った、業務を遂行し、問題点が起こったときには、必ず上司の指示を仰ぐようにいたします。
2872	地方庁	社会保険事務所課長級以上	個人と接触して1件ずつ記録を確認する必要があるが、高齢者は記憶が定かではない。厚生年金については会社名を伝えることができるが、早期に倒産した事業所については、詳細な住所がわからない。国民年金については、現存ファイルになっていないケースでマイクロフィルムに保管されていないものは、当時の住所がわからず、窓口での確認が取れない。 事務所では、氏名索引(ふりがな)又は会社名からの検索しかできないため、調査範囲が限られている。 残っている記録は、振り仮名の相違や登録誤り、旧姓、コンピュータの記録漏れ等錯易度に高いものが多くなっている。事務所で検索できる範囲を広げる必要がある。	平成14年度から16年度まで年金給付課に所属していたが、年金請求時に氏名索引を行い、疑いのある記録については本人に照会の上、裁定を行っていた。 しかし、現在のように会社名や所在地等具体的な情報を与えて確認していたわけではないので、判明率は低かったと認識している。本人が死亡した場合において、特に結婚する前の記録が配偶者に問い合わせても判明せず、遺族年金の受給要件を満たせない事例もあった。 なお、ねんきん特別便が送付され、内容を審査していると、基礎年金番号と同一住所の国民年金記録が存在したり、氏名索引により短期でない厚生年金記録が容易に見つかるなど、年金請求時における各事務所の取り組みに温度差があることを実感した。	ねんきん特別便が発送された当時、庶務課長として所内での相談体制の強化を行い、高齢者が多いため、市町村での出張相談を積極的に取り入れ、回収率を上げ、早期解決に向けた取り組みを行っていた。 問題点として、基礎年金番号導入前については、制度ごとに索引が必要でで請求者から記録が抜けていないといわれると調査はしていなかったと思われる。基礎年金導入後は、共通の氏名索引ができるようになったが、相談窓口担当者のやり方や審査側の確認が画一的に行われていなかったことにより、その時期や事務所により、未統合の記録を整理することを積極的に行っていなかったと思われる。
2873	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在、厚生年金に加入していたのかあるいは共済年金に加入していたのかについて不明なお客様がいるため、共済年金等の年金に関するデータを一元化し、社会保険事務所の窓口でもすべての年金の調査を機械上行えるようにすることが記録問題を解決するためによいと考える。また、年金制度の歴史(創設等の歴史)について、職員がより深く理解できるような研修があればよいと考える。(個人で資料を探し、勉強することが困難なため)	年金記録問題は、全職員対応により解決する問題と認識していました。しかし、社会保険庁職員のみだけでは十分に解決できることは難しいため、市町村職員・総務省外あらゆる年金業務に携わる役所が全面的に協力しあわなければならない問題と認識している。 年金記録問題があることは、マスコミによる報道あるいは上司により教えてもらったことにより知りました。	年金業務に携わったことがなかったため、お客様に対し十分な説明ができるように個人的に年金の勉強に励んだ。しかし、他の役所等の連携がまだ取れていないこと、また、年金制度の歴史について十二分に理解できていない点が反省すべき点といえる。
2874	地方庁	その他(社会保険事務所)	再裁定処理が、平成21年3月以前進達分の方で一年以上待っているが、未だに何の通知も来ないがどうなっているかとの相談があり、業務センターに確認すると、平成21年3月以前進達分と平成21年4月以降進達分では送捗状況が違い別で処理しているため、4月以降に進達した分の方が、処理が早いケースが多いとのことでした。	人員の増員が望ましいと思います。	生活に支障をきたす、重大な問題。平成19年夏頃知りました。	お客様の意見を真摯に受け止め、浮いた状態になってしまっている記録を、本人記録に結びつけられるよう調査しました。
2875	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2876	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		1認識について 裁定請求時に確認できなかった年金記録が、多少はあると認識していました。ただ、約5000万件もあるとは思ってもいませんでした。 2問題を知った時期について 年金受給者のかたから厚生年金期間が裁定請求時に確認されなかったというお話があり、その期間調査を受けました。調査したところ記録が判明したことがあり、その際に気づきました。ただ、あくまでレアなケースであるという認識でいました。(平成15年くらい)	1どのように対応しようとしたかについて お客さまから期間調査依頼をいただいた際は十分に調査するよう心がけました。 2反省点について 裁定請求時に記録を確認するのではなく、年金定期便のようにお客さまが年金記録を定期的に確認していただく手段がなかったことがです。
2877	地方庁	社会保険事務所課長級以上		知識のない新規採用者より、知識のあるOBを大量動員して対処すべき。 この混乱の一端に多大にかかわった連中を当然ボランティアにて。	60年間の職員と政治家の、いい加減な管理と未来の混乱を予測していた上での先送りのツケと認識。 記録保管のマイクロフィルムの読み取ることができない照射状態の悪さを見て。	三者委員会への申立時に、ご本人の記憶に頼るしかない部分も多く、当時の出来事や、いろいろなシュチエーションを話しながら思い出していただき、記録に結びつかせた。 反省点は、記録調査の担当を経験の浅い職員等に任せたこと。これによって、見つかったはずの記録、統合できるはずの記録を大量に見逃してしまっているはず。ただ、浅いところをすくって数をこなしているだけ。
2878	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	記録照会調査業務は担当者の判断が重要で、作業マニュアルはありますが、照会のあった事業所の変遷経過等を知っているといないとでは記録の発見に結びつきません、よって人海戦術みたいな作業ではなく、知識者を選定し多少の時間は要しても完全な作業をすればよいと考えています。 事業所名簿が記録に関して絶対的な考えとすれば、各県で所持してある名簿を基に照会がある	平成8年度に年金相談コーナーに在籍し老齢年金の受付時に記録が不明との問題は少なからずあり、調査の結果も不明との事でこの時に始めて記録問題を認識したと覚えています、が当時は現行のように調査の結果次第で第三者委員会に申立て等はできず調査結果が全てであり記録なしとの結果になれば了承してもらうしかないものでしたし、ないものはない認識でした。	照会のあったものについては自身の知識や不明なものについては知識者の意見等により問題解決を図るようにこころがけていてますが、自身の知識不足、知識者の退職等による知識の喪失により完全な回答ができていないのでは思います。 反省点は多々あると思いますが、反省は当然として重要なのはこの問題を完全確実に処理していく事にあるので過去の過ちを繰り返さない事が一番の反省点であると考えます。
2879	地方庁	社会保険事務所長	過去に問題視されておりますが、厚生年金記録と厚生年金基金記録に不一致記録がみられること。厚生年金基金の話では、事業主はほとんどの場合、社会保険事務所には健康保険証が欲しいので届け出るものの、厚生年金基金には届出しない事例が多いといっております。理由は事業主の保険料負担が大きいためではないかといっておりました。	厚生年金基金に社会保険庁からデーター提供をして、突合するべきと考えます。(現在進めているかもしれない。)	昨年まで、3年間厚生局に勤務して、[redacted]その間に知りました。	年金記録の不突合が複数発見されましたので、本省と連絡を取り、早急に対応すべきと意見具申をしてまいりました。反省点としては、初めの事業が持ち込まれた時点で、個別の案件とするのではなく、ほかにないか疑えば良かったと思います。
2880	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去に補正記録担当していた時点で氏名のない記録や記録不備があることは認識していましたが、年金請求の際、職歴等から必ず確認・審査を行うものだと思っており、報道等によりこれほどまでに浮いた手番があるとは信じられない状態でした。	窓口、電話相談の際聞き取り漏れのないようこころがけて対応むするようにしました。 番号にて記録を管理する以上、一人一番号という認識を皆さんにも持ってもらう必要があると思います。また、制度事態も複雑なため、もっと広報等し誰にでも理解してもらえるようにしなければいけないと考えます。
2881	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	特になし	国民の老後の糧である年金、その記録の管理が不十分で、いわゆる「宙に浮いた年金」を発生させ、国民の年金に対する期待と信頼を損なう結果となったことは、社会保険庁に働く職員として申し訳なく、他の職員と協力して1日も早く整備が完了するよう努力したいと認識していた。 年金問題を認識したのは、平成19年の問題発生時頃です。	指示により国民年金台帳の突合等に関与した。 ハードの面も大きな原因であると思いますが、庁・事務所・市町村を含めた年金業務に従事した職員に、年金という個人の財産を管理しているという認識が薄かったように思える。
2882	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	・存じません。	・年金記録問題の解決に向けた計画によって、これまでと同様に整備作業を地道に続けながら、今後に向けては、同じ過ちを発生させないように、日頃からの適確な事務処理や記録管理を徹底すべきと考えます。	・地方庁においては、以前は記録の進達が主で、その後の年金記録の詳細な管理等については、情報の不足等もあり、認識が不十分であった。(情報の共有が薄かった。) ・5千万件の未統合記録等が問題となった時点で、この問題の存在を知った。	・厚生労働省や社会保険庁の計画・指示等を踏まえて、適確に年金記録の整備を進めていくしかないと考えた。 ・本庁、地方庁を含め、年金記録の管理のあり方の情報の共有や意識の向上の徹底が不足していたと考える。 ・国民に対する年金制度の周知徹底と年金における国民の権利と義務の周知徹底(学校や職場における年金教育の重要さ。)
2883	地方庁	社会保険事務所課長級以上	被保険者記録照会回答票(資格画面)に「＊印」のある期間の標準報酬記録が漏れている可能性。 紙台帳で管理していた厚生年金の記録の、進達におけるエラー等により、マイクロ管理している被保険者記録の標準報酬の変遷と、オンライン上の標準報酬記録が相違しているケース。	被保険者記録照会回答票(拡格画面)に「＊印」のある期間の標準報酬記録と、マイクロ管理している標準報酬記録の突合せを行う。	年金制度に対する無関心及び広報不足により、同一制度内での複数番号所持者、および、他制度間の基礎年金番号未統合により、同一人と思われる複数の年金記録が存在している。 同一制度内については、基礎年金番号導入前。 他制度間については、基礎年金番号導入後。	年金裁定請求時に、名寄せ照会、職歴などの詳細確認により未統合の年金記録を整理できると思っていた。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2884	地方庁	その他(社会保険事務局)			組織全体をあげて解決していくべき問題であると認識しており、少しでも早く記録の整備を進めていかなければと考えている。 基礎年金番号に手番を統合する処理を通じて、基礎年金番号に入っている記録がすべてではないということを、業務全体を通じて感じていた。	当時もご本人が申し出できた期間について、時間をかけ記録を探し整備を行っていたと思う。ただ現在のように年金受給者にもれていた記録がたくさんでてくるのを見ると、まだまだ探しきれてなかったのかとも思うが、どうしてもご本人の記憶に頼る部分がでてくるので、その部分との兼ね合いで統合が遅れてしまったのもあると考える。忘れても大丈夫なように年金手帳があったはずなのだが、手帳もなくしていると、どうしても統合が遅れてしまう。 また、管理していた記録にも名前や生年月日等がもれていて不完全なものが多かったため、突合に時間もかかっているのは、管理がきちんとできていなかったといわざるを得ない。 今後は、記録の整備を終えた後、年金の記録をきっちり管理していくしくみが必要だと考える。国が管理するのは当然だが、ご本人が「自分の記録はこれだ」とすぐにわかるようにカードなどに登録して、銀行のATMなどでもすぐに確認できるようにするといいと思う。そのカードに免許証や健康保険証などの機能も統一すれば、安易にカードをなくしたりもしないと思うので、何らかの重みをつけたものにしたほうがいいと思う。(通帳では記帳しなければずっと白紙のままなので、カード化できるのが理想)
2885	地方庁	社会保険事務所長	・未統合の記録の多くは、無年金者の記録や死亡者の記録が含まれており、 年金受給者や現職者より多いのではないか。	・平成9年に基礎番号制度が開始されたことにより一人1番号に統一、他手番の統合作業を実施しているところですが、本人からの申立期限(時効)を設けることは出来ないでしょうか。 ※郵政事業の休眠口座に対する処置同様に！ ・第三者委員会への申立内容も、制度上ありえないものも多く、事業所と個人の問題まで社会保険事務所の誤りのように対応しており、歯止めが必要ではないか。 ※1等級の月額変更、毎月の月額変更、事業所の加入以前の記録回復等 ・国民年金については、個人が直接納付のため、性善説で考えれば全て認めることとなるが、時間と共に申立者を増加させるだけのため、早急に認める基準を明確にし対応しないと、厚生年金以上に永遠と続くこととなる。	・現在のシステムで考えれば、入力処理等のミスは限りなく0に近い形で維持管理できますが、パソコン等の電子機器のない時代に紙台帳や原票方式での管理方法は、当時の管理方法としては最善の方法で対応していたと思います。将来の国民の生活の安定のための「年金制度の創設」は現在から見ても大変な功績だと思います。 ・台帳方式の時代の記録を確認すると、記入内容の確認はどのように行っていたのか、チェック機能はあったのか疑問ですが、台帳の更新時などは相当数の時間と労力を要したと思いますが、記載漏れや記載誤りの程度はどうだったか疑問に思います。 ・原票方式に移行後も転記する事項が多く、その中転記誤りや進達時の紛失もあったと思いますが、当時許される範囲の精度は何パーセントだったのか、もしミスは許されないものだとしたら、それだけの人員と予算配置があったか疑問です。 ・現在の管理システムも、数年後には批判を浴びるのではないかと思ってきましたが、その時々の現場職員は、与えられた業務を一生懸命に対応しておりましたが、転記漏れや記入誤りは人が手作業で管理している中、許されないものであったか、また、あった場合の対応はどのように考えていたか疑問です。	※複雑な年金制度ゆえ、記録統合に伴う再裁定に時間を要しておりますが、なぜ、記録を統合することにより、すぐに連動して再裁定が出来るシステムが出来ないのか、出来るようなシステムを作ることより、出来る年金制度にしていただきたいと思います。 (年金制度に特例が多すぎるため、スキルを持った職員がおりません)	・お客様からの調査依頼に対し、出来る限りの調査確認を実施し、回答をお出しすることだと思います。もちろん記録の漏れだけでなく制度に対する疑問や、事業所の対応誤りも多くありますが、画一的な回答でなく、お客様の納得いただけるように回答するようにしております。 ・年金制度創設以来の記録を管理しており、今後も増える一方の記録ですが、お客様からすれば将来の年金に結びつく大事な記録ですので、現在のシステムではミスは限りなく0に近いかもしれませんが、人が行う作業に完全はないことは承知しているなか、入力誤りの内容また確認作業に頑張りたいと思います。
2886	地方庁	その他(社会保険事務局)			[redacted]資格照会の事務の手伝いを行ったが、オンライン記録に収録されていない被保険者記録が存在することを知り驚いた。 年金手帳番号の払出簿、被保険者台帳の検索簿などを用いての資格記録確認の手順をそこで覚えた。その時点でもこの手順を知らずにオンライン記録の氏名検索のみ調査を行い、加入記録の調査手順を踏まず無いケースが多数見受けられた。特に東京以外の他県のケースで多く見受けられ、業務手順を理解せずに業務していることが想像でき、記録を見つけられないケースが多数あることは予測できた。 また、年金給付の担当になった際に、市区町村経由の国民年金請求の場合、厚生年金加入記録の調査が不十分であり未請求の年金が多数あることを想像できた。 国民年金に関しても、最終住所地以外の住所情報がオンラインに登録されておらず、またそれすらも収録されていない記録が多数あり非常に不安であった。	労働組合の職場要求では例年のように問題提起を行っていたが、当該記録のオンライン化については、庁側の回答で否定的な回答しか戻ってこなかった。 基礎年金番号導入時に擬重複照会・回答票が導入されたが、その照会票の記載内容が非常にわかりづらいため回答率が低く、送付時に一件一件補足説明を入れたところ回答率が向上した。 年金給付担当になった際には、年金請求者・配偶者の氏名検索を旧姓も含めて必ず行って、手帳番号が他にないか確認を行い必要ならば本人照会を行っていた。(これは庁の指示に反することであるが東京の年金給付では広く行われていたと思われる。なお、照会時には直接事業所名を教えることはせず、適用地域・業種や事業所名のヒント程度で行っていた) 年金記録問題が大きく取り上げられるようになり台帳検索(厚年080)が整備されて以降については、可能な限り窓口で職歴の聞き取りを行い被保険者記録の特定をその場で行うようにしていた。 なお、現時点で私が問題だと思う点をここに回答したい。 現在は漢字氏名検索(共通090－1)が整備されているが、窓口業務を行っている者でこの存在を知っている者が少なく有効に利用されていない。 この検索方法を利用しないと、被保険者記録がオンラインシステムに収録されていない厚生年金の旧台帳記録(主に昭和20年代以前に喪失済の記録)の存在がわからない。 私は現在遺族年金の審査を担当しているが、高齢な遺族年金請求者(主に女性)について添付されている戸籍から旧姓を調べこの検索を行うと、かなりの高頻度で未請求の厚生年金記録がヒットする。特に、大正10年代から昭和一桁生まれの女性のうち、婚姻が昭和20年代以降の方については戦時中に徴用されていた可能性が高く、本人が年金加入していた自覚がないために未請求になっているケースが非常に多いと思われる。 それ以外でも旧姓による旧台帳検索はねんきん特別便においてもほとんど行われておらず、過	
2887	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2888	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	更なる人員の増強。	年金記録に関しては、正しく処理されているものと認識していた。	指示に基づき、事務所支援などを行なった。 回答に時間がかかりすぎた。
2889	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金制度が複雑であり、年金手帳の仕組みが世間で周知されておらず、国の年金制度に関する広報不足の問題も原因だと思う。 基礎年金番号の導入前は、加入している年金制度ごとで年金手帳が交付されており各々の番号で記録が管理されていること、基年金番号への統合が必要なことを知らない国民の方も多	平成9年の基礎年金番号制度導入時に、基礎年金番号への統合の周知を徹底し、年金加入記録を整備すべきだったと考える。
2890	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない	全てにおいて公平な判断となるような方策が必要と思う。	問題として取り上げられるようになってから。	早期解決に向けて日々の業務に努めた。
2891	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	年金機構職員でなく、年金記録問題に関する専門の事務職員を雇用すべき。	これほど膨大な並があるとは思っていなかった。マスコミ発表後。	平成19年5月より20年3月まで病気休職していたため、当分の間年金問題にかかる業務ははずされていた。早急な政府からの要求に対応する体制作りができず、余計な業務量を増やした
2892	地方庁	その他(社会保険事務所)	番号が特定されている5000万件の他に旧台帳記録が1000万件以上あるが、これについては、進達漏れなどで、中間記録や喪失日などが不備であるケースや事務所所管の名簿が欠落しているケース	現行のフォローアップの拡大、特別便未回答者への戸別訪問。上記の旧台帳については、現行では記録を探してカセット解除という流れになっていますが業務センターで持つカセットをすべてオープンし、名寄せやフォローアップを行なう事(これを行なう事により、名簿欠落者でも記録を探せる場合がでてきます。) また、国民年金については、住基や戸籍情報との早期の突合が必要であるとかんがえられま	問題と認識したのは存在を知ったのと同時です。未統合記録が多数存在するのは分かっていました。正直、公表されるまでは大きな問題と考えていませんでした。	当面、特別便や定期便に関して、真摯に対応し、調査漏れのないよう十分な確認・点検をしたいと思います。 反省点としては、何故、平成9年の基番付番時に、真剣にこの問題に取り組まなかったなかったのか？特別便が解決していないのに、何故、定期便を送るのか？などが挙げられます。
2893	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2894	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	予算と人材の投入	過去の事務処理、及び事務処理手順の瑕疵、職員の指導、自覚の不十分が原因と認識していました。 報道されたことによって知りました。	お支払いいただいた保険料はすべて受給してもらえるように、また1日も早く解決出来るように年金記録問題に真摯に取り組みました。 平常業務と平行しながらの処理、また再裁定処理についても人員不足のため迅速な処理が出来なかった。
2895	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		古い台帳記録や市町村検認との突合もれ等、コンピューターや基礎年金番号への移行が不完全だったことによるものと認識していた。 平成18年ごろ	期間調査により被保険者記録の確定作業 当時は被保険者の申出による記録に頼っていたため、厚年国年記録の不整合、居所不明等記録管理が不完全だったため。
2896	地方庁	その他(社会保険事務所)		回答いただいているものに対して一件一件確実に調査・回答をしていくことが必要と思います。	2年くらい前に報道されたものを見て、たくさんの記録が統合されていないことを知りました。 現在は、可能な限り早期に解決していく必要があることと認識しています。	お申し出いただいた記録の間違いの調査や、漏れている記録の確認作業に取り組みました。 まだお若い方の場合、旧姓の手番の登録漏れなどが多く、 平成9年の基礎年金番号ができたときに登録手続きをとられていないというパターンが多く見受けられました。 年配の方の場合は、昔過ぎて記憶にないとおっしゃられる方が多く、 お客様のお話を伺っていると、昔は制度に対する広報が不足していたのかも‥と思うときもありました。 記録を収録する際のお名前の読み仮名の誤登録なども あったようなので一つ一つのことに気をつけ、 注意深く仕事をしていく必要があると感じました。
2897	地方庁	その他(社会保険事務所)		人介戦術で対応するしか方策がないと考えます。しかしながら、オンラインで確認できない記録が多い(カセットオープンされていないため、オンラインでの照会はおろか統合処理も進まない)ため、まずはオンライン上で全記録を確認できるように策を講じるべきではないでしょうか。	国の制度にもかかわらずあまりにもいい加減すぎる実態があると認めざるを得ませんでした。しかしながら、日本国民全体の意識・認識(事業所を変わる毎に番号の払出を受けていること、手帳の交付を受けていながら安易に手帳を紛失していること、基礎年金番号制度の発足時に他手番があるにもかかわらず統合のための連絡を一切しないで現在に至っていること等)にも問題があるのではと感じます。	自身が知り得ている情報を礎として、窓口等で丁寧に対応してきたつもりです。 事務処理を担ってきた社会保険庁職員(特に、現在は退職しているであろう昭和時代の職員)の意識・認識の低さ及びいい加減さが第一の反省点ではないでしょうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2898	地方庁	その他(社会保険事務所)			将来の年金へ繋がるお客様の大切な記録が、統合もされず、十分な管理がされていなく、もらえるべきだった年金ももらえてない現状があるとは驚きました。年金請求時点や基礎年金番号が発足した時点できちんと記録の整理をやっておくべきものであったのではないかと思います。それと、これはお客様の対応をいていて思うことですが、市町村が管理していた時代にしっかりと適用事務や制度の説明ができていなくて、(「役場の方に今は入らなくていいといわれた」とか「払わなくていいといわれた」という方が1つこういます)未加入状態が長くある人とかもいます。年金というものは、将来の生活をしていく上での収入源でとても大切な存在ですので、その記録がきちんと管理されていないということは、とても重要な問題だし、あってはならないことだと思います。 私がそのような問題が存在すると知ったのは、免除問題があった平成18年か～19年にかけて	お客様の大切な記録ですので、窓口に来所されたお客様には自分の記録を確認してもらうとともに、もれがあると言えば、できるだけお客様の記録が見つかるよう本人の記録をたどり、いろんな方法で検索し、本人が忘れている場合もあるので、氏名索引等を必ずするなどの対応しました。 反省点として、やはり年金裁定時での記録確認の不十分さ、基礎年金番号発足時点での記録確認・統合作業の不十分さが反省点にあげられると思います。 お客様は、将来の自分の生活のために、高い年金を必死で納付している人もいます。職員全員が、個人個人の記録の大切さを十分に理解し、一人一人の記録を40年きっちりと管理していく必要があります。年金問題が騒がれる世のなか、国民も年金に対しての意識が変わってきているので、今がチャンスと思います。個々の年金記録に対して、お客様の立場に立ち、誠意をもって対応していくべきだと思います。
2899	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年に基礎年金番号が導入され、統合されていない記録が消えた年金といわれていると初めは思ったが、名簿とWMの記録と名簿の記録がちがったり他人の記録が収録されていたり、年金記録に携わり驚くことが多かった。 平成19年に年金問題が取り上げられたときにはじめて知った。	社会保険全体がお客様からの申し出があってからの対応だったので、こちらから連絡し一件でも早く年金問題が解決できるように、職場全体で取り組んでいる。 記録に名前が入っていない記録、補正が必要な記録が多いので、早急に取り組まないと解決しないと思われます。
2900	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2901	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2902	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年に基礎年金番号の制度が施行された時、設定された基礎年金番号以外の番号(手番)を保有している人は返信葉書で申し出て、統合していこうと社会保険庁は考えたようであったが、その当時現場では、被保険者も気づかないだろうし、手帳も紛失している人がほとんどだろうから、宙に浮いた手番の統合は進まないだろうと職員同士で話していたのを記憶している。 まだ年金に対する関心が低かったことや、予算の関係でこのやり方しかできなかったのかもしれないが、もともと厚年・国年別々に管理していたのだから、年金請求の際に加入記録を確認してもらって裁定手続きをしているので漏れることは無いと思っていた。 特別便のようなものでも送っていれば別だが、基礎年金番号の通知だけでは宙に浮いたままになると思っていた。	対応については、自分はその当時厚年の適用を担当していたので、資格取得時に手番を確認しながら処理をするなど、できる範囲で統合を進めた。 反省点は基礎年金発足時に現在行っているような被保険者に対し加入記録の確認を行わなかったことだと思う。
2903	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳の記録でカセット照会が必要なものが多い。照会が完了していないと氏名索引が行えないため。		いわゆる年金記録問題とは様々な事例が混在しているため質問の趣旨がどの部分を指すのかがわかりません。 ただ、未統合の手帳番号が多数存在していることは基礎年金番号導入以前からわかっていたはずだと思います。	年金請求時の氏名索引等により統合漏れの記録がないかを確認していました。 反省点としては氏名が登録されていない記録や誤って登録されている記録の多さを認識していなかったこと、ねんきん特別便発送以降、記録調査を行うにつれ、調査のノウハウが少しずつ理解できてきたと感じており、当時の調査が不十分であった点を反省しています。
2904	地方庁	その他(社会保険事務所)			特に問題とは認識していませんでした。この報道されたときに初めて知りました。	通常の業務に加え特別便の処理、窓口、電話等でのお客様にご納得いただけるまで対応させていただきました。 もう少し早く問題として認識していたらもっと迅速な対応ができたと思います。この問題について再認識しさらに努力していきたいと思います。
2905	地方庁	その他(社会保険事務局)	無いと思います。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号が、誰の記録かを特定しなければならないのですが、これまで特別便、定期便(継続中)の送付、フォローアップ、名寄便や黄色便等々の対応をし、また今回、市区町村への協力も行なうこととしたので、これらの記録確認作業を確実に行なっていくことがまずは大切であると思います。 特別便等の送付物が未送達の方々は、記録の確認自体をされていない方も多いと思うので、この方々の住所の把握のために、市区町村の協力を得られるようにしていければと考えます。 年金請求前の方は、請求時の記録確認をしっかり行なうことが必要です。 その他には、正直今、思いつくことはないです。	今となってですが、基礎年金番号導入時に他の手帳番号があるかの確認をきちんとしておくべきだったと思います。 年金請求時に記録は確認してるので、漏れはないと思っていましたが、記録の管理が適切にできていなかったとは知りませんでした。 記録問題は、今回の問題が起きて初めて知りました。	19年12月の特別便送付時は、事務所に在籍していたので、連日来訪される方々の応対と記録を確認することで手一杯でした。 来訪数が落ち着いた後も、相当数の記録確認の申出があり、その確認作業に追われていました。 問題の一つは、紙媒体で管理していた記録が、オンライン導入時に完全に反映されなかったことだと思います。 現在、紙の記録とオンライン記録の突合の準備がされていますので、一刻も早く記録照合をし、漏れている記録をオンラインに反映し、再度本人と思われる記録はお知らせし回答をいただくことが必要だと思います。 また、先にも述べましたが、基礎年金番号導入時に、手帳番号の存在はわかっていたので、年金請求時に確認とのスタンスではなく、特別便のような形で対応すべきだったのではないかと、
2906	地方庁	社会保険事務所長		年金記録問題を専門に取り扱う、年金機構とは別組織を立ち上げOB職員、再就職先の決まっていない経験豊富な職員等で対処する。 大幅に職員数が減らされており、また未経験者を多く採用する新体制では、通常の業務そのものの処理が危ぶまれているなか、年金記録問題への対応はこれまで以上に困難と思われる。 また、多くの人員を必要とするが、未経験者を多く雇っても処理能力は限られており経験者を活用することが解決への近道と思われる。	国民年金を担当していたとき、オンライン記録で厚生年金加入等で資格喪失している記録に死亡情報の入力ができないため多くの記録が残ると感じていた。 現在のような記録問題については。新聞・テレビ等で騒がれたときに内容を知らされた。 多くの職員は、記録問題の全体を公表されるまで知らなかったため、そのことも問題と思う。	OB職員の応援を得て、職員と合同で解決に努めてきた。 多くの事務所が欠員状態のなかで、記録問題解決を優先に行っていることから、本来の事業が進んでいない。そのことが後々新たな問題を起こす可能性があるなど、制度に事務処理体制が追いついていない状況がある。 また従前は、年金よりも健康保険が重要視されていたときがあったり、問題の情報が共有されていなかった。 できる限り早期に記録問題を解決し、今後このような事態を起こさないように努めなくてはならない。
2907	地方庁	社会保険事務所課長級以上			大変な負の問題。お客さんの対応が職員だけで可能か。若い職員への研修もなく対応が可能か。 平成19年始めころ。	全てのお客さんが「自分の身内だったら・・・。」と考え言いたいことを言ってもらえるような親しみのある対応を心がけ、一人のお客さんが何度も事務所に通うようなことは避けたいと思った。 国会で追及され難しかったかも知れないが、結果として一人の人に色々な種類の特別便を何度も送付するのではなく、記録の徹底整備を行ったうえで特別便を送付すべきではなかったか。 保険庁(業務センター)へ再裁定が進達される前の段階で、混雑している地方事務所に一人ずつでも長期的に職員を送り込んでいれば混雑緩和及び再裁定要員の業務センターへの集約時においてもっと協力的になれたと思う。
2908	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
2909	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	現在進められている作業工程を、着実に実施していくことが重要であり、人と時間を惜しまずに丁寧に作業に当たることが必用と考えております。したがって、特効薬となるような方策は思い当たりません。	平成9年に基礎年金番号が制定された際に、各制度ごとに設定された年金手帳記号番号の統合作業が始まりましたが、その頃は年金請求のときに統合できればなんら問題になるものとは考えておりませんでした。そのため、基礎年金番号通知の回答が得られない方への督促も行わず、被保険者等からの問合せに対しても、「年金請求までに統合できれば良いものであり心配ありません。」といった内容で説明していたと記憶しております。したがった、現在のような大きな問題に発展するとは認識しておりませんでした。この問題を具体的に問題と認識した時期は、「5000万件の消えた年金記録」の報道がなされた頃でした。ただし、いずれ統合すればよい記録であり、それほど大きな問題に発展するとは考えておりませんでした。この考えが大変甘い考えと気がついたときは、社会保険事務所に連日長蛇の列ができ窓口が混乱してからでした。	現在、記録問題の解決を図ることを最重要課題として、社会保険庁をあげて問題解決に取り組んでいます。そのため、現場である社会保険事務所では本庁指示に基づき作業を実施してきました。また、作業の仕掛けを本庁で行い現場は処理を進める役割を担っておりますが、現場の準備が整わない中で新しい仕掛けがどんどん仕掛けられて、現場での対応が追いつかず後手後手に回るという状況が多々見られました。これは、本庁が現場の進捗状況を把握したうえで指示を出していたのか？現場がスケジュールを意識して事務処理に当たっていたのか？の2点の疑問が残ります。
2910	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2911	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	これまでの取組以外の方策は思いつきません。	5千万件については、これまでの所属で年金記録に直接携わる期間が短かったこともあり、これほど大変なことだったとは思いませんでした。未統合手番について、基礎年金番号導入が平成9年と歴史が浅く、年金裁定時に収録する以外手段がないと思っていました。いろいろ公表されてから知ることが多かったです。報酬の問題については、平成10年に業務課を初めて経験し、事業主から提出される資格取得届や算定基礎届を数多くみてきたなかで本当にこんな低い報酬なのかと疑問を持つことが多くありましたが、事業所調査も毎年全ての事業所を呼び出しすること	未統合手番については、基礎年金番号の導入が遅すぎたともいえますし、年金制度運営上の問題があったと思います。現場でこれをしておけば防げたのにと言うのは思いつきません。 報酬については、事業所調査に力を入れていくべきであったと思います。
2912	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	これまで行ってきた、本人記録と思われる方々を訪ねて確認していく他に見当たらない。	オンライン化前の記録管理に対する事務が、個人単位ではなく事業所単位で行っていたため、本人の申出なくして加入記録を確認することができず、また、転職の際に年金番号を本人が既に附番されているはずなのに事務処理が滞るからと思われるが、また、本人が年金手帳(当時は被保険者証)を所持してさえいれば記録確認はいつでもできると考え、安易に新規附番することがありすぎたために、記録が分散してしまったと思う。 現在のオンラインによる個人単位の記録管理や氏名検索及び事業所検索等ができない手管理の事務処理では管理する膨大な記録(データ)のことを考えるとこうした問題が生じたのは必然だったとも言えると思います。 この問題の存在を知ったのは、国会で取り上げられた時からで、記録補正をするようになってから。 ただ、年金請求の窓口担当者等は、請求に来られた被保険者の申出による事業所記録の確認(他管轄への照会等)ができないこととか、本人が事業所名を思い出せないとか、今回の記録問題に関連するようなことは感じていたのでなないかと思います。	旧台帳記録での本人への確認や、フォローアップ照会等を担当し、受給者宅を訪ねた時など、なんとか本人の記憶を呼び起こせるようにしたいと思いながら、未統合記録を本人の元へ戻し本来の年金受給に結びつくように考えていた。 この問題の原因は先にも記載した他には、オンライン化のデータ収録後の確認作業を行っていない、行ったとしても簡易すぎたのではないか。また、基礎年金番号への手番統合も年金受給の時に統合すれば大丈夫という認識が強くあり、あまり積極的に統合するという姿勢ではなかったことも記録分散を放置したともいえ、反省すべきことと思う。
2913	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金業務に従事した職員が減っていく中で、短期間では解決できません。 経験者の力が必要だと思います。通常の業務とあわせて解明していくのではなく、専門に従事する人員を増やしていただくようお願いします。	平成9年に基礎年金番号が導入されましたが、厚生年金保険のオンライン記録に収録されているカナ氏名や生年月日が実際のものと相違しているため、基礎年金番号に統合されず手番のままになっているものが多いと認識していました。	平成19年7月頃に管轄の全市町村で年金記録相談を実施したときや、窓口対応の際は、職歴のほか、旧姓や間違って名前を言われることがなかったか、勤務したとき職場に届出(申出)した生年月日等を聞き取りし、記録がないか調べました。 反省としては、当時、私は氏名が収録されていない記録が多数あることを知らなかったのですが、氏名等の収録作業を終えた後で年金記録相談を実施したほうがよかったのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2914	地方庁	その他(社会保険事務所)	標準報酬月額の届けが実際の報酬額より少なく届けられていたり、月末退職のはずが、喪失日が月末で届けられていたりといった事例が、多く見受けられました。	標準報酬月額や月額に応じた保険料を、被保険者にそのつど周知する必要があると考えられます。 被保険者がその事実に気づくのが何年も経ってからでは、記録の修正に時間や手間がかかったり、記録の修正ができなかったりする恐れがあります。	年金記録の管理は将来の年金給付に影響を与える重要なものであり、この度の年金記録問題は、国民の皆様から信用を失ってしまうことは避けられないものだと考えます。 この問題を知ったのはまだ入職前であり、将来自身も年金を受け取る側になることなど考えることがなく、その問題を身近に感じることはありませんでした。しかし、この度謝があり、年金記録問題に関わり仕事をしていくうちに、年金記録問題の奥深さ、年金記録管理の大切さを知りました。 日本の社会保障の柱である年金制度を、より良いものにし、国民の皆様の信頼を取り戻していく	誠意を持ってお客様対応をし、年金記録の調査や説明に誠実に取組み、第三者委員会への申し立てなどを含め、記録の整備に当たって、できる最大限の努力、提案を行うように努めた。 問題を放置せず、記録の整備を定期的に行うことができれば、今後このような問題を減少させることができるのではないかと考えます。
2915	地方庁	その他(社会保険事務所)	人員削減が進むにつれ、本来急務であるはずのねんきん特別便の事務処理のペースが低下しているように思えます。	単に人の数を増やすのではなく、経験のあるOBの方にも応援を要請するに加えて、知識・スキルのない人に対しての徹底した研修を行う等して、「その知識。スキルをもって記録問題を解決できる人の数」を底上げしていく必要があるかと思われます。	平成19年初頭に、年金記録問題が世間一般に注目され始めた事を記憶しています。 自分は[redacted]一刻も早く知識・スキルを身につけ、関わっていくべき事であると認識しておりました。	今現在も変わりませんが、まず無知からのスタートであるため、ひたすら経験と知識を身につけていく事で、その解決の一部にだけでも関わっていく意識を持ち続けていこうと考えました。 しかしその意識が強すぎた弊害として、今までに幾度となく、その状況下に応じた適切な対応が取れず、結果的に先輩や上司にご迷惑をおかけしたことについては、自身反省すべき点であると考えております。
2916	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	1年金記録問題を対応する職員数の増員を図っていただきたいと存じます。 年金記録の管理は、その時々や各県によって、多少相違があります。昭和62年以前の記録管理は、紙台帳による管理が主流で、その記録方法や紙台帳の形式も相違しておりますので、当時の経験や知識があるOB職員の確保・活用が必要です。そのための予算措置やOB職員に対する連絡方法等をご検討いただきたいと存じます。 2年金記録問題対応に関する事務処理について、全国統一したマニュアルはお示しいただいておりますが、受付簿ひとつにおいても画一されておりません。また、お客様への回答文書等も各事務所で相違しておりますので、事務処理の効率化を図るために、各県から情報を所得していただき、もう少し進んだ処理方法の画一化をお願いいたします。	採用時において、最初に先輩職員から言われましたことは、年金記録は、長期に渡り管理されるものであり、あなたのミスが将来の大きな問題となることを十分認識すべきである。ということでした。また、同一の年金制度で、年金手帳番号を複数お持ちのお客様や年金手帳を再交付されるお客様が多いことについて、何故なのか、その防止方法は無いものなのかということでした。 年金記録問題が発生することは、自分の使命が果たせなかったということだと思います。	1件1件丁寧に迅速に対応することを心がけ、お客様をできるだけお待たせしないための、事務所の体制整備と事務処理方法を検討してまいりましたが、目標とする結果には至っておりません。年金記録問題の対応件数の把握と、それに見合うマンパワーの確保等体制整備が十分に図れなかったことが残念です。
2917	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。	1未解決とされている約1600万件について、氏名漢字収録と払出簿との突合確認を実施する。 2記録が未収録の旧台帳について早急に収録する。(照会の回答処理に支障が出ている。) 3上記1・2が終了後に漢字未収録データーについてすべて氏名漢字収録を実施する。	以前より、年金に結びついていないデーターがあること、また、氏名が収録されていないデーターがあることも(無年金者記録)認識していました。 一方、年金は、本人から申し立てがあれば、紙台帳等の調査により確実に年金に結びつくと考えていたことも事実です。 年金記録は、戸籍との突合がされていないことから、氏名や生年月日に誤りがあること。また、住所を収録していないことなどから、資格喪失すると社会保険庁から本人に連絡方法がなかったこともこのような結果となった一因。(PCが導入された昭和40年代初め頃から国民総背番号制を導入していれば……) 浮いている記録が大量にあることは、報道により知りました。	問題が公になった後、氏名が収録されていないデーターに漢字氏名の収録を試みたり、WMのデーターと払出票の突合した結果「氏名・生年月日・性別」が相違するものがあったことから、これらの調査を実施し誤りを訂正するなど、年金記録問題解決に努力しています。 申請主義に頼り、旧台帳記録を収録しなかったり、氏名の漢字収録をしなかったりと、行政として最大限の努力を行ったとは言いがたく、国民の期待に応えられない結果となった。
2918	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	(6)の回答のため、方策はありません。	未統合の記録については、お客様からの相談や期間照会、年金請求時の確認等により、これまで整理をしてきましたが、非常に多くの未統合記録があり、国民の皆様が加入・納付した記録が年金額に反映されていない等、年金記録問題以降、大きな問題として認識していました。 未統合の記録が5万件あることは、社会保険庁の公表により知りました。	国民の皆様一人ひとりに対して、丁寧に説明・相談するよう心がけ対応しました。 現在のような機械管理であれば、国民の皆様の記録を管理することは出来ると思います。しかし、制度発足時から管理ができる制度設計ではなかったと思います。
2919	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2920	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民年金記録が、市町村で確認保管されていない。昭和61年 事務所の厚生年金記録(紙名簿記録)がカセットで収録もれとなっている。昭和61年	年金請求者から裁定まで6ヶ月も待機期間が必要な時期で期間調査事務も現在と同じ処理でした。社会保険庁でのキーパンチャーで処理が追いつくのか不安を抱えたまま20年間放置された当時の管理者・労働組合は、許せない。 予算措置を早く採っておれば今日の年金不安は解消できたはず。
2921	地方庁	その他(社会保険事務所)	管轄外の市町村より転入されてこられた1号被保険者のお客様が免除の申請を出された際、転出してきた所得情報を所有しているであろう市町村に対し所得情報の開示を文書にて求めたところ、個人情報の保証を理由に回答してもらえない市町村がある。国民年金法上市町村に対し情報の提供を受けることが認められている旨、条文を送付状に載せ、公印押印しても回答してもらえない市町村がある。最終的に本人様より対象年度の所得証明の提出を求める形となるため、スムーズな行政サービスとは言えない状況がある。	厚労省より各市区町村長に法律の周知ならびに協力要請をお願いしたい。	平成16年適用課に在職していたときに他府県等で払い出した手帳番号で統合されていないものが存在することを知った。その後、年金記録問題として取り上げられ電子化の際、登録誤り(氏名の読み、生年月日相違等)があることを認識した。	ご来所いただいたお客様に一件一件勤務した会社の名称、所在地等当時の話を伺い、年金記録を窓口端末、マイクロ、旧台帳等の確認を行い。場合によっては第三者委員会に進達を行っていた。問題点としては時間と手間がかかり過ぎ、お客様をお待たせしてしまうこと、それに伴い他業務への影響が出てしまった。
2922	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険庁が保管している旧台帳が、いまだにカセットのままで、記録が、オンライン上に、載っていないものが、かなりある。 受給者死亡で、名寄せで、本人のものと、思われる記録が、出てきても、本人確認が、出来ないケースが、たくさんある。 特別便の、記録照会の、対応にしても、本人の、記入している事(事業所所在地、事業所名)のみの、調査でいい。とりあえず、12月中に、全ての調査を、終えろ。という、事務局の指示の下調査をしているが、これでいいのか。という思いが、常に有る。 又、事業所検索システムで、他県分の、調査も、事務所で、おこなっているが、やはり、他県事務所分に、かかる、昭和36年以前の、記録照会は、多庁照会を、おこなうべきと思う。	とりあえず、社会保険庁の保管している、カセットを、早急に、オープンすること。 過去、期間照会業務に、携わって、スキルのある職員を、記録問題に、集中させる。 単純に、人さえ増やせばいい、というものではないと思う。 新たな記録問題を、発生させないため、又、第三者委員会に、申し出する人を、増やさない為にも、もっと丁寧な、調査を、すべきだと思う。	以前、年金給付課に、配属された時、窓口で、本人確認する際に、会社名は、教えるな。頭文字だけの、ヒントで、本人が、わからなければ、記録統合しない。という、指示で、相談者に、対応していた為、将来、この記録どうなるのかな、と思っていた。 又、そのころは、氏名検索が、カタカナだけのため、読み間違い(それも、とんでもない読み間違い)が、非常に多かった為、見つけられない記録が、多々有った。 旧台帳のないもの、読めないものも、多々有った。 将来どうなるのかと、思ったのは、オンライン導入時くらいの時です。	相談者に、なるべく思い出してもらえるように、事業所の、業務内容、事業主等、ヒントになるようなものを、たくさん、提供した。 また、上司等に、県統一で、情報提供の範囲を広げてもらうよう、要求した。 もう少し、その時に、きちんとした、庁、あるいは、県としての、対応をすればよかったとおもいます。 被保険者の、立場になって考えると、云う事が、出来ていなかった事が、全てだと思います。 仕事に対する考え方が、甘かったと思います。
2923	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	既に報道等されてきた年金記録問題以外に承知しているものは、特にありません。	現在、大臣から指示がきている予備的調査(サンプル調査等)及び年金記録回復委員会の審議結果を踏まえて、向こう2年間ぐらいで大部分の記録等の整備の上、国民に対し終息宣言を行い、一旦決着をつけた方がよいと考えます。 ※当然ながら未解決のものは、継続して調査等を行う。	将来の年金請求に向けて、国として責任をもって正確に管理しなければならない記録に相違があったとすれば、国民の信頼を裏切る大問題であると認識した。 また、基礎年金番号導入前から国民年金の記録は、市町村と連携してきたことから、ほぼ間違いないものと思いつつも、厚生年金の記録は、事業主の申請(特に公的証明等の添付なし)により適用処理等を行ってきていることから、被保険者によっては、年金手帳を複数保有したり、偽名・偽生年月日で登録されたものなど累積した結果が今回のように莫大な件数に波及したのではないかと思った。	地方事務局へ出向していた平成19年に問題が発表されたことから、事務所の年金相談窓口支援においては、来訪者の方に、現在、庁で管理している記録とご本人の記憶に誤りがないか1件1件丁寧に聞き取り調査等を行った。 基礎年金番号の導入は、平成9年1月に実施されたが、当時は国民の年金に対する意識も現在より低く、かつ年金番号の統合処理のみに着目して行われた経緯があることから、当時に基礎年金番号の導入の目的や年金制度に対する周知・広報、併せて個人加入記録の確認まで行われていれば、現在に至るまで、ある程度の問題の解消が図られたかもしれないと感じた。 ※わかった時点の問題(早いか遅いか)だけかもしれないが。
2924	地方庁	その他(社会保険事務所)			個人の記録なので正確に管理すべき問題。 平成19年。	過去の誤った記録を正常に戻すよう記録を調査した。 杜撰な記録管理。
2925	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	年金記録問題を解決するのは非常に困難と考えています。特に、すでに亡くなられている方の記録については御本人からの申し出が得られないので非常に厳しいと思います。1件1件丹念に調査するしかないと思います。 厚生年金については、事業所に保管している従業員名簿や社会保険の届書を事業所から提出していただいて調査することも必要かと思います。 今後については、あらたな記録問題が発生しないように、職員に対して年金記録に関する研修を毎年実施し、年金記録問題を忘れることのないようにすることが必要と考えます。 また、標準報酬月額等については、決定の都度、御本人に算定の根拠を含めて通知することが必要と考えます。 社会保険の適用に関しては、現在の4分の3という基準では、あいまいなため職員の見方によって適用されたり、されなかったりすることが起こりうるので、1ヶ月何時間以上といったように基準を明確にすることが必要と考えます。	平成19年に年金記録問題が大きく取り上げられるまで、このような問題があるとは認識していませんでした。	年金記録調査については、ご本人の申し出に対して、事業所に照会し、同僚から話を聞く等して調査していましたが、照会件数があまりにも多くてそこまで調査することができませんでした。これが、反省点です。 早期解決ということで期限を付けて作業を行っていますが、困難なものについては、時間をかけてでも調査していければと思います。
2926	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	・集中部門により、集中的に処理をおこなう。 ・そうすれば、ノウハウも共有され、システム開発も進み、年金記録問題の解決が効率的に進みスピードアップすると考える。	・大変遺憾な問題であり、記録相違の多さにびっくりした。 ・テレビ報道がなされた頃。	・亡くなられるお客様もあり、早く問題を処理すべく、全力で対応した。 <反省点> ・年金手帳は一人1冊である等、国民への宣伝が不十分であり、転職するたびに新規扱いとなっているケースが多見された。テレビ等利用して十分に国民へ宣伝する必要があった。 現在も、年金の大切さ等、国民への宣伝が不十分と考える。 ・本部等の情勢判断力、計画性、現場の状況認識力が不足しており、急ぐばかりで結果的に事務処理に混乱を招いたと考える。 スピードは大切であるが、国民・事務所が混乱しない様しっかりした計画のもと指導して頂きたい。 ・不完全なシステムでの記録検索・他事務所でないと処理できない等時代遅れのやり方で、大変
2927	地方庁	その他(社会保険事務局)	20歳時点で共済組合に加入しているが、居所と住民票上の住所が一致しないため、基礎年金番号を二重に付番されるケースが多い。また、住民票上の住所に職権で国民年金加入の連絡を行なっても、家族や本人は共済組合に加入している意識があるため、国民年金の基礎年金番号は未納のままとなって架空の未納が増え続ける。国民年金の番号を取り消すには、もう片方の番号と同一人物である調査結果が得られなければ取り消すことができないため、自衛隊駐屯地など、全国異動が多い公務員の職場を管轄する社保では対応に苦慮していると思われる。 20歳未満から勤務している者の厚生年金の基礎番と、20歳の国民年金の基礎番でも同様のケースがあり、家族に文書を送り回答を依頼しても、反応が得られないこともある。	基礎年金番号の登録住所と、住民票上の住所の完全一致させる。 厚生年金、共済年金ともに、届出時に住民票の添付を求めるか、住基番号の登録を求める。 住所の異なる同一人物の疑いあり基礎番が発生した際に、事業所や共済組合から、従業員の居所・住民票上の住所の調査依頼をできるようにする。	平成9年以前の、年金番号管理情報の少なさと、保険者・被保険者の年金番号管理に関する意識の低さから起こった当然の結果だと認識している。 記録問題の存在は、平成11年の入庁当時年金給付課所属だったので、そのときからわかっていた。	入庁当時から、氏名の読み方を変えて氏名検索を行なったり、記録に不審な点がないか被保険者に確認をとるように心がけてきた。 記録問題の反省点として、日常業務の誤りが記録の誤りに直結することを再認識すること、届書の情報をなるべく長い期間保存すること、年金の記録を構築する際に、本人の正しい登録情報を求めることがあげられると思う。
2928	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	出来る限り記録判明に取り組み、判明した方には変更した金額をお支払いすること。	消えた年金記録の報道により。加入の際、年金番号を払い出ししていたことが問題だったことに気づいた。	現在は、可能な限り、年金番号を探し、本人と確認できたところで統一している。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2929	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に目新しいことはありません。	具体的な作業は特にありませんが、早く性格にの全職員が意識して、また意識させて取り組むことが必要だと思います。	組織全体で早急に取り組み解決しなければならない問題であると認識していた。 問題把握時期について旧台帳の不備をしったのはマスコミに報道されてからになります。 未統合については、基礎年金番号制度移行後の名寄せの回答率の低さは認識していました。	もっと早く名寄せを社会保険庁が真剣に取り組むべきだったと思います。 旧台帳については当時の組織、職員の思慮不足と思います。
2930	地方庁	その他(社会保険事務所)		本来業務が圧迫されている状況にあり、記録問題解決を優先しておこなうためには、期限つきで事業を縮小するなどの対策を講ずる必要であると思います。これまでは年金記録問題の解決が最優先課題といいながらも片手間で記録問題、本来業務をこなしていたため、双方が中途半端になっていたのではないかと感じます。現場の実態を考慮し、人員の体制をさらに強化するなどの措置が必要。	平成2年に採用となり、最初に配属されたのが適用課でした。当時は厚生年金の制度内であっても、転職時に前の手帳を提出しない場合、他の番号の払い出しを行っていた。 基礎年金番号への統合作業についても最終的には年金を受給をされる際に履歴の突合作業を行い、同一人の可能性のある受給権者にお知らせし、基礎年金番号に統合を行っていたために、結果的に今回のような「宙に浮いた年金記録」という表現が正しくないにしても、基礎年金番号に統合されない手番が現在でも存在している状況にあると認識している。	2号被保険者の取得届の提出は事業主に届出の義務があるため、年金番号の記載がないときは、事業所へ連絡または関係届書を返戻し転職前に厚生年金に加入していた履歴がないかの確認作業を徹底して行っていた。 年金番号を新規で発行することに抵抗がなったこと、また、平成9年1月から1人1番号の基礎年金番号を導入した際、複数の年金手帳記号番号の統合を行う作業が不十分であったことが反省点である。
2931	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	特に思い当たりません。	複数の年金制度ごとに番号が設定され、同一制度内においても住所・氏名の変更、転勤・転職により複数の番号が設定されやすい年金制度・行政そのものに問題の原因があったと認識。 昭和60年採用時、適用課資格係にて業務を行っていた当時より感じていた。	記録もれと思われる事象が判明した場合は、業務のいっかんとして、ほんにんにれんらくをとるなど、かくにんにつとめた。げんじてんにおけるはんせいてんについては、こじんてきにおもいあたることはない。ぎょうせいとしては、きそねんきんばんごうどうにゅういぜんのねんきんきろくのせいりについて、しゅとしてできようかんけいのとどけで(しゅとくとどけなど)、ねんきんのさいていせいきゅうをけいきにおこなおうとしていたとかんじているが、もっとじんそくなたいおうがあれ
2932	地方庁	その他(社会保険事務所)	H21.2月採用のため、特にございません。	現在もてるツールを最大限に使い、どのスキルレベルの職員、アルバイト職員でも処理が行えるように細部に至るまでの業務効率化。簡素化。平易化。 制度上権限が定められているもの以外であれば、職員にしかできない(操作がわからない)などという仕事の区分けは不要である。だれでもできるようなツールを作れればいい。 処理の面から見た制度の再設計、また、設備投資。 例えばかつては事務の煩雑さを緩和するために定められた標準報酬月額等の制度が、今となってはミスを誘発する原因、処理速度の低下、違法行為(改ざん等)の道具となってしまっている。 電算機器がここまで発達してきているのであるから、制度上も含めて処理を大幅にスリム化できるはずである。 すべてにおいて、日々世間一般からかけ離れた暮らしをされておられる上層部の方々が、まったく現場から乖離した想像だけで企画をし、さらに未完成のまま見切りスタートをするようなことを、まず、やめる。	国家事業として大変におそまつだと思います。(H21.2月採用) マスコミ報道で知りました。	対応: お客様のデータの一つ一つを濁点ひとつ粗末に扱わない。 反省点: 忙しい、人手が足りない、だからやってられない、と、確認作業をおろそかにしてきたこと。 事業所から提出を受けたものをそのまま鵜呑みにして、適当な記録を残し放置してきたこと。 税務署、市区町村等関係官署と協力連携して一人一人の加入者についての後追い確認を届出受付時にその都度、常にこちら側で行うべきだったこと。 制度の処理の面から見た設計、メンテナンス、また、必要な設備投資をまったく怠ってきたこと。 職員一人に一台の端末が行き渡っていないような現場の現状を、結果として放置してきている、電話がまったくつながらない状況を改善しようとしない(現場では改善したくともできない状況におかれたまま放置)等、運営についての権限をもつ上層部の業務へ取り組む感覚のマヒ。 厚労省、庁のあまりの現場感覚のなさ。まるで無視を決め込んでいるかのごとく現場の声を反映させない、従っていればいいという信頼関係の完全なまでのなさ。
2933	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	現在、WMによる作業が主ですので、「930照会」や船員の年金などについても記録を見れるようにしていただきたい。未統合記録については、特別便が終了しても、残ることとなるでしょうから、後は本人と思われるものは、個々に対応するしかないと考えます。その他の問題についても	平成2年頃、「期間照会」の係りを担当した時、古い記録を見ることとなりましたので、統合されていないものがあることはわかっていましたが、年金記録問題がでた時、基礎年金番号に未統合の新しい記録も含めて、記録の統合を再認識したところです。	年金記録問題がでた時は、来客の対応に追われることとなりましたが、本人より、職歴等できるだけ詳しく聞くということでした。反省点としては、広報や本人への通知が分かりにくかったと思っています。
2934	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にない。	我々の組織や職制の問題はともかくも、いわゆる「消えた年金」問題は相手が国民であって、待ったなしの状況であることからすると、2年間というリミットはあまりにも短すぎる。 この短期間に解決をみるためのマンパワーは、数は勿論のこと現職が何よりもみるべきものを感じるため、この際、一律の軽処分者に対する分限免職を非常勤職員へと緊急に転換を図り、組織より年金問題解決への方策を最優先すべきである。 まだ間に合う。	すべては、長年に渡る制度設計の裏側に「裁定請求時に年金記録は整理すればいい。」とした本庁・地方の安易な発想がそもそもの問題の遠因であり、基礎番制度が今般の問題を発生させない唯一の方策として発足したのにもかかわらず、徹底的な番号の整理統合が行われないまま今日を迎えている。	過去・現在において直接年金業務に携わったことはないが、健保・厚年の窓口業務では、基礎番導入当時、今後は番号の二重払い出しを阻止しなければならないため、新規取得者の番号捜索を事業主に対して徹底した記憶がある。 国年、健保・厚年等問わず、現行の基礎番は年金記録の全てを収録しているものであり、旧台帳なども含め国民の二重払出番号を早期に整理統合し、国民の年金受給権を確保する作業が急務である。
2935	地方庁	その他(社会保険事務所)			早急に解決すべき問題である。 採用された当時はWMが既に導入されており機械管理であり全て間違いがないと認識していたため記録問題が存在すると知ったのは、年金記録問題が表面化したのと同時期である。	様々な経過が要因としてあげられる部分があるが、結果として社会保険庁の都合で年金制度・国民の信頼を失ったのは間違いないため、特別便などでお客様と対応する際により多くの情報を聴取して記録に結びつけれるように努力した。(厚年徴収) 反省点これまでの知識・経験・マニュアル的なものにとらわれた対応。
2936	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	平成17年に国民年金課へ配属されたとき、手帳番号の多さに驚かされた。受給権確保のためにも一番に取り組まなければならない問題だと思った。	平成18年の記録整備のモデル地区として担当市長村が指定された。その際、市町村職員の協力の下、該当者へ電話や戸別訪問を行い整備に努めた。一定以上(90%以上)の成果が得られたので、今後、地域住民の現状をよく知る市町村職員に協力を得て、細やかな対応に努める
2937	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	現在、行っていることを着々と進める。 被保険者、受給者の年金に対する知識の向上。きちんとした広報が必要。	基礎年金番号になった平成9年、統合されていない番号が多かったとき。	統合に勤めた。 年金制度自体、法律が何度もコロコロ変わり、国民がついていけなかった。
2938	地方庁	その他(社会保険事務所)	私は平成20年6月採用の任期付職員のため、年金記録については 公表されている事以外はわかりません。	一般に知られていない問題についてはわからないですが、 年金問題全般について本部・現場の垣根を取り払い 職員全員が一丸となって取り組むべきだと思います。	年金記録問題が表面化してからの採用なので、採用前は他人事でした。 私自身は厚生年金の加入のみで、年金番号も一つしかないのが わかっていましたので、なぜそんなに大騒ぎになるか理解できませんでした。 年金記録問題の存在を知ったのは平成19年頃ですが それが大変な問題だとわかったのは、実際に勤務を始めてからです。	私自身は年金記録問題があった事により採用の機会が与えられたので、 この問題を前向きに考え、相談に来られるお客様全てに正しい情報を お伝えしたり、年金制度についての理解を深め 正しい記録の整備が出来るように心がけています。 反省点 テレビ新聞等の中途半端な報道やワイドショー等での 間違ってとられそうな表現や、大げさな扱いで国民は混乱しています。 正しい情報や制度(過去も含め)、今後対応予定または発送予定のものを ホームページだけではなく、定期的に公表する手段が必要だと思います。
2939	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在取り組んでいる、標準報酬の改竄問題や一部報道された件以外に特に承知していない。	年金記録問題の解決に向けて ①指名変更(旧氏名)や偽名での加入等については、社会保険庁のその当時の事務取り扱いや事務処理の問題があったことは事実である。 この解決には、現在資格取得届の際に事業所が何を確認して届出をしているか。また、特に戸籍や住民票の添付等はされてないので、氏名・生年月日等の単純な誤りは起こりうるのではないか。 当所の入力誤り等については、内部での審査チェックを行うことで防止は可能と考える。 ②標準報酬の改竄問題は以前は訂正等については、機械上の警告等ができなかったが、現在は一部出来ているし、決裁規定も変わり防止策はとられている。 過去に改竄を行った者への対応が不十分であると思います。 ③現在記録判明により、過去記録の追加により標準報酬が下がる等により、年金額が減額となる方への対応に苦慮している。 これらは特別法及び運用により減額とならない取り扱いをお願いしたい。 ④現在与党において年金通帳が検討されているが、資格取得以降の毎年の標準報酬等を、本人がいつでも確認できる方法実施するべきと考えます。 また、現在社会保険庁HPで一部可能であるが、ATM方式においてこれらを実施し、年金期間及び年金見込額当についても確認が出来るようにすれば、年金事務所への来訪も減少し、中身のすべてのカセット解除を行い、すぐに記録確認が出来るようにすることにより、迅速な対応が出来るようになると思います	年金記録問題への認識について ①厚生年金の記録問題については(7)で記載したないようです。 ②国民年金の記録問題については、発足当初より印紙納付となっており、 特に本人は現金納付であるが、市町村からの社会保険への報告は印紙納付となっていた。 その報告により市町村と社会保険が二度に台帳を作成し、現年度は市町村、過年度は社会保険が担当となっていたためお互いの台帳のすりあわせが必要であった。 昭和61年国民年金担当者であった当時、市町村に赴き台帳のすりあわせ及び確認していました。 ③平成元年当時年金給付担当のと時は、年金裁定請求時には必ず、本人申し立て職歴を確認し、記録確認をしていたが、オンライン導入前は十分確認がされていたかどうか？	①氏名等の誤りについては、読みにくい文字の場合は事業所への確認をしていたが、事業所担当者もあやまった読み方をしていることもあったのではないか。 戸籍・住民票の添付を求めることも必要と思われる。 ②国民年金の記録問題については、現時点では市町村台帳の存在しているところは確認できるが、存在していない市町村においては本人申し立てにより、現在新たに基準が示された内容で納付として記録訂正をする方法以外には解決できないと思われる。
2940	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	わかりません		5千万件の統合されていない記録などがあることを2～3年前に知りました	最初から届書の氏名に振り仮名を付け、住民票などを添付していただきそれにより氏名や生年月日、住所の確認を実施し、処理には3重チェック体制をとるなど徹底していれば良かったと思い
2941	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		マンパワーで、1件ずつ、こつこつと処理していくしかないと思います。 お客様とお会いしたり、連絡をいただくなかで、解決していくしかない 作業だと思います。 旧台帳の写と、チェックした際にも感じたことですが、一朝一夕に 片付けられるような「魔法」はなかったです。 時間はかかりますが、こつこつと作業した結果、やっと、作業の 未来が見えてきたところだと思います。		マンパワーで、1件ずつ、こつこつと処理していくしかないと思います。 お客様とお会いしたり、連絡をいただくなかで、解決していくしかない 作業だと思います。 旧台帳の写と、チェックした際にも感じたことですが、一朝一夕に 片付けられるような「魔法」はなかったです。 時間はかかりますが、こつこつと作業した結果、やっと、作業の 未来が見えてきたところだと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2942	地方庁	その他(社会保険事務所)		現行どおり。	年金記録問題というはマスコミと国会が作った言葉であり認識なし。法律上請求行為により請求のあった年金を支払うという概念から考えて、問題という認識は無かった。報道等でこの言葉が使われ出してから知りました。	記録問題という言葉が出てくる前(採用時)から、お客様と接する時はとことん職歴確認と調査をおこなってきました。払出簿からマイクロ等の確認をおこなったうえで請求書の受付をする等の対応をしてきています。 反省点としては、制度の成熟度が高くても、国民の理解を得ようとしていない制度内容と制度運営・広報、システムや職員の意識等全てが合わさって起こるべくして起こった事態だと思います。 また、国民の年金に対する意識を引き上げるための対策を全くと言っていいほど取っておらず、制度だけが肥大化していることに尽きるのではないでしょうか。
2943	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金記録問題について、世間一般に知られていないことで知っていることは、特にない。	職員ひとりひとりが、年金記録問題の更なる解決に向けて、全力で正面から向かい合い、年金記録を一件ごとに確認して、被保険者及び年金受給者の記録を統合することにより、現在及び将来の年金受給権に結びつけていくことが重要であり、解決していく努力が必要と考える。	国民ひとりひとりの厚生年金保険料等が、当時、勤務等していた事業所で給与明細から控除されているにもかかわらず、被保険者の被保険者記録に統合されていない年金記録を、国民ひとりひとりの年金記録に結びつける作業が重要であるので、資格照会の回答及び第三者委員会への申し立てについては、迅速に対応し、問題解決に努力をしている。 年金記録問題が存在することを知ったのは、平成19年春から夏頃にかけてです。	ひとりでも多くの年金受給者等に対し、より多くの年金を支給し、被保険者には、正しい被保険者記録にしていただくことを考え、受給権に結びつけるための努力をしている。 反省点としては、職員ひとりひとりの業務に対する姿勢が重要であったと考える。
2944	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		厚生年金等の旧台帳の未収録については、紙台帳をオンライン化する際に不備や漏れがそのままになったことで、起こったものではないかと思い、また、未統合の記録については、平成9年に基礎年金番号が付番された際、今までそれぞれの制度で付番された番号の統合処理がうまく行われていなかったことで起こった問題だと思いました。また、その問題が存在することは、報道	基礎年金番号が導入された時に、ご回答いただいていない方に対して、何度でも回答いただくまで、ご案内すべきだったのではないかと思います。何をするにしても、広報が足りなかったことが、問題点であり反省点であったと考えます。
2945	地方庁	社会保険事務所長	年金記録問題に関しては、あらゆる事象が確認されていると思われる。	ねんきん特別便を全ての国民に届けたが、「未回答」が相当数残っているので全ての方に回答していただく方策が必要。 これまでもあらゆる広報を実施しているにもかかわらず、国民の目は年金記録問題に向いていない方もいるので、何らの接触をし全ての国民から回答をいただくこと。 記憶違いで「正常」と回答された中にも本人の記録があると思われるので、更なるフォローアップも必要。 最終的には、統合による年金額の減額を避けて記録統合に同意しなかった方を含め、未統合記録はある程度残ると考えられるので、どのあたりで収束を図るかという問題もある。 現在の処理の仕方では、そういう場合の事跡管理ができないので、別管理している。	国民年金業務に従事していたオンラインへの切替え以前は、社保事務所の被保険者台帳(紙台帳)と市町村の国民年金被保険者名簿の突合を2～3年に1回の割合で実施していた。 その作業の中で不突合が相当数存在しており、当時も納付記録の管理に対して重要性を痛感していた。	市町村からの検認報告に基づく社保事務所の紙台帳への消し込みは、担当職員にまかされており、その当時はチェック体制もなかったと記憶している。消しこみ後の読み合わせなり突合せをするべきであった。
2946	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	該当なし	制度、法律、取扱いなど、長い年金制度の歴史において、国民が納得できない点などをその時代時代にクリアできなかった部分、先送りになっていた部分、また、その時代ではOKだとまかり通ってきたが現在ではまかり通らない部分、組織における情報の共有方法など温度差があり事業が動いてきた部分、記録管理システムそのもの及び取扱う者による認識不均衡など、これらの部分の積み重ねが、政治情勢などをきっかけに一気に噴出したものと認識している。	また、社会保険庁の存続にかかる最大の危機的状況を認識し、最優先業務として対応した。 保身ではなく、加入者、受給者ありきの制度であることを再認識し正確かつ迅速な対応を実施した。 前問に記述した部分など反省し、今後進む道路が曲がらないように全員が認識し実行していくことが必要と思います。 民間からの登用など、今までの歴史がわからない、反省した者たちではない人が今後登用や異動することにより素晴が薄れていくことがあってはならないと思います。2度同じ轍は踏まない。こ
2947	地方庁	その他(社会保険事務所)	特記事項なし	現場の体制にも限度があるため、お客様の来訪が集中すると、逆にお客様にご迷惑をおかけすることとなります。 年金記録等について新たな周知(照会)等を行う場合は、一時期に集中することなく発送する必要があると考えます。 また、未統合記録の処理、記録調べ等の調査について早期に解決するには、人手が必要である。予算等の関係は当然あるが、限られた期間に集中して取り組むためには職員の増員が不可欠と考えます。	年金記録については当然のこととしてきっちりと管理されているものと考えていました。オンライン化前の記録についても業務センターに進達し、完全に収録されているものと思っていました。 未統合の記録については、そのほとんどが旧姓のものであり、裁定請求時もしくはそれまでの機会に統合可能であり、裁定請求書の受付時には、氏名検索により未統合の記録についても、ほとんどの記録が統合可能との認識でした。 また、国民年金の納付記録においても、私の知る範囲では弊服等の不法行為も発生していなかったし、記録漏れがあるとの認識はありませんでした。 このような問題の存在は、「年金記録問題」が国会等で取り上げられたことにより初めて知りました。	まず第一に、「お客様の大切な記録と保険料である」という意識が希薄であったと考えています。 また、未統合の記録についても、「いつか整理されるだろう」ではなく「きっちりとした記録を管理する」という気持ちに欠けていたと考えます。 今回の問題が明らかになって以降、記録の管理には細心の注意を払い業務を進めるとともに、お客様からの問い合わせに対しては、「漏れ、誤り」があるかもしれないということを前提に聞き取りを行うようにしてきました。 また、一日も早い解決に向け、最重要課題と位置づけ業務に取り組んできました。
2948	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録のもれ 報酬の改訂 理解しにくい制度	各事務所に資格照会関係の担当係りを民し派遣アルバイトでなく職員による記録の確認調査できる環境づくり、または、現在の記録係を大幅に増員し事務所と切り離した専門的に処理できる体制作りが必要と思われます。	事務所でなく、社会保険全体での取り組みと認識しています。 年金のことについて制度の周知がほとんどない状態であるのに基礎年金番号の導入や人員配置のないまま制度の改正をするなど問題は感じていました。	窓口業務のためできる限り制度について説明はしているが、正しい報道やわかりやすい制度に変わらないと難しいと思います。 今でもそうだが変わらないと思うが日々の業務処理をすることでいっぱいであることが反省点です。
2949	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金制度の改正経過や、記録補正について等熟知した職員の対応が必要なため、人材育成体制の確立が必要。	当初グリンピア等の問題が取りざたされ、国民マスコミからのバッシングを受け、現場の私たちが攻められる意味がわかりませんでした。別保管記録の存在も報道で初めて知りました。国の体制やマスコミへの不信感がつのりました。個人として自分の記録がぞんざいな扱いをされれば腹が立つのは当然だと思います。仕事として解決に向けて努力するのは当然だと認識していますが、公務員をやめさせられるということには納得できないのが本心です。	いたずらにあおるマスコミへ誰もきちんと説明もせず、現場の人間にクレーム対応をさせるこんな職場に失望し去っていった人たち、どれだけ有能な人材を失ったかわかりません。残された者は目の前の対応に追われ人材育成がおざなりになっていると思います。年金制度はつぎはぎだらけで決して単純ではありません。単純な制度に改正されればよいですが、そうでなければ人材育成と、現場をきちんと掌握したトップがあるべき理想をもって納得のいく問題解決に望んでいただけたらと思います。自身は残された時間を問題解決に、また後進の育成に微力ながら努めたい
2950	地方庁	その他(社会保険事務所)		わかりません。平成に入ってもいわれます。届け書類は永年保存するしかない。半永久的な永遠の課題のものとなっていくでしょう。	ニュースで大きく取り上げられて初めて知った。	昔からのいきさつを知らないまま対応せざるを得なかった。昔はコンピューターがない、基番がなく随時払い出し、請求時は記憶頼り、しようがない。
2951	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	未統合記録を整備し、確実に給付に結びつけるため地道に努力することは当然であるが、ねんきん特別便等で被保険者・受給者と直接接しあらためて感じることは、一般の国民が年金制度についてあまりにも無知であるということ。制度の複雑さもあって、ある意味当然とも思ってしまう。分かりやすくスマートな制度を構築し、年金に対する信頼回復及び制度的な安定・安心感を与えることが必要だと思う。	基礎年金番号への未統合記録の整備の問題。 平成9年の基礎年金番号の導入時から、将来的に問題が発生するのではと思っていた。	平成9年当時は、法律の条文どおり(申請・請求主義)の取扱いの風潮が強く、庁全体として行政サービスの意識が低かったと思う。 現時点で見れば、オンライン切替時及び基礎年金番号導入時の事務処理や広報等の取組が不十分であったことが原因だと思う。
2952	地方庁	その他(社会保険事務所)	分かりません。	分かりません。	年金記録問題はテレビの報道で初めて知りました。 年金は老後の生活に大きく関わってくるので大変な問題だと認識しました。	対応するお客さんの不安を少しでも解消できるように親身に対応しようと考えました。 年金記録問題はその時点で問題になるものではなく、数十年後に浮き彫りになってくるため、当時の事務に正確さが欠けていたものと考えます。行政側の周知不足により国民が年金制度についてあまり関心を持たなかったこともこの問題につながったおもいます。
2953	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁職員のずさんな記録管理および国民の立場に立った行政サービスを実施すべきという認識の欠如がこの問題の大きな要因と考える。その他の要因としては根本的な法律や施行にかかる立法問題も否めない。 この問題については職員として採用された当初(平成13年10月)から知っていた。	恥ずべきことながら採用当時からこの問題があることは認識していたが、今までの事務所の慣行的な流れの中で特段の対応をしていなかった。 世間的に大きく取り上げられる前から分かっていたこの問題について特段の措置を講じてこなかったことが大きな反省点である。それはつまり勤務時間といった自分の労働環境を守ることを第一と考えていた(実際はその当時からそういった認識で勤務していたつもりはないが)職場認識であり国民の生活を守る立場である認識の欠如が最も反省すべき点ではないかと考える。
2954	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にはないが、名簿の状態の悪いもの(破損・汚れ・薄れ等)も多少はある。	名簿で保存されているものについては、たとえ古いものであっても入力を最優先にすべきであると思う。	年金給付を担当していた時(平成3年頃)多くの記録がカセットに入ったままであることに気がついた。	年金担当をしていた時、上司に全カセットを開封するべきと言ったことがあるが、開封するのに経費がかかり、無理であろうと言われた。 名簿の破損等で記録が不明の時、前後のカセット番号から10件単位ぐらいづつ開封してゆき、名簿の回復(但し参考として)に努めていたことがある。
2955	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	年金記録問題にかかる業務が質、量的にも一般業務も圧迫している現状から、短期集中型の解決が望ましいと考えます。 主な方法として、 1点目は、人員とそれにかかる経費の大量投入が考えられます。専門的な知識を持った者と単純作業を担当する者の連携が必要です。 2点目は、再裁定業務の地方への移管が考えられます。せっかく、記録が確認され統合になったとしても、年金として受けてるまで、あまりにも時間がかかり過ぎます。記録統合後、1ヶ月以内の再裁定、3ヶ月以内の支給が必須であると考えます。 3点目は、一般のお客様といわゆるクレーマーの方とは分離して対応していく機能が必要ではないでしょうか。これらの問題解決には、国民の皆様との信頼関係が一番だと考えます。アンケートの結果からも、ほとんどのお客様は、窓口等の対応にはある程度満足していると思われますが、年金記録に関しては、勤務していても厚生年金保険に加入していないケース(勤務時間等により加入できなかった場合も含む)もあり、大声で不満や罵声を聞かされ続ければ、他のお客様や対応者に冷静な判断ができず新たなミスが発生する可能性があるばかりか、お客様ご自身の記録にも疑問を持ちかねないと思います。 とにかく、長期化させないことがポイントだと考えます。	単純に、紙台帳(原票)からオンラインデータに切り替わるときに、入力漏れがあったケースと思っていました。新聞等の報道で知りました。	個人、特に地方庁にいる職員では対応できる範囲は限定されるだろうと感じていました。 社会保険庁は、あまりにも多くのことを隠し過ぎました。それは、本庁、地方庁に勤務する職員に対しても同じです。多くのことを新聞報道やテレビニュース、あるいは週刊誌で知りましたし、今も、マスコミオープンより現場職員への連絡が遅いなど、コンプライアンスや危機管理を徹底しようとしている組織とは思えません。 お客様との信頼関係も組織内での信頼関係も、基本は同じなのではないでしょうか。
2956	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。			
2957	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	年金記録問題の解決に向けて、地方でできることは、お客様のお話に真摯に耳を傾け、記録漏れのないよう、裁定請求書をお預かりすること、窓口での対話をさらに強化させることが重要と考えます。	年金記録問題は、長年にわたり、様々の事柄が、複雑に絡み合い生じたものであります。 一晩夜にしては、解決できない問題ではありますが、大切な保険料をお預かりしている立場にありますので、一人たりとも記録もれのないよう業務に取り組むことで、信頼回復につながっていくのではないかと考えます。	消えた年金問題と世間ではいわれており、年金相談窓口に配属された期間には、大変なお叱りを受けました。 お客様が、おっしゃっていたことは記録管理がずさんであるということでした。 記録の管理が徹底されていなかったことが、反省される点と思われます。
2958	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	より集中的に、記録確認調査方法を幅広く議論してから実行していくべきと考えます。どこまでできるのか、またそれによる作業効果等をしっかり想定して実施するべきと思います。	年金給付、相談業務に携わった時期がありましたが、職歴の確認等はしっかりと行ったつもりでした。窓口装置上でこれほどまでの未統合記録、不完全な記録が存在しているという認識はありませんでした。 特別便等による記録調査作業を始めてから認識しました。	・しっかりと記録調査作業に取り組むこと。 ・作業時期が何十年も遅いと思う。(いずれこのような問題が起こることを知っていた職員はどようように考えていたのか伺いたい。)

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2959	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		本来自分が納めてきた保険料が 受給額に確実に反映されていないということは、 大変なことだと思います。 平成9年4月に入所し、国民年金課に配属されたときには、 すでに基礎年金番号制度が導入されていましたが、 基礎年金番号通知書送付時のお知らせに、 「他の番号をお持ちの方は、番号を記入ください」という 返送ハガキが同封してあり、 そのハガキを基に事務所でも記録の統合作業をしていたので、 一人の人が多数の番号を持っていることはそのときに知っていました。 平成16年4月に年金給付課に配属になり、 受給権発生後に記録の追加訂正をする 受給者の方がいらっしゃることを初めて知りました。	年金の相談にいらっしゃる方に、 ほかの番号をお持ちではないか、 ほかに勤めた事業所はないか、 現在の記録に間違いはないか 必ず確認しています。 今思う反省点というと 基礎年金番号制度が導入されたときの広報周知活動が 充分でなかったのではないかと思います。
2960	地方庁	社会保険事務所課長級以上			・申請主義であったため、2つ以上の手帳が発行されている者の記録が年金請求時にもれてしまうことがある。(年金給付課在職中) ・届出や保険料の給与からの控除及び納入を事業主がしているため、届出もれや誤届、誤控除がある。(入職後はじめて算定基礎調査を行ったとき)	・当時会社名等本人に確認できなかったが、現在ではできるため年金請求時の請求のもれは少なくなった。ただ基礎年金番号に一本化した現在も2つ以上番号のある疑重複者がいる。事業所に対しよりいっそうの確認が必要であるが、本人自身の番号管理も必要と思う。 ・各事業所の届出もれ等情報があれば指導できるが、現時点では広報や総合調査件数を増やすしかない。今後も定期便のように本人に控除額等確認をしてもらい、記録のもれ間違いがないようにすることが記録問題の解消につながると思う。(定時決定のとき保険者算定をした場合、本人にもその旨連絡が行くようなシステムが必要。)
2961	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	地道に解決するしかない。	組織的欠陥が生んだ社会問題として認識していた、またこの問題を知ったのは平成16年頃でした。	組織的欠陥が生んだ問題なので、現在の組織が一丸となって対処するしかないという覚悟で対応した。現時点での反省点はお客様第一主義の欠如だと思います。
2962	地方庁	その他(社会保険事務局)	配偶者加給年金が振替加算に振り替わってないままの方や、233号もれの方等、本来の受けられる年金が、システムの問題か本人の申請漏れかどうか分からないが、多数いる。厚生年金の月末退職なのに、事務担当者の資格喪失届けの日付遡りで、1か月分少ない方もいる。	年金記録だけに限らず、年金額の点検作業が必要かと。ただ受給者にそれを求めると、特別便以上に混乱するから、年金額が増える分については、自動的に出来ればいいと思います。ただ、全受給者の点検をすれば、反対に年金額が減る方もいるかと思います。	本人の申請漏れ。マスコミ報道によって知った。	積極的に確認する。その当時の管理技術の限界。今現在の医療技術なら助かるが、昭和の時代の医療技術では助からなかった人がいるのと同じだと思う。すべてが体たらくというわけではないと思う。後に残らない短期給付と違って、長期給付だからこういう問題が起こっても仕方がな
2963	地方庁	その他(社会保険事務局)	特には知りません。	(6)で挙げた問題についてということであれば、特にそのような問題を知りませんので、わかりません。	1:基礎年金番号制度導入時において、手帳記号番号がそれに全て登録されていなかったという問題。 ⇒『手帳記号番号登録申出書』等が採用時から提出されてきていましたので、登録されていない記録があるというのは採用時から知っていました。 2:オンラインシステム導入時における、紙台帳からシステムへのデータ入力誤り。 ⇒具体的に存在を認識したのは、報道においていわゆる記録問題が取りざたされるようになって以降です。 3:標準報酬の不適正な遡及訂正。 ⇒2と同じく、報道において取りざたされるようになって以降です。 その他:記録と本人の認識間の齟齬を広義の記録問題と考えた場合 事業主等の故意または過失による届出誤りや、制度に関する周知がされていないことによる、記録と本人の認識間の齟齬。	1:いわゆる記録問題として取りざたされる前においては、届書の審査などの過程で、確認できる機会があれば登録の手続きを取ってもらうなどをしていました。記録問題として以降はそれに加え、特別便での対応など一般的な対応です。 現時点から考えれば、基礎年金番号の導入時点でもっと積極的に登録するように努めていれば、本人の死亡や記憶があやふやになっている等の理由で登録し難いものも少なくなっていたかと思います。 2:記録問題として取りざたされてからは、記録の確認時には、確認できるものであればマイクロ等との突合などで対応しています。 パンチミスなどは考えられることなので、データ以降時点で大々的にサンプリング確認するなどしていれば良かったかと思います。 3:私個人としては、実際にまだそういうものに遭遇したことがないので、わかりません。 そういうものが実際にあるのであれば、事法意識が徹底されていなかったのかと思います。 その他:実際に届け出られる特別便などを見ていると、制度の変遷をしらないことによる誤解(昭和17年以前から厚生年金をかけていたというもの等)は、多く見受けられます。そもそも有り得ないことではありますが、本人の認識と齟齬があると制度に対する不信感は高まると思われますので、もっと制度を周知する方がよいかと思います。 また、適用担当者として審査や問い合わせの応対を経験していると、事業所担当者や事業主が制度について誤解していることも多いです。また、不善な事業所があることも事実ですので、もっ
2964	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			平成9年1月に基礎年金番号が導入されたときに重複手番が多数存在していたのは判っていたが、裁定請求時に請求者からの聞き取りで解決するのではないかと考えていました。	実際に年金の裁定業務等に携わったことがなかったため、特に対応はしていませんでした。 当初から手番の払出については、前歴等の確認を慎重に行い、二重符番を防止すべきであり、また、20歳到達時点での符番をもっと早くから実施しなければならなかったと考えます。
2965	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	第一に優先すべき問題と捉えております。雑誌やマスメディアでの報道等で知りました。	優先順位の一番としてお客様対応してきました。しかし、通常業務の進捗が遅れてしまう事があり反省、改善すべき点だと思います。
2966	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません	時間をかけること。 システム開発を行うにあたっても、場当たり的に「早急に開発せよ。」ではいいものができません。予備的調査にしても、開発見積り期間が1ヶ月では、十分な精査ができませんし、今後、調査結果をどうするのかが見えていないため、単に調査プログラムを作成するだけで、その後、このプログラムを活用することは考えられません。 ねんきん特別便も同様。特別便を出すための開発を優先し、回答結果をどのように整理するかを考えないまま、特別便を発出した結果、回答票の整理ができない状況。 先を見据えた開発(要件定義)をすべき。	社会保険庁として、いかに適正、いい加減に仕事をしてきたかの証。 旧台帳を見ても、省略事項が多く、画像システムに取り込むのに時間がかかっている。 また、基礎年番導入時においても、とりあえず現存者だけに年番を付すことしか考えず、残った手番者は付番時1回の照会にとどめたため、未統合記録が多く発生していると聞いている。 平成19年の特別便のときに問題の所在に気づきました。	ねんきん特別便のプログラム開発時において、事跡管理も考えるべきと主張しましたが、庁として発出することを優先とされたため、採用されませんでした。(当時の開発担当者は皆同じ認識でした。) 場当たり的な開発でなく、先を見据えた開発をすべき。 そのためには、要件定義を行うにあたって、企画部署と開発部署だけではなく、エンドユーザーである記録管理部や業務部の職員も一緒になって、事業の全体像を描いた上で、システム開発を行う箇所、手作業で行う箇所を洗い出す必要があると思います。
2967	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	国民に対し既に示している方策を着々と進める。	組織・個人ともに、特段問題意識はなかったからここまで来たと思う。 よって、問題の存在を知った時期は何時かと問われれば、それらが問題として報道された時。	丁寧かつお詫びの姿勢で対応してきた。 反省点としては、①職場及び職員が長年に亘り、自己を客観的に厳しく見つめ業務や日常を省みることが出来なかった組織であったこと。②事業の大筋のみ当局と組合で決定し、実際の事務処理や困難な案件等の解決については現場任せであったこと。③大量の未統合記録の存在を認識していながら積極的に統合しようとしなかった施策。
2968	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金制度自体に問題があるので、制度を変えなければ問題は解決しないと思います。個人的には税方式にするのがよいかと思います。 今の制度でいく場合には、現行の年金制度で保険料を支払っていない人をどこまで救うのか(例えば、国民年金3号の人の保険料負担をどうするかとか。)が問題になってくると思います。相互扶助という考え方の上に年金制度は成り立っていますが、果たしてその考えが保険料の負担をしている国民の皆様にどのくらい理解していただけているのか心配です。支払った分だけリターンがあれば納得されると思いますが、そうでない場合、みんな自分が得するように主張しているようにしか思えないときが多々ありますので、そういったことから保険料負担をしている方の不公平感をなくす制度にするのがよいと思います。 今起こってしまっている年金問題について職員ができることは、事務処理を一人ひとりが責任を持って地道に行う以外解決策はないと思います。その上で、記録も残っていない証拠も残っていない人をどこまで救済するのかなど明確な判断を国として示していただくことも必要だと思います。	恥ずかしいことですが、年金問題を知ったのは世間で騒がれてからです。こんな事態になっているとはまったく知らなかったので驚き、世間の人と同じレベルもしくは、情報が入ってくるレベルでしか当時は認識できていませんでした。	個人としての対応策は全力で頑張ることと個人自身のレベルアップをすることでした。当時私は窓口に配属されていましたが、問題発足当時は窓口に人があふれ事務所全体が混乱している状況で、どう動いたらよいのか分からず、がむしゃらに頑張るしかありませんでした。今、思い返すとそのときに上からのしっかりと指示があればあんなに混乱することはなかったのではと思います。その場しのぎで当時は事が進んでしまっていたこと、その後処理に今も時間がかかっていること、情報が事務所の職員まで伝わるのが非常に遅かったことがとても残念に思います。 年金問題としての解決策ではありませんが、常日頃私が思っていることのひとつとして、自分でスキルアップすることはもちろんですが、組織として人を育てる風潮があればもっと良い組織になると思います。できない人は楽な仕事をして、できる人ばかりに負担がいくというのは職員のモチベーションが下がりますし、頑張る人がやる気を失くし休を壊して辞めていくような組織は先が見えないと思います。できない人でも指導をすれば、それなりにできるようになる人はいるはずです。一職員として、今後も一生懸命頑張りますので、どうか職員がやる気を失わないような組織に向かっていくようにお願いします。
2969	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金記録問題事態存在していると認識していませんでした。 年金記録問題が発覚してからです。	事の重大さを踏まえ、早急の対策を講じなければならないと思った。 年金記録問題に関しては、その当時もう少し正確な処理をしていれば、このようなことにはならなかったとかんがえています。
2970	地方庁	社会保険事務所長			基礎年金番号導入以前から厚生年金手帳年金番号の重複払い出しによる重複取消や年金手帳の紛失等による再交付が多々見られたことから、将来的に年金記録の管理は大丈夫だろうかという多少の疑問は感じていたが、最終的には年金請求時に解決するだろうとの認識が一般的であった。また基礎年金番号導入で庁から被保険者への案内もあり、統合作業はほぼ済んでいるものと思っていたので、5千万件の年金記録問題が発生して初めて大きな問題がある事を知った。	被保険者の資格取得時に、以前に年金手帳をもらった記憶はあるが手帳番号は知らない、手元にはないという被保険者に対しては過去の状況を聴き取るなどして、重複払い出しのないよう努め、重複手番があれば確認をし統合できるものは統合するなどの対応をしてきた。現場においては自分の年金番号を知らないケースが多くあり、年金裁定請求時に最終的な確認がなされるものと問題を先送りしてきたが、年金請求時の確認が不十分であったこと、また年金という長いスパンの中で本人の記憶に頼るのが困難であったこと(本来管理するのは社会保険庁であって、そもそも本人の記憶に頼ること自体今となっては疑問である)が今日の問題を発生させた。今後は、問題を先送りすることなく、忙しい現場にあっても日々の業務をその都度きちんと整理しなが
2971	地方庁	社会保険事務所課長級以上		これからも積く問題であると考えるられる。何よりマンパワーが不足している。現在のように通常業務プラス年金記録問題業務(定期便・特別便の回答等)を行う作業では、十分な対応は不可能であると思える。よって、人員を十分配置した部署を設けるべきと考える。	平成19年6月に知りました。	1466万件について言えば、存在を知っていた時点で長期のスパンでの解決方法を考え、本人確認等に着手していればと思います。
2972	地方庁	その他(社会保険事務所)	・特にありません。	・早期にコンピューター上の年金記録を完璧な物へと整備し、国民の皆様への年金記録に対する不安を払拭する広報・周知を行い、年金受給(将来・現在)に対する安心感を早期に国民の皆様に浸透させる事であると考えます。	・年金は国民一人〃の将来を支える雅であり、国民皆年金制度を構築した我が国の制度設計は他国に恥じないものであると思いますが、長い歴史の中で見直しを図りながら改善を行ってきた制度であり、当然その時代〃のハード面での対応も異なっていたと思う。その中で膨大な年金記録が適正に管理しきれなかった現状も個々にあったのであろうと考える。「消えた年金記録」で世間が騒がしくなり、全体像が見えてきたのはその後である。	・もともと年金制度ごとに年金番号が払い出されており、個人で複数の番号を所持されていたケースも多々あり、平成9年時の基礎年金番号への統一に向けた取り組みの中で、多くの国民の協力が得られなかった、またその方策に徹底性が欠けていた点が大きな反省点であったと思う。当然オンライン切り替え時の膨大な量に対する、人的切り替え作業でのミスも想定されるが、個人としては大事な記録であるとの認識の元、適確な作業事務を行って来たと考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2973	地方庁	社会保険事務所課長級以上			全面的に、社会保険庁の責任にされていますが、被保険者の方にも、年金手帳等をなくしているなどの過失はあると思っています。	被保険者の話を最後まで聞き、あくまで低姿勢で精神誠意対応しました。
2974	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていること以外は、わかりません。	休職から復帰まもないため、わかりません。	休職期間中に問題を知りました。	休職期間中のため、対応しておりません。
2975	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に確認作業をしていくほかないと考える。 現存する資料を基にした確認作業は誰でもできるとは思うが、確認できた後の再裁定については、それなりの知識と業務経験のある方が行って、裁定誤り等の新たな問題を防がなければいけないとも思う。 信頼回復にむけて新しい組織になっても人手不足の中これだけの問題解決は急ぐこと優先ではなく、確実な事務処理をすることが第一だと考える。	社会保険庁はもちろん国民全体の問題だと思った。 このような事態を知ったのは、年金問題が騒がれだしてからだと思う。	社会保険庁の一職員として責任と認識の甘さを痛感したので、お客様の申し立て内容について親身に耳を傾け、確認作業をしてきた。 反省点としては、ただただ確認不足、認識不足、惰性だと思う。相手の立場に立った考え方、仕事の仕方ができてなかったということだと思うので、新組織で自分も含め、どれだけの意識改革ができるかが今後の問題解決と信頼回復につながっていくと考える。
2976	地方庁	その他(社会保険事務所)	自分の知っている限りでは 他にはないと思います。	大幅な定員増。 ならびに退職したOBに対して協力を求める。 もし拒否した場合は何らかの処分を 考えてもよいのではないでしょうか。	今のように大きな問題になる前は 正直ここまでの問題になるとは思っていませんでした。 今となってはよくなかったことだが 誰のものかわからない年金記録があるのは やむを得ないと感じていました。 ただWMで検索をした際、 氏名や生年月日が入っていない記録を 見た時「この記録はどうなったしまうんだろう？」と 感じたことはしばしばありました。	自分一人で解決できる問題ではないと 聞き直っていました。 今になってみればこの意識そのものが 反省点ではなかったかと思います。
2977	地方庁	その他(社会保険事務局)	○ありません。	(7)の質問は、(6)の「一般に知られていない問題」に対してですか？ このアンケートが「年金記録問題」なので・・・ ○過去の記録という観点からのみ考えれば、厚労省にて全ての過去記録の解消まで主導権を握り調査を実施する。 (これだけ、信用の失墜を余儀なくさせられ発足する日本年金機構に被保険者は全ての調査をゆだねることを許すであろうか判断できない。これ以上に存在する第三者委員会では、勿論全てではないが正確な判断が出来ていないような気がしてやまない。)	○「重複した年金手帳を持っている被保険者の数は計り知れない」・・・という程度の認識しかなかった。 ○入庁した昭和62年には期間調査の担当をしていたことから重複手番の存在は知っていた。	○ただ、ひたすら被保険者の相談を受け、不安の払拭を図ることに専念することを念頭に対応。 ○昭和、平成と時代の流れに決して乗り遅れていない年金記録の管理とは思っていないところに、制度間の落ち度に気づかずに縦割りのまま推移した事。
2978	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2979	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金記録問題に関しては、社会保険庁だけの対応では、時間がかかってしまい、記録問題の可能性がある被保険者の方々にご迷惑がかかってしまいます。至急、法整備を行い、市町村にもウインドマシンをおき、市町村にも年金問題に対応する窓口を設けるべきだと思います。また、記録問題に付随して、記録が見つかった方の再裁定の遅れが大きな問題となっています。5000万件の手帳番号が存在することをわかっていた時点で、大量の再裁定案件が発生することは予測ができたはずです。早期に、再裁定業務の迅速化を図る必要があり、人員を増やし、研修を行う必要があると思います。	入庁(平成18年1月)後、すぐに、手帳番号の存在を知り、件数が多く存在することを知りました。そのとき、国民年金課に在籍しており、再裁定については知識がなく、問題としては、年金請求時に記録をしっかり確認する必要があるとの認識でした。しかし、その後、特別便対応業務に携わる中で、再裁定の件数の多さを知り、これまでの、年金請求時点での対応のずさんさが問題の多くを占めていると認識しました。	窓口対応の際に、単純な氏名検索のみでなく、さまざまな角度から一人一人の記録を精査し、お客様の記憶を伺い、対応してきました。最終的に、窓口のその場で記録がすべてお客様の記憶との一致を図れない場合、調査として受付してきました。お客様の記憶の、正誤にかかわらず、年金問題が起こした社会不安は大きく、謝罪するとともに、調査にご協力いただく立場として対応してきました。 反省点としては、年金の請求時点でほとんどのお客様にご来所いただいています。ご足労願い請求をしていただいているにもかかわらず、その時点での対応の甘さが引き起こした問題が大きいと考えています。請求時点で、記録をしっかり探し、お客様の話を伺い、場合によっては調査を行っていれば、これほど問題は大きくならなかったはずだと思います。 また、社会保険庁は国の組織にもかかわらず、事務所ごとに対応する職員の人数やお客様の待ち時間などに差がありすぎます。お客様の平均待ち時間は発券機から調べることができるはずであり、そのデータをもとに、各事務所の人員の偏りをなくす作業をすべきです。現場の職員は、丁寧な接客を心がけてはいますが、お客様の待ち時間も念頭においてしまうのが現実です。組織の人員配置が正しく行われれば、接客時の対応の改善につながると思います。組織として
2980	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特になし	「全員の記録を、一日も早く正確な記録に戻すこと」が 一番重要である事は職員全員の共通認識としてあると思われるが、 そのためにはやはり「人」の投入が必要であり、少ない人手で短期間に済ませようとすれば、また過去の過ちを繰り返してしまうだけ。 十分な知識を備えた職員を大量に投入する事が、 問題解決への最低条件と思われる。	何十年という長年の間に、年金記録の管理に関して、 判断ミス・認識誤り等が積み重ねられ、 こういう問題を引き起こしたのであると認識しているが、 残念ながら自分自身は30年以上前に採用された時に、 ほんの数年現業を経験しただけで、 特に年金記録問題に関係する現業を経験した事がないので。 問題の存在を知ったのは、マスコミ等で報道されるようになったここ数年前。	数年前に県に出向していた時にこの問題が起こったが、 この問題の解決が事務局(庁)全体の最優先事項であったので、 ○他の業務を担当している職員を削減し記録問題担当に回す、 ○事務センターに設置した記録照会処理センターの応援のため、 課内の業務を調整し職員を派遣する 等、とにかく最優先事項として対応してきた。
2981	地方庁	その他(社会保険事務所)			受付、説明した職員が、問題を後回しにその場で解決をしなかったことが、積もり積もって、こんな大問題になったと思う。 把握をしたのは、マスコミが報道した後に知った。	問題を後回しにせずに、受け付けた職員が誠意を持って解決す方法が一番よいと考える。当たり前のことを当たり前にし、それプラスの部分をサービスとして提供することが必要である。
2982	地方庁	その他(社会保険事務局)	新聞等で報道された以外については存じません。	コンピューター上の記録と紙台帳の記録をすべてまた突合することが必要ではないかと思います。また、0211画面でカセットオープンしてないものをすべてオープンすることも必要ではないかと思います。	基礎年金番号が導入される前に国民年金と厚生年金が別の番号でしたし、また、厚生年金番号も会社を変わったとき新しい番号で加入する恐れが存在し、かなりの数の統合されてない記録が存在するだろうと認識していました。はっきりと問題を認識したのは報道で大きく取り上げられてからですが、重複取り消しや他手番登録の処理過程でそういう事実が存在することはそれ以	窓口での記録相談の際に職歴等を確認し、来統合の記録がないか調べていました。ただ、こちらから積極的に会社名等まで情報提供する姿勢が十分でなかったように思われ、それが反省点としてあげられます。
2983	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2984	地方庁	社会保険事務所課長級以上	私自身知らなかったことがマスコミ報道を通じてわかるような状況ですので世間一般に知られていないことで認識しているような問題はありません。		過去の記録管理のずさんさにより国民の皆様に不利益を与え、また社会保険庁への信頼の根幹を揺るがすもんだいであったと認識しています。 今回の記録問題におけるいわゆる5000万件の問題に関しては私自身知ったのはマスコミ報道されてからです。国民年金記録の統合帳管理時代の記録の不突合については被保険者より領収書等を提示されたりしたときにはたびたび訂正を行うことがあったので、そういったものがあるのは早くから認識していましたが、コンピューター管理となってからはそういったこともなく、過去の未整備の記録がこのように多く存在することは全く知りませんでした。	記録問題勃発以降、通常業務はすべて後回しとし、記録問題の解決に1件でも多く取り組む姿勢で頑張ってきたつもりです。被保険者の方から見れば私たちは知らなかったでは済まされないことは十分認識しており、その上で解決に向けて自分なりにやれることは努力してきました。 反省点としてはシステムがオンライン化されたときに旧い記録が収録されずに残されたこと、その残されていることの情報が共有化されていなかったことがあげられると考えます。
2985	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金記録問題は、非常に大きな問題と思いました。被保険者の方が納付していたにもかかわらず、本人の記録となっていないことで、受給に結びつかないというのは、信頼のおける国が行うことではないと感じました。 問題を知ったのは、記録問題が公になってからです。それまでは、同姓同名で職歴の確認を行えば簡単に記録の統合ができると思っており、難しいことではないと思っていました。記録がきちんと収録されていないとは思ってもいませんでした。	できる限りお客様のお話を聞き、問題についてのお詫びと、これまでの仕組みの説明をし、理解を求め、一つずつ丁寧に調べていきました。 この問題については、事務所窓口に来所いただいた方は、比較的早く問題解決に至りましたが、回答票を業務センターへ送付した方については、結局問題ある方の分が事務所へ戻り、そこからの調査となったため、かなりの時間を要しました。確かに当時は事務所窓口がパニック状態ではありましたが、問題がある方は初めから事務所へおいでいただくようお願いした方が良かったと感じています。また、最大の問題は基礎年金番号制度の導入が遅かったことと、紙からの切り替え作業のずさんなやり方にあったと思います。
2986	地方庁	その他(社会保険事務局)	ここまでのことになっているのにも関わらず、この質問はおかしい。「私たちが何かを隠している」ということですか？	社会保険庁は全力で取組む姿勢があるのなら、解決するまで他の業務を最低限にストップし、「取組む姿勢を職員及び国民」に周知すべき。強制徴収などやらなければいけないことくらいは充分に承知しているが、このことが、解決もしていないのに「あれもこれも姿勢」では現場職員及び国民は納得できない。 社会保険庁の上の人達は本当に、このことを本気で解決しようと思っているのか見受けられない。 結果、社会保険庁の上の人達(指示を出している人)の「認識力・行動力」次第で良い方に解決すると思います。このままでは、おそらく今までと同じ結果が待っていると思います。	マスコミ及び国会議員が「年金問題」と軽々しく口にしているが、私はそうは思いません。むしろ、今までのことを知っていながら、軽視(見てみぬふり)してきた国会議員・職員・国民に「問題」があるのではないでしょうか。 今回は、ただ選挙対策にされただけ・・・としか思いません。	このことについては、地域別の温度差がありすぎることから、一律に期日などを設けた方法では駄目、時間をかけてじっくり行うべき、進捗状況をそのつど公表していけば国民もわかってくれるはず。 私たちは「国民のために公務を行っている」わけで、「国会議員のために仕事をしている」わけではありません。国会議員の立場で期日などを決めるべきではない。もっと全体をみて順序を決めて「丁寧・迅速」に行うべき。現状は期日などがもうけられているため繁雑の業務になりがちであり、また何年後かに同じことを繰り返しそうである。 本当に、今のまま進めて行って「大丈夫？」なのでしょうか。今更、このようなアンケートをとって
2987	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年に年金給付業務に携わるようになって、はじめて具体的なさまざまな問題を認識しました。それまでは、これほど、本人に確認されていない記録があるとは思いもしませんでした。	オンライン化されたときに、時間をかけ正確な記録を確実に登録し、その際に分かっていた問題点を、そのとき話し合い、対応策を考えていれば、今ほどの記録問題はおこらなかったと考えます。
2988	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金記録に係るシステム開発では、記録不備等があれば事故リストが出力されますが、各々の事故リストや基礎年金番号付番当時(H9. 1)に出力された事故リストについて、その事故リストの存在を担当部署(企画調整課)に知らせたのか、その事故リストに基づき年金記録の修正を担当部署(業務各課)に依頼したのかが気になっています。 (当方が、確実に把握しているわけではないですが、当方がシステム開発第2課在籍時に基礎年金番号の付番に関しては大量に事故リストが出力されても未処理のままと聞いたことがあったので)	年金記録については年金定期便等で修正されると思います。 事故リストについては、適切に処理されれば良いと思います。	[redacted]資格記録と給付記録が不一致のため、給付システムに資格記録を送れないという事象があり、事故リストを出力し各々記録整備を行いましたが、この時点で記録不備が多いことを知りました。 それまで、資格記録と給付記録を突合する処理はなかったと聞いた記憶があります。	当時把握したものは全て対応したつもりです(記録修正されたかも確認しました)。 年金記録の管理・運用の仕方やそれに合ったシステム開発、業務処理になっていなかったと思います。
2989	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
2990	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題は存じません。	一つ一つを地道に調べ上げていくしか方法はないと思います。一気に解決させる方法はないと考えます。	一人の人が、複数の厚生年金保険の番号を持っているケースがあることを、この職場に入ってからすぐに知りました。その数が意外に多いことに対して、将来何か問題が発生してしまうのではないかという、漠然とした不安は感じてはおりました。	今でこそ、疑重複などコンピュータでチェックできるようになりましたが、昔はそのようなことができませんでしたので、自分自身で対応したことは、窓口で口頭確認するぐらいでした。 資格取得時に、よく調べもせず、新規番号の払い出しをしてしまったことが、現在の年金問題の大きな原因のひとつとなっていると思いますので、その点は十分に反省すべきと考えます。
2991	地方庁	その他(社会保険事務所)				
2992	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録については複雑な制度設計又、事務処理内容の複雑さもあって、まだまだ不完全な部分が残されているように思われます。思いつきで、国民年金の第一号資格について気になる点をひとつあげます。国民年金の適用については、20才及び厚生年金の資格喪失後等の勧奨、又、今後は34才・44才到達者についても勧奨・居住確認をして、一定期間経過後には職権による適用を行うこととなっていますが、未加入者の適用漏れ等の問題はやはり今後も残るものと思われます。機械的な問題も少なからず発生していると思います。例えば、本人に対する勧奨状の作成・送付等がされず、最終的に未加入の状態が続いてしまうケース、又、資格を入れても納付書が作成されず、未納記録となってしまうケースがあります。結果的に無年金者を増加させてしまう要因ともなりますし、よりよく改善されるべき点かと思います。	最終的には、住基ネットワークを一本化して、各個人の記録は一つのものでつながった形で管理されることの望ましいと思われます。また、それを各個人が確認しやすい環境をまず整備されることが望ましいと思います。 将来の知識として、国民年金に限らず大人社会で必要な基本的なことについては、義務教育内での取り入れも行うべきであると考えます。	年金記録問題は、私が採用される前の年あたりから大きな問題となってきていて、マスコミを始め、周囲から非難されているなと感じてはいました。	ただ、就職先をここと決めたときは、自分が入った職場を周囲から見直されるよう、より良いものへと変えていく為にできることをやっていこうと考えました。 しかし、やはり、まだまだ見直すべき点等も多くなかなか難しい問題であるなと感じております。 問題の反省点については、制度の複雑さや全国的に事務処理に不完全な処理がまだまだ残っている点、等が考えられます。
2993	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号を導入したおり、何冊も年金手帳をもっている被保険者がほとんどだったことから。 今のような問題に発展するとは思ってもいなかったが、記録整理する発端が基礎年金番号導入時と思う。 (基礎年金番号制度の導入はよかったと思っている)	対応した被保険者には、極力、記憶を呼び起こすよう、「結婚したころどこにお勤めでしたか？」とか、「子供さんが生まれたとき、どこにお勤めでしたか？」等勧めてきた。 当時は、当方から被保険者への情報提供に制限があり、具体的な事業所名を言えなかったため、記憶を呼び起こすのに限界があったように思う。 反省点は、必ず、2冊以上手帳を持っているとの共通認識で、社会保険庁への回答方法にもっと工夫を凝らすとともに、市町村との協力により年金相談所の開設等、今回の問題発生後とった策を、基礎年金番号導入時に行っておれば良かったのではないか。
2994	地方庁	社会保険事務所課長級以上	北海道庁の爆破事件があった当時、かなりの数の国民年金加入(納付)原簿が消失し回復不能となった期間があると先輩から聞いたことがある。 現在は行なわれていないが、相当期間において事務所総務課長以上の把握する範囲で、社会保険協会費(適用事業所から加入任意で年会費として徴収)の一部を裏金的にプールしてあり、業務外の接待費用や収納困難な保険料や延滞金、苦情対応で国年未納保険料の充当したりしていたと先輩から聞いたことがある。 いずれも自身が関わったものではなく証拠や個人特定できる情報は持ち合わせていない。ただし協会貸流用はこれを管理できなければ総務課長以上に昇格できないことは出世を意識する職員の間では周知の事実であった。	既に第三者委員会でのあっせんにおいては地域の事情として考慮されていると思っている。広く公表することは虚偽申立ても可能となるので判断は難しい。	①申請に基づく記録管理の技術的限界から生じている問題。基礎年金番号導入までは、OA機器やネット技術も充分でなく、1つの年金手帳番号が一生涯一人で使われることは転職がない者以外は少ないのが現実であった。記録の確認も本人が照会しない限り全国民に通知する方法がとられてこなかった。 ②記録そのものが無くなること、遡及訂正されている可能性は極めて例外的であり何らかの事情があったもので当事者も理解しているものに限られると認識していた。	前問の①については、複数の年金番号でつながっても記録自体は無くなっているものではないので、被保険者が裁定請求時に事実の確認を求め国が保管している記録に基づいて権利を確定する方法が最善と考えていた。 現時点では、可能な限り基礎年番への統合を行政の側からも進めておくべきと考えるが、保有情報のみで統合することは別人統合の危険があり、結局特別便等の送付まで事業として行なわれなかったのが反省点である。 前問の②については、国民年金納付記録には市町村からの移管の際に実際に記録が無くなってしまう事実があることなど、記録管理が不十分であったと反省すべき点がある。厚年記録については機械管理が早くから導入されており届出と相異する記録は生じないと考えていた。現時点では虚偽の届出可能性も多くあると認識する。申請を補う充分な事実確認調査が必要と反省されるが受付時の審査や審査調査に限界があることも事実であり、今以上に権限と体制が縮小される年金機構に引き継ぐことになったのが残念である。
2995	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	古い記録ほど探し出すのが非常に困難である。現状で全てを調べ、正しい記録にするためには、人海戦術しかないのではと考えるが、記録補正した後の年金支払作業も時間がかかる状況の中、支払い作業に係るシステムの構築も必要ではないかと考える。	年金記録問題として国会、メディアが取り上げられ、ちょうどその時に事務所年金窓口の相談業務をしていただけに、お客様からの積切な意見・相談を受け、老後の生活設計等にも支障をきたす、社会保険庁として最も重要かつ早期に解消しなければとの認識を持った。自分の頭の中で本当に大変な問題と意識をしたのが、平成18年から平成19年であるが、それ以前から、年金記録に不備、問題があることは知っていた。	年金相談窓口で、まずは記録問題を引き起こした責任を自分のものと考え、お客様からの相談に対しことについての謝罪を含め、お客様からの言葉を真摯に受け止め、お客様と一緒に記録を見つけるんだという意識を持って、対応してきた。年金記録問題は古くからの問題が蓄積され、ここで爆発した漬字である。年金請求する時点で記録の補正をすれば良いとの考えが、社会保険庁全体にあったこと、年金は国から支払ってやるという意識が強かったことが、一番の反
2996	地方庁	社会保険事務所長	なし		手作業管理の時代は地方庁では重複手番払い出しの確認が出来ず、被保険者からの申し出に頼らざるを得なかった。年金請求時に職歴申立書により加入期間確認していた。オンライン切り替え後は資格取得時に重複手番があるか確認していた。基礎年金番号導入時に複数制度に加入したことのある被保険者、受給者に対する基礎年番統合作業が強力に推進できなかった。	年金請求を受付付けるさいの記録確認。厚生年金資格取得のさい年金手帳により他制度番号確認。事業所担当者に対する基礎年金番号への統合処理の協力依頼等で対応していた。 反省点としては、旧台帳管理の厚生年金、船員保険記録の機会管理が進んでいないこと、国民年金台帳を全数マイクロ保存しなかったこと。市町村所有の国民年金記録台帳の保存を市町村に任せたこと。基礎年金番号導入時に手番整理を強力に進めなかったこと。旧法該当者は制度ごとに1年以上の加入記録がないと年金の請求出来ないこと。同一制度で2以上の受給権が発生している場合老齢年金の受給額が少ないケースで未請求が多く請求指導を徹底したい。
2997	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録の管理をデータ化が遅れた事での問題 受領した金銭の共有及び確認不足 記録問題が発覚した昨年の4月頃	現在の管理状況で金銭的な問題は解決していると思います。 但し、記録入力の誤りが年金に限らずあると思いますので、 入力確認の作業を徹底した方が良いと思います。
2998	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の資格取得、資格喪失日は、事業所より提出される届書に基づいて設定されている。届書に記された日付はほとんどの場合正しいものとして、 社会保険事務所適用担当課において処理されている。 しかしながら、社会保険事務について詳細な情報を全ての事業所が有しているわけではなく、誤った日付を記載されているケースが全く無いとはいえないと思う。その結果、例えば本来は1月1日資格喪失と届出されるのが適当な場合でも、12月31日資格喪失として届出され、それに基づいて、厚生年金記録が作成されるという、事実との相違が生じてしまうことになる。 もちろん、被保険者から後日、「資格喪失日が相違しているのではないか。」との照会があれば、事業所に確認をし、事実との相違があれば、訂正届の提出を求めるところではあるが、すべての被保険者に対して、この対応がされているとは言えないと思う。(全ての被保険者が自らの資格喪失日に注意し相違あれば照会するとは限らないと思う)。	1. 適用事業所への事務指導を強化・徹底する 算定基礎届の説明会等における口頭説明、納入告知書等毎月送付する郵便物にリーフレットを同封するなど、事業主や事務担当者がこの問題を認識してもらう機会を設け、注意を促す。 2. 資格喪失日を被保険者あてに通知する これは、年金定期便等により、すでに実施されていることではあるが、資格喪失後、時間を経過してから、被保険者が事実との相違を認識する場合も多い。例えば、厚生年金の資格喪失後、場合により、国民年金の適用勧奨状が送付されるが、この段階で事実との相違を認識するケースも多く見られる。資格喪失届が社会保険事務所で処理された場合、その事実を早急に被保険者へ知らせる方策が必要だと考える。 3. 社会保険事務所(年金事務所)における、適用調査業務を強化する 年金記録問題解決への前提として、「過去の年金記録を正しいものとすること」、と「今後作成される年金記録を誤ったものとしないこと」の2つがあると考えている。資格喪失日の問題はこの後者に関係を持つが、その解決のため、年金記録作成の基になる届書についての内容確認、調査が重要でなないか。そのためには、事業所、被保険者に一定の協力、理解を求めることも必要になると考える。	社会保険事務所に採用された時、年金給付課に配属となった。先輩から教えられたのは、基礎年金番号により年金記録を管理しているという事実と基礎年金番号に未統合の記録が存在するという事実だった。未統合の記録については、年金の裁定請求時に請求者から提示される年金手帳を確認し基礎年金番号への統合処理を行う。その他については、基礎年金番号導入後、順次、被保険者への照会が行われており、その回答に基づいて、基礎年金番号へ統合されているとの説明だった。その意味で言えば、宙に浮いた年金記録の問題は、当初より知っていたことになるが、今思えばそれはいずれ解決されるだろうとの認識しかなかったと自省している。	年金給付課に配属され窓口での年金相談や、裁定請求書の審査・入力等の事務を担当したが、課長の方針もあり、窓口対応時や請求書審査時に本人からの待役の申出がなくても、未統合記録の有無の確認を徹底するようにした。他の職員からは、「なぜ本人からの申出が無いのにそこまでするのか。」との反発もあったと記憶しているが、新採後間もない自分には意見する余地もなかった。その後、年金給付課以外の配属課においても、年金相談業務を担当するシーンでは、「未統合記録を無くす」、「正しい年金記録に訂正する」という姿勢は変えなかった。 結果としてみれば、採用当時の私の課長の方針は間違いでなかったと思うが、その方針を社会保険庁に勤務する全ての職員が共有し、行動していれば、これほどの問題に発展しなかったのではないかと、残念に思う。
2999	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	他の無駄な作業がないかを見直す事です。 また年金機構への移行に伴う作業との平行についても考えさせられます。 機構発足後について、はっきりしていない事務所内の細かい作業がありながら、年金問題の早期解決ばかりを焦っても根本的な解決ができたと言えるのでしょうか。 信頼回復が必要と言われる中で、新組織に対する不安や不信も耳にします。 移行に伴うトラブルが発生しないように考えることも策のひとつではまいでしょうか。	個人の年金記録ではあっても、社会保険庁の在り方を問われる政治問題であると考えていました。 マスコミ等の報道と同時期に年金記録問題を知りました。	問題発覚以来、事務所の混雑や電話がつながりにくいといったご迷惑もおかけしていましたので、お待たせしない事や担当課に引き継ぐまでの窓度に責任を持つ等を心がけました。 難しい事を扱っていると思いますが、国民の皆様に対してわかりやすい書類ではなかった様に思われます。わかりやすく、自己の年金問題という意識・関心を持って頂かなければなりません。 また、難しくて理解ができない国民に対し、一方的な説明や事務処理がなかったかどうか、考え反省し改善しなければなりません。
3000	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今やっているように可能性のある方に文書や電話で問い合わせていくしかないと思います。	問題が存在することを知ったのは、マスコミが報道しはじめた時です。 今まで知らなかったことが次々と明るみになって知りました。 知ってからは大変な問題が山積みであると思いました。	具体的な方法は自分では考えつかなかったため、窓口や電話での問い合わせが増えることが予想されたので、懇切・丁寧にお客様に応対をするよう心がけました。 反省点は、 ・台帳が手書きでは読みにくかったこと・・・かなり癖のある筆跡だと読めないため、タイプやワープロなど機械打ちができていれば違ったと思います。 ・フリガナや被保険者住所を記録していなかったこと・・・その2つがあれば本人の特定がしやすかったと思います。
3001	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	該当せず。	若い時代に、社会保険適用業務を担当し、被保険者記録を原票で管理していたが、それ以前の記録管理については、万年筆で走り書きがしてあり、時代状況が異なるとはいえ、問題があると思っていた。 また、資格喪失日が月末になっていたりする場合、事業所の意図的なものを感じ、問題があると認識していたが、確認するすべはなかった。標準報酬の決定額についても、法的には事業主に被保険者に速やかに通知する義務が負わされているが、毎月、高額な保険料を源泉徴収しているのだから、もう少しきちっとした仕組みが必要と思っていた。 社会保険適用関係の課長時代に基礎年金番号制度が導入され、被保険者の住所登録、基礎年金番号への統合処理が行われ、その後も年代別に、未統合記録の統合を長い期間をかけて行っており、5千万件が未統合のまま残っていたとは知らなかった。	ねんきん特別便送付による窓口対応、特別便等の処理、フォローアップ照会、旧台帳記録の照会、再裁定等、次から次へと生じる業務に対し、事務所職員を総めて対応していくのが背いっぱいの状況である。 ねんきん特別便の送付に関しては、準備不足で、受給者に対する送付期間が短すぎて、一気に訪れる来訪者への窓口対応が追いつかず、結果的に客様にご迷惑をおかけした。 また、記録統合の結果、年金額が減額となる場合の対応について、当初から受給者の立場に立った、明確な方針を示して欲しかった。 愛知県の場合、集約化が遅れており、その分しわ寄せが事務所に来たが、事務局からの支援体制を組み、また、その間に全ての業務の集約化を完了させたことは評価されたい。
3002	地方庁	社会保険事務所課長級以上	滞納事業所の事業主について従業員から社会保険料等を控除しているにも関わらず、事業所として納付していない。運転資金として流用し、いわば横領していることになる。しかし、事業所が倒産でもしないかぎりその間、社会保険料は滞納のままでも事業主の年金記録はそのまま記録として残るのが今の制度である。国民年金の場合、未納は未納として記録されるが、厚生年金は未納として本人の記録には残らない。滞納事業所の事業主が、本人分も含め従業員の年金保険料も納付していないのに、現在或いは将来に厚生年金期間として年金を受給することはいか	悪質な滞納事業所の事業主については氏名を公表するか、厚生年金の記録は未納期間として処理するようシステムを改善すべきと考えます。	本人としては確かに国民年金を収めた或いは厚生年金のある事業所に勤めていた証拠書類等があるのに年金記録として収録されてないことは非常に残念なことであり、これから総力を挙げて解決していかなければならないと認識しています。このような問題が存在することを知ったのはいつ頃だったかよく覚えていません。	窓口に年金特別便等を持ってこられたお客様に対して、お客様の立場になって 当時の記憶等を思いだしていただいたりしました。 国民年金、厚生年金とも発足当時は紙台帳での管理でしたが、厚生年金に限っては紙による庁への進達業務が行われていましたが、オンライン切替時にうまく機能しなかったと思います。また一人1番号といういかにも机上の計算で考えて一人がいくつもの番号を取得するなどとは想定していなかったことが最大の原因と思われます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3003	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在事務センターにおいて、国民年金異動リストの処理に従事していますが、厚生年金喪失年月日と国民年金資格取得年月日が相違する届けが多々見受けられます。 よくよく調べてみると、国民年金の取得届に添付されている離職証明書と社会保険事務所に提出される厚生年金の資格喪失届の日付が、意図的かは分かりませんが食い違っているケースがありました。 こういった届けに関しては一旦エラー扱いとして確認のうえ処理をしています。	処理の段階において、市町村に離職証明書を確認、事業所に連絡を行い、資格喪失年月日の訂正が必要であれば訂正届を提出するよう連絡しています。 が、あくまで担当者レベルでの判断で行っており、具体的に異動リストに関する処理はどこまで行うかは担当者に任せられているのが現状です。 喪失届を受付する段階では確認のしようがなく、総合調査での指導となるのでしょうが、それら以外での確認作業も必要かと考えます。 他県での処理がどう行っているのかも普段の業務を行っている中では見えていないため、ある程度のところまでは統一された処理マニュアル的なものが必要ではないのかと考えます。(たとえば	特別便が始まった後に期間調査業務に従事しましたので本格的に知ったのは問題が発生してからですが、台帳、マイクロの存在は知っていました。 県内では意図的に改ざんを行ったものはないと認識していました。	少なくとも問題発生以前は確認できる記録を確認したとおりにしか補正のしようがありませんでしたので、そのように対応してきました。 事務所まかせ、担当者まかせになっていることがないのか、事務処理方法の統一と意思の統一が必要だと思います。
3004	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	なるべく早期の解決が必要とすることから、十分な人員の確保が必要と思われます。	年金請求時に職歴と照合する際、ある程度解決されるものと思っていました。この問題については、3年くらい前にしりました。しかし現在は私の在職前の古い記録ですが、国民の皆様に不安な思いをさせたことは、大変申し訳なく思います。	年金記録問題を最重要課題として平日の夜間、土、日、出勤の中で精一杯対応をしてきました。この問題については、私たちの問題意識が低かったこと、もっと早い時期に国民の皆様に記録のお知らせをすべきだったのかと反省点としてあげられます。
3005	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現場の意見を取り入れてもらえるような雰囲気があればいいとは思います。	何十年も前にしていた事を、マスコミ報道によって、私達が一方的に責められとても嫌な問題として受け止めていました。 国民年金の収納率を上げなければならず、職員ががんばっていた時期でした。	問題があっても、事務所から庁に伝える事ができない(聞いてもらえない) 体質に問題があると思います。 本当の意味での国民の声が届けばいいなあと思います。
3006	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	質問が問(6)のみにかかるのか、年金記録問題全般にわたるのか分かりませんが、記録問題全般ということであれば、現在社会保険庁が持っている旧台帳(カセット)記録を全てオープンして、検索可能なものとし、年金特別便の照会等と併せて、資格記録の整備を急ぎ進めること。 抜本的には、住民票コード等の国民背番号に基づき年金記録を個々に整備し直すことが必要と思う。	基礎年金番号導入時点では、記録整備について社会保険庁の担当部署で、進めていくことであり、現在まで、これだけ多くの記録が手付かずで放置されているとは、知らなかった。知ったのは、正直年金記録問題が表面化した時です。 それまでは、年金記録は、年金請求時に記録を本人の申出と突合することから、年金受給時には、ほぼ解決することで、記録整備の進行状況と併せて 受給漏れ等の問題とはならず、いずれは解決するものと認識していた。	丁度年金相談担当だったので、記録確認に特に注意しました。 反省点としては ①年金記録管理についての認識が、個々に甘かったこと。 ②年金制度の周知度が低すぎること。
3007	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	職員を増員し大量動員して整理する。	基礎年金番号通知書を送付したとき、他年金番号があるかとのアンケートおよびその後の回答で、大量に浮いている記録があるものだと思った。ただし、今後は他年金番号を持つことがなくなるので、平成9年に20歳を迎える人が60歳になる40年をかけて熟成される制度だと思った。	40年かけて熟成されると思ったので特段対応しなかった。しかしながら早急に対応しなければならなかったと考える。
3008	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	特にありません	私が採用された当時は、原票方式で本庁へ進達しておりました。進達されたものは、本庁ですべてデータ化されてコンピュータで管理されているものと認識しておりました。 収録されていないデータがこれほどあることは、年金記録問題が公になってはじめて知りました。 また、オンラインデータは完全だという認識でおりましたので、基礎年金番号が実施された際に手帳番号を申告せず未統合となっていた場合でも年金相談や年金請求の際に統合可能と考え	「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」が発出されたことにより、年金に対する関心が急激に高まりました。我々の対応としてはお客様一人ひとりが納得いくように対応することしか失った信頼を回復する方法はないと考えています。 これまで、自分が掛けてきた年金の状況を年金請求時にはじめて知るという状況だったため、過去のことを忘れてしまったり領収書等の証拠書がなかったりという状況になってしまったのだと思います。今後は定期的にお知らせすることで双方で確認することとなるので不信感は少なくなる
3009	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は、昨年6月から任期つきで採用され社会保険事務所の業務に従事しましたので、業務経験は浅いですが非常事態だと認識致しました。	国年業務課ですので、お客様からの記録調査依頼をいかに迅速、正確に処理するかが大変重要だと考え、他庁照会依頼等時間がかかる案件には注意をはらいました。窓口や電話対応に追われ、就業時間内にはなかなか業務がはかどらないのも事実だと思います。特別便窓口対応では、怒り心頭でいらしたお客様も、お帰りになる時におれの言葉を戴いた時にはやりがいを感じました。お客様からの電話の多くは怒りや苦情で時間がかかり、窓口のお客様をお待たせして、ご迷惑をおかけしてしまう事も事実だと思います。
3010	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚年と国年の記録が重複していると、厚生年金で徴収済みにもかかわらず、国年部分が未納表示となり、お客様へ未納として督促がいってしまう点。	統合等を行った際の履歴確認体制の強化	どのような問題か→絶対にあってはならない問題。 知ったのは→入所前。	どのように対応しようとしたか→お客様の問い合わせ以外にも、記録上、相違している点がないか。その都度確認を実施。 反省点→入所して最初に感じた事は、全体的に個人主義の方が多く、チーム内の連携に欠けると感じました。また、課内で問題点や改善点などを話し合う機会も場所(部屋)も全くない事に驚きました。 そもそも、そういった基本作業ができていれば、年金問題は起こらなかったのではないかと自分
3011	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	過去の記録を調査するにあたり、経験を有したOBの活用は有効であると思います。	国民年金業務課で平成16年から2年ほど年金の業務を担当しましたが、当時は現在の記録問題の内容についての認識はあまりありませんでした。基礎年金番号制度を導入した時も、健康保険の給付の担当でしたので、記録に関しての問題認識は当時もあまりなかったように思います。	年金の記録は長期間管理していかねばならないものなのに、その管理を怠ったことが行政として一番反省すべき点と思います。 あとは、制度を作ってこられた方に、将来的なビジョンがなかったのか、場当たり的な改正を繰り返されてきたのではないか、結果、年金制度がとても複雑なものとなり、国民にも周知できず、現場は常に混乱し、それらの積み重ねが今の記録問題につながっていったのではないでしょうか。 現場の人間が、もっと制度設計等に携わり、これはおかしい、こんな問題が起こるよ、という声を伝えていける体制さえあれば、ここまで大きな問題にならなかったと思えてなりません。
3012	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	特別便を送ってご本人から回答をもらって、記録の調査・統合を確実に行う	年金受給の基本となる重要大切な問題だと思っています。マスコミなど年金問題が報道されるようになってから	特別便に対して、親切・丁寧に、相手の立場にたって、特別便の処理に協力する。年金記録問題で国民の方々にご迷惑をおかけした事
3013	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	分かりません。	今行っている事、明言していることをやり遂げるしかないと思う。	報道で「消えた年金5000万件」が報じられ知りました。 実際のところ、報道で知り、驚いた。しかし、受給者及び被保険者に対しては死活問題であり、早急に記録の補正が必要である。 基礎年金番号制導入時にもっと記録整備を行っていればと思ったが、現実として、組織の信頼と記録の回復に努めなければならない。	実際に戸別訪問を行い、記録の確認をさせていただいたり、夜間の架電により本人及び家族の方から、確認をして貰った。 一人でも多くの方から、記録統合をさせていただくため、1件々丁寧に調査、確認作業に取り組んだ。 記録調査の段階で、記録がカセットに収録されているケースが多く、まずはカセットを全て開いてからのほうが良かったのではないか。 やはり、これだけの記録を紙ベースでの管理に無理があり、オンラインシステムも刷新すべきであった 他庁照会、再裁定に時間を要しているが、東京都、業務センターに、もっと早く専門チームを設置
3014	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知らない	機械的処理では限界があることから、人海戦術しかないと思います。	昭和50年頃、厚生被保険者期間照会回答業務を担当していた当時、生年の届出誤り(意図的と思われる)及び複数の年番を有する事例が散見されていたことから、裁定請求時に労力を要するとの問題意識はあった。 基礎年金番号導入(平成9年)に当たっては、事前の周知不足と事後の統合への取組不足は否めない。(統合促進に向けた継続した周知等の取り組み)	職員間では記録管理の重要性は十分認識していたと思っているが、年金制度の重要性の意識醸成に向けた国民への周知不足、また、増大する記録管理に対する人的措置、予算措置等の不十分さも感じていた。
3015	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	現在、社会保険庁においては、通常業務をこれまでどおりこなしながら、年金記録問題に対応しています。 無理な体制での無理な対応は、不十分な結果しか生み出しません。 年金記録問題を処理するチームを別で設置する必要があると思います。	昭和60年前後のオンライン機械化の際の、業務センターにおけるオペレーターの入力ミスが最大の原因では？ 恐らく、入力後のチェックがされていないのではないでしょうか？	被保険者や受給者との接触の中で判明した入力ミスについては、補正処理を行うようにしていました。
3016	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	今集中して問題を解決していくべきと思うが、人員が削減され年金機構に移行するにあたって民間の人を採用するようであり、通常業務にも支障をきたしている状態であり、年金問題の解決は難しいのではないかと推察されます。 懲戒処分対象者は経験豊富な人員が多いのでそういう者を含めて経験者を年金問題対策業務に重点配置し、通常業務に支障をきたさないようにするべきであると思います。	大変重要な問題であると認識していました。 年金相談等を受け、被保険者から勤めた記憶があるのに記録が見つからないといったケースがあり、誤った記録で登録になっているケースはあると思っていたが、オンライン化されていない記録があるとは聞いていなかった。世間一般に知らされた時期に知りました。 また、基礎年金番号が導入され、段階的に手番を統合することとなっていたが、もっと早い対策が必要と考えていた。	現在の職務が厚年適用関係であるので、直接的には対応できなかったが、通常業務において適切な年金番号の払い出し、手番が判明したときには早期に統合処理をするよう心がけた。
3017	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	データ処理による記録突合と本人等への記録確認を実施するとともに、重複対象者への事跡管理を徹底し、回答済と未回答(未接触)との区別を確実に行いつぶし込みを図る必要があると思います。	基礎年金番号導入時以降、未統合記録が残るであろうと認識していました。	年金記録等確認時に極力被保険者の記憶を引き出し年金記録を統合するような応対を心がけましたが、基礎年金番号導入時及び以降の被保険者等への広報・案内の取り組みが不十分だったと思います。
3018	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	今まで行ってきた、制度単位の管理から個人単位での記録の管理が必要と考える。 個人単位の管理をするためには、現在行っている(行おうとしている)特別便、定期便、統合帳との突合等で行えると考える。 再発防止策として、事業主・被保険者に対して基礎年金番号の重要性、年金崩壊はない等年金の意識を啓発し、転職時には、基礎年金番号を確認できるものを添付させる。	再就職の際に生年月日を偽証されても確認の術がなかったが、年金の申請の際には、本人からの申し立てもあるので、特に認識していなかった。	特になし。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3019	地方庁	その他(社会保険事務局)	公表されている以外は私もよくわかりません。	この問題に対する特別な部署を一つ造り徹底して取り組む。これは、年金制度が始まった時代背景からコンピューターの導入時期の問題点、これまでの社会保険の幹部たちの業務に対する取り組み方、健保組合、基金への天下り 問題等々、全ての社会保険における過去の反省及び問題点等の膿みを全部出し切った上で次の「じゃあ、どのように対処すべきか」が具体的に見えてくるのではないかとおもわれる。	昭和50年に社会保険に入り、その時、資格照会の担当になり戦争で焼けてしまった台帳があるかも」みたいな話を聞いたような気がしますが、よく、覚えていません。 その後、資格記録関係の部署に就かなかったため、認識できておらず、記録問題として出たときに知りました。	自分としては、これまでの自分達の職場体質を一掃し、お客様に対する対応を考え直さなければと思い電話対応、窓口対応をしてきました。 これまでの、社会保険の一番の問題点は、この職場には、健保組合と基金があり20年くらい務めると退職して退職金をもらい、次の健保、基金に理事長とかで行き、そこでまた今まで以上の給料と退職金をもらい、その後また学研監事になって死ぬ頃まで小遣いをもらえる。 これが、社会保険一家といわれている、この職場のトップと言われている人たちの生涯になっていますが、これでは、日本の将来とか、年金受給者のことを考えて行動できる訳がありません。 「将来どこの、より良い健保に行くか基金に行くか 、どこの常務になってどこの学研監事になって」なんて考えている人たちが、自分達の利益だけで、この社会保険と健保と基金の癒着の構図を作ってきたわけですから、まず、その膿みを全部出し切らなければ日本の年金問題は根本的に解決していかないのではとおもいます。個人でどうこうできる問題ではないので、どうしようもありませんが、いまだに続いている人事異動、退職者の健保、基金への異動を見ていると、変わらないかなと思いますが、何事も腐った膿みを出し切らなければ次のいい組織はできないのではと思います。
3020	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の社会保険事務所の職員数では処理できないと思います。別の記録問題解決チームを作り、処理するべきだと思います。今、私たちは、毎日夜遅くまで残業し、休日も出勤して、通常業務と記録整備と年金相談をこなしています。それでも、未処理分を早く終わらせろと言われています。どうすればいいのでしょうか。	年金記録問題として認識したのは、マスコミで騒がれ始めたときです。もともと別々の制度をひとつにしたのですから、年金請求の時に記録整備すればいいと思っていました。	年金請求のときに、職歴を確認し、国民年金加入期間についても、もれや誤りがないかどうか確認し、氏名索引もして、ご本人に確認したうえで処理していました。その時、必要であれば、記録整備も行っています。過去の記録整備の時や機械化されたときの入力等は民間委託していたようですが、その時にきちんと確認していなかったのではないでしょうか。年金制度に対する理解があまりなかったころ、事業主や本人による届出に任せていたのはまずかったのではないでしょう
3021	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在行なっている、記録の確認作業をもっと迅速に行い、一日も早く正しい年金額を支給すること。 また、「ねんきん定期便」による定期的な記録等の確認を行なうことにより、被保険者の年金への	社会保険庁の信用の問題。	窓口応対時には懸切丁寧に対応し、できる限りその場で調査を完結させ、受給者等を安心させた。 制度がスタートしてから何十年も経過しており、昔の記憶を呼び起こすには時間が経ちすぎ、限
3022	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録は、厚生年金の場合は事業主・国民年金は被保険者本人からの正しい届出を、各社会保険事務所で正しく処理しているものと信じていた。 平成14年頃国民年金未納問題がマスコミで取り上げられて以降、厚生年金保険料にも一部の事業主から届出に意図的な不正ともいえるものがあること、社会保険庁側にも記録管理の不備や保険料率のみを追求するあまりの不正処理が存在することを、主にマスコミ報道で知りえた。	当時所属の社会保険事務所における管理者の指示に従い対応するしかないものと考えた。 各事業主からの届出について正しくなされるよう広報・指導が不足していた。又、その届出内容が事業主と社会保険側だけでなく、被保険者本人にも(わかりやすく)随時見えるものとなるようしなかったことが反省点ではないかと考えます。
3023	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	一般に知られている以外については、承知していません。	新たに対象者を掘り下げるよりも、給付、第三者委員会等の対応について、既請求者(既届者)に対する処理について、対応職員を増加するなどにより完実させるべきと考えます。	地方裁定が行われる以前は年金給付についての意識はなかったと記憶しています。基礎年金番号が導入された時点で、複数の手番を持っている者が発生している事実は認識していましたが、年金裁定請求時に個人の責任において統合整理できるものと認識していました。消えた年金等についての認識は平成17年以降であり、その時点で「届出主義」を用いていたため、年金手番の管理等については各個人に委ねられていたと認識していました。	年金裁定請求時において、請求者からの加入機関等の申立については、100%の調査確認の実施を心がけていました。 個人の記録について、60年以上も管理しなくてはならない現状を踏まえて、コンピュウターの発達の歴史からみて、現在の対応はベストに近いものと認識しています。しかし、基礎年金番号導入の時点から「届出主義」の方向転換を行っていれば、ここまで大きな問題にはならなかったのではないかと思われます。
3024	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金第3号未納の問題について 第3号特例制度について未だに過去の整理をしていくと未届者が存在することは事実ですが、過去の厚生年金が見つかった場合にも発生するケースがある。現時点でも発生している問題であり、何らかの対策を講じる必要があると思われます。 本人(一般的にサラリーマンの妻)が、夫は厚生年金の被保険者で本人(妻)が一時的に自分で厚生年金の被保険者になり、退職等で資格を喪失した場合、本人(妻)が第3号の届出を行ってもらうよう夫(配偶者)に伝えることを忘れた場合、あるいは短期のパートなどで知らぬ間に事業主が厚生年金の取得・喪失などにを行っていた場合など、3号未納が発生しますがこの問題の抜本的な解決は未だなされていないのが事実だと思います。	現在は国民年金3号未納問題は3号特例制度が施行されており救済されているが、3号当時の扶養状態を自ら証明(立証)することとされており当時の収入関係の書類を整える必要があるが、医療保険制度の扶養事実が確認できず、立証も困難な場合は未納として残ってしまう問題がある。 この解決策として難しい問題だが、今後もう一歩進めた対策・議論が必要と思われます。	年金記録問題は約4年前位だったと思いますが、年金記録問題の抜本的解決なくしては公的年金制度自体の永続的な信頼性は立ち行かないと認識している。	基礎年金番号制度を創設した平成9年1月1日当時、年金手帳番号が膨大に(約3億個)存在していが、創設した当時少なくとも前後2年程度を目途に被保険者に対し抜本的かつ早期に過去記録の整備を同時並行的に進め、早期に未統合の手帳番号数を現時点程度までに統合する努力を講じるべきであったと思います。 また、基礎年金番号通知書(当時の平成9年のもの)にいわゆる過去記録を 同時に通知することが未統合手帳番号の統合には不可欠であったが、本人が自分の過去記録を確認できる機能を欠いていた。
3025	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在、問題になっている事象以外には思い当たりません。	現在、計画中のプランしかないと思います。	平成7年入社当時に認識していましたが、本人からの申立がない限り記録の調査、確認ができないため、社会保険事務所では何もできなかった。	平成7年当時、新規採用者であったため正式な提案ではないのですが、名簿の記録を全部、オンラインで確認してもれている記録をオンラインに登録すればいいのではないかと提案したが、前述のとおり本人の申立がないため実現は難しかった。また、この問題の反省点としては記録の登録(当時の台帳の記入、現在のオンライン登録)は事業主からの届出のため事業主の協力が必要不可欠です。制度について、届出義務について、説明責任を十分にできなかったのではないかということが反省点として挙げられると思います。また、社会保険事務所の記録の登録のチェック体制にも問題があったのではないかと思います。
3026	地方庁	その他(社会保険事務所)		当面は今の記録に関して調査を行い続けるしかないと思います。	深刻な問題。制度の存続ができるか心配でした。知ったのはいつもマスコミ報道からでした。	本庁の方針に従い一件一件解決していくしかないと思い、窓口にお越しいただいたお客様、お電話いただいたお客様に対して誠実に対応していくことを心がけた。マスコミの報道により国民の皆様が振り回されていた感が否めないと思われるので、もう少し責任者側としての本庁からの説明があればよかったと思う。
3027	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	限られた人員の中で、最大限出来る事を現時点ではやっていると思う。	分かりにくい制度にも問題があると思うが、個人個人の年金に対する無関心さや、認識の甘さがあると思う。	お客さんに対して、年金制度について分かるように説明するよう努力した。 経験・知識のある職員の退職が増え、年金記録問題の処理にさらに時間がかかるようになっているのが問題だと思う。
3028	地方庁	その他(社会保険事務所)	コンピューター化されるときに紙台帳の記録について、全てを収録されているわけではなかったこと。 厚生年金や国民年金の年金手帳番号をひとりで複数持つ人が、多数いること。 氏名や生年月日を偽ってあるいは、誤って加入している人が多数いること。 地方にもよると思われるが、算定のときに月々の収入に波のある人については一般の人との不公正感をなくすために年間の収入の平均をとって、保険者決定をしていたため、定期便が届いた際に月額に違和感を感じること。 第三号被保険者の特例ができる前は、届出もれで本来時効で未納となる期間に免除や納付があればそれを生かし、届出の日付を本人に有利になるように補正していたこと(三号マル特と呼んでいた)。 生活保護の法定免除は、一度処理すると解除をいれるまで引き続き免除となるため、実際には	古い事業所についても事業所整理記号をつけて、照会されたときにすみやかに回答できるように、整備してほしい。 事務所によっては、火災や水害で記録の調査が困難なものが、多数あるので庁が持っている記録を収録して現在の記録と突合してほしい。 年金はさまざまな要素から複雑に計算されるため、古い記録が見つかったからといって、必ずしも年金額が増えるとは、限らないことをもっと周知したほうがよいと思う。	採用されてすぐ位から、年金手帳の番号が明確な人でも、コンピューターの収録がもれていたり、誤っていたりすることがあって不思議に思っていた。ただ、紙台帳から移し替えられるときのミスだとしか、思っていなかったので、収録さえされていない記録が大量にあることは、ここ数年前まで思いもしなかった。 国民年金は遡って加入させることが多々あり、加入の時点で既に時効で未納の期間が生じることがあるにもかかわらず、以前から納付記録の申立てをされることが多く、そのつど払出年月日の確認などをして対応してきた。基本的には国・市区町村役場・本人がそれぞれ記録の管理をするので、確認ができるはずであるが、度重なる法改正や納付組織など納付場所の特殊性、附則納付の記録などひと筋縄では回答できないことがあり、困難な問題との認識が強い。	コンピューターに収録されている記録を鵜呑みにせず、気をつけて、紙台帳などの資料での確認をとるように心掛けた。 年金手帳を安易に発行しすぎたと思う。複数持つことを防ぐためにも、本人確認を徹底したうえで厳密に発行するべきだったと思う。 国民ひとりひとりが責任を持って自分の年金を管理する自覚に欠けていることを、国がもっと早くに気づき、対応しなかったことは問題の表面化を遅らせた一因と思われる。
3029	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在平成21年3月末までに受け付けた特別便の回答に追われています。 途中でフォローアップ、期間照会も入り、特別便の回答に専念できません。 特別便が完了してないのにもかかわらず、次々と違う視点からの記録照会文書が発送され、特別便チームに回答作成の業務が割り振られてきます。 人員の増員、回答ができるような研修、マニュアルの作成。各事務所での精度の格差をなくす。 また、明治生まれの人、なくなった方の分では収入により足きりをしたり、年金を訂正する必要性の見直し。今後の若い方の負担を考えると、今までの基準を見直すべきだと思います。	平成18年頃、テレビで年金納付したにもかかわらず、未納となって無年金の訴えを聞きました。 重い腰をあげ調査してみると、記録があるのに統合されていなかった。とのこと、人間のすることなので少しはミスもあるだろうと思っていた。	育休代用要員として勤務し、途中から任用職員となった。当時、適用関係の業務で他人事であった。担当者に電話を取り次ぐだけというにんしきだったが、 間違いがある受給者から誠意がないと指摘を受け、今までのお役所的な対応にかなり不信をもっていた。税金で働いている認識も浅かった。当事者から見れば、当然受けとるべき年金額が違っていることは許せないことだったし、生活していく上でお金は大事。 問い合わせしても、曖昧に腕押しでは余計に怒らせてしまうので、状況を説明する共有のデータベースを持ち、担当者でなくても回答できるといいと思う。
3030	地方庁	社会保険事務所課長級以上	過去のデータは本庁において入力作業を進められ現在の基礎データができあがった。 地方の社会保険には機械もなく入力じたいできなかった。記録補正は紙による送達方式がとられていた。入力後終了したとの連絡もなかった。 当時は本庁のデータが地方へ知らされることはなかった。 機械が地方に割り当てられた時も入力は一切できなかった。データを見ることじたいできなかったと思います。 過去においてやり取りした紙の補正データはどうなったのだろうか。 当時導入された機械はよく止まり復旧時間がかかっていた。入力しても機械が反応しない現状であった。	その場しのぎ的なシステムを作るのではなく長期的なデータシステムの作成が必要である。 平成21年に作成された事業所名簿検索システムでは不備な点があると思われるがそのことに対する検証もなくそのまま仕事が進められているのは今後問題になる可能性がある。	昭和61年ごろ地方での記録補正はできなかった。記録補正は理由がなければできなかった。年金請求時点において本庁のデータにより補正していくように知らされていた。	平成21年に導入された事業所名簿検索システムが導入され、そのシステムに正確性が内容に思われるため、他庁からの紹介にはできる限り回答した。通知では回答不要とのメールも届いていた。システムを検証していくことが必要と思います。別のパソコンを配布されても外付けハードディスクがフリーズしている現象が出ている。大事なデータはオンラインで管理して検索できるようにするほうがいいと思います。
3031	地方庁	その他(社会保険事務局)			これは組織の存亡に関わると考えていました。 存在を知ったのは19年6月頃です。	組織として考え、組織で決め、組織で動く。決められた個々の役割分担を着実に実行するしかないと考えていました。 問題意識を個々でなく組織で共有し、防止するためのチェック機能をさらに強化することが重要であると再認識した。
3032	地方庁	その他(社会保険事務所)	強制適用事業所(法人)でありながら、求人広告等に社会保険あります。 を標榜して求人している事業所がある。(職安には手配中と言うらしい。) 採用されて社保加入を催促すると、「とりあえず国保と国民年金に加入しといて」といわれてそのまま経過し、未加入期間が増大している被保険者が少なからずおられる。	着実に業務を進める。	年金相談窓口で対応するとき制度や資格等、職員でも戸惑うことが多い。 裁定請求書を受理する窓口で、本人に別手番あるにも関わらず本人が拒否 するケースもまま見受けられたことがあr ます。	受給権を確保できるように、国民一人一人の立場になって着実な業務を 遂行して行く。
3033	地方庁	その他(社会保険事務所)			この問題は、短時間で片付く問題ではないと思っています。初めて特別便が発送される時期に知りましたが、いざ相談にのってみると、相談者の認識があまりにもかけ離れている。特に法律やその当時の取扱のことが何も知らない人が圧倒的に多かった。	特別便の内容に応じて、過去の法律や取扱方法を調べ回答しています。 ほとんどの人は年金制度のことがわかりません。旧法の内容や、過去にどのような処理をしていたのか広報する必要がある。(国民年金に加入できる人や、社会保険適用事業所として認定さる基準など。)
3034	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3035	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	受給者世代から順次記録確認をすすめる。	制度の歴史的変遷と、記録管理の方法上の要素によって発生した問題。 問題の存在を知ったのは、平成18年頃。	被保険者が、年金加入記録を年金請求時まで定期的に確認する機会があれば、問題化するまでの規模にはならなかった、と考える。
3036	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	1件ごと丁寧な処理をおこなう。適当な処理で問題を先送りにしない。	機械(WM)に全ての記録が収録されておらず、また正しく収録されていないものがあること知り、年金請求時に本人への記録確認行為が重要であると認識した。(平成13年頃年金給付課に配属時)	年金請求者からの記録への疑義については、可能な限り丁寧に対応しようと心掛けた。当時はもちろんであるが、現時点においてもカセット状態の記録や事業所記号が収録されていない記録が多数あり、WMの記録を100%信頼できない状況にあるため、窓口対応での効率を低下させ

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3037	地方庁	その他（社会保険事務局）	なし	現行の方策の実施	一人で複数の手帳番号が払いだされた結果、統合未処理となったもの、入職以来（昭和49年8月）。	一人一番号で、記録されるよう手帳番号の確認に努め、一人に対して複数の手帳番号を払い出さないように前職歴の聴取をして、防止に取り組んだ。過去において、住民基本台帳番号との一元化などの方策が必要であった。
3038	地方庁	その他（社会保険事務所）		記録が見つからない方への具体的な方策が必要だと思います。	年金記録問題を知ったのは、新聞やテレビで年金記録問題が取り上げられるようになってからです。本人の記録がひとつにきちんと統合されていないのが大筋の問題と認識していました。	氏名や職場名などから年金手帳記号番号を探すことに専念しました。 紙台帳から機械へ入力する際の入力もれや、入力間違いが多いことがこの問題の一番の反省点かと思います。記録の氏名を漢字で管理せずにカナで管理していたらもう少し検索や調査もしやすかったのではないかと思います。
3039	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られているかもしれませんが、1.生年月日の虚偽、偽名での就職のため、来庁しない人の年金番号があると思います。 2.建設関係等で入札のために過去に就労していた人を再雇用しているかのように届出を提出している事業所があるとゆうような事も聞いた事があります。		基礎年金番号制度創設時、健保・厚年資格取得届を入力処理時に疑重複番号が表示され、事業所へ確認の架電をするも、厚年番号の場合「以前には勤めたことが無いと本人は言っている。」国年で住所が相違する場合「本人に聴取したが住所は変わっていない。」との返事を聞くと、しかたなく強制付番していて、事情があるにせよ、後からややこしくなるだろうなと、思っていた。聞くところによると事業所からの届書に基礎年金番号が未記入の場合、事業所に確認せずに強制付番している事務所もあるようにも聞いたことがある。	(8)の回答と重複しますが、事業所に架電確認をしていた。その時に事業所名称や前住所を、こちらから言う事ができていれば、もう少し強制付番の数も少なく済んだようにも思います。
3040	地方庁	その他（社会保険事務所）	別にありません。	早急な解決が求められることから，各府県単位での専門のチームを作り記録 問題を集中的に行う。 事務所ごとでは効率的な事務処理にも限界があると考えます。	大切な年金加入記録がきっちりと管理がされておらず、国民の皆様に多大なご迷惑をおかけしました。 このような不適切な管理がされていたことは新聞報道等で初めて知った。	窓口での聞き取りを細かく行い不明な期間については期間照会等を行い、少しでも問題の解決ができるよう対応を行った。 この問題として年金の紙台帳から機械化がされる時点において漢字の誤りが非常に多く、カタカナでの登録がされていればまだ記録が容易に判明できたと考えます。
3041	地方庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	カセット開封されていない記録が多数存在するのではないか	社会保険業務センターが保有している旧台帳について、すべて開封する。	全国民に関係する、国家的な問題ではないかと認識している。存在については、平成19年6月の記録問題が話題になったとき。	記録問題に関する相談をされるお客様に対して、納得いただけるよう真摯な態度で対応するよう心がけている。反省点としては、過去、年金記録を処理する際、近視眼的なものの考え方による対応がこのような事態を招いたのではないかと思う。長期にわたる年金運営を視野に入れて法律を整備、システムを構築するべきではないか。
3042	地方庁	その他（社会保険事務所）	TV、新聞等で報道されているもの以外で、思い当たるものはありません。	ここまで件数が膨大だと、すべてを解決するのは難しいかと思います。ある程度線引きをし（生年月日で区切る等）、件数を絞り、記録問題のみを行う部署を発足させ（すでに発足済？）長い年月をかけて取り組まないと解決しません。	自分が入庁した平成7年当時から、年金の番号を複数持っていたり、厚生年金手番の氏名が考えられないような名前になっていたりと不備な記録を多々目にしていたので、いずれは大問題になるのではという認識はありました。 ただ、平成9年より基礎年金番号が導入されたので、長い時間はかかるが、いずれは改善されるだろうと甘い考えを持っておりました。	年金相談などの際には、しつこいぐらい戦歴をお聞きし、WMでの検索、自管轄の事業所であればマイクロなどを駆使し、少しでも記録漏れのないように努めたつもりですが、職員によっては「本人が申出してこない場合は、深く聞かない」というような考えのものもおり、課、事務所一体での対応に至らなかった事が、問題を大きくしてしまった原因です。
3043	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	業務センター・カセット・共済への照会分回答の迅速化	被保険者の重複番号の保持・勤務先の社保未加入 国会で問題に取り上げられた頃	特別便の迅速処理 業セン・カセット・共済・国年記録・080（名簿確認）・他庁補正等 照会時、回答が日数掛かりすぎ。再裁定も同じ。
3044	地方庁	その他（社会保険事務所）	知りません。		転職・転居等により、複数の年金番号が付番されている被保険者がおり、期間照会等の調査により記録統合作業が必要と認識。 現在言われている程の記録問題については、知りませんでした。	加入処理の際や年金請求時等に調査を行い、重複の疑いがあれば、本人に確認の作業を行っていました。また、平成9年の基礎年金番号制度開始時の「過去記録調査」実施により、問題は解決・解消されるものと思っていました。
3045	地方庁	その他（社会保険事務局）	ありません。	今年度完成予定の「電子画像データ検索システム」が使い勝手が良いものであることを前提として、未解明の年金記録を1件1件着実に照合していくこと。 そのために、年金記録解明に長けた専門の人材を育成して（発掘して）、全国各地を指導していくこと。または、ブロック事務所から選抜した職員を本部で研修して、ブロック事務所へフィードバックさせること。 年金記録問題については、今後2年間、「ヒト・モノ」を集中して解決していくということなので、それらを効率的に使って（例えば、前述のようなもの）着実に遂行していくほかはないと思う。	個人の年金受給に関する重大な問題ー年金記録の管理ができていなかったため、当人の記録であるにもかかわらず、年金額に結びつかないーであると認識していた。 年金記録問題がマスコミ等で取り上げられるようになった頃に知った。	年金記録問題で事務所に来られるお客様、また、訪問してお金いするお客様に対して、お詫びを申し上げるとともに、問題解決に向けて丁寧な対応に努めた。 事業所名簿等を検索しようとしても原本は各県で管理してあり、マイクロフィルムで判明しない場合は各県へ照会しないといけない等、年金記録を一元的に管理するシステム（検索を含む）が十分ではなかったと思われる。
3046	地方庁	その他（社会保険事務所）	存知ません。	なし。	一人、一人にとって大切な記録が漏れていたことは残念でした。 一昨年あたりから存在を知りました。	一人、一人に対する親切な、親身になった記録訂正とお詫びが必要かと思い窓口対応、回答書作成を心がけました。 事務的にやってきたことが一番の問題と感じます。
3047	地方庁	その他（社会保険事務所）		国民の皆様のご理解とご協力があってはじめて解決する問題なので、年金制度への理解と、ご自身の年金記録へ関心をもっていただくことのできるよう広報を行うことが必要と思う。 また、年金制度は長い期間をかけて複雑多岐なものとなっているため、今いる職員でも理解できていない点などがある。これから新たに民間から採用される方々にも年金制度を理解したうえで年金記録問題に対応できるよう、職員用の年金制度周知資料として、LANの項目に「これまでの年金制度」といったものを新たに設けて、LANに投稿されている過去の年金制度についての資料をまとめたもの、年金制度の沿革や制度改正についてまとめたものを掲示して自主的に研修できるようにする。（現在も研修資料として存在するものがあるが、年金記録問題対応用として特化	現在は、年金制度の複雑さ、それを踏まえた危機管理体制の不備、厚労省、社保職員の怠慢と年金記録に対する意識の低さ。 また、国民の皆様に年金制度の重要性を周知してこなかったことが回りまわって年金記録問題となったと思います。 年金記録問題として意識したのは平成15年ごろ。	被保険者の方に基礎年金番号以外の年金番号をお持ちであることを伝えてはいたものの、基礎年金番号への統合は年金受給までに完了すればいいという意識があり、その旨を被保険者の方々へ伝えていたことは反省点。
3048	地方庁	その他（社会保険事務局）	特になし	お客様からの地道な聞き取りをもとに情報確認すること。 また、制度上加入できない期間をより広報する。	平成元年入社でしたが、当時まだ基礎年金番号制導入前でしたので、事業主からの取得届は、そのほとんどが新規払出でしたし、重複取消しなどは、10個以上統合するお客様もいました。とにかく、20年後年金請求してきたときが最後のタイミングだからといわれたまま時間経過してしまったことを考えると、このような状況になる前にもっと早い対応ができたのではと胸が痛くなりま	これは、個人記録に関する事なので、お客様自身で管理する様また年金手帳を活用するように伝えていましたが、今のように年金が注目されればよかったのにと思います。 当時（20年前）足りなかったことは、国民の皆様に年金制度を広報しきれなかったこと。 今のような膨大なデータをお客様へ分かりやすく伝える手段が限定的だったことが考えられま
3049	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	地道な手作業を続けるほかないのでは？ほかにもうちょっとマスコミを上手に使ってほしい。	健康保険の適用業務に携わっていたとき、資格取得届に手帳番号が記載がないと訂番をはらいだしていた。ですが機械で管理しているし年金を請求するまでの間に整理できれば問題はないと思っていた。年金給付課に7年前に異動になり、そのときに機械にも載ってない番号や氏名生年月日も載ってない番号や会社名も載ってない番号があることをしりました。	手番のままのこっているものを早く整理するのはもちろん今後は正確に基礎番号に記録をいれていくことが大事だとおもいます。
3050	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。	年金受給者、年金加入者等の協力を得て解決するしかないと考えます。 どうしても誰の記録か特定できないこともあると公表したほうが良いと思います。	wmに登録されている記録であれば、基礎年金番号に収録されていない記録でも氏名検索等で判明すれば登録できるのでそれほど大きな問題という認識はなかった。基礎年金番号に収録されない記録が存在するという問題については基礎年金番号導入時から指摘されていたと思います。 wmに収録されていない記録が多数存在すること等を認識したのは「ねんきん特別便」開始後です。（社会保険庁からこんな調査をするという連絡文書が届くたび）この問題につきましては行政の信頼を揺るがす大問題との認識をしております。	対応としては、地道に調査を進めるしかないと思います。 反省点としては ・本人から申出がなければ記録の確認をおこなわなかったこと ・お客様の中には「窓口で自分の年金記録がもれていることを指摘し続けていたのに無視されてきた。」と主張される方がおられます。それが事実であれば、そのときに調査をするべきであった。 ・もっと早くから「ねんきん定期便」等でご本人に年金記録を確認いただく必要があった。 ・もっと早くから誰のものか確認のとれない年金記録についての調査をおこなうべきであった。
3051	地方庁	その他（社会保険事務局）	年金記録確認第三者委員会に国民年金保険料の記録について申し立てをしている人の大半は、実際は未納であった人が多いと推測されます。たとえば未納者宅を戸別訪問し納付督励を行っても、夫婦両方の分まで納付する余裕がないので片方の分だけ納付しておく例は頻繁にあったのに、今では片方が納付していれば両方とも納付になっていなければおかしいかのようになっています。また、1年のうち1～2ヶ月の短期間はどうしても納付できていないために納付督励している例も頻繁にあったのに、今では短期間の未納はありえないかのような風潮がつくられています。ほんの一部の横領した職員がいたことから、自分の記録も消されたと主張する人が多いことに驚くばかりです。何の証拠がなくても納付していたと主張する人を信用しようとする姿勢に疑問を感じます。全ての問題を社会保険庁のずさんな仕事の責任にしたこと（それが真実であればやむを得ません）が、年金記録問題の解決をより困難にしていると思います。	宙に浮いた5千万件の記録の持ち主を最後のひとりまでつきとめて、宙に浮いた記録をゼロにすることが問題の解決ならば、勤務した記憶がない人や死亡して確認がとれない人には状況からみて本人記録と判断されれば職権で統合する。また統合すれば年金額が減額する人には減額しない措置をとる。等の方策が必要と思います。今後の記録管理の方策として総背番号制のように国が国民の全てを管理するシステムにならない限りは、国民に年金記録の情報を提供し続け、個人個人が常に自分の記録を把握できるような仕組みを維持し一人ひとりに協力を求め続ける必要があると思います。また、運転免許証のように定期的に年金手帳を本人が記録を確認のうえ更新するようなことをすれば、更新時に本人も納得できてよいのではないかと思います。	年金記録問題は、①コンピューターもなく紙でしか記録を残せない時代が永くつづいてきたこと ②社会保険庁は被保険者の住所を管理していないため記録の把握を手帳を持っている個人に任せていたこと。等に根本的な問題があり厚生省及び社会保険庁（本庁）は宙に浮いた記録が5千万件あることが分かっていながら名寄せをするだけで、もっと積極的問題解決の方策をとらなかったことに大きな問題があったと認識していました。問題の存在を知ったのは平成19年6月頃マスコミの報道で知りました。	国民一人ひとりに協力をいただいているねんきん特別便や定期便の回答に全力をあげて対応してきました。年金記録を手帳を交付するだけで個人に任せていたことを反省しなければならないと思います。
3052	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		このことは、年金記録問題が取り上げられてから、統合されない記録がこれほど多いとは思わなかった。 自分の認識不足だった 宙に浮いている年金記録については、すべて解消すべきと思います。	ねんきん特別便の回答やご本人様からの申し出を受け、丁寧に対応することはもちろん、照会や調査を迅速に処理するよう努めています。 反省点として、 資格取得時の年金番号の確認が徹底されていなかったことや事業主からの届出に対する確認が甘かったと思います。 添付書類をしっかり既収し確認をすべきでした。
3053	地方庁	その他（社会保険事務局）	特にありません。	プロジェクトチームを作って問題の解決にあたる。現行定員だと通常業務があり、難しいと思うので、元職員などにも声をかけてメンバーを構成する。	国民生活に直結する問題と認識しています。3年前くらい。	被保険者あるいは年金受給者の照会にできるだけ丁寧に対応する。 記録そのものが一部紙媒体で残っていないことが反省点と思います。
3054	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。		私は基礎年金番号制度が施行されてから採用となったため、旧台帳等の古い記録は整備されているものだと思っていました。しかし、年金給付課に配属となった時に請求書の審査事務や年金相談窓口を通して、古い記録が整備されていないのもあるのだなと、その時はその程度の認識でしかありませんでした。 実際、マスコミ等で騒がれはじめてから年金記録問題としてその存在を認識しました。	社会保険職員の一人として自分が今出来ることをするしかないと思い、ねんきん特別便で相談にお越しになったお客様に対し、精一杯対応したつもりです。確かに、自分が生まれる前や採用になる前の話をされ、わからなくてお客様に怒られ、腑に落ちない時もありました。しかし、お客様からしてみれば、そんなことは関係なく社会保険職員の一人なので、お客様がご納得してお帰りいただけるよう対応したつもりです。 反省点としては、ねんきん特別便を送付する前に旧台帳の整備を先にするべきだったのではないかと思います。先に整備がしてあれば、相談等もスムーズにでき、お客様を長くお待たせすることもなかったのではないかと思います。また、旧台帳記録は氏名索引だけでは出てこないので、記録が補正されるまでの間、お客様にきちんとしたご回答ができず、再裁定の届出が遅れる等、様々な問題が発生したのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3055	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	過去の記録が漏れていることにより、受給権がなく無年金でいる方が多くいるのではないかと思います。 自分の記録が宙に浮いていて、いまだに統合もされておらず…という状態の方が多々いらっしゃいます。 記録漏れに関しては、基礎年金番号統合前が多いと思いますので、年金がまだ確立されていない時代だったために起きてしまったものと考えます。 このような問題が存在することを知ったのはこちらに入って1ヶ月程度経過したころですので、H21.4月ころであると思います。	国民年金の相談にいらっしゃった方でも、特別便の返答をいただいているか、WMで確認し、、窓口にせっかくいらしゃっていただいたのだから、その場でそのことをお客様に確認をし受け取りをするようにしていました。 何か用がないと、わざわざ出向いていただくということは難しいと思います。 お電話でも幾度か、加入記録の見方と回答票の書き方が難しい！もっとわかりやすくしてほしい、お年寄りには理解しづらい…というご意見を頂戴しました。 なるべく補足をつけて送りなおしたり、電話口にて説明を加えるなどしてまいりましたが、そうした補足を加えないと提出していただけない事例も多々あります。 特別便や定期便のまだ納付の確認できていないところを未納と表示することによりお客様から問い合わせが多く発生しました。 ここは未確認という表示にするか、発行時点のところまでで表示するなど検討していただきたい所です。
3056	地方庁	社会保険事務所課長級以上	これまで明らかにされた以外には、特に承知していません。	オンライン記録の整備を急ぐべきと思います。(カセットオープン)	人的要因および事務処理体制に問題があったと認識しています。	個別に説明をするしかすべがありませんでしたが、当時の取り扱いが不明であり、十分な説明が出来ないケースも多々ありました。 反省点としては、現在も存在しておりますが、不備記録等を整備した上で、特別便等の対応をするべきであったと思います。本人への照会が複数混在し、余計な混乱をまねいたケースが多々見受けられました。
3057	地方庁	社会保険事務所課長級以上			カセット記録がオンラインになつてから事業所名なしで氏名も正常なよみになつていない記録がでたときから本人と確認がむずかしくなるとおもつた	記録をもっている事務所になるべく確認おいれていた。各事務所のカセットがいまのようにみられていればよかつたとおもつている。
3058	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	この問題とは、(6)のことでしょうか？問題が大きすぎて、回答できません。	いわゆる宙に浮いた年金問題は、届出主義のやり方で業務に長年携わってきたので、早い時期に問題と分かっていたが、認識的には薄かったと思います。	問題点として、いまだに自分の基礎年金番号をきちんと管理できていない人がいます。20歳を過ぎても新番払い出しせざる得ない方がまだまだいます。 反省点であると考えられる点は、国民の年金制度に対する国民の認識の低さが考えられると思います。メディア等を活用した広報活動をもっと積極的に行わなかったからだと思います。
3059	地方庁	その他(社会保険事務所)			現在、直接収納業務に携わっているが、過去にあった事象を聞くたびになぜこのようなことが行われていたのかと、非常に遺憾である。 また、過去の記録を、早急に計画的に電子化しておくべきであったのではと感じる。オンライン化とともに、すべての記録の確認を進めておけばよかったのでは。	前記にも書いたが、反省点としては、社会保険庁全体として、記録の電子化が遅かったのではと感じる。 また、法令順守の徹底不足は否めない。
3060	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	氏名の読み方、生年月日が同一で、また、本人の記録と重複していない期間の記録については、ほかに氏名の読み方、生年月日が同一の人がいない記録であれば、国が本人の年金記録として処理してよいと思う。	厚生年金がスタートした当時から、社会保険事務所の職員ですら、この記録が、本人にとって重要な記録であるという認識がなかったのではないか、また、どのように年金受給につながっていくかということを、念頭に置いていないで事務処理を行ってきたため、被保険者名簿等への記載についても、自分が読めればいいという感覚で書いていたので、判読不能の字が多く、現在となっては、どうしようもない状況になってしまった。 一方、個人の方からすれば、以前は、年金についての関心が薄く、会社に就職するたびに新たに年金番号を受け取っていた人や、入社して短期間で辞職した人は、会社としては厚生年金への加入手続きをしていたにもかかわらず、本人は、加入していたとは思わない方々が多い。 社会保険庁としても、年金記録問題が公になる前から、年金が支給されるべき記録が存在していることがわかっていたと思われるのに、前もって記録の洗い出し、整備をしなかった。(労働組合との関わりか・・・) 平成19年頃と思う。	申し出の記録の確認について、誠心誠意対応した。 ・国民一人一人の年金の重大さが分からずに、職員が仕事をしていた。 ・国民一人一人が年金の重大さを分かっていなかった。 ・組織として、責任感及び危機意識がなかった。
3061	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録が、他人の記録となっているケース 年金記録をオンライン管理するに当たり、紙台帳の記録を進達しパンチ入力で現行のオンラインシムテムの記録としていますが、年金番号のパンチ誤りから記録が本人以外の者記録となっているものがあると思われる。	正しい記録という意味では、紙台帳の記録とオンラインシステムの記録を突合することが必要であり、突合した後、記録を正しく訂正することが本来の姿である。 [問題点] 年金を受給されていない者は、記録を訂正し年金記録を正しくすればよいが、年金受給者は年金額の減少もあるため一律に行うことが困難と考える。 個人的には、正しい記録にしたうえで、年金受給者についても正しい記録で年金額の計算を行うべきと考えます。	年金記録問題は、本来年金を掛けた者が、応分(正しい金額)の年金を受給することが当然である。 問題を知った時期(直面した時)は、平成16年に年金相談を担当しているとき年金を請求する者から、勤務していない事業所があるとの相談があったとき。	お客様の申し出により、該当社会保険事務所(払い出し庁)へ照会し、記録を確認した。お客様へ説明し、理解をしていただき記録の訂正等、事後処理を該当社会保険事務所に依頼した。 オンラインシステムでの記録管理において、記録を収録する際の入力誤りが原因であるため、入力結果のチェックが正確に行われていなかったと考えられる。今後においては、処理したもの全てのチェックを確実に行うこと。決められたマニュアル通りに事務処理を行うことが必要である。
3062	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3063	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	なし	平成9年ころ年金給付を担当していて、厚生年金などの場合、会社を変わるたびに年金手帳をもらっている人がで、そういう人からの相談を受けて実感していました。また、会社に入る年齢条件のために生年月日が戸籍とは違っている人がいることも知っていました。しかし、年金の裁定請求に来たときに聞き取りをして記録をつなげていけばよいものと考えていました。また、会社が最初の何ヶ月かを試用期間として厚生年金に加入させていないということがあったのも事実です。そのため、本人の申し立ての期間と、実際の厚生年金の加入期間が食い違っている場合もあります。社会保険調査官などが事業所調査を実施してそのような事実が判明した場合には、取得月日の訂正を指導しなおさせていましたが、年間に実施できる事業所調査の件数では、全部を是正できるはずもないとは思っていました。確かに社会保険庁の記録の方法が悪くて消えた年金記録があったかもしれませんが、一歩的に社会保険庁が悪者にされるのではなく、事業所側にも責任があったということはわかっていただきたい。また、これまで以上に事業所調査などを数多く実施するためには、調査に当たる人数を大幅に増やすか、民間に委託できるのであれば、委託するなどの方法で、的確な資格取得が行われるようにしていかなければならないと思います。 国民年金については、市町村の記録と社会保険庁の記録は過去には出向いて突合せをするなどしていましたので、安心と思っていましたが、何度かの台帳書き換えで、転記ミスなどがあり、すべてを信用できる記録とはなっていないようです。台帳の記入方法についても全国一律になっているべきなのに、そうなっていない部分もあり、今記録の突合せを行うにしても、昔のことがわかる職員などに聞きながら実施しているのが現状です。年金記録問題と世間に騒がれる前に、それもオンラインシステムを導入してすぐ位に突合せをしていたならば、こんな問題は起きなかっただろうに戸残念に思っています。 今後紙台帳との突合せを実施していくうえで、OBなどの協力が得られなければ本当に正しい記	国民年金の特殊台帳の記録突合せを実施するに当たり、OBの協力を得て実施しようとしましたが、皆さん忙しいらしく、思ったほど協力が得られなかったのが実情です。早くしないと、紙台帳時代のことをわかっているOBはどんどん少なくなっていますし、今後紙台帳との突き合わせなどを実施する場合、もっと積極的なOBの協力を得られなければ、現職や、臨時職員だけでは、思うように作業は進まないと思います。今社会保険で働いているものだけではなく、OBももっと巻き込んだ体制を構築していかなければならないと思います。 厚生年金にしても適正な資格取得届けを広報するだけでは、効果はなかなか現れないと思いますので、巡回して事業所を調査する仕組みなどを強化しなければ、いつまでも、被保険者が加入した日と資格取得年月日の差が生じて、社会保険の記録が正しいものだと胸を張って言えるときは来ないように思います。
3064	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	旧台帳記録の整備等による社会保険庁が保有する個人記録等を、全てコンピューターで確認できるように努力する。生年月日、氏名、年金番号、性別等で検索可能にする。 なお、台帳がない、読み取り不可能で判別できない記録を公表していく。	従前は、年金の請求時点で記録を確認していくことで、対応が可能であると認識していた。 これほど、記録の不備が多いとは思ってもいなかった。 認識したのは、5000万件取り上げられたときです。	記録の整備が最優先だと思った。 記録の管理について、年金手帳の記号番号に偏りすぎていた。また、年金手帳記号番号さえあれば、照会に対応できると考えていたが、手帳をなくした、複数取得している、さらに、手帳等を受け取っていないなど、年金に対する周知がされていなかった。 また、年金についての国民への広報が足りなかった。 もっと、義務教育内の中学生への社会科の授業等で、年金について取り上げてもいいほどの内容だと思います。
3065	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	聞いてません	根気よくやっていくしかないと思います	ずさんな記録管理や入力ミスが、これほど多いとは思っても見なかったし、なぜもっと、確かなチェック体制をとらなかったのかと残念でなりません。と同時に、「国民はかなり損をしてるんだろう。できる限り記録を見つけ出そう」と皆と話していました。ただ、この問題が表面化する以前は、「世の中には会社を替わるたびに、新規で、年金番号をつくる人が、なんと多いんだろう」と思ってました。まさかこちら側のミスがこれほどとは・・・ この問題を知ったのは、新聞やテレビで騒がれだしてからです。	上記のとおり、できる限り記録を見つけ出そうと、考えうる限りの手段や方法で探すことを心がけました。と同時に、今までの自分のやり方を反省しました。 反省点としては、一人ひとりの心がけと、チェック体制の確立と思います。
3066	地方庁	社会保険事務所課長級以上	今出ていること以外には知りません。	この問題だけのチームを編成し通常業務から切り離して処理を集中して行う。	消えた年金とは認識してしていませんでした。今回のように問題になってから知りました。	お客様からの情報収集し記録判明にむけて対応を行った。届出当時の書類の確認徹底(職員、届出者共に)が不十分であったと思います。
3067	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	市町村等との協力を今まで以上に要請して、個別にあたっていくしかないと思います。	年金記録問題が報道されるようになるまで、このような膨大な数の記録モレがあるとは思いもしませんでした。 裁定請求時にすべての記録は整備できる程度の問題くらいに認識していました。	基礎年金制度導入当初より、地道に広報などで呼びかけておくべきだったと思います。
3068	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	平日は通常業務が18時から20時位に終わり、その後に記録照会回答処理をおこない、土日も出勤して取組む状況が続いており、職員が疲労困憊し、仕事の質の低下が懸念されます。集中して専門的に対応できる体制の確立が急務であると考えます。	年金裁定請求書の審査や、年金相談窓口対応の際に、いくつも番号をお持ちの方がいらっしゃいましたが、以前は、厚生年金、船員保険、国民年金、共済組合それぞれ別の番号でしたし、同一制度内で重複している場合は、ご本人様の加入手続き時の手帳提出もれのため、ご本人の手続き誤りであり、国民年金選付金が発生しないケースは年金請求時に統合すれば問題がないという認識が強かったと思います。 報道で年金記録問題として連日取り上げられるようになってから、大きな問題として認識し、基礎年金番号制度を導入した以上は、もっと入念に手帳番号統合のご案内を、繰り返しおこなうべきであったと思います。また、職員が窓口や電話で、他の手帳番号がないか、もっと入念にチェックすべきであったと思います。	窓口や電話で応対時に、他の手帳番号がないかどうか、徹底的に調べるように心掛けております。また、お客様は年金についての知識がほとんどないことを踏まえて、たとえお客様の手続き誤りの場合であっても、親切丁寧に対応し、当方のシステムに重大な誤りがあったという前提で取組まなければいけないということを、日々痛感しております。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3069	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録は、WMに入っている情報がすべてだと思っていました。 WM以外に手管理で保存されている記録があることを知ったのは、年金記録問題が発生した、3年程前になります。	窓口での期間確認は、WMのみに頼らず、なるべく期間照会届を提出してもらい、時間がかかってでも、本人が納得できるまで、じっくり調査するようにしました。 問題点は、すべての記録がオンライン化されていないこと。過去に年金番号を同じ人に何個も払い出ししたこと。等だと思います。
3070	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている問題以外は存じません		制度的な欠点と共に、コンピュータの無い時代(過去)からの資格記録方法に、問題があったと認識しております 問題の存在を知ったのは、これらの報道がされる様になってからです	かかわったお客様に対し、以前にも増して誠実に対応しようとしました
3071	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録の解決に向けて、紙媒体で残された資料とコンピュータ上の情報の突き合わせ等、すでに示されたものについて誠実に行っていくべきと考えています。 しかし、一方でどれだけの方の納得を得られるのかについては疑問を感じます。 結局、多くのお客様にとっては、行政側の資料にどう記されているのかは問題ではなく、結果として自分の年金記録が追加されない以上は納得されないと考えます。 全国統一の救済基準を作成し、平成9年3月以前の未加入や未納を行政側が立証できない事例については、年金事務所において記録訂正を行うことを可能にすることが、早期の年金記録問題解決を可能にする方策の一つと考えます。	私たちの組織の体質、制度の不備、広報の不足、被保険者の皆さんの制度理解不足など、様々な要因が起こした問題と認識しています。 社会保険事務所に出向した平成13年頃には、基礎年金番号に統合されていない手帳記号番号が存在していることを問題として認識していました。	年金の裁定請求受付時に、お客様からの聞き取りを元に基礎年金番号以外の記録をできるだけ確認するよう心がけることで、対応しようとしてきました。 反省点としては、オンライン移行時及び基礎年金番号導入時に、現在取り組んでいるような姿勢で年金記録問題解決にあたるべきだったと考えています。
3072	地方庁	その他(社会保険事務所)	全国健康保険協会にあいまいな基準で採用された元職員に年金記録についてかかわっているものが非常に多いと思われること。その者の人事記録等と照合しながら確認したら良いのではないかと思う。	厚生年金においては、一般従業員は全く関係ない被害者であるため年金額に反映する重要なことであるため、申し立てがあれば、早急に訂正してあげるべき。しかし代表者、役員については事業所の責任者であり当時何も知らなかったというのには疑問がある。また国民年金については、手帳の払い出し日に照らし合わせるなどして、未加入で納付としたと主張する方とは分けて考えるべきではないかと思います。	組織的な関与であると、思っていた。当時の幹部からの支持はあったと思う。三回目位に事務所異動があった頃？詳細にはわかりません。	今までの幹部職のための至上主義をかんがえなおさなければならないこと。また、自分の国民、住民サービスの観点をきちっと様をただし見直す考えを自分一人でなく、全体で改善すること。また、今までの人事について、今までのように適材適所のような考え方で不公平な人事は絶対なくすこと、そうでないと全く変わらないと思う。今までがあまりにも酷すぎていた。来年からは、幹部職の質、平等な考え方になるように本当に期待します。失礼いたします。
3073	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		メディアの報道で初めて認識し、驚愕した。	今からやらなければならない事を着実に実行していこうと考えた。私の場合は窓口来所の方々の年金記録を1つ1つ解決する事。 この記録問題は膨大事項を先送りにし、自分たちの仕事だという意識が長きに渡り組織全体として欠如していたことから発生したと考える。もっと組織として、また、1人1人が責任を感じて仕事をしていかなければならないと思う。
3074	地方庁	社会保険事務所長			基礎年金番号が平成9年1月に導入されたにも拘らず、年金記録を基礎年金番号に統合する処理を怠ってきたことが問題である。基礎年金番号が導入された際に、現場の担当者として、基礎年金番号の重要性を大々的に広報し、基礎年金番号への統合を推進する取組を訴えたが、経費の問題、また、記録の統合は年金裁定時に行ったので良いという考えもあり、年金記録を整備する時期を逸してしまった。	現在の年金記録問題は、社会保険庁の記録管理が社撰であるため、国民の皆様にご自身で確認するよう訴えている。そうではなく、国民に対しては、基礎年金番号で年金に関する情報が全て分かるという重要なものであることを訴えて、自らが年金記録に関心を持っていただくような広報はできないものでしょうか。
3075	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	特になし	大変な問題だと認識しておりますが、時代的な背景、例えば、韓国や中国等からの強制連行されたと思われる氏名が、払い出し簿の中に多数あること等から、全面解決は難しいのではないかと危惧しておりました。 また、制度発足当初においては、年金制度の重要性を保険者及び被保険者ともに認識が不足していたのではないかと思います。現に、生年月日をずっと誤っておぼえていたり、職種によっては、意識的に数年若くしたり、反対に多くしたりしていた事例がありました。また、氏名についても俗名で届けたりしていた事例もありました。 手作業での時代、保険者側にも、もう少し丁寧な仕事のやり方が求められていたのかもしれません。例えば、読みやすい字で書く、ゴム印ははっきり押す等の些細な事柄が。 そういう、ささやかな事の積み重ねの結果だと認識しています。 標準報酬月額の問題に関しても、それが将来の年金額に反映されるところまでは考えが至らず、目先の保険料の多寡のみに関心が向けられているような気がします。	その時々の立場において、真摯に対応したつもりです。 手作業の時代から携わっていますので、<8>に記したとおりです。
3076	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職員による不正入力については、不正入力の可能性のある資格等は処理結果リストを係長以上全員でチェックする事。 不正をした職員は処罰をおもくする。 記録の未統合に関しては、電話、来所相談、資格等の入力の再に気づいた時に必ず本人確認を取り、重複取消届を提出させる事。提出があるまでは、何度も確認をする事。	社会保険庁から社会保険職員全体の責任問題、信頼に関する問題と認識していました。 免除の不正入力、記録の改竄は決してしてはいけない事だと思い、同じ社会保険職員として、情けなかった。 問題が存在することを知ったのは平成18年頃だったと思います。	件数は多いと思いますが、一人一人に対して丁寧で責任、誠意ある対応をしようとしました。 年金定期便など本人に対しての確認作業が遅かった。昭和61年や基礎年金番号導入時等、今まで本人に記録確認する機会があったと思う。 不正入力については、事務所所長も含め黙認してやっていた所もあったので、収納率が大幅に変わった事務所、事務局については、社会保険庁が確認すべきであった。 当時、偽名、偽の生年月日で資格取得を提出する人、事業所が多かったみたいだが、そのような事業所に対してはおもい処罰をかせるべきであったと思う。 年金の裁定請求時に徹底した確認をすべきであった。昔勤務した事業所などこちらからは名前等教えれなかったので、本人が忘れていた場合は他人として扱われたので、今現在みたいに多少ヒント等を教えてもよかったのでは。
3077	地方庁	社会保険事務所長	わかりません。 以下余白			
3078	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に今他に思い当たるような事象はありません。	①時間や人、お金をかけても、電子年金記録と旧紙台帳記録の照合に早急に着手すること。判断の基本になる土台がしっかりしていないと、色々な問題に対処できない。 ②庁保管の旧台帳マイクロ保存分データを早急に電子データに入れ込むこと。(930届書の分) ③①②の進捗状況をホームページで公開すること。	①問題の先送りをしていると認識していました。 ・・・年金給付課在籍時に、再裁定が一向に減らない状況をみて、以前から年金番号の統合号や名寄せで収録を行っていればこういうことは減ったはずだと思った。 ②納付者を大切にしていない結果だと認識していました。 ・・・国民年金係に在籍時、納付はあたりまえという認識から、納付者をみないで、記録も納付者まかせにして、未納者対策にばかり走った。未納者には何回も文書や電話、個別訪問をして年金制度を説明し、その裏用も納付者の保険料から拠出していることを知り、納付者と未納者に対する行政対応の不公平感を持ちました。 ③収納率至上主義が招いたものと認識しました。 ・・・以前、徴収課在籍時に収納率100%の事務所があると聞き、ありえないと一人思っていましたが、今回の問題で腑に落ちました。	【対応】 ①については、年金裁定処理時に全件氏名索引を行って、本人の記録と思われるものについて、確認し、記録統合を行ったうえで、裁定処理を行った。また、氏名や生年月日が収録されず、年金番号のみの年金記録に氏名・生年月日を収録するよう要請したが実現されなかった。 ②については、市町村が保管する国民年金台帳を廃棄していいとの通知がでたとき、管轄市町村へは廃棄せず、保管しておくようお願いしました。また、納付者にメリットがある前納制度の集中的な広報や納付申出者へのより丁寧な応対を実施しました。 ③国民年金では、未納者のみではなく、納付者視点から収納率向上を図りました。(前納者対前年度200%等)また、厚生年金では差押回収率を目標に設定し、特に倒産時は税務署と競争してどちらが先に倒産事業所へ着いているか、即行動を基本にすえ、収納率はその結果であると職員へは言いました。 【反省】 ①問題を先送りしないこと。・・・何故を5回繰り返し、納得いくまで調査し、実現するまで、粘り強く要請を続ける、職員の意識改革 ②未納者よりも納付者を大切にする視点を持つ。・・・未納者は納付者が大切に扱われているのを見れば納付者へ変わる、納付記録が正当でない扱いは絶対に信頼を失う。何が重要かを見据えた事業のあり方 ③結果責任制よりプロセス責任制が必要だった。・・・目指すは収納率100%だが、要はそこに至るプロセスがどうだったかの観点が抜けていたと思います。
3079	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去のずさんな管理体制と、それを維持してきた組織のひとりひとりの責任問題だと認識している。問題を知ったのは、実際に年金給付の仕事についてからで、正確な時期は思い出せない。	迅速な再裁定業務を行うための体制の立て直し。具体的には、派遣にも出来る仕事と職員の仕事を分業し、再裁定の進達業務の効率化、迅速化を図った。 問題点は、政治に組織が振り回されただけで、全国で統一した事務レベルでの対策、またはそのリーダーシップが十分に発揮出来ていないように思うこと。責任逃れだけを考えた無駄な事務の増加はたくさん通知されるけれど、効率化を考えた対策は十分にされなかったと思う。 リーダーシップをとる者は現場をもっと見ないといけないと思う。
3080	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
3081	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		資格記録を管理するシステムの構築が必要と思われます。 いろいろなファイルが作成されていますが、訂正記録等が反映するのにタイムラグがるため、手作業が増えて事務処理が煩雑になっているように思われる。	社会保険職員として行なわなければいけない、最重要項目。 平成16年頃。	年金記録問題の作業等へ積極的に対応 ねんきんあんしんダイヤルへの対応 年金記録問題窓口への対応 一度に大量の課題があげられ、要領等の理解不足で客様への対応が上手にできないことがあった。
3082	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般に知られていない現在思いあたる事例はありません。	問題があれば早急に対策室を設置し効率的な進行を行い対応すべきだと考えます。	平成4年採用当時より資格取得届の厚生年金番号の新規払い出しについて届出には新規であっても本人の紛失、職歴の忘れ等によるものも多いので払い出しについては注意するところであったが事業所よりの確認、届出という制度の限界を感じていた。今考えるとこれらが浮いた年金の件数の一部になったと思える。	過去に年金番号をお持ちの可能性をさぐり事業所に職歴を確認したりすること。基礎年金番号の早期制度化が必要であった。基礎年金番号のように厚生年金番号も住所管理すべきであった。台帳作成時の氏名の読み仮名の確認、オンライン化するときの作業を氏名の漢字入力など慎重にすべきであった。後からでも統合できるという安易さからの一人一番号制度の周知不足。制度の学校教育の重要性があると考えられます。
3083	地方庁	その他(社会保険事務所)			勤務しはじめて期間照会業務があることに驚いた。更に、オンラインシステムに転記誤りが多数あること、被保険者名簿・原票にフリガナがないものも多数あること、都道府県によって、被保険者名簿・原票の様式が違うこと、など問題が発生するべくして、このような問題が起きたと思う。 標準報酬の遡及訂正については、事業主の届出に基づいて処理を行っていたが、賃金台帳などの関係書類の確認が充分でなかったために起きた問題であると思う。調査を進めるにつれて、実態が分かり始めた。	標準報酬の遡及改定については、現在の取り組みを進めることにより、新たな問題が発生することはないが、現在問題となっている部分については、全件調査をしなければ解決はしない。 ケースによっては、委託を受けている社労士が控えを持っている場合もあるので、更なる協力をお願いすることにより解決できる事案もあると思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3084	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		国民の社会保険庁に対する信頼がなくなってしまっており、「年金記録はまちがっているものだ」という先入観も多大であることで、本来適正だと思われる記録までもが「まちがっている」とご指摘される方も少なくない現状であるため、不本意ながらも一律救済もやむをえないのかなとも思い、またそうしないと国民の皆様は納得していただけないのかもしれないとも感じます。	生涯一事業所で終身雇用される方が少ない中で、現在の制度では、どうしても手続き忘れ等による未統合記録の発生が避けられない状況でした。そうした中、年金記録の統合処理にあたっては、別人記録を統合しないために、十分な注意を払い慎重に行うように指示されていました。(本人が職歴の記憶がなくなっているにもかかわらず、こちらから誘導するような形で安易に本人記録と断定することは危険であるなど。) こうした過去からの経緯が、別人記録の統合を防止してきた反面で、多数の未統合記録を残してきたという負の遺産を生んだと感じます。	(8)で記述した内容から、相談窓口や電話対応では、極力ご本人やご家族に記憶を呼び戻していただき、正しい記録への回復を進めてきたところです。一方では、(8)で記述したこれまでの経緯(対応)があまりにも慎重すぎたのかもしれないとも感じます。
3085	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	旧台帳、名簿、船員保険名簿等すべてをキテンとオンラインに登録すること。いろいろ整備していることは、わかっていますが、現状況では、平行して行うしかないのでしょう。現在、黄色い便でおこなっていますが、基礎年金番号に統合されていない浮いている手帳番号を調査していくしかないとおもいます。さらに、市町村の協力をなしには、最終段階まで、追いつけないとおもいます。	オンライン化により、すべて、入っているとおもっていた。時々抜けているのは、聞いていたが、判読不明などによる入力漏れ誤りなどの簡易に考えていた。また、請求時にキテット調査し行っているものと聞いていた。残念でならないのは、社会保険庁でいつ整備しようとしていたのか、地方としては、進達をしているのになぜ、信じられない。人員不足もあったのかもしれないが、後、回しにしていったツケがここにでてきたのだろう。社会保険庁全体の問題であるが、報道になる前に、キテットした計画を出せなかった、われわれ、社会保険庁が悪い、情けない気持ちと、残念な気持ちでいっぱいでした、現職に対応していただいて、大変な時期を、庁、地方一丸となって頑張っていると感じます。国民の方も、理解されている方もおり、「大変でしょうが、頑張ってください」の声もかけられることもしばしばです。もうひとつ、間違っているのは、組織解体の時期です。国民優先に考えなければならない、つまり、記録問題解決後でなければならない。勤務実態は、異常状況、民間の方々からも信じられないの声、田舎なもので良く国民の方は、見ています。最後に、四角四面の回答だけだは駄目だと感じています。民間や謝金、賞金職員の方は、どうしても、WMの画面をみて、有り、無しとブッキラボー、相手は「人」です。当時の社会情勢等盛り込んで、説明した方が納得いただけることが多いと思います。自分としても、外の職員の方も日々頑	誠意をもって接し、納得いけるせつめいをする。年金制度の複雑すぎて、一般国民にとって難しいもの、「誰が、こんなに複雑にした」と言った声もあります。①共済組合については、各共済に対応させる。②業務センターで持っている情報(カセットオープン、旧台帳)すべてWMで見られるよう画像化等行う。
3086	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	再勧定などへ人員を注力し、迅速な対応を行い、また、年金に対して関心のない人も少なくなく、メディア広告による周知もさらに増やすべきであると思います。	未統合記録があることは分かっており、年金は請求行為であるという以前からの対応もあり、起こるべくして起きた問題であると思いました。未統合記録が存在するということは、入庁してまもなく知りました。	お客様サービスを第一に接するよう心がけました。年金記録の不備は完全には防げませんが、基礎年金番号制度の平成9年に、より丁寧な対応をしておけばよかったと思います。
3087	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりませんでした	職員が力合わせて行デなうことが大切だと思います	テレビ新聞等で知りました。	相談者に親切、丁寧に解りやすく説明させて頂くこと反省点としてはこんな問題があつた事おしらなかつたこと
3088	地方庁	社会保険事務所課長級以上			記録問題スタート時知った。統合が進んでないことに疑問は感じていた。	早急な統合処理、並びに今後基礎年金番号のチェック強化を事業主に促した。
3089	地方庁	社会保険事務所課長級以上	一般的に知られていない問題については、特に把握していません。		基礎年金番号導入時に国民の皆様の関心が低かったためか、年金相談の時など別の手帳番号を統合せずに、そのまま手帳をもっておられるケースが多々見受けられました。将来、大変なことにならなければよいが、と危惧しておりました。 その問題を知ったのは、年金給付課に配属されていた時期ですので、平成12・3年頃だったと記憶しています。	その問題を知って以降、私は年金相談や国民年金等の窓口対応時には、未統合の手帳をお持ちのお客様にはその旨ご説明し、積極的に番号統合を行いましたが、一人のすることでは限界があります。 基礎年金番号導入時はもとより、それ以降も年金月間等を活用し、社会保険庁としてももっと広報等に力を傾注し、取組を進めていれば、5，000万件というような膨大な数にはならなかったのではないか、と考えます。
3090	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3091	地方庁	その他(社会保険事務局)	承知していない。		当初は、年金記録問題の原因の大部分は基礎年金番号導入時の 手番統合に係る申し出をしていないことが原因だと思っていた。 しかし、年金記録問題の発生を機に、事務所にはない旧台帳の存在等 を知り、氏名の収録されていない記録があることを知ることとなり、本人より 記録が抜けているとの申し出があった場合でも記録が確認できないものと して処理されたものがあるのではないかとの認識を持つようになった。 ※入庁したのが、基礎年金番号導入後であり、オンラインに収録されて いる記録は基本的に正しいものだという認識があった。そのため、統合もれ の手番記録は氏名索引すればオンラインにより確認できるものと思っていた。	オンラインに収録されている記録が全てではなく、元になっている統台帳 の記録に立ち返ることを肝に銘じて対応しようとした。 反省点としては、(当時には、その当時における考えがあったのだと思うが) 紙で保管している記録が、オンラインに切り替わった後に、オンラインに氏名 や資格記録等全て収録できていなかったことが挙げられる。 また年金記録を確認する機会がほぼ年金請求の時であり、(予算の制約 があったと聞いているが)現役のときにお知らせする機会がなかったことも挙げ られる。
3092	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在はありません		端末機械に氏名不明の記録があったのは知っていたが、庁で順次補正している思っていた。今回の年金問題の報道等により知った。	社会保険事務所と庁との距離があり情報の共有がされていなかった。
3093	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の解決には、現在、政府が掲げているように集中的にそして短期間で行う必要があると考えております。そのためにも、やはり待ちの姿勢でこの問題を解決するのではなく、お客様への積極的なアプローチが必要だと思っております。訪問や電話、媒体地方公共団体への協力要請などを通して直接、お客様と触れ合う中で、年金記録問題に対する信頼回復に努めていくべきだと思います。 私は、民間出身者で最近までサービス業界に身をおいていました。社会保険事務所に勤務して思ったことは、社会保険庁の職員は、お客様と直接触れ合うこと(コミュニケーション)を苦手にしている方が多いような気がしています。今後は、職員個々人ののコミュニケーション能力やサー	私は、平成21年3月から勤務しはじめたので、当時、すでに年金記録問題が明るみに出ていました。	法令順守の枠の中でお客様の立場にたって、最大限のサービスを行うことを心がけております。 年金記録問題の要因のひとつとして、法律上、申請主義をとっているのはわかりますが、ただ事業主や被保険者の申請を鵜呑みにしている部分があるように感じています。最近では標準報酬の遡及問題などが代表事例でありますが、今後は、各届書の事跡管理などを徹底していくべきであると思います。
3094	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	現職員が、最重要課題として全神経を傾け、この問題に取り組むことは言うまでもありませんが、宙に浮いた記録の全てを解明することは、事実上不可能であることから、「被害者」とされる基準を明確にしたうえで、被害者に該当する案件処理が、解消できた段階で、記録問題解決の終結とするしかないのではないかと考えます。	この年金記録整備作業は終結できるのか、また、いつまで続くのか、と言う不安が先に立ちました。 しかし、被害者になられる人には、何としても早く記録を整備して置く事が大切と考えました。反面、悪質な職員の処理が判明し、ショックでした。 この問題を私が認識したのは、やはり国会での長妻議員の指摘からでした。	戦争被害により記録の消滅等があることは、以前から知っていたが、5千万件の宙に浮いた記録があることを知ったときからは、年金受給者には保険料を掛けているにも関わらず、正しく年金を受けられていない人が多くおられるのだなと思い、解決に向け自分の仕事が想像を絶するものになると思いました。 この問題について反省点を挙げれば、提出された届書の保存、受付処理の徹底、作業処理の点検及び決裁の徹底、職員への指導内容のチェック等が不十分な状態であったことから、全体の作業内容の見直し等が必要と考える。
3095	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金に対し国民の皆様の信頼を失ったことを恥、信頼回復に全力を挙げ取り組まなければならない問題と認識しています。 平成19年に年金記録問題を知りました。	年金記録問題が始まった時、事務局の年金課に在籍しており、局として事務所支援に努めましたが、予想を上回る相談者の数で対応におわれました。年金に対する不安が相談者の来訪および電話の数であります。反省点としては、相談体制および「ねんきん特別便」の回答等の対応の遅れが考えられます。回答等が遅れることにより、さらに不信感が募り不満になり苦情につながりかねません。
3096	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金の受給権確保が困難な人(年金について知識がない人)の救済について行政側が国民に年金制度について、丁寧に説明してこなかった。	相談窓口にこられるお客様は、少ないと思います。時間をかけてでも、一人ひとりから聞き取りをしていくことが必要だと思います。	年金裁定時に、年金を統合すればよいと思っていた。	本人に記録の確認をしても、事業所名を覚えておられない方が意外と多かったこと。少しの期間だから、手続きが難しいと思い、訂正なしと回答した人がいた 妻が、夫が過去にどのような職業に従事していたか知らない人が、多いことが分かった。 今回の年金記録問題で、マスコミに取り上げられたことで、国民の皆様が年金について関心を持っていただいたことがよかった。 年金制度は、国民にとっては難しいことだらけであり、信頼の回復にむけ全力で仕事をしてまい
3097	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	早急に処理しようとすれば、調査不十分のまま処理される可能性があると思われます。期限を定めるのではなく、しっかりと人員を確保し時間を掛けていくべきだと思います。	統合されていない古い記録がこれほど多くあるとは思っていなかった。 年金記録問題が発生してから知ることとなった。	お客様の相談に誠実に対応した。 オンライン記録収録時の誤りが多い、旧台帳が収録されていない等記録が整理されないまま、特別便を送付したことが年金記録問題を大きくしたと思います。
3098	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	引続き適確な事務処理をしていくことです。	平成9年1月の基礎年金番号導入の準備が不十分だったと思われます。	本庁からの通知に従って事務処理を行いました。 基礎年金番号通知書の内容や重要性が、国民の皆様に十分伝わらなかった と思われます。 広報の面で、マスコミ等を活用し、国民の皆様に事前にお知らせした方が良かったと思います。 加入制度別、年齢層別等、時間をかけて徐々に通知した方が良かったと思います。 オンラインシステムを見直し、必要な改善をし、市町村や共済組合と十分な打合せをした方が良かったと思われます。
3099	地方庁	社会保険事務所課長級以上	賞与記録漏れ、誤りの確認不足	よりわかりやすい内容説明の広報、窓口での説明。	加入期間照会、年金請求時に本人に加入期間の確認をしていました。行政から通知をすることは、他人の加入記録を誤って統合してしまう恐れがあり、するべきではないと認識していました。 昨年です。	本人の立場に立ち、どうしたら加入期間が見つかるか、一緒になって聞き取り調査しました。 年一回の加入記録、納付記録を本人に確認して頂くことが大切と思います。 また、厚生年金等に加入する時には、必ず手帳を提示することが大切なので、 本人に対する年金の意識を高める広報、学校教育も必要と思います。
3100	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	年金記録の問題解決に向けては、今後も国民の一人ひとりのケースにあわせて対応していく必要があると思います。	国民の一人ひとりの将来(障害・遺族・老齢)の年金額や受給権の有無に関わるため、大きな影響がでる大変重要な問題だと思いました。年金記録問題に関するマスコミ・報道の情報がでるようになった頃からこの問題を知りました。	とても重要な問題なので、個人個人の話を誠意をもって聞き取り、今後の年金記録に前向きに解決できるよう対応しようと思いました。 この問題が起きた原因は、社会保険事務所はもちろん、市町村や事業所等によるものも複雑な形で絡んでいると思うので、年金に関する情報を、それぞれの立場からチェックする事(例えば、事業所の分として算出している保険料額と社会保険事務所が請求している保険料額が一致しているか、役所の年金部署にて受付された書類が、社会保険事務所にて処理が正常に行われているか、個人の年金記録がきれいに更新されているか(免除・国民年金納付記録・事業所の資格取得日・喪失年月日・標準報酬の額が実態にあっているか)本人に確認するシステム)などが欠落し、長い年月を放置していたことが積み重なってでてきた問題と思うので、この問題を真摯に受け止め、今後の国民の将来・日本の将来のために、安心・安定した生活を確保するために、がんばって解決していく必要があると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3101	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録判明・統合により、年金支給額が減額になる場合、減額に納得しないため記録統合を行わない。ねんきん特別便の趣旨は記録整備にあると認識していますがこれではいつまでたっても宙に浮いてままになってしまう。	宙に浮いた年金記録を解消するためには記録統合を行うべき。 減額・返納金についての対策を政府が考える。	基礎年金番号を導入し、通知したときにきちんと他手番の申し出をしていればおこらない。また、年金受給の際歴審査をしているので漏れがあればそのときに統合できるので、問題意識はなかった。5000万件の宙に浮いた年金記録があると報道されその数に驚いたが、年金特別便を発送し、年金受給者に記録漏れが多いことにはもっと驚いた。受給者の記録統合は早急にすべきと感じた。	組織の指示に従い対応。 ねんきん特別便の回答に共済組合期間を記入させるようになっていたため調査が煩雑になり、回答が遅れた。共済組合期間は社会保険庁で確認できることではないのに記入させるようになっていたことが間違っていたと思う。 年金受給者の年金特別便が原簿記録から作成されていたため、本人期間ではない合算記録に対する間違いを多数指摘された。被保険者と同じ被保険者記録で作成するべきだったと思う。また、原簿収録の共済期間が被保険者記録にないため、回答書を作成するとき、特別便との内容相違を説明しなくてはならなかった。 記録統合を行えば、期間が増えて年金額が増えると思っていたが、減額になることもあること。 高齢者・死亡者の記録は確認が取れないので最後の1人まで確認することはできないことにはならないのか。
3102	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現時点の状況を真摯にうけとめて、現在行っている作業を確実におこなっていくしかないと考えます。長年積み重なってきた問題を即座に解決する策はないと思います。	平成9年に基礎年金番号制度がはじまった時点において、一般には関心がいまほどなかったためか、基礎年金番号の照会をおこなっても回答が得られない状況でした。	平成9年時には、裏務課に在籍していましたが、年金記録を基礎年金番号に統合するため、勧奨等をおこなっていました。 その後、年金給付課在籍した時期については、年金受給者であるにもかかわらず、記録もれがある事例がありました。裁定時に慎重に記録の確認を行っていかなければと考えます。
3103	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題については、大きな問題であり、解決に向けて職員一丸となって取組むべきであると考える。記録問題については、以前から未統合の記録があること等、一部存在していることは知っていたが、五千万件の未統合記録があることはマスコミ等の報道を聞いて知った。	年金記録問題において社会保険事務所への来訪者が急増したとき、自分の役職が事務所の年金給付課長であったため、お客様の受付、年金相談対応に伴う職員配置の段取り等、諸問題に対し積極的に対応したが、このときの年金記録問題に対する国民意識が非常に高いことを痛感した。また、その後の記録整備に伴う厚生年金払出漏の調査及びねんきん特別便の対応等、社会保険事務所では毎日多忙な日々が続いたが、その当時に記録問題の責任者(当時、庶務年金給付課長)であったことから、マニュアル等を作成し、各課各人に仕事を割振りする等、職員一丸となった取組みを実施した。このとき職員によっては積極的に実施するもの、そうでないものもおり、職員の記録問題に対する個人意識の差があることも考えさせられた。 今回のような大きな問題は、一人で行ってもできる訳がなく、職員一丸となって実施することが重要であり、職員は記録問題の解決に向け意識を高く持ち同じ目標に向けた意識の共有が必要である。そのため、事務所内で毎週のように協議を行い、進捗及び今後の実施方法等を話し合い、全ての職員に問題点と解決に向けた取組み方法を周知することを心掛けた。そのこともあって、事務所全体での早期実施、目標に向けた取組みも実施できたように思う。 反省点としては、お客様の苦情も多かったことから、一部の職員(一部の幹部職員)に苦情対応が偏り、精神的に落ち込む職員もいたが、苦情対応のマニュアル的なものも必要であったと思う。また、さまざまな問題点の解決については、現場の意見が重要であり、そのために現場の意見を尊重すべき体制作りも必要であったように思う。(事務所内では実施できたが、事務局を含めた体制強化も必要であった。)
3104	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	過去に処分されたかは別として経験や知識のある方々を集めて、一極集中で迅速な処理を行うべき。	国民一人一人の人生ともいえる記録であるにもかかわらず、管理があまりにもずさんであり、国民の皆様の信頼を裏切る結果となった問題であると思います。 問題の存在については、マスコミが騒ぎ出した頃だったと記憶しています。	事務所へ相談に来られた際には、親身になって記録を確認し納得してお帰りいただけるように対応いたしました。また、記録が存在するかを確認する作業においては名前の読み方や企業名について細かく調べ、調査を行いました。 反省点としては、人様の記録を管理するにあたって、あまりにも無頓着であったことに尽きると思います。またマイクロフィルムで記録を見る作業をしていて思ったのですが、あまりに字が小さかったり汚かったりで拡大しても全く読めない事例が多々ありました。おかげで解読するのに時間がかかり、大変な思いをしました。後々のことを考えて管理していたとは到底思えません。 最後になりますが、年金未納問題が明るみになる直前の年に私は採用されました。当時まさかこのようなことになるとは当然想像もしていませんでした。いろいろと問題が出てくる度に裏切られる思いでいっぱいでした。何度辞めようと思ったことか。これからはこのような事が無いことをただただ願うばかりです。
3105	地方庁	その他(社会保険事務局)		すべての正確なデータ化と管理強化と意識の向上	手管理による長期間に渡る記録の管理及びデータ化作業での不正確性と管理意識及び制度意識の不足。 番号の統合処理の際に問題ありと感じた。しかし、その都度統合処理を行っていくしかなかった。	チェック体制を含めた正確な記録の管理をおこなうこと。 当時の社会情勢による意識の問題及び紙台帳による管理が反省点。
3106	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	時間がかかるが、すべての記録を確認後一元的にオンラインで照写できるようにしたうえで、お客様との対応を図ることが必要と思われる。	問題になる以前は問題意識は無かった。 問題認識は国会等で問題となってからです。	一人ひとりのお客様に対し懇切丁寧に対応した。 今考えれば年金制度が始まった当初その膨大な記録を一元管理をすること事態が困難と思われる。制度自体に無理があったと考えざるを得ない。
3107	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし		基礎年金番号に統合されていな年金記録が残るのは、正しい年金額の決定がされない問題があると認識していた。 時期は不明だが、基礎年金番号が始まって以降。	年金請求の審査時には氏名索引を行い、年金番号の統合もれを防いだ。 基礎年金番号導入後のもっと早い時期に、手帳番号を統一する手立てをするべきであった。
3108	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	社会保険業務センターにおいてマイクロ化されたカセット記録がまだ多く見受けられる。この記録をデーターベース化しないと年金記録問題は終わらないと思われる。主に、戦時中の記録であると思われます。		年金相談を担当するようになり、カセット記録というものの存在を知りました。	政府には、カセット記録とか、現在行われているような年金記録に問題があっても取り上げてもらえず、予算が無いということで片付けられていたと思います。コンピューターのシステム開発でも、予算が無いということで必要なものを後先して開発されていたと思います。当時はマイクロにより、氏名索引、生年月日索引、本人の申立を頼りに、事業所台帳等を駆使して調べる方法を
3109	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	長妻大臣が進めておられる、4年間での解決を図ること、そしてそのうち最初の2年間に人とお金を集中して実施する計画であることに賛同しています。 ただ、やはり古い台帳を見る際に、各事務所や地方によって台帳等の登記の仕方に癖があったり、単純にコンピュータによる検索以上に、経験による一種の直感からの検索で誤って登録されている記録が見つかるケースもあるでしょうから、慢慢発足後も新規職員ばかりでなく、経験のあるOB等の職員を積極的に登用していただきたいと思います。 また、今後厚生局や全国健康保険協会にも職員が分割されていきますが、年金記録問題は、特に古くから勤めてきた職員に「より重い責任」があるわけですから、分割されて終わりではなく、職員の身分に関係なく、「オール厚労省関連省庁及び団体」という体制で実施していただきたいと思います。	①国民年金の不正免除問題や厚生年金の標準報酬月額の改ざん問題等明らかに法令に反する問題と②納付したにもかかわらず国民年金記録が未納となっているずさんな管理の問題、③宙に浮いた5，000万件の厚生年金の問題はそれぞれ分けて考えるべき問題であると考えています。 ①については明らかに職員と組織の法令遵反ですが、②は市町村と社会保険事務所との連絡誤りや事務処理のミス、或いは紛失等が考えられ、そもそも仕事を進めていくうえでのマニュアルにも多少無理があったのではないかという気がします。③についてはお客様にもうっかりされていた面があったのではないかと思います。現在基礎年金番号が導入されていても、紛失や会社と本人との連絡ミスから新たな手帳番号が払い出されてしまうケースがあることからもそのように思います。 しかし、私たちの中にも、そのような場合は年金を請求するまでに統合されればよいというような	私は、現在バックオフィスである事務局の会計係に所属しているため、直接業務としては対応しておりませんが、ここ数年、かつて年金給付課に在籍した経験がありましたので、事務所への年金相談の応援や業務センターへの再裁定業務の支援、現在は記録照会回答センターへの応援や、月2回の土曜出勤による国年特殊台帳の突きあわせ作業等、社会保険庁職員としての責任と捉えて対応してまいりました。 反省点というよりは悔やまれる点でありますが、本当は私も一人一人のお客様のお話をじっくりと聞き、もっと丁寧な対応をして差し上げたくても、それができないようなケースがあったことが挙げられます。なぜなら、我々からすれば大益に存在する問題の1つにすぎなくても、お客様からすれば唯一の問題であるからです。 日本年金機構が、そうした親切丁寧な対応ができる体制となるよう、単に効率性や合理性のみを追求する組織にならなければよいと思います。
3110	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない	人的体制を整えて、1人1人の記録を確認するしかないと思います。	公表以降	
3111	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	記録の確認については、対象者が高齢又は死亡等により、確認困難の事例も多数であるため、職権で統合できるものと本人確認を要するものとの分別基準をおおよそ職権統合できるものとする基準緩和が必要では。	これまで厚生年金保険や国民年金の記録を直接扱う業務への配属がなかったためは、現在のように大規模な未統合記録の存在は実感できなかった。年金の請求時に請求者からの申し立てにより記録調査・確認がされて、管理されている記録については整理がされているものと理解していた。当然、事務処理上の誤りや請求者からの申し立ての漏れ等は事務処理のボリュームから存在することはむしろ必然であって、そのことのフォローをいかに対処するかが問題と感じていた。	未統合記録のボリュームから、短期間での解決は困難なため、優先順位により特別便送付当初においては、窓口・補正・再裁定の事務処理能力も見極めて、送付量の調整が必要であったものと思われる。 また、事務処理能力のアップは、人員増に尽きたことから、処理可能となる人員の増と育成を図りつつ対応していくことが肝要であったと考える。
3112	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	なし	地道になるべき。 ただし、今までは外からの要望に対し、全てを受け入れ、事務処理方法、体制等の検討が不完全のまま行ってきた気がする。 可能であれば、再度全体の道筋を見直し、やり直したいが、不可能であると思われることから、結局今行っている業務を地道にやるしかないのではないか。 なお、地方の職員も含め、過去の記録管理の方法、その後の移行、今後の確認方法を再度徹底する必要があると思われる。	認識は平成19年。 問題は、記録管理の重要性の認識欠如。(記載ミス、パンチミス等) また、一人の方が複数の年金手帳を持っていたことも事実であり、被保険者等の年金制度への理解不足があった。	職員は改めて仕事の重要性を認識すべき。 また、引き続き年金制度のPRは重要である。 年金制度は、制度の見直しの都度複雑になり、職員もさることながら、一般国民には理解不可能なところもあるのではないか。このことが年金制度への不信感を募らせているとも思われる。わかりやすい制度にすべきと考える。 また、今後年金機構として引き続き記録問題の解決に向け最善を尽くすが、その体制整備も十分に検討すべきと思われる。
3113	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		OBの方にも調査・点検等に協力いただけるよう要請できないでしょうか。	報道等でしりました。手作業時代のときは、ミスはあったかも知れないと思うがミスをしようと思ってやったのではないと考えている。ただいわゆる消えた年金記録があったこということであるが、いつごろのものなのか今も知りません。	手作業時代は、地方庁での点検確認後、社会保険庁へ進達していた。ミスが二重に起こる可能性があった。現在の記録管理は、オンラインで入力処理していることから、現在行っている二人体制での入力処理結果リストの点検を進めていけばよいと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3114	地方庁	社会保険事務所長	現状で周知されている事案以外は承知しておりません。	福島県は各事務所で回答作業を行っているが、現行の作業方法では、効率が非常に悪いこと、事務所での人的配置が限界であること、などから年金記録整備の専門部署をつくり統制の取れた作業を実施していくべきと考える。 人的配置の限界について ①増員のための予算措置がされても、事務所で公募を行っても職員として使える人材の応募は皆無に近い状況。 ②1月から正職員11名、相談窓口8箇所の事務所で、記録整備事務員の育成のための人員措置は難しい状況にある。	基礎年金番号への未統合記録の問題は認識していおりました。 統合されていない記録でも、本人の職歴等の申立で探すことはできると考えていた。 オンライン収録が不完全な記録については、平成19年に記録の整備作業に携わるまで知りませんでした。 名前の無い記録、1つの手番に複数の方の記録が混在していたり、1人の記録で取得時・中間記録・喪失時の記録がすべて別々の手番に収録されていたり非常におどろきました。 (年金裁定時に、別番号で原簿記録が追加作成されているものも多数ある。)	記録問題の対応については、組織の指示どおりに対応をしてきた。 反省点については、逐次解消がされており現時点では考えつかない。
3115	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットオープンされていない記録が、まだ多く残っている。	本人に照会することと並行して、早急に記録の整備を行う。	受給すべき年金が、きちんと支給されていない。そのためにもお客様に対しては、誠意をもって対応し記録の回復に努めました。ねんきん特別便を発送して多くの受給者、被保険者の方々が未然され大変な問題であること実感しました。	各種届出書の内容、入力処理については、今後も入念にチェックしていく事が重要だと思う。安易に受付して処理する事なく事業主、被保険者に対しては、疑わしい事があればしっかりとした聞き取り調査を行っていかなければならないと思う。
3116	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	今やっている作業を地道に続けていくことだと思います。	期間調査届によって記録判明するケースの延長上にある問題と認識。 いつごろかはわかりません。	年金の裁定請求時に氏名検索を行った。(今の名前と旧姓以外にも考えられる読み方を検索した)
3117	地方庁	その他(社会保険事務所)	他には特になし		厚生年金の番号を払出するときには、会社からの届出を重視し、別な番号が払出されていても、確認行為を行なっていなかったことが、1人で何枚もの番号を持つことになってしまったこと。 制度(国民年金、厚生年金等)が別々になっていたため、本人が、一度も厚生年金に加入していなかったといわれれば、新規に払出をせざるを得ないと思います。(現在は、基礎年金番号になっているため、20歳以上の方は、必ず番号はあるとの対応はできるが) 紙台帳から、オンライン化された時点 基礎年金番号が記入された時点。	基礎年金番号が導入された時点で、統合処理を現在の対応(別な番号がないかどうかの徹底的な確認)をする必要があったと思う。正直、当時は、本人からの申出がなければ、統合をしなかったし、60歳の請求時点で確認すればよいとの対応でした。 また、オンライン化された時点で、国民年金台帳を全部マイクロ化を希望しましたが、当時、予算の面で、一部(特殊記録あり)しか、マイクロ化がされませんでした。
3118	地方庁	社会保険事務所課長級以上	1第3者委員会から厚生年金記録訂正のあっせんがなされた後、当該事業所があとで不服を申出るしくみが確立されていません。 具体的には、委員会の調査段階で、事業所が調査の趣旨を理解していなかったため、特例保険料の請求が来た段階で慌てて反論しているケースが現実にあり、対応に苦慮しています。 2厚年の不適切な選及訂正の対象事業は、そのほとんどが滞納事業所の社長もしくは役員(家族が多い)であることは、一部の識者が指摘していますが、一般にはあまり知られていないのではないでしょうか。 私は徴収課ですが、「ペーパー会社を作り、自分の役員報酬を最高等級にし(実態と違う)、保険料滞納し(差押財産など当然なし)、つぶしてしまって年金受給」という冗談のような者に対抗する術がなく、忸怩たる思いをしています。 健保厚年の保険料滞納の問題は、年金給付するため、国民年金より重大な問題だという認識が一般には無いと思います。	年金記録問題は、現時点での方策を粛々と進めるしかないと思います。 年金問題は、非常に難しい問題だと思います。私は2年前から徴収課ですが、全所体制で年金問題に取り組んでいます。若年者にも早期に特別便を送るなど、一気にやりすぎの感があり、現場は疲弊しています。 ぜひ現場にも現場にも配慮した対策を望みます。	問題はいくつかに分類されると思います。 1単なる社保事務所及び庁の事務ミス、管理不足等による漏れ。 2社保職員の違法な記録操作等。 3適用事業所の瑕疵による記録もれ、誤り。 4氏名変更等により、窓口では防ぎようのない制度的、システム的なもれ。(これは、基礎年金番号収入後段階的に整理していたと思いますが。) 相当以前からなんとなく認識はしていました。	上記1から4について正直に述べます。 1そもそも、コンピューターのない戦中戦後からの記録を正確に残すのは、不可能ではないでしょうか。強いてあげれば、国民年金台帳をマイクロ化もせず一部廃棄したのは反省すべきと思います。事務ミスも手作業の時代は、当時の人数では完璧にチェックするのは不可能だったと思います。言い訳はできませんが。 2悪質な個人や事業所(滞納、届出義務を果たさない等)が多い中、現場ではいろいろな判断にせまられます。違法は認められませんが、現場にいる私としては複雑な思いです。特に国年免除問題などは、前向きな仕事により処分され、職場を去って行く方が多いです。 3と4は、組織として、もっと早期に整備すべき問題だったと思います。少なくとも平成9年の基礎年金番号収入後の進捗が遅かったと思います。
3119	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の第三号被保険者の届出が2年以上遅れて提出された場合、「3号未納」と社会保険庁が呼称するのは、違法だと思います。 そもそも、第三号被保険者にはいわゆる「保険料の納付義務」がありません。その被保険者期間中に未納期間など存在するはずがありません。 その呼称そのものが脱法行為であると言わざるを得ません。 この呼称により、社会保険事務所の職員・区役所の職員が、第三号被保険者の届出が2年までだった(現在は、「三号特例制度」というのがあるので)のは、保険料の時効期限の2年間のせいだと思ってしまう。そして、それを国民の皆様に説明してしまいます。 昭和60年の国会審議の際の改正法案には、国民年金法附則第7条の3第1項の括弧書きは、ありませんでした。その後の審議の最中に「第三号の届出は、旧法の通算対象期間のように年金給付の請求時に申請すればよいのか。」という質疑があり、厚生省は、それでは、基礎年金拠出金の申請時効の2年に引っかかるとイことで急遽差し込んだだけのものです。 保険料の時効とは、まったく関係ありません。 また、先日、年金記録問題に伴い、第三号被保険者期間中に厚生年金保険の被保険者期間があるにもかかわらず、そのまま第三号被保険者になっていた被保険者に対して救済措置の通知が出ました。 ところが、第三号被保険者の期間中に配偶者の厚生年金保険の期間に1日でも空白があれば遡っての三号期間は認められていません。 これは、私が考えるには、まったく逆です。本人が厚生年金保険の被保険者になったのであれば、速やかに配偶者の扶養から抜けなければなりません。 したがって、再び第三号被保険者になった時点での届出は必須だと思います。 ところが、配偶者が会社を代わった際に1日たけ空白があったとしてもその扶養関係に何の変更があるのでしょうか。しかも配偶者の加入している厚生保険特別会計は、その第三号被保険者の基礎年金拠出金をずっと負担しています。むしろ、こちらのほうがいわゆる「やらずぼったくり」の状態です。 また、被保険者期間の単位は、月です。どんな方角から見ても問題ないと考えます。	1、「三号未納」という呼称を改める。 2、配偶者の短期の厚生年金保険の空白による三号未納者を救済する。	昭和63年から。	昭和63年から、たびたび問題として、質問してまいりましたが、何しろ、社会保険庁という役所は、下からの話は聞かない。というところでしたから。 仕方がないので、自分の部下や周りの人間には、この事を伝えてまいりました。
3120	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		来訪者の年金相談の際氏名索引をおこない、同姓同名で生年月日の違う方の手番がたくさん出てきたとき、この来訪者以外に本当の受給者がいるはずなのにそのままになっている手番がたくさんあると感じていた。 平成8年より年金給付課の窓口で応対をしていましたが、その頃から本人を特定するような名寄せ業務はしないのかと思っていました。	配偶者の旧姓で氏名索引を行ったり、出てきた手番については統合できるものは本人確認をして進めてきました。もう少し早く年金が話題になる前から名寄せ作業に入っていれば、お亡くなりになられている方や認知症の方を救えたのではないかと思います。本来貰えるべきものが本人さんへ支払われていないことが非常に残念でなりません。台帳をくって名前を探す作業も大変ですし非常に時間がかかってしまいますので、もう少しシステムを見直していただけると効率よく作業を進めていくことが可能かと思います。
3121	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3122	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現時点においては、まず、お客様に対して社会保険庁が引き起こした問題であることを、常に意識して、お客様の記録を一日でも早く正しい記録に訂正し、尚且つ、判明していない記録等については、一日でも早く判明させ年金記録問題全体が解決するように、現在の各職員個人の担当している職務において、直接的、間接的に真摯に取り組み、対応を継続すべきであると考える。	年金記録問題を問題として認識したのは、報道、マスコミに取り上げられた頃の後、上部組織から、正式に色々な通知、事務連絡等がされる少し前と思います。年金給付担当、国民年金担当係も任務として担当したことがあるが、担当していた時点では、現在のような年金記録問題としての認識はありませんでした。	年金記録問題が発生した原因は色々、報道されておりますが、社会保険庁、社会保険事務所に過去勤務した職員が当時、行っていた事務処理が正しくなく、間違った事務処理、対応であったような報道等がされているが、私個人としては、その当時は行っていた事務処理が最良かどうかは別としても、問題を過去に引き起こす事を予測して、事務処理やお客様との対応をしていたとは 思えません。社会保険庁は当時としては、官公庁の中で電算化等を真っ先に取り入れ、年々増加する被保険者記録や事業所記録に対応するため、取り組んで来たと先輩方より教えられて来ましたし、そう認識しております。国民年金のさん孔タイプについても電算化の初期ですが、私個人も若い頃、国民年金係で実際に入力作業をしておりますし、国民年金、厚生年金の紙台帳からマイクロ化し、電算化した際も経験しております。年金記録問題が発生してから一部マスコミ報道では、これらの過去、変遷をたどって来た社会保険庁や社会保険事務所の電算化等の事務処理も全て、間違い、誤りだったような報道がされていますが、このことは、非常に残念に思っております。年金記録問題解決のため、現在は、一日でも早く、自分の任務を通して、出来る限りの対応を継続し、また、新組織に移行しても、お客様第一を常に自覚、認識して日々職務を行っ
3123	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在、国民年金関係の記録照会事務を行っていますが、市町村が以前保有していた台帳を、電子画像化をしていますが、その対応も追いついていないのが現状だと思われます。当初の案では、この時期にはもう電子画像かある程度完成している予定ではなかったかと思いますが、現在も照会書類が業務センター等から来ますが、照会できる件数も制限がある上に、その回答も全くといっていいくらい無いのが現状です。現場で対応している職員からしますと、そういった部分についても、もう少し、対応が早くできる体制作り等できないものかと思います。(電子画像化が完成すれば、当然、便利になる事はわっかっていますが、その間にどうしても時間がかかってしまう・一方で当然、照会書類等は出てきますので、難しいとは思いますが。)	基礎年金番号が導入された際、手番の分は、将来、被保険者の方が年金を受給する年齢になり、年金相談に来た際に統合処理をしていけばという感じだったと思います。当時は、年金の個人記録等も本人に渡していなかったと思います。今、考えればですが、「待ち」の姿勢というのが、これまでの、統合されていない(宙にういた)年金記録につながったと思います。また、特別便・名寄せ台帳の整理等ここ数年で順次整理していく中で、記録が判明していますので、これまでの、記録管理・年金裁定過程等全般に関して、何でここまで「ひどい」のかと思ったのも事実です。	窓口対応・郵送による照会書類対応ともに、被保険者の方が疑問等思った部分については、可能な限り照会・調査を行い、記録が判明すれば当然統合処理・再裁定が必要な方については、時間要する旨を丁寧に説明し、ご了解をもらう・また、記録が判明しなかった場合も、きちんと調査過程・結果を説明し、了解をもらえる様、自分自身の中で思い、業務を行ってきました。 問8にも記入しましたが、もう少し早くから、年金記録をご本人にオープンにする、可能であったならば、特別便の様な書類を年齢毎に毎年度区切って、送る事ができていれば(30・40・50歳になる方のみ等)、このような短期集中的になり混乱する事はなかったかとは思います。
3124	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	集中して対応しないと難しい業務である。1件に相当時間を要する場合もあるため他の業務と並行して行うのは困難である。専門部署にて制度等知識のある職員を揃え、人手を使い業務を行うべきである。	標会ある時に基礎年金番号へ未統合の手番を統合するようにしており、その手番が「消えた年金」の大半を占めている。長い時間をかけて統合していく当初の流れから発生した問題であると考えます。お客様からの届出本位の期間調査等の照会は基礎年金番号以前からあるもので、お客様の記憶に頼るしかないのであるが、お客様をわかりやすく導かなかった社会保険庁全体に問題があったと考えます。	基礎年金番号や手番や年金制度等をお客様に正しく認識いただき、納得いただくようわかりやすい説明をすることに努めました。 反省点としては、社会保険庁保有のデータ(旧台帳等)を整理した後にお客様にご提示しなかったこと。同じお客様に対して違った形で何通ものお知らせが届いたこと。つまり社会保険庁全体の保有するデータを整理することが全て後手であった。相談や調査体制作りを確立し、順序良く業務を行おうとするも、スムーズな流れを妨げられては、職員の努力に反して、処理件数への反映やお客様の不信感の解消には至らず残念であり、反省すべきことであると考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3125	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	知識・能力のある人が業務に携わるようにする。どうしても地方にやってもらう必要のある仕事以外は、本庁に集約して処理を行なう。記録訂正を各事務所で処理するのは業務の管理と時間の無駄である。	年金記録問題は、問題の全てが不作為による事故や誤りではなく、死亡者の記録など必要性のないものも含まれており、全ての事案が対象となるとは思っていなかった。また、問題の存在は、報道により宙に浮いた年金と騒がれてから知った。	事務分掌から自分が対応する必要性を求められず、また対応する手段もなかったため、事務所・課として指示があった場合にそれに従うのみでした。反省点としては、何事にしても問題の先送りにしないということ、問題として対応が必要になるかどうかの判断の誤りがあったこと、判断を誰がどのようにしたかの責任の所在があいまいであることにあると思います。
3126	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	過去の年金記録については、これまで、社会保険庁が管理している記録(原簿)を基本としてきたが、原簿に疑義が生じた場合の事務処理を如何に取り扱うべきかの議論が不十分ではないかと思っております。 被保険者や受給者に対して、事務処理方法や事務処理体制を整えたうえで「加入記録のお知らせ」等を実施すべきです。 現時点での解決に向けた考えとしては、的を得ておりませんが、現在確認出来る記録を丁寧に確認して、これまで、しっかりと、法令に基づく「届出」や「保険料納付」を行った事業主や被保険者との不公平が生じない対応が必要と考えます。	特にありません。	年金給付の裁定請求時に、本人等から過去の職歴の申し立てがあるので裁定時に、順次整理するもの(組織決定されたもの)と当時は思っておりました。 自身の反省点については特にありません。
3127	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		年金記録問題の早期解決に向けて、集約化等で取り組むようになっていますが、可能であれば更なる人員増(賃金職員等)や一部を外部委託をすることが、必要と考えています。	年金記録は年金受給額に反映されるため、早期の解決が必要ですが過去の記録から現在までの膨大な記録の確認が必要なことから、時間のかかる点が問題であると認識しています。問題が存在することを知った時期については、5000万件が取り上げられた頃です。	当時は、年金給付課での窓口対応でしたが、一人、一人の相談に可能なかぎり窓口で解決できるように取り組みました。 反省点については、今まで記録問題を先送りしてきた事にあると思います。
3128	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3129	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	①年金記録に関する知識を持った職員をきちんと配置し、一つ一つ丁寧に個々人の記録を調査すべきと思う。臨時的な職員を大量に動員して調査を行っても十分な調査までは行き届かないのではないか。 ②全ての記録問題が社会保険庁職員によって発生したものではないため、事業主や被保険者等に対し、適正な届出を行うよう制度内容の周知や説明を十分行うことが必要と思う。 そのためには、広報や説明会に開催に向けた十分な予算が確保されなければならない。 ③今後、同じ過ちを発生させないよう職員自ら法令に基づく適正な処理を行うようしなければならない。そのためには教育や研修が必要となる。	①年金記録問題と一言に言っても、中身は多岐にわたっている。標準報酬の改竄、不適正な免除処理、被保険者期間の申立との相違、標準報酬に係る届出の誤りによる苦情等々。 ②自分としては上司の命令による不適正な免除処理に携わり、矯正措置を受けた経緯がある。法令順守とは法律と命令のことであり、実施に当たっては悩んだこともあった。 ③標準報酬の改竄などは全くやっていないし、宙に浮いた年金記録などに対しても認識はなかった。	①事実と相違するような事務処理をしていたならば、深く反省すべきと思うし、再発防止に向け毅然たる態度で臨むべきと思う。 ②限られた人員や予算の中で、何が何でも事業実績を上げろという本庁からの指示にプレッシャーを感じたこともあった。そういう中で俗に言う悪しきローカルルールが発生したのではないか。 ③地方の声を聞かない、無理を言う本庁の姿勢にも問題あったのではないか。とにかく、本庁と地方間の風通しが悪かったこと、認識の共有化が不十分だったのではと反省している。
3130	地方庁	その他(社会保険事務所)		過去記録のデータベース化等検索可能なシステムの構築等	制度発足時からの問題。職員にも知らされていなかった記録の存在等、長期にわたる組織としての欠陥	個人としては、照会のあったものについて、ひとつひとつ丁寧に調査することしかない。制度上の不備、事務処理の取扱いとしての不備等(職員の記録に関する認識の甘さも含めて)
3131	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。	被保険者及び年金受給者に社会保険事務所(年金事務所)へ来訪いただくように広報を繰り返し行い、記録の確認作業を進めていく。	年金記録問題が表面化する前から、年金に関する相談等を受けた場合は、社会保険事務所に来訪していただき、ご自分の年金加入期間を確認していただくように説明を行っていた。厚生年金等の資格取得の際に年金手帳を新たに取得する者が非常に多く、社会保険事務説明会等において事業所に年金手帳の取り扱いについて説明したり、広報等によっても年金番号は一人一つのものであることを周知してきたが、年金手帳の新規取得は後を絶たず、今回のような問題が起こるものと、懸念は有ったが、こんなに大きな問題になるとは思っていなかった。(年金裁定時に加入記録は整理されるものと思っていた)	年金に関する相談等があったとき、公私共に年金ことが話題となったとき等に、年金加入期間は、若いうちに調べておいたほうが良い旨の説明をしていた。年金制度(新規加入、種別変更等の手続等)の普及が重要であり、一人でも多くの被保険者、年金受給者が自分の年金加入期間を確認するために、社会保険事務所(年金事務所)に来所していただくように、周知広報を頻繁に行うことが必要であると思われるが、その機会が不足していたのではないかと考える。
3132	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じ上げません。	年金記録問題が世間一般社会に問われて、社会保険庁が一体となり、年金特別便や年金定期便等や年金安心ダイヤルでの対応を通じて日本国民に周知徹底されたところです。 このようなことを踏まえ、第三者委員会への申し立てや年金の再裁定等の業務を一極集中的に実施したことは、大変に価値が有り有意義な事業だと考えられます。 現時点においても、引き続きこれらの業務を継続実施していくべきものと考えられます。 その上で、年金業務に精通した社会保険庁職員OB等の知識や知恵等を提供して頂き、更なる方法等を構築されこの問題の解決に向けて取り組む必要が有るものと考えられます。	公的年金制度本体が、大変に複雑で有り長い歴史の上でも、縦割りの制度でも有ったため、制度間の不公平が現に存在するものと考えられます。 また、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されましたが、その年金記録等を統合する紙台帳等からコンピュウター等への切り替え作業の際、人的作業上のやむを得ないミス等が発生したものと認識して考えています。	(8)の問題意識等を踏まえて、わたくしは、旧国民年金台帳等と基礎年金番号情報等との照合確認作業等を平常業務は基より時間外業務及び休祭日等業務にて、全職員が一体となり年金記録等に正常化・適正化に取り組んだ作業(業務)の一員として対応させて頂きました。 また、この問題についての反省点は、わたくしは、存じ上げません。
3133	地方庁	社会保険事務所課長級以上			平成9年の基礎年金番号導入時に、年金加入記録の未統合が相当数あることと、氏名及び生年月日の相違者が多くいたとき	極力、過去番号の登録に勤めた。
3134	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特にありません。	お客様お一人お一人のご記憶を細かに聴き取りをし、記憶と記録の照合を今後、よりいっそう進めていくことが大切だと思います。	恥ずかしながら、こういった年金問題が取りざたされるようになってから認識しました。	お客様のご記憶をよく聴き取るようにし、年金記録の調査に努めました。 制度としては基礎年金番号でじめから管理すべきだったはずだと思います。また、接客時にはお客様のご記憶をお伺いし、よくお探しするべきだったと思います。
3135	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金の加入記録について、厚生年金の手番をたたいてもカセットが閉じられていて誰の記録なのか不明のものがたくさんあります。また、その記録を照会するには、業務センターに依頼し、カセットを開いてもらう作業が必要になっています。氏名索引をしても名前が入っていないのでヒットしない状況です。 すでに、これらの記録は現在の基礎年金番号に収録されている可能性もありますが、まずはカセットを開きオンライン上で記録の確認ができるよう早期に取り組む必要があると思います。	カセットを一つ一つ開くにも時間がかかると思いますので、その作業に携わる多数の人材が必要かと思います。素人ではわからないことも多いと思いますので、経験のある方が担当するほうがよいと思います。	主に国民年金の関係業務に携わっていましたが、納付記録を被保険者台帳に記載する際、間違って記載すれば被保険者の年金額に影響を及ぼすことを肝に銘じ処理していました。 当時は、市町村が国民年金の保険料を収納し、社会保険事務所に検認報告をするシステムでしたが、不自然な報告であると感じることがありました。 例えば、今までずっと完納している人が、ある年の報告では、3ヶ月だけ後認報告がないことがあったりしましたし、1年間全く納付なしという報告もありました。 そのような事例があったので、市町村記録と照合する作業を行いましたが、完全ではなかったと思います。 今から思えば、そのときに世間に公表し、誤っている記録について訂正することを行っておけばよかったと思いました。私も20歳の若造でしたので、上司等にこのような意見を述べることができず、目先の仕事に集中しておりました。	上記に記載しているとおり、誤りのないよう集中して業務に取り組みました。 しかし、現実には記録の不一致が生じており、職員全体では国民の方の記録を適正に管理するという意識が低かったかと思います。また、問題があれば、すぐに対応すべきと感じています。
3136	地方庁	その他(社会保険事務所)	私が認識している限りでは存じません。	紙台帳を再度電子化し直して、現在の記録との突き合わせを行うことがまずもって必要と考えます。 適正な記録訂正がなされているケースもあるため、不一致部分がある事例も相当程度に生じるはずですが、突き合わせ実施後に不一致の部分を理由も含めて再調査して、理由が無く不一致の部分を洗い出さなければ、過去からの記録を適正に収録し直すことは深野であると考えます。	平成9年1月1日の基礎年金番号導入時に、基礎年金番号として定められた番号以外の記録が年金手帳の記号番号のまま基礎年金番号への収録を被保険者からの自主的な申し出を主軸として、一部抽出調査にて統合勧奨を行うことが示されたとき、未統合番号が発生することの懸念を持ったのが走っかけでした。その時点では社会保険業務センターからの記録抽出により、社会保険事務所へ毎年相当件数の調査対象記録が示されるとされていましたが、最重要事項であることの位置づけが伝達されていなかったか、または重要事項として扱われなかったのか不明ではあるものの、職場の中でも優先事項との扱いもされませんでした。 基礎年金番号導入時から5年ほど経過した一定期間後には調査が大幅に縮小もしくは廃止されたような印象を持つようになり(調査について厳しくいわれることが無くなった)、その後は未統合番号の件数も明示されたことがなかったことから、私自身にとっては実態が不明で懸念はしていたものの、そもそもこれほど大きな件数が未統合、未整備であることは全く想像できませんでし	事務所窓口の応対や問い合わせなどにより、記録に未統合・未整備があると疑われる(例、疑重複の警告や基礎年金番号収録記録に大幅に未加入期間等がある場合など)には被保険者への連絡や調査のための事情説明を行うようにしていたが、全ての未統合記録の件数、該当記録が明示されていなかったため事務所の事務運用のレベルではきっかけが限られていたこともあり、基礎年金番号導入以降、一定期間を経過した後には、ほとんど対応不可能であった。(現在とは規定が異なるが、当時も当然個別案件の処理にかかるない限りみだりに記録の閲覧をしてはならないとされていたためむやみに未統合記録の掘り起こしはできなかった) もっと早期に調査のための体制を整えるべきであったと考える。
3137	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	本人の申出と現在ある台帳との突合せを、地道にしていくしかないと思います。	制度毎で番号があったため、基番に統合されていない記録があるとの認識でした。現在言われている年金記録問題は、年金給付課で、年金請求時に手番が基番に統合されていないのを知ったときでした。	年金請求時に、本人の記録か、入念に確認するようにしました。本人申出の記録がない場合は、期間照会するようにしました。 制度毎に番号があり、基番統合がうまく行われなかった制度の問題、記録を保有する職員の意識の低さが反省点だと思います。
3138	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	専門知識のある職員によって対応していくのが一番ではないでしょうか。	新聞等で問題になった時はレセプト点検事務センターにいたので、社保事務所の応援をする、東京の24時間電話への出張等、応援をする立場でした。	事務センターから社保事務所に転勤になったときも、窓口と電話が主な対応でしたが、当時は数の多さから目の前の仕事をはかせるしかありませんでした。台帳の時代からコンピュータの時代に、しかもコンピュータの進化も早い中、さらに基礎年金番号になったとき、もっとうまい方法があったのではないかと思います。ただ、審題に対して人員が少なく、先を考える時間的な余裕は
3139	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3140	地方庁	その他(社会保険事務所)			大変なことであるが、まだ実感はなかった。 平成19年1月	対応としては、あまり考えたことがなかった。 早期のうちに、様々な資料を画像化しておけばよかったと思う。
3141	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	特になし	特になし
3142	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	早急に解決するのはむずかしいと思います。 現状ではひとつひとつ確実に処理をおこなっていくべきだと思います。	年金記録問題が発生した時。 解決するには相当の時間がかかるのではないかと思った。	できることはなるべく早く対応しようと思った。 記録問題でもいろんなパターンの処理がでてきて、現在の現場の状況では対応しきれないため、記録を整理してから問題解決をしていくべきだった。。
3143	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	期限をつけて、追い立てられるように問題対応している現状ですが、違う人の記録統合等の問題や再裁定に長時間かかっている問題等が起きています。 対応には、時間と人が必要です。 何も知識の無い非常勤職員の配置では、時間がかかりすぎます。 やはり知識豊富のOB職員の活用が得策ではないか、また、大事な年金記録ですので、このような時こそ慎重な対応で臨まなければなりません。 気持ちはわかりますが、期限をつけて追い立てるのは間違いの元凶ではないかと思います。	年金加入者にとって大問題であり、それまでWMで見る記録が正しいと認識していました。また、問題を知ったのは平成19年4月頃だと思います。	年金記録問題が発生した以後も含め、これまで現場の社会保険事務所で年金記録確認第三者委員会・特別便・定期便の対応をしてきました。 対応する度に、お客様の立場にたった心がけをしてきたつもりです。 問題が起こった以上、最後のお一人まで対応していかなければならず、二度と同じ過ちが発生しないよう、職員一同でとりくまなければならないと感じています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3144	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない。	現在行っているねんきん特別便などの名寄せは、本人の年金記録と未統合の年金記録の期間が重複していると、名寄せ対象としていないようなので、重複していても名寄せの対象にするべきだと思う。(厚生年金と国民年金の期間の重複は数多くあるため)	最初の頃は、年金記録は年金裁定請求のときに本人に申告してもらい、確認すればいいという感覚があり、記録漏れは本人の申告漏れであるという意識があったと思う。 裁定請求時に記録漏れが見つかるというのは、当たり前のようにあることであったので、基礎年金番号導入以前の記録が漏れている人が多くいるというのは早くから知っていた。	本人からの申立がない場合、氏名索引を入念に行うことしかできなかった。 組織の管理者が問題を認識していなかったか、認識していても組織として対応をとってこなかったことが反省点ではないかと思う。
3145	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者が自らの年金記録を確認する機会が少なく年金受給の時になって確認しても記憶が薄れて十分な確認ができず基礎年金番号に統合されていない記録が多数存在することとなった結果、本来受け取れるはずの年金を受け取っていないケースが発生した。 基礎年金番号に統合されていない記録が一部存在することは年金相談業務に従事し始めた平成15年頃には認識していたが、それが5000万件にも及ぶことや、オンラインに収録されていない記録が存在すること等は報道で知った。	(対応) 年金相談の際には可能な限り相談者の記憶を喚起し未統合手番の削減に努めた。ただ、あくまで相談者から事業所名称や勤務期間を聴取しなければならなかったので(こちらから伝えることはできない)相当程度時間が経過した過去の記録では限界があり歯がゆい思いもした。 (反省点) ①過去の記録管理システムとしては、情報処理技術の観点などから一人の被保険者に対して複数の年金記録が散在してしまうことはある程度やむをえなかったと考えるが、情報処理技術の発達に合わせて記録確認作業を十分に行ってこなかったこと(現在行っているねんきん特別便・定期便のような記録の確認通知を行わなかったこと)。定期的な確認作業を行わなければ記憶も薄れ確認作業が難しくなるが、年金裁定時に確認すればよいという姿勢があった。 ②事業主が被保険者に対し必要な通知(資格の得喪や標準報酬月額)を行っていないケースが多く、それに対し社会保険庁として十分な指導を行っていなかったこと。 ③上記2点及び年金制度の複雑さにより被保険者が年金制度そのものや、自らの年金記録に無関心となった。それに対して社会保険庁は十分な広報を行ってこなかった。 ④社会保険庁が抱える様々な問題について職員全体(特に地方職員)が共有できるシステムが構築されていなかった。
3146	地方庁	その他(社会保険事務所)	知っているものはありません。	個々の職員の意識の問題だと思いますので、情報に関するマニュアルの配布や、必要であれば研修を行うといったような地道な活動が肝要と思います。また、組織内に情報管理に関するエキスパートを養成するのも方法と思います。	組織の根幹に関わる問題だと感じました。しかし当初は全ての記録が完全ではないという認識はありましたが、経験の浅さもあり問題の規模(件数等も含め)を想像することができませんでした。報道等も含めて徐々に内容が分かるにつれ問題として捉えるようになりました。正確にいつというのは回答が難しいのですがここ数年だと思います。	休職中だったこともあり具体的な対応ということはできていません。対応の仕方として、コンピューターが導入された時点で毎日少しずつでも記録の整備をしていくべきだったのでは？と思います。一度に対応しようと思うとかなりの事務量になりますし数年がかりになるでしょう。間違いがないことが最善ですが、危機管理としては最善を願いつつも最悪に対処しなくてはなりませんので間違いは発生するものだという認識の元、定期に記録の確認・整備に時間を使うべきだと思います。できることでしたらそれ専任の職員(あるいはチーム)がいるべきだと思います。
3147	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	すべての国民の皆様にねんきん定期便を送付して、もれがあるとの回答があったものに対し、ねばり強く地道に調査を行うしかない。	全国的なものであり、解決には長い時間を要する問題と思った。また、すでに亡くなられた方もおり、完全な解決は無理だろうと感じる。知ったのは、4、5年前、週刊誌に連載されていた岩瀬氏の記事を読んで。	相談窓口で記録が見つからないとき、機械検索だけでなく、マイクロや管轄内の事業所であれば、紙台帳で調べるようにしている。記録問題については、機械導入前、本庁の処理能力を超えているにもかかわらず、全国の厚生年金記録を一箇所で行おうとしたことから、生年月日のまるめや氏名の未入力などずさんな処理をさせてしまった原因となった。
3148	地方庁	その他(社会保険事務局)			在籍してすぐに年金記録問題が発覚し、そのときに記録問題について知りました。 年金記録については国民年金のコンピュータ上の記録と、マイクロの記録が違うケースを何度か見ており、紙台帳、マイクロからコンピュータへ移行する際の入力不備が主な原因だとはじめは認識していました。 しかし、不正処理による標準報酬月額の意図的な改定が行われた可能性もあるとの発表後は自らが一つ一つのケースに対しておかしな点がないか、しっかりと確認していくことが重要だと認識を改めた。	標準報酬月額が不正に訂正されている可能性がある方に対しての出張対応に参加させていただいたこともあり、いくつかのケースで直接該当者の方にお話を聞かせていただくことができた。本人も今回の指摘を受けるまで気がついていないことも多く、それまでの社会保険庁は被保険者の方に一定の信頼をいただいていたということだとだが、今回の年金記録問題はその信頼を裏切る行為であり、その後、現在の職場に赴任した際、厚生年金記録の記録調査の担当となったため、積極的に年金記録の回復にかかわることができた。 記録問題の反省点としては、はじめ、事業所ごとにその対応がまちまちであったことが上げられる。 一部の事業所では職員が持ち回りで特別便などで来所された方の対応を行っており、受け付けたものはその職員が調査、処理を行っており、人によって進捗状況に差異が出てしまっていた。 ほかの事務所では特別便担当者を選出してその者たちが集中して作業を行うようにしていた。 はじめのケースは全所体制であたるという言葉をそのまま全員で対応を行うと認識してしまっていたのが間違いである考える。自らの業務を抱えながら窓口対応を行うのは、質が違う業務を複数抱えることにつながるため、効率が悪くなる。 特別便担当者を選出し、その人たちが受け持っていたものをほかの職員がカバーする。もちろん特別便担当者達に超過する仕事が割り当てられないよう、協力していく体制をはじめに作るべき
3149	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		特別便が始まるまでは年金記録に未統合記録がここまで多いとは思っていなかった。旧併共済や戦前の徴用工関係の記録等については多くが未統合となっていることは認識していた程度です。	特別便が送付された当時年金給付課であったので窓口・電話対応ではとにかく申し立てられている内容を十分聞き取ることにこころがけていました。 当初は事務所で確認された対応方針を適切に行うよう指導を行うことのみで精一杯でした。 特例法まで成立させ年金額の再裁定までを行うような大事業であるのに人的措置が事前にされていなかったことが非常に問題があったと考えられます。
3150	地方庁	社会保険事務所課長級以上			解決しなければならない問題であるただし、統合までには多大な時間が必要であり、解決するまでにはいくつもの問題をクリアしないといけないだろうと思われた その存在を知ったのは遅まきながら年金問題として注目を浴びてからである	少しでも早く解決するには統一された処理手順が必要であり、まずはそのルールに則って進めることとした 問題の反省点・・・一人一番号制の導入が必要であったと思われる生まれた時に情報(全てではない税や社会保障の関係に絞るなど)を管理できる一番号の付与が必要と思われる個人情報が分かるため今までも賛否両論があったことは事実であるし、年金制度創設時はその意味も違っていたので、当時の状況からすると難しかったことではあろうと思うが・・
3151	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	職員一人一人の仕事に対する意識の向上と、二重、三重のチェックをしてミスを防ぐなどだと思います。	年金記録問題は次第に新聞やテレビで報道されましたが、具体的にいつかはわかりません。年金記録問題は、社会保険の職員として、皆様に申し訳ない気持ちでした。	現在年金記録問題に携わっている者として、正確に迅速に対応していかなければいけないと思っております。反省点は人が少なく、時間がかかってしまっているのもひとつの原因だと思いま
3152	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
3153	地方庁	社会保険事務所長	・特に知らない。	・事務処理体制を整備し、速やかに処理する以外なし。	・宙に浮いた年金記録は、裁定請求時に確認できるものと思っていた。 ・年金記録問題が発生した時点に、このように脱漏記録があることを初めて知った。	・一刻も早く、お一人お一人の記録を整備したいと考えた。 ・事業主からの届出の確認及び社会保険での事務処理の確認が重要であることを、再認識した。
3154	地方庁	その他(社会保険事務所)			カセット記録の中身がオープンにならないことで、記録のもれが発生すると思っていた。名簿は、戦災等で焼失しているものも多く、払出簿のみで本人記録を調査するのは不可能に近い状態だった。	資格照会を担当しているとき、カセット記録を開放するよう、上司や組合に言っていたが、実現しなかった。 もっと現場の意見が通る仕組みがあればよかったと思う。
3155	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金手帳の紛失による手番不明者が多数いるであろうことは基礎年金番号発足当初から予測がついた。	厚年の資格取得時等機会を捉えて統合されていない手番がないか確認するようにはしていたが、徹底できていなかった。早期事務処理を優先させていたし、事業所の担当者にも温度差が
3156	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	具体的な方策は思いつきませんが、引き続き全職員が全力で取り組んで少しでも早く問題を解決していかなければならないと考えます。	未統合の記録が存在することは認識していましたが、年金の請求の際に本人に確認すれば問題ないと考えていました。具体的な件数等は把握しておらず、今回の問題が起きて初めてその全体像を知り事の重大さに気がつきました。	職員一丸となって問題解決のために最優先で取り組まなければならないと考えました。組織全体として今回の問題の重要性を認識しておらず、軽く考えていたと思います。また、こういった問題が存在していたことすら知らない職員も多くいたのではないでしょうか。社会保険庁と現場の情報が共有できていなかったことも大きな反省点であると考えます。
3157	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	現在行われている方策を着々と進めるしかないと考えます。	問題発生時点では、複数の年金番号を持つ方が多いための問題と思っておりました。 「重複取消届」の存在を知った時ですので、入所まもなくでした。	当時は手管理でしたので、一定年齢以上の方の取得届を処理する際に、事業所に確認する等の対応しかできませんでした。 今になって考えますと、機械化後に35歳、58歳のみでなく、多くの年代の方に照会できなかったかと思っております。併せて、広報も足りなかったのではないかとも思っております。
3158	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		・とにかくお客様の立場にたって、時間をかけてでも1件1件こつこつと年金記録を探し出すことが一番の方策であると考えます。	・これまでの年金記録の管理方法に問題があったと思います。例えば国民年金(紙)台帳において記録管理されていたときに台帳自体を郵送で社会保険事務所間とやりとりしていたこと、紙台帳からオンラインへの切替の際に、膨大な量を短時間に行わなければならなかったこと等が挙げられます。当時はこれが当たり前のやり方と思っていましたので、年金記録問題がクローズアップされて振り返るとこういう問題があったと認識しました。	・当時は問題意識はなかったように思います。 ・反省点としては(8)のオンライン切替等において、処理後の事後確認が十分に行われたとは言えないことが挙げられます。
3159	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	受給者・被保険者の相談に対して、真摯に対応していく。	平成9年に基礎年金番号を導入した時に、未回答者(記録の漏れ)がいるのではないかと思っていた。	裁定請求等の年金相談時に年金記録の確認をしていた。 国民番号のようなものがあれば、年金記録問題は発生しなかったのではないかと思います。厚生年金・国民年金等、それぞれ年金番号を分けたことが、問題だったのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)：年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3160	地方庁	社会保険事務所課長級以上	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届において、資格喪失日を記入する欄に退職日を記入して提出してくる事業所があり、月末に退職された方の場合は、1か月分の厚生年金加入不足が発生する。 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届および月額変更届において、誤った報酬月額を故意に届けてくる事業所が存在する。	資格喪失日の誤りについては、届書の様式変更を早急に実施し、退職日を記入する欄を設ける。 また、報酬月額の虚偽の届け出には、調査職員を増員する方法で対応する。	私が過去に年金給付課に在籍していた時、お客様からの相談で過去に勤務していた年金記録が調査しても見つからないということをよく聴かされました。 しかしながら、年金記録を調査する部署において調査しても見つからない場合は、厚生年金に加入していない旨本人に説明したこともありましたが、今から考えると旧台帳の記録等で宙に浮いた記録であったということで申し訳ない説明をしたと反省しております。	現在の年金記録問題を解決するのは、難しい点が何点かあり、もう少し早く記録問題に取り掛かることができればよかったと思います。 第一に紙台帳が古すぎて処分されていたり、紙が擦り切れて読めなかったり、台帳に書かれた字が楷書で書かれていないため読めない場合があるなど、コンピューターに収録しにくい内容のものがたくさんあることです。 第二に年金記録の本人が既に死亡されている場合は、本人のものかどうか確認できない場合がある。また、本人が偽名を使って勤務しているケースや生年月日を偽って勤務しているケースなど記録を探すのに本人の記憶だけが頼りになる場合は、本人が年老いていれば覚えていないことがよくあり、最終的には宙に浮いた記録のままになってしまうことです。 以上以外にも難しい点はありますが、年金記録問題を完全に解決することが困難であるということが反省点だと考えます。
3161	地方庁	その他（社会保険事務所）	旧台帳やカセット記録等WMで確認できない、すぐに確認できない記録がある。	事務所においてもすぐに確認、検索することができるようなシステムとしてほしい。	平成19年の年金問題が取り上げられたとき、最初の認識としては基礎年金番号の登録漏れが主なものとして認識していたが、年金期間調査、相談を受けることにより過去の記録の不備や旧台帳の記録であったり、記録自体の不備も中には見られ非常に大きな問題と認識している。	相談であれば、お客様の意図をなるべく理解するよう、また説明も納得、理解してもらえるような対応。期間調査においては、見落とし等無いよう、過去の記録がほとんどであるため記憶もあいまいになっている事も考えながら調査をする。反省点としては、全体として相談、申出から調査へ流れていく過程が、最初にもっと計画的に相談、申出を行える環境を整えるべきであったと思います。申出、相談の際にもっと具体的な内容の聞き取りであったり、説明をおこなったりすることができない状況であったため、その後の調査にさらに時間を要することとなったと思います。また、相談の中で送付された内容がわからないとの声も多く、ダイヤルもつながらないため理解できないまま相談や申出を行った結果、再調査の申出など手間や時間を要する結果となった。年金問題全般としては、制度周知不足による基礎年金番号への登録漏れについては現在のシステムでは重複にならないようになっているため新たに発生することはほとんどないと思われるが、旧台帳等WMに出ない記録については、職員でもそのような記録があることを知らない者もお
3162	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません。		以前から現在まで日常的に続いている問題だと思いました。 知ったのは新聞やテレビで報道されるようになってからです。	少しでも早く記録が判明できるように勤めました。 もっと慎重に調査をしたほうが良いと思いました。
3163	地方庁	その他（社会保険事務局）	水害・火災で台帳が無い（読めない）事務所がある。	基本的には本人からの申し出に基づいて調査するしかないとおもいます。 また、台帳等の記録をデータベース化しWMでの確認を容易にし、検索機能を強化していく必要があると思います。	年金給付・年金相談室で業務し、お客様より、記録の漏れ等を指摘され記録が整備されていないという認識はありました。ただ、今回の年金記録問題ほどの規模とは想像できませんでした。 基本的には記録が統合されていないだけだという認識でした。	自分の知識で可能な限りの記録照会をしました。 特別便では、性急に対応しすぎたと思います。特に年金原簿記録を送付したことで、多大な不安を与え、混乱を拡大させてしまったと思います。また、事務研修等は何度もありましたが、全国的に画一的な対応はできていないと思いました。また、個人個人でその時の担当や係で負担の大きさがものすごく大きかったと思います。
3164	地方庁	社会保険事務所課長級以上	自分は承知しておりません。	原則に立ち返り、時間が掛かるけれども1件つづの地道な解消以外にはないと考えます。	1）年金記録問題は被保険者の将来の生活に係る重要な問題と考えられます。 2）一般的に年金問題が報道機関等で報道されることにより認識する。	1）早急な問題解決の方法が見当たらずに、無策に尽きました。 2）国民に対し問題となった事項等（例えば、偽名を使うことや生年月日を偽って事業所に勤めていること等）を知らしめ、国民の年金に関する意識の改革をもっと早くにすべきで有ったと考えま
3165	地方庁	その他（社会保険事務所）		申し出であるものについて、確認できればすぐに追加等する。	不信感を招く問題であると思った。時期は不明。	特別便等の届知が遅れたこと。
3166	地方庁	社会保険事務所長	オンライン化される前の年金記録の情報では、現在死亡している方が多数含まれていると思われるが、その記録は誰のものか特定できないため全件の解明は困難であること	記録の該当者と思われる方との丁寧な聞き取りとそのための知識を持った人員の確保	年金記録問題は、事業所が変わるごとに年金手帳を作っていた方が多数折られることによるもので、記録自体は全くなくなったわけではない。但し、社会保険庁が管理している記録内容では住所などの項目がなかったため本人が加入のたびに作った手帳を所有していないと特定するのは記憶に頼らざるを得ないため特定に時間を要するものと認識していた。 これは、法律の解釈で年金は請求主義を採っていると認識していたため一定自己管理のものと思っていたが、現在この請求主義が事前連絡、請求漏れ防止など対応が大きく変わった旨報道がされた頃より、記録管理責任の問題として認識をした。	問題解決には、当事者と思われる方との直接面談等が不可欠と認識し、丁寧、迅速に照会に回答するよう指示をした。 しかし、現場実態を考慮することなく、まずは連絡をと郵送物を大量送付により、業務が著しく遅延することとなり、かえってお客様に不安、不信を抱かせる要素となってしまったこともあった。 臨時に実施する事業は、事前に十分な計画を建ててからでないと実施途中に内容が訂正される、対応人員、照会機器の不足、待合スペースなどお客様に対してまた職員に対してもよろしくない。
3167	地方庁	その他（社会保険事務所）	一般的な部類になるかもしれませんが、紙台帳を見ると、総じて字が必ずしも丁寧ではないのではないかとの印象を受けます。 字が必ずしも達筆でもなくても、書き崩さず楷書で書き流さずに、しっかりととめ・はね等をした丁寧な標準的な字を心がけていれば、もっと、私たち社保庁が国民の皆様に招いた不幸を最小化できたのではないかと考えてしまいます。 しかし例えば、「明」という字であっても、見る人によっては、「日」と「月」というように、それぞれの部首を独立した漢字にとらえてしまってもいるようです。 人が手書きした字を第三者が正確に読み取ることは当たり前のことですが、一方では書き手側にも読み手側にもヒューマンエラーが内在してしまう側面も有していることも事実だとも思いま	現在の配属部署は徴収課なので、この問題に直接携わっているわけではなく、具体的・抜本的な解決策を考えることは少々困難ではあります。 業務のプロフェショナルがあたるコアな業務と、私のように他課の人があたる人手を要する業務とに分業し、効率化を図って対応していくことしか思いつきません。	報道がされるようになった時期と同時期で、それまでは認識はなかったものと思います。 入庁時期も比較的若い方ですので、昭和や平成前期から在籍していた方と比べると、なかなか認識はしづらかったのかもしれません。	（8）の通り、職務上認識する機会はあまりなかったものと思っています。
3168	地方庁	その他（社会保険事務所）	知らない。	判らない。	知らない。問題発覚と同時。	商品を作る側と売る側の乖離。商品説明の不十分、同一商品の複雑さ。
3169	地方庁	その他（社会保険事務所）		人員配分が現体制と大差ないものであれば、基本的には現行の取り組みを継続すべきものと考えます。 しかしながら、ご本人のものと思われる記録については、「受け」の姿勢ではなく、戸別訪問など「攻め」の姿勢に転じるのが理想的と考えます。 またいわゆる消された記録などについては、社会保険庁が保有している報酬の訂正事跡のデータベース化、これまでお申し出のあった事案をもとに事業所、関係者、関係各省などに働きかけて資料を集め、データベース化する方法も効果があると考えます。	年金制度の基本である記録自体の信頼性が損なわれ、ひいては制度自体の信頼性を揺るがす問題であると認識していました。 このような問題が存在することを知った具体的な時期は不明ですが、マスコミ等の指摘が盛んにされた平成19年初めごろであったと記憶しています。	事務所への来訪者が殺到されたことにより、対応の遅れが生じたことから、お客さまのお申し出に対しては、迅速な対応、丁寧な対応を心がけておりました。 反省点としては、あまりにも対応件数が増大しすぎて、どうしても対応が遅くなってしまうものが生じてしまったことです。
3170	地方庁	その他（社会保険事務所）	処理するなかで、一番時間がかかり、回答を保留することが多いのが、共済や三共済です。共済のデータが、反映するのに時間がかかったり、事務所から共済に照会したりと、どうしても他の記録とのタイムラグが生じていると思われます。将来的にデータの一本化が可能なのであれば、それを望みます。 また、重複して照会されている書類に何度も調査している現状です。国年画面のように、メモ等入力できる画面があれば、少しは時間の短縮が可能になるのではないかと思います。			
3171	地方庁	その他（社会保険事務所）	特にありません	全件の解明は無理と思われます。どこかで線下の判断が必要と思います。	年金の信頼性に係わる問題と思いました。	来所した方へのヒアリングと調査により他に漏れている記録がないか丁寧に調べた。
3172	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録管理について管理期間が長いなどの様々記録管理の難しい問題があるが、記録管理部署などを組織してチェック体制をつくり、社会保険庁設立時から定期的に管理おく必要あったと	ずさんな記録管理問題。問題の存在は平成17年くらいだと思う。	現場はできる限り丁寧な調査を行うことしかできないと思う。反省点は(7)のとおり。
3173	地方庁	その他（社会保険事務所）	テレビなど、マスコミ報道されている以外のことは存じません。 次々と年金記録に関する問題事例が報道されるたびに、驚いています。	早急な解決が望まれている問題ですが、法令を遵守し、ひとつひとつ丁寧に記録を検証していくことが問題解決への早道だと考えます。	年金記録は、年金制度を支える大切なものなので、正確に記録されて当然と思っておりました。 その記録に問題があるとはマスコミ報道等があるまで知りませんでした。	年金制度への信頼、社会保険制度全体への信頼を回復するため、ひとりひとりのお客様に丁寧に対応することが、私にできる最善の方法だと思います。 反省点としては、日々お客様に向き合う地方の窓口と、集中事務処理する部署や制度設計等に携わる方々とが大きく乖離してしまったことだと考えます。
3174	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りませんでした。	台帳等の突合せを徹底的に行うしかないと思います。	きちんと管理されているものと思っていましたので、問題があるとは思いませんでした。 新聞・テレビのニュースで知りました。	お客様の申し出に対し記録の漏れを是正するため、何とか結びつく記録がないか懸命に調査を行ってきましたが、未だにすべての記録がコンピューター上に搭載されているのか不安になったことがあります。
3175	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	お客様からの申し出内容に基づき、調査を行っているところであると存じておりますが、この調査については時間がかかるものであり、業務委託も必要とは思いますが、業務委託を行うにしても、職員を含めスキルアップが必要と思います。	年金記録問題については、平成14年の国民年金の免除からだんだん発展してきたと認識しており、正直、市区町村、社会保険事務所、お客様本人を含めた全体の問題と認識しています。	具体的には、お客様の年金記録の問題に関する対応のときは、自分の知識や、あらゆる方法（担当部署、社会保険事務所）に確認するなど、お客様にご理解いただけるまで対応するよう努めていたつもりです。
3176	地方庁	社会保険事務所課長級以上			かなり以前になりますが、適用業務を担当していた時期、マイクロフィルムが導入され、その索引簿で被保険者の事業所記号番号を調査した際に、同一の記号番号で、生年月日、性別が相違する記録が複数件あることに気がつきました。 それも、1回ではなく何回かあったため、事業所記号の重複払出という事例が、過去には多くあったのではないかと考えました。このままでは、事業所の名簿をWMで確認した際に、複数の事業所の被保険者が混在することとなり、喪失被保険者ファイルの補正に関しても、事務所レベルでは不可能となるものが、多数出るのではないかと危惧しました。	当時は、上司（課長）等と話し合いましたが、解決策は、見出せませんでした。既に、重複払出の問題は業務センターでも十分承知していたとのことでしたが、解決策は示されませんでした。現実には、実際に本人が受給する際に、記録として探し出せれば良いのではないかとの考えがあったからだと思います。 しかし、今回表面化した記録問題の中身を見て、私が考えていた以上に、記録に不備が多いことを知り大変驚きました。これは、人間が仕事をしている以上、誤りは発生するものであり、そのチェックが完全にされていなかったためということに尽きると思います。（事務所も業務センターもです） しかし、一方で、当時、手作業で大量の記録管理を行っていた現場では、多くの人件費を費やしていたはずですし、これをなお充実しようとすれば、多額の予算が必要となったのではないのでしょうか。その要求が通らなければ現状でできる範囲のことしか行われなかったのだと思います。 ただ、基礎年金番号が実施された際に、被保険者へ送付された確認通知が、あまりにも分かり
3177	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	コンピューターのデータと台帳の全件照合すること。	年金手番の未統合がかなりあると認識していた。平成9年の基礎年金番号導入時に未回答者がかなりあり、19年6月以降報道されて来訪者からの問い合わせが殺到してから。	未統合記録について、1件1件確認後統合すること。手番払い出し時の確認不足。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3178	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません			
3179	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	特に無し。	切実な問題だと思いました。 一番最初はとテレビ報道だと思いますが時期は忘れました。	お客様の身になり、年金記録問題について対応しました。 今更ながら手順が悪い。社会保険庁からマニュアルが来たが、マニュアルが来るのが遅すぎた。電話センターは良いのだが、なんでもかんでも「事務所にご来所願います。」と説明し、お客様の混乱をまねいた。ただし報道が「3/31まで・・・」との話でお客様にかなり迷惑かけたのが原因なのかと。毎回の事だけどテレビって怖い。そのおかげで職員が、かなり辞めた。
3180	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題のこれまで知られていない問題については、特にありません。		昭和61年に年金給付課において、国民年金の老齢年金についての裁定業務を担当していた際に、市町村の国民年金記録と社会保険庁の記録の相違がわずかではあったが見受けられた。	オンラインの国民年金記録が市町村と相違している場合は、その都度、市町村へ記録の確認を行い、適切に裁定処理を行なっていた。 反省点としては、国民年金の台帳からからオンラインへ切り替えを実施した際の転記誤り、作成したオンライン記録との点検・確認不足が記録不一致の要素であったと思われます。
3181	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号が付番された以降、先年月日順に手番確認のお知らせを行っていた経過があるため、未統合の手番が多く存在することは認識していたが、旧台などの記録があり、このような問題が存在することは知らなかった。	未統合の記録だけではないことを踏まえて窓口や電話対応をし、記録判明に努めた。
3182	地方庁	その他(社会保険事務所)		早急な解決ということはわかっていますが、ただスピードアップや期限を決めていつまでにというのは、どこかに無理が生じると思います。 ただ単に一部を補強したとすれば、どこかが軟弱になると思うし、日々の日常業務を怠ってしまうと、またこの時期の事務処理問題が後にくることになると思います。やはり大臣が言われていると思いますが、人、もの、金と体制づくりが早期の解決につながると思います。	過去の紙台帳からオンラインシステムへの入力もれや入力誤りが大半の問題ではなかったと思います。過去記録の整備事務を行っていたとき、こんなに記録漏れや記録誤りがあるのかと思っていました。	期間照会等で過去の記録を被保険者の申立についてできる限り調査や確認を行いました。反省点としましては、前でも述べてますが、以前の紙台帳のすべての記録がオンラインシステムに入っていないことや入力誤りによる記録誤りを発生させたチェック体制が完全でなかったと思います
3183	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	なし	認識は無かった。問題を知ったのは報道により知った。	公務員として一生懸命に公務に従事してきた立場からは、個人的に非難を受けるような覚えは無いが、自身が所属する組織としてまたは国としての責任は痛感している。 対応としては、今まで以上にお客様目線で対応するよう心がけるとともに、法令順守を常に念頭に置いて業務を行っている。 「この問題」と一言で言い切れない要素が雑多に混在しているが、一番大きな要素は、これまでの法体制、組織体制、人員不足、制度の運営姿勢、セキュリティを含めた事務システムの未熟性が挙げられる。 職員個別の問題は、組織の中にそのような行為を行った職員がいたということを忘れず、今後同様の問題が発生しないように職員相互に十分注意する必要がある。
3184	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	ベテラン職員、OB等の年金制度に精通した人を記録問題選任で配置し、集中して取り組む。	標準報酬の改ざんなど、被保険者が知ることのできない形で、被保険者が不利益を受けるようなことは許されないと考えている。こういった問題があったことは、マスコミ等で記録問題について取り上げられるようになってから知った。	特別便、定期便などをご覧になり、不安に思って来所、連絡等をしてこられる方に対しては、親切丁寧かつ可能な限りその場で回答し少しでも早く安心していただけるように勤めた。問題点は、ひとつの取り組みが終わる前に新しい取り組みを始めることで、かえって混乱を招き、対象者の方にご心配をおかけすることとなったことではないかと思う。
3185	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			できるだけ早く正しい記録に訂正する。 平成18年ころ	平成9年の基礎年金番号導入時に確実に一人ひとつの番号にしてあれば。
3186	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3187	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	お客様への対応や期間調査に大変時間を必要とするため、経験のある職員を多数処理にあてる体制が必要だと思う。 また、今後もっとわかりやすい年金制度にし、全国民の皆様にその制度を理解していただくよう広報活動を徹底する必要があると思います。	一口に年金問題といわれているが、制度発足以来、様々な要因が重なり現在の状況になっている。とても奥深く、数年で解決できるものではないと思う。 平成19年ごろの報道や通知書等により知りました。	お客様の相談に対し1件1件丁寧に対応し、出来るだけ早く調査し回答するよう心がけている。 現在の年金制度への理解不足により誤解されていることが多く感じられるため、広報が不足していると思われる。
3188	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員全員での記録照会・回答作業	一般の被保険者の方であれば、会社や役所に手続きをすれば間違いないと思っていたことが、間違っている場合があることがわかり、もし自分がその立場であれば、憤りを覚えるので早急に解決しなければならない問題と認識 新聞・テレビで知った。	窓口へこられる方の相談を丁寧におこなう。 担当職員が若く昔の事がよくわからなかったこと
3189	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現在、行っている業務をより迅速に実施するため、記録問題への対応のための専門的な職員を増やすことが必要と思います。 通常の業務を行いながら記録問題に対応していく方法では、早期の解決を図ることは、困難であると思います。	基礎年金番号の導入時(平成9年1月)に、基礎年金番号以外の他番号は将来どうなるのかという疑念はありました。 当時、膨大な量がありすぎて、年金受給時までに統合を行えば良いという考えがあったように記憶しています。	基礎年金番号の導入時において、被保険者等の皆様へ、特別便や定期便のような「年金記録のお知らせ」が送付されていれば、状況は違ったのではないかと思います。 正直、職員である私でさえ、これだけの未統合番号等が存在していることは、記録問題が明らかになるまで知りませんでした。
3190	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	誠実にに確認作業を行っていくしかないと思います	社会保険庁の信頼を根底から覆す大変な問題と思いました。問題が存在することをしったのは入庁時。すべての人に年金番号はひとつしかないと思っていましたが、そうではないことを知りました。	年金記録の管理の歴史等を把握し、お客様の記録調査が円滑に進めることが出来るよう努力しました。 かつての記録管理として、安易に手番を作ってしまったのが反省点として挙げられると思います。本人に前職等で年金番号を作っていなかったのかきちんと確認すべきだったと思います。
3191	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	国民に協力をしてもらう。 何度も同じ文章を送付しているため該当する人だけ再度送付、事跡を数字でなく文章で入力できるようにする。問い合わせの時のため	国会で言われた時。 生活にすべて影響するので真摯い受けとめて対応する事。	文章を何度も送り過ぎで再三被保険者の方々にご迷惑と混乱を生じさせたり、一度に文章を送付するため窓口で何時間も待たせてしまった事が反省点です。 裁定に時間かかかりすぎて、ご迷惑をおかけしたことも反省点です。今後解消するために素早く進達することです。 窓口等の対応をきちんとするのみ。
3192	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	究極は申し出のあった期間を全て認めて、虚偽の申告を罰することですが、一つ一つ確実に解決していくとだと感じます。	年金制度の不信に繋がる問題で混乱すると認識していた。 マスコミ等に取り上げられるようになってから。	日本の年金制度のすばらしさを伝えるため、お客様に今まで以上に親切丁寧に対応するよう心掛けた。 もっと早い時期に旧台等をオンライン収録すべきであったと考えますが、この問題がなければ旧台等はオンラインに収録されなかったことを思えば結果的に良かったと考えます。
3193	地方庁	その他(社会保険事務所)			諸先輩方から「WMに収録されている記録がすべて」と教えられてきたので、マスコミ等で報道されるまでは「宙に浮いた記録がある」とは知りませんでした。	基礎年金番号導入時にもっと広報等を行い「特別便」や「定期便」を早くから実施すれば良かったのではないかと思います。
3194	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	この年金記録問題の解決には膨大な作業が必要となりますが、これを短期間に解決するためには、国民の皆様に必要な情報を提供し、集中的・計画的な取り組み、処理体制の強化が必要と考えます。 そのためには、各社会保険事務所で行うのではなく、各県において一ヶ所に集中した事務処理体制等の大幅な体制強化が必要ではないか思います。	国民の皆様方の大事な財産である年金の加入記録の管理が杜撰であったこと、そのことで国民の皆様方にご迷惑をお掛けし、さらには公的年金制度の不振を招かせたことにより、年金制度の根幹を揺らぐ大変な問題であると認識しています。 このような年金記録問題の存在することを知ったのは、平成18年頃だと思います。	まず、自分自身が年金の加入記録について国民の皆様方の大事な財産を預かっているということを再認識し、この年金記録問題の様々な取り組みについて積極的に行い、少しでも早く解決をするように努めました。 職員一人ひとりが、このことに高い意識を持ち年金記録について正確・的確な管理の徹底がなされなかったことが原因ではないかと思います。 この年金記録問題を早期に解決するために努力を尽くすことはもちろんではあるが、こんから将来に向けた年金記録の正確な管理も大変重要なことであると考えます。
3195	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	今後も定期的な記録確認のお願いをしていくことが重要と思われます。お客様の不安解消にもつながると思います。	マスコミ報道があったときに知りました。 年金制度への信頼が揺らぐ大きな問題だと感じています。 また、特別便等の年金記録の確認のため遠方より足を運んでいただいたり、年金の差額分のお支払までに相当な時間を要したことなど、お客様に多大なご迷惑をお掛けしていることに職員として大変申し訳なく思っております。 お客様の不安を取り除くため、一刻も早く解決しなければならないと思っています。	たくさんの皆様にご迷惑をお掛けしたことを忘れずに、早期解決に向け、業務を遂行しようと思いました。 やはり、年金記録の管理に問題があったと思います。
3196	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員を投入して作業を進めることは継続して行っていく必要があると思う。 ただし、すでに死亡している等どうしても判明できないものが多数存在していると思われるのでどこかで整理することが必要と考えます。(宙に浮いた記録としてカウントしないなどの割り切りがないと0件にはならない。)	日常の業務におけるチェックが甘かったのではないかと考えます。重複手番については、採用時から確認・統合を行ってきたので問題自体は明るみに出るまで存在していないと認識していました。	業務処理を行う時のチェック機能が働いていなかったのではないかと考えます。
3197	地方庁	社会保険事務所課長級以上		第三者委員会にかかる案件等については、現行において実施されているような類型ごとの救済策が、より規模を拡大して早急に実施される必要があると思われます。	申請主義が公的年金制度の根幹に位置づけられていることを入庁後すぐに知るにつけ、あまりにも被保険者、受給者に負担を掛けすぎる制度になっているとの感を抱いていましたが、実際の業務を遂行する職員数を考えると申請主義を変えられる状況ではないと思え、自身の中では「仕方が無い」こととして整理していました。	年金記録は、極めて長い期間に渡る管理が必要な記録であり、「戸籍」を管理するのと同じ水準で管理する必要があったと思われます。また、そうできなかったことが悔やまれます。
3198	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	時間はかかると思いますが、1件づつ本人確認しながら進めるしかないと思います。	1人で複数の番号を持つ人がいることは承知していましたが、その都度届出により統合し、最終的には年金請求時に統合するものと理解していました。	今回記録問題により、住基等により照会したようなことが、少なくても基礎年金番号導入時に行われていればよかったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら。具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3199	地方庁	その他(社会保険事務所)	①社会保険庁で管理している旧台帳の記録で、オンライン化されていないものが今でも相当数あります ②船員保険の記録について、社会保険庁に整備依頼をして回答がくるまで1年以上かかっているものがあります。 また、オンライン化されている記録について、氏名・生年月日が一致していても本人またはご遺族の方が船舶所有者名や船名を覚えていなければ、本人記録かどうかの調査もしてもらえません ③記録統合されていない記録について、氏名・生年月日は一致するが認知症や本人死亡などで特定できない記録をどう扱うのかの統一見解が示されていません ④記録調査の処理率の向上ばかり求められて、肝心の調査に時間がかけられません	①社会保険庁を増員して、旧台帳の記録はすべてオンライン化すること。 被保険者期間や事業所名称をオンラインで見ることができなければ記録統合作業は不可能です ②社会保険庁の船員保険係を増員すること。せめて、社会保険庁が記録をオンライン化したときの元の台帳を各事務所に送付してもらいたい。 また、船員保険記録は管理が特殊なため一般事務所では対応不能です。各県やブロックごとに調査や記録補正、本人との折衝の担当係を作るほうがよいと考えます ③氏名、生年月日一致だが本人の特定は困難である記録を本人とするのかどうか全国統一の見解を示すべきだと思います。政治判断になるかと思われますが、このままでは窓口でも統一対応がとれません ④信頼回復のためにも、件数や処理率を求めるより丁寧な調査を求めるべきかと思います。また、人員についても全く知識のないアルバイトを増やされて対応を求められますが、複雑な歴史を持つ年金制度を知識のないアルバイトで処理できません。ベテラン職員やOBを集めて対応すべきと考えます	問題視されるまでオンライン上の記録にこれほどたくさんの不備があるとは知りませんでした。新人のころからオンライン上の記録が正しいと聞かされていてこの記録で年金裁定をしてきたので、正直なところショックです。	研修などでは制度について学ぶ機会はあっても、記録管理方法の具体的変遷などを学ぶ機会がありませんでした。私は年金給付課の経験があったため制度の歴史は知っていましたが、手書きの台帳の時代の記録を管理方法や記録の補正方法などは知りませんでした。今回記録調査の担当になったため手探りで覚えた状態です。 オンライン導入までの記録管理方法や記録整備の方法は全職員が知識として持っておくべきものとして研修すべきだと思います。
3200	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		過去記録が抜けている被保険者等に当該記録なし期間を提示して、どうして抜けているのか、確認するよう促すほうがよいのではないか。当該処理は裁定請求時にも窓口で必ず行うようにして最終的には裁定請求時に記録についてての了解か再調査依頼ができる仕組みうを構築する。 厚生年金記録については、法改正で企業の納付猶予をある程度認めることと、年次処理で、厚生年金記録通知(報酬あり)を直接本人に送るなどの対応が必要。(現在は事業主任せではない	申請主義に基づく事務処理体制が長い間続いてきたことによる弊害問題。 制度の度重なる改正において、事務処理に影響を及ぼすことを軽視してきた問題。	個々の年金記録に基づいて、個々の受給者が老後の生活を支えているという意識を常に持つこと。 社会保険庁職員の意識改革。 年金制度についての国民的な議論の必要。 年金制度の功罪の罪の部分ばかり強調するのではなく、年金制度の果たしてきた役割も提示
3201	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		年金記録問題には何点かありますが、特に問題となっているのは、基礎年金番号への未統合の記録があることだと思います。このことは、私が約10年前採用されたときも既にありましたが、届出により統合処理をしており、また裁定請求時には統合処理するものとの認識がありましたので、「問題」とまでは考えておりませんでした。しかし、今回の年金記録問題として改めて考えますと、音の年金番号を紛失したり、年金に関する記録を亡失したり、時間が経てばたつほど本人の基礎年金記録に結びつかない年金記録も多々存在することとなる、「問題」と認識しました。そのほか、台帳からオンラインに未入力の記録が存在すること、不正確な入力がされていることなど	ねんきん特別便などの年金記録に関する相談の際には、本人の基礎年金番号に収録されている年金記録を丁寧に説明することのほか、それ以外に本人と思われる記録等がないか、氏名索引等を行い、未統合の年金記録がないように努めました。 今回の年金記録問題において、記録の統合処理を本人からの届出があればという社会保険庁として"受け身"であったことが反省すべき点である。今後は、今回の問題を踏まえて、国民の年金記録を管理する・年金制度を運営することの重要性を再認識して、"積極的に"年金業務を進めていくべきであると考えます。
3202	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	・定期便などの問い合わせ等から今後も対応窓口を設けて、ひとつづつ対応をしていく。 ・届出時の関係書類の厳格化。 ・加入者本人への定期的な通知等による透明性の確保。 ・そのほかは、今のところ良い方策が思い当たりません。	・事業所から赤字決算が出た際などに、役員報酬の未払い分に関する適用相談的(月額変更・算定訂正)なもののひとつの結果として、手続きが行われていると認識しておりました。 ・具体的に問題として認識するようになったのは、届出時の添付書類等が厳格化され始めたころからです。なぜなら事実と内容の異なる届出が提出されてくることがあったからです。	・対応としては、事業所から添付させる書類の厳格化により届出書との整合性をその都度必ずチェックする。疑わしいものは一度理由を説明し返戻する。 ・反省点としては、事業所側から提出させる書類に不足や正しい報酬など確認できない状況があったときに、確認不足のまま受理してしまったりしていた点。 また、担当課以外のところで作成された書類に対する(事実関係を確認するなど)受付時チェックの甘さ。 ・もうひとつは、その結果が加入者ご本人への通知されていなかった現状。(届出に透明性が確保されていない) ・本人から問い合わせ等があったときの問題意識の欠如。(事業主が届出を行ったのだからという変に信頼性をもってしまっていたところ)
3203	地方庁	その他(本庁)	なし+	古いことを知っているOB等に応援いただく	記録問題はお客様の生活にかかわる大問題、との認識です。また、それを知ったのは、長妻現大臣の発言のときです。	お客様に記録を確認する上で、記録の他にもれているものは無いかと一言声を掛け、確認するよう心がけました。①台帳管理から機械化に切り替えするときにきちんと確認をしていなかったのではないか②基礎年金導入時に他年金番号の確認作業が十分でなかった、からだと思います。
3204	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	とにかく、ねんきん特別便及びねんきん定期便の未回答者に対して、何度も勧奨を行い、記録にもれがないかどうかを確認していただくことであると思います。	年金記録問題については、年金受給者が正当な年金額を受けられていないという、重大な問題であると認識しており、この問題が存在することを知ったのは、平成19年10月頃です。	年金裁定請求書を受付する場合に、本人及び配偶者について記録もれがないかを、きちんと確認しました。また、この問題についての反省点としては、今までの間で諸手続を受理する上で、年金手帳の記載内容や、本人からの聞き取りを怠っていたかことが挙げられると思います。
3205	地方庁	社会保険事務所課長級以上	紙台帳時代は、5年に一度の中間遡及によって中央で電算入力されていました。その結果整合性のない記録について「事故リスト」が事務所に返され、再調査をして整備していくことになっていましたが、中には「調査不能」と回答していた分もありました。その記録がフォローアップされていたのか、地方では全くわかりませんでした。万が一、調査が放置されていたのであれば、今回の記録問題につながったのかと思います。 2ヶ所以上勤務の届出について、一般的にはあまり浸透していなかったと思います。その結果、それぞれの事業所で別々の厚生年金番号にて加入していた方がたくさんおられます。特別便送付以降統合していますが、片方の事業所が基金加入事業所の場合、統合した報酬で基金に加入した扱いになるため、代行部分の計算が実際より多くなり、本人の受け取る年金が少なくなっています。当事務所で、基礎年金番号「4176－001584」の記録がその扱いになり、平成19年暮れよりご相談を受けていましたが、全く解決の道が示されませんでした。結局、当該基金のご決断により、基金から支払われることになりましたが、根本的には全く解決していません。 通常の記録問題と違い、それぞれ納付されていた記録が判明しているのですから、救済策を早急に示していただきたいです。	基金と非基金事業所が混なっている場合の扱いは、遡って整備できるようにしてもらいたい。基金と国との間で積立金のやり取りができるよう法改正してほしい。	八尾事務所で記録調査担当のとき、判明した記録については氏名変更等行い統合して回答しようとしたことがあります。また氏名索引で判明した記録をお知らせすることも試験的にやりましたが、氏名変更届等をとらずにそのような扱いをすることは、今で言う「コンプライアンス違反」であるため、回答書に氏名変更や統合の届出をするよう指示文書を同封しました。その後放置する被保険者が多く、結局再び調査になることがありました。そのとき、「何と無駄なことをさせるのか」と意見を出しましたが無視されました。そのときにやり方を変えておけば、5000万件も少しは減っていたかと思います。 WMで氏名索引ができる時代になってからのことは、社会保険庁や事務所の側に責任があると思います。 ただし、旧台帳やカセットなどの問題は、計画を立てて順番にしていくのだろうと思っていましたので、今日のような事態は予測できませんでした。	できるだけ本人の記録は情報提供すべきと考え、ハードコピーの交付をするよう意見を出しました。氏名変更・生年月日訂正・基礎年金番号への統合についても、期間照会票提出者には、整備後の回答を出すべきと意見をだしましたが、認められませんでした。(現在は期間照会票にそれぞれの訂正届が組み込まれています。)京都では独自に工夫をして、今のような記録照会票を使用しておられたと記憶しています。京都がうらやましかったです。 今後も、同じようなことが起きたときに、コンプライアンス違反で処罰されるのがいいのか、組織全体の信頼を勝ち取るためには、一人でも実行すべきなのか、過去の経緯を見たときに、いったいどちらがよかったのか。 コンプライアンスさえ守っておればよいという職員ばかりになったら、過去以上に問題を内包した職場になってしまいそうです。 自分の保身や不正のためにおこなったことと、受給者や被保険者の利益や利便性を考えて工夫したことは区別する判断力を持ってほしいです。 法解釈もコロコロ変わる場合があり、いいかげんな判断で処分された職員の気持ちをわかっていただいているとは思えません。 受給者や被保険者の方に対しては、組織も末端の一員として責任は痛感していますが、記録問題に関しては、地方や出先に根本的な責任は全くなかったと考えています。
3206	地方庁	その他(社会保険事務所)		金と人員を費やしてやるしかないと思います。	ずさんな記録管理が招いた過去のつけ	本人の記録が確実に年金につながるように対応するしかないと思った。
3207	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3208	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3209	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	早急に解決するためにはとくかくマンパワーが必要なので、人員を増やすことが大切だと思う。 また職員には初めにキチンとした研修が必要だと思う。	社会保険庁の怠慢による問題。 マスコミで報道されるようになってから(たぶんH19ごろ)一般の方と同じタイミングで知った。	窓口ではどんなにお客様がお待ちであっても氏名検索をきちんとし、窓口で気づかなくても後で気づいた場合は連絡をとり確認をきちんと取るように心がけた。 反省点は本庁と地方の連携がまったくなかったため、最初に流れをつくってから職員に周知徹底すべきだったのになあなあで現場の処理となったため、職員は窓口対応に追われ、再裁定処理をする余裕のある職員がいなかったため実際の進達が数ヶ月後になってしまったのは初めに計画性がなかったためだと思われる。
3210	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		行政の(社会保険の)体質の問題	今までの慣習にとらわれない考え方 事態の解決の早急化
3211	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別便、定期便、名寄せ便など、同じ人にたくさん照会を送ることにより余計なトラブルになっている。たとえば調査依頼を出している人に、WM通りの記録が再送付されることなど。	一人の人に、できるだけ重複して送付しないようにする。	社会保険全体として取り組まなければいけないと感じています。 問題だと知ったのは年金記録問題が発覚してからです。	アルバイトを雇用してもらい、回答文書の作成に取り組みました。 反省は、通常業務に追われて回答に事念できなかったことです。
3212	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
3213	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録をじみちに確認していくのみ。	深刻なこと。なぜ機械にきちんといれるときにいれなかったのかと思う。	地道に台帳と記録ををみていくしかないと思う。今後は起こらないように心がける
3214	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	事務所内に記録問題を解決する専門のチームを作る。	長い時間手を付けずにいたことは問題であると思う。問題の存在は記録問題がメディアに取り上げられた時期と同時。	早急な記録統合処理が必要だと考えられる。現時点の反省点として記録問題解決への対策が効果的に行われていない。
3215	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し	人、物、金をどれだけ注ぎ込んでも、1件残らず解決するのは不可能。 政治的判断でどこかで線を引き、性善説に立って広く救済するしかないと思います。それはそれで混乱が生じるとは思いますが・・・。 また、大企業向けの法律を中小零細企業に適用することをやめるべきだと思います。	大企業向けの法律を中小零細企業にまで適用し、そういう事業所を介して個人の年金記録を国が管理するということ自体に無理があり、起こるべくして起きた問題であると認識しています。	お客様の立場に立って対応しています。 反省すべき点は、時代背景、制度、事業所、従業員側の問題を明らかにせず、現場の職員のみを悪者にし、年金記録問題と全く関係の無い職員にまで必要以上に責任をとらせたことです。
3216	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
3217	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3218	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			国会で議論されてはじめて問題があると認識した。	反省点として事務所等の業務実態(紙台帳の管理、マイクロフィルムの管理状況等も含め)を把握できていないことが問題だったのではないか。
3219	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	本人申し立てによることも今以上に考慮しなければ、大多数解決に至らないと思います。	本人からの申し出によるものと思っていました。 マスコミで騒がれるのと同時期です。	早期の取り組みとお客様には時間をかけても納得していただくよう心がけました。 記録の統合について、年金の裁定請求時でよいという考え方が積み重なりこの結果に及んだものと思います。反省点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3220	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。		国民の皆様の大事な年金を管理出来ていなかったことに対して、不信感や不安な気持ちにさせてしまったと思います。	窓口対応として本人の記録と一致するように話(同僚の事や当時の状況)を聞いたりして確実に本人の記録として統合処理するようにしました。 年金に加入されるとき、過去に番号が払い出されていないかどうか(旧姓等)の確認作業がもれていたときもあったのではないかと思いますので、今後は一人一つの番号として確実に管理する
3221	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	OBの方の活用を考えればと思います。	窓口相談や電話相談が多くなり大変だと思いました。たぶん平成19年6月頃だと思います。	平成20年10月より厚生年金の期間調査事務を担当するようになってからは、年金制度をより深く理解し対応するよう努めました。 予算もあると思いますが、はやくからOBの方の活用を考えていただければと思いました。
3222	地方庁	その他(社会保険事務局)			統合されていない手番をいくつも持っているお客様がたくさんいたので、他にも同様なケースの人がいっぱいいるんだろうなとは思っていた。 年金にあまり関心のないお客様が多かったので、あんまり大きな問題となることもないのかなと思っていた。 問題が存在することを知ったのは、テレビ報道などで年金問題が騒がれるようになってきた頃。17年頃だと思う。	転職が多い人や手帳をたくさん持っている人、結婚・離婚を繰り返しているような人には、改めて詳しく年金相談をしてもらうように、窓口で話をしていた。 (当時健保の窓口担当で、年金記録については詳しくなかったため)
3223	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員をかけて取り組んでいけばと思います。	紙台帳からコンピューターへの切替時の入力漏れ・入力誤りなどと基礎導入により、基礎への登録漏れなどにより起こった問題と認識しています。	お客様に対して、親切、丁寧な対応をし、記録判明のため努力しました。 反省点は、紙台帳からコンピューターへの切替時の入力チェックが不十分だったことと基礎への登録処理にあたって、積極的にお客様に対して勧奨しなかったことと考えます。
3224	地方庁	その他(社会保険事務局)		「ねんきん特別便」の回答を早急に行っていく。	記録がもれている方も中にはいるのではないかといった感覚でしたが、手続時に、本人に確認はしているので大きな問題にはならないと認識していました。 期間照会の業務を認識した頃ですので、15～16年前からだと思います。	申出については、その都度確認作業を行ってきました。 1人が複数の記号番号の手帳を持っていたことと、裁定時に名寄せ作業を深く行わなかったことが反省点として挙げられると思います。
3225	地方庁	その他(社会保険事務局)	私の知っている範囲では、これまで以外にはありません。	現在すでに実施されている、集中して確認する取り組みと、国民の皆様へのねんきん定期便を確実におこなう以外はないと思います。	記録に誤りがあることはたいへん重大な問題であり、正しい記録にただすべく全ての事業の中でも最優先に取り組むべき問題と認識していました。問題を知ったのは、平成18年後半から19年にかけてだったと思います。	社会保険事務所勤務時は、相談窓口係でしたので、お客様への対応をとおして、記録がない場合に照会票を受け付ける仕事をしていました。事務局になってからは、国民年金台帳の確認作業への応援や、再裁定の業務センター支援を行いました。反省点としましては、年金記録を国民の皆様からお預かりしている、間違いは許されないといった意識が欠如していたからだと思いま
3226	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上		被保険者(受給者)本人からの聴取	当初から 年金手帳(被保険者証)の紛失者が多い	年金請求時に加入期間の確認を慎重に行っていた。
3227	地方庁	社会保険事務所課長級以上			事務所年金給付課在籍時代(H16．11月以降)に年金相談窓口や裁定処理をしているときに未統合の手番が多いことに気づいた。 裁定前に統合されればまだ良いが未統合の場合、支給額に影響する問題と認識していた。	窓口相談および裁定処理の際に氏名索引(090、010)を行い、本人に確認を行う等少なくとも裁定時にはきれいな記録になるようにしていた。 この問題に関しては、過去(H14.4以前)の事情はわからないが自分が採用された後をみていたが「忙しいから」を言い訳にやるべき仕事をしていない職員がいたのは間違いないと思う。実際上記の氏名索引のように最低限やるべきことをしていなかった事務所もある。また、慣例というか右へならえで問題点を見つけ、改善するという意識がまるで無い職員が多すぎる(特に年長者)。指摘しても上がまるで動かなければヒラ職員でやれることは限られている。誰も気づいていなかったはずは無いのだからもっと早く問題を認識し、対応していればここまで大きな問題とならず、既に亡くなられた方々の年金も正しく支給することができたのではないか。
3228	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金手帳は生涯1冊という原則があるにもかかわらず、厚生年金を再取得する度に新たな年金手帳が交付され、その後、手帳を紛失したため記録が統合されていなかったケースが多数あります。統合がされていない記録が多い割には事業所から提出される「重複取消」の届出自体が少なかった理由として、年金手帳は生涯1冊であることの認識不足が原因であり、社会保険行政として積極的に広報、指導を意ったものによるところが大きいと思います。	再指定をしている間に亡くなられる方が多数います。一刻も早く解決するためには再裁定の処理を早めることはもとより、進達を如何に早く行うかが重要であると思いますが、進達までにいくつかの行程があり、なかなか時間を短縮できません。行程の中に「年金試算額仮計算書」の提出がありますが、増額される案件については省略できないものでしょうか。	始めは、(6)の設問で回答した内容がすべての原因であると思っていましたが、国民年金の納付追加もれの多さ、旧台帳の切り替え漏れなど新たな事実が発覚する度に事の重大さを感じました。 「問題が存在することを知ったのはいつ」とは特定できません。	国民年金保険料の未納期間について、調査、回答の業務をしていましたが、調査において、確認漏れがないよう注意しました。また、納付ができない(またはしていない)ことが明らかな案件については、理由を分りやすく、丁寧に説明するよう心がけました。
3229	地方庁	その他(社会保険事務局)	一般に報道されている以上のことは承知していない	記録照会や整備について、ただ単に人数を増員するだけでなく作業を行う人の質的向上も図っていくべきだと思う。	早急に解決をしなければならない重要な問題だと考えていた。問題の存在を知ったのは、新聞報道などで取り上げられ始めたとき	窓口や電話の応対時に特別便が未回答の被保険者には確認して回答するよう勧めた。反省点としては、いまだに未回答の人が多いのでもっと広報が必要だと思う。
3230	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道な確認作業をしていくしかないと思う。	年金手帳番号が複数ある方がいることはわかっていたが、年金請求時に確認をすればよいという認識だった。報道がされてから具体的な件数等を知った。	年金請求時に確認をすればよいということは上司等から聞いていたことであり、それでよいものという認識でしかなかった。慣例となってしまい、その流れで改善策をとらなかったことが問題
3231	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			適用の業務に携わったことがなかったため、平成18年の打合せの時に、期間照会を担当している同僚から様々なケースがあることを知った。平成19年になって大きく取りざたされ、週刊誌等でWMの登録がない台帳があることや、名寄せの調査に携わり記録のずさんさを実感した。 あまりに、自分たちの認識と違うことが行われており、当初は理解に苦しんだ。	現在整備されていない記録を台帳や払出簿及びWMから可能なかぎり特定させ、自分の業務についても後に問題を残さないよう法令順守に務めました。 組織として目的を明確にしていなかったことと、個人個人が業務を行う上で、個人の意見で行動し組織の視点で物事を見れなかったこと、また、そういう目線に対して評価が無かったことが組織の腐敗に繋がったと考えます。
3232	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現行の対策以上のことはできないと思います。	手続きの流れ上、発生するのはやむをえないことなので、いかに発生させずに進めていくのかを注意していました。記録そのものが消えている事実は知りえなかったので、すべて記録はあり分かれている状態を聞き取りにより統合することで解決できると認識していました。採用当時(平成6年)から、記録問題としてでなく、早期に対応しなければいけない案件として確認しておりました。	当時は、(8)において思ったことをする以外に具体的な取扱いが示されませんでした。早期解決に至らなかったのは、根本の問題である国民への制度周知や手続きの流れなどの説明の面において政府としての努力が足りなかったの一言に尽きると思います。組織を挙げて、この数年間取り組んでや今の状況なのに、以前の環境で地方職員一人ができることなど知れています。できることをやっておりましたのでそれが全てです。
3233	地方庁	社会保険事務所課長級以上			厚年業務に在籍したのは6年前からで、記録がこのような状態とは思いませんでした。国年業務は平成2年より3年勤務しましたが、当時過年度保険料も自線との突合を行い正確にしていまし	過去の記録に読めないような崩し字もあり判読に苦労しています。すべてについて正確に、丁寧に事務をする必要性があると思います。
3234	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金特別便等の送付を継続し、本人と確認できた記録については基礎年金番号に統合処理をすすめていく。	紙の台帳からオンラインに記録を移し変える際に、移し変えるのが漏れてしまったり、誤って移し変えてしまったために生じた問題。	年金特別便等により漏れている記録を確認し、記録の統合等の処理をおこなった。オンライン化する際に、確実に記録を移し変えるべきだったと思う。
3235	地方庁	社会保険事務所課長級以上		今の作業を進めるため、出来る限りの人員を投入するべきだと思う。	基礎年金番号でない記録の調査及び基礎年金番号への統合を早急に行う必要があると認識した。 平成19年に年金記録問題が取り上げられてから、重大な問題として感じた。	優先的に行う仕事と思い取組んだ。 平成9年基礎年金番号が導入されたとき、記録を統合する必要があるという通知やPRをもっと行うべきだったと思う。
3236	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	期間照会のスピード化など内部処理の短縮	当初、ほとんどのものは本人が記録を統合するのを忘れているなどの単純なものと考えていた。 新聞報道からその存在を知ったと思います。	個人として対応できるのもではないので、指示を仰ぐかたちだった。 見切り発車で特別便の発送をしていたため、何度もご回答をいただくことになったお客様がいること。準備期間を十分にとれれば防げたトラブルもあると思います。
3237	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3238	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません	とくになし	自分が社会保険の仕事についた時には、すでに記録の管理は機械化されていました。このためすべて正しい記録であると認識していました。しかし、払出簿の氏名収録の業務に携わり、別人の記録、記録の不備等の状況を見てWMの記録がすべて正しいものではないと感じました。	特別な対応はしませんでした。ただ、自分の意識として誤っている記録は正しく訂正し、未統合の記録は本人のところへ統合しなくてはいけないと考えました。 反省点かどうかわからないが、被保険者名簿等の記録を管理する様式が各県統一されていない、取扱いも県単位で違うこと。機械化した際の登録がいい加減であったこと(入力後のチェックがされていない)
3239	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません		
3240	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人手が足りないので、知識のあるをもっと増やすべき。		
3241	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	特別便の回答のない方に対して、個別訪問等で接触を強化する	社会保険で最優先して取り組む問題であると認識していました。 新聞報道等で初めて知りました。	窓口や電話を積極的に対応し、少しでも問題解決に貢献しようと思いました。裁定請求時の記録の確認や基礎年金番号導入時に徹底して記録確認を行えばここまでの問題にはならなかったのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3242	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間と労力はかかると思いますが、被保険者台帳とオンライン記録との突合を進めるのが、遠回りでありますが合理的な方法と考えます。 また、場当たり的に国民の皆様に「特別便」や「定期便」を簡素に通知するだけでは、事務所などの相談の受け皿には限りがあります。 数百万件・数千万件件の通知を短期間に送付する前に、きちんとしたスケジュールを国民の皆様に示した後に、通知を実施すれば、相談体制も確保され、回答も滞留することなく送付することもできると考えます。	一部のお客様の年金加入記録が、適正にオンラインの切り替えができていなかったものと記憶しています。 報道機関で、年金記録問題が取り上げ始めた時期に、初めて知りえたと思います。	記録管理に関する取り扱いが、今となっては不十分と考えます。 特に、オンライン切り替え前は、事業所から取得届を急いで処理するよう依頼があったときは、厚生年金保険被保険者証や年金手帳の確認が不十分であったため、止むを得ず新しい手帳番号を払い出していった結果、不十分な記録管理のまま基礎年金番号へ移行したためと考えます。 また、自分自身も、「オンラインの記録は適正に管理されている」と採用時に教えられたこともあり、記録問題などが起こるとは考えられなかったのも現実です。 年金記録訂正にかかる事務処理に携わって、記録のもれや誤りが想像以上に多い現実を受けてからは、お客様に説明責任が果たせる事務処理を念頭に日々の業務を行うよう心がけてきました。 なお、残念ですが、一部の職員には、未だに自分とは無関係であると考え、特別体制の取り組みに消極的な言動があったことも、職員のモチベーションを下げる要因であったと考えます。 やはり、全職員総動員体制といいながらも、通常業務を抱えて取り組むことは、担当・非担当職員と分けざるを得ないことから、職員の考え方の温度差が生じていたことも事実です。 土日の休日に自発的に出勤して1件でも多く回答しようと頑張っている職員がいる一方、自身の業務が終わると他の職員を手伝うことなく早々に退庁し、休日もきちんと休んでいる職員がいるのも現実です。 年金受給者の中には、回答内容が複雑になり、回答文書作成には経験や知識が必要になります。 しかし、未経験な職員には、対応が困難なため、担当職員や経験者が必要となり、結果、文書作成担当者は日々多くの書類と格闘していましたが、担当外の職員の目には、何をしているかすら
3243	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	地道にお一人お一人に確認していくこと。	記録は正しく管理されていると思っていたので問題があるとは認識していませんでした。	自分の記録がどうなっているか確認できるシステムが以前からあったらここまでの問題にはならずにすんだのかなと思います。
3244	地方庁	その他(社会保険事務局)		今行っている事業を着実に進めて行くしかないと思います。	こんなに大きい問題になるとは、思っていませんでした。 平成19年6月頃だったと思います。	相談窓口の応援をしました。 もっと早くからこの問題に取り組むべきだったと思います。
3245	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	経験者を集中して作業することが必要であると思う。	在籍時に認識はしていませんでした。 マスコミ報道等により存在を知りました。	本部指示に従った対応しかありません。 もっと現場の状況を踏まえることが大事だと思います。
3246	地方庁	その他(社会保険事務局)		特にありません	大変な問題だと思いました。いつごろかは断定できません。	がむしゃらに対応しました。 チェック体制を整えることが反省点と考えられます。
3247	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	脱退手当金支給済み記録・お亡くなりになられたか以外の旧台帳記録(東京保管の厚生年金被保険者台帳記録)・厚生年金手帳払出簿(個票)等・厚生年金被保険者名簿等が、wmですべて見れるようになれば調査確認に要する時間が、短縮できると考えられる。昭和20年代以前名簿ですと保管場所等(保管事務所の特定も困難なため)どうしても他庁照会をせざるおえないので時間がかかるまた、払出確認も保管事務所へ電話照会をしていると時間がかかる点があるので、wmで確認できるようにしてほしい。上記、旧台帳についてもwmで確認できるようにしてほしい。	被保険者(若い世代の人たち)については、年金手帳の未統合がほとんどと考えておりました。また、受給者の方については、戦時中記録や記録の不備または、旧姓・通称名等を使われていた方等ありますので、登録未統合になっているケース・年金制度発足前勤務の方が、制度の周知・広報の不十分な点もあり、ご理解しづらい部分から働いていたが、南京記録が載っていない等及び共済年金についても記録を管理しているのがすべて社会保険庁という認識も強くお持ちの方も見えて消えた年金問題という認識の方が多いのかと思っておりました。ただし、実際に名簿・原票記録を機械管理するときに不備になったり、もれてしまうケースも多いと感じていました。 国民年金広報ポスターにて某有名女優の方を起用されてからマスコミ報道にて国民年金保険料未納または、未加入者の起用について問題になり始め、社会保険職員の聴き見についての個人情報保護の観点から認識不足等マスコミ報道されるようになってからです。	窓口相談業務等で制度についての説明を出来るだけ解かりやすく説明するようにしました。また、この年金特別便についての照会趣旨・目的及び調査の方法・全国には、同姓同名の方も多数見えることと、本人確定する上で厚生年金記録については、名簿上本人住所管理記録が無いため、事業所名・加入期間・氏名・生年月日にて特定する作業が日羽陽ですので、本人様からの会社へのお勤めのご記憶が調査する上でも、本人記録確定する上でも最重要ポイントである旨の説明をしてご回答していただくように周知説明に勤めました。 また、どのような理由・ケースでこのような記録問題が発生してしまったかについても説明してご理解を深めることに勤めました。 基礎年金番号制度前は、年金手帳番号をいくつもお持ちで(年金手帳番号を多数払いだされている方)手帳をなくされた等により本人確定できないケースも多くみうけられました。基礎年季番号制度後は、徐々に繰重複手番照会をして本人様からのご協力、事業所様のご協力をもとに昔よりは、減ってきていると思われますが、やはり広報活動を充実してご理解・ご協力のもと、重複払出手帳番号をなくす(一人一年金番号の払出を目指していけば)第2、第3の年金記録問題についての未然防止及び期間調査業務をなくすイコール年金請求時の職歴確認(もれ確認)の簡素化にもつながり、業務負担の軽減によるサービス向上にも繋がると考えます。
3248	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	分かりません	長い年月の期間なので名前も変わっていたり、生年月日も誤っていたりする事もあるだろうし本人様の年金加入期間を確認する作業は非常に困難だ、と思っていました。来所される方も年配者が多くご記憶も曖昧な方が多くお話を聞きだす迄が大変ですが年金記録をはっきりさせることは当然の事で良い機会だと思っています。 平成19年5月に謝金職員として入庁してからです。	ねんきん特別便の期間確認回答書作成業務を担当して、今まで本人様も忘れていた期間が見つかって喜ばれたり年金額は変わらないけれど働いていた頃を思い出して懐かしかったと感謝されたりで、T.V.等の影響で激怒される方ばかりでは無かった事が救いでした。 今迄どのように年金行政をしてきたかということの説明不足だと思います。 社会保険庁として現状を分かりやすく説明し、一生懸命に働いている職員がどのように取り組ん
3249	地方庁	社会保険事務所課長級以上	昭和51年採用時から見受けられたが、国民年金の資格関係を処理するために、国民年金台帳を抽出したところ、台帳が所定のところになく、現年度の納付記録のみを記載した仮台帳があった。納付記録を記載する時に台帳がなく、仮台帳を作成したと思われるが、その後、確実に本台帳に記載されるか不安があったのを覚えている。 転出入が激しい都会の事務所では、台帳を移管した後に、納付記録の通知を郵送するが、是も多いため前述と同様に不安があった。		(6)で述べたことが、一部発生していると認識している。	コンピューターへの切替前のことなので、手作業での処理になるのは止むを得ないが、台帳(債権管理簿)と市町村納付記録との照合を確実にする方法はなかったのかが反省点としてある。
3250	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	最低限の平常業務のみ行い、できる限り記録問題に取り組むべきだと思う。	今までのつけがまわってきたな、と思っていた。	庁の対応が遅すぎる。さまざまな問題が出ても、通知等出るまでに時間がかかりすぎだ。
3251	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	・外国人の国民年金適用について 昭和57年の改正により強制加入となっている外国人が適用されていない例があること	・制度としての問題点の整理を行うこと 住民登録等と一体となった把握国民総背番号制の実施すること ・都市部と地方の問題を整理しそれぞれにあった解決策はかること 都市部と地方では問題が異なるにもかかわらず、同じ対策を行っていることは非効率である。	社会保険事務所の国民年金課、年金給付課へ配属されたとき、配属後すぐに認識していた。 職員個人の不正を年金問題と同一視されている事は問題の本質から外れていると感じています。	・研修等においても制度を改正するように予算と人員を確保するよう言い続けてきました。 ・これらを踏まえ、基礎年金番号制度が導入されたものと理解しています。
3252	地方庁	その他(社会保険事務所)		人、物、金を集中投下して早期に解決できるようにするべきである。	基礎年金番号に統合されていない年金番号、名前の読み方が正しく登録されていないため特定できない年金番号が多数存在する等の問題があるとの認識を強く持ったのは平成19年頃で	基礎年金番号以外の年金番号を持つと思われる方には職歴、住所等の確認を徹底しようとした。組織としてもっと早くこの問題に対して認識を共有するべきであったと考える。
3253	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	他の事業をすべてストップして取り組むしかないと思う。	人様の年金記録を預かる省庁としてあってはならないことだと思った。 テレビや新聞といった報道(平成18～19年頃)	本庁や事務局の指示(マニュアル)に従い対応。 過去(オンライン化以前)の職員の怠慢と基礎年金番号導入時の制度に対する周知不足。
3254	地方庁	その他(社会保険事務局)			過去から現在に至るまでの様々な要因が重なって起こった大問題であると認識し、短時間での解決はかなり困難であると感じた。 基礎年金番号導入後数年経過したころ、年金裁定業務の際に記録の整備の必要性を強く感じた。全国一斉調査を庁主導で基礎年金番号導入時にしっかり行っていれば、また記録の不備について庁が十分な把握をしていれば少しは解決が早かったと思う。	時代背景もあるが、結果的に年金番号を制度毎に設けていたこと、その際の手帳管理の徹底の広報不足が考えられる。 また、年金に対する制度周知が十分でなかったことが大きいと思われる。
3255	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金受給者は高齢者の方がほとんどのため、記録の訂正等が必要な場合には、速やかに処理を行わなければならないと感じています。 年金記録問題を認識したのは、採用時(平成19年1月)からです。	私にはまだまだ年金の知識が不足していますが、可能な限りお客様には丁寧に説明するように心がけています。
3256	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	現在問題とされている事項以外には、当県ではないものと思っている。	政府の対策(物、金、人)方針も示されており、現在行っている対策を計画どおり的確に実施すれば、解決できるものと思っている。 平行して、年金記録問題解決及び社会保険庁の信頼回復のため誠心誠意取り組んでいる現職職員の心のケア対策も必要と思慮する。	紙台帳等による管理もあり、また、紙台帳の劣化による書き換え等もあり、100%管理できているとは思わなかったが、年金請求時に加入記録の確認ができることもあり、重大な問題とは思っていなかった。 現在は、年金記録問題は非常に大きな問題であり最重要課題として強く認識し、最優先で記録問題の解決に取り組んでいる。 振り返れば、次のことについて気にかかった時期があり、その時期に記録問題の存在を意識していたものと思われるが、記録問題としての認識はなかった。 1. 昭和54年に国民年金業務を担当し附則4条処理に携わった時のことであるが、当時、国民年金の資格記録管理は市町村からの報告に基づき行っていたため、厚生年金保険の加入記録との突合が必要と思い、附則4条により納付した期間と厚生年金保険の加入期間との確認(重複はなかったと認識)を行った記憶がある。 2. 年金給付関係業務の経験はないが、「金融機関が委任状を持って年金請求(相談)する場合、資格記録の記入漏れ等について十分確認ができず、指導を行っているが、請求者本人に伝わっているか心配である」との現場の声を聞き、金融機関はしっかり対応できていないのでは、とは思っていた。	1については再確認時に問題もなく、近々に電算化されることになっていたため、対応については考えなかった。 2については金融機関に対する指導をすべきと思っていたが、担当外であり聞き流したと記憶している。 当時、福井県社会保険・国民年金業務改善サービス向上委員会(昭和45年～)に業務改善等の意見を述べる機会を与えられていたが、担当業務外のことであり気に留めた程度であった。 現在、そのことが大きな記録問題となっていることから、その当時、担当業務以外であっても積極的に対応策を考え提案すべきであって、担当業務以外について関心を示さなかったことが大きな反省点であり、管理職となり業務全体を管理する立場となって、そのことをより強く感じている。
3257	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	一歩一歩確実に記録の確認を行うしかないと考える。	問題との認識は薄かったと思う。問題として表明化した時期。	1件でも多く不明の加入記録を見つけようと努力した。 昔の記録台帳などに氏名、生年月日以外に住所とかの情報があれば良かったと今になって思

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3258	地方庁	その他(社会保険事務局)		現在行なっている取組(年金特別便・定期便)の継続。 年金相談等の窓口でのきめ細かな対応など地道に取り組むしかないのでは。 省庁間の連携(情報のやり取り)	基礎年金番号導入後も未統合の手番があることは、日々の業務の中でわかっていたが、判明分から届出により統合の手続をしてきた。 記録の改ざんに関しては、国会での審議や一連のマスコミ報道により知った。	各事務所窓口相談、特殊台帳の整理事務等への対応により、受給者の方等の不安解消に努力。 オンライン登録時の確認の不徹底、基礎年金番号導入時の統合確認(周知も含め)に甘さがあったのではないか。
3259	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3260	地方庁	その他(社会保険事務所)			いろんな理由で本人に結びついていなかった年金記録があり、携をしている人が沢山いると認識していた。テレビ新聞等で報道があり、初めて知った。	ひとつの記録でも本人のものと結びつき、受給者及び被保険者に不利になることがないようにという思いでとりくんでいます。お客さんの立場になり、親身な対応に努力しています。
3261	地方庁	その他(社会保険事務局)			国民の老後の収入に直結する事生活設計ににも係わる重大な問題と認識している 年金問題が起こってから知った	大切な記録だから、些細な事も洩らすまいと務め、ご本人にもお伝えしながら対応した 節目での記録統合の重要性を本人も事業所も社会保険事務所等ももっと念頭に置くべきだった
3262	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金記録問題については完全な解決はできないと思っています。	平成9年の基礎年金番号導入時には在籍していませんでしたが、その時に 未統合の年金番号についてはしっかりと対応していくべきだったと思います。 それ以外の年金記録問題については、過去から現在までの組織上、非常にまずいことだと思います。お客様から叱られて当然だと思っています。 年金記録問題を知ったのは平成19年5月頃に新聞の紙面で知りました。	国民年金の申立に携わっていましたが、本人からの申立から回答までに相当な時間がかかってしまうため、土日に自主出勤をして早めに回答できるように対応しました。 年金記録問題が発生してから、先にメディアで情報が流れており、その情報がしっかりと通知で来るより前にお客様からの質問があり、現場は後手後手に回され大変であった。 もっと、迅速に情報を現場まで教えていただきたい。 また、一人のお客様に対して何度も通知が出ることがおかしい。こちらの責任であるので、何度も事務所まで足を運んでもらわなければならない状況を作るべきではなかった。
3263	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3264	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	記録の照合を早急に行うこと、照合自体が不可能のものに関しては、ある程度の基準を設けて、救済する方策が最善と考えます。	記録問題は、職場の根幹に関わる問題であると認識していました。 問題の存在については、国会等でとりあげられたころに認識しました。	記録問題の対応としましては、お客さまへの早期の回答を最優先に、1件1件確実に照合を進めました。 この問題の反省点としては、回答に時間がかかった事、早期に対応できるほどの体制がととのっていなかったことが挙げられると思います。
3265	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在の記録問題についての対応には、多くの費用・人手・時間が必要であり国民が望む解決とはほど遠いと考えます。 第三者委員会に申し立てをされた方は、申し立てどおりに認めるなど政治的な解決が望まれていると考えます。	社会保険庁という組織に対する批判に躍を発し、結果として、それまで長年運営してきた年金制度そのものの不具合が表面化したと感じました。 年金記録問題の存在は、日々の業務の中でごくまれに存在するものと、採用直後から認識していたが、全体像が見えた時にその大きさに驚いた。	毎日遅くまで記録調査に携わり、休日にも自主的に出勤し対応にあたったが、個人でできることは、ごく限られていると自分の無力さを痛感させられた。 その後、組織的な対応を検討するよう上申し、調査・回答業務の集約化が当席では実現した。 異常なまでに加熱した不安をあおる報道により、事務所には来客があふれ後手後手に回る対応せざるを得なかった点は今後の反省材料となる。 新組織で長となる方には、迅速な対応をお願いしたい。
3266	地方庁	その他(社会保険事務所)			この問題を解決し、はじめて国民の皆様の不信を払拭することができるという認識をもっています。 統合されていない手番が存在すること自体は、入社した年から知っていました。	年金記録の確認・調査の際には、まずこころより謝罪し、お客様が納得していただけるまで説明をしています。また、記憶があやふやな何十年も前のような調査の際には、当時の状況をこまかく聴取したり、当時の出来事などをお話して、お客様が記憶をたどりやすいように接客することを心がけています。 入社当時、未統合の記録に対し、入社時に年金手帳の提示をされていなかったこと。基礎梁入時にご本人様からの申出をいただけなかったこととしか認識をもっていなかった。牧わったとおり
3267	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	今も社保庁一丸となって頑張っているところですが、被保険者からの回答がなければ、完全に解決をすることは不可能なので、国民の皆様に特別便や定期便にかかる回答を必ずしていただくよう、更なる広報が必要だと思います。 これから年金機構になるわけですが、記録問題解決のために十分な、人員を確保することが必要だと考えます。年金記録問題の対応におわれ本来の業務がおろそかになると、事務処理誤りがおこり国民からの信頼が更になくなると思うので、年金記録問題が解決し、国民の皆様に安心していただくまでは、それなりの人員を確保していただけるといいと思います。	新聞やテレビで報道されるまでは、特に知りませんでした。	適用にしても散収にしても、善段の仕事の一つ一つが国民の皆様の老後を支える大切な年金に繋がるという意識がなく、淡々と目の前の業務を行った結果だと思います。年金記録に関してさまざまな問題が起こっていることを知り、国民の皆様からの信頼される組織になるよう気を引き締めて業務に取り組もうと思います。
3268	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に無し	調査結果を申出者に回答するのに時間がかかっているので、記録調査に人員配置してほしいと思う。	記録問題については、事務所で平成17年に厚年記録照会を担当したときに初めて知った。そのときには現在のような問題になるという認識は無かった。	記録調査を担当してからは正確性を重視して調査してきたが、本人への回答も時間がかかってしまうため、迅速性も考えながら業務を行っている。 記録問題については、正確性を欠いた処理を最初にしてしまった結果だと思うのでそこが反省点だと思う。
3269	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません	1件1件地道に解決するしかないが、今後同じことが起こらないように、国民に広報してほしい。転職する時の基礎年金番号の必要性、氏名・生年月日は必ず戸籍と同一で届け出をいただきたいこと。また、保険証が届いたら氏名・生年月日を必ず確認していただくこと。社会保険庁がオンライン化するまでの確認の仕方が原因なのはわかるが、調査・統合していく中で事業所名を覚えていない、氏名を変えてまた生年月日を若くして働いていることが非常に多い。全国民に声が届くように広報すべきである。 また、中学生・高校生・大学生の授業・講義に年金講座を強制で取り入れるべきである。年金記録問題・保険料の未納問題がこれだけ取り上げられて数年が過ぎているのに、再発防止がされ	この問題が起こるまで、オンライン記録と紙台帳記録がこんなに相違があるとは思っていなかった。事業所名を変えていない、氏名を変えてまた生年月日を若くして働いているお客様がが非常に多いのはわかっていた。また、「生命保険会社の説明を聞いたことはある」という記憶のお客様が三ヶ月加入されている記録は多かった。	現場でお客様対応していた職員は、問題が起きてからも起きる前もお客様への丁寧な対応は変わっていないが、窓口・電話対応でも「お客様」と言えるようになった。
3270	地方庁	その他(社会保険事務所)		基礎年金番号に統合されていない年金記号番号をすべて統合することは無理です。 年金手帳番号の持ち主が既に死亡せれていたり、行方不明になられている場合もあります。また、本人が覚えていない場合もあり本人のものと判断できないこともあります。 曖昧な証言や可能性で統合することは当然出来ません。 少しでも多く判明させるには、可能性のある人に接触し確認をとる方法が最善だと思います。そのためには市町村の協力が不可欠だと思いますので、非協力的な市町村へもっと働きかけ、全国の市町村に協力いただけるよう全力をあげるべきだと思います。	今までの私どもの対応の悪さと制度周知不足を痛感し、また、解決が非常に困難な問題と思いました。 採用当時から感じていました。 当時は健保厚年適用課に配属されていました。 20歳を過ぎているのに年金手帳を持っていないと言い張る被保険者、本人に十分な確認をとらない事業所の担当者が非常に多く、いくら説明をしても理解を得ないことが多々ありました。 いつか困ることになると思っていましたが、当時の国民の年金に対する意識が低く、どうすることもでいませんでした。 これは偏に年金制度の周知不足が原因だったと思います。せめて基礎年金番号開始時に徹底	家族との時間も放棄し、また体調を壊しながら精一杯対応した。 長妻大臣の思惑どおり、職員は過労死も辞さない気持ちで対応してきたと思います。 《反省点》 ・被保険者に年金加入記録を確認していただく機会を設けなかったこと。 ・基礎年金番号開始時の広報不足。また、その際のアフターフォローの不足。 ・年金教育の不足。 ・国民年金と国民健康保険の名前の類似(多くの方が勘違いしています)
3271	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じておりません。	未統合の年金記録、年金記録の収録誤り等の問題を一刻も早く解決するよう職員一丸となって取り組みを行う必要があると思います。	年金記録問題としての認識は、どこまでも広がる問題のため、正直ここまでひどいものとはと感じています。 問題があると知ったのもマスコミ等で騒がれるまでわかりませんでしたので、世間一般に知られるようになるまでわかりませんでした。	ひとつでも多くの記録問題を解決できるように対応しようと思いました。 反省点としては、記録を管理するシステムの改善や、過去の過ちは今後起こらないとは思いますが、今後は適正な事務を行っていけば良いのではないかと思います。
3272	地方庁	社会保険事務所課長級以上			浮いた記録の量に驚きましたが、年金記録問題が公になった時に最初に思ったことが、基礎年金番号が創設された時に今回の様なシステムを駆使しながら徹底的に記録調査を実施しておくべきだったと思いましたので、行政側の記録管理の甘さと被保険者への記録情報の不足が招いた問題であり、早急に対処すべき問題だと感じました。 また、今後の記録管理(国および個人)の重要性について認識する機会にもなったと思います。 記録問題として認識したのは、報道や通知などにより浮いた記録の量が発表された時。	問題解決については、組織的な取り組みしか無いと思いましたので、社会保険庁の対応方針に従い来所された方一人ひとりから細かな情報を聞いて、ただし、調査漏れが発生しないように、可能性のある情報については、一つ一つ丁寧に調べるしかないと思いました。 問題の反省点としては、被保険者個人が自らの記録を知らなさ過ぎたということと、システム的に記録管理をしているので、定期的なチェックを機械的に行っていなかった点だと思います。
3273	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題については、ありません。	現在も記録の整備が途中であると思われます。 国民年金記録については、市町の協力を得て、解決に向け進んでいると思われるが、厚生年金記録については、具体的な方法はなく記録が整備が完了していないと思うので、すべての記録を整備・電算化(021-1、090)にしてから、現在行われている住民基本台帳等の突合及び照会を行う。	以前は、過去の事務処理誤り(転記ミス)と考えていましたが、現在は過去の事務処理誤り(転記ミス)だけではなく、事業所に対しての指導不足、提出書類の確認不足及び市町との連絡不足があったと思います。 そのような問題が存在することを知ったのは今回のことが話題になってからです。	点検(チェック)体制の重要性を再確認する。 また、現時点でみた場合に、この問題についての点が反省点としてはどのような方法で紙媒体から電算化へ移行された分かりませんが、その際の点検方法と考えます。 現在は電算化されたが、現在の年金記録問題の聞する相談・業務及び事業所及び従業員との報酬に聞する相談等を踏まえ思うことは厚生年金・国民年金の制度周知の必要性を感じます。
3274	地方庁	その他(社会保険事務局)	年金に関する事が非常に難しく、また制度も変わるため職員も周知するのが難しいです。	制度を変えないでください。	社会保険庁に就職して1年8ヶ月目ですが、何十年とつもりにつもった問題であると認識しています。就職する前から知っていましたが、その問題を数年で解決することは不可能であるとかんがえます。	地道の解決していくしかないと考えます。しかし、年金の制度も窓口装置も困難なため、正確な知識を身につけたうえで行わないと非常に危険です。これから、年金機構に以降の際に大量の新人が就職する為、混乱が生じるため多少のスピードを犠牲にしてでも確実に記録問題を解決していくことが重要であると考えます。
3275	地方庁	その他(社会保険事務所)		紐台帳からすべてつき合わせていくべき。	年金問題があってから。機会への切り替え時の不手際。	ねんきん特別便の処理と期間照会の処理で精一杯。
3276	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	国民年金の転出届に対する転入事実調査後の処理が正しくされていない事務所(福井県はしています)が、あるように思われます。 (仮転出のままとなっているもの)	まずは、該当件数がどのくらいあるか把握すべきと思います。	社会保険の信頼にかかる問題である。 未統合が5000万件あることは、問題が表面化してから。 ただし、未統合があることは、以前よりなんとなく分かっていた。いつごろかわ分からない。	上記の問題を認識したうえで、相談者(来訪者)に対し、相手の記録を確実に見つけてあげるよう努力したつもりである。 社会保険庁やその他の職員でも見受けられるが、分かっていても、ひとごとのように考える体

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3277	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		人的な誤りにより発生している案件が多いのではないのでしょうか。 ①基本として、複数の職員によるか確認 ②御本人への異動結果通知による確認 ③最終的には、お客様による定期的(2年に1回程度)な確認 上記確認が必要だと思います。	通常、起きてはいけない事態と考えます。 配偶者の祖父の遺族年金請求手続時(平成2年頃)	事実確認と補正を行った。 また、当時の給付課員に事象発生に話をした。 組織的な問題として検討する場があればと思います。
3278	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	地道に取り組むほかない。	採用の2年後、平成18年に国民年金課に配属されたときに基礎年金番号に未統合の手番があることを知った。	未納者宅へ戸別訪問へ行くとき、未統合の手番の有無を事前に調べ、面談時に本人記録を確認し統合の手続きを案内した。 窓口に来た方に未加入期間があれば、未統合の手番の有無を調べ、手続きを案内した。
3279	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		全ての国民に関係する、特に老後の生活設計に影響を及ぼす大きな問題と認識していた。 年金記録問題が惹起されたとき。	問題解決に向け、来客等に対して分かりやすく丁寧に説明し、安心してもらえるよう対応した。 正確な処理に欠けていた点が反省点として挙げられると考える。
3280	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録問題を専門に従事する職員を新たに置うべき。古い年金記録の検索や再裁定には専門的な知識と様々な事例の経験が必要になるので年金記録問題のみの部署で固定した人員を確保する。別組織を立ち上げるぐらいしないと解決には相当時間がかかると思う。	ずさんな事務処理の歪み。今回の年金記録問題を種にして今後の事務処理に活かすべき。新聞報道等がされるまでは、得に意識はしていなかった。	照会の電話や、請求書の処理時に手番検索を行い、判明できる番号については統合処理を積極的に行っている。問題に対処するための体制が脆弱。人員の確保が必要。現業をやりながら年金記録問題の対応をするのは無理がある。
3281	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	年金給付課在籍時に、裁定請求書を受理する際、未統合記録が確認できたケースにある程度の頻度であたっていたので、未統合記録が一定数あることは認識していたが、報道発表されるまでは、これほど多い件数の未統合記録が存在するとは思っていなかった。	裁定請求書を受理する際は、記録もれがないように本人に職歴等についてよく確認し、慎重に請求書を受理するよう心がけた。 現時点での反省点としては、基礎年金番号制度発足時に、手番統合を積極的に行うという意識があまり高くなかったことがあげられると思います。
3282	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	マイクロフィルム記録の画像化において、判読不能なものも見受けられる事から、専門業者等に依頼し、文字の修復・復元を行うこと。	年金記録問題が起こった時点では、未統合記録がここまであった事は正直驚いた。本来、自分の受給できるはずの年金記録が漏れているという事は大いに問題であり、早急に記録統合を進める必要があると考える。反面、個々人の記憶に頼らざるをえない部分が大きく、確認・統合作業を進めるには相当な時間・人員を掛けなければ、早期解決は無理しいと思う。 記録問題を認識したのは、採用時が年金給付課であった事から、裁定時に記録の確認・統合作業もあり、認識はあった。しかし、現在のような大きな問題であるという認識は、当時は無かった。	記録問題対応の際は、できるだけ対象者の話を詳しく聞き、こちらで確認できる情報を提示し、多少時間が掛かっても丁寧に進めた(進めている)つもりである。 反省点は、記録管理が十分に行われていなかった事ではあるが、厚生年金記録においては個人の住所管理を行っていなかった事、またマイクロ記録に関しては、原簿を廃棄するのであれば、事実上問題が無い記録であっても、全てマイクロ記録として保管すべきであったと思う。
3283	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	特になし	制定、施行、改正、追則、経過措置、等を重ねる毎に、国民はもとより、職員レベルでの認識の相違やシステムの対応(プログラム上発生する矛盾等)により歪が生じ、結果このような問題に発ぐったと思われます。平成17年～社労士受験の学習を通じて強く感じるようになりました。それ以前は、マスコミの批判を把握する程度の認識でした。	実務上の処理に対応するのが精一杯で、正直、問題定義や改善点について思案する余裕はありませんでした。今後は、法改正や時限措置等に関する周知の徹底、双方向による業務の向上(目標達成度を半期に一回程度の生易しいものではなく、月報や週報並に具体策をたて、達成度を職員レベルで数値化するなど)を図るべきではないかと思います。民間では業務遂行上当
3284	地方庁	その他(社会保険事務局)		早期解決を目指すのであれば、経験者の流失を防がねばならないと思います。 いくら派遣を増やしたところで、資格照会の処理量が増える訳もなく、見通ごす件数が多くなると思います。	この問題を認識しだしたのは、よく覚えていませんが19年頃だったと思います。	信頼を回復するために、最重要課題と位置づけて業務をおこなってきました。前々事務所ではとく別便担当として毎日、処理をしていました。 反省点として、何でも現場に押し付けるやり方がいけなかったと思います。
3285	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			一口に年金記録問題と言ってもいろいろな原因があり、その全てにおいて社会保険庁の職員だけに原因があるとも言えない。例えば事業主からの届出誤りや本人申請の間違いなども原因の一つであろうと考える。 しかしながら、最終的には審査・決定等を行ってきた社会保険庁の組織・職員の責任であると認識しています。 ただ、原因となった届出や事務処理から相当年数が経過していて、個々の事案について原因解明が極めて難しく、短期間で解決できるものでもなく、解決するまでは全力で取り組まなければならないと考えています。 問題の存在を知った時期については、国民年金については平成5年頃に社保で国年担当だったときに、マイクロフィルムの台帳とオンライン記録の相違に遭遇する機会があった。 厚生年金については、適用事業所の中途脱退が問題になった平成10年頃ではないかと思いま	組織全体として取り組むべき対応策に可能な限り取り組むよう心がけてきました。 しかしながら、通常業務を行いながらの対応となったために十分な取り組むができなかったことも事実だと思っています。 今後、専任の部署もできて行くようですが、経験や過去の歴史(経緯)を知っている者が少なくなって、ノウハウが失われないか(レベル低下も含め)が懸念されます。
3286	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない		年金記録問題は以下のようなものが混在しているものと認識している。 ①社会保険事務所の指導・説明不足 ②社会保険事務所の処理ミス ③昔の台帳が現在の端末に収録されていないなどのシステム不具合 年金記録問題が表面化した以降、事務所支援に出向きましたが、実際の窓口対応や作業においては、そのほとんどは、事業所(本人)申請について、十分に説明・確認しないまま、新たな番号を払い出している事象が多かったと思います。 また、社会保険事務所の進達ミス・漏れや社会保険庁のパンチミス・漏れもあったと思われます。絶対数は非常に少ないと思います。 台帳が端末にデータが収録されていないため、手作業となり、台帳の検索漏れがありました。 (本人申請がないものなどを含む)	19年度において、台帳の検索が容易となるよう事業所名簿のデータ化を行うよう計画しました。これは、その後21年の検索システム構築に役にたったと思っています。 現時点で見た場合、一定成果は出ていますが、国民の目からは作業が遅れていると感じられていると思います。 過去のミス・漏れを反省として、作業を加速させ、信頼を勝ち得ていくことだと思います。
3287	地方庁	その他(社会保険事務局)		とにかく、記録が本人のものかどうかの確認をしていくほか無いと考えます。	請求の際判明するものだと考えていたので、ここまで大きな問題になるとは認識しておりませんでした。これほどの数の不明な記録等があると知ったのは特別便が始まる少し前です。	これまでのように、請求時に判明するだろうという認識を改め、その場その場でお客様の記録を確認、統合する様に努めております。 今回の問題の反省点としては、これまでの対応が常にその場しのぎであったことであると思います。また、お客様が自分で請求の時記録があると申し出てくれるという見込みで対応していたことも反省点といえると考えます。
3288	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	どのような方策があるか今具体的にこれといって思いつきませんが、この問題解決にむけて全力で努力しなければならないと思います。 制度がそれぞれ別々になっていたり、制度が複雑になっていて国民の皆様に理解できない点が多数存在するため制度自体を整備(見直しを含めて)していかなければならないと思います。	特に覚えていません。	特にこれといった対応をしていなかったと思います。 いろいろ挙げられると思いますが、記録管理をきちんとしていなかったことなどが挙げられると思います。
3289	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	可能な限り本人記録に統合していくため、記録問題のみに特化したプロジェクトチームのようなものを立ち上げて実施していったほうがよいのでは。(日本年金機構に移行して本来業務を行いながらでは、人員も少なくなり進まないのではと考えます)	平成7年頃、年金給付業務に携わっていましたが、年金相談に見えられる方で未統合記録が判明するケース(厚年・船保・国年)があるとは思っていたが、この問題が報道され、5000万件と聞いたときはそんなにあるのかと思いました。	記録問題が発生した以降は、できる限り職員全員で最優先課題として対応しようと思いました。 今思えば、もう少し早く記録整備を行っておけたらと思います。(オンライン記録も含めて)
3290	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3291	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	・職員の年金記録関係業務に対する知識の向上 (特に、これまで調査課や年金給付課を担当したことのない職員に対して) ・職員の増員	・過去の業務の中で起こった問題として、組織の一員として、対処しなければならない問題。 ・問題の存在を知ったのは、マスコミ等で取り上げられるようになった頃。	・事務所に在籍していたときは、窓口や電話での対応を丁寧に行うよう心がけ、事務局に在籍となってからは、ねんきん特別便の対応にかかる事務所支援に積極的に取り組んだ。 ・職員の年金記録関係業務に対してのスキル不足を反省しなければならないと思います。
3292	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3293	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らないです。		これまでの記録の管理方法の難しさが積み重なって起こったものと認識していました。 未統合記録がこんなに膨大な数だとは知りませんでした。	カセットが開いてない記録がまだ相当数あるので、それを開くのが急務だと思いました。管理している番号・記録がすべてオンライン化されていないと、いつまでもあるかわからない加入期間の調査が必要になると思います。
3294	地方庁	その他(社会保険事務所)		最優先事項として、全職員一丸となって取り組むべきと考えてます。	最優先事項の問題と認識しており、特別便が発送された時期にこの問題を知った。	最優先事項ととらえ、積極的に対応している。反省点は、もっと早期に特別便のような形式のものを送るべきだったと思う。
3295	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3296	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	記録漏れについては大変なことではありますが、制度上、加入者ご本人が手帳をなくされていたりでの漏れが主で、記録問題で取り上げられるまでは、さほど大きなこととは思わずに記録を探し、処理をしてきました。	ご本人の記録が少しでも漏れて受給漏れにならないように、積一杯、対応してきました。 手番制はやはり、記録がもれやすかったと思います。 基番制になってからは手番制よりはもれる可能性が低くなったのではと思っています。 住民票や戸籍と連動したものにしたりするのがよいのではと思います。
3297	地方庁	その他(社会保険事務所)		透明性のある対応	重要課題だと認識している	お客様に対して、真摯で誠実な対応。透明性が少なかったと思われること。
3298	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金の20歳付番が生年月日順に順列に払い出されています。 同姓同名の人がいた場合判別不能になる可能性があります。	銀行口座番号のように乱数付番するべきです。	現職として常に問題意識は持っていました。 特に基礎年金番号導入以降、マンパワーやシステム構築が必要なものであるのに何も動いているようには感じなかったため、上部機関が本気で取り組んでいるのか疑問を感じていました。	お客様の対応については、個々の問題解消を図るため、できるだけお客様の声を聴いた上で、照会作業にあたりました。 制度発足時からの場当たり的な対応に問題があると考えます。今後は、日本の改善力を大いに活かした組織となってくれることを願います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3299	地方庁	その他(社会保険事務所)		すべての紙台帳の記録をデータ化にして現在のデータとの突合が必要と思われます。	平成5～6年頃、期間照会業務を担当していたときに、氏名の入ってない資格記録や誤って入力されている記録、記録に収録されていないものがあるのを知りました。これらの事は将来的に年金請求のときか記録照会を出してもらって本人との職歴との照合ではじめてわかるものだと思いました。	おそらく、期間照会業務をしていた職員ならそのことには気づいていたと思います。ここまで大問題になるとは誰も思っていなかったとおもいます。もう少し被保険者の立場に立って考えていけばまた違った方向に向いていたのかもしれません。 台帳についても保管状況が悪く読み取れないケースも多々あります。その辺りの管理もずさんだったとしかいえないと思います。 私が実際業務をしていた中で、照会者以外の人の記録でも氏名が抜けていたりした記録が判明すればそのときには確認をして入力はしているようにしていました。ただ、今も言われているように本人の記憶には限界があるので、もとをたどるとこの制度を発足させたときには年金手帳にせめて職歴の記入を社会保険でするべきだったと思われます。
3300	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	時間はかかりますが、一つ一つ解明していくしかありません。	まさかこのような大きな問題になるとは思いませんでした。	なぜもっと早く対応できなかったのか。残念で仕方ありません。
3301	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	地道に一件一件対応し、信頼を取り戻していく。	初めは、社会保険オンラインシステムを信用していたため、すぐに解決できるものだと思っていたが、時間の経過とともに、お客様の信頼を失い大変なことだと認識した。平成19年頃。	一人、一人の対応で、信頼を回復しなければと考えていた。オンライン移行時に時間と予算をかけていればと思っています。
3302	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	調査にあたる人員の増員など。	年金の記録は、番号、名前、生年月日などで確認すれば、機械上できちんと管理されていると思っていた。このような年金問題が起こるまでわからなかった。	当然のことかもしれないが、届書を誤りなく正確に処理すること。
3303	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	ありません。	完全な解決をみるには、1件1件しらみつぶしにしていくしかないと思います。	庁の記録と受給者・被保険者の記憶が食い違っている場合、そもそも記録自体がない場合等、確認の取れないケースが多そうだとおもった。 意識するようになったのは報道されるようになってから。	窓口相談などではできる限り詳しく聞き取りを行うくらいしかなかった。
3304	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			早期解決できない大変な問題と認識した。 世間一般で知った頃と同じ	
3305	地方庁	その他(社会保険事務所)			毎日、一般の業務を辞めて窓口対応していましたから、お客さんが窓口に殺到したときが知ったときです。	一度にお客さんあてに特別便を郵送せずに、もっと年数をかけて郵送していたら、もっときめ細かく対応ができ期間調査も時間をかけて調査をすれば、期間が発見される人が増えたと思います。
3306	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現時点では地道に手番、基礎番に係る疑重複を当たるしかないと思います。 そのためにもすべての年金記録(厚年、国年、船保)がカセット解除等行わなくても即座に確認できるようにしなければ、とも思います。	基礎年金番号制度が始まる前でも手帳(証)が何冊もでてきたとかの事例はたくさんあった。 但し、年金記録はご本人が裁定請求されるときに最終確認することになっている。私自身は年金給付事務を経験していないが、ご本人の記憶及び手帳等の確認で確かに全ての記録が突合されえているのか、という疑問程度ではあるが何時頃からというのは特に無いが感じていた。	お客様の声で特に「役所がしているんだからなんでこんな・・・」という話がよく言われる。一生懸命に番号は生涯一つであり基礎年金番号制度発足時には疑重複の回答票がついていたが回答いただいたか・・など当時のことを説明すると理解いただける方が居る一方、「そんなのはおまえたちが勝手にしたこと、記録はおまえたちが管理するのが当たり前だ」等、届出がないとご本人と確認できない旨説明してもやるのはおまえたちだ、的に届出義務を全面否定される場合も多々ある。 制度説明は私たちの大事な業務であるが、はたして今の時代にご本人責任としての義務をはたしていただく制度理解が浸透できえるものか少し疑問もあります。
3307	地方庁	その他(社会保険事務局)		一定基準を用いた一律救済。	平成18年頃、年金給付課に配属されていたときに知りました。 社会保険庁の努力だけでは解決できない問題であると認識していました。	目の前の書類をひとつひとつ正確に処理することを心がけて業務を行いました。 記録統合の状況をもっと前から国民に公開するべきだったと思います。
3308	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		平成14年ごろの週刊現代の記事で問題があることを知った。	社会保険事務所の現場では、記録探しを毎日毎日やっていくしかないと思います。年金事務所では記録調査課にがんばっていただくしかありません。
3309	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	一人一人の自覚がとても重要と思います。	個人情報及び お客様からお預かりしている お金ですので、管理不足。情報共有の欠如が原因と思います。 着任後1ヶ月程した頃です。	月並みですが、個人情報において、ハード及びお客様から お預かりしている原本には最新の取り扱い上注意をはらうこと。
3310	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3311	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	いまおこなっている以上のことはわかりません。	新聞報道等で知ったように記憶しています。	一人でも多くの方に、理解・納得していただけるよう地道な調査が必要だと思います。
3312	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		本庁からの通知を見て、そういう問題があるのだと、知りました。	本庁の通知に沿って対応しました。 年金記録については、常時どういう問題点があり、どのように対応すべきかを確認しながら事業をすすめていくことが必要だと思いますので、今回の取組みは有意義だと思います。
3313	地方庁	その他(社会保険事務所)		人、物、金を短期的に集中させる。	在籍していませんでしたが完全解決は無理だろうと思いました。	制度自体に問題があったと思いますが、もう少し早い段階でこの問題を公表できれば良かったと思います。
3314	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3315	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくになし		基礎年金番号と手帳番号が統合されていない者がかなりいる、という程度の認識(制度の歴史上、止むを得なかったと思っている)	一人ひとりのお客様に対して、お話を聞いて少しでも理解を得られるよう勤めていた。 反省点としては、やはりお客様自体が、自分が年金をもらうときしか「年金制度」に興味を持たないというありかた(もっと興味をもてる機会をふやすことが必要だったかも)
3316	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧台帳の記録が、カセットの記録のまま残っているものがまだまだたくさんあるにもかかわらず、特別便の処理を完了としていいものであろうか？ もちろん本人から申出のあった分については、調査も行い回答をしている。1466万件で旧台帳の記録の確認作業を行ったが、結局返事のあったもののみの処理にとどまってないのであろうか？ 脱退手当金の支給の有無でも、旧台帳に脱退手当金の支給を行った旨が記載があったような場合でも、確認項目の不備等で脱退手当金とはならない記録となっている。 脱退手当金として支給をうけた認識のない人も多くあり、窓口でも証拠を確認したいと申し出られることも多いが、社保において請求書等の保管状況も異なるため苦慮している。 あくまで社会保険庁側の記載が不備で脱退手当金になったり、ならなかったりすることには、不平等を感じることがある。	もちろん旧台帳記録にとどまらず、今後8億5000万件の被保険者台帳との突合を行う予定であるとのことだが、それだけの確認作業を行った結果、どれほどの効果がでるのであろうか？というのが率直な気持ちである。 脱退手当金に関しても、社会保険庁側に管理不備があったことは否めない。 私の個人的な意見ではあるが、希望するのであれば、脱退手当金の支給を受けた金額に加算金をつけて返納をさせ、年金として支給をする措置をこうじてもよいのではないのかとは思う。(もちろん財源確保が必要ではあるのだが・・)	年金の請求が申請主義であったこと、記録に関してもこちらから一切の提供をしなかったこと、払い出し簿に名前があっても記録が未収録であったこと、 就職するたびに年金手帳がないといえば新しい年金番号を払いだしていたこと いろいろなところに問題があったと思う。 しかしながら現在のようなオンラインでの処理がなかった時代に、管理をするのには無理もあったであろう。	厚生年金記録に関しては、そもそも基礎年金番号ができるまで、住所登録がなかったことが一番の問題であった。本人特定させる場合に事業所名がわからなくともその当時の住所を本人が申し出られる場合も多い。そんな中、5000万件の宙にういた年金といわれる手番記録の本人特定には全力を注いできた。 国民総背番号制に反対の声もあるが、現在の住基コードもいかし、年金も含め、全てを1つの番号で統一させることで、今後の記録もれは防げるのでないかと個人的には思う。 国民年金の担当をしたことがなくてよく分かったないのだが、国民年金に関しても特例期間のようなものを設けてでこの期間は、2年の時効を撤廃して以前の分も加算金つけてでも納めることができるような措置はどうであろうか？ 年金制度への周知も、現在は25年ないと受給資格ができないことを報道等でも知られていることだが、現在の時点で受給資格のない人からのお話は、年金をある一定期間かけなければ受給できないことすら認識していなかったといわれる。年金制度自体への関心がなかったのであろう。 2年間内の未納を第三者で認めていく等の報道もあったが、本当にきちんと納付した人との公平さが保たれるのかと思う部分もある。 20歳になり国民年金のパンフレットをもらったところで、年金に期待する人は少ないのかもしれない。年金制度のしくみを学校教育の中で授業内容に取り入れ小さい頃から年金とはどんなものであるのかを教えていくのもいいのではないかと思う。
3317	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません	マイクロを解析して記録をきちんと整理する	日本中を揺るがす大問題 マスコミで騒がれるようになってから	昔の事務処理の方法と将来の年金制度の見通し不足
3318	地方庁	その他(社会保険事務局)		国民が納得することを解決と言うのなら、本人の申し立てのとおり年金記録を追加するほかないと思います。 将来問題を起こさないようにするには年金を全額税方式にするか、厚生年金は100人以上の事業所以上を適用範囲にする等、制度を変えないとまた同じことが起こると思います。年金問題の原因は、携わった職員がずさんだったこともありますが、最も大きな原因は、複雑な適用規定を全て国民の届出に頼っていたことにあると思います。この点については制度の根本を変えなければ、今後いくら職員が努力してもどうにもならないと思います。	コンピュータもない時代に国民皆年金制度を創設したこと自体に無理があり、最初の年金制度設計が問題の根源であると思います。また、国の制度について、記録共有等の連絡調整も不十分なまま地方自治体に諸事務を任せていたことも問題を複雑化させていると思います。また、現場で業務を行う社会保険事務所と市区町村で顕在化する制度上の問題について、制度設計者である厚生省へ意見するしくみがなく、現場と制度設計者の考えが大きく乖離していたことも原因であると思います。	当時の詳細な記録が残っておらず、今となっては本人の記憶に頼るほか手段がなく、国の制度として恥ずべきものだと思います。 過去の記録が事実に相違ないかは今の職員には判断ができません。紙の台帳とオンライン記録を突合せたところで、その台帳があっている保障もなく、その後訂正が行われた可能性も大きいため時間の無駄どころか、さらに混乱すると思います。今の職員は現存資料をもとに当時の法律に照らして事実関係をある程度推測することしかできません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3319	地方庁	その他(社会保険事務所)	①厚生年金基金加入記録の収録誤り(種別の入力誤り)があること。 ②オープンされていないカセット記録があること。 ③厚生年金加入期間に重複期間がある場合報酬合算して年金額を出しているが、合算した標準報酬月額が上限を超えている場合には、保険料はそれぞれの事業所で控除されているので、合算した標準報酬に対しては納めすぎになっている。	①については基金記録と突合しはじめているはず。 ②についてはすべてオープンする。 ③については個別ケースについて事務局を通じて処理方法を本庁に照会中。	①記録のコンピューター化に伴う移行時の記録収録誤り ②手番、基番問わず、同一人に複数の番号を払いだしてしまうことによる年金記録の不備。 ③紙台帳管理時代の記載誤り	本人からの照会に基づいて調査。 個人としての反省点は特にない。 組織としては、 ①特別便の郵送による回答では、制度の周知不足による照会や、特別便の記載内容の誤解からくる照会、遺族年金受給者が自分の記録と間違えて紹介してくるケースなど、説明不足によるものも多数あるので、おおまかな制度説明文を同封すべきだった。また、加入期間以外のことも照会され、対応に時間がかかるので、加入期間以外の照会は電話や事務所で対応することをはっきり伝えるべきだった。 ②記録の誤りによる年金減額については、遡及しての返納は求めないこととすべき。 ③年金記録問題の解決とはなにか、一応の目標をはっきりさせることが必要。 ④年金記録の問題は、現在の制度と運用方法の元では、絶えず生じていくものなので、根本的には制度を改める必要がある(年金機構の仕事の範囲外ですが)。
3320	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	電子データ化されていない記録情報を電子データ化するなども含めて、国民年金、厚生年金、共済組合の年金記録について、データベースを1本化し、検索する環境を整備することを急ぐべきだと思います。	年金制度の成熟にともなって、記録管理の仕組みをないがしろにしてきたことが年金記録問題を生じさせた大きな要因と考えています。行わなければならなかったことを行ってこなかった、お客様の視点でものを考えてこれなかったという「組織」の問題で、その組織の一員として重く受け止めています。 一連の報道等でこうした問題があることを知る以前は、国の運営する制度であり、国の運営機関であり、制度や機関を「信頼」して、仕事をしてきていましたので、このような事実を目の当たりにし、正直に驚愕しました。年金を請求する際には、年金加入期間を申し立てる仕組みになっていますので、その仕組みの中では、年金の請求時に「もれ」など生じるはずがないものと考えていました。しかし、実態はそのようにいっていない…「実態は違う」ことを、リサーチし、次に活かす機能を持たずにいたことも、大いに反省すべきです。お客様の対応を重ねていく中で、年金記録	お客様の申し立てに対して、丁寧に対応することを心がけています。お答えするために時間を要してしまうこともあり、更にご迷惑をお掛けすることになってしまいますが、記録検索については、できる限りの検索方法を試み、お客様の立場で行っています。 処理精度を確保しつつ、処理スピードを出していくには、通常の年金業務ういう「組織」と記録確認を行う「組織」を区分するべきと思います。
3321	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし。	なし。	1. 重要な問題 2. 平成5、6年頃	原票や名簿等に住所が記載されてれば、多少はちがったのではないか。
3322	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般に知られていない年金記録問題が存在するのか、わかりません。	世間一般に知られていない年金記録問題の認識がないため、方策はございません。	基礎年金番号に統合されていない約5000万件の年金手帳番号が存在することが、年金記録問題の核心と認識しておりました。5000万件という数字は報道された平成19年夏頃に知りましたが、統合されてない年金手帳番号が多数存在していることは、基礎年金番号開始当時から予想しておりました。	年金特別便、年金定期便等の送付により未統合記録を早期に統合する方針が示されましたので、組織としての最優先課題と認識し、お客様に適正に対応するよう心がけました。 社会保険方式の年金制度では、長期にわたる個々人の記録管理が必要となりますが、管理方法が紙台帳からコンピュータへと進化し、またコンピュータシステムも日々向上していく中で、それぞれの時代に適応した管理方法を模索する必要があります。大切な年金記録を新たな管理システムへ移行する際は、慎重な対応をする必要がありますが、その点では大いに反省すべきと考えます。また、現在の技術水準を基準とし過去の管理方法の非効率さを糾弾する意見が散見される中で、不要な誤解や不安を払拭するための丁寧な状況説明や情報発信があまりできなかったことも、今後の反省点に挙げられると考えます。
3323	地方庁	その他(社会保険事務局)		1増員 2執務時間中に集中して処理できる時間を設ける 現在、記録問題をはじめ業務量が増大する中、人員は削減される一方であり、在籍する職員の精神的・肉体的疲労は相当なものである。事務センターに処理が集約されてもなお、電話や窓口応対などに時間を割かなければならない。 臨時的な増員はいわれているが、そのほかにたとえば銀行などのように、午後3時に窓口を閉鎖する(週に1回程度でも)などして、その間全員を処理に集中させるなどできないものでしょうか。 午後7時までの延長や、休日相談など、さまざまな形でお客様へのサービスを提供していますが、一定時間集中して処理できる時間を設けることで、事務効率もあがり、結果として早く問題が解決できることにつながるのではないでしょうか。	平成17~18年ごろに問題が取り上げられてからはじめて知った。 自分が生を受ける前のことが多く、最初は驚いた。 市町村の集金人・市町村担当者・社保担当者と、さまざまな人の手をへて 収納記録が管理されていること、紙台帳からコンピュータへの入力作業の際の聞違い、確認漏れなど、当時の状況からすれば致し方ないことも含めて、記録にもれや誤りがあるとは大変なことだと思った。	当たり前だが、そのときにできることをした。(市町村への払い出し照会など) (現在は直接の対応から離れている。) ただし、本人の記憶違いであることも多々あり、 数十年も前の納付有無について証明をするのは双方大変な労力であると思う。 第三者委員会において、丁寧に調査していることで、確認に時間がかかるとの批判を受けて、このたび、未納1年以内の救済であるとか、2年以内の未納についても条件つきで救済ということが示されたが、それこそ確認もできない期間の納付追加ということで、おかしな話だと思う。 当時の時代的背景を加味しても、最終的には国民の大切なお金を預かっているという認識の不足から生じた問題であり、関係者一人ひとりがそのことを強く意識して反省し、今後このようなことが発生することのないよう、記録を管理していかなくてはならないと思う。
3324	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ない	1件ずつ確認作業をするしかないのではないでしょうか。	基礎年金番号への手番統合もれと認識。	基礎年金番号導入以前の1人への厚年手番の複数付番や死亡者の手番整理をしてこなかったことに問題がある。制度の啓発の不足からか被保険者側も年金番号の重要性を認識されていないことにも一端の原因もあるのではないか。紙台帳での整理、管理にも限界があったのでないでしょうか。基礎年金番号導入後、未統合記録が多数存在しながら、業務センターの基礎年金番号管理の課をなくしたのはなぜでしょうか。
3325	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	ありません。		基礎年金番号に統合されていない、年金番号が存在していたことは知っていたが、年金裁定請求書の提出の際に、職歴等により調査して統合できるものと考えていた。	(8)のとおり考えていたため、年金受給手続きの際に、詳細に聞取り、調査すれば未統合の記録は発生しないものと考えていたが、5,000万件もの未統合の中に多数の受給者が含まれていたことが分かり、基礎年金番号の設定の際に取組むべきことであったと現在は考えが変わった。 また、期間照会の回答の際、紙台帳の記載について、どのように読んだらいいのか判断が出来ない字や誤りが見受けられる。後々このように重大な問題となることを予期していなかったと思うが、社会保険職員として、もっと正確で丁寧な仕事をしていなかった点も反省するところであります。
3326	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られているのかどうかわからないが、未統合記録で「今後解明を進め、一定の時点において閲示等を検討する記録」の中に、いわゆる「カセットオープン」されていない生存者の記録が多数含まれているものと思われる。	全ての記録をカセットオープンし、基礎年金番号記録と照合する。	入庁後、年金記録問題が大きく取り上げられるまで、甘い認識であったかもしれないが、最終的に裁定請求時において個々の年金加入記録は整備されるものと考えていた。 ひとりで複数の手番を保持している被保険者等が存在することを認識したのは、厚生年金記録がオンラインに切替えとなった昭和62年以降。ただし、当該事象の存在の認識はあったものの問題視する意識は薄かった。	過去にも現在においても、お客様から加入記録確認の依頼があれば、入念に調査を行ってきた。しかしながら、氏名収録のない記録、フリガナがでたらめな記録や「丸め」の記録がこれほど多く存在するものとは思いもよらなかった。 OBも含め、携わってきた全職員の問題意識の低さが問題。本庁は地方のせいに、地方は本庁のせいにしている感があるが、本庁も地方も、三階構造と言われている上も下も関係なく、社会保険庁全体として責任がある。
3327	地方庁	その他(社会保険事務局)		一つ一つ処理していく方法	年金請求時に請求主義という考えで対応していたとき、あくまでも請求主義での対応であると認識していた。	請求主義での対応であると認識していた。 記録の管理を適切にするべきであった。番号、氏名、生年月日、住所、事業所名などを管理しておくべきだった。索引の情報として必要であった。
3328	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	非常に大きな問題だと思っていましたが、この問題が取りざたされたことで、ねんきん特別便や定期便が始まり、被保険者の方にご自身の記録を確認していただけるようになったことは、非常に有意義なものと認識しています。 平成6年4月に採用され、当時の社会保険適用課に配属されたため、厚生年金の期間調査や記録補正にも携わっていました。当時はここまで大きな問題とまで認識はしていませんでしたが、それらの業務のなかで、件数的には多くはなかったですが、他人の記録が混在していたり、報酬誤りや氏名・生年月日誤り等の記録補正を行っていましたので、問題の存在としては、思い返してみればその当時からだと思います。	ねんきん特別便が始まってからは、毎日のように特別便のお客様と接してきましたが、対応については一人でも多くの被保険者の方が記録正常となるよう、最優先事項として取り組もうと思いました。 現時点の反省点としては、まず、職員一人一人の被保険者の記録を預かる立場という認識があまりにも低すぎたと思います。また、平成9年より基礎年金番号制度が始まった際に記録統合の処理がなされたはずですが、特別便のお客様はその当時の記録統合の件について、存じてない方が沢山見受けられました。結果、その時に記録統合ができていないケースも数多くありましたので、もっと周知徹底できていればとも思います。なお、今回の記録問題が発覚したことで、国民の方々が年金に興味を持ったのも事実と思われますが、もっと国民の方々に年金というものに
3329	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金請求時までに登録していればよいと考えていた。基礎年金番号制度の導入されて以降前とすぐのころから、わかっていました。	本人の都合のよい時に登録にくるよう促し、用紙を送付していた。 当時からできることをやっていたので、反省点はありません。 本当に記録問題を解決するのなら、厚生年金加入中の方の手番登録をどこでもできるようにする、疑重複は発生するものとして考え、常に専門の調査係を設ける、などの組織としての改正が必要なのでは。
3330	地方庁	その他(社会保険事務所)	社会保険事務所等の職員は知っていることでも職場で社会保険事務を担当されたりしていない一般の方は年金制度そのものをあまり知らないように思います。 例えば、被保険者が厚生年金の資格を取得した月は加入期間が1日だけでも保険料を納付しなければいけませんが、加入月に喪失して、同月に別の事業所に加入した場合、前の事業所の厚生年金保険料が還付されることはあまり知られていないと思います。	該当する方対象にお知らせのお手紙を送り、制度を知ってもらうといいと思います。厚生年金保険料は事業所に還付することになるため、被保険者本人が前の事業所に申し出をしないといけないこと、きちんと本人に還付されるかどうか、個人情報の関係もあり、あらかじめ事業所にお知らせするのは難しいことなど問題点があると思います。	年金は請求してはじめて受給することができることを知り、請求しないと受給できない、本人が加入していたと申し出しないと別に受給できる記録があったとしても受給できないことがあることは問題だと思いました。年金制度が複雑でわかりにくい制度であることも問題だと思っていました。なんとかシステムとかを改善してわかりやすいものにできないかと思いました。年金給付課の仕事をはじめて担当した平成12年に知りました。 旧台帳記録の記録が紙台帳でしかなく、事務所では確認できない記録があることを知りませんでした。これが年金記録問題で一番大きい問題だと思います。旧台帳について知ったのは一般的に知られるようになった時期で平成20年5月頃だと思います。	お客様の問い合わせにはできるだけわかりやすく説明しました。年金制度について不安をなくしていただくように対応してきたつもりです。年金の裁定請求の書類審査では旧姓や間違えやすい名前を含めて氏名検索をし、できる限り年金記録の漏れがなく、裁定するようにしてきたつもりです。 社会保険のシステムが最先端のシステムではなかったこと、年金記録問題として問題になってからしてきた作業はもっと前からできたのにしていなかったことが反省点だと思います。基礎年金番号が導入された頃にもっといろいろとできたのではないかと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、その ような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3331	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	①電算データによる「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」について、記録が相違するという申し立てが多数なので、過去の紙台帳等との確認が必要であり、これには多数の人的増員が不可欠と考えます。 現状、職員は通常業務もあり、記録問題との対応に十分な人手がまわせない。また、通常業務の遅延による苦情処理と悪循環に業務が増えています。 年金記録問題対応の専属部署を地方庁でも行える職員の増員が必要と考えます。 ②早期の記録解明に向けて、紙等の過去の媒体のデータベース化が不可欠です。 ③各行政機関が保有している電算情報の提供。住民基本台帳、戸籍、税情報等 ④各保険者(共済)が保有している情報の円滑な提供。	①各制度ごと管理していた年金番号について、本人確認を実施してから基礎年金番号へ移行すべきだった。または、基礎年金番号スタート直後に、年金記録の統合処理を積極的に推進すればよかったと思慮します。 ②国民年金が地方分権推進法による国の直轄業務とされた段階で、市区町村が保有する年金情報について、法的に国に移管する情報として保全に努める必要があった思慮します。 ③高齢となった年金請求時に、過去の在職歴を確認する方法は、問題の先送りと思慮していました。 ④機械化、新しい方策を何でも反対、また、問題の先送りを求め続けた「職員組合」の存在が、今日、年金記録問題が一気に噴出した元凶です。 ⑤本庁と地方庁の連携不足。 本庁は現場を知らず、机上論の通知、また、机上論による電算システムの開発で、現場のニー	①「ねんきん特別便」により、基礎年金番号への記録統合が大きく進捗したことは成果です。 ②ご来所いただいたお客様に、その日で解決するように記録の確認に努めました。 ③今後は、「ねんきん特別便」が未着等の連絡が付かない方への対応のため、さらに住民基本台帳、戸籍情報の提供をうけ、「ねんきん特別便」が送達可能となるように電算情報の活用が必要と考えます。 ④絶対的にマンパワーが不足しています。職員の掛け持ち業務ではなく、年金記録専従チームの体制を要望します。
3332	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	知りません	記録問題の解決は、紙台帳からコンピューターへの切り替え時も含め、臨時職員や民間委託を使い行った結果、精度に問題があった訳ですので、精度を担保でき、将来に向けて責任を取れるような体制で行わなければ、同じ轍を踏むことになり、また多くの時間と経費が無駄になる可能性がある。 拙速に処理せずに、確実に行うことが大切であると思う。	大変な状態にしてきたんだと思いました。 平成19年に新聞テレビ等で明らかになったことで、そのような状態になっていることを知りました。	一件ずつ丁寧に解決するしかないと思いそのように対応してきました。 仕事の仕組みの組み立て方が基本的に悪かったので、もっと早くたな卸し的な作業を定期的に行えばこのようにならなかった。 業務の仕組みを作る基本的な考え方に問題があったと思う。 総務省年金記録問題検証委員会の報告のとおりだと思った。
3333	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし		昨年の6月からの勤務ですが、一般的に思われている以上に早急には解決できなく、複雑であるとおもう。	記録補正や統合処理など、少しでも早くそして時間をみつけては早めに処理するよう心がけた。
3334	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	記録漏れの大きな要因となっているのは、記録をコンピューター収録する際の氏名・生年月日等の誤りによるものだと感じています。まずは、誤って収録されている記録を本来の形に訂正することが第一ではないかと考えます。	厚生年金の期間照会を担当していた時に、マイクロで確認した記録のコンピューターで収録されている氏名の読み方が、通常では思いもよらない読み方だったことがあり、「どうしてこんな収録になっているのか」と不思議に思うことはありましたが、まったく収録されていないものが存在するとは思いませんでした。	一職員の力ではどうにもできないと思っていましたが、今、正しく収録のし直しができているのであれば、もっと早い時期にその作業ができないのかと声を上げるべきだったのかもしれません。
3335	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	わからない。	世間で騒がれだしたときに知った。	システムに問題があったと思う。あと、当時の原簿をマイクロ化にせずに、永年保存すべきだったのではないか。
3336	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3337	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	OBやOGを使い人員を増やす(過去の記録や制度はOBやOGの方がくわしい)	納付してあるものが未納であったり、会社の記録がないなど、役所として大問題である。とく別便発送後お客様からの問い合わせで。	社保庁のデーターをすぐに変えられないので、お客様に対し、親切、丁寧を心がけ、お客様の気持ちになって対応した。記録の管理が、法改正のもと、管理しきれなくなったことが反省点だと思う。もっと早くに機械管理にすべきであった。
3338	地方庁	その他(社会保険事務所)	ないです。	今までどおりの方法ですが、特別便・定期便などでの紹介がやはり有効かと思います。職員の増員ができるのであれば推進員のような戸別訪問専門職員を設けるなど、こちらからアクションをかけていかないといけないと思います。	基礎年金番号に統合されていない手番があるのは知っておりましたが、当時は給付課の経験がなく、受給手続きの際に本人確認ができるので受給までにできればいいと軽い気持ちでした。	制度の話にもなってしまいますが平成9年に基礎年金番号制度への改正など法改正が多すぎると思います。。 またその制度スタート時、皆様の意識が高いうちに徹底して今回の特別便・定期便ような案内をするべきだったと思います。まだ社会保険事務所職員でもなっかた私がいうのもおかしいとは思いますが、それができなかったので今回のような大きな問題になっていると思います。
3339	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		お客様から預かった年金保険料記録を大切にする意識の欠如から発生していると感じました。 年金記録に関する問題があることを知ったことは、この問題が大きく取り上げられた時期です。	訂正が必要なお客様においては、少しでも早く正しい記録に訂正すべきであるという意識を持って対応しました。 また、記録の不備が生じてしまう原因等についても説明し、お客様においても年金記録問題を正しく理解していただけるよう対応しています。 「被保険者中の年金記録を管理する課(国民年金・適用調査・徴収課)」と「年金受給者を担当する課(年金給付課)」とで一人の年金記録を管理する課が異なっています。お客様から見れば被保険者期間中・年金受給中の区別なく全て自分の年金記録であると考えます。しかしながら、被保険者担当課と受給者担当課を分けていることで、社会保険職員側が被保険者期間中の記録の積み重ねの先に年金受給があるということを常に強く認識できない状況があったのではないかと考えます。 年金記録を扱えなかった一人のお客様が年金を受給するまでの間、いくつもの課がそれぞれ年金記録を管理することで、担当する課がそれぞれの立場によってその人の年金記録を扱うことにより、記録問題が発生のではないかと思います。
3340	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		コンピューター化されていない古い記録がある。年金請求時に記録もれがないかを確認し整備することが前提にあったので、年金記録問題として取り上げられる前には、大きな問題としての意識はなかった。 また、記録もれがないかどうかをお客様に確認するにあたって、以前はお客様からの職歴申出がない限り、氏名索引で積極的に情報提供をすることはできなかった。 国会、メディアで騒がれ、年金記録問題として取り上げられたことで、社会保険庁がコンピューター記録の更なる整備に動き、国民と国の双方が年金記録に興味を持ち、現場は以前より対応しやすくなったように思った。 この問題が存在することを知ったのは、期間照会業務に携わるようになった、平成4年頃です。	お客様の古い記憶を呼び起こすよう、相談にあたった。 制度発足時点では、このように膨大なる個人の記録を保有、管理していくことを想定しきれなかったのではないか。
3341	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありませんが、カセットが開かれていない記録が、いまだにたくさんあるようです。カセットが開かれていないと、本人確認ができず、結果として問題解決に時間をようすると思います。	ぜひ、この機会に、開かれていないカセットを開いていただくと、記録問題の早期解決につながるとおもいます。	平成10年4月の採用時に、基礎年金番号に統合されていない手帳番号があることを知り、受給権確保のためにも早期に解決する必要があると感じておりました。	マニュアルに従い、健康保険・厚生年金保険の資格取得時の届出により添付される、年金手帳により、基礎年金番号に統合されていない手帳番号を積極的に統合しておりました。 いま思えば、広報などを行いもっと積極的に統合処理を行う必要があったと思います。
3342	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		年金額に直接反映する、受給権者のみならず社会保険全体にかかわってくる重大かつ重要な問題 テレビで報道されはじめた前後	氏名検索のとき、本来の読み方だけではなく、考えうる限りの読み方で検索をかけた。 出てきた記録の職種、何年頃、何歳頃と本人に伝え、思い出してもらうよう心がけた。 どうしても思い出せない方には、後日思い出したときに連絡してくれるよう伝え、 用紙も渡した。 新規採用者、再雇用者の基番有無の確認を徹底する。(090と010処理) 氏名フリガナ・漢字確認を徹底する。 国民年金口座振替者には、口座引き落とし前に預金残高の確認をお願いしたり、残高不足で引き落としができなかった方にはすぐに引き落とし不能の通知が届くようなシステムがあればよいのではないでしょうか。 国民年金口座振替者には、1ヶ月後の引き落としとなることの周知を徹底し 60歳後も口座に引き落とし可能な残高であることをお願いする。 算定基礎、月額変更届は必ず提出期限までに提出してもらい、遡り訂正がないよう事業主に指導を徹底する。 急激な月額変更の場合、変更された事業所ではなく、従業員に間違いがないか確認をとってみてはいかがでしょうか。
3343	地方庁	その他(社会保険事務所)	1)年金記録は基本的には被保険者または事業所の届出に基づくものであり、①届出がされない場合、あるいは②間違った届が出された場合、社会保険事務所等で追求するのが不可能である場合もあること(②の場合客観的に見て、明らかに疑義が生じるケースを除く。)。 2)厚生年金保険料の場合、事業所が誤った保険料額を被保険者から源泉徴収しているケースもありうること。(オンライン後は、保険料額については機械計算されるため誤った金額を請求することは、誤って届出とは違う内容で届書を処理するか、システムそのものに誤りがあったケースを除いて考えられない。)	1)組織のトップクラスにおいて(現場でももちろんであるが)(7)で回答した内容についてきちんと世間に説明すること(責任逃れではなく、きちんと誠意をもって)。 2)処理ミスのないよう、チェック体制を充実させること。 3)事業所に対しては、制度に対し周知徹底を図るとともに事業所調査を定期的かつ確実に行うこと。 4)上記を行うために必要な財源や人員を確保すること。	一方的に社会保険庁が悪いものと扱われていることに正直不満を感じていた。 採用時年金給付課に配属されたため、職場を変わるたびにこれまで持っていた年金手帳等を職場に提示せず、違う手帳番号が払い出されているという事実を当時から職場の先輩に教えられていた。そのため、請求書を受理した場合は名寄せを必ず行い、今で言う「宙に浮いた記録」をなくすよう努めていた。	お客様には、現状について極力平易な言葉で、誠実に説明を行ってきたつもりである。また「ねんきん特別便」の入念照会についても積極的に本人あて照会を行い、本人と確定できたものについては照会票の記入を求め統合処理を行ってきた(電話、文書、訪問による)。 反省点としては、年金問題が社会保険庁全体の問題であるにもかかわらずそれに対する認識に人によって温度差があったことがあげられる。全所体制で臨んだはずだが、年金給付経験がないから(多くは年金の再裁定につながることから)、自分の担当課所でないから、通常業務が忙しいからといって年金問題への対応に後ろ向きな声があった(一部であるが)のは事実であり、非常に残念なことである。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3344	地方庁	その他(社会保険事務局)	旧台帳に記載がある加入記録、報酬記録が実際の記録と不一致であること。(台帳の突合調査で整備することとなると思われる) 共済加入者であった期間(一時金清算済み)と厚生年金や、国民年金への二重加入期間があると思われること。 今回、特別便で、記録確認を行った中でも報酬の確認を行えばさらに、再裁定を行う必要がある方が相当いらっしゃると思われます。来年度から報酬確認を行い、さらに再裁定の案内を行ったときに苦情を生む可能性は、相当高いと思われる。	共済の名寄せ確認が行われているが、一時金清算済み期間についても、基礎年金番号で管理すべきであると思う	かなり、重大な問題だと思う。実際に保険料を払われた分に応じて年金額をもらっていただくことは、当然のこととしてきちんと支払ってあげないといけないと思うが、国民年金の保険料の納付については、国保の保険料と混同される方が多いと思われるため、整備の必要を感じる。	本人に対して、誠実に対応することが大事であると考え、なるべく時間がかからないようにすべての記録を確認し、再裁定が一度で済むようにと思って対応していました。しかし、調査対象者が多い中、早く回答をしなければならないことに対して、詳細な調査(報酬確認)などはできなくなり、かえって混乱してしまったように感じています。 清納事業所の処分票が残っていたらと思うことがたびたびありました。永年保存すべきものと思います。
3345	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	何度もお手紙をお出しすると迷惑がられたりお金の無駄遣いといわれることが多々あるので、お客様からの申出を待ちお調べするしか、方策はないと思います。	私が窓口お電話等で受けたものはほとんどご自身が当時年金に加入していたことを知らなかったり、名前や生年月日を会社のほうが間違えていたり、本人が変えてお勤めしていたりで、事務所のミスや作為的な記録の改ざんはほとんどなかったように思います。またテレビ等でほうどうされたり、省からの発表があるまで、何万件の漏れがあるとは知りませんでした。今後の私たちの生活にもかかわる重要な問題だと思います。	記録漏れで申出があった方には、納得していただけるよう記録を探し、みつかった方には早急にお手続きをおこなった。 また、自分の割り当てとして庁よりまわってきた分は、手紙や電話等で対応し処理をした。 書類の2重点検、入力後の数人によるチェック、再確認が必ず必要です。
3346	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題については、相当古い記録の正確かつ迅速な解明が求められているため、古くからの年金制度全般に精通している者(社会保険庁の退職者や市町村職員の退職者も含む)に、協力を求め、台帳の判読等の業務に従事させるべきと考えます。	今思えば、採用当時(平成8年頃)より、現在よりもはるかに質の落ちる年金電話相談対応や、マニュアルに沿わない業務処理がされたり、相当昔よりほんの少しの間違いが、積み重なったものが大きな社会問題として浮き彫りになったものと考えます。国民年金に関していえば、地方自治体の被保険者名簿等の管理もずさんだったと思います。 問題の存在を知ったのは、4～5年前かと思います。	より親切・丁寧・迅速な電話窓口対応と、マニュアルに沿った業務処理、知識の向上を心掛けました。 複雑化してる年金制度とオンラインシステムについて、その業務に携わる職員の知識不足と研修不足、年金業務に携わることの使命感の認識不足が反省すべき点だと考えます。 反省点ではありませんが、年金制度が複雑化し過ぎているため、頻繁な部署異動などで、担当
3347	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	今の取り組みをがんばるのみだと思います。	被保険者の方から言われない限り、統合することもできないと考え、仕方の無い問題だと思っていた。また、するにしても年金受給開始までに統合すればいいと考えていた。	もし統合できそうな記録があった場合「ほかにお勤めされたことはないですか？」と聞くようにした。言われない限り何もしなくていいと考えていたため起こったと思う。
3348	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現在の取り組みを継続して、丁寧な回答が出来る体制をとればよいと思います。	年金請求の時に確認すればいいという考えのため起きた問題。年金給付課に配属になってからです。	年金裁定時には、未統合の手帳番号があるかどうか確認していました。現時点でみた場合の反省点は、現在の取り組みを基礎年金番号制度の開始時点から始めれば歳をとって記憶があいまいになる前に確認できたと思います。
3349	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在の状況では、ありません。	年金問題でさわがれている時にしりました。早くに解決しなければならない問題だと思いました。	お客様の話しをよく聞き速やかに解決しています。委託など知識のない者に対応させるのでわなく、時間をかけても職員にさせるべきだと思いました。今後二度と起こらない用のするには。
3350	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	現在の取組をできるだけ早期に完了させること。		年金記録と年金手帳管理の重要性のPRが不足していた。
3351	地方庁	社会保険事務所長	(1)被保険者名簿の氏名をオンラインに仮名氏名登録する際、常識では推し量れない仮名を附していること。 (2)当時では払い出されていないはずの手番が記入されているケースがあること。 (3)北海道ではインク文字のため、文字の一部が消えてしまい別の文字に読んでしまう間違いを起しやすくなっていること。 (4)名簿の破損部分をセロテープで補修していたため、セロテープが乾いて剥がれ落ちる際に文字の一部も剥がれ落ちていること。 (5)レアケースではあるが、就職時に年齢を偽り、兄の名前や生年月日、母親の名前を使用し加入していた例もあること。 (6)被保険者が仕事をしていた場所は親会社の工場であったが、採用は下請け会社であった例も多くあること。(炭鉱、工場、水産加工会社に多く見られるケースではある。) (7)被保険者名簿は、達筆、悪筆が多く、判読する能力がいること。 (8)GHQ、配給統制組合等の特殊な事業所における加入期間を調査する場合、担当する職員(若い職員や素人)に説明しても理解してもらえないことがあること。	(1)被保険者名簿、旧台、原票、失権原簿、マイクロがどのように関連して存在しているのかを知っている経験者の知恵を借りられれば、全件とは言わないが、限りなく最後の1件までチェックできると考えている。 (2)被保険者記録を本人に思い出してもらうため、「話のテクニック、昭和20年代、30年代の出来事の知識」を有している人材を一人でも多く集める必要があると考えている。 (3)特殊な事業所の調査では、独特な「勘」を働かせなければ特定できないケースが多くあり、担当する職員(社会保険事務所の若い職員や素人の民間人を想定)に2年、3年教えても理解してもらえないと思われる。この解決策は経験者に頼るしかないと考えている。 (4)体制で考えると、仮に500人体制で10人50班とすると、10人の中に1人の経験者が入っていることが理想的であると考えている。	(1)被保険者名簿をコンピュータ登録する際、仮名氏名を当時の免許証読み(田は「タ」とのみ読み、中は「チュウ」とのみ読む、とすると田中という苗字の仮名氏名はタチュウ」と読むこととなり、漢字変換も容易であった。と記憶している。)を提案したが、北海道(正しくは事務所段階であったと記憶している。)で没にされた。提案が通っていれば、これほどの膨大な作業にはならなかったのでは思っている。年金記録問題を意識していたわけではない。 (2)北海道では、昭和59年か60年に被保険者名簿をマイクロ化したと記憶している。その際、被保険者名簿の原本は廃棄せずに残すよう徹底したはずであったが、いつの間にか廃棄されていた。マイクロでは見つけられなくとも、被保険者名簿の原本では発見できるケース(当時、両方で期間照会に対応していた経験がある職員は、このの感覚が理解できるはずである。)があった。将来の期間調査ではマイクロだけでは問題が発生する可能性があることを認識していたわけです。 (3)平成3年から平成5年まで期間照会を担当した際、過去の調査回答がいい加減な内容であったことを被保険者からの苦情で再調査した結果として知りました。また、調査する職員が被保険者記録管理の歴史も知らず、かつ、マイクロだけに頼った調査しかしていない事実も知りました。転勤時、後任に注意点等を記録として残しましたが、それが引き継がれたか否かは判りま	(1)前記(1)については、提案が却下されて終わりました。自分でも提案が正解か否か判断できていなかったことと、最後は、保険課か職員団体で没にされることは判りきっていたことがあったと思っています。最近まで、このような傾向は続いていました。職員からの提案や提言に対し、面倒なことには巻き込まれたくないからか、提案者が気に入らないからか、理由は判りませんが出された時点で却下されていました。だんだん提案・提言が少なくなっていた原因です。私も提案しなくなった一人です。 (2)社会保険事務所の職員として、被保険者名簿の廃棄を知らなかった。廃棄されたものは元に戻せない。現在あるもので対応せざるをえないのは当然のことである。情報の共有が図られていなかったことを深く反省している。 (3)要領やマニュアルを作成して後世に残すべきであったと反省している。しかし、自分としては後任に引き継いでいたので多少の安心感はあった。それが、さらに後任に引き継がれ、若い職員にも引き継がれ、年金請求時の被保険者記録の念押し確認に繋がらせることができたのではと反省しています。
3352	地方庁	社会保険事務所課長級以上		高齢受給者を、最優先とした取り組みが必要と思います。		
3353	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3354	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません			
3355	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	莫大な作業となりますが、現在進行しているコンピューターと被保険者台帳の突合作業を今後も行うべきと考えます。	基礎番未登録の手番のことは、問題になる前は年金裁定時に登録をすればよいと当然のように考えていました。しかし、国民年金でいえば被保険者台帳と被保険者名簿、本人領収に相違があることがこれほどまでに散見されたことに驚きを隠せません。	申し立てを行ったお客様にはとにかく丁寧な対応を心がけました。また、これまで、ねんきん特別便のような資格と納付記録のお知らせを国民の皆様に行ってきていなかった国の責任は大きいと思います。
3356	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	公表されている以外はありません	郵送で送られた「ねんきん特別便」の照会申出書の事業所名、所在地については、相当な年数を経過していて記憶があいまいな中で記入されている事例が多くあります。 未記入のものでも類似事例など電話での照会などで、確認することできるものは良いのですが、照会票に書かれている内容が不足している事例が多くあります。 短期間に集中的に行なう計画と聞いていますが、期間照会には、熟練が必要となる現実がありますので、ある程度時間をかけて行なっていく必要があると思います。	いつごろかという時期ははっきりしませんが、年金の相談を受ける中で未統合期間があって、再裁定を行なわざるを得ない事例を受けたこと、国民年金記録は、膨大な手作業の中でオンラインへの切り替えが短時間で行なわれたため、マイクロフィルムに基づき収録データの補正を行なわなくてはならないことなどで、問題意識を持っていました。	組織全体として特別な働きかけ行動はありませんでしたが、国民年金の切り替えに当たり在籍した事務所で市町村のデータとの突合せを行ないました。 手作業で多く行なわれていたわけですが、要員が不足しているなど状況にあったわけですが、二重チェックなど点検を行なうデータを大切にしていくことがかけていたものと思います。
3357	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	厚生年金保険の記録調査等については、全国適用事業所検索システムの構築や被保険者原票照会(080)がスピードアップされ、他県の調査も対応が可能になってきましたが、年金記録問題に係る処理状況においては、全国各県進捗には少し差があるかと思われます。無理かと思われますが、ブロック単位でもいいので、進んでいる県が、遅れている県をフォローして処理を進めることも早期解明に向けて加速するように考えます。	年金記録問題がマスコミ等で取り上げられたときは、年金給付や期間照会等の業務経験が無かったので、これほど大きな問題になるとは思っていなかった。ねんきん特別便等の対応することで、お客様には、大変なご迷惑をお掛けし、不安をもたらしていることを認識しました。お客様の不安を解消するため、また「信頼回復」のためには、お一人でも多くの方々の記録を早期に解明していくべきだと強く感じました。 実際、年金給付、期間照会等の業務経験が全く無かったのですが、厚生年金・国民年金それぞれ番号を持っておられる方や転職を繰り返したりで複数の番号をお持ちの方、旧姓で番号をお持ちの方の記録がきっちり管理されつながっていくものかなと、在籍中には感じていましたが、年金記録問題の存在として意識したのは、平成19年度マスコミ等で取り上げられるようになってからだと思います。	お客様からのねんきん特別便送付等の照会では、窓口対応や電話対応において、十分に本人から申し立て期間等の聞き取りを行い、WMで調査できる範囲の記録はお示しして、十分に納得して帰っていただくように心掛けました。また、窓口で記録が判明した場合は、統合処理、資格訂正等の補正の即時処理を行い、特に受給者の方には、遡及した年金をできる限り早く受け取ってもらえるよう意識しながら再裁定等の対応を行いました。 期間調査等の処理においては、お客様からの申立てのあった事業所・期間が必ずあるということを意識し、一件でも多く処理することが、お客様から信頼を得られるという思いで積極的に取り組んできました。 この問題の反省点については、まず年金受給が始まるまで、保険料の拠出ばかりで、お客様からお預かりした保険料(記録)が将来年金というお金につながるという職員の意識が低かったと思われます。記録の管理は、お客様自ら管理するものだという行政例の大きな勘違いがあったと思われます。また、台帳、被保険者名簿等への記載誤り・漏れや統合帳等からオンラインシステム切り替えが移行されず、記録管理がずさんであったということ。公的年金制度発足時から番号の一本化という法整備ができていなかったことなどが考えられます。
3358	地方庁	社会保険事務所長		問題が大きすぎ、具体的な方策を個々に挙げることは難しいですが、早期解決のためには、知識のある人員・経費の確保が不可欠と考えます。	社会保険庁の社撰な記録管理とあわせ、数十年の年金制度の歴史の中で、さまざまな時代背景等や、年金記録に対する職員や国民の意識の低さがこのような年金記録問題を発生させた一因であると考えます。政府・国民が一体となり解決しなければならない問題であると考えます。	国民の皆様の申し出を的確に把握し、個々のニーズにあわせた対応を誠意を持って行うよう心がけています。
3359	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険庁の記録との多少の差異については、政治的判断を示していただき、一律に訂正することも必要な場合もあるかと思います。	本来、ご本人が保険料をかけた期間については、当然その全ての期間についての年金を受けていただくことが必要かと思います。	年金手帳を複数もっている方に対しては、手帳を大切に保安し、できるだけ早く重複取消するよう説明してきました。 今後、資格取得時に年金手帳を重複して払い出ししないことが必要かと思います。
3360	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金についてですが、以前は現年度は市町村、過年度は社会保険事務所の管轄になっていましたが、現年度も社会保険事務所の方に移り、市町村のデータも全部社保へ送られているということで、データの廃棄の文書が庁から出たと聞いています。これは大きい問題だと思います。今は市町村の協力のうえ年金記録問題の解決に取り組んではいますが、昔は民生委員が徴収に来て支払っていたのに未納になっているという申し出もたくさんあります。昔の市役所のほうにも問題があるのに、社会保険ばかり住民からの批判を受けている気がしてなりません。	今以上に市町村の協力してもらい取り組んでいくべきです。	育児期間中にテレビや新聞で報道されて知りました。でもそれ以前に厚年の期間照会の事務を担当している時に、昭和30年代のマイクロなどは非常に見にくく、空欄の部分もあったりと、昔の手管理時代の悪さには驚きました。すでに退職されている方達に大きな責任があると思います。	さがせられる限りは徹底的に調査していました。手管理からWMに移す際、依託業者がきちんと氏名のふりがなや生年月日等の確認していなかったことに問題があり、反省すべき点だと思います。
3361	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	なし	消えた年金ではなく、基礎年金番号に構築した時点で、統合されていない年金手番が多いだろうと、平成9年1月以降は認識していた。 現在のような、旧台帳や切り替えミスがあること、2万件等は、問題化されるまで存在を知らなかった。	基礎年金構築後の対応は、折に触れ判ったところで統合するという、当時の通知文だったと、記憶しているが、年金給付担当当時は、履歴のもれているところの年金について、確認し、必ず、氏名検索(旧姓も)を行った。 基礎年金構築時に、もっと積極的に、回答はがきを提出してもらう、努力が必要だったのではないかと思う。 また、記録に、個人の住所の登録(厚生年金)がないことが、致命的ではあると思うが、紙媒体を使用していた時代背景と、住民基本台帳ネットワークシステムがない時期を考えるとそれも仕方がないことかともおもえる。しかし、電算化の時期に、予算を確保して、紙から電算化をすすめ、長いスパンで、ご本人確認の作業をし、再裁定をしていれば、一時期の集中は避けられたのではないかと思う。
3362	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金の記録が正しくないものを正しくすることは当たり前のことだが、現在年金の受給者は配偶者加給金、振替加算、雇用保険との調整など複雑な用件審査の上で年金が受給されているため、年金の記録が見つかり追加されても金額が増えるとは限らない。見込み額を計算して初めて確認できることだが、専門的な知識が必要だったり、配偶者の年金との関係や他制度(恩給や労災・雇用保険)まで影響がでることもありうる。 今の年金制度の給付を適正にすることは必要ではあるが、年金記録判明が、本人の年金に有利になるとは限らない事例が数多く出ていることも現実にあることをどう考えればよいのか。	相談窓口で多くの方が今の年金制度が複雑でわかりにくく、年金額が低いといわれます。年金制度を判りやすく(たとえば雇用保険との調整をなくすとか配偶者との年金の加算をやめるなど)することが必要だと思います。	オンライン化前の時代のデータ管理と番号の制度不統一の処理相談対応や年金請求時の確認の不十分だったことなどが原因と考えられます。 採用されて何年かはまったく問題に思いませんでしたが、基礎年金番号制度ができたとき、資格照会の仕事をしたときには問題が大きいと思いました。	資格照会の時には被保険者本人が申し立てていることに正確に回答することが自分にできることと思って対応しましたが、ご本人が申し出しないと何もできなかったことが反省点であることと、自分が知識不足で勉強が足りなかったと思っています。
3363	地方庁	その他(社会保険事務所)			宙に浮いた5000万件として浮上し制度として問題化した時初めて知った。 事務処理上、記録等の漏れの、存在はあると認識していたが、あくまで、個々の漏れ、個々の処理誤りとしての認識の範囲でした。	個人として防ぐことのできる問題ではなく制度、処理体制全体の見直しが必要。制度の簡素化と被保険者への啓蒙活動も大切では。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3364	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まず、被保険者名簿や原票の記載事項と、ウインドマシンに入力されている記録について全て見直す必要があると思います。 特に事業所整理記号の入力誤りや、取得や喪失年月日の入力漏れなど、ウインドマシン上の不備が多すぎると思われます。 また、被保険者名や生年月日など、(失礼な言い方かもしれませんが)いい加減に入力されているとしか言いようが無いものも多数存在します。 まずはウインドマシンの記録を紙台帳と突合する必要があると思います。	平成初期の頃、厚生年金保険の期間調査業務に携わっていた当時から、事業所整理記号の入力誤りや、取得や喪失年月日の入力漏れなど、ウインドマシン上の不備については苦労しておりました。	まずはウインドマシンが始まった時に、記録を登録する際、きちんと行うべきだったと思います。 確かに紙台帳も古かったり、字が読めなかったりとご苦労はあったかと思いますが。 当時は基礎年金番号というものが無く、厚生年金と国民年金はそれぞれ別の番号となっておりました。職員ながらにも一つの番号でいいのにと思ったこともありました。平成7年頃から基礎年金番号が始まりましたが、少し遅すぎたと思います。もう少し早め(例えばウインドマシンが全国に行き渡った時)に基礎年金番号ができていればと思います。
3365	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	年金業務は専門性の高い業務なので、年金記録問題を早期解決するために新たな人員を増やすのであれば、事前に大学校での研修を十分に行う必要があると思います。 理由は、各県に人員を配置するだけでは、職員が採用になった都度、現場でいちから教育する時間を割かれ、スムーズな業務が行えないと考えます。 参考までに、税務署では新規採用職員に対し、事前に研修を十分に行ったうえで現場に配置すると聞いております。 今までも初任者研修を実施しているところですが、マニュアルを含め業務面での十分な研修が重要であると思います。	年金手帳番号を複数持っている人が多数存在することは、以前から認識していましたが、基本的に年金裁定請求時に記録統合を行っていたので、世間で言われるような「消えた年金」という認識はしていませんでしたが、平成9年の基礎年金番号導入時に十分な確認を行っていれば、これほどの問題には発展しなかったかもしれません。	裁定請求時に整備すればいいという点が反省点であると思います。
3366	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。		まさか、そのような重大な問題があったとは、にわかには信じられなかった。 と同時に、国民の皆様の大事な記録を預かるものの一人として、大変申し訳ない気持ちになった。 この問題の存在を知ったのは、新聞、テレビ等のマスコミ報道によってである。	まずは、この問題について猛省し、そのうえで国民の皆様に懇切丁寧に対応のうえ、一刻も早くこの問題が解決するよう、全力で取り組もうと思った。 今回の問題については、職員一人ひとりの法令順守の意識が希薄だったことや、本庁のガバナンスが働いていなかったことが大きな原因であると考える。
3367	地方庁	社会保険事務所長	厚生年金記録統合エラーリスト(事故リスト)の処理について [redacted]当時標記リストが記録統合の度に全国の社保へ照会補正処理目的で発送されており、[redacted]A3版サイズのリストが毎月500～1000枚程度発送されておりました。 しかし当時の職場内では全国オンライン化反対のスローガンのもと、自治労国賃の指示にて、職員組合加入の組合員は絶対に処理しないとの統一行動をとっておりました。 そこで、非組合員であった職員[redacted]等が、勤務終了後に自主的な事務処理をおこなっていた状況にあります。その結果、厚生年金適用担当者は自分自身の間違った厚生年金記録進達について、その発生原因等について理解や関心はなかったので、誤った厚生年金記録進達が多発していたのが実態であります。 その後、いつの間にか事故リストも来なくなり、基礎年番導入や氏名の漢字化に対応することで手一杯の状況となり、私自身も、既に年金記録統合は完了したものと考えておりました。	本庁(業務センター)は例え何年かかっても全ての記録を完全統合するべきであったと思います。また完全統合に向けて、本庁(業務センター)は未統合記録の実態を地方庁へ伝達し、組織を挙げて完全処理を行うべきであったと考えます。	上記したように、事故リストが来なくなったので年金記録は完全統合したものと思っておりましたが、平成19年6月に、一連のマスコミ報道で5000万件の存在を知りました。	[redacted]年金記録問題で来所された莫大な数のお客様に対して庁舎内での漏乱を防止すべく、待ち時間短縮と確実な対応を心がけて部下職員を指導し事業運営に当たってきました。 反省点としては、短時間に大量の特別便を発送するのではなく、ある程度時間をかけても、確実に来訪相談等が受けられるように発送件数について配慮するべきであったと考えております。
3368	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げません。	期間調査については、今まで特にメインの仕事として扱っていなかったため、代々の引継ぎがうまくいっていない、また事務所ごとの特色みたいなものがあるため経験者等に研修をお願いしたい。	電子化された後については、紙台帳の記録もコンピューターデータにあるものと思いがちで、コンピューターに登録されていない記録が多数あることを今の記録問題で認識した。	電子化されたデータは間違いないものと認識して、期間調査の業務をなおざりにしてきたと思う。電子化されているデータも間違いがあり、すべてのデータがコンピューターに登録されていないことをもっと周知するべきだった。ただ、電子化したときにもっときちんと確認するべきだったと思
3369	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金に加入すると、年金が支給停止になることから本人が希望せず、未加入となっているケースはよくあります。そのために会計検査院が毎年、年金受給者を対象に検査を行い、法的に可能な最大2年間の遡及取得を行ってきたと思います。特別便で判明した記録を見ていると、明らかに適用逃れをしてきたと思える年金記録でありながら、当然のように時効特例が適用され、社保庁だけが悪く言われることに、歯がゆい思いがしています。 このことについて、会計検査院がどう判断しているのか、コメントは無いのでしょうか？	年金記録問題が、加入者側の問題で発生しているケースがあることもきちんと報道していただきたい。	昭和50年の在籍当時は、毎年、すべての事業所を対象に算定基礎届提出時に出勤簿、賃金台帳を確認していましたので、適用漏れがあることは認識していました。取得漏れや報酬の相違を発見した場合、届書は事業所の担当者に説明のうえ、保険料の本人負担の関係などで、すべて遡ることはせず今月からといった対応を行ったケースもありました。取得日が違うといった申し立ての中で、年金記録が7月や8月の中途になっているものは、本人了解のもとに算定基礎届の調査日で加入させたケースではないかと思っています。	後に算定届の調査は廃止となり、郵送受付になりましたので適用漏れは更に発見されにくくなっていると思います。特に適用拡大の取り組みは、少数の職員では対応しきれず、法的に整備がなされなければ今後も改善されないのではと思います。
3370	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	年金問題が発覚してから。	一件一件対処していった。 不用意に国民を不安にさせる報道ばかりが流れたこと。
3371	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3372	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。		転職を繰り返して手帳番号をいくつも持っている方が、裁定請求時に全加入期間分を確実に受給出来るのか、加入していたのに記録が統合されていないためにもらえない期間があれば問題があると思っていました。時期は20年ぐらい前だと思います。	年金相談時や裁定請求書の審査時に年金加入歴に未加入期間があれば、お客様に対して他の年金手帳をお持ちか？および職歴等を確認し、他の年金手帳番号が判明すればその時点で重複取消届等を提出してもらう等の対応をしていました。 年金手番をいくつもお持ちの方が多数いたこと、および記録の統合が出来ていなかったことが一番の問題点と考えております。 反省点は、そういった問題を組織的にとりあげて解決を図ろうとしなかったことと思っており、今後においては、問題意識を持った時に上司等と問題を共有化し解決に向けていきます。
3373	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		基礎年金番号制度が始まった時に、すべての統合が不可能ではないかと不安がありました。しかし、年金の請求時にしっかりと本人に記録確認ができればよいと認識しておりました。	年金請求が金融機関の代行請求や郵送での請求等が多くなり、疑重複記録等について、窓口で本人に確認する機会が少なくなり、結果、統合されない記録が増えてしまった。 基礎年金番号制度の発足時において、すべての被保険者(受給者含む)に年金記録の確認、疑重複記録の有無等の案内をするべきであったと思います。 また、現在のような年金定期便のようなお知らせが必要であったと感じます。
3374	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	制度発足時期、制度の変遷、事業所勤務期間と社会保険適用の違い等についてPRが必要と思われる。	基礎年金番号制度が始まった際に被保険者に年金記録の統合についての案内をしていた。その当時はあまり関心がないような状況であった。結果的にこのような問題となり非常に残念であ	厚生年金の場合、職歴確認が必須となるが、国民年金のように住所等本人確認できる方法があれば統合も進んだと思う。
3375	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	記録の正確性という観点から考えると、紙台帳(マイクロフィルム)との照合しか策はないと思います。 また、積極的に報道機関を利用して情報提供をした方が良いと思います。	年金裁定請求時に、ご本人からの申出により記録を確認調査していたので、もれるという認識はありませんでした。 また、今回の記録問題において、一部旧台帳の記録がカセットに収録されていないことをしりました。	基礎年金番号を取り入れた時に、他の手帳番号をもっと積極的に統合処理すべきであったと考えます。 また、報道機関に対しても、聞かれたから答えるのではなく、積極的に正しい情報を答えるべきであったと考えます。
3376	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	これと言った方策は思いあたりません。 個々人の記録は全てデータ化されていると思っていますが、そのデータと紙台帳との突合が最終手段であると思っております。	社会保険庁が保有する年金記録で個々人の一生涯の年金が決定される。 約5000万件の宙に浮いた年金記録。年金特別便が一人ひとりに配布されその内容に基づき相談を行い、改めて記録の統合漏れ等の多さにびっくりした。 正しい年金を受給できずに亡くなった方もおり非常にお気の毒ではあるが、この年金事務に携わっている私たちは勿論、国民全体の問題として国民からの協力を頂きながら取り組むべき問題であると考えます。そのためには年金特別便に対する回答を頂戴していない方を中心として更なるPRが必要と思っております。 この問題を知ったのは、この年金記録問題の報道がなされてからです。	早期解決は非常に困難な問題。地方庁の現場職員としては相談にいらっしゃったお客様一人ひとりの疑問に対し思切丁寧な説明を行い、地道に解決する方法しかありません。 たまに疑問を抱くような報道がなされる場合があったように思います。 国民が混乱しないように正しい報道がなされるよう報道機関等に対する配慮が必要と思われます。
3377	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	「特別便」「定期便」の回答を要する方について回答を100%回収。 回答において「漏れ等あり」の方について1件々十分な調査のうえ回答。 調査確認は職員の知識レベルにより記録があるにもかかわらず見つけ出すことができない場合が多々あるので職員のレベルアップ。詳しいマニュアルの作成、場合によっては県、事務所毎に。	昭和57年に採用され、これまで事務所の業務課に何度か配属されましたが、重複取消しの多さ、年金手帳再交付の多さに驚かされたのを覚えてます。これも自主的な届出でなく、再就職する時点で就職先から求められるなど、必要に迫られて手続きするのが大半でした。手続きの際、お客様に勤めた経歴等を伺っても覚えていない方も多かったので、その時点で、将来、年金を受給するようになったとき、期間もれが発生する方が発生するのは容易に想像はできました。 また、年金給付課の職員との話のなかで年金請求など各種届出も法的に届出主義となっていること、職員から同姓同名の記録があるからといって安易に情報を与え、本人が記憶が定かでないなか本人が勤めていた申出し、記録統合を行った場合、後に他人の記録であったことが判明すれば、もっと大変な問題になると聞き、被保険者の皆様に手続きを適切にしていただくことを期待する以外どうしようもないものと思っておりました。 我々、行政側に記録管理の漏れ等が想像以上にあったことについては平成19年の記録問題発生以後に知りました。	採用されたときから、記録問題発生まで、会社の事務担当者或は被保険者等と年金について話す機会有るごとに、年金手帳が2冊以上ある場合は早急に1冊にまとめる手続きをとること、手帳の中に職歴等を記載する欄に過去の記録を記載しておくこと、将来、納めた期間全てについて確実に受給できるよう手帳は失くさないように大切に保管しておくことを説明してきました。 記録問題発生以後は業務中はもちろんのこと、業務外においていろいろな方とお話する折には、「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」の話を持ち出し、必ず確認し疑義があれば社会保険事務所等に相談していただくよう努めています。
3378	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金について多数の未統合の記録の存在	厚生年金については、資料のあるものが大部分ですので払い出した番号一件一件の確認をして、勧奨ができればと考えます。	厚生年金記録について年金記録問題の発表がされてから事実を知りました。 国民年金についてはカセット記録との照合で不突合となるものがあることを、業務の中で確認していました。平成15年頃	国民年金の記録で力セット記録との照合で不突合となるものにはそれぞれ原因がありその経過を調べ被保険者へ説明をすることが業務の一部とだけ考えていました。過去の収納から記録整備について、資料で確認し、伝えていけていればと考えます。
3379	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	地道に少しずつ確認していく以外にないと思います。	個人個人の年金額に影響を与える問題であり、重要な問題であると認識していました。年金手帳の重複をひとつの番号に統一する業務、及び年金相談等で、本人が持参されている手帳の記録以外の勤務先事業所名等の申し出等があったとき。	与えられた業務において、精一杯の対応をしました。住民票に基礎年金番号を記載するなどして、年金手帳に対する認識を高めてもらう必要があると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3380	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	過去の台帳の再確認	職務の怠慢により発生した問題	処理の正確性の重視。 職員の権利意識が高すぎた。職務よりも職員の権利を優先するような風潮があったことが反省点として挙げられる。
3381	地方庁	その他(社会保険事務所)		ひたすら人員と資金を投入して、こつこつやっていくしかない。	氏名や生年月日が入力されてない厚年記録とかが見受けられたので、このままほっておくのかと思った。	カセットを開く依頼をしたり、その時点で出来る限りの事をした。 オンライン化のシステムを作成する際の人員と予算が不足していたか、担当者(それも相当の数と思うが)が記録の重要性を認識していなかったか。 どちらにしろ、当時の社会保険の中枢と適切な予算を配分しなかった大蔵省の責任と考えられる。 来年度から莫大な予算で解決に努力する事になるが、当時に金を使うべきだった。
3382	地方庁	社会保険事務所課長級以上	これまで以上のことは存じません。	年金制度の周知を徹底して行うべきと考えます。マスコミの流した一部情報で考えている被保険者や受給者が多いことから、制度(国民年金の任意加入、3号納付が厚生年金からの拠出など)に関する広報を徹底して行うことで、少なくとも現制度内で一部不安の解消になると思います。 また、記録問題において、現時点でもなお、カセット記録といわれる旧台帳の不整備記録があります。このことは、本来すべて整備されているはずで、社会保険業務センターが早急に全記録の対応をすべきであり、記録確認にも迅速に対応でき、おおいに役立つと思われます。	記録整備を要する年金記録が多いことに気づいたのは、記録調査業務に就いた平成5年でした。そのときにもオンライン化で記録整備はなくなるといわれていましたが、これから取り組んでも10年以上はかかると感じたことを憶えています。改善された点もありましたが、この問題は、年金請求時に確認することで、かなり対処できるものと考えています。受給者が思い出せないこともありますが、名寄せを徹底すれば、記録の確認は出来たものと思います。職員の技量とも言われる部分になるかもしれませんが、対応者のスキルの安定化をはかり対処すべき問題と認識しています。	この問題では、出来るだけ本人に思い出していただけるよう語をしたつもりです。ただ、業務時間内で対応できないものもあり、それが回答出来ていないものも多数あります。これらの対応を早急に解決したいですし、反省点でもあります。 この問題に関わることを、他人事のように認識する職員もいるようですが、自分自身のこととして対応し、組織全体で解決するといった認識で対応したいと思います。
3383	地方庁	社会保険事務所長		1件づつ時間をかけて調査を実施することが一番の方策だと思います。	記録の統合漏れと認識していた。 この問題が存在することは基礎年金番号が設立したときに他の手番がある人に統合をすすめていたが、当時統合しなかった人もいたので年金請求時にはなくなるだろうと考えていた。しかし、5000万件が宙に浮いている新聞・テレビ報道で愕然とした。	この問題のについての反省点は以下のとおり ・オンライン切り替え時に委託業者に入力させたがチェック漏れがあった ・各個人が手番をもっているから、氏名入力しなくても特定できると思い込み氏名入力をしなかった ・各個人が勤務した会社名は本人の記憶にあると判断し事業所記号入力を省略してオール0表示にした。 上記の点全てきっちりやっていればこの問題は発生しないと思う。また、入力不備なものについて、当時社会保険事務所へ回送し入力補正していればこの問題は防げたと思われる。
3384	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。詳細や件数等は定かではありませんが大まかについては新聞等で報道されている限りだと思います。	まず、対応する職員等に対して詳細な処理要領を示すことが必要だと思います。一応の処理要領は示されていますが、おおまかな処理過程に関しての要領に思えます。記録等の確認の方法や統合する際の記録の補正の方法、保険料の遡付等にかかる処理要領など、以前から行っている業務ではありますが、その処理に関しても詳細では各県で誤差があります。採用県から他県へ出向してあらためて強く感じました。窓口目線での処理要領(○○要領の○○ページを参照などではなく)を全国で統一することが必要だと思います。 また、特別便等は当然ながら対応する職員も初めて行う業務であり、不安もかなりある中であらゆる事に手探りで対応を行ってきました。喫緊の問題解決が必要だとは思いますが。対応する窓口にも届いていない情報が、先にワイドショーなどで報道され、来客された方に指摘された事も多々ありました。まったく準備期間がない状態での対応では、更なる事務処理誤りの温床になりかねません。事務所等に情報を早めにおろしていただき、多少の準備期間があったうえでの対	来統合の記録に関しては採用され、仕事を始めたときから存在は知っていましたが、当時はそれほど問題意識がなかったように思います。また、取り扱い上も裁定請求の際に本人に履歴を確認してもらい統合するといったことが主流であったように思います。	本来、私たちが仕事をする上では、法律・条文・取扱要領等を参考に業務を行っています。当然、法律や取扱要領などにないとこは、するべきではないと思っています。職員の判断のみで氏名の追加や統合などはできません。日々の業務があり、上記のとおりあまり問題意識がない中での対応はできませんでした。 経験年数が少なく、具体的な経過については勉強不足な点がありますが、今回の年金記録の問題については、機械化・基礎年金番号化の際に十分な調査や被保険者への周知が不足し、制度改正のたびに十分な対応をしてこなかったことが一因だと思います。基礎年金番号通知書の手番報告用のはがきを提出されていない被保険者の方がほとんどでした。
3385	地方庁	その他(社会保険事務所)		お客様の目線に立ち、国民の信頼回復のためにコツコツと実行する以外ないと思う。		
3386	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	申し訳ありませんが、良い案をお示し出来ません	メディアに騒がれて知りました	地道な作業が必要と認識しております
3387	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	専門家(OB職員・社会保険労務士)等を大幅に雇用して専門的に取り組む。	認識していませんでした。 年金記録問題が発生したとき。	この問題で当所に来所されるお客様に親切で丁寧な対応を行った。 中央と地方との意思の疎通ができていなかった。
3388	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。		基礎年金番号への未登録の存在が公表された際、古い記録を中心に、未解明のまま残ることが懸念されました。 平成18年5月の国年免除の不適正事務処理問題が表面化した際、過去に翅町(現千代田)社保における標準報酬をめぐる裁判事例から厚年の記録にかかる問題(後の標準報酬月額の遡及訂正にかかる事案)として顕在化していくことが考えられました。	年金記録問題に限らずのことですが、事務処理を行ううえで、「何かおかしい」、「こんなことをしても大丈夫なのか」と感じながらも「周囲の職員もやっているから」あるいは「上司の指示だから」というイエスマン的な思考のもと、疑問をもつ意識が低下していき、いろいろな問題発生に繋がっていったものと感じています。 ハード面で、問題を生じさせない処理システムを構築する一方、各職員が事務処理を適正に行うという意識を常に持ち、広く法令遵守についての認識の徹底を図っていくことが重要であると考
3389	地方庁	その他(社会保険事務所)			①基礎年金番号制度となった平成9年1月以前、本庁で研修を受けた職員から、「氏名・生年月日・性別・住所が完全一致でないと自動統合されない。住所の枝番号の表示が違うと統合されない。」と伝達研修で聞きました。 ②年金手帳で基礎年金番号以外の番号が確認できても、統合処理はすべきではなく統合届の勧奨のみを指示されました。 これでは記録統合は進まないと言いましたが、最終的には年金請求の時にわかることだからその時に統合できると他の職員から説明されました。 基礎年金番号導入当初、未統合の記録は問題があるとの考えを社会保険庁自体が持っていなかったと思います。	厚生年金適用課の係長になった平成10年、基礎年金番号以外の番号があると思われる方には積極的に問い合わせをして統合をしていたところ、上司から「スタンドプレイだ。他の職員とやり方を合わせるように。」と注意をされました。 自分のやり方に他の職員が合わせてくれると期待しましたが、私のやり方が非難され、できなくなりました。 現在ではこのようなことは絶対ないはずです。 未統合の記録は問題であるとの考えを持っている者があまりに少なかったのだと思います。
3390	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	WMの記録に反映されていないマイクロ収録記録が相当数残っており、この解消についても相当時間がかかるものと思われる。また、既に死亡した人や痴呆等で昔の記録がまったくわからない人なども多くいると思われる。このような人に文書を出しても反応がない人がいる。最終的に事務所から出かけて行って聞き取り等で話をしても特定に至らないケースも多いが、現在の本人の記憶や家族の記憶便りでは解決しないと思われる。認定条件の緩和も別人の記録を収録する可能性もあり難しい。	年金記録に漏れがあるということは台帳方式で統管理していた時にある程度予想はできたし、WMで021一1などで未収録の記録があることから相当数あるとは思っていたが、本人が年金請求時にきちんと申し出ることと、氏名検索などでしっかり調べればある程度は防げると思っているが、機械化になる前などは対応した職員の調べ方や検索の仕方で漏れていても発見することはできなかったと思う。問題はその状況にあることを事務所・社会保険庁が気づいていてもそれを制度発足時から放置してきたと言わざるを得ない。組織の根本的な認識の甘さが招いた問題であると考えている。事務所に異動になり実務をやり始めた頃からそういう問題はあるとは考えていましたが、規模がこれほど多いとは思ってもいませんでしたが。	制度発足時から今までの過去の事務処理の方法がどのような方法だったのかが私自身も知らないこととかあります。特に戦時中や終戦直後の状況や旧令共済、旧三共済との関係や歴史がわかりません。50歳を過ぎた私でさえそうですから若い職員はなおさらわからないことだらけではないでしょうか。専門的な研修が必要です。また、特別便・定期便も実施することだけに追われて実施前の十分な研修が不足していたのではないでしょうか。
3391	地方庁	社会保険事務所長	今のところ、これと言って特に思い当たるところはありません。	早期の解決が必要ですが、問題が多種多岐にわたっていることから、地道に一つ一つ解決していくことが必要と考えます。	過去に私自身が業務課、国民年金課に在籍していた時に、被保険者や事業所の担当者に対して、将来、年金を受けるときに記録がもれる可能性もあることから、必ず、年金手帳(被保険者証)は一人1冊(枚)で、持ち歩くよう新規適用事業所説明会等を通じて指導してきたところです。ところが、平成9年基礎年金番号が付番されたとき、現実には、幾つもの手帳を持つた方がおられ、庁の統合作業計画が進められていくなかで、マスコミ報道にて、大きく取り上げられたことから全容を知ることとなりました。	記録問題については、想切丁寧な対応が必要なことから、電話、文書による通知だけではなく、人員的制約があるものの、ケースによっては訪問による説明等が必要と考えます。 また、今までの申請(申告)主義の考え方を、完全に一掃する必要があると考えます。
3392	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思いつきません。	残っている資料を電算化していると聞いていますので、その資料を徹底的に地道に突合していくことだと思います。 また、そのための専門の部署を設けることだと思います。	年金記録問題と当時認識していたわけではないが、昭和50年代頃、厚生年金保険の資格取得届提出の際、年金手帳を添付していただくのに苦労した覚えがあります。(手許にあっても提出されない、既に紛失している、再交付申請を記入されないなど事業所の担当の方も苦労されていました。) また、そのことにより厚生年金保険の番号が多数発行されても、いずれ年金の請求の時には、わかるだろうとの解釈で、社会保険事務所側も徹底して年金手帳を提出していただく努力をしていなかったとも言えます。 平成9年の基礎年金番号導入当時も、手番についての回答を出される方が少なく、また、取得の際に疑重複が大量に発生し、照会してもお返事をなかなかいただけなかったことも思い出されます。 社会保険事務所内部のチェックミスもあげられると思います。人間はミスをするものとして、決裁者は注意深い決裁が必要ですし、原票の記入のチェックなども、その前提で行われなければならないはずですが、そこが不十分だったのではないかと思います。 また、事業の進め方が十分な検証があった上でではなく、見切り発車で現場の力量で進められた物が多かったのではないでしょうか。その結果が次々と拡大解釈を生み、現状はこうなのだか	年金手帳の提出で言えば、もっと積極的に(事業所の担当者に苦労をかけても)手帳の提出を促せば良かったのかなと考えます。一つ一つに向き合うことで、多くの時間が割かれ、業務の遅れを指摘されることを恐れて、手帳提出を求める時に安易で形式的な確認しかしていなかったと思います。 基礎年金番号導入時では、疑重複整理票の確認が不足していたことだと思います。提出のない方への再照会や勤務事業所に確認する際も、時間をかけた深い確認ではなく、形式的な確認で早く処理を完結させたいという考えが先にたったと思います。 チェックミスについては、処理の滞留を恐れるあまり、不十分なチェックになってしまったと思います。ただ、チェックを完璧にするには、それなりの人員が必要だと思います。今でも処理の質とスピードだけをいう風潮(プレッシャー)があれば、同じような問題が起こる恐れがあります。自分自身を振り返れば、量的に無理な場合は、ここだけは間違えたらまずいと思うところだけを中心的にチェックして、全体のチェックはおろそかになっていたと思います。大事な個人情報ですので、処理が遅れても(滞留しても)きちんとチェックする事と、処理量に応じた人員配置が必要だと考えます。 事業の進め方については、十分な事前準備と統一的なマニュアル、事前研修が必要ですし、職
3393	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	とにかく過去の持ち主不明の記録の整備を完結させてから、定期便なり、年金通帳なり、よりわかりやすいシステムにしていくほうがいいと思う。	社会保険職場では、年金は申請主義、申し出主義という位置づけに基づいて業務を行ってきたが、いつかこのような問題が起きるのではないかと、いつ頃ともなく、漠然と感じていた。	何かがおかしいと思っても、おかしいといえない職場環境であったと思う。
3394	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	さらに人員を増やして対応すべき。 OBの人に率先して参加してもらえば解決が早まるはず。	旧台帳と端末記録に相違があるという程度で、大きな問題になるという認識はなかった。 期間調査の担当をしていたとき。(H15年程前)	旧台帳のとおり修正作業をしていただけで対応は考えなかった。 基礎年金番号導入時に、今のような記録整備を行っておくべきであったと思う。
3395	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に承知しておりません。		皆様の年金額等に影響を与えるため、重大な問題と認識しています。 平成18年頃だったと思います。	社会保険庁から示されたマニュアルに基づき、お客様対応に取り組みました。 再裁定処理や大都市圏へ記録照会を行った際等に時間がかかりすぎたことが最大の問題点だと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3396	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	まずは、ねんきん特別便でいただいた回答を確認、調査し、年金受給者、被保険者の方々に早急に回答できるよう記録訂正、年金再裁定処理するべきと考えます。 年金制度の周知が必要と考えられます。 年金制度に加入の際に基礎年金番号の確認する。年金請求時においては、記録に漏れがないか疑重複の確認を必ず行うなど必要と考えられます。	被保険者の方が、厚生年金・国民年金保険料を支払っていたにもかかわらず、それが記録として登録されていないことがわかり、被保険者や年金受給者の方々に大変ご迷惑をおかけし、社会保険に対する国民の信頼を失うこととなった大変な問題と認識していました。 年金記録問題を知ったのは、平成19年4月か5月頃だったと思います。	反省点として、年金加入時に制度が周知されていなかったためと考えられます。社会保険加入の際(再就職など)、年金手帳番号をきちんと確認がされていなかったため、一人で何冊もの年金手帳を持つことになってしまったと思われます。 また、基礎年金番号導入時にも広く周知されたにもかかわらず、統合の手続きがされず、年金請求時に疑重複の確認がきちんとされていなかったためと考えます。 上記のことが考えられるので、年金裁定請求書を審査する際、疑重複の確認を必ず行うようにしています。
3397	地方庁	社会保険事務所長	現時点において、未だにオンラインに搭載されていない資格記録が多数存在する。(カセット解除の必要な案件)	定期便等の送付を一旦停止し、早急に社会保険庁に保有されているデーターの確認を行ったうえで、通知を差し上げることによりより確かな情報提供ができると考えております。	システムの構築等の機会を通じ、何度かのチェックが出来たにもかかわらず、確認行為を行ってこなかったことによる人的な問題と考える。また、本庁から地方庁への情報提供がされなかったことが大きな問題と考える。 記録問題が大きく伝えられ初めて多くの記録が整理されていないことを知った。	事務局担当課長に対し、お知らせを送付する前に自果分の整備を優先すべきとの主張を行った。 反省点としては、所有している情報の提供を正確に伝えることが必要である。あやふやな情報提供によりより多くの方に不信感を与えたように思える。
3398	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間がかかっても、記録を正しいものにしていかなければならないと思います。 2年間の空白があっても、1回だけの期間であれば納付していたものとして救済するというのは、なんでもありになる。どうせもっと期間が延長して、救済して解決されるひとは増えて、救済された人は3いいと思うが、制度としてなりたつのか、虚偽の申告をしても該当期間が条件にはまれば救済されてしまう人もいるだろうし。 現行の第3者委員会の決定が最終でいいのではとおもうのですが。		基礎年金番号導入時に、手番の回答をしなかったひとへ再度勧奨するべきであったと思います。提出されてこなくても、将来年金請求時にわかるからという体制の考えが悪かった。
3399	地方庁	その他(社会保険事務局)			私は平成8年の採用ですが、当時は基礎年金番号の付番作業の最中であり、宙に浮いた年金記録は発生した経緯はよく認識しています。ただ、業務を行っている中で未統合記録が相当あることはわかっていましたが、マスコミで取り上げられた際の5000万という数には驚きました。 また、国民年金については、担当職員が領収書により記録訂正を行っている姿を採用当時からたびたび目にしてきましたので、ある程度はそういった記録があることも想像はしていました。 厚生年金の標準報酬改ざんについては、他県で職員が職権で入力を行ったり、根拠資料(給与台帳、決算書等)なしに遡及して従業員の報酬を変えていることをマスコミ報道により知りました。 私が徴収課付であった平成13年～17年において、保険料額の相談はよくありました。そういった場面で、経営努力の一環として従業員の給与見直し等の話をすることはありましたが、事業主と結託して不正処理を行ったり、職権で入力を行うことは職員として考えられません。	倫理観や規律の欠如の面もありますが、最大の原因は、あまりにも申請主義に頼りすぎて、行政から国民へアプローチする姿勢が欠けていたことだと考えます。 私もその風潮に慣れて仕事をしていましたので、今考えると、国民及び企業の感覚からすると約10年程の意識のズレがあったかと考えています。
3400	地方庁	地方社会保険事務局長	年金記録の実務経験が少ないので分かりません。	現在の対策で良いと思いますが、文書や電話による確認調査では限界がありますので、最終的にには戸別訪問による解決しかないと思います。 職員による戸別訪問は、絶対的にマンパワーが不足しているので、民間から「年金記録調査員(仮称)」を早期に採用し、一定期間制度や年金記録に関する知識を習得させた上で戸別訪問を行う必要があると考えます。 記録調査の回答に対する申し立てについては、本人の記憶違いや制度を理解していないことが多いので、現在の第三者委員会の審査案件を緩和する方向が良いと思います。 本人の申し立てのみで記録を認めると年金制度に対する不信が増大するのではないかと思います。	[redacted]年金の裁定業務を行っていましたが、被保険者番号を複数持っている者が多く裁定に数ヶ月かかっていた記憶があります。 当時は、年金裁定の時にきっちり確認すれば良いという考えであり、これほどに年金記録に誤りが多いという認識はありませんでした。 その後は、年金の記録や給付に関する業務を行っていないので、現在のような問題の所在を知ったのは、平成19年になってからです。	[redacted]記録の調査依頼や相談があった場合の体制整備について検討を行った。 (同年10月に地方庁に異動) この問題について、膨大な記録管理と年金給付事務をコンピータで管理するという当時の政策判断は、事務処理が早く、かつ、正確で効率的になり、結果として事務処理の増加に伴う職員の増加を抑制することにつながったので正しかったと思います。 この問題は、コンピュータ技術の進展などにより、漢字をカナに変換したり、カナを漢字に変換したが、その際の正確性が担保されていなかったこと、入力ミスの防止対策が甘かったこと及び台帳等を廃棄したことなど、管理統治に問題があったと指摘されています。 漢字、カナの変換は、コンピュータ技術の進展によるもので今日になって言えることであり、正確性の担保や入力ミスの防止については、当時の台帳等の入力原始データの状態や膨大な入力件数、適用事業所が全県していること、被保険者住所を把握していなかったことなどから、ほんとうに指摘されていたことが当時において可能であったかは判断はできません。 ただし、台帳等を廃棄したことは、そうした状況を踏まえると誤りであり、反省すべき点であったと思います。 結果として、年金記録問題が発生したことは組織として、反省すべきであるが、これまでの状況は、人、予算の措置が遅れ十分な体制が整ったのは今年の7月以降だと思います。来年1月以降についても十分な体制を構築しないと解決できないと思います。
3401	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	人的な予算措置をしたうえで、早期に確認行為を行わなければ、高齢による死亡などで確認できない記録が増えると思う。	採用当時国民年金の仕事に従事していたが、保険料収納事務において、市町村で収納された保険料を事務所において全課体制により、ゴム印による紙台帳への記録事務を定期的に実施していた。市町村では、電算により処理されているものが、管理する事務所においては人の手により処理しなければならないことについて、事故につながるのでとの疑問を持ったことは事実であり、提言も当時の上司にした記憶もある。しかし、結果として国の予算等の関係もあったと思うがオンライン化になるまで改善されなかった。	長年にわたる個人の年金記録の管理については、事故防止の観点から、1つの書類に対する徹底的なチェック体制を確立しなければ再発防止はできないと考える。 そのための十分な予算確保とITを活用したプログラム開発等が必要ではないか。 又、従来は上からの指示が優先で、問題提起してもそれにより処理方法等現場の意見が通ることがほとんど無く、通知から現場での実施までの期間が短く問題意識すら持てないまま事業を実施しなければならない状況もあった。 今後は、ある程度現場も裁量できる時間的な余裕と同時に中央、地方を問わず事業に対し組織が一体となった体制の確立が必要であると考えます。
3402	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成6年に入庁して以来、いつか大問題になる時がくるだろうと思っていました。	地方の事務所の一職員としてはどうしようもできませんでした。 戦前からコンピューターのない時代、長期間に渡り、全国民の膨大な記録を管理しているのだから、多少、漏れや間違いが起こるのは仕方がない。5千万件については年金裁定の時点までに統合すればよい。その他は、本人の申し立てにより調査するしかないと思っていました。
3403	地方庁	その他(社会保険事務局)	①脱退手当金が支給済みとなっている記録について、法定支給額と旧台帳及びオンライン記録との支給額に差(10%以上)が生じている場合、また、支給年月日が2号被保険者となっている場合は取消処理により記録が復活できる事の周知。 ②消えた年金記録と言われているが、紙台帳(マイクロ等)で記録が確認できるにも関わらず、オンライン記録上に無い。(消えた訳ではない。)	市町村(旧姓の確認)及び場合によっては職安(雇用保険情報)との連携が必要ではないか。また、紙台帳(マイクロ等)とオンライン記録との突合による見直しは絶対に必要であると考える。	国家レベルの対策を講じなければ、現場の人員面からしても難しい問題であると認識していた。 存在については、この問題が言われ始めた頃くらい。	問題が大きすぎる為、個人でできることは、記録相談に来た方はもちろん、それ以外の手続きに来られた方にも時間の許す限り、統合漏れとなっている記録が無いか、また、制度を詳しく説明することが今、現場でできることと考え取り組んでいた。 この問題の反省点としては、国が管理するまでに事業主、集金人及び市町村窓口等、第三者の存在が原因となる制度上の問題、また、オンライン記録移行の際に生じた人的ミス(入力・読み違え)をカバーするチェック体制が万全でなかったことが問題であるが、ここまで大きくなった一番の原因としては、以上のことが担当前から認識していながら何の対策も立てなかった事(放置)
3404	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在、問題視されているもの以外には知りません。	救済に向けた新たな法律を出すことです。そして現在の制度(特に社会保険の強制加入など)の見直しです。	国民年金の不正免除問題のときは徴収課に配属されていました。なぜ、そこまで行ってしまったんだろうという気持ちでした。そのことを知ったのは新聞やテレビで報道されはじめた頃です。題及訂正の問題についても、知ったのは新聞などで報道された時期です。数字(収納率)のためなら遡及してまでも改ざんするということに悲しく、そして憤りを覚えました。自分が属している組織でのことですから、電話での対応と窓口での対応に細心の注意をはらい、少しでも信頼回復にな	現業業務は窓口の混雑がなくなってから行っていました。窓口での対応が少しでも解決に向かっているんだという強い気持ちを持ち続けながら対応しました。反省点としては特別便の発送をもっと小出しにして事務所に来訪するお客様が分散させられればという点です。待ち時間がとても長く、結果怒りが増大するお客様が大変いらっしゃいました。当時は埼玉の川越事務所だったので一日に来訪するお客様の数は尋常でなかったです。
3405	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	制度に熟練しているものを多数動員して解決に当たればよいと考えます。	記録は正常が当たり前との認識をしていたのにあまりの杜撰さに驚きをおぼえた。2007年の秋頃と思います。	当たり前のことですが1人1人丁寧な対応を心がけること。 反省点としては、紙台帳からコンピュータに登録をするときに何でもっと丁寧にやれなかったのかと思います。
3406	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題を処理する中で、年金記録の手番が判明したが、年金受給額が減額となる場合があり、お客様からの記録の了承が得られず、統合処理ができない場合がある。(当時の標準報酬月額が低いため、平均標準報酬月額が減額となるため年金額が減額となる。また、沖縄特別措置(昭和36年4月～昭和45年3月)中に県外の厚生年金期間の記録判明により、沖縄特例が非該当になる場合ある。)	年金受給者については、従前保障(既得権)制度を是非制定を要望致します。年金記録問題については、国民への不利益を与えない取り組みが必要かと思われます。年金額が減額となる方は、未統合手番となり、年金記録問題の解決が終わることはないと思われます。		
3407	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	経験豊かな人材を確保し、迅速・丁寧に処理していく。	厚年記録の期間照会業務をしていたときは、昔の記録は住所管理していなかったので、統合処理前の記録がたくさんあるものだなとは思っていました。知ったのは、新聞報道などです。	私が厚年記録の期間照会業務をしていたときは、氏名と生年月日と事業所名で検索作業をし、別人の記録を統合しないように気をつけて処理していました。生年月日など誤って届出されていたり、会社名や期間が覚えていなかったりするケースもあるので慎重に処理せざるを得ないと思います。また証拠のないケースをなんでもいかしてしまうのは危険だと思います。
3408	地方庁	その他(社会保険事務所)			世間で騒がれるまで問題があると思っていなかった。ただの基礎番未統合記録で、年金裁定時に整理するが、なるべく早く整理したほうがいいぐらいにしか思っていなかった。また、氏名検索などで出てこない特殊な記録がこんなに多く存在することも全く知らなかった。	現場では地道に目の前の案件を、ひとつひとつ確実に解決していくしかないと思う。そのためには時間も人も予算も必要だと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3409	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	本来の業務と切り離し、専門的に行っていただければ。 定員が少ない中での対応は、本来業務の遂行もままならず、記録問題の解決も進まないのでは。	オンラインへの切替時に、すべての記録がオンライン上へ登録されていない。 登録されていても不備がある。 平成7年ごろ	年金給付課で裁定の事務を行っておりましたので、裁定請求時には、本人から職歴等は必ず確認していました。受付後もオンラインでの氏名索引は必ず行い、本人申し立ての職歴以外に厚生年金・国民年金の記録がでてきた場合には、本人への確認もおこなってきました。本人からの申し立ての記録がオンラインの記録にない場合には、国民年金の紙台帳・厚生年金の名簿等調査し、その後に裁定処理を行うようにしていました。 反省点とすれば、 1制度発足後の年金手帳の取り扱い。事業主への指導(取得時・喪失時)。被保険者への指導(再取得時)。 2オンラインへ切り替える際には「すべて」「正確に」登録すべきであったのではないか。登録した際のチェック体制。 3年金給付(地方庁裁定)の事務処理体制として、十分な職員の配置を行い、丁寧な裁定を行うべきではなかったか。
3410	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません	「年金受給者の方は高齢なので時間がない」言って、現在のように思いついた事に手を付けていくというようなやり方ではなく、全体像をしっかりと把握し、最終的に着地する地点と時期を見据えた上で対応策を考え、取り組んでいくのが良いと考えています。	採用された時の研修で業務センターの見学に行きましたが、確かその時の話では「業務センターで、10年くらいかけて紙台帳の記録をオンラインに収録していく」というような話を聞いたように思いますが(記憶違いでしたらすみません)、その計画が完全でなかったということなのでしょう。 いつまでたっても厚生年金の期間訂正の申出が無くならない事、またそのような仕事が存在する事が問題であると考えていました。本来であれば、お客様が窓口に来所された際にすぐに検索してお答えすべきことだと思いますので。	オンライン導入時に計画的に記録を収録できなかった事。 (まるめで入力しているなんて夢にも思わなかったし、そういう事を考え付いた人の気持ちが解りません)
3411	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	過去に起こしたことについて最後まで責任を持って望むこと。 日々の業務においても、ひとつひとつ丁寧に望むこと。 この2点だと思います。	はじめは信じられませんでした。マスコミで騒がれて初めて知りました。	今まで以上に慎重に、注意深く業務しようと感じました。 日々の業務への取り組みが雑な対応になっていたのではと感じています。
3412	地方庁	その他(社会保険事務局)	国民年金第3号被保険者資格取得届が事業所担当者で作成されて提出されている場合がある。 人材派遣会社の派遣社員が社会保険の適用条件を満たしても加入させていない場合がある。	事業所に対する周知徹底。 本人からの通報の簡素化。 国民年金を全額税方式にする。	法令の改定に保険者・事業所・被保険者がついていけない状態。 今から7年前頃。	電話応対で機会があるときに説明。 制度が出来るときに意見が十分取り入れられてないことと、話し合いの場が徹底的に行われていなかったこと。
3413	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし。	人員増員(OB等)をもっと積極的に活用する。	年金番号の複数保持者については、正確な重複整理の困難さを(氏名の曖昧登録・生年月日誤り・旧姓放置)予測した。平成15年頃、社会保険調査官として、新規適用事業所書類審査時。	記載事項の、付属添付書類による重複確認をおこなうこと。軽率な事務処理が日常化されてきたことの代価が、現象として表面化してきている今、各事務処理マニュアルを機軸とした事務執行を行ない、チック体制では、同一人が複数回確認を行いながらの業績とし、責任を併せた決裁
3414	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道にやっていくしかないと思います。 できれば総合的な知識のある人(給付、国年、適用)が担当される方が良いのではないでしょうか。(厚生年金・国民年金両方の調査依頼をされている方などには別々の回答ではなく一緒に回答がきたほうが分かりやすいと思います。)		
3415	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		自分の納めた保険料が年金に反映されていないことは問題だと思います。 (件数の多さに驚きました。) 問題意識を持つようになったのは、報道されるようになってからです。	宙に浮いた年金記録がきちんと納めていただいた本人の年金に結びつくよう、 一件一件丁寧に対応しようと心がけました。 反省点としては、お客様が年金を請求されるときに、もっとよく時間をかけて職歴の確認をするべきだったと思います。
3416	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	厚生年金は会社からの届けにもとずくものであるため本人が手軽に記録や報酬を確認できるアイテム(年金通帳など)はいいのではないでしょうか。また会社の社会保険料についても個人別に内訳がわかるようになれば会社の担当もりかいしやすいと思います。住所登録についても住基ネットで確認・登録すればねんきん定期便などの未着や死亡が確認できるのではないでしょう	7年前頃年金給付の業務をしていた時窓口に受給者の諸変更で来所時に氏名索引すれば(特に旧姓がある者)記録がでてくることが多く再裁定していました。その頃からそのようなケースが多くあるのではと思っていました。	旧姓のある方は氏名索引し記録を統合することをこころがけました。しかしその当時は会社名を当方より積極的にいえず、本人の記憶のみで確認するしかありませんでした。そのため本人の記録とおもわれても本人から会社名がでなければ統合できませんでした。その時に現在のようにある程度説明ができればよかったと思います。同姓同名の可能性の問題で慎重にやっていたこ
3417	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		ねんきん特別便の通知がはじまり、特別便の対応をする中で知りました。 宙に浮いた年金と言われている膨大な手番の数と手番の中身の不正確さに全てを本人記録と結びつけることは難しいのではないかと実感していました。	ご本人からの問い合わせには出来る限りの情報を与え、事業所名や当時の住所地を思い出してもらえるように案内しました。 年金問題を一度に解決しようと思うばかりに特別便関係の通知を一気に送ったことで現場の職員にも国民にも混乱が起きたと思います。優先順位をつけて時間差で通知を出すなど順を追って記録を正していったら良かったのではないかとも思います。
3418	地方庁	社会保険事務所課長級以上	平成2年4月～平成4年3月まで国民年金業務に関わっていました。その頃国民年金の重複取消処理を行う場合、取り消される記号番号に納付記録や免除記録がある場合、重複取消前にそれらの記録をハードコピーに打ち出しておき、重複取消作業後にそれらの記録を追加入力するようになっていたと思います(自動的に記録が移行しませんでした)。そして取消後はオンラインで取り消し前の記録を見ることが出来ないような仕組みとなっていたため、重複取消の処理の際は慎重になった記憶があります。 そのようなシステムだったため、記録の移行もれの可能性がありました。当時国民年金の記録の訂正や納付記録の追加は煩雑な入力手順となっており、処理結果リストの確認だけでは何をどう入力したのか分からないようなものだったと記憶しています。そして実際に、私自身決裁の段階で入力漏れに気づいたことがあったように思います。気づかないまま処理されたものは、記録の漏れになっている可能性があると思います。	当時取り消された記録は確認できるのでしょうか。	オンラインで記録照会が可能な以上、厚生年金被保険者記録について、手番以外の項目がすべて空白のものやカセット記録など、どうしてすべての情報を照射しないのか、ずっと前から不思議に思っていました、今でもそう思います。年金相談は、記録が見られなければその先が進みません。そもそも090で氏名共通検索が出来る前は各制度ごとに氏名検索しなければならず、また船員保険は取り扱い事務所でなければ検索出来なかったことなどを考えると、被保険者の記録をすべて集めてからお客様と対応するという視点が欠けた対応が行われてきた経過が、今日の年金記録問題につながっていると思います。社会保険事務所は、私が20年前に入庁した時からずっと、請求主義である以上請求のない記録や本人確認が出来ない記録は裁定しないというスタンスでした。(もちろんできるだけ氏名索引で記録を確認することはしていましたが、漏点の有無やとんでもないフリガナ入力、色々な読み方により検索の制度は落ちてきますし、しつこく疑う相談者とそうでない相談者の違いもあります)。そういう意味では、新規採用時からこの問題を知っていたことになります。年金記録問題をどのような問題と認識していたか・・・一人の被保険者の記録が複数に分割管理されることにより請求漏れのリスクが発生するので、国民総背番号制を採用する以外方法がないのではないか、とずっと思っていました。年金記録問題がマスコミで取り上げられるようになったことは、ある意味でそのような浮いた記録(請求もれ)を庁全体で	ずいぶん前に厚生年金の資格取得処理を行っていた頃、厚生年金の資格取得届入力時に、疑重複記録の存在が判明して、ほぼ間違いなく本人記録と思われるのに、本人から意に反した回答を受けて新規番号払い出しをするといった処理を、いやというほど行ってきました。また、プライバシー保護とか情報漏えい防止ということが重要視され始め、前職歴等を確認して疑重複の解消をはかる作業がますます困難になりました。その後基礎年金番号が導入されましたが、その基礎年金番号でさえ重複する現状がある以上、今後は国民総背番号制導入のほかに解決手段はないものと思います。このことは個人的な対応の域を超えるものですが、社会保険庁政に関わるものとして、社会にアピールできなかったことは反省点です。
3419	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
3420	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	大変な問題であると認識です。 そのような問題の存在を知ったのは、採用前後くらいだったと思います。	ひとつひとつ問題を解決していくよう対応しております。 反省点としては、年金に対する関心の薄さ(年金に対するの関心を高める為の努力を怠ったこと)があると思います。
3421	地方庁	その他(社会保険事務所)			テレビ、新聞等、マスメディアに取り上げられたことで認識したが、それ以前では「そういう問題があるのでは」という程度は聞いたことがある。問題として大きくとりあげられるようになってからは、自分としても非常に大きな問題と考えた。お客様である国民の皆様にも申し訳ないと思った。	個人で勝手に対応できない以上、職場で示される処理手順で対応した。 反省すべきことは、過去から今までの事務処理の方法が頻繁にあった制度改正、事務処理変更に対応しきれなかったことと、その問題を職員全体が希薄に受け止め、流れるままただ仕事をした結果だと思う。
3422	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	時間を考えるなら、人員増加でスピードを上げることが一番だと思うが、 まずは、目の前のものを1件ずつ対応していくしかないと思う。	問題点の認識 誤った年金額での決定がされてしまうこと。 問題を知った時期 報道・マスコミ等による。	対応について 請求時に係る年金記録の索引による確認を徹底する。 問題について 本人による申し出のみで対応したため、それ以外の手番に対する 調査等が不十分であったためと考える。
3423	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	過去の記録を可能な限り解明し、引き続き定期便にて国民一人ひとりが自分の年金の履歴、また制度について確信を待てるように事業を行うべきだと思います。	年金記録問題が大きく取り立たされて、その存在を知りました。 過去の管理体制、認識の甘さ、問題意識の欠如により積み重なって起きたことだと思います。	ねんきん特別便が始まり、お客様一人ひとりの年金の履歴についてお客様の立場を考えて真摯に対応をしました。 問題に気づいても提起せずに慣習に甘んじていた体制があったことが反省点だと思います。風通しのよい職場環境を構築していくことが大切だと思います。
3424	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にございません。	現行の取組のほかは考え付きませんが、年金記録問題の解決に向け、与えられた職務において努力していきたいと考えております。	公的年金行政への信頼をなくし、将来の年金権に影響を与える問題と思いました。 年金記録問題が報道されるようになって存在を知りました。	係員に法令に基づき正しい事務処理をするように指導してまいりました。 反省点としては、組織として事務処理チェック体制(システムも含め)が不十分であったこと、そして法令遵守などの研修が少なかったことが挙げられると考えます。
3425	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	最優先は、人材の確保です。職員数が業務量に対して絶対的に少なく全体的に定員割れしている状況ですし、中途採用者等が正規職員より上回っているため、業務に精通している者が大変少ないのが現状です。 次に、システムの強化と情報を正しく収束するため、コンピューターの精通している国内外者に外部委託する。 それから、制度の見直し。予算の縮減と年金受給の手続きの簡略化のため加給年金の廃止、外国人の短期納付での年金受給の増大(発展途上国からの出稼ぎ労働者が多く日本の年金のみで生活できるようです。)のため、合算期間の捉え方や厚生年金のみの適用除外の拡大等。	だんご三兄弟をもじって未納三兄弟と揶揄された時期から、国民年金の保険料免除問題として認識してました。	個人情報の業務以外閲覧の禁止の周知徹底。 国一元化政策のため、国民年金の収納率の急激な低下。
3426	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	早急な解決が必要のため、人的措置を十分に実施しなければならないと思います。記録問題の処理にはスキルと時間がかかると考えます。解決時間だけを求めるとどうしても一件あたりの処理の質が低下し、本当の意味での解決にはならないのではと考えます。また、通常業務も必要ですから、十分な時間、十分な人員は不可欠ではないかと思います。 他に、情報の完全な公開も必要と考えます。できないことわからないこととその理由、時間がかかっているのはこういう理由など良い悪いを別にして情報をオープンにしなければ、本当の意味での解決にはならないと考えます。	年金記録問題は公的年金の信用を著しく損ないました。窓口で記録問題で迷惑をかけたお客様と接した時に待に憤りを感じました。「いままで、少ない年金しかもらっていなかったんですね」「死ぬ前に本当の年金額を教えてあげたかった」「この問題が公にならなければ損をしていた」「勤めていた記録がありすっきりした」「金額が増えてよかった」などなど、窓口で声を聞けば聞くほど憤りは募りました。 最優先で解決しなければならない問題であり、かつ通常業務も遅滞するわけにもいかず、事務所段階ではなく社会保険庁として考えなければならない大きな問題であると考えました。 はっきりと認識したのは記録問題が公になったときになります。	相談対応時に謝罪と説明をしました。当時、現場でできたことは一人ひとりのお客様と面と向かって話すことですし、一人ひとりのケースに合わせて謝罪と説明ができるのは現場で窓口にでる職員ですから、その応対に全力を尽くしました。また、当時来客数も多かったことから、全所体制での対応が必要であり、相談業務をしたことがない職員を指導し相談に応じられる体制づくりに努力しました。 反省点としては、窓口でいただいた色々なご意見を生かしきれなかったということではないでしょうか。 あと意見ですが、記録管理上のミスと年金制度上の問題は一緒に論じるものではないと思いました。年金記録問題があったから「年金はいらない」「年金が少ない」「公的年金は不要だ」「民間の年金保険がいい」という意見を元に年金制度を見直してはなりません。きっかけにはなるか

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3427	地方庁	社会保険事務所長	報道等されているような、世間一般に知られている以外にはない。	社会保険庁が現在進めている記録解明作業を着実に進めていく以外にないと思う。	ねんきん特別便が送付され、年金記録の洩れの訴えがあったことから、そのような問題が存在することを知った。	基礎年金番号が導入(制度発足)された当時にもう少し細やかな対応が必要だったのではないかと考える。
3428	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	これまでの対策と合わせ、年金記録の調査がスムーズに行えるよう、他官庁・都道府県・市町村の保有している個人情報等を一元的に利用できるような法律改正ができないものか。(記録整備が完了するまでの間) また、今後のシステム改善項目としては、年金事務所での各種関係届の入力処理において、電話番号を入力必須項目とできないものか。(高齢者で電話そのものも設置していない場合を除いて) ※郵便等で連絡しても、内容が複雑であったり、中身を開けていなかったり、追跡整理に結びつかないため。	昭和62年の基礎年金地方庁裁定実施後、老齢年金裁定請求時に、被保険者が記載している職歴等と資格記録の得喪月を比較した際に、相違がある。(本人の記載誤り・記憶誤りもあるが、マイクロフィルム等とMWMデータにずれがあることがあった。) そのような場合は、老齢年金裁定請求書審査の際に、記録確認を行い、誤っている記録を訂正後、裁定処理していた。(記録照会・補正に時間を要していた。)	平成8年当時、「基礎年金番号が導入されるにあたり、被保険者の加入記録を通知するサービスを実施できないものか？」(国民年金保険料の未納者に対しては、督促等の経費を毎年1人当たり5,000円弱かけていたはずであるが、優良納付者に対するサービスがその当時実施できていなかったため。)社会保険庁年金保険課へ要望(質問)をしたことがありましたが、数百億円の費用が必要であり、予算措置できない旨の理由で、回答を受けました。 【反省点】 ・年金手帳番号による記録管理であったため、被保険者が年金手帳等を紛失した(番号がわからない)場合に、記録の検索に対応できなくなってしまった。コンピューター化される前の記録については、国として書類の保管場所を確保し保存期間を設定せず、被保険者台帳には、年金手帳番号のほか、 個人情報として、氏名(漢字)・生年月日・住所が記載されているものとするべきであった。
3429	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	オンライン記録および原票等の画像化について、システムの構築を現在図っているところですが、記録管理を1つできちんと管理できるシステムの構築を至急開発する必要があると思います。	なし	なし
3430	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	今おこなわれているような、本人への記録の確認をお願いする文書の送付で、問題がないのかを確認していただくことから始めなければならないと思います。そして、厚生年金の報酬月額について問題があるとの回答であれば、本人からの申し立てだけでなく、当事者(本人、事業主、事業所事務担当者、社会保険事務所の担当者等)に事実確認を行う必要があると思います。国民年金の保険料の未納問題に関しましては、本人の勘違い、思い込みというケースもかなりありましたので、本人の申し立てだけでなく、可能な限り事実関係の調査が必要だと思います。	私が応対してきたお客様の中には、そんなに記録に問題がある方はいなかったので、こんなに大きな問題になるようなことではなく、たまたまの機械への収録ミスといったものが大半であろうという認識でした。意図的に記録を改ざんしたりとかは行われてないと信じていましたので、始めはほんとに信じられませんでした。このような問題があると知ったのも、そういった問題について報道され始めて初めてしりました。	あり得ないと思っていたことが、現実に行われていたことがあると知って、この問題の真相を確認するために、本人からの事実の聞き取りを十分おこなって、事実の確認に努めました。反省点としては、市町村に保管してあった国民年金の台帳を廃棄してしまったことが、国民年金の記録確認をできなくしてしまったので大きな反省点だと思います。記録の改ざんについては、過去にはそういった入力処理に関して、ほとんどチェック機能が働いていなかったので、今のような何重ものチェック体制がとられていなかったことが、不正処理をそのまま横行させた原因だと思います。
3431	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金第3号被保険者について、届出がされていないために記録上、不整合が生じている場合が相当数あること(本人の厚生年金期間との重複や、配偶者の厚生年金期間との不一致など)。 そのため、定期便などで加入記録が表示されても、国民年金第3号期間については正確性を欠く	具体的な方策については、現時点では思い浮かばないです。		
3432	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	大切なことは、何のための作業なのかを見失わないことであり、記録の不備により年金額が減らされている人を救済することだと思うので、1件1件丁寧に調査確認を行うことも大切だが、時間と労力を考えれば期限を決めて申し出た人をしっかり支援する体制を作ったほうが良いと思う。高齢者に対しては戸別訪問等工夫が必要と思うが、社会保険労務士会と連携して記録確認作業を進める方法が良いと思う。	問題の存在を知ったのは、平成19年2月頃に宙に浮いた5，000万件の記録が報じられた時だったと思う。 短期間での問題解決は難しく、時間と労力をかけて1件1件丁寧に調査確認作業を行い、国民から理解してもらうことが大切と認識した。	記録の統合は最終的に年金請求時に行えばよいと言う意識でいたことが問題で、平成9年1月の基礎年金番号導入時に、もっと丁寧に広報等を行い記録統合を行っていれば、ここまでの大きな問題にはなっていなかったと思う。 現在は、少々時間がかかっても、お客様一人一人とよく話をして丁寧に調査しようという考え方で入念照会(フォローアップ照会)等の作業を行っている。
3433	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点では、思いつきません。	年金記録問題の調査について、年金事務所全てに専門の担当課を作り、年金記録問題にだけ従事させ、短期集中で解決に邁進させる。中央集中型や、他の仕事と兼務では、厳しいと思われます。	基礎年金番号導入によって、国民年金・厚生年金の記録統合が進められたが、未統合の手番がこれだけあるとは、今回の問題が発覚するまで知りませんでした。	未統合の手番は、60才の裁定時に統合すればいいと思っていました。被保険者が過去に勤務した事業所や、国民年金をかけたかどうか忘れるかもしれないという認識が無かったように思わ
3434	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間はかかってしまうが、一件一件地道に作業を続けていくのが解決への一番近い道だと思います。 しかしながら、知識に長けた人が現場を去り、色々な、いままでの流れを知らない人が担当になってしまうのが、これからの作業の進捗を遅らせてしまうのではないかと思われます。 これからは「いままでの流れ」「当時の処理方法」など調べられる情報が必要だと痛感しています。		反省点とすれば、情報が遅すぎた、広報が不足していたと思います。 年金問題で情報として入ってくるのはTV、新聞、週刊誌等マスコミからのものが多く、正しい情報、間違った情報すべてが入り乱れえて世の中に出てしまった。間違った情報に対しての広報もなく、間違った情報→一般的な情報へとなってしまった。お客様は「何が正しいのか」「何を信じていいのか」わからない状態となり、窓口で説明をしてもわかっていただくのに時間を要した。 今後は起きてしまった事に対する公表も必要ですが、これからの広報(事前にお知らせをする)に力を入れないといけないと思います。
3435	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	現状どおり一つずつ確認していくしかないと思います。	認識については特にありません。問題を知ったのは新聞報道等で知りました。	対応については特にありませんでした。反省点については業務を行う場合はキメ細やかに不備な点が無いようにスケジュールを組むことだと思います。
3436	地方庁	その他(社会保険事務所)			いわゆる宙に浮いた年金記録問題で保険料を納めたものに対する正しい年金額を受給することができないという問題。 採用当時は基礎年金番号は存在していなかったが厚生年金・国民年金番号をそれぞれ複数持っているお客様が存在することは知っていた。平成9年に基礎年金番号ができたとき基礎年金番号以外の年金番号があれば返信用の回答書にてその番号をお知らせいただくことになっていたが回答書を提出していない人や手帳を紛失して番号がわからなくなってしまっている人がかなりおられたのではないかと思っていた。	お客様が何らかの手続きで来所されたとき手番があることに気づいた場合は統合処理を行っていた。 将来的に年金を請求する時点で手番が存在するかの確認を行うので手番のまま記録がもれることはないと思っていたが実際には受給者になられている方にもかなりの手番漏れがあることがわかった。手番漏れの原因には単なる確認不足や氏名・生年月日の誤登録などがあるが、いずれにしても受給者の立場に立って受給手続きを行っていなかったのではないかと思う。氏名・生年月日・職歴を基に検索し画面に出てこなければ年金を納められた記録はありません。と回答しそれ以上の確認はほとんど行っていなかったことに問題があったのだと思う。社会保険事務所の<u>組織を考えず一方的に記録はないとしていたことは反省する点だと思う。</u>
3437	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	あらゆるものの画像化を早期に構築すること。(払出し簿等)	平成9年の基礎年金番号導入後、複数の年金手帳をお持ちの人へのアプローチ方法が悪いのとその作業が進んでいないと感じた、平成15年ごろ。	その時は、何もすることが出来なかった。そうゆう部署が地方の社会保険事務所になかったのが原因では。
3438	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		年金記録紙台帳管理のいいかんげんさ・機械化するときのチェック体制の不完全さおよび平成9年1月名寄せをする際に広報の不足といったことに基づく問題であると認識しておりました。年金給付課に在籍し記録調査を担当してた際に自分では考えられないような記録損りがあることをみて実感しました。	過去の管理体制が現在にこれだけ大きな問題を引き起こしていることをかんがみて今自分が管理している業務には将来同じように問題の原因とならないよう事務遂行していくことにて対応しました。またできる限りただしい状態に戻せるよう努力していきました。初期段階にてどれだけ大きな問題となるのか把握が遅れたことにより問題発生から解決に至るまでにじかんがかかりすぎていることが反省てんだとおもわれます。
3439	地方庁	その他(社会保険事務局)		勤務時間内・外において効率よく人員を配置し、年金記録業務に取り組むべきと考えます。	年金記録問題は、日本年金機構(または社会保険庁)の早期に解決すべき最重要問題と認識しています。 マスコミが報じるようになって、このことを知りました。	組織の方針により業務支援というかたちで対応しました。 紙台帳からコンピュータに記録を移したときに、しっかりやっていなかったことが反省点と思います。
3440	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在、社会保険庁・各社会保険事務所にある記録のすべてを出し今までのように調査をしていく。それでもわからない場合は、今までのように第三者委員会で決定してもらうのが一番良いと思います。	私は、旧国鉄より昭和63年4月に社会保険事務所に入社しましたが、普通に資格取得届・資格喪失届けの処理をしているので、WMから出てきている記録がすべての記録だと思っていました。年金記録問題については、被保険者が勘違いで加入していたと思っているだけだと思ってお りましたが、再調査をしてみたところ記録が見つかっているため昔の調査の仕方とWMの性能に問題があったと思います。また、年金記録問題については、テレビ等で問題になってはじめて知	私は、被保険者より年金記録の調査依頼がきた時は、必ず記録があるのだと思いながら、ありとあらゆる方面から調査していこうと思いました。 また、この問題についての反省点としては、社会保険庁で持っている記録等が事務所のWMでも確認できるようなシステムであったならここまで大きな問題にはならなかったと思う。
3441	地方庁	社会保険事務所課長級以上	世間一般がどの程度知っておられるのか分かりませんが、社会保険庁で行った、紙台帳からオンライン記録への転換の作業に1つの大きな問題点があったのだろうと思います。	マスコミの誤った報道で、単純に205処理がされていない記録も全て消えて無くなっていると思い込まされている方々が多い。しっかりと広報し、国民の誤った不安を取り除いていくことも大切だと考えます。ホームページを見てもらえばとの考えではダメです。ホームページを見る方々はほんの一握りの人数です。新聞・TVにて伝えなければ大多数の方々には伝わりません。広報経費が仕分け作業で削減されそうですが、年金記録問題は厚生労働省、社会保険庁だけの問題で	ほぼ昭和40年代頃までの事務処理形態の立案に問題があったと思われます。 自分がここまでの問題と認識したなは、江角マキ子の問題が出た頃と記憶しています。	社会保険庁幹部が過去の事務処理をしっかりと認識し、対応しない限りどうにもならないと感じました。職員一人一人が個人で考えて解決できることではありません。
3442	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録について、厚生労働省、社会保険業務センターの管理がずさんだったのが、今日の問題の根底にあると思う。社会保険事務所での記録改ざんや台帳の紛失ばかり取り上げられているが、その問題すら管理できない本庁の責任もあるのではないか。旧台帳がオンラインに収録されずに、今にいたっているのがなによりの証拠だと思う。これは社会保険事務所では判らない記録なのだから。 台帳のマイクロ化に際して、台帳の廃棄を指示したのは、厚生労働省である。この時に厚生年金事業所原票のマイクロ収録は除き、一切の廃棄の指示があった為、この時に厚生年金の適用をやめている事業所の名称、所在地の確認できるものが廃棄されてしまった。 事業所索引簿の書式も統一されていないため、宮城では索引簿に事業所の所在地の表示がなく、年金記録の調査に苦労している。 名簿、原票を社会保険事務所から進達し、業務センターで記録の管理をするのが前提にあり、事故リストが事務所に下りて、他人の手帳番号に記録が混在しないか、記録もれがないかの確認をできるはずなのだが、新規取得の入力漏れ等のリストは来ないため、氏名の入力もれのチェックが出来ず、平成19年に氏名漏れの大量の作業の必要に迫られた。これは、記録の入力の際のチェックで簡単に判る事なのに、業務センターでの年金記録の管理の甘さがあったのではないか。 オンラインになる前は、社会保険事務所では一人一人の年金記録が判らず、業務センターからの記録の取り寄せになっていたが、質問の電話での対応も高圧的で、「社会保険事務所の人間に年金記録がわかるのか」という回答が多く、昨年まではこのような対応が多く見られた。一人一人の一生の年金にかかる大事な記録という気持ちが感じられない。 基礎年金番号の導入時も、年金記録が整備されないまま唐突に導入したために、旧姓や重複の記録が存在したままで年金記録問題が生じたと思う。 厚生年金の旧台帳、船員保険の旧台帳がいまだにオンラインにつながらない事に対して、何度も問い合わせをしても、「作業中」の回答ばかりで、船員保険にいたっては、照会が3年かかって旧台帳を送られて「管轄の社会保険事務所へ照会しろ」。さんざんまたせたお客様に対して言い訳すら出来ない始末である。 郵送で送られた「ねんきん特別便」の回答は業務センターで行うはずが、処理できないと最初の	社会保険庁の解体で解決できるものではなく、厚生労働省の責任であると公表すべきではないですか。	厚生年金記録の事故リスト、名簿、被保険者原票の重要さは、厚生年金の適用業務に携わった昭和56年から、先輩方から教わり、「永年保存」のたいせつな仕事と認識していた。 しかし、マイクロフィルム作成時には、現課の意見も取り入れられず、あっという間にマイクロ収録と台帳の廃棄につながった。確認後に順時廃棄でも良いのにと考える余地も与えられなかった。 しかも、労働組合のオンライン化反対運動で「事故リストの拒否」をあげられたときは、組合の幹部に何度か「大事な仕事を拒否するのはおかしい」と抗議したが、受け入れてもらえなかった。この時に、これでは年金記録が整備されないまま、大変な事になるのではないかと危惧した。上司に申し入れても「上で決定したことだから」と聞き流されてしまった。 期間調査の仕事に携わった平成9年から、危惧していたことは当たっていたとわかりその上、基礎年金番号の導入も、このような不備な年金記録のままでは、さらに大混乱になるのではと恐れを抱いた。	平成17年度に、村瀬社会保険庁長官が各社会保険事務所の職員との意見交換にお見えになった時に、厚生年金の記録の不備が多いこと、特に氏名漏れの年金記録が多数存在し、氏名索引にも索引されない記録のため、南京受給から洩れてしまう事への危惧と対処をお願いした。長官からは、「問題は始めて知った。記録の整備にはどのくらいかかるか」と聞かれ「データさえ庁からリストをいただければ、1年以内には整備できる」と答えた。 長官は一緒に随行した庁の職員の方に「すぐに確認するように」と支持を出された。 このときに、庁ですぐに動いていただければ、年金記録問題も少し軽くなったのではないかと悔やまれる。
3443	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わかりません。			

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3444	地方庁	社会保険事務所長	特に無い	未統合記録の解消については、平成14年の国民年金に係る事務の見直し以前に区市町村が年金データベース上保有していた厚生年金等に関する情報が残っているか確認し情報提供を受ける。 平成14年以前の区市町村は国民年金の第一線窓口として相当の情報を保有し年金受給要件を満たしているかの相談にも対応していた。 東京の主な区市町村は国民年金の加入手続き等の際に確認した厚生年金等の情報(配偶者情報を含め)をデータベースに登録していた。 消えた年金として国民年金の納付に関する第三者委員会への申し出については、事務処理のオンライン化後に届出をされた資格取得等について対象期間の取得届が何時処理されたのか確認できるようにシステム対応すべきと考える。 現行システムでは、資格期間の追加・訂正に関しては確認可能だが、通常の届けとして処理された記録については、データベースに処理年月日が存在するにもかかわらず画面上表示されないため。 窓口等の説明において納得いただけず第三者委員会への申立につながるケースが多い。 厚生年金に関しては一括適用事業所の取得処理(磁気テープによるセンター一括処理)の改善 現行の磁気テープによる一括処理は基礎年金番号が収録されていない場合新規に付番され基礎年金番号の重複払出の要因となっている。	適正な年金受給を妨げ、国民年金の納付意欲を損なうなど、年金制度の信頼を損ねる大変重要な問題と認識している。 基礎年金番号導入時	区市町村が受理する国民年金の届書には直前に加入していた制度名や厚生年金手帳番号が記載されていたため、基礎年金番号の導入に当たり都道府県の意見として準備期間を設け情報収集するように提出した。 基礎年金番号導入時は、社会保険事務所の国民年金担当課長であったため、管内区市町村と連携し国民年金の手続き時に確認できた基礎年金番号以外の年金手帳番号について基礎年金への統合に努めた。 事業の計画段階からの現場意見の反映が足りなかっと思慮される。
3445	地方庁	その他(社会保険事務局)			現在世間でいわれている、宙にうきた年金があること等随に驚きがかくせませんでした。紙台帳をデータ管理に変更するとき誤りがあったり、データ自体が登録されていないことに落胆しました。これまでお客様に全部の記録はデータ管理されて間違いありませんと相談の際申しあげていたのでお客様に本当に申しわけありませんでした。私自体が年金問題をしったのはその当時です・	記録が宙にういたかたや記録に間違いのあるかたのおはなしを真剣に相談に乗り、記録の調査に懸命に対処しました。また時間調整し事務所に応援にいったり、現場でお客様から届いた記録照会の調査を徹底しました。また紙台帳の突合もしました。なにもかも認識のうすさだとおもいます。他人ごとやまた時期がきたら担当がかわるといった無責任さの一事だとおもいます。ひとりひとりが自分のことと認識する必要があるとおもいます。
3446	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在の記録問題以外は知らない	経験のあるOB職員などを期間限定で雇用し、過去の経験を生かして未統合記録の確認調査にあたってもらう。経過を知らない若い人を雇用しても、経過が分からず、戦力にならない。その若い人は育てなければ使い物にならず、そんな悠長な事をしているヒマは無い。頭数をそろえても(単に多くの人を投入しても)年金記録は長い年月のデータの集積であるので、解決には至らないと思う。 マンパワーしか解決の方法はないが、経験のある元職員を活用するしかない。	本来(法律上も)、年金の裁定請求は加入者の自らの申請に基づくものと考えている。つまり、『自己責任』が基本で、そこに行政がサポートすべきと考えている。日本のマスコミや世間の風潮が『自己責任』を放棄、転嫁し行政のみに全てを押し付けている感が否めない。年金であれ、医療であれその他の権利主張やサービスの享受については、本人からの請求を基本に、行政サイドはその求めに応じて、キッチリ調査し、徹底的に(年金記録を)調べ上げて権利を確定させるのが行政の責任と思っている。そのため、年金記録問題が起こったときに、なぜ・・・との思いがあった。 会社を転々とされている方や、生年月日を偽って雇用されてい方、通称名を名乗って会社に入った方などがある。また、年金に関心が低く、こちらが働きかけても『なしのつぶて』の状態もあった。 年金記録の管理に、確かに問題はあったと思われるが、一方的に社会保険庁のみが悪いとされることに大変な違和感を未だに感じている。まるで犯罪者のように扱われることには許せない気持ちが強い。 ただ、年金は老後生活の主柱であり、わたしを含めて国民の皆さんにとって非常に大事である。年金知識の無い方々へのサポートや、キッチリした年金の権利を確定することは今後も続けていく必要がある。私は、これまで真剣に業務に取り組んできた想いと、今後も世間の人々の役に	(前記のとおりです)
3447	地方庁	その他(社会保険事務所)		今のシステムであれば、お金と人員を5倍以上にしなければ無理(喪失者ファイルに基本記録等も入力されていない)	年金記録について国が個人を特定して管理する制度でなかったことからこの問題がおこったと思う。 年金請求時に記録漏れがありえると思ったのは、採用されて、業務3課で記録整備をしていた昭	WMに入力されていない記録を払い出し簿から基本のみを入力していたが、半年で異動になった。 当時は反対意見があったと聞いているが、国民皆背番号制のように管理していれば消えた年金
3448	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	全職員(OB・OG含む)を総動員して台帳との突合せ作業を行うこと。	採用当初から統合記録が多数あったのは認識していたが当時は自己申告としておりあまり問題には感じなかった。昨今、報道や国会審議の中で問題視されるまではあまり深刻には考えてい	反省点は当時の自己申告主義が問題であったと思う。
3449	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の記録問題を早期解決するためには、知識と経験を有する職員の活用すること。 (今後の記録問題を発生させないため) 1. 社会保険制度を運営する組織の権限の強化 2. 制度の広報、学校教育に取り入れることなど、制度への理解と関心を高める施策 3. 事業所新規適用や、国民年金加入などについて、申請主義によらず、運営組織から積極的にアプローチできるよう、各府省保有データを簡易に照合できる方策の導入	採用当時から年金手帳を複数持っておられた方が、重複取消届けを提出されていたため、制度の周知不足と関心の低さがあり、とりわけ、若年者の制度への関心の低さが著しいものがあったため、制度への加入意識を高める必要性とともに、将来記録が正確に管理され、個々の被保険者の給付に結び付けていけるのか、危惧していた。	年金手帳が厚生年金と国民年金で別々に交付され、相互の記録が統合帳で管理されており、データとして照合できないなどの、不十分さがあった。 制度設計の不十分さや、システムの不十分さを補うためには、職員の立場では窓口で説明する以外になかった。 反省すべきとすれば、現場で危惧される事象について、企画立案されている方々にお伝えする努力をしなかった(できるルールがなかったが・・・)こと
3450	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在の年金制度を前提にすれば今の方策で良いと思います。費用の問題もあり時間と手間をかけて地道に解決していくしかないと思います。ただし、期限を決めて、ある一定の結果を出すのは必要かと思います。	国の出方によっては収拾がつかなくなると感じました。 2007年2月の新聞報道と思います。	長期にわたる制度での記録管理の重要性を改めて痛感しました。
3451	地方庁	その他(社会保険事務所)	何もありません。		年金問題が取り上げられてからは、は最重要課題として認識してきました。 問題が存在することを知ったのは、平成9年の基礎年金番号制度発足時です。 しかし、紙台帳のオンラインへの未整備は今回の問題時まで知りませんでした。	年金裁定時に記録確認を行ない、整備を行なうという当時の方針のため、随時で記録判明がされた場合を除き、あえて問題解決の行動はおこしませんでした。
3452	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題については、コンピューターに収録されている記録が正しいと認識していた。 今回の問題は本庁からの通知やマスコミ報道等ではじめて知った。	昨年から全ての休日ではないが、払出簿の確認作業や事業所整理簿の確認等対応した。 反省点として 年金手帳払出簿や事業所整理簿の整理がきっちりとなされていないのが見受けられた。個人記録であるので、仕事は丁寧かつ慎重に行うべきと考える。
3453	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3454	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金第3号被保険者期間について、記録の不備や届出もれがある。 また、3号の特例届についても、おそらく全国統一の事務処理となっていないのではないかと思われる。(例えば、『扶養認定日が000000"で表示されている場合』や、『配偶者の厚生年金加入期間は扶養認定済だが、その期間中に本人の厚生年金記録が判明した』など) 同じケースであっても、各県によって添付書類や認められる内容が違ってくれば、被保険者に対して不利益になる。	全国的な統一された事務処理であれば、このような事案も発生しないことから、各県にて取り扱いが違っていれば修正すべきと思われる。	基礎年金番号導入時に、複数手番を持っており未統合の記録があることは当然認識していた。 最終的には、年金請求時に記録確認を行い、手番を統合していたが、当時は、あくまでも本人よりその他の年金期間について申出(事業所名、国民年金住所地など)いただき確認できないと統合処理していなかったと思う。このため、こちらからも同姓同名の記録があっても統合できないケースが多々あり、現在のように本人へ手番記録の情報をお知らせできなかった。 氏名索引や本人の得喪記録により本人の可能性が高くてもそのままで、後で思い出したら再裁定という案内をしていた。	年金記録問題では、時間・手間・予算ももも必要であったが、自分の年金記録についての意識を持ってもらうことは良かったと思う。 当時の取り扱いでは、細かい内容を回答できなかったので、お勤めの期間がなかったか？等の確認しかしていなかった。 (反省点) 窓口での確認を厳重にしなければ、他人の年金記録を誤って統合した場合、最終的に本人へ年金額の返納等が生じ迷惑をかけてしまう。 ただし、例えば年金請求時に確認するにしても、何十年も前の勤務先を何の情報もなしに思い出してもらうのは至難の技だと思う。転職等が多い方などはなおさら困難です。 ただし、誤った記録統合を極力しないか未統合の手番記録の件数を減らすか、どちらに重点を置くかによって取り扱いは変わると思う。 このアンケートの内容とは関係ないが、「消えた年金」の表現が被保険者・受給者の不安を一層煽っていると思う。大部分の方は、未統合手番により加入記録は存在する方なのに・・・。
3455	地方庁	その他(社会保険事務局)	紙台帳からオンラインに切り替え作業するときに氏名等を記入するとき、漢字の読み違えがあったとおもわれる。 とくに、氏名の場合固有名詞のため、判別がむづかしいと思われる。 厚生年金から国民年金に切り替えのとき次の厚生年金にかわる期間が短い場合国民年金を納めない人はかなりいたのではないかと思われる。 旧法の遺族年金の場合(国民年金)妻が未納の場合に不支給となるため、 妻は納めても、夫は納めないというような事例はかなりあるように、思われる。 例えば、未納徴収の場合、期間全部納付する人と分割の人がいる。また、同じ家族でも対象者者が複数の場合に納付が困難な場合とりあえず、一部の人のみの納付というのは多かった記憶がある。 窓口で、納めていたはずと主張する人は多いが、例えば資格は昭和36年にあっても、番号払い	作業に従事する人の漢字能力の問題であり、むづかしいと思う。 個人記録の特定は本人の記憶に頼るしかないので、完全な解決はむづかしいのではないかと思う。(特に古い記録)	年金受給者の生活に直接関わる問題であり、大変重要な問題である。 今の機械の時代で無い期間のは本人の申し立てがないと、むつかしいのではないかと思った。 平成18年頃にマスコミで報道されはじめたころ。	本人が記録の調査依頼をしたとき、本人の記憶が曖昧でとくに、他界の事業所の場合、通称と法人名が違うようなケースの場合本人記録としての特定はむつかしい。また、職業を転々とした人など一人で10個以上の番号をもっている人も、けっこういたので、基礎年金番号の導入をもう少し早く導入すべきだつたと思う。 ただ、紙台帳の場合は無理だと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3456	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録問題専門の部門などをつくって、人を集中的に配備して、取り組むべきだと思う。現状、事務所では、調査課などがあったりはするが、人員が少なく、全所体制で、特別便などの対応にあたっているが、本来業務と平行してやることになり、効率的とは思えない。 とにかく、人を増やして、記録問題に特化させることが必要だと思う。	記録問題として世間に表面化する以前から、手番号などが統合されずに多く存在していることは知っていた。基礎年金番号導入時に、基本的には統合を促す通知を出していたはずだし、最終的には裁定請求の際に、統合が済めば問題ないという認識だったし、上司、先輩からもそのように指導されてきた。当時は記録が統合・脱漏していること自体を、年金記録問題としては捉えていなかった。 また、手番号の名前が間違って登録されていたり、標準報酬や、国民年金の納付状況などが正しく収録されていないなどの状況があることも知っていた。 なぜこのようなずさんな処理がされているのかと疑問に思ったことも多々あった。このようなことは、採用された直後から把握できたので、およそ7年前くらいからだと思う。	記録の収録誤りなどは、自分の出来る範囲ではあったが、出来る限り補正・訂正処理などを行った。しかし、元になる台帳・名簿自体が読めなかったりしていることなどもあったため、難しい面も多々あった。受給者、または被保険者本人に電話や郵便で照会したりして、整合性を合わせるなどして、記録を正しい状態にしようと心がけた。 現時点では、やはり組織として、記録が漏れていたり、間違って収録されていたりすることに対する問題意識が低かったために、このような状況に陥ったのだと思う。年金制度発足当時からきちんと記録を管理する意識を続けていれば、このようなことにはならなかったと思う。昔の名簿や台帳を見ても、誰にも読めないようななぐり書きのような字で書かれていたりするのを見ると、当時からまともな記録管理が出来ていたとは到底思えない。 また、国民年金と厚生年金を分けて管理したりといった、年金制度そのものにも問題があったと思う。就職と退職を繰り返すたびに番号が変わっているようでは、昔のようなコンピュータが無い時代には、記録の把握には限界があったように思う。また制度自体の改正が多いのもその一因
3457	地方庁	地方社会保険事務局長	特になし。	現在行われている方策を確実に行っていくべきと考えている。	同一人が複数の手帳記号番号を持っており、記録が統合されていないケースがあると認識。 また、認識した時期については、入庁後間もなくだったと思う。	複数の手帳記号番号を持っていると申し出があったとき、または年金請求時に対応するものと考えていた。 また、この問題については、基礎年金番号導入時に対応すべきであったと考える。
3458	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	年金記録の照合・確認等作業は、一定、人海戦術となる部分もありますが、相当昔の記録が多くありますので、昔の事務処理方法等に精通しているOB等の支援も必要なものと考えています。	年金裁定請求時等において、お客様が保有する年金手帳の記録とオンライン記録が符合せず、市町村記録を確認するなど1件対応の事業は散見されたと思いますが、年金記録問題全体としては、平成19年にこの問題が取り上げられた以降となります。 問題点がどこにあったのかというところも重要と思いますが、年金記録問題はお客様の大切な年金に関わるものとして認識しておりました。	お客様から相談(調査申出)をお受けしたものについて、市町村への照会を含め、早く、調査結果をお知らせするという観点から、滞留をなるべく解消できるよう対応しました。 問題点としては、事務所においては、通常業務と並行してのお客様対応、作業となることから、いろいろな問題点等がクリアできるものであれば、事務所外に一括集中して行えないものかと考えておりました。
3459	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	特別便の未回答の方に対しては個別訪問等を行い、記録確認を確実に行ったほうがよいと思います。また、その際は民間委託や専用職員の採用などを検討したらどうでしょうか。	年金給付課の職員として、窓口で年金相談をお受けした際に、お客様の記録が基礎年金番号に未統合記録が多かったことから、年金記録が整備で完全ではないのではないかと一抹の不安がありました。 その後、記録の整備が重点的に行われるものだと思っていました。	記録整備を早急に重点的に行うべき旨を、現場の声として、ボトムアップすべきであったと反省しております。
3460	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3461	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	①設問の「この問題」とは、(6)のことでしょうか。 ②「年金記録問題」全体のことでしょうか。 上記②との前提で回答いたします。 現時点で取り組んでいる解決方法(加入者個人の方々からご協力をいただき記録を確かなものにしていく方法)より外ないものと思います。 上記の方策では、「消えた年金」との文言の強力な印象から、完璧に国民の皆様の信頼を回復することは困難と思われますが、年金記録(共済年金も含む)の管理の歴史について、わかりやすく説明し、もう一度年金受給に結びついていない年金記録の持ち主を見つけ出すための協力を国民の皆様とマスコミの方々にお願いするしかないものと思われます。 政権交代により、過去の記録の有無にかかわらず、一律に定額の年金が支給されるものと思っている方もおられますので、早い時期に改正後の仕組みを説明しないと記録確認にご協力いただくこともできなくなると思われます。	基本的には、年金記録が消えていることはなく、社会保険庁が全て記録しているものと認識しておりました。そのようなことから、最終的に年金受給時には、確かな記録で受給いただくことが可能と思っておりました。 基礎年金番号に統合されていない記録が存在することは、基礎年金番号導入時からその後の手帳記号番号の確認作業の歴史から事実として認識しておりました。	基礎年金番号へ未統合の記録については、社会保険庁の限られた予算の中において、統合すべく作業を実施してきたと認識しておりますので、特別な対応は考えませんでした。 年金記録を個々の方に加入・納付から短期間のうちに一度確認いただくサービスが必要であったと思われます。 また、国民年金は住民基本台帳の一部の記録ですからその記録が正確に管理がされていなかったことは悔やまれます。
3462	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に知っていることはありません。	定期便等により、ご本人に記録の確認をいただくとともに、保存されている紙台帳や払出簿等とオンライン記録の突合を着実に行っていく。その中で出てきた問題について、随時解決していくことがよいと思います。	年金記録が社会的な問題として出てくるまでは、あまりよく知りませんでした。	職員のコンプライアンスが十分でなかったと思います。
3463	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	一刻も早く年金記録が判明された方の再裁定を行い、正しい金額でお支払することが年金問題解決につながることだと思います。	年金問題は年金制度を維持していくうえで、きちんと解決していかねばならない問題であり、国民の信頼を取り戻すために、避けては通れない道だと思います。 いわゆる「消えた年金」といわれている基礎年金番号に登録されたいない手番があることは、基礎年金番号がはじまった時から知っていましたが、年金の裁定請求時に確認できていたと思っていました。	本人からの聞き取りにより、その方がご自分の年金記録について納得できるようなご説明をしたきました。 昔の年金記録の管理がきちんとできていなかったため。このようなことが起きてしまったのではないかとおもいます。
3464	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	出来る限り早期に過去記録を整理することが重要であるが、これには何十年も遡って過去の履歴を迅速に調査しなければならず、このために職員の知識と経験を駆使した多角的な調査が必要であり、現状における人員体制では処理能力に限界がある。 今後、効率的な調査を行うためにシステムの充実がなければスピードアップは難しく、早期のシステム構築と使用上の不具合の迅速な対応が必要と考える。	超長期にわたる個人ごとの記録管理を行っている中で、機械処理前の手作業におけるヒューマンエラーは当然想定されたが、それをフォローする方策が不十分であったと気づいたところ。また、国民からの信頼で成り立っている制度であるため、信用失墜による影響は計り知れないと感じた。	今後、同様な事故が二度と起こってはならないことから、被保険者によっては50年以上もの期間を遡正に管理しなければならないが、被保険者等に頼ることなくあらゆる履歴をシステム管理する方策を構築すべきと考える。
3465	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	第三者委員会のあっせん結果の積向により妥協処理はよくない。時間がかかっても一件づつ今までどおりの処理をすべきである。	月末まで勤務していたにも係らず、月末喪失年月日になっていたが、事業主、被保険者が承知していたので問題になるとは認識していなかった。平成5年頃	事業主、被保険者双方が承知しているので、特に対応は考えていなかった。 月末喪失の場合は、出勤簿等の確認または添付が必要である。
3466	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません。		認識していない。	
3467	地方庁	社会保険事務所課長級以上		未統合となっている記録について、引き続き「本人の記録か」確認作業が必要	コンピューター管理であり、記録収録等で誤りがあるとは思わなかった。統合記録は平成9年より順次作業を行っているが、記録の整備がこれほど係っているとは思わなかった。年金記録の管理体制を信頼していたので、この存在について、年金問題で判った。基本が崩れ大問題である。	お客様の話をよく聞き、出来る限りの調査を窓口で行った。多くの未収録記録や整備が遅れており調べることが出来なかった。また事業所記録がOOで登録のため事業所名も判らない(現在も)。見直しが必要と思う。
3468	地方庁	社会保険事務所課長級以上	基金記録と社会保険庁記録の不突合	色々な問題があるが、現在、一度にあらゆる事をやっているろで職員も混乱している。優先順位を付けて、一つの問題がある程度片付いてから、次の問題に進んでほしい。 これから、紙台帳との突合等色々な作業があるが、今の職員は、台帳に慣れていないのでOBをもっと活用してほしい。 また、厚生年金基金との突合が始まるると、年金額がさがる方が多数出てくると思われるが、作業に入る前に対応を示してほしい。	未統合の年金記録があるのは、基礎年金番号がスタートする前から分かっていた。その頃は、本人の年金請求時に詳しい聞き取りをしないと洩れてしまう可能性があると思っていた。	基礎年金番号がスタートした時に、このような問題が発生することは分かっていた。もう少し早い時期に取り組みをしていれば、このような大きな問題にはならなかったと思う。
3469	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3470	地方庁	社会保険事務所課長級以上	過去の台帳にはフリガナを書く欄がない上、みみずのような横け文字で書いてあることが多く、また報酬も等級で記入してあったりして、正確に収録するのはそもそも不可能であったと思います。	完璧な方法はわかりません。お年寄りの方は会社名を知らせても思い出せない方もいます。	未統合記録が多数あることは感じていましたが、過去に年金給付課にいたときは、年金請求時に共通090の名寄せ作業及び記録照会作業を行っていたので、ある程度は解決していけると思っていました。 ところが、年金問題が表面化する数年前に本庁から、個人記録か何かの都合で本人申し出以外の記録についてはこちらから知らせてはいけない旨の、まるで的外れな通達が来たようなことを	名寄せ作業等で本人が忘れている記録も探そうとしていましたが、今になってみると氏名等が不完全なものがかなり多かったことを知り、残念でした。 反省点は、(6)のように最初の台帳(を書いた人たち)は将来これをもとに年金を支給することをちゃんと考えたことがあったのでしょうか・・・と思います。
3471	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	紙台帳の記録を早急にデータ化しWMに登録する。その上で記録がない場合の対処法を個別具体的に決め、対応する。	未統合の記録が多数存在しているという認識。 4年程まえに年金相談をしていた際に、相談者に聞かれたとき。	未統合手番がある場合は本人確認のうえ統合を行った。 手番がWMに登録されていない場合は、紙の記録をWMに登録する必要があるが、紙台帳が不鮮明であったり、誤っている場合何が正しい記録なのかわからない。記録が確認できなかった場合には記録がないと回答するしかない。 また、脱手記録については本人領収印等の証拠がないため、支給された覚えのない人には説明ができない。 1億を超える被保険者・受給者の個人データを40年以上に渡り、紙媒体で管理しようとした事自体が間違っていたのではないかと感じる時が多々ある。 また、過去の記録について誤りを指摘されても、その誤りを検証する手段がない。届出を永年保存とするか、定期便のように定期的に本人記録を直接本人に通知する必要があったと思うが、どちらも莫大な費用がかかる。 現行の国民年金・厚生年金・共済年金の年金制度を前提とした場合、記録問題を100%無くすということは不可能だと思う。
3472	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	国民の声にしっかりと耳を傾け、未統合手番が無いか調査する。	第一優先で対応すべき問題。 マスコミで報じられ、知りました。	休日出勤した。 法令遵守していなかったのが反省点として挙げられると考えます。
3473	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	無し	年金記録問題は、地道に解決に向け進めるのみであると思います。 また、法改正とシステムの改善が必要と思います。	年金記録問題で全ての人を救済することは、現状困難である。	現在年金記録問題に関し、年金記録確認申立等の業務担当をしているが、厚生年金特例法など、事業主の立場から見たとき、社会保険庁側から見たとき、あっせん結果等において申立人の意向が尊重されすぎであり、不公平である。不自然な場合もある。
3474	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道に今までどおり調査するしかないと思う。	過去において相談窓口で記録の訂正や、追加等はあったが、その時点で解決、判明したので特に混乱や苦情はなかった。ただ、表面化してからはかなりの記録が判明したので現在のような状態になっているのでもっと、過去に丁寧に対応していればよかったのにと言う感覚です。記録問題を確認したのは年金給付課に配属になった平成16年4月頃。	マイクロや名簿等で調べて判明しなかったときには期間照会を促すなどした。ただ、今のように設備が整ってなかったので十分に判明できたかは不明。機械化した時とかもっと今までに対応できていたのではないかと不信感はある。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3475	地方庁	その他(社会保険事務所)	昔、コンピューターから出力した、記録で不要になった用紙をふつうにゴミ箱にすてていた男性職員がいました。個人記録が表示されていたかは忘れてしまいましたが、いいのかな？と当時思っていました。	用紙出力がしなくていいように、WMの画面を今の2画面だけでなくて、いくつも画面が使えるように、システムの改善してください。ただ、お金がかかると言って聞いてもらえませんが。	年金記録照会の担当になった時、8年ぐらい前です。システムの不備でこうなっていると思っていました。	氏名に関してはありとあらゆる読み方で検索して、判明したものは統合処理を行った。機械化されたときに漢字を優先に登録すべき、会社の屋号とか業種とか詳細を機械化すべき、厚生年金被保険者の住所の登録等
3476	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
3477	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3478	地方庁	その他(社会保険事務局)	事務局のみ一年半の在籍なので、詳しいことはわからないのですが、 誰のものか特定できない年金記録が多数存在していることは知っています。 紙台帳から社会保険オンラインシステムに移行するときに、社撰な転記が行われていたため、もらえる年金がもらえなくなる等の障害が発生しているようです。	誰のものか特定できない年金記録については、できる限り範囲を狭めていき、最後は個別に電話するなどして、誰のものか特定できるようにした方がよいですし、どうしても分からない時でも、お客様に不利益にならないように、年金を支給する方向でいくしかないと思います。	特定できない年金記録を照合して特定できるようにするには、専門知識を持つ職員がたくさん必要であるし、膨大な年月が必要であると認識していました。 実際に年金業務支援などを行うようになった20年12月頃からその問題の存在を深く知りました。	実際に年金業務の支援などを行い(事務所所属はないため)持ち主の特定できない年金記録については個別に電話をする等して、ひとつでも多くの年金記録の特定を行ってきました。また、その前提として、特定できない年金記録の照合作業を行ったり解析作業を行ったりしました。 そのような問題に取り掛かるにあたって、当時にミスをした職員がすでにいないこと、今は経験に乏しく作業をスムーズに行えない職員が多数いるため、手間がかかり余計に時間がかかってしまっています。 したがって、年金記録業務にあたる職員は経験のある職員を多く使い、経験のない職員には常に教えられる状況を作る方がよいと思います。その ような状況を作り出すことが結果的に作業を効率よくこなせることにつながると思います。
3479	地方庁	その他(社会保険事務局)	一般に知られている以外には知りません。	今までどおり、個人個人に対して確認してもらう方法になると思います。	年金記録問題については、個人個人が自分の記録を記憶していない場合には完全な解決は難しい問題だと認識していました。 年金記録問題を知ったのは、社会的に問題になったここ数年です。	お客様に対しては、できる限りの情報を知らせて記憶を呼び起こしてもらうよう努力しました。 年金記録問題については、現時点から考えれば、制度設計自体に問題があったと考えます。コンピュータの整備されていない時代に何十年も記録を管理しなければならない制度にしたことが原因ではと思います。
3480	地方庁	社会保険事務所長	わかりません。	可能な限り早期に記録整備を行うべきと考えます。 方策としては、片手間に記録整備(調査・統合)を行うのではなく、一気にしかも多量に人員配置して行うべきと思います。 本県においては(も)、記録照会センター設置や、事務所では記録調査・再裁定チームを組んで対応していますが、テンポが遅いと感じています。特に事務所においては、専従態勢ができないことから、自分の所掌する業務を遂行しながらであることから仕方ないことかもしれません。 従って、早期解決(処理)を目指す観点から、処理場所を事務所外に別途構え、かつ多くの処理人員にて対応すべきと考えます。処理するに当たっては、専門知識も必要なことから、社保OB採用(ボランティア)も一方策と思います。特に、OBであれば、当時のことを詳しく覚えておられることから、良いのではないかと思います(実際は厳しいのですが…)。	庁からの「通知・通達」等に基づく事務処理等を行っており、問題ありとの認識はありませんでした。 マスコミ等の報道を見聞きし、問題が存在することを知りました。	お客様(受給者・被保険者等)の立場で、申出期間はもとより、他に情報(記録等)がないか調査等を取組みました。 前述のとおり、当時は庁通知等により処理等を行ったつもりですが、少しはローカル対応(地元解釈での処理)があったかもしれません。
3481	地方庁	その他(社会保険事務局)			就職時に全職歴を隠して申し出る人がいると、年金番号が宙に浮く。基礎年金番号開始前でした。	住所登録も無いとき「私ではない」と言う者への対応は不可能だった。基礎年金番号の開始で住所登録が始まり改善されたが出生時に付ける背番号制でないと完全ではない。
3482	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に無し。	特に無し。	本人の記録に結びつかない年金記録が5000万件あるというマスコミ報道には、自分自身まったく知らされていなかったので驚愕しました。	早急に紙台帳分をマイクロ化・あるいは、WMに照射できるようにしなければ本来受け取るべき年金を受給せずに亡くなってしまう方が多くなるのを懸念します。 国民の大切な財産である年金記録を隠蔽していた社保庁幹部に対し憤懣やるかたない気持ちでいっぱいです。
3483	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	経験と能力ある人員での、処理体制が必要だと思います。	正しい処理がされていれば、有り得ない問題だと思います。 報道、新聞等で知った。	お客様の立場になり、納得、安心していただけるよう、問題解決に努力した。 正しく事務処理がされていない、きちんとした説明がされていない、その時点で解決できるものをしていなかった点が考えられると思います。
3484	地方庁	社会保険事務所長	○事業主確認 従業員を雇用するにあたっての戸籍等確認なし 年金記録の氏名、生年月日の相違は、本人による詐称が多く 特に女性の割合が高い。(若年令での雇用を望むため) ○国民年金の夫婦の一方が納付 二人分の納付ができない。このため、どちらかを納めたい。 このようなケースで給付を考えて納付することがある。(旧母子年金) ○公示もやむなし 記録確認を本人の記憶と突合することから、初めから難しい問題。 上記の例からも必ず特定できない記録は残る。	○プロジェクトチームも 体制を考えた場合は、現場での処理対応では限りがある。 業務業約、アウトソーシングで現場は完全に対面業務になるとは思えず、きめ細やかなサービス提供にも危惧する。 その中での記録調査業務は疲労感と疲弊を感じる。達成感を味わうことは難しい。 ○確認行為システムの早期実施	○承知したのは年金窓口 年金相談対応で記録をWM確認すれば本人に聴き取りを行うも否定される、或いは思い出せないという記録が残ってしまうこと。 ○この問題がマスコミに掲載 旧台帳、マイクロ管理等思いもよらない件数が公表されるにいたって 多くの職員が知らない管理になっていた。	○現場では誠意を持って お叱りも当然であり、記録、制度説明に対応 制度の根幹に関わる重大な問題 ○早くから本人への確認行為を 届出主義のマイナス点は待ちの行為だと思います。制度、届出の勧奨PRを徹底し、市町村、事業所等との協力のほか、すべての国民に記録確認をするための方策を実施してこなかった。
3485	地方庁	その他(社会保険事務所)		問題解決のためには今まで以上に人員と予算配置(特に現場)が必要。また、今後新たに発生させないための窓口等での本人記録確認の徹底。加入期間、事業所名など記録確認が容易に行なえるようなシステムの構築。	MWで確認不可能なマイクロ、カセットで管理されている記録が放置されていたことは反省すべきこと。 年金給付課に配属された平成2年当時は本人の申出がない限り記録を確認することはできなかった。	窓口での記録確認を行なうため、なるべく本人の来所を求める。可能な範囲で情報提供する。 特別便、定期便を実施する前に、特殊台帳(マイクロ)記録、カセット収録記録の整備を行なう必要があったのではないか。
3486	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	組織解体、民間経験者の大量採用というこの問題解決の母体となる土台はできたようなので、あとは、期間調査・年金給付業務のスキルを全職員レベルアップ。しかしながら、そうなりたいと思う気持ちがある反面、通常業務と平行して取り組む余裕がないのが実情。職員の意識情報を集約・分析し、常に職場状況の把握にも努めて、環境改善に取り組んでいく姿勢も必要である。	平成7年からの職務遂行以降社会保険事務所の業務として、「厚生年金期間照会」を担当する職員が当たり前に存在し、その者から手ほどきを受け同様の事務に携わった期間があり、その手順にて調査を実施することで、期間の有無及び正否が判明するものであると認識していた。 (それほど重要な問題との認識は持っていなかったのだと思う)このような膨大な記録収録漏れ、収録誤りが存在することはこの記録問題が勃発して初めて知った。	正確に管理、運営されていたと思っていた国民の記録がこれほどずさんに扱われていたことに、憤りを覚えたと同時に、自分の仕事に向き合う姿勢を見つめ直すことができたと思う。また、過去の記録照会業務で応対し記録判明に至らなかったお客様の記録も、当然含まれているのだろうと推測できたので、記録判明に向けての取り組み方、調査手段・方法を早期に習得できるよう心がけた。
3487	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金手帳の交付が幾たびも行われたことがまず問題です。なぜ、統一できなかったのか、市区町村での年金保険料納付の統一化をなぜしなかったのか。 現在でも、国民年金の他手番で住所記録の無いもので画面上確認不能である記録はいかがなものかと思います。情報処理の浸透性があまりにも軽率すぎる。バラバラである個人の記録はお気の毒です。 厚生年金保険なら以前は会社の給与から天引きされていることは知っているが、実際に社会保険事務所の窓口で確認すると記録の事実が相違している等、ご本人も混乱されるということは行政ではあってはならないことで、信用していないと言われても仕方がありません。窓口で別にあなたを攻めているのではないと言われても、攻め倒される事実は多分にありました。非常に怖かったがやはり、かわいそうで、何とかしてあげたいと常に考えます。 また、年金の改ざんのあり兼課した事実はやはり考えが及ばないところです。 早く、正常な記録にしてあげたいものです。 この問題ははっきりいって年金相談をはじめたころから気がついていましたが、国会で取り上げねんきん特別便、定期便で昔の記録で、お年寄りは会社名は、思い出せない人がいるので、会社名などを記入した手紙を送り回答を求めると、解決できると思う。	宙に浮いた年金記録が本人の記録とつながるよう努力した。
3488	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	高齢の方で、納付期間が不足し、年金を受給できないのでねんきん特別便は、回答しないとの答えも聞いたので、納付期間を短縮したら解決する問題もあると思う。		
3489	地方庁	その他(社会保険事務局)		まだまだマンパワー不足だと思いますのでマンパワーを増やすこと。 業務センター及び各都道府県のマイクロ等のWMで確認できないデータをどこでも確認できるようにすること。	年金は生活していく中で大切なものであり、本来受給できるものがもれ等でもらえなくなることはあってはならない。 少しでも早い改善をしなくてならない。 問題は公共の電波により始めて知った。	お客様の声に耳をかたむけ、記録改善に少しでも早く対応しなくてはならない。 それには調査、記録整備等に時間をかけないよう進める。 反省点としては、マンパワーが足らないと思います。
3490	地方庁	その他(社会保険事務所)	承知していません	特別便未回答者に対する調査	年金請求時に記録確認をしているので大きな問題になるとはおもっていませんでした実際窓口を担当すると会社の採用条件をクリアするため年金手帳を提示しなかったり生年をいつわっているケースがあることお知りました、平成17年ころです	生年月日をいつわっているケースは職歴確認をきちんとすることでかなり改善すると思いますが短期間の勤務では会社名お覚えていない方もおられます。ご本人と決め付けて記録の整理をすると後日別人から照会があったときまた問題になります。完全に整理できる自信はありません。 住民票コードのようなものを年金番号としていただければと思います
3491	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	年金記録の変遷知識のある人による調査	覚えていません。	(反省点) ・年金裁定時の記録整備 ・基礎年金番号付番時の整備不足
3492	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		年金給付裁定時に整備するものと考えていた。年金記録の不備については、平成8年頃に知った。	被保険者に連絡し、時間があれば、社会保険事務所に来所して、年金記録の整備をするよう勧めた。 反省点としては、年金記録を紙台帳からコンピューターに移換させる時に移換内容をよく確認するべきだったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3493	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知っていません。	カセットオープン等早急にしないと、解決するのに困難になると思われる。(カセットオープンしてない記録は、高齢者の方が多い)	年金請求時に記録の調査を行なうので、大丈夫だと考えていた。	現場で現業処理をやりながら、この問題を解決することは非常に難しいと思う。 年金制度発足からおきていたこの問題を、この1～2年で解決することは･･･？
3494	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし			
3495	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3496	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3497	地方庁	社会保険事務所長	なし	とにかく信頼回復のため、手番となっている記録の判明に全力をつくすべき。	期間照会として受付し、申出期間について調査していたが年々調査件数が増え、かなりの人手が必要となってきた。このような状況が今後年金を受給する者が増えていくのに比例して、調査件数はますます増加すると思った。	今でこそ紙記録等をデータベース化し、捜しやすくなったが当時は手作業で根気の要る作業であった。調査担当者の知識レベルの差異で申立期間の有り、無しが左右されたのかも知れない。実際私の両親も期間の調査願を申請したとき、当初は「無し」との回答であった。しかしながら両親が同じところで勤めていたこと、また、当時比較的大きな会社であったことから再度申請した結果、両方とも「期間あり」の回答であった。
3498	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	残っている記録には、旧姓や事情によって偽名を使用されたりしている記録等がありますし、高齢の方は忘れている方も大勢いらっしゃいます。また、判明したことにより、障害厚生年金や遺族厚生年金は減額となる場合もありますので、これといった良い方策が浮かばないのが現実です。	年金記録問題について、年金額に直接関係することなので、あってはならない問題だと認識しておりましたし、そもそもそんなことは無いと思っていました。 記録問題の存在を知ったのは、マスコミ関係で年金記録問題が取り上げられてから知りました。 それまで、そのような問題があるとは知りませんでした。	記録問題で相談を受けた場合は、詳細な情報を本人より聞き出し、記録判明に繋がるよう対処した。 そもそも年金記録問題は、昔は年金についての法律があまり理解をされていなかったのが原因の一つと思われる。健康保険は保険証が手元にあり、医療機関を受診することによって、加入しているのが実感できるが、年金の場合は短期要件に該当しない限り、60歳以降で受給するものであるから、時間がかなり経過しているため、勤めた事業所が社会保険適用かどうかもわからず、適用外の事業所でも働いた事実があれば、厚生年金はあると思われている。 また、紙台帳から機械化されるときに、氏名や生年月日が誤って入力されていたのが大量にあったことを、今になって知らされているので、もっとその当時精査をきちんとするべきだったのではと反省される。
3499	地方庁	その他(社会保険事務局)		一件ずつ地道にやっていく事だとおもいます。	マスコミで消えた年金ということで報道され始めたころからで、国民年金の納付をしたのに未納になっていることが一番解明が困難なことだと思っていました。	過去に市区町村を通じて納付勧奨や保険料納付の協力をお願いしていたところであり、社保においてするべきだったと思います。
3500	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	事実を国民に認識してもらうこと。 一方的なマスコミ報道により「全て社会保険庁が悪い」と認識されてしまっている感があり、余計な感情を懐かせ、混乱させられているように感じる。	オンライン化以降の業務経験しかないが、厚生年金保険、国民年金の適用業務を行なっている中で、過去の記録が不備であるために事務処理が中断されることはあったが、ここまで大きな問題になるほど不備記録が数多くあるという認識はなかった。	当時判明した不備記録は正しいものに補正作業は行なっているが、これほど不備記録があると認識していないため特段の対応はしていない。 現時点で考えた場合、オンライン化前の事務処理について携わった経験がなく、詳細な処理方法については承知していないことから分かりませんが、処理方法・体制等に問題があったことは
3501	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録問題検証委員会で報告されている問題点が記録問題の要因と考えています。世間一般に知られていない問題で知っている事象はありません。	未統合記録の問題においては、フォローアップの迅速化が求められますが、現在依頼を行っているように、市区町村のもっている福祉情報等からの連絡先の情報把握が有効と思えます。情報提供については、自治体からも法的な整備を求める声が多く上がっており、法制化が無理であれば、免除等の税情報提供の際にとられたように、通知による覚書等を結んでの情報提供の方策を早急に行う必要があると考えます。また、年金記録の正確性の確保の面でも、自治体からの情報提供が有効な方策であると考えます。 なお、今後の主な対応である、旧姓情報による黄色便、再裁定処理の迅速化、定期便の相談体制、統合懐とコンピューター突合、第三者委員会申立事案などについて更に強化することが大切な方策となります。	平成19年2月に報道等で記録問題があることを知りました。基礎年金番号への一元化移行後、統合されていない記録等があることは若干認識していましたが、オンライン化の際のデーター作成や年金管理システムの不備等種々の事由により、膨大な記録が未統合のままであることを知り驚きました。 記録問題は年金制度に対する多大な不信感を国民の皆様に与える問題であり、早急に解決に向け努力することが、急務であると考えました。	現在は、事務局で記録問題解消への体制づくりや事務支援を行っています。また、特別便発送当時は事務所の第一線でお客様対応にあたりました。現場ではお客様ひとりひとりに対し丁寧に応対し、一人でも安心していただくことを心がけ全所体制で臨みました。 反省点とすれば、記録のデーター化の問題、統合システムの不備の問題、裁定時主義という事務処理の基本的問題等、組織及び職員の認識不足や基本的姿勢の問題が挙げられます。 なお、今後の記録適正化のためには、被保険者の所在地情報や税情報等と年金記録の整合性を図ることが有効であり、税務関係及び地方自治体との協力連携について推し進めていくべきと考えます。
3502	地方庁	その他(社会保険事務所)	今年の10月あたりから、他府県の照会に関しても調査して回答することとなったが、兵庫県に聞いていえば、単純に記号番号でマイクロ検索できないケース(仮番号で収録)尼崎社保管轄のマイクロの収録がうまくいっておらず、直接カセット番号がわからないとマイクロ見れないケース(35年以前組合だったと思います)、35年以降の記録で原票自体が存在しないケース(紛失？)がある。 その事実を知ってるものであれば、直接名簿をめくる、もしくは会社の名簿(組合等から退職者の名簿をもらっている？)で調査できるが、知らなければ該当記録なしで回答する可能性がある。 他府県でも、独自の事情があると思われるが、その事実をお互いに共有しているとは思えない。共有しても熟練しないと、時間がかかる)しかも、記録を探しているのが短期でやめることがほとんどのアルバイト職員。 記録調査は経験により培われる知識と勘が必要であり、また時間も膨大にかかる。それを、いつまでにしなければと、期限だけを重視する方針であれば、現在、また将来にわたり、新たな記録	また、他府県分の調査は時間がかかり、確実かどうかも判断が難しいため、非効率だと思います。 また、経験とやる気のある正規職員に、じっくりと記録を調べて回答させてほしい。いくら、パソコンにデーターを収録しても拾い出せない記録はある。 圧倒的に、職員の数が足りない。 最後はマンパワーしかないと思う。それも、数ではなく仕事に熟練した人のパワーだ。熟練した職員を育てる環境を整備する必要があると思う。 迅速性ももちろん、必要であるが、存在する記録を見つけられなければ、第二の記録問題がおこりかねない。 目に見える数字だけでなく、問題の本質を改善できるよう働きかけていかなければ、本当には解決しないと思う。」 今、このときにきっちりと整備しておくことが、国民の利益になり、また年金行政の信頼回復につながると思う。	問題を大きさを認識したのは、記録の調査の係りに配属されてからです。 私たちの世代からすれば、どうして、今までほっておいたのか、また、できるのにしなかったのか疑問に思う。 確かに、戦時や自然災害で名簿自体がなくなってしまっているものもあり、確認がとれないものがあるのはわかるが、今まで、把握していたのに手をつけなかったもの、把握しようとしなかったものもあり、それを掘り起こし、正しい給付をするために膨大な時間がかかり、国民の皆様にご迷惑をおかけしていることを本当に申し訳なく思います。	記録調査の係りに在籍していたときに、とく別便対応のために3ヶ月更新の派遣社員を雇用して職員同様の仕事をしてもらっておりましたが、3ヵ月後更新するのは、3分1程度のため、せめて直接雇用にしてほしい(そのほうが長期で勤めてくれる人が多い)とかけあったり、もっと、上記にあげた他府県調査の危険性などの問題点を上司に伝え、改善を求めたり、非正規の方に仕事を教えるときにも、丁寧に、やりがい(記録調査の仕事の重要性を理解してもらうなど)をもって働いてもらえるよう指導した。 反省点は、改善されなかったことが多数あったが、改善するまで、異動などもあり、いい続けることができなかったことです。
3503	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	「一人残らず」をどこまで貫くかですが、一定の時期がきたら、世論の状況を見て責任者が謝罪するのがやむをえないと思います。 幕引きをしないと、いつまでも記録関係の費用がかかり続けてしまいます。 しかし、国民の多くが強く望むなら、「一人残らず」解明するまで今の状態を続けるべきです。	私は健保や国年の経験がなく、記録についてはもっとしっかり事務が行われていると思っていました。 わが国には、いわゆる納税者番号や米国の社会保障番号に相当するような、個人を識別できるものがないので、制度上の不備かもしれないが、国民の大勢が合意得来ているとはいえなかったので、現在の記録問題が出てもやむをえないと思いました。	当時は、収納率、納付率向上が至上命令でした。 よって粛々と事務を進めてまいりました。 この問題の反省点は、もっと早く国民の皆さんに記録の確認のお知らせをすればよかったと思いました。
3504	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	最優先で取り組むべき。ただ、平常業務の傍らで行っているので、記録問題専門の人材を確保するべきだと思います。	国民からの信頼に関わる大問題。基礎年金番号に統合されていない記録があるのは、仕事をしている中で分かっていたが、WMに登録すらされていない記録があるということは、記録問題がマスコミで騒がれ始めてから初めて(2年くらい前)知りました。	最後までやり遂げるつもりで対応しております。以前は、「最終的に年金受給手続きをした際に記録が確認出来れば良い」と思っておりました。 そのような考えが、結果的に「宙に浮いた年金」に繋がってしまったと思います。 ただ、年金番号が1人について2つ以上存在するケースの問題の外、記録自体が確認出来ないケース、標準報酬の改ざん疑いの事例については、今まで被保険者本人が確認する術が無かったというのが今考えると反省点というか問題点であったと思います。が、この件については、一職員の立場ではどうしようもない部分だと考えます。
3505	地方庁	その他(社会保険事務所)		ご本人様や各公共機関のご協力をいただきながら、未判明の記録を無くす。	平成19年6月にTV報道されてはじめて知りました。	窓口応対では記録の確認を本人にしていただき、不明な記録については、期間照会を預かり、本人の納得いくまで調べるよう心がけた。
3506	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じない。	記録の照会について、即答できるべく、記録について完全に整備する。	認識してない。	
3507	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし。	今は、特別便や定期便といった通知を送り、受給者または被保険者からの反応をお待ちするというかたちで、未統合の手番を減らす方法がとられているが、受給者または被保険者からの反応をお待ちするだけでは、そろそろ限界がきているものと思われる。 加えて、既に回答をいただいているものが本当に正しいものなのかも疑問である。本人の思い違いや失念の状態のまま「記録に間違いなし」という回答をしている方は、相当数いるものとも考えられる。 そこで、今後については、未統合の手番について、ひとつひとつ精査し、可能性のある方に対し、こちら側から電話や訪問するなど、アプローチをかけることにより、確実に未統合手番をなくしていく必要があると思われる。(基番記録から抜けている手番記録を探すのではなく、手番記録から持ち主を探していく方法) そのためには、かなりの時間と労力がかかることは言うまでもないが、最終的な問題解決には、	採用当初より、未統合の手番が多数存在することは知っていたが、当時の考え方は、年金裁定請求時に加入記録を確認し未統合の手番を探せばいいという考えの下に、事務処理が行われていたように思われる。	被保険者の方々から保険料を徴収しているにもかかわらず、給付の基となるその記録の管理は徹底されていなかったという、根本的に保険者としての自覚が足りていなかったものと思う。
3508	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		よくわからない。 報道により	問い合わせに精一杯答える。 郵便などしっかり準備をして送付するべきだった。
3509	地方庁	その他(社会保険事務所)	手番記録に対して氏名や生年月日の相違が多いと思われますが一般的に社会保険側の転記誤りや入力誤り等、行政側のミスで報道されていますが記録の中には被保険者が偽名や生年月日を偽ったもので取得されている人もたくさんいるとおもわれます。この件については偽名や生年月日を偽った本人が名乗りでないかぎり、わからないため解決は困難かと思います。	まず国民にこういった事例があることを知っていただくことが必要かと思います。 そして未統合記録の整理がこういった問題等により終わることが不可能ということを国民が認識すれば厳しい状況も変わるかと思います。	平成9年の基礎年金番号が導入された時に統合するべきものが統合されなかったため記録問題の始まりだと思っています。 時期は仕事をはじめた頃です	年金請求の時には氏名検索などで確認し対応して来た。 平成9年の基礎年金番号導入時、市町村などいろいろなところに協力をお願いして国民全員に徹底的に周知し提出させていれば未統合記録の数を減らせたかと思います。
3510	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	未統合手番の解消をめざし、一件一件丁寧に確認作業を行い、回答していくしかない。コツコツと忍耐強く続けること。	被保険者で複数の年金手帳記号番号を持っておられるケースがあることは、昭和46年4月以降健保・厚生年金の適用課に配属されてから知りました。	手帳記号番号の重複が分かったときは、事業所等に重複取消届の提出を促し、提出のあった届書に基づき処理をしていました。 しかし、資格取得届の作成は、事業所の担当者が本人から過去の厚生年金手帳の記号番号を聴き取りし、本人が記号番号はないと言えばそのまま新規で届出されているケースも多くあり、当時氏名索引等機械化がされていない手作業の時代は、社保でも確認できず、そのまま重複で払い出しがされる結果となっていたように思われます。 その当時においても、社会保険に関する月々の広報紙を毎月各事業所に配布し、その中でこうしたことについても周知をしてきたところではありますが、年金手帳の重要性や個人で保管することの大切さ等について、もっとPRに力を注ぐべきではなかったかと今反省しています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3511	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	誤っていると思われる記録に関して、何らかの裏づけができるのであれば記録の訂正を広く認めていくべきだと思う。 ただ、会社が不正に実際よりも低い報酬を届出していたようなケースも見受けられるので、今までできっちりと保険料を納付してきた人との公平性を保つためにも 本人からその報酬に見合った保険料が徴収されていたという事実の確認はきっちり行うべきだと思う。	年金記録問題は、現在に始まった問題ではなく、年金制度ができてから現在に至るまでの長い年月にわたって様々な誤りが積み重なって生じてきた問題であり、それゆえ問題の解決にも長い時間と労力を要するものと認識している。 年金記録問題の存在は、採用から1年後くらいで報道等で記録問題が取り上げられるようになってから知った。	過去の記録については、既にねんきん特別便やねんきん定期便を送付して各個人に確認していただいているところなので、訂正を要すると考えられる部分を徐々に訂正していくしかないと思う。 その上で、今後また同じようなことを繰り返さないよう入力処理後のチェック体制の強化や不適正な処理を防止するための届出内容の確認・調査体制の強化をしていく必要があると思う。
3512	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	社会保険事務所窓口でよくあったこと。 年金請求のお客様が、短期転職を繰り返され、その度に新しい手帳番号を取得されていた。 理由をお聞きしたところ、面接の際、「初めて勤めます」と答えていたと。 20程度の手帳番号があっても、1～3か月の勤務期間で「会社名は覚えていない」ため、統合することができなかった。			
3513	地方庁	その他(社会保険事務所)	どこまでが、世間で把握していて、社保庁が情報を出しているのかは個人的には把握できませんが、ここまでの大問題なのに政府・厚労省・社保庁・事務局としての広報・制度周知が少なすぎると思います。	通知を送って、詳しい説明書を同封しても、長い社会保険の歴史や、年金・報酬制度が語られているわけではないですから、本人と制度の認識の違いは埋まらず、結局疑問が解消されず来所されます。報酬では保険者決定をすれば、当然実報酬と標準報酬の違いも出ますし、算定は当時5・6・7月平均で10月決定になりますから、本人報酬との違いは発生します。こういった政府広報番組を、テレビ側でなく国主体で放送していただきたい。また、社会保険未加入事業所、算定未提出事業所、国年未納者(差押)等の、問題点もしっかりと説明し、それに対する取り組み・罰則も広報していただきたい。第三者委員会から間接的に未加入事業所の問題点の指摘したテレビ放映などもありましたが、制度問題伝達が全て「テレビ・新聞・他機関」では本来の伝えたい・伝えなければいけないことができていなく、はがゆく思います。	平成6年入社当時、期間調査業務に携わっていた時、大事業所名簿から被保険者を調査していましたが、年金番号化されていない記録が多数あることは気づいておりました。調査もその人の技術や、資質により見つからないことも多数あるのは本人に不利益な事だなと思っておりました。 また、当時の氏名・フリガナ入力がおかしいのも気づいておりましたが、「これはヒドイ」と印象を持ちつつも、記録が判明したからこれは解決したのだと重要視しておりませんでした。	当時の有志でワープロに全事業所・全従業員のデータを打ち込んで検索かければ探すのが確実で便利だねと話して、実行しようと思いましたがあまりにも壁が多くて断念した記憶があります。現在の検索システムは非常に便利ですが、やはり時期が遅すぎたと思います。皆漠々とは気づいていたのでしょうが、やはり声を上げなかった事が、自分も含めて組織の反省点だと思います。期間調査は、いいかげんな人の調査では見つかるものも見つかりませんし、調査技術がない事により見落とすこともあります。また、当時の勤務先名称と実際の社会保険加入名登録も違うことがあります。現在の名寄せ便で苦慮しているのはここが大部分でないかと思います。私がいた事務所では調査担当へは「マニュアル」はもちろんの事、調査する際の「心構え」を配り、1件の重み(他人の調査でも、親の調査でも価値は一緒)を教えました。自分の親・恋人・怖い人だったら一生懸命で確実に調べるでしょうが、他の普通の人の調査であっても同じ心構えが必要ということです。現状は、とにかく回答する事(命令で期限を定められて)が第一になりすぎて、調査の方法・回答の方法があまりにも雑でサービス低下としか思えません。時が経てば落ち着く案件でしょうけれども、新機構になったからには、新年1月からしっかりとした調査方法・回答内容でなければ「結局、社保庁と変わっていない」との印象が早々につきますので、職員・アシスタント
3514	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	事務所等では自分の担当業務がある中で年金記録問題へ対応している状況なのでなかなか処理が進まず、どっちつかずの状態になっていると思われるので、記録問題に関しては専門の係をもうけて集中的にこなしたほうがよいと思います。	社会保険事務所に採用になり期間照会の業務をやっていたころ(昭和60年)から知っていたが、本格的には、基礎年金番号導入時(平成9年)で、年金記録問題というか最終的に年金を請求する段階で記録を統合するのでいいのかなと安易に考えていました。ただ、問題が大々的に報じられてからは、以前から少しずつでも対応していればこんなに大きなことにはならなかったと思います。	お客様の立場に立ち、少しでも記録が正常になるように心がけ期間調査等に取り組んできましたが、いかんせん内容が古すぎて調査使用にも出来ないものが多く時間が経過しすぎていると思います。問題については、過去のことを言ってもしょうがないけど、社会保険制度が出来てから以降、記録に関しての重要性、危機管理が甘かったんではと思われます。今でこそ期間照会のことが重要視されますが、以前は会議等の話題にも上がらず、年金相談及び期間照会は、謝金職員等が多く配置され、まかせっきりだったと思います。基礎年金番号を導入してから以降でも記録問題に対して今のように取り組んでいれば、少なくとも今のような結果にはなっていなかった
3515	地方庁	社会保険事務所課長級以上	総報酬制が導入される以標準報酬を減らしその分賞与でカバーしている事業所があった。保険料対策と思われる。法律上どうだったのか。また、従業員には将来の年金への説明はあったのか。	年金に関心のない者の多い中で、単に文書の送付のみでは解決できない。 回答の無い者については、戸別訪問しかない。	庁での旧台帳の未整理が1500万件を超えると知って驚いている。	請求行為のない記録を放置していた事が問題。コンピュターが導入された時点で何らかの手が打てなかったのか。先送りにしたのが問題である。
3516	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3517	地方庁	地方社会保険事務局長	知りません。	現在実施している確認事務処理を徹底すること及び今後予定されている コンピュータ収録記録と台帳等の突合作業等の結果により、本人への確認を地道に実施していくこと以外に方法はないと考えます。	当時の記録の管理の仕方や事務処理のレベルでは、不突合事故等は発生しうるとの認識はありました。	元々年金制度が分立し、記録管理方法等がそれぞれの保険者や現場の事務処理に委ねられていたことや、不突合事故等は一定の確率で元々発生しうるとの認識が余りなく、長期間の資格期間がなければ老齢年金の受給要件を満たさないこともあり、裁定請求時に本人の請求により、記録を確認すれば良いといった事務処理方式で事務が行われてきたことに問題があると思います。また、当時は、事故処理に係る費用が十分に確保されていない等の問題もあったことも確かです。過去の記録については、地道に修正作業をしていくしかありませんが、今後は、過去1年間の納付記録の詳細をご本人に定期的にお知らせすることなどにより、定期的に確認することが、制度上明記され、必要な予算も確保されることが重要であると考えます。
3518	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	北海道庁火災・熱田事務所水害・直方事務所火災等による記録消滅	分かる範囲で記録を整備しているはずだが、今となっては個々に対応するしかないと思う。	不明な記録が何千万件もあるとは思わなかった。大変な問題と思った。 このように大量に記録の不備があることを知ったのは、年金問題が起きてから。	あまりに問題が大きすぎるので個人としてはどうして良いか分からなかった。 紙台帳時代(～昭和32年頃まで)の記録についてほとんど年金を受給する人がいなかったため、また、当時は自分の記録を確認に来る人もほとんどいないと思われるため、チェック機能もあまりなく、記録の管理においてずさんだったと思う。 また、取得時においても一定の基準を設けて手帳番号・氏名・生年月日等確認する必要があったと思う。 国が制度の周知・広報をしなかったこともあるが、1人で何枚も年金手帳を持っている人や結婚によって氏名が変わっても届出をしない人があまりにも多すぎると思う。 その結果、このような宙に浮いた年金問題になったと思う。 国にも責任はあるが、このことは個人の義務の問題でもあるためもっと国民に知らしめても良いと思う。
3519	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	存じません		年金記録を正しく管理しなければ、年金を正しく支払えない。当たり前のことができていなかったことが今回の問題だと認識している。 年金記録問題について、知ったのは平成19年です。	受給者や被保険者の立場に立ち、窓口対応を行ってきた。 長年に亘り、管理していくことが必要な年金記録を過去において、正しく管理できていなかったことだと思う。
3520	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		人員増により対応	特に問題の認識はなし。 問題が存在することを知ったのはマスコミ報道等による。	
3521	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3522	地方庁	その他(社会保険事務所)		特別便を始めとした本人への照会を元に、1件1件の年金記録に向かい合うことしかないと思います。 それには、今現在進行形の業務があるなかで、人手が少なすぎます。	多くは年金番号が統合されていないなどで、発足時国民年金・厚生年金などの年金番号が統一されていなかったわけですから、基礎年金番号導入時に被保険者へお知らせを送るなど努力はしているものの、起こるべくして起きていると思っています。 また、ミスはあってはならないと思いますが、最終的には人の手で行っているので、納付記録漏れ(役場の検認漏れであったり社保の入力漏れ)などの訂正業務は常にありました。	誤りがあったことは事実ですので、記録が適正になるようお客様対応をしています。 別々に発足された年金制度が途中で一本化されたこと、それまでは本人からの申し出がなければ把握ができなかったこと。記録のオンライン化時や地方で行っていた事務を国へ引き上げたときなど、結果的に記録管理の連携がうまくされていなかったことが反省点だと考えます。
3523	地方庁	社会保険事務所課長級以上	わからない		あまりにも杜撰と無責任で憤りを感じた。 年金記録問題がマスコミ等に出たときに知った。	・庁の指示に従い、お客様の立場になって対応しようと心掛けた。 ・もっと早くから記録を整備すべきであったし、少なくとも基礎年金番号ができたときに、今実施しているような方策を講じるべきであったと思う。
3524	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	ありません。	報道等により年金記録問題が社会的に大きな問題となり、できるだけ早期に解決する必要があると思いました。 年金手帳が数冊持っている人がいると知ったのは、年金関係の業務を担当した頃です。また、記録漏れの問題には、ねんきん特別便等の作業の頃です。	事務所では、お客様の立場になって、親身に相談を受けるように心がけて対応していました。事務局へ配置後は、記録確認の業務を出来る範囲で支援作業を行いました。
3525	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	無し	高齢者が多くいますが、年金記録は正確にすべきであり、時間がかかってもやむを得ないと思います。緩和措置をとるとなれば、一見良さそうに思えますが、今後の年金制度への不安が拡大し、ますます信頼回復からかけ離れたものになります。国民に対し、正確性を高めるため時間がかかることを説明すべきであり、記録整備には、制度に精通したOB等を採用して解明に当たるべきだと思います。この際、OBに対し、これまでボランティアも含め協力をいただいてきている経過から、条件はある程度優遇したものとする必要があると思います。	過去に適用業務を担当していた時代は、事故リストの補正を行い、進達していましたが、その入力結果までの確認は事務所では行っていなかったため、正しく反映されていたのかという危惧、あるいは被保険者喪失ファイルも資格喪失の記録がないものが多くあったことを記憶しています。その当時は、今の記録問題という意識はなく、最終的に裁定請求時に全てを補正するという認識でいましたから、地方庁としては正しい補正なり、進達をしなければならないという心情えで業務を行っていました。コンピュータ管理されても、大量の記録不備が露呈したことは、現在の問題ではなく、過去からの蓄積によるものであり、記録問題に対する国民への説明(経過・背景)が大いに不足していると感じると同時に、政治的な責任もあると思います。	自発的な具体的対応は考えておりません。反省点は上記のとおりです。
3526	地方庁	その他(社会保険事務所)	70歳以上被用者届のもれや遅延により、在職調整の対象となる受給者に対し、遡及して停止額がかかってくる問題	現段階では、厚生年金被用者一覧表を使用し、届出もれの事業所へ勧奨して早期提出を求めているが、事業所が提出しなければ、年金額が改定されないため、通常の資格関係届と連動できるようなシステム改善が必要と思われる。(事前に届出用紙を送付できるケースでもないため、事業所が周知していなければ、勧奨してから提出というケースが多い。) 【期待できる効果】 ①事業所等からの届出の簡素化 ②通常の届出の遅延さえなければ、受給者に対し遡及の在職調整がかからないため、受給者とのトラブルの未然防止になる。	平成19年5月。それまでは、未統合記録5000万件がすること自体聞いていなかった。	期間照会があった場合には、1件でも正しい記録を判明できるよう、それまでよりさらにきめ細かい聴取等を行い、記録解明に取り組んだ。また、記録調査方法を期間照会担当者から学び、氏名が未登録の記録や、生年月日が誤っている記録等についても、健保厚年080等を活用し、窓口段階でも記録を確認できることが増えた。 反省点については、そもそも年金制度が統一されていないことに問題があったと思われる。年金番号が複数存在する制度でなければ、ここまで大きな問題にならなかったと思われる。
3527	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。		みんなが慎重に事務処理を行っていたはずなのにどうして、という思いでいっぱいでした。残念な気持ちでした。 ひとつずつ早急に解決し、信頼を回復しなければ、と思いました。 知ったのは、テレビ、マスコミ関係で取り立てられたころだったと思います。	早く信頼を回復できるよう、法令遵守を基本としながら住民の立場に立ち、ひとりひとりに一番ベストな状況を提供できるように対応しようとしました。 反省点は、事務担当者によっては、細かいところまで確認できていなかったこともあったのかもしれないと思いますが、実際はどうなのでしょうか。
3528	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	申し立てどおり記録を回復する	覚えていない	被保険者の立場たち懇切丁寧に対応
3529	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	特になし	特になし

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3530	地方庁	社会保険事務所長	年金記録問題については、多分に社会保険庁としての責任が多いことはそのとおりと感じています。 ただ、事業主、被保険者側に起因する事例もかなりの数であるのではないかと思います。 その事例として、何らかの理由があって、本名を偽って被保険者の届出をしなければならない方の適用があります。業種としては、遊戯業、旅館業等に多いと思われます。 また、20年3月までの特別便対応で知りましたが、生命保険業界では、時期的に営業職を増員する時があったようです。その時に、就業実態がないにもかかわらず、知人等の名前を借りて被保険者として届出をしていたケースが見受けられました。	特別な方策は考えられませんが、現在の特別便、定期便を確実に対応していくことと思います。 そのためにも、WMの記録とマイクロの記録の突合せを行い、事業所記録、被保険者記録の社会保険庁で保有する記録を、確実に整備をしていかなければならないと思います。	この問題が出てくるまでは、昭和47年の採用(健保・厚年)から機械化になるまでも、庁業務センターに対する進達も返戻された補正分も適切に行なってきたものと確信しておりました。 ただ、機械化への切替時に、記録補正が多いことは感じていましたが、全体像が見えず、今日の年金記録問題に発展するとは捉えられませんでした。	歴史的経緯から見ますと、名簿、統台帳、原票進達、機械化とその時点での記録整備の検証、平成9年の基礎年金番号の導入時に確実な記録整備の検証をを図れればと思われます。
3531	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	昨年、年金特別便で「訂正あり」と書いて送った人に対して、今頃になって赤い封筒で「あなたの記録は見つかりませんでした」と回答が来ているが、端末で確認したらその手帳番号が特別便画面に出ている事例が何件かあった。	(6)のような事例がないように、業者に委託するにしても十分な指導と確認が必要と思います。	昭和63年ごろ、期間照会の回答をしていて、厚生年金の被保険者記録に名前も生年月日もはいっていない記録がたくさんあることを知って驚いたのが最初だったと思う。本人からの申出がない限り、わからないままで忘れられていくのが現状だった。	全国的な問題であり、一個人としてなにかできるとは思わなかった。 やはり、よく言われているように中央集権的な組織であり、現場の意見が取り入れられる場がなかったことがあげられるのではないでしょうか？
3532	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていることしか、わかりません。	社会保険庁で持っている、旧台帳(カセット)を全件閲いてほしい。 厚生年金手番が判明しても力セットがオープンになってないため、照会に時間がかかる。	年金相談等で記録照会があっても、特に女性は氏名が変わり、手番をいくつも持っていて統合していない人が多かったが、年金請求時に職歴を確認し正しければ良いと思っていた。 今日の社会問題になるような規模で氏名・生年月日に誤りがあるとは、到底思いもよらなかった。 平成18年の記録問題発覚して、報道で主に知った。	年金相談窓口を主に担当している時に記録問題が発覚したので、相当数のお客様を相手にしたが、少しでもお客様の不安を取り除けるよう、WMでマイクロ検索をしたり、複数の手帳を確認時にはすぐに統合するなどし、窓口で時間が無いときは文書等でやり取りし、早期解決を目指した。 反省点としては、制度発足時より事業所・被保険者に年金制度をあまり周知していなかったと思う。将来自分にとって大事な制度だということをもっと意識付けされていれば、記録問題も無かったと思う。
3533	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在申立されているものについては、基本的に認める方向で整理していく。 今後の資格取得、喪失、算定基礎、月額変更については、被保険者本人にも通知する。 国民年金の納付に関しては、当方において誤り無く記録していくのは当然だが、領収書の保管を呼びかける。	制度の度重なる変更により、職員、事業主、被保険者それぞれの理解不足による問題。年金制度の広報の不足や、無関心が引き起こした問題。 世間でこの問題が取り上げられるようになったとき	問い合わせがあった時には、必要に応じて制度の説明をし、理解してもらうよう努めた。 反省点としては、申請書や添付書類を保存していなかった点、ミスを発見する手段の不足(転記ミスや読み間違いなど)、年金制度全般の広報不足等が挙げられると考えます。
3534	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧姓の未統合手番が多いと思うので、市区町村と連携して旧姓の把握をしたほうがいいと思う。	未統合の手番があるのは職場に入ってすぐから知っていた。	本人確認ができたらすぐに統合するようにしていた。 反省点は沢山あると思う。 最初から基礎年金番号のように一人一つの番号にしていればよかった。 厚生年金資格取得届提出時に氏名索引等をして他に番号がないか確認すればよかった。 ねんきん特別便を出すより前に、もっと早く未統合の手番を確認する方法を考えればよかった。 など
3535	地方庁	その他(社会保険事務局)	マスコミ等で報道されたもの以外で、特段知ってることはありません。		オンライン化以前の紙媒体の管理体制がこの発端だと考えています。 平成14年頃、国民年金の担当になったころ、マイクロフィルムの記録とオンライン記録を見比べた時に、違いが多いと感じました。	被保険者の過去の記録を調べる時は、マイクロを確認する等、可能な範囲で調査するように努めました。 現時点でできることは、現存する紙媒体等との突合作業しかないと考えてます。
3536	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3537	地方庁	社会保険事務所長		外から入って1年弱ですが、記録解明に時間とコストをかけすぎのように感じます。また、受付から調査着手までの滞留時間を限りなくゼロに近づけることを目指す必要があると感じます。他事務所や市町村からの照会に対するレスポンスも然り。 誤りがないよう慎重になるのはわかりますが、常識的には考えられないほどスピード感に欠け、しかもそのスピードが当然という感覚で業務処理体制が構築されているように感じます。 再裁定までの1年が2ヶ月半になって『速まった』と感じるようでは、一般の感覚とは乖離しています。オンラインで即時再裁定完了できるくらいのサービス品質が求められる時代です。 そのためには、バック・ログ解消部隊と即時処理部隊を完全に分離した組織的な処理体制が必要だと思います。さらに、処理着手の優先順位づけの基準化が必要です。 まずは日常業務すべてのスピード向上が最優先課題であり、そのためにはチェック回数の減、権限委譲、管理上の報告数の削減、届書や入力票の簡素化・簡便化、原本至上主義からの脱却、確認の添付書類削減、事跡を残さんがための書類・帳票作成の廃止、上部組織の参考資料・手持ち資料作成のための報告削減など、あらゆる業務の軽減が不可欠と考えます。年2回の自治監査など、不要不急の労力の最たるものだと思います。(磁気媒体の数を、数千枚も一枚一枚数える必要がありますか？) 例えば、現時点で全国の事務所でどんな届けが出され、どこに処理が移され、とこに滞留しているかからオンラインで即時把握できる、POSシステム的な『届書処理管理システム』が必要ではないでしょうか。 さらに、一刻も早く『都道府県』時代のパラダイムを払拭して、全国標準化とルール化を行うべきで、例えば県をまたぐ異動をしたときに、扶養認定や身分証明書の作成といった手続きをやりなおすなど、論外中の論外です。同じ組織にいるのに、県が違う、所属が違うと、なぜ身分証明書の休殺が全く違うのでしょう。コーポレート・ガバナンスが機能していません。 年金記録問題からは逸脱しましたが、こういう煩雑な事務を軽減させて記録問題に振り向ける時		
3538	地方庁	社会保険事務所長	年金記録が正確に保管されていないとは思わなかった。	昔はコンピューターなどなかった時代だから、記録の保管に不備があったのだと思うが、これを機会にすべての記録を整備すべきだと思う。	基礎年金番号制が導入される前は、一人の人が複数の年手帳を持っているケースが多々あった。しかし、将来、年金を受けるときにはつながると聞いていた。このような大規模に統合されていない記録があるとは、現場で働く我々も知らなかった。ちゃんと管理されているものだと思っていた。このような問題がわかったのはマスコミで報道されるようになってからである。	ねんきん特別便を通じ、記録の統合に尽力した。現時点での反省点としては、昔は確かにコンピューターなどないため、手作業での記録の管理しかできなかったのであろうが、今の時代はコンピューターを使えば、正確な記録の管理が可能となっている。国民総背番号制は反対と言われたために、基礎年金番号の導入が遅れたと聞いているが、やはり、一人には一つの番号で統一すべきだし、貯金通帳のように長年かけ続けた保険料を随時本人が確認できるシステムを構築すべきだと思う。年金を受ける年齢にならなければ、いくら受けられるのかわからないのでは、老後の生活設計はできない。管理する制度設計の問題であり、一個人で解決できるような問題ではないと思う。
3539	地方庁	地方社会保険事務局長	例示以外の問題については、承知しておりません。	実施中や計画されている対応策を確実に実施していくほかないと思います。	基礎年金番号付番時に他の手帳記号番号を持っておられる方がいることは認識していましたが、それ以外の問題については深く認識しておりませんでした。 未統合記録等の問題について、こうした深刻な問題であることを認識したのは、平成19年以降に詳細がわかってからです。	当時は、年金請求時に、基礎年金番号に統合されるものと考えていました。 こうした問題があることについては、私自身はもちろんですが組織全体として事実関係を詳細に把握できていなかったことが問題であったと考えます。
3540	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	(6)の案件がありません。	平成18年頃、申請主義が通用しない時代がきたと感じたが、3000万人を超える年金受給者に1人1人対応するには、人海戦術では無理であり、コンピューターを主体としたシステム開発が必要	担当部局に勤務していなかったため、対応をしなかった。 こつこつと一歩一歩業務を確実に進めていくことが重要と思った。
3541	地方庁	その他(社会保険事務所)		継続的に派遣社員等の外部業者の活用をさらに強化する。記録調査を行うにあたって専門的な知識を身に付けさせ、複雑な事案にも対応させることで職員の負担を軽減する。	平成17年度で非現業部署採用のため、まったく認識していなかった。ニュース等で活発に話題に上った頃から知った。	全事務所を挙げての問題解消に努めた。手書記録統合から再裁定処理までの書類作成をエクセルで行えるようにした。 制度発足当初の技術水準においては、膨大な年金記録を磁気記録に頼らずに(しかも各年金制度に渡って)、紙媒体に負うというやり方を取らざるを得なかったのであろう。しかし、そのようなやり方が記録のもれや記載ミスを引き起こすのは必然だと思っている。つまり、記録を管理するという面においては(もちろん人為的な不作為を全て否定するわけではないが)、技術の未発達がこの問題の素因を作りだしたのではないだろうか。だが、直接の要因は記録のオンライン化を行うにあたって、オンラインのデータと、台帳の記録に齟齬を生じさせないために必要な努力を怠ったことにより、上述のもれやミスを拡大させたことにあると考えている。
3542	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特に思い浮かびません。	紙台帳等の全記録をWMに収録のうえ、名寄せ等を行い、ご本人等にお知らせする等の方策をとらなければならないと思います。	恥ずかしながら、マスコミ等にとりあげられるまであまり認識はございませんでした。	問題がマスコミ等に取り上げられたときは、事務所職員でありましたので自分が対応したお客様一人一人に対してこつこつと対応していくしかないと思いました。 また、現時点においては、上記の対応ではご高齢のお客様も多く、対応に長い年月がかかってしまうと認識しております。その関様々な方策やシステムの構築がなされ、対応に幅ができたとは思いますが、100%改善できる状況には至っていないと思います。残念ながら私には抜本的な改善策は思い付きません。やはり、システムである程度絞り込み、こつこつと人海戦術で一人一人のお客様の記録を掘り起こしていくしかないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3543	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	上記(6)の質問についてであれば回答するべきものはありません	①年金番号未統合の案件については、十数年来認識していましたが、疑重複調査の開始前は所属課および年金給付課の上席者より年金請求の際に全てを確認しているから大丈夫との回答を受けていましたし、疑重複調査の開始後においては、適正に努めてまいりました。 この問題については、市町村および事業所の確認不十分や本人からの疑重複回答の未回答など問題は山積していることから、現在も進行形の問題だと思います。 現状からは実施している対策の強化を図るほかないと思いますが、年金番号の一本化、1人1番号の周知徹底には限界があり、確度を上げるためには保険証や免許証と同じように一元管理でき且つ更新性の高いものに変更して行くほうが良いかと思います。 しかし、それとて100%完璧なものにはなりえないと思います。 ②標準報酬の改ざん関係については、この問題が明るみに出るまでは全く知りませんでした。 事業主の申出または事業主からの相談により、届出方法の指導や記入の仕方は説明したことはありますが、意図的な届出指示などは見聞きしたことはありません。	自己の対応としては、これまでどおり常に適正な事務処理を実行するだけです。 問題に対する反省点としては、 ①については、前述のとおり現在進行形であるため、完璧は望めないと思いますが事務指導および実地調査を十分に行っていくことが肝要だと思います。 ②については、職員資質(単に事務能力だけではなく、精神的な部分)そのものの見極め改善が急務であり、単にマニュアル化した行動計画やガバナンスと言った形式的なことだけではもしかしたら改善できないのではないかと感じています。 抽象的になるかも知れませんが、愛国精神、愛社精神、国民付託である重要な業務であるといった事を精神論とともに人材を育てる部署があって良いのではと思います。(人事課職員育成係など)
3544	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。	どこかで区切りをうつしかないと思う。 今されているように2年とか、期限を設けること。 また、制度の根本的な転換についても考えていく時期のようにも思う。	-どのような問題と認識していたか 年金記録問題は、社会保険庁のイメージを悪くする決定的な問題であり、私たち働いている職員たちに対する世間の目もかなり厳しくなった。日々仕事をする上で、この問題があるということを忘れてはいけないと思っている。	-どのように対応しようとしたか。 過去の問題については真摯に受け止め反省し、真面目に取り組む姿勢で仕事をすること。 -どのような反省点があげられるか。 ミスがあっても、それを話し合う場であったり、改善したりするシステムや流れができていなかったように思う。 また、今までは世間が社会保険に関心がなかった部分も大きい。それに甘えたように感じる。
3545	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		年金記録問題が公になったとき、私は年金記録の補正作業に携わった経験がなかったため、現状を知りませんでした。その時は、問題解決に時間が確保されれば解決可能な問題だと認識していました。 年金記録問題の現状を実際把握したのは、厚年特殊台帳の補正作業に取り組み始めた平成19年頃です。	私が実際に記録の補正作業(平成19年から厚年特殊台帳の補正作業)に取り掛かり始めた時に年金記録問題の現状を知り、一職員として絶望しました。 まず、オンライン記録が紙台帳とが違っていることが多いこと。、次に、紙台帳の記録が判別不明(字が汚くて読めない、台帳が破れている等)なものが多いこと。 一つ目について、現在の入力チェック体制しか知らない私にとっては考えられないことです。現在の二重チェック体制で入力誤りをチェックしているため、このような問題は起きないはずですので、昔のチェック体制に疑問を感じました。 二つ目については、紙台帳の内容を現職の職員が判別できないため、オンライン記録と突合すらできなません。現職の職員が推定で補正すると、更なる記録問題になりかねないため安易に記録を補正することができないのが現状です。 年金記録問題の問題点として、過去に起きていた不適切な処理を現在まで放置していたことに大きな問題があると思います。以前より年金記録問題が指摘されていたにも関わらず、具体的な対策を講じてこなかったため、今になってしわ寄せが来ています。 しかし、過去の過ちを今すぐに取り返すのは極めて難しく、簡単なことではありません。ですので、過去の過ちについては誠心誠意謝罪をし、できる限り原状回復しなければならりません。そして、今後二度と同じ問題が起きないように職員一人ひとりが意識を変えていく必要があります。 その為には、業務処理マニュアルの徹底を研修等で行っていくことが、今後新たな年金記録問題を生じさせない一番の予防策だと思います。
3546	地方庁	社会保険事務所課長級以上			このような大きな問題としての認識はありませんでしたが、平成10年頃に年金給付を担当してから年代毎に被保険者記録照会という文書で基礎年金番号への統合処理を進めていること、裁定請求書受時に氏名検索により記録を確認する必要があることは認識しておりました。	年金給付を担当していた時点では厚年有り者は氏名検索をしておりましたが市町村受付分まで徹底した氏名検索まで考えが及んでいなかったこと。記録の統合は最終的に年金請求時に確認すればよいと認識があまかったことが反省点として挙げられます。
3547	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られている年金記録問題以外は知りません。	現在、社会保険庁がやっていること、これからやろうとしていることを確実にやり遂げることが必要だと思います。	自分を含め、仕事に対する職員の認識が足りなかったために起こった問題ではないかと思っています。	この問題に対して、社会保険庁が行おうとしている方策を確実に実行しようと思いました。 仕事に対する職員一人ひとりの認識が足りなかったのではないかと思います。
3548	地方庁	その他(社会保険事務所)	特老厚における報酬比例と定額部分のしくみについて。(年金記録とは少しちがうかも、、、)	新聞等で年金制度についてわかりやすく周知する。	言葉の意味や単語がむずかしいのでもう少しわかりやすくすればいいと思う反面、役所なので正式に送付する文章をあまり砕けた文章にはできないのでどのように説明すればよいかを考えながら対応してきた。平成4年の入社当初から。	対応としては(8)の回答のとおり。反省点は特になし。的確な個別対応がもとめられていると考えます。
3549	地方庁	その他(社会保険事務所)	まったく存じません。	長妻大臣がおっしゃっているように、ヒト・モノ・カネを効率的に集中させるしかないと思います。 ただし、庁LANの社会保険審査会の判例(時効特例を認めたもの)にもあるように、被保険者が故意に事実に反する氏名生年月日を資格取得時に届け出ているケースもあり、未統合の手番をすべて統合するのは不可能だと思います(偽名を使ったまま未統合で被保険者がすでに死亡しているケースなど)。	法整備、職員研修、職場の体質、庁の統制など職務・国民生活に対する意識の甘さに起因した、行政・立法のすべての不備要素が詰まった問題だと思っています。 手番の存在は、年金給付に配属された平成14年10月で、当時は手番の存在が当たり前だと思っていました。 問題と意識したのは、その後の報道を受けてです。報道により、宙に浮いた手番がなぜ存在することになったのかなどを知り、その原因(いい加減なフリガナの原因など)は内部に起因するものが大きいのだと知りました。	窓口にお越しのお客様や、お電話を下さったお客様に真摯に向き合うしかありませんでした。 ひとえに意識認識の甘さに尽きると思います。
3550	地方庁	その他(社会保険事務所)	記録問題(過去記録)中心に業務を遂行している為、各種調査業務等、必要最小限になっている。これにより、制度等認識不足しており、各種届出が誤り漏れが発生していると考えられます。(特に景気も悪化している為)現在新たな記録問題が発生していると思われます。	制度等認識してもらう為にも各種調査業務の遂行	年金手番複数保有で未統合者 届書誤り漏れ 統台帳からの入力誤り漏れ 紙台帳の内容誤り等など 実質本人が確認できる手段は年金請求時もしくは来所し年金相談時であった。各種届出についても事業所からの提出であり本人たちは知らないことも多々ある。これにより制度も理解されない。年金請求も実質本人でなく代理人が多数である。特別便ではじめて受給年金に対応した職歴を知った方も少なくない。これらのことから、制度の理解不足による問題、社会保険職員の事務誤りによる問題等など 制度を理解した時点	お客様に制度をもっと理解していただく為にも、分かりやすい説明を心がけるとともに、制度を知ることのメリットを伝え、聞心してもらえるよう努めた。また、自分自身事務誤りしないよう常に見直しをしている。 お客様、事業所への制度の周知徹底が出来ていないこと。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3551	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		○基礎年金番号への未統合については、導入時期に在籍していたことから、未統合記録が多数存在することは、導入時から承知していた。 ○国民年金の未納記録が存在することは、担当者として携わっていた時に、その事象に遭遇していたことから、昭和61年以降は承知していた。	○基礎年金番号の未統合については、お客様との接触時における相談において、過去の職歴・旧姓などの聞き取りにより本人記録を確認し、統合処理を進めていた。 具体的には、他の多くの職員も同様と思われるが、国民年金の戸別督励の際に本人から聴取し、記録が確認できた場合統合を行っていた。 また、年金給付課在籍時には、裁定処理の際に、氏名検索などを行い、本人と思われる記録が判明した場合は、本人に確認し統合を行っていた。 予算措置が見込めない状況下では、特別便を送付することにより解決することは不可能であったことから、年金請求時における本人との接触の際に、未統合記録の解消に努めることしかできない状況であった。 基礎年金番号の導入時にもう少し対策を執っていれば、ある程度は解消されていたと考える。 ○国民年金の未納記録については、市町村台帳、被保険者所持の領収書等により納付を確認し、補正を行っていた。 これも、何らかの接触があった場合に確認していたもので、申し出等のない者にまで確認することはできなかった。 市町村台帳との相違については、もっと積極的に市町村と事務所の間で確認し、補正を進めることができたかも知れない。 お客様との相談対応において、オンライン記録と相違しているものがあることを踏まえて、記録の確認を行っていた。 (反省点) 上記の問題については、対処するには大きな予算もかかり、実行は難しかったものと思われ、厚生年金については、長期間にわたって記録を管理していることから、やむを得なかったと考える。 定期便の発行が、できていればよかったと思うが、予算措置がされたか疑問である。 お客様との接触の際、特に年金請求時にもっと時間をかけて記録の確認を進めることはできたと考える。
3552	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録管理をしっかりする。	年金制度の信頼にかかわる問題。平成19年ころ	少しでも解決できるよう努力
3553	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	オンライン記録の報酬について、かなり少ない割合だが、5～6年の欠落期間があるものがあり、正確に収録されいてない。 紙台帳(原簿)時代の進達もれか紛失によるものと考えられる。	ねんきん定期便や標準報酬受給者便、また紙台帳トコンピーター記録の突合により、整理されるものと考えます。	オンライン記録上、手番として残されている厚年手番については、住所がないため、本人からの期間照会申出等により整理されるものと考えいました。上記の報酬欠落は、氏名の無いオンライン記録の氏名収録時の補正に際し、判りました。	上記の対応は、マイクロ確認後、補正処理を行いました。 年金記録問題として取上げられて以降は、記録確認、統合に向けて最善の取組みをされていると思います。 ただ、対応する業務に比較し、職員の絶対数が少ないため、余裕の無い状況が続いている。 基礎年金番号が付番された以降、名寄せ等を行い手番統合等を積極的に行えば良かったか。 国民年金の未納期間については、社保の台帳や市町村台帳では確認できないものがあり、どうしようもできなかったのではないか。
3554	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと思います。	全体的な事は規模が大きすぎてよくわかりません。派遣等を活用して節約するのはわかりますが、厚生省の仕事という点ではよくないと思います。短期で担当が替わってしまうのも能率的にみて無駄だと思います。	テレビ等で取り上げられ、年金特別便等の調査を始めた頃？基礎年金番号を始めた頃から未統合はかなりあると思われた。国民年金の未納等については、国年担当経験がなかったので、まったく知らなかった。 職場の職員だけの責任のように言われるのは理解できません。難しいことはわかりませんが、年金制度を考えて法律を作ってきた人(ところ？)の責任等はなぜ問題にされないのでしょうか？	年金制度等、全体的な事については指示に従って仕事をしてきたので、考えたことはなかったと思います。今にして思えば、入力データ等のチェック等ができていなかったと思う。コンピューターの導入されたころから古い記録や番号を整備してこなかったことも問題だと思う。基礎年金番号の導入時点頃から未統合があることはわかっていたが、内部からこの問題について問題点を調査できなかったのはよくなかったと思う。しかし、本人かどうかの確認は、本人でもわからないという人も多く、年金制度についても知らない人が多かったことも問題点だと思う。
3555	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	専門に処理する人を多くすれば良いと思う。	最近知りました。	国民へのサービス、広報が足りなかったように思えます。
3556	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし		記録の管理方法に問題があったように思われ、本人の記録に結びつかない等大変重要な問題。 マスコミ等で広報されてから。	体調不良により、あまり対応はできなかった。 コンピューター管理に切り替えるとき、正確性(時間と労力)が足りなかったのでは。
3557	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	各市町村に年金問題相談所を月1～2日開いて、社会保険事務所まで出向かなくても簡単な相談や進捗状況の照会が出来るようにする。	社会保険年金相談員だった為、詳しくは知らないが平成16年頃に基礎年金番号化した平成9年当時に別の手帳番号を統合していない人がたくさんいるのだなという程度の認識でした。	基礎年金番号以外に別の番号が無いか、年金手帳を再度確認してもらうように本人が手帳を窓口に持参した時や事業所が年金手帳を持参した時は、声を掛けるように努めた。 基礎年金番号化した平成9年当時の広報不足が反省点だと思う。
3558	本庁	その他(本庁)				
3559	地方庁	その他(社会保険事務局)			厚生年金や国民年金の手番の漏れが多いと思いました。今までは、裁定請求時にしか記録の確認を行っていなかったので、そのためこのような漏れが出てしまったと思います。 この問題を知ったのは、年金記録の問題が話題になり始めたころだと思います。	裁定請求書を受け付ける場合は、氏名索引等により本人該当記録がないかどうかを確認するようにしました。また、年金特別便においては、申出の記録がないかどうか色々な角度から調査を行いました。
3560	地方庁	社会保険事務所課長級以上			本人の年金受給権や生活に関わる重要な問題である。昭和61年頃。	採用間もない頃であったが、職務として不備な記録については随時対応を行ってきた。当時、記録関係に割かれた人員は少なかったと記憶している。ある程度の人員は必要だったと考える。基礎年金番号導入時点においては臨時業務として統合等の対応を行ってきたが、完全ではなかった。組織的に問題の重要さをもっと認識すべきであったと思う。また、保存年限が過ぎた文書であっても、被保険者記録に関するものは、保存しておくべきであったと思う。
3561	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている問題しか知りません。	厚生年金の記録にしても、国民年金の記録にしても、調査する上では、それぞれの地域に精通していることが必要だと思います。そのため、出身(地元)の県に職員を配置する方策をとればよいと思います。	年金記録問題は、大変重大な問題だと認識していました。特に、年金受給者の方に対しては、生活(人生)に及ぼす影響が強いと思いました。 年金記録問題が存在することを知ったのは、報道されるようになってからです。	報道で年金記録問題が存在することを知った時点では、厚生年金保険料の徴収課に配属されていたため、直接、年金問題に携わる業務は担っていませんでしたが、年金問題で失った国民の信頼を取り戻すため、より一問、お客様には丁寧に接するように心掛けました。 目の前の一つ一つの業務を先送りにする事なく、その時点で真摯に責任を持って取り組むべきであったと思います。 お客様の生活(人生)の一端を、責務として担っていることを自覚するべきであったと思います。
3562	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		メディアで取り上げられるようになってから。	部下や、現場で働く職員からの意見や疑問点等を、上層部がしっかり受け止め、それに対して、きちんと対応、改善していくべきではないかと思いました。
3563	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	まずは特別便、定期便への調査・回答を丁寧かつ迅速に進めていくべきだと考える。	基礎年金番号導入時にご本人からの回答がないことなどの理由で、統合がされていないものが一部存在することは認識していたが、マイクロからオンラインに移されていない記録があることなど、そのほかの問題については認識していなかった。 そうした問題の存在については、年金記録問題が大きく取り上げられるようになってから初めて知るようになった。	認識するようになったのは、既に年金記録問題が大きく取り上げられるようになってからであったので、それ以降は年金記録問題の解決に向け、特別便業務を積極的に引き受け、調査回答を進めた。 年金記録問題については、オンライン化時の準備不足、基礎年金番号導入時における国民の皆様への広報不足(一大改革であったのだから、現在でいえば地上波デジタルのように、徹底した広報を行い周知を図るべきであったと思う)が組織全体として反省すべき主要な点だと思われ
3564	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	過去の事務処理に精通した者を配置し、地道に1件づつ解決していくしかないと思います。	制度ごとに年金番号があったものを統一するために、平成9年の基礎年金番号導入し、その後順次統合していましたが、平成19年6月頃に未統合記録が5，000万件あるということが公表されて年金記録問題を知りました。	お客さまへの丁寧な対応、早期回答を心がけたが、マンパワー不足を補う効率化(名簿、払出簿等の電子化)が早期に実施されていたらと思います。
3565	地方庁	社会保険事務所課長級以上		平成21年9月まで前事務所で、旧台帳処理業務に携わっていたが、カセットの記録に関しては「本人記録と確認できた時点でカセット記録解除を依頼」との回答であった。 本来であれば、保有しているすべての記録を整理してからねんきん特別便を開始すべきであったと考える。 高齢の年金受給者等いる中で見切り発車はやむをえない事と思いますが、新規に記録が出るたびにお客様にご迷惑をおかけするのは失礼にあたるのではないかと思います。 現状としては、市町村でお持ちの情報等の収集を行なっている状況の中で、せめて(年金受給前の)現役の方等に関しては記録整備を終えた段階で、お客様に問い合わせを行なうべきだと考えます。	平成19年夏ごろからお客様から年金記録について問い合わせが多くなり、その後、社会保険庁(業務センター)の記録管理がこれほどずさんであったかを知りました。 昭和54年に採用となり、当時は(紙)記録を(現在の)業務センターに進達していたと記憶しています。 現在と違い「住所の管理まではしていなかった状況であり」記録の突合については困難を要している現状ではありますが、(多少の入力ミスは仕方ないとしても)、記録の入力等においてずさんな対応(名前のふりがな、生年月日のまるめ)等、常識では考えれない事の連続でした。	現状では交流は図られていますが、以前より事務所・局・社会保険庁・業務センターの交流が図れていれば、当然「おかしい」という疑問がでて、このようなことは起こりにくいのではないかと考えます。 私としては、お客様から照会があった事項(こちらから問い合わせを行なう事も含め)に」ついて、できるだけ情報をいただき記録確認できるよう対応してきました。 ただ、現状として(政治判断とおもいますが)「国民年金の未納期間が少ない」「夫婦どちらかが納付していれば、未納となっていても申立により納付と認める等」の情報がありますが当時、戸別訪問にて国民年金の納付勧奨を行なっていた際「夫婦二人の納付が困難でも夫分だけは納付します」という事例も少なくなく一律的に納付と判断するのは反対です。 いずれにしろ、記録問題の責任は私を含め(事務所を含めた)社会保険庁全員の責任であり、
3566	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金特例納付期間中に厚生年金の加入が判明した場合の特例納付保険料の取り扱いについては、平成20年12月25日付で疑義照会回答集(081225-293)により、取り扱いが明確に示されている。 ただし、この疑義照会が示される前は、都道府県により取り扱いがまちまちであった。 具体的にいえば、上記の疑義照会回答集では、厚生年金期間と重複した特例納付月数について、納付した当時に既に時効経過した未納期間のうち「先の月から順次納付されたものとして取り扱うことが適当である」とされている。 この疑義照会回答が出されるまでは、東京都の社会保険事務所においては疑義照会どおりの取り扱いを行っていたが、他のいくつかの県では、すべて過誤納保険料として還付していたと聞いている。 つまり、同じように特例納付により納付していた国民年金保険料が、住所地により、異なる取り扱いを受けていたことになる。国民年金保険料については、同一の法令に基づき同様の取り扱いとなるべきである。それが、ある県では納付の取り扱いとなり、ある県では還付されていた。 年金額、年金の受給権にも影響する問題であるが、長期間にわたり放置され、20年12月以降	過去に特例納付をし過誤納となった方について、誤った取り扱い(誤還付)を受けているかどうかを調査し、誤った取り扱いをしている方に対し、お詫びした上で年金記録を訂正することが必要である。	年金記録については、市町村と社会保険事務所(社会保険庁)で二重に管理し、また、県単位で事務処理を行っていたこと、さらに事務処理要領(マニュアル)が不完全なまま長期間にわたり放置されてきたことが、これまでの年金記録問題を惹起した原因であると認識している。 この原因については、現時点においても完全には解消されていないと考えている。	社会保険事務所の一職員としては、事務局の担当部署と協議して対応していかなくてはならないし、そのようにしてきた。 本庁と現場の情報交換が容易にオープンに行える職場環境を、もっと早い時期から築けていれば、良かったかと思う。一職員として、自分の力が足りなかったことを反省している。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3567	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	現在実施している方策を淡々と継続するしかないのではないか。	私の在籍期間はまだ9ヶ月に過ぎないが、その9ヶ月間においては、社会保険庁が最も力を注いでいる重要な問題と認識している。 そのような問題が存在することを知ったのは、数年前である。	あまり迅速にはできないが、記録問題の処理に関わりたいと考えている。 現時点でみた場合、国民への情報開示・情報提供・年金制度教育を怠ってきたことが反省点かと思う。
3568	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	年金記録が問題になるようなこと認識していなかった。	特にありません。
3569	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	県単位で専門部署をつくり、基礎年金番号に統合されてない各制度の年金手帳を、一つ一つ丁寧に時間をかけて確認し、統合していく。年金受給者から優先的に確認していきます。一つ一つ丁寧にと思うわけは、解決を急ぐあまり新たな問題が生じてはいけないからです。	入庁当時は、既に基礎年金番号制度が導入されておりました。健康保険厚生年金の業務をする際、手帳の存在が手帳で確認できれば、基礎年金番号に統合するという指導を受けました。年金記録問題も特にマスコミが報道するまで認識していませんでした。手帳については、年金請求時に最終的に確認するということは聞いていました。	被保険者を厚生年金に適用する際、年金手帳を十分確認して統合処理していました。ただ年金手帳の添付が義務付けられてないため、限界があったと思います。 反省点については、基礎年金番号導入時に、手帳統合について集中的に対策をとらないといけなかったと思います。この問題以外で、様々な制度の発足に対して、見切り発車が多く後手後手にまわっている感は否めないと思います。
3570	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金保険料について、いわゆる消えた年金と言われるものは世間一般では社会保険職員横領やミスによるものとして認識されていると思うが、実際は市町村や前段階の区長・婦人会、金融機関によるものも多数あるためそれをもっと国民に知らせることは信頼回復の点でも非常に重要ではないかと考える。また記録統合を最後の1件までするのは、現場からすると非常に困難と思う。就職し5年経つがなぜもっと早くしておかなかったのだろうと疑問にも思うし残念に思う。あと報道を見ると情報処理レベルも年々進歩しているため一概に当時と今のレベルを同じように比較することは間違っていると思う。	まず宙に浮いた記録を誰のものかと把握していく上で、無年金者やその予備軍の方々の協力を得ることが非常に重要で、例えばそういった者は社会保険事務所の窓口や郵送での協力はあまり期待できないため、戸別訪問が主な対応策となる。住所不定者もいるためこの点は非常に難しく時間がかかる事になると思う。 今後長い期間を見た場合、こういった事態を避けるためにも住基と突合し、未加入者へ加入勧奨を行っていくことは非常にいいことだと思う。 また話は変わるが高齢の方々に対しては、聞き取りを行っても記憶にない場合も多くあり、必要最低限の範囲で地域住民の方々にも聞き取りを行う機会が少なからずある。その際、特に思うことが田舎になるとスーツ姿を見るだけで井戸端会議をやめ家に入っていってしまうこともある。ある程度身だしなみが整っていれば軽装をした上での戸別訪問も相手側からすると受け入れやすくなるのではないかと考えている。	就職した平成16年から2年間は業務課に配属され主に事業所とのやりとりが主になるため、未統合の記録がどういったものか等被保険者と接触すること自体なかったのであまり把握できていなかった。平成18年より国民年金課となり主に被保険者本人とのやりとりの中で未統合記録の全体像が少しずつ把握できていった。始めは氏名無しの厚生年金記録や国民年金保険料納付記録で年度内訳の納付記録(050-04画面)が抜けていたり等なぜそうなっているのかわからなかった。当時のパソコンレベルで考えても非常に大変な作業だったとは考えられるが、当時の怠慢がこうなっていて、なぜもっと早く手を打たなかったのか！現場レベルで件数等を把握するのは難しいので業務センター や庁のトップの方々はなぜ記録補正を計画的にしていく等的確な指示をだせなかったのか。本当に国民の年金という大切な商品を重要視していたのかどうか疑問に思う。もしそうしたトップの方々が知らなかったのであれば高い給料をもらっていい加減な仕事をし天下り等しているのかなぁと思うと若い職員は今非常に苦労しているので腹が立つ。	正直に言うと年金記録問題は、長年の積み重ねでおこり苦情等受けるのは納得いかなかった。ただ建かが必ずしなければならない重要な仕事としてできる限りのことをしようと戸別訪問(老人ホーム等含め)や休日窓口相談等一人一人のお客様に対し誠心誠意尽くし対応してきたという自信がある。その中の数名の方は今でも来所されたい際御使命を受けたりしている。 反省点としては、上記(8)でも述べたとおり長年にわたる怠慢がすべてだと思う。個人的な意見で当時の背景等は詳しくはわからないが、オンライン化された時点で厚生年金の記録や国民年金の記録整理がなぜされなかったのだろうか。 また基礎年金番号導入から国民年金業務が市町村から国に引き上げられるまでの間今と違いもっと記録統合等に費やす時間はあったのではないか。その当時は強制徴収等も行われていなかったとすると一体何をしていたのか疑問に思うことがある。 その意味で今後年金定期便のように定期的に被保険者本人様に記録の確認をしていただくというのは、非常に有効ではないかと思う。
3571	地方庁	その他(社会保険事務所)	旧法該当者で1年未満の期間などもともと給付に結びつかない記録が多数あることについては広報が不足していると思われます。 特に国年納付・免除記録と重複する1年未満の厚生年金については、問題だと思います。	法律改正により受給に結びつけるしかない。	平成8年度の採用ですが、、直後の平成9年1月の基礎年金番号導入時より問題があったと認識しています。	当時国民年金の資格取得時には基礎年金番号に確認された手帳番号に確実に登録することや、旧姓記録などの確認登録を行っていましたが、庁や地方庁としての積極的な指示はなかったと認識しています。 この際の対応は徹底すべきであったと思います。
3572	地方庁	その他(社会保険事務局)	氏名が全く違うのに登録されている。			
3573	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金の加入可能年数の問題。大正15年4月2日から昭和16年4月1日生まれの被保険者についてはそれぞれ年度毎加入可能年数が国民年金法で定められています。例えば、昭和16年4月1日生まれの被保険者の場合、加入可能年年数は468月(昭和36年4月から平成12年3月)となり、老齢基礎年金は満額となる。しかし、国民年金法では60歳の誕生日到達月の前月分まで保険料の納付義務があるため、平成12年4月から平成13年2月分までの11月の納付義務が発生し、実際に479月収めているにもかかわらず、この11月を未納とした468月納付の被保険者と同額の老齢基礎年金となっている。当時の社会保険事務所からの疑義照会についても社会保険庁は法的に納付義務が発生するため、納付させるように指導があった。今回の特別便の納付月数と年金証書(または65歳の裁定通知書)の納付月数と相違があるため、受給者からの問い合わせは多い。法的に遡付できないため非常に対応に苦慮するところであり、被保険者にとっては払い損となっているのは間違いない問題です。	法律改正により還付できるようにすべきと思います。 が、60歳以降の任意加入期間については加入可能年数を超えている被保険者へは還付することができるようになった時、付加保険料を支払った被保険者は還付を受けると現在受給している老齢基礎年金が減額されてしまう例を多々みます。60歳以前の加入可能年数オーバーの場合でも、付加保険料を納付している被保険者、国民年金基金に加入している被保険者については受給している年金が減額されるケースが出ることを念頭に対処することが大事だと思います。	基礎年金番号が導入される前について特に多かったのですが、特に厚生年金加入者については資格取得する際に前歴に厚生年金加入があるかを積極的に確認していなかったことが一番の大きな問題だと思います。 年金手帳は各制度一人一冊を徹底した運用をしていればこのように大きな問題にはならなかったと思っています。また基礎年金番号導入後も統合されていない記録をどの課で処理を行うかが問題となっており、わかり次第統合作業を課を関係なく行っていれば同様の結果となっていたでしょう。 しかし、年金給付を受ける際には加入僅を被保険者から申し立ててもらい、それに沿って年金裁定をすることが法にのっとった手続きのため、年金番号を複数持っていても問題がない認識でした。この認識は全国的のもので社会保険庁からもそのように指導があったと記憶しています。申し立て主義のため被保険者本人より具体的な申し立てが無ければ複数年金番号を持っていると想定できる被保険者でも詳しい調査ができなかった体制がさらに問題を大きくしました。 また、オンライン化後、厚生年金については紙台帳から移行の際、氏名や判読しづらい記載について非常にいい加減な移行が行われていたことはオンライン化後すぐに分かっていたことです。それに旧台帳ということでマイクロ化されオンライン上で検索できない記録を社会保険業務センターで管理されていたこともオンラインマニュアルに載っており、この記録については会社名が分からなければ、氏名、生年月日では照会できないものでした。そのうえ戦災により破損した台帳、戦後の質の悪い紙に記載され破損した台帳の扱いも各社会保険事務所に対応は任され、オンライン後にもある程度の知識、経験がないと調査ができなかったことも問題でした。 国民年金については特に東京都はコンピューター管理を先行していたこともあり、紙台帳の保存があいまいだったことは事実で、保存か廃棄の基準が都道府県でばらばらであり、全国統一の指示が無いまま廃棄してしまったところがあります。さらに市区町村と社会保険事務所に台帳が2重にあり、人の手の作業であるにもかかわらず、2つの台帳に相違がない前提で保存管理をしていたことが問題です。また市区町村ではオンライン後紙台帳の保存を主体的に行ったところと今の社会保険事務局へ指示を仰ぎ保存、廃棄を決めていたことも現在の問題の一つで、確認できる資料が無い自体が今の年金問題と感じています。 今の年金問題は昭和50年後半からオンライン化の準備入っていますから、このころから一人一番号の原則を正確に適用していればここまでにはならなかったんではないでしょうか。	年金問題が大きくなる前は被保険者に対し、こちらで管理されている加入記録、納付記録を積極的に開示していませんでした。厚生年金はあちらの係、国民年金はあちらの係とお客様に対しても自分の記録を確認するために非常な不便があったことは事実です。もっと利便性よく被保険者に記録の内容を開示していれば、外部からの年金問題の提起はもっと早く起こっていたではないのでしょうか。また職員の中に記録の閲覧は被保険者の権利では無く、管理することが最大の職務と考える人が多くいたのも現実です。 このような問題からお客様は管理されている記録に対して不信感を持っています。 これに対応するには隠す事無く記録を被保険者本人へ開示し、確認してもらう。そこから問題点を上げてもらい、誠実な対応をする。 このことに尽きると思いますが、対応する職員にもいろいろな知識が必要です。今までの年金番号の払出事務の流れを歴史的、体系的に知識をもっていることが一番重要です。歴史的、体系的な流れから国民年金の納付であれば、今の記録の状態で本当に消えてしまった記録があるのか、消えてしまった記録がある可能性があるのかを説明できます。 今の時点でそういった事務の歴史を体系的に解説したマニュアルがないのが問題点と考えます。こういったマニュアルを作るにも地域性があることが社会保険庁の大きな問題と考えます。 お客様への対応も社会保険の特徴として、担当者任せの部分か多いです。経験の豊富な担当者が退職、機構への不採用がある中では、所長などの事務所幹部が行動で示すことが私のような立場の人間にしてはありがいたい指針となります。
3574	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	「厚生年金記録の改ざん」に関連して、資格取得届出をなる、誤った報酬を届け出ることに、社会保険労務士が関与しているケースがかなり多く存在するものと思います。 毎年の算定基礎届提出時調査や、会計検査院実地検査で指摘される適用もれ事業所に、社会保険労務士受託事業所が相当数含まれていることからも、実態がうかがえます。	(6)については、社労士及び社労士の手元に保管されている資料を調査するしかないものと思います。 記録問題全体については、現在の手法を地道に進めていくことだと思いますが、最終的には政治的な判断も必要かもしれません。	昭和50年代の後半、高井戸庁舎で厚生年金審査班におりました。 マイクロ記録がいつ機械に収録されるのか上司に尋ねたことがありますが、マイクロ記録は、全員を裁定するか、全員が死亡すれば必要が無くなるものであり、そのようなものに予算を使わないことが国の考えだと教えられました。 また、当時は裁定時に給付記録を作成しましたが、資格記録には全く手をつけませんでした。 給付記録の作成は「整番」の入力も行わず、資格記録と給付記録が整合しないため、これで良いのかと疑問に思っておりました。	庁全体が申請主義に徹しているなか、少なくとも裁定時に記録を年金に結びつけなければなりません。 事務所勤務時には、記録を見つけることは職員の責任だと思い窓口対応を行ってきました。請求者から職歴を引き出したり、屋号や通称と届出事業所名称を結びつけるための訓練をしていました。 今省みると、「申請主義」に隠れて資格記録を重視してこなかったのだと思います。 資格記録に対する意識はこの問題が表面化するまで、全く変わっていませんでした。 また、適用の問題は、雇用の問題であり、経済問題です。 5人未満法人など過去から現在に至る適用拡大のなかで、零細企業の保険料負担能力に視点を置いた議論がなされたのか、現場で厳しい判断を求められ、誰にも相談できなかった職員が
3575	地方庁	社会保険事務所課長級以上		カセットの記録を開くべきだと考えます。	請求・申請主義と思っていました。	お客さまの立場で対応することに変わりました。
3576	地方庁	その他(社会保険事務所)		旧台・マイクロカセット等の記録を全てWMにのせる。		
3577	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	定期便、特別便等で年金受給者・加入者に年金に対する意識を喚起していただきすべての年金記録が正しくなるよう進める。 窓口相談・電話相談などで一人一人に対して親切な対応を行い年金問題に対する信頼を回復するよう努める。	基礎年金番号が導入されたときの未統合記録があることは認識していたがこれほどの件数があるとはおもわなかった。 19年の国会で発言があった以降です。	前職場では年金特別便処理の責任者として業務を進めてきたが、件数が圧倒的に多かったため遅捗状況はよくなかった。 手作業記録の集約化作業のずさんな管理が判明した。 日常敵な年金記録の管理についてより一層のテエツク体制を徹底していかなければならない。
3578	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3579	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	出来ることからこつこつと積み上げていくしかないと思います。 確認が容易な事業所記録等の収録誤りの迅速な訂正。特別便のなかで誤りがあるとした方の中で、事業所名が「厚生年金保険」となっている、勤めた会社名が(少し)違うという理由で「誤りがある」と回答された方は、かなり多いと思われます。「厚生年金保険」の場合は、先頭記録以外直すことは難しいと思いますが、先頭記録の事業所名は払出簿で確認出来る部分がほとんどです。すぐに直せる記録はすぐに直し、訂正された記録をご本人様へ送付し1件1件完結していくしかないと思います。ただ戦前の記録などはどうしても文字の判別が難しい(水没して字がにじんでしまっている、紙台帳のため変質し台帳が欠けてしまっている、悪筆のため読めない等)ものについてはご本人様、またはご家族の記憶を頼りにしていく他ないと思われます。 国民年金の納付記録については、国保の保険料や生保の保険料、税金などと国民年金の納付を勘違いされて「納付した」と申し出をされる方も少なくありませんが、ずっとまじめに納付してきた方にも関わらず、一箇所(もしくは数箇所)だけ納付がすっぽり抜けている期間があるような方は、担当課の職員が見てもなぜ納付がもれているのか不思議に思えます。調査をしていくと、ちょうどその時期(前後)に住所を変更されているといったケースで、その当時の市区町村と社保との引き継ぎミスの可能性が高いような場合は、新聞報道等もされたように一律救済でいいと思	厚生年金の資格照会業務に携わることになった時、被保険者ご本人様(→A)の申し出に基づいての初めて調査をするというのが職員全体のスタンスだったのだと思います。照会された事業所以外にもA本人の記録と思われるものが出てきたとしても、こちらからその情報を伝える必要はない。または、その時の調査に付随して判明した別人(同僚の方→B)の記録があったとしても、B本人が調査依頼をしていないのだから、こちらから連絡を取ったりする必要はないと引き継ぎを受けました。初めての資格照会業務で、この引き継ぎについては少し違和感は覚えたものの、「ずっとこうやってきている。年金は申請主義だから」と言われ、そのやり方のままずっときてしまったことと、厚生年金の記録についてはかなりの頻度で収録誤りがあったにもかかわらず、裁定請求時やご本人様が自ら資格照会を申請された時に初めて統合帳等を確認し、訂正するという業務の流れを変えなかったことが、今回の記録問題があったのだと思います。 国民年金の納付記録については私自身、世間で騒がれ始め、実際業務に携わるまで納付記録にもれや訂正があるということを知りませんでした。確かに市区町村・社保でご本人様に情報を管理する上でずれが生じたりすることは絶対無いとは思いませんが、被保険者が住所変更した際に市区町村との引き継ぎの関係でもれてしまった記録が少なからず存在することには驚きました。	自分が受付をした厚生年金の資格照会については、照会をされたご本人様と出来る限り連絡を取るように心掛け、その当時の状況についてお話を聞き、その会話の中で他に勤めた記憶が無いかどうか聞き出せるように努めていました。 厚生年金の資格照会を初めて引き継いだ際に感じた違和感を、もっと周りに問題提起していたら、変わったかどうかはわかりませんが、声を上げることは必要だったのだと思います。記録に問題があるとわかっているのに行動を起こさないのは行政サービスに携わる者としておかしいのではないか、という認識が私自身も含め、職員全体として欠けていたのだと思います。 どうしても役所は前例にのっとって物事を進めることが多いと思います。「ずっとこうやってきたから問題ない」ではなく「その前例が誤っていたのではないか」ということを気づかなくてはいけなかったのだと思います。
3580	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	今は、年金記録問題の対応に係る各取組を着々とこなしていく。 一人の人に各取組が重なって複雑になっている部分もあるのではないでしょうか。	一人でいくつかの番号を持っているのは知っていたが、年金請求の時点で確認されるものと思っていた。このようにいろいろな問題がある事は、マスコミ等で取り上げるようになってから。	1件でも多く解決使用と努力した。 各制度一つの番号であること、また基礎年金番号が導入された時に一人一番号である事を徹底すべきであった。保険庁としてもいろいろ取り組んではいたが・・・。その当時に、みなさまの関心が今くらいあればよかったのにと、つくづく感じます。
3581	地方庁	その他(社会保険事務所)			手帳番号が統合されていないと年金給付額に反映しない重大な問題。 年金給付課に配属され年金業務に携わった時に知りました。	手帳番号は、あらゆる索引方法で、できる限り確認して年金記録の統合を行いました。 一人一番号制の導入の遅れと被保険者や受給権者に勤務先等の名称を完全に思い出してもらわないと本人のものと確認できないといった以前の対応が主因であると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3582	地方庁	その他(社会保険事務所)	一般的に知られているもののほかはまったく知らない。	オンライン上で基礎年金番号に未統合の記録があることについては、現在カセット記録になっているものは事務所からの依頼が無いと開放してくれないが、すべてのカセット記録をすべてオープンにすることから始まると思う。 オンライン上の記録で収録されていないものについては、なぜ収録されていないのか現場の職員にも理解に苦しんでいるところである。本人からの申し出がない限りすべてを収録することは不可能と考える。あえて解決策をというのであれば紙台帳を1件1件検索し、基礎年金番号に統合されていないものは仮手番を付番して収録すべきである。 オンラインに直接入力する前はさん孔テープにて進達する形であり、入力結果と原義と突合してから庁へ進達していた。現場が考えるに、一箇所に集まった膨大な情報を人間が処理する以上、漏れや誤りがあることはないとは言えない。 保険料を納付した旨が記録されていないものについては、本人からの推測に基づくものも数多くあり、払出年月日などにより時系列で考えるとあり得ないケースがある。記録されていない＝納付していないから第3者委員会に申し立てて総合的に勘案して認められるというケースのためどうして台帳に記載されていないのかは不明。したがって解決策も現在ではないと思われる。 事実に基づかずに遡及して報酬を訂正または褒賞しているケースについては、今となってはその当時言った、言わないの次元になると思われるし、事業主も事実を語ることはあり得ないし、その当時は事業主が頼み込んだにしろ「社保職員が勝手にやった」と申し立てれば復活するのだから、申し立ては一方的に認めれば良いと思う。	未統合の問題については、昭和61年に資格照会の担当になった時。そもそも資格照会という部署は、年金記録が散在していることを庁発足当時から認識しているからこそ設置されたものである。部署を設けた当の庁当局が「いつ認識しましたか？」と問うことは理解に苦しむ。 当時厚生年金は住所の把握もなく、偽名、年齢を詐称して届け出ても本人確認の義務もなかったこと、また会社側が取得手続きを早くするため年金手帳を本人が提示しない場合には新規で付番していたことなどがあったため、この当時は仕方のないことと認識していた。 考えてみれば、職歴は本人しか知りえない事実であり、その当時のような未成熟な制度ならば、本人が継続して同じ番号の年金手帳を提示しない限り年金記録はつながらないのは当然のことと言える。 正確に入力されてない、または入力漏れがあることについては、その当時担当になった時に「なぜ収録されていないのか」と庁に問い合わせた時に「アルバイトがやっていたのでそのようなことがあるかもしれない。入力結果との突合も膨大な件数なので正確にやっているかと聞かれればそうでないかもしれない」というような回答を得た。 遡及問題については、最初に適用課職員として配属されてしばらくたってから。 事業主側からの申し出で行っているのがすべてであって、徴収率というもののために操作したということは聞いたことがない。 事業主が従業員の了解を得て報酬訂正の届または褒賞届を提出しているはずだという認識だった。	未統合の問題、データ入力漏れ等については、この問題が表面化する前から資格照会で「どうして記録が入ってなかったのでしょうか」とお客様からの問い合わせがあれば、前述のとおり庁に確認したことをありのまま伝えて理解を得ていた。 ただ、お客様がその当時誤った氏名、生年月日を事業主に届け出たのか、会社が誤った申請をしたのか、入力をする事務所が誤ったのか、その当時コンピューターに登録する庁の職員（アルバイト？）が誤ったのか、今となってはわからないことを正直にお伝えしたうえで結果的に記録が誤って収録されていたり、もれていたことについてお役様にとって不利益な結果をもたらしたことを素直に謝め、「ご迷惑をおかけして申し訳ございません」と謝っている。 未統合、入力もれの問題の反省点は、制度が未成熟だったこと、膨大な処理量を理由にして確認処理を怠ってきたことに尽きる。現在の基礎年金番号制度ならこのような問題は出なかった、出たとしても重複付番一覧表により早期に解消できているため混乱はないと思われる。 現時点においては、お客様に誠意を示すべく期間照会についてはとにかく最優先に迅速に処理をすることが重要であると考える。 ここから先は事務処理の要望であるため、今回のアンケート趣旨と違うのであれば削除願います。 「記録を入力してからでないとカセットオープンしません」「旧台帳送付はこの書式が整っていないと駄目」などと依頼を出してから数カ月後にこのような回答が送られてくるという今までと同じような体質の処理や、旧台帳送付については格納されている箱番号まで調べて記入した上で依頼をしているのに、たった1枚の旧台帳が送付されるまで3ヶ月以上はかかっている現状についてもっと目を向けていただきたい。庁も人手が不足していて処理が滞っているのであろうということは想像がつくが、お客様と直接応対しているのは事務所職員なのであるということを改めて踏まえていただきたい。 窓口でお客様に「蕎麦屋の出前みたいなことを言うな。そんなことを言って、回答を遅らせて、こちらが死ぬのを待っているんだろう」と言われたこともある。 事務所職員はひとりひとり社会保険庁の顔である。「庁が回答をしてくれないのでお客様に回答できない」という子供のような理由は今、そして今後は通用しない。 業務センター側から「遅くなって申し訳ない」ということだけでもお客様に連絡してくれるシステムがあってもいい。 記録整備の処理が事務所のWM操作だけで速やかにできるように早期に改善を切に希望する。
3583	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	特になし	年金制度について、制度の内容、仕組みを多くの国民の皆様に理解していただく必要を感じており、そのために、PR広報等、今以上に充実すべきと思います。	勤務先が変わるたびに厚生年金被保険者証の交付を受けていた被保険者が見受けられ、将来、年金受給年齢に達した時に、記録の統合がスムーズに行われれば良いがと、不安に感じていた。	窓口において新しい年金手帳を交付する際、説明可能な範囲で事業所の社会保険事務担当者に説明を行ったが、目先の対応に追われ、十分な対応が出来なかった点について反省している。 また、基礎年金番号の導入時に、十分な対応が出来ていればと反省している。
3584	地方庁	社会保険事務所課長級以上	新聞で報道されている事実以外知らない。	一人ひとりの被保険者・受給権者に対して時間をかけてでも、過去記録の確認を実施する。	平成9年の基礎年金番号制度創設時点で、基礎年金番号に未統合である記録が存在していたことは認識していたが、社会保険業務センターが計画的に統合する予定であった。また、年金裁定請求時に被保険者に対して過去記録の確認をすることで、統合もれは解消されるものと認識	結果的に多数の未統合記録が存在している状況については、自分自身の認識が甘かったと反省している。しかし、年金相談窓口などに裁定請求前に来訪された被保険者に対しては、その都度戦歴等の確認をしていただくよう心がけていた。
3585	地方庁	社会保険事務所長		○国民年金の未納者については、各県各市町村により取り扱いが異なっていたことから、全国一律の救済基準は問題があるのではないか、せめて各県単位での細かな救済基準を作成し記録の回復に努めるべきと考えます。 ○名寄せ特別便については、時間を要するが、現在の国民年金推進員等を活用し、高齢者は戸別訪問による記録の確認が有効な方法ではないか。 最終的には、他に、同一人がいない場合については、同一人確認判定委員会を設置し、その中で判断する方法で解決すべきと考えます。		
3586	地方庁	社会保険事務所課長級以上	今回の記録問題で国民年金特殊台帳の再点検をしたが、納付変換誤りなどが発覚した場合は本人有利に納付追加している。また、記録が判明した後に年金額が減額になる場合など、本人の記録から統合をはずしている。ずさんな管理が原因とはいえ、まともに納付している人との公平性に疑問を感じる。これは第三者委員会のあっせん事例をみても同様に思われる。	システム改善。 受給原簿記録と被保険者記録と別管理なため、特別便ではこの苦情が非常に多かった。 国民に信頼されるまでは避けて通れない問題である。	年金制度発足からの記録管理の問題であり、記録の整合性の確認を以前より実施しなかった本庁の責任は重大である。自分は記録問題が報道されるようになってから知り得たことが非常に多く、こうなることは本庁上部職員たちは以前よりわかっていたと思われる。	偉大なる？諸先輩方の産物ととらえ、一人ひとり懇切丁寧に対応して理解していただくことで解決していくしかないと思い対応してきた。 今後はチェック機能は充実させたシステム変更をし、ミスを事前に防ぐ対策をとることが急務と考える。
3587	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3588	地方庁	社会保険事務所長	すでに明らかになっている事象以外は知りません。	この設問の問題というのは、設問(6)の世間一般に知られていない問題のことを言うのか。または、年金記録問題のことを聞かれているのか判然としませんが、まだ知られていない問題については、(6)で答えたとおりです。また、年金記録問題については、残された紙データとの突合作業など人とお金を掛けて地道に調べていくしかないと思います。	被保険者一人が何通もの手帳を持っていることは業務をする中で知っており、基礎年金番号に統合されない手番記録が多くあることは、基礎年金番号制度が導入された平成9年当時にも認識していましたが、それも年次計画で順次本人宛照会通知が発出されており、また、オンライン上には記録が無くとも、紙やマイクロ上で保管されているはずであるし、年金請求時には本人からの聴取などにより統合されることから、未統合記録がどのくらい残っているかの具体的な数字は知らされていなかったが、順次解消されているものと認識していました。しかし、こんなに多くの記録が、統合されずに放置されているとは夢想だにしませんでした。よって、まさに、年金記録問題が大問題として存在するとを知ったのは、基礎年金番号に統合されていない記録が5,000万件あると公にされた、平成19年5月頃です。	5,000万件という件数は、とにかく想像もつかない数字であり、当時の政府が言うような数ヶ月で問題解決することは絶対ありえない、数年から10年はかかってしまうのではないかと思いました。その間も、人はどんどん歳をとって行き、亡くなってしまう場合もあり、なんとか一人でも多くの方の記録が見つかり早く統合できるよう、事務所の体制整備や電話や戸別訪問等による勧奨などに取組みました。 統合されないままの記録は、まさに放置されていた記録であり、社会保険庁本庁はそれがどのくらい残っているのか当然認識していたはずです。基礎年金番号が導入された平成9年以降平成19年までのこの10年間で、なぜ、もっと積極的な解明作業が行われなかったのか、残念でなりません。おそらく本庁幹部の誰一人として、ことの重大性を認識していなかったことが大きな原因の一つであり、（認識していたとしても予算その他の条件などで実施できなかったのかはわかりませんが）また、想像の域を超えた未統合記録の件数が残っていたことと、組織内（地方庁）に全く知らされていなかったこともまた残念であります。そういった意味で、その組織が業務を遂行する上で何が問題になっているのか、それを克服するにネックになっているものは何かなどの情報が
3589	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を増加し、審査する期間をできるだけ短くして回答する。特に問題解決に困難な場合は、担当者を複数にする。受給者に記録が見つかった場合は、最後先に再裁定を行うようにする。	極めて重要な問題と認識しています。そのような問題が存在することを知ったのは新聞などで報道されるようになってからです。	マイクロや原簿を徹底的に調べて、一人でも多くの方の年金記録を見つけて解決させようと対応しました。この問題についての反省点として、氏名の読み方や生年月日の誤りなどの人為的なミスがけっこう見られました。担当者以外のチェックする作業などを徹底していればある程度は防げていたのではないかと思います。また、もっと前の期間から、ねんきん定期便のように被保険者の方に自分の記録を確認してもらう機会を設けるべきだったと思います。
3590	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	年金記録が、事実に基づき適正化されることを、この問題の「解決」として考えると、記録の適正化が、自己あるいは他者の不利益、すなわち年金額の低下につながる可能性すらある中では、「問題の解決」は困難ではないかと思います。 自分自身あるいは他者の年金記録の適正化につながる行動に対して、何らかのインセンティブが働く仕組みが必要ではないでしょうか。	1. 問題の認識について 紙台帳とオンライン記録の齟齬、記録誤りなど、システム的あるいは人的エラーの存在を前提としたリスク管理が不十分であったこと。 申請主義を前提とした制度及び組織設計により、届出に対して、その真実性を権力の行使をもって確保することが困難であったこと。 労務管理に不適切な部分があったと思われること 以上を総合して考えると、国、とりわけ政府当局および厚生省幹部の不作為責任が追及されるべき事案であると考えます。 2. 問題を知った時期について 未統合手番の存在と、業務として継続して整理し続けていることを知ったのは、採用1年目ごろだったと思います。当時は年金記録に関する部署ではなかったため、漠然とした思いしかありませんでした。	前段: お客様から、ご自身の記録について、小さなことでもできるだけ多くの内容を伺い、お申し出の内容どおりの記録が存在するものと考え、あらゆる可能性から記録を調査するようにしていました。 後段: 当時の情勢を知る術はありませんが、新法施行時点で基礎年金番号を導入できていれば、これほどの未統合記録が発生することもなかったと思います。 また、記録問題に取り組む中で、当事者ご本人様がお亡くなりになっており記録が確認できない、またご存命であってもご高齢により記録の確認が困難な場合が多く見受けられます。 記録問題の顕在化および、問題への取り組みがせめても10年早ければ、解決できる問題ではなかったのかと思います。この問題に関しては、遅きに失したという思いを感じ、無念です。
3591	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	業務センターの増員や新しい専門部署の設置等、現在はベストの対策が 取られていると思います。	問題を知ったのは、「5000万件の宙に浮いた年金記録」がマスコミに 取り上げられ始めた時期だと記憶しています。 年金記録問題とは、単に記録に関するだけではなく、社会保険行政 全般への信頼の失墜と年金制度や国民一人ひとりの将来への不安から 派生したものであり、年金に関する全ての問題を包含するとともに、国民 の年金への不安感を象徴した言葉だと考えます。	現場に立つ私自身としては、来訪・電話をされるお客様お一人お一人に 対し、納得されるまで詳しく調べつくし、不安が残らないよう詳しくご説明を 行うよう努めてきました。 いくらたくさんの宙に浮いた記録があろうとも、結局は個別案件を誠心誠意 を持って対応を続けていくしかなく、それが信頼回復にもつながると思うからですが、ただ、これまでの個別案件について十分に調べつくしたのか、疑問が解け ないまま帰宅されたお客様はいらっしゃらなかったかと振り返ると絶対的な 自信が持てません。この点が、反省点です。 今後は、後に自信を持って、良い対応を行ったと言えるよう努めたいと 思います。
3592	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録問題専属の職員数を増やす。	自分が働いた期間はしっかりもらえるのがあたりまえなので、記録が受給額に反映されていないのはおかしいと思った。	窓口対応のとき、時間はかかったが1件1件丁寧に対応した。記録問題を専属でやる課をつくるのが遅すぎる。
3593	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	相談室としては、お客様に対して懇切丁寧に対応することしかわかりません。	マスコミ報道等により問題が明るみになった時期です。 WMの記録に間違いはないと思っていたので、他にも保管している記録があると知ったときは正直驚きました。	時効特例が発足され、本来受けられるべき年金が、受発時から受けられることになり、受給者に不利益が生じず、よかったと思います。 減額となる受給者に対しては、現在受給している年金を最低保障額となるようにして欲しい。同意を得られないことが多いので、いつまでたっても年金問題は終わらない。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3594	地方庁	その他(社会保険事務所)			1. 基礎年金番号以外の「手帳記録」の統合について(5000万件) じっくりと準備を積み上げたうえで、判りやすい説明の仕方をもって国民に働きかけ、厳格に本人確認しながら、記録統合しいくべきものと認識していました。 2. 原簿記録が未納で、ご本人に納付の記憶が有るもの(消えた年金) どのような作業においても、一定の割合で「漏れ」や「誤り」は発生する。できるだけ、間違い無いように事務を進めていたが、間違いを発見したら直ちに訂正を施していました。 3. 標準報酬月額の遡及訂正(改ざん) そのような問題の存在は、全く認識していませんでした。	1. (5000万件) 事務処理体制を整備しないまま、一度に全国民に対して性急に回答を求めたため、誤解や不安・不信感をより大きくしてしまった事が、反省点として挙げられる。 2. (消えた年金) 現時点で思い返してみると、事務処理のチェック体制は、充分でなかったともいえる。例えば、転出者にかかる納付記録の連絡(検認通知書)については、処理結果の回答を送り台ってはおらず。郵便事故で届かなければ、記録されないで終わる可能性があった。
3595	地方庁	その他(社会保険事務局)		過去の管理状況の悪さは今更どうしようもないので、将来に向けて、今までやってきた体制の問題点を把握し、二度と同じことが起こらないような体制を作らなければならないと思う。 また、過去の記録をもう一度整備することが必要だと思う。	記録問題が新聞等で大きく報じられたときに認識した。 私たちの過去の仕事のやり方、職業意識などが問われたものと考えていた。	とにかくこれ以降は、二度とこのような問題が起こらないように対処していくことが必要だと思った。 私は平成9年4月の採用で、ちょうど基礎年金番号制度が発足してすぐであり、その後それに伴う名寄せや記録の統合などの業務にも携わった。当時も基礎年金番号以外の番号を持っていないかの調査は行われたが、そのときにも現在の「ねんきん特別便状況照会」のような形で回答状況
3596	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	時間はかかるが、台帳とオンライン記録の突合	年金制度の危機的な問題。2年前から。	時間をかけてでも、本人の申出に基づき調査をした。準備が足りなかった。(人員・事業所検索システム等)
3597	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		5，6年前ころ。 紙台帳からWM化した際の混乱により生じた問題と認識していました。	期間調査を担当していましたので、調査依頼のあった方の記録、およびその方の記録が紛れてしまっていた記録は訂正していました。 再就職の際に手帳が無い申し出者に対し、安易に新規払い出しすることなく、再交付等の指導を徹底すべきだったと思います。
3598	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		平成17年から年金相談に携わり、裁定請求時など統合されていない手番の多さに驚いた。	オンライン化されていないものや、氏名・生年月日当等の収録誤りなどについての認識はほとんどなかったため、順次裁定時などに統合していくことより解決するものと思っていた。 <現時点でみた場合> 裁定請求時において、現氏名と旧姓、読み方の違いなどの氏名索引をして十分チェックしているものと思っていた。しかしながら、収録時の誤りなどは念頭になく、オンライン化されていないもの等は確認する術はなかったが、WMに収録されているものについてもチェックが十分であったとは言い切れないのかもしれない。(本人"記録もれ"と言った場合は当然期間照会等の」対応をするが)
3599	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金問題が公になるまで、年金記録照会はほとんどなかったので、 年金記録照会の仕事をできる人(経験したことのある人)が限られているということ。 記録をもれなく探し出し、回答できるまでの幅広い知識と経験をもっている人材は少ないということ。	年金記録に関わる職員をもっと増やすこと。 幅広い知識への講習等、人材の育成をしなければならないと思います。	未統合の記録があることは把握していましたが、ここまで多くの記録漏れや入力ミスがあるとは思っていなかったです。 メディア等で問題視されるようになってから知りました。	すばやく丁寧な対応をしようと思いました。 厳重なチェックが足りなかったと思います。
3600	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現実的には、亡くなられた方が存在すること、協力の得られない方が存在することなどから、完全解決は極めて困難と考えます。 また、高齢者を救うことを最優先にしなければならないのは言うまでもありませんが、ある程度時間を掛けて解決していかなければ危険であり、現状の対応方法を続けることは危ないと感じています。 全国に300強の事務所がありますが、各事務所によって状況が異なることはご存知と思います。 現在の事務所の定員は、概ね現在の管轄規模等で割り振られていることとおもいますが、過去の産業構造から、現在の社会保険事務所規模に比し、多くの未解決の記録問題を抱える事務所も多くあるはずです。(炭鉱・紡績などなど) まずは、そういった事務所に対し、多くの人を配置し、機構移行後の業務と切り離して進めていかなければならないと考えます。 記録問題関係の作業を事務センターに集約する場合も、現在事務所に滞留しているものも含め、全て事務センターで対応することとし、そのための要員も確保する必要があります。 年金事務所は、本来の業務を坦々と行えるよう、早急に配慮する必要があると思います。	年金記録の管理については、遡運時代も含め全て業務センターで行っており、単純に紙からデータに移し替える時に起きた不具合のみで、最終的には本人様の記憶(記録)による期間調査申出により判明するものと認識しており、本人記録に結びついていない記録が、これほど大量に存在していたことは知らされておりませんでした。 そのため、実際に知ったのは記録問題発生以降です。	裁定請求等の相談時には、管轄内の記録はその場で調べることが可能なため、その都度台帳や原票を調べていました。 管轄外の記録については、氏名・生年月日・事業所名称等の検索で記録が出てこない場合、「あの会社は厚生年金に加入してなかったと思うよ」とおっしゃる方が少なからずお見えになり、職員と相談者がその時点で納得(合意)をしてしまい、必ず調査申出を出すよう促してこなかったことも問題の一つと考えます。 また、金融機関の方が代理で手続されるときには、裁定請求書を受け取るのみなど、記録検索を十分に行っていなかったことも問題でした。
3601	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	調査申し出の回答。複数の年金手帳を作成することで、別人として処理され記録がまとめて収録できない事実をあまり報道されていないため、自分で年金手帳を管理する意識が低い。国民年金の学生免除した人が年金に未加入と誤解していることもある。国民への年金教育が必要。	平成11年4月以降、資格取得に年金手帳を提出せず、保険証の作成をさかす事業所が多かった。重複記録があり、照会するも保険証さえできればいいという姿勢で、新規で基番発行することがあった。被保険者に期間調査するよう伝えても、事業所から本人へ説明していたか不明だっ	当時、取得時に事業所に照会するけれど、被協力的だった。年金とくべつ便を早く始めていたら、本人が記録が確認でき、早い段階で記録の欠落の気づき収録できていたし、未加入事業所に勤めていたにもかかわらず、時間の経過で忘れてしまい納付もれと誤解することもなかった。
3602	地方庁	その他(社会保険事務局)	・特にありません。		・年金記録問題が存在することを知ったのは、平成19年です。 年金に対する不信感が増大するのと、自分が今までやってきた仕事は何だったのかと思いました。	・年金に対する信頼回復のため、記録確認につとめました。 オンライン上の記録で台帳や被保険者名簿等からの入力が正確にされなかったのが、結果として管理不十分になったと考えます。
3603	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	①国民一人ひとりに年金記録の情報を提供し、ご自身の年金記録を把握していただくこと。 ②その記録の内容にご納得いただくこと。 この2点が不可欠であることは当然です。 ①については、「ねんきん定期便」は非常に有効な手段であると思います。 ②については、相談のお客様に対し、単なる記録の確認にとどまらず、年金制度についてもわかりやすく説明することが大事だと思います。(例:国民年金の第三号被保険者の制度は、昭和61年4月から始まっているので、お客様の記録は○○のようになっています。・・・など)	お一人で複数の年金番号をお持ちの方で、その番号が基礎年金番号に統合されずに宙に浮いたままになっている状態を「消えた年金」という表現で社会問題化したことが、年金記録問題の発端です。 お一人で複数の年金番号が付番されても、将来、年金請求時にご本人に記録の確認をしていただいたうえで、統合すればよいとう考え方がこのような問題を生じさせたのではないでしょうか。	私達は被保険者の方々が納めていただいた大切な保険料をお預かりしているという基本に立ち返り、そのためにしっかりとした記録の管理とお客様への良質なサービスの提供を心がけています。
3604	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3605	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	回答までの時間を短縮が必須。 作業の流れの改善が必要なものがあるのかも・・・	入所前から報道で知っていたが、この様に複雑とは思っていなかった	回答までの時間がかかり過ぎであった。 ねんきんダイヤルへ相談しても『社保事務所へ』の回答だった様なので 案内しない方が良いのではと思った。 初めから時間の要するものは、途中経過の報告を、お客様へするべきだった のではないかと思う。
3606	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	「ねんきん特別便」のフォローアップ照会の担当をしていますが、本人記録の確認については同姓同名者が他にいない場合は、会社名を記入して本人に確認をしていただいていますが、会社名まで記入をするのなら職権で本人記録として統合・再裁定をすればよかったと思います。しかし、何回も照会をしているので、「もういい加減にしてくれ」との声もあり今後の中では難しさもあると思います。	年金問題は、たいへんな中で保険料を納めていただいた方に、きちんと年金として支払っていないことであり大きな問題だと思います。「宙に浮いた5000万件の年金」とさわがれるようになった3年前ごろから	この間、「ねんきん特別便」の入念照会・フォローアップ照会、旧台記録の統合や「報酬訂正」の担当者として、自分としては全力で取り組んできました。そして、与えられた限られた人数で、一応それぞれの割り当て分を消化することができました。 反省点としては、一つの作業が終わらないうちに、次々と別な作業がきて事務所として混乱をしていたのと年金受給者の方も混乱して、せっかく見つかった記録の再裁定の申出書の提出がされない方もおられました。そのため、再度督促を出さなければならず、事務の煩雑や経費の増額があったと思います。
3607	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		二年前ぐらいでした。	もっと、自己啓発に努めればよかったとおもいます。
3608	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません	調査人員を増員する	非常に重要な問題 早急に解決すべき問題 約3年前	現在記録管理係に在籍中のため、迅速・正確な処理を心がけています。 反省点としては、記録の管理がきちんとなされていなかった点が挙げられると考えます。
3609	地方庁	社会保険事務所長	思い当たりません。	一気に解消するには、対応できる人材が足りないことから困難だと思う。年金記録専門の担当を配置し、1件1件地道に解消していく他はないと思う。	一般国民、特に若年者に対する、公的年金制度の教育・周知を怠ってきたことと、年金制度を複雑にしすぎ、国民がわからない制度にした結果起こった問題と思う。 現場にいる者としては、事業計画による業務処理を行うことしか考えておらず、マスコミ報道されるまで何千万件もあるとは思ってもいなかった。	1件、1件丁寧に対応していくしか方法はないと思っている。 社会保険庁として、この問題が起こるまで定期的な記録照会を行うなど解消する対策をとってこなかったこと。 年金教育の不足。
3610	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	私は15年ぐらい前に、同姓同名の記録が入れ替わっていたことがみつかり、ご本人様に謝罪とともに記録の確認に伺ったことがありました。 そのとき思ったことは、同姓同名、生年月日だけで本人の記録と考えることに、相当無理があり、安易に判断できないと思いました。	具体的解決策はないと考えます。 ご本人様からの申し出が現在抱えている記録と一致しない場合はその事業所の適用等を鑑み相対的に判断せざるを得ないと思います。 コンピューター化されたことにより、記録確認が容易になったことは相当な進歩だと認めますが、その反面、記録の正確性が徹底的に求められる時代の到来と考えれば、いい教訓になったのではと思います。	私は15年前の教訓がありましたから、常々危惧していましたが、その後、四・五年前に新聞・報道等で公になったことを知り、ついにこのことが公の場で明らかにされ、大変な時代に突入したと思いました。	起こったことは素直に認め、下手に隠さず、画策せず、正直に受け止めるようにしました。 一部の人のあまりにも私利私欲が表面化していったことが、現在の社会情勢に拍車をかけたと思います。 眼に見えないものを信ずることが肝要だと考えます。
3611	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	なし	画像化システムが完成するため、機構本部等特定箇所で、計画的に作業を行ったうえで、ご本人にお知らせすべきである。(現行では、ご本人に同じようなお知らせが数回行くため、戸惑っている)	昭和50年頃 コンピュータ化になっていなかったため、国民年金については、本人の申出により過去の加入の有無を確認し、手帳番号を払い出していた。また、厚生年金についても、本人又は事業所の申出により手帳番号を払い出していた。したがって、2つ以上の年金手帳が多く存在していることは認識していたが、年金請求時に判明すると思っていた。また、件数については、このような多くの件数があると思わなかった。 平成9年頃 基礎年金番号制を導入した時、計画性がなく、あまりにも短期間で番号を付したこと、その後の	年金請求時には、洩れていた手帳番号があった場合、本人からの申出がない限り、事務所から会社名を言わないという取扱いになっていたためと思う。 基礎年金番号制を導入した時、計画性がなく、あまりにも短期間で番号を付したこと、その後の重複番号の追跡を丁寧に行わなかったことも要因にあると思う。
3612	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3613	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	年金特別便関係の対応を最後まで丁寧に行うこと。年配者が多いこともふまえ、時間と労力と費用をかけてでも今一気に解決してしまうべきだと思う。	お客さまの記憶まかせであったことや、年金制度の度重なる改正等、複数の要因が組合わさり、国民に不利益を与えてしまった。国の信用にかかわる重大な問題だと思う。 入庁後、報道により知った。	年金裁定の際、記録もれがない様お客様への確認に念をいれ、また再裁定等事務処理をできる限り早く行う様努めた。 お客様の立場にたち、一人一人が最善な年金の受給をできる様より積極的に業務をこなし、また早い段階でお客様自身の意識に呼びかけ協力をうながすべきであったと思う。年金制度自身も度重なる改正で煩雑なものになっており、様々な箇所で煩雑になっている。
3614	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点で、思い当たりません。		本人の未統合の記録と思われる場合でも、すぐに統合せずに、年金請求時に統合すれば問題ないという認識が少なからずあったことが問題だと思います。 その点についての認識は記録問題が発生する前の平成17年ごろだったと思います。	極力、本人の記録という確認がとれた場合は、上司とも相談して、統合するようにしていましたが、現在のように、徹底はしていなかったと思います。 当時から、徹底して、手番の統合に取り組んでいたら、現時点の記録問題は少しは軽減していたかもしれません。
3615	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上			厚生年金等の被用者年金の記録も含め、最終的に年金受給の際に統合することも可能なのでしょうが、人間の記憶のあいまいさを考えたとき、受身での統合でなく、当庁から発信する記録の照会が、一昨年の年金記録問題が大々的に取り上げられるようになる前(オンライン化完了後できる限り早い段階も含め)に、強化を図るべきであったと考えてはいましたが、具体的な手法については深く考えたことはなく、お客様の来訪時に「ひとつずつでも」というところからですが、年金記録の管理のお願いをさせていただいていました。 これだけ数多くの問題が蓄積されているとは、この年金記録問題が発生したときに詳細を把握したところです。	できるだけ早く、一人ひとりの記録を正しいものにしなくてはならないという強い気持ちで、統合のための訪問を数多く努力しました。ただ、年金の給付関係の知識が低かったこともあり、統合は簡単にできても、その後のフォローに関して説明に時間がかかったりと、自分自身のはがゆさも感じていました。 反省すべき点はやはり、前の設問でも書きましたが、オンライン化の早い時点で「こちらから発信する記録案内(照会)」が必要であり、また職員個々の意識ももっと強いものが必要だったと考えています。 今後もできる限り早くたくさんの、一人ひとりの年金記録が正しいものになるよう(強いコスト意識も持ちながら)、地道に足を運ぶことも含め努力したいと考えますし、また、「年金」ということに対して、早く「安心」という気持ちを持ってもらうため、記録問題の解決に今後も努力しようと考えていますが、住所地を転居した場合でも、また転職した場合でも、基礎年金番号が変わらないよう
3616	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上			・国民に対する謝罪的な気持ちと一方で、社保庁の国家事務に対する長年の正当な事務処理への取りこぼしの表面化。 ・具体的に知ったのは、一連の年金問題が報道された時期(平成16年4月頃からか)	・与えられた業務及び問題に対し、真摯に、有耶無耶にせず、自分のやれる事はやるスタンスで業務に対応している。 ・社保庁だけが悪いのではなく、国・政府・関係省庁・当時の社会構造等様々な要素が今回の問題に関係があると思います。その時々に、キッテリ対応できていれば(現実には難しい)良かったと感じます。
3617	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	知識が不足しているものをいくら人数だけそろえても、新たな問題を生み出すだけ。ベテランや業務に精通している者をそろえるべき。	マスコミで取り上げられるようになり、認識するようになった。ここまで端末に名前が登録されていなかったのでは、裁定時に統合するのは困難だったと思われる。	対面でできるだけ当時の情報を詳細に聞き出し、統合につなげようとした。統台帳時代に安易に手帳を払い出したこと、機械化の時に突貫工事で記録を入力したための誤入力が最大の原因。
3618	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	1.介護・福祉関係者、経済団体、企業、労働組合等関係団体等から情報をインターネット等から収集し集会開催に職員が赴く、また、自宅から出かけることが困難な老人、障害者等についても市町村や各種団体から情報を提供していただき「ねんきん特別便」等の年金記録の確認及び確実な回答・回収の取組を行う。 2.「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」の期間照会回答にいて、全国統一した処理マニュアル及びきめ細やかなサンプル回答書を作成する。	年金問題を認識したのは、平成18年頃マスコミ報道されてからです。	法令・通知等に基づき適正に業務が行われているかチェック方法を全課員と共有し業務遂行する。 お客様の立場に立ち業務を行うことを常に考えるよう反省しています。
3619	地方庁	その他(社会保険事務所)	・特にありません。		・約、2年前に過去の加入記録の誤り(もれ等)と認識しています。	・誠意を持って対応するように心がけた。
3620	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	可能な限り、最後まで調査をして、本人、もしくは遺族にきちんと答えることが一番だと思います。 社会保険庁が行政として行ってきたことに対して、結果、経過において止むを得ない面と、怠った面があることをきちんと総括し、国民に説明するべきだと思います。 苦情での来訪者に、何故できなかったかと思われる理由等を説明し、それが理解され納得してもらえた被保険者がたくさんおられました。	2007年頃にマスコミ等で騒ぎとなり、対応が難しいものと意識した。 被保険者が一人でいくつも番号が取れた時代を経て、早めに手を打つべきとは思っていたが、当時は年金受給時(請求時)にまとめればよいという時代でもあった。 しかし、コンピューターもない時代に、重複取り消しなど、退職者もいるなかで調査してもそう簡単にできることではなく、事業主を通じて啓蒙するしか選はなかったのも事実である。	昭和の時代から、疑重複番号調査、整理等が中々進まない中で、年金基礎番号制度を進めても、国民(被保険者)の年金制度における意識の低さも一つの原因ではあったことから、番号統一を指示しても、通知封筒を開けないでそのまま放置している事例も多々見られたと思う。(国民(特に壮年) 一般的に、年金受給時(請求時)にひとつにまとめればよいと言う風潮があったのも事実であり、職歴記録確保のために。せっかく年金手帳の備忘録欄に、自分の職歴を記載するように成っているが、実際に記載する人などほとんど見られなかったのも事実であり、手帳の活用の意味さえ知らなかったことは残念である。(本人も会社か役所が記入してくれるものと思っている人が多かった) 年金基礎番号制度は考えとしてよいものであったが、国民意識の希薄さの中で進めるには準備不測であった。 もっと国家事業としての国民理解を得て、社会保険庁のみならず、政府として、予算も時間もか
3621	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3622	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会的にも大変重大な問題と認識しておりました。 2年前の事項認識しました	一つでも多く未統合記録を統合しようと処理に努めました
3623	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らないです。	自宅訪問で1件ずつ確実に解決していく。	基礎年金番号に収録されていない記録が本人の記憶がない場合の確認方法について問題があったと思う。 基礎年金番号導入後、しばらく経過してから。	当時は本人に事業所名等の情報を職員から伝えることができなかったため、対応できなかった。 全体的に年金制度について理解が不足していたと思う。 (職員の説明不足、本人・社会保険事務担当の理解不足等)
3624	地方庁	社会保険事務所課長級以上	被保険者名簿で管理されている厚生年金被保険者記録で書き換え名簿で被保険者番号の欠落があり記録の確認ができない事例がある。	よい考えが思いつきません。	年金記録問題を担当した平成19年で、年金受給権、年金額に関係する問題とおもった。	オンライン記録が必ず正しいと思わず被保険者名簿、被保険者原票の記録との突合等を行う。 銀行預金(郵便預金)ように、当初から機械管理が必要だった。
3625	地方庁	その他(社会保険事務所)			○年金記録問題とは、過去の厚生年金期間記録及び国民年金期間記録データが統合帳からコンピュータの入力が不正確であったこと及び、国民年金と厚生年金がそれぞれ別に管理され、年金を請求する際に本人に加入期間を確認し年金を決定するしくみが宙に浮いた年金記録を作ってしまった。	○ねんきん特別便及びねんきん定期便の窓口対応を行った。 ○コンピュータ入力の際の不正確な入力及び、年金請求が申請主義であることの問題(短期間の厚生年金期間などは本人が忘れているケースが多い)
3626	地方庁	社会保険事務所課長級以上		記録問題については、本人のものと確定できても、本人の届出がない場合、本人にまったく記憶がないなど統合できない状態の場合がある。ある程度の範囲で職権でできればと思います。	大変重要な問題だと思います。年金は請求がないと支給できないため、今回の問題によって、今まで確認できずに未統合だった記録が本人の記録と判明したことは有意義でした。 基礎年金番号が導入された以降と思います。手番のままの記録が溢れていました。諸届の提出の際に、年金手帳や本人に確認し判明できたものについては、基礎年金番号に登録をその都度、統合処理を併せて行いました。	できる限り相手の話を聞いて対応を心がけました。窓口や電話の対応はとても大変でしたが、やってよかったと思いました。 今回の一連の記録問題については、手順がまずかったと思います。特別便を送付する前に、旧台帳の記録や漢字カナ変換、氏名索引、払出簿等の記録を整備して、コンピュータに登録をしてから、本人照会分するべきだったと思います。何度も同じ手続きをすることになってしまったり、はじめは記録が見つからないのにあとから判明したりとか、事務所の窓口では非常に混乱し、職員が対応に困ってしまいました。
3627	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	専門の人が処理出来る体制をつくる。	平成9年1月1日基礎年金番号が付番された時は年金請求の際に順次統合されるという予定でそれにより順次統合されると思っていました。	期間照会申請書を処理する際に出来るだけ統合出来るように確認しました。 色々な問題に対しての危機感が少なく、認識が甘かったと反省しています。
3628	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。		問題が報道されて知りました。 制度周知不足なのかと思っておりました。	年金制度をなるべく専門用語を使わず、わかりやすく説明するよう努めました。 制度周知不足に関しては、CMなどだけでなく、国民の義務である以上、税金や健康保険とともに義務教育の教育課程にもりこむべきではないかと思います。 処理誤りを極力なくすよう、チェック機能をより充実させる。莫大な量の書類を管理者数名で完璧に見るのはほぼ不可能。 届出申請ではなく、入力を被保険者にやっていただくシステムにすることも一つの手段なのではないかと思います。
3629	地方庁	社会保険事務所課長級以上		＊現時点において本人からの回答があったものについて処理をする。機構に移行して再度未回答の方に特別便を郵送する。＊マスコミ等の利用により特別便の回答を促す。	＊業務課に在籍しているとき不備の記録があることがわかった。20年前くらいです。件数がそんなに膨大にあることは今回の記録問題で知った。	＊その業務についているときは名前等のないものを払い出し簿からみて整備をしていた。＊基礎年金番号付番のとき事務所においてきっちりとやっておくべきものだったと思う。私たちはシステムの件では業者に依存していたのも問題だとおもうエラー分について報告等がきっちりされてたら問題は起こらなかったのではないかと思います。
3630	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全ての記録についてカセットをオープンすること。誤った手番に収録されているものについては、番号を払い出して記録を明確にすること。 その後に名寄せ便を送付し、回答により、本人の記録と思われるものは積極的に記録を統合する。高齢者の記憶があいまいであったり、不明瞭であるため、回答が無ければ客観的判断で統合することが必要だと思います。 また、名寄せ便での回答で再裁定も兼ねるような様式にできないものできでしょうか。	最も大事で、早急に解決しなければならない課題と認識していました。 マスコミ報道で知りました。	回答までのスピードを重視して対応しました。 以前は、記録は手番として収録されていると思っていました。統台帳分を手版として収録するための予算措置を講じるべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3631	地方庁	社会保険事務所長	年金関係業務の経験は少ないので、世間一般に知られていないような事までは知りません。 ただ、世間一般に知られている事には間違った事が多分にあると思います。	年金に関しては、今まで政争の具にされてきたため、改正、改正が度々繰り返されてきた関係で、非常に解りにくい制度となっていると思われます。また、未統合の年金記録は、40年～60年以上昔の紙台帳で管理していたものがほとんどであると思われます。 以上の点を考慮し、その当時の事業所等を記憶している先輩の方々及び年金制度に精通した職員達を多数そろえ、地道に時をかけて解明してゆくしかないと思います。 短期間での解決はありえません。 厚生年金から国民年金への切り替え手続等の不備による未納期間はよくあることだと思われますので、「消えた年金空白期間2年以内救済」の新基準が報道されていますが、こんな事を実行したら、また世間は大混乱するのではないでしょうか。	人間の手作業業務でありますから、間違いはあると思いますが、そんなに多くは無いと思います。本当に自分の記録がなくなっているのであれば、それは大問題であり、一刻も早く解明し記録を回復させねばなりませんが、未統合記録の大部分は、被保険者の方々が、行く先々の事業所において新たに年金番号を取得され幾つもの番号を所有されていて、取得された事業所の記憶すらない、或いは事業所が無くなっている等で特定が出来ないもの、生年月日を偽って届出しているもの等、昔は、世間一般に、年金への関心度は薄かったため、被保険者の責任も多分にあると思います。 ですから、年金の重要度が高まり、基礎年金番号が創設され、統合されていない宙に浮いた年金記録が5，095万件もあるとの報道がされたため、過激な報道では「消えた5，000万件」とか「消えた5，000万件」という、世間の不安を増幅、煽るような報道がなされたため、大問題へと発展したものであると思っていました。それまでは、年金請求時に職歴等十分に確認し、新たな年金番号が判明すれば統合するなど、順次宙に浮いた年金記録は解明できていたものと認識していました。	誤った報道であれ、宙に浮いた年金記録には間違いないので、一刻も早く国民の皆様方の信頼を回復すべく、大会、会議、説明会など機会あるごとに、社会保険事務所に対する信頼の回復をお願いしてきました。もちろん職員とも意思統一を図り、全職員一丸となって来訪者にも真心を込めた誠意ある対応を行ってきました。その証に、事務所グランプリでは、3年連続で長官特別表彰をいただいております。 この問題に関しては、社会保険庁からの指示通りに、真面目に業務を遂行してきたつもりであるにも拘わらず、年金記録業務とは無関係な部分にまで踏み込まれ、叩かれ、不真面目な職場のように思われたのは大変遺憾であります。また、有能で経験豊かな職員達が、心の病になり退職、或いは社会保険職場に疲れて退職していった事は誠に残念でなりません。 1人の被保険者が幾つもの年金番号の取得により、あまりにも多くの年金記録が存在するのが解って、その対処策として基礎年金番号制を実施した事では良かったと思います。その結果5，095万件もの記録が宙に浮いているという事実が明るみに出て、基礎年金番号制が仇となったのは誠に遺憾です。 この報道がされた時点で、説明なり説明なりできなかったのでしょうか。「消えた年金」「消された年金」等言われ放題で何もしない。間違った報道により、怒っている国民(有権者)のご機嫌取り
3632	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職員だけでは、時間的にも件数的にも早期解決は難しいと思われるので、非常勤職員(アルバイト等)を多く雇い入れて早期解決を目指していくようにしたほうが良いのではないかと思います。雇い入れる場合には、専門性のある仕事になるので年金関係の仕事に従事した方を求めるほうがいいのではないでしょうか。また、年金関係に携わったことがない方であっても、できるだけ雇用契約期間を長くして雇うことによって、ようやく仕事に慣れた方が雇用期間満了等で終了にならないようにしたほうがよいのではないかと思います。	年金を扱う仕事をしている以上、この問題はあってはならない問題だと感じました。お客様が支払ってきた年金記録の管理が不十分であり、年金支給の段階でご迷惑をおかけしているんだと考えました。ただ、残念ながら自分自身この問題が大きく取り上げられて初めてこのような問題が存在することを知りました。	ねんきん特別便等を通してお客様の声に耳を傾け、時には相談などで1時間、2時間かかることがあっても最後まで対応しようと心がけていました。 反省点となると記録管理の問題が第一に挙げられると思います。現在基礎年金番号が導入されておりますが、一人一つの番号であれば記録漏れなどがなくなると思いますので早めの導入だったらと感じます。また、複数の番号をお持ちの方についてはお客様宛ての確認作業についても現在の名寄せ作業のようなことをもっと早く行っていればこの年金記録問題も起こらなかったと
3633	地方庁	その他(社会保険事務所)		・名簿のデータをもとに、記録の整備。 ・年金制度に関する周知。	基礎年金番号導入時から、年金手帳が2冊以上ある方がほとんどであったにもかかわらず、すぐに1本化して下さいといった周知が足りなかったのではないかと思います。 特に会社が手続きをおこなってくれる厚生年金については、学校等で習うこともなく制度について、よくわからないといったかたが多いため、おきた問題だと思います。 現在でも、よくわからず来所される方が大勢います。 誰もがわかりやすい制度であってほしいです。	特別便・定期便等、問題の解決に向けてやっていくといわれたものに関して、 窓口や照会対応につとめています。 特別便の回答を庁へして下さいとしたものが、現在住所地の社会保険事務所におりてくるまでとても遅く、現場は大変な思いをしています。 はじめから、きちんとした方針のもとどうやっていくのかを、早めに示していただけたら、もっと効率的にできたのではないかと思います。
3634	地方庁	社会保険事務所課長級以上		国民年金の期間照会のように、調査中の段階で市町村から台帳を吸い上げるなど現在途中で止まるような状況をつくらないでください。必ず漏れがでます。 現時点にいたっては市町村に送った方が早いと思います。	年金記録問題は、必ず完結すべき問題と認識している。	まず、職員全員で対応する体制をつくり、若い職員の意識を高めること。
3635	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	一人ひとりのお客様に対して丁寧に対応すること、専門的な知識のある職員が対応すること。	基礎年金番号に統合されていない年金記録があることは認識していたが、裁定請求書の提出時に年金記録を統合することで年金給付の金額には影響がないため、問題として認識していなかった。年金記録問題としてマスコミ等で騒がれ始めてから、問題となっていることを認識した。	特別便等の対応の際には丁寧に、かつお客様に対して分かりやすい説明をするよう意識していた。年金記録問題については年金記録の管理の複雑さ(氏名のフリガナ登録の誤り等)が大きな問題だったと思う。
3636	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	都道府県単位に記録整理班等を設置し、市町村等の協力を得て徹底して戸別訪問実施する。	大変なことと思っている。平成14年ごろ期間照会業務に携わったとき	この記録問題についてはもっと早くから整理をしていればよかったと思う。
3637	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3638	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題が起こる前に、氏名・生年月日・記号の登録がされていないものがあることは知っていた。それを知ったのは、問題が起こる3・4年前ごろだったと思う。	本人から照会の申出があった場合は、マイクロを確認の上、収録していた。 しかし、現時点で考えた場合、組織全体として状況を把握の上、計画的に収録を行っていれば、今回の混乱はここまでにはならなかったと考えます。
3639	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	被保険者の一人ひとりに加入記録を確認していただき、きちんと整理するしかない。そのためにも、必要なマンパワーと予算を確保する必要がある。 また、年金記録については、被保険者や事業主からの届出に基づき処理を行っているが、年金制度に関する手続き方法等について知らない方も少なくないと思われる。従って、制度内容や手続き等についての周知・広報を十分に行い、きちんとした手続きをしていただくことも必要ではな	平成10年頃であった思うが、基礎年金番号に統合されていない加入記録があることを知った。件数ははっきりしないが、かなりの件数であり、これらの記録を裁定請求時にご本人の記憶から探し出すのは時間を要する等、かなりの手間が生じるのではないかと考えた記憶がある。	被保険者の記憶が新しい内に早くきれいにすべきであるとは思ったが、予算等の制約もあり、難しい問題であった。やはり、基礎年金番号導入時にもう少し国民の皆さんにPRを行い、早く対応すべきであったのではないか。
3640	地方庁	社会保険事務所課長級以上		問い合わせ、相談に対して誠意をもって対応し続けるしかない。 根本の法律等を変えない限り完全解決はないと思うので、あとは地道に対応を継続するしかないと思う。 ただし、安易に本人の申し立てだけで加入(納付)記録を認めることは、年金財源の問題等から見ても妥当性を欠くと思う。	複数の番号を持っている方がいることは認識していた。年金請求時に氏名索引等で統合されることとなるので、これほどの問題になるとは思っていなかった。	来所されたお客様に対してできる限りお話を聞きだし、記録を探すとともに、丁寧な対応、説明をこころがけてきた。 組織全体の問題であり理不尽な言動にたいしても謝罪を繰り返してきた。 反省点 過去の記録の管理がずさん(特に国民年金)であった。 年金手帳の重要性についての周知の不足(基礎年金番号の事を知らない人が多すぎる)
3641	地方庁	その他(社会保険事務所)	未統合手番について、WM上で記録が確認できない(カセットが開いていない)ものがまだ数多く存在すること。また、WM上の厚生年金の加入記録について、事業所記号が収録されていないものが数多くあり、記録照会に手間取る要因の一つになっている。	早急にカセットをすべて開き、WMに収録する。 原票を基に事業所記号を補正収録する。	平成10年頃より。 手番の重複取消処理を行う際、WM上に収録されている氏名の読み方に誤りのあるものや、名前が相違しているものが数多くあり、過去の記録には不備が多いなと感じていた。	上司より、記録のオンライン化の際に生じたと思われる不備の経過を聞き、いつか台帳との突合などを一斉にやらなければならないだろうと話はしたが、一人二人でできるものではないので、具体的に動くところまではいかなかった。 手番の重複取消や期間調査の業務に携わった者、オンライン化の際に在職していた者であれば、おそらく似たような問題意識は持っていたと思う。もっと早く皆が深刻な問題として捉え、行動を起こすべきだったのではないかと考える。
3642	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	人海戦術しかないのではないでしょうか	大分前のことなので特に疑問はもっいなかったと思う	
3643	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在、行われている施策を円滑に実施していく他、一定の条件の場合(はっきりと特定が困難なケース等)に、氏名、生年月日が一致している場合は、複数該当者がいても同じ記録を追加するなどの取り扱いが必要なのではないかと考えます。(1件でも持ち主を特定するためには。)	年金記録を調査する仕事が存在することに、当所は、違和感を覚えた記憶がありますが、5千万件の不明があることを認識したのは、マスコミ報道後です。	年金相談対応時に極力、氏名等から記録が判明するよう、努めました。 この問題は、最大の発生要因は年金資格取得時の届けについて、本人の申請に極度に依存していたことだと考えます。そのことを早く認識し、問題提起を行えるよう、在るべきでした。
3644	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3645	地方庁	地方社会保険事務局長		現在の取組みを進める以外に特に効果的な方策は思い当たらない。	被保険者記録は、裁定請求時にほぼすべてが判明するものと考えていた。しかしながら、想像以上に、記録管理の不正確があったり、同一人にあまりにも多数の番号が払い出されたり、被保険者の記憶が相当にあいまいだったりといったケースが多いことがわかり、記録問題の根は深いと感じたが、解決に向けて少しでも前進するよう取組みを推進すべきと考えている。 記録問題の存在を知ったのは、3年くらい前にこの問題が社会問題化したとき	一人でも多くの方が解決するよう取組みを推進している。 オンライン化、電算化の際、古い記録も含め、すべて正確に磁気データ化すべきであったかと思う。ただし、予算確保や技術水準等の問題も存在したはずであり、それが可能であったかどうかは不明。 また、同じ人に多数の番号が払い出されており、重複払出しの防止策が十分に機能しなかったことが問題を大きくしたといえる。実際に期間照会業務に携わり、記録が判明するほとんどが重
3646	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	もっと経験者で対応していくべきだと思う。私は以前期間確認センターにいましたが、所沢に異動になりました。私だけでなく、センターにいたときにもようやくなれてきた者を事務所に異動させてしまい、また新しい人に対応させる、という非効率的なことではいつまでたっても完了しないと思	直接、調査・回答を行ってきたのでとても重い問題だと感じていた。ただほかがどのように感じているのか・・・、疑問に思うことがある。 自分は任期職員として昨年の3月から業務をしているので、遡ってもそのときから認識していた。	紙の台帳、マイクロなどで調査して正確に記録の統合を行うようにしていたが、年内中に完結させる、ということを目標にしているので、時間が足らないと思う。古いデータを確認することは、思いのほか時間がかかり、それを正確に行うことは大変な作業であるため。
3647	地方庁	その他(社会保険事務所)			問題を知ったのは特別便が始まった頃です。 以前から統合されていない記録が存在していることは周知していましたが、 受給者の方のもれがここまでとはわかりませんでした。	とにかく統合をさせていただくという気持ちで、接客態度については、わかりやすくを意識しながら対応しております。 お客様が言われることを受けとめて、「ひょっとしたらまだ記録がもれているのではないか・・・」という姿勢で対応しなければならないと思います。
3648	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	台帳照合作業は人の目で確認しながら行わなければならないため、やはり業務に精通した人間が処理するのが早期の解決につながるのではないか。	平成9年の基礎年金番号が始まった時点で未統合番号が数多くあることはあるていど知っていた。 国年については納付記録が誤っているものがあるとの認識は無かった。 未統合番号については、通常業務の中でも随時処理を行っていた記憶があるが、5000万件あると知ったのは公表で知った。	平成9年当時、基礎番に同封されていた返信用ハガキを確実に返送していただくような手立てをしていれば、未統合番号は少なかったのではないか。 厚生年金記録についても本人の記憶に無いものについては本人記録と特定せずに処理していた。もう少し本人から記憶を引き出すヒントでも与えていれば厚年記録の件数も減少できたのではなっかと今では反省している。
3649	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	専門の部署を作り、マンパワーを投入する。	平成19年5月まで、そのような問題があると知らなかった。	年金請求時点に記録を統合すればいいと言う甘い認識があったので、基礎年金番号が、導入されたときにもっとしっかりした対応がなかったことが反省点
3650	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成21年4月1日入所の為、現時点で特殊な問題点を発見する事はできていません。		将来の生活資金に影響を及ぼしかねない重要な問題だと認識しています。 数年前から、各マスコミ等の報道・情報により問題等がある事を知りました。	年金加入記録について、自身の自己管理も大切だと判断します。 上記の事を踏まえ、源泉徴収票は必ず保管するようになりました。 記録の管理も自己防衛が必要だと感じます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3651	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	事業所整理記号の重複払い出し 職歴を打ち出す際に混乱や誤りをきたすとともに記録確認においても妨げになっている。 厚生年金とみなした船員保険期間記録の喪失(原簿上資格記録と報酬のみが入っていて加入記録としての態をなしていない) 船員保険記録が入っていたとしても事業所(船主)が良くわからないことが多い。 旧法受給者の通算対象期間について 通算期間が何ヶ月あるかとしかなく、中身がわからない。再裁定時には再度確認しろという無茶振りをされる。過去の仕事を信用していないのは理解できないでもないが、2度手間である。 厚生年金基金記録 代行返上対象者なのか連合会扱いなのか判断しかねるケースが見られる。 資格記録画面で人目でわかるようになっていればよかった。 厚生年金賞与記録 報酬記録にも言えることだが、遡及分があった場合過去分をすべて取り消しした後で無ければ入力できない仕様となっており、入力処理誤りを招きやすい。ダイレクトに入力処理できなかったのか。 70歳以上被用者届出関連 完全に2度手間、処理漏れの温床。	システムの改善。記録の確認。事態の解決に王道は無く、相当の時間をかけなければならないと思料します。	過去記録の管理はかなり粗いものと思ってはいましたが、ここまで記録管理がいい加減だとは思っていませんでした。 平成18年以降です。	能力の及ぶ限り事業所に届出の徹底、被保険者には記録の確認をお願いしました。個人的には反省する点はありません。 しいて言えばこれらの問題の解決について改善要求をしてこなかったことがあげられますでしょうか。
3652	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3653	地方庁	その他(社会保険事務所)	別にありません。		厚生年金の資格照会の担当をしているので、別人の手番(10けたのうちどこか違うため)に記入されていることによる記録漏れや年齢を若くして入社された方とかがありました。事業所をかわるたびに厚生年金の手番を取得していくつも番号がある。	別人の手番は名簿担当者の記入ミスか事業所が提出した取得届のチェックミスとおもわれます。いくつも手番がある人は前の会社を知られたくないと言う本人の事情もあるとおもわれます。
3654	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	約束期限重視ではなく、一件一件時間をかけての対応。記録照会業務については、経験の有無によって回答が変わる可能性があるため専属での対応もできることならば必要と思います。 結局は、一件一件真摯に対応していくことが、国民全体から納得、信頼を得る一番の方法と思います。	資格照会業務を担当したときに、未統合の記録が予想外に多いとは思っていました。ただ、組織全体に危機意識がそこまでないように思われたので、そんなものだと認識をしていました。その後、国会での議論を目にするようになり、問題として認識するようになりました。報酬の問題については、問題になってから、初めて認識しました。	小さな事でも、おかしいと思うことについては、報告、解決するように普段から努めていきたいと思います。また、今回の年金問題については、経験も浅く、制度全体に対する知識が十分でなかったため、お詫び、資格照会に携わるぐらいの対応しかとれませんでした。今回の問題については、組織全体に本来は申請主義であったため、記録の統合に対する意識が、お客様の求めるレベルに達していなかったことが番お問題と思います。また、徴収については法律に対する認識をいままで以上に強くしていく必要があると思います。ただし、現状の制度自体が中小企業の事業主には、少し負担が大きすぎるのではないかという声もお客様より多く頂戴します。
3655	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金の第3号被保険者記録と配偶者の厚生年金記録の不一致(配偶者が厚生年金の喪失・再取得をしているがその間の種別変更届が漏れている)となっている記録がある。広報や勧奨も出されているが、再度、抽出をかけて届出勧奨を実施する必要があると思う。	これまでの特別便や定期便や申出書等々の処理について、人員などの体制を確保する必要がある。 今後の取り組みにおいては、準備をしっかりし、解決までの調査や事務処理の体制を整えたうえで実施するのが、結果的に早く処理を終えることができる。 (国民年金でいえば、市町村の台帳等の電子画像化や払い出し簿の検索システム等々、これまではできていないままに実施したことで処理が遅れることとなったなどの経験を生かすべきである。)	被保険者や受給者の権利に関わる重要な問題であると認識していた。	年金相談や請求などの機会のつど、氏名検索や国年マイクロ、国年配偶者記録、期間重複などについて確認し、対応に心かげていた。しかし、WM上の記録に反映していないものまでは確認することはできなかった。 全職員の意識が現在のように、記録問題の重要性を認識したものとなっていなかったことの問題。 点検・チェック等の十分な体制がなかったことの問題。 被保険者に対して通知をしてこなかったことが問題(標準報酬月額や各年の納付記録等、本来
3656	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		未統合記録等を全職員一丸となって全力で早急に解決して、その結果を国民にお知らせするしかないと考えます。	国民の生活に直結する非常に重要な問題であると考えています。 平成19年度頃です。	入念調査等一生懸命になって取組みました。 記録の管理方法と考えます。
3657	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道等で指摘されている問題以外で把握していることは特にない。	平成20年からのねんきん特別便をはじめとして、年金記録の確認のお知らせ、年金定期便により、徐々に解決に向けて進んでいると個人的には思っている。今後は人員を割いてでも、未回答者に対して、市町村の協力を得て、自宅等への訪問を実施する等、積極的な姿勢が必要だと思っている。	平成18年4月採用のため、年金記録問題を実際に認識したのは、マスコミ等で報道がされ始めた平成19年頃である。それまでは、未統合の年金記録があることは把握していたが、5000万件という件数や、その中の受給者の割合がかなりあったことなどはまったく知らず、正直驚いたのが実際である。	組織の一員としてこの問題に対する責任は受け止めなければいけないと思っている。当事務所は、年金特別便開係を全所体制で対応しているが、自身もできる限り窓口対応を率先して行うよう心掛けている。 基礎年金番号を導入して10年以上も未統合記録を残してしまっている責任の所在を議論するより、今は一件でも未統合記録の解明を図る方法を考えることが重要だと思う。
3658	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにありません。	時間はかかりますが、職員一丸となり、整理していくしかないと思います。	二年くらい前に、知りました。	事務所一丸となり、お客さまの年金不信をなくすよう、対応しました。 年金受給者を整理してから、被保険者への作業をすれば、もっと効率よく整理できたのではと思います。
3659	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3660	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ひとつひとつ確実に正確に丁寧に処理していく。	オンライン化作業のときに正確に移管できなかった。 一般的に知られるようになってから。	被保険者の立場に立って話を聴く、申出の記録を正確につなげていく、など。 確認作業が甘すぎる。
3661	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にない。	現行の方策をとった以上、現行方法で徹底的に処理すべきと考えます。	重要な問題であると認識していました。存在を知った時期は正確には記憶していませんが、一般的に知るところになったころではないかと思います。	お客様に対して誠心誠意、かつ迅速に対応しようと思いました。送付する順を、5000万件をメインに送付し徹底的に解決した上で、特別便を送付した方が良かったのではないかと思います。また、受付や人員の配置を地方でした方が混乱しなかったと思います。
3662	地方庁	社会保険事務所長	現在までに報道され、また公表された以外に、報告させていただく事項はございません。	一挙に解決させることは到底無理と考えます。「ねんきん特別便、定期便」の未回答者に対しアプローチしながら、一件づつ記録の確認作業をしていくしかないと考えます。 また、マスコミ等を活用し、国民の皆様方に、この問題が如何に重要で、ご本人にとっても大切な問題であるかということをご理解いただき、ご協力いただかなければ、私たちからの一方的な働きかけには限界があると思います。	昭和63年頃初めて厚生年金の適用担当課に配属され、取得届を受付けた時、年齢からみて過去に加入されていたであろうと思われる方であっても、新規取得の届出書を受付けてしまいました。 当時は、届出いただいた方も年金受給年齢までまだまだ年数があり、いつでも記録を統合することもできましたし、最終はその方が年金を請求いただく時に、ご本人が過去の職歴や加入僧を申し出いただければ充分間に合うと考え、このような問題になるという認識まで至っておりませんでした。	当時は、認識が非常に甘かったため、漠然とした問題意識は持っていても、一担当者や一事務所でできることは限られたため、課長等に相談したり、ましてや当時の本課に対し、問題提起するまで至りませんでした。 私が採用された昭和51年当時でも既に厚生年金制度発足から30年以上経過しており、問題意識があったとしても、何ができたか疑問です。 ただ、今はあらゆることで問題提起できる環境ができておりますので、今後は問題等があれば報告できますし、また職員からの報告や相談がしやすい環境づくりに努めております。
3663	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金加入記録について未回答の方については、繰返し加入記録票を送付し、回答のご協力を求める。	老後の生活を支える年金額計算の基礎になるもので、国民にとって非常に大事な問題であると認識しています。 平成18年頃からのマスコミの報道で知りました。	ねんきん特別便やねんきん定期便等にかかる照会や調査には積極的に取り組みました。 年金記録は国民の皆様の大切な財産であるという職員の認識が低かったのではないかと反省しています。
3664	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		統合されていない年金記録の存在は知っていましたが、今日的な大きな問題となることは想像していませんでした。 業務に携わるようになってから知りました。	年金裁定請求書を受付した際に被保険者に同姓同名で別番号が存在した場合の確認や厚生年金や国民年金の適用の際の疑重複の確認を行いました。 しかし、聞き取りや調査をするも限界があり、また不十分な調査、確認であったため、結果として統合されていない記録が存在したのでないでしょうか。 また、ひと昔前のオンラインではない台帳時代は調査、確認することにかなり限界があったのではないでしょうか。 年金記録を管理するうえで、社会保険庁として厳格に管理できる体制であったかどうか・・・
3665	地方庁	その他(社会保険事務所)		長い時間のなかで起きている問題なので、今後早く解決するべきですが、今の定員では早急な解決はむづかしく、定員、予算、など整えるべきとおもいます。 まず人数の確保、同時にカセットのオープンなど、やるべきではないでしよか。	名簿の機械収録等、すべてwmで検索ができるとおもっていました。ただ番号を複数所持している、名前、生年月日、など相違している場合は、時間がかかるとは認識しておりました。 問題の存在は、今回です。	いままでの検索では、でないものがあるとわかったので、慎重になりました。 反省点としては、旧台記録等機械収録などを、予算要求して、やるべきでした。また、現場に記録がどのようになっているかの伝達不足です。
3666	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し。	紙台帳の電子画像化(検索結果の向上)・・・他所間への依頼等を極力省くことで時間短縮を図る。 オープンされていない旧台帳の厚生年金保険加入記録のオンライン化。	少子高齢化の進展により、年金への期待や関心が一際高まっているなかで、年金給付につながっていない加入記録があることは、一個人としても不安を感じるものだが、社会保険事務所の職員として一件一件の解決をしていかなくてならない問題として認識していた。 また、基礎年金番号へ統合されていない各制度の手帳番号があることは、当初業務課に配属された平成13年度頃から把握をしていたと思うが、それが将来的にどういった影響を及ぼすかまでは、当時考えを持たなかった。今回の問題が表面化し、実感した状態。	相談者に対して、懇切丁寧な対応を心掛け、自身の制度への知識を深めるよう努力している。 また、反省点としては、方策の設問に対して挙げたように、紙台帳でオンライン化されていない情報を整備をとること。また、社会保険庁(業務センター)および社会保険事務所での、情報の共有化等が不十分だったのではと思われる。
3667	地方庁	その他(社会保険事務所)			大変恥じるべき問題だと思いました。 ただ、この問題は行政だけの責任ではなく、国民側の意識の低さも問題につながったのではないかとも思いました。 ゆえに、このことで、国民のひとりひとりが年金に関心を持ってもらえたので、制度や組織を改善できるいいきっかけになったと思います。	謝罪すべきことは謝罪し、ただ
3668	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3669	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	個々に地道に対応する。	消えた年金記録があることを知ったのは記録問題が取り上げられてから。 本人の未統合の年金記録(未払いの年金)は、年金請求の際確認している記録が間違いないという認識で、申し出ていただいた記録のみで裁定していた。実際は、ご本人さえも忘れている自身の記録がたくさんあることにとても驚いた。もっと早くからこちらから疑いのある記録の情報を裁定請求の際にお知らせできていればと今更ながら思う。	お客様の些細な記憶にも耳を傾け、記録に結びつきそうな情報を逃さないように心がけ、お客様対応しました。こちらで本人のものと疑わしき記録がある場合は、以前と違ってその事をお話できるのでスムーズに記録の確認ができます。 もっと早くから年金定期便的なものをご本人に送付して、実際の裁定請求の際に漏れを見つけるのではなく、定期的に記録を確認してもらっていれば忘れられることもなかっただろうなと思い
3670	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	時間と労力のかかる問題だが、1つ1つ解決をしていくしか道はないと思う。	基礎年金番号制度ができたのが平成9年、それ以前はそれぞれの制度で番号を持っていた。生年月日順に順次、統合中であり、引き続き、統合をしていくべきであると考えていました。 統合されていない記録があったとしても、年金請求時に氏名索引することにより、記録整理ができると考えていました。 グレー便のような、WM上に反映されていない記録が多くあることは全く知らなかった。 特別便発送により、そういった記録があることを知りました。	窓口に来訪された方や文章により照会をしていただいた方、電話により照会をしていただいている方等、多岐にわたりますが、本来の記録回復のために誠意をつくして対応しました。 記録問題解決のためには、時間と人力が必要であり、記録問題に精通した多くの人力の配置が必要と考える。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3671	地方庁	社会保険事務所長	特段ありません。	①埼玉にある旧台帳の電子化が必要と思われます。 ②カセット開封が遅いため、ねんきん特別便等の回答に影響が出ている。 ③最終的には、現在、庁で考えられている電子化による点検が必要であると思います。	①厚生年金期間照会の業務を経験したことがありますが、現在の年金問題が起こることは想定していませんでした。 ②平成18年6月頃、年金問題が生じ、窓口に来訪者がたくさん来るようになって知りました。	①この記録問題が発生しまして、氏名の入力・記録補正・国民年金の特殊台帳確認等の支援をしまして、正しい記録に訂正し、正しい年金額を年金受給者に支払うことが私たちの使命だと理解していますので、今日まで対応してきました。 ②オンラインが入る前の記録。つまり、紙台帳・原票の時代に記入・転記・入力等の誤りがあったものと思います。
3672	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金記録問題の解決に向けては、自分自身の記録を確認し納得してもらうしか方策はないので、 1基礎年金番号に登録されていない記録については、名寄せで可能性のある者への戸別訪問にて確認を行う。 2ねんきん特別便の回答なし者についての戸別訪問により本人に記録を確認を行う。	年金記録が基礎年金番号に登録されていなくても年金受給の手続きの際に記録を統合していくので大丈夫であると認識していた。しかし、年金記録の中には、氏名欄に氏名がなかったり、よみがなが違うというケースがあったので、マイクロフィルムの記録を突合するなど記録を探していく作業が大変だった。その原因は、紙台帳からオンラインに載せる際に誤った登録をしてしまったのではないかと思う。また、厚生年金の記録については、住所登録がなかったのでそれも問題ではなかったかと思う。 また、基礎年金番号ができた時点で、一人ひとりの記録を本人へお知らせすれば記録統合が早くできたのでないと思う。 そのような問題は、オンラインがなされたときからあったと思う。	年金記録の中に、氏名欄に氏名がなかったり、よみがなが違うというケースがあったので年金記録が誤っているという認識はしていたが、それをどのように解決していいのか考えていなかった。 年金記録問題点の反省点としては、①職員が年金記録は受給手続きの際に整備できると考えたこと、②職員の適正な事務処理ができていなかったこと、③紙台帳からオンラインに登録する際に誤った登録をしてしまったこと。④基礎年金番号ができたときに、ご自身の記録を本人へお知らせしなかったことにより本人が確認する機会がなかったことが挙げられると考えています。
3673	地方庁	その他(社会保険事務所)		名寄せされた手番を、一件一件紙台帳と突合しながら、手番統合していくしかないのではと思います。	年金記録問題を知ったのは、宙に浮いた年金が存在すると公表されたときです。 記録もれのために、本来より少ない年金額になってしまっている受給者がいるということは、早急になくさないといけないことであり、これから受給される方には、正しい年金額が支給されないといけないと考えていました。	お客様から照会のあった記録について、きっちり調べようと考えていました。 通常業務と並行しながらのため、記録調査に時間を要してしまっていたと思います。
3674	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	担当職員の増員。	基礎年金番号制度の発足により手番統合されていないケースがあることは入庁当時からなんとなく意識していたが、特別便業務を行うまでこれほど多くが未統合であるとは認識していなかった。年金受給者の方については請求書受理時に少なくとも現在の氏名と旧姓での氏名索引は必ず行っているものと思っていたので、あきらかに本人記録と思われるものが未統合であることに疑問を感じた。	さまざまな読み方での氏名検索の徹底とお客様対応時にはとにかく話を聞くことで納得していただける対応を心がけた。 あきらかに本人記録であるとわかるものでも統合処理がされていなかったため、以前の窓口対応や裁定処理の仕方に問題があったと思う。
3675	地方庁	地方社会保険事務局長	特にありません。	基本的には人海戦術しかないと思います。 今のやり方を継続するか、スピード感が欠けているというのであれば、他の業務(窓口、年金支払い業務を除いて)を犠牲にしてでも人員を投入するぐらいのことをする必要があると思います。早く記録問題を解決し、本来業務に集中したいという気持ちは誰もが思っていることであり、そのため皆必死で取組んでいます。 マスコミ等で記録審査の緩和案が流れていますが、個人的には反対です。 性善説に立った案に見受けられますが、現実は一部を除いて性善説で解決することは公平性を著しく欠くことになると思われます。 (そんなことを言う資格があるのかと言われるかもしれませんが) また、緩和内容を公表することに疑問を感じています。 もちろん救うべき人は救わなければならないし、そうでない人は排除しなければなりません。しかもスピード感を持って対応するとなると、どこかで割り切る必要があることもわかります。ただ、どこで線を引くかとなると難しいと言うしかありません。	未統合記録があることは知っていました。基礎年金番号制が始まってまもなくの頃だと思います。 当時は、数年かけて徐々に解消していく方策と裁定請求時に対応することで解消していくものと考えていたと思います。 大きな問題と認識したのは、未統合記録が5千万件存在するということが判明した時です。 標準報酬やいわゆる消えた年金記録と言われるような問題については、全く知りませんでした。	当時は、直接担当していたわけではないので何とも言えませんが、年金受給者については裁定請求時に戸籍を確認しているはずであり、被保険者についてはこれから裁定請求時に確認できるので、大きな問題意識はあまり無かったように思います。 ただ、現時点で見た場合、少なくても裁定請求時に確認漏れやすり抜けていくようなケースが本当にないのか等といった慎重な対応が必要であったと思います。
3676	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	ご高齢の方も多いため、全職員が解決までのスピードを強く意識して業務を行う必要があると思います。また、そのプロセスを可能な限り国民の皆様に公開していく必要があると思います。	年金記録問題は、公的年金制度の信頼を大きく損なうと同時に、国民生活の安心を揺るがす重大な問題であると認識しております。問題の存在を知ったのは、国会や報道で大きく取り上げられるようになった平成18年～19年頃だと思います。	自分に出来ることを積一杯実行することを念頭において、「ねんきん特別便」等でのお客様対応でお客様にご自身の記録を納得していただくために出来る限りわかりやすく詳細に説明しようと心がけました。現在では、国民年金の特殊台帳突合作業に積極的に参加するようにしております。現時点で思う問題点とは、特殊台帳の突合作業をしていてつくづく感じることですが、昔の紙台帳は本当に見づらく、字も汚いものも多く、表示等も市町村によって統一されておらず、記録を管理するという意識が大きく欠如していたのではないかと感じます。ねんきん記録問題の発端は、「ずさん」と言われても仕方がない当時の台帳管理からはじまっており、そのような意識が改善されることなくオンライン化や基礎年金番号化を迎えたために現在のような状況になっている
3677	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	早急に、カセットのオープンをすること(紙台帳との確認作業をすること)	社会保険事務所が保有している情報を、本人が年金手帳を紛失したために、社会保険事務所側で記録を反映させることができない問題と認識しており、大事なものであるとの認識が薄い、また、若年世代の年金に対する意識の低さを感じた時点でこういう問題が起きるであろうと思っていました	1、コンピューター化時の対応不足。 2、広報力の弱さ。 3、マンパワーの不足。 4、共済組合制度の情報についての一般での認識度の低さ。 5、問題に対応すべき基盤が脆弱にもかかわらず、世論に流されすぎたため、「とくべつ便」の発行に急ぎすぎ、あまりにも準備期間が少なすぎた。
3678	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	古い台帳を念入りに調べる。	年金を納めていたにもかかわらず記録漏れの人が多数いて大変な事になる、と思いました。テレビ等で報道されはじめてから。	反省点は台帳の記載時等のチェック不足
3679	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3680	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	世間では、早期解決を求められていますが、現状でのハード、ソフト状態では、一件一件を慎重かつ丁寧に処理するしかないと思っています。	旧台帳の存在は最近になり知りました。 裁定請求時には、いろいろな読み方で氏名検索をし年金記録に漏れがないように、以前から処理されていたと思います。 WMが設置された時に何故全ての年金記録を収録しなかったのか今でも疑問ですが、大変重要な問題だと認識しています。	裁定請求時に限らず、電話でのお問い合わせの時や国民年金保険料の相談の時等、その時々で記録に漏れや誤りが無いかをお客さんと一緒に確認していく事が大切だと思っています。 閉鎖的な組織体制や職員意識の問題は当然の反省点ですが、記録問題以外の様々な問題も含めても解りやすい法整備が必要だと思います。
3681	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		記録漏れは、「正確な年金額が」と認識していたが、記録問題について騒がれ始めたころ、多数の記録が不明になっていることを知りました。	これまでも、年金請求や記録確認の相談時に事業所等の確認をしていましたが、問題が本格化した後は、システムも改善されたこともあり、WMでの検索方法を研究したり、アルバイトやパートなどで勤務していたことなど、少しでも働いたことがある場合には厚生年金加入を疑い記録確認をしようと思い、現在はそのように対応をしています。 この問題については、過去の対応方法として「年金請求時に、過去の加入記録を確認する」という考え方があったことと「届出主義」により記録漏れの対応をしてこなかったことが大きな要因と思います。また、「共済記録との突合せが完全にされていなかったこと」が反省点として挙げられ
3682	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別便・定期便の回答は基本的に返信用封筒で東京に送るが、記録照会をしてもほとんどの場合はそのまま事務所に回送される事になるので回答がかなり遅れてしまう。	東京の記録問題担当課で基本的に全ての照会を行い地方に丸投げしない。もしくは、はじめから地方の記録問題課行きの封筒にする。	2年前から国民年金課にいるので特別便が始まる前から毎日統合等の処理をしていたのでかなりの数の未統合がある事はわかっていた。	他の手続きで来られた方に対しても時間があるような記録に漏れが無いか聞いてすぐわかるようならば解決するようにしていた。 反省点としては、特別便・定期便を送るのはいいが、様式や受付後の対応など体制が明らかに不十分なままとりあえず送ってしまっていること。たとえば、定期便で納付記録の展開もれがある場合でもそのまま送ってしまっている、その上展開もれの表示を何を考えているのか国年画面の未納のマークにしてしまっているので未納と思われかねない。どう考えても定期便の様式を作った人は年金業務に無知であるど素人としか思えない。 年金ダイヤルの不親切さ、記録照会の丸投げなど本部の人は苦情はどうせ地方事務所が受けるから関係ないと思っているのではないでしょうか。
3683	地方庁	社会保険事務所長	知りません。	本人の申し立てにより、記録の補正あるいは記録追加等の処理を行えば、年金記録問題の解決に要する時間が短縮されますが、後で記録追加誤り等が判明した場合、返納金が発生し、外部から批判されて公的年金制度に対する国民の信頼を損ねることになりかねません。一つ一つの事象に対し、地道に調査を行うしか他に方策はないと思います。 コストはかかりますが、さらに記録整備職員と作業場(期間確認事務センター)を増やし、解決に向けて取り組んだらどうかと思います。	本人の年金加入記録は、年金裁定手続きの際、ほとんど判明すると思っていましたので特に問題意識はございませんでした。しかし、平成19年度の5月末から6月頃、5095万件の未統合記録の存在をマスコミに公表されて知り、驚愕した記憶があります。それまではこれほど存在していたことは知りませんでした。	年金記録問題について、対応する時期が遅れたのではないかと思います。せめて、現在展開されているような対応を平成9年の基礎年金番号導入頃にすべきであったと思います。
3684	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	国年・厚年経験者による、被保険者台帳突合せ 市町村役場への協力要請 台帳画像化の早期実施	平成2年、国年業務課在籍中に、重複手番がある被保険者がいることは認識しており、年金請求時でも氏名検索等で判明しない記録が発生する懸念はありました。	所属していた課での取得届入力時や裁定請求時の氏名検索をできるだけきめ細かく行おうと心がけていました。 制度発足時から一人ひとつの年金番号という考えがあれば。 オンライン化前に行っていた、被保険者記録等進達時の事後チェックの徹底。 年金請求時の本人への記録確認・マイクロ・市町村管理の納付記録との突合せ等の徹底ができておれば、ここまで拡大しなかったのではと考えます。
3685	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	WMの喪失者ファイルで全ての記録が判明するように整備してから特別便や定期便の対応を行う。 現在、東京からはハードディスクでデータの提供を受けていたりWMで紙台帳の確認が行えるように整備されているが、場当たり的な記録整備なので時間や資金に無駄があると思われる。 考えられる整備として、カットセト記録が未開封の喪失者ファイルを全て開封する。その後、紙台帳やマイクロ化のデータを喪失者ファイルに登録する。	問題の認識について 年金を納付されていた方々の信頼を失うような大きな問題。 問題を知った時期について 平成20年2月頃(新聞報道された頃)。	対応について 年金に加入されていた方々が納得するように接する。 反省点について 基礎年金番号の導入時期に、統合処理のシュミレーション不足だった。
3686	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	記録問題の専門部署を設け、国民の理解を得られるよう細やかな対応をすべきだと考えます。	全国オンラインで記録が確認できるようになった時に、本人が領収書を保管しているのに納付記録が漏れてのを発見した時。	納付記録を訂正・追加・取消するときは特に注意して処理をおこなった。 これからは年金定期便等で本人が記録確認できるので良かったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3687	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	年金請求時等一定の年齢に達した方に集中的に広報及び調査を行う。	基礎年金番号導入後、複数の手番を持っている方が多数存在していたのは認識していた。とここかで統合の契機を作らなければならないと思っていた。	年金請求時を待たず、発見したごとに統合を進めてきた。基礎年金番号導入時等の機会に、広報により一人ひとりに確認させることが必要であったと思う。
3688	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	①被保険者である方、あった方、全ての方々に自分の年金記録が正しく記録されているかどうか確認して頂き、申し出に対しては責任を持って調査・回答のうえ、訂正を要するか否かについて早急に結論付けること。②新たな年金記録問題発生防止に向け、当たり前のことではあるが、一件、一件の届書について丁寧・的確な事務処理を行うシステムを構築し、添付書類等よる事実確認を怠らないよう徹底すること。③として、何よりも組織全体が国民の方々の大事な年金記録を管理しているということを常々意識して業務にあたることを徹底することが重要であると考えます。また、事業所にかかる疑全喪調査や事故調査等の調査顛末については、該当する事業所の被保険者資格記録等の提供となることから、DVD等により永年保存とすべきと考えます。	制度を運営する上で絶対あってはならないこと、何よりも優先して、一刻も早く、国民が信頼できる制度に戻すよう組織が一丸となって取り組まなければならない問題であると認識しました。 そのような問題が存在することについては、報道等により、世間一般に、公になるまでは知りませんでした。	記録を整備していく上で必要であると指示のあった調査等について、現場に的確に伝達、進捗管理するよう努めました。また、記録整備のために管内事務所において必要な旧台帳の確認については、自らも埼玉県の保管庫に赴き確認業務にあたりました。 年金記録問題が発生した原因については、組織の構造も原因の一つと考えられるが、指揮命令系統が十分に機能していなかったこと、一人ひとりの仕事に対する意識の低さがこのような問題に繋がったのではないかと思いますので、組織全体、職員全員がその点を十分反省のうえ、今後の業務に取り組まなければならないと考えます。
3689	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	岡山県においては、健康保険・厚生年金保険料の滞納事業所において、 収納率を上昇さるため認定全喪処理(実際、事業を行っている事業所にも かかわらず、事業主と徴収課職員との話し合いのもと事業廃止の全喪届を、 提出さすこと)が、トラブルと手間のかかる滞納処分より優先させていた。それにより収納率アップした津山社会保険事務所が全国表彰をうけるなどし、認定全喪・不納欠損を岡山県はやっていた。 そのため、法人の事業所に勤務していた被保険者も健康保険は任意継続被保険者として、政府	認定全喪後に(6)の認定全喪された事業所に勤務していたとして、厚生年金加入期間を申し立てする場合は、事業主であった者の証明等で第3者委員会に申し立てし、処分の結果を待つ。年金記録問題が発生した後はないと思われる。	認定全喪については、事業主も従業員も会社の存続のため承知のうえ手続きに対して、年金保険料が国民年金保険料の方が安いため、そのときは了承していたのだと思っていた。また本人が国民年金に加入していない時は、国民年金加入勧奨状が送付されていたと思う。 年金記録問題が発生し、本人が期間照会することを知った時。	(7)に記載した対応しか思いつかない。 社会保険料の収納率でしか、県・社会保険事務所・徴収課長の成果を見なかった社会保険庁の問題は大きい。滞納処分の件数が多いと収納率が悪くなると考える上層部が多かった。
3690	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3691	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	日本の国民の皆様の信頼を回復することができるよう、相手の立場に立った誠実な対応を心がけることに尽きると思います。	実際記録問題として知ったのは平成19年に報道等で取り上げられる少し前くらいからです。	上記の回答と重複しますが、相手の立場に立った誠実な対応をこころがけてきました。 正直、もう退職されている職員の方々の責任について思うこともありますが、社会保険庁全体の問題として受け止め、努力してきたつもりです。 ただ、本庁と出先で接客している私共との温度差に問題があると思います。
3692	地方庁	その他(社会保険事務局)		ひたすら個々にアタックをするしかないと思いますが、完全なる解決は望めないと思います。	国民生活に関わる重要な問題です。 平成9年1月、基礎年金番号が導入され、統合処理がなかなか進まなかった時点で危険であるとは思っていました。 しかし、はっきりと認識したのは年金問題報道がなされてからかと思います。	周囲では年金請求時に統合されるからと、問題視はしていなかったようです。そのうちに自身もその考えの一人となってしまいました。 以前は年金裁定請求もターンアラウンド方式ではなかったのも反省のひとつだと思います。
3693	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	戦災・災害等で存在しない名簿があるがその実数は把握されていないとおもわれる。	先の名簿の件も併せて公表したうえで、一定の終結宣言を行い、特別便等で、回答・照会のあつたものについて早急な対応を行い年金支給につなげること。	社会問題に発展するであろう、大きな事件と思った。 平成19年ころ。	地道にかつ早急に、皆様の期間を見つけ統合すること。 基礎年金番号導入時に、現在のような対応・体制をとるべきだった。
3694	地方庁	その他(社会保険事務局)			日々の業務を行って行くなかで、多くの記録が給付に繋がらず残されたままになっていると感じてはいたが、年金裁定の際に確認を行っているので、受給に結びついていない記録は存在しないと考えていた。しかし、社会保険の職歴を重ねるにつれ、お客様よりご相談を受ける課程で、自身の以前の職歴や居住地が「思い出せないという記憶の薄れ、事業所からの届出の誤り、自発的に届出をしなければならなかったという制度の周知不足など、もどかしく取り返しのつかない事例が多数あり、もしかしたら…との思いもあった。また、記録の管理不足も多数発見された。今回の問題で、件数の多さ、記録を探し出すことの困難さ、過去の記録の不完全さを痛感した。	解決に向けて業務を進めるなかで、給付に繋がって欲しいと努力はしたものの、正直全てを確定するのは困難と感じている。戦時中の期間で記録が止まってしまっているもの、文字が滲んで判読不明のもの等、理由は様々である。証拠書類を…と言っても、保管されていないことが当たり前であるし、こちらから求められるべきものではないと思う。このような事例は、どんなに人数を用いても解決できない。解決できるものとそうでないものをすみわけるべきと思う。 このような事態を招いたのは、お客様にしか記録を確認できないのに、これまで確認していただく機会を差し上げてこなかったことだと思う。その都度確認していただいていれば、事実調査も手間取らなかったのではないか。また、本人特定の情報が不足していることも問題である。決して軽んじていたわけではないが、結局のところお客様の記憶に頼らざるを得ない。そのことも過去の記録を必要とする業務のはずなのに問題だったのではないか。最近、事業所の方に問い合わせをしてもプライバシーのことは尋ねられないと回答を拒否されることがある。個人情報との狭間で事業所担当者の方も困られてある。また、国民年金の業務をお願いしている市町村の方への情報提供不足もある。事業所の方、市町村へ頼り過ぎて自助努力を怠っていたのも問題ではないか。また、制度が複雑過ぎなのではないか。例外、附則を漏れなく説明するには一度の説明では難しかったのでないか。今考えると反省すべき点はきりがないが、お客様に不安なく、正しい年金を受け取っていただくよう努力してゆきたい。
3695	地方庁	その他(社会保険事務所)			俗に言う「宙に浮いた年金記録」の存在は、基礎年金番号発足以降たくさん残っているだろうなという感触は持っていたが「番号が違うだけで記録はちゃんと残っている」との認識だったため、早急になんとかしないといけないという考えはなかった。しかし、「消えた年金記録」に関しては、近年の国会や報道によって初めて知り覚愕した。	基礎番発足以降の未統合手番の存在に関しては、「番号が違うだけで記録はちゃんと残っている」との認識だったため、早急になんとかしないといけないという認識はなかったが、取得等の年金番号が絡む手続きを本人や会社が行うときには必ず手番の有無は確認していた。 また、私が採用された当時(H8)には既に年金加入期間照会業務はあり、それには専門のOB職員が対応を行っていた。マイクロを確認し回答を行っていたことから、年金記録はデータに載っていなくても、マイクロには必ず記載されているものという認識だった。しかし、近年の国会や報道等で「消えた記録」の存在を初めて知り、正直驚いたというのが現状です。よって、特別便対応等、記録問題への対応は問題意識を持って積極的に行った(目黒の年金安心ダイヤルにも初日から行った)。 【反省点】 「宙に浮いた年金記録」については基礎年金番号発足時に送付した「基礎年金番号通知書」をもっと分かりやすいものにし、必ず返送が必要なものにするべきだったと考えます。 「消えた年金記録」については、厚生年金は被保険者・事業主・社保が同じ情報を共有していなかったことと制度の理解不足が問題点だと考えます。被保険者は会社に手続きを任せきり、事業主は社保に対して届書を提出するだけ、社保は会社に決定通知を送付するだけといった関係があったと思われ、年金に加入したという情報が本人に対して行われていなかったのではないか、また被保険者も年金には加入しなければならないという理解がなかったのではないかと考えます。事業主も決定通知をあまり確認していなかったのではないかと思われます。また、社保の事務処理誤りもあったと思われ、チェック機能の弱さもあったのではないかと思います。 国民年金についても、厚年同様、被保険者、納付受託者、社保が同じ情報を共有していなかったことと制度の理解不足が問題点だと考えます。たとえば金額がいくらで、このお金は国民年金の保険料である旨をきっちり被保険者に理解をしてもらっていたのか、制度そのものを理解してもらっていたのか疑問です。 厚年・国年とも被保険者と保険者間で相互確認できるツールがなかったことが最大の反省点で
3696	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし	・現行の対策を推進する他、職員に対して十分時間をかけて、実務等の研修を行う必要があると考えます。また、被保険者等のお客様に対しては制度内容を十分周知させていただき、記録の確認等を行っていただきたい思います。	・昭和40年代に社会保険庁に入庁しましたが、その時の裁定処理において一つの年金番号で記録がつながらず、職歴書から調査を行い、いくつもの年金番号が発見されるケースはありました。また、年金に未加入だったと言われる方も多数いらっしゃいましたので、年金番号がひとつでない方、あるいは、年金記録に空白がある方はいらっしゃることは認識しておりましたが、多数の記録が統合されずに存在することは、今回の調査で明らかになるまで判りませんでした。	・上記にも記載しましたが、一つは、職員の制度等に対する研修の充実が必要と考えます。業務が忙しいことはありますが、研修の時間を十分に取り、制度、コンプライアンスの研修を充実すべきと考えます。
3697	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	ねんきん問題に対して、国民の皆様への広報の場をもっと増やすべきです。 新聞・ラジオ・インターネットなどいろいろな手段がありますが、やはりテレビでの広報が一番効果があると思います。 年金に対する不安や不信を取り除くことが第一です。	平成9年4月の基礎年金番号の創設に伴い、制度ごとの番号をひとつにまとめることの重要さと難しさを認識しました。 その後、マスコミの報道が大きく取り扱われるようになり、記録の確認のできていない番号が膨大な量であることを改めて実感しました。	ねんきん特別便や定期便などの相談では、一人ひとりに納得してもらえるよう丁寧な説明を行い、記録の確認や統合作業を迅速に行うよう心掛けました。 反省点として ・広報不足 ・人員不足 ・コンピュータシステムの構築の遅れ ・市町村等との協力関係の衰退が挙げられると思います。
3698	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	現在進めている確認作業を確実に進めていくこと。また、国民年金では領収書がでてきて訂正したものは、類似の該当者がいないか調査する。 厚生年金では、カセットを社会保険事務所からの請求がなくても、全て開封する。そのとき事業所記号も必ず入力する。	年金の記録はたとえ本人でも、職歴が思い出せない場合は、教えてはいけないと先輩から教育されてきた。社会保険(行政)は申請主義だから本人が申請しなければそれは仕方がないことだと言われてきた。 今回の年金記録問題はこの辺の認識が国民から否定されたものだと思います。社会保険はこの辺の整理がまだ出来ていないと思います。 また、現在のコンピューターの検索機能、記録機能の能力と紙ベースで行っていた能力では格段に差があることを国民が理解していないための誤解もあると思われます。私たちもコンピューターの能力を使ってこなかったこと(組合はコンピューターの利用拡大は人減らしになると反対)も重大な誤りと思います。 私は厚生年金の記録照会の仕事を3年ほどヒラのときに行いましたが、このことは、漠然とおかしいとは思っていました。	何も対応はしてこなかったです。一個人が出来る問題ではありません。 この問題は一個人の問題ではなく、組織論であり、情報というものをどう扱うかの制度的な問題であると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3699	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	第3号期間で、配偶者の厚生年金・共済組合期間との記録照合がされていないため、年金裁定時になって記録照合がされて不一致が判明することがある。3号特例届を提出させ記録訂正となる。 このケースで、特に障害年金(遺族年金も含め)の場合は、初診日(死亡日)前の記録で3号未納や未加入期間となる場合がある。3号特例届で3号納付にはなるが、3号特例届け日での納付とみなされるため、初診日(死亡日)以降に納付されたものとされ、3号未納とみなされる。当然、ねんきん特別便でも3号期間として未納期間や未加入とはなっていない。納付要件を満たさないとして却下されるケースがある。 被保険者や配偶者は、同月内に再就職した場合も3号届出等が必要とは思っていない方も見受けられるし、配偶者が月末や土日をはさんだ再取得の場合は本人が知らない(気づかない)ことが見受けれる。 ＊現実にねんきん特別便では、3号期間は引き続いており、未納が無かった方が障害基礎年金を請求し、請求者と配偶者の加入期間を照合したら、再就職していて1日の空白期間が判明し、3号未納期間(初診日時点で)となって却下された事例がある。 (再審査請求の結果も棄却され、審査会から改善が求められている)	1. 上記の問題は、配偶者の年金記録と照合ができるシステム化か照合作業して補正することをしないと、正確な年金記録にはならない。 また、上記のようなケースがあるため、老齢年金の場合は今年救済措置が作られたが(年金受給後に判明したら、納付したものとみなす)、障害年金や遺族年金の場合の取扱いも、整備がされるまでは当面の措置として、救済措置をもうけるべきと思われる。 ＊例)遡及して3号期間を訂正する場合は、配偶者の再就職(再取得)の事実に遡って3号納付とみなす。 2. どのようなケースが未統合や未収録になっているか分からないため周知していただきたい。 未統合等の状態によって方策も違ってくると思われる。 例)「基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件ある」との事だが、どういう不備等があって統合されていないのか、その記録はどこにあるのか等。	1. 届出主義、請求主義であるから同姓同名・同一性年月日等で本人の記録であろうと思われても、本人から被保険者記録照会や年金裁定請求書に公的年金加入履歴が記載されていないと統合はできないし、当方から教えてもいけないとされていた。記録データが膨大で、生年月日と名前が一致しても本人の記録とは断言できない(同姓同名で別人の可能性がある旨で) 戦前の記録からあり、年金制度でも関心が無く、年金を当てにしていないとか、届け出も偽名や生年月日を偽って就職された(それなりの理由があって)と言う話はあっていた。昔の記憶もあいまいで、既になくなっている方の記録も残っている(何らかの給付も受けられないまま)ので、完全に記録整備ができるとは思われない。手間や費用をいくらつぎ込んでも判明できないものがある。どこまでつめていけば良いかは個人では判断できない。 2. オンライン化での記録切替でのパンチミス、入力誤りや、届け出誤りによるもの等で記録整備できないものがあることは予測できた。ほとんどは、被保険者期間照会や年金請求時に補正されていくという認識だった。 3. 未統合記録(昭和30年以前分)があると知ったのは、平成18年以降。 未統合や未整備記録が、どういう内容のものが存在するか全体像までは、今も知らない状況である。	1. 通知、通達どおりにしかできなかった。(請求主義など) 個人でどうこうできる状況ではなかった。 2. 現在は、ねんきん特別便や定期便等で記録をお知らせしその都度確認ができるシステムができているので、今後の分はオンライン化されていることもあって未入力や、入力誤りはチェックされているので、問題は少ないと思う。 3. 国民年金記録整備で、市町村保管台帳等との照合であるが、不突合があった場合は、どうするか。市町村分が正しいとは言い切れない。定期的に社会保険事務所に照合に来られていた市町村もある。転入、転出、還付、充当等で整備されていない状況も見受けられた。 4・(意見として)第3者委員会や今後の記録訂正申出に対して、「証拠が無くても本人の納付申出を認める基準を緩和する、不正が後で分かれば返納させる」等が言われているが、夫婦でも片方しか納付しない(母子年金受給のため)等)方もあった。保険料徴収の経験がある者からすれば、緩和するのは疑問である。「強く言った者が得する(苦情含めて)」と言うことでは、まじめに苦労しながら納付してきた方からすれば、制度不信、不満を持たれる(現実にそういう意見がきかれる)。後になって不正であったという確証は得られないでしょう。(確認はとれ
3700	地方庁	社会保険事務所長	特にありません	全体的な解決の方策はわかりませんが、少なくともカッセト記録となっている旧台記録を早急に整理し、オンライン記録に載せることが必要であると考える。	何事にも最優先して解決しなければならない事業であると認識していた。 現在、直面しているような記録問題が存在しているという認識はまったくなかった。宙に浮いた5,000万件の話が出たときでさえ、今後、年金請求時に基礎年金番号に統合すればなんら問題ないものと考えていた。しかし、特別便の作成前に払出簿から手書となっている番号に漢字氏名を入力したときに、また、特別便対応時に年金に結びついていない膨大な未付番記録があることに驚きました。ましてや1,940万件のオンラインにも載らない旧台記録が存在するなどとは思いもよらないものでした。	何事にも優先して対応し、お客様に対して誠意と持って対応してきた。 反省点としては、この問題の根本は、このような問題があることを把握しながら、記録問題発生時まで放置してきた社会保険庁にあると思います。戦前・戦後の60年以上前の記録であること、また、組合との関係、予算の関係など、いろいろな問題があって放置されてきたものだと思いますが、基礎年金番号の付番後に少しずつでも整理されていればこのような大きな問題にはならなかったのではないでしょうか。また、あくまで本人からの申請主義という姿勢を取ってきたことが、この問題の根本にあったと思います。
3701	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	特別便・定期便にてご照会のあったお客様に対しまして、迅速にご回答することに全力をあげていきます。課題としては、特別便・定期便が送られてきてもさらにフォローアップをしてもご回答のないお客様に対しての対応が思い浮かびません。	お一人で、いくつもの手帳番号をお持ちの方がいることは、承知していました。業務を行なっていると、職をかえるごとに新たな番号を取得する方や、生年月日を違う日で登録している方など多くいたからです。また、コンピューター化する前は、本人が手帳をなくすと、他に手帳番号を持っているかどうか、確認せずに新規として届け出た事業所様も多かったのも事実です。 年金の請求時にきちんとご本人からの申し出を聞きながら、統合をしなければならないと考えていました。 このように、特に紙台帳管理の時代は、記録がいくつにも分かれて、保管されていることは、予想できましたが、コンピューターに登録されていない記録があったりとか、台帳からコンピューターに登録する際の誤りが多いなどの問題については、知らなかったというのが現状です。報道等がされてから、承知したということになります。	一昨年以降、窓口に殺到するお客様の対応、その後のご回答までの作業に一生懸命当たってきたつもりです。 反省点と言うことですが、結果として、この問題の実態を職員全体が、知るのが遅かったということがいえると思います。 現場にいれば、その日の仕事に追われ、目の前の仕事しか目に入らないのが現実になっています。オンライン化したとき、あるいは、基礎年金番号を付番したときなどのときに、取組をおこなっていればと考えます。
3702	地方庁	社会保険事務所課長級以上			私は昭和49年に採用なりましたが、当時は被保険者原票により管理をしておりました。被保険者原票の記録がいっぱいになった時点か資格喪失したタイミングで業務センターに送達しておりました。その後、業務センターで管理している記録と送達した記録が不一致の場合、事故リストが業務センターから送付され、事故内容を調査しその内容を記録したうえで事故リストを業務センターに返送しておりました。 しかし、いつからかは知りませんが、当局と労働組合の合意により、当該作業も廃止になった。と後から知りました。 また、平成9年に基礎年金番号が導入されましたが、以前は厚生年金保険の記号番号と国民年金の記号番号と2つの制度で別々に管理していたので、まず、双方の番号を統合してから基礎年金番号をスタートすべきだったと思います。 それでなくても、厚生年金と国民年金どもそれぞれ複数の番号を持っている方が多数存在しているという事実も当然業務センターでは認識していたと思います。 そのようなことが、現在の年金記録問題の根本原因だと考えられます。	地方の事務所で業務をしている私たちは当時は本省・本庁の指示は絶対だという認識のもと業務を遂行しておりました。 また、労働組合の決定は民主主義のルールのもと、絶対多数の意見が尊重され、少数意見は取り入れられませんでした。 今後は、日本年金機構として新たにスタートするわけですから、1つの事業を行う前に、業務検討委員会なるものを立ち上げ、その中に地方の年金事務所の職員の何人かを検討委員会のメンバーに加えたうえ、協議をしその内容を職員全員に情報公開する必要があると思います。 今までの社会保険庁は3階構造と各県の壁が存在し円滑な情報の統一がされていない。ということは度々言われておりますが、今後は、国民の利益に適う事であれば地方の職員の建設的意見を尊重していくことも重要かと思われます。 また、今後、日本年金機構は民間組織に変わりますが、組織は利益・利潤を追求する組織ではありません。あくまでも公務員の基本精神である「国民の公僕」としての精神は忘れてはなら無いと思います。
3703	地方庁	その他(社会保険事務所)			過去の経緯はどうあれ、組織全体の問題として取り組むべきと、思いました。 この問題にてついて、事務連絡があったとき。	窓口にて、お客さんから申し出期間について、なるべく解決するようこころがけた。 調査についても、滞留分を解消するよう心がけた。 回答表について、お客様が見て、わかりやすい内容にすべき。特に遺族の方の分については、内容が亡くなられた人の分であると、お客様は理解しずらいし、遺族方の分の回答表についても遺族の分である事を区別化しないと、窓口以外の受付は判断しにくい。
3704	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		オンライン移行に問題がある オンライン化されていない、名前が入っていない、でたらめな名前や会社名のオンライン記録を	きちんと準備して、出来るようになってからすればよかった
3705	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	申し立てにそって、地道に解決していくしかない。	非常に重要な記録であると認識していた。 基礎年金番号導入時から知っていた。	基礎年金番号導入前に記録の突合を行い、本人照会をかけておくべきと当時から思っていた。 労管、記号なし事業所の存在など、事業所記録が不完全すぎる。そもそも記録の管理にコンピュータを導入することが前提となっていなかったことが誤りの始まりと思う。
3706	地方庁	その他(社会保険事務局)		過去記録を調査するには、事業所名の変遷等の地元情報に詳しい方や経験のある方の協力が必須であることから、ただ人数を増やして対応するのではなく、経験や知識のある方にもっと協力していただけるよう、お願いするべきだと思う。	記録に関する部署での業務経験があまりないため、このような問題になるとの認識はほとんどありませんでした。問題となるまでわかりませんでした。	各種申請書類の処理を正確に行わなければならないことを改めて認識しました。 過去の記録管理については、あまりにずさんで、事務処理ごとの事後チェックが全く機能していなかった点は十分反省すべきだと思います。
3707	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	経験のある職員が、時間をかけて慎重に調査を行い、確実に記録を統合する方法しかないと思いますが、ご本人の記憶が頼りになることもあり、また、お亡くなりになる方もいらっしゃることを考えれば、数多くの職員による対応で、しかも短期間での作業とならざるを得ないと思います。	将来の年金受給の基本となる加入期間等であることを思えば、非常に重要な問題であると認識しています。 平成9年1月の基礎年金番号導入に伴い、それまでの制度ごとの手帳番号の払出しから、基礎年金番号へと切り替わって以降、裁定請求等の際に、ご本人の記録を確認するうえで、なかなか判明しないケースや統合されていない記録があったことを考えれば、基礎年金番号導入以降ではないかと思います。	過去の加入記録を確認し、ご本人の申し出と一致しない場合には、可能な限り調査を行うよう対応した。 基礎年金番号導入時点において、基礎年金番号以外の手帳番号を確実に統合する方法も考えられたのではないかと考えます。また、厚生年金制度発足以降の記録の管理についても、マイクロフィルムや紙台帳等記録管理が統一されておらず、そのため、記録調査等に時間が必要となったことも考えられると思います。
3708	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録関係の課(スペシャリスト)を作り作業を行う。また、やはり人員増が必要	お客様に大変ご迷惑をかけ申し訳ない。なんとか早期解決をしなければならないと考えています。	問題が表面化するまでは、記録を管理している重要性を軽くみていたと思います。今は最重要課題であり、信頼回復に向け何とか早期解決に向け努力しました。
3709	地方庁	社会保険事務所課長級以上			事業主の被保険者からの保険料控除金額に誤りが多い点。 社会保険で扱っている保険料で健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金と現在4種類あるが、特に介護保険料と厚生年金保険料については、ほぼ毎年変更されているところであるが、事業所調査を実施すると半数以上の事業所に控除誤りが見受けられる(過去の古い保険料率で控除している)。 平成17年に事業所調査を行うようになってから知りました。	事業所調査時に、毎年保険料の改定が行われることを説明し、毎月保険料をきっちり合わせていただくよう説明している。 事業所からすると官庁への届出や税金・保険料の納付は、社会保険事務所だけでない上に、社会保険事務所所管の保険料だけで4種類も有り毎年のように変更されていたら、とても変更に追いついていけない。改善するとすれば、毎年小刻みに改定するよりも、5年に1回ごとに変更するなど、改定時期を延ばすようにする。
3710	地方庁	社会保険事務所課長級以上		地道にひとつひとつ片付けていくしかないと思います。	年金の請求時に、記録は整備されていると思っていた。コンピューターに登録されていない記録があることは、国会で問題になって知った。	年金に結びつくものは、整理をしていかないといけないと思いました。 年金請求が届出制であったため、届出分だけ支給していればいいという考えがあったと思います。また、被保険者番号の重複払出等について、早い段階で調査すべきであったと思います。
3711	地方庁	その他(社会保険事務局)	ございません。	年金記録問題について、現在に至る経過をもっと説明すべき。 全てが社会保険庁の不祥事と思いこんでいる方が多い。	平成19年度に認識しました。	事務局職員として、事務所支援を私の力の範囲で取り組みました。
3712	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3713	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じ上げていません。	現時点で、とりうる方策は実施しているものと考えます。	現場職員の怠慢から生じた問題、オンラインシステム上の問題、社会保険庁本庁の問題、社会保険に理解のない事業主の問題、被保険者本人の問題等があると思う。 オンライン上に表示されない、旧台帳の記録などについては、一事務所の職員が知るはずもなく、多少の記録の違いがあるとは思ったが、このような大きな問題があるとは想像もしなかった。 自分が知ったのは問題となってから。	現時点で問題の解決に向けて、自分の出来ることは精いっぱい行っている。 現場の職員が猛省すべきだが、現場がこの問題について、知り得たことはほんの一部のこと。 社会保険庁・厚生労働省本体が組織として、取り組むべきであったことが大きな部分を締めていると思う。
3714	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	記録が判明した方についての年金の支払を一刻も早くする。	年金を受給出来る年齢の方の年金記録が手番記録のまま残っていることは分かっていたが、そんなに件数的には最近まで多いとは正直思ってなかったので自分の中では問題意識として認識していなかった。 知った時期は未統合5000万件の数字が判明した時	来統合記録を一件でも減らす様に窓口・出張相談等で年金記録の統合を行った。 基礎年金番号導入時に徹底した名寄せ作業、個々の記録確認をすべきだった。 又、年金記録未統合件数等を公表すべきだった。
3715	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	あまりに膨大な量で解決策がわかりません。	マスコミ報道により知りました。	特別便を待って来所するお客様は、1件1件確実に対応しようと考えた。一人に一つの番号を払い出すことができれば良かったと考える。
3716	地方庁	その他(社会保険事務所)			手作業による記録管理であり、記録漏れが起こる可能性があるため、なんらかの確認をとる必要があると認識していた。	台帳記載にミスのないよう見直しを複数回行った。もっと早い時期から機械化し、本人に確認すべきだったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3717	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じない。	現在と同じように、地道に浮いた記録の会社名・住所確認をした上で、ひとつひとつ統合する、という手段をとる以外に道はないのではないか。 「年金記録回復委員会」の方針では、納付・加入記録が消えた場合の救済基準を緩和する方向になっているが、基準を過度に緩めることは、真面目に保険料を納付している大多数の事業主・被保険者の制度不信や納付意欲の低下をかえって引き起こす危険性も高くなる。そのことを念頭に置いて救済基準を決定していただきたいというのが、個人的な考えである。	未統合の番号が浮いている問題は、次の2つの原因によって引き起こされた問題だと認識していた。 1. 平成9年以前は、制度ごと(あるいは事業所ごと)に手帳番号が払い出されていた制度そのものの構造 2. 「成り済ましを防ぐために、本人が申し立てた記録以外は統合するな」という当時の方針 上の1と2によって、「本人が積んでいたにもかかわらず、申し立てなかったために受け取れない部分が発生する」ということは、いつごろかは判然としないが、平成19年度に記録問題が国会で取り上げられる以前から認識はしていた。ただ、良くないことではあるが、成り済ましによって別人に記録が統合されることの危険性を思えばやむを得ないことだという認識であった。 一方、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず未納となっている事案(「消えた年金」問題)は、納付記録照会の担当者として、そのような事案を実際に見るまでは、問題の存在は知ら	記録問題が明らかになってからの相談の中で、危惧していた「成り済ましによる別人への番号統合」ということは極めて起こる可能性が低いと実感した。積極的に会社名や住所を教えてよい」という方針に改められたこともあり、相談者に対して、できるだけ多くの番号を統合して差し上げるように努めた。 【反省点】 ・「浮いた年金」問題(未統合の番号の問題)については、(8)で示した通り、制度の構造そのものや「成り済まし防止」という相談の統一方針によって引き起こされた問題であり、これを現場の職員の責任に帰するのは適切ではないと考える。ただ、台帳からコンピュータへの記録の移し変えの時に名前や生年月日・事業所記号が誤って入力されたことによって、統合が困難になった事案が散見されており、この点については記録管理を軽く考えていたと言われても仕方ないと言える。 ・「消えた年金」問題(納付記録の誤りの問題)については、台帳からの移し変え時のミス、市町
3718	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	各県で専門チームにより、集中取り組みを行うしかないと思います。	当初は、台帳→機械化時点での転記ミスによるものとは思いました。 ただ、当時の作業の流れ等は、全く理解していませんでしたので、恥ずかしながら、報道により大変な問題だと認識をしました。	市町村照会等の一定の流れができるまでは、払出簿やマイクロ等の紙ベース媒体により、確認を行うようにした程度だと思います。 反省点としては、国民の皆さんに対して、広報・情報提供不足により、制度認識を低くしてしまったことが、一番の原因だと思います。 あとは、国民年金制度で言えば、市町村からの検認方式にしたことが問題ではないでしょうか。 (被保険者の記録を二重管理していたことでの煩雑さ、検認報告もれ等)
3719	地方庁	社会保険事務所課長級以上	老齢厚生年金の受給者が、その後、老齢基礎年金を繰上請求した場合、国民年金被保険者ファイル上には最初に請求した「老厚」の表示が残ってしまっている。このような被保険者から、国民年金保険料の追納申込があった場合、追納申込の入力が行えてしまうだけでなく、納付書も作成されてしまい、追納が出来てしまう。これは後の年金記録問題につながりかねないので見直してほしい。 別件であるが、定期便の送付に伴う問題として、オンラインシステム上の別送登録と定期便の別送者管理は別であるため、一緒になるように工夫するとともに、各種通知類にも言えることですが、別送者を手管理しないで済むよう、別送先住所をシステム上に持てるようにするべきだと思います。	本質的な納付記録の誤りよりも制度に対する知識不足から生じる照会が多いことから、事務が膨大となっていると感じられます。 広報に予算をさいて年金制度への理解深めてもらうことがまず肝要ではないでしょうか。 結果として無駄な経費削減につながると考えます。	そんな問題はありえないと思っていました。 年金問題そのものは、騒がれてから知りました。	てんてこ舞いでした。 殺到するお客様、自身のスキル不足もあいまって、対応は困難を極める中、必死に対応しました。 どこに何を確認したらよいか？今思えば、疑義照会の回答をスムーズに得られるような流れが無かったようにも感じました。(日本年金機構への移行後は、疑義照会から回答までに7日もかかるという話ですが、これも時間が掛かりすぎだと思います。) 反省点として ①いつも体制準備が整わないまま、はじめてしまっていると感じます。窓口をはじめとして、万全の体制を整えてからスタートすべきと考えます。 ②特別便において感じましたが、ノウハウがないことが多く、いろいろな問題に後から気づくこともあると思いますが、失敗や問題が起きたときにすぐに方向修正できるよう、臨機応変な対応が出来る体制作りが必要と思いました。
3720	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現政権の指示に従い、全力を尽くす。 その他、事業所検索システムや黄色便の事蹟管理を社会保険庁オンラインシステムで行うことができるようにすることや、被保険者ごとに過去の問合せ状況を登録できるようにするなどして進捗管理、報告等がより簡単に正確にできるようにしてほしい。	年金記録問題が取りざたされた当初は、記録誤りはレアケースと確信していた。また、そのような問題があるという認識はなかった。 年金記録問題は、被保険者、事業所に対して的確な適用、事後調査ができていなかったことの積み重ねと、オンライン切り替え時にとりあえずやりっぱなしでデータの確認、メンテナンスを怠ったことが原因であると認識しています。 ただし、一部報道されているような極端に杜撰な事務であったとか、組織的な隠蔽とかなにか意図があって行われたようなことはないと思います。	年金記録の確認のためお客様が窓口にあふれたとき、ひとりひとりに誠実に対応していけば必ず信頼を回復できると考え業務に取り組んでいました。 特に転職が多い方は自身の職歴の記憶があいまいなことが多く、お客様が聞きたいけれど、うまく説明ができないと思われていることを、順をおって質問するなど工夫した。 ただ、制度の歴史、法律的な知識が乏しいことにより十分な説明ができなかったことも多く、常日頃の自己研鑽が不足していたと反省しています。 現在、年金記録問題の対応のため、適用調査及び滞納処分がおろそかになっています。このことは、将来、新たな問題の原因になると考えます。 的確な適用と公平な滞納処分を行わないと、大多数のまじめな被保険者等から信用されなくなります。 H22.1以降、この間、後退した部門を計画的に回復することができるよう取り組んでいきたいと思
3721	地方庁	社会保険事務所課長級以上	本人が偽名、偽生年月日(家出人、犯罪者、就職先の年齢制限、経験などに合うように)を使用し年金制度に加入者していたと聞いたことがある。	本人申し出期間と、コンピューター記録、紙台帳(マイクロ)が相違する場合は基本的に本人申し出の期間に補正する。ただし、虚偽申請については、課徴金などの罰則を設ける。 三者三様の場合も考えられる(記録補正の場合コンピューター記録のみ補正し、紙台帳(マイクロ)の補正が出来なかったため)	事業所からの取得届提出時、本人が既に手帳交付を受けているにも拘らず健保証の交付を急ぐあまり、安易に新規取得者として届出複数の手帳交付を受けるものが多かった。 事務所も紙台帳時代は確認が出来なかったため、そのまま払い出しを行っていたため。(入庁間もないころS50年)	事務講習会、時報等で広報していたが対象が事業所単位であったため、年金制度の大切さが被保険者一人ひとりに浸透していかなかったものと考えられ効果的取り組みができていなかった。 本人の身近で管理していた健保証に「年金手帳は一人一番号で管理しておりますので複数お持ちの方は手続きが必要です。また複数枚お持ちの場合将来不利益をこうむる事がある」等を図
3722	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じておりません。	早期解決のため、人員の増員等の体制強化により事務処理を集中的に実施することはもちろんですが、未統合記録の早期解明と年金記録の正確性の確保のため、現時点で予定されている各方策の外、より効果的かつ効率的な方策を引き続き検討していく等、引き続き各職員が一丸となって問題意識を共有していく必要があると思料します。	平成9年に基礎年金番号制が施行されるまでは、各年金制度ごとに加入番号が設定されていたこと、また、更に同一制度の中でも入退職の度に新たな番号の払出を受けている等の事象により、お一人で複数の年金番号を持つケースが多いことは存じておりましたが、お恥ずかしながら、基礎年金番号制の導入の際の、統合の必要性があると思われる対象者あての照会及び年金請求時の再確認等により、100%ではないにしろ、大半が解消されているものと個人的には思料しておりました。 その後、年金記録問題が大きく取り上げられ、未だ5,000万件もの未統合記録が存在していることを知り、大きな問題であることを初めて認識した次第です。	最初に年金記録問題が取り上げられた当時、社会保険事務所に所属しておりましたが、ねんきん特別便への対応等につきましては、相談者の立場に立った懇切丁寧な対応を心がけながら、4～5時間待ちはざらという状況の中で少しでも早くお客様をご案内できるよう精一杯努力することくらいしか出来ませんでした。 制度的な背景もあって、各年金制度ごとに加入番号が設定されていたことは仕方が無いことですが、同一制度の中でも入退職の度に新たな番号の払出を受けている等の事象により、お一人が複数の年金番号を持ってしまったことにつきましては、オンライン化の前から資格取得の際に直前の加入状況についてしっかり確認するための方策を制度発足当時より徹底することで防止できたのではと思料します。 また、基礎年金番号制の導入の際に行われた、統合の必要性があると思われる対象者あての照会の際にも、「ねんきん特別便」のように過去の加入記録を同封する等、もっと効果的な方策講じる等すべきであったと思料します。 (問題意識が不足していた。)
3723	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	わかりません。	転職等々により複数の番号が付番されている方はごく少数の方で、年金請求時には解消されるものと考えておりました。厚生年金に加入した会社名を忘れたり、納付記録が残っていない、というようなことは考えていませんでした。 平成16年に採用された後、重複取消届等を処理したり、年金手帳を確認した際に、未統合の記録がまだ存在することは知っておりましたが、5000万件もの未統合記録があることなど挙げられている問題は、報道されてはじめて知りました。	私自身が特段何かアクションを起こしたことはありません。被保険者の方との接触により、年金手帳等で記録が確認できた際に、届けをお願いする程度です。 私が考える反省点は以下の3点です。 1「年金請求時に記録を整備すればいい」との思いが根底にあり、積極的な記録確認を怠っていたこと。 2加入履歴など、こちらからの情報を与える機会が少なかったこと。 3年金制度の周知が十分ではなかったこと。
3724	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られていること以外は特にありません。	年金記録の全件調査を行い国民の不安を解消していかなければならない。また、お客さんへの対応は、日頃から親切、丁寧な対応を心がけ信頼回復に全力を注ぐ。	誰のものかわからない年金記録は制度発足からあったと思うが、最終的には年金請求時に調査確認をするものだと認識していた。また、基礎年金導入からは、計画的に統合作業を進めていた。ところが、一連の問題となったことから、早急に確認しなければならないと感じた。	一連の問題になって、少しでも未統合をなくすため、加入者の職歴に細心の注意を払った。反省点として、紙台帳からコンピューターへの入力誤りのチェックが不十分であった。
3725	地方庁	その他(社会保険事務所)		被保険者名簿を再度WM等に入力するといった案が出されているが、実際、事業所からの届出において、生年月日や氏名等の誤り、名簿に記載された氏名誤りも多く、すでに統合や訂正済のものとの、不一致による再調査等が必要になり、困難が予想される。やはり、国民に問いかけ、漏れや間違いがあると申し出られた方に対し、調査をするほうが、良い。その際には聞き取り調査等で個人一人に対し時間を要すほうが解決にむけて良いと思われる。	期間調査業務を行っている際、いくつもの年金手帳を持っている人が多いことに驚いた。しかし、基礎年金番号が導入されるまで住所登録もなく、新規加入といわれると年金手帳を作成するしかなかった。(事業所に対し、本人がどういった履歴書を出しているかもわからないのに前職歴のことを述べることもできないため。)年金記録の整備には、とてつもなく時間がかかる問題と考えていた。 入社2年ぐらいたった頃ぐらいなので平成6年頃。	なぜ住所登録をしないのかずっと疑問に思っていた。しかし、年金業務は申告制度と言われ、住所登録は受給の際しかできないとのことだった為、どうすることもできなかった。 平成9年にチャンスがあった。基礎年金番号導入時において、番号をいくつも持っている人にはがきを出してもらったが、その際の広報もできていなかったのではないか？ 窓口、電話のお客さんには説明を繰り返した。しかし、まったくといっていいほど関心が低かった。 本庁で考えることと、窓口に出るものとの意識の違いが浮き彫りだったように思う。特別便も同じことが繰り返されたように思う。(調査にかかる時間等がどれほどかかるか。) 本部の人間と、地方の人間で話し合いが必要。今まで事務局通じてといっていたが、事務局の人事配属が偏っており、事務所経験が非常に薄いそのものに意見を聞いても同じ。何かを行う際、こういったメールアンケートを毎回一部の人間を抽出し、実情を聞き取り、今国民がどういっ

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3726	地方庁	その他(社会保険事務所)		基礎に統合されていない手帳について、御本人に連絡が取れないため確認できない記録や、当時の採用基準の関係で生年月日を偽って勤めていたために今回の特別便でも本人と疑われる記録から除外されている記録もあると思われます。 また、別手帳がある方でも、記録が間違い無いと思われている場合もあります。 そのような方に対して、別番号が出来るケースを例にあげて再度広報していくことが必要だと思われます。 現在、年金記録問題の話題が新聞やテレビに出るのは報道のみで、自主的に広報している様子がありません。 ガス湯沸し器のリコールCMと同じように、定期的な広報により問い合わせいただくことで接触できる機会を増やしていくことが必要だと思われます。	平成8年に年金給付の担当となった際に、国民年金番号・厚生年金番号が別々であり、同一制度でも手番が複数ある方があることを知りました。 別手番が出来る理由として、以前の国民年金は任意加入期間があり、全員が年金加入となっていないため、転居先で新たに番号を作成している場合や、厚生年金では就職先に勤務歴を伝えていない場合や、採用基準により生年月日を偽って就職している場合、また、事業所より年金加入が新規との話しを窓口でされることにより新たに手番を払い出していることがあるとの話しでした。 その時点では、手番が複数ある方も年金請求時に記録を確認して裁定をおこなうため、年金裁定時に年金記録の一本化が図られるとのことでした。 その後、基礎年金番号が発足し、基礎年金番号通知書により他に加入記録があれば回答いただくこととなっていたため、年金記録の管理が進むと思われました。なお、回答いただけない方については年金裁定時や年金得喪手続き時に確認するしかなく、記録が全て整理されるまでには最大で40年かかるだろうとの話しを職員同士でしていた覚えがあります。 その時には、「もっと積極的に記録整理をしなくて良いのかな」という気持ちはありましたが、地方の一職員としては何もできずに終わっておりました。	年金記録に関する問題が問い沙汰された際に、平成9年に基礎年金番号を導入した時点で、今回の特別便または定期便のように詳細な記録を送付して年金記録の整備を進めるべきだった・地方からもっと声をあげるべきだったと思われます。 現在は、年金記録の整備を少しでも進めていくために全職員が一丸となって窓口や電話での対応に取り組んでいます。 特に、窓口にみえられた際には色々と聞き取りをおこない、未統合の記録がないか確認をおこなっております。
3727	地方庁	その他(社会保険事務所)	いろいろと思い返しましたが、特に思い当たるものがございません。	一つ一つの事案に向きあって、解決していく以外に方法は考えられないと思います。そのためには、どうしても人員が求められますが、経験のない人を闇雲につぎ込んでも解決はしないと思います。ある程度の経験を有する人が集中的に取り組める環境を作っていくことが必要かと思います。	平成12年4月に入庁いたしましたが、採用が徴収課であり、年金記録関係について、強く意識はいたしませんでしたが、4年目に国民年金課に配属をされて、基礎年金番号への統合が進んでいないことを知りました。ただ年金の受給手続きの際に氏名索引(旧姓を含む)を行い、お客様の受給には、反映していると考えておりました。ただ、記録自体に誤りがあるとは、考えてもいないことで、この記録問題が明らかになって解明作業を進めるにあたって、自分の考えていたことが、いかに甘かったのかを思い知らされました。	この問題は、誰がやってしまったのかということも大切ですが、お客様がご自身でかけた年金を確実に受給していただくことが何よりも大切であると考えられますので、まずは担当したものについて、しっかりと対応するよう心がけました。 反省点としては、いろいろな状況があると考えられますが、そのときそのときでしっかりとした対応ができていなかったことが、一番にあげられると思われます。お客様の大切な記録を扱っていることを、再度、認識し身長かつ確実な仕事を進めるべきと考えます。
3728	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3729	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後もすみやかな記録判明にむけて対応に努める。	通常業務のなかで氏名検索の範囲内のもれ程度のものと認識していました。ニュースなどを通じて知った。	記録補正事務処理に従事して事務処理の煩雑さを痛感しています。今後、もれ等の起こらない事務処理体制を確立していただきたい。
3730	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録の未整備部分があることについては入所後に旧台帳がマイクロフィルム化し、本人が年金請求時に確認を行うという形をとることで解消できると説明され、それで納得していました。	戸籍や住所情報がない状況の社会保険事務所では同一人物かどうかの判断はつきかねます。誤裁定、過払い、返納金発生等のお客様に大変なご迷惑をかけるので、当時は仕方ないと考えています。 オンライン化された時期から徐々に努力していれば、このような件数が残っているはずは無く、ただただ反省するのみです。 総務省からの情報、今後もし各税金・保険料等一括した管理下におかれるのであれば、こういった問題はなくなると考えています。 今後もこの問題について、正面から向き合っていきたいと考えています。
3731	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3732	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	今まで以上に、人海戦術による対応が一番速い解決です。OBを含めた組織的に対応することが解決の近道と考えます。そのためには、予算措置等をしっかり講じることだと考えます。	基礎年金番号制度に問題あり。平成9年時点で加入していた制度の年金番号で付番するのではなく、その人が所持している最も古い手帳で付番すれば、こんなに大事にはならなかったかも知れません。時間が経過すればするほど人間の記憶は薄れてしまい、探しですことは、困難になります。	今回の年金記録問題発生以前から、仕事上での年金相談や日々の生活の中で年金制度のことを聞かれた時などに、年金手帳は2つ持っていないか問いかけをしてきました。 組織として、問題意識がなされていなかったことが、今日の結果ではないでしょうか。
3733	地方庁	その他(社会保険事務所)		基礎年金番号でない手番記録について、本人と思われる方に対して、本人の記録かどうかを半永久的に勧奨していく。	長妻大臣が国会で取り上げてから、そのような問題があることを知りました。	紙台帳をオンライン入力するときに、名前が入力されていないなど、チェックが甘かった。 基礎年金番号導入の際に、もっと手番の統合処理を進めるべきだったのではないか。 国民年金、厚生年金の資格を取得・喪失したときに、その都度、あるいは定期的に加入履歴を送っていれば、被保険者が記録のチェック機能を果たし、適切な記録管理体制が築けたのでは
3734	地方庁	その他(社会保険事務所)		ひとつひとつ対応していくしかないと思います。	大きな問題だと認識したのは特別便が送付され始めてからです。	正しい記録にできるよう、申し立てのあるものについて確認作業をしました。 安易に年金番号を払い出したことが原因だし反省すべき点だと思います。
3735	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在、進めている業務内容を進めていくしかないと思います。	あまり深く考えていませんでした。2年前の大騒動に時に初めて事の重大さを認識しました。	業務処理要綱に沿って記録問題に対処してきたつもりです。
3736	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3737	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	最後の一件までというのは不可能だと思います。事業所名を示しても全く覚えていらっしゃらない方もたくさんおられます。また調査するのは結構ですと面倒に思われている方も意外とおられます。あらゆる角度から調査をする必要はあると思いますが、調査の結果、まったく反応がない記録に関してはある程度見切りをつける事も大切だと思います。一方で、積極的に調査を希望されるお客様については納得してもらえるまで調査をしなければなりません。その結果、すべてのお客様が自分の年金記録について納得する状態ができれば、ひととおり年金記録問題は解決したと考えてもいいと思います。最後の一件までに執着するよりも、今後新たな年金記録問題を発生させないような環境づくりにもっと力を注ぐべきだと思います。	単純に、年金番号を重複して持っている方がたくさんいらっしゃるとしか考えていませんでした。統合帳に記載されている字の汚さ、また、それに伴うオンライン記録への収録誤りの多さなども含め、こんなにも根深い問題だと気づいたのは、この問題が大きく取り上げられるようになってからです。	まずは、お客様のおっしゃる事が正しくて、年金記録のほうが間違っているという意識で、お一人お一人の年金記録に対応することにしました。 そもそも、あらゆる問題は年金請求時までに解決すればいいといったような、面倒な問題を後まわしにしていたような風潮がいけなかったと思います。なぜ、基礎年金番号制度が始まった時に、もっと真剣に年金記録に向き合わなかったのか、とても疑問に思います。基礎年金番号導入の趣旨は何だったのでしょうか。もっとも年金制度が始まった当初から、ある程度このような問題が発生する事は見込まれていたと思います。確かに当時はパソコンの技術もオンラインの設備もなくある程度の限界はあったのかもしれません。ただ、なぜもっと大切にお一人お一人の年金記録を扱わなかったのか、もっと字や数字をきれいに書くといった、仕事に対する最低限のマナーが守られていたのならば、もっと解決できる問題は多かったのではないかと思います。
3738	地方庁	地方社会保険事務局長	承知していません。	これまでと同様、計画的に着実に進め、結果を出していくことが重要である。 そのためには、以下のリスク等を最小限に留める必要があると考えます。 1 作業スケジュール 処理能力を超えた作業が長期間続くことは、疲労により集中力を欠き、処理誤りのリスクが高まる。また、結果(達成率)に比重をおいた進捗管理は作業を煩雑にさせ兼ねない。 2. 取組体制 特定業務職員・アシスタント職員による体制整備は不可欠である。 一方で知識と経験から判断を要するものや最終確認など正規職員が責任をもって対応しなければならない部分が相当量存在し、今後も所内支援が必要であるが、平常業務における課題が山積している中で、効率的な事務の実施は困難である。 このため、ブロック本部からの支援等、記録問題に専念する正規職員等の確保が必要である。 ※厚生局からの出向者130人は当県の規模からすると、1 3人程度と考えられ、十分とは言いがたい。	基礎年金番号が導入される以前の手帳記号番号の時代に複数の番号払出しによる重複取消処理が再取得時や年金相談時に頻繁に行われていたことから、年金請求時の記録整備は大変な事務負担になっており、そのために年金裁定までに相当期間がかかっている程度の認識であった。 膨大な数の年金記録が未統合となっているというこの問題の本質を認識したのは、平成19年3月頃と思うが、5月からその具体的対応に取組み、一層この問題の深刻さを再認識した。	問題の本質、全貌を認識してからは、国民お一人お一人に記録を確認、ご協力をいただき、記録の統合・信頼回復に全力で取り組むことが、社会保険庁の職員としての責任と思い、「対策パッケージ」、「実施工程表」、「今後の道筋」等に従い、確実に進められるよう取り組んできた。 反省点は、お客様の立場で仕事をする、国民の皆様の大切な年金記録を扱っているという意識がなく、単に事務処理をこなしてきたということ、更には、 山積する目の前の課題への対応や予算・人員の確保等の厳しい現状から、問題を先送りしてきたことではないかと考える。
3739	地方庁	その他(社会保険事務局)	知っている問題はありません。		採用半年後に基礎年金番号制度が始まりました。 その頃から、厚生年金・国民年金番号を複数持っている方がいることはわかっていましたが、年金請求時にご本人に加入履歴を確認し記録が漏れていたらその際に統合すること、また順次、本人宛問い合わせを行い統合を行っていくことから、大きな問題とはとらえておりませんでした。 マスコミで大きく取り上げられた後は、制度設立時から続く大きな問題だと認識しました。国民の大切な年金記録をしっかりと管理しなくてはいけない役所の一員として責任を感じました。	年金裁定業務に従事しております。係るお客様は限られていますが、記録に漏れのないか、再三チェックしております。 記録問題が発生した問題点としては、一つの制度で一つの番号が徹底されていなかったことが制度自体の問題点であったとは思いますが、基礎年金番号導入時に全国民に加入履歴を送るなどの対応が必要であったのでは、と個人的には思います。
3740	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			業務課を担当した時期において、被保険者記録の確認事務を行ううえで不突合な記録が存在することは認識しておりました。 年金記録は、過去何十年にも亘っての積重ねであり、現在のコンピュータ時代に過去の手作業時代の管理状況を一概に比較できることではないと思いますが、問題は記録情報の機械化を進めるうえで、大切で膨大な情報量を整備するという作業における十分な対策・対応の認識に欠けていたと思います。	この年金記録問題で指摘されてきたように、被保険者記録は年金請求時に確認すればよいとか、単に事故率の問題だなどと結果として十分な対応ではなかったかもしれないことは、組織の一員として深く反省しております。 年金記録問題の様々な取り組みの中で、お客様お一人お一人の大切な被保険者記録を丁寧に確認させていただくという気持ちを真から思う接遇、仕事ができるように努めております。
3741	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在、人員体制を強化し記録問題に取り組んでいるところです。 現時点においては、受付している期間照会申出書を少しでも早く正確に回答させていただくことが最優先であり、そのためには、一定の整理がつくまでこの体制を維持する必要があると考えています。	今から20年近く前、係の担当業務として期間照会事務を担当していた経験があります。その際、一人の方が会社を変わるたびに年金手帳(番号)の交付を受けている事例、また、女性の通称名(子をつけるなど)、さらに生まれ年を数年サバを読むなど、コンピューター化以前の古い原簿管理当時はあったようで大変苦慮したことがありました。 今、考えると記録管理(紙管理)の問題もあるでしょうが被保険者の方々のこうした届出にも大きな問題があったと思います。	(8)の背景があり原票マイクロもフィルムを流しながら閲覧し記録探しをしましたし、現在もこの作業に関わる際にはそのような索引を行っています。 当時、記録を管理する側も加入する側も、この年金制度の重要性(年金受給に直接関わる。)の意識が低かったものと考えます。 当然、行政側としての周知・喚起が足りなかったことは反省すべき点と考えます。
3742	地方庁	その他(社会保険事務局)	名簿等の経年による磨耗・破損などでも記録の紛失が起こったと思う。	非常勤職員の増員で対応するもよいが、期間照会等の経験がある職員(OBも含む)の集中配置、窓口対応用員の強化(窓口で根気よく説明すれば理解していただけそうなものまで照会票を徴収しているものが結構ある。	年金給付課在籍中、お客様との窓口対応時に加入記録のもれ(ご本人の記憶違いや、忘失も含め)の相談からそのような問題が存在することは認識していた。	ご本人の記憶の呼び起こしに協力し、そこから類推し他庁照会等で記録の回復をはかった。 当時の対応では守秘義務等により、本人記録と思われても具体的なヒントを話せなかった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3743	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上				
3744	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	定期便の未回答者に対して、電話連絡・訪問により「回答のお願い」を行ってはどうかと思います。	昭和52年の採用当時から厚生年金手帳を2冊以上持っている方が重複取消届を提出していたので、未統合の記録があることは知っていたが、年金請求時等に職歴等を確認して統合を行えば良いのではないかと思っていた。 未統合記録が5000万件からあることは、平成19年に知りました。	平成9年の基礎年金番号導入時点から現在行っている取組を実施していれば、本人の記憶も今より定かで良かったのではないかと思います。
3745	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません		重大な問題として認識しております。早急に、正しく整備し年金不信を払拭すべきと考えています。 5000万件の、未統合手番者のニュースが報道れたときに知りました。	下記の点に、重点を置き業務に取り組みました。 ①、お客様目線での取り組む ②、コンプライアンス遵守 ③、個人情報の保護の徹底 ④、業務知識、年金知識を深める 全体として、お客様の年金をあつかっているという意識が低いことにあったことに問題があったと思います。今後も引き続き、お客様、組織全体の信頼回復という意識をもって業務に取り組んで
3746	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		特に認識していませんでした。 新聞報道等、話題になってから知りました。	年金請求等の相談の際には、丁寧に聞きとりし、記録の確認をしたほうがよいと思います。
3747	地方庁	その他(社会保険事務局)		コツコツと1件ずつ丁寧に作業していくしかないと思う。 ある程度時間はかかってしまうが、再び年金記録問題を引き起こさないよう丁寧な作業が必要。	基礎年金番号に統合されていない手番について、年金請求時までに統合されればよいという意識があったと思います。 職員とお客様では未統合記録の認識に大きな違いがあった。	年金相談時等にお客様の職歴をよく聞きwmに収録されている記録と確認する。また、同姓同名・同生年月日の記録がある場合はお客様に積極的に声をかけ本人かどうか確認するよう心がけた。
3748	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られているもの以外知りません。	人海戦術を取ればいいというものでもない。記録について知識のある人が偏べないとわからないと思う。職員でも記録の出し方のプロとそうでない人がいると思う。知識のある人の活用しかないのでは。	年金記録問題は社会保険だけの問題ではないと思う。名前の振り仮名は戸籍謄本に振り仮名がないのが多少の原因になっているのではないか？ 記録問題の存在を知ったのはは新聞紙上で騒がれるようになった頃だと思う。	年金相談時に考えられるすべての読み仮名で照会した。本人にも聞違って呼ばれた名前があれば教えてくださいと聞いた。反省点は記録を送るたびに聞違いがあったこと。信頼がどんどん落ちていった。
3749	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道に作業をする方法しかないと思います。人員を増やすのと、効率化のため、パソコン等を活用して進めていくことも必要かと思います。	長年の記録管理に問題があったため、起きた事であるがなぜもっと早く解決に手をつけようとしなかったのか、上部の方たちに対して、不信感、不満がつのりました。	社会保険庁の非は認め、国民視線で解決をしようとつとめましたし、今もなお継続しております。
3750	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録が、機械管理される以前、戦前・戦中の記録を含め機械管理に移行する時の事務処理のある種の限界を行政として感じざるを得ない。移行後の利便性を優先するがあまり、カタカナ化してオンライン化を可能とし、年金の記号番号があり本人が年金手帳を年金請求時に必ずもっている状況であるならば、厚生年金記録ももれてこないはずである。平成9年1月の基礎年金番号への移行が、国民感情的にはいままでの自分の年金記録は国がきちっと管理してくれているとの想いも理解できる。年金記録はある種の不完全さをふくんでいることがあるとの認識は20年以上前(採用された1年後ぐらい)に知ったと思います。ただ、年金記録が「政治の道具」にされ	年金記録問題については、本来だれの記録なのかを特定し、被保険者の当然の利益を確保できるように誠心誠意対応しました。また、反省点としては政治的に追い詰められてするのではなく、行政の責任において年金請求時に完全に本人記録を特定し、請求もれのないようにすることが一番求められるとおもいます。また、届出する事業主の資質が、十分ではない者も見受けられるので事業主で届出主義の限界を補う、画期的な法律を望みます。
3751	地方庁	社会保険事務所課長級以上		定期便等で、記録を確認すること。また、年金請求時点で、記録の漏れが、ないかどうか、再度確認すること。	基礎年金番号制度が、導入されたことに伴い、他手番の登録処理が、行われていない部分で、記録の漏れがある等問題になっていると思われます。それ故に、平成9年1月以降に、速やかに登録処理がされていれば、現在のような問題にはならなかったのではと、思われます。	年金請求時点での本人の職歴確認を重要視し、氏名索引等行い、記録に漏れがないかどうか確認している。
3752	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	質問の主旨とは相違するかも知れませんが、 厚生年金の被保険者期間漏れについては、毎年8月1日現在で適用事業所より、算定基礎届を提出させており、その際には賃金台帳や出勤簿の確認もしていたので、被保険者期間の加入漏れがあったとは考えにくい。 標準報酬月額についても、S51年頃とS58年頃2度ほど徴収課の調定係に配置されていたが、その時分算定基礎届にて決定された新標準報酬月額での10月分社会保険料を請求したところ、保険料額が合わないと事業主から請求金額が多くても少なくても問合せがあり、被保険者ごとの決定された標準報酬月額をチェックし決定間違いが判明すれば決定をし直し、被保険者名簿をも訂正していたことを記憶しているので、標準報酬月額について事業所と社保との間で相違があったとは考えにくい。 国民年金の検認については、年度末また何年ごとかは忘れましたが○年毎に再度、市町村職員と社保職員とで計2回は確認していたので、職員による券服は論外であるが、検認漏れがあったとは考えにくい。	健康保険法・厚生年金保険法・国民年金保険法に定めてある、各種届出書における事業主の被保険者への義務行為を国民の皆様に理解していただくことも必要ではと思っています。 例えば、資格取得届は5日以内に申請することとなっているが、果たして申請は5日以内に行われているか、使用期間とか資格取得日は間違っていないか、資格取得時の標準報酬の決定月額を通知しているか等、資格喪失届・月額変更届にも同様なことが言えると思います。 特に、保険料については、健康保険任意継続申請における保険料で、任意継続は当月分の保険料を当月に納付することとなっているが、事業所に勤務している間の保険料は翌月の給与から引かれていますが、どうして同じ月に二重に健康保険料を支払うのかと、よく苦情を言われ、その度に社保料の徴収について法律上の取扱いを説明しなければ納得されないお客様が多数おられたことを、記憶しています。	H7年頃の調査官時代(基礎年金番号制度前の時代)、各適用事業所を総合調査していた時、ある適用事業所で資格取得届の氏名・生年月日が労働者名簿と相違しているにも関わらず取得漏れではないと申し出がされたことがあり、その理由を尋ねたところ、本人から諸事情があり、厚生年金番号から自分自身の存在を知られると困るので、新規取得者として届出をしたとのことだったので、家族でも本人の承諾がなければ情報(事業所名等)を教えることはないと説明し、訂正届を提出させたが、諸事情により氏名や生年月日を事実と相違した内容で届出しているケースがあるんだと思ったことを記憶しています。	年金記録問題発生の原因としては、オンラインシステム導入移行事務処理において、大量の件数を短期間で処理することから、処理ミスはあっただろうと想像されるところです。 短期間での事務処理であったため、職員間同士での再チェックの時間が取れなかったことを含め、反省しています。 基礎年金番号スタートのための事務処理において、国民の皆様へのPR不足というか、説明が短期間の処理のため追いつかなかったのではと思われます。 現在のように、年金記録に対するPRを大々的に実施し、国民の皆様に関心を今以上に持っていただくことが出来ていたならばと思います。 年金の裁定において、現在、名寄せの新システムで過去の記録が判明していますが、前述のオンラインシステム導入移行事務処理において、システムを同時に入れることが出来ていれば、また、本人が記憶していなくても、社保から○○の住所の××という事業所に勤務していませんでしたかと、情報を提供しての年金請求をさせていたならばと思います。
3753	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません	わかりません	重要な問題だと認識してました。そのような問題が存在することは基礎年金番号が出来てから手番が統合されていないのが残っていたので知っていました。	年金決定の際には、氏名索引(旧姓も含め)をし、被保険者に確認したりして、本人のものかどうか確認してました。 オンライン化にしたときに、正確に入力されていなかったり、もっと早く基礎年金番号の制度が出来ていれば良かったり、国民年金の記録についても、統台帳の保管が永久保存されていれば良かったと思います。
3754	地方庁	その他(社会保険事務所)	申し訳ありませんが新聞報道で知る状況なので、よくわかりません。	特別な策はなく、地道にやっていくことが必要と考えます。	社会保険の信用に関わる問題であると感じました。 平成19年頃です	個人としはどう対処していいのかわからず、本庁の指示に従い被保険者からの相談に対応しました。
3755	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	日々の台帳突合作業等に加え、全職員が一斉に作業に当たる日を設け、早期の整理を図る。	全被保険者の生活及び権利に直結する重大なミスと認識している。 過去に年金番号を複数取得し、統合が未整理となっていることは入庁当時から知っていたが、台帳とオンライン記録が合っていないと知ったのは、年金記録問題の報道が始まった頃。	早期解決に向けて、記録補正や休日支援を行っている。
3756	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	記録照会関係については、臨時職員ではなく「職員」が専念できる体制を作ることが必要。	基礎年金番号に統合されていない手帳番号については、最終的には年金請求の時点で確認のうえ統合されるので問題がないと認識していた。コンピュータに記録が正確に収録されていることが前提ではあるが。いわゆる「旧台帳」等のコンピュータに収録されていない記録が大量にあることについては公表してから知った。	
3757	地方庁	その他(社会保険事務所)			どのような一本人の手続き漏れの問題(始め) 社保庁側の記録確認勧奨不足の問題(現在) いつーH16.6月頃	
3758	地方庁	その他(社会保険事務所)	・オンラインに収録する際、業務センターへは当時名簿や原票、届書で進達していたと思われるが、漢字をカタカナで入力したため、非常に多くの収録間違いが多数発生した。また、手帳番号の書き違いや読み違いなどで、本来収録されるべきところに収録されなかったり、場合によっては、第三者の記録として収録されたもの、他人の記録を誤って取り込んでしまったものなどがある。 ・オンライン切替前は別としても、切替後はWMに収録されていない記録(カセット収録)が多数あった為、年金裁定請求時に、確認できなかったのではないか。現在でもまだカセットとなったいるためスムーズに照会対応できないことがある。 ・保管している被保険者名簿やマイクロに収録している原票には、消失しているものやまったく読	現在、カセット記録となっているものを、早急にWMに収録する。	・昭和61年の採用当時は社会保険庁より示された通り、事務処理を行っており、特に何も疑問にも思わなかったが、基礎年金番号の通知が行われた頃より、すべて統合されるのかが疑問であった。 ・オンラインになる前は、本人の申し出た内容を基に、記録を確認し、裁定処理を行っていたと考えるが、申し出がないと年金には、反映されなくなる。結果して宙に浮いた記録となる。システム上やむをえない問題であると思います。	・ねんきん特別便の回答や年金記録照会申出書の内容により、あらゆる聞違いを想定し、調査を行ってきました。 ・年金は、本人からの申請を基に決定する、申請主義であり、そのことも今回の年金問題の一因と考えます。年金定期便で定期的に記録を確認していただくことは、非常によいと思います。 ・すべての記録をWMに収録し、各事務所ですぐ対応できるようにするべきである。 ・未加入事業所についても、問題であると考えます。本人からの申出では、本来加入すべき事業所に勤務していたのに記録がないというものも多くありました。適用対策も非常に重要と考えます。
3759	地方庁	その他(社会保険事務所)	1.基礎年金番号に未統合である以前に、WMに登録されていない年金記録が多数存在する。(1年ほど前の時点で) このため本人からの照会により、氏名索引等を行っても絶対に出てこない。 2.支店間の異動があった際、異動前の被失日と取得日が一致していないことがある。 このため、年金記録に1ヵ月の空白ができている事例がある。	1.WMへの登録を急ぎ行う。 2.当時の事実を確認できる資料がない限り、記録の訂正は困難。	一口に年金記録問題というが、年金記録が失われている原因は多種であり、とても解決が困難な問題である。 (未統合の年金番号・WM入力誤り・WM未入力・事業所の未加入、未届出、届出内容誤り・遡及記録訂正等、様々なことが原因となって起こったもの。) 記録に誤りがあったとしてもすぐには判明せず問題も起こらないため、間違いのないように処理するという意識が低下した可能性もある。 年金記録問題については、採用前に報道が始まったとき(平成17～18年頃)に知った。	年金特別便で個別の対応を行った。 反省点 ・事務処理方法、チェック体制の甘さ、間違いのないように処理するという意識が欠如していたこと。 ・社会保険庁が被保険者との意識の差を考えたうえで制度を作っていなかったこと。 ・記録に間違いがあったとき、それを本人が確認できる体制でなかったこと。 基礎年金番号の制度ができる以前は、被保険者自身がそれまでの年金手帳をすべて保管していて、受給の際に持ってくる必要があった。 それに対し被保険者は、年金手帳の重要さを認識しておらず、保管していない方も大勢いる。 その上、氏名、生年月日の誤りが多く、WMに登録されていない記録もあるのでは、年金記録問題は必ず起こる問題だったように思う。 また問題が起こったときにそれがすぐに判明しないため、記録を直したり体制を見直したりすることができなかった。そのほか何十年も前の記録であれば、それが正しい場合でも被保険者が納
3760	地方庁	その他(社会保険事務所)		誰もが納得する解決策はないと思われます。時間が掛かる事で苦情を言われようとも、一人一人真摯に対応する姿勢が大切だと思います。	加入していたにもかかわらず未加入として扱われ、年金受給などに支障をきたすために大問題として取り上げられているという認識でした。その問題が存在する事は在籍する以前にテレビのニュースで知りました。	年金については知識もなく、全く異なる業務を行っていたために、何の対応もできませんでした。電話で「記録が見つかったけど、まだ入金にならないのか」との問い合わせにかなりの時間を要していると答える程度しかできませんでした。異なる業務を行うために臨時採用されたとはいえ、自分に知識があれば何らかの手伝いができたかもしれないため、知識は必要だと感じました。
3761	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	熟練の方の採用をし、2度と同じ過ちが起きないように指導して貰う。	1年前に社会保険事務所に復帰した時に、ねんきん特別便の問い合わせがあり、その時に知りました。	全く、分からなかったので同じ課の人に色々と聞きながら対応しました。
3762	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	世間一般に知られていない問題について、知っている内容はありません。	紙台帳やマイクロフィルムとコンピューター記録との全件突合、確認を完了させることが、まずは一番重要と考えます。	20年前、年金給付課に所属していた際に、年金相談、裁定請求書の審査、期間照会等の業務を通じ、個別の事象として期間が不明であったり、標準報酬が本人の記憶と相違していたり、紙台帳の記録とコンピューター記録が不一致(記録誤り)のものがあるとの認識はしていました。	個別の案件については、相談業務であったり、期間照会調査業務について真摯に取り組み、業務を行ってきました。 現時点でみた場合、もっと早い時期に「紙台帳とコンピューター記録との全件突合の必要性について何らかの機会に提案できなかっただろうか」と考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3763	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	過去の業務のながれ、被保険者台帳等の管理方法等に精通しているOBの方々の協力を仰ぐ。 また、記録問題を担当する職員は記録問題の処理に専任でできる体制が必要と思われる。	基礎年金番号が、平成9年1月に導入されたが記録の統合がなかなか進まない現状があった。 国民年金でいえば、判別区分は記録が正しいものとしての判別であって実態とかけ離れている場合がありました。基礎年金番号に厚生年金の統合が進んでくると、未加入期間と思われる期間が目に付くようになって来ました。年金を受給するまでの間に最低限25年の期間を満たせれば問題は出ないと思われるが、本来加入すべき期間が未加入になっている記録を基にした判別区分によって納付勧奨をしていため、年金の受給権が将来発生すると思われた被保険者が年金を受けられないことが起こりえると思いました。逆に判別区分では無年金と思われていたため被保険者の中にも記録整備を進めると受給権が発生するケースもありました。 カラ期間についても、オンライン記録に登録することができないため、カラ期間なのか未加入期間なのか判断できない。被保険者が相談するたびに確認する必要があることは問題である。	基礎年金番号が導入された後は、届出の際に年金手帳が添付されてあったものについては、手帳の中に記載されている厚生年金手番、国民年金手番を確認して手番登録に努めた。 現時点での反省点では、国民年金の加入勧奨状の送付や職権適用を進めてきたが、依然として未加入期間(厚生年金喪失後、厚生年金再取得の間の期間)が解消されていない。また、現在も、カラ期間がオンライン記録にと登録できないことは記録管理上問題がある。昭和61年3月までに20歳になっている被保険者(特に女性)は、カラ期間が存在する可能性が高いし、平成3年3月までの20歳以上の学生期間の任意加入期間についても把握ができていないため、この期間について「ねんきん定期便」「ねんきん特別便」において被保険者から照会を受けることが多い。
3764	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	担当者のみの対応ではなく、全員対応が必要。	年金記録問題が報道されるようになった時。	照会・申立について窓口となり応対。できる限り判りやすく対応している。 台帳の廃棄や誤記入、不鮮明、記載内容が判読できないなどがあると思う。
3765	地方庁	その他(社会保険事務所)			・申請主義、また、被保険者・受給者の立場に立って、記録管理が行われていなかったことが原因によるもの ・三年ほど前	・自分の業務や相談対応において、被保険者・受給者の立場に立って、処理誤り、案内誤りがないように心がけた。
3766	地方庁	その他(社会保険事務所)			最優先すべき問題。配属になる少し前	国民年金の適用業務をしている中で、未加入・記録漏れなどは、本人に通知。通知をしても、連絡がない方が多い。特に3号特例。
3767	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上		調査の件数も多いことから、調査に行う者がもっと必要だと思われます。もっと効率の良い調査方法があればと思うのですが思いつきません。	個人を特定できていない年金記録があること、保険料を納付したのに未納となっている年金記録があることから、受給資格を得られない方や本来より低い額の年金を受給している方がいることをマスコミの報道等で知った。	当初、年金加入記録については裁定時に本人の申し出による職歴等との確認を行えば大丈夫と考えられていたために、複数の手帳番号を持っていた方等の記録が後になって年金に反映されないこととなったではないか。また、基礎年金番号導入時によく調査を行っていれば良かったと考えます。
3768	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		重大な問題と認識していました。 ニュースで報道されたとき知りました。	問題解決に向け、記録の訂正作業に取り組もうと思いました。 お客様の視点に立てなかったことだと思います。
3769	本庁	その他(本庁)	海外在住の厚生年金被保険者(その3号)および全制度の資格喪失者へは、特別便や定期便が届いていない方が多く、周知も徹底されていないため、多くの記録が埋もれてしまっている。 特別便において、記録の調査などの依頼があるにもかかわらず、作業効率を優先させるため、処理不要とした記録が多くある。 文書相談等において、現在の制度で年金の受給用件を満たさない記録の場合は、担当者で分かっていても記録を結びつけない。(カラ期間など)	ひとつひとつの記録を依頼のあった被保険者、受給者に結びつけるだけではなく、細切れになった記録をひとつにつなげる方法も考えるべきである。 現在は、受給者・被保険者から申告のあった記録を探しているが、持ち主不明の番号から持ち主を探し出すことが必要。これは、トンネル工事と同じで、両端から掘り進めるしゅほうである。 現在、記録を探しているのは、言われるからやっているだけの副業で、専業ではない、記録ひとつ総合していくらという出来高制の方法をとらなければ、物言わぬ記録は眠ったままだ。	H20. 6. 1に任期付職員として入庁したため、コメントなし	社会保険庁職員の年金記録問題の意識は極めて低い、独立した組織を作らなければ解決できない。
3770	地方庁	その他(社会保険事務所)		平常業務と年金記録問題業務の対応を分けて専任で出来る体制を完全に確立した方がよいと思います。 期限を切って対応することは必要だと考えますが、それによって記録問題の解決がいい加減にならないようしなければならないと思います。	基礎年金番号制度発足時に未統合となっている手帳番号が多く残っていることと、本人確認不十分により、同一人に新しい手帳番号を複数払い出していることが主な問題と認識していました。 旧台帳でオンラインに収録されてない記録や、オンライン移行時の入力誤りによる記録の不備な	内外から見ても記録の管理・正確性がいい加減なところがあったと思うので、その点について反省し、本人記録の確認を徹底し、未統合の手帳番号の確認・統合に努めること。
3771	地方庁	その他(社会保険事務所)	まだまだ、多くのカセットが開かれていないことに疑問。 旧姓からの調査が完全に行うことは不可能。その努力は当然必要。	旧姓等で中に浮いたといわれる記録を払い出し番号の都道府県の地方紙などに掲載してみては?どの氏名の方が宙に浮いているか国民は分かっていないお金がかかることだが。1468万件の本人確認調査をおこなって記号が同県でないのは別人が多かった。	年金記録問題がおきてこれは大変なことと思った。社会保険庁に進達した記録がこのようになっていたとは知らなかった。 ただ、国民年金などでは、全く未納も無く納付してきた方についてはこの問題は直接はかかわりないが、本来未納の方が納付になることによって納付してきた方へも給付費の国庫負担と言うことで税金等での負担がかかることには疑問がある。未納の方には納付書を送付したり納付勧奨したりそのつど税金が投入されてきた。全く未納も無く納付してきた方に本当に申し訳ないことと	できるかぎり、正しい記録にすべき。2年間で完全にするとの方針だが、段階的に正しい記録にすべきでないかと思う。ただ、いそぎすぎて間違った記録処理をすべきではない。 大変だが、国民のためにも全力でやるしかない。
3772	地方庁	その他(社会保険事務所)			問題の多くは昭和期のことであり当事、社会保険庁、市区町村と多くの事務を分掌していたことと、これに付随して制度・機械システムの統一が全く図られていなかったことが現在の記録問題を大きくしてしまったひとつの要因だとおもう。 現在においても制度・機械システムともに不合理なことは少なくないとは認識しているが多少なりともここ数年で改善されてきてはいるとおもう。	人による確認作業は、どの時点でも必要とは考えているが自身の事務処理等誤り防止の観点から、極力手作業での書類作成・計算作業は避け定型的にできる各作業については主に MicrosoftOfficeを利用しパソコンによる事務処理をてがけている。 反省点というよりも、今後の組織改善で取組む課題としては何よりも情報伝達の迅速化があげられると思う。
3773	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3774	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3775	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	高齢の受給者や受給要件が不足している方などの救済を考えた場合、早期解決を図らなければならないが、年金のノウハウを持った職員がどんどん減って派遣職員等が増えている現状にあります。 このことから、現在の定員とは別に、年金記録問題対応チームを編成するなど専門部署を設置しての対応が望ましいと思います。	年金記録問題の存在は平成19年頃知り、特に高齢者や受給権なし者などにとっては死活問題であり、一刻も早く解決しなければならないことと認識しておりました。	お客様に対して一連の経過に対しての謝罪の気持ち及び誠意を持って望むことを心がけ、一人でも多く年金記録が正しくなるよう対応しました。 反省点としては、業務量やスパン等を検証せずに対応策が次々に走り出してしまったことから、電話や来訪者でパンクが起きてしまったこと。 また、名寄せ便、厚生年金旧台帳突合せ便、黄色便等、一人に対して複数が別々に届いた方の場合、さらに混乱する結果となっています。 さらに、職員が知る前にメディア等からお客様に先に情報が伝わり、お叱りを受けることも多々ありました。長期間に発生蓄積した問題を何の検証もせず短期間で解決させることを約束したところに大きな誤りがあると思います。
3776	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			年金給付の業務から、本人が加入した職歴を思い出せない場合は、本人の記録とは確認できないことから、年金請求時に問題があると思っていました。	少なくても基礎年金番号に統合時以降、不明な記録を照会・統合していくよう社会保険庁は多大な努力をするべきだったと思います。
3777	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	一般の被保険者が不利な取扱いを受けることがないよう、国が責任をもって補填していく必要があります。 また、社会保険組織が保管している記録とお客様が認識している記録が相違することのないよう、制度、体制の設計が必要になると考えます。	社会保険組織に在籍していながら、かつては、ずいぶんいい加減な事務処理をしていたのだなの感ました。現在は、組織全体として解決へ向けて取り組んでいる最中なので、自分の出来る範囲で協力していこうと考えています。 年金記録問題の存在を知ったのは、盛んに報道等された時期です。	業務支援に積極的に参加すること、審政防止の徹底を再度図ることを行いました。反省点としては、どうしていい加減な事務処理が行われたかということと、適正な事務処理を行うことができる体制を確保することができなったことの検証を行い、今後適正に運用・管理できる体制を構築することが必要と考えます。
3778	地方庁	その他(社会保険事務所)	多くの事業所記号間違いや、補正が必要な記録があること 同姓同名同誕生日の人が存在すること 名簿の手書きの字が、くせのある読みにくい文字で書いてあることが多いこと 新適全喪や、支店本店間の転勤などで、国民年金未納期間がでてしまっている人が多いこと 自分が勤めていた会社が適用事業所かどうかしらない人がいること	誕生から、死亡までトータル管理システムの構築	最初は、転職、転居を繰り返す一部の人の問題と思っていました。 一年前、貴金職員として事務所に勤務して、とても多くの人を巻き込んだ混乱した問題だと知りました。	宙に浮いた加入記録解決の為、フォローアップ照会にかかわりました。 記録問題は共済加入の人に多くの誤解を生じてしまったと思います。
3779	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	時間がかかっても一人一人が親切丁寧に説明責任を果たしていき信頼回復にむけた行動を行うこと。	今後時間がかかっても必ず解決しなければいけない問題であることを採用されてすぐ認識していた。	窓口接客、あるいは電話応対一つを大事に、本人の記録で間違いがないかどうか確認をしてきた。結果的に再裁定の人数が膨大になり支給までにかなりの時間を要することが受給者からの苦情につながっており効率的にできていない。人員も少ない。
3780	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。		・社会保険庁全体により、国民の皆様に多大な迷惑を掛けてしまったこと、及び年金制度に対する信頼を失わせたことと認識しています。 ・平成19年6月に問題の存在を知りました。	・年金記録問題の解決に繋がる様々な取組に対し、積極的に参加しています。 (「宙に浮いた年金記録」調査、北海道内の社会保険事務所への支援、神奈川県への支援、遡及訂正事項調査、国民年金旧台帳調査、年金加入記録回答表の調査、第三者委員会への申立書回付事務、他) ・反省点 ①平成9年の基礎年金番号導入時、未回答者に対し、再三再四、提出の督促を実施しなかったこと。 結果、「宙に浮いた年金記録」を増加させたこと。 ②オンラインに乗せなかった、紙台帳記録があったこと。 ③オンラインに乗せなかった、カセット記録があったこと。 ④収納率向上や事業主側の意見をある意味聞きすぎ、結果として法令順守を徹底しなかったことです。
3781	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚年被保険者記録(カセット記録)がオープンされていないものが相当数存在する。	全てのカセット記録を早急にオープンすること以外ない。	確か昭和57、8年頃だと思いますが、国民年金被保険者台張のマイクロフィルム化が特殊台張のみとなったこと。	国民年金被保険者台張のマイクロフィルム化に際し、さん孔テープに記録を入力する際のパンチミス等により、さん孔テープにより収録された記録と電子データに相違しているものがあると思われるので、国民年金被保険者台張のマイクロフィルム化は全件必要だと強く要望しました。 今思えば、あの時、「現場の声をもっと聞き入れて全件マイクロ化してくれていれば・・・」とつくづく思います。 今となっては、当時の記憶をたどって全力で取り組む以外ないですが・・・

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3782	地方庁	地方社会保険事務局長	記録問題については、現在明らかになっていること以上のことは、承知していない。	記録問題の解決には、まだ相当の時間とマンパワーが必要。 この2年間、社会保険の現場の職員は、土曜日曜も出勤し、夜遅くまで仕事をおこない、平常業務もこなしながら頑張ってきました。 日本年金機構では職員数が大幅に削減されているため、年金事務所の職員は、本来業務に専念しないと国民の年金離れがいっそう加速するばかりと思われる。 したがって、今後年金事務所の職員が記録問題の業務を行うことは困難であり、本来業務に専念し年金制度の信頼回復とお客様サービスに徹するべきです。 そのためには、今後の記録問題の解決のための作業チームを年金事務所以外の体制で組織化し、はっきりと体制を分けて処理を行うべきと思います。 早急に8億5千万件の紙台帳との突合体制を整えるべきであり、機構へ採用されなかった職員、OB職員、社会保険労務士等による作業チームを組織し て集中的に行ってゆくべき。 地方社会保険事務局がなくなる県では、体制つくりをどこで行うのか心配であり、結局年金事務所の職員で準備や作業を行うのであれば、本来業務も 記録問題の作業もどちも中途半端になりかねない。 少し、取り掛かりが遅いのではないでしょうか。	本庁勤務時に認識していたことは、平成9年に基礎年金番号の統合をした際に統合できない記録が相当あったことは承知していた。 この記録については、消えた年金記録ではなく、国民へ呼びかけても回答をいただけないため、統合できない記録として別管理をしていたもので、毎年重複手番の整理調査をおこなうなどその後も国民に呼びかけて、社会保険庁なりに記録解明の努力を行っていたと認識している。 その他の問題については、存在することを認識していなかった。	不適切な遡及訂正等の問題については、現場で処理していた経験からまったく想定外のことであり、保険料滞納を解消するための処理を行うなどは私の知る範囲では、考えられないこと。 我々の処理した業務内容が正しく処理されているかをチェックするための体制があったはずであり、事務所内の調査官活動、保険課、社会保険事務局の監察官による業務監査、本庁監察官による業務監査等の何重ものチェック体制がありながら、不適切な処理を正せなかったことが大きな反省点である。
3783	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金問題に精通した人員の集中配備と時間をかけた調査を行う。 今後については書類の受付段階での二重チェックなどを徹底する。 (氏名のフリガナ確認や、読めない場合の確認等)	社会保険庁発足以来の最大の問題であり、未整理部分については今後の機構が抱える最大の問題。	お客様には誠意ある対応をする一方で、今後同じような問題を起こすことのないようにする意識改革になった。 問題の一つにチェックの甘さが上げられているが、今後は二重チェックなどで再発防止をするとともに、職員の意識だけでなく、書類提出をするお客様にとっても注意を促すことになったと思う。
3784	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません。	1件1件正確に処理をしていくことが大切です。また、年金支給までに時間をできるだけかけないようにするのがよいと思います。	未統合の記録があれば、年金請求の際に、統合すればよいと思っていました。 しかし、こんなにも多くの記録が未統合のまま、あったのを知ったのは、ニュース等となったときで	本人申し立ての年金記録は、捜せばあるという気持ちで、マイクロを見たりしました。平成9年の基礎番号導入から今日まで、地道に該当者に呼びかけていればよかったと思います。
3785	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	目の前の業務を迅速、正確にひとつひとつ送行していくしかないと思います。	紙台帳の頃の昔の煩雑な業務遂行からくる根深い問題。 マスコミに騒がれ始めた頃。	自分に出来ることはしようと思いました。 昔の職員から代々長い期間積み重ねてきた点。
3786	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特別便、定期便等本人宛通知が送付され、被保険者の方々には周知をしてきたところであるので、関心のある方・年金受給が間近に迫っている方等については、ほとんど調査を実施したものと思料する。 国民年金推進員等の外勤の職員が在職していたときでは、保険料の徴収に合わせて年金相談及び特別便、過去の記録についても相談を受けてきた。年金受給の話題から保険料徴収に結びつく場合も多々見受けられることから、効率はあまりよくないと考えるがターンアラウンドの免除送付や納付書の頻繁な送付等に莫大な費用をかけるより、推進員のような地域に密着したサービスを行うほうが効果は上がるのではないかと思料する。	基礎年金番号発足時、平成9年に統合の正確に処理がされていれば、ここまで大変な業務にはならなかったのではないかと思われる。被保険者の方々も番号をいくつも持っていても支障がないと認識していたことも原因のひとつではないかと思料する。ただ、戦前戦後の時代の背景等については今回初めて知りえた事実である。	相談にこられる方々に対しては、どういう状況でこのようになったかを説明し、ほとんどの方より理解をしていただいた。従前の事務処理がどのようであったかの説明、制度についての理解を求め来訪者については、できる限りその場で回答ができるように心がけた。書類を預かることを大前提にするのではなく処理をしていくことにより、未回答分が少しでも減少するのではないかと考える。
3787	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。		
3788	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	1.いわゆる届出主義を廃止する。 -正しい記録管理は、正しい記録に基づいて行わなければならない。年金の請求は別にして、届出制を取っている限りこの問題は永久になくならない。世論やマスコミ報道をみると、届出そのものが誤っていたり、届出漏れや、故意の届出未提出または提出時に簡単にはチェックできない届出記録等々の責任も私たちが負わなければならない。全ての責任は私たちにあると非難される状況である。本人や会社からの届出より記録を作るのではなく、税務署や市町村より情報を貰い記録を作り管理していくべきだ。 確かに届出によらないと、お客様に対して速やかなサービスが提供できない。保険証の交付や、年金加入履歴記録の反映などに迅速に対応するのは難しい。サービスの低下を招かないで、届出制以外の制度にどう変えていくのか、問題もある。 しかし、重要なのは国民一人一人の年金記録をどう管理するかである。正しい情報を正確に管理し続けることである。サービスの問題などはその次に考える問題である。 なぜなら、今後はこのような問題が絶対発生しないという、土台があって始めて過去の問題を解決し、国民の年金に対する信用を取り戻すことができるからである。今後も同じような問題が発生するかもしれない、でも今までの問題は解決しました安心してください、と言って安心する国民がいるだろうか。いつまでも、批判され続けて、いい組織などできるだろうか。このような問題は今後は絶対発生しないと、胸を張って言いたいと職員みんなが願っている。土台がそろってこそ本当のいいサービスは提供できる。 このように、この問題を解決には、まずは正しい情報を取得するため、届出制を辞めるべきである。なお、その前に、正しい記録とは何かを国民理解のもと政治的に定義する必要があることは、論を俟たない。 2保険料を払わないでも給付を受ける制度の改善 -払わないでももらえる。もらえる分は誰が負担しているのか。これは国家としての根本、社会の信義則そして人としての道徳に照らして、おかしいと単純に感じるのは私だけだろうか。情報が氾濫するこの時代、性悪説に立った制度にしないと、記録問題も根本的に解決しないのではないか。民間の保険会社は保険料を払わなければ、即契約が切れてしまう。日本年金機構は民間の手法を導入する。どうなるのか、不公平のない制度に改善してほしい。	記録の管理ということに対して、人間的な誤りをも許されない絶対的に機械的に積極な処理をしなければならないという意識を、これまで年金業務にかかわるすべて人々が持ち、それを制度や業務に反映できなかった。また、職員にしてもこれまでのOBから引き継がれてきた仕事の流れから、記録や情報という個人的なものに対して、甘い認識しかもっていなかった。このようなこれまでの年金に対する甘さが一気に噴出した問題。 私はこのような問題がでるまでは、WMの記録はすべて正しいと思っていました。 テレビで国会議員の国民年金未納問題・グリーンピア問題が報道されたころ。	お客様に対して、この問題について怒りや不安を与えてしまったことに、社会保険業務に携わる1職員としてお詫びし、丁寧な対応を心がけた。 早急に記録が整備されるよう、手番統合については即日処理をした。 社会保険庁が廃止され、職員が散り々になり、分限免職となる職員が出るような事態にまで発展するとは思っていなかった。マスコミにグリーンピア問題が騒がれたころに、この状況が想定できたら、もっと職員が一致団結して、早期問題解決できなかったか、全体的に状況判断が甘すぎたのではないか。 問題解決とするにはすべてを1から見直してチェックしなければいけないのであるならば、もっと早く着手するべきだったのではないか。
3789	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3790	地方庁	その他(社会保険事務所)		時間と人員をかけて、解決に向かう。	知ったのは、マスコミが大きく取り上げたときです。 初めて知り、大変大きな問題だと感じました。WMにある記録がすべてだと思っていました。	問題解決に向けた作業については積極的に参加しようとしました。 仮にある程度問題の発生が予想できていたなら、早期着手するべきだったのではと思います。
3791	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	通常業務と切り離し、熟練のベテラン職員の監督の元、マンパワーで対応する。	基礎年金番号制度が導入された時から取り組むべき問題だと考えていた。年金相談の窓口業務に従事しているときには特に持ち主不明な年金番号が大量に存在することを懸念していた。	窓口では記録の確認を積極的に行った。しかし氏名検索を多く行うことが業務外閲覧の容疑につながることもあるのかもしれないと思うと怖い。反省するべきは、現場として問題の重要性を認識していながら、声を高く上げなかったことである。
3792	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金制度のしくみの周知・広報 職員への周知	事務所に採用され、仕事にかかわるようになった時に知った	年金制度のしくみの周知・広報 職員への周知
3793	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録問題については、いままで公表、報道されてきたもののほかには知らない	紙台帳との突合をすべて行い、最後の1件まで統合していく、人員も増やして短期間で行う。国民は、待ってくれない。 やってできなければ確からしい申立内容であれば事務所の段階で訂正できるよう基準をゆるくする	国民の信頼を失う重大な問題である。平成19年ごろ	提出されている期間照会文書を1つずつ調査し、できるだけ早く回答していくのみ、まずはこれを片付けなければ国民の信頼はあがってこない。台帳等の画像化作業を早くする。(国民年金被保険者台帳が移管されているが画像工程管理業者から照会に対する回答が遅い)
3794	地方庁	社会保険事務所課長級以上	年金記録問題とは直接関係はありませんが、老齢基礎年金を繰上げ受給している方で、厚生年金期間が1年未満の場合、65歳時点で老齢基礎年金受給権者老齢厚生年金裁定請求書(様式233号)を提出して厚生年金を受給することとなりますが、本人が手続きを忘れて受給していないケースが多くあります。	65歳時点で自動的に計算し、変更通知を送付するか、ハガキによる裁定請求書を送付することによって解決するかと思います。 当事務所では、上記該当者に対して文書と様式233号を送付しております。		
3795	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし.	特になし	そんな事が実際にあるのかと感じました。	窓口対応としては090の徹底に勤めました。
3796	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特別便等の照会で回答に最も苦慮する共済組合(旧令共済と恩給法の適用となる退職者含む)の記録管理の方向性(①全て記録収録するのか②記録収録もない中で照会先を年金機構だけにするのは対応困難)を出すこと。高齢者からは、共済組合、恩給対象を含めて照会(厚生年金、国民年金との認識ではなく、自分が勤務した全職歴での照会確認がされる。	一時金を含めた記録提供による記録管理がされてない現在、全共済組合と総務省が保険者として対応責任を負うべきである。政府が関係省と各共済組合と調整して早急に分担を決め、照会先も含め広報を行う。 調整できないなら、今後の定期便等は、厚生年金(船員保険含む)と国民年金だけのお知らせと照会受付にすべきである。	1、オンラインシステム上の収録記録の誤り(被保険者記録、事業所記録の両方)が多く、信用できない。昭和60年頃=オンラインシステムによる年金相談実施後すぐに認識する。 2、オンライン収録化されていない記録が多数存在することは、記録問題が起きるまで現場として知らなかった。そのため、当然収録されていることを前提に、氏名索引等によるオンラインシステムによる年金相談での回答をお客様にしてきたのだから、その回答の信憑性を根本から覆す重大な問題である。	1、2、組織全体で方向性や解決策が示されなかったため、現場としてその都度個別対応のみして済ましてきた。本庁も現状認識をせず、組織で改善しなかった。解決の方向性(台帳の記録を着実、忠実に照合確認のうえ収録すること)は当たり前のことでしかなかったのに、それをトップが指揮することを怠った。更に、厚生年金(船員保険含む)、国民年金記録が不十分のまま、共済組合と恩給期間の記録も未収録や対応の方向性もないまま特別便等を発行したため、現場は苦情対応も含め対応困難を極めている。
3797	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	国民の皆様及び事業主に対して、基礎年金番号(年金番号)の意味と管理の重要性について周知徹底を図る。 職員は、届書の受理や年金相談にあたり、改めて年金番号・年金記録の確認に細心の注意をはらうよう努める。	被保険者・受給者の、年金番号(記録)の管理の認識不足による部分も大きいと思っていた。 現在のような問題の存在を知ったのは、大きく取り上げられるようになった3～4年前頃だと思う。	事業所や被保険者との対応時、年金番号の確認に注意を払うようにした。 国民の皆様及び事業主に対する、年金番号(年金記録)の意味と管理の重要性についての徹底(わかり易い広報)がまだ不足しているのではないか。 職員については、年金番号・年金記録の取扱に関して細心の注意をはらい、将来にわたっての影響の重大さの認識を保ち続けることが甘くなっていたのではと思う。
3798	地方庁	その他(社会保険事務局)		膨大な件数に及ぶため、一挙に解決する方法はないと思います。台帳と電子記録の突合せ等を積み重ねるしかないと思われます。	存在を知ったのは5年位前。 当時は数少ない稀有なケースと認識していました。 現在は、非常に多くの年金記録問題(消えた年金等)が存在し、それは 社会保険庁(事務所)のずさんな処理(または恣意的処理)に起因するもの という認識です。	問題点について、年金記録を管理する年金番号が同一人物でも複数 存在したこと(基礎年金番号制度導入以前)。 被保険者自身がみづから加入、納付記録を確認することが困難であったこと。 (被保険者自身が簡単に確認できていれば、このような問題は発生しなかったとおもわれる。)

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3799	地方庁	社会保険事務所課長級以上		とにかく、特別便を的確かつ迅速に処理することが最優先だと考えます。	入力誤りや漏れなどはあってはならない問題だと認識していました。また、漏及改ざんについては、事業所を倒産させたくないという思いと、収納率の締め付けも原因のひとつではないかと考えていました。差押しないほうが楽だという業務怠慢的な考えはなかったと思います。	漏及改ざんについてですが、すべて現場任せに大きな問題があったのではないでしょうか。税務署は、税務署→国税局と収納に対するシステムがしっかりあります。社会保険は局はありますが税務署のそれとはまったく違います。組織全体として収納していくシステムが必要です。 差押に対して、結果として事業所が倒産しても仕方がないと割り切った対応をするようにはしていますが、非常に難しいことです。やはり、組織として共有意識を持って、組織全体で取り組まなければできないことでもあります。
3800	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		あってはならない問題だと思いました。 5000万件の未統合手番があるという、ニュースを聞き知りました。正確な時期は覚えていませんが、内部からではなくニュースの一報で知りました。	自分が携わっている業務全てが、お客様の個人情報に直結している、と考えながら対応するよう心がけました。 お客様の個人情報を取り扱う仕事であり、また、お客様一人ひとりの人生設計に直結している仕事である、という意識が薄かった為だと思います。
3801	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成13年4月に採用になってから、社会保険適用課に配属になったが、取得届の処理の際に手番の登録も当たり前のように行っていた。その頃より年金記録は完全なものではなく、何らかの届出の際に地道に確認するより外に無いなと思った。	年金給付課に配属になったときには、裁定の前に氏名検索を徹底してできる限り本人に確認を取り、年金記録の整備を行っていた。 基礎年金番号ができたときに徹底して国民に周知することにより、少しは今より改善できたのではないかと思う。
3802	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段ありません。	現在示されている指針で進めていくのがベターではないかと。	時折、収録内容に不備がある記録があることは厚生年金適用係在籍時に経験があり、「オンライン記録のうち、台帳等との突合のうえ補正を要する記録がある」問題として薄いながらの認識でした。在籍していたのは平成12年度、13年度です。	裁定請求時、期間照会時にその都度補正をかけていくことで対応できると考えていました(正直、これだけの件数があるとはまったく認識していませんでした)。基礎年金番号への統合作業をより積極的に行う方策があればよかったのかな、と思います。
3803	地方庁	その他(社会保険事務所)			・社会保険庁から事業所、本人への周知、事業所の理解、事業所から本人への説明・連絡等のいずれか、もしくは全ての要因が重なり起きたと思われる。歴史の中でさまざまな法改正・救済措置がなせれ、制度が複雑化しそれを国民に説明し、国民に制度を理解してもらうことができなかったと思われる。	・複雑化した制度を理解してもらうため、例えば法改正があった際、該当する対象者の方にわかりやすく説明できてこなかったのでは。 ・この年金問題が出て関心が高まった今こそ、国民に年金制度を説明できる機会でもあり、若年の時期から年金制度を理解しておいていただく為、学生の頃から意識できるように、どんどん情報提供をしていく必要がある。そのひとつの方法として、現在行っている定期便がどのような成果を出すことができるか期待するところでもあり、また、その対応を続けていく中で改正点があれば検討、対処していき、問題が起こらないよう相互の認識を深めていければと思う。
3804	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	年金記録問題について、全てを解決することは不可能だと考える。 何をもって解決とするのかが不明確なため、まずは「年金記録問題の解決」とは具体的に何を示すのかを定めるべきだと考える。	採用(平成15年)後間もなく、基礎年金番号に登録されていない年金番号が存在し、年金記録を完全に管理できていないことが問題だと認識していた。	年金相談の際によく聞き取りをして年金記録に漏れがなくなるように対応した。 年金制度ごとに異なる番号を使用したことや、年金請求の際の確認が不十分であったことが反省点として挙げられると考える。
3805	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に現在の記録問題以外はわかりません。			
3806	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	とくべつ便や定期便の調査結果をできるだけ早急に回答すること。 マニュアルに則って、法令どおりの事務処理を行っていく。	早急に解決すべき、重大な問題である。 窓口での対応を真摯に丁寧に行い、信頼回復しなければならないと認識していた。 このような問題を知ったのは、最初の名寄せのとくべつ便が始まった頃である。	とにかく信頼回復を第一に、窓口や電話での対応で社会保険庁への印象が決まると考え、丁寧に対応した。全所体制でとにかく信頼回復を目指した。 オンラインに入力する際に、あまりにも適当に入力したことが反省点だと思う。入力後の確認作業を徹底するべきである。
3807	地方庁	その他(社会保険事務所)			新規採用で平成2年に適用課に配属された時に、会社や社労士からの取得届があまりにも適当でこのままでよいのか、将来年金受給時にどうなるのかと心配になった	当時からデータ管理はコンピューター化されており、取得登録をする時に氏名索引すると推測となるが同一人物と思われる記録がアップされた為事業所や社労士に問い合わせるも、本人が初めて就職したと言ってるとか、早く保険証が欲しいから新規交付して貰いたい。万一他手番が有れば後で重複取消届を提出するからと言われ個人のプライバシーも有りそれ以上は踏み込めず届書通りに処理する以外無かった。反省点・・・当時の研修等で議題に上げるも個人のプライバシーにも及ぶ為 こちらから明確な指摘も出来ない事も有り難しいとなった対策として後に本人宛に 疑重複による通知を送付するシステムができたのだが本人に年金に対する意識も薄く回答が少なかった為、その当時からもっと広報をしていくべきで有ったと思う。ただ、本人が就職に際し転職歴を隠したい、企業も転職者を嫌う傾向に有った時代背景も有り難しかったかもしれないが。 記録の補正を担当した際に紙台帳からコンピューターに収録した際に民間委託したと聞いたが、その際有り得ない読み仮名にて収録された記録が有り見つけ出すのに苦労した。昭和10,20年代に今の様にコンピューター時代になる事を想定しておいて貰うのは無理だったとは思うが出来
3808	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロフィルムが古くて読み取りが困難。共済年金等もすべて社会保険事務所に調査が上がってきており、負担が大きい。	共済組合も独自に調査し解決させるべき。	平成19年、こんなに沢山の未統合記録が存在したことを、初めて知った。もちろん解決すべき問題であり、事務所職員一丸となって取り組むべきもの。しかし、この問題が起きてから、職員は辞めたりし、職員の数が減り、非職員の数ばかり増やし解決しようとするのでは処理スピードの限界がある。	自分の仕事を犠牲にして(ストップ)年金特別便の処理を行っている。 個別の案件としては、本人の記憶を基に、60年経った今になって早急に解決しようとするのは無理がある。また、件数が膨大になり、日々処理件数に追われていることを考えれば、一度に特別便を送るのではなく、段階的に時期をずらして、5年くらいで解決するような計画のほうが、現場職員の負担も少なかっただろう。オンライン化、基礎年金番号発足時にもこの問題は分かっていたはず。対応が遅すぎる。
3809	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在まで他課への応援方式で業務を送行してきた。反面体調管理も必要であり、いろいろあったが、協力することで送行すべきそ思う。	在籍期間は、長いが年金担当経験が少なく特に考えた事もなかった。国民年金の免除問題の頃から知りました。	法令遵守より他は、ありません。公僕意識も甘かったと反省しています。
3810	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ひとつひとう体系的に地道にやっていくしかありません。	もっと早くに取り組んでいるべき問題。 入庁したとき(平成8年4月) すくなくとも、基礎年金番号ができた平成9年1月以降に番号をひとつにできるようになったのだから、きちんとするべきだった。そうすればもう少し国民の理解が得られたと思う。 当時は年金請求のときに確認を取るから、または年金手帳を本人が持っていないのは本ににも落ち度があると思っていました。 現在は、国の行っている制度ですので国できちんと管理しなければならない問題だと思っていま	窓口のお客さまひとりひとりと、きちんと向き合って対応しています。これからも、同じです。 風通しをよくすることです。どうせ予算がつかないから、とか思って改善してほしいことがあっても言えないことがあります。どうせが積み重なって、無関心になっているのかもしれません。 苦情や意見について、いままでどおりきちんと上まで届くようにしていただいて、それを分析すれば、問題点や改善点見えてくると思います。それを継続できるかどうかだと思います。
3811	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	庁から各事務所まで解決に向けて現在取り組んでいるように今後も地道に取り組んでいくしかないと思う。またそうでないと国民の理解も得られないと思います。	記録問題前にのぞき見や免除の問題もありましたが、非常勤職員の際新聞等で知りました。また報道等で知ったときは「まさか？」と言う信じられない気持ちでしたが、職員の方々が駅前でチラシを配布する姿などを見て、いよいよ大変な事態が起こっていることをひしひしと感じました。その後お客様からの問合せやご相談の中で、「以前手続きに言った際、加入期間が短いと思い尋ねたが詳しく調べてもらえず、今回の問題がおき、再び事務所を訪れると会社名と会社の住所ですぐに判明した」等々のご意見を頂き、国民の皆様に大変なご迷惑をおかけしている問題だと認	年金相談で多く寄せられるご意見等に対し、真摯に対応しご迷惑をおかけしていることに関し謝罪しました。またこの大きな問題に対して当然ながら職員が一丸となって問題解決に向けて取り組む必要があると思いますが、ここ数年の間に職員の精神的・肉体的な限界が来ているようにも感じられ、その悪循環が早期の解決を遅らせているようにも感じられました。
3812	地方庁	社会保険事務所課長級以上	旧台帳の払い出し簿の年金番号を入力すると、名前、生年月日、性別が何も入っていない手番が多数ある。	全国の事業所名簿、台帳がどの事務所でもすばやく検索できるシステムの開発。 名前等が入っていない手番を早急に処理すること。	基礎年金番号ができた時に、年金記録を統合するには何十年もかかると予想していた。	業務課、国民年金課担当時には年金番号が複数ある方は統合が必要であることを、会議等で周知していた。 「0800」の検索システムができるまえは、氏名索引等しかなく、わからないものは他庁照会しかなかった。検索システムの開発の遅れが反省点である。
3813	地方庁	社会保険事務所課長級以上		昭和30年前半までに資格喪失したのカセット収録済みの記録、1930万件について、早く入力処理を行ない画面表示されるようになれば、記録確認が迅速になるはずである。	記録問題が表面化した時に始めて、膨大な未確認記録がある事を知りました。	早く迅速に記録問題が解決する様、努力した。 全ては歴代の政府の責任である。 社会保険庁が創設された時には、既に数億件の記録が存在しており、社会保険庁によって膨大な記録の保全ができたと思っている。 記録問題は国からの予算がなければ解決できないのに、歴代の政府は何もしてこなかったのが、一番の原因である。
3814	地方庁	その他(社会保険事務局)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3815	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	年金記録問題については、平成18年度頃職場やニュース等で初めて知りました。 平成9年1月1日以前の番号が厚生年金と国民年金が別なことは知っていましたが、当時、直接窓口業務等を行ったことが無く、記録の統合の処理件数がどのくらいあるのか、分からなかった為、実際窓口対応等を始めて未統合の手帳番号の多さに驚きました。	対応方法については、一番にお客様一人ひとりに納得していただくことが大切だと考えています。一回の窓口で長時間かかったとしても全ての疑問に耳をかたむけ記録を探すこと、無い場合には制度を用いて説明し、納得いかない場合には、記録の調査を受け付けることを心がけていました。 やはり、窓口には何度か足を運んでいるお客様がいらっしゃいます。お客様の中には会社名を言っても前回探してもらえなかったという言葉を耳にすることがあります。やはり、そういう点から言っても一度で納得していただけるように耳を傾けることが大切だと思います。 記録が結びつかない原因としては、お名前のふりがなの誤りが非常に多いように思います。システムによって類似する氏名の方にはお知らせを送付できるようになりましたが、まったく知らない期間の情報が来たお客様を混乱させるようになります。 一番いい方法は何かとても難しい問題ではありますが、あと何年で解決するという問題ではないと思っています。 もちろん年金記録の問題は2年で完結させるとの大臣のお言葉がありますので積極的に取り組んでいきますが、急ぐことで誤りは増えると思います。お客様から提出された書類については急いでまだ結びついていない手帳番号については、じっくり時間がかかったとしても解決していく必要があるものなので丁寧な文書、丁寧な対応が年金記録問題の解決へ一番の近道だと思っています。職員の人数も限られていますし、数をこなすのではなく一人ひとりに納得していただける対応をしていきます。100名に納得していただいても1名の方に納得していただけなければ年金記録問題が解決したとはいえないと思います。
3816	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	記録問題解決策の対応方法として、各項目ごとに集約して処理を集中的に実施すべきと考えています。	平成18年ごろであったと思います。	当時、統合帳記録とコンピューター記録との不一致が大きな原因と思っていましたから、再度、全件の見直し、再チェックが必要であると考えていました。
3817	地方庁	その他(社会保険事務所)	上記の問題以外は、知りません。	一つ一つ確実に確認していく。	読み方、旧姓のままになっているため。 2年ぐらい前。	今後も旧姓と職歴確認を、行っていく。
3818	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員の大幅な増員。 被保険者や年金受給者に対して、社会保険の情報と本人の記憶や記録のさらなる情報提供の呼びかけ。	自分や事業主が納めているにもかかわらず、年金がもらえない、本来もらうべき人の手に支給されていない、正直者、まじめな者が絶対損をしてはいけない、と認識。 2、3年前。	消えたと言われる年金記録をその時、その時懸命に探しだし、見つけられない場合でも、一定程度、自分もお客様ともともに納得できる、していただけるように努めた。 めまぐるしく変わる状況のなかで、自分の知らない情報をうまくいかすのに、時間がかかってしまった。
3819	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員を確保して、早期に解決するべきである。	社会的な問題であり、個人の財産(生活)にかかわる大きな問題である。 いつ頃知ったかは、不明確である。	1件でも多く解決できるように、時間外において事務処理に努力した。 もっと早く解明して、解決すべき問題であったと思う。
3820	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3821	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の業務がいかに複雑且つ年齢に対応して適用する法令等も様々あるという事。一般的な報道では記録問題について取り上げているが、法令等の改正の内容等はあまり取り上げておらず、実際に勤務をしてみて改めて複雑さに気づきました。	各現場レベルでの実践を伴う研修を行い職員の知識の向上及び、制度の簡素化が出来ればと考えます。	年金に関しては将来、貰えるものとして認識しておりましたが、年金記録問題がマスコミで騒がれるようになってから初めて知りました。	以前、年金番号が、1人に対していくつもあったり(なくしてしまった事により)してとてつもない数の年金番号が宙に浮いてしまった事が反省点と考えます。制度を固めるときにあらゆる事を想定出来なかった結果だと思います。
3822	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にございません。	しっかり業務に取り組めば、かなり解決するはずだと思います。	担当だったので、ただただ業早く処理するだけでした。	場所や課、係の枠にとらわれず、真面目に取り組めばある程度解決できる問題だと考えます。縦割りで仕事しすぎだと思います。
3823	地方庁	社会保険事務所課長級以上	現在年金問題解消に向け、市区町村が保有する情報の提供依頼を行う作業が始まってます。 現在記録が特定が本人と特定できていない事例として年金無関心者に関する記録が多数存在しており、この解明には本人の協力が欠かせないところであります。 しかし、生活保護受給中などの方は、非常に関心が薄い状況もあります。この、生活保護の事務担当職場は、市都は市町村役場・町村都は県福祉事務所となっております。 生活保護の申請認可にあたっては多種の調査が行われた上決定となる関係上、福祉事務所担当課には、職歴・過去住所および過去の調査等で判明した手番(基礎年金番号統合・移項前番号)の記録を保有している場合が多く、社保事務所等への照会にもこの番号(基礎年金番号統合・移項前番号))等が記載され照会(生活保護法41条)が行われる場合があります。 今回の協力要請は、市区町村となっておりますが、町村都の生活保護担当課は都道府県福祉事務所とされております。都道府県にたいしても市区町村に順じた協力要請の実施は行われないのでありあましょうか？	現在生活保護担当課よりの照会文書に、「記載年金番号以外に年金記録があれば連絡を」との照会内容がありますので、同姓同名等で「ねんきん特別便照会情報」画面に番号表示が行われているもの等については、福祉事務所宛「○○年頃××県で厚生年金加入の有無の調査をお願いします」等福祉事務所宛、回答文書に合わせて調査をお願いしております。法令の枠を超えて情報提供は困難ですので、たとえば、福祉事務所より逆に照会を行っていただき回答・調査依頼及び協力を得る方法等が考えられるのではないでしょうか？ この福祉事務所の事例では、福祉事務所も年金加入期間・年金受給可能性等の確実な調査を検査院等よりの指摘を受けている等の情報があります。保護は他方優先の考え方より、年金記録判明により年金額の増額・受給権発生等が行われる場合などについても同様ですので、協力要請に方法によっては福祉事務所等との利害の対立？はなく比較的協力を得やすいのではないでしょうか？また、保護費は市町村税よりの持ち出しがある関係上か枯損市町村もがんばって調査している様子です。	未統合手番の存在は業務上聞わりがあって知っていたが、未切替台帳の存在は「その存在の可能性としてさえ考えた事」さえなく、オンライン記録に収録・切替済と認識していた。 未切替記録の存在は年金問題等の報道により知った。通知等での周知連絡が行われたのはそれ以後であったと思う。	未統合手番に聞しては、年金該対応時等には積極的に未統合手版番号の統合・基盤振番作業を実施していた。また、国民年金担当時には市町村より資格照会等が行われた場合は、市町村窓口にて本人確認を行い聞係報告を通じてた積極的に手番収録作業を指示した。 現在は、ねんきん特別便対応にて他の職員と同様統合・振番に精力的に対応している。 反省点としては、基礎年金番号事業進捗を庁の指示対応にまかしており、現場としての意見要望等を行わなかった点であろうと思われるが、当時はそれが可能と思われる体制ではなかった事も事実であり、その点から言っても指揮命令に従い年金事業に従事していた現場職員に対して、現時点でその事に聞する反省点を現場職員に求められるのは非常に不合理ではないかと考えます。 未切替台帳問題に聞しても、地方窓口担当者としては可能な限り年金番号統合作業を実施従事して来ていますが、厚生年金未切替台帳の存在さえ周知されていない現場職員に、その未切替が行われていない事についても、同様に反省点を求めるのは非合理ではないかと思います。 「知らなかった」のであれば現場職員の知識不足との話もありますが「知らされたいなかった」のであれば不可抗力ではないでしょうか？ 個人的に、基礎年金番号導入時に住民基本台帳番号導入を図ろうとしていた総務省との競争関係が生じていたとの報道を覚えていますが、この事について今回の問題となった要因の一因としての問題点として検討はされているのでしょうか？
3824	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。			
3825	地方庁	その他(社会保険事務局)		基礎部分を全国民に満額支給する。	裁定請求時に記録整備すればよいと認識していました。 入社時から認識。	個人単位で対応できる問題ではないと考えていましたので、特段の対応はできませんでした。 基礎年金番号導入時に問題解決が図られるべきであったにも聞わらず、十分な対応がとられなかったこと。 国民に丁寧な説明がなされているとは思えず、いたずらに不安を煽る報道が目立ち社会保険庁として不安解消のために広報活動を行うべきだった。 以上が反省点と考えております。
3826	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	最優先課題としての認識を全員持っているこの時こそ、全職員で、一気に解決する	平成19年5月頃	その時点では、事務所在職ではなかったため、意識は薄かったです。 もっと早急に職員一人一人(自分自身を含めて)が共通の認識を持ち、 全職員で取り組んでいたら、早期解決ができたと思います。
3827	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。		私は、民間にいた時に報道で毎日のように取り出されていました。 そのとき問題があることを知りました。 ここに任期付で採用され、なにもわからないですが、事務所は、人が押し寄せ、 電話は鳴り止まず、怒声や驚声を、入ったばかりの私にも給料泥棒だの、お前のせいだなど、とにかくものすごい状況でした。 途中から入社したせいか、私は、この問題を、当時の職員、当時の制度の問題、当時の事業主の問題、もちろん当事者還の意識不足の問題、と考え、 この機会で、聞心、認知するよい機会と思っています。 もちろん、社会保険事務所の不正については、重大と考えます。	もちろん、社会保険事務所の一員となったわけですから、説明責任、記録の整備など、当人の人生にかかわる仕事ですので、相手の立場になって対応するように心がけました。外部、内部どちらの言い分もわかるので、今できること、 対応できることを、聞き入れ提案してきました。 反省点として、記録の問題は、簡単に誰でもできる話ではなく、経験と、知識 がないと説明、調査できるものではありません。 しかし、経験者、知識ある者は、各事務所にそんなにはいないので、特別便の 調査、回答が遅れるのは必至です。
3828	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に思い当たりません		オンライン上で分からない記録はないものと思っていたため、消えている記録があるとは思っていなかった。宙に浮いたとされる統合されない記録は、年金制度が申告制であったことから問題ないものと認識していた。この問題が報道されるようになってから知りました。	自分の記録がないとされるお客様の訴えには、どこかにもれた記録があることを前提に対応しました。社保庁が持つすべての記録がどのように管理されているのかすべての職員に早く周知されているべきでした。
3829	地方庁	本庁課長・室長・企画官以上	ありません。		届出どおり処理していればあり得ない事と思っていた。テレビで報道されたころから	お客様の意見聞く
3830	地方庁	その他(社会保険事務局)			大切な年金の記録がきちんと整理されておらず、受給する年金が少なかったり、年金がもらえなかったりと、各個人にとってはとても心配された問題だと思います。 こんなにも多くの記録が登録されていないのを知ったのは、この問題が世間に報道されるようになってからですが、相談業務で氏名検索をすれば、当たり前のように手帳番号はでてきていました。なぜ、登録されていないのか、いつも疑問に思っていました。	相談業務では、徹底的にお客様から勤務履歴を聞き、空白期間や、旧姓などあらゆる手がかりを聞き出し、調査しました。 生年月日や漢字違いなどに気づかず、記録が登録されないままになっていたので、出来る限りあらゆる方法で調査できるよう職員みんなが、スキルアップすることだと思います。
3831	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	年金記録の正確な登録と保持について厳格に管理することが必要だと思います。 職員の倫理研修はもちろん、事業主の意識啓蒙も引き続き重要です。 お客様に対して、定期的なわかりやすい年金記録のお知らせを徹底することが 一番肝要だと思います。 地道に信頼回復するため、仕事をするだけだと思います。	年金給付に聞していえば、本人の年金記録についてシステムが不十分なことで 申立てに対して必要な記録精査もできないままで裁定したり、職員自体がお客様に対して基礎年金番号が導入された以降も記録統合を年金裁定時で いいと伝え、記録整備がなかなか進んでないなど対応がまずいことを問題と認識しています。 適用に聞しては、標準報酬の改ざん問題など全国的にありますが、保険料収納率などの数字に目がいって、お客様に向かう業務ではないと思うこともありました。	年金給付についてはなるべく年金記録の早期整備を図るため、年金期聞照会業を早めに相談時に提出するようにしたり、記録統合を進めたりしています。 年金の記録についてお客様から質問があれば、丁率にお答えするようにしています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3832	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件ずつ地道に、且つ着実に解決する以外にない。	基礎年金番号制度が導入された時点で統合ができない(できていない)記録 が山積されることは事前に分かっていた。	住所による記録の管理が成されてない以上、聞き取りも含め本人の申し出を 最大の手掛かりにする以外に方策はない。 現場では可能な限り本人の記憶を呼び覚ます対話を心掛け対応しているが、 高齢者相手ではその作業すら効果を上げないことも多い。 自画自賛になるが、名寄せなどを含め調査の対象にすらならなかった記録を 何件も見つけ出しているのは現場の職員です。 逆に、名前や生年月日が一致しただけで統合された記録も多く、別人の記録 が統合統合されていても、本来の持ち主が判明していないだけで、偽者を本人 だと認定している記録もある。 そもそもの問題は、一人で複数の番号を持つ被保険者の意識の欠如と、その ことに対処できなかった現場の手落ちと、それらに対する適切な対処法および 解決法を示せない監督庁の不手際と、問題解決に際し期限の指定だけで、 具体的な方策や支援を行わない担当大臣の無能が最大の反省点である。
3833	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません	日々の業務と完全に隔離して処理する	採用3年目ごろ	見つけたものは適正に訂正するよう努めた システムが悪い
3834	地方庁	社会保険事務所長	コンピュータが普及した現在から見れば過去の記録は不備なものにみえますが、その時代ごとに現場の職員は最善の事務処理をしてきたと思います。 改竄ではなく、申請時における本人や事業主の記載誤り・錯誤、台帳のインクのにじみ、違着のためによる判読不明等様々な理由も考えられます。 また、年金額が増える事例がクローズアップされていますが、結果的に減る事例や、場合によっては裁定取り消しになる事例も多々考えられます。明治大正生まれの皆さんの記録は、厚年と国年の重複期間がかなり想定されます。	例えが合うかどうかわかりませんが、中国残留孤児の皆さんの問題と類似しており、該当者が高齢化しているので、益々困難を極めるものと思われます。 当面、今回市町村に情報提供をお願いした皆さんについては、人的配置をして戸別訪問を実施し、それなりの結論を出すことと思います。 それでもわからないものについては、請求権を剥奪するものではありませんし、時効特例の制度もありますので、可能性は低くなりますが、ご本人の請求を待つということで、一段落したらと思います。 なお、インターネット・テレビ等での情報提供は、なりすましや錯誤の危険性が伴うので希望しません。 しかし、仮にすべての記録が解明されて信頼が回復されても、将来の年金財政が確約されるものではありません。持ち主の解明と併行して、遡及支払いの財源措置(たとえば、第三者委員会によって復活した記録に係る支出や利子の支出は一般会計からするとか)や、将来の年金制度の構築の議論を全国民でしていくことが最も大切と思います。 最後に、8．5億枚の台帳の突合については、かつて事故リストで記録整備をし、台帳は直してな	未統合の記録があることは以前から認識していましたが、58歳の事前通知や裁定請求時における窓口での確認指導により、一定の件数は順次統合されるものと認識していました。	自分自身、年金給付課在籍の際は、疑重複があれば、「ほかにありませんか」とご本人に確認していましたし、夜電話をいれたこともありました。 一因として、社労士や金融機関の担当者が代行して手続きした際は、最低限の受給権を満たしていれば、それ以上の追求をしなかったことが考えられます。本人が窓口に来れば確認できますが、代理人は手続きから支払いまでの時間を短くするため「ほかにはありません」ということで深く追求しない方もいたのではないかと思われます。 旧台帳(カセット)については、ずっと以前に開いておくことができたと思われることです。 また、基礎年金番号ができたときには、早めに未届出者の勧奨を実施するべきだったと思います。 そして、各種会議の議題や事業計画作成時においても、保険料収納率の話がメインで、年金受給権確保はタイトルがあっても予算的措置がされていなかったのも反省点だと思います。
3835	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし			
3836	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセット記録によりオープンされていない記録がまだまだたくさんあるように思います。	カセット記録についてはいち早く旧台帳をもとに記録を収録し、ご本人に何らかの形で提示しなければならないと考えます。	年金記録問題は、年金番号を複数払出したこと、名簿からコンピュータへデータを移行させるときのミスなど、複数の要因が重なった人的な原因が大きいと考えます。この問題に知ったのは、年金記録問題にたずさわった2年前ごろです。	現場にいるものとして私は、ご本人様に記録(職歴)をできるだけ思い出していただくことと、名簿との記録の突合により、WMと名簿の相違を一件でも多くなくしていくことをこころがけながら対応していました。数年前までは記録問題について認識してなかったので、裁定請求時もれや間違いがある記録は全て確認されているものと認識していたことが反省点です。
3837	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	1つ1つ丁寧に記録を確認していくことがまず第一ではないかと考えます。そのうえで、現在でもすでに検討されておられると思いますが、お客様が自身の年金記録を確認しやすい環境を作っていき、それらを広報して知ってもらうことが重要だと考えます。	年金記録問題については、国民の既得権・利益を優害する重大な問題と認識しています。また、年金記録問題を知ったのは、報道がされた平成19年6月頃からです。	年金相談や記録相談時などの記録確認の強化をまず行いました。また、戸別訪問などを行い、年金記録の確認を行ったケースもあります。反省点については、1つ1つの業務の丁寧さが欠けていたことが今日につながったと思いますので、今後は以前よりもさらに丁寧な業務を行うよう心がける必要を感じています。
3838	地方庁	その他(社会保険事務所)	現時点で私の知っている問題は、全件公表済です。		国民のみなさんの今またはこれからの生活の糧となるものなので、記録に誤りがあるないにかかわらず、真摯に対応・説明(謝罪)をしなければならないと考えた。 5,000万件が発覚したあたり	まずは国民の皆様への謝罪、早急に年金記録の正常化に努める旨説明し、親切・丁寧に対応した。
3839	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金の加入を当時本人が名前を変えたり生年月日をかえ加入していたものなのに、私たちだけの責任になっていること。	こういう事例があることも報道し、本人に思い出してもらい問題提起してもらいたい。	年金記録に間違いがあるとは思っていなかったし、宙に浮いた年金なんて 存在していることさえ知らなかった。問題」が報道されて初めて知り、信じられなかった。	いままで自分がやってきたことがなんだったのか、すごくショックでした。 私一人ががんばっても思わず、私だけでもの精神で接客してきたが、 窓口や電話では怒声をあびせられ、殺されるのではないかと日々すごしました。 社会保険庁は隠し事せずに、きちんと私たちに説明をしてほしかった。今後は きちんと説明を願いたいし、窓口対応のない本庁の方々にどんなに大変なのか 知っていただきたい。なんでもやりますといって後処理はすべて事務所に回すのはいかがなものか、現場の声を聞いていかないと、国民の信頼も取り戻せないと思う。
3840	地方庁	社会保険事務所課長級以上		60歳未満の方に対する充分な広報を実施し年齢の高い方から優先的に調査をするべきと考えます。	オンラインによる検索が昔の記録になるとカセットによりみられず調査が非常に不便であり、充分な調査は難しいと裁定業務を行っていた先輩から話を聞いた事がありました。 また、昔の記録を確認するためには、当時の人に聞かないとわからない事が多く、当時の人がいなくなったら調査が不十分になるのではとも思っていました。 年金記録に誤りがある事は承知していたが、裁定請求時には確認されて誤りは解消しているものと思っていたので、裁定済者の誤りが多い事は今回の記録問題で対応するまで承知していませんでした。	過去の記録を調査するうえで、当時の取扱がわからない事が多く、過去の記録管理方法を推理しながらの調査になったものがあり、過去の文書管理が充分ではなかったことは反省点として挙げられると思います。
3841	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		全ての被保険者台帳及び市町村の関連する名簿と戸籍、住民票(配偶者含む)の突合しか出来ない。記録漏れは第三者委員会の判断に委ねるしかない。	年金記録問題は単なる統合漏れから、意図的な改ざんまであると思うが、他県での改ざん報道を見るまで知りませんでした。	記録問題については事務所全員がサービス残業を行いながら積一杯解決にむけ対応しています。 1)制度上の問題 法律上事業主が正しく届出を行うことや被保険者へ通知することが前提となっており、正しく行われていたかを確認することが出来なかった。被保険者においても申出により処理を行うため、複数の番号払い出しや偽名での申請等想定をしていなかった。 2)事務処理やシステムの問題 フリガナの登録や住所収録等が行えていなかったり、時代背景もあるが全国や制度ごとの記録情報の共有化が出来なかった。市町村段階においての不備があることも確認できなかった。 3)ヒューマンエラー 人為的ミスの防止が不十分だった。 4)広報の不足 年金教育も含め情報が十分周知できていなっかた。
3842	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	地道に訂正記録を発見し、訂正していく。	基礎年金番号以外にも別手番をもっている方がいる事は分かっていたが、最終的に裁定請求時までに統合されればよいと考えていた。 また、裁定請求時に本人の記憶がない別手番の取り扱いは、担当したことがなく良くわかっていなかった。	基礎年金番号制度により、疑重複調査の徹底を図っていけば、この様な問題は今後起きないのではないか。 また、過去記録(喪失ファイル)の整備を行う中で、記録内容の確認・徹底を図る必要があると思う。
3843	地方庁	その他(社会保険事務所)	知っているのは世間一般に知られている問題以外はありません。	事業所への調査を頻繁にする。	年金記録問題は早急にやらなければいけないものと認識しています。 また、存在自体は入社前から、問題の詳細は入社してから知りました。	少しでも早急に解決できるようにと、11月の休日出社でデータのチェック作業をしました。
3844	地方庁	その他(社会保険事務所)		根気よく対応を行っていくしかないと考えます。 また、年金に対する知識不足からトラブルとなることが多いと考えますので、年金事業への理解を周知していただけるよう努力がひつようです。	問題を知ったのは、昨年です。起きてはならないことですが、処理の都合上、不備が起きてもおかしくない状況には合ったと考えます。	丁寧な処理、丁寧な対応、ひとつひとつきちんと行っていくことが大切だと考えています。
3845	地方庁	その他(社会保険事務所)	「消えた年金」であると、申し立てを行うものの中には、本人の思い違いによるものが多数あり、中には悪意を持って虚偽の申し立てをしているとしか思えない事例も少なくない。しかし、そのような場合でも第三者委員会から記録訂正の命令が行われることがままある。 例:国民年金加入手続き以降、欠かさず納付している方で、加入手続き以前の期間についても納付していたとする申立が行われる事例。 年金手帳の払出簿の日付より、実際の納付が行われていないことは確実であると思われる また滞納事業所の事業主・役員の報酬改盗問題で騒がれているが、逆に保険料を滞納しておきながら、実態にあわない高報酬を設定している悪質な事業主も存在する。差し押さえするべき財産もないため、こちらの処分など怖いものなしであり、来所命令もなんのそのである。これほど悪質な事業主に対しては滞納時までさかのぼって職権喪失させるのが社会正義にみあっていると思われるが、世間は社会保険庁がすべて悪いということだけで思考停止しており、納付も行わず年金を受給しようとしている人間がいることが明らかになっていない。	年金は確実に納付と受給が対応していなければならない。 知識のある職員の意見を尊重し、どれだけ期間が空白期間が短くとも、明らかに納付していないと思われるものは断固として却下していくべきである。 また、事業主・役員に限っては、滞納期間についてはカラ期間扱いとし、年金金額に反映させないようにするべきである。	かつての職員が問題を先送りにし、責任感が弱かったために引き起こされた、あるいは現場が問題を認識していたとしても、その声を中央の人間がまともに対応しなかったために起こされた問題であると認識している。 給付課に在籍したこともなかったため、未統合のまま放置されている記録がこれほど膨大であったと知ったのは、報道が行われたころである。	自らの問題であると認識し、職員の激減で通常業務にも支障がある中でも、さらに年金問題についても真摯に対応した。 大きな問題であるにもかかわらず、職員を減らし、処分を行い世間のうっぷんをはらさせることばかりに重点をおいていて、本気で問題を解決しようとしているとは思えない。 もっと職員を増やし、専門的に対応する人間を作るべきである。現在のように通常事務の片手間に行わせるようではいつまでたっても解決しないt。
3846	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	特になし。	過去の問題を先送りしてきた結果が、現在、国民の信頼を損なうような大変な事態になっていると認識しています。また、このような年金記録問題について認識したのは平成19年頃です。	職員一人一人が、年金記録に関わる仕事の重要性を常に認識できるような組織風土を研修等を通じて作り上げる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3847	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らないと思います。	現在、特別便や定期便のために、たくさんの方から記録確認のための書類をご提出いただいており、その調査や補正のために大勢の非常勤職員を雇用しているが、古い記録を追う精緻な作業は経験も、責任感も乏しい非常勤職員にはなじまないのか、正しい調査が行われていなかったり、せっかく調べた記録が正確にデータに反映されていないケースが多々みられるように感じる。この問題の解決には、長年社会保険事務所で勤務した熟練した正規職員の存在が不可欠であり、非常勤職員や任期付職員で代わりがきくものではないというのが、ここ数年の状況をみての感想である。過酷な労働環境に耐えられず職員が次々に退職していく現状を改めていかなければ	「宙に浮いた年金」という言葉をマスコミ報道を通じできいた頃から。 それまでは、年金裁定時に手番がないか確認するのが当然と考えていたし、もれなく統合するため、丁寧な対応が必要だと感じていた。ご本人が「思い出せないからもういいよ」などといわれた際は、なんとか確認する方法はないものかとはがゆい思いをすることもあったが、仕方のないことだと思っていた。 実際の台帳とWMの記録の相違については、そんなことは基本的にないことだと思っていた。	マイクロや旧台帳との記録の突合など、まったく当時のことを知らないものには、かなり難しい作業であるが、熟練職員の指導を受けたり、手作りのマニュアルを活用して取り組んできた。むかしの記録に関する資料は現存しないもの多いだけでなく、複数の台帳を平行して読み解く必要があったり、書いてない事実を推測したり、素人には難解すぎると思う。もっとシンプルな記録保管システムを構築すべきだったのではと思う。
3848	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	やはり、マンパワーが必要です！ 人がやみくもに多ければよいというわけではないが、(勿論、多いにこしたことはないが。)年金の歴史(法律の改正等)を知っている方は必要です。 国語力がある者。これは、本人へ通知する回答書文面は、一定のパターンはあるものの、やはり一人ひとり違う文面となりますので思考力を発揮できる方必要です。 申出者本人へ送付する文書となりますので、誤字脱字等のミスは絶対にやってはいけないこと。 現在も進行中ですが、大まかに説明しますと、申出内容を確認する者→回答文書を作成する者→作成した回答内容を確認する者→決裁する者という流れ作業でやっております。ミスなく、それと遅れている調査を早急に処理するには、やはり多くの人の力が必要です。	年金記録問題は、他人の責任とするわけではないが、先駆職員が残した不の遺産と考えます。 例えば、年金裁定時に職歴等をどこまで確認して裁定業務をおこなっていたのか疑問に思うものが多々見受けられます。 年金記録問題が発生した時点では、仙台東社会保険事務所の国民年金係に所属しておりました。	私の対応は… 今回の問題は、仙台東社会保険事務所の国民年金係に所属している時に発生しました。 国民年金の納付記録等が相違している者からの申出は、即、市区町村等に文書照会をおこない、記録判明、未判明についての本人回答を出しておりました。また、特別便で来所されたお客さま対応としては、国年厚年手番として管理されている記録なのか、あるいは、旧姓で調査しなければならないものなのか、等々、来所された方の不明となっている記録を探し出し1円でも多く年金を受給していただくため日々奔闘しておりました。 この記録問題の問題点は、国民皆様のほぼ一斉に特別便を送付したことにより、事務所等の窓口が大混乱(来所されたお客さまに多大な待ち時間を与えてしまったこと)したこと。多くの事務所等でキャパが相当超え、職員のモチベーションがダウンし、通常業務に支障をきたしていたと思います。これは、多分、マスコミ報道だかなりあおられた面もあったかと思います。
3849	地方庁	その他(社会保険事務所)	国民年金のマイクロは、死亡者分は引き抜かれているので死亡一時金の受給有無等が確認できない。	すぐに解決できる問題ではない。民間人ではなく機構に採用されなかった方を採用すべきだと考える。一朝一夕に身につく知識ではなく、長年の経験が生きてくる問題だ。あれこれ推測するよりも、その当時を知る人間に聞くのが一番早い。	入ってすぐ。手番の存在を知った。基礎年金番号を導入した際に、しっかりしなかったのが問題だ。	取得処理等入力の際に気づいた手番は、本人に連絡し統合処理ができるように対応した。問題としては、年金給付請求の際の本人照会の調査が不十分だった。
3850	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	そんなに件数があるとは思ってもいなかった。 マスコミが騒ぎ出した、おそらく平成19年のころだと思います。	誠意をもって、また親身になって、被保険者と接し、 問題解決をしようと思った。 これまで、基礎年金番号が発足して十数年、 取り上げられるまで何もしなかったのが原因と考えるが、 それまでの年金番号付番処理に問題がある。 (二重払い出し等)
3851	地方庁	社会保険事務所長	ありません。	迅速に、正確に1件1件を処理する。	年金記録問題がマスコミ等で騒がれだした頃。	真摯に受け止め迅速に処理を行なっている。 宙に浮いた記録があることを、知っていた方はみえると思います。 その方が、言い出ししやすい職場であればよかったと思います。
3852	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。		平成9年にこれまで別々であった、国民年金と厚生年金の手帳番号を、基礎年金番号に統一した際、ほかに手番があるにも関わらず、お申し出されなかった方が、宙に浮いた年金の原因のひとつだと思います。また、裁定請求のときに入念に履歴を調書できていなかったことも、問題であったと思います。 問題について、認識したのは、報道等で知りましたので、ここ2～3年ほど前であったと記憶しております。	お客様の話をじっくり聞き、090や010の氏名検索や080のマイクロを確認するなどして、出来るだけ失われた記録を見つけようと努力しました。 反省点としては、平成9年の基礎年金番号が出来たときに、他手番がある方でこちらで把握できているものについては、そのときにきちんと後追いやご案内、勧奨すべきであったと思います。 年金請求時に記録を探せばいいと、問題を先送りしたことが反省点であるとおもいます。
3853	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない		わからない	
3854	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	・厚生年金では事業所が加入していなければ厚年加入とならないが、会社勤務＝厚年加入といった誤解や、国民年金ではすべて社会保険事務所に支払っており(平成14年から社保扱い)記録がないのはおかしい、昭和61年3月前が3号になっていないなど未だに誤解が多い。制度(変遷)説明用のパンフを作成し周知をおこなう。 ・マスコミで報じられていることで、正しくないものは正しくないとする対応をする。 ・地道にマイクロなどの照合作業を行う。 ・被保険者等からの問いあわせに丁寧に説明等を行う。	今回で知った。採用時にはオンライン化されておりWMの記録がすべてと思っており、データ化されていないものがあること自体に驚いた。	・その場しのぎで行われてきたことが問題。
3855	地方庁	その他(社会保険事務所)			大きな問題だと認識してます。 記録問題発覚時より、現在の年金の裁定請求書の審査センターにおりますが、本人か不明な手番あれば照会としています。 WMに登録されてない記録等の存在は、報道・事務連絡等で知ったため、記録問題発覚時に知りました。	本人記録確認の徹底。 請求書の職歴欄の記載、加入した事がある制度の○の有無等、本人の職歴につながるような部分は確認した。 初期対応での確認を徹底する必要があると思います。そのためには、WMで職歴がすぐ確認できる状態になってる事が不可欠ではないでしょうか。厚年記録が全て0で入ってるもの等、正しく整備されるべきだと思います。
3856	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	ねんきん特別便ならびにねんきん定期便の回答票について、的確に記録の調査を行い、出来るだけ短期間で回答するよう努めなければならないと考えます。また、現在進められている紙台帳の電子画像化による検索システムの活用により、コンピューター記録と紙台帳の突合せを実施し、全ての被保険者・受給者について年金記録の確認を行う必要があると思います。	年金は国民の老後の生活を支える必要不可欠なものであるため、年金記録問題は徹底的な調査と被害者の救済、および今後の再発防止策の確立が必要であると認識しています。 問題の存在を知ったのは平成19年2月～3月頃でした。	年金給付課に所属していましたので、年金相談窓口や電話照会において、主に受給者の方のねんきん特別便に対する照会についてわかりやすい説明と丁寧な表現を心がけて対応しました。 また、記録が判明した受給者の方について、記録補正ならびに再裁定報告書の進達を速やかに行い、年金の支払までの所要期間の短縮に努めました。 ただ、問題の早期解決のため、ねんきん特別便の取り組み期間が短くならざるを得なかった事と人員不足により、お客様からの照会が集中し、電話が繋がり難くなったり、相談窓口の恒常的な
3857	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年6月の第2土曜日の閉庁日の前に宙に浮いてる年金問題が国会でとりあげられた。そこで年金記録の問題を知った。 実際土日に来客の数が300人以上見えた。当番の職員ではとても対応できず急遽職員に連絡して、応援体制がかかった。 その後平日についてもしばらく来客の数が途絶えることなく通常業務は日中前面ストップ、時間外になってから業務を行うようになり、その後土日夜間と相談体制となった。一時第2土曜だけになったが、20年4月から年金特別便対応として再び毎週土日夜間が閉庁となり窓口対応に追われた。 現場は人が削減、退職している中窓口対応、通常業務は中止など記録問題でおわれ解決するように頑張っているのに、解決がみえてこない。 人がバタバタ倒れていく状態で現場は精神的にまいっています。 国民全体にかかる問題なので、早期に解決できるよう切に願ってます。 来客対応マスコミ報道の影響が、そのまま国民の声にはねかえってきている。	
3858	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	特になし	古い力セットなどすぐに判明せず、同じ人物との確認は、非常に時間がかかり 大きな作業だし被保険者等の協力なくしてはできないと思った。 年金記録問題が話題となってから、知りました。	来所された被保険者等の対応に注意をはらい少しでも昔のことを思い出していただくようその期間ごろに起きた事件などヒントなどで対応した。 基礎年金番号に附番したときに、もっと広報して特に若い被保険者の記録の統合など整備できたと思われる。
3859	地方庁	社会保険事務所課長級以上				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3860	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱手期間の厚年手番と脱手を受けていない厚年手番を登録した、 (本人は脱手受給を覚えている) 脱手支給日が厚年加入中の為、業務センターへ補正依頼、 補正完了後の記録は脱手を受けていない期間として補正されていた (本人は脱手受給を覚えている) 業務センターに確認するが、これが正しい補正方法との回答 現在、脱手期間を脱手受給無しとなり再裁定が行われている (本人は脱手受給を覚えているのに・・・) 加給の過払い 加給漏れ 振り替え加算の付きもれ これらの問題は日々目にしていますが、テレビ等で面白く放送されれば 問題扱いになると思います。	本人の申立てがあれば、脱手記録として登録する	年金記録問題は大変な問題と認識しているが マスメディアの過剰な放送、不安を仰ぐ放送、いままでの制度改正を踏まえた正しい放送をせず、部分的に放送することに対し社会保険庁は何もしていないように見えた、そのことには疑問を抱く 知った時期は記録問題が話題になった頃	相談に来られた方には不安解消、疑問解決に真剣に努めた 当初、再裁定には6ヶ月程かかる、 との指示がありそのようにせっつめいしてきたが、6ヵ月後再裁定されていない 一年以上もかかってきた (現在は簡単な再裁定はすごく早いですが・・・) これは庁の見込みの甘さにあると思います 再裁定担当課の人員増加時期を見てもわかります 反省点対応が遅いです 説明の内容に含みをもたせているため 高齢の受給者はもちろんですが、現場、最前線の職員でも 庁(業務センター)からの文書は読んでも理解できません 反省点表現に含みがあるため理解できません 体制が不十分な中でスタートの為、指示がコロコロ変わります 窓口・電話相談では、以前はそんな説明は無かった、嘘つきと云われ 信頼されません 反省点見切り発車
3861	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
3862	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3863	地方庁	その他(社会保険事務所)			国民の生活基盤に関わる重大な問題だと認識しました。4年前ぐらいに知りました。	一刻も早く国民の信頼を回復するために、国民の立場にたって迅速かつ正確に年金記録問題の解決につとめようとしました。この問題については、職員の長年の意識の持ち方と年金記録の管理に問題があったと思います。
3864	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ありません。	未統合の番号が5000万件あると報道等で聞いてその存在を知りました。このような記録問題があるとは認識していませんでした。	本庁からの取扱要領のとおり対応しました。 紙台帳やマイクロの記録がすべてWMに入力されていなかったこと。 また、WM入力時に入力漏り等があったこと。
3865	地方庁	その他(社会保険事務所)		ある程度緩やかな条件で、本人申し立てを認めていく必要があると思う。	基礎年金番号導入時に先が危ういとは思っていました。 ただ、過去記録に問題がある人の数がここまで多いとは思っていませんでした。	社会保険庁だけで何とかしようと長い間取り組んできたことがまずかったのではないでしょうか。 また、現在の社会保険の適用について、労働保険との整合性が必要であると思います。 法人の適用、喪失においても法務局の商業登記のあり方も考えなければならないと思います。 国民年金の職権適用についても、そのタイミングがあまりに遅すぎるため、未納者となることが多いが、窓口で相談を受けた際、国民健康保険と混同なさっておられる方があまりにも多いです。 いっそのこと、ひとつの窓口で受付だけではなくて、管轄させたほうがよいと思います。
3866	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員を増やし、スキルに応じた教育及び研修を実施した人員で対応。	年金制度の周知不足と、紙台帳の管理の問題と認識。 知った時期は、1年位前。	過去のものは残っている記録等で解決するしかないが、これからも年金制度の周知と理解に努めていきたい。
3867	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません	わかりません	年金記録問題への認識はほとんどありませんでした。 問題の存在は、各種報道により知りました。	お客様からの質問に、丁寧に回答するよう心がけました。 また、反省点としては、年金裁定請求時での記録確認が不十分であったことが挙げられると思い
3868	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	丁寧な対応。	非常に重要な問題と認識している。 存在を知ったのは報道等で。	丁寧な対応を心がけている。 組織全体の問題意識の欠如が記録問題を大きくしたものと考える。
3869	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	旧台帳当時携わっていたOB等を広く活用し、突合せ作業をしていく。学校教育での年金制度について教室等の拡大をし、年金について学ばせる。	新採時(平成5年)、年金給付課に配属になり、裁定請求書審査の際、市町村との国年納付記録が合わないことがあった。本人の有利なように納付記録の訂正等行っていた。社会保険事務所、市町村どちらかの納付月数が多い記録が正しいと思っていた。当時は年金定期便などなく、被保険者も自分の年金記録にあまりに関心がない人も多かったと思う。年金請求に社会保険事務所へ来て初めて自分の記録を見たという人も多かったと思う。手番の統合、納付記録の追加などは最終的に年金裁定請求時に整備できるものと認識していたし、年金記録が消えるなんてことは考えもしませんでした。当時、納めていないのに納めた、納められるはずがないのに納めたと言う人はいなかった。本人の勘違いで納得して話は終わっていた。社会保険庁、市町村の年金記録を疑う人はほとんどいなかった。国民に信頼されていたと思う。	コンピュータ化されている年金手番が消えることはないと思っていたし、手番統合はいつでもでき、裁定請求までに整備すればいいものだと思っていた。当時、他の部署の経験もなかったので、厚生年金の旧台帳のことは分からなかった。当時、早急に何か行動しようとはしませんでした。現時点みた反省点としては、オンライン化した頃のパンチミス、基礎年金番号導入まで厚生年金手番の住所管理をしてこなかったこと、社会保険庁のコンピュータが旧式だったこと、基礎年金番号導入時に被保険者、事業所に対する周知徹底、政府のアピールが足りなかったこと、、、国民に対して年金への関心を持たせられなかったことや、平成14年の国一元化が挙げられると思います。職員(OB)の意識も低かったのだと思います。
3870	地方庁	その他(社会保険事務局)		地道に一人一人の記録を時間をかけて間違いなく訂正していく。	重大な問題。	とにかく自分の対応するお客様に慎重に対応した。 記録の管理体制
3871	地方庁	その他(社会保険事務所)		無記名でOBも含めてアンケート(もう少し具体的な)を実施する。	フジテレビ「あるある大辞典」で取り上げられたり、みのもんた「おもいっきりテレビ」での批判で、それまで関心の無かった人にも考えてもらえたので、ある意味よかったが、いわれの無い苦情を突きつかれて、当時の現場は大混乱だったのを覚えている。それが原因の一つで、メンタル面の体調を崩された仲間がたくさんおられたのが、悲しかった。平成14年頃だと思う。	誠心誠意の対応を心がけた。確認が複数の職員で出来ていなかったのではないかと思うので、作業のマニュアルを統一すべきと思う。
3872	地方庁	その他(社会保険事務局)		人員を増やせば良いと思う。	昔の職員がいい加減な事務処理を行ったために起こった問題と思っていた。	同じ過ちを犯さないように仕事をしようと思った。
3873	地方庁	その他(社会保険事務所)		再裁定スピードアップ	新聞報道により知りました。	
3874	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3875	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		今回の年金記録問題が取り沙汰されてから知った。	窓口に来所された際に、氏名索引(旧姓・現姓)をして、基礎年金番号に統合されていない記録があれば、本人に確認の上統合する。 記録に漏れがあるとの申し出があれば、窓口装置にてできるだけ広範囲に検索し、判明すれば統合する。判明しなければ、管轄社保へ書類にて照会する。 反省点としては、コンピューターの無い頃の手書きの被保険者台帳は、破損のため判読不明の部分がある。紛失していることも考えられる。台帳の書換えの際、既に退職している者の氏名が削除されている疑いがある等、記録の管理・保管について、厳重に行われていなかったと思われ
3876	地方庁	その他(社会保険事務局)			あってはならない問題 社会保険事務局に入る前	国年の台帳チェックを間違えないようにしなければならない。 間違い・わからないことを後回しにしない職員の意識。
3877	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在においても、十分に広報していますが、それでも自分の年金記録に関心を抱いていない方もいらっしゃいます。 新聞、週刊誌、テレビ等のマスメディアを通してよりいっそうの広報をしていくことが必要かと思います。 皆様の反応に対して、私たち職員が迅速に対応できるような体制を引き続き整えていくことが、	年金請求の方が、厚生年金の番号を重複して持っているのは、前々から感じていました。(何年ころというは定かではありません。)ただ、年金請求の際に統合すればよいといったような暗黙の了解があったことも事実です。	年金受給年齢に達する前に、記録の整理をしなければいけなかったということ、年金の番号は一人でひとつということをもっと前からPRしなければいけなかったと思います。今となっては、お客様からの照会に十分に答えるべく迅速な処理をしていくしかないと考えています。
3878	地方庁	その他(社会保険事務所)		より緻密な調査を行う。	基礎年金番号制度導入時の統合処理が不十分だったことに由来する問題と認識していた。問題を知ったのはマスコミが報道しはじめた頃。	相談者に対し可能な限り年金記録の有無を調査し回答するよう努めた。 基礎年金制度導入時の広報が不十分だったこと、年金教育が不十分だったことが反省点としてあげられる。
3879	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成14,5年頃、宙にういた記録があることを知ったが、期間照会，また年金請求時に判明、また社会保険庁の方で補正していると思っていた。	期間照会の時にお客様に、お客様の番号の記録以外に本当に他に勤めたことがないか、慎重に確認していた。 現時点で考えると、とにかく全職員がいちがんとなって取り組み、1日も早く記録があるべきところにあるようにしなければならないと思う。また、もっと社会保険庁と事務所で情報を共有すべきであると考える。年金機構へ変わった際には、全体が連携して取り組み、1日も早い記録を完了させなければならないと思う。
3880	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	資格照会の経験者(退職者を含む)の知識を生かせるような体制を作る必要があると思います。お客様からの職歴をお伺いした段階で、経験者の方は事業所名が特定できるケースがよくあります。	年金記録問題について、よく認識していませんでした。	

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3881	地方庁	社会保険事務所課長級以上		この年金記録問題が起こってから、社保庁バッシングがあってはじめて予算が莫大につき、システム改善やチェック機能ができるようになり、記録も昔に比べ早く見つけることができるようになった。またWM記録でもれている、住基情報や払い出し番号情報からや現在黄色便で後追いやっているのも有効ではある。一方、同姓同名で別人記録と個人からすると「何度も同じ照会がきて困る」との声もあり「年金」特別便情報」で電話や文書で確認できた「別人」情報等事跡を入力できる項目があれば苦情も減る。 スピードをあげて年金記録を解決するには、人の雇用なくして今の現場では日常業務もしながら行うには限界がある。機構になっても,国民は住所地の年金事務所へ相談にくるのだから、窓口・		
3882	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	存じておりません。	年金記録が1件たりとも間違いあるいは漏れがないということは不可能であると思いますが、それに近づける努力は当たり前のことです。 現状、「5，000万件の未統合記録」と「受給者及び加入者合計1億人の記録」を突合わせ、全ての方々に「ねんきん特別便」の送付がなされたことから、今後も「ねんきん定期便」を含め、必ず記録確認を徹底していただくことと平行して一つ一つ記録の解明作業(最終的には足を運ぶ)をしていくしかないと思います。	年金制度は過去60年以上の歴史を持ち、その間、時代の変遷に対応すべく制度改正が施行されてきた経緯があり、年々複雑化していく中、年金の重要性も増し、しいては年金への関心も高まってきたことは事実でありました。私が社会保険庁の職員をめざしましたのも、将来必ず重要な仕事になることを確信して昭和44年に採用していただきました。あらゆる業務を経験させていただきましたが、特に年金記録に対しての思いは、国民お一人お一人の重要な記録であり、生活そのものに拘ってくるという意識を持って、しっかり法律を身につけ、年金権の確保を主に、現場としては記録の間違い、漏れは絶対に許されないと教育されてきましたし、教育してきたつもりです。 そのため、慎重に記録作業をし、記録管理をし、常に突合を欠かさず、進達してきたと思っております。	未統合の記録を整理するための人員の確保も必要であったと思いますが、とりあえずは、年金裁定請求時に懇切丁寧なる、事細かに聴取するなどの対応により未統合の記録は整理されていくものと思っていました。しかし、金融機関等の年金受給者獲得(金融機関任せ)の進出等もあり全てが完璧に聞き取り出来ない不安は抱いておりました。 問題は、年金記録の更新あるいは切り替え、マイクロ化作業、システム開発等によるオンラインの記録管理等莫大な件数を処理するにあたり、方策も考えられたことと思いますが、効率化(簡略化)を優先にした実施が今の処理を煩雑にしているものと思われます。また、加えて年金制度発足時の年金に対する無関心さ、就業形態、届出の励行等、数々の反省の理由はありますが、基礎年金導入時に、徹底して記録の統合処理等を行うなど記録の追求及び解明を行うべきであったと思います。
3883	地方庁	その他(社会保険事務所)	再裁定後の年金証書の表示、及び額改定通知書の表示がわかりにくい。 ・年金証書について、60歳時に支給停止されていると退職後は支給停止が無いのに停止額が印字されている。 ・説明を聞きに来所される件数が多く、お客様に負担がかかっている。 (時効内でも時効特例の説明書と同じ様なものを追加で添付してほしい) ねんきん特別便情報照会に記録されている手番が、手番ごとに結果を入力できないので、何年か経ってから、その時の細かい状況がわかりにくくなると思われる。 ・厚生年金基金に加入の方は、定期便の年金の見込み額と、保険料の額が組み込まれていない。それに対しての説明文が少なく多くの問い合わせで来所されるので、基金に対する説明をもっと表示してほしい。	システムの改善をお願いします。 基金については、説明を図解などであらわしたらいいと思います。	少しずつ処理をしていると思ったが、こんなに記録漏れ等があると思わなかった。 特別便が送付されるようになってから実態を知った。	ひとつずつ対応するしか無いと思った。 特別便等の受付を、初期の段階で内容をしっかり把握するような受取り方をしていないと、処理に時間が掛かる。 処理結果についてもWM上で詳しく残しておかないと、事務所職員も異動があるし、受給者等が住所を変わられると、管轄事務所以外では対応できない可能性がある。
3884	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	平成9年からの基礎年金番号化の時に、各手番を統合することにあたり、記録もれ、誤りが見受けられた。	この問題に対して、現場での声を上に提言としてあげました。基礎年金番号化を実施する前に記録の整備を行うことが必要だったと思われる。
3885	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録訂正にかかる年金給付額の変更(再裁定)処理を迅速に処理できる体制の構築が必要であると考えます。	報道等で知りましたが、早急に解決すべき問題であると感じました。	1件でも早く処理するよう業務に取り組みました。 年金記録問題に対する処理体制を早期に充実させれば、混乱を和らげることができたと考えます。また、現状でも十分ではないと考えます。
3886	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	承知していません。	正直現在行って現在行っている記録の突合せ等のほか思い浮かびません。	現職として、これまで年金記録に関係する業務に携わってきました。 この間、この問題が起きるまで、年金記録について問題があるとの認識は持っていませんでした。 ただ、この問題が起こった時に思ったことであるが、基礎年金番号制度が導入されるまでは、年金制度ごとに、それぞれ加入期間が管理されていたことが問題の一つではないかと思っています。	基礎年金番号制度導入した後、それまでに複数の年金制度に加入したことがあると申し出あった方に対して記録の統合を行ってきました。 当時もかなりの件数と記憶しています。 しかし、複数の年金制度に加入した経験がある者に対する周知が足りなかったのかなと考えています。 当時、多くの方に理解していただいていれば……と思っています。
3887	地方庁	その他(社会保険事務局)		市町村や会社にも協力をもとめ、一件一件確認していくこと	平成15年に入社してから、基礎年金番号に登録されていない番号(手番)があるというのは、知っていたが、どれくらいの並かは知らなかった	年金記録に何も加入していない期間があれば、職歴を伺ったり、同姓同名で調べることはしていた 反省点 紙台帳からパソコンへの移管がうまくいってなかったこと 同一人物へ何番号も払い出しがされていたこと
3888	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3889	地方庁	社会保険事務所長	特記事項なし	「ねんきん特別便」をはじめ、これまでにいろいろな切り口の多種多様な方策がとられ、社会保険事務所の現場では現在も継続してその取組に奮闘しているわけでありますが、今後の課題としては、これからも発生するであろう様々な意見(或いは批判)に左右されることなく、既実施の方策の項目を基本的には増やすことなく、改善するにとどめ、よりスピードアップを図るとともに、「定期便」等による確実かつ永久的な確認作業に移行していくべきと考えます。 また、そのためには下記の2点が重要になると思われます。 ①年金制度の複雑な内容が錯綜している案件、再裁定の審査処理等については、社会保険職員の誰もが得意としているわけではなく、むしろ経験の豊富な特定の職員が専任的に対応することが理想と思われます。また、昨今の記録問題の滞留分をみると、そういった案件が多く、今後ますますその傾向は強くなることが予想されることから、対応する職員の数ではなくむしろ質と専任制がスピードアップのためには必要と考えます。 ②国民への周知と国民からの理解を得るための広報の充実を図ることが重要と考えます。その内容としては、取組の内容と進捗状況・取組に時間が掛かっている理由・問題の早期解決のための方策と各種取組にかかる国民への協力依頼等が考えられますが、真の状況をわかりやすくかつ頻繁にお知らせすることが大事かと思います。	社会保険事務所での在任期間が少なく、また、年金給付・年金相談等を担当したことがないのですが、それでも年金相談或いは裁定請求にいらした方の中には、ご自分の記録を正確に把握していない方がいらっしゃるということは聞き及んでおりました。しかし、最終的には「期間照会」等により確実な記録で年金が支給されることになるものと考えておりましたし、申し出により記録があとで訂正されることはあっても、それは独自・特例的なものという感覚でありました。 今の年金記録の問題をいわゆる「年金記録問題」として、その存在を知ったのは、およそ一般的に「五千万件の記録云々…」と騒がれだしたときであったと思います。 その並的な膨大さに驚くばかりでありましたが、問題解決のために我々に与えられる時間は決して多くはないであろうことは直感できましたし、社会保険庁の指示に従って「とにかく頑張ろう」という認識しかありませんでした。	地方社会保険監察官となってまだ日の浅い時期であり、また、各県の監察官がブロック局に集められた時でもありました。当時この問題が発生しなければ、ガバナンス、コンプライアンス、事務処理誤り・事故防止の観点から、監査・監察業務が重要な位置づけとされていた時でもありましたが、この問題の発生により、訓令業務を中止或いは延期して「特別便」対応の応援のため、出身県或いはブロック局或いは関東の事務所に出向いたものです。 ただただ、膨大な数の記録確認とお客様対応に追われ、めまいを感じる状況でありましたが、どこにおいても職員のがんばりには感動いたしました。 いずれ、長い年月にわたり様々な要素が積み重なって発生した問題であり、 反省点として単純に列挙することはとても難しいのですが、あえて挙げるとすると、次の3点になります。 ①現場の担当職員が少なからず気づくことが想定されることから、なぜ上部組織に全国から正確な報告(情報提供)がなされなかったのか。 ②断片的にでも報告がなされていたとするならば、上部組織のとらえ方はどうであったのか。全国集約的にとらえ対策が取られるべきであったのではないか。 ③この問題の存在が明らかになった時点で、その対応のための数と質の両面にわたるマンパワーの確保が完全といえなかったのではないか。
3890	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	あまりにも時間が経過していて簡単には解決できず、調査可能な限り懸命に調査しても、資料不足の面もあり、とてもむずかしい業務となっています。被保険者の方とよく話をし、一つ一つ解決していく他ないと思っています。	年金業務に実際に携わった期間が短いため、マスコミで取り上げられたころより年金記録問題を認識しました。当時記録についてもっと慎重に対処し、個人への記録の確認及び早期の記録の機械反映を考えるべきだったのではと感じています。	みなさまが一生懸命働いて納めてた頂いた保険料が期間に反映していなかった件数がこんなにも多く、みなさまのお怒りに対し、本当に申し訳なくおもっています。記録の整備は、時間が経てば経つほど困難な作業になっていくことを、もっと深く考えなければいけなかったと感じています。
3891	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	記録問題は今まで加入者に対して記録内容を告知されていなかったことで起きた問題と解釈します。"現在あなたの記録はこうなっています"と誰でも簡単に自由に確認することができる手段を確立し、定期的に啓発・広報・広告をして加入者に周知させることが必要ではないかと思います。広報・広告する手段としてテレビ番組などPR番組をつくったり、コマーシャルを流すなどしたらどうでしょうか。それにあわせて再発防止策も必須となります。住民票コード登録義務化などして記録をバラバラにさせない仕組み・バラバラになっても住民票コードをキーとして検索してもすぐにでも統合できる状況にさせる環境の構築が必要と思います。住民基本台帳カードに年金手帳の機能を付加させる方向で検討をお願いしたいと考えます。最後に全面解決は難しいと考えます。関係者の高齢化、会社関係諸帳簿の散在、本人の記憶亡失、第一線で携わっている自分でさえ説明・説得に対して限界を感じる時があります。できるだけのことをして後は、一括してバー	事業所から提出された資格取得届・喪失届を書いているまま処理して、時間がたってこんな時代になりました。新聞テレビ報道でしか知るものしかありません。	当時不真面目の事業主は確かにいたと思います。新規を運営する資格取得届などは再交付届と一緒に提出するよう返戻した形で対応したと思います。システムでカバー(入力エラーにするなど)しないと難しい部分はあると思います。
3892	地方庁	その他(社会保険事務所)	健康保険証詐取の目的で、実在しない人物の資格取得届が提出されていると思うケースがある。実在しないので基礎年金番号がなく、新番払出となるため、その記録がいわゆる宙に浮いた状態になる。	(6)の質問については、本人確認のための書類(例えば住民票)の添付を求める。	事務処理の正確性の欠如と年金記録情報の積極的な開示(現在のねんきん定期便など)を怠った結果。 時期は採用後、国民年金業務をしていた頃。	窓口に来られたお客様に対しては、積極的に情報を開示し、一人でも解決できるよう努めた。 過去の反省点としては、基礎年金番号ができて以降の手番統合の努力が足りなかった。現在の「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」のように記録をお知らせし、自分の記録を認識してもらうことから始まり、疑義があれば申し出ていただく体制を早期に築くべきだった。
3893	地方庁	その他(社会保険事務所)		全職員が責任をもって記録問題の仕事をすることが一番だと思います。	任期付職員として昨年入社してこんなにひどいことを知りました	個人個人の責任感のなさがいままでの問題だと思います
3894	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にはありませんが、火事等で記録が消失しているものもあるかと思われます。	じっくり調査を行うこと。事業所(事業主)及び市町村役場への協力依頼。	年金記録の管理体制が不十分だったと思慮します。今回の年金記録問題がおおやけになった時に、初めて知りました。	窓口対応等を行いました。また、フォローアップ照会及び標準報酬月額の遡及訂正のテーフとして業務を遂行しています。 年金記録の管理はバックアップが必要だったと思慮します。
3895	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	国家プロジェクトと位置付けられる問題ですので、確かに一刻も早い信頼回復のために迅速な対応は必要と思われるのですが、迅速な処理を進めるあまり事務処理誤りを誘発する恐れがあると思います。事務処理誤りを防ぐためにもさらに長期的なプランで望む必要があると思います。	年金記録問題については、長年の積み重なった問題と認識していました。 宙に浮いた年金ということでテレビで頻繁に取り上げられた頃に知りました。	かなりの時間を要すると感じましたが、二度とこのような問題を引き起こさない為にも正確な処理を心がけました。 年金請求時に確認するというシステムが反省点だったと思われます。
3896	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	特にありません。	非常に困った問題だと思いました。そして私がこの問題を知ったのは、報道を見てです。	私にできた対応は、特別便で事務所に来所される方の記録の復旧のため誠実にマニュアルに沿った対応をすることでした。反省点としては、やはり組織としての定期的な記録の開示と納付等の記録の厳重な管理に尽きると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3897	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員一人一人が法令遵守を徹底すること、またそれぞれの担当業務において深い知識を持ち、お客様の視点に立って業務にとりくむことが必要だと考えます。	私が採用されたのが、平成18年度で、それより前のことはわかりかねるのですが 平成19年に「消えた年金」と各メディアで報道されて、初めて基礎年金番号に未統合の記録が5000万件あるということを認識しました。	そのときはオンライン上の記録が全てだと考えていましたので、それほどまでに未統合の記録があることに驚きました。それからはねんきん特別便などでお客様に応対するときはできるだけ相手の視点に立って、よく話をきいて年金記録回復に努めるようにしました。こういった問題が起きたのは、基礎年金番号を導入する前に、被保険者1人について、いくつもの手番を払い出したことやまたそうやって払い出した手番を年金受給時に統合すればいいと考えていたことが原因だと
3898	地方庁	その他(本庁)			平成19年4月に問題を知りました。 社会保険事務所で働くようになった時には既に窓口や電話が殺到していたので、大変なことだと認識しました。	主に電話での対応で、お叱りの言葉ばかりでしたが、もう処理はされているので言い訳をせずお話を最後まで聞くということしかできませんでした。 反省点は今の事務から考えると信じられませんが、個人が慎重に仕事をせず、年金をもらう時に記録を統合すればいいという安易な考えで適当に処理してたのではないかと思います。よくわかりませんが、コンピューターに移行する時の入力相違などもあるのかなと思います。
3899	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	特にありません。	特にありません。
3900	地方庁	地方社会保険事務局				
3901	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	人員を増やして集中して取り組む。	現行の制度上においては起こりえる事象でありこれからも起こりえる問題だと思います。いつ頃からかは覚えていません。	お客様に制度上の理解を求めるよう対応した。
3902	地方庁	その他(社会保険事務所)			未統合の年金記録があることについて認識していました。 実際に特別便や期間照会の業務に携わり知りました。	少しでも記録が見つかるように調査をしています。 検索する幅を設定して調査するので、広げれば見つかる可能性もあると考えます。
3903	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないと思います。	実際の業務に携わっていないので具体的な解決策を出すのは難しい、という回答になります。	実際、自分の両親の記録も相違があったので身近で重大な問題だと感じています。問題を知ったのはマスコミ報道を通じてでした。	マスコミで一番騒がれていたころはこちらでお世話になってなかったので、とくべつ便の記録をみてから対応すればいいか、という程度でした。 現時点では、古い過去の記録がないため台帳等でも確認できないというのが問題だと思います。ご本人の記録だけではなく、公の履歴や証拠書類を残していらっしゃる方を現段階では認定するしかないのではないでしょうか。
3904	地方庁	社会保険事務所課長級以上	払出番号があり、記録が入力されていない番号が有り、カットセト解除がされていない状態の記録があります。	システムの改善により、記録や統合が未記録の場合を出力し、業務センター、各社会保険事務所の保存している台帳にて記録補正、補正依頼し、記録の整合性を明確し、再度ねんきん特別便にて照会をする。	平成9年の基礎年金番号制度になってから、登録されていない未統合の番号が、多いと思っていましたが、テレビ等の報道で件数が、こんなにあるとは、思いませんでした。	年金記録問題としては、お客様の立場になり、休日返上、時間外勤務、出張相談により対応してきました。電子化により、履歴が早くなり、制度の複雑差が重なり判断が難しくなり、職員の対応が遅くなりました。本人の申出によりマイクロフィルム、払出番号簿の目視により、検索もしました。現場にある資料での解明が難しいと思います。でも、自分が当事者であれば、明確な回答を
3905	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	探算度外視の12万人超で照合していく。	解決することが非常に困難な問題。 入庁時(平成20年)	一生懸命に対応しました。
3906	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		19年初め頃より年金問題がマスコミなどで問題となり知った。基礎年金番号に統合されていない手帳番号があったが、これほどもれている記録があるとはおもわなかった。	迅速な本人への回答、わかりやすい説明をこころがけた。
3907	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	記録の整備を行うことしかないと思いますが、紙台帳が存在しない場合等の困難事例に対する対応策を明確にしておくことも必要と考えます。	採用後すぐに配属された適用課において、カセット記録のオープン作業をしているときに、何故すべての記録が確認できないのか、と疑問に感じたことが最初だと思います。 当時は、先輩の「古い記録は本人を探し出すことが実質不可能だし、年金の裁定請求時に職歴確認をするので、そのときに記録統合が行われるから」と説明を受けたことと、このアンケートのような、職員の意見や質問を吸い上げるシステムがなかったため、すべてのカセット記録がいつか整備されるのを待つしかないと認識していました。 しかし、その後年金相談業務に携わる中において、多くの方が他手番で記録をとっていることと、勤めたこと自体を覚えていない現実に、「裁定請求の時点で記録統合」というのは、絵空事でしかないと感じました。	カセット記録については、自庁分しかマイクロカセットがないため、仮に自庁分のみ記録整備しても、300ある社会保険事務所からみたら、何の解決にもならないことと、申出人のいない記録の照会業務を行ってよいのか、という問題点があり、一個人で対応することは無理な問題と判断しました。 旧台帳等は、結局は「保管」をしているだけで、「管理」はされていなかったことは明白で、その対応を何十年も放置してきた、私たち社会保険庁の記録に対する考え方の甘さが、記録問題を大きくしたと考えます。
3908	地方庁	社会保険事務所課長級以上			S63年1月採用当時から、厚年再取得時に手帳の重複払い出しが頻繁にあったが、各法令では届出主義のため本人か事業主の申し出がなければ重複処理はせず、勧奨もしていなかったはずです。また本庁や県(局)からも特に指示はなかった。 H9年の基礎年金番号発足時に一部の被保険者や事業主から問い合わせや重複取り消しがあったが3～4ヶ月で照会もほとんどなくなった。また、以前は年金に大きな関心も寄せられていなかったが当時から届出勧奨・広報・周知を徹底していれば少なくても今回ほどの大問題にはならなかったはずで大変残念に思う。	最終的には裁定請求時に職歴審査を徹底すればよいものと思っていた。また、仮に裁定請求時に過去の記録が漏れていても再裁定を受ければ解決すると考えていたが、それが現在の過ちにつながっている。
3909	地方庁	その他(社会保険事務所)			自分自身にも常に起こりうる問題と認識している。知ったのは、平成19年の5月ごろと記憶している。	今までの仕事を振り返り考えました。反省点は、気持ちが後ろ向きになってしまい、前向きに誇りを持って仕事をする姿勢が無かったと思う。
3910	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	とにかく急ぎ過ぎていると感じる。期限を設けることはもちろん必要であるが、現状が見えていない。問題解決には知識のある職員が必要不可欠であり、もう少し時間と人員に ゆとりを与えて、ひとつひとつコツコツとこなして行くしか方法は無いと考える。	平成3年に採用された当時は、年金請求時にまとめるというような回りの風潮だったので、自分もそれで良いと感じていた。強く問題意識として感じたのは、やはり頻繁に報道されてからだと思う。 記録がもれているような人たちは、皆当時あまり年金に興味が無く、手帳や証書も大事な物という認識があまり無い。当時どの様な広報をしていたのかは分からないが、当事者も国もあまりに	国は、どうしてこの問題が起きたのかきちんと検証もせず、誰も責任も取らず、全てを社会保険職員のせいにしてきた事実は、いまだに許せないが、公務員である以上、国民全体の奉仕者としての責務はきちんと果たさなければならないとの意識から、きちんと対応してきたと自負している。 反省点は国がきちんと検証・謝罪し、第2第3の記録問題が起きないように、正確に行うには少し
3911	本庁	その他(社会保険事務所)	なし	わからない	テレビでみたときに知った	皆で少しずつでも減らしていく事が必要です
3912	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員配置(人員の増加等)を見直し、判明した記録については早急に支払を行う。ただし、支払までには専門的な知識が必要であるため、社会保険庁支払係・各年金給付課職員のみではなく、職員一人ひとりのスキルアップが必要不可欠であると考えます。 また、未統合記録についても積極的な勧奨を行うべきであると考えます。	社会保険庁組織全体の怠慢及び制度が引き起こした問題。 初めて知ったのは平成18年頃です。	国民皆様の信頼を損なったので、信頼回復のため今まで以上に親切・丁寧に対応しようと心がけました。 反省点は職員一人ひとりの問題意識が薄かったのではないかと思います。基礎年金番号化を行った際にもっと手を加えておけばこのような事にはならなっかたのではないかと思います。
3913	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3914	地方庁	その他(社会保険事務所)	オンライン化以前からの受給者の厚生年金被保険者記録はいわゆる「丸められた」記録が見受けられるが、これらの記録は取得喪失の正否に疑いがあると思われる。年金額に影響が出るケースもありうると思われる。	これらの「丸められた」記録は事業所記号が未収録のものが多く、名簿との照合がきわめて困難であるが、オンライン化以前に裁定処理したものは、原簿のもとになるもの(たとえば裁定請求書のように本人の職歴申立が確認できるもの)が業務センターに保管してあるのではないのか。そういった資料で確認作業ができるのではないか。	以前(十数年前)厚生年金期間調査担当だった頃、被保険者記録がカセットになっているものはいつ正常な記録になるのか、記録漏れになっているのではと疑問に感じていた。	上記(8)の疑問について、当時の業務センターに「カセット記録を見つけるたびにカセット開放依頼をかけてもよいか？」質問したところ、「被保険者からの期間調査依頼にかかるものならよいが、それ以外はやめていただきたい。」との回答であった。「では、この記録は本人から調査依頼がない限り、このまま埋もれていくのか？」質問したが明解な回答はなかった。このような疑問をもった職員は私だけではないと思うし、同じような質問・要請は多数あったと思う。結局、そういった意見・質問・要望があったにもかかわらず、目の前の問題を先送りにしたことが今大問題になっている原因であると思う。
3915	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	わかりません	新聞報道で知った	わかりません
3916	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙台帳からWMへの収録時に入力ミスが多い。 特に資格取得日を最初の算定基礎届の10月1日になっている事が多い。	保存されているすべての紙台帳とWM記録の確認。	昨年6月に謝金職員として入社(現在任期付職員)したので、入社時から存在は知っていた。	特別便の発送をまず1は年金受給者及び59歳以上にし、調査回答している間に被保険者の方の現住所の変更を完了させ、段階的に発送した方が良かった。
3917	地方庁	社会保険事務所課長級以上	厚生年金については事業所からの届出にて登録されているので実在する人物ではない架空の記録や本人が勤務していないで、かつ本人自身が知らされていない記録が数多く残されている。 ・金融機関にて金をだまし取るため、架空の名前、生年月日で就職し保険証を手に入れ金を借りてすぐ退職するため、実在しない年金記録が残っている。 ・個人の事情で偽名で就職したり、求人の年齢制限のため嘘の生年月日で就職したりして届けられた年金記録。 ・生命保険会社でよく聞くが生命保険会社では契約をとるのが仕事ではるが社員を多く勧誘することも社内でノルマがあり、勧務実態のない者を本人に無断で社員登録しているため厚生年金も登録されているもの。(名寄せ便で自分は勤務したことがないと言われるケースあり) ・建設会社等で技術取得者の在籍がないと公共事業の仕事が取れない時に資格有者を社員に成りすませ社会保険の資格を届けている事業所。 ・・等々うわさや実際聞いた話では5000万件を1人残らず年金をお支払いするというのは現実には不可能。	社会保険庁や日本年金機構では実在する人物か否かの判断はできない。 ・資格取得の際に住民票を提出させるか、機構を国税庁との統合させ歳入庁ができる構想もあるがもっと対象を広げ市町村との統合や総務省の住基ネットへの情報を法改正で年金にも拡大させるか、新生児から高齢者まで社会保障番号制度をつくりその番号を利用する等が考えられる。	平成1～2年当時、年金給付課に在籍していたが基礎年金年金番号導入以前の厚生年金は複数の年金手帳を持っていることが多く、社会保険協会の広報誌でも複数の年金手帳をお持ちの場合重複取り消し届けの提出を訴える記事を掲載していたが、1人で4冊5冊持っていることも多く、国民の関心や事業所担当者の理解が乏しいからと考えていた。	年金請求者になぜ手帳を持って次の就職をされなかったのかを怒ってみても過去のことで年金を支払わない等の罰則もなく、請求者の長年の努力で年金を掛けてきたもので、どう対処できるものでもなかった。 ・年金の法制度で変えていただかないと対応できない。1度加入し年金手帳を交付を受けたら再発行は手数料を取る(銀行の通帳みたいに)紛失したら再交付しないと受給権がない(払い出し請求できない)等、年金手帳が大切にされなかったツケが今、噴出してきている。多くの国民が年金だけに注意して生活をしている訳でなくさまざまな法律や規則があるなかでの国民生活であるため常日頃の広報、事業所への説明会などで周知していく必要がある。でも自分でも市役所や県庁や他の官庁の法律・規則や条例について理解しているかは疑問であり反省するところである。
3918	地方庁	その他(社会保険事務所)	入社して間もないので知らないです。	年金特別便や定期便のように積極的な情報公開をこれからも心がけ、できるだけ呼びかけていく事が大切だと思います。	未統合の厚生年金手番と国民年金手番の件数が多く、その事実を把握していながらも対応をせずに問題を放置していた。(対応が遅れた) 長年、国民による申請主義に頼りすぎ、情報公開や呼びかけが不足。 問題の存在は入社した当時から認識していました。	電話対応や窓口対応において丁寧な対応を心がけ、(制度の説明や申請方法など)一件一件確実に対応し解決していく。 未統合の手番を社会保険庁が受身ではなく主体的に統合していくべきであったと思います。
3919	地方庁	地方社会保険事務局課長級以上	公表されている以外は知りません。	現時点では、最重要課題として最優先に全職員で取り組むべきと考えている。 日本年金機構発足以降も本来業務を縮小してでも最優先に取り組むべきと考えている。	年金記録問題が公になって初めて分かった。	年金記録問題発生時、事務局の補佐(総務)であったため、事務局による事務所支援体制を構築した。 職員の公務員としての意識が低かった思われる。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3920	地方庁	その他(社会保険事務局)		オンライン化前の記録については、うその申請をした人には、罰則を設けたうえで、本人申告を認めるぐらいしか方法はないと感じる。	各人の年金記録が、バラバラに管理されているが、記録がないわけではない。ただし、記録を探すのに期間照会等の作業を要すると認識していた。 平成15年ごろに、バラバラに管理されているので記録を見つけ出すのが大変ということを知った。	被保険者が窓口で複数の年金手帳等をお持ちで複数の記録があることを確認したときは、記録統合の手続を勧めた。 制度発足時に、どうして氏名(漢字及びひらがな)、生年月日、住所記録を台帳必須記載事項として義務づけなかったのかと不思議なくらいに思う。また、クルマの免許証と同じように戸籍と連動させておけば、必ず本人の記録と分かるのではと感じている。
3921	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金事務所はもちろんだが、国の最大の問題として、総力をあげて解決すべき。そのためには知識をもった現職員を最大限活用すべき。	厚生年金、国民年金でそれぞれ番号を払いだしていたとき、番号不明のとき新たな番号を安易に払いだしていた職員に、また番号を書いてないのに平気で提出する一部の事業所に不安を感じた。 起こるべくして起きた問題だと思う。	全力で年金記録問題の解決にあたっている。 基礎年金番号になったとき、もっとしつこく番号の統合に力をいれていれば、 少しは未統合の件数も減っていたかも。 社会保険庁の危機意識の足りなさだったと思う。
3922	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	とにかくマンパワーが足りないと思います。 場当たり的な対応では前に進まず、各県に記録専門のセンターをつくり実施していくなど、記録に特化した部署を設置して職員の育成も合わせて行い集中して実施していくことが必要と考えます。	年金給付を担当していたが、お客様から○○会社勤務したと申し出のあったときには、期間調査等の対応をしていたが、今般の記録問題ではマイクロに入っていないものや、さまざまな問題が出ています。まったくそのような認識はありませんでした。 新聞報道で見聞きする情報では、これでは社会保険庁がいわゆるバッシングされても仕方なく、またずさんな対応と思います。 年金加入していた方の債務を裏切る行為と思います。 このような認識を持ったのは一般のお客様と同時期と思います。	とにかく、記録の管理の認識が甘すぎる。過去において‥‥。 あまりにひどい状況で弁解の余地はない。 自分の部署での精一杯の対応しかないが、親切丁寧な対応を行い理解をしていただけるよう対応してきたし、今後も行っていきたい。
3923	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	(6)により、特にありません	年金記録問題については、国会、新聞報道等により報じられるようになった時期と同じにし認識するようになりました。 また、国民の生活に直結する重要な問題であると認識していました。	年金問題解決に向け、最優先課題と認識し取り組みました。 年金については、本人からの届けにより行われる届出主義に基づいて行われてきましたが、国の責任において、国民が安心しかつ、国民から信頼される様に取り組まなければならないという点について反省すべきと考えています。
3924	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	とにかく一つ一つ解消していくしかないと思います。 また、何度も社会保険事務所の窓口へ来所していても、特別便の回答はしていないという方が、まだまだいらっしゃるので、窓口対応時はどんな用件であっても、必ず特別便の回答が済んでいるかどうか？を確認することが重要。	手帳番号が統合されていないケースが多いのに、以前から名寄せの回答をしていない人が多く、裁定請求の際の確認が大変であり、もっと若い時期に確認する方法はないのか？と思っていたが、こんなに大量に存在するとは予想もしていなかった。 平成11年度に国民年金業務で、裁定時の手番統合を相談コーナーから依頼されていたときに、そう考えていた。	当時の国民年金業務は、今以上に市町村との関係が円滑であったため、市町村の協力を得て、市町村からの異動報告書の進達の際に、市町村の窓口で確認できた国民年金・厚生年金の手番を記載していただき、記録補正の入力と併せて統合を行っていた。 また、国民年金未納の戸別訪問の際にも、他の厚生年金番号の確認を行い、少しでも多くの手番を整理するよう心がけてきたつもりであるが、やはり、早い時期に一括して大量の手番統合の可能な方法を組織として考えるべきであったと思う。
3925	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者にとって老後の年金は必要不可欠であり、その年金事務に誤りがあるということはきわめて重大な責任だという認識でした。今の年金問題を知ったのは、年金特別便発送が決定した頃と記憶しています。	一現場の職員としてできることは、ご来所いただいたお客様の年金記録に対して今後事務処理誤りがないよう細心の注意を払うとともに、誠心誠意をもって接客していく意識で対応しました。 ただ、今振り返ると、年金記録の件でお見えになるお客様とのやりとりに慣れてきた時に、前述の意識が多少なりとも薄れてしまってきた時期があることも否めないと思います。今後更に意識を高く持って対応していく所存です。
3926	地方庁	その他(社会保険事務所)		統台帳との突合せ作業等は、短期間でおこなうべきだが、ある程度の時間を確保しなければ、正確な作業はおこなえないのではないかと考えています。	平成11年(採用時)に未統合記録が多数あり、非常に驚いたが、基礎年金番号の導入経緯等を理解していくなかで、制度設計が現実と乖離していると感じた。すでに未統合記録が多数あり、本人へ確認するしか方法がないため、請求時に整理するしか解決してく方法がないと認識していた。	未統合記録等への対応は、請求時に本人へ確認して、整理していくしかないため、年金給付課配属時には、未統合記録の統合作業へ取り組んだ。 しかし、反省すべき点は、国民年金の納付記録が統台帳と一致していないとの認識があまりなかったため、統台帳を確認する等の作業の徹底はできていなかった。
3927	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3928	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	社会保険オンラインシステムの改良	採用になって間も無く。	国民年金の手続き等で来所された際に手番がないか確認した。
3929	地方庁	その他(社会保険事務所)		地道な調査以外に無いと思います。	年金給付を担当したことが無かったので、認識はうすかった。 問題の存在を知ったのは、平成18年にマスコミで取り上げられるようになった 頃からです。	記録照会に対する地道な調査。 制度、システム、職員の意識の改革が早くから必要であったと考えます。 (全被保険者・受給者の一生の記録をすべて管理するために必要なシステムとはどのようなものかを早くから検証する必要があったと思います)
3930	地方庁	その他(社会保険事務所)	既にマスコミ報道で、言い尽くされた感があります。 現在で知られていない問題はないと思います。	失った信用を取り戻すよう、人員増を含めた体制を整え、他の業務に優先し記録問題解決(特に高齢者)を行なうべきと思います。 特に国民に対し、記録の統合確認作業がどのような流れで、確認方法は こうだとか、平成9年前は年金番号そもそも2本ある人が多いとか、国民年金金は昭和36年4月から保険料徴収が始まったとか、基本的なことをアピールしていくことが重要だと思います。	記憶が曖昧なんですが、おそらく、平成19年の6月中頃、国会の消えた年金問題追求から、一気に来訪者が増え、当事務所もパンクしたような状態になりました。 それから、当事務所の場合、窓口来訪者は平成20年1月～4月くらいがピークと思います。 記録問題については、週刊誌等の報告で断片的に出ている記事を読んでいた程度です。	記録問題窓口を当事務所では設置し、人員の関係から、平成20年1月 から7月中頃まで、窓口はほぼ毎日出ました。多いときは1日40人程度、 延べ2000人以上窓口で対応しました。 特に、(7)で述べた事を来訪したお客様に重点的の説明しご理解頂きました。 基本的に、社会保険庁は当時、年金統合問題について、優先的に解決せせず、国民年金強制徴収等、他の業務に力をいれていたことが結果的に誤りと思います。 国民に年金制度を理解して頂き、いつまでも働ける訳ではないこと、納付しなければ絶対もらえないこと、今の世の中では理解してもらいにくい事かも知れませんが、年金制度は相互扶助システムだと言うことわかってもらうのが肝心と思います。
3931	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		社会保険庁は、記録の管理はしているが、記録の整理は国民に責任を持たせているような風潮があった。	認識の違いを改め、国民の立場に立って対応している。
3932	地方庁	その他(社会保険事務局)		職員及び賃金職員を雇用して全力をあげて、被保険者から送付された「年金加入記録回答表」の処理をする。	日常の業務に追われて年金記録がこのような状況にあることを認識していなかった。また、知ったのは、ここ、3年～4年だと思います。	年金記録問題がマスコミ等で報道されて事務所にお客様が殺到した時、できるいだけわかりやすく説明して、1件でも記録が判明するように努力した。 ただ、高年齢で、ご本人が社保加入かどうかもわからない方が多く、また、氏名のふりがなが違うケースが多く、見つけるのに大変時間がかかった。今は、だいぶよくなっているように思われます。 反省点としては、年金記録は、被保険者本人が把握していれば問題はないと思っていた。社会
3933	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金制度を根本から見直さなければならない問題と認識している。	加入記録の点検については、全力でとりくんできた。 被保険者の皆様からお支払いいただいた保険料が、正当に使われるように 監視していくことが必要と考える。目的外に使用されることは、許されない。
3934	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
3935	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	全職員が記録問題に係る業務に計画的(作業方法や日々の目標処理件数など)に取り組む。	平成19年の夏頃、誰の者か分からない未統合の記録が存在している事を知った。	名簿や個票の調査業務、社会保険事務所への応援業務、特別便の調査業務等に積極的に取り組んだ。
3936	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知らない。	分からない。	入庁直後は、期間調査という仕事が、なぜ存在するのか自体理解できなかった。	自分の調査以後に、何らかの拍子に記録が見つかった等ということがないように、入念に期間調査を行った。 紙台帳からWMにデータ移行を行った時点でのチェック作業が雑であった。
3937	地方庁	その他(社会保険事務局)	全く存じません	全く存じませんので、わかりかねます。	年金記録問題は、過去の職歴の記憶が、時間の経過で正確とは言えない部分もあり、解決するのは困難であると認識しております。また、年金記録の問題が社会的な問題になるまで、多くの国民の自分自身の年金記録に対する関心は低くかったことも解決への妨げになっていると思います。 年金記録の問題が存在することを知ったのは、マスコミ等の報道で知りました。	直接受給者、受給権者と関わる部署に所属しておりませんので、具体的な対応を行ってはおりません。ただ、請求書を審査するうえで、本人の記録であるかもしれない記録がある場合には、事業所名、所在地等々の確認を本人に行ったうえで統合できる記録は統合し、記録の整備を行っています。 「最後のお一人まで」年金記録の問題を解決することは困難であることを国民に強く訴えたうえで、ある程度の線引きをする必要があったのではないかと思います。膨大な経費をかけて「最後のお一人まで」年金記録の解決を図ることよりも今後、魅力ある年金給付になるような施策の実現を図るために時間と経費をかけた方が、国民の支持を得られたのではないかと考えます。 また、システムの整備が遅れているのではないかと思います。ペーパーレスの時代に事務所間、業務センター間が、紙ベースでのやり取りで行われております。再裁定等の時間の短縮を図るためにもペーパーレス化を急ぐべきであったと思います。 さらに、一般の国民には理解しがたい表現での説明文、記載の仕方等、簡略化を図るべきであったと思います。
3938	地方庁	その他(社会保険事務所)		照会に対する回答をできるだけ早く行う。	一人ひとりの年金額に係わる重要な問題。 2年半程前、お客様から国民年金の納付記録に漏れがあると、窓口や電話で言われたとき。	お客様の立場に立って対応しようとした。 照会に対する回答が送れている点。
3939	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていること以外には特に知っていることはありません。	特別便、定期便、事務所預かりの調査書を片付けていくこと。ただし、この中には最終的には、本人に会って話を聞く、それで解決できないものについては政治的な決断が必要とされるものがあると認識しています。	私の職員としての採用は、基礎年金番号ができた平成9年4月であり、入る前から番号が入り乱れていることをある程度は予想していた。実際に入ってみて「やはり」という部分はすぐ感じたが、当初は日常業務に大きな影響を及ぼす程とは感じなかった。しかしその後、2,3年経ってもなかなか手帳番号が統合されない状態であり、どうなるか案じていたが、根の深い大きな問題であるとはっきりと認識できてきたのはやはり、マスコミが取り上げていろいろな情報を得てから。	入庁当初から、記録調査の担当を任されていたのであるが、まずは、手元にある問題のある書類からひとつづつ片付けていくしかないと思っておりました。それが現在まで続いています。この問題の反省点は、問題への取り組みが20年遅かったことであると思います。後は、社保庁の体質として「申請主義」の改善を怠ったことによるものが多かったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3940	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし	地道な調査。仕事のわかる(原票をわかる)OB等を活用する。	年金請求時に全て検索し完全な記録にすると救えられていた。 年金問題の存在については、2007年と記憶している。そのため、全ての被保険者の年金を一日も早く見つけ出さなくてはと、認識していた。	実際に年金の期間照会の調査を業務として行った。 現実問題として、現在の年金に精通した人材は多いが、当時の原票を知っている人材が少ない。 調査の方法自体が確立されていなかったため、少ない人員皆で知恵を出し合って暗中模索状態で、調査業務を行った。 原票時代の知識をもっと勉強するべきだった。
3941	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	人員補強および効率的なシステムの構築、	問題として知ったのは報道前後であり、一般の方とほぼ同じ時期と思われます。	制度の趣旨や経緯等を十分に説明し理解を得られるよう対応しております。 しかしながらマスコミ等の恣意的とも取れる報道により、何一つ問題のない方にまで不安を抱かせてしまったことが最大の問題点であると考えます。
3942	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	年金記録問題については、多くの問題が大きく取り上げられ、現在はその解決に向けて対応中。	・年金記録問題は、全ての者に自分の記録を確認していただくのが唯一の解決方法である。これまで行った年金特別便、現在行っている年金定期便により、本人に自分の記録を確認していただいてきた(いる)が、確認できていない住所不明者、死亡者等に対してどのように対応していくか。現在、名古屋方式により市町村の保有する情報で住所が判明するケースがあり、これを全市町村に展開し、協力を求める。死亡者については、時間を要するが遺族や会社の同僚等により確認していく方法しかないのではないか。 ・また、20代、30代、40代など受給世代にやや遠い世代においては、届いても内容を確認しないで回答したり、未回答があったりすることが考えられるので、自らの記録を自ら確認することの重要性、早期確認の重要性を更に認識していただくことも重要。⇒ホームページで年金記録確認データを設ける。	・昭和48年～53年頃、年金受給権者への支払業務担当の経験があるが、年金支払いが過払いや未払いを防止することに重きを置く部署であり、年金支払いの元となる記録に問題があるとの意識はなかった。 ・年金記録問題を大きく意識したのは、消えた年金5000万件の頃と考える。	・5000万件の問題は、形成9年1月に基礎年金番号を付番し、当初は未統合の記録が3億件あり、その後地方庁への記録照会により、統合されたが、未統合記録が5000万件に及び、大きな問題とされた。 ・年金記録は長期にわたり正確・確実に1件の誤りも無く管理されなければならないが、年金記録は歴史が戦前の昭和17年からであり、当時はコンピューターもなく、手書台帳であり、台帳に手書きする者も癖字や誤記もあり、それがその後の転記などにより、誤記・不明になって誤った記録となっていると考えられる。当時は年金受給世代が存在しなくて、長期にわたる正確な記録確認のチェック体制が十分ではなかったのかもしれない。昭和59年から社会保険オンラインを開始し、これ以降の記録はこのような問題は減少したと認識している。 ・職員の記録改ざんや保険料横領の問題は、防止対策は当然のことながら、特に横領は借金を抱えている職員に多いことから、管理者が個人の生活状況を把握することや執務姿勢を注意深く見守り、決裁の入念なチェックが必要。ただし、管理者が不正を起こしたら防止する術がなくな
3943	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	特定不明手番が多数存在していることは認識していた。 時期は不明。	年金請求時に氏名索引により本人に難歴を確認した。 年金番号に住所登録をできればよかった。
3944	地方庁	社会保険事務所課長級以上	①無年金者への対策について 失職よる経済的理由などにより国民年金の納付が困難であり未納状態が継続する場合でも免除制度があること及び免除申請の提出期限は翌年の7月中までであることを知らない被保険者が多数存在すること。免除申請をしないこと、提出期限が過ぎ免除申請が出来ないことにより25年間の受給資格期間を満たさない「無年金者」及び「無年金者予備軍」が確実に増大していること。原因として、この数年間の「年金記録問題」への対応に人員を奨出している状態が常態化しており、免除制度の周知を含めた「無年金者への対策」に必要な人員が慢性的に不足しているのも事実である。	方策として、①免除申請の方法を簡素化あるいは将来的に不要とすべきであるが、緊急的に免除申請の提出期限を翌年の7月中であることの制限を撤廃すること。 ②国民年金の未納期間、未加入期間を「特例的」な「合算対象期間」として計算し、現在の25年間の受給資格期間を満たさない場合であっても納付された保険料に応じた年金を受け取ることが可能となるように制度変更を行うこと	③複数の年金手帳番号を所持する被保険者が多数存在していたこと。 平成15年ごろ、事業所を転籍する際に前勤務先があることや国民年金の未加入、未納があることを再就職先に知らせたくない、知られたくないことの理由により、再就職ごとに新たな「年金手帳番号」を受付していたために結果として複数の年金手帳番号を交付することとなった被保険者が多数存在していた。	新規番号の交付を行う際に「事業所」「被保険者」に対して照会を行うものの、協力的でない「被保険者」「事業所」があったり、「被保険者」が転職である場合に短期間で離職するケースもあり在籍の間に「基礎年金番号の特定」が困難なケースもあった。このことから、明らかに既に「基礎年金番号」を所持していることの確立が高い被保険者に対しても「健康保険被保険者証の交付の早期の交付の要望」がある場合などは「健康保険」「厚生年金保険」の同時処理の原則から新規発行の番号の交付を行わざるを得なかったこともある。 上記の場合には本人の申出にかかわらず、「基礎年金番号」を職権にて特定し、複数の年金番号を所持しない制度を平成9年の基礎年金番号導入時から開始し、いわゆる「総背番号制」に近い運用を早期に導入すべきであった。 考え方の視点を変えるなら、現在、協会けんぽにおいて一般の「健康保険業務」を実施しているが、保険料の徴収、健康保険の資格確認業務を協会けんぽに完全に移行すればこのような問題の解決に繋がると考える。また、被保険者側に立てば、入社直後はまず「健康保険」に加入したいと考えるのが本来の考え方であるから、入り口を「健康保険」するのも一つの方法ではないか。国民年金の場合は「入り口」は役所の「国民健康保険」の窓口となっている。
3945	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	お客様の質問に対して真摯に対応する。 最後の1件まで明らかにすることは、きわめて困難だと考えます。	年金記録問題が起こる前は、全体像が見えていなかったため、重複番号の問題は、請求時や加入手続き時に確認することで、かなりの件数は整理が可能だと考えていた。 ただし、記録問題が起こるとWM上の記録の誤り等のさまざまな問題がでてきたため、報道されているような完全な解決はきわめて困難だと考えていた。	私の対応 お客様に対しては、苦情も含め真摯に対応する。 書類は膨大な量となったため、とにかく処理を急ぐこと。 経験したことのない業務が多いため、業務誤りに注意した。 問題についての反省点 コンピューター移行時の処理方法 旧記録の保管・管理方法 世の中の情勢の中で、他に方法がなかったと思いますが、準備期間なく、特別便等の大きな事業をしたため、同じ人に何回も郵送物がとどけらてた点は、業務上だけでなくお客様共に時間・費用などもったいない部分があったと思います。
3946	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	ここ最近に起こった問題ではなく、かなり昔からおこっていたことが最近になって明らかになったわけなので、できるだけ早期に解決することが重要と思う。 しかし、あまり急いで杜撰な仕事をするよりも多少時間をかけてでも慎重にするべきだと考える。 (他人の記録を統合してしまうようなことが実際におきているので) まずは年金受給中の高齢者を優先して処理するべきで特に再裁定後の支払を1日でも早くしてあげるべきではないでしょうか。	・基礎年金番号に未統合の記録があることは知っていた。年金受給の申請時に統合すれば特に急ぐ必要もないと思っていた。 ・コンピューターに収録されていない記録があることは最近の報道で知った、業務センターの記録管理のミスだと思っている。 ・オンライン上の記録と台帳の記録が違っているものがあることは資格照会の仕事をしていたときに気がついた。	・記録問題に関してはオンライン化の前の時代のものに多く見られている。 オンライン化以前の記録管理は業務センターに紙ベースで進達していた。氏名変更や重複取消が払出簿に記載されていてもオンライン上の記録が違っていないということは、当時、進達された扇を業務センターできちんと処理をしていなかったことが原因ではないでしょうか？ ・基礎年金番号に統合されていないだけで「消えた年金」などと世間では騒がれていたが社会保険庁は「消えたわけでなく統合されていないだけ。手帳があれば心配する必要などありません。」というような広報をし不安を払拭するべきだったと思う。 ・マスコミ報道のおかげで年金相談室が賑れ上がり、本当に相談の必要な方への対応がおろそかになったのではと感じた。
3947	地方庁	その他(社会保険事務所)、	知りません。	可能な限りの記録の解明を行う。 限界があるため、政治的な判断が必要と考えます。	これほど多くの厚生年金記録等が、カセット表示・特殊記録有等の不備表示がされていると思っていなかった。 新聞等の報道により知った。	記録の不備があることが判明した時点で、本庁・地方庁が情報の共有をし、一体的に取り組みができていればと思う。
3948	地方庁	その他(社会保険事務局)		保管された現有の記録にて解決しうる件については大々的に人員を集約して短期間に回答を行う。 国民年金については「保険料の徴収」に関する各種法令に照らして適法不法であるかの物差しよりも、被保険者が保険料を納付したか否かの基準にて納付記録を扱うべきである。	当初は不正免除問題がクローズアップされたため、不正免除にかかる記録問題であると認識していた。 現在においては納付記録の保管体制の不備に原因が由来すると考えている。 具体的に、過去から蓄積された年金記録不備の像を知ったのは平成19年ごろである。	事務所窓口にて問題に携わった場合はできるだけ多くの情報を教示していただいた上で調査に資するようにした。平成20年より記録調査および回答の業務に携わるようになり応対時の情報獲得の重要性を認識することとなった。 申立内容ごとにサンプルを抽出し調査のパターン化を行い、効率的な調査・回答体制の作成に努めた。
3949	地方庁	その他(社会保険事務局)	存じません。	一件一件丁寧に確認し組織一丸となって取り組む。		
3950	地方庁	その他(社会保険事務局)				
3951	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3952	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありませんん		統合もれとして認識 マスコミで騒がれてから	本人と思われる記録は、思い出していただくよう促した。 年金請求時に、当人の記録の可能性があってもほとんど無ヒントにもかかわらず回答が完全一致しないと統合しない傾向にあったこと。しかし他人の記録を統合してしまう危険を避けるためなのでその姿勢に誤りがあったとは思わないが、方法を吟味する必要はあったと思う。
3953	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	とにかく人を増やし、内部事務、窓口がスムーズに進むようにしなければならない。ただ人を増やせばいいというわけではなく、OBの方など年金業務の経験のある人に声をかけるべき。キーパンチャーや派遣を増やしても意味がない。	10年前から知っていた。年金裁定時や期間照会業務に必ずありえる問題だった。こちらから事業所名を言えなかったのが原因である。もっとこちらからお客様に対し事業所名を言える体制を決めていればもっと防げていたと思う。	事務所、および事務局の方針とは逆にお客様に事業所名をお伝えしたこともある。
3954	地方庁	その他(社会保険事務所)		今後は基礎年金番号は一人につきひとつであることを周知徹底させる。		
3955	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在進行中の作業を続けるのはもちろんだが、期間調査業務に強い職員を集めて(人事で)集中的に行う方が、早急な解決を図れると思います。	ずさんな管理が原因の問題。知ったのは報道で知りました。	膨大な事務量のため、労働時間の延長により問題の解決を図りました。また、反省点としては、年金記録の管理体制の不備がすべてだと思います。
3956	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	なし。	基礎年金番号に登録されていない記録が約5000万件ある。また、事実と異なる標準報酬訂正や、遡及した資格喪失等様々な問題がある。存在を知ったのは、年金記録問題が明らかになってからである。	年金特別便、年金定期便等の窓口、電話対応、回答の作成を通じて年金記録問題に対応しました。この問題についての反省点とすれば、これまでは、年金裁定時に年金記録を調べればよいという対応であったことを反省すべき。基礎年金番号導入時に国年、厚年手番の調査確認をし、基礎年金番号に登録する作業を今のような体制ですべきであった。また、事実に基づかない報酬の訂正、遡及資格訂正については、コンプライアンスの意識の低さ、ガバナンスの低さが反省

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3957	地方庁	その他(社会保険事務所)		「年金記録問題」の定義が不明ですので、回答しづらいですが、基本的には 現在、行っていることや検討されていること(個別対応)以上は思いつきません。 ①未統合記録(手番、旧台帳)は、文書・電話をし最終的には公表する。 ②いわゆる「消えた年金」問題については、国民年金は一定の基準で救済 する、厚生年金は控除があきらかであれば救済する…等 ただし、政治判断として本人申し立てのとおりすべて救済するというのも方法 のひとつだとは思います。	①未統合記録があるということは、採用当初(平成12年)から知っていました。 ②いわゆる「消えた年金」については、 a)国民年金については、台帳(マイクロ)とオンラインの記録又は領収書が あるのに反映されていないということは、採用後数年たったころには 認識していました b)厚生年金については、記録問題として最近話題になるまで基本的に は知りませんでした	基本的には、 ①未統合記録については、機会があれば整理するよう促していたと思います。 ②いわゆる「消えた年金」などについては、いづれも個別の問題(事務処理の誤り等)であると認識していましたので、あきらかに誤りである場合、訂正する等の対応をしてきたと思います。 問題点については、現時点での判断基準で過去の事象を評価するのは、慎重になるべきだと思います。年金制度自体、厚生年金は戦前から、国民年金は昭和36年から、共済にいたっては明治時代の恩給から始まっている制度だと思いますので、現時点での評価基準でいくと基礎年金番号は国民年金導入時(昭和36年)にとりいれているべきですし、ねんきん定期便も厚生年金導入時からとりいていなければならないと思いますが、当然当時はそうのような認識はなかったと思われますし、現実問題として可能であったのかは疑問です。平成9年の基礎年金番号の導入時できえ、個人情報を国が管理するのか…というような議論があったと思います。歴史的経過があるものに対して評価をくだすのは難しいのでは…との感がいなめません。 ただ、以下の点は当時も配慮すべきだったとは思います。 ①国民年金・厚生年金ともオンライン導入時に突合作業は完全にやるべき であった。 ②国民年金・厚生年金ともに紙台帳は永年保存とすべきであった。 ③厚生年金の番号払出は、厳格に管理すべきであった。 ④国民年金は、市町村の被保険者名簿等は永久保存すべきであった (一定期間後は国に引き継ぐなど) ⑤厚生年金は、事業主の関係書類は永久保存すべきであった (倒産時は引き継ぐなど) しかしながら、上記のとおり歴史的経過(政治的な背景も含む)があり段階的に構築されていったのが現在の年金制度であるので、その当時に物理的(資金的にも)可能であったのかはわからないと思いますが…。 また、国(社会保険事務所)では認識できないものや制度趣旨からは想定外の案件、たとえば、国民年金保険料の着服や厚生年金での事業主の不適正な届出(保険料滞納時の遡及訂正)については、どこまで防止できたのかというのはわからないと思います。
3958	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		早急な解決が必要だが、短時間で行えるものではないため、じっくり腰を据えて取り組むべき問題であり、国民の満足のいく解決には数年では足りないと考えていました。 採用された直後(平成18年4月)に、未統合の年金手帳番号が5000万件あることを知りました。	平常業務を行うにあたり、現役の被保険者記録について、氏名や生年月日の誤り、不適正な資格・報酬の決定がないように気をつけました。 年金相談の際には、受給者がご自身の年金記録について理解・納得された上で裁定請求を行っているものかよく確認するようにしました。 基礎年金番号導入時からの、被保険者や受給者あての年金記録の回答依頼(照会)をもっと積極的に行うべきだったと思います。日ごろから未統合記録の解決に当たって尽力する姿勢が見られ、毎年数百万件ずつでも解決していれば、社会保険庁の解体にまで世論を動かす問題には発展しなかったと考えています。 また、ねんきん特別便の送付にあたっても、同じ受給者に何度も送ることで混乱を招いていたと思います。最初から、お客様が知りたい(知る必要のある)であろう情報をわかりやすく表記したものを作成していれば一度で済んだであろうに、特別便の内容・様式について十分に推敲する時間がなかったものかと残念に感じます。
3959	地方庁	その他(社会保険事務所)	平成9年の基礎年金番号導入以降、年金番号統合のため、郵便を送ったのに、統合されていないという苦情を複数受けました。当時は郵便の事故と思っていましたが、その後、新聞報道で、届いた郵便物を放置して、統合手続きがされていなかったことを知りました。 多数の職員が処分を理由に職を失ってしまう状況ですが、その処分者より、はるかに重大な職務違反でありながら、そのための処分の発表は耳にしていません。	被保険者一人一人の記録を目視して、確認していく必要があると思います。とりわけ、国民年金第3号の記録は、本人が第2号被保険者喪失後の手続きがされていない、夫が失業や65歳到達しているにもかかわらず、第3号被保険者のままになっているというケースが多く、システムで対応できなければ、目視による確認の必要があります。 また、厚生年金記録を記号を入れずに、0000のように認めた当時の対応 や今回せっかく調査により判明したにもかかわらず、記録上は以前の対応と 変わらず、0000のままにしていることも非常に問題であり、記号なり、会社名なりを登録できるようにする必要があります。	複数の年金手番がある被保険者の記録が判明しても、以前は統合処理が できる事務所は現存事務所だけに限られる等のシステム上の制約があり、現場では統合したくてもできませんでした。システム上の制約は改善されてきていますが、本庁の受給時に統合すればいいとの方針が大きな問題だと思います。 また、政府管掌の健康保険との手続きが同時であったため、健康保険証を はやく欲しい会社側が年金手帳を添付せず、現場も通院のため至急欲しいとの要望を受け入れるため、新しい番号を発行してしまったことにも一因があると思います。	判明した別の年金番号について、極力統合手続きはとってきたつもりでいますが、システム上の問題で統合できないものについては、記録を交付して会社より手続きしてもらうよう依頼してきました。 以前の厚生年金保険被保険者証の裏面には「記号番号は、あなたの一生を通じても変わらない、勤務している事業所又は事務所を変えたときは、必ずこの被保険者証を新しい事業主に提出してください。」等の記載があるにもかかわらず、広報もされず、徹底されてこなかったことが問題だと思います。
3960	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		任期付き職員経験が1年半のため、世間で問題となった頃より認識した程度であり、社保事務所に1年以上放置され、山になっている「期間調査依頼」に驚きました。 期間調査実務も一時実施しましたが、その歴史的背景と発生要因について多少なりとも認識できたと思います。	1. 被用者年金制度に関しては「事業主の届出」をベースにした制度である限り、一部大企業や年金制度に習熟した担当者がいる企業を除き、記録問題は大なり小なり発生要因として継続すると考えます。(源泉徴収をベースとした所得管理体制と連携付けが必要と思います) 現在の職務においては、適用事業所に対して、各種届書の不備指摘を通じ、実務指導を積極的に実施しています。 2. 被保険者自体の自立性が低く(国まかせ、会社まかせ)、一方、国として「社会保険制度」自体の啓蒙教育が過去から貧弱である。 制度改革に沿って、「社会保険制度教育」を10代の世代から強化し、個人の自立性を育成すべきである。
3961	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金裁定時に整備すればよいという認識であった。 入庁時より期間照会業務があったため、未統合の記録が存在することは知っていたが、当時は問題とは思わなかった。	
3962	地方庁	その他(社会保険事務所)		最重要課題として重点的な人員配置。	記録問題の存在を知ったのは報道により。	組織内で問題意識が無かったこと。また大きな問題となることを予見しながら、外部から指摘があるまで組織全体で解決策を見出せなかったこと。
3963	地方庁	その他(社会保険事務所)			窓口相談で、特別便が届いて来所された方は、比較的早く解決してますが、郵送で返事を出された方は、まだ結果が来ない事で、不信感をいだいていると思われます。 平成19年10月位に知りました。	窓口相談の為、お客様の立場になって対応しています。 記録をコンピューター化した時に、確認を怠ったみだと思います。
3964	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	わかりません。とにかく徹底調査するしかないでしょう。お客様からの答えを待つのではなく、こちらから調査しないと。けど遅すぎると思います。平成19年に発覚したときから調査していれば。	社会保険に勤めたときから。こんないい加減なやり方でいいのかと思った。住所の確認及び名簿の氏名にカナをふる等当たり前のことをしていればと思いますが。	まず、平成19年の5000万件の発覚時にお客様に期間調査を出させたことが、事務所の混乱を招いたと思います。それとあわててねんきん特別便を送らずに調査をしてから(カセットは未開放のままだし、船員保険は仮番号のままだし)であれば、ちょっとはカッコついたと思いますが。何回も再裁定させるお客様に申し訳なくて。
3965	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	信頼をそていただくには、1件1件懇切丁寧に対応し、国民の皆様に納得・安心していただくことが大事だと思います。	年金記録問題は国民の皆様の信頼を損なうものであり、非常に残念な管理の仕方であった。 被保険者、受給者の皆様に正しい記録を結びつけていくことが大事であり、お一人お一人に納得していただくように対応しなければならない。 記録は本庁において、確実に管理されていると思っていたので、問題がおきたときに初めて知っ	被保険者、受給者の皆様に正しい記録を結びつけていくことが大事であり、お一人お一人に納得していただくように丁寧に対応してきた。 国民の皆様の信頼回復が1番。信頼されないと色々と仕事もやりにくい。
3966	地方庁	その他(社会保険事務局)			年金記録問題は社会保険制度の存続自体を揺るがすほどの問題になると思いました。この制度は、国民の信頼をなくしては成り立たない制度なので人心が離れてしまえば納付率は勿論、制度自体に影響が出ることは間違いないからです。私は、国民年金課に在籍していた時に、窓口で記録が抜けていると被保険者から問合せがあった際に旧台帳を調べた結果、旧台帳の納付記録とオンラインの納付記録に相違があったことで、そういったことがあることを知りました。	問合せや今あある問題について、一つひとつを丁寧に、またより正確に対応していくことを意識しました。現時点での反省点を挙げるなら、法改正によるシステムの対応が遅く、それによる膨大な量を質の維持を計りながら手管理で行わなければならないことです。システムの構築が早急に必要だと思います。
3967	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	無し	手作業で1人づつつぶす以外ないと考えます。	旧台帳切替時に満遍方法・記載方法で疑問をもった。	まだ入社して日が浅かったので意見は言えませんでした。
3968	地方庁	その他(社会保険事務所)		厚年のカセットオープンを、旧台で可能な範囲ですべて行う。 厚年台帳を保管する事務所・事務局への他庁照会ができるように戻す。(各事務所ごとに類似事業所や台帳の見方のノウハウがあるが、それが全国で共有されていない状況では、他庁照会するのに比べて、080だけでは調査が不十分になる可能性があるため。) この2点は必要だと考えます。	問題を認識したのはメディアで取り上げられてからです。	一つ一つ丁寧に照会に対応し、また日々の業務を正確丁寧に行っていくことが重要だと考えています。
3969	地方庁	社会保険事務所長	ございません。	これまでは、特別便により国民の皆様からお申し出を頂いていわゆる五千万件にアクセスしていただきましたが、ひとつのやり方として、未統合記録で今後解明を図らなければならない記録を一覧にしてはどうでしょうか。 一つ一つつぶしていくしかないと考えます。	基礎番号導入前の、制度上の問題もあるかと考えますが、保険料を納入したにも関わらず、給付に反映しない記録があったことは社会保険庁に対する信頼を著しく損なうことであり、大変残念です。	来所される全てのお客様が、納得し、安心していただけるよう、窓口対応やその後の調査に万全を期してきました。 問題が発生した場合は先送りをしないで、その都度に対応することが最善と考えます。
3970	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号に登録されていない番号が多数あることは認識していた。	被保険者が年金請求や資格取得する際に個人的に補正するしか方法はなかった。社会保険庁全体で公表宣伝活動をしなければ解決はしないとは思っていた
3971	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	本人の申出は必要であり、今行っている方法以外は思いつきません。	非常に重要な問題ではあると思うが、記録の管理方法には歴史的背景があり、その時々の最善の管理方法を行ってきたと考えます。 被保険者の年金加入に対しての加入意識が低かったことも一因とも考えます。	個人情報保護の観点から、本人の申出が不可欠であり相談には懇切丁寧な対応を行うと供に伝えられる範囲の情報は伝える用にしてきました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3972	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁の年金管理のずさんさから、正しい給付を受けられない大変無責任なことだと思う。早急に正常な記録にしなければならない問題と認識していました。年金特別便送付後の大量な照会を受けてから。	照会者あて一日でも早く回答し、訂正が必要な方には正しい給付額を支給しようとしました。特別便も完了していないなかで、定期便も送付し両方から照会を受けている。後から後からいろいろな物を庁から送付され、現場は振り回された。もっとよく検討し、国民の立場に立った上で現場が対応できるような体制を今後よく考えてもらいたい。
3973	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3974	地方庁	社会保険事務所長	特にありません。	本人からの記録申出については、ある程度整合性がある内容を申し立てれば記録を復活しても良いと思う。(領収書等がない場合でも) そして一日でも早く年金を支給すること。	基礎年金番号に結びついていない約5，000万件の記録を最後の1件まで調査回答することが出来るのか、しかし本人記録と結びつく限りお調べしなければならない。 年金記録問題が国会で取り上げられる事になった頃。	お客様からの職歴内容を詳しく聞き取る中で昔の事を思い出してもらい、その上で記録調査する。 年金受給者で高齢の方については、何十年も昔の事は忘れてしまっているので年金請求時にもう少し記録調査をしていればこれほど誰とも分からない年金記録をなかったと思う。お客様第一
3975	地方庁	その他(社会保険事務所)		一人ひとりの職員が草の根的に、謝罪をし続ける。	ありえない話だと思っていた。実際にあって驚いている。「消えた年金」といわれ始めた頃から、初めて知った。	窓口来訪の際、電話応対の際、草の根的に社会保険庁の信頼を回復すべく謝罪を行うようにした。現存の資格取得受理の際も、必ず基礎年金番号を確定し、疑重複を出さないように窓口確認を徹底した。事業所にもその意識を持ってもらうよう説明を心がけた。
3976	地方庁	その他(社会保険事務所)	特別に知りえていることはございません。	早めに見切りをつけるべきと思います。現在未確認のものは、ご本人の記憶による確認ができないものがほとんどではないかと思いますし、あいまいな状態での統合はすべきではないと思います。 対費用効果等を考えた場合、どこまでやるべきか悩むところであります。	年金の受給手続きの際にご本人の記憶があいまいで統合できない記録があることは分かっておりましたが、別人の記録を統合してしまう危険性を考えると会社名が確認できない場合は統合することができません。また、窓口での確認の際に会社名を思い出せないし、受給が遅くなるのは困るからそのまま処理を進めてくださいとおっしゃるお客様もいらっしゃいます。その際には思い出せたら再度追加できますので申し出てくださいという対応をしていたものと思います。当時はなりすましの危険性から具体的な会社名を伝えた上での確認はしていませんでしたが、方法としては正しかったものと考えております。	年金裁定請求時の確認をいかにしっかりやるかだと思いますが、当時のシステムの状況と人員配置では限界があったものと思います。 反省点としましては、オンライン切り替え当時に対費用効果を考えたということなのでしょうが、本来やるべきことをしっかりやってこなかったということではないのでしょうか。オンラインが完成して20年もたってから、今回のように人手と金をかけるくらいなら、もっと以前から金をかけてシステムや体制の整備をしていれば、このような状況にはならなかったのではないかと思いますし、費用的にも少なくて済んだものと思います。
3977	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	テレビコマーシャルのような形式での広報活動、例えば「定期便は返送されましたでしょうか？」広報。	厚生年金等と国民年金の手帳番号の統合の問題と認識していた。平成18年から19年頃にかけて知った。	届書処理時の手帳番号等の確認を徹底する。反省点としては、基礎年金番号導入時点でもっとPRして段階的にではなく統合を図るべきであったと考えます。
3978	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	とにかく皆で頑張っていくしかないと思います。	平成19年ごろ、国会で追及されたり、新聞やテレビで取り上げるようになってから知りました。まだ、社会保険事務所に勤める前です。	興味を持ったのは確かです。それが年金特別便のコールセンターに勤めることになり、いま、社会保険事務所で働いていることにつながっているように思います。いままで年金について考えたこともなかった私にとって、いろいろ知りたいと思うようようになりました。
3979	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	一件残らず解明していく。	知った時期：2年前起こるべきしておきた問題	一人一人懇切丁寧に対応する。 全国民対象の問題なのに対応人数が少ないため対応できてない。
3980	地方庁	その他(社会保険事務所)			知ったのは、メディアで報道または職場での連絡として。 年金制度ができた時、まだ、制度が不完全だったため、さまざまな制度が変わっていった。変わっていく制度に、ひとつひとつの対応が不十分だったためおこったもの。	起きた問題について、なぜこうなったのか、これからどうゆう手続きが必要なのかをわかりやすく説明すること。 基礎年金制度ができたとき、通知を送り回答があれば登録といったもの そのころは、あまり年金制度についても関心がなく、今思えばあまりにも、楽観的な対応だとおもいます。
3981	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	システムを改善するしかないと考えます。	大変深刻な問題と思います。 知ったのは、平成18年頃です。	業務の最優先事項とし、迅速に対応しようとしました。 長年の怠慢、意識の低さ、制度自体の問題などでしょうか。
3982	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	1件、1件、丁寧に対応していくしかないと思います。	年金記録問題は「今までお預かりしたお客様の記録が適切に管理されていなかった」と改めて認識しました。 問題の存在を知ったのは、報道等で騒がれたときです。	この問題を踏まえ、自分に何ができるかを問いました。 また、現時点でみた場合の反省点は、 ・お客様と接する現場経験が少なく専門的な知識が乏しい方々が安易な指示等をした点。 ・長年に渡り蓄積されていたこの問題を、その場凌ぎで乗り越えられると判断した点。 ・歴史的経過のある原因(手書き管理⇒機械化した時点の誤り等)の対応が適切でなかった点。 が挙げられると思います。
3983	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	地道に突合せしていくしかない。	厚年手番に氏名、生年月日しか記載がなく、また、名無しの手番が存在することなど、記録の持ち主の特定が困難であろうと感じていた。	転職の多い方など、その会社に勤務したことすら覚えていない方が多数見受けられ、管理されている記録自体に不備が多すぎることからお客様の記憶に頼るほかないと考えていた。 国民の年金記録を管理するうえで、あまりにもお粗末であり、国は年金制度そのものを軽んじていたのではないかと思わざるを得ない。
3984	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	多くの人員を配置し、自宅訪問や電話案内を随時行う。	2年前マスコミが騒いでいたのを見て知った。 事務所にお客様があふれているのを見て、実感した。 お客様の基礎年金番号に勤務していたはずの、または納付していたはずの記録の手番が残っており、記録として収録されていないものが多数ある、との認識。	電話で問い合わせの方には極力その場で本人のものと確認していただくよう努めた。 はじめは、あまりヒントも与えないで自分の記録とわかっていただくスタートだったようにおもう。
3985	地方庁	その他(社会保険事務所)				
3986	地方庁	その他(社会保険事務所)	問題解決のため努力しているのは一部職員だけであり、意識のない職員が多い	担当者の意見を十分に聞いた所長が指揮監督のもと、各々の実情にあった形で進めていく。事務局の指示を受けてもやりにくくて仕方ない	基礎年金番号導入時の考えの甘さが生んだ問題。基礎年金番号導入の平成9年から想定できた。	どうしようもない。裁定請求時のチェックを厳しくするとともに、氏名検索でHITするよう、カセットがオープンされていないようなものはすぐに閉く
3987	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	検索システムの改善。	納付保険料が受給に反映されていないことを考えますと、大変な問題だと思います。	本人様の記憶が頼りになるので、なるべく丁寧に思い出していただくよう努めました。早い段階で取り組むべきであったと思います。
3988	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないです。		平成9年1月より基礎年金番号が導入され 過去に複数番号をもっていた人でも年金を請求する歳になるまでには 最終的には統合になって解決することになるから時間はかかるだろうけど なんとかなると思っていました。 どんな人でも自分の過去の職歴とかはしっかり覚えているものだと おもってましたが いろいろ勤めたことのあるひとがいかに多いかってことに気がつきました。 終身雇用されていると そんなに大きな問題にならなかったのではないかと思います。	電話や窓口等なるべくたくさんの人と接し 5000万件の解決を1件でも多く解決するために がんばってきました。 現時点の反省点は 平成9年1月にもっと大きく取り上げてしっかりやるべきだったと思います。
3989	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	社会保険庁だけでは解決できる問題ではないと思いますので、全国民の協力が必要だと思います。	重大な誤りであると認識しておりました。平成17年くらいだと思います。	時間外労働・休日出勤をし、早期解決に向けて努力しました。 組織解体、職員の処分といった年金記録問題の責任者探しが議論され、解決に向けての議論がされなかったことが現場の混乱を招いたと思います。
3990	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は、年金記録の問題を知ったのは、平成16年頃です。 現在、在籍していますが、年金記録の問題は、お客様の信頼を回復するための、大きな課題であり、さまざまな問題や理由があるで、一概には申し上げれませんが、年金記録問題が発生する以前は、個人個人が保険料を納めているにもかかわらず、国民年金厚生年金の年金制度が現在と比較して、周知されていなかったと思います。	お客様の話をよく聞く。 出来る限り、お客様の立場に立って、考えて話す。 苦情の窓口は私達社員に責任感をもつ。 上記を心がけています。
3991	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		平成9年に基礎番号を導入した時に徹底的に調べて統合すべきだったと思います。国民の皆様にPRすべきだったと思います。	職場が変わるたびに新い番号をとっていたのが今になって大変になっていると思います。記録は正確に探して統合させていく必要があり、年金の信頼回復に努めたいと考えています。
3992	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在行っている定期便のように、被保険者及び年金受給者に対し本人の記録を定期的にご確認いただくことが重要だと思います。 また、現在の年金記録問題とは別の問題で、法人事業所等の未適用及び適用事業所における被保険者の未加入の問題があると思いますが、これも早い時期に何とか手を打つ必要があると思います。当係や社会保険事務所にも会社が社会保険を作ってくれないなどの相談があります。これらについては、現行、最終的には警察当局に告発という道しかありませんが、警察当局も中々動いてくれないのが現状だと思います。また、このような場合、社会保険においては事業所に対する「調査権」はあるが「捜索権」がないなど、悪質事業所に対抗するのが困難な状況にあります。 このようなことから、社会保険においても「捜索権」を付与するとか、悪質な場合は検察庁に送検	基礎年金番号が導入されるまでは、例えば、厚生年金の番号を複数保有している者は相当数いたのではないかと思います。今回の問題は、平成9年に基礎年金番号を導入後、基礎年金番号に結びついていない手番が相当数あることを公表し、早い時期に積極的に基礎年金番号に結びつける方策を行わなかったことが、大きな問題だろうと思います。 この問題を知ったのは、「消えた年金」ということで、報道されてからです。	特に個人的な対応はありません。 また、反省点としては、(8)に述べたようなことです。
3993	地方庁	その他(社会保険事務所)	知られているかいないかわかりませんが、生命保険会社で働いたことがないお客様から知人に名前を貸してほしい旨あり知らない間に厚年に加入となっているケースが以前かなりありました。	統合できない手番を理由とともに管理するなどです。	一番初めは、単なる基番への手番統合もれ(手続きもれ)や、生保への名前貸しの厚年期間が大半であると思いました。 しかし、WMにも収録されていない記録があんなにあるとは思いもしませんでした。 このような問題が存在するとわかったのは最初の報道からしばらくしてからであったと思います。	WM収録や窓口、電話で確認作業等対応しました。 ひとつの記録がお客様にとってはかけがえのないものであるという、あたりまえの気持ちがたりなかったとしか思えません。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
3994	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにないと思う。	まずは現在滞留している照会申出を早期に本人に回答することが先決だと思う。国民の関心の高い問題なので早期解決に向けて、知識と経験のある職員をもっと記録調査部門に集めてみてはどうかと思う。	採用時(平成14年)から給付課で仕事をしていたとき、裁定時に090等氏名検索で、未統合の記録が存在することを知り、裁定する前に記録の整備をしておくような仕組みがあったほうがいいのでは?と思っていた。 ただ今の定期便等を行うには予算も必要であるため困難であろうと思っていた。 ウインドウマシーンに収録の記録以外の台帳等があることは、報道等があるまで知らなかった。 国民年金に関しても、マイクロ等とウインドウマシーンの相違があると知ったのは、実際に記録照会業務に携わった18年ごろであった。	窓口においては、特別便が始まった際、被保険者より記録に少しでも疑問があるようであれば、記録申出の提出を含めて詳細に聞き取りをするよう心がけた。国民年金記録照会業務に関しては、古い記録に関しては、これまで変更されてきた事務処理の方法や制度の変遷などを知った上司の協力が必要なケースが多いため協力を求めた。 反省点については、過去の様々な業務に対する怠慢があったのだろうという思いがひとつある。 また、膨大な記録を管理していくうえである程度のミスは生まれるもので、それを積極的に解消するための施策を社会保険庁から積極的に行っていけたらよかったのにと思う。 特別便等の対応が後手後手となり、様々な事務処理誤り等によりさらに年金不振を招いていったことは、反省点であり残念だと感じる。
3995	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金業務課に採用された当時(昭和60年代)、資格記録を訂正等する際、納付記録変換処理がされていないと処理ができないが、台帳等を確認せず、納付を前詰めでいいと言われ処理をしていました。 また、基礎年金番号ができた以降、重複訂正処理(平成14年頃)をした際、マイクロが無い場合、被保険者の有利な方法で納付記録変換処理で行うと言われ処理していました。	5千万件のうち国民年金記録を解決するには、国民年金の被保険者台帳とオンライン手番者の氏名の確認からする必要があると思います。 オンライン記録の国民年金の保管庁と実際の保管庁に相違ある記録が多数あるので、確認する必要があると思います。	基礎年金番号が出来た際、他に手番がないか回答をとっていたが、手番の記録は何れ年金請求時にわかるから手番をそのままにしていた。 年金相談や年金請求時に氏名検索して該当記録があっても、被保険者から思い出さないと教えないことに問題あると思っていた。 国民年金台帳を廃棄したことに問題あると思いました。また、特殊記録有以外マイクロにしなかったことにも問題がある。	年金相談等に来所された際、常に氏名索引による記録を確認していれば、5千万はなかったと思います。
3996	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員の増員	年金制度を揺るがす大きな問題だと認識している。 おそらく、5～6年前知ったと思う。	お客様の信頼を少しでも回復するため、誠心誠意、相談業務をしている。 記録が判明し年金額が増額したにもかかわらず、実際の支払いが、めちゃくちゃ遅い。
3997	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません。	超法規的救済ができれば、それにこしたことはない。 現状では、予算、人員的に無理があるのでできないと考える。	年金制度の根幹を揺るがす問題だと認識している。 平成17年から、記録管理部門に配属になったときに、他手番統合を促す「過去記録の整理」事業を携わったころから、常々疑問に思っていた。	個人個人の記録の大切さ、記録の一つ一つの解決に向け、特別便事業の対応を業務として努めてきた。 短期間で行う事業ではない、じっくり時間をかけないと、解決できない事例もある。 でも、高齢者ののこされた時間は限られているので、効率的に処理しなければならない。現役世代よりも高齢者優先の度合いを増やすべきである。 広報、認知に努める必要もこれからは、重要だと思う。
3998	地方庁	その他(社会保険事務所)	庁LANの掲示板にも投稿されていた方がいましたが、「ねんきん定期便」の標準報酬にかかる照会で保険料納付額が1円違うという申し出がありました。「ねんきん定期便」の保険料納付額(被保険者負担分)が全て端数を切り捨てた額で掲載されており、厚生年金保険の保険料額表に記載されております保険料の端数が出た場合の取扱いの内容からすると、回答の仕方に苦慮しているところです。	システムの改善か、端数の取扱を変えるかになるかと思うのですが、「ねんきん定期便」の保険料納付額の部分に、料額表に記載されている説明文を記載することが必要ではないかと思います。	基礎年金番号への手番統合漏れは、健保・厚年の資格取得届の手続きの際に、統合の書類を併せて受付するケースがあったので、ある程度は考えられるかもしれませんが、手番で氏名や生年月日がわからないようなケースなど、その他のケースも含めて5,000万件といわれるようなことは、年金記録問題として出るまではわかりませんでした。	「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」を通じて、一人でも多くの方の記録を見つけ出す意識をもって、掲示板に掲載されてます期間照会業務のノウハウなど、できうる限りスキルアップできるよう努力しながら、対応してきたつもりです。今後このようなことが起こらないためには、システムの改善もさることながら、組織全体の情報と意識の共有化が一問回られることが必要だと思います。 あと「ねんきん定期便」の標準報酬にかかる事業については、適用調査課にて対応してるのですが、今後重点事業である適用事業所の総合調査や未適用事業所の適用促進を実施しながら対応していくのは、非常に難しいと思いますので、集約室などのチームを立ち上げて集中的に取り
3999	地方庁	その他(社会保険事務所)			受給者が当然に受給すべき金額を受給できていないとすれば、受給者に多大な影響を与え、ご迷惑をかける大変な問題と認識。「宙に浮いた年金」があるといわれた報道等がされたころにその問題の存在を知った。	現在は、窓口での給付担当なので、氏名索引など気をつけながら行い、ご本人にも記録の確認を念を押すように行っている。 年金が受給者の生活の基盤になるという意識が以前は少し欠けていたのではと考える。報道などで年金が問題化するより前から自分たちで認識し早めの対応をとっていれば、今の状態は避けられたかもしれないと考えられる。そこが反省点として挙げられると思う。
4000	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			届書から台帳への記載、台帳からオンラインへの切り替え時など、二重にチェックするなど、事務処理に慎重さが不足していたのではないかと思います。	事務処理体制を早期に確立して対応に当たれなかったので、すべてに後手に回ってしまい、大量に積み残しをしてしまいました。
4001	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4002	地方庁	その他(社会保険事務所)	特段ないです。	件数は多いですが、一件一件丁寧に確認していくしかないと思います。	紙台帳から記録をコンピューターに移す際に、手間を惜しまず適正に処理すべきだったと思います。記録問題が発生し、報道で当時の処理状況を知りました。適用課所属の際には、取得届の処理の際に生じる疑義等で、新たに基礎年金を付番するのは問題だと認識していました。	根本的な記録問題については、一件一件ご本人様から情報を頂き、時間をかけて紙台帳を調べていくしかないと思います。疑義等については、新たに基礎年金を付番して複数の番号を持たないように、処理の際には電話で確認するなど対応しておりました。
4003	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	短絡的かもしてませんが、記録を見つけるのも、年金をお支払するのも、作業する人が不足していると思います。	5千万件の未統合の話が公になった時は、今までの基礎年金番号がなかった制度から考えるとやむをえないと思いましたが、旧台帳の記録等、WMでも確認できない記録があることが分かった時は落胆しました。 問題が存在すると認識したのは、公になってからです。	今までは、WMの記録が完全だったと思っていましたが、昔の名簿等を確認することは大事だと思っています。まだまだ未統合記録は多いですが、申立以外の本人記録があるかもしれないので合わせて、1件1件解決していく姿勢で対応、処理をしています。 反省点としたは、紙台帳から機械化するときに、きちんと移行できていなかったことが一番の要因だと思います。
4004	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		制度の複雑さと職員の年金記録を扱っていることへの意識が少し欠けていたことに起因していると考えます。年金記録問題が存在することは、マスコミ等で取り上げられて初めて認識しました。	全所体制で特別便のお客様対応をしましたが、被保険者・受給者にとっての大切な年金記録であることを心に留め、調査にあたっても市町村照会やマイクロ等でできる限り納付記録があるかどうか確認に努めました。 反省点としては長い歳月による職員の年金に対する意識の低さがあると思います。
4005	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特になし	不明	支払った年金が記録管理上の問題から年金額に反映されない問題と認識していました。 マスコミ等で大々的に公表されてから。	年金相談等の窓口で説明したり、照会を受けたり、照会票に基づき丁寧に対応したつもりですが、記録が見つからなかったり、回答に時間が係り迷惑、心配をおかけしました。進捗について遅くなる場合はその旨説明文書でも出しておけばよかったではないかと考えます。
4006	地方庁	その他(社会保険事務所)	無し	記録問題の解決のためには定期便や特別便の処理対応に人員を多く投入する。期間調査をするにあたってそれぞれの地域の事業所の過去の事情や移り変わりに精通した人物を配置し多くの人員の調査スピード及び精度のレベルアップをはかる。	未統合の年金加入記録できるだけ統合はするが、年金請求時に登録をすれば大丈夫といったような風潮があったが問題があるとは感じていた。不確かですが平成19年度初頭に年金実務の冊子に未統合の手帳番号の件数が掲載されていて認識したと思います。	当時は相談の中で未統合の年金手帳番号があれば、氏名変更、記録統合等の用紙を送付し提出を求めていた。現時点ではやはり平成9年の基礎年金番号精度発足時がかなり重要だったと思います。手帳番号統合勧誤業務や広報等にもっと力をいれて取り組むべきであったと考えます。
4007	地方庁	その他(社会保険事務局)		年金記録の総点検の実施	平成19年頃の報道により知った。	社会問題になる前に、計画的に記録の整備を行うべきだったと思う。
4008	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特別便、定期便により、迅速・正確な調査を行ない、受給者に対してはより早い年金の精算に努める。	この問題が存在することを知ったのは3年位前ですが、オンライン化の際、紙台帳からコンピューターに移行する処理の杜撰さによるものと思われます。未統合記録については、平成9年基礎年金番号が付番された際、確認不足で統合されなかった記録が残ってしまっていると思われます。	国民の信頼を回復すべく、特別便、定期便より1件ずつ正確、迅速に記録の確認をし、統合するよう努力しています。窓口、電話対応もお客様に理解を得られるよう、わかりやすく説明するよう心掛けております。誤りのないよう注意して事務処理をしておりますが、さらにきめ細やかなチェック体制の確立が肝要と思います。
4009	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にわかりません	的確な人員配置を行い、最後の一人が終わるまで徹底的に調査、照会作業を行う。	年金加入し、本来年金受給できるはずの加入記録が抜けており、受給者に直接被害を及ぼした、又、今後年金受給する被保険者に対しても不安を与えた重大な問題である。 存在を知ったのは、国会等で取り上げられ、大体的に騒動となった頃だと思います。	事務所に来所、電話にて照会をいただいたお客様に対して真摯に向き合い、些細なことでも話を伺い、確実に一刻も早く年金記録が判明するように対応を行いました。 反省点としては、年金記録判明後の回答を送付するまでの時間が長くかかっていること、受給者の方で再裁定が必要な場合の再裁定処理の遅れによる正当な受給金額の支給が遅れたことが反省点として挙げられると思います。
4010	地方庁	その他(社会保険事務所)		増員。	報道で知りました。	社会保険庁のデーター管理が反省点だと思いました。
4011	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	年金記録について、世間一般に知られていない問題は存じていません。		年金記録問題は非常に複雑な要素がいくつも絡んでおり、深刻な問題と認識している。問題として認識した時期については、何年頃とは明確ではありません。	この年金記録問題を解決し、国民の信用を得る年金制度にしなければならないと考え、早期に年金記録整備をしようとした。年金記録問題については、先を見据えて運営しなければならず、年金記録の管理方法(制度および時代背景も含め)が未熟なものであったと考えられる。
4012	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	1件1件確実に地道に処理していく。	資格記録等はすべての原点ですから重要な事と認識し業務をしていました。 問題が存在することを知ったのは、報道されるようになってからです。	すべての事に対して責任ある行動(仕事)をする。 反省点としては、身の回りの仕事はそれなりにこなしていましたが課係の枠組みを超えた取り組みがもっとできたのではないかと思います。
4013	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		昭和61年から数年業務課に所属していましたが、取得届処理の際、同姓同名があるにもかかわらず、確認もせず新規番号を払い出している事務所があると聞きました。(関東方面)これではどんどん番号が増えてしまうと憤りを感じました。	疑重複があれば必ず確認していました。 年金請求時など機会あるごとに、旧姓も含め確認するようにしていました。
4014	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。		問題として認識したのは、平成19年6月頃でした。 社会保険庁にも悪い部分は当然にあると考えておりますが、社会保険庁だけの問題ではないのではないかと思う部分もありました。社会保険庁、各自治体、適用事業所、被保険者自身、制度	相談されるお客様お一人お一人の記録を、地道に対応していくしかないと考えております。
4015	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4016	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は昨年採用していただいたので、詳細を知ったのはそれ以後です。 これほど国民の皆様に不信感を抱かせてしまい、記録問題が解決するのは並大抵ではないことだと感じながら業務をこなしていました。	窓口では常に誠実な対応を心がけ、特別便等の回答の作成にも、通常業務をこなしながら可能なかぎり取り組みました。 職員一人一人の対応や処理の仕方が統一できていなかったり、認識が不足していた部分もあったと思います。それが処理の遅れにつながり、再び国民の皆様の信頼を失うことにつながっていると思います。
4017	地方庁	その他(社会保険事務所)	・台帳から電算化の移行のさいに漏れが多い ・年金記録が本人のものと確定してるのに、放置しているケースが多い	・二重三重のチックが必要	年金記録問題は、老後の生活生計においてとても重要な問題であると思います。 入社してすぐです。	・相談に来所される方のお話を、よく聞くことが大事である。 ・職員の年金知識の教育が足りない。
4018	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録問題報道後に入所しました	入金が遅いとの問い合わせが多数あります。 特に受給者当人の立場にたつと、とにかく丁寧に迅速な対応しかないと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4019	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	(6)での回答が「特になし」のため、回答なし。	国民的関心事であると認識していた。マスコミが大々的に報道するようになってから知るようになった。	特別便等で来所された方につきましては、お話をよく聞き、説明をし検索及び調査を行い、なるべくその場で結果(回答)を出すようにしていた。 基礎年金スタート時に大規模事務所などでは、疑重複が出ても強制符番を行っていたが、全事務所あげて議長脱調査を行っていれば、少しは変わっていたのではないか。
4020	地方庁	その他(社会保険事務局)	報道等されている問題以外のことは存じません。	これまで行ってきた名寄せ作業等を今後も継続して、国民のみなさんにご協力いただくしかないと思う。また年金制度の抜本的な改正が必要だと思う。	私を含め社会保険行政に携わってきた者の怠慢、年金制度自体の問題、国民の年金に対する無関心、記録管理システムの稚拙さ等のさまざまな事象が長年蓄積された結果生じた問題。 あれほど多くの未統合の手番が存在していたことを知らず、連日報道されるまで、問題としての認識はなかった。	今回の問題を真摯に受け止め、窓口・電話等で相談を受け、記録に不備があるとの申し出を受けた場合は、徹底的に調査を行うこと以外には対応する術はなかった。 定期的に年金記録の確認を被保険者、年金受給者にしてもらうべきであったと思う。基礎年金番号ができた際がいい機会であったと思いますが、手元の年金番号の確認のみで終わってしまったこと。また、年金制度そのものが複雑で、国民の関心を向けさせることが難しいこと。
4021	地方庁	社会保険事務所課長級以上			基礎年金番号導入時に同制度(特に厚年)で手番を重複して払い出されている者が多く存在していることを認識したが、その時は未統合手番がこれほど存在するとは思ってもみず、裁定請求時に統合されるものだと思っていた。	基礎年金番号導入時は、国民年金業務を担当しており、加入、種別変更等の契機にはできるだけ手番を確認し基礎年金番号への統合を心がけたつもりであるが、これだけ未統合の記録が存在する現状を考えると対応が不十分であったと思う。また、組織として基礎年金番号導入時に対策を組むべきであったし、もっと広報すべきであったと思う。
4022	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4023	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年1月の基礎年金番号導入時に、対応しておくべき問題であり、その当時、何故、記録をきれいにしていかないのか、疑問を持ち、先輩等に聞いたところ、「本人の記録であるかどうかは、こちらが決める訳にはいかないため、年金請求の時に確認していくしかない。」と教わっていました。 また、特殊台帳やマイクロで保管されているウインドウマシーン(WM)で見られない記録がこんなにあることは、この問題が出るまで知りませんでした。 WMでの記録も、当時打ち込んだ方々がバイト等の方で、あいまいなものは、適当に入力がされていたようなことも、報道で知りました。	「出来得る限り調査確認をし、本人記録と特定できるものは、ご本人の記録として統合し、一人でも多く、自分の記録は間違いないという方を増やそう」と思い、対応してきました。 また、わかる範囲で状況(お支払いいただける期間であったのか、手続きの時期、厚生年金適用事業所となっていた会社かどうか、任意加入等の制度や制度開始の時期)を説明し、納得いただこうと思いました。たとえば、国民年金で2年以上遡って手続きをした場合、2年2ヶ月以前の保険料は払いたくても払えなかったのに、払ったというお客様が相談にみえた時など。 一方で、本人と確認できない記録を、他人の記録に統合しないように、注意を払うようにしました。 (反省点) ・今までの年金請求時における、お一人お一人への確認作業が不十分であったこと。 ・お客様の「一円でも多くの年金を受け取りたい」という切実な思いに対する対応が不十分であった。 ・それまでのお客様への対応の悪さ、横柄さ等が前提にあったのかもしれない。 ・WMに反映できていない記録を放っておいたこと。(今も、カセット照会「健保届出コード930」や保存記録復旧「国年届出コード911」をしないと確認できない記録があり、特別便等の回答に時間を要している。) ・「国民一人に一つの番号」と基礎年金番号を導入した際の、広報、周知不足。 ・勤めている職員への情報提供の遅さや情報提供の無さ。(新聞やテレビでの報道により情報を得てから、本庁からの指示がくる状態。)
4024	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4025	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
4026	地方庁	その他(社会保険事務所)			10年前に年金給付課に在籍していたときに、裁定請求書の審査時に手番がけっこうあると思いました。また厚生年金で手番も起こされていない記録があることもそこで知りました。いずれ問題にはなるんじゃないかとは思っていました。	年金給付課在籍時からできるだけ本人の記録に結びつける為、本人と連絡をとったりして統合を進めてきました。その後国民年金課に異動したときも、手帳が2つある場合は統合をうながしたり、集合徴収等で相談時に判明したものは統合したりと本人の記録の整備を進めてきました。それでもこれだけの数がのこってしまったのは、やはり、厚生年金、国民年金の取得時に安易に番号を払出していたところにも問題があったと思います。最近思うのはやはり、年金制度自体を国民が知らなさすぎるところもあると思います。教育の中に取り入れたりしていくことも今後重要だ
4027	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		2年くらい前	電話、窓口の対応をしっかりし、相談に来られる方に納得していただくことに努めました。
4028	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません。	ここまでの「問題」とされてしまった現状では、正直解決策はわかりません。 ただ、いまだにWMに表示されない記録(旧台帳など)があるということは、今後も相当の時間がかかってしまうと思います。 それならば、特別便で「もれ」や「間違い」があるとされた方の記録が整備されない状態で定期便を出すよりも、特別便の記録整備が一通り済んだ時点で定期便を出すほうが、信頼回復につながるように思います。	今から15年位前だと思いますが、年金相談の窓口で、お客様の記録を確認していたとき名前も生年月日も入っていない記録があることに気がつきました。 この記録はどうやって確認し、年金に結びつけるのか当時の仲間と話し合ったことがありました。 今にして思えば、これが"宙に浮いた"記録だったのかと思っています。 ただ、その時も、以降もこのままにしておくはずはないと思っていましたので、特に何かをしたということはありませんでした。	ねんきん特別便の対応に追われたとき、窓口で対応する者ができたことは、目の前のお客様の信頼をこれ以上損なわないことでした。 少なくとも、お客様と約束した件は、必ず守る。 誠意を持って対応することで、お客様一人、一人に誠実に対応する職員がたくさんいることをわかっていただくことでした。 "できることはなんでもやります。"は実践したと思っています。 〈反省点〉 当時、世の中が"それでよかった"ことが今は非常識なこととされていることがたくさんあるように思います。 先輩方の話では、当時はいわゆる社会保険倒産は非常識なことで、何とかさけるべきだと話されていたように記憶しています。 しかし、現在では、厳しく徴収しなかったことが、非常識とされ非難されています。 ねんきんは「自己申告制」とされていたことについても同じだと思います。 その時々、立場で"いい""わるい"も移り変わっているのだと思います。 こういった移り変わりに制度が、即していくことができなかったことが、最大の要因と考えています。 また、職員の意識も、いまの状態であったら…とも思います。
4029	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	年金は、長い歴史、たくさんの法律があり、非常に難解です。これを処理するためには、アルバイトではなく、正規職員を大幅に増員し、年金制度に精通した職員を育成しなければならないと思います。	基礎年金番号に手番が統合されていないことによる問題と認識していました。 平成19年頃だと思います。	手番統合と年金の再裁定処理を優先し、業務に励みました。 職員に、年金裁定時に手番統合すればよいという安易な考えがあったのではないかと思います。また、今まで、被保険者が自分の年金記録について確認する機会が少なく、関心も薄かった
4030	地方庁	その他(社会保険事務所)		事務所単位での処理では、記録整備以外の業務も兼ねており、効率がよくないと思われるので、期間確認事務センター等の人員を増やし、調査等の処理を集中した方が良いと思う。	非常に大変な社会問題だと捉えた。 正直、テレビ・新聞等の報道で初めて知りました。	記録確認等で来所するお客様に、真摯な態度での対応を心がけた。 平成9年に基礎年金番号制度が導入された際、被保険者等に通知を送付しているが、未着者への対応や記録統合等の事後処理が煩雑だったところがあったのではないかと思う。 また、年金制度そのものも複雑化しており、加入者への周知もうまくいかなかったのではないか
4031	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し。	絶対的に人手が足りない。年金制度に精通した者が大勢必要と思われる。	国民年金が紙台帳だった頃、適用業務は、市町村頼みであり、市町村からの適用関係書類が果たしてどこまで確認されているか?との不安はあった。	当時は、一個人としては打つ手はなく市町村の窓口確認を頼らざるを得ない状況であった。 年金問題解決の道は、今進めている方策を一層強め、年金制度に精通した多くの職員の充実をはかる事が必要かと思われます。
4032	地方庁	その他(社会保険事務所)		住所登録されていない不備があるため、一件、一件ご本人様のものかどうか丁寧に確認をとっていく。	端末に収録されていない厚生年金記録が相当件数あることを認識しておらず、マスコミ報道によって知った。	端末に収録されていない年金記録があるので、マイクロを丁寧に調べなくてはならない。 端末に収録してある記録が全てであると思って、対応したことが反省点として考えられる。
4033	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		年金記録の確認作業が、以前は必ずしもきちんとなされていなかったと記憶しています。採用されて間もなかったこともあり、それが一般的だと説明を受けたときのことを報道等で取り上げられたとき思い出しました。	当時はそれが一般的だったので、特に何かしたことはありません。現時点で考えると、請求者に確認をとっていればよかったと思います。
4034	地方庁	社会保険事務所長		1件1件個別に誠意を持って対応する態度が一番重要だと思う。国民が納得するまで十分時間をかけて取り組むべきと思う。	事務所でも、だいたい紙台帳を廃棄することなく大事に保存してきた。被保険者一人ひとりの大事な記録を扱っているという意識をもっていたと思う。19年頃のマスコミの報道とで知った。	日ごろの心構えとしては、被保険者、受給者の権利に直結する大事な仕事をしているので間違いのない、正確な事務処理をこころがけた。私たち一人ひとりが、国民一人ひとりの、大事な老後を預かっているという自覚に欠けていたのではないか。上からの目線で国民を見下ろしていたと思う。その結果、記録を粗末に扱うことになってしまったように思う。
4035	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ありません	基礎年金番号に統合されていない手番があることは知っていたが、老齢年金等の裁定請求時において本人の記録の確認をするので、そのときでも大丈夫ということを先輩方に聞いていた。 長妻厚生労働大臣が、消えた年金記録の5000万件について、国会で発言した頃。	老齢年金等の年金請求の手続きにおいて、本人様に記録の漏れがないか入念に確認をしました。 手作業管理から機械管理へ移行するときの対応がしっかりとしていなかったこと。
4036	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員として、政府の決定に応じて事務執行に努力する。	質問が漠然としていて回答が難しいが、とにかく職員である私たちが解決しなければならない重大な問題。存在することを知ったのは、19年前後。	個々人で判断する内容ではない大きな問題であるので、所属長の指示に従い積極的に対応した。 現時点でみた問題点は、古い情報の保管状態の悪さ。必要な情報が不足していたり、書類自体が処分されていて一件一件の解決に膨大な時間と労力を要する。
4037	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在行っていることをことを引き続き行うことだと思います。	統合されていない記録があるが、年金請求時等に判明して統合されていくのだろうというぐらいの認識でした。	厚生年金取得時に年金手帳の有無について、もっと確認を確実に行っていれば厚生年金手帳番号の払い出しが慎重になり、一人一冊、一つの番号で厚生年金の加入記録を管理することができたと思います。国民年金についても、同じです。
4038	地方庁	その他(社会保険事務局)	厚生年金に加入する時、年齢を詐称してる人がいるため、期間調査でなかなか見つからないケースもあると思われます。	専門分野に秀でた人員を配置し、調査を行うべきだと考えます。	年金記録問題が存在することを知ったのは、平成19年5月頃の報道されるようになった頃です。できる限り、解決すべき問題だと考えます。	お客さまの立場に立って、迅速かつ丁寧に対応する心がけました。反省点は、窓口で特別便の対応をした時、分からない事例について時間をかけて対応することになったことです。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4039	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金が見かったにもかかわらず、年金額が下がるのはなかなか一般の 人の理解が得られない。全国で意見を出し合い、全国統一のやり方を していく必要があると考えます。	特定されない番号が手帳として残っていて基礎年金番号に 結びつかないケースと認識していましたが、実際、世間で騒がれた頃から 昔の記録をみると氏名がないもの事業所番号の間違ってはいってるもの 報酬の収録がうまくいっていないものなどなどたくさんあることが分かりました。	特に受給者については記録の整備を優先的に行い、年金の金額に 反映させてあげたいと思います。また、そのため、まず再裁定業務を自分の仕事のなかで優先 的に行ってきました。一時期再裁定の処理が早くできて いたのに今はまた一年くらいかかっているため事務所へよく苦情の電話がかかってきます。この 記録問題の反省点としてデータの収録を早い安いの理由で外注に出すのではなく、しっかりきち んと収録してくれるところへ任せる必要があったと思います。再裁定は最終決定のやり直しなの だからミスのないよう丁寧に処理をすすめていく必要があると思います。
4040	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	現在、行っている方法以外思い浮かびません。	年金記録は、正しいものとして業務を行っていたので、早急に解決の必要があると思いました。 また、存在を知ったのは、マスコミ等報道による平成19年5月頃です。	積極的に年金記録問題に取り組みました。(特に接客・フォローアップ) 平成9年1月の基礎年金番号導入時に、しっかりと統合作業等を行うべきだったと思います。
4041	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	人、もの、金をつぎ込んでやっていく外ないと思います。	本来年金に結びつく記録が未統合だったり重大な問題で早期に解決しなければならないと思う。 基礎年金番号導入時にそれまで別々に管理していた厚生年金、国民年金の番号を全て統合す るのは難しいと思っていた。よって平成9年頃だと思う。	主にねんきん特別便、ねんきん定期便を通してお客様の年金記録を確認し一件でも多く解決し ようとしました。 反省点としてはオンライン化の際に名前の呼び方等入力誤りが多くあったと思われる。紙台帳も 字が読みづらいものが多い。
4042	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		この職場に入る直前の平成19年に宙に浮いた記録が5000万件あるとニュースで聞きました。 そのニュースを聞いた当時は問題は半年位で解決すると思っていました。内容としては一人の 人間が口座をいくつも持っているというようなイメージを抱いておりました。	とにかく記録統合処理を数多くこなして管轄地域の受給者及び被保険者の特別便の回答を急ぐ ようにしました。 反省点としては年金裁定請求時にもっと詳しく記録の調査をすればよかったのではないでしょう か。また、根本的な問題として共済や農林など年金制度が多すぎたのも今日の年金問題の原因 の一つであると思います。
4043	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		2009年4月より勤務のため、年金記録問題を知ったのは、新聞記事でした。	早急に記録判明ができるよう記録の検索方法、統合方法について指導していただき、知識を向 上しました。 特別便等で回答票受付後の、処理があまりすすんでいない点が反省点だと思います。
4044	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4045	地方庁	その他(社会保険事務局)	ない。	地道に突合作業を進めていくしかないと考える。	平成8年頃。年金受給時に本人の記録の確認しているのでその時に整理すればそれで解決出 来ると思っていた。	制度設計上のミスが一番である。住所等、個人情報をもっと観せるべきであったと思う。 (年金手帳の情報が名前、生年月日位しかない。)
4046	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	平成9年までは、基礎年金番号制度がなかったため、厚生年金・国民年金の番号がそれぞれあり、また同一制度で複数の番号を持っていることがある旨をもっとテレビなどで広報し、もしかしたら自分も と思っていただくようできればよいと思います。これまでの経過を説明し、現在に至った経過をきっちり説明し、記録を一刻も早く統合する義務と責任があると考えます。窓口でも、自分は大丈夫だと思っているお客様が大勢います。	年金請求の際に、旧姓を含め考えられる複数の呼び名で検索をし、本人へ情報を提供し記録統合を行ってきました。新聞・テレビで報道され、氏名未収録記録の実態がわかりました。	今までは、氏名検索で記録統合を行ってきましたが、氏名未収録の記録があることが分かったため、本人の申し出の会社名・所在地より、マイクロの記録も確認するようにしました。また、氏名未収録の記録で氏名が収録されたことにより名寄せ便を発送しましたが、氏名とともに事業所整理記号も収録すればよかったと思います。
4047	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じません。	正確な記録を可能な限り復元させる作業は非常に大事ですが、現在の社会情勢(世論)や職員の能力などを考慮すると、作業が終了するまでには相当の年数を要すると思います。これだけでは国民の不満を短時間で収束させることは困難でしょうから、これと併行して、本人からの申し出があり、これに対して反論できるだけの材料がなければ、実際には事実と異なっていたとしても認めるしかないのかもしれません。ただしこれを採用したとしても、両者の意見が対立する場合は必ずありますから第三者委員会のような仲裁機関は引き続き必要でしょう、過去の記録の全期間について無制限に本人の申し出のみで認めるのは良くなく、現在の記録管理は非常に高いレベルで正確性を保っていると思いますので、証拠のない記録訂正は過去のある一定年度で区	事務所の国民年金課に従事したときにコンピュータ上の記録が100%正確ではないことを知りました。そして、その誤った記録を補正する件数が少なくないことを感じました。当時の上司から、過去からの記録管理の話を聞いたときに、記録を地方から本庁に進達してデータ化する際に誤りが比較的多く発生しているのではないかという印象を持ちました。それに該したのは平成18年のことです。	過去の紙記録をもとに可能な限り記録の復元に努めました。 反省点として、記録の正確さに対する重要性の認識が組織全体として低かったのではないかと思います。
4048	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録漏れ等に関しては一定の基準を満たす案件は救済する。 未統合記録については本人確認を確実に行って一件一件丁寧かつ迅速に調査するしかないと思います。	未統合の記録が存在することは入庁時より認識していましたが、それが5000万件もあるという事実はマスコミの報道で知りました。 厚生年金に関しては資格取得の際に年金手帳番号の確認を徹底していれば新規付番する必要がありませんし「一人でいくつもの手帳を所持している」なんていうこともあり得なかったはずです。 実際、「職歴がばれるのがいやで転職先に手帳を提出したくないがどうすればいいか」という相談を受けたこともあります。職歴がばれるというのは基本的にありえないことですが、そういう考えで提出をしなかったという事実は少なからずあったのではないかと推測します。 届け出する事業主とそれを受け付ける国と両方で認識が甘かったと思います。	個人レベルで対応ということであれば審査処理の段階で事業主へ確認をするようにはしていましたが、完全だったとは言い切れないです。 基礎年番導入時に重複番号の有無について、もっと踏み込んで調査確認を行っていれば未統合の問題は起こらなかったのではないかと思います。
4049	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	私個人としては、劇的な解決は思いつきませんが、職員全員で一丸となって地道にお一人お一人の記録を発見していき、最終的に全国民の皆様にご納得いただければと考えております。	従前は、年金請求をする時に手番があり、国内に多くの浮いた記録があると思っていたが、年金得別便、年金定期便、加えてメディアでも大きく取り上げられるようになり全国民の関心事となってきた。、	相手方から何十年も前の勤務先等を聞き出さなければならない中で、業務内容、住所地、同僚名を聞き出す等、ご本人様と特定できるものを少しでも引き出せるよう、一人一人丁寧に対応を心がけました。昔の管理が紙台帳であった点や、公務員としてお客様の将来受け取るべき大切な物を管理しているという意識の希薄等が反省点ではないでしょうか。
4050	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	ねんきん特別便や、ねんきん定期便、また、入念照会といった各種通知を短いスパンで発送しており、これ以上新しい施策を講じるよりは、現状の年金記録処理を根気強く一件一件処理していくことが、最善と考える。	手帳番号の基礎年金番号への一本化を後回しにしてきた、つけが今になって(報道機関の過熱報道や、国会での追求により)一気に問題化された。これにより、本来記録正常と思われる被保険者・受給者記録についても無用な不安が生まれ、お客様からの記録照会が増大してしまい、時間とコストがかかってしまっている。この度の年金記録問題は問題を先延ばしにしてきた社会保険職員全員の認識の甘さにあったと思う。 私が社会保険事務所に採用されたのが平成14年度だが、採用当初より、積極的な番号統合を行っていなかった実態は疑問に思っていた。	私自信が国民年金課に所属していた時は、お客様との接触時に極力未統合記録が無いか確認していたが、件数としては微々たるものであったと記憶している。 この問題を、職場全体の問題として積極的に問題提起しなかったことが反省される。
4051	地方庁	その他(社会保険事務局)	なし			
4052	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特別便、定期便、それに伴う再裁定を早急に処理する。	年金裁定時には解決するものと思っていました。 報道等で騒がれた時に知りました。	受給者、被保険者の立場に立って、本人の不利益にならないよう迅速に対応しようと思いました。 基礎年金番号の導入をもっと早くしていれば、厚生年金番号にも住所の登録をしておけば、年金
4053	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません		「消えた年金」という言葉だけが一人歩きして、あたかも自分の年金記録がなくなってしまったようにとらえられていることなどは、複数の年金番号を統合すれば終わる話であり、十分な説明をはたせていないことが問題であると考えていました。 統合されていない番号が多数あることは5年以上前からわかっていました。	年金相談の際には、昔は一人に複数の年金番号がつくことがあり、基礎年金番号ができた後は、統合することによって年金記録がすべてつながる旨説明しました。 年金に対するお客様の意識が高まっている中、十分な説明責任が果たせていないことが反省点だと思います。
4054	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上		現時点での基礎年金番号に統合されていない国民年金及び厚生年金保険の手帳番号をリストアップして、払い出しの都道府県で台帳等により再調査して、住所や事業所から、できる限り全ての方に記録統合されるよ努めたい。	国民の皆様から失った信頼を回復する為にも、全職員が一丸となって取り組まなければならない問題です。平成19年12月頃。	お客様が覚えのない記録についても、ご本人の記録か確認を取り、記録統合に努めた。 反省点として、台帳等の記載の不備(不明瞭)や、オンライン化に移行した時の記録の不備等、もう少し、きっちり事務処理を行っておけば良かったと思われる。また、一人の方が、何冊も手帳をお持ちになったので、周知不足も考えられる。
4055	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	なし	大臣の号令の下で「国家プロジェクト」と位置づけ、集中的に取り組み解決 することとなっている。この方策を進めることが大事と思われる。	・年金記録を電算化する際に、丁寧な確認・移行作業をしていれば、記録 問題は防止できたと思われる。 ・基礎年金番号制度がスタートしてから10年以上経過した現在でも未統 合の記録が多数存在していることは、いままで統合処理を集中的に行わな かった事、周知不足により被保険者に制度があまり理解されなかった事が原因であると思われる。 このことを問題として意識していなかった全職員が反省しなければならない と思う。	信頼を回復するため庁の指示に従い、平日休日、日中夜間を問わず問題 解決に向け全力で取り組んできた。 ただ、庁の指示の度重なる変更により、問題解決が遅れたお客様がいたと思われる事は反省点である。 (例:ねんきん特別便の記録照会の相談対応について、運営部企画課で 当初作成された「『ねんきん特別便』相談対応Q&A」では、こちらから ら(職員側)から事業所名を告げることは絶対にしないこととされており、その補足としてメールも送られていた。しかし翌月に補足メールが廃止 となり、1月31日に「一定の条件に該当する場合、事業所名等をお 伝えすることを可能とする新たな『ねんきん特別便』相談対応Q&A』 が示された。当初よりこの形で実施していれば、早期に記録が見つかった方もいたと思われ
4056	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	払出簿や市町村の台帳のオンライン化を早急に実施していただきたいと思っています。	保険料の徴収業務、資格等の適用業務よりも優先的に取り組むべき問題だと思いました。国民の皆様の信頼を損なう問題ですので、社会保険庁職員全員一丸となって解決にむけて取り組むべきだと考えました。	私は、記録照会に係る窓口業務に力をいれるよう考えました。一度失った信頼は誠意を込めた対応を繰り返すことでしか、回復することはできないと思ったからです。
4057	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。			
4058	地方庁	その他(社会保険事務所)		現役、OB、OGを問わず、年金記録に係る業務知識、経験を持つ、厚生労働省及び社会保険庁、旧労働省出身者全ての人の英知を結集し、集中的に業務に取り組むことが必要かと考えます。	年金受給者、加入者であるお客様のみならず、自分自身の問題として認識しています。 また、自分自身が認識するようになった時期としては、「ねんきん特別便」が発送され、宙に浮いた年金記録の問題がマスコミを通じて報道された、平成20年の事項と記憶しています。	私は今年度から任期付き職員として勤務しているため、WMの操作方法などを上司や先輩諸氏に聞きながら、業務知識を一つ一つ身に付けてきました。 現時点における、若輩者の私見ではありますが、もっと早い段階、例えば昭和61年の新法施行時などで「ねんきん特別便」を発送し、年金記録の統合、整備に着手するべきであったのではないかと考えます。
4059	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。		年金の記録もれについて大変なことになってしまったと思いました。 ニュースや新聞にて大きな問題となってしまい対応が大変と思いました。	平成9年の基礎年金番号が出来たときにいくつかの番号をお持ちの方は 社会保険事務所にて手続きをされて頂くよう案内をされればよかったのでは ないかと思いました。
4060	地方庁	社会保険事務所長			・厚生年金手番を複数所持する者がいることを問題として認識していた。 ・存在を知ったのは、社会保険事務所へ異動した昭和56年頃。	・重複取り消しについて、各種説明会での周知や資格取得時の確認徹底を上司から指示されていた。 ・事業主(事務担当者)を中心とした広報・周知にとどまり、被保険者一人ひとりへの周知ができなかったこと。また、最終的には、年金請求時に再確認してもらえるという考えも反省点として挙

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4061	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		早急に解決しなければいけない問題と認識していた。	記録問題でのお客さまには、特に丁寧な対応を心がけた。 当時の職員の記録管理意識の低さが挙げられると思う。
4062	地方庁	その他(社会保険事務局)		台帳を確認しながら、一件ずつ氏名索引してWMの情報と照合していくしかないと思います。 その際一人が該当なしと判断したら終わりではなく、何人か人を替えて徹底的に調査すべきだと思います。	年金記録問題とは、私たちが、約5000万件の年金記録を誰の記録なのかわからないまま、放置していた問題と認識しています。 年金記録問題については、マスコミ報道で存在を知りました。	私の対応といえば、裁裁定人員の抜けた穴埋めや、電話相談の応援程度でした。しかも年金の知識に乏しく、あまりお役に立てなかったように思います。 反省点としては、まずこの問題の存在を知らない職員が大勢いたこと、つまり問題意識の共有ができていなかったこと、そして職員一人ひとりが、このような問題に対し、誰かがやるだろう、と思って自分から問題解決にむけて取り組んでいかなかったことが挙げられると思います。
4063	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		平成13年に適用課に配属されて初めて基礎以外の番号があることを知りましたが、当時はそれを問題だとは考えず、照会してくる方以外は年金受給するときまでに記録を正しく補正・統合すればよいとの認識でした。	当時は初めてその業務を経験したこともあり、あまり問題とは考えておらず、少なくとも年金請求の時点で正しくすればよいとの認識でしたので、期間照会があったものだけを調査するという対応しかしていませんでした。 当然、現時点ではすべてにでも記録を正しくしないといけないという認識でおりますが、当時は期間照会をされた方以外には対応の方法がありませんでしたので当時から特別便のようなものがあればもっとちがう対応ができたのではと考えます。
4064	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にはなし	特にはなし	団塊の世代が受給する前までに整理をしておくべき問題と思っていました。 資格照会を担当でやりはじめた頃	色々な角度から調査をし、記憶をもどしてもらいながら聞き取るなど工夫をしてきました。(年賀状の友達とか) 対応する職員により偏りが若干でてしまっているのが反省と思います。
4065	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	お客様の信頼を回復できるよう、地道な作業を続け、誠意をもって対応をすること。	厚生年金の手帳番号を複数持っている人がいて、未統合となっているため、記録がういた状態になっている。 平成20年4月頃です。	重複取消届等で、記録を統合し、お客様に統合された記録を早急におしらせする。
4066	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		基礎年金番号に登録されていない複数の年金番号が5000万件あるという問題については、年金の請求までに登録されていれば良いという認識で被保険者からの照会についても早急に統合して下さいとの説明はしておりませんでした。 またオンライン化された時、紙台帳からWMに記録を移した際には、すべて入っており不鮮明なものや入力ミスや入力もれがあるとしても一部と思っておりました。平成19年7月頃より旧台帳の存在がわかり、全く登録されていない記録があることを知りました。	年金給付課で年金請求書の審査時においては何通りの読み方で氏名検索をして登録もれが無いか確認をするようにしました。 窓口において完全な記録では無い事を認識し、WMに出てない無い記録についてはその場で回答するのでは無く資格照会票にて詳しく調査するようにしました。 5000万件については年金請求するまでに登録していれば良い、申出が無ければ登録しないという姿勢、基礎年金番号制が始まった時のわかりにくい通知書と広報が足りなかったせいだと思います。 在職中の被保険者については会社で年金手帳を預かっているところが多いので基礎年金番号導入から会社に協力を依頼して算定基礎届の提出時に手帳を持参していただき登録をする機
4067	地方庁	その他(社会保険事務局)				
4068	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	解決に向けては充分な人手と予算を確保し、地道に記録整備するほかないと考えています。	基礎年金番号を導入した平成9年の時点において、他手番登録の取り組みが不十分だと考えていた。	過去に現存制度以外の制度の加入履歴がある方から電話等の照会があった場合は、他手番の登録のため来所して手続きするよう誘導するようにしていた。 そもそも国民年金の制度を創設したときから、年金番号は厚生年金・船員保険と一本化するべきであった。
4069	地方庁	その他(社会保険事務局)				
4070	地方庁	その他(社会保険事務所)	知らない。			
4071	地方庁	その他(社会保険事務所)		現役の職員だけではなく、OBなど業務従事者にも協力してもらう。	国民の信頼を裏切る大問題だと思った。 マスコミの報道等で知った。	・窓口・電話等で直接国民の皆様と接する機会が多いので、お客様の申し出やご相談の内容をしっかりと聞いたうえで的確な回答をするように努めた。 ・法令遵守・マニュアルの徹底。 ・社会保険で使う言葉・届書の書き方などわかりずらい。制度が複雑であることも問題だと思いま
4072	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません	方策は、思いつきません。	報道されるようになった頃だと思います。	記録を正しくするべきとは思いますが、昔は紙で管理していましたし、天災などでの紛失もありますので、難しいと思います。
4073	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	紙台帳とWM記録の突合せを徹底し、年金受給者、被保険者に照会を行い記録の統合を進めていく。	平成8年頃から知っていた。年金請求時に資格照会をきちんと行えば、特に問題はないと考えていた。	年金請求書の審査の際に本人の記録が漏れたり、誤った記録で裁定されたりすることがないよう注意を心がけた。 請求者が自分の職歴を忘れたり、遺族からの相談で確認のしようがない場合もあるので、被保険者記録は常に正しいものを速やかに入力されなければならないと考える。
4074	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	具体的には、イメージが掴めませんが、現状のマンパワーに依存しすぎる状況を改善し、きちんと時間を掛け機械なども導入し丁寧にやっていくことではないでしょうか？問題の解決、それは最終的に年金への信頼を取り戻す事だと思います。	年金問題、それは大げさかもしれませんが、国家の一大事だと思いました。日本の年金制度や医療保険制度など社会保険庁が所管をしているものは、すべてが国民に直接結びつき、直接国民が恩恵を受ける制度であると思います。まして、これほどの信頼関係の下に成り立つ制度はないと思います。それが、根底から揺らいだのですから、一大事の何者でもないのではないのでしょうか？自分自身が採用されたときには、機械化が完了しており、あまり人の介入できる余地は無かった様に思います。それが、新聞にて取り上げられたときに過去の問題も知り、驚いたわけです。しかし、こつこつと手でやっていたころの大変さは創造を超えると思いますが、それに甘	記録に関して気をつけていたつもりですが、それまで以上に慎重に・確認作業を課員と共に強化する対策を考えたりして実行してきました。反省点としては、そんなことは無いと思いますが、職員の記録などのデータ管理に対する甘さやシステムの更新などの遅れや、管理する側の知識不足などではないだろうかと思いますが、決して遊んでいたわけでもありませんし人の記録をないがしろにしたこともありません。むしろこう思うことは、自己診断能力が無いことをあらわしているのかも知れません。
4075	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	システムの改善が必要と考える。 本当に年金記録の漏れを無くそうとするならば、「国民総背番号制」のように、国民を管理するしかないと思う。	《問題の認識》 年金制度への信用を失墜させる問題と思いました。 《問題の存在を知った時期》 平成15年頃	年金給付課に所属しているときは、年金裁定請求書を受け付けた際に、氏名・生年月日による検索を必ず行い、請求者へ確認するようにしていました。 また年金記録問題が明るみにでて、お客さまが相談にいらっしゃったときには、お客さまがおっしゃられることを真摯に受けとめ、誠実に対応するよう心がけました。お客様の年金記録に対する不安を、少しでも取り除いてあげることが、年金制度への不信感を無くすための方法だと思っています。 年金記録に対する重みが、国民の方と社保事務所職員との間にギャップがあったように思います。一部の職員ですが、年金番号が複数ある方は、年金裁定時に記録を整備すればよいという
4076	地方庁	その他(社会保険事務所)		機械と台帳との記録の整合性を高めた上で、引き続き本人もしくは家族等へ地道に確認作業を行う。また記録の認定基準を早急に確立し、救済策を明確にする必要があると思います。	基礎年金番号創設時以降、継続的な確認作業が行われてこなかったために起こった問題だと考えている。基礎年金番号に結びついていない番号が存在することは入庁後にすぐ知ったが、これほどまで膨大な数の番号の持ち主が特定できてないと知ったのは2年ぐらい前です。	窓口等で年金記録以外の相談を受けた際にも、できるだけ記録を確認していただき、記録の整備に努めてきた。記録問題に対する反省点としては、積極的な確認作業の不足、全職員が問題を共有していなく、実態の把握が遅れた点があげられると思う。
4077	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在取り組んでいる方策でいいと思う。	転職をしている方は、複数の年金番号を持っている可能性がある。 昭和46年頃。	取得届の受付時、届書に年金番号が記載されていない場合には事業所担当者に過去に年金に加入したことがないか確認していた。 年金番号の重要性についての広報不足。
4078	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	現行の方策維持		
4079	地方庁	その他(社会保険事務所)	・他の問題は分かりません。	・年金記録問題の解決には、お客様の信頼・信用を得るような組織・制度にならなければならないと思います。 その為に、(個人情報保護に抵触するかもしれませんが)お客様への窓口相談の際には情報の提供を行なう。例えば、期間照会等で厚生年金の照会があった場合など、マイクロで該当事業所の被保険者一覧をお見せし(一覧にお名前がない場合についても)、ご納得していただく。それには、事務所で他事務所のマイクロを全て確認できるように(検索機能についても、人数で制限がかからないように。不鮮明なマイクロについては、改善し確認できるようにする。)文書での照会回答の場合においても、ただ名簿にお名前がありません等の回答ではなく、その方その方に対しての回答(調査を行なった状況等を具体的に記載)を作成し、送付する。回答書には、回答を行なった職員名を記入し、その後の照会も担当が行なう。など、誠意のある対応を行なう。また、ご老人等の方や、事務所におこしになられない方には、職員がご自宅まで伺って、お話を聞き、照会いただいた回答を行なう。じみちに、親切・丁寧・迅速な対応(サービス)を行い、信頼・信用回復に努めることからと思います。	・年金記録問題の知った時期については、マスコミ報道の頃と思います。 年金記録問題は、社会に混乱をきたし、個人の財産権を侵害した重大な問題だと思います。国によっては、暴動が起きても仕方ない状況だと思います。	・お客様の立場となって考え、謝罪する事は素直に謝罪し、誠意を持った対応に心掛けました。 この問題の反省点は、そもそもお役所体質とでも申しましょうか、年金はお客様から請求をしていただく請求主義や、年金記録についても、請求時に補正等行なえば良い的な考えの下で長年仕事をしてきたことや、安易な新手帳(番号)の交付によって、下地ができたと思います。(昔は紙台帳のため限界もあるでしょうが) その後の基礎年金番号について、手番の統合の対策を積極的に講じておけば、ここまでの混乱にはならなかったと思います。
4080	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。			
4081	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	現時点とゆうより、対応初期に内部からの意見、解決策をもとめ、処分云々より、まずは、お客様優先の立場で、対応を強化すべきだったと考えます。	国会での議論・マスコミ報道がされたことによって知りました。 年金制度を根底から揺らがす、大きな問題であると認識した。	これまで以上に、より丁寧な対応を心がけるようにした。 ひとつは、手作業の時代から機械化への移行時の取り組みの不十分さがあったのではないか。たとえば、年金受給時に対応できるのではないか、今、対応できなくても後日でも大丈夫。事故リスト(？)の対応がおろそかになっていたのではないか。 職場内での人員配置が、人員不足のなか、その時代、時代で健康保険・年金相談等を優先し、手薄となってしまったのではないか。 直接ではないが、覗き見問題にしても、オンライン操作訓練時に有名人の氏名を指定していたような、訓練のありかたが、安易に覗き見をしてしまうひとつの要因となったと、おもいます。
4082	地方庁	その他(社会保険事務所)			1件ずつ確実に解決していくべき問題。問題が表面化してから知った。	以前から、定期便を送付して記録を確認していれば、これほど大きな問題にはならなかったと思う。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4083	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	おのおの日常の職務はありますが、協力しあいながら解決しなければならないと思います。個人個人の意識づけが大切だと思います。	私は、21年4月に入職しましたので、すでに年金記録問題が発覚しておりました。	手帳番号制度自体に問題があったとは思いますが、それを本庁内、地方事務所内で早くから問題意識をして解決に向けた対処をどのように行っていたのか、の方が問題だったのではないでしょうか。
4084	地方庁	その他(社会保険事務所)	潜在的3号未納者が多数存在する(配偶者が退職した後の種別変更や配偶者が再就職後の3号届が提出されずに以前の3号のままになっている) 現在は本人が社会保険事務所の窓口を訪れじっくり記録をみないと気づかない。ただし気づいた時点では2年前の未納分までしかさかのぼって払えず結局年金が低額になってしまっている。	社会保険庁において対象者を抽出し本人に通知すべき。 かつ、現時点でさかのぼって払えないケースについては2年以上の遡及納付もやむなしではないか。	宙に浮いているのが当たり前と思っていた。実際は年金の請求時に確認されると思っていた。 知った時期は平成13年頃です。(年金給付課配属時)	裁定の審査時に氏名検索の範囲をなるべく広げて記録を探そうとした。 氏名検索の対象を広く探せるシステムの構築を強く要求すべきであった。
4085	地方庁	社会保険事務所課長級以上		できるだけ早期に年金記録の検索方法がオンライン化されるとよいのではと思います。	はじめから現在のように、一本で統一された番号であればこのような混乱はなかったのではないでしょうか。	膨大な量を手作業で管理していたため、移行時のミス及び紙の損傷などがあげられると考えます。
4086	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	(6)の回答により、特にありません。	年金記録問題とは、社会保険事務所を始めとした社会保険庁全体のガバナンス不足により、国民の皆様の年金記録が歪められてしまった事象だと認識します。 厚生年金、国民年金の納付記録照会事務に携わる機会がありましたが、当時の被保険者台帳の記載方法という点に限ってみても、事務所毎に独自の記載方法をとっていたように見受けられます。当然、ある程度のルールは存在したのでしょうが、例外的なケースが発生した際に、各事務所なりの記載方法というものが生じたことは想像に難くありません。 紙台帳という年金記録は未来に向けて長期間保存しなければならないものにも関わらず、後々見返すときに将来の世代が理解できない記載内容では、記録問題は起こるべくして起きた、と言わざるを得ません。 各社会保険事務所と、事務所を統制する立場である社会保険事務局(各都道府県の保険・年金課)及び社会保険庁との間に、きちんとしたガバナンスが存在していなかったことで、「事務所独自」の事務処理が一般化していたことが問題の主因だと思います。 なお、そのような問題点を意識するようになったのは、平成16年頃だったと記憶しています。	年金記録問題に対するお客様の申出内容をしっかり汲み取り、様々な可能性を考慮しながら納付記録を調査しました。被保険者台帳等について疑義が生じた場合には、過去に担当課を経験したことのある上司等に相談しながら、当時の事務を理解したうえで結論づけるよう心がけました。 また、私が提起した問題についての反省点は、(8)にあるとおりです。
4087	地方庁	その他(社会保険事務所)	70歳以上の年金調整にかかわる手続きについて 19年4月より適用事業所でお勤めの70歳以上(昭和12年4月2日生まれ以降の方)に対して、70歳以上被保険者としての手続きが必要となりました。この手続きについて周知が徹底されておらず、本来年金の調整がされるべき方が、手続きをしていないために調整を免れるケースもあります。 特に厚生年金保険のみへの加入事業所の場合、厚生年金保険の加入対象ではない70歳以上の方の記録を、社会保険事務所では把握できず、未手続きの事業所に対して、手続きの依頼をかけることも非常に困難な状況です。 したがって、完全に不公平な制度であり、非常に年金記録に対して不信が高まっていた中で、このような制度を始めたこと自体が問題です。 すでに、事効となって本来調整がされるべきところもされずに終わってしまうケースも出てきています。	事務手続きの簡素化は必須と考えます。現在は、70歳以上というだけで同じ内容の届書を2種類提出していただいています。これは非常に無駄な事務処理であり、本来1つの届書をもとに手続きを完了させるべきであると考えます。 しかしながら、根本的な解決策はまだ浮かんでおりません。	すでに問題となっていた20年採用のため、在籍当初からわかっていました。 記録が判明し、記録を統合したり、正しく訂正したから問題解決ということではなく、信頼という点に尽きる問題であると感じています。	相手の立場になって対応することを心がけているつもりです。 年金記録問題については、受給権者から現役世代まで加入者全員にねんきん得別便を出したことが一番の反省点であると考えます。政治家のために問題解決させるための取り組みを行うわけではないので、何年何月までに最後の1人まで解決するといったからといって、それに従う必要はなく、優先順位を決めて記録を調査するべきことでした。
4088	地方庁	その他(社会保険事務所)			長妻大臣が国会で5000万件という数字を出したとき存在を知った。 それまでは、厚年や国年の資格の得喪時や年金相談時に分かったものを統合すれば解決する問題だと認識していて、そのとおりに現役加入者に関して205処理のできるものは進めてきた。 年金裁定時に手番統合するだけでは遅いと認識していた。 アナログデータとデジタルデータの食い違いがあるとは認識していなかった。	(自分の対応) 現役世代の方で旧姓が分かった方は積極的に氏名索引を行い、手番について被保険者に確認を取って統合を進めた。 (反省点) マイクロなどの台帳(アナログデータ)とWM上の記録(デジタルデータ)の突合せと言ったデータの再確認が行われなかったことで手番統合が進まなかった。 この問題に対して全庁的に情報共有することができず、解決に向けて能動的に対応できなかった。WMが一人一台なく、全職員での情報共有と議論が難しかった。 自分も本庁等に対して声を上げられなかった。
4089	地方庁	その他(社会保険事務所)		通常業務を行う人員とは別枠で、その問題だけに取り組める人や場所を確保して、集中的に取り組む。	年金手帳を複数冊持っている人がいて、年金記録がまとまっていないことがあった。本人にはあまり自覚がなかった。 平成2～3年頃。	相談に来られた方には、年金手帳を他にも持ってないか聞き出したり、職歴や旧姓を聞いて、統一されてない年金記録がないかどうか調べた。 年金制度自体が当初は職員関連のためだった
4090	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	もっと年金制度についての周知を図るべきと考えます。制度が発足した当時からの移り変わりや改正点、基礎年金番号が発足した経緯等をわかりやすく説明し、国民の皆様に制度をもっとよく知っていただければ、問題視されている部分の理解も図れるのではないか。	基礎年金番号に統合されていない手番が多数存在したこと。統合されないことにより、少ない年金を受給しているケースも多く「消えた年金」として問題化した。 統合されていない手番が多数あることは基礎年金番号発足当時から知っていたが、年金受給手続きの際に統合になるであろうと思い、問題としての意識は薄かった。	判明しない手番が残らないよう対応した。また、本人からの申出に沿った調査をできる限り行うよう努力した。 解決を急いだ結果、特別便の内容が不十分だったり、職員の知識が未熟なまま対応するケースや、窓口が混雑しお客様に迷惑をかけてしまったことが反省点として挙げられる。
4091	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じ上げません。	法律等で全員救済の方法をとっていただきたい。	大変な事態が起こったと感じている。 記録問題を知ったのは平成19年頃と思います。	問い合わせに対して、丁寧な対応を心がけ照会業務に取り組んだ。 特別便の処理が終わらないうちから定期便等を送付することにより、不信や不満を増やす結果になったと思われる。
4092	地方庁	その他(社会保険事務所)	今現在はこれ以上の案件につきまして存じ上げておりません。	①研修等による職員の意識改革 ②複数人によるチェック体制 ③社会保険知識の向上のための定期的な試験 などが挙げられます。職員一人一人の意識の改革と、知識の集積が必要かと思われます。	在籍していない時に起きた問題ですが、同じ組織の人間として責任を感じてます。マスコミ等による外部からの情報により初めて知りました。	まず、自分の行っている仕事とマニュアルとの照らし合わせを行い、コンプライアンスを意識して仕事に取り組みました。 反省点としましては、法律を扱う仕事に従事する人間として、法律通り(マニュアル通り)に仕事を行う必要があったと思います。今後、職員一丸となり、「浮いた年金」と呼ばれる記録の統合に向けて、全力で仕事に取り組んでいきたいです。
4093	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。		基礎年金番号導入時(平成9年1月1日)に、誰のものであるか特定されない年金番号が多数存在するだろうとは感じていました。 少なくとも年金裁定時においては、個人の記憶どおりに年金記録が完全になると考えていました。	実際には、考えていた以上の年金記録が裁定されていないことがわかり、年金請求時までに記録を整備するというのではなく、被保険者であるうちから現時点までの記録を逐次確認できるものでないと、年金制度の信頼は得れないと感じました。一人一人の年金記録について、過去の分についても責任をもって調査等に取り組むことを心がけています。
4094	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じ上げてはおりません。	ご本人の記憶を呼び起こして頂く以外に記録を結びつける方法がない、というケースが大部分を占めていますし、別人の記録を統合するようなことがあってはならないことからも地道に本人から職歴を確認し、一つ一つ統合していくしかないと思います。	問題の存在について知ったのはマスコミで報道された平成19年頃であったと記憶しています。裁定請求の際に本人の記録を詳細に確認し、漏れのないように統合するということを徹底できていれば、このような大きな問題には発展していなかったという認識でおりました。	お客様が来所された際、今まではお客様のされた質問に回答していただけでしたが、質問と関係ない場合でも現在の加入履歴を確認させて頂き、漏れがないかをチェックして頂くようにしました。
4095	地方庁	その他(社会保険事務所)	・古い記録の一部は、当時数年生年月日を変えて加入されている方が、予想していたより多い。 ・紙台帳のデーター変換の際の入力誤りが多い。	・一度ご本人の記録か確認作業をして、判明しなかた記録の事跡が、簡単に確認できるように、WM上に残せるといいです。	・これほど、手番状態の記録があるとは思っていませんでした。 ・若い人は基礎年金番号が通知された時に、ほかの手番を記入して返送していただき整備が進んでいるかと思ってました。 ・WMが導入されてから、年金の請求をされた方は、必ず記録の確認をしていましたので、ご本人が会社名を覚えていて、生年月日等誤りがなければ、請求の際に整備ができていると思っていました。	・今回の問題が判明して、漢字の読み方の違いや生年月日の違い等、本人の記録かも知れないものについて、ご本人に通知ができるシステムができたことはかなり前進できたかと思っています。 ・基礎番がスタートして、もっと早い段階から、手番の一本化の業務を進めておくべきだったと思います。
4096	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	まずは、記録の持ち主を判明させることが必要となるため、各事務所に期間調査の係とは別の専用の部署を設置して、記録判明に従事することが必要で人員と時間をかけて解決していくしかないと思います。	入庁した当時、すでに基礎年金番号制度が導入されており、基礎年金番号とは別に各制度で手番が存在することは業務遂行上、職員であれば分かっていたものと思います。 ただ、手番も遅くとも年金相談時又は手続きの際に確認、統合するものと思い込んでいたこともあり、記録統合年金記録問題がメディアで明るみになるまで気付きませんでした。(電話、窓口等ではなるべく記録統合の手続き、ないしは指導はしてはいましたが) 今となっては社保庁ないしは国、国民の皆様で一丸となって時間をかけて解決していくしかない大問題と認識しています。	今回の年金記録問題が判明した時、事務所にて年金給付課にいたため、窓口、電話対応とその他通常業務の他に郵送で送られてきた年金特別便を、休日開庁の空き時間などを使い、本人もしくは家族の方と連絡を取り、聴取確認しました。 年金記録問題について、国民年金と厚生年金をそれぞれ別制度として管理していたこと、基礎年金番号制度が導入されたのが平成9年とかなり遅いこと、その際に今日にいたる問題が起こりうることを予測できたのを見落としていたこと、導入した時に年金特別便のような物を発送できれば大きな問題にならなかったかも知れません。 また、国民の皆様の年金に対する意識の低さも問題点として挙げられると思います。
4097	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にないです。	住基と連動させて、番号払い出しを慎重にすることだと考えます。	採用時は既に基礎年金番号になっていましたが、転入者の番号がわからず、国民年金で新規付番をした時には、疑重複を送付するがなかなか回答がなく、被保険者がいくつも番号をもっているとわかったときです。	回答がない方に電話等で確認を試みましたが、繋がらないことも多く効果はあまりありませんでした。被保険者も年金制度について関心が薄かったこともあったとは思いますが、もっと住基と連動して、本人特定をわかりやすくできるとよかったかもしれません。ただ、あまり多くの情報を社保で見られるのも、やはり問題ですので、何ともいえません。
4098	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	特にありません 報道で知らされたようなものです	人為的な対応、特に経験職は必要と思います	最初に5000万件の報道があったときはあまりにも数字が大きいので何かの間違いかと思いましたその後は報道に色々と教えられたようなものです	国民からの批判のご意見をたくさんいただきました(苦情対応なので) 社会保険の不祥事について皆さんの腸裏にしっかり残っていて ダブルで批判してくる方が大勢いました時期的にもまずかったと思います 社会保険の廃止が正当化されたようなもので一斉に記録を回復できるわけでもなく末端の処理のことが考えられて無かったと思います

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4099	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上	特になし	国民のみなさまの信頼をとりもどす	記録の管理が不十分であり、年金額に反映していない部分があり、重大な問題であると認識していた。平成2年ごろ年金相談の窓口で、年金請求者の皆様の申出がなければ、年金記録が判明しないという事実は知っていた。	厚生年金の加入していたという申し出があれば、時間がかかっても丁寧にお客様に対応していた。基礎年金番号導入時に加入記録について詳しくお知らせしていれば、今回ほどの事態にはなっていなかったかもしれない。
4100	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。		平成14年頃年金給付課に所属していた当時、WMとマイクロで年金記録が違うことがあることを知った。 切り替え作業時に、氏名、生年月日等が正確に登録されずに、受給者に不利益な状態になっている。	受給者、被保険者ともに記録がもれていることで、本人に不利益な状態になるのは、大変申し訳ない気持ちである。 切り替え作業が膨大だったとはいえ、当時の年金記録の管理には、慎重さが足りなかったと思う。 今後、少しでも早く年金記録問題を解決するために、作業人員の確保をして、誠意をもって取り
4101	地方庁	地方社会保険事務局 課長補佐・係長級以上		職員を大幅増員し記録確認等に従事させる。	長年の社会保険庁の記録管理方法がいかにいいかげんであったかと言うことがイヤというほどわかった。大変大きな問題であり、問題解決には大変な人員と長い時間がかかることだと考えた。新聞報道で初めて知った。	年金特別便送付時には、事務所にいたので来訪される方一人ひとりに親切及びわかりやすく説明しようと思い行動していた。年金得別便送付時には窓口が大変混雑してしまいお待ち頂いたことと、電話についても大変つながりにくかったことが反省。もう少し、人員的な事も含めて準備が
4102	地方庁	その他(社会保険事務所)		WMに載っていない記録(マイクロのみ存在)を早急にWMに載せる。	基礎年金番号に収録されていない、手番が存在するのは解っていましたが、年金請求の際に、統合されていると思っていました。 マイクロにしか残っていない、マイクロにさえ残っていない、WMにない記録があるのを知ったのは、とくべつ便の対応が始まってからです。	窓口に来所されたお客様には、WM、マイクロで検索しても該当がない場合、旧姓や生年月日が間違って登録されていたと思われる時期はないか等、丁寧に確認しました。 紙台帳から、コンピューターに移行した際、マイクロフィルム化したとき、基礎年金番号を導入したとき、いずれの時にも単なる記録ではなく、被保険者の将来の給付だと意識して取り扱うべきだったと思います。意識のなさが、ずさんな管理運営を生じさせてしまったのかと思います。
4103	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特に無し	任期付職員のため、入職した時点で把握していました。	その人の納付記録や、納付意識について、窓口、電話、その他すべてにおいて、対応する職員によって随分変わってしまうのだと感じました。 期間調査のことで、窓口に来た人からの話を聞いていると、すべての職員が同じ知識、対応を心がけていたらこういった問題にならなかったと思います。
4104	地方庁	その他(社会保険事務所)	しりません		マスコミを通してしりました	
4105	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録について、世間一般に知られている問題以外は存じません。	できる限り調査しても確認することが困難な古い記録については、一定の救済策を講じるしか方法がないと考えます。	過去の年金記録に問題があるケースがあることを知ったのは、採用後まもなくであったと記憶しています。取り返しのつかない、重大な問題であると認識しています。	私個人で調査、確認が可能なものは個別に対応しました。職員全体の問題意識の低さが最大の反省点であると考えます。
4106	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	長年のずさんな管理が引き起こした重い問題なので、回答は難しいです。 ただ、判明した記録の再裁定業務に時間がかかりすぎて、再裁定中にお亡くなりになった場合の事務手続きがあまりにも面倒なため、この点については改善 していいただくことを強く希望します。	年金記録問題が公になったときは正直驚きました。 それまでは、統合されていない手番は年金裁定時にすべて統合すればよいという認識が妥当していたので。 ただ、実際は60歳を迎えた方が、一・二ヶ月くらいの過去の職歴をいつまでも覚えていることが出来るかどうか。やはり問題を問題とする意識が乏しく、本人が思い出せないのなら統合しないだけ。という風潮はあったと思います。 記録に関する問題が存在することは随分以前から知っていましたが、それを問題として認識していなかったというのが正しいかもしれません。	(8)と同じになりますが、大問題を問題として認識していないことが一番の反省点ではないでしょうか。 平成9年の基礎年金番号制度ができた際に、全国民に対して通知を送った時の国民の反応も鈍かったし、老後のことだしあまり関心がないのかな。と感じたくらいでした。 社会的な問題となった現在はやはり一件でも多く統合しないといけないとは思いますが、全部を統合してしまうのは不可能ではないかと思います。
4107	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	古い記録は紙台帳で管理されているため、当時の手書きの字を解読するのに苦慮しました。紙台帳突合するためには社会保険の経験が豊富であり、なおかつ当時の字に詳しいOBの協力が必要と考えています。	平成9年1月に採用され、ちょうど基礎年金番号制度が導入された時期でした。 当時は経験不足なこともありあまり認識はなかったのですがその後、国民年金課・年金給付課を経験し、国民年金の任意加入処理時や年金裁定時に基礎年金番号に統合されていない記録が多数存在していることに気づきました。	まず、お客様に自分の職歴を確認してもらい、次に旧姓や当時間違った氏名で呼ばれていたことがないか等を聞き、氏名索引等を行いなるべく記録に漏れがないように努めました。 年金受給者の中にはご本人が既になくなっているケースもあり、遺族に確認しても結婚前等の記録は知らない場合が多く、当初の年金裁定時や国民年金の任意加入時にもっと入念に調査等を行っていれば、これほど未統合の手番が残ることはなかったのではと思います。
4108	地方庁	その他(社会保険事務所)			ずさんとも言われる記録管理(オンラインシステムも含め)の問題と、年金制度そのものに対する認識不足(周知不足)、制度そのものに対する不満などが混在し、より複雑に大きな問題となったと認識していました。また、やっつけ仕事的に制度の根本に対する説明文書等も同封せず、とりあえず出した特別便がより混乱を招くもとになったと認識しています。	年金制度に関しては、被保険者や受給者に対してわかりやすく説明を行い各々にあった対応を心がけた。 制度に対して知識のないものが(コールセンター電話相談含む)対応したことにより、間違えた説明や案内をしたり、誤解を生んだり、より信頼をなくす結果となったと思う。記録のお知らせをより早くなければいけなかった事情は理解するものの、混乱を大きくする形での見切り発車だった
4109	地方庁	その他(社会保険事務所)		福祉事務所からの生活保護の照会に対する回答時等に、あわせて特別便の回答の協力をしてもらうことができればいいのにと思ったことはあります。	平成16年頃、年金給付課に配置になり、年金相談や裁定請求時に基礎年金番号に統合されていない記録があるということを認識したと思います。	裁定請求時に特に氏名索引をしっかりし記録の確認をするようにしました。 平成9年の基礎年金番号ができた時に、もっとしっかり本人記録との突合をすべきだったと思い
4110	地方庁	その他(社会保険事務所)			年金記録問題が表面化し、各種報道機関で大きく取り上げられるまで認識しておりませんでした。現行のWMによる年金記録管理になってからの採用でしたので、過去には台帳で記録管理をしていたことは知っていましたが、台帳からWMへの移行は完全な状態で行われており、索引しても出てこない記録は年金加入が無いものと思っておりました。 ただ、過去に年金給付課にいた際、年金請求者の記録確認をする際「昔のことは覚えていない」といわれ確認ができなかったことが多々あり、過去の記録管理方法に問題があるのでは、とは思っておりました。 記録改ざんにつきましては、社会保険庁職員として倫理に反しますので、到底起こりえないことと思っておりました。	年金記録問題として最も件数が多いのは台帳の記録がWMに反映されていないものと思います。移行がどのように行われたか詳しくは存じませんが、チェック体制が不十分であったことが想像できます。 また、被保険者へ定期的に年金加入状況をお知らせする手段を、もっと早くに持つべきであったと思います。20歳時に年金加入が始まって、60歳時に過去40年分の年金記録を本人に確認させるのは無理があることは、もっと前から分かっていたことではないでしょうか。少なくとも記録管理が機械化されてからは、組織としてもっと積極的に動いても良かったように思います。万が一記録改ざんが行われたとしても、領収書や給与明細等が残っている時期に年金記録のお知らせが届けば、事実の判明も早く、調査も容易であったのではと思います。 WMが非常に使いにくいことも欠点です。記録問題が大きく取り上げられるようになってからは色々と改善されましたが、レガシーシステムと揶揄されるようなシステムを使い続けたことは記録問題の原因の一つであると考えます。
4111	地方庁	その他(社会保険事務局)	とくにありません	わかりません。	時期については覚えておりません。 当初は単に就職のたび年金手帳を提示しないのが悪いくらいに考えておりました。このように、記録に不備があるとは思いませんでした。	通常業務においても、今まで以上に慎重に確認を行なうようにしております。 反省点は、確認不足と年金手帳の大切さの周知不足(再就職の際は必ず手帳を提示する、などの)。
4112	地方庁	その他(社会保険事務所)	紙台帳やマイクロ記録について、明らかに存在しないと思われるような名前のものがある。(仮名を使って資格を取得しているものと思われる)	どうしようもない。(実在しない人の記録のため、強いてあげるなら調査対象から外すしかない)	基礎年金番号の実施年に採用されたため、基礎年金番号に統合されていない手番が大多数存在しているのは認識していたが、年金受給時までに統合が済めば特に問題になるとは思っていなかった。 記録問題として認識するようになったのは、マスコミ報道が過熱しだした時。	年金記録問題が発生したときに、旧台帳記録の確認や補正の応援に行ったが、紙台帳からオンラインデータへの変換時にあまりの事務処理のずさんさに驚いた。 ・フリガナの読みなどが適当。 ・資格記録の転記が誤っている ・紙台帳に記載されている文字が読めない。 など。 自分の把握できる範囲は適正な記録に戻せたと思う。 上記の状態が全国の記録に及んでいると思うと、どこまで対応ができるのか想像もつかないが、記録問題の一番の要因は記録管理の甘さに尽きると思う。 紙台帳の作成時に、個人個人の癖のある文字体でかかれているものを、ロクなチェックもせずにオンライン記録に変換されている。また、オンライン記録に変換した後に、元となった台帳との突合もされていないため、おかしな記録が多数出る結果となった。 地道な作業となるが、もう一度残っている台帳とオンラインデータを一件一件突合していくしかないと思う。
4113	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	わかりません。	いろいろなケースがあり、すべてを解明するのは困難であると認識していました。 実際に問題であると考えたのは、表面化してからです。	一生懸命、お客様の声に耳を傾け、できる限りの対応をしてきたと思います。 また、紙台帳作成時・機械化の際に十分なチェックがされていなかったのではないかと思われることが反省点ではないかと考えます。
4114	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	機械的に何でも統合すればいいものではないと思うので、地道に作業をしていくしかないと思います。	平成21年7月より勤務させていただいております。 報道等で、毎日のようにとりあげられていましたのでそのころ知りました。 大変な問題だと思いました。ただ、私自身以前までは、民間に勤務しておりまして、自分自身の年金については、会社任せになっており、まったく興味をもつことすらありませんでした。 ですから、あらためて自分の年金について考えなくてはならないと反省しました。 何事も人任せだと、こういう問題が起こってしまうんですよね‥。	申し訳ありませんが、経験が浅いもので特別意識して対応するに至りませんでした。 ですから、反省点など挙げられる立場にはないと思います。
4115	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4116	地方庁	その他(社会保険事務所)			待ち主がわからない年金記録が多数あり、本人の年金記録に正しく統合されていないため本来受け取ることができる年金額よりも少なく計算されたり、それによって受給資格を満たせない方がいる問題。 新聞やテレビによって報道され始めた頃から。	ご本人の当時の状況等を詳しく聞き、本人の立場に立った親切で丁寧な対応。また、自分で記録を探しても見つからない場合は照会用紙をいただき、文書回答として納得いただけるような対応を心掛けた。 お客様対応をしていく中で昔、来所しても調べてもらえなかった等職員への不満も多く聞こえたので、お客様への対応の悪さと、待ち主不明の記録が多数あるとわかった段階で早めに取り組
4117	地方庁	社会保険事務所課長級以上		これまでどおり、全員対応で集中して取組を進めていく。 ただし、通常業務を抱えながら、スピードアップも必要だと考える。	設問の意図がよくわかりませんが、時期は一般と同様、平成18年頃だったと思う。	指示どおりの対応をしてきた。 大部分は制度上の問題と考える。
4118	地方庁	その他(社会保険事務所)	事業所コードの間違い	地域名と誕生日にて個々に調査	今の対応に追われ過去については誰も口に出さなかったのが大きな問題になったと思います。 存在は年金問題で騒がれてからです	問題意識としては対応はしてなかったと思います。ただ相談に来る方の身になっての対応のみ心がけてきました。反省点としては年金制度自体将来うを見据えた計画をたててなかったことと

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4119	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	記録に漏れ等あった場合についても、高齢の方などは、自身の記録にそういうものがあるとの認識がない方が多いと思われる。そのため、記録に漏れがあると思われる方一人一人に丁寧な対応をし本人に思い出してもらうことはもちろんであるが、数十年前のことを本人が記憶していないこともあり、一定の基準を設け職権で記録の整理を行うことも考えなければならない。	問題の大半は裁定時主義が招いた手番の未統合問題。 問題の認識は報道がされるようになってから。それまでは記録の整備は裁定時行うのが当たり前と思っていた。(そう教えられてきた。)	当然のことだが、記録統合すべく、記録の照会については丁寧な対応を心がけた。反省点は年金記録を数十年から長ければ百年以上という長期にわたって管理しなければならないことを見通せてなかった点。統合処理を先延ばしにしたつけが回ってきたということ。
4120	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	現在行われている方策を着実に実施するしかないと考えます。	平成3年に社会保険事務所に配属となった時点で、同じ制度でも複数手帳番号を有する被保険者が多数いることを知ったが、その理由として、会社、被保険者本人の年金記録に対する認識の甘さやコンピューター管理ではない時代の県外記録の確認事務の限界等で、迅速な事務処理のために過去は事務所側も黙認してきた面があったと聞いているが、そのためにも今は、新規適用時や年金請求時に旧姓や読み方を変えて氏名検索して本人に確認しなければいけないと言われ実施していました。 また、滞納事業所の申ざん等の問題についても、富山県では必ず賃金台帳等の写しの添付を求めていたため、不正は無いと認識しています。	新規適用時や年金請求時に、旧姓や読み方を変えて氏名検索して、疑わしき記録は必ず本人に確認していました。 遡りの適用関係書類には、必ず証拠書類の提出を求めていました。 年金記録のオンライン化時の本庁での対応についても問題があったと聞いていますが、それについては地方レベルではわかりません。地方事務所としては、事務処理の迅速化や人員不足を補うためとしての効率化を重視するあまり、添付書類の省略化を進めたことが止むを得なかったとはいえ反省点であり、徹底すべきではなかったかと思います。 今後も証拠となる添付書類については、あまり省略すべきではないと考えます。 また、事業所名の検索システムについても、各地方の事業所名変更の経緯などが反映されていないようであり、安易に集約することによって「該当なし」とすべきことにも今後の新たな反省点とならないか不安があります。
4121	地方庁	その他(社会保険事務所)	採用されたのが比較的最近のため、世間一般に知られていないような問題についてはよくわかりません。	現時点までに本人の特定ができないままになっている手番記録の多くが住所が登録されていない、間違った氏名や生年月日で登録されているなどの問題があると考えられます。そのような記録を本人の記録と結びつけるのは容易なことではないと思われますが、これまでそのようなものの中で本人記録と結びついたものの事例をまとめた物を作成し職員に公表すれば解決に役立つのではないかと思います。また、現在この問題に取り組んでいる職員の中には業務経験の少ない職員も数多くいると思いますが、そのような中で別人の記録を統合するといった新たな問題も発生しているので、処理方法や統合の際の注意点の周知徹底が重要であると考えています。	自分の在籍時にはもうすでに年金記録問題が世間に広く知られ、大きな問題となっていました。 自分が年金記録問題を知ったのもそのころになります。自分はこの問題について件数もとてつもなく膨大であり、また、自分が納付したにもかかわらず未納になってしまい受給額にも影響しさらに受給権さえ満たせないということになれば本人の生活にも大きく影響する深刻な問題と認識していました。	自分も問題の解決に少しでも役に立てればという気持ちで業務に取り組みました。また、実際の作業においてはミスをしないよう(別人記録の統合や記録補正の失敗)に慎重に行うことを心がけました。また、この問題についての反省点としては制度ごとに別々に記録を管理していたため複雑になり記録管理が困難なものになっていた点、記録を管理するにあたり入力ミスなど慎重さに欠いていた点などが挙げられると思います。
4122	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	手法としては、現行の調査方法でやるしかないと思うが、DBの充実と操作性について、もっと良くしてほしい。 例えば、年金番号払出簿の全国分のPC検索システムや、被保険者原票照会(届書080)の検索方法の拡充(資格取得日からの検索や、ページ送りについて枚数を指定できる等)をしてほしい。 そうすれば効率が上がるので、進捗も進むと思う。	やはり、国民の老後の生活に関わる年金の記録について、その使命や重大性について社保庁全体として認識が甘く社慣であったと思う。 問題を知ったのは報道があってからで、一事務所の職員だと全体を知ることがなかなか難しく、報道を聞いて偶然とした。	ねんきん特別便等の記録相談に対し、お詫びの念と誠意をもって対応するよう心がけ、その記録確認作業に積極的に従事した。 しかし、やはり件数が多く、また、体制も整わないうちに対応することとなったため、記録照会に対する回答や、年金の再裁定に非常な長期間を要しているので、この点に関しては社保庁全体として反省をしなければならないと感じている。
4123	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在行っている取り組みを進めていくしかないと思います。 ・社会保険庁が保有する年金記録を受給者・被保険者に通視して確認してもらう。 ・本人の記憶と年金記録が相違する場合、徹底した調査を行う。 ・旧姓など新たな情報に基づいて、本人と思われる記録を通知する。 これらによって自分自身の年金記録に納得してもらうことが大切だと思います。 調査を重ねても統合できない年金記録は必ず残るので、なぜ統合できないか(組合構記録の不備、本人の記憶がなければ特定できない記録がある等)を十分説明し、どこまで調査するかは政治的な判断に委ねるしかないと思います。	基礎年金番号が導入される前の制度ごとに払い出された手帳番号が、未統合のまま残っている問題と認識していました。 受給年齢に達していない人の手番が統合されていないことはわかっていましたが、ここ数年の報道や年金特別便の送付により受給者の人の記録にも多数の漏れがあることを知りました。	申請主義という前提のもと、本人に対して年金記録を積極的に通知するという取り組みがなかったことが問題だと思います。 未統合手番については、年金請求のとき時に統合すればよいという考えではなく、早期に解決する方策を取っていれば、このような大きな問題にはならなかったと思います。
4124	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い当たりません。	専門の部署を設けて、早急に解決する必要があると思う。	テレビや新聞で報道された時。	できる限り、お客様の立場にたって接していますが、通常業務にも追われ 断片的にしかお客様と接することができません。もっと戦力になる人員を増やし ワンストップで、早急に解決することが、信頼を得ることへの近道だと思います。
4125	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	一件一件ていねいに確認し、進捗状況をしっかり管理して、着実に取組を進めていく	莫大な問題と認識就業と同時に知った	一件一件ていねいに確認し処理した
4126	地方庁	その他(社会保険事務所)		判明した記録については虚々と記録統合を行い、不明分についてはお客さまの協力を仰ぎながら、確実に進めるしかないと思います。		
4127	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	ありません		大変なご迷惑をかけたと思いました。 年金相談を担当し、本人記録を調査していた頃ですので数年前ですが、 あまりの手帳番号登録の多さに驚いておりました。	通常業務を止めてでも来客するお客様が少しでも早く解決して納得して帰っていただきたいという気持ちで窓口対応を優先しておりました。 これまでの積み重ねと思いますが、日々の業務の気の緩みがあったのが原因と考えます。
4128	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	年金記録を解決する為の人員を増やす。	世間に公表されたときに初めてしりました。	国民の皆様にご迷惑をかけた点を深く反省し、信頼回復の為、誠意を持って来所者の応対をしてきました。 基礎年金番号が付与された時に、名寄せ作業を徹底して行うべきだったと思います。
4129	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		任期付職員であり、既にこの問題が起こってからの在籍のため、認識としては、いつかは必ず見直さなければならないときがくる問題であったというもの。	長い間見過ごされてきた問題であるので、時間はかかっても可能な限り正確に処理していくべき問題だと思う。特別便等の対応においても、窓口が一つでなく、何通も通知がきたり、何処が以前対応したのか不明であったり、住所変更しても特別便が再交付されないなど、細かい問題について、お客様からクレームを受けても正確な回答をすることができないのが、さらなる不信感を生んでいると思う。変更や修正へのもう少し早い対応が必要ではないかと思う。
4130	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金被保険者名簿の台帳の字が読めない字で記入されているため、機械への収録時に、誤った振り仮名や漢字で収録されているものが、少なからずあると思われます。また、台帳書き換えされているときにも、間違って転記していたりすることもある。	誰がやっても同じような結果になり、正しく本人の記録に結びつく調査をすることが、理想だと思います。調査のテクニックを共有できるといいな、と思います。年金の制度の変遷についてなど、知識のある人に教えてもらいたいです。	未統合の記録がたくさんあることを知ったのは、直接調査業務を担当することになってからです。日常の業務や、異動で直接の担当をはずれると、なかなか知識が追いつかなくなることがありました。	年金問題が、騒がれたことで、システム上いろいろ変わったり、少しでもお客さんに情報を確認してもらえる機会が増えたのはよいことですが、数が膨大でゴールが見えず、不安にもなります。 正しい記録に基づいた、正当な年金を早く、受給してもらうことが至上命題です。できることを一つ一つやるだけです。 年金問題解決にむけて特別便などやることは、今最重要ですが、現在の被保険者の一つ一つの届けに対しても、もっと丁寧に業務をやっていくことも重要なはずです。さける人員が限られ、ときどきこれでいいのかと思います。積み重ねがこうした年金問題を生んだことを、もっと意識し
4131	地方庁	その他(社会保険事務所)	宙に浮いている年金と言われている手番の中には、基番統合により年金額が減額になるケースがあることは世間一般に知られていると思いますが、そういったケースに対する社会保険事務所の対応に問題があると思います。事務連絡で再裁定の申立てがあった場合は統合のと、再裁定を行うように指示されていますが、逆に申立てがない場合は統合をしないこととなり、理解を得て再裁定し年金が減額になっている方との不公平感があります。また、期間照会やお知らせ便等で記録判明し統合はしたものの再裁定の申立てはしていないケースもあるのではないかと思われ、後々問題となるのではないでしょうか。	宙に浮いた手番を全て本人の記録に結びつける姿勢をやめて、本人の不利益になる等の理由により統合不用手番を確定するべき。また、すでに年金が統合により不利益となった方については手番を削除することも可能とする方策が望ましいと思います。あるいは逆にすべて確認できた手番についてはかならず基番に統合し、申し出がなくても再裁定を行うようにするべきと考えます。中途半端な対応では後々問題がでてくるのではないでしょうか。		
4132	地方庁	その他(社会保険事務所)		事務所ではお客様、電話対応で時間を作りにくいため専門チームで集中的にやっていく。	平成18年冬頃。 基礎年金番号に厚生年金・国民年金手番が統合されていない記録がある。	年金番号の確認をし複数の番号を持っている方にたいし、統合する手続きをとるよう案内した。 基礎年金番号の導入時に複数手番をもっている方にたいし周知させることができていなかった
4133	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。		マイクロ等で確認作業をしている際に、未統合の記録や欠落している記録があることは認識していた。 以前給付課に配属されてた平成9年頃でした。	欠落している記録等は、電話帳を引いてみて個人の特定のできるような方は、2・3人連絡をとったこともあったが、連絡の取れない方が多く、個人的に作業するのは困難と思い中断した。 まず、今回の記録問題で、氏名等の整備が図られ、被保険者や受給者へ社会保険庁としてお知らせができたことがよかったと思う。 職員の記録に対しての認識が足りなかったことが第一の問題点だと思う。全職員が年金給付関係の部所に早い段階で配属され、記録の積み上げで年金支給ができることを認識することが大
4134	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	時間がかかるかもしれないが、ひとつひとつきめこまやかに丁寧に対応する。 最優先順位をつけ、期日を区切って全職員で全力で取り組む。	保険料をお支払いただいたお客様に対して、それに対する年金のお支払をしていない、また、その記録がもれている等大変重大な問題だと認識しております。 年金記録問題を認識したのは、国民年金不正免除問題があった翌年、平成19年5月位です。	来訪、お電話いただいた方に対して、親切・丁寧にお答えしようと心がけ対応を行いました。また、お客様に対して年金記録問題に関してのお詫びの気持ちを持って対応しました。 反省点については、この間職員のお客様に対する意識が低かったこと。職員一人一人が自分の仕事を自覚して、そしてきちんと最後まで実行する、お客様の立場にたった対応ができていなかったことが反省すべき点ではないかと考えます。
4135	地方庁	その他(社会保険事務局)				もうすこし、当時の地点で記録に関しての細かい法律・規則を作っておくべきだったと思います。
4136	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に知りません。	年金問題解決のための大幅な予算を組んだ上で、職員の増員と解決のための新システムを構築しできるだけ短時間に解決を図る以外にないと考えます。	私自身あまりキャリアが長いわけではありませんし、私は基礎年金番号ができた後に入庁した者ですが、お客様と接している中で基番未統合の番号を何本もお持ちの方と接する機会があります。 そうした状況を考えると、最初の年金の制度設計自体が誤っていたのではないかと思います。最初から基番のような物を作ってそれによって運営していけば、年金記録問題は防げたのではないかと思います。 また、基番ができた当時(平成9年)における統合作業も、今のようにもっとしっかりと問題意識を持って取り組んでいたのならば・・・と考えます。	その都度地道に、年金特別便等をお持ちになりご来所するお客様に対して丁寧に記録について対応させていただく事をしました。 また、一番の原因は上記で述べたように基番ができた当時の対応(もっときちっと統合作業をやるべきだった。)が悪かったと考えます。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4137	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	一件、一件丁寧に、本人と思われる記録の照合を行い解決していく以外の法方以外ないと思います。	基礎年金番号が導入された際に、記録の整備・統合のため、年齢ごとに照会票を送付していたので、解決していくものと認識していました。 実際は、その整備・統合が進んでいないことを知ったのは、平成19年頃です。	今回、ねんきん特別便および定期便の対応に際して、丁寧に聞き取りを行い記録整備・統合に努めています。 年金記録問題の反省点については、結果的に記録の整備を先送りにしてしまったことおよび年金請求の際など、記録の確認をできる場面はあったにもかかわらず、確認ができなかったことがあったのではないかと思います。
4138	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4139	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在も取り組んでいることですが、国民年金の特殊台帳や払い出し簿、市町村の記録等、残っているものは徹底的に調査するべきだと思います。	採用(平成18年4月)になってまもなく、記録問題が大きくなり、そのとき初めて知りました。それまではこれほどの数でこれほど深刻なものとは思いませんでした。	窓口、電話、書類審査時など、とにかく記録漏れがないか積極的に確認するようにしました。本人の記憶があいまいだからそれで終わり、ではなくマイクロを調べたり申し立てや記憶を手がかりに、浮いた記録とならないよう、できる限りの対応をしています。 以前は、未統合の手帳番号があっても、本人がよく覚えていないといえば深くは確認していなかったと聞いています。そういった状況が何年も積み重なったのもこういった問題になった原因のひとつだと思います。
4140	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	社会保障番号を導入すればこのような問題は発生しないと思います。	一刻も早く解決しなくてはならない問題と認識しました。問題を知ったのは、報道で知りました。	お客様からの相談をよく聞き間違いのない処理を心がけた。事務処理をすにあたり今後は、法令や業務処理マニュアル等に照らし合わせ適切な処理を心がけようと思います。
4141	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	①再裁定の処理について、さらに迅速な処理が必要です。 現時点では、進達から処理まで平均3ヵ月程度と公表されていますが、年金の種類や配偶者の有無等により、実際には1年以上要しているものも多くあります。記録統合が完了しても、スムーズに差額支払が行われないことに対 する苦情の対応に追われます。高齢の方も多く、みなさんに早く安心していただきたいと思います。 ②現時点で未統合の記録の持ち主は、無関心な方も多くおられるので、人手をかけても戸別訪問や電話により地道に確認を行わなければ解消しないと思います。	19年の秋頃に行われた名無しの記録の払出簿との照合の作業の際に認識しました。 これだけの不備記録が存在しているのならば、氏名・生年月日で検索しても判明するのは困難だということがわかりました。	お客様から窓口で期間調査の申し出を受けた場合は、できる限りWMで検索するだけでなく払出簿なども確認を行いました。 現在もカセットが開いていない記録がたくさんあります。早急に不備記録の整備を進めなければならないと考えます。
4142	地方庁	その他(社会保険事務所)	・旧台帳の記録がオンラインに移行されていない厚生年金手番がいまだに多すぎます。調査に時間を要していたものも移行が終わっていれば索引によりすぐに判明でき、再裁定等すべてにおいて時間が短縮できていると思います。	早急に旧台帳記録をオンラインに移行するほかないと考えます。	基礎年金番号に統合できていない手番が多数あり、受給者であれば年金額に反映されずに今に至っている。また、紙台帳からオンラインへ記録が正しく登録されておらず、同様の事態となっている。 採用された時より(平成16年)未統合記録が多数存在することは分かっていました。しかし、未	採用後から年金記録問題が取り上げられるまでは、未統合番号がある旨の問い合わせがあれば統合処理を行うため、届出書を送付するなどして処理を行うよう心掛けていました。ただ、当時は手帳を持っておられるケースがほとんどでした。 現在では、手帳番号が不明である場合でも記録を探し、統合できるよう心掛けています。
4143	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号に未統合の手番が多数残っていること、紙台帳からオンラインシステムに記録を移行した際正確に移行できていないことが問題と考えます。 未統合の手番が残っていることは、入庁した時点(平成10年)で認識はしていましたが、具体的にどの程度残っているかまでは把握していませんでした。 また紙台帳からの移行については、年金記録問題が発生し、実際に旧台帳とオンライン記録との突合を行うようになって初めて認識しました。	未統合の手番については、年金記録問題発生以前から本人確認ができた場合はその都度統合を行なっていました。 年金記録問題発生後は、特に窓口でお客様からの相談があった際は1件でも多くその場で記録を発見できるよう丁寧な対応を心がけました。 紙台帳からの移行については、国民年金マイクロ記録とオンライン記録の突合作業時、間違いがないよう丁寧に行なうことを心がけました。 反省点としては、基礎年金番号制度導入以降、未統合の手番について整理していく係を設け、地道に統合作業を行なっていっておればよかったと思います。 また、紙台帳からの移行についても、移行後に正しく移行できているかどうかの確認をとっていればよかったと思います。
4144	地方庁	社会保険事務所課長級以上	生命保険会社において外交員の資格を取らないと厚生年金に加入させない。 又、成績が悪くなると短時間になった等の理由により資格喪失を出していた。おそらく健康保険部分は健保組合のためそのまま加入させており、本人は厚生年金が喪失していることを知らなかったかも知れない。 退職について本人は有給を消化し退職したと思っていたところ、会社からは本人が最後に出社した日を退職日としていた。	取得・喪失の届出については社保と会社でのやり取りになっているため、本人がすぐに確認できない。お金はかかるが本人あてにも取得・喪失・算定(月変)の受理通知のようなものが送付できれば社保に出向かなくても、本人が確認できる機会が増えるのではないか。	今、問題になっている消えた年金と言われるような内容については、ここまで未整理の記録(既に死亡されている方や資格が足りず基礎年金番号に整理されていない方を除き)があるとは考えていなかった。マスコミ等で報道されてから問題の大きさを認識しました。	以前から年金請求を受け付ける際には職歴確認を必ず行い、本人と思われる記録があれば時間をかけても聞き取りし確認していた。他県でもそうしていると思っていた。今後も1件でも確認・整理をしていくことに変わりはありません。 本人に聞き取りしてもアルバイトだったから、年金はかけてないはずとよくお客様は言われるが、しっこいと思われても詳しく聞く取り、氏名検索等WMで判明しないから終わりではなく、期間照会を受付け記録判明に努める努力をすべきだと思います。
4145	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱退手当金の問題。請求書が保存していない場合が多く、もらったもらってないでもめることがある。	法律を改正する必要があるので、個人としてやることはあまりないと考える。	基礎年金番号導入前に国民年金番号と厚生年金番号の二つにわかれていたのにその統合が不完全であり、かつ厚生年金番号に住所がのっていないので、一つの番号に統合するのは困難を極めると思っていた。	本人の記憶をもとに統合しようとしていた。厚生年金番号にも住所を記入するようになっていればと思う。
4146	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	職員一丸となって真摯に取り組むべきと思います。	自分を含め、国民一人一人の人生に非常に重要な問題であると再認識をしました。 また、年金記録問題の存在することを知った時期については覚えてはいません。	お客様の立場に立って、分かりやすさと丁寧さをこころがけました。 また、可能な限り迅速に問題解決に取り組みました。 お客様の訴えがあるかぎり、真摯に取り組んでいきたいと思います。
4147	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。		最初は、過去のオンライン化における移行事務がいいかげんであったために起こった問題であると認識していましたが、年金相談・再裁定事務を多数行っていくにつれて、過去の職員の問題だけでなく職員一人一人の認識の甘さ(年金裁定時までに記録が補正されればよい、など)、お客様に対する説明不足、不適切な対応などが積み重なって発生した問題であると認識しています。 私が年金給付課に配属された平成15年頃から、年金記録が適正に収録されていないことがあ	年金相談時に、記録がもれていた原因、年金制度について懇切丁寧に説明すること、現在行っている事務が将来の年金に直結するものであると認識して事務を行うことを心がけています。 職員一人一人の年金記録に対する認識の甘さ、本人にも自己責任がある(番号を紛失するのも悪い)といった無責任な体質が反省点として挙げられると思います。
4148	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	専門部署をつくり、対応人数を増やす以外のことはおもいつきません。	他事務所から納付記録の照会等があった時に、台帳保管事務所でもすべての紙台帳をマイクロ化していないことを知りました。	現在では、記録を機械に収録したけれども、紙台帳も残しておくべきだったと思います。 また、平成14年に収納業務を市町村から事務所でおこなうことになった時に、市町村に残っていた、紙台帳をもらいうけるべきだったと思います。 厚生年金について、現在のように住所を収録したほうがよかったと思います。
4149	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	簡単に解決する問題ではないので一件一件の調査を積み重ねていくしかない。	過去の年金記録にここまで問題があるとは思っていなかった。新聞等の報道によりはじめて知った。	現在国民年金の記録調査担当として調査漏れがないよう十分な注意を払いながら調査回答を行っている。しかしながら、上部組織への報告の数が多い上に頻繁に報告様式が変更になるなど実際の調査回答以外のところに時間を取られる点は今後解消していくべきだと思う。
4150	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	現時点においての古い記録が多く、確認が非常に困難であるため、ある程度の期間については、本人の申し出どおり認めるのが良いと思います。	年金記録問題は起こるべくして、起こってしまったと思っており、もっと早いうちに、何らかの対応をすべきで問題であったと認識しています。	以前より、お客様に対し、私が出来る限りのことをしてきました。 記録の整備を怠っていたことが反省点として挙げます。
4151	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	お客様の大切な記録だということを常に念頭に置き、丁寧な業務を行っていくことが大事だと思います。また、知識のある人を増やしていくべきだと思います。	記録の管理が適切ではなかったと思います。 問題について初めて認識したのは、新聞等の報道です。	手書き台帳の字が読みにくいことがあるので、当たり前ですが、字は誰が見ても読める字を書こうと思います。 知識・理解不足が年金問題を起こした要因の一つでもあると思います。 そのときだけではなく、何十年も先のことを考えて業務を行うことが必要かと思います。
4152	地方庁	その他(社会保険事務所)		一件、一件丁寧に対応する。	国民の生活に関わる重大な問題と思います。新聞、テレビの報道で知りました	電話、来所しての照会等について少しでも早く回答できるよう努力しました。職員が普段の仕事に問題意識を持つ事が少なかった。
4153	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	職員が最後まで真剣に取り組まなければならないと考えております。	国民の年金に関わることなので、重大な問題であると認識しています。 知ったのは世間的に報道されたり、問題になってからです。	特別便や期間照会などその時点でできることに精一杯取り組もうとしました。 問題の存在を以前から把握していた職員がいれば、その時点で早急に何か解決策や対策を考えるべきだったと思います。
4154	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にございません。	現在のスキームに人を増やして対応すること。	今般の記録問題はマスコミ報道を通じて初めて知った。	事務連絡等に基づき正確誠実に対応してまいりました。
4155	地方庁	社会保険事務所課長級以上	オンライン処理以降、基本的に記録もれはありえないが、国民年金の誤検認についての完結が、各事務所各課段階での処理であったため、こういう事態になると残についてすべての事務所が、責任もって対応していたかは正直不安である。	いくら予算をつけても、職場は通常業務でさえ慢性超勤をしなければ対応できない状況です。記録問題を本当に解決しようとするなら、充分な正規職員数を配置していただかないと、期限付き職員を一から職員を育成する時間と労力はなく、現状で本庁からくる通知をすべての職員に周知理解し、させることなど厳しいと思います。	現実問題として、現在のような社会問題という意識はなかった。 採用時よりご本人の申告以外は、統合等も不可能と教えられてきたため、申請主義の上、年金請求時確認していくとの考えでやむをえないとか思った。	常に現場での問題点に声を挙げ、疑問点、改善が必要なものについては組織全体の共有化を図りながら、内向きな業務とならないようにして行かなければならないと考えます。
4156	地方庁	その他(社会保険事務所)		人員増を図り、業務経験のある者を配置する。	基礎年金番号導入前の未登録手番を整理する問題と認識していました。また、その存在を知ったのは年金給付課在籍時の平成17、18年頃だったと思います。	未登録手番を見つけたときには、事業所名称や当時の住所等ご自身のものであるかどうか思い出していただくよう促し対応しました。また、振り返って考えると過去記録の整備としての取り組みはあったものの結果それが不十分であったんだろうと考えます。
4157	地方庁	その他(社会保険事務所)			新聞等で報道されて初めて知る。極めて重要な問題	本人記録と思われるものは、できる限り調べてあげたいとおもつた。昔からきちんと整備しておくべきだつた。入力後の点検作業を怠るべきでない。基礎年金番号制度導入の時から、統合できていない記録について、何らかのかたちで照会をするべきだつた。
4158	地方庁	社会保険事務所課長級以上	JR, 農林共済などの統合共済と、厚生年金期間が重複している者について共済期間にあわせて厚生年金の資格取得又は資格喪失年月日を補正するようにとの整備依頼が、社会保険業務センターより各社会保険事務所あて送られております。 現存の事業所であれば在職期間等の確認をしますが、資格取得届及び資格喪失届のとおり正しいとの回答であった場合、資格記録の補正は行えないものと思います。 しかしなが共済優先で処理をとの話もあるようで中々処理が進みません。 事業所が全廃している場合は、保険料の還付が不可能のケースもあり困難をを極めております。 これら統合共済との期間重複者は、「ねんきん特別便」及び「ねんきん定期便」が出力されず該当者本人に届いておりません。	統合共済と厚生年金の期間重複であっても現状のカット合算で年金が支給される仕組みに改めればよいかと思います。	年金記録問題については将来的に大変な事になると感じました。 年金問題が騒がれだした頃です。	長い歴史の中で生じてきた問題であるため、時間を掛ければ解決できるというものでもない。 できるだけ被保険者の立場に立って相談対応を心掛けたが、どうにもならない案件もあるのではないだろうか。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4159	地方庁	その他(社会保険事務局)	ありません。	時間がかかるとは思いますが、今のスタンスで効率を考え進めて行くしかないと思います。	WM上に無い記録や、氏名や生年月日の無い記録があることを知りませんでした。マスコミで報道されるようになった頃に知りました。	一つでも多く宙に浮いた記録を減らしたいと思い、当時年金相談窓口だったこともありできる限り探し、それでも見つからないものは調査の受付をしました。 年金請求時に記録が正しくなるのだと、信じていましたが、WMに無い記録を今のようにどこの事務所からでも台帳で探せるように、基礎年金番号ができたことをきっかけに始めていれば、こんなに大きな問題にはならなかったと思います。
4160	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません		平成6～8年年金給付課に在籍していた時より、氏名索引をすると複数の番号があり、本人に確認するも記憶が定かでなく、本人分として重複取り消しできなかったことがありました。もしかしたら本人記録かもしれないのに覚えていないため確認できない記録の存在があることを知りました。 年金記録問題については、非常に重要な問題と思っています。加入者の職歴や年金額など重要	年金記録については、本人に丁寧に十分な聞き取りを行い、記録判明に努めています。 反省点・基礎年金番号が導入された時、別番号の回答はがきの処理がおくれていたこと ・年金定期便のような本人への通知がなかったこと ・再裁定と支払いの処理に、かなり期日を用いていること
4161	地方庁	その他(社会保険事務所)	申し訳ありませんがわかりません。	過去の記録を、十分な時間、人手、予算を確保し着実に一件ずつ再点検するべきと考えます。	基礎年金番号導入時に、複数の番号を統合する取り組みが不十分であったと思います。 基礎年金番号導入時の平成9年1月です。	ご来所された方の他手番を極力統合するよう努めました。 機械化、基礎年金番号導入など、準備期間も少なく、お客様と直接対応する現場の実態も把握せず、進めたことが反省点のひとつと考えます。
4162	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在予定している、紙台帳との突合を多少時間がかかっても地道に確実に確認することと考えます。 特別便を短期間で送付し完了しようとした結果、後から後から別の記録(別手帳番号)の照会が何度もお客様に送付され、より一層不信感を抑いでしまった感じがしました。 短期間で行うことは当然ですが、中途半端な状態でのスタートはあまりよい方法とは思いません	H9にせっかく導入した基礎年金番号発足時の不十分な対応により生じたと思っています。	前段の回答と同様です。
4163	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	早期に解決させるための人員の確保	平成8年の採用時に適用課に配属されたときに、期間調査を担当したため、昔の厚生年金の記録が会社ごとにバラバラに付番されている人を多くみかけた。 年金裁定時に記録を整理するとの話であったが、このような人がすべての期間の会社名などを覚えているか心配はしていた。 平成9年に基礎年金番号が導入された時点でも、手番記録の照会の回答がなかなか戻ってこなかったのが気になっていた。	手番記録の照会については、回答をもらえるように何度も照会をした。 しかし、年金裁定時に記録を整備するという見識だったため、回答がえられないものについては、そのままになってしまった。 年金制度の認識が一般に得られていない中での、記録照会についての回答は難しかったように思う。 年金制度についての広報不足、年金制度の申請主義が反省点としてあげられるのではないか。
4164	地方庁	その他(社会保険事務所)		年金記録問題の原因は、①年金制度の複雑さ②実施庁である社会保険庁(社会保険事務所)の管理体制③被保険者の無意識又は無関心 の3点にあると思います。今の世の中では、パソコン等により記録を管理することはたやすく思われますが、当時はそういったこともできず、年金手帳を交付し管理することになっていたもので、制度は分かれており、会社を転職するたびに年金手帳が増えていく等。被保険者自身の責任も少なからずあったと思います。 しかし、マスコミ等報道はそういったことには一切触れず、全責任が社会保険庁のずさんな管理でまとめられています。 問題の解決に向けて、(1)年金報道のあり方を改善することが重要と考えます。(2)年金記録を各被保険者の皆様に周知する方策をほとんど行っていなかったので、ねんきん定期便、年金通帳等の方策を積極的に行っていくことも重要と考えます。 (3)標準報酬月額を年間平均で算定できないものか。労働保険とリンクできないか。(4)社会保険適用事業所の基準緩和		裁定主義、届出主義の限界。 被保険者、お客様の立場に立った相談の必要。
4165	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし	本人の申し出と管理の記録が異なる場合、 やはり第3者的な立場から、本人の申し出をきいていただいて、判断していってもらうしかないのでないでしょうか。	採用時(H6)において、年金給付課に在籍したため、複数の年金番号をお持ちの方が多数いらっしゃることは承知していました。そのため、当時においては、再裁定となることのないよう、年金裁定審査時に名前、生年月日検索で同姓、同名の人がいるのかいないのか検索して、記録があれば確認をおこなっていたと記憶しています。	しかしながら、記録に関しては、あくまで本人の申し出が基本であるとのスタンスであったように思います。今のように、持ち主のわからない記録をこちらから提示するというようなことは考えられませんでした。個人レベルでは、照会された場合にどうにかして記録をもみつけてあげようとすることしかなく、すでに制度全体の大きな問題であったように思います。こういったことに対しては、現場からの声として各種の会議においても出されていたのではないかと思いますが、本庁は、あくまで本人が申し出た記録に基づいて年金の決定をするのが基本であるというスタンスをとることで、この問題を回避しようとしてきたのではないでしょうか。大きな問題であるが故に公表、整理していくことは、さらに大きな社会問題を招くということを考えるあまり、根本的な解決を図る対応ではなく、そのときどきの問題のみに対処していくだけの先送りのという対応になってい
4166	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません		在籍する前からニュース等で見聞きする範囲で知っていましたが、国民の信頼を失った重大な問題と認識しております	お客様が納めた大事な年金の記録と考え、新たな年金の記録が見つかった場合には本人確認を行い、また新たな問題にならないよう十分注意をし統合しております。お客様から期間照会しているが何も回答がないなどの問い合わせを頂きますが時間がかかっているの現状ですのでお客様に説明をしご理解、納得を頂いております。 一人ひとりの意識、考えの甘さにあると考えます。
4167	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特別に知っていることはありません。	ご本人の年金記録がいつでもすぐに簡単に確認できるようなシステムを構築し(年金手帳の磁気カード化等)再三、再四、国民の皆様に年金記録を確認していただき、全署を挙げて全力で迅速に対応すべきだと考えます。	大変な問題であり、年金制度の信用性を失ってしまったと思います。はっきりはしませんが、3～4年ぐらい前だと思います。	お客様の年金記録の確認に全力で対応しようとしました。以前は厚生年金と国民年金で別々の年金番号があり、さらに以前だとおもいますがなかには被保険者が転職するたびに新しい年金番号を払い出していた点が反省点だと考えられます。
4168	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。		どのような問題と認識していたか？ 未統合の記録とは基礎年金番号制度導入時に統合処理されなかった記録。しかし、年金の裁定請求時に本人に記録の確認を行うため、未統合の記録はいずれ解消されていくと教わっていたため、念に騒がれだしたことに違和感を感じていました。 問題が存在することを知ったのはいつ頃か？ 未統合の記録が存在することついては、事務所に配属されて間もなく知りました。しかし、未統合記録の数については年金記録問題がマスコミ報道で取り上げられて初めて知りました。	どのように対応しようとしたか？ 未統合記録については、基礎年金番号制度導入時に統合処理されなかった記録であること、年金の裁定請求時に本人確認を行い解消していくものであることを説明し、理解を得ようとしました。 どのような点が反省点として挙げられるか？ 記録の統合を呼びかける前に、不完全な記録の整備を優先させるべきだったと思います。不完全な記録が多数残っている中で、記録の調査・整備をしながら未統合記録の解消を進めるという
4169	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません		新規に採用された時から、ご本人から「・・・・に勤めていた。」という 申出がない限り教えてはいけないと言われていた。	そもそも記録管理システムがないと思います。 管理している情報を全くと言っていいほど開示してこなかったことが 大きな要因になっていると思われます。
4170	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません		最初は一部だけの問題であると思っていましたが、こんなに多くの記録不備があったとは思いもしませんでした。H19年くらいに知ったような気がします。驚きと自分の組織に対して不信感、失望でいっぱいでした。国民の信頼を大きく失い、大きな不安をいだかせたことに申し訳ない気持ちでいっぱいです。	記録の補正業務、再裁定など、全力で取り組みました。少しでも早く、多くの方を救えるのは、私たちしかいないという使命感でやってきました。 記録不備の他に、期間照会もたくさん出てきましたが、基礎年金番号を導入した際、統合処理を老齢年金請求時に再度するのだから確認できる、という 安易な考えで長い間やってきたのも間違いのもとでした。期間調査にも長い時間を要し、再裁定にも気が遠くなるくらいの時間を要したわけですが、もっと早く多くの人員を確保して、調査、再裁定に取り組むべきだったと思います。待っていただいている間に亡くなられた人も多くおられ、気の毒な思いをたくさんしてきました。早く処理をして、早く支払いをすることで、底まで落ちてしまった信頼がどこまで回復できるかわかりませんが、とにかく、早期処理だと思います。また、結果の通知がきた際、何のことかわからないという苦情を多く受けました。高齢者の方にわかりやすい通知をお願いしたいと思います。再裁定を進速したあと、20年以上前の夫婦の状態の確認のため、戸籍、住民票、所得証明などを何度も指示されましたが、諸変更の関係も簡素化していただ
4171	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	1件1件確認していくしかないと思いますので、現在行っている方法しかないと思います。ただ社会保険庁がもっている情報だけでは、なかなか本人様が現在どこに在住しているかなど連絡がとれないなどの件数が多いので、市町村役場などの協力が不可欠になってくると思います。 通常業務と平行してますので、解決にはまだまだ時間がかかると思います。	年金記録問題は、受け取るべき年金を受け取れてないというのは本人様にとって大変不利益なことで、そこを正しく確認していくというのは大変重要な問題だと認識しています。 お客様が年金を請求するときは、本人の記録を確認してもらい、これで間違いないと納得したうえで請求書を受理していましたので、そのような問題がこんなに多くの件数あると知ったのは報道があってからです。	お問い合わせがあったお客様に対しては、本人様も昔のことなのではっきり覚えていないことが多く、電話ではなかなかお互い説明も難しいので来所していただくようお願いしました。年金制度についても説明し、この問題については解決するために私たちの努力はもちろんのことお客様にも協力していただかなければならないことなどを説明し、相手の立場にたって精一杯対応しました。 反省点はたくさんあると思いますが、やはり昔からの積み重ねで年金を請求するさいに、本人様の記録の確認を徹底して行ってなかったからだと思います。請求するさいに記録もれが判明し
4172	地方庁	地方社会保険事務局長	特になし	時間はかかるかもしれないが、こちらで保管している記録を随時お知らせし、 確認していただく。	各制度で番号が違っていたため、こうした事態が起こるのはやむを得ないと考えていた。受給する際に十分確認すればよいという認識でいたが、氏名や生年月日の記録に問題があるのを知ったのはごく最近である。	各個人の方々の履歴を丁寧に尋ね、記録漏れがないかを細かくチェックするようにした。 過去の加入記録の保管の仕方、登録の仕方に問題があったと思う。
4173	地方庁	その他(社会保険事務局)		今行っているねんきん特別便定期便を徹底する。	一人が複数の年金番号を持ちそれらの記録が統合されていない。 それが問題だと認識したのはメディアで報道されてからです。	現在直接携わっていないですが自分が対応する際は少しでも多くの記録が見つかるよう調査を徹底する。新たに番号を払い出すときは過去に年金制度に加入したことがないか必ず確認し安易に新たな番号を払い出さない。 反省点は、紙台帳に記録していた時代にもっと詳しい情報を記載し誤記入がないようチェックをすべきだった。またそれを機械登録するときに正確な記録を登録するよう徹底すべきだった。 機械登録になってからは番号の払い出しについて安易に新しい番号を出さず、疑重複調査を徹底すべきだったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4174	地方庁	社会保険事務所課長級以上		個人個人を特定し、お支払いを行なうしかないと思います。	厚生年金の加入時に、以前加入がないかとのご質問を事業所対し行なうなど、年金番号を複数出すなどを避けようと連絡するなど、その当時の処理規定に基づいて事務をおこないましたが、初めて厚生年金に加入すると言われた方などは新規に番号を発行しておりました。ただ、その当時には年金請求時に記録は確認できると思っておりました。オンラインに入っていない記録があると知ったのは記録問題が起こってからでした。	以前の年金請求時の処理では、ご本人から勤務したとの話をいただけなければ、記録の統合を行なわない。会社名などは説明するなどの取り扱いであったと記憶しております。それでも何とか会社を思い出していただこうと説明を行ないました。また、オンライン化されていない記録はないものと思っておりましたので機械で確認できる記録は確認し、処理を行なえば漏れはない思い対応しました。 反省点として、思うことはまず機械化されていない記録が存在していることを理解していなかったこと。事務所で処理した後、集務センターに進達を行えば記録がキテンと入り管理されると考えたこと。被保険者の方々に記録の確認を行なってもらわずとも示されている事務処理で行なえる
4175	地方庁	その他(社会保険事務所)	昔は機械管理ではなかったという事。一人一つの番号(厚生年金・国民年金それぞれであるが)であったのにもかかわらず、徹底がされなかったのか良く分からないが、転職・住所の変更のたびに手帳を作っていた人がいること。	いまの基礎年金番号のシステムを堅持する。	年金記録問題については、大半は厚生年金番号等を複数持っていることが、大きな原因であると思っていた。本人が職歴を覚えていない等のため統合することができないことが大きな要因だったと思う。また、機械化が始まってから記録を移し変えるときの人為的なミスも若干はあったと思う。 存在自体を知ったのは、年金給付関係等の仕事に携わるようになってからだと思うが、いつごろというのははっきりしない。 統合されていない記録があるのは知っていたが、数年前より記録照会再確認を呼びかけていたことがあったので、それらによって、本人記録に結びつけば良いと思っていた。しかしながら、統	職歴確認時、氏名・生年月日検索を行う。旧姓の有無を確認し、旧姓での検索を必ず行うなどした。本人から申し出があれば職歴・会社名からも検索をかけるようにしていた。それで判明しない場合は照会書を提出するように依頼をしていた。 年金記録問題については、すぐに給付に結びつかないことが、個人が管理し切れなかった要因だと思うし、行政側からすれば、番号は一制度に一人ひとつの番号であることを伝えなかったことが反省点として挙げられるのではないか。
4176	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	他の事務を持っていると効率が悪くなるため、年金記録調査専門で人を配置することが必要と考えます。そのうえで、過去記録(マイクロ)の調査や、本人確認、文書や電話など分担を設定し、早く確認できる案件と時間がかかる案件とをわけて効率化を図ることも必要ではないかと思います。体制は近い状況になってきていると思いますが、機能が発揮しきれていないような気がします。 また、共済組合、農林年金など他の制度で事務機関が別にあると、記録が整備されるまで通常より多くの時間がかかっています。連絡調整で困難と思われますが、他の制度との調整が早くな	基礎年金番号制導入前の手帳番号で未統合となっている件数が膨大であるという認識でした。年金給付の事務に携わるようになってからですので、平成19年ごろから認識するようになりました。	氏名、旧姓、生年月日から本人の記録と思われる番号について、窓口で確認したり、文書の送付であった場合は電話連絡して後日文書を送付して確認していただくなどで対応していました。今考えますと、電話連絡だと相手と話ができないと、保留することになり、その保留がたまる結果、事務効率が悪くなりました。文書送付を有効に活用して一次照会、二次照会など段階を整理して多くの案件に対応をできる流れを構築するようにすればよかったのではないかと考えます。
4177	地方庁	その他(社会保険事務所)	働いて数年なので、わかりません。	体調や精神、家庭などのことで今までできちんと働いていた方がやりたくても仕事を続けられなくなるような職場制度を改善すればよいと思います。不況といわれても、勤務経験の長い方はやめる一方です。 勤務経験が短い方ばかりでは、人数を増やしても昔の制度をしらないので問題解決の糸口すら見つけることが本当に困難です。時間も無駄にかかりますし、誤る危険性も高いです。ねんきん	数年しかいないので、年金記録問題がでるまで知りません。 年金記録が見つかっていなかった方も大変だったと思います、が、対応するほうでも文章にできない辛い体験を受けるものと認識しました。	いまさらですが、年金制度を改変しすぎて、複雑になったことが問題の一端と思われます。 お客様は一言まず言いたいことがあるようなので、対応には、まず相手の話を聞いて行いました。
4178	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットの未オープン記録が膨大な数残っている	未オープンのカセット記録について旧台帳を添付の上各事務局に補正作業を依頼する。また、9999入力できるようシステムを改善する。	現在期間照会事務を担当していますが、国民一人ひとりの財産を守る問題として認識しています。以前よりうすうす感じてはいましたが、5千万件の宙に浮いた年金問題が発覚して膨大な量があることを自覚しました。	平日、休日関庁日の対応として、当時のことをなかなか思い出せない方もある中で、社保庁の持っている情報を活用して詳しい聞き取り作業を行いお客様に対応していました。反省点としては、年金の裁定請求をする際に、再度職歴の確認作業の徹底することが必要と考えます。
4179	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	人財育成し、人数を増やす。	正直に申し上げると「大変な問題だな」と漠然と思っていました。 報道で知りました。	お客様に誠意をもっての対応。 迅速かつ的確に。 特別便や記録問題の調査作業を、職員が本来の業務を行いながら作業しているので、どうしても時間がかかる。 お客さんは早期の解決を求めているので、優秀なる人材を育成し、調査業務にのみに専念させるべきだと思う。
4180	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	記録問題についての経緯について説明し、一人でも多くの人員により一日でも早く解決することが今一番重要であるとともに、国民の皆さんの信頼の回復にもなると思います。	昔は、コンピュータもない時代でしたので、旧台帳に書かれたものに対して、非常に重要な意識としては、もってなかったと思います。それが、今明らかになって、大騒ぎした原因であろうと思います。	今と昔では、年金に対する考え方というものが、全く違うと思います。今現在テレビのニュースを見ていても、年金への関心は非常に大きいと思います。本当に、60歳、65歳になれば、年金を実際支給されるのかなどdす。信頼回復には、お客様にわかりやすい制度、説明が重要であると思
4181	地方庁	その他(社会保険事務所)		事務所ごとに規模も違えば、記録の調査を申し出る人の人数も違うので、人員配置、特に記録調査に関する担当について事務所ごとに幅をもたせられるようにできる方がいいかと思う。	最初のうちは、自分の採用前の記録管理の問題であって、正直な思いとしては尻拭いさせられている感覚は大きかった。平成18年に国民年金に在籍していた時期に知った。	お客の申出があった際には、記録調査の方法に従って極力本人に早めに回答できるように努めようとした。
4182	地方庁	その他(社会保険事務局)	現在調査している会社名について、正式な会社名(台帳の会社名)でよばれていない会社で通称的に使われている会社名(屋号)しか覚えていない人も多いので、地元に詳しい人が期間調査をしなければ見つからない記録は沢山あると思います。	地元の会社に詳しい人を期間調査の担当にするほかないとおもいます。	受給者にとって、老後の生活にかかわることなので、大きな問題とは思いますが、急激に問題が大きくなったため、問題に対しての対応に戸惑いました。 問題の存在について、統合されていない記録があったことは年金給付課にいたので知っていましたが、実際に件数を知ってびっくりしました。	対応としては、1件1件解決して ゆくしかないと思います。窓口でゆっくりと話を聞きませんと古い記録はまず統合できないと思います。会社名についてもその地域の人しかわからないもの(正式な会社名でよばれていない会社で通称的に使われている会社名)や場所しか覚えていないケースが沢山あります。
4183	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくにございません。	窓口で対応していて一番困るのが、カセット解除がされていない時です。 カセット解除が必要なデータが膨大な量であるのかもしれませんが、依頼を受けてからではなく、早急に全データを解除して欲しいです。	基礎年金番号が導入された時に、ちゃんと手番を統合していれば良かったのかと思います。 ただ、記録の改ざんにつきましては、昔の状況がわかりませんので、何とも言えなです。 年金問題を知ったのは入社した時に始まりました、ねんきん特別便で初めて知りました。	一概には言えませんが、この問題は社会保険庁にも加入者の被保険者の両方に意識の問題があったのではないかと思います。 社会保険庁も記録のデータを写す時に何度も確認作業を怠っていたのではないのかと思いますし、台帳をマイクロで見ておりましても、万人が読める丁寧な文字で書けていない事も問題であると思います。 またお客様も、窓口で書いてもらう受付票にフリガナや旧性をきっちり書けていない人が記録問題のご相談に来られている事からこの様な問題が生じてきているのもあるのかと思いますので始めに必ず確認をして意識改善してもらう様にしております。 そして、一つでも宙に浮いた記録が突合されます様に、お客様の記録を探し出す努力をしており
4184	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特になし		国民年金や船員保険の業務を担当していたとき(昭和60年から平成6年頃)、年金記録の手番(特に厚年・船保)を多数払出しされている方が多く、受給権を満たすかどうかを確認する際、本人の記憶もあいまいであれば困難を極めた。この原因は、本人が再就職の際に手帳を提示しなかったためなのか、事業所が確認を怠っていたのかは不明であるが、都市部の厚年が多かったように記憶している。なお、オンライン導入前の記録が多く、社会保険事務所では重複付番であるかどうかの確認は難しかったと思う。	国民年金の未納者のうち、年齢該当者や未納年齢該当者への納付勧奨に当たり、あと何ヶ月で年金が受けられるからとのセールスポイントで納付勧奨をする際、お客様が記憶されていない記録を思い出してもらうため、勤務地のヒントを与えたり、事業の種類などのヒントを与えて、思い出してもらいやすいように説明していたが、社会保険庁をあげてこのような記録の統合(解消)に向けた努力をしておれば、良かったのではないかと思う。
4185	地方庁	その他(社会保険事務所)	そういうケースは知りません	分かりません	自分としては何も問題ないと思っていたので、認識していませんでした。 国会等で取り上げられた時からです。	今のまま自分に与えられた仕事を淡々とこなすことです。
4186	地方庁	その他(社会保険事務所)	火災や水害のため名簿が欠落している。	名簿がなければ払い出し簿での調査をし、そこで判明できれば喪失の認定。 第三者委員にゆだねるしかないケースもあるかもしれませんが・・・	平成19年、世間に大きく騒がれた時、当時年金給付課で窓口にでることも多かった私は、日に日にお客様が増え、そのほとんどが年金相談だはなく期間照会だったので驚いたことを覚えています。私自身としては、年金請求時に改めて期間の確認をするので漏れてると言う自覚はなかったのですが、実際その時に来られたお客様の多くが漏れがあったので深刻に受け止めました。	とにかくお客様の声を聞き、いろんな目線で考え対応してきたつもりですが、やはり何十年も前の記憶を高齢の方に思い出していただくのが心苦しく、もっと早く対処できていたらと思いました。
4187	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。	オンライン記録と紙台帳との突合の徹底。 調査業務に携わる正規職員の増員。	オンライン収録時の入力誤りが思っていた以上に多かった。	紙台帳・原票の記録をもっと正確にオンラインに収録すべきであった。
4188	地方庁	その他(社会保険事務所)	本業務は平成21年4月1日より、平成21年12月末任期期限までの勤務です。9ヶ月の勤務予定で、2ヶ月目より窓口で年金相談も対応しています。対応した範囲内では、ありませんでした。	まず、年金問題の啓蒙活動が必要です。医療の問題と同様に年金の問題は1, 2を争う国民の最大関心事です。医療ついてはNHK教育テレビ、BS放送で毎日のように放送されていまず。年金についても、同様にTV番組を作成・放送すべきだと思います。あまりにも、情報がスキャンダル的できちんと体系だった情報開示が必要です。解決策も、費用対効果・人的コスト・システム開発コストをプランごとにシミュレーションして、決めるべきだと思います。	本年4月よりの勤務ですので、最大の問題と常に意識しています。着任前から問題の存在はニュース等で知っていました。	窓口での年金相談、電話での問いあわせで、所属している国民年金の問題は顧客に説明し、解決へのアシストを実施しました。国民への情報開示が遅れていると強く感じました。
4189	地方庁	その他(社会保険事務所)	古い台帳(マイクロ)がなかったり、標準報酬関係の表示等がもれており、今となっては確認ができないものがあること。	時間と予算をかけて確認していくしかないと思います。確認専属のスタッフも増員するべき。	自分が記録確認作業をする以前は、ウィンドマシンで確認できなくてもマイクロを確認すればわかるであろうくらいの認識でした。平成17年頃です。	記録確認にあたっては、諸々の可能性を含めて調査することを基本としていました。反省点としては、紙台帳記録をWMへ取り込む際に徹底的に確認をするべきだったことです。
4190	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	ねんきん特別便の返送がまだのお客様に対しての広報。 再裁定処理のスピードアップのためのマンパワーの強化。 WMの入力やWMの表示などわかりやすいものに変えて入力ミスを防ぐ。	年金記録問題は社会保険庁の記録管理の甘さが引き起こした問題だと思いますが、厚生年金を納める事業所や国民年金を納める被保険者にも非がある部分があると思います。しかし、当時の記録や領収書、賃金台帳が残っていないことが多く、真相究明は困難だと思います。よって社会保険事務所の事務処理が正しかったとしても社会保険庁の記録誤りだと言われてもしかたがないことかもしれません。年金請求を届書主義としたのが間違いだと思います。	記録問題の対応は記録を一つ一つ洗いなおさないといけませんので、とくべつ便を提出したお客様の記録や年金手続きで来所したお客様の氏名検索をきっちりし、記録に漏れや間違いがないか残さず確認することです。 反省点は対応が後手に回っていると思います。本人の記録だろうと思われるものでも本人が否定したり、統合したら逆に年金額が下がる方は自分の記録ではないと言ってくる方もいると思いますがそういう記録は最近からパソコンに登録できるようになっていますがもっと前から登録できるようにするべきだったとかいろいろ非合理な点があるように思われます。 また、届書は今ある分も含めてマイクロ化する。FDで事業所が出した記録なのか社保側で入力した記録なのかそれともインターネットで電子申請したのかがわかるようにすることが必要だと思
4191	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在の特別便や定期便と適じて解決していくしかないと思います。	昔の加入記録等についてこんなに記録もれがあるとは思いませんでした。問題を認識したのは、報道などで知ったのが最初です。	窓口や電話での対応は特に丁寧でわかり易い説明をするようにこころがけました。反省点については、調査や再裁定処理に時間がかかっている点です。
4192	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	事実と異なる嘘以外は出来る限り認定の方向で審査していくことが、記録問題の解決への最善と考えます。	H19年当時、5000万件の未統合記録の発覚が話題になった頃、これはすごい件数の話で全国レベルで全庁を挙げての取り組みになるかもしれないと思っていました。。	被保険者一人一人、一件一件への対応を今まで以上丁寧に一生懸命対応していこうと思いました。が、振り返ると、騒ぎになり事務所に人が押し寄せ、結果的には長い時間待たせてしまい、受け入れる体制が充分に構築されていなかったと思います
4193	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	これまで取り組んできたねんきん特別便の結果を踏まえ解決されていない記録があれば、今後のねんきん定期便を活用し年金記録問題の解決に向け一件でも多く解決できる新しい年金記録の管理体制や検索システムを開発する必要があるのではないかと考えます。	年金請求時に本人に職歴を確認と解消されるケースがほとんどと認識していた。 今回の記録問題でこんなに解消されていないケースがあることを知りました。	お客様からのご照会にできる限る期待に沿う様お話を伺い記録問題を一件でも解決するよう対応するよう努めました。 この件で、ご照会いただいたお客様から時間がかかりすぎるとご指摘をうけることが辛かった事から今後、記録問題でご照会いただいた際に記録をWMで探す作業で時間がかかりすぎるためキーワードで記録を絞り込める新しいシステムを開発してほしいです。
4194	地方庁	その他(社会保険事務所)	ございません。	最終的には政治的手法による解決はやむを得ないと思います。	年金加入期間の確認は、かなり過去の記録が多く、記憶が曖昧になっていたり、事業所の名称、所在地が変更になっている事もあり、時間が経てば経つほど解決が困難になる問題であると認識しております。 問題存在の認知時期ですが、平成21年2月に入所致しましたので、以前より新聞やテレビなどで知り得ました。	電話での特別便等の問い合わせについて、出来るだけ分かる範囲内での回答や、不安や不明な点が少しでもある様なら、事務所や相談センターでの、相談を勧めました。 以前の事ですが、年金番号を一人で複数持つ事が出来た事、年金受給時に以外に、年金記録に対して関心を持つ事を促さなかった事が挙げられると思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4195	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		マスコミの報道を受け、未納は全て社保の管理がずさんであったためという姿勢で相談に来られるお客様が多くおられたことは大変残念なことです。国家の制度ですので最終的に国が批判されるのはやむをえないことですが、国民年金では保険料の収納を年金の知識がほとんどない組織にまかせ、手作業で市町村から国へ報告するシステムのなかでは100%正確な情報が保管されることは難しいことと考えます。また、厚生年金に関しても事業主からの報告であれば全てにおいて正しい情報が国に報告されていたとは考えにくい部分があります。何十年も前の年金の記録を完全に整理することは不可能な問題と認識しています。 しかし、年金に無関心であった若年者を含め、日常の大きな関心事になったことは良かったと思います。	相談者に対し、1件1件調査し、誠実に回答していくしかないと考えます。
4196	地方庁	その他(社会保険事務所)			根の深い問題であり、全職員で対応しないと解決できない問題だと認識していた。 知ったのは平成17年頃だと思います。	できる限りお客様の声を聞くことが、調査をするうえで重要だと感じた。
4197	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし。	なし。	未統合の記録が相当数あるという認識はありましたが、各種届出等のさい確認できた時に統合したり、最終的には年金請求時に確認し統合すればよいという認識をもっていました。ですから、これほど大きな問題というふうには捉えていませんでした。	このような大きな問題となってからは、一人一人機会あるごとにその都度丁寧に確認することを心がけています。 この問題の発端は今までの積み重ねがやはり原因と思われます。台帳の正確な記帳、機械化への移行作業、そして基礎年金番号の導入と、それぞれ節目の時にきちんと確認作業をしてこなかったのが結果的にこのように大きな問題になったと思います。
4198	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	誠実にやっていくしかないと思います。	ねんきん特別便を送付する前の名寄せ作業の下準備をしているときです。	真摯に対応しようとしました。
4199	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	なし	考えられない。四年前	適切な事後処理
4200	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	現状の対策で十分だと思う。ただし、記録の解明が難しい案件については、無理な期限を設定するのではなく、十分な時間をかけて確認作業をすべきだと思う。	具体的に意識するようになったのは、記録問題として騒がれるようになってからであり、すべてを解明するには十分な確認作業が必要になると認識していた。	年金記録の解明に向けた確認作業をしっかりと行うとともに、年金相談に来られた方々や電話での応対に際し、わかり易い説明を心がけ、年金制度に対する信頼回復に努めた。
4201	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に、ありません。	旧被保険者台帳、名簿との突合は、必要と考えます。 しかし、現在申出のある被保険者記録調査分を確実に処理することのほうが、国民の不信感を除く早道と考えます。	年金制度が出来て以来、その記録の収録方法・その媒体、また管理方法は、その時代によって異なり、時代が変わる毎に将来を見据えた制度の変更や収録記録の管理方法を見直しを怠ってきた結果だと今現在は思えます。	(8)のとおりです。
4202	地方庁	その他(社会保険事務局)	知らない。		平成19年頃知った。 計算の基礎となる期間や報酬月額は正確なものでなければならない。	年金裁定に際し、不明瞭な点があれば各社会保険事務所に照会する。 平成20年以前は民間企業に勤務し社会保険事務を担当していました。 資格取得の手続時は基礎年金番号を登録するために、番号が不明な者には、前の会社に問い合わせてもらったり、国民年金の納付書を見て確認してもらったり、どうしても不明な者に対しては、近くの社会保険事務所に行って調べてもらうようにお願いしました。 反省点としては、今後、被保険者に対しては基礎年金番号で通すようお知らせしたり、企業の総務担当者には、年金番号を乱発しないように資格取得時の注意点を組織をあげて啓蒙すべきか
4203	地方庁	その他(社会保険事務所)		誠意を持って、お客様に満足していただけるよう、業務を遂行して行くしかないと思います。	年金問題は重要な問題だと認識していましたが、存在を知ったのは、新聞やテレビなどで報道されてからです。	お客様に誠意を持って対応するしかないと思っていました。反省点ですが、基礎年金番号を付番する前に、本人確認できるよう、住所の入力、ほかの手番の確認、情報の提供をしておけばよかったのでは、ないでしょうか。
4204	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	社会保険制度を事業主や従業員等に広く広報・告知を行うようにする。 業務センターで持っている記録を全てオープンにする。	問題がある事は認識しているがどのような問題かと問われても答えにくい。	極力その場で回答をするように(例えば記録統合をしなければならないものがわかればその場で処理を行ったり)して対応してしていた。
4205	地方庁	その他(社会保険事務所)	脱退手当金受給期間が、別手番判明したところ、厚生年金加入期間となったため、脱退手当金が取り消しとなり、期間が復活したケースがある。	被保険者期間中は脱退手当金は支払うことが出来ないとなっている法律を変更する。 被保険者記録登録のときに、脱退手当金支払日の日付を加入期間外の日付として保存する。 どちらにしろ、脱退手当金受給したにもかかわらず、それが年金の金額に反映された方とされない方がいるのはおかしい。	年金相談窓口で請求書受理時に、必ず氏名検索をして本人の記録に漏れが無いか本人と確認しながら請求をうけていました。 年金記録問題が報道され、記録確認がはじまったときに、初めて知ったことが、「手書きの記録から、機械化するにあたり、パンチャーに委託してそれをしていたこと」「名前の登録を省略していたこと、」「生年月日をあいまいに入力していたこと」でした。 窓口で自信を持って対応していた私にとってだまされたような気分でした。	相談窓口にせきを置いている私は、一人ひとり時間をかけて、社会保険で管理している記録と、ご本人の記憶とを照らし合わせていくことが必要だと実感しています。 そして本人が納得したところで請求をお預かりするようにしています。 また、受給者のかたも、今受給の記録とをみながら、細かく聴取し、期間調査をうけています。 これをするためには、人員確保がどうしても必要となります。 年金相談窓口の今の体制ではきめ細やかな対応がむずかしくなっています。
4206	地方庁	その他(社会保険事務所)	とくになし	年金の知識の豊富な方々(OB)などの力をかりね、すこしでも早くこの問題を解決できるよう組織全体で対応する。	年金記録問題は組織全体で解決しなければならない問題。通常業務と平行して、両方ともに遅延させることなく問題解決をすすめなければならない。 私がこの問題が存在することを知ったのは、新聞やテレビ等で報道されてから。	事務所全体で年金記録問題を解決するように対応してきた。窓口でも丁寧に対応しようした。 現時点でみた場合、再裁定の処理の遅延、厚年・国年の期間照会の回答が遅れてしまったことが反省点としてあげられる。
4207	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。		問題が存在することは、公表されるまで、知りませんでした。	被保険者の皆さんに、わかりやすく説明出来るように、努めてきました。将来の年金に対して、若い時になかなか考えられませんが、年金の大切さを、広報し年金番号の、重複は極力避けるべ
4208	地方庁	その他(社会保険事務所)				忙しい人(課)と、そうでない人(課)の差が激しすぎると思う。 事務センター等にも知識のある人がいるのだから、事務所で溜まっている、知識がないと処理できないようなものを、もっと分担してやったら良いと思う。 ほぼ毎日早く帰る人と、毎日遅くまで残っている人が決まっていて、やる人にばかり負担がかかっていて、それではなかなか進めないと思うので、事務所・事務センター・事務局と関係なく、役割分担を決めたら良いと思う。
4209	地方庁	社会保険事務所長	ありません	なし	各年金制度ごとに異なる番号を付番して年金記録の管理をし、年金の裁定請求をする時点において、年金記録の確認・統合(裁定時主義)を行うといった手法を採っていたことに問題があったと思われます。 しかし、当時の年金記録の管理・整理の手法としてはやむを得なかったことと考えています。 認識した時期は、平成18年12月頃です。	「基礎年金番号」を付番して10年経過することから、「基礎年金番号」に統合されていない年金記録の整理を早急に行うべきと考えていましたが、この時期の直後に「ねんきん特別便」に関する業務が開始されたところであります。 お客様のニーズ把握が欠如していたことにより、意識改革等がなされないまま「裁定時主義」といった対応を行っていたことが、反省点として挙げられると考えます。
4210	地方庁	その他(社会保険事務所)			国会での追及やマスコミの報道により年金記録問題が大きな社会問題であることを認識しました。 国民の信頼を失い、公的年金制度が崩壊しかねないほどの重大な問題である。	年金特別便(定期便)による未統合記録の解消に積極的に取り組みました。 紙台帳の記録を管理する方法が、適切でないことによる。 基礎年金番号の導入が遅すぎたのも一因では。
4211	地方庁	その他(社会保険事務所)			組織全体の記録管理に対する意識の低さ、認識の甘さの結果だと考えます。 マスコミ報道により初めて知りました。	記録統合はお客様と接触できたあら ゆる機会を捉え、その都度統合することを心がけました。
4212	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	記録問題の早期解決のためには、やはり人員が不足しているのではないかと考えます。 通常業務と並行しての記録確認作業は効率的ではないので、記録問題専任スタッフの増員が必要ではないでしょうか。	自分の中で、年金記録問題が大きな問題であると認識したのは平成18年から19年くらいであったと思います。 ただ、それ以前から、日々の業務の中で、基番に統合となっていない手番のままの記録等をお持ちの方が中にはいらっしゃったので、統合が完了していない方が全国ではかなりいらっしゃるのではないかと思いました。	未統合の手番をお持ちの可能性がある方には、記録の確認をしていただくようにしました。 反省点としては、もっと早い時期から、国民の皆様に記録の確認をお願いすべきではなかったかと思います。
4213	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	年金記録を統合する際は、基本事項をしっかり確認して完全一致させてから統合する。 年金特別便、定期便にて記録の回答があった場合には、最後まで責任もって調べ回答する。	年金記録問題の存在は任期付で入局する前から知っていた。 外部側から見ると、どうしてそのような問題が起こったのか理解ができなかった。 実際自分が問題を処理する側に回ってみて、一部の職員の過ちがあたかも全員同じように怠慢していると思われると実感した。 年金記録問題はどちらかが悪いといった一方的な「悪」ではなく、その時代の背景や事業所、加入者、社会保険庁のそれぞれの「落ち度」などが混ぜ合わさって複雑な問題になっていってしまったと受け取っている。	反省点として、各それぞれ悩い改める必要があると思われる。 加入者には加入者なりの、事業所には事業所なりの問題点もあったはずである。 (生年月日を偽っていた、届出をきちんと提出していなかった等) それを踏まえて今度は社会保険庁として過去の記録問題は最後の一つまで調べて回答するといった対処が必要である。 きちんと届出をしていたのに記録が確認出来ず年金が受け取れないのは我々の怠慢で言い訳も出来ず言語道断である。 今現在は休日返上で記録問題に当たっている。 今何より先決に行うべきことは、起こってしまったのを言い訳するよりも自分としては一つでも記録を突合させ、年金に対する疑念を払拭していきたいと思っている所存である。
4214	地方庁	社会保険事務所課長級以上	昭和40年代前半までは、コンピュータがない時代だったため、銀行の通帳等についても手書き作成されていたこと。手書きの時代については、氏名は漢字表記のみのため「ふりがな」を必要とされていなかった。もちろん届書等についても「漢字氏名のみ」の記入となっていた。そのためデータ化し機械処理を行うにあたり、「フリガナ」を入力者が独自の読み方で入力を行う必要があった。このようなことから読み間違えさえやすい氏名について、本来と異なったカナ氏名を入力されたことによって、別人として登録されている。しかし、現在のコンピュータ化の時代において「カナ氏名が違う」という現状が理解されていない。	データ化の変遷を知る人員を活用し紙台帳を点検することにより調査作業を進行させることが重要である。特に国民年金については、市区町村で事務を取り扱っていたことから、市区町村毎に台帳等も異なっており複雑となっている。	基礎年金番号を導入した平成9年において、従来の「国民年金・厚生年金保険・船員保険」の3制度の手帳記号番号を統合することが遅れたことが問題となったものではないかと思う。 基礎年金番号通知書を送付した際に回答ハガキを同封していたが回答率が悪く他制度の記録統合が進まなかったことと思います。	現場レベルでの問題認識については社会保険事務所から事務局を通じて問題提起をあげているが本庁が問題として過小に捕らえていたのではないか？と思う。しかし、当時も回答ハガキの回収も多くなっており、また基礎年金番号通知書の発送も一大報道され世論の関心も高まっていたが、記録問題については表面化しなかった。 また、人員不足が一員であると考えます。当時はいわゆる派遣職員もなく非常勤職員・賃金職員を含めた人員で対応にあたっていたので絶対数の人員が不足していたことが作業の縮小を招き問題解決となかった最大の問題と思います。
4215	地方庁	その他(社会保険事務所)		現在しているように一つ一つ確認するしかないと思います	報道等で騒がれるようになり知りました記憶違いの人もいますが本当にもれている人もおり大変なことと思いました	事務所での指示どうり窓口や電話で応対し記録を調査確認しました長い期間のことなので本人が確認できるようにまえからできたらと思いました

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4216	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	特にありません。	現在、スピード重視で処理をしているが、2次災害的な処理誤りの報道がされている。また、大量に採用される非常勤職員への指導・管理で職員の負担も相当と思われる。相当の知識を有しているOBの活用は絶対必要と思われる。 また、将来的問題として事業所からの届け書、添付書類の電子化は証拠書類の保存の観点から検討されるべきと考える。	戦中、戦後の厚生年金の加入記録が見つからないケースを主に年金記録問題と認識していました。 5，6年前に認識しました。	直接、年金記録を扱う部署に在籍していなかったので具体的な対応はしていません。 本庁と地方庁がオンラインで結ばれた時期に合わせて、全ての紙台帳記録ををシステムに載せていたら、今回の事態を大部分回避できたのではないかと思います。
4217	地方庁	その他(社会保険事務所)			基礎年金番号導入時から、内部で勤務している職員であれば、未統合の年金記録問題に、組織として早期に対応していかないと、いずれは今回のような問題に発展してくるであろうということは、ある程度誰もが予測できたことだと思います。	昨年、ねんきん特別便が送付されるまでは個別の相談毎に将来、記録が整備されていないということがないよう窓口での入念な対応を心掛けるくらいしかできなかったと思います。しかし、制度発足からの年金記録すべてを整備するには個人での対応では限界があります。当然、組織をあげての対応が必要となってきますが、その対応が遅れたことは否めないと思います。自分も組織に所属する人間として反省しなければならないと思います。今回を契機に国民の声を真摯に受け止め、今後も1つ1つの対応を大事にしていきたいと考えます。
4218	地方庁	その他(社会保険事務所)	思い当たることはありません。		年金問題があることを知ったのは、免除の記録問題が発覚した時です。(平成18年5月頃) 統合されていない記録が、いくらかはあるとは思っていましたが、こんなに何万件もあるとは、想像していませんでした。年金受給の手続時、確認していると考えていましたし、ご本人さんも納得して申請していると認識しておりました。(年金相談に携わったことがありませんでした。)	一件、一件丁寧に、確認してゆくしかないと考え、相談にいらっしゃったお客様には、しっかりと話を伺うよう心掛けました。 また、問題点としては、やはり、一人で年金番号をいくつももてる状況だったという点だと考えます。今のように、コンピューターがない時代に、チェックをかけるのは困難だったとおもいますが、年金の仕組みについて、会社、個人の認識不足も大きな問題点だったと思います。
4219	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	業務処理の迅速化のため人員を増やす。	手帳を複数持っている人が多く存在すると認識していた。 平成17年頃、年金給付課にいるころ。	年金相談の時に、他に勤務記憶がないか等、確認することを徹底した。 基礎年金番号導入時に、記録整備等徹底すべきだったと思う。
4220	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	地道に記録を再確認していくしかないと考えます。	国民年金については、市役所で納付されたものが機械化された時にきちんと反映されているかで、問題となるのではと認識していました。 平成19年初め頃、マスコミの報道によります。	お客様から、納付について照会をいただいた時に、機械上の記録は完璧ではないという前提でお話をよく伺い、調べることが必要と考え、調査にあたっています。 反省点としては市役所の紙台帳を全て保管しておくべきであったことと、全件をマイクロフイルム化すべきであったことです。
4221	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	職員の努力、関連機関の協力	被保険者が納付した国民年金保険料や厚生年金の記録が損なわれているが、基礎年金番号導入前の1制度1番号時代の問題だけだと認識。 目黒での24時間対応、市町村との協力にもとづく年金相談を実施し始めた頃から、強く問題を認識し始めた。	個人の対応には限界があるが、1人1人の問題に誠意を持って対応した。 対応を早めるあまり体制が整わない段階での実施や国民に対しての制度周知の不足等は反省すべき点と考える。
4222	地方庁	社会保険事務所課長級以上	存じません。	信頼の回復に向けて、年金記録の確認を十分に行い、日々、「正確」を念頭に入れて業務をする。	2～3年前。ずさんな年金記録が有ること。	自分のできる範囲で確認できることは処理していき、少しでも記録の整備を行って改善していくこと。 問題を取り残さず、チェックしていくことが大事だと思います。
4223	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	世間一般に知られていない問題を把握していません。	重大かつ緊急の措置を要する問題として認識しました。 知った時期については一般での報道とほぼ同時です。それまでは適用に関する業務にしか関わっておらず、古い記録に関する状況を把握しておりませんでした。	古い年金記録について、どれほどの記録が受給に結びついていないのか、まず事態の把握から始めました。一般の方と同程度の知識しか有していないようでは、専門家として頼ってくださるお客様に対して十分な対応ができないどころか、さらに不安を煽ることになると考えたからです。 しかし、事態の把握についてそれまで年金給付等に携わったことのない者としてはその方法すらわからない状況であったため、事務所に勤める給付課の人員などに話を聞いたり、事務所規模で行われる説明会に参加する、一般の報道を注意して確認するなど、自分以外の主観の混じった情報ばかりを得る結果となり、客観的な事実確認としては弱かったと思っています。 専門知識を有しない上、客観的な状況も把握できていない状況では、自らで即効性のある解決策を考え出すには至りませんでした。自分以外にも給付に関する業務に就いたことがない者は少なくありませんが、その者たちも似たような状況で、上層部からの指示に積極的に従うくらいしか方法を思いつかなかったようです。 ですが、肝心の指示も、実行する段階で何度か変更をされました。指示を出す側にしても、このような未曾有の大問題については慎重に効果的な案を考えたいと思ったのでしょうが、細かく案を練るよりも先に動き出すことになったからだと思います。規模の大きな組織が一度動き出すと、その方向性を転換するのが容易ではなく、当然そこにはロスが生まれます。 スキルの足りない人員を、時間が不足する中で至急に考え出された指示で動かしていれば、どうしても効率は悪くならざるを得ません。以前から考慮されていた職員のゼネラリスト化が遅れたこと、最初の時点で方向性を定める満足な時間が不足していたことを承知で動かざるを得なかったこと、この二つが大きな反省点であると考えます。
4224	地方庁	その他(社会保険事務所)		解決できるのでしょうか？現場にいるものとしての率直な意見です。お客様よりいただく何十年も前の記憶をもとに調査等をおこないますが、国年記録は原義もなく、領収書があれば…の話ではご納得いただけないことは多々あります。一つ一つ、一人ひとりのお客様に真摯に応対することくらいしか思い浮かびません。何も解決策を示すことが出来ず申し訳ありません。	過去の安易な手帳の発行、ずさんな記録管理、お客様不在の請求主義がもたらす膿が一度にふきだしたもの。古くからの仕事のあり方の誤りを象徴的に示す問題。 新聞報道があった19年6月以降に問題の存在を知りました。、実際にお客様と応対し、記録を調査していく中でオンライン記録に含まれていない記録があることをしり、問題の大きさをさらに認識しました。	お客様に真摯に向き合い、丁寧に調査をしていく。 常にお客様の立場に立ち応対する。 問題点、過去の仕事のあり方が一つ。新聞報道があった時点で5000万件の奥深さ(問題の困難さ)を誰一人として把握できていないことによる混乱がもう一つ。
4225	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません	解決は出来ないと考えています。	平成19年に報道された当初は基礎年金番号に統合されていない記号番号があることだと認識していました。 その後が、すぐに国民年金の納付記録についても漏れがある可能性があるということを知りました。	職員が個々に的に対応できるような事案ではないため、社会保険庁から対応策が示されればそれに従うことは当然であると考えます。 このため、職員個人がどのように対応しようとしたのかは問題ではないと思います。質問の主旨が理解できません。 反省点はオンライン化した際の確認が不十分であったことと考えます。まさかこれほどずさんな管理をしていたとは思ってもみませんでした。
4226	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。 もうないものと信じたいです。	現場では、お客さん対応もあり、なかなか集中して記録問題に取り組めないという課題がありました。 群馬県では、期間照会の集約を始めましたが、記録問題に集中できる体制作りが必要なのかと思います。	・年金は国民の財産でありますので、その財産が宙に浮いた訳ですから、国民からの批判は当然と受け止めています。早急に解決しなければならない問題だと思います。 ・未統合記録は少なからずあるとは思っていましたが、基礎年金制度が始まったときも全員に確認文書を出し、給付課においては年金裁定するときも他に番号がないか確認していましたので、報道されるまでは、正直、これだけ多くの未統合記録があるとは思っていませんでした。	・年金記録問題がピークのときは、現場にいませんでしたが、事務所支援や夜間の年金ダイヤル等で少しでも力になれればと試みました。 ・反省点としては、職員一人ひとりが、年金記録は被保険者のものであるという意識が欠如していたのだと思います。
4227	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		お一人一番号で年金記録が管理されていなかったこと。	年金請求時の記録の確認をしっかり行うこと。 基礎番号制度を導入した時に、手帳番号の統合をもっとすみやかに行うべきだった。 その時点で、国民一人一人に年金にもっと関心をもってもらうような広報をすべきであった。
4228	地方庁	その他(社会保険事務所)		宙に浮いた年金となってしまっているものは一件一件確実に確認のうえ統合などの処理を進めてていくほかないと思います。 すでに言われていることですが、今後は、資格取得、資格喪失、標準報酬、納付記録などがリアルタイムに自分で確認できるようにする、また、記録が散逸しないようにするためにも住基ネットとの連動や統一番号なども必要だと思います。	採用されたばかりのころに、期間照会回答票を窓口で交付する業務を知って、なぜ金融機関の通帳のようなものでそのつどに年金記録を自分で確認できるようにしないのか、保険料の窓口納付にかんしても金融機関のATMのようなもので自分で納付して同時に納付記録を年金手帳等に印字できるようにすればいいのに、社会保険事務所にとってもお客様にとっても手間がかかって非効率なことをしていると思っていました。 採用2年目に年金給付課に配属になり年金相談の窓口にも出るようになったときには、裁定請求受付時に統合されていない記録をこちらからは見せることができなかったため、お客様が思い出さない限りはどうすることもできないことも疑問に感じていました。	ご本人様と思われる記録の情報を事業所名も含めて社会保険側から積極的に提供していたほうが思い出していただくために良かったのではと思います。 自分ではどうすることもできませんが、オンラインシステムの使い勝手が非常に悪いことなども含め、効率化、正確化のためのインフラ整備的な設備投資がほとんど行われなかったことは残念です。
4229	地方庁	社会保険事務所課長級以上		本来ならば全ての紙台帳の確認及びデータ化が先に必要と思われるが、各個人に対する照会から始まってしまったため、現時点では人間を大量投入するしかないと思われる。	・基礎番号導入時の各個人の年金記録の調査不足が大きな原因の一つ。定期便のような事を基礎番号導入後定期的に行っていれば、ここまで大きな問題にならなかった。	何も考えず処理するのみ。反省点は特になし。
4230	地方庁	その他(社会保険事務所)	報道されている問題以外、特に思い当たらない。	事務所の現場では、通常業務と記録問題(特別便・定期便)の対応に追われているので、選任チームを作って集中して対応したほうが効率がよいと考えます。	過去のずさんな記録管理とその場しのぎの法律改正が年金制度をわかりにくくしているため、誤解を招き結果として重大な問題になっている。 報道されるようになってから。	全職員が一致団結して最善の対応を行えるように、所長や各課長と相談の上、窓口体制や職員配置等を提案し実行した。 平成9年に基礎年金番号を導入しているが、せめて年金の通算制度が出来たときに、生涯一人1番号で年金記録を管理していれば、これほどの問題にはならなかったと考えます。
4231	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	特になし	わかりません	わかりません
4232	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし		基礎年金番号導入時、またその後、過去記録の照会回答票による、手帳番号の登録が思うように進まない(回答がなかなか得られない)時期があったが年金裁定時に確認統合されれば問題ないと思っていた。本人による申し出主義と教えられていたので、申し出により本人の記録と確認されないものは統合はできないと認識していた。	申し出主義と教えられていたが、確認されなかった記録も当人が保険料を納めている大切な記録であることを認識し、申し出主義ではなく、社会保険庁が責任を持って判明させなければならないと考えるべきであった。
4233	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たりません。	特にありません。	カタカナ等で登録されている氏名の補正をしなければならなかった頃、普通の氏名索引では検索されないであろう名前で登録されていて、これでは期間調査をしても記録が出てこないはずだと思いました。	名前を漢字変換入力するしかなかったので、個人的に対応することはなかったです。 WM導入時や、基礎年金番号導入時に紙台帳との突合をしておくべきだったのではと思っています。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4234	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。		在籍する前から知っておりました。ただ、問題があるというだけで、内容については興味を持っておらず、詳しくは知りませんでした。せいぜい公務員叩きの一環で、世間が過剰反応しているのだろうという程度の認識でした。 在籍してからの認識ですが、お客様からの強い非難の声などは多少増えましたが、自分は悪いことをしているのではないので、必要以上に卑屈になることはないという認識でお客様対応をしておりました。	反論しなかったことが一番の問題だったと思います。 私は近隣市町村の不祥事(国民年金保険料の横領)を所属社会保険事務所の行動のように悪くいわれました。 厚生年金の遡及訂正についてもどこぞの元職員に全部が全部自分と同じであったかのように言われ、非常に腹が立ちました。 このような状況で、お客様に反論できない職員を中心にやる気がどんどんと減退していく状況を目の当たりにしてきました。 「社会保険事務所＝悪」という図式が出来上がっていた以上、反論できない状況・反論しても聞いてくれない状況だったのかもしれませんが、せめて職員のやる気を守る意味として、いわれるがままの状況だけは避けてほしかったです。
4235	地方庁	その他(社会保険事務局)		回答をするにあたっては、正確な内容で素早くしなければならないと思いますが、通知や法令上どのようにお答えすればよいのか、事務所・事務局単位では回答が出ない部分もあると思います。(過去に全損した事業所の被保険者記録訂正に係る保険料の本人への還付等) そのような部分について、1日も早く取扱いの整理をしていただきたいと思います。	当時、社会保険事務所に在籍していましたが、平成19年の夏ごろに新聞報道等が出たことで、窓口に多数のお客様がいらっしゃったことから、問題について認識するようになったと思います。 当初は、年金記録に関係するということもあり、給付課が主体で動いていくことになるのかと思いましたが、お越しになるお客様の人数から事務所全体で対応していかなければ、とても無理であることを実感しました。	お客様をお待たせすることのないように、窓口対応を行うように心がけました。 しかし、相談内容によっては、すぐに答えられないということが頻繁にありました。 そのため、担当課の職員に相談をし、結果としてお客様にずいぶんお待ちいただくということがありました。 社会保険関係の相談に対して、すべてお答えできるということが望ましいとは思いますが、その人その人の勤務経験もあり、難しいとは思います。 また、お客様に対して、対応する人員は明らかに不足していたと思います。
4236	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません		平成19年頃に報道で知りました。 まだ入所前で役所の仕事なのにずいぶんずさんだなと思いました。 入所してからはこんなにたくさんの方の記録が問題なのだと知りびっくりしました。 国民の皆さんの大事なお金や記録がどこにいってしまうのか？ また正しい記録であるにもかかわらず便乗して悪用しようとしている方がたくさんいるのだと覚かされました。 これはやはり一刻も早く解決しないといけない最重要課題と認識しております。	寄せられる照会についてひとつひとつに丁寧にお今回の問題についてはご説明し、記録の漏れがあればもちろんお詫びをし、精査を重ねて早く回答できるようにし、また窓口来訪者についても丁寧にお話をお伺いし、できるだけ細かく情報を記載して申立書を記入いただきました。 ただし本当に記録の調査の必要な方以外に便乗して無理難題をおっしゃる方も大勢いて本来の対応がなかなかとどり着かない状況の時もありました。 情報が過剰に報道されて、本来の問題以上に国民の方の不安をあおる報道やマスコミにも一考の余地があると思います。 こういった問題が出てくる背景には処理の曖昧さやシステムの管理個人情報の管理職員の質すべてが曖昧だったためと思われます。 すべての処理をした後の再確認の徹底と管理の強化が望まれます。
4237	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上	なし。	大臣は、人・物・金を投入してと言っているが、人の確保については、誰でもいい訳ではなく、年金業務に精通した人をどれだけ確保でき、記録問題の解決をいかに図っていくかが大きな課題と考える。	個人の年金権(権利)をさ揺るがすあってはならない大問題であり、国民から負託された社会保険事業、とりわけ的確な記録管理とそれに相応した年金給付を使命とする社会保険庁のお粗末極まりない大事件であると認識しており、いち社会保険マンとして痛恨の極み。 なお、認識した時期については、事案により異なる。	(対応内容) 年金記録問題対応が最重要課題であることから、自分にできることは率先垂範して事にあたった。[redacted] (反省点) ①制度改正や新たな事業をスタートする際に、実務レベル(現場)がついて行けるのか等について時間的制約もあってよく検討・整理されないうちにスタートしてきたことも一因ではないか。まっ何とかなるだろうとの楽観視も反省点の一つに挙げられると考える。本省と本庁又は本庁と地方庁との緊密な連携と調整が十分ではなかったのではないか。 ②以前は、業務マニュアルが確立されておらず、各現場の裁量に任されていた部分もあって標準化が十分でなかったこと。また、職員の認識の低さから勝手な判断で処理を行っていたきたことも反省材料である。いわゆる内部統制システムが確立していなかった(又は機能不全に陥っていた、若しくは十分に機能していなかった)がために起きたようなもの。
4238	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。		入社した年度末に国民年金未納問題に始まり、年金問題が報道され始め、その存在を知りました。 年金額に影響し、後から見つかれば下がることもあるし、全国から該当者を探すので、受給者側から見ても、職員側から見ても難しい問題と認識しました。	年金給付に携わるようになったので、請求時の氏名索引、本人からの聴取漏れが無いように慎重に対応しました。 コンピューターが無い時代から始まっている制度なので、統台帳管理は当然のことだと思います。それがゆえに、機械化した際の登録ミス、職員の癖のある字、などにより生年月日が相違したり、読み仮名が相違したり、少しずつ見えない形で大きな問題になっていったと思います。 また、被保険者の方々も、厚生年金を会社でかけてくれているとは思わなかった。という方も多くいらっしゃいます。制度の浸透度、会社、被保険者との意思の疎通そういった小さなことの積み重ねにより、ここまで大きな問題になったと思います。 さらに悪化させたのは、年金請求相談時の対応者の接遇が悪かったことも原因と考えます。 その為、どのような点ではなく、今まで行ってきた事全てに反省が必要だと思います。
4239	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	未統合の手番の持ち主であると思われる者に対する働きかけを強化する。 内部的には資格照会に対する回答を迅速かつスムーズに行うために旧台記録やオール0で表示されている事業所整理記号、被保険者番号等を収録し、WMで確認できるようにする(厚生年金)。	基礎年金番号に未統合で、そのままでは年金の受給に結びつかない手番が存在していること。 平成11年頃初めて厚生年金記録の資格照会業務を担当したとき。	資格照会以外の用件で来庁した被保険者等に対しても、未統合の手番があると思われる者に対しては積極的に働きかけ、本人の記録と確認出来る場合には基礎年金番号に統合するよう勧めた。 基礎年金番号制度発足以降の広報が(現時点で見ると結果として)不充分であったと思われる。 年金記録問題が起きた時に社会保険庁がこの件に関して無為無策であったかのような報道がなされたが、問答に謝罪するだけではなく、このような問題が起きた経緯やこれまでの取り組み等についても詳しく説明したり、必要があれば不正確な報道に対しては反論を行う等の対応も必要であったと思われる(不正確な報道を鵜呑みにして来庁したり電話で問い合わせをする被保険
4240	地方庁	その他(社会保険事務所)	昔の国民年金の記録で、住所不明な人は、「市役所の住所」として登録されていること。	国民年金の納付記録など、住所不明のため、当時の市役所の住所を「住所」としているため、本人の記録と判断しにくい場合がある。また、通知・お知らせが住所変更届をだしていただいていないと、返戻されてしまうこともある。「住所の把握」を確実にするためにも、現況届だけでなく、市町村の住民票データとリンクするようにしたほうがいいと考える。	平成19年6月。手帳番号の記録は、裁定請求時に、本人に確認して、記録を結びつけることができると思っていた。事業所記号がわからないいわゆる「00000」記録など、本人特定が難しい記録が多数存在することに、正直驚いた。	私が所属しているのは、現場の事務所なので、とにかく、窓口で、お客様から「どこかに勤めていたけど、掲載されていない会社名とかありませんか」「同僚の人の名前とか覚えてませんか」「今思い出せなくても思い出したら、連絡ください」と、本人に当時の会社・勤め先を思い出してもらい、記録発見につなげるよう努めた。反省点といえるかどうかわからないが、なぜ、平成9年の基礎年金番号導入時に、手帳番号から基礎年金番号に移行するにあたり、事業所記号がわからないいわゆる「00000」記録など多数あったことはわかっていたのに、効果的な対策を打てなかったのかと考える。本当に、年金記録を「確認」しようとしたら、すでに行っているかどうかわからないが、時間と人件費がかかるかもしれないが、マイクロ化された紙台帳や市町村で保管している予備台帳(一部の市町村では廃棄されているが)と、厚生年金・国民年金の手帳番号記録と
4241	地方庁	地方社会保険事務局長	なし	なし	年金記録の管理は、紙→パンチカード→磁気テープ→オンラインシステムと増加していくことに対して、その管理する媒体の充実を図ってきたところであるが、しかし完全な状態での管理には、種々の問題(庁側の問題、加入者側の問題等)があり、一定の量で不備は出てしまう状況だったのではないか、過去、その問題について、予算面、人員面の手当てがしっかりなされていなかったと考える。 記録管理が命である業務であり、予算、手法も含め、手当てがなされていないのではなかったのか。(使うところに使うべきものであったのではないか)	問題が判明した以上、整備を図るしかないことから、示されてきた取組方法 に基づき、全局、全所、全力で取り組んできた。 また、機会あれば、各種会議、打合せ等で、外部の方に理解をしていただくよう説明を行い理解を求めてきた。 過去の記録の整備であり、OBの協力を得ているが、もっと協力を得ることが必要である。
4242	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に無し	本人の申し出による調査よりは、明らかに本人のものと思われる厚生年金手番、国民年金手番を個別訪問等により消していくこと、社会保険庁が保有するマイクロフィルム、市町村台帳との突合を優先すべきと思います。	宙に浮いている記録については以前より知っていましたが、年金を裁定するまでに記録を統合すれば問題はないと認識していました。機械化されていない台帳の存在、国民年金の納付記録の漏れ等について知ったのは平成19年、年金記録問題が騒がれるようになってからです。それまでは機械に登録されている記録が正しいとの認識で仕事をしていました。	19年度、20年度は来所者への対応、21年度は照会に対する回答の作成に追われ、事務所の方から積極的に働きかけることができなかったと思います。
4243	本庁	その他(社会保険事務所)	特になし	時間と人数をかけて地道にやる以外ないと思う。あせって処理をしてもミスが生じるだけだと思う。	基礎年金番号にまだ統合されていない手番があるのは、平成12年頃から知っていたが、年金請求時に確認するのでと教えられ、問題としての意識は薄かった。年金受給者にあれだか記録もれがあるとは、問題が世間に出るまで知らなかった。	当時は、教えられたとおり、年金請求時まで統合すればいいと思っていた。現在の特別便のように本人に加入記録を送付するなどし、被保険者に自分の年金記録を確認してもらう機会をもっと設けるべきであった。
4244	地方庁	社会保険事務所課長級以上		現在、誰の記録のものかわからない宙に浮いてしまっている記録をできるだけ早急に処理をしないといけない。 ただ、このような状況になってしまった以上、すぐに本人かどうかの特定をすることは無理であるので年金記録問題の処理は永遠に続けないといけない。 社会保険職場に働く者として当然の責任。 できるだけ未処理がゼロに近づけるように。	年金裁定請求処理時に氏名検索等を行い、その時点で記録は整理され、本人の記録はすべてとはいわないがほとんど受給している年金に反映されていると思っていたので、こんなことになってしまい、年金給付事務の経験が長い自分として大きなショックを受けた。 知ったのは年金記録問題として騒がれた時から。	今は考えられないが、昔確認もせずいい加減な事務処理をしてしまったことが原因。当然社会保険職場に働く者として責任を感じている。
4245	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	お客様自身が自分の年金記録に関心を持ってもらえるよう周知し、お客様からの協力を得られる制度作りをしていくのもひとつの方法かと思います。そのためには、年金教育に力を注ぐことも必要ではないかと感じています。 また、記録の回復については社会保険に携わる職員が精一杯真摯に対応することはもちろんですが、市町村や金融機関、公共機関等より幅広く各方面からの協力をお願いし、お客様が年金記録の確認やそれに伴う手続きをしやすい環境を整えることができればと考えております。	年金制度の根幹を揺るがす重大な問題として認識しています。 社会保険事務所に採用され3年目に年金給付課に配属されましたが、その際、業務の中で基礎年金番号に未統合の記録が多いことや期間調査の申請に触れ、年金加入記録を確認する制度・仕組みを確立すべきではないかと感じておりました。	お客様が納得できるよう真摯に接するよう努めてきました。また、お客様に対応したときは、少しでももれている記録、不完全な記録によりお客様の利益を損なわないよう、こちらから未統合の記録はないかお調べし声をかけてまいりました。 年金記録の重要性を職員が深く認識する意識が低かったことが記録問題の根幹にあると思います。職員研修等、常日頃から自分たちが大切な記録を扱っているという意識を持つ教育が必要ではなかったのかと反省しております。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4246	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成19年3月に産休代替の任期付任用職員として採用になり、その時点で国民年金保険料部分での改ざん問題等マスコミを通じて多少聞きかじる程度でした。 勤め始めて数ヶ月とたたない内に今の年金記録問題が報じられ知ることとなりました。 年金記録問題について年金制度発足より現在にいたるまで、制度体制や機械導入など切り替わり時点が多々あり、その際起こってしまった宙に浮いた年金等はもちろん、月額報酬等改ざんや横領などについては重い問題であり、本人の記録として整理すべきと考えております。	宙にういた年金記録等については、基礎年金番号付番当時の状況はあまり知りえないことだが、もっと被保険者に対し広報や今のようにきちんと記録照会を行う必要があったのではないかと思われます。 今現場で対応する際に特別便・定期便専用窓口時はもちろん担当課窓口でも相談者記録に空き期間等がある際はご本人様に確認する等心がけています。
4247	本庁	社会保険事務所課長級以上		古い記録の場合、対象者も高齢となっていることから、100%の解決は困難ではないかと考える。 今後、このような問題を引き起こさないためには、職員の意識の向上と制度の周知(年金教育も含め)を行うことが必要と考える。	オンラインになる前、紙運営を行っていた当時、業務センターから記録不備の事故リスト等が送られ調査確認を行い回答を行っていたが、100%判明していたかどうか定かではない。採用されて間もないころのことなので深く考えたことはなかったが、記録収録にはさまざまな問題があることを認識した。	入力(パンチ)作業時に読み間違えをしないように、原票等の記載を鮮明に行うようにした。また、事故リスト等の調査確認もしっかり行った。 事務処理を行っている事務所担当者が業務センターでの記録収録作業の方法等理解をしていなかったことにも原因はあると思う。事務処理の流れを理解する中で誤りを防げた部分もあったのではないかと考える。(私自身は採用されて間もない頃のことなので、私だけが知らなくて、他の人たちは知っていたのかもしれませんが) 記録管理は、東京(業務センター)ですることで、地方は関係がないと思っていたかもしれませ
4248	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません		基礎年金番号制になったときの番号未統合や、被保険者の年金に対する意識の薄さからきている複数付番がもたらした問題だと考えていた。	職歴を細かく専ね確認作業をした 年金制度や手続きを広く周知徹底させて届出もれによる不利益をなくすことが求められていると
4249	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。問題点は現場には何も知らされてない。	加入していないと思っているお客様が多いので、申し出をまつのではなく何らかの方法でアプローチをすべき。	国の責任問題。特に国民年金の納付記録漏れ。被保険者に落ち度なし。国から業務の指示があってから。	1件1件個別に対応。年金問題だけでなく、現場でいくら問題点を指摘しても誤っていることを是正することをしない。こんなことを続けるなら、組織の看板の架け替えだけでよくなる訳がない。そういった体質を変えなければ国民の信頼を取り戻すのは困難。
4250	地方庁	その他(社会保険事務所)	マイクロフィルムのデータが手帳番号のいずれにも含まれない場合がある。	ご本人の申し出を待って検索し、収録している。 手帳番号、生年月日、氏名のいずれかの記録に誤りがある場合が多いので、すべてのマイクロフィルムの読み取るのは困難です。	取り組むのは非常に困難な問題と認識していましたが、パソコンの普及に伴い、早く取り組んだほうがよいと思っていました。 本格的に認識したのは、年金給付に携わるようになった平成15年以降です。	年金請求者の対応の際に、本人の申し出がなくとも、記録照会を勧奨して、名寄せから可能性のある記録を収録するように務めました。 厚生年金については未収録のマイクロフィルムの記録や、旧台帳についての認識がなかったため、WMに照射される範囲の調査にとどまりました。
4251	地方庁	その他(社会保険事務所)		①その当時の人々が、勤めていたという事実を確認できる資料が残っているところに(官公署等)に事実確認をすぐに照会できるようにする ②本人の申し出とこちらの記録が相違するときに、一定要件を満たすことで、記録をすぐに訂正できるようにする。	平成19年当時、記録問題が公になった時に初めて知り、年金制度のこれまできずいてきた信頼を失墜させるものだと認識していました。	まず年金特別便、定期便の対応で、その人の記録にもれがないように調べることを心がけ、それにともなう補正等の後処理もすばやく行うよう心がけました。 反省点は年金制度を実施する前にこういった事態を予期し、対策を考え、実施するべきであったと考えています。
4252	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん特別便、定期便、期間調査の対応と複雑な中、今更別の方策など浮かびません。	新聞、マスコミ等で、平成18年頃「五千万件」「宙に浮いた年金」「消えた年金」など報じられる中、お客様からの問い合わせの数など尋常でない状態となり、重大な問題であると認識しました。	年金の新規裁定分については、現在の氏名、旧姓と調べ、統合漏れの記録など無いように調査のうえ裁定処理を行っていました。
4253	地方庁	その他(社会保険事務局)	一般的に認識されている問題以外はわかりません。	(6)での回答についてということであれば回答不要と考えます。	今までの法律改正と組織のあり方が積み重ねてきた結果だと受け止めていました。当初からひとつの番号と制度としていれば、管轄する機関も町村への委託などではなく社会保険庁のみで行っていれば、このような事態にはならなかったと思います。 記録問題の認識は、免除問題が出た頃からです。	現状の解決には、その当事者の話や記憶を頼りにするしかないと思いましたので、できるだけ詳しい相談内容となるように話を聞いていました。法律の改正経過など、分かりやすく説明するよう心がけたつもりです。 当初から長い間記録を保管することが分かっていたのに、どうしてその保管者や制度上の不具合を適切にできなかったのかということだと思います。これからは失われた信頼の回復と恒久的な制度の運用体制が求められると考えます。
4254	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません	通常業務と切り離し、特別チームを編成し専門に対応していく	通常業務に匹敵する規模の業務が新たに加わったという認識。平成19年6月頃のマスコミの報道等で存在を知った。	記録問題を中心に通常業務に優先順位をつけて対応。 社会保険全体の考え方として、何かが起こる前に対策をとっておくのではなく、何かが起こってから対応を考えているので、その場しのぎの対応になってしまっていた。
4255	地方庁	その他(社会保険事務局)	・古い被保険者名簿・事業所名簿で紙が破れており、もう見れないページがある。 ・オンライン記録で不備記録(現失が入っていない等)のまま手番として残っているが、整備するための名簿・原票の該当者分が見当たらなかった。(名簿・原票の亡失)	問題に取り組む人や予算は大臣が考えているようなので、あとは誤解されていることが多すぎる年金制度やこれまでの年金記録の管理・決定方法等について、どれだけ一般の人に周知することができるかだと思います。(報酬月額の決定、昭和61年以降は任継は健保のみであること等々) 制度を理解してもらえれば、少なくとも問題と捉えている人はかなり減ると思います。	社会保険の記録管理に当然のごとく問題はあるが、記録を作るための事業所や被保険者の届出・手続きにも大きな問題がある。また、マスコミの歪曲された報道にも問題がある。 平成14年に初めて事務所勤務(国年課)した時。	事務所で働く職員は、電話や窓口で対応したお客様にこれまでの年金記録の管理方法等を懇切丁寧に説明することしかできません。 なんといっても基礎年金番号導入後、もっと手番解消するための勧奨作業をどんどん積極的にするべきだったと思います。
4256	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特別には知りません。	黙々と解決するしかないと思います。	特に問題認識はありませんでしたが、マスコミの必要以上の報道により世間が騒ぎ始め知りました。	特に述べることはありません。
4257	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特に知っていません。	国民の不信感や疑問、解消に向けて1日でも早く全ての年金記録を突合調査し、年金支給漏れを解消できるよう職員が全力をあげて行くしかありません。	以前から複数の年金手帳(婚姻・転職・住所変更等)を持っている者が相当数いることは、承知していたがこれほどまでに多くの件数の誰にも属さない年金記録があるとは、思っていませんでした。 本人による年金相談時・58通知時や裁定請求時に本人申し出記録と突合していました。	婚姻による旧姓の確認や転職による、加入した年金記録が基礎年金番号記録以外にあると思われる者については年金相談時に特に注意して丁寧に時間をかけて対応しました。 過去の記録の中で氏名の読みがなで、間違って登録されている者が多数あるように思われるが、最初からカタカナ登録にしたほうがよかったと思います。
4258	地方庁	社会保険事務所長	知らない。 しかし、入庁後に、パンチミス要因(外部委託)や業務センターでの未収録に関することを聞いたことがある。	・業務センターにある全記録のデータ入力が急務。 ＊社会保険庁の管理責任部分での、記録管理上の不信を早急に解消することが先決であると考える。 ・今後も、外部委託業務(現行での市場化受託業者)に対する管理の強化が必要。 また、現期間調査業務においての調査精度を高める能力のある人員配置または人材育成が必要に感じる。 あわせて、オンラインの活用(進捗管理、事蹟含)が不十分に感じる。たとえば、定時数値報告等も、現場では手計算管理に頼ることが多く、時間的なロスも多く、効率および精度面での低下を招くことにもなっているように感じる。ソフト面での環境整備が急務である。	在籍前。 入庁前。	反省すべきと考える点 (7)に記載していたようなことが軽視されていた点。
4259	地方庁	その他(社会保険事務所)		通常の決済の過程での確認だけではなく、別機関における入力、確認、処理の審査といった二重の確認が不可欠だと思います。	あらゆる手段を使って解決しなくてはいけない問題だと思います。社会保険庁だけではなく各共済組合、全国農閉していた民間の事業所において保管されている名簿とてらしあわせるなど、なんとしてでも年金記録を探しだし、本人の年金に結び付けていかなくてはいけないと思います。 年金記録問題については、平成19年に報道と同時期に知ることになりました。それまでは、そのような問題があることを知らず、日々の業務にあたっていました。	相談をうけて記録を探す際に、なるべく当時の資料(給与明細・年金手帳など)をみせてもらうなど当時を確認できるものを頼りに調査をしていました。反省点があるとすれば、まずは届出から加入の時点で公的書類の添付に基づく正確な書類の作成・入力、二重三重の管理を怠っていたことだと思います。もしも書類が数年後に内容を確認できなかったとしてもその控えが別保管してあるなど、管理や情報を保護する取り組みが甘かったのではないかと思います。
4260	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	特別便や黄色便など本人の記載内容が不十分なため再確認にかなり時間がかかっています。また再裁定の処理についても、もっと人員を増員していただきたいと思います。再裁定の処理状況の確認については、社会保険庁に窓口を設けていただきたいと思います。	収録されていない記録があることは、知りませんでした。 報道されて初めて知りました。	以前の対応は、記録が見つからないのは会社が厚生年金をかけてくれていなかったためと説明していましたが、必ず期間照会申出書を受付するようにしました。 同一人に何度も照会文書がいったため、再裁定を何度もするということがありました。もう少し記録整備が進んでからの照会の方が良かったのではないかと思います。 カセット解除及び記録整備や、船員保険期間の照会などもっと早い時期に処理方法の変更をしていただきたかったと思います。
4261	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に知りません。	1件ずつ対応していくしかないのではないかと思うが、不明な記録も多いと思うので、期限を決めて行わないと解決は永遠に無理だと思われます。	世間で言われるようになり、問題化してから初めて年金記録問題を知りました。そのような問題があるとは全く知りませんでした。	これから年金問題が起こらないためにも、当然ですが年金請求者の年金記録はしっかり調べ確認し年金審査を行っています。 反省点としては、年金窓口での記録確認がしっかりされていなかったことが一つとして挙げられると思います。実際にそういう声をお客様から聞いたことも何度かありました。また、年金番号がいくつもあったことも問題であり、基礎年金番号で統一したときにしっかりさせるべきであったと思
4262	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし	高齢の方が多く、未統合記録の本人確認には相当時間を費やすことがあります。予算の事情があると思いますが、可能な限り、人手を増やすのが問題の早期解決につながると思います。	私が採用された平成8年当時は、基礎年金番号施行前であり、制度ごと手番管理だったので、転職が多く、手番を複数所持している人は申請主義を原則としている以上、年金裁定請求時において、統合もれが生じるのもやむを得ないと思っていました。	未統合記録について、客観的にみて本人の物である可能性が高い物については、可能な限り情報提供し、本人の記憶の喚起に努めたが、この問題が大きく取り上げられるまでは、本人に情報提供できる範囲等、全国的に統一した取扱(マニュアル)がはっきりしなかったため、応対者の考えや資質により統合できたであろう未統合記録が放置されたケースが少なからずあったと思いま
4263	地方庁	社会保険事務所長	特に思いつくものはありません。	地道に1件ずつの対応をしていくのみだと思います。	過去の積み残しされた公然と手をつけていないもの。記録問題が叫ばれてから知りました。記録照会をしても、名前が入っていない記録などが、大量にありせっかく年金の請求者の旧姓の氏名索引をしても拾い切れない記録が多くあったことが残念です。	マスコミと政治家に踊らされすぎ、こういう計画を立てるからここまでの時間を欲しいという対策を立てて欲しかったです。
4264	地方庁	社会保険事務所課長級以上		厚生年金手帳記号・番号が判明して記録の確認をしようとしても、カセット記録になっていて、すぐに内容がわからない場合があるが、解除していただくのにまた日数がかかるので、全カセット記録の解除や整備を先にしておいたほうが効率がよいのではないでしょうか。	件数は多くはないが、手帳番号と記録が他人の記録と入れ違いになっているものや、氏名の振り仮名が、ふざけているとしか思えないものがあった。オンラインにより裁定審査や期間調査の業務をしていたので、昭和62年頃からそういった記録を目にしていた。 また、期間調査業務においては、その調査者によって、とことん調査する者と、適当に調査する者がいれば、結果が違って、前回の調査では見つからなかったのに、今回はあったというようなことが起こりうると思っていた。自分が期間調査の回答をするときは、自分としてはベストを尽くしたが、それでも、見つけ切れていないのではという不安がいつもあった。 しかし、複数の手帳番号の保持者の記録については、年金請求時に整理すれば事足りると思っていた。実際には、本人の申し出がなければ、せっかくのシステムがあるにもかかわらず、氏名検索もしない担当者もいて、その積み重ねが問題を大きくしてきたと思う。	窓口に来られたかたについては、必ず氏名変更履歴を聞いて、考え付く限りいく通りもの読み方で氏名検索を行うようにし、国民年金の3号の記録は配偶者の記録と照合し、問題があれば見逃さないことを心がけた。部下にもそう指示してきた。
4265	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	全職員が一丸となって取り組むほか無いと思います。	年金制度の信頼をなくした、大変な問題であると思います。 平成19年夏頃	年金記録問題を知ってから、来所されたお客様の年金相談の対応を平先して行いました。 旧台帳等の原票記録がWMの記録に適正に反映されていないのが一番の原因と考えられま
4266	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	本人・家族に対する記録確認により解決するしかないと思います。	基礎年金番号制度ができた当時(平成9年頃)、基礎年金番号と他の年金番号との統合処理を行なおうとした時に、他の番号の氏名が正しい氏名で登録されていなかったため、被保険者台帳で氏名を確認後、氏名変更処理を行なったうえで、統合処理を行なったことがありました。そこで、登録されている氏名が誤っていることもあると気づいた事がありますが、どのくらいの規模で氏名相違の年金記録があるのかは、想像していませんでした。	年金請求の際には、本人の年金記録を再確認すると思っていましたので、特に対応は考えてませんでした。 年金請求の前に本人に対して年金記録の確認ができる機会(ねんきん定期便みたいなもの)があれば良かったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4267	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません	・紙台帳を完全にオンラインに収録する。 ・マンパワーで、努力するしかない。	・オンライン化された時の入力ミスが、こんなに多いとは思わなかった。	・被保険者個人のだけの問題ではなく、社保側のミスによる原因もあるので、 まずは、話をきいて、説明をわかりやすくすることで対応。 ・制度の複雑さに加え、手作業時代の管理の仕方が悪い。
4268	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていないかどうかは、わかりませんが、年金相談に来訪されたお客様から、昔は、失業保険を受給しながら雇用されるために、偽名を使う人や、年齢を偽るケースがあって、宙に浮いた記録が生じるのは必然だと、おっしゃっていた方がいらっしゃいました。	お客様から、自発的に申し出ていただかない限り、記録統合は不可能。実際、親につけられた名前が嫌いで偽名で働いていたとおっしゃる方の当時の偽名で検索したところ、記録がみつかったということがありました。 システム構築以前の記録整備については、もう、できることはやりつくした感じがします。	・オンライン移行時の、転記誤り。 ・年金番号を一人に何個も払い出したこと。 ・基礎年金番号導入時に、手番統合について、周知徹底できなかったこと。 による、未統合手番の存在を採用時(平成10年)から知っていました。 報酬改ざんについては、報道で認識しました。	窓口で年金手帳を確認し未統合手番を統合する。 必ず、手番がないか検索し、本人からも聞き取りをする。 問題化する前から地道な作業はやってきたものの、追いつかなかった。はやい時期に記録整備に時間と人員を確保すべきだったのかと思います。 上と現場の連携ができてなく、不透明だった。
4269	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。		年金記録問題が浮上したときは平成18年ごろでした。 免除申請書の不正問題から始まり、年金記録問題が明らかになりました。 年金記録問題は、元々平成9年に基礎年金番号が作られる以前に手帳番号を複数お持ちの方が番号を一つに統合せずにいたことが原因です。また、手帳番号証書を紛失したり、お勧めであった企業を忘れたりしている方もいらっしゃるので、とにかく日々の年金相談において、お客様の記録をしっかり確認し、残っている手帳番号の統合処理を今後も引き続き行っていくことが重	記録確認をしにこられるお客様に限らず、来所される方の特別便の回答の提出状況を確認するなど、その方の記録を確認するように心がけております。現在は職員が一丸となり、年金記録問題に取り組んでいると思いますが、今回の問題を反省点とし、今後日本年金機構となりましてからも、国民の皆様に不安を抱かせることのないように一人一人が自分の仕事に責任を持ちながら、正確かつ迅速に事務処理を進めていくことを課題として取り組んでいくべきだと考えます。
4270	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般、新聞報道等で知られているものしか存じ上げません。	今回のアンケートの様に退職者等に統合帳時代の事務処理方法を調査し、記録調査等に活用する必要があると考えます。国民年金は特に必要であると考えます。または、直接指導に当たっていただきたいです。 現在、住民基本台帳等と突合し案内をしています。来所される方の多くは、資格取得、喪失年月日だけでは思い出せないとおっしゃいます。事業所名を示し、在職期間をお申出いただいたほうが、記憶を辿ることが容易になると感じました。個人情報をどこまでお知らせできるかという問題はありますが。 事例集を作成しレアケースに対する知識を共有化する。知識の共有化がまだ十分ではないと思います。	年金問題が広く一般的になったのは19年5月頃と認識しています。その時は人為的ミスの積み重ねにより発生したと考えていました。現在は人為的なもの＋技術的(紙管理の限界等)な側面もあると考えられます。 それ以前は事例のような年金問題の存在を知りませんでした。実際に接したことがありませんでした。 ご本人のお持ちの国民年金保険料領収証と社会保険庁で管理している記録の相違している案件を知ったのは、平成18年5月に国民年金課に異動し、窓口業務を行うようになってからです。すぐには窓口に出なかったため7月以降であると記憶しています。しかし、それはその方、または国民年金に限ったことで、多くの方が同じような状態、厚生年金でもあると、つまりは問題の存在を認識するようになったのは問題が一般的になった頃であると記憶しています。	年金問題が一般化した後、国民年金課の在籍期間が長いため、国民年金制度の変遷について過去の通知、通達について勉強しました。そのことにより申立をされる方の申立内容について理解が深まりました。 特別便の窓口対応を積極的に行い、共通の疑問点、不安、不信に思っている点を汲み取るようにしました。 そこで得た知識、疑問等をもっと自分以外に発信できたらよかったと思います。また、同じように特別便等対応した職員での意見交換を頻繁に行うことが出来ればよかったと、公開しております。 昭和60年ころに出された、WMと突合済みの被保険者台帳を破棄してよい旨の通知の存在を知ったときは非常に悔しかったです。
4271	地方庁	その他(社会保険事務所)		いくら外部から人だけ集めても解決は出来ないと思う。記録問題については経験が必要で素人を集めても間違いを起こすだけ。しかし、人海戦術しかないと思うので、記録問題、または年金記録に詳しいベテラン職員を大量に配置し経験を生かしてもらうべきだと思う。	国(政府)の対応の問題。払い出されている年金番号の数を確認すれば早期に異常に気づくはず。 平成9年に基礎年金番号を始めた当初より一人でいくつもの年金番号を持っていることに於い	期間照会や記録補正業務の経験があったので本来業務を後回しにしたり、未経験職員に対し指導もしたが量が膨大過ぎて限界をかんじた。基礎年金番号発足時にもっと手番の統合をビーアールし、その当時より記録統合に力を入れるべきだったと思う。
4272	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		未統合の記録が多数存在することは職場に入ってすぐに認識していましたが、ご本人からの申請に基づいて徐々に整備していくものという理解でした。	ご本人からの照会に忠実に答えることで、少しづつ記録を整備していこうと考えていました。時間的、人員的な制約のなかでは、申請のなかった方にまで整備の対象を広げることは今考えても難しいのではなかったかと思います。
4273	地方庁	その他(社会保険事務所)			今回の問題が表面化してから知りました。あってはならないことと思います。	・当時の記録の管理が非常にずさんであった。オンライン化したときの移行作業が正確にできていなかった。国民年金に関して言えば、市区町村との連携不足及び管轄外への住所変更の際の事務所間の納付情報等の移行がスムーズにできていなかった。特例納付の際の納付記録の進達もれ。紙台帳での限界なのかもしれないが、被保険者の方々、お一人お一人から将来の年金に結び付く大切なお金をお預かりしているという、認識が足りなかった。 ・今回の問題に対し、コンプライアンスを遵守した業務の遂行を肝に銘じ、お客様の信頼を得られるよう努めております。
4274	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		記録、年金番号、氏名の登録不備により、同一人物にいくつもの記録が存在することを知ったのは昨年7月に社会保険事務所で働き始めてからです。	先延ばしにならず、問題があることがわかったことで、国民が年金制度について関心を持ったことは、逆に考えればよい事だったかもしれないと考えます。 今後は職員が高い意識を持って、ひとつひとつの業務を行い、今後このような記録誤りがないように努めることが大事だと思います。
4275	地方庁	社会保険事務所課長級以上				
4276	地方庁	その他(社会保険事務局)			平成16年4月採用ですが、入庁して間もなく気づきました。 適用課に配属になり、疑重複の担当になりましたが、仮年番が容易に払い出される状況だったので、リスト配信のときは疑重複対象者リストが大量に配信されていて、「こんなに番号を払い出して、後々管理が大変だろうな」と、おぼろげに感じていました。 そのときは大して年金記録問題などという、巨視的な視点で問題意識をもっていたわけではなかったので、それほど重大な問題とは考えていませんでした。	数ヵ月後に上司に疑重複を減らすために"このように今までのやり方を変えたい"と、企画をペーパーにまとめ、提案しました。 色々とトライアンドゴーを繰り返したのち、統合処理を進め、配信されるリストを激減させることができました。 結果に対する上司の反応はいまいちでしたが、それでも潔然と大量に番号払い出しをしてはいけないと考えていた自分にとっては、安堵できた結果だと考えています。 今思えば、私も含め、われわれ組織の殆どがその時その時随時で払い出された番号が、数十年のちに昨今の記録問題のように本人を特定できなくなるほど、追跡可能性が低くなるというリスク意識が低かったこと、個人情報を長期に渡って預かり、そしてそれを適切に管理するという意識が決定的に欠如していたことに問題があったのだと思います。
4277	地方庁	その他(社会保険事務所)	ほかには特にありません。	作業人員を確保し1件1件地道に突合していくことだと思います。	1人の被保険者に対して、人によっては複数の厚生年金手帳番号があるというのは社会保険の仕事に携わってから、つまり社会保険の職場に入ったときから 知っていました。事実、「重複取消届」が存在するくらいなので、日常時々届出されていました。 基礎年金番号制度が施工されてからも、まだ完全に全員が整備されていないというのも認識していました。それらは遅くともその人が年金受給のときまでに整備されればいいという認識でし	年金相談の際には、その人の国民年金・厚生年金記録を見てもらい、間違いがないかを確認してもらうとともに、可能な限り氏名索引などで、疑重複がないか確認すること。反省点としては、庁全体の問題となりますが、充分な予算を 組んだうえで、本人記録突合作業を早くから進めていくべきではなかったかと思います。
4278	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	職員として全力で解決に向けて努力するが、人とシステムだけでは全面的な解決は難しく、被保険者だった方の協力が不可欠。しかし、既に亡くなられている方や、ご自身の職歴、住所歴等を思い出せない方もあり、非常に難しい問題だと思う。	年金記録問題が取り上げられるようになって、認識した。	一つ一つの問題に対して、出来る限りの調査・確認を行い、解決に向け努力した。上部からの指示通り事務を進めざるを得ないが、問題点を提起しなければならないと思う。
4279	地方庁	社会保険事務所課長級以上	思いあたりません。		紙台帳からの情報の移行が、ここまで遅れているとは思っていませんでした。	事務所の職員として、何ができたかと問われても回答が難しいです。 戦中、戦後からの記録の問題ですから、オンライン化された当初の早い段階から計画的に記録整備を図る必要があったと思います。
4280	地方庁	その他(社会保険事務所)	質問の趣旨とは異なるものかもしれないが、外国人の加入記録については、基礎年金番号導入後も、同一人が複数の番号を所持している状態であると思われる。 以前、適用課に配属されていた際、ある人材派遣会社A社、B社(同族経営)において、外国人が厚生年金加入しており、2社間で取得喪失を繰り返している被保険者が多くいたが、A社(B社)から新規取得者として資格取得届が提出された者において、後日B社(A社)で加入記録があったとの連絡を受け、基礎年金番号統合処理を行うことがたびたびあった。 資格取得届が提出された際、基礎年金番号が不明であれば氏名索引により確認を行うが、外国人の場合、届出時の読み方やスペースのとり方によって索引ができず、結果新規取得となってしまう。上記のケースなどは大抵読みが異なっていることによるものであった。 また、国民年金加入者であった者が年金手帳を会社に提出せずに新規取得者として資格取得届の提出があった場合も同様のことが起こる。 現在、各国と社会保障協定が結ばれているため、短期の加入者であっても脱退一時金を請求しないことが考えられるが、日本で加入したときの記録をなくし、事業所名称や所在地を正確に覚えていない場合、記録確認ができない恐れがある。 そこで、氏名索引に、生年月日と氏名の一部一致による検索機能を追加すべきであると考える。	全ての受給者・加入者に短期間に記録を送付し回答を求めたことが、現在の調査遅れの原因となっていることは間違いなく、未統合記録においても不備が多いことが、調査を困難にさせている。 しかも、すでにねんきん特別便、定期便が発送され、今月からは受給者便も発送されることとなるため、事務所ではまた混乱に拍車がかかることが予想される。 今後において、マンパワー増強の必要性は言うまでもないが、事務所では現在受け付けている回答(照会)票の調査を最優先事項とするため、新たな照会票(確認便)の発送などはストップすべきである。なぜなら事務所の調査においては、申出のあった期間以外にも氏名索引等により未統合記録が判明すれば本人記録であるかの調査を行い、統合を行っているからである。今までに発送された旧台帳や旧姓、払出し等の確認便の内容は、事務所調査において判明することがほとんどであり、結果として二重三重に本人に確認することとなっている。なお、その間業務センターにおいては、未統合記録の整備を優先させる。 また、21年3月までの受付分については年内に調査を完了させると期限をきったことより、調査優先ではなく、回答優先となってきている。そのことは、業務センターにおける調査・回答に顕著にみられる。具体的には、旧姓記録などで本人の申出もあり、さらにはねんきん特別便情報照会(050)に対象手番があるにもかかわらず、確認できない旨の回答していることがある。私は本年10月に現在の部署に異動となったが、この2ヶ月間に第三者委員会への申立希望の連絡を受けた方のうち、3件において申立期間が判明している。(その内1件は少しトラブルとなった) 今後このようなことがないように、国民と政府に現状の説明を行い、受給者及び受給者予備軍を優先的に確認することを了承してもらうべきであると考える。	これほどまでに年金記録がもれていることに驚きを隠しきれない。もし社会保険職員でなければ、全く信頼、信用のできない組織と制度だと思っただろう。 この問題を知ったのは、問題が大きく報じられた平成19年6月頃であったが、最初は未統合記録が多くあるが、すでに亡くなっている方の記録や、現役被保険者の記録が多いのだろうと思っており、ここまで大きな問題であると感じていなかった。 しかし、問題発覚から現在までの期間のほとんどを年金記録調査専門に行っていることもあり、現在ではとても根深い問題であると認識している。特に昭和20年代以前の記録は今後も大きな問題として残るものと思われる。	まず、来所された方に対しては、聞き取りと徹底的な氏名索引を行い、申し出以外の記録についてもその場で確認している。せっかく直接話を聞くことができる機会であるのに、その場の調査を安易に済ませてしまうことで、後々調査者が再確認をしなくてはならないことが今もって多くある。このことは記録調査を行う時点においても同様にしている。(ただし、1件あたり時間がかかるため、期限を設けられると積極的に行えない) 反省点としては、第一に年金請求時における記録確認の不徹底さが挙げられる。社会保険庁の方針として請求主義があったため、末端の職員についても申し出がなければ動かない体質となってしまっていたと思われる。 第二に積極的な記録提供がされていなかったことである。基礎年金番号導入時における調査はあくまで受身であり、あの時点で年齢別に時間をかけて記録提供と調査を行っていれば、ここまで深刻な問題とはならなかったと思われる。 最後に、今後においても同様であるが、現場である事務所の要望に本庁はもっと耳を傾けるべきである。年金記録問題以外にも様々な問題があるが、問題が起こるたび事務所内で"以前から言っているのに"といったことを耳にしたことが何度かある。 対外的には現場の意見を反映していくとしているが、どの程度反映されているかが全く見えない。国会やマスコミで騒がれたから制度を直すでは、いつまでたっても信頼回復はありえないだろう。
4281	地方庁	その他(社会保険事務所)			被保険者は年金記録が判明していても管轄が違うためその場で統合しなかった例が多い、また各人の年金記録を十分確認することなく裁定請求書をうけつけていたことに疑問を感じていた。 年金相談員に就いて間もなく約6年前に知った。	出来る限り、記録を確認して統合するよう努めていた。 記録の確認、統合を裁定時にすればよいという考え方に問題があると思う。 また、年金や記録について周知させる努力が足りなかったと思う。
4282	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	経験者(OB)の力を借りるべきです。	記録漏れについては、年金裁定時に整備すれば良いと認識していました。記録の管理は、社会保険庁の役割と考えていました。 平成16年ころから、社会保険庁のさまざまな問題が顕在化してきましたが、それ以前から、旧台帳の不備等は認識していました。また平成9年に基礎年金番号のしくみができたとき、遅々として進まない統合作業に、社会保険庁の力だけでは、困難だと感じていました。	個人情報に対する法整備が始まったのは、比較的最近で、未納問題に関連して大きく問題化したと考えています。しかし、それ以前に行政側として、適正な記録の管理という自覚と長いスタンスで先を見通す力が欠けていました。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4283	地方庁	社会保険事務所長	新聞、テレビ等のマスメディアで報道された大小様々な事象において、「世間一般に知られている」事が、「どれか」、「どの程度か」が曖昧なため、設問に対する答えにならないかと思いますが、過去からの職務の中から自分自身が思い当たる事を列記します。 1. オンライン化前の手作業、手管理の時代 ①各種の台帳、名簿及び原票を職員個々に筆記したり、日付印やゴム印で表示していたが、誤字や脱字、それに押印誤り等があった。 ②それらの内、被保険者原票を切り取り、現業務センターへ進達する際 に、誤配送や紛失といったトラブルもあった。 ③各種の進達書類を、キーパンチャーが誤入力。特に、漢字氏名をカタカナ入力する際の曖昧さなど、適当なものであった。 2. 名簿、原票等のマイクロフィルム収録 不鮮明及び欠落画像が多数ある。 3. オンライン化後 ①職員が「オンライン記録が完全なもの。」という意識が根付いた。 ②特に窓口相談担当職員(謝金職員)が、来訪者に対して説き伏せる傾向が強かった。 ③それにより、来訪者は「役所が言うから、役所が処理するから、仕方ない。間違いないだろう。」で、片付いていった。 4。職員の意識欠如 記録については、「裁定請求時に申し出があれば修正できる。」といった 慣例な意識を持っていた。	ねんきん特別便、ねんきん定期便、フォローアップ照会等々で、全庁あげて手を打ってきたところですが、特に、原因の所在が当方にある事象については、徹底して解明し、説明とお詫びが必要であり、訂正を急ぐ必要がある。 当たり前のことですが、職員個々の意識を変え、職場全体で一体となり対処する環境の確立が必要。(未だに一部欠如の職員がいる。) また、未解明の記録が多数存在している現状では、市民・県民(国民)全員で関わりを持ってもらう等、すなわち地域社会全体で、もう一度、電話や訪問等で声掛けを行うなどの運動を展開する方策が必要ではないでしょうか。	(6)で記したように、手作業の時代から、地方庁でのミス、そして、本庁へ引き継がれてのミスが存在していた。 その都度、発覚した時点での修正は行ってきたと認識しているが、修正されないまま残っていた事象が積み重なって今日の問題となった。 当時、全国の地方庁職員の大半は、「本庁で裁定するから。」とか、「裁定請求時に申し出てもらい、整理すればよい。」といった他人任せ的な認識が強かったように思える。	日常業務において、案件が発覚して、その都度修正は行ってきたが、その場限りであったような気がする。その原因解明や、他に同様の案件がなかったか、他への影響はないか等々の検証がなされないまま経過してきたと思い出される。 検証委員会等でも指摘されたが、事業所や被保険者、または受給者からの申し出がない限り、良しとしていた。受身の状態が普通に思えていた。 また、前述したが、「役所は間違いないのだ。」といった、横柄な認識を持っていたように思える。 大いに反省しなければならない。 未納問題が取り上げられ、同時期に村瀬新長官が就任されてからの各種の改革で、職員の意識改革も進んだところです。 この数年間、電話及び窓口相談において、現実には大半の相談者が、「ありがとう、お世話になりました。」と、言ってくれますし、それが、職員のやりがいにも繋がっています。 マスコミで言われているほどの事はありません。 私は分限免職になる身で、多くは語れませんが、優秀に採用される職員は、不安がいっぱいで落ち着かない日々の連続ですが、もう一歩、組織全体での風通しのよい、かつ統一した意識改革を進めてゆけば、もっと良い組織になると考えます。
4284	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。		5000万件の宙に浮いた年金記録問題がマスコミで取り上げられて知ったが、その時は、単純な基礎年金番号への登録漏れのケースがほとんどと考えており、年金請求の際に統合すればいいのではないかと考えていた。その後、その内容が明らかになるにつれて、当時の記録管理が徹底されていなかったことが原因で宙に浮いている記録もかなりあることを知り、早急な対応が	一日も早く正しい年金記録に訂正しなければと思いました。反省点としては、①紙台帳からオンラインへの切り替え作業が適正に行われなかったこと。②年金請求の際に、記録の掘り起こしが不十分であったこと。③厚生年金手帳記号番号の払い出しについて、一人に対して複数の番号を払い出してしまったこと。が挙げられます。
4285	地方庁	その他(社会保険事務所)	カセットが開いていない記録が大量にある。		当然の権利を受けられない方がおられるのは、認識がない個人の問題ではあるが、過去の裁定時等に社会保険事務所での対応にも、問題があると思います。	お一人でも多くの方のご照会にお答えしたいと全力を尽くしました。
4286	地方庁	その他(社会保険事務局)	特に存じ上げておりません。		未統合の厚生年金の手帳番号が数多くあることは、 各社会保険事務所に、「調査課」が存在していたり、 「期間調査」といわれる紙の台帳を調査する行為が存在していた事から、 「存在することを知ったのはいつからか」という質問は愚問であると考えます。 全員の答えはほぼ一致するはずです、「入職した時期」です。 届出主義という「待ち」のスタンスだといつまでたっても終わらない。 と考えていました。	事務分掌という縛りの中で、勝手に台帳の調査をすることはできないですし、 「なぜ、余計なことを言うのか」という発想が蔓延っており、実際の対応は、年金相談窓口で、記録を調べてほしいと依頼する旨を案内したり、 期間調査の申し出を促す程度のことしかできませんでした。 問題点 届出主義や、 平成9年の基礎年番制度の開始時期に統合できているはず。 一度調べたから完了しているはず。 という、理屈の上での整理をしてしまっていたこと。 お客様のためにサービスを提供するというサービスマインドの欠落が原因ではないかと考えます。
4287	地方庁	その他(社会保険事務所)	厚生年金の期間が重複しているときに、報酬が合算されていないことがある。 コンピュータ導入時に報酬額の変遷を入力する際、期間を省略して登録しているケースがあるが、このとき途中で報酬の変更があるにもかかわらず登録がされていないために年金受給額が本来より少なくなっていることがある。	人海戦術	手番として登録されている年金記録は、年金記録を本人のものと確認できない(されていない)ために、手番として残っている。 被保険者資格を喪失した後、再加入時に厚生年金被保険者証あるいは国民年金手帳の提示がなかったために別の番号が付番されていた。そのために一人が複数の年金番号を持っている。 基礎年金番号の発足時に名寄せを行ったが、回答が無かった分が『宙に浮いて』いる。 採用後に知りました。(年金給付課でした)	年金請求時に加入記録の確認を氏名索引等徹底して行うようにしていました。それくらいしか年金記録を本人と対面で確認できる時がなかったので。 コンピュータの無かった時代のことを現代の視点で裁くのは無意味。 ただ、基礎年金番号導入時に済ませておくべき課題であったと思います。 最近は国民年金の特殊台帳の確認をしていましたが、これも市町村から事務を引き揚げた際に市町村が持つ情報とのすり合わせなど併せて行ったほうが良かったのでしょう。
4288	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし		平成11年の4月入庁です。 正直な話最初の4～5年は、年金の記録問題を特に意識したことはないです。 というより、記録問題になっているものは、自分が就職する前のずっと古い記録がほとんどだったために、普段目に触れることもなかったです。 実感としては、昔の人がもっとちゃんとしてくれていればなあ、というのが正直な印象です。 いつ知ったかといえば、ちょうど江角マキコさんを使った国民年金のCMで、社会保険庁がたたかれだしたころだと思いますので、平成15年あたりだと思います。	特になにも対応しませんでした。 ただしこの年金記録問題は、職場の体質が引き起こしたものだと思います。 就職したころは、労働組合も強く、職員がいかに楽するか、ということしか考えていなかったような気がします。仕事ありきではなかった。 ようするに、利用するお客様のための職場ではなく、職員のための職場です。組合も管理者側も、馴れ合ってその雰囲気を守っていたと思います。 そういう自分も、最初は違和感を感じつつも何年かたつうちに、その雰囲気を守る片棒をかつぐ結果になっていたと思います。 よく本省・本庁・地方庁の3重構造が風通しの悪い風土を作ったと批判されますが、本当にそのとおりだと思います。地方は地方で、その権益を守り、利用者のことなど二の次だったと思います。 だから、年金問題という見える部分だけ解決しても、組織に内在する「体質」とか「意識」とかを変えないと、根本的な解決にはならないと思います。 準備室WEEKLYを拝見させていただくと、本当に民間の保険会社みたいな意識にならないといけないのかなあと、つくづく思いました。 3年公務員やったら使いモノにならないと聞いたことがあります。自分は10年以上もやっているわけです。 「利用してくれる人がいるから、自分の仕事がある」
4289	地方庁	その他(社会保険事務所)		その当時の市役所や社会保険事務所のことを知らないままでは、スムーズに進まないことが多かったため、その当時を知っている職員の方に詳しい当時の状況をお聞きして残しておくことが有効だと思います。	入ったのが最近でしたので認識したは、ここ1.2年になります。	市役所から国に国民年金の事務を変更した時など、十分な対策をとらないままことを進めていったことが反省点としてあげられると思います。 もっと、新しいことを進めるときにシュミレーションを重ねて慎重に対応すべきだとおもいました。
4290	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知らない	地道に確認するしかない	年金記録についてこれほどひどいと思っていなかったので、今後どうなるのか、また、どうすればよいのかと思いました。お金に直結する問題なので、非常に大変なものと認識していました。	お客様に対し、懇切丁寧に対応しようと心がけました。反省点としては、年金制度の習熟度が不足していたのではないかと思います。
4291	地方庁	その他(社会保険事務局)	知りません。	時間を掛ける。早く本人へ回答するよりも、内容重視。	「漏れ」や「間違い」のある人が想像以上に多かった。自分が窓口で本人に漏れや間違いはないと確認し、裁定請求書を受理していたから・・・。その当時の担当者は何をしていたんだろうと思う。 ねんきん特別便の窓口対応にて実感した。	誤りに関しては真摯に謝罪。誠意ある対応。本人に不利益が生じても事実は本人に伝えなければならない。 ひとりひとりの自覚と組織の意思確認。昔の人はいい加減だった思う。具体的に挙げれば、台帳の取扱や記入、WMへの収録などすべてがずさんであった。個々が正確にしていれば、今こんなに苦労はしてない。
4292	地方庁	その他(社会保険事務所)	別にない。	職員一同一丸となってそれぞれができることをやる。また、判明した記録の支払いの迅速化に向けて、機械のシステムを強化する。	年金記録問題は社会保険事務所の恥だと思います。問題の存在はつい最近です。	真摯に受け止め、一つ一つの記録の統合を最後までやり抜く。まだまだ中途半端な職員が少数いて一丸となってない所。
4293	本庁	本庁課長補佐・係長・主査級以上				
4294	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	知りません	記録問題の解決は、データの切替時においてずさんな管理が問題となったわけですので、仕組み、管理方法、責任の所在をはっきりさせ確実に取り組んでいくことが大事と思料されます。	テレビ等マスコミの報道で知り、管理方法のおいて国民の皆様に大変申し訳けないことと思いました。	一件ごと確実に進めるしかないと思って、懇切丁寧に対応してきた。 今までの仕事の進め方、制度の複雑化などが原因ではないか。
4295	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません	ありません	制度ごとにそれぞれの年金番号があり、同一制度内で2つ以上の番号のある方は、重複取消届を提出していました。その手続きがされていない方は、年金裁定時に確認をしていました。統合されていない記録は相当数あるものの年金裁定時確認をするものと認識していました。その後、基礎年金番号が導入され、その際に他手番のある方は申出の上統合処理を進める形となり、最終的には、やはり年金裁定時に確認を行うものでした。未統合の記録が多くあることは基礎年金番号導入時に認識しておりました。	ねんきん特別便が始まり、受給者の未統合記録の多さに驚きを感じながらも、未払いの年金をできる限りなくすために窓口により来所者と相談を重ねてきました。やはり、基礎年金番号導入時に受給年齢を超えている記録について調査を行うことが必要であったと思います。それと、オンラインに収録されていない記録の早期収録が必要であったと考えます。
4296	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に存じません。	モノ(被保険者台帳、事業所名簿等)の一括管理、ヒト(専門スタッフ)の増員など、集中した取り組みが必要。年金事務所での対応は限界がある。各都道府県に年金記録センターを立ち上げる必要がある。	公的年金制度は、国民(加入者)の皆様の理解があってこそ、成立する制度である。記録管理がずさんであったことは、その信頼を裏切ってしまったことになり、大変重大な行政の瑕疵である。 この記録問題を知ったのは、平成19年5月の新聞報道で初めて知った。	一刻も早い記録回復に向けて、ねんきん特別便の照会回答業務に積極的に日々携わった。 被保険者本人が、自己の加入記録はきちんと管理していると考えるのではなく、保険料を徴収し給付をしている組織である以上、毎年、加入記録、納付記録、標準報酬の記録等を通知すべきであった。
4297	地方庁	その他(社会保険事務所)				

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4298	地方庁	その他(社会保険事務所)	自分の年金記録が見つかることによって、年金額が減額される場合があります。(遺族年金受給者・障害年金受給者など)	本来正しい年金を支払うべきなので、減額になる場合でも返納等をするべきであると思うが、その反面、既得権益は守られるべきであるとも考えられるので、選択性を取り入れるなどの措置を講じるべきです。	制度の根幹を揺るがす大問題であり、早急に解決しなければならないのであるが、人員面など物理的に困難な問題であると認識していました。 事務局年金課に異動になり、年金について携わるようになってからです。	勤務など自分の出来ることについては、率先して行ったつもりです。 ただ、自分自身は基礎年金番号が導入された以降に採用されているので、それ以前に採用されていた方のことをとやかく言うべきではないと思いますが、国民年金については、社会保険職員だけではなく、自治体職員も含んで管理等が不十分だったと思います。また、厚生年金についても社会保険職員だけでなく、事業主等も含んで管理等が不十分だったと思います。 また、オンラインシステムについても導入を急ぎすぎた結果、問題が生じたと思います。
4299	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし		平成6年に採用、年金給付課に配属された。 裁定請求書に履歴欄があり、記された期間について探したり、氏名索引で出てきた記録について本人に照会した記憶がある。 当時も、誤った生年月日や、おかしな読み仮名で登録されていた記録があったように思う。	年金相談に来所される際、身なりを整えて来られる方々が多かったので、こちらも対応をきちんとするよう心がけていた。現在の年金問題対応のように、一人ひとりに対して一生懸命対応していたと思う。 当時、コンピューターの情報を信用していたため、このようなことになるとは思いもしなかった。 問題点があるとすれば、情報の管理やコンピューター収録方法だっただろうし、先輩方々の年金記録管理に対する意識だったと思う。
4300	地方庁	その他(社会保険事務所)	私の知る限りでは、特にありません	現在行われている作業を迅速に進めることだとおもいます。	消えた年金など、様々な問題を一年前くらい前に知りました。	出来るだけ丁寧に記録を調べるように努めています。 現在行われている作業を迅速にすすめる事が、信頼につながると思います。
4301	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません		平成19年5．6月頃知りました。 保険料をいただきながら年金の支給から漏れているということは、非常に申し訳ないことだと思います。 ずっと、年金の裁定の時点で基礎番に統合されているものだと思っていました。	少しでも多くご本人様の記録を発見し、再裁定に結び付けたいと考えましたが、厚生年金の手番では住所が判明しないため、私どもからお話しすることができず、非常に歯がゆい思いです。 反省点 ・年金手番が空白の資格取得届処理時に、以前払い出されていた年金手番を探し出す努力をせず、年金裁定の時点で統合すればいいという考えで安易に新規払い出しをしてしまった。 ・年金裁定の際、雛型・国民年金の納付記録をお客様から十分に確認していなかった。 ・WMの記録に、フリガナの誤り、生年月日の誤り等不備がある。
4302	地方庁	その他(社会保険事務局)	わかりません。	住基ネット、漢字カナ変換記録、氏名変更履歴、払出簿調査等につい継続 続して検索出来るようにして行く。	コンピューターに登録する時に、正確なフリガナの確認等を怠ったり、紙台帳からの登録もれ等があったと認識している。3年前頃と思います。	勤務された事業所名称等を聴取し、氏名検索と一緒に、生年月日についても、はばをもたせて検索し、もれている厚生年金加入履歴を見つけるために対応した。公的年金制度がそれぞれで加入期間を管理しているため、相互の情報交換が必要であったと思われる。
4303	地方庁	その他(社会保険事務所)	知りません。	わかりません。	紙台帳から機械化に移行するときのミス。 平成18年ごろだと思います。	年金窓口の相談業務をしているので、本人からの聞き取りを慎しくきくようにしました。 制度的に長期間記録を管理しないといけないことの認識不足、将来的に機械化になることを前提として処理をしていないこと、国民全員が制度を理解し法律どおり手続きをするという前提で仕事をやってきたこと。
4304	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません。	1件1件確実に行う必要があると思いますが、今後も相当な時間が必要になると考えます。そのため、大幅な対応職員の増員が必要であると思います。	いつ解決するのか不安です。 5000万件という数字を知ったときです。	一職員として、1つ1つ処理をしていくこと。 国民年金の強制徴収、適用拡大、年金記録問題と限られた人員で進めることは困難であり、記録問題に集中すべきではないでしょうか。
4305	地方庁	社会保険事務所課長級以上	国民年金の古い手帳に印紙が添付されたままになっておいり、未納扱いになっているケースが最近でも多々見受けられる。市町村で保険料は預かり、事務所に検認報告をしていなかったものである。その時市町村は、保険料はどうしたか、疑問が残る。	上記問題については、受給者被保険者有利にせざるを得ないかと思うが、個人的には、合点がいかない。	厚生年金の記録に関しては、平成19年春頃初めて知った。本人の記録が反映されていないのはまずいと思った。国民の目線と同じだった。庁や袋ヶ関で判っていたなら、もっと早く示すべきだった。	来所者が一日1000人以上の日が何日も続き、全所を挙げて対応はしたが 5時間以上待ちの日もあり、申し訳なかった。高齢の方もおり、判っていたならもっと前から時間をかけて解明すべきだった。旧台帳の1466万件の方は通知を出した後多数亡くなっていた。 職員も疲れ果て有能な人材の多くをここ何年かで失ったことが残念である。
4306	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	組織としての問題ではなく、一人一人の問題としてとらえ、解決に向けひとつひとつ丁寧に対応する以外信頼回復は得られないと思います。	平成9年1月に基礎年金番号が導入され、窓口においても記録統合に全力つくして対応してきました。統合されていないものがたくさんあることは、認識していましたが、具体的な数については新聞等の報道によってです。平成19年10月頃からのマスコミ報道によってです。	戸別訪問・窓口・電話対応等記録の確認漏れ等がないよう全力で取組んまいりました。各被用者年金制度ごとに別の番号が付番されていた制度自体にも問題点があったと思いますが、その問題を踏まえ今後このような事態が発生しないよう年金制度の抜本的な見直しが必要だと強く感
4307	地方庁	社会保険事務所課長級以上	知りません	記録を精査し確認して、本人の記録なのか判断する。	認識はしていませんでした。 マスコミに報道されてから知りました。	本人から事情聴集して、こちらの保管記録と突合させ、記録統合させてから、 年金の再裁定をおこなった。 記録確認はしっかりと行う。
4308	地方庁	その他(社会保険事務局)		記録のひとつひとつを確実に解決していくしかないが、すべての解決ができないのであれば、不公平感を感じないやりかたで記録の回復を認める制度も作る必要がある。	国民の権利を侵害しかねない大きな問題だと認識しており、解決に向けての対応が急務であると感じた。 また、問題の存在は報道により知った。	ちょうど報道が過熱していた際、厚生年金記録の照会業務をしており、殺到する被保険者のひとりひとりに対して真摯に対応した。 反省点としては、台帳上の情報の少なさ(名前のフリガナすらない)と、浮いた記録が五千万件もあることを知りつつ、報道されるまで効果的な対応をしなかったこと。 また、本当に実際の記録と違う被保険者・勘違いで記録が違っていると思い込んでいる被保険者・記録は正しいが悪意を持って記録の訂正を求める被保険者の区別が難しく、今後記録の回復を認める方向で制度を作っていくとしても、慎重な対応が必要と思われる。
4309	本庁	本庁課長・室長・企画官以上	特になし	・現在進められている施策を、十分な体制を確保した上で計画的にすすめていくことが最優先と考えます。 また、今後の対応として、誤った記録が収録されないようにするためのシステム的な対応についても、計画的に取り組んでいくことも必要と考えます。 ・ねんきん定期便により、加入者の方々に定期的に加入状況をお知らせすることや、インターネット等からいつでも加入状況が確認できる仕組みを定着させ、早期に確認していただくことによって、適正な記録管理と事業主等からの届出の適正化が図れるものと考えます。	・昭和50年代の社会保険事務所での業務の中で、「年金手帳記号番号重複取消届」の処理で、複数の手帳記号番号を取得している被保険者の方が相当数いることを知った。当時の事務処理では、オンライン化されていないため、「資格取得届」を受理する際年齢を確認した上で、既に年金手帳の払出しを受けていないかどうかをご本人に確認する事務処理を行っていた。 ・平成9年の基礎年金番号導入時に、複数の手帳記号番号を持っている方が数多くおり、基礎年金番号の付番及び記録の統合作業を行う際、厚生年金の業務の中で被保険者の基本情報(氏名、生年月日、住所)の管理が十分にできていなかったこと等により、ご本人との接触ができないため、多くの方が未付番や記録統合ができないままとなったのではないかと考えます。 ・年金制度の運営は、加入者のみなさんの信頼があってこそ成り立つものであることを考えると、今般の年記録問題によって、制度や組織に対する不信感を与えたことは大変な問題であり、全員が全力で早期解決に努めなければならないと認識しています。	・平成13、14年に配属された部署において、「社会保険業務の効率化・合理化」という検討課題を担当した際、テーマの一つに、年金請求時のターンアラウンド化及び事業主の届出の適正化を図るため、年金加入記録の定期的なお知らせを実施(現在の「ねんきん定期便」)することとし、その基本計画の策定を行った。 ・被保険者の適用については、国民年金の場合は市区町村を経由して届出がされる仕組みであったため、住所、氏名等についてはある程度正確性が担保されていたと思われるが、厚生年金の場合は、本人の申し出を受けた事業主が届出を行う際、住民票等の添付は義務付けられていないため、必ずしも正確なものとなっていないことが考えられる。 また、保険料の納付状況を含めた年金の加入記録の確認は、加入者の方々から特に申し出がなければ年金の請求時に行う事務処理となっていたことも反省点として挙げられると考えます。
4310	地方庁	その他(社会保険事務所)		新たに雇用する者では対応不可能なので、現職の中から専門スタッフを抜擢し、問題解決専用の部署を創設して、集中的に作業する。本来業務の片手間ではなかなか進行しない。	過去の手番払い出しのずさんさや、台帳への記録のずさんさ、コンピューターへ記録を乗せ替える際のずさんさを痛感した。 また、昔は、期間確認の記録調査というものを深く行っていなかったのではないかと思い、当時の無責任な社保庁体質があらわになったと思う。 国民の年金記録を預かるものとしてあってはならないこと。 問題が存在することを知ったのは、マスコミで報道があったとき。	本人の基礎年金番号の確認の徹底。基礎番が不明な者への本人確認の徹底。疑重複調査の徹底。 しかし、本人の記憶がない期間(かつ旧姓など)については、年金請求時にも見つけられなかったと思う。基礎番創設時など、もっと早い時点で、社保庁から自発的に未統合の記録の確認を被保険者宛に照会したほうがよかったのでは。 また、悔したのは、基礎年金番号創設時に、手番があると回答したのに統合されていないと主張する者がかなりいた。当時は業務センターで統合作業を進めていたと思うが、そこでかなり処理
4311	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に思い当たることはありません。	現在進めている記録調査や照合の施策をできるだけ速やかに、外部の人間からも納得できるような形でやりとげ、定期便などを通し国民一人一人が自分の年金記録について感心をもつのが普通のことであることのような状況を作っていき、今後このような問題は起きないということをアピールしていくことだと思います。	平成19年頃、それまで未統合記録については年金請求時に順次統合していけば何ら問題ないものと漠然とした考えをもっていましたが、「消えた年金」「宙に浮いた年金」と騒がれるようになり、個人個人の記録としては不備が生じているものと考えるようにいたりました。	自分の年金記録に不安をもつ多くのお客様と対面や電話で対応しましたが、特段の問題もない方もおり、年金制度のこれまでの経過や記録についてはきちんと管理されていることを説明することに努めましたが、あまりに対応数が多く、安易に記録調査の照会を受けざるをえないところもあり、回答や再裁定の遅延を生んでいるのではないかと思います。
4312	地方庁	その他(社会保険事務所)		事業所、被保険者への制度周知により正しい認識を持ってもらうこと。	たとえば、試用期間の加入については当然、初日から届出をしてあるものと考えているが、正規職員になったところから資格取得させている例が多く見受けられる。その場合、記録と実態が相違してしまうので、その届出誤りにより発生する問題だと思っていた。この仕事についた当初より上記のような相談を受けることがあった。 職員の記録改ざんについては知らなかった。	本人および事業所に説明し、資格取得日の訂正を行うよう指導してきた。しかし、保険料逃れのため故意に誤った届出をする事業所も時々あり、そのつど制度の趣旨を説明し正しい届出をしてもらうよう努めてきた。 年金制度について正しい理解をしてもらえるよう丁寧に対応していくしかないと思う。
4313	地方庁	その他(社会保険事務所)			平成9年金記録が基礎年金番号に登録されてない番号について、年金受給もれであることは、認識していました。平成9年以降です。	一職員としては、対応はできませんでした。長年前より問題が、発生することはわかっていたとは思いますが、問題を先送りにしたからです。
4314	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	年金給付や期間調査や補正に精通したものを何人か配置し、プロジェクトチームをつくりマニュアル化して早期解決をはかる。	他人ことではないと認識してきたが管理の甘さがあったと思う。初期の頃、氏名等がもれている人がおおいのにびっくりした。	みんなで取り組んでやろうとおもった。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4315	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	方策は思いつきませんが、地道に一人ずつの年金記録を確認していくしかないと思います。	国民の皆様の大切な年金記録が適正に管理されていなかったことについて、年金への不信・国への不信へとつながり大変重要な問題と認識しています。 また、年金記録問題を知ったのは、平成18年冬頃だったと記憶しています。	電話・窓口対応をお客様の気持ちになり親切・丁寧に対応しています。 質問のポイントがわかりませんが、社会保険事務所の対応としての反省点としては、 ・お客様の待ち時間が長い。 ・お客様へ回答に時間がかかりすぎている。という点があります。 ただ、職員の数には限りがあり、最大限努力しております。
4316	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	該当事項ない。	上記(6)については、ない。	年金記録問題について、国民の皆様から年金行政に対し、信頼失墜という事態との認識している。また、①「宙に浮いた5000万件の記録もれ」という平成19年春ころの報道で、②「標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案」については、平成20年9月頃の「総務省の年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案に係る調査結果について公表」により知った。	国民の皆様からの信頼回復の実現のため、サービス改善と法令遵守を図っていくことが重要と考えます。 膨大な記録の管理については、国民の信頼と協力が不可欠と思います。
4317	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	各人が意識をして法令 遵守することだと思います。	しては良くない事だと考えていた。 マスコミ等で報道されてから知りました。	第一に法令遵守だと考えました。職員一人一人の自覚が不足していたのと、お互いの、相互牽制が不足していたためとおもいます。
4318	地方庁	その他(社会保険事務所)	わからない。ほとんど、公表されていると考える。	紙台帳(マイクロ)の記録を全て登録処理。(現在も進めているが、未だ収録されていないものがある) その後、名寄せ等による地道な作業以外ない。	採用時から、同一人に対して複数の厚年手番等が付されていることは、認識していたが、全てオンライン処理されており、氏名検索等により将来、統合処理は可能と考えていた。オンラインに収録されていない記録が多数あることは、問題になるまで、正直知らなかった。	本人確認による重複付番の防止の徹底。相談時には、氏名の読み方等考慮し、他の手番等がないかの確認。 地方においては、過去の手番払い出しの有無を十分確認せずに、新規手番払い出しを続けてきたこと。また、社会保険庁については、オンライン収録を怠り、記録管理が不十分であったこと。
4319	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			基礎年金番号になっていない、未統合の年金手帳番号が存在していることは認識していたが、年金請求の際に職歴確認をして統合するよう指示されていたと記憶しています。そのため、お恥ずかしいのですが問題意識はあまり持っていなかったと思います。 旧台帳以外に、WMの資格画面に反映されていない加入記録があったこと 等は、一連の報道で知りました。	一連の報道がされるまでは、特別に何かをすることはありませんでした。年金請求の際に、職歴を確認して、年金記録を検索することぐらいの対応でした。 しかし、一連の報道により、国民への裏切り行為だとの認識を持ち、年金記録確認などの業務に取り組んでおります。 問題点としては、 ①情報の共有がなされていなかったこと。 ②組織内で情報がオープンでなかったこと。 ③職員個々の意識の欠如。
4320	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録の中で、WMで見れない記録がある。(カセット記録)	WMで確認出来るようにカセット記録をすべて開く。	問題として認識したのは平成18～19年頃ですが、(6)にあげたことについては、平成13年頃、年金給付の業務をしていたときに手番を入力しても見れない記録があることは知っていたが、年金請求の際に請求者の記録については充分に確認していたつもりだったが、やはりかなり昔の記憶をすべて思い出すことは、非常に困難なことであり、当然こちら側からも出来る限り情報を提供してあげることが必要であったと思います。 老後の生活に特に大切な年金が、本来貰える額と違う(大半に人はは少ない額)ということは、これまで国を、制度を信用してこられた方々に対して本当に申し訳ない気持ちです。	一人ひとりが納得いただけるように出来る限りの対応を心掛けてきました。それが充分な対応だったかは日々反省するところです。 この問題についてはいろいろなことが重なって大きな問題となったと思いますが、年々複雑化する制度に対し、ソフト・ハードの両方が対応しきれていなかったことがまず反省すべきことだと思います。だからといって現状ですぐに解決できることでも無いので、今は少しでも多くの方に正しい年金が受け取っていただけるように組織全体が一丸となって日々がんばっていくことが大切だと思います。
4321	地方庁	その他(社会保険事務所)	年金記録について、特に世間一般で知られていない問題については認識 していません。	記録自体に誤りがあるケースもあるので、現時点では今のように特別便、定期便などで本人の記憶に頼るしかないと考えている。	年金記録問題については、一部を除いては基礎年金番号を導入した時点で、手帳番号登録作業を徹底しなかった結果だと認識している。 平成14年に入庁した時点に知った。	資格取得届の提出の際、手帳番号登録の手続きを行うよう、事業所、被保険者に促した。番号登録作業を完全に行えていない点が反省点として挙げられる。
4322	地方庁	社会保険事務所課長級以上	マスコミでの報道をすべて整理、把握しているわけではないので、世間一般に知られている問題がどれを指しているのか明確でありませんが、他にはないと思います。	問題が大きすぎ一言ではいえませんが、誠意をもって事業を推進することだと思います。	「宙に浮いた5,000万件」については、非常に多くの国民に関係のある問題であり、マスコミの報道には違和感もありましたが、これは大きな問題になると思いました。 事実の存在はこの職場に採用後まもなく知りましたが、問題として認識したのはマスコミ報道があってからです。	あまりにも数が膨大で、対処方法を見出せませんでした。 責任を押し付けるようでいいにくいのですが、歴代の大臣、長官がもっと早く記録整備・管理のための予算、人員を確保すべきだったと思います。この背景には、私たちが国民の生活に大きくかかわる記録を扱っている、という認識が欠けていたということも反省点として挙げられます。
4323	地方庁	その他(社会保険事務所)			約4年前に臨時職員として入所した以降に、マスコミを通して知りました。 標準報酬の改ざんや保険料の横領、宙にういた記録など率直にひどいと思いました。 また、直接お客様と接するようになってから、お客様が制度や職員に対し不信感を持ってしまったことを強く感じます。	不信感を少しでも払拭してもらえるよう、丁寧な応対を心がけてました。 お客様と接していて、もう少し年金について感心を持ってもらえてたらと感じたことがありました。
4324	地方庁	社会保険事務所課長級以上		マンパワーを利用し一人一人の記録を地道にかつ、迅速に解明するしかないと考える。	このような大問題に発展するとは、正直認識していなかった。今は、人生設計に多大なる影響を与えている問題と認識している。マスコミ等の公表により知った。	今まで以上に記録の確認に時間をかけるようになった。制度自体に無理があった事や、人員の不足、記録の重要性に対する意識の欠如、低さ等
4325	地方庁	社会保険事務所課長級以上	なし	ねんきん特別便・定期便で自分の記録を確認していただき、それに対する問題点に真摯に対応していくしかないと考えています。	問題点が出る前も、適切な対応を心がけてきましたが、年金の手番をいくつか持っている方は気づいておりました。しかし、年金請求のときに確認出来るものと考えていました。	年金制度が一本であればこのようなことがなかったと思います。それと、厚生年金の資格取得時に被保険者自身が、生年月日の偽りをしていたとか氏名を偽っていたこともあり、届出主義でなく届出の確認が必要ではと思います。
4326	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録漏れの可能性のある方に電話連絡し、来所していただくようお願いする。 もしくは用紙を送付し、返送してもらう。	平成10年頃は本人が会社名を思い出せない場合は登録できなかった。こちらから会社名を言うことができなかった。その頃から多くの手番が残存しているだろうことはうすうす分かっていた。	明らかに本人と思われる記録については、会社名を言って、本人に思い出してもらい登録するように心掛けた。反省点としては1ヶ月、2ヶ月の記録といって、本人が思い出さないことで、そのままにしてきたつけが大きいと思われる。
4327	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません。	住基ネット、漢字カナ変換記録、氏名変更履歴、払出し簿調査による、記録の確認については、引き続き行っていく。相談窓口に来訪されたお客様については記録を確認する際、東京以外の払出しについては地方の事務所へ確認していますが、どこの記録についてもその場で確認出来ればいいと思います。	コンピューターに登録する際、正確な氏名のフリガナの確認をおったり、紙台帳からの登録もれ等があったと認識しています。私はまだ入所じたいが浅く、3年くらい前に報道などで騒がしくなってきた頃、認識したように思います。	氏名の漢字の読み方において、間違えられそうな読み方については、考えられる読み方にて検索をし、生年月日についても幅を持たせて索引するように心掛けています。又、勤務されていた事業所名称や勤務場所を聴取し、可能な限り検索するように努めています。この問題の反省点については、よくわかりません。
4328	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に心当たりはありません。	全ての国民に番号を割り振って、年金情報だけでなく、住基情報、戸籍情報、税情報等の公的な情報を一元的に管理するようなシステムを構築する。 その後に名寄せ等を行えばほぼ解決できると思います。	最初に国民年金課に配属になった時に、年金記録が正しくないと受給権について正しい説明ができず、保険料の納付督励にも差し支えるので基礎年金番号に登録になっていない番号が判明すればすぐに登録するように上司からも言われていました。基礎年金番号に登録になっていない番号がたくさんあるというのは分かっていましたが、全体で5000万件もあると知ったのはマスコミ報道のあった平成19年になってからで、こんなにあるとは思っていませんでした。	窓口や戸別訪問でお客様と応対した時に、未加入期間がある場合には、他の手帳番号があるかどうか検索し、該当あれば昔の事を思い出してもらって、判明した番号はすぐに登録するようにしました。当時はこちらから会社名等は案内できなかったので歯がゆい思いをしたこともあります。 特別便を送付するまで、各個人個人へ年金記録をお知らせしてこなかったのが一番の反省点だと思います。特に厚生年金についてはオンライン化以降も各個人の住所管理をしてこなかったので関連に手間取る原因になっていると思います。オンライン化に当たっての処理のまずさ(厚生年金の事業所整理記号が入っていない、国民年金の住所が入っていない等)は現段階において
4329	地方庁	社会保険事務所課長級以上	紙原票をコンピューターに収録の際、ふりが"なを確認せず収録したため、実際とは違う氏名で収録されているものが多数ある。 かなり以前に死亡した方の資格記録の生年月日が、一律明治11年11月11日になっている。 コンピューターに収録されている記録で、生年月日が"実際と違ってすべて1日として入力されていたものがある。また、氏名のない記録が多数ある。 年金の裁定原簿に収録されている記録が資格記録に収録されていない状況のものがある。 現在は本人への通知や自動改訂で出来るものが、以前は届出主義のため、年金額改訂や加算がもれているものが多数ある。 再裁定等の処理で、早期決定にもかかわらず、軽微なことで返戻し、余計な時間を要しているものがある。また、世間に公表している平均処理日数は3～4ヶ月と短縮されているが、1年以上たってから不備返戻で戻されてるものもあり、処理時間にかなり差が生じている。	資格記録の整備については、現在のやり方で少しずつ進めていくしかないが、現在裁定済みの年金の退職改定や加算漏れ等については洗い出して勧奨すべき。 再裁定の平均の処理日数を短縮するのもいいが、すべてを一定期間で処理出来る体制をとってもらいたい。相でなければ、照会を受けたときの対応に困る。	記録問題が大きく取り上げられるまではあまり認識していなかったが、年金請求時に本人から申出のない記録はそのままになることが多く、本人も記憶が薄れているため、統合されない記録が多数あるのは認識していた。 時期的には、前回年金の担当だった平成13年頃から。	御本人等からの照会については出来る限りきちんと調査してきたつもりだし、特に窓口での対応では御本人等からの申出と記録の両方を確認して、ご本人等の気づかないところも正しいものにしたいと思ってねんきん特別便等の対応ではあまりに書類が多く、窓口対応ほどにはできなかった。
4330	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	・人員を増やし、処理をする担当課を設ける。・標準報酬の決定方法や上限下限等の制度上のことを定期便に載せたりして広報する。(このような内容での調査がよくある)	保険料を納付していた期間や金額が請求時までわからなかった。 年金番号がいくつも出ている人がいる。 など本当に年金記録が正しく管理されていたのかが問題 基礎年金番号が導入されたころ徐々に知った。	社会保険事務所に行き、一度記録を確認を行う等話した。 年金受給者には毎年通知をしていたのに、被保険者には年金の手続きまで何も通知していなかったことが反省点であると考える。
4331	地方庁	その他(社会保険事務所)	コンピューター化されたとはいえ、事業所記号、新適年月日、被保険者の記録の取得日、喪失日、標準報酬月額、全ての記録において、100パーセント正しいと言い切れない。	記録を統合、確認するに当たっては、必ず、名簿まで確認した上で、統合するべきだと思います。 調査には、経験が必要と思われます。経験者を集め、マニュアルを作成して、調査や対応の仕方をマニュアル化すべきと思います。	ねんきん特別便の調査の仕事をするまで、ここまで、記録管理が出来ていないと思っていませんでした。	調査回答を機構発足の前までに完了したいという気持ちはわかりますが、急ぐあまりに徹底した調査が行えたのか疑問です。 取り急ぎ雇用した非常勤の方や、委託業者など、不慣れな方に調査して回答した中には、調査もれがあるのではないかと思います。 国民の方も調査依頼をさたのであれば、回答を首を長くして待ってあるので、1年で特別便の案内を出すのではなく、年齢や受給者などを考慮して、優先順位を考え、何年かかけて案内し、1つ1つ解決すべきだったっと思います。
4332	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	未統合記録の解明 未回答者への確認	(問題の認識) 1. 同一人に年金番号を2つ以上払い出し、統合されていない状態 2. 旧台帳記録 3. 行政の事務処理誤り (知った時期) 1については基礎年金番号導入の時から知っていましたが、2, 3は年金記録問題が世間で騒がれだした頃(平成18年頃と思います)に知りました。	(対応) 厚生年金保険、国民年金の加入時及び年金裁定時に、職歴及び他に年金手帳を持っていないかの確認をしていました。 (反省点) 今すぐしなくても、年金裁定時に確認すれば良いとという感覚はあったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6)．年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7)．現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8)．あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9)．(8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4333	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	特にありません。	最初は基礎年金番号設定時の未回答などによる統合漏れだと感じていましたが、実際に調査に携わるにつれ過去の事務処理の怠慢と感じるようになりました。(古いからとオンライン化したときにオンライン記録に収録していないものや紙台帳の文字が読みづらかったからか収録誤りでまったく違う名前・生年月日になっているものなど)また、年金問題については、テレビ報道などがあり実際に調査が始まってから知りました。	相談対応のときは相手の記憶を引き出すように努め、記録がないと決め付けることなく対応しています。調査業務についても可能性のあるものをもらさないように努めています。反省点としては、今回の問題が記録管理の不徹底にあると考えますので、入力ミスなどがないようにするのは当然ですが、遡り処理の記録管理・書類の保管などを通常のものとは区別しオンライン上に事績を残せるようにすることなどが必要ではないかと考えます。
4334	地方庁	社会保険事務所課長級以上	特にありません。	旧台帳やマイクロ等を全てデータ化して被保険者原簿と突合させなければ、全ての解決とは言えないと思う。 (お客様自身が気が付いていない記録がたくさんあると思われるため)	昔は、あまり深刻には考えていなかったように思います。 年金を請求するときに全ての記録を確認すれば足りるのではという思いがありました。 しかし、この問題がマスコミ等で取り上げられ、実際にお客様が被害したときに、非常に深刻な問題であることを認識しました。 なぜなら、何十年も前のことなど、詳細に覚えている人などほとんどいないからです。まして、証拠など皆無に等しいです。	記録の確認には、特に時間を割いて本人様の記録と思われる記録が他にもないか、慎重に対応しました。 反省点としては、特別便の回答をするのに、大変長期にわたってお待たせしてしまったことです。 また、脱退手当金を支払った証拠書が保存されていないため、払った証拠を見せろといわれても、提示することができないことが残念に思います。
4335	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし。	通常業務と並行して行うのは限界があるため、もっと人手が必要。 記録調査にはある程度の経験が必要なので、経験者と一緒に作業をする。研修だけでは不足と	未統合手番が存在していることは知っていた。統合の促進については特に指示等なかった。 厚生年金・国民年金の記録については、問題が起こるまでは知らなかった。	未統合手番の認識の甘さ。広報等で周知が行われなかった。
4336	地方庁	その他(社会保険事務所)	存じません。	長い年月の積み重ねがこのような問題を引き起こした原因とすれば、一つ一つ解決していかないと思いますが、一朝一夕の問題では無いので、丁寧に時間をかけて解決するべきと思います。	マスコミ報道がされるまで、これほど大きな問題があるとは思いませんでした。	現在資格照会担当であり、根の深い問題であることがわかりました。 そのために、現在諸課題の解決に向け奮闘しております。 反省点としては、やはり何十年も放置していたのが原因なのではないでしょうか？。
4337	地方庁	その他(社会保険事務所)			社会保険庁及び国や公務員の信頼を失墜させる問題であり、当時在籍していた年給付課の立場から述べると、年金額改定処理が激増し、日々の業務が立ちゆかなくなると懸念しておりました。問題を認識したのは、新聞やテレビが報道し始めた平成19年8月頃と記憶しております。	年金額改定処理が相当時間がかかることを見込み、業務の中で最優先して取り組みました。 反省点として、以下箇条書きします。 1、そもそも、膨大な記録を管理するのに、必要な人員は、揃っていたのか、それに関連し、人員が不足しているので、処理しきれない仕事に対し、あきらめた感はなっかたか 2、内部チェック機構がなく、課長、係長が目暗判、全て担当者任せ 3、全国一律の仕事をしているのに、多少の差異は、あっても、各県、各事務所ごとに取り扱いがバラバラな点。 4、専門性が希薄であり、公務員は、あくまで、法律に基ずくべきであるのに、法律に基づかない恣意的な運用が多すぎた点 以上
4338	地方庁	社会保険事務所課長級以上		いまやっているとおり、特別便・定期便送付→回答票受付→調査で、一件ずつ対処していくしかないでしょう。	年金記録問題と言えるか分かりませんが、昭和60年に採用され厚生年金の適用業務に就きましたが、仕事を始めてすぐに年金番号の重複の多さに驚きました。当時は名前と生年月日だけの登録で住所は登録しておらず、これで記録もれは起きないのかと新人ながら心配したものです。上司に尋ねると、当人はいつまでも職歴を覚えているものだから年金請求時に確認すれば大丈夫、いざとなったら裁定訂正で対処できる、と言われ納得しました。 年金記録問題として騒がれるまでの認識としてはその程度、知った時期は採用直後といった所です。	平成9年に基礎年金番号が導入されるまでは職員個々に悪意は無くても、年金番号重複を生み出し、年金記録問題につながったと思うので、ねんきん特別便の電話・来客対応は、平成9年以降採用の職員以上に矢面に立つよう心がけてきました。(個々の採用年次など分からないので、とにかく自分より若い職員ということですが) 組織の反省点として、年金番号の管理が甘かったことと、被保険者本人への通知をしてこなかったことが挙げられると思います。 前者は基礎年金番号導入で、ほぼ解決されたと思います。 後者は特別便・定期便でようやく第一歩といったところで、いつとは言えませんがもっと早くから始めるべきだったと思います。 ついでと言っては何ですが、給付等の広報は未だ事業主経由ばかりなようですが、これも新聞広告等で直接被保険者に向けて広報して欲しいと思います。健保給付に携わっていたとき痛感しました。高額療養費を知らずに時効を迎える人の何と多いことか、と。
4339	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	正しい記録に戻すことは、現実的に不可能に感じられる。 お客様の記憶に頼ってしまう以上数十年かかる問題である。お客様の記憶に頼らなくても良いよう市町村役場との連携をとるなど、記録整備を進めつつ、どこかで線引きする必要があると考える。 本人の記録であると判断できる項目をあげ、ポイント化し何ポイント以上であれば本人の記録であると、決定する。他、本人の申し立ては全て認め、明らかな疑義が生じる申し立てを、第三者委員会とは別な組織で調査する等。	申請主義を理由とし待ちの姿勢でしかなかった、行政の怠慢により起きた問題。 問題を認識したのは、採用後4年目ぐらいで、マスコミなどの報道により知った。	最重要課題であり、待ちの姿勢ではなく、お客様の立場で物事を考え、積極的に取り組んだ。 基礎年金番号導入前はもちろん、導入時にマスコミ等の活用など、社会保険庁からの積極的なアピールを行い事業所から個人、そして社会全体で考える必要がある問題なんだと認識を広げることを行わなかった点が反省点であると考える。 年金給付、適用業務を経験していれば、このような事になるだろうと分かっていたはずである。申請主義だからと待ちの姿勢に固執した結果と考える。
4340	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	現在行われているように台帳とコンピューター記録の照合を行い、膨大な作業ではあるが、迅速かつ丁寧に行っていく。また、国民の皆様の協力も必要不可欠なものであるので、記録保有者と疑われる方に適宜通知を行って、記録統合の勧奨を行っていくべきと考えます。また、記録保有者と強く疑われるが、返答がないものについては、積極的に訪問等のアプローチをとっていくことも必要と考えます。	年金記録問題については、本当に恥ずべきことであり、批判を受けて当然の問題であると考えております。年金受給額等生活に影響があるため、特に重要な問題であると認識をしていました。 年金記録問題がこれほど膨大なものであると知ったのはマスコミ報道等があったと同じころと記憶しております。	年金受給及び年金額に影響があることを踏まえて、迅速かつ丁寧にお客様の対応をしようと心がけておりました。個人的には年金給付担当をしていたので、年金記録判明により、再裁定を要する方の仮計算書を迅速に作成・発送を行い、1日でも早い年金額の訂正を行えるよう心がけました。 現時点で反省点をあげるとすれば、一度ですべての記録判明を行えず、何度も来所いただいたり、何度も通知を送付を行った方がいるという点である。もちろんやむをえない点があるが、一度
4341	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	窓口要員が少ないように思われる。	在籍中	問題点は多彩な原因があり過去の社会的問題点と本来の社会保障とは何か重視すべきであると思う。
4342	地方庁	その他(社会保険事務所)	おそらく無いと思う。 強いていえば、これから企件照合をしようとしている紙台帳の現状でしょうか。戦前戦後あたりのものを見たことがありますが、物によっては、朽ち果てる寸前だったり、字が消えかかっていたり。また、その時期の物でなくとも、台帳に記載した人のクセがあったりして、解読不能な字で書いてあったりして困ることが多々あります。 これは、この質問で言うところの「問題」に当てはまりますでしょうか？	これといったすばらしい案は思いあたりません。とにかく地道にやっていくしかないと思います。 紙台帳を照合するのであれば、投げ出さずに丁寧に確認するしかありません。 しかし、これは、職員だけの努力だけでは不可能だと思います。受給者や被保険者、またその家族といった方々の協力も必要でしょう。 以前、とある国会議員の方が、「国民運動として取り掛かる」といった旨の発言をされたかと思いますが、おそらくそのとおりだと思います。	基礎年金番号制度が始まった際、確か、10年で他手番の統合を終わらせるようなことを耳にした記憶があります。この職場に採用されてそれほどたってはいませんでしたが、なんとなく「本当に10年でできるのか？」と思ってはいました。 その後、厚生年金の期間調査の係に配属された際、台帳の現状やそれに対するオンライン記録を見た際に「これじゃあ普通に検索しても見つからない」と思ったりしたことはあります。 また、当然のことながら、基礎年金番号が始まった時点で亡くなっている方、もっといえば、オンライン化前に亡くなられた方もいます。そういう人たちの確認はどうなるのか？といった疑問はありました。 そういったこともあり、期間調査の係は、おそらく無くならないだろうとは思っていたような気がします。	少なくとも、本人がきちんと手帳を持っていれば、いつでも何とかできるとは思っていましたが、どうやらそれが間違いだったということでしょうか。 基礎年金番号導入時、基礎年金番号通知書とともに、過去の職歴等を書いて送り返す葉書があったり、記録の調査ということで、社会保険庁(業務センター)から、照会文書を送付したり、現在の特別便や名寄せ照会のようなことは、これまでやってきたところです。 それでも、本人に届かなかったり、回答が無かったりで、すぐに統合できたはずのものが統合できていなかったりしたと思います。 ある程度の年月が過ぎたところで公表し、もう少し積極的な照会等を行っていけたら、よかったのでないのでよかう。
4343	地方庁	その他(社会保険事務所)		記録問題の解決には知識を待った人の力が必要だと思うので、時間をかけて正確に対応していかなければいけないと思います。	年金関係の業務に携わったことがあまりなかったので、ニュース等で扱われるようになって記録問題について認識をしました。	認識が甘く、現在のような大きな問題まで発展すると考えていなかった。
4344	地方庁	その他(社会保険事務所)		台帳とコンピューター上の記録の突合せを何人もの目をとおしてチェックし、あわない記録についてはその都度早急に訂正する等の対応が必要だと思います。(すでに対応しているものもありますが)	江角マキコさんの年金記録覗き見などで社会保険庁のことがよく取り上げられるようになって年金記録に不備等があることを知りました。 納付されているにもかかわらず記録になかったり・・・と、その記録により年金額が決定されるので重大な問題だと思います。	自分自身としてはできるかぎりお客様の目線にたってお話を聞くようにしていたつもりです。 この問題が起きたのはきちんとしたチェック体制がとられていなかったためだと思います。当たり前のことですが、十分なチェックが必要だったと思います。
4345	地方庁	社会保険事務所課長級以上		年金の記録を整備する独立した機関を設けることが必要だと思います。年金記録整備機構というように、同じ組織内でなく、独立して、記録の整備のみを数十年のスパンでもってそれに専念、対応できる機関を設けるべきと思います。	人も予算も限られた中で、今まで年金記録の整備が追いついていない現状が、一挙に露呈されたと思いました。現実的にコンピューターの記録もれが、こんなに多く存在すること知ったのは、年金記録問題が本格化した時期(平成20年頃)です。	年金相談コーナーに押し寄せた多くの年金の相談者を見て、ただ出来るだけ、相談者に親切、丁寧に対応するのみと思いました。また、現時点で見た場合、ねんきん特別便を大量に送って、各地で年金相談コーナーや年金の対応部署がパンクしてしまった点を踏まえて、もっとねんきん特別便を段階的に発送し、複数年単位での年金相談の対応や郵送での対応が可能だったのではないかと思います。
4346	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	厚生年金マイクロフィルムカセットがオープンされていない記録が多数あるように思います。氏名検索に出ないため非効率及び記録を見つけられない可能性があり大変問題です。まず、全てのカセットオープンを実行するべきと思います。	最初は基礎年金番号へ手帳番号を登録している過渡期にあるので、ここまで大きな問題とは認識していませんでした。年金受給手続時にきちんと確認されていると思っていました。 しかし、年金受給者の記録も多数登録できていないこと、5000万件に及ぶ記録が未登録のままであったことを、テレビや新聞報道で知ることにより(2年前位と思います)社会のセーフティーネット根幹をゆるがす大きな問題として認識しました。	多数のお客様が一気に殺到されましたので、人的時間的に余裕のないなか、できるだけお客様の記録判明につながる情報を聞き出すことに重点を置き電話、窓口対応をしました。まず、お客様の記憶と社会保険の記録と一致しなければ登録できませんので、思い出しやすいよう色々工夫してお話をさせていただきました。 カセットオープンになっていない厚生年金記録や名前や事業所名が欠落している記録が多数あり、調査を行う際かなり苦労しました。記録のコンピューターへの登録時の整備等が不十分だったことや、国民年金の台帳マイクロのない方が多数いらっしゃり、(不要と判断され過去に廃棄されたとのこと)厚生年金の台帳もかなり読めない位に劣化していたりと記録管理全般に対しての考えが甘かったと思います。 記録についての積極的な情報開示(納付や資格記録についてのお知らせ)がほとんどされてこなかったため、お客様との相互チェックができていなかったと思います。 申請主義の悪い所についてカバーできていないこと。職員の意識等。反省点を挙げていけばきりがありませんが、大きくは上記の点と考えています。
4347	地方庁	その他(社会保険事務所)				
4348	地方庁	その他(本庁)	思いつきません		社会的問題であると思いました。問題になってから知りました。	問題が解決するように、面談や電話による対応を親切丁寧を心がけました。
4349	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にございません。	社会保険庁・社会保険事務所にて確認が困難な年金記録があるのは事実であり、このことが年金記録問題の解決を困難な状況にしている原因であると思います。現在も行われていますが、第三者委員会など多方面から年金記録を審査し結論を出せる機関の強化、年金事務所でも審査可能なガイドラインの作成が必要と思います。	制度発足当時からのずさんな記録の管理、基礎年金番号導入時における年金番号の不十分な統合処理、広報・周知の不足、職員の年金記録に対する意識が招いた問題。 平成18年に業務課において、記録照会事務を担当していた際に未統合の記録が多く存在していると認識いたしました。	ご来所いただき、長時間お待ちいただいたお客様に対して、誠意をもって窓口対応を行ってきました。 大変混雑していた当時、窓口対応を行って思ったことは、組織全体としての準備が不足していたことを感じました。お客様にご迷惑をおかけしないためにも、十分な体制を整えておくことが必要であったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4350	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	同一人物とほぼ断定できる記録については統合する。その際、再裁定申出書も取らないようにする。	マイクロとオンライン記録が不一致になっているのは大問題だと思っています。 未統合手番が多いのは地道にやっていくしかないです。 問題を知ったのは記録問題でマスコミが騒ぎだしてからです。	誠意をもって対応していくしかない、と思いました。また対応したお客様に対してはそれを実践したつもりです。 反省点は、やはり機械化の際のチェックが甘かったのでは、と言わざるをえないと思います。また、マイクロの保存方法も杜撰だったと思います。
4351	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	ねんきん定期便については、設備が整い次第、インターネットの活用が便利だと思われます。パスワードを利用して自分の履歴を閲覧できるシステムがあれば(携帯端末の利用も含めて)、お客様にわざわざねんきん事務所へ来所いただく手間も少なくなるのではないかと思います。	制度の歴史が長いということもあり、さまざまな経過措置がこの記録問題の解決を複雑、困難にしたのでないかと感じました。たとえば国民年金の任意加入期間と3号被保険者期間を混同されている方がいたり、65歳以降の厚生年金加入は平成14年以降であったことを知らないために生じた誤解も散見しました。 とりわけ、ねんきん特別便対応で、その問題の根の深さを感じました。	特別便対応の当時は、お客様が多く、とにかく丁寧に説明する以外の方法を考える余裕がありませんでした。特別便など、送付する文書はもっと分かりやすい言葉やレイアウトで作成したほうが良かったと思います。実際そういった苦情もありました。
4352	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません	一歩一歩地道にやっていくしかないと思います。	基礎導入以前に本来は住基ネットとの連携により、解決すべきものであり、その後、十分なPRを経て基礎番の導入をした方がよかったのでは？	記録もれとして、乗直に対応しております。
4353	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません		年金記録を正確に管理することはきわめて困難と思いました。今後も現在の制度では第二第三の年金記録問題が発生すると思われます。また、年金支払い関係においても毎月、事務処理誤りが発生しています。地方庁ではわからないことが沢山あります。根本的にシステムの刷新が必	一にも二にも業務の正確性を考えました。システムのことはわかりません。
4354	地方庁	社会保険事務所課長級以上	ありません。	現時点まで行ってきた事業とこれから行う予定の事業を、確実に実施することが重要と考えます。	基礎年金番号制度が実施される前に、事業所からの厚生年金資格取得届出において、事業所担当者が安易に新規付番を求める一部の事業所に見受けられた。	事業所に対しては、電話等で本人が年金手帳を既に持っていかいかを確認するよう注意した。 当時(基礎年金番号制度導入前)、厚生年金記録には被保険者の現住所の登録がなく、氏名・生年月日・職歴のみであり、特定することができなかった。
4355	地方庁	その他(社会保険事務所)			私は任期付職員として平成20年2月に入職しましたが、平成19年ごろからニュースで、年金記録問題を知りました。 平成20年2月に社会保険事務所に入ってみて、60人待ちのお客様を経験して、未統合の記録が数多くあることを知り、実際私も総合相談室で、特別便対応で、60歳以上の年金受給者の方も含めて記録の統合をしてきました。 今回記録が見つかり、本来もらうはずだった年金額がもらえていないお客様が数多くいることに驚きました。 早く年金額の訂正しなければいけないにもかかわらず、実際は金額が訂正になるのにも、時間がかかりすぎることがわかり、お客様から、「生きているうちに年金はもらえるかしら。」と言われることが多く、大変心ぐるしく思いました。 この時、自分の担当している特別便対応の責任の重さを認識しました。	総合相談室の特別便対応を担当し、毎日多くのお客様の年金記録の対応をしました。 ただし年金が統合されても年金額が改定になるには、大変時間がかることが問題点だと思います。 特に年金は法律の改正等で複雑すぎて、はいったばかりの私には理解できないことも多く、経験のある方にばかり負担がかかっていることが大きな問題だと思います。 私も多くのお客様を対応することで、多くのことを経験していきたいと思っています。 また、問題提起として、年金が学べるような研修、また、年金の裁定が早めにできるような体制を作っていただきたいと思います。 あわせて、お客様がわかりやすい年金制度の見直しも必要だと思います。
4356	地方庁	その他(社会保険事務所)	思いつかない。	本人が覚えていないと統合するのが難しい。1ヶ月や2ヶ月しか働いていなかったりすると会社名を告げても覚えていない場合がある。それが本当はその人の記録であるのか、または本当に別人なのか特定するのは本当に難しい。戸籍や住民票を活用するぐらいしか思いつかない。	いつごろかははっきり覚えていないが、年金記録問題が浮上するまで、年金請求時の記録確認はこちらから会社名を告げずにヒントをだして思い出してもらうようにしていたように思うが、思い出せなかった場合、別人記録として扱うしかなかった。この別人として扱われた記録は、本当に別人記録なのか、本当は本人記録で、思い出せないだけなのか、思い出せないだけであった場合、この年金はどうなってしまうのかという疑問はあった。ただ、こちらから会社名をいうことによって、本当は自分の記録ではないのに勤めたことがあると万が一お客さんがいってしまうと、こわいということから、こちらから会社名を告げないスタンスだったように思う。今は多分この人の記録であろうというある程度の感覚があれば会社名を告げているが、この同姓同名が多い方の場合や、会社名を告げても覚えていない人の場合、本人記録か否かの判別には非常に苦慮している。ウインドマシンに載っていない記録があることは、年金記録問題で知った。	年金請求時は、本人から旧姓とか、名前、苗字、生年月日が変わったことないか必ず聞くようにしている。ただし、一度聞いて、変わったことがないという人でも途中で話をしているうちに結婚を2回とかしていて名前が変わっていたということが判明する場合もあり、聞き取りの難しさを感じている。また、ウインドマシンの氏名が、考えられない読み方で入力されているものが多く、氏名検索で自分の思いつく読み方で検索するようにしているが、全てを捕捉できているかどうかは定かではない。
4357	地方庁	その他(社会保険事務所)	特にありません。	期間調査や「ねんきん特別便」の業務を担当している職員が少ないため、照会に対しての調査や回答に時間がかかっており、問題の解決が遅れています。これらの業務に携わる職員の数を増やす必要があると思います。また未統合の厚生年金手帳番号の、事業所記号が不明のため、本人の物かどうか確認が困難な場合が多いので、旧台帳がWMで確認できるようになればいいと思います。	問題の存在については、平成19年5月頃に知りました。現在の国民の生活に直接大きな影響を及ぼす重大な問題だと認識しました。	氏名や生年月日、事業所整理記号等の入力ミスが原因で、本人の記録と判明できず、未統合になっている手帳番号が多いと思います。これらの点を反省し、記録管理の重要性を再認識し、入力ミスなどが無いよう注意をして業務を行います。
4358	地方庁	その他(社会保険事務所)	現在社会保険庁でも少しずつ対応中ですが、共済の過去記録が老齢基礎に反映しておらず、年金額が本来より少なく支払われていることは、まだ世間一般には知られていないと思います。	現在私としては、年金の請求者やその配偶者の記録を審査する際や、共済へ提出する加入期間確認通知書の請求審査の際に、年金原簿をを審査し、もれがある場合は、本人へ勧奨を行い、少しずつ解決に努めていくところです。 もし、共済の1170がある人で、1150原簿に共済記録がない人を抽出できれば、一気に勧奨を行い、この問題は早く解決できると思います。(ただその場合、20歳以前の共済しかない人は金額が増えないことを伝える必要がありますが)	現在の記録もれ等の問題は、お客様にご迷惑をかけており、社会保険庁の信頼を損なう、大きな問題と認識しています。この問題が存在することを知ったのは、現在の特別便対応が始まる頃からで、ニュースで知りました。	特別便のマニュアル等にのっとり、解決に向け対応しています。 現時点で見た場合、反省点としては、年金記録の訂正に非常に長い時間がかかることです。記録を統合しても社会保険業務センター1箇所でしか、年金原簿を補正できない点が問題であると思われます。 記録を統合したことがはっきりわかるのに、すぐに年金が増えないことに不満を言われるお客様がおられます。また再裁定中に死亡し、未支給請求できる範囲の遺族がおられないケースもありトラブルに発がっています。 現在は、せっかく記録がみつかっても、他の年金との選択があったり、旧法のぶんだったり、業務センターへ進達してから1年以上保留されるケースがあります。 記録を統合した時点で再計算できるシステムか又は地方庁で年金の再裁定をできるシステムへ
4359	地方庁	その他(社会保険事務所)			紙台帳からコンピュータへ移行するときのパンチミスなど単純かつ不注意によるミスにより、支払っていただいた保険料が納付記録に残らず、年金給付に結びつかないことはたいへん申し訳ないことであり、今の現役世代にも年金不信を増大させるひとつの要因にもなっていると思う。また、既にお亡くなりの方については、遺族に支給されるとはいえ、自分で支払ったものを自分で受け取れないということも大きな問題であると思う。 知った時期は覚えていません。	記録照会の相談において記録が判明するより詳しく状況を聴取した。 コンピュータ収録がいい加減であり、それさえ確実にできていればこの問題は起こりえなかった。確実にやるべきだった。
4360	地方庁	その他(社会保険事務局)	特になし	今後同じような問題が生じないために考えられることは、私の業務範囲においては、正確な事務処理を心がけ、徹底するとしか言えません(ただし現在も過去においても心がけていたと思われるが･･･)。問題の根底にあるのは制度の複雑さ、被保険者の年金に対する義務感の無さが大きいと考えております。また過去の記録問題(いわゆる消えた年金)も被保険者が自分の勤めている事業所が厚生年金に加入していただとか、自分が年金手帳を持っていただとかを知らないこともこの問題を引き起こしている大きな原因だということも考え、この問題は一般に言われている社保庁のずさんな管理のみが原因では無いということを念頭に置いていただきたいと感じております。この問題の解決策としては現在行っている資格照会業務の継続しか無いと考えております。	民間企業より2年ほど前入庁致しまして、もちろん入庁する前より年金記録問題は大きく報道されておりましたので知っておりました(いつ頃かと言われればその当時は民間で働いていたので正確には覚えておりませんが平成18年頃だった気がします)。入庁後は初日より電話で被保険者から自分の年金記録に関する問合せが合ったので非常に大きな問題だと認識致しました。	対応と致しましては、国民年金課に所属しておりましたので、主に国民年金の納付に関する問合せが多かったのですが、制度上考えられない問合せに関しては制度に関する説明を丁寧に相手が納得するまで説明し、制度上考えられない問合せでも相手が納得しない場合は(年金番号払い出し日より前の納付だとか厚生年金の脱退一時金を支給しているとのデータがあるがもらっていないと言っているなど)は申出書をご提出していただきその判断(説明)を第3者委員会などに委ねるようにしておりました。自分の対応としてはどんなにありえないと思ってもその方がまず納得をしていただく方法を取るようにしておりました。まだ問題解決の途中なので、反省点は挙げにくいのですが、被保険者に対する送付物が多すぎて送る側(社保事務所)も送られる側も良くわからないということが多く感じられました。また、これは大きくは言えませんが、自分の年金記録もわからないことが大きな問題であり、それをもう少し報道したほうが良いのではなかろうかと感じ
4361	地方庁	その他(社会保険事務所)	特に、把握していません。	被保険者と接触し、地道に記憶をたどる。 事業所所在地と勤務先が違う場合や、屋号が通称であったりする場合があるので同僚の名前や事業主の名前等聴取し結びつくであろう工夫と努力を惜しまない。	平成9年の基礎年金番号導入時に多くの未統合者がおられると意識しましたが、その後の広報等で解消の方向を見出したはずでしたが これほど多くの年金記録の漏れがあるとは思いませんでした。	紙台帳から機械化になるときに十分な点検がされたのか。
4362	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし	記録調査にかなりの時間がかかるため、短期で解決するためには増員が必要であると思う。ただ、単純作業ではないため、作業をする人の技量が大きく作用する。できれば経験者(OB含む)を集めたほうがよいと思う。	基礎年金番号を導入した際の、年金制度が大きく変わることの広報が不十分であったことが一番の原因であると考える。そのため、国民の申し出による記録統合を期待したが、十分な解答を得られないまま、事後対策がとられなかった。	年金請求時には、氏名索引を徹底して行うようにしたが、本人が思い出せない短期の加入記録などは、別人への統合事故を防ぐため、会社名を教えてまでもは統合しなかった。
4363	地方庁	その他(社会保険事務所)	世間一般に知られていない問題はないと思いますが、第三者委員会の斡旋で、法的には不可能な記録精正の命令が出ているケースがあります。	民主党政権が示しているように人、金、物を投入して、人海戦術で調査していくしかないと思います。	年金記録問題は、戦前の記録からの管理不十分であり、社会保険庁はもちろん国家的な罪だと思いました。また、年金記録問題が起こったときに、その膨大な数を知りました。	日々来るお客様や電話対応に誠実に分かりやすく説明をしていよう心がけました。反省点としては、この短期間に特別便を送付したことで、来訪者が増加し、電話もつながらない状態になったので、お客様を長時間待たせてしまうことになってしまったことです。また、その後の調査や年金支払処理もかなり時間がかかってしまっていることです。
4364	地方庁	その他(社会保険事務局)	全て、問題の発覚により初めて知った内容でした。		手番と基番の未統合の方が多いことは把握していましたが、年金請求の際に統合するものという考え方でいました。しかし、年金記録問題が発生した際に、WM上にも存在しない手番記録が数多くあることを初めて知って驚きました。	記録の管理方法が時代とともに進化していきましたが、その移行の都度、丁寧に記録を移し替えることの重要性をを痛感するとともに、当時、そうした作業がその時代に可能だったかどうかという検証も必要であると感じています。なぜなら、現時点でできることがその当時も(技術的・時間的な見地から見て)できたかどうかという議論が抜けている感が否めないからです。そうした検証に基づいた反省ののち、今後の記録の管理方法を考えるべきだと思います。
4365	地方庁	その他(社会保険事務所)	なし。	1件1件について真摯に調査・確認を行うべきだと思います。	年金記録の紙台帳で管理されていたのは過去の話であり、全ての記録が現在の社会保険オンラインシステムに収録されているものと思っていました。新聞やTVで年金記録問題が報道されて初めて未収録の記録が存在することを知りました。また、オンラインシステム上の未統合の記録については、年金裁定請求時に本人確認のうえで統合されることになっていたので、本人の記録なのに未統合となっている記録が多数存在するとは思っていませんでした。	まずは、1件1件について真摯に調査・確認を行うべきだとおもいました。反省点としては、年金記録がオンラインシステムに収録されるようになって時点以降は、もっと積極的に記録統合の漏れがないかどうかを確認するような作業が行われるべきであったと思います。

No	所属区分	官職区分	(6). 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。	(7). 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。	(8). あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。	(9). (8)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。
4366	地方庁	その他(社会保険事務所)	・知りません。		・年金記録問題の存在については、当初まだ職員でなかったため、報道で知りました。 ・問題については、制度・認識と記録保管の不備によるものと思っております。S61年法改正で大きく年金制度が変わる前には統一した基礎年金番号ではなく、各年金制度毎の手帳番号でしたが、それが今基礎年金番号に統合されてないことで、浮いた年金と言われています。以前は正当な処理として行っていたこと、そういった経過を知らないであたかも「消えた、浮いた」と批判があることには憤慨します。認識不足による一方的批判は残念です。 その一方で、保管についてずさんと言われても仕方ない不備があることが大きな問題です。申出があり調査を行う際にも、記録管理が拡散しておりかなり複雑です。複雑で見つけにくいマイクロフィルム、見にくい紙台帳記録、機械(オンラインシステム)と紙台帳記録の不一致など、挙げれば切りがないでしょう。こうした問題で記録が見つからないのも事実です。実際に社保加入していて記録がないと言われるのですから糾弾されても言い訳の仕様がありません。	・ご来所いただいたお客様に懇切丁寧に制度等の説明をし、その上でお客様が求めるその対応策について自分にできる範囲内のことを行っております。まだ自分が知識不足な点もあるため、勉強して補うよう努力しております。 ・基礎年金番号がもっと早く考案・導入されればここまで問題は大きくならなかったと思います。同時に、制度導入後の統合勧奨をもっと積極的に行うべきであった、ということも反省点のひとつかと思います。
4367	地方庁	その他(社会保険事務局)	特にありません。		直接関係のある部署には在籍していなかったためあまり認識しておらず、マスコミで話題になったころに問題として認識しました。	ひとつひとつの記録問題に丁寧に対応し、記録がきちんと統合されるよう心がけたいと思います。反省点としては、オンライン導入時や基礎年金番号導入時に確認作業を怠ったことが挙げられると思います。
4368	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	未統合の記録の特定は、記録の持ち主自身に確認をしていただかなければならないもの。具体的な方策は思いつきませんが、今後も地道な特定作業及び記録整備を続けていかなければならないと思う。	記録問題の存在を知ったのは、世間的に取り上げられてからです。 未統合記録については、結果的には基礎年金番号導入後の手書統合が思いのほか進まなかったためと認識していました。	記録問題が発覚してから、ずっと年金給付課及び年金相談に所属していたので、相談の機会をとらえて極力記録の本人特定に努めてきた。 反省点…年金制度が複数存在するところに遡るが、複数ある制度を基礎年金導入により統一化していったこと、さらに統一していく過程での職員の記録管理の重要さの認識が甘かったと思う。
4369	地方庁	その他(社会保険事務所)	わかりません	過去の記録漏れについてはできるだけ早急に処理をするように努力し、未来に向かって年金の記録もれがないようにするため、例えば住民票と基礎年金番号を連動させる等、人による確認漏れが生じないようなシステムを組むことだと思う	平成6年ごろ年金給付課に所属していたとき旧姓とか読み方の違いで別番号として基礎年金番号に登録されていない人がたくさんいらっしゃるのに驚きました。窓口で別の読み方で検索し出てきた記録は、ご本人に確認をとっていましたが、ご本人の記憶のない期間については、登録できなかったりしていました。当時から年金決定時に名前の読み方の違い会社からの登録のミス等確認しきれない記録についてやむおえないこととしていました。	当時は、年金決定時に記録もれがないようにと旧姓、読み方の違い等すべて氏名索引するよう努めていました。今回の記録問題については、それでも基礎年金番号に登録できなかった記録漏れの多さにあらためて驚きました。当時は年金決定時に記録もれをきれいにすればいいという考え方でしたので、年金決定する際、記録の確認は充分注意したつもりです。年金給付課での所属が長かったので年金決定時に記録をきれいにすることに疑問を感じていました。高齢になって年金請求される方には、20歳前のアルバイト程度に雇用されたことはすでにご記憶になかったからです。年金決定時でなく加入時に新規で番号を払い出すことがなければ年金の記録漏れはなかったと思われます。今後は、国民年金、厚生年金加入時に別番号を払い出すことがないシ
4370	地方庁	その他(社会保険事務所)			入職前の平成19年に新聞、テレビのニュースで知りました。 平成20年に入職し、社会保険事務所で実際に年金相談等窓口業務に携わり、対応してきました。	お客様の記録かどうかの聞き取り、年金請求の受付の際、加入記録にもれはないか確認するなど、できる限り丁寧に聞き取りをすすめています。 制度や、専門用語、書類の見方など、お客様に納得していただけるようにわかりやすい説明を心がけています。 「国の制度なので、安心していた」という信頼が不信感に変わっているので、お客様の不安な気持ちに真摯に対応していくこと。 年金にくわしい職員が少ないように思われます。個々人のレベルアップも必要ですが、年金にくわしい職員の配置や育成も必要ではないかと思われます。
4371	地方庁	その他(社会保険事務所)	特になし、一般に公表されている問題について認識しています。	現時点においては、本人様より回答いただいた特別便や定期便についてひとつずつ確実に確認していき、訂正があれば再裁定処理等を早急に処理をしていくことが第一だと思います。	採用された当初に、期間照会という業務があることを知りました。ただ、それは基礎年金番号を作成したときに、それまで別々であった厚生年金と国民年金の番号を統合するものだと解していましたが、業務を行っていく内にそうではなく、記録が収録されていなかったり、記録の収録誤りなどがあり、年金受給者の方であれば正確に年金が支給されていないケースもあり大きな問題であると認識しています。	記録に間違いがあると申し出をいただいた場合、こちらでも可能な限りの確認を行い、ご本人様にも同僚の方を思い出していただくなどの方法で記録の確認につとめています。ただ、何十年も前のこととなると記憶もあいまいになっていくことは当然であり、確認をすることが困難になっているのが現状だと思います。このように記録のもれがおこってしまうのは、現在の記録についてのお知らせを定期的に本人様へおこなっていなかったことが原因であり反省点であると考えます。
4372	地方庁	その他(社会保険事務所)	これまでに明らかになっていない問題としては、特にありません。		報道を受けてからはじめて「問題」である、という認識に至りました。 正確かつ早急な処理が必要である、と考えています。	問題として取り上げられて以降は、目黒の電話相談センターや他事務所の休日対応に積極的に参加しました。 反省点としては、多くの職員の意見にもあるとおり、裁定請求の際に必ず統合される、という認識でいたことが挙げられます。
4373	地方庁	社会保険事務所課長級以上	経験やスキルのある職員が将来不安を抱え業務を行っている。	制度不振を払拭するため、政治・行政が一体となる。 記録問題を早期に解決するためにも、雇用を確保する。	被保険者・受給者の権利を確保するための重要なもの	
4374	地方庁	社会保険事務所課長級以上		当然、職員が頑張るんですが、国民皆様の協力も必要です。 個々にねんきん特別便等の提出についてお願いすることも必要ですが郵便物だけでなく、大々的な新聞・テレビ等による周知・広報も必要だと思います。 長妻さんや山井さんがテレビ画面で説明するのもいいのでは・・・。 費用対効果を考えた効率のいい方法を取らないといけませんね。	解決するには相当長期間かかる問題だと思いました。 単なる未統合だけかと思っていましたが、マスコミ等の報道で厚生年金の紙台帳(未収録？)記録が多数あることを知った。	ねんきん特別便の回答における「記録もれ」等については、必ず本人の申出記録が正しいであろうことを前提に調査しました。 当時の記録管理能力がどうであったかは分かりませんが、将来どういう影響があるのかという問題意識がなかったのか又は問題認識していたが解決することを先送りしたのではないでしょうか。
4375	地方庁	その他(社会保険事務所)			カナ収録誤り、基礎年金番号への未統合記録等の存在は、以前から知っていました。	カナ誤りについては、いろいろな読み方での氏名検索をして、記録漏れがないように努めていました。基礎年金番号への未登録記録についても、氏名検索により漏れがないように努めておりましたが、制度発足当時から、現在のようにもっと積極的に本人の可能性がある記録をお知らせして、確認する方法をとっておけばよかったのではないかと思います。
4376	地方庁	社会保険事務所課長級以上	報道されている範囲内でしか存じておりません。	記録調査・整備・裁定訂正等、年金記録問題にかかる業務すべてにおいて人手が不足していると感じております。年金知識のある人員の増が必要だと思います。	保険料納付をしている現役世代の年金や社会保障制度に対する関心・知識の低さ(年金への加入意識・手帳等の管理が不充分である)と、社会保険制度の教育機会が無いこと、社会保険庁の記録保存の方法が適切ではなかったこととの相乗の結果で起こった問題だという認識でした。全ての労働者が厚生年金の適用を受けているわけでは無いことや国民年金の納付率・免除率が100%では無いことから、記録が漏れているという判断は難しく、年金記録問題としての存在を知ったのは、報道等がされたときです。	年金手帳等をお持ちで無い場合でも、ご本人様からのお申出がいただければ、記録調査を案内していました。 またオンラインデータの氏名検索により、ご本人様らしき記録があれば、現記録にもれがないかどうかの確認を促していました。 個人での反省点は思いつきませんが、オンラインデータ化されていない記録が多数あったということ、厚生年金記録に個人の住所情報を登録する制度がなかったことなどが反省点だと思います。
4377	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上			採用されて初めての配属先が適用課だった。お客様が窓口に厚生年金の期間照会に来られた際、必ず履歴を書いてもらい、手番に記録が収録されているにもかかわらず、履歴にその事業所名が記載されていない場合は、その部分を除いて回答票を作成するよう指導された。 本人が手帳を提示して、その手番に記録が収録されているのに何故本人に示せないのか、と上司に尋ねたことがあったが、「別人の記録が収録されている可能性があるため」との回答であっ	当時の期間照会の対応としては、県内での取り扱いだったのか、国での取り扱いだったか分からないが、その方法が当然とされていた。 疑問を感じることがあっても問題提起の場がなかったのではないかと思う。
4378	地方庁	その他(社会保険事務所)			記録が相違しているケースが業務中にあった場合に上司等に相談しても訂正すればいいと言われ、そのようなものと職場に入った初期から認識していました。	その都度記録の確認訂正が個人としてできることの精一杯であり、問題としての意識が職場全体で薄かったことはあると思います。
4379	地方庁	その他(社会保険事務所)	ありません。	現在進めている、特別便等記録確認業務を進めていく。	採用当時、年金給付課に配属されました。その当時、年金裁定業務として年金請求のあった方について、窓口装置により、本人と思われる記録があった場合は、本人連絡をし職歴などの確認を再度行うなど、請求漏れを防ぐための確認業務をしていた。この時に、重複取消処理をせずに、複数の番号を持っている人がいることを知った。基本的には現在の記録確認と大きくは変わらないと思うが、本人に「昔勤めていたところは無いですか」など、本人と話をするなかで、本人申告があれば期間照会により確認し、申告が無ければ他人の記録との判断であったと思う。当時は請求時点で本人と最終記録の確認を十分に取ることが最善であり、現在のように請求漏れがこんなに発生するとは考えていなかった。	常に問題意識を持って行動することが必要である。また、年金請求にたどり着くまで社会保険事務所に一度は来所している可能性もありそのような機会に確認、周知が出来ていれば。手続き漏れなどを未然に防ぐことができた可能性が高く、年金請求時においてもスムーズに手続きできたと思う。
4380	地方庁	地方社会保険事務局課長補佐・係長級以上	報道されている問題以外に承知していることはありません。	・基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件あることについて 本人が統合拒否した場合は基礎940登録でその旨の登録ができるようにすれば確実に未統合の記録のみがわかると思います。 ・市町村名簿のデータ移管収録作業が大幅に遅れている。 画像化業者に早急に収録してもらわなければ社保現場はいつまでも本人への回答ができない。このような記録補正や回答もできない状況の中で、定期便等の更なる本人への送付は記録補正が完了してから送付した方がよいのではと思います。	・本人が納付した記録がコンピュータや台帳に収録されていないなどということは絶対あってはならないこと。報道でこの問題の存在を知った。納付した人の記録は必ず記録を正しくしなければならない。	・オンライン上の記録で台帳や被保険者名簿等から正確に入力されていないものがあることを知り、必ずマイクロ等での確認をして本人にも納付記録をしっかりと確認してもらうようにした。 ・確実で正確・慎重な事務処理、そして複数でのチェック体制があった上での迅速な処理が求められている。